

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 19 年度決算検査報告を作成し、平成 20 年 11 月 7 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 20 年 9 月 9 日、内閣から平成 19 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 20 年 11 月 7 日内閣に回付した。

平成 19 年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある()内)
の数字は不当事項の一連番号を示す。

次

	ページ
第 1 章 検査の概要	1
第 1 節 検査活動の概況	1
第 1 検査の方針	1
第 2 検査の実施	4
第 2 節 検査結果の概要	6
第 1 事項等別の検査結果	6
1 事項等別の概要	6
2 第 3 章の「個別の検査結果」の概要	9
3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	59
第 2 観点別の検査結果	69
第 2 章 決算の確認	75
第 1 節 国の決算の確認	75
第 1 一般会計	75
第 2 特別会計	75
第 2 節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	77
第 3 節 政府関係機関の決算の検査完了	77
第 4 節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	77
第 1 一般会計	77
第 2 特別会計	77
第 5 節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	78
第 3 章 個別の検査結果	79
第 1 節 省庁別の検査結果	79
第 1 国会	79
(衆議院)	79
意見を表示し又は処置を要求した事項	79
議員宿舍整備等事業の支払額の節減を図るため、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの適宜の処置を要求したもの	79
第 2 内閣	84
(人事院)	84
不当事項	84

	不正行為	84
	職員の不正行為による損害が生じたもの[人事院](1)	84
目	第3 内閣府	85
	(内閣府本府)	85
次	意見を表示し又は処置を要求した事項	85
	沖縄振興計画推進調査委託費等により実施する観光、雇用等に関する調査・検討業務に係る契約の締結に当たり、契約額の精算条項を設けるよう是正改善の処置を求めたもの	85
	(警察庁)	89
	意見を表示し又は処置を要求した事項	89
	自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの	89
	第4 総務省	90
	不当事項	90
	補助金	90
	市町村合併推進体制整備事業を実施するに当たり、事業に要した実支出額の確認を行わなかったため、補助金が過大に交付されているもの[総務本省](2)	90
	市町村合併推進体制整備事業を実施するに当たり、特別交付税が措置されている事業に係る経費を補助対象としていたため、補助金が重複して過大に交付されているもの[総務本省](3)-(7)	91
	情報通信格差是正事業等の実施及び経理が不当と認められるもの[総務本省](8)-(12)	94
	その他	98
	特別交付税の措置の対象となる地理情報システム導入に要する経費の算定に当たり、対象外経費を含めて計算していたため、特別交付税が過大に交付されているもの[総務本省](13)	98
	意見を表示し又は処置を要求した事項	99
	(1) 地域イントラネット基盤施設整備事業において、テレビ会議装置の整備に係る補助が的確に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	99
	(2) 市町村合併に係る特別交付税の交付に当たり、財政需要額として報告した額と決算額に開差が生じているため、決算額に基づいて特別交付税の交付額を見直すよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したもの	105
	(3) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの	114
	(4) 独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの	115
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	122
	年度途中に急ぎよ設置された組織等の運営経費に係る経理について、方針を定めることにより、速やかに適切な手続が執られるよう改善させたもの	122

第5 法 務 省	126	
不 当 事 項	126	
予 算 経 理	126	目
自動車等を使用して通勤する職員に対する通勤手当の支給が過大となっているもの		次
[14 刑事施設] (14)-(27)	126	
役 務	128	
地図等改製数値化作業請負契約において、作業を行わない地図の枚数を含めて予定価格を積算したため、契約額が割高となっているもの[松江地方法務局] (28)	128	
意見を表示し又は処置を要求した事項	130	
(1) 刑事施設の被収容者に対する診療を行うための医薬品を調達するに当たり、一般競争により契約の競争性等を確保するとともに、調達品目を限定する方式を改めて、調達に係る経費の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの	130	
(2) 国有財産の管理に当たり、国有財産部局長が管理する国有財産について、適切に登記の嘱託を行えることとするため、訓令を改正するよう意見を表示したもの	135	
第6 外 務 省	141	
不 当 事 項	141	
不 正 行 為	141	
職員の不正行為による損害が生じたもの[2 在外公館] (29)	141	
意見を表示し又は処置を要求した事項	142	
政府開発援助の実施に当たり、外務省及び独立行政法人国際協力機構において、援助の効果が十分発現するよう意見を表示したもの	142	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	153	
国際機関の信託基金の閉鎖に伴う抛出残余金の返還等について、受入れなどに係る具体的な事務手続を定めることなどにより、早期に処理するよう改善させたもの	153	
第7 財 務 省	160	
不 当 事 項	160	
租 税	160	
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[118 税務署] (30)	160	
相続税等の還付に当たり、還付金に係る支払事務処理が著しく適切を欠いたため、支払う必要のない還付加算金を支払う結果となり損害が生じたもの[足立税務署] (31)	169	
物 件	171	
特別弔慰金国庫債券の証券の調達に当たり、請求受理件数の実績等を考慮しなかったなどのため、適切でない調達枚数となっているもの[財務本省] (32)	171	
不正行為	173	
職員の不正行為による損害が生じたもの[8 税務署] (33)-(36)	173	
意見を表示し又は処置を要求した事項	175	

	(1) 公務員宿舍整備事業の支払額の節減を図るため、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの適宜の処置を要求したもの ……175
目	(2) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの ……181
次	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……181
	(1) 医療機器は中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除の適用対象資産に該当しないことを明確にすることにより、特別償却又は税額控除の適用が適正なものとなるよう改善させたもの ……181
	(2) 合同宿舍の駐車場について、貸与事務を適切に行うことにより、その使用料が適正に徴収されるよう改善させたもの ……185
	平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……186
	独立行政法人国立印刷局における土地及び土地譲渡収入などによる資金について ……186
第 8	文 部 科 学 省 ……188
	不 当 事 項 ……188
	役 務 ……188
	地域教育力再生プラン等及び家庭教育支援総合推進事業を委託により実施するに当たり、再委託先において、事業に従事していないのに謝金を支払ったこととするなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの〔文部科学本省〕(37) ……188
	科学技術総合研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの〔文部科学本省〕(38) ……190
	情報の整理、解析等に係る委託業務の実施に当たり、部分休業制度を利用した職員の給与の減額分を委託費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっているもの〔文部科学本省〕(39) ……191
	補 助 金 ……193
	政府開発援助ユネスコ活動費補助金の経理が不当と認められるもの〔文部科学本省〕(40) ……193
	公立学校等施設整備費補助金等の経理が不当と認められるもの〔文部科学本省、5 府県〕(41)–(49) ……195
	私立高等学校等経常費助成費補助金の経理が不当と認められるもの〔2 県〕(50) (51) ……202
	私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)の経理が不当と認められるもの〔文部科学本省〕(52) ……206
	研究拠点形成費等補助金(研究拠点形成費)の経理が不当と認められるもの〔文部科学本省〕(53) ……207
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……209
	(1) 日本語教育機関の質的向上の推進に資する事業の実施に当たり、日本語教育機関の審査を行う審査委員会の実施経費について、審査料収入で経費を賄えることから、補助対象経費から除外するよう改善させたもの ……209
	(2) アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業の実施に当たり、事業の実績額により契約金額の精算を行うこととするよう改善させたもの ……211

第9 厚生労働省	214	
不当事項	214	
保険料	214	目
労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[12 労働局] (54)	214	次
健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[27 社会保険事務局] (55)	217	
予算経理	221	
国の施設等機関における受託事業に係る会計経理が会計法令に違反しているもの[3 施設等機関] (56)-(58)	221	
診療収入の収納に当たり、不正に医事会計システムの収納データが削除されるなどして、削除された収納データに係る診療収入が国庫に納付されておらず、会計経理が著しく適正を欠いているもの[国立がんセンター中央病院] (59)	223	
報償費の執行について、領収証書等の証拠書類が保存されていないなどのため、その使途等を確認できない状況となっていて、会計経理が著しく適正を欠いているもの[厚生労働本省] (60)	225	
役 務	228	
地域労使就職支援事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の経費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの[厚生労働本省] (61)	228	
地域求職活動援助事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から不正な支払を行い、委託事業の目的外の用途に使用するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの[23 労働局] (62)-(84)	231	
生涯職業能力開発事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託事業とは関係のない他法人が負担すべき経費を含めて委託費から支払う経費を算出するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの[厚生労働本省] (85)	237	
緊急サポートネットワーク事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していなかった期間に係る職員の賃金を委託費から支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの[厚生労働本省] (86)	240	
ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり不経済となっているもの[社会保険庁] (87)	242	
役務・補助金	245	
小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業等の実施に当たり、領収書等による支払の事実の裏付けがない経費を含めるなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっているもの[厚生労働本省] (88)	245	
保険給付	247	
雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、119公共職業安定所] (89)	247	

	雇用保険の失業等給付金を不正に支給していたもの[厚生労働本省、高松公共職業安定所](90) ……………	251
目	雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの[16 労働局](91) ……	253
	厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[社会保険庁](92) ……………	255
次	医 療 費 ……………	258
	国立高度専門医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、麻酔料等の請求額に過不足があったもの[3 国立高度専門医療センター](93)-(96) ……………	258
	医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[社会保険庁、27 都道府県](97) ……………	261
	労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの[厚生労働本省、11 労働局](98) ……………	271
	補 助 金 ……………	273
	臨床研修費等補助金の算定において、補助の対象とはならない法人負担分の共済掛金等を補助対象事業費に含めていたため、国庫補助金が過大に交付されているもの[神奈川県](99) ……………	273
	厚生労働科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの[厚生労働本省](100)-(109) ……	274
	医療施設運営費等補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの[岡山県](110) ……………	277
	保健事業費等負担金の算定において、2 回目以降の健康診査の受診人員数を算定対象に含めるなどしたため負担金が過大に交付されているもの[4 都県](111)-(116) ……………	279
	職業転換対策事業の実施に当たり、職場適応訓練の要件を満たしていない事業主を選定していたなどのため、職業転換訓練費負担金が過大に交付されているもの[厚生労働本省](117) ……………	281
	緊急地域雇用創出特別基金事業の実施が不当と認められるもの[厚生労働本省](118) ……	283
	在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの[12 府県](119)-(130) ……………	284
	児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの[21 道府県](131)-(178) ……………	287
	次世代育成支援対策交付金の経理が不当と認められるもの[厚生労働本省](179)-(188) ……	291
	児童扶養手当給付費負担金の交付が不当と認められるもの[3 県](189)-(192) ……………	293
	生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの[7 都府県](193)-(206) ……………	296
	生活保護費負担金の経理において、医療扶助に係る通院移送費の支給が適正に行われていなかったため、国庫負担金が過大に交付されているもの[北海道](207) ……………	301
	障害者自立支援給付費負担金の経理が不当と認められるもの[2 県](208)-(210) ……………	305
	障害者医療費国庫負担金の算定において、負担金の対象とならない事業費を国庫負担対象事業費に含めていたため、国庫負担金が過大に交付されているもの[大阪府](211) ……	307
	介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、千葉県](212) ……………	308
	国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、16 都道府県](213)-(243) ……………	310

国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、22都道府県] (244)–(680)	315	
技能向上対策費補助金の経理において、補助対象経費の精算が過大となっているもの [厚生労働本省] (681)–(683)	333	目
不正行為	335	次
職員の不正行為による損害が生じたもの[3公共職業安定所、28社会保険事務所等] (684)–(712)	335	
その他	338	
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[5都県] (713)	338	
意見を表示し又は処置を要求した事項	342	
(1) 生活保護事業の実施において、詐取等を防止するため、事業主体における内部統 制を十分機能させることなどにより保護費の支給事務等を適正に実施させるとと もに、詐取等に係る事案の把握体制や負担金の精算方法等について整備するよう 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	342	
(2) 介護保険における財政安定化基金を適切な基金規模に保つため、都道府県が基金 の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できる ような制度に改めるよう改善の処置を要求したもの	354	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	369	
(1) 社会保険病院等における食堂等の運営を受託している民間業者等に対する国有財 産の使用許可の手續及び使用料の徴収を適正なものとするよう改善させたもの	369	
(2) 生活保護事業の実施に当たり、事業主体に被保護者の収入把握を適切に行わせる ことなどにより、生活保護費負担金の交付が適正なものとなるよう改善させたも の	373	
(3) 療養給付費負担金の交付額の算定を適切なものにするため、国民健康保険におけ る退職被保険者の被扶養者の適用を的確に行うよう改善させたもの	376	
(4) 労働者災害補償保険給付を不正受給した職員に対する返還請求に当たり、労働者 災害補償保険法に基づく返還請求権が時効消滅している場合には、民法に基づく 返還請求を行うよう改善させたもの	382	
(5) 民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練について、職業の安定等を目的 とする趣旨を踏まえて、就職者等から短期雇用者を除くことにより、就職支援経 費の算定方法を適切なものとするよう改善させたもの	384	
(6) 国民年金・健康保険及び厚生年金保険の共同処理業務を請け負わせるに当たり、 手作業での業務割合を勘案することなどにより予定価格の積算を経済的に行うよ う改善させたもの	387	
平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	391	
(1) 健康保険・厚生年金保険適用関係届書に係るデータ入力等業務委託契約の予定価 格の積算について	391	
(2) 国民健康保険広域化等支援事業費等補助金について	392	

第10 農 林 水 産 省	394
不 当 事 項	394
目 工 事	394
国営総合農地防災事業における排水路工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[北海道開発局留萌開発建設部] (714)	394
補 助 金	396
ため池等整備事業の実施に当たり、施工が設計と相違していたため、洪水吐ゲート等を操作する操作盤の地震時における機能の維持が確保されていない状態になっているもの[農林水産本省] (715)	397
新農業水利システム保全対策事業の実施に当たり、用水路の改修工事等が行われておらず、事業の一部が実施されていないもの[農林水産本省] (716)	399
地域防災対策総合治山事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、盛土工が工事の目的を達していないもの[林野庁] (717)	400
森林環境保全整備事業等の実施に当たり、実態と異なる内容の交付申請を行っていたため、補助金が過大に交付されているもの[林野庁] (718)	403
家畜共済損害防止事業の実施に当たり、事業に使用する自動車の使用料を実際の走行距離を把握することなく過大に算定していたため、交付対象事業費の精算が過大となっているもの[農林水産本省] (719)	405
食生活健全化・食料消費改善対策事業等の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金等を返還していないもの[農林水産本省、2農政局] (720)-(723)	406
農業用施設災害復旧事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ブロック積擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[北陸農政局] (724)	410
中山間地域総合整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ブロック積擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[関東農政局] (725)	411
食料産業クラスター推進事業等の実施に当たり、補助の対象とならない経費を事業費に含めていたため、補助対象事業費の精算が過大となっているもの[農林水産本省、北陸農政局] (726)	413
林道施設災害復旧事業の実施に当たり、排水施設工の設計が適切でなかったため、林道としての機能を損なうおそれがあり、工事の目的を達していないもの[林野庁] (727)	415
予防治山事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、床固工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[林野庁] (728)	418
集落営農育成・確保緊急支援事業の実施に当たり、事業の一部である集落営農組織の設立に向けた活動が実施されていないもの[中国四国農政局] (729)	420
経営体育成基盤整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、法面保護工が工事の目的を達していないもの[九州農政局] (730)	422
強い農業づくり交付金による農業・食品産業強化対策整備事業の実施に当たり、交付の対象とならない施設の工事費を含めるなどして交付額を算出していたため、同交付金が過大に交付されているもの[九州農政局] (731)	424

経営体育成基盤整備事業の実施に当たり、ネットフェンスの設置位置を誤ったため、魚道上に設置したグレーチングが魚類観察を行うことができないものとなり、補助の目的を達していないもの[沖縄総合事務局] (732) ……………	425	目 次
にっぽん食育推進事業の実施に当たり、補助対象事業費の精算が過大となっていたり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったりしているもの[農林水産本省] (733) ……………	427	
食品リサイクル促進技術開発事業の実施に当たり、技術の開発に必要な機械装置の購入費を補助の対象に含めるなどしていたため、補助対象事業費の精算が過大となっていたり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったりしているもの[農林水産本省] (734) ……………	429	
国産稲わら等確保促進事業の実施に当たり、補助対象数量を実績数量ではなく計画数量で算定するなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの[農林水産本省] (735) (736) ……………	430	
地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業の実施に当たり、補助対象事業費の精算が過大となっていたり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったりしているもの[農林水産本省] (737) ……………	432	
緑の雇用担い手対策事業の実施に当たり、研修生の資格要件を満たしていない者を助成対象に含めていたため、補助金が過大に交付されているもの[林野庁] (738) ……………	434	
海外漁業協力効率化促進事業の実施に当たり、補助の対象とならない賞与、住宅手当等を事業費に含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されるなどしているもの[水産庁] (739) ……………	435	
国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの[農林水産本省、林野庁、水産庁、5農政局、8道府県] (740)–(751) ……………	437	
沿岸漁業改善資金の貸付けが不当と認められるもの[水産庁] (752)–(756) ……………	442	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	445	
(1) 林業・木材産業改善資金貸付事業の実施に当たり、自主納付制度を活用することにより、貸付需要に対応した適切な資金規模として資金を有効に運営するよう意見を表示したもの ……………	445	
(2) 新農業水利システム保全対策事業において、農業水利システムの再構築に資するために策定される農業水利システム保全計画が、農業水利施設の機能診断等の結果を反映した適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの ……………	450	
(3) 農業集落排水事業の計画及び実施に当たり、事業計画策定の際に行う他省所管の污水処理施設整備事業との経済比較に用いる施設の耐用年数等をより実態を反映したものとする事により、経済的な事業の実施を図るよう改善の処置を要求したもの ……………	454	

	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	461
目 次	(1) 地域バイオマス利活用交付金に係る施設整備事業等において、事業実施の確実性に係る審査等の充実を図るよう改善させたもの	461
	(2) 森林環境保全整備事業等の実施に当たり、森林組合等が事業主体として実施する受託造林の採択に係る判断基準を定めることなどにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの	464
	(3) 沿岸漁業改善資金の貸付けにおいて、審査及び確認の際に必要な証拠書類等を徴したり、事業実施報告書等の確認及び借受者調査書の作成に当たっての留意事項を整理したりなどして、適切な貸付事業の実施を図るよう改善させたもの	467
	(4) 国営土地改良事業所等において使用する固定電話の通話料について、各種の割引制度等を適切に利用することにより、その節減を図るよう改善させたもの	470
	(5) 農林水産省所管の委託事業の実施に当たり、国の委託費と都道府県の事業経費等との経理を明確に区分して、十分な根拠資料に基づく委託費の精算を行うことなどにより、委託費の会計経理を適正化するよう改善させたもの	474
	(6) 政府所有米穀の変形加工において、変形加工単価の算定を工場加工経費の実態に即したものとすることなどにより変形加工に係る支払額の節減を図ったり、指示歩留りを加工の実態に即したものとすることにより加工会社に引き渡す米穀数量の低減を図ったりするよう改善させたもの	478
	(7) 牛に係る家畜共済事業の運営において、農業共済組合連合会等が共済金算定の基礎となる基準単価を適切に設定できるようにすることにより、共済金が適切に算定されるよう改善させたもの	483
	(8) 被災職員に対する離職後における休業補償等の支給に当たり、医療機関での診療時間の状況等が反映された通院時間を用いることなどにより、休業補償等の額の算定を適切に行うよう改善させたもの	487
	平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	490
	農業災害補償制度(農作物共済)の運営について	490
第11	経済産業省	492
	不 当 事 項	492
	役 務	492
	調査委託契約において、委託業務に従事していない者の人件費等を含めて算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの[経済産業本省、中小企業庁](757)(758)	492
	補 助 金	495
	特定大学技術移転事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったり、補助事業以外の業務に従事していた時間数を含めて人件費を算定していたため、補助対象事業費の精算が過大となっていたりしているもの[経済産業本省](759)-(763)	495

地域新規産業創造技術開発費補助金等の経理が不当と認められるもの〔5 経済産業局〕 (764)–(771) ……………	497	
電源立地地域対策交付金の交付を受けた事業の実施に当たり、離岸堤設置工事の施工 が設計と相違していたため、工事の目的を達していないもの〔近畿経済産業局〕(772) ……	503	目
貸付金 ……………	505	次
小規模企業者等設備導入資金の貸付けが不当と認められるもの〔3 経済産業局〕(773)– (778) ……………	505	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	509	
(1) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉱工業承継勘定における産業 投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を 表示したもの ……………	509	
(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年度の不用額の発生要 因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減 少させるよう意見を表示したもの ……………	517	
(3) エネルギー対策のための地域新生コンソーシアム研究開発委託事業で取得した物 品について、改造等の承認や売却処分等を円滑に行うことにより、これらの物品 が同事業の目的に照らして十分有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの ……	529	
第12 国土交通省 ……………	535	
不当事項 ……………	535	
予算経理 ……………	535	
空港における利用者アンケート調査業務等に係る請負契約において、調査業務が履行 期間内に履行されたこととする虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計 経理を行い、代金を支出していたもの〔国土技術政策総合研究所〕(779) ……………	535	
工事 ……………	536	
空港の場周柵強化工事の実施に当たり、場周柵の設計が適切でなかったため、工事の 目的を達していないもの〔東京航空局〕(780) ……………	536	
物件 ……………	539	
中型回転翼航空機の調達に当たり、監督及び検査が適正でなかったため、仕様書で要 求する機能の一部を有していないなどしているのに契約金額の全額を支払っているも の〔海上保安庁本庁〕(781) ……………	539	
役務 ……………	541	
電気施設保全業務契約に当たり、特記仕様書において対象設備の点検に係る数量を 誤ったなどのため、契約額が過大となっているもの〔大阪航空局、大阪航空局関西空 港事務所〕(782) ……………	541	
補助金 ……………	543	
みなと振興交付金事業の実施に当たり、ふ頭用地の貸付けが国土交通大臣の認可を受 けられないなどのため、交付金事業の対象とならないもの〔北海道開発局〕(783) ……	544	

目次	道路改築事業等の実施に当たり、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔5 道県〕(784)–(788) ……………545 土地区画整理事業等の実施において支障となる水道管等の移設補償費の算定に当たり、財産価値の減耗分を控除していなかったなどのため、補償費が過大となっているもの〔2 都県〕(789)–(790) ……………551 下水道事業等の実施に当たり、補助の対象となる事務費の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されているもの〔4 府県〕(791)–(794) ……………553 まちづくり交付金による地域生活基盤施設事業の実施に当たり、練石積工の施工が設計と著しく相違していたため、工事の目的を達していないもの〔山梨県〕(795) ……………556 公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所が、整備目的に沿った利用がされておらず、補助の目的を達していないもの〔滋賀県〕(796) ……………558 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、設置したコンクリートブロック等が工事の目的を達していないもの〔滋賀県〕(797) ……………560 災害復旧事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、床版の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔滋賀県〕(798) ……………562 港湾改修事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、スイングゲートの所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔九州地方整備局〕(799) ……………564 災害復旧事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔宮崎県〕(800) ……………567 街路事業の実施に当たり、設計及び施工が適切でなかったため、橋りょう等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔鹿児島県〕(801) ……………569 道路改築事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台の胸壁等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔沖縄県〕(802) ……………572 空港整備事業の実施に当たり、物件移転補償に要する費用の算定が適切でなかったため、補償費が過大となっているもの〔国土交通本省〕(803) ……………574 国庫補助事業に係る事務費の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの〔国土交通本省、4 地方整備局、12 道府県〕(804)–(815) ……………576 不正行為 ……………582 職員の不正行為による損害が生じたもの〔3 事務所〕(816)–(817) ……………582 意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………583 (1) 国庫補助事業に係る下水道の管きょ築造工事の工事費の積算に当たり、シールド工法で使用するセグメントの材料単価を製造原価等の調査を行うことにより決定するなどして適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの ……………583
----	--

(2) 粉じんの発生を抑制する必要がある地盤改良工事の実施に当たり、工法の選定を適切なものとする事により、経済的な設計を行うよう是正改善の処置を求めたもの	587	目
(3) 調査等業務における交通船等の借上費に係る船員数の積算基準を作業の実態に合わせて改めるよう是正改善の処置を求めたもの	592	次
(4) トンネル工事の実施に当たり、集じん機の機種及び規格の選定を適切なものとする事により、経済的な設計を行うよう是正改善の処置を求めたもの	596	
(5) 高齢者の生活特性に配慮した公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所及びLSA専用住戸を有効に利活用するよう意見を表示したもの	601	
(6) 一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの	608	
(7) 道路整備特別会計における支出が適正かつ効率的に行われるよう意見を表示したもの	622	
(8) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの	635	
(9) 直轄港湾工事の監督業務等を行う港湾事務所等の業務量、業務内容等に応じて監督測量船の配置を見直すことなどにより、その運用を効率的に行うよう改善の処置を要求したもの	650	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	654	
(1) 国営公園における臨時駐車場の占用許可に係る土地使用料について、その運営に係る収支状況を反映して適正に算定するよう改善させたもの	654	
(2) 国土交通省所管の委託事業の実施に当たり、国の委託費と都道府県の事業経費等との経理を明確に区分して、十分な根拠資料に基づく委託費の精算を行うことなどにより、委託費の会計経理を適正化するよう改善させたもの	657	
(3) まちづくり交付金事業の実施に当たり、交付対象事業の範囲についての基準等を明確に示すことなどにより、事業が公平かつ効率的に行われるよう改善させたもの	661	
(4) まちづくり交付金等による事業の実施に当たり、土地開発公社等が先行取得した用地を地方公共団体が取得する場合の交付対象事業費の範囲が適切なものとなるよう改善させたもの	666	
(5) 高速道路料金を割引する社会実験に伴う高速道路株式会社の減収分を補てんする国の負担額の算定に当たり、その算定方法を明確にすることにより負担額が適切なものとなるよう改善させたもの	671	
(6) 談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの	674	

	(7) 道路管理データベースシステムを効率的、効果的に運用するため、道路管理に必要な電気通信設備を確実に登録するよう改善させたもの	679
目	(8) 航空交通管制機器等の保守業務費の積算を空港等が設置されている地域ごとの労務単価に基づき適切なものとするよう改善させたもの	683
次	(9) 航空管制用レーダーの定期整備請負契約に当たり、地方航空局等において定期的に交換する部品の積算単価を統一かつ適正に設定する仕組みを構築して、部品材料費の積算を適切なものとするよう改善させたもの	686
第13	環 境 省	690
	不 当 事 項	690
	補 助 金	690
	浄化槽設置整備事業において、架空の浄化槽設置工事に対して交付した助成金を補助対象事業費に含めていたため国庫補助金が過大に交付されているもの[栃木県](818)	690
	廃棄物処理施設整備事業の実施に当たり、仕様書で定めた設備能力についての確認が十分でないまま施設の引渡しを受けたなどのため施設が所期の機能を発揮できず、補助の目的を達していないもの[鹿児島県](819)	691
	意見を表示し又は処置を要求した事項	693
	(1) 浄化槽整備事業において設置した浄化槽について、その効果を早急に発現させるとともに、適正に維持管理されているか確認するよう適宜の処置を要求し、同事業の適正な執行が確保されるよう是正改善の処置を求めたもの	693
	(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減少させるよう意見を表示したもの	698
第14	防 衛 省	700
	不 当 事 項	700
	予 算 経 理	700
	米軍普天間飛行場の代替施設の建設に伴う地質調査及び海象調査の技術業務委託契約において、支出負担行為をすることなく追加で業務を実施させるなどして、会計法令等に违背しているもの[防衛本省、沖縄防衛局](820)	700
	意見を表示し又は処置を要求した事項	704
	(1) 所要量を大幅に超えて保管している廃電池について処分計画を作成するなどして売り払うよう適宜の処置を要求したもの	704
	(2) 部隊発注工事により取得した財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、適切な財産管理を行うために国有財産台帳等への正確な記録が確実に行われる体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの	709
	(3) 専用サービス契約において、すべての専用回線を共通の回線群に指定して高額利用割引の適用を適切にするよう是正改善の処置を求めたもの	713
	(4) 会計業務システムの運用に当たり、システムを使用して行う会計業務を明確にするなどして、システムの有効利用を図るよう是正改善の処置を求めたもの	716

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	719	
(1) 陸上自衛隊における給食の実施に当たり、方面隊ごとに定められた糧食費の定額の範囲内で行うことを明確にすることなどにより、糧食費の執行を適切に行うよう改善させたもの	719	目
(2) 海外を納地とする艦船用燃料油の調達において、契約相手方の取引実態に応じた為替レートを適用するなどして精算する仕組みを採用するよう改善させたもの	722	次
(3) 航空自衛隊の補給処で保管中に有効期限が超過した救難機等搭載用の救難火工品等を訓練用として有効活用することにより、効率的な運用が行われるよう改善させたもの	728	
(4) 進展のめどが立たない送信所の建設事業について、建設を中止するなど適切な対応策を講ずるよう改善させたもの	731	
(5) 住宅防音工事の助成事業の実施に当たり、工事施工の直前に転入した者が含まれている助成に関する審査等の手続を見直すことにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの	733	
平成 17 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	738	
任期制自衛官に係る退職手当制度について	738	
平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	739	
(1) 着後手当の支給について	739	
(2) 営舎内に居住する自衛官が居室内で使用する電気器具に係る電気料金の負担について	740	
第 2 節 団体別の検査結果	742	
第 1 国民生活金融公庫、第 2 農林漁業金融公庫、第 3 中小企業金融公庫	742	
意見を表示し又は処置を要求した事項	742	
統合して株式会社日本政策金融公庫となる 3 公庫における職員住宅の管理運営に当たり、空室の情報を共有するなどして所有住宅の有効活用を図ることにより、借上住宅の賃借に係る費用を節減する措置を講ずるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	742	
(第 3 中小企業金融公庫)	747	
不 当 事 項	747	
そ の 他	747	
中小企業信用保険事業の実施に当たり、中小企業信用保険法等に基づき保険種類の選択はできないこととなっているのに、し意的に選択された保険種類で保険を引き受けているもの[中小企業金融公庫本店] (821) (822)	747	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	749	
中小企業信用保険事業の実施に当たり、包括保証保険契約における保険引受けの進ちょく状況を適切に把握する体制を整備することなどにより、保険契約の管理を適切に行い、引受限度額による統制が十分に機能するよう改善させたもの	749	
平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	752	
信用保証協会に対して行う融資事業の効果等について	752	

第4	日本私立学校振興・共済事業団	754
	不当事項	754
目	補助金	754
次	私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事業団](823)-(827)	754
第5	日本銀行	758
	不当事項	758
	工事	758
	消火設備の設置工事の実施に当たり、消火補給水槽の据付けの施工が適切でなかったため、地震時等における消火設備に必要な機能の維持が確保されていないもの[日本銀行本店](828)	758
第6	日本中央競馬会	761
	意見を表示し又は処置を要求した事項	761
	有料駐車場の運営に当たり、駐車場用地等を随意契約により関連公益法人に貸し付けることを改めて、関連公益法人が収入としている駐車場利用料金等を勘案して、貸付料を見直したり、委託により自ら実施したりすることにより、契約の競争性及び透明性を確保して、増収を図るよう是正改善の処置を求めたもの	761
	平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	766
	役務契約の実施における契約事務の適正化について	766
第7	日本郵政公社	769
	不当事項	769
	不正行為	769
	職員の不正行為による損害が生じたもの[12郵便局](829)-(840)	769
第8	東京地下鉄株式会社	772
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	772
	駅改良工事における土留壁に使用する土留仮設鋼材の材料費の積算を適切なものとするよう改善させたもの	772
第9	成田国際空港株式会社	775
	意見を表示し又は処置を要求した事項	775
	無償で貸し付けている土地の貸付契約について、借受者と有償化に向けた協議を行い、社内規程に適合したものとするよう適宜の処置を要求したもの	775
第10	東日本高速道路株式会社、第11 中日本高速道路株式会社、第12 西日本高速道路株式会社	778
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	778
	(1)-(3) 高機能舗装工事における排水柵の改良及び突起型路面標示の設置について、標準的な仕様及びこの仕様を反映した積算の基準を定めることにより、適切かつ経済的に実施するよう改善させたもの	778

(第10 東日本高速道路株式会社)	784	
不 当 事 項	784	
不正行為	784	目
職員の不正行為による損害が生じたもの[関東支社水戸管理事務所] (841)	784	次
第13 日本郵政株式会社	785	
意見を表示し又は処置を要求した事項	785	
パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の購入に係る契約条件等を把握する ことなどにより、経済的な購入を行える体制の整備を図るよう是正改善の処置を求め たもの	785	
第14 独立行政法人情報通信研究機構	792	
不 当 事 項	792	
補 助 金	792	
通信・放送新規事業助成事業の実施に当たり、事業の一部が低額で実施されていたた め、助成対象事業費の精算が過大となっているもの[独立行政法人情報通信研究機構 本部] (842)	792	
第15 独立行政法人放射線医学総合研究所	794	
不 当 事 項	794	
役 務	794	
医療用装置の維持管理に係る業務の請負契約に当たり、仕様が適切でなかったため、 契約額が割高となっているもの[独立行政法人放射線医学総合研究所] (843)	794	
第16 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	796	
意見を表示し又は処置を要求した事項	796	
産学官の共同研究を目的とした共同研究施設の運営及び共同研究機器の利用に当た り、その実態を十分把握するなどして、共同研究の推進を図るよう改善の処置を要求 したものの	796	
第17 独立行政法人農業生物資源研究所	803	
意見を表示し又は処置を要求した事項	803	
農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステムの運用支援業務等の労務費の積算 に当たり、業務の内容に適合した経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求めたも の	803	
第18 独立行政法人造幣局	807	
意見を表示し又は処置を要求した事項	807	
宿舍、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地について、利用状況を考慮するなどし て保有の必要性を検討するとともに、不要な資産の確実な国庫返納に備えるよう改善 の処置を要求したもの	807	

	第19 独立行政法人国立印刷局	813
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	813
目	インキ用材料の購入契約について、製造会社と直接契約することにより、購入価額の	
	節減を図るよう改善させたもの	813
次	平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	815
	官報号外等製造加工請負契約について	815
	第20 独立行政法人農畜産業振興機構	817
	不 当 事 項	817
	補 助 金	817
	国産稲わら等確保促進事業の実施に当たり、補助対象数量に販売の事実がない稲わら	
	等の数量を含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの[独立行政	
	法人農畜産業振興機構本部] (844)	817
	第21 独立行政法人国際協力機構	819
	意見を表示し又は処置を要求した事項	819
	政府開発援助の実施に当たり、外務省及び独立行政法人国際協力機構において、援助	
	の効果が十分発現するよう意見を表示したもの	819
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	819
	派遣システムの開発に当たり、基本設計書の内容を十分に確認することなどにより、	
	追加的な費用や新たな開発費用の発生を抑えるよう改善させたもの	819
	第22 独立行政法人国際交流基金	823
	不 当 事 項	823
	そ の 他	823
	日米センター助成事業における助成金の額の確定に当たり、助成対象額の審査が適切	
	でなかったため、助成金の交付が不当と認められるもの[独立行政法人国際交流基金	
	本部] (845)	823
	第23 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	825
	不 当 事 項	825
	補 助 金	825
	地域新エネルギー導入促進事業で設置した発電施設が、ごみ処理施設から発電に適し	
	た燃料ガスが供給されないため稼働することができず、補助の目的を達していないも	
	の[独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構本部] (846)	825
	第24 独立行政法人科学技術振興機構	828
	不 当 事 項	828
	予算経理・役務	828
	戦略的創造研究推進事業(発展研究)における研究費及び委託研究費の経理が不当と認	
	められるもの[独立行政法人科学技術振興機構] (847)	828

第25	独立行政法人日本学術振興会	832	
	不 当 事 項	832	
	補 助 金	832	目
	科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの[独立行政法人日本学術振興会](848)	832	
第26	独立行政法人日本芸術文化振興会	834	次
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	834	
	広報誌の調達方法を、購入による方法から自ら作成し発行する方法に改めることによ		
	り、経済的なものとするよう改善させたもの	834	
第27	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	836	
	不 当 事 項	836	
	役 務	836	
	雇用安定事業関係業務、障害者雇用納付金関係業務等に係る委託業務の実施に当た		
	り、委託業務の経費に架空の旅費等を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過		
	大となっているもの[独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構](849)	836	
	そ の 他	841	
	高齢者等共同就業機会創出助成金の支給が適正でなかったもの[独立行政法人高		
	齢・障害者雇用支援機構](850)	841	
第28	独立行政法人日本貿易振興機構	844	
	不 当 事 項	844	
	予 算 経 理	844	
	物品の購入等に当たり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の検収を行		
	わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でな		
	い会計経理を行い、経費を支払っていたもの[独立行政法人日本貿易振興機構アジア		
	経済研究所](851)	844	
第29	独立行政法人水資源機構	847	
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	847	
	談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免		
	除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの	847	
	平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	852	
	豊川用水施設の改築に伴う固定資産の計上について	852	
第30	独立行政法人雇用・能力開発機構	854	
	不 当 事 項	854	
	そ の 他	854	
	中小企業基盤人材確保助成金の支給が適正でなかったもの[7都道府県センター](852)	854	
第31	独立行政法人労働者健康福祉機構	857	
	意見を表示し又は処置を要求した事項	857	
	交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価額に基づ		
	いて支給するよう是正改善の処置を求めたもの	857	

第32	独立行政法人国立病院機構	860
	不 当 事 項	860
目	予 算 経 理	860
次	診療収入の収納事務の体制等が適切でなく、病院の収入となるべき現金が領得される など会計経理が著しく適正を欠いているもの[独立行政法人国立病院機構沼田病院] (853)	860
第33	独立行政法人中小企業基盤整備機構	863
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	863
	自動車運行管理業務契約等における労務費の算定に当たり、給与額等の算出の基礎と なる実労働時間の取扱いを適切に定めるとともに、健康保険料等の事業主負担額の算 出を適切なものとするよう改善させたもの	863
	平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	866
	独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資している第三セクターに対する出資の管理 及び支援等について	866
第34	独立行政法人都市再生機構	868
	意見を表示し又は処置を要求した事項	868
	緊急連絡員業務及び管理連絡員業務の委託契約における経費の算定に当たり、委託先 の職員の直接経費を算出してこれに経費率を乗ずるなど業務の実態を反映した適切な ものとするよう是正改善の処置を求めたもの	868
第35	独立行政法人奄美群島振興開発基金	872
	不 当 事 項	872
	貸 付 金	872
	観光関連産業振興資金の貸付けが不当と認められるもの[独立行政法人奄美群島振興 開発基金本部] (854)	872
第36	独立行政法人日本原子力研究開発機構	874
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	874
	一般競争契約によるリース契約の締結に当たり、公正性及び透明性を確保するととも に競争の利益を享受するため、リース物件の納入業者及び調達価格をあらかじめ決定 することなく入札に付するよう改善させたもの	874
第37	独立行政法人住宅金融支援機構	876
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	876
	法人登記に係る登記事項証明書の交付の請求をオンラインで行うことにより、交付手 数料の節減を図るよう改善させたもの	876
第38	国立大学法人東北大学、第39 国立大学法人静岡大学	879
	不 当 事 項	879
	予 算 経 理	879
	研究用物品の購入に係る経理が不当と認められるもの[国立大学法人東北大学、静岡 大学] (855) (856)	879

(第38 国立大学法人東北大学)	882	
不 当 事 項	882	
予 算 経 理	882	目
東北大学病院手術室改修工事の実施に当たり、工事完了後に予定価格を設定したり、		次
契約書を作成したりするなどして、会計事務が適正を欠くと認められるもの[国		
立大学法人東北大学] (857)	882	
意見を表示し又は処置を要求した事項	884	
東北大学において、内部統制等が十分機能するための体制を整備するなどして、常に		
適正な契約事務が行われるよう意見を表示したもの	884	
第40 国立大学法人筑波大学、第41 国立大学法人東京医科歯科大学、第42 大学		
共同利用機関法人情報・システム研究機構	891	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	891	
(1)-(3) 交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価		
額に基づいて支給するよう改善させたもの	891	
(第40 国立大学法人筑波大学)	893	
不 当 事 項	893	
不 正 行 為	893	
職員の不正行為による損害が生じたもの[国立大学法人筑波大学附属学校教育局] (858)	893	
第43 国立大学法人千葉大学	894	
不 当 事 項	894	
工 事	894	
病棟の新築に伴う仕上工事の施行に当たり、コンクリート工事費等の積算を誤ったた		
め、契約額が割高となっているもの[国立大学法人千葉大学] (859)	894	
第44 国立大学法人東京芸術大学、第45 国立大学法人三重大学、第46 国立大学		
法人京都大学、第47 国立大学法人京都工芸繊維大学、第48 国立大学法人奈良女		
子大学、第49 国立大学法人九州大学、第50 大学共同利用機関法人自然科学研究		
機構	896	
意見を表示し又は処置を要求した事項	896	
(1)-(7) 交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価		
額に基づいて支給するよう是正改善の処置を求めたもの	896	
第51 首都高速道路株式会社	899	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	899	
構造物点検業務における大型橋りょう点検車の運転経費の積算に当たり、大型橋りよ		
う点検車の仕様を踏まえた日業務量とすることにより、経済的なものとするよう改善		
させたもの	899	

	第52 阪神高速道路株式会社	902
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	902
目	高速道路の清掃業務費の積算について、作業の実態等に適合した適切なものとするよ	
	う改善させたもの	902
次	第53 北海道旅客鉄道株式会社	905
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	905
	複線区間での踏切除雪作業における安全を確保するための保安要員である列車見張員	
	の配置を適切なものとするよう改善させたもの	905
	第54 東日本電信電話株式会社、第55 西日本電信電話株式会社	908
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	908
	(1)(2) ADSLモデムのレンタルに当たり、回収したADSLモデムの再利用数を拡大	
	し、購入費等の節減を図るよう改善させたもの	908
	第56 株式会社かんぽ生命保険	911
	意見を表示し又は処置を要求した事項	911
	保険金等の支払に当たり、被保険者の死亡後に年金の速やかな支払停止をしたり、未	
	請求となっている保険金等について効果的な請求勧奨をしたりすることにより支払が	
	適切に行われるよう意見を表示したもの	911
	第57 関西国際空港施設エンジニア株式会社	918
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	918
	空港施設の維持管理等に係る契約の実施に当たり、競争の利益を享受するため、契約	
	方式を見直すなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの	918
	第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果	921
	第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	921
	第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行	
	状況について	928
	第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関	
	する報告等	933
	第1節 国会及び内閣に対する報告	933
	第1 裁判員制度に係る広報業務の実施状況について	934
	第2 国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る	
	違約金条項の導入状況等について	945
	第2節 国会からの検査要請事項に関する報告	971
	第1 各府省等が締結している随意契約に関する事項について	973
	第2 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状	
	況について	997
	第3 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する	
	政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果に	
	ついて	1016

第4	政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等について	1043	
第5	ODA事業の執行状況について	1069	
第6	独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について	1082	目
第3節	国会からの検査要請事項に関する検査状況	1118	次
	防衛装備品の一般輸入による調達について	1118	
第4節	特定検査対象に関する検査状況	1135	
第1	金融システムの安定化のために実施された公的資金による金融機関に対する 資本増強措置の実施状況及び公的資金の返済状況等並びに預金保険機構の財 務の状況について	1135	
第2	租税特別措置(青色申告特別控除)等の適用状況等について	1157	
第3	都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理等の状況について	1178	
第4	国鉄清算業務に係る財務について	1206	
第5	ベトナムに対する円借款事業において道路建設中に発生した橋桁の崩落事故 について	1220	
第5節	国民の関心の高い事項等に関する検査状況	1235	
第5章	会計事務職員に対する検定	1243	
第1節	国の現金出納職員に対する検定	1243	
第2節	国の物品管理職員に対する検定	1244	
第3節	政府関係機関の現金出納職員に対する検定	1245	
第6章	歳入歳出決算その他検査対象の概要	1247	
第1節	国の財政等の概況	1247	
第1	国の会計	1247	
1	概況	1247	
2	一般会計の歳入及び歳出	1247	
3	特別会計の損益等	1248	
4	一般会計及び特別会計の債務	1249	
5	今後一般会計からの繰入れを要する措置	1250	
第2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人	1250	
1	資産、負債及び資本又は純資産の状況	1250	
2	損益の状況	1252	
3	国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況	1252	
第3	財政投融资等	1253	
1	財政投融资の概要	1253	
2	財政投融资の原資	1253	
3	財政投融资計画の実績	1253	
4	財投機関債の発行状況	1254	
5	財政融資資金の財政投融资計画以外の運用	1255	

	第4 個別の決算等	1255
	一般会計歳出決算における不用額等の状況	1255
目	第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要	1278
	第1 歳入歳出決算	1278
次	1 一般会計	1278
	2 特別会計(目次25ページ参照)	1282
	第2 国税収納金整理資金の受払	1330
	第3 法律により設置されているその他の資金の受払	1331
	1 決算調整資金	1331
	2 貨幣回収準備資金	1331
	第4 債権及び債務	1332
	1 債 権	1332
	2 債 務	1332
	第5 国庫金、国有財産及び物品	1334
	1 国 庫 金	1334
	2 国 有 財 産	1334
	3 物 品	1335
	第6 財政融資資金等の長期運用	1336
	第7 政府関係機関及びその他の団体	1336
	1 概 況	1336
	2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算 (目次25ページ参照)	1341
	3 日本放送協会の決算	1491
	4 その他の団体の決算(目次26ページ参照)	1494

特別会計、国が資本金の2分の1以上を出資している法人等の決算記述

目次

【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	1282
2 登記特別会計	1283
3 地震再保険特別会計	1284
4 国債整理基金特別会計	1284
5 財政融資資金特別会計	1285
6 産業投資特別会計	1286
7 外国為替資金特別会計	1288
8 特定国有財産整備特別会計	1289
9 エネルギー対策特別会計	1290
10 国立高度専門医療センター特別会計	1292
11 労働保険特別会計	1293
12 船員保険特別会計	1296
13 年金特別会計	1297
14 食料安定供給特別会計	1303
15 農業共済再保険特別会計	1307
16 国営土地改良事業特別会計	1311
17 森林保険特別会計	1312
18 国有林野事業特別会計	1313
19 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計	1314
20 貿易再保険特別会計	1317
21 特許特別会計	1318
22 都市開発資金融通特別会計	1319
23 治水特別会計	1320
24 道路整備特別会計	1322
25 港湾整備特別会計	1323
26 空港整備特別会計	1325
27 自動車損害賠償保障事業特別会計	1326
28 自動車検査登録特別会計	1329

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 国民生活金融公庫	1341
2 農林漁業金融公庫	1342
3 中小企業金融公庫	1343
4 公営企業金融公庫	1346
5 沖縄振興開発金融公庫	1347
6 日本政策投資銀行	1348
7 国際協力銀行	1350

[事業団等]

	ページ
1 日本私立学校振興・共済事業団	1353
2 日本銀行	1357
3 日本中央競馬会	1358
4 関西国際空港株式会社	1361
5 日本たばこ産業株式会社	1361
6 預金保険機構	1363
7 日本郵政公社	1371
8 東京地下鉄株式会社	1374
9 成田国際空港株式会社	1375
10 東日本高速道路株式会社	1376
11 中日本高速道路株式会社	1376
12 西日本高速道路株式会社	1376
13 本州四国連絡高速道路株式会社	1378
14 日本郵政株式会社	1379

[独立行政法人]

1 情報通信研究機構	1380
2 放射線医学総合研究所	1385
3 農業・食品産業技術総合研究機構	1386
4 農業生物資源研究所	1390
5 日本貿易保険	1392
6 産業技術総合研究所	1393
7 造幣局	1394
8 国立印刷局	1395
9 農畜産業振興機構	1396
10 緑資源機構	1402
11 国際協力機構	1404
12 国際交流基金	1406
13 新エネルギー・産業技術総合開発機構	1407
14 科学技術振興機構	1413
15 日本学術振興会	1415
16 理化学研究所	1416
17 宇宙航空研究開発機構	1418
18 日本スポーツ振興センター	1419
19 日本芸術文化振興会	1422
20 高齢・障害者雇用支援機構	1424
21 福祉医療機構	1426
22 日本貿易振興機構	1433
23 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1434

	ページ
24	水資源機構 ……………1439
25	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ……1440
目	26 雇用・能力開発機構 ……………1444
	27 労働者健康福祉機構 ……………1447
次	28 国立病院機構 ……………1449
	29 環境再生保全機構 ……………1450
	30 中小企業基盤整備機構 ……………1454
	31 都市再生機構 ……………1462
	32 奄美群島振興開発基金 ……………1464
	33 日本高速道路保有・債務返済機構 ……1466
	34 日本原子力研究開発機構 ……………1468
	35 年金・健康保険福祉施設整理機構 ……1470
	36 年金積立金管理運用 ……………1473
	37 住宅金融支援機構 ……………1476
	38 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 ……1481
	(注) 団体名中「独立行政法人」は記載を省略した。
	[国立大学法人]
	1 東北大学 ……………1483
	2 筑波大学 ……………1484
	3 千葉大学 ……………1486

	ページ
4	東京大学 ……………1487
5	静岡大学 ……………1489
6	京都大学 ……………1490
	(注) 団体名中「国立大学法人」は記載を省略した。
	【その他の団体】
1	日本電信電話株式会社 ……………1494
2	首都高速道路株式会社 ……………1495
3	阪神高速道路株式会社 ……………1496
4	北海道旅客鉄道株式会社 ……………1497
5	四国旅客鉄道株式会社 ……………1497
6	九州旅客鉄道株式会社 ……………1497
7	日本貨物鉄道株式会社 ……………1497
8	東日本電信電話株式会社 ……………1500
9	西日本電信電話株式会社 ……………1500
10	郵便事業株式会社 ……………1503
11	郵便局株式会社 ……………1503
12	株式会社ゆうちょ銀行 ……………1504
13	株式会社かんぽ生命保険 ……………1505
14	関西国際空港施設エンジニア株式会社 ……1506

備考

この決算検査報告中表示されている金額の中には、単位未満を切り捨てているものがあるので各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないことがある。

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成20年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成20年次会計検査の基本方針

(平成19年9月21日策定)

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算をすべて毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

(1) 我が国の社会経済の動向と財政の現状

近年、我が国の社会経済は、少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、情報通信技術の革新とその普及、環境問題による制約などにより大きく変容してきている。そして、今まで我が国の社会経済を支えてきた行政等のシステムにもこうした変化への対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は年々増加の一途をたどり、平成19年度末には約547兆円に達すると見込まれており、公債償還等に要する国債費は19年度予算で約20兆9千億円と、一般会計歳出の約25%を占めていて、財政の健全化が課題となっている。

また、政府は、経済、財政、行政等の各分野における改革を行うこととしている。

(2) 会計検査院をめぐる状況

近年、行政においては、予算執行や政策の事後の検証、説明責任の履行などが重視されており、政策ごとに予算と決算を結び付け予算とその成果を評価できるようにするなどの予算制度改革、政策評価及び独立行政法人評価の実施、特別会計に関する法律に基づく企業会計の慣行を参考とした特別会計の資産・負債等の開示など、様々な取組がなされている。

また、国会においても、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行結果を把握し次の予算に反映させることの重要性などが議論されている。会計検査院では、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえ、検査報告の内閣への送

付の早期化に努めており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。そして、近年、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請が行われており、会計検査院では要請に係る検査を着実に実施しその結果を国会に報告しているところである。また、17年11月には、会計検査の機能の強化及び活用を図り、もって国会における決算審査の充実に資するため、会計検査院が検査することができる対象の拡大、実地の検査等に応じる義務、国会等への随時の報告を内容とした会計検査院法の改正が行われている。

このように財政の健全化が課題となっており、また、行財政の事後の検証とその予算・政策への反映、説明責任の履行などが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来から社会経済の動向などを踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすため、国民の関心の所在に十分留意し、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえ、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- (ア) 社会保障
- (イ) 公共事業
- (ウ) 教育及び科学技術
- (エ) 防衛
- (オ) 農林水産業
- (カ) 経済協力
- (キ) 中小企業
- (ク) 環境保全
- (ケ) 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実に図る。

なお、社会的関心の高い事項については必要に応じて機動的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、次の観点から検査を行ってきた。

- (ア) 決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点

- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- (エ) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- (オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- (カ) その他会計検査上必要な観点

今後も、正確性や合規性の観点からの検査を十分行い、その際には、近年一部の府省等において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、随意契約など契約方式は適切か、契約相手方の選定は妥当か、入札・契約事務が公正な競争入札を確保するものとなっているかなど契約の競争性、透明性にも十分留意する。さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみ、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるよう努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価などの状況についても留意して検査を行う。そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのため、国の決算など財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。また、企業会計の慣行を参考として新たに作成される特別会計の財務書類の検査を行うなど、公会計に関する課題に留意して検査・検討を行う。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

内部監査、内部牽制等の内部統制の状況は、検査対象機関における会計経理の適正性の確保に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性が確保されるよう、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるよう、その後の是正改善などを継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるよう必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。また、国会の要請に係る事項の検査においては、国会における審査又は調査の必要から要請がなされることに十分留意する。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や拡充、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用などにより、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的、効果的に達成するため、的確な検査計画を策定し、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果などを十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成20年次の検査(検査実施期間 19年10月から20年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等225法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は5,058の団体等の会計、⑩は5法人の会計、⑪は51法人の会計、⑬は318法人の契約に関する会計である。

上記の検査の対象のうち主なものの平成19年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が20年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、19年度分の計算書16万2千余冊及びその証拠書類5292万余枚を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等3万4千3百余箇所のうち、3千3百余箇所について実施したほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記5,058の団体等について実施した。これらの実地検査に要した人日数は、3万8千2百余人日となっている。

検査対象機関である省庁等の官署、事務所等	左の箇所数(A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	検査実施率(%) (B/A)
本省、本庁、本社等	4,322	2,015	46.6
都道府県単位の地方出先機関等	7,857	1,168	14.8
小計	12,179	3,183	26.1
駅、郵便局等	22,157	150	0.6
計	34,336	3,333	9.7

検査の進行に伴い、検査上疑義のある事態について、疑問点を質したり、見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しているが、20年次の検査において発した質問は9百余事項となっている。

第2節 検査結果の概要

平成20年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条^(注)の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
- エ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条^(注)の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条^(注)の3の規定により国会に報告した検査の結果)
- ウ 「国会からの検査要請事項に関する検査状況」(国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けた事項に関して、検査報告に掲記する必要があると認めた検査の状況)
- エ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
- オ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理につ

いて意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第 36 条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

上記(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ、ウ及びエの事項等の件数、金額は、次のとおりである。

事 項 等	件 数	(注1) 指 摘 金 額 (背 景 金 額)
不 当 事 項	859 件	377 億 1635 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第 34 条 (注2) 29 件	<29 件分> 92 億 7290 万円 (39 億 4539 万円)
	第 34 条及び第 36 条 1 件	96 億 9389 万円
	第 36 条 (注2) 23 件	<11 件分> 377 億 4368 万円 5 億 2160 万円 5 億 2843 万円 188 億 6640 万円 270 億 7279 万円 1 億 9727 万円 575 億円 194 億 2341 万円 183 億 1236 万円 2491 億円 18 億 7911 万円 728 億 9095 万円 52 億 7235 万円 10 億 9403 万円 175 億 4784 万円 1 億 4492 万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	(注2) 55 件	<51 件分> 310 億 5957 万円 15 億 7349 万円 31 億 6417 万円 14 億 9680 万円 391 億 1360 万円 7 億 2810 万円 11 億 5535 万円
事 項 計	967 件	<951 件分> (注3) 1253 億 6011 万円
国会及び内閣に対する報告	(注4) 7 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	6 件	—
国会からの検査要請事項に関する検査状況	1 件	—
特定検査対象に関する検査状況	5 件	—
総 計	(注5) 981 件	<951 件分> (注3) 1253 億 6011 万円

(注1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金の過大交付額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額などである。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進ちよくせず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合などにおいて、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

- (注2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが計7件ある。
- (注3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているものと、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、その金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。
- (注4) 「国会及び内閣に対する報告」の7件のうち5件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として、第3章の「個別の検査結果」に掲記しており、件数が重複している。
- (注5) 件数の合計に当たっては、上記(注4)の重複分(5件)を控除している。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した各事項のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと次のとおりである。

省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計 (注2)	
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額
国(衆議院)			③④ 1	3億4601万円			1	3億4601万円
内(人事院)	1	186万円					1	186万円
内閣府(内閣府本府)			③④ 1	8688万円			1	8688万円
同(警察庁)			(注3) ③⑥ 1	(注3) (5億2160万円)			(注3) 1	(注3) (5億2160万円)
総務省	12	4億6436万円	③④ 1 ③⑥ 1 (注3) ③⑥ 2	2億3229万円 96億9389万円 (注3) (5億2843万円) (188億6640万円)	1	8億0982万円	(注3) 17	(注5) 111億9548万円 (注3) (5億2843万円) (188億6640万円)
法務省	15	3464万円	③④ 1 ③⑥ 1	1億3559万円 313億5052万円			17	315億2075万円
外務省	1	1191万円	(注4) ③⑥ 1	(注4) (270億7279万円)	1	3億9751万円	(注4) 3	4億0942万円 (注4) (270億7279万円)
財務省	7	12億2569万円	③④ 1 (注3) ③⑥ 1	7977万円 (注3) (1億9727万円)	2	1億0973万円	(注3) 11	(注5) 13億9164万円 (注3) (1億9727万円)

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 (注2)	
	件		件		件		件	
文 部 科 学 省	17	1億0406万円			2	7807万円	19	1億8213万円
厚 生 労 働 省	660	132億2689万円	㉔ 1 ㉖ 1	1億4237万円 (575億円)	6	36億7928万円	668	169億9247万円 (575億円)
農 林 水 産 省	43	4億2767万円	㉖ 3	18億0054万円 (194億2341万円)	8	23億7401万円	54	45億8354万円 (194億2341万円)
経 済 産 業 省	22	1億8895万円	㉖ 3	13億4381万円 (183億1236万円) (注7) (2491億円)			25	15億3276万円 (183億1236万円) (注7) (2491億円)
国 土 交 通 省	39	11億6701万円	(注6) ㉔ 4 (注3) ㉖ 5	6億0677万円 (39億4539万円) 6億5953万円 (18億7911万円) (728億9095万円) (注3) (52億7235万円) (10億9403万円)	(注6) 9	35億7935万円 (15億7349万円) (31億6417万円) (14億9680万円)	(注3) (注6) 57	60億1266万円 (39億4539万円) (18億7911万円) (728億9095万円) (注3) (52億7235万円) (10億9403万円) (15億7349万円) (31億6417万円) (14億9680万円)
環 境 省	2	2億5222万円	㉔ 1 ㉖ 1	38億4728万円 (注7)			4	40億9950万円 (注7)
防 衛 省	1	21億8000万円	㉔ 4	24億4999万円	(注6) 5	44億0873万円 (391億1360万円) (7億2810万円)	(注6) 10	90億3872万円 (391億1360万円) (7億2810万円)
国 民 生 活 金 融 公 庫								
農 林 漁 業 金 融 公 庫			㉔ 1	5668万円			1	5668万円
中 小 企 業 金 融 公 庫								
中 小 企 業 金 融 公 庫	2	178億1593万円			1	119億6274万円	3	297億7867万円
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団	5	4300万円					5	4300万円
日 本 銀 行	1	324万円					1	324万円
日 本 中 央 会 競 馬 会			㉔ 1	7億9163万円			1	7億9163万円
日 本 郵 政 公 社	12	2億2401万円					12	2億2401万円
東 京 地 下 鉄 株 式 会 社					1	1990万円	1	1990万円
成 田 国 際 空 港 株 式 会 社			㉔ 1	9966万円			1	9966万円
東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社	1	440万円			1	2858万円	2	3298万円

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処 置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 (注2)	
		件		件		件	
中日本高速 道路株式会社				1	3065万円	1	3065万円
西日本高速 道路株式会社				1	3397万円	1	3397万円
日 本 郵 政 株 式 会 社		㊸ 1	9011万円			1	9011万円
独立行政法人 情報通信機 構	1	403万円				1	403万円
独立行政法人 放射線医学 総合研究所	1	260万円				1	260万円
独立行政法人 農業・食品 産業技術 総合研究機構			㊸ 1 12億9025万円			1	12億9025万円
独立行政法人 農業生物資源 研 究 所			㊸ 1 2093万円			1	2093万円
独立行政法人 造幣局			(注6) ㊸ 1 12億4397万円 (175億4784万円)			(注6) 1	12億4397万円 (175億4784万円)
独立行政法人 国立印刷局				1	2892万円	1	2892万円
独立行政法人 農畜産業機 構	1	754万円				1	754万円
独立行政法人 国際協力機構			(注4) ㊸ 1 (注4)	1	9774万円	(注4) 2	(注4) 9774万円
独立行政法人 国際交流基金	1	400万円				1	400万円
独立行政法人 新エネルギー ・産業技術 総合開発機構	1	5475万円				1	5475万円
独立行政法人 科学技術機 構	1	466万円				1	466万円
独立行政法人 日本学術会 振 興 会	1	429万円				1	429万円
独立行政法人 日本芸術文化 振 興 会				1	1763万円	1	1763万円
独立行政法人 高齢・障害者 雇用支援機構	2	1億2148万円				2	1億2148万円
独立行政法人 日本貿易機 構	1	2654万円				1	2654万円
独立行政法人 水資源機構				1	(11億5535万円)	1	(11億5535万円)

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 (注2)	
	件		件		件		件	
独立行政法人 雇用・能力 開発機構	1	1469万円					1	1469万円
独立行政法人 労働者健康 福祉機構			㊸ 1	3856万円			1	3856万円
独立行政法人 国立病院機構	1	2542万円					1	2542万円
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構					1	8557万円	1	8557万円
独立行政法人 都市再生機構			㊸ 1	2792万円			1	2792万円
独立行政法人 奄美群島振興 開発基金	1	610万円					1	610万円
独立行政法人 日本原子力 研究開発機構					1	5億0721万円	1	5億0721万円
独立行政法人 住宅金融 支援機構					1	2923万円	1	2923万円
国立大学法人 東北大学	2	3038万円	㊸ 1	2310万円			3	(注5) 3038万円
国立大学法人 筑波大学	1	2041万円			1	4022万円	2	6063万円
国立大学法人 千葉大学	1	940万円					1	940万円
国立大学法人 東京医科歯科 大					1	7051万円	1	7051万円
国立大学法人 東京芸術大学			㊸ 1	922万円			1	922万円
国立大学法人 静岡大学	1	410万円					1	410万円
国立大学法人 三重大学			㊸ 1	1614万円			1	1614万円
国立大学法人 京都大学			㊸ 1	1億1206万円			1	1億1206万円
国立大学法人 京都工芸繊維 大			㊸ 1	1233万円			1	1233万円
国立大学法人 奈良女子大学			㊸ 1	726万円			1	726万円
国立大学法人 九州大学			㊸ 1	5371万円			1	5371万円
大学共同利用 機関法人自然 科学研究機構			㊸ 1	970万円			1	970万円

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 (注2)	
		件	金額	件	金額	件	金額
大学共同利用 機関法人情報・システム 研 究 機 構		1		1	1106万円	1	1106万円
首都高速道路 株 式 会 社				1	9255万円	1	9255万円
阪神高速道路 株 式 会 社				1	3464万円	1	3464万円
北 海 道 旅 客 鉄 道 株 式 会 社				1	1億8160万円	1	1億8160万円
東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社				1	4億6309万円	1	4億6309万円
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社				1	3億9869万円	1	3億9869万円
株 式 会 社 か ん ぼ 生 命 保 険		(注6) 36 1	3196万円 (1億4492万円)			(注6) 1	3196万円 (1億4492万円)
関西国際空港 施設エンジニア ア 株 式 会 社				1	14億8857万円	1	14億8857万円
合 計	859	(注4) 53	567億1047万円	55	310億5957万円	(注4) 967	(注5) 1253億6011万円

- (注1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㉔は会計検査院法第34条によるもの、㉕は会計検査院法第36条によるものを示している。
- (注2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。
- (注3) 内閣府(警察庁)の1件、総務省のうち1件、財務省のうち1件及び国土交通省のうち1件は、それぞれ同一の事態に係るものである。
- (注4) 外務省のうちの1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構に係るものであり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- (注5) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているものと、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり(地域イントラネット基盤施設整備事業等に関するもの(94ページ及び99ページ参照)、租税の徴収過不足に関するもの(160ページ及び181ページ参照)、生活保護事業の実施に関するもの(296ページ及び342ページ並びに296ページ及び373ページ参照)、沿岸漁業改善資金の貸付けに関するもの(442ページ及び467ページ参照)及び東北大学病院に関するもの(882ページ及び884ページ参照))、その金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。
- (注6) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが計7件ある。
- (注7) 経済産業省のうちの1件及び環境省の1件は、経済産業省及び環境省に係るものであり、金額は経済産業省のみに計上している。
- 以上の各事項計967件について、その概要を示すと次のとおりである。

(1) 不 当 事 項

検査の結果、「不当事項」として計 859 件掲記した。これを収入、支出等の別に分類して、態様別に説明すると、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し若しくは是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、会計検査院法第 31 条の規定等による懲戒処分の要求の要否、及び同法第 32 条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの（計 27 件 34 億 0280 万余円）

省庁又は団体名	予算経理	租 税	保 険 料	医 療 費	不正行為	計
	件	件	件	件	件	件
財 務 省		2			4	6
厚 生 労 働 省	4		2	4	9	19
東日本高速道路株式会社					1	1
独立行政法人国立病院機構	1					1
計	5	2	2	4	14	27

ア) 予 算 経 理

5 件 9364 万余円

<会計経理が適正を欠いているもの>

○厚生労働省

- ・国の施設等機関において、支払を受けた委託費を国庫に納付せず、市中銀行に会計課長等の名義の口座を開設してこれを別途に経理しており、会計法令に違反しているもの（3 件 3780 万余円）
(221 ページ記載)

- ・国立がんセンター中央病院において、診療収入の収納に当たり、現金収納事務に従事していた複数の出納員が不正に医事会計システムの収納データを削除するなどの処理を行ったり、収入官吏が関係書類の点検を怠っていたりなどしていたため、不正に削除された収納データに係る診療収入が国庫に納付されておらず、会計経理が著しく適正を欠いているもの（1 件 3040 万余円）
(223 ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・沼田病院において、診療収入の現金収納事務及び収納現金の確認業務の体制が適切でなく、派遣職員が医事会計システムの収納データを不正に削除するなどして、病院の収入となるべき現金が領得されるなど、会計経理が著しく適正を欠いているもの（1 件 2542 万余円）
(860 ページ記載)

イ) 租 税

2 件 6 億 8297 万余円

<租税の徴収等が適正でなかったもの>

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見逃ごしたり、課税資料の収集・活用が的確でなかったりなどしていたため、納税者 252 人からの徴収額に過不足があったもの（1 件 6 億 7782 万余円）
(160 ページ記載)

- ・相続税等の還付に当たり、3年3か月にわたり、還付金に係る支払事務処理が行われな
いままとなっていたため、支払う必要のない還付加算金を支払う結果となっているもの
(1件 514 万余円) (169 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2 件 21 億 9274 万余円

＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、事業主から提出される確定保険料申告書における賃
金総額の記載が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でな
かったため、463 事業主からの徴収額に過不足があったもの(1件 4 億 0401 万余円)
(214 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、パートタイム労働者等の短時間就
労者を多数使用しているなどの事業主が、常用的に使用している短時間就労者について
被保険者資格取得届の提出を怠るなどしていたのに、これに対する調査確認及び指導が
十分でなかったため、625 事業主からの徴収額が不足していたもの(1件 17 億 8873 万
余円) (217 ページ記載)

(エ) 医 療 費 4 件 8173 万余円

＜診療報酬の請求が適切でないもの＞

○厚生労働省

- ・国立高度専門医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、麻酔の種類に応じて麻酔
料に加算できる額の算定を誤ったり、手術において使用した特定の医療機器や医療材料
の費用を算定していなかったり、実際に行った手術に適用される手術料より高い点数の
手術料を算定したりするなどしていたため、4 病院で請求額に過不足があったもの(4
件 8173 万余円) (258 ページ記載)

(オ) 不正行為 14 件 3 億 5170 万余円

＜現金が領得されたもの＞

○財 務 省

- ・税務署の職員が、国税の還付事務に従事中、国税の各種事務を処理するシステムの端末
機を不正に使用して、虚偽の還付金の支払決議書等を作成するなどして還付金を領得し
たもの(4件 3 億 4311 万余円) (173 ページ記載)

○厚生労働省

- ・社会保険事務所等の職員が、国民年金保険料、厚生年金保険料、返納金等を領得したも
の(9件 418 万余円) (335 ページ記載)

○東日本高速道路株式会社

- ・管理事務所の職員が、金銭等の受払、保管等の事務に従事中、事務所に交付された原子
力立地給付金の郵便振替払出証書を郵便局に持ち込むなどして現金の払出しを受けて、
これを事務所の銀行口座に振り込まずに領得したもの(1件 440 万余円)
(784 ページ記載)

イ 支出に関するもの (計 815 件 162 億 5004 万余円)

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

省庁又は団体名	予算 経理	予算 経理 ・ 役務	工 事	物 件	役 務	役 務 ・ 補 助 金	保 険 給 付	医 療 費	補 助 金	貸 付 金	不 行 正 為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
総 務 省									11			1	12
法 務 省	14				1								15
外 務 省											1		1
財 務 省				1									1
文 部 科 学 省					3				14				17
厚 生 労 働 省	1				27	1	4	2	585		20	1	641
農 林 水 産 省			1						42				43
経 済 産 業 省					2				14	6			22
国 土 交 通 省	1		1	1	1				33		1		38
環 境 省									2				2
防 衛 省	1												1
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団									5				5
日 本 銀 行			1										1
独 立 行 政 法 人 情 報 通 信 研 究 機 構									1				1
独 立 行 政 法 人 放 射 線 医 学 総 合 研 究 所					1								1
独 立 行 政 法 人 農 畜 振 興 機 構									1				1
独 立 行 政 法 人 国 際 交 流 基 金												1	1
独 立 行 政 法 人 新 工 業 振 興 機 構									1				1
独 立 行 政 法 人 科 学 振 興 機 構		1											1
独 立 行 政 法 人 日 本 振 興 学 術 会									1				1
独 立 行 政 法 人 高 齢 ・ 障 害 支 援 機 構					1							1	2
独 立 行 政 法 人 日 本 振 興 貿 易 機 構	1												1
独 立 行 政 法 人 雇 用 開 発 機 構												1	1
独 立 行 政 法 人 奄 美 振 興 開 発 基 金									1				1
国 立 大 学 法 人 東 北 大 学	2												2

省庁又は団体名	予 算 経 理	予 算 ・ 役 務	工 事	物 件	役 務	役 務 ・ 補 助 金	保 険 付 給	医 療 費	補 助 金	貸 付 金	不 行 正 為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
国立大学法人 千葉大学			1										1
国立大学法人 静岡大学	1												1
計	21	1	4	2	36	1	4	2	710	7	22	5	815

(ア) 予算経理 21件 22億8920万余円

<会計経理が適正を欠いているもの>

○法務省

- ・自動車等を使用して通勤する職員に対する通勤手当の支給に当たり、一般に利用することができる経路のうち最短の経路を認定すべきであるのに、職員が届け出た経路や通勤届に記載された距離を十分に精査しなかったことなどのため、経路や計測距離の認定が適切に行われておらず、通勤手当が過大に支給されているもの(14件 3004万余円)

(126 ページ記載)

○厚生労働省

- ・報償費の執行について、裏付けとなる領収証書等の証拠書類が保存されていないなどのため、その用途等を確認できない状況となっていて、会計経理が著しく適正を欠いているもの(1件 510万円)

(225 ページ記載)

○国土交通省

- ・空港における利用者アンケート調査業務等に係る請負契約において、調査業務が履行期間内には実施されていないにもかかわらず、履行期間内に履行されたこととする虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、代金を支出していたもの(1件 1302万円)

(535 ページ記載)

○防衛省

- ・米軍普天間飛行場の代替施設の建設に伴う地質及び海象の調査業務の実施に当たり、支出負担行為をすることなく追加で業務を実施させていて、業務の経費が予算額を超える事態となっていたにもかかわらず、増額の予算措置を講じていないなど会計法令等に違反しているもの(1件 21億8000万円)

(700 ページ記載)

○独立行政法人日本貿易振興機構

- ・物品の購入等に当たり、長期間にわたり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、物品が納入されていないのに所定の検収を行わないまま適正に納入されたこととしたりするなどして、会計経理が適正を欠いているもの(1件 2654万余円)

(844 ページ記載)

○国立大学法人東北大学、国立大学法人静岡大学

- ・研究用物品の購入に当たり、教授等が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより所属する大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて別途に経理するなどして、会計法令等に違反しているもの(2件 1139万余円)

(879 ページ記載)

○国立大学法人東北大学

- ・東北大学病院手術室改修工事の実施に当たり、会計規程等に定められた契約事務を行うことなく工事を発注して、工事完了後に予定価格を設定したり、契約書を作成したりするなどして、会計事務が大学の会計規程等を逸脱して著しく適正を欠いているもの（1件 2310万円）
(882 ページ記載)

(イ) 予算経理・役務 1件 466 万余円

＜会計経理が適正を欠いているもの及び委託費の支払が過大となっているもの＞

○独立行政法人科学技術振興機構

- ・戦略的創造研究推進事業(発展研究)に係る研究費及び委託研究費の経理において、共同研究者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより機構及び所属する大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて別途に経理するなどしていたため、研究費及び委託研究費の支払額が過大となっているもの(1件 466 万余円)
(828 ページ記載)

(ウ) 工 事 4件 1億 2944 万余円

＜設計が適切でなかったもの＞

○農林水産省

- ・国営総合農地防災事業の実施に当たり、排水路に架かる農道の橋りょうの落橋防止システムを設計する際に、誤って、落橋防止構造を設置しておらず、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 1705 万余円)
(394 ページ記載)

○国土交通省

- ・空港の場周柵^{きく}強化工事の実施に当たり、補助支柱付場周柵を設計する際に、増設した補助支柱と既設支柱側とを接続する部材が補助支柱側でボルト締めすることとされており、設計が適切でなかったため、接続する部材が補助支柱から容易に外れる状態となっており、場周柵の安定が損なわれるおそれがあり、工事の目的を達していないもの(1件 9974 万余円)
(536 ページ記載)

＜積算が過大となっているもの＞

○国立大学法人千葉大学

- ・病棟の新築に伴う仕上工事の施行に当たり、コンクリート工事費等を積算する際に、表計算ソフトの操作を誤ったため直接工事費が過大となり、契約額が割高となっているもの(1件 940万円)
(894 ページ記載)

＜施工が適切でなかったもの＞

○日本銀行

- ・消火設備の設置工事の実施に当たり、消火補給水槽を据え付ける際に、耐震設計上の検討を行わないままアンカーボルトを選定するなどして、施工が適切でなかったため、地震時等における必要な機能の維持が確保されていないもの(1件 324 万余円)
(758 ページ記載)

(エ) 物 件 2 件 3 億 5534 万余円

<監督及び検査が適正でないもの>

○国土交通省

- ・ 中型回転翼航空機の調達に当たり、監督及び検査が適正でなかったため、納入された中型回転翼航空機が仕様書で要求する機能の一部を有していないなどしているのに、契約の内容に適合する給付があった旨の検査調書を作成するなどして、契約金額の全額を支払っているもの(1件 1億5574万余円) (539ページ記載)

<調達数量が適切でないもの>

○財務省

- ・ 特別弔慰金国庫債券の証券の調達に当たり、調達枚数を決定する際に請求受理件数の実績等を考慮することなく、対象件数を見積もった3年前の予定件数のみにより調達枚数を決定するなどしたため、適切でない調達枚数となっているもの(1件 1億9960万円) (171ページ記載)

(オ) 役 務 36 件 4 億 8486 万余円

<委託費の支払が過大となっているもの>

○文部科学省

- ・ 地域教育力再生プラン等及び家庭教育支援総合推進事業を委託により実施するに当たり、再委託先において、事業に従事していないのに謝金を支払ったこととしたり、消耗品を購入していないのに代金を支払ったこととしたりするなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 684万余円) (188ページ記載)
- ・ 科学技術総合研究業務に係る委託費の経理において、研究担当者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより所属する大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて別途に経理していたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 746万余円) (190ページ記載)
- ・ 情報の整理、解析等に係る委託業務の実施に当たり、部分休業制度を利用した短時間勤務の職員については給与が減額されて支給されていたのに、この減額分を委託費に反映していなかったため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 254万余円) (191ページ記載)

○厚生労働省

- ・ 地域労使就職支援事業に係る委託事業の実施に当たり、構成員である団体等に架空の領収書を発行させたり、委託事業の対象外の経費を支払ったりなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 3801万余円) (228ページ記載)
- ・ 地域求職活動援助事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から不正な支払を行いこれを別途に経理するなどしたり、委託事業の対象外の経費を支払ったりなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(23件 1億7017万余円) (231ページ記載)
- ・ 生涯職業能力開発事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託事業とは関係のない他法人が負担すべき事務所借料等の経費を含めて委託費から支払う経費を算出するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 2545万余円) (237ページ記載)

- ・緊急サポートネットワーク事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していなかった期間に係る職員の賃金を委託費から支払ったり、領収書等による支払の事実の裏付けがなく委託事業に要したとは認められない経費を精算報告書に計上したりなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 815 万余円)

(240 ページ記載)

○経済産業省

- ・企業の子育て支援策の評価体系及び企業の取組推進のための施策に関する調査研究等に係る委託契約の経理において、委託業務に従事していない者等の人件費や実際に支払っていない事業費等を委託費に含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(2件 9168 万余円)

(492 ページ記載)

○独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

- ・雇用安定事業関係業務、障害者雇用納付金関係業務等に係る委託業務の実施に当たり、委託業務の経費に架空の旅費等を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 1 億 1129 万余円)

(836 ページ記載)

<契約額が割高となっているもの>

○法務省

- ・地図等改製数値化作業を請け負わせるに当たり、作業を行わない地図の枚数を含めて予定価格を積算したため、契約額が割高となっているもの(1件 460 万円)

(128 ページ記載)

○国土交通省

- ・電気施設保全業務を請け負わせるに当たり、電気設備の日常点検に係る数量のうち1日1回実施する指示計器の数量について、指示計器等が複数個設置されるなどしている配電盤を各1面として算出すべきであるのに、誤って指示計器の個数から算出したり、平日昼間の常駐業務に係る配置人員を2名とすべきであるのに3名としたりなどしていたため、契約額が過大となっているもの(1件 1258 万余円)

(541 ページ記載)

○独立行政法人放射線医学総合研究所

- ・医療用装置の維持管理等の業務を請け負わせるに当たり、既に使用する見込みのない装置を当該業務の対象としていたため、契約額が割高となっているもの(1件 260 万余円)

(794 ページ記載)

<目的を達していない契約を行っているもの>

○厚生労働省

- ・ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載が十分でなかったり、委託業者に対する指示等についての配慮が十分でなかったりしたため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり、不経済となっているもの(1件 343 万余円)

(242 ページ記載)

(カ) 役務・補助金

1件 417 万余円

<委託費の支払が過大となっているもの及び補助事業の経理が不当なもの>

○厚生労働省

- ・小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業等の実施に当たり、領収書等による支払の事実の裏付けがない経費を含めるなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっているもの(1件 417 万余円)

(245 ページ記載)

(キ) 保険給付

4件 2億3049万余円

＜保険の給付が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・雇用保険の失業等給付金の支給決定に当たり、受給者が再就職していながらその事実を失業認定申告書に記載していなかったり、事実と相違する雇入年月日を再就職手当支給申請書に記載したりなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、314人に対する支給が適正でなかったもの(1件 7896万余円) (247ページ記載)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給決定に当たり、公共職業安定所において、受給者からの不当な要求を受け入れ、事業所に雇用された事実がないのに、雇用保険の不正なそ及適用を繰り返し行うなどしていたため、給付金が不正に支給されていたもの(1件 2294万余円) (251ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金のうち特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定に当たり、事業主が、支給申請書等において既に雇い入れている者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととしているなど、その記載内容が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、57事業主に対する支給が適正でなかったもの(1件 3965万余円) (253ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給に当たり、事業主が常用的に使用している受給権者について被保険者資格取得届の届出を怠るなどしていたのに、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったため、年金の一部又は全部の支給を停止すべきであった188人に対して支給停止の手続がとられず支給が適正でなかったもの(1件 8893万余円) (255ページ記載)

(ク) 医療費

2件 7億9778万余円

＜医療費の支払が過大となっているもの＞

○厚生労働省

- ・老人保健等における医療費の支払に当たり、医療機関及び薬局から入院基本料、入院基本料等加算、在宅医療料等の診療報酬及び調剤報酬の不適正な請求があったのに、これに対する審査点検が十分でなかったことなどのため、211医療機関及び70薬局に対する支払が過大となっていて、これに係る国の負担が不当と認められるもの(1件 7億6410万余円) (261ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払に当たり、医療機関が手術料、入院料等を誤って算定し請求していたのに、これに対する審査が十分でなかったため、183医療機関に対する支払が過大となっていたもの(1件 3367万余円) (271ページ記載)

(ケ) 補助金

710件 117億3593万余円

＜補助事業の実施及び経理が不当なもの＞

○総務省

- ・市町村合併推進体制整備事業の実施に当たり、事業の実施に要した経費が実績報告の額よりも低額であったにもかかわらず、確認を行わなかったため、補助金が過大に交付されているもの(1件 549万余円) (90ページ記載)

- ・市町村合併推進体制整備事業の実施に当たり、特別交付税が措置されている事業に係る経費を補助対象としていたため、特別交付税と重複して補助金が過大に交付されているもの(5件 4億1690万余円) (91ページ記載)
- ・情報通信格差是正事業等の実施及び経理において、補助対象経費を補助事業と単独事業との割合で案分して算定していなかったため補助金が過大に精算されていたり、テレビ会議装置を全く利用していなかったため補助の目的を達していなかったりなどしているもの(5件 1358万余円) (94ページ記載)

○文部科学省

- ・政府開発援助ユネスコ活動費補助金の経理において、各年度の補助事業期間中に使用されるものではない物品の購入に係る経費を補助事業費に含めていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 419万余円) (193ページ記載)
- ・公立学校等施設整備費補助金等の経理において、誤って、補助単価を過大に算定していたり、補助の対象とはならない工事費等を補助対象経費に含めていたりなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(9件 6254万余円) (195ページ記載)
- ・私立高等学校等経常費助成費補助金の経理において、県が私立学校に対する特別な助成をしていないため加算単価の対象とならないのに、これらの私立学校の生徒数を含めるなどして加算単価を算定していたため、補助金が過大に交付されているもの(2件 543万余円) (202ページ記載)
- ・私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)の経理において、教授等6名が業者に架空の取引を指示して虚偽の請求書等を作成させて、これにより学校法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせて別途に経理していたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 762万余円) (206ページ記載)
- ・研究拠点形成費等補助金(研究拠点形成費)の経理において、補助対象外である過年度に納入された実験用動物の購入経費を補助対象経費に含めていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 741万余円) (207ページ記載)

○厚生労働省

- ・臨床研修費等補助金の経理において、補助の対象とならない法人負担分の共済掛金、雇用保険料及び労災保険料を補助対象事業費に含めていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 877万余円) (273ページ記載)
- ・厚生労働科学研究費補助金の経理において、研究者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより研究者の所属機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなどして別途に経理していたり、補助対象経費に補助対象とは認められない経費を含めていたりなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(10件 9526万余円) (274ページ記載)
- ・医療施設運営費等補助金の経理において、国庫補助を受けて整備した建物等に係る減価償却費は補助対象事業費に含めないこととなっているのに、これを総事業費に計上するなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(1件 785万余円) (277ページ記載)

- ・保健事業費等負担金の算定において、負担金の算定対象とならないその年の2回目以降の基本健康診査の延べ受診人員数等を算定対象に含めていたり、基本健康診査の実施方法が集団検診に該当するのに、医療機関において実施された場合の基準単価を適用したりなどしていたため、負担金が過大に交付されているもの(6件 5560万余円)
(279 ページ記載)
- ・職業転換対策事業の実施に当たり、事業主が訓練計画を定めていないため指導員が訓練生に対して計画的に指導、助言を行っておらず、事業主が職場適応訓練を実施する要件を満たしていなかったことなどのため、職業転換訓練費負担金が過大に交付されているもの(1件 418万余円)
(281 ページ記載)
- ・緊急地域雇用創出特別基金事業の実施に当たり、事業を全く実施していなかったり、事業を一部実施した形跡はあるものの実際に事業に要した人件費を特定できない状況となっていたりなどしていることから、事業の実施状況及び経理が著しく適正を欠いていて、基金事業の対象とならないもの(1件 352万余円)
(283 ページ記載)
- ・在宅福祉事業費補助金の算定において、補助の対象経費から除くこととされている食材料費又は調理費の実費相当分を補助対象経費の実支出額に含めていたり、補助対象事業以外の業務を兼務していた職員の給料等を全額補助対象経費に計上したりなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(12件 4715万余円)
(284 ページ記載)
- ・児童保護費等負担金の経理において、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されているもの(48件 1億2035万余円)
(287 ページ記載)
- ・次世代育成支援対策交付金の経理において、公立保育所の延長保育促進事業の事業費を算定するに当たり、交付の対象とならない通常の開所時間内の人件費を含めていたことなどのため、交付金が過大に精算されているもの(10件 4727万余円)
(291 ページ記載)
- ・児童扶養手当給付費負担金の交付に当たり、受給者である母が、所得制限限度額以上の所得がある扶養義務者と同一の住居に居住して生計を同じくするなどして、手当を支給すべきでないのに、両者は生計を同じくしていないなどとして手当を支給していたため、負担金が過大に交付されているもの(4件 1396万余円)
(293 ページ記載)
- ・生活保護費負担金の経理において、保護を受ける世帯における就労収入等の額を過小に認定するなどして保護費の額を決定していたり、返還金等の調定額の算出が適切でなかったり、架空の保護費を国庫負担対象事業費に含めていたりしていたため、負担金が過大に交付されているもの(14件 9719万余円)
(296 ページ記載)
- ・生活保護費負担金の経理において、被保護世帯に対する医療扶助に係る通院移送費の支給に当たり、世帯主等が居住する市内の主治医の要否意見書等において、被保護者の病気は市内の病院で治療可能であるなどとしていたにもかかわらず、適切な判断を行わなかったなどのため、負担金が過大に交付されているもの(1件 1億7914万余円)
(301 ページ記載)

- ・ 障害者自立支援給付費負担金の経理において、負担金の交付対象とならない身体障害者保護費国庫負担金等の対象経費や障害者等の利用者負担額を国庫負担対象事業費に含めるなどしていたため、負担金が過大に交付されているもの(3件 1373 万余円)
(305 ページ記載)
- ・ 障害者医療費国庫負担金の算定において、負担金の対象とならない時期に行われた更生医療の経費を国庫負担対象事業費に含めていたため、負担金が過大に交付されているもの(1件 524 万余円)
(307 ページ記載)
- ・ 介護保険の普通調整交付金の算定において、所得段階別の第1号被保険者数の算出期日を誤って普通調整交付金交付割合を過大に算出していたため、交付金が過大に交付されているもの(1件 168 万余円)
(308 ページ記載)
- ・ 国民健康保険の療養給付費負担金の交付に当たり、市町村において、そ及して退職被保険者等となった者に係る医療給付費を一般被保険者に係る医療給付費から控除していなかったり、基礎資料からの転記を誤り一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定したりなどしていたため、負担金が過大に交付されているもの(31件 19 億 2693 万余円)
(310 ページ記載)
- ・ 国民健康保険の財政調整交付金の交付に当たり、市町村において、調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、老健拠出金を過大に算定したりなどしていたため、交付金が過大に交付されているもの(437件 68 億 4271 万余円)
(315 ページ記載)
- ・ 技能向上対策費補助金の経理において、補助事業とは関係のない法人が負担すべき事務所借料等の経費の一部や補助事業とは関係のない懇親会に係る飲食費等の経費を補助対象経費に含めるなどしていたため、補助対象経費が過大に精算されているもの(3件 3135 万余円)
(333 ページ記載)

○農林水産省

- ・ ため池等整備事業の実施に当たり、洪水吐ゲート等を操作する操作盤をアンカーボルトと座金付ナットで基礎コンクリートに固定する際に、アンカーボルトのねじ部の先端が座金付ナットの上面から突き出ていることからアンカーボルトと座金付ナットが完全にはかみ合っておらず、施工が設計と相違していたため、地震時における操作盤の機能の維持が確保されていない状態になっているもの(1件 275 万余円) (397 ページ記載)
- ・ 新農業水利システム保全対策事業の実施に当たり、事業計画に記載された地区において行うとしていた用水路の改修工事等を全く実施しておらず、補助事業の一部が実施されていないもの(1件 346 万余円)
(399 ページ記載)
- ・ 地域防災対策総合治山事業の実施に当たり、盛土工の^{のり}法面^{こう}勾配を設計する際に、現場条件のみを考慮して急勾配としていて、設計が適切でなかったため、降雨等により盛土法面が崩壊するおそれがあり、工事の目的を達していないもの(1件 265 万余円)
(400 ページ記載)
- ・ 森林環境保全整備事業等の実施に当たり、森林所有者が自ら又は他の林業者に請け負わせて作業を実施していることから、実質的な事業主体は森林所有者であるにもかかわらず、森林組合が事業主体であるとして補助金の交付申請を行っていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 1713 万余円)
(403 ページ記載)

- ・家畜共済損害防止事業の実施に当たり、交付決定時の交付対象事業費どおりに事業を実施したこととするために、牛の健康検査等を行うために獣医師が使用する自動車の使用料を、実際の走行距離を把握しないで、交付決定時の交付対象事業費等から算出した走行距離を用いて過大に算定していたため、交付対象事業費が過大に精算されているもの(1件 980 万余円) (405 ページ記載)
- ・食生活健全化・食料消費改善対策事業等の実施に当たり、消費税の申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金等の額が確定した場合に、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(4件 2790 万余円) (406 ページ記載)
- ・農業用施設災害復旧事業の実施に当たり、ブロック積擁壁について土圧による滑動等に対する安全性の検討を行う際に、擁壁背後の地形が擁壁の天端から上方に勾配のある傾斜地となっているのに、これを水平であるとして安全性を検討していて、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 585 万余円) (410 ページ記載)
- ・中山間地域総合整備事業の実施に当たり、ブロック積擁壁について土圧による転倒等に対する安定計算を行う際に、擁壁背後の地形が擁壁の天端から上方に勾配のある傾斜地となっているのに、これを水平であるとして擁壁に作用する土圧を算定していて、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 195 万余円) (411 ページ記載)
- ・食料産業クラスター推進事業等の実施に当たり、補助の対象とならない定例の役員会等の経費を補助対象事業費に含めるなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(1件 699 万余円) (413 ページ記載)
- ・林道施設災害復旧事業の実施に当たり、排水施設工を設計する際に、流水等を安全に流下させることについての検討が十分でなく、設計が適切でなかったため、流水等が林道の路体内部へ浸透することにより路体の土砂が流出するなど林道としての機能を損なうおそれがあり、工事の目的を達していないもの(1件 204 万余円) (415 ページ記載)
- ・予防治山事業の実施に当たり、三面張り流路工の床固工を設計する際に、下流法勾配等を重力式治山ダムの断面に準じて決定すべきであるのに、誤って治山ダムの水叩き工の垂直壁に準じて決定していて、設計が適切でなかったため、床固工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 240 万余円) (418 ページ記載)
- ・集落営農育成・確保緊急支援事業の実施に当たり、集落リーダーが行ったとしていた集落営農組織の設立に向けた活動の一部が実施されていないもの(1件 241 万余円) (420 ページ記載)
- ・経営体育成基盤整備事業の実施に当たり、法面保護工の設計を変更する際に、盛土法面が安定な勾配を確保できない場合に該当することから擁壁工、補強土壁工等の工法を選定する必要があったのに、安定な勾配を確保できる場合に施工する工法である編柵工を選定していて、設計が適切でなかったため、法面が崩壊しており、工事の目的を達していないもの(1件 206 万余円) (422 ページ記載)
- ・強い農業づくり交付金による農業・食品産業強化対策整備事業の実施に当たり、交付金の額を算出する際に、交付の対象とならない施設の工事費を含めるなどして交付金の額を算定していたため、交付金が過大に交付されているもの(1件 1000 万余円) (424 ページ記載)

- ・経営体育成基盤整備事業の実施に当たり、防護柵^{さく}として設置したネットフェンスの設置位置を誤ったため、ネットフェンスが障害となり、魚類観察のために魚道上に設置したグレーチング上に立ち入ることができない状態となっていて、補助の目的を達していないもの(1件 646 万余円) (425 ページ記載)
- ・にっぽん食育推進事業の実施に当たり、補助の対象とならない最新医療の情報イベントに係る経費を補助対象経費に含めるなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されていたり、消費税の申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定した場合に、その金額を返還しなければならないのに返還していなかったりしているもの(1件 452 万余円) (427 ページ記載)
- ・食品リサイクル促進技術開発事業の実施に当たり、本件技術開発に必要な機械装置の購入費を補助の対象に含めるなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(1件 288 万余円) (429 ページ記載)
- ・国産稲わら等確保促進事業の実施に当たり、補助対象数量を実績数量ではなく補助金交付申請書に記載された計画数量で算定していたり、補助対象数量に畜産農家等への販売の事実がない稲わら等の数量を含めていたりなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(2件 819 万余円) (430 ページ記載)
- ・地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業の実施に当たり、本件事業のために使用されたと確認できない経費等を補助対象事業費に含めるなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(1件 171 万余円) (432 ページ記載)
- ・緑の雇用担い手対策事業の実施に当たり、林業の就業経験が通算2年未満などとされている研修生としての資格要件を満たしていない者を助成対象に含めていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 305 万余円) (434 ページ記載)
- ・海外漁業協力効率化促進事業の実施に当たり、補助の対象とならない賞与、住宅手当等を賃金に含めていたり、従事実績に基づかずに賃金を算出したりして補助事業費を算定していたため、補助金が過大に交付されるなどしているもの(1件 236 万余円) (435 ページ記載)
- ・国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしているもの(12件 2億6530 万余円) (437 ページ記載)
- ・国庫補助金を原資とする沿岸漁業改善資金の貸付けにおいて、借受者が、貸付対象の機器等をほとんど沿岸漁業以外の経営に使用していたり、貸付決定前に機器等の引渡しを受けていたりなどしていて、貸付けが補助の目的に沿わない結果となっているもの(5件 1868 万余円) (442 ページ記載)

○経済産業省

- ・特定大学技術移転事業の実施に当たり、消費税の申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していなかったり、補助事業以外の業務に従事していた時間数を含めて人件費を算定していたため、補助対象事業費が過大に精算されていたりしているもの(5件 1213 万余円) (495 ページ記載)

- ・地域新規産業創造技術開発費補助金等の経理において、補助事業により取得した機械装置を無断で目的外に使用したり、補助金の交付決定前の発注に係る経費を補助の対象としたりなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されるなどしているもの(8件 4603 万余円) (497 ページ記載)
- ・電源立地地域対策交付金事業の実施に当たり、消波ブロックを用いた既設離岸堤の堤長を延ばす際に、延ばした離岸堤の高さが不足していて、施工が設計と相違していたため、来襲する波を防ぐための所要の堤体断面が確保されておらず、工事の目的を達していないもの(1件 450 万円) (503 ページ記載)

○国土交通省

- ・みなと振興交付金事業の実施に当たり、市が貸し付けているふ頭用地に建設されていた倉庫の移転補償について、この貸付けが国土交通大臣の認可を受けられないものであったことから、交付金事業の対象とならないもの(1件 1733 万余円) (544 ページ記載)
- ・道路改築事業等の実施に当たり、橋りょうの落橋防止システムを設計する際に、誤って、変位制限構造と落橋防止構造を兼用することとしたり、落橋防止構造を設置しなかったりして、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(5件 4594 万余円) (545 ページ記載)
- ・土地区画整理事業等の実施に当たり、支障となる水道管等の移設補償費を算定する際に、財産価値の減耗分を控除しなければならないのに、誤って、これを控除していないなどしていたため、補償費が過大となっているもの(2件 609 万余円) (551 ページ記載)
- ・下水道事業等の実施に当たり、工事の全部又は一部を他の地方公共団体等に委託して施行する場合等は、当該委託費等の額に事務費率を乗じて得た額の2分の1を控除して事務費補助限度額を算定することとなっているのに、誤って、これを控除していなかったため、補助金が過大に交付されているもの(4件 2370 万余円) (553 ページ記載)
- ・まちづくり交付金による地域生活基盤施設事業の実施に当たり、練石積工を施工する際に、石材とコンクリートが一体化しておらず通行者等に対する安全性が確保されていなかったり、コンクリートが石材の表面付近まで露出していて周囲の景観に配慮されていなかったりなどして、施工が設計と相違していたため、工事の目的を達していないもの(1件 351 万余円) (556 ページ記載)
- ・シルバーハウジング・プロジェクトによる公営住宅整備事業の実施に当たり、高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所に、福祉サービスを提供するライフサポートアドバイザーが相談所の管理開始当初から派遣されなかったため、整備目的に沿った利用がされておらず、補助の目的を達していないもの(1件 1146 万余円) (558 ページ記載)
- ・住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の実施に当たり、護岸等を保護するためのコンクリートブロックを設計する際に、護岸側ブロックと中央部ブロックとを一体の構造としておらず、設計が適切でなかったため、流水による河床の洗掘に対応できない構造となっていて、護岸等に損傷が生ずるおそれがあり、工事の目的を達していないもの(1件 781 万余円) (560 ページ記載)

- ・災害復旧事業の実施に当たり、床版補強工を設計する際に、橋りょうの床版下面の鉄筋に生ずる引張応力度が応力計算上安全とされる範囲に収まっていないのに、誤って、安全であるなどとしていて、設計が適切でなかったため、床版の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 2098 万余円) (562 ページ記載)
- ・港湾改修事業の実施に当たり、スイングゲートを設計する際に、波浪による波力が作用することとして各部材の応力計算を行った上でその構造を決定すべきであるのに、応力計算を行っておらず、設計が適切でなかったため、スイングゲートの所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 119 万余円) (564 ページ記載)
- ・災害復旧事業の実施に当たり、擁壁を設計する際に、恒久的に供用される構造物であるのに、誤って、腹起し材について仮設構造物に適用される許容曲げ応力度を用いて、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 4665 万余円) (567 ページ記載)
- ・街路事業の実施に当たり、橋りょうの基礎杭とフーチングとの結合部を設計する際に、杭外周部と補強鉄筋との溶接部の応力計算を正しい値により行っていなかったり、施工において、溶接長及び脚長が不足している箇所が相当数見受けられたりなどとしていて、設計及び施工が適切でなかったため、橋りょう等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 1 億 7725 万余円) (569 ページ記載)
- ・道路改築事業の実施に当たり、橋台の胸壁の配筋図を作成する際に、誤って、斜引張鉄筋について設計計算で安全とされていた鉄筋より細い径の鉄筋を配置することとしていて、設計が適切でなかったため、橋台の胸壁等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 2 億 1274 万余円) (572 ページ記載)
- ・空港整備事業の実施に当たり、建物等の移転補償に要する費用のうち、営業補償費及び工作物の移転料の算定が適切でなかったため、補償費が過大となっているもの(1件 620 万余円) (574 ページ記載)
- ・国庫補助事業に係る事務費の執行に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしているもの(12件 2 億 9069 万余円) (576 ページ記載)

○環 境 省

- ・浄化槽設置整備事業の経理において、架空の浄化槽設置工事に対して補助事業者が交付した助成金を補助対象事業費に含めていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 428 万余円) (690 ページ記載)
- ・廃棄物処理施設整備事業の実施に当たり、仕様書で定めた設備能力についての確認が十分でないまま施設の引渡しを受けたことなどのため、ごみ処理施設及び発電施設がいずれも所期の機能を発揮できず、補助の目的を達していないもの(1件 2 億 4793 万余円) (691 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理において、学校法人から提出された算定資料に、補助金の額の算定対象とならない学生や専任教員等の数が含まれるなどしていたのに、この資料に基づいて補助金の額を算定したため、補助金が過大に交付されているもの(5件 4300 万余円) (754 ページ記載)

- 独立行政法人情報通信研究機構
- ・通信・放送新規事業助成事業の実施に当たり、事業の一部について外注費の額を減額して支払っているなどして、実績報告書の事業費より低額で実施されていたため、助成対象事業費が過大に精算されているもの(1件 403 万余円) (792 ページ記載)
- 独立行政法人農畜産業振興機構
- ・国産稲わら等確保促進事業の実施に当たり、補助対象数量に畜産農家等への販売の事実がない稲わら等の数量を含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 754 万余円) (817 ページ記載)
- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・地域新エネルギー導入促進事業の実施に当たり、他の補助事業で設置したごみ処理施設から供給される燃料ガスを主燃料とする発電施設が、燃料ガスの流量、組成等が発電に適さなかったために稼働することができず、補助の目的を達していないもの(1件 5475 万余円) (825 ページ記載)
- 独立行政法人日本学術振興会
- ・科学研究費補助金の経理において、研究代表者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより所属する大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて別途に経理していたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 429 万余円) (832 ページ記載)
- (ロ) 貸付金 7件 4069 万余円
- ＜貸付金の経理が不当なもの＞
- 経済産業省
- ・小規模企業者等設備導入資金の貸付けにおいて、借主が、貸付対象設備の代金のうち貸付金相当額を所定の期限までに購入先に支払っていなかったり、設備を貸付対象事業費より低額で設置したりなどして、これに係る国の貸付金相当額が貸付けの目的に沿わない結果となっているもの(6件 3459 万余円) (505 ページ記載)
- 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- ・観光関連産業振興資金の貸付けにおいて、借入者が貸付対象である船舶のエンジンを購入しておらず、事業が実施されていないもの(1件 610 万円) (872 ページ記載)
- (サ) 不正行為 22件 6640 万余円
- ＜現金が領得されたもの＞
- 外務省
- ・在外公館の職員が、資金前渡官吏の補助者として支払等の事務に従事中、工事代金や航空券代等を支払うために振り出された小切手を現金化するなどした前渡資金を領得したもの(1件 1191 万余円) (141 ページ記載)
- 厚生労働省
- ・公共職業安定所の職員が、雇用保険の給付等の事務に従事中、端末装置を使用して、架空の雇用保険被保険者の失業等給付金のデータの入力を行うなどして、自ら開設した架空の被保険者名義の金融機関口座等に振り込ませて、失業等給付金を領得したもの(1件 1511 万余円) (335 ページ記載)

- ・ 社会保険事務所等の職員が、厚生年金保険の被保険者資格の確認等の事務に従事中、社会保険オンラインシステムの端末装置を使用するなどして、親族の年金を不正に増額して、親族名義の金融機関口座に振り込ませるなどして、厚生年金保険の老齢年金等を領得したもの(19件 2634 万余円) (335 ページ記載)

○国土交通省

- ・ 河川事務所の職員が、分任支出負担行為担当官の補助者として物品の発注等の事務に従事中、虚偽の支出関係書類を作成して、架空の支払額の一部に相当する額の金券を受け取るなどして、国に損害を与えたもの(1件 1303 万余円) (582 ページ記載)

(シ) その他

5件 1億 1103 万余円

<交付税の交付が不当なもの>

○総務省

- ・ 特別交付税の措置の対象となる地理情報システム導入に要する経費の算定に当たり、国庫補助金が充当されている事業費部分は特別交付税算定の対象外であるのに、これを含めて計算していたため、特別交付税が過大に交付されているもの(1件 2837 万余円)

(98 ページ記載)

<介護給付費の支払が適切でないもの>

○厚生労働省

- ・ 介護保険の介護給付費の支払に当たり、介護サービスを提供する事業者において、サービス提供時間に対応した所要時間区分により介護報酬を算定していなかったり、医療法等に定められている医師の員数に満たないのに所定の減算をしていなかったりなど不適切な請求があったのに、これに対する審査点検が十分でなかったことなどのため、14 事業者に対する支払が適切でなく、これに係る国の負担が不当と認められるもの(1件 5378 万余円)

(338 ページ記載)

<助成金の支給が適正でなかったもの>

○独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

- ・ 高齢者等共同就業機会創出助成金の支給決定に当たり、事業主が、支給申請書等において支給申請日までに雇用保険の被保険者を雇い入れたこととしていたり、事実と相違する領収書を添付していたりなど、その記載内容が事実と相違していたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、3 事業主に対する支給が適正でなかったもの(1件 1018 万余円)

(841 ページ記載)

○独立行政法人雇用・能力開発機構

- ・ 中小企業基盤人材確保助成金の支給決定に当たり、事業主が、支給申請書等において過去3年間に事業主の企業に勤務したことがある者を新たに雇い入れたこととしているなど、その記載内容が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、8 事業主に対する支給が適正でなかったもの(1件 1469 万余円)

(854 ページ記載)

<助成金の交付が不当なもの>

○独立行政法人国際交流基金

- ・ 日米センター助成事業における助成金の額の確定に当たり、領収書の原本により事実を確認することなく額の確定を行っていて、助成対象額の審査が適切でなかったため、助成金の交付が不当と認められるもの(1件 400 万円)

(823 ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの

(計 17 件 180 億 6350 万余円)

省庁又は団体名	不正行為	その他	計
内閣(人事院)	1 ^件		1 ^件
国土交通省	1		1
中小企業金融公庫		2	2
日本郵政公社	12		12
国立大学法人筑波大学	1		1
計	15	2	17

(ア) 不正行為

15 件 2 億 4757 万余円

<現金等が領得されたもの>

○内閣(人事院)

- ・職員が、会議室に保管中のノート型パーソナルコンピュータを領得したもの(1 件 186 万余円) (84 ページ記載)

○国土交通省

- ・河川国道事務所の職員が、電力ケーブルの更新を行う設備工事の監督員として監督業務に従事中、埋設管路内に存置することとされていた旧電力ケーブルの撤去及び売却を無断で請負業者に指示して、その売却代金の一部を領得したもの(1 件 127 万余円) (582 ページ記載)

○日本郵政公社

- ・郵便局の職員が、窓口端末機を不正に操作して払い出した郵便貯金預入金や郵便貯金貸付金、預金者から預かった貯金証書等を使用して払戻しの手続を行い交付を受けた郵便貯金払戻金等を領得したもの(12 件 2 億 2401 万余円) (769 ページ記載)

○国立大学法人筑波大学

- ・附属学校教育局の職員が、光熱水料の受領及び預入れ等の事務に従事中、建物の一部を貸与している団体等から光熱水料として受領した預り金等を領得したもの(1 件 2041 万余円) (893 ページ記載)

(イ) その他

2 件 178 億 1593 万余円

<保険の引受けが適切でなかったもの>

○中小企業金融公庫

- ・中小企業信用保険事業の実施に当たり、2 信用保証協会において、受け取る保険金の額が多くなるよう中小企業信用保険法等に違反してし意的に保険種類の選択を行っていたのに、これに対する確認が適切でなかったため、そのまま保険を引き受けているもの(2 件 178 億 1593 万余円) (747 ページ記載)

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項

「意見を表示し又は処置を要求した事項」として計 53 件掲記した。

ア 会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項

29 件

(ア) 適宜の処置を要求したもの

4 件

○国会(衆議院)

・衆議院赤坂議員宿舎整備等事業契約における消費税の取扱いについて

衆議院は、議員宿舎の建設、維持管理、運営支援等を目的とする PFI 事業を事業者と契約を締結して実施しており、サービス対価の総額に 100 分の 5 を乗じた消費税相当額を契約金額に含めて契約金額としている。このうち、施設購入費は 25 年にわたり年 2 回の割賦支払となっていて、事業契約に基づいて支払う割賦金利は、施設購入費の割賦元本を分割して支払うことによる利子相当額と認められる。しかし、割賦金利の金額を契約書に明示するなど、割賦金利が消費税法に定める課税されない利子等に該当するように事業契約を定めていれば、割賦金利に係る消費税相当額を支払う必要はないのに、これを契約金額に含めて支払を継続している事態は適切とは認められない。したがって、衆議院において、事業の支払額の節減を図るために、契約相手方と協議の上、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの処置を講ずる要がある。

(1 件 指摘金額 3 億 4601 万円)

(79 ページ記載)

○財務省

・公務員宿舎赤羽住宅(仮称)整備事業等契約における消費税の取扱いについて

財務省の関東、東海、近畿各財務局は、公務員宿舎の建設、維持管理等を目的とする PFI 事業を事業者と契約を締結して実施しており、サービス対価の総額に 100 分の 5 を乗じた消費税相当額を契約金額に含めて契約金額としている。このうち、建設費相当分は年 1 回の割賦支払となっていて、事業契約に基づいて支払う割賦金利は、建設費相当分の割賦元本を分割して支払うことによる利子相当額と認められる。しかし、割賦金利の金額を契約書に明示するなど、割賦金利が消費税法に定める課税されない利子等に該当するように事業契約を定めていれば、割賦金利に係る消費税相当額を支払う必要はないのに、これを契約金額に含めて支払を継続している事態は適切とは認められない。したがって、各財務局において、事業の支払額の節減を図るために、契約相手方と協議の上、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの処置を講ずる要がある。

(1 件 指摘金額 7977 万円)

(175 ページ記載)

○防衛省

・廃電池の管理について

海上自衛隊は、潜水艦救難母艦等に搭載されている深海救難艇等に電力を供給するために銀電池を使用している。そして、その廃電池から粗銀を回収して、この粗銀を精製したものを銀電池製作時の官給品として使用し、5 か年分の官給所要量を超えた廃電池については、年度処分計画を定めて売り払うこととしている。しかし、年間の官給所要量から推計すると、銀は約 10 か年分に相当する量を、また、廃電池から回収が見込まれる

粗銀は約17か年分に相当する量をそれぞれ保管していて、5か年分の官給所要量を超えているにもかかわらず、廃電池の売払いが行われていない事態が見受けられた。したがって、海上自衛隊補給本部において、銀及び廃電池の保管状況を勘案した銀回収サイクルを十分に検討した上で、5か年分の官給所要量を超える廃電池について全体保管数を対象とした処分計画を作成するなどして、これらの廃電池を速やかに売り払う処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 9億8060万円)

(704ページ記載)

○成田国際空港株式会社

・空港施設用地及び航空保安施設用地の貸付契約の有償化について

成田国際空港株式会社が所有する空港施設用地等の土地の貸付けについては、同会社の規程に基づき適正な対価によることとされている。しかし、同会社は新東京国際空港公団が国の官署と無償の貸付契約を締結していた土地を同会社設立後も引き続き無償で貸し付けていたり、平成16事業年度以降に新規に国の官署と無償の貸付契約を締結していたりして、同会社の規程に適合したものとはなっていない事態が見受けられた。したがって、成田国際空港株式会社において、無償の貸付契約の有償化に向けて、借受者である国の官署と速やかに協議を行うなどして、貸付契約を同会社の規程に適合したものとすることを要がある。

(1件 指摘金額 9966万円)

(775ページ記載)

(イ) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

4件

○厚生労働省

・生活保護事業の実施における詐取等の事態の防止について

生活保護の実施に当たり、福祉事務所において、保護費等の支給事務等が適正に行われていなかったために現業員等による詐取等が発生して、その再発防止対策についても十分でなかったり、詐取等が発生していない福祉事務所においても同様に、事務処理が適正に行われていなかったりしている事態が見受けられた。また、厚生労働省において、現業員等による詐取等について直ちに報告を受ける体制が執られていなかったり、現業員等による詐取等に係る保護費等が国庫負担の対象とならないよう負担金の精算方法を明確にしていなかったりなどしている事態が見受けられた。したがって、厚生労働省において、詐取等を防止するために、事業主体における内部統制を十分機能させることなどにより保護費の支給事務等を適正に実施させるとともに、詐取等に係る事案の把握体制や負担金の精算方法等について整備するなどの処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 1億4237万円)

(342ページ記載)

○環 境 省

・浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の実施について

環境省は、市町村が浄化槽設置整備事業又は浄化槽市町村整備推進事業を行った場合に、国庫補助金等を交付している。これらの事業について、設置された浄化槽が使用されておらずその効果が発現していない事態、事業実施年度の前年度以前に既に設置が済んでいる浄化槽を補助対象としている事態、設置された浄化槽が法定検査を受検しておらず適正に設置及び維持管理されているか確認ができていない事態が見受けられた。し

たがって、環境省において、設置した浄化槽の効果を早急に発現させるとともに、浄化槽が適正に維持管理されているか確認して、併せて浄化槽の使用開始期限等を要綱等に明記して、法定検査を受検しているか確認する体制を市町村が整備するよう指導するなどの処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 38億4728万円)

(693ページ記載)

○防衛省

・部隊発注工事により取得した財産の国有財産台帳等への記録について

海上自衛隊が部隊発注工事により取得した情報・通信設備等の財産について、部隊発注工事により新たに取得した財産を国有財産台帳等に記録して管理すべきであることについての認識が十分でなかったことなどのため、国有財産法又は物品管理法に従った国有財産台帳等への記録が行われていないなどの事態が見受けられた。したがって、海上自衛隊において、国有財産台帳等に記録されていない国有財産等を国有財産台帳等に正確に記録するために必要な措置を講じ、また、部隊発注工事により今後取得する財産について適切な管理を行うために国有財産台帳等への正確な記録が確実にされる体制を整備する必要がある。

(1件 指摘金額 12億9759万円)

(709ページ記載)

○国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫

・統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営について

平成20年10月1日に統合して株式会社日本政策金融公庫となる国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は、それぞれの住宅規則等に基づき、所有住宅又は借上住宅を職員住宅として職員に貸与している。しかし、職員住宅の管理運営等が公庫ごとに行われていることなどのため、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の所有住宅に1年以上の空室があるにもかかわらず、別途、借上住宅を職員に貸与している事態が見受けられた。したがって、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫において、所有住宅に空室がある場合は当該所有住宅への入居を最優先することとして借上住宅の速やかな削減を図り、また、各公庫において、職員住宅の入居状況等の情報を共有するなどして各公庫が現在保有する所有住宅を全体で有効活用することを検討して、統合の効果の発現を期する必要がある。

(1件 指摘金額 5668万円)

(742ページ記載)

(ウ) 是正改善の処置を求めたもの

21件

○内閣府(内閣府本府)

・沖縄振興計画推進調査委託費等による調査・検討業務の委託契約等について

内閣府沖縄総合事務局は、沖縄振興計画推進調査委託費等により調査・検討業務を実施している。このうち委託契約により実施しているものについては、業務の実施過程を明らかにして、業務の完了後は精算報告書等に基づいて契約額の精算を行っている。一方、請負契約により実施しているものについては、委託契約と業務の内容及び調査方法に差異がないのに、業務の実施過程が把握されておらず、業務の完了後に契約額の精算が行われていない事態は適切とは認められない。したがって、内閣府沖縄総合事務局において、委託費により行う調査・検討業務の実施に当たっては、業務の実施過程を把握

して、その実績に基づいて業務の完了後に契約額の精算を行う処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 8688万円)

(85ページ記載)

○総務省

- ・地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置の利用状況について

テレビ会議装置について、平成14年の会計実地検査においてその利用が低調な事態等が見受けられたので、本院が指摘したところ、14年10月に総務省は事業主体に対して需要を的確に把握することを周知徹底するなどの改善の処置を講じた。しかし、その後の状況について検査したところ、これまでに整備されたテレビ会議装置の利用状況は全般的に極めて低調で事業目的が達成されていなかった。このため、テレビ会議装置の需要は限定的なものと同認められ、テレビ会議装置の整備費を補助の対象とすることは適切とは認められず、総務省はテレビ会議装置の整備費を原則として補助の対象から除外するなどの処置を講じている。したがって、総務省において、これらの処置がより実効あるものとなるよう事業主体向け補助事業実施マニュアルを早急に改訂するなどの処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 2億3229万円)

(99ページ記載)

○法務省

- ・刑事施設における医薬品の調達について

刑務所、拘置所等の刑事施設は、診療所等として被収容者に対する診療を行うために多額の医薬品を調達している。医薬品の調達に当たり、これを随意契約で行っていたり、取得請求書に商品名を記載して調達品目が限定されたりしていたために、調達額が割高となっている事態が見受けられた。したがって、法務省において、会計法令に基づき原則として一般競争入札による契約を行うとともに、医師が医療上の必要により特定の医薬品を使用する場合以外は、同等品を含めて医薬品を広く選定できる方法を採用することなどの処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 1億3559万円)

(130ページ記載)

○国土交通省

- ・下水道のシールド工法で使用するセグメントの材料単価の決定について

国庫補助事業に係る下水道の管きょ築造工事におけるセグメントの材料単価の決定に当たり、特別調査を行うことにより製造原価等の調査が可能であり、実勢の価格により近い経済的なものとする事ができるのに、事業主体である県市において、製造会社からの見積りを基に決定していて、材料費の積算額が過大となっている事態が見受けられた。したがって、国土交通省において、各都道府県等に対して、セグメントの材料単価の決定に当たっては、特別調査を活用するなどして、より実勢の価格に近づけるための検討を十分に行い、適切な積算を行うよう助言するとともに、この旨が各都道府県等管内の関係各機関等に周知徹底され、適切な工事費の積算が行われることの処置を講ずる必要がある。

1 件	
指摘金額	2 億 9847 万円
背景金額	39 億 4539 万円
(近似する標準セグメントがなかったセグメントの材料費の積算額に係る国庫補助金相当額)	

(583 ページ記載)

・地盤改良工事の設計について

国土交通省及び各県は、地盤改良工事の設計に当たり、施工現場が民家に隣接するなど周辺環境等に配慮する必要がある場合に、地盤改良材に発じん抑制型のセメント系固化材を使用してスタビライザ等により地盤改良材と軟弱土を混合する工法で設計している。しかし、国土交通省が積極的な活用を進めている新技術の中には、発じん抑制型のセメント系固化材よりも安価な一般軟弱土用のセメント系固化材を使用しても、粉じんの発生を抑制できる移動型土質改良用機械による工法があり、この工法によると地盤改良工費が安価となる場合があるのに、経済比較等の検討を十分行っておらず、経済的な設計となっていない事態が見受けられた。したがって、国土交通省において、粉じんの発生を抑制する必要がある地盤改良工事の実施に当たり、工法の選定を適切なものとして経済的な設計を行うことなどの処置を講ずる要がある。

(1 件 指摘金額 2750 万円)

(587 ページ記載)

・調査等業務における交通船等の借上費に係る船員数の積算について

国土交通省は、港湾整備事業における港湾施設の設計等に先立って、国の直轄事業又は補助事業として、土質調査、測量等の調査等業務を実施している。調査等業務において調査技師が乗船する交通船等の借上費の積算に当たっては、国土交通省港湾局が制定した「港湾請負工事積算基準」等において、計2名の船員が乗船することとして算定することなどとされている。しかし、調査等業務においては、交通船等に実際に乗船している船員数は1名となっているものが多数を占めており、その主な作業内容は調査技師の指示に従って岸壁と海上の調査現場の間を移動するための操船作業となっていて、積算基準が実態を反映していない事態が見受けられた。したがって、国土交通省において、調査等業務で使用する交通船等について、作業の実態に合わせて積算基準を改め、国土交通省及び港湾管理者等が積算を適切に行うことができるよう処置を講ずる要がある。

(1 件 指摘金額 9910 万円)

(592 ページ記載)

・トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定について

国土交通省及び各県は、トンネル工事における粉じん対策として集じん機を使用しており、集じん機の機種及び規格については、トンネルの規模等から処理容量を算出するなどして選定している。集じん機の機種にはフィルタ式と電気式があり、フィルタ式の集じん機を選定している工事の中には、損料が安価で電力使用量が少ないなどのため運転経費が安価となる電気式の集じん機を選定できるのに、経済比較等の検討を十分行っておらず、経済的な設計となっていない事態が見受けられた。したがって、国土交通省に

において、トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定に当たり、近年の電気式集じん機の普及等を考慮するなどして、フィルタ式と電気式との比較検討を適切に実施して経済的な設計を行うことなどの処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 1億8170万円)

(596ページ記載)

○防衛省

・専用サービス契約における高額利用割引の適用について

防衛省は、全国に所在する部隊等の中でデータ及び音声通信を行うために、NTT各社が契約約款に基づき提供する専用サービスを利用しており、各自衛隊ごとにNTT各社から高額利用割引の適用を受けていた。しかし、専用サービスの高額利用割引制度においては、割引対象基本額のうち高額の部分ほど高い割引率が適用されることから、各自衛隊ごとに割引の適用を受けるよりも、防衛省全体で割引の適用を受けることとすれば、専用料をより節減することが可能であると認められる。したがって、防衛省において、防衛省全体でNTT各社から高額利用割引の適用を受けることとする必要がある。

(1件 指摘金額 5780万円)

(713ページ記載)

・陸上自衛隊の会計業務システムの運用について

陸上自衛隊は、駐屯地における会計業務の効率化及び合理化を図るために、35駐屯地に所在する会計隊に会計業務システムを導入している。会計業務システムは、駐屯地に所在する会計隊が契約、支払等のデータを端末から入力して、機器に蓄積されたデータから、関係帳簿及び帳票を作成するものである。しかし、会計業務システムを使用して行うべき会計業務が同システムの運用及び管理のための要領に規定されていないことなどから、端末が会計業務に使用されていないか、データを端末から入力していないために機器にデータが蓄積されていないかなどして、会計業務システムが利用されていない事態が見受けられた。したがって、陸上自衛隊において、会計業務システムの機器についてその必要性の再検討を行い、陸上幕僚監部において、会計業務システムの運用及び管理のための要領に会計業務システムを使用して行う会計業務を明確に規定するなどの処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 1億1400万円)

(716ページ記載)

○日本中央競馬会

・有料駐車場の運営について

日本中央競馬会は、有料駐車場の運営に当たり、駐車場用地等を随意契約により関連公益法人に貸し付ける賃貸方式を一部を除いて採用している。関連公益法人が競馬会に対して支払う貸付料に比べて多額の駐車場利用料金を収受して収入としているのに、競馬会が有料駐車場用地等の貸付料を実情に沿って見直したり、駐車場内の車両整理等の業務を外部に委託することにより自ら運営を行う委託方式を採用したりすることについて十分な検討を行うことのないまま賃貸方式を続けている事態が見受けられた。また、駐車場の運営という業務内容からみて、関連公益法人と随意契約を締結する合理的な理由があるとは認められない。したがって、日本中央競馬会において、有料駐車場運営業務の実態、関連公益法人が収入としている駐車場利用料金、運営業務に要する経費を勘案

して、賃貸方式による場合であっても競争契約として貸付料を見直したり、委託方式にする場合には競争契約によることとして、併せて駐車場利用料金を自らの収入としたりする処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 7億9163万円)

(761ページ記載)

○日本郵政株式会社

・パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の購入について

日本郵政株式会社は、マイクロソフト社製ソフトウェアの使用権を日本郵政公社から承継して自ら使用するほか、日本郵政グループ各社にも使用させている。これらの使用権の大半は、GEAと呼ばれる政府機関向けの購入方法によって購入されており、GEAには、購入したソフトウェアの新バージョンが通常3年間の契約期間中に発売された場合、これを使用する権利(SA)が含まれている。そして、SAを行使できる期間は使用権の契約更新により延長できるが、これに要する費用は使用権をGEAにより新規に購入するよりも安価となっている。しかし、日本郵政公社において、ソフトウェアの使用権の内容を十分に把握していなかったことなどのため、平成14年3月にGEAにより購入した使用権の契約期間が満了する17年3月に契約の更新を行わず、17、18年度に新規にGEAによりソフトウェアを購入したため不経済となっているなどの事態が見受けられた。したがって、日本郵政株式会社において、使用権の内容を十分に把握して日本郵政グループ各社にも周知を図るとともに、ソフトウェアを中長期的に使用した場合の経済性を検討する体制を整えるなどの処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 9011万円)

(785ページ記載)

○独立行政法人農業生物資源研究所

・農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステム運用支援業務等の労務費の積算について

独立行政法人農業生物資源研究所は、統合データベースシステムの運用支援業務等に係る労務費の積算に使用するシステムエンジニアの時間単価について、当該業務はすべて生命情報科学の高度な専門性を必要とするとして、市販の積算参考資料に掲載されている高度な専門性を必要としない業務を対象とした時間単価を用いず、それより高い大手メーカー6社の技術者料金を平均した時間単価を使用していた。しかし、仕様書の内容には、生命情報科学の高度な専門性を必要とする業務内容のものがある一方、高度な専門性を必要としない業務内容のものも含まれており、このような仕様書の業務内容を十分に精査することなく積算していることは適切とは認められない。したがって、独立行政法人農業生物資源研究所において、仕様書の業務内容について十分に精査、検討した上で、業務の内容に適合した経済的な積算を行うよう処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 2093万円)

(803ページ記載)

○独立行政法人労働者健康福祉機構

・交通機関等を利用する職員の通勤手当の支給について

独立行政法人労働者健康福祉機構は、職員の通勤手当について、給与規程等に基づいて、1か月定期券の価額等を基にして支給している。しかし、国及び他の独立行政法人

においては、経済的な6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給しているのに、事務手続が煩雑となるなどの理由で、1か月定期券の価額等を基に通勤手当を支給している事態は適切とは認められない。したがって、独立行政法人労働者健康福祉機構において、給与システムの改修等の所要の準備を的確に進め、経済的な6か月定期券の価額に基づく通勤手当を支給することを確実に行う必要がある。（1件 指摘金額 3856万円）

(857 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

・緊急連絡員業務及び管理連絡員業務の委託契約における経費の算定について

独立行政法人都市再生機構は、管理している賃貸住宅等に緊急連絡員及び管理連絡員を配置しており、これらの連絡員が行う業務と連絡員を採用するなどの業務を緊急連絡員業務及び管理連絡員業務として、それぞれ随意契約により委託して実施している。委託業務の契約に当たり、連絡員を採用するなどの業務に係る委託先の人件費及び物件費の実態を調査して直接経費を算出することなく、連絡員の報酬額に経費率を乗じて得られた額を、連絡員を採用するなどの業務に係る経費として算定している事態が見受けられた。したがって、独立行政法人都市再生機構において、委託業務の契約における連絡員を採用するなどの業務に係る経費については、その業務の実態等を十分調査して、これらの結果に基づいた算定方法に改めるなどの処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 2792万円)

(868 ページ記載)

○国立大学法人東京芸術大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人京都工芸繊維大学、国立大学法人奈良女子大学、国立大学法人九州大学、大学共同利用機関法人自然科学研究機構

・交通機関等を利用する職員の通勤手当の支給について

7国立大学法人等は、職員への通勤手当を1か月定期券の価額を基に支給している。しかし、国及び大多数の国立大学法人等においては経済的な6か月定期券の価額に基づいて通勤手当を支給しており、1か月定期券の価額を基に通勤手当を支給している事態は適切とは認められない。したがって、7国立大学法人等において、6か月定期券の価額に基づいて通勤手当を支給する処置を講ずる必要がある。

7件	指摘金額	国立大学法人東京芸術大学	922万円
		国立大学法人三重大学	1614万円
		国立大学法人京都大学	1億1206万円
		国立大学法人京都工芸繊維大学	1233万円
		国立大学法人奈良女子大学	726万円
		国立大学法人九州大学	5371万円
		大学共同利用機関法人自然科学研究機構	970万円

(896 ページ記載)

イ 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した事項 1件

○総務省

・市町村合併に係る特別交付税の額の算定について

総務省は、地方団体に対して、市町村合併に係る財政需要額として、合併後のまちづくりのために都道府県が交付する補助金等の経費、市町村が合併準備のために必要とする経費及び合併関係市町村が合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要とする経費に係る額などを地方団体から報告させて、その報告額の2分の1に相当する額等を特別交付税で措置している。この特別交付税の額の算定において、これら三つの経費に係る財政需要が適切に報告されていなかったり、それぞれ報告額が決算額を上回り多額の開差が生じたりするなどして、特別交付税が地方団体の財政需要の決算額に基づいて算定した金額と比べて過大に措置されるなどしている事態が見受けられた。したがって、総務省において、適正な財政需要に基づき特別交付税を交付できるようにするための規定を整備するとともに、地方団体に対して、事業費等を精査して可能な限り適切な報告額を報告して、報告後に報告額に変動が生じたものについてはその額を翌年度に報告するよう要請するなどの処置を講ずる必要がある。(1件 指摘金額 96億9389万円)

(105 ページ記載)

ウ 会計検査院法第36条の規定により意見を表示し又は改善の処置を要求した事項 23件

(ア) 意見を表示したもの 16件

○総務省

- ・独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について

独立行政法人情報通信研究機構は、平成15年4月1日に通信・放送機構が基盤技術研究促進センターから承継した産業投資特別会計からの出資金188億6640万余円等を16年4月1日に承継している。承継した政府出資金等は、承継した株式処分業務及び債権管理回収業務に必要な資金に充てるべきものとされている。そして、株式処分業務は18年6月に終了して、債権管理回収業務についても承継時38億0360万円の貸付金元本残高が19年度末時点で5億2809万円まで減少している。このように承継した業務の規模が年々縮小して、出資金の額は承継した業務量に比べて過大となっていくことが明らかであるにもかかわらず、多額の出資金を投資有価証券の形で保有して承継業務の経常費用を大きく上回る財務収益を計上し続けている事態は、現下の財政状況等にかんがみると、国の資産の有効活用の面から適切とは認められない。したがって、総務省において、独立行政法人情報通信研究機構の通信・放送承継勘定における保有資金について、不要財産かどうかの見極めを行うなどして、出資金の額の適切な規模を検討して、出資金の減資を行うことにより生ずる資金の国庫返納を可能とする検討を行う必要がある。

1件	
背景金額	188億6640万円
(独立行政法人情報通信研究機構の通信・ 放送承継勘定における政府出資金の全体 額)	

(115 ページ記載)

○法務省

- ・国有財産の管理における登記の嘱託について

法務省が国有財産の取扱いに関して定めている訓令に規定されている登記の嘱託につい

てみると、訓令において、登記の嘱託に係る必要性や具体的手続が明確になっていなかったため、土地又は建物を購入、交換又は所管換により取得した場合や、借地に建物を新築したなどの場合に、登記の嘱託が行われていないなどの事態が見受けられた。したがって、法務省において、国有財産部局長が管理することになっている国有財産について、訓令に基づいた適切な登記の嘱託を行い、適正な管理を行えるよう、登記の嘱託に係る必要性や具体的手続を明確にする訓令の改正を行い、各国有財産部局長に対して改正後の訓令の周知徹底を図る要がある。 (1件 指摘金額 313億5052万円)

(135ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の効果の発現について

外務省、独立行政法人国際協力機構等の援助実施機関が行う政府開発援助について、①無償資金協力において、資材調達型の援助により相手国が建設した施設の安全性及び耐久性が損なわれていたり、我が国による改修は完了したが他の援助国等による改修が遅れていて、施設が十分に効果を発揮していなかったりしている事態、②円借款において、建設された施設の稼働実績が計画を大幅に下回っていたり、建設された施設が稼働していなかったりしている事態が見受けられた。これらは、相手国側の事情等もあるが、外務省及び独立行政法人国際協力機構においては、援助の効果が十分に発現するよう、資材調達型の援助については、相手国が行う工事の完成時に出来型の確認を行ったり、相手国の事業計画に対して多数の国等が関係する場合に相手国及び関係国との調整を綿密に行い、事業の早期完了に向け進ちょくが一層図られるよう努めたり、事後評価及び事後モニタリングで得られた教訓及び提言が十分活かされるよう積極的な事後監理に取り組んだりするなどの要がある。

1件		
背景金額	無償資金協力	31億4854万円
	円借款	239億2425万円
	(援助の効果が十分発現していないと認め た事業に係る贈与額計又は貸付実行累計 額)	

(142、819ページ記載)

○農林水産省

・林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について

林野庁は、林業及び木材産業経営の健全な発展等に資することを目的として、林業従事者等が林業経営の改善等のために必要とする資金の貸付事業を行う都道府県に対して資金の一部を国庫補助金として交付している。本件事業において都道府県の特別会計で多額の繰越金が発生して、財政資金が効果を発現することなく滞留している事態について、平成13年に、林野庁は本院の指摘を受けて、都道府県において資金を貸付需要に対応した適切な資金規模として、貸付けが見込まれない額を国へ自主納付できることとするなどの処置を講じている。しかし、その後も、多くの県において依然として資金が貸付需要に対応した適切な資金規模となっておらず、多額の繰越金を発生させている事態が見受けられた。林野庁は今回の本院の検査結果に基づいて、都道府県に対して、自主

納付の検討対象とすべき額の算定方法についての指針を示すなどしている。したがって、林野庁において、都道府県に対して自主納付の検討対象とすべき額の算定方法についての指針の周知徹底を図るとともに、資金の運営状況についてより一層把握に努め、その状況に応じた的確な指導を行う必要がある。（1件 指摘金額 9億6528万円）

（445ページ記載）

○経済産業省

- ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉱工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、平成15年4月1日に新エネルギー・産業技術総合開発機構が基盤技術研究促進センターから承継した産業投資特別会計からの出資金183億1236万余円等を同年10月1日に承継している。承継した政府出資金等は、承継した株式処分業務及び債権管理回収業務に必要な資金に充てるべきものとされている。そして、株式処分業務は19年6月に終了して、債権管理回収業務についても承継時100億0465万余円の貸付金元本残高が19年度末時点で17億0085万余円まで減少している。このように承継業務の規模が年々縮小していることなどから、政府出資金の大部分を投資有価証券等の形で保有し続けている事態は、現下の財政状況等にかんがみると、国の資産の有効活用の面から適切とは認められない。したがって、経済産業省において、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の鉱工業承継勘定における保有資金について、不要財産かどうかの見極めを行うなどして、出資金の額の適切な規模を検討して、出資金の減資を行うことにより生ずる資金の国庫返納を可能とする検討を行う必要がある。

1件	
背景金額	183億1236万円
（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の鉱工業承継勘定における政府出資金の全体額	

（509ページ記載）

○経済産業省、環境省

- ・エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について

石油石炭税等を財源として燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策を行っているエネルギー需給勘定において、剰余金が依然として高い水準で推移している。剰余金が生じている要因を分析したところ、主として、歳出における不用額等が要因になっていて、しかも、特定の費目において継続して多額の不用額が発生している状況が見受けられた。そして、過年度の実績を十分考慮しないまま予算額を見積もっていることなどにより、予算額と実績額との間でのかい離が生じて不用額が継続して発生するなどして、エネルギー需給勘定で実施する事業に充てるために一般会計から繰り入れられるなどした財源が有効に活用されておらず、その結果、多額の剰余金が生じているものと認められる。したがって、経済産業省及び環境省において、エネルギー需給勘定の剰余金を極力減少させるよう、不用額の発生要因を見極めて、この要因が予算額と執行

実績との継続的な離等に起因する場合は、歳出の見積りに当たり、それらを十分考慮した適切なものにするなどの要がある。

2 件	
背景金額	2491 億円
(平成 19 年度決算における剰余金の全体)	
(額)	

(517、698 ページ記載)

○国土交通省

- ・高齢者の生活特性に配慮した公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所及び LSA 専用住戸の利用状況について

国土交通省は、シルバーハウジング・プロジェクトによる公営住宅整備事業を実施する地方公共団体に対して、高齢者の生活特性に配慮した公営住宅及び附帯施設の整備に要する費用について補助金等を交付している。附帯施設として整備した高齢者生活相談所及び LSA 専用住戸の利用状況について、高齢者生活相談所 221 か所が平成 19 年度において十分利用されていなかったり、LSA 専用住戸 14 戸が 1 年以上空き家となっていたりしている事態が見受けられた。したがって、国土交通省において、事業主体に対して、住宅供給者と福祉提供者が高齢者生活相談所の利用方法等について十分協議を行い、策定した事業計画に従って高齢者生活相談所の供給を行うよう周知徹底を図るとともに、高齢者生活相談所及び LSA 専用住戸を有効に利活用するための方策を示すなどの要がある。

(1 件 指摘金額 5 億 0504 万円)

(601 ページ記載)

- ・国土交通省における一般乗用旅客自動車の使用状況について

国土交通省の平成 19 年度のタクシーの使用に関して、タクシー乗車券に使用時間等の記入欄がなかったり、タクシー会社から使用済みタクシー乗車券が返却されなかったりして、タクシー乗車券の管理及び使用の確認が十分に行われていない事態が見受けられた。20 年度以降は 20 年 3 月に発した通知等に基づいたタクシー乗車券の管理等が行われているが、国土交通省において、タクシー乗車券の記入欄が同省が例示している記入事項に対応していない場合の記入方法を明記したり、使用済みタクシー乗車券が返却されない場合の使用金額等の確認が確実にできる方策を検討したりして、より適切な管理等を行う必要がある。

1 件	
背景金額	18 億 7911 万円
(平成 19 年度のタクシー利用契約に係る)	
(使用金額)	

(608 ページ記載)

- ・道路整備特別会計における支出の状況について

道路整備特別会計における支出の状況について、連絡用車両の車両管理業務の発注において、長期にわたって指名業者が特定の少数の業者で占められているなどしていたり、広報広聴業務の発注において、応札(応募)者数が限られることとなるなど契約方式の見

直しの効果が十分現われていないなどしていたり、観光資源の活用等地域に密着した調査研究業務において、成果物等をホームページ等により地域に周知するなど、より効果的な取扱いとなっていなかったりしている事態が見受けられた。また、公益法人に発注する調査研究業務等において、公益法人が外部の業者に業務の一部を再委託している契約があるが、これらの中には再委託の承認申請を行っていなかったり、成果物の照査が十分でなかったりしている事態が見受けられた。したがって、国土交通省において、道路関係業務の適正かつ効率的な予算の執行を図る必要がある。

1件	
背景金額	728億9095万円
(地方整備局等における連絡用車両の車両 管理業務等の支出額の総額及び道路関係 公益法人に対する調査研究業務等の支出 額の総額)	

(622 ページ記載)

○国土交通省、内閣府(警察庁)、総務省、財務省

・自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について

国土交通省、警察庁、総務省、国税庁等は、自動車の検査・登録、自動車保管場所証明の申請等の手続を関係各機関に赴いて行う申請者等の負担を軽減して、行政事務の効率化を図るために、平成17年12月から、インターネット上で一括して手続を行うことのできるワンストップサービスの供用を開始している。しかし、自動車の購入時にサービスの利用を選択することで代理申請手数料を節減し得ることが購入者に十分周知されていないこと、自動車販売事業者等はサービスを利用することで登録予定日を想定しづらくなることなどから、サービスの開発費及び維持関係費用が多額に上っているにもかかわらず、サービスの利用率が低迷していてサービスの効果が十分発現していない事態が見受けられた。したがって、4省庁において、自動車の購入者へサービスの周知を図り、利用者等の意見等を的確に捉えた方策を講じて、システムの改善を図るなどして利便性を向上させるとともに、その利用状況等を勘案して、システム機器等を的確な性能及び構成としたり、深夜の時間帯等における運用休止時間を適切に設定したりするなどして、維持管理費用の節減を図るなどの必要がある。

4件	
指摘金額	国土交通省 4073万円
背景金額	国土交通省 52億7235万円
	内閣府(警察庁) 5億2160万円
	総務省 5億2843万円
	財務省 1億9727万円
(ワンストップサービスの平成19年度末 までの開発費の合計及び維持関係費用の 合計)	

(635、89、114、181 ページ記載)

○国立大学法人東北大学

・東北大学病院が発注した工事契約に係る内部統制等について

国立大学法人東北大学の東北大学病院において、会計規程等に定められた契約事務を行うことなく工事を発注して、工事完了後に予定価格を設定したり、契約書を作成したりするなどして、会計規程等が遵守されていない事態が見受けられた。このことから、病院の内部統制等の状況についてみたところ、内部牽制が十分機能していなかったり、各監査機関等において内部統制についての監査が適切に行われていなかったりするなどしていた。したがって、国立大学法人東北大学において、内部統制等が十分機能するよう、各監査機関等が、個別の契約事務等についても厳正に監査するなどの確な監査を実施していくなどの要がある。

(1件 指摘金額 2310万円)

(884 ページ記載)

○株式会社かんぽ生命保険

・保険金等の適切な支払について

株式会社かんぽ生命保険における保険金等の支払について、被保険者が死亡した後の年金の速やかな支払停止や支払事由が発生している保険金等に係る適切な請求勧奨が行われておらず、過払いや未払が生じている事態が見受けられた。したがって、株式会社かんぽ生命保険において、年金の過払いを防止するために、死亡保険金の支払時において同一被保険者の年金保険契約を調査して年金保険契約に係る死亡通知書の提出を受けるなど、年金の速やかな支払停止を行うことができる事務手続を検討したり、保険金等の未払を減少させるために、保険金の支払時において同一被保険者のその他の保険契約を調査することや死亡還付金について支払案内書を送付することなど、情報システム上のデータを基に効果的な請求勧奨を行うことができる事務手続を検討したりなどする要がある。

1件	
指摘金額	3196万円
背景金額	1億4492万円
(他の保険契約の支払請求により支払事由の発生が把握できるが未請求のままとなっている保険金等の額)	

(911 ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

7件

○厚生労働省

・介護保険における財政安定化基金の基金規模について

財政安定化基金は、都道府県が管内の市町村の介護保険財政の財源に不足が生じた場合に資金の貸付け・交付を行うために設置するもので、国は、その造成額の3分の1を拠出することとなっている。検査を実施した24都道府県における造成額に対する貸付け・交付額の割合は、第1期は0.0%から88.0%、第2期は0.0%から76.6%と都道府県間で相当のばらつきが生じていて、第1期では17都道府県、第2期では19都道府県で、実際の貸付け・交付額の割合が30%を下回っているなど、基金の保有額は多くの都道府県で基金需要に対応した規模を大きく上回るものとなっている。しかし、現行制度においては、基金規模に余裕があっても、拠出者に返還するなど基金規模を適切な規模に調整

する仕組みとなっていないため、そのまま推移すると、国等が拠出した財政資金が効果を十分発現することなく保有されることとなる。したがって、厚生労働省において、介護保険における財政安定化基金を適切な規模に保つために、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めるなどの処置を講ずる必要がある。

1 件	
背景金額	575 億円
(財政安定化基金に対する国庫負担金交付)	
額	

(354 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により、平成 20 年 5 月 21 日に、国会及び内閣に報告している。]

○農林水産省

- ・新農業水利システム保全対策事業における農業水利システム保全計画の策定について
農林水産省は、農業水利システムを担い手中心の省力的システムに再構築することが必要であるとして、新農業水利システム保全対策事業の一環として、農業水利システム保全計画策定事業を実施している。この事業において策定された農業水利システム保全計画が、合理的な水利用等の実現に資するものとなっているかなどについてみたところ、農業水利施設の機能診断等により判明した制約要因及びその除去の手段を十分に反映したものとなっていないなどの事態が見受けられた。したがって、農林水産省において、保全計画を適切なものに修正させるなどするとともに、計画策定事業の事業効果が発現するよう、事業主体に対して計画策定事業の趣旨の周知徹底及び指導を行い、事業主体が策定した保全計画に対する審査を確実にを行うなどの処置を講ずる必要がある。

(1 件 指摘金額 8 億 3526 万円)

(450 ページ記載)

- ・農業集落排水事業の計画及び実施について

農林水産省は、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備する農業集落排水事業を実施する市町村等に対して、国庫補助金等を交付して事業の推進を図っている。市町村等が事業計画策定の際に行う合併処理浄化槽との経済比較についてみたところ、年経費の算出に用いる耐用年数として、地域の実情等特段の事情がないにもかかわらず法令等に基づく年数を用いているなどのため、農業集落排水施設に比べて合併処理浄化槽の経済性がその使用実態にかかわらず低く評価されるものとなっている事態が見受けられた。したがって、農林水産省において、都道府県に対して、耐用年数として使用実績による年数を用いるなどして年経費の算出を行うことについて、事業主体に周知徹底を図ることなどについて助言するとともに、経済比較が適切に行われているかなどの点について十分に審査を行うなどの処置を講ずる必要がある。

1 件	
背景金額	194 億 2341 万円
(経済比較が適切に行われていなかった地)	
(区に係る国庫補助金等交付額)	

(454 ページ記載)

○経済産業省

- ・エネルギー対策のための地域新生コンソーシアム研究開発委託事業で取得した物品の管理について

経済産業省は、地域の新産業の創出に貢献しうる製品等の開発を目的とした地域新生コンソーシアム研究開発委託事業を実施している。委託事業終了後にコンソーシアムの構成員が行う製品等の開発のため、委託事業で取得した物品が有効活用されているかを検査したところ、物品の改造等が必要なのに原状のまま使用されていたり、製品開発等に有効活用するため買取りの希望があるのに売却されていなかったりなどして、物品が十分有効に活用されていない事態が見受けられた。したがって、経済産業省において、物品の改造等の承認や売却処分等を円滑に行うことにより、これらの物品が事業の目的に照らして十分有効に活用されるよう処置を講ずる要がある。

(1件 指摘金額 13億4381万円)

(529ページ記載)

○国土交通省

- ・監督測量船の効率的な運用等について

国土交通省は、港湾整備事業等に係る工事の監督等の業務を行うために監督測量船を所有している。監督測量船には年間運航日数の少ないものがある一方、同じ目的で使用するために船舶等を借り上げている用船契約の中には年間運航日数の多いものもある状況となっていて、監督測量船が効率的に運用されていないのに、各港湾事務所等の業務量、業務内容等に応ずるなどして、監督測量船の配置を計画的に見直すことなどが十分に行われていない事態が見受けられた。したがって、国土交通省において、監督測量船の全国的な配置を見直すことを含めた運用等に関する基本的な方針を策定するなどの要がある。

1件	
指摘金額	1億1376万円
背景金額	10億9403万円
(監督測量船の平成19年度末の国有財産)	
(台帳価格)	

(650ページ記載)

○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

- ・共同研究施設の運営及び共同研究機器の利用の状況について

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、産学官の連携による共同研究を行うために整備された共同研究施設及び共同研究機器を保有して、運営している。しかし、共同研究施設の運営、利用が設置目的に沿って十分に行われていなかったり、共同研究機器の利用状況の把握が十分に行われていなかったりしており、また、機構本部がそのような状況を十分に把握しておらず、適切な対応等を執っていない事態が見受けられた。したがって、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構本部において、共同研究施設の効果的、効率的な活用を図るための方針や計画の策定を行い、各研究所の共同研究施設の運営状況や共同研究機器の利用状況を把握する体制を整備するとともに、各

研究所において、研究機器の利用状況等を把握して、それを踏まえて適切に利用促進を図る体制を整備することなどの処置を講ずる必要がある。

(1件 指摘金額 12億9025万円)

(796ページ記載)

○独立行政法人造幣局

・ 宿舎、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地の保有状況について

独立行政法人造幣局は、独立行政法人への移行時に、造幣局特別会計で保有していた宿舎、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地を承継しているが、宿舎用地の有効な利用が十分に図られていなかったり、宿舎の入居戸数が人員削減や宿舎の老朽化等により減少していたり、庁舎分室等の利用人員数が大幅に減少したりしている状況が見受けられた。したがって、独立行政法人造幣局において、老朽化が進んでいたり、入居率が低くなっていたりしている宿舎の建物及びこれらに係る用地については、具体的な廃止・集約化計画を作成するとともに、利用状況が著しく低迷している庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地については、具体的な廃止・処分計画を作成して、これらの計画で保有の必要のなくなった資産については、確実に国庫への返納を行えるよう備える処置を講ずる必要がある。

1件	
指摘金額	12億4397万円
背景金額	175億4784万円
(事業用資産として承継した資産のうち宿舎、庁舎分室等及びこれらに係る用地の平成18年3月31日現在の帳簿価額の全体額)	

(807ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として計55件掲記した。

○総務省

・ 年金記録確認第三者委員会の運営経費に係る経理について

年金記録確認第三者委員会の運営経費に係る経理について、第三者委員会を年度途中に急ぎよ設置した際にその運営経費に係る処理方針等がなく、経費を適正に経理して支弁するための適切な対応が速やかに執られなかったことなどのため、本来経理するための「目」ではない「目」から支出したとして経理しており、財政法の規定に照らして適切なものとなっていなかった。

(1件 指摘金額 8億0982万円)

(122ページ記載)

○外務省

・ 国際機関の信託基金の閉鎖に伴う抛出残余金の返還等について

国際機関の信託基金の閉鎖に伴う抛出残余金の返還等について、具体的な事務手続を定めていなかったことなどのため、国連からの信託基金の閉鎖に係る照会等を長期にわたり回答しないままにしていたり、信託基金が閉鎖状態になっていたことを把握していなかったりして、抛出残余金の有効な活用が図られていなかった。

(1件 指摘金額 3億9751万円)

(153ページ記載)

○財務省

- ・中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除の適用について

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除の適用に当たり、納税者が申告において適用対象に該当しない医療機器と史料される資産の名称を明細書に記載するなどしているのに、税務署等において医療機器が適用対象資産とならないことについて理解や認識が不足していたり、適用対象資産についての審査が十分に行われていなかったりなどしていたため、誤って税の軽減が行われて、納税者38人からの徴収額が不足していた。

(1件 指摘金額 1億0460万円)

(181ページ記載)

- ・合同宿舎における駐車場の使用料の徴収について

合同宿舎における駐車場の使用料の徴収に当たり、駐車場の専用を開始した被貸与者等から貸与申請書が提出されていない場合に駐車場の専用状況を把握、確認する体制が整備されておらず、貸与申請書の提出の有無を確認していないなど駐車場の貸与事務が適切に行われていなかったため、使用料が適正に徴収されていなかった。

(1件 指摘金額 513万円)

(185ページ記載)

○文部科学省

- ・日本語教育機関の質的向上の推進に資する事業における補助対象経費の範囲について

日本語教育機関の質的向上の推進に資する事業の実施に当たり、日本語教育機関の審査を行う審査委員会の実施経費は、日本語教育機関から徴収する審査料収入で賄うことができるのに、これを補助対象とする必要があるかどうかの検討を行っていなかったことなどのため補助の対象としていた。

(1件 指摘金額 5184万円)

(209ページ記載)

- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業における契約金額の精算について

アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業を請け負わせて実施するに当たり、仕様書の作成及び予定価格の算定段階においては研修の開催期間や研修生の使用言語等が確定していないことなどから、契約金額と実績額に大きなかい離が生ずることが十分予測されるにもかかわらず、このことを調査・把握せずに確定契約として締結していたため、実績額が契約金額を下回った場合にもその差額が精算されていなかった。

(1件 指摘金額 2623万円)

(211ページ記載)

○厚生労働省

- ・社会保険病院等における国有財産の使用許可の手續及び使用料の徴収について

社会保険病院等の経営受託団体が行政財産である病院の建物等を使用させて、食堂等6施設等を第三者に委託して運営させているにもかかわらず、社会保険庁が院内の施設等の運営についてどのような場合に使用許可が必要となるかを具体的に定めて社会保険事務局等に周知していなかったことなどのため、社会保険事務局等において、これらの

施設等について使用許可を行っていなかったり、食堂の運営に際して厨房部分のみを使用許可の対象としたりして、適正な使用料を徴収していなかった。

(1件 指摘金額 1億4555万円)

(369ページ記載)

・生活保護における被保護世帯の収入把握について

生活保護事業の実施に当たり、課税調査の実施時期等を明確に定めていなかったり、査察指導員等の点検体制が十分でなかったりなどしていたため、課税調査が速やかに行われなかったり、その後の事務処理が適切でなかったりなどして、被保護者の未申告の就労収入等が適正に収入認定されておらず、生活保護費負担金の交付が過大となっていた。

(1件 指摘金額 6億1105万円)

(373ページ記載)

・療養給付費負担金の交付額の算定に当たっての退職被保険者の被扶養者の適用について

国民健康保険の療養給付費負担金の交付に当たり、退職被保険者及びその被扶養者に係る医療費については負担金の交付の対象となっていないが、退職被保険者の被扶養者の資格取得に係る届出を省略した適用についての制度が整備されていなかったことなどのため、保険者である市区において、退職被保険者の被扶養者の適用が的確に行われておらず、負担金が過大に交付される結果となっていた。

(1件 指摘金額 18億8219万円)

(376ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成20年7月25日に、国会及び内閣に報告している。]

・労働者災害補償保険給付を不正受給した職員に対する民法に基づく返還請求について

労働者災害補償保険給付を不正受給した職員に対する返還請求に当たり、労働者災害補償保険法に基づく返還請求のみを行う取扱いとしていたことなどのため、不正受給が発覚した時点において既に2年が経過していたことなどから同法に基づく費用徴収請求権が時効消滅しているとして、民法の損害賠償請求権に基づく返還請求を行っていなかった。

(1件 指摘金額 4702万円)

(382ページ記載)

・委託訓練における訓練修了者等の就職率に応じて支給される就職支援経費の算定方法について

民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練に係る委託費のうち、訓練修了者等の就職率に応じて支給される就職支援経費の算定に当たり、職業訓練の目的である職業の安定等の点からの検討が十分でなく、就職者等の範囲については雇用形態及び雇用期間の定めの有無又は長短を問わないこととして就職者等に短期雇用者を含めていたため、就職支援経費の算定方法が適切なものとなっていなかった。

(1件 指摘金額 7億4291万円)

(384ページ記載)

・共同処理業務の請負契約に係る予定価格の積算について

国民年金・健康保険及び厚生年金保険の共同処理業務の請負契約に係る予定価格の積算

に当たり、経済的な積算となるような統一的な取扱いを示すなどの指導が十分でなかったことなどのため、作業時間に対する手作業での業務割合を勘案せずに、すべての業務従事者が電子計算機等の操作等を行うとして人件費単価を決定するなどして、人件費の積算額が過大となっていた。

(1件 指摘金額 2億5056万円)

(387ページ記載)

○農林水産省

- ・地域バイオマス利活用交付金に係る施設整備事業等における事業実施の確実性に係る審査等について

地域バイオマス利活用交付金に係る施設整備事業等において、事業実施の確実性に係る審査等の具体的な方法が示されておらず、事業実施計画作成時における関係者に対する意向調査の実施状況等に係る審査等が必ずしも十分行われていなかったことなどから、事業実施計画で予定したバイオマス資源の受入量が確保できずに運営初年度の利用率が低調となっていた。

(1件 指摘金額 15億1719万円)

(461ページ記載)

- ・森林環境保全整備事業等における受託造林の採択に係る判断基準について

森林環境保全整備事業等の実施に当たり、森林組合等が事業主体として実施する受託造林の採択に係る判断基準が明確に定められていなかったことなどのため、森林所有者が、所有する森林に係る作業のみを自ら実施していて、他の森林所有者が所有する森林に係る作業を全く実施しておらず、森林組合等により効率的・計画的に事業を実施するという受託造林の趣旨に沿わないものとなっていた。

(1件 指摘金額 3億5880万円)

(464ページ記載)

- ・沿岸漁業改善資金の貸付けにおける審査、確認等について

沿岸漁業改善資金の貸付けにおいて、的確な審査及び確認を十分に実施していなかったため、借受者が貸付対象となった機器等をほとんど沿岸漁業以外の経営に使用していたり、また、貸付対象の範囲を明確に示していなかったため貸付けの対象とならない周辺機器等を貸付対象事業費に含めていたりなどしていた。

(1件 指摘金額 4110万円)

(467ページ記載)

- ・国営土地改良事業所等において使用する固定電話の通話料について

国営土地改良事業所等において使用する固定電話の通話料について、各種の割引制度等を利用することにより通話料の節減を図ることが可能であるにもかかわらず、これに対する認識が十分でなかったことなどのため、これらの制度等を適切に利用することなく割高な通話料を支払っていた。

(1件 指摘金額 1735万円)

(470ページ記載)

- ・農林水産省所管の委託事業の実施に当たっての区分経理について

農林水産省所管の委託事業の実施に当たり、委託費の区分経理等について委託契約書に明示していなかったり、委託費の区分経理等の必要性について都道府県に対して周知徹底していなかったりしていたことなどのため、委託費について区分経理が行われていないなどしているのに、このような会計経理の実態を十分把握することのないまま委託費の交付、精算等を行っていた。

(1件 指摘金額 2億1406万円)

(474ページ記載)

・政府所有米穀の委託変形加工における基準変形加工単価の算定等について

政府所有米穀の委託変形加工において、近年の加工数量の増加に伴って、加工会社の生産性が向上しているにもかかわらず、その把握が十分でなかったため、基準変形加工単価及び指示歩留りを改定していなかったり、基準変形加工単価に加算する額を適切に算出しておらず、加算額が過大に算定されたりなどしていた。

(1件 指摘金額 5621万円)

(478ページ記載)

・牛に係る家畜共済事業における共済金の算定について

牛に係る家畜共済事業の運営に当たり、農林水産省が共済金の算定基礎となる基準単価の設定方法を要領等に適切に定めていなかったことなどのため、農業共済組合連合会が著しく低額な基準単価を設定していて、共済金が過大に算定されていた。

(1件 指摘金額 7171万円)

(483ページ記載)

・被災職員に対する離職後における休業補償等の支給額の算定について

被災職員に対する離職後における休業補償等の支給に当たり、支給額の算定の対象となる通院時間について、取扱いを明確にしていなかったり、審査、確認が十分でなかったりなどしていたため、実態に基づく通院時間とは異なる時間数を用いて休業補償等の額を算定して支給していた。

(1件 指摘金額 9759万円)

(487ページ記載)

○国土交通省

・国営公園における臨時駐車場の占用許可に係る土地使用料の算定について

国営公園における臨時駐車場の占用許可に係る土地使用料の算定に当たり、臨時駐車場の運営に係る収支状況を把握していなかったことなどのため、占用許可の相手方において収入が支出を大幅に上回っているのに、土地使用料の徴収額に反映されていなかった。

(1件 指摘金額 1870万円)

(654ページ記載)

・国土交通省所管の委託事業の実施に当たっての区分経理について

国土交通省所管の委託事業の実施に当たり、委託費の区分経理等について委託契約書等に明示していなかったり、委託費の区分経理等の必要性について都道府県に対して周知徹底していなかったりしていたことなどのため、委託費について区分経理が行われていないなどしているのに、このような会計経理の実態を十分把握することのないまま委託費の交付、精算等を行っていた。

(1件 指摘金額 5721万円)

(657ページ記載)

・まちづくり交付金事業における交付対象事業の範囲の取扱いについて

まちづくり交付金事業の実施に当たり、交付要綱等で交付対象の範囲に係る明確な基準等を示していなかったことなどのため、市町村の間で交付対象事業の適否に対する理解が異なり、交付対象の範囲に差異が生ずるなどして、まちづくり交付金事業の公平かつ効率的な執行が確保されないものとなっていた。

1 件	
背景金額	15 億 7349 万円
(市町村によって交付対象事業の適否に対する理解が異なるなどの事業に対する交付金相当額)	

(661 ページ記載)

- ・ 土地開発公社等が先行取得した用地を地方公共団体が取得する場合のまちづくり交付金等の交付対象事業費の範囲について

まちづくり交付金等による事業の実施に当たり、国土交通省において、土地開発公社等が先行取得した用地を地方公共団体が取得する場合の交付対象事業費の範囲についての検討が十分でなかったなどのため、地価が下落した際の差額等を国が負担する必要がないのに、その差額等を交付対象事業費に含めていて、交付金が過大となっていた。

(1 件 指摘金額 28 億 1274 万円)

(666 ページ記載)

- ・ 高速道路料金を割引する社会実験に伴う負担額の算定について

高速道路料金を割引する社会実験に伴う高速道路株式会社の減収分を補てんする国の負担額の算定に当たり、社会実験の料金割引に誘発されて一般道路から高速道路に乗り換える車両により交通量が増加することが想定されるのに、これを考慮することなく、社会実験がなかった場合に想定される料金収入の算定を行っていたため、負担額が過大となっていた。

(1 件 指摘金額 3 億 2301 万円)

(671 ページ記載)

- ・ 談合等に係る違約金条項の見直しについて

工事等の入札において談合等の不正行為を行った受注者に対して、請負代金額等の一定割合に相当する額を違約金として支払わせる違約金条項について、損害の速やかな回復に資するための見直しがより重要であることについての認識が十分でなかったことなどのため、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者との契約については、違約金条項に基づく速やかな損害の回復ができない状況となっていた。

1 件	背景金額	31 億 6417 万円
(課徴金納付を免除された事業者と締結した契約金額)		

(674 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により、平成 20 年 7 月 25 日に、国会及び内閣に報告している。]

- ・ 道路管理データベースシステムの効率的、効果的運用について

道路管理データベースシステムのデータ更新業務の実施に当たり、システムに登録する対象を明確にしていなかったことなどから、国道事務所等で管理している道路管理に必要な電気通信設備が登録されず、道路管理データベースシステムが効率的、効果的に運用されていなかった。

1 件	
指摘金額	3 億 1055 万円
背景金額	14 億 9680 万円
(道路管理データベースシステムのデータ) 更新業務費	

(679 ページ記載)

・航空交通管制機器等の保守業務費の積算について

航空交通管制機器等に係る保守業務費の積算に当たり、拠点空港ごとに保守請負を契約しているのに、労務単価について地域ごとに設定せずに全国で一律の単価を使用して積算していたため、保守業務費の積算額が過大となっていた。

(1 件 指摘金額 3480 万円)

(683 ページ記載)

・航空管制用レーダーの定期整備請負契約における部品材料費の積算について

航空管制用レーダーの定期整備請負契約における部品材料費の積算に当たり、定期整備において同一規格の部品が多数交換されているのに、部品の積算単価を統一的かつ適正に設定する仕組みを構築していなかったことなどのため、地方航空局等の中で積算単価に開差が生じていて、部品材料費の積算額が過大となっていた。

(1 件 指摘金額 2234 万円)

(686 ページ記載)

○防 衛 省

・陸上自衛隊における糧食費の執行について

陸上自衛隊の給食の実施に当たり、糧食費については配賦予算額等と前年度繰越在庫の調達額との合計額の範囲内であれば総使用可能額を超えても使用できると誤解していたことなどのため、定額管理が適切に行われておらず、総使用可能額を超過して糧食費を使用していた。

(1 件 指摘金額 5 億 1121 万円)

(719 ページ記載)

・海外を納地とする艦船用燃料油の調達における為替レート等の取扱いについて

海外を納地とする艦船用燃料油の調達において、外国為替取引の実態や諸費用の取扱いについての認識等が十分でなかったことなどのため、契約相手方の取引の実態に応じた為替レートを適用して精算する仕組みが十分でなかったり、入札時等において為替レートの条件を入札予定者に示していなかったために契約の透明性及び競争性が確保されていなかったり、諸費用について実績額を証する書類の提出を求めないまま支払額を確定していたために価格の適正性を担保することが困難となっていたりして、為替レートや諸費用の取扱いが適切なものとなっていなかった。

1 件	
指摘金額	2 億 4190 万円
背景金額	391 億 1360 万円
(テロ対策特措法及び補給支援特措法下) における海外を納地とする艦船用燃料油の 調達契約金額	

(722 ページ記載)

- ・航空自衛隊が調達している救難機等搭載用の救難火工品等の管理・運用について
航空自衛隊が調達している救難機等搭載用の救難火工品等の管理・運用に当たり、補給処で保管中に有効期限が超過した救難火工品等を救難隊等が訓練用として使用するために払い出す手続が定められていなかったことなどのため、供用先の救難隊等是有効期限が超過したのも訓練用として引き続き使用しているにもかかわらず、補給処で保管中のものを廃品としていて、救難火工品等が効率的に運用されていなかった。

(1件 指摘金額 2901万円)

(728ページ記載)

- ・進展のめどが立たない送信所の建設事業の見直しについて
昭和63年度から用地の取得等を開始した送信所の建設事業について、地元の反対などのため建設のめどが立たないのに、地元の理解を得て送信所の建設を行うとの方針を見直さなかったことなどのため、取得等した用地が長期間にわたり遊休していて、投資効果が発現していなかった。

(1件 指摘金額 36億2661万円)

(731ページ記載)

- ・住宅防音工事の助成事業の審査等について
住宅防音工事の助成事業の実施に当たり、審査体制が十分でなかったことなどのため、防音工事の直前に助成対象となる住宅に転入した者が防音工事実施期間中に直前転入の前と同じ住宅に転出しているなどの事態が多数見受けられ、補助対象居室数を増やすために意図的に直前に転入を行っている補助事業者等が存在する可能性を排除し得ないなど、住宅防音工事の助成事業が適切に実施されていなかった。

1件	背景金額	7億2810万円
	(防音工事の施工の直前に転入し、工事実 施期間中に転出した者が含まれている防 音工事に対する国庫補助金交付額)	

(733ページ記載)

○中小企業金融公庫

- ・包括保証保険契約における保険引受けの進ちょく状況の把握について
信用保証協会の債務保証の引受限度額を増額する変更契約において、信用保証協会の債務保証の実績額が引受限度額を超える前日まで効力発生日をそ及させるなどしていたのに、信用保証協会の引受限度額に対する債務保証の実績額の状況を各月末時点でしか把握していなかったことなどのため、実績額が引受限度額を超えている期間に保険を引き受けていた。

(1件 指摘金額 119億6274万円)

(749ページ記載)

○東京地下鉄株式会社

- ・駅改良工事に使用する土留仮設鋼材の材料費の積算について
駅改良工事に使用する土留仮設鋼材の材料費の積算に当たり、会社内において、鋼材の統一的な積算の運用がなされていなかったため、埋殺し鋼材について中古品の使用を考慮しなかったり、引抜き鋼材について賃料による積算を行わなかったりして、材料費の積算額が過大となっていた。

(1件 指摘金額 1990万円)

(772ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

- ・高機能舗装工事における排水柵の改良及び突起型路面標示の設置について

高機能舗装工事における排水柵^{ます}の改良及び突起型路面標示の設置について、標準的な仕様及び仕様を反映した積算の基準を定めていなかったなどのため、仕様及び施工単価に事務所等ごとの差異が生ずるなどして、適切かつ経済的に実施されていなかった。

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	2858万円
		中日本高速道路株式会社	3065万円
		西日本高速道路株式会社	3397万円

(778 ページ記載)

○独立行政法人国立印刷局

- ・インキ用材料の購入契約の見直しについて

インキ用材料の購入に当たり、契約の相手方が製造会社に製造委託等しているのに、製造会社と直接契約することを長期間にわたって検討することなく、契約を継続していたため、契約金額が過大となっていた。

(1件 指摘金額 2892万円)

(813 ページ記載)

○独立行政法人国際協力機構

- ・派遣システムの開発における基本設計書の確認等について

専門家等の派遣手続を処理するための派遣システムの開発に当たり、必要な仕様が基本設計書に記載されているか十分確認を行っていなかったことなどのため、システムを改修しなければならなくなるなどしており、改修に伴う追加的な費用や新たな開発費用が多額に上っていて、同システムの開発が経済的、効率的なものとなっていなかった。

(1件 指摘金額 9774万円)

(819 ページ記載)

○独立行政法人日本芸術文化振興会

- ・広報誌の調達方法について

広報誌の日本芸術文化振興会ニュースの調達に当たり、作成の実態等からみて、同誌を振興会自らが発行することとした上で、印刷・製本業務については業者に請け負わせるなどする必要があったのに、経済的な調達を図る認識が十分でなかったため、発行者の財団法人から定価で購入していて、経済的な調達となっていなかった。

(1件 指摘金額 1763万円)

(834 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成20年7月25日に、国会及び内閣に報告している。]

○独立行政法人水資源機構

- ・談合等に係る違約金条項の見直しについて

工事等の入札において談合等の不正行為を行った受注者に対して、請負代金額等の一定割合に相当する額を違約金として支払わせる違約金条項について、損害の速やかな回復に資するための見直しがより重要であることについての認識が十分でなかったことなどのため、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者との契約については、違約金条項に基づく速やかな損害の回復ができない状況となっていた。

〔 1 件 背景金額 11 億 5535 万円〕
 (課徴金納付を免除された事業者と締結し
 た契約金額)

(847 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により、平成 20 年 7 月 25 日に、国会及び内閣に報告している。]

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

・自動車運行管理業務契約等における労務費の積算について

自動車運行管理業務契約等における労務費の積算に当たり、給与月額算出の基となる実労働時間の取扱いに対する認識及び健康保険料等の事業主負担額の算出についての理解が十分でなかったため、休憩時間を含めずに算出した時間単価に休憩時間を含めた業務従事時間を乗じて給与月額を算出したり、賞与に係る健康保険料等の事業主負担額を重複して計上したりして、労務費の積算額が過大となっていた。

(1 件 指摘金額 8557 万円)

(863 ページ記載)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構

・リース契約における入札方式について

一般競争契約によるリース契約の締結に当たり、リース契約の入札前に、納入業者及び調達価格を見積合わせによりあらかじめ決定していたため、公正性及び透明性が確保されておらず、競争の利益が十分に享受できない事態となっていた。

(1 件 指摘金額 5 億 0721 万円)

(874 ページ記載)

○独立行政法人住宅金融支援機構

・登記事項証明書のオンライン送付請求の利用について

法人登記に係る登記事項証明書の交付の請求に当たり、法務省オンライン申請システムを利用して行うと、窓口での交付の請求を行うのと比べて手数料が安価となるが、同システムの利用についての検討が十分でなかったため、同システムの利用が可能であったにもかかわらず、窓口での交付の請求を行って、手数料の支払が不経済となっていた。

(1 件 指摘金額 2923 万円)

(876 ページ記載)

○国立大学法人筑波大学、国立大学法人東京医科歯科大学、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

・交通機関等を利用する職員の通勤手当の支給について

職員への通勤手当の支給について、国及び大多数の国立大学法人等が、経済的な 6 か月定期券の価額を基に通勤手当を支給しているのに、これに対する認識が十分でなく職員給与規則等を見直していなかったため、1 か月定期券の価額を基に通勤手当を支給して、通勤手当の支給が不経済となっていた。

{	3 件 指摘金額	国立大学法人筑波大学	4022 万円
		国立大学法人東京医科歯科大学	7051 万円
		大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	1106 万円

(891 ページ記載)

○首都高速道路株式会社

- ・ 構造物点検業務における大型橋りょう点検車の運転経費の積算について

構造物点検業務における大型橋りょう点検車の運転経費の積算に当たり、経済的な積算の検討が十分でなかったことなどのため、大型橋りょう点検車の仕様を踏まえれば2作業班で作業を行うことができるのに、積算基準において1作業班による作業を前提とした日業務量しか設定していなかったことから、運転経費の積算額が過大となっていた。

(1 件 指摘金額 9255 万円)

(899 ページ記載)

○阪神高速道路株式会社

- ・ 高速道路の清掃業務費の積算について

高速道路の清掃業務費の積算に当たり、作業の実態等に適合した積算を行うための検討が十分でなかったことなどのため、清掃作業員の平均労務単価が軽作業員の労務単価と同程度の水準であるのに、普通作業員の単価を採用していて、積算額が過大となっていた。

(1 件 指摘金額 3464 万円)

(902 ページ記載)

○北海道旅客鉄道株式会社

- ・ 複線区間での踏切除雪作業における列車見張員の配置について

複線区間での踏切除雪作業において、安全を確保するための見張業務に専念する列車見張員の配置に当たり、示方書等の遵守を保線所等及び除雪業者に対して十分に周知徹底していなかったことなどのため、示方書等に定められた列車見張員を上下線それぞれに適切に配置しておらず、契約が示方書等に基づき十分に履行されていなかった。

(1 件 指摘金額 1 億 8160 万円)

(905 ページ記載)

○東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

- ・ ADSL モデムの再利用について

回収した ADSL モデムを再利用できるか否かを判断するための利活用判断基準や、再利用できる場合に行うクリーニング作業等の業務仕様書が明確になっていなかったため、部品交換をすれば再利用できる ADSL モデムを廃棄して、新規購入していた。

{	2 件 指摘金額	東日本電信電話株式会社(平成 19 年度)	2 億 2609 万円
		(平成 16 年度~18 年度)(推計)	2 億 3700 万円
		西日本電信電話株式会社(平成 19 年度)	2 億 1469 万円
		(平成 17 年度、18 年度)(推計)	1 億 8400 万円

(908 ページ記載)

○関西国際空港施設エンジニア株式会社

- ・ 空港施設の維持管理等に係る契約の方式について

空港施設の維持管理等に係る契約の実施に当たり、競争性を確保することの重要性につ

いての認識が十分でなかったことなどのため、旅客ターミナルビルの清掃等の業務について、仕様書又は作業マニュアル等を整備することなどにより他の業者でも履行できるものであるのに、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして随意契約を締結して、競争性が確保されていなかった。

(1件 指摘金額 14億8857万円)

(918ページ記載)

(4) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

本院は、昭和21年度から平成18年度までの決算検査報告に掲記した不当事項に係る20年7月末現在の是正措置の状況について検査を行った。

検査の結果、是正措置が未済となっているものは29省庁等における465件131億8040万余円であり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは28省庁等における462件130億7878万余円となっている。

是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり債務者等が行方不明であったりしていることなどのために、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に行われることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

(921ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

本院は、平成14年度から18年度までの過去5か年の決算検査報告に掲記した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る改善の処置の履行状況について検査を行った。

検査の結果、改善の処置が一部履行されていなかったものが7件あり、このうち、特に、2件については、不当事項として掲記した。

改善の処置が一部履行されていなかったものについては、関係省庁等において当該改善の処置について更なる周知徹底を図るなどして、当該改善の処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、平成19年度決算検査報告に掲記したのものも含め、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

(928ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に対して報告したものは7件である。このうち、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」にその概要を記載したものは、「第3章 個別の検査結果」に掲記した^(注)5件を除く次の2件である。

(注) 「第3章 個別の検査結果」に掲記した5件

「介護保険における財政安定化基金を適切な基金規模に保つため、都道府県が基金

の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう改善の処置を要求したもの」(354 ページ参照。本節における概要については 45 ページ参照)

「療養給付費負担金の交付額の算定を適切なものにするため、国民健康保険における退職被保険者の被扶養者の適用を的確に行うよう改善させたもの」(376 ページ参照。本節における概要については 50 ページ参照)

「広報誌の調達方法を、購入による方法から自ら作成し発行する方法に改めることにより、経済的なものとするよう改善させたもの」(834 ページ参照。本節における概要については 56 ページ参照)

「談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの」(674 ページ、847 ページ参照。本節における概要については 53 ページ、56 ページ参照)

ア 裁判員制度に係る広報業務の実施状況について

最高裁判所及び法務省が、裁判員制度広報の一環として実施したフォーラム等において、運営担当の新聞社が人材派遣会社に金銭を支払うなどして参加者を募集していたり、最高裁判所が契約書未作成の間に契約を履行していたりするなどの事態が発覚したことを踏まえて、裁判員制度広報に係る企画競争による随意契約について検査を実施した。

検査したところ、①検査した範囲では最高裁判所又は法務省が新聞社を通じて不適切な募集に係る経費を負担している事態は見受けられなかった。②最高裁判所において、事業の実施を先行させて、事後に契約書等の作成を行うなど会計法令に反する処理が 14 件のすべての契約で行われていた。法務省において、平成 17 年度の契約の中に競争入札が可能であるものが見受けられた。最高裁判所及び法務省において、業者選定に係る審査基準の設定等が区々となっているなどしていたり、予定価格の算定に当たり複数の者からの見積書の徴取が十分でなかったりしていた。また、最高裁判所において、積算方法が統一されていなかったり、積算誤りがあったり、積算が実態を反映していなかったりなどしていた。③最高裁判所において、契約後の内容変更等が適切に契約変更には反映されていない事例や、仕様が明確でないまま検査調書を作成している事態、監督と検査の職務が明確に区別されていない状況が見受けられた。また、制作物がほとんど使用されていないものも見受けられた。④最高裁判所において速やかに仕様書を確定させる体制となっていなかったり、内部牽制が機能していなかったりしていた。⑤企画の実施に当たり、最高裁判所と法務省の間でより一層の連携をとることが可能な状況が見受けられた。

したがって、最高裁判所においては予定価格の算定を含めて適切な事務処理を行う必要がある。また、法務省においては引き続き、企画競争による随意契約の手続や予定価格の算定等について、競争性、透明性の確保に向けた取組がなされる必要がある。

本院としては、裁判員制度の実施に向けて、広報業務がより重要性を増していくことにかんがみ、改善策が確実に実施されているか確認していくとともに、裁判員制度広報について引き続き検査していくこととする。

(934 ページ記載)

イ 国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について

近年、国の機関等が発注する工事や物品の購入、役務の提供等において、談合等が数多く発生している状況にかんがみて、国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について会計実地検査を行った。

検査したところ、①談合等が発生してその事実が確定するなどした場合は、契約相手方は違約金を支払わなければならないとする違約金条項の導入等の状況については、全部又は一部の契約種類についてこれを導入していない機関がある。また、違約金条項に係る請求条件が平成17年4月の独占禁止法の改正に対応したものとなっていないことなどにより、課徴金の納付命令が行われない場合などには、基本的に違約金の支払を受けられないことになるものがある。②違約金等の請求状況等については、談合事件が発生していた事実を把握しておらず談合等により生じた損害が回復されていないものがある。また、違約金条項が付されていない契約は、違約金条項が付されているものに比べて、損害の回復に時間を要している状況である。

したがって、違約金条項を導入していない機関においては、適切に違約金条項を導入することが必要である。また、違約金条項に規定する内容については、談合等の発生に対応して的確に違約金条項を適用し、損害の回復を行うことができるものにする必要がある。さらに、談合事件が発生していた事実を適時適切に把握するとともに、違約金条項が付されていない契約等で、談合等により生じた損害の回復がなされていない契約については、早期の損害回復に努める必要がある。

本院としては、今後とも違約金条項の導入及び見直しの状況並びに談合等により生じた損害の回復状況等について引き続き注視していくこととする。(945 ページ記載)

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査を実施し、会計検査院法第30条の3の規定により検査の結果を報告したものは次の6件である。

ア 各府省等が締結している随意契約に関する事項について

本院は、参議院からの検査要請を受けて、平成19年10月に、各府省等が締結している随意契約に関し会計検査の結果を報告した。そして、同報告において引き続き検査を実施することとした各府省等における随意契約の見直し状況の検証を中心に、契約事務が適切に行われ、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどについて会計実地検査を行った。

検査したところ、①随意契約の割合は減少しているが、競争契約や企画随契における1者応札(応募)の割合が増加しており、また、競争契約の1者応札の平均落札率は2者以上応札を上回っていた。②随意契約から競争契約等に移行し1者応札(応募)となっている契約等の中には、競争性の確保に関して検討の必要があったものなどが見受けられた。③公益法人を相手方とする契約については、1者応札(応募)となっている契約の割合が契約全体でみた場合より高くなっていた。④契約の監視を行う第三者機関については審議の概要をホームページ上に公表していない省庁があるなどしていた。⑤所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人は、そうでない法人に比べ、1法人当たりの随意契約件数、支払金額が上回るなどしていた。

したがって、各府省等において、①真に随意契約によらざるを得ないもの以外は競争契約へ

の移行を図り、競争契約が可能なものを安易に企画随契としないこと、②競争契約や企画随契を行うに当たっては実質的な競争性の確保に努めるとともに、企画随契や公募の実施に当たっては公正性及び透明性の一層の向上を図ること、③公益法人との随意契約を競争契約等に移行する場合にも実質的な競争性の確保に努めること、④第三者機関の運営について審議内容の公表の透明性の向上を図ること、⑤契約発注元府省等退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には特に透明性の確保に留意し、十分な説明責任を果たせるようにすることなどにより、契約の公正性、競争性及び透明性の確保に努める必要がある。

本院としては、今後とも、各府省等の契約について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。(973 ページ記載)

イ 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について

本院は、参議院からの検査要請を受けて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が実施しているスポーツ振興くじについて、①スポーツ振興くじに係る制度や運営の見直し状況、②スポーツ振興くじの売上げ、債務、繰越欠損の推移、③販売システムの運用経費及び開発規模、④繰越欠損の解消に向けての取組の状況について会計実地検査を実施した。

検査したところ、①文部科学省は、平成17年度以降、多様なくじの発売が可能となるように組合せの総数の制限を廃止するなど、制度の見直しを行った。また、センターは、第Ⅰ期は売りさばきなどの業務を一括して委託していたが、第Ⅱ期は民間企業のノウハウを得て直接運営することにした。②14事業年度以降、売上げが減少し続けて、実効性を持った改善策を早期に執ることができなかったことなどにより、17事業年度末に、センターは292億円もの多額の繰越欠損金を計上していた。③第Ⅰ期は、実際の売上金額が想定をはるかに下回ったことにより、運用経費及び開発規模が相対的に大きなものとなった。したがって、第Ⅱ期は開発規模を見直して、販売システムの運用経費を大幅に減少させた。④18年9月から発売開始した新たなくじ「BIG」の売上げが急激に増加したことにより、繰越欠損金が大幅に減少した。

センター及び文部科学省は、販売システムの運用経費及び開発規模について、事後の確認・検証を可能とする体制を構築して、事後的検証を行う必要があり、損失が発生する場合も想定して、その措置に係る制度上の整備を検討することも課題になると考えられる。そして、繰越欠損金を早期に解消するとともに、国庫納付を引き続き着実にを行いながら、スポーツ振興のために必要な資金を確保して、もってスポーツの振興に寄与するという制度本来の目的の達成に努めることが肝要である。

本院としては、今後とも、スポーツ振興投票の運営が経済的、効率的に行われて、法律で定める目的が達成されているかなど多角的な観点から、引き続き検査していくこととする。(997 ページ記載)

ウ 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について

本院は、参議院からの検査要請を受けて、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省所管の政府開発援助に関して、①技術協力の実施状況、②技術協力に係る援

助の効果について、会計実地検査を行うなどして検査及び調査を実施した。

検査したところ、ODA 事業予算が ODA とは直接関係のない目的に使用されていたり、会計経理が適切でなかったり、委託・補助等の相手方を決定するに当たり競争性、透明性等が十分でなかったり、援助の効果が必ずしも十分に上がっていなかったり、効果の確認が十分になされていなかったりするものなどが見受けられた。

したがって、5 省においては、外務省等との連携を図りつつ、予算執行に当たって ODA 事業予算と ODA 以外の予算との区分を明確にして両者を混同したような執行を行わないこと、会計経理を適切に行うこと、団体等に対する委託・補助等により事業を実施する場合、透明性、公平性の向上を図るなどのため、引き続き競争契約等の拡大に努めるなどすること、相手国側の需要を的確に把握するとともに技術協力の効果が十分なものとなるよう事業を実施すること、また、その効果を十分に確認することなどの点に留意することにより、技術協力の適切な実施及び効果の確保に努める必要がある。

本院としては、今後とも、技術協力が適切に実施されて、援助の効果が十分に上がっているかについて、多角的な視点から引き続き検査していくこととする。 (1016 ページ記載)

エ 政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等について

本院は、参議院からの検査要請を受けて、平成 19 年 10 月に、我が国政府開発援助における無償資金協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約に関する会計検査の結果を報告した。そして、20 年次は、同報告において引き続き検査することとした技術協力を中心に、契約の競争性・透明性の向上に向けた我が国援助実施機関の取組の状況、落札率の状況について、13 府省庁、独立行政法人国際協力機構及び各府省が所管する公益法人を対象として検査を実施した。

検査したところ、被援助国政府や 13 府省庁が実施する技術協力において、海外での施設の建設や海外向け資機材の調達等の契約は見受けられなかった。一方、独立行政法人国際協力機構及び各府省が所管する公益法人のうち財団法人海外漁業協力財団が実施する技術協力において、それらの契約が、それぞれ 2,343 件、167 件見受けられた。このうち独立行政法人国際協力機構においては、①予定価格を設定して入札に付した契約 323 件の平均落札率をみると、本邦調達においては資機材の調達等で 83.73%、現地調達においては施設の建設で 91.52%、資機材の調達等で 90.27% となっていた。価格競争性を高めるとしている指名見積競争等の見積競争の落札率をみると、競争入札に付した契約の落札率と大きな差は見受けられなかった。②現地調達に係る契約の一部には、会計規程に基づく事務手続をとることなく予定価格の設定を省略しているものが見受けられた。財団法人海外漁業協力財団においては、随意契約において予定価格の設定を省略しており、また、平均落札率は年々高くなる傾向にあった。

したがって、独立行政法人国際協力機構においては、20 年から予定価格を公表しているが、契約の競争性・透明性の向上に向けて、落札率の状況について引き続き公表するなどの努力を行っていく必要がある。また、現地調達を行う際の事務は、適正な手続をとるなどして、適切な処理を行う必要があると認められる。財団法人海外漁業協力財団においては、一定金額以上の調達に当たっては予定価格を設定するなど、契約の競争性・透明性の向上に向けた一層の努力等が望まれる。

本院としては、今後とも、無償資金協力及び技術協力における施設の建設や資機材の調達等

の契約の適切な実施などについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

(1043 ページ記載)

オ ODA 事業の執行状況について

本院は、参議院からの検査要請を受けて、平成18年9月及び19年9月に、政府開発援助（ODA）に関し会計検査の結果を報告した。そして、同報告において引き続き検査を実施する必要があるとしたスマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について、会計実地検査を行うなどして検査及び調査を実施した。

検査したところ、被災国に対するノン・プロジェクト無償資金協力事業において、資金供与後3年余りが経過して工事が進ちよくしたことから、資金供与額に対する支払済額の割合である支払率は、20年3月末現在、インドネシア共和国で91.3%、モルディブ共和国で87.7%、スリランカ共和国で89.4%となっていた。また、当初の契約見込額と契約締結額との間に差額が生じたことなどにより、最終的には供与額に未使用額が生ずることになる。外務省は、3か国が実施した津波復興事業の費用の一部にこの未使用額を充てる案等について、相手国政府と協議を行っているとしている。一方、中止又は解除した契約のうちに、請負業者に支払った前払金等が返還されていない事態が見受けられたことから、外務省は、早期の返還が実現するよう相手国政府に対する働きかけを継続して行う必要がある。本件事業で建設された施設や調達された機材は、被災地等における災害復旧・復興のため、今後とも有効に活用されることが望まれる。

本院としては、外務省が事業完了後に行うとしている本件事業に対する事後評価を踏まえた上で、未使用額の具体的な活用結果を含めて、中長期的な事業効果について引き続き検査していくこととする。

(1069 ページ記載)

カ 独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について

本院は、参議院からの検査要請を受けて、独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関して、①業務及び財務の状況、②各独立行政法人における契約制度、落札率等入札、契約の状況について会計実地検査を行った。

検査したところ、①については、主務大臣の見直しに基づいて統廃合された法人が行っていた業務は、統合先法人に承継されるなどしていた。また、交付された運営費交付金のうち業務運営の財源に充てられなかった金額（計3億円）や、政府出資又は政府出資見合いの資産の処分等により得た資金等（計370億円）が国庫に納付されず、法人内部に留保されているものがあった。②については、随意契約の割合が全体の7割以上を占めており、平均落札率も競争契約より7ポイント以上高くなっていた。また、随意契約の理由の妥当性に関して検討すべきであったと認められた契約が多数見受けられた。さらに、再就職者在籍の公益法人等は、在籍していない公益法人等に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多くなっていた。

したがって、①各法人が行っている事務・事業が国民にとって真に不可欠であるかの検討を一層厳格に行うこと、上記のように運営費交付金が内部に留保されることとなっている法人について適切な取扱いを検討すること、資産の処分等により得た資金等を国庫に納付することが可能になるよう減資に係る立法措置を速やかに講ずること、②競争契約を拡大して契約の透明性の向上を図ること、再就職者在籍の法人との随意契約は、特に透明性の確保に留意すること

などが必要である。

本院としては、本報告の取りまとめに際して、平成19年12月に策定された随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を終えるに至っていない部分があることなどから、これを中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。(1082 ページ記載)

(3) 国会からの検査要請事項に関する検査状況

国会から国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けた事項のうち、検査要請を受ける前から国民の関心が極めて高い問題となっていたものについては、本院として重大な関心を持って検査に取り組んでいたところである。このうち、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」にその検査状況を記載したものは、「第3章 個別の検査結果」に掲記した^(注)4件を除く次の1件である。

(注) 「第3章 個別の検査結果」に掲記した4件

「ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり不経済となっているもの」(242 ページ参照。本節における概要については20 ページ参照)

「職員の不正行為による損害が生じたもの」(335 ページ参照。本節における概要については15、30 ページ参照)

「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの」(608 ページ参照。本節における概要については43 ページ参照)

「道路整備特別会計における支出が適正かつ効率的に行われるよう意見を表示したもの」(622 ページ参照。本節における概要については43 ページ参照)

・防衛装備品の一般輸入による調達について

防衛省は、防衛装備品の調達を国内調達及び輸入調達により行っており、輸入調達のうち一般輸入調達は、平成19年度の調達額が1326億円、調達額総額に占める割合は約6%となっている。一般輸入調達については、商社の過大請求事案の発覚が続き、国の契約の適正性が損なわれている状況にある。本院は、このような状況を踏まえて、一般輸入調達の契約手続、予定価格の算定等の状況等について会計実地検査を行った。

検査したところ、①商社等との契約方式について、商社等は外国製造会社の日本国内における販売権を有している場合が多いことから、1者応札であったり、実質的な競争が行われていなかったりしている状況が見受けられた。②契約相手方から徴取する価格を証明する書類は、原則として外国製造会社が発行する見積書としているが、そうでないものも見受けられた。③米国における防衛装備品の調達価格を基に国防省が制定した標準価格等の情報が集積されているインターネット上のウェブ・フリスを用いて、過大請求が判明している契約における防衛装備品の価格と国防省が制定した標準価格を比較すると、国防省が制定した標準価格より高い価格となっているものが見受けられた。④防衛省は、過大請求事案の調査を継続しており、一般輸入調達問題に対する対応もとっている。

以上より、①一般競争契約の競争性を高めるための方策等、②防衛省に提出される見積書の妥当性の検証方法等、③ウェブ・フリスの有効な活用方法並びに④防衛省の過大請求事案の調査の状況及び一般輸入調達問題に対する対応の実施状況について引き続き検査を実施する。

また、本院は20年6月に、国会から防衛装備品の一般輸入による調達について、①一般輸入を含めた防衛装備品調達全般の状況、②一般輸入による調達の契約方法、契約手続、予定価格の算定などの状況並びに③一般輸入に係る過大請求事案の状況及びこれに対する防衛省の対応策の実施状況の各事項について、会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けている。

本院としては、20年次の検査を踏まえつつ、国会からの検査要請について引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとする。
(1118 ページ記載)

(4) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として5件掲記した。

ア 金融システムの安定化のために実施された公的資金による金融機関に対する資本増強措置の実施状況及び公的資金の返済状況等並びに預金保険機構の財務の状況について

本院は、金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置に投入された公的資金計10兆4209億円を対象に、金融庁、預金保険機構等において会計実地検査を行った。この公的資金の返済状況をみると、平成19年度末では計8兆9940億円が返済されて、返済が行われていない公的資金の残高は計1兆4268億円となっている。そして、公的資金未返済行の中には、返済原資となり得る剰余金の実績額が公的資金の残高を下回っている金融機関も見受けられる。預金保険機構は、資本増強行の経営の健全性の維持や市場への悪影響の回避を前提としつつ、取得価額以上での優先株式の処分が図られるよう、引き続き資本増強措置に係る業務を適切に実施していく必要がある。そして、金融庁は、早期に経営の健全化が図られ、公的資金が完済されるよう、引き続き公的資金未返済行に対する監督を適切に実施する必要がある。

新生銀行については、預金保険機構及び整理回収機構が保有していた優先株式はすべて普通株式に引き換えられた。この結果、両機構は、優先株式に付与されていた残余財産の分配等における優先性を喪失したが、返済されるべき公的資金がき損することのないよう、普通株主としての議決権を適切に行使していく必要がある。

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定は、公的資金の返済に伴い処分益が生じていることから利益剰余金が増加しており、この結果、19年度末に流動資産の額が有利子負債の額を初めて上回るようになった。今後、同勘定において多額の資金需要が生ずる可能性は高くないものと思料される。金融庁及び預金保険機構は、同勘定で保有している資金について、今後の状況に応じて適切に対処していくことが望まれる。

本院としては、今後の金融機関を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、返済が行われていない公的資金の返済等の状況、預金保険機構の財務の状況等について今後も引き続き検査していくこととする。
(1135 ページ記載)

イ 租税特別措置(青色申告特別控除)等の適用状況等について

租税特別措置は、特定の政策目的を実現するための手段として、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外として設けられているものである。そこで、平成20年次においては、租税特別措置(青色申告特別控除)等の適用状況、検証状況等について会計実地検査を行った。検査したところ、青色申告特別控除の適用状況については、高額営業等所得者の青色申告割合は93.4%、65万円控除の適用率は83.8%である一方、一定数の白色申告者が見受けられた。青色申告者(青色申告特別控除の適用者)の必要経費の状況については、確定申告において、高額な青色事業専従者給与を支払っている者、高額な接待交際費を支払っている者などが見受けられた。

また、青色申告特別控除の検証状況については、経済産業省が税制改正の要望を行う際の検証においては、政策の達成目標が明確になっていないなどの課題が見受けられた。経済産業省の政策評価においては、青色申告特別控除は、19年度までは施策目標を実現するための具体的措置として位置付けられていなかった。

経済産業省は、青色申告特別控除の検証の内容を一層充実することにより、政策の実効性を高めていくとともに国民に対する説明責任を果たしていくことが肝要である。また、財務省は、申告納税制度が適正に機能するよう、青色申告特別控除等について今後とも十分に検証していくことが肝要である。そして、国税庁は、正確な記帳による正確な申告を実現するための取組を一層充実していくことが肝要である。

本院としては、今後とも特別措置の適用状況等について、引き続き注視していくこととする。
(1157 ページ記載)

ウ 都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理等の状況について

本院は、平成19年次の検査において、自ら内部調査を行い不適正経理があったことを明らかにしている府県を対象として、不適正経理と国庫補助金等との関連等について検査を行い、その検査状況を平成18年度決算検査報告に掲記した。そして、本20年次は、①内部調査を実施していない道県も含めた12道府県に対して、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等について会計実地検査を行い、②内部調査により新たに不適正な経理処理が明らかになった3県市に対し、不適正経理と国庫補助金等との関連性等について、会計実地検査又は関係資料等により検査を行った。

検査したところ、①12道府県において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費を支払ったりして、これに係る国庫補助金相当額は、両省所管分計5億5600万円となっていた。②3県市において、内部調査により明らかになった不適正経理の対象になった公金の中に国庫補助金等相当額が6116万円含まれていた。

については、不適正な経理処理等の事態が明らかとなった各道府県市においては、不適正な事態に係る国庫補助金等相当額について返還等の所要の措置を執るとともに、予算執行の適正化、会計事務手続に係る内部牽制機能の充実強化を図るなどの再発防止策を推進することが重要である。関係省庁においては、上記について返還等の所要の措置を執るとともに、都道府県等に対して国庫補助事業に係る事務費等の経理の適正化について引き続き指導の徹底を図ることが重要である。そして、道府県市及び関係省庁は、都道府県等の会計経理の適正化及び規律

の確保に努めるなど、その透明性の向上を図ることが重要である。また、財政当局においても、引き続き、補助金等に係る予算執行の適正化に留意することが望まれる。

本院は、国庫補助事務費等の経理について、本年次、会計実地検査を行ったすべての道府県において不適正な会計経理が行われていたことを踏まえ、その他の県等についても既に検査に着手しており、引き続き会計実地検査を順次実施していくこととする。(1178 ページ記載)

エ 国鉄清算業務に係る財務について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定は、日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)の職員であった者等に係る年金の給付に要する費用等の支払、及びその支払の資金に充てるために国鉄から承継した土地、株式等の資産の処分を行うなどの業務に係る勘定である。

本院は、特例業務勘定の利益剰余金が平成19年度末において1兆3441億円に上っており、国鉄の債務処理のため国の一般会計が承継して償還することとなった債務の額が24兆0166億円及び10年度から18年度までの間に一般会計から交付された国庫補助金が5525億円と多額に上っていることにかんがみて、特例業務勘定の財務状況の推移等について、国土交通本省及び機構において会計実地検査を行った。

検査したところ、特例業務勘定は、今後50年以上の長期にわたり年金等の支払を確実に行っていくために、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の規定により損益計算後の残余の全額を積立金として整理することとされており、国庫納付の規定はない。しかし、国庫の厳しい財政状況、一般会計が負担した多額の債務等及び現在多額の積立金を計上している状況にかんがみれば、年金の支払等を確実に行っていく上での不確定要素の状況を見極めつつ、長期収支見込みを作成して特例業務勘定の積立金の適正水準について検討して、仮にその結果残余が見込まれる場合には、当該残余を機構が国庫に納付することが可能となるようにすることが肝要であり、そのため、国土交通省及び機構において今後、特段の取組が必要とされる。

本院としては、これまで国鉄の債務処理のため一般会計が負担した多額の債務等にかんがみて、特例業務勘定の積立金に関して、国土交通省及び機構における今後の取組状況について引き続き検査していくこととする。(1206 ページ記載)

オ ベトナムに対する円借款事業において道路建設中に発生した橋桁の崩落事故について

平成19年9月26日、我が国政府開発援助(円借款)によるベトナムの事業において建設中のカントー橋の橋桁^{けた}の一部(桁長40m、連続する2径間、総延長80m分)等が崩落する事故が発生して、死傷者が多数に上るなどの被害が発生した。ベトナム政府は20年7月に、国家事故調査委員会の調査結果として、事故の主原因は仮設工事の支柱の基礎が不等沈下したことによるとした最終報告書の要旨を公表した。このような状況を踏まえ、本院は、外務本省等に対して会計実地検査を行うなどして検査及び調査を実施したが、ベトナムから最終報告書や最終報告書に至るまでの基礎資料、設計図書等の提示が受けられなかったため、最終報告書の要旨に関して本院としてその妥当性について検証することはできなかった。

一方、我が国外務省が設置したカントー橋崩落事故再発防止検討会議は、同年同月に「円借款事業にかかる案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言」を取りまとめ公表した。独立行政法人国際協力機構においては、この提言に対して、本件事業において実行が可能な安全

対策等の項目が確実に実施されていることを確認したり、同年8月に再開した工事に関して相手国事業実施機関等が安全の管理に万全を期すよう引き続き注視したりする必要がある。

本院は、本件事業において、工事の再開に伴う工事費の増額、工期の延長等の契約変更や事業実施期間の延長等の事業変更の手続が速やかに行われているか、安全体制に最大限配慮するよう相手国事業実施機関に対して働きかけが行われているか、また、今後の円借款事業の実施において、安全性を一層確保するための方策が執られて事業が適切に実施されているか、引き続き検査していくこととする。

(1220 ページ記載)

(5) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国民の関心の高い事項等に関する検査の結果、「第3章 個別の検査結果」等に掲記した主なものについて、①各府省等が締結している随意契約に関するもの、②特別会計、独立行政法人等が保有している剰余金、資産等に関するもの、③独立行政法人、公益法人等の会計に関するもの、④年金事業の運営に関するもの、⑤政府開発援助に関するもの、⑥その他に区分して整理した。

また、上記のほか、国民の関心の高い事項のうち主なものについて検査の状況を示した。

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待にこたえる検査に努めるために、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

(1235 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 工事により国が取得した財産が国有財産台帳等に適切に記録されているかに着目して検査した。その結果、「部隊発注工事により取得した財産の国有財産台帳等への記録について」(709 ページ参照)として適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 会計に関する事務を処理する職員は、予算や会計法令等の定めるところに従って、収入金の受入、支出金の支払、契約手続等の事務を適正に行うとともに、その経理処理を確実に行うべきものであるため、これらが予算や会計法令等に従って適正確実に実行されているか、また、適正確実に実行するような事務処理体制が執られているかに着目して検査した。そ

の結果、「診療収入の収納に当たり、不正に医事会計システムの収納データが削除されるなどして、削除された収納データに係る診療収入が国庫に納付されておらず、会計経理が著しく適正を欠いているもの」(223 ページ参照)、「報償費の執行について、領収証書等の証拠書類が保存されていないなどのため、その用途等を確認できない状況となっていて、会計経理が著しく適正を欠いているもの」(225 ページ参照)、「米軍普天間飛行場の代替施設の建設に伴う地質調査及び海象調査の技術業務委託契約において、支出負担行為をすることなく追加で業務を実施させるなどして、会計法令等に違背しているもの」(700 ページ参照)、「物品の購入等に当たり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の検収を行わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でない会計経理を行い、経費を支払っていたもの」(844 ページ参照)、「研究用物品の購入に係る経理が不当と認められるもの」(879 ページ参照)を掲記した。

- ② 租税及び保険料は法令等に従って適正に徴収すべきものであるため、個々の徴収額に過不足がないかに着目して検査した。その結果、「租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(160 ページ参照)、「医療機器は中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除の適用対象資産に該当しないことを明確にすることにより、特別償却又は税額控除の適用が適正なものとなるよう改善させたもの」(181 ページ参照)、「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」(217 ページ参照)を掲記した。
- ③ 老齢厚生年金の支給は適正なものとなっているかに着目して検査した。その結果、「厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの」(255 ページ参照)を掲記した。
- ④ 雇用対策のための給付金や助成金の支給が適正なものとなっているかに着目して検査した。その結果、「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」(247 ページ参照)、「雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの」(253 ページ参照)を掲記した。
- ⑤ 医療機関からの診療報酬や労災診療費の請求に対する支払が適正かに着目して検査した。その結果、「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(261 ページ参照)、「労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの」(271 ページ参照)を掲記した。
- ⑥ 工事の設計が適切に行われているかに着目して検査した。その結果、「空港の場周柵強化工事の実施に当たり、場周柵の設計が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの」(536 ページ参照)を掲記した。
- ⑦ 物件の調達に当たり、数量や支払額が適正なものとなっているか、契約の履行が適正に行われたかを仕様書等に基づき的確に検査しているか、また、物件の管理が適切に行われているかに着目して検査した。その結果、「中型回転翼航空機の調達に当たり、監督及び検査が適正でなかったため、仕様書で要求する機能の一部を有していないなどしているのに契約金額の全額を支払っているもの」(539 ページ参照)を掲記し、「国有財産の管理における登記の嘱託について」(135 ページ参照)として意見を表示した。
- ⑧ 役務の調達に当たり、支払額が適正なものとなっているか、契約の履行が適正に行われたかを精算報告書、仕様書等に基づき的確に検査しているかなどに着目して検査した。その結果、「地域求職活動援助事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から不正な支

払を行い、委託事業の目的外の用途に使用するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(231 ページ参照)、「農林水産省所管の委託事業の実施に当たり、国の委託費と都道府県の事業経費等との経理を明確に区分して、十分な根拠資料に基づく委託費の精算を行うことなどにより、委託費の会計経理を適正化しよう改善させたもの」など(474、657 ページ参照)、「調査委託契約において、委託業務に従事していない者の人件費等を含めて算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(492 ページ参照)、「雇用安定事業関係業務、障害者雇用納付金関係業務等に係る委託業務の実施に当たり、委託業務の経費に架空の旅費等を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(836 ページ参照)を掲記し、「国土交通省における一般乗用旅客自動車の使用状況について」(608 ページ参照)として意見を表示した。

- ⑨ 補助金の交付申請や実績報告に係る経理が適正に行われているか、また、補助事業が適正に実施されているかに着目して検査した。その結果、「生活保護費負担金の経理において、医療扶助に係る通院移送費の支給が適正に行われていなかったため、国庫負担金が過大に交付されているもの」(301 ページ参照)、「国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの」(310 ページ参照)、「国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの」(315 ページ参照)、「国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの」など(437、576 ページ参照)を掲記し、「生活保護事業の実施における詐取等の事態の防止について」(342 ページ参照)として適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。
- ⑩ 貸付金について、貸付額が事業費を基に適正に算定されているか、また、事業が関係法令等に基づき適切に実施されその経理は適正かに着目して検査した。その結果、「小規模企業者等設備導入資金の貸付けが不当と認められるもの」(505 ページ参照)を掲記した。
- ⑪ 介護サービスを提供する事業者からの介護給付費の請求に対する支払が適正かに着目して検査した。その結果、「介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの」(338 ページ参照)を掲記した。
- ⑫ 債権の管理が適切に行われているかに着目して検査した。その結果、「労働者災害補償保険給付を不正受給した職員に対する返還請求に当たり、労働者災害補償保険法に基づく返還請求権が時効消滅している場合には、民法に基づく返還請求を行うよう改善させたもの」(382 ページ参照)を掲記した。
- ⑬ 保険事業について、保険契約の事務手続が保険法等に基づいて適切に行われているか、保険契約の管理体制が適切に機能しているかなどに着目して検査した。その結果、「中小企業信用保険事業の実施に当たり、中小企業信用保険法等に基づき保険種類の選択はできないこととなっているのに、し意的に選択された保険種類で保険を引き受けているもの」(747 ページ参照)、「中小企業信用保険事業の実施に当たり、包括保証保険契約における保険引受けの進ちょく状況を適切に把握する体制を整備することなどにより、保険契約の管理を適切に行い、引受限度額による統制が十分に機能するよう改善させたもの」(749 ページ参照)を掲記した。
- ⑭ 特別交付税が適正に算定されているかに着目して検査した。その結果、「特別交付税の措置の対象となる地理情報システム導入に要する経費の算定に当たり、対象外経費を含め

て計算していたため、特別交付税が過大に交付されているもの」(98ページ参照)を掲記し、「市町村合併に係る特別交付税の額の算定について」(105ページ参照)として是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求した。

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 工事の設計や積算は経済的なものとなっているかに着眼して検査した。その結果、「調査等業務における交通船等の借上費に係る船員数の積算について」(592ページ参照)、「トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定について」(596ページ参照)として是正改善の処置を求めた。
- ② 物品の調達には経済的なものとなっているか、契約の締結に当たり公正性、透明性及び競争性が確保されているかに着眼して検査した。その結果、「特別弔慰金国庫債権の証券の調達に当たり、請求受理件数の実績等を考慮しなかったなどのため、適切でない調達枚数となっているもの」(171ページ参照)、「海外を納地とする艦船用燃料油の調達において、契約相手方の取引実態に応じた為替レートを適用するなどして精算する仕組みを採用するよう改善させたもの」(722ページ参照)、「一般競争契約によるリース契約の締結に当たり、公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受するため、リース物件の納入業者及び調達価格をあらかじめ決定することなく入札に付するよう改善させたもの」(874ページ参照)を掲記し、「刑事施設における医薬品の調達について」(130ページ参照)として是正改善の処置を求めた。
- ③ 役務の仕様や積算は経済的なものとなっているか、契約の締結に当たり公正性、透明性及び競争性が確保されているかなどに着眼して検査した。その結果、「国民年金・健康保険及び厚生年金保険の共同処理業務を請け負わせるに当たり、手作業での業務割合を勘案することなどにより予定価格の積算を経済的に行うよう改善させたもの」(387ページ参照)、「派遣システムの開発に当たり、基本設計書の内容を十分に確認することなどにより、追加的な費用や新たな開発費用の発生を抑えるよう改善させたもの」(819ページ参照)を掲記し、「専用サービス契約における高額利用割引の適用について」(713ページ参照)、「パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の購入について」(785ページ参照)として是正改善の処置を求め、「道路整備特別会計における支出の状況について」(622ページ参照)として意見を表示した。
- ④ 国等からの補助金が合理的に算定されているか、事務・事業の実施に対して必要以上に交付されることとなっていないかに着眼して検査した。その結果、「療養給付費負担金の交付額の算定を適切なものにするため、国民健康保険における退職被保険者の被扶養者の適用を的確に行うよう改善させたもの」(376ページ参照)、「民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練について、職業の安定等を目的とする趣旨を踏まえて、就職者等から短期雇用者を除くことにより、就職支援経費の算定方法を適切なものとするよう改善させたもの」(384ページ参照)を掲記した。

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 銀及び廃電池の保管状況並びに廃電池の売払状況は適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。その結果、「廃電池の管理について」(704 ページ参照)として適宜の処置を要求した。
- ② 一般会計から繰り入れられた財源が効果的に活用されているかなどに着眼して検査した。その結果、「エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について」(517 ページ参照)として意見を表示した。
- ③ 有料駐車場用地等の貸付料が駐車場の利用料金や運営経費の実情を勘案した適切なものになっているかなどに着眼して検査した。その結果、「有料駐車場の運営について」(761 ページ参照)として是正改善の処置を求めた。

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 多額の資金を投下して実施した事業がその目的を達成しているか、事業が投資効果を発現しているかに着眼して検査した。その結果、「浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の実施について」(693 ページ参照)として適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、「地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置の利用状況について」(99 ページ参照)として是正改善の処置を求め、「政府開発援助の効果の発現について」(142 ページ参照)、「自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について」(635 ページ参照)として意見を表示し、「共同研究施設の運営及び共同研究機器の利用の状況について」(796 ページ参照)として改善の処置を要求した。
- ② 事業により取得した土地又は事業により整備した施設、設備等について、有効に利活用されているかに着眼して検査した。その結果、「進展のめどが立たない送信所の建設事業について、建設を中止するなど適切な対応策を講ずるよう改善させたもの」(731 ページ参照)を掲記し、「高齢者の生活特性に配慮した公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所及びLSA 専用住戸の利用状況について」(601 ページ参照)として意見を表示し、「エネルギー対策のための地域新生コンソーシアム研究開発委託事業で取得した物品の管理について」(529 ページ参照)、「宿舎、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地の保有状況について」(807 ページ参照)として改善の処置を要求した。
- ③ 出資金や資金の規模が業務の規模に比べて適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。その結果、「独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について」など(115、509 ページ参照)、「林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について」(445 ページ参照)として意見を表示し、「介護保険における財政安定化基金の基金規模について」(354 ページ参照)として改善の処置を要求した。

なお、上記のほか、第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」においても、前記の各観点から検査を実施しその結果又は状況を掲記した
ものがある。

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

第1 一般会計

会計検査院は、下記の決算額を確認した。

歳	入	84,553,478,596,738	円
歳	出	81,842,570,225,810	

第2 特別会計

会計検査院は、下記の特別会計の決算額を確認した。

所管及び会計名	歳	入 円	歳	出 円
内閣府、総務省及び財務省				
交付税及び譲与税配付金				
交付税及び譲与税配付金勘定	51,277,223,015,190		50,130,989,560,476	
交通安全対策特別交付金勘定	88,584,667,378		82,930,473,096	
法務省				
登記	194,260,197,774		160,877,414,087	
財務省				
地震再保険	64,184,711,953		91,838,374	
国債整理基金	205,112,728,939,155		176,777,765,267,748	
財政融資資金	39,010,007,952,849		36,526,130,893,744	
産業投資				
産業投資勘定	215,216,096,531		88,577,448,302	
社会資本整備勘定	202,786,170,099		195,722,478,034	
外国為替資金	4,553,308,163,734		626,524,658,417	
財務省及び国土交通省				
特定国有財産整備	196,933,863,917		30,413,282,217	
文部科学省、経済産業省及び環境省				
エネルギー対策				
エネルギー需給勘定	2,331,679,620,963		2,030,482,101,419	
電源開発促進勘定	432,240,404,771		371,603,599,888	
厚生労働省				
国立高度専門医療センター	160,049,000,730		144,943,334,561	
労働保険				
労災勘定	1,432,699,839,831		1,104,983,358,031	
雇用勘定	2,738,117,732,926		1,829,869,995,509	

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
徴収勘定	3,677,998,518,197	3,607,206,139,985
船員保険金	67,937,175,511	63,279,412,157
基礎年金勘定	19,961,067,043,948	18,393,517,321,982
国民年金勘定	5,572,898,267,177	5,932,229,924,296
厚生年金勘定	36,082,953,806,084	35,145,136,932,988
福祉年金勘定	11,833,432,616	11,790,574,164
健康勘定	9,240,949,242,891	9,348,708,501,864
児童手当勘定	467,483,942,190	436,301,507,205
業務勘定	526,215,397,354	463,574,836,292
農林水産省		
食料安定供給		
農業経営基盤強化勘定	36,024,396,190	23,612,036,842
農業経営安定勘定	152,834,422,226	148,551,114,905
米管理勘定	709,595,120,847	675,207,634,626
麦管理勘定	418,927,593,700	418,460,544,335
業務勘定	20,427,098,533	19,809,486,694
調整勘定	1,279,487,285,489	1,256,677,747,041
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	20,124,371,427	0
農業勘定	29,710,909,903	9,620,002,744
家畜勘定	46,181,461,209	32,037,514,626
果樹勘定	5,883,360,462	2,105,907,180
園芸施設勘定	4,086,212,628	2,210,291,371
業務勘定	1,008,481,886	1,008,481,202
国営土地改良事業	574,532,692,849	481,490,179,355
森林保険	11,846,162,779	5,223,497,799
国有林野事業	472,453,162,381	472,826,328,948
漁船再保険及び漁業共済 保険		
漁船普通保険勘定	7,589,515,183	7,469,187,508
漁船特殊保険勘定	301,698,796	216,000,000
漁船乗組員給与保険勘定	10,107,259	0
漁業共済保険勘定	7,832,189,053	7,394,966,036
業務勘定	1,032,917,320	1,032,916,933
経済産業省		
貿易再保険	853,477,233,509	55,984,159,665
特許	292,003,987,580	107,380,103,120
国土交通省		
都市開発資金融通	65,614,430,613	28,671,818,168
治水		
治水勘定	1,251,010,326,903	1,035,331,179,516
特定多目的ダム建設工事 勘定	223,301,496,336	185,595,695,424
道路整備	4,595,170,030,216	3,811,811,026,439
港湾整備		
港湾整備勘定	351,305,095,042	311,223,300,879
特定港湾施設工事勘定	8,817,037,857	8,197,223,167
空港整備	662,680,294,057	555,188,826,140

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
自動車損害賠償保障事業		
保障勘定	68,232,022,532	5,759,905,309
自動車事故対策勘定	19,965,957,359	14,485,253,616
保険料等充当交付金勘定	52,124,904,668	52,017,750,896
自動車検査登録	57,357,035,113	42,926,793,547
計	395,920,306,215,674	353,283,177,728,867

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の受払額を検査完了した。

受入	収納済額	円				
	62,703,710,667,841					
支払	<table border="0"> <tr> <td>{ 支払命令済額</td> <td>10,189,358,257,733</td> </tr> <tr> <td>{ 歳入組入額</td> <td>51,779,325,802,873</td> </tr> </table>	{ 支払命令済額	10,189,358,257,733	{ 歳入組入額	51,779,325,802,873	
{ 支払命令済額	10,189,358,257,733					
{ 歳入組入額	51,779,325,802,873					

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収入 円	支出 円
国民生活金融公庫	171,680,709,609	127,620,463,915
農林漁業金融公庫	100,217,561,306	88,200,497,884
中小企業金融公庫	492,280,722,694	682,435,727,599
公営企業金融公庫	692,716,271,060	346,436,276,374
沖縄振興開発金融公庫	29,771,175,511	25,592,530,919
日本政策投資銀行	352,061,394,877	262,804,896,278
国際協力銀行	765,099,518,883	531,442,873,864
計	2,603,827,353,940	2,064,533,266,833

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

第2 特別会計

会計検査院が特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

平成19年度における予備費使用決定額については、すべて国会の承諾を受ける手続を了している。また、20年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、20年10月22日現在で次のとおりである。

			平成20年度分	
1 一般会計				2 特別会計
所	管		使用決定額 千円	
総務省	環境省		6,825,762	(該当なし)
環	衛		36,640	
防	省		8,275,140	
	計		15,137,542	

第2章
第5節
国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 国 会

(衆 議 院)

意見を表示し又は処置を要求した事項

議員宿舍整備等事業の支払額の節減を図るため、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの適宜の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)衆議院 (項)衆議院 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 平成14年度国庫債務負担行為及び19年度国庫債務負担行為 (組織)衆議院 (事項)民間資金等活用衆議院施設整備等事業 (事項)金利の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業に係る限度額の増額 </div>
部 局 等	衆議院
事業の根拠	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)
契約名	衆議院赤坂議員宿舍整備等事業
契約の概要	衆議院赤坂議員宿舍の施設整備、維持管理、運営支援及び代替施設提供
契約の相手方	赤坂シグマタワー株式会社
契約	平成15年3月 一般競争契約
契約額	349億1084万余円(平成14年度～43年度)
上記のうち消費税相当額	16億6242万余円
割高になっている契約額	3億4601万円

【適宜の処置を要求したものの全文】

衆議院赤坂議員宿舍整備等事業契約における消費税の取扱いについて

(平成20年10月31日付け 衆議院議長あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 衆議院赤坂議員宿舍整備等事業

貴院は、老朽化して手狭になった旧赤坂議員宿舍を建て替えて、その維持管理、運営支

援等を行わせることを目的として、衆議院赤坂議員宿舎整備等事業(以下「赤坂議員宿舎事業」という。)を実施している。

赤坂議員宿舎事業は、財政負担の縮減並びに民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、PFI手法^(注1)を適用することとされた。そして、貴院は平成14年4月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定に基づく特定事業^(注2)の実施に関する方針を定めて、同年5月に赤坂議員宿舎事業を同法第6条の規定に基づく特定事業(以下「PFI事業」という。)に選定した。

貴院は、赤坂議員宿舎事業について、総合評価方式による一般競争入札を実施して、15年2月に、総合評価の最も高かった鹿島建設株式会社を代表企業とする企業グループを落札者と決定した。そして、同年3月に、同企業グループが赤坂議員宿舎事業の実施を目的に設立した赤坂シグマタワー株式会社(以下「シグマ社」という。)^(注3)との間でBTO方式によるPFI事業として事業契約(契約金額333億9276万余円)を締結した。その後19年4月に事業契約が変更されて、契約金額は349億1084万余円となっている。

そして、シグマ社は事業契約に基づき19年3月に赤坂議員宿舎の建設工事をしゅん工して施設を貴院に引き渡しており、赤坂議員宿舎は貴院が所管する国有財産となっている。

事業契約によると、シグマ社は、旧赤坂議員宿舎の解体及び撤去、仮宿舎の提供及び維持管理、新赤坂議員宿舎の設計及び建設、新赤坂議員宿舎に係る施設の国への譲渡、及び44年3月までの25年間にわたる維持管理、運営支援等を行うこととされている。そして、契約金額は仮宿舎提供費、施設購入費及び維持管理・運営支援費から成っており、このうち仮宿舎提供費については15年11月から19年6月までの間に計9回に分割して、施設購入費については19年4月から44年4月までの間に年2回(4月及び10月)計51回の元利均等払いによる割賦方式により、また、維持管理・運営支援費については19年10月から44年4月までの間に年2回(4月及び10月)計50回に平準化した金額により、それぞれ貴院がシグマ社に支払うこととされている。貴院は15年度から19年度までに計47億9869万余円をシグマ社に支払っている。

(注1) PFI手法 Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

(注2) 特定事業 公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの

(注3) BTO方式 Build, Transfer and Operate の略称。民間事業者が施設を建設して、施設完成直後に管理者等に所有権を移転した上で、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式

(2) 割賦金利に係る消費税の取扱い

消費税法(昭和63年法律第108号)によれば、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の課税対象は、国内において事業者が行った事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)とされている。

そして、国内において行われる資産の譲渡等のうち、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第10条第3項第10号に定める「資産の譲渡等の対価の額又は当該対価の額に係る金銭債権の額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領する場合にお

るその受領する賦払金のうち利子又は保証料の額に相当する額で当該賦払に係る契約において明示されている部分を対価とする役務の提供」については、同法第6条の規定により、利子を対価とする貸付金等に類するものとして消費税を課さないとされている(以下、この規定に基づき消費税を課さないとされる役務の提供に係る対価を「課税されない利子等」という。)

内閣府公表資料によると、国は、赤坂議員宿舎事業と同様のBTO方式によるPFI事業を赤坂議員宿舎事業を含めてこれまでに42事業(20年5月31日現在、実施方針公表済段階のもの。)実施している。そして、国の各機関が公表している事業契約書等によると、このうち14年度にPFI事業の実施方針を公表した1事業及び衆議院新議員会館整備等事業(以下「新議員会館事業」という。)を含めて15年度以降に実施方針を公表した35事業のすべてにおいて、施設費の割賦支払に伴う利子等は、課税されない利子等に該当するとして、これに係る消費税相当額は契約金額に含まれていない。

これに対して、赤坂議員宿舎事業では、事業契約において、サービス対価を一体としてとらえていることなどから、その中に課税されない利子等に該当するものはなく、サービス対価の総額に係る消費税相当額を契約金額に含める取扱いとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

PFI事業に係る施設費の割賦支払に伴う利子等については、これが事業契約において課税されない利子等に該当する場合は消費税は非課税となり、該当しない場合は消費税が課されることとなる。近年のBTO方式によるPFI事業においては、施設費の割賦支払に伴う利子等が課税されない利子等に該当するように事業契約を定めて、これに係る消費税相当額を契約金額に含めない取扱いとなっている。こうしたことから、本院は、経済性等の観点から、赤坂議員宿舎事業についても同様の取扱いとすることにより契約金額の節減が図れないかなどに着眼して、契約金額349億1084万余円(うち消費税相当額16億6242万余円)を対象に、貴院及びシグマ社において、契約書、入札説明書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、貴院は、19年4月に変更した事業契約において、サービス対価の総額332億4841万余円(消費税抜き)の全体に消費税が課されるとして、この金額に100分の5を乗じた16億6242万余円を消費税相当額として加えた349億1084万余円をもって契約金額としており、その内訳は、①仮宿舎提供費31億6061万余円、②施設購入費210億7171万余円及び③維持管理・運営支援費106億7850万余円となっている。

そして、上記のうち施設購入費の契約上の取扱いは、次のとおりとなっている。

- ① 施設購入費は、前記のとおり、19年4月から44年4月までの25年1か月の期間にわたり年2回(4月及び10月)合計51回の元利均等払いによる割賦方式により支払うこととされている。
- ② 施設購入費には、施設設計及び整備費、工事監督費、建設期間中の資金調達に伴う金利その他の事業に伴う費用の総額である割賦元金138億0536万余円に加えて、この金額を契約に定める回数の分割払でシグマ社に支払うことから必要となる割賦金利を含むとされている。

③ 割賦金利の計算上の金額は、契約書に記載された施設購入費から割賦元本分を差し引いた72億6635万余円となり、その具体的な計算方法をみると、施設の引渡時期から年2回到来する各支払時期までの期間に対応する利子額となっている。しかし、契約書には割賦金利の金額として明示されているものはない。

また、貴院及びシグマ社は、上記の割賦金利部分について、予算上又は決算上、次のとおり元本部分と異なる取扱いとしている。

① 貴院からシグマ社への支払額は、歳出予算上、割賦元本は(項)衆議院施設費(目)不動産購入費に、割賦手数料(割賦金利)は(項)衆議院(目)公共施設等維持管理運営費に、区別して計上されており、また、衆議院赤坂議員宿舎の国有財産価額の算定上も割賦元本のみを計上の対象として、割賦手数料(割賦金利)については建設費に含まれないとして対象外としている。

② シグマ社は同社の損益計算書において、貴院が同社に支払った施設購入費のうち割賦元本は割賦収入に、割賦金利は金融収益に、区別して計上している。

これらのことからすれば、貴院が事業契約に基づいてシグマ社に支払うこととされている割賦金利72億6635万余円は、施設購入費のうちの元本部分を分割して支払うことに伴い必要となる利子相当額と認められる。そして、割賦金利について消費税が課されているのは、割賦金利の金額を契約書において明示しておらず、サービス対価の総額から割賦金利を控除することなくその全体に100分の5を乗じた額を加えて契約金額としていることなどによると認められる。

したがって、上記のような割賦金利の性格、支払実態等をみると、貴院が割賦金利を課税されない利子等に該当するように契約内容を定めておらず、割賦金利に係る消費税相当額を含めて契約金額を算定しているのは適切とは認められない。

なお、貴院がシグマ社に支払った消費税相当額は納税までの間事業資金等に充てられることなくシグマ社において消費税納税準備金として留保されている。

上記により、割賦金利が課税されない利子等に該当するとしていれば、契約金額は前記の349億1084万余円が345億6482万余円となり、割賦金利に係る消費税相当額3億4601万余円が割高となっていると認められる。

(是正を必要とする事態)

上記のように、割賦金利が課税されない利子等に該当するとして事業契約を定めて、これにより契約金額を算定していれば、割賦金利に係る消費税相当額を支払う必要はないのに、割賦金利に係る消費税相当額を契約金額に含めて支払を継続している事態は適切でなく、是正を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、赤坂議員宿舎事業が国にとって初めてのPFI事業であったという事情はあるものの、貴院において、契約金額を経済的に算定するための検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置

本件事業契約に係る施設購入費は、事業期間が終了する44年まで長期にわたって支払を継続することとなっており、現在の契約のままでは、契約金額に含まれている割賦金利に係る消費税相当額を今後も引き続き支出することになる。

については、貴院において、赤坂議員宿舎事業の支払額の節減を図るため、割賦金利など課税されない利子等とする額を特定した上で、新議員会館事業など近年のPFI事業の事例における契約書その他契約内容を十分参考に、速やかに契約相手方と協議の上、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの是正の処置を要求する。

第2 内 閣

(人 事 院)

不 当 事 項

不 正 行 為

(1) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	人事院
不正行為期間	平成 19 年 6 月～ 8 月
損害物品の種別	ノート型パーソナルコンピュータ 7 台
損 害 額	1,869,659 円

本院は、人事院における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく内閣総理大臣からの報告及び物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)第 32 条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、人事院において、合规性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、人事院において、事務総局総務課広報情報室の職員が、平成 19 年 6 月から 8 月までの間に、同室が管理していた会議室に保管中のノート型パーソナルコンピュータ計 7 台(評価額 1,869,659 円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、20 年 3 月までに、同人から返納されたり、同人がノート型パーソナルコンピュータを売り払った業者から 3 台が返還されたりしたことなどから、全額が補てんされている。

第3 内 閣 府

(内閣府本府)

意見を表示し又は処置を要求した事項

沖縄振興計画推進調査委託費等により実施する観光、雇用等に関する調査・検討業務に係る契約の締結に当たり、契約額の精算条項を設けるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣本府 (項)内閣本府 (項)沖縄振興計画推進調査費 (項)沖縄特定開発事業推進調査費
部 局 等	沖縄総合事務局
契約の概要	沖縄振興計画を効果的に推進するために、土地利用、観光、雇用等に関する調査・検討業務を委託等するもの
契約件数及び金額	23件 8億0086万余円(平成18、19両年度) (うち内閣府所管分7億8385万余円)
上記のうち契約額の精算を行う必要があると認められる契約件数及び金額	7件 1億0011万円 (うち内閣府所管分8688万円)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

沖縄振興計画推進調査委託費等による調査・検討業務の委託契約等について

(平成20年10月31日付け 内閣総理大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 調査・検討業務の概要

貴府沖縄総合事務局は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づき策定された沖縄振興計画(平成14年7月内閣総理大臣決定)を効果的に推進するなどのため、観光、雇用、土地利用等に係る各種の調査・検討業務を委託するなどしており、これに要する経費を一般会計の沖縄振興計画推進調査委託費、沖縄特定開発事業推進調査委託費等(以下、これらを合わせて「委託費」という。)から支出している。

委託費により平成18、19両年度に実施した調査・検討業務に係る契約は、次表のとおり、それぞれ12件、11件、計23件となっている。

表 委託費等により実施した調査・検討業務一覧

年度	委託費名	契約件名	形態
平成18	沖縄振興計画推進調査委託費	平成18年度下水処理水の有効利用調査検討業務	請負
		沖縄観光におけるキャリング・キャパシティに関する調査	委託
		ソフトパワーを活用した通年型・滞在型観光推進検討調査	委託
		歴史、文化の調和した景観再整備方策検討業務	請負
	沖縄振興開発調査委託費	駐留軍用地跡地利用に関する市町村支援事業(アドバイザー派遣等事業)	委託
		返還跡地利用に関する海外実態調査	委託
		駐留軍用地跡地利用支援システムデータ更新(地理情報)業務	請負
		駐留軍用地跡地利用支援システムデータ更新(文書・統計情報)業務	請負
	沖縄特定開発事業推進調査委託費	沖縄におけるクルーズ観光活性化方策検討調査	請負
		平成18年度石垣島藻場造成計画策定調査	委託
		沖縄本島中南部における土地の有効利用に関する調査業務	請負
	位置境界明確化調査等委託費	平成18年度位置境界明確化調査等委託費	委託
計		12件(うち、委託6件、請負6件)	
19	沖縄振興計画推進調査委託費	構造的失業の改善に向けた基礎調査	委託
		沖縄の自立型経済の構築に向けた社会資本整備等の効果に関する調査	委託
	沖縄振興開発調査委託費	駐留軍用地跡地利用に関する市町村支援事業(アドバイザー派遣等事業)	委託
		平成19年度地域活性型先導的情報通信産業モデル実証事業(沖縄ソフトウェア・オフショアセンター整備モデル実証事業)	委託
		平成19年度地域活性型先導的情報通信産業モデル実証事業(沖縄データセンター整備モデル実証事業)	委託
		返還跡地利用に関する海外実態調査	委託
		駐留軍用地跡地利用支援システムデータ更新(文書・統計情報)・登録業務	請負
	沖縄特定開発事業推進調査委託費	沖縄における景観整備方策に関する検討調査業務	請負
		沖縄における畑地かんがい施設整備方向検討調査業務	請負
		沖縄におけるクルーズ船受け入れ態勢の強化に向けた検討調査	請負
	位置境界明確化調査等委託費	平成19年度位置境界明確化調査等委託費	委託
計		11件(うち、委託7件、請負4件)	
合計		23件(うち、委託13件、請負10件)	

そして、貴府沖縄総合事務局は、上記23件の調査・検討業務に係る契約のうち13件については委託契約により実施している。

委託契約により調査・検討業務を実施するに当たっては、契約書等において、委託者が作成する実施要領や受託者が作成する実施計画書等により行うこととされている。そして、受託者は、委託業務の実施過程を明らかにしてこれに要した経費を確定するため、業務の完了

後に、委託業務完了報告書、調査結果を取りまとめた成果物とともに、受託者が業務を行うために支払った経費に係る証拠書類を添付した精算報告書を委託者に提出して、委託者はこれにより業務の実施過程の実績を確認して、契約額の精算を行うことが契約書に盛り込まれている。

一方、残りの10件の調査・検討業務は請負契約により実施しており、契約書等において、委託契約のような契約額の精算に関する条項は設けられていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴府沖縄総合事務局は、毎年度、委託費により多数の調査・検討業務を実施しており、その金額も多額に上っている。そして、前記のように、これらの調査・検討業務に係る契約には業務完了後に精算を行うものを行わないものがある。

そこで、本院は、これらの調査・検討業務に係る契約について、合规性、経済性等の観点から、業務の実施内容からみて契約書に精算条項を設ける必要があるのではないかなどに着眼して、貴府沖縄総合事務局等において会計実地検査を行った。そして、委託費に係る調査・検討業務23件(契約額計8億0086万余円(うち、内閣府所管分7億8385万余円))の契約を検査の対象として、これらについて契約書、仕様書、成果物等の比較を行うなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

委託費に係る調査・検討業務23件のうち、請負契約により実施した調査・検討業務10件についてみると、このうち請負業務の内容がデータ入力や登録業務である3件を除いた7件の調査・検討業務の請負契約(契約額計1億0011万余円(うち、内閣府所管分8688万余円))については、いずれも仕様書等においてあらかじめ指定された方法により調査を行い、それに基づいて現状の課題や問題点を分析・検討することが業務の内容となっている。

そして、その業務の実施に当たっては、①既存文献や基礎データの収集・整理、②各種事例や現状把握のための調査、③一般市民、企業、関係機関に対するアンケートやヒアリング調査、④委員会や懇談会の運営、有識者の意見聴取等を行うこととされており、委託契約により実施している13件の調査・検討業務の調査方法や検討方法と共通したものとなっていて、その方法において異なるところがないものであった。

さらに、23件の契約に係る支払についてみると、委託契約により実施した13件の調査・検討業務については、受託者は委託者に対して調査等の実施過程を明らかにする必要があるため、業務の完了後に、他の経理と区分した支出に関する帳簿により作成した精算報告書に証拠書類を添えて委託者に提出して、これに基づいて委託者は実施過程の実績を確認して契約額の精算を行っていた。そして、精算の結果、13件のうち5件は契約額と精算額は同額であったが、8件については、精算額は契約額に比べて減額になっており、これらの減額分の合計額は1154万余円となっていた。

一方、請負契約により実施した前記7件の調査・検討業務については、委託契約により実施した13件と調査方法等が同様なものであるにもかかわらず、請負契約であることをもって業務の実施過程の実績を明らかにすることなく、業務の完了後に精算も行われておらず、業務の実施に要した経費の確認が行われぬまま契約額が支払われていた。

<事例>

沖縄総合事務局は、18年度に財団法人Aとの間で、沖縄の魅力を活かしたクルーズ誘致に関するアクションプラン、地元提案型のオプションツアー等の調査・検討を行って地域振興を図るため、「沖縄におけるクルーズ観光活性化方策検討調査請負契約」を1785万円で締結している。

その実施に当たっては、仕様書等において、①沖縄におけるクルーズの現状把握、②沖縄各港のクルーズ関連施設の現状調査、③アンケート及びヒアリングによる旅行者や企業に対するクルーズのニーズ調査、④委員会の開催等を行うこととされている。

また、19年度に財団法人Bとの間で、沖縄の構造的失業の問題を改善させていく上での課題を整理して、雇用施策の課題や方向性等を検討していく上で必要となる新たな雇用関係の基礎調査を行って今後の雇用施策に資するため、「構造的失業の改善に向けた基礎調査委託契約」を1796万円で締結している。

その実施に当たっては、実施要領等において、①沖縄県内外の労働需給の現状調査・把握、②県外事例調査、③求職者、企業や関係機関に対するアンケートやヒアリング調査、④検討委員会の設置等を行うこととされている。

上記の請負契約及び委託契約については、業務の実施方法はいずれも仕様書や実施要領等であらかじめ決められており、その調査方法等も同じようなものであって、両者の間で差異はないのに、委託契約では業務の完了後に精算が行われて契約額に比べて支払額は119万余円減額される一方、請負契約では精算は行われておらず、契約額がそのまま支払われていた。

(是正改善を必要とする事態)

以上のように、請負契約による調査・検討業務については、業務の実施過程が明らかになっている委託契約と調査方法等に差異がないのに、業務の実施過程の実績が把握されておらず、業務の完了後に契約額の精算が行われていない事態は適切ではなく、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴府沖縄総合事務局において、委託費により実施する調査・検討業務は、その実施過程を把握する必要があるものについて業務の完了後にその実績に基づいて契約額の精算を行うという認識が十分でなかったこと、また、貴府において、沖縄総合事務局に対するこれらの契約の精算に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴府沖縄総合事務局は、毎年度、多額の委託費により調査・検討業務を実施しており、今後も同種の委託費による多数の調査・検討業務の実施が見込まれることから、調査・検討業務について適切な契約を締結することが必要である。

については、貴府沖縄総合事務局において、委託費により行う調査・検討業務の実施に当たっては、業務の実施過程を把握して、その実績に基づいて業務の完了後に契約額の精算を行うよう是正改善の処置を求める。

(警 察 庁)

意見を表示し又は処置を要求した事項

自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)警察庁
部 局 等	警察庁
ワンストップサービスの概要	パソコンを用いて、インターネット上で一括して自動車保有関係手続を行うことにより、新車の新規登録手続に係る利用者等の負担を軽減させるとともに行政事務の効率化を図るもの
ワンストップサービスの開発費の合計額	26億7720万円 (平成14年度～17年度)
上記のうち警察庁負担額	5億2160万円(背景金額)(平成14年度～16年度)

【意見を表示したものの全文】

自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について

(平成20年10月31日付け 警察庁長官あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

(635ページの国土交通省の項に掲記)

第4 総務省

不当事項

補助金(2)-(12)

- (2) 市町村合併推進体制整備事業を実施するに当たり、事業に要した実支出額の確認を行わなかったため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省
部 局 等	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	香川県高松市
補助事業	市町村合併推進体制整備
補助事業の概要	市町村の合併を円滑に推進することを目的として、合併した市町村が、当該合併市町村の建設に関する基本的な計画に基づいて事業を実施するもの
事業費	240,000,000 円 (平成 18 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	240,000,000 円
不当と認める事業費	5,499,867 円 (平成 18 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	5,499,867 円 (平成 18 年度)

1 補助金等の概要

市町村合併推進体制整備費補助金は、市町村の合併を円滑に推進することを目的として、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)及び市町村合併推進体制整備費補助金要綱(平成 13 年総務事務次官通知。平成 18 年一部改正)により、合併した市町村が、当該合併市町村の建設に関する基本的な計画を作成して、この計画に基づいて行う事業の実施に要する経費の一部を国が補助するものである。

高松市は、17 年 9 月に塩江町、18 年 1 月に牟礼町等 5 町と合併して、当該合併に係る事業として、18 年度に、高松市香川図書館(仮称)整備事業を事業費 240,000,000 円で実施したとして総務本省に実績報告書を提出して、これを基に同額の国庫補助金の交付を受けている。

2 検査の結果

本院は、総務本省及び高松市において、合規性等の観点から補助事業の事業費が適正に算定されているかなどに着眼して、会計実地検査を行った。そして、本件事業について、契約書、実績報告書等の書類により検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

すなわち、同市は、18 年度に、本件事業の実施に要した経費が予算額と同額の

240,000,000 円であるとして実績報告を行い、同額の国庫補助金の交付を受けていた。しかし、実際には、本件事業の実施に要した経費は、234,500,133 円であった。

したがって、上記の実績報告の額との差額 5,499,867 円に係る同額の国庫補助金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、同省に提出する実績報告書を作成するに当たり、事業に要した実支出額の確認を行っていなかったこと及び補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったこと、また、同省において同市から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

- (3) 市町村合併推進体制整備事業を実施するに当たり、特別交付税が措置されている事業
 (7) に係る経費を補助対象としていたため、補助金が重複して過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省
部 局 等	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	5市
補助事業	市町村合併推進体制整備
補助事業の概要	市町村の合併を円滑に推進することを目的として、合併した市町村が、当該合併市町村の建設に関する基本的な計画に基づいて事業を実施するもの
事業費の合計	569,499,397 円(平成 17、18 両年度)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	522,299,000 円
不当と認める事業費	464,106,217 円(平成 17、18 両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	416,905,820 円(平成 17、18 両年度)

1 補助金の概要

市町村合併推進体制整備費補助金(以下「合併補助金」という。)は、市町村の合併を円滑に推進することを目的として、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)及び市町村合併推進体制整備費補助金要綱(平成 13 年総務事務次官通知。平成 18 年一部改正。以下「補助要綱」という。)により、合併した市町村が、当該合併市町村の建設に関する基本的な計画を作成して、この計画に基づいて行う事業の実施に要する経費の一部を国が補助するものである。

また、総務省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕そくされなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

そして、「平成 17 年度における合併市町村補助金の取扱いについて」(平成 18 年 2 月総務省自治行政局合併推進課長通知。以下「取扱通知」という。)等によると、特別交付税の算定の基礎

数値に含めている事業(合併補助金を特定財源として控除している場合を除く。)に係る経費は合併補助金の補助の対象とはならないこととされている。

2 検査の結果

本院は、総務本省及び199市町村において、会計実地検査を行った。そして、合规性等の観点から補助事業の事業費が適正に算定されているかなどに着眼して、交付申請書、特別交付税の算定資料等の書類により検査した。その結果、事業主体が実施した8件の補助事業(事業費計569,499,397円)については、その事業費の全部又は一部が特別交付税の算定の基礎数値に含まれていて、特別交付税が措置されている事業に対して合併補助金の交付を受けていた。したがって、これに係る国庫補助金17年度111,375,000円、18年度305,530,820円、計416,905,820円は特別交付税の措置と重複して交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助要綱等の理解が十分でなかったこと、総務省において事業主体から提出された実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体	補助事業	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金
				千円	千円	千円	千円
(3) 群馬県	高崎市	統合型地理情報システム構築事業、市内循環バス購入事業	18	201,936	201,936	194,481	194,481

上記の事業主体は、地図情報をイントラネットにより庁内で利用するとともに市民に対してもインターネットで提供して、市域全体の地図情報を一体的に管理・運用することにより、地図情報を用いた各種業務が効率的に行われるようにする事業(統合型地理情報システム構築事業)を事業費142,590,000円で実施して、同額の合併補助金の交付を受けていた。

また、交通弱者の交通手段の確保等を目的として、バスを購入する事業(市内循環バス購入事業)を事業費59,346,000円で実施して、同額の合併補助金の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、前記の統合型地理情報システム構築事業の事業費のうち135,135,000円を、統合型地理情報システム(GIS)導入に要する経費として、また、市内循環バス購入事業の事業費59,346,000円を、地方バス路線運行維持対策に要した経費として特別交付税の算定の基礎数値に含めて総務本省に報告して、その措置を受けていた。

したがって、前記の事業費のうち194,481,000円については、特別交付税の措置と重複して合併補助金の交付を受けており、これに係る同額の国庫補助金が過大に交付されていた。

(4) 長野県	大田市	市民バス運行事業	18	67,047	59,300	58,249	50,502
---------	-----	----------	----	--------	--------	--------	--------

上記の事業主体は、旧市村ごとに運行していた公営バスを新市の統一的業務として運行する業務等を民間に委託するなどの事業を事業費67,047,708円で実施して、合併補助金59,300,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、本件事業の事業費のうち52,075,000円を、地方バス路線運行維持対策に要した経費として特別交付税の算定の基礎数値に含めて総務本省に報告して、その措置を受けていた。

したがって、上記の事業費のうち58,249,978円については特別交付税の措置と重複して合

県名	事業主体	補助事業	年度	補助対象事業費 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認め る補助対象 事業費 千円	不当と認め る国庫補助 金 千円
(5)	岐阜県 中津川市	GIS整備	17	43,323	43,000	25,273	24,950

併補助金の交付を受けており、これに係る国庫補助金 50,502,270 円が過大に交付されていた。

上記の事業主体は、地図データの作成及びシステムの統一をすることにより各担当部署において情報を利用して合理的な事務を行うとともに必要な箇所を必要な縮尺でその場で提供できるという市民サービスを実施するための事業を事業費 43,323,500 円で実施して、合併補助金 43,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、本件事業の事業費のうち 25,000,000 円を、統合型地理情報システム (GIS) 導入に要する経費として特別交付税の算定の基礎数値に含めて総務本省に報告して、その措置を受けていた。

したがって、上記の事業費のうち 25,273,500 円については、特別交付税の措置と重複して合併補助金の交付を受けており、これに係る国庫補助金 24,950,000 円が過大に交付されていた。

(6)	岡山県 新見市	地域バス 対策事業	17, 18	134,019	106,500	134,019	106,500
-----	---------	--------------	--------	---------	---------	---------	---------

上記の事業主体は、旧市町村ごとに運行していた公営バスを、合併に伴い系統を整備して、新市の市営バスとして維持するため、運行業務を民間に委託する事業を事業費 134,019,739 円で実施して、合併補助金 106,500,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、本件事業の事業費全額を、地方バス路線運行維持対策に要した経費として特別交付税の算定の基礎数値に含めて総務本省に報告して、その措置を受けていた。

したがって、上記の事業費全額については、特別交付税の措置と重複して合併補助金の交付を受けており、これに係る国庫補助金 106,500,000 円が過大に交付されていた。

(7)	大分県 佐伯市	GIS の構築、 情報ネットワークの 整備事業	17, 18	123,172	111,563	52,082	40,472
-----	---------	-------------------------------	--------	---------	---------	--------	--------

上記の事業主体は、合併後の新市の事務の効率化を図るため GIS (地理情報システム) の構築を行う事業 (GIS の構築) を事業費 31,563,000 円で実施して、同額の合併補助金の交付を受けていた。

また、行政運営の合理化及び効率化を図るため合併に関係した旧市町村の行政ネットワークを一本化するなどの事業 (情報ネットワークの整備事業) を事業費 91,609,450 円で実施して、合併補助金 80,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、前記の GIS の構築の事業費のうち 29,925,000 円を、統合型地理情報システム (GIS) 導入に要する経費として、また、情報ネットワークの整備事業の事業費のうち 22,157,000 円を、統合型地理情報システム (GIS) 導入に要する経費として、特別交付税の算定の基礎数値に含めて総務本省に報告して、その措置を受けていた。

したがって、前記の事業費のうち 52,082,000 円については、特別交付税の措置と重複して合併補助金の交付を受けており、これに係る国庫補助金 40,472,550 円が過大に交付されていた。

県名	事業主体	補助事業	年度	補助対象事業費 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める 補助対象 事業費 千円	不当と認める 国庫補助 金 千円
				569,499	522,299	464,106	416,905

(8) 情報通信格差是正事業等の実施及び経理が不当と認められるもの
(12)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省 (項)情報通信格差是正事業費
部局等	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業	情報通信格差是正 (1) 地域イントラネット基盤施設整備 電気通信格差是正 (2) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備 (3) 地域インターネット導入促進基盤整備
補助事業の概要	地域における高度情報化社会の均衡ある発展を図るために、高度情報通信ネットワーク等先導的な情報通信基盤となる施設等を整備するもの
補助事業者	(1) 市2(2事業主体) (2) 県1 (3) 市1、町1(2事業主体)
間接補助事業者	(2) 市1、町1
間接補助事業者 (事業主体)	(2) 第三セクター1
事業費の合計	1,467,979,757円(平成15年度～17年度)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	483,612,000円
不当と認める事業費	30,423,660円(平成15年度～17年度)
不当と認める国庫補助金交付額	13,588,651円(平成15年度～17年度)

1 補助金の概要

総務省は、地域における情報基盤を整備して高度情報化社会の均衡ある発展を図るために、情報通信格差是正事業又は電気通信格差是正事業の一環として、次のような事業を行う事業主体に対して、その事業に要する経費の一部として情報通信格差是正事業費補助金又は電気通信格差是正事業費補助金を交付している。

(1) 地域イントラネット基盤施設整備事業

地域イントラネット基盤施設整備事業は、都道府県、市町村、連携主体(複数の市町村

にまたがる区域において、都道府県又は市町村で構成される事業主体)等が地域におけるLAN(地域イントラネット)等の施設及び設備を整備するものであり、その補助対象経費は、当該事業に必要なセンター施設、光ファイバケーブル(以下「光ケーブル」という。)等から成る伝送施設、情報端末、カメラ、プロジェクター等から成る双方向画像伝送装置(以下「テレビ会議装置」という。)、送受信装置等の整備に要する経費等とされており、保守等に係る経費は補助の対象とならないこととなっている。その補助金の交付額は、当該事業を合併後の市町村が合併年度等に行う場合及び連携主体が行う場合は補助対象経費の2分の1に相当する額となっている。

(2) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業は、市町村又は第三セクターが地域住民に映像情報等を提供するケーブルテレビの施設及び設備を整備するものであり、その補助対象経費は、当該事業に必要なセンター施設、光ケーブル等から成る線路設備、インターネット設備等の整備に要する経費等とされている。その補助金の交付額は、当該事業を第三セクターが行う場合は施設を整備する地域の区分に応じて補助対象経費の4分の1、6分の1又は8分の1に相当する額となっており、都道府県、市町村を通じて交付されることとなっている。

(3) 地域インターネット導入促進基盤整備事業

地域インターネット導入促進基盤整備事業は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)や山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づき過疎地域や振興山村に指定されている地域等(以下「特定地域」という。)に該当する市町村が、各種行政分野においてインターネットを活用して地域住民に行政サービスを提供するなどの施設及び設備を整備するものであり、その補助対象経費は、当該事業に必要な伝送施設、テレビ会議装置、送受信装置等の整備に要する経費とされている。なお、事業主体が当該補助事業に併せて単独事業(事業主体が国の補助金等を受けずに実施する事業)を実施する場合には、補助事業と単独事業に共通して要した経費を、補助事業と単独事業との割合等により案分して補助対象経費を算定することになっている。その補助金の交付額は、当該事業を特定地域に該当する市町村が行う場合は補助対象経費の2分の1に相当する額となっている。

そして、事業主体は事業内容やテレビ会議システム等の利用見込み件数等を記載した交付申請書を総務省に提出して、同省はその内容を審査した上で補助金の交付決定を行うこととなっている。また、事業主体は補助事業の完了後に実績報告書を同省に提出して、同省はその内容の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行うこととなっている。

本件事業のうち前記(1)及び(3)の事業については、平成14年次の会計実地検査において、テレビ会議装置の利用が低調な事態等が見受けられたので、本院がその利用状況等を改善するよう指摘したところ、総務省が事業主体に対して需要を的確に把握することを周知徹底するなどの処置を講じたことから、平成13年度決算検査報告において、当該事態を「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記している。

2 検査の結果

本院は、総務省、15県並びに同管内の市町村、連携主体及び第三セクターにおいて会計実地検査を行った。そして、市町村、連携主体及び第三セクターの計121事業主体が14年

度から19年度までの間に実施した170件の補助事業について、合規性、経済性、有効性等の観点から、補助事業に併せて単独事業を実施する場合の補助対象経費は適切に算定されているか、上記の処置が講じられた後に整備されたテレビ会議装置は所期の目的に沿って利用されていて補助の目的は達せられているかなどに着眼して、実績報告書等の書類により検査した。検査したところ、5事業主体が実施した5件の補助事業(補助対象事業費計1,467,979,757円)において、事業主体が、補助対象経費を補助事業と単独事業との割合で案分して算定していなかったり、テレビ会議装置を全く利用していなかったりなどしていた。このため、補助対象事業費30,423,660円が過大になっていたり、補助の目的を達していなかったりして、これに係る国庫補助金相当額13,588,651円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、総務省において当該事業に係る事業主体への指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体の所在する県別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金 千円	摘要
(8) 福島県	南会津郡 只見町	地域インターネット 導入促進基盤整備	17	48,499 (48,499)	24,249	11,026	5,513	精算過大

この補助事業は、上記の事業主体が、防災映像情報提供システム等を構築するために、町庁舎や地区センター等の施設へのサーバや防災カメラの整備、これらの施設を接続する光ケーブルの敷設工事等を単独事業の実施に併せて行ったものである。事業主体は、本件事業費を48,499,500円(補助対象事業費同額)として、国庫補助金24,249,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、光ケーブルの材料費やその敷設工事等の実施設計費に係る補助対象経費の算定に当たって、補助事業と単独事業がそれぞれで使用する心数や事業費の割合により案分すべきであったのに、補助事業で使用する心数の光ケーブルのみを敷設した場合における材料単価を基に算定した材料費や実施設計費の全額を補助対象経費としていた。

したがって、適正な補助対象事業費は37,472,887円となり、11,026,613円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金5,513,000円が過大に交付されていた。

(9) 和歌山県	(注) 橋本市	地域インターネット 基盤施設整備	17	155,165 (155,165)	77,582	3,146	1,573	補助の対象外
----------	------------	---------------------	----	----------------------	--------	-------	-------	--------

この補助事業は、上記の事業主体が、行政情報提供・行政相談システム等を構築するために、センター施設や公共施設への無停電電源装置、情報端末等の整備等を行ったものである。事業主体は、本件事業費を155,165,144円(補助対象事業費同額)として、国庫補助金77,582,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、補助の対象とならない無停電電源装置等の保守等に係る経費3,146,594円を上記の補助対象事業費に含めていた。

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金 千円	摘要
----	------	------	----	------------------------	----------------------	-------------------------	-----------------------	----

したがって、適正な補助対象事業費は 152,018,550 円となり、前記の補助対象事業費 155,165,144 円との差額 3,146,594 円に係る国庫補助金 1,573,000 円が過大に交付されていた。

(注) 平成 18 年 2 月 28 日以前は橋本市及び伊都郡高野口町から成る連携主体

(10)	岡山県	岡山ネットワーク株式会社	新世代地域ケーブルテレビ施設整備	15	1,001,500 (1,001,500)	250,375	6,493	1,624	補助金の過大交付
------	-----	--------------	------------------	----	--------------------------	---------	-------	-------	----------

この補助事業は、上記の事業主体が、既設線路設備の広帯域化及び線路設備の新設のために、岡山市及び瀬戸町(平成 19 年 1 月 22 日以降は岡山市)において、光ケーブルを敷設するなどしたものである。事業主体は、本件事業費を 1,001,500,000 円(補助対象事業費同額)として、国庫補助金 250,375,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記の設備等を整備するための工事費について、実態に即した 202 日の工期及び 11,497m の光ケーブルの敷設長を基に算定すべきであるのに、誤って、予定工期である 315 日及び 6,017m が重複計上となっている 17,514m を基にこれを算定していたため工事費が過大となっており、その結果、補助対象経費が過大に算定されていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 995,006,850 円となり、前記の補助対象事業費 1,001,500,000 円との差額 6,493,150 円に係る国庫補助金相当額 1,624,000 円が過大に交付されていた。

(11)	広島県	(注) 三原市	地域インターネット導入促進基盤整備	16	43,991 (43,991)	21,995	7,150	3,575	目的不達成
------	-----	---------	-------------------	----	--------------------	--------	-------	-------	-------

この補助事業は、上記の事業主体が、教育 TV 会議システム等を構築するために、情報センターへのサーバ等の整備や学校施設へのテレビ会議装置(6 台)等の整備等を行ったものである。事業主体は、本件事業費を 43,991,913 円(補助対象事業費同額)として、国庫補助金 21,995,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記のテレビ会議装置について、その需要を的確に把握せずにこれを整備していて、また、整備後においても利用状況の改善策を講じなかったため、事業完了の平成 17 年 3 月から 20 年 2 月の会計実地検査までの間(35 か月間)、これを全く利用していない状況であった。

したがって、本件事業により整備した上記のテレビ会議装置(整備費 7,150,500 円)は補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 3,575,250 円が不当と認められる。

(注) 平成 17 年 3 月 21 日以前は賀茂郡大和町

(12)	徳島県	阿波市	地域インターネット基盤施設整備	17	264,314 (218,823)	109,411	2,606	1,303	目的不達成
------	-----	-----	-----------------	----	----------------------	---------	-------	-------	-------

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金 千円	摘要
----	------	------	----	------------------------	----------------------	-------------------------	-----------------------	----

この補助事業は、上記の事業主体が、複数校で双方向の遠隔授業を行うなどの学校間コミュニケーションシステム等を構築するために、センター施設の整備や学校施設へのテレビ会議装置(15台)等の整備等を行ったものである。事業主体は、本件事業費を264,314,000円(補助対象事業費218,823,200円)として、国庫補助金109,411,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記のテレビ会議装置について、その需要を的確に把握せずこれを整備して、また、整備後においても利用状況の改善策を講じなかったため、事業完了の平成18年3月から20年5月の会計実地検査までの間(25か月間)、これを全く利用していない状況であった。

したがって、本件事業により整備した上記のテレビ会議装置(整備費2,606,803円)は補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額1,303,401円が不当と認められる。

(8)-(12)の計	1,513,470 (1,467,979)	483,612	30,423	13,588
------------	--------------------------	---------	--------	--------

そ の 他

- (13) 特別交付税の措置の対象となる地理情報システム導入に要する経費の算定に当たり、対象外経費を含めて計算していたため、特別交付税が過大に交付されているもの

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定) (項)地方交付税交付金
部局等	総務本省
交付の根拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)
交付先	鳥取県米子市
特別交付税交付額	983,103,000円(平成18年度)
不当と認める特別交付税交付額	28,374,000円(平成18年度)

1 特別交付税の概要

総務本省(以下「本省」という。)は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕そくされなかった特別の財政需要がある地方団体等に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。)に算定の対象となる各財政需要の事項ごとに定められており、本省は、地方団体から提出させた各財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を基に地方団体に交付すべき特別交付税の額を算定することとなっている。本省は、各財政需要のうち、

市町村における統合型地理情報システム(GIS)導入に要する経費(以下「GIS経費」という。)については、算定資料に記載された一般財源による支出額に省令で定める係数を乗ずるなどして算定した額を特別交付税として措置することとなっており、国庫補助金等の特定財源が充当されている事業費部分は、特別交付税の算定の対象外とされている。

そして、本省は、平成18年度に、鳥取県米子市に対して、GIS経費に係る特別交付税の額29,750,000円を含む特別交付税983,103,000円を交付していた。

2 検査の結果

本院は、本省、鳥取県及び米子市において、合規性等の観点から、特別交付税が適正に算定されているかに着目して、会計実地検査を行った。そして、米子市が作成した算定資料等の書類により検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

米子市は、GIS経費に係る算定資料を作成するに当たり、このGIS経費に該当する米子市地図情報土地評価システム導入業務委託(事業費85,000,000円)を対象とした18年度市町村合併推進体制整備費補助金(以下「合併補助金」という。)81,069,000円の交付を受けることとしていたことから、算定資料に「決算(見込)予算額85,000千円」と合併補助金81,069,000円を控除した「一般財源3,931千円」を併せて記載して本省に提出していた。そして、この合併補助金81,069,000円は19年4月に本省から同市に交付されていた。

しかし、本省は、米子市に対するGIS経費に係る特別交付税の額を算定する際に、「一般財源3,931千円」を基に算定すべきところ、誤って「決算(見込)予算額85,000千円」を基に29,750,000円と算定していた。

したがって、合併補助金81,069,000円を控除した「一般財源3,931千円」を基に適正なGIS経費に係る特別交付税の額を算定すると1,376,000円となり、前記の29,750,000円との差額28,374,000円の特別交付税が米子市に対して過大に交付されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省において、特別交付税の額の算定において算定資料の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 地域イントラネット基盤施設整備事業において、テレビ会議装置の整備に係る補助が的確に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

所管、会計名及び科目	総務省所管 一般会計 (組織)総務本省(平成13年1月5日以前は郵政本省) (項)総務本省 (項)情報通信格差是正事業費 財務省所管 産業投資特別会計 (社会資本整備助定) (項)改革推進公共投資電気通信格差是正施設整備資金貸付金 (項)改革推進公共投資情報通信格差是正事業資金貸付金
------------	---

部 局 等	総務本省(平成13年1月5日以前は郵政本省)
補助事業の概要	地域における高度情報化社会の均衡ある発展を図るために、高度情報通信ネットワーク等先導的な情報通信基盤となる施設等を整備するもの
有効に利用されていないテレビ会議装置の整備費	5億4795万余円(平成11年度～17年度)
上記に対する国庫補助金相当額	2億3229万円

(前掲94ページの「情報通信格差是正事業等の実施及び経理が不当と認められるもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置の利用状況について

(平成20年10月31日付け 総務大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

貴省は、地域における情報基盤を整備して高度情報化社会の均衡ある発展を図るために、IT関連施策としての情報通信格差是正事業、電気通信格差是正事業、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業等を行う都道府県、市町村、連携主体(複数の市町村にまたがる区域において、都道府県又は市町村で構成される事業主体)等に対して、その事業に要する経費の一部として情報通信格差是正事業費補助金等を交付し又は無利子貸付金を貸し付けている。

上記補助金等の交付又は無利子貸付金の貸付けを受けて事業主体が実施する事業のうち、情報端末、カメラ、プロジェクター等から成る双方向画像伝送装置(以下「テレビ会議装置」という。)の整備が補助の対象となっている事業としては、地域イントラネット基盤施設整備事業、広域的な地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業、地域インターネット導入促進基盤整備事業及び地域公共ネットワーク基盤整備事業の4事業(以下「地域イントラネット基盤施設整備事業等」という。)がある。

地域イントラネット基盤施設整備事業等を実施する事業主体は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)のほか、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱等に基づき事業を実施することとなっている。この交付要綱等によると、事業主体は、事業内容、構築しようとするシステムの利用見込み件数等を記載した交付申請書を貴省に提出して、貴省は、その内容を審査した上で補助金の交付決定を行うこととしている。事業主体は補助事業の完了後に実績報告書を貴省に提出して、貴省は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の実施結果が交付決定の内容・条件に適合すると認めるときは補助金の額の確定を行い、補助金を交付することとなっている。

地域イントラネット基盤施設整備事業等において、事業主体は、テレビ会議装置を用いて次のような各種のシステムを構築している。そして、事業主体は、これらのシステムを構築

するために、本庁舎にサーバを、本庁舎、支所、学校、公民館等の公共施設にテレビ会議装置をそれぞれ整備するとともに、これらの装置を接続する光ファイバケーブル網を整備している。

- ① 小・中学校の児童・生徒等が、学校施設に整備されたテレビ会議装置を用いて、他校と遠隔授業を行うことなどができる学校間交流システム
- ② 地域住民が、自宅から遠くにある本庁舎に赴くことなく、最寄りの公共施設に整備されたテレビ会議装置を用いて、行政について相談することなどができる行政相談システム
- ③ 地域住民が、自宅から遠くの公共施設に赴くことなく、最寄りの公共施設に整備されたテレビ会議装置を用いて、生涯学習の講座を受講して質問することなどができる生涯学習システム

(注1) 無利子貸付金 日本電信電話株式会社の株式の売払収入を財源とする財務省所管産業投資特別会計社会資本整備勘定からの無利子貸付金。この無利子貸付金については、その償還時に償還額に相当する額の国の補助金が交付されることになっていることから、補助金と同様に取り扱いされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

テレビ会議装置については、平成14年次の会計実地検査においてその利用が低調な事象等が見受けられたので、本院がその利用状況等を改善するよう指摘したところ、14年10月に貴省が事業主体に対して需要を的確に把握することを周知徹底するなどの処置を講じたことから、平成13年度決算検査報告において、当該事態を「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記している。

本院は、貴省が上記の改善の処置を講じた後の状況について、^(注2)14県において会計実地検査を行った。そして、11年度から17年度までの間に地域イントラネット基盤施設整備事業等を実施した上記14県の63事業主体による66事業のうち、テレビ会議装置を整備していた43事業主体による46事業(補助対象事業費135億6928万余円、これに係る国庫補助金56億0826万円)を対象として検査した。そして、有効性等の観点から、上記の43事業主体が56システム(学校間交流システム34、行政相談システム19、生涯学習システム3)を構築するために整備したテレビ会議装置1,168台(整備費5億5392万余円、これに係る国庫補助金相当額2億3510万余円)が所期の目的に沿って利用されていて、補助の目的は達せられているかなどに着眼して、交付申請書、実績報告書等の書類により検査した。

(検査の結果)

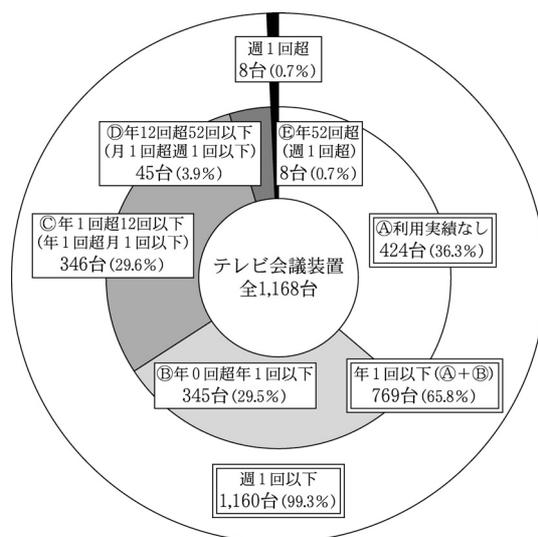
検査したところ、次のような事象が見受けられた。

(1) テレビ会議装置の利用状況について

ア テレビ会議装置の全般的な利用状況について

前記のテレビ会議装置1,168台の運用開始から19年度末又は運用停止までの間(最長7か月間、最長72か月間、平均40か月間)における平均年間利用回数は、次図のとおりとなっていた。

図 テレビ会議装置 1,168 台における平均年間利用回数ごとの台数構成



すなわち、全体の99.3%に当たる1,160台(整備費5億4,795万余円、これに係る国庫補助金相当額2億3,229万余円)が週に1回以下の極めて低調な利用状況となっていた。この1,160台のおよそ3分の2に当たる769台は年に1回以下の利用状況となっており、更にこの769台のうち424台は全く利用実績がなく、これが1,160台のおよそ3分の1を占めていた。特に、広島県三原市の地域インターネット導入促進基盤整備事業及び徳島県阿波市の地域イントラネット基盤施設整備事業においては、テレビ会議装置計21台を用いた学校間交流システム全体が事業完了後全く利用されていなかった。

このように、週に1回以下の利用状況にある1,160台のテレビ会議装置については有効に利用されておらず、事業の目的が達成されているとは認められない。

イ テレビ会議装置を用いたシステムの種類の利用状況について

システムの種類の利用回数ごとの台数及びテレビ会議装置1台当たり平均年間利用回数は、表1のとおりであり、いずれのシステムにおいても、その利用状況は低調で、1台当たりの平均利用回数は年に数回の利用にとどまっている状況となっていた。特に、学校間交流システム及び行政相談システムのために整備したテレビ会議装置の利用状況は極めて低調であり、どちらのシステムにおいても、それぞれ、全体の3分の1以上である222台及び202台が事業完了後全く利用されていなかった。

表1 システムの種類別の平均年間利用回数ごとの台数及び1台当たりの平均年間利用回数

システムの種類	システム数	全台数	平均年間利用回数ごとの台数構成(上段：台数/下段：構成比)					1台当たりの平均年間利用回数(回/台・年)
			①利用実績なし	②年0回超年1回以下	③年1回超12回以下(年1回超月1回以下)	④年12回超52回以下(月1回超週1回以下)	⑤年52回超(週1回超)	
学校間交流	34	635	222 (35.0%)	240 (37.8%)	148 (23.3%)	18 (2.8%)	7 (1.1%)	2.63
行政相談	19	506	202 (39.9%)	101 (20.0%)	179 (35.4%)	23 (4.5%)	1 (0.2%)	2.52
生涯学習	3	27	0 (0.0%)	4 (14.8%)	19 (70.4%)	4 (14.8%)	0 (0.0%)	5.86
計	56	1,168	424 (36.3%)	345 (29.5%)	346 (29.6%)	45 (3.9%)	8 (0.7%)	2.66

ウ 14年に改善の処置を講ずる前に実施された事業におけるテレビ会議装置の利用状況について

貴省が14年10月に改善の処置を講ずる前の11年度又は13年度に実施された7事業9システムにおいて整備したテレビ会議装置についてみると、テレビ会議装置1台当たりの平均利用回数は表2のとおりである。改善の処置を講ずる前の13年度以前は1.02回であったのに対して、処置後である15年度以降においても1.18回にとどまっております。15年度以降に利用状況が改善されたとはいえない状況となっている。

表2 平成11年度又は13年度の事業で整備されたテレビ会議装置の年度別の平均利用回数

事業実施年度	事業数	システム数	台数	利用年度別の平均利用回数(回/台・年)									
				12年度	13年度	13年度以前の平均	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	15年度以降の平均
平成11年度事業	1	1	27	2.37	1.18	1.77	0.44	0.07	0.14	0.00	—	—	0.16
13年度事業	6	8	301	—	0.73	0.73	0.68	1.75	1.69	0.84	1.72	1.22	1.29
計	7	9	329	2.37	0.80	1.02	0.65	1.52	1.36	0.74	1.72	1.22	1.18

(注) 平成11年度の事業は17年12月31日に運用を停止した。

(2) 利用が極めて低調となっている原因について

テレビ会議装置を用いた各システムの利用が極めて低調となっている原因について、事業主体は次のことによるとしており、各システムに対する需要が極めて限定的であることがその原因であると認められる。

- ① 学校間交流システムについては、事業主体のネットワークに接続した学校間の距離が短いことなどからテレビ会議装置を利用するまでもなく学校間での交流を図ることができること、テレビ会議装置を利用するのに適した学校行事がなかったことなどによる。

② 行政相談システムについては、地域住民の中には、最寄りの支所等の公共施設へ赴かず電話で相談して事が足りるとしていたり、支所等に赴いたとしてもテレビ会議装置を利用せずに直接職員に相談していたりすること、相談相手の職員に顔を見られてしまうので匿名での相談を行えないことなどによる。

③ 生涯学習システムについては、テレビ会議装置の利用に適した講座が少ないことなどによる。

(3) 交付申請の審査及び利用状況の改善策の実施について

ア 交付申請の審査の状況について

貴省は、利用見込みのないシステムを補助事業で採択しないようにするために、13年度第1次補正予算以降の補助事業において、事業主体に対して、整備しようとするシステム別の利用見込み件数及びその算定根拠となる資料を交付申請書に添付させて、これに基づき交付申請の審査を行うこととしている。

しかし、上記の資料は、次のようなものとなっていた。

(ア) 交付申請書に添付することとなっている資料は、①実際にテレビ会議装置を使うこととなる児童・生徒、地域住民、教育委員会、学校、行政相談を受ける課等の関係者がテレビ会議装置を用いたシステムを真に必要としていることや、②テレビ会議装置の利用について関係者と十分に協議されていて、利用の体制が整備されていることが分かる資料ではなかった。

(イ) この資料のうちの利用見込み件数について、貴省は、類似システムの利用状況、人口、パソコンの普及率、窓口利用件数等を総合的に勘案して、適切に算定するよう定めているのみであった。

このため、事業主体は、学校間交流システムについて各学級が毎月1回利用するなどしていたり、行政相談システムについて市役所等の来庁者の1割がテレビ会議装置による相談に移行するなどしていたりしていたが、その頻度を算定するに当たって、実際に利用することとなる学校等から必ずしもその状況を聴取しておらず、具体的な根拠に基づかずに利用見込み件数を算定していた。

イ 本院の指摘に基づき貴省が講じた改善の処置の状況について

本院の指摘に基づき14年10月に貴省が講じた改善の処置等により、事業主体は、テレビ会議装置を用いたシステムの利用状況を把握して、その利用状況が低調な場合には原因を追究して、改善策を執ることとされた。

しかし、テレビ会議装置を用いたシステムの利用状況が低調であると当該事業主体自身が認識している41事業主体のうち33事業主体は、何らの対策を講じていなかったり、教育委員会、学校、行政相談を受ける課等の関係者と改善策について検討したものの、特段の改善策を見い出せなかったなどとして利用を呼びかけたにとどまっていたりしていた。

(是正改善を必要とする事態)

貴省は、本院の指摘に基づき14年10月に改善の処置を講じたが、これまでに整備したテレビ会議装置の利用状況は全般的に極めて低調で事業目的が達成されていないことからみて、その需要は限定的なものとして認められる。

したがって、テレビ会議装置の整備費を補助の対象とすることは適切でなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、主として、貴省において、テレビ会議装置を用いたシステムの需要は極めて限定的であるのに、これを補助の採択に反映させていなかったことによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、貴省は、地域イントラネット基盤施設整備事業におけるテレビ会議装置の取扱いについて、20年10月に総合通信局等に対して通知を発して、テレビ会議装置の整備費を原則として補助の対象から除外するなどの処置を講じているところである。

ついで、今後は、これらの処置がより実効あるものとなるためには、例外的な取扱いに関する厳格な運用など格段の取組が必要とされることから、貴省が事業主体向けに作成している地域イントラネット基盤施設整備事業実施マニュアルにおいて、原則として補助の対象から外す旨の改訂を早急に実施するなど、補助を行わないこととした処置が的確に行われるよう是正改善の処置を求める。

(注2) 14県 秋田、福島、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、兵庫、和歌山、広島、徳島、愛媛、福岡、宮崎各県

(2) 市町村合併に係る特別交付税の交付に当たり、財政需要額として報告した額と決算額に開差が生じているため、決算額に基づいて特別交付税の交付額を見直すよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	
	(項) 地方交付税交付金	
部 局 等	総務本省	
検査実施箇所	総務本省、16県及び17県管内198合併市町村	
市町村合併に係る特別交付税の概要	(1) 都道府県における市町村の合併支援に要する財政需要額を対象として交付するもの	
	(2) 市町村における合併のための準備、移行に要する財政需要額を対象として交付するもの	
特別交付税として措置した額	(1) 16県	349億3809万円(平成14年度～18年度)
	(2) 198合併市町村	468億9034万余円(平成14年度～18年度)
	計	818億2843万余円
上記のうち過大と認められる特別交付税措置額	(1) 16県差引き計	32億1225万円
	(2) 198合併市町村差引き計	64億8164万円
	計	96億9389万円

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

市町村合併に係る特別交付税の額の算定について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 総務大臣あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 特別交付税の概要

貴省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号。以下「交付税法」という。)に基づき、地方団体の財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方団体の独立性を強化することを目的として地方交付税交付金(以下「地方交付税」という。)を交付している。地方交付税の種類は普通交付税及び特別交付税であり、普通交付税は基準財政需要額が基準財政収入額を超えて一般財源が不足する地方団体に交付されて、特別交付税は基準財政需要額の算定方法によっては捕そくされなかった特別の財政需要があることなどにより、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に交付される。

(注 1) 基準財政需要額 普通交付税を算定する場合に地方団体の標準的な財政需要を算定するもので、行政項目ごとに次式により算定する。

基準財政需要額＝測定単位の数値×補正係数×単位費用

(注 2) 基準財政収入額 普通交付税を算定する場合に地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定した額で、次式により算定する。

基準財政収入額＝[法定普通税＋特別交付金]×75/100＋地方譲与税等＋地方特例交付金

貴省は、地方団体に交付する特別交付税の額を算定するために、特別交付税に関する省令(昭和 51 年自治省令第 35 号。以下「省令」という。)により、それぞれの地方団体に特別交付税の算定の基礎である財政需要額について予算額等に基づく見込額を記載した資料(以下「算定資料」という。)を作成させて、おおむね毎年度 9 月及び 12 月に報告させている。そして、この算定資料で報告させる財政需要額(以下「報告額」という。)を基に特別交付税の額を算定して、毎年度 2 回に分けて 12 月と 3 月に地方団体に交付している。

市町村合併に係る財政需要額は、都道府県及び市町村について、次のような額を報告させることとなっている。

このうち、都道府県については、都道府県が、合併市町村及び合併重点支援地域(都道府県が貴省の指針に基づき指定)の市町村に、合併後のまちづくりのために交付する補助金、交付金等(以下「県合併交付金」という。)の経費(以下「合併支援経費」という。)に係る額等とする。

また、市町村については、市町村が合併準備のために必要とする経費(以下「合併準備経費」という。)及び合併関係市町村が合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要とする経費(以下「合併移行経費」という。)に係る額等とする。

そして、これらの報告額の 2 分の 1 相当額等を特別交付税として措置することとなっている。

(注3) 合併市町村 市町村の合併により設置された、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

(注4) 合併関係市町村 市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

合併市町村及び合併関係市町村(以下、両者を合わせて「合併等市町村」という。)は、貴省自治行政局市町村課が作成した市町村合併関係特別交付税記載要領(平成16年11月事務連絡。以下「記載要領」という。)等によると、合併準備経費及び合併移行経費の財政需要額を算定するに当たり、貴省所管の市町村合併推進体制整備費補助金(以下「合併補助金」という。)、県合併交付金等の国又は都道府県が交付する各種補助金等を上記2経費の財源に充当する場合は、これらの経費から当該補助金等の額を特定財源として控除することとされている。

また、記載要領によると、地方団体が報告額として記載する対象経費については、可能な限り契約額等、確定額を記載して、9月報告分において見込額を記載したもののうち、実際の契約締結等により多額の差額が生じたものについては、増減にかかわらず12月報告分において修正することとされている。

省令第8条第2項及び第3項には、過大に措置された特別交付税について、翌年度以降に当該過大措置分を減額することができる旨定められているが、その適用は特別の事情がある場合に限られている。

そして、都道府県は、毎年度、管内市町村から提出された算定資料について、その審査を行い、取りまとめて貴省に報告することとなっている。また、交付税法第17条の3の規定によると、貴省及び各都道府県は、地方交付税の算定の正確性を確保して、その配分の公正を期することを目的として、地方団体に対して、地方交付税検査要領(以下「検査要領」という。)に基づき地方交付税の額の算定資料に関する検査(以下「交付税検査」という。)を行うこととしており、都道府県分及び政令指定都市分については貴省が交付税検査を行い、市町村(政令指定都市を除く。)分については各都道府県が交付税検査を行って、その結果を貴省に報告することとしている。

なお、貴省は、平成19年度の特別交付税の算定に際しては、19年9月に「18年度特別交付税の額の算定に用いた基礎資料について」(平成19年総務省自治財政局財政課事務連絡)による調査(以下「基礎資料調査」という。)を行い、その調査結果を基に19年度の合併支援経費に係る特別交付税の算定額を減額するという従来なかった措置を同年12月交付分で講じていた。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、市町村の合併に関して貴省が行う財政支援として、14年度から18年度までの間に都道府県及び市町村に対して交付された特別交付税5255億余円のうち、^(注5)17県及び管内198合併市町村(714合併関係市町村)において、①17県のうち合併支援経費に係る特別交付税が交付されていない兵庫県を除く16県における合併支援経費に係る特別交付税の交付額計349億3809万円及び②17県管内の198合併市町村(708合併関係市町村(714合併関係市町村のうち、合併準備経費及び合併移行経費に係る特別交付税が交付されていない6市町は

除く。))における合併準備経費及び合併移行経費に係る特別交付税の交付額計 468 億 9034 万余円を対象として検査した。

(注5) 17 県 茨城、群馬、埼玉、石川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、鳥取、岡山、徳島、香川、佐賀、大分各県

検査に当たっては、合規性等の観点から

- ① 県における合併支援経費に係る報告額と決算額とがかい離して多額の開差が生じていないか
- ② 合併等市町村における合併準備経費及び合併移行経費に係る報告額に、対象外経費は含まれていないか、控除すべき国庫補助金等の特定財源が控除されているか、報告後に増減を生じたものについて修正がされているか、報告額と決算額とがかい離して多額の開差が生じていないか

などに着眼して、貴省並びに 16 県及び 17 県管内の 198 合併市町村(708 合併関係市町村)において、9 月及び 12 月に報告された特別交付税の決算関係資料等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 県における合併支援経費について、県の報告額と決算額に多額の開差が生じているもの

検査を実施した 16 県における合併支援経費の各年度の報告額の合計額と決算額の合計額についてみると、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、岐阜県、鳥取県、徳島県、佐賀県及び大分県の 9 県では報告額が決算額を合計で 65 億 4223 万余円上回っていた。特に、徳島県(開差額 22 億 2523 万余円)、岐阜県(同 11 億 9932 万余円)、大分県(同 11 億 5892 万余円)の 3 県では、報告額が決算額をそれぞれ 10 億円以上上回っていた。その他の県では、香川県で報告額が決算額を各年度の合計で 5631 万余円下回っており、残る 6 県は報告額と決算額が同額となっていて、検査を実施した 16 県全体では報告額が決算額を 64 億 8591 万余円上回っていた。

そして、貴省は、前記 16 県の合併支援経費に係る算定資料の報告額に基づいてその 2 分の 1 に相当する額等(愛知県は特別交付税の額が減額されているため 2 分の 1 に満たない。)349 億 3809 万円を特別交付税として措置していたことから、前記 16 県の決算額に基づいて算定した額 317 億 2583 万余円に比べると、特別交付税が計 32 億 1225 万余円過大に措置されていたことになる。

合併支援経費に係る報告額が決算額を上回っている前記の 9 県において、特に開差額が大きくなる主な理由についてみると、管内の各合併等市町村において、県合併交付金を充てることとして計画していた事業が計画どおり実施されていなかったり、事業の財源の一部又は全部が県合併交付金から貴省所管の合併補助金に変更して実施されたりするなどして、県合併交付金を管内の各合併等市町村に交付する必要がなくなったことなどによると認められる。そのほか、管内の各合併等市町村が県合併交付金に係る事業の実施に当たり、入札を実施した結果、落札差額が発生するなどして事業費が減少したことに伴い県合併交付金の交付額も減少したことにもよると認められる。

報告額が決算額を大きく上回っている事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

徳島県は、市町村合併を推進するため、合併等市町村に対して、徳島県市町村合併特別交付金(以下「徳島県合併交付金」という。)を、一合併市町村当たり5億円(2市町村合併)から10億円(7市町村以上合併)交付している。

そして、同県は、各合併等市町村から聴取した徳島県合併交付金の要望額等を基に、徳島県合併交付金の交付見込額を特別交付税の合併支援経費に係る報告額として、平成15年度から18年度までに計44億4400万円と算定して貴省に報告しており、貴省は、合併支援経費としての特別交付税を同県に対して計21億9170万余円措置している。

しかし、各合併等市町村は、徳島県合併交付金を充てることとして計画していた事業を計画どおり実施していなかったり、事業の財源の一部又は全部を徳島県合併交付金から貴省所管の合併補助金に変更して実施したりしていた。こうしたことなどにより、同県が15年度から18年度までに各合併等市町村に対して交付した徳島県合併交付金の決算額は、計22億1876万余円となっていた。

このため、同県の特別交付税の合併支援経費に係る前記の報告額44億4400万円は、決算額に比べて、計22億2523万余円上回っていた。

したがって、同県の15年度から18年度までの合併支援経費に係る決算額に基づいて特別交付税の額を算定すると計11億0938万余円となり、これに比べて、前記の特別交付税は計10億8231万余円過大に措置されていたことになる。

以上のことから、貴省が合併支援経費に係る特別交付税を交付するに当たり、算定資料を各都道府県から報告させる時期について12月報告を最終とする現行制度では、報告時以降に生ずる契約変更等により県合併交付金が変動している場合には、報告額と決算額との間に開差が生ずることになる。

また、貴省は、前記のとおり、都道府県及び政令指定都市の交付税検査を行うことになっているが、特別交付税については、検査要領に具体的な検査項目や確認事項等を示していないことなどからほとんど検査を行っていない状況であり、上記の事態を把握していなかった。

なお、貴省は、19年度に行った前記の基礎資料調査に基づき、各都道府県から合併支援経費に係る18年度の報告額、決算額、開差額を報告させ、19年度の合併支援経費に係る特別交付税の額については、当該年度の報告額から18年度の開差額を差し引いた額を基にして、これに2分の1を乗じて算定することなどにより減額する措置を行っていた。しかし、この減額の方法では、前年度の開差額が当該年度の報告額以上に生じていたり、当該年度に合併支援経費が生じなかったりした場合には、前年度に過大に措置された特別交付税額は、当該年度の合併支援経費に係る特別交付税額の措置額から減額しきれないことになる。このことから、今後においては、引き続き上記と同様な減額の処置を行った上、合併支援経費に係る前年度に過大に措置された額が当該年度措置額を上回った額については、特別交付税で措置される合併支援経費以外の事項からも控除する必要があると認められた。

- (2) 合併等市町村における合併準備経費及び合併移行経費について、合併市町村の報告額と決算額に多額の開差が生じているもの

検査を実施した17県管内198合併市町村(708合併関係市町村)における合併準備経費及び合併移行経費に係る報告額と決算額についてみると、7合併市町では、各年度の報告額の合計額が決算額の合計額を下回っていたが、その他の191合併市町村では各年度の報告額の合計額が決算額の合計額を上回っていた。198合併市町村の報告額の合計額は938億5609万余円で、その決算額の合計額は808億1605万余円となっており、報告額の合計額が決算額の合計額を計130億4003万余円上回っていた。

そして、貴省は、上記198合併市町村(708合併関係市町村)の合併準備経費及び合併移行経費に係る算定資料の報告額に基づいて、その2分の1に相当する額等468億9034万余円を特別交付税として措置していたことから、上記198合併市町村の決算額に基づいて算定した額404億0870万余円に比べると、特別交付税が計64億8164万余円過大に措置されていたことになる。

また、合併市町村ごとの報告額と決算額の開差額の状況についてみると、報告額が決算額を上回っていた金額が3億円以上の合併市町村は山梨県中央市(開差額5億8141万余円)、滋賀県甲賀市(同3億8972万余円)、兵庫県丹波市(同3億1157万余円)の3市、1億円以上3億円未満の合併市町村は42市町、5000万円以上1億円未満の合併市町村は37市町、2000万円以上5000万円未満の合併市町村は55市町村であった。

2000万円以上の開差額が生じている上記137合併市町村の報告額が決算額を上回っている主な理由をみると、合併準備経費については、合併関係市町村が、報告額から特定財源である合併補助金を控除していなかったこと、合併等市町村において、合併協議会に対する負担金が減額されて、支出する必要がなくなったことなどによると認められる。また、合併移行経費については、合併等市町村が、報告額から特定財源である県合併交付金を控除していなかったり、報告額に合併期日以降の対象外事業を計上したりしたこと、合併等市町村において、報告額に計上していた事業が一部実施されていなかったり、事業の仕様が変更されていたりなどして経費の一部を支出する必要がなかったことによると認められる。

一方、合併準備経費と合併移行経費を合計した報告額と決算額との開差額が一合併市町村当たり2000万円未満の合併市町村54市町及び報告額が決算額を下回っていた合併市町村7市町、計61合併市町村に係る合併等市町村は、12月に行う報告の際に事業費や特定財源の見込額を修正して報告するなどしていた。しかし、この12月の報告以降において、入札の実施により落札差額が生じたものなどについて、報告額を修正する制度になっていなかったことなどのため、報告額と決算額に開差が生じていた。

報告額が決算額を大きく上回っている事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

滋賀県甲賀市は、5町が合併して、平成16年10月に現在の市になっている。同市の合併関係町は、14年度から16年度までの合併準備経費及び合併移行経費として合計額7億5226万余円を貴省に報告しており、これらに対して特別交付税が計3億7613万余円措置されている。

しかし、上記報告額のうち、①14年度の合併準備経費については、特定財源である貴省所管の合併補助金が控除されていなかった。また、②15年度及び16年度合併移行経費については、特定財源である合併関係滋賀県市町村振興資金計1億8040万円が控

除されていなかったり、事業費を精査することなく対象外事業経費である合併期日以降の経費を計上していたり(16年度合併移行経費)するなどしていた。

これらを踏まえた合併準備経費及び合併移行経費の決算額の合計額は3億6253万余円となり、前記の報告額の合計額7億5226万余円はこれに比べて3億8972万余円上回っていた。

したがって、合併準備経費及び合併移行経費に係る決算額に基づいて、特別交付税の額を算定すると計1億8127万余円となり、これに比べて、前記の特別交付税は計1億9486万余円過大に措置されていたことになる。

以上のように、特別交付税の算定の基礎となる各合併等市町村による報告額が、市町村によって、合併に必要な財政需要額をできる限り精査した額であったり、精査を行っていない見込額であったりして、その取扱いに合併等市町村間で大きな開差を生じている。このため、貴省は、財政需要額の精査を行わない見込額で報告した合併等市町村に対して、特別交付税をより過大に措置することとなり、適正を欠いた事態となっていると認められる。

そして、貴省が合併準備経費及び合併移行経費に係る特別交付税を交付するに当たり、算定資料を各合併等市町村から報告させる時期について12月報告を最終とする現行制度では、報告時以降に生ずる契約変更等により財政需要額が変動している場合には、報告額と決算額に開差が生ずることになる。

また、都道府県は、前記のとおり、管内市町村(政令指定都市は除く。)の交付税検査を行うこととなっているが、本院が検査の対象とした17県は、特別交付税については、貴省が作成している検査要領に具体的な検査項目や確認事項等が示されていないことなどからほとんど検査を行っていない状況であり、特定財源が控除されていなかったことなどの事態を看過していた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

地方団体に交付する特別交付税の額の算定において、合併支援経費、合併準備経費及び合併移行経費(以下「合併支援経費等」という。)に係る財政需要が適切に報告されていなかったり、それぞれ報告額が決算額を上回り多額の開差が生じたりするなどして、特別交付税が地方団体の財政需要の決算額に基づいて算定した特別交付税の金額と比べて過大に措置されるなどしている事態は、合併等市町村間のみならず地方団体間で衡平を欠いていることとなり適切とは認められず、是正改善及び改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、特別交付税を算定するために地方団体から報告させた算定資料の中で、計上漏れとなった経費については次年度以降に作成する算定資料に計上することを許容していたが、過大に計上された報告額についてはこれを把握して減額する措置を執っていなかったこと、また、特別交付税については検査要領が整備されていなかったこと
- イ 県において、算定資料を作成するに当たり財政需要を適切に把握していなかったこと、特別交付税の算定資料に関する交付税検査を十分に行っていなかったこと、合併等市町村において、算定資料を作成するに当たり事業費を精査しなかったりなどしたために適切な

報告が行われていなかったこと、算定資料を作成した後に計上した事業を実施していなかったり変更したりなどしていたこと

3 本院が求める是正改善の処置及び本院が要求する改善の処置

市町村合併が国の政策上の重要課題に位置付けられていることから、今後においても、市町村合併に係る上記の特別交付税による財政支援措置は続くことが見込まれる。

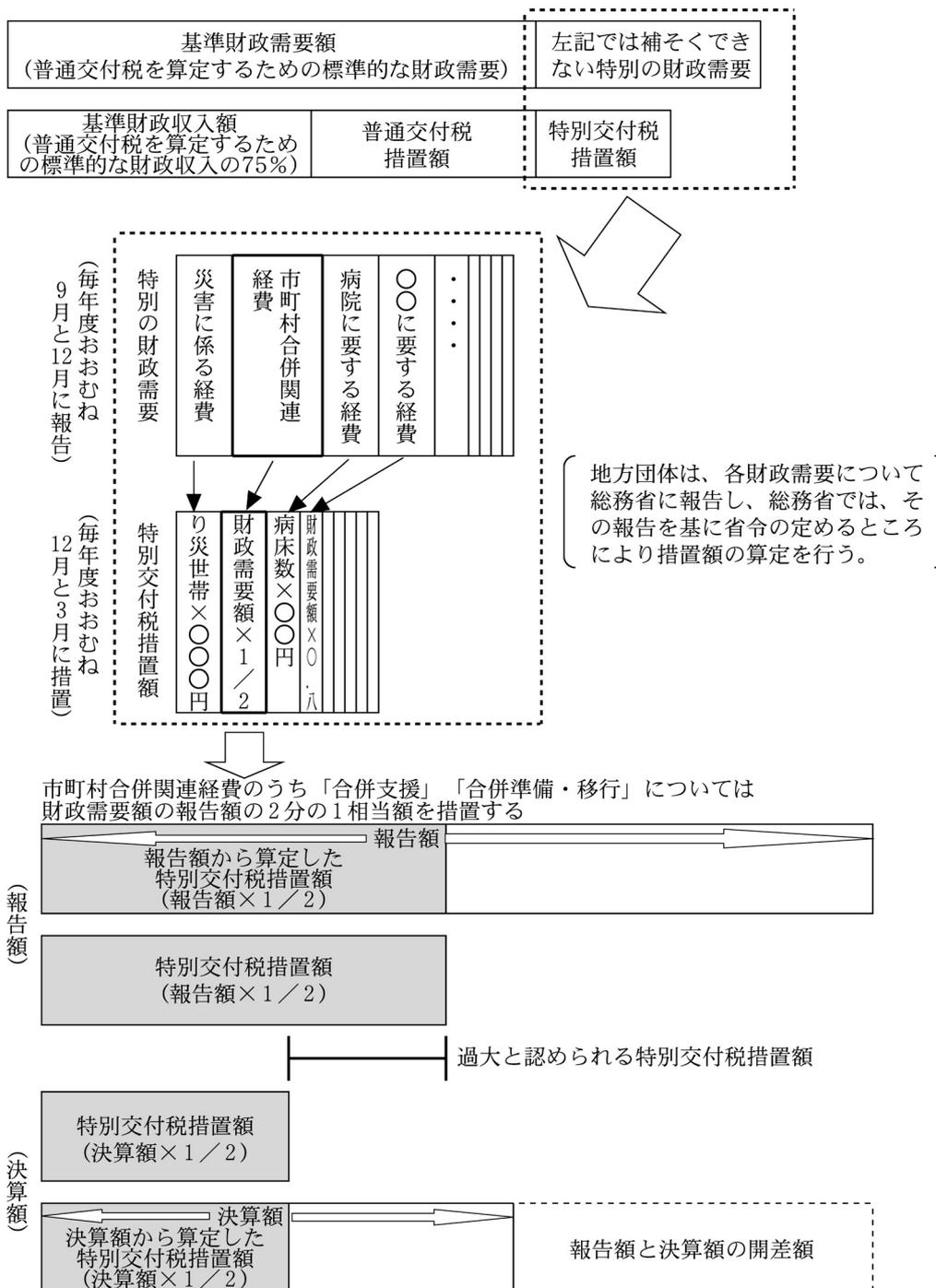
については、貴省において市町村合併に係る合併支援経費等については算定資料による報告額の2分の1に相当する額等を特別交付税で措置していることを踏まえて、適正で衡平な特別交付税の交付が行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 特別交付税の合併支援経費等に係る額を算定するに当たって、都道府県及び合併等市町村から報告を求めた財政需要額について、決算額及び開差額を報告させるなどして財政需要を適切に把握して当該年度の算定資料の報告額に過年度の開差額を反映させて特別交付税の額を減額する措置を執る(災害等の緊急性の高い事項は除く。)ことなどにより、適正な財政需要に基づき特別交付税を交付できるように規定を整備するなど措置を講ずること(会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの)

また、特別交付税に係る検査要領を整備して、貴省が交付税法第17条の3の規定により行うこととなっている都道府県及び政令指定都市分の特別交付税の算定資料に関する交付税検査を適切に実施すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

イ 都道府県及び合併等市町村に対して、合併支援経費等に係る算定資料を作成するに際しては、事業費等を精査して可能な限り適切な報告額を報告するよう要請するとともに、報告後に報告額に変動が生じたものについてはその額を翌年度に報告するよう要請すること。また、都道府県が交付税法第17条の3の規定により行うこととなっている管内市町村分の特別交付税の算定資料に関する交付税検査を適切に実施するよう要請すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

(参考 図) 市町村合併に係る特別交付税制度の概要



【当局の処置状況】

前記の是正改善及び改善を必要とする事態については、本院の検査における指摘により、総務省において本院指摘の趣旨に沿い次のような処置を講じた。

アについて、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。)を改正(平成20年10月1日施行)して、各年度の特別交付税の額の算定において前年度以前の過大な算定について調整を行う規定を創設した。また、都道府県及び政令指定都市分の合併関係項目に係る特別交付税の算定資料の検査要領を作成して、適切な検査を実施することにした。

イについて、平成20年度合併支援経費、合併準備経費及び合併移行経費(以下「合併支援経費等」という。)に係る算定資料を作成するに際して、報告額の十分な精査等を行うよう、「市町村合併に関する特別交付税措置の基礎数値等について(通知)」(平成20年8月26日発出)により、各都道府県及び合併等市町村に対して適切な対応を要請した。そして、「平成19年度合併支援の財政需要額に係る決算差額の調について」(平成20年9月26日発出)により都道府県に対して、また、「平成19年度合併準備及び合併移行の財政需要額に係る決算差額の調について」(平成20年9月26日発出)により各市町村に対して、19年度の算定における見込額等に基づく報告額と決算額との差額を20年度に報告するよう要請した。

併せて、「合併関係項目に係る特別交付税検査の実施について」(平成20年9月26日発出)を発して、市町村分の合併関係項目に係る特別交付税の検査要領を作成し、各都道府県に対して検査要領に基づき適切な検査を実施するよう要請した。

総務省は、以上のように規定の整備等については是正改善及び改善の処置を講じているが、本院としては、合併支援経費等について、前記改正後の省令等に基づく特別交付税の減額措置の実施、特別交付税の算定資料の総務省及び都道府県による検査の実施等について、是正改善及び改善の処置が講じられるか、今後、検査していくこととする。

(3) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省
部 局 等	総務本省
ワンストップサービスの概要	パソコンを用いて、インターネット上で一括して自動車保有関係手続を行うことにより、新車の新規登録手続に係る利用者等の負担を軽減させるとともに行政事務の効率化を図るもの
ワンストップサービスの開発費の合計額	26億7720万円 (平成14年度～17年度)
上記のうち総務省負担額	5億2843万円(背景金額)(平成14年度～16年度)

【意見を表示したものの全文】

自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について

(平成20年10月31日付け 総務大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

(635ページの国土交通省の項に掲記)

(4) 独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの

部 局 等	総務本省	
検査の対象	総務本省 独立行政法人情報通信研究機構	
設置根拠法	独立行政法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号)	
独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定において平成19年度末に保有する資金の額	現金及び預金	2億6120万余円
	投資有価証券	180億8238万余円
	合計	183億4358万余円
独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における政府出資金の全体額	188億6640万円(背景金額) (平成16年度～19年度)	

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について

(平成20年10月31日付け 総務大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 基盤技術研究促進センター及び通信・放送承継勘定の概要

(1) 基盤技術研究促進センターからの承継の状況

独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、平成15年4月1日に通信・放送機構(16年4月1日以降は独立行政法人通信総合研究所と統合して独立行政法人情報通信研究機構)が基盤技術研究促進センター(以下「基盤センター」という。)から承継した資産241億7495万余円、負債52億0444万余円及び資本として産業投資特別会計等からの出資金194億3769万余円(産業投資特別会計からの出資金188億6640万余円、日本政策投資銀行からの出資金2億5929万余円、民間からの出資金3億1200万余円)を承継している。

基盤センターは、基盤技術研究円滑化法(昭和60年法律第65号)に基づき、民間が行う基盤技術に関する研究開発支援のための推進機関として昭和60年10月に設立されて、産業投資特別会計からの出資を受けて、主として複数の民間企業と共同で設立する研究開発会社に出資を行い、民間の共同研究による基盤技術研究を支援していた。また、基盤技術研究に対する支援の一部は融資による方法で実施していた。

その後、貴省及び経済産業省は、基盤技術研究の促進に一定の成果はあったものの、次のような理由により、基盤センターによる基盤技術研究の促進を図るための制度の見直しを行った。

① 競合する企業間で実用化の最終段階まで共同研究を継続することは難しいなどの要因により、出資金の回収が困難であることが明らかになってきたこと

② 基盤センターの会計処理上、出資による研究開発費の支出を資産として計上することとされていたが、この種の支出は費用化すべきであるとする近年の企業会計基準にそぐわなくなったこと

見直しの結果、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成13年法律第60号。以下「改正円滑化法」という。)により、新しい枠組みによる民間の基盤技術研究に対する支援制度、基盤センターの解散等が規定されることとなった。

基盤センターの解散は、改正円滑化法公布の日から2年以内と規定されて、それまでの間は、既存事業を廃止して事業の清算を実施することとされた上、基盤センターは平成15年4月1日に解散した。解散に当たっては、改正円滑化法附則第3条第2項の規定に基づいて、解散時の資本金3148億4425万円から、出資事業により取得した株式の取得に要した費用総額2856億7015万円とこれを処分したことにより得られた収入総額91億3048万余円との差引額である2765億3966万余円を出資がなかったものとして償却して、383億0458万余円が承継する資本金とされた。承継する資本金については、通信・放送機構に194億3769万余円、新エネルギー・産業技術総合開発機構に188億6688万余円がそれぞれ承継された。そして、基盤センターは、一切の権利及び義務を通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構に承継して、事業の清算を完了した。

(2) 通信・放送承継勘定の状況

機構に承継された資産等は表1の開始貸借対照表のとおりとなっている。

表1 独立行政法人情報通信研究機構承継時(平成16年4月1日)の開始貸借対照表
(単位:百万円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
流動資産	1,845	流動負債	693
現金及び預金	1,644	未払金	3
前払費用	0	未払費用	210
未収収益	201	預り金	473
未収消費税	1	賞与引当金	5
未収金	1	固定負債	3,689
貸倒引当金	△ 4	長期借入金	3,689
固定資産	19,787	(負債合計)	4,383
有形固定資産	—	資本金	18,918
無形固定資産	0	政府出資金	18,866
投資その他の資産	19,787	民間出資金	51
長期性預金	1,000	資本剰余金	—
投資有価証券	14,836	利益剰余金	△ 1,667
その他有価証券	348	繰越欠損金	△ 1,667
長期貸付金	3,803	(資本合計)	17,250
貸倒引当金	△ 210		
敷金・保証金	9		
資産合計	21,633	負債・資本合計	21,633

資産の主なものは、出資事業の出資金8社3億4851万余円、融資事業における貸付金の元本残高46社38億0360万余円が事業資産として計上されたほか、現金及び預金16億4411万余円、投資有価証券148億3625万余円が計上された。負債の主なものは、貸付金の原資としての長期借入金36億8960万余円が計上されて、また、資本金として、政府出資金188億6640万余円を含む189億1825万余円が計上された。

基盤センターから承継した政府出資金等は、改正円滑化法附則第3条第1項の規定により、承継した株式処分業務及び債権管理回収業務(以下、両業務を合わせて「承継業務」という。)に必要な資金に充てるものとされて、機構は承継業務について、通信・放送承継勘定を設けて区分経理している。

機構は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、中期目標期間の5年間(第1期13年度から17年度、第2期18年度から22年度)に係る中期計画を作成して、独立行政法人評価委員会の意見を聴いた貴省の認可を受けて、同計画に沿った業務運営を行っている。

そして、独立行政法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」という。)附則第12条は、承継業務を終えたときは、これらを区分経理している通信・放送承継勘定を廃止して、また、その際、債務を弁済してなお残余財産があるときは、出資額を限度として出資者に分配することと規定しており、分配した後に残余財産があるときは、国庫に納付することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

政府は、「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)において、現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているかなどについて、原点に立ち返って見直すこととして、同方針に基づき、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年 8 月 10 日閣議決定)を定めて、事務・事業の見直し、随意契約の見直し、保有資産の見直しなどを掲げた「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を策定した。

同計画は、保有資産の見直しとして、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却、証券化の検討及び促進、不良化している貸付の早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行うこととしている。

また、政府は、20 年 4 月に、独立行政法人通則法改正法案を第 169 回国会に提出しており、同法案には、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化などにより、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)で政府からの出資に係るものについては、主務大臣の認可を受けてこれを国庫に納付するものとするなどと規定されており、さらに、国庫返納に伴う減資等についても所要の規定が設けられている。

そこで、経済性、有効性等の観点から、機構が基盤センターから承継した出資金の額が承継業務の規模に比べて適切なものとなっているかなどに着眼して、貴省及び機構において、機構が基盤センターから承継した資産等を対象に、関係書類等の提出を受けるとともに、通信・放送承継勘定の業務の実施状況及び業務に関する指導・監督状況等の説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

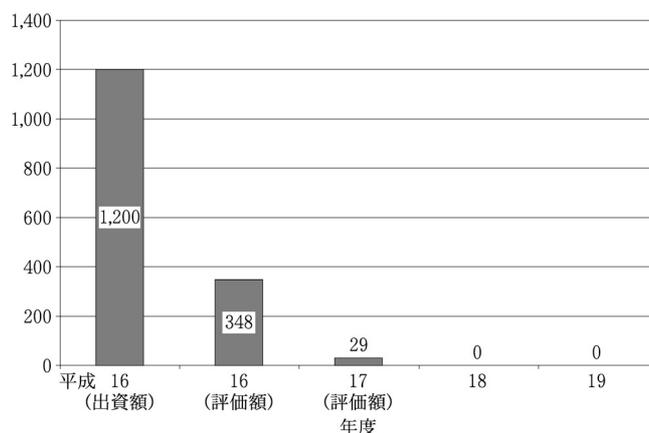
検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 承継業務の状況

ア 株式処分業務の状況

株式の保有及び処分の状況の推移は、図 1 のとおり、出資先会社 8 社の株式について、16 年 4 月の機構承継時の開始貸借対照表における計上価額は出資額 12 億円であったが、出資先会社の純資産額を基にした評価換えを行ったことにより、評価額は 3 億 4851 万余円となっており、評価損 8 億 5148 万余円が発生している。また、その処分については、17 年 11 月までに 8 社の株式を合計 2 億 7577 万余円で売却して 18 年 6 月で業務を終了しており、売却損は 7273 万余円となっている。

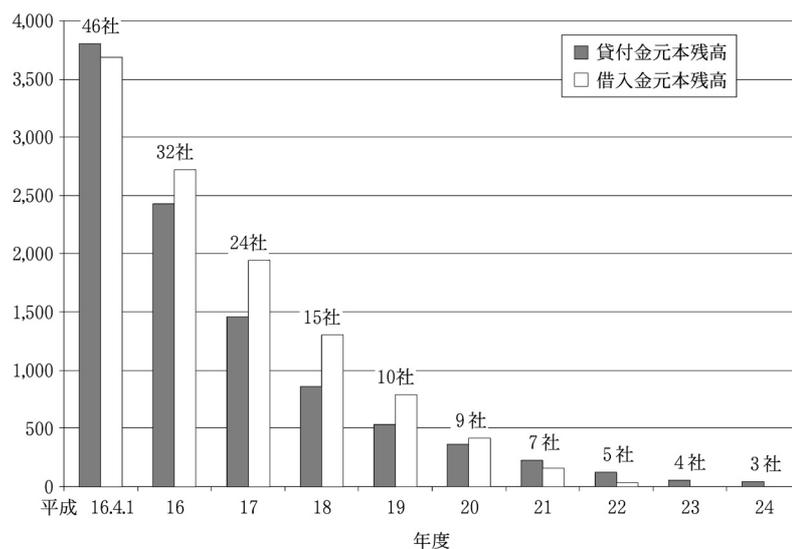
図1 株式の保有及び処分の状況の年度別推移
(単位：百万円)



イ 債権管理回収業務の状況

債権管理回収業務の年度別実績及び見込みは、中期計画等によれば図2のとおりとなっている。

図2 貸付先会社数、貸付金元本残高、借入金元本残高の実績及び見込み
(単位：百万円)



(注) 平成19年度までは回収実績、20年度以降は回収見込み

貸付金の貸付先及び元本残高は、16年4月の承継時に46社38億0360万円であったが、20年3月末現在で10社5億2809万円(一般債権9社4億8984万円、破産更生債権1社3825万円)となっており、承継時と比較して会社数で78.2%、貸付額で86.1%減少している。

貸付金元本は、20年度から23年度までの各年度におおむね6000万円から1億7000万円の回収が見込まれており、24年度に2社から1250万円を回収して業務を終了することになっている。

また、貸付金の原資である産業投資特別会計からの借入金は、23年度上期に償還を終了することにしており、年々業務規模が縮小していくことは明確である。

(2) 通信・放送承継勘定の損益の状況

16年度から19年度までの業務運営の実績は表2のとおりとなっている。

表2 業務運営実績内訳の年度別推移 (単位：百万円)

区 分	平成16年度	17年度	18年度	19年度
(経常費用)	188	143	95	70
通信・放送承継業務費			49	40
一般管理費	111	90	9	7
財務費用				
支払利息	77	53	35	22
(経常収益)	408	358	295	284
事業収入				
融資事業収入	86	57	27	17
財務収益	236	241	245	252
受取利息	20	21	10	0
有価証券利息	215	220	234	251
雑益	85	59	22	14
貸倒引当金戻入益	68	59	22	14
経常利益	220	214	200	214
臨時損失	46	26	—	—
当期純利益	174	188	200	214
△次期繰越欠損金	△ 1,493	△ 1,305	△ 1,104	△ 890

一般管理費が年々減少していて、支払利息も貸付金の原資である長期借入金の縮小に伴って減少しているために、経常費用の総額は年々減少傾向にある。

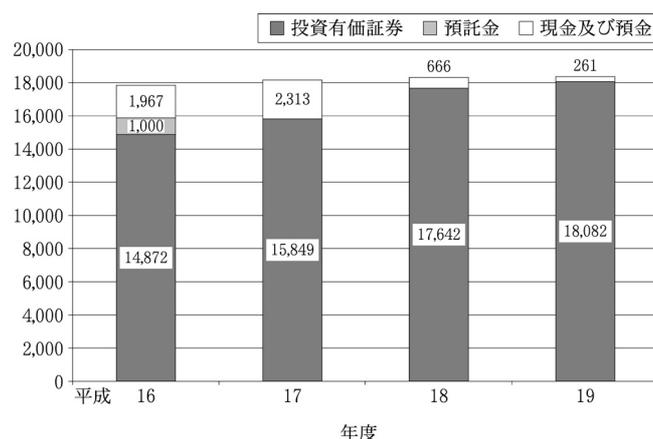
また、有価証券利息が年々増加しているものの、融資事業収入が貸付金の元本残高の縮小に伴って減少しているために、経常収益の総額は年々減少傾向にある。

臨時損失を加味しても毎年度純利益が増加しており、各年度の利益は、承継前に基盤センターが貸付金の元本を減免したことなどにより生じた欠損金や承継後の株式評価損等から生じた欠損金の処理に充てられており、19年度は2億1417万余円が充てられて、繰越欠損金を8億9065万余円計上している。

(3) 保有資金の運用の状況

通信・放送承継勘定の現金及び預金、預託金、投資有価証券^(注)の残高の推移は、図3のとおりである。

図3 資金の保有内訳の年度別推移 (単位：百万円)



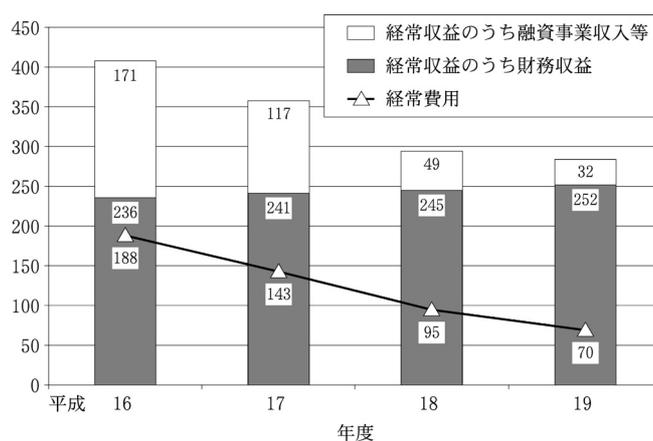
17年度において、財政融資資金の預託金が満期を迎えたために10億円減少しており、投資有価証券が前年度から9億7692万余円増加して158億4950万余円となっている。さらに、18、19両年度においても現金及び預金が前年度から16億4715万余円、4億0491万余円減少する一方、投資有価証券が前年度から17億9272万余円、4億4014万余円増加して176億4223万余円、180億8238万余円となっている。

18、19両年度において、現金及び預金の計上額が減少する一方、投資有価証券が増加しているのは、株式処分業務が終了したり、債権管理回収業務の規模が大幅に縮小したりしたために、当面の運営資金である現金等の需要が低くなり、これらを投資有価証券で運用したことなどによると認められる。

(注) 保有している投資有価証券の種類は、社債(電力債等)、政府保証債、公団公庫債等である。

そして、投資有価証券の計上額が増加したことによる収益への影響は、図4のとおりである。

図4 財務収益と経常費用の年度別推移 (単位：百万円)



経常収益の総額は年々減少傾向にあるものの財務収益が増加しているのは、投資有価証券の計上額が毎年増加していることに伴い有価証券利息が増加しているためである。また、経常費用は財務収益を下回っており、年々減少傾向にある。

(改善を必要とする事態)

承継業務の規模が年々縮小して、出資金の額は、承継業務量に比べて過大となっていくことが明らかであるにもかかわらず、多額の出資金を投資有価証券の形で保有して経常費用を大きく上回る財務収益を計上し続けている事態は、現下の財政状況等にかんがみると、国の資産の有効活用の面から適切とは認められず、出資金の額を適切な規模にするよう検討を行うなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省及び機構において、機構法では、勘定の廃止時に残余財産は出資額を限度として出資者に分配するなどの規定となっており、出資金の規模を適切なものとする相応の減資を行い、国からの出資金を国庫に返納するという規定がない現状において、業務規模の縮小に応じて、承継業務に充てるための出資金を適切な規模とするなどの検討を行っていなかったことによると認められる。

3 本院が表示する意見

株式処分業務は18年6月で終了しており、また、債権管理回収業務は、承継時に46社38億0360万円計上されていた貸付金の元本残高が19年度末時点において10社5億2809万円まで減少している。このため、機構が基盤センターから承継した産業投資特別会計等からの多額の出資金は、主に投資有価証券で運用されており、今後も多額な有価証券利息等の運用益が見込まれるものの、その運用益を充てるべき承継業務の業務量は、今後、更に減少していくと認められる。

このように、承継業務の規模が年々縮小していくことが明らかであるにもかかわらず、機構は、機構法に基づき、貸付債権の最終償還時である24年度を目途として、政府出資金188億6640万余円を全額保有し続けることになる。

については、貴省において、独立行政法人整理合理化計画に従った保有資産の見直しの中で、機構の通信・放送承継勘定における保有資金について、不要財産かどうかの見極めを行うなどして、出資金の額の適切な規模を検討して、関係機関と調整の上で、出資金の減資を行うことにより生ずる資金の国庫返納を可能とする検討を行うよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

年度途中で急きょ設置された組織等の運営経費に係る経理について、方針を定めることにより、速やかに適切な手続が執られるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省 (組織)管区行政評価局 (項)管区行政評価局
部 局 等	総務本省、50管区行政評価局等
第三者委員会の概要	年金記録の確認について、社会保険庁側に年金保険料の納付記録がなく、本人も領収書等の物的な証拠がない場合に、関連資料を調査検討して、記録訂正に関する判断を示すことを任務とする委員会

第三者委員会の 運営経費	21 億 9583 万余円 (平成 19 年度)
上記のうち本来 経理するための 「目」ではない 「目」から支出し たとして経理し ていた経費の額	8 億 0982 万円

1 年金記録確認中央第三者委員会等の概要

総務省は、年金記録確認第三者委員会令(平成19年政令第186号)等に基づき、年金記録の訂正に関して、平成19年6月に総務本省に年金記録確認中央第三者委員会(以下「中央委員会」という。)を、同年7月に50管区行政評価局等^(注1)に年金記録確認地方第三者委員会(以下「地方委員会」という。また、中央委員会と地方委員会とを合わせて「第三者委員会」という。)をそれぞれ設置している。第三者委員会は、年金記録の確認について、社会保険庁側に年金保険料の納付記録がなく、本人も領収書等の物的な証拠がない場合に、関連資料を調査検討して、記録訂正に関する判断を示すことを任務としている。

そして、総務省は第三者委員会を運営するために、表1のとおり、非常勤職員に対する手当、備品の購入費等の経費を支出しており、19年度に要した運営経費は計2,195,837,612円となっている。

表1 第三者委員会の運営経費

(単位：円)

経費の内容	総務本省 (項)総務本省	50管区行政評価局等 (項)管区行政評価局	計
職員に対する超過勤務手当	—	3,686,381	3,686,381
委員に対する手当	20,108,800	212,162,400	232,271,200
非常勤職員に対する手当	129,357,637	786,669,017	916,026,654
年金記録に関する講義等の謝金	1,763,800	7,300	1,771,100
職員の旅費	6,390,120	24,936,904	31,327,024
委員等の旅費	2,225,980	17,124,001	19,349,981
参考人の旅費	305,510	414,489	719,999
備品の購入費等	135,278,311	498,816,063	634,094,374
情報処理費	192,684,080	—	192,684,080
事務室の借上費	88,934,051	60,468,118	149,402,169
行政相談委員に対する実費弁償金	—	14,504,650	14,504,650
合計	577,048,289	1,618,789,323	2,195,837,612

これらの運営経費の予算執行に当たっては、財政法(昭和22年法律第34号)等に定められた手続により行うこととされており、同法第33条第2項によれば、財務大臣の承認を経なければ「目」の間において流用することができないこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、財政法等に基づき適正に経理されているかに着眼して、第三者委員会の運営経費について、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院

に提出された計算書、証拠書類等を検査するとともに、総務本省及び10管区行政評価局等^(注2)において会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、総務本省は、中央委員会を運営するための経費として、表1のとおり、19年度に(項)総務本省から計577,048,289円を支出したとして経理していた。これらの経費のうち、事務室の借上費等の支払について、19年8月から20年2月までの間に、表2のとおり、本来これらの経費の支払を経理するための「目」ではない(目)庁費等から計103,253,394円を支出したとして経理していた。

表2 (項)総務本省のうちの経費の内容とその経費を支出したとして経理していた「目」及びその額 (単位：円)

経費の内容	左の経費を支出したとして経理していた「目」		
	(目)委員等旅費	(目)政策評価業務庁費	(目)庁費
参考人の旅費	174,800	—	—
非常勤職員に対する手当	—	36,481,149	—
事務室の借上費	—	—	66,597,445
計			103,253,394

また、50管区行政評価局等は、地方委員会を運営するための経費として、表1のとおり、19年度に(項)管区行政評価局から計1,618,789,323円を支出したとして経理していた。これらの経費のうち、非常勤職員に対する手当や備品の購入費等の支払について、19年6月から20年1月までの間に、表3のとおり、本来これらの経費の支払を経理するための「目」ではない(目)職員基本給等から計706,572,558円を支出したとして経理していた。

表3 (項)管区行政評価局のうちの経費の内容とその経費を支出したとして経理していた「目」及びその額 (単位：円)

経費の内容	左の経費を支出したとして経理していた「目」		
	(目)職員基本給	(目)行政評価旅費	(目)庁費
委員に対する手当	87,628,800	—	—
非常勤職員に対する手当	318,746,560	—	—
年金記録に関する講義等の謝金	7,300	—	—
職員の旅費	5,078,684	7,946,300	—
委員等の旅費	7,698,317	149,684	—
参考人の旅費	113,792	—	—
備品の購入費等	248,619,168	—	—
事務室の借上費	29,782,176	—	801,777
小計	697,674,797	8,095,984	801,777
計			706,572,558

このように、総務本省及び50管区行政評価局等が、19年6月から20年2月までの間に、第三者委員会の運営経費合計809,825,952円について、本来これらの経費の支払を経理

するための「目」ではない(目)職員基本給等から支出したとして経理していたことは、財政法第33条第2項により、「目」の間において流用するには財務大臣の承認が必要であるとされている規定に照らして適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

なお、地方委員会の運営経費については、20年1月8日に「目」間の流用が承認されて、同日に予備費の使用が閣議決定された。また、中央委員会の運営経費については、同年2月6日に「目」間の流用が承認された。そして、総務省は、(目)職員基本給等から支出したとして経理していた非常勤職員に対する手当等計809,825,952円について、これらの「目」間の流用や予備費の使用により、本来これらの経費の支払を経理するための「目」にそれぞれ科目更正していた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、総務省において、第三者委員会を年度途中で急きょ設置した際に、その運営経費に係る処理方針等がなかったために、その経費を適正に経理して支弁するための適切な対応が速やかに執られなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省は、20年9月に、年度途中で急きょ設置された組織等の運営経費が多額に上るような場合に、速やかに一定の運営経費の見積りを行い、財政当局との協議を行うこととする旨の処理方針を会計課長名で決定して、直ちに適切な「目」からの支出を行うことの趣旨の徹底を図った。

(注1) 50管区行政評価局等 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各管区行政評価局、四国行政評価支局、青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、富山、石川、岐阜、静岡、三重、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各行政評価事務所、函館、旭川、釧路各行政評価分室

(注2) 10管区行政評価局等 関東、中部両管区行政評価局及び東京、神奈川、富山、石川、岐阜、兵庫、奈良、和歌山各行政評価事務所

第5 法 務 省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (14) 自動車等を使用して通勤する職員に対する通勤手当の支給が過大となっているもの
 (27)

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正官署
部 局 等	14 刑事施設
自動車等に係る 通勤手当の概要	自動車等を使用して通勤する職員が一定の要件を満たした場合に、通勤に係る手当を支給するもの
通勤手当の支給 額	894,998,593 円(平成 15 年 4 月～20 年 9 月)
上記のうち過大 となっている通 勤手当の支給額	30,045,700 円

1 通勤手当の概要

(1) 支給要件の概要

全国の刑事施設、少年院及び少年鑑別所(以下、これらを合わせて「刑事施設等」という。)は、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)等に基づき、職員に対して俸給及び通勤手当等の諸手当を支払っている。

そして、給与法によれば、自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当(以下「通勤手当」という。)については、徒歩により通勤するものとした場合の距離が片道 2 km 以上であるときなどに支給することとされており、その支給額は、次表の区分に応じて定められることとなっている。

表 自動車等の使用距離別の通勤手当額

使用距離 (片道)	5 km 未満	5 km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上 35km 未満
手当額	2,000 円	4,100 円	6,500 円	8,900 円	11,300 円	13,700 円	16,100 円

使用距離 (片道)	35km 以上 40km 未満	40km 以上 45km 未満	45km 以上 50km 未満	50km 以上 55km 未満	55km 以上 60km 未満	60km 以上
手当額	18,500 円	20,900 円	21,800 円	22,700 円	23,600 円	24,500 円

(注) 給与法の改正により平成 16 年 4 月から 45km 以上の 4 区分が追加された。

(2) 通勤手当の認定

刑事施設等は、通勤手当の支給に当たり、給与法第 12 条等に定められた所定の基準(以下「認定基準」という。)によって、通勤の方法、経路、距離及び支給額の認定を行うこととなっている。

認定基準によれば、徒歩により通勤した場合の距離及び自動車等の使用距離(以下、両者を合わせて「計測距離」という。)は、一般に利用することができる経路のうち、最短の経路の長さとしてされている。そして、通勤手当の認定を行う者(以下「認定者」という。)は、経路の長さを測定するに当たり、職員から提出された通勤届等を基に、実測によるほか、便宜的に一定条件の下で国土地理院発行の地形図等を用いて測定できることとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、通勤手当が認定基準に照らして適切に認定されているか、支給要件や支給額に関する事後確認は適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、全国の178刑事施設等における平成19年度の通勤手当を対象として、23刑事施設等において、通勤手当の認定の基礎となる資料の提示を受けたり、計測すべき距離を実測したりする方法により会計実地検査を行った。また、それ以外の155刑事施設等については、認定の基礎となる資料等を取り寄せて検査を行った。そして、19年度分の通勤手当について適切でない事態が見受けられた者については、職員別給与簿が保存されている15年度から18年度までの4か年度分及び20年4月から9月までの6か月分についても検査することとした。

(2) 検査の結果

検査したところ、認定者は、一般に利用することができる経路のうち最短の経路を認定すべきであるのに、職員が届け出た経路や通勤届に記載した距離を十分に精査することなく認定するなどしていたため、経路や計測距離の認定が適切に行われていないものが見受けられた。

そこで、改めて正しい経路及び計測距離により通勤手当を算定すると、14刑事施設の276人に係る通勤手当額は、自動車等の使用距離区分が下位の区分に該当することとなり、この結果、15年4月から20年9月までの間においてこれらの職員に対して支給された通勤手当のうち、計30,045,700円が過大に支給されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、認定者が職員が届け出た経路及び通勤届に記載した距離を十分に精査することなく認定していたこと及び刑事施設が事後確認を十分行っていないことなどによると認められる。

なお、これらの過大支給額を刑事施設ごとに示すと次のとおりである。

	刑事施設名	通勤手当受給者数	過大受給者数	通勤手当支給額	左に係る過大 支給額	
		人	人	円	円	
第3章 第1節 第5 法務省	(14)	函館少年刑務所	70	11	16,237,608	1,272,400
	(15)	千葉刑務所	105	15	63,409,029	1,568,300
	(16)	新潟刑務所	132	17	64,231,610	2,200,300
	(17)	長野刑務所	87	18	50,752,317	2,301,600
	(18)	神戸刑務所	125	34	60,163,929	3,406,400
	(19)	加古川刑務所	72	11	43,903,852	1,180,800
	(20)	岡山刑務所	129	16	71,016,580	1,575,300
	(21)	徳島刑務所	130	18	61,109,995	1,548,000
	(22)	高松刑務所	133	9	63,501,806	1,136,100
	(23)	福岡刑務所	224	44	100,571,316	4,605,000
	(24)	宮崎刑務所	114	11	50,117,080	1,204,800
	(25)	鹿児島刑務所	124	11	74,888,640	1,053,300
	(26)	沖縄刑務所	173	36	85,240,106	4,069,100
	(27)	福岡拘置所	122	25	89,854,725	2,924,300
	(14)-(27)の計	1,740	276	894,998,593	30,045,700	

役 務

- (28) 地図等改製数値化作業請負契約において、作業を行わない地図の枚数を含めて予定価格を積算したため、契約額が割高となっているもの

会計名及び科目	登記特別会計 (項)事務取扱費
部 局 等	松江地方法務局
契 約 名	地図等改製数値化作業請負
契 約 の 概 要	平成18年度に、登記所に備え付けている地図及び地図に準ずる図面の土地の地番、区画等に関する情報を電子化したり、地図に準ずる図面の座標値を公共座標値に変換したりなどする作業を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	国土情報開発株式会社
契 約	平成18年8月 随意契約
契 約 額	70,140,000円
割高になっている契約額	4,600,000円

1 請負契約の概要

(1) 地図の概要

全国の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(以下、これらを「登記所」という。)は、不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「法」という。)等に

基づき、不動産に関する登記事務等を処理している。そして、登記所は、土地について登記簿と現地との関係を明らかにするために、法第14条第1項に規定されている地図(以下「14条地図」という。)を備え付けることとされている。この14条地図は、各土地の区画を明確にして地番を表示するものとされており、測量法(昭和24年法律第188号)に基づく三角点、基準点等を基礎として正確に測量している(以下、測量した結果の値を「公共座標値」という。)ことから、現地においてその土地の位置及び区画を明確に表示できる能力(以下「現地復元能力」という。)を有している。

また、登記所は、14条地図が備え付けられるまでの間、これに代えて14条地図に準ずる図面(以下「準地図」という。)を備え付けることができることとされている。この準地図は、土地の位置、形状及び地番を表示して、その土地の相対的な位置関係を表示する機能は有するものの、区画を明確に表示するまでの精度を有していないことから、公共座標値を持たず、現地復元能力を有していない。

法務省は、平成18年度から22年度までに、逐次、いずれの登記所でも全国の14条地図や準地図に関する情報を取得できる機能等を有する地図情報システムを、全国の登記所に導入することとしている。

そのため、全国の各法務局及び地方法務局は、管内の登記所に備えている14条地図及び準地図の土地の地番、区画等に関する情報をDVD-RAM等に記録(以下「電子化」という。)したり、公共座標値を有しない準地図の座標値を変換プログラムにより公共座標値に変換(以下「公共座標値変換」という。)したりなどする地図等改製数値化作業を行っている。

(2) 請負契約の概要

松江地方法務局は、18年度の地図等改製数値化作業の請負契約を、18年8月に、随意契約により、国土情報開発株式会社と契約額70,140,000円で締結している。

契約に当たって、同地方法務局は、電子化に要する費用及び公共座標値変換に要する費用を14条地図及び準地図の枚数に単価を乗じて得られる額とするなどして、予定価格を70,144,123円と積算していた。

2 検査の結果

本院は、松江地方法務局において、上記の契約を対象として、経済性等の観点から予定価格の積算が適切に行われているかに着眼して、会計実地検査を行った。そして、契約書、仕様書、予定価格積算内訳書等の書類により検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

すなわち、松江地方法務局は、公共座標値変換に要する費用について、対象枚数を準地図の5,736枚に14条地図の8,338枚を加えた14,074枚として、これに単価を乗ずるなどして算出していた。

しかし、前記のとおり、公共座標値変換の作業を行うのは、公共座標値を有しない準地図についてのみであり、このことは本件契約の仕様書にも明示されている。このため、14条地図については公共座標値変換の作業を行わないことから、正しくは準地図の枚数5,736枚により積算すべきであったと認められる。したがって、本件地図等改製数値化作業請負契約の予定価格を修正計算すると65,500,525円となり、本件契約額70,140,000円はこれに比べて約460万円割高になっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、松江地方法務局において、予定価格の積算に当たり、作業の内容と積算内容との照合が十分でなかったことによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 刑事施設の被収容者に対する診療を行うための医薬品を調達するに当たり、一般競争により契約の競争性等を確保するとともに、調達品目を限定する方式を改めて、調達に係る経費の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正収容費
部 局 等	15 刑事施設
刑事施設における医薬品の調達の概要	刑事施設の被収容者に対する診療を行うために、平成19年度に医薬品を調達するもの
上記の15 刑事施設における医薬品の調達額	5 億 1549 万余円
(1)医薬品の調達をすべて随意契約で行っていた6 刑事施設における調達額	9179 万円
(2)同等品を調達することにより節減できた調達額	5208 万円
上記(1)、(2)の純計	計 1 億 3559 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

刑事施設における医薬品の調達について

(平成20年10月22日付け 法務大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 刑事施設における医療行為等の概要

(1) 刑事施設における医療行為の概要

貴省の施設等機関である刑務所、拘置所等の刑事施設は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成17年法律第50号。以下「処遇法」という。)により、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者等(以下「被収容者」という。)を収容して、必要な処遇を行うこととされている。

刑事施設においては、処遇法に基づき、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らして適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずることとされている。そして、刑事施設の職員である医師又は歯科医師(以下、両者を合わせて「医師」という。)は、被収容

者が疾病にかかっているときなどは、速やかに診療を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとされており、すべての刑事施設において、被収容者に対する医療費は、一部を除き全額国が負担することとされている。

なお、刑事施設は、比較的軽微な疾病、短期的な疾病等に対する基本的、総合的な医療を行っているものが大部分であり、難治性疾患等の治療を行う、いわゆる先端的な医療は行われていない。

(2) 刑事施設における医薬品の調達概要

保険医療機関が使用する医薬品は、当該医療機関に設置された委員会等で比較検討等が行われて決定されているが、刑事施設における医薬品の調達方法は、次のとおりとなっている。

- ① 医師が自己の臨床経験等から医薬品を指定して、医療従事者は、医薬品の在庫量等から判断して必要と認められる医薬品を物品供用官に対して請求する。
- ② 物品供用官は、物品管理官に対して物品管理法(昭和31年法律第113号)第20条第1項等の規定に基づき払出請求を行い、保管物品の中に請求された医薬品がない場合等には、物品管理官は契約等担当職員に対して、同法第19条第1項等の規定に基づき取得措置請求を行う。
- ③ 取得措置請求を受けた契約等担当職員は、会計法(昭和22年法律第35号)等の関係法令に基づいて、医薬品の取得のための手続を行う。

上記の手続は、法務省所管物品管理事務取扱規程(昭和41年法務省経甲(主)第556号訓令。以下「物品規程」という。)に定められた「供用物品請求書・物品取得請求書・物品取得通知書」(以下「取得請求書」という。)に所要の事項を記載して行うこととされている。

(3) 医薬品の概要

厚生労働省は、医薬品のうち新しい有効成分、効能、効果を有していて、臨床試験等により有効性や安全性が確認されて承認された医薬品を「新医薬品」、新医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果の点で同一性を有する医薬品を「後発医薬品」、後発医薬品がある新医薬品を「先発医薬品」としている。

また、医薬品の名称には、薬効成分となる化学物質の名称である「一般名」と各製造販売業者等が薬事法(昭和35年法律第145号)に基づき承認審査を受けて販売する際の名称である「商品名」とがあり、各医薬品には両方の名称が付けられていて、先発医薬品の同等品である後発医薬品には先発医薬品と同一の一般名が付けられている。

医薬品の薬価は、保険医療機関又は保険薬局が薬剤に係る診療報酬を請求する際の算定の基礎となる価格であり、厚生労働省がこれを定めた上で告示することになっている。このうち後発医薬品の薬価は、その薬価が初めて告示される場合には、先発医薬品の薬価に0.7を乗じて算定した価格とするなどとされており、先発医薬品の薬価より低くなるのが一般的である。また、医薬品の調達額は薬価より低くなるのが一般的である。

(4) 医薬品に対する国の取組

厚生労働省は、日本製薬団体連合会^(注1)会長に対して、平成18年3月に、後発医薬品の安定供給に関する通知を発したり、19年3月に、後発医薬品の情報提供体制の整備等について周知徹底を図る通知を発したりして、保険医療機関等が後発医薬品の使用を促進できるように環境を整えることとしている。

さらに、政府は、19年6月の「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月閣議決定)において、医療・介護サービスについて、質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストの低減を図るとして、後発医薬品の使用促進については、「24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%(現状より倍増)以上とする」という目標を掲げている。そして、厚生労働省は、20年4月から、投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するように努めなければならないなどとして、保険医療機関に対して後発医薬品の使用を促している。

(注1) 日本製薬団体連合会 医薬品製造業者を会員とする19地域団体及び14業態別団体により構成されていて、医薬品工業の発達に必要な事項について調査研究するなどして、もって医薬品工業の健全なる発達及び国民生活の向上に寄与することを目的としている連合会

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

刑事施設は全国に75施設設置されていて、19年12月末における被収容者数は約7万2千人に上っている。そして、同施設は、医療法(昭和23年法律第205号)上の診療所等として被収容者に対する診療を行うために多量の医薬品や医療資材等を調達しており、19年度に調達した医療に用いる医薬品は、計19億5124万余円と多額に上っている。

そこで、本院は、15刑事施設^(注2)において、合規性、経済性等の観点から、これらの医薬品が会計法令に従って適切に調達されているか、より経済的な調達方法はないかなどに着眼して、19年度に調達した医薬品のうち薬価が告示されている医薬品の調達額計5億1549万余円を対象として会計実地検査を行った。そして、検査に当たっては、医薬品の調達に係る契約書等の書類を確認するなどした。

(注2) 15刑事施設 函館少年、秋田、栃木、千葉、府中、川越少年、岡崎医療、三重、加古川、岡山、松山、佐世保、大分各刑務所、播磨社会復帰促進センター、東京拘置所

(検査の結果)

検査したところ、次のような状況となっていた。

(1) 契約方式について

前記のとおり、15刑事施設における19年度の医薬品の調達額は、延べ3,466品目、5億1549万余円となっている。

このうち9刑事施設^(注3)は、一部の医薬品を除き一般競争入札を行い、品目ごとに最も安い単価を入札した業者と単価契約を締結していた。これに対して、6刑事施設^(注4)においては、19年度の医薬品の調達額が計9179万余円あるものの、1回の契約での調達が少量のため契約金額が少額であることから、すべての契約において特定の複数業者から見積書を提出させるなどして、最も安い見積書を提出した業者と会計法令の規定に基づき、随意契約を締結していた。

しかし、上記の9刑事施設が一定期間内に調達する医薬品を取りまとめた上で一般競争入札により医薬品を調達していること及び会計法令が競争契約を原則としていることなどを踏まえると、随意契約を締結していた6刑事施設においても、一定期間内に調達する医薬品を取りまとめた上で一般競争入札により医薬品を調達すべきであり、19年度に調達

した医薬品(調達額計 9179 万余円)についてすべて随意契約を締結していたのは適切とは認められない。

(2) 契約品目について

15 刑事施設における 19 年度の医薬品の調達実績は、次表のとおりである。そして、調達した医薬品の価格より薬価の低い同等品がないものが、延べ 2,426 品目、3 億 3890 万余円あるが、調達した医薬品の価格より薬価の低い同等品があるもの、延べ 1,040 品目、1 億 7659 万余円のうち、先発医薬品を調達しているものが、延べ 865 品目、1 億 4623 万余円あり、調達品目延べ 3,466 品目の約 25% に達していた。

表 医薬品の調達実績(平成 19 年度)

調 達 区 分	延べ品目数	調達額(円)
調達した医薬品の価格より薬価の低い同等品があるもの	1,040	176,597,977
上記のうち、先発医薬品を調達しているもの	865	146,235,986
調達した医薬品の価格より薬価の低い同等品がないもの	2,426	338,901,404
合 計	3,466	515,499,381

(注5) このうち、13 刑事施設における医薬品の調達方法についてみると、物品供用官は、取得請求書の記載に当たり、品目欄に、医療従事者から請求を受けた医薬品の「商品名」を記載していた。そして、この取得請求書は、物品管理官を経て契約等担当職員に回付されて、契約等担当職員は、取得請求書の品目欄に「商品名」が記載されていたことから、そのまま当該「商品名」の医薬品を調達していた。

上記についての事例を示すと、次のとおりである。

<事例 1>

A 刑務所の契約等担当職員は、平成 19 年 7 月に、同刑務所の物品供用官が記載した取得請求書の品目欄に後発医薬品である「B」という商品名が記載されていたことから、「B」を 1 錠当たり 3 円 84 銭で調達していた。そして、この契約等担当職員は、同月に、同刑務所の別の物品供用官が記載した取得請求書の品目欄に「C」(「B」の先発医薬品)が記載されていたことから、「C」を 1 錠当たり 12 円 14 銭で調達していた。

上記のように、物品供用官が取得請求書の品目欄に「商品名」を記載した場合は、その商品名を指定したことになり、記載した商品名の医薬品に比べて価格の低い医薬品があるにもかかわらず、より経済的に医薬品を選定することについて検討が行われていない状況となっていた。

(注6) 一方、2 刑事施設では、取得請求書における品目欄の記載に当たり、医師の判断が示された医薬品以外については、一般名を記入するなどして、「商品名」を特定しない取扱いとなっていた。このような調達方法を採用している 2 刑事施設においては、納入業者に在庫がない場合等を除いて同等品である後発医薬品を調達していた。

上記についての事例を示すと、次のとおりである。

<事例 2>

D 刑務所は、医薬品の調達に関して、物品規程で定められた取得請求書のほかに、医薬品の「一般名」欄、医薬品を例示するための「商品名例」欄、「薬品指定の有無」欄等が設けられている同刑務所独自の様式を作成していた。そして、医師が医薬品の商品名を

指定しない場合には、物品供用官は、「薬品指定の有無」欄に「無」と記入することになっており、記入された書類は、物品管理官を経て契約等担当職員に回付されて、回付を受けた契約等担当職員は、同一の一般名が付けられた複数の医薬品から選択して調達できるようになっていた。

そこで、医薬品の調達に当たって、取得請求書に「一般名」を記載したり、同等品を選択できるようにしたりすると、19年度に調達した先発医薬品のうち同等品があるものについて、最も高い同等品の薬価により調達することとした場合でも、医薬品の調達に要する額は計9415万余円となり、調達額計1億4623万余円に比べて、5208万余円節減できたと認められる。

(注3) 9 刑事施設 千葉、府中、岡崎医療、三重、加古川、岡山、大分各刑務所、播磨社会復帰促進センター、東京拘置所

(注4) 6 刑事施設 函館少年、秋田、栃木、川越少年、松山、佐世保各刑務所

(注5) 13 刑事施設 函館少年、秋田、千葉、府中、川越少年、岡崎医療、三重、加古川、岡山、松山、大分各刑務所、播磨社会復帰促進センター、東京拘置所

(注6) 2 刑事施設 栃木、佐世保両刑務所

(是正改善を必要とする事態)

医薬品の調達に当たり、契約方式を随意契約で行っていたり、医師が医療上の必要性に基づく場合以外にも取得請求書に医薬品の商品名を記載して、調達品目が限定されていたりして調達額が割高となっている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 一般競争契約により医薬品を調達することについて、刑事施設の契約等担当職員の会計法令に対する認識が十分でなかったこと

イ 刑事施設において、取得請求書が先発医薬品を特定するような「商品名」を記載する様式になっていること、物品供用官等が医薬品に係る同等品についての十分な認識を有していなかったり、安定供給や情報不足に関する不安があったりして、後発医薬品が調達されるような方式を積極的に採っていないこと、また、貴省において、各刑事施設における取得請求書の記載について、十分な指導を行っていないこと

3 本院が求める是正改善の処置

刑事施設では、被収容者の収容人員が収容定員を上回る状態が継続していることや被収容者の高齢化が進んでいることなどにより、今後、更に診療の対象となる者が増加していくものと考えられ、これに伴い、医薬品の調達量も増加することが見込まれる。また、後発医薬品については、安定供給が可能となるような方策を採ることとされているとともに、製薬会社の供給の状況についても情報が提供されている。そして、刑事施設の医療は、一部を除き全額国費をもって賄われていることから、経費の節減を図るため、医薬品の調達方法について検討が必要と認められる。

については、刑事施設における医薬品の調達に係る経費の節減を図るため、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 随意契約を締結している刑事施設は、会計法令に基づき、契約の競争性等が確保できるよう、原則として、一般競争入札による契約を行うこと

イ 刑事施設において、医師が医療上の必要に基づいて特定の医薬品を使用する場合以外には、取得請求書の品目欄に薬効成分の「一般名」を指定した上、選択可能な同等品を併せて記載するなどして、同等品を含めて医薬品を広く選定できる方法を採用すること、物品供用官等が医薬品に係る同等品についての十分な認識を持ったり、後発医薬品に対する不安を解消したりするよう、物品供用官等に対して研修、情報提供等を行うこと、また、貴省において、各刑事施設における取得請求書の記載について、十分な指導を行うこと

(2) 国有財産の管理に当たり、国有財産部局長が管理する国有財産について、適切に登記の嘱託を行えることとするため、訓令を改正するよう意見を表示したもの

部 局 等	25 国有財産部局
国有財産の区分	一般会計所属 (分類)行政財産 (種類)公用財産 登記特別会計所属 (分類)行政財産 (種類)公用財産
登記の嘱託の概要	法務省所管国有財産事務取扱規程により、土地又は建物を購入、交換、寄附又は所管換により取得したときや、借地に建物を新築したときなどに、遅滞なく行うこととされている登記の嘱託
登記の嘱託を行っていない国有財産に係る面積	一般会計所属国有財産 土地 24,150㎡(平成 19 年度末現在) 建物 55,677㎡(建面積)／288,678㎡(延面積) (平成 19 年度末現在) 登記特別会計所属国有財産 建物 11,985㎡(建面積)／ 27,149㎡(延面積) (平成 19 年度末現在)
上記の国有財産の国有財産台帳価格	一般会計所属国有財産 土地 25 億 1236 万円 建物 259 億 2620 万円 登記特別会計所属国有財産 建物 29 億 1196 万円 計 313 億 5052 万円

【意見を表示したものの全文】

国有財産の管理における登記の嘱託について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 法務大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 貴省における国有財産の管理等の概要

(1) 国有財産の管理

国が、国の事務、事業又は国の職員の住居の用に供するなどとして所有する土地、建物

等は、国有財産として、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、取得、維持、保存及び運用(以下「管理」という。)並びに処分を行うこととされている。

国有財産の管理のうち、取得については、①購入する場合、②寄附による場合、③交換による場合、④各省各庁の長や所属を異にする会計の間で所管を移す所管換による場合等があり、建物についてはこれらの場合以外に新築、増築及び改築する場合がある。

また、保存については、修繕、盗難・紛失の防止、未登記財産に係る登記等、国有財産の保全に必要な行為と解されている。

そして、各省各庁の長は、国有財産法に基づき、国有財産の分類及び種類ごとに国有財産台帳を、土地を基準として設定した口座別に作成して、口座ごとに財産の区分、種目、用途、数量、価格等を記載することとなっている。

(2) 貴省における国有財産の管理

貴省は、貴省が所管する国有財産の取扱いに関して、法務省所管国有財産事務取扱規程(昭和59年営訓第1100号。以下「訓令」という。)を定めて、法務局、刑務所、少年鑑別所、保護観察所等の長及び法務省大臣官房施設課長を部局長として、それぞれの部局に所属する国有財産に関する管理等の事務を分掌させることとしており(以下、当該事務を分掌する部局長を「国有財産部局長」という。)、国有財産部局長に対して、常に、その管理する国有財産の現況を把握させて、その管理及び処分を適正に行わせることとしている。

そして、国有財産部局長は、訓令第11条の規定により、土地又は建物を購入、寄附、交換又は所管換により取得したときや、借地に建物を新築したときなどの場合については、不動産登記法(平成16年法律第123号)の定めるところにより、遅滞なく当該土地又は建物に係る登記をその土地又は建物の所在地を管轄する登記所(法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又は出張所)に嘱託しなければならないとされている。

(3) 不動産登記の概要

不動産の登記制度は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための制度であり、民法(明治29年法律第89号)第177条の規定により、不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従い、その登記をしなければ第三者に対抗することができないとされている。

不動産登記法によれば、登記には、不動産の表示に関する登記と不動産の所有権、地上権等の権利に関する登記がある。そして、土地又は建物を取得した者は、当該土地又は建物に係る権利に関する登記の申請をすることができることとされており、土地又は建物を取得した者が国であって、権利に関する登記をするときは、遅滞なく、当該登記を登記所に嘱託しなければならないこととなっている。

そして、権利に関する登記は、表示に関する登記がなされていることが必要であることから、表示に関する登記がない新築の建物等を取得した場合には、取得した日から1月以内に、表示に関する登記を申請しなければならないこととなっている。

この表示に関する登記の申請義務については、国が所有する土地又は建物は、一般的に、直ちに取引の対象となるわけではないこと、国有財産台帳で管理されていることなどの理由から、国に対する適用が除外されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、土地又は建物を購入、交換、寄附又は所管換により取得し

たときや、借地に建物を新築したときなどに、訓令により国有財産部局長が行うこととされ^(注1)ている国有財産の取得に係る登記の嘱託が適切に行われているかなどに着眼して、39 部局において会計実地検査を行った。そして、表1のとおり、499 口座、国有財産台帳に記載されている価格(以下「国有財産台帳価格」という。)の合計 344,374,366,978 円(平成 19 年度末現在。以下同じ。)を対象として、これらに係る国有財産台帳等を確認したり、実務担当者から国有財産の管理や登記に関する実態を聴取したりなどして検査をした。

表1 検査の対象とした国有財産

		一般会計	登記特別会計	計
土 地	部局数	39	9	39
	口座数	341	15	356
	面積(m ²)	1,632,861	15,867	1,648,728
	国有財産台帳価格(千円)	268,139,407	718,750	268,858,157
建 物	部局数	39	15	39
	口座数	249	121	370
	建面積/延面積(m ²)	257,919/771,365	70,456/158,434	328,375/929,799
	国有財産台帳価格(千円)	62,209,218	13,306,990	75,516,209
計	部局数	39	15	39
	口座数	377	122	499
	国有財産台帳価格(千円)	330,348,626	14,025,740	344,374,366

注(1) 土地及び建物の部局並びに口座には、それぞれ重複があることから、それぞれの合計は計欄と一致しない。

注(2) 面積は、国有財産法施行細則(昭和 23 年大蔵省令第 92 号)第 6 条に基づき、端数を切り捨てて計上している。

(検査の結果)

検査したところ、土地又は建物を取得しているもののほとんどの口座において、土地については、訓令の規定どおり、登記の嘱託が行われていたり、貴省が所有している土地に新築した建物については、前記の国に対する適用除外規定に基づき、登記の嘱託が行われていなかったりなどしていた。

しかし、土地又は建物を購入、交換又は所管換により取得した場合や、借地に建物を新築したなどの場合であるにもかかわらず、訓令第 11 条の規定により国有財産部局長が行うこととされている登記の嘱託が行われていないものが、表 2 のとおり、25 部局の 56 口座、国有財産台帳価格の計 31,350,529,547 円見受けられた。^(注2)

表2 登記の嘱託が行われていないもの

		一般会計	登記特別会計	計
購入、交換又は所管換により取得した土地又は建物について、登記の嘱託が行われていないもの(訓令第11条第1号)				
土地	部局数	6	0	6
	口座数	8	0	8
	面積(m ²)	24,150	0	24,150
	国有財産台帳価格(千円)	2,512,363	0	2,512,363
建物	部局数	14	1	14
	口座数	30	1	31
	建面積/延面積(m ²)	55,660/288,661	30/30	55,690/288,691
	国有財産台帳価格(千円)	25,926,036	139	25,926,175
借地に新築した建物等について、登記の嘱託が行われていないもの(訓令第11条第2号)				
建物	部局数	1	9	10
	口座数	1	17	18
	建面積/延面積(m ²)	17/17	11,955/27,119	11,972/27,136
	国有財産台帳価格(千円)	168	2,911,822	2,911,990
計	部局数	18	10	25
	口座数	38	18	56
	土地の面積(m ²)	24,150	0	24,150
	建面積/延面積(m ²)	55,677/288,678	11,985/27,149	67,662/315,827
	国有財産台帳価格(千円)	28,438,568	2,911,961	31,350,529
	うち土地に係る分	2,512,363	0	2,512,363
	うち建物に係る分	25,926,205	2,911,961	28,838,166

注(1) 土地及び建物の部局並びに口座には、それぞれ重複があることから、それぞれの合計は計欄と一致しない。

注(2) 面積は、国有財産法施行細則第6条に基づき、端数を切り捨てて計上している。

これらの事態を示すと、次のとおりである。

ア 購入、交換又は所管換により取得した土地又は建物について、登記の嘱託が行われていないもの

所管換により取得した土地が合筆されて、管理する土地の地番が登記簿上無くなっていたり、所管換により取得した建物について、登記の嘱託が行われていなかったりしているものなどが見受けられた。

<事例1>

A市所在のA職員宿舎の土地(面積3,042m²。国有財産台帳価格353,492千円)は、貴省が、昭和45年に大蔵省(平成13年1月6日以降は財務省。以下同じ。)からの所管換により、一般会計所属の国有財産として3筆の土地を取得したものである。

この土地について、国有財産部局長として管理しているB法務局長は、当該土地の取得に係る登記の嘱託を行っていなかった。

その結果、昭和56年7月に、大蔵省が、この土地を他の土地と合筆して、一つの地番で登記したため、B法務局長が国有財産台帳で管理している土地は、登記簿上、3筆の土地の地番が無くなっている。

<事例2>

C区所在の合同庁舎の建物(建面積12,863㎡、延面積172,991㎡。国有財産台帳価格18,635,365千円)は、大蔵省及び建設省所管(平成13年1月6日以降は財務省及び国土交通省所管)特定国有財産整備特別会計(以下「特特会計」という。)により新築されて、貴省が、2年6月に特特会計からの所管換により、一般会計所属の国有財産として取得したものである。そして、貴省は、この建物の土地を同年11月以降に大蔵省等からの所管換等により、一般会計所属の土地として取得している。

しかし、この建物及び土地について、国有財産部局長として管理している大臣官房施設課長は、土地については11年2月に所有権の保存に関する登記の嘱託を行っていたが、建物については訓令で登記の嘱託を行うこととされていない貴省所管の土地に貴省が建物を新築した場合と同じ取扱いができるとして、特特会計から所管換により取得した建物でありながら、表示に関する登記の嘱託を行っていなかった。

イ 借地に新築した建物等について、登記の嘱託が行われていないもの

地方公共団体から借り受けている借地に新築した建物について、登記の嘱託が行われていないものなどが見受けられた。

<事例3>

D市所在のE地方法務局D支局の建物(建面積1,186㎡、延面積4,656㎡。国有財産台帳価格591,980千円)については、貴省が、登記特別会計により新築して、平成20年2月に同特別会計所属の国有財産として取得したものであり、この建物が所在する土地は、同地方法務局がD市から借り受けている。

この借地の賃貸借契約書によれば、契約期間は1年間で、貸主であるD市が契約期間満了の3か月前に契約解除の意思表示をした場合には、契約は更新されず、同地方法務局は現状に復して返還することとされている。

しかし、この建物について、国有財産部局長として管理している同地方法務局長は、この建物が所在する土地の所有者が地方公共団体であるとして、表示に関する登記の嘱託を行っていなかった。

国が所有する土地又は建物については、国有財産台帳に記載されていることなどから、不動産登記法による表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているが、登記があれば借地権は第三者に対する対抗力を有すると解されている。

貴省は、訓令において、土地又は建物を購入、交換又は所管換により取得したときや、借地に建物を新築したときなどは、遅滞なく、登記を嘱託しなければならないと規定しているにもかかわらず、各部局において、登記の嘱託を行っていないものが見受けられる状況となっている。そして、その中には、登記の嘱託を行うこととした旧法務省所管国有財産取扱規則(昭和56年営訓第335号。昭和59年に訓令に改正された。)が定められる以前に土地又は建物を購入等により取得したり、借地に建物を新築したりなどしてから現在まで登記の嘱託を行っていないものも見受けられる状況となっている。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、訓令において、土地又は建物を購入、交換、寄附又は所管換により取得したときや、借地に建物を新築したときなどは、不動産登記法の定めるところにより登記の嘱託を行うことと定めているものの、所管換により取得した土地や建物について登記の嘱託を

行っていなかったり、借地に新築した建物について登記の嘱託が行われていなかったりなどしている事態は、国有財産の管理の面からみて適正とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、訓令において、登記の嘱託に係る必要性や具体的手続が明確になっておらず、各国有財産部局長の訓令に関する理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省が所管する国有財産に関する取扱いを定めている訓令は、国有財産法が各省各庁の長にその所管に属する国有財産の管理をゆだねていることを踏まえて、制定されたものである。したがって、貴省は、訓令に基づき適正に国有財産を管理する必要がある。しかし、訓令は、登記の嘱託の必要性や登記の嘱託を行うに当たって必要な具体的手続が明確になっていないなど、実務上、十分でない面が見受けられた。

については、貴省において、各国有財産部局長が所管する国有財産について、訓令に基づいた適切な登記の嘱託を行い、適正な管理を行えるよう、登記の嘱託に係る必要性や具体的手続を明確にする訓令の改正を行い、各国有財産部局長に対して、改正後の訓令の周知徹底を図るよう意見を表示する。

(注1) 39 部局 法務省大臣官房施設課、東京、名古屋、高松各法務局、旭川、水戸、前橋、新潟、甲府、静岡、奈良、松江、長崎、熊本、那覇各地方方法務局、仙台、名古屋両高等検察庁、仙台、長野、金沢、京都、高松、大分各地方検察庁、秋田、栃木、川越少年、千葉、松山、大分各刑務所、新潟少年学院、旭川、宇都宮、新潟、静岡、京都、松江各少年鑑別所、旭川保護観察所、仙台、大阪両入国管理局

(注2) 25 部局 法務省大臣官房施設課、東京、名古屋、高松各法務局、旭川、水戸、前橋、新潟、甲府、静岡、奈良、長崎、熊本、那覇各地方方法務局、名古屋高等検察庁、長野、金沢両地方検察庁、秋田、栃木、千葉、松山、大分各刑務所、宇都宮少年鑑別所、旭川保護観察所、大阪入国管理局

第6 外 務 省

不 当 事 項

不 正 行 為

(29) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館
部 局 等	2 在外公館
不正行為期間	平成 15 年 3 月～18 年 11 月
損害金の種類	前渡資金
損 害 額	11,914,499 円 (27,791,942.85 アリアリ、62,822.24 ユーロ及び 8,772,000 CFA フラン)

本院は、^(注1) 2 在外公館における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく外務大臣からの報告を受けるとともに、外務本省及び在フランス日本国大使館^(注2)において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、上記の 2 在外公館において、会計担当者であった外務事務官酒井某が、資金前渡官吏の補助者として支払等の事務に従事中、平成 15 年 3 月から 18 年 11 月までの間に、大使公邸の修繕工事代金や出張に係る航空券代等を支払うために振り出された小切手を現金化するなどした前渡資金 27,791,942.85 アリアリ(邦貨換算額 1,528,555 円)、62,822.24 ユーロ(同 8,543,824 円)及び 8,772,000CFA フラン(同 1,842,120 円)、邦貨換算額計 11,914,499 円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額は、20 年 9 月末現在で補てんが全くされていない。

(注 1) 2 在外公館 在マダガスカル、在コートジボワール両日本国大使館

(注 2) 在フランス日本国大使館 在コートジボワール日本国大使館員は、同国内の治安情勢の悪化に伴い、平成 18 年 4 月 29 日から 19 年 8 月 31 日までの間、フランス国に緊急退避して、在フランス日本国大使館内で業務を行っていた。

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、外務省及び独立行政法人国際協力機構において、援助の効果が十分発現するよう意見を表示したもの

第3章
第1節
第6
外務省

所管、会計名及び科目	(1) 外務省所管 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費
	(2) 独立行政法人国際協力機構 一般勘定
	(3) 国際協力銀行 海外経済協力勘定(平成11年9月30日以前は海外経済協力基金。20年10月1日以降は独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定)
部 局 等	(1) 外務本省
	(2) 独立行政法人国際協力機構(平成15年9月30日以前は国際協力事業団)
	(3) 国際協力銀行(平成11年9月30日以前は海外経済協力基金。20年10月1日以降は独立行政法人国際協力機構)
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力
	(2) 技術協力
	(3) 円借款
検査及び現地調査の実施国数、事業数及びこれらの事業に係る贈与額計、経費累計額又は貸付実行累計額	(1) 10 か国 65 事業 390 億 2081 万余円(平成8年度～17年度)
	(2) 7 か国 19 事業 117 億 5868 万余円(平成8年度～17年度)
	(3) 5 か国 17 事業 3635 億 0354 万余円 (昭和59年度～平成12年度)
援助の効果が十分発現していないと認められる事業の実施国数、事業数及びこれらの事業に係る贈与額計又は貸付実行累計額	(1) 2 か国 2 事業 10 億 0041 万円(背景金額) (平成13年度～15年度)
	21 億 4813 万円(背景金額) (平成13年度～15年度)
	(3) 1 か国 2 事業 107 億 7948 万円(背景金額) (平成4年度～9年度)
	131 億 4477 万円(背景金額) (平成6年度～11年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(平成20年10月31日付け 外務大臣(独立行政法人国際協力機構理事長)あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。その援助の状況は、地域別にみると

アジア、中東及びアフリカ地域に重点が置かれている。また、分野別にみると教育、水供給及び衛生、運輸及び貯蔵、エネルギー、農林水産業、環境保護等の各分野となっている。

そして、我が国の政府開発援助は毎年度多額に上っており、平成19年度の実績は、無償資金協力^(注1)1576億9559万余円、技術協力^(注2)821億4273万余円、円借款^(注3)6937億5080万余円等となっている。

(注1) 無償資金協力 開発途上にある海外の地域又は国の経済及び社会の発展のための事業に必要な施設の建設、資機材の調達等のために必要な資金を返済の義務を課さないで供与するもの

(注2) 技術協力 開発途上にある海外の地域又は国の経済及び社会の開発に役立つ技術、技能、知識を移転し、技術水準の向上に寄与することを目的として、技術研修員受入、専門家派遣、機材供与等を行うもの

(注3) 円借款 開発途上にある海外の地域又は国の経済及び社会の開発のための基盤造りに貢献する事業等に係る費用を対象として長期かつ低利の資金を貸し付けるもの

(注4) 債務繰延べを行った額99億0026万余円を含む。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点、着眼点及び対象)

本院は、政府開発援助について、外務省が実施している無償資金協力、独立行政法人国際協力機構(平成15年9月30日以前は国際協力事業団。以下「機構」という。)が実施している技術協力及び国際協力銀行(平成11年9月30日以前は海外経済協力基金。以下「銀行」という。)が供与している円借款等(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、外務省、機構及び銀行(以下「援助実施機関」という。)において、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査を実施した。

- ① 援助実施機関は、事前の調査、審査等において、事業が援助の相手となる開発途上にある海外の地域又は国(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分検討しているか。
- ② 援助は交換公文、借款契約等に則したものになっているか、援助の実施に当たり公正な競争に関する国際約束の的確な実施は確保されているか、また、資金の供与等は法令、予算等に従って適正に行われているか。
- ③ 援助実施機関は、援助対象事業を含む事業全体の進捗よく状況を的確に把握して、援助の効果が早期に発現するよう適切な措置を執っているか。
- ④ 援助実施機関は、援助実施後、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。

また、相手国における事業の実施状況を中心に、有効性等の観点から次の点に着眼して現地調査を実施している。

- ① 事業は計画どおり順調に進捗よくしているか。
- ② 援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合、その関連事業の実施と、は行等が生じないように調整されているか。
- ③ 援助の対象となった施設、機材、移転された技術等は、当初計画したとおりに十分利用されているか。
- ④ 事業は援助実施後においても相手国によって順調に運営されているか。

なお、20年10月1日の独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成18年法律第100号)の施行に伴い、無償資金協力は、機動的な実施の確保等の必要に基づき外務省が自ら実施するものを除き、機構が実施することとなり、また、円借款は、銀行の海外経済協力業務を承継した機構が実施することとなった。

(検査及び現地調査の方法)

本院は、国内において、外務本省、機構本部及び銀行本店に対して会計実地検査を行うとともに、海外において、在外公館、機構の在外事務所及び銀行の駐在員事務所に対して会計実地検査を行った。

一方、援助は相手国が主体となって実施する事業に必要な資金を供与するなど相手国の自助努力を支援するものであり、その効果が十分発現しているか、事業が計画どおりに進ちよくしているかなどを確認するためには、援助実施機関に対する検査のみでは必ずしも十分ではない。このため、本院は、調査を要すると認めた事業について、相手国に職員を派遣して、援助実施機関の職員等の立会いの下に相手国の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況の確認を行ったりなどした。また、相手国の保有している資料で調査上必要なものがある場合には、援助実施機関を通じて入手した。

(検査及び現地調査の結果)

(1) 現地調査の対象及び実施概況

本院は、20年次に、上記の検査の観点、着眼点、対象及び方法で、検査を実施して、その一環として、10か国において次の101事業について現地調査を実施した。

- ① 無償資金協力の対象となっている事業のうち65事業 (贈与額計390億2081万余円)
- ② 技術協力事業のうち技術協力プロジェクト^(注5)19事業
(19年度末までの経費累計額117億5868万余円)
- ③ 円借款の対象となっている事業のうち17事業
(19年度末までの貸付実行累計額3635億0354万余円)

上記101事業を分野別にみると、運輸及び貯蔵14事業、農林水産業14事業、保健10事業、教育9事業、その他社会インフラ及びサービス7事業等となっており、その国別の現地調査実施状況は、次表のとおりである。

表 国別現地調査実施状況

国名	調査 事業数	援助形態別内訳					
		無償資金協力		技術協力 プロジェクト		円借 款	
		事業数	援助額 (億円)	事業数	援助額 (億円)	事業数	援助額 (億円)
ガーナ	15	8	83	5	30	2	135
インド	13	4	21	1	4	8	1,847
マケドニア	9	8	32	1	0	—	—
マレーシア	13	6	1	4	43	3	1,032
モロッコ	9	4	19	4	16	1	134
モザンビーク	6	6	65	—	—	—	—
サモア	12	12	68	—	—	—	—
ウクライナ	5	5	1	—	—	—	—
ウズベキスタン	9	5	19	1	9	3	485
ザンビア	10	7	78	3	13	—	—
計	101	65	390	19	117	17	3,635

(注5) 技術協力プロジェクト 技術協力の中核をなすもので、技術研修員受入、専門家派遣、機材供与等の事業を組み合わせたプロジェクトとして平成14年度から実施されている。13年度までは、プロジェクト方式技術協力として実施されていた。

(2) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、次の事業については、援助の効果が十分発現していないと認められた。

ア 無償資金協力事業

(ア) 小中橋梁建設計画

a 事業の概要

この事業は、ガーナ共和国(以下「ガーナ」という。)地方部における住民の生活改善及び地域経済の振興のため、支線道路の18か所に、橋りょうを整備するものであり、外務省は、これに必要な資金として13年度から15年度までの間に計10億0041万余円を贈与している。

上記18か所の橋りょうのうち13か所について、外務省は、ガーナの事業実施能力等を勘案の上、橋りょうの架設要領書の作成、架設の現場研修等の技術支援及び橋りょうの資機材の調達を我が国の援助の対象として実施しており、橋台の施工、橋桁の架設、工事完成後の維持管理等はガーナの負担で実施されている(以下、このような技術支援及び資機材の調達だけを対象とする援助を「資材調達型の援助」という。)。資材調達型の援助においては、ガーナが工事を行うことから、外務省は、工事の完成時の確認を行うことにしていない。なお、上記の技術支援は、我が国が7年度にガーナに対して橋りょう建設に必要な資機材の調達について援助した際に、資機材の配送誤り及び管理不備、ボルトの締付け不良等の事態が発生したことなどを受けて、本件事業の実施に際して新たに導入したものである。

b 検査及び現地調査の結果

資材調達型の援助により建設された橋りょう13か所のうち1か所を選定して検査及び現地調査を実施したところ、次のような状況となっていた。

ボルタ州に建設されたS-19橋りょう(19年1月完成。橋長15.6m、幅員4.2m。資機材の価格8,899,000円)は、ガーナが、鉄筋コンクリート製の逆T式の橋台を築造して、その上部に我が国の無償資金協力により調達した長さ約15mのトラス式の鋼製橋桁を架設したものである。基本設計調査時の図面等によれば、トラス式(注6)の鋼製橋桁は、トルクレンチ等を用いて高力ボルトにより鋼製の部材を結合する構造となっている。そして、これら部材のうち、左右兩岸の橋台との接合部にあって、主桁を構成する板状の鋼材同士を結合して補強したり、主桁と横桁の一部を結合したりする溝型鋼は、右岸側上下流2か所の結合部の内側と外側に各4本、左岸側上下流2か所の結合部の内側と外側に各4本、計32本の高力ボルトによって結合されることになっていた(参考図参照)。

しかし、左岸側の橋台と鋼製橋桁との接合部に設置される4か所の高力ボルトのうち、下流側の結合部の外側に設置される1か所の高力ボルトについては4本あるべきものが1本も設置されておらず、他の3か所の高力ボルトについても1本のみとなっていたものが1か所、2本のみとなっていたものが2か所となっており、計16本中11本が欠落していた。

また、橋桁の接合部のうち、橋台と直接接する支承部は、橋桁等の荷重を確実に橋台に伝達して、風、温度変化、地震等に対して安全であることが求められており、ガーナは、本件橋りょうにおいて兩岸の橋台の上流側及び下流側に支承を計4か所設置していた。そして、各支承の内側と外側各1か所、計8か所にアンカーボルトを通して、これらをナットで締め付けることによって橋桁を橋台に固定することにしていて、しかし、左岸側の橋台のアンカーボルト4か所のうち、固定状況を触手により確認することができた外側の2か所については、いずれも容易に手でナットが外せるほど締め付けが不足しており、特に下流側のナットは浮き上がっていた。

外務省は、資材調達型の援助により建設された橋りょうについて、工事の完成時に出来型の確認を行うことにしていなかったため、本院が現地調査を実施するまでこのような事態を把握していなかった。

以上のとおり、本件事業により建設されたS-19橋りょうは、高力ボルトが多数欠落していたり、アンカーボルトのナットの締め付けが著しく不足していたりして、安全性及び耐久性が損なわれている事態であり、援助の効果が十分に発現していないと認められる。

(注6) 高力ボルト 高張力鋼で作られたボルトで、接合しようとする材と材を強く締め付けて、接合面の摩擦力によって両者を固定するもの。

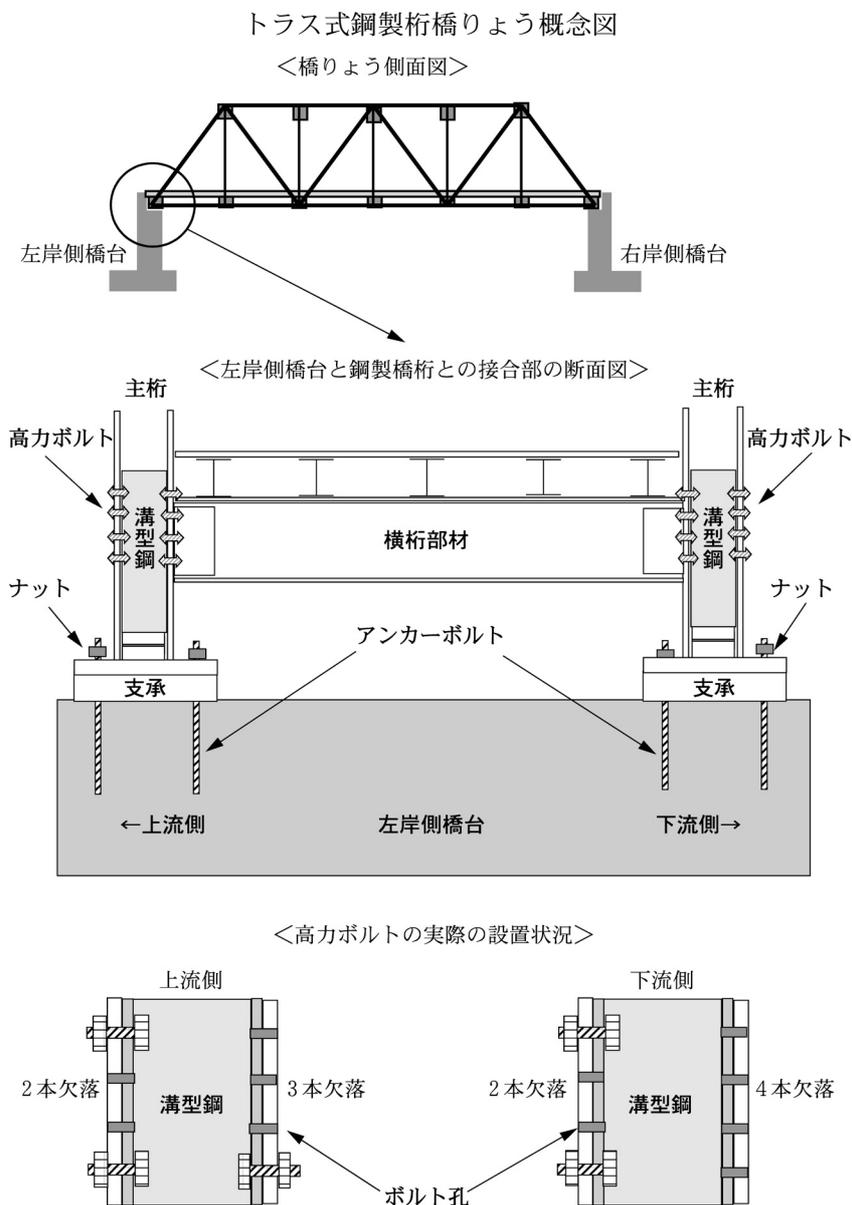
c 改善を必要とする事態

上記のように、資材調達型の援助により建設された橋りょうの安全性及び耐久性が損なわれていて援助の効果が十分に発現していない事態は、我が国援助実施機関として必要な措置を講ずるなどの改善の要があると認められる。

d 発生原因

このような事態が生じているのは、外務省が、資材調達型の援助について、技術支援及び橋りょうの建設に必要な資機材の調達を実施した後の援助の効果の確認として、工事完成時に出来型の確認を行うことにしていなかったことなどによると認められる。

(参考 図)



(イ) ショクエ^{かんがい}灌漑システム改修計画

a 事業の概要

この事業は、モザンビーク共和国(以下「モザンビーク」という。)のショクエ^{かんがい}灌漑システムの最上流部にある取水口、水位調整堰^{せき}、水路横断施設等で構成される14.3kmの幹線水路を改修するものである。

外務省は、これに必要な資金として13年度から15年度までの間に計21億4813万余円を贈与している。

同システムは、受益面積が26,030haあり、上記の幹線水路のほかに、取水堰^{せき}、一次水路(延長84km)、二次水路(延長269km)、三次水路(延長1,218km)及び排水路から成っている。

同システムは、経年により施設が老朽化したことや12年2月に発生した大洪水により被害を受けたことから機能が大きく低下したため、モザンビークは、同年5月の援助国・機関会合の席上、同システムを改修するための協力を要請した。これを受けて、我が国が幹線水路の改修を、我が国以外の援助国・機関(以下「関係国」という。)が取水堰及び幹線水路以外の水路の改修等を支援するという基本方針が固められた。そして、関係国の支援を受ける改修工事は16年までに着手されて、19年までに終わることとされており、我が国を含む援助国間の協調を図る場として、月に一回程度開催されている農業分野の作業部会等において、幹線水路以外の水路等の改修工事が予定どおり実施されるよう援助国間の調整が図られることになっていた。

b 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、次のような状況となっていた。

外務省が無償資金協力の対象とした幹線水路は、確保される流量として取水口から水位調整堰までが45.5m³/s、水位調整堰から幹線水路終点までが43.0m³/sとそれぞれ計画されており、15年10月に、ほぼ計画どおり改修が完了して、同システムの受益面積にかんがい用水を供給できるだけの機能を有していた。

しかし、モザンビークの事業実施機関の説明によれば、幹線水路以外の水路等の改修が計画より遅れて一部しか完了していないことから、受益面積26,030haのうち、20年1月の本院の現地調査時において、かんがい用水を供給することができる面積は、7,000haにとどまっているとのことであった。このため、幹線水路の流量を計画の3分の1程度に当たる15.0m³/sに調整しているとのことであった。

そして、外務省は、現在も引き続きモザンビークに対して幹線水路以外の水路等の整備を進めるよう求めるとともに、これまで支援表明を行っていない国や機関にも参加を求めているとしているが、幹線水路以外の水路等が完成して、同システムが全体として機能するようになる時期は、現在のところ、明確には把握できていないとしている。

c 改善を必要とする事態

以上のとおり、外務省が無償資金協力の対象とした施設の改修は完了しているものの、関係国の支援により行うこととされている施設の改修が遅れていることから、かんがい用水を供給することができる面積が計画を大きく下回っており同システムが効果を十分発揮していない事態は、我が国援助実施機関として必要な措置を講ずるなどの改善の要があると認められる。

d 発生原因

このような事態が生じているのは、外務省、モザンビーク及び関係国間の綿密な調整が不可欠であったのに、その調整が十分でなかったことなどによると認められる。

イ 円借款事業

(ア) ベイスンブリッジ火力発電所建設事業

a 事業の概要

この事業は、インド南部に位置するタミールナド州チェンナイ(旧マドラス)市に、主に朝方、夕方の電力需要ピーク時に発電を行い、電力の安定供給による民生の向上、経済の活性化を図ることを目的として、ナフサ(石油の精製過程でガソリンと灯油の間にできる粗製のガソリン)を燃料とした新たな火力発電所として、ガスタービン発電機4基及びその関連諸施設を建設するものである。

銀行は、これに必要な資金として5年3月から10年3月までの間に計107億7948万余円を貸し付けている。

銀行は、本件事業について、11年11月に事後評価を実施して、インドの事業実施機関であるタミールナド州電力庁(以下「TNEB」という。)等と協議するなどした上で、12年3月にその結果を公表している。また、17年1月に事後モニタリングを実施して、TNEB等と協議するなどした上で、18年1月にその結果を公表している。このうち事後評価報告書によると、同発電所の年間実績発電量は、運転開始初年の10年では77GW(ギガワット。1GW=1,000MW(メガワット))h、11年では165GWhであり、年間計画発電量172.8GWhに対する割合は、10年では44.6%であったが、11年では95.4%とほぼ計画どおりとなっていた。しかし、事後評価の5年後に実施した事後モニタリングの報告書によると、計画に対する実績の割合は12年度107.6%、13年度98.9%、14年度180.5%となっており、14年度までは順調に稼働していたが、ナフサ価格の高騰により、その割合は15年度46.2%、16年度25.4%となり、実績が計画を下回っていた。そして、同報告書は、教訓及び持続性確保のための提言として、次のことに言及している。

- ① ナフサ使用のプラントの運転費用は他のプラントの運転費用と比べて高いので、使用燃料をナフサから天然ガスに切り替えれば、運転費用が低減できること
- ② 将来、天然ガスの供給が受けられるか、液化天然ガス(以下「LNG」という。)貯蔵施設が建設されれば、本発電所の燃料を転換して、発電方式をコンバインドサイクル^(注7)発電所に転換して、常時発電することが可能になること

そして、銀行は、事後評価及び事後モニタリングを実施することのほか、事業実施後必要に応じて現状の把握に努めて、可能な範囲で助言をするなどの事後監理を実施することにしており、本件事業についても、事後監理を行っているとしている。

(注7) コンバインドサイクル発電 ナフサ及びLNGを燃料として用い高温でガスタービンを回転させて内燃力発電を行い、その排熱を利用して蒸気タービンを回転させて汽力発電を行う複合発電

b 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、次のような状況となっていた。

同発電所においては、30MWのガスタービン発電機4基を運転することにより1時間当たりの発電量を120MW、1日当たり朝夕計6時間の運転を年間240日稼働させることにより年間の運転時間を1,440時間として、これにより、年間計画発

電量を、前記のとおり、172.8GWhと算定していた。

同発電所の事後モニタリング後の年間実績発電量は、17年度39.8GWh、18年度56.5GWhとなっており、年間計画発電量に対する割合は17年度23.0%、18年度32.7%となり、稼働の実績が計画を大幅に下回っていた。この理由について、TNEBの説明によると、20年1月の本院の現地調査時において、ナフサ価格の高騰により、本発電所にある4基のガスタービン発電機の一部の発電機の運転を抑制するなどの制限を行っており、このような状況は、ナフサの価格が急騰した15年以降続いているとのことであった。そして、銀行を通じてTNEBに確認したところ、19年度の年間実績発電量は63.3GWh、年間計画発電量に対する割合は36.6%となっており、17、18両年度と同様の稼働状況となっていた。

このような事態に対して、事後モニタリング報告書で言及されていたとおり、発電方式をコンバインドサイクル発電に転換すれば、現在発電燃料として使用しているナフサは発電開始時に少量使用するのみで足りることになり、燃料の大部分をナフサに比べて安価なLNGに切替えることが可能となる。しかし、20年1月の本院の現地調査時において、TNEBは、コンサルタント雇用のための準備を進めているとしているものの、契約の締結等、同報告書で言及されていた教訓及び提言を踏まえた具体的な対応を執っていないかった。

そして、TNEBは、22年を目途に発電方式をコンバインドサイクル発電へ転換させるため、本院の現地調査後の20年4月にインド国内の企業とコンサルタント雇用契約を締結して、事業のフィージビリティ(実現可能性)の確認調査、詳細設計、環境影響評価の実施、入札図書準備、業者選定支援等を実施させている。今後の計画として、事業のフィージビリティが確認されれば、工事は約1年半程度の工期で完成するため、施工業者の選定を経てTNEBが完成の目途としている22年には、新たな方式で発電が可能になるとしている。この計画のとおり、コンサルタント雇用契約締結からコンバインドサイクル発電方式への転換に2年程度の期間が必要になるとしても、銀行とTNEBにおいて、事後モニタリング調査時の協議後、フィージビリティが確認されて速やかに対応していたとすれば、同発電所においては、20年以降新たな発電方式による発電が可能になっていたと考えられる。

c 改善を必要とする事態

円借款事業で実施した施設の稼働の実績が、ナフサ価格の高騰により、15年度以降計画を大幅に下回っていて援助の効果が十分に発現していない事態は、我が国援助実施機関として必要な措置を講ずるなどの改善の要があると認められる。

d 発生原因

このような事態が生じているのは、銀行において、17年1月に実施した事後モニタリングで得られた教訓及び提言を踏まえた積極的な協議、助言が行われていたとしているが、必ずしも十分でなかったことなどによると認められる。

(イ) ウドヨガマンダ肥料工場アンモニアプラント近代化事業

a 事業の概要

この事業は、インドにおいて、ケララ州ウドヨガマンダル地区に国营肥料会社であるFACT(The Fertilisers And Chemicals Travancore Limited)を相手国事業実施

機関として、アンモニアプラント1基等を建設するものである。

銀行は、これに必要な資金として、6年10月から11年4月までの間に計131億4477万余円を貸し付けている。

そして、銀行は、本件事業については、13年8月に事後評価調査を実施して、14年3月に事後評価報告書を公表しており、その中で次のことに言及している。

- ① アンモニア事業の稼働実績は12年度において、生産能力(29.7万t/年)を超える約29.8万t/年に達しており、アンモニアを原料とする硫酸アンモニウム等の生産は目標値を超えた実績を上げている。
- ② アンモニアの原料のナフサが、10年にインド政府の管理価格制度の対象から除外されて、その後ナフサの価格が高騰したこと、同国における肥料助成政策が見直されて、硫酸アンモニウム等の肥料については助成が得られなくなったことなどにより、FACTの財務状況が悪化している。
- ③ ②のことから、FACTは、生産コストを下げるため、原料をナフサからLNGに転換して原料費を削減することを試みるなどしている。
- ④ 事後評価の教訓として、相手国政府の統制価格及び原料の国際市場価格のように経済の状況により変動するものは、相手国事業実施機関が管理できるものではないが、場合によって事業の妥当性や根拠を覆す要因となることから、案件形成時や審査時において詳細な調査と検討を行う必要がある。

また、銀行は、事後評価を実施することのほか、事業実施後必要に応じて現状の把握に努めて、可能な範囲で助言をするなどの事後監理を実施することにしており、本件事業についても、事後監理を行っているとしている。

b 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、次のような状況となっていた。

事後評価の報告後の13年度から18年度までのアンモニアの生産量は、約21.1万t/年から約24.9万t/年と、計画値29.7万t/年に対しておおむね順調であった。しかし、アンモニアの原料となるナフサの価格は、14年度以降高騰を続けて、FACTの説明によれば、17年度には本件事業におけるプラントの採算の限界となる1トン当たり20,000ルピー(邦貨換算額47,000円。為替レートは17年度出納官吏レートによる。)を超えて、19年度の第1四半期には1トン当たり29,000ルピー(邦貨換算額73,370円。為替レートは19年度出納官吏レートによる。)を超えるなど、その後も高騰を続けたとしている。その結果、前記のとおり、ナフサを原料とするアンモニアの生産コストが上昇するとともに、硫酸アンモニウム等の肥料に対するインド政府の助成が得られなくなるなどの状況となったことから、FACTは、19年7月に、本件事業におけるプラントの稼働を停止していた。

FACTは、生産コストを下げるため、23年度を目途にアンモニアの原料をナフサからLNGへ転換するとしているが、20年1月の本院の現地調査時において、LNG導入のための契約を締結するまでには至っておらず、LNGに転換して原料費を削減することを検討しているとした事後評価調査時点から約7年が経過しているにもかかわらず、依然として原料の転換が実現していなかった。

また、本院は、銀行が審査時において、インド政府が助成金の削減を行っている

ことなど当時の肥料セクターの問題点について検討を行っていたことを確認できたが、原料となるナフサの政府統制価格並びに国際市場価格の動向等に関する詳細な調査及び検討を行ったか否かについては、確認できなかった。

c 改善を必要とする事態

円借款事業で実施した施設の稼働が、ナフサ価格の高騰等により、19年7月以降停止して援助の効果が十分に発現していない事態は、我が国援助実施機関として必要な措置を講ずるなどの改善の要があると認められる。

d 発生原因

このような事態が生じているのは、銀行において、13年8月に実施した事後評価で得られた教訓及び提言を踏まえた積極的な協議、助言が行われていたとしているが、必ずしも十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

政府開発援助の効果が十分発現するよう、次のとおり意見を表示する。

- (1) 小中橋梁建設計画のような資材調達型の援助においては、外務省は、出来型の確認を行うことにしていなかった。

については、小中橋梁建設計画の事態を踏まえ、外務省及び無償資金協力を実施することとなった機構において、資材調達型の援助については、工事の成果物及び技術支援により移転された技術が十分活用されるよう、安全性及び耐久性に配慮して、技術支援をより一層強化するとともに、相手国が行う工事の完成時に、原則として、相手国から写真又は報告書を受領したり、外務省又は機構が現地へ赴いたりして出来型の確認を行うこと

- (2) ショクエ灌漑システム改修計画においては、関係国が支援することになっている幹線水路以外の水路等の改修が計画より遅れて一部しか完了していないことから、外務省は、相手国の事業計画に対して多数の国等が関係する場合の関係国等との調整を十分に行う必要がある。

については、ショクエ灌漑システム改修計画の事態を踏まえ、外務省及び無償資金協力を実施することとなった機構において、相手国の事業計画に対して多数の国等が関係する場合には、相手国及び関係国との調整を綿密に行い、関係国の支援を受けて相手国が実施している事業の早期完了に向けその進捗が一層図られるよう努めること

- (3) ベイスンブリッジ火力発電所建設事業においては、相手国事業実施機関によるナフサからLNGへの転換が図られていなかったことなどの事情もあるが、銀行は、既に完成したプロジェクトの事業効果を十分発現させるため、事業完了後に事後評価及び事後モニタリングを行っていたものの、これらで得られた教訓及び提言を踏まえた積極的な協議、助言が必ずしも十分でなかった。

については、ベイスンブリッジ火力発電所建設事業の事態を踏まえ、銀行の海外経済協力業務を引き継いだ機構において、事後評価及び事後モニタリングで得られた教訓及び提言が十分活かされるよう、相手国事業実施機関と協議を行い、現状の把握及び適時適切な助言を行うなどにより積極的な事後監理に取り組むこと

- (4) ウドヨガマンダ肥料工場アンモニアプラント近代化事業においては、相手国事業実施機関によるナフサからLNGへの転換が図られていなかったことなどの事情もあるが、銀行は、既に完成したプロジェクトの事業効果を十分発現させるため、事業完了後も事後評

価を行っていたものの、この評価で得られた教訓及び提言を踏まえた積極的な協議、助言が必ずしも十分でなかった。

については、ウドヨガマンダル肥料工場アンモニアプラント近代化事業の事態を踏まえ、銀行の海外経済協力業務を引き継いだ機構において、

ア 事後評価で得られた教訓及び提言が十分活かされるよう、相手国事業実施機関と協議を行い、現状の把握及び適時適切な助言を行うなどにより積極的な事後監理に取り組むこと

イ 今後の案件形成時や審査時において、相手国政府の助成政策及び原料の国際市場価格のような経済状況の動向等について詳細な調査と検討を行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

国際機関の信託基金の閉鎖に伴う抛出残余金の返還等について、受入れなどに係る具体的な事務手続を定めることなどにより、早期に処理するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)国際分担金其他諸費
部 局 等	外務本省
国際機関への我が国の抛出金の概要	我が国が国際機関と協議の上、自発的に抛出することとした資金
閉鎖の状態にある我が国が抛出した信託基金の数及び抛出金額	10 信託基金 165 億 0704 万余円(平成2年度～14年度)
上記のうち抛出残余金額が確定している信託基金の数及び抛出金額	8 信託基金 152 億 8990 万余円(平成2年度～14年度)
上記のうち我が国の抛出残余金額	3 億 9751 万円(平成20年8月末)

1 国際機関の信託基金の概要

(1) 国際機関への抛出金の概要

外務省は、国際連合(以下「国連」という。)に代表される国際機関に対して、その活動に必要な経費に充てるために抛出金を支出している。この抛出金は、我が国が国際機関と協議の上、自発的に資金を提供するものである。

(2) 国連の決算の概要

国連の決算については、事務総長が会計報告を作成して、会計検査委員会に提出することとなっている。会計検査委員会は、監査を実施して監査報告書を事務総長に提出することとなっており、監査の結果、問題点があった場合は、同報告書において勧告を行うこととなっている。そして、事務総長は、その監査結果を総会に報告することとなっている。

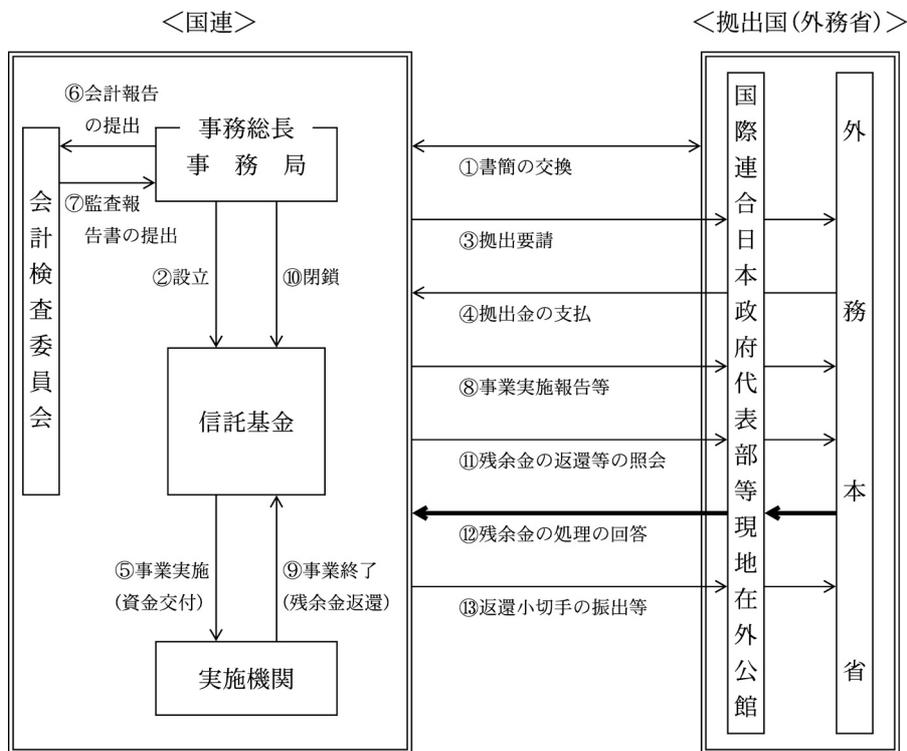
(3) 国連における信託基金の概要

国連には、通常予算のほか、加盟国の拠出金や寄付金等により賄われる信託基金、特別勘定等がある。これらのうち信託基金は、拠出国に帰属する資金を国連が自らの事業に充てるために所有、管理及び使用する勘定であり、国連の総会等の承認により設立されることとなっている。また、信託基金は、他に定めがない限り、通常予算と同様、2年ごとに会計報告が作成されることとなっており、この会計報告は、会計検査委員会に提出されることとなっている。

国連における信託基金設立から閉鎖までの手続は、一般的に次のとおりである(次図参照)。

すなわち、拠出国は、国連との間に具体的な活動目的、活動地域、拠出合意額等について、書簡を交換する(①)。国連は、総会等の承認により信託基金を設立する(②)。そして、国連からの拠出要請(③)に基づき、拠出国は拠出金を支払う(④)。国連は、拠出を受けた信託基金について、事業を実施する機関に資金を交付して、事業を実施させる(⑤)。国連は、2年ごとにそれぞれの信託基金について会計報告を作成して、会計検査委員会へ提出する(⑥)。会計検査委員会は、監査を実施して監査報告書を提出する(⑦)。信託基金について、国連は、拠出国に事業実施報告、会計報告等を行う(⑧)。信託基金の事業が交換した書簡の目的を達成するなどして終了する(⑨)と、国連は、信託基金の閉鎖を決定して(⑩)、残余金を算定して拠出国に返還等の照会を行う(⑪)。この照会に対して、拠出国は、残余金の処理を確定して国連に回答する(⑫)。国連は、拠出国の回答に基づき、残余金を返還するための小切手(以下「返還小切手」という。)を振り出すなどして残余金の処理を行う(⑬)。

図 国連における信託基金設立から閉鎖までの手続



会計検査委員会は、「平成16-17会計年度監査報告書(18年7月)」において、長期に活動を停止して閉鎖すべき信託基金を調査して特定するよう勧告しており、当該2年間に一切の支出がない信託基金を掲記している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国際機関への拠出金は、自発的に資金を提供するものであり、拠出先の信託基金において支援した事業が終了したときは、我が国の拠出額に応じた残余金(以下「拠出残余金」という。)について、早期に返還を受けるなどして有効に活用する必要がある。

そこで、本院は、国際機関へ支出した拠出金について、合規性、有効性等の観点から、外務省が、信託基金の閉鎖に際して、拠出残余金に係る国際機関からの照会等を適切に処理しているか、長期に活動を停止している信託基金を適切に把握しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、国際機関から外務省に対して拠出残余金の返還等の照会があった信託基金及び国際機関の監査報告書、会計報告等において長期に活動が停止している又は長期に事業支出がないとされていた信託基金を対象として、外務本省において、国際機関から提出された事業実施報告書等の書類、信託基金の状況等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、国連から信託基金閉鎖の照会文書等が来ており、外務省において既に信託基金の閉鎖を承知していたのに、長期にわたり回答しないままにしていたものが4信託基金あった。また、信託基金が長期に活動を停止するなどしていたのに、同省においてその実態を把握していなかったものが6信託基金あった。

これら10信託基金のうち、国連において既に拠出残余金額が確定している8信託基金に対する我が国の拠出残余金額は、平成20年8月末現在で計3,517,812米ドル(邦貨換算額3億9751万余円)となっていた(表1参照)。

表1 閉鎖の状態にある信託基金における我が国の拠出残余金等 (単位：千米ドル)

信託基金名	拠出年	拠出額	拠出目的	確定している我が国の拠出残余金額
①ボスニア・ヘルツェゴビナ警察支援プログラム信託基金	平成8年 9年	1,700 550	警察への支援及び訓練	303
②東ティモール暫定行政機構信託基金	11年	9,312	公共的機関及び公共サービスの復旧	1,865
③国際支援検証委員会活動のための信託基金	2年	1,000	ニカラグア反革命武装勢力の自発的な帰還及び定住の促進	8
④サラエボの基本的公共サービス復旧のための信託基金	6年	1,020	サラエボの復旧及び基本的公共サービスの提供	111
⑤反アパルトヘイト広報信託基金	2-3年 4-5年	10 20	反アパルトヘイトセンターに対する支援	国連が算定中
⑥東ティモールの平和的解決のための信託基金	11年	10,110	同地域の自治に関する直接投票実施等の国連監視団の支援	国連が算定中
⑦緊急人道支援の啓発信託基金	9年	256	緊急人道支援活動に対する啓発及び支援	59
⑧カンボジア信託基金	4-5年	5,765	カンボジア人道支援計画に対する支援	565
⑨複合緊急事態における人道的挑戦信託基金(神戸ワークショップ)	14年	273	紛争下の文民保護をテーマとするワークショップ開催経費支援	106
⑩中東湾岸危機信託基金	3年	100,000	イラクの難民問題に対する緊急支援	496
計		130,017 (16,507,048千円)		—
上記のうち拠出残余金額が確定している分		119,877 (15,289,908千円)		3,517 (397,512千円) (20年8月末現在)

そして、上記の10信託基金について、次のような事態が見受けられた。

(1) 国連からの信託基金の閉鎖に係る照会等を、長期にわたり回答しないままにしていたもの

ボスニア・ヘルツェゴビナ警察支援プログラム信託基金(以下「ボスニア信託基金」という。)、東ティモール暫定行政機構信託基金(以下「東ティモール暫定信託基金」という。)、国際支援検証委員会活動のための信託基金(以下「国際支援信託基金」という。)及びサラエボの基本的公共サービス復旧のための信託基金(以下「サラエボ信託基金」という。)の4信託基金については、外務省が国連から信託基金の閉鎖及び拠出残余金の返還を知らせる照会文書を受領するなどして既に信託基金の閉鎖を把握していた。しかし、同省は、照会に対して直ちに回答しなかったり、回答期限後に国連から送付された返還小切手作成の通知に対処しなかったり、返還小切手失効後の拠出残余金の送金先を照会する通知に対処しなかったりしていた。

上記の4信託基金について、それぞれの事態の詳細は次のとおりである。

ア ボスニア信託基金については、16年3月に、国連から国際連合日本政府代表部(以下「国連代表部」という。)あてに、拠出残余金の処理についての照会があった。これについ

て、国連代表部は、外務本省に非公式の報告を行っていた。しかし、その後、外務本省からの対処方針の指示がなく、国連代表部は、国連に回答しておらず、本院検査時(19年12月)まで3年8か月が経過していた。

イ 東ティモール暫定信託基金については、16年7月に、国連から国連代表部あてに、拠出残余金の処理について同年8月末までに回答を求める照会があった。これについて、国連代表部は、外務本省に公式の連絡文書(以下、国連代表部等の在外公館と外務本省との公式の連絡文書を「公電」という。)による報告を行っていた。しかし、その後、外務本省からの対処方針の指示がなく、国連代表部は、国連に回答しておらず、本院検査時まで3年4か月が経過していた。そして、回答期限を経過した16年9月に、国連から国連代表部あてに、作成した返還小切手を受け取りに来るよう通知があったが、国連代表部は、外務本省への報告をせずに、返還小切手を受け取りに行かなかった。

ウ 国際支援信託基金については、17年4月に、国連から国連代表部あてに、作成した返還小切手を受け取りに来るよう通知があった。これについて、国連代表部は、本来であれば事前に国連から受け取るべき拠出残余金の処理についての照会について、国連に確認していなかった。また、返還小切手については、国連代表部が、外務本省に非公式の報告を行っていたが、外務本省からの対処方針の指示がなく、国連代表部は、返還小切手を受け取りに行かず、通知時から本院検査時まで2年7か月が経過していた。

その後、19年5月に国連から国連代表部あてに、拠出残余金の送金先についての照会があり、これについて、同年7月に国連代表部は、外務本省に公電による報告を行っていた。しかし、外務本省からの対処方針の指示がなく、国連代表部は、国連に回答していなかった。

エ サラエボ信託基金については、16年10月に、国連から国連代表部あてに、拠出残余金の処理について同年11月末までに回答を求める照会があった。これについて、国連代表部は、外務本省に非公式の報告を行っていた。しかし、その後、外務本省からの対処方針の指示がなく、国連代表部は、国連に回答しておらず、本院検査時まで3年1か月が経過していた。そして、回答期限を経過した17年1月に、国連から国連代表部あてに作成した返還小切手を受け取りに来るよう通知があった。これについて、国連代表部は、外務本省に非公式の報告を行っていたが、その後、外務本省からの対処方針の指示がなく、返還小切手を受け取りに行かなかった。

その後、19年5月に国連から国連代表部あてに、拠出残余金の送金先についての照会があり、これについて、国連代表部は同年7月に、外務本省に公電による報告を行っていた。しかし、外務本省からの対処方針の指示がなく、国連代表部は、国連に回答していなかった。

このように、外務省は、国連からの拠出残余金に係る照会、返還小切手の作成の通知等に対して直ちに回答を行うべきであるのに、長期にわたりこれを行わないままにしていた。

(2) 信託基金が閉鎖状態になっていたことを把握していなかったもの

外務省は、前記のとおり、信託基金が閉鎖されるまで国連から定期的に事業実施報告、会計報告等を受けることとなっていることから、信託基金が長期に活動を停止している場合等には、これらの書類等によりその状況を把握し得る立場にあった。

しかし、本院が検査したところ、反アパルトヘイト広報信託基金及び東ティモールの平和的解決のための信託基金の2信託基金は、国連の監査報告書によると、少なくとも14年以降支出がなく長期にわたり活動を停止しており、閉鎖したものと同様な状態(以下「閉鎖状態」という。)になっていた(表2参照)。

また、同省は、緊急人道支援の啓発信託基金、カンボジア信託基金、複合緊急事態における人道的挑戦信託基金(神戸ワークショップ)及び中東湾岸危機信託基金の4信託基金について、20年6月又は7月に、国連から抛出残余金の処理方法についての照会があるまで、閉鎖状態になっていたことを把握していなかった。これらの4信託基金は、会計報告等によると、それぞれ2年間から8年間支出がなく長期にわたり活動を停止していた(表2参照)。

表2 信託基金が閉鎖状態になっていたことを把握していなかったもの

信託基金名	抛出年	支出がなく活動を停止した年	活動停止期間
⑤反アパルトヘイト広報信託基金	平成2-3年 4-5年	14年	6年間
⑥東ティモールの平和的解決のための信託基金	11年	14年	6年間
⑦緊急人道支援の啓発信託基金	9年	18年	2年間
⑧カンボジア信託基金	4-5年	12年	8年間
⑨複合緊急事態における人道的挑戦信託基金(神戸ワークショップ)	14年	15年	5年間
⑩中東湾岸危機信託基金	3年	16年	4年間

このように、同省は、信託基金の活動状況を十分把握しておらず、このため活動を停止している信託基金について国連に対して早期に閉鎖手続を行い抛出残余金の返還等を行うよう働きかけていなかった。

以上のように、外務省が、国連からの抛出残余金の返還等の照会文書等を長期にわたり回答しないままにしていたり、抛出した信託基金が長期に活動を停止するなどして閉鎖状態になっていたことを把握していなかったりして、抛出残余金の返還受入れなどに係る事務処理が早期に行われておらず、抛出残余金の有効な活用が図られていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、外務省において、主として次のことによると認められた。

- ア 抛出した信託基金の閉鎖により、国連から抛出残余金の返還等の照会を受けるなどしていたのに、これらを処理する者を定めていないなど、抛出残余金の返還等について対応するための具体的な事務手続を定めていなかったこと
- イ 閉鎖状態になっている信託基金を把握して早期に抛出残余金の返還受入れなどを進めることの必要性を十分認識しておらず、このための体制が整備されていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、20年9月に「国連の信託基金における拋出残余金の取扱に関するガイドライン」、「国連(又は国際機関)が管理する信託基金への拋出残余金の処理に係る改善について」及び「国際機関に対する拋出残余金の歳入手続マニュアル」を定めるとともに、外務本省各課等及び在外公館に通知を発して、拋出残余金を早期に処理するよう次のような処置を講じた。

ア 拋出残余金に係る国際機関からの照会を処理する担当課等を明確にして、国際機関からの照会に対する回答期限、返還小切手の取扱担当課等を定めるなど返還受入事務についての具体的な事務手続を定めた。

イ 国際機関からの照会に対して、公電による報告・指示を徹底すること、外務本省の担当課等において拋出後の信託基金の状況把握を確実にを行うため定期的に注意を喚起する文書を発すること、拋出残余金額について把握する課等を定めて情報を一元的に管理することなどにより、拋出残余金を早期に処理する体制を整備した。

なお、同省は、拋出残余金額が確定している8信託基金のうち、2信託基金について拋出残余金の返還を行うよう、6信託基金について他の信託基金に振り替えるよう同年10月までに国連に通知した。また、拋出残余金額が確定していない2信託基金については、拋出残余金額が確定し次第、拋出残余金の返還を行うよう同月に国連に通知した。

第7 財 務 省

不 当 事 項

租 税 (30) (31)

(30) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	118	税務署	
納 税 者	252	人	
徴収過不足額	徴収不足額	671,054,441 円(平成 14 年度～19 年度)	
	徴収過大額	6,775,171 円(平成 17 年度～19 年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告・納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正なものとなっているかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 19 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 63 兆 0742 億余円となっている。このうち源泉所得税は 15 兆 2063 億余円、申告所得税は 3 兆 4109 億余円、法人税は 15 兆 7885 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 6258 億余円、消費税及地方消費税は 17 兆 4339 億余円となっていて、これら各税の合計額は 53 兆 4656 億余円となり、全体の 84.7% を占めている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち、12 国税局等及び 187 税務署において提出された申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査を求めて、その調査の結果の内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、118 税務署において、納税者 252 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、246 事項 671,054,441 円(14 年度～19 年度)不足していたり、6 事項 6,775,171 円(17 年度～19 年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別にみると次表のとおりである。

表

税目	徴収不足の事項数 徴収過大の事項数	徴収不足額 徴収過大額(△)
源泉所得税	7 —	円 56,679,310 —
申告所得税	89 1	186,103,800 △ 503,700
法人税	124 1	283,340,100 △ 1,036,158
相続税・贈与税	8 3	23,371,800 △ 1,999,900
消費税	18 1	121,559,431 △ 3,235,413
計	246 6	671,054,441 △ 6,775,171

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の118税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集・活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

なお、上記事態の中には、同様な事由により誤っているものがあり、これについて本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(国税庁が講じた処置の内容については、後掲181ページの「医療機器は中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除の適用対象資産に該当しないことを明確にすることにより、特別償却又は税額控除の適用が適正なものとなるよう改善させたもの」参照)。

(4) 税目ごとの態様

この252事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税に関するもの

源泉所得税に関して徴収不足になっていたものが7事項あった。これらは、配当、退職手当及び報酬に関するものである。

配当、退職手当及び報酬の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収し、徴収の日の属する月の翌月10日(休日等の場合はその翌日)までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して、納税の告知をしなければならないこととなっている。

この配当、退職手当及び報酬に関して、徴収不足になっている事態が7事項56,679,310円あった。その内容は、自己株式の取得による配当とみなされる金額や退職手当及び報酬の支払額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていなかったり、退職手当に対する税額の計算に当たり勤続年数に誤りがあり税額が過小のままとなっていたりしているのに、課税資料の収集・活用が的確でな

かったり、これを見過ごしたりしたため、納税の告知をしていなかったものである。

〈事例1〉 退職手当に関する源泉所得税について納税の告知をしていなかったもの

A 会社は、平成 18 年に退職手当に関する源泉所得税を納付していなかった。

しかし、同会社から提出された 17 年 6 月から 18 年 5 月までの事業年度分の法人税の申告書等によれば、退職手当 105,000,000 円が 18 年 5 月に支払われていた。したがって、法定納期限の同年 6 月 12 日までにこの退職手当に対する源泉所得税が納付されていなければならないのに、上記の申告書等の活用が的確でなくてこの事実を把握していなかったため、納税の告知をしておらず、源泉所得税額 16,565,000 円が徴収不足になっていた。

イ 申告所得税に関するもの

申告所得税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが 90 事項あった。この内訳は、不動産所得に関するもの 35 事項、事業所得に関するもの 22 事項、譲渡所得に関するもの 19 事項及びその他に関するもの 14 事項である。

(ア) 不動産所得に関するもの

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。

そして、個人が有する減価償却資産につきその償却費として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その者が当該資産について定められた償却の方法に基づいて計算した金額とすることとなっている。また、個人が不動産の貸付けについて、収入、経費の各項目の金額に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めて経理している場合には、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を超えるときに生ずる消費税等の還付金を不動産所得の計算上、総収入金額に算入することとなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっている事態が 35 事項 64,214,300 円あった。その主な内容は次のとおりである。

- a 総収入金額から差し引く減価償却費等の必要経費の額を誤って過大としているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていた。
- b 収入及び経費に消費税等を含めて経理している場合の消費税等の還付金を総収入金額に算入していないのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていた。

(イ) 事業所得に関するもの

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、医師、ホステス等の自由職業も事業とされている。また、事業所得の計算上、青色申告書を提出する中小企業者が^(注1)機械等^(注2)を取得して事業の用に供した場合には、取得価額の 100 分の 30 相当額を特別償却費として必要経費に算入できることとなっている。

(注1) 中小企業者 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

(注2) 機械等 一定の機械装置、事務処理の能率化等に資する器具備品(電子計算機等)、ソフトウェア、車両運搬具及び船舶

この事業所得に関して、徴収不足になっている事態が 22 事項 74,677,000 円あつ

た。その内容は次のとおりである。

- a 特別償却の対象とならない医療機器について、特別償却費を計上するなど総収入金額から差し引く必要経費の額を過大としているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていた(後掲 181 ページ参照)。
- b 事業収入を総収入金額に算入していなかったり、自由職業での収入に係る事業所得を申告していなかったりしているのに、これを見過ごしたり、課税資料の収集・活用が的確でなかったりしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたり、課税していなかったりしていた。

〈事例2〉 ホステス報酬に係る事業所得に対して課税していなかったもの

納税者Bは、平成14年分、16年分及び17年分の3年分について申告をしていなかった。

しかし、同人はクラブでホステスをしており、当該クラブを経営するC会社の法人税の申告書等によれば、同人はホステス報酬として14年分27,848,000円、16年分60,015,150円及び17年分119,429,493円の支払を受けている。そして、これらの額から各年分の必要経費として8,039,550円、32,667,161円及び61,033,344円を差し引いた19,808,450円、27,347,989円及び58,396,149円の申告すべき事業所得があるのに、上記の申告書等の活用が的確でなくてこれらの事実を把握していなかったなどのため、申告所得税額1,652,000円、1,294,100円及び16,241,100円、計19,187,200円が徴収されていなかった。

(ウ) 譲渡所得に関するもの

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を、当該譲渡した資産に係る譲渡利益金額を超えない範囲で取得費に加算する特例を適用できることとなっている。また、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合など、一定の土地の譲渡による所得に対しては、軽減された税率を適用することとなっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっている事態が18事項30,425,100円、徴収過大になっている事態が1事項503,700円あった。その主な内容は次のとおりである。

- a 取得費に加算できる相続税額を誤って過大としているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていた。
- b 優良住宅地の造成等のための土地を譲渡した場合の所得に適用される軽減税率を、優良住宅地の要件に該当しない土地に係る譲渡所得に適用するなど、税額の計算に誤りがあるのに、これを見過ごしたため、税額を過小のままとしていた。

〈事例3〉 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用を誤っていたもの

納税者Dは、平成18年分の申告に当たり、相続により取得した土地の譲渡に

対して、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用して、相続税額のうち所定の方法により計算した金額 39,299,384 円を譲渡した土地の取得費に加算していた。そして、同人は譲渡価額からその取得費等を差し引いて、譲渡所得の金額を 2,399,278 円としていた。

しかし、同人は 17 年分の申告に当たっても、相続により取得した土地の譲渡に対して上記の特例を適用しており、取得費に加算できる相続税額的全額が同年分の譲渡所得の計算において取得費に加算されることから、18 年分の譲渡所得の計算において取得費に加算できる相続税額はない。したがって、これにより計算すると、譲渡所得の金額は 41,698,662 円となるのに、これを見過ごしたため、申告所得税額 5,894,900 円が徴収不足になっていた。

(エ) その他に関するもの

上記(ア)から(ウ)のほか、所得税額の特別控除(後掲 181 ページ参照)等に関して、徴収不足になっている事態が 14 事項 16,787,400 円あった。

ウ 法人税に関するもの

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが 125 事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関するもの 58 事項、同族会社の留保金に関するもの 45 事項、減価償却費の計算に関するもの 7 事項及びその他に関するもの 15 事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関するもの

法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。このうち、^(注3)中小企業者等が^(注2)機械等^(注2)を取得又は賃借(賃借期間が5年以上であり、かつ、その期間が当該減価償却資産の耐用年数を超えないものに限る。)して事業の用に供した場合には、その最初の事業年度において、当該事業年度の法人税額の 100 分の 20 相当額を限度として、取得価額(若しくは賃借費用の総額の 100 分の 60 相当額)の 100 分の 7 相当額を法人税額から控除できることとなっている。

(注3) 中小企業者等 青色申告書を提出する法人で次のいずれかに該当するものをいう。① 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人(取得の場合、税額控除が適用できるのは、資本金の額若しくは出資金の額が3千万円以下の法人)、②資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人、③農業協同組合、中小企業等協同組合等

また、青色申告書を提出する法人に損金の額に算入した試験研究費がある場合には、当該事業年度の法人税額の 100 分の 20 相当額を限度として、試験研究費に一定の割合を乗じた金額(以下「税額控除限度額」という。)を法人税額から控除できることとなっている。そして、当該事業年度において控除できなかった税額控除限度額があるときには、翌事業年度の試験研究費の額が当該事業年度の試験研究費の額を超える場合において、翌事業年度に繰り越して控除できることとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっている事態が 58 事項 110,914,900 円あった。その主な内容は次のとおりである。

a 特別控除の対象とはならない賃借期間が耐用年数を超えている機械等について、誤って控除しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、法人税額を過小のままとしていた。

- b 試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていない事業年度において、前事業年度から繰り越した税額控除限度額を誤って控除しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、法人税額を過小のままとしていた。
- c 特別控除の対象となる機械等に該当しない医療機器について、誤って控除しているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた(後掲181ページ参照)。

＜事例4＞ 試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていたもの

E会社は、平成18年4月から19年3月までの事業年度分の申告に当たり、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、同事業年度の税額控除限度額17,726,467円及び前事業年度から繰り越した15,067,588円のうちの9,427,973円の合計額27,154,440円が同事業年度の法人税額の100分の20を超えないとして、同金額を法人税額から控除していた。

しかし、同会社の申告書等によれば、同事業年度の試験研究費の額は、前事業年度の試験研究費の額を超えていないことから、前事業年度から繰り越した9,427,973円については上記特別控除の規定を適用できず、同事業年度の法人税額から誤って控除しているのに、これを見過ごしたため、法人税額9,428,000円が徴収不足になっていた。

(イ) 同族会社の留保金に関するもの

3人以下の株主等(株主等に同族会社でない法人がある場合はその法人を除く。)並びにこれらと特殊の関係にある個人及び法人が発行済株式総数又は出資金額の100分の50を超える株式数又は出資金額を有している同族会社(以下「特定の同族会社」という。)については、通常の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額(以下「課税留保金額」という。)に対して特別税率^(注5)の法人税を課することとなっている。

(注4) 特定の同族会社 平成18年4月1日以後開始事業年度分については、1人の株主等並びにこれと特殊の関係にある個人及び法人が発行済株式総数又は出資金額の100分の50を超える株式数又は出資金額を有しているなどの同族会社(19年4月1日以後開始事業年度分については資本金又は出資金の額が1億円以下であるものを除く。)をいう。

(注5) 特別税率 課税留保金額が年3000万円以下の部分については100分の10、年3000万円を超え1億円以下の部分については100分の15、年1億円を超える部分については100分の20

この同族会社の留保金に関して、徴収不足になっている事態が45事項108,486,900円あった。その主な内容は、特定の同族会社に該当して課税留保金額が算出されるのに、これを見過ごしたため、特別税率の法人税を課していなかったものである。

なお、上記の45事項には、18年4月1日以後開始事業年度分について、1人の株主及びこれと特殊の関係にある個人が発行済株式総数の100分の50を超える株式数を有している同族会社に対して、特別税率の法人税を課していなかったものが1事項

含まれている。

(ウ) 減価償却費の計算に関するもの

法人がその有する減価償却資産につき償却費として経理をした金額のうち、その法人が当該資産について定められた償却の方法に基づき当該資産の耐用年数等に応じて計算した金額に達するまでの金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとなっている。そして、10年4月1日以後に取得した建物についての償却の方法は定額法で行うこととなっている。また、中小企業者等が機械等を取得して事業の用に供した場合には、取得価額の100分の30相当額を特別償却費として損金の額に算入することができることとなっている。

この減価償却費の計算に関して、徴収不足になっている事態が7事項41,295,200円あった。その主な内容は、法人が10年4月1日以後に取得した建物の償却の方法を誤っていたり、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却の規定の適用を誤っていたりして、償却費を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、損金算入額を過大のままとしていたものである(後掲181ページ参照)。

<事例5> 建物の減価償却費の計算において償却の方法を誤っていたもの

F会社は、平成15年4月から17年3月までの2事業年度分の申告に当たり、事業の用に供している建物について、定率法に基づき計算した減価償却費16年3月期84,350,151円及び17年3月期78,613,125円を損金に算入していた。

しかし、申告書等によれば、当該建物は13年3月及び4月に取得したものであり、減価償却費の計算は定額法に基づき行わなければならない。したがって、取得直後の償却費が定率法に比べて少額となる定額法により計算すると減価償却費は16年3月期40,260,655円及び17年3月期40,231,007円となり、損金に算入した額がそれぞれ44,089,496円及び38,382,118円過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額15,024,400円及び10,066,800円、計25,091,200円が徴収不足になっていた。

(エ) その他に関するもの

上記(ア)から(ウ)のほか、受取配当等の益金不算入、固定資産の取得価額等に関して、徴収不足になっている事態が14事項22,643,100円、徴収過大になっている事態が1事項1,036,158円あった。

エ 相続税・贈与税に関するもの

相続税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが11事項あった。この内訳は、相続税額の加算に関するもの4事項、土地建物等の価額に関するもの3事項及びその他に関するもの4事項である。

(ア) 相続税額の加算に関するもの

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっている。そして、財産を取得した者が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合には、所定の方法により算出した金額にその100分の20に相当する金額を加算するなどした金額をその者の相続税額とすることとなっている。

この相続税額の加算に関して、徴収不足になっている事態が4事項11,355,200円

あった。その主な内容は、相続により財産を取得した者が当該被相続人の姪で一親等の血族ではないため相続税額の加算の必要があるのに、これを見過ごしたため、相続税額を過小のままとしていたものである。

(イ) 土地建物等の価額に関するもの

個人が相続又は遺贈により取得した土地建物等の価額については、路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。そして、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が事業の用に供していた宅地等のうち用途区分に応じて所定の方法により計算した一定の面積までの部分(以下「限度面積」という。)については、小規模宅地等として、次に掲げる区分に応じて、土地等の価額にその割合を乗じた額を減額できることとなっている。

- a 被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が事業(不動産貸付業等は除く。)の用に供していた宅地等で、その宅地等を相続又は遺贈により取得した者のうちに、申告期限まで事業を継続しているなどの要件に該当する親族がいる場合の宅地等(以下「特定事業用宅地等」という。)などに該当するもの

限度面積 400㎡ 減額割合 100分の80

- b 特定事業用宅地等などに該当しない宅地等

限度面積 200㎡ 減額割合 100分の50

この土地建物等の価額に関して、徴収不足になっている事態が3事項11,182,500円あった。その主な内容は、相続人が相続により取得した土地の価額の計算において、特定事業用宅地等などに該当しない小規模宅地等について減額割合を誤って100分の80としているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小のままとしていたものである。

<事例6> 小規模宅地等の特例の適用を誤っていたもの

納税者Gは、平成17年8月相続分の申告に当たり、相続により取得した土地のうち、400㎡について特定事業用宅地等に該当するとして小規模宅地等の特例を適用して、その土地の価額から100分の80に相当する金額29,022,400円を減額していた。

しかし、申告書等によれば、特定事業用宅地等としていた400㎡は、不動産貸付業の用に供されているため特定事業用宅地等には該当せず、減額割合は100分の50で減額される面積も200㎡が限度となる。したがって、小規模宅地等の特例を適用して土地の価額から減額される金額は9,069,500円となり、その他貸家等の評価誤り分3,500,138円を含め課税価格が23,453,038円過小となっているのに、これを見過ごしたため、相続税額5,695,000円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)、(イ)のほか、法定相続割合等に関して、徴収不足になっている事態が1事項834,100円、徴収過大になっている事態が3事項1,999,900円あった。

オ 消費税に関するもの

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが19事項あった。この内訳は、課税売上高の計上に関するもの8事項、納税義務の免除に関するもの5事項及びその他に関するもの6事項である。

(ア) 課税売上高の計上に関するもの

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっており、資産と負債を一括して引き渡す負担付き贈与による資産の譲渡も課税の対象に含めることとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっている事態が8事項28,234,700円あった。その内容は、事業者が建物等を譲渡しているのに、これを見過ごしたため、課税売上高を過小のままとしていたものである。

(イ) 納税義務の免除に関するもの

基準期間(個人事業者は課税期間の前々年、法人は課税期間の前々事業年度)^(注6)における課税売上高が1000万円以下の事業者は、課税期間の課税売上げについて納税義務が免除されることとなっている。

(注6) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度

この納税義務の免除に関して、徴収不足になっている事態が5事項66,420,700円あった。その内容は、基準期間の課税売上高が1000万円を超えていて納税義務が免除されなため申告の必要があるのに、これを見過ごしたため、消費税を課していなかったものである。

<事例7> 課税の対象となる負担付き贈与による資産の譲渡等があるのに消費税を課していなかったもの

納税者Hは、平成18年1月から12月までの課税期間分の消費税の申告をしていなかった。

しかし、同人の申告所得税の申告書に添付された書類等によれば、同人は18年1月1日付けで同人の子に事業を承継して、資産と負債を一括して引き渡す負担付き贈与を行っているが、このうち建物等の贈与については課税の対象となる資産の譲渡に該当して、そのほかの課税の対象となる資産の譲渡等と合わせると同人の課税売上高は、1,552,515,853円となる。そして、上記の課税期間に係る基準期間の課税売上高は93,580,432円であり、これは1000万円を超えていて納税義務は免除されない。したがって、上記の課税期間分について申告の必要があるのに、これを見過ごしたため、消費税を課しておらず、消費税額62,100,600円が徴収されていなかった。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)、(イ)のほか、課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっている事態が5事項26,904,031円、徴収過大になっている事態が1事項3,235,413円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局別に示すと次のとおりである。

国税局	税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続 与 税		消費税		計	
		事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国 税局	札幌中 等7			5	4,809	4	4,876			1	761	10	10,447
仙台国 税局	五所川 原等8			7	4,665	5	7,853			1 1	1,292 △ 3,235	13 1	13,811 △ 3,235
関東信 越国 税局	宇都宮 等15			16	27,884	12	26,366	1	5,695	3	21,132	32	81,079
東京国 税局	市川 等39	6	50,309	31 1	81,062 △ 503	54 1	147,058 △ 1,036	4 3	15,801 △ 1,999	6	23,621	101 5	317,853 △ 3,539
金沢国 税局	金沢 等4			2	2,912	4	7,484	2	1,196	1	838	9	12,431
名古屋 国 税局	岐阜南 等13			8	17,815	16	28,468			2	2,568	26	48,852
大阪国 税局	近江八 幡等19			13	35,773	18	44,025	1	679	3	9,243	35	89,721
広島国 税局	鳥取 等3			1	3,311	2	3,142					3	6,453
高松国 税局	松山 等2					2	2,281					2	2,281
福岡国 税局	博多 等3			1	1,203	2	1,664			1	62,100	4	64,969
熊本国 税局	熊本西 等5	1	6,370	5	6,665	5	10,117					11	23,152
計	118 税務署	7	56,679	89 1	186,103 △ 503	124 1	283,340 △ 1,036	8 3	23,371 △ 1,999	18 1	121,559 △ 3,235	246 6	671,054 △ 6,775

第3章
第1節
第7
財務省

(31) 相続税等の還付に当たり、還付金に係る支払事務処理が著しく適切を欠いたため、支払う必要のない還付加算金を支払う結果となり損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款) 還付金 (項) 各税還付金
部 局 等	足立税務署
還付加算金の内容	相続税等の還付に当たり、法定の起算日から支払決定日までの期間に応じて還付金の額に所定の率を乗じて計算した金額を加算するもの
還付加算金の支払額	5,653,200 円(平成 19 年度)
不当と認める還付加算金の額	5,145,100 円(平成 19 年度)

1 還付加算金の概要等

(1) 還付加算金の概要

税務署は、申告書等に基づき納税者が納付した金額が、確定した納付すべき税額より過大である場合には、過大に納付された金額を国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)に基づき遅滞なく納税者に還付する(以下、この金額を「還付金」という。)こととなっている。そして、還付金を還付する場合には、更正処分又は賦課決定処分が行われたものについては、^(注) 国税の納付があった日の翌日から還付のための支払決定の日までの期間の日数に応じて、

還付金の金額に所定の率を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)を加算して支払うこととなっている。

(注) 更正処分 申告書に記載された税額等が税務署長等の調査したところと異なるときなどに税務署長により行われる税額等を確定する処分

(2) 異議申立てに対する決定があった場合における還付金に係る支払事務処理

税務署長による更正処分又は賦課決定処分に不服のある納税者は、税務署長に対して異議申立てができることとなっている。相続税に係る更正処分等に対する異議申立てについての審理事務は、税務署の資産税部門の異議審理事務の担当者(以下「担当者」という。)が行うこととなっている。そして、異議申立てに対する税務署長の決定(以下「異議決定」という。)により還付金の支払が必要となるときは、次のような手順で還付金を支払うこととなっている。

- ① 担当者は、異議決定書(処分用)及び各納税者の還付金の額を記載した徴収決定集計票(管理部門用)(以下「集計票」という。)を作成して、徴収部門に回付する。
- ② 徴収部門は、上記の異議決定書(処分用)が回付されると未納付の国税の有無を確認して、集計票を管理部門に回付する。
- ③ 管理部門は、回付を受けた集計票に基づき、遅滞なく還付金を支払う。

(3) 足立税務署における還付金の支払

足立税務署は、被相続人の配偶者及びその子等(以下「相続人」という。)から、平成15年5月21日に相続税の申告書、16年1月13日に修正申告書の提出をそれぞれ受けた。そして、修正申告の内容になお誤りがあるとして、足立税務署長は、同年2月26日に相続税を増額する更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行った。

これに対して、相続人は相続税及び重加算税を同年4月1日(延滞税は同月30日)に納付するとともに、同月20日に同税務署長に対して異議申立てを行った。

同税務署長は、この異議申立てについて審理した結果、上記の更正処分等の一部を取り消す旨の異議決定を同年7月9日に行った。この異議決定により、同税務署は相続人のうち一部の者に対して、相続税、重加算税及び延滞税(以下「相続税等」という。)計38,433,400円を還付することとなった。

そして、その後19年9月28日に相続人から相続税等の還付を受けていない旨の問い合わせがあり、同税務署で調査したところ、相続税等を還付していない事実が判明した。このため、同税務署は、同年10月12日に、上記の還付すべき相続税等に、相続人が相続税等を納付した日の翌日である16年4月2日又は5月1日から19年10月12日までの期間の日数に応じて計算した還付加算金5,653,200円を加算して支払った。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、還付金に係る支払事務処理が適切に行われたかなどに着眼して、足立税務署における上記還付金の支払について異議決定関係の書類等により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、本件還付金に係る支払事務処理において、次のような適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、担当者は16年7月9日の異議決定に基づき異議決定書(処分用)を作成して徴収部門に回付していたものの集計票を作成していなかった。このため、徴収部門から回付される集計票に基づいて還付を行うこととなっている管理部門は、相続人に対して相続税等を還付することができなかった。その後、異議決定がなされた16年7月9日から相続人から問い合わせのあった19年9月28日までの3年3か月間にわたり、本件還付金に係る支払事務処理は、行われないうままとなっていた。

そして、集計票が作成されていれば、相続人に対する相続税等の還付は、本件異議決定後の同税務署における最初の還付金支払日である16年7月27日に行うことができたと思われる。この場合、還付加算金の額は508,100円となり、同月28日以降の期間に係る還付加算金5,145,100円は支払う必要のなかったもので、これを支払う結果となり損害が生じたことは不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同税務署において、異議決定を行っていないながら集計票を作成しておらず、本件還付金に係る支払事務処理が著しく適切を欠いたことなどによると認められる。

物 件

(32) 特別弔慰金国庫債券の証券の調達に当たり、請求受理件数の実績等を考慮しなかったなどのため、適切でない調達枚数となっているもの

会計名及び科目	国債整理基金特別会計 (項)国債整理基金支出
部 局 等	財務本省
契 約 名	国債証券の製造に関する請負契約
契 約 の 概 要	第八回特別弔慰金国庫債券の証券の調達
契 約 の 相 手 方	独立行政法人国立印刷局
契 約	平成19年4月 随意契約 (単価契約)
調 達 枚 数	平成19年8月 400,000枚
支 払 額	199,600,000円(平成19年度)
適切でない調達枚数	400,000枚(平成19年度)
上記に係る支払額	199,600,000円

1 契約の概要

財務省は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号。以下「法」という。)等に基づき発行する「第八回特別弔慰金国庫債券」(額面金額40万円、償還期間10年。以下「八弔国債」という。)の交付等に関する事務を行っている。そして、同省は、八弔国債の証券の調達に関して、平成17年度から19年度までの各年度にそれぞれ、独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)と、いずれも証券1枚当たり499円の単価契約により製造請負契約を締結している。

この八弔国債は、17年4月1日から20年3月末日までの間に戦没者等の遺族等が行った請求に基づき、都道府県知事等が基準日である17年4月1日において法に定める受給要件を満たすと裁定した者に対して交付されるものである。

前記の製造請負契約に基づき、同省は、17年度は17年6月に一括して594,300枚、18年度は18年6月に500,000枚及び19年1月に205,700枚、19年度は19年8月に一括して400,000枚の証券の製造を発注して、計1,700,000枚の証券を調達している。そして、この1,700,000枚の証券をすべて日本銀行本店に納入させていて、印刷局に対して、17年度は296,555,700円、18年度は352,144,300円、19年度は199,600,000円、計848,300,000円を支払っている。

なお、この証券は、八弔国債の名称や額面金額等が印刷されて、ミシン目が加工されているなどのために、八弔国債以外の国債の証券等に転用できないものとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、八弔国債の証券の調達が適切かなどに着眼して、財務本省、厚生労働本省及び日本銀行本店において、前記の印刷局との製造請負契約に基づいて財務省が17年度から19年度までの間に行った八弔国債の証券の調達を対象として、証券の受払状況に係る報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、八弔国債の証券の交付が開始された17年11月以降に、実際に戦没者等の遺族等に交付されるなどした証券は20年6月の会計実地検査の時点において1,202,029枚となっていて、前記の調達枚数計1,700,000枚との差497,971枚が日本銀行本店に在庫として保管されていた。そして、八弔国債の証券は、同年3月末までに請求が行われたが未交付のものなどに対しては引き続き交付されるものが残るが、新たな請求が行われることはない。

また、財務省が調達枚数を計1,700,000枚とした根拠についてみると、八弔国債の発行のために法が改正された16年度に、厚生労働省が八弔国債の対象件数の予定を17年度分397,500件、18年度分715,500件、19年度分397,500件、20年度分79,500件、計1,590,000件と見積もった件数(以下「交付見込件数」という。)を用いて次のとおり算定したものであった。

すなわち、

- ① 17年度は、交付見込件数の17年度分に18年度分のうち2か月分を加えた516,750件を15%増した594,300枚を調達枚数とした。
- ② 18年度は、17、18両年度分の交付見込件数の合計件数を15%増した1,300,000枚から、①の17年度の調達枚数594,300枚を差し引いた705,700枚を調達枚数とした。
- ③ 19年度は、17年度分から19年度分までの交付見込件数の合計件数を14%増した1,700,000枚から、①及び②の17、18両年度の調達枚数計1,300,000枚を差し引いた400,000枚を調達枚数とした。

一方、厚生労働省は毎月、都道府県が市町村等を通じて戦没者等の遺族等から受理した八甲国債に係る請求件数の実績を把握しており、財務省は厚生労働省から当該請求受理件数の実績を入手して、証券の調達枚数の決定に当たり、これを考慮することが可能な状況となっていた。そして、財務省が19年度に製造を発注した19年8月時点における上記の請求受理件数の実績は1,121,667件にとどまっていた。しかし、同省はこれを入手しておらず、調達に当たってこれを考慮しなかったために、同月における調達済の証券が既に1,300,000枚となっていたにもかかわらず、前記のとおり400,000枚を調達していた。

このように八甲国債は、交付対象となる遺族等の人数をあらかじめ特定し難い面があることから発行当初においては交付見込件数を用いて調達枚数を定める必要があったとしても、19年度においては請求受理件数の実績等を考慮して、必要以上の在庫を保有しないように調達枚数を的確に決定するとともに、調達に当たっては段階的に発注する必要があったと認められる。

したがって、19年度に、証券の調達枚数を400,000枚と決定してこれを一括して発注したことは適切ではなく、これに係る支払額199,600,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財務省において、調達枚数の算定方法を17年度から19年度まで見直すことなく、交付見込件数のみにより決定する方法を続けていたことなどによると認められる。

不正行為

- (33) 職員の不正行為による損害が生じたもの
(36)

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)還付金 (項)各税還付金
部 局 等	8 税務署(職員4人)
不正行為期間	平成5年7月～19年6月
損害金の種類	還付金
損 害 額	343,116,142 円

本院は、8税務署における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく財務大臣からの報告及び予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第4条第4項の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、東京、大阪、福岡各国税局及び8税務署において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものは4件(同一人が複数の税務署において損害を与えたものがあるため、件数と税務署数は符合しない。)、損害額で343,116,142円あり、いずれも不当と認められる。

これらについては、平成20年9月末現在でいずれも損害の補てんが終わっていない(うち補てん済みの額 49,493,204 円)。

この4件を示すと、次のとおりである。

部 局 等	不正行為期間 年 月	損 害 額 円
(33) 雪谷税務署 大和税務署	18.4から 19.6まで	3,602,003
<p>本件は、上記の両部局において、財務事務官郡某が、国税資金支払命令官等の補助者として国税の還付事務に従事中、国税の各種事務を処理するシステムの端末機を不正に使用することにより、自己名義の預金口座を振込先とする架空の還付金データを入力して、虚偽の還付金の支払決議書等を作成するなどして当該口座に振り込ませて、還付金計 3,602,003 円を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額は、平成20年9月末現在で補てんが全くされていない。</p>		
(34) 東村山税務署 小田原税務署 甲府税務署	5.7から 17.6まで	17,459,581
<p>本件は、上記の各部局において、財務事務官(平成13年1月5日以前は大蔵事務官)横山某が、国税資金支払命令官の補助者等として国税の還付事務に従事中、国税の各種事務を処理するシステムの端末機を不正に使用することにより、自己名義の預金口座を振込先とする架空の還付金データを入力して、虚偽の還付金の支払決議書等を作成するなどして当該口座に振り込ませて、還付金計 17,459,581 円を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額は、20年9月末現在で補てんが全くされていない。</p>		
(35) 左京税務署 中京税務署	11.8から 19.4まで	314,432,344
<p>本件は、上記の両部局において、財務事務官(平成13年1月5日以前は大蔵事務官)山本某が、国税資金支払命令官の代行機関の補助者等として国税の還付事務に従事中、国税の各種事務を処理するシステムの端末機を不正に使用することにより、実在する法人を支払先とする郵便局払の架空の還付金データを入力して、虚偽の還付金の支払決議書等を作成するなどした上で、郵便局で当該法人の代表者を装い還付金の支払を受けて、還付金計 314,432,344 円を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、20年9月末までに 43,807,553 円が同人から返納されている。</p>		
(36) 大牟田税務署	19.6	7,622,214
<p>本件は、上記の部局において、財務事務官今道某が、国税資金支払命令官の補助者として国税の還付事務に従事中、国税の各種事務を処理するシステムの端末機を不正に使用することにより、自己名義の預金口座を振込先とする架空の還付金データを入力して、虚偽の還付金の支払決議書等を作成するなどして当該口座に振り込ませて、還付金計 7,622,214 円を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成20年9月末までに 5,685,651 円が同人から返納されている。</p>		
(33)-(36)の計	4件	343,116,142

なお、国税庁は、平成18年度決算検査報告に掲記した柏、麻布両税務署における不正行為が発覚した後の19年2月に、全国の12国税局等に対して還付事務の適正化を図るための指示文書を発するなどしたが、その後も行われていた雪谷、左京、大牟田各税務署における不正行為を含む8税務署における不正行為が発覚したことから、同年12月に新たな適正化を図るための指示文書を発したり、国税の各種事務を処理するシステムを改善したりするなどの再発防止策を執っている。

本院としては、国税庁における再発防止策の実施状況について引き続き注視していくこととする。

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1) 公務員宿舍整備事業の支払額の節減を図るため、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの適宜の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)財務本省 (項)財務本省 〔平成14、15、17各年度国庫債務負担行為 (組織)財務本省 (事項)民間資金等活用公務員宿舍整備等事業 (事項)金利の変動に伴う民間資金等活用公務員宿舍整備等事業に係る限度額の増額〕
部局等	関東、東海、近畿各財務局
事業の根拠	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)
契約名	(1) 公務員宿舍赤羽住宅(仮称)整備事業 (2) 公務員宿舍駒沢住宅(仮称)整備事業 (3) 公務員宿舍三宿第二住宅(仮称)整備事業 (4) 公務員宿舍仲田及び千種東住宅整備事業 (5) 公務員宿舍枚方住宅(仮称)整備事業
契約の概要	公務員宿舍の設計及び建設並びに維持管理業務
契約の相手方	(1) 株式会社リズムックヒルズ赤羽 (2) PFI 駒沢株式会社 (3) 三宿 NEXT 株式会社 (4) 株式会社グリーンパサージュ仲田・千種東 (5) PFI 枚方住宅株式会社
契約	(1) 平成14年12月 一般競争契約 (2) 平成14年12月 一般競争契約 (3) 平成15年12月 一般競争契約 (4) 平成15年12月 一般競争契約 (5) 平成16年2月 一般競争契約

契 約 額	(1)	64 億 3476 万余円(平成 14 年度～23 年度)
	(2)	71 億 1163 万余円(平成 14 年度～23 年度)
	(3)	38 億 0575 万余円(平成 15 年度～24 年度)
	(4)	72 億 4588 万余円(平成 15 年度～24 年度)
	(5)	40 億 9774 万余円(平成 15 年度～24 年度)
	計	286 億 9578 万余円
上記のうち消費 税相当額	(1)	3 億 0641 万余円
	(2)	3 億 3864 万余円
	(3)	1 億 8122 万余円
	(4)	3 億 4504 万余円
	(5)	1 億 9513 万余円
	計	13 億 6646 万余円
割高になっている 契約額	(1)	1548 万円
	(2)	1285 万円
	(3)	1196 万円
	(4)	2729 万円
	(5)	1217 万円
	計	7977 万円

【適宜の処置を要求したものの全文】

公務員宿舎赤羽住宅(仮称)整備事業等契約における消費税の取扱いについて

(平成 20 年 10 月 31 日付け 財務大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 公務員宿舎の整備事業

貴省は、低層な宿舎や老朽化した宿舎を廃止して集約・高層化を図り、国有財産の有効活用及び宿舎の質的改善をするなどのために、公務員宿舎の建て替えを推進している。

公務員宿舎の建て替えに当たっては、貴省は、平成 14 年度以降、財政負担の縮減並びに民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図る観点から、PFI 手法を活用して、建て替え、その後の維持管理等を行わせることとしている。そして、貴省^(注2)3財務局は、14年4月から15年3月までに、5整備事業^(注3)についてそれぞれ「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく特定事業^(注4)の実施に関する方針を定めて、14 年 6 月から 15 年 7 月までに 5 整備事業を同法第 6 条の規定に基づく特定事業(以下「PFI 事業」という。)に選定した。

3 財務局は、5 整備事業について、総合評価落札方式による一般競争入札を実施して、総合評価の最も高かった企業グループを落札者と決定した。そして、各企業グループが 5 整備事業の実施を目的にそれぞれ設立した株式会社(以下「5 特別会社」という。)との間で^(注5)BTO 方式による PFI 事業として事業契約を締結した。その後、事業契約が変更された

り、更にその後、維持管理費相当分について物価変動による支払額の改定が行われたりして、5 整備事業の契約金額は、19 年 10 月までに、次表のとおり合わせて 286 億 9578 万余円となっている。

そして、5 特別会社は、事業契約に基づき次表のとおり 5 整備事業による公務員宿舎の建設工事をしゅん工して施設を 3 財務局に引き渡しており、各公務員宿舎は 3 財務局が所管する国有財産となっている。

5 整備事業の事業契約によると、5 特別会社は、公務員宿舎の設計及び建設、施設の国への譲渡、譲渡後の維持管理等を行うこととされている。そして、契約金額は建設費相当分及び維持管理費相当分から成っており、このうち建設費相当分については年 1 回(2 月～5 月)の元利均等払いによる割賦方式により、また、維持管理費相当分については年 2 回(10 月又は 11 月及び翌年 4 月)の平準化した金額により、次表に示した期間に、それぞれ 3 財務局が 5 特別会社に支払うこととされている。3 財務局は 16 年度から 20 年 9 月までに計 154 億 4973 万余円を 5 特別会社に支払っている。

表 5 整備事業の概要

財 務 局 名	関 東		
	赤羽住宅	駒沢住宅	三宿第二住宅
事 業 名			
契約の相手方	株式会社リズムックヒルズ赤羽	PF1 駒沢株式会社	三宿 NEXT 株式会社
宿 舎 建 物	4～14 階建て 1 棟・425 戸	8～15 階建て 4 棟・544 戸	7～11 階建て 6 棟・284 戸
実施方針公表日	平成 14 年 4 月 26 日	平成 14 年 4 月 26 日	平成 15 年 3 月 26 日
特定事業の選定	平成 14 年 6 月 7 日	平成 14 年 6 月 7 日	平成 15 年 5 月 8 日
契 約 日	平成 14 年 12 月 20 日	平成 14 年 12 月 26 日	平成 15 年 12 月 11 日
しゅん工時期	平成 17 年 1 月 20 日	平成 18 年 2 月 20 日	平成 18 年 1 月 21 日
契 約 期 間	平成 14 年 12 月 20 日～ 24 年 3 月 31 日	平成 14 年 12 月 26 日～ 24 年 3 月 31 日	平成 15 年 12 月 11 日～ 25 年 3 月 31 日
支 払 期 間	平成 17 年 2 月～23 年度	平成 18 年 3 月～23 年度	平成 18 年 2 月～24 年度
契約金額(税抜き)	(千円) 6,128,345	(千円) 6,772,981	(千円) 3,624,531
消 費 税 相 当 額	306,417	338,649	181,226
契約金額(税込み)	6,434,762	7,111,630	3,805,758
契約金額のうち建設費相当分(税込み)a=b+c	6,257,220	6,948,993	3,672,304
割賦元本分(税込み)b	5,932,092	6,678,988	3,421,083
割賦金利分(税込み)c	325,128	270,004	251,220
上記のうち消費税相当額	15,482	12,857	11,962
契約金額のうち維持管理費相当分(税込み)	177,542	162,637	133,453

財 務 局 名	東海	近畿	合計
事 業 名	仲田・千種東住宅	枚方住宅	
契約の相手方	株式会社グリーンパサージュ 仲田・千種東	PFI 枚方住宅株式会社	
宿 舎 建 物	仲田 8～10 階建て 4 棟・264 戸 千種東 7 階建て 4 棟・237 戸	5～10 階建て 2 棟・473 戸	
実施方針公表日	平成 15 年 2 月 7 日	平成 15 年 3 月 14 日	
特定事業の選定	平成 15 年 5 月 9 日	平成 15 年 7 月 25 日	
契 約 日	平成 15 年 12 月 11 日	平成 16 年 2 月 26 日	
しゅん工期	平成 17 年 12 月 20 日	平成 18 年 2 月 28 日	
契 約 期 間	平成 15 年 12 月 11 日～ 25 年 3 月 31 日	平成 16 年 2 月 26 日～ 25 年 3 月 31 日	
支 払 期 間	平成 18 年 3 月～24 年度	平成 18 年 3 月～24 年度	
契約金額(税抜き)	(千円) 6,900,844	(千円) 3,902,619	(千円) 27,329,323
消費 税 相 当 額	345,042	195,130	1,366,466
契約金額(税込み)	7,245,887	4,097,749	28,695,789
契約金額のうち建設費相当分(税込み)a=b+c	6,993,309	3,943,289	27,815,116
割賦元本分(税込み)b	6,420,106	3,687,516	26,139,786
割賦金利分(税込み)c	573,203	255,772	1,675,330
上記のうち消費税相当額	27,295	12,179	79,777
契約金額のうち維持管理費相当分(税込み)	252,577	154,460	880,672

(注1) PFI手法 Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

(注2) 3 財務局 関東、東海、近畿各財務局

(注3) 5 整備事業 公務員宿舎赤羽住宅(仮称)、公務員宿舎駒沢住宅(仮称)、公務員宿舎三宿第二住宅(仮称)、公務員宿舎仲田住宅及び千種東住宅、公務員宿舎枚方住宅(仮称)各整備事業

(注4) 特定事業 公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの

(注5) BTO方式 Build, Transfer and Operate の略称。民間事業者が施設を建設して、施設完成直後に管理者等に所有権を移転した上で、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式

(2) 割賦金利に係る消費税の取扱い

消費税法(昭和63年法律第108号)によれば、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の課税対象は、国内において事業者が行った事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)とされている。

そして、国内において行われる資産の譲渡等のうち、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第10条第3項第10号に定める「資産の譲渡等の対価の額又は当該対価の額に係る金銭債権の額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領する場合におけるその受領する賦払金のうち利子又は保証料の額に相当する額で当該賦払に係る契約において明示されている部分を対価とする役務の提供」については、同法第6条により、消費

税を課さないとされている(以下、この規定に基づき消費税を課さないこととなる役務の提供に係る対価を「課税されない利子等」という。)

内閣府公表資料によると、国は、5整備事業と同様のBTO方式によるPFI事業をこれらを含めてこれまでに42事業(20年5月31日現在、実施方針公表済段階のもの)実施している。そして、国の各機関が公表している事業契約書等によると、このうち14年度にPFI事業の実施方針を公表した1事業及び15年度以降に実施方針を公表した35事業のすべてにおいて、建設費等の割賦支払に伴う利子等は、課税されない利子等に該当するとして、これに係る消費税相当額は契約金額に含まれていない。

これに対して、5整備事業では、事業契約において、サービス対価を一体として捉えていることなどから、その中に課税されない利子等に該当するものはなく、サービス対価の総額に係る消費税相当額を契約金額に含める取扱いとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

PFI事業に係る建設費相当分の割賦支払に伴う利子等については、これが事業契約において課税されない利子等に該当する場合は消費税は非課税となり、該当しない場合は消費税が課されることとなる。近年、BTO方式によるPFI事業においては、建設費相当分の割賦支払に伴う利子等が課税されない利子等に該当するように事業契約を定めて、これに係る消費税相当額を契約金額に含めない取扱いとなっている。こうしたことから、本院は、経済性等の観点から、5整備事業についても同様の取扱いとすることにより契約金額の節減が図れないかなどに着眼して、契約金額計286億9578万余円(うち消費税相当額13億6646万余円)を対象に、3財務局において、契約書、入札説明書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、3財務局は、19年10月までに変更した5整備事業の事業契約において、サービス対価の総額273億2932万余円(消費税抜き)の全体に消費税が課されるとして、この金額に100分の5を乗じた13億6646万余円を消費税相当額として加えた286億9578万余円をもって契約金額としており、その内訳は、①建設費相当分278億1511万余円及び②維持管理費相当分8億8067万余円となっている。

そして、上記のうち建設費相当分の契約上の取扱いは、次のとおりとなっている。

- ① 建設費相当分は、前記のとおり、それぞれの事業契約において、年1回(2月～5月)元利均等払いによる割賦方式により支払うこととされている。
- ② 建設費相当分には、施設設計及び整備費、工事監督費、建設期間中の資金調達に伴う金利その他事業に伴う費用の総額である割賦元金261億3978万余円に加えて、この金額を契約に定める回数の分割払で5特別会社に支払うことから必要となる割賦金利を含むとされている。
- ③ 割賦金利の計算上の金額は、契約書に記載された建設費相当分から割賦元本分を差し引いた16億7533万余円となり、その具体的な計算方法をみると、施設の引渡時期から年1回到来する各支払時期までの期間に対応する利子額となっている。しかし、契約書には割賦金利の金額として明示されているものはない。

また、3財務局は、上記の割賦金利部分について、予算等において、次のとおり元本部分と異なる取扱いとしている。

- ① 3財務局から5特別会社への支払額は、歳出予算上、割賦元本は一般会計(項)公務員宿舍施設費(目)不動産購入費又は特定国有財産整備特別会計(項)特定国有財産整備費(目)特定施設整備費に、割賦金利は一般会計(項)財務本省(目)公共施設等維持管理運営費に區別して計上されている。
- ② 5整備事業の公務員宿舍の国有財産価額の算定上も割賦元本のみを計上の対象として、割賦金利については建設費に含まれないとして対象外としている。

これらのことからすれば、3財務局が事業契約に基づいて5特別会社に支払うこととされている割賦金利16億7533万余円は、建設費相当分のうちの元本部分を分割して支払うことに伴い必要となる利子相当額と認められる。そして、割賦金利について消費税が課されているのは、割賦金利の金額を契約書において明示しておらず、サービス対価の総額から割賦金利を控除することなくその全体に100分の5を乗じた額を加えて契約金額としていることなどによるものと認められる。

したがって、上記のような割賦金利の性格、支払実態等をみると、3財務局が割賦金利を課税されない利子等に該当するように契約内容を定めておらず、割賦金利に係る消費税相当額を含めて契約金額を算定しているのは適切とは認められない。

上記により、5整備事業において、割賦金利が課税されない利子等に該当するとしていけば、契約金額は前記の計286億9578万余円が286億1601万余円となり、割賦金利に係る消費税相当額7977万余円が割高となっていると認められる。

(是正を必要とする事態)

上記のように、割賦金利が課税されない利子等に該当するとして事業契約を定めて、これにより契約金額を算定していれば、割賦金利に係る消費税相当額を支払う必要はないのに、割賦金利に係る消費税相当額を契約金額に含めて支払を継続している事態は適切でなく、経済性を勘案して、是正を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、5整備事業が国にとって初期のPFI事業であったという事情はあるものの、貴省3財務局において、契約金額を経済的に算定するための検討が十分でなかったことなどによるものと認められる。

3 本院が要求する是正の処置

本件事業契約に係る建設費相当分は、事業期間が終了する23年又は24年まで支払を継続することとなっており、現在の契約のままでは、契約金額に含まれている割賦金利に係る消費税相当額を今後も引き続き支出することになる。

については、貴省3財務局において、5整備事業の支払額の節減を図るために、割賦金利等課税されない利子等とする額を特定した上で、近年のPFI事業の事例における契約書その他契約内容を十分参考に、速やかに契約相手方と協議の上、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの是正の処置を要求する。

(2) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計	(組織) 国税庁	(項) 税務官署
部 局 等	国税庁		
ワンストップサービスの概要	パソコンを用いて、インターネット上で一括して自動車保有関係手続を行うことにより、新車の新規登録手続に係る利用者等の負担を軽減させるとともに行政事務の効率化を図るもの		
ワンストップサービスの開発費の合計額	26億7720万円	(平成14年度～17年度)	
上記のうち国税庁負担額	1億9727万円(背景金額)(平成14年度～16年度)		

【意見を表示したものの全文】

自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について

(平成20年10月31日付け 国税庁長官あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

(635ページの国土交通省の項に掲記)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 医療機器は中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除の適用対象資産に該当しないことを明確にすることにより、特別償却又は税額控除の適用が適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款) 歳入組入資金受入 (項) 各税受入金
部 局 等	国税庁		
課税の根拠	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)		
特別償却又は税額控除制度の概要	中小企業者等が取得して事業の用に供した一定の資産を対象として、その取得価額の一定額等を特別償却又は税額控除するもの		
上記制度の適用が適正でなかった納税者	38人		
徴収不足となっていた税額	1億0460万円(平成15年度～19年度)		

1 制度の概要

(1) 特別償却又は税額控除制度

国税庁は、所得税、法人税、消費税等の国税の賦課徴収事務を法律の規定するところにより行っている。このうち、所得税及び法人税については、個人及び法人の所得に所得税法(昭和40年法律第33号)又は法人税法(昭和40年法律第34号)に定める税率を乗じて算定することとなっているが、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)等において、特定の政策目的を達成するために税の軽減等を内容とする様々な特例が設けられている。

これらの特例のうち、^(注1)中小企業者等を対象としたものとして、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除(以下「特別償却・税額控除制度」という。前掲160ページの「租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」参照)がある。この制度は、中小企業の設備投資を促進することを図るための措置として平成10年に設けられたもので、中小企業者等が、一定の資産を取得又は賃借して事業の用に供した場合には、取得価額の100分の30相当額の特別償却又は取得価額(若しくは賃借費用の総額の100分の60相当額)の100分の7相当額の税額控除の選択適用等を認めるというものである。

(注1) 中小企業者等 青色申告書を提出する個人又は法人の別に次のとおりとされている。

- (1) 個人にあつては、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- (2) 法人にあつては、①資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人(取得の場合、税額控除が適用できるのは、資本金の額若しくは出資金の額が3000万円以下の法人)、②資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、③農業協同組合、中小企業等協同組合等

(2) 特別償却・税額控除制度の適用対象資産

特別償却・税額控除制度の適用の対象となる資産(以下「適用対象資産」という。)の種類は、措置法において①機械及び装置並びに器具及び備品、②ソフトウェア、③車両及び運搬具、④政令で定める海上運送業の用に供される船舶の資産となっている。

このうち、①の「機械及び装置並びに器具及び備品」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)により「機械及び装置」と「器具及び備品」に区分されている。

そして、「器具及び備品」のうち、適用対象資産となるものは、事務処理の能率化等に資するものに限るとされており、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。)において、電子計算機及びインターネットに接続された^(注2)デジタル複合機と規定されている。

(注2) 電子計算機及びインターネットに接続されたデジタル複合機 平成18年3月31日以前に取得等した場合の適用対象資産は、電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクロファイル設備、ICカード利用設備、冷房用又は暖房用機器

(3) 特別償却・税額控除制度の適用手続及び審査

特別償却・税額控除制度の適用を受けようとするとき、納税者は、所定の明細書に、適

用対象資産の種類(以下、この種類を記載する欄を「種類欄」という。)、適用対象資産の具体的名称(以下、この具体的名称を記載する欄を「名称欄」という。)、特別償却額又は控除税額等を記載して申告書に添付しなければならないこととなっている。

そして、国税局等又は税務署(以下「税務署等」という。)は、提出された申告書及び明細書の記載内容が適正なものであるかを審査することになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、特別償却・税額控除制度の適用は適正に行われているかなどに着眼して、17年12月から20年4月までの間に、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、12国税局等及び320税務署において会計実地検査を行った。その結果、適用対象資産に該当しないのに特別償却・税額控除制度を適用して、誤って税の軽減が行われている事態を決算検査報告に掲記している(平成18年度決算検査報告88ページ及び前掲160ページを参照)。

そこで、上記のうち、適用対象資産に該当しない医療機器に特別償却・税額控除制度を適用していた32^(注3)税務署の納税者38人に係る徴収不足となっていた申告所得税額及び法人税額計104,600,400円を対象として、合规性等の観点から、明細書に適用対象資産の種類、名称等がどのように記載されているか、税務署等における明細書の審査状況は適切に行われているかなどに着眼して、上記の証拠書類等及び会計実地検査時に収集した関係書類により検査した。そして、適切でないと思われる事態については、更に国税庁に対して調査、報告及び関係資料の提出を求めるなどして検査した。

(注3) 32税務署 札幌北、札幌西、帯広、深川、五所川原、仙台北、仙台中、大館、郡山、真岡、氏家、西川口、浦和、大宮、上尾、千葉東、市川、中野、王子、葛飾、江戸川北、八王子、保土ヶ谷、小田原、富山、刈谷、近江八幡、水口、中京、明石、観音寺、熊本西各税務署

(検査の結果)

検査したところ、上記の納税者38人は、いずれも申告に当たり、医療機器は特別償却・税額控除制度の適用対象には該当しないのに、明細書の名称欄に医療機器と思料される資産の名称を記載して税の軽減を受けていた。また、明細書の種類欄には、医療機器は適用対象となる「機械及び装置」ではなく、「器具及び備品」に区分されるのに、誤って「機械及び装置」と記載したり、医療機器を適用対象となる事務処理の能率化等に資する電子計算機等に該当するとして「器具及び備品」と記載していたりして、明細書の記載内容は適切なものとはなっていないかった。

さらに、税務署等における審査状況について検査したところ、納税者が申告書を提出した際、税務署等において、医療機器が適用対象とならないことについて理解や認識が不足していたり、明細書に記載されている適用対象資産についての審査が十分に行われていなかったりして、誤ったままとしていた。

上記について、主な事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 税務署管内の医療法人Bは、平成17年4月から18年3月までの事業年度分の申告書において、中小企業者等が機械等を取得した場合等の税額控除の規定を適用して、種類欄に「医療機械」、名称欄に「血管造影 X 線診断装置」、「超音波診断装置」と記載した明細書を添付して、これらの賃借費用の総額の100分の60相当額の41,047,200円の100分の7相当額である2,873,304円を控除税額として法人税額(22,015,891円)から控除していた。これに対して、同税務署においては、明細書の種類欄に「医療機械」と記載されていたことから、「機械及び装置」に該当すると誤認して、上記規定の適用対象資産として法人税額2,873,300円を軽減していた。

しかし、当該税額控除の対象とした血管造影 X 線診断装置及び超音波診断装置は医療機器であり、省令によれば、その種類は「器具及び備品」であるものの、規則で定める事務処理の能率化等に資するものには該当しないことから上記の規定は適用できないものであった。

このように、税務署等において、特別償却・税額控除制度の適用対象資産についての審査が十分でないなどのため、誤って税の軽減が行われて前記の104,600,400円が徴収不足となっていた事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、納税者の特別償却・税額控除制度についての理解や認識が不足していたことにもよるが、税務署等において、医療機器が特別償却・税額控除制度の対象とならないことについて理解や認識が不足していたこと、名称欄等に記載された適用対象資産についての審査が十分に行われていなかったこと、また、国税庁及び税務署等において、適用対象資産について納税者等に対する周知が十分なものとなっていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、19年12月及び20年8月に、国税局等に通知を発するなどして、特別償却・税額控除制度の適用が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

ア 税務署等に対して、超音波診断装置等の医療機器の名称を例示して、これらのものが特別償却・税額控除制度の対象とならないことについて、研修・会議等を通じて職員への周知徹底を図るとともに、適用対象資産について十分に審査を行うことの周知徹底を図った。

イ 医療機器は適用対象資産となる「機械及び装置」に該当しないこと、また「器具及び備品」のうち規則で定める事務処理の能率化等に資するものではないため、適用対象資産には該当しないことなどについて国税庁のホームページに掲載するとともに、税務署等において、説明会等を通して納税者等に対する周知を十分に図ることとした。

(2) 合同宿舎の駐車場について、貸与事務を適切に行うことにより、その使用料が適正に徴収されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入
部 局 等	3 財務局、16 財務事務所等
合同宿舎の駐車場の貸与事務の概要	合同宿舎の駐車場の貸与承認、使用料の徴収に関する事務等
使用料が徴収されていなかった駐車場区画数	87 区画
徴収不足額	513 万円(平成 14 年度～20 年度)

1 合同宿舎の維持管理業務の概要

(1) 合同宿舎の維持及び管理

国が国家公務員等に貸与する宿舎は、国家公務員宿舎法(昭和 24 年法律第 117 号)に基づき設置されており、同一の各省各庁に所属する職員のみで貸与する目的で設置される省庁別宿舎と、複数の各省各庁に所属する職員に貸与する目的で設置される合同宿舎とに区分されている。

このうち、合同宿舎の維持及び管理に関する業務(以下「維持管理業務」という。)は、財務大臣が行うものとするされている。そして、財務(支)局、財務事務所等(以下「財務局等」という。)の長は、各管内に所在する合同宿舎について財務大臣からの委任を受けてこの業務を行っている。維持管理業務の内容は、宿舎の修繕及び貸与、被貸与者(宿舎の貸与を受ける予定の者も含む。以下同じ。)の義務履行の監督、使用料の徴収に関する事務等とされている。

(2) 合同宿舎に設置された自動車の保管場所の貸与事務

維持管理業務のうち、合同宿舎に設置された自動車の保管場所(平成 19 年 9 月 1 日時点の設置区画数 73,298 区画。以下「駐車場」という。)の貸与事務については、財務省理財局通達を踏まえて各財務(支)局が通達等を定めるなどしており、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 被貸与者は、各合同宿舎に置かれた管理人(以下「宿舎管理人」という。)から駐車場の区画の指定を受けて専用を開始する。宿舎管理人は、駐車場の区画を指定した際には、自らが備える所定の「駐車場の貸与状況を記載し、管理するための整理簿」(以下「整理簿」という。)に駐車場の専用開始日等の必要な事項を記載する。
- ② 被貸与者は、宿舎管理人の確認印を受けるなどした貸与申請書を所属官署の長を通じて財務局等の長に提出する。
- ③ 財務局等の長は、貸与承認書等を所属官署の長を通じて被貸与者に交付する。
- ④ 所属官署は、毎月、被貸与者の報酬(給与)から当該月分の使用料を控除して、その金額を国に払い込む。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、財務局等における駐車場の貸与事務について、合規性等の観点から、駐車場の専

用状況を的確に把握して、その使用料が適正に徴収されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

そして、^(注1)2財務局、4財務事務所等において貸与承認の記録と整理簿を突合するなどして検査したほか、財務省に対して全国の駐車場を対象として、本院の検査と同様の方法で調査を求めて、その調査結果の内容を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

被貸与者が駐車場の専用を20年3月31日までに開始したことが整理簿に記載されているのに、上記調査時点の同年5月においても、貸与申請書が被貸与者から所属官署の長に提出されていないなどのため、貸与承認を受けないまま専用している駐車場が、3財務局、16財務事務所等^(注2)において87区画(14年度専用開始分1区画、16年度専用開始分1区画、17年度専用開始分4区画、18年度専用開始分24区画、19年度専用開始分57区画)あった。

このため、貸与承認を受けないまま専用されているこれら87区画の駐車場の使用料計513万余円が、徴収されていなかった。

このように、財務局等における駐車場の貸与事務が適切に行われておらず、その使用料が徴収されていなかった事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、被貸与者等から貸与申請書が提出されていなかったことにもよるが、財務局等において、このような場合にも自ら、宿舍管理人が備える整理簿等により駐車場の専用状況を把握、確認する体制が整備されておらず、貸与申請書の提出の有無を確認していないなど、駐車場の貸与事務が適切に行われていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省は、財務局等において国に払い込まれていなかった使用料をすべて徴収するとともに、20年9月に財務(支)局に対して通達を発するなどして、財務局等において、自ら、宿舍管理人が備える整理簿等により駐車場の専用状況を的確に把握、確認して、貸与申請書の提出状況を確認することにより、被貸与者に対する監督を適切に行う体制を整備する処置を講じた。

(注1) 2財務局、4財務事務所等 東北、関東両財務局、福島、東京、横浜各財務事務所、横須賀出張所

(注2) 3財務局、16財務事務所等 東海、近畿、中国各財務局、水戸、千葉、東京、横浜、新潟、静岡、津、京都、神戸、大分、鹿児島各財務事務所、筑波、立川、横須賀、舞鶴、小倉各出張所

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人国立印刷局における土地及び土地譲渡収入などによる資金について

(平成18年度決算検査報告100ページ参照)

1 本院が表示した意見

(検査結果の概要)

財務省は、独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)が平成15年4月に独立行政法人に移行するのの際して、印刷局特別会計から現金及び預金、本局、工場等の事業用の土地、賃貸土地等の資産を印刷局に承継させた。承継後に、印刷局は、事業用の土地、賃貸土地、宿舍用地等の一部の土地について、財務大臣の認可を受けて、一般競争入札等で譲渡して、多額の資金を得ている。

そこで、経済性、有効性等の観点から、印刷局が国の特別会計から承継した資産を対象に、賃貸土地等を譲渡するなどして得た資金が有効に活用されているか、又は国庫に返納する必要はないかなどに着眼して検査したところ、独立行政法人に移行してから、中期計画には見込んでいなかった土地の譲渡等により多額の資金を保有しており、その相当分が長期運用に充てられている状況となっていた。

そして、土地譲渡収入のうち土地の売却益については、中期目標期間の終了時(19年度末)の積立金に関する独立行政法人国立印刷局法(平成14年法律第41号)等の規定に基づき、その2分の1相当額は中期目標期間終了後に国庫に納付される見込みであるが、国から承継した土地の帳簿価額相当額の資金については、政府出資金を減額して国に戻入することなどを想定した規定がないために、印刷局が中期目標期間が終了した後も保有し続けることになる。

このように、印刷局は土地譲渡による資金を保有しているのに、制度上この資金のうちの帳簿価額部分は国庫に納付させることができない状況となっている。

さらに、印刷局は、再開発が予定されている地域に賃貸土地等を保有していることから、今後も多額の土地譲渡収入が見込まれているが、財務省において、資金の活用方針や保有させる資産の適正規模等は具体的に検討されていない状況となっていた。

このような事態が生じているのは、印刷局が承継した賃貸土地や、その譲渡により得た多額の資金について、印刷局の本来業務への必要性を勘案した適正な規模かどうかについて十分な検討が行われなかったこと、印刷局の保有する資金については、土地の譲渡等により多額の資金が生ずることや出資そのものを回収する必要が生ずるような状況を想定した制度となっていないことによると認められた。

(検査結果により表示した意見)

印刷局は多額の土地譲渡収入金などの資金を保有して、なお、依然として、賃貸土地等を保有しており今後も多額の譲渡収入が見込まれることから、印刷局の保有資産の適正規模について具体的に検討して、不要な資産を国庫に返納させるよう適切な制度を整備するよう、財務大臣に対して19年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、印刷局の保有資産について、政府において検討され、策定された独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえて、20年4月から25年3月までの期間に印刷局が達成すべき業務運営に関する目標において保有資産の見直しを定めた。また、不要な資産を国庫に返納させる制度の整備については、政府として、各独立行政法人の不要財産の国庫返納等を定めた「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」を第169回国会(常会)に提出している。

第8 文部科学省

不 当 事 項

役 務 (37)-(39)

- (37) 地域教育力再生プラン等及び家庭教育支援総合推進事業を委託により実施するに当たり、再委託先において、事業に従事していないのに謝金を支払ったこととするなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)生涯学習振興費
部 局 等	文部科学本省
契 約 名	(1) 「地域子ども教室推進事業」事業実施委託(平成 16 年度) 「地域教育力再生プラン」事業実施委託(平成 17、18 両年度) (2) 「家庭教育支援総合推進事業」事業実施委託(平成 16 年度) 「家庭教育支援総合推進事業」実施委託(平成 17、18 両年度)
契 約 の 概 要	(1) 子どもの居場所の設置、ボランティア活動を推進するための研修等を実施するもの (2) 親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する講座の開催等を実施するもの
契 約 の 相 手 方	(1) 大阪府子どもの居場所づくり運営協議会 (2) 大阪府地域家庭教育推進協議会
契 約	(1) 平成 16 年 4 月ほか 随意契約 (2) 平成 16 年 4 月ほか 随意契約
支 払 額	(1) 885,579,699 円(平成 16 年度～18 年度) (2) 111,549,505 円(平成 16 年度～18 年度)
過大になっている 支払額	(1) 6,592,181 円(平成 16 年度～18 年度) (2) 247,935 円(平成 16 年度～18 年度)
	計 6,840,116 円

1 委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

文部科学本省(以下「本省」という。)は、子どもの居場所の設置、ボランティア活動を推進するための研修等を実施するために、地域子ども教室推進事業及び地域教育力再生プラン(以下、これらを合わせて「地域教育力再生プラン等」という。)を、随意契約により、大阪府子どもの居場所づくり運営協議会に委託して実施しており、これに係る支払額は、平成 16 年度 290,183,331 円、17 年度 332,056,367 円、18 年度 263,340,001 円、計 885,579,699 円となっている。

また、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する講座の開催等を実施するために、家庭教育支援総合推進事業を、随意契約により、大阪府地域家庭教育推進協議会

(以下、大阪府子どもの居場所づくり運営協議会と合わせて「両協議会」という。)に委託して実施しており、これに係る支払額は、16年度32,274,309円、17年度41,152,706円、18年度38,122,490円、計111,549,505円となっている。

両協議会は、上記の委託された各事業を実施するに当たりその一部を再委託しており、再委託先に対する支払額は、地域教育力再生プラン等は16年度から18年度までの3か年度で計13,233,739円、家庭教育支援総合推進事業は3か年度で計553,400円となっている。

(2) 委託費の額の確定等

本件委託事業の実施に当たり、委託を受けた者は、本省が定めた委託要綱等に基づき、収入及び支出を明らかにする帳簿を備えて、領収書その他関係証拠書類を保存しておくとともに、自ら適正な監査体制を定めて、監査を実施することとされている。そして、委託を受けた者は、事業終了後、本省に対して、実績報告書、収支精算書等(以下「実績報告書等」という。)を提出して、委託費の額の確定を受けることとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省において、合規性等の観点から、地域教育力再生プラン等及び家庭教育支援総合推進事業の実施に当たり、両協議会に委託した委託費の額が適正かなどに着眼して、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、両協議会が再委託した経費について、再委託先は、実際には事業に従事していないのに謝金を支払ったこととしたり、消耗品を購入していないのに代金を支払ったこととしたりするなどして、事実に基づかない過大な経費を両協議会に報告していたのに、両協議会は、これをそのまま実績報告書等に計上して本省に報告して、額の確定を受けていた。

したがって、本件委託事業について、上記の不適正な支払額を控除して再委託先が実際に要した額を算定すると計6,947,023円となる。そして、これを基に適正な委託費を計算すると、地域教育力再生プラン等は3か年度で計878,987,518円、家庭教育支援総合推進事業は3か年度で計111,301,570円となり、前記委託費の支払額との差額、地域教育力再生プラン等6,592,181円、家庭教育支援総合推進事業247,935円、計6,840,116円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、再委託先において不適正な会計経理が行われていたのに、両協議会において、提出された再委託費の実績報告に対する調査及び確認が十分でなかったり、事後の監査が十分でなかったりしていたこと、本省において、両協議会から提出された委託事業に係る実績報告書等に対する調査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(38) 科学技術総合研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)科学技術振興調整費
部 局 等	文部科学本省
契 約 名	科学技術総合研究委託
委託契約の概要	白色LED製造技術について、民間企業と国立大学法人との共同研究を効果的に推進するもの
契約の相手方	国立大学法人東北大学
支 払 額	381,788,916 円(平成16年度～18年度)
不当と認める委託費の支払額	7,465,142 円(平成16年度～18年度)

1 科学技術総合研究委託費の概要

(1) 委託契約の概要

文部科学省は、「科学技術振興調整費の活用に関する基本方針」(平成13年3月総合科学技術会議決定)に基づき、科学技術の振興に必要な重要事項の総合推進調整を図るために、①優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革、②将来性の見込まれる分野・領域への戦略的対応、③科学技術活動の国際化の推進等を目的として、国立大学法人等との間で委託契約を締結している。

(2) 委託費の経理等

文部科学省が作成している「科学技術・学術政策局委託業務事務処理要領」(平成16年文部科学省科学技術・学術政策局制定。以下「事務処理要領」という。)等によると、委託費は、直接経費と間接経費とから構成されている。直接経費は、試作品を製造するための試作品費、設備備品費、消耗品費、人件費等の経費で業務の実施に直接必要な経費とされており、間接経費は、業務の実施には直接的にかかわらない経費で、直接経費に一定比率を乗じて算定されることとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託費が事務処理要領等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、文部科学省及び受託者である10国立大学法人等において会計実地検査を行った。そして、これらの受託者が行っている17委託業務について納品書、請求書等の書類により検査するとともに、委託費の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、同省及び受託者に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

文部科学省は、省エネルギー、環境への対応等の見地から世界的な開発競争が展開されている白色LED製造技術^(注)について、我が国が国際的な開発競争に勝つことを目標として、民間企業と国立大学法人東北大学(以下「東北大学」という。)との共同研究を効果的に推進するための科学技術総合研究業務に係る委託契約を、平成16年度から18年度まで東

北大学との間で締結している。

本件委託契約に係る委託費の支払額は、契約により定められた金額の範囲内で、東北大学が委託業務の実施に要した経費の額とすることとされている。そして、東北大学は、本件委託業務の実施に要した経費の額を16年度から18年度まで計381,788,916円とする委託業務完了報告書等を提出しており、文部科学省は、これらに基づき委託業務の実施に要した経費の額を確認して、各年度に委託業務完了報告書の額と同額を支払っていた。

検査したところ、東北大学は、本件委託業務の研究担当者である多元物質科学研究所A教授等20名から、16年度から18年度まで試作品を製造するための物品及び消耗品(以下「物品等」という。)を計147,082,342円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、実際に上記の物品等を購入した額は、16年度から18年度まで計141,339,925円となっていて、差額の5,742,417円については、A教授が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより東北大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものである。そして、同教授は、5,742,417円全額を業者に預けて別途に経理していた。このため、上記の差額5,742,417円は本件委託業務に要した経費とは認められず、これに係る間接経費相当額1,722,725円も含めた7,465,142円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東北大学において、物品等の納品検査等が十分でなかったこと、研究者において、委託費の原資が税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、文部科学省において、受託者に対して委託費の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(注) LED 電圧を加えた際に発光する半導体(発光ダイオード)

(39) 情報の整理、解析等に係る委託業務の実施に当たり、部分休業制度を利用した職員の給与の減額分を委託費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)文部科学本省 (項)原子力平和利用研究促進費
	(2) 電源開発促進対策特別会計(電源利用勘定) (項)電源利用対策費
部 局 等	文部科学本省
契 約 名	(1) 保障措置に関する情報処理業務(平成16年度～18年度) (2) 大型MOX燃料加工施設保障措置試験研究(平成17、18両年度)
契 約 の 概 要	(1) 核兵器の不拡散に関する条約下における国内保障措置に資するために、国際規制物資の使用に関する情報を整理及び解析するもの (2) 大型MOX燃料加工施設に最適な保障措置システムの適用を図るために、保障措置機器の配置や仕様等の検討を行うもの
契 約 の 相 手 方	財団法人核物質管理センター

契 約	(1) 平成 16 年 4 月ほか 随意契約
	(2) 平成 17 年 4 月ほか 随意契約
支 払 額	(1) 913,726,500 円(平成 16 年度～18 年度)
	(2) 138,762,598 円(平成 17 年度～19 年度)
	計 1,052,489,098 円
過大になっている 支払額	(1) 2,442,387 円(平成 16 年度～18 年度)
	(2) 106,944 円(平成 17 年度～19 年度)
	計 2,549,331 円

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の概要

文部科学本省(以下「本省」という。)は、平成 16 年度から 18 年度までの各年度に、核兵器の不拡散に関する条約(昭和 51 年条約第 6 号)下における国内保障措置^(注1)の実施等に資するために、国際規制物資の使用に関する情報を整理及び解析する「保障措置に関する情報処理業務」(以下「情報処理業務」という。)を、随意契約により、財団法人核物質管理センター(以下「センター」という。)に委託して実施している。

また、17、18 両年度に、大型 MOX 燃料加工施設に最適な保障措置システムの適用を図るために、保障措置機器の配置や仕様等の検討を行う「大型 MOX 燃料加工施設保障措置試験研究」(以下「試験研究業務」という。)を、随意契約により、センターに委託して実施している(以下、「情報処理業務」と「試験研究業務」を合わせて「情報処理業務等」という。)

(注 1) 保障措置 核物質が平和目的だけに利用され、核兵器やその他の核爆発装置に転用されないことを担保するために行われる検認活動

(注 2) MOX Mixed-Oxide の略で、ウランとプルトニウムの混合酸化物

(2) 委託費の算出方法

センターは、本件委託契約の締結に当たり、情報処理業務等に要する人件費、電子計算機諸費等の経費を積み上げるなどして委託業務計画書等を作成しており、これらの経費のうち人件費については、情報処理業務等に従事する予定の職員に支払う給与等の月額に予定の月数を乗ずるなどして算出している。そして、本省は、センターから委託業務計画書等の提出を受けて、その妥当性を審査して契約額等を決定している。

(3) 委託費の支払

本省がセンターとの間で締結した委託契約によると、センターは、情報処理業務等が完了した場合には、各業務の結果及び収支決算を記載した委託業務完了報告書等を提出することとされている。センターは、委託業務完了報告書等を作成する際に、人件費について、委託管理部門が作成した委託に係る人件費を管理するための人件費算出プログラム(以下「委託人件費プログラム」という。)により、情報処理業務は計 381,295,352 円、試験研究業務は計 88,657,056 円と算定している。

そして、本省は、委託業務完了報告書等の内容が適正であるとして、委託費の額を、情報処理業務については計 913,726,500 円、試験研究業務については計 138,762,598 円で確定して、同額を支払っている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省及びセンターにおいて、合規性、経済性等の観点から、情報処理業務等に要した経費が適正に算定されているかなどに着眼して、本件委託契約について、委託契約書、委託業務完了報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、本件情報処理業務等に従事した職員の中に、1日の勤務時間の一部について勤務しない部分休業の制度を利用した短時間勤務の職員(以下「時短勤務職員」という。)が含まれていた。

そして、時短勤務職員については、センターの給与規程に基づき給与が減額されて支給されていた。

しかし、委託人件費プログラムにおいては、時短勤務職員の給与の減額分が反映されることにはなっておらず、委託業務完了報告書等に計上された人件費は、その減額分だけ過大に算定される結果となっていた。

したがって、時短勤務職員について減額後の給与を適用して、情報処理業務等に実際に要した人件費を算定すると、情報処理業務は計378,980,072円、試験研究業務は計88,521,518円となる。そして、これに基づいて、本件情報処理業務等について適正な委託費を計算すると、情報処理業務は911,284,113円、試験研究業務は138,655,654円、計1,049,939,767円となり、前記委託費の支払額との差額2,442,387円、106,944円、計2,549,331円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、給与を管理する部門と本件委託業務を管理する部門との連携が十分でなかったこと、本省において、委託業務完了報告書等に対する調査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金 (40)-(53)

(40) 政府開発援助ユネスコ活動費補助金の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)文部科学本省
部 局 等	文部科学本省
補 助 の 根 拠	予算補助
補 助 事 業 者	ユネスコ・文化交流協会
間接補助事業者 (事業主体)	財団法人ユネスコ・アジア文化センター
補 助 事 業	アジア地域諸国等との文化交流の推進に資する事業
補助事業の概要	アジア地域諸国等との文化交流を促進し、これら諸国の文化の振興と相互理解に寄与するために、上記のセンターが行う事業
補助対象経費	637,090,335円(平成15年度～17年度)
上記に対する国庫補助金交付額	580,819,000円

不当と認める補助対象経費	4,196,376 円(平成 15 年度～17 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	4,196,376 円(平成 15 年度～17 年度)

1 補助事業の概要

文部科学省は、「ユネスコ活動費補助金・政府開発援助ユネスコ活動費補助金・国際文化交流促進費補助金・文化交流団体補助金・政府開発援助文化交流団体補助金(ユネスコ・文化交流協会補助)交付要綱」(昭和 53 年文部大臣裁定)等に基づき、ユネスコ・文化交流協会(以下「協会」という。)に対して、平成 15、16、17 各年度に政府開発援助ユネスコ活動費補助金を交付している。この補助金は、協会が財団法人ユネスコ・アジア文化センター(以下「センター」という。)の実施するアジア地域諸国等との文化交流の推進に資する事業について補助金を交付する場合に、協会に対して同額が交付されるものである。

センターに交付される補助金は、センターがアジア地域諸国等との文化交流を促進しこれら諸国の文化の振興と相互理解に寄与するために行う文化教育、教育協力等の事業を実施するために必要な経費及びセンターの運営に要する経費のうち文部科学大臣の認めた経費を補助対象経費として、定額で交付されるものである。補助金の額の確定に当たっては、補助事業費(補助対象経費である支出額から自己収入を控除した額)と補助金の交付額とのいずれか低い方の額をもって補助金の確定額とすることとされており、前者が後者を下回った場合には、その差額分を返還することとしている。

そして、センターは、補助事業に係る支出から会費、寄附金等の自己収入を控除して補助事業費を 15 年度 220,492,000 円、16 年度 188,816,000 円、17 年度 171,511,000 円、計 580,819,000 円として補助金の交付を申請して、同額の補助金の交付を受けていた。そして、上記の各年度とも、実際の補助事業費が補助金交付額と同額であるとする実績報告書を提出して、補助金の額の確定を受けていた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助事業費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、センターにおいて会計実地検査を行った。そして、本件事業について実績報告書、会計帳簿等の書類により検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、センターは、15、16、17 各年度の年度末において、補助事業費が補助金交付額を下回る見込みとなったことから、補助金の返還を避けるため多量の切手、プリペイドカード、事務機器等の物品を計 4,196,376 円で購入することにより、補助事業費と補助金交付額が一致するようにしていた。

しかし、これらの物品は各年度の補助事業期間中に使用されるものではないことから、これらの購入に係る経費は補助事業を実施するために必要な経費とは認められない。

このような事態が生じていたのは、センターが補助事業を適正に執行することについて十分に認識していなかったこと、文部科学省及び協会が実績報告書の審査を十分に行っていなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業に係る適正な補助事業費は 15 年度 219,498,035 円、16 年度

187,172,979 円、17 年度 169,951,610 円、計 576,622,624 円となり、前記の補助金交付額 580,819,000 円との差額計 4,196,376 円(国庫補助金同額)が過大に交付されていて、不当と認められる。

(41) 公立学校等施設整備費補助金等の経理が不当と認められるもの
 (49)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費 (項)私立学校助成費
部 局 等	文部科学本省、5 府県
補助の根拠	地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号)、産業教育振興法(昭和26年法律第228号)、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和32年法律第18号)、予算補助
補助事業者(事業主体)	県1、市3、町2、学校法人2、計8事業主体
補助事業	公立学校地震補強、公立高等学校産業教育施設整備、公立学校不適格建物改築、公立学校大規模改造、私立学校防災機能強化施設整備、私立大学等研究設備等整備
上記に対する国庫補助金交付額の合計	1,047,584,000 円(平成13年度～18年度)
不当と認める国庫補助金交付額	62,547,000円(平成13年度～18年度)

1 補助金の概要

文部科学省は、公立学校の設置者である地方公共団体又は私立学校の設置者である学校法人に対して、次の補助金を交付している。

(1) 公立学校等施設整備費補助金(地震補強事業)

この補助金は、校舎の耐震性能を確保して地震防災対策の促進を図るために、公立の小中学校等の木造以外の校舎の地震補強を行う地方公共団体に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

そして、この補助金の交付額は、校舎の耐震診断に係る経費(以下「耐震診断経費」という。)、並びに校舎の柱、壁、梁等の補強等に必要な工事及びこれらの工事に伴い必要となる内外装等の工事(以下、これらを合わせて「耐震補強工事」という。)に係る経費等を補助対象事業費として、これに原則として補助率2分の1を乗じて算定することとなっている。このうち、耐震診断経費は耐震補強工事の対象となる棟に係る経費を、内外装等の工事費は補強要素に係る最小範囲の工事に要する経費をそれぞれ補助の対象とすることとなっている。

(2) 公立学校施設整備費補助金(高等学校産業教育施設整備事業)

この補助金は、産業教育の振興を図るために、工業、看護等の学科を設置している高等学校に実験実習施設等を整備する一般施設整備事業等を行う地方公共団体に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

そして、この補助金の交付額は、次により算定した補助対象事業費に原則として補助率3分の1を乗じて算定することとなっている。

$$\boxed{\text{補助対象面積}} \times \boxed{\text{補助単価}} + \boxed{\text{事務費}} = \boxed{\text{補助対象事業費}}$$

上記の補助対象面積は、実験実習施設等の面積に当該施設の専用の廊下、便所等の付帯施設的面積を加えたものとするとしている。

また、上記の補助単価は、建物の構造区分ごとに文部科学省が毎年度定める1㎡当たりの建築単価と実施単価とを比較して、そのいずれか低い額とするとしている。このうち、実施単価は、鉄筋コンクリート構造、鉄骨構造等の建物の構造区分ごとに本工事費と付帯工事費とを合計したものを実支出額として、これを建物の構造区分ごとの建築延面積で除して算定することとなっている。また、この補助事業における実支出額には補助対象の建物と直接関係のない外構工事等の工事に要する経費等は含まないこととなっている。

(3) 公立学校等施設整備費補助金(不適格建物改築事業)

この補助金は、教育の円滑な実施に資するために、教育を行うのに著しく不適当な公立の小中学校等の建物で特別な事情がある建物(以下「不適格建物」という。)の改築を行う地方公共団体に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

そして、この補助金の交付額は、次により算定した補助対象事業費に原則として補助率3分の1(特別豪雪地帯等の場合は10分の5.5)^(注1)を乗じて算定することとなっている。

$$\boxed{\text{補助対象面積}} \times \boxed{\text{補助単価}} + \boxed{\text{事務費}} = \boxed{\text{補助対象事業費}}$$

上記の補助単価は、建物の構造区分ごとに文部科学省が毎年度定める1㎡当たりの建築単価と実施単価とを比較して、そのいずれか低い額とするとしている。このうち、実施単価は、実支出額を建物の構造区分ごとの建築延面積で除して算定することとなっている。また、この補助事業において実支出額とすることができる旧建物等の撤去費は、補助対象面積に応じて算定する経費を限度とすることとなっている。

(注1) 特別豪雪地帯 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)の規定に基づき、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が遮断するなどにより住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土交通大臣等が指定した区域

(4) 公立学校施設整備費補助金(大規模改造事業)

この補助金は、教育環境の改善及び建物の耐久性の確保を図るために、公立の小中学校等の建物の機能低下等に対する復旧措置及び用途変更に伴う改装等の大規模改造を行う地方公共団体に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

そして、この補助金の交付額は、上記の大規模改造に要する経費を補助対象事業費とし

て、これに原則として補助率3分の1を乗じて算定することとなっている。この補助事業においては、公立の小中学校等のトイレ環境を改善するため当該トイレについて全体的に改修を行う場合は、この経費を補助対象事業費とすることとなっている。

(5) 私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)

この補助金は、私立の高等学校等における防災機能の強化を図るために、校舎の耐震補強工事等を行う学校法人に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

そして、この補助金の交付額は、耐震診断経費、耐震補強工事に係る経費等を補助対象事業費として、これに補助率3分の1以内を乗じて算定することとなっている。このうち、耐震補強工事に要する経費は、耐震補強工事施工後の耐震性能が文部科学省の定めた数値を超える校舎等に係る工事費等を補助の対象とすることとなっている。

(6) 私立大学等研究設備整備費等補助金(私立大学等研究設備等整備事業)

この補助金は、私立大学における学術の研究を促進するために、研究設備の購入を行う学校法人に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

そして、この補助金の交付額は、学術の基礎的研究に必要な機械、器具等その他の設備の購入に要する経費を補助対象事業費として、これの3分の2以内とされている。この補助事業においては、特定時期の設備整備が不可欠であるなどの合理的理由がある場合に、学校法人が当該補助事業に着手する前に補助金の「交付内定前の事業着手承認申請書」を文部科学大臣に提出してその承認を受けた場合は、補助金の交付内定前に事業着手した事業であっても補助の対象とすることができることとなっている。

2 検査の結果

本院は、上記各補助金の交付を受けた11都府県、174市区町村及び48学校法人において、合规性、経済性等の観点から工事費が適切に算定されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、これらの事業主体が平成13年度から19年度までに実施した823事業について実績報告書等の書類により検査したところ、1県、5市町及び2学校法人の計8事業主体が13年度から18年度までに実施した9事業において、補助対象経費が過大となっていたり、補助の対象とは認められないものを補助対象経費に含めていたりなどしていたため、補助対象事業費が過大に算定されていた。その結果、国庫補助金62,547,000円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

① 補助金を過大に交付しているもの

3事業	不当と認める国庫補助金	37,579,000円
-----	-------------	-------------

② 補助の対象とは認められないものを補助対象事業費に含めているもの

5事業	不当と認める国庫補助金	23,528,000円
-----	-------------	-------------

③ 補助金を過大に交付しているもの及び補助の対象とは認められないものを補助対象事業費に含めているもの

1事業	不当と認める国庫補助金	1,440,000円
-----	-------------	------------

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象事業費の算定方法等に対する理解が十分でなかったこと、府県等において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

これを補助金別、府県等別に示すと次のとおりである。

府県等名	補助事業	事業主体	年度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
(1) 公立学校等施設整備費補助金(地震補強事業)								
(41) 宮城県	吉成小学校校舎地震補強	仙台市	15	103,244	51,622	3,587	1,794	補助金の過大交付

この補助事業は、仙台市が、吉成小学校の校舎の地震補強事業として耐震補強工事等を実施したものである。

同市は、補助対象事業費の算定に当たり、K型鉄骨ブレース(以下「ブレース」という。)を設置して、これと柱及び梁との隙間^{すき}に無収縮モルタル^(注3)を注入してブレースを固定するなどの工事費等を補助対象経費として、補助対象事業費を103,244,000円(国庫補助金51,622,000円)としていた。

しかし、同市は、無収縮モルタルの所要量をブレースの周囲の長さ^(注2)にブレースと柱又は梁との隙間の断面積0.04m²を乗じて算定すべきであるのに、誤って、ブレースの断面の一辺の長さである0.2m(参考図の断面図参照)を乗じて算定するなどしていたため工事費が過大となっていた。

したがって、適正な工事費により補助対象事業費を算定すると99,657,000円(国庫補助金49,828,000円)となり、国庫補助金1,794,000円が過大に交付されていた。

(注2) K型鉄骨ブレース K型の形状をした鉄骨筋かいの外周に鉄骨枠を取り付けたもの(参考図参照)

(注3) 無収縮モルタル 硬化時に膨張して乾燥後も収縮せず、主に充てん用や補修用に用いられるモルタル

(42) 宮城県	蛇田中学校校舎地震補強	石巻市	17, 18	55,962	27,981	3,179	1,590	補助の対象外
----------	-------------	-----	--------	--------	--------	-------	-------	--------

この補助事業は、石巻市が、蛇田中学校の校舎の地震補強事業として耐震診断、耐震補強工事等を実施したものである。

同市は、補助対象事業費の算定に当たり、校舎3棟に係る耐震診断経費10,185,000円等を補助対象経費として、補助対象事業費を55,962,000円(国庫補助金27,981,000円)としていた。

しかし、同市は、上記の耐震診断経費のうち3,146,922円が耐震補強工事を実施していない校舎1棟に係る経費であって補助の対象とは認められないのに、誤って、この耐震診断経費を補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な補助対象経費により補助対象事業費を算定すると52,783,000円(国庫補助金26,391,000円)となり、国庫補助金1,590,000円が過大に交付されていた。

(43) 福井県	河野小学校校舎地震補強	南越前町	17	86,770	43,385	20,335	10,168	補助の対象外
----------	-------------	------	----	--------	--------	--------	--------	--------

この補助事業は、南越前町が、河野小学校の校舎の地震補強事業として耐震補強工事等を実施したものである。

同町は、補助対象事業費の算定に当たり、K型鉄骨ブレース及び耐震壁を設置するな

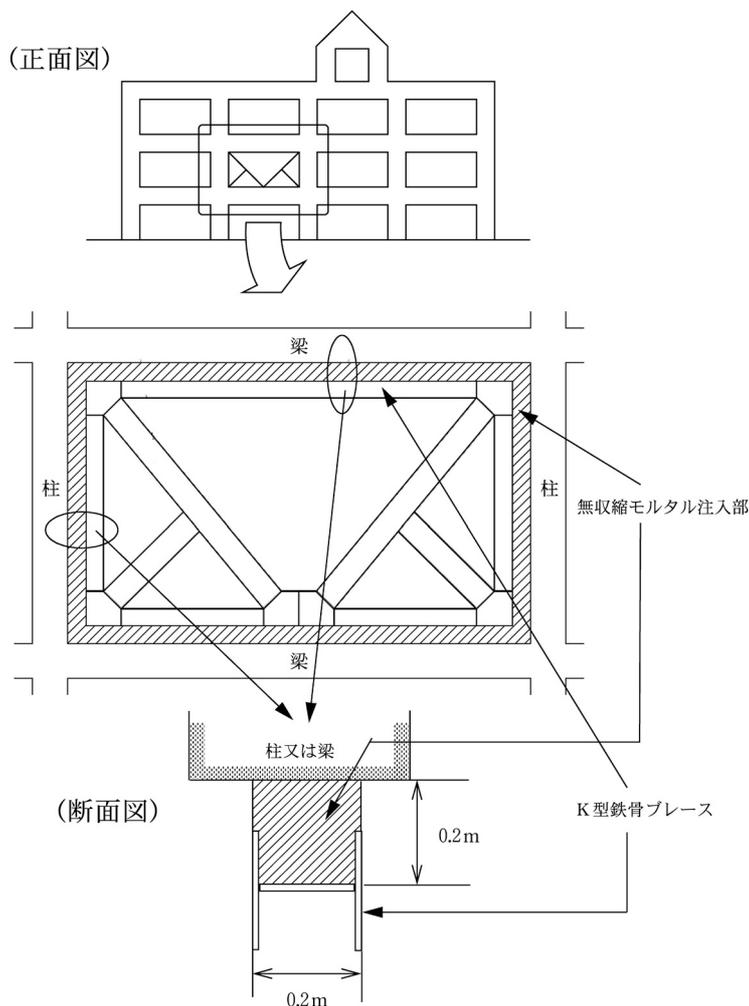
府県等名	補助事業	事業主体	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

どの工事と、これらの工事に伴って撤去・復旧を行う理科室等のフローリングの床面設置工事 92.7㎡の工事費等を補助対象経費として、補助対象事業費を 86,770,000 円(国庫補助金 43,385,000 円)としていた。

しかし、同町は、上記の床面設置工事のうち 89.7㎡等が老朽化したフローリングを更新する工事であって補強要素に係る最小範囲の内外装等の工事ではなくて補助の対象とは認められないのに、誤って、この工事費等を補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な補助対象経費により補助対象事業費を算定すると 66,435,000 円(国庫補助金 33,217,000 円)となり、国庫補助金 10,168,000 円が過大に交付されていた。

(参 考 図) K 型鉄骨プレースの概念図



(2) 公立学校施設整備費補助金(高等学校産業教育施設整備事業)

(44)	秋田県	由利工業 高等学校 一般施設 整備	秋田県	13, 14	1,318,721	439,573	93,253	31,085	補助金の 過大交付
------	-----	----------------------------	-----	--------	-----------	---------	--------	--------	--------------

この補助事業は、秋田県が、由利工業高等学校の一般施設整備事業として機械加工実習室等の鉄筋コンクリート造の実験実習施設等を整備したものである。

府県等名	補助事業	事業主体	年度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
------	------	------	----	---------------	------------------	---------------------	-------------------	----

同県は、補助対象事業費の算定に当たり、上記の実験実習施設等の補助単価については、建築単価 209,900 円と実施単価 210,027 円とを比較して低い額である建築単価を補助単価として、補助対象事業費を 1,318,721,800 円(国庫補助金 439,573,000 円)としていた。

しかし、同県は、実施単価の算定に当たり、実支出額及び建築延面積については建物の構造区分ごとに算定することとなっているのに、誤って、上記鉄筋コンクリート構造の実験実習施設等に鉄骨構造の建物の工事費及び床面積を含めて算定したり、上記の実験実習施設等と直接関係のない外構工事費等を実支出額に含めて算定したりなどしていたため、補助単価が過大となっていた。

したがって、適正な補助単価により補助対象事業費を算定すると、1,225,468,000 円(国庫補助金 408,488,000 円)となり、国庫補助金 31,085,000 円が過大に交付されていた。

(45)	秋田県	横手清陵学院高等学校一般施設整備	秋田県	15、16	1,013,973	337,990	5,175	1,725	補助の対象外
------	-----	------------------	-----	-------	-----------	---------	-------	-------	--------

この補助事業は、^(注4)秋田県が、横手清陵学院高等学校の一般施設整備事業として製図室、加工実習室等の実験実習施設等を整備したものである。

同県は、補助対象事業費の算定に当たり、実験実習施設 4,192㎡に付帯施設の廊下、便所等計 903㎡を加えた合計 5,095㎡を補助対象面積として、補助対象事業費を 1,013,973,000 円(国庫補助金 337,990,000 円)としていた。

しかし、同県は、上記の付帯施設計 903㎡のうち便所 28.6㎡は、クラブ活動の部室等と共用になっていて実験実習施設の専用の付帯施設とは認められないのに、誤って、この面積を含めるなどしていたため補助対象面積が過大となっていた。

したがって、適正な補助対象面積により補助対象事業費を算定すると 1,008,798,000 円(国庫補助金 336,265,000 円)となり、国庫補助金 1,725,000 円が過大に交付されていた。

(注4) 平成 16 年 3 月 31 日以前は中高一貫教育校(県南地区)

(3) 公立学校等施設整備費補助金(不適格建物改築事業)

(46)	秋田県	駒形小学校校舎不適格建物改築	湯沢市	18	118,249	65,036	8,547	4,700	補助金の過大交付
------	-----	----------------	-----	----	---------	--------	-------	-------	----------

この補助事業は、湯沢市が、駒形小学校の校舎の不適格建物改築事業として改築工事、撤去工事等を実施したものである。

同市は、補助対象事業費の算定に当たり、補助単価については、建築単価 241,700 円と実施単価 232,300 円とを比較して低い額である実施単価を補助単価として、補助対象事業費を 118,249,000 円(国庫補助金 65,036,000 円)としていた。

しかし、同市は、実施単価の算定に当たり、実支出額に含める撤去費は補助対象面積 504㎡に応じて算定する経費を限度とすべきであるのに、誤って、不適格建物全体の面積 843㎡に応じて撤去費を算定していたため補助単価が過大となっていた。

したがって、適正な補助単価により補助対象事業費を算定すると 109,702,000 円(国庫補助金 60,336,000 円)となり、国庫補助金 4,700,000 円が過大に交付されていた。

府県等名	補助事業	事業主体	年度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認め る補助 対象事業 費 千円	不当と認め る国庫 補助金 千円	摘要
(4) 公立学校施設整備費補助金(大規模改造事業)								
(47)	滋賀県	志賀中学校 校舎大規模改造	14	43,398	14,466	4,318	1,440	補助金の過大交付及び補助の対象外

この補助事業は、志賀町が、志賀中学校の校舎の大規模改造事業としてトイレ改造工事等を実施したものである。

同町は、補助対象事業費の算定に当たり、天井材の撤去により発生した廃材の運搬・処分やコンクリートブロック積みなどの工事費等を補助対象経費として、補助対象事業費を43,398,000円(国庫補助金14,466,000円)としていた。

しかし、同町は、廃材の運搬・処分に係る所要量を天井材の体積3m³とすべきであるのに、誤って、天井材の面積309m²とするなどしていたため工事費が過大となっていたり、上記のトイレの新設箇所とは異なる箇所に施工したコンクリートブロック積み工事の工事費を、誤って、トイレ改造工事に要する経費として補助対象経費に含めたりするなどしていた。

したがって、適正な補助対象経費により補助対象事業費を算定すると39,080,000円(国庫補助金13,026,000円)となり、国庫補助金1,440,000円が過大に交付されていた。

(注5) 平成18年3月20日以降は大津市

(5) 私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)								
(48)	京都府	華頂女子高等学校 校舎耐震補強	14	105,106	35,035	16,236	5,412	補助の対象外

この補助事業は、学校法人浄土宗教育資団が、華頂女子高等学校の校舎の防災機能強化施設整備事業として、耐震補強工事等を実施したものである。

同学校法人は、補助対象事業費の算定に当たり、耐震壁を設置するなどの工事費等を補助対象経費として、補助対象事業費を105,106,000円(国庫補助金35,035,000円)としていた。

しかし、同学校法人は、設計変更により耐震補強工事施工後の一部の校舎の耐震性能が文部科学省の定めた数値を下回る結果となっていて、これに係る工事費等は補助の対象とは認められないのに、誤って、これを補助対象経費に含めるなどしていた。

したがって、適正な補助対象経費により補助対象事業費を算定すると88,870,000円(国庫補助金29,623,000円)となり、国庫補助金5,412,000円が過大に交付されていた。

(6) 私立大学等研究設備整備費等補助金(私立大学等研究設備等整備事業)								
(49)	文部科学 本省	昭和薬科大学 研究設備整備	18	48,750	32,496	6,950	4,633	補助の対象外

この補助事業は、学校法人昭和薬科大学が、昭和薬科大学の研究設備等整備事業として光度計等の3研究設備を整備したものである。

同学校法人は、補助対象事業費の算定に当たり、光度計に係る購入経費については補助対象経費を6,950,000円として、補助対象事業費を48,750,000円(国庫補助金32,496,000

府県等名	補助事業	事業主体	年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
				円)としていた。そして、同学校法人は、この補助事業の実施に際して、補助金の交付内 定前の事業着手承認申請書を平成18年4月10日に文部科学大臣に提出してその承認を受 けていた。				
				しかし、同学校法人は、光度計については、上記申請書の提出より前の同月7日に納品 を受けていたことから補助の対象とは認められないのに、誤って、これに係る購入経費を 補助対象経費に含めていた。				
				したがって、適正な補助対象経費により補助対象事業費を算定すると41,800,000円(国 庫補助金27,863,000円)となり、国庫補助金4,633,000円が過大に交付されていた。				
				(41)-(49)の計	2,894,173	1,047,584	161,580	62,547

(50) 私立高等学校等経常費助成費補助金の経理が不当と認められるもの
(51)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)私立学校助成費
部 局 等	2 県
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	2 県
補 助 事 業	私立高等学校等経常費助成費補助
補助事業の概要	私立の小学校、中学校、高等学校等の専任教職員給与費等の経常的経 費を補助する都道府県に対して、その一部を国が補助するもの
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	12,941,828,000円(平成14、16、18、19各年度)
不当と認める国 庫補助金交付額	5,431,000円(平成14、16、18、19各年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

私立高等学校等経常費助成費補助金(以下「補助金」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、都道府県が、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園(以下「私立学校」という。)の専任教職員給与費等の経常的経費を補助する場合に、その一部を国が補助するものである。この補助金は、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒又は幼児(以下「生徒等」という。)に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めることを目的として交付されるものである。

(2) 補助金の額の算定方法

補助金の額は、私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)交付要綱(昭和51年文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、各都道府県が、小学校、中学校等の学校

の区分及び全日制・定時制等の課程の区分(以下「学校等の区分」という。)ごとに次の算式により算定した額の合計額となっている。

$$\boxed{\text{生徒等 1 人当たりの国庫補助単価}} \times \boxed{\text{学校等の区分ごとの各学校の定員内実員(注)の合計数}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 定員内実員 学則で定められた収容定員と当該年度の5月1日現在の生徒等の実員(ただし、幼稚園については、当該年度中に満3歳に達して5月2日以降に入園するなどの園児数を含んだ数)のうちいずれか少ない数をいう。

上記算式の「生徒等1人当たりの国庫補助単価」は、次のア及びイを合算したものである。

ア 学校等の区分ごとの生徒等1人当たりの都道府県の助成額を基に算定した都道府県ごとの生徒等1人当たりの補助単価(以下「基本国庫補助単価」という。)

イ 情報教育の推進を図るなど交付要綱に定められた特定の事由に該当する施策を行っている私立学校に対して都道府県が特別な助成をしている場合に、基本国庫補助単価に加算される学校等の区分別、特定の事由別に算定した額(以下「加算単価」という。)の合計そして、この加算単価の制度は国が特定の事由の定着を政策的に誘導するためのもので、交付要綱及び「平成14年度私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)の配分方法について(通知)」(平成14年文部科学省高等教育局私学部私学助成課長通知)等によれば、加算単価の対象となる特定の事由には、次表に掲げるものなどがある。

表 加算単価の対象となる特定の事由

加算単価の対象となる特定の事由	内 容
レンタル又はリース方式による教育用コンピュータ等整備の推進	教育用コンピュータ等をレンタル又はリース方式により整備するもの
教員の能力開発及び資質向上の促進	現職教員の大学院修士課程への派遣、各種研修事業への派遣(新学習指導要領への対応)等を行うもの
ティーム保育の推進	幼稚園において複数の教員が学級の担任となるなどティーム保育の推進を図るもの
情報処理技術者等の活用	授業の補助や教員の教材作成等に対して補助・助言等を行う情報処理技術者等を活用するもの

(3) 加算単価の算定方法

この加算単価は、文部科学省が、学校等の区分別、加算単価の対象となる特定の事由別に、年度ごとに定めた全国一律の生徒等1人当たりの配分単価を基に、都道府県ごとに次のとおり算定することとなっている。

$$\frac{\boxed{\text{配分単価}} \times \boxed{\text{学校等の区分ごとの加算単価の対象となる生徒等数}}}{\boxed{\text{学校等の区分ごとの各学校の定員内実員の合計数}}} = \boxed{\text{加算単価}}$$

そして、上記の算式における「学校等の区分ごとの加算単価の対象となる生徒等数」は、加算単価の対象となる特定の事由に該当する施策を行っている私立学校に対して、都道府県が特別な助成をしている場合の当該私立学校の生徒等数とされている。

(4) 本件補助金についての検査の経緯等

本院は、本件補助金について、加算単価の対象とならない生徒等数を含めて加算単価を算定していたため補助金が過大に交付されていた事態について、平成16年度決算検査報告では不当事項として、平成17年度決算検査報告では本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として、それぞれ掲記したところである。

文部科学省は、本院の指摘を踏まえて、平成18年11月に、本院が検査を実施していなかった14県に対して依頼文書を発して、文部科学省において処置を講ずる前の13年度から17年度の本件補助金の加算単価について申請内容の見直しを行い、誤りがある場合には報告するよう要請した。

そして、本院は、上記の見直しが本院の指摘の趣旨を踏まえて適切に行われているかを確認するために、19年次の検査では、合規性等の観点から、上記の14県のうち10県について見直しが正確に行われていたかに着目して検査を実施した。その結果、報告には記載のない誤りがあるなどしたため県の見直し結果による過大交付額を除いても、なお補助金が過大に交付されていた事態について、平成18年度決算検査報告に不当事項として掲記したところである。

2 検査の結果

本院は、19年次に引き続いて、前記14県のうち19年次には検査を実施していなかった兵庫県等4県において、合規性等の観点から、見直しが正確に行われ補助金の返還等の措置が適切に執られているかなどに着目して13年度から17年度までに交付された補助金の算定について、前記の依頼文書に基づく報告と事業計画書等の書類を照査することにより会計実地検査を行った。

そして、19年次に会計実地検査を行った高知県については、同様の着眼点から、検査を継続して、事実関係を確認した。

また、18、19両年度に交付された補助金の算定については、兵庫県等4県を含む21都府県において、合規性等の観点から、本件補助金についての指摘を踏まえて、加算単価の対象となる生徒等数が適正に算定されているかなどに着目して会計実地検査を行った。

検査したところ、兵庫県及び高知県において、報告には記載のない誤りがあるなどしたため、国庫補助金5,431,000円が過大に交付されたままとなっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の2県において、本院の指摘を踏まえて、文部科学省から過年度の補助金の加算単価について申請内容の見直しを行うよう要請があったにもかかわらず、見直しが十分でなかったこと、また、本院の指摘にもかかわらず事業計画書の作成に当たり加算単価の対象となる生徒等数の確認が十分でなかったこと、文部科学省において、両県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県別に示すと次のとおりである。

県名	年度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助金 千円
(50) 兵庫県	16、18、19	12,328,211	2,226

兵庫県は、管内の私立学校の加算単価の対象としていた生徒等数に基づき、平成16年度4,020,058,000円、18年度4,235,251,000円、19年度4,072,902,000円、計12,328,211,000円の補助金の交付を受けていた。そして、16年度は、前記の依頼文書に基づく見直しの結果、誤りがなかったとしていた。

県	名	年	度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助金 千円
---	---	---	---	----------------	-------------------

しかし、16年度における幼稚園のティーム保育の推進分に係る園児数について188園の38,654人とすべきところ、誤って、前年度の園児数を使用するなどしていたため、加算単価の対象とならない園児数67人が含まれていた。

また、見直し後に交付された補助金の算定については、18年度における中学校の情報処理技術者等の活用分に係る生徒数について2校の238人とすべきところを、誤って、前年度の生徒数を使用していたため、加算単価の対象とならない生徒数21人が含まれていたり、19年度における中学校の教員の能力開発及び資質向上の促進分に係る生徒数について16校の7,484人としていたが、その中に同県が特別な助成をしていないため加算単価の対象とならない1校の生徒数144人が含まれていたりなどしていた。

したがって、これらの加算単価の対象とならない生徒等数を除外して加算単価を算定すると加算単価がそれぞれ減少して、生徒等1人当たりの国庫補助単価も減少するなどのため、適正な国庫補助金は16年度4,019,858,000円、18年度4,234,675,000円、19年度4,071,452,000円、計12,325,985,000円となり、16年度200,000円、18年度576,000円、19年度1,450,000円、計2,226,000円が過大に交付されていた。

(51)	高知県	14	613,617	3,205
------	-----	----	---------	-------

高知県は、管内の私立学校の加算単価の対象としていた生徒等数に基づき、平成14年度613,617,000円の補助金の交付を受けていた。そして、前記の依頼文書に基づく見直しの結果、小学校の教員の能力開発及び資質向上の促進分に係る児童数の算定などに誤りがあるとしていた。

しかし、上記の誤りのほかにも、14年度における高等学校のレンタル又はリース方式による教育用コンピュータ等整備の推進分に係る生徒数について6校の3,589人としていたが、その中に同県が特別な助成をしていないため加算単価の対象とならない4校の生徒数3,351人が含まれているなどの誤りがあった。

したがって、この加算単価の対象とならない生徒数を除外して加算単価を算定すると加算単価が減少して、生徒1人当たりの国庫補助単価も減少するなどのため、適正な国庫補助金は14年度603,769,000円となり、同県の見直しの結果による過大交付額6,643,000円を除いても、なお3,205,000円が過大に交付されていた。

(50)	(51)の計		12,941,828	5,431
------	--------	--	------------	-------

(52) 私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)私立学校助成費
部 局 等	文部科学本省
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
補助事業者 (事業主体)	学校法人獨協学園
補助事業	私立大学等経常費補助(私立大学教育研究高度化推進特別補助)
補助事業の概要	私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために、私立大学等の経常的経費について、学校法人に補助を行い、私立大学等における教育研究の高度化を図るもの
上記に対する国庫補助金交付額	2,878,009,000円(平成14年度～18年度)
不当と認める国庫補助金交付額	7,622,000円(平成14年度～18年度)

1 補助金の概要

文部科学省は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、私立の大学、短期大学及び高等専門学校(以下「私立大学等」という。)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)(以下「補助金」という。)を交付している。この補助金は、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために、私立大学等の経常的経費について、国から学校法人に補助を行い、私立大学等における教育研究の高度化を図るものである。

補助金の額は、「私立大学等経常費補助金・政府開発援助私立大学等経常費補助金交付要綱」(昭和52年文部大臣裁定)に基づき、「私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)配分基準」に定める項目により算定している。

この補助の対象となる項目には「研究科特別経費(研究科分)」等があり、直近の5年間に博士の学位の授与がなされた大学院研究科を設置する学校法人に対して、博士後期課程を置く研究科における高度な研究や教育研究基盤の充実を図るなどのために必要な経費の2分の1以内の額を補助している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、所要経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、文部科学省及び同省が平成17年度又は18年度に補助金を交付している598学校法人のうち48学校法人において、補助金の額の算定資料等の書類により会計実地検査を行った。そして、所要経費の算定が適切でないと思われる事態があった場合には、学校法人に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

なお、本院は、19年次の学校法人獨協学園における会計実地検査の結果、同学校法人が設置する獨協医科大学に所属する医学部助教授が、同学校法人に架空の取引に係る購入

代金を支払わせていたため、補助金が過大に交付されていた事態について平成18年度決算検査報告に掲記した。その際、同学校法人に対して、同大学の他の教員及び他の研究資金についても調査を求めていたところ、19年11月に同学校法人より調査結果の報告を受けたので、その報告内容の確認も行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、学校法人獨協学園は、文部科学省に提出した算定資料において、獨協医科大学医学部教授等6名を研究代表者等として実施した14年度から18年度までの研究科特別経費(研究科分)等に係る物品購入費等の所要経費を計89,534,000円としていた。そして、同省は、この数値に基づき、上記の所要経費に係る補助金を35,596,000円とするなどして、14年度から18年度までの同学校法人に対する補助金を合計2,878,009,000円と算定していた。

しかし、上記の所要経費計89,534,000円のうち19,430,580円については、教授等6名が業者に架空の取引を指示して虚偽の請求書等を作成させて、同学校法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、教授等6名は19,430,580円全額を業者に預けて別途に経理していた。

したがって、これを除外して算定すると、補助の対象となる所要経費は計70,175,000円に減少するので、教授等6名の研究科特別経費(研究科分)等に係る適正な補助金は27,974,000円となり、補助金7,622,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同学校法人において、物品の納品検査等が十分でなかったこと、教授等6名において、事実に基づいて所要経費の適正な執行を行わなければならないという基本的な認識を欠いていたこと、文部科学省において、学校法人及び教員等に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(53) 研究拠点形成費等補助金(研究拠点形成費)の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)科学技術振興費
部 局 等	文部科学本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	大学長及び研究グループ(事業推進担当者11)
補助事業	研究拠点形成費等補助
補助事業の概要	大学院研究科等の専攻等が世界的な研究教育拠点を形成するために必要な事業を実施するもの
上記に対する国庫補助金交付額	195,800,000円(平成17年度)
不当と認める国庫補助金交付額	7,413,000円(平成17年度)

1 補助金の概要

(1) 研究拠点形成費等補助金(研究拠点形成費)の概要

文部科学省は、平成14年度から、世界最高水準の大学づくりを推進して、我が国の科学技術の水準の向上及び高度な人材育成に資することを目的として、研究拠点形成費等補助金(16年度以前は研究拠点形成費補助金。以下「補助金」という。)を交付している。

この補助金は、大学院研究科等の専攻等が世界的な研究教育拠点を形成するために必要な事業(以下「拠点プログラム」という。)を実施するための経費について、代表者としての大学長及び補助事業の実施に中心的な役割を果たす研究者である事業推進担当者に対して補助するものである。

また、この補助金の補助対象経費は設備備品費、旅費、人件費、事業推進費その他文部科学省が認めた経費等とされており、このうち事業推進費は消耗品費や雑役務費等とされている。

(2) 補助金の管理方法

交付された補助金の管理方法については、「研究拠点形成費等補助金交付要綱」(平成14年4月文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)等により、事業推進担当者が、その所属する大学の事務局に委任して行うこととされている。そして、委任を受けた事務局は補助金及び納品書、請求書等の関係書類の管理を適切に行うこととされている。

(3) 補助事業の期間等

交付要綱等により、補助金による研究の実施期間は、原則として5年とされている。しかし、補助金の交付は年度ごとに行われるため、補助の対象となるものは、支払の対象となる行為が交付決定のなされた国の会計年度中(当該年の4月1日から翌年の3月31日まで)に発生かつ終了するものに限られることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、交付された補助金が大学において交付要綱等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、補助金が交付されている91大学のうち、36大学において会計実地検査を行った。そして、これらの36大学が行っている171の拠点プログラムについて納品書、請求書等の書類により検査するとともに、補助金の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、大学に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

文部科学省は、15年度から19年度までの5年間の研究期間として、国立大学法人東京大学(16年3月31日以前は東京大学。以下「東京大学」という。)大学院医学系研究科内科学専攻における拠点プログラムを採択している。そして、同省は、東京大学の学長及び11名の事業推進担当者に対して17年度に、補助金195,800,000円を交付しており、東京大学の事務局が補助金の管理を行っている。

そして、東京大学の事務局は、本件補助事業の事業推進担当者である教授の1人から17年4月から11月までの間に納入されたとする実験用動物のマウスに係る納品書、請求書等の提出を受けて、消耗品費として業者に7,413,000円を17年12月及び18年1月に支

払っていた。

しかし、実際に上記の実験用動物のマウスが納品されたのは15年5月から16年1月までの間であり、15年度に納品されたものであることから、マウスの購入経費7,413,000円は本件17年度補助事業の補助対象経費とは認められない。

したがって、適正な補助対象経費に基づいて補助金の額を算定すると17年度の補助対象事業費は188,387,000円となり、補助金7,413,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業推進担当者において、補助金の原資は税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、補助金を管理する東京大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、文部科学省において、事業推進担当者及び大学に対して補助金の適正な執行について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 日本語教育機関の質的向上の推進に資する事業の実施に当たり、日本語教育機関の審査を行う審査委員会の実施経費について、審査料収入で経費を賄えることから、補助対象経費から除外するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)文部科学本省
部 局 等	文部科学本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	(1) ユネスコ・文化交流協会 (平成15年度～18年度) (2) 財団法人日本語教育振興協会(事業主体)(平成19年度)
間接補助事業者 (事業主体)	(1) 財団法人日本語教育振興協会(平成15年度～18年度)
補助事業	日本語教育機関の質的向上の推進に資する事業
補助事業の概要	日本語教育機関の新設等に当たり審査を行う審査委員会の設置・運営等
補助対象経費	(1) 1億8117万余円(平成15年度～18年度) (2) 4386万余円(平成19年度) 計 2億2504万余円
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 1億8117万余円 (2) 4386万余円 計 2億2504万余円
節減できた国庫補助金交付額	(1) 4382万円(平成15年度～18年度) (2) 802万円(平成19年度) 計 5184万円

1 補助事業の概要

文部科学省は、平成15年度から18年度までの毎年度、「ユネスコ活動費補助金・政府開発援助ユネスコ活動費補助金・国際文化交流促進費補助金・文化交流団体補助金・政府開発援助文化交流団体補助金(ユネスコ・文化交流協会補助)交付要綱」(昭和53年文部大臣裁定)等に基づき、ユネスコ・文化交流協会に対して、政府開発援助文化交流団体補助金を交付している。この補助金は、ユネスコ・文化交流協会が財団法人日本語教育振興協会(以下「日本語教育振興協会」という。)の実施する日本語教育機関の質的向上の推進に資する事業について補助金を交付する場合に、ユネスコ・文化交流協会に対して同額が交付されるものである。

また、文部科学省は、19年度については、「文化交流協会団体補助金・政府開発援助文化交流協会団体補助金交付要綱」(平成19年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)に基づき、上記の事業を実施する日本語教育振興協会に対して直接、当該補助金を交付している。

そして、15年度から19年度までの間に日本語教育振興協会に対して交付されたこれらの補助金の額は、計2億2504万余円となっている。

これらの補助金の補助対象経費は、日本語教育機関の質的向上の推進に資する事業に要する経費とされており、この経費には、審査委員会の実施経費が含まれている。この審査委員会の実施経費は、日本語教育振興協会が日本語教育機関の新設、定員改定等の際に教員数、校舎面積等の基準を満たしているかの審査を行い、当該基準を満たしている場合にその旨の認定を行う事業(以下「審査・認定事業」という。)に要する経費のうち、その審査を行うために審査委員会を設置して運営するための経費である。

一方、日本語教育振興協会は、審査・認定事業を実施するに当たり、実施要項を定めて、審査・認定を申請する日本語教育機関から審査料を徴収して、審査料収入により審査・認定事業を実施することを基本としている。そして、審査料収入が審査・認定事業に要する経費を下回った場合には、審査料を増額改定するなどしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、15年度から19年度までの間に日本語教育振興協会が実施した本件補助事業について、補助対象経費の算定が適切に行われているか、審査委員会の実施経費を補助対象とする必要があるかなどに着眼して、文部科学省、ユネスコ・文化交流協会及び日本語教育振興協会において、補助金交付申請書、実績報告書、収支計算書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

15年度以降の各年度において、審査料収入と審査・認定事業に実際に要した経費を比較したところ、次表のとおり、15年度を除き各年度とも審査料収入が審査・認定事業に要する経費を上回っていた。

表 審査料収入と審査・認定事業に要する経費の比較 (単位：千円)

区分 年度	審査料収入 (A)	審査・認定事業に 要する経費 (B)	差 額(A-B)
平成 15 年度	15,390	17,993	△ 2,603
16 年度	17,570	14,748	2,821
17 年度	21,740	17,433	4,306
18 年度	20,195	19,185	1,009
19 年度	23,540	20,422	3,117
計	98,435	89,783	8,651

このように、審査料収入が審査・認定事業に要する経費を上回っていることから、同事業に要する経費の一部である審査委員会の実施経費についても審査料収入で賄うことができるのに、これを補助の対象としている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた国庫補助金交付額)

審査委員会の実施経費を補助対象経費から除外して補助金交付額を算定すると、15年度から19年度まで計1億7319万余円となり、前記の補助金交付額計2億2504万余円を計5184万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、日本語教育振興協会が審査に当たって日本語教育機関から審査料を徴しているにもかかわらず、文部科学省において、審査委員会の実施経費を補助対象とする必要があるかどうかの検討を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、20年8月に交付要綱を改正して、補助対象経費から審査委員会の実施経費を除外することとする処置を講じた。

(2) アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業の実施に当たり、事業の実績額により契約金額の精算を行うこととするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文化庁 (項)文化庁
部 局 等	文化庁
契 約 名	アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業
契 約 の 概 要	文化遺産の保護に資する研修の開催等を行うもの
契 約 の 相 手 方	財団法人ユネスコ・アジア文化センター
契 約	平成 15 年 7 月、16 年 7 月、17 年 7 月、18 年 6 月、19 年 7 月 随 意 契 約
契 約 金 額	2 億 7521 万余円(平成 15 年度～19 年度)
精算されていなかった契約金額と実績額との差額	2623 万円(平成 15 年度～18 年度)

1 契約等の概要

(1) アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業の概要

文化庁は、平成15年度から19年度までの間に、アジア太平洋地域の世界遺産等の文化財保護に関する国際協力を充実させることを目的として、アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業を随意契約により財団法人ユネスコ・アジア文化センター(以下「センター」という。)に請け負わせて実施している。

この事業のうち文化遺産の保護に資する研修は、アジア太平洋地域の文化遺産保護に携わる専門家や実務担当者を研修生として我が国に招へいして研修を行うものであり、研修生の専門的要求に応じて個別に実施する個人研修と、文化庁の定めた研修内容に基づき1回当たり15名程度の研修生を対象に実施する集団研修がある。

(2) 契約金額の決定等

文化庁は、本件請負契約の締結に当たり、研修の予定等を基に仕様書を作成しており、これに基づき個人研修、集団研修等の項目ごとに事業費を積算している。事業費のうち、研修生の宿泊費等については研修生の人数に宿泊数及び単価を、研修の際の通訳謝金については通訳の人数に必要日数及び単価をそれぞれ乗ずるなどして算出した上で、これらを合算するなどして予定価格を算定している。そして、文化庁は、上記の仕様書をセンターに提示して見積書を徴した上で、この予定価格を上限として契約金額を決定しており、契約金額は、15年度5517万余円、16年度5517万余円、17年度5517万余円、18年度5517万余円、19年度5449万余円、計2億7521万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、契約金額が適切なものとなっているか、事業の実績が積算とかい離していないかなどに着眼して、文化庁及びセンターにおいて会計実地検査を行った。そして、15年度から19年度までの契約を対象として、契約書、会計帳簿等の書類により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、個人研修における研修生の宿泊数や通訳の必要日数等の実績が積算とかい離していた。

(1) 研修生の宿泊数

本件契約の仕様書によれば、個人研修の開催期間は「おおむね数週間から2ヶ月を目途とする」とされていた。そこで、文化庁は、15年度から18年度までの予定価格の積算に当たり、研修生の宿泊数を仕様書記載の最大値である2か月とするなどして、これに研修生の人数を乗じて延べ宿泊数を171泊から240泊(平均192.7泊)と算出するなどして宿泊費等の額を積算していた。

しかし、15年度から18年度までの延べ宿泊数の実績は、82泊から156泊(平均123.5泊)となっていて、積算を大きく下回っていた。

(2) 通訳の必要日数等

文化庁は、16年度から18年度までの予定価格の積算に当たり、個人研修に通訳謝金を計上しており、前記(1)と同様に研修の開催期間を2か月とするなどして、これに想定される研修生の使用言語、語学能力等に応じた通訳者数を乗じて通訳の人日数を61人日か

ら183人日(平均121.3人日)と算出するなどして通訳謝金の額を積算していた。

しかし、16年度から18年度までの通訳の人日数の実績は、38.5人日から48.5人日(平均45.0人日)となっていて、積算を大きく下回っていた。

そこで、15年度から18年度までの契約金額とセンターが実際に支払った実績額を比較したところ、次表のとおり、毎年度、契約金額が実績額とかい離しており、両者の差額は15年度から18年度までで計2623万余円となっていた。

しかし、文化庁は、本件各請負契約を精算条項を付さない確定契約として締結していたため、実績額に基づいた契約金額の精算が行われていなかった。

表 契約金額と実績額との比較 (単位：千円)

年 度	契約金額(A)	実績額(B)	差額(C=A-B)
平成15	55,179	48,327	6,851
16	55,179	47,053	8,125
17	55,179	48,087	7,091
18	55,179	51,015	4,163
計	220,716	194,483	26,232

このように、文化庁が本件各請負契約を確定契約として締結していることは、実績額が契約金額を下回った場合にもその差額が精算されない結果となり、適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、仕様書の作成及び予定価格の算定の段階においては研修の開催期間及び研修生の使用言語、語学能力等が確定していないことなどから、契約金額と実績額に大きなかい離が生ずることが十分予測されるにもかかわらず、文化庁において、契約金額と実績額にかい離が生じていることについて調査・把握せず、本件各請負契約を確定契約として締結していたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文化庁は、20年9月に契約を締結した20年度契約から契約書に精算条項を加えるなどして、契約相手方から収支計算書等を徴して実績額を確認した上で、事業の実績額により契約金額の精算を行うこととする処置を講じた。

第9 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料 (54) (55)

(54) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入 (項) 保険料収入
部 局 等	12 労働局	
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数 333 事業主 徴収過大があった事業主数 130 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額 320,681,376 円(平成 17 年度～20 年度) 徴収過大額 83,332,874 円(平成 17 年度～20 年度)	

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用されるすべての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で引き続き1年以上雇用されることが見込まれるなどの要件を満たす労働者などが被保険者となる。

(2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 毎年度の初めに、事業主は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に^(注)保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 次の年度の初めに、事業主は、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成19年度の収納済額は3兆4908億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成17年度の場合は最低1000分の5から最高1000分の129、18年度以降の場合は最低1000分の4.5から最高1000分の118となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、17、18両年度の場合は1000分の19.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の21.5、建設の事業は1000分の22.5)、19年度以降の場合は1000分の15(ただし、農林、水産等の事業は1000分の17、建設の事業は1000分の18)となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

近年、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等が増加していることから、本院は、全国47労働局のうち、12労働局において会計実地検査を行い、管内の事業主のうち、これらの労働者を雇用している割合が高いと思われる事業主等594事業主を選定して、合規性等の観点から、当該事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、17年度から20年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、上記594事業主のうち、333事業主について徴収額が320,681,376円不足しており、130事業主について徴収額が83,332,874円過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が次のように事実と相違するなどしていたのに、前記の12労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

ア 雇用保険分の保険料の算定において、同保険の加入要件を満たすパートタイム労働者等を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっていた。

イ 労災保険分の保険料の算定において、出向労働者に支払われた賃金は出向先の賃金総額に含めて保険料を算定すべきところ、出向先においてその賃金が算入漏れとなっていた。

上記アの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 労働局は、貨物取扱業を営む事業主 B から、平成 19 年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者 80 人に対して支払った賃金総額は 340,675 千円、その雇用保険料は 5,110,125 円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該雇用保険料額を徴収していた。

しかし、事業主 B は、雇用保険加入要件を満たすパートタイム労働者等 117 人を雇用保険に加入させておらず、確定保険料申告書において、これらの者に対して支払った賃金 362,212 千円を賃金総額に算入していなかった。このため、雇用保険料 5,433,180 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
北海道	74	40 18	千円 29,663 △ 3,922
福島	34	17 8	13,623 △ 17,583
埼玉	58	32 8	16,822 △ 14,108
東京	98	54 26	70,394 △ 22,900
神奈川	74	41 8	40,666 △ 1,878
愛知	64	41 16	53,418 △ 3,221
大阪	63	36 12	48,524 △ 6,595
和歌山	32	22 9	18,187 △ 2,515
鳥取	22	10 6	4,313 △ 2,430
福岡	31	7 7	3,664 △ 3,534
佐賀	23	17 7	4,330 △ 774
鹿児島	21	16 5	17,073 △ 3,866
計	594	333 130	320,681 △ 83,332

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、事業主に対する関係法令等の周知徹底等を図って適正な申告・納付を励行させるとともに、確定保険料申告書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(55) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入
	平成18年度以前は、	
	厚生保険特別会計(健康勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入
	(年金勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入
部 局 等	27 社会保険事務局(156 社会保険事務所及び27 社会保険事務局社会保険事務室)	
保険料納付義務者	625 事業主	
徴収不足額	健康保険保険料	475,299,508 円
		(平成17年度～20年度)
	厚生年金保険保険料	1,313,433,387 円
		(平成17年度～20年度)
	計	1,788,732,895 円

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

健康保険は、^(注1)常時従業員を使用する事業所の従業員を被保険者として、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険である。また、厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員を被保険者として、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険である。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事とされている。

(注1) 健康保険 健康保険法(大正11年法律第70号)の改正により、従来政府が管掌していた健康保険は、平成20年10月1日以降、全国健康保険協会が管掌することとなった。ただし、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定、保険料の徴収等の業務については、引き続き社会保険庁が行うこととなっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、地方社会保険事務局の社会保険事務所又は社会保険事務局社会保険事務室(以下「社会保険事務所等」という。)に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた社会保険事務所等は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注3)を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として徴収している。

保険料の平成19年度の収納済額は、健康保険保険料6兆7792億余円、厚生年金保険保険料21兆9690億余円、計28兆7483億余円に上っている。

(注2) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第47級1,210,000円まで(平成19年3月以前は第1級98,000円から第39級980,000円まで)、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注3) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1年度の支給累計額で540万円(平成19年3月以前は1回の支給につき200万円)、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点及び対象

本院は、毎年度の決算検査報告において、短時間就労者を使用している事業主や特別支給の老齢厚生年金^(注4)の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者(後掲255ページの「厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの」参照)を使用している事業主が届出を適正に行っていないなどのため多額の保険料が徴収不足となっている事態を掲記している。

そして、短時間就労者が増加傾向にあることから、検査に当たっては、全国の47社会保険事務所の312社会保険事務所等(20年3月末現在)のうち、27社会保険事務所の200社会保険事務所等において、短時間就労者を多数使用している事業主を中心として、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者を使用している事業主等も含めた1,419事業主について、合規性等の観点から、被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかに着眼して、17年度から20年度までの間の保険料の徴収の適否を検査した。

(注4) 特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険において行う保険給付であり、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あって老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等に60歳以上65歳に達するまでの間支給される。そして、受給権者が厚

生年金保険の適用事業所に使用されて被保険者である間は、その者の標準報酬月額等が一定額を超える場合等には年金の額の一部又は全部の支給が停止される。

(2) 検査の方法

本院は、上記の27社会保険事務局の200社会保険事務所等において、事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に社会保険事務所等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 徴収不足の事態

検査の結果、27社会保険事務局の183社会保険事務所等管内における短時間就労者又は特別支給の老齢厚生年金の受給権者を使用しているなどの1,369事業主のうち625事業主について、徴収額が1,788,732,895円(健康保険保険料475,299,508円、厚生年金保険保険料1,313,433,387円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が次のように届出を適正に行っていなかったのに、上記の183社会保険事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

ア 被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

507事業主 徴収不足額 1,582,885,360円

イ 資格取得年月日の記載が事実と相違していたもの

84事業主 徴収不足額 176,767,841円

ウ 被保険者賞与支払届の提出を怠っていたものなど

34事業主 徴収不足額 29,079,694円

このように事業主が届出を適正に行っていなかったのは、制度を十分に理解していなかったり、従業員が受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止となる事態を避けようとしたりしていたことなどによる。

徴収不足額の大部分を占める被保険者資格取得届の提出を怠っていた事態についての事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 短時間就労者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

A会社は、食料品の販売等の業務に従事する従業員692人を使用していた。同会社の事業主は、これら従業員のうち260人については、勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、社会保険事務局社会保険事務室に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の260人について調査したところ、同会社はこのうち27人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料5,223,874円、厚生年金保険保険料7,896,846円、計13,120,720円が徴収不足になっていた。

＜事例2＞ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

B会社は、清掃等の業務に従事する従業員399人を使用していた。同会社の事業主は、これら従業員のうち年金の受給権者である3人については、当該従業員から被保険者資格取得届が提出されると受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止になると

の申出を受けるなどしたため、社会保険事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の3人及びその他の被保険者でない従業員281人、計284人について調査したところ、同会社はこのうち上記の3人及びその他の17人、計20人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料3,789,026円、厚生年金保険保険料3,332,396円、計7,121,422円が徴収不足になっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、すべて徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地方社会保険事務局ごとに示すと次のとおりである。

地方社会保険事務局名	社会保険事務所等	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額			
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	計 千円	
北海道	札幌西等	8	66	22	8,815	13,141	21,956
宮城	仙台北等	5	47	19	33,873	79,214	113,088
山形	山形等	2	2	2	639	711	1,350
福島	東北福島等	6	41	23	10,558	21,556	32,115
茨城	水戸北等	5	76	27	8,449	28,922	37,372
栃木	宇都宮西等	5	64	30	24,591	52,973	77,564
埼玉	浦和等	7	39	20	23,236	36,572	59,808
千葉	千葉等	7	61	22	13,912	149,497	163,409
東京都	千代田等	21	96	62	46,517	374,117	420,635
神奈川県	川鶴見等	12	62	23	9,388	30,921	40,309
新潟	潟新潟東等	6	49	23	48,818	78,868	127,687
富山	富山等	4	37	11	4,410	6,885	11,295
石川	金沢北等	4	26	10	14,617	23,285	37,902
静岡県	岡静岡等	9	86	37	37,647	64,818	102,465
愛知県	中村等	9	24	18	16,472	30,536	47,008
東京都	上京等	5	39	18	10,061	16,809	26,871
大阪府	天満等	14	75	24	61,447	125,916	187,364
兵庫県	三宮等	9	78	46	19,832	42,484	62,317
島根	松江等	2	39	13	4,981	8,128	13,109
岡山	岡山東等	5	37	24	12,690	22,127	34,817
広島	広島東等	7	52	19	7,686	14,001	21,688
香川県	高松東等	3	48	15	2,713	4,063	6,777
愛媛	媛松山東等	5	28	16	8,021	12,425	20,447
福岡	岡東福岡等	11	64	34	15,804	25,377	41,181
佐賀	賀佐賀等	3	42	20	9,071	14,626	23,698
大分	大分等	3	46	23	14,447	22,065	36,513
鹿児島	鹿児島南等	6	45	24	6,591	13,383	19,974
計	183か所		1,369	625	475,299	1,313,433	1,788,732

上記の事態については、社会保険庁は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同庁において、事業主に対する指導・啓発の徹底を図るとともに、短時間就労者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。

予 算 経 理 (56)–(60)

(56) 国の施設等機関における受託事業に係る会計経理が会計法令に違背しているもの
(58)

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)雑入
部 局 等	国立保健医療科学院、国立感染症研究所及び国立身体障害者リハビリテーションセンターの各施設等機関
受託事業の概要	上記の3施設等機関において、独立行政法人国際協力機構から受託して研修を実施するもの
不当と認める委託費の件数及び金額	15件 37,808,799円(平成18、19両年度)

1 受託事業の概要等

(1) 受託事業の概要

厚生労働省の施設等機関である国立保健医療科学院、国立感染症研究所及び国立身体障害者リハビリテーションセンター(以下、これらを合わせて「3機関」という。)は、それぞれ、独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。)から委託を受けて、開発途上国の行政官等に対する研修を実施している。

この研修は、JICAが、政府開発援助における技術協力の一つとして実施しているものであり、開発途上国から国造りの担い手となる行政官や技術者を研修員として受け入れて、人材育成支援や課題解決支援を目的として、各分野の技術研修、訓練等を行い開発途上国に対して技術の移転を行うものである。

そして、3機関は、JICAとそれぞれ研修委託契約を締結して、平成18年度8研修コース、19年度7研修コース、計15研修コースの研修を実施しており、JICAから18年度計22,656,817円、19年度計15,151,982円、合計37,808,799円の委託費の支払を受けている。

(2) 国の会計制度

国の予算については、財政法(昭和22年法律第34号)第14条により、「歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない」として総計予算主義の原則が定められている。そして、予算の執行については、会計法(昭和22年法律第35号)第2条により、各省各庁の長は、「その所掌に属する収入を国庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできない」として収入支出統一の原則が定められている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、3機関がJICAから委託を受けて実施している研修に係る会計経理が適切に行われているかなどに着眼して、厚生労働本省、国立保健医療科学院及び国立感染症研究所において会計実地検査を行うとともに、国立身体障害者リハビリテーションセンターについては、厚生労働本省における会計実地検査の際に検査を行ったほか同センターから資料の提出を受けて検査を行った。

そして、3機関が18、19両年度にJICAから委託を受けて実施した研修を対象として、研修委託契約書、業務完了報告書等の関係書類により検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、3機関はいずれも、JICAから支払を受けた委託費を国庫に納付せず、市中銀行に会計課長等の名義の口座を開設してこれを別途に経理して、当該口座から研修に必要な外部講師謝金等の経費を直接支払っていた。

しかし、当該受託業務は、国の施設等機関としての3機関が主体となって実施されているものであることから、3機関は、JICAからの受託収入を国庫に納付し、また、受託業務に係る支出を歳出予算から支出すべきであった。

<事例>

国立保健医療科学院は、JICAから委託を受けて、集団研修「保健衛生管理」等の研修業務を平成18年度に4件(委託費計10,600,075円)、19年度に4件(委託費計8,667,250円)、合計8件(委託費計19,267,325円)実施している。

しかし、同院は、JICAから支払を受けた委託費を市中銀行に同院会計課長等の名義の口座を開設してこれを別途に経理して、必要な費用を当該口座から直接支払うなどしていた。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 一般会計では、業務の受託により受託収入があっても、直ちに当該業務に要する経費に係る予算の増額が可能となるわけではないという事情があるとしても、委託費を国の歳入歳出とは別途に経理することが会計法令に違背して認められないということを、3機関において十分に認識していなかったこと

イ 厚生労働省において、これらの受託研修に係る3機関の会計経理の状況を把握しておらず、3機関を十分に指導していなかったこと

したがって、3機関における前記の取扱いは、総計予算主義を定めた財政法や収入支出統一の原則を定めた会計法に違背するものであり、別途に経理していた委託費計37,808,799円が不当と認められる。

これを部局別に示すと、次のとおりである。

部	局	名	年	度	研修コース数	契約件数	別途に経理していた委託費の金額
						件	千円
(56)	国立保健医療科学院		18、	19	8	8	19,267
(57)	国立感染症研究所		18、	19	5	5	9,292
(58)	国立身体障害者リハビリテーションセンター		18、	19	2	2	9,248
(56)-(58)の計					15	15	37,808

なお、3機関は、JICAと協議して、20年7月以降に実施する受託研修から、研修に必要な経費はJICAから支払われるようにした。

- (59) 診療収入の収納に当たり、不正に医事会計システムの収納データが削除されるなどして、削除された収納データに係る診療収入が国庫に納付されておらず、会計経理が著しく適正を欠いているもの

会計名及び科目	国立高度専門医療センター特別会計 (款) 病院収入 (項) 診療収入
	〔平成 15 年度以前は、 国立病院特別会計(病院勘定) (款) 病院収入 (項) 診療収入〕
部 局 等	国立がんセンター中央病院
不適正な会計経理の内容	会計窓口で診療に要した費用として納入される現金の収納事務
不適正な会計経理により国庫に納付されなかった診療収入の額	30,409,050 円(平成 13 年度～19 年度)

1 現金収納事務の概要

国立がんセンター(以下「センター」という。)は、がんその他の悪性新生物に関して、診断・治療、調査・研究及び技術者の研修を行うために設置された機関であり、このうち中央病院は、がんについての診断、治療及び臨床研究のための高度で専門的な機能と設備を持ち、患者の診断、治療等(以下「診療」という。)を行っている。

中央病院において、診療を行ったときは、その診療に要した費用を診療収入として収納して、これを日本銀行歳入代理店に払い込むことにより国庫に納付している。

中央病院の会計窓口では、出納員が、診療に要した費用として保険診療に係る患者自己負担分、保険診療外の医療相談料、文書料等の診療収入を現金で収納しており、この場合の現金収納事務は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)、「出納員の設置について」(昭和 32 年医発第 573 号厚生省医務局長通知)等(以下、これらを「会計法令等」という。)に基づき、次のとおり行うこととされている。

- ① 出納員は、会計窓口で診療に要した費用として現金を収納したときは、費用の算定、収納した現金に係るデータ(以下「収納データ」という。)の登録等のために使用するコンピュータシステム(以下「医事会計システム」という。)により出力した領収証書を患者に交付するとともに、その控えを収納の事実を確認する証拠書類として保管する。そして、領収証書の出力後に請求内容に誤りなどがあった場合は、出納員が、当該領収証書に係る収納データを削除する。
- ② 出納員は、会計窓口での現金収納事務の終了後、医事会計システムから当日収納した現金に係る集計表(以下「収納速報リスト」という。)を出力して、これと突合することにより会計窓口で収納した現金の額を確認する。そして、当該現金の額等を記載した現金払込書を作成して、収納速報リスト等を添えて、現金を収入官吏に払い込む。
- ③ 収入官吏は、出納員から払い込まれた現金の額を収納速報リスト、領収証書控等により確認して、当日又はその翌日に当該現金を日本銀行歳入代理店に払い込むとともに、歳入徴収官に領収済報告を行う。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、中央病院において、合规性等の観点から、現金収納事務が適切に行われているかなどに着眼して、平成18、19両年度の診療収入を対象として、収納速報リスト、領収証書控等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、18年度中の無作為に抽出した日の収納速報リストの金額が領収証書控の合計額より少なくなっていて、その差額が国庫に納付されていないおそれがある事態が見受けられた。このため、センターに対して事態の詳細について報告を求めるとともに、その報告内容を確認するなどして更に検査を行ったところ、次のような事態が判明した。

中央病院では、13年5月から本院が会計実地検査を行った19年5月までの間に現金収納事務に従事していた複数の出納員が、請求内容に誤りなどが無いにもかかわらず、不正に収納データの一部を削除することにより収納速報リストの金額を改ざんして本来収納すべき額より少なくするなどの処理を行った上、改ざん後の収納速報リストと同額の現金を収入官吏に払い込んでいた。

また、収入官吏は、収納速報リストの金額と領収証書控とを突合するなどの点検を怠っていたため、これらの不適合に気付かず、出納員から払い込まれた現金の額を改ざん後の収納速報リストにより確認して、これを日本銀行歳入代理店に払い込んでいた。

これらのため、次表のとおり、13年5月から19年5月までの間に不正に削除された収納データに係る診療収入計2,708件、30,409,050円が国庫に納付されていなかった。

表 国庫に納付されなかった診療収入

年 度	件 数	金 額
平成13	324件	2,553,600円
14	476件	4,846,800円
15	818件	10,314,150円
16	295件	3,287,550円
17	312件	3,388,350円
18	431件	5,336,100円
19	52件	682,500円
計	2,708件	30,409,050円

(注) 平成13年度は5月以降、19年度は5月までの数値である。

なお、本院は、上記の不適正な会計経理により国庫に納付されなかった現金の行方等について、これまでセンターで調査を行っている職員から事情聴取するなどして検査してきたものの、事実を裏付ける資料等が存在しないため確認できていない。

前記の事態は国の会計経理として著しく適正を欠くものであり、13年5月から19年5月までの間に国庫に納付されなかった診療収入計30,409,050円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、中央病院の現金収納事務に従事していた出納員に国の会計経理は会計法令等に従って適正に行わなければならないとの認識が著しく欠けていたこと、収入官吏が日々の現金収納事務の現状を把握しておらず、また、関係書類の点検を十分に行っていなかったこと、歳入徴収官等の監督者の指導監督が十分でなかったこと、内部監査が十分でなかったことなど、内部統制が機能していなかったことなどによると認められる。

(60) 報償費の執行について、領収証書等の証拠書類が保存されていないなどのため、その使途等を確認できない状況となっていて、会計経理が著しく適正を欠いているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省
部 局 等	厚生労働本省
報償費の概要	労使紛争の動向等に関する情報を収集するための経費
報償費の執行額	5,100,000 円(平成 13 年度～17 年度)
不当と認める報償費の執行額	5,100,000 円(平成 13 年度～17 年度)

1 報償費の概要

(1) 報償費の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、厚生労働省設置法(平成 11 年法律第 97 号)等の規定に基づき、労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整及び労働関係の調整等に関する事務(以下「労政事務」という。)を所掌しており、その事務を政策統括官に分掌させている(以下、労政事務を分掌している政策統括官を「政策統括官(労働担当)」という。)

そして、本省は、労政事務の一環として、労使紛争の動向等に関する情報を機動的・効果的に収集するために必要な報奨金、報償物品購入費及び会合費に充てるための経費として報償費を執行している。

(2) 報償費の予算額及び決算額

平成 13 年度から 19 年度までの間における報償費の予算額及び決算額は、次表のとおりとなっている。

表 報償費の予算額及び決算額 (単位：円)

年 度	予 算 額	決 算 額
平成 13	388,000	300,000
14	1,264,000	1,200,000
15	1,264,000	1,200,000
16	1,264,000	1,200,000
17	1,224,000	1,200,000
18	1,296,000	0
19	1,440,000	0
計	8,140,000	5,100,000

(3) 報償費の会計手続等

本省は、報償費の支払、管理等に関する事務処理要領等を定めておらず、毎年度、報償費の執行等について、政策統括官(労働担当)付労政担当参事官等を経て、政策統括官(労働担当)が決裁を行い、これに基づいて事務処理等を行っている。同決裁によると、政策統括官(労働担当)が取扱責任者として、また、政策統括官(労働担当)付政策統括官書記が取扱者として、それぞれ報償費の支払、管理等に関する事務処理等を行うこととなっている。

報償費の会計手続及び上記の決裁に基づく支払の流れは、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 取扱責任者は、報償費の支出に係る請求書を支出負担行為担当官の代行機関に提出する。
- ② 支出負担行為担当官の代行機関は、支出負担行為を行い、これに基づき官署支出官の代行機関が支出決定を行う。
- ③ 当該支出決定に基づき、センター支出官から日本銀行を経て、取扱責任者名義の銀行口座に資金が振り込まれる。
- ④ 取扱責任者は、取扱者に資金を管理させるとともに、取扱者を經由して報償費の支払を行い、役務提供者等の支払先から領収証書を徴する。

(4) 報償費に係る計算証明

国の報償費は、支出官から取扱責任者への資金交付をもって会計法令上の支出事務は終了したこととなるが、取扱責任者が交付を受けた報償費は依然として公金であり、取扱責任者及び取扱者は報償費をその支出目的に従って適正に使用しなければならない。

したがって、取扱責任者から取扱者を經由しての役務提供者等への報償費の支払は、会計検査院法第22条第1号の規定による本院の検査対象となり、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)等により、役務提供者等の領収証書等を、証拠書類として本院に提出することとなっている。しかし、報償費に係る領収証書等のうち、情報収集、犯罪の捜査活動等に使用される経費で、その経費の性質上、用途の詳細を明示して計算証明することが国の機密保持上適当でないと思われるものについては、同規則の規定に基づき、府省等からの申請を受けて、当該領収証書等を本院から要求があったときに提出することとする証明方法が特に認められている。

そして、本院は、本省からの申請を受けて、報償費に係る計算証明のうち「労働行政の協力者への謝金に係るもの」については、用途等を確認することができるように役務提供者等の領収証書その他の証拠書類をすべて整備するなどして、本院の検査に支障がないようにする旨の条件を付した上で、計算証明規則の規定に基づく証拠書類の手元保管の特例を承認してきたところである。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、報償費の会計経理が適正に行われているかに着眼して、本省において、13年度から17年度までの間に執行された報償費を対象として、現金出納簿等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に本省に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 報償費の用途等に関する証拠書類等について

報償費の用途について、本省は厚生労働行政の協力者に対する謝金として支払っているとしていた。そこで、本院が謝金支払に係る領収証書等の提示等を求めたところ、本省は、13年度から16年度までの分については謝金の支払相手先の氏名は不詳であるとして、領収証書を提示しなかった。また、17年度分については複数の支払相手先の氏名を示して当該謝金を受領した旨の受領書を提出した。

そこで、本省を通じて、これら17年度分の支払相手先に対して、報償費を受領した事実の有無等に関する調査を実施したところ、いずれも、本省から報償費を受領していない旨の回答であった。ただし、これらの者によると、本省と意見交換等の会合を持ったことはあるとしていた。

イ 報償費の用途等に関する取扱責任者等からの聴取内容について

上記の検査結果を踏まえて、本院は、13年度から17年度までの報償費の取扱責任者等に対して、報償費の用途等について聴取する方法等により検査を行った。その結果は、おおむね次のとおりである。

(ア) 取扱責任者からの聴取内容

取扱責任者は、労使紛争の動向等についての情報収集は政策立案のために重要であり、そのための経費として報償費の存在は認識していたが、経理処理は取扱者等が行っており、自らが取扱責任者であるという認識はなく、経理処理等に関する決裁や書類の作成のうち政策的な判断を必要としないものは、政策統括官(労働担当)付政策統括官書記が適正にこれを行うことを前提にして、慣習により同者に押印を任せていたとしている。

(イ) 取扱者からの聴取内容

取扱者は、厚生労働行政の協力者に謝金を支払ったとする関係書類に自らの印及び取扱責任者の印を押していたが、実際には謝金を支払っておらず、また、報償費の用途として情報収集のための会合に係る費用として支払った認識はあるが、裏付けとなる領収証書等の証拠書類は一切残っていないので証明できないとしている。そして、17年度においては、本省の内部監査で報償費の用途に関する証拠書類を整備するよう指導されたために、協力者から謝金支払の受領書を徴したこととして、事実と異なる内容の受領書を作成したとしている。

以上のとおり、報償費の取扱責任者は自らが取扱責任者であることを認識せずに、経理処理を取扱者等に任せていた。また、取扱者は事実と異なる内容の関係書類に自らの印及び取扱責任者の印を押すなどして、謝金を支払っていないにもかかわらず支払ったこととしていた。そして、報償費の用途については、取扱者からの聴取によれば、情報収集のための会合に係る費用に充てたとしているが、裏付けとなる領収証書等の証拠書類が一切保存されていないことから、本院はこれを確認することができなかった。

このように、報償費の執行について、領収証書等の証拠書類が保存されていないなどのために、その用途等を確認できない状況となっており、13年度から17年度までの間に執行された報償費計5,100,000円に係る会計経理が著しく適正を欠いていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、取扱責任者等において、報償費の会計経理を適正に行うことに対する認識が著しく乏しかったこと、また、本省において、前記のとおり、報償費について通常の計算証明の例外として特例の承認を受けて、その条件として領収証書等の証拠書類を整備することなどが求められているにもかかわらず、報償費の支払、管理等に関する事務処理要領等を定めていないなど、取扱責任者等の関係者に対する報償費の適正な執行についての周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、本省は、本院の検査状況を踏まえた当面の措置として、18、19両年度における報償費の予算執行を見合わせて、当該予算額の全額を不用とした。そして、本院の上記の検査結果並びに近年における社会情勢及び労働情勢の変化を踏まえて、19年度限りで当該報償費の制度を廃止した。

また、本件に関しては、会計経理が著しく適正を欠いていたことを踏まえて、関係者が13年度から17年度までの執行額に相当する額を国庫に納入している。

役 務 (61)-(87)

(61) 地域労使就職支援事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の経費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費
部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	地域労使就職支援事業委託(平成15年度～18年度)
契 約 の 概 要	求人・求職ニーズ調査、各種の就職支援事業及び地域における失業者等の再就職の促進に資すると認められる事業の実施
契 約 の 相 手 方	23 機構
契 約	平成15年4月ほか 随意契約
支 払 額	2,803,901,175 円(平成15年度～18年度)
過大になっている支払額	38,011,056 円(平成15年度～18年度)

1 委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、地域の労使団体が協力して、労使の創意工夫により就職支援のための事業を効果的に行うことにより、地域の雇用の改善を図ることを目的として、各都道府県に設立された都道府県地域労使就職支援機構(以下「機構」という。)に対して、地域労使就職支援事業(以下「委託事業」という。)の実施を委託している。

委託事業の内容は、求人・求職ニーズ調査、各種の就職支援事業及び地域における失業者等の再就職の促進に資すると認められる事業の実施となっている。

(2) 機構の概要

平成14年12月の政労使雇用対策会議において「雇用問題に関する政労使合意」が成立して、労使団体は「相互理解に立って経営の安定と雇用の維持・確保に一致協力して取り組

む」こととされた。そして、各都道府県に、都道府県レベルの民間の経営者団体及び労働者団体を構成員とした機構が設立されて、国は、機構に対して、15年度から委託事業の実施を委託して、効果的な地域の雇用改善を図ることとした。

機構には、委託事業に関する事務を行うために事務局が設置されており、当該事務局には、事業の企画及び実施並びに関係行政機関及び関係団体との連絡調整等に当たる者としてコーディネーターが置かれている。

(3) 委託費の交付、精算等の手続

委託事業に係る委託費の交付、精算等の手続は、「地域労使就職支援事業委託要綱」(平成15年3月厚生労働事務次官通知)等によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 本省は、委託事業の実施に当たり、機構から事業実施計画書の提出を受けて、その内容が適当と認めるときは、当該機構との間で委託契約を締結する。そして、当該委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② 機構は、委託事業が終了したときは、事業の成果を記載した地域労使就職支援事業実施結果・精算報告書(以下「精算報告書」という。)を本省に提出する。
- ③ 本省は、機構から提出された精算報告書の内容を審査して、適当と認めるときは委託費の額を確定して精算する。

(4) 委託費の対象経費

委託費の対象経費は、①委託事業に従事するコーディネーターや事務補助者の人件費(通勤手当、超過勤務手当等は除く。)、旅費、物品購入費、事務所借料等の管理費、②各種セミナーの実施に係る会場費、講師謝金、テキスト・ポスター等の作成費、広告料等の事業費となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本件委託事業について、19年次に、22機構に支払われた委託費を対象として検査した。その結果、17機構において、委託費から不正な支払を行ってこれを別途に経理して、委託事業の目的外の用途に使用するなどしていた事態を平成18年度決算検査報告に不当事項として掲記したところである。20年次は、合規性等の観点から、委託費が事業の目的に沿って適正に使用されているかに着眼して、本省及び19年次に検査を実施した22機構を除いた25^(注1)機構において会計実地検査を行い、15年度から18年度までの間に25機構に支払われた委託費を対象として、精算報告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に本省等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、23^(注2)機構が15年度から18年度までの間に実施した委託事業について、各機構から提出された精算報告書に基づき、委託費の支払額を計2,803,901,175円と確定して精算していた。

しかし、23機構は、委託費から、不正な支払を行ってこれを別途に経理したり、懇親会に係る経費を支払ったりするなどして、計38,011,056円を委託事業の目的外の用途に使用するなどしていた。

これを態様別に示すと、次のとおりである(機構数については重複しているものがある。)

- ア 構成員である団体等に架空の領収書を発行させるなどして、委託費から不正な支払を行い、これを別途に経理して委託事業の目的外の用途に使用するなどしていたもの
7 機構 19,337,098 円

<事例1>

A 機構において、次のような事態が見受けられた。

- (ア) A 機構は、平成 15 年度から 18 年度までの間に、構成員である 2 団体に架空の領収書を発行させるなどして、会報掲載料等を支払った事実がないのに支払ったこととしたり、15、17、18 各年度に、虚偽の内容の関係書類を作成して、アルバイトを雇用した事実がないのに雇用したこととしたりするなどして、委託費から計 7,756,720 円を不正に支払い、これを別途に経理して委託事業の目的外の用途に使用するなどしていた。

- (イ) 同機構は、15 年度に、業者 B に架空の領収書を発行させて、テレビ CM スポット料を支払った事実がないのに支払ったこととして、委託費から 1,050,000 円を不正に支払い、これを翌年度に同機構職員 2 名の個人口座に入金していた。

このように、A 機構は、構成員である団体に架空の領収書を発行させるなどして、15 年度から 18 年度までの間に、委託費から計 9,970,619 円を不正に支払い、このうち、3,758,709 円を別途に経理して委託事業の目的外の用途に使用したり、同機構職員の個人口座に入金したりするなどしていた。そして、差額の 6,211,910 円については使途が不明となっている。

- イ 職員の懇親会に係る飲食費、土産品代等を委託費から支払っていたもの
15 機構 5,711,971 円

<事例2>

C 機構は、平成 16 年度に、運営委員会等の会議費として、計 277,140 円を委託費から支払っていたが、この会議費の中には、委託事業の対象外の経費である運営委員会後の懇親会費等計 256,515 円が含まれていた。

このように、C 機構は、会議費に懇親会に係る経費を含めて支払うなどして、15 年度から 17 年度までの間に、計 1,196,185 円を委託事業の目的外の用途に使用していた。

- ウ 委託事業に従事していない日数分の謝金をコーディネーターに支払ったり、委託事業では認められていない通勤手当を支給したりするなどして、委託費から委託事業の対象外の経費を支払うなどしていたもの

8 機構 6,398,017 円

- エ 事務室の賃借料に、入居時等の改装に要した工事費を上乗せして支払っていたが、工事費の支払が完了した後もこの上乗せ分を支払い続けていたり、再委託先から過大に請求された経費を支払っていたりなどして、委託費から賃借料、再委託費等を過大に支払っていたもの

13 機構 6,563,970 円

したがって、次表のとおり、23 機構が 15 年度から 18 年度までの間に実施した委託事業に係る適正な委託費の額は計 2,765,890,119 円となり、前記の委託費の支払額計 2,803,901,175 円との差額計 38,011,056 円が過大に支払われており、委託費の経理が適正を欠いていて、不当と認められる。

表 地域労使就職支援事業における過大な支払額 (単位：円)

年度	委託費の支払額	適正な委託費の額	過大な支払額
平成 15	905,871,562	893,251,543	12,620,019
16	895,688,291	885,710,428	9,977,863
17	706,197,184	697,446,047	8,751,137
18	296,144,138	289,482,101	6,662,037
計	2,803,901,175	2,765,890,119	38,011,056

このような事態が生じていたのは、機構において、委託事業の適正な執行及び委託費の適正な会計経理に関する認識が欠けていたこと、また、本省において、精算報告書の内容の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態については、本省は、従来委託費の適正な執行に努めてきたところであるが、さらに、本省において、委託先に対する経理指導を徹底するとともに、委託費の精算に当たっては、委託先から提出された精算報告書に係る審査の徹底を図るなど再発防止に努める必要があると認められる。

(注 1) 25 機構 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、埼玉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、長野県、三重県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県各地域労使就職支援機構、佐賀県及び宮崎県両雇用支援機構

(注 2) 23 機構 宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、埼玉県、神奈川県、石川県、福井県、長野県、三重県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県各地域労使就職支援機構、佐賀県及び宮崎県両雇用支援機構

(62) 地域求職活動援助事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から不正な支払を行い、委託事業の目的外の用途に使用するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費 労働保険特別会計(労災勘定) (項)労働福祉事業費 (雇用勘定) (項)雇用安定等事業費
部 局 等	23 労働局
契 約 名	地域求職活動援助事業等 15 事業に係る委託(平成 14 年度～18 年度)
契 約 の 概 要	地域内に所在する事業所に係る求人情報の収集・提供、就職を容易にするための職業講習、企業説明会の実施等
契 約 の 相 手 方	88 団体

契 約	平成 14 年 4 月ほか 随意契約
支 払 額	3,904,366,255 円(平成 14 年度～18 年度)
過大になってい る支払額	170,177,450 円(平成 14 年度～18 年度)

1 委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

都道府県労働局(以下「労働局」という。)は、地域の特性に即した雇用構造の改善、働きやすい快適な職場環境の形成等を図ることを目的として、都道府県内の商工会議所、経営者協会、労働基準協会等の団体に対して、地域求職活動援助事業、快適職場形成促進事業等^(注1)(以下、これらを合わせて「委託事業」という。)の実施を委託している。

このうち、地域求職活動援助事業は、地域内に所在する事業所の求人情報の収集・提供、就職を容易にするための職業講習、事業所の業務内容についての理解を深めるための企業説明会等を実施するものである。また、快適職場形成促進事業は、快適な職場環境の形成についての普及啓発を行うとともに、事業場から申請された快適職場推進計画の認定に係る技術的審査等を実施するものである。

(注1) 地域求職活動援助事業、快適職場形成促進事業等 地域求職活動援助事業、快適職場形成促進事業、65歳雇用導入プロジェクト(平成16年度以前は65歳継続雇用達成事業)、若年者地域連携事業、地域産業保健センター事業、地域高齢者能力活用職域開発支援事業、地域林業雇用改善促進事業(15年度以前は地域求職活動援助事業(地域林業雇用改善促進事業))、インターンシップ受入企業開拓事業、ジュニア・インターンシップ推進事業、エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業、パートタイム労働者の労働災害防止事業、小規模事業場産業保健活動促進モデル事業、若年労働者の職場定着支援事業、2007年問題対応U・Iターン事業及び有期契約労働者労働条件改善推進事業

(2) 委託費の交付、精算等の手続

委託事業に係る委託費の交付、精算等の手続は、各事業の委託要綱等によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 労働局は、委託事業の実施に当たり、受託者から事業実施計画書の提出を受けて、その内容が適当と認めるときは、当該受託者との間で委託契約を締結する。そして、当該委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② 受託者は、委託事業が終了したときは、事業の成果を記載した事業実施結果・精算報告書(以下「精算報告書」という。)を労働局に提出する。
- ③ 労働局は、受託者から提出された精算報告書の内容を審査して、適当と認めるときは委託費の額を確定して精算する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、労働局が委託した事業について、平成19年次に27労働局を検査して、17労働局が37団体に委託した事業において、委託費から不正な支払を行ってこれを別途に経理して、委託事業の目的外の用途に使用するなどしていた事態を平成18年度決算検査報告に不当事項として掲記したところである。20年次は、合規性等の観点から、委託費が事業の目的に沿って適正に使用されているかに着眼して、23労働局及び163団体^(注2)におい

て会計実地検査を行い、14年度から18年度までの間に163団体に支払われた委託費を対象として、精算報告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認する方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

23労働局は、88^(注3)団体が14年度から18年度までの間に実施した委託事業について、各団体から提出された精算報告書に基づき、委託費の支払額を計3,904,366,255円と確定して精算していた。

しかし、88団体は、委託費から、不正な支払を行い、これを別途に経理するなどしたり、委託事業の対象外の経費を支払ったり、委託事業に係る費用の全部又は一部を参加者等から徴収するなどしているにもかかわらず、これを考慮することなく委託事業に係る費用を過大に計上したり、謝金、旅費、郵券購入代等を過大に支払ったりするなどして、計170,177,450円を委託事業の目的外の用途に使用するなどしていた。

上記の事態について、態様別に事例を示すと次のとおりである(労働局数については重複しているものがある。)

ア 委託費から不正な支払を行い、これを別途に経理するなどしていたもの

10労働局 29,189,623円

<事例1>

A労働局は、平成14年度から18年度までの間に、団体Bに対して、地域求職活動援助事業の実施を委託している。

そして、団体Bは、委託事業で使用するパンフレットの印刷費、委託事業の広告掲載料等として計11,136,920円を委託費から印刷会社等に支払ったとしていた。

しかし、実際には、団体Bは、計11,136,920円を印刷会社等に支払っておらず、印刷会社等から入手した領収書を不正に使用して、取引が行われたかのように偽装するなどして委託費から不正に支払い、これを別途に経理していた。

また、団体Bは、虚偽の内容の関係書類を作成して、嘱託職員を雇用した事実がないのにこれを雇用したこととして委託費から謝金等計271,130円を不正に支払い、これを別途に経理していた。

そして、団体Bは、これらの不正な支払によりねん出した別途経理資金及びこれに係る預金利息計11,408,241円を、委託契約上認められていない職員手当、懇親会費等に使用していた。

<事例2>

C労働局は、平成14年度から18年度までの間に、団体Dに対して、地域求職活動援助事業の実施を委託している。

そして、団体Dは、15、16、18各年度に、委託事業で開設するホームページの構築業務委託代金等として計21,241,500円を委託費から業者Eに支払っていた。

しかし、実際には、ホームページの構築業務委託代金等を業者Eに水増し請求させて、この請求に基づき委託費から水増し額計1,774,500円を不正に支払い、さらに、この水増し額を業者Eから別の業者Fに支払わせて、業者Fから水増し額に相当するパソコン等を団体Dに納入させて委託事業外に使用していた。

また、団体Dは、14、15両年度に、プリンタトナー代を業者Fに架空請求させ

て、この架空請求に基づき委託費から計 2,963,100 円を不正に支払い、業者 F から架空請求に基づく支払額に相当するパソコン等を団体 D に納入させて委託事業外に使用していた。

イ 委託費から委託事業の対象外の経費を支払っていたもの

21 労働局 63,747,546 円

<事例 3>

G 労働局は、平成 14 年度から 17 年度までの間に、団体 H に対して、快適職場形成促進事業及びパートタイム労働者の労働災害防止事業の実施を委託している。

そして、団体 H は、快適職場形成促進事業において、年間を通して委託事業の業務に専念して従事することを前提として常勤アドバイザーを置いており、その人件費として計 18,165,827 円を委託費から支払っていた。

しかし、このアドバイザーは、委託事業以外の業務にも従事しており、上記の人件費には、当該委託事業以外の業務に係る人件費計 8,187,983 円が含まれていた。

また、団体 H は、両委託事業において、委託事業の対象外の経費である団体本務の印刷費や技能講習のための経費等を委託費から支払っていたために、計 3,941,128 円が過大となっていた。

ウ 委託事業に係る費用の全部又は一部を参加者等から徴収するなどしているにもかかわらず、これを考慮することなく委託事業に係る費用を過大に計上していたもの

6 労働局 28,756,299 円

<事例 4>

I 労働局は、平成 14 年度から 18 年度までの間に、団体 J に対して、地域求職活動援助事業、若年者地域連携事業等の実施を委託している。

そして、団体 J は、委託事業で企業説明会、研修会及びセミナー(以下、これらを合わせて「企業説明会等」という。)を開催して、企業説明会等の開催に要した経費として計 7,706,458 円を委託費から支払っていた。

しかし、団体 J は、企業説明会等の参加者等から参加料等を徴収していたことから、これを考慮して企業説明会等の開催に要した経費を算出すると計 531,638 円となり、上記の 7,706,458 円との差額計 7,174,820 円については費用を過大に計上していると認められた。

エ 委託費から謝金、旅費、郵券購入代等を過大に支払うなどしていたもの

21 労働局 48,483,982 円

<事例 5>

K 労働局は、平成 14 年度から 17 年度までの間に、団体 L に対して、地域求職活動援助事業の実施を委託している。

そして、団体 L は、14、15、17 各年度に、委託事業で使用する郵券の購入費として計 2,006,000 円を委託費から支払っていた。

しかし、実際には、14 年度以降に 148,900 円分の郵券しか使用しておらず、購入費との差額 1,857,100 円が過大となっており、会計実地検査実施時(20 年 4 月)において同額分の郵券を保有していた。

したがって、次表のとおり、23 労働局において、88 団体が 14 年度から 18 年度までの間に実施した委託事業に係る適正な委託費の額は計 3,734,188,805 円となり、前記の委託費の支払額計 3,904,366,255 円との差額計 170,177,450 円が過大に支払われており、委託費の経理が適正を欠いていて、不当と認められる。

表 地域求職活動援助事業等 15 事業における過大な支払額

(単位：円)

	労働局名	委託先数	委託事業名	年度	委託費の支払額	適正な委託費の額	過大な支払額	摘要
(62)	岩手	5 団体	65 歳雇用導入プロジェクト等	平成 14～18	229,372,701	221,299,721	8,072,980	イ、エ
(63)	宮城	4 団体	地域林業雇用改善促進事業等	14～18	143,644,008	141,889,706	1,754,302	ア、イ、エ
(64)	秋田	4 団体	地域求職活動援助事業等	14～18	182,442,622	179,267,363	3,175,259	ア、イ、エ
(65)	福島	5 団体	地域求職活動援助事業等	14～18	492,238,940	479,194,710	13,044,230	ア、イ、ウ、エ
(66)	栃木	4 団体	地域求職活動援助事業等	14～18	294,672,643	279,130,783	15,541,860	ア、イ、エ
(67)	埼玉	3 団体	快適職場形成促進事業等	14～18	87,606,606	83,271,933	4,334,673	イ、エ
(68)	神奈川	3 団体	65 歳雇用導入プロジェクト等	15～18	74,160,124	62,029,215	12,130,909	ア、イ、エ
(69)	新潟	5 団体	快適職場形成促進事業等	14～18	310,992,416	303,529,747	7,462,669	イ、ウ、エ
(70)	石川	2 団体	地域求職活動援助事業	14～17	147,266,912	142,490,557	4,776,355	イ、エ
(71)	福井	7 団体	地域求職活動援助事業等	14～18	223,856,524	211,872,846	11,983,678	ア、イ、ウ、エ
(72)	長野	7 団体	快適職場形成促進事業等	14～18	170,081,124	149,240,842	20,840,282	ア、イ、エ
(73)	岐阜	1 団体	快適職場形成促進事業等	14～16	30,595,000	26,808,594	3,786,406	イ
(74)	愛知	1 団体	65 歳雇用導入プロジェクト	17、18	14,247,449	12,604,821	1,642,628	イ
(75)	三重	9 団体	地域求職活動援助事業等	14～18	514,012,281	490,410,912	23,601,369	イ、ウ、エ
(76)	滋賀	5 団体	快適職場形成促進事業等	14～18	154,584,998	147,909,758	6,675,240	イ、エ
(77)	和歌山	5 団体	若年者地域連携事業等	14～18	355,695,516	348,184,014	7,511,502	イ、ウ、エ
(78)	鳥取	2 団体	地域高齢者能力活用職域開発支援事業等	14、15、18	100,820,136	98,345,643	2,474,493	ア、イ、エ
(79)	島根	4 団体	ジュニア・インターンシップ推進事業等	14～18	89,426,022	86,668,516	2,757,506	イ、エ
(80)	広島	4 団体	快適職場形成促進事業等	14～18	122,627,619	119,004,860	3,622,759	イ、エ
(81)	徳島	1 団体	パートタイム労働者の労働災害防止事業等	14～18	18,599,789	18,272,773	327,016	ア、エ
(82)	高知	1 団体	65 歳雇用導入プロジェクト	16～18	18,950,596	18,028,396	922,200	エ
(83)	佐賀	4 団体	地域産業保健センター事業等	14～18	89,704,358	79,168,478	10,535,880	ア、イ、ウ、エ
(84)	鹿児島	2 団体	65 歳雇用導入プロジェクト等	15～18	38,767,871	35,564,617	3,203,254	イ、エ
	23 局	88 団体		計	3,904,366,255	3,734,188,805	170,177,450	

(注) 摘要欄のア～エは、検査の結果の態様に対応する。

このような事態が生じていたのは、受託者において、委託事業の適正な執行及び委託費の適正な会計経理に関する認識が欠けていたこと、また、労働局において、精算報告書の内容の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態については、労働局は、従来委託先に対して、委託費の適正な会計処理を行うよう事務指導を行ってきたところであるが、さらに、労働局において、経理指導を徹底するとともに、委託費の精算に当たっては、委託先から提出された精算報告書に係る審査の徹底を図るなど再発防止に努める必要があると認められる。

(注2) 23労働局 岩手、宮城、秋田、福島、栃木、埼玉、神奈川、新潟、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、高知、佐賀、鹿児島各労働局

(注3) 88団体 財団法人岩手労働基準協会、釜石商工会議所、花巻商工会議所、岩手県中小企業団体中央会、財団法人ふるさといわて定住財団、財団法人みやぎ林業活性化基金、宮城県地域労使就職支援機構、社団法人宮城県高齢・障害者雇用支援協会、社団法人宮城県塩釜医師会、社団法人秋田県労働基準協会、財団法人秋田県ふるさと定住機構、秋田県中小企業団体中央会、社団法人秋田市医師会、郡山商工会議所、福島県中小企業団体中央会、社団法人福島市医師会、相馬商工会議所、社団法人福島県雇用開発協会、社団法人栃木県経営者協会、鹿沼機械金属工業協同組合、社団法人栃木県労働基準協会連合会、宇都宮商工会議所、社団法人埼玉労働基準協会連合会、社団法人大宮医師会、社団法人埼玉県雇用開発協会、協同組合高津工友会、社団法人神奈川労務安全衛生協会、財団法人神奈川県雇用開発協会、社団法人新潟県労働基準協会連合会、財団法人新潟県雇用環境整備財団、社団法人新潟市医師会、加茂商工会議所、新津商工会議所、財団法人石川県産業創出支援機構、石川県商工会議所連合会、福井商工会議所、福井県経営者協会、社団法人福井県労働基準協会、武生商工会議所、財団法人福井県林業従事者確保育成基金、社団法人福井市医師会、福井県商工会連合会、社団法人長野県労働基準協会連合会、特定非営利活動法人長野県NPOセンター、長野商工会議所、財団法人長野県林業労働財団、社団法人長野県経営者協会、松本商工会議所、長野県中小企業団体中央会、社団法人岐阜県労働基準協会連合会、刈谷商工会議所、四日市商工会議所、津商工会議所、上野商工会議所、社団法人津地区医師会、社団法人三重労働基準協会連合会、三重県中小企業団体中央会、財団法人三重県農林水産支援センター、財団法人三重県労働福祉協会、鈴鹿商工会議所、社団法人滋賀労働基準協会、社団法人滋賀経済産業協会、草津商工会議所、社団法人大津市医師会、滋賀県中小企業団体中央会、和歌山県経営者協会、社団法人和歌山県労働基準協会、海南商工会議所、社団法人和歌山市医師会、社団法人わかやま森林と緑の公社、社団法人鳥取県経営者協会、財団法人ふるさと鳥取県定住機構、社団法人島根県経営者協会、社団法人島根県林業公社、社団法人松江市医師会、島根県中小企業団体中央会、社団法人広島県労働基準協会、社団法人広島市医師会、呉商工会議所、広島県中小企業団体中央会、社団法人徳島県労働基準協会連合会、高知県中小企業団体中央会、社団法人佐賀市医師会、佐賀県経営者協会、佐賀商工会議所、社団法人佐賀県労働基準協会、出水商工会議所及び鹿児島県中小企業団体中央会

- (85) 生涯職業能力開発事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託事業とは関係のない他
 法人が負担すべき経費を含めて委託費から支払う経費を算出するなどしていたため、
 委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)雇用安定等事業費
部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	生涯職業能力開発事業等9事業に係る委託(平成14年度～18年度)
契 約 の 概 要	実際に仕事をする上で必要な能力の習得に資するビジネス・キャリア 試験、技能が尊重される社会の形成を推進する青年技能者技能競技大 会等の事業の実施
契 約 の 相 手 方	中央職業能力開発協会、島根県職業能力開発協会及び広島県職業能力 開発協会
契 約	平成14年4月ほか 随意契約
支 払 額	12,061,651,410円(平成14年度～18年度)
過大になってい る支払額	25,455,705円(平成14年度～18年度)

1 委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、職業に必要な労働者の能力を開発して、向上させることを促進することにより、職業の安定と労働者の地位の向上を図ることなどを目的として、中央職業能力開発協会(以下「中央協会」という。)及び都道府県職業能力開発協会(以下「都道府県協会」という。)に対して、生涯職業能力開発事業等^(注1)9事業(以下、これらの9事業を合わせて「生涯職業能力開発事業等」という。)の実施を委託している。

生涯職業能力開発事業等は、実際に仕事をする上で必要な能力の習得に資するビジネス・キャリア試験、技能が尊重される社会の形成を推進する青年技能者技能競技大会等の事業を実施するものである。

(2) 委託費の交付、精算等の手続

生涯職業能力開発事業等に係る委託費の交付、精算等の手続は、本省が定めた「生涯職業能力開発事業(中央職業能力開発協会分)の委託について」(平成18年3月能発第0331015号厚生労働省職業能力開発局長通知)等によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 本省は、事業の実施に当たり、中央協会又は都道府県協会から委託事業実施計画書の提出を受けて、その内容が適当と認めるときは、中央協会又は都道府県協会との間で委託契約を締結する。そして、当該委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② 中央協会又は都道府県協会は、事業が終了したときは、事業の成果を記載した委託事業実施結果報告書・委託事業費精算報告書(以下「精算報告書」という。)を本省に提出する。
- ③ 本省は、中央協会又は都道府県協会から提出された精算報告書の内容を審査して、適当と認めるときは委託費の額を確定して精算する。

そして、生涯職業能力開発事業等に係る委託費の対象経費は、事業の実施に必要な人件費、謝金、旅費、庁費等の経費となっている。

(3) 中央協会が都道府県協会に再委託していた生涯職業能力開発事業等

中央協会は、生涯職業能力開発事業等のうち各都道府県内で実施される企業内キャリア形成支援推進事業等^(注2)4事業(以下、これらの4事業を合わせて「企業内キャリア形成支援推進事業等」という。)の一部について、平成14、15両年度に(企業内キャリア形成支援推進事業等のうち外国人基礎技能研修生受入事業等は16年度まで)、各都道府県協会に対して再委託していた。そして、外国人基礎技能研修生受入事業等を除く企業内キャリア形成支援推進事業等は、16年度以降、本省から都道府県協会への直接の委託契約に変更されている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省、中央協会及び8都道府県協会^(注3)において会計実地検査を行い、14年度から18年度までの間に、中央協会及び8都道府県協会に支払われた委託費を対象として、合規性等の観点から、委託費が事業の目的に沿って適正に支払われているかに着目して、精算報告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に本省、中央協会及び8都道府県協会に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

また、中央協会は、14年度から16年度までの間に、企業内キャリア形成支援推進事業等の一部を8都道府県協会に再委託していたことから、これらの再委託した事業の実施に要した支払額についても同様に検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、中央協会、島根県職業能力開発協会(以下「島根県協会」という。)及び広島県職業能力開発協会(以下「広島県協会」という。)が14年度から18年度までの間に実施した生涯職業能力開発事業等について、中央協会、島根県協会及び広島県協会から提出された精算報告書に基づき、委託費の支払額を計12,061,651,410円と確定して精算していた。

しかし、中央協会、島根県協会及び広島県協会において、次のとおり、委託費が過大に支払われていた。

ア 中央協会は、14年度から18年度までの各年度に、事務所の一部を生涯職業能力開発事業等とは関係のない社団法人A及び有限会社Bの2法人にそれぞれ事務所として使用させていたにもかかわらず、これらの2法人が負担すべき事務所借料、共益費、清掃料、電気料金及び電話料金(以下、これらの経費を「事務所借料等」という。)の一部を含めて委託費から支払う事務所借料等を算出していた。このため、委託費計20,867,603円が過大に支払われていた。

イ 中央協会から企業内キャリア形成支援推進事業等の一部を再委託されていた8都道府県協会が、懇親会に係る飲食費等を支払ったり、旅費を不正に支払ってこれを別途に経理したりなどしていたにもかかわらず、中央協会は、14年度から16年度までの各年度

に、これらの経費を含めて再委託による事業の実施に要した経費としていた。このため、委託費計 3,828,000 円が過大に支払われていた。

ウ 島根県協会及び広島県協会は、16年度から18年度までの間に、生涯職業能力開発事業等に関連して実施した研修会の参加者受講料を収入として得ているにもかかわらず、これを考慮することなく委託費から支払う経費を算出するなどしていた。このため、委託費計 760,102 円が過大に支払われていた。

したがって、次表のとおり、中央協会、島根県協会及び広島県協会が14年度から18年度までの間に実施した生涯職業能力開発事業等に係る適正な委託費の額は計 12,036,195,705 円となり、前記の委託費の支払額計 12,061,651,410 円との差額計 25,455,705 円が過大に支払われており、委託費の経理が適正を欠いていて、不当と認められる。

表 生涯職業能力開発事業等における過大な支払額 (単位：円)

年度	委託費の支払額	適正な委託費の額	過大な支払額
平成14	3,769,016,805	3,762,076,784	6,940,021
15	3,418,893,067	3,412,127,938	6,765,129
16	1,751,732,655	1,747,102,131	4,630,524
17	1,621,741,131	1,617,820,661	3,920,470
18	1,500,267,752	1,497,068,191	3,199,561
計	12,061,651,410	12,036,195,705	25,455,705

このような事態が生じていたのは、中央協会、島根県協会及び広島県協会において、委託費の適正な会計経理に対する認識が欠けていたこと、また、中央協会において、再委託先である8都道府県協会から提出された精算報告書の審査が十分でなかったこと、さらに、本省において、中央協会、島根県協会及び広島県協会から提出された精算報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態については、本省において、委託先に対する経理指導を徹底するとともに、委託費の精算に当たっては、委託先から提出された精算報告書に係る審査の徹底を図るなど再発防止に努める必要があると認められる。

(注1) 生涯職業能力開発事業等9事業 生涯職業能力開発事業、企業内キャリア形成支援推進事業、生涯教育開発業務、高度熟練技能基盤強化支援事業、技能啓発等推進事業、教育訓練講座受講環境整備事業、幅広い職種を対象とした包括的な職業能力評価制度の整備事業、外国人基礎技能研修生受入事業等及び技能評価システム移転促進事業

(注2) 企業内キャリア形成支援推進事業等4事業 企業内キャリア形成支援推進事業、生涯教育開発業務、高度熟練技能基盤強化支援事業及び外国人基礎技能研修生受入事業等

(注3) 8都道府県協会 岩手、宮城、栃木、新潟、石川、福井、島根、広島各県職業能力開発協会

- (86) 緊急サポートネットワーク事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していなかった期間に係る職員の賃金を委託費から支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)雇用安定等事業費
部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	緊急サポートネットワーク事業委託(平成 17、18 両年度)
契 約 の 概 要	育児に係る臨時的、突発的、専門的な支援を要望している労働者に対する看護師等のあっせん事業等の実施
契 約 の 相 手 方	5 団体
契 約	平成 17 年 9 月ほか 随意契約
支 払 額	102,943,809 円(平成 17、18 両年度)
過大になっている支払額	8,159,662 円(平成 17、18 両年度)

1 委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、育児等をしながら働く労働者を支援することにより、労働者の失業予防、雇用の安定を図ることを目的として、平成 17 年度から、公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人の団体に対して、緊急サポートネットワーク事業(以下「委託事業」という。)の実施を委託している。

この委託事業は、育児に係る臨時的、突発的、専門的な支援を要望している労働者に対する看護師、保育士、介護福祉士等のあっせんなどを実施するものである。

そして、17、18 両年度に計 39 団体に対して、本件委託事業の実施を委託している。

(2) 委託費の交付、精算等の手続

委託事業に係る委託費の交付、精算等の手続は、本省が定めた「緊急サポートネットワーク事業委託要綱」(平成 17 年 8 月雇発第 0810002 号雇用均等・児童家庭局長通知)等によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 本省は、委託事業の実施に当たり、受託者から委託事業実施計画書の提出を受けて、その内容が適当と認めるときは、当該受託者との間で委託契約を締結する。そして、当該委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② 受託者は、委託事業に係る経理について、その内容を明らかにするために、他の経理と区分して会計帳簿その他の証拠書類等を備え付ける。そして、委託事業が終了したときは、委託事業費精算報告書(以下「精算報告書」という。)を本省に提出する。
- ③ 本省は、受託者から提出された精算報告書の内容を審査して、適当と認めるときは委託費の額を確定して精算する。

そして、委託事業に係る委託費の対象経費は、人件費、旅費、物品購入費、事務所借料等委託事業に要した額となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省及び10団体において会計実地検査を行い、17、18両年度に10団体に支払われた委託費を対象として、合規性等の観点から、委託費が事業の目的に沿って適正に使用されているかに着目して、精算報告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に本省等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、5団体^(注)が17、18両年度に実施した委託事業について、5団体から提出された精算報告書に基づき、委託費の支払額を計102,943,809円と確定して精算していた。

しかし、5団体において、委託事業に従事していなかった期間に係る職員の賃金を委託費から支払っていたり、領収書等による支払の事実の裏付けがなく委託事業に要したとは認められない経費を精算報告書に計上したりなどしていたものが計8,159,662円あった。

したがって、5団体が17、18両年度に実施した委託事業に係る適正な委託費の額は計94,784,147円となり、前記の委託費の支払額計102,943,809円との差額計8,159,662円が過大に支払われており、委託費の経理が適正を欠いていて、不当と認められる。

上記について、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

本省は、平成17、18両年度において、団体Aから提出された精算報告書に基づき、委託費の支払額を計56,312,203円と確定して精算していた。

しかし、団体Aは、17年度に、職員6名が他の事業に従事していて委託事業に従事していなかった2か月間に係る賃金等計1,745,699円を委託費から支払っていた。また、17、18両年度に、領収書等による支払の事実の裏付けがなく本件委託事業に要したと認められない経費等計2,831,667円を精算報告書に計上していた。

したがって、委託事業に係る適正な委託費の額は計51,734,837円となり、前記の委託費の支払額計56,312,203円との差額計4,577,366円が過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、5団体において、委託事業の適正な執行及び委託費の適正な会計経理に関する認識が欠けていたこと、また、本省において、精算報告書の内容の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態については、本省において、委託先に対する経理指導を徹底するとともに、委託費の精算に当たっては、委託先から提出された精算報告書に係る審査の徹底を図るなど再発防止に努める必要があると認められる。

(注) 5団体 特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド、財団法人神奈川県児童医療福祉財団(平成20年3月31日に解散)、社会福祉法人長野県社会福祉協議会、財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク、社団法人愛媛県労働者福祉協議会

- (87) ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり不経済となっているもの

会計名及び科目	年金特別会計(業務勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	社会保険庁
ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約の概要	社会保険庁が貸与する磁気テープに基づき「ねんきん特別便年金記録のお知らせ」等を作成するためのデータ編集から郵便物として差し出すまでの一連の作業を行うもの
契 約 名	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務(追加分)
契約の相手方	共同印刷株式会社
契 約	平成 20 年 2 月 随意契約
誤ったねんきん特別便の発送件数	19,827 件(平成 19 年度)
正確なねんきん特別便の再発送に要した額	3,431,226 円(平成 19 年度)
不経済となっている支払額	3,431,226 円(平成 19 年度)

1 検査の背景

社会保険庁における国民年金、厚生年金保険等の年金受給者等の氏名、生年月日、性別、被保険者期間、保険料の納付等に関する記録(以下「年金記録」という。)の管理体制等について、平成 18 年以降の国会審議等において、①社会保険オンラインシステムの年金記録には基礎年金番号に統合されていない又は統合できないものが約 5095 万件あること、②マイクロフィルムで管理されている年金記録約 1466 万件が社会保険オンラインシステムに収録されていないこと、③社会保険オンラインシステムの年金記録にはその内容が正確に入力されていないものがあることなどが取り上げられて、大きな社会問題となった。

この年金記録問題に対して、社会保険庁は、19 年 6 月に「年金記録問題への新対応策の進め方」等を公表して、「ねんきんあんしんダイヤル」、「ねんきん特別便専用ダイヤル」を設置して年金記録に関する相談体制を強化したり、「ねんきん特別便」により年金受給者等に国民年金、厚生年金保険等の加入履歴等を通知したりするなどしている。

本院は、年金記録問題が国民の大きな関心事となっている現状を踏まえて、個々の年金記録は年金給付を適正に行う上で基本的かつ重要なものであること及び年金制度に対する国民の信頼を確保するためには年金記録が適切に管理されるような体制の構築が不可欠であることから、年金記録の管理体制等について検査を実施しており、20 年 4 月に年金記録検査室を設置している。

また、本院は、同年 6 月 9 日に参議院から国会法(昭和 22 年法律第 79 号)第 105 条の規定に基づき、①年金記録問題発生の際の経緯、現状等、②年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況、③年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況の各事項について、会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けたこ

とから、この検査要請事項について、検査を引き続き実施して、21年次に報告することとしている。

今回、年金記録問題に関して社会保険庁等を検査している中で、本件及び「職員の不正行為による損害が生じたもの」(後掲335ページ参照)の事態が見受けられたことから、これらを不当事項として掲記するものである。

2 ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約の概要等

(1) 年金記録の名寄せ、ねんきん特別便の発送等

社会保険庁は、19年8月に厚生労働省が公表した「年金記録適正化実施工程表」等に基づき、前記約5095万件の年金記録を基礎年金番号に統合することを目的として、同年11月から20年3月までの間に、社会保険オンラインシステム上のすべての年金記録の名寄せ、基礎年金番号に年金記録が結び付くと思われる者に対するねんきん特別便の発送等を行っている。

このうち、年金記録の名寄せは、社会保険オンラインシステム上の年金記録の中から、氏名、生年月日等が共通するなどして同一人の年金記録ではないかと思料されるものを抽出する業務である。そして、社会保険業務センターは、基礎年金番号に結び付く年金記録を有すると思われる約1030万人に対して、加入履歴等を記載するなどしたねんきん特別便を発送している。

ねんきん特別便の発送については、社会保険庁は「ねんきん特別便年金記録のお知らせ」及び「年金加入記録照会票及び確認はがき」の帳票印刷から、分離裁断、紙折、封入・封かん、郵便番号区分業務及び納品、郵便局差出処理までの一連の作業を「ねんきん特別便の作成及び発送準備業務」として民間業者に委託することとしている。そして、この作業のために社会保険庁は、年金受給者等の加入履歴等を記録した磁気テープを編集及び作成して、委託の相手方である民間業者(以下「委託業者」という。)に貸与している。

(2) ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約

社会保険庁は、年金受給者に対するねんきん特別便の発送のために、19年11月から20年3月までの間に、共同印刷株式会社等2会社と「ねんきん特別便の作成及び発送準備業務(追加分)」等7契約を締結して、同年2月から4月までの間に328,873,338円を支払っている。

3 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

社会保険庁が20年2月に共同印刷株式会社と締結した委託契約(実施件数558,636件、支払額44,579,152円。以下「当初委託契約」という。)により、同年3月19日に発送したねんきん特別便のうち遺族年金受給者に係る19,827件には、「加入記録」欄に本人の遺族年金の基となっている亡くなった者の加入記録に加えて別人の遺族年金の基となっている記録が印字されていたり、加入履歴等が別人の「加入記録」欄等に印字されてしまったために「加入記録」欄等には何も印字されなかったりして、正確な加入履歴等が示されていない。そして、社会保険庁は、この19,827件のねんきん特別便を再度作成して発送するために、同月24日に改めて上記の委託業者と委託契約(実施件数19,827件、支払額1,582,194円)を締結して、発送等に要した郵便料金等1,849,032円と合わせて計3,431,226円を支出していた。

そこで、本院は、合規性等の観点から、委託契約に係る仕様書等の内容、委託業者に対する指示等は適切に行われていたかなどに着眼して、社会保険庁及び社会保険業務センターにおいて、契約書、仕様書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、上記19,827件のねんきん特別便に正確な加入履歴等が示されていないのは、次のような事情によると認められた。

すなわち、当初委託契約の仕様書によると、社会保険庁が委託業者に貸与する磁気テープには、個人ごとの加入履歴等のデータに識別番号が連番で重複することなく付与されて記録されているとされていた。

そして、20年3月19日より前に発送されたねんきん特別便については、委託業者に貸与された磁気テープは複数となっていたが、各加入履歴等のデータに付与された識別番号は複数の磁気テープを通じて連番で付与されており、重複していなかった。

一方、3月19日発送分として委託業者に貸与された磁気テープは、遺族年金の受給者に対して死亡した被保険者の加入履歴等を通知するためのもので、被保険者の基礎年金番号の有無等を基準に複数巻の磁気テープに分けて作成されていたが、各加入履歴等のデータに付与された識別番号は磁気テープごとに付与されており、同一の識別番号を付与された加入履歴等のデータが複数の磁気テープに重複して存在していた。そして、委託業者は上記複数の磁気テープの識別番号が重複しているのを知らなかったため、仕様書どおり識別番号の重複はないものとして処理した。その結果、加入履歴等のデータをねんきん特別便に印字するに当たり、同一の識別番号が付された複数の加入履歴等のデータが併せて印字されたり、別の受給者あてのねんきん特別便に加入履歴等のデータが印字されたことにより、加入履歴等のデータが印字されなかつたりすることとなった。

しかし、委託業者に貸与する複数の磁気テープに記録された加入履歴等のデータに識別番号の重複しているものがあつたということは、識別番号が重複することなく付与されているとする当初委託契約の仕様書は適切でなかったと認められる。また、識別番号の重複が生じているのであれば、委託業者にその旨を伝えるとともに、処理方法を指示すべきであつたと認められる。

このような事態が生じていたのは、基礎年金番号に結び付く年金記録を有すると思われる年金受給者等に対して、同年3月までにねんきん特別便を発送する必要があつたことなどにもよるが、社会保険庁において、仕様書の記載が十分でなかったこと、磁気テープを貸与する際の委託業者に対する指示等についての配慮が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、社会保険庁が仕様書を適切に作成したり、委託業者に対する指示等を適切に行ったりしていれば、ねんきん特別便を再度作成して発送する必要はなかつたもので、当初委託契約に基づいて発送したねんきん特別便のうち19,827件は契約の目的を達成していないと認められる。そして、前記の再発送に要した額計3,431,226円は支出の必要がなかつたものであり、不当と認められる。

役務・補助金

- (88) 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業等の実施に当たり、領収書等による支払の事実の裏付けがない経費を含めるなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっているもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項)労働福祉事業費
部 局 等	厚生労働本省
〈役 務〉	
契 約 名	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業等3事業に係る委託(平成14年度～18年度)
契 約 の 概 要	小規模事業場の労働安全衛生水準の向上のための事業等の実施
契 約 の 相 手 方	中央労働災害防止協会
契 約	平成14年4月ほか 随意契約
支 払 額	6,307,301,006円(平成14年度～18年度)
過大になっている支払額	3,613,121円(平成14年度～18年度)
〈補 助 金〉	
補 助 の 根 拠	労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)
補 助 事 業 者	中央労働災害防止協会
補 助 事 業	労働災害防止対策事業
補助事業の概要	安全衛生管理活動等の実施
上記に対する国庫補助金交付額	7,179,636,412円(平成14年度～18年度)
不当と認める国庫補助金交付額	563,534円(平成14年度～18年度)
過大になっている委託費の支払額及び不当と認める国庫補助金交付額	4,176,655円(平成14年度～18年度)

1 委託事業等の概要

(1) 委託事業の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、小規模事業場の労働安全衛生水準の向上、労働者の自殺予防に必要な相談体制の整備、知識の普及・啓発、化学物質が原因となる職業性疾病の防止に資することなどを目的として、中央労働災害防止協会(以下「協会」という。)に対して、小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業、メンタルヘルス対策の推進事業及び化学物質による労働災害防止対策事業(以下、これらを合わせて「委託事業」という。)の実施を委託している。

(2) 委託費の交付、精算等の手続

委託事業に係る委託費の交付、精算等の手続は、「小規模事業場等団体安全衛生活動援

助事業委託要綱」(平成11年4月基発第221号)等によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 本省は、委託事業の実施に当たり、協会から委託事業実施計画書の提出を受けて、その内容が適当と認めるときは、協会との間で委託契約を締結する。そして、当該委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② 協会は、委託事業に係る経理について、その内容を明らかにするため、他の経理と区分して会計帳簿その他の証拠書類等を備え付ける。
- ③ 協会は、各都道府県で委託事業を実施する場合、委託費の一部を各支部に交付する。そして、委託事業が終了したときは、各支部から本部へ経費精算報告書(以下「支部精算報告書」という。)を提出させて、これを基に委託事業費精算報告書(以下「精算報告書」という。)を作成して、本省に提出する。
- ④ 本省は、協会から提出された精算報告書の内容を審査して、適当と認めるときは委託費の額を確定して精算する。
そして、本省は、協会が平成14年度から18年度までの間に実施した委託事業について、協会から提出された精算報告書に基づき、委託費の支払額を6,307,301,006円と確定して精算している。

(3) 補助事業の概要等

本省は、上記の委託事業のほか、労働者の安全と健康の増進を図るため、労働災害の防止を目的として組織された団体に対して、労働災害防止対策費補助金(以下「補助金」という。)を「労働災害防止対策費補助金交付要綱」(平成5年4月労働省発基第40号)等に基づき、前記委託費の交付、精算等とほぼ同様の手続により額を確定するなどして交付している。

そして、本省は、協会に対して、14年度から18年度までの間に安全衛生管理活動等の事業に係る経費を対象として計7,179,636,412円の補助金を交付している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省及び協会において会計実地検査を行い、14年度から18年度までの間に協会に支払われた委託費及び交付された補助金(以下、これらを「委託費等」という。)を対象として、合規性等の観点から、委託費等が事業の目的に沿って適正に使用されているかに着眼して、精算報告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に本省等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、協会の徳島県支部における委託費等について、次のような事態が見受けられた。

ア 委託費

消耗品等に係る経費について、領収書等による支払の事実の裏付けがないなど委託事業に要したと認められない経費を含めていたため、委託費計1,700,121円が過大に支払われていた。

また、郵送料に係る経費について、領収書を検査したところ、職員が領収書の金額を記入していたことが判明したため、郵券の購入実績及び委託事業に係る郵送実績を確認した結果、委託費計 1,913,000 円が過大に支払われていた。

このため、14 年度から 18 年度までの間に実施した委託事業に係る適正な委託費の額は計 6,303,687,885 円となり、前記の委託費の支払額計 6,307,301,006 円との差額計 3,613,121 円が過大に支払われていた。

イ 補助金

補助金計 7,179,636,412 円について、委託費と同様に、領収書等による支払の事実の裏付けがないなど補助対象経費とは認められない経費を含めていたため国庫補助金計 563,534 円が過大に交付されていた。

したがって、委託費が過大に支払われていたり、国庫補助金が過大に交付されたりしており、委託費及び補助金の経理が適正を欠いていて、上記ア及びイの合計 4,176,655 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会の徳島県支部において、委託事業、補助事業の適正な執行及び委託費等の適正な会計経理に関する認識が欠けていたこと、協会の本部において、支部精算報告書の内容の審査が十分でなかったこと、さらに、本省において、精算報告書の内容の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

保 険 給 付 (89)–(92)

(89) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費	
部 局 等	厚生労働本省(支給庁)	
	119 公共職業安定所(支給決定庁)	
支給の相手方	314 人	
失業等給付金の 支給額の合計	求職者給付	166,933,419 円(平成 16 年度～20 年度)
	就職促進給付	16,984,990 円(平成 17 年度～19 年度)
	計	183,918,409 円
不適正支給額	求職者給付	61,979,152 円(平成 17 年度～20 年度)
	就職促進給付	16,984,990 円(平成 17 年度～19 年度)
	計	78,964,142 円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合及び被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ 就職促進給付には5種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注) 受給資格者 被保険者が、離職し労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(平成19年9月30日以前に離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

上記の手当は、公共職業安定所が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認して、失業の認定を行った上、支給決定を行う。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査確認の上、支給決定を行う。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の461公共職業安定所(平成20年3月末現在)のうち、20労働局管内の203公共職業安定所に係る会計実地検査を行い、15年度から20年度までの間に失業等給付金の支給を受けた者(以下、失業等給付金の支給を受けた者を「受給者」という。)のうち10,163人を選定して、合規性等の観点から、これらの受給者に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、受給者から提出された失業認定申告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該公共職業安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、20労働局の119公共職業安定所管内における16年度から20年度までの間の受給者314人に対する失業等給付金(支給額183,918,409円)のうち、17年度から20年度までの間の支給に係る78,964,142円が適正に支給されておらず、不当と認められる。これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

118公共職業安定所管内の受給者307人に対する基本手当(支給額166,933,419円)のうち、61,979,152円が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、再就職していながらその事実を失業認定申告書に記載していないなどのため、同申告書の内容が事実と相違するなどしていたのに、上記の118公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

イ 就職促進給付

55公共職業安定所管内の受給者74人に対する再就職手当の支給額16,984,990円全額が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、再就職手当支給申請書に事実と相違した雇入年月日を記載していたのに、上記の55公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A公共職業安定所は、受給資格者Bから、平成18年12月から就職することとした失業認定申告書及び再就職手当支給申請書の提出を受けて、これに基づき、基本手当512,316円及び再就職手当163,806円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、受給資格者Bは同年11月から就職していたことから、上記の基本手当の一部335,445円及び再就職手当163,806円、計499,251円が適正に支給されていなかった。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数 人	不適正受給者数 人	左の受給者に支給した失業等給付金 千円	
				左の受給者に支給した失業等給付金 千円	左のうち不適正失業等給付金 千円
秋 田	秋 湯 等 6	443	14	9,083	2,173
	田 沢 計	64	1	303	303
福 島	郡 山	3	3	1,092	892
	小 計			1,092	892
茨 城	水 戸 等 6	230	12	9,661	2,617
	土 浦 等 2	37	2	563	563
埼 玉	川 口 等 7	186	14	7,210	5,076
	所 沢 等 2	37	2	563	563
千 葉	千 葉 等 5	428	14	7,315	3,780
	千 葉 等 2	98	3	585	585
東 京	上 野 等 11	739	23	14,862	5,840
	品 川 等 5	226	7	1,596	1,596
神 奈 川	鶴 見 等 7	379	10	5,797	3,978
	戸 塚 等 4	162	4	1,085	1,085
新 潟	新 潟 等 3	148	4	6,882	5,063
	巻 小 計	4	1	1,288	589
				67	67
				1,355	656

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数 人	不適正受給者数 人	左の受給者に支給した失業等給付金 千円	左のうち不適正失業等給付金 千円
愛知	名古屋中 等 9	448	22	13,806	5,400
	名古屋中 等 8	213	12	2,463	2,463
	小計			16,270	7,863
三重	四日市 等 7	356	18	10,252	2,769
	四日市 等 3	49	3	477	477
	小計			10,729	3,246
京都	京都西陣 等 7	586	29	12,766	4,645
	京都西陣 等 6	274	10	2,717	2,717
	小計			15,484	7,363
大阪	大阪東 等10	718	21	10,940	2,118
	大阪東 等 5	143	7	1,372	1,372
	小計			12,312	3,491
兵庫	神戸 等 8	332	21	8,601	3,922
	神戸 等 5	99	10	2,694	2,694
	小計			11,295	6,616
鳥取	鳥取 等 3	223	12	4,576	892
	鳥取 等 2	95	2	430	430
	小計			5,006	1,322
広島	福山市 等 5	211	11	5,258	1,664
	福山市 等 5	24	1	428	428
	小計			5,686	2,092
徳島	徳島 等 4	119	7	5,792	2,186
	徳島 等 2	39	3	493	493
	小計			6,285	2,680
愛媛	松山 等 3	92	6	5,009	2,907
	小計			5,009	2,907
高知	高知 等 3	265	20	11,916	3,101
	高知 等 2	76	2	573	573
	小計			12,490	3,675
福岡	福岡中央 等 6	295	15	7,843	2,704
	福岡中央 等 2	43	2	411	411
	小計			8,255	3,116
鹿児島	鹿児島 等 7	496	31	13,857	4,716
	鹿児島 等 2	34	2	156	156
	小計			14,014	4,873
求職者給付計	118か所	6,697	307	166,933	61,979
就職促進給付計	55か所	1,717	74	16,984	16,984
合計				183,918	78,964

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、各給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ119か所、314人である。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、受給資格者に対する指導を強化するとともに受給資格者から提出された失業認定申告書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(90) 雇用保険の失業等給付金を不正に支給していたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部 局 等	厚生労働本省(平成12年度から14年度までの間は香川労働局。11年度以前は香川県)(支給庁) 高松公共職業安定所(支給決定庁)
支給の相手方	2人
失業等給付金の支給額の合計	22,944,456円(平成10年度～19年度)
不正に支給した失業等給付金の支給額	22,944,456円(平成10年度～19年度)

1 保険給付の概要

(1) 失業等給付金の支給等

厚生労働省は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定に基づき失業等給付金の支給を行っている(前掲247ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)。そして、労働者が事業所に就職してから離職して基本手当の支給を受けるまでの主な手順は、次のとおりとなっている。

- ① 事業主は、雇用保険の被保険者としての要件を満たす労働者を雇用した場合、公共職業安定所(以下「安定所」という。)に雇用保険被保険者資格取得届(以下「資格取得届」という。)を提出する。なお、事業主が資格取得届を相当期間提出していなかった場合、安定所は出勤簿等の関係書類等により雇用の事実を確認の上、資格取得届を受理して当該労働者に対してさかのぼって雇用保険を適用すること(以下「そ及適用」という。)ができる。
- ② 離職した当該労働者は、求職者として安定所に出頭して、離職票、求職票等を提出する。そして、安定所は、被保険者期間等の要件を満たしている場合に、当該求職者を基本手当の受給資格者と決定するとともに職業相談等を行う。
- ③ 受給資格者は、4週ごとの失業認定日に安定所に出頭して失業認定申告書を提出する。そして、安定所は、失業認定申告書に記載されている就職の有無等の事実について確認して、当該受給資格者について失業認定を行った上で基本手当の支給決定を行う。
- ④ 厚生労働本省(平成12年度から14年度までの間は都道府県労働局。11年度以前は都道府県)は、③の支給決定に基づいて基本手当を支給する。

(2) 不正支給事案について香川労働局が実施した調査結果の概要

香川労働局(以下「香川局」という。)は、管内の高松公共職業安定所(以下「高松安定所」という。)が失業認定を行った受給者夫妻(以下、夫を「A」、妻を「B」という。)に対する基本手当の支給について、19年10月以降に、関係者に対する聴取、関係書類等による調査を行い、20年3月及び7月にその調査結果を公表している。これによると、A及びBは事業所に雇用保険の被保険者として雇用された事実がないにもかかわらず、高松安定所職員に

虚偽のそ及適用の手続を繰り返し行わせるなどして基本手当を受給する手口で、10年4月から19年9月までに基本手当計22,944,456円を不正に受給していたとしている。

2 検査の結果

本院は、香川局から上記の調査状況の報告を受けて直ちに香川局において会計実地検査を行うとともに、会計検査院法第27条の規定に基づく厚生労働大臣からの報告を受けて、合規性等の観点から、香川局の調査結果も踏まえて、基本手当の支給が適正に行われているかなどに着眼して、香川局の関係職員から事実関係を聴取したほか失業認定申告書等の書類により検査した。

検査の結果、A及びBに対する基本手当の支給額22,944,456円全額が不正に支給されていて、不当と認められる。

すなわち、Aは、以前に高松安定所において統括職業指導官であった職員Cとの職業相談の過程でそ及適用により被保険者資格を取得して基本手当を受給できることを知ったことから、10年3月に、他の部署に異動していた職員Cに対して、雇用された事実がないBに対してもそ及適用により基本手当の支給が受けられるよう強要した。職員Cから相談を受けた高松安定所の幹部はAの要求を受け入れて、Bが9年4月に資格取得したかのように、部下の職員に虚偽の資格取得届等の書類を作成させて、不正にそ及適用した。そして、4週ごとの失業認定日には、Bが一度も高松安定所に出頭しなかったにもかかわらず、Bが作成すべき失業認定申告書を高松安定所の職員が作成して、これに基づき高松安定所は失業認定、支給決定を行っていた。その結果、10年4月から11年4月までの間に基本手当2,006,520円がBの金融口座に振り込まれて、不正に支給されていた。

高松安定所は、その後もAの圧力に屈して不正支給を途中で断ち切ることができず、同様の手口により事業所に雇用された事実がないのにA及びBが交互に就職及び離職したこととした10年度から19年度までの間に、上記のBに対するそ及適用を含めてA及びB合わせて9回の不正なそ及適用を繰り返し行うなどして基本手当の支給決定を行っていた。

その結果、10年度から19年度までの間に、A及びBに対して基本手当計22,944,456円が不正に支給されていた。

このような事態が生じていたのは、Aが高松安定所の統括職業指導官に対して不正に基本手当の支給が受けられるよう強要したことにもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 高松安定所の関係職員に法令遵守の意識が欠如していたこと

イ 高松安定所において、外部からの不当な要求への対応策が著しく欠如しており、担当者が上司に相談しても適切な指導をしなかったり、黙認したりしたため、非違行為が継続する職場環境となっていたこと

ウ 香川局において、高松安定所に対する雇用保険に係る事務処理等についての指導監督が十分でなかったこと

なお、これらの不正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

(91) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)雇用安定等事業費
部 局 等	16 労働局
支給の相手方	57 事業主
不適正な支給となっていた特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金
特定就職困難者雇用開発助成金の支給額の合計	62,690,102 円(平成 18 年度～20 年度)
不適正支給額	39,651,451 円(平成 18 年度～20 年度)

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(前掲 247 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、特定求職者(60 歳以上 65 歳未満の高年齢者等、就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。))及び雇用に関する状況が全国的に悪化した場合等に就職支援が必要な者の雇用機会の増大を図るために、特定求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。))及び緊急就職支援者雇用開発助成金の二つがある。

(2) 就職困難者助成金の支給

就職困難者助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに常用労働者として雇い入れたことなどとなっている。そして、支給額は、支給対象期間(雇入れ後 1 年、重度身体障害者等については 1 年 6 か月)内に当該雇用労働者に支払った賃金に相当するものとして厚生労働大臣が定める方法により算定した額^(注1)に所定の支給率^(注2)を乗じて得た額となっている。

就職困難者助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び当該雇用労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該雇用労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、支払賃金額、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて就職困難者助成金の支給を行うこととなっている。

なお、労働局における就職困難者助成金の支給に係る審査については、当分の間、労働局は当該業務の一部を管内の公共職業安定所に行わせることができるとされている。

(注1) 厚生労働大臣が定める方法により算定した額 当該事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額から計算される年間 1 人当たりの平均賃金額等に基づき算定される額

(注2) 所定の支給率 支給率は、次のとおりである。

区分	企業区分	中小企業事業主 以外の事業主	中小企業事業主
	60歳以上65歳未満の高年齢者等		1 / 4
重度身体障害者等		1 / 3	1 / 2

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち、18労働局において会計実地検査を行い、平成18年度から20年度までの間に就職困難者助成金の支給を受けた事業主のうち1,022事業主を選定して、合規性等の観点から、これらの事業主に対する就職困難者助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、事業主から提出された支給申請書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、16労働局管内における57事業主に対する就職困難者助成金の支給(支給額62,690,102円)のうち、39,651,451円が適正に支給されておらず、不当と認められる。

上記の不適正支給の主な態様は、既に雇い入れている者又は事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととして申請した事業主に対して、就職困難者助成金を支給していたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A労働局は、事業主Bから、就職困難者Cを平成18年4月にD公共職業安定所の紹介を受けてその2日後に雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、就職困難者助成金643,132円を支給していた。

しかし、実際には、就職困難者Cは同年3月から勤務しており、事業主Bは既に雇い入れている同人に形式的にD公共職業安定所の紹介を受けさせていたことから、同人は就職困難者助成金の対象とならず、就職困難者助成金643,132円全額が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、これに対する前記の16労働局又は管内の公共職業安定所による調査確認が十分でないまま、同労働局において支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した就職困難者助成金	左のうち不適正就職困難者助成金
茨城	37	1	千円 1,794	千円 867
千葉	74	4	5,424	3,648
東京都	139	6	4,289	3,285
神奈川県	107	7	4,264	3,770
新潟	50	4	2,551	1,934
愛知県	64	4	10,735	4,198
三重	56	4	4,133	3,447
大阪	69	1	535	535
兵庫県	47	7	7,953	4,472
広島	41	1	2,222	1,111
鳥取	46	4	4,244	1,590
徳島	66	3	2,428	1,892
愛媛	17	2	1,414	1,414
福岡	12	1	2,315	2,315
鹿児島	44	5	6,748	3,799
計	75	3	1,633	1,365
	944	57	62,690	39,651

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、事業主に対する指導を強化するとともに事業主から提出された支給申請書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(92) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定)	(項)保険給付費
	〔平成18年度以前は、 厚生保険特別会計(年金勘定)〕	(項)保険給付費
部局等	社会保険庁	
支給の相手方	188人	
老齢厚生年金の支給額の合計	301,971,537円(平成17年度～20年度)	
不適正支給額	88,938,135円(平成17年度～20年度)	

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生年金保険(前掲217ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を1月以上有し、老齢基礎

年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が65歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、65歳未満であっても原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額は、①受給権者の被保険者期間及びその期間における報酬を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と②配偶者等について加算される額との合計額となっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

(ア) 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合において、総報酬月額相当額と基本月額(注)(基本年金額を12で除して得た額)との合計額が280,000円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は年金の額の全部の支給を停止することとなっている。

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

(イ) この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、常用的に使用している者が受給権者であるときは、その者の生年月日、基礎年金番号、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届に、その者から提出を受けた年金手帳を添えて地方社会保険事務局の社会保険事務所又は社会保険事務局社会保険事務室(以下「社会保険事務所等」という。)に提出する。
- ② 社会保険事務所等は、これを調査確認の上、届出内容を社会保険庁にオンラインで伝送し、同庁は、これに基づいて受給権者に係る年金の支給停止額を算定の上、支給額を決定する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点及び対象

全国の47社会保険事務局の312社会保険事務所等(平成20年3月末現在)のうち、21社会保険事務局の129社会保険事務所等管内において、17年に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者等334,765人のうち、厚生年金保険の適用事業所からの給与収入が確認されて調査の必要があると認められた者が960人見受けられた。そこで、合規性等の観点から、これらの受給権者等を使用している443事業所について、被保険者資格取得届等の提出は適正になされているかに着眼して、17年度から20年度までの間における特別支給の老齢厚生年金等の支給の適否を検査した。

(2) 検査の方法

本院は、上記の21社会保険事務局の129社会保険事務所等において、事業主から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に社会保険事務所等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 不適正支給の事態

検査したところ、18 社会保険事務局の 76 社会保険事務所等管内における 130 事業所の 188 人については、当該事業所において常用的に使用されて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしている、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が 280,000 円を超えるなどしているから、年金の額の一部又は全部の支給を停止すべきであったのに、被保険者資格取得届が提出されなかったなどのため年金の支給停止の手続がとられていなかった。このため、特別支給の老齢厚生年金等の受給権者 188 人に対する支給(支給額 301,971,537 円)について 88,938,135 円が適正に支給されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり、誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を怠るなどしていたのに、上記の 76 社会保険事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

社会保険庁は、受給権者 A に対して平成 17 年 1 月に裁定を行い、同年 5 月分から 20 年 1 月分まで特別支給の老齢厚生年金を全額支給していた。

しかし、A は 17 年 4 月から B 会社に短時間就労者として就職して、18 年 2 月以降は労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されていた。したがって、社会保険事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、B 会社の事業主がその提出を怠っていた。このため、支給が停止されるべき年金の一部 1,864,276 円が減額されておらず、適正に支給されていなかった。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を地方社会保険事務局ごとに示すと次のとおりである。

地方社会保険事務局名	社会保険事務所等	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に支給した年金の額	左のうち不適正支給額
		人	人	千円	千円
福 島	平 等 3	25	6	10,111	774
茨 城	水 戸 南 等 3	24	8	10,706	1,099
栃 木	宇 都 宮 東 等 3	43	14	21,713	11,644
埼 玉	浦 和 等 6	49	17	29,182	7,877
千 葉	幕 張	6	6	13,680	1,953
東 京	港 等 4	16	7	14,274	5,149
新 潟	新 潟 東 等 6	42	12	20,602	6,701
石 川	金 沢 南 等 3	23	13	30,323	8,393
静 岡	静 岡 等 8	67	20	16,446	6,939
愛 知	中 村 等 7	102	17	27,033	6,305
京 都	舞 鶴 等 2	13	4	2,582	1,336
大 阪	天 満 等 6	153	10	28,287	8,215
兵 庫	東 灘 等 7	47	19	17,608	4,641
岡 山	岡 山 東 等 4	16	13	27,905	6,646
広 島	広 島 西 等 4	25	8	11,038	4,517

地方社会保険事務局長名	社会保険事務所等	本院の調査に係る受給権者数	不適正受給権者数	左の受給権者に支給した年金の額	左のうち不適正支給額
愛媛	松山東等	3	7	4,217	1,839
福岡	東福岡等	4	26	7,543	2,115
佐賀	佐賀等	2	18	8,713	2,788
計	76か所		702	301,971	88,938

上記の事態については、社会保険庁は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同庁において、事業主に対する指導・啓発の強化を図るとともに、高年齢労働者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。

医療費 (93)-(98)

- (93) 国立高度専門医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、麻酔料等の請求額に過
 (96) 不足があったもの

会計名及び科目	国立高度専門医療センター特別会計 (款) 病院収入 (項) 診療収入
部 局 等	3 国立高度専門医療センター(4 病院)
請求過不足があった診療報酬	麻酔料、手術料等
請求過不足額	請求不足額 50,064,840 円(平成 19 年度) 請求過大額 31,673,420 円(平成 19 年度)

1 診療報酬の概要

(1) 診療報酬の算定及び請求

国立高度専門医療センター(以下「ナショナルセンター」という。)は、がんその他の悪性新生物、循環器病、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾患等に関して、診断・治療、調査・研究及び技術者の研修を行うために病院、研究所等を設置しており、このうち病院では保険医療機関として患者の診療を行っている。

保険医療機関は、「診療報酬の算定方法」(平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「厚生労働省告示」という。)等により、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数(以下「点数」という。)に単価(10 円)を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、保険医療機関は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等により、診療報酬のうち患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬については、診療報酬請求書に診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して請求することとなっている。

(2) 診療報酬の構成

診療報酬は、厚生労働省告示により、基本診療料と特掲診療料から構成されている。

このうち、基本診療料は、初診、再診及び入院診療の際にそれぞれ行われる診療行為又は入院サービスの費用等を一括して算定するもので、初診料、再診料、入院料等に区分されている。

また、特掲診療料は、基本診療料として一括して算定することが妥当でない特別の診療行為に対して、厚生労働省告示において個々に定められた点数により算定するもので、注射料、処置料、手術料、麻酔料等に区分されている。

(3) 麻酔料及び手術料

麻酔料は、厚生労働省告示により、麻酔の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔^(注1)(以下「全身麻酔」という。)を、人工心肺を用いて低体温で行う心臓手術で実施した場合には、当該麻酔の点数にその100分の200に相当する点数を加算することとなっている。また、全身麻酔を分離肺換気による手術で実施した場合は、当該麻酔の点数にその100分の100に相当する点数を加算することとなっている。

手術料は、厚生労働省告示により、手術の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、肺切除術など特定の手術において自動縫合器^(注3)を使用した場合は、当該手術の点数に、使用した自動縫合器の個数に応じた点数を加算することとなっている。また、手術において特定保険医療材料^(注4)を使用した場合は、当該手術の点数に、当該特定保険医療材料の点数を合算した点数により算定することとなっている。このほか、乳腺悪性腫瘍手術^(注5)において、腋窩部等の郭清を行った場合には、腋窩部等の郭清を行わなかった場合に適用される点数より高い点数を算定することとなっている。

(4) ナショナルセンターにおける診療報酬の請求事務

ナショナルセンターは、これらの診療報酬請求事務をコンピュータシステムを使用して行っている。すなわち、手術等の診療行為を行った場合には、診療部門は手術名、麻酔の方法、使用した医療機器、特定保険医療材料等を伝票に記入するなどして料金算定部門に送付して、料金算定部門は、この伝票の記載内容をコンピュータに入力するなどして、これにより診療報酬の算定及び請求を行っている。

(注1) 閉鎖循環式全身麻酔 閉鎖循環式全身麻酔器を用いて、患者の呼気中の炭酸ガスを除去しながら、麻酔ガスと酸素を補給する吸入麻酔法

(注2) 分離肺換気 全身麻酔中に用いられる換気方法の一つで、右肺と左肺を別々に換気する方法

(注3) 自動縫合器 胸・腹部臓器の切離と縫合閉鎖を同時に、かつ自動的に行える機器。胸・腹部の手術の際には、1ないし数個使用されることが多い。

(注4) 特定保険医療材料 厚生労働大臣が手術等の所定点数に合算してその費用を算定することができるように定めている特定の保険医療材料で、肝動脈塞栓材^{そくせん}、内視鏡用粘膜下注入材等がこれに該当する。

(注5) 腋窩部等の郭清^{えきか} 悪性腫瘍^{しゅよう}の転移の可能性があるわきの下などのリンパ節を系統的に切除する手術

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、6ナショナルセンター8病院のうち、3ナショナルセンターの4病院(以下「4病院」という。)において、合規性等の観点から、平成19年度の診療報酬の算定及び請求が適正に行われているかなどに着眼して、入院に係るレセプト控えなどの書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、4病院において、診療報酬請求額が不足していたものが843件、

50,064,840 円、診療報酬請求額が過大になっていたものが 296 件、31,673,420 円あり、不当と認められる。

これらについて、その主な態様を診療報酬の別に示すと次のとおりである。

ア 麻酔料に関するもの

4 病院は、全身麻酔を人工心肺を用いて低体温で行う心臓手術で実施したり、分離肺換気による手術で実施したりしているのに、麻酔の点数にそれぞれ 100 分の 200 又は 100 分の 100 の加算を行っていないなどしていた。このため、麻酔料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が 494 件、34,374,090 円不足していた。

また、4 病院のうち 3 病院は、全身麻酔を分離肺換気による手術には該当しない手術で実施しているのに、麻酔の点数に 100 分の 100 の加算を行うなどしていた。このため、麻酔料が過大に算定されていて、診療報酬請求額が 14 件、1,190,150 円過大になっていた。

イ 手術料に関するもの

4 病院は、手術において自動縫合器を使用しているのに、手術の点数に、使用した自動縫合器の個数に応じた点数を加算していなかったり、特定保険医療材料を使用しているのに、その点数を手術の点数と合算していなかったりなどしていた。このため、手術料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が 319 件、15,318,550 円不足していた。

また、4 病院は、乳腺悪性腫瘍手術において、腋窩部等の郭清を行わなかった場合にも、腋窩部等の郭清を行った場合に適用される高い点数で手術料を算定するなどしていた。このため、手術料が過大に算定されていて、診療報酬請求額が 278 件、30,327,740 円過大になっていた。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 請求不足については、診療部門において手術等の診療内容を伝票に記入する際に、麻酔の方法、使用した医療機器、特定保険医療材料等についての記入を漏らしたり、料金算定部門において伝票の記載内容をコンピュータに入力する際に、記載内容を見落とすなどして入力しなかったりしていたこと

イ 請求過大については、診療部門及び料金算定部門において、手術料の算定に関する認識が十分でなかったり、料金算定部門において伝票の記載内容を十分確認しないままコンピュータに入力したりしていたこと

上記の事態をナショナルセンター及び病院別に示すと次のとおりである。

ナショナルセンター 名及び病院名	診療報酬別請求過不足の件数と金額 (△は請求過大分)							
	麻酔料		手術料		その他		計	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
(93) 国立がんセンター中央病院	60	3,440	108	4,813	14	77	182	8,331
	8	△ 710	261	△ 29,400	1	△ 2	270	△ 30,113
(94) 国立がんセンター東病院	117	4,254	31	664	6	40	154	4,958
	—	—	3	△ 433	2	△ 148	5	△ 582
(95) 国立循環器病センター	205	23,690	119	6,077	4	15	328	29,783
	3	△ 262	7	△ 301	—	—	10	△ 563
(96) 国立長寿医療センター	112	2,988	61	3,763	6	238	179	6,991
	3	△ 217	7	△ 192	1	△ 4	11	△ 414
(93)-(96) の計	494	34,374	319	15,318	30	372	843	50,064
	14	△ 1,190	278	△ 30,327	4	△ 155	296	△ 31,673

(注) 1 件で、複数の診療報酬について請求過不足が生じている場合は、請求過不足額が最も多い診療報酬で分類している。

(97) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)精神保健費 (項)生活保護費 (項)身体障害者保護費 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)児童保護費 (項)国民健康保険助成費 (項)障害者自立支援給付諸費 (項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	年金特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	平成18年度以前は、	
	厚生保険特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	船員保険特別会計	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
部 局 等	社会保険庁、27 都道府県	
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、老人保健法(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等	
医療給付の種類	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、老人保健法、生活保護法等に基づく医療	
実施主体	国、都道府県26、市539、特別区23、町451、村78、広域連合1、国民健康保険組合87、計1,206実施主体	
医療機関及び薬局	医療機関211、薬局70	
過大に支払われた医療費に係る診療報酬等	入院基本料、入院基本料等加算、調剤報酬等	
過大に支払われた医療費の件数	550,320件(平成15年度～19年度)	
過大に支払われた医療費の額	1,371,158,253円(平成15年度～19年度)	
不当と認める国の負担額	764,104,116円(平成15年度～19年度)	

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、老人保健制度(平成20年4月以降は「後期高齢者医療制度」)、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が

行われている。

ア 老人保健制度の一環として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が老人保健法に基づき、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)のうち、当該市町村の区域内に居住する老人(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して行う医療

イ 医療保険制度の一環として、医療保険各法に規定する保険者が、医療保険各法に基づき被保険者(老人を除く。)に対して行う医療

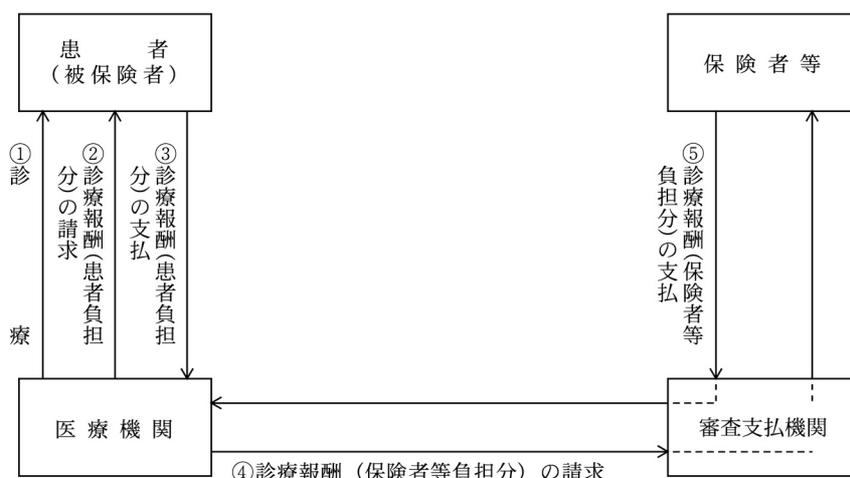
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法に基づき被保護者に対して行う医療等

(2) 診療報酬又は調剤報酬

これらの医療給付においては、被保険者(上記ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受け、又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合、市町村、保険者又は都道府県(以下「保険者等」という。)及び患者がこれらの費用を医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図1参照)。

図1 診療報酬の支払の手続



(注) 調剤報酬の支払の手続についても同様となっている。

ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数又は調剤点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、上記診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、老人保健法に係るものは市町村に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に診療報酬等の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基

金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトに基づき請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認の上、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

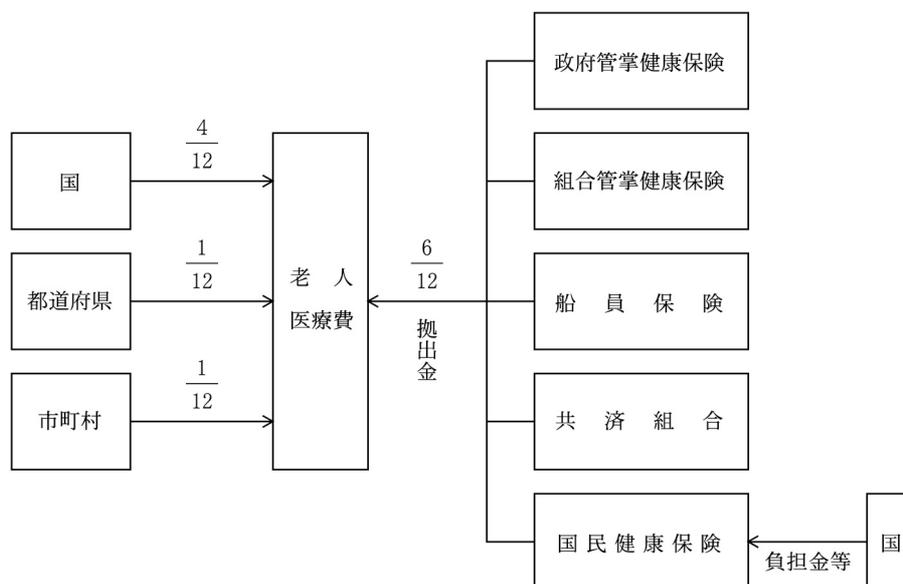
ア 老人保健法に係る医療費(以下「老人医療費」という。)については、老人の居住する市町村が審査支払機関を通じて支払うものであるが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が以下のように負担している(図2参照)。

(ア) 老人保健法により、老人医療費については、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1ずつを負担しており、残りの12分の6については各保険者が拠出する老人医療費拠出金が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として拠出する老人医療費拠出金の納付に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法等により、国は政府管掌健康保険等の保険者として老人医療費拠出金を納付している。

図2 老人医療費の負担



イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①政府管掌健康保険等の被保険者である場合の医療費は保険者としてその全額を、②市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の43%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%を、それぞれ負担している。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は11年度以降毎年度30兆円を超えており、このうち老人医療費は18年度では約34%を占めており、高齢化が急速に進展する中でその占める割合は高くなっている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は従来老人医療費を中心に、合規性等の観点から、診療報酬等の請求が適正に行われているかに着眼して検査を行っている。

そして、近年では医療機関において、医師、看護師等の医療従事者が不足して要件を満たしていなかったり、必要な各種届出を行っていなかったりしているのにこれらを満たすことが要件とされている診療報酬を請求したり、別途介護保険制度の介護給付等として行われるものを診療報酬として請求したりしている不適正と認められる事態が多く見受けられる。また、昨今の医薬分業の進展に伴い増加傾向にある調剤報酬についても、算定要件を満たしていないのに請求しているなど不適正と認められる事態が多く見受けられる。そこで、本年の検査に当たっても、合規性等の観点から、これらの点を中心に検査することとした。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、社会保険庁の27社会保険事務局及び27都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方社会保険事務局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 過大となっていた支払の事態

検査の結果、27都道府県に所在する211医療機関及び70薬局に対して1,206実施主体が行った15年度から19年度までの間における医療費の支払が、550,320件で1,371,158,253円過大となっていて、これに対する国の負担額764,104,116円が不当と認められる。

これを診療報酬等の別に整理して示すと、次のとおりである。

診療報酬等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われた医療費の 件数	過大に支払われた医療費 千円	不当と認める 国の負担額 千円
①入院基本料	288市区町村等 (43)	12,817	279,473	153,543
②入院基本料等加算	442市区町村等 (59)	40,476	437,386	244,078
③在宅医療料	109市区町村等 (44)	14,310	226,345	128,147
④初診料・再診料	238市区町村等 (29)	33,657	124,337	69,208
⑤処置料	125市区町村等 (14)	5,649	35,257	18,931
⑥医学管理料	28市町村等 (7)	5,796	22,061	12,327
⑦検査料等	234市区町村等 (15)	21,971	52,605	29,574
①-⑦の計	893実施主体 (211)	134,676	1,177,467	655,811

診療報酬等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払わ れた医療費の 件数	過大に支払わ れた医療費	不当と認める 国の負担額
		件	千円	千円
⑧調剤報酬	682市区町村等 (70)	415,644	193,690	108,292
①-⑧の計	1,206実施主体 (281)	550,320	1,371,158	764,104

注(1) 複数の診療報酬について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬等の実施主体数を合計したものと符合しない。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる診療報酬等の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなく、特に、診療報酬請求上の各種届出についての確認が必ずしも十分でなかったこと

イ 地方社会保険事務局及び都道府県において、医療機関の医療従事者が不足していることを把握できる資料があるにもかかわらずその活用が必ずしも十分でなかったこと

ウ 地方社会保険事務局及び都道府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

(4) 各事態の詳細

上記の医療費の支払が過大となっていた事態について、診療報酬等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

① 入院基本料

入院基本料は、患者が入院した場合に1日につき所定の点数が定められている。入院基本料のうち療養病棟入院基本料2は、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める五つの区分に従い、所定の点数を算定することとされている。

また、医療機関において、医師の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)に100分の70を乗じて得た数以下である場合(以下「著しい医師不足」という。)の入院基本料については、所定の減額をして算定することとされている。

さらに、精神病棟に入院している患者の身体障害の状態等が厚生労働大臣の定める基準に適合している場合に算定する重度認知症加算は、患者の身体障害の状態及び認知症の状態を評価することなどが算定要件とされている。

検査の結果、19都道府県に所在する43医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが12,817件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 療養病棟入院基本料2に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して高い区分の点数で算定していた。

イ 著しい医師不足等であるのに、入院基本料についての所定の減額をしないで算定していた。

ウ 患者の身体障害の状態及び認知症の状態についての評価を行うなどの算定要件を満たしていないのに、重度認知症加算を算定していた。

このため、上記12,817件の請求に対して288市区町村等が支払った医療費が

279,473,033 円過大となっていて、これに対する国の負担額 153,543,613 円は負担の必要がなかったものである。

② 入院基本料等加算

入院基本料等加算には、療養病棟療養環境加算、超重症児(者)入院診療加算、難病患者等入院診療加算、特殊疾患入院施設管理加算等がありそれぞれ所定の点数が定められている。

そして、これらの加算の多くは、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。ただし、療養病棟療養環境加算等は、医師等の数が標準人員を満たしていないなどの場合には算定できないこととされている。

また、超重症児(者)入院診療加算等は、厚生労働大臣が定める超重症等の状態にある患者に対して算定することとされている。ただし、これらの加算は、一般病棟に入院している老人の患者に対しては、算定できないこととされている。

さらに、難病患者等入院診療加算は、厚生労働大臣が定める難病等の疾患を主病として医療機関に入院している患者に対して算定することとされている。ただし、この加算は療養病棟入院基本料2を算定している患者に対しては、算定できないこととされている。

検査の結果、17 都道府県に所在する 59 医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが 40,476 件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 医師の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していた。

イ 届け出た区分より高い区分の療養病棟療養環境加算等を算定していた。

ウ 一般病棟に入院している老人の患者に対して、超重症児(者)入院診療加算等を算定していた。

エ 療養病棟入院基本料2を算定している患者に対して、難病患者等入院診療加算等を算定していた。

オ 地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、特殊疾患入院施設管理加算等を算定していた。

このため、上記 40,476 件の請求に対して 442 市区町村等が支払った医療費が 437,386,150 円過大となっていて、これに対する国の負担額 244,078,254 円は負担の必要がなかったものである。

③ 在宅医療料

在宅医療料のうち在宅患者訪問看護・指導料等は、医療機関が、居宅において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、看護師等を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合等に算定することとされている。また、歯科診療の訪問歯科衛生指導料等は、歯科医師が歯科訪問診療を行った患者等に対して、歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が訪問して、療養上必要な実地指導を行った場合等に算定する

こととされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、これらの診療が別途介護保険制度の介護給付として行われるものであることから、在宅患者訪問看護・指導料、訪問歯科衛生指導料等は算定できないこととされている。

また、在宅酸素療法指導管理料等は、医師が、居宅等において在宅酸素療法を行っている患者に対して、在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合等に算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等 11 施設^(注)(以下「老人ホーム等」という。)に配置されている医師(以下「配置医師」という。)がこれら施設の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、在宅酸素療法指導管理料等は算定できないこととされている。

(注) 特別養護老人ホーム等 11 施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(定員 111 名以上の場合)、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、救護施設(定員 111 名以上の場合)、知的障害者入所更生施設(定員 150 名以上の場合)、知的障害者入所授産施設(定員 150 名以上の場合)、乳児院(定員 100 名以上の場合)及び情緒障害児短期治療施設

さらに、在宅時医学総合管理料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、所定の点数を算定することとされている。

このほか、在宅患者訪問診療料等は、医療機関が、居宅において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合等に算定することとされている。ただし、老人ホーム等に入所している患者に対しては、在宅患者訪問診療料等は算定できないこととされている。

検査の結果、19 都道府県に所在する 44 医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが 14,310 件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して、在宅患者訪問看護・指導料又は訪問歯科衛生指導料等を算定していた。

イ 配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、在宅酸素療法指導管理料等を算定していた。

ウ 地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、在宅時医学総合管理料を算定していた。

エ 特別養護老人ホームの入所者に対して行った診療について、在宅患者訪問診療料等を算定していた。

このため、上記 14,310 件の請求に対して 109 市区町村等が支払った医療費が 226,345,908 円過大となっていて、これに対する国の負担額 128,147,796 円は負担の必要がなかったものである。

④ 初診料・再診料

初診料は、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、再診料はその後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、

配置医師が老人ホーム等の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、初診料、再診料は算定できないこととされている。

検査の結果、14道府県に所在する29医療機関において、初診料、再診料等の請求が不適正と認められるものが33,657件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していた。

イ 配置医師でない医師が、定期的に特別養護老人ホーム等の入所者の診療に当たっている場合、その医師は実質的には配置医師とみなすべきであるのに、初診料、再診料を算定していた。

このため、上記33,657件の請求に対して238市区町村等が支払った医療費が124,337,512円過大となっていて、これに対する国の負担額69,208,367円は負担の必要がなかったものである。

⑤ 処置料

処置料には、一般処置料、栄養処置料等があり、それぞれの処置の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、老人ホーム等の職員が入所者に対して行った処置については、処置料を算定できないこととされている。

また、処置に当たって薬剤を使用した場合は、実際に使用した薬剤の総量に基づいた薬剤料の点数を合算して算定することとされている。

検査の結果、11道県に所在する14医療機関において、処置料等の請求が不適正と認められるものが5,649件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 特別養護老人ホーム等の職員が入所者に対して行った^{くう}鼻腔栄養等について処置料を算定していた。

イ ^{じん}人工腎臓の処置に使用される薬剤について、実際に使用した量よりも多い量により薬剤料を算定していた。

このため、上記5,649件の請求に対して125市区町村等が支払った医療費が35,257,836円過大となっていて、これに対する国の負担額18,931,694円は負担の必要がなかったものである。

⑥ 医学管理料

医学管理料のうち特定疾患療養管理料等は、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合等に算定することとされている。ただし、配置医師が老人ホーム等の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、特定疾患療養管理料等は算定できないこととされている。

検査の結果、7府県に所在する7医療機関において、医学管理料等の請求が不適正と認められるものが5,796件あった。その主な態様は、配置医師が特別養護老人ホームの入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していたものである。

このため、上記5,796件の請求に対して28市町村等が支払った医療費が22,061,757円過大となっていて、これに対する国の負担額12,327,075円は負担の必要がなかったものである。

⑦ 検査料等

検査料には、血液化学検査等の検体検査料等があり、それぞれの検査の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、診療の具体的方針として、検査は、診療上必要があると認められる範囲内において行うこと、同一の検査はみだりに反復して行ってはならないこととされている。

注射料は、点滴注射等の注射の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、老人ホーム等の職員が入所者に対して行った注射については、注射料を算定できないこととされている。

検査の結果、9都道県に所在する15医療機関において、検査料等の請求が不適正と認められるものが21,971件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 特別養護老人ホームの多くの入所者に対して血液化学検査等を画一的に実施して検査料を算定していた。

イ 特別養護老人ホームの職員が入所者に対して行った点滴注射等について注射料を算定していた。

このため、上記21,971件の請求に対して234市区町村等が支払った医療費が52,605,772円過大となっていて、これに対する国の負担額29,574,785円は負担の必要がなかったものである。

⑧ 調剤報酬

調剤報酬のうち薬剤服用歴管理料の服薬指導加算は、処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録して、これに基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行った場合に算定することとされている。

また、在宅患者訪問薬剤管理指導料は、居宅で療養を行っている患者に対して、医師の指示に基づき、薬剤師が患家を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、この指導が別途介護保険制度の介護給付として行われるものであることから、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できないこととされている。

検査の結果、18都道府県に所在する70薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが415,644件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 薬剤服用歴の記録に基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行うことなどの算定要件を満たしていないのに、服薬指導加算等を算定していた。

イ 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していた。

このため、上記415,644件の請求に対して682市区町村等が支払った医療費が193,690,285円過大となっていて、これに対する国の負担額108,292,532円は負担の必要がなかったものである。

以上を医療機関等の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関等 数)	過大に支払わ れた医療費の 件数	過大に支払わ れた医療費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
北海道	102市区町村等 ⁽¹⁶⁾	25,126	110,777	61,816	①②③④⑤⑦⑧
青森県	17市町村等 ⁽²⁾	802	26,584	15,241	①②
岩手県	21市町村等 ⁽⁷⁾	5,800	38,604	21,443	②③⑥⑦⑧
山形県	50市区町等 ⁽⁷⁾	33,553	13,043	7,491	④⑧
栃木県	21市町等 ⁽²⁾	1,050	2,457	1,345	②③
群馬県	152市区町村等 ⁽⁹⁾	21,139	39,866	22,405	①②③④⑥⑦
埼玉県	139市区町村等 ⁽¹⁶⁾	35,558	67,360	37,132	①②④⑤⑥⑧
千葉県	53市区町村等 ⁽⁹⁾	5,920	27,039	14,737	①②③④⑥⑧
東京都	178市区町村等 ⁽¹⁵⁾	35,274	94,163	52,123	①②③⑦⑧
神奈川県	23市区町等 ⁽⁸⁾	4,422	31,660	17,515	③④⑥⑧
新潟県	58市区町村等 ⁽¹¹⁾	6,024	63,454	34,284	①②③④⑥⑦
福井県	11市区町等 ⁽²⁾	314	7,760	4,295	①②
山梨県	31市区町村等 ⁽³⁾	14,272	11,330	5,962	③⑤⑧
岐阜県	46市区町等 ⁽⁷⁾	37,178	15,672	8,662	②⑤⑧
愛知県	95市区町村等 ⁽¹⁸⁾	11,522	133,954	72,081	①②③④⑦⑧
三重県	25市町村等 ⁽⁶⁾	1,302	11,877	6,611	①④⑤
京都府	130市区町村等 ⁽⁷⁾	31,215	17,198	9,368	①③⑧
大阪府	185市区町村等 ⁽⁴²⁾	127,809	176,125	102,255	①②③④⑥⑧
兵庫県	64市区町村等 ⁽²⁰⁾	7,681	107,139	59,128	①②③④⑤⑧
鳥取県	30市町村等 ⁽⁴⁾	11,370	8,641	4,933	①③⑧
岡山県	5市町等 ⁽¹⁾	206	2,219	1,243	①
広島県	73市区町等 ⁽¹⁹⁾	36,588	118,078	66,933	③④⑤⑦⑧
高知県	3市 ⁽²⁾	102	6,314	3,478	①③
熊本県	63市町村等 ⁽¹⁷⁾	37,770	57,509	32,655	①②③④⑤⑦⑧
宮崎県	11市区町等 ⁽⁴⁾	1,050	35,408	19,689	①③⑤
鹿児島県	120市区町村等 ⁽²²⁾	52,663	131,306	72,678	①②③④⑤⑦⑧
沖縄県	41市町村等 ⁽⁵⁾	4,610	15,607	8,588	②⑤⑧
計	1,206市区町村等 ⁽²⁸¹⁾	550,320	1,371,158	764,104	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄の①～⑧は、本文(264 ページ)の過大となっていた支払の事態の診療報酬等の別に対応している。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、地方社会保険事務局(20年10月以降は医療指導監査業務を引き継ぐ地方厚生局及び地方厚生支局)及び都道府県に対して、把握した情報を有効に活用しながら医療機関等に対する指導を実施するよう努めるとともに、審査支払機関、保険者等に対する指導の徹底を図るよう助言等を行う必要があると認められる。

(98) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁) 11 労働局(審査庁)
支払の相手方	183 医療機関
過大な支払となっていた労災診療費	手術料、入院料等
過大支払額	33,677,068 円(平成 17、18 両年度)

1 保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、労働福祉事業(平成 19 年 4 月以降は社会復帰促進等事業)を行う保険である。

(2) 療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求に基づき、都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所又は労働福祉事業で設置された病院において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの医療機関は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査して、その結果に基づき、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和 51 年基発第 72 号労働省労働基準局長通達。以下「算定基準」という。)に基づき算定することとなっている。この算定基準によると、労災診療費は、労災診療の特殊性等を考慮して、①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)に 12 円(法人税等が非課税となっている公立病院等については 11 円 50 銭)を乗じて算定すること、②初診料、再診料等特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数又は金額を別に定めて、これにより算定することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国 47 労働局のうち、12 労働局において会計実地検査を行い、合規性等の観点から、各労働局の審査に係る 17 年度又は 18 年度の労災診療費の支払が算定基準に基づき適正になされているかなどに着眼して、診療費請求内訳書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 過大な支払となっていた事態

検査の結果、11 労働局の審査に係る労災診療費のうち、手術料、入院料、処置料、初診料、再診料、麻酔料等が過大に支払われていたものが 183 医療機関について 33,677,068

円あり、不当と認められる。

これらの事態について、その主なものを示すと次のとおりである。

ア 手術料に関するもの

手術料は、創傷処理、植皮術等の区分ごとの所定点数により算定することとなっている。また、1回の皮切により手術を行い得る範囲(以下「同一手術野」という。)の手術につき、2以上の手術を同時に行った場合の手術料は、主たる手術の所定点数のみにより算定することとなっている。

しかし、前記11労働局管内の145医療機関では、手術料について、本来算定すべき区分の所定点数によらず、異なる区分のより高い所定点数により算定したり、同一手術野につき2以上の手術を同時に行っているのに主たる手術の所定点数によらず、それぞれの手術の所定点数を合算して算定したりするなどしていた。このため、手術料207件で22,218,344円が過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A病院では、傷病労働者Bに対する脾臓^ひ損傷に係る手術料の算定に当たり、脾臓を摘出したとして脾摘出術の区分の所定点数18,500点に深夜加算の100分の80を加算した33,300点に11円50銭を乗じた382,950円としていた。しかし、実際には脾臓を摘出せず縫合を行ったことから、当該手術料は、脾摘出術の区分ではなく、脾縫合術の区分の所定点数11,400点に深夜加算の100分の80を加算した20,520点に11円50銭を乗じた235,980円と算定すべきであり、このため手術料が146,970円過大となっていた。

イ 入院料に関するもの

入院料のうち特定入院料は、救命救急入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料等の区分ごとに算定できる要件を満たす場合に、当該区分の所定点数により算定することとなっている。

しかし、前記11労働局管内の32医療機関では、算定できる要件を満たしていないのに救命救急入院料等の特定入院料を算定するなどしていた。このため、入院料63件で6,685,328円が過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、医療機関が労災診療費を誤って算定し請求していたのに、前記の11労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことによると認められる。

上記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	医療機関数	過大支払件数 件	過大支払額 千円
北海道	12	18	3,236
青森	12	25	1,760
埼玉	15	24	4,227
千葉	16	24	1,908
東京	34	321	5,453

労働局名	医療機関数	過大支払件数 件	過大支払額 千円
神奈川県	30	67	6,079
滋賀県	12	26	2,332
京都府	15	85	3,460
大阪府	18	23	2,456
大分県	8	61	933
沖縄県	11	51	1,827
計	183	725	33,677

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、医療機関に対する労災診療費等に係る説明会を開催して労災診療費算定基準の周知徹底を図るとともに、診療費請求内訳書等に係る審査の強化を図る必要があると認められる。

補助金 (99)-(683)

- (99) 臨床研修費等補助金の算定において、補助の対象とはならない法人負担分の共済掛金等を補助対象事業費に含めていたため、国庫補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省
部局等	神奈川県
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	学校法人聖マリアンナ医科大学
補助事業	臨床研修費補助事業
補助事業の概要	医師等の資質の向上を目的として、公私立大学附属病院等が行う臨床研修事業に対して、その経費の一部を補助するもの
上記に対する国庫補助金交付額	116,056,000 円(平成 18 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	8,777,000 円(平成 18 年度)

1 補助金の概要

臨床研修費等補助金は、医師等の資質の向上等を目的として、公私立大学附属病院等が行う医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に基づく臨床研修事業に対してその経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 臨床研修事業の種目ごとに定められた基準額と対象経費の実支出額とを病院等の施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。

そして、上記の種目には、研修医を指導する医師の人件費等を対象とする教育指導経費

と、研修医の宿日直研修事業費等を対象とする導入円滑化特別加算(以下「特別加算」という。)とがある。このうち、特別加算の基準額は、研修医に係る平均年間給与支払額等を用いて算出することとなっている。そして、研修医の平均年間給与支払額には、事業主体負担分の共済掛金、雇用保険及び労災保険料を含まないことになっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、補助対象事業費の算定は適正に行われているかに着眼して、3府県、4市等計22事業主体において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、学校法人聖マリアンナ医科大学(以下「法人」という。)において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、法人は、平成18年度に実施した医師に係る臨床研修事業について、補助対象事業費118,872,000円で事業を実施したとする事業実績報告書を神奈川県に提出して、国から国庫補助金116,056,000円の交付を受けていた。

しかし、法人は、特別加算の基準額の算定に当たり、研修医に係る平均年間給与支払額に補助の対象とはならない法人負担分の共済掛金、雇用保険料及び労災保険料を加えて算出していた。

したがって、研修医に係る適正な18年度平均年間給与支払額を用いて国庫補助金を算定すると107,279,000円となり、国庫補助金交付額116,056,000円との差額8,777,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、法人において事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、同県において法人から提出された事業実績報告書等の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(100) 厚生労働科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの (109)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)科学研究費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助金の交付先	10 研究者
補助事業	厚生労働科学研究費補助
補助事業の概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保して、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額の合計	1,403,455,000円(平成14年度～19年度)

1 補助金の概要

(1) 厚生労働科学研究費補助金の概要

厚生労働省は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保して、技術水準の向上を図ることを目的とする研究助成費として厚生労働科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成 10 年厚生省告示第 130 号。以下「取扱規程」という。)、厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成 10 年厚科第 256 号厚生科学課長決定。以下「取扱細則」という。)等によると、補助金は、研究計画に基づき遂行される研究事業に関してすべての責任を負う研究者(以下「主任研究者」という。)等に交付されることとなっている。

そして、取扱細則等により、主任研究者が当該研究を他の研究者と共同で実施する場合は、①主任研究者、②主任研究者と研究項目を分担して研究を実施する分担研究者、③主任研究者の研究計画の遂行に協力する研究協力者により研究組織を構成するものとされている。そして、補助金の交付を受けた主任研究者は、交付された補助金の一部を分担研究者に配分することができることとなっている。

(2) 補助金の交付の対象経費

取扱規程によると、研究事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、①直接研究に必要な経費(消耗品費等)、②研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費(以下、①と②を合わせて「直接研究費等」という。)、③研究に必要な間接経費とされている。このうち間接経費は研究事業の実施には直接的にかかわらない経費で、直接研究費等に一定の比率を乗じて算定されることとなっている。

(3) 補助金に係る事務

「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」(平成 13 年厚科第 332 号厚生科学課長決定)等により、直接研究費等に係る事務は、主任研究者及び分担研究者の事務に係る負担を軽減するなどのため、原則として、主任研究者及び分担研究者の所属機関の長に委任されることとなっている。そして、委任を受けた所属機関の長は、直接研究費等に係る事務を適正に執行することなどとなっている。

また、間接経費に係る事務は、主任研究者が次のように行うこととなっている。

- ① 主任研究者は、間接経費を所属機関の長が受け入れる意思があることを確認した上で、厚生労働省に対して交付申請書を提出する。
- ② 主任研究者は、厚生労働省から間接経費の交付を受けた後、所属機関の長へ納付する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、交付された補助金が取扱規程等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、厚生労働省及び 35 研究機関において会計実地検査を行った。

そして、これらの研究機関に所属する研究者 298 名が実施している 407 研究事業について納品書、請求書等の書類により検査するとともに、補助金の管理等が適切でないと思われる事態があった場合には、研究者の所属機関に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

なお、本院は、平成 19 年次の獨協医科大学における文部科学省所管の科学研究費補助金等の会計実地検査の結果、同大学に所属する複数の研究者が、同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたため、同補助金等が過大に交付されていた事態について平成 18 年度決算検査報告に掲記した。その際、同大学に対して、同大学の他の研究者及び他の研究資金についても調査を求めていたところ、19 年 11 月に同大学から本件補助金に関する調査結果の報告を受けたので、その報告内容の確認も行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、6 研究機関に所属する 10 研究者が実施している 36 研究事業において、次のような事態が見受けられた。

- ① 研究者が業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより研究者の所属機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなどしていた。そして、研究者は、架空の取引に係る購入代金を業者に預けて別途に経理していた。
- ② 補助対象経費に補助対象とは認められない経費を含めていた。また、補助対象経費に所属機関の長に納付することとなっている間接経費が含まれていたにもかかわらず、これを所属機関の長に納付せず、自らの研究事業に係る直接研究費等として使用していた。

このため、14 年度から 19 年度までの補助金交付額計 1,403,455,000 円のうち計 95,268,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、①研究者において、補助金の原資は税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、②研究者の所属機関において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、③研究者及び所属機関において、補助対象経費として認められる経費の範囲についての理解が十分でなかったことや間接経費の交付の目的等についての理解が十分でなかったこと、④厚生労働省において、研究者及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

これを所属機関別・研究者別に示すと次のとおりである。

	所属機関名	研究者	年度	事業数	補助金交付額	不当と認める補助金額	摘要
					千円	千円	
(100)	獨協医科大学	A	14~18	15	504,420	44,731	補助金の過大交付
(101)	同	B	14~17	4	257,500	3,585	同
(102)	同	C	15	2	60,800	3,076	同
(103)	同	D	17、18	2	95,000	2,408	同
(104)	同	E	15、16	2	44,000	1,843	同
(105)	昭和大学	F	15~17	4	262,760	12,032	同

上記 6 名の研究者は、業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより研究者の所属機関に架空の取引に係る購

	所属機関名	研究者	年度	事業数	補助金交付額 千円	不当と認める 補助金額 千円	摘要
	入代金を支払わせるなどしていた。そして、研究者は、架空の取引に係る購入代金を業者に預けて別途に経理していた。						
(106)	福岡大学	G	17~19	3	72,000	3,498	補助の対象外
(107)	筑波大学	H	18	1	4,500	1,461	同
(108)	帝京大学	I	17	1	9,000	1,100	同
	上記3名の研究者は、各年度の補助対象経費に、補助対象とは認められないリース料(研究者G)、消耗品費(研究者H)、印刷製本費(研究者I)を含めていた。						
(109)	杏林大学	J	17, 18	2	93,475	21,534	補助の対象外
	上記の研究者は、両年度の補助対象経費に、所属機関の長に納付することとなっている間接経費が含まれていたにもかかわらず、これを所属機関の長に納付せず、自らの研究事業に係る直接研究費等として使用していた。						
(100)-(109)の計				36	1,403,455	95,268	

(110) 医療施設運営費等補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生諸費
部局等	岡山県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	岡山県
間接補助事業者(事業主体)	学校法人川崎学園
補助事業	救命救急センター運営事業
補助事業の概要	地域住民の救急医療の確保を図るために、救命救急センターを運営するもの
上記に対する国庫補助金交付額	46,503,000 円(平成 17 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	7,856,000 円(平成 17 年度)

1 補助金の概要

医療施設運営費等補助金(救命救急センター運営事業分)は、地域住民の救急医療の確保を目的として、重篤救急患者の医療を確保するために、初期救急医療施設、第2次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連絡体制の下に、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センター(以下「センター」という。)の運営事業に対して都道府県が補助する事業に対して、その費用の一部を国が補助するなどの事業である。

このうち、都道府県が補助する事業に係る補助金の交付額は、センターごとに、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の基準額と対象となる経費の実支出額(以下「実支出額」という。)とを比較して少ない方の額を選定する。

- ② ①により選定された額(以下「選定額」という。)と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費として、これに補助率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

上記の総事業費及び実支出額の対象となる経費は、給与、退職金等の人件費、減価償却費等の運営経費等センターの運営実態を反映する経費となっている。ただし、建物、構築物及び医療機器等備品で、国庫補助を受けて整備したものに係る減価償却費については、対象となる経費から除くこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、補助対象事業費の算定は適正に行われているかに着眼して、3府県15市等計18事業主体において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、岡山県知事の要請を受けて、学校法人川崎学園(以下「法人」という。)が、自ら運営している川崎医科大学附属病院で実施したセンターの運営事業において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、法人は、平成17年度に、上記センターの運営事業について、選定額と差引額とを比較して、選定額139,509,000円が少ない方の額であるとして、岡山県から県補助金の交付を受けて、同県に実績報告書を提出していた。そして、同県は、選定額に3分の2を乗ずるなどして補助対象事業費を93,006,000円として、これに対する国庫補助金46,503,000円の交付を受けていた。

しかし、法人は、差引額の算定に当たり、国庫補助を受けて整備した建物、構築物及び医療機器に係る減価償却費を対象となる経費に含めていて、総事業費に減価償却費を過大に計上するなどしていたため、差引額が過大となっていた。

したがって、適正な差引額を算定すると115,942,163円となり、選定額を下回ることから、これにより補助対象事業費を算定すると計77,294,000円となり、補助対象事業費が過大に精算されていた。そして、適正な補助対象事業費に基づき国庫補助金を算定すると計38,647,000円となり、交付額との差額計7,856,000円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、法人において補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、岡山県において法人から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、事務処理の適正化について補助事業者等への指導を徹底するとともに、都道府県における実績報告等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

- (111) 保健事業費等負担金の算定において、2回目以降の健康診査の受診人員数を算定対象
 (116) に含めるなどしたため負担金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生諸費
部 局 等	4 都県
国庫負担の根拠	老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)
補助事業者 (事業主体)	市 5、特別区 1、計 6 市区
国庫負担対象事業	保健事業(健康診査)
国庫負担対象事業の概要	壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るために、住民に対して基本健康診査等の健康診査及び指導を行うもの
上記に対する国庫負担金交付額	2,331,966,428 円(平成 14 年度～18 年度)
不当と認める国庫負担金交付額	55,606,904 円(平成 14 年度～18 年度)

1 負担金の概要

保健事業費等負担金(健康診査費分)(以下「負担金」という。)は、老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、その区域内に居住地を有する 40 歳以上の者に対して行う基本健康診査や歯周疾患検診等の健康診査及び指導の実施に要する経費の一部を、国が負担するものである。

この負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 診査の種類ごとに定められている基準単価(基本健康診査については、更に集団検診、医療機関一括方式、医療機関個別方式等の実施方法ごとに定められている。)から、受診者等から徴収する額について診査の種類ごとに定められている費用徴収基準額(基本健康診査については、更に実施方法ごとに定められている。以下「徴収基準額」という。)を控除した額に、それぞれの受診人員数を乗じて得た額の合計額を基準額とする。そして、実際の費用徴収額(以下「徴収額」という。)が徴収基準額を上回る場合には、徴収基準額ではなく徴収額を基準単価から控除して基準額を算出する。また、70 歳以上の受診者等について、徴収を行った場合は、徴収基準額がないため実際の徴収額を基準単価から控除して基準額を算出する。

- ② ①により算出された基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額に 3 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

そして、健康診査は、医療保険各法の保険者が行う成人病検診等の健康診査に相当するサービスを受けた者は対象としないこと、同一人について年 1 回行うこととされている。また、基本健康診査の実施方法のうち、集団検診は、市町村が医療機関等に委託するなどして、市町村保健センターや公民館等の施設で基本健康診査を実施するものであり、一方で医療機関一括方式は、医療機関に委託して、その医療機関の施設において、期日、時間を定めて、その間専ら基本健康診査を実施するものとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、負担金の交付額の算定が適切に行われているかに着眼して、25 都府県の 198 市区町及び 1 一部事務組合において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、交付額の算定が適切でないと思われる事態があった場合には、更に事業主体に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、4 都県の 6 事業主体において、負担金の交付額の算定を誤ったため、負担金交付額計 2,331,966,428 円のうち計 55,606,904 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において交付要綱等を十分に理解していなかったこと、都県において事業主体から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

都 県 名	事業主体	年 度	国庫負担対象 事業費	左に対する国 庫負担金交付 額	不当と認める 国庫負担対象 事業費	不当と認める 国庫負担金交 付額	
			千円	千円	千円	千円	
(111)	兵 庫 県	神 戸 市	14~17	1,693,344	564,448	44,826	14,942
(112)	同	尼 崎 市	14~17	860,043	286,681	37,249	12,416
(113)	和歌山県	和歌山市	14~18	1,002,022	334,007	32,843	10,947

上記の 3 市は、負担金の交付額の算定に当たり、基本健康診査の受診人員数に、1 年間に 2 回以上基本健康診査を受診した者に係る 2 回目以降の延べ受診人員数等計 15,169 人(神戸市 6,563 人、尼崎市 5,017 人、和歌山市 3,589 人)を含めるなどしていた。

しかし、健康診査は、同一人について年 1 回行うこととされていることから、2 回目以降の健康診査の受診人員数等は負担金の算定対象とはならない。

したがって、2 回目以降の健康診査の受診人員数等を除外するなどして適正な負担金の交付額を算定すると、神戸市については計 549,505,762 円、尼崎市については計 274,264,467 円、和歌山市については計 323,059,551 円となり、交付額との差額、それぞれ計 14,942,301 円、計 12,416,552 円、計 10,947,979 円が過大に交付されていた。

(114)	東 京 都	練 馬 区	15、16	1,841,717	613,905	35,310	11,770
(115)	兵 庫 県	西 宮 市	14~17	1,529,229	509,743	11,496	3,832

上記の 2 市区は、負担金の交付額の算定に当たり、医療機関等に委託して市の保健センター等を診査会場として実施した基本健康診査について、医療機関一括方式の基準単価(平成 14 年度 8,058 円、15、16 両年度 7,933 円)を適用するなどしていた。

しかし、上記の基本健康診査の実施方法は、実施場所が委託先の医療機関の施設ではないことから、医療機関一括方式ではなく、集団検診に該当するので、集団検診の基準単価(14 年度 4,306 円、15 年度 4,267 円、16 年度 4,247 円)を適用すべきであった。

したがって、当該基本健康診査について、医療機関一括方式ではなく集団検診の基準単価を適用するなどして適正な負担金の交付額を算定すると、練馬区については計 602,135,616 円、西宮市については計 505,910,959 円となり、交付額との差額、それぞれ計 11,770,213 円、計 3,832,311 円が過大に交付されていた。

都 県 名	事業主体	年 度	国庫負担対象 事業費 千円	左に対する国 庫負担金交付 額 千円	不当と認める 国庫負担対象 事業費 千円	不当と認める 国庫負担金交 付額 千円
(116) 岩手県	(注) 一関市	17	69,542	23,180	5,092	1,697
<p>一関市は、負担金の交付額の算定に当たり、70歳未満の受診者については、基準単価から徴収基準額を控除して、70歳以上の受診者等については、徴収基準額がないことから、基準単価をそのまま用いるなどしてそれぞれ基準額を算出していた。</p> <p>しかし、同市は、70歳未満の受診者4,364人について、徴収基準額(集団検診1,300円、医療機関一括方式2,400円)を上回る徴収額(集団検診1,700円から2,900円まで、医療機関一括方式3,234円)を徴収したり、70歳以上の受診者等1,057人について、徴収額(集団検診1,700円又は2,600円、医療機関一括方式1,122円又は3,234円)を徴収したりするなどしていることから、基準額を算出する際には、基準単価から実際の徴収額を控除する必要があった。</p> <p>したがって、基本健康診査の受診者に係る徴収額を基準単価から控除するなどして適正な負担金の交付額を算定すると21,483,169円となり、交付額との差額1,697,548円が過大に交付されていた。</p> <p>(注) 平成17年9月20日に、一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村が合併して一関市となった。</p>						
(111)-(116)の計			6,995,899	2,331,966	166,820	55,606

(117) 職業転換対策事業の実施に当たり、職場適応訓練の要件を満たしていない事業主を選定していたなどのため、職業転換訓練費負担金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費
部 局 等	厚生労働本省
国庫負担の根拠	雇用対策法(昭和41年法律第132号)
補助事業者 (事業主体)	香川県
国庫負担対象事業	職業転換対策事業
国庫負担対象事業の概要	就職が困難な求職者の雇用を促進するために、事業所において訓練を行うもの
事業費	103,046,940円(平成13年度～19年度)
上記に対する国庫負担金交付額	51,523,470円
不当と認める事業費	8,373,030円(平成14年度、16年度～19年度)
不当と認める国庫負担金交付額	4,186,515円(平成14年度、16年度～19年度)

1 職業転換訓練費負担金の概要

(1) 職業転換訓練費負担金の概要

職業転換訓練費負担金は、都道府県が、雇用対策法(昭和41年法律第132号)、厚生労働省が定めた職場適応訓練実施要領(昭和56年職発第320号・訓発第124号。以下「実施要領」

という。)等に基づき、障害者、高齢者等就職が困難な求職者の職場適応訓練(以下「職適」という。)を事業主に委託して実施する場合に、国がその訓練費(以下、職適の訓練費を「職適訓練費」という。)の2分の1を負担するものである。

(2) 職適の実施

職適は、職適を受ける者(以下「訓練生」という。)に対して、事業所において、当該事業所の業務に係る作業についての訓練を行い、もって作業の環境に適応することを容易にさせることを目的として実施されるものである。

香川県は、職適訓練費の支給要件、実施手続等を定めた実施要領に基づき職適を実施しており、その実施手続はおおむね次のとおりとなっている。

- ① 香川県は、障害者、高齢者等就職が困難な求職者のうち、香川労働局(以下「香川局」という。)管内の高松公共職業安定所(以下「高松安定所」という。)等が職業相談等を行った上で職適を受けさせることが適職に就かせるために必要と認めて受講指示を行った求職者について、高松安定所等から職場適応訓練受講指示通知書(以下「受講指示書」という。)により氏名、訓練期間等の連絡を受ける。また、高松安定所等は、職適を実施する事業主を選定して、事業主から提出された職場適応訓練受託申込書に、職適を実施する事業主として適当である旨の意見を付して香川県に提出する。
- ② 香川県は、事業主と委託契約を締結する。そして、事業主は、香川県が定める訓練項目、訓練時間配分等の基準に基づき、訓練生の知識、技能等の状況及び当該事業所の業務に係る作業内容に応じた訓練計画を定めて、事業所の従業員が指導員として計画的に指導、助言を行うことにより職適を実施する。
- ③ 香川県は、職適が修了した事業主に対して、職場適応訓練実績報告書(以下「実績報告書」という。)を高松安定所等の意見を付した上で提出させる。

また、職適訓練費は、事業主に支給する事業所謝金(訓練生1人1月当たり24,000円。平成15年3月以前は24,100円)と、訓練生に支給する訓練手当等から成っており、香川県は、実施手続に基づいて職適が実施された場合に、事業主及び訓練生の請求に基づき支給することとしている。

(注) 訓練手当 基本手当、技能習得手当(受講手当、通所手当)及び寄宿手当の3種類がある。このうち、基本手当は、職適を受けた期間の日数に応じて支給され、訓練生の居住地により日額が異なり、高松市の場合は日額3,930円(平成15年3月以前は3,940円)となっている。受講手当は、受講日数に応じて支給され、日額500円(15年4月以前は600円)となっている。通所手当は、訓練生の居住地から職適を行う施設までの通所に要する運賃等である。

2 検査の結果

本院は、香川県及び香川局において会計実地検査を行い、13年度から19年度までの間に実施した高松安定所管内に所在する2事業主に係る職適(訓練生計71人)を対象として、合規性等の観点から、職適が適正に行われているかなどに着眼して、受講指示書、実績報告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合は、更に同県及び同局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

検査の結果、事業主が訓練計画を定めておらず、このため指導員が計画的に指導、助言を行っていないことから、事業主が職適の要件を満たしていなかったり、訓練生が職適実施前から当該事業主の業務に従事していることから、職適の必要性が認められなかったりなどし

ていて、上記の2事業主に係る職適訓練費計103,046,940円(事業所謝金計15,655,200円、訓練手当計87,391,740円)のうち、14年度及び16年度から19年度までの間に支給された計8,373,030円(事業所謝金計5,137,200円、訓練手当計3,235,830円)が適正に支給されておらず、これに係る国庫負担金相当額計4,186,515円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、高松安定所において、上記の2事業主が職適を実施する要件を満たしているかなどについての調査、確認を怠っていたこと、同県において、高松安定所による調査、確認が適正に行われたものと判断して、自ら実態把握をしないまま事務手続等を行っていたことなどによると認められる。

(118) 緊急地域雇用創出特別基金事業の実施が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	秋田県
事業	緊急地域雇用創出特別基金事業
事業の概要	国の交付金により造成した基金を活用して、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る事業を実施する市町村に対して補助金の交付を行うもの
県補助金の交付先	湯沢市
上記交付先の事業費の合計	3,528,000円(平成14年度～16年度)
上記に対する国庫補助金相当額	3,528,000円
不当と認める事業費	3,528,000円(平成14年度～16年度)
不当と認める国庫補助金相当額	3,528,000円(平成14年度～16年度)

1 事業の概要

厚生労働省は、総合雇用対策の一環として、厳しい雇用失業情勢にかんがみて、平成16年度までの事業として緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る緊急地域雇用創出特別基金事業(以下「基金事業」という。)を実施する都道府県に対して、緊急地域雇用創出特別交付金(以下「国庫補助金」という。)を交付している。そして、都道府県は、この国庫補助金を財源として造成した基金を活用することにより、緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成13年厚生労働省発職第252号厚生労働事務次官通知。以下「実施要領」という。)等に基づいて、自ら基金事業を実施するなどのほか、市町村が実施要領に定める法人等に委託して行う基金事業(以下「委託事業」という。)に対して、事業費全額の補助金(以下「県補助金」という。)を交付している。

そして、秋田県は、14年度から16年度までの各年度において、失業者の雇用創出を図る

ため、湯沢市が山田五ヶ村^{せき}堰地区において実施した農道等の除草作業を内容とした委託事業（各年度の事業費1,176,000円、事業費計3,528,000円）に対して、同市から実績報告書の提出を受けて、県補助金を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、委託事業が適切に行われているかなどに着眼して、秋田県及び湯沢市において実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

検査したところ、前記の委託事業について、14年度においては、委託先が事業を全く実施しておらず、また、15、16両年度においては、事業を一部実施した形跡はあるものの、実際に事業に要した人件費を特定できない状況となっていたり、他の経費に流用していたりなどして、事業の実施状況及び経理が著しく適正を欠く事態となっていた。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託先から提出された報告内容の調査、確認及び委託先に対する指導が十分でなかったこと、また、同県において、同市から提出された実績報告書等の調査、確認及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、委託事業に係る14年度から16年度までの各年度の事業費1,176,000円、計3,528,000円は、基金事業の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額計3,528,000円が不当と認められる。

(119) 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの (130)

会計名及び科目	一般会計（組織）厚生労働本省（項）社会福祉諸費
部局等	12府県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	5府県 7市（事業主体）
間接補助事業者（事業主体）	5市
補助事業	在宅福祉事業（介護予防・地域支え合い事業）
補助事業の概要	在宅の老人等の福祉の向上を図るために、要介護状態にならないための介護予防や生活支援等のサービスを提供するもの
上記に対する国庫補助金交付額	853,575,000円（平成15年度～17年度）
不当と認める国庫補助金交付額	47,152,000円（平成15年度～17年度）

1 補助金の概要

在宅福祉事業費補助金（以下「補助金」という。）は、在宅の老人等の福祉の向上を図ることを目的として、市町村（政令指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う介護予防・地域支え合い事業に対して都道府県が補助する場合に要する費用、政令指定都市

又は中核市が行う介護予防・地域支え合い事業に要する費用等について、その一部を国が補助するものである。

(1) 介護予防・地域支え合い事業の概要

介護予防・地域支え合い事業は、要援護高齢者等に対して、要介護状態にならないための介護予防や生活支援等のサービスを提供するもので、このうち、政令指定都市、中核市又は市町村が実施する事業には、次のようなものがある。

ア 食の自立支援事業

食の自立支援事業は、調理が困難な高齢者等に対して、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該高齢者等の安否確認を行う事業である。そして、この事業においては、従来、食材料費の実費相当分については利用者負担とされていたが、平成17年6月の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正に伴い、同年10月からは、食材料費だけでなく調理費の実費相当分についても利用者負担とされており、これらの経費については補助の対象経費(以下「対象経費」という。)から除くこととされている。

イ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(以下「生きがい事業」という。)は、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者に対して、生きがい講座等を開催するなどの各種サービスを提供する事業である。そして、この事業の対象経費は、事業の運営に必要な報酬、給料、職員手当、共済費、報償費等とされている。

ウ 生活管理指導員派遣事業

生活管理指導員派遣事業は、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しなかったりなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、訪問により日常生活、家事等に関する支援・指導等を行い、要介護状態への進行を予防する事業である。

(2) 補助金の交付額の算定方法

ア 政令指定都市又は中核市が行う事業について補助する場合

所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して、少ない方の額を補助対象事業費として、この額に2分の1を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

イ 市町村が行う事業について補助する場合

所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と差引額とを比較して少ない方の額を選定する。そして、選定した額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費として、この額に3分の2を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、補助金の交付額の算定が適切に行われているかに着眼して、25都府県の190市区町において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、交付額の算定が適切でないと思われる事態があった場合には、更に事業主体に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、12事業主体において、補助金の交付額の算定を誤ったため、補助金交付額計 853,575,000 円のうち計 47,152,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、交付要綱等の理解が十分でなかったこと、府県において、事業主体から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業別・事業主体別に示すと次のとおりである。

府 県 名	事業主体	年 度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円
ア 食の自立支援事業						
(119)	秋 田 県 横 手 市	17	35,020	23,346	3,544	2,362
(120)	福 島 県 い わ き 市	17	172,700	86,350	11,310	5,656
(121)	千 葉 県 千 葉 市	17	137,562	68,781	2,967	1,484
(122)	神 奈 川 県 相 模 原 市	17	257,045	128,522	32,961	16,480
(123)	富 山 県 射 水 市	15~17	110,655	73,766	7,347	4,899
(124)	静 岡 県 浜 松 市	17	148,620	74,310	4,074	2,038
(125)	岡 山 県 岡 山 市	17	85,627	42,813	2,428	1,214
(126)	福 岡 県 北 九 州 市	17	371,214	185,607	14,869	7,435
(127)	大 分 県 臼 杵 市	17	25,309	16,873	1,570	1,048
(128)	熊 本 県 天 草 市	17	81,450	54,300	1,558	1,039
アの計			1,425,205	754,668	82,632	43,655

上記の 10 市は、補助金の交付額の算定に当たり、食材料費又は調理費の実費相当分を対象経費の実支出額に含めていたため、補助対象事業費を計 82,632,601 円過大に算出していた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて補助金の交付額を算定すると、計 711,013,000 円となり、計 43,655,000 円が過大に交付されていた。

イ 生きがい事業

(129)	京 都 府 亀 岡 市	16, 17	70,824	47,215	3,603	2,402
-------	-------------	--------	--------	--------	-------	-------

亀岡市は、補助金の交付額の算定に当たり、事業の委託先が生きがい事業を実施するため専従で配置したとする職員が、実際には、本件事業以外の業務を兼務していたのに、当該職員の給料、手当及び共済費を全額対象経費に計上するなどしていたため、補助対象事業費を 3,603,729 円過大に算出していた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて補助金の交付額を算定すると、44,813,000 円となり、2,402,000 円が過大に交付されていた。

ウ 生活管理指導員派遣事業

(130)	愛 媛 県 松 山 市	17	103,384	51,692	2,189	1,095
-------	-------------	----	---------	--------	-------	-------

松山市は、補助金の交付額の算定に当たり、閉じこもりの傾向もないことなどから、社会適応が困難な高齢者とは認められない者を本件事業の対象に含めていたため、補助対象事業費を 2,189,340 円過大に算出していた。

府 県 名	事業主体	年 度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金
			千円	千円	千円	千円
したがって、適正な補助対象事業費に基づいて補助金の交付額を算定すると、50,597,000 円となり、1,095,000 円が過大に交付されていた。						
ア、イ、ウの合計			1,599,414	853,575	88,425	47,152

(131) 児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの
(178)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)児童保護費
部 局 等	21 道府県
国庫負担の根拠	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
補助事業者 (事業主体)	48 市
国庫負担対象事業	保育所運営事業
国庫負担対象事業の概要	保護者の労働や疾病等により保育に欠ける児童の保育の実施を民間保育所に委託するもの
上記に対する国庫負担金交付額の合計	76,934,262,173 円(平成 14 年度～18 年度)
不当と認める国庫負担金交付額	120,358,015 円(平成 14 年度～18 年度)

1 負担金の概要

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分)は、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を、社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用の一部を国が負担するものである。

そして、この負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times 1/2 = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

この費用の額及び徴収金の額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に 1 人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。

この保育単価については、民間施設給与等改善費として、当該民間保育所に勤務するすべての常勤職員(勤務形態が 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上職員)を対象として算出した当該年度の 4 月 1 日現在における職員 1 人当たりの平均勤続年数に応じた加算率の区分

ごとに設定された額を加算している。

さらに、当該民間保育所が母子世帯の母等を非常勤職員(勤務形態が民間施設給与等改善費の加算率の算定対象となる職員を除く。)として雇用して、その総雇用人員の累積年間総雇用時間が400時間以上となる場合に、入所児童(者)処遇特別加算費として、年間総雇用時間数の区分ごとに設定された額を加算している。

- ② 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額による。この階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行う。なお、児童の属する世帯が母子世帯等の場合等には、階層に応じて徴収金の額を軽減する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、市町村が民間保育所に委託して実施する保育事業について、合規性等の観点から、保育単価等の費用の額及び徴収金の額の算定は法令等に従って適切なものとなっているかに着目して、22道府県の102市町において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に事業主体に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、21道府県の48事業主体では、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていた。

このため国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、国庫負担金120,358,015円が不当と認められる。

上記の徴収金の額を過小に算定していた事態及び費用の額を過大に算定していた事態について、それぞれ一例を示すと次のとおりである。

<事例1> 扶養義務者の所得税額を誤認して徴収金の額を過小に算定していたもの

A事業主体は、平成18年度に、児童B(2歳)について、その扶養義務者である母の17年分の所得税額及び17年度分の市町村民税額は無いこと、母子世帯であることから、徴収金の額を0円と算定していた。しかし、実際は、母のほかに児童Bの扶養義務者として祖父がいることから、祖父の17年分の所得税329,900円を基に算定すべきであり、これにより計算すると徴収金の額は732,000円となり、同額が過小となっていた。

そして、A事業主体ではこのように扶養義務者の所得税額を誤認していた事態が上記を含め、15年度児童2人1,494,000円、16年度児童4人2,493,000円、17年度児童10人5,252,000円、18年度児童16人6,860,090円見受けられ、徴収金の額が15年度から18年度までの間において、計16,099,090円過小となっていた。

<事例2> 入所児童(者)処遇特別加算費の加算を誤って費用の額を過大に算定していたもの

C事業主体は、平成18年度に、社会福祉法人Dが設置するE保育園が母子世帯の母

を非常勤の作業員として雇用していたことから、その年間総雇用時間数の区分に該当する額を入所児童(者)処遇特別加算費として保育単価に加算して、同園に係る費用の額に990,280円加算していた。

しかし、当該職員は1日6時間以上かつ月20日以上勤務形態であり、民間施設給与等改善費の加算率の算定対象となる職員に該当するため、入所児童(者)処遇特別加算費の対象とならないことから、同園に係る費用の額が990,280円過大となっていた。

そして、C事業主体では、上記の保育園で、同様の事態が15年度1,016,340円、16年度1,003,310円、17年度1,015,560円見受けられて、費用の額が15年度から18年度までの間において、計4,025,490円過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額又は費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、また、道府県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを道府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

道府県名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(131) 北海道	函館市	17、18	3,687,919	1,843,959	5,745	2,872	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(132) 同	苫小牧市	15～18	2,886,018	1,443,009	9,562	4,781	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(133) 同	千歳市	16～18	695,685	347,842	4,281	2,140	同
(134) 同	北広島市	18	140,788	70,394	1,233	616	同
(135) 青森県	青森市	17、18	8,377,744	4,188,872	6,196	3,098	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(136) 同	弘前市	16～18	8,668,371	4,334,185	4,554	2,277	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(137) 同	五所川原市	15～18	3,695,204	1,847,602	8,751	4,375	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(138) 同	平川市	16～18	2,217,594	1,108,797	5,619	2,809	保育単価の適用を誤っていたものなど
(139) 岩手県	盛岡市	18	2,021,612	1,010,806	2,004	1,002	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(140) 同	一関市	15～18	1,868,285	934,142	2,378	1,189	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(141) 同	奥州市	18	1,077,788	538,894	1,879	939	同
(142) 秋田県	秋田市	15～18	7,359,030	3,679,515	4,061	2,030	保育単価の適用を誤っていたもの
(143) 同	能代市	18	277,733	138,866	1,592	796	保育単価の適用を誤っていたものなど
(144) 山形県	山形市	16～18	2,838,758	1,419,379	3,462	1,731	同
(145) 福島県	いわき市	16～18	4,106,803	2,053,401	6,753	3,376	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(146) 同	南相馬市	18	191,185	95,592	2,717	1,358	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(147) 栃木県	鹿沼市	17、18	918,806	459,403	3,007	1,503	保育単価の適用を誤っていたものなど
(148) 同	矢板市	17、18	432,972	216,486	4,637	2,318	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど

道府県名	事業主体	年 度	国庫負担	左に対する	不当と認	不当と認	摘 要
			対象事業	国庫負担	める国庫	める国庫	
			費	金	負担対象	負担金	
			千円	千円	事業費	千円	千円
(149) 神奈川県	川崎市	15~18	8,709,203	4,354,601	8,669	4,334	保育単価の適用を誤っていたもの
(150) 同	横須賀市	17、18	2,700,197	1,350,098	2,173	1,086	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(151) 同	鎌倉市	16~18	847,457	423,728	9,780	4,890	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(152) 同	三浦市	18	206,936	103,468	2,091	1,045	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(153) 岐阜県	関市	17、18	626,298	313,149	3,232	1,616	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(154) 静岡県	菊川市	14~18	1,564,425	782,212	7,132	3,566	保育単価の適用を誤っていたもの
(155) 滋賀県	東近江市	15~18	768,865	384,432	3,893	1,946	保育単価の適用を誤っていたものなど
(156) 京都府	舞鶴市	16~18	1,436,616	718,308	3,038	1,519	同
(157) 同	綾部市	16~18	1,088,476	544,238	5,118	2,559	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(158) 同	亀岡市	16~18	1,505,749	752,874	6,550	3,275	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(159) 同	長岡京市	18	217,536	108,768	1,141	570	保育単価の適用を誤っていたものなど
(160) 和歌山県	和歌山市	15~18	9,530,519	4,765,259	17,298	8,649	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(161) 岡山県	津山市	18	1,359,092	679,546	4,198	2,099	同
(162) 同	赤磐市	16~18	1,540,656	770,328	8,278	4,139	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(163) 山口県	山口市	15~18	2,463,930	1,231,965	4,438	2,219	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(164) 同	岩国市	16~18	1,723,484	861,742	4,328	2,164	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(165) 徳島県	徳島市	16~18	5,354,540	2,677,270	4,898	2,449	同
(166) 香川県	高松市	15~18	8,851,525	4,425,762	19,146	9,573	同
(167) 同	丸亀市	16~18	1,610,984	805,492	3,745	1,872	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(168) 同	坂出市	16~18	1,363,780	681,890	4,351	2,175	同
(169) 福岡県	福岡市	17、18	21,700,149	10,850,074	4,064	2,032	保育単価の適用を誤っていたもの
(170) 同	行橋市	18	458,777	229,388	2,326	1,163	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(171) 同	古賀市	18	311,241	155,620	2,729	1,364	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(172) 熊本県	熊本市	18	6,389,096	3,194,548	3,948	1,974	保育単価の適用を誤っていたもの
(173) 同	八代市	17、18	4,514,756	2,257,378	4,451	2,225	保育単価の適用を誤っていたものなど
(174) 同	山鹿市	17、18	1,234,154	617,077	2,178	1,089	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(175) 大分県	宇佐市	17、18	1,945,872	972,936	1,473	736	同
(176) 鹿児島県	鹿児島市	16~18	11,112,951	5,556,475	9,868	4,934	保育単価の適用を誤っていたものなど

道府県名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(177) 鹿児島県	枕崎市	16~18	872,825	436,412	5,805	2,902	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(178) 同	出水市	18	396,118	198,059	1,923	961	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(131)-(178)の計			153,868,524	76,934,262	240,716	120,358	

第3章
第1節
第9
厚生労働省

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、都道府県を通じて事業主体に対する指導を一層徹底して、補助事業の適正な執行に万全を期する必要があると認められる。

(179)
↓
(188) 次世代育成支援対策交付金の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)児童保護費
部 局 等	厚生労働本省
交付の根拠	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)
補助事業者 (事業主体)	市9、町1、計10市町
交付対象事業	次世代育成支援対策事業
交付対象事業の 概要	市町村が策定した行動計画により実施する地域の子育て支援、母性及び乳幼児の健康の確保・増進等に資する事業
上記に対する交 付金交付額の合 計	922,948,000円(平成17年度)
不当と認める交 付金交付額	47,276,000円(平成17年度)

1 交付金の概要

(1) 次世代育成支援対策交付金

次世代育成支援対策交付金(以下「交付金」という。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、地域における子育ての支援、母性及び乳幼児の健康の確保等の次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が5年を一期として策定する次世代育成支援対策の実施に関する計画により、毎年度策定する事業計画に掲げる延長保育促進事業や育児支援家庭訪問事業等の事業を対象として、これらの事業の実施に要する経費について、その一部を国が交付するものである。

なお、上記の交付対象事業であっても、国が別途定める国庫補助金等の交付の対象となる事業やこれまでに国庫補助金等の改革で一般財源化された事業は、交付金の交付の対象にならないこととなっている。

(2) 延長保育促進事業の概要

交付対象事業のうち延長保育促進事業は、国が少子化社会対策のために策定した「子ども・子育て応援プラン」において重点的に推進する事業の一つであり、市町村が、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するために、保育所の通常の開所時間である11時間を超えて、更に延長保育を実施するなどのものである。

この事業には、次の二つの事業がある。

① 延長保育推進事業

延長保育を行う保育所が、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要に対応するために、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)及びその他の補助金等の配置基準の規定により最低限配置しなければならない保育士のほかに、別途保育士を1名以上配置する事業

② 延長保育事業

延長保育を行う時間帯に保育士を2名以上配置する事業

そして、市町村が自ら設置する保育所(以下「公立保育所」という。)で延長保育促進事業を実施する場合には、上記①の延長保育推進事業が平成17年度に一般財源化されたことから交付金の交付対象とならなくなり、上記②の延長保育事業に要する延長保育時間帯に係る保育士の人件費等の経費のみが交付対象事業費となる。

(3) 交付金の算定方法

交付金の交付額は、市町村が事業計画に掲げる事業について、事業ごとの事業量に応ずるなどして定められた基準点数により算出された合計点数を基に厚生労働大臣が認めた額と、市町村が実施した各事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額(以下「国庫補助基本額」という。)とを比較して、少ない方の額とすることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、交付金の算定が適切に行われているかに着眼して、10県の51市町において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、17年度に交付金が交付された6県の10市町において、公立保育所の延長保育促進事業の事業費を算定するに当たり、交付の対象とならない通常の開所時間内の人件費を含めていたことなどから、事業費が過大となっていた。

このため国庫補助基本額が過大に算定されていて、適正な国庫補助基本額に基づいて交付金の交付額を算定すると計875,672,000円となり、交付金交付額計922,948,000円との差額計47,276,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

静岡市は、市立A保育園において、7時から18時までの通常の開所時間に加えて、18時から19時までの延長保育を実施して、延長保育を行った常勤保育士2名と非常勤保育士1名の人件費の合計額等を基に、当該保育園の延長保育促進事業の事業費を4,100,400円と算定していた。

しかし、実際は、上記の3名は18時から19時までの延長保育だけでなく通常の開所時間内の保育も行っていて、上記の事業費には、これに係る人件費を含めていた。

したがって、上記3名の人件費を、延長保育に従事した時間数と通常の開所時間の保育に従事した時間数とで案分するなどして、適正な事業費を算出すると1,575,364円となり、2,525,036円が過大となっていた。

そして、静岡市は、上記を含めて17か所の市立保育園について、このように延長保育促進事業の事業費の算定を誤っていたなどの事態が見受けられて、総事業費が21,041,920円過大となっており、これに係る交付金交付額9,367,000円が過大に交付されていた。

このような事態が生じていたのは、事業主体において延長保育促進事業の事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、また、厚生労働省において事業主体から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体	国庫補助基本額 千円	厚生労働大臣が認めた額 千円	交付金 千円	不当と認める交付対象事業費 千円	適正な国庫補助基本額 千円	適正な交付金 千円	不当と認める交付金 千円
(179) 栃木県	那須塩原市	23,805	14,840	14,840	24,250	11,680	11,680	3,160
(180) 同	高根沢町	14,451	12,560	12,560	4,814	12,044	12,044	516
(181) 静岡県	静岡市	142,045	140,891	140,891	21,041	131,524	131,524	9,367
(182) 同	伊東市	15,754	15,754	15,754	4,519	13,494	13,494	2,260
(183) 同	御殿場市	36,417	33,370	33,370	14,174	29,329	29,329	4,041
(184) 和歌山県	橋本市	11,473	13,090	11,473	5,774	8,585	8,585	2,888
(185) 岡山県	岡山市	229,674	221,920	221,920	28,222	215,562	215,562	6,358
(186) 同	総社市	38,328	33,390	33,390	15,927	30,364	30,364	3,026
(187) 山口県	下関市	96,994	96,910	96,910	12,871	90,558	90,558	6,352
(188) 熊本県	熊本市	345,787	341,840	341,840	26,509	332,532	332,532	9,308
(179)-(188)の計		954,730	924,565	922,948	158,106	875,677	875,672	47,276

(189) 児童扶養手当給付費負担金の交付が不当と認められるもの
(192)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省
	(項)母子家庭等対策費
	{平成19年度以前は、
	(項)児童扶養手当給付諸費}
部局等	3県
国庫負担の根拠	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)
補助事業者(事業主体)	4市
国庫負担対象事業	児童扶養手当給付事業

国庫負担対象事業の概要	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために、その児童を監護する母等に児童扶養手当を支給するもの
支給すべきでなかった児童扶養手当の額	31,049,550 円(平成 15 年度～20 年度)
不当と認める国庫負担金交付額	13,963,008 円(平成 15 年度～20 年度)

1 事業の概要

(1) 制度の概要

児童扶養手当(以下「手当」という。)は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を管理する町村が、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)に基づき、^(注 1)児童の父母が婚姻を解消したり、父が死亡したりなどしている場合に、これらの児童を監護する母又は養育する者(以下「受給資格者」という。)に対して支給するもので、国は、手当の支給に要する費用の 3 分の 1 (平成 17 年度以前は 4 分の 3)の児童扶養手当給付費負担金を交付している。

手当は、毎年 4 月、8 月及び 12 月の 3 回、所定の額(児童 1 人の場合は月額で 15 年度は 9 月まで 42,370 円、10 月から 42,000 円、16、17 両年度 41,880 円、18 年度から 41,720 円)を支給することとなっているが、^(注 2)受給資格者の前年の所得が、次表(a)欄の「全部支給」の所得制限限度額(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する扶養親族等の数に応じて定められている額)以上で「一部支給」の所得制限限度額未満の場合は、その所得に応じて手当を減額して支給して、「一部支給」の所得制限限度額以上の場合は、手当の全部を支給しないこととなっている。

また、^(注 3)受給資格者と生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が、次表(b)欄の所得制限限度額以上の場合は、受給資格者の前年の所得が所得制限限度額未満であっても、手当の全部を支給しないこととなっている。

なお、同一の住居に居住している者は、原則として生計を同じくする者とする事になっている。

扶養親族等の数	受給資格者の所得制限限度額 (a)		生計を同じくする扶養義務者等の所得制限限度額 (b)
	全部支給	一部支給	
0 人	190,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	570,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2 人	950,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円

(注) 扶養親族等が 3 人以上の場合、1 人増えるごとに 380,000 円を加算する。

(注 1) 児童 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で所定の障害の状態にある者

(注 2) 前年の所得 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する総所得金額等の合計額から 8 万円を控除した額。なお、地方税法で規定する医療費控除等を受けている場合は、

それらに相当する額を更に控除した額。また、申請が6月以前の場合は、前々年の所得とする。

(注3) 扶養義務者 民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する直系血族及び兄弟姉妹

(2) 手当の支給手続等

事業主体は、受給資格者から児童扶養手当認定請求書(以下「認定請求書」という。)が提出された場合、受給資格者の婚姻関係や受給資格者と生計を同じくする扶養義務者等の有無、これらの者の所得等を調査確認して、支給要件を満たすと認定したときは、手当を支給することとなっている。

また、事業主体は、毎年8月に、手当の受給者から児童扶養手当現況届(以下「現況届」という。)を提出させて、受給資格や受給者等の前年の所得等について調査確認して、受給者等の前年の所得が所得制限限度額以上である場合には、支給制限等の手続を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主体が扶養義務者の把握等を適切に行い手当の支給が適正なものとなっているかに着眼して、13県の39市において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に事業主体に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査したところ、3県の4事業主体では、受給者である母が、所得制限限度額以上の所得がある扶養義務者と同一の住居に居住して生計を同じくするなどして、手当を支給すべきでないのに、両者は生計を同じくしていないなどとして手当を支給していた事態が見受けられた。

したがって、支給すべきではなかった手当の額15年度1,076,290円、16年度2,809,680円、17年度4,785,620円、18年度9,171,280円、19年度10,681,240円、20年度2,525,440円、計31,049,550円に対する国庫負担金15年度807,217円、16年度2,107,260円、17年度3,589,215円、18年度3,057,092円、19年度3,560,412円、20年度841,812円、計13,963,008円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

A事業主体は、婚姻を解消して児童Bを監護する母Cについて、平成16年7月に提出された認定請求書により手当の受給資格があると認定していた。そして、母Cから提出された16年から19年までの現況届等により、母Cの15年から18年までの各年の所得がいずれも所得制限限度額未満であり、生計を同じくする扶養義務者はいないとしていたことから、16年度167,520円、17年度502,560円、18年度501,280円、19年度500,640円、20年度166,880円、計1,838,880円の手当を支給していた。

しかし、実際には、母Cは、祖父Dと同一住居に居住して生計を同じくしていることから、祖父Dを母Cと生計を同じくする扶養義務者として認定すべきであった。そ

して祖父Dの各年の所得は、いずれも所得制限限度額以上となっていることから、上記の手当の額計1,838,880円は全額支給の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、受給資格者と生計を同じくする扶養義務者の調査確認が十分でなかったこと、制度について理解が十分でなかったこと、県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体	年度	児童扶養手当 支給額	左に対する国 庫負担金	支給すべきで なかった児童 扶養手当の額	不当と認める 国庫負担金
			千円	千円	千円	千円
(189) 青森県	青森市	15～20	26,173	11,152	23,881	10,232
(190) 同	五所川原市	15～20	2,639	1,492	2,639	1,492
(191) 和歌山県	橋本市	15～19	2,124	1,232	2,124	1,232
(192) 香川県	坂出市	16～19	3,276	1,398	2,404	1,005
(189)-(192)の計			34,214	15,276	31,049	13,963

(193) 生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの
(206)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
	〔平成11年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)生活保護費〕
部局等	(1) 6都府県 (2) 千葉県 (3) 福岡県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和25年法律第144号)
補助事業者 (事業主体)	(1) 市10、特別区2、計12市区 (2) 千葉県木更津市 (3) 福岡市
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
上記に対する国庫負担金交付額	(1) 173,496,361円(平成10年度～19年度) (指摘対象被保護世帯分) (2) 4,249,143,064円(平成17年度～19年度) (3) 181,657,115,598円(平成14年度～18年度)
適切と認められない事象の態様	(1) 保護費が過大に支給されているもの (2) 返還金等の調定額の算出が適切でないもの (3) 架空の保護費を国庫負担対象事業費に含めているもの

不当と認める国庫負担金交付額	(1) 69,652,300 円(平成 10 年度～19 年度)
	(2) 2,900,174 円(平成 17 年度～19 年度)
	(3) 24,642,112 円(平成 14 年度～18 年度)
	計 97,194,586 円

1 制度の概要

(1) 生活保護費負担金の概要

生活保護費負担金(以下「負担金」という。))は、都道府県又は市町村(特別区を含む。))が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部を国が負担するものである。この保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としている。

そして、負担金の各事業主体に対する交付額は、次により算定することとなっている。

すなわち、事業主体において、当該年度に調査、決定(以下「調定」という。))した返還金等の額(以下「返還金等の調定額」という。))を費用の額から控除して、これに過年度の返還金等の調定額に係る不納欠損額を加えて国庫負担対象事業費を算出する。そして、これに国庫負担率を乗じて負担金の交付額を算定する。

$$\boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}}$$

$$\boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}}$$

この費用の額、返還金等の調定額及び不納欠損額は、それぞれ次により算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②に③を加えて算定する。

- ① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。))を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護費の額の合計額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用(診療報酬等)について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された保護費の額の合計額
- ③ 事業主体の事務経費

イ 返還金等の調定額は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合等において、事業主体に対して返還しなければならない額であり、事業主体において、当該年度に納入されると否とにかかわらず調定した額とされている。

ウ 不納欠損額は、過年度の返還金の調定額のうち5年間納入されなかった場合などに不納欠損処理された額を計上して、上記のアからイを控除した額に加えて国庫負担対象事業費を算出する。

そして、上記の返還金等の調定額の算出については、本院の指摘により、平成17年9月に、厚生労働省において、事業主体に対して適正な算出方法の周知徹底を図るなどの改善の処置が執られたところである(平成16年度決算検査報告「生活保護費に係る返還金等の調定額の算出を適切に行わせることなどにより、生活保護費国庫負担金の算定が適正なものとなるよう改善させたもの」参照)。

(2) 生活保護業務の概要

生活保護業務の実施機関である都道府県知事又は市町村長(特別区の長を含む。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所等(以下「福祉事務所」という。)の長に対して保護の決定及び実施に関する事務を委任することができることとなっている。

福祉事務所には、福祉事務所長、保護担当の管理者等(以下、合わせて「管理者」という。)のほか、管理者の指揮監督を受けて、現業業務の指導監督を行う所員(以下「査察指導員」という。)、保護決定の手続や被保護世帯の指導援助等の現業を行う所員(以下「現業員」という。)等を置くこととなっている。

そして、現業員が行う保護の実施に関する事務のうち、保護費の支給決定等に係る事務については、おおむね次のようなものとなっている。

ア 保護費の支給決定に当たっては、被保護世帯からの申請、届出等に基づいて、最低生活費、保護費等の算定額等を取りまとめた調書(以下「保護決定調書」という。)を作成して、管理者の決裁を受ける。

イ 被保護世帯の生計の状況の変動により保護費の変更が生じたときも、上記のアと同様の事務処理を行う。

ウ 保護の廃止に当たっては、保護の要否を検討した上で、保護廃止について管理者の決裁を受ける。

また、保護の目的を達するために必要があるときは、被保護者に代わり事業主体が住宅扶助費のうち家賃、教育扶助費のうち学校給食費等を納付先に納付すること(以下「代理納付等」という。)ができることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

生活保護は、生活に困窮するすべての者に対してひとしく最低限度の生活を保障する制度であり、公正な運営が強く求められていることから、本院は、合規性等の観点から、事業主体が収入の認定等を適切に行い保護が適正なものとなっているか、負担金の算定は適正に行われているか、保護費の支給決定等に係る事務が法令に沿って適正に行われているかなどに着眼して、17都道府県及び25都道府県の152市区において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に事業主体に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、7都道府県の14事業主体において、負担金97,194,586円が過大に交付されていて不当と認められる。

これを態様別に示すと次のとおりである。

ア 保護費が過大に支給されているもの

12 市区 69,652,300 円

イ 負担金の算定において返還金等の調定額の算出が適切でないもの

1 市 2,900,174 円

ウ 負担金の算定において架空の保護費を国庫負担対象事業費に含めているもの

1 市 24,642,112 円

このような事態が生じていたのは、次のことなどによるものと認められる。

ア 被保護世帯において事実と相違した届出を行っているのに事業主体において収入の認定等に当たっての調査確認が十分でなかったこと

イ 前記のとおり、厚生労働省は、負担金の適正な算定について周知徹底を図ったとしていたが、事業主体において、なお理解が十分でなかったこと

ウ 福祉事務所における管理者及び査察指導員による指導・監督が十分でなかったこと

エ 都府県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったこと

これを都府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都府県名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る負担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める負担 金	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
ア 保護費が過大に支給されているもの								
(193)	千葉県	船橋市	10~19	37,312	27,984	18,579	13,934	年金収入を認定していなかったものなど
(194)	東京都	墨田区	14~19	10,110	7,582	7,895	5,921	年金収入を過小に認定していたものなど
(195)	同	江戸川区	13~18	16,336	12,252	3,637	2,728	就労収入を過小に認定していたもの
(196)	同	八王子市	13~19	33,165	24,874	8,001	6,001	就労収入を認定していなかったものなど
(197)	静岡県	沼津市	16~19	8,610	6,457	3,697	2,773	同
(198)	大阪府	大阪市	14~18	13,889	10,416	8,991	6,743	一時金収入を認定していなかったものなど
(199)	同	堺市	10~18	21,406	16,054	7,385	5,539	年金収入を認定していなかったもの
(200)	同	吹田市	13~19	14,111	10,583	4,190	3,142	就労収入を過小に認定していたものなど
(201)	同	門真市	16~19	21,929	16,446	7,353	5,515	同
(202)	岡山県	玉野市	12~19	44,692	33,519	15,418	11,563	同
(203)	同	笠岡市	15~18	4,286	3,215	4,190	3,142	一時金収入を認定していなかったもの
(204)	香川県	高松市	15~19	5,479	4,109	3,529	2,647	年金収入を認定していなかったもの
アの計				231,328	173,496	92,869	69,652	

6 都府県の 12 事業主体において、被保護者が就労して収入を得ていたり、年金を受給していたり、一時金収入を得たりなどしているのに、計 22 被保護世帯から事実と相違した届出がなされて、事業主体はこれにより収入を実際の額より過小に認定するなどして保護費の額を決定していた。このため、保護費の支給に係る負担金 69,652,300 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

都府県名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る負担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める負担 金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	

<事例>

A事業主体は、平成16年に世帯Bを対象として保護を開始して、引き続き保護を実施していた。そして、同年6月から19年3月までの各月の保護費の支給に当たり、同世帯からの収入はないとの届出に基づき収入を0円と認定して保護費の額を決定して、計4,499,260円を支給していた。しかし、実際には、同世帯の世帯主は、この間に就労して収入として認定されるべき計2,227,640円を得ており、このため同額の保護費が過大に支給されていた。

イ 負担金の算定において返還金等の調定額の算出が適切でないもの

(205)	千葉県	木更津市	17~19	5,665,524	4,249,143	3,866	2,900	返還金等の調定額を適切に算出していなかったもの
-------	-----	------	-------	-----------	-----------	-------	-------	-------------------------

木更津市は、被保護者に保護費の返還等の事由が発生したときには、当該年度に納入されると否とにかかわらず当該返還金等について調定することとなっているのに、当該年度に納入が可能な額についてのみ調定して、これを納入させていた。

そして、同市は、負担金の算定に当たり、返還金等のうち当該年度に納入が可能として調定した額のみを費用の額から控除していた。

この結果、平成19年度末において、債権管理中の返還金等計14,121,673円のうち、本来調定すべきであったのに調定されなかった返還金等3,866,899円が費用の額から控除されずに、負担金が算定されていた。

したがって、国庫負担対象事業費3,866,899円が過大に算定されており、これに係る負担金2,900,174円は交付の必要がなかったと認められる。

ウ 負担金の算定において架空の保護費を国庫負担対象事業費に含めているもの

(206)	福岡県	福岡市	14~18	242,209,487	181,657,115	32,856	24,642	架空の保護費を国庫負担対象事業費に含めていたもの
-------	-----	-----	-------	-------------	-------------	--------	--------	--------------------------

福岡市城南福祉事務所の現業員Cは、平成14年7月から19年2月までの間に保護費を支給した8世帯分について、就労収入の増加等により保護の廃止等を行うべきであることを把握していたにもかかわらず、この事務処理を行わず、虚偽の保護決定調書を作成するなどして架空の保護費の支給手続を行い、これに基づき支給された保護費計31,192,971円を領得していた。

また、上記のとおり保護の廃止等の手続が行われていなかったために、同福祉事務所においては、8世帯分のうち3世帯分について、代理納付等していた住宅扶助費及び教育扶助費計1,663,180円が過大に支給されていた。

したがって、現業員Cにより領得されていた保護費31,192,971円及び代理納付等した住宅扶助費等1,663,180円、計32,856,151円が国庫負担対象事業費に含まれていたために、これに係る負担金24,642,112円が過大に交付されていた。

ア、イ、ウの合計				248,106,340	186,079,755	129,592	97,194	
----------	--	--	--	-------------	-------------	---------	--------	--

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、生活保護の適正実施について事業主体への指導を徹底するとともに都道府県等の監査等を通じて事務処理の適正化を図る必要があると認められる。

(207) 生活保護費負担金の経理において、医療扶助に係る通院移送費の支給が適正に行われていなかったため、国庫負担金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
部 局 等	北海道
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
補助事業者 (事業主体)	北海道滝川市
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
指摘対象被保護世帯に対する国庫負担金交付額	191,578,098 円(平成 17 年度～19 年度)
不当と認める国庫負担金交付額	179,145,000 円(平成 17 年度～19 年度)

1 制度の概要

(1) 生活保護費負担金の概要

生活保護費負担金(以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部(4分の3)を国が負担するものである(負担金の概要については、前掲 296 ページの「生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの」参照)。

生活保護の実施機関である都道府県知事又は市町村長(特別区の長を含む。)は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する福祉に関する事務所等(以下「福祉事務所」という。)の長に対して保護の決定及び実施に関する事務を委任することができることとなっている。

そして、福祉事務所には、福祉事務所長のほか、福祉事務所長等の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督を行う所員(以下「査察指導員」という。)、保護決定の手続や被保護世帯の指導援助等の現業を行う所員(以下「現業員」という。)等を置くこととなっている。

保護費は、生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。)等に基づき、保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定される額を控除するなどして決定することとなっている。

(2) 医療扶助の実施及び決定

生活保護は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等 8 種類に分類されて、このうち医療扶助は、医療の給付を原則として現物給付によって行うものであり、その範囲は診療、薬剤、

治療通院に伴う移送(以下「移送」という。)等となっている。そして、医療扶助の実施に際しては、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づくほか、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。)等によりその事務を処理することとされている。

運営要領によれば、現に保護を受けていると否とにかかわらず保護を必要とする状態にある者(以下「要保護者」という。)から医療扶助の申請を受理した場合は、福祉事務所長は医療の必要性を検討した上で医療扶助を決定することとなっており、その決定に当たっては、専門的・技術的判断が要請されることから、あらかじめ選定した医療機関(以下「指定医療機関」という。)に対して、医療、給付等の可否に係る意見書(以下「可否意見書」という。)への意見の記載を求めて、これに基づき行うこととなっている。そして、意見の記載を求める際は、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する指定医療機関を選定することなどを標準とすること、記載内容が不明の場合には記載者に照会するとともに、医療扶助の決定に当たり問題があると思われるときは、要保護者に健康状態等を確認するための検診を受けるよう命ずること(以下、この命令を「検診命令」という。)などとされている。

(3) 通院移送費の給付

移送に係る保護費は、保護基準において「移送に必要な最小限度の額」となっている。また、移送の申請があった場合には、運営要領により、移送の必要が明らかな場合を除いて、可否意見書に記載された指定医療機関の意見を検討した上で移送の給付の可否について決定することとされている。さらに、この決定に際しては、運営要領により、原則として最低限度の移送を現物給付するものとされており、その給付の範囲は通院等による受診等に伴う移送のための交通費(以下「通院移送費」という。)の最小限度の実費とすることとされている。

(4) 福祉事務所における医療扶助運営体制

福祉事務所における医療扶助の実施に当たっては、運営要領により、査察指導員、現業員、嘱託医等は組織的な連携に努めるなど医療扶助の適正な実施の推進を図ること、嘱託医は査察指導員、現業員等からの要請に基づき、医療扶助の決定、実施に伴う専門的な判断、必要な助言指導等を行うこととされている。

そして、福祉事務所は、医療の要否判定等医療扶助の実施に当たって疑義がある場合は、都道府県に対して技術的助言を求めることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、従来、負担金の経理については、合規性等の観点から、被保護世帯に対する収入認定が適正かなどに着眼して検査を行ってきたところ、今般、北海道滝川市において高額な保護費を受給していた被保護世帯Aに係る通院移送費についての不正請求等の事態が報道された。

そこで、本院は、医療扶助のうち診療等の現物給付及び通院移送費の支給について、合規性等の観点から、その支給は適正に行われているかに着眼して、北海道並びに滝川市及び札幌市において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、滝川市において、次のような事態が見受けられた。

ア 被保護世帯 A の保護の経緯

滝川市における被保護世帯 A の保護の経緯は次のとおりとなっていた。

- ① 被保護世帯 A は、平成 18 年 3 月に、世帯主がこれまで通院していた札幌市内の B 病院等から転院を希望したことなどから、札幌市から滝川市に転入した。そして、世帯主は、滝川市内の C 病院に通院することになったものの、一部の治療については、引き続き B 病院への通院を続けていた。その後、本人の希望により C 病院に代えて札幌市内の別の D 病院への通院を開始した。この間の通院に際して、世帯主は酸素供給装置が搭載可能な高規格のストレッチャー対応型タクシー(以下「ストレッチャー付タクシー」という。)での通院を希望して、滝川市から通院移送費を受給していた。
- ② 世帯主の配偶者は、上記の滝川市への転入以来、同市内の C 病院への通院を続けてきたが、その症状に改善が見られないとして、札幌市内の医療機関での受診を希望して、18 年 10 月から世帯主と同様に同市内の B 病院等への通院を開始した。また、この間の通院については、世帯主と同じくストレッチャー付タクシーでの通院を希望して、滝川市から通院移送費を受給していた。
- ③ 19 年 11 月の被保護世帯 A の世帯主及び配偶者の逮捕等に伴い、滝川市は同年 12 月に保護を廃止している。

イ 滝川市における保護費の支給

上記アのような経緯から、滝川市は、18 年 3 月から 19 年 12 月までの間、被保護世帯 A に対して、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の保護費計 255,437,476 円(負担金交付額 191,578,098 円)を支給していた。このうちストレッチャー付タクシーによる通院移送費の支給額は、238,860,000 円(負担金相当額 179,145,000 円)となっていた。

この被保護世帯 A の世帯主及び配偶者に対する通院移送費の支給の妥当性についてみると、それぞれ次のとおりとなっていた。

(ア) 被保護世帯 A の世帯主に対する通院移送費の支給

滝川市福祉事務所は、世帯主のストレッチャー付タクシーでの通院に係る通院移送費の支給を決定した理由として、次のようなことを挙げている。

- ① 札幌市内の B 病院の医師から、同院への通院が必要であるなどの意見があったこと
- ② 滝川市内の C 病院の主治医が、札幌市内の D 病院への転院を認めたこと
- ③ 17 年 5 月から 18 年 3 月まで被保護世帯 A に対して保護を実施していた札幌市 E 福祉事務所がストレッチャー付タクシーでの移送を認めていたこと
- ④ 上記①から③までの決定に際しては、滝川市福祉事務所が北海道保健福祉部に対して照会したところ、支給を肯定する旨の回答を得たこと

しかし、上記の同市福祉事務所の世帯主に対する通院移送費の支給に関する判断は、次のような点等からみて適切とは認められない。

- ① 滝川市内の C 病院の主治医の要否意見書等によれば、世帯主の病気については、同院で治療が可能であるとしており、同市の嘱託医もその判断を支持していた

こと、また、移送については、C病院の主治医の要否意見書において、被保護世帯Aの自宅から同院までは近距離にあるため、ストレッチャー付タクシーによる移送の必要はないとしていたこと

- ② 滝川市内のC病院から札幌市内のD病院への転院は世帯主本人の希望により行われたものであり、医療機関による医学的判断によるものではないこと
- ③ 札幌市E福祉事務所管内での保護期間中におけるストレッチャー付タクシーでの移送については、居住地と病院との距離が滝川市の場合と比較して大きく異なるなど、滝川市が通院移送費を支給する際の根拠とはならないこと
- ④ 被保護世帯Aに対する生活実態、診療内容、通院状況等の把握が十分行われておらず、また、世帯主に対する診療、移送の内容等に関して、近隣の医療機関への転院を検討するための嘱託医協議、検診命令等の措置も執られていないこと

なお、滝川市福祉事務所の北海道保健福祉部に対する照会及びその回答については、当事者間においてその内容の認識に食い違いがあるなど、実際の照会内容等を確認することはできない状況となっている。

(イ) 世帯主の配偶者に対する通院移送費の支給

滝川市福祉事務所は世帯主の配偶者に対する医療扶助の決定に際しても、世帯主と同様に、配偶者の札幌市内の医療機関への通院の希望等により札幌市内の医療機関へのストレッチャー付タクシーでの通院を認めていた。

しかし、滝川市福祉事務所の配偶者に対する通院移送費等の支給に関する判断も、世帯主の場合と同様に、同市内の医療機関で治療可能であるにもかかわらず、札幌市内の医療機関への移送を認めたものであり、その支給は適切とは認められない。

上記イのとおり、同市福祉事務所の世帯主及び配偶者に対する通院移送費の支給に関する判断は、同市内のC病院で治療可能であるにもかかわらず、札幌市内の医療機関への移送を認めたものであり、それに基づいた通院移送費の支給は保護基準に定めた「移送に必要な最小限度の額」に違反した取扱いとなっている。

したがって、滝川市福祉事務所の被保護世帯Aに対する通院移送費の支給238,860,000円に係る負担金計179,145,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、主として次のことによると認められる。

ア 滝川市福祉事務所が、被保護世帯の医療扶助の決定に際して、同市内の主治医の要否意見書等において、被保護者の病気は同病院で治療可能であるなどとしていたにもかかわらず、適切な判断を行わなかったこと

イ 同市福祉事務所が、被保護世帯に係る要否意見書等による治療の必要性等について十分確認を行わず、検診命令等の措置を適切に行っていなかったこと

ウ 北海道において、管内の各福祉事務所に対して行う適正な生活保護の実施、特に通院移送費の取扱いに関する指導が十分でなかったこと

本院は、今後、さらに、全国の福祉事務所において、通院移送費等の医療扶助について引き続き検査するとともに、その他の種類の扶助についても適正な支給となっているかについて検査を行っていくこととする。

(208) 障害者自立支援給付費負担金の経理が不当と認められるもの
 (210)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害者自立支援給付諸費
部 局 等	2 県
国庫負担の根拠	障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)
補助事業者 (事業主体)	3 市
障害者自立支援 給付費負担金の 概要	障害福祉サービス等を受けた障害者等に対して、市町村が介護給付費 等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を負担するもの
上記に対する国 庫負担金交付額	469,158,054 円(平成 18 年度)
不当と認める国 庫負担金交付額	13,737,253 円(平成 18 年度)

1 負担金の概要

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護、短期入所、就労移行支援等の障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)等を受けた障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)に対して、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が介護給付費、訓練等給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。自立支援給付費は、当該指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定めた基準により算定した費用の額の 100 分の 90 に相当する額となっており、残りの額は原則として障害者等が負担する(以下、この額を「利用者負担額」という。)こととなっており、利用者負担額は負担金の交付対象とはならない。

障害者自立支援法による制度は、それまでの身体障害、知的障害等の障害の種類ごとに異なる法律に基づいて行われていた支援費制度に代えて、一元的に福祉サービス等を提供する制度として、平成 18 年 4 月に創設されたものである。

そして、負担金の交付額については、交付要綱等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した額の 100 分の 90 に相当する額等と、当該自立支援給付費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として補助率 100 分の 50 を乗じて得た額を交付額とする。

そして、それまでの支援費制度のうち、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)等に基づく指定施設支援等に係る給付(以下「旧法施設支援費」という。)は、18 年 9 月までは身体障害者福祉法等の規定により身体障害者保護費国庫負担金等の交付対象であったが、同年 10 月以降は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用として負担金の交付対象となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、国庫負担対象事業費の算定が適正に行われているかに着眼して、24都道府県の67市区町において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、2県の3事業主体において自立支援給付費に係る国庫負担対象事業費27,474,507円が過大に算定されるなどしており、これに係る国庫負担金13,737,253円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、対象経費の実支出額の算定に当たり、交付要綱に基づく国庫負担対象事業費の範囲及び計数について調査確認が十分でなかったこと、県において、適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体	年度	国庫負担対象事業費 千円	左に対する 国庫負担金 千円	不当と認める 国庫負担 対象事業費 千円	不当と認める 国庫負担 金 千円	摘要
(208) 静岡県	富士市	18	518,243	259,121	14,868	7,434	過大交付

富士市は、対象経費の実支出額に、負担金の交付対象とならない平成18年4月から9月までの旧法施設支援費を含めるなどしていた。このため、国庫負担対象事業費が14,868,040円過大に算定されていた。

なお、同市は、上記の旧法施設支援費について、身体障害者保護費国庫負担金等の対象経費として別途計上していた。

したがって、適正な国庫負担対象事業費に基づいて国庫負担金を算定すると251,687,480円となり、交付額との差額7,434,020円が過大となっていた。

(209) 同	伊豆の国市	18	114,127	57,063	2,314	1,157	精算過大
---------	-------	----	---------	--------	-------	-------	------

伊豆の国市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、介護給付費のうち短期入所費について集計を誤っていた。このため、国庫負担対象事業費が2,314,599円過大に精算されていた。

したがって、適正な国庫負担対象事業費に基づいて国庫負担金を算定すると55,906,518円となり、交付額との差額1,157,299円が過大となっていた。

(210) 大分県	日田市	18	301,480	150,740	10,291	5,145	過大交付
-----------	-----	----	---------	---------	--------	-------	------

日田市は、対象経費の実支出額に、負担金の交付対象とならない利用者負担額を含めるなどしていた。このため、国庫負担対象事業費が10,291,868円過大に算定されていた。

したがって、適正な国庫負担対象事業費に基づいて国庫負担金を算定すると145,594,393円となり、交付額との差額5,145,934円が過大となっていた。

(208)-(210)の計			933,851	466,925	27,474	13,737	
---------------	--	--	---------	---------	--------	--------	--

(211) 障害者医療費国庫負担金の算定において、負担金の対象とならない事業費を国庫負担対象事業費に含めていたため、国庫負担金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害者自立支援給付諸費
部 局 等	大阪府
国庫負担の根拠	障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)
補助事業者 (事業主体)	堺市
障害者医療費国庫負担金の概要	自立支援医療を受けた障害者等に対して、都道府県又は市町村が自立支援医療費を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を負担するもの
上記に対する国庫負担金交付額	591,420,839 円(平成 18 年度)
不当と認める国庫負担金交付額	5,241,587 円(平成 18 年度)

1 負担金の概要

障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、医療機関から自立支援医療を受けた障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)に対して、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)が自立支援医療費を支給した場合等に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

自立支援医療は、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)等の施行により、改正前の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)における育成医療^(注1)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)における更生医療^(注2)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)における精神通院医療^(注3)が統合・再編されたもので、障害者等は医療の種類ごとに都道府県又は市町村による支給認定を受けて、同年同月以降に自立支援医療を受けた場合に、自立支援医療費が支給される。

なお、同年 3 月までに医療機関により障害者等に対して行われた更生医療等に要した経費については、身体障害者福祉法等の規定により身体障害者保護費国庫負担金等の交付対象となっている。

(注 1) 育成医療 児童福祉法第 4 条に規定する障害児(身体に障害のある者に限る。)の健全な育成を図るため、当該障害児に対して行われる生活の能力を得るために必要な医療

(注 2) 更生医療 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対して行われるその更生のために必要な医療

(注 3) 精神通院医療 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者に対して、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療

そして、負担金の交付額については、所定の方式によって算定した基準額(以下「基準額」という。)と、自立支援医療費の支給に要する費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から

寄付金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額を選定して、これに補助率 100 分の 50 を乗じて得た額とすることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、負担金の交付額の算定が適切に行われているかに着眼して、24 都道府県の 67 市区町において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、堺市において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、同市は、18 年度の負担金の交付額の算定に当たり、対象経費の実支出額、差引額、基準額がいずれも同額であるとして、負担金を 591,420,839 円と算定してその交付を受けていた。

しかし、同市は、自立支援医療のうち、更生医療の対象経費の実支出額 62,211,403 円の算定に当たり、負担金の対象経費とはならない 18 年 3 月に障害者等に対して行われた更生医療に要した経費 10,483,175 円を計上しており、そのため負担金の交付額が過大に算定されていた。

なお、同市は、上記 18 年 3 月分の更生医療の経費について、身体障害者保護費国庫負担金の対象経費として別途計上していた。

したがって、負担金の対象経費とならない 18 年 3 月に障害者等に対して行われた更生医療に要した経費 10,483,175 円を対象経費の実支出額から控除して適正な負担金交付額を算定すると 586,179,252 円となり、交付額 591,420,839 円との差額 5,241,587 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において対象経費の実支出額の算定について計数等の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(212) 介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)老人医療・介護保険給付諸費 厚生労働本省(交付決定庁) 千葉県(支出庁)
交付の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
交付先	千葉県佐倉市(保険者)
普通調整交付金の概要	65歳以上の者に占める75歳以上の者の割合等の市町村間における格差による介護保険財政の不均衡を是正するために、市町村に交付するもの
上記に対する交付金交付額	116,123,000円(平成17年度)
不当と認める交付金交付額	1,683,000円(平成17年度)

1 交付金の概要

(1) 介護保険の財政調整交付金

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、それを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

(2) 普通調整交付金の概要

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村における第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び所得段階の区分(第1段階から第5段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)が、市町村間で格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

(3) 交付金の算定方法

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{(注1)} \\ \text{調整基準標準給付費額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{市町村ごとの普通調整交付金} \\ \text{交付割合} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{(注2)} \\ \text{調整率} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{交付額} \end{array}}$$

(注1) 調整基準標準給付費額 当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおける介護給付に要した費用及び予防給付に要した費用等の合計額

(注2) 調整率 当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村における後期高齢者加入割合を国から示されるすべての市町村における後期高齢者加入割合と比較した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示されるすべての市町村における所得段階別加入割合と比較した係数である。

(4) 交付手続

交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、交付金の交付額の算定が適切に行われているかに着目して、24 都府県の 174 市区町、4 一部事務組合及び 1 広域連合において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に市に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、千葉県佐倉市は、所得段階別加入割合補正係数の算出において、4 月 1 日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第 1 号被保険者数を基に算出すべきところ、誤って、6 月 1 日(同市における被保険者の年間保険料の決定時)における標準的な所得段階の区分ごとの第 1 号被保険者数を基に算出して、普通調整交付金交付割合が過大に算出されていた。

したがって、適正な普通調整交付金交付割合に基づくなどして交付金の交付額を算定すると平成 17 年度の交付金交付額 116,123,000 円は、114,440,000 円となり、1,683,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において制度を十分に理解していなかったこと、千葉県において事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、市町村に対して適正な交付申請等のための指導の徹底を図るとともに、都道府県に対して審査確認の徹底を図るよう指示するなどの必要があると認められる。

(213) 国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの (243)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部 局 等	厚生労働本省(交付決定庁) 16 都道府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
交付先 (保 険 者)	市 24、特別区 3、町 4、計 31 市区町
療養給付費負担 金の概要	市町村の国民健康保険事業運営の安定化を図るために交付するもの
上記に対する国 庫負担金交付額 の合計	104,891,312,269 円(平成 16 年度～18 年度)
不当と認める国 庫負担金交付額	1,926,931,278 円(平成 16 年度～18 年度)

1 負担金の概要

(1) 国民健康保険の療養給付費負担金

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

(2) 国庫負担金の交付対象

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。そして、国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)とされている。退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

そして、一般被保険者に係る医療費については、老人保健法(昭和57年法律第80号。平成20年4月以降は「高齢者の医療の確保に関する法律」。以下同じ。)による医療を受けることができる者に係る医療費(被用者保険の保険者等が拠出する老人保健医療費拠出金等で負担)を除き、国庫負担金の交付の対象となっている。

一方、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていて、国庫負担金の交付の対象とはなっていない。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に老人保健法による医療を受けるまでの間において適用される資格を有する者である。

(3) 国庫負担金の算定方法

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」(昭和34年政令第41号。平成20年4月以降は「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」)等により、次により算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に}} \\
 \boxed{\text{係る医療給付費}}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{保険基盤安定繰入金}} \\
 \boxed{\text{の1/2}}
 \end{array}
 \overset{\text{(注2)}}{=}
 \boxed{\text{国庫負担}} \\
 \boxed{\text{対象費用額}}$$

$$\boxed{\text{国庫負担}} \\
 \boxed{\text{対象費用額}}
 \times
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{国の負担}} \\
 \boxed{\text{割合}}
 \end{array}
 \overset{\text{(注3)}}{=}
 \boxed{\text{交付額}}$$

(注2) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るため減額した保険料又は保険税の総額について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注3) 国の負担割合 平成16年度までは40/100、17年度は36/100、18年度以降は34/100

このうち一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額とされている。

ただし、届出が遅れるなどしたために退職被保険者等の資格がさかのぼって確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(4) 交付手続

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負担金を交付することとなっている。

そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、36都道府県の275市区町村において、16年度から18年度までに交付された国庫負担金について、合规性等の観点から、交付額が法令等に基づき適切に算定されているかに着目して、実績報告書及びその基礎資料等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に都道府県を通じて市町村に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、16都道府県の31市区町において、国庫負担金交付額計104,891,312,269円のうち計1,926,931,278円が過大に交付されていて、不当と認められる。

これを態様別に示すと次のとおりである。

ア そ及して退職被保険者等となった者に係るそ及期間の医療給付費を控除していないなどしているもの

27 市区町 1,238,211,396 円

イ 一般被保険者に係る医療給付費の算定において、基礎資料からの転記を誤り過大に算定しているもの

4 市区 688,719,882 円

このような事態が生じていたのは、上記の31市区町において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたため、適正な実績報告等を行っていないこと、また、これに対する前記の16都道府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記ア及びイの態様を都道府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

都道府県名	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担対象 費用額	左に対する国 庫負担金	不当と認める 国庫負担対象 費用額	不当と認める 国庫負担金
			千円	千円	千円	千円
ア そ及して退職被保険者等となった者に係るそ及期間の医療給付費を控除していないな どしているもの						
(213)	北海道 旭川市	17	13,872,084	4,995,868	271,438	107,626
(214)	青森県 東津軽郡 外ヶ浜町	17	573,864	206,564	11,258	4,440
(215)	栃木県 宇都宮市	17	14,808,976	5,309,771	28,142	11,070
(216)	同 那須塩原 市	17	4,700,818	1,693,152	43,762	17,166
(217)	同 さくら市	17	1,611,042	580,412	20,254	8,101
(218)	埼玉県 所沢市	17	10,179,907	3,662,847	5,263	2,105
(219)	千葉県 市川市	17	14,001,699	5,016,794	48,490	8,932
(220)	同 船橋市	17	16,622,175	5,962,112	26,000	10,058
(221)	同 松戸市	17	15,391,628	5,539,018	62,938	24,548
(222)	東京都 江戸川区	16	26,474,810	10,591,823	23,818	9,225
(223)	神奈川県 横須賀市	17	12,729,253	4,561,356	337,338	130,524
(224)	同 秦野市	17	4,850,521	1,746,105	30,783	12,003
(225)	同 海老名市	17	3,435,693	1,235,027	10,918	4,367
(226)	同 座間市	17	3,678,027	1,316,540	6,473	2,589
(227)	同 中 郡 大磯町	17	1,066,761	384,218	15,408	5,763
(228)	岐阜県 岐阜市	17	17,365,995	6,244,371	43,981	16,971
(229)	愛知県 豊橋市	17	11,550,966	4,156,713	8,392	3,309
(230)	同 東海市	17	2,935,882	1,056,850	4,517	1,587
(231)	同 愛知郡 東郷町	17	949,004	341,697	(注4) —	1,798
(232)	大阪府 貝塚市	17	3,290,796	1,184,264	6,339	3,627
(233)	同 茨木市	17	8,345,063	2,989,447	71,666	19,640
(234)	兵庫県 養父市	17	949,884	341,769	14,214	4,516
(235)	和歌山県 (注5) 有田郡 有田川町	17	547,215	197,281	4,889	1,953
(236)	広島県 広島市	17	37,141,230	13,347,062	1,998,546	799,418
(237)	佐賀県 鹿島市	17	1,597,199	574,088	14,069	5,468
(238)	熊本県 人吉市	17	1,683,727	603,965	40,371	15,727
(239)	大分県 日田市	17	3,588,419	1,291,752	14,161	5,668
アの計			233,942,649	85,130,877	3,163,440	1,238,211

(注4) 東郷町は、国の負担割合の適用を誤ったため、国庫負担金を過大に算定していたが、国庫負担対象費用額には誤りはなかったことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

(注5) 平成17年12月31日以前は有田郡金屋町

上記の27市区町では、国庫負担金の実績報告等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、そ及して退職被保険者等の資格を取得した者について、退職者

都道府県名	交付先(保険者)	年度	国庫負担対象費用額 千円	左に対する国庫負担金 千円	不当と認める国庫負担対象費用額 千円	不当と認める国庫負担金 千円
-------	----------	----	-----------------	------------------	-----------------------	-------------------

該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費の一部又は全部を控除していなかったなどのため、国庫負担対象費用額が過大に算定されるなどしていた。

したがって、適正な国庫負担対象費用額等に基づいて国庫負担金の交付額を算定すると計 83,892,666,487 円となり、計 1,238,211,396 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

広島市は、平成 17 年度の国庫負担金の実績報告等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、電算システムの出力帳票の表示に漏れがあったことなどにより、そ及して退職被保険者等の資格を取得した者について退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った 16 年度以前分の医療給付費の一部 1,998,546,947 円を控除していなかったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

したがって、適正な国庫負担対象費用額に基づいて国庫負担金の交付額を算定すると 12,547,643,843 円となり、799,418,777 円が過大に交付されていた。

イ 一般被保険者に係る医療給付費の算定において、基礎資料からの転記を誤り過大に算定しているもの

(240)	東京都	品川区	18	16,647,150	5,656,578	1,928,420	655,663
(241)	同	世田谷区	18	29,040,143	9,863,830	53,327	18,131
(242)	同	調布市	17	7,168,217	2,576,426	28,048	10,097
(243)	大阪府	大東市	17	4,618,579	1,663,599	13,410	4,827
イの計				57,474,091	19,760,434	2,023,207	688,719

上記の 4 市区では、国庫負担金の実績報告等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、基礎資料から誤った額を転記したため、医療給付費の額を過大に計算しており、その結果、国庫負担対象費用額が過大に算定されていた。

したがって、適正な国庫負担対象費用額に基づいて国庫負担金の交付額を算定すると計 19,071,714,504 円となり、計 688,719,882 円が過大に交付されていた。

ア、イの合計				291,416,740	104,891,312	5,186,648	1,926,931
--------	--	--	--	-------------	-------------	-----------	-----------

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、通知等により市町村の事務処理の適正化に努めるとともに都道府県の実績報告等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

(244) 国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの
 (680)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部 局 等	厚生労働本省(交付決定庁) 22 都道府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先(保険者)	市103、特別区2、町256、村75、一部事務組合1、計437市区町村等
財政調整交付金の概要	市町村の国民健康保険に係る財政力の不均衡を調整するために交付するもので、一定の基準により財政力を測定してその程度に応じて交付する普通調整交付金と、特別の事情を考慮して交付する特別調整交付金がある。
上記に対する交付金交付額の合計	226,448,896,000円(平成14年度～18年度)
不当と認める交付金交付額	6,842,716,000円(平成14年度～18年度)

1 交付金の概要

(1) 国民健康保険の財政調整交付金

国民健康保険(前掲310ページの「国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

(2) 普通調整交付金

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費、老人保健医療費拠出金(以下「老健拠出金」という。)、保健事業費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付するものである。そして、平成12年度からは、介護保険制度の導入に伴い、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)に介護納付金(注1)に係るもの(以下「介護分」という。)を加えて交付されている。

普通調整交付金の交付額は、当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

また、市町村における保険料の収納努力を交付額に反映させるため、保険料の収納割合が所定の率を下回る場合には普通調整交付金の交付額を減額することとなっている。

(注1) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

(3) 特別調整交付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付するものであり、結核・精神病特別交付金、老人加入率高率特別交付金、医療費通知特別交付金、保健事業費多額特別交付金、保健事業特別交付金、収納特別対策特別交付金等がある。

(4) 交付手続

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び実績報告書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、39 都道府県の 831 市区町村等において、14 年度から 18 年度までに交付された財政調整交付金について、合規性等の観点から、交付額が法令等に基づき適切に算定されているかに着眼して、実績報告書及びその基礎資料等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に都道府県を通じて市町村に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。また、後述する老健拠出金に係る事態については、会計実地検査を行っていない市町村についても、実績報告書等調書の提出を受けるなどして検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、22 都道府県の 437 市区町村等において、交付金交付額計 226,448,896,000 円のうち計 6,842,716,000 円が過大に交付されていたり交付の必要がなかったりして、不当と認められる。

これを態様別に示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の交付が過大となっているもの(ウの老健拠出金に係るものを除く。)

(ア) 調整対象需要額を過大に算定しているもの	(注2) 22 市区町村	201,091,000 円
(イ) 調整対象収入額を過小に算定しているもの	(注2) 3 市町	45,622,000 円
(ウ) 保険料の収納割合を事実と相違した高い割合としているもの	1 村	28,373,000 円

イ 特別調整交付金の交付が過大となっていたり、交付の必要がなかったりしているもの(ウの老健拠出金に係るものを除く。)

(ア) 医療費通知の調整基準額を過大に算定しているもの	(注2) 1 市	19,867,000 円
(イ) 保健事業費対象額を過大に算定しているもの	(注2) 9 市町村	27,279,000 円
(ウ) 保健事業の対象となる事業費を過大に算定しているもの	(注2) 6 市町	29,156,000 円

(エ) 収納特別対策事業費対象額を過大に算定しているもの

1市 1,302,000円

ウ 老健拋出金を過大に算定したため財政調整交付金の交付が過大となっているもの

399市町村等 6,490,026,000円

(注2) ア(ア)及びイ(イ)のうちの1市、ア(ア)及びイ(イ)のうちの3市、また、ア(イ)及びイ(ウ)のうちの1市は重複している。

このような事態が生じていたのは、上記の437市区町村等において制度の理解が十分でなかったり、事務処理が適切でなかったりしたため適正な実績報告等を行っていなかったこと、また、これに対する前記22都道府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

(3) 各態様の詳細

前記の各態様の詳細を示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の交付が過大となっているもの(老健拋出金に係るものを除く。)

(ア) 調整対象需要額を過大に算定しているもの

調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)^(注3)に係る医療給付費、老健拋出金及び保健事業費の合計額から療養給付費等負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、保健事業費は、健康相談、保健施設の運営等被保険者の健康の保持増進のために必要な事業(以下「保健事業」という。)に要した費用の額である。そして、この費用の額は、①年間の保健事業費支出額から保健事業に係る国庫補助金、保健施設に係る利用料等の収入額を控除した額(以下「保健事業費対象額」という。)と、②当該市町村の年間平均被保険者数に700円を乗じて得た額(以下「保健事業費基準額」という。)のうちいずれか少ない方の額とすることとなっている。ただし、被保険者の健康の保持増進に資するとは認められないレセプト点検に係る経費等は保健事業費支出額に含めることができないこと、また、健康診査事業に係る経費等は保健事業費支出額から除くこととなっている。

(注3) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額

8都道府県の22市区町村は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、保健事業費支出額に含めることのできない経費を含めるなどして保健事業費を過大に算定したり、退職被保険者及びその被扶養者に係る医療給付費を含めて医療給付費を過大に算定したりしていたため、調整対象需要額を過大に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例> 保健事業費を過大に算定していたもの

北海道札幌市は、平成14年度から16年度までの調整対象需要額の算定に当たり、保健事業費支出額に含めることができないレセプト点検に係る経費を含めるなどしていたため、保健事業費を過大に算定していた。

したがって、適正な保健事業費及びこれを基に算出した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、計34,257,064,000円となり、計47,415,000円が過大に交付されていた。

前記の態様を都道府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
(244)	北海道 札幌市	14~16	34,304,479	47,415	保健事業費を過大にしていたもの
(245)	同 旭川市	14, 16, 17	8,178,918	16,337	医療給付費を過大にしていたものなど
(246)	青森県 青森市	15, 16	3,770,584	12,612	保健事業費を過大にしていたもの
(247)	同 弘前市	14~16	5,304,782	19,218	同
(248)	同 八戸市	14~17	6,291,500	13,436	保健事業費を過大にしていたものなど
(249)	同 黒石市	14~16	1,405,005	7,282	保健事業費を過大にしていたもの
(250)	同 五所川原市	15, 16	1,348,014	6,716	同
(251)	同 むつ市	15, 16	606,526	1,364	同
(252)	同 東津軽郡平内町	14~16	516,876	3,808	同
(253)	同 南津軽郡大鰐町	16	194,621	1,527	同
(254)	同 南津軽郡浪岡町	15, 16	628,634	1,090	同
(255)	同 南津軽郡平賀町	15, 16	617,838	2,518	同
(256)	同 上北郡六ヶ所村	15, 16	106,893	1,754	同
(257)	同 三戸郡五戸町	14~16	564,112	3,258	同
(258)	千葉県 船橋市	14, 15, 17	2,799,162	9,521	医療給付費を過大にしていたもの
(259)	東京都 大田区	15, 16	318,954	9,130	医療給付費を過大にしていたものなど
(260)	同 江戸川区	16	2,008,579	20,771	保健事業費を過大にしていたものなど
(261)	香川県 坂出市	16	449,844	1,655	保健事業費を過大にしていたもの
(262)	熊本県 人吉市	14, 17, 18	1,102,597	8,789	医療給付費を過大にしていたもの
(263)	大分県 別府市	15, 16	2,573,133	3,005	保健事業費を過大にしていたもの
(264)	沖縄県 那覇市	15	3,829,789	7,813	同
(265)	同 石垣市	16	664,551	2,072	同
(ア)の計			77,585,391	201,091	

(注4) 平成17年4月1日以降は青森市

(注5) 平成18年1月1日以降は平川市

(イ) 調整対象収入額を過小に算定しているもの

調整対象収入額は、医療分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、その所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
-------	----------	-----	--------------	-------------------	-----

このうち、医療分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定される。

そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額とすることとなっている。ただし、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を、上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額とすることとなっている。そして、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について医療分と同様の方法で算定することとなっている。

3 県の 3 市町は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額を過大にするなどしていたため、算定基礎所得金額を過小に計算して、その結果、調整対象収入額を過小に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例> 所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたもの

石川県能美市は、平成 17 年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額を過大にしていたため、算定基礎所得金額を過小に計算していた。

したがって、適正な算定基礎所得金額及びこれを基に算出した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、197,311,000 円となり、41,865,000 円が過大に交付されていた。

前記の態様を県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

(266)	石川県	能美市	17	239,176	41,865	所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたもの
(267)	岐阜県	岐阜市	16、17	4,608,503	2,654	所得金額を過小にしていたものなど
(268)	宮崎県	東諸県郡 国富町	17	229,978	1,103	所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたもの
(イ)の計				5,077,657	45,622	

(ウ) 保険料の収納割合を事実と相違した高い割合としているもの

普通調整交付金は、市町村における保険料の収納努力を交付額に反映させるため、徴収の決定を行って納付義務者である世帯主に賦課した保険料の額(以下「保険料の調定額」という。)に対する収納した保険料の額の割合が所定の率を下回る市町村については、その下回る程度に応じて段階的に交付額を減額することとなっている。

そして、この減額の基準となる保険料の収納割合は、一般被保険者に係る前年度分の保険料の調定額に対する前年度の収納額の割合等とすることとなっている。

沖縄県中頭郡中城村は、15、16 両年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、前年度収納額から除くこととなっている還付未済金を誤って含めていて収納額を過大にしていたため、保険料の収納割合が事実と相違して高くなっていた。そして、適正

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
(269)	沖 縄 県 中 頭 郡 中 城 村	15、16	567,458	28,373	保険料の収納額を過大にしていたもの
	アの計		83,230,506	275,086	

イ 特別調整交付金の交付が過大となっていたり、交付の必要がなかったりしているもの(老健拠出金に係るものを除く。)

(ア) 医療費通知の調整基準額を過大に算定しているもの

医療費通知特別交付金は、1月から12月までの間に、請求月ごとのレセプトの全数について6回以上医療費通知を実施したなどの場合に交付するものである。

そして、この交付額は、医療費通知を実施した世帯数に50円又は55円の単価を乗じて得た額(以下「医療費通知の調整基準額」という。)などとなっている。

北海道旭川市は、14年度から17年度までの医療費通知特別交付金の実績報告等に当たり、一世帯当たりの単価に乗ずる通知世帯数から除くこととされている老人保健医療給付対象者のみの世帯を含めていたため、医療費通知の調整基準額を過大に算定していた。

したがって、適正な医療費通知特別交付金を算定すると、計49,407,000円となり、これに伴って調整対象需要額が増額となることによる普通調整交付金の増額分を考慮しても、計19,867,000円が過大に交付されていた。

(245)	北 海 道 旭 川 市	14～17	70,896	19,867	医療費通知の通知世帯数を誤っていたもの
-------	-------------	-------	--------	--------	---------------------

(イ) 保健事業費対象額を過大に算定しているもの

保健事業費多額特別交付金は、保健事業費対象額が保健事業費基準額を超える場合に交付するものである。

そして、この交付額は、保健事業費対象額から保健事業費基準額を控除して得た額の2分の1(15年度以前は4分の1)の額となっている。

2県の9市町村は、保健事業費多額特別交付金の実績報告等に当たり、保健事業費支出額から除くこととなっている経費を含めるなどしていたため、保健事業費対象額を過大に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例> 健康診査事業に係る経費を含めていたもの

青森県つがる市(平成17年2月10日以前は西津軽郡稲垣村)は、14年度から16年度までの保健事業費対象額の算定に当たり、保健事業費支出額から除くこととなっている健康診査事業に係る経費等を含めていたため、保健事業費対象額を過大に算定していた。

したがって、適正な保健事業費対象額を算定すると保健事業費基準額を超えないこととなり、保健事業費多額特別交付金6,003,000円は交付の必要がなかった。

前記の態様を県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と 認める額 千円	摘 要
(248) 青 森 県	(注6) 八 戸 市	16	1,368	1,224	保健事業費支出額を過大にしていたもの
(250) 同	五所川原市	14、15	5,893	1,805	同
(251) 同	む つ 市	15、16	1,874	1,874	同
(270) 同	(注7) つがる市	14～16	6,003	6,003	同
(271) 同	(注8) 東津軽郡 外ヶ浜町	14～16	10,450	5,389	同
(272) 同	(注9) 北津軽郡 小泊村	14、15	4,926	2,633	同
(273) 同	(注10) 三 戸 郡 名 川 町	15、16	5,641	3,229	同
(274) 大 分 県	(注11) 臼 杵 市	16	3,229	3,058	同
(275) 同	中 津 市	16	2,064	2,064	同
(イ)の計			41,448	27,279	

第3章
第1節
第9
厚生労働省

(注6) 平成17年3月30日以前は三戸郡南郷村
(注7) 平成17年2月10日以前は西津軽郡稲垣村
(注8) 平成17年3月27日以前は東津軽郡蟹田町
(注9) 平成17年3月28日以降は北津軽郡中泊町
(注10) 平成18年1月1日以降は三戸郡南部町
(注11) 平成17年2月28日以前は下毛郡耶馬溪町

(ウ) 保健事業の対象となる事業費を過大に算定しているもの

保健事業特別交付金は、国民健康保険診療施設による健康管理事業等の保健事業を行った場合に交付するものである。

そして、このうち健康管理事業に係る保健事業特別交付金の交付額は、保健事業の内容、国民健康保険診療施設の規模等に基づいて算定される助成限度額の範囲内の額とすることとなっている。ただし、国民健康保険の被保険者以外の者を含めて対象にする保健事業に係る費用については、全体の受診者数に対する国民健康保険被保険者の受診者数の比率等を用いて案分するなどして市町村の一般会計等にも応分の費用負担を求めることとなっている。

石川県の6市町は、保健事業特別交付金の実績報告等に当たり、国民健康保険の被保険者以外の者を含めて対象としている事業の人件費について、費用の全額を対象事業費に含めるなどしていたため、保健事業の対象となる事業費を過大に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例> 被保険者以外の者を含めて対象としている事業の人件費について、費用の全額を対象事業費に含めていたもの

石川県小松市は、平成15、16両年度の保健事業の対象となる事業費の算定に当たり、国民健康保険の被保険者以外の者を含めて対象としている事業の人件費について、全体の受診者数に対する国民健康保険被保険者の受診者数の比率を用いて案分するなどして同市の一般会計等から応分の費用負担を求めるべきであったのに、その費用の全額を対象事業費に含めていたため、保健事業の対象となる事業費を過大に算定していた。

都道府県名	交付先(保険者)	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘要
したがって、適正な保健事業の対象となる事業費を算定すると、保健事業特別交付金は計 7,971,000 円となり、6,807,000 円が過大に交付されていた。					
前記の態様を交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。					
(276)	石川県 小松市	15、16	14,778	6,807	保健事業の対象となる事業費を過大にしていたもの
(277)	同 加賀市	15、16	14,777	4,700	同
(278)	同 輪島市	15、16	17,035	5,286	同
(279)	同 珠洲市	15、16	14,093	4,931	同
(266)	同 能美市	15、16	9,350	3,252	同
(280)	同 鳳至郡 能登町	15、16	13,573	4,180	同
(ウ)の計			83,606	29,156	
(注12) 平成 17 年 1 月 31 日以前は能美郡根上町					
(注13) 平成 17 年 2 月 28 日以前は鳳珠郡能都町					

(エ) 収納特別対策事業費対象額を過大に算定しているもの

収納特別対策特別交付金は、保険料収納体制の整備及び国民健康保険財政の安定化を図る観点から、国民健康保険制度運営のために実施する通例の事業に加えて、より一層の収納事業に取り組んだ市町村に交付するものである。

そして、この交付額は、収納体制の充実・強化に関する事業、口座振替の促進を図る事業等収納率向上及び保険料賦課事務の適正化に資する事業の実施に要した費用の額(以下「収納特別対策事業費対象額」という。)と被保険者規模に応じて別に定める交付上限額を比較していずれか少ない方の額とされている。

大分県宇佐市は、17 年度の収納特別対策特別交付金の実績報告等に当たり、実際には支払がなかったシステム保守料を含めたままにしていたため、収納特別対策事業費対象額を過大に算定していた。

したがって、適正な収納特別対策事業費対象額に基づいて収納特別対策特別交付金の交付額を算定すると、4,198,000 円となり、1,302,000 円が過大に交付されていた。

(281)	大分県 宇佐市	17	5,500	1,302	収納特別対策事業費対象額を過大にしていたもの
イの計			201,450	77,604	

ウ 老健拠出金を過大に算定したため財政調整交付金の交付が過大となっているもの

普通調整交付金の調整対象需要額は、前記のとおり医療給付費、老健拠出金及び保健事業費から算定することとなっている。

このうち、老健拠出金は、老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号。平成 20 年 4 月以降は「高齢者の医療の確保に関する法律」)の規定に基づき、各保険者が負担すべき老人保健医療費を社会保険診療報酬支払基金に納付することとされている拠出金である。老健拠出金の額は、各保険者における被保険者のうち老人の占める加入率等に基づいて算定することとなっている。そして、14 年 10 月の健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等の改正に伴い、普通調整交付金を算定する際に用いる実績報告書等の基礎数値を記入する欄等の書式が変更されている。

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
-------	----------	-----	--------------	-------------------	-----

本院が会計実地検査を行った際、一部の保険者において、上記の書式の変更に起因して老健拠出金の算定を誤っていた事態が見受けられたため、本院は、会計実地検査のほか実績報告書等調書の提出を受けるなどして全市町村の検査を行った。

その結果、12府県の399市町村等は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、書式の変更があったのに、算定に用いる基礎数値の記入欄に誤った金額を記入して、老健拠出金を過大に算定するなどしたため、普通調整交付金を過大に算定していた。また、老健拠出金を過大に算定していたことに伴い、老健拠出金を算定要素としている特別調整交付金のうちの結核・精神病特別交付金、老人加入率高率特別交付金等についても誤って算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

＜事例＞ 老健拠出金を過大に算定していたもの

山梨県甲府市は、平成14、15両年度の調整対象需要額の算定に当たり、実績報告書等の書式の変更があったのに、算定に用いる基礎数値として5か月分の老健拠出金(概算額)の金額を記入すべき欄に誤って従来算定に用いていた12か月分の老健拠出金(概算額)の金額を記入したため、老健拠出金を過大に算定していた。

したがって、適正な老健拠出金及びこれを基に算定した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、計1,980,543,000円となり、計440,867,000円が過大に交付されていた。

前記の態様を府県別・交付先(保険者)別に普通調整交付金及び特別調整交付金の合計額で示すと次のとおりである。

(282)	青森県	三沢市	14～17	1,080,016	48,807	老健拠出金の算定を誤っていたもの
(283)	同	東津軽郡蓬田村	14～16	99,840	2,723	同
(284)	同	東津軽郡平館村(注14)	14、15	76,922	6,483	同
(285)	同	西津軽郡鯨ヶ沢町	14、16	481,942	1,341	同
(286)	同	西津軽郡深浦町	14	111,788	5,381	同
(287)	同	西津軽郡森田村(注15)	14、15	141,158	5,398	同
(288)	同	西津軽郡柏村(注15)	14、15	130,640	4,945	同
(289)	同	中津軽郡西目屋村	14～16	79,641	2,327	同
(290)	同	南津軽郡常盤村(注16)	14、15	153,072	4,985	同
(291)	同	北津軽郡金木町(注17)	14、15	297,365	10,093	同
(292)	同	北津軽郡中里町(注18)	14、15	367,496	10,448	同
(293)	同	上北郡野辺地町	14～16	349,491	12,310	同
(294)	同	上北郡七戸町	14、15	187,890	4,634	同
(295)	同	上北郡百石町(注19)	14～16	204,195	5,328	同
(296)	同	上北郡六戸町	14	87,243	6,179	同
(297)	同	下北郡大間町	14～16	232,553	2,892	同
(298)	同	下北郡東通村	14、15	180,616	5,711	同
(299)	同	三戸郡南部町	14～16	266,386	5,650	同
(300)	同	三戸郡階上町	14～16	287,997	6,353	同

(注14) 平成17年3月28日以降は東津軽郡外ヶ浜町

(注15) 平成17年2月11日以降はつがる市

(注16) 平成17年3月28日以降は南津軽郡藤崎町

(注17) 平成17年3月28日以降は五所川原市

(注18) 平成17年3月28日以降は北津軽郡中泊町

(注19) 平成18年3月1日以降は上北郡おいらせ町

	都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(301)	岩手県	岩手郡玉山村(注20)	14、15	261,868	37,618	老健拠出金の算定を誤っていたもの
(302)	同	和賀郡沢内村(注21) (注20) 平成18年1月10日以降は盛岡市 (注21) 平成17年11月1日以降は和賀郡西和賀町	15	65,955	13,192	同
(303)	栃木県	鹿沼市	14、15	947,073	205,557	同
(304)	同	小山市	14、15	1,769,313	365,085	同
(305)	同	黒磯市(注22)	14、15	743,109	147,846	同
(306)	同	河内郡上三川町	14、15	380,538	76,253	同
(307)	同	上都賀郡粟野町(注23)	14、15	129,146	25,493	同
(308)	同	下都賀郡国分寺町(注24) (注22) 平成17年1月1日以降は那須塩原市 (注23) 平成18年1月1日以降は鹿沼市 (注24) 平成18年1月10日以降は下野市	14、15	162,693	38,277	同
(309)	群馬県	前橋市	14～16	2,242,585	58,888	同
(310)	同	高崎市	14、15	1,740,331	48,301	同
(311)	同	桐生市	14～16	2,891,157	43,489	同
(312)	同	伊勢崎市	14～16	2,126,573	42,177	同
(313)	同	太田市	14～16	1,848,181	40,007	同
(314)	同	沼田市	14、15	643,025	9,817	同
(315)	同	館林市	14～16	941,212	7,666	同
(316)	同	渋川市	14～16	807,878	16,584	同
(317)	同	藤岡市	14、15	616,209	12,710	同
(318)	同	富岡市	14～16	630,799	1,797	同
(319)	同	安中市	14～16	809,442	13,347	同
(320)	同	勢多郡北橋村(注25)	14～16	212,969	3,170	同
(321)	同	勢多郡赤城村(注25)	14、15	229,440	7,693	同
(322)	同	勢多郡富士見村	14～16	269,397	5,465	同
(323)	同	勢多郡大胡町(注26)	14、15	121,627	3,438	同
(324)	同	勢多郡宮城村(注26)	14、15	87,675	2,360	同
(325)	同	勢多郡粕川村(注26)	14、15	136,773	3,371	同
(326)	同	勢多郡新里村(注27)	14、15	203,625	7,289	同
(327)	同	勢多郡黒保根村(注27)	14～16	73,743	1,780	同
(328)	同	勢多郡東村(注28)	14、15	70,143	3,091	同
(329)	同	群馬郡榛名町(注29)	14～16	537,904	4,228	同
(330)	同	群馬郡箕郷町(注30)	14～16	259,454	6,429	同
(331)	同	群馬郡群馬町(注30)	14～16	412,053	11,144	同
(332)	同	北群馬郡子持村(注25)	14、15	138,890	3,980	同
(333)	同	北群馬郡伊香保町(注25)	14～16	125,576	1,474	同
(334)	同	北群馬郡榛東村	14～16	193,363	3,178	同
(335)	同	北群馬郡吉岡町	14～16	246,108	5,907	同
(336)	同	多野郡新町(注30)	14～16	192,810	3,004	同
(337)	同	多野郡鬼石町(注31)	14、15	155,198	1,531	同
(338)	同	多野郡吉井町	14～16	328,409	1,914	同
(339)	同	多野郡神流町	15	37,390	1,402	同
(340)	同	甘楽郡妙義町(注32)	14～16	122,626	2,248	同
(341)	同	甘楽郡下仁田町	14～16	332,423	8,066	同
(342)	同	甘楽郡南牧村	14、15	117,979	7,049	同
(343)	同	甘楽郡甘楽町	14～16	252,922	31,051	同
(344)	同	碓氷郡松井田町(注33)	14、15	269,734	5,776	同
(345)	同	吾妻郡中之条町	14、15	196,078	3,672	同
(346)	同	吾妻郡東村(注34)	14～16	52,194	2,998	同
(347)	同	吾妻郡吾妻町(注34)	14、15	235,502	5,766	同
(348)	同	吾妻郡長野原町	14～16	88,362	3,408	同

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(349) 群馬県	吾妻郡嬭恋村	15	21,652	2,080	老健拠出金の算定を誤っていたもの
(350) 同	吾妻郡草津町	14~16	106,101	5,868	同
(351) 同	吾妻郡高山村	14、15	81,840	2,055	同
(352) 同	利根郡片品村	14、15	134,798	1,980	同
(353) 同	利根郡月夜野町(注35)	14、15	196,471	4,101	同
(354) 同	利根郡水上町(注35)	14~16	209,749	3,065	同
(355) 同	利根郡新治村(注35)	14、15	146,653	3,508	同
(356) 同	利根郡昭和村	14、15	130,476	3,570	同
(357) 同	佐波郡赤堀町(注36)	14、15	168,867	5,694	同
(358) 同	佐波郡東村(注36)	14、15	132,321	5,722	同
(359) 同	佐波郡境町(注36)	14、15	290,996	3,147	同
(360) 同	佐波郡玉村町	14~16	310,357	8,360	同
(361) 同	新田郡尾島町(注37)	14、15	142,827	6,824	同
(362) 同	新田郡新田町(注37)	14、15	259,721	6,528	同
(363) 同	新田郡藪塚本町(注37)	14、15	167,297	3,363	同
(364) 同	新田郡笠懸町(注28)	14、15	241,651	8,950	同
(365) 同	山田郡大間々町(注28)	14、15	304,204	7,926	同
(366) 同	邑楽郡板倉町	14、15	187,828	1,658	同
(367) 同	邑楽郡明和町	14、15	89,511	1,776	同
(368) 同	邑楽郡千代田町	14~16	224,860	1,581	同
(369) 同	邑楽郡大泉町	14~16	453,189	4,836	同
(370) 同	邑楽郡邑楽町	14~16	332,040	8,601	同
	(注25) 平成18年2月20日以降は渋川市				
	(注26) 平成16年12月5日以降は前橋市				
	(注27) 平成17年6月13日以降は桐生市				
	(注28) 平成18年3月27日以降はみどり市				
	(注29) 平成18年10月1日以降は高崎市				
	(注30) 平成18年1月23日以降は高崎市				
	(注31) 平成18年1月1日以降は藤岡市				
	(注32) 平成18年3月27日以降は富岡市				
	(注33) 平成18年3月18日以降は安中市				
	(注34) 平成18年3月27日以降は吾妻郡東吾妻町				
	(注35) 平成17年10月1日以降は利根郡みなかみ町				
	(注36) 平成17年1月1日以降は伊勢崎市				
	(注37) 平成17年3月28日以降は太田市				
(371) 新潟県	新潟市	14、15	4,366,901	121,551	同
(372) 同	長岡市	14、15	1,397,477	26,317	同
(373) 同	三条市	14、15	833,475	13,837	同
(374) 同	柏崎市	14、15	828,820	30,103	同
(375) 同	新発田市	14、15	987,054	17,015	同
(376) 同	新津市(注38)	14、15	845,069	21,340	同
(377) 同	小千谷市	14、15	458,643	15,395	同
(378) 同	加茂市	14、15	487,872	9,543	同
(379) 同	十日町市	14、15	517,455	9,614	同
(380) 同	見附市	14、15	556,065	12,806	同
(381) 同	村上市	14、15	536,323	9,370	同
(382) 同	燕市	14、15	452,387	8,195	同
(383) 同	栃尾市(注39)	14、15	372,414	12,403	同
(384) 同	糸魚川市	14、15	394,995	9,596	同
(385) 同	新井市(注40)	14、15	335,351	12,036	同
(386) 同	五泉市	14、15	496,983	12,424	同
(387) 同	両津市(注41)	14	197,053	3,309	同
(388) 同	白根市(注38)	14、15	566,279	10,460	同
(389) 同	豊栄市(注38)	14、15	566,326	8,421	同

第3章 第1節 第9 厚生労働省

	都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要	
第3章 第1節 第9 厚生労働省	(390)	新潟県	上越市	14、15	1,259,653	50,715	老健拠出金の算定 を誤っていたもの
	(391)	同	佐渡市	15	500,591	14,426	
	(392)	同	北蒲原郡安田町(注42)	14、15	120,987	3,493	同
	(393)	同	北蒲原郡京ヶ瀬村(注42)	14、15	101,356	3,095	同
	(394)	同	北蒲原郡水原町(注42)	14、15	269,284	5,136	同
	(395)	同	北蒲原郡笹神村(注42)	14、15	165,624	3,302	同
	(396)	同	北蒲原郡聖籠町	14、15	171,680	2,738	同
	(397)	同	北蒲原郡紫雲寺町(注43)	14、15	77,895	2,806	同
	(398)	同	北蒲原郡中条町(注44)	14、15	346,705	7,123	同
	(399)	同	北蒲原郡黒川村(注44)	14、15	107,390	2,144	同
	(400)	同	中蒲原郡小須戸町(注38)	14、15	164,569	7,558	同
	(401)	同	中蒲原郡村松町(注45)	14、15	352,660	7,093	同
	(402)	同	中蒲原郡亀田町(注38)	14、15	241,425	8,552	同
	(403)	同	西蒲原郡岩室村(注38)	14、15	132,144	2,559	同
	(404)	同	西蒲原郡分水町(注46)	14、15	184,054	2,330	同
	(405)	同	西蒲原郡吉田町(注46)	14、15	203,356	4,090	同
	(406)	同	西蒲原郡巻町(注47)	14、15	428,795	4,653	同
	(407)	同	西蒲原郡西川町(注38)	14、15	160,834	6,736	同
	(408)	同	西蒲原郡味方村(注38)	14、15	77,633	1,667	同
	(409)	同	西蒲原郡潟東村(注38)	14、15	96,939	4,419	同
	(410)	同	西蒲原郡月潟村(注38)	14、15	55,700	1,737	同
	(411)	同	南蒲原郡田上町	14、15	162,963	5,761	同
	(412)	同	南蒲原郡下田村(注48)	14、15	124,398	3,641	同
	(413)	同	南蒲原郡栄町(注48)	14、15	115,364	1,883	同
	(414)	同	南蒲原郡中之島町(注49)	14、15	124,145	1,652	同
	(415)	同	三島郡越路町(注49)	14、15	133,591	5,199	同
	(416)	同	三島郡三島町(注49)	14、15	76,910	2,825	同
	(417)	同	北魚沼郡川口町	14、15	76,650	3,196	同
	(418)	同	北魚沼郡堀之内町(注50)	14、15	103,625	4,821	同
	(419)	同	南魚沼郡塩沢町(注51)	14、15	266,442	6,315	同
	(420)	同	南魚沼郡六日町(注52)	14、15	221,918	3,842	同
	(421)	同	中魚沼郡川西町(注53)	14、15	109,353	4,341	同
	(422)	同	中魚沼郡津南町	14、15	133,453	4,287	同
	(423)	同	中魚沼郡中里村(注53)	14、15	89,769	2,188	同
	(424)	同	刈羽郡小国町(注49)	14、15	103,520	2,204	同
	(425)	同	東頸城郡蒲川原村(注54)	14、15	69,571	2,685	同
	(426)	同	東頸城郡松代町(注53)	14、15	110,211	2,563	同
	(427)	同	東頸城郡松之山町(注53)	14、15	73,051	2,492	同
	(428)	同	東頸城郡牧村(注54)	14、15	71,829	1,935	同
	(429)	同	中頸城郡柿崎町(注54)	14、15	141,715	4,290	同
	(430)	同	中頸城郡大潟町(注54)	14、15	107,366	3,640	同
	(431)	同	中頸城郡頸城村(注54)	14、15	89,610	5,893	同
	(432)	同	中頸城郡吉川町(注54)	14、15	72,788	1,744	同
(433)	同	中頸城郡妙高高原町(注40)	14、15	132,960	8,215	同	
(434)	同	中頸城郡妙高村(注40)	14、15	85,896	4,032	同	
(435)	同	中頸城郡板倉町(注54)	14、15	95,763	3,087	同	
(436)	同	中頸城郡三和村(注54)	14、15	60,595	2,686	同	
(437)	同	西頸城郡名立町(注54)	14、15	46,582	3,691	同	
(438)	同	西頸城郡能生町(注55)	14、15	137,273	5,806	同	
(439)	同	西頸城郡青海町(注55)	14、15	97,635	5,161	同	
(440)	同	岩船郡関川村	14、15	183,988	3,404	同	
(441)	同	岩船郡荒川町	14、15	160,876	2,008	同	
(442)	同	岩船郡神林村	14、15	166,540	4,257	同	
(443)	同	岩船郡朝日村	14、15	199,220	2,217	同	

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(444)	新潟県 佐渡郡相川町(注41)	14	109,561	1,332	老健拠出金の算定を誤っていたもの
(445)	同 佐渡郡佐和田町(注41)	14	75,287	2,571	同
(446)	同 佐渡郡真野町(注41)	14	59,712	1,092	同
(447)	同 東蒲原広域事務組合	14、15	369,661	4,202	同
	(注 38) 平成 17 年 3 月 21 日以降は新潟市				
	(注 39) 平成 18 年 1 月 1 日以降は長岡市				
	(注 40) 平成 17 年 4 月 1 日以降は妙高市				
	(注 41) 平成 16 年 3 月 1 日以降は佐渡市				
	(注 42) 平成 16 年 4 月 1 日以降は阿賀野市				
	(注 43) 平成 17 年 5 月 1 日以降は新発田市				
	(注 44) 平成 17 年 9 月 1 日以降は胎内市				
	(注 45) 平成 18 年 1 月 1 日以降は五泉市				
	(注 46) 平成 18 年 3 月 20 日以降は燕市				
	(注 47) 平成 17 年 10 月 10 日以降は新潟市				
	(注 48) 平成 17 年 5 月 1 日以降は三条市				
	(注 49) 平成 17 年 4 月 1 日以降は長岡市				
	(注 50) 平成 16 年 11 月 1 日以降は魚沼市				
	(注 51) 平成 17 年 10 月 1 日以降は南魚沼市				
	(注 52) 平成 16 年 11 月 1 日以降は南魚沼市				
	(注 53) 平成 17 年 4 月 1 日以降は十日町市				
	(注 54) 平成 17 年 1 月 1 日以降は上越市				
	(注 55) 平成 17 年 3 月 19 日以降は糸魚川市				
(448)	山梨県 甲 府 市	14、15	2,421,410	440,867	同
(449)	同 富士吉田市	14、15	789,721	161,270	同
(450)	同 塩 山 市(注56)	14~16	515,752	95,133	同
(451)	同 都 留 市	14、15	373,291	69,682	同
(452)	同 山 梨 市	14、15	666,863	125,374	同
(453)	同 大 月 市	14、15	512,754	101,929	同
(454)	同 韮 崎 市	14、15	391,564	62,295	同
(455)	同 南アルプス市	15	453,185	112,402	同
(456)	同 東山梨郡春日居町(注57)	14、15	83,953	19,420	同
(457)	同 東山梨郡牧丘町(注58)	14、15	136,110	29,816	同
(458)	同 東山梨郡三富村(注58)	14、15	57,484	12,177	同
(459)	同 東山梨郡勝沼町(注56)	14~16	283,774	40,435	同
(460)	同 東山梨郡大和村(注56)	14、15	45,636	6,875	同
(461)	同 東八代郡石和町(注57)	14、15	294,737	63,341	同
(462)	同 東八代郡御坂町(注57)	14、15	174,462	36,030	同
(463)	同 東八代郡一宮町(注57)	14、15	161,460	27,310	同
(464)	同 東八代郡八代町(注57)	14、15	126,179	22,750	同
(465)	同 東八代郡境川村(注57)	14、15	40,029	9,309	同
(466)	同 東八代郡中道町(注59)	14、15	71,194	13,263	同
(467)	同 東八代郡芦川村(注60)	14、15	19,378	4,300	同
(468)	同 東八代郡豊富村(注61)	14、15	42,570	7,737	同
(469)	同 西八代郡上九一色村(注62)	14、15	24,496	4,934	同
(470)	同 西八代郡三珠町(注63)	14、15	50,584	12,241	同
(471)	同 西八代郡市川大門町(注63)	14、15	166,270	27,955	同
(472)	同 西八代郡六郷町(注63)	14、15	66,510	16,843	同
(473)	同 西八代郡下部町(注64)	14、15	149,169	33,566	同
(474)	同 南巨摩郡増穂町	14、15	156,755	39,212	同
(475)	同 南巨摩郡鵜沢町	14、15	95,622	21,568	同
(476)	同 南巨摩郡中富町(注64)	14、15	243,785	60,388	同
(477)	同 南巨摩郡早川町	14、15	76,811	19,580	同
(478)	同 南巨摩郡身延町	14、15	103,814	32,442	同
(479)	同 南巨摩郡南部町	14、15	151,655	40,682	同

	都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要		
第3章 第1節 第9 厚生労働省	(480)	山 梨 県	中巨摩郡竜王町(注65)	14、15	293,051	68,590	老健拠出金の算定を誤っていたもの	
	(481)	同	中巨摩郡敷島町(注65)	14、15	184,996	42,835		同
	(482)	同	中巨摩郡玉穂町(注61)	14、15	49,697	14,304		同
	(483)	同	中巨摩郡昭和町	15	36,468	16,549		同
	(484)	同	中巨摩郡田富町(注61)	14、15	127,183	26,399		同
	(485)	同	中巨摩郡八田村(注66)	14	33,253	2,311		同
	(486)	同	中巨摩郡白根町(注66)	14	65,849	6,763		同
	(487)	同	中巨摩郡若草町(注66)	14	26,516	2,859		同
	(488)	同	中巨摩郡櫛形町(注66)	14	142,168	7,508		同
	(489)	同	中巨摩郡甲西町(注66)	14	39,697	4,619		同
	(490)	同	北巨摩郡双葉町(注65)	14、15	99,881	17,209		同
	(491)	同	北巨摩郡明野村(注67)	14、15	98,487	16,916		同
	(492)	同	北巨摩郡須玉町(注67)	14、15	190,253	37,271		同
	(493)	同	北巨摩郡高根町(注67)	14、15	130,041	22,471		同
	(494)	同	北巨摩郡長坂町(注67)	14、15	160,528	34,584		同
	(495)	同	北巨摩郡大泉村(注67)	14、15	47,352	9,954		同
	(496)	同	北巨摩郡小淵沢町(注68)	14、15	87,948	22,810		同
	(497)	同	北巨摩郡白州町(注67)	14、15	88,512	14,423		同
	(498)	同	北巨摩郡武川村(注67)	14、15	52,619	11,909		同
	(499)	同	南都留郡秋山村(注69)	14、15	26,320	3,865		同
	(500)	同	南都留郡道志村	14、15	25,955	6,511		同
	(501)	同	南都留郡西桂町	14、15	75,075	9,260		同
	(502)	同	南都留郡忍野村	14、15	116,551	22,277		同
	(503)	同	南都留郡山中湖村	14、15	10,794	5,692		同
	(504)	同	南都留郡河口湖町(注70)	14	83,931	11,184		同
	(505)	同	南都留郡鳴沢村	14、15	34,610	6,500		同
	(506)	同	南都留郡富士河口湖町	15	199,720	55,706		同
	(507)	同	北都留郡上野原町(注69)	14、15	496,294	77,828		同
	(508)	同	北都留郡小菅村	14、15	16,258	2,302		同
	(509)	同	北都留郡丹波山村	14、15	27,393	4,495		同
		(注 56)	平成 17 年 11 月 1 日以降は甲州市					
		(注 57)	平成 16 年 10 月 12 日以降は笛吹市					
		(注 58)	平成 17 年 3 月 22 日以降は山梨市					
		(注 59)	平成 18 年 3 月 1 日以降は甲府市					
		(注 60)	平成 18 年 8 月 1 日以降は笛吹市					
		(注 61)	平成 18 年 2 月 20 日以降は中央市					
		(注 62)	平成 18 年 3 月 1 日以降は甲府市及び南都留郡富士河口湖町					
		(注 63)	平成 17 年 10 月 1 日以降は西八代郡市川三郷町					
		(注 64)	平成 16 年 9 月 13 日以降は南巨摩郡身延町					
		(注 65)	平成 16 年 9 月 1 日以降は甲斐市					
		(注 66)	平成 15 年 4 月 1 日以降は南アルプス市					
		(注 67)	平成 16 年 11 月 1 日以降は北杜市					
		(注 68)	平成 18 年 3 月 15 日以降は北杜市					
		(注 69)	平成 17 年 2 月 13 日以降は上野原市					
		(注 70)	平成 15 年 11 月 15 日以降は南都留郡富士河口湖町					
	(510)	三 重 県	津 市	14~16	1,182,246	48,832	同	
	(511)	同	四日市市	14、15	1,672,601	58,861	同	
	(512)	同	伊勢市	14、15	1,097,371	47,303	同	
	(513)	同	松阪市	14、15	1,563,543	37,741	同	
	(514)	同	桑名市	14、15	546,127	15,631	同	
	(515)	同	上野市(注71)	14、15	736,932	23,927	同	
	(516)	同	鈴鹿市	14、15	1,108,644	42,076	同	
	(517)	同	名張市	14、15	650,860	24,810	同	
	(518)	同	尾鷲市	14、15	471,562	7,384	同	

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(519)	三重県 亀山市	15	136,464	5,422	老健拠出金の算定を誤っていたもの
(520)	同 鳥羽市	14、15	399,866	9,939	同
(521)	同 熊野市	14、15	462,569	7,618	同
(522)	同 久居市(注72)	14、15	443,202	16,742	同
(523)	同 いなべ市	15	175,839	14,286	同
(524)	同 桑名郡多度町(注73)	14、15	113,700	3,065	同
(525)	同 桑名郡長島町(注73)	15	42,013	3,503	同
(526)	同 員弁郡北勢町(注74)	14	49,552	3,354	同
(527)	同 員弁郡大安町(注74)	14	73,373	3,427	同
(528)	同 員弁郡東員町	14、15	135,401	4,599	同
(529)	同 員弁郡藤原町(注74)	14	38,504	1,767	同
(530)	同 三重郡菰野町	14、15	193,036	4,207	同
(531)	同 三重郡楠町(注75)	14、15	58,969	2,310	同
(532)	同 三重郡川越町	14、15	53,711	3,577	同
(533)	同 鈴鹿郡関町(注76)	14、15	98,264	4,998	同
(534)	同 安芸郡河芸町(注72)	14、15	135,152	3,023	同
(535)	同 安芸郡芸濃町(注72)	14、15	114,683	4,370	同
(536)	同 安芸郡安濃町(注72)	14、15	99,439	5,295	同
(537)	同 一志郡香良洲町(注72)	14、15	69,629	1,348	同
(538)	同 一志郡一志町(注72)	14、15	109,905	4,085	同
(539)	同 一志郡白山町(注72)	14、15	219,641	8,290	同
(540)	同 一志郡嬉野町(注77)	14、15	206,336	7,727	同
(541)	同 一志郡美杉村(注72)	14、15	198,899	9,355	同
(542)	同 一志郡三雲町(注77)	14、15	70,007	2,226	同
(543)	同 飯南郡飯南町(注77)	14、15	120,628	3,999	同
(544)	同 飯南郡飯高町(注77)	14、15	120,895	3,735	同
(545)	同 多気郡多気町	14、15	130,874	4,661	同
(546)	同 多気郡明和町	14、15	219,320	10,848	同
(547)	同 多気郡大台町	14、15	127,635	5,157	同
(548)	同 多気郡勢和村(注78)	14、15	80,284	2,416	同
(549)	同 多気郡宮川村(注79)	14、15	101,755	3,768	同
(550)	同 度会郡玉城町	14、15	136,140	4,741	同
(551)	同 度会郡二見町(注80)	14、15	136,071	6,045	同
(552)	同 度会郡小俣町(注80)	14、15	160,128	5,443	同
(553)	同 度会郡南勢町(注81)	14、15	284,830	11,009	同
(554)	同 度会郡南島町(注81)	14、15	247,201	7,385	同
(555)	同 度会郡大宮町(注82)	14、15	103,646	3,858	同
(556)	同 度会郡紀勢町(注82)	14、15	152,491	2,912	同
(557)	同 度会郡御園村(注80)	14、15	67,036	3,360	同
(558)	同 度会郡度会町	14、15	93,732	2,700	同
(559)	同 阿山郡伊賀町(注71)	14、15	123,821	3,647	同
(560)	同 阿山郡阿山町(注71)	14、15	101,719	3,431	同
(561)	同 阿山郡大山田村(注71)	14、15	80,100	2,926	同
(562)	同 名賀郡青山町(注71)	14、15	130,299	3,041	同
(563)	同 志摩郡浜島町(注83)	14、15	103,573	2,200	同
(564)	同 志摩郡大王町(注83)	14、15	244,291	5,515	同
(565)	同 志摩郡志摩町(注83)	14、15	372,064	8,005	同
(566)	同 志摩郡阿児町(注83)	14、15	345,240	8,103	同
(567)	同 志摩郡磯部町(注83)	14、15	149,918	5,497	同
(568)	同 北牟婁郡紀伊長島町(注84)	14、15	260,607	3,412	同
(569)	同 北牟婁郡海山町(注84)	14、15	278,121	10,884	同
(570)	同 南牟婁郡御浜町	14、15	200,866	3,342	同
(571)	同 南牟婁郡紀宝町	14、15	162,933	2,216	同
(572)	同 南牟婁郡紀和町(注85)	14、15	79,284	2,355	同

第3章 第1節 第9 厚生労働省

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
	(注 71) 平成 16 年 11 月 1 日以降は伊賀市				
	(注 72) 平成 18 年 1 月 1 日以降は津市				
	(注 73) 平成 16 年 12 月 6 日以降は桑名市				
	(注 74) 平成 15 年 12 月 1 日以降はいなべ市				
	(注 75) 平成 17 年 2 月 7 日以降は四日市市				
	(注 76) 平成 17 年 1 月 11 日以降は亀山市				
	(注 77) 平成 17 年 1 月 1 日以降は松阪市				
	(注 78) 平成 18 年 1 月 1 日以降は多気郡多気町				
	(注 79) 平成 18 年 1 月 10 日以降は多気郡大台町				
	(注 80) 平成 17 年 11 月 1 日以降は伊勢市				
	(注 81) 平成 17 年 10 月 1 日以降は度会郡南伊勢町				
	(注 82) 平成 17 年 2 月 14 日以降は度会郡大紀町				
	(注 83) 平成 16 年 10 月 1 日以降は志摩市				
	(注 84) 平成 17 年 10 月 11 日以降は北牟婁郡紀北町				
	(注 85) 平成 17 年 11 月 1 日以降は熊野市				
(573) 大阪府	泉南郡熊取町	14、15	575,331	109,879	老健抛出金の算定を誤っていたもの
(574) 和歌山県	海草郡下津町(注86)	14、15	437,462	60,672	同
(575) 同	那賀郡岩出町(注87)	14、15	796,211	152,436	同
(576) 同	有田郡吉備町(注88)	14、15	429,790	18,528	同
(577) 同	日高郡印南町	14、15	217,638	41,535	同
(578) 同	西牟婁郡串本町(注89)	14、15	413,841	8,188	同
(579) 同	東牟婁郡古座町(注89)	14、15	223,786	34,871	同
	(注 86) 平成 17 年 4 月 1 日以降は海南市				
	(注 87) 平成 18 年 4 月 1 日以降は岩出市				
	(注 88) 平成 18 年 1 月 1 日以降は有田郡有田川町				
	(注 89) 平成 17 年 4 月 1 日以降は東牟婁郡串本町				
(580) 徳島県	阿南市	15	565,242	13,337	同
(581) 同	那賀郡木頭村(注90)	14、15	76,763	14,609	同
(582) 同	三好郡三加茂町(注91)	14、15	233,415	20,319	同
	(注 90) 平成 17 年 3 月 1 日以降は那賀郡那賀町				
	(注 91) 平成 18 年 3 月 1 日以降は三好郡東みよし町				
(583) 高知県	高知市	15	2,190,088	10,018	同
(584) 同	室戸市	15	328,839	2,194	同
(585) 同	安芸市	15	339,891	1,103	同
(586) 同	南国市	15	504,534	3,520	同
(587) 同	須崎市	15、16	345,011	2,592	同
(588) 同	宿毛市	15、16	369,193	4,017	同
(589) 同	土佐清水市	15	303,926	4,735	同
(590) 同	安芸郡奈半利町	15	75,056	4,081	同
(591) 同	安芸郡田野町	15	54,158	1,721	同
(592) 同	安芸郡安田町	15	82,109	1,060	同
(593) 同	安芸郡芸西村	14、15	177,197	2,234	同
(594) 同	香美郡土佐山田町(注92)	15	274,563	4,531	同
(595) 同	香美郡野市町(注93)	15	117,922	1,642	同
(596) 同	長岡郡本山町	15	67,041	1,009	同
(597) 同	長岡郡大豊町	15	94,166	3,582	同
(598) 同	吾川郡伊野町(注94)	15	213,184	1,472	同
(599) 同	吾川郡吾川村(注95)	15	64,726	2,149	同
(600) 同	高岡郡中土佐町	15	107,528	2,875	同
(601) 同	高岡郡佐川町	15	247,394	5,411	同
(602) 同	高岡郡窪川町(注96)	15	230,537	2,462	同
(603) 同	高岡郡禰原町	15	50,118	2,562	同
(604) 同	高岡郡仁淀村(注95)	15	37,823	2,395	同

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(605)	高知県 幡多郡佐賀町(注97)	15	46,544	2,112	老健拠出金の算定を誤っていたもの
(606)	同 幡多郡大方町(注97)	15	147,696	3,885	同
(607)	同 幡多郡大月町	15	139,142	2,302	同
(608)	同 幡多郡十和村(注96)	14、15	147,792	5,416	同
	(注92) 平成18年3月1日以降は香美市				
	(注93) 平成18年3月1日以降は香南市				
	(注94) 平成16年10月1日以降は吾川郡いの町				
	(注95) 平成17年8月1日以降は吾川郡仁淀川町				
	(注96) 平成18年3月20日以降は高岡郡四万十町				
	(注97) 平成18年3月20日以降は幡多郡黒潮町				
(609)	鹿児島県 鹿児島市	14、15	9,385,515	201,203	同
(610)	同 川内市(注98)	14、15	1,884,688	21,561	同
(611)	同 鹿屋市	14～16	1,755,449	28,031	同
(612)	同 枕崎市	14～16	1,161,561	14,432	同
(613)	同 串木野市(注99)	14～16	724,845	16,996	同
(614)	同 阿久根市	14、15	996,923	7,924	同
(615)	同 名瀬市(注100)	14～16	1,465,781	14,717	同
(616)	同 出水市	14、15	1,132,780	17,544	同
(617)	同 指宿市	14～16	884,301	4,294	同
(618)	同 加世田市(注101)	14、15	755,193	9,304	同
(619)	同 国分市(注102)	14、15	851,327	10,073	同
(620)	同 西之表市	14、15	544,703	5,047	同
(621)	同 垂水市	14、15	790,628	11,341	同
(622)	同 鹿児島郡吉田町(注103)	14、15	240,521	6,221	同
(623)	同 鹿児島郡桜島町(注103)	14、15	184,431	5,626	同
(624)	同 揖宿郡喜入町(注103)	14、15	381,562	2,604	同
(625)	同 揖宿郡穎娃町(注104)	14、15	499,404	2,290	同
(626)	同 揖宿郡開聞町(注105)	14～16	279,900	7,393	同
(627)	同 川辺郡笠沙町(注101)	14、15	220,440	1,624	同
(628)	同 川辺郡坊津町(注101)	14、15	210,916	4,036	同
(629)	同 川辺郡知覧町(注104)	14、15	526,215	6,582	同
(630)	同 川辺郡川辺町(注104)	14、15	634,758	12,380	同
(631)	同 日置郡市来町(注99)	14、15	229,318	4,380	同
(632)	同 日置郡東市来町(注106)	14、15	435,580	9,624	同
(633)	同 日置郡伊集院町(注106)	14、15	539,075	9,827	同
(634)	同 日置郡松元町(注103)	14、15	246,142	4,678	同
(635)	同 日置郡郡山町(注103)	14、15	257,833	9,263	同
(636)	同 日置郡日吉町(注106)	14、15	277,783	8,272	同
(637)	同 日置郡吹上町(注106)	14、15	402,283	8,029	同
(638)	同 日置郡金峰町(注101)	14、15	391,943	7,587	同
(639)	同 薩摩郡樋脇町(注98)	14、15	215,978	4,629	同
(640)	同 薩摩郡入来町(注98)	14、15	197,879	2,047	同
(641)	同 薩摩郡東郷町(注98)	14、15	187,656	2,577	同
(642)	同 薩摩郡宮之城町(注107)	14、15	589,180	6,053	同
(643)	同 薩摩郡鶴田町(注107)	14、15	183,437	7,222	同
(644)	同 薩摩郡薩摩町(注107)	14、15	248,900	5,870	同
(645)	同 薩摩郡里村(注98)	14、15	86,578	2,732	同
(646)	同 薩摩郡上甕村(注98)	14、15	80,997	2,769	同
(647)	同 出水郡野田町(注108)	14、15	146,835	3,985	同
(648)	同 出水郡高尾野町(注108)	14、15	434,900	6,425	同
(649)	同 出水郡東町(注109)	14、15	428,444	5,575	同
(650)	同 出水郡長島町	14、15	162,086	4,387	同
(651)	同 始良郡加治木町	14、15	583,240	11,927	同
(652)	同 始良郡始良町	14、15	893,195	26,053	同

	都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要	
第3章 第1節 第9 厚生労働省	(653)	鹿児島県	始良郡蒲生町	14、15	328,513	6,324	老健拠出金の算定を誤っていたもの
	(654)	同	始良郡横川町(注102)	14~16	226,997	7,672	同
	(655)	同	始良郡吉松町(注110)	14、15	157,061	2,493	同
	(656)	同	始良郡牧園町(注102)	14、15	331,021	2,166	同
	(657)	同	始良郡霧島町(注102)	14、15	205,406	3,487	同
	(658)	同	始良郡隼人町(注102)	14、15	781,284	12,864	同
	(659)	同	始良郡福山町(注102)	14、15	451,770	11,087	同
	(660)	同	曾於郡大隅町(注111)	14、15	409,514	2,041	同
	(661)	同	曾於郡輝北町(注112)	14、15	202,685	6,830	同
	(662)	同	曾於郡財部町(注111)	14、15	510,418	7,754	同
	(663)	同	曾於郡末吉町(注111)	14~16	1,015,598	20,575	同
	(664)	同	曾於郡松山町(注113)	14、15	159,162	4,465	同
	(665)	同	曾於郡志布志町(注113)	14~16	876,758	14,465	同
	(666)	同	曾於郡有明町(注113)	14、15	353,929	3,780	同
	(667)	同	肝属郡串良町(注112)	14、15	440,172	3,501	同
	(668)	同	肝属郡東串良町	14~16	474,635	10,539	同
	(669)	同	肝属郡内之浦町(注114)	14、15	276,636	4,669	同
	(670)	同	肝属郡高山町(注114)	14、15	542,950	9,990	同
	(671)	同	肝属郡大根占町(注115)	14、15	283,469	3,125	同
	(672)	同	肝属郡根占町(注116)	14、15	293,828	3,834	同
	(673)	同	肝属郡田代町(注115)	14、15	152,608	2,456	同
	(674)	同	肝属郡佐多町(注116)	14、15	232,653	5,508	同
	(675)	同	肝属郡錦江町	16	154,381	4,309	同
	(676)	同	熊毛郡中種子町	14、15	224,573	6,514	同
	(677)	同	熊毛郡南種子町	14、15	177,534	2,586	同
	(678)	同	熊毛郡上屋久町(注117)	14、15	216,973	2,202	同
	(679)	同	熊毛郡屋久町(注117)	14、15	231,251	3,570	同
	(680)	同	大島郡瀬戸内町	14、15	607,361	5,461	同
		(注 98)	平成 16 年 10 月 12 日以降は薩摩川内市				
		(注 99)	平成 17 年 10 月 11 日以降はいちき串木野市				
		(注 100)	平成 18 年 3 月 20 日以降は奄美市				
		(注 101)	平成 17 年 11 月 7 日以降は南さつま市				
		(注 102)	平成 17 年 11 月 7 日以降は霧島市				
		(注 103)	平成 16 年 11 月 1 日以降は鹿児島市				
		(注 104)	平成 19 年 12 月 1 日以降は南九州市				
		(注 105)	平成 18 年 1 月 1 日以降は指宿市				
		(注 106)	平成 17 年 5 月 1 日以降は日置市				
		(注 107)	平成 17 年 3 月 22 日以降は薩摩郡さつま町				
		(注 108)	平成 18 年 3 月 13 日以降は出水市				
		(注 109)	平成 18 年 3 月 20 日以降は出水郡長島町				
		(注 110)	平成 17 年 3 月 22 日以降は始良郡湧水町				
		(注 111)	平成 17 年 7 月 1 日以降は曾於市				
		(注 112)	平成 18 年 1 月 1 日以降は鹿屋市				
		(注 113)	平成 18 年 1 月 1 日以降は志布志市				
		(注 114)	平成 17 年 7 月 1 日以降は肝属郡肝付町				
		(注 115)	平成 17 年 3 月 22 日以降は肝属郡錦江町				
		(注 116)	平成 17 年 3 月 31 日以降は肝属郡南大隅町				
		(注 117)	平成 19 年 10 月 1 日以降は熊毛郡屋久島町				
		ウの計		143,016,940	6,490,026		
		ア、イ、ウの合計		226,448,896	6,842,716		

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、通知等により市町村の事務処理の適正化に努めるとともに都道府県の実績報告等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

(681) 技能向上対策費補助金の経理において、補助対象経費の精算が過大となっているもの
 (683)

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)雇用安定等事業費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	雇用保険法(昭和49年法律第116号)
補助事業者	(1) 中央職業能力開発協会(事業主体) (2) 栃木県、福井県
間接補助事業者 (事業主体)	(2) 栃木県職業能力開発協会、福井県職業能力開発協会
補助事業	技能向上対策事業
補助事業の概要	雇用保険の被保険者等の職業能力の開発及び向上を促進するために、 職業訓練、職業能力検定等に関する事業を実施するもの
上記に対する国 庫補助金交付額	(1) 4,165,256,642 円(平成14年度～18年度) (2) 209,353,000 円(平成14年度～17年度) 計 4,374,609,642 円
不当と認める国 庫補助金交付額	(1) 19,497,302 円(平成14年度～18年度) (2) 11,854,554 円(平成14年度～17年度) 計 31,351,856 円

1 補助金の概要

技能向上対策費補助金(以下「補助金」という。)は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づき、雇用保険の被保険者等の職業能力の開発及び向上を促進するために、中央職業能力開発協会(以下「中央協会」という。)又は都道府県職業能力開発協会(以下「都道府県協会」という。)が、職業訓練、職業能力検定等に関する事業を実施する場合に、その実施に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の補助対象経費は、役職員の人件費、一般運営費及び当該事業の実施に要する経費とされている。そして、中央協会に対する補助金の交付額は、役職員の人件費については補助対象経費全額、その他の経費については補助対象経費に2分の1を乗じて得た額の合計額とされている。また、都道府県協会に対する補助金の交付額は、①厚生労働省職業能力開発局長が定める算定基準に基づき算定された額、②都道府県が補助対象経費について負担した額、③都道府県協会が実施した本件補助事業に係る支出済額から本件補助事業に係る事業収入及びその他の収入(会費収入及び寄付金収入を除く。)を控除した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して最も少ない額とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定は適正に行われているかなどに着眼して、厚生労働本省(以下「本省」という。)、中央協会、^(注1)8県及び^(注2)8都道府県協会において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、補助対象経費の算定が適正でないと思われる事態があった場合には、更に本省等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、中央協会、栃木県職業能力開発協会(以下「栃木県協会」という。)及び福井県職業能力開発協会(以下「福井県協会」という。)が実施した職業訓練、職業能力検定等に関する事業に係る補助対象経費が過大に精算されていて、補助金 31,351,856 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助金の適正な会計経理に対する認識が十分でなかったこと、また、栃木、福井両県において、本件補助事業の審査・確認及び栃木県協会、福井県協会に対する指導がそれぞれ十分でなかったこと、さらに、本省において、本件補助事業の審査・確認及び中央協会、栃木、福井両県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを補助事業者別、間接補助事業者別に示すと次のとおりである。

補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	補助対象経費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象経費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
(681) 中央職業能力開発協会(事業主体)	—	技能向上対策	14~18	5,003,442	4,165,256	38,994	19,497	精算過大

中央協会は、事務所の一部を本件補助事業とは関係のない社団法人 A 及び有限会社 B の 2 法人にそれぞれ事務所として使用させていたにもかかわらず、これらの 2 法人が負担すべき事務所借料、共益費、清掃料、電気料金及び電話料金の一部を補助対象経費に含めていたり、本件補助事業とは関係のない懇親会に係る飲食費を補助対象経費に含めていたりしていたため、補助対象経費が計 38,994,610 円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象経費に基づいて補助金を算定すると計 4,145,759,340 円となり、交付額との差額計 19,497,302 円が過大となっていた。

(682) 栃木県	栃木県職業能力開発協会(事業主体)	技能向上対策	14~17	475,841	111,972	12,567	5,741	精算過大
-----------	-------------------	--------	-------	---------	---------	--------	-------	------

栃木県協会は、適正な退職手当積立金の積立額を上回る額の積立金を補助対象経費に含めていたり、本件補助事業とは関係のない総会開催時の記念品代、叙勲祝賀会祝金等の経費を補助対象経費に含めていたりなどしていたため、補助対象経費が計 12,567,888 円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象経費に基づいて補助金を算定すると計 106,230,017 円となり、交付額との差額計 5,741,983 円が過大となっていた。

(683) 福井県	福井県職業能力開発協会(事業主体)	技能向上対策	14~17	353,833	97,381	15,578	6,112	精算過大
-----------	-------------------	--------	-------	---------	--------	--------	-------	------

福井県協会は、本件補助事業とは関係のない懇親会に係る飲食費、総会開催時の記念品代等の経費を補助対象経費に含めていたり、職員が出張していないのに出張したこととして不正に支払った旅費を補助対象経費に含めていたりなどしていたため、補助対象経費が計 15,578,174 円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象経費に基づいて補助金を算定すると計 91,268,429 円となり、交付額との差額計 6,112,571 円が過大となっていた。

(681)-(683)の計				5,833,118	4,374,609	67,140	31,351	
---------------	--	--	--	-----------	-----------	--------	--------	--

(注1) 8県 岩手、宮城、栃木、新潟、石川、福井、島根、広島各県

(注2) 8都道府県協会 岩手、宮城、栃木、新潟、石川、福井、島根、広島各県職業能力開発協会

不正行為

(684) 職員の不正行為による損害が生じたもの (712)

会計名	労働保険特別会計、年金特別会計(平成18年度以前は、厚生保険特別会計、国民年金特別会計)
部局等	3公共職業安定所、28社会保険事務所等
不正行為期間	昭和38年5月～平成20年2月
損害金の種類	雇用保険の失業等給付金、厚生年金保険の老齢年金等
損害額	45,647,216円

本院は、3公共職業安定所及び28社会保険事務所等における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく厚生労働大臣からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、1労働局及び12社会保険事務局^(注1)等において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものは29件、損害額で45,647,216円あり、いずれも不当と認められる。

このうち、平成20年9月末現在で損害の補てんが終わっていないものが2件、損害額で18,255,533円(うち補てん済みの額701,696円)、補てん状況が確認できないものが1件、損害額で669,695円及び損害額のすべてが補てん済みとなっているものが26件、損害額で26,721,988円となっている。

この29件を上記の補てん状況別に分けて示すと、次のとおりである。

部局等	不正行為期間 年月	損害額 円
ア 平成20年9月末現在で損害の補てんが終わっていないもの		
(684) 水戸、土浦、常陸鹿嶋各公共職業安定所	平成12.9から 19.12まで	15,113,465

本件は、上記の各部局において、厚生労働事務官(平成13年1月5日以前は労働事務官)部某が、雇用保険給付調査官等として雇用保険の給付等の事務に従事中、雇用保険の適用給付関係業務を処理するシステムの端末装置を使用して、架空の雇用保険被保険者の失業等給付金の受給資格等決定データの入力を行うなどして、自ら開設した架空の被保険者名義の金融機関口座等に振り込ませて、失業等給付金計15,113,465円を領得したものである。

なお、本件損害額については、20年9月末までに177,362円が同人から返納されている。

(685) 瀬戸社会保険事務所及び名古屋西社会保険事務所	平成3.2から 20.2まで	3,142,068
------------------------------	-------------------	-----------

本件は、上記の両部局において、厚生労働事務官(平成13年1月5日以前は厚生事務官、12年3月31日以前は地方事務官)服部某が、年金専門官等として厚生年金保険の被保険者資格の確認等の事務に従事中、社会保険オンラインシステムの端末装置を使用して、自らの親族と同姓同名の者の年金^(注2)記録を親族の生年月日に改ざんした上、これを親族の年金記録に不正に統合する手続を行うことにより親族の年金を不正に増額して、親族名義の金融機関口座に振り込ませて、厚生年金保険の老齢年金等計 3,142,068 円を領得したものである。

なお、本件損害額については、20年9月末までに524,334円が同人の家族から返納されている。

アの計 2件 18,255,533

イ 平成20年9月末現在で補てん状況が確認できないもの

(686) 仙台南社会保険事務所 昭和 51.7 から 52.12 まで 669,695

本件は、上記の部局において、社会保険給付専門官が、政府管掌健康保険の被保険者資格の確認事務に従事中、虚偽の高額療養費等の請求書を作成するなどして、知人名義の金融機関口座に振り込ませて、高額療養費等計 669,695 円を領得したものである。

なお、本件損害額については、現存する関係書類からは補てん状況が確認できない。

ウ 平成20年9月末現在で損害額のすべてが補てん済みとなっているもの

部 局 等	不正行為者の職務	不正行為期間 年 月	損害金の種類	損 害 額 円	補てん 済み 年月
(687) 社会保険庁年金保険部	業務第二課厚生年金第三班支払第十二係長	昭和 60.7 から 61.2 まで	厚生年金保険の老齢年金等未支給年金	518,400	61.2
(688) 社会保険庁年金保険部	業務第二課厚生年金第三班支払第九係員	60.9 から 60.12 まで	厚生年金保険の遺族年金未支給年金	1,599,000	61.2
(689) 社会保険業務センター	業務管理課債権管理室債権管理第三係員	平成 元.7 から 元.11 まで	加給年金等返納金	294,332	2.6
(690) 旭川社会保険事務所	業務第一課業務第二係員	昭和 55.9 から 56.9 まで	出産手当金等	2,790,584	56.9
(691) 青森県生活福祉部国民年金課	国民年金課福祉年金第二係長	62.8 から 62.11 まで	福祉年金	1,646,000	62.12
(692) 平社会保険事務所	業務第一課適用係長	44.8 から 57.2 まで	厚生年金保険の遺族年金等	5,012,229	57.3
(693) 埼玉県民生部国民年金課	国民年金課記録係員	43.9 から 44.8 まで	福祉年金	1,167,100	44.11
(694) 日本橋社会保険事務所及び港社会保険事務所	社会保険調査官	49.3 から 53.9 まで	出産手当金等	2,764,928	53.10
(695) 京橋社会保険事務所	国民年金業務課長(収入官吏)	平成 8.10 から 8.11 まで	国民年金保険料	648,500	8.12
(696) 大森社会保険事務所	社会保険調査官	昭和 60.11 から 61.2 まで	厚生年金保険の老齢年金	2,221,680	62.4
(697) 八王子社会保険事務所	徴収課徴収第二係長(分任収入官吏)	60.9 から 61.4 まで	厚生年金保険料等	541,903	61.5
(698) 石川県厚生部国民年金課	国民年金課裁定係員	38.12 から 39.2 まで	福祉年金	301,200	不明

部 局 等	不正行為者の職務	不正行為期間	損害金の種類	損 害 額	補てん 済み	
		年月 から まで		円	年月	
(699) 七尾社会保険事務所	徴収課員	56. 7 から 56. 8 まで	出産手当 金等	363,680	56. 9	第3章 第1節 第9 厚生労働省
(700) 福井社会保険事務所	徴収課員	平成 13. 9 から 13.11 まで	健康保険 任意継続 保険料	739,341	14. 3	
(701) 大月社会保険事務所	適用指導官(分任 収入官吏)	4. 2 から 4. 4 まで	国民年金 保険料	441,600	4. 5	
(702) 岐阜社会保険事務所	徴収課収納係長 (分任収入官吏)	昭和 47. 1 から 49. 4 まで	返納金等	532,618	49. 8	
(703) 沼津社会保険事務所	徴収課徴収係員	42. 9 から 43. 4 まで	傷病手当 金等	78,143	44. 5	
(704) 三重県民生部国民 年金課	国民年金課記録係 長	38. 5 から 38. 8 まで	福祉年金	178,000	38.12	
(705) 玉出社会保険事務所	健康保険給付第一 課健康保険給付第 一係員	平成 4. 7 から 4. 8 まで	分べん費	960,000	4.10	
(706) 奈良県民生部国民 年金課	国民年金課裁定第 一係員	昭和 57. 4 から 57.11 まで	福祉年金	1,794,300	58. 2	
(707) 鳥取社会保険事務 局鳥取社会保険事 務室	国民年金推進員 (分任収入官吏)	平成 19. 5	国民年金 保険料	122,790	19. 5	
(708) 下関社会保険事務 所	国民年金調査官	12. 9 から 13. 6 まで	老齢厚生 年金	358,500	15.10	
(709) 福岡県民生部国民 年金課	国民年金課福祉年 金第一係員	昭和 46.10 から 46.11 まで	福祉年金	569,000	47. 1	
(710) 唐津社会保険事務 所	適用指導官(分任 収入官吏)	平成 元.11 から 2. 9 まで	国民年金 保険料	368,840	2.11	
(711) 大分社会保険事務 所	業務第一課員	昭和 46. 2 から 46. 7 まで	出産手当 金等	210,320	46. 9	
(712) 石垣社会保険事務 所	社会保険調査官 (分任収入官吏)	平成 3 年頃	厚生年金 保険料等 の延滞金	499,000	5. 3	
ウの計		26 件		26,721,988		
ア、イ、ウの計		29 件		45,647,216		

(なお、「部局等」については、不正行為当時の部局等名を表示している。)

なお、不正行為の発覚後、相当期間が経過しているにもかかわらず、社会保険庁が本院に対して、会計検査院法に基づく厚生労働大臣(13年1月5日以前は厚生大臣)報告等を行っていないものが見受けられたことから、平成18年度決算検査報告においてその旨を記述したところ、同庁は、19年10月から20年8月までの間に、前記のとおり、遅滞していた26件を含めた28件の報告等を行った。

上記28件の中には、不正行為が年金受給者等の年金記録に影響を及ぼしているものがあるが、いずれも年金記録の訂正、回復の措置が執られている。

本院としては、社会保険庁における保険料の徴収及び年金の支給が適正に行われているか検査するとともに、特に年金受給者等の年金記録に影響を及ぼすおそれのある不正行為の再発防止策の実施状況等について、引き続き検査していくこととする。

(注1) 1 労働局及び12 社会保険事務局等 茨城労働局、社会保険庁、北海道、青森、宮城、福島、埼玉、東京、石川、愛知、大阪、奈良、佐賀各社会保険事務局

(注2) 年金記録 社会保険庁における国民年金、厚生年金保険等の年金受給者等の氏名、生年月日、性別、被保険者期間、保険料の納付等に関する記録

そ の 他

(713) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費 (項)社会保険国庫負担金
部 局 等	5 都県
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
実施主体	市37、区7、町14、計58実施主体
事業者	指定通所介護事業者1、指定通所リハビリテーション事業者1、指定介護療養型医療施設12、計14事業者
不適切に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	通所介護サービス、通所リハビリテーションサービス、介護療養施設サービス
不適切に支払われた介護給付費の件数	13,650件(平成14年度～19年度)
不適切に支払われた介護給付費の額	177,814,134円(平成14年度～19年度)
不当と認める国の負担額	53,784,148円(平成14年度～19年度)

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となつて、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、被保険者の要介護状態等に関して、必要な保険給付を行う保険である。

(2) 介護サービス

被保険者が、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく居宅サービス及び施設サービス(以下、これらを「介護サービス」という。)を受けようとする場合の手続については、次のとおりとなっている。

- ① 要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に該当すること及びその該当する要介護状態区分等について、市町村の認定を受ける。
- ② 介護支援専門員等に依頼するなどして、介護サービス計画を作成する。
- ③ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事の指定等を受けた居宅サービス事業者又は介護保険施設(以下、これらを「事業者」という。)において介護サービスを受ける。

(3) 介護報酬の算定

事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」とい

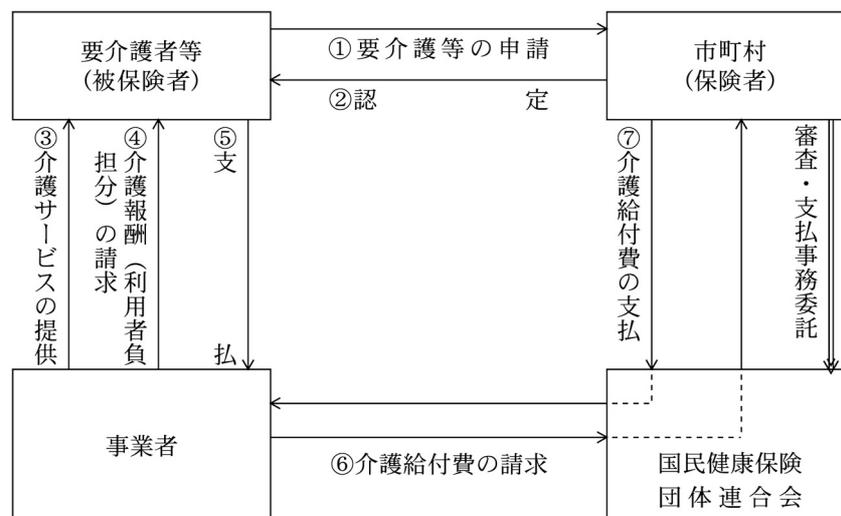
う。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、これらを「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類ごとに定められた単位数に単価(10円～10.72円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

(4) 介護給付費

市町村は、要介護者等が事業者から介護サービスの提供を受けたときは、当該事業者に対して介護報酬の100分の90に相当する額(以下「介護給付費」という。)を支払うこととなっている。

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(参考図1参照)。

(参考図1)

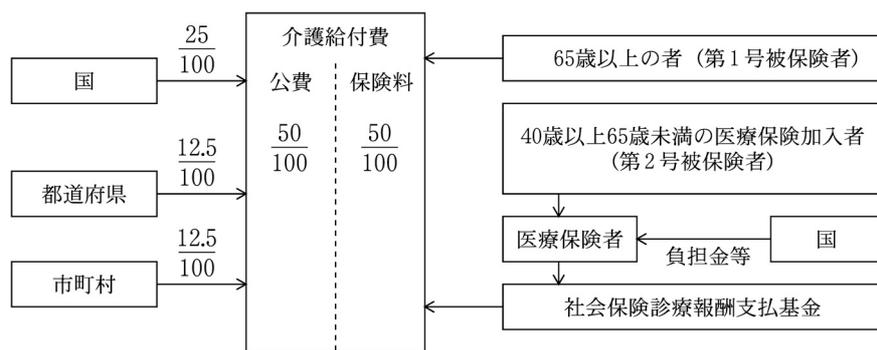


- ① 介護サービスの提供を行った事業者は、介護給付費等を記載した介護給付費請求書等(以下「請求書等」という。)を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。
- ② 国保連合会は、事業者から送付された請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。
- ③ 請求を受けた市町村は、金額等を確認の上、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

(5) 国の負担

介護給付費は、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている(参考図2参照)。

(参考図 2)



そして、公費負担については、介護保険法に基づき、国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5(平成18年度から施設サービス等については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5)を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、医療保険者^(注1)が社会保険診療報酬支払基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注1) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う国、市町村、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合规性等の観点から、介護報酬の算定が適切に行われているかに着眼して、26都府県において、112事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に都府県に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適切な支払の事態

検査の結果、5都県に所在する14事業者に対して12都県の58市区町が行った14年度から19年度までの間における介護給付費の支払について、13,650件、177,814,134円が適切でなく、これに対する国の負担額53,784,148円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類ごとに示すと次のとおりである。

ア 通所介護サービス及び通所リハビリテーションサービス

指定通所介護事業所又は指定通所リハビリテーション事業所において、要介護者等にそれぞれ通所介護サービス又は通所リハビリテーションサービス^(注2)を提供したときは、算定基準等によると、1日のサービスの所要時間の区分(3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満及び6時間以上8時間未満)に応じて定められた単位数等により、介護報酬を算定することとなっている。

しかし、2事業者は、当該事業所における要介護者等へのサービス提供時間が6時間を下回っていたのに、6時間以上8時間未満の所要時間の区分で介護報酬を算定していた。このため、介護給付費2,421件、12,770,758円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額4,053,595円が過大となっていた。

イ 介護療養施設サービス

指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院又は診療所)において要介護者等に提供する介護療養施設サービス^(注4)については、1日当たりの単位数が定められている。そして、算定基準等によると、医師等の員数が医療法(昭和23年法律第205号)等に定められている員数に満たない場合には、その翌月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数から85単位(18年3月までは75単位)を減算することとなっている。

しかし、12事業者は、医師の員数が医療法等に定められている員数に満たないのに、上記の減算をしていなかった。このため、介護給付費11,229件、165,043,376円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額49,730,553円が過大となっていた。

(注2) 通所介護サービス 指定通所介護事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練

(注3) 通所リハビリテーションサービス 指定通所リハビリテーション事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい、計画的な医学的管理の下に行う理学療法、作業療法等

(注4) 介護療養施設サービス 指定介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対する療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等に対する認識が十分でなく介護報酬の算定が適切でなかったのに市区町において審査点検が十分でなかったこと、都県において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都県別に示すと次のとおりである。

都 県 名	実施主体 (事業者数)	年 度	不適切に支払 われた介護給 付費の件数	不適切に支払 われた介護給 付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
栃 木 県	宇都宮市等 8市町 ⁽²⁾	17~19	1,028	5,574	1,837	ア
			969	18,737	5,525	イ
千 葉 県	千葉市等26 市区町 ⁽³⁾	15~19	4,813	61,050	17,397	イ
東 京 都	大 田 区 ⁽¹⁾	17~19	1,393	7,196	2,216	ア
広 島 県	広島市等22 市町 ⁽⁷⁾	14~19	5,182	79,609	25,000	イ
長 崎 県	五島市等2 市町 ⁽¹⁾	18~19	265	5,645	1,807	イ
計	58市区町 ⁽¹⁴⁾	14~19	13,650	177,814	53,784	

注(1) 計欄の実施主体数は、都県の間で実施主体が重複することがあるため、各都県の実施主体数を合計したものととは符合しない。

注(2) 摘要欄のア、イは、本文の不適切な支払の事態の介護サービスの種類に対応している。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、同省において、都道府県等に対して事業者に対する指導を徹底させるなど、介護保険の適正な運営が図られるよう技術的助言を行う必要があると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 生活保護事業の実施において、詐取等を防止するため、事業主体における内部統制を十分機能させることなどにより保護費の支給事務等を適正に実施させるとともに、詐取等に係る事案の把握体制や負担金の精算方法等について整備するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

第3章 第1節 第9 厚生労働省

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費 〔平成 11 年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)生活保護費〕
部 局 等	厚生労働本省(平成 13 年 1 月 5 日以前は厚生本省)、30 都道府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
内部統制が十分に機能していない福祉事務所数	30 都道府県 173 事業主体の 210 福祉事務所
平成 14 年度から 19 年度までの間に詐取等の事態が発覚した福祉事務所数	19 都道府県 35 事業主体の 43 福祉事務所
上記の詐取等に係る国庫負担対象事業費等	2 億 0566 万余円(平成 9 年度～19 年度)
上記に係る国庫負担金相当額	1 億 4237 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

生活保護事業の実施における詐取等の事態の防止について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)等に基づき、生活に困窮するすべての者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行われるものである。

そして、保護は、その内容によって、生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助等の 8 種類に分けられており、これらの保護費は金銭給付又は現物給付により支給されている。

(2) 負担金の概要

貴省は、法等に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)

が保護を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護費及び事業主体の事務経費(以下、両者を合わせて「費用の額」という。)の一部について、生活保護費負担金(以下「負担金」という。)を交付しており、全国における負担金の交付額は平成18年度で2兆0040億余円、19年度で1兆9798億余円に上っている。

負担金の各事業主体に対する交付額は、「生活保護の国庫負担金の取り扱いについて」(昭和44年厚生省社第169号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。)により、次により算定することとなっている。

すなわち、事業主体において、当該年度に調査、決定した^(注1)返還金等の額等(以下「返還金等の調定額」という。)を費用の額から控除して、これに過年度の返還金等の調定額に係る不納欠損額を加えて国庫負担対象事業費を算出する。そして、これに国庫負担率を乗じて負担金の交付額を算定する。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\ \\ \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}} \end{array}$$

(注1) 返還金等 事業主体は、被保護者が急迫の場合などにおいて資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、法第63条に基づき返還金として、また、被保護者が不実の申請により保護を受けたときなどにおいては、法第78条に基づいて徴収金として、その保護費の全部又は一部について徴収することができるなどとなっている。

(3) 保護の実施体制

生活保護業務の実施機関である都道府県知事又は市町村長(特別区の長を含む。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所等(以下「福祉事務所」という。)の長に対して保護の決定及び実施に関する事務を委任することができることとなっている。

そして、福祉事務所には、福祉事務所長、保護担当の管理者等(以下、合わせて「管理者」という。)のほか、管理者の指揮監督を受けて、現業業務の指導監督を行う所員(以下「査察指導員」という。)、現業を担当する所員(以下「現業員」という。)及び事務を行う所員を置くこととなっている。

これらの所員の主な業務は次のとおりとなっている。

- ア 査察指導員は、保護の決定及び実施に係る現業員による事務処理について審査を行い、現業員に対して現業活動の実施上の助言、指導を行うなどの指導監督を行う。
- イ 現業員は、保護の決定及び実施に係る調査等の事務処理を行い、保護決定の手続、保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)の指導援助等を行う。
- ウ 事務を行う所員は、保護費の支給事務等庶務的な事務を行う。

(4) 保護の決定及び実施等

保護の決定、実施等に関する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく^(注2)法定受託事務として行われており、貴省及び都道府県は、市町村の法定受託事務の処理について、指導監査、技術的助言等を行うことができることとなっている。そして、貴省は、指導監査、技術的助言等の一環として、保護費に関する経理事務処理上の事故防止を

図るために、「生活保護法施行事務監査の実施について」(平成12年社援第2393号厚生省社会・援護局長通知)等において監査事項を定めている。その中には、事業主体が保護に係る現金及び物品の支給等の事務処理について定期的又は随時に関係帳簿等との照合及び金額、数量の点検を行うこと、税務担当官署の協力を得て、被保護者に対する課税状況の調査(以下「課税調査」という。)を毎年実施して収入状況を把握すること、現業員による現金の取扱いについては、真にやむを得ない場合に限るものとして、取扱いに当たっては複数の職員で行うなどの体制を執ることなどが挙げられている。

(注2) 法定受託事務 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市区町村が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令で定めるもの

(5) 保護費の支給方法の事務処理

保護の実施に関する事務のうち、保護費の支給方法の事務処理については、おおむね次のように行われている。

① 福祉事務所の現業員は、被保護世帯からの申請、届出等に基づいて、電算システムに被保護世帯の収入・支出等を入力して保護費等の算定額等を取りまとめた調書(以下「保護決定調書」という。)及び被保護者に支給する保護費の内訳等を記載した通知(以下「保護決定通知書」という。)を作成して、管理者の決裁を受ける。

保護費は、被保護世帯を単位として算定される生活費の額から被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定(以下「収入認定」という。)される額を控除するなどして算定することとなっている。

② 事務を行う所員のうち、保護費の支給事務等を行う所員(以下「出納担当」という。)は、保護決定調書に基づいて支出の決裁を受けて、保護費を支給する。あわせて、現業員が作成した保護決定通知書を被保護世帯に送付する。

③ 上記①及び②の事務処理は、被保護世帯の生計の状況の変動により、保護費に変更が生じたときも同様に行うこととなっている。そして、福祉事務所は、被保護世帯における金銭収入について、課税調査等を毎年実施して収入状況を把握することとなっている。

④ 保護費の被保護者への金銭の支給方法は、被保護者名義の金融機関の口座への振込み(以下「口座払い」という。)や福祉事務所窓口での支払(以下「窓口払い」という。)があるが、他の支給方法として、被保護者が窓口で保護費を受領することができない場合に、例外として、現金書留等により被保護者に保護費を送付する方法等もある。また、これらの金銭の支給は毎月定例日(以下、この支給を「定例支給」という。)又はこれ以外に必要なに応じて随時(以下、この支給を「随時支給」という。)になされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

近年、生活保護の被保護者数は年々増加しており、これに伴い負担金の交付額も増加していることを背景に、生活保護制度の適正な運営が求められているが、一方で、福祉事務所職員が多額の保護費を詐取、領得又は亡失するなどの事態が発生している。

そこで、本院は、合規性等の観点から、保護費の詐取、領得、亡失等が発生した福祉事務

所における再発防止対策は適切に執られているか、再発防止対策として他に追加すべきものはないか、また、その他の福祉事務所においても、生活保護業務について事務処理が適正に行われているか、点検体制等が機能しているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、30 都道府県における 173 事業主体の 212 福祉事務所において会計実地検査を行い、次のとおり、それぞれ負担金の事業実績報告書等の書類により検査した。

- ① 14 年度から 19 年度までの間に現業員、出納担当等による保護費の詐取、領得、事務け怠(事務処理を怠って保護費を過大に支給するなどしていたもののうち、懲戒処分を受けたものをいう。以下同じ。)及び亡失(以下、これらを合わせて「現業員等による詐取等」という。)が発覚した 19 都道府県 35 事業主体の 43 福祉事務所において、事態の発生の要因は何か、再発防止対策が適切に行われているか。
- ② 現業員等による詐取等の発生していない 25 都道府県 147 事業主体の 169 福祉事務所において、現業員等による詐取等が発覚した福祉事務所で事態の発生の要因となった事務処理等が行われていないか。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、30 都道府県における 173 事業主体の 210 福祉事務所において、内部統制が十分に機能していないなどの事態が見受けられた。

(1) 現業員等による詐取等が発覚した 43 福祉事務所(19 都道府県 35 事業主体)における事態の発生の要因、再発防止対策の実施状況等

ア 現業員等による詐取等の発生状況、態様等

19 都道府県の 35 事業主体の 43 福祉事務所において、現業員等による詐取等が 46 件、計 2 億 0566 万余円(負担金相当額 1 億 4237 万余円)見受けられており、現業員等による詐取等が毎年度発覚している状況となっている。

また、現業員等による詐取等に係る金品の種類は、保護費、返還金等、被保護者等からの申出により預かった保護費等の金品(以下「預り金」という。)等となっている。

そして、現業員等による詐取等の態様別に件数及び金額の構成比をみると、次表のとおりであり、詐取・領得が件数で 56.5%、金額で 72.0% となっている。

表 現業員等による詐取等の態様別件数、金額等

態 様		件 数	構 成 比	金 額 (千円)	構 成 比	負担金 相当額 (千円)
詐取・ 領得	保護費、返還金等	20	43.4%	135,580	65.9%	101,068
	預り金等	6	13.0%	12,678	6.1%	949
	計	26	56.5%	148,258	72.0%	102,018
事務け怠		14	30.4%	49,575	24.1%	36,517
亡 失		6	13.0%	7,830	3.8%	3,835
合 計		46	100.0%	205,664	100.0%	142,371

(注) 事案の態様は、1 件の事案につき複数の態様がある場合は金額の大きい方で整理している。また、被保護者からの預り金等の金額については公金でなく負担金相当額の計算対象とはならないために、負担金相当額は詐取等の金額に国庫負担率を乗じて得た額と一致しない場合がある。

また、現業員等による詐取等の期間及びこれらに係る金額についてみると2年以上のものが15件(32.6%)1億5189万余円(73.9%)に上っており、このうち5年以上のものが2件(4.3%)4968万余円(24.1%)となっていて、詐取等が長期にわたり行われているものが見受けられる。また、事態が長期化することにより金額も多額となっている。

イ 詐取等の発覚の端緒及び発生場所

現業員等による詐取等の発覚の端緒についてみると、46件のうち内部監査、内部点検による発見によるものなど福祉事務所が調査した結果判明したものは16件にとどまり、人事異動に伴う引継ぎによる発見によるものが13件、被保護者等からの問い合わせによる発見によるものが12件等となっている。また、現業員等による詐取等の発生場所についてみると、福祉事務所内が39件を占めている。

ウ 現業員等による詐取等の事態の要因と事業主体における再発防止対策

各福祉事務所が挙げている現業員等による詐取等が生じた要因を、現業員による現金の取扱いに関する不備、査察指導員による現業活動の把握や課税調査の進行管理等に関する不備及び福祉事務所の管理体制に関する不備の3種類に大別して、それぞれの要因に係る各福祉事務所における事務処理上の不備及びそれに対処するための再発防止対策を示すと、次のとおりとなっている。

(ア) 現業員による現金の取扱いに関する不備

現業員による現金の取扱いについては、真にやむを得ない場合に限られており、その取扱いについては複数体制で実施することなどとなっているが、次のような事務処理上の不備が見受けられた。

- ① 現業員が単独で現金を取り扱っていたもの(19福祉事務所)
- ② 現業員が福祉事務所の内部規程等に違反して保護費、返還金等を現金で取り扱っていたもの(24福祉事務所)
- ③ 現業員が例外として保護費、預り金等を被保護者との間で受け渡しする場合に、その取扱基準が明確になっていなかったもの(10福祉事務所)

上記の不備に対処するための再発防止対策のうち、主なものは、現金の取扱いを複数の現業員等で行う体制の実施(23福祉事務所)、現業員の不必要な現金の取扱いの禁止(20福祉事務所)、現金の取扱基準の明確化(18福祉事務所)等となっている。

(イ) 査察指導員による現業活動の把握や課税調査の進行管理等に関する不備

前記のとおり、査察指導員は、現業員の事務処理の審査や現業員に対する現業活動の助言、指導を行うこととされているが、次のような事務処理上の不備が見受けられた。

- ① 査察指導員が、現業員による被保護世帯の生活指導等の現業活動について十分把握していなかったもの(22福祉事務所)
- ② 現業員による被保護世帯の課税調査結果に対する点検等について、進ちょく管理が十分でなかったもの(14福祉事務所)

上記の不備に対処するための再発防止対策のうち、主なものは、査察指導員による点検体制の強化(17福祉事務所)、査察指導台帳の整備・活用(13福祉事務所)、査察指導員によるケース記録の点検強化(9福祉事務所)、事務処理の早期化(7福祉事務所)等となっている。

(ウ) 福祉事務所の管理体制等に関する不備

福祉事務所の管理体制等に関する不備は、多岐にわたっているが、主なものを挙げると次のとおりである。

- ① 現業員の担当期間が長期にわたっていたもの(5福祉事務所)
- ② 金庫の管理や保管方法が適切でなかったもの(8福祉事務所)
- ③ 請求書等の審査、出納担当の点検等が十分でなかったもの(6福祉事務所)

上記の不備に対処するための再発防止対策のうち、主なものは、現業員の担当期間の見直し(5福祉事務所)、金庫の管理の徹底(7福祉事務所)、出納担当の点検体制の整備、請求書等の審査の強化(8福祉事務所)等となっている。

上記のように、詐取等が発生した要因は、保護費の支給等の基本的な事務処理について、事業主体においてあらかじめ内部規程等で定めていた正規の事務処理がなされていなかったこと、現業員等が行うべき事務の範囲や決裁権者等が内部規程等で明確に示されていないなど、点検体制、相互けん制等の内部統制が十分に確立できていなかったことなどがある。

上記の43福祉事務所における詐取等の事態が生じた要因は、(2)に後述するように、現業員等による詐取等が発生していない福祉事務所の保護費の支給事務等においても同様に見受けられた。

そして、各福祉事務所において執られた再発防止対策は、基本的な事務処理の再度の周知徹底や、事務処理体制の整備・強化等となっており、主として、それぞれ詐取等の発生の要因に対応した直接的な再発防止対策を執ったものとなっている。

エ 現業員等による詐取等が発生した福祉事務所において、追加する必要があると認められる再発防止対策等

上記ウのように、現業員等による詐取等の発生した福祉事務所は、主として、事態の直接的な発生の要因に対応した再発防止対策を実施していたが、詐取等が発生しにくい客観的環境を整備することや、事態の長期化を防止するための基本的な再発防止対策が十分に執られていないことから、次のような事項について追加する必要があると認められる。

(ア) 保護費の支払方法の見直し

各福祉事務所における保護費の定例支給の支払方法についてみると、口座払いが平均83%、窓口払いが平均13%となっているが、被保護者が希望していること、被保護者の居住地の近辺に金融機関がないこと、現業員が被保護者と面談するなどの必要があることなどの理由により、窓口払いの割合が40%以上と高くなっている福祉事務所も6福祉事務所見受けられた。

また、保護費の随時支給については、事務処理の都合上被保護者の振込口座の有無にかかわらず窓口払いとすることが多く、窓口払いが平均55%となっていて、窓口払いの割合が80%以上の福祉事務所も16福祉事務所見受けられた。

しかし、前記のとおり現業員の現金の取扱いは真にやむを得ない場合に限るとされており、また、現業員等の詐取等のうち保護費及び返還金等の詐取、領得又は亡失があった26件において、窓口払いの際の現金の取扱いの過程で発生しているものが17件と多い状況となっている。

したがって、窓口払いすなわち現金払そのものを減少させるために、被保護者に支障があるなどの場合を除き口座払いとするなど支払方法の取扱いについて見直す必要があると認められる。

(イ) 保護決定通知書の被保護者への確実な送付

前記のとおり、法等に基づいて、福祉事務所は保護決定通知書を保護費の変更の都度被保護者に送付しなければならないとされている。しかし、16福祉事務所においては、保護決定通知書の送付業務を現業員任せにしている十分な点検等を行っていなかったことなどから、保護決定通知書が被保護者に送付されておらず、受領すべき保護費が被保護者に通知されていないために、被保護者が受領した金額と福祉事務所が支給した金額が相違していても、被保護者及び福祉事務所が長期にわたり気付かないおそれがある事態となっていた。

したがって、保護決定通知書を被保護者に確実に送付することが保護費の適正な支給及び詐取等の長期化防止のために必要であるが、会計実地検査時においても、保護決定通知書の確実な送付について、対策が十分執られていない状況が見受けられたことから、その事務処理の方法を見直す必要があると認められる。

(ウ) 被保護者等からの保護費、返還金等に関する問い合わせの受付体制の整備

詐取等の発見の端緒の一つとして被保護者等からの問い合わせが挙げられるが、その受付体制の整備状況についてみると、33福祉事務所は整備しているとしていたが、問い合わせの取扱いについて内部規程等で定めているのは1福祉事務所にとどまっている。そして、このような問い合わせの受付体制の整備については各福祉事務所の再発防止対策には入っていなかった。したがって、被保護者等からの問い合わせに対する受付体制等の事務処理について整備する必要があると認められる。

オ 現業員等による詐取等の事態の事例

保護費の現業員等による詐取等の事態の内容、福祉事務所における事務処理上の不備及び再発防止対策について、態様別に事例を示すと次のとおりである。

(ア) 現業員等が保護費等を詐取したもの

<事例1>

A福祉事務所の現業員Bは、平成12年11月から18年3月までの間に、保護費の随時支給等に当たり、水増しした保護費を電算システムに入力していた。そして、保護決定調書及び保護決定通知書の出力は行わず、保護決定調書の決裁を受けていなかった。

しかし、同福祉事務所の電算システムは、現業員が保護費をシステムに入力すると保護費の被保護者別の支給台帳が自動的に作成されるシステムとなっており、出納担当は、保護決定調書に基づかずに現業員Bから提出された架空の支給一覧表により支給台帳を審査していたために、保護費が水増しされていることに気が付かないまま管理者の決裁を受けていた。

その後、現業員Bは保護費を自ら被保護者宅に届けるなど出納担当に説明して現金を受領したが、被保護者には届けずに、関係書類には自らが用意した印鑑等により受領印を押印して出納担当に提出して、保護費計41,528,471円を詐取するなどしていた。

なお、上記の損害額は、現業員 B の家族から同福祉事務所に全額返納されている。

このように、A 福祉事務所において長期にわたり保護費の詐取を発見できなかった事務処理上の不備としては、次のような点が挙げられる。

- ① 現業員が保護決定調書について管理者の決裁を受けることなく、電算システムにより自動的に作成される支給台帳等に基づいて保護費の支給ができることになっていったこと
- ② 保護費の支給に当たり、出納担当が保護決定調書と支給台帳との突合を行うことになっていなかったこと
- ③ 窓口払いにおける保護費の授受の方法等について、取扱基準等を明確に定めていなかったこと

上記の不備に対処するために、同福祉事務所は次のような再発防止対策を執っているが、被保護世帯に対する保護決定通知書についての事務処理については引き続き現業員が発送業務に携わっており、また、発送漏れがないかの点検も行われておらず、再発防止対策が十分ではないと認められた。

- ① 電算システムを改修して、点検機能の強化を行うことにより、架空データの入力を行えないこととした。
- ② 保護決定調書と支給台帳等との突合を出納担当、査察指導員等が行うことにした。
- ③ 出納担当が事故等により保護費が支給できない場合で、単身の被保護者が入院しており、医療機関等で保護費の取扱いができない場合等、真にやむを得ない場合以外は、現業員が現金を取り扱えないよう内部規程を改めて、現金管理の厳正化を図った。

- (イ) 現業員が被保護者から預かった返還金等を領得したもの

<事例 2>

C 福祉事務所の現業員 D は、平成 14 年 3 月から 17 年 8 月までの間に、被保護世帯 E が受給した老齢基礎年金計 6,292,853 円を返還金として預かったが、返還手続を行わずに領得していた。また、担当する他の被保護世帯についても同様の事態等があり、領得するなどした額の合計は 6,598,420 円となっていた。

なお、上記の損害額のうち、6,576,620 円については事態発生後に現業員 D を通じて同福祉事務所に返納されているが、残り 21,800 円については補てんが終わっていない。

このように、C 福祉事務所において長期にわたり返還金の領得を発見できなかった事務処理上の不備としては、次のような点が挙げられる。

- ① 返還金等の納付について、返還決定が行われるまで被保護者に現金を持たせていると消費してしまうおそれがあるなどの場合に、現業員が現金を預かることを認めていたこと
- ② 課税調査により老齢基礎年金の受給について把握していたのに、これに係る収入認定、返還等の現業員の事務処理に関して査察指導員が進行管理を十分行っていないこと

上記の不備に対処するために、同福祉事務所は次のような再発防止対策を執っているが、上記(ア)の事例と同様に、保護決定通知書の被保護者への確実な送付に対する再発防止対策は執られていなかった。

- ① 返還金を緊急に受入処理する必要がある場合の取扱いに関して内部規程を定めて、現業員は現金を取り扱わないこととして、出納担当が複数で返還金等の出納事務を行う取扱いとした。
 - ② 月2回査察指導員会議を行い、査察指導員相互で適切な事務処理が行われているか点検を行うこととした。
- (ウ) 現業員の事務け怠により保護費が過大に支給されたもの又は支給されなかったもの
＜事例3＞

F福祉事務所の現業員Gは、平成17年4月から19年10月までの間、年金等の収入認定の事務処理を行っていなかったために保護費が過大に支給されていたり、医療扶助のうちの通院に伴う交通費の支給に係る事務処理等を行っていなかったために保護費が支給されていなかったりなどしていた。このため、25世帯に対する保護費25件、計7,252,595円が過大に支給されていて、58世帯に対する保護費190件、計2,800,111円が支給されていなかった。

このように、F福祉事務所において長期にわたり事務け怠を発見できなかった事務処理上の不備としては、現業員Gが生活保護に精通して信頼感があるとして、査察指導員が査察指導を十分行わずに現業員任せにしていたことが挙げられる。

上記の不備に対処するために、同福祉事務所は次のような再発防止対策を執っている。

- ① すべての被保護世帯について年2回査察指導員等による点検を行い、適正な事務処理が行われているか確認を行うこととした。
 - ② 査察指導員が保護費の支給決定に関する事務処理の状況について点検を行うことで事務処理の遅延の有無を確認することとした。
- (2) 現業員等による詐欺等が発生していない福祉事務所における保護費等の事務処理の実施状況等

現業員等による詐欺等が発生していない169福祉事務所においても、現業員等による詐欺等が発生した43福祉事務所と同種の事態が発生しないようにすることが重要であることから、前記の詐欺等の事態の要因及び再発防止対策を踏まえて、各福祉事務所における保護費等の事務処理の実施状況について検査した。その結果、25都道府県146事業主体の167福祉事務所において、次のとおり、現業員等による詐欺等が発生した福祉事務所と同様の事務処理上の不備が見受けられており、上記(1)と同様に、内部統制が十分に確立されていないなどの状況となっていると認められた。

ア 現業員による現金の取扱いに関する不備

- (ア) 現業員が単独で現金を取り扱っているもの(22福祉事務所)
- (イ) 現業員が複数で現金を取り扱うことにしているが、その取扱いに係る内部規程等が整備されていないもの(116福祉事務所)
- (ウ) 現業員が例外として保護費、預り金等を被保護者との間で受け渡しする場合に、その取扱基準が明確になっていないもの(52福祉事務所)

- イ 査察指導員による現業活動の把握や課税調査の進行管理等に関する不備
- (ア) 査察指導員が現業員による被保護世帯の生活指導等の現業活動について十分把握するための査察指導台帳が作成されていなかったり、記録が十分でなかったりなどしているもの(107 福祉事務所)
 - (イ) 現業員による被保護世帯の課税調査結果に対する点検等について、査察指導員が課税調査の状況を書類により管理していなかったり、課税調査の漏れに対する点検を行っていなかったりなど、査察指導員の進ちょく管理が十分でないもの(98 福祉事務所)
- ウ 福祉事務所の管理体制等に関する不備
- (ア) 内部統制上、保護担当の在籍期間や担当地区の担当期間の限度を決めることが重要であるが、これらを定めず、現業員の担当地区の担当期間が3年以上となる現業員がいるもの(47 福祉事務所)
 - (イ) 金庫の管理や保管方法が適切でないもの(72 福祉事務所)
- エ 保護費の支払方法及び保護決定通知書の送付状況等
- (ア) 保護費の支払方法の検討
 - a 定例支給の窓口払いの割合が40%以上となっている又は随時支給の窓口払いの割合が80%以上となっているもの(定例支給 35 福祉事務所、随時支給 54 福祉事務所)
 - b 保護費の支払の窓口払いを継続することの必要性について査察指導員による点検がなされておらず、窓口払いから口座払いへの切り替えの検討が十分でないもの(60 福祉事務所)
 - (イ) 保護決定通知書の被保護者への確実な送付

被保護者に対して保護費支給額等を通知する保護決定通知書の送付について、送付事務を現業員任せにしているなど被保護者に確実に送付される体制になっておらず、事後的な点検もなされていないもの(109 福祉事務所)
 - (ウ) 問い合わせに対する受付体制

問い合わせに対する受付体制を整備していないもの(33 福祉事務所)
- (3) 貴省における指導監査の実施、現業員等による詐取等の事案の把握及び負担金の精算について
- ア 貴省における事業主体に対する監査の実施状況
- 貴省は、毎年すべての都道府県・政令指定都市が実施した福祉事務所の指導監査の状況を監査するとともに、自らも一部の福祉事務所を抽出して監査を実施している。そして、貴省及び都道府県等による監査結果についてみると、課税調査の不備、組織的な運営管理上の問題点、自主的な内部点検の実施及び活用、査察機能の充実等について指摘している。
- しかし、前記のように、現業員等による詐取等の要因となった事務処理上の不備が、詐取等が発生していない福祉事務所についても多数見受けられることなどから、詐取等の発生した福祉事務所において再発防止対策として実施した事務処理体制の整備が詐取等の発生していない福祉事務所においても実施されているか、詐取等が発生しにくい環境の整備や事態の長期化の防止を図るための体制整備がなされているかなどの指導監査についても一層強化する必要があると認められる。

イ 現業員等による詐欺等の事案に係る貴省の把握

貴省は、現業員等による詐欺等については、主として、都道府県等に対する監査において資料を提出させることにより把握している。一方、現業員等による詐欺等が発覚した場合の都道府県等からの報告については定めたものではなく、貴省に対して発覚時に報告を行うか否かについては都道府県等の判断に任されており、貴省に対して迅速な報告が行われていないものが見受けられた。

しかし、現業員等による詐欺等について、貴省に対して発覚時に迅速な報告が必ずしも行われていない事態は、詐欺等の要因の分析、他の福祉事務所における再発防止対策の実施等が遅延することとなり適切とは認められない。

したがって、貴省において、報告基準を明示するなどして、現業員等による詐欺等が発生した場合には、都道府県等より直ちに報告を受けることとする必要があると認められる。

ウ 現業員等による詐欺等に係る保護費等の負担金の精算について

前記の35事業主体において、現業員等による詐欺等に係る保護費等の負担金の精算状況は次のとおりとなっていた。

(ア) 現業員等による詐欺等に係る保護費等の負担金の精算方法が適切でないもの

前記35事業主体のうち、25事業主体においては、計1億5352万余円の負担金の精算に当たり、現業員等による詐欺等に係る保護費等の負担金の精算の具体的な方法について交付要綱等に明示されていなかったことから、他の返還金等の調定額と区別せずに精算していた。

しかし、上記の精算方法は次のような点から適切でないと認められる。

- ① 計上された返還金等の調定額1億5352万余円は、いずれも事業主体の職員の違法行為等により生じているものである。
- ② 詐欺等に係る保護費等の損害が補てんされずに、上記の返還金等の調定額について不納欠損処理が行われた場合には、現在の負担金の精算方法では、不納欠損額に計上されて、最終的に国がその額の4分の3を負担することになる。

なお、上記のうち2事業主体4408万余円(負担金相当額3306万余円)の損害が現業員等から事業主体に対して補てんされていない。

したがって、詐欺等に係る保護費等の負担金の精算に当たっては、詐欺等に係る保護費等が国庫負担の対象とならないように、事業主体において返還金等の調定額に計上しつつ不納欠損額に計上しないなどの精算方法を採用することを明確にすべきであると認められる。

(イ) 現業員等による詐欺等に係る保護費等の精算が速やかに行われていないもの

4事業主体における現業員等による詐欺等に係る保護費等442万余円(負担金相当額331万余円)については、現業員等の事務け怠等により支給が過大となっていたものなどであり、負担金の精算において保護費から減額する必要があるのに、事実関係の確認等で時間を要したなどのため、精算が速やかに行われていないものが見受けられた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

事業主体において、保護費の支給事務等について内部統制が十分に機能していなかったことなどにより適正な事務処理が行われずに、現業員等による詐取等が生じていて、その再発防止対策についても必ずしも十分に執られていない事態は適切とは認められない。また、現業員等による詐取等の事態が生じていない福祉事務所においても、現業員等による詐取等が発生した福祉事務所と同様に、適正とは認められない事務処理が行われている事態は適切とは認められない。さらに、貴省において、現業員等による詐取等について直ちに報告を受ける体制が執られていなかったり、負担金の算定に当たり、現業員等による詐取等に係る保護費等が国庫負担の対象とならないよう明確にしていなかったりなどしている事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによるものと認められる。

ア 事業主体において、

- (ア) 保護業務を行う現業員と保護費の出納を行う出納担当との相互けん制、査察指導員による現業員の現業活動や課税調査等に対する点検等の内部統制が十分執られていないこと、また、被保護者に対する保護決定通知書の確実な送付、被保護者からの問い合わせなどに係る事務処理体制等が十分に整備されていないこと
- (イ) 窓口払いの縮減及び現業員による現金の取扱いに係る事務処理の見直しが十分行われていないこと

イ 貴省において、

- (ア) 保護業務を行う現業員と保護費の出納を行う出納担当との相互けん制、出納部門による保護費の金銭の管理及び査察指導員の点検体制が機能するよう、内部統制に関する技術的助言を十分行っていないこと
- (イ) 現業員等による詐取等が生じた場合の事業主体から貴省に対する報告基準及び当該保護費に係る負担金の精算方法について、その具体的な取扱いを明確にしていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

前記のとおり、これまで貴省は生活保護事業の実施に当たり、各種通知を発するとともに、研修・指導による事務の改善等を行ってきたところであるが、保護費の詐取等の防止等のために、事業主体における相互けん制等の内部統制を十分機能させることにより、保護費の支給事務等を法令等に従って適正に実施させるとともに、詐取等に係る事案の把握体制や当該保護費等の負担金の精算方法等について整備するよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して次のような技術的助言を行うこと

- (ア) 福祉事務所における保護費の支給等の事務処理に関して、管理者、出納担当、査察指導員及び現業員が自ら行うべき事務の範囲、決裁権者等を内部規程等の文書により明確にして徹底を図ること、また、福祉事務所において、現業員の現金取扱いに関する事項、現業活動の把握、課税調査の進行管理、保護決定通知書の送付等の各点検項目を明確にすること

(イ) 窓口払いが行われている福祉事務所について、防犯上等のために窓口払いの必要性について検討して、窓口払いの縮減に努めること、また、現業員の出納業務への関与を縮減するよう事務処理の方法について見直しを行うこと

イ 貴省、都道府県等が実施する指導監査の際に、保護費の支給事務等における内部統制の実施状況を確認して、福祉事務所に対して指導を徹底すること

ウ 詐取等の事案の発生状況を直ちに把握する体制を整備するとともに、全国会議等の場において、法令等の理解及び遵守に対する認識の徹底に加えて再発防止対策が十分執られていると認められる優良事例を取り上げるなどして、事案の要因、再発防止対策等を紹介すること

エ 負担金の精算に当たり、速やかに精算を行うよう指導するとともに、詐取等に係る保護費、返還金等が国庫負担の対象とならないように、返還金等の調定額に計上しつつ、不納欠損額に計上しないなどの精算方法を採ることを交付要綱等で明示すること

(注3) 30 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、山形、福島、栃木、千葉、神奈川、富山、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、福岡、熊本、大分、鹿児島各県

(注4) 19 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、宮城、福島、千葉、神奈川、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、福岡、熊本各県

(注5) 25 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、山形、福島、栃木、千葉、神奈川、富山、岐阜、静岡、滋賀、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、福岡、熊本、大分、鹿児島各県

(2) 介護保険における財政安定化基金を適切な基金規模に保つため、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)老人医療・介護保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
事業主体	24 都道府県
国庫負担対象事業	介護保険の財政の安定化に資する事業
財政安定化基金の概要	市町村が通常の実行を行ってもなお生ずる保険料の未納や介護給付費の見込みを上回る伸びなどにより、介護保険財政の財源に不足が生じた場合に、市町村に貸付け又は交付を行うもの
上記の都道府県における基金造成額	1693 億円(平成18年度末)
上記の基金に対する国庫負担金交付額	575 億円(平成12年度～18年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

介護保険における財政安定化基金の基金規模について

(平成20年5月21日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 介護保険制度の概要

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える新たな仕組みとして介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき平成12年4月から実施されたもので、保険者が要介護状態等になった被保険者に対して、必要な介護サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている。

介護保険の保険者は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)とされ、被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等とされている。そして、要介護状態等にあることについて市町村による認定を受けた被保険者(以下「要介護者等」という。)は、介護サービス計画に基づき保険給付を受けることとなる。この保険給付には、訪問介護、通所介護等の居宅サービスと介護老人福祉施設等における施設サービスがある。

そして、17年6月の介護保険法の改正により、18年度からは、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービス等が新たに開始され、これらのサービスについて市町村は、介護サービス事業者の指定、監督等の権限を保有し、自らが必要整備量を計画的に定め、^(注1)地域の実情に応じた弾力的な指定基準・報酬設定ができるようになった。

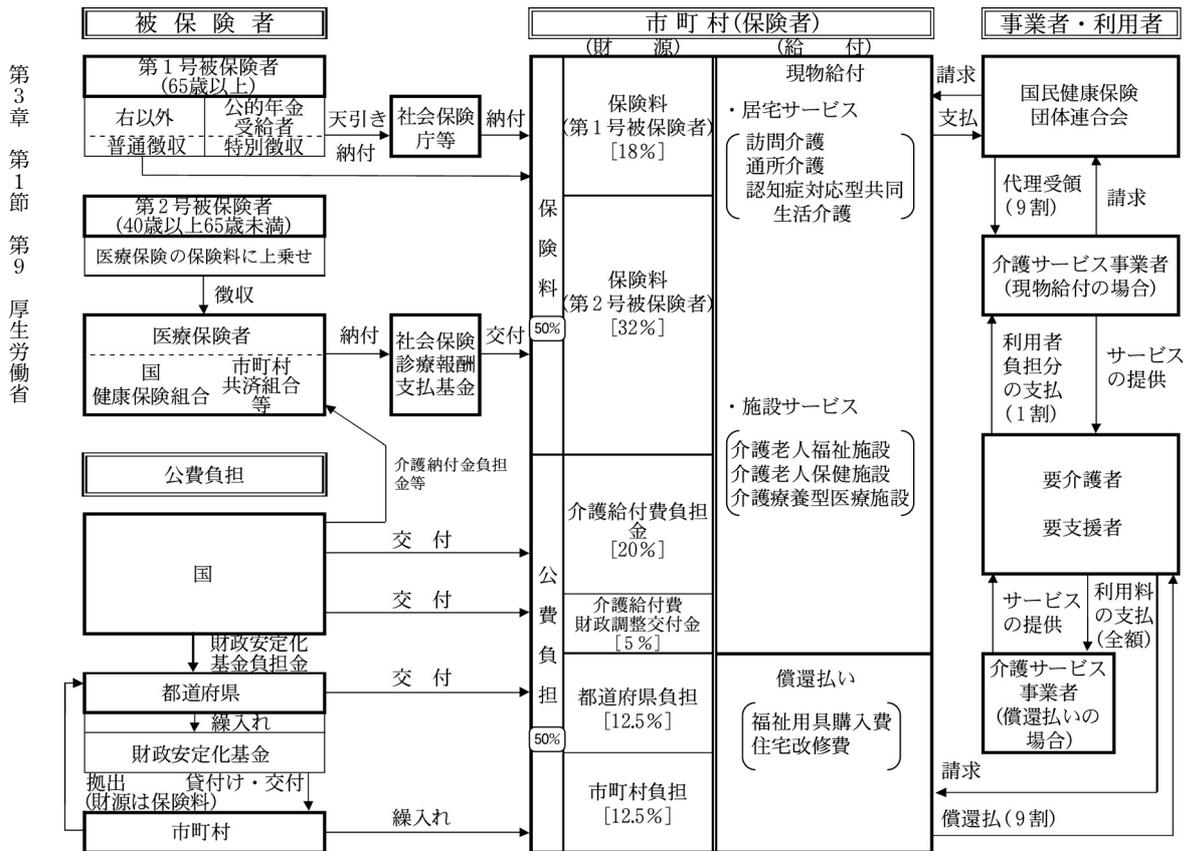
(注1) 介護サービス事業者 都道府県等の指定を受け、要介護者等に対し、介護サービスを提供する事業者

(2) 介護保険事業計画の策定

市町村は、介護保険制度を円滑に実施するため、3年を1期とする介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)を策定し、3年ごとに見直すこととなっており、12年度から14年度までは第1期、15年度から17年度までは第2期、18年度から20年度までは第3期となっている。そして、この事業計画には、当該市町村の区域における被保険者、要介護者等の人数や介護サービスの利用状況等を勘案して、各年度の介護サービスの種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策、第1号被保険者に係る保険料(以下「第1号保険料」という。)等を定めることとされている。

介護保険制度における費用負担については、介護サービス事業者が介護サービスの提供に要した費用のうち、被保険者の負担分(原則として1割)以外の部分(以下、この部分を「介護給付費」という。)の100分の50を被保険者の保険料で、残りの100分の50を公費で賄うこととなっている(図1参照)。

図1 費用負担の構造(平成15年度～17年度)



第3章 第1節 第9 厚生労働省

市町村は、3年間の計画期間ごとに、第1号保険料の基準額を算定することとなっている。

そして、第1号保険料は、年額18万円以上の年金給付を受けている者については、特別徴収として年金から保険料の天引きを行うこととなっており、また、特別徴収の対象とならない者については、普通徴収として個別に徴収することとなっている。第1号保険料の徴収額については、特別徴収分がその大部分を占めている。

(3) 介護給付費準備基金の概要

市町村は、介護保険に係る歳入及び歳出について特別会計を設けることとなっている。介護保険は、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用しており、介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが想定されていて、この剰余金を管理するために市町村は介護給付費準備基金(以下「準備基金」という。)を設けることができるとされている。

そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことが基本的な考え方となっている。

(4) 財政安定化基金の概要

介護保険法の規定に基づき、都道府県は、管内の市町村が通常努力を行ってもなお生じる第1号保険料の未納や介護給付費の見込みを上回る伸びなどにより、介護保険財政の

財源に不足が生じた場合に、当該市町村の一般会計からの繰入れを回避するため、財政安定化基金(以下「安定化基金」という。)を設け、市町村に対し資金の貸付け及び交付(以下「貸付等」という。)を行うこととなっている。

ア 造成

都道府県は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号。以下「算定政令」という。)で定めるところにより、市町村から財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)を徴収し、その金額の3倍に相当する額を安定化基金に繰り入れることとなっている。そして、国は、都道府県が繰り入れた額の3分の1に相当する額を財政安定化基金負担金(以下「国庫負担金」という。)として負担することとなっている。これらの3者は、毎年度拠出を行うなどして、3年間で当該計画期間に必要な安定化基金の造成を行うこととなっている。

各都道府県は、拠出に当たり、管内市町村における3年間の介護給付費の見込額の総額に対し、国が標準として定めた割合(以下「標準拠出率」という。)を参考にして条例で定めた割合(以下「拠出率」という。)等により拠出金を算定する。この拠出金は、第1号被保険者が負担する第1号保険料により賄われている。そして、各都道府県はそれぞれの安定化基金の貸付状況や残高等を勘案した上で、翌計画期間の3年間分の事業に必要な金額に見合った拠出率を定めることになる。

貴省では、都道府県が設置する安定化基金の造成資金の一部として、12年度から17年度までの間に、47都道府県に対し計827億余円の国庫負担金を交付している。

イ 運営

算定政令によると、安定化基金の運営に必要な事項は都道府県の条例で定めるところとされている。そして、都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、拠出率の設定、貸付け、交付、基金の管理、処分等の必要事項を条例で定めており、また、基金は、确实かつ効率的に運用しなければならず、貸付等の目的のためでなければこれを処分することができないこととなっている。

ウ 貸付等

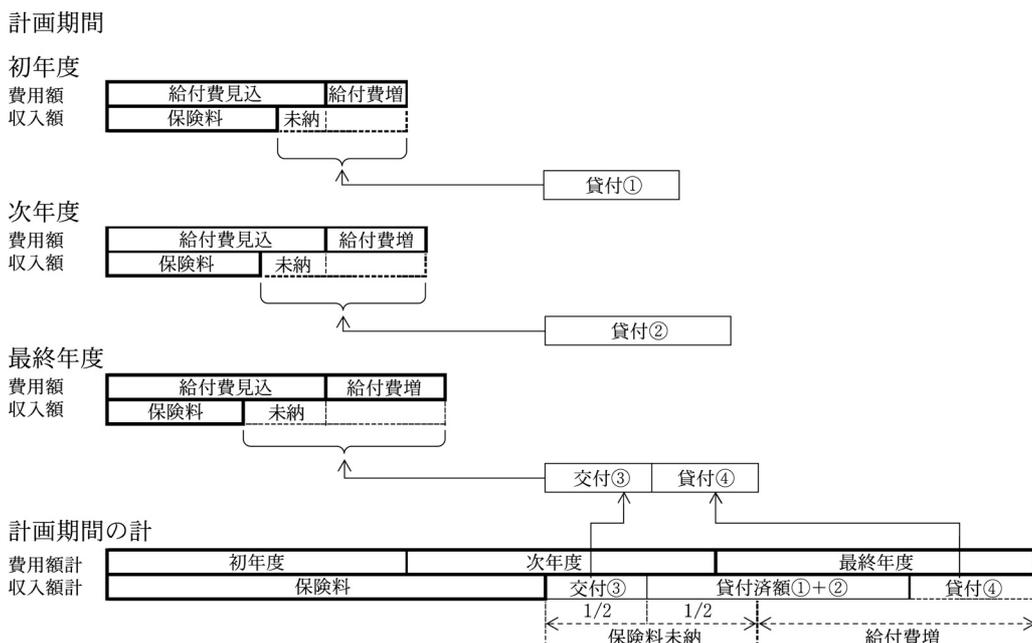
安定化基金の貸付けは、図2のとおり、事業計画に基づく見込みを上回る介護給付費の増加や第1号保険料の未納などにより、基金事業対象費用額^(注2)(以下「費用額」という。)が基金事業対象収入額^(注3)(以下「収入額」という。計画期間の最終年度においては、基金事業対象収入額、当該計画期間における基金事業借入金及び基金事業交付金の合計額)を上回ると見込まれる市町村に対し、算定政令で定めるところにより算定した額を限度として当該年度に貸し付けるものである。

また、安定化基金の交付は、第1号保険料の収納率が悪化するなどにより、計画期間の全体について、実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、収入額が費用額に不足すると見込まれる市町村に対して、算定政令で定めるところにより算定した額を計画期間の最終年度に交付するものである。

(注2) 基金事業対象費用額 標準給付費総額(現物給付実績と償還払い実績)と拠出金と安定化基金の償還額の計

(注3) 基金事業対象収入額 実績保険料収入額と介護給付費交付金交付実績額と公費負担金交付実績額(国、都道府県、市町村負担分)等の計

図2 貸付等の概念図



- ・初年度、次年度の貸付額 ①、② = (単年度の費用額 - 単年度の収入額) × 1.1
- ・交付額(原則) ③ = (予定保険料収納額 - 実績保険料収納額) × 1/2
- ・最終年度の貸付額 ④ = {(計画期間の費用額 - 計画期間の収入額) - 初、次年度に既に貸付済の額 - 交付額} × 1.1

安定化基金から貸付けを受けた市町村は、原則として次期計画期間の3年間で、貸付金を償還することとなっている。償還に要する費用は、次期計画期間における第1号保険料の一部として算定され、第1号被保険者から徴収することとなっている。なお、第1期の貸付けについては、償還期間を最長9年間に延長できる特別の措置が執られた。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院では、18年10月に、参議院からの検査要請に基づき、参議院議長に対して、「社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果について」を報告した。そして、同報告において、47都道府県の16年度末現在における安定化基金の貸付残高は413億余円で、財政安定化基金造成額の2326億余円に対する貸付割合は17.7%となっていること、これを都道府県別にみると0.0%から75.2%までとなっていることを記述し、「各市町村の財政状況、保険給付の状況等の制度全般にわたる動向について、引き続き注視しながら検査していく」としたところである。

そこで、国庫負担金について、有効性等の観点から、安定化基金の基金規模は過去の貸付等状況及び将来の基金需要見込みからみて適切なものとなっているか、都道府県が設定した拠出率は将来の基金需要見込みを反映した適切なものになっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、^(注4)貴省及び24都道府県において、会計実地検査を行った。そして、第1期、第2期及び第3期の18年度までの安定化基金の造成、貸付等の状況、拠出金の算定状況等について事業実績報告書等により検査した。

また、19年6月末日現在に24都道府県に所在する市町村で、15年度から18年度までの間に一度でも貸付等を受けた合併前の旧市町村を含む227市町村と、貸付等を受けなかった

市町村のうち18年度末現在で第1号被保険者数が1万人以上の289市町村との計516市町村について、資料の提出を求め、貸付けを受けた理由、保険料収納状況、介護サービス給付額等を検査し、このうち236市町村については会計実地検査を行った。

(注4) 24都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、宮城、茨城、群馬、埼玉、神奈川、新潟、福井、山梨、長野、愛知、三重、兵庫、奈良、広島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

(1) 基金の造成、貸付等の状況

24都道府県の安定化基金の造成額は、第1期1359億余円、第2期292億余円、第1期、第2期の造成額合計(第1期の交付額を除く。)は1644億余円となっており、これに第3期(18年度)の82億余円を加えた第1期から第3期(18年度)までの造成額合計(第1期、第2期の交付額を除く。)は1693億余円となっている。このうち国庫負担金の額は第1期452億余円、第2期96億余円、第3期(18年度)26億余円で、合計575億余円となっている。

また、安定化基金からの貸付等額は、第1期247億余円、第2期334億余円、第3期(18年度)5億余円で、各期の造成額に対する貸付等額の割合(以下「貸付等割合」という。)は第1期18.2%、第2期20.3%となっている。

表1 24都道府県における第1期、第2期の安定化基金造成及び貸付等状況 (単位：千円)

都道府県	第1期(平成12~14年度)						第2期(15~17年度)						17年度末貸付残高 ⑫=②-③+⑦-⑧	安定化基金造成額に対する貸付残高割合 ⑬/⑪*100			
	造成額 ①	うち国庫負担金	貸付額 ②	償還額 ③	交付額 ④	貸付等額 ⑤=②+④ *100	造成額 ⑥	うち国庫負担金	貸付額 ⑦	償還額 ⑧	交付額 ⑨	貸付等額 ⑩=⑦+⑨ *100			造成額合計 ⑪=①+⑥+⑩	貸付等割合 ⑬/⑪*100	
北海道	9,994,308	3,324,461	1,828,487	—	314,231	2,142,719	21.4%	2,411,868	793,400	400,756	1,326,782	117,505	518,261	12,091,944	4.2%	902,461	7.4%
宮城県	3,398,098	1,130,033	68,132	—	—	68,132	2.0%	1,688,908	53,379	69,579	58,574	—	69,579	3,567,007	1.9%	79,137	2.2%
茨城県	3,728,085	1,239,564	174,901	—	16,306	191,207	5.1%	16,870	—	234,400	164,401	8,535	242,935	3,728,649	6.5%	244,900	6.5%
群馬県	3,201,896	1,066,706	110,485	—	282	110,767	3.4%	787,373	260,666	73,300	69,682	—	73,300	3,988,987	1.8%	114,103	2.8%
埼玉県	6,847,029	2,280,667	—	—	—	—	0.0%	1,762,957	580,970	395,016	—	24,214	419,231	8,609,986	4.8%	395,016	4.5%
東京都	17,825,268	5,937,921	90,933	—	18,979	109,912	0.6%	4,365,472	1,436,302	1,575,948	33,550	217,025	1,792,973	22,171,762	8.0%	1,633,331	7.3%
神奈川県	10,350,697	3,445,427	13,640	—	225	13,865	0.1%	2,554,091	849,109	280,624	13,640	36,500	317,125	12,904,564	2.4%	280,624	2.1%
新潟県	4,677,633	1,558,607	1,604,181	—	—	1,604,181	34.2%	1,199,724	398,849	1,185,155	1,612,745	32,890	1,218,045	5,877,358	20.7%	1,176,591	20.0%
福井県	1,697,153	562,780	3,578	—	865	4,443	0.2%	405,139	131,185	—	3,578	—	—	2,101,427	0.0%	—	0.0%
山梨県	1,370,287	456,409	274,699	—	13,962	288,661	21.0%	344,220	114,160	269,344	245,824	1,657	271,001	1,700,545	15.9%	298,219	17.5%
長野県	3,711,910	1,236,505	1,593,429	—	15,347	1,608,776	43.3%	1,018,026	338,772	1,340,600	1,423,722	18,016	1,358,616	4,714,589	28.8%	1,510,306	32.0%
愛知県	8,468,231	2,819,624	70,696	—	3,081	73,777	0.8%	2,069,985	682,753	1,737,219	70,696	725,995	2,463,214	10,535,135	23.3%	1,737,219	16.4%
三重県	3,031,484	1,009,781	58,000	—	5,171	63,171	2.0%	748,057	248,638	851,612	58,000	1,993	853,605	3,774,371	22.6%	851,612	22.5%
京都府	4,139,562	1,377,037	2,331,514	—	1,226	2,332,740	56.3%	1,110,974	367,967	1,144,863	868,605	387,640	1,532,503	5,249,310	29.1%	2,607,771	49.6%
大阪府	12,599,110	4,194,229	107,072	—	71,806	178,878	1.4%	3,048,192	1,008,002	6,887,910	107,072	365,471	7,253,381	15,575,496	46.5%	6,887,910	44.2%
兵庫県	8,372,177	2,785,323	613,600	—	36,984	650,584	7.7%	2,050,419	663,611	2,976,900	563,333	463,073	3,439,973	10,385,612	33.1%	3,027,166	29.1%
奈良県	2,168,990	720,708	65,255	—	607	65,862	3.0%	465,109	151,341	82,006	66,515	10,648	92,654	2,633,492	3.5%	80,746	3.0%
広島県	5,256,047	1,750,903	1,250,900	—	18,987	1,269,887	24.1%	4,936	—	1,476,200	1,152,410	5,056	1,481,256	5,241,996	28.2%	1,574,690	30.0%
愛媛県	3,061,409	1,019,007	293,324	—	25,023	318,347	10.3%	731,936	242,707	1,215,203	177,668	61,190	1,276,393	3,768,322	33.8%	1,330,859	35.3%
福岡県	8,499,258	2,828,116	5,314,413	—	81,712	5,396,125	63.4%	2,218,863	730,769	4,601,962	2,214,064	708,521	5,310,483	10,636,410	49.9%	7,702,310	72.4%
佐賀県	1,742,914	579,494	505,466	—	—	505,466	29.0%	440,570	144,617	321,000	367,966	—	321,000	2,183,485	14.7%	458,500	20.9%
長崎県	3,129,129	1,041,638	1,411,574	—	36,498	1,448,073	46.2%	755,697	250,384	2,842,139	989,651	107,833	2,949,972	3,848,329	76.6%	3,264,062	84.8%
宮崎県	2,425,387	808,056	793,996	—	4,145	798,141	32.9%	590,066	195,810	97,897	704,881	6,502	104,399	3,011,307	3.4%	187,012	6.2%
沖縄県	6,301,600	2,100,473	5,383,836	—	166,686	5,550,522	88.0%	59	—	94,563	2,930,378	30,796	125,359	6,134,973	2.0%	2,548,020	41.5%
24都道府県計	135,997,674	45,273,480	23,962,114	—	832,129	24,794,243	18.2%	29,269,522	9,643,400	30,154,196	15,223,742	3,331,069	33,485,266	164,435,067	20.3%	38,892,568	23.6%

注(1) 造成額には、運用による利益516,553千円(第1期177,233千円、第2期339,319千円)を含む。

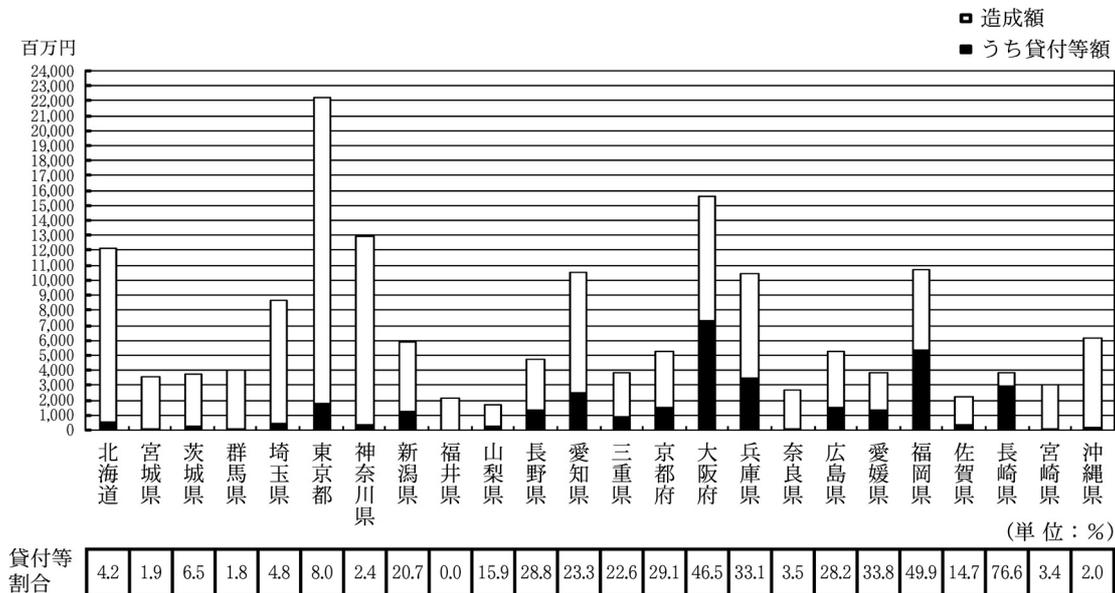
47都道府県計	203,752,153	67,823,473	40,256,917	4,700	1,212,288	41,469,206	20.3%	45,174,567	14,887,841	39,182,762	26,366,927	4,029,830	43,212,592	247,714,432	17.4%	53,068,052	21.4%
---------	-------------	------------	------------	-------	-----------	------------	-------	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	-------------	-------	------------	-------

注(2) 造成額には、運用による利益792,778千円(第1期281,734千円、第2期511,043千円)を含む。

注(3) 円単位で集計したのち、千円単位で表記しているため、合計額が一致しない。

24 都道府県における計画期間ごとの貸付等割合についてみると、相当のばらつきがあり、第1期の最高は沖縄県の88.0%、最低は埼玉県の0.0%、第2期の最高は長崎県の76.6%、最低は福井県の0.0%となっている。

図3 24 都道府県における造成額、貸付等額及び貸付等割合



(2) 標準拋出率及び拋出率の設定状況

貴省では、次のような算定の考え方により標準拋出率を設定していた。

第1期は、実績のない中で算定することから、すべての市町村で、普通徴収が見込まれる第1号保険料の2%に相当する収納不足が生じ、かつ、介護給付費増により全国の2割の市町村で介護給付費の2割、3割の市町村で介護給付費の1割に相当する財政不足が生ずる場合などでも対応可能な水準として標準拋出率を0.5%と設定した。

第2期は、第1期中途までの実績に基づく第1期の貸付等見込額に、第2期の介護給付費見込額の伸び率(30.8%)を乗じて貸付等見込額を算出し、この額から控除すべき貸付金の償還見込額について、第1期に貸付けを受けた全市町村が9年間の償還延長措置をとった場合を考慮するなどして標準拋出率を0.1%と設定した。

第3期は、第2期の次年度である16年度時点の貸付状況が、第1期の同時期を上回っており、その後も貸付額が増加すると見込まれたこと、第3期においても第1期の貸付金の一部が償還されないこと、安定化基金に積み立てた額の大部分を貸付等している都道府県があり、積立金に不足を生じるおそれがあることから、第2期と同じく標準拋出率を0.1%と設定した。

そして、24 都道府県における第1期から第3期(18年度)までの拋出率は、表2のとおり、第1期は、制度開設当初で介護給付の実績もないことから、24 都道府県のすべてが標準拋出率と同じ率の拋出率としていたが、第2期以降の拋出率は異なっている。

表2 24都道府県の拠出率

24都道府県の拠出率(%)			都 道 府 県 名	箇 所 数
第1期	第2期	第3期 (平成18 年度)		
0.5	0	0	茨城、広島両県	2
0.5 (1.5)	0	0	沖縄県	1
0.5	0.1	0	埼玉、神奈川、新潟、愛媛、佐賀各県	5
0.5	0.02	0.02	宮城県	1
0.5	0.1	0.03	東京都	1
0.5	0.1	0.1	北海道、京都、大阪両府、群馬、福井、山梨、長野、愛知、三重、兵庫、奈良、福岡、長崎、宮崎各県	14
標準拠出率				
0.5	0.1	0.1		

(注) 沖縄県では、第1期当初は0.5%の拠出率としていたが、貸付けの増加に伴い安定化基金が不足したことから、第1期中途に拠出率を1.5%に変更している。

そして、3県では第2期以降新たな拠出を行っていないが、このうち広島県では、第1期中途における貸付等の見込額の割合が比較的良かったこと、第2期は第1期の実績を踏まえ介護給付費等をより正確に見込むことが可能であり、第2期中に見込まれる貸付等の額は第1期の額よりも低くなる可能性が高いことなどをその理由としている。

一方、14道府県では、次のようなことから、第2期及び第3期に標準拠出率と同じ0.1%で拠出していた。

- ① 2府3県では、第1期、第2期の貸付等割合が高かったことなどから、第2期及び第3期において、これらの貸付実績を考慮した貸付見込額等に対応するためには、0.1%の拠出率で造成を新たに行う必要があるとした。
- ② 2県では、第2期及び第3期に保有する基金は、第1期と同水準の規模が必要であるとして、給付見込総額に0.5%を乗じるなどして必要な基金の額を算出し、この額からそれぞれ前期末基金残高と当期の償還見込額を控除するなどして、拠出率を0.1%とした。
- ③ 1道6県では、貸付見込額等を正しく見込むことが困難であると考えたり、標準拠出率以外の拠出率を用いて算出することの方が適当であるという根拠が見当たらないとして、第2期及び第3期の拠出率を標準拠出率と同じ0.1%とした。

(3) 貸付等を受けた市町村及び貸付等を受けなかった市町村

24都道府県において第2期から第3期(18年度)までに貸付等を受けた市町村数(合併前の旧市町村を含む)は、表3のとおりであり、第2期では延べ3,753市町村のうち貸付けは延べ425市町村、交付は107市町村となっていた。

そして、貸付けを受けた市町村の中には第2期において3年度連続して貸付けを受けている市町村が12道府県で25市町村(延べ75市町村)見受けられた。

表3 24都道府県の貸付等を受けた市町村数等

区 分	第2期				第3期
	平成15年度	16年度	17年度	計	18年度
全市町村数(各年度末現在の数)	1,502	1,273	978	3,753	973
うち貸付市町村	91	151	183	425	10
うち交付市町村			107	107	
うち貸付等を受けなかった市町村	1,411	1,122	779	3,312	963
上記のうち検査市町村	591	519	337	1,447	506

注(1) 全市町村数計は3箇年度の単純な合計で延べ数である。

注(2) 第2期の交付市町村のうち、平成17年度に交付のみの市町村は16市町である。

ア 貸付等を受けた市町村

第2期に貸付けを受けた延べ425市町村のうち延べ343市町村(80.7%)では、貸付けを受けた理由として、居宅サービスの利用が計画を上回ったことを挙げており、そのサービスの種類別では、多い順に通所介護、認知症対応型共同生活介護、訪問介護などを挙げている。

そこで、この上位3サービスにおける介護給付費見込みと実績とのかい離率についてみると、表4のとおり、通所介護25.4%、認知症対応型共同生活介護56.9%、訪問介護8.6%となっていた。また、介護給付費実績額が見込額を上回った額(以下「開差額」という。)についてみると、3サービスの開差額計は1586億余円で居宅サービスの開差額1975億余円の80.3%を占めていた。このことから、これら3サービスの介護給付費の実績額が見込額を大きく上回ったことが、これら市町村が貸付けを受ける大きな要因となったと認められる。

表4 貸付けを受けた延べ425市町村の介護給付費見込みと実績とのかい離率 (単位：千円、%)

項 目	第2期合計			
	事業計画給付見込額(A)	給付実績額(B)	開差額(B-A)	かい離率(B-A)/A
居宅サービス	1,534,987,657	1,732,565,284	197,577,627	12.8
訪問通所サービス	1,103,569,918	1,214,968,095	111,398,177	10.0
訪問介護	393,104,194	426,917,032	33,812,838	8.6
通所介護	307,115,355	385,302,832	78,187,476	25.4
その他	403,350,367	402,748,230	-602,137	-0.1
短期入所サービス	134,651,499	140,720,920	6,069,420	4.5
単品サービス	257,631,443	341,427,315	83,795,872	32.5
認知症対応型共同生活介護	81,976,782	128,633,817	46,657,035	56.9
その他	175,654,661	212,793,497	37,138,836	21.1
その他	39,134,796	35,448,953	-3,685,842	-9.4
施設サービス	1,838,440,293	1,731,501,718	-106,938,574	-5.8
介護老人福祉施設	759,725,443	697,288,194	-62,437,248	-8.2
介護老人保健施設	605,417,727	580,948,105	-24,469,622	-4.0
介護療養型医療施設	473,297,122	453,265,419	-20,031,703	-4.2
その他	31,411,680	52,603,088	21,191,407	—
合 計	3,404,839,630	3,516,670,091	111,830,460	3.2

居宅サービス(C)		197,577,627
うち訪問介護		33,812,838
通所介護		78,187,476
認知症対応型共同生活介護		46,657,035
3サービス計(D)		158,657,349

構成割合 (D/C) 80.3%

注(1) 円単位で集計したのち、千円単位で表記しているため、合計額が一致しない。

注(2) 事業計画給付見込額等の把握が出来なかった市町村は除外している。

また、第2期に3年度連続して貸付けを受けた25市町村に対する貸付額は計110億余円で、同時期に貸付けを受けた延べ425市町村に対する貸付額計301億余円の36.5%を占めており、このような市町村の安定化基金に対する影響は大きいものとなっている。そして、今後、このような市町村に対する対応等について、引き続き安定化基金で対応すべきであるとしたところが9道県、第1号保険料を見直すべきであるとしたところが8府県、その他が7都府県となっていた。

3年度連続して貸付けを受けた市町村の事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A府B市では、第2期に平成15年度2億3061万余円、16年度11億円、17年度13億6938万余円、計27億円の貸付けと、5288万余円の交付をそれぞれ受けていた。

同市では、これらの貸付等を受けた理由として、計画策定の過程で必要とされる4,200円を500円下回る3,700円で第2期の第1号保険料の基準額を設定したこと、

第1期の第1号保険料の収納率(97.6%)を1%改善すると見込んだもののその改善ができなかったこと、また、介護給付費について、第1号保険料の基準額の設定に合わせて本来必要な計画値より低く見込んだこと、第2期におけるほぼすべての介護サービスについての急激な伸びを見込めなかったことなどによるとしている。その結果、第2期において、第1号保険料については収納実績が見込みを2億2011万余円(見込額に対して1.1%)下回り、介護給付費実績額が見込額を111億4107万余円(同11.0%)上回るなどしたため、毎年度連続して貸付等を受けることになった。

イ 貸付等を受けなかった市町村

貸付等を受けなかった延べ3,312市町村のうち、今回検査対象とした1,447市町村では、施設サービスの利用が計画を下回ったことや第1号被保険者数が増加したことなどから貸付等を受けなかったとしている。

そして、貸付けを受けなかった市町村について介護給付費見込みと実績とのかい離率をみたところ、居宅サービスが2.1%と若干実績が見込みを上回っているが、施設サービスは実績が見込みを11.0%下回っていた。

(4) 第3期の造成見込額と貸付見込額等

ア 第3期の造成見込額と貸付見込額

24都道府県の第3期の造成見込額合計は、表5のとおり、235億余円、第1期から第3期までの造成見込額合計(第1期、第2期の交付額を除く。)は1846億余円となっている。そして、このうち国庫負担金見込額は第3期77億余円、第1期から第3期までの合計は626億余円となっている。

また、24都道府県のうち17都道府県では第3期の貸付等見込額を算出しているが、その見込額は合計433億余円で、第2期の貸付等実績額合計306億余円の約1.4倍となっている。

表5 24 都道府県の第3期における造成見込額

(単位：千円、%)

都道府県	第 3 期										
	平成18年度造成額	うち国庫負担金	造成見込額	うち国庫負担金(見込)	償還額	貸付等見込額注(1)	うち18年度貸付額	17都道府県の第2期貸付等実績額	造成見込額合計注(2)	うち国庫負担金(見込)	貸付等割合(見込)
北海道	917,740	287,168	2,640,751	861,505	743,415	1,529,462	127,464	518,261	14,615,189	4,979,368	10.4
宮城県	70,446	21,707	200,692	65,122	79,137	—	0	—	3,767,699	1,248,535	—
茨城県	11,363	—	11,363	—	244,900	127,200	0	242,935	3,731,477	1,239,564	3.4
群馬県	327,538	107,705	973,654	323,116	109,018	—	0	—	4,962,641	1,650,489	—
埼玉県	33,555	—	33,555	—	395,016	0	0	419,231	8,619,327	2,861,637	0.0
東京都	561,334	167,061	1,563,705	501,185	1,605,170	4,078,810	0	1,792,973	23,518,442	7,875,409	17.3
神奈川県	32,533	—	32,533	—	280,624	5,676,049	17,931	317,125	12,900,596	4,294,537	43.9
新潟県	5,005	—	5,005	—	1,176,591	1,423,111	260,000	1,218,045	5,849,473	1,957,457	24.3
福井県	163,309	51,144	470,177	153,433	—	0	0	0	2,571,604	847,399	0.0
山梨県	144,883	47,045	427,104	141,135	298,219	—	0	—	2,125,992	711,705	—
長野県	421,288	139,048	1,255,577	417,144	1,477,235	—	4,000	—	5,952,150	1,992,422	—
愛知県	933,679	302,978	2,751,552	908,936	1,737,219	0	0	2,463,214	12,560,693	4,411,314	0.0
三重県	321,474	104,646	949,356	313,940	851,612	—	0	—	4,721,734	1,572,360	—
京都府	447,122	146,484	1,326,027	439,452	1,872,374	2,500,000	0	1,532,503	6,187,697	2,184,457	40.4
大阪府	1,379,350	449,663	4,077,332	1,348,990	6,887,910	7,200,000	96,450	7,253,381	19,287,357	6,551,222	37.3
兵庫県	847,667	270,401	2,470,075	811,204	3,000,033	5,004,159	0	3,439,973	12,392,614	4,260,139	40.3
奈良県	210,379	67,883	617,681	203,650	80,746	0	0	92,654	3,240,526	1,075,701	0.0
広島県	12,669	—	12,669	—	1,535,270	2,179,481	0	1,481,256	5,249,609	1,750,903	41.5
愛媛県	7,439	—	7,439	—	1,279,355	1,511,000	0	1,276,393	3,714,572	1,261,715	40.6
福岡県	883,759	286,198	2,600,928	858,594	6,040,797	6,588,829	0	5,310,483	12,528,817	4,417,479	52.5
佐賀県	5,160	—	5,160	—	458,500	1,500,000	0	321,000	2,188,646	724,112	68.5
長崎県	310,144	102,127	922,909	306,382	3,221,178	4,027,191	0	2,949,972	4,663,404	1,598,405	86.3
宮崎県	221,037	72,538	221,037	72,538	146,767	—	2,300	—	3,225,842	1,076,404	—
沖縄県	—	—	—	—	2,294,131	—	0	—	6,104,177	2,100,473	—
合計	8,268,886	2,623,804	23,576,294	7,726,335	35,815,220	43,345,293	508,145	30,629,404	184,680,291	62,643,217	23.4

注(1) 第3期に貸付等を見込んでいなかった都道府県については「—」とした。

注(2) 造成見込額合計=(第1、2期造成額+第3期造成見込額)-(第1、2期交付額)

注(3) 円単位で集計したのち、千円単位で表記しているため、合計額が一致しない。

イ 第3期の18年度の介護給付費見込みと実績とのかい離

今回、検査の対象とした516市町村の18年度の介護給付費見込みと実績とのかい離率は、表6のとおり、居宅サービスが-4.6%、地域密着型サービスが-21.6%、施設サービスが-7.1%となっており、サービス全体では-6.4%となっていた。特に制度改正により開始された地域密着型の各サービスのうち第2期に貸付等の主な理由として挙げられた認知症対応型共同生活介護のかい離率は1.5%で、実績とのかい離がほとんどなくなっている。

また、第2期に貸付等を受けた主な理由に挙げられている3サービスの介護給付費について、17年度と18年度の実績額を比較すると、表7のとおり、認知症対応型共同生活介護では23.4%増、通所介護では0.6%増、訪問介護では4.5%減となっており、第2期の15年度から17年度までの伸び率に比べていずれも低減している。

表6 平成18年度における介護給付費見込みと実績とのかい離率 (単位：千円、%)

項目	事業計画給付見込額(A)	給付実績額(B)	開差額(B-A)	かい離率(B-A)/A
居宅サービス	1,807,059,355	1,722,542,570	-84,516,784	-4.6
訪問介護	485,715,975	429,820,572	-55,895,403	-11.5
通所介護	405,913,231	423,260,391	17,347,159	4.2
その他	915,430,147	869,461,606	-45,968,541	-5.0
地域密着型サービス	278,050,874	217,793,408	-60,257,466	-21.6
夜間対応型訪問介護	17,202,176	45,674	-17,156,502	-99.7
小規模多機能型居宅介護	39,498,272	2,330,283	-37,167,989	-94.1
認知症対応型共同生活介護	186,468,017	189,335,786	2,867,769	1.5
その他	34,882,408	26,081,664	-8,800,743	-25.2
施設サービス	1,560,574,606	1,448,455,376	-112,119,229	-7.1
介護老人福祉施設	680,475,907	639,773,898	-40,702,009	-5.9
介護老人保健施設	537,668,645	507,978,192	-29,690,452	-5.5
介護療養型医療施設	342,430,053	300,703,285	-41,726,767	-12.1
その他	172,797,495	184,087,317	11,289,821	—
小計	3,818,482,330	3,572,878,672	-245,603,658	-6.4

(注) 円単位で集計したのち、千円単位で表記しているため、合計額が一致しない。

表7 3サービスの第2期以降の介護給付実績額及び対前年度伸び率の推移 (単位：千円、%)

項目	平成15年度	16年度	17年度		18年度		
			対前年度伸び率	対前年度伸び率	対前年度伸び率	対前年度伸び率	
訪問介護	399,020,199	439,728,827	10.2	450,543,453	2.4	429,820,572	-4.5
通所介護	309,726,944	372,607,160	20.3	420,349,658	12.8	423,260,391	0.6
認知症対応型共同生活介護	68,354,157	112,365,708	64.3	153,323,745	36.4	189,335,786	23.4

ウ 第3期(19、20両年度)の貸付等見込み

検査の対象とした516市町村の第3期(19、20両年度)における貸付等を受ける予定の有無を調査したところ、貸付等を受ける予定はないとしたのは443市町村、貸付等を受ける予定であったとしたのは34市町村となっている。

また、第3期の初年度である18年度に貸付けを受けた10市町村のうち、引き続き19、20両年度に貸付等を受ける予定があるとしているのは9市町村となっており、第2期の24市町村に比べ3年度連続して貸付けを受ける可能性のある市町村は減少する見込みとなっている。さらに、介護保険の事業規模から安定化基金の貸付等に大きな影響を与える可能性がある特別区、政令指定都市のほとんどが第3期に貸付等を受ける予定はないとしている。

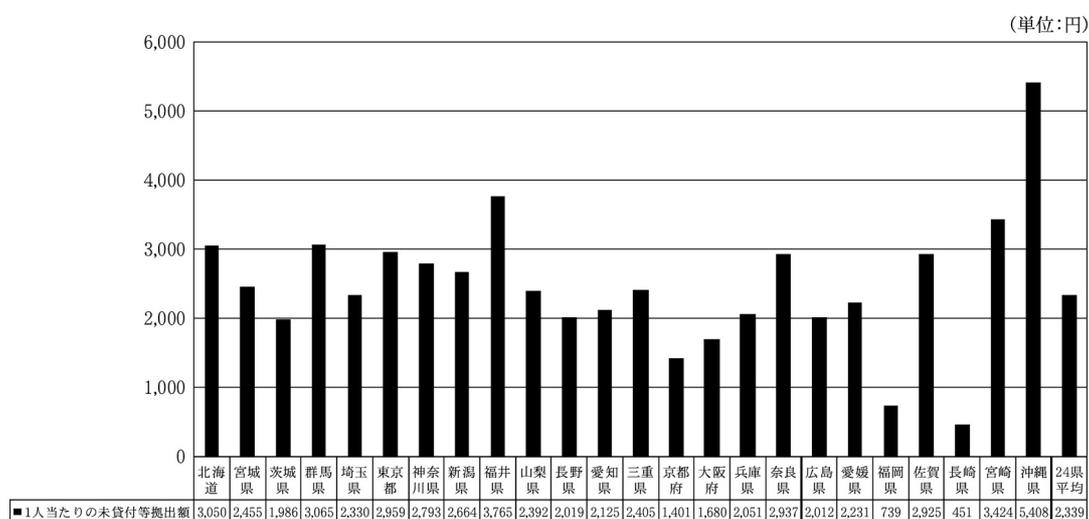
これらのことなどから、第3期における貸付等額は、第2期の実績を大きく上回ることはないと思料される。

(5) 第1号被保険者1人当たりの17年度末現在における拠出金負担額

前記のとおり、24都道府県の安定化基金の第1期、第2期造成額合計は1644億余円で、この額から、第1期の貸付額から第2期の償還額を除いた第1期の貸付残額87億余円と第2期の貸付等額334億余円を除くと、17年度末現在で貸付等されなかった安定化基金の額(以下「未貸付等基金」という。)は1222億余円となっている。

そして、この未貸付等基金1222億余円のうち3分の1は市町村が拠出した額(以下「未貸付等拠出額」という。)となるが、これをそれぞれ、24都道府県の17年度末現在の第1号被保険者数で除して第1号被保険者1人当たりの未貸付等拠出額を計算すると、図4のとおり、24都道府県の平均で2,339円、最高額は沖縄県の5,408円、最低額は長崎県の451円となる。

図4 平成17年度末現在における第1号被保険者1人当たりの未貸付等拠出額



(6) 安定化基金の基金規模

安定化基金の造成は、第1期においては、各都道府県で標準拠出率等により行われたが、第1期に実際に貸付等を受けたのは延べ4,813市町村のうち11.2%に当たる延べ543市町村で、その貸付等割合は24都道府県のうち17都道府県において30%を下回っていた。そして、第2期においては、第1期における介護給付及び貸付等の実績を踏まえて造成を行うことができたが、貸付等割合が低い都道府県においても、介護給付費の見込等を十分に検討しないまま、標準拠出率を採用するなどして造成が行われ、第2期における貸付等割合は24都道府県のうち19都道府県で30%を下回っていた。

そして、第3期においては、初年度の貸付けが第2期と比較して件数、金額とも大きく減少していること、前記のとおり認知症対応型共同生活介護等のサービスにおける見込みと実績との乖離がほとんどなくなっていることなどから貸付等は減少すると思料される。

これらのことから、現在、安定化基金の保有額は多くの都道府県で基金需要に対応した規模を大きく上回り、国、都道府県及び市町村が拠出した財政資金が効果を十分発現することなく保有されている事態になっていると認められる。

そして、このような状況において、24都道府県のうち10都道府県において、現在保有する基金のうち、各都道府県が貸付等のため当面必要と考える基金規模を上回る部分については、財政資金の有効活用を図るという考え方から、拋出者に返還することが可能となるような制度改正があれば返還等を検討したいなどとしている。また、14道府県において、第1期、第2期の貸付等割合が高率であることや、大規模市の保険財政が悪化した場合における貸付財源を確保しておく必要があり、どの程度の基金規模が適切か不明であることなどから、現時点では返還等は考えていないとしている。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、安定化基金の規模は、現在、基金需要に対応した規模を大きく上回るものとなっている。そして、安定化基金の貸付金は、次期計画期間に必ず償還されることなどから、必要な基金をいったん造成すれば、その後追加して造成する必要はない。したがって、都道府県においては、それぞれの貸付等の状況等を考慮するなどして、保有する必要がある基金の規模を明確にし、その必要とする規模を上回るなど当面使用する見込みのない基金については、拋出者へ返還するなどして、その財政資金の有効活用を図る必要がある。

しかし、現行制度においては、基金規模に余裕があっても拋出者に返還するなど基金規模を適切な規模に調整する仕組みとなっていないため、このまま推移すると第3期以降も多額の未貸付等基金が継続して生じ、国、都道府県及び市町村が拋出した財政資金が効果を発現することなく保有されることとなり、このような事態は改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 多額の未貸付等基金が発生し都道府県が基金の規模に余裕があり返還することが適切と判断しても、基金規模を縮小できるような制度となっていないこと
- イ 貴省において、都道府県に対し、標準拋出率を参考にして、安定化基金の造成、貸付等状況を十分に勘案して拋出率を決定するように会議等で周知等を行っていたが、標準拋出率の算定の考え方を明確に示していないために、都道府県の一部において、安定化基金の保有状況、貸付状況等を十分に検討していないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省において、都道府県の安定化基金を適切な規模に保つよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 多額の未貸付等基金が発生し、都道府県が基金の一部を拋出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めること
- イ 標準拋出率の算定の考え方を都道府県に対して明確に示すとともに、各都道府県が拋出率を設定する際に基金の保有状況、貸付状況等を十分に検討するなどして適切な拋出率を定めるよう個々の都道府県の状況に応じて助言すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 社会保険病院等における食堂等の運営を受託している民間業者等に対する国有財産の使用許可の手續及び使用料の徴収を適正なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	年金特別会計(業務勘定)	(款)雑収入 (項)雑収入
	〔平成18年度は 厚生保険特別会計(業務勘定)〕	(款)雑収入 (項)雑収入
	船員保険特別会計	(款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	社会保険庁、34 地方社会保険事務局	
国有財産の使用許可等の概要	患者等の利用者の利便に資する食堂等の施設等の運営を受託している民間業者等に対して、国有財産である病院の建物等を使用させてその対価を徴収するもの	
徴収できた使用料	1 億 4555 万円(平成 18、19 両年度)	

1 社会保険病院等における国有財産に係る使用許可等の概要

(1) 社会保険病院等の概要

社会保険庁は、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づき、これら各種社会保険の被保険者等から徴収した保険料を財源として、被保険者等の健康の保持、福祉の増進を図るため、全国において53社会保険病院、10厚生年金病院及び3船員保険病院(以下、上記3形態の病院を合わせて「社会保険病院等」という。)、計66社会保険病院等を設置している。

社会保険庁は、これらの経営を、社会保険病院については社団法人全国社会保険協会連合会(以下「全社連」という。)^(注1)等5団体、厚生年金病院については財団法人厚生年金事業振興団等2団体及び船員保険病院については財団法人船員保険会(以下、これらを合わせて「経営受託団体」という。)にそれぞれ委託している。そして、国有財産のうち行政財産である土地、建物等を利用して、病院の設置者である国が行うべき事務、事業である外来患者、入院患者等への医療の提供等を行わせるとともに、その一環として患者給食用の^{ちゆう}厨房を設置して入院患者に食事を提供したり、療養上必要な寝具類を提供したりするなどの業務を実施させている。

(注1) 5団体 全社連、社団法人地域医療振興協会、岡谷市、公立紀南病院組合、財団法人平成紫川会

(注2) 2団体 財団法人厚生年金事業振興団及び全社連

(2) 社会保険病院等に係る経営委託契約の概要

社会保険庁は、経営受託団体との経営委託契約書において、「運営の原則」等として、経営受託団体は、各種社会保険の被保険者、年金受給者等を優先して診療又は施設療養等を

行うこと、また、社会保険庁長官又は地方社会保険事務局長(以下「社会保険事務局長等」という。)は、病院の帳簿、書類を検査し、又は病院の経営の状況について実地に監査を行うことができることなどを定めている。

また、社会保険庁は、^(注3) 全社連等4団体と締結している56社会保険病院等に係る経営委託契約書において、全社連等は、上記の「運営の原則」等の達成を妨げない限度において、委託した事業以外の事業(以下「委託外事業」という。)を行うことができること及びその場合にはあらかじめ社会保険庁に届け出ることを定めているが、どのような事業が委託外事業となるかについては具体的に定めていない。残余の10社会保険病院等に係る経営委託契約書においては、委託外事業についての規定が設けられていない。

(注3) 4団体 全社連、社団法人地域医療振興協会、公立紀南病院組合及び財団法人平成紫川会

(3) 行政財産の使用許可に係る手続等の概要

社会保険病院等の土地、建物等は、前記のとおり行政財産であり、国有財産法(昭和23年法律第73号)において、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可する(以下「使用許可」という。)ことができるとされており、その場合、財政法(昭和22年法律第34号)により、原則として、適正な対価として使用料を徴収することとなる。また、使用許可の基準等は、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年蔵管第1号大蔵省管財局長通達。平成19年1月以降は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(平成19年1月財理第243号)。以下「蔵管1号」という。)に示されており、使用許可ができるのは、職員、来庁者や国の施設の利用者等の利便に資するための食堂、売店、理髪店、現金自動預払機(以下「ATM」という。)等の施設等とされている。

そして、厚生労働省所管国有財産取扱規程(平成13年厚生労働省訓第29号)により、厚生労働省の所管する国有財産の管理等の事務を分掌する社会保険事務局長等は、その所属の国有財産の維持、保存及び運用について、常に状況を把握すべきこととされている。また、社会保険庁は、「施設に係る国有財産及び国有物品の取扱いについて」(昭和59年庁保発第36号)により、施設の経営受託団体が施設の一部を第三者に使用させる必要が生じたときは、当該施設の施設長は事前に社会保険事務局長等にその旨を申し出なければならず、社会保険事務局長等は、国有財産の管理上支障がないと認めて、当該第三者に国有財産の使用許可を行う必要がある場合は、当該第三者に使用許可申請書を提出するよう施設長を経由して指示することとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、行政財産である病院の建物等を使用させるに当たり適正な使用料を徴収しているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、18、19両年度に経営受託団体が第三者に病院の建物等を使用させている66社会保険病院等を対象として、社会保険庁、21社会保険事務局及び21社会保険病院等において、国有財産使用許可書等の書類により会計実地検査を行うとともに、残余の16社会保険事務局及び45社会保険病院等については、書類の提出を受けるなどして検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

- ア 民間業者等に業務委託して使用させている施設等について使用料を徴収していない事態
18、19 両年度 34 社会保険事務局等

経営受託団体は、病院を利用する患者等の利便に資するために、民間業者等に委託するなどして外来患者等用食堂(以下「食堂」という。)、売店、飲料等自動販売機(以下「自販機」という。)^(注4)、理髪店、ATM、テレビ等を設置するための床頭台(以下、単に「床頭台」という。また、これらを合わせて以下「食堂等6施設等」という。)等を設置して、建物等の一部を使用させていた。そして、食堂は33病院のうち4病院、売店は59病院のうち3病院、自販機は60病院のうち9病院、理髪店は22病院のうち4病院、ATMは40病院のうち2病院、床頭台は50病院のうち45病院において、食堂等6施設等の運営業務を第三者に委託していたが、これらの病院を管理する34社会保険事務局等は、これらの施設等の運営に必要な建物等について使用許可を行っていなかった。

しかし、食堂等6施設等の運営は、本来的な委託内容である医療業務等には含まれない委託外事業であるから、使用許可を行った上で適正な対価を徴収する必要があると認められた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

社会保険庁からA病院の経営を委託されている全社連は、病院内の売店、自販機、ATM及び床頭台の各施設等(面積計67m²)を民間業者に業務委託して運営させている。しかし、同病院に係る国有財産の管理を行っているB社会保険事務局は、これらの施設等について使用許可を行っておらず、使用料を徴収していなかった。そして、蔵管1号により適正な使用料の額を算定すると、平成18、19両年度ともに91万余円になると認められた。

(注4) 床頭台 病室内に設置され、テレビ、冷蔵庫等が組み込まれ、それらを利用する際の
プリペイドカード等による料金徴収設備が内蔵された固定的に利用される収納設備

- イ 食堂において厨房部分のみを使用料徴収の対象としている事態
18年度 12 社会保険事務局
19年度 11 社会保険事務局

社会保険事務局等は、食堂を有する33病院のうち18年度13病院、19年度12病院における食堂の運営に際して、厨房部分のみを使用許可の対象として、利用者が飲食する部分を使用許可の対象に含めておらず、これに係る使用料を徴収していなかった。

しかし、一般に、食堂の運営は厨房部分と利用者が飲食する部分とを合わせた全体の面積を使用して実施されるものであり、使用許可は全体の面積を対象として行う必要があると認められた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

社会保険庁からC病院の経営を委託されている全社連は、病院内の食堂を民間業者に業務委託して運営させている。しかし、同病院に係る国有財産の管理を行っているD社会保険事務局は、当該施設を運営させるに当たり、厨房部分(67.7m²)についてのみ

使用許可を行い、利用者が飲食する部分(140.0m²)については使用許可の対象としていなかった。そして、利用者が飲食する部分も含めて適切に使用許可を行っていれば、平成18年度268万余円、19年度319万余円の使用料を徴収できたと認められた。

社会保険病院等に係る国有財産の管理に当たっては、社会保険事務局長等は、病院施設の運営状況について常に注意を払い、使用許可がないのに経営受託団体が施設の一部を第三者に使用させている状況が見受けられる場合には、経営受託団体の各施設長を経由して当該第三者に使用許可申請書の提出を促すことが求められる。

したがって、前記のように、病院内において食堂等6施設等を第三者に委託して運営させているにもかかわらず、当該施設等について使用許可を行っていなかったり、食堂の運営に際して厨房部分のみを使用許可の対象としたりして、適正な使用料を徴収していない事態は、国有財産の管理を行う上で適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(徴収できた使用料)

上記のア及びイのとおり使用許可を行っていない施設等について適切に使用許可を行い、蔵管1号に基づき使用料を算定していれば、18年度7210万余円、19年度7345万余円、計1億4555万余円の使用料を徴収できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、経営受託団体の各施設長が、食堂等6施設等を設置するに当たり社会保険事務局長等に対して申出を行わなかったことにもよるが、社会保険庁が、社会保険病院等の経営を委託する場合に、病院内における施設等の運営についてどのような場合に使用許可が必要となるか具体的に定めて社会保険事務局等に周知していなかったこと、社会保険事務局等において、監査の際等に、社会保険病院等の施設等の運営状況等について十分に把握していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、社会保険庁は、20年9月に、各社会保険事務局長に対して通知を発して、社会保険事務局等に、使用許可のないまま食堂等6施設等を運営していた民間業者等に対してそ及して使用料相当額の徴収を行わせることとともに、次のような処置を講じた。

ア 各社会保険事務局等が使用許可を行う施設等を具体的に定めて、各社会保険事務局長等にその内容を周知した。

イ 社会保険事務局等が定期的に現地確認を行いその運営状況を適切に把握するために、監査を厳格に行うよう指導した。

なお、3船員保険病院を除く53社会保険病院及び10厚生年金病院の施設は、20年10月1日に、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)に出資されて、機構が引き続き経営受託団体に委託することにより運営されているが、機構においても、社会保険庁により今回執られた措置と同様に、資産の利活用を図り施設等に係る使用料を適切に徴収する必要があることから、社会保険庁は、出資に先立って、同年9月に機構に対して、病院財産の使用許可の取扱いを適正に行うよう通知した。

- (2) 生活保護事業の実施に当たり、事業主体に被保護者の収入把握を適切に行わせることなどにより、生活保護費負担金の交付が適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費 〔平成 11 年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)生活保護費〕
部 局 等	厚生労働本省(平成 13 年 1 月 5 日以前は厚生本省)、47 都道府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
補助事業者 (事業主体)	道、府 1、県 10、市 192、特別区 8、計 212 事業主体
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
課税調査が速やかに行われていなかったなどのため過大な支給となっていた保護費	8 億 1473 万余円(平成 9 年度～20 年度)
上記に係る国庫負担金相当額	6 億 1105 万円

1 事業の概要

(1) 制度の概要

厚生労働省(平成 13 年 1 月 5 日以前は厚生本省)は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき、生活に困窮する者に対する最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、保護を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護費及び事業主体の事務経費の一部について生活保護費負担金(以下「負担金」という。)を交付している。また、事業主体は、被保護者が不実の申請により保護を受けたときなどにおいては、同法第 78 条に基づいて、保護費の全部又は一部を被保護者から徴収金として徴収することができることとなっている(負担金の概要については、前掲 296 ページの「生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの」参照)。

(2) 保護の実施体制

事業主体から生活保護に関する事務の委任を受けた福祉事務所には、福祉事務所長のほか、福祉事務所長等の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督を行う所員(以下「査察指導員」という。)、現業を担当する所員(以下「現業員」という。)等を置くこととなっている。

また、各福祉事務所では、効率的かつ効果的な業務運営を行うための生活保護業務実施方針(以下「実施方針」という。)を定めて、その中で具体的な取組の内容を事業計画として策定することとなっている。

(3) 被保護世帯の収入調査等

保護費は、「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)、「生活保護法

による保護の実施要領について」(昭和38年社発第246号厚生省社会局長通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定(以下「収入認定」という。)される額を控除するなどして決定することとなっている。

また、被保護世帯は、収入状況に変動があった場合には、その旨を速やかに福祉事務所に届け出なければならないこととなっており(以下、この届出を「収入申告」という。)、現業員は、収入申告や被保護世帯に対する訪問調査等を通じて、被保護者の生活状況等を把握して、その処遇に反映させることとされている。

そして、収入申告のほかに、当該被保護世帯の収入状況を客観的に把握するために、厚生労働省は事業主体に対して、被保護者の給与収入等に係る市民税等の課税関係資料(以下「課税資料」という。)と被保護者が福祉事務所に申告した収入状況との照合等の調査(以下「課税調査」という。)を毎年、全被保護世帯の世帯員全員について一斉に実施するよう実施要領等により指導している。この課税調査の結果、未申告の収入が判明して、被保護者が不実の申請等により保護を受けたことが明らかになったときは、事業主体は被保護者に対して保護費の全部又は一部を徴収金として徴収することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

事業主体の課税調査等により判明した被保護世帯の保護費の不正受給に伴う徴収金は、全国で18年度14,669件、89億7849万余円と多額に上っている。そこで、本院は、合規性等の観点から、18、19両年度における被保護世帯の収入認定等、特に課税調査が適切に行われており、保護が適正なものとなっているかに着眼して、厚生労働省及び47都道府県の270事業主体の293福祉事務所(以下「検査対象事務所」という。)において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、以下のような事態が見受けられた。

課税資料はおおむね毎年7月に閲覧可能となっていて、閲覧可能となった後速やかに課税調査を実施すれば、遅くとも8月には収入認定は可能であったと認められる。

しかし、検査対象事務所のうち、47都道府県の212事業主体の234福祉事務所は、課税調査を8月以降に実施していたり、また、課税調査に対する査察指導員等の点検体制が十分でなかったなどのため調査漏れを生じたりなどしていた。このため、被保護者が前年から引き続き就労していて、7月以降も未申告の就労収入等が継続して発生しているのに、8月時点でもなお収入認定が行われていないなど、適正な収入認定が行われていないものが1,958世帯、計8億1473万余円あり、負担金6億1105万余円が過大に交付されていた。

このうち、46都道府県^(注)の151事業主体の159福祉事務所に係る604件、計5億0680万余円(これに係る負担金相当額3億8010万余円)は、課税調査時の調査漏れなどの理由により複数年度にわたって被保護世帯の未申告の就労収入等が認定されていなかった。

また、上記1,958件の未申告の就労収入等の額については、前記のとおり、事業主体が被保護者から徴収金として徴収することとなるが、滞納となっているものが811件(20年6月末時点での滞納額計9600万余円)あり、これらについては、今後も事業主体が被保護者から

徴収できなかった場合、不納欠損処理を経て最終的に国がその額の4分の3を負担することになる。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A 福祉事務所は、課税資料が税務担当課で例年6月にまとめ、その閲覧も7月には可能となっているのに、課税調査を12月以降に実施していた。また、課税調査の実施に当たり、課税資料と被保護世帯の収入申告との照合等の具体的な作業について福祉事務所内の査察指導員等の点検体制が十分でなかったなどのため、調査漏れが生ずるなどしていた。さらに、課税資料の閲覧が可能となってから相当程度時間が経過した会計実地検査時点においても、なお徴収金の決定がなされていないものも見受けられた。

上記のことから、課税調査を速やかに実施して、判明した未申告の就労収入等について直ちに収入認定を行い保護費の算定に反映させていれば、8月以降の未申告の就労収入等の額1333万余円(負担金相当額1000万余円)については、収入認定が可能であり、同額の保護費の支給が過大になっていたと認められた。また、これらのうち、複数年度にわたって課税調査漏れとなっているものが8件あり、これらに係る収入認定可能であった未申告の就労収入等の額が計1066万余円(負担金相当額800万余円)見受けられた。

上記のように、事業主体において課税調査が速やかに行われなかったり、その後の事務処理が適切でなかったりなどしていたことにより、未申告の就労収入等が適正に収入認定されおらず、同額の保護費が過大に支給されていて負担金の交付が過大となっている事態は適切とは認められず、負担金の交付が適正なものとなるよう改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

ア 事業主体において、

(ア) 生活保護業務の実施方針に基づく事業計画の中で、課税調査を課税資料が閲覧可能となる時期に速やかに実施することを明確にしていなかったこと

(イ) 課税資料と被保護世帯の収入申告との照合等、課税調査時における現業員の確認作業が不十分であったこと、また、査察指導員等による現業員の確認作業の点検体制に不備があったこと

イ 厚生労働省において、事業主体に対して実施要領等において課税調査の一斉実施等について指導してきているものの、課税調査の実施時期等について技術的な助言等を行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、20年10月に各事業主体に対して通知を発するなどして、事業主体において課税調査を速やかに行い収入認定が適正に行えるような事務処理体制の整備を図るような処置を講じた。

ア 生活保護業務の実施方針に基づく事業計画において、課税調査を6月以降、各自治体で課税資料の閲覧可能な時期に速やかに実施することを明記して、早期に調査を実施するよう指導した。

また、調査の結果、未申告の収入が判明した場合には、その後も収入を継続して得てい

るか否かについて速やかに確認して、現在も継続して収入があることが判明した場合には、迅速に認定処理を行い、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう指導した。

イ 課税調査の実施漏れや実施の遅れなどの事態を防止するため課税調査の進行管理が組織的に行われるよう、現業員と査察指導員との連携や査察指導員等による点検体制の確立等により、課税調査を的確に行う点検体制の整備を図るよう指導した。

ウ 厚生労働省及び都道府県等が実施する指導監査の際に、課税調査の実施時期、課税調査の点検体制等について確認して、課税調査が早期に実施されなかったり、点検体制の整備が図られていなかったりなどしている福祉事務所に対する指導を徹底することとした。

(注) 46都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(3) 療養給付費負担金の交付額の算定を適切なものにするため、国民健康保険における退職被保険者の被扶養者の適用を的確に行うよう改善させたもの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費 厚生労働本省(交付決定庁) 28 都道府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先 (保険者)	市218、特別区17、計235市区
療養給付費負担 金の概要	市町村の国民健康保険事業運営の安定化を図るために交付するもの
退職被保険者の 被扶養者の適用 が行われていな い一般被保険者 に対する医療給 付費	49億3662万余円(平成13年度～17年度)
過大に交付され る結果となっ ていた療養給付 費負担金交付額	18億8219万円(平成13年度～17年度)

1 制度の概要

(1) 国民健康保険の療養給付費負担金

国民健康保険は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関し、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。

厚生労働省では、国民健康保険について各種の国庫助成を行っており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)を交付している。

(2) 国庫負担金の交付対象

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者^(注1)及びその被扶養者(以下、退職被保険者の被扶養者を「退職被扶養者」という。また、退職被保険者と合わせて「退職被保険者等」という。)とに区分されている。

そして、国庫負担金の交付の対象となるのは、一般被保険者に係る医療費(老人保健法(昭和57年法律第80号。平成20年4月以降は「高齢者の医療の確保に関する法律」)による医療を受けることができる者に係る医療費を除く。以下同じ。)となっており、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等拠出金をもって充てられる療養給付費等交付金等で負担すること(以下、この退職被保険者等の医療費を被用者保険の保険者が負担する制度を「退職者医療制度」という。)となっていて、国庫負担金の交付の対象とはなっていない。

退職者医療制度は、被用者保険と国民健康保険との給付割合に格差があったため退職者は医療に対する必要性が高まる高齢期になって給付水準が低下すること、退職者を多く抱える国民健康保険は医療費負担が増大していることなどの給付面と負担面双方の不合理を是正するため、昭和59年に創設されたものである。^(注2)

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に適用される資格を有する者である。

(注2) 平成14年度以前は、被保険者本人に対する給付割合は被用者保険では8割、国民健康保険では7割であった。

(3) 国庫負担金の算定方法

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」(昭和34年政令第41号)等により、一般被保険者に係る医療給付費から保険基盤安定繰入金^(注3)の2分の1に相当する額を控除した額に国の負担割合^(注4)を乗じて算定することとなっている。

そして、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る患者一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額とされている。

ただし、被用者保険の被保険者が退職して国民健康保険の一般被保険者となった者について、退職被保険者等の資格がさかのぼって確認された場合は、一般被保険者に係る医療給付費から、その者が退職被保険者等となった日(以下「退職者該当年月日」という。)以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(注3) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るため減額した保険料又は保険税の総額について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注4) 国の負担割合は、平成16年度までは40/100であったが、17年度は36/100、18年度以降は34/100に引き下げられている。

(4) 退職被保険者等の資格要件及び届出

退職被保険者の資格要件は、国民健康保険の被保険者のうち、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等の法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金の給付を受けることができる者であって、被用者年金保険の被保険者であった期間が20年以上、又は40歳に達した月以後の被用者年金保険の被保険者であった期間が10年以上である者等となっている。

国民健康保険の被保険者の資格を取得している者の退職者該当年月日は、当該被保険者が年金受給権を取得した日(ただし、年金受給権の取得年月日が国民健康保険の資格取得年月日以前の場合は国民健康保険の資格取得年月日)とされている。そして、被保険者が、退職被保険者の資格要件に該当する者(以下「退職該当者」という。)となったときは、その者の属する世帯の世帯主は、速やかに、市町村に退職被保険者の資格取得の届出をしなければならないこととなっている。

一方、退職被扶養者の資格要件は、国民健康保険の被保険者のうち、退職被保険者の直系尊属、配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他三親等内の親族であって、その退職被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持するものなどとなっている。これについて、厚生労働省では、各都道府県に通知「退職被保険者の被扶養者の認定について」(昭和59年8月27日保発第79号)等を発して、退職被扶養者としての認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、退職被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として退職被扶養者に該当するものとする事、また、認定に係る年間収入については、可能な限り直近のものを用いることとするが、一般的には、前年の年間収入により認定しても差し支えないことなどの判定基準を示している。

そして、退職被保険者が被扶養者を有するとき又は有するに至ったときは、その者の属する世帯の世帯主は、当該退職被保険者が退職被保険者となった日の翌日又は当該被扶養者を有するに至った日の翌日から起算して14日以内に、市町村に退職被扶養者の資格取得の届出をしなければならないこととなっている。

また、退職被保険者等が、老人保健法による医療を受けることができるようになった場合(平成20年4月以降は65歳に達した場合)には、国民健康保険の被保険者資格は退職被保険者等から一般被保険者に異動することとなっている。

(5) 退職被保険者に係る届出を省略した適用

保険者である市町村における退職被保険者への資格異動(以下「退職被保険者の適用」という。)は、前記のとおり、本来、退職該当者の属する世帯の世帯主からの届出を前提に行われるものであり、当該届出のない退職該当者については、従来、年金受給権者一覧表等^(注5)を活用して加入期間等を確認することにより、世帯主に届出を勧奨するなどして、退職被保険者の適用の的確な実施が図られてきた。

(注5) 年金受給権者一覧表 保険者である市町村において、国民健康保険の一般被保険者のうち退職該当者を把握して、退職被保険者の適用を行うために、各被用者年金保険の保険者が市町村別に作成する年金受給権者に係る一覧表であり、各都道府県の国民健康保険団体連合会を経由して毎年度定期的に市町村に送付されている。

しかし、国民健康保険における退職被保険者に対する給付割合が15年度以降一般被保険者と同一の7割(14年度以前は、退職被保険者に対する給付割合は8割)となって被保険者の自己負担の割合に格差がなくなり、退職被保険者に係る届出が的確に行われなくなることが懸念された。そこで、退職被保険者の適用の的確な実施と被保険者の利便の向上を図るため、退職該当者であることを市町村が公簿等により確認することができるときは、届出がない場合であっても、当該届出を省略しての適用(以下「届出を省略した適用」という。)が可能となるよう、15年3月に国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)の改正が行われた。

また、これを受けて、同年同月、厚生労働省では、各都道府県に通知「国民健康保険の退職被保険者等に係る適用について」(平成15年3月31日保国発第0331003号)を発して、年金受給権者一覧表等により被用者年金加入期間等退職被保険者に該当する事実を市町村が確認することができる場合には、届出を省略した適用ができる旨を通知した。

一方、退職被扶養者についても、同様のことが懸念されたが、厚生労働省では、退職被扶養者の資格要件に該当する者(以下「退職被扶養該当者」という。)の退職被扶養者への資格異動(以下「退職被扶養者の適用」という。)については、個別の世帯状況及び収入額を確認する必要があるとして、引き続き届出を省略した適用を認めていなかった。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

20年度に新たな高齢者医療制度が創設されたことに伴い、退職者医療制度は廃止されることとなったが、26年度までの間に退職被保険者等となった者については、65歳に到達するまで、退職者医療制度を存続させる経過措置が執られることとなった。そして、20年度以降数年間は、退職被保険者等の数は増加することが見込まれており、引き続き退職被保険者等の適用を的確に行うなどその適切な運用が求められている。

また、前記のとおり、退職被保険者については、届出を省略した適用ができるよう制度改正が行われたところであるが、退職被扶養者については、引き続き届出を省略した適用は認められておらず、専ら届出を勧奨するなどして適用が行われてきた。

そこで、経済性等の観点から、国民健康保険の保険者である市町村において、退職被扶養者の適用が的確に行われ、ひいては、国庫負担金の交付額の算定が適切に行われているかに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、17年11月から19年6月まで、28都道府県の^(注6)277市区において、当該市区が届出を省略した適用を行った退職被保険者と同一世帯に属する退職被扶養該当者の適用状況等について被保険者台帳等の書類により会計実地検査を行った。

(注6) 28都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、山形、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、徳島、香川、高知、福岡、長崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 届出勧奨を的確に行っていないもの

上記の277市区のうち、28都道府県の211市区では、16年度に73,106人の退職該当者

に届出を省略した適用を行い、退職被保険者としていた。そして、当該市区の保有する被保険者の収入等に関する情報を活用して、退職被保険者に係る個別の世帯の状況及び収入額を確認したところ、当該退職被保険者と同一の世帯に属する者のうち、退職被扶養該当者と認められる者は35,062人であることが判明した。

211市区では、退職被保険者の属する世帯に退職被扶養者の資格取得の届出を勧奨する文書を送付するなどの届出勧奨を行っていた。しかし、その後は、当該市区の保有する情報を活用することなく、退職被扶養該当者がいるのに届出を行わない世帯の把握や、届出を行わない世帯に対する再度の届出勧奨を行っていなかった。このため、退職該当者に届出を省略した適用を行ってから1年以上経過した17年度末においても、退職被扶養者の適用が行われていない一般被保険者(以下「未適用者」という。)は14,175人、退職被扶養該当者に対する未適用者の割合(以下「未適用率」という。)は40.4%となっていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A市では、平成16年度に249人の退職該当者に届出を省略した適用を行っていた。そして、同市の保有する被保険者の収入等に関する情報を活用して、退職被保険者に係る個別の世帯の状況及び収入額を確認したところ、当該退職被保険者と同一の世帯に属する者のうち、退職被扶養該当者と認められる者は124人であることが判明した。

同市では、上記の適用に当たり、退職被保険者249人の属する世帯に、退職被保険者の被保険者証を郵送していたが、併せて、退職被扶養該当者がいる場合は市役所に出向いて届出を行うよう勧奨する文書を同封していた。しかし、その後は、同市の保有する情報を活用することなく、退職被扶養該当者がいるのに届出を行わない世帯の把握や、届出を行わない世帯に対する再度の届出勧奨は行っていなかった。このため、退職該当者に届出を省略した適用を行ってから1年以上経過した17年度末においても、未適用者は69人、未適用率は55.6%となっていた。

イ 届出勧奨を的確に行ってもなお未適用者がいるもの

一方、前記の277市区のうち、211市区以外の20都道府県の66市区では、16年度に9,060人の退職該当者に届出を省略した適用を行い、退職被保険者としていた。そして、当該市区の保有する被保険者の収入等に関する情報を活用して、退職被保険者に係る個別の世帯の状況及び収入額を確認したところ、当該退職被保険者と同一の世帯に属する者のうち、退職被扶養該当者と認められる者は3,820人であることが判明した。

66市区では、退職被保険者の属する世帯に退職被扶養者の資格取得の届出を勧奨する文書を送付するなどして届出勧奨を行っていた。そして、その後退職被扶養該当者がいるのに届出を行わない世帯がある場合は、当該市区の保有する情報を活用してそれを把握した上で、これらの世帯に対して、電話、文書等により再度の届出勧奨を行っていた。この結果、42市においては未適用者がいなくなったが、24市区では退職該当者に届出を省略した適用を行ってから1年以上経過した17年度末においても、未適用者は712人、退職被扶養該当者2,425人に係る未適用率は29.3%、66市区の全体で見ると18.6%となっていた。

上記のとおり、届出勧奨を的確に行っている66市区における未適用率は、的確に行っていない211市区における未適用率よりも低くなっていた。また、66市区では届出勧奨を的確に行ってもなお、一部の市区において未適用者が相当数に上る状況となっていた。

このように、退職被扶養者の適用が的確に行われていない事態は、国民健康保険と被用者保険との間の費用負担の不合理を是正して、国民健康保険の健全な財政運営を図るために設けられている退職者医療制度の趣旨にそぐわないものである。また、退職被扶養者の適用を的確に行っている保険者と的確に行っていない保険者との間で国庫負担金の交付が公平を欠く結果にもなっている。これらのことなどから、上記の事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(過大に交付される結果となっていた国庫負担金)

前記アの211市区と、イの24市区との計235市区の17年度末における未適用者14,887人に係る退職者該当年月日から17年度末までの医療給付費は計49億3662万余円(13年度～17年度)であり、これに係る国庫負担金計18億8219万余円が過大に交付される結果となっていると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 厚生労働省において、前記の事態について十分に把握しておらず、市区の保有する被保険者の収入等に関する情報を活用して、退職被扶養該当者がいるのに届出を行わない世帯を把握することなどにより、届出を省略した適用が可能となるのに、退職被扶養者に係る届出を省略した適用についての制度を整備していなかったこと
- イ 市区において、退職被扶養者に係る届出勧奨を的確に行っていなかったこと、また、都道府県において、市区における届出勧奨の実施状況を十分把握しておらず、当該市区に対する助言が十分でなかったこと、さらに、厚生労働省において、退職被扶養者に係る届出勧奨の具体的な方法などについて明確に示していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、国民健康保険における退職被扶養者の適用を的確に行うよう、19年9月に都道府県に対して通知を発した。その後、20年3月に国民健康保険法施行規則を改正するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 市町村の保有する被保険者の収入等に関する情報を活用するなどして退職被扶養該当者に対して、退職被扶養者に係る届出を省略した適用を行うことができるよう制度を整備した。
- イ 退職被扶養者に係る届出勧奨の具体的な方法を定めるとともに、都道府県に市町村における届出勧奨の実施状況を把握させ、取組が十分でない市町村に対しては、その的確な実施を図るために助言させることとした。

本院は、今回会計実地検査を行った28都道府県を含むすべての都道府県において、厚生労働省が講じた処置に基づき退職被扶養者の適用が的確に実施されているか、引き続き、検査していくこととする。

(4) 労働者災害補償保険給付を不正受給した職員に対する返還請求に当たり、労働者災害補償保険法に基づく返還請求権が時効消滅している場合には、民法に基づく返還請求を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	2 労働局
返還請求すべき国の損害の概要	職員が労働者災害補償保険給付を不正受給したことによって生じた国の損害
損 害 額	7226 万余円
上記のうち適切な返還請求がなされていなかった損害額	4702 万円

1 労働者災害補償保険給付の不正受給者に対する返還請求の概要

(1) 不正受給者に対する返還請求の根拠

厚生労働省は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づいて、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行っている。そして、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者がある場合には、労災保険法第12条の3の規定に基づき、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を当該不正受給者から徴収することとしている(以下、労災保険法第12条の3の規定に基づく不正受給者に対する費用徴収の権利を「費用徴収請求権」という。)

上記の不正受給者に対する費用徴収については、労災保険法制定当初、民法(明治29年法律第89号)の不法行為による損害賠償請求の規定ないし不当利得による返還請求の規定を適用して不正受給者に対する返還請求を行っていたが、昭和40年の労災保険法の改正により、労災保険法上の権利として新設して、国税滞納処分の例により強制徴収するなどとしたものである。

この費用徴収請求権に基づく返還請求等の事務は、各都道府県労働局長が歳入徴収官等として行うこととなっている。

(2) 費用徴収請求権の消滅時効

費用徴収請求権の消滅時効は、労災保険法第12条の3の規定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第41条の規定が準用されて不正に受給した日から2年となっており、民法第709条の不法行為の規定に基づく損害賠償請求権(以下「損害賠償請求権」という。)の消滅時効が民法第724条の規定により、不法行為の時から20年を経過したとき又は当該損害等を知った時から3年行使しないときとされていることと比較すると、短期間となっている。

このように費用徴収請求権の消滅時効が短期間とされている理由について、厚生労働省は、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、できる限りそれを早く解消して、確実に取り戻すべきで、そのためには国税徴収法(昭和34年法律第147号)の例により強制徴収等の強力な手段を用いることが適当であり、また、このような強力な

手段を有しつつ、それを用いまいまま、当事者間の権利関係が不安定な状態に置かれることは、法的安定性という点から好ましくないとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

労災保険法に基づく保険給付のうちの給付金(以下「保険給付金」という。)の不正受給は、労働基準監督署等の職員(以下「職員」という。)による不正行為として行われる場合がある。そして、職員は一般に保険給付の要件、手続等に精通していることから、これらの職員によって不正行為が行われた場合、不正行為期間が長期間にわたったり、発覚まで時間を要したりすることも想定される。

そこで、本院は、厚生労働本省等において、平成10年から19年までの間に発覚した職員による不正受給について、合規性等の観点から、返還請求等が適切に行われているかに着眼して会計実地検査を行い、厚生労働本省の担当職員から債権管理の状況等についての説明を聴取するなどして検査した。

(検査の結果)

検査の結果、10年から19年までの間に発覚した職員による不正受給の件数及び金額は、次表のとおり、大阪、長崎両労働局において計3件、7226万余円となっており、これらの返還請求に当たって、不正受給が発覚した時点において既に2年が経過していたことなどにより費用徴収請求権が時効消滅しているとして、返還請求を行っていないものの金額は計4702万余円となっていた。

表 職員による不正受給の損害額及び返還請求の状況 (単位：千円)

労働局名	職員による不正受給が行われた労働基準監督署名	不正受給期間	発覚時期	損害額	左のうち返還請求が行われていなかったもの
長崎	諫早、厳原	平成7年5月～ 13年6月	平成13年7月	8,580	2,432
大阪	堺、岸和田、泉大津、淀川、羽曳野	昭和63年11月～ 平成14年11月	平成14年11月	49,911	30,822
	大阪南	平成13年3月～ 13年6月	平成17年3月	13,768	13,768
	3件(8労働基準監督署)			72,260	47,023

(注) 諫早、厳原両労働基準監督署における不正受給については平成13年度決算検査報告に、堺労働基準監督署等5労働基準監督署における不正受給については平成14年度決算検査報告に、大阪南労働基準監督署における不正受給については平成18年度決算検査報告にそれぞれ不当事項(不正行為)として掲記している。

上記のように、職員による不正受給について2年の消滅時効を適用している理由として、厚生労働省は、労災保険法において、民法とは異なる取扱いを定めている場合は、費用徴収請求権のみを行使することとして、民法に基づく請求は行わない取扱いとしていたためとしている。

しかし、大阪、長崎両労働局において、職員による不正受給が長期間にわたっていたり、発覚までに相当期間を要したりして、損害金の多くが消滅時効にかかっている事態を考慮すると、職員が不正受給を行い国に損害を生じさせて、費用徴収請求権が時効消滅している場

合には、国の損害の適切な補てんのために、損害賠償請求権に基づく返還請求を行うことが適切であったと認められた。

したがって、厚生労働省において、職員による不正受給により国に損害が生じた場合には、費用徴収請求権のみを行使することとして、損害賠償請求権に基づく返還請求を行っていないことは適切とは認められず、国の損害の適切な補てん及び会計経理の適正な規律の確保等の見地から、損害賠償請求権を適切に行使するよう、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、職員による不正受給について、労災保険法に基づく返還請求のみを行う取扱いを継続して、損害賠償請求権に基づく返還請求についての検討を十分行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、20年7月に都道府県労働局に対して通知を発するなどして、従来の取扱いを変更して、職員による不正受給により生じた保険給付金に係る国の損害の回復を適切に行うために、職員による不正受給により国に損害が生じた場合で、費用徴収請求権が時効により消滅する部分が生じてしまう場合には、損害賠償請求権による債権の管理を行うこととして、国に生じた損害の適切な補てんを図る処置を講じた。

(5) 民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練について、職業の安定等を目的とする趣旨を踏まえて、就職者等から短期雇用者を除くことにより、就職支援経費の算定方法を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)雇用安定等事業費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	独立行政法人雇用・能力開発機構
補助事業	職業訓練事業
補助事業の概要	能力開発事業として、民間教育訓練機関等に委託して職業訓練を実施するもの
知識等習得コース数	全 3,205 コース
就職支援経費実績額	26 億 2067 万余円(平成 18、19 両年度)
上記に係る国庫補助金交付額	26 億 2067 万余円
短期雇用者を除いた場合の就職支援経費の開差額	7 億 4291 万余円(平成 18、19 両年度)
上記に係る国庫補助金交付額	7 億 4291 万円

1 委託訓練の概要

厚生労働省は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)等に基づき、職業に必要な労働者の能力を開発・向上させることを促進して、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図ることなどを目的として、求職者を対象とした職業訓練を実施している。そして、厚生労働省は、職業訓練のうち、民間教育訓練機関等に委託して実施する委託訓練(以下、この訓練を「委託訓練」という。)を、委託訓練の推進に関する同省職業能力開発局長通達に添付の委託訓練実施要領(平成13年12月能発第519号。以下「実施要領」という。)に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)及び都道府県に行わせている。

上記の委託訓練のうち機構が実施する知識等習得コースは、公共職業安定所が受講指示等を行った求職者に必要な知識、技能等の職業能力を付与する訓練である。同コースに係る委託費は、厚生労働省が機構に対して交付する雇用開発支援事業費等補助金を財源として国が全額負担している。

知識等習得コースに係る委託費は原則として訓練実施経費と就職支援経費から成り、このうち、就職支援経費は就職率の向上を図ることを目的として平成16年度に導入されたものである。同経費の額は、実施要領において、①訓練修了者、②訓練修了後3か月以内に就職した者(以下「就職者」という。)、③訓練修了前に退所した者のうち退所時点で就職した者(以下「中退就職者」という。)の人数から、次の算定式により算定した就職率に応じて、受講生1人1月当たり最高21,000円(消費税込み。以下同じ。)とされている。

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職者} + \text{中退就職者}}{\text{訓練修了者} + \text{中退就職者}}$$

そして、上記の算定式で得られた就職率が70%以上の場合は就職支援経費の最高額を、50%以上70%未満の場合は最高額の半額をそれぞれ支給することとされており、50%未満の場合は支給しないこととされている。

また、就職者及び中退就職者(以下「就職者等」という。)の範囲については、雇用形態及び雇用期間の定めの有無又は長短を問わないこととされていることから、常用労働者及び自営業のほか、雇用期間が4か月未満である短期雇用のパートタイム労働者(以下「パート労働者」という。)、派遣労働者等(以下、これらを合わせて「短期雇用者」という。)も含まれることとされている。

(注1) 常用労働者 雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められている者

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、就職支援経費が適切に支給されているかなどに着眼して、厚生労働省及び機構において、18年度に機構が委託契約を締結して、同年度中に修了した委託訓練の知識等習得コース全3,205コース(委託費計122億5063万余円、うち就職支援経費の実績額計26億2067万余円。支払は18、19両年度)について、委託契約書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合は、更に厚生労働省及び機構に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような状況となっていた。

すなわち、就職支援経費の算定式で用いられる就職者等には、前記のとおり、短期雇用者も含まれていた。

しかし、労働者の職業の安定等を目的とする職業訓練の趣旨からみて、短期雇用者を就職者等に含めることは適切ではなく、就職支援経費の算定に当たっては、これらを除くべきであると認められた。

そこで、短期雇用者のうち、厚生労働省及び機構が民間教育訓練機関等の委託先から提出を受けている資料等によっては確認することができないパート労働者の人数について、本院において、厚生労働省の職業安定業務統計のデータから^(注2)推計することとした。そして、この人数と短期雇用の派遣労働者の人数等を就職者等の人数から除外して就職支援経費を算定すると18億7775万余円となり、前記の実績額26億2067万余円(国庫補助金同額)に対して7億4291万余円(国庫補助金同額)の開差が生じていた。

(注2) 職業安定業務統計のデータから推計 全国の公共職業安定所における職業紹介業務の実績を集計した職業安定業務統計のデータのうち、平成18年度の就職件数について、全パート労働者に占める雇用期間が4か月以上の常用的パート労働者の人数割合91.3%を用いて短期雇用のパート労働者の人数を推計

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

機構Aセンターは、平成18年8月にB校と同年9月から11月までの3か月間に30人を受講生とした知識等習得コースの委託契約を締結して委託訓練を実施した。同センターは、訓練修了後、B校が各受講生の修了後3か月以内の就職状況を取りまとめた結果によると、修了者30人のうち就職者等が23人(就職者23人、中退就職者0人)となっていたことから、就職率を76.7%と算定して、最高額(受講生1人1月当たり21,000円)の就職支援経費1,890,000円を支給していた。

しかし、就職者等の23人には短期雇用者4人(うちパート労働者1人(推計))が含まれており、この4人を就職者等から除外すると常用労働者等は計19人(就職者19人、中退就職者0人)、就職率は63.3%となることから、就職支援経費は最高額の半額(受講生1人1月当たり10,500円)の945,000円となり、実績額1,890,000円(国庫補助金同額)に対して、945,000円(国庫補助金同額)の開差が生じていた。

このように、就職支援経費に係る就職率の算定に当たり、就職者等について雇用形態及び雇用期間の定めの有無又は長短を問わないこととして、就職者等の中に短期雇用者を含めている事態は、職業の安定等を目的とする職業訓練の趣旨からみて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、16年度に知識等習得コースに係る委託費に就職支援経費を含めるに当たり、職業訓練の目的である職業の安定等の点からの検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、20年10月に、実施要領を改正して、就職支援経費の算定に用いる就職者等の範囲について、短期雇用者を除いて雇用期間の定めのない労働者又は4か月以上の雇用期間が定められている労働者に限定することとして、同月以降に契約を締結する委託訓練から適用することとする処置を講じた。

(6) 国民年金・健康保険及び厚生年金保険の共同処理業務を請け負わせるに当たり、手作業での業務割合を勘案することなどにより予定価格の積算を経済的に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	年金特別会計(業務勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	社会保険庁
契 約 の 概 要	国民年金、健康保険及び厚生年金保険に係る社会保険オンラインシステムを用いた届書等の入力及び出力業務、発送業務等を行わせるもの
共同処理業務の請負契約に係る予定価格の積算額	19億3297万余円(平成19年度)
低減できた積算額	2億5056万円(平成19年度)

1 共同処理業務の概要

(1) 共同処理業務に係る契約の概要

社会保険庁は、国民年金、健康保険及び厚生年金保険の各事業の業務を行っており、その一環として、社会保険オンラインシステムを用いた届書等の入力及び出力業務、封入、発送等の発送業務等を行っている。

各地方社会保険事務局は、これらの業務の合理化及び効率化を図ることを目的として、社会保険庁が定めた「共同処理の実施について」(平成13年庁保発第26号社会保険庁運営部長通知)等(以下「通知等」という。)に基づき、仕様書等を定めて、従来各社会保険事務所等が行っていた業務を地方社会保険事務局に集約して共同で処理する業務(以下「共同処理業務」という。)を外部の業者に請け負わせて実施している。そして、47社会保険事務局における共同処理業務の請負契約に係る予定価格の積算額は計19億3297万余円となっており、その支払額は毎年度多額に上っている。

(2) 共同処理業務の内容及び実施体制

通知等によると、共同処理業務の内容は、事務処理機器によるデータの入力及び出力業務、手作業等で行う発送業務等となっており、その作業時間は、午前8時30分から午後5時までとなっている。

また、共同処理業務に従事する者は、電子計算機の操作等についての知識等を有して作業に従事する者(以下「業務従事者」という。)、業務従事者の服務等を統括管理して指揮命令を行う責任者(以下「責任者」という。)及び責任者の不在時の補助となる者(以下「責任者補助」という。)に区分されている。そして、請負業者は業務を開始する前までに、責任者及び責任者補助の設置について各地方社会保険事務局の承認を得ることとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、共同処理業務の請負契約に係る仕様書等の決定及び予定価格の積算が、業務の実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して、26 社会保険事務局^(注2)において会計実地検査を行うとともに、残余の 21 社会保険事務局を含めた 47 社会保険事務局について、予定価格調書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に社会保険庁及び各地方社会保険事務局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、共同処理業務の請負契約に係る予定価格の積算において、次のような事態が見受けられた。

(1) 共同処理業務における手作業での業務割合について

各地方社会保険事務局における請負業者の共同処理業務の実態を確認したところ、業務従事者の中には、電子計算機の操作等を行っている者と、手作業を行っている者が混在している状況であった。

そして、3 社会保険事務局^(注3)においては、予定価格の積算に当たり、業務従事者の作業内容により電子計算機の操作等の業務と手作業での業務とを明確に区分して、手作業での業務については電子計算機の操作等を行う者よりも安価な手作業に従事する者の人件費単価で積算を行っていた。

これに対して、上記の 3 社会保険事務局以外の 44 社会保険事務局は、業務従事者のすべてが電子計算機の操作等を行う者であるとして、これに相当する人件費単価を用いていた。

しかし、手作業での業務については、電子計算機の操作等を行う者よりも安価な手作業に従事する者の人件費単価を用いることにすれば、人件費が大幅に減少することになると認められた。

そして、電子計算機の操作等の業務と手作業での業務とを明確に区分していた上記の 3 社会保険事務局のうち、山梨社会保険事務局が共同処理業務に係る作業時間に対する手作業での業務割合を 36.9% と最も低く算出しており、この割合及び積算参考資料を用いて算出した人件費単価を基に、これよりも安価な人件費単価を用いていた 3 社会保険事務局^(注4)を除く 41 社会保険事務局^(注5)の業務従事者の人件費を修正計算すると、積算額は計 1 億 9967 万余円(後記(3)に係る修正を考慮していない。)過大となっていた。

(2) 責任者及び責任者補助の人数について

3 社会保険事務局^(注6)は、予定価格の積算に当たり、責任者及び責任者補助の人数を算出して、これにそれぞれの人件費単価を乗ずるなどして積算していた。

しかし、業務を開始する前までに請負業者から提出されて、3 社会保険事務局が承認した人数を確認したところ、それぞれ 1 人となっていて、3 社会保険事務局が積算で算出していた人数よりも少なくなっており、これにより支障なく作業が行われていた。このことから、3 社会保険事務局が承認した人数により人件費を修正計算すると、積算額は計 4171 万余円過大となっていた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

A 社会保険事務局は、総作業時間から業務の実施に必要な人数を責任者1人、責任者補助7.2人などと算出して、これにそれぞれの人件費単価を乗ずるなどして人件費を積算していた。

しかし、同事務局が承認した責任者及び責任者補助の人数はそれぞれ1人となっており、これにより支障なく作業が行われていたことから、責任者及び責任者補助をそれぞれ1人、業務従事者を残りの6.2人として人件費を修正計算すると、同事務局の積算額は2086万余円過大となっていた。

なお、上記の3社会保険事務局以外の44社会保険事務局においては、積算で算出していた責任者及び責任者補助の人数と、各地方社会保険事務局に事前に提出されて承認した人数とにかい離はなかった。

(3) 時間外勤務手当等及び諸経費について

ア 6 社会保険事務局は、責任者、責任者補助及び業務従事者の人件費を積算するに当たり、積算参考資料に記載されている人件費単価を基に積算していた。

しかし、共同処理業務の作業時間は、前記のとおり午前8時30分から午後5時までとなっているのに、積算参考資料に記載されている人件費単価は時間外勤務手当等を含んだものであった。このことから、人件費は時間外勤務手当等を含まない人件費単価に基づいて算出するべきであり、これに基づき修正計算すると、積算額は計721万余円(前記(1)に係る修正を考慮していない。)過大となっていた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

B 社会保険事務局は、業務従事者の人件費について、積算参考資料に記載されているサービス業に従事する者の月額現金給与額を1月当たりの所定内労働時間数である172時間で除して1時間当たりの単価を決定していた。しかし、この月額現金給与額には時間外勤務手当等が含まれているものであった。このことから、時間外勤務手当等を含まない給与額を所定内労働時間数で除して人件費を修正計算すると、同事務局の積算額は194万余円過大となっていた。

イ 5 社会保険事務局は、予定価格を積算するに当たり、作業内容ごとに積算参考資料に記載されている人件費単価にそれぞれ作業時間を乗じて、更に諸経費を加えるなどして積算していた。

しかし、上記の積算参考資料に記載されているシステム運用業務の技術者料金等はシステム運用業者等の諸経費込みの料金であるため、更に諸経費を加算するのは諸経費を二重に計上することになると認められた。このことから、諸経費を加算しないで人件費を修正計算すると、計395万余円(前記(1)に係る修正を考慮していない。)過大となっていた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

C 社会保険事務局は、積算参考資料に記載されているシステム運用業務の技術者料金を用いて責任者の人件費を算出して、これに諸経費に相当する金額を加えて予定価格を積算していた。しかし、この技術者料金はシステム運用業者の諸経費込みの料金

であることから、諸経費を加算しないで人件費を修正計算すると、同事務局の積算額は131万余円過大となっていた。

このように、共同処理業務の請負契約に係る予定価格の積算に当たり、すべての業務従事者が電子計算機の操作等を行うとして人件費単価を決定していたり、責任者及び責任者補助の人数の実態を勘案して算出していなかったりするなどしていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

上記により、平成19年度の共同処理業務の請負契約に係る予定価格の積算額について修正計算すると積算額は計16億8240万余円となり、前記の各地方社会保険事務局の積算額計19億3297万余円と比べて、計2億5056万余円(前記(1)及び(3)の事態は重複しているものがあるため、それぞれの事態を合計した金額とは一致しない。)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、社会保険庁において、次のようなことなどによると認められた。

- ア 各地方社会保険事務局に対して通知等を発する際に、共同処理業務を経済的に実施するための検討及び確認が十分でなかったこと
- イ 各地方社会保険事務局が不適切な予定価格の積算を行っていたのに、その状況を十分に把握しておらず、経済的な積算となるような統一的な取扱いを示すなど各地方社会保険事務局に対する指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、社会保険庁は、20年9月に、各地方社会保険事務局に対して、次のような内容の事務連絡を発して、21年度の共同処理業務の請負契約から適用する処置を講じた。

- ア 共同処理業務の請負契約に係る仕様書において定めるべき業務従事者の要件について、電子計算機の操作等を伴う者と伴わない者に区分して、それぞれの事務分掌を定めたこと
- イ 予定価格の積算に当たり、上記の区分に基づいて人件費を適切に算出すること、責任者及び責任者補助の人数は実態を勘案して算出すること、人件費単価には時間外勤務手当等を見込む必要がないこと及び諸経費は二重に計上することのないようにすること

(注1) 健康保険 健康保険法(大正11年法律第70号)の改正により、従来政府が管掌していた健康保険は、平成20年10月1日以降、全国健康保険協会が管掌することとなった。ただし、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定等の業務については、引き続き社会保険庁が行うこととなっている。

(注2) 26社会保険事務局 北海道、宮城、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、鹿児島各社会保険事務局

(注3) 3社会保険事務局 北海道、山梨、宮崎各社会保険事務局

(注4) 3社会保険事務局 山形、茨城、大阪各社会保険事務局

(注5) 41社会保険事務局 青森、岩手、宮城、秋田、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄各社会保険事務局

- (注6) 3 社会保険事務局 東京、大阪、福岡各社会保険事務局
 (注7) 6 社会保険事務局 山梨、岐阜、滋賀、京都、和歌山、香川各社会保険事務局
 (注8) 5 社会保険事務局 青森、秋田、山形、新潟、佐賀各社会保険事務局

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 健康保険・厚生年金保険適用関係届書に係るデータ入力等業務委託契約の予定価格の積算について (平成18年度決算検査報告224ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

(検査結果の概要)

社会保険庁は、事業主等から提出された健康保険・厚生年金保険適用関係の各種届書(以下、これらを「届書」という。)のデータ入力業務及び届書等を社会保険事務所等と当該データ入力を行う作業場との間で搬送する業務(以下、これらの業務を「データ入力等業務」という。)を外部の業者に委託して実施しており、平成18年度においては、富山、石川、福井各社会保険事務局(北陸ブロック)分、京都、奈良、和歌山各社会保険事務局(南近畿ブロック)分及び山口、福岡、熊本、大分各社会保険事務局(北九州ブロック)分の契約について、それぞれ一括して一般競争契約により締結していた。

このデータ入力等業務委託契約の予定価格の積算において、データ入力経費については、数字、カナ、漢字ごとの文字数に、それぞれ入力単価を乗ずるなどして算定しており、また、搬送経費については、契約期間内における搬送予定回数に、人件費等を乗ずるなどして算定していた。

そこで、経済性等の観点から、データ入力経費の算定がデータ入力業務に使用する装置の持つ効率的な機能を考慮したものとなっているか、搬送経費の算定が配送業者を活用した経済的なものとなっているかなどに着眼して前記の3ブロック分の契約について会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

- ア データ入力経費については、個別の届書ごとに共通して使用する届書コードなど、同一のデータを入力する項目について固定項目の設定を行うことになっていなかったため、届書の入力データ1件ごとに届書コード等の文字数をすべて合計して積算を行っていた。
- イ 搬送経費については、配送業者を活用することについての検討を行うことなく、契約期間における1週間の平均の搬送予定回数を算出して、これに人件費等を乗ずるなどして、委託業者の車両で搬送するとして積算を行っていた。

(検査結果により求めた是正改善の処置)

本院は、社会保険庁において予定価格の積算を適切なものとするよう、次のとおり、社会保険庁長官に対して19年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

- ア データ入力経費について、データ入力業務を効率的に行うため、同一のデータを入力する項目については固定項目の設定を行い、それを前提としたデータ入力文字数を定めること

イ 搬送経費について、委託業者の車両による搬送経費と、個人情報保護等の安全性が確保された配送業者を活用した搬送経費との比較検討を十分行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、社会保険庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、社会保険庁は、本院指摘の趣旨に沿い、20年度に締結する契約から次のような処置を講じていた。

ア データ入力業務については、効率的にデータ入力を行うため、個別の届書ごとに変わらない項目については、データ入力項目の固定項目の設定を行い、これを前提としたデータ入力文字数を定めることとした。

イ 搬送経費については、委託業者の車両による搬送経費と、個人情報保護等の安全性が確保された配送業者を活用した搬送経費との比較を行い、より経済的な積算額を算定することとした。

(2) 国民健康保険広域化等支援事業費等補助金について

(平成18年度決算検査報告228ページ参照)

1 本院が表示した意見

(検査結果の概要)

厚生労働省は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が運営する国民健康保険事業の運営の広域化、財政の安定化を目的として都道府県が設置する国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)の造成費用の2分の1を補助するために、平成14年度から16年度までの間に国民健康保険広域化等支援事業費等補助金(以下「補助金」という。)総額143億7226万円を交付している。

都道府県は、基金を原資として、市町村合併等を実施した際に保険料(国民健康保険税も含む。以下同じ。)の急激な引上げを緩和するために要する費用を無利子で貸し付ける保険財政広域化支援事業(以下「広域化支援事業」という。)及び一時的に生じた財政不足の補てんに要する費用を無利子で貸し付ける保険財政自立支援事業(以下「自立支援事業」という。)を実施することとされている。

なお、貸付金の償還については、いずれの場合も、貸付けの翌々年度から3か年度で、各年度3分の1ずつ行い、償還期間における保険料額の算定に当たっては、償還費用を保険料算定基礎に算入することとなっている。

そこで、有効性等の観点から、多額の国庫補助を受けて造成された基金は有効に活用されているか、その規模は各都道府県の実情に即した適切なものとなっているかなどに着眼して検査したところ、基金を造成した45都道府県のうち30府県において貸付実績がないなど、基金が十分に活用されていなかった。

このような事態が生じているのは、厚生労働省において、過大な需要見込みに基づき基金の総事業規模を決定したこと、都道府県ごとに広域化の進展状況や保険者の財政状況が異なっている実態を考慮せずに、一般被保険者数を基礎として補助金の交付額を算定することとしたこと、償還期間を短期間としたことなど貸付条件等が保険者からみて利用しにくいも

のとなっていること、都道府県の保険者に対する制度周知が十分でないことなどによると認められた。

(検査結果により表示した意見)

基金の2分の1相当額が国費を原資としていることを踏まえて、厚生労働省において適切な取組が行われるよう、次のとおり、厚生労働大臣に対して19年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

ア 事業の前提となる状況が変化していることから、都道府県ごとの広域化の進展状況や保険者の財政状況等を考慮して需要を再度調査して、その結果を基に都道府県と協議するなどして、基金の廃止も含めた事業内容の見直しを行うこと

イ 広域化支援事業、自立支援事業のいずれについても、保険料の適正な引上げを基本としながら、償還期間を延長してその緩やかな引上げを可能とするなど、貸付条件を見直したり、都道府県に対して、管内保険者に制度を周知するよう指導したりするなど、利用の促進を図る対策を講ずること

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、基金を設置している45都道府県及びその管内の全市町村に対して、需要動向等を把握するための調査を実施しており、今後、その結果を踏まえて、貸付条件の見直しなどの利用促進策の導入及び事業内容の見直しについて引き続き検討を行っていくこととしている。

第10 農 林 水 産 省

第3章 第1節 第10 農林水産省

不 当 事 項

工 事

(714) 国営総合農地防災事業における排水路工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	国営土地改良事業特別会計(平成20年度以降は一般会計) (項)北海道土地改良事業費
部 局 等	北海道開発局留萌開発建設部
工 事 名	富士見地区第1号排水路工事
工 事 の 概 要	排水路整備と併せて橋りょうを架け替えるために、平成19年度に橋台の築造、橋りょう上部工の製作、架設等を行うもの
工 事 費	225,750,000円(当初契約額228,900,000円)
請 負 人	株式会社石山組
契 約	平成19年9月 一般競争契約
支 払	平成19年10月、20年4月 2回
不適切な設計となっている工事費	17,052,014円

1 工 事 の 概 要

この工事は、北海道開発局留萌開発建設部(以下「留萌建設部」という。)が、国営総合農地防災事業の一環として、北海道天塩郡天塩町富士見地区において、排水路整備と併せて排水路に架かる農道の橋りょうを新橋(橋長17.6m、幅員6.2m)に架け替えるために、平成19年度に、下部工として橋台2基の築造、上部工としてプレストレストコンクリート桁(以下「PC桁」という。)の製作、架設等を工事費225,750,000円で実施したものである。そして、この橋りょうは、橋軸と支承の中心線とのなす角が60度の斜橋となっている(参考図参照)。

この橋りょうの設計は、重量の大きな車両が通行することから、一般道路と同様に「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づいて行われている。そして、示方書によると、設計で想定されない地震動が作用するなどした場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システムを設けることとされている。この落橋防止システムの構成は、落橋防止構造、桁かかり長等(注)の中から、橋りょうの形式、地盤条件等に応じて適切に選定することとされている。

このうち落橋防止構造は、上部構造の両端が剛性の高い橋台に支持されていて、上部構造の長さが25m以下の橋りょうについては、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当して、その設置を省略することができることとされている。

留萌建設部は、本件橋りょうがPC桁の両端が剛性の高い橋台に支持されていること、PC桁の長さが17.6mであることから、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当するので、落橋防止構造の設置を省略しても耐震設計上安全であるとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、留萌建設部において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、設計計算書等の書類により検査したところ、落橋防止システムの設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、示方書によると、落橋防止構造を省略することができるかとされている橋りょうであっても、斜橋の場合には、予期しない大きな変位が生ずることがあるためその必要性を所定の判定式により判定しなければならないとされている。しかし、本件橋りょうの設計に当たっては、この判定を行っていなかった。

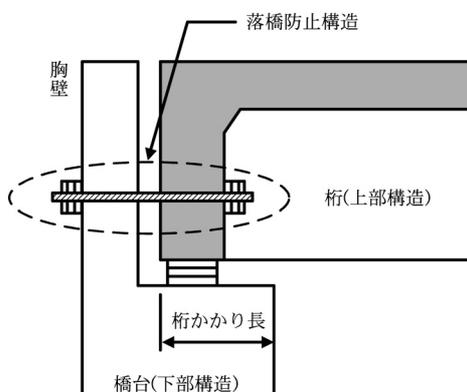
そこで、この判定式に本件橋りょうのPC桁の長さや幅員の条件を当てはめて計算すると落橋防止構造を設置する必要があると認められた。

このような事態が生じていたのは、留萌建設部において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

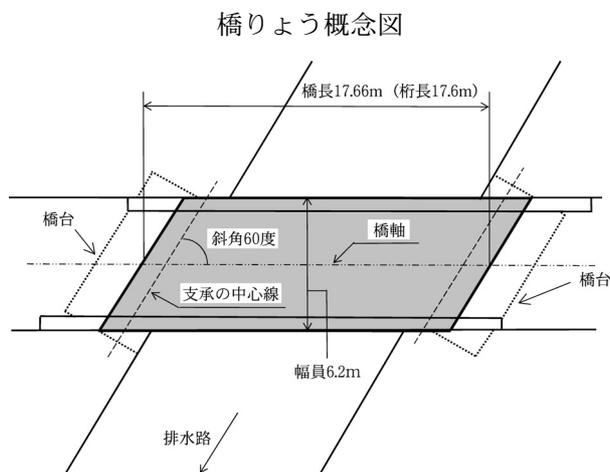
したがって、本件橋りょうの上部工等は、設計が適切でなかったため落橋防止構造が設置されておらず、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る工事費相当額 17,052,014 円が不当と認められる。

(注) 落橋防止構造、桁かかり長 桁と橋台の胸壁をPC鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁かかり長(桁端部から下部構造頂部縁端までの長さ)を超えないようにする構造

(参考例)



(参考図)



補 助 金 (715)-(756)

1 補助金の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

本院は、46都道府県及びその管内の1,861市町村等並びに229団体において、合规性、有効性等の観点から会計実地検査を行った。

その結果、6道県、7道県管内の8町村等及び11団体計25事業主体が実施した経営体育成基盤整備事業、国産稲わら等確保促進事業等の25事業に係る国庫補助金126,632,896円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|---|-----|-------------|-------------|
| ① 工事の設計が適切でないもの | 6事業 | 不当と認める国庫補助金 | 16,974,693円 |
| ② 補助金を過大に受給しているもの | 4事業 | 不当と認める国庫補助金 | 27,908,542円 |
| ③ 補助金の交付額の算定が適切でないもの | 4事業 | 不当と認める国庫補助金 | 21,245,647円 |
| ④ 補助対象事業費を過大に精算しているもの及び補助金を過大に受給しているもの | 3事業 | 不当と認める国庫補助金 | 9,120,004円 |
| ⑤ 補助対象事業費を過大に精算しているもの | 2事業 | 不当と認める国庫補助金 | 16,793,972円 |
| ⑥ 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でないもの | 1事業 | 不当と認める国庫補助金 | 17,130,237円 |
| ⑦ 補助の目的を達していないもの | 1事業 | 不当と認める国庫補助金 | 6,460,139円 |
| ⑧ 事業の一部を実施していないもの | 1事業 | 不当と認める国庫補助金 | 3,468,250円 |
| ⑨ 工事の施工が設計と相違しているもの | 1事業 | 不当と認める国庫補助金 | 2,753,872円 |
| ⑩ 事業の一部を実施していないもの及び補助の対象とならないもの | 1事業 | 不当と認める国庫補助金 | 2,411,700円 |
| ⑪ 補助金の交付額の算定が適切でないもの及び補助対象事業費を過大に精算しているもの | 1事業 | 不当と認める国庫補助金 | 2,365,840円 |

このほか、12事業主体における国庫補助事業に係る事務費等について、不適正な経理処理を行っていたもの及び補助の対象とならないものがあり、これに係る国庫補助金相当額265,306,384円が不当と認められる。

また、4事業主体が実施した沿岸漁業改善資金の貸付事業において、5事業の貸付けが適切でなく、これに係る国庫補助金相当額18,687,465円が不当と認められる。

これらを個別に示すと次のとおりである。

(715) ため池等整備事業の実施に当たり、施工が設計と相違していたため、洪水吐ゲート等を操作する操作盤の地震時における機能の維持が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)北海道農地等保全管理事業費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	北海道
補助事業	ため池等整備
補助事業の概要	水害等の災害を未然に防止するために、平成18年度に既設の頭首工に洪水吐ゲート、土砂吐ゲート等及びこれら进行操作する操作盤等の製作、設置を行うもの
事業費	64,564,500 円
上記に対する国庫補助金交付額	35,510,475 円
不当と認める事業費	5,007,040 円
不当と認める国庫補助金相当額	2,753,872 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、北海道が、ため池等整備事業の一環として、浦河郡浦河町野深地区において、水害等の災害を未然に防止するために、平成18年度に、既設の頭首工に洪水吐ゲート、土砂吐ゲート等及びこれら进行操作する操作盤(重量450kg)等の製作、設置を工事費64,564,500円(国庫補助金35,510,475円)で実施したものである。

上記操作盤の設置に当たっては、アンカーボルト(径12mm、長さ100mm(このうちねじ部の長さ30mm))を4本使用して操作盤を基礎コンクリートに固定することとすれば、アンカーボルトに作用する引抜き力が許容引抜き力を下回ることとなり、操作盤が地震時に移動・転倒して破損するおそれがなく安全であるとして、これにより設計して施工していた。そして、操作盤をアンカーボルトと座金付ナットで固定するに当たっては、請負業者が提出して北海道が承認した施工承認図において、アンカーボルトを基礎コンクリートに65mm埋め込み、固定金具及び座金付ナット(厚さ計23mm)を経て同ナットの上面からねじ部を12mm突き出させることとしていた(参考図1参照)。

2 検査の結果

本院は、北海道において、合規性等の観点から、操作盤の設置が適切に施工されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、施工承認図、安定計算書等の書類及び現地の状況を検査したところ、操作盤の設置に係る施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、前記のとおり、操作盤の設置については、施工承認図において、アンカーボルトを基礎コンクリートに65mm埋め込み、ねじ部の先端を座金付ナットの上面から12mm

突き出させることとしていた。しかし、実際には、すべてのアンカーボルトが基礎コンクリートに65mmより深く埋め込まれていたことから、ねじ部の先端が座金付ナットの上面から突き出ておらず、座金付ナットの上面まで到達していないなどの状態となっていた(参考図2参照)。

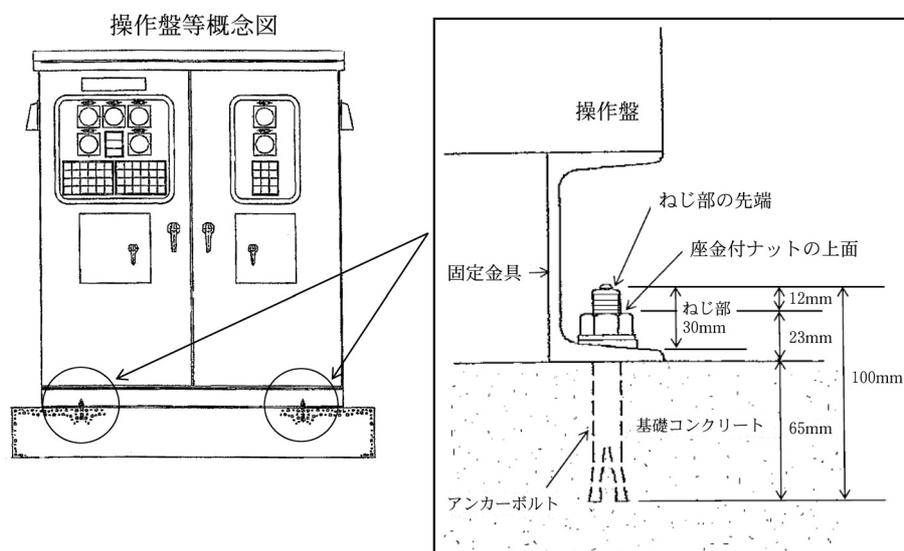
以上のように、本件操作盤の設置については、施工承認図と異なる施工となっており、アンカーボルトのねじ部の先端が座金付ナットの上面から突き出ていないことからアンカーボルトと座金付ナットが完全にはかみ合っておらず、地震時に座金付ナットがアンカーボルトから離脱するなどして、操作盤が移動・転倒して破損するおそれがある状態となっていた。そして、操作盤が破損した場合には、水害等の災害を未然に防止するための洪水吐ゲート等の操作に支障が生ずることとなる。

このような事態が生じていたのは、請負業者がアンカーボルトによる操作盤の固定方法についての理解が十分でないまま施工していたことにもよるが、北海道がこれに対して監督及び検査を十分に行っていなかったことなどによると認められる。

したがって、本件操作盤(工事費相当額5,007,040円)は、施工が適切でなかったため、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっており、これに係る国庫補助金相当額2,753,872円が不当と認められる。

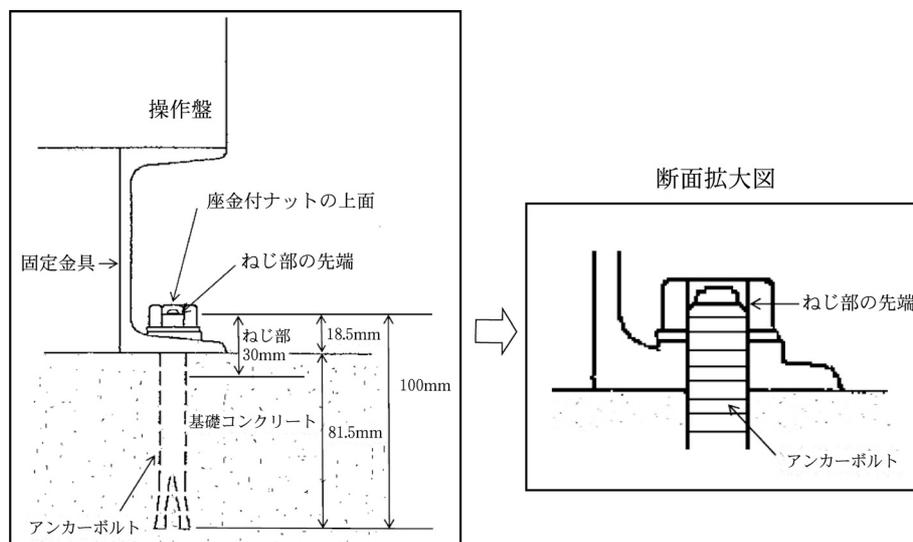
(参 考 図 1)

施 工 承 認 図



(参考図 2)

実際の施工の例



(716) 新農業水利システム保全対策事業の実施に当たり、用水路の改修工事等が行われておらず、事業の一部が実施されていないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)北海道農業生産基盤整備事業費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	北海道
間接補助事業者 (事業主体)	由仁土地改良区
補助事業	新農業水利システム保全対策
補助事業の概要	水田営農の担い手の育成に資する農業水利施設の管理の省力化等を実現するなどのために、平成18年度に老朽化等により機能が低下した用水路の改修工事等を実施するなどのもの
事業費	9,936,500 円
上記に対する国庫補助金交付額	6,468,250 円
不当と認める事業費	6,936,500 円
不当と認める国庫補助金交付額	3,468,250 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、由仁土地改良区(北海道夕張郡由仁町所在)が新農業水利システム保全対策事業の一環として、水田営農の担い手の育成に資する農業水利施設の管理の省力化等を実現するなどのために、同町由仁1地区において、平成18年度に、老朽化等により機能が低

下した用水路の改修工事等及び農業水利システム保全計画の策定を事業費 9,936,500 円(国庫補助金 6,468,250 円)で実施したものである。

そして、同土地改良区は、上記の用水路の改修工事等を由仁 1 地区に係る事業計画どおりに実施したとする実績報告書を作成して、19 年 5 月にこれを北海道に提出するなどしていた。

2 検査の結果

本院は、北海道及び由仁土地改良区において、合規性等の観点から、本件補助事業が事業計画書等に基づき適正に実施されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件補助事業について、実績報告書等の書類及び現地の状況を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、同土地改良区は、本件補助事業のうち、由仁 1 地区において行うとしていた用水路の改修工事等を全く実施しておらず、北海道に無断で由仁 1 地区とは異なる地区において農業水利施設の改修工事等を実施していた。そして、同土地改良区は、実績報告書に虚偽の内容を記載するなどしていた。

このような事態が生じていたのは、同土地改良区において、補助事業を適正に実施するという認識が欠如していたこと、北海道において、実績報告書に対する審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業は、事業の一部である用水路の改修工事等(事業費 6,936,500 円)が実施されておらず、これに係る国庫補助金 3,468,250 円が不当と認められる。

(717) 地域防災対策総合治山事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、盛土工が工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)治山事業費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)
補助事業者 (事業主体)	岩手県
補助事業	地域防災対策総合治山
補助事業の概要	既設の谷止工の貯砂容量を増大させるとともに、それにより発生した土砂を処理するために、平成 19 年度に排土工及び盛土工を施工するもの
事業費	18,501,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	10,175,550 円
不当と認める事業費	4,828,126 円
不当と認める国庫補助金相当額	2,655,469 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、岩手県が、総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流等の山地災害を未然に防止することを目的とした地域防災対策総合治山事業の一環として、八幡平市松尾寄木地内において、平成19年度に、土石流防止施設として築造された既設の谷止工の貯砂容量を増大させるとともに、それにより発生した土砂(火山灰質の粘性土)を処理するために、排土工及び盛土工を工事費18,501,000円(国庫補助金10,175,550円)で実施したものである。

このうち、排土工は、既設の谷止工の貯砂容量を増大させるために、上流側の両岸等を掘削して、それにより発生した土砂を搬出するものであり、また、盛土工は、本件現場が広大な森林公園内に位置していて近隣に土砂の処理場を求めることが困難であることから現場内で処理することとして、当該搬出土砂2,362³mのうち1,916³mを、谷止工に隣接する工事用道路敷跡に台形の断面形状で盛土(延長96m、高さ約2m～3m)するものである(参考図1参照)。

同県は、排土工における切土^{のり}法面^{こう}の勾配(以下「切土勾配」という。)及び盛土工における盛土法面の勾配(以下「盛土勾配」という。)について、次のとおり設計して、これにより施工していた。

ア 排土工については、「道路土工のり面工・斜面安定工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)に基づいて切土勾配を1:1.2とする。

イ 盛土工については、工事用道路敷跡の幅が狭い一方で、森林公園内の景観等に配慮して盛土高を3m程度に抑える必要があることから、盛土量を確保するために、指針によることなく、盛土勾配を1:1.0とする(参考図2参照)。

2 検査の結果

本院は、岩手県において、法規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、設計計算書等の書類により検査したところ、本件盛土工の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、指針によると、盛土材が火山灰質の粘性土で、かつ、盛土高が5m以下である場合には、盛土法面の標準勾配は1:1.8から1:2.0の範囲とすることとされているが、同県では、本件盛土工において、前記のとおり、指針によることなく、現場条件のみを考慮して盛土勾配を1:1.0としていた。

このため、本件盛土勾配は、標準勾配の範囲のうち最も急勾配の1:1.8と比べても著しく急な勾配となっており、法面の安定が確保されておらず、降雨等により盛土法面が崩壊するおそれがあると認められる。

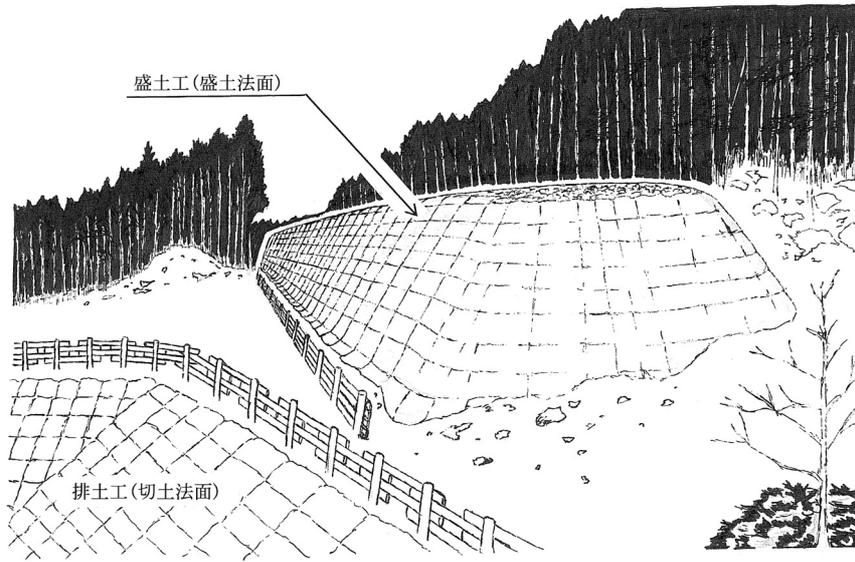
このような事態が生じていたのは、同県において、盛土工における法面勾配の設計の検討が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件盛土工(工事費相当額4,828,126円)は、設計が適切でなかったため、降雨等により盛土が崩壊して、既設の谷止工上流側や森林公園内に土砂が流出するおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額2,655,469円が不当と認められる。

(参 考 図 1)

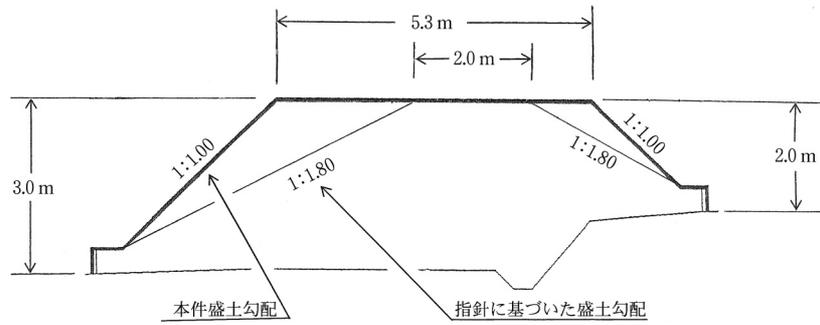
本件工事現場 概念図

第3章
第1節
第10 農林水産省



(参 考 図 2)

盛土工 横断面図



(718) 森林環境保全整備事業等の実施に当たり、実態と異なる内容の交付申請を行っていたため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林環境保全整備事業費 (項)森林居住環境整備事業費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)
補助事業者	山形県
間接補助事業者 (事業主体)	北村山森林組合
補助事業 補助事業の概要	森林環境保全整備、森林居住環境整備 森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために、植栽、下刈、間伐等の事業を実施するもの
事業費の合計	469,868,740円(平成14年度～18年度)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	140,960,622円
不当と認める事業費	57,100,790円(平成14年度～18年度)
不当と認める国庫補助金交付額	17,130,237円(平成14年度～18年度)

1 補助事業の概要

これらの補助事業は、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために、森林環境保全整備事業等の一環として、植栽、下刈、間伐等の事業を実施するもので、林野庁は、これらの事業を実施した森林所有者、森林組合等に対して都道府県が補助する場合等に、その費用の一部として、都道府県に国庫補助金を交付している。

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年13林整整第885号林野庁長官通知)等によれば、補助事業の実施方法としては、①森林所有者が事業主体となり、自ら又は他の林業者に請け負わせて作業を実施して、補助金の交付申請及び受領を森林組合等に委任して行う方法、②森林組合等が森林所有者から事業を受託して事業主体となり、自ら又は他の林業者に請け負わせて作業を実施して、補助金の交付申請及び受領を自ら行う方法等がある。

また、上記の要領等によれば、森林環境保全整備事業の中の流域公益保全林整備事業等のうち、育成単層林整備の保育(植栽型)、人工造林等に係る事業(以下「面積要件事業」という。)については、森林所有者が事業主体となる場合には、当該森林所有者による事業実施面積の合計が0.5ha以上でないと補助対象とならないこととなっている。一方、森林組合が事業主体となる場合には、森林所有者ごとの事業実施面積が0.5ha未満であっても当該森林組合による事業実施面積の合計が4ha以上であれば補助対象となることとなっている。

補助金の額は、植栽、下刈、間伐等の事業区分ごとに定められた標準単価に事業実施面積を乗ずるなどして算出した補助対象事業費に補助率を乗じて算定することとなっている。また、補助対象事業費の算出に当たり、森林組合が森林所有者から事業を受託して事業主体となる場合には、標準単価に10%から30%までの範囲内で、事業に携わる作業員の社会保険

料等の経費相当額である諸掛費を加算することができるが、森林所有者が事業主体となる場合には、諸掛費を加算できないこととなっている。

山形県尾花沢市に所在する北村山森林組合(以下「組合」という。)は、森林所有者から事業を受託するなどして組合自らが事業主体となって事業を実施したとして、平成14年度から18年度までに実施した計7,787件の事業について、同県に対して補助金の交付申請を行い、標準単価に諸掛費(12%から14%)を加算して算定した事業費計469,868,740円に対して、国庫補助金計140,960,622円の交付を受けていた。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助金の交付申請の内容が実態に即した適切なものとなっているかなどに着眼して、山形県及び組合において、補助金の交付申請書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に同県に事態の詳細について調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行ったところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

すなわち、組合は、前記7,787件のうち7,406件(事業費計425,272,910円、国庫補助金計127,581,873円)については、植栽、下刈、間伐等の作業を請け負っている10造林組合と契約して実施したとしていた。

しかし、上記の各造林組合は実質的な活動を行っておらず、また、組合は造林組合に対して請負代金を支払っていないなど、両者の間に作業請負の実態はなかった。そして、実際は、森林所有者が自ら又は他の林業者に請け負わせて作業を実施していることから、実質的な事業主体は森林所有者であると認められた。

このため、前記7,406件のうち276件(事業費計6,616,610円、国庫補助金計1,984,983円)は面積要件事業に該当していて、森林所有者が事業主体となる場合の事業規模の要件(事業実施面積の合計が0.5ha以上)を満たしていないことから、補助の対象とはならないものであった。

また、これらを除く7,130件(事業費計418,656,300円、国庫補助金計125,596,890円)については、森林所有者が事業を実施したものであることから、標準単価に諸掛費を加算できないものであった。

このような事態が生じていたのは、組合において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において組合に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、前記の276件に係る事業費計6,616,610円については補助の対象とは認められず、また、標準単価に諸掛費を加算していた7,130件については、適正な事業費を算定すると計368,172,120円となり、前記の事業費計418,656,300円との差額計50,484,180円が過大に算定されており、これらの事業費計57,100,790円に係る国庫補助金計17,130,237円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(719) 家畜共済損害防止事業の実施に当たり、事業に使用する自動車の使用料を実際の走行距離を把握することなく過大に算定していたため、交付対象事業費の精算が過大となっているもの

会計名及び科目	農業共済再保険特別会計(家畜勘定) (項)農業共済組合連合会等交付金
部 局 等	農林水産本省
交付の根拠	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)
交付金事業者 (事業主体)	山形県農業共済組合連合会
交付金事業	家畜共済損害防止事業
交付金事業の概要	家畜共済事業等の収支の安定を図るために、牛の健康検査、疾病の予防のための指導等の共済事故の防止の処置を行うもの
事業費	128,019,070円(平成18、19両年度)
上記に対する交付金交付額	76,803,000円
不当と認める事業費	16,335,085円(平成18、19両年度)
不当と認める交付金相当額	9,800,005円(平成18、19両年度)

1 交付金事業の概要

この交付金事業は、山形県農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)が、農業災害補償制度(後掲483ページの「牛に係る家畜共済事業の運営において、農業共済組合連合会等が共済金算定の基礎となる基準単価を適切に設定できるようにすることにより、共済金が適切に算定されるよう改善させたもの」参照)に基づく家畜共済事業等の収支の安定を図るために、平成18、19両年度に、農林水産大臣が定める牛の尿石症等7疾病を対象として、健康検査、疾病の予防のための指導等の共済事故の防止の処置を行ったものである。交付対象事業費は、「家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について」(昭和61年61農経B第804号農林水産省経済局長通知)等に基づき、獣医師の前年度における自動車の使用実績から算出した自動車の1km当たりの単価(以下「1km当たりの単価」という。)に当年度における本件交付金事業で使用した自動車の走行距離を乗じて算出した自動車の使用料、薬剤費等の経費とされている。

そして、連合会は、本件交付金事業を18年度58,013,880円、19年度70,005,190円、計128,019,070円(交付対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これに対して交付金18年度34,803,000円、19年度42,000,000円、計76,803,000円の交付を受けていた。

2 検査の結果

本院は、農林水産本省及び連合会において、合規性等の観点から、交付金事業の経理が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件交付金事業について、実績報告書等の書類により検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、連合会は、交付決定時の交付対象事業費どおりに事業を実施したこととするために、この交付対象事業費から薬剤の購入費の実績額等を差し引いた残額全額を自動車の使用料とすることとし、これを1 km当たりの単価で除して走行距離(18年度 374,288.9km、19年度 504,838.7km、計 879,127.6km)を算出していた。そして、自動車の実際の走行距離を把握することなく、獣医師等が作成する勤務表に、本件交付金事業に係る合計距離がこの距離に合致するように記入させていた。

そこで、本院が勤務表等に記入された上記の処置の実施箇所を基に自動車の走行距離を計測したところ、18年度 154,865km、19年度 175,528km、計 330,393kmとなり、上記の獣医師等が記入した勤務表の合計距離はこれに比べて著しく過大となっていた。このことなどから自動車の使用料が過大に算定されて、交付対象事業費が過大に精算されていた。

このような事態が生じていたのは、連合会において、本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、農林水産本省において、実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件交付金事業に係る18、19両年度の適正な交付対象事業費は、次表のとおり、計111,683,985円となり、前記の交付対象事業費計128,019,070円との差額計16,335,085円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計9,800,005円が不当と認められる。

表 過大に精算されていた交付対象事業費に係る交付金相当額 (単位：円)

年 度	交付対象事業費	交付金交付額	適正な交付対象事業費	過大に精算されていた交付対象事業費	左に係る交付金相当額
平成 18	58,013,880	34,803,000	51,250,551	6,763,329	4,057,377
19	70,005,190	42,000,000	60,433,434	9,571,756	5,742,628
計	128,019,070	76,803,000	111,683,985	16,335,085	9,800,005

(720) 食生活健全化・食料消費改善対策事業等の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額
 (723) に係る補助金等を返還していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費 (項)牛肉等関税財源畜産振興費 (項)農村振興費
部 局 等	農林水産本省、2農政局
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等	(1) 社団法人農山漁村文化協会(事業主体) (2) 協同組合エイケアール食品小売共栄会(事業主体) (3) 福島県双葉郡富岡町 (4) 群馬県
間接補助事業者等	(3) 株式会社タカヤマ(事業主体) (4) 群馬県利根郡昭和村、堆肥生産組合エコオーガニック(事業主体)
補助事業等	(1) 食生活健全化・食料消費改善対策 (2) 食品流通高度化緊急プロジェクト

補助事業等の概要	(3) バイオマス利活用施設整備
	(4) 家畜排せつ物利活用施設整備
	(1) 地域の食を通じた食育推進イベント等を開催したり、食育推進の実証研究への支援等を行ったりするもの
	(2) 食品流通の高度化・効率化を緊急かつ加速的に促進するために食品流通モデルの開発等を行うもの
事業費	(3) 食品廃棄物等のバイオマスを利活用して堆肥を製造するために堆肥化施設等の整備を行うもの
	(4) 家畜排せつ物の野積みなどを解消し、畜産農家と耕種農家の連携により、良質堆肥を製造して地力の増進や農作物の安全性向上を図るために堆肥施設等を整備するもの
	1,168,182,773 円(平成 13 年度～18 年度)
	上記に対する国庫補助金等交付額 672,479,000 円
不当と認める事業費	50,145,854 円(平成 13 年度～18 年度)
不当と認める国庫補助金等交付額	27,908,542 円(平成 13 年度～18 年度)

1 補助事業等の概要

(1) 補助事業等の概要

これらの補助事業及び交付金事業(以下「補助事業等」という。)は、平成 13 年度から 18 年度までに、次のとおり施設等を整備するなどしたものである。

補助事業等名	補助事業等の概要
(1) 食生活健全化・食料消費改善対策(平成 13 年度～17 年度補助事業)	地域の食を通じた食育推進イベント等を開催したり、食育推進の実証研究への支援等を行ったりするもの
(2) 食品流通高度化緊急プロジェクト(15 年度補助事業)	食品流通の高度化・効率化を緊急かつ加速的に促進するために食品流通モデルの開発等を行うもの
(3) バイオマス利活用施設整備(18 年度交付金事業)	食品廃棄物等のバイオマスを利活用して堆肥を製造するために堆肥化施設等の整備を行うもの
(4) 家畜排せつ物利活用施設整備(16 年度補助事業、17 年度交付金事業)	家畜排せつ物の野積みなどを解消し、畜産農家と耕種農家の連携により、良質堆肥を製造して地力の増進や農作物の安全性向上を図るために堆肥施設等を整備するもの

そして、事業主体は、これらの補助事業等を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて事業費計 1,168,182,773 円(国庫補助金等計 672,479,000 円)で実施している。

(2) 補助事業等における消費税の取扱い

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業等の事業主体が補助対象の施設等を取得することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業等で取得した施設等に係る消費税

額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

また、事業主体が社団法人等の公益法人等である場合は、消費税の確定申告において、補助金収入など資産の譲渡等の対価以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を特定収入とそれ以外の収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5以下の場合、特定収入により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除できることとなっている。そして、この場合、上記と同様に、事業主体は当該消費税額を実質的に負担していないことになる。

さらに、事業主体が民法(明治29年法律第89号)上の組合契約による組合(以下「民法上の組合」という。)である場合は、民法上の組合を構成する事業者はその持分等に応じて納税義務が生ずることとなることから、事業者が持分等に応じた課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合、上記と同様に、事業者は当該消費税額を実質的に負担していないことになり、事業主体である民法上の組合も同様に負担していないことになる。

このため、補助事業等の事業主体は、「総合食料対策事業関係補助金交付要綱」(平成12年12食流第324号農林水産事務次官依命通知。16年4月1日以降は「総合食料対策事業関係補助金等交付要綱」(平成16年15消安第7340号))等により、実績報告書の提出後に消費税の申告をして仕入税額控除した消費税額に係る補助金等の額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

2 検査の結果

本院は、農林水産省、1県、1町、1村及び4事業主体において、合規性等の観点から、事業の経理等は適正に実施されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、前記の補助事業等について、実績報告書等の書類により検査したところ、上記の4事業主体は、消費税の確定申告を行い、補助事業等に係る消費税額計50,145,854円を仕入税額控除していた。

しかし、4事業主体は、上記の仕入税額控除した消費税額計50,145,854円に係る補助金等の額計27,908,542円を報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助事業等における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、農林水産省、県、町及び村において、本件補助事業等の消費税の取扱いについての指導及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、補助事業者等別、間接補助事業者等別に示すと次のとおりである。

補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等	不当と認め る事業費	不当と認め る国庫補助 金等
				円	円	円	円
(720) 社団法人農山漁村文化協会 (事業主体)	—	食生活健全化・食料消費改善対策	13~17	401,138,000	349,858,000	14,935,594	13,168,728

上記の協会は、本件補助事業を消費税を含めて事業費計401,138,000円(国庫補助金計349,858,000円)で実施して、平成13年度から17年度までの各年度とも農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

そして、同協会は14年5月から18年5月までに各事業年度の消費税の確定申告を行い、特定収入割合がいずれも100分の5以下であることから、本件補助事業に係る消費税額計14,935,594円を仕入税額控除していた。

補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等
				円	円	円	円

しかし、同協会は、上記の仕入税額控除した消費税額計 14,935,594 円に係る補助金の額計 13,168,728 円を報告、返還していなかった。

(721)	協同組合エ イケイアー ル食品小売 共栄会 (事業主体)	—	食品流通高 度化緊急プ ロジェクト	15	50,417,921	50,000,000	2,400,853	2,380,952
-------	--	---	-------------------------	----	------------	------------	-----------	-----------

上記の組合は、本件補助事業を消費税を含めて事業費 50,417,921 円(国庫補助金 50,000,000 円)で実施して、平成 16 年 2 月に農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

そして、同組合は 16 年 5 月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額 2,400,853 円を仕入税額控除していた。

しかし、同組合は、上記の仕入税額控除した消費税額 2,400,853 円に係る補助金の額 2,380,952 円を報告、返還していなかった。

(722)	福島県双葉 郡富岡町	株式会社タ カヤマ (事業主体)	バイオマス 利活用施設 整備	18	483,304,352	155,960,000	22,809,873	7,359,174
-------	---------------	------------------------	----------------------	----	-------------	-------------	------------	-----------

上記の会社は、本件交付金事業を消費税を含めて事業費 483,304,352 円(交付金 155,960,000 円)で実施して、平成 18 年 12 月及び 19 年 3 月に富岡町に実績報告書を提出して、これにより交付対象事業費の精算を受けていた。

そして、同会社は 19 年 11 月に消費税の確定申告を行い、本件交付金事業に係る消費税額 22,809,873 円を仕入税額控除していた。

しかし、同会社は、上記の仕入税額控除した消費税額 22,809,873 円に係る交付金の額 7,359,174 円を報告、返還していなかった。

(723)	群馬県	利根郡昭和 村	家畜排せつ 物利活用施 設整備	16、17	233,322,500	116,661,000	9,999,534	4,999,688
		堆肥生産組 合エコオー ガニック (事業主体)						

上記の組合は、本件補助事業等を消費税を含めて事業費計 233,322,500 円(国庫補助金等計 116,661,000 円)で実施して、平成 16 年 11 月及び 18 年 2 月に昭和村に実績報告書を提出して、これにより国庫補助対象事業費等の精算を受けていた。

そして、同組合は民法上の組合に該当することから、同組合を構成する事業者 3 者のうち、簡易課税制度^(注)の適用を選択した 1 者を除いた 2 者は、それぞれ 17 年 5 月及び 18 年 5 月、18 年 2 月及び 19 年 2 月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業等に係る消費税額計 9,999,534 円を仕入税額控除していた。

しかし、同組合は、上記の仕入税額控除した消費税額計 9,999,534 円に係る補助金等の額計 4,999,688 円を報告、返還していなかった。

(注) 簡易課税制度 実際の課税仕入れに係る消費税額にかかわらず、課税売上高に対する消費税額に業種ごとに定められた率を乗じて得られた金額を課税仕入れに係る消費税額とみなして納付税額を計算する方法

(720)-(723)の計					1,168,182,773	672,479,000	50,145,854	27,908,542
---------------	--	--	--	--	---------------	-------------	------------	------------

(724) 農業用施設災害復旧事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ブロック積擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業施設災害復旧事業費
部 局 等	北陸農政局
補助の根拠	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)
補助事業者	新潟県
間接補助事業者(事業主体)	新潟県岩船郡朝日村(平成20年4月1日以降は村上市)
補助事業	農業用施設災害復旧
補助事業の概要	被災した農業用排水路の機能回復を図るために、平成17、18両年度に擁壁工等を施工するもの
事業費	5,975,550円
上記に対する国庫補助金交付額	5,850,063円
不当と認める事業費	5,975,550円
不当と認める国庫補助金交付額	5,850,063円

1 補助事業の概要

この補助事業は、新潟県岩船郡朝日村(平成20年4月1日以降は村上市)が、農業用施設災害復旧事業の一環として、同村大須戸地区において、豪雨により被災した農業用排水路の機能回復を図るために、17、18両年度に、擁壁工及び土工を工事費5,975,550円(国庫補助金5,850,063円)で実施したものである。

このうち擁壁工は、農業用排水路の護岸4か所の安定を図るために、ブロック積擁壁(高さ2.3m~2.7m、延長計49.0m。)を築造するものである。

そして、本件擁壁については、擁壁背後の地面が水平であるとして、「災害復旧事業の復旧工法」(農林水産省農村振興局防災課監修)に示されたブロック積工法選定表等に基づき安全性について検討を行ったところ、擁壁の高さが安全とされる範囲に収まっていたことなどから、設計上安全であるとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、新潟県村上市において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面等の書類により検査したところ、擁壁の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、実際の擁壁背後の地形は、擁壁が築造された全区間にわたり、擁壁の天端から傾斜をつけて高さ0.8mから2.0m盛土していた(参考図参照)。そして、このような場合には、擁壁に作用する土圧が擁壁背後の地面が水平である場合より増加することとなる。

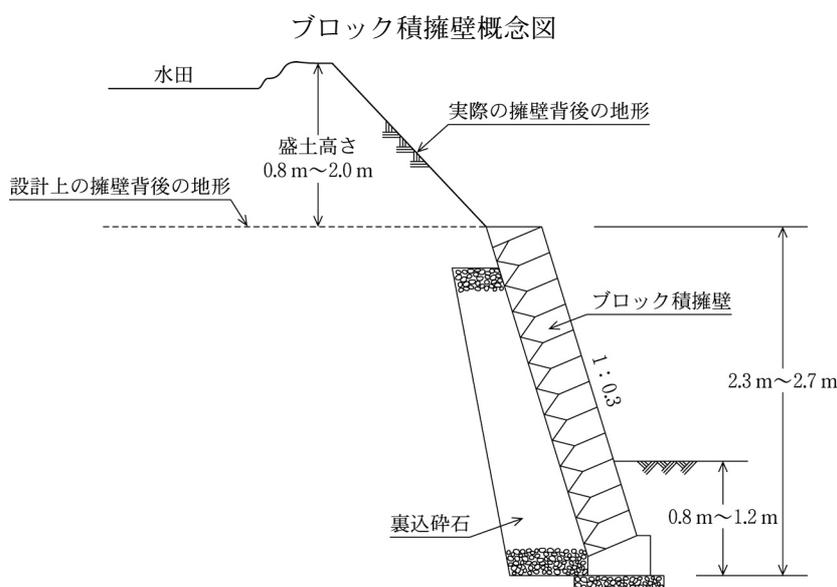
そこで、実際の地形に基づき擁壁背後を傾斜地として改めて安定計算等の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどしたところ、滑動に対する安定について、土圧が増加す

ることにより安全率が全区間にわたり 0.37 から 0.59 となり、許容値である 1.5 を大幅に下回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

このような事態が生じていたのは、朝日村において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、また、新潟県において、同村に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件擁壁等(工事費 5,975,550 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金 5,850,063 円が不当と認められる。

(参 考 図)



(725) 中山間地域総合整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ブロック積擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村整備事業費
部 局 等	関東農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)
補助事業者 (事業主体)	長野県
補助事業	中山間地域総合整備
補助事業の概要	農道を整備するために、平成 19 年度にブロック積擁壁工、 ^{のり} 法面工等を施工するもの
事業費	43,480,500 円
上記に対する国庫補助金交付額	23,914,275 円
不当と認める事業費	3,559,056 円
不当と認める国庫補助金相当額	1,957,481 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、長野県が、中山間地域総合整備事業の一環として、上田市内村地区において、中山間地域の生産基盤の整備を目的として農道を整備するために、平成19年度に擁壁工、法面工等を工事費43,480,500円(国庫補助金23,914,275円)で実施したものである。

このうち擁壁工は、切土法面の安定を図るために、ブロック積擁壁(高さ0.7m～5.0m、延長計222.5m。)を築造するものである。

そして、本件擁壁については、その高さなどにより3号擁壁から5号擁壁に区分し、それぞれについていずれも擁壁背後の地面が水平であるとして、擁壁に作用する土圧を算定して、この土圧により擁壁の転倒及び基礎地盤の支持力に対する安定計算を行い、安全であるとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、長野県において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、安定計算書等の書類により検査したところ、擁壁の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、実際の擁壁背後の地形は、擁壁が築造された全区間にわたり、擁壁の天端から上方に勾配のある傾斜地となっていた(参考図参照)。そして、このような場合には、擁壁に作用する土圧が擁壁背後の地面が水平である場合より増加することとなる。

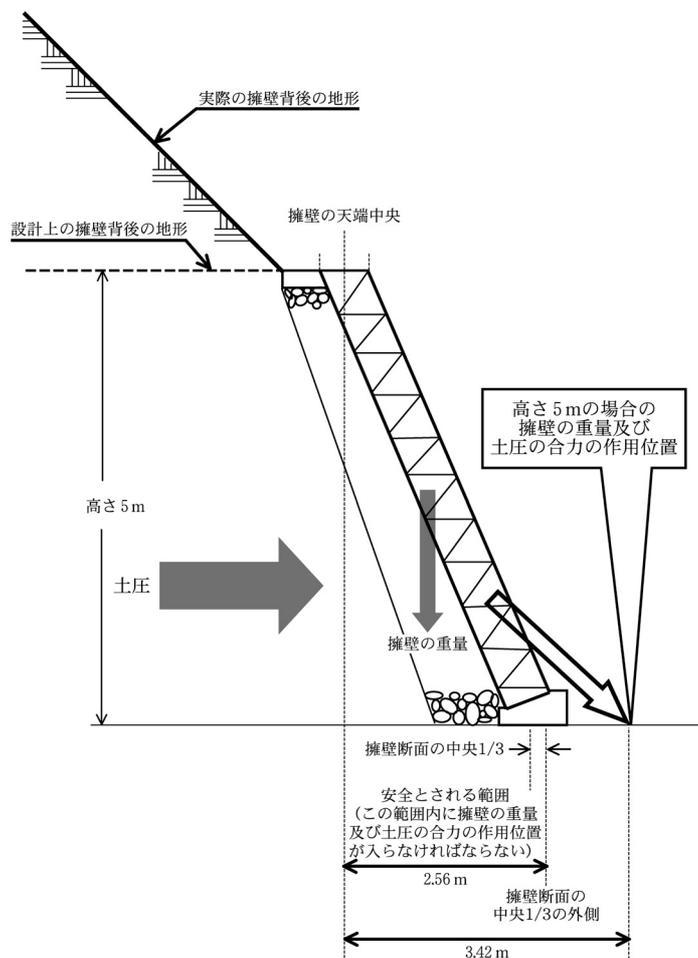
そこで、実際の地形に基づき擁壁背後を傾斜地として改めて安定計算等の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどしたところ、本件擁壁のうち5号擁壁の一部区間(高さ2.8m～5.0m、延長30.7m)については、土圧が増加することにより擁壁の重量及び土圧の合力の作用位置と擁壁の天端中央との水平距離が3.42mとなり、転倒に対して安全とされる範囲の上限値である2.56mを大幅に上回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(参考図参照)。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件擁壁等のうち5号擁壁の一部区間(工事費相当額3,559,056円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額1,957,481円が不当と認められる。

(参 考 図)

ブロック積擁壁概念図



(726) 食料産業クラスター推進事業等の実施に当たり、補助の対象とならない経費を事業費に含めていたため、補助対象事業費の精算が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費
部 局 等	(1)(2) 北陸農政局 (3) 農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	(1)(2) 福井県 (3) 財団法人食品産業センター
間接補助事業者 (事業主体)	福井県食品産業協議会
補助事業	(1) フードシステム連携強化・循環推進支援 (2) 食品産業機能高度化特別対策 (3) 食料産業クラスター推進
補助事業の概要	食料産業クラスターの形成による国内農業との連携強化、経営基盤の強化等を通じた食品産業の経営体質の強化のために、食料産業クラス

	ター協議会設立等総合検討委員会の運営、体制確立の支援、需要創出支援等を行うもの
事業費	(1) 3,926,292 円(平成 14 年度) (2) 8,018,235 円(平成 15、16 両年度) (3) 7,248,655 円(平成 17、18 両年度) 計 19,193,182 円
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 1,956,000 円 (2) 3,960,000 円 (3) 3,596,000 円 計 9,512,000 円
不当と認める事業費	(1) 2,981,104 円(平成 14 年度) (2) 5,664,871 円(平成 15、16 両年度) (3) 5,464,264 円(平成 17、18 両年度) 計 14,110,239 円
不当と認める国庫補助金交付額	(1) 1,485,136 円(平成 14 年度) (2) 2,798,303 円(平成 15、16 両年度) (3) 2,710,528 円(平成 17、18 両年度) 計 6,993,967 円

1 補助事業の概要

これらの補助事業は、次のとおり、食品産業の経営体質の強化等のための支援を行うものである。

補助事業名	補助事業の概要
(1) フードシステム連携強化・循環推進支援事業(平成 14 年度)	国産農産物利用、需要に即した食品の生産・消費の拡大等の促進を支援するもの
(2) 食品産業機能高度化特別対策事業(15、16 両年度)	消費者の多様なニーズを基に、地域農業と連携した特色ある食品の製品化・事業化の促進を支援するもの
(3) 食料産業クラスター推進事業(17、18 両年度)	(注) 食料産業クラスターの形成による国内農業との連携強化等のため、食料産業クラスター協議会設立等総合検討委員会の運営等を支援するもの

(注) 食料産業クラスター 地域の食材、技術その他の資源を有効に結び付けて、新たな製品、販路、地域ブランド等を創出することを目的とした集団

福井県食品産業協議会(以下「協議会」という。)は、福井県内の食品製造業相互の連携を密にすることなどを目的に昭和 49 年に設立された団体で、上記の各事業を実施するために、平成 14 年度から 18 年度までの各年度に、食品製造業者や学識経験者等を構成員とする総合検討委員会、地域食品産業の振興を担う人材を育成するための研修会の開催等を行ったものである。

そして、協議会は、14、15 両年度は「総合食料対策事業実施要領」(平成 12 年 12 食流第 323 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、また、16、17、18 各年度は、「総合食料対策事業実施要領」(平成 16 年 15 消安第 7339 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、本件補助事業を 14 年度

3,926,292 円、15 年度 4,026,515 円、16 年度 3,991,720 円、17 年度 3,709,140 円、18 年度 3,539,515 円、計 19,193,182 円(補助対象事業費同額)で実施したとして、福井県又は財団法人食品産業センター(以下「センター」という。)に実績報告書を提出して、国庫補助金 14 年度 1,956,000 円、15 年度 1,980,000 円、16 年度 1,980,000 円、17 年度 1,831,000 円、18 年度 1,765,000 円、計 9,512,000 円の交付を受けていた。

2 検査の結果

本院は、福井県、センター及び協議会において、合規性等の観点から、事業の経理等は適正に実施されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、前記の補助事業について、実績報告書等の書類により検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

ア 協議会は、その本来業務として開催している定例の役員会等の経費等補助の対象とならない経費計 11,646,892 円を本件補助対象事業費に含めていた。

イ 協議会は、本件補助事業とは別に同県及びセンターから交付を受けて実施していた補助事業に係る謝金等の経費計 1,307,789 円を本件補助対象事業費に含めていた。

ウ 協議会は、補助金の交付決定前に事業に着手して、これに係る賃金等の経費計 1,155,558 円を本件補助対象事業費に含めるなどしていた。

このような事態が生じていたのは、協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県及びセンターにおいて、本件補助事業の審査、確認及び協議会に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、適正な国庫補助対象事業費は計 5,082,943 円となり、前記の国庫補助対象事業費計 19,193,182 円との差額計 14,110,239 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金計 6,993,967 円が不当と認められる。

(727) 林道施設災害復旧事業の実施に当たり、排水施設工の設計が適切でなかったため、林道としての機能を損なうおそれがあり、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)山林施設災害復旧事業費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)等
補助事業者	三重県
間接補助事業者(事業主体)	三重県多気郡大台町(平成 18 年 1 月 9 日以前は多気郡宮川村)
補助事業	林道施設災害復旧
補助事業の概要	台風で被災した林道を復旧するために、平成 16、17 両年度に排水施設工等を施工するもの
事業費	11,862,900 円
上記に対する国庫補助金交付額	11,542,601 円
不当と認める事業費	2,098,097 円
不当と認める国庫補助金相当額	2,041,448 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、三重県多気郡大台町(平成18年1月9日以前は多気郡宮川村)が、林道施設災害復旧事業の一環として、同町栗谷地内において、台風で被災した林道中木屋線を復旧するために、16、17両年度に、排水施設工、盛土工、擁壁工等を工事費11,862,900円(国庫補助金11,542,601円)で実施したものである。

このうち排水施設工は、台風により流出した林道の路体を盛土で再構築する際に、被災前にあった排水施設の効用を回復するために、林道の山側に集水路及び集水^{ます}枿を設置するとともに、林道の下部に管渠^{きよ}(管内径900mmの高密度ポリエチレン管、延長12m)を敷設して、これを上記の集水枿に接続することによって、管渠を通して林道の山側から谷側へ流水等を排水するものである(参考図1参照)。

そして、同町は、排水施設工を次のとおり設計して、これにより施工していた。

ア 被災した林道を一時的に通行できるよう、林道敷地の所有者が林道の山側に設置した迂回路^うの下部に仮設の排水管として敷設していたパイプカルバート(以下「仮設カルバート」という。)を活用することとして、仮設カルバートと管渠とを集水路及び集水枿を介して接続することとする。

イ 集水枿設置予定箇所の山側からの湧水^{ゆう}が確認されたことから、集水路を鋼製のかごに石を詰めたふとんかごで築造することにより、仮設カルバートからの流水を集水路を介して集水枿に導くとともに、山側からの湧水もふとんかごの網目により集水路に集めて集水枿へと流下させる構造とする。

ウ 集水枿本体の構造は、路側擁壁(高さ2.5m、幅2.4m、天端幅0.4m)、その山側の左右に側面壁(高さ2.5m、幅1.8m、厚さ0.3m)をそれぞれ設置して、底面をコンクリート張り(厚さ0.2m)にする。また、集水路との境界面は、集水路で流水等を集める際の障害となるため壁を設けずに開口部とする(参考図2参照)。

エ 集水枿から管渠への接続に当たっては、林野庁制定の「林道技術基準」等に基づき、土砂の沈殿等を想定して管渠接続部^{のみ}(呑口)を集水枿底面より0.7m上部に設置する。

2 検査の結果

本院は、三重県及び多気郡大台町において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について設計図書等の書類及び現地の状況を検査したところ、排水施設工の設計が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、「林道技術基準」等が想定する集水枿は、コンクリートで底面及び壁面を囲う直方体の形状を前提に流水等を滞留させて、管渠接続部の水位にまで上昇させて流下させるものである。

しかし、前記のとおり、本件集水枿は、集水路との境界面が開口部となっていて、直方体の形状となっていないこと、流水等が途中で集水路のふとんかごの網目から漏水することから、滞留すべき流水等が管渠接続部の水位にまで達することが難しい構造となっていた。

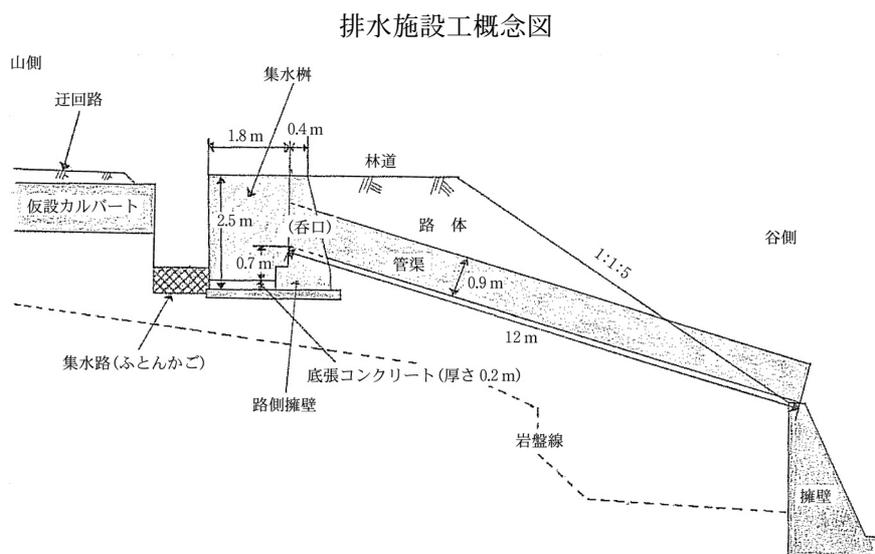
また、ふとんかごは路体に接しているため、ふとんかごから漏水した流水等が路体に浸透しやすい構造となっていた。

そこで、現地において流水等の路体谷側への排水状況を確認したところ、流水等は管渠から排水されることなく集水路のふとんかごの網目から路体内部に浸透して、谷側の擁壁上部の路体部等から流出していて、路体の一部が水分を多く含んだ軟弱な状態となっていた。

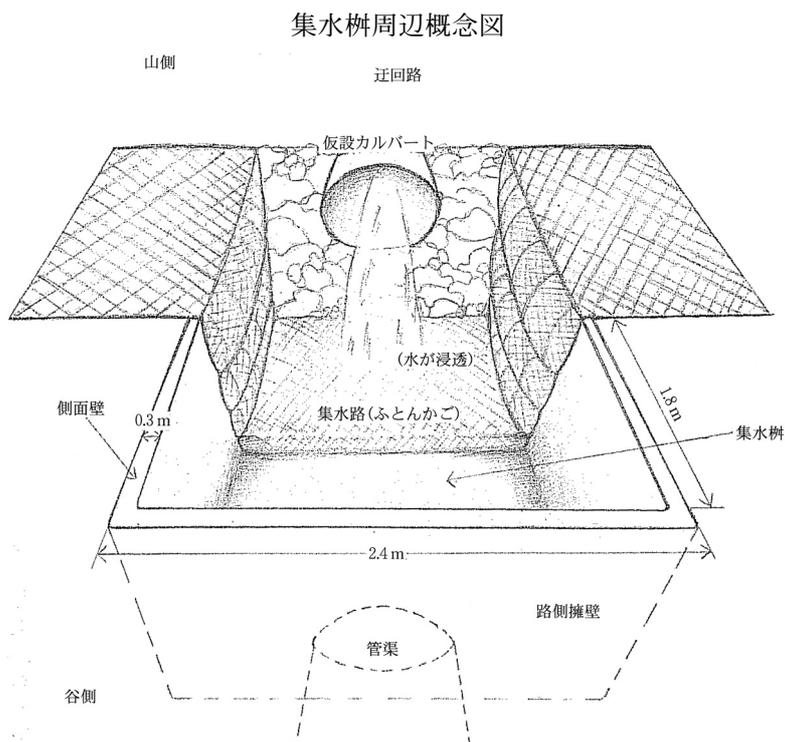
このような事態が生じていたのは、同町において、排水施設工の設計に当たり、集水柵の構造に対する理解が十分でなく、流水等を安全に流下させることについての検討が十分でなかったこと、また、三重県において、同町に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件排水施設工は設計が適切でなかったため、流水等が林道の路体内部へ浸透することにより、路体の土砂が流出するなど、林道としての機能を損なうおそれがあり、排水施設工、盛土工等(これらの工事費相当額 2,098,097 円)は工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 2,041,448 円が不当と認められる。

(参考図 1)



(参考図 2)



(728) 予防治山事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、床固工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)治山事業費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)
補助事業者 (事業主体)	広島県
補助事業	予防治山
補助事業の概要	荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止するために、平成18年度に床固工、護岸工等で構成される流路工を施工するもの
事業費	17,271,450円
上記に対する国庫補助金交付額	8,635,725円
不当と認める事業費	4,815,774円
不当と認める国庫補助金相当額	2,407,887円

1 補助事業の概要

この補助事業は、広島県が、予防治山事業の一環として、庄原市川北町字^{ほんのや}盤ノ谷地内において、荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止するために、平成18年度に、床固工、護岸工等で構成される流路工を工事費17,271,450円(国庫補助金8,635,725円)で実施したものである。

この流路工(延長60.4m)は、流水によって溪床や溪岸が侵食されるのを防ぎ、水の流れる方向を固定させるとともに、溪床の土砂が流出するのを防ぐなどのために、溪間を横切る工作物である床固工(堤高3m、天端厚0.5m、堤底厚1.1m)を10.4mから14.0m間隔で5基設置して、これらの間にコンクリートの護岸工と底張りなどを配置する三面張りの構造となっている(参考図1参照)。そして、床固工については、「治山技術基準解説」(林野庁監修。以下「技術基準」という。)等に基づき、次のとおり治山ダムの水叩き工の水叩き工の垂直壁(以下「垂直壁」という。)に準じて設計して、これにより施工していた。

ア 技術基準で、三面張りの流路工における床固工の天端厚は、垂直壁の天端厚の標準値である0.5mから1.0mに準じて決定することとされていることから、天端厚は0.5mとする。

イ 技術基準には垂直壁の下流法^{のりこう}勾配の標準値が定められていないことから、技術基準に基づいて同県が制定した「治山事業設計積算運用集」で垂直壁の下流法勾配の標準値とされている1:0.2を下流法勾配として、上流法勾配は垂直とする。

2 検査の結果

本院は、広島県において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書等の書類により検査したところ、床固工の設計が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、技術基準によると、三面張りの流路工における床固工の構造については、天端厚は垂直壁に準じて決定することとなっているが、下流法勾配等は重力式治山ダムの断面に準じて決定することとなっている。また、重力式治山ダムの断面の決定に当たっては、安定計算を行った上で、堤体の破壊に対する安定を満たすものでなければならないとされている。

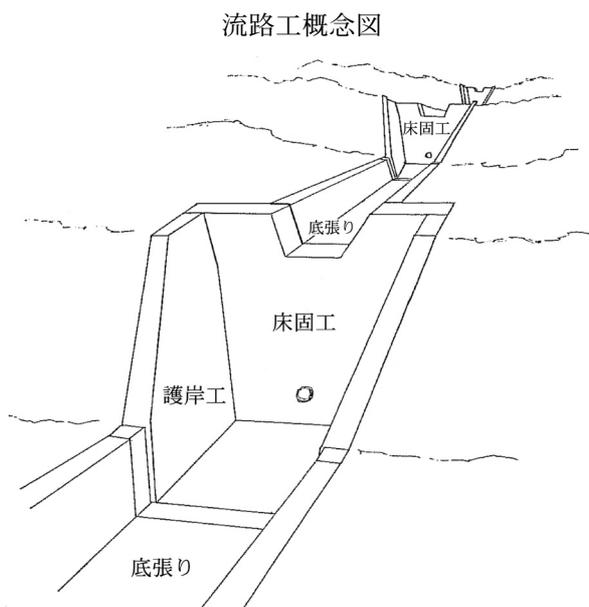
しかし、本件床固工5基の断面決定に当たって、前記のとおり、下流法勾配等を誤って重力式治山ダムではなく垂直壁に準じて決定しており、また、重力式治山ダムの断面決定の際必要とされる技術基準に基づく安定計算を行っていなかった。

そこで、本件床固工について、その安全度を確認するために、技術基準に基づく安定計算等の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどした。その計算結果によると、堤体のコンクリートの重量である自重等による鉛直荷重及び堤体背面の土圧等による水平荷重の合力の作用位置が堤底厚の中央より下流側に0.437mの位置となり、安全な範囲である堤底厚の中央3分の1に収まる上限値の0.183mを下流方向へ大幅に逸脱して安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(参考図2参照)。このため、堤底の上流端には引張応力(68.7kN/m²)が生じていて、堤体の破壊に対する安定が確保されていない状態になっていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

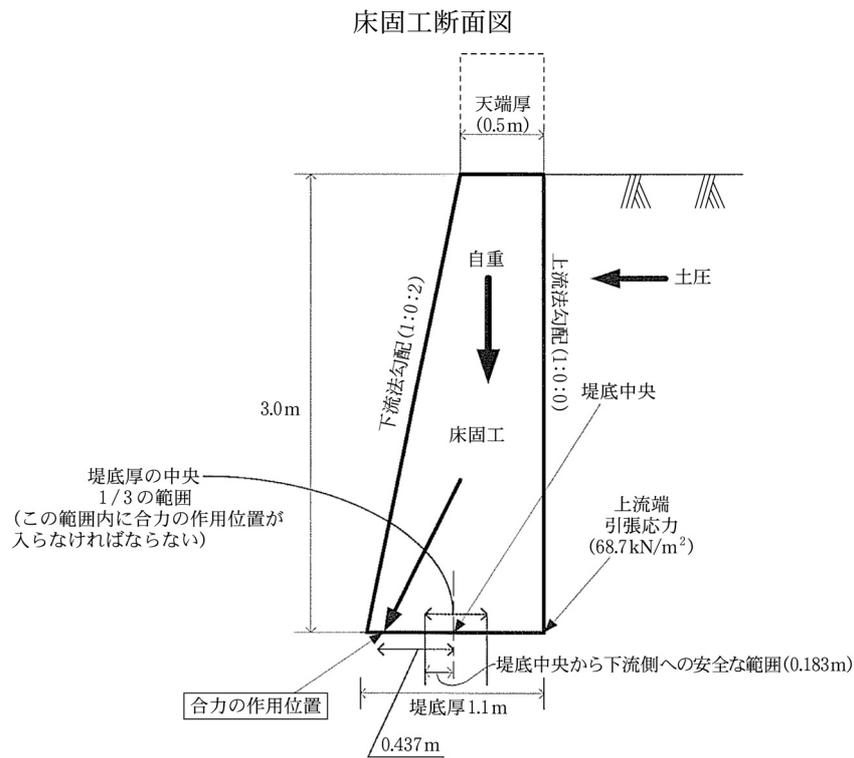
したがって、本件床固工5基(工事費相当額4,815,774円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額2,407,887円が不当と認められる。

(参考図 1)



(参考図 2)

第3章
第1節
第10 農林水産省



(729) 集落営農育成・確保緊急支援事業の実施に当たり、事業の一部である集落営農組織の設立に向けた活動が実施されていないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業・食品産業強化対策費
部 局 等	中国四国農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	鳥取県担い手育成総合支援協議会
補助事業	集落営農育成・確保緊急支援
補助事業の概要	集落営農経営の実現に向けた体制の確立を図るために、平成18年度に集落営農の組織化・法人化に向けた活動を行うもの
事業費	4,302,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	4,302,000 円
不当と認める事業費	2,411,700 円
不当と認める国庫補助金交付額	2,411,700 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、鳥取県担い手育成総合支援協議会(以下「協議会」という。)が、集落営農育成・確保緊急支援事業として、集落営農経営の実現に向けた体制の確立を図るために、平成18年度に、集落営農の組織化・法人化に向けた活動を行ったものである。

「農業経営強化対策事業推進費補助金交付要綱」(平成12年12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)等によれば、上記の補助事業に要する経費に対する国庫補助金交付額は定額とされており、地区ごとに事業主体が登用した集落営農の組織化・法人化を推進するリーダー(以下「集落リーダー」という。)が集落営農組織の設立等に向けた活動を行った場合に、その活動に要した経費(以下「集落リーダー活動費」という。1地区当たりの交付上限額は40万円である。)等を交付することとされている。

協議会は、鳥取県内の28地区において計29名の集落リーダーを登用して、これらの集落リーダーにより、集落座談会の開催、先進地の視察等集落営農組織の設立に向けた活動を事業費計4,302,000円で実施したとする実績報告書を中国四国農政局に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

2 検査の結果

本院は、協議会において、合規性等の観点から、補助事業に係る経理が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、この補助事業について、実績報告書等の書類により検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、協議会は、18年5月に鳥取県倉吉市内の6地区において計7名の集落リーダーを登用して、これらの集落リーダーにより集落営農組織の設立に向けた活動が行われたとして集落リーダー活動費計2,400,000円を事業費に含めていた。

しかし、上記集落リーダーの登用前の同年4月に、既に上記の6地区から構成される広域的な集落営農組織が実質的に設立されており、上記7名の集落リーダーは当該広域的な集落営農組織の理事として選任されていたことから、集落営農組織の設立に向けた活動が行われたとは認められない。そして、7名の集落リーダーが6地区における集落営農組織の設立に向けた活動のために支払ったとしていた旅費、賃金等は、実際には、上記の広域的な集落営農組織が自らの活動のために支払っていたり、支払の事実がなかったりしていた。

また、上記の6地区とは別の1地区における集落リーダー活動費計47,787円には、当該地区の集落リーダーが参加していない現地視察に係る経費11,700円が含まれていた。

このような事態が生じていたのは、協議会において、各地区の集落リーダー活動に対する確認及び集落リーダーに対する指導が十分でなかったこと、中国四国農政局において、本件補助事業の審査、確認及び協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業は、前記7地区8名の集落リーダーが行ったとしていた集落営農組織の設立に向けた活動(集落リーダー活動費計2,447,787円)が行われていないなどしており、これに係る国庫補助金計2,411,700円が不当と認められる。

(730) 経営体育成基盤整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、法面保護工が
工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費
部 局 等	九州農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)
補助事業者 (事業主体)	宮崎県
補助事業	経営体育成基盤整備
補助事業の概要	安定的な農業用水の確保等を図ることを目的として貯水池等を新設するために、平成18、19両年度に堤体工、導水路工、法面保護工等を施工するもの
事業費	66,774,846円
上記に対する国 庫補助金交付額	33,387,423円
不当と認める事 業費	4,124,691円
不当と認める国 庫補助金相当額	2,062,345円

1 補助事業の概要

この補助事業は、宮崎県が、経営体育成基盤整備事業の一環として、えびの市北岡松地区において、安定的な農業用水の確保等を図ることを目的として貯水池等を新設するために、平成18、19両年度に、堤体工、導水路工、法面保護工等を工事費66,774,846円(国庫補助金33,387,423円)で実施したものである。

このうち法面保護工は、同県が本件事業の一環として16年度に貯水池等の新設予定地の山側に法面切土工等により施工した法面(勾配1:1.0、延長43.0m)が、18年7月の豪雨等により一部崩壊したことから、当該崩壊箇所を復旧するとともに法面の全延長についてその崩壊を防止するものである。そして、同県は、当初、「道路土工のり面工・斜面安定工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づき、崩壊箇所の崩土を取り除き整形して、法面の全延長について、法尻部にふとんかごを3段(延長計150.0m)設置するなどの設計を行い、同年11月に本件工事を発注していた。

しかし、その後、法面の崩壊が拡大したことから、同県は、本件法面保護工の設計を次のとおり変更することとした。

ア 崩壊が拡大した一部の区間(延長25.0m。以下「設計変更区間」という。)について、崩壊した高さの8.2mまで盛土することにより法面の勾配を1:1.0に復旧する法面整形を行う。

イ 法尻部に、ふとんかごを2段(延長計50.0m)設置して、その上部に、木杭と丸竹を組み合わせた柵高1.0mの編柵を12段(延長計197.3m)設置する編柵工を施工する。

そして、同県は、19年5月に、この変更設計により、設計変更区間に係る法面保護工を施工するなどしていた(参考図参照)。

2 検査の結果

本院は、宮崎県において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書等の書類及び現地の状況を検査したところ、設計変更区間に係る法面保護工の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、指針によると、盛土高が5mから15mであるなどの場合、盛土法面の安定な勾配は1:1.8から1:2.0程度であるとされている。そして、編柵工は、盛土法面が安定な勾配を確保できる場合に、植物が十分に生育するまでの間、法面表面の土砂の流出を防ぐために用いられるものとされている。また、安定な勾配を確保できない場合には、土圧やすべり土塊の滑動力が生ずることから、これに対抗できる擁壁工、補強土壁工等の工法を選定して法面保護工を施工することとされている。

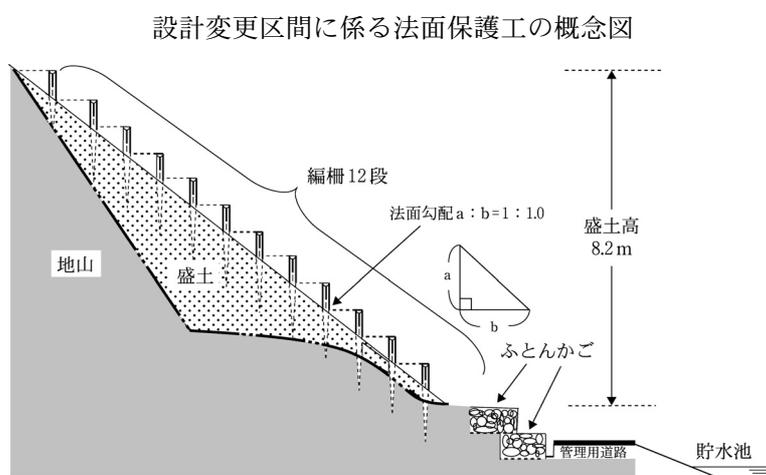
しかし、前記のとおり、同県は、設計変更区間について、盛土高を8.2mとして、法面の勾配を1:1.0とするなどしていたことから、盛土法面が安定な勾配を確保できない場合に該当するにもかかわらず、法面保護工として擁壁工、補強土壁工等の工法を選定せず、安定な勾配を確保できる場合に施工する工法である編柵工を選定していた。

このため、法面保護工を施工した直後の19年6月から7月にかけて、設計変更区間の法面が再び崩壊して、12段の編柵のうち8段の編柵(延長計92.9m)が倒壊するなどしていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、盛土法面における安定な勾配に係る認識及び法面保護工の工法を選定に係る検討が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、設計変更区間に係る法面保護工(工事費相当額4,124,691円)は、設計が適切でなかったため、法面の崩壊を防止するという工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額2,062,345円が不当と認められる。

(参 考 図)



(731) 強い農業づくり交付金による農業・食品産業強化対策整備事業の実施に当たり、交付の対象とならない施設の工事費を含めるなどして交付額を算出していたため、同交付金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業・食品産業強化対策費
部 局 等	九州農政局
交付の根拠	予算補助
補助事業者	鹿児島県
間接補助事業者	鹿児島県川辺郡知覧町(平成19年12月1日以降は南九州市)
間接補助事業者(事業主体)	有限会社サンエッグ
交付金事業	農業・食品産業強化対策整備
交付金事業の概要	産地競争力を強化することを目的として、平成18年度に、鶏卵処理施設における処理の効率化、品質の向上等のための施設整備を行うもの
事業費	861,048,500円(うち交付対象事業費796,876,852円)
上記に対する交付金交付額	298,953,000円
不当と認める交付対象事業費	30,209,479円
不当と認める交付金相当額	10,000,247円

1 交付金事業の概要

この交付金事業は、有限会社サンエッグ(鹿児島県川辺郡知覧町(平成19年12月1日以降は南九州市)。以下「会社」という。)が、強い農業づくり交付金による農業・食品産業強化対策整備事業の一環として、産地競争力を強化することを目的として、18年度に、鶏卵処理施設4,256.7㎡、通路の舗装等を整備したものである。

会社は、強い農業づくり交付金交付要綱(平成17年16生産第8261号農林水産事務次官依命通知)、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、本件交付金事業を事業費861,048,500円(うち交付対象事業費796,876,852円)で実施したとして、川辺郡知覧町を通じて鹿児島県に実績報告書を提出して、同県は国に実績報告書を提出していた。そして、同県は、国から交付金298,953,000円の交付を受けて、同町を通じて会社に同額の補助金を交付していた。

実施要領等によれば、鶏卵処理施設のうち交付金の交付対象施設は、鶏卵の洗浄等の作業を行う洗卵洗浄室、洗卵選別包装室、冷蔵庫室等の鶏卵処理における洗卵選別の衛生保持機能に一体として必要な施設とされており、また、通路の舗装等は交付対象施設とされていない。

2 検査の結果

本院は、鹿児島県、川辺郡知覧町及び会社において、合規性等の観点から、交付対象事業費は適正に算定されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件交付金事

業について、実績報告書、設計図面等の書類及び現地の状況を検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 交付の対象とならない施設を含めていたもの

会社は、交付対象施設に、代金決済室及び代金決済書類保管室計 186.0㎡並びに鶏卵を運搬するトラック等が使用する通路の舗装等を含めていた。しかし、代金決済室及び代金決済書類保管室(工事費 16,752,436 円)は、会計等の事務を専門に行う事務室であり、洗卵選別の衛生保持機能に一体として必要な施設であるとは認められず、また、通路の舗装等(工事費 13,173,300 円)は、前記のとおり交付対象施設とされていないのに、これらに係る工事費を交付対象事業費に含めて交付金の額を算定していたのは適切とは認められない。

(2) 交付対象外施設との共用部分に係る工事費を案分していなかったもの

会社は、鶏卵処理施設 4,256.7㎡のうち会議室等及び研修室計 181.2㎡を交付対象外施設として洗卵洗浄室等の交付対象施設と合体して整備していたが、玄関・ホール等計 137.0㎡の共用部分に係る工事費 12,343,664 円を、交付対象施設と交付対象外施設の延床面積の割合により案分すべきであったのに、案分せずにすべてを交付対象事業費に含めて交付金の額を算定していたのは適切とは認められない。

このような事態が生じていたのは、事業主体である会社において、交付対象施設の範囲についての認識が十分でなかったこと、同町において、本件交付金事業に対する審査等が十分でなかったこと、同県において、本件交付金事業の審査、確認及び事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、適正な交付対象事業費は 766,667,373 円となり、前記の交付対象事業費 796,876,852 円との差額 30,209,479 円に係る交付金相当額 10,000,247 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(732) 経営体育成基盤整備事業の実施に当たり、ネットフェンスの設置位置を誤ったため、魚道上に設置したグレーチングが魚類観察を行うことができないものとなっており、補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)沖縄開発事業費
部 局 等	沖縄総合事務局
補助の根拠	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)
補助事業者 (事業主体)	沖縄県
補助事業	経営体育成基盤整備
補助事業の概要	農業用水を確保するなどの目的で貯水池等を新設するために、平成 17、18 両年度に洪水吐水路工、貯水池堤体工等を施工するもの
事業費	196,199,850 円
上記に対する国庫補助金交付額	147,149,887 円
不当と認める事業費	8,613,520 円
不当と認める国庫補助金相当額	6,460,139 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、沖縄県が、経営体育成基盤整備事業の一環として、八重山郡竹富町大保良田地区(西表島所在)において、農業用水を確保するなどの目的で貯水池等を新設するために、平成17、18両年度に、洪水吐水路工、貯水池堤体工等を工事費計196,199,850円(国庫補助金計147,149,887円)で実施したものである。

同県は、貯水池が、同地区内を流れる大保良田川の中流域に築造されることから、魚類の往来への影響を考慮してその資源維持を図るために、17年度の工事において、貯水池の洪水吐等の外側に魚道(幅員1.5m)を新たに築造するなどして魚類の往来を確保するとともに、地元住民の要望等に基づき、地元住民等が魚道を上からのぞいて魚類の往来を観察できるようにするために、魚道上に鋼製のグレーチング^(注)(延長48m)を設置することとした。

また、18年度の工事の実施期間中において、貯水池の外周のうち洪水吐等の外側に魚道が設置されている区間(延長45m。以下「魚道区間」という。)については、防護柵^{さく}として設置することとしていたコンクリート製の擬木柵は、その高さ1.1mが十分ではないなど安全性が確保されないおそれがあるとして、これを高さ1.6mの金属製のネットフェンスに変更する設計変更を行い、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、沖縄県において、有効性等の観点から、設置した施設は効果を発揮しているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面等の書類及び現地の状況を検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、同県は、前記のとおり防護柵の設計変更を行っていたが、これに伴い新たに作成した設計図面において、魚道区間に係るネットフェンス(延長45m)を洪水吐等と魚道の隔壁上に設置すべきところ、誤って、魚道の外側の側壁上(参考図参照)等に設置するとして、これにより施工していた。このため、魚道区間に係るグレーチング(延長45m)については、このネットフェンスが障害となり、地元住民等がグレーチング上に立ち入ることができず、魚道を上からのぞいて魚類の往来を観察できない状況となっていた。

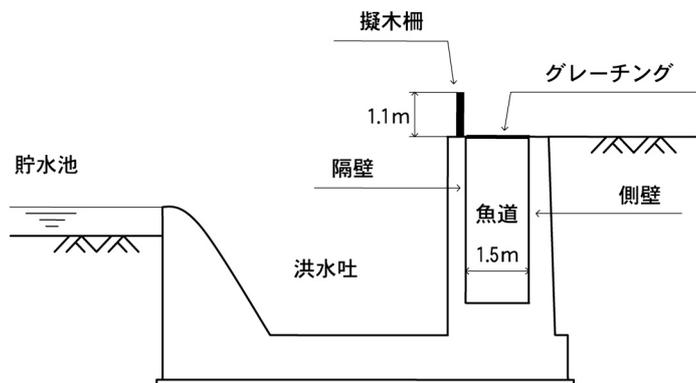
このような事態が生じていたのは、同県において、グレーチングの設置目的等に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件グレーチングは、ネットフェンスの設置位置を誤ったため魚類観察を行うことができないものとなっており、補助の目的を達しておらず、グレーチング及びネットフェンス(工事費相当額計8,613,520円)に係る国庫補助金相当額計6,460,139円が不当と認められる。

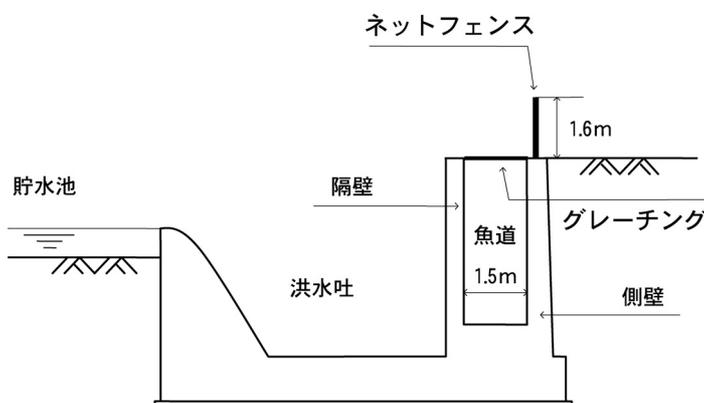
(注) グレーチング 農業用排水路、道路側溝等の上に設置される鋼製の格子状のふた

(参 考 図)

設計変更前における防護柵(擬木柵、正しい設置位置)



設計変更後における防護柵(ネットフェンス、誤った設置位置)



(733) につぼん食育推進事業の実施に当たり、補助対象事業費の精算が過大となっていたり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったりしているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	株式会社エヌエイチケイエデュケーショナル
補助事業	につぼん食育推進
補助事業の概要	食育を推進するために、平成18年度に、地域において、地域の食材や特有の食文化を紹介するとともに健全な食生活に係る啓発等を行うための食育推進イベントを開催するもの
事業費	113,000,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	73,000,000 円
不当と認める事業費	44,525,259 円
不当と認める国庫補助金相当額	4,525,259 円

1 補助事業の概要

(1) 補助事業の概要

この補助事業は、株式会社エヌエイチケイエデュケーショナル(東京都渋谷区)が、にっぽん食育推進事業の一環として、食育を全国的に推進するとともに、国民一人一人が「食」について自ら考える習慣を身につけることを目的として、平成18年度に全国の10地域において、地域の食材や特有の食文化の紹介等を行うイベント(以下「食育フェア」という。)を開催したものである。

同会社は、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて事業費113,000,000円(国庫補助金73,000,000円)で実施したとして、19年4月に農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

(2) 補助事業における消費税の取扱い

「総合食料対策事業関係補助金等交付要綱」(平成16年15消安第7340号農林水産事務次官依命通知)等によると、補助事業の事業主体は、実績報告書の提出後に、消費税の申告をして仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに農林水産本省に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

2 検査の結果

本院は、農林水産本省及び株式会社エヌエイチケイエデュケーショナルにおいて、合規性等の観点から、事業の経理等は適正に実施されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件補助事業について、実績報告書等の書類により検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 同会社は、本件補助事業である食育フェアと最新医療の情報イベント(以下「健康フェア」という。)を同じ会場で同時に開催しており、健康フェアに係る経費を含めて事業費を前記のとおり計113,000,000円としていた。

しかし、上記の事業費のうち11,681,051円については支出されておらず、実際に要した事業費は101,318,949円であり、また、この事業費の内訳をみると、食育フェアの事業費は51,659,040円、健康フェアの事業費は19,315,249円、両者に共通する事業費が30,344,660円であった。

そして、健康フェアは補助の対象とならないことから、上記の共通する事業費をイベントの実施運営等に従事した職員の業務量等の割合に応じて案分するなどして、食育フェアに係る補助対象事業費を算出すると71,136,766円となる。

イ 同会社は、19年5月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額3,702,685円を仕入税額控除していたが、これに係る補助金の額2,662,025円を報告、返還していなかった。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 同会社において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと及び仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額の報告及び返還義務について認識していなかったこと

イ 同省において、本件補助事業の審査、確認及び同会社に対する指導が十分でなかったこと

したがって、適正な国庫補助対象事業費は、食育フェアに係る補助対象事業費71,136,766円から仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額2,662,025円を控除した68,474,741円と

なるので、この適正な国庫補助対象事業費と前記の事業費 113,000,000 円との差額 44,525,259 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額 4,525,259 円が不当と認められる。

(注) 仕入税額控除 確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

- (734) 食品リサイクル促進技術開発事業の実施に当たり、技術の開発に必要がない機械装置の購入費を補助の対象に含めるなどしていたため、補助対象事業費の精算が過大となっていたり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったりしているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	吉村化成株式会社
補助事業	食品リサイクル促進技術開発
補助事業の概要	再資源化の支障となっている食品容器等の分別問題を解決するために、平成 14 年度に食品容器等に分別不要な生分解性素材を導入・実用化するための技術開発を行うもの
事業費	15,094,600 円
上記に対する国庫補助金交付額	14,775,000 円
不当と認める事業費	2,881,266 円
不当と認める国庫補助金相当額	2,881,189 円

1 補助事業の概要

(1) 補助事業の概要

この補助事業は、吉村化成株式会社(奈良県香芝市)が、食品リサイクル促進技術開発事業の一環として、再資源化の支障となっている食品容器等の分別問題を解決するために、平成 14 年度に食品容器等に分別不要な生分解性素材^(注1)を導入・実用化するための技術開発を行ったものである。

同会社は、本件補助事業について、技術開発のための機械装置の購入等を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて、事業費 15,094,600 円(国庫補助対象事業費同額、国庫補助金 14,775,000 円)で実施している。そして、15 年 4 月に農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

(2) 補助事業における消費税の取扱い

「総合食料対策事業関係補助金交付要綱」(平成 12 年 12 食流第 324 号農林水産事務次官依命通知)等によると、補助事業の事業主体は、実績報告書の提出後に、消費税の申告をして仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに農林水産本省に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。^(注2)

2 検査の結果

本院は、農林水産本省及び吉村化成株式会社において、合規性等の観点から、事業の経理等は適正に実施されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件補助事業について、実績報告書等の書類により検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 同会社は、本件補助事業の実施に当たり、機械装置を計 11,025,000 円(消費税込み)で購入している。このうち、2,446,500 円(消費税込み)で購入した除じん機は、本件補助事業が目的とする技術の開発には必要がないため補助の対象とはならないものであるにもかかわらず、同会社はこの購入費を補助対象事業費に含めていた。このため、補助対象事業費が、消費税相当額を除き 2,330,000 円過大に精算されていた。

イ 同会社は、15 年 10 月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額 551,266 円を仕入税額控除していたが、これに係る補助金の額 551,189 円を報告、返還していなかった。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 同会社において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと及び補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと

イ 農林水産本省において、本件補助事業の審査、確認及び同会社に対する指導が十分でなかったこと

したがって、適正な国庫補助対象事業費は、前記の事業費 15,094,600 円から仕入税額控除した消費税額 551,266 円及び過大に精算された額 2,330,000 円を除いた 12,213,334 円となり、前記の国庫補助対象事業費 15,094,600 円との差額 2,881,266 円が過大に精算されるなどしている。そして、上記の適正な国庫補助対象事業費 12,213,334 円に基づく国庫補助金相当額 11,893,811 円と国庫補助金交付額 14,775,000 円との差額 2,881,189 円が過大となっていて不当と認められる。

(注 1) 生分解性素材 微生物等により最終的に二酸化炭素と水に分解される素材

(注 2) 仕入税額控除 確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

(735) 国産稲わら等確保促進事業の実施に当たり、補助対象数量を実績数量ではなく計画数量で算定するなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)牛肉等関税財源畜産振興費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	全国農業協同組合連合会
間接補助事業者 (事業主体)	(1) 阿蘇高原粗飼料生産組合 (2) 高岳粗飼料生産組合
補助事業	国産稲わら等確保促進
補助事業の概要	粗飼料生産組合に対して、飼料用稲わら等の生産、収集及び調製を行い、畜産農家等に供給するのに要する経費について補助するもの

事業費	(1)	27,096,000 円(平成 17 年度)
	(2)	25,722,600 円(平成 17 年度)
	計	52,818,600 円
上記に対する国庫補助金交付額	(1)	27,096,000 円
	(2)	25,722,600 円
	計	52,818,600 円
不当と認める事業費	(1)	4,614,000 円(平成 17 年度)
	(2)	3,579,600 円(平成 17 年度)
	計	8,193,600 円
不当と認める国庫補助金交付額	(1)	4,614,000 円(平成 17 年度)
	(2)	3,579,600 円(平成 17 年度)
	計	8,193,600 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、国産粗飼料増産対策事業実施要綱(平成 17 年 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知。平成 16 年度以前は国産粗飼料増産緊急対策事業実施要綱。以下「実施要綱」という。)等に基づき、粗飼料生産組合(以下「生産組合」という。)が飼料用稲わら、乾草等(以下「稲わら等」という。)の生産、収集及び調製を行い、畜産農家等に供給するのに要する経費について、全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)等が補助する場合に、国(16 年度以前は独立行政法人農畜産業振興機構)がこの補助に要する経費を補助するものである。実施要綱等によれば、全農等は、生産組合が畜産農家等と原則として 3 年以上の稲わら等の生産供給契約を締結していることなどを補助の条件として、生産組合ごとに、補助金を交付することとなっている。そして、この補助金の交付額は、補助対象年度に生産組合が畜産農家等に供給した稲わら等の数量を補助対象数量として、当該補助対象数量に 1 kg 当たりの補助金単価を乗じて算定することとなっている。

全農は、補助事業の実施に当たっては、実施要綱等の定めるところにより、農業協同組合連合会等に事業の一部を委託することができることとなっており、熊本県の阿蘇農業協同組合(以下「阿蘇農協」という。)管内の生産組合に係る補助金交付申請書、実績報告書等の各種書類の審査、稲わら等の供給量の確認等の手続は、すべて、熊本県経済農業協同組合連合会(以下「経済連」という。)及び阿蘇農協を通じて行われている。

そして、阿蘇農協管内の生産組合は、事業完了後に稲わら等の供給量等を記載した実績報告書を作成して、阿蘇農協に提出していた。提出を受けた阿蘇農協は、当該実績報告書の記載内容を審査、確認してこれを経済連に提出していた。経済連は、当該実績報告書を審査して、事業の実施状況を確認して、これを全農に提出していた。

2 検査の結果

本院は、全農及び阿蘇農協管内の 10 生産組合において、合規性等の観点から、補助金額は実施要綱等に基づき適正に算定されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、10 生産組合が実施した国産稲わら等確保促進事業について、実績報告書等の書類により検査したところ、阿蘇高原粗飼料生産組合及び高岳粗飼料生産組合において、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 阿蘇高原粗飼料生産組合は、17年度に、畜産農家に稲わら等を903,200kg供給したとして全農から補助金27,096,000円の交付を受けていた。

しかし、同生産組合は補助対象数量を、実績数量ではなく、補助金交付申請書に記載された計画数量で算定していた。このため、実績数量を精査したところ、補助対象となる実際の稲わら等の供給量は749,400kgであり、153,800kgが過大となっていた。

イ 高岳粗飼料生産組合は、17年度に、畜産農家等に稲わら等を857,420kg供給したとして全農から補助金25,722,600円の交付を受けていた。

しかし、同生産組合は、補助対象数量に、畜産農家等との生産供給契約が締結されていないなど補助対象とはならない数量を含めていたり、畜産農家等への販売の事実がない稲わら等の数量を含めていたりなどしていた。このため、補助対象となる実際の稲わら等の供給量は738,100kgであり、119,320kgが過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、阿蘇高原粗飼料生産組合及び高岳粗飼料生産組合において、補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、阿蘇農協及び経済連において、本件補助事業に対する審査及び確認が十分でなかったこと、全農において、本件補助事業の審査及び確認並びに両生産組合、阿蘇農協及び経済連に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、適正な補助金交付額を算定すると、それぞれ22,482,000円、22,143,000円となり、前記の補助金交付額との差額4,614,000円、3,579,600円、計8,193,600円(国庫補助金同額)が過大に交付されていて、不当と認められる。

(737) 地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業の実施に当たり、補助対象事業費の精算が過大となっていたり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったりしているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産技術会議 (項)農林水産技術振興費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	高梨乳業株式会社
補助事業	地域食料産業等再生のための研究開発等支援
補助事業の概要	食品関連の産業界が直面している緊急的な諸問題を解決するために、平成17年度に、民間企業等の研究機関が行う短期集中的な研究開発等を支援するもの
事業費	29,341,951円
上記に対する国庫補助金交付額	14,220,000円
不当と認める事業費	3,504,858円
不当と認める国庫補助金相当額	1,713,556円

1 補助事業の概要

(1) 補助事業の概要

この補助事業は、高梨乳業株式会社(横浜市)が、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業として、平成17年度に、スギ花粉症等のアレルギー^(注1)体質を改善することを目的とした商品性の高い次世代機能性食品^(注2)を、複合乳酸菌発酵により製造するための技術の開発を行ったものである。

同会社は、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて、事業費29,341,951円(国庫補助対象事業費同額、国庫補助金14,220,000円)で実施したとして、18年4月に農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

(2) 補助事業における消費税の取扱い

「地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金交付要綱」(平成17年16農会第1494号農林水産事務次官依命通知)等によると、補助事業の事業主体は、実績報告書の提出後^(注3)に、消費税の申告をして仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに農林水産本省に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

2 検査の結果

本院は、農林水産本省及び高梨乳業株式会社において、合規性等の観点から、事業の経理等は適正に実施されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件補助事業について、実績報告書等の書類により検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 農林水産省は、本件補助事業において、事業主体が事業の一部を大学、独立行政法人等に委託して行なわせる場合には、補助事業に係る経費を明確にするために、精算条項を明記した契約書により委託契約を締結するよう事業主体に指導しているが、同会社は、精算条項のない契約書により委託契約を締結していた。このため、委託先の独立行政法人は、委託契約に係る経費について精算の必要がないと判断して、他の経費との区分経理を行っていなかった。その結果、当該独立行政法人へ委託費として支払った2,000,000円(消費税込み)について、一部の経費(採血に伴う謝礼金15,000円)を除いた1,985,000円が本件補助事業のために使用されていたかどうか確認できない状況となっていたにもかかわらず、同会社は、この経費を補助対象事業費に含めていた。

また、同会社は、別の委託先から返金を受けており実際には負担していなかった経費や、研究員が本件補助事業に従事していない時間に係る人件費を補助対象事業費に含めていた。

これらのため、補助対象事業費が、消費税相当額を除き2,393,700円過大に精算されていた。

イ 同会社は、17年11月及び18年11月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額1,111,158円を仕入税額控除していたが、これに係る補助金の額554,666円を報告、返還していなかった。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 同会社において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと及び補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと

イ 農林水産本省において、本件補助事業の審査、確認及び同会社に対する指導が十分でなかったこと

したがって、適正な国庫補助対象事業費は、前記の事業費 29,341,951 円から仕入税額控除した消費税額 1,111,158 円及び過大に精算された額 2,393,700 円を除いた 25,837,093 円となり、前記の国庫補助対象事業費 29,341,951 円との差額 3,504,858 円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額 1,713,556 円が不当と認められる。

(注1) 機能性食品 生理系統の調節により、健康に寄与する食品

(注2) 複合乳酸菌発酵 乳酸を作る菌を数種類組み合わせる発酵

(注3) 仕入税額控除 確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

(738) 緑の雇用担い手対策事業の実施に当たり、研修生の資格要件を満たしていない者を助成対象に含めていたため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)林業振興費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	全国森林組合連合会
間接補助事業者 (事業主体)	宮古地方森林組合
補助事業	緑の雇用担い手対策
補助事業の概要	林業就業に意欲のある若者等が林業の担い手として定着していくために必要な研修を実施する森林組合等に助成金の交付等を行う全国森林組合連合会に対して、国が補助金を交付するもの
事業費	9,158,700 円(平成 18 年度)
上記に対する助成金交付額	9,158,700 円
上記に対する国庫補助金交付額	9,158,700 円
不当と認める事業費	3,051,800 円(平成 18 年度)
不当と認める助成金交付額	3,051,800 円(平成 18 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	3,051,800 円(平成 18 年度)

1 補助事業の概要

この補助事業は、林業就業に意欲のある若者等が林業の担い手として定着していくために必要な研修を実施する事業主体に助成金の交付等を行う全国森林組合連合会(以下「全森連」という。)に対して、国が補助金を交付する事業(緑の雇用担い手対策事業。以下「緑の雇用事

業」という。)である。そして、全森連は同事業の実施に当たり、岩手県森林組合連合会(以下「県森連」という。)に対して、同事業の実施に関する監督、検査等を委託している。

緑の雇用事業の事業内容は研修を受ける者に対する実地研修等となっており、実地研修には基本研修と技術高度化研修がある。このうち基本研修は植付け、下刈り、間伐等林業就業に必要な基本的な技術・技能を習得させるものであり、その資格要件は林業の就業経験が通算2年未満の者であることなどとされている。

宮古地方森林組合(岩手県宮古市所在。以下「組合」という。)は、平成18年6月から19年3月までの間に、研修生4名を対象に基本研修を行うなどして緑の雇用事業を計9,158,700円で実施したとする実績報告書等を、県森連を通じて全森連に提出して、助成金9,158,700円(国庫補助金同額)の交付を受けていた。

2 検査の結果

本院は、全森連及び組合において、合規性等の観点から、研修生が資格要件を満たしているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、緑の雇用事業について、実績報告書、作業員の雇用契約書等の書類を検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、組合は前記基本研修の研修生4名について、いずれの者も林業の就業経験が通算2年未満であると申告していた。

しかし、研修生4名のうち、研修生Aは11年3月から18年3月までの間のうち通算6年9か月間、また、研修生Bは15年9月から18年3月までの通算2年7か月間それぞれ林業に従事していたので、これら2名は林業の就業経験が通算2年以上あり、基本研修を受けることが必要と認められる者には該当しない。

このような事態が生じていたのは、組合において、上記2名の林業の就業経験が2年以上あることを知りながら資格要件を満たしていると申告していたことなど緑の雇用事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、全森連において、組合及び県森連に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、前記の2名は緑の雇用事業の研修生としての資格要件を満たしていないことから助成対象とは認められず、研修生に係る事業費を適正に算定すると6,106,900円となり、前記の助成金9,158,700円との差額3,051,800円(国庫補助金同額)が過大に交付されており、不当と認められる。

(739) 海外漁業協力効率化促進事業の実施に当たり、補助の対象とならない賞与、住宅手当等を事業費に含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されるなどしているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産業振興費
部 局 等	水産庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	社団法人海外水産コンサルタント協会
補助事業	海外漁業協力効率化促進

補助事業の概要	海外漁業協力事業に対する開発途上国の要望等を把握するために、平成19年度に当該開発途上国の漁業の現状と問題点を調査分析する事前調査等を実施するもの
事業費	84,144,031 円
上記に対する国庫補助金交付額	42,019,000 円
不当と認める事業費	4,837,710 円
不当と認める国庫補助金相当額	2,365,840 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、社団法人海外水産コンサルタント協会(以下「協会」という。)が、平成19年度に我が国の海外漁業協力事業に対する開発途上国の要望等を把握するために、当該開発途上国の漁業の現状と問題点を調査分析する事前調査等の事業を実施したものである。

水産庁が定めた海外漁業協力効率化促進事業公募要領(平成19年18水管第3683号)によれば、当該補助事業に係る補助対象経費は調査費と国内事務費とされている。この国内事務費のうちの賃金は、事業を実施するために事業主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価とされており、賞与、住宅手当等は補助の対象から除外するとされている。

そして、協会は、本件補助事業を84,144,031円で実施したとして、水産庁に実績報告書を提出して、これに対して国庫補助金42,019,000円の交付を受けていた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助事業に係る経理が適切に行われているかなどに着眼して、水産庁及び協会において会計実地検査を行った。そして、本件補助事業について、実績報告書等の書類により検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、協会は、補助事業に要した経費(以下「補助事業費」という。)の算定に当たり、補助の対象とならない賞与、住宅手当等を賃金に含めていたり、一月のうちに本件補助事業に従事していない日があるのに賃金のすべてを補助事業費に含める月がある一方で、従事した日があるのに賃金のすべてを補助事業費から除外する月があるなど従事実績に基づかず賃金を算出したりしていた。

このような事態が生じていたのは、協会において、補助事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、水産庁において、本件補助事業の審査、確認が十分でなかったり、協会に対する指導が十分でなかったりしたことによると認められる。

したがって、賞与、住宅手当等を除外するとともに、本件補助事業への従事実績に基づいて賃金を算定するなどすると、適正な補助事業費は79,306,321円となり、前記の補助事業費84,144,031円との差額4,837,710円が過大に算定されるなどして、これに係る国庫補助金相当額2,365,840円が不当と認められる。

(740) 国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど
 (751) 不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象となら
 ない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村整備事業費等 (組織)林野庁 (項)林業振興費等 (項)治山事業費等 {平成17年度以前は、 国有林野事業特別会計(治山勘定) (項)治山事業費等} (組織)水産庁 (項)水産基盤整備費等 食糧管理特別会計(国内米管理勘定) (項)国内米管理費 {平成19年度以降は、 食料安定供給特別会計(米管理勘定) (項)米管理費} 森林保険特別会計 (項)森林保険業務費 農業経営基盤強化措置特別会計 (項)農地保有合理化促進対策費等 {平成19年度以降は、 食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定) (項)農地保有合理化促進対策費等}
部 局 等	農林水産本省、林野庁、水産庁、5農政局、8道府県
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)、森林法(昭和26年法律第249号)、 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)等、予算補助
補助事業者 (事業主体)	12道府県
補助事業	土地改良事業、治山事業、漁港漁場整備事業等
国庫補助事業に 係る事務費等の 概要	国庫補助事業の施行のために直接必要な需用費、賃金及び旅費に係る 経費
不適正な経理処 理等により支出 された国庫補助 事業に係る事務 費等の額	(1) 不適正な経理処理により支払われた需用費 232,387,415円(平成14年度～18年度) (2) 補助の対象とならない用途に支払われた賃金 165,780,126円(平成14年度～18年度) (3) 補助の対象とならない用途に支払われた旅費 174,932,982円(平成14年度～18年度) 計 573,100,523円

不当と認める国庫補助金相当額	(1)	109,070,787 円(平成 14 年度～18 年度)
	(2)	75,273,268 円(平成 14 年度～18 年度)
	(3)	80,962,329 円(平成 14 年度～18 年度)
	計	265,306,384 円

1 事務費の概要

農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることなどを目的として、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)、漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)等に基づき、土地改良事業、治山事業、漁港漁場整備事業等の公共事業等を実施する都道府県に対して、事業に要する経費の一部について国庫補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。))第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。)を交付している。

上記の補助金等の対象となる経費は、主に、土地改良等の公共事業の実施に要した工事費及び事務費(以下、国庫補助事業に係る事務費を「国庫補助事務費」という。)とされている。国庫補助事務費は、国庫補助事業の施行のために直接必要な事務に係る経費であり、国庫補助事業に直接従事する職員の人件費のほか、物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助を行わせるために雇用した臨時職員に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費等の経費がある。そして、国庫補助事務費に係る補助金等の交付額は、補助金等の交付決定単位ごとに事業費を所定の額に区分して、事業費の額に区分ごとに定められた率を乗じて得た額を上限として算出することとされている。

また、非公共事業の実施に要した経費についても、農林水産省から補助金等や交付金が交付されており、これらの経費の中にも需用費、賃金、旅費等が補助対象経費として含まれている(以下、非公共事業における需用費等の経費と上記の国庫補助事務費を合わせて「国庫補助事務費等」という。)

上記の国庫補助事務費等を含めた補助金等の交付申請、交付決定等の手続は、補助金適正化法の定めるところにより行うこととされている。そして、補助金適正化法第 3 条等の規定によると、補助事業者は法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に国庫補助事業を行うように努めるとともに、補助金等を他の用途に使用してはならないなどとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、12 道府県において、これらの道府県が平成 14 年度から 18 年度までの間に実施した農林水産省所管の国庫補助事業について、合規性等の観点から、国庫補助事務費等の経理が適正に行われているか、国庫補助事務費等が国庫補助事業の目的に従って適正に使用されているかなどに着眼して、国庫補助事務費等が支出される科目から支払われた需用費、賃金及び旅費を対象として、支出命令書等の書類により会計実地検査を行った。そして、不適正な経理処理等による支出があった場合には、更に当該道府県に事態の詳細について調査及び報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(なお、本件の検査の背景等については、後掲 1178 ページの「都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理等の状況について」参照)

(2) 検査の結果

検査したところ、12 道府県において、14 年度から 18 年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費を支払ったりしていたものが、計 573,100,523 円(国庫補助金相当額計 265,306,384 円)あった。

これを需用費、賃金及び旅費ごとに示すと、次のとおりである。

ア 需用費の支払

12 道府県は、国庫補助事業の施行のために必要となる物品の購入等に当たっては、業者から見積書を徴するなどして契約業者、購入価額等を決定して、支出負担行為等の経理処理を行って、契約した物品が納入されたことを確認(以下「検収」という。)した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

しかし、12 道府県は、14 年度から 18 年度までの間に、不適正な経理処理を行って需用費計 232,387,415 円(国庫補助金相当額 109,070,787 円)を支払っていた。

これを態様別に示すと、次のとおりである(表参照)。

(ア) 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの

5 府県、支払額 23,607,893 円(国庫補助金相当額 11,290,484 円)

<事例>

岩手県 A 部署は、平成 16 年度に、事務用品販売業者 2 社からリサイクルトナー等を購入して、これらの検収を行ったとして、国庫補助事務費等が支出される漁港漁場整備費等から需用費計 13,735,033 円(国庫補助金相当額 7,026,807 円)を支払っていた。

しかし、同部署は、実際には、業者に架空取引を指示して請求書等を提出させて、上記のリサイクルトナー等が納入されていないのに納入されたこととする虚偽の内容の関係書類を作成して当該需用費を支払っていた。

そして、当該支払金を業者に預け金として保有させ、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていた。

(イ) 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

3 県、支払額 43,695,241 円(国庫補助金相当額 21,646,005 円)

(ウ) 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

6 府県、支払額 50,825,516 円(国庫補助金相当額 22,052,495 円)

(エ) 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

12 道府県、支払額 100,642,646 円(国庫補助金相当額 48,284,968 円)

(オ) 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

8 道府県、支払額 13,616,119 円(国庫補助金相当額 5,796,835 円)

表 不適正な経理処理により支払われた需用費の額の道府県別・態様別内訳

(単位：円)

道府県名	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度納入	(オ)前年度納入	計
北海道	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	1,026,616 (513,396)	550,651 (278,569)	1,577,267 (791,965)
青森県	(—) (—)	(—) (—)	559,491 (166,225)	867,930 (194,474)	874,816 (335,519)	2,302,237 (696,218)
岩手県	17,982,379 (9,098,044)	20,841,832 (11,229,391)	6,843,984 (3,935,011)	34,259,354 (21,551,120)	995,084 (665,318)	80,922,633 (46,478,884)
福島県	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	1,861,615 (790,530)	(—) (—)	1,861,615 (790,530)
栃木県	88,200 (27,741)	(—) (—)	(—) (—)	9,604,506 (4,317,890)	(—) (—)	9,692,706 (4,345,631)
群馬県	(—) (—)	(—) (—)	149,247 (72,375)	6,124,739 (2,718,152)	387,534 (187,833)	6,661,520 (2,978,360)
長野県	891,886 (442,717)	10,701,373 (5,275,935)	651,747 (235,019)	8,966,045 (3,854,039)	652,004 (284,551)	21,863,055 (10,092,261)
岐阜県	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	141,063 (70,730)	171,492 (95,214)	312,555 (165,944)
愛知県	4,628,740 (1,719,102)	12,152,036 (5,140,679)	42,540,201 (17,616,364)	22,852,982 (9,004,656)	9,930,726 (3,941,314)	92,104,685 (37,422,115)
京都府	16,688 (2,880)	(—) (—)	80,846 (27,501)	13,467,514 (4,526,473)	53,812 (8,517)	13,618,860 (4,565,371)
和歌山県	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	1,277,660 (557,657)	(—) (—)	1,277,660 (557,657)
大分県	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	192,622 (185,851)	(—) (—)	192,622 (185,851)
計	23,607,893 (11,290,484)	43,695,241 (21,646,005)	50,825,516 (22,052,495)	100,642,646 (48,284,968)	13,616,119 (5,796,835)	232,387,415 (109,070,787)

(注) 括弧書きは国庫補助金相当額

イ 賃金の支払

12 道府県は、公共事業等の事務補助を行わせるために臨時職員を雇用して、当該臨時職員が国庫補助事業の用務を行っている場合には、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払うこととしている。

しかし、長野県は、14、15 両年度に、国庫補助事業に係る用務を行っていない臨時職員に対して、国庫補助事務費等が支出される科目から賃金計 886,260 円を支払っており、これに係る国庫補助金相当額計 347,289 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

また、7 道県は、14 年度から 18 年度までの間に、臨時職員の配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金計 164,893,866 円を支払っており、これに係る国庫補助金相当額 74,925,979 円を当該補助の対象とならない用途に使用していた。

ウ 旅費の支払

12 道府県は、職員が設計審査、工法協議等の国庫補助事業に係る用務で出張した場合には、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から旅費を支払うこととしている。

しかし、12 道府県は、14 年度から 18 年度までの間に、あいさつ回り、辞令交付、県単独事業、記念式典への参加、視察随行、各種任意団体の総会への出席、内部研修への参加等国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して、国庫補助事務費等が支出される科目から旅費計 174,932,982 円を支払っており、これに係る国庫補助金相当額 80,962,329 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

これらのアからウの事態は、12 道府県において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費を支払ったりしていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、12 道府県において、国庫補助事務費等の適正な会計経理に関する認識が十分でなかったこと、国庫補助事務費等は当該年度の国庫補助事業の施行に当たり直接必要な経費に限られることの認識が十分でなかったことなどによると認められる。

前記のアからウをまとめて道府県別に示すと次のとおりである。

道府県名	区分	年度	不適正な経理処理等により支出された国庫補助事務費等の額 円	不当と認める国庫補助金相当額 円	摘要
(740) 北海道	需用費 賃金 旅費 小計	14~18	1,577,267	791,965	不適正な経理処理補助の対象外 同
		14、18	1,487,626	1,235,922	
		14~18	21,551,175	14,258,548	
			24,616,068	16,286,435	
(741) 青森県	需用費 旅費 小計	14~17	2,302,237	696,218	不適正な経理処理補助の対象外
		14~18	10,736,608	4,081,779	
			13,038,845	4,777,997	

道府県名	区分	年度	不適正な経理処理等により支出された国庫補助事務費等の額 円	不当と認める国庫補助金相当額 円	摘要	
第3章 第1節 第10 農林水産省	(742) 岩手県	需用費	14~18	80,922,633	46,478,884	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14~18	41,850,147	19,960,656	
		旅費	14~18	18,382,504	8,023,201	
		小計		141,155,284	74,462,741	
	(743) 福島県	需用費	14~18	1,861,615	790,530	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14~18	7,817,119	3,335,730	
		旅費	14~18	28,537,500	10,951,944	
		小計		38,216,234	15,078,204	
	(744) 栃木県	需用費	17、18	9,692,706	4,345,631	不適正な経理処理補助の対象外 同
		旅費	17、18	732,280	270,252	
		小計		10,424,986	4,615,883	
	(745) 群馬県	需用費	14~18	6,661,520	2,978,360	不適正な経理処理補助の対象外 同
		旅費	14~18	3,846,526	2,055,967	
		小計		10,508,046	5,034,327	
	(746) 長野県	需用費	14~18	21,863,055	10,092,261	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14~18	50,833,010	25,544,447	
		旅費	14~18	14,115,392	5,814,512	
		小計		86,811,457	41,451,220	
	(747) 岐阜県	需用費	14~17	312,555	165,944	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14~18	6,767,999	3,411,505	
		旅費	14~18	16,566,734	9,935,017	
	小計		23,647,288	13,512,466		
(748) 愛知県	需用費	14~18	92,104,685	37,422,115	不適正な経理処理補助の対象外 同	
	賃金	14~18	2,315,875	862,856		
	旅費	14~18	36,337,935	13,176,387		
	小計		130,758,495	51,461,358		
(749) 京都府	需用費	14~18	13,618,860	4,565,371	不適正な経理処理補助の対象外 同	
	旅費	14~18	17,027,926	8,439,906		
	小計		30,646,786	13,005,277		
(750) 和歌山県	需用費	16~18	1,277,660	557,657	不適正な経理処理補助の対象外 同	
	賃金	14~18	54,708,350	20,922,152		
	旅費	16~18	7,092,302	3,951,619		
	小計		63,078,312	25,431,428		
(751) 大分県	需用費	18	192,622	185,851	不適正な経理処理補助の対象外 同	
	旅費	14	6,100	3,197		
	小計		198,722	189,048		
	計	需用費	14~18	232,387,415	109,070,787	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14~18	165,780,126	75,273,268	
		旅費	14~18	174,932,982	80,962,329	
(740)-(751)の合計				573,100,523	265,306,384	

(752) 沿岸漁業改善資金の貸付けが不当と認められるもの
(756)

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産業振興費
部局等	水産庁
助成の根拠	沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)
事業主体	4県
事業の内容	沿岸漁業従事者等に対する無利子の沿岸漁業改善資金の貸付け
貸付件数	5件(4沿岸漁業従事者)
貸付金額の合計	36,600,000円(国庫補助金相当額24,399,998円)
不当貸付金額	28,031,200円
補助の目的に沿わない国庫補助金相当額	18,687,465円

1 補助金の概要

水産庁は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)に基づき、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上を図るために、沿岸漁業従事者等に対して沿岸漁業経営の改善等に必要な資金の貸付けを行う都道府県に対して、その貸付けに必要な資金の3分の2以内を沿岸漁業改善資金造成費補助金として交付している。

都道府県は、この補助金に自己資金等を合わせて沿岸漁業改善資金として資金を造成して、貸付けを実施している。この沿岸漁業改善資金の貸付けは、近代的な漁業技術の導入等を行う沿岸漁業従事者等に対して、その所要資金を無利子で貸し付けるもので、資金の種類ごとに、貸付限度額は原則として10万円から2000万円まで、償還期間は2年以内から10年以内までとなっている。

貸付けに当たっては、①いわゆる釣宿等の経営を専らとしている者等は、沿岸漁業改善資金の貸付対象とはならず、沿岸漁業を営みつつ、兼業としてこれらの事業を営んでいる者は、沿岸漁業の経営に係る事業が貸付対象となること、②機器等の据付け及び搬入は、貸付決定通知を受けてから実施すること、③沿岸漁業改善資金の種類の一つである燃料油消費節減機器等設置資金の貸付対象機器である漁船用環境高度対応機関(注1)(以下「エンジン」という。)で貸付対象となるのは、原則としてエンジン本体のみで、その周辺機器等は含まないことなどの条件を付している。

そして、借受者は、事業完了後に事業実施報告書を提出して、都道府県はこれに基づいて事業の実施状況を審査、確認することとなっている。

(注1) 漁船用環境高度対応機関 通常の漁船用の推進機関と比較して燃料油の消費が削減される機関

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、借受者は貸付けの目的どおりに事業を実施しているか、貸付対象事業費に貸付対象外の機器等の経費を含んでいないか、これに対する道県の審査及び確認は適切に行われているかなどに着眼して、26道県及び307借受者において、事業実施報告書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、4県が実施した4借受者に対する5件36,600,000円の貸付けにおいて、借受者が、貸付対象の機器等をほとんど沿岸漁業以外の経営に使用していたり、貸付決定前に機器等の引渡しを受けていたり、機器等を貸付金額より低額で設置したりなどしていた。このため、28,031,200円の貸付けが補助の目的に沿わない結果となっており、国庫補助金相当額18,687,465円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、借受者が事実と相違した内容の事業実施報告を行っていたり、貸付対象となる機器等についての理解が十分でなかったりしていたこと、県の審査及び確認並びに借受者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、県別・貸付先別に示すと次のとおりである。

県名	貸付先	貸付対象	貸付年月	貸付対象事業費 (同上に 対する 貸付金 額)	貸付対象として適切でない事業費 (同上に 対する 貸付金 相当額)	補助の目的に沿わない国庫補助金相当額	摘要
				千円	千円	千円	
(752) 福島県	沿岸漁業従事者	エンジンの設置	18. 2	12,232 (11,650)	3,663 (3,081)	2,054	低額設置及び貸付対象外

この貸付けは、エンジンを設置するために必要な資金 12,232,500 円の一部として、11,650,000 円を貸し付けたものである。借受者は、事業実施報告書ではこのエンジンを貸付対象事業費どおりの額で設置したとしていたが、この貸付対象事業費は 2,623,000 円水増しされており、さらに、貸付けの対象とならない周辺機器等 1,040,700 円が含まれていた。

したがって、この事業についての適切な貸付金額を計算すると 8,568,800 円となり、本件貸付金額との差額 3,081,200 円が過大な貸付けとなっている。

(753) 愛知県	沿岸漁業従事者	エンジンの設置	18.12	9,555 (9,555)	9,555 (9,555)	6,370	貸付対象外
(754) 同	同	レーダーの設置	18.12	918 (695)	918 (695)	463	同
(755) 長崎県	同	エンジンの設置	17.10	8,295 (8,000)	8,295 (8,000)	5,333	同
小計				18,768 (18,250)	18,768 (18,250)	12,166	

これら 3 件の貸付けは、エンジン又はレーダーを設置するために必要な資金計 18,768,750 円(愛知県の沿岸漁業従事者の分計 10,473,750 円、長崎県の沿岸漁業従事者の分 8,295,000 円)の一部として、計 18,250,000 円(同計 10,250,000 円、同 8,000,000 円)を貸し付けたものである。借受者は、事業計画書では当該エンジン等を設置した漁船を主に沿岸漁業に使用するとしていたが、実際には当初からほとんど遊漁船業^(注2)に使用しており、当該漁船を使用した収入も遊漁船業によるものが大部分であった。

したがって、借受者は、当初から当該機器をほとんど沿岸漁業以外の経営に使用していたことから、貸付けの対象とならないものである。

(注2) 遊漁船業 釣船、釣宿等、船舶により乗客を漁場に案内して、釣りなどにより魚類等を採捕させる事業のことで、日本標準産業分類では漁業ではなく、娯楽業に分類されている。

(756) 和歌山県	沿岸漁業従事者	漁船の購入	17.10	6,700 (6,700)	6,700 (6,700)	4,466	貸付対象外
------------	---------	-------	-------	------------------	------------------	-------	-------

この貸付けは、新規に沿岸漁業を開始するに当たり、漁船を購入するために必要な資金として、平成 17 年 8 月の貸付申請を受けて、同年 10 月に貸付決定を行い、これに基づき 6,700,000 円を貸し付けたものである。借受者は、事業実施報告書では 17 年 10 月に 6,700,000 円で漁船を購入したとしていたが、実際には、貸付申請より前の同年 2 月に既に当該漁船の引渡しを受けていた。また、借受者は、購入代金を支払った当日に契約相手から 2,000,000 円の返金を受けていた。

したがって、貸付決定より前に当該漁船の引渡しを受けていたことから、この事業は貸付けの対象とならないものである。

(752)-(756)の計				37,701 (36,600)	29,132 (28,031)	18,687	
---------------	--	--	--	--------------------	--------------------	--------	--

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 林業・木材産業改善資金貸付事業の実施に当たり、自主納付制度を活用することにより、貸付需要に対応した適切な資金規模として資金を有効に運営するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)林業・木材産業等振興対策費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)
補助事業者 (事業主体)	17県
補助事業	林業・木材産業改善資金貸付
補助事業の概要	林業経営の改善等のために林業従事者等が必要とする資金の貸付事業を行う都道府県に対して、必要な資金の一部を助成するもの
資金造成額	86億5415万余円(平成19年度末)
上記の資金に対する国庫補助金 交付額	55億2934万余円
平成21年度に 自主納付の検討 対象とすべき額	14億4792万円
上記に対する国 庫補助金相当額	9億6528万円

【意見を表示したものの全文】

林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について

(平成20年10月22日付け 林野庁長官あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 林業・木材産業改善資金貸付事業等の概要

(1) 事業の概要

貴庁は、林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的として、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「助成法」という。)に基づき、林業従事者等が林業経営の改善等のために必要とする資金の貸付事業を行う都道府県に対して、当該貸付事業に必要なとする資金の3分の2に相当する金額を国庫補助金として交付している。

そして、都道府県は上記の貸付事業を行うため、特別会計を設置して、この国庫補助金に自己資金等を合わせて林業・木材産業改善資金(平成15年6月30日以前は林業改善資金。以下「資金」という。)を造成して、林業経営の改善を促進するために必要な機械の購入又は施設の設置等を行う林業従事者等に対して必要な資金を無利子で貸し付けている。また、この特別会計は、資金を借り入れた林業従事者等からの償還金を受け入れ、これを貸付財源に充当することを繰り返すことにより運営している。

(2) 貴庁における資金活用のための改善処置等

本院は、13年次に林業改善資金について会計実地検査を実施した結果、都道府県において貸付需要に見合った適切な資金規模にするための検討が十分でなかったため、特別会計で多額の繰越金が発生して、都道府県費分も合わせた財政資金が効果を発現することなく滞留している事態について、平成12年度決算検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として掲記したところである。そして、貴庁は、13年10月に通知を発して、都道府県において特別会計の資金を貸付需要に対応した適切な資金規模として、貸付けが見込まれない額のうち、国の補助金に相当する額を国へ自主納付できることとするなどの処置を講じている。

その後、貴庁は、貸付需要拡大のため、15年7月に助成法を改正して、貸付けの対象者を林業従事者のみならず木材製造業、木材卸売業等の木材産業の事業者まで拡充して、これに係る貸付金の限度額を1億円とするとともに、都道府県の直接貸付方式のほかに、銀行等の民間金融機関が都道府県から資金を借り受けて貸付けを行う転貸方式を追加するなどした。

(3) 資金の貸付け及び繰越しの状況の推移

本件貸付事業を実施している47都道府県における資金の貸付状況をみると、15年に貸付対象者の拡充等が行われたこともあり、16年度以降は少しずつ増加する傾向にあるものの、表1のとおり、19年度末貸付残高は12年度の123億3763万余円を下回る109億9576万余円となっており、資金造成総額に対する年度末貸付残高の比率(以下「貸付残高率」という。)は、19年度末においてもいまだに49.2%と、前回検査した12年度の水準にとどまる状況となっている。この結果、19年度末においても資金造成総額に対する次年度繰越額の比率(以下「繰越率」という。)が50%を上回る状況が続いている。

表1 資金の貸付残高及び繰越状況

年度	資金造成総額 (a) = ((b)+(c))				
	千円	千円	%	千円	%
平成12	25,578,873	12,337,630	48.2	13,241,243	51.8
15	25,021,831	8,598,334	34.4	16,423,497	65.6
16	24,878,768	9,089,662	36.5	15,789,106	63.5
17	23,332,339	9,496,289	40.7	13,836,050	59.3
18	22,883,968	10,070,403	44.0	12,813,565	56.0
19	22,353,110	10,995,760	49.2	11,357,350	50.8

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴庁は、前記のとおり、都道府県において資金を貸付需要に対応した適切な資金規模とするために、貸付けが見込まれない額のうち国の補助金に相当する額を国へ自主納付できることとするなどの処置を講じてきたところである。しかし、その後も、木材市況の低迷を背景として多額の繰越金が発生している事態はいまだ大きくは改善されていない状況にある。

そこで、有効性等の観点から、都道府県における資金が自主納付制度を活用するなどして貸付需要に対応した適切な資金規模で効果的な運営が図られているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

資金により貸付事業を実施している17県^(注1)(19年度末の資金造成総額86億5415万余円、うち国庫補助金55億2934万余円)において会計実地検査を行い、15年度から19年度までの5年間の貸付額、繰越額、自主納付の状況等について分析を行うなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 資金の貸付け及び繰越しの状況

19年度末の資金の貸付け及び繰越しの状況をみると、表2のとおり、貸付残高率が12県において50%を下回っており、このうち9県は30%に満たない状況であった。また、貸付残高率が5.4%と著しく低く、造成された資金がほとんど貸し付けられていない県も見受けられた。

表2 県別の貸付残高率(平成19年度末)

貸付残高率	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上100%	合計
県数	1	2	6	2	1	1	2	1	0	1	17
計	12					5					

イ 貸付けの計画と実績

都道府県は、毎年度、近年の貸付実績を勘案するなどして資金の貸付事業計画(以下「貸付計画」という。)を策定して、国の承認を受けた上で事業を実施するとともに、その実績を国に報告することとなっている。

そこで、15年度から19年度までの5年間の貸付計画と実績をみると、表3のとおり、12県において貸付計画額に対する実績額の比率の年平均値が50%を下回っていた。これは、必ずしも近年の貸付実績に基づくことなく貸付需要の増大を見込むなどしているため、多年にわたって貸付計画額が適切な貸付需要見込みを反映したものとはなっていない状況が見受けられた。

表3 県別の計画実施率

計画実施率	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上100%	合計
県数	0	3	5	3	1	0	2	3	0	0	17
計	12					5					

(注) 「計画実施率」とは、平成15年度から19年度までの貸付計画額に対する実績額の比率の年平均値である。

ウ 自主納付制度の活用状況

貴庁は、前記のとおり、都道府県において資金を貸付需要に対応した適切な資金規模とすることを目的として、将来にわたり貸付けに活用されないと見込まれる額のうち国の補助金に相当する額を国へ自主納付できることとした。

そこで、自主納付制度の活用状況についてみると、自主納付を2回実施した県が2県、1回実施した県が5県にとどまっており、表4のとおり、19年度における繰越率が50%以上となるなど、資金が滞留しているにもかかわらず、貸付需要の増大を見込むなどして自主納付を実施していない県が多数見受けられた。

また、自主納付は実施したものの、19年度における繰越率が50%以上となっており、資金の滞留状況が改善されているとは認められない県が6県見受けられた。

表4 県別の自主納付の実施状況及び繰越率(平成19年度末)

繰越率	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%	合計
県数	1	0	1	2	1	1	2	6	2	1	17
小計	5					12					7
うち自主納付実施	0	0	0	1	0	1	0	2	2	1	
小計	1					6					
うち自主納付未実施	1	0	1	1	1	0	2	4	0	0	10

<事例>

A県では、平成13年度に国庫補助金相当額4000万円の自主納付を実施して、19年度末で総額6億7032万余円(国庫補助金4億3461万余円)の資金規模となっているが、15年度から19年度までの各年度の貸付実績がそれぞれ1件68万円、7件3582万円、4件3375万円、6件3755万円及び2件800万円と低調であったため、その繰越額はそれぞれ4億5156万余円(繰越率67.6%)、4億8535万余円(同72.6%)、5億1056万余円(同76.4%)、5億1392万余円(同76.9%)及び5億4798万余円(同81.7%)と年々増加していた。

これは、木材市況の低迷を背景として、毎年度の貸付実績が資金規模に比べて著しく低い水準にとどまっていて、13年度の自主納付実施後も資金の滞留状況が改善されていないにもかかわらず、貸付実績に基づいた貸付需要の予測により、適切な資金規模を把握した上で、これにより自主納付の検討を行っていなかったことなどによると認められる。

エ 自主納付の検討及び自主納付額の算定について

都道府県は、毎年度、貸付計画の承認申請に先立ち、将来の資金収支状況を予測するため、中期的な貸付年次計画(以下「中期計画」という。)を作成して貴庁に提出している。中期計画においては、前年度繰越額、償還額等を財源とした貸付原資を収入として、貸付額及び自主納付額を支出としてその収支差額を繰越額として中期的な見込みを立てている。そして、多くの都道府県で自主納付の要否及び自主納付額を決定する場合には、資金が回転することを前提として中期的な資金の滞留額を予測した上で、貸付原資の不足を来さないよう検討を行っている。

そこで、今回検査した17県が作成した20年度から25年度までの6年間の中期計画を用いて、15年度から19年度までの過去5年間における最大の貸付実績額を毎年度の貸付見込額として自主納付の検討対象とすべき額を試算してみると、表5のとおり、14県で計9億6528万余円(国庫補助金相当額)の資金が自主納付の検討対象になると見込まれた。

表5 自主納付の検討対象とすべき額

(単位：千円)

貸付原資 (a)	貸付額 (b)	繰越額 (c) = ((a) - (b))	自主納付の検討対象額 (d) = (c) / 2	左のうち国庫補助金相当額 (d) × 2/3
3,826,621	930,768	2,895,853	1,447,926	965,284

(注) 「貸付原資」、「貸付額」及び「繰越額」は中期計画を用いて算出した平成20年度を始期とする5年先(24年度末)の見込額である。

なお、上記自主納付の検討を随時繰り返し行うことにより、最新の貸付見込額に基づいて算出される将来の繰越額のうち余剰分とみなされる資金が着実に解消される効果が見込まれる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、貴庁は自主納付制度を整備したものの、多くの県において資金が依然として貸付需要に対応した適切な資金規模となっておらず、多額の繰越金を発生させている事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 都道府県において、適切な貸付需要予測に基づいた貸付計画を作成して、これを基に貸付需要に対応した適切な資金規模を把握することにより自主納付の要否についての検討がなされていなかったこと、また、自主納付をする場合に貸付需要に対応した適切な資金規模に基づいた納付額の算定がなされていなかったこと
- イ 貴庁において、都道府県に対して、貸付需要に対応した適切な資金規模による資金の運営についての把握及び指導が十分ではなかったこと、また、自主納付の検討対象とすべき額の算定方法等について、自主納付制度の活用に関する指針を示していなかったこと

3 本院が表示する意見

本件貸付事業は、昭和51年に発足して以来、無利子資金の貸付けを通じて林業経営及び木材産業経営の健全な発展等に貢献してきたところである。しかし、近年は少しずつ貸付額が増加する傾向が見受けられるとはいえ、木材市況の低迷等により貸付需要が落ち込み、いまだ多額の資金が活用されないまま滞留する状況となっている。

貴庁では、前記の事態に係る本院の指摘を受けて、平成20年9月12日付けで都道府県に対して通知を発して、今後更に貸付需要の拡大への取組を積極的に行うよう要請するとともに、自主納付の検討対象とすべき額の算定方法等について、自主納付制度の活用に関する指針を示すなどしている。

については、今後、都道府県が、貸付需要に対応した適切な資金規模で資金を有効に運営するために、上記の指針に基づいて自主納付制度を活用することが重要であることにかんがみ、貴庁において、都道府県に対して、自主納付の検討に関する指針の周知徹底を図るとともに、資金の運営状況についてより一層把握に努め、その状況に応じた的確な指導を行うよう意見を表示する。

(注1) 17県 青森、岩手、宮城、秋田、福島、埼玉、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、高知、福岡、熊本各県

(注2) 14県 青森、宮城、秋田、福島、埼玉、愛知、滋賀、奈良、鳥取、広島、山口、高知、福岡、熊本各県

(2) 新農業水利システム保全対策事業において、農業水利システムの再構築に資するために策定される農業水利システム保全計画が、農業水利施設の機能診断等の結果を反映した適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費 (項)北海道農業生産基盤整備事業費
部 局 等	農林水産本省、7 農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	19 道府県(うち事業主体 府1、県1、計2 府県)
間接補助事業者 (事業主体)	市8、町5、土地改良区76、計89 事業主体
補助事業 補助事業の概要	新農業水利システム保全対策 農地の利用集積等への制約要因を除去して、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現するために、農業水利施設の機能診断等の実施により、制約要因及び除去手段を明確にした保全計画を策定するなどのもの
保全計画が適切 に策定されてい ない地区	138 地区
上記に係る事業 費	8 億 4778 万余円(平成 16 年度～19 年度)
上記に対する国 庫補助金交付額	8 億 3526 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

新農業水利システム保全対策事業における農業水利システム保全計画の策定について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 補助事業の概要

(1) 新農業水利システム保全対策事業

貴省は、農業水利施設とそれらの施設を管理する組織の総体である農業水利システムが、我が国における食料の安定供給確保のための重要な基盤として、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図る上で、その役割を永続的に発揮することが不可欠であるとしている。また、貴省は、農業水利システムの役割を發揮させるためには、これを新たな農業構造に対応した担い手中心の省力的システムに再構築することが必要であるとしている。

このため、貴省は、米政策改革基本要綱(平成 15 年農林水産省決定)に基づき策定された地域水田農業ビジョンの実現に向けて、新農業水利システム保全対策事業実施要綱(平成 16 年 15 農振第 2543 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、平成 16 年度以降、新農業水利システム保全対策事業(以下「保全対策事業」という。)を国庫補助事業として実施している。

そして、この保全対策事業は、都道府県、土地改良区等が事業主体となって、農業水利システム保全計画(以下「保全計画」という。)の策定等を行う農業水利システム保全計画策定事業(以下「計画策定事業」という。)と、計画策定事業と併せて省力化のための農業水利施設の整備等を行う管理省力化施設整備事業により構成されている。

(2) 計画策定事業

計画策定事業を実施する事業主体は、あらかじめ関係農家及び関係地域住民と十分調整の上で、水利地域水田農業ビジョン(以下「水利地域ビジョン」という。)及び当該計画策定事業に係る事業計画を策定することとなっている。水利地域ビジョンにおいては、農地の利用集積等への制約要因とその除去のための手段等を記載することとなっており、事業主体は、この水利地域ビジョンと整合しつつ、農業水利施設の機能診断、水利用と管理の在り方の技術的検討等を行い、農地の利用集積等への制約要因を除去して合理的な水利用、管理の省力化等を実現するための保全計画を策定することとなっている。

そして、計画策定事業の実施に当たり、事業主体は、都道府県知事に事業実施の申請を行い、都道府県知事は、事業採択申請書に水利地域ビジョン及び事業計画書等を添えて地方農政局長等に提出して、地方農政局長等は、これらの事業採択申請書等を審査の上、事業の採択を決定することなどとされている。また、毎年度、事業主体は都道府県知事に、都道府県知事は地方農政局長等に、事業の実施結果等を報告することとされており、事業実施3年目の報告にあつては、水利地域ビジョンの進ちよく状況を確認して、保全計画等を添えて提出することとされている。計画策定事業の採択期間は16年度から21年度まで、実施期間は16年度から25年度までの中で5年間とされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

我が国の農業水利施設は、昭和30年代から40年代にかけて整備されたものが多く、近年はその老朽化が一段と進んでおり、また、農業者の減少、高齢化等に伴い、農業水利施設の十分な管理が困難となってきている。そして、このような現状を背景として、農業水利システムを新たな農業構造に対応した担い手中心の省力的システムに再構築していくことの重要性は、一段と高まっている状況になっている。

そこで、有効性等の観点から、計画策定事業において策定された保全計画は、農地の利用集積等への制約要因を除去して、合理的な水利用と管理の省力化等の実現に資するものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴省、19道府県、13市町及び86土地改良区において会計実地検査を行った。^(注)そして、府県、土地改良区等の101事業主体において、平成16年度から19年度までの間に計画策定事業を実施して、かつ、19年度までに保全計画が策定されている163地区(事業費10億3100万余円、国庫補助金10億1648万余円)を対象として、保全計画、実績報告書等の書類及び現地の状況を検査するとともに、事業主体である土地改良区等に対して計画策定事業の実施内容等についての報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、計画策定事業において適切とは認められない事態が次のとおり見受けられた。

(1) 農業水利施設の機能診断等の結果の保全計画への反映

前記のとおり、保全計画は、水利地域ビジョンと整合したものであるとされており、農業水利施設の機能診断等の結果を反映することなどにより、水利地域ビジョンをより具体化したものとなる。

そして、前記 163 地区の水利地域ビジョンにおける農地の利用集積等への制約要因についてみると、水門操作が手動式で操作に手間がかかるなどの農業水利施設に起因するものや、農業従事者の高齢化等により用水路周辺の草刈りが困難であるなどの農業水利施設の維持管理に起因するものが見受けられた。

そこで、農業水利施設の機能診断、担い手へのアンケート調査の結果等に基づき策定された保全計画において、農地の利用集積等への制約要因及びその除去のための手段が、どのように具体化されているか調査したところ、次のとおりとなっていた。

ア 農業水利施設に起因する農地の利用集積等への制約要因等

前記 163 地区のすべての地区において、農業水利施設の機能診断の結果、農業水利施設に起因する農地の利用集積等への制約要因があり、どの農業水利施設が制約要因となっているかが保全計画に明らかにされていた。そして、その制約要因を除去する手段についてみると、163 地区のうち、83 地区については、制約要因を除去するために整備が必要と診断されたすべての農業水利施設について、水門操作の電動化等の具体的な整備方針及び整備時期が保全計画に記載されていた。

しかし、残りの 80 地区については、整備が必要と診断された農業水利施設の一部について、その整備方針等が保全計画に具体的に記載されていないため、これらの農業水利施設について、制約要因の除去がどのように図られることとなるのかが明らかにされておらず、保全計画の記載内容が十分なものとなっていなかった。

イ 農業水利施設の維持管理に起因する農地の利用集積等への制約要因等

前記 163 地区のうち、担い手等へのアンケート調査等の結果、65 地区において、農業水利施設の維持管理に起因する農地の利用集積等への制約要因があるとされていた。そして、このうち、34 地区については、維持管理活動に係る労力の確保が困難であるなどとして改善の要望がある制約要因と、その除去のための手段として、点在する農業水利施設を一体的に管理できるよう管理組織を再編することなどの具体的な解決策が保全計画に記載されていた。

しかし、残りの 31 地区については、アンケート調査等の結果で明らかとなった農地の利用集積等への制約要因及びその解決策が保全計画に記載されていないため、制約要因の除去がどのように図られることとなるのかなどについて、保全計画の記載内容が十分なものとなっていなかった。

(2) 保全計画における農業水利施設の管理体制

前記のとおり、貴省は、農業水利システムの役割を發揮させるためには、これを新たな農業構造に対応した担い手中心の省力的システムに再構築することが必要であるとしてい

る。そこで、前記 163 地区の保全計画において、計画策定事業の実施により農業水利施設の管理体制が従来に比べてどのように変わるのかという点について、保全計画の記載状況を調査したところ、次のとおりとなっていた。

すなわち、38 地区の保全計画については、農業水利施設の管理体制を再整備する必要があるとして、施設管理、配水管理等ごとに今後の管理体制が具体的に記載されていたり、新たな管理マニュアルが策定されていたりなどしていた。

しかし、残りの 125 地区の保全計画については、今後の農業水利施設の管理体制について全く記載されていなかったり、具体的な内容が記載されていなかったりして、保全計画の記載内容が十分なものとなっておらず、農業水利システムの再構築に対する事業主体の認識が十分ではない状況になっていた。

そして、(1)及び(2)の状況を整理すると次表のとおりとなり、163 地区のうち 25 地区(4 道府県の 10 事業主体)については、保全計画に農地の利用集積等への制約要因の除去のための手段等がすべて明確に記載されていたが、残りの 138 地区(19 道府県の 91 事業主体、事業費 8 億 4778 万余円、国庫補助金 8 億 3526 万円)については、農業水利施設、農業水利施設の維持管理のそれぞれに起因する農地の利用集積等への制約要因及びその除去のための手段並びに今後の農業水利施設の管理体制の一部又は全部が保全計画に明確に記載されておらず、保全計画の記載内容が十分なものとなっていないと認められた。

表 農業水利施設に起因する農地の利用集積等への制約要因等の保全計画への記載状況

農地の利用集積等への制約要因等	記 載 状 況	地 区 数	
① 農業水利施設に起因する農地の利用集積等への制約要因及びその除去のための手段	左記①、②及び③のすべてについて明確に記載されている地区	25	
② 農業水利施設の維持管理に起因する農地の利用集積等への制約要因及びその除去のための手段	左記①、②及び③の一部が明確に記載されていない地区	72	138
③ 今後の農業水利施設の管理体制	左記①、②及び③のすべてについて明確に記載されていない地区	66	
計		163	

<事例>

A 県 B 郡 C 町に所在する D 地区(水利区域面積 543ha)においては、土地改良区が事業主体となって、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間に事業実施期間として計画策定事業を実施しており、19 年度までの間の事業費は計 900 万円(国庫補助金同額)となっている。

そして、18 年度に、同地区内の用水路、樋門等 111 か所の機能診断及び水利区域内の農家に対するアンケート調査を実施していた。

しかし、19 年度に策定された保全計画については、農業水利施設の機能診断により溢水等が認められた 22 か所の用水路等について、その補修内容及び補修時期が具体的に記載されていたが、他の 89 か所の中にも、溢水等が多数見受けられたのに、これらの補修内容等が明確にされていなかった。また、農業水利施設の維持管理についても、アンケート調査により明らかとなった問題点、解決策及びそれらを反映した今後の管理体制が保全計画に記載されておらず、農業水利施設の機能診断及びアンケート調査の結果が、保全計画に十分反映されていなかった。

(改善を必要とする事態)

上記のように、保全計画が農業水利施設の機能診断等により判明した具体的な農地の利用集積等への制約要因及びその除去のための手段を十分に反映したものとなっていないなどの事態は、制約要因を除去することにより担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現するための指針として今後とも保全計画の有効活用を図る上で適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、計画策定事業の趣旨に対する理解が十分でなく、保全計画に農業水利施設の機能診断等の結果を十分に反映させることなどに対する認識が十分でないこと
- イ 貴省において、道府県及び事業主体に対する計画策定事業の趣旨の周知徹底及び指導が十分でないこと
- ウ 貴省及び道府県において、保全計画に対する審査が行われていないこと及び保全計画の記載内容に対する指導が十分に行われていないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、前記のとおり、計画策定事業を25年度まで実施することとしていることから、計画策定事業の実施において問題が見受けられるものについて、その原因分析を行い、対応策を講じて、計画策定事業を適切に実施していくことが、計画策定事業の事業効果の更なる発現にとって肝要となる。

については、貴省において、前記の138地区に係る保全計画を機能診断等の結果を反映した適切なものに修正させるなどするとともに、計画策定事業の事業効果が発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 事業主体に対して、都道府県を通じて、計画策定事業の趣旨の周知徹底及び指導を行い、計画策定事業の趣旨に基づく事業の実施を図ること
- イ 事業主体が策定した保全計画に対する審査を行い、農業水利施設の機能診断等の結果を十分反映させていない保全計画については事業主体にこれを修正させるなどして、事業主体に対して適時適切な指導を行うこと

(注) 19道府県 北海道、大阪府、岩手、山形、福島、茨城、新潟、富山、山梨、長野、静岡、三重、鳥取、広島、山口、愛媛、佐賀、大分、鹿児島各県

(3) 農業集落排水事業の計画及び実施に当たり、事業計画策定の際に行う他省所管の汚水処理施設整備事業との経済比較に用いる施設の耐用年数等をより実態を反映したものとすることにより、経済的な事業の実施を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)農林水産本省	(項)農村整備事業費
			(項)沖縄開発事業費
			(項)地域再生推進費
			(項)離島振興事業費
			(項)北海道農村整備事業費

部 局 等	農林水産本省、8農政局等
補助の根拠	地域再生法(平成17年法律第24号)、予算補助
補助事業者	16道府県
間接補助事業者 (事業主体)	市40、町39、村14、計93事業主体
補助事業	農業集落排水、農業集落排水緊急整備、農業集落排水資源循環統合補助、農村振興総合整備統合補助
交付金事業	污水处理施設整備交付金、村づくり交付金
補助事業等の概要	農村生活環境の改善を図るなどのために、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設の整備を行うもの
経済比較が適切 に行われてい なかつた地区数	82地区
上記に係る事業 費	383億0900万余円(平成14年度～19年度)
上記に対する国 庫補助金等交付 額	194億2341万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

農業集落排水事業の計画及び実施について

(平成20年10月31日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 農業集落排水事業の概要

(1) 農業集落排水事業の概要

貴省は、「農業集落排水事業実施要綱」(昭和58年58構改D第271号農林水産事務次官通達。以下「実施要綱」という。)等に基づき、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するなどのため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設(以下「農業集落排水施設」という。)等を整備する事業(以下「農業集落排水事業」という。)を実施する都道府県、市町村等(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)に対して、毎年度、多額の国庫補助金及び交付金(以下、これらを合わせて「国庫補助金等」という。)を交付して事業の推進を図っている。

農業集落排水施設は、污水处理場及び管路、公共污水ますなどから構成される末端受益戸数2戸までの管路施設並びにこれらの付帯施設とされている。

(2) 農業集落排水事業の計画及び実施の手順

農業集落排水事業は、実施要綱等に基づき、次のような手順に沿って計画され、実施されている。

- ① 市町村は、都道府県と協議して、整備の基本構想等を定めた農業集落排水整備計画(以下「整備計画」という。)を作成する。

② 事業主体は、事業の採択申請に当たり、整備計画に即して、事業計画区域の範囲、事業を実施するための費用の概算額(以下「概算事業費」という。)等を定めた農業集落排水事業計画(以下「事業計画」という。)等を経済性、地域特性等を検討して作成する。

③ 貴省は、都道府県から提出された事業計画を審査して、事業採択する。

④ 都道府県は、市町村及び事業主体に対して、整備計画及び事業計画の作成並びに事業の実施の適切かつ円滑な推進のための技術的な助言、指導等を行う。

(3) 類似事業との調整

農業集落排水事業と同様に、農業集落において污水处理施設を整備する事業として、し尿と生活雑排水とを併せて処理する浄化槽(以下「合併処理浄化槽」という。)の計画的な整備を実施する市町村に対して助成を行う環境省所管(平成13年1月5日以前は厚生省所管)の整備事業がある。

この合併処理浄化槽による污水处理方式は、受益者の庭先等に埋設された合併処理浄化槽によりし尿等を個別に処理して、近傍の排水路に処理水を排出するものであり、受益者の住居が散在している場合に経済的な処理方式となる。これに対して、汚水を污水处理場まで集水するための管路施設が必要となる污水处理方式の農業集落排水施設は人口密集地域では経済的な処理方式であるが、受益者の住居が散在している場合には、設置する管路施設の延長が長大なものとなって経済的な処理方式とはならないおそれがある。

そこで、12年10月に貴省と当時の厚生省及び建設省は、事業主体がこれらの污水处理方式の有する特性を踏まえた上で行う事業選定に資するために、「污水处理施設の効率的な整備の推進について」(平成12年衛環第82号、12-1、建設省都下企第43号、建設省都下公第28号関係課長連名通知。以下「三省通知」という。)を都道府県に発出して、污水处理施設の統一的な経済比較の考え方を示した。その後、貴省は、13年3月に農業集落排水施設と合併処理浄化槽の経済比較(以下「経済比較」という。)に係る事務連絡を発出するとともに、同年5月に農業集落排水整備計画策定マニュアルを改定して、三省通知に基づく経済比較を行う際の具体的な手順及び計算事例を示して、整備計画及び事業計画の作成並びに見直しの際に行う経済比較の参考となるよう、都道府県及び事業主体に周知を図った。

これら三省通知等によると、経済比較に当たっては、次の①又は②の算定式により、農業集落排水施設又は合併処理浄化槽の建設費(以下、それぞれ「施設建設費」、「浄化槽建設費」という。)や耐用年数等に基づいてそれぞれ1年間の所要経費(以下「年経費」という。)を算出して、両者の年経費を比較して、年経費の低い方が経済的であるとしている。

$$\begin{aligned}
 \text{①} \quad & \boxed{\text{農業集落排水施設の年経費}} = \boxed{\text{施設建設費}} \div \boxed{\text{耐用年数}} + \boxed{\text{1年当たりの維持管理費}} + \boxed{\text{その他必要に応じて計上する費用}} \\
 \text{②} \quad & \boxed{\text{合併処理浄化槽の年経費}} = \left[\boxed{\text{1基当たりの浄化槽建設費}} \div \boxed{\text{耐用年数}} + \boxed{\text{1年当たりの維持管理費}} + \boxed{\text{その他必要に応じて計上する費用}} \right] \times \boxed{\text{設置基数}}
 \end{aligned}$$

上記算定式の耐用年数については、事業主体が地域の実情等を勘案して、次表を参考にして法令等に基づく年数又は使用実績による年数のいずれかを選択することとなっている。

表 経済比較の際に用いる耐用年数

項目	農業集落排水施設		合併処理浄化槽	
法令等に基づく年数	汚水処理場	23年		7年
	管路施設	50年		
使用実績による年数	処理場土木建築物	50～70年	躯体	30年～
	処理場機械電気設備	15～35年	機器設備類	7～15年程度
	管路施設	50～120年		
	(事務連絡の参考計算例)		(事務連絡の参考計算例)	
	処理場土木建築物と機械電気設備の総合耐用年数	35年	躯体と機器の総合耐用年数	26年
	管路施設	85年		

上記表の法令等に基づく年数のうち農業集落排水施設の23年及び50年は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める減価償却資産の耐用年数から算出するなどした年数であり、合併処理浄化槽の7年は、合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱(昭和62年衛浄4号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「浄化槽実施要綱」という。)等に示された年数である。また、使用実績による年数は、農業集落排水施設については、過去に設置された下水道施設に関する当時の建設省の実態調査の結果に準拠した年数で、合併処理浄化槽については、過去に設置されたものに関する当時の厚生省の実態調査の結果に基づいた年数である。

そして、施設建設費は費用関数^(注1)を用いて算出して、浄化槽建設費は浄化槽1基当たりの設置費用を用いることとされている。また、維持管理費は、地域の実情等を勘案して、別途の費用関数等を用いて算出することとされている。

(注1) 費用関数 農業集落排水施設の処理対象人口など代表的な計画数値を変数として、施設建設費や維持管理費を算出するためのもの

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

農業集落排水事業は、活力ある農村社会の形成等に資することを目的として、長年にわたり多額の国庫補助金等を投下して実施されている事業であり、今後とも実施することが見込まれている。

しかし、近年、我が国においては、地方の過疎化、人口の高齢化等が進み、今後とも農業集落排水事業を実施することが見込まれる中山間地域等の農業集落において、これらの傾向が特に顕著になっている。そして、既に同事業を完了した農業集落において、整備した管路施設が有効利用されていない状況が一部見受けられていることなどから、今後の同事業の実施に際しては、それぞれの汚水処理方式の有する特性を踏まえて、当該地域に最も適した整備手法を選定するなど、より適切に汚水処理施設の整備を行うことが必要である。

そこで、経済性等の観点から、経済比較は適切に行われているかなどの点に着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴省、23道府県において、14年度から19年度までの間に事業が採択された132事業主体に係る199地区(事業費計1473億0959万余円、国庫補助金等755億6628万余円)

を対象として、事業計画等の書類及び現地の状況を調査するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 23道府県 北海道、京都府、岩手、山形、福島、茨城、新潟、富山、山梨、長野、静岡、三重、奈良、鳥取、島根、広島、山口、愛媛、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、経済比較に当たり、次のような事態が見受けられた。

ア 使用実績による耐用年数を用いることなく法令等に基づく耐用年数を用いて年経費を算出して経済比較を行っているもの

12 道府県
81 事業主体
86 地区
事業費計 561 億 8957 万余円
国庫補助金等計 297 億 7387 万余円

年経費の算出に用いる耐用年数については、15 道府県の 122 事業主体が事業を実施した 113 地区において、使用実績による年数を用いていた。

一方、12 道府県の 81 事業主体が事業を実施した 86 地区においては、法令等に基づく年数を用いていた。しかし、法令等に基づく年数として示された合併処理浄化槽の7年は、浄化槽実施要綱等により、合併処理浄化槽設置整備事業の対象となる地域が下水道の整備が今後7年間は見込まれない下水道事業計画区域内の地域とされていることから、下水道事業と合併処理浄化槽設置整備事業の間における国の二重投資を避ける年限として定められたものであり、必ずしも使用実態を反映したものではない。また、農業集落排水施設の23年及び50年は、税制上の減価償却資産の耐用年数から算出するなどした年数である。これに対して、使用実績による年数は、過去に設置された合併処理浄化槽等の実態調査の結果に基づくものであり、使用実態を反映したものとなっている。ちなみに、「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル」(平成14年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室制定)では、経済比較に用いる浄化槽本体の耐用年数を使用実績による年数としている。

以上のように、法令等に基づく年数は、設置された施設が実際に使用される期間とは別の観点から定められた年数となっている。そして、経済比較は、設置された施設が実際に使用される期間においてどの程度の年経費を要するかについて比較を行うものであることから、法令等に基づく年数又は使用実績による年数のいずれかを選択することとなっている場合、地域の実情等特段の事情がない限り、使用実態を反映した使用実績による年数を用いることが適切であると認められる。

前記の使用実績による年数を用いていた 113 地区においては、農業集落排水施設の污水处理場の年数を 35 年、合併処理浄化槽の年数を 26 年とするなどしており、污水处理場が合併処理浄化槽より 1.3 倍長い耐用年数を有することとなっている。一方、法令等に基づく年数を用いていた 86 地区においては、農業集落排水施設の污水处理場の年数を 23 年、合併処理浄化槽の年数を 7 年としており、污水处理場が合併処理浄化槽より 3.2 倍長い耐

用年数を有することなどとなっている。このため、法令等に基づく年数を用いて経済比較を行う場合には、使用実績による年数を用いる場合と比較して、合併処理浄化槽の経済性が農業集落排水施設よりも低く評価されることとなる。

そして、法令等に基づく年数を用いて経済比較を行っていた 86 地区において、法令等に基づく年数を用いなければならないような地域の実情等特段の事情があるか調査したところ、そのような特段の事情は特に見受けられなかった。

イ 概算事業費を用いることなく費用関数により施設建設費を算出して経済比較を行っているもの

17 道府県
124 事業主体
119 地区
事業費計 828 億 9098 万余円
国庫補助金等計 433 億 1874 万余円

施設建設費については、11 府県の 89 事業主体が事業を実施した 80 地区において、事業の採択申請に当たり作成する事業計画に定められた概算事業費を用いていた。この概算事業費は、実際に工事を行う場合に必要となる費用をすべて見込んだものとなっている。

一方、17 道府県の 124 事業主体が事業を実施した 119 地区においては、施設建設費を費用関数により算出していた。しかし、この費用関数は、整備計画の策定時における経済比較に用いる施設建設費を算出するなどのために用いられるものである。そして、この費用関数により算出される建設費には、概算事業費の約 2 割を占める測量試験費等の費用が含まれていないのに、この 119 地区においては、測量試験費等を施設建設費に加算するなど、費用関数により算出した施設建設費を実態に近いものに補正する措置が執られていなかった。

したがって、経済比較に用いる施設建設費については、整備計画の策定時に用いられる費用関数により算出するのではなく、概算事業費を用いることにより、より実態に近い施設建設費に基づく経済比較を行うことが適切であると認められる。

仮に、前記のア又はイに該当する 140 地区について、耐用年数を法令等に基づく年数ではなく使用実績による年数を用いて、また、施設建設費を費用関数により算出するのではなく概算事業費を用いて年経費を算出するなどして改めて経済比較を行うと、16 道府県の 93 事業主体に係る 82 地区(事業費計 383 億 0900 万余円、国庫補助金等計 194 億 2341 万余円)については、農業集落排水施設より合併処理浄化槽の方が経済的となる。そして、このような場合には、農業集落排水施設の事業規模を縮小した場合の経済比較を再度行うなどして同施設が経済的となる事業規模を特定して、この事業規模から除外された周辺地域については合併処理浄化槽の整備を行うことが、地区全体として経済的な污水处理施設の整備となる。

<事例>

A 県 B 市では、C 地区において農業集落排水事業を実施するため、平成 14 年度に事業計画作成の一環として経済比較を行っている。そして、経済比較に用いる耐用年数として、法令等に基づく年数を用いて、また、施設建設費を費用関数により算出するなどして年経費を算出した結果、農業集落排水施設は 1161 万円、合併処理浄化槽は 1479 万円とな

り、農業集落排水施設の方が経済的であるなどとして、農業集落排水事業の事業申請を行っていた。

しかし、地域の実情等特段の事情がないのであるから耐用年数として法令等に基づく年数ではなく使用実績による年数を用いて、また、施設建設費を費用関数により算出するのではなく概算事業費を用いるなどして改めて年経費を算出したところ、農業集落排水施設は1225万円、合併処理浄化槽は783万円となり、合併処理浄化槽の方が経済的となる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、経済比較における年経費の算出に当たり、年経費の算出に用いる耐用年数として、地域の実情等特段の事情がないにもかかわらずより実態に近い使用実績による年数を用いることなく法令等に基づく年数を用いていたり、施設建設費をより実態に近い概算事業費を用いることなく費用関数により算出していたりする事態は、農業集落排水施設に比べて合併処理浄化槽の経済性がその使用実態にかかわらず低く評価されるものとなっており適切ではなく改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、三省通知等の趣旨、内容に対する理解が十分でないことなどから、より実態に近い使用実績による耐用年数や概算事業費を用いて経済比較を行うことについて認識が十分でなかったこと
- イ 道府県において、事業主体に対する三省通知等の趣旨、内容の周知徹底、経済比較の実施に係る指導が十分でなかったこと
- ウ 貴省において、事業主体が行っている経済比較の実態を十分に把握しておらず、事業採択時における審査が十分なものとなっていなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省では、今後とも地方公共団体等が事業主体となって実施する農業集落排水事業に対し、引き続き国庫補助金等を交付していくこととしている。また、農業集落排水事業の対象となる中山間地域等の農業集落においては、人口の減少、高齢化世帯の増加等が顕著になっており、このような地域においては、それぞれの汚水処理方式の有する特性を踏まえて、当該地域に最も適した整備手法を選定するなど、より適切な汚水処理施設の整備を行うことがより一層強く求められている。

については、貴省において、より一層の経済的な事業の実施に資するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 都道府県に対して、事業計画策定時における経済比較に当たり、次のことを十分に認識した上で年経費の算出を行うことについて、事業主体にその周知徹底を図るとともに、その実施に当たり指導等を十分に行うよう助言すること
 - (ア) 年経費の算出に用いる耐用年数については、法令等に基づく年数とする地域の実情等特段の事情がない限り、使用実績による年数とすること
 - (イ) 施設建設費については、原則として概算事業費を用いること
- イ 事業採択時において、事業主体が行っている経済比較の実態を十分に把握し、経済比較が適切に行われているかなどの点について十分に審査を行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 地域バイオマス利活用交付金に係る施設整備事業等において、事業実施の確実性に係る審査等の充実を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村振興費
部 局 等	農林水産本省、3 農政局
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等	県6、町1
間接補助事業者等	市3
間接補助事業者等(事業主体)	市3、組合2、会社3、計8事業主体
補助事業等	バイオマス利活用フロンティア整備、バイオマスの環づくり交付金、地域バイオマス利活用交付金
補助事業等の概要	地域における効果的なバイオマスの利活用を図るために必要なバイオマス変換施設等の一体的な整備等
意向調査等が十分でないため、バイオマス資源の受入量が確保できず、運営初年度の利用率が低調となっていた施設	8施設(平成15年度～18年度)
上記の施設に係る事業費	33億7306万余円
上記に対する国庫補助金等交付額	15億1719万円

1 事業の概要

農林水産省は、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定されたことを踏まえて、環境と調和のとれた循環型社会の構築を図るために、15、16両年度に、バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱(平成15年14農振第2414号農林水産事務次官依命通知)等に基づきバイオマス利活用フロンティア整備事業を、また、17、18両年度に、バイオマスの環づくり交付金実施要綱(平成17年16環第299号農林水産事務次官依命通知)等に基づきバイオマスの環づくり交付金に係る施設整備事業を実施している。そして、18年3月に新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定されたことを踏まえて、19年度から、地域バイオマス利活用交付金実施要綱(平成19年18環第275号農林水産事務次官依命通知)等に基づき地域バイオマス利活用交付金に係る施設整備事業を実施している(以下、バイオマス利活用フロンティア整備事業、バイオマスの環づくり交付金に係る施設整備事業及び地域バイオマス利活用交付金に係る施設整備事業を総称して「バイオマス施設整備事業」という。)

(注1)
バイオマス施設整備事業は、地域における効果的なバイオマスの利活用を図るために必要なバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利用施設等の一体的な整備、新技術等を活用

したバイオマス変換施設のモデル的な整備等を行う事業である。そして、都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等が事業実施主体となって事業を行うこととされている。また、都道府県又は市町村は計画主体として、事業実施主体に対して事業実施計画の作成の指導及び審査、事業実施のために必要な指導、調整等を行うこととされている。

事業実施に当たり、都道府県及び市町村を除く事業実施主体は、事業実施計画を作成して、計画主体となる市町村の長に提出するなどとされている。そして、市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、前記のバイオマス施設整備事業に係る実施要綱等(以下「事業実施要綱等」という。)に基づき、採択要件を満たしているかなどの点について審査を行った上で、指導及び調整を行い、これを都道府県知事に提出することなどとされている。また、都道府県知事は、市町村長から提出された事業実施計画について、市町村長と同様の審査を行った上で、指導及び調整を行い、これを地方農政局長等に提出して、協議することなどとされている。

そして、地方農政局長等は、都道府県知事から提出されて協議を受けた事業実施計画について、事業実施要綱等に基づき、バイオマスの利活用を図るための具体的な目標は妥当なものとなっているか、その達成の可能性が十分なものとなっているかなどの点について審査を行い、指導及び調整を行うことなどとされている。

(注1) バイオマス 再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものであり、その種類により廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物に区分されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、バイオマス施設整備事業により整備された施設は計画どおり順調に運営されているかなどに着眼して、農林水産本省、6農政局及び20道県において会計実地検査を行った。そして、15年度から19年度までの間に61事業実施主体が施設整備を実施した60事業(事業費計318億5417万余円、国庫補助金等交付額計150億8356万余円)を対象として、事業実施計画等の書類及び現地の状況を検査するとともに、事業実施主体等に対して施設の運営状況等についての報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、整備された施設の運営状況について次のような事態が見受けられた。

すなわち、バイオマス施設整備事業により整備された施設の運営状況については、施設の運営を開始した翌年度に事業実施主体が地方農政局長等に報告することとされている。そして、前記の60事業を検査したところ、15年度から19年度までに運営を開始していたのは31施設であり、これらの施設の運営開始年度は、17年度が5施設、18年度が8施設、19年度が18施設となっていて、31施設の過半数が19年度に運営を開始したものであった。

そこで、31施設について、運営初年度におけるバイオマス資源の計画受入量に対する実績受入量の割合(以下「利用率」という。)をみたところ、次表のとおり、利用率が50%を下回っているものが11施設見受けられた。

表 運営初年度の利用率の状況

利用率	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上100%未満	100%以上	計
施設数	0	3	2	4	2	6	3	2	3	1	5	31
	11					20						

そして、このうち8事業実施主体が整備した8施設(事業費計33億7306万余円、国庫補助金等交付額計15億1719万余円)については、事業実施計画作成時におけるバイオマス資源の施設への搬入に係る関係者に対する意向の調査及び確認や食品廃棄物の分別等に対する意識の喚起が十分行われていなかったことなどのために、事業実施計画で予定していたバイオマス資源の受入量が十分に確保できていないものとなっていた。

<事例1>

A市は、B地区において、平成16年度に、せん定枝からたい肥を生産して果樹農家に無償で提供することを目的として、バイオマス活用フロンティア整備事業によりたい肥化施設を事業費1億6415万余円(国庫補助金8189万余円)で整備している。

事業実施計画によれば、果樹農家及び造園業者から発生するせん定枝を年間900t受け入れて、たい肥を450t製造することとしていた。

しかし、同市は、同地区内の果樹農家及び造園業者から年間900tのせん定枝が発生していることは調査していたが、同施設へせん定枝を搬入する意向があるかどうかの確認等を個々の果樹農家及び造園業者に対して十分行っていなかった。このため、同施設の運営初年度である17年度のせん定枝の受入実績は257t(利用率28.6%)と計画を大きく下回っていた。

<事例2>

C組合は、D市において、平成18年度に、食品廃棄物から家畜用飼料を生産して販売することを目的として、バイオマスの環づくり交付金に係る施設整備事業により飼料化施設を事業費2億8195万余円(交付金1億4097万余円)で整備している。

事業実施計画によれば、同組合は、飼料の品質確保のために地元のスーパーマーケット等から発生する食品廃棄物を分別した状態で年間4,140t受け入れて、養豚用飼料を828t製造することとしていた。

しかし、同組合及び計画主体である同市は、食品廃棄物を分別するようにスーパーマーケット等に依頼していたが、その承諾を個別に確認していなかった。このため、同施設の運営初年度である19年度の分別された食品廃棄物の受入実績は、年間換算で667t(利用率16.1%)と計画を大きく下回っていた。そして、スーパーマーケット等は、食品廃棄物の大半を分別せずに廃棄処分していた。また、受け入れた食品廃棄物の種類に偏りがあり品質が確保できなかったために、生産した養豚用飼料97tは販売されていなかった。

このように、事業実施計画作成時における調査、確認が十分行われていないことなどのために、事業実施計画で予定したバイオマス資源の受入量が確保できずに運営初年度の利用率が低調となっている事態は、事業実施計画作成時等の早期の段階において今後の問題点への対応策を検討して、運営初年度における施設の利用率の向上を図ることが、その後の円滑な施設の運営の点から重要であること、また、バイオマス施設整備事業が「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき引き続き実施されていくことなどを考慮すると適切ではなく、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 農林水産省において、都道府県等に対して、バイオマス資源の施設への搬入に係る関係者に対する意向調査の実施状況の確認等、事業実施の確実性に係る審査等の具体的な方法を示していなかったこと
- イ 地方農政局等において、事業実施の確実性に係る審査及び確認が必ずしも十分行われていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、20年9月に各地方農政局等に対して通知を発して、地方農政局等、都道府県及び市町村における関係者に対する意向調査の実施状況の確認等、事業実施の確実性に係る審査等の充実を図ることなどにより事業実施主体等において施設の運営初年度からの利用率の向上に努めることについて周知徹底を図るとともに、事業実施の確実性に係る審査等の具体的な方法を示したマニュアルを新たに作成して、これを地方農政局等を通じて都道府県及び市町村に対して周知するなどの処置を講じた。

(注2) 6農政局 東北、関東、北陸、近畿、中国四国、九州各農政局

(注3) 20道県 北海道、岩手、宮城、福島、栃木、千葉、神奈川、新潟、富山、長野、静岡、兵庫、奈良、島根、岡山、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

- (2) 森林環境保全整備事業等の実施に当たり、森林組合等が事業主体として実施する受託造林の採択に係る判断基準を定めることなどにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林環境保全整備事業費 (項)森林居住環境整備事業費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)
補助事業者	11県
間接補助事業者(事業主体)	町1、森林組合54、計55事業主体
補助事業	森林環境保全整備、森林居住環境整備
補助事業の概要	森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために、植栽、下刈、間伐等の事業を実施するもの
受託造林の趣旨に沿わないものとなっていて不適切な事業実施件数	8,344件(平成17、18両年度)
上記に係る事業費	11億9358万余円
上記に対する国庫補助金交付額	3億5880万円

1 補助事業の概要

(1) 制度の概要

林野庁は、森林法(昭和26年法律第249号)等に基づき、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資するなどのために、森林環境保全整備事業等の一環として、植栽、下刈、間伐等の事業を実施した森林所有者、森林組合等の事業主体に対して都道府県が補助する場合等に、その費用の一部として、都道府県に森林環境保全整備事業費補助金及び森林居住環境整備事業費補助金(以下、これらを合わせて「補助金」という。)を交付している。

そして、林野庁は、本件補助事業の実施に当たり、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年13林整整第885号林野庁長官通知)等を定めており、これによれば、事業主体は、事業の終了後、都道府県に対して補助金の交付申請を行い、都道府県は、交付申請を受けて当該事業のしゅん工検査を行い、これに基づいて補助金の査定を行い、補助金の交付決定及び額の確定を同時に行うこととなっている。

本件補助事業の実施方法としては、①森林所有者が事業主体となり、自ら又は他の林業者(林業を営む個人又は会社等をいう。以下同じ。)に請け負わせて作業を実施して、補助金の交付申請及び受領を森林組合等に委任して行う方法(以下「代理申請」という。)、②森林組合等が森林所有者から事業を受託して事業主体となり、自ら又は他の林業者に請け負わせて作業を実施して、補助金の交付申請及び受領を自ら行う方法(以下「受託造林」という。)等がある。

(2) 補助金額の算定等

補助金の額は、植栽、下刈、間伐等の事業区分ごとに定められた標準単価に事業実施面積を乗ずるなどして算出した補助対象事業費に補助率を乗じて算定することとなっている。そして、受託造林の場合には、標準単価にその10%から32%までの範囲内の額で、事業に携わる作業員の社会保険料等の経費相当額である諸掛費を加算することができるが、代理申請の場合には、諸掛費を加算できないこととなっている。

また、一部の事業では、受託造林の場合は、森林所有者ごとの事業実施面積が0.5ha未満であっても当該森林組合による事業実施面積の合計が4ha以上であれば補助対象となることとなっているが、代理申請の場合は、当該森林所有者による事業実施面積の合計が0.5ha以上でないと補助対象とならないこととなっている。

(3) 受託造林に関する取扱い

林野庁は、本件補助事業の実施に当たり、個々の森林所有者に任せておいては必要な森林整備が計画的に行われ難いことから、森林組合等が森林所有者から事業を受託して事業主体となり積極的に事業を集積することによって、労務や資材の調整、専門的技術の活用を行い、効率的・計画的な事業の実施を図ることとしている。

しかし、森林組合に事業を委託した森林所有者が、森林組合に臨時作業員として雇用されて自ら所有する森林で作業を実施するなど、代理申請と受託造林が明確に区分されずに運営されている事態が見受けられたことから、林野庁は、受託造林における事業主体の考え方について、都道府県の担当者を対象とした森林整備事業担当者会議(平成15年1月開催)で参考として配布した資料(以下「会議資料」という。)において、次のように示している。

それによれば、受託造林は、①森林所有者と森林組合等の間で受託契約が締結され、森林組合等が作業員の労働者災害補償保険等の保険料等を支払っていること、②当該森林所有者のみが、本事業において当該所有森林に係る事業すべてを実行するものではないこと(他の所有森林に係る森林整備も併せて行っている場合を除く。)などとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

林野庁は、森林の多面的機能の持続的な発揮を図ることなどを目的として実施している森林環境保全整備事業等を効率的・計画的に推進することとしている。そして、前記のとおり、代理申請と受託造林について、補助制度上異なった取扱いを設けている。

そこで、有効性等の観点から、受託造林で実施した事業において補助金の交付申請の内容が実態に即した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

^(注1)
17、18両年度に18県管内の174森林組合等が受託造林により実施した本件補助事業111,082件(事業費計346億3433万余円、国庫補助金計105億4292万余円)を対象に、補助金交付申請書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に県に事態の詳細について調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

^(注2)
11県管内の55森林組合等は、森林所有者から事業を受託して、臨時作業員を雇用したり、林業者に請け負わせたりするなどして作業を実施し、受託造林として41,731件の補助金交付申請を県に対して行い、事業費計143億1189万余円に対して、国庫補助金計43億0245万余円の交付を受けていた。

これらの事業について、前記の会議資料を参考に、事業の実施状況を検査したところ、効率的・計画的に事業を実施するという受託造林の趣旨に沿わないと認められる事業が8,344件(事業費計11億9358万余円、国庫補助金計3億5880万余円)見受けられた。

これらの事業では、森林所有者と森林組合等との間で受託契約が締結されて、受託代金も支払われており、労働者災害補償保険にも加入していた。

しかし、作業の実施状況をみると、森林組合等に事業を委託した森林所有者が、森林組合の臨時作業員となるなどして、所有する森林に係る作業のみを自ら実施しており、他の森林所有者が所有する森林においては作業を全く実施していなかった。

したがって、これらの8,344件については、受託造林の体裁をとっているものの、作業の実態は代理申請で実施する内容と変わらないものとなっており、森林組合等により効率的・計画的に事業を実施するという受託造林の趣旨に沿わないものとなっていた。

<事例>

A 森林組合は、平成17年度に森林所有者Bから下刈0.88haに係る事業を受託して、受託造林として補助金の交付申請を行い、事業費248,300円に対して、国庫補助金74,490円の交付を受けていた。

この事業の実施状況についてみると、同組合は森林所有者Bを臨時作業員として雇用していたが、森林所有者Bは、所有する森林に係る作業のみを自ら実施しており、他の

森林所有者が所有する森林においては作業を全く実施しておらず、作業の実態は代理申請で実施する内容と変わらないものとなっていた。

上記のように、受託造林の体裁をとりながら森林所有者が所有する森林に係る作業のみを自ら実施しているのは、森林組合等に事業を集積して労務や資材の調整等を行い、効率的・計画的に事業を実施するという受託造林の趣旨に沿わない事態であり適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 林野庁において

(ア) 受託造林の採択に係る判断基準を明確に定めていなかったこと

(イ) 県に対して、受託造林による補助金交付申請に係るしゅん工検査に当たり、森林所有者の所有する森林に係る作業の実施状況について審査するよう指導していなかったこと

イ 県、森林組合等において、受託造林による事業の趣旨についての理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の措置

上記についての本院の指摘に基づき、林野庁は、効率的・計画的に事業が実施されるよう20年6月に都道府県に対して発した通知において、受託造林の採択に係る判断基準を定めた。そして、この基準において、原則として森林所有者が所有する森林に係る作業を自ら実施している場合には採択しない旨を明確にするとともに、都道府県が行う補助金交付申請に係るしゅん工検査に当たり、森林所有者の所有する森林に係る作業の実施状況について審査するよう指導する措置を講じた。

(注1) 18県 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、埼玉、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、高知、福岡、熊本各県

(注2) 11県 岩手、宮城、秋田、山形、福島、埼玉、愛知、和歌山、広島、山口、高知各県

- (3) 沿岸漁業改善資金の貸付けにおいて、審査及び確認の際に必要な証拠書類等を徴したり、事業実施報告書等の確認及び借受者調査書の作成に当たっての留意事項を整理したりなどして、適切な貸付事業の実施を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産業振興費
部 局 等	水産庁
助 成 の 根 拠	沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)
事 業 主 体	11 県
事 業 の 内 容	沿岸漁業従事者等に対する無利子の沿岸漁業改善資金の貸付け
貸 付 件 数	41 件(40 沿岸漁業従事者)
上記に対する不適切な貸付金額	6166 万余円
補助の目的に沿わない国庫補助金相当額	4110 万円

1 事業の概要

水産庁は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)に基づき、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上を図るために、沿岸漁業従事者等に対して沿岸漁業経営の改善等に必要な資金の貸付けを行う都道府県に対して、その貸付けに必要な資金の3分の2以内を沿岸漁業改善資金造成費補助金として交付している(沿岸漁業改善資金事業の概要については、前掲442ページの「沿岸漁業改善資金の貸付けが不当と認められるもの」参照)。

そして、都道府県は、「沿岸漁業改善資金制度の運営について」(平成17年16水推第1032号水産庁長官通知)等により、貸付事業の的確な事務処理を図るために、貸付申請書及び貸付対象事業の実施について次のような審査、確認等を行うこととなっている。

ア 貸付申請書については、①貸付申請書に記載された事業量、対象機器等、事業費等の審査、②貸付申請書に記載された事業計画が法令、通知等に適合しているかの審査

イ 事業実施については、①事業実施報告書記載事項についての審査(領収書の審査を含む)、②現地の事業実施状況の確認、③実績事業費が貸付金額を下回る場合の当該差額の繰上償還又は期限前償還の徹底

また、普及指導に当たる都道府県の職員は、借受者に対して、貸付前のみならず貸付後の事業実施等について積極的な指導援助を行い、借受者からの事業実施報告書の提出後、当該借受者に関する指導事項、事業実施結果の評価及び今後の指導留意事項を記載した借受者調査書を作成することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

都道府県における沿岸漁業改善資金造成額の総額は、平成19年度末で210億4939万円と多額に上っている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、借受者は貸付けの目的どおりに事業を実施しているか、また、貸付対象事業費に貸付対象外の機器等の経費を含んでいないか、これに対する道県の審査及び確認は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

本院は、水産庁、26道県及び307借受者において会計実地検査を行った。そして、26道県が17年度から19年度までの間に貸付けを行った340件、貸付金額計23億8255万余円(国庫補助金相当額計15億8836万余円)を対象に、事業実施報告書等の書類を確認する方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が、11県において、41件(40沿岸漁業従事者)、貸付金相当額計6166万余円(国庫補助金相当額計4110万余円)見受けられた。

(1) 貸付対象となった機器等をほとんど沿岸漁業以外の経営に使用していたもの

3件(2県、2沿岸漁業従事者)

不適切な貸付金相当額計1825万円(国庫補助金相当額計1216万余円)

借受者は、沿岸漁業の経営に係る事業を実施するとして事業計画書を添えて貸付申請を行っているが、事業計画に沿って実施しておらず、貸付対象となった機器等をほとんど遊漁船業として沿岸漁業以外の経営に使用していて、貸付けの対象とならない事態が見受け

られた(具体的な事例については、前掲442ページの「沿岸漁業改善資金の貸付けが不当と認められるもの」の愛知、長崎両県の事態を参照)。

(2) 貸付決定前に貸付対象となった機器等の据付け及び引渡しを受けていたもの

2件(2県、2沿岸漁業従事者)

不適切な貸付金相当額計 810万円(国庫補助金相当額計539万余円)

借受者は、貸付決定前に貸付対象となった機器等の据付け及び引渡しを受けており、貸付けの対象とならない事態が見受けられた(具体的な事例については、前掲442ページの「沿岸漁業改善資金の貸付けが不当と認められるもの」の和歌山県の事態を参照)。

(3) 貸付対象となった機器等を貸付金額より低額で設置していたもの

7件(4県、7沿岸漁業従事者)

不適切な貸付金相当額計 550万余円(国庫補助金相当額計366万余円)

借受者が、貸付決定後に値引き等により機器等を貸付金額より低額で設置していた事態が見受けられた(具体的な事例については、前掲442ページの「沿岸漁業改善資金の貸付けが不当と認められるもの」の福島県の事態を参照)。

(4) 貸付対象の範囲を明確に示していなかったため、貸付けの対象とならない周辺機器等を貸付対象事業費に含めていたもの

35件(8県、35沿岸漁業従事者)

不適切な貸付金相当額計 2981万余円(国庫補助金相当額計1987万余円)

借受者が、エンジンを設置する際、貸付けの対象とならないプロペラ等の周辺機器等を貸付対象事業費に含めていた事態が見受けられた。

(上記の(3)及び(4)には、事態が重複している貸付けが6件(3県、6沿岸漁業従事者)ある。)

以上のように、貸付対象となった機器等をほとんど沿岸漁業以外の経営に使用していたり、機器等を貸付金額より低額で設置していたり、貸付対象の範囲を明確に示していなかったため貸付けの対象とならない周辺機器等を貸付対象事業費に含めていたりなどしていた貸付けが多数見受けられる事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、借受者が制度を十分理解していなかったり、事実と異なる報告を行っていたりしているほか、次のことなどによると認められた。

ア 県において、沿岸漁業の経営とそれ以外の経営とを区分した収支状況等の沿岸漁業に従事する借受者としての適格性を判断するための資料を徴したり、品目を列記した見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等を徴したりしておらず、的確な審査及び確認を十分に実施していなかったこと

イ 水産庁において、

(ア) 都道府県に対して、沿岸漁業改善資金の貸付けにおける審査及び確認に当たり、上記の証拠書類等を十分徴するなどの指導をしていなかったこと

(イ) 都道府県が事業実施報告書等の審査及び確認に当たって留意すべき事項を整理するなどの検討が十分でなかったこと

(ウ) 都道府県が作成する借受者調査書の作成に当たって、指導のみならず、貸付事業の確認に活用するなどの検討が十分でなかったこと

(エ) エンジンについて貸付対象の範囲を明確にしていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、前記検査の結果(1)から(3)までの事態に該当する^(注3)7県は、不適切な貸付け12件(11沿岸漁業従事者)に係る貸付残高について繰上償還の処置を講ずるとともに、水産庁は、20年9月に、都道府県に対して通知を発して、適切な貸付事業の実施を図るよう次のような処置を講じた。

ア 沿岸漁業改善資金の貸付けにおける審査及び確認に当たり、沿岸漁業の経営と遊漁船業等沿岸漁業以外の経営とを区分した収支状況、稼働日数等の沿岸漁業に従事する借受者としての適格性を判断するための資料、また、品目を列記した見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等の証拠書類を徴して、的確な審査及び確認を行うこととした。

イ 事業実施報告書等の審査及び確認に当たって、貸付対象外、事前着工、目的外使用、事業未実施等に留意して、必要な証拠書類を十分徴して、機器等の購入、設置時期等の事実確認を十分行うこととした。

ウ 借受者調査書の作成に当たって、目的外使用等不適切な貸付けの防止の観点から、貸付事業の導入目的達成のための具体的指導事項を記載することとするなど貸付事業の確認に資するようにした。

エ エンジンについて貸付対象の範囲を明確に示した。

(注1) 26道県 北海道、青森、岩手、福島、茨城、千葉、神奈川、石川、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注2) 11県 青森、岩手、福島、神奈川、石川、静岡、愛知、三重、和歌山、島根、長崎各県

(注3) 7県 青森、福島、神奈川、静岡、愛知、和歌山、長崎各県

(4) 国営土地改良事業所等において使用する固定電話の通話料について、各種の割引制度等を適切に利用することにより、その節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	国営土地改良事業特別会計(平成20年4月1日以降は一般会計、食料安定供給特別会計)
	(項)土地改良事業費
	(項)離島土地改良事業費
	(項)土地改良事業工事諸費
一般会計	(組織)農林水産本省
	(項)農林水産本省
	(項)海岸事業費
	(項)農地等保全管理事業費
	(組織)地方農政局
	(項)海岸事業工事諸費
	(項)地すべり対策事業工事諸費

部 局 等	7 農政局
契 約 の 概 要	土地改良事業の実施等に当たり、地元関係者及び職員との連絡等のために電話回線を利用するもの
契 約 の 相 手 方	7 固定電話会社
通話料の支払額	1 億 8464 万余円(平成 16 年度～19 年度)
節減できた通話料	1735 万円(平成 16 年度～19 年度)

1 電話の使用状況及び通話料の割引制度の概要

(1) 国営土地改良事業所等における電話の使用状況の概要

農林水産省の各地方農政局管内の農業水利事業所、農地防災事業所等の国営土地改良事業所等(以下「事業所等」という。)は、土地改良事業の実施等に当たり、地元関係者及び事業実施現場に赴いた職員との連絡等のために、執務室等に設置されている有線式の電話(以下「固定電話」という。)及び携帯電話を使用している。このうち固定電話については、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社等の電話会社(以下「固定電話会社」という。)と利用契約を締結して通話料、回線使用料等の電話料金を支払っている。

(2) 固定電話の通話料に係る割引制度等の概要

固定電話の通話料については、近年、各固定電話会社が多様な割引制度等を提供しており、その概要は次のとおりとなっている。

ア 固定電話間の通話料に係る割引制度

固定電話から固定電話に電話をかける場合(以下「固定電話間」という。)については、平成 13 年 5 月から、電話をかける側の利用者(以下「発側利用者」という。)が利用したい固定電話会社をあらかじめ選択して登録する電話会社選択サービスが開始されている。これに伴い、各固定電話会社から、固定電話間の通話料に係る各種の割引制度が提供されている。

この割引制度のうちの主なものとしては、同一名義の電話回線に係る 1 か月の通話料が一定額を超える場合に通話料を定率で割引くものなどがある。この割引を受けるためには、発側利用者が、適用を受けようとする電話回線を特定して、各固定電話会社に対して事前に割引の申請を行うこととなっている。

イ 固定電話から携帯電話に電話をかける場合の経済的な料金プラン

固定電話から携帯電話に電話をかける場合(以下、このことを「固定電話発携帯電話着」という。)については、16 年度以降、各固定電話会社から、固定電話発携帯電話着の通話料に係る各種の経済的な料金プランが提供されている。

この料金プランのうちの主なものとしては、1 分間当たりの通話料を全国一律 16.5 円とするものなどがある。この料金プランの適用を受けるためには、発側利用者が携帯電話へ発信する際に、固定電話会社ごとの識別番号である「0 0 XY」を携帯電話番号の前に付することなどとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、携帯電話の普及に伴い、携帯電話を所持する事業所等の職員、施工業者の社員等が増加したことなどから、事業所等の日常業務においては、固定電話間だけでなく固定電話から現場の職員等の携帯電話に電話をかけることが多くなってきており、これらの電話料金の支払額は毎年度多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、固定電話間の通話料に係る割引制度が適切に利用されているか、固定電話発携帯電話着の通話料に係る経済的な料金プランの適用が徹底されているかなどの点に着眼して検査した。

そして、7農政局管内の75事業所等に設置された電話回線のうち、通話料内訳等が確認できた電話回線計565回線(16年度から19年度までの間の通話料計1億8464万余円)を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された証拠書類等により書面検査を実施するとともに、10事業所等において会計実地検査を行った。また、上記の10事業所等を除く65事業所等については、関係書類を農林水産本省から本院に提出させた上で検査した。

(検査の結果)

検査したところ、前記の75事業所等の電話回線計565回線のうち、64事業所等の電話回線計409回線について、次のような事態が見受けられた。

ア 固定電話間の通話料に係る割引制度の利用について

16事業所等の電話回線計86回線については、固定電話間の通話料に係る割引の申請を行ってその適用を受けていれば、通話料の節減を図ることが可能であったと認められた。

<事例>

A事業所は、平成16年度から19年度までの間に固定電話間の通話に使用されていた回線が4回線あり、これに係る通話料の支払額は計4,743,431円となっていた。

しかし、A事業所は割引の申請を行っておらず、割引制度を全く利用していなかった。

したがって、16年度から19年度までの間に、A事業所が定率の割引プランを利用したとして通話料を修正計算すると、前記の通話料計4,743,431円は計3,218,280円となり、差し引き1,525,151円が節減できたと認められた。

イ 固定電話発携帯電話着に係る経済的な料金プランの利用について

63事業所等の電話回線計398回線については、固定電話発携帯電話着に係る経済的な料金プランの適用を受けていれば、通話料の節減を図ることが可能であったと認められた。

<事例>

B事業所は、平成16年度から19年度までの間に固定電話発携帯電話着の通話に使用されていた回線が8回線あり、これに係る通話料の支払額は計480,326円となっていた。

しかし、このうち、前記の経済的な料金プランの適用を受けて支払っていた通話料は1,342円であり、通話料の総額の1%未満にとどまっている状況であった。

したがって、16年度から19年度までの間に、経済的な料金プランを利用していな

かった通話の通話料 478,984 円について、そのプランの適用を受けていたとして通話料を修正計算すると、上記の通話料は計 360,396 円となり、差し引き 118,588 円が節減できたと認められた。

このように、各事業所等において、固定電話間及び固定電話発携帯電話着の通話料に係る割引制度等を利用することにより通話料の節減を図ることが可能であるにもかかわらず、これらの制度等を適切に利用することなく割高な通話料を支払っている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた通話料)

各事業所等において、通話料に係る各種の割引制度等を適切に利用したとして 16 年度から 19 年度までの通話料を修正計算すると、前記アの固定電話間の通話料計 3192 万余円は計 2153 万余円、前記イの固定電話発携帯電話着の通話料計 2807 万余円は計 2111 万余円となり、通話料の支払額をアで計 1039 万余円、イで計 696 万余円、合計 1735 万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、各事業所等において、通話料に係る割引制度等を適切に利用することにより通話料の節減を図ることについての認識が十分でなかったこと、また、農林水産省において、各事業所等における上記の割引制度等の利用実態の把握及び利用の徹底を図るための指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、20 年 8 月に各地方農政局に対して通知を発して、各事業所等において固定電話間及び固定電話発携帯電話着の通話料に係る割引制度等を適切に利用することにより通話料の節減を図るよう周知徹底するとともに、今後新たに提供される割引制度等も含めこれらの制度等の適切な利用の徹底を図るための指導を強化するなどの処置を講じた。

(注 1) 7 農政局 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

(注 2) 16 事業所等 西関東、淀川水系両土地改良調査管理事務所、大和紀伊平野農業水利事務所、平鹿平野、和賀中部、米沢平野、両総、神流川沿岸、中信平二期、佐渡、新川流域、肝属中部、沖永良部各農業水利事業所、常願寺川沿岸、那賀川両農地防災事業所、高瀬農地保全事業所

(注 3) 63 事業所等 東北、関東、北陸、東海、中国四国、九州各農政局土地改良技術事務所、西奥羽、北上、阿武隈、利根川水系、西関東、信濃川水系、木曾川水系、淀川水系、南近畿、中国、南部九州各土地改良調査管理事務所、津軽、大崎、霞ヶ浦用水、大和紀伊平野、筑後川下流、曾於各農業水利事務所、四国東部農地防災事務所、馬淵川沿岸、最上川下流沿岸、隈戸川、平鹿平野、和賀中部、米沢平野、両総、北総中央、那珂川沿岸、大井川用水、神流川沿岸、佐渡、柏崎周辺、九頭竜川下流、新川流域、新矢作川用水、宮川用水第二期、新湖北、岡山南部、筑後川下流白石平野、大野川上流、都城盆地、綾川二期、肝属中部、徳之島用水、沖永良部各農業水利事業所、いさわ南部農地整備事業所、渡良瀬川中央、白根郷、常願寺川沿岸、新濃尾、野洲川沿岸、那賀川、香川各農地防災事業所、中海干拓建設事業所、高知三波川帯、高瀬両農地保全事業所、有明、玉名横島両海岸保全事業所

- (5) 農林水産省所管の委託事業の実施に当たり、国の委託費と都道府県の事業経費等との経理を明確に区分して、十分な根拠資料に基づく委託費の精算を行うことなどにより、委託費の会計経理を適正化するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (組織)林野庁	(項)農業者年金等実施費等 (項)林業振興費等 (項)治山事業費
	〔平成17年度以前は、 国営林野事業特別会計(治山勘定) (組織)水産庁	(項)治山事業費〕 (項)水産業振興費
	国営土地改良事業特別会計	(項)土地改良事業費等
部 局 等	農林水産本省、林野庁、水産庁、北海道開発局、東北、関東、東海、近畿、九州各農政局	
委託事業の概要	農林水産省所管事務に関する各種調査等の実施	
委託の相手方	12 道府県知事	
支 払 額	16 億 7823 万余円(平成14年度～18年度) (74 委託事業)	
区分経理が行われていないなどのため根拠資料により十分確認することができなかった旅費、人件費及び賃金の支出額	2 億 1406 万円(平成14年度～18年度) (71 委託事業)	

1 農林水産省所管の委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

農林水産省(外局、地方支分部局及び特別の機関を含む。以下「同省」という。)は、農林水産省設置法(平成11年法律第98号)第3条、第4条等の規定に基づき、農林水産業の発展、森林の保続培養等の任務を達成するため様々な事務を所掌している。

そして、同省は、上記事務の実施の一環として、都道府県知事との間で委託契約を締結することにより、都道府県知事に対して、保安林整備事業、農業者年金等監査指導委託事業等の多数の事業の実施を委託している(以下、これらの委託事業を「農林水産委託事業」という。)

(2) 農林水産委託事業における委託費の交付、精算等の手続

同省と各都道府県知事との間で締結される農林水産委託事業の実施に関する委託契約書(以下「委託契約書」という。)によると、農林水産委託事業の実施に要する経費(以下「委託費」という。)の交付、精算等の手続及び委託費の経理は、おおむね次のとおり行われるとされている。

ア 都道府県知事は、同省との間における委託契約の締結により農林水産委託事業を実施して、当該事業を終了したときは、同省に対して当該事業の成果を記載した委託事業実績報告書(当該委託調査等の実施に要した委託費の経費の内訳及び額を記載した収支精算報告を含む。以下「精算報告書」という。)を提出する。

イ 同省は、精算報告書の提出を受けたときは、委託費の精算に係る審査等を行い、適正と認めたときは、都道府県知事に対して、精算払いの場合には委託費の交付額の確定の処理を行って当該額の交付を行い、概算払いの場合には当該額の確定の処理を行って委託費の精算の処理を終了する。

ウ 都道府県知事は、委託費の経理に当たっては、帳簿を備えて収入支出の額を記載して、その出納を明らかにしておかなければならない。

また、都道府県知事は、上記の帳簿及び委託費の支出内容を証する証拠書類(以下、これらを合わせて「根拠資料」という。)を当該委託事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

さらに、委託契約書によると、同省は、必要があると認めたときは、都道府県知事に対して、委託事業の実施状況、委託費の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、農林水産省及び12道府県において会計実地検査を行い、平成14年度から18年度までの間に12道府県において実施された保安林整備事業、農業者年金等監査指導委託事業等の計74委託事業(以下「74委託事業」という。)(注1)について支払われた委託費を対象として、(注2)合規性等の観点から、委託費の経理が適正に行われているかなどに着眼して、精算報告書等の書類により検査した。

上記の74委託事業に係る14年度から18年度までの間の12道府県における事業数及び委託費の交付額(精算額同額)の年度別の推移は、次表のとおりとなっている。(注3)

表 12道府県における74委託事業に係る委託費の交付額等の推移

年 度	事 業 数	交 付 額(精 算 額)(円)
平成14	140	247,925,705
15	128	473,161,260
16	126	372,835,670
17	128	284,531,357
18	124	299,781,067
計	646	1,678,235,059

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり不適切な事態が見受けられた。

ア 12道府県における委託費の会計経理の状況

12道府県において、委託費の経理に当たり、その支出等を担当者の補助簿等に記録していた例は見受けられたものの、委託費の支出等を記録した正規の帳簿を備えて、当該帳簿に委託費の支出等をその都度記録することにより、各道府県の事業(以下「県単独事業」という。)、国庫補助事業等の経費と委託費とを委託事業ごとに明確に区分して経理(以下「区分経理」という。)していた例はほとんど見受けられなかった。

すなわち、12道府県は、一部の例外的な場合を除き、県単独事業、国庫補助事業等の経費と委託費とを区分することなく一体的に経理していた。そして、区分経理を行うこと

が比較的容易と思料される旅費、人件費及び臨時職員に対する賃金等(以下「賃金」という。)についても、区分経理を行っていた例はほとんど見受けられなかった。

そこで、12道府県が実施した74委託事業の精算報告書に記載された旅費、人件費及び賃金に係る根拠資料の有無等について更に検査した。

その結果、委託費について、区分経理が行われていないなどのため、精算報告書に記載された旅費、人件費又は賃金の支出実績等を根拠資料により十分確認することのできない(注4)ものが、14年度から18年度までの間に12道府県が実施した計71委託事業(以下「71委託事業」という。)において、2億1406万余円見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

A県は、平成14年度から18年度までの間に実施した農業者年金等監査指導委託事業において、当該委託事業の用務に係る出張旅費として計790,000円を支出した旨を記載した精算報告書を作成して同省に提出しており、同省はこれに基づき、毎年度、委託費の精算を行っていた。

しかし、検査の結果、同県は、当該委託費の計上された予算科目からの旅費の支出に当たり、当該委託費と他の事業経費との経理を区分していなかった。そして、精算報告書に記載されていた上記の旅費計790,000円のうち計510,504円については、当該委託事業の実施と明確な関連性がある旅費の支出であることを根拠資料により十分確認することはできなかった。

さらに、12道府県の中には、文書管理規程上、委託費等の国庫金に関する会計書類の保存期間が委託契約書で約定されている5年よりも短期間となっていたものなども見受けられた。

イ 同省における委託費の交付、精算等に係る審査及び指導の状況

前記のとおり、委託契約書によると、同省は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、当該委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとされている。

しかし、検査の結果、同省が14年度から18年度までの間に12道府県において実施された71委託事業に係る委託費の経理の状況等について実地の調査を実施した例はなく、また、71委託事業に係る委託費の経理の状況等について報告を求めた例もほとんど見受けられなかった。

以上のことから、同省は、各道府県における歳出予算科目、会計事務処理の方法、文書管理規程等の内容等を含む委託費の会計経理の実態について必ずしも十分に把握しておらず、委託費の交付、精算等に当たり、適切かつ十分な審査を行っていなかったと認められた。

上記ア及びイのように、71委託事業に係る委託費について区分経理が行われていないなどしているのに、同省がこのような会計経理の実態について十分把握することのないまま委託費の交付、精算等を行っていた事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 同省において、

- (ア) 委託契約書の約定が必ずしも明確なものではなく、委託費の経理に当たっては、その支出等を記録する正規の帳簿を整備して、当該支出等を当該帳簿にその都度記録することにより、委託事業ごとに他の事業経費との経理を明確に区分することなどを明示していなかったこと
- (イ) 都道府県における歳出予算科目、会計事務処理の方法、文書管理規程の内容等を含む委託費の会計経理についての実態把握が十分でなく、都道府県に対する次のような事項についての周知徹底が十分でなかったこと
 - ① 委託費については、その支出等を記録する正規の帳簿を整備して、当該支出等を当該帳簿にその都度記録することにより、経理を明確に区分する必要があること
 - ② 根拠資料については、各都道府県の文書管理規程における文書の保存期間にかかわらず、5年間の整備及び保存を行う必要があること
 - ③ 精算報告書の作成及び提出に当たっては、十分な根拠資料に基づく委託費の経費別の支出実績額を記載する必要があること
- (ウ) 委託費からの旅費及び賃金の支出は、各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限る旨の周知徹底が十分でなかったこと

イ 12道府県において、

- (ア) 委託費の区分経理、根拠資料の整備、保存等に関する委託契約書の約定の趣旨を踏まえた委託費の適切な経理を行っていないことがあったこと
- (イ) 委託費の交付、精算等に当たり、必ずしも十分な根拠資料に基づくことのない経費別内訳を記載した精算報告書を作成して、これを同省に提出するなどしていたこと

なお、上記のほか、同省において、都道府県が委託契約書の約定を踏まえた委託費の適切な経理を行っていないと認めるときは、委託費を交付せず又は交付済みの委託費についてはその返還を求めることができる旨の約定を整備していなかったことも、前記の事態の一つの要因となっていたと認められた。

(注1) 12道府県 北海道、京都府、青森、岩手、福島、栃木、群馬、長野、岐阜、愛知、和歌山、大分各県

(注2) 74委託事業 保安林整備事業、森林吸収源データ緊急整備事業、農業基盤整備基礎調査、農業水利基本調査、農業者年金等監査指導委託事業、都市計画関連土地利用調整調査委託、地域整備方向検討調査、土地管理情報収集分析調査委託事業、事業計画管理地区調査、森林吸収源としての保安林情報整備強化対策等の計74委託事業

(注3) 事業数 74委託事業に係る12道府県の各年度の受託事業数の計

(注4) 71委託事業 74委託事業のうち、換地計画等委託業務、国営造成施設水利管理事業及び農業農村整備基本調査の3委託事業を除く71委託事業

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、同省では、次のとおり、20年9月以降、委託費の会計経理の適正化を図るとともに、都道府県における委託費の会計経理の状況等の実態を十分に把握して、委託費の交付、精算等に当たり適切な審査を行うための処置を講じた。

- ア 委託契約書の約定を改定するなどして、委託費の経理に当たっては、正規の帳簿を整備して、委託費の支出等を当該帳簿にその都度記録することにより、委託事業ごとに委託費と他の事業経費との経理を明確に区分することなどを明示するとともに、今後、都道府県がこれらの約定に反する不適切な経理を行ったと認めるときは、委託費を交付せず又は交付済みの委託費についてはその返還を求めることができることとした。
- イ 都道府県に対して、上記のような委託契約書の改定の主旨、すなわち、委託費の区分経理を徹底すること、根拠資料については各都道府県の文書管理規程における文書の保存期間にかかわらず5年間の整備及び保存の徹底を図ること、精算報告書の作成及び提出に当たっては十分な根拠資料に基づく経費別の支出実績額を記載することなどについて、文書によりその周知徹底を図った。
- ウ 委託費からの旅費及び賃金の支出は、各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限る旨を委託契約書に明示するなどした。

- (6) 政府所有米穀の変形加工において、変形加工単価の算定を工場加工経費の実態に即したものとすることなどにより変形加工に係る支払額の節減を図ったり、指示歩留りを加工の実態に即したものとすることにより加工会社に引き渡す米穀数量の低減を図ったりするよう改善させたもの

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(米管理勘定) (項)米管理費
部 局 等	農林水産本省
委託契約の概要	政府が所有する外国産米を加工原材料用に販売するに当たり、当該米穀を破碎して、破碎精米に変形加工するもの
契約の相手方	27 会社
米国産米及び豪州産米の変形加工に対する支払額	3 億 5393 万余円(平成 19 年度)
上記のうち節減できた支払額(1)	2482 万円
加工会社に引き渡した米国産米及び豪州産米の数量	151,555t(平成 19 年度)
上記のうち低減できた数量	654t
上記の低減数量に対する評価額(2)	3139 万円
(1)、(2)の計	5621 万円(平成 19 年度)

1 政府所有米穀の変形加工の概要

(1) 変形加工の概要

農林水産省は、「政府所有米穀の委託変形加工実施要領」(平成 19 年 18 総食第 1161 号)等

に基づき、政府が所有する外国産米(以下「政府所有米穀」という。)を味噌、しょう油等の加工原材料用として販売するに当たり、主食用への横流れの防止等その適正な流通を確保するために、当該米穀を破碎し破碎精米にするための変形加工を実施している。そして、この変形加工を実施する会社(以下「加工会社」という。)と政府所有米穀の原材料用委託変形加工契約を締結して、平成19年度に、加工会社に政府所有米穀151,555t(米国産米118,908t及び豪州産米32,647t)を計134,223tの破碎精米にする変形加工を実施させて、その変形加工賃として3億5393万余円を加工会社に対して支払っている。

この変形加工の実施に当たり、農林水産省は、12年9月から変形加工後に破碎されずに残る米穀の完全粒の割合が製品全体の10%までは合格とする90%破碎精米を実施していたが、18年10月以降は90%破碎精米を取りやめてすべて100%破碎精米としている。

(2) 変形加工賃の算出方法

農林水産省は、上記の加工会社に対して支払う変形加工賃を、産地国別に定められた破碎精米30kg当たりの基準変形加工単価(以下「基準変形加工単価」という。)に産地国別の破碎精米の数量を乗じて算出している。

そして、基準変形加工単価及びその加算額については、次のア、イにより、それぞれ算定している。

ア 基準変形加工単価の算定について

農林水産省は、100%破碎精米の変形加工の実施に当たり、基準変形加工単価を、次の①、②式に基づき米国産米で94円、豪州産米で127円と算定している。

① 破碎精米1t当たりの変形加工賃(A)

＝政府所有米穀1tの変形加工に要する工場加工経費(a)

÷ 指示歩留り(b)－副産物収入(c)＋製品包装代(d)

② 基準変形加工単価(B) = (A) × $\frac{30}{1,000}$

上記①式のうち、政府所有米穀1tの変形加工に要する工場加工経費(a)については、農林水産省が加工工場に対して16年10月に実施した90%破碎精米の工場加工経費(動力費、人件費等)等の調査(以下「実態調査」という。)の結果を基に算出している。

指示歩留り(b)については、農林水産省が、加工会社に対して変形加工の基準となる歩留りとして指示するものであり、米穀の産地国により、米質が異なったり、稲わらの混入率が異なったりなどするため産地国別に定めている。そして、農林水産省は、17年7月から9月までに実施した100%破碎精米の加工試験の結果を基に指示歩留りを算出して、これを米国産米で87.0%、豪州産米で89.3%としている。

副産物収入(c)については、上記の加工試験の結果を基に、加工途中に副産物として発生する微細米及びぬかの発生率を算出して、これにそれぞれの売却単価を乗ずるなどして、破碎精米1tの生産に伴い加工会社が得られる収入額相当を算出している。

製品包装代(d)については、破碎精米1tの包装に必要な紙袋等の額としている。

イ 基準変形加工単価の加算額について

上記のアにより求めた基準変形加工単価については、農林水産省は、変形加工の実績歩留りが指示歩留り(b)を上回る場合には、その上回る分に応じて副産物の発生率が低下することから加工会社が得られる副産物収入が減少するなどとしている。そこで、それを補てんするために、実績歩留りが指示歩留りを0.1%上回るごとに、米国产米で1.5円、豪州産米で1.4円の一定額を基準変形加工単価に加算している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、加工会社において工場稼働率が向上したり、加工技術が習熟したりするなどして変形加工を経済的及び効率的に実施することが可能となっている。そこで、本院は、経済性等の観点から、基準変形加工単価及び指示歩留りが100%破碎精米における加工の実態に即した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。そして、前記の19年度における変形加工に係る支払額3億5393万余円を対象として、管内に加工会社がある20地方農政事務所等のうち12事務所等^(注)において会計実地検査を行い、各事務所等の担当者から変形加工の実施状況を聴取した。

また、上記の12事務所等管内に所在する15加工会社に赴いて変形加工の実態等を調査するとともに、19年度に変形加工を受託した27加工会社を対象に、工場加工経費等に関する調書の作成を農林水産省に依頼して、提出された調書を分析するなどして検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、次の(1)、(2)のとおり、変形加工賃の算出及び加工会社に引き渡す政府所有米穀の数量の算出が、それぞれ実態とかい離するなどしていた。

(1) 変形加工賃の算出について

ア 基準変形加工単価について

本院において、前記の調書を基に19年度における政府所有米穀1tの変形加工に要する工場加工経費(前記①式(a))を算出したところ、農林水産省が16年10月に実施した前記の実態調査による工場加工経費に比べて低額だった。

そして、その結果を基にして基準変形加工単価を算定すると、前記の米国产米の94円、豪州産米の127円は、それぞれ89.7円、122.9円に低減すると認められた。

イ 基準変形加工単価の加算額について

本院において、実績歩留りが指示歩留り(前記①式(b))を0.1%上回るごとの基準変形加工単価の加算額を算定したところ、次表のとおり、加算額は、農林水産省の算定した額とは異なり、実績歩留りが指示歩留りを0.1%上回るごとに増加する額は一定額ではなかった。

したがって、実績歩留りが指示歩留りを0.1%上回る都度、それぞれに応じた加算額を算出する必要があると認められた。

表 農林水産省算定の加算額と本院修正加算額との比較

実績歩留りが 指示歩留りを 上回る率	米国产破碎精米		豪州産破碎精米	
	農林水産省	本 院	農林水産省	本 院
0.1%	1.5 円 (1.5 円)	1.5 円 (1.5 円)	1.4 円 (1.4 円)	1.4 円 (1.4 円)
0.2%	3.0 円 (1.5 円)	2.9 円 (1.4 円)	2.8 円 (1.4 円)	2.7 円 (1.3 円)
0.3%	4.5 円 (1.5 円)	4.3 円 (1.4 円)	4.2 円 (1.4 円)	4.1 円 (1.4 円)
0.4%	6.0 円 (1.5 円)	5.7 円 (1.4 円)	5.6 円 (1.4 円)	5.4 円 (1.3 円)
0.5%	7.5 円 (1.5 円)	7.1 円 (1.4 円)	7.0 円 (1.4 円)	6.7 円 (1.3 円)
0.6%	9.0 円 (1.5 円)	8.5 円 (1.4 円)	8.4 円 (1.4 円)	8.1 円 (1.4 円)
		(以下略)		

(注) 上段は、基準変形加工単価に対する加算額。下段は、実績歩留りが指示歩留りを0.1%上回るごとに増加する額

(2) 加工会社に引き渡す米穀の数量について

加工会社に引き渡す米穀の数量は、指示歩留り(前記①式(b))が高いほど低減する。そこで、本院において、標準的な加工会社の実績歩留りを分析したところ、米国产米で87.4%、豪州産米で89.6%となり、農林水産省の定めた前記の指示歩留りの米国产米で87.0%、豪州産米で89.3%を、それぞれ0.4%及び0.3%上回っていた。

したがって、このような実績歩留りを指示歩留りとすることにより、加工会社に引き渡す米穀の数量を低減することが可能であると認められた。

このように、近年の加工数量の増加に伴って、加工会社の加工技術が習熟して工場稼働率が向上したことにより、生産性が向上しているにもかかわらず、農林水産省において、その把握が十分でなく、基準変形加工単価や指示歩留りを改定していなかったことや基準変形加工単価に加算する額の算出をそれぞれの実績歩留りに応じて行っていなかったことなどの事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた変形加工賃及び低減できた米穀に係る評価額)

前記の(1)、(2)により、19年度契約における政府所有米穀の変形加工賃及び低減できた米穀に対する評価額を計算すると、次のとおり計5621万余円を節減できたと認められた。

(1)の加工会社に対する変形加工賃については、実態に基づいた適切な基準変形加工単価及び加算額により、これを算定すると、前記の変形加工賃3億5393万余円は3億2911万余円となり、2482万余円が節減できたと認められた。

(2)の加工会社に引き渡す政府所有米穀の数量については、前記のとおり指示歩留りを米国产米で87.4%、豪州産米で89.6%として、これを算定すると、前記の米穀の数量151,555tは150,901tとなり、654tが低減でき、これに対する評価額3139万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、前記のとおり加工会社の生産性が向上していたのに、その把握が十分でなかったこと、また、基準変形加工単価の加算額についての認識が適切でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

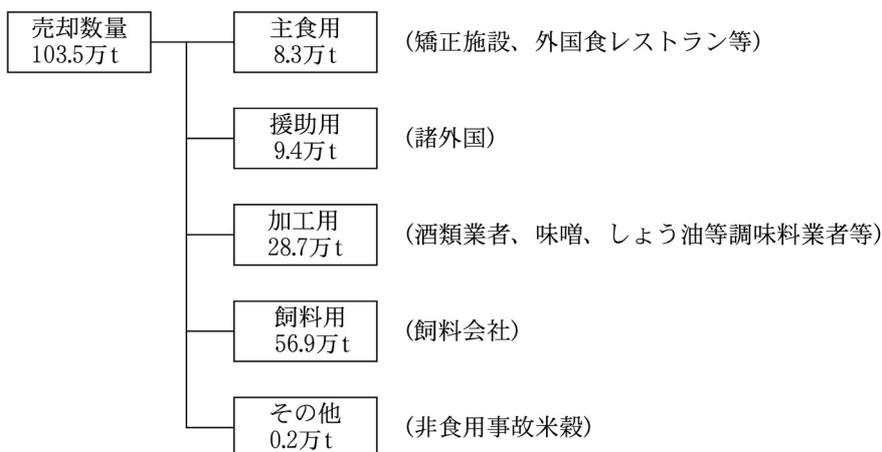
上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、20年9月に政府所有米穀の委託変形加工実施要領を改正して、実態に即した基準変形加工単価の算定、基準変形加工単価の加算額の見直し、変形加工の実態に即した指示歩留りの改正等を行い、これに基づき、同年10月の委託変形加工契約から新たな基準変形加工単価等を適用するとともに、加工会社における変形加工の実態把握に努めることとする処置を講じた。

(注) 12事務所等 東北、東海、九州各農政局、北海道、福島、栃木、新潟、兵庫、奈良、徳島、佐賀、鹿児島各農政事務所

なお、外国産米を含む政府米の販売に当たっては、主食用、加工用、援助用等の用途にかかわらず、食品たる米穀の安全性に最重点で留意し、安全性に問題のある事故米穀の混入がないことを確保すべきである。そして、特に、外国産米については、その輸入に当たり、食品衛生法に反する米穀の買入れ及び国内持込みを絶対に行わないこと、買入れ後、保管上の問題等によりカビ等が発生した場合には直ちに廃棄することとする処置を徹底する必要がある。

本院は、上記の視点から、20年9月に発覚した事故米穀の不正規流通問題も踏まえて、外国産米を含む政府米の購入、管理、販売等について、引き続き検査を行っていくこととする。

(参考 図) 政府が所有する外国産米の用途別販売数量(平成19年度)



(注) 数量については、小数点以下第2位を四捨五入している。

- (7) 牛に係る家畜共済事業の運営において、農業共済組合連合会等が共済金算定の基礎となる基準単価を適切に設定できるようにすることにより、共済金が適切に算定されるよう改善させたもの

会計名及び科目	農業共済再保険特別会計(家畜勘定) (項) 農業再保険費
部 局 等	農林水産本省
事業の根拠	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)
事業の概要	農業者が不慮の事故によって受ける家畜等の損失を補てんするために、農業共済組合等が行う家畜共済事業のうち牛を対象とするもの
著しく低額な基準単価を設定していた連合会	6連合会
過大となっていた共済金相当額	1億4343万余円(平成18、19両年度)
上記のうち国の再保険金相当額	7171万円

1 農業災害補償制度の概要

(1) 制度の概要

農林水産省は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として、農業災害補償制度を運営している。

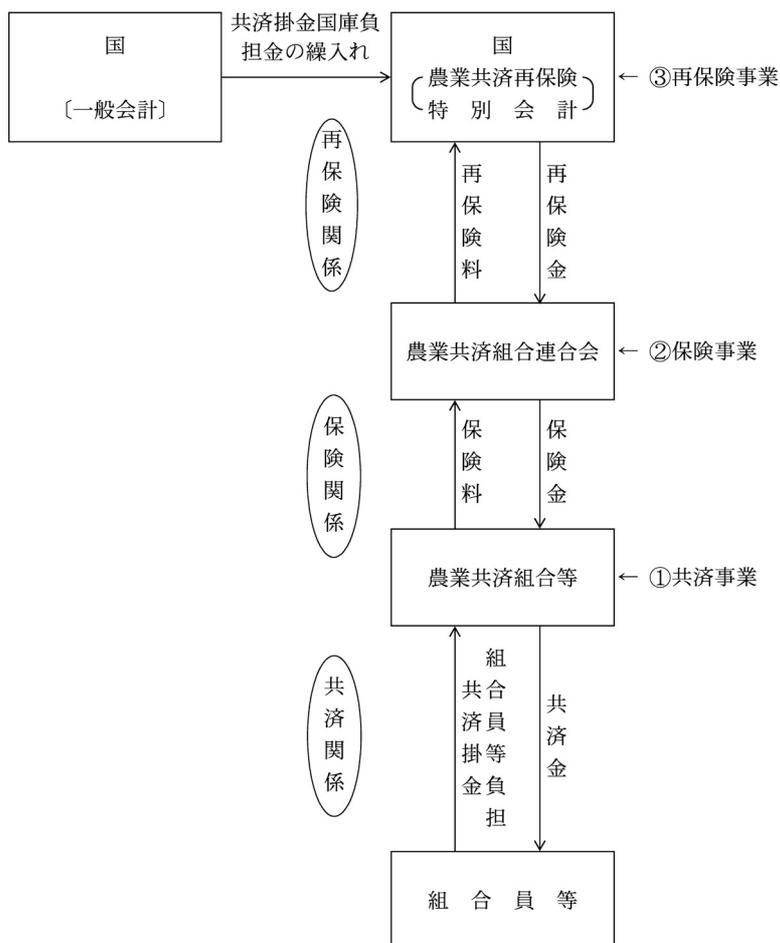
この制度は、原則として、①市町村等の各地域ごとに設立される農業共済組合(以下「組合」という。)等が行う共済事業、②都道府県ごとに設立される農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)が行う保険事業及び③国が行う再保険事業の3段階により構成されている。このうち、組合等が行う共済事業は、対象とする作物等により牛等の家畜、水稻等の農作物等に区分されている。

そして、組合等は、組合員等に対して支払う共済金の支払責任の一部を連合会の保険に付して、また、連合会は、組合等に対して支払う保険金の支払責任の一部を国の再保険に付することとなっている。

この制度の運営については、国は連合会の業務又は会計の状況を、都道府県は組合等の業務又は会計の状況を検査するなどして、それぞれ連合会又は組合等の指導監督を行うこととなっている。

この制度について、図で示すと次図のとおりである。

図 共済掛金及び共済金の流れ(概念図)



農林水産省は、一般会計と区分して農業共済再保険特別会計を設置して、再保険事業に関する経理を運営している。平成19年度の同特別会計の家畜勘定に係る歳入決算額は461億8146万余円、歳出決算額は320億3751万余円となっている。そして、当該歳入決算額のうち牛を対象とする家畜共済事業(以下「牛共済」という。)に係る共済掛金国庫負担金は312億7217万余円であり、また、歳出決算額のうち牛共済に係る再保険金は205億3867万余円となっている。

(2) 牛共済の概要

牛共済は、農業災害補償法、「家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について」(昭和61年61農経B第804号農林水産省経済局長通知。以下「要領」という。)等により、次のとおりとされている。

牛を飼養する組合員等は、^(注1)共済対象の牛に死亡、廃用、疾病等の共済事故が発生した場合には、組合等に通知しなければならないこととなっている。そして、国は共済金の5割に相当する額を再保険金として連合会に支払い、連合会はこの額に共済金の3割に相当する額を加えて保険金として組合等に支払って、組合等はこの額に共済金の2割に相当する額を加えて共済金として組合員等に支払うこととされている。

共済事故のうち廃用事故の場合の共済金は、組合等が次式により算定することとなっている。

$$\text{共済金} = (\text{廃用牛の評価額} - \text{肉皮等残存物価額}) \times \frac{\text{共済金額}^{(注)}}{\text{共済価額}^{(注)}}$$

(注) 共済価額、共済金額 共済価額は、組合員等が現に飼養している共済対象の牛の評価額を合計した額、共済金額は、共済掛金期間の開始時における共済価額の2割から8割までの範囲内で組合員等が申し出た額

そして、この式において、肉皮等残存物価額については、廃用となった牛の肉皮等の売渡価額と、共済金算定の基礎となる基準単価に当該廃用となった牛の枝肉^(注2)の重量を乗ずるなどして算出した基準額とを比較して、高い方の額を採用することとされている。

連合会等は、上記の基準単価を設定するに当たり、都道府県内で飼養されている牛が主に出荷されている食肉市場(以下「要領想定市場」という。)から入手した枝肉取引価額の情報を基にして肉質等ごとの1kg当たりの平均値を算定して、これを基準単価として設定することとされている。

前記のように、売渡価額と基準額とを比較して肉皮等残存物価額を決定する取扱いは、5年度から導入されている。これは、3年4月の牛肉の輸入自由化以降、国産の牛の枝肉取引価額が低下して、組合員等による牛の枝肉の販売努力が低下したことなどによって共済金が増加する傾向が生じたために、組合員等に販売努力を促すとともに、牛共済の安定的運営を図ることを目的としている。

(注1) 廃用 共済対象の牛が疾病又は不慮の傷害によって死にひんした状態等になること

(注2) 枝肉 牛の体から皮、頭、内臓等を切り離した状態のもの

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、連合会等が基準単価を適切に設定できるよう要領等が定められているかなどに着眼して検査した。そして、18、19両年度に支払った牛共済に係る共済金計62億6920万余円(うち国の再保険金計31億3457万余円)を対象として、農林水産本省^(注3)、23道県管内の23連合会等及び107組合等において会計実地検査を行い、23連合会等が設定した基準単価の設定根拠を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

23連合会等のうち6連合会は、基準単価の設定に当たり、要領想定市場を特定できないため、県内の食肉市場から入手した肉質等ごとに区分されていない枝肉取引価額の情報の中から最安値を抽出したり、過去に設定した根拠が明確でない基準単価を見直すことなくそのまま用いたりなどして基準単価を設定していた。これらのことにより、6連合会が肉質等ごとに18、19両年度に設定した計36の基準単価のうち、計29の基準単価は、食肉中央卸売市場の枝肉取引価額の平均値^(注4)(以下「中央市場の平均値」という。)に比べて3割から7割程度の額であり、著しく低額となっていた。

そして、6連合会管内の24組合等が18、19両年度にこれら著しく低額な基準単価を用い

て算定した共済金計 11 億 8611 万余円(うち国の再保険金計 5 億 9305 万余円)は、中央市場の平均値を基準単価として試算した共済金相当額計 10 億 4267 万余円と比べて、計 1 億 4343 万余円(うち国の再保険金相当額計 7171 万余円)が過大となっていた。

<事例>

A 県下の 4 組合は、平成 18、19 両年度に、A 県農業共済組合連合会(以下「A 連合会」という。)が設定した基準単価を用いて算定した共済金計 451,897,889 円(うち国の再保険金計 225,947,453 円)を組合員に支払っていた。

A 連合会は、上記の基準単価の設定に当たって、要領想定市場を特定できなかったため、県内の 5 箇所食肉市場から枝肉取引価額の情報を入手しようとしたが、これら食肉市場が枝肉取引価額の情報を公表していないことなどから、当該情報を入手できなかった。そして、13 年度に設定した根拠が明確でない基準単価を見直すことなく肉質等ごとに 18、19 両年度に計 6 の基準単価を設定していて、これらの設定した基準単価(250 円/kg から 320 円/kg)は、公表されている中央市場の平均値(361 円/kg から 835 円/kg)に比べて 4 割から 7 割程度の額であり、著しく低額となっていた。

このため、4 組合がこの基準単価を用いて算定した前記の共済金は、中央市場の平均値を基準単価として試算した共済金相当額計 398,910,224 円と比べて、計 52,987,665 円(うち国の再保険金相当額計 26,492,897 円)が過大となっていた。

このように、牛共済において、6 連合会が著しく低額な基準単価を設定してこれを用いて管内の 24 組合等が共済金を算定している事態は、共済金が適切に算定されていないばかりか、連合会間、組合間、組合員間の公平性も確保されていないことになり適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、連合会等が要領想定市場を特定できない場合に、食肉市場から入手できる適正な枝肉取引価額の情報をを用いて基準単価を設定する方法を要領等に定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、20 年 9 月に、連合会等が要領想定市場を特定できない場合でも基準単価を適切に設定できるよう、食肉市場から入手できる適正な枝肉取引価額の情報をを用いて基準単価を設定する方法を新たに要領に追加して、これを連合会等に周知し、同年 10 月から改正要領に基づいて連合会等が新たに設定する基準単価により共済金の算定を行うよう組合等に周知する処置を講じた。

(注 3) 23 連合会等 北海道、青森、山形、栃木、千葉、富山、福井、長野、岐阜、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県農業共済組合連合会等

(注 4) 食肉中央卸売市場の枝肉取引価額の平均値 農林水産省が公表している「食肉流通統計(月別)」の中から、食肉中央卸売市場の枝肉取引価額(円/kg)の各月(1 月から 12 月)の平均値を抽出して合計し、これを 12 で除した額

- (8) 被災職員に対する離職後における休業補償等の支給に当たり、医療機関での診療時間の状況等が反映された通院時間を用いることなどにより、休業補償等の額の算定を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	国有林野事業特別会計 (項)国有林野事業費
部 局 等	林野庁、7森林管理局
被災職員に対する離職後における休業補償等の支給の概要	公務上の災害を受けた被災職員に対して、療養のために医療機関等への通院に要する時間を対象に、休業補償等の支給を行うもの
被災職員に対する離職後における休業補償等の支給額	18億3772万余円(平成18、19両年度)
上記のうち検査の対象とした支給額	17億2397万余円
上記について平成20年4月の実態に基づく通院時間が18、19両年度も同様であると仮定した上で算出した額	16億2637万余円
開 差 額	9759万円(平成18、19両年度)

1 休業補償等の概要

(1) 公務災害補償制度の概要

林野庁は、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。以下「法」という。)に基づき、公務上の災害(以下「公務災害」という。)を受けた職員(以下「被災職員」という。)に対して補償として療養補償、休業補償の支給等を、また、福祉事業として休業援護金の支給等を行っている。

林野庁におけるこれらの公務災害補償に要する経費は、平成18年度27億2311万余円、19年度25億9820万余円となっている。

上記のうち休業補償は、法第12条の規定により、被災職員が療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときに、その勤務ができない期間につき支給することとなっている。また、休業援護金は、人事院規則16-3(災害を受けた職員の福祉事業)により、休業補償を受ける被災職員に対して、休業補償と併せて支給することとなっている。

そして、法第7条の規定により、補償を受ける権利は離職後も影響を受けないものとされていることから、公務災害補償に要する経費には、離職後に療養補償を受ける被災職員(以下「離職者」という。)に対する休業補償及び休業援護金(以下「休業補償等」という。)も含まれている。

(2) 離職者に対する休業補償等

林野庁は、「災害補償制度の運用について」(昭和48年職厚-905人事院事務総長通達)に基づ

き、離職者に対する休業補償等の支給額を、離職者が公務災害の療養のために医療機関及び薬局(以下「医療機関等」という。)に通院するのに要する時間(以下「通院時間」という。)を対象として、次のとおり算定することとしている。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{休業補償}} = \boxed{\text{平均給与額}}^{(注1)} \times 60/100 \times 1/8 \times \boxed{\text{通院時間}}^{(注2)} \\ \boxed{\text{休業援護金}} = \boxed{\text{平均給与額}}^{(注1)} \times 20/100 \times 1/8 \times \boxed{\text{通院時間}}^{(注2)} \end{array}$$

(注1) 平均給与額 離職時に占めていた官職に補償事由発生日(請求日)まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる基本的給与の額を30で除いたものと、事故発生日の属する月の前月末から起算して過去3か月間に支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額に人事院の定めるスライド率を乗じて算定されたものとを比較して、高い方の額

(注2) 通院時間は、1日当たり8時間を限度とする。

そして、離職者は、上記の計算式により算定される休業補償及び休業援護金を、休業補償請求書及び休業援護金支給申請書(以下「請求書等」という。)により、1月ごとに森林管理局、森林管理署若しくは支署又は森林管理事務所(以下「森林管理署等」という。)へ請求及び申請することとなっている。

請求書等の提出を受けた森林管理署等は、人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)に基づき、それらを審査した上で、休業補償等の支給額を決定することとしている。

林野庁は、上記の支給手続に基づき、離職者に対する休業補償等を18年度1,537人9億4,237万余円、19年度1,458人8億9,535万余円、計18億3,772万余円支給している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、離職者に対する休業補償等の支給額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、98森林管理署等に20年4月分の休業補償等を請求及び申請した離職者(以下「請求者」という。)1,196人に対する休業補償等18年度8億6,451万余円、19年度8億5,945万余円、計17億2,397万余円について検査した。検査に当たっては、37森林管理署等において会計実地検査を行うとともに、その他の61森林管理署等について、森林管理局に請求書等の書類を提出させて検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

森林管理署等は、請求者が根拠資料を保有していなかったり、算定方法が複雑で個人で行うことが困難であったりするなどの理由から、請求者の平均給与額を森林管理署等で保有している根拠資料に基づき算定していた。

その際、森林管理署等は、請求者に、療養のために医療機関等へ通院した日数、通院時間及びこれにより算定した休業補償等の額を請求者に代わって記載した請求書等を送付するなどしており、請求者はそれに押印して森林管理署等へ毎月提出していた。

しかし、一部の森林管理署等では、休業補償等の額を算定する際に、過去に調査した際の通院時間を用いていて、その後の状況を十分に確認していなかった。

また、通院時間については、林野庁から森林管理署等に対して明確に示していなかったため、請求者個人の事情により往復の間で休憩した時間を含めているものがあるなど取扱いが区々となっていた。

そこで、通院時間について、林野庁を通じて人事院に確認したところ、次のように取り扱うこととなっていた。

ア 通院時間については、医療機関における診療に係る時間と交通機関等を用いた移動時間等の合計とする。

イ 医療機関における診療に係る時間については、請求者個人ごと、医療機関ごとの実際の時間とし、診療の待ち時間等診療に直接関係するものについては含めるが、請求者個人の事情による休憩時間等は除外する。

ウ 移動時間については、合理的な経路の公共交通機関を利用することを基本とし、乗換え時間等については必要最小限とする。また、自家用車、タクシー等を用いるのはやむを得ない場合に限り、その際にも合理的な算定方法を用いることとする。

したがって、これに基づき、すべての森林管理署等に対して、請求者の20年4月分の通院の実態について、医療機関での診療時間の状況、通院に使用する交通機関の状況等を請求者本人から聴取するとともに、医療機関や公共交通機関等に対して問合せをするよう求めて、その結果を確認した。さらに、交通機関等については、時刻表等の刊行物によっても確認した。

これによれば、請求者1,196人のうち335人については、18、19両年度に休業補償等を算定した際に用いられた通院時間が、20年4月分の通院の実態に基づく通院時間よりも1日当たり1時間から6時間多い状況となっていた。

以上のことから、今回確認した20年4月分の請求者の通院の実態に基づく通院時間が18、19両年度も同様であると仮定した上で算出した休業補償等の額は、18年度8億1545万余円、19年度8億1092万余円、計16億2637万余円となり、18、19両年度の支給額に比較して18年度4906万余円、19年度4853万余円、計9759万余円の開差を生ずることとなる。

このように、休業補償等の支給に当たり、森林管理署等において、通院の実態に基づく通院時間とは異なる時間数を用いて休業補償等の額を算定して支給している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

ア 林野庁において、森林管理署等に対して通院時間について取扱いを明確に示していなかったこと

イ 森林管理署等において、請求書等の提出を受けた時の通院時間の審査、確認が十分でなく、休業補償等を支給する時点の医療機関での診療時間の状況、交通機関の状況等が支給額の算定に反映されていなかったこと

ウ 林野庁及び森林管理署等において、離職者に対して、休業補償等の制度及びその算定方法についての周知が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、林野庁は20年9月に通知を発して、離職者に対する休業補償等の支給を適切なものとするよう、次のような処置を講じた。

- ア 森林管理署等に対して、通院時間の取扱いを明確にした上で、離職者に対してもその内容を含めた休業補償等の制度について周知させることとした。
- イ 森林管理署等に対して、離職者から請求書等の提出を受ける都度、通院時間の審査、確認を厳正に実施させるとともに、通院時間に関して離職者、医療機関等への一斉確認を毎年度行わせることにより、医療機関での診療時間の状況、交通機関の状況等が反映されるようにした。
- ウ 離職者に対して、休業補償等の制度についての理解を求める通知を送付することとした。

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

農業災害補償制度(農作物共済)の運営について

(平成18年度決算検査報告293ページ参照)

1 本院が表示した意見

(検査結果の概要)

農林水産省は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として、農業災害補償制度(前掲483ページの「牛に係る家畜共済事業の運営において、農業共済組合連合会等が共済金算定の基礎となる基準単価を適切に設定できるようにすることにより、共済金が適切に算定されるよう改善させたもの」参照)を運営している。

この制度において、国は、農業共済組合又は市町村(以下「組合等」という。)と共済関係の存する組合員等の負担軽減を図るために、共済掛金の一部を共済掛金国庫負担金(以下「国庫負担金」という。)として負担することとしており、組合員等は組合等に共済掛金から国庫負担金を差し引いた額(以下「組合員等負担共済掛金」という。)を支払い、組合等は農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)に保険料を支払い、連合会は国に再保険料を支払う仕組みとなっている。

この制度のうち農作物共済事業及び農作物保険事業は、水稻、陸稲及び麦を対象としていて、組合等及び連合会は、これら農作物に気象上の原因による自然災害等の共済事故が発生した場合に、その損害の程度に応じて組合員等又は組合等に対して共済金又は保険金を支払うものとされている。そして、農作物共済事業及び農作物保険事業は、単年度でみると損害の程度に応じて剰余や不足が生ずることとなる。組合等及び連合会は農業災害補償法等により、不足の補てんに備えるために、毎事業年度の剰余を不足金てん補準備金及び特別積立金として積み立てなければならないこととなっていて、農林水産省は特別積立金について、損害防止活動や組合員等に対する無事戻し^(注1)などといった不足の補てん以外の用途に充てることを認めている。

そこで、有効性等の観点から、組合等が保有している共済掛金(以下「組合等手持掛金」という。)及び連合会が保有している保険料(以下「連合会手持保険料」という。)の状況等に着眼して検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 組合等及び連合会が共済金又は保険金の支払財源としている組合等手持掛金及び連合会手持保険料は、共済金のうち組合等が負担する額及び保険金のうち連合会が負担する額の支払に使用されているものの、多額の剰余が生じていた。

イ 組合等及び連合会は、剰余を特別積立金として積み立て、無事戻しなどの支払に特別積立金を取り崩していて、この際に、将来不足の補てんなどに窮するおそれについては十分に検討していなかった。

このような事態が生じているのは、農林水産省において、組合等手持掛金及び連合会手持保険料から生ずる多額の剰余の発生を防止するための処置を講じていないこと、組合等及び連合会に将来不足の補てんなどに窮するおそれがあるかを十分に検討させていないことによると認められた。

(検査結果により表示した意見)

本院は、組合等及び連合会における農作物共済事業及び農作物保険事業の運営がより適切なものとなるよう、次のとおり、農林水産大臣に対して平成19年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

(ア) 国庫負担金及び組員等負担共済掛金を原資とした組合等手持掛金及び連合会手持保険料から多額の剰余が生じないよう処置を講ずること

(イ) 上記(ア)の処置を講ずることに伴って、今後は剰余の発生が抑制されることになることから、組合等及び連合会が特別積立金を取り崩す際に、将来不足の補てんなどに窮するおそれがあるか否かをより一層検討することが肝要となり、このためその検討ができるよう具体的な方策を示して、連合会に対して指導すること、及び、都道府県に対して組合等を指導するよう助言すること

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 組合等手持掛金及び連合会手持保険料から多額の剰余が生じている組合等及び連合会について、20年2月に、多額の剰余が生じないよう農作物基準共済掛金率^(注2)を低減して告示を行った。

イ 20年度以降組合等及び連合会が特別積立金を取り崩す際に、将来不足の補てんなどに窮するおそれがあるか否かをより一層検討するよう19年11月に連合会及び都道府県に通知するとともに、20年3月にその具体的な方策を連合会及び都道府県に示して、連合会に対して指導するとともに、都道府県に対して組合等を指導するよう助言した。

(注1) 無事戻し 組員等が、一定年間組合等から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が一定の額に満たないときに、当該組員等に対して組員等負担共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すこと

(注2) 農作物基準共済掛金率 農林水産大臣が過去一定年間(原則20年間)における被害率を基礎として定める率で、共済掛金率を組合等が共済規程等で定める際に下限となる率

第11 経済産業省

第3章 第1節 第11 経済産業省

不 当 事 項

役 務

- (757) 調査委託契約において、委託業務に従事していない者の人件費等を含めて算定するな
 (758) どしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)経済産業本省 (項)経済産業本省 (項)経済協力費 (項)産業技術振興費 (項)情報処理振興対策費
	(2) 一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費
部 局 等	(1) 経済産業本省 (2) 中小企業庁
契 約 名	(1) サービス産業構造改革推進調査等 11 件の調査業務に係る委託(平成 14 年度～19 年度) (2) 中小企業における少子化対応経営の現状と課題に関する調査等 2 件の調査業務に係る委託(平成 17、18 両年度)
契 約 の 概 要	(1) 企業の子育て支援策の評価体系及び企業の取組推進のための施策に関する調査研究等 (2) 少子化対策の取組企業に対するヒアリング、関連制度の分析及び中小企業に対する意識調査等
契 約 の 相 手 方	株式会社富士通総研
契 約	(1) 平成 18 年 8 月ほか 随意契約 (2) 平成 18 年 7 月ほか 随意契約
支 払	(1) 平成 19 年 4 月ほか (2) 平成 19 年 4 月ほか
支 払 額	(1) 計 138,345,782 円(平成 14 年度～19 年度) (2) 計 78,573,642 円(平成 17、18 両年度) 合計 216,919,424 円
過大になっ ている支 払額	(1) 計 27,325,335 円(平成 14 年度～19 年度) (2) 計 64,364,177 円(平成 17、18 両年度) 合計 91,689,512 円

1 契約の概要

(1) 委託契約の概要

経済産業本省は、平成 14 年度から 19 年度までの間に、企業の子育て支援策の評価体系及び企業の取組推進のための施策に関する調査研究等の 11 件の調査業務を、株式会社富

士通総研(以下「総研」という。)に委託しており、委託費として計 138,345,782 円を支払っている。また、中小企業庁は、17、18 両年度に、少子化対策の取組企業に対するヒアリング、関連制度の分析及び中小企業に対する意識調査等の 2 件の調査業務を、総研に委託しており、委託費として計 78,573,642 円を支払っている。

(2) 支払額の算定等

経済産業本省及び中小企業庁は、委託契約において、その支払額については、委託業務に従事する研究員等の人件費、事業費等の経費の区分ごとに定めた上限額の範囲内で委託業務の実施に要した経費の額を確定することとしている。このうち、人件費については、受託者の受託単価規程等に基づく時間単価に、実際に委託業務に従事した時間数を乗じて算出することとしている。そして、受託者において、委託業務に従事した者の出勤状況及び委託業務に従事した時間をそれぞれ証明するに足る出勤簿、業務日誌等の書類を日々作成しなければならないこととしている。

また、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等の規定により、契約担当官等は給付の完了の確認をするために必要な検査をして、当該検査を完了しなければ支払をすることができないこととされている。

そして、経済産業本省及び中小企業庁は、総研から提出された実績報告書に基づき、現地調査等により、委託事業の成果が委託契約書の内容に合致しているか確認するとともに、対象経費に係る証ひょう類を確認することなどにより、委託費の額を確定することとしている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済産業本省、中小企業庁及び総研において、合規性等の観点から、委託業務が委託契約等に基づき適切に実施されて、その経理及び委託業務に要したとする経費は適正かなどに着眼して、経済産業本省及び中小企業庁が 14 年度から 19 年度までの間に総研に委託して実施した前記の 13 契約を対象として、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、委託費が適切に支払われていない事態が次のとおり見受けられた(各契約には重複している事態がある。)

- ①委託業務に従事していない者等の人件費が委託費に含まれていたもの 9 契約
- ②実際に支払っていない事業費等が委託費に含まれていたもの 13 契約
- ③委託契約の納入物が給付の完了検査時に提出されていないのに給付の完了を確認したとして委託費を支払っていたもの 7 契約

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

中小企業庁は、平成 18 年度に、総研に対して、「中小企業における少子化対応経営の現状と課題に関する調査」として、(ア)少子化に対応した経営を行っている中小企業に対するヒアリングの実施及び仕事と育児を両立しやすい職場環境整備等を通じて業績を向上させている中小企業の事例調査、(イ)ヒアリング調査結果を基にしたダイジェスト版パンフレット 5 万部の作成及び配布、(ウ)中小企業が少子化に対応した経営を行うに当たっ

て活用できる国内外の既存の関連諸制度の調査・分析、制度の利用手続フローの取りまとめなどを委託して、調査報告書等を作成するために要した経費として53,693,667円を支払っている。

しかし、実際には、委託業務に従事したとして人件費を計上している8名中7名は本件事業に全く従事していなかった。残る1名については、総研が同時期に受託している別の事業にも同じ日に従事したこととなっているなど、業務日誌の内容からは本件委託業務に従事したことが確認できないものとなっていた。

また、事業費に計上した外注費については、完了期限内には外注業務の実施も支払も行われていなかったり、虚偽の納品書等により支払って、総研の発注先に資金を預けておき、完了期限後に実施した当該委託業務に係る費用に充当したり、本件業務とは関係のない研究に使用したりなどしていた。

さらに、中小企業庁は、調査報告書等について、給付の完了検査時に完成していないのに、支払額の確定を行い委託費を支払っていた。なお、その後提出された調査報告書等の内容は、前記(ア)及び(イ)のみのもので契約書の内容を満たしているものとはなっていなかった。

このような事態が生じていたのは、総研において委託業務の適正な実施に対する基本的な認識が不足していたため事実と相違した内容の実績報告を行っていたこと、また、経済産業本省及び中小企業庁において、会計法令等に対する基本的な認識が不足していたこと、委託費の額を確定する際の実績報告書の内容の審査・確認が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、適正に支払われた経費の額に基づき委託費の支払額を算定すると次表のとおり計125,229,912円となり、前記の委託費の支払額との差額計91,689,512円が過大となっていて、不当と認められる。

表 中小企業における少子化対応経営の現状と課題に関する調査等13契約における過大な支払額 (単位：円)

部局等	年度	契約件数	支払額	適正な支払額	過大な支払額
(757) 経済産業本省	平成14	2	12,558,754	12,053,144	505,610
	15	1	24,150,000	23,258,416	891,584
	16	1	5,958,573	5,816,823	141,750
	17	5	66,363,090	49,146,016	17,217,074
	18	1	9,999,705	1,440,000	8,559,705
	19	1	19,315,660	19,306,048	9,612
計		11	138,345,782	111,020,447	27,325,335
(758) 中小企業庁	17	1	24,879,975	14,209,465	10,670,510
	18	1	53,693,667	0	53,693,667
計		2	78,573,642	14,209,465	64,364,177
合計		13	216,919,424	125,229,912	91,689,512

補助金 (759)-(772)

- (759) 特定大学技術移転事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返
 (763) 還していなかったり、補助事業以外の業務に従事していた時間数を含めて人件費を算
 定していたため、補助対象事業費の精算が過大となっていたりしているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)産業技術振興費
部 局 等	経済産業本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	5会社
補助事業	特定大学技術移転事業
補助事業の概要	大学等における技術に関する研究成果を特許権の譲渡等によって民間 事業者に移転するもの
事業費の合計	487,680,749 円(平成 15 年度～18 年度)
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	322,164,186 円
不当と認める事 業費	18,294,560 円(平成 15 年度～18 年度)
不当と認める国 庫補助金交付額	12,132,950 円(平成 15 年度～18 年度)

1 補助事業の概要

(1) 補助事業の概要

経済産業本省は、平成 15 年度から 18 年度までの間に、大学等における技術に関する研
 究成果を民間事業者に移転する事業を実施した 5 事業主体に対して、大学等技術移転促進
 費補助金を交付している。

この補助金は、大学等における技術に関する研究成果について、特許権の譲渡等によっ
 て、研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に移転する事業
 (特定大学技術移転事業)の実施に必要な経費の一部を補助するものである。

「大学等技術移転促進費補助金交付要綱」(平成 11 年財産第 2 号。以下「要綱」という。)等
 により、補助金の交付の対象となる経費のうち技術移転スペシャリスト人件費には、事業主
 体の職員等が行った大学等の技術に関する研究成果を民間企業へ提供する活動(以下「技術
 開示活動」という。)に係る人件費相当分を計上することとされている。

そして、事業主体各社は、15 年度から 18 年度までの各年度において、本件補助事業を
 事業費計 487,680,749 円(補助対象事業費同額)で実施したとして、経済産業本省に実績報
 告書を提出して、これにより国庫補助金計 322,164,186 円の交付を受けていた。

(2) 補助事業における消費税の取扱い

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産、流
 通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税

額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の物品等を取得することも課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業で取得した物品等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該物品等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、要綱により、補助事業完了後に消費税の申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに経済産業大臣に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済産業本省及び事業主体各社において、合規性等の観点から、事業が要綱等に基づき適切に実施され、適正に経理されているかに着眼して、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、同省等に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、5事業主体において、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったり、さらに、このうち1事業主体において、補助事業以外の業務に従事していた時間数を含めて人件費を算定していたため補助対象事業費の精算が過大となっていたりしていた。このため、補助対象事業費計18,294,560円が過大になっていて、これに係る国庫補助金計12,132,950円が不当と認められる。

上記の事態を態様別に示すと次のとおりである。

ア 仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

5事業主体は、15年度から18年度までの間の消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額計9,852,515円を仕入税額控除していた。しかし、5事業主体は、これに係る国庫補助金計6,504,920円を報告、返還していなかった。

イ 補助事業以外の業務に従事していた時間数を含めて人件費を算定していたため、補助対象事業費の精算が過大となっているもの

株式会社長崎TLOは、16年度から18年度までの間に、技術移転スペシャリスト人件費として、技術開示活動に従事した職員16年度2名、17、18両年度各3名の給与、賞与等の全額計24,979,336円を計上していた。

しかし、上記の職員のうち16年度1名、17、18両年度各2名は技術開示活動以外の業務を兼務していたことから、実際に技術開示活動に従事していた時間を算出すると計2,095.25時間となり、これらの者の全労働時間計7,149.5時間のうち計5,054.25時間が過大となっていた。このため、16年度から18年度までの適正な技術移転スペシャリスト人件費を算定すると計16,537,291円となり、前記の24,979,336円との差額計8,442,045円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金計5,628,030円が同会社に過大に交付されていた。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において補助事業における消費税の取扱

いについての理解が十分でなかったこと、株式会社長崎TLOにおいて技術移転スペシャリスト人件費の算定方法についての理解が十分でなかったこと及びこれらについての経済産業本省の指導、審査、確認が十分でなかったことによると認められる。

上記のア及びイの事態を事業主体別に示すと次のとおりである。

事業主体	年度	事業費 円	左に対する国 庫補助金 円	不当と認める 事業費 円	不当と認める 国庫補助金 円	摘要
(759) 株式会社キャンパスクリエイト	15~18	191,212,852	125,673,614	2,688,745	1,765,420	ア
(760) タマティーエールオー株式会社	15、16	79,405,402	51,832,174	2,058,129	1,337,185	ア
(761) よこはまティーエールオー株式会社	15~18	88,720,410	59,097,018	2,416,412	1,609,503	ア
(762) 株式会社三重ティーエールオー	16~18	80,814,098	53,876,059	1,705,260	1,136,835	ア
(763) 株式会社長崎TLO	16~18			983,969	655,977	ア
	16~18			8,442,045	5,628,030	イ
	小計	47,527,987	31,685,321	9,426,014	6,284,007	
(759)-(763)の計		487,680,749	322,164,186	18,294,560	12,132,950	

(764) 地域新規産業創造技術開発費補助金等の経理が不当と認められるもの
(771)

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)経済産業本省 (項)産業技術振興費
	(2) 一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費
	(3) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) 〔平成19年度以降は、エネルギー対策特別会計〕 (エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部局等	(1) 2 経済産業局 (2) 4 経済産業局 (3) 1 経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	(1) 3 会社(事業主体) (2) 3 会社(事業主体)及び1 県 (3) 1 会社(事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	(2) 1 会社

補助事業	(1) 地域新規産業創造技術開発 (2) 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発等 (3) 新規産業創造技術開発
補助事業の概要	(1) 企業等がリスクの高い実用化技術開発等を行うもの (2) 中小企業者等が克服すべき技術的課題の解決のために新規の考案を行い、開発終了後速やかに当該技術を実施又は製品化することを目的とする試験研究等を行うもの (3) 企業がエネルギーの使用の合理化又は石油代替エネルギーの開発及び利用に資する技術開発を行うもの
事業費の合計	(1) 320,253,279 円(平成 17 年度) (2) 133,657,230 円(平成 15 年度～17 年度) (3) 87,505,165 円(平成 17 年度) 計 541,415,674 円
補助対象事業費の合計	(1) 303,032,831 円(平成 17 年度) (2) 120,612,475 円(平成 15 年度～17 年度) (3) 83,525,517 円(平成 17 年度) 計 507,170,823 円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	(1) 202,018,000 円 (2) 55,495,529 円 (3) 55,683,000 円 計 313,196,529 円
不当と認める補助対象事業費	(1) 13,049,210 円(平成 17 年度) (2) 88,855,432 円(平成 15 年度～17 年度) (3) 1,860,000 円(平成 17 年度) 計 103,764,642 円
不当と認める国庫補助金交付額	(1) 8,697,000 円(平成 17 年度) (2) 36,099,919 円(平成 15 年度～17 年度) (3) 1,240,000 円(平成 17 年度) 計 46,036,919 円

1 補助金の概要

経済産業本省は、企業等に対して地域新規産業創造技術開発費補助金及び新規産業創造技術開発費補助金を交付している。また、中小企業庁は、中小企業者等に対して、中小企業創業・経営革新等支援補助金、中小企業経営革新等対策費補助金及び中小企業経営資源強化対策費補助金を交付している。

これらの補助金に係る補助事業、交付の目的、補助の対象、補助の対象となる事業費及び補助率は次表のとおりである。

表 補助金の概要

補助金名	補助事業	交付の目的	補助の対象	補助の対象となる事業費	補助率
(1) 一般会計 (経済産業本省)					
地域新規産業創造技術開発費補助金	地域新規産業創造技術開発	地域において新産業・新事業を創出し、地域の経済の活性化を図ること	企業等が行うリスクの高い実用化技術開発に要する経費の一部を国が直接補助するもの	機械装置等の購入費等	当該経費の3分の2以内など
(2) 一般会計 (中小企業庁)					
中小企業創業・経営革新等支援補助金	中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発	中小企業の技術開発を促進し、中小企業の技術改善を図り、もって中小企業製品の高付加価値化、中小企業の新分野進出等の円滑化等に資すること	中小企業者等が克服すべき技術的課題の解決のために新規の考案を行い、開発終了後速やかに当該技術を実施又は製品化することを目的として行う試験研究に要する経費の一部を国が直接補助するもの	機械装置等の購入費等	当該経費の3分の2以内
	IT活用型経営革新モデル	中小企業の経営革新の促進に資すること	中小企業者等が地域でのビジネスモデルとなりうるITを活用した経営革新を行うために有効なシステムの開発・導入事業等に要する経費の一部を国が直接補助するもの	システム開発に必要なソフトウェア開発委託費等	当該経費の2分の1以内
中小企業経営革新等対策費補助金	創造技術研究開発	中小企業の技術開発を促進し、中小企業の技術改善を図り、もって中小企業製品の高付加価値化、中小企業の新分野進出等の円滑化等に資すること	中小企業者等が自ら行う新製品、新技術等の研究開発に要する経費の一部を国が直接補助するもの	機械装置等の購入費等	当該経費の2分の1以内など
中小企業経営資源強化対策費補助金	地域活性化創造技術研究開発	中小企業の技術開発を促進し、中小企業の技術改善を図り、もって中小企業製品の高付加価値化及び中小企業の新分野進出等の円滑化等に資すること	中小企業者等が自ら行う新製品、新技術等の研究開発等に要する経費の一部を国が都道府県を通じて補助するもの	機械装置等の購入費等	当該経費の3分の1以内で、かつ都道府県が事業主体へ補助する額の2分の1以内
(3) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計					
新規産業創造技術開発費補助金	新規産業創造技術開発	我が国の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な需給構造の構築に資するため、我が国エネルギーの使用の合理化又は石油代替エネルギーの開発及び利用に資すること	企業が行うエネルギーの使用の合理化又は石油代替エネルギーの開発及び利用に資する技術開発のうち、特に新規産業の創造に資する技術開発に要する経費の一部を国が直接補助するもの	機械装置等の購入費、外注費等	当該経費の3分の2以内など

そして、事業主体は、事業完了後に、実績報告書を経済産業局等又は都道府県に提出して、経済産業局等又は都道府県はこれに基づいて事業の実施状況を確認することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業が補助金の交付要綱等に基づき適切に実施されて、その経理は適正かに着眼して、8 経済産業局及び 26 都道府県が平成 15 年度から 19 年度

に交付した1,640件の補助金のうち183件について、これらの補助金の交付先である166事業主体において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に経済産業局等に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、5経済産業局及び1県の8件の補助事業(補助対象事業費計507,170,823円)において、事業主体が、補助事業により取得した機械装置を無断で目的外に使用したり、補助金の交付決定前の発注に係る経費を補助の対象としたり、他の会社から受託して実施した業務を自ら行う研究開発として実施したことにしていたりなどしていた。このため、補助対象事業費103,764,642円が過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額46,036,919円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が不足していたこと、経済産業局又は県の指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを経済産業局又は県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

経済産業局又は県名	事業主体(所在地)	補助事業	年 度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘 要
(764) 中部経済産業局	株式会社トピア(安城市)	地域新規産業創造技術開発	17	122,807 (117,184)	78,120	1,991	1,325	補助の対象外

この補助事業は、繊維廃棄物等を物理的強度が優れた住宅下地材等として利用するために、これを使用して作成した繊維板を重ね合わせて溶着させる厚肉積層板溶着技術の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の設置費等に要したとする事業費122,807,716円(補助対象事業費117,184,578円)に対して、国庫補助金78,120,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、実際には、本件補助事業とは直接関係のない既存設備の解体や移設作業等に係る経費1,991,440円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は115,193,138円となり、前記の補助対象事業費117,184,578円との差額1,991,440円に係る国庫補助金相当額1,325,000円が過大に交付されていた。

(765) 近畿経済産業局	(注)株式会社モールドリサーチ(草津市)	地域新規産業創造技術開発	17	108,274 (103,257)	68,838	8,000	5,333	補助の対象外
---------------	----------------------	--------------	----	----------------------	--------	-------	-------	--------

この補助事業は、金属粉末射出成形技術を用いた高精細・高信頼性医療用部品の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の購入費等に要したとする事業費108,274,071円(補助対象事業費103,257,777円)に対して、国庫補助金68,838,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、補助事業の対象とした8,000,000円の機械装置を、実際には補助金の交付決定(平成17年8月)前の17年3月に発注して同月に納品を受けていて、本件機械装置は補助の対象とならないものであった。

したがって、適正な補助対象事業費は95,257,777円となり、前記の補助対象事業費

経済産業局又は県名	事業主体(所在地)	補助事業	年度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認められる補助対象事業費 千円	不当と認められる国庫補助金 千円	摘要	
<p>103,257,777 円との差額 8,000,000 円に係る国庫補助金 5,333,000 円が過大に交付されていた。</p> <p>(注) 平成 19 年 8 月 6 日以降は株式会社テクネス</p>									
(766)	近畿経済産業局	株式会社 K&K (大阪市)	地域新規産業創造技術開発	17	89,171 (82,590)	55,060	3,057	2,039	精算過大
<p>この補助事業は、脱脂・防錆効果が見いだされている強電解水を金属加工油の代替品として実用化するために、強電解水の製造技術及び金属加工工程への利用技術の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置等の購入費等に要したとする事業費 89,171,492 円(補助対象事業費 82,590,476 円)に対して、国庫補助金 55,060,000 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、一部の機械装置を販売業者から 10,266,000 円で直接購入できたと認められるにもかかわらず、事業主体と代表取締役が同一人である A 会社を介して 12,400,000 円で購入しており、この差額 2,134,000 円を補助対象事業費に含めるなどしていた。</p> <p>したがって、適正な補助対象事業費は 79,532,706 円となり、前記の補助対象事業費 82,590,476 円との差額 3,057,770 円に係る国庫補助金相当額 2,039,000 円が過大に交付されていた。</p>									
(767)	北海道経済産業局	株式会社 釧路丸水 (白糠郡 白糠町)	中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発	17	58,350 (51,580)	34,387	37,650	22,969	目的外使用
<p>この補助事業は、過熱水蒸気を使った蒸し蛸製造装置の製作とその運転ノウハウの研究開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置等の購入費等に要したとする事業費 58,350,544 円(補助対象事業費 51,580,544 円)に対して、国庫補助金 34,387,029 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、本件補助事業により研究開発に使用する目的で取得した機械装置(購入金額 58,200,000 円)を、平成 18 年 12 月以降、北海道経済産業局に無断で補助の目的に反して蒸し蛸の生産設備として使用していた。</p> <p>したがって、補助の目的外に使用されていた同機械装置(18 年 11 月末現在残存価格 37,650,000 円)に係る国庫補助金相当額 22,969,999 円が不当と認められる。</p>									
(768)	中部経済産業局	(注) 株式会社 グリーン スペック (岐阜市)	創造技術研究開発	15	13,213 (12,583)	6,287	12,583	6,287	補助の対象外
<p>この補助事業は、汚泥を再生利用して雑草の防草効果等が期待できる自溶性土壌被膜剤を研究開発するものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の購入費等に要したとする事業費 13,213,002 円(補助対象事業費 12,583,747 円)に対して、国庫補助金 6,287,000 円の交付を受けていた。</p>									

経済産業局又は県名	事業主体(所在地)	補助事業	年 度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘 要
-----------	-----------	------	-----	--------------------	------------------	---------------------	-------------------	-----

しかし、事業主体は、実際には、他の会社から受託して実施した業務を本件事業として実施したことにしており、中小企業者が自ら行う研究開発とは認められないことから、本件事業はすべて補助の対象とならないものであった。

したがって、本件国庫補助金 6,287,000 円は交付の必要がなかった。

(注) 平成 15 年 7 月 31 日以前は有限会社グリーンズベック

(769)	九州経済産業局	有限会社新福青果(都城市)	IT活用型経営革新モデル	17	18,500 (17,649)	8,715	4,772	2,386	精算過大
-------	---------	---------------	--------------	----	--------------------	-------	-------	-------	------

この補助事業は、インターネットを活用して小売店から青果物の注文を受けて、その売上管理等をコンピュータにより行う販売支援システムを開発して、導入するものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、本システムのプログラム開発の委託費等に要したとする事業費 18,500,259 円(補助対象事業費 17,649,759 円)に対して、国庫補助金 8,715,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、実際にはプログラム開発委託契約において、契約の相手方から契約後に値引きを受けて、当初の契約金額全額を契約相手方にいったん支払った後、この値引相当額について契約の相手方の取引会社を通して返金を受けていた。そして、この値引きに係る 4,772,000 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 12,877,759 円となり、前記の補助対象事業費 17,649,759 円との差額 4,772,000 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 2,386,000 円が過大に交付されていた。

(770)	滋賀県	(注) 株式会社モールドリサーチ(草津市)	地域活性化創造技術研究開発	16	43,593 (38,798)	6,106	33,849	4,456	補助の対象外
-------	-----	-----------------------	---------------	----	--------------------	-------	--------	-------	--------

この補助事業は、高精度複雑構造からなる微細多孔質焼結体の製造技術を確立するための研究開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の購入費等に要したとする事業費 43,593,425 円(補助対象事業費 38,798,425 円)に対して、国庫補助金 6,106,500 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、補助事業の対象とした 33,849,685 円の機械装置を、実際には補助金の交付決定(平成 16 年 7 月)前の 16 年 2 月に発注していることから、本件機械装置は補助の対象とならないものであった。

したがって、適正な補助対象事業費は 4,948,740 円となり、前記の補助対象事業費 38,798,425 円との差額 33,849,685 円に係る国庫補助金 4,456,920 円が過大に交付されていた。

(注) 平成 19 年 8 月 6 日以降は株式会社テクネス

(771)	関東経済産業局	株式会社つくばセミテクノロジー(つくば市)	新規産業創造技術開発	17	87,505 (83,525)	55,683	1,860	1,240	補助の対象外
-------	---------	-----------------------	------------	----	--------------------	--------	-------	-------	--------

経済産業局又は県名	事業主体(所在地)	補助事業	年度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
			(注1)					(注2)
								この補助事業は、シリコンウェハの加工過程における高濃度オゾン水等によるレジスト洗浄の確立に係る技術開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、シリコンウェハの洗浄度評価試験に係る外注費等に要したとする事業費 87,505,165 円(補助対象事業費 83,525,517 円)に対して、国庫補助金 55,683,000 円の交付を受けていた。
								しかし、事業主体は、実際には、上記の洗浄度評価試験 6 件について、報告書の提出を平成 18 年 7 月から 20 年 1 月までの間に受けていて、補助事業期間(17 年 8 月～18 年 3 月)内に終了していないことから、これに係る外注費計 1,860,000 円は補助の対象とならないものであった。
								したがって、適正な補助対象事業費は 81,665,517 円となり、前記の補助対象事業費 83,525,517 円との差額 1,860,000 円に係る国庫補助金 1,240,000 円が過大に交付されていた。
								(注1) シリコンウェハ 高純度なケイ素製の IC チップの製造に使われる半導体でできた薄い基板
								(注2) レジスト シリコンウェハなどを加工する過程において、その表面を部分的に処理する際、処理しない場所を保護するために塗布する樹脂
(764)-(771)の計				541,415 (507,170)	313,196	103,764	46,036	

(772) 電源立地地域対策交付金の交付を受けた事業の実施に当たり、離岸堤設置工事の施工が設計と相違していたため、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定) (平成 19 年度以降はエネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)) (項)電源立地対策費
部 局 等	近畿経済産業局
交付の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	福井県大飯郡高浜町
交付金	電源立地地域対策交付金
交付金の概要	発電用施設の設置等の円滑化に資することを目的に、発電用施設が所在する市町村等に対して交付されるもの
交付対象事業	上瀬漁港(日引)離岸堤設置工事
事業費	5,302,500 円(平成 18 年度)
上記に対する交付金交付額	4,500,000 円
不当と認める事業費	5,302,500 円(平成 18 年度)
不当と認める交付金交付額	4,500,000 円(平成 18 年度)

1 事業の概要

この事業は、福井県大飯郡高浜町が、電源立地地域対策交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けて、上瀬漁港(日引地区)において、海岸に隣接する区域の住民の安全を確保するために、平成18年度に離岸堤設置工事を事業費5,302,500円(全額交付金交付対象、これに対する交付金4,500,000円)で実施したものである。

上記工事の実施に当たり、同町は、上瀬漁港(日引地区)区域内に海岸と並行に左右1基ずつ、計2基設置されている4t型の消波ブロックを用いた既設離岸堤の開口部(幅約20m)から来襲する波を防ぐために、同型の消波ブロック96個を用いて一方の離岸堤の堤長を所要の堤体断面を確保した上で、可能な限り延ばして、開口部を狭くすることにしていた(参考図1参照)。

離岸堤の堤体断面は、既設離岸堤の標準断面と同等として、発注図面において、^{さく}朔望平均干潮位^(注2)(以下「LWL」という。)から天端までの高さを、LWLから朔望平均満潮位^(注3)までの0.6m、設計波高1.1m及び余裕高0.3m、計2mとして、これに水深2.4mを加えて堤高を4.4m、天端幅を4mなどとしていた。そして、請負業者は、所要の堤体断面で延長9.5mを施工したとしていた。

2 検査の結果

本院は、福井県大飯郡高浜町において、合規性等の観点から、施工が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書、現地の状況等を検査したところ、施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、同町は、LWLから天端までの高さが消波効果に影響するにもかかわらず、その出来形等について、検査及び確認を行っていなかった。

そこで、本件離岸堤について、2m間隔で6断面において堤体断面の形状等を確認したところ、1断面当たり天端の両端部及び中央部の3か所、計18か所で測定したLWLから天端までの高さは、0.5mから2.3mとなっており、本件工事において必要とされる2mを満たしていない箇所が18か所中16か所あり、中には、余裕高0.3mを除いた1.7mの高ささえも満たしていない箇所が14か所ある状況となっていた(参考図2参照)。

このような事態が生じていたのは、離岸堤に係る施工が設計と相違したものとなっていたのに、これに対する同町の監督及び検査が適切でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件離岸堤設置工事(工事費5,302,500円)は、施工が設計と相違していたため、来襲する波を防ぐための所要の堤体断面が確保されていない状態になっており、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金4,500,000円が不当と認められる。

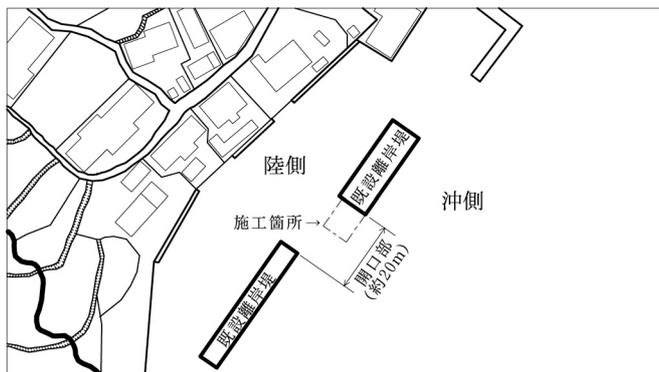
(注1) 離岸堤 海岸背後にある人命、資産を高潮及び波浪から防護することなどを目的として、海岸線の沖側に設置する天端高が海面よりも高い海岸保全施設で、消波することにより越波を減少させるなどの機能を有するもの

(注2) 朔望平均干潮位 新月、満月の日から前2日後4日以内に現れる各月の最低干潮位を平均した水面高

(注3) 朔望平均満潮位 新月、満月の日から前2日後4日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面高

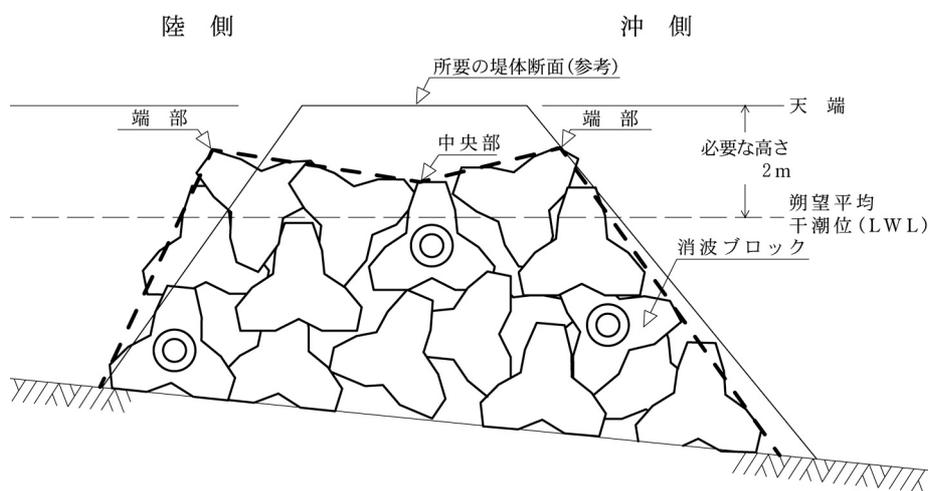
(参考図 1)

離岸堤位置関係概念図



(参考図 2)

堤体の施工断面図(例)



貸付金

(773) 小規模企業者等設備導入資金の貸付けが不当と認められるもの
 (778)

会計名及び科目	一般会計 (組織) 中小企業庁 (項) 中小企業対策費
部 局 等	3 経済産業局
国の貸付金	小規模企業者等設備導入資金貸付金
貸付けの根拠	小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)
貸付けの内容	設備資金貸付事業を行う貸与機関に対して小規模企業者等設備導入資金の貸付けを行う都道府県に対する資金の貸付け
貸付先	3 府県
府県の貸付先 (貸与機関)	3 財団法人

貸与機関の貸付 件数	6件(6小規模企業者等)
貸与機関の貸付 金額の合計	98,551,000円(国の貸付金相当額49,275,500円)
貸与機関の不当 貸付金額	69,184,302円
貸付けの目的に 沿わない国の貸 付金相当額	34,592,151円

1 貸付金の概要

中小企業庁は、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対して、当該貸付けに必要な資金の2分の1以内の額を小規模企業者等設備導入資金貸付金として無利子、無期限で貸し付けている^(注2)。

都道府県は、国の貸付金に自己資金等を合わせて資金を造成して、当該資金を、小規模企業者等設備導入資金として、各都道府県に設置されている貸与機関^(注3)に貸し付けている。そして、貸与機関は、信用力や資金調達力が弱い小規模企業者等に対して設備の設置に必要な資金を無利子で貸し付ける事業(以下「設備資金貸付事業」という。)を行っている。設備資金貸付事業による貸付金額は、設備の設置に必要なと認められた資金の額の2分の1以内の額で50万円以上4000万円以下(中小企業経営革新支援法^(注4)(平成11年法律第18号)に基づき都道府県知事等の承認を受けた経営革新に関する計画に従って設置される設備については3分の2以内の額で66万円以上6000万円以下)となっており、その償還期間は原則として7年となっている。また、借主は、貸与機関から貸付金を受け取った後、貸付対象設備の代金のうち貸付金相当額を、1か月以内に購入先へ支払うことなどとされている。

そして、借主は事業完了後に完了報告書を提出して、貸与機関はこれに基づいて事業の実施状況を確認することとなっている。

(注1) 小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業の場合は5人)以下の事業者

(注2) 「中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第222号。以下「改正法」という。)により中小企業近代化資金等助成法(以下「旧法」という。)が小規模企業者等設備導入資金助成法に改正される平成11年度以前において、中小企業庁は、旧法に基づき、都道府県に対して中小企業設備近代化補助金を交付していた。そして、改正法附則第5条の規定により、旧法により交付された補助金等で都道府県が保有している資金は小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき国が都道府県に対して貸し付けた資金とみなすこととされており(以下、この資金を「みなし貸付金」という。)、19年度末において国が都道府県に貸し付けている資金はすべてみなし貸付金である。

(注3) 貸与機関 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人であって、設備資金貸付事業等を行うものをいう。

(注4) 中小企業経営革新支援法 中小企業経営革新支援法は「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」(平成17年法律第30号)により「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改正された。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業が関係法令等に基づき適切に実施されて、その経理は適正に行われているかに着眼して、25 都道府県の 25 貸与機関が設備資金貸付事業として実施した 2,016 件のうち 256 件の貸付けについて、都道府県、貸与機関及び借主において、完了報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、3 府県において、3 貸与機関が実施した 6 小規模企業者等に対する 6 件計 98,551,000 円の貸付けについて、借主が、貸付対象設備の代金のうち貸付金相当額を所定の期限までに支払っていなかったり、設備を貸付対象事業費より低額で設置したりなどしていた。このため、69,184,302 円の貸付けが貸付けの目的に沿わない結果となっており、国の貸付金相当額 34,592,151 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、借主の本貸付制度に対する認識が十分でなかったこと、貸与機関の審査・確認及び府県の貸与機関に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

これを府県別・貸与機関別・貸付先別に示すと次のとおりである。

府 県 名	貸与機関	貸 付 先	貸付年月	貸付対象 事業費 (同上に 対する 貸付金 額)	貸付対象 として適 切でない 事業費 (同上に 対する 貸付金 相当額)	貸付けの 目的に沿 わない国 の貸付金 相当額	摘 要
				千円	千円	千円	
(773) 秋 田 県	財団法人 あきた企 業活性化 センター	製材業者	17.8	31,395 (20,930)	31,395 (20,930)	10,465	貸付対象 外

この貸付けは、油圧式全自動送材車、帯鋸盤^{のこ} 2 台の設置に必要な資金 31,395,000 円(貸付対象事業費同額)の一部として、20,930,000 円を貸し付けたものである。借主は、新品の油圧式全自動送材車、帯鋸盤 2 台を設置したとしているが、実際は、これらの設備は、すべて中古品であり貸付対象にならないものであった。

したがって、本件貸付金 20,930,000 円は貸付けの必要がなかった。

(774) 同	財団法人 あきた企 業活性化 センター	食料品製 造業者	18.7	19,998 (13,331)	4,149 (2,764)	1,382	低額設置 及び貸付 対象外
---------	------------------------------	-------------	------	--------------------	------------------	-------	---------------------

この貸付けは、クリーンルーム、きりたんぼ^{くし} 申入れ缶^(注5)等の設置に必要な資金 19,998,300 円(貸付対象事業費同額)の一部として、13,331,000 円を貸し付けたものである。借主は、クリーンルームを 15,010,800 円、きりたんぼ申入れ缶を 1,312,500 円でそれぞれ設置したとしているが、実際は、値引きを受けてこれより低額な 11,760,000 円、1,207,500 円で設置していた。また、この 11,760,000 円には貸付対象とならない修繕費 793,203 円が含まれていた。

したがって、適切な貸付金額を計算すると 10,566,198 円となるので、本件貸付金額との差額 2,764,802 円が過大な貸付けとなっている。

(注5) きりたんぼ^{くし}申入れ缶 ステンレス製の串を殺菌消毒する容器

府 県 名	貸与機関	貸 付 先	貸付年月	貸付対象 事 業 費 (同上に 対する 貸付金 額)	貸付対象 として適 切でない 事業費 (同上に 対する 貸付金 相当額)	貸付けの 目的に沿 わない国 の貸付金 相当額	摘 要
				千円	千円	千円	
(775) 大 阪 府	財団法人 大阪産業 振興機構	プ ラ ス チック製 容器製造 業者	15.8	29,000 (14,000)	18,624 (9,312)	4,656	無断処分

この貸付けは、真空成形機1台の設置に必要な資金29,000,000円(貸付対象事業費同額)の一部として、14,000,000円を貸し付けたものである。借主は、この設備を平成15年7月に設置したとして上記の貸付けを受けていたが、18年8月に、貸与機関に無断で別の企業に譲渡していた。

したがって、この設備に係る貸付金のうち譲渡時点での貸付金残高9,312,000円は、貸付けの目的を達成していない。

(776) 福 岡 県	財団法人 福岡県中 小企業振 興セン ター	食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 業 者	15.7	54,596 (27,290)	54,596 (27,290)	13,645	貸付対象 外
-------------	-----------------------------------	---------------------------	------	--------------------	--------------------	--------	-----------

この貸付けは、^{ちゆう}厨房機器等の設置に必要な資金54,596,435円(貸付対象事業費同額)の一部として、27,290,000円を貸し付けたものである。借主は、上記設備の代金を平成15年8月31日までに支払うことにしていたが、実際は、同年7月から19年6月までの長期の割賦販売契約(48回払い)により設置するなどしており、貸付対象にならないものであった。

したがって、本件貸付金27,290,000円は貸付けの必要がなかった。

(777) 同	財団法人 福岡県中 小企業振 興セン ター	製 版 業 者	16.5	21,525 (10,000)	6,300 (2,387)	1,193	低額設置
---------	-----------------------------------	---------	------	--------------------	------------------	-------	------

この貸付けは、^(注6)プレートセッター1台等の設置に必要な資金21,525,000円(貸付対象事業費同額)の一部として、10,000,000円を貸し付けたものである。借主は、この設備を貸付対象事業費どおりの額で設置したとしているが、この額は契約額を水増ししたもので、実際は、15,225,000円で設置していた。

したがって、適切な貸付金額を計算すると7,612,500円となるので、本件貸付金額との差額2,387,500円が過大な貸付けとなっている。

(注6) プレートセッター 製版機器の一種で、パソコンで作成された原稿データを直接アルミプレートなどに焼き付けて印刷版を作成するもの

(778) 同	財団法人 福岡県中 小企業振 興セン ター	産 業 廃 棄 物 処 理 業 者	16.10	26,890 (13,000)	13,890 (6,500)	3,250	低額設置
---------	-----------------------------------	-------------------------	-------	--------------------	-------------------	-------	------

この貸付けは、一括投入式焼却炉一式の設置に必要な資金26,890,500円(貸付対象事業費同額)の一部として、13,000,000円を貸し付けたものである。借主は、この設備を貸付対象事業費どおりの額で設置したとしているが、この額は契約額を水増ししたもので、実際は、13,000,000円で設置していた。

府 県 名	貸与機関	貸 付 先	貸付年月	貸付対象 事業費 (同上に 対する 貸付金 額)	貸付対象 として適 切でない 事業費 (同上に 対する 貸付金 相当額)	貸付けの 目的に沿 わない国 の貸付金 相当額	摘 要
				千円	千円	千円	
				183,405 (98,551)	128,954 (69,184)	34,592	
(773)-(778)の計							

したがって、適切な貸付金額を計算すると6,500,000円となるので、本件貸付金額との差額6,500,000円が過大な貸付けとなっている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの

部 局 等	経済産業本省		
検 査 の 対 象	経済産業本省		
	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構本部		
設 置 根 拠 法	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号)		
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦工業承継勘定において平成19年度末に保有する資金の額	現金及び預金	5億	2437万余円
	有価証券	16億	9853万余円
	投資有価証券	155億	9078万余円
	合計	178億	1369万余円
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦工業承継勘定における政府出資金の全体額	183億1236万円(背景金額)(平成15年度～19年度)		

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について

(平成20年10月31日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 基盤技術研究促進センター及び鉱工業承継勘定の概要

(1) 基盤技術研究促進センターからの承継の状況

新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年10月以降は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構。以下「機構」という。)は、15年4月1日に基盤技術研究促進センター(以下「基盤センター」という。)から、資産283億9373万余円、負債99億8032万余円及び資本として産業投資特別会計等からの出資金188億6688万余円(産業投資特別会計からの出資金183億1236万余円、民間等からの出資金5億5452万余円)を承継している。

基盤センターは、基盤技術研究円滑化法(昭和60年法律第65号)に基づき、民間が行う基盤技術に関する研究開発支援のための推進機関として昭和60年10月に設立されて、産業投資特別会計からの出資を受けて、主として複数の民間企業と共同で設立する研究開発会社に出資を行い、民間の共同研究による基盤技術研究を支援していた。また、基盤技術研究に対する支援の一部は融資による方法で実施していた。

その後、貴省及び総務省は、基盤技術研究の促進に一定の成果はあったものの、次のような理由により、基盤センターによる基盤技術研究の促進を図るための制度の見直しを行った。

- ① 競合する企業間で実用化の最終段階まで共同研究を継続することは難しいなどの要因により、出資金の回収が困難であることが明らかになってきたこと
- ② 基盤センターの会計処理上、出資による研究開発費の支出を資産として計上することとされていたが、この種の支出は費用化すべきであるとする近年の企業会計基準にそぐわなくなったこと

見直しの結果、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成13年法律第60号。以下「改正円滑化法」という。)により、新しい枠組みによる民間の基盤技術研究に対する支援制度、基盤センターの解散等が規定されることとなった。

基盤センターの解散は、改正円滑化法公布の日から2年以内と規定されて、それまでの間は、既存事業を廃止して事業の清算を実施することとされた上、基盤センターは平成15年4月1日に解散した。解散に当たっては、改正円滑化法附則第3条第2項の規定に基づいて、解散時の資本金3148億4425万円から、出資事業により取得した株式の取得に要した費用総額2856億7015万円とこれを処分したことにより得られた収入総額91億3048万余円との差引額である2765億3966万余円を出資がなかったものとして償却して、383億0458万余円が承継する資本金とされた。承継する資本金については、機構に188億6688万余円、通信・放送機構(16年4月1日以降は独立行政法人通信総合研究所と統合して独立行政法人情報通信研究機構)に194億3769万余円がそれぞれ承継された。そして、基盤センターは、一切の権利及び義務を機構及び通信・放送機構に承継して、事業の清算を完了した。

(2) 鉱工業承継勘定の状況

機構に承継された資産等は表1の開始貸借対照表のとおりとなっている。

表1 承継時(平成15年4月1日)の開始貸借対照表

(単位：百万円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	4,491	I 流動負債	611
現金及び預金	4,038	未払金	3
仮払金	1	未払費用	605
前払費用	4	預り金	2
未収収益	422	II 固定負債	9,369
未収金	5	長期借入金	9,322
その他の流動資産	36	退職給付引当金	46
貸倒引当金	△ 17	負債合計	9,980
II 固定資産	23,901	(資本の部)	
1 事業資産	10,343	I 資本金	18,866
出資金	958	政府出資金	18,312
貸付金	10,004	日本政策投資銀行出資金	251
貸倒引当金	△ 619	民間出資金	302
2 有形固定資産		II 剰余金(△欠損金)	△ 453
器具・備品	1	融資事業資産損失	△ 439
3 無形固定資産		その他の損失	△ 14
電話加入権	1	資本合計	18,413
4 投資その他の資産	13,555		
長期性預金	1,000		
投資有価証券	12,134		
敷金・保証金	420		
資産合計	28,393	負債・資本合計	28,393

資産の主なものは、出資事業の出資金4社9億5883万余円、融資事業における貸付金の元本残高70社100億0465万余円が事業資産として計上されたほか、現金及び預金40億3868万余円、投資有価証券121億3478万余円が計上された。負債の主なものは、貸付金の原資としての長期借入金93億2245万余円が計上されて、また、資本金として、政府出資金183億1236万余円を含む188億6688万余円が計上された。

基盤センターから承継した政府出資金等は、改正円滑化法附則第3条第1項の規定により、承継した株式処分業務及び債権管理回収業務(以下、両業務を合わせて「承継業務」という。)に必要な資金に充てるものとされて、機構は承継業務について、鉱工業承継勘定を設けて区分経理している。

機構は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、中期目標期間の5年間(第1期15年度下期から19年度、第2期20年度から24年度)に係る中期計画を作成して、独立行政法人評価委員会の意見を聴いた貴省の認可を受けて、同計画に沿った業務運営を行っている。

そして、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号。以下「機構法」という。)附則第10条は、承継業務を終えたときは、これらを区分経理している鉱工業承継勘定を廃止して、また、その際、債務を弁済してなお残余財産があるときは、出資額を限度として出資者に分配することと規定しており、分配した後に残余財産があるときは、国庫に納付することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

政府は、「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)において、現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているかなどについて、原点に立ち返って見直すこととして、同方針に基づき、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年 8 月 10 日閣議決定)を定めて、事務・事業の見直し、随意契約の見直し、保有資産の見直しなどを掲げた「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を策定した。

同計画は、保有資産の見直しとして、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却、証券化の検討及び促進、不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行うこととしている。

また、政府は、20 年 4 月に、独立行政法人通則法改正法案を第 169 回国会に提出しており、同法案には、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化などにより、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)で政府からの出資に係るものについては、主務大臣の認可を受けてこれを国庫に納付するものとするなどと規定されており、さらに、国庫返納に伴う減資等についても所要の規定が設けられている。

そこで、経済性、有効性等の観点から、機構が基盤センターから承継した出資金の額が承継業務の規模に比べて適切なものとなっているかなどに着眼して、貴省及び機構において、機構が基盤センターから承継した資産等を対象に、関係書類の提出を受けるとともに、鉱工業承継勘定の業務の実施状況及び業務に関する指導・監督状況等の説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

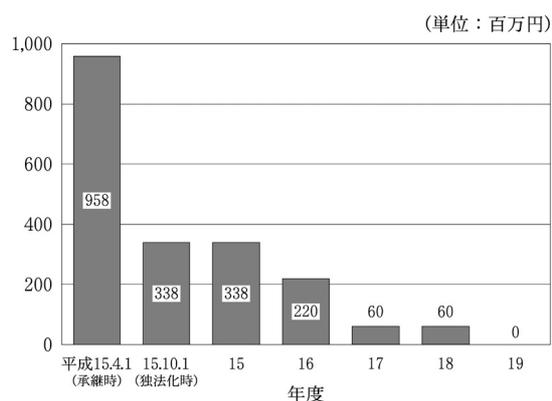
検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 承継業務の状況

ア 株式処分業務の状況

株式の保有及び処分の状況の推移は、図 1 のとおり、出資先会社 4 社の株式について、15 年 4 月の承継時の開始貸借対照表における計上価額は 9 億 5883 万余円であったが、15 年 10 月の機構の独立行政法人化に伴い、出資先会社の純資産額を基にした評価換えを行ったことにより、評価額は 3 億 3897 万余円となり、評価損 6 億 1985 万余円が発生している。また、その処分については、19 年 6 月までに 4 社の株式を合計 3 億 0087 万余円で売却して業務を終了しており、売却損は 3809 万余円となっている。

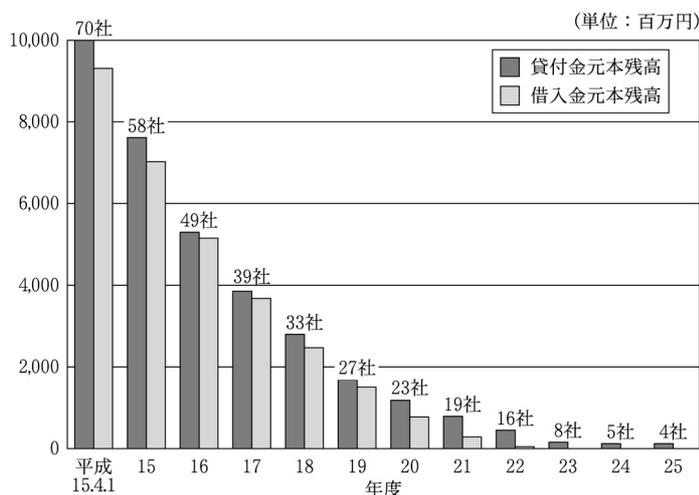
図1 株式の保有及び処分の状況の年度別推移



イ 債権管理回収業務の状況

債権管理回収業務の年度別実績及び見込みは、中期計画等によれば図2のとおりとなっている。

図2 貸付先会社数、貸付金元本残高、借入金元本残高の実績及び見込み



(注) 平成19年度までは回収実績、20年度以降は回収見込み

19年度末現在で貸倒懸念債権、破産更生債権等に分類されている4社の貸付債権は、20年度以降の回収見込額を計上していないため、25年度に貸付先会社数4社、貸付金元本残高が1億3357万余円計上されている。

なお、当該貸倒懸念債権は、連帯債務者による少額弁済が行われているもの及び一時返済が延滞し現在は延滞が解消しているものの、今後の債務の弁済に問題が生じる可能性があるものであり、当該破産更生債権等は、担保売却や代位弁済により一部回収されているものの延滞が続いているものである。

貸付金の貸付先及び元本残高は、15年4月の承継時に70社100億0465万余円であったが、19年度末時点で27社17億0085万余円(一般債権23社15億6728万余円、貸倒懸念債権3社1億2328万余円、破産更生債権等1社1029万円)となっており、承継時と比較して会社数で61.4%、貸付額で83.0%減少している。

貸付金元本は、20年度から23年度までの各年度におおむね3億円から5億円の回収が見込まれており、第2期中期計画の最終年度である24年度に4社から2270万余円を、25年度に1社から229万余円を回収して業務を終了することとしている。

また、貸付金の原資である産業投資特別会計からの借入金は、第2期中期計画期間中の23年度上期に償還を終了することにしており、年々業務規模が縮小していくことは明確である。

(2) 鉱工業承継勘定の損益の状況

15年度から19年度までの業務運営の実績は表2のとおりとなっている。

表2 業務運営実績内訳の年度別推移 (単位：百万円)

区 分	平成 15			16	17	18	19
	上 期 (15.4.1 ～ 15.9.30)	下 期 (15.10.1 ～ 16.3.31)	合 計				
(経常費用)	906	271	1,178	453	326	261	183
業務費	33	—	33	32	—	—	—
一般管理費	95	88	183	135	127	127	99
財務費用							
支払利息	217	180	397	285	199	133	83
引当金繰入	560	—	560	—	—	—	—
雑損	—	2	2	0	0	0	0
(経常収益)	852	198	1,050	369	311	295	279
業務収益	104	92	196	158	98	73	44
貸付金利息収入	92	86	178	141	73	49	34
その他の業務収入	11	5	17	17	25	23	9
財務収益	99	103	203	207	209	218	233
受取利息	0	11	11	22	23	13	12
受取配当金	—	0	0	1	2	0	—
有価証券利息	99	92	192	183	183	204	220
引当金戻入	637	—	637	—	—	—	—
雑益	10	2	12	3	4	3	2
経常利益(△経常損失)	△ 54	△ 73	△ 127	△ 83	△ 14	34	96
(臨時損失)	68	—	68	28	41	0	0
(臨時利益)	—	36	36	143	34	60	21
当期純利益(△当期純損失)	△ 122	△ 36	△ 159	30	△ 21	94	117
△次期繰越欠損金	—	—	△ 762	△ 732	△ 754	△ 659	△ 542

(注) 平成15年度の機構の財務書類は、15年10月1日に独立行政法人に移行したこと、新しい会計基準を採用したことなどにより、上期(15.4.1～15.9.30)と下期(15.10.1～16.3.31)に分割されている。

15年度の合計欄は、年度別に比較するために、上期の計上科目及び金額を下期の科目に合わせて合算したものである。

一般管理費が年々減少していて、支払利息も貸付金の原資である長期借入金の縮小に伴って減少しているために、経常費用の総額は年々減少傾向にある。

また、有価証券利息が16年度及び17年度に1億8000万円程度で推移して、18年度で2億0451万余円、19年度2億2093万余円に増加しているものの、貸付金利息収入が貸付金の元本残高の縮小に伴って減少しているために、経常収益の総額は年々減少傾向にある。

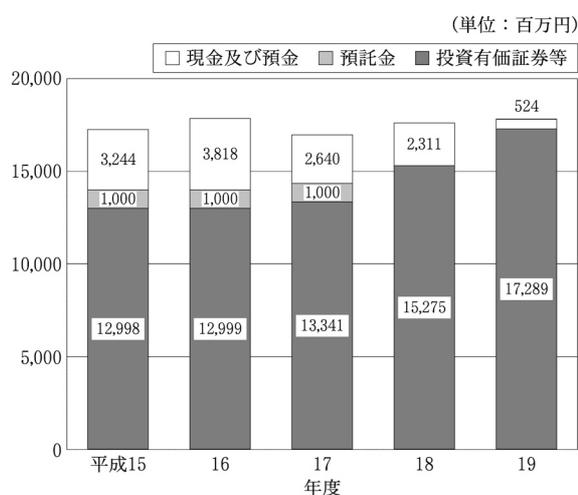
そして、経常費用の減少額より経常収益の減少額が少ないために、経常損失が年々減少して、18年度は3417万余円、19年度は9669万余円の経常利益が計上されるに至っている。

臨時損益を加味して純利益が計上されているのは16年度、18年度及び19年度であるが、各年度の利益は、承継前に基盤センターが貸付金の元本を減免したことなどにより生じた欠損金や承継後の株式評価損等から生じた欠損金の処理に充てられており、19年度は1億1786万余円が充てられて、繰越欠損金を5億4202万余円計上している。

(3) 保有資金の運用の状況

(注) 鉱工業承継勘定の現金及び預金、預託金、投資有価証券等の残高の状況は、図3のとおりである。

図3 資金の保有内訳の年度別推移



18年度において、財政融資資金の預託金が満期を迎えたために10億円減少しており、また、現金及び預金が前年度から3億2849万余円減少する一方、投資有価証券等が前年度から19億3427万余円増加して152億7545万余円となっている。さらに、19年度においても現金及び預金が前年度から17億8742万余円減少する一方、投資有価証券等が前年度から20億1386万余円増加して、172億8931万余円となっている。

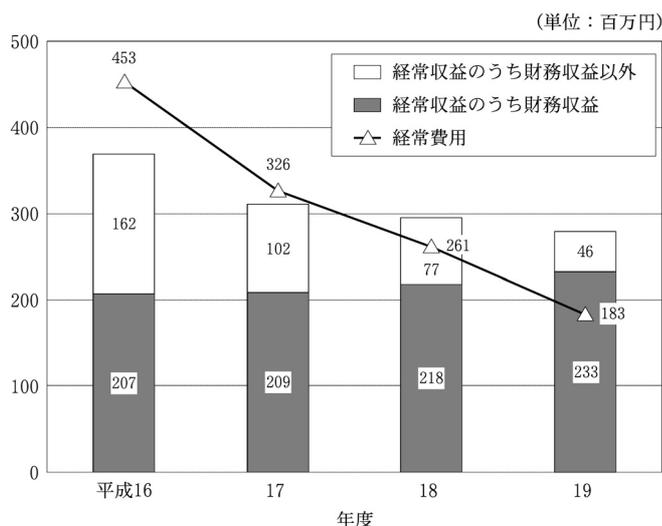
18、19両年度において、現金及び預金の計上額が減少する一方、投資有価証券等が増加しているのは、株式処分業務が終了したり、債権管理回収業務の規模が大幅に縮小したりしたために、当面の運営資金である現金等の需要が低くなり、これらを投資有価証券等で運用したことなどによると認められる。

(注) 投資有価証券等には、固定資産に計上される満期保有を目的とした有価証券のほかに、残存償還期間が1年未満となり流動資産に計上されることとなった当該有価証券が含まれる。

保有している投資有価証券等の種類は、社債(電力債等)、政府保証債、公団公庫債等である。

そして、投資有価証券等の計上額が増加したことによる収益への影響は、図4のとおりである。

図4 財務収益と経常費用の年度別推移



経常収益の総額は年々減少傾向にあるものの財務収益が増加しているのは、投資有価証券等の計上額が毎年増加していることに伴い有価証券利息が増加しているためである。また、経常費用との関係を見ると、経常費用の総額は年々減少傾向にあり、19年度には財務収益が経常費用を上回る結果となっている。

(改善を必要とする事態)

承継業務の規模が大幅に縮小していることなどから、承継業務に充てるべきものとされた政府出資金 183 億 1236 万余円の大部分を投資有価証券等の形で保有し続けている事態は、現下の財政状況等にかんがみると、国の資産の有効活用の面から適切とは認められず、出資金の額を適切な規模にする検討を行うなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省及び機構において、機構法では、勘定の廃止時に残余財産は出資額を限度として出資者に分配するなどの規定となっており、出資金の規模を適切なものとする相応の減資を行い、国からの出資金を国庫に返納するという規定がない現状において、業務規模の縮小に応じて、承継業務に充てるための出資金を適切な規模とするなどの検討を行っていなかったことによると認められる。

3 本院が表示する意見

株式処分業務は19年6月で終了しており、また、債権管理回収業務は、承継時に100億0465万余円計上されていた貸付金元本残高が19年度末時点において17億0085万余円まで減少している。そして、貸付金の原資である産業投資特別会計からの借入金の償還は23年度中に終了することになっている。

このように、承継業務の規模が年々縮小していくことが明らかであるにもかかわらず、機構は、機構法に基づき、貸付債権の最終償還時である25年度を目途として、政府出資金183億1236万余円を全額保有し続けることになる。

については、貴省において、独立行政法人整理合理化計画に従った保有資産の見直しの中で、機構の鉱工業承継勘定における保有資金について、不要財産かどうかの見極めを行うなどして、出資金の額の適切な規模を検討して、関係機関と調整の上で、出資金の減資を行うことにより生ずる資金の国庫返納を可能とする検討を行うよう意見を表示する。

- (2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減少させるよう意見を表示したもの

会 計 名	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (平成 18 年度以前は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定))
部 局 等	資源エネルギー庁
エネルギー需給勘定の概要	石油石炭税等を財源として行われる燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に関する経理を区分して行うために設置されている勘定
収納済歳入額	2兆 3316 億円(平成 19 年度)
支出済歳出額	2兆 0304 億円(平成 19 年度)
決算における剰余金の全体額	2491 億円(背景金額)(平成 19 年度)

【意見を表示したものの全文】

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 決算状況の概要

(1) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の概要

国は、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)に基づき、受益者負担の考え方に基づき課される石油石炭税等を財源として行われる燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に関する政府の経理を明確にするために、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定(平成 19 年 3 月 31 日以前は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定。以下「エネルギー勘定」という。)を設置して、区分して経理している。

(2) エネルギー対策の概要

エネルギー勘定においては、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策の二つのエネルギー対策を行っている。燃料安定供給対策は、石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るために、石油及び天然ガス等の開発、石油備蓄等の措置を講ずるものである。エネルギー需給構造高度化対策は、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るために、省エネルギー、新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策等の措置を講ずるものである。

(3) エネルギー対策の主な財源

エネルギー対策において、その事業等に要する経費の主な財源は、石油石炭税、石油証券及借入金収入及び国家備蓄石油売払代である。

石油石炭税は、石油石炭税法(昭和53年法律第25号)に基づき、原油等に対して課される税で、一般会計に収納された後、必要額がエネルギー勘定に繰り入れられて、エネルギー対策の財源として使用される。

一般会計からの繰入れは、当該年度の石油石炭税の収入額の予算額と前年度以前の各年度の石油石炭税の決算額等の合算額から前年度以前の各年度の一般会計から繰り入れた決算額等の合算額を控除した額に相当する額を、予算で定めるところにより、繰り入れるものとするとしている。そして、当該年度におけるエネルギー対策に要する費用の見込額等に照らしてその金額の一部について繰り入れる必要がないと認められるときには、当該年度においては、当該一部の金額について繰り入れないことができることとされている。なお、この一般会計から繰り入れないこととした税収は、資金又は積立金として一般会計に留保されていたり滞留していたりするものではなく、一般会計の財源の一部として活用される。

石油証券及借入金収入は、15年度以降、石油証券の発行、財政融資資金等からの借入れにより調達されている財源である。借入金の対象経費は、国家備蓄に係る石油・石油ガスの購入、国家備蓄施設の設置に要する費用とされている。

国家備蓄石油売払代は、備蓄石油・石油ガスの緊急時や油種入替時の放出に係る売払いによる収入である。備蓄石油、石油ガスは放出後補充が行われて、収入金は売払い後の石油・石油ガスの補充のための購入費に見合うものとなる。

(4) 歳入歳出決算

本院は、平成14年度決算検査報告において、エネルギー勘定に多額の剰余金が生じていることを取り上げて、(項)石油安定供給対策費(19年度からは(項)燃料安定供給対策費の一部)を中心として相当額の不用額が生じている状況が長期間継続して繰り返されていることがその主な要因となっていることなどから、剰余金の減少策等について検討することが望まれる旨を、「特定検査対象に関する検査状況」として掲記したところである。

その後の特別会計を取り巻く環境の変化の主なものを挙げれば、①17年の石油公団の廃止に向けて、同公団が行っていた国家石油備蓄事業を国有化して、備蓄に伴う借入金等による財源調達を15年度からエネルギー勘定で承継、②エネルギー分野における地球温暖化対策の充実・強化、③19年度に特別会計の制度改正が行われて、繰越しについては、事故繰越と明許繰越以外は認められないことになったことである。

そして、14年度から19年度までのエネルギー勘定の歳入歳出決算状況をみると、表1のとおりである。

表1 エネルギー勘定の決算状況

(単位：億円)

項目	年度						
	平成14	15	16	17	18	19	
収納済歳入額 (A)	9,443	15,925	21,823	25,499	21,934	23,316	
支出済歳出額 (B)	4,553	11,322	17,510	21,808	19,285	20,304	
決算剰余金 (C)=(A)-(B)	4,889	4,603	4,312	3,690	2,648	3,011	
翌年度繰越額財源 (D)	1,244	991	684	1,103	1,168	520	
剰余金 (E)=(C)-(D) (純剰余金)	3,645 (1,828)	3,611 (1,338)	3,628 (1,010)	2,587 (614)	1,480 (637)	2,491 (733)	
(参考)							
一般会計歳入・石油石炭税決算額	4,634	4,783	4,802	4,931	5,117	5,128	
エネルギー勘定(項)一般会計より受入	4,456	4,410	3,965	3,943	3,765	4,538	

注(1) 平成15年度以降、国家石油備蓄事業が国有化されたことに伴って、原油購入や国家備蓄基地の建設等に充てるために借入金等により財源調達を行っていて、歳入歳出の規模が大きくなっている。

注(2) 剰余金のうち、翌年度歳入予算の「前年度剰余金受入」に計上されている額を控除した額は当年度の「純剰余金」とされている。

注(3) 石油石炭税は、平成14年度以前は石油税

収納済歳入額と支出済歳出額との差額である決算剰余金から翌年度繰越額財源を差し引いた額(以下「剰余金」という。)の発生状況は、減少傾向にはあるものの、依然として高い水準で推移している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記のことから、効率性、有効性等の観点から、多額の剰余金が生じている要因を分析した上で、歳出における予算の積算や執行が適切に行われているか、一般会計から繰り入れられた財源が効果的に活用されているかなどに着眼して検査した。

14年度から19年度までのエネルギー勘定の決算を対象として、経済産業省資源エネルギー庁、環境省及び資源エネルギー庁の補助金交付先等において、予算・決算関係書類、予算執行関係書類等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

(1) 剰余金の概要

歳入予算額と歳出予算額が同額である特別会計においては、剰余金は、予算額に対する決算額における歳入の増減額(歳出の増加を伴うものを除く。)と歳出の不用額の合計額である。歳入歳出予算が同額であるエネルギー勘定についてこれを整理すると、図1のとおりであり、歳入における(項)雑収入の増加及び(項)前年度剰余金受入の増加のうち前年度繰越額財源を控除した額並びに歳出において発生する不用額の一部が剰余金の発生要因になっている。

図1 エネルギー勘定の決算額と剰余金の関係

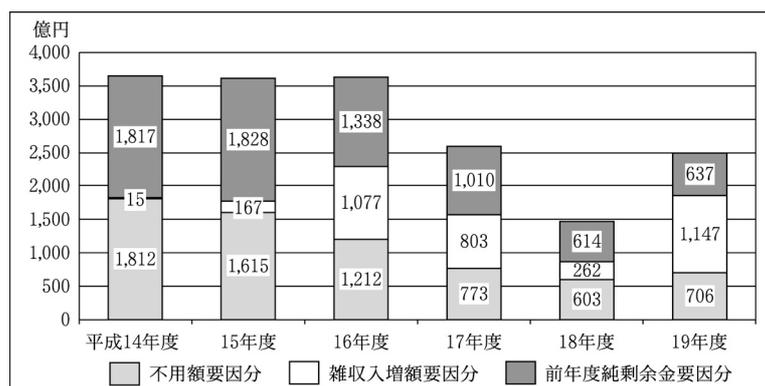


注 (1) は収納済歳入額及び支出済歳出額

注 (2) は当年度の剰余金

14年度から19年度までのエネルギー勘定の剰余金の発生状況は、図2のとおりである。

図2 剰余金の発生要因別状況

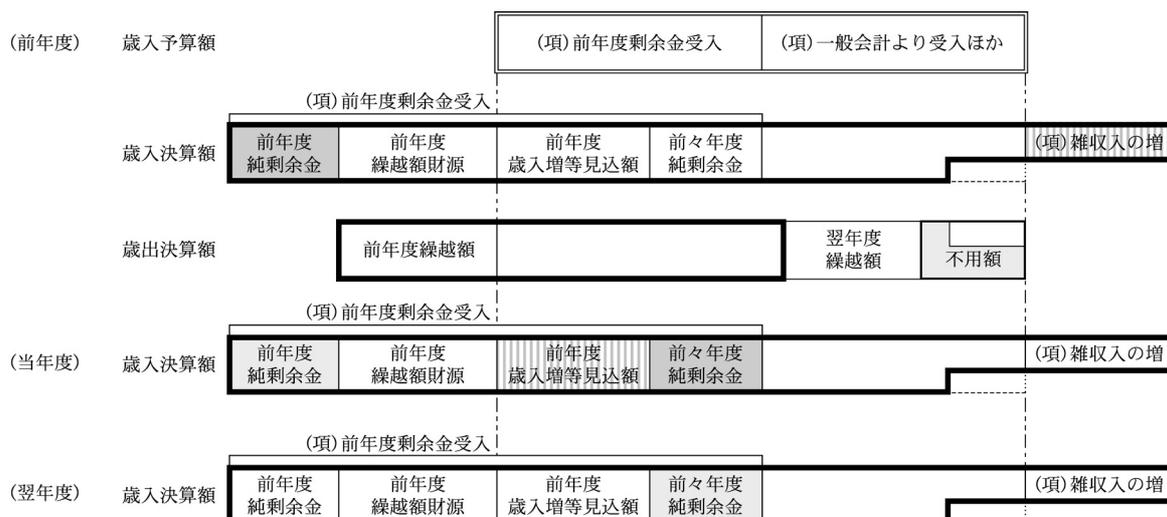


(2) 歳入増額要因による剰余金

ア 前年度純剰余金を要因とする剰余金

前年度の剰余金は、図3のとおり、エネルギー勘定の当年度の歳入に繰り入れられた後、当年度の剰余金の一部となり翌年度の歳入予算に計上される。なお、前年度の歳入増額等であらかじめ当年度の予算編成前に剰余金の発生が確定したものは、当年度の歳出財源として当年度歳入予算に計上する処理(以下、このような処理を行った剰余金の額を「前年度歳入増等見込額」という。)を行っている。したがって、当年度の歳入決算額において、前年度の剰余金から前々年度純剰余金及び前年度歳入増等見込額を控除した額(以下「前年度純剰余金」という。)が当年度の剰余金の発生要因の一部になっている。この前年度純剰余金は、主に前年度の不用額に起因したものである。前年度純剰余金を要因とする剰余金の額は、図2のとおり、減少傾向で推移していて、14年度1817億円に対して19年度637億円と1179億円減少している。

図3 当年度の剰余金と翌年度以降の決算における前年度剰余金との関係(概念図)



イ 雑収入の増額を要因とする剰余金

エネルギー勘定では、表2のとおり、15年度以降、石油公団等の改革に伴う出資回収金等の収入により(項)雑収入の増が不規則に生じていて、剰余金の発生要因になっている。前記のように、これらの収入による剰余金については、翌年度の予算編成前に、予算額に対する増額が確定した部分は、そのほとんどを翌年度予算で前年度歳入増等見込額として計上している。このため、翌年度予算では、前年度歳入増等見込額のみだけ一般会計からの繰入れなどによる財源手当が不要となっている。

表2 雑収入増額要因の剰余金の状況 (単位：億円)

項目	年度						
	平成14	15	16	17	18	19	
雑収入増額要因の剰余金	15	167	1,077	803	262	1,147	
うち NEDO 出資回収金	—	75	—	—	—	—	
うち NEDO 資産承継収入	—	73	—	—	—	—	
うち石油公団出資回収金	—	—	1,054	321	—	—	
うち石油公団資産承継収入	—	—	—	80	—	—	
うち石油公団承継債権整理収入	—	—	—	251	102	239	
うち石油公団承継株式配当金収入	—	—	—	113	135	83	
うち石油公団承継株式売払収入	—	—	—	—	△ 5	815	
(参考) 前年度歳入増等見込額とした額	—	445	1,279	962	228	1,120	

(注) NEDO(New Energy and Industrial Technology Development Organization) 新エネルギー・産業技術総合開発機構

(3) 不用額要因による剰余金

ア 不用額要因による剰余金の概要

エネルギー勘定では、表3のとおり、毎年度1000億円を上回る多額の不用額が発生している。このうち借入金対象経費となっている国家備蓄石油の購入費等については、購入が行われないと不用額が発生するが、一方で借入れも行われなため剰余金は発生しない。また、油種入替えなどに伴う国家備蓄石油、石油ガス補充のための購入費につ

いても、油種入替えなどを実施しない場合に不用額が発生するが、備蓄石油売払代も発生しないため、結果として、剰余金が発生しないようになっている(以下、借入れ又は備蓄石油売払代を財源とする経費の不用額を「借入金対象経費分等」という。)。一方、石油石炭税等を財源とする経費については、歳入予算額と同額で一般会計から財源を受け入れていることなどから、歳出の執行がされない場合に、その不用額が剰余金となる。

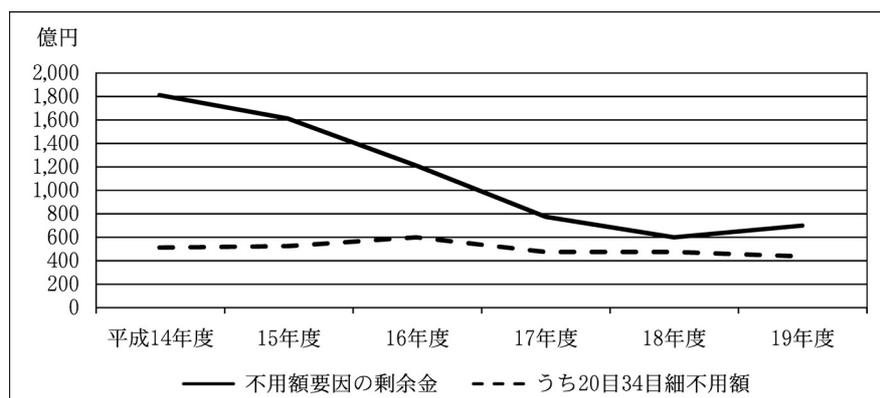
不用額を要因とする剰余金の状況は、表3及び図4のとおりであり、14年度1812億円であったものが、19年度706億円と1105億円減少している。しかし、その内訳についてみると、不用額要因による剰余金を大きく減少させているのは、石油公団改革に関連して同公団に対する交付金、出資金及び補給金が廃止されたことなどによるものである。また、17年度から19年度の各年度において、(目)又は(目)の内訳(以下「目細」という。)において5億円以上の不用額が発生しているものが(項)燃料安定供給対策費及び(項)エネルギー需給構造高度化対策費の2項に20目34目細あり、これらの費目については、依然として多額の不用額が発生している。そして、不用額要因の剰余金は、前記のとおり、前年度純剰余金の主たる要因にもなっている。

表3 不用額要因の剰余金の状況 (単位：億円)

項 目	年 度	平成 14	15	16	17	18	19
不用額 (A)=(B)+(C)		1,812	4,398	2,122	1,246	1,913	3,083
うち借入金対象経費分等 (B) (注)		—	2,782	910	473	1,310	2,376
不用額要因の剰余金 (C)		1,812	1,615	1,212	773	603	706
うち(目)石油公団交付金		480	77	55	—	—	—
うち(目)石油公団出資金		336	148	—	—	—	—
うち(目)石油公団備蓄増強対 策補給金		87	0	—	—	—	—
うち(目)石油備蓄事業融資等補 給金のうち(目細)石油備蓄事業 融資償還補給金		124	165	—	—	—	—
うち20目34目細に係る分		509	528	597	478	476	441
うちその他		274	696	560	294	127	265

(注) 借入金対象経費分等は、国家備蓄石油増強対策事業費、国家備蓄石油管理等委託費、石油ガス国家備蓄基地建設委託費及び国債整理基金特別会計へ繰入の計4目の大部分である。

図4 不用額要因の剰余金の推移表



イ 石油公団改革関連の不用額の状況

平成14年度決算検査報告では、(目)石油公団交付金、(目)石油公団出資金の不用額が剰余金発生の大きな要因の1つになっているとしていた。

石油公団交付金に係る不用額は、表3のとおり、16年度まで多額に発生していたが、国家石油備蓄事業の国有化により、前記のとおり、現在は、これらの財源は主として借入金等に対応することとされていて、剰余金は発生しないことになった。

石油公団出資金に係る不用額は、表3のとおり、15年度まで多額に発生している。石油公団出資金は、石油公団が行う石油・可燃性天然ガス資源の開発等の事業に係る経費として同公団に出資されたもので、探鉱投資等事業出資金等の不用額が多額に上っていたものである。現在は、17年度に石油公団が廃止されたことから、これらの業務を行う独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対して(項)独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資として予算額の全額が出資されていて、エネルギー勘定の決算上は不用額として現れてこないことになる。

ウ 34目細に係る不用額の状況

石油公団改革関連の不用額を除いた不用額では、表3及び図4のとおり、20目34目細に係る不用額が多額となっており、しかも14年度以降ほぼ横ばいで推移していて、19年度においても441億円に上っている。

34目細について、予算現額に対する不用額の割合(以下「不用率」という。)をみると、表4のとおり、不用率が20%を超えるものが19年度では16目細あり、中には不用率20%を超える状態が3年以上継続しているものもある。

表4 34目細に係る年度別不用率分布状況

年度	不用率										合計	うち20%超小計
	0~9%	10~19%	20~29%	30~39%	40~49%	50~59%	60~69%	70~79%	80~89%	90~100%		
平成14年度	8	8	3	3	1	—	—	1	1	—	25	9
15年度	7	11	6	1	1	—	—	1	1	—	28	10
16年度	9	12	3	1	1	1	1	2	1	—	31	10
17年度	10	6	3	3	4	3	1	—	1	2	33	17
18年度	14	8	1	3	2	2	3	—	—	—	33	11
19年度	10	4	6	4	—	1	1	—	2	2	30	16

(注) 合計が34にならないのは、年度ごとに目細の出入りがあるため。

34目細の不用額について主な発生要因別に整理すると、次のような状況となっていた。

(ア) 過年度の実績等を十分考慮しないまま予算額を見積もっているため、不用額が継続して発生しているもの

34目細のうち13目細は、予算上見積もった件数や単価と実績との間にかい離が生じたため不用額が継続して発生しているもので、これらの年度別不用額の合計は表5のとおりである。これらは、予算額の見積りに当たり実績を考慮した件数、単価に基づいて積算を行っていなかったためである。

表5 年度別不用額の合計 (単位：億円)

項目	年度					
	平成14	15	16	17	18	19
(注) 13目細の不用額計	191	200	241	203	139	140

(注) 13目細は、石油資源開発等支援委託費、石油製品需給適正化調査委託費、石油エネルギー高効率利用促進事業費補助金、石油製品販売業構造改善対策事業費補助金、石油ガス流通合理化対策事業費補助金、石油製品販売業環境保全対策事業費補助金、新エネルギー・省エネルギー設備導入促進指導事業委託費、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金、エネルギー多消費型設備天然ガス化推進等補助金、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金、エネルギー使用合理化支援事業費補助金、グリーン物流パートナーシップモデル事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金である。このうち、石油資源開発等支援委託費、石油製品需給適正化調査委託費及び石油製品販売業環境保全対策事業費補助金は、態様(ウ)にも含まれている目細である。

このうち、14年度から19年度までに多額の不用額が発生した上位5目細をみると、表6のとおりである。

表6 態様(ア)に係る平成14年度から19年度までに不用額が発生した上位5目細 (単位：億円)

目 細	年 度							合計
	平成14	15	16	17	18	19		
石油製品販売業構造改善対策事業費補助金	140	30	38	29	20	2	262	
石油製品販売業環境保全対策事業費補助金(注)	0	79	80	44	11	0	217	
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金	12	26	24	24	17	40	146	
石油資源開発等支援委託費(注)	17	25	52	29	6	5	137	
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	—	3	11	11	33	39	99	

(注) 態様(ウ)にも含まれる目細

上記の態様について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> (経済産業省所掌)石油製品販売業構造改善対策事業費補助金について

表7 決算の状況

(単位：億円)

項目 \ 年度	平成 14	15	16	17	18	19
当初予算額	192	92	50	49	31	20
前年度繰越額	1	22	6	—	—	—
歳出予算現額 A	193	114	56	49	31	85
支出済歳出額	31	78	18	20	11	82
翌年度繰越額	22	6	—	—	—	—
不 用 額 B	140 (7)	30 (12)	38 (32)	29 (23)	20 (18)	2 (2)
不 用 率 B/A	72.4%	26.6%	68.2%	59.5%	64.2%	3.0%

注(1) 平成19年度に不用額が大幅に減少しているのは、原油高の影響を受けている揮発油販売業者の支援を目的として、当該販売業者の経営合理化等に必要な借入れの債務保証を行うために、構造改善円滑化事業費等の一部を振り替えて、揮発油販売業経営合理化対策事業として、社団法人全国石油協会に設置していた揮発油販売業経営合理化基金の積み増しを行ったことなどによる。

注(2) 不用額欄の括弧書きは、構造改善円滑化事業に係る不用額で内数である。

この補助金は、石油製品販売業において、その経営の安定、体質の強化を目的として、石油販売業者の経営高度化等を図るための事業、事業環境整備を支援するための事業等に対して補助を行うものであり、構造改善円滑化事業、特定石油製品販売施設撤去等支援事業、揮発油販売業経営合理化対策事業等がある。

このうち、災害対応型の給油所普及等を行う構造改善円滑化事業は、予想される事業者からの補助金交付申請件数(以下、これを「見込件数」という。)及び補助事業1件当たりに必要な事業費(以下、これを「見積単価」という。)を見込んで予算額を見積もったとしていた。

しかし、平成15年度から17年度においては実績件数が見込件数を下回り、また、18年度及び19年度においては補助事業1件当たりの実績単価が見積単価を下回るなどして、不用額が継続して発生している。これは、過年度の事業採択件数等の実績を十分考慮して予算額を見積もるなどしていなかったためである。

(イ) 不測の事態に備えるなどのための上乗せ分が実績を反映していなかったなどのため、不用額が発生したもの

34目細のうち3目細は、前年度の実績額等に上乗せ分を加えた予算上の見積額と実績額等との間にかい離が生じたため、不用額が発生したもので、これらの年度別不用額の合計は表8のとおりである。これらは、予算額の見積りに当たり上乗せ分について過去の実績等を勘案して積算していなかったためである。

表8 年度別不用額の合計

(単位：億円)

項目 \ 年度	平成 14	15	16	17	18	19
(注) 3目細の不用額計	125	60	89	62	24	21

(注) 3目細は、石油貯蔵施設立地対策等交付金、石油・石油ガス備蓄増強利子補給金及び石油備蓄事業補給金である。

これらの14年度から19年度までに発生した不用額を目細別にみると、表9のとおり

りである。

表9 態様(イ)に係る平成14年度から19年度までに不用額が発生した3目細 (単位:億円)

目 細	年 度						合計
	平成14	15	16	17	18	19	
石油・石油ガス備蓄増強利子補給金	70	53	33	28	3	14	204
石油備蓄事業補給金	44	2	51	26	12	2	139
石油貯蔵施設立地対策等交付金	10	5	4	7	7	3	38

上記の態様について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2> (経済産業省所掌)石油貯蔵施設立地対策等交付金について

表10 決算の状況 (単位:億円)

項 目	年 度					
	平成14	15	16	17	18	19
当初予算額	69	65	64	64	63	61
前年度繰越額	0	0	0	0	0	0
歳出予算現額 A	69	66	65	65	63	61
支出済歳出額	58	59	60	57	55	57
翌年度繰越額	0	0	0	0	0	—
不 用 額 B	10	5	4	7	7	3
不 用 率 B/A	15.2%	8.2%	6.5%	10.8%	12.1%	5.9%

この交付金は、石油貯蔵施設の立地の円滑化に資することを目的として、石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を図るために、立地及び周辺市町村等に交付するものである。

この交付金のうち、既設の石油貯蔵施設を対象とするものについては、交付年度の前年度末の貯蔵量に基づいて算定した額を毎年度の交付限度額として、立地市町村等からの申請に応じて交付している。そして、当年度の予算額の見積時には、前年度末時点の石油貯蔵施設の貯蔵量を予測することが困難であるとして、前々年度末時点の石油貯蔵施設の貯蔵量を積み上げて算定した額にその2.5%を上乗せしていた。また、新增設の石油貯蔵施設を対象とするものについても同様な上乗せをしていた。しかし、交付実績額は表11のとおり、予算額を上乗せ分以上に下回り、同様な事態が継続していて、毎年度不用額が発生している。これは、上乗せ額が過去の交付実績を踏まえたものではなかったことによるものである。

表11 石油貯蔵施設立地対策等交付金の予算額と決算額 (単位:千円)

項 目	年 度					
	平成14	15	16	17	18	19
予算額	6,941,181	6,542,417	6,477,003	6,475,004	6,348,470	6,122,134
うち積み上げ額 うち上乗せ額	6,316,440 624,741	6,268,107 274,310	6,206,267 270,736	5,988,053 486,951	5,860,932 487,538	5,880,388 241,746
決算額(交付額)	5,845,216	5,992,726	6,078,312	5,791,344	5,575,687	5,770,221
不用額	1,061,542	546,324	427,736	703,318	774,674	366,820

(ウ) 事業環境の変化に伴って不用額が発生したもの

34目細のうち11目細は、事業を実施するための環境が変化する可能性がある中で予算額を見積もり、その後の環境変化により不用額が発生しているもので、これらの年度別不用額の合計は表12のとおりである。これらには、海外で行う事業であることなどから外部的要因による環境の変化を避けられない面があるものの、毎年度同種の事業を実施しているのに、事業の特性、過去の執行実績を十分踏まえた予算額の見積りをしていなかったためである。

表12 年度別不用額の合計 (単位：億円)

項目	年 度					
	平成14	15	16	17	18	19
(注) 11目細の不用額計	106	254	313	203	267	135

(注) 11目細は、国内石油天然ガス基礎調査委託費、石油天然ガス資産評価調査等委託費、石油資源開発等支援委託費、船舶建造費、不動産購入費、産油国石油開発情報等調査事業、産油国研修事業、石油製品需給適正化調査委託費、石油製品販売業環境保全対策事業費補助金、国際エネルギー使用合理化等対策事業費補助金及び国際エネルギー消費効率化等協力支援事業費補助金である。このうち、石油資源開発等支援委託費、石油製品需給適正化調査委託費及び石油製品販売業環境保全対策事業費補助金は、態様(ア)にも含まれている目細である。

このうち、14年度から19年度までに多額の不用額が発生した上位5目細をみると、表13のとおりである。

表13 態様(ウ)に係る平成14年度から19年度までに不用額が発生した上位5目細 (単位：億円)

目 細	年 度							合計
	平成14	15	16	17	18	19		
国内石油天然ガス基礎調査委託費	13	16	18	21	107	79	257	
石油製品販売業環境保全対策事業費補助金(注)	0	79	80	44	11	0	217	
国際エネルギー使用合理化等対策事業費補助金	30	63	28	53	20	7	204	
産油国石油開発情報等調査事業	36	58	85	19	0	1	201	
石油資源開発等支援委託費(注)	17	25	52	29	6	5	137	

(注) 態様(ア)にも含まれる目細

上記の態様について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3> (経済産業省所掌)国際エネルギー使用合理化等対策事業費補助金について

表 14 決算の状況

(単位：億円)

項 目 \ 年 度	平成 14	15	16	17	18	19
当 初 予 算 額	144	114	85	59	43	15
前年度繰越額	68	112	58	69	40	31
歳出予算現額 A	213	226	143	128	84	46
支出済歳出額	71	105	44	34	32	39
翌年度繰越額	112	58	69	40	31	—
不 用 額 B	30	63	28	53	20	7
不 用 率 B/A	14.0%	28.0%	20.1%	41.8%	24.5%	15.0%

この補助金は、開発途上国等の産業施設で我が国の有する省エネルギー、石油代替エネルギー技術を活用したモデル事業等を行うものであり、国際エネルギー消費効率化等モデル事業、国際エネルギー消費効率化等協力基礎事業等がある。

このうち、国際エネルギー消費効率化等モデル事業は、平成 17 年度に 8 事業 40 億円の予算額を見積もり、前年度からの 52 億円の繰越額を含め事業を実施したが、事業の実施に当たって必要となるタイ王国やインドネシア共和国等の相手国側との基本的事項の取決めの締結に係る調整に時間を要したことなどから、17 年度には事業がほとんど実施できず 42 億円の不用額が発生している。また、18 年度にも同様に 10 事業 28 億円の予算額を見積もるなどして、事業を実施することにしてはいたが、同じ理由により事業を実施できず 18 億円の不用額が発生している。

これは、予算額を見積もる時点と予算執行時点で、事業を実施するための環境が変化する可能性があるのに、同種事業の特性、過去の執行実績を踏まえた予算額の見積りをしていなかったためである。

(改善を必要とする事態)

上記のように、エネルギー勘定において、過年度の実績を十分考慮しないまま予算額を見積もっていることなどにより、当該年度において必要とされる額以上に歳出予算が増大して、予算額と実績額との間にかい離が生じて不用額が継続して発生していて、エネルギー勘定で実施する事業に充てるために一般会計から繰り入れられるなどした財源が有効に活用されておらず、その結果、多額の剰余金が生じている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、経済産業省及び環境省において、実施する事業の特性を考慮したり事業の実績を踏まえたりなどして適切な歳出予算を見積もることへの配慮が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

経済産業省及び環境省は、不用額の発生に対応した借入財源等の縮減、前年度歳入増等見込額の計上等によりエネルギー勘定の剰余金の縮減を図ってきているものの、なお特定の 20 目 34 目細において継続して多額の不用額が発生しているものなどが見受けられる。

我が国は、原油を始めとするエネルギー資源の需給が中長期的にひっ迫するという状況にあるとともに、地球温暖化対策の充実・強化等への対応も迫られている。また、一方で、財

政健全化への積極的な取組も求められている。

については、経済産業省及び環境省において、エネルギー勘定における過年度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして、一般会計からの繰入額が適正な規模になるよう、ひいては剰余金を極力減少させるよう次のとおり意見を表示する。

- ア 従前の予算の内容及びその執行状況を十分把握して、不用額の発生要因を見極めること
- イ 不用額の発生要因が予算額と執行実績との継続的な[・]離、事業を実施するための環境の変化等に起因する場合は、歳出予算の見積りに当たり、それらを十分考慮した適切なものにする

(3) エネルギー対策のための地域新生コンソーシアム研究開発委託事業で取得した物品について、改造等の承認や売却処分等を円滑に行うことにより、これらの物品が同事業の目的に照らして十分有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	経済産業本省、8 経済産業局
物品の概要	地域新生コンソーシアム研究開発委託事業において取得した物品
管理している物品の数量及び取得価格	1,877 個、80 億 1829 万余円(平成 19 年度末)
(1) 有効に活用されないまま無償貸付けしている物品の数量及び償却後価格	357 個、11 億 6121 万円(平成 19 年度末)
(2) 有効に活用されないまま保管させている物品の数量及び償却後価格	48 個、1 億 8260 万円(平成 19 年度末)
(1)、(2)の計	405 個、13 億 4381 万円(平成 19 年度末)

【改善の処置を要求したものの全文】

エネルギー対策のための地域新生コンソーシアム研究開発委託事業で取得した物品の管理について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 地域新生コンソーシアム研究開発事業の概要

貴省は、8 経済産業局^(注)(以下「各経産局」という。)等を通じて、平成 14 年度から地域新生コンソーシアム研究開発委託事業を実施している。この事業は、地域において新産業・新事業を創出して地域経済の活性化を図るため、地域における産学官の共同研究体制(以下

「コンソーシアム」という。)の下で、大学等の技術シーズや知見を実用化するための研究開発を行わせて、地域における新産業の創出に貢献しうる製品等を開発することを目的としている。このうち、エネルギー使用の合理化、石油代替エネルギーの開発及び利用に寄与する研究開発委託事業(以下「委託事業」という。)を、エネルギー対策特別会計(18年度までは石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計。以下「特別会計」という。)で実施している。

コンソーシアムは、国と委託契約を締結して委託事業の運営管理等を行う管理法人と、管理法人と再委託契約等を締結して研究開発を行う研究実施法人で構成される。

委託事業の実施から製品等の開発までは、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 各経産局は、委託事業を原則として2年以内の期間で実施して、管理法人に大学等の技術シーズ等を実用化するための研究開発を行わせて、必要に応じて特許権等の知的所有権を取得させる。委託事業には、研究開発のために実証機等を製作する場合があるが、知的所有権が実証機等の物品に含まれる場合もある(以下、知的所有権を含む物品を「ノウハウ物品」という。)
- ② 委託事業終了後、コンソーシアムの構成員は、委託事業で開発した新技術を活用したり、製作したノウハウ物品を使用したりなどして地域の新産業の創出に貢献しうる製品の試作品等を開発するために、補完研究を3年間から5年間程度実施する。
そして、補完研究の終了後、コンソーシアムの構成員は、試作品等をもとに製品化等を行い、地域における新産業・新事業として開発した製品等により事業化する。

(2) 委託事業で取得した物品の管理の概要

各経産局は、管理法人に、委託事業で必要な物品を購入させたり、研究実施法人が開発したノウハウ物品等を取得させたりして研究実施法人に使用等させている。

各経産局は、管理法人に、当該年度に取得した物品の品名、数量、取得年月日、取得価格、保管場所等を記載した取得財産移転届を翌年度に提出させて、国の資産として特別会計に帰属させている。

貴省は、各経産局に対して、委託事業終了後の物品の処分等の方法について、原則として次のような優先順位によることを指導している。

- ① 他会計への管理換等
- ② 管理法人等への無償貸付け又は有償貸付け
- ③ コンソーシアムの構成員又は第三者への売却
- ④ 廃棄

(3) 委託事業で取得した物品の委託事業終了後の無償貸付け

貴省は、経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成15年経済産業省令第81号)等(以下「無償貸付規程等」という。)に基づき、委託事業で取得した物品を委託事業終了後、補完研究のためにコンソーシアムを組織した管理法人(公益法人に限る。)に貸し付ける場合等には、1年を超えない期間で、無償貸付けすることができることとしている。

各経産局は、管理法人等は無償貸付けする場合に、物品の改造その他物品の現状を変更(以下「改造等」という。)するときにはあらかじめ各経産局の承認を受けることなどの条件を付している。また、無償貸付けの期間満了日までに特段の意思表示をしないときは、同

一条件で更に1年間無償貸付けを認め、翌年度以降も同様とすることとしている。

管理法人に無償貸付けされた物品の大半は、全国に所在する研究実施法人に転貸されていることなどから、無償貸付け中の物品は各地に散在しており、各経産局は、直接物品を確認して管理することが困難なために、貸付先から物品の使用実績報告書等を提出させるなど主に書面により管理している。

(4) 委託事業で取得した物品の返還後に行われる処分等の方法

国の物品は、物品管理法(昭和31年法律第113号)で、国以外の者の施設に物品を保管することを妨げないとされている。各経産局は、管理法人等から無償貸付けの条件に該当しないために貸し付けることができなかつたり、研究実施法人で必要なくなつたりして物品の返還を受けた場合には、売却、廃棄等の処分の手続を行うまでの間、管理法人等に書面で当該物品の保管を依頼して、管理法人等から預り証を受領した上で保管させている。そして、各経産局は、物品の保管者等が保管中にその物品を使用することを認めていない。

また、各経産局は、管理法人が委託事業で取得した知的所有権を譲り受けないこととしていることから、ノウハウ物品に含まれる知的所有権を保護するために、コンソーシアムの構成員が当該物品の買取りをしない場合には、廃棄することとしている。

(5) 委託事業で取得して特別会計に帰属した物品の状況

14年度から18年度までの間に、各経産局が特別会計で実施した委託事業の件数は表1のとおりである。

表1 委託事業の新規採択件数の推移(平成14年度から18年度まで)

年度	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
件数	30	43	53	39	50

また、15年度末及び19年度末の委託事業で取得して特別会計に帰属した物品の数量及び取得価格は、15年度末241個、12億2766万余円、19年度末1,877個、80億1829万余円となっていて、委託事業の件数の累増に伴って物品の数量も15年度からの5年間で7.7倍に急増している。また、表2のとおり、物品のほとんどは委託事業実施時の管理法人等(以下、委託事業終了後も委託事業実施時の管理法人や研究実施法人をそれぞれ「管理法人」、「研究実施法人」という。)に、無償貸付けしたり、保管依頼したりして管理している。そして、19年度末の物品の無償貸付先(転貸先を含む。以下同じ。)又は保管先は44都道府県の200市町村に散在している。

表2 委託事業で取得して特別会計に帰属している物品の状況

年度	合計		無償貸付け		法人の研究実施場所等に保管		経済産業局に保管	
	数量	取得価格(千円)	数量	取得価格(千円)	数量	取得価格(千円)	数量	取得価格(千円)
平成15年度末	241	1,227,668	176	1,067,790	56	146,315	9	13,562
平成19年度末	1,877	8,018,296	1,496	6,720,992	293	1,212,116	88	85,182

19年度末の委託事業で取得して特別会計に帰属している物品のうち、取得価格の上位5物品を挙げると、表3のとおりである。

表3 主な物品の状況(取得価格の上位5物品の例)

管 理 法 人 名	物 品 名	数 量	取 得 価 格 (円)	取 得 年 月 日	状 況
A 商工会議所	a 表面処理装置	1	72,397,500	平成 18 年 1 月 30 日	無償貸付け
B 県中小企業団体中央会	b 成膜装置	1	68,752,950	平成 17 年 3 月 25 日	無償貸付け
財団法人 C	c 移動式処理プラント	1	65,860,200	平成 19 年 1 月 22 日	無償貸付け
D 県中小企業団体中央会	d 熱分解装置	1	58,482,597	平成 19 年 1 月 24 日	無償貸付け
国立大学法人 E	e 燃焼装置	1	54,390,000	平成 19 年 3 月 5 日	無償貸付け

一方、19年度末までに委託事業で取得して特別会計に帰属した物品を売却又は廃棄した数量は、計 234 個であり、19年度末までに委託事業で取得して特別会計に帰属した物品の数量 2,111 個に対する割合は 11.0% になっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

委託事業で取得して特別会計に帰属している物品の数量は急増して、かつ、物品の所在箇所が全国に散在しており、各経産局が物品を直接確認しながら管理してその状況を十分に把握することが困難になってきている。

そこで、特別会計がこれらの物品の取得に要する経費を負担していることにかんがみて、有効性等の観点から、物品が地域新生コンソーシアム研究開発事業の目的に照らして十分に有効に活用されているか、事業化率を高めるためにより研究開発を促進する方途はないかなどに着眼して検査した。

本院は、貴省及び各経産局において、19年度末現在管理している物品 1,877 個を対象に、会計実地検査を行った。そして、これらのうち 458 個については、無償貸付先や保管先の法人計 60 か所に直接に赴いて現況を調査した。また、1,877 個すべての物品について、各経産局を通じて、無償貸付先や保管先の法人に対して製品等の開発に当たっての物品の改造等の必要性及び買取りの希望の有無等を調査するために調査票等を送付して調査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような状況が見受けられた。

すなわち、各経産局は、前記のとおり、委託事業終了後の物品の管理に当たっては、貸付先の法人に物品の使用実績報告書等を提出させるなど主に書面によって管理しているが、製品等の開発の進捗状況については把握しているものの、個々の物品が製品等を開発するために有効に利用されているか、研究実施法人等が製品等を開発するために物品の改造等や買取りを希望しているかなどについて十分把握していなかった。

そして、貴省は、各経産局における上記のような物品管理の現状を十分に把握しておらず、物品を有効に利用するための適切な指導をしていなかった。

このため、ノウハウ物品 405 個、13 億 4381 万余円(取得価格を基礎とし減価償却を行い、当該減価償却相当額を控除した後の 19 年度末の価格。以下「償却後価格」という。)が次のように有効活用されていない事態となっていた。

ア 無償貸付けしているノウハウ物品が製品開発等のために十分有効に活用されていないもの

無償貸付けの物品 1,364 個について、物品の改造等が必要か調査票等により調査したところ、製品等の開発には改造等が必要などとしているノウハウ物品が 357 個、償却後価格 11 億 6121 万余円あった。

そして、研究実施法人は、無償貸付けを受けたノウハウ物品であっても改造等を行うには事前に改造等の内容等を申請して承認を受ける必要があるが、無償貸付けの条件に基づく手続が煩雑で時間を要するために、研究開発の進ちよくに合わせて自由に改造等を行うことが困難であるとしていた。また、各経産局は、無償貸付けしている物品が、ノウハウ物品であるか一般の物品であるかを十分に把握していないまま、研究実施法人に対して、無償貸付規程等では、原状回復が困難な改造等や経済的価値の下落となる改造等は各経産局の承認の手続等が必要とされていることなどを説明している。これらのため、結果として、研究実施法人が物品を原状のまま使用していて改造等を自粛する傾向となっていた。

しかし、上記の物品 357 個は、研究実施法人しか使用できないノウハウ物品であり、返還を受けても特別会計で使用したり売却したりせずに廃棄する予定のものであるので、原状回復の必要がないことから、貴省は、各経産局に製品等を開発するための改造等の承認手続を円滑に行わせて、研究実施法人にノウハウ物品を有効に活用させるべきである。

<事例 1>

F 経済産業局は、管理法人の G 財団法人に、「モータ用部品の特性を試験する装置」(平成 18 年 12 月取得、償却後価格 408 万余円)を製品となるモータの開発に使用するために、研究実施法人の H 株式会社に 20 年 4 月に無償貸付けしている。

H 株式会社は、製品開発のためには当該物品の改造等が必要であるとしていたが、研究開発の結果を反映しながら自由に改造等を行うための承認手続が煩雑で原状回復も困難であることから、改造等の承認申請を行わず改造等をあきらめていた。

しかし、当該物品はノウハウ物品であるので H 株式会社から不必要として返還されたとしても特別会計の負担で廃棄されることになるものであるが、改造等を認めれば地域新生コンソーシアム研究開発事業の目的に沿って有効に活用できるものである。

イ 保管させているノウハウ物品が製品開発等のため有効に活用されないままになっているもの

管理法人等から、管理法人が公益法人ではないなどのために無償貸付けを受けることができないという理由から返還を受けて、売却、廃棄等の処分をするまでの間、当該管理法人等に依頼して、使用を認めることなく保管させている物品 266 個の中には、ノウハウ物品が 78 個あった。そして、この中には、製品等の開発に使用するなどとして買取りを希望する物品が 48 個、償却後価格 1 億 8260 万余円あった。

特別会計が、研究実施法人にこれらのノウハウ物品を売却することとすれば、研究実施法人において有効に活用できるものであり、返還後に特別会計がノウハウ保護のために廃棄する費用を節減できることも見込まれる。

上記のことから、保管させているノウハウ物品を製品開発等に有効活用させるために、手続の透明性等にも十分に配慮した処分方針等を示すなどして、買取りを希望する研究実施法人に、地域新生コンソーシアム研究開発事業の成果の向上等に寄与する売却等の促進を図るべきである。

なお、前記アの無償貸付けしているノウハウ物品 357 個の中にも、研究実施法人が製品等の開発には改造等が必要などとして買取りを希望しているものが 296 個あった。

＜事例 2＞

I 経済産業局は、管理法人の J 株式会社から委託事業が終了したとして返還を受けたノウハウ物品である「超音波画像表示の関連部品」(平成 16 年 12 月取得、償却後価格 364 万余円)を 18 年 3 月に J 株式会社へ保管を依頼して、具体的な処分を行うまでの間、研究実施法人の K 株式会社を保管場所として、使用を認めることなく管理させている。

当該物品は、特別会計の負担で廃棄することになるノウハウ物品であるが、研究実施法人に売却を行えば、この事業の目的に沿って超音波画像システムの製品開発のために有効活用できるものである。そして、K 株式会社は、当該物品の買取りを希望していた。

(改善を必要とする事態)

上記のように、研究実施法人が物品の改造等を自粛する傾向にあるため、製品等の開発のため無償貸付けしているノウハウ物品が、必要な改造等が行われずに原状のまま使用されていて、十分有効に活用されていないか、無償貸付けや保管をしているノウハウ物品が、製品等の開発等で必要とする研究実施法人に売却等されておらず、有効に活用されないままになっていたりしている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、各経産局において、物品の改造等の必要性及び買取りの希望の有無等について十分に把握していないこと、貴省において、ノウハウ物品について、各経産局が改造等の承認の手続を円滑に行えるような承認基準、手続の透明性等にも十分に配慮した物品の処分方針等を定めて、各経産局に対して適切な指導を行っていないことによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、委託事業で取得した物品を引き続き多数管理していくことが見込まれる。

ついては、委託事業で取得したノウハウ物品について、改造等の承認や売却処分等を円滑に行うことにより、これらの物品が地域新生コンソーシアム研究開発事業の目的に照らして十分有効に活用されて研究開発の促進に資するよう、貴省に対して次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 各経産局に対して、物品の改造等の必要性及び買取りの希望の有無等について十分に把握させること
- イ 各経産局が委託事業で取得したノウハウ物品の改造等の承認を円滑に行えるよう承認基準等を定めること
- ウ 各経産局が委託事業で取得した物品の売却等を促進できるよう、手続の透明性等にも十分に配慮した物品の処分方針等を定めること

(注) 8 経済産業局 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各経済産業局

第12 国土交通省

不 当 事 項

予 算 経 理

(779) 空港における利用者アンケート調査業務等に係る請負契約において、調査業務が履行期間内に履行されたこととする虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、代金を支出していたもの

会計名及び科目	空港整備特別会計 (項)空港整備事業費 〔平成 20 年度以降は、 社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定) (項)空港整備事業費〕
部 局 等	国土技術政策総合研究所
契 約 名	(1) 空港における利用者アンケート調査業務 (2) 空港における旅客の満足度調査業務
契 約 の 概 要	(1) 空港において旅行者にアンケート調査を行い、旅行先での行程等を把握するもの (2) 空港において旅行者にアンケート調査を行い、空港サービスの満足度を把握するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社日本空港コンサルタンツ
契 約	(1) 平成 19 年 3 月 一般競争契約 (2) 平成 19 年 3 月 一般競争契約
契 約 額	(1) 8,295,000 円 (平成 18 年度) (2) 4,725,000 円 (平成 18 年度) 計 13,020,000 円
支 払	(1) 平成 19 年 4 月 (2) 平成 19 年 4 月
不 適 正 支 払 額	(1) 8,295,000 円 (平成 18 年度) (2) 4,725,000 円 (平成 18 年度) 計 13,020,000 円

1 空港における利用者アンケート調査業務等に係る会計経理の概要

国土技術政策総合研究所(以下「研究所」という。)は、平成 18 年度に、「空港における利用者アンケート調査業務」及び「空港における旅客の満足度調査業務」(以下、これらを「両調査業務」という。)を株式会社日本空港コンサルタンツにそれぞれ契約額 8,295,000 円及び 4,725,000 円で請け負わせて実施している。両調査業務の主な内容は、空港において旅行者を対象にアンケート調査を実施して、得られたデータを整理・分析等して報告書を作成、提出するものであり、履行期間は、それぞれ 19 年 3 月 15 日から同月 30 日までの間及び 19 年 3 月 7 日から同月 23 日までの間となっている。

そして、研究所は両調査業務が履行期間内に適正に履行されたとして4月20日に請負代金を支払っている。

2 検査の結果

本院は、研究所において、合規性等の観点から、本件調査業務に係る契約が適正に履行されているか、会計経理が会計法令等に従って適正に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件調査業務について、検査調書、調査業務の成果品である報告書等の書類により検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

研究所は、前記のとおり、両調査業務に係る契約が履行期間内に適正に履行されたとして請負代金を支払っていた。しかし、実際には、両調査業務は翌年度の19年7月21日から8月3日までの間にアンケート調査が実施されており、同年12月25日にこれらの報告書が研究所に提出されていて、履行期間内には実施されていないにもかかわらず、履行期間内に契約の内容に適合した給付があったことを確認したとする虚偽の検査調書を作成するなどして、請負代金を請負業者に支払っていた。

このような事態が生じていたのは、研究所において、会計法令等を遵守することなどの基本的な会計経理を適正に行う認識が欠如していたことなどによると認められる。

したがって、研究所において、両調査業務が履行期間内に履行されていないのに、履行されたこととする虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行い、契約額8,295,000円、4,725,000円、計13,020,000円を支払っていたことは、不当と認められる。

工 事

(780) 空港の場周柵強化工事の実施に当たり、場周柵の設計が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	空港整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)) (項)災害対策等緊急事業推進費
部 局 等	東京航空局
工 事 名	(1) 新千歳 ^{さく} 空港場周柵強化工事 (2) 函館空港場周柵強化工事 (3) 新潟空港場周柵強化工事
工 事 の 概 要	空港の保安対策の一環として、平成18、19両年度に、既存の空港場周柵の強化工事等を施工するもの
工 事 費	(1) 208,530,000円 (2) 330,304,696円 (3) 146,790,000円 計 685,624,696円
請 負 人	(1) 東亜道路工業株式会社 (2) 株式会社 NIPPO コーポレーション (3) 本間道路株式会社
契 約	(1) 平成19年3月 一般競争契約

支 払	(2) 平成 19 年 3 月	一般競争後の随意契約
	(3) 平成 19 年 3 月	一般競争契約
	(1) 平成 19 年 8 月、平成 20 年 2 月	2 回
	(2) 平成 20 年 2 月	
	(3) 平成 20 年 3 月	
	(1) 32,286,000 円	
	(2) 30,717,000 円	
	(3) 36,742,000 円	
	計	99,745,000 円

1 工事の概要

国土交通省東京航空局(以下「東京局」という。)は、新千歳、函館、新潟各空港の保安対策の一環として、既存の場周柵を強化するなどのために、平成 18、19 両年度に、新千歳空港場周柵強化工事(以下「(1)工事」という。)、函館空港場周柵強化工事(以下「(2)工事」という。)、新潟空港場周柵強化工事(以下「(3)工事」という。)をそれぞれ工事費 208,530,000 円、330,304,696 円、146,790,000 円、計 685,624,696 円で実施している。

これらの工事は、16 年 4 月に東京国際空港で発生した不法侵入事件を契機として、外部から空港内の制限区域への不法侵入を防止するために、既設の菱形金網製の場周柵を、切断等に強い鋼線を格子状に溶接組みした面材を使用した場周柵(以下「強化型場周柵」という。)に改修等するものである。

国土交通省航空局は、上記の不法侵入事件を受けて、16 年 9 月に「空港における不法侵入対策の実施について」(国空管第 74-2 号。以下「通知」という。)を発するなどしている。この通知等によると、強化型場周柵は、菱形金網製の場周柵に比べて、支柱等に対する風荷重等が大きくなるため、既設支柱の強度計算をして強度上問題がある場合は、支柱等を強化する必要があるとしている。

そこで、東京局は、本件各工事について、下表のとおり、既設支柱の状況に応じて、①既設支柱を使用する区間、②既設支柱の基礎を補強する区間、③既設支柱に補助支柱を増設(以下、補助支柱を増設した場周柵を「補助支柱付場周柵」という。)する区間、④支柱を新設する区間に分類して、強化型場周柵の設計を行っている。

表 本件各工事における場周柵の延長及び区間内訳 (単位：m)

工事名	場周柵延長					総延長
	①既設支柱	②既設支柱基礎補強	③補助支柱付場周柵		④支柱新設	
			外径 60.5mm	外径 48.6mm		
(1)工事	326.1	—	1,500.2	—	4,524.4	6,350.7
(2)工事	—	727.4	1,317.7	—	5,189.8	7,234.9
(3)工事	1,285.6	—	1,794.6	1,133.0	1,182.3	5,395.5
計	1,611.7	727.4	4,612.5	1,133.0	10,896.5	18,981.1

東京局は、本件各工事の設計図書において、参考として強化型場周柵の構造図を請負人に示している。この中で補助支柱付場周柵については、既設支柱と補助支柱を水平の継ぎ材で

結合することとしており、補助支柱の外径が60.5mmの補助支柱付場周柵については、継ぎ材と補助支柱を接続する部材(以下「接続部材」という。)を継ぎ材側と補助支柱側の2か所でそれぞれボルト締めして、既設支柱と一体化する構造としていた(参考図参照)。そして、東京局は、本件各工事の特記仕様書において、強化型場周柵の施工に先立ち請負人に施工図を提出させて監督職員の承諾を得させることとしていた。この承諾された施工図は、空港土木工事共通仕様書(国土交通省航空局監修)によると、設計図書に含まれることとされている。

2 検査の結果

本院は、東京局において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件各工事について、設計図書等の書類により検査したところ、補助支柱付場周柵の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、東京局は、接続部材を有する構造の補助支柱付場周柵(補助支柱の外径が60.5mmのもの。以下同じ。)について、前記のとおり、接続部材を継ぎ材側と補助支柱側の2か所でそれぞれボルト締めすることにより一体化する構造として設計して、構造図を請負人に示しているが、請負人から提出された補助支柱付場周柵の施工図では、構造図とは異なり、接続部材を継ぎ材側の1か所のみボルト締めすることとしていた。そして、東京局は、上記の施工図を承諾して、これにより請負人に施工させていた。

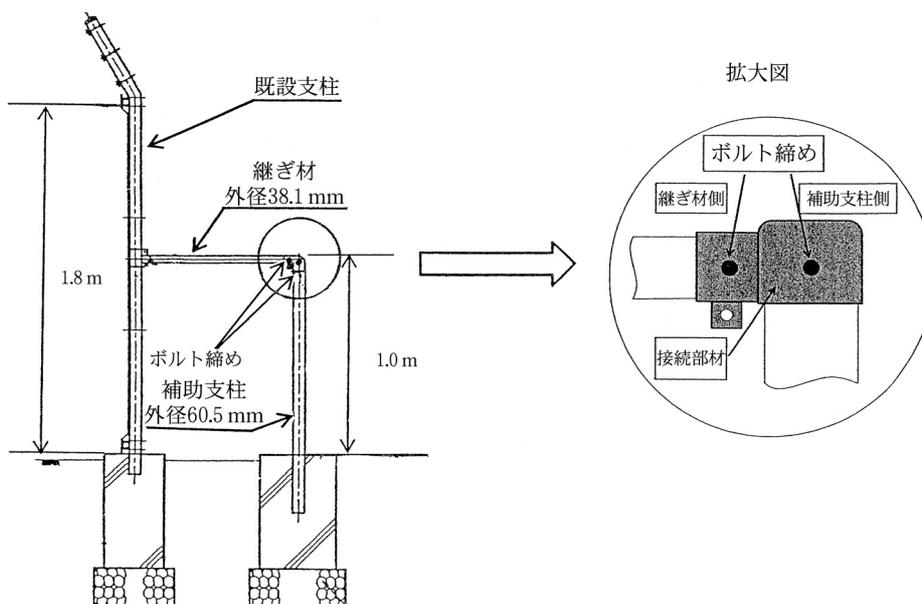
このため、本件各工事の補助支柱付場周柵は、接続部材の補助支柱側がボルト締めされていないことから、容易に外れる状態となっており、風等の振動により、接続部材が補助支柱から外れて、補助支柱付場周柵の安定が損なわれるおそれがあると認められた(参考図参照)。

このような事態が生じていたのは、請負人から構造図と異なる施工図が提出されたのに、これに対する東京局の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

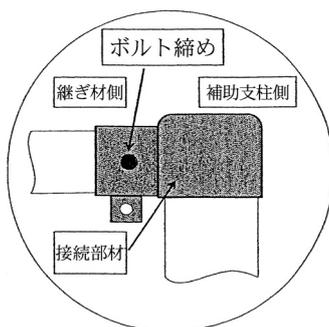
したがって、本件各工事の補助支柱付場周柵は、設計が適切でなかったため、その安定が損なわれるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、補助支柱等に係る工事費相当額(1)工事 32,286,000 円、(2)工事 30,717,000 円、(3)工事 36,742,000 円、計 99,745,000 円が不当と認められる。

(参考図)

補助支柱付場周柵の構造図(東京局が請負人に示したもの)



施工図(請負人が示して承諾されたもの)



物 件

(781) 中型回転翼航空機の調達に当たり、監督及び検査が適正でなかったため、仕様書で要求する機能の一部を有していないなどしているのに契約金額の全額を支払っているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)海上保安官署
部 局 等	海上保安庁本庁
契 約 名	航空機売買
契 約 の 概 要	中型回転翼航空機 3 機を調達するもの
契 約 の 相 手 方	2 会社
契 約	平成 18 年 10 月 随意契約
受 領 検 査	平成 20 年 3 月
支 払	平成 18 年 10 月～20 年 3 月(前金払 4 回)、20 年 4 月(精算払)

支 払 額	4,829,944,286 円
過大になってい る支払額	155,745,105 円

1 中型回転翼航空機の調達概要

(1) 航空機売買契約の概要

海上保安庁は、平成 18 年度に 2 か年度の国庫債務負担行為により、中型回転翼航空機（以下「中型ヘリ」という。）で老朽化が進んだものを代替して、併せて搜索監視能力等の高性能化を図るために、18 年 10 月 5 日に、三井物産エアロスペース株式会社（以下「MBA」という。）及び Mitsui Bussan Aerospace Corporation（以下「MBAC」という。）と中型ヘリ 3 機を調達する航空機売買契約を、随意契約により締結している。同庁は、この契約金額を 4,774,140,000 円としており、MBA に対しては、中型ヘリの調達に関する国内関連経費分（組立調整費、航空保険料、銀行諸掛等）として 408,634,193 円を、MBAC に対しては、中型ヘリの調達に関する外貨支払分として 39,328,881.15 米ドル（18 年度の支出官レート 111 円による邦貨換算額は、4,365,505,807 円）をそれぞれ支払うこととしている。そして、同庁は、納入期限の 20 年 3 月 31 日に給付の完了の確認のために必要な検査を終了して、第十管区海上保安本部鹿児島航空基地に 1 機を、第十一管区海上保安本部那覇航空基地に 2 機を、それぞれ配備している。

(2) 仕様書において要求する機能等

同庁は、この調達に関する仕様書において、夜間飛行等を行うために必要な装備を有するなどの標準機体仕様に加えて、中型ヘリ 3 機が海上保安業務を安全かつ有効に実施できるように、海上保安庁機仕様として、次のような各種の機能等を要求している。

- ① 自動操縦装置は、遭難者等を搜索(Search)して発見した後、操作ボタンを押すだけで自動的に遭難者等に向かって高度と速度を落としながら近づいて救助(Rescue)する機能等(以下「SAR モード」という。)を有すること
- ② 回転翼折畳装置は、回転翼の容易な折畳み、展張等を可能とする構造として、回転翼架台を併せて作製すること
- ③ 赤外線搜索監視装置は、自機の位置等をディスプレイ装置上に表示する機能(以下「位置表示機能」という。)を有すること

そして、同庁は、上記の機能等を有する中型ヘリの調達契約の適正な履行を確保するために、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等の規定に基づき、監督職員及び検査職員を任命している。これらのうち、監督職員は、工事、製造等が履行期限までに完成する見込みがないと認めるときなどは、意見を付して契約担当官等に報告することとされており、また、検査職員は、契約書、仕様書その他の関係書類に基づき給付の内容等について検査を行い、その結果、給付が契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して契約担当官等に提出することとされている。

2 検査の結果

本院は、本庁及び鹿児島、那覇両航空基地において、合規性等の観点から、支出等の会計処理が会計法等に基づき適正に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件調達について、契約書、仕様書等の書類及び配備先での現物を確認するなどの方法

により検査したところ、次のとおり、適正とは認められない事態が見受けられた。

海上保安庁は、この調達契約に関する監督及び検査に当たり、納入された中型ヘリ3機が、海上保安業務を安全かつ有効に実施するために仕様書で要求している各種の機能をすべて有するなどとして、20年4月28日に、既に18年10月から20年3月までの間にMBACに対して支払を完了していた前払金額計4,453,270,387円を除いた契約金額の残額376,673,899円をMBAに対して支払っており、支払総額は、4,829,944,286円となっていた。

しかし、中型ヘリ3機に要求されている機能等は、20年7月の会計実地検査時において次のような状況となっていた。

- ① 自動操縦装置については、SARモードプログラムの製造会社でのプログラム開発の遅れから、3機すべてがSARモードを有していなかった。
- ② 回転翼架台については、19年11月に試作品が完成したものの、容易な操作が可能であるという仕様書の要件を充足していなかったことから、監督職員の指示により設計をやり直した結果、3機すべてが、納入期限に間に合わず、20年5月13日、6月13日及び25日にそれぞれ納入されていた。
- ③ 赤外線捜索監視装置については、3機のうち1機分は位置表示機能を有していたが、3機のうち2機分は、この装置に組み込むべき部品を当該部品の製造会社から取得することができなかったことから、当該部品が取り付けられていなかったため、位置表示機能を有していなかった。

本件中型ヘリ3機を担当する監督職員及び検査職員は、上記の事態をMBAからの報告等により把握していたが、監督職員は、支出負担行為担当官に必要な報告を行っていなかった。また、検査職員は、20年3月31日に、契約の内容に適合する給付があった旨の検査調書を作成して、支出負担行為担当官に提出していた。

このような事態が生じていたのは、海上保安庁において、監督及び検査を適正に行っていなかったこと、会計法等を遵守することの認識が欠如していたことなどによると認められる。

したがって、本件調達においては、納入された中型ヘリが仕様書で要求する機能の一部を有していないなどしているにもかかわらず、契約金額の全額が支払われており、これらの機能等に係る支払相当額155,745,105円が不当と認められる。

役 務

(782) 電気施設保全業務契約に当たり、特記仕様書において対象設備の点検に係る数量を誤ったなどのため、契約額が過大となっているもの

会計名及び科目	空港整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)) (項)空港等維持運営費
部 局 等	大阪航空局関西空港事務所(契約庁) 大阪航空局(支出庁)
契 約 名	電気施設保全業務

契約の概要	関西空港事務所が管理する受変電設備等の電気設備の保全業務を実施するもの
契約の相手方	住友電設株式会社
契約	(1) 平成18年4月 一般競争契約 (2) 平成19年4月 一般競争契約
支払	(1) 平成18年11月、19年4月 2回 (2) 平成19年12月、20年4月 2回
支払額	(1) 63,000,000円 (2) 85,050,000円 計 148,050,000円
過大になっている契約額	(1) 3,552,035円 (2) 9,035,686円 計 12,587,721円

1 電気施設保全業務契約の概要

大阪航空局関西空港事務所(以下「空港事務所」という。)は、航空機の安全運航の支援、航空交通管制業務等に用いるレーダー、無線通信機器等の各種施設に電力を供給するために、受変電設備、直流電源設備等の電気設備を多数設置している。空港事務所は、これらの電気設備の点検保守、運転監視等を行う電気施設保全業務を、一般競争契約により契約額、平成18年度63,000,000円、19年度85,050,000円、計148,050,000円で住友電設株式会社(以下「請負人」という。)に請け負わせて実施している。

空港事務所が作成した特記仕様書によると、当該電気施設保全業務は、電気設備ごとに、1日又は1週に1回等の点検を行う日常点検、6か月又は1年に1回点検を行う定期点検及び電力監視制御システム等を用いて電気施設の運転を監視するとともに、各電気設備の運転実績の記録等をする常駐業務の3業務に分かれている。

上記業務のうち日常点検の対象設備とその点検数量については、特記仕様書の「[運転・監視及び日常点検・保守]数量・適用労務一覧表」によることとされており、このうち点検数量は、対象設備の設置状況が記されている関西国際空港電気設備現況図(以下「現況図」という。)等を基に算出することとされている。そして、空港事務所は、18、19両年度の契約に係る特記仕様書において、高圧受変電設備(以下「高圧設備」という。)及び低圧受変電設備(以下「低圧設備」という。)について、1日に1回実施する指示計器の日常点検に係る数量を、同計器の個数として、18年度は高圧設備用106個、低圧設備用144個、19年度は高圧設備用124個、低圧設備用196個としていた。

また、平日の昼間に常駐業務に要する人員については、特記仕様書において、18年4月から9月までの間は、技術員1名を配置することとして、同年10月からは、業務責任者として技師Aを1名、業務担当者として技術員を1名、計2名配置することとしていた。そして、19年度においては、業務責任者として技師Aを1名、業務担当者として技術員及び技術員補を各1名、計3名配置することとしていた。なお、18年4月から9月までの間については、本件請負契約に係る技術員1名のほか、空港事務所の職員1名を配置することとしていた。

2 検査の結果

本院は、空港事務所において、経済性等の観点から、仕様は業務内容を適切に反映したものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件契約について、契約書、特記仕様書、現況図等の書類により検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 電気設備の日常点検に係る数量について

空港事務所は、前記のとおり、18、19両年度契約に係る特記仕様書において、高圧設備及び低圧設備の指示計器の日常点検に係る数量について、同計器の個数を計上していた。

しかし、点検に係る指示計器の数量の算出に当たっては、建築保全業務積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「保全業務基準」という。)において、当該数量に乗ずる歩掛かりが1面1回当たりの単位で設定されていることから、指示計器の個数ではなく、指示計器等が複数個設置されるなどしている配電盤を各1面として数量を算出すべきであった。そして、これにより適正な数量を算出すると、18年度は高圧設備用60面、低圧設備用35面、19年度は高圧設備用68面、低圧設備用47面となる。

(2) 常駐業務に要する人員について

空港事務所は、前記のとおり、19年度契約に係る特記仕様書において、業務責任者として技師Aを1名、業務担当者として技術員及び技術員補を各1名、計3名配置することとしていた。

しかし、これは、常駐業務に要する人員が示されている「中部・関空及び衛星センター保全業務における運転監視要員について」(平成18年9月国土交通省航空局制定。以下「配置基準」という。)を誤って適用したもので、正しくは、業務責任者として技師Aを1名、業務担当者として技術員を1名、計2名配置することとすべきであった。そして、実際にも請負人は平日の昼間に業務担当者(技術員補)1名を配置していなかった。

このような事態が生じていたのは、空港事務所において、特記仕様書の作成に当たり、保全業務基準や配置基準に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件契約額は、日常点検については、現況図等を基に保全業務基準に示されている歩掛かりに対応する単位を用いて算出することとして、常駐業務については、配置基準に基づき、平日の昼間は技師A及び技術員各1名を配置することとして修正計算すると、18、19両年度においてそれぞれ過小になっていた高圧設備及び低圧設備の盤類の数量26面を考慮するなどしても、18年度3,552,035円、19年度9,035,686円、計12,587,721円が過大になっていて不当と認められる。

補 助 金 (783)–(815)

1 補助金の概要

国土交通省(平成13年1月5日以前は、北海道開発庁、国土庁、運輸省、建設省)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

本院は、46 都道府県及びその管内の 738 市区町村等において、合規性、経済性、有効性等の観点から会計実地検査を行った。

その結果、7 都県及び 12 道府県管内の 13 市町計 20 事業主体が実施した道路改築事業、道路災害復旧事業等の 21 事業に係る国庫補助金 580,912,652 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

① 工事の設計が適切でないもの	10 事業	不当と認める国庫補助金	335,342,700 円
② 補助金の交付額の算定が適切でないもの	4 事業	不当と認める国庫補助金	23,704,706 円
③ 補償費の算定が適切でないもの	3 事業	不当と認める国庫補助金	12,300,162 円
④ 工事の設計及び施工が適切でないもの	1 事業	不当と認める国庫補助金	177,256,533 円
⑤ 補助の対象とならないもの	1 事業	不当と認める国庫補助金	17,331,378 円
⑥ 補助の目的を達していないもの	1 事業	不当と認める国庫補助金	11,464,149 円
⑦ 工事の施工が適切でないもの	1 事業	不当と認める国庫補助金	3,513,024 円

このほか、12 事業主体における国庫補助事業に係る事務費について、不適正な経理処理を行っていたもの及び補助の対象とならないものがあり、これに係る国庫補助金相当額 290,699,900 円が不当と認められる。

これらを個別に示すと次のとおりである。

(783) みなと振興交付金事業の実施に当たり、ふ頭用地の貸付けが国土交通大臣の認可を受けられないなどのため、交付金事業の対象とならないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)港湾事業費
部 局 等	北海道開発局
交付の根拠	予算補助
交付金事業者 (事業主体)	北海道稚内市
交付金事業	稚内港みなと振興交付金
交付金事業の概要	ふ頭用地内に駐車場を整備するために、貸し付けていたふ頭用地に建設されていた倉庫の移転補償を行うもの
事業費	49,977,000 円(平成 19 年度)
上記に対する交付金交付額	17,331,378 円
不当と認める事業費	49,977,000 円(平成 19 年度)
不当と認める交付金交付額	17,331,378 円(平成 19 年度)

1 交付金事業の概要

この交付金事業は、港湾管理者である北海道稚内市が、みなと振興交付金事業の一環として、国際フェリーターミナルを整備することに伴い、ターミナル利用者の駐車場を確保するために、平成19年度に、稚内港中央ふ頭地区に所在しているコンクリートブロック造り平屋建ての倉庫799.2㎡の移転に伴う補償を49,977,000円(交付金17,331,378円)で実施したものである。

この移転補償は、同市が、係留施設と一体となって港湾貨物の荷さばき、船舶乗降旅客の取扱いなどを行うための公共の利用に供するふ頭用地の一部1,581.8㎡を、建設業を営むA社に建設資機材の保管倉庫の敷地として貸し付けており、その土地を駐車場として整備するために実施したものである。

本件交付金事業のみなと振興交付金交付要綱(平成19年国港総第1067号)によると、交付金の交付に当たっては、この要綱に規定されているもののほか港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和43年港管第814号)等に定めるところによるとされている。そして、この要領等によれば、港湾管理者が、ふ頭用地を貸し付ける場合には、当該貸付けが公共の利用に供し、係留施設を利用した港湾の物流に資するという港湾施設の補助目的に合致していることについて国土交通大臣の認可を受けることが必要である。

2 検査の結果

本院は、稚内市において、合規性等の観点から、交付金事業が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、交付金の実績報告書等の書類及び現地の状況を検査したところ、交付金事業の実施が次のとおり適切でなかった。

すなわち、ふ頭用地の貸付けについては、前記のとおり、公共の利用に供するという港湾施設の補助目的に合致していることについて国土交通大臣の認可を受けることとされている。しかし、前記A社の倉庫の敷地に係る貸付けについては、建設資機材の保管倉庫となっていて、公共の利用に供し、係留施設を利用した港湾の物流に資するという補助目的に合致しておらず、国土交通大臣の認可を受けられないものであるのに、同市が、当該倉庫の移転に当たって、この貸付けに伴う移転補償費を対象経費に含めて交付金の額を算定したのは適切とは認められない。

このような事態が生じていたのは、同市において、関係法令等の理解が十分でなかったこと、交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

したがって、本件移転補償費49,977,000円は交付金の対象とは認められず、これに係る交付金17,331,378円が不当と認められる。

- (784) 道路改築事業等の実施に当たり、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、橋
(788) りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省
	(項)河川等災害復旧事業費
	(項)地域再生推進費
	道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定))

	(項)北海道道路事業費
	(項)道路環境整備事業費
	(項)地方道路整備臨時交付金
	治水特別会計(治水勘定)(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(治水勘定))
	(項)北海道河川事業費
部局等	5道県
補助の根拠	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)、地域再生法(平成17年法律第24号)、道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号)、予算補助市4、町1、計5事業主体
補助事業者(事業主体)	道路改築事業等
補助事業概要	道路の拡幅又は被災等に伴い、橋りょうを新設し、又は架け替えるなどのために、平成16年度から18年度までに橋台の築造、橋りょう上部工の製作、架設等を行うもの
事業費の合計	376,486,950円(うち国庫補助対象額228,575,550円)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	134,048,666円
不当と認める事業費	81,028,982円(うち国庫補助対象額78,756,280円)
不当と認める国庫補助金相当額	45,948,500円

1 補助事業の概要

これらの補助事業は、5市町が、道路の拡幅又は被災等に伴い、橋りょうを新設し、又は架け替えるなどのために、下部工として橋台の築造、上部工としてプレストレストコンクリート桁(以下「PC桁」という。)の製作、架設等を実施したものである。

これらの橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づいて行われている。そして、示方書によると、設計で想定されない地震動が作用するなどした場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システムを設けることとされている。この落橋防止システムの構成は、変位制限構造、落橋防止構造、桁かかり長等(注2)の中から、橋りょうの形式、地盤条件等(注1)に応じて適切に選定することとされている。

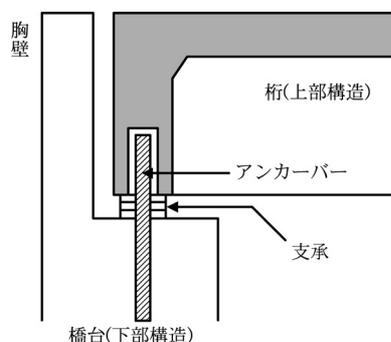
このうち変位制限構造と落橋防止構造は、地震時において要求される役割、両構造が作用し始める時期及び変位量が異なることから、これらを兼用すると、一方の機能の喪失が他方の機能の喪失に結びつくため、兼用してはならないとされている。そして、落橋防止構造は、構造的な損傷を少なくするために、橋軸方向の移動量を所定の範囲で可能な限り大きくすること、橋軸直角方向への移動にも対処できるようにすることとされている。

また、落橋防止構造は、橋台がI種地盤(注3)に支持されていて上部構造の長さが50m以下の橋りょう又は上部構造の両端が剛性の高い橋台に支持されていて上部構造の長さが25m以

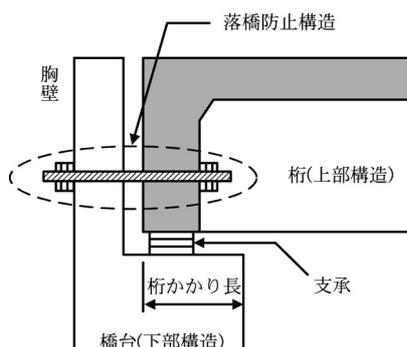
下の橋りょうについては、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当して、その設置を省略することができることとされている。ただし、所定の判定式により橋軸と支承の中心線とのなす角(以下「斜角」という。)の小さい斜橋であると判定された場合や地震時に橋りょうに影響を与える液状化が生ずる砂質土層等の不安定となる地盤がある場合には、予期しない大きな変位が生ずることがあるため、落橋防止構造の設置を省略してはならないとされている。

そして、原形復旧を原則とされている災害復旧事業の場合でも、被災した橋りょうが木橋で原形復旧が不適當であるため、永久構造としてプレストレストコンクリート橋に架け替える場合には、上記と同様に示方書に基づき落橋防止構造の必要性を検討することとされている。

- (注1) 変位制限構造 支承と補完し合って、上下部構造間の相対変位が大きくなるようにするためのもので、桁と橋台をアンカーバーで連結するなどしてその相対変位を制限する構造
(参 考 例)



- (注2) 落橋防止構造、桁かかり長 桁と橋台の胸壁を PC 鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁かかり長(桁端部から下部構造頂部縁端までの長さ)を超えないようにする構造
(参 考 例)



- (注3) I種地盤 地震による揺れの大きさは、地盤の硬さなどにより異なり、耐震設計上ではこれを考慮する必要がある。示方書では、地盤の揺れの程度に応じて、I種地盤、II種地盤及びIII種地盤と分類している。概略の目安としては、I種地盤は良好な洪積地盤及び岩盤等が該当する。

2 検査の結果

本院は、5市町において、合規性等の観点から、橋りょう工事の設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件各工事(事業費計 376,486,950 円、うち国庫補助対象額 228,575,550 円、国庫補助金 134,048,666 円)について、設計図面、設計計算書等の書類により検査したところ、落橋防止システムの設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、5市町は、変位制限構造と落橋防止構造を兼用することとしたり、斜角の小さい斜橋と判定される場合や地震時に液状化が生ずる地盤がある場合であるのに落橋防止構造を設置しなかったりして、橋りょう上部工等(事業費相当額計 81,028,982 円、うち国庫補助対象額計 78,756,280 円)の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額計 45,948,500 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、示方書についての理解が十分でなかったり、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったり、災害復旧事業における原形復旧についての理解が十分でなかったりしたことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

道 県 名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金
				千円	千円	千円	千円
(784) 北海道	札幌市	川向中通線(仮称川向中通2号橋)新設工事	17	249,050 (107,908)	56,378	22,994 (22,845)	12,564

この補助事業は、札幌市が、川向中通線の道路改築事業の一環として、同市東区丘珠町地内において、道路の拡幅等に伴い、一級河川丘珠藤木川に橋りょう(橋長 18.6m、幅員 9.2m)を新設するために、橋台 2 基の築造、PC 桁の製作、架設等を実施したものである。そして、この橋りょうは、橋台の支承部を介して上部工と下部工を連結する構造となっている。

同市は、落橋防止システムの設計に当たり、本件橋りょうを設置する地盤には液状化が生ずると判定された土層があり、地震時に不安定となる地盤がある場合に該当することなどから、変位制限構造及び桁かかり長に加えて、落橋防止構造が必要であるとしていた。そして、このうち変位制限構造及び落橋防止構造については、いずれも支承部のアンカーバーにより兼用して機能させることとして、変位制限構造に比べてより大きな水平力がかかる落橋防止構造に必要な耐力を確保するために、アンカーバーの径を 50mm と決定して、これを設置すれば耐震設計上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、示方書によると、変位制限構造と落橋防止構造は、兼用してはならないとされている。また、本件橋りょうの落橋防止構造は、上記のようにアンカーバーにより機能させることとしていたため、橋軸方向及び橋軸直角方向への移動に対処できないものとなっていた。

したがって、本件橋りょう上部工等(これらの工事費相当額 22,994,382 円、うち国庫補助対象額 22,845,280 円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 12,564,750 円が不当と認められる。

道 県 名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に對する 国庫補助金交付 額	不当と認 める事業 費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金
				千円	千円	千円	千円
(785) 石 川 県	鳳珠郡穴水町	町道二子山線恵光寺橋上部工工事	17	15,057 (15,057)	6,938	8,113 (8,113)	3,738

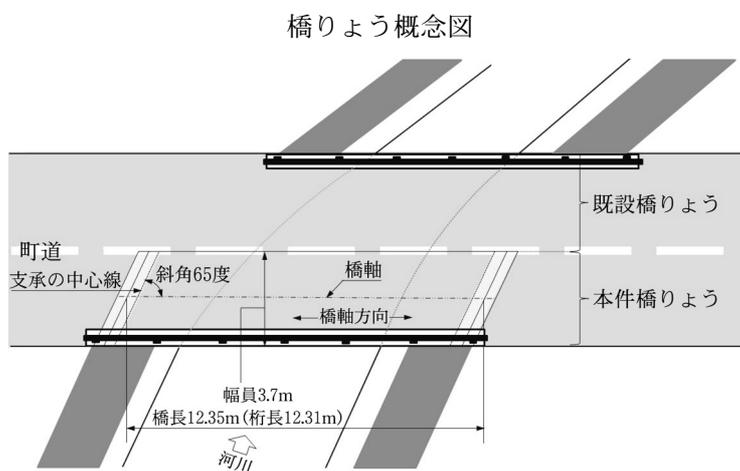
この補助事業は、穴水町が、町道二子山線の道路改築事業の一環として、同町前波地内において、二級河川前波川に架かる供用中の恵光寺橋を拡幅するために、PC桁の製作、架設等を実施したものである。そして、この橋りょう(拡幅部の橋長12.3m、幅員3.7m)は、斜角が65度の斜橋となっている(参考図参照)。

同町は、本件橋りょうの橋台がI種地盤に支持されていること、PC桁の長さが12.3mであることから、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当するので、落橋防止構造の設置を省略しても耐震設計上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、本件橋りょうの設計の基礎となっている設計計算書をみると、本件橋りょうは、所定の判定式により斜角の小さい斜橋であると判定されており、落橋防止構造を設置する必要があったにもかかわらず、最終的な検討結果としては、誤って、上記のとおり、落橋防止構造の設置が省略されていた。そして、同町は、誤った設計計算書どおりに落橋防止構造を省略していた。

したがって、本件橋りょう上部工等(工事費相当額8,113,000円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額3,738,343円が不当と認められる。

(参 考 図)



(786) 兵 庫 県	豊 岡 市	市道八坂線道路災害復旧	17	26,828 (26,828)	22,616	11,983 (11,983)	10,101
-------------	-------	-------------	----	--------------------	--------	--------------------	--------

この補助事業は、豊岡市が、市道八坂線を復旧する道路災害復旧事業の一環として、同市出石町谷山^{いずし}地内において、台風により被災した普通河川谷山川に架かる木橋を新橋(橋長16.5m、幅員4.7m)に架け替えるために、橋台2基の築造、PC桁の製作、架設等を実施したものである。そして、この橋りょうは、斜角が60度の斜橋となっている。

同市は、本件工事が原形復旧を原則とした災害復旧事業であり、被災した木橋に落橋防止構造が設置されていなかったことから、本件橋りょうに落橋防止構造を設置しないこととし

道 県 名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金
				千円	千円	千円	千円
(787) 岡 山 県	浅 口 市	赤鉢橋災 害復旧工 事、迫1 号橋災害 復旧工事	16～18	54,249 (48,436)	32,307	7,530 (6,064)	4,044

て、これにより施工していた。

しかし、災害復旧事業として被災した木橋をプレストレストコンクリート橋に架け替える際、当該橋りょうが斜橋である場合には、示方書に基づき、落橋防止構造の必要性を判定することとされている。そして、所定の判定式によると、本件橋りょうは斜角の小さい斜橋と判定され、落橋防止構造を設置しなければならないのに、同市は、このことについて認識していながら、上記のとおり、落橋防止構造を設置していなかった。

したがって、本件橋りょう上部工等(工事費相当額 11,983,000 円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 10,101,669 円が不当と認められる。

この補助事業は、浅口市(平成 18 年 3 月 20 日以前は浅口郡鴨方町)が、河川等災害復旧事業の一環として、同市六条院中地内において、二級河川里見川に架かる市道安倉線及び迫ノ峠線の橋りょうを新橋に架け替えるために、赤鉢橋災害復旧工事(橋長 13.0m、幅員 2.8m)及び迫 1 号橋災害復旧工事(橋長 11.5m、幅員 2.8m～4.1m)により、それぞれ橋台 2 基の築造、PC 桁の製作、架設等を実施したものである。

同市は、本件両橋りょうは、幅員が狭いなど小規模で利用が少ないことなどから、落橋防止構造を設置しないこととして施工していた。

しかし、本件両橋りょうを設置する箇所にはいずれも液状化が生ずると判定された砂質土層等の不安定な地盤があり、示方書によれば、橋りょうの規模等にかかわらず落橋防止構造の設置を省略してはならないとされているのに、誤って、上記の理由から、落橋防止構造を設置する必要はないと判断していた。

したがって、本件両橋りょう上部工等(工事費相当額計 7,530,600 円、うち国庫補助対象額計 6,064,000 円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額計 4,044,688 円が不当と認められる。

(788) 広 島 県	広 島 市	都市計画 道路 3・ 4・005 号矢賀間 所線整備	17, 18	31,301 (30,345)	15,808	30,408 (29,751)	15,499
-------------	-------	--	--------	--------------------	--------	--------------------	--------

この補助事業は、広島市が、都市計画道路 3・4・005 号矢賀間所線の街路事業の一環として、同市東区矢賀地区及び温品^{ぬくしな}地区において、一級河川中山川に橋りょう(橋長 15.0m、幅員 14.9m～19.3m)を新設するために、PC 桁の製作、架設等を実施したものである。

同市は、本件橋りょうの PC 桁の両端が剛性の高い橋台に支持されていること、PC 桁の長さが 14.9m であることから、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当するので、落橋防止構造の設置を省略しても耐震設計上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、本件橋りょうの設計の基礎となっている設計計算書をみると、橋りょうを設置す

道 県 名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に對する 国庫補助金交付 額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金
				千円	千円	千円	千円

第3章 第1節 第12 国土交通省

る地盤には、地震時に橋りょうに影響を与える液状化が生ずると判定されていた砂質土層があった。このため、本件橋りょうは、地震時に不安定となる地盤がある場合に該当して、落橋防止構造を設置する必要があったのに、同市は、誤って、この判定結果を用いることなく、落橋防止構造を省略していた。

したがって、本件橋りょう上部工(工事費相当額 30,408,000 円、うち国庫補助対象額 29,751,000 円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 15,499,050 円が不当と認められる。

(784)-(788)の計	376,486 (228,575)	134,048	81,028 (78,756)	45,948
---------------	----------------------	---------	--------------------	--------

(789) 土地区画整理事業等の実施において支障となる水道管等の移設補償費の算定に当たり、財産価値の減耗分を控除していなかったなどのため、補償費が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費 道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (項)地方道路整備臨時交付金
部 局 等	2 都県
補助の根拠	道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号)、下水道法(昭和33年法律第79号)
補助事業者 (事業主体)	都1、市1、計2事業主体
補助事業	水道管等移設補償
補助事業の概要	道路を整備したり、下水道管きよを築造したりするなどのために、平成18年度に、支障となる水道管等の移設補償を行うもの
事業費の合計	70,028,921 円(うち国庫補助対象額 59,318,353 円)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	31,248,648 円
不当と認める事業費	12,244,564 円(うち国庫補助対象額 11,495,334 円)
不当と認める国庫補助金相当額	6,099,994 円

1 水道管等移設補償の概要

都道府県等の事業主体は、土地区画整理事業、公共下水道事業等の一環として、道路を整備したり、下水道管きよを築造したりするなどのために、支障となる水道管等の移設補償を行っている。

上記土地区画整理事業等の公共事業の施行に伴い機能の廃止等が必要となる既存の公共施設等についてその機能回復を図ることを目的とする公共補償については、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年閣議決定)及び「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和42年用地対策連絡会)(以下、これらを「公共補償基準」という。)に基づき、事業主体が、その原因者として水道管等の公共施設等の管理者に対して補償費を支払うものとされている。

そして、公共補償基準によると、公共事業の施行に伴い、公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる施設等と同等の代替施設を建設する場合には、事業主体は、当該施設の建設に要する費用から既存の施設等の機能廃止時までの財産価値の減耗分(以下「財産価値の減耗分」という。)等を控除するなどして補償費を算定することとなっている。この財産価値の減耗分については、当該施設を新たに建設するのに必要な費用に基づき、補償時点における対象施設の耐用年数に対する経過年数に応じて算定することとなっている。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体によって管理されている公共施設等については、当該施設等に係る決算が継続的に赤字状況にあるなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等のやむを得ないと認められるときは、財産価値の減耗分の全部又は一部を控除しないことができることとなっている。

2 検査の結果

本院は、東京都及び徳島県美馬市において、合規性、経済性等の観点から、補償費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、補償契約書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、上記の2事業主体において、水道管等の移設補償費の算定に当たり、財産価値の減耗分を控除しないことができる場合に当たらないことから、これを控除しなければならぬのに、誤って、控除していないなどしていた。

このため、補償費計12,244,564円(うち国庫補助対象額11,495,334円)が過大になっており、これに係る国庫補助金相当額6,099,994円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において、補償費の算定に当たり、公共補償基準の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

都 県 名	事業主体	年 度	事業費 (国庫補助 対象事業 費)	左に対する国 庫補助金交付 額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業 費)	不当と認める 国庫補助金	
			千円	千円	千円	千円	
(789)	東京都	東京都	18	39,574 (31,789)	17,484	7,046 (7,046)	3,875

東京都は、土地区画整理事業の施行に伴い支障となる水道管等の移設補償費の算定に当たり、既存の水道管等と同等の水道管等を建設するのに要する費用17,323,455円について、財産価値の減耗分を控除していなかった。

しかし、水道事業の平成15年度から17年度までの収益的収支の決算はいずれも黒字となっており、継続的な赤字状況にないなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等のやむを得ないと認められるときには該当しないことから、財産価値の減耗分を控除すべきであった。

都 県 名	事業主体	年 度	事業費 (国庫補助 対象事業 費)	左に対する国 庫補助金交付 額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業 費)	不当と認める 国庫補助金	
			千円	千円	千円	千円	
したがって、本件補償費は、水道管等の耐用年数40年に対する移設対象の水道管等の経過年数16年及び22年に応じた減耗分相当額計7,046,553円(全額国庫補助対象額)が過大になっており、これに係る国庫補助金相当額3,875,604円が過大に交付されている。							
(790)	徳島県	美馬市	18	30,454 (27,528)	13,764	5,198 (4,448)	2,224
美馬市は、公共下水道事業の施行に伴い支障となる水道管等の移設補償費の算定に当たり、既存の水道管等と同等の水道管等を建設するのに要する費用7,360,000円について、財産価値の減耗分を控除していなかった。また、補償費に係る消費税相当額1,450,200円を加算していた。							
しかし、美馬市における水道事業の平成16、17両年度の収益的収支の決算は黒字となっており、継続的な赤字状況にないなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等のやむを得ないと認められるときには該当しないことから、財産価値の減耗分を控除すべきであった。また、本件水道事業管理者は、消費税法(昭和63年法律第108号)上、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額の全額を控除することができる事業者該当しており、このような場合には、消費税相当額は補償費の算定上考慮しないこととされていることから、補償する必要がなかった。							
したがって、本件補償費は、水道管等の耐用年数40年に対する移設対象の水道管等の経過年数12年、14年及び27年に応じた減耗分相当額計3,747,811円、補償の必要がなかった消費税相当額1,450,200円、合計5,198,011円(うち国庫補助対象額4,448,781円)が過大になっており、これに係る国庫補助金相当額2,224,390円が過大に交付されている。							
(789)	(790)の計			70,028 (59,318)	31,248	12,244 (11,495)	6,099

(791) 下水道事業等の実施に当たり、補助の対象となる事務費の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省
	(項)都市計画事業費
	(項)揮発油税等財源都市環境整備事業費
	(項)都市環境整備事業費
	道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定))
	(項)道路環境整備事業費
部 局 等	4府県
補助の根拠	都市公園法(昭和31年法律第79号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)、道路法(昭和27年法律第180号)
補助事業者(事業主体)	県1、市3、計4事業主体

補助事業	浸水対策下水道事業、都市公園事業等
補助事業の概要	浸水対策のため雨水管きよを築造したり、都市公園を整備するために用地を取得したりするなどのもの
事業費の合計	25,048,028,902 円(平成 16 年度～18 年度)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	12,231,249,080 円
不当と認める事業費	49,350,008 円(平成 16 年度～18 年度)
不当と認める国庫補助金相当額	23,704,706 円(平成 16 年度～18 年度)

1 事務費の概要

国土交通省は、同省所管の補助事業の実施に要する経費について、事業主体に対して直接又は間接に国庫補助金を交付している。そして、同省都市・地域整備局所管の補助事業における事業費の内容及び算定方法については、「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」(平成 13 年 6 月 27 日国都総第 2000 号国土交通省都市・地域整備局長通知。以下「申請要領」という。)に定められている。

申請要領によると、補助事業の事業費は、本工事費、用地費、補償費等から成る工事費と職員の人件費、旅費、庁費等から成る事務費に区分されている。このうち、事務費については、事業費を一定の金額の段階に区分して、区分ごとにそれぞれ定められた率(以下「事務費率」という。)を乗じて得た額を合計して事務費補助限度額として、その範囲内の額とすることとなっている。そして、工事の全部又は一部を他の地方公共団体等に委託して施行する場合、用地費等に係る公共施設管理者負担金^(注)を支払う場合及び土地開発公社等から先行取得用地を再取得する場合は、事業主体が自ら行う事務量が軽減され、その分の人件費や旅費、庁費等の費用を要しないことから、上記により算出した額から、当該委託費、負担金及び再取得費の合計額に事務費率を乗じて得た額の 2 分の 1 を控除した額を事務費補助限度額とすることとなっている。

(注) 公共施設管理者負担金 土地区画整理事業の施行地区内において、道路、公園等の公共施設の新設又は変更を行う場合に、当該公共施設に係る用地費、物件移転補償費及び事務費について、それぞれの公共施設の管理者又は管理者となるべき者が土地区画整理事業の施行者に支払う負担金

2 検査の結果

本院は、28 都道府県及びその管内の 294 市区町等において、合規性等の観点から、補助の対象となる事務費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、完了実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、4 事業主体が事業費計 25,048,028,902 円(国庫補助金 12,231,249,080 円)で実施した浸水対策下水道事業、都市公園事業等において、補助の対象となる事務費の算定が次のとおり適切でなかった。

すなわち、4 事業主体は、上記の事業費に事務費率を乗じて事務費補助限度額を計 370,152,000 円と算定して、この範囲内で執行された事務費計 347,141,764 円を補助の対象としていた。

しかし、この事業費には、国や他の地方公共団体等への工事の委託費、公共施設管理者負担金及び土地開発公社からの先行取得用地の再取得費が計 5,059,204,939 円含まれており、当該委託費等の額に事務費率を乗じて得た額の 2 分の 1 を控除しなければならないのに、4 事業主体は、誤って、これを控除することなく事務費補助限度額を算定していた。

したがって、所要の控除を行って適正な事務費補助限度額を算定すると、一部の事業主体で計上していなかった工事費の額 11,269,392 円を考慮しても計 286,522,364 円となり、前記の補助の対象とした事務費計 347,141,764 円は 60,619,400 円過大になっていた。そして、上記の適正な事務費補助限度額及び計上していなかった工事費を基に改めて事業費を算定すると計 24,998,678,894 円となり、本件事業費計 25,048,028,902 円は 49,350,008 円過大になっており、これに係る国庫補助金相当額 23,704,706 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

新潟市は、下水道事業の一環として、浸水対策のために、平成 17、18 両年度に雨水管きよ築造工事等を事業費計 15,459,700,000 円(うち国庫補助金 7,729,850,000 円)で実施している。

上記の事業費のうち事務費については、事業費の額に事務費率を乗じて事務費補助限度額を 143,298,000 円と算定して、この範囲内で執行された事務費 142,969,898 円を補助の対象としていた。

しかし、この事業費には、国管理の空港内における雨水管きよ敷設工事、新潟県管理の排水機場内におけるポンプ場上屋建設工事等を国や県等に委託して施行した工事に係る委託費 1,900,420,464 円が含まれているのに、当該委託費の額に事務費率を乗じて得た額の 2 分の 1 を控除することなく事務費補助限度額を算定していた。

したがって、委託費に係る所要の控除を行って適正な事務費補助限度額を算定すると 116,370,456 円となり、前記の補助の対象とした事務費 142,969,898 円は 26,599,442 円過大になっており、これに係る国庫補助金相当額 13,299,721 円が過大に交付されている。

このような事態が生じていたのは、4 事業主体において、補助の対象となる事務費の算定に当たり、委託費等に係る控除についての認識等が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

府 県 名	事業主体	補助事業	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金	事務費の 控除対象 費目
				千円	千円	千円	千円	
(791) 新潟県	新潟市	浸水対策 下水道事業	17、18	15,459,700	7,729,850	26,599	13,299	工事の委託費
(792) 京都府	京都市	まちづくり 交付金	17、18	1,473,330	791,400	5,670	2,268	同
(793) 兵庫県	兵庫県	都市公園 事業	16、17	5,685,998	2,542,999	11,941	5,970	用地費等に 係る公共施設 管理者負担金
(794) 福岡県	大野城市	都市公園 事業、街 路事業	17	2,429,000	1,167,000	5,138	2,165	先行取得 用地の再 取得費
(791)-(794)の計				25,048,028	12,231,249	49,350	23,704	

(795) まちづくり交付金による地域生活基盤施設事業の実施に当たり、練石積工の施工が設計と著しく相違していたため、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市環境整備事業費
部 局 等	山梨県
交付の根拠	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)
交付金事業者 (事業主体)	山梨県南都留郡富士河口湖町
交付金事業	地域生活基盤施設
交付金事業の概要	観光施設の園路等を整備するために、平成17年度に、練石積工等を施工するもの
事業費	82,215,000円
上記に対する交付金交付額	36,111,949円
不当と認める事業費	7,998,000円
不当と認める交付金相当額	3,513,024円

1 交付金事業の概要

この交付金事業は、山梨県南都留郡富士河口湖町が、西湖地区の魅力をかきた「いやしとふれあいの里づくり」による地域活性化を目標に、まちづくり交付金により茅葺集落^{かやぶき}の再生による新たな観光拠点の形成、インフラ整備等を行う地域生活基盤施設事業等の一環として、同町西湖根場地内において、茅葺集落の園路等を整備するために、平成17年度に、練石積工、土工等を、工事費82,215,000円(交付金36,111,949円)で実施したものである。

このうち、練石積工は、園路等の土留めとして築造するものであり、当該地区が観光拠点となることから、周囲の景観に配慮して、自然石(以下「石材」という。)を用いて施工するのである(参考図参照)。

設計図面によれば、練石積工(高さ0.3m~3.3m、施工面積1,008.9m²)は、径35cm内外の石材を積み上げて、石材と石材の間には、コンクリートを打設するなどして、石材とコンクリートを一体化させる構造としている。

上記の設計図面によると、石材と石材のすき間は、ほとんど生じないこととなっているものの、実際の施工においては、大きさの異なる石材をそのまま用いることからすき間が生じることとなる。そこで、同町は、練石積工が景観に配慮したものであることから、コンクリートを露出させないように、石材を積み上げる際に、すき間にはその幅に合うような石材を使用するように請負人に指示していた。

2 検査の結果

本院は、山梨県南都留郡富士河口湖町において、合規性等の観点から、施工が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書等の書類及び現地の状況を検査したところ、練石積工の施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、練石積工の現場において、すき間の石材が手で容易に動いたり、コンクリートが露出したりしている箇所が見受けられた。そこで、施工面積1,008.9m²について、70cm(石

材の径の約2倍)四方の1,916か所に区切るなどして、それぞれの箇所で作成の状況を確認したところ、①石材はコンクリートと一体化させなければならないのに、すき間の石材が手で容易に動くもののある区画が446か所、208.0㎡あったり、②コンクリートは石材と石材のすき間から露出させないように施工することになっているのに、石材の表面付近までコンクリートが露出している区画が123か所、56.5㎡あったりなどしていた。

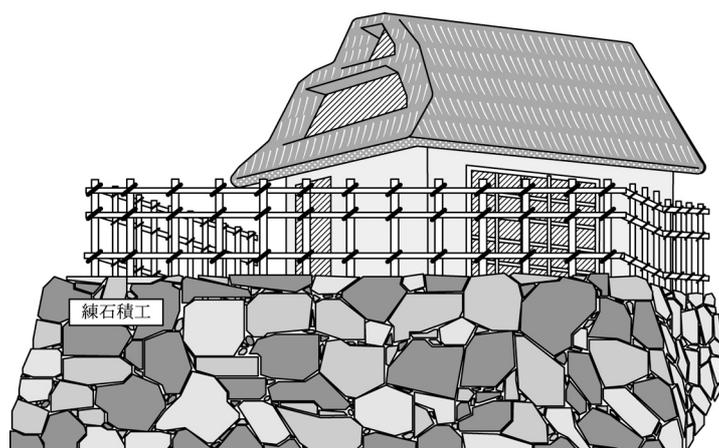
上記のような状況となっている箇所の重複分を除いた合計は、499か所、231.1㎡であり、これらの箇所では、すき間の石材がコンクリートと一体化しておらず落石のおそれがあることから通行者等に対する安全性が確保されていなかったり、石材の表面付近までコンクリートが露出していることから周囲の茅葺集落の景観に配慮されていなかったりなどしていた。

このような事態が生じていたのは、請負人が設計図書等についての理解が十分でないまま粗雑な施工をしていたのに、これに対する同町の監督及び検査が十分でなかったことによると認められる。

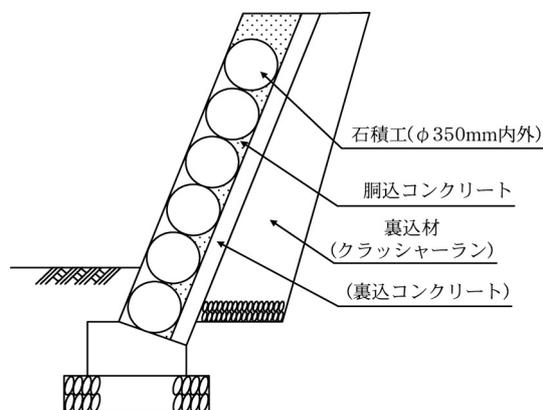
したがって、本件練石積工 231.1㎡(工事費相当額 7,998,000 円)は、施工が設計と著しく相違しており、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額 3,513,024 円が不当と認められる。

(参 考 図)

練石積工の概念図



練石積工の断面図(当局の設計図面)



(796) 公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所が、整備目的に沿った利用がされておらず、補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)建設本省 (項)住宅建設等事業費 (2) 一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅建設等事業費
部 局 等	滋賀県
補助の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)
補助事業者 (事業主体)	滋賀県栗東市(平成13年9月30日以前は栗太郡栗東町)
補助事業	シルバーハウジング・プロジェクトによる公営住宅整備
補助事業の概要	高齢者の生活特性に配慮した住宅及び附帯施設の供給並びに福祉サービスの提供を行う公営住宅を整備する事業
事業費	(1) 539,175,000円(平成10、11両年度) (うち国庫補助対象額536,130,000円) (2) 662,630,300円(平成13、14両年度) (うち国庫補助対象額654,660,000円) 計 1,201,805,300円(うち国庫補助対象額1,190,790,000円)
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 268,065,000円 (2) 327,330,000円 計 595,395,000円
不当と認める事業費	(1) 9,600,000円(平成10、11両年度) (全額国庫補助対象額) (2) 13,490,520円(平成13、14両年度) (うち国庫補助対象額13,328,299円) 計 23,090,520円(うち国庫補助対象額22,928,299円)
不当と認める国庫補助金相当額	(1) 4,800,000円(平成10、11両年度) (2) 6,664,149円(平成13、14両年度) 計 11,464,149円

1 補助事業の概要

この補助事業は、滋賀県栗東市(平成13年9月30日以前は栗太郡栗東町)が、シルバーハウジング・プロジェクトによる公営住宅整備事業として、10、11両年度に手原団地において公営住宅(鉄筋コンクリート造6階建て、管理戸数35戸、高齢者生活相談所1か所)を事業費539,175,000円(うち国庫補助対象額536,130,000円、国庫補助金268,065,000円)で、13、14両年度に下戸山団地において公営住宅(鉄筋コンクリート造3階建て、管理戸数36戸、高齢者生活相談所1か所)を事業費662,630,300円(うち国庫補助対象額654,660,000円、国庫補助金327,330,000円)で整備したものである。そして、同市は、手原団地については12年4月、下戸山団地については14年7月から管理を開始している。

シルバーハウジング・プロジェクトは、高齢者が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するために、高齢者の生活特性に配慮した住宅(以下「シルバーハウジング」という。)及び附帯施設の供給を行うとともに、ライフサポートアドバイザー(以下「LSA」という。)により、シルバーハウジングに入居する高齢者(以

下「入居者」という。)に対して、生活指導・相談、安否の確認等の福祉サービスの提供を行う事業である。

シルバーハウジング・プロジェクトの実施に当たっては、「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」(平成13年国住備発第51号、厚生労働省老発第114号国土交通省住宅局長及び厚生労働省老健局長通知)等に基づき、事業主体がシルバーハウジング及び附帯施設の供給に関する事項やLSAにより提供される福祉サービスに関する事項等について事業計画を策定しなければならないこととされている。

同市は、本件補助事業の実施に当たり、10年10月にシルバーハウジング・プロジェクトの事業計画を手原団地を対象として策定し、さらに、13年7月に下戸山団地を対象として追加する変更を行い、手原団地については35戸のうち11戸を、下戸山団地については36戸のうち12戸をシルバーハウジングとすることとしていた。そして、当該事業計画において、同市は、附帯施設として、LSAが入居者の生活指導・相談等を行ったり、LSA及び入居者の管理の下に入居者の相互の交流の場所として利用したりする高齢者生活相談所を両団地内に設置して、原則として平日の日中にLSAをこれらの高齢者生活相談所に派遣することとしていた。

同市は、上記の事業計画に基づき、本件補助事業において、高齢者生活相談所を、手原団地については10、11両年度に1か所(62.2㎡)、下戸山団地については13、14両年度に1か所(81.6㎡)それぞれ整備していた。

2 検査の結果

本院は、滋賀県及び栗東市において、有効性等の観点から、高齢者生活相談所の利用状況等に着眼して会計実地検査を行った。そして、本件補助事業について、事業計画書、福祉サービスの提供状況等に関する書類等により検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、同市は、10年度に手原団地の高齢者生活相談所の整備に着手した後、12年4月の同団地の管理開始に伴う福祉サービスの提供方法の具体的な運用について、住宅担当部局と福祉担当部局で協議を行い、福祉サービスの提供に係る費用等を考慮した結果、LSAの派遣を見送り、将来検討することとしていた。

しかし、その後、同市が福祉サービスの提供方法の具体的な運用について何ら見直しを行っていなかったため、LSAの派遣は、管理開始当初から会計実地検査時点(19年11月)までの間、実績がない状況となっていた。

また、同市は、下戸山団地の管理開始に伴う福祉サービスの提供方法の具体的な運用の協議を行っていなかったため、LSAの派遣は、手原団地と同様に、14年7月の管理開始当初から会計実地検査時点までの間、実績がない状況となっていた。

このため、両団地の高齢者生活相談所は、整備目的である入居者の生活相談や相互の交流の場所として、全く利用されていなかった。

このような事態が生じていたのは、同市において、シルバーハウジング・プロジェクトの趣旨を十分理解していなかったこと、滋賀県において、同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、LSAによる福祉サービス等の提供施設として手原団地及び下戸山団地において整備された高齢者生活相談所(事業費9,600,000円(全額国庫補助対象額)及び13,490,520

円(うち国庫補助対象額 13,328,299 円)、計 23,090,520 円(うち国庫補助対象額 22,928,299 円))は、整備目的に沿った利用が全くされていないことから、本件補助事業の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 4,800,000 円及び 6,664,149 円、計 11,464,149 円が不当と認められる。

(797) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、設置したコンクリートブロック等が工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅建設等事業費
部 局 等	滋賀県
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	滋賀県
補助事業	住宅宅地基盤特定治水施設等整備
補助事業の概要	洪水対策等のために、平成 18 年度に法覆護岸工、根固め工等を施工するもの
事業費	60,388,650 円
上記に対する国庫補助金交付額	30,194,325 円
不当と認める事業費	15,629,000 円
不当と認める国庫補助金相当額	7,814,500 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、滋賀県が、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の一環として、甲賀市甲南町の一級河川^{そま}杣川において、洪水対策等のために、平成 18 年度に、法覆護岸工、根固め工等を工事費 60,388,650 円(国庫補助金 30,194,325 円)で実施したものである。

このうち、法覆護岸工及び根固め工の一部として施工したコンクリートブロックについては、当初設計においては、計画河床である下流側と現況河床である上流側とのすりつけ部の護岸等を保護する目的で左右両岸に合わせて 37 個のコンクリートブロック(以下「護岸側ブロック」という。)を設置することとしていた。そして、翌年度も継続して上流部の改修工事を進めていく予定であったが、事情によりこれを中断することとした。このため、下流側と上流側とのすりつけ部の河床が計画河床より急な勾配^{こう}のままとなることから、流水により河床が洗掘されて護岸や下流側の河床等にも影響を及ぼすことがないように、設計変更を行って、河川の中央部に 128 個のコンクリートブロック(以下「中央部ブロック」という。)を追加して設置することとした。

そして、同県は次のように護岸側ブロック及び中央部ブロックを設置していた。

護岸側ブロックは、施工箇所の左右両岸の護岸に沿って 1 列に鉄筋等で連結せずに設置した。また、中央部ブロックは、この箇所は下流側と上流側の川幅が異なるため、狭あいな下流側の川幅に合わせて、河川を横断する方向に 1 列当たり 16 個のコンクリートブロックを流水の方向に 8 列とした長形状に設置して鉄筋で連結して全体をたわむ構造としていた

(参考図参照)。

2 検査の結果

本院は、滋賀県において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、設計計算書等の書類及び現地の状況を検査したところ、護岸側ブロック及び中央部ブロックの設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、河床の洗掘を防止するために河川を横断して設置する構造物については、「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編)等によると、本件のようにコンクリートブロックを用いたたわむ構造とする場合には流水の作用に対して安全であることが必要であるとされている。このため、構造物を構成するコンクリートブロックや鉄線等が流水により移動や過大な変形を生じない形状等とする必要があるとされている。また、特に高流速となり流れが乱れる区間では、鉄筋によるコンクリートブロック間の連結等によって全体が一体となって流水に抵抗できるようにすべきであるとされている。

しかし、同県は、中央部ブロックを狭あいな下流側の川幅に合わせて設置したため、中央部ブロックと護岸側ブロックとの間にすき間が空いているのに袋詰め玉石等で間詰めしていなかったり、護岸側ブロックと中央部ブロックとを鉄筋等で連結していなかったりして、護岸側ブロック及び中央部ブロックが一体となっていないことなどから、護岸側ブロック及び中央部ブロック全体が流水の作用に対して安全な構造となっていなかった。

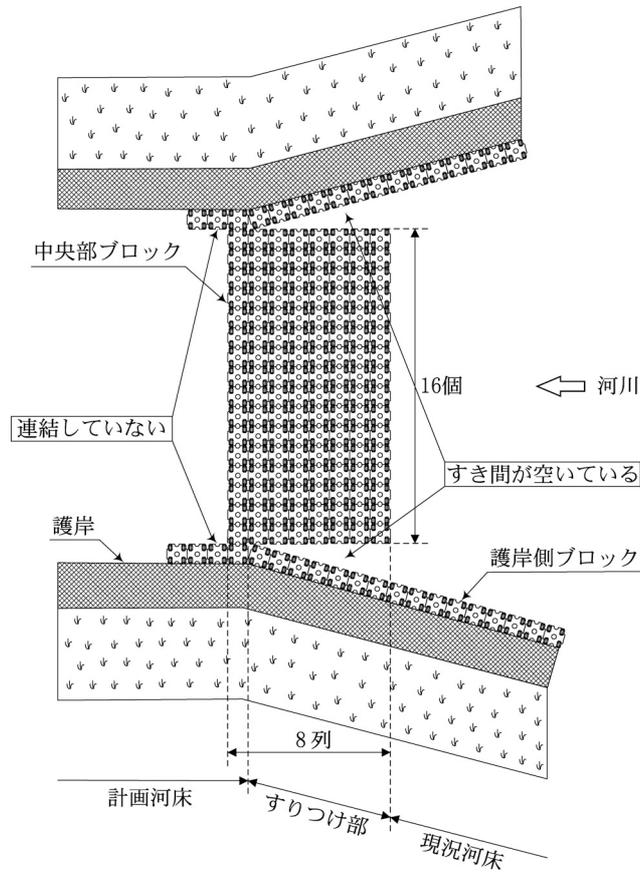
このため、会計実地検査時(20年4月)において、護岸側ブロックと中央部ブロックのすき間が空いている箇所に流水による水みちができ、これにより中央部ブロックの最上流端部から下流側にわたって河床が洗掘されていて、中央部ブロックの最上流端部においては、河川横断面の中央付近と護岸側の河床高に最大で約1mの高低差が生じていた。また、下流側においては、計画河床高で施工した河床が左右兩岸の護岸に接している部分で最大約1m洗掘されていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、護岸側ブロック及び中央部ブロックの設計に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件護岸側ブロック及び中央部ブロック等(工事費相当額15,629,000円)は、設計が適切でなかったため、流水による河床の洗掘に対応できない構造となっていて、今後、河床の洗掘が進行して護岸等に損傷が生ずるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額7,814,500円が不当と認められる。

(参 考 図)

コンクリートブロック設置状況概念図



(798) 災害復旧事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、床版の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)河川等災害復旧事業費
部 局 等	滋賀県
補助の根拠	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
補助事業者 (事業主体)	滋賀県
事業の委託先	高島市
補助事業	国道367号道路災害復旧
補助事業の概要	大型車両の通行を可能にするために、平成18年度に橋りょうの床版を補強するもの
事業費	39,180,750円(うち国庫補助対象額31,456,950円)
上記に対する国庫補助金交付額	20,981,785円
不当と認める事業費	31,456,950円
不当と認める国庫補助金交付額	20,981,785円

1 補助事業の概要

この補助事業は、滋賀県が、平成18年3月の地滑り災害により寸断された国道367号の災害復旧事業の一環として、高島市朽木村井地内を通る市道八幡谷線1,065mの区域を国道367号に変更して、大型車両の通行を可能にするために、18年度に、一級河川安曇川に架かる村井橋(橋長69.8m、幅員4.7m)の床版補強工等を工事費39,180,750円(うち国庫補助対象額31,456,950円、国庫補助金20,981,785円)で高島市に委託して実施したものである。

本件床版補強工は、炭素繊維を一方方向に配列した幅50cmのテープ状の炭素繊維シート(以下「シート」という。)を床版上面及び下面に樹脂により接着するなどしてシートと床版とを一体化させて、曲げ耐力の増大を図り、昭和44年に設計自動車荷重(以下「設計荷重」という。)14tで設計して築造された床版を、通行を見込んでいる大型観光バス等の車両の規格に合わせて、設計荷重17tに対応できる構造に補強するものである。

本件床版補強工の設計に当たっては、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)に基づき、床版の橋軸直角方向及び橋軸方向に配置されている鉄筋に生ずる応力度等について照査を行った上、「既設橋梁の耐震補強工法事例集」(財団法人海洋架橋・橋梁調査会発行)等を参考にして、所定の規格のシートにより橋軸直角方向を補強すれば応力計算上安全であるとして、これにより施工していた(参考図参照)。

2 検査の結果

本院は、滋賀県において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して、会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、設計計算書等の書類により検査したところ、床版補強工の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、床版補強工の設計に当たり、同設計の基礎となっている設計計算書によると、車両の荷重により床版下面の橋軸方向に配置されている鉄筋に生ずる応力度について、引張^(注1)応力度を $157.2\text{N}/\text{mm}^2$ 、許容引張^(注1)応力度を $140\text{N}/\text{mm}^2$ としていて、引張^(注1)応力度が許容引張^(注1)応力度を上回っていて応力計算上安全とされる範囲に収まっていないのに、誤って、下回っていて安全であるとしていた。

また、示方書によると、床版については、横げた(参考図参照)の影響を考慮して橋軸直角方向及び橋軸方向に配置されている床版上面の鉄筋に生ずる引張^(注2)応力度等について照査することとされているほか、終局荷重作用時の部材断面に生ずる曲げモーメントが、部材断面の破壊抵抗^(注3)曲げモーメントを下回っていることを照査することとされているが、同県は、これらの照査を行っていなかった。

そこで、本件床版について、示方書に基づく再計算等の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどした。その計算結果によると、横げた上の床版上面の橋軸方向に配置されている鉄筋に生ずる引張^(注2)応力度は $157.2\text{N}/\text{mm}^2$ となり許容引張^(注2)応力度 $140\text{N}/\text{mm}^2$ を上回ることとなり、さらに、終局荷重作用時の部材断面に生ずる曲げモーメントは $37.6\text{kN}\cdot\text{m}$ となり部材断面の破壊抵抗^(注3)曲げモーメント $31.0\text{kN}\cdot\text{m}$ を大幅に上回っていて、いずれも応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

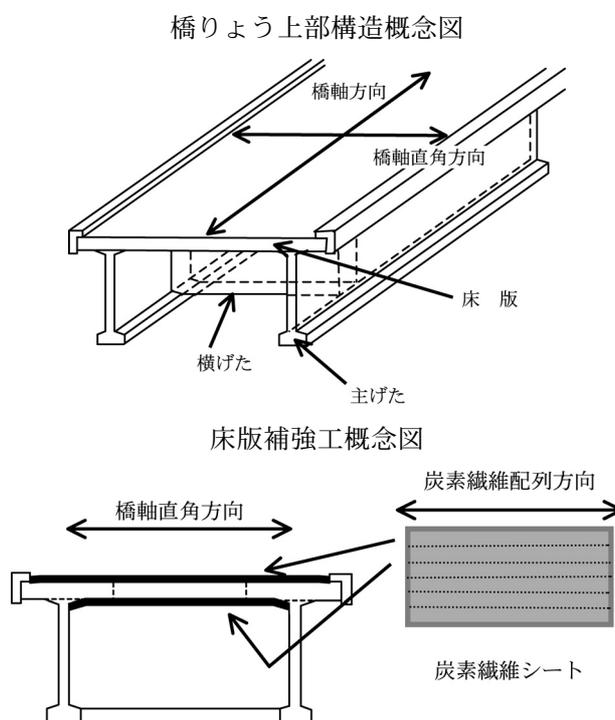
このような事態が生じていたのは、高島市が委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する同市の検査が十分でなかったこと及び同県における上記の成果品に対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件床版補強工(工事費31,456,950円)は、設計が適切でなかったため、床版

の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金 20,981,785 円が不当と認められる。

- (注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が掛かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。
- (注2) 終局荷重作用時 材の破壊に対する所要の安全度が確保されるように、材の耐力と比較するために設定された外力条件を終局荷重といい、この荷重が作用する状態を「終局荷重作用時」という。
- (注3) 曲げモーメント・破壊抵抗曲げモーメント 「曲げモーメント」とは、外力が材に作用して、これを曲げようと材に生ずる力をいい、材の曲げ破壊に抵抗できる曲げモーメントの上限を「破壊抵抗曲げモーメント」という。

(参 考 図)



(799) 港湾改修事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、スイングゲートの所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	港湾整備特別会計(港湾整備勘定)(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)) (項)離島港湾事業費
部 局 等	九州地方整備局
補助の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)
補助事業者(事業主体)	長崎県
補助事業	曾根港改修
補助事業の概要	臨港道路を改良するために、平成17年度に、路盤工、排水工、スイングゲートの製作、設置等を行うもの

事業費	24,022,950 円(うち国庫補助対象額 23,155,650 円)
上記に対する国庫補助金交付額	11,577,825 円
不当と認める事業費	2,398,000 円(全額国庫補助対象額)
不当と認める国庫補助金相当額	1,199,000 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、長崎県が、曾根港改修事業の一環として、南松浦郡新上五島町の曾根港において、臨港道路(延長 371.5m)を改修するために、平成 17 年度に、路盤工、排水工、スイングゲートの製作、設置等を工事費 24,022,950 円(うち国庫補助対象額 23,155,650 円、国庫補助金 11,577,825 円)で実施したものである。

(注1)
このうち、陸閘の一種であるスイングゲートは、臨港道路と海岸の間に築造されている護岸の胸壁の開口部(高さ 1.4m、幅 2.0m)を台風等の異常時に閉鎖できるように、平鋼(1,450mm×2,150mm、厚さ 6 mm)に外枠として溝形鋼(150mm×75mm、厚さ 6 mm)、扉全体の強度の補強のための横桁として上から 48.2cmの位置に山形鋼(75mm×75mm、厚さ 6 mm。以下「上段の横桁」という。)及び下から 48.5cmの位置に溝形鋼(150mm×75mm、厚さ 6 mm)等(以下、これらの鋼材を「各部材」という。)を溶接するなどして製作するステンレス製の回転式の扉である(参考図参照)。

スイングゲートの設計に当たっては、本件工事の発注前に同港を利用する地元住民から設置の要望があり、その設置箇所及び大きさが確定していなかったため、暫定的に形状を設定していた。そして、同県は、本件工事の施工中に決定したスイングゲートの設置箇所、大きさ及び材質を設計変更の際に設計条件として請負人に示して、請負人から提出されたスイングゲートの構造図等に基づき施工させていた。

2 検査の結果

本院は、長崎県において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、構造図等の書類により検査したところ、スイングゲートの設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、護岸の胸壁を築造する際に適用することとなっている「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」(海岸保全施設技術研究会編。以下「技術基準」という。)によれば、スイングゲートの構造型式や構造諸元の決定に当たっては、潮位、波浪等を考慮することとされており、本件スイングゲートは、設置箇所が海に面していることから、波浪による波力が作用することとして各部材の応力計算を行った上でその構造を決定すべきであるのに、同県は、応力計算を行っていなかった。

そこで、実際に設置されたスイングゲートについて、技術基準に基づく応力計算等の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどした。その計算結果によると、本件スイングゲートに作用する波力は、その上端部で 8.6kN/m²から下端部で 18.1kN/m²、上段の横桁に作用する波力は 11.8kN/m²となることから、上段の横桁に生ずる曲げ引張応力度は 334N/mm²(注2)となり、許容曲げ引張応力度 100N/mm²(注2)を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

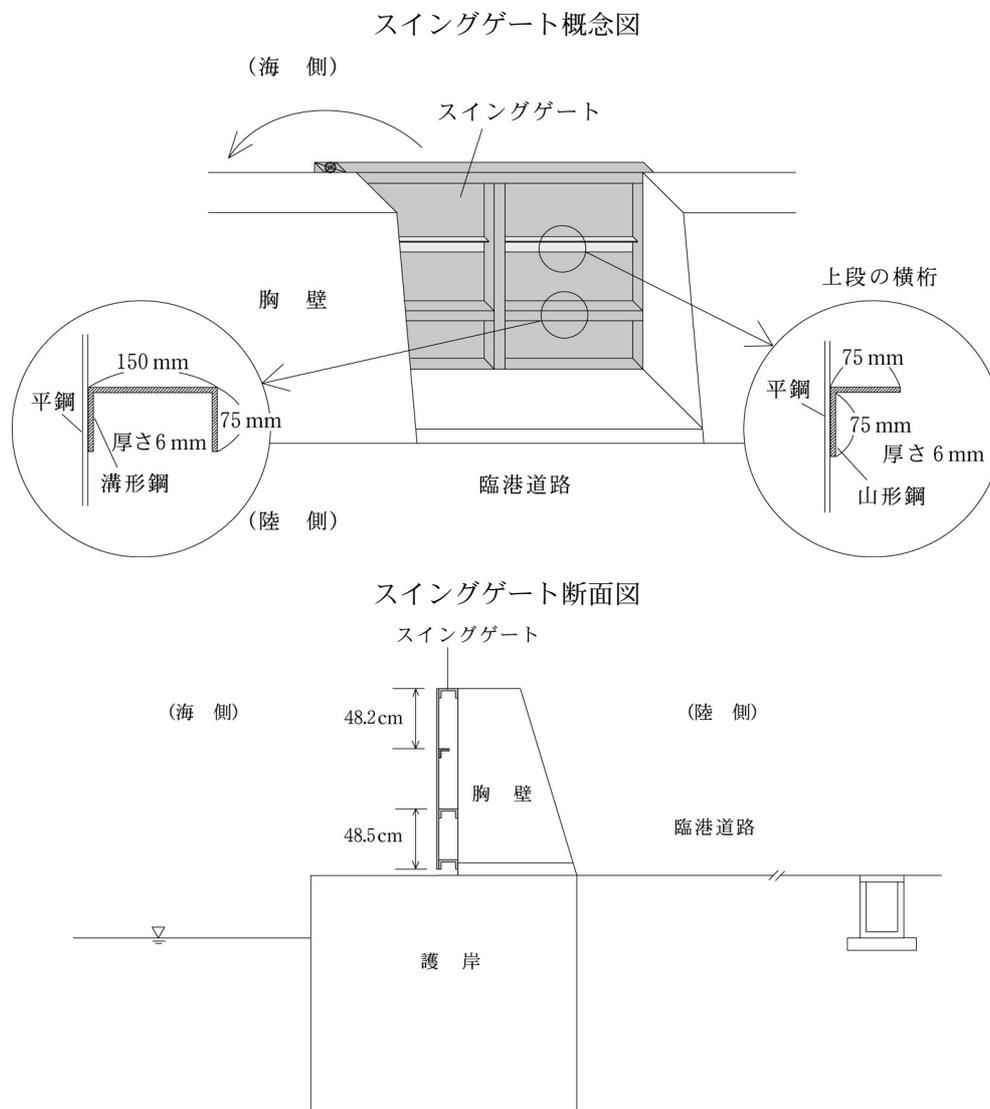
このような事態が生じていたのは、同県において、スイングゲートの設計変更の際に、その設置箇所、大きさ及び材質を示したのみで、波浪による波力の作用について、設計に当たって検討を行っていなかったことなどによると認められる。

したがって、本件スイングゲート(工事費相当額 2,398,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 1,199,000 円が不当と認められる。

(注1) 陸閘^{こつ} 港湾、海浜等を利用するために、堤防、胸壁に車両、人の通行が可能なように設けた門扉で、台風等の異常時には閉鎖して、堤防等と同様の防災機能を有する施設

(注2) 曲げ引張応力度・許容曲げ引張応力度 「曲げ引張応力度」とは、材の外から曲げようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち引張側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げ引張応力度」という。

(参 考 図)



(800) 災害復旧事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)河川等災害復旧事業費
部 局 等	宮崎県
補助の根拠	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
補助事業者 (事業主体)	宮崎県
補助事業	16年発生道路災害復旧
補助事業の概要	被災した道路を復旧するために、平成17年度に土留対策工等を施工するもの
事業費	76,714,000円
上記に対する国庫補助金交付額	51,168,238円
不当と認める事業費	69,945,000円
不当と認める国庫補助金相当額	46,653,315円

1 補助事業の概要

この補助事業は、宮崎県が、平成16年9月の台風により被災した一般国道448号の災害復旧事業の一環として、串間市市木地内において、崩壊した道路を復旧するために、17年度に、土工、土留対策工等を工事費76,714,000円(国庫補助金51,168,238円)で実施したものである。

本件工事のうち、土留対策工は、H形鋼(高さ350mm、幅350mm)を建て込むなどして構築する山留壁からアンカー16本を地山に打ち込み、アンカー頭部に腹起し材、鋼製台座等を設置して擁壁を築造するものである。このうち、腹起し材は、アンカーの張力を山留壁に伝えるためにH形鋼を水平に設置するものである(参考図参照)。

本件擁壁の設計に当たっては、「グラウンドアンカー施工のための手引書」(社団法人日本アンカー協会編)等(以下「手引書等」という。)に基づいて行っている。そして、腹起し材については、手引書等に基づき設計計算を行い、高さ250mm、幅250mmのH形鋼を使用すれば、H形鋼に生ずる曲げ応力度 $161.5\text{N}/\text{mm}^2$ が許容曲げ応力度 $210\text{N}/\text{mm}^2$ を下回ることから、応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、宮崎県において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、設計計算書等の書類により検査したところ、腹起し材の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、本件擁壁は恒久的に供用される構造物であり、手引書等によると、腹起し材に使用するH形鋼の許容曲げ応力度は $140\text{N}/\text{mm}^2$ とされているのに、誤って、仮設構造物等に適用される許容値 $210\text{N}/\text{mm}^2$ を用いて設計していた。

そこで、改めて本件擁壁について、再計算等の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどした。その計算結果によると、腹起し材に生ずる曲げ応力度は $161.5\text{N}/\text{mm}^2$ となり、

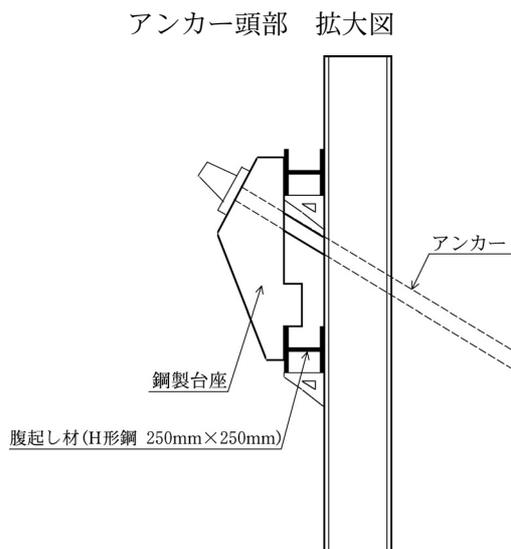
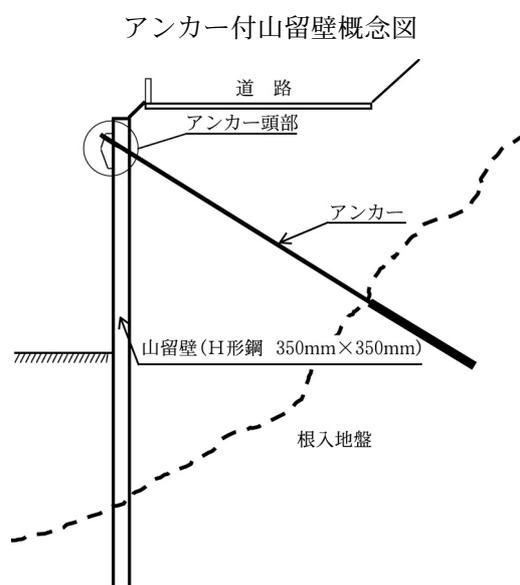
許容曲げ応力度 $140\text{N}/\text{mm}^2$ を上回ることになり、応力計算上安全な範囲に収まっていなかった。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件擁壁(工事費相当額 69,945,000 円)は設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 46,653,315 円が不当と認められる。

(注) 曲げ応力度・許容曲げ応力度 「曲げ応力度」とは、材が曲げられたとき、曲がった内側に生ずる圧縮力又は外側に生ずる引張力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ応力度」という。

(参 考 図)



(801) 街路事業の実施に当たり、設計及び施工が適切でなかったため、橋りょう等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定))	(項)道路事業費 (項)地方道路整備臨時交付金
部 局 等	鹿児島県	
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号) 道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号)	
補助事業者(事業主体)	鹿児島県	
補助事業	都市計画道路3・6・4号島畑通線整備	
補助事業の概要	橋りょうを架け替えるために、平成15年度から18年度までの間に橋台、橋脚、上部工等を施工するもの	
事業費	588,147,000円(うち国庫補助対象額467,042,000円)	
上記に対する国庫補助金交付額	252,210,600円	
不当と認める事業費	447,765,000円(うち国庫補助対象額326,660,000円)	
不当と認める国庫補助金相当額	177,256,533円	

1 補助事業の概要

この補助事業は、鹿児島県が、都市計画道路3・6・4号島畑通線の街路事業の一環として、^{きもつき}肝属郡肝付町新富地内において、一級河川高山川に架かる橋りょうを新橋(橋長84.8m、幅員16.8m)に架け替えるために、平成15年度から18年度までの間に、下部工として橋台2基及び橋脚1基の築造、基礎杭の打設等を、上部工として2径間連続鋼床版^{ばんけた}鉄桁の製作、架設等を工事費計588,147,000円(うち国庫補助対象額467,042,000円、国庫補助金252,210,600円)で実施したものである。

このうち、橋台及び橋脚の基礎杭は、外径600mmの鋼管杭として、左岸側の橋台(以下「A1橋台」という。)については杭長49.5mを20本、右岸側の橋台(以下「A2橋台」という。)については杭長49.5mを16本、橋脚については杭長41.5mを20本、計56本打設するものである。

本件橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)、^{きもつき}「杭基礎設計便覧」(社団法人日本道路協会編)等に基づいて行われている。示方書等によると、基礎杭と橋台及び橋脚のフーチングとの結合部(以下「結合部」という。)は、剛結合として設計することとされている。

そして、同県は、本件橋りょうの結合部については、次のような構造とすれば結合部は剛^{注1)}結合となり、杭頭部の変位量、杭基礎の応答塑性率も許容値を下回ることなどから安全であるとして、これにより施工することにしてきた(参考図参照)。

- ① 杭頭部を橋台及び橋脚のフーチング内に100mm埋め込み、杭1本当たり16本の補強鉄筋を杭の外周部に配置して、杭に溶接して杭頭部を補強する。

- ② 補強鉄筋については、A1橋台には径29mm、A2橋台には径32mm、橋脚には径25mmの鉄筋を使用して、いずれも溶接長100mm、脚長10mmを確保するように溶接する。

2 検査の結果

本院は、鹿児島県において、合規性等の観点から、設計及び施工が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、設計計算書、施工管理記録等の書類により検査したところ、橋りょうの結合部の設計及び施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、示方書等によると、本件橋りょうの結合部のように、杭の外周部に補強鉄筋を溶接する場合には、応力計算を行い溶接部に生ずるせん断応力度が許容せん断応力度を上回って安全であるかを照査の上、溶接長及び脚長を決定することとされている。

しかし、本件橋りょうの結合部の設計において、前記のとおり溶接長100mm、脚長10mmとしたのは、応力計算に先行して他の工事の設計図面を参考に本件設計図面を作成したことによるもので、設計計算書によると、A1及びA2橋台については、設計計算のソフトウェアに初期設定値として入力されている仮の値による応力計算を行ったのみで、上記設計図面の値による応力計算は行っていなかった。また、橋脚については、溶接長及び脚長に関する応力計算を行っていなかった。

さらに、示方書によると、上記のA1及びA2橋台の応力計算においては、溶接部の許容せん断応力度は、鋼管杭の許容せん断応力度に基づいた $72\text{N}/\text{mm}^2$ とすることとされているのに、誤って鉄筋の許容せん断応力度に基づいた $94.5\text{N}/\text{mm}^2$ と過大に設定していた。

そこで、設計図面どおりに溶接長を100mm、脚長を10mmとして、許容せん断応力度を $72\text{N}/\text{mm}^2$ とした応力計算等の報告を求めて、その報告内容を確認するなどした。その計算結果によると、溶接部のせん断応力度は、A1橋台は $91.8\text{N}/\text{mm}^2$ 、A2橋台は $113.5\text{N}/\text{mm}^2$ 、橋脚は $72.4\text{N}/\text{mm}^2$ となり、いずれも許容せん断応力度を上回っていた。

また、示方書等によると、杭の外周部に補強鉄筋を溶接する場合には、鉄筋を1本ずつ確実に溶接しなければならないなどとされていることから、施工の状況についてみたところ、溶接作業を行うのに必要な資格を有していない者が本件杭頭部の溶接作業に従事していたり、監督職員が実際の溶接長及び脚長の測定を行っていなかったりしていた。

そして、施工写真によると、溶接長及び脚長が不足している箇所が相当数見受けられるなどしており、補強鉄筋が1本ずつ確実に溶接されているとは認められないものとなっていた。

以上のことから、本件橋りょうの結合部は、剛結合とはいえない状態になっており、改めて本件橋りょうの所要の安全度が確保されているかを確認する必要があると認められた。

そこで、本件橋りょうの結合部を剛結合でないとした場合の設計計算等の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどした。その計算結果によると、次のように杭頭部の変位量、杭基礎の応答塑性率が設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

- ① レベル1地震動時において、A1橋台の杭頭部の変位量は21mmとなり、許容変位量15mmを大幅に上回っている。
- ② レベル2地震動時において、A2橋台の杭基礎の応答塑性率は5.5となり、許容塑性率3.0を大幅に上回っている。

③ レベル2地震動時において、橋脚の杭基礎の応答塑性率は4.8となり、許容塑性率4.0を大幅に上回っている。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと、また、請負人が結合部の溶接についての理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件橋りょうは、結合部の設計及び施工が適切でなかったため、橋台2基、橋脚1基及びこれに架設された上部工等(これらの工事費相当額447,765,000円、うち国庫補助対象額326,660,000円)は所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに対する国庫補助金相当額177,256,533円が不当と認められる。

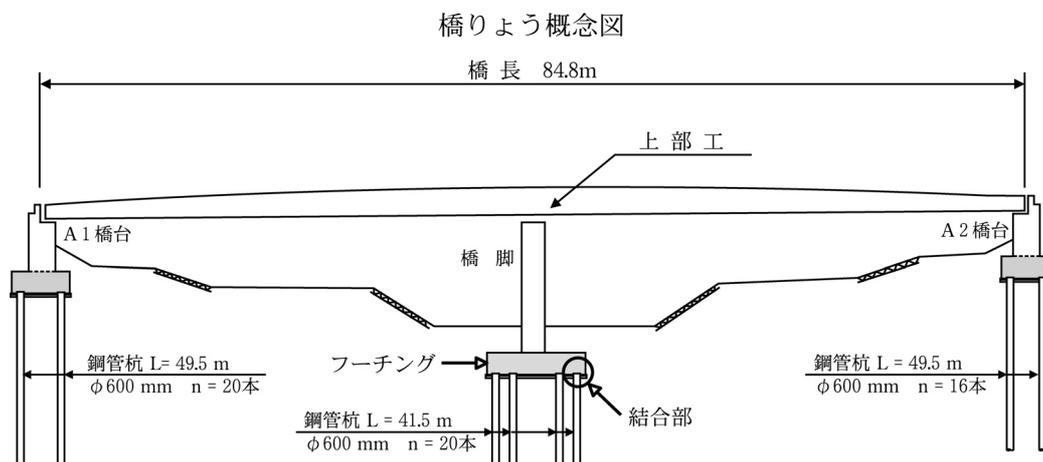
(注1) 応答塑性率・許容塑性率 構造物において上部構造の慣性力の作用位置に生ずる変位と構造物が降伏する時の変位との比を「応答塑性率」といい、その数値が設計上許される上限を「許容塑性率」という。橋りょうの耐震設計においては、基礎の応答塑性率が許容塑性率を下回り、基礎に生ずる損傷が橋りょうとしての機能の回復が容易に行い得る程度にとどまるように設計する。

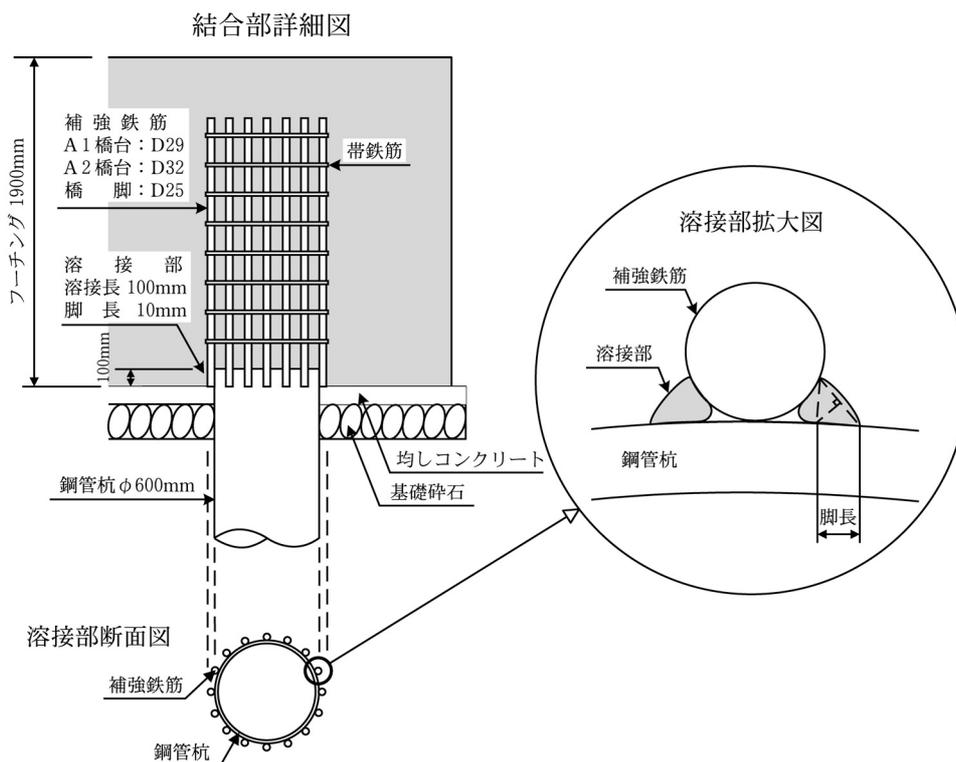
(注2) せん断応力度・許容せん断応力度 「せん断応力度」とは、外力が材に作用して、これを切断しようとする力が掛かったときに、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

(注3) レベル1地震動 橋りょうの供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。

(注4) レベル2地震動 橋りょうの供用期間中に発生する確率が低いプレート境界型の大規模な地震や内陸直下型地震を想定した地震動をいう。

(参 考 図)





(802) 道路改築事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台の胸壁等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (項)沖縄道路事業費
部局等	沖縄県
補助の根拠	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)
補助事業者(事業主体)	沖縄県島尻郡久米島町
補助事業	奥武島1号線道路改築
補助事業の概要	橋りょうを新設するために、平成15年度から19年度までの間(17年度を除く。)に橋台の築造、コンクリート桁の製作、架設等を行うもの
事業費	390,369,630円(うち国庫補助対象額390,369,580円)
上記に対する国庫補助金交付額	312,295,664円
不当と認める事業費	265,932,000円(全額国庫補助対象額)
不当と認める国庫補助金相当額	212,745,600円

1 補助事業の概要

この補助事業は、沖縄県島尻郡久米島町が、奥武島1号線の道路改築事業の一環として、同町宇根地内と奥武地内との間において、橋りょう(橋長170.0m、幅員5.4m)を新設するために、平成15年度から19年度までの間(17年度を除く。)に、下部工として橋台2基(以

下、宇根地内側橋台を「A 1 橋台」、奥武地内側橋台を「A 2 橋台」という。)の築造等、上部工としてポストテンション方式5径間連結コンクリート桁(以下「コンクリート桁」という。)の製作、架設等を工事費計390,369,630円(うち国庫補助対象額390,369,580円、国庫補助金312,295,664円)で実施したものである。

この橋りょうについては、地震発生時におけるコンクリート桁の落下による落橋を防止するために、橋台の胸壁とコンクリート桁をPC鋼材で連結する落橋防止装置をA 1橋台及びA 2橋台の胸壁にそれぞれ4か所、計8か所に設置することとしていた。

そして、胸壁に配置する斜引張鉄筋^(注1)については、配筋図によると、径13mmの鉄筋を使用することとして、これにより施工していた(参考図参照)。

2 検査の結果

本院は、沖縄県島尻郡久米島町において、合規性等の観点から、設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、設計計算書等の書類により検査したところ、胸壁の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、胸壁の設計の基礎となっている設計計算書によれば、胸壁に配置する斜引張鉄筋については、径19mmの鉄筋を使用することとしていたのに、配筋図を作成する際に、誤って径13mmの鉄筋を使用することとして、これにより施工していた(参考図参照)。

そこで、胸壁の斜引張鉄筋を径13mmとして応力計算を行うと、斜引張鉄筋が許容するせん断力^(注2)は、A 1橋台で596.0kN、A 2橋台で609.2kNとなり、それぞれの斜引張鉄筋が負担するせん断力^(注2)1,248.5kN、1,366.3kNを大幅に下回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

このような事態が生じていたのは、同町において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

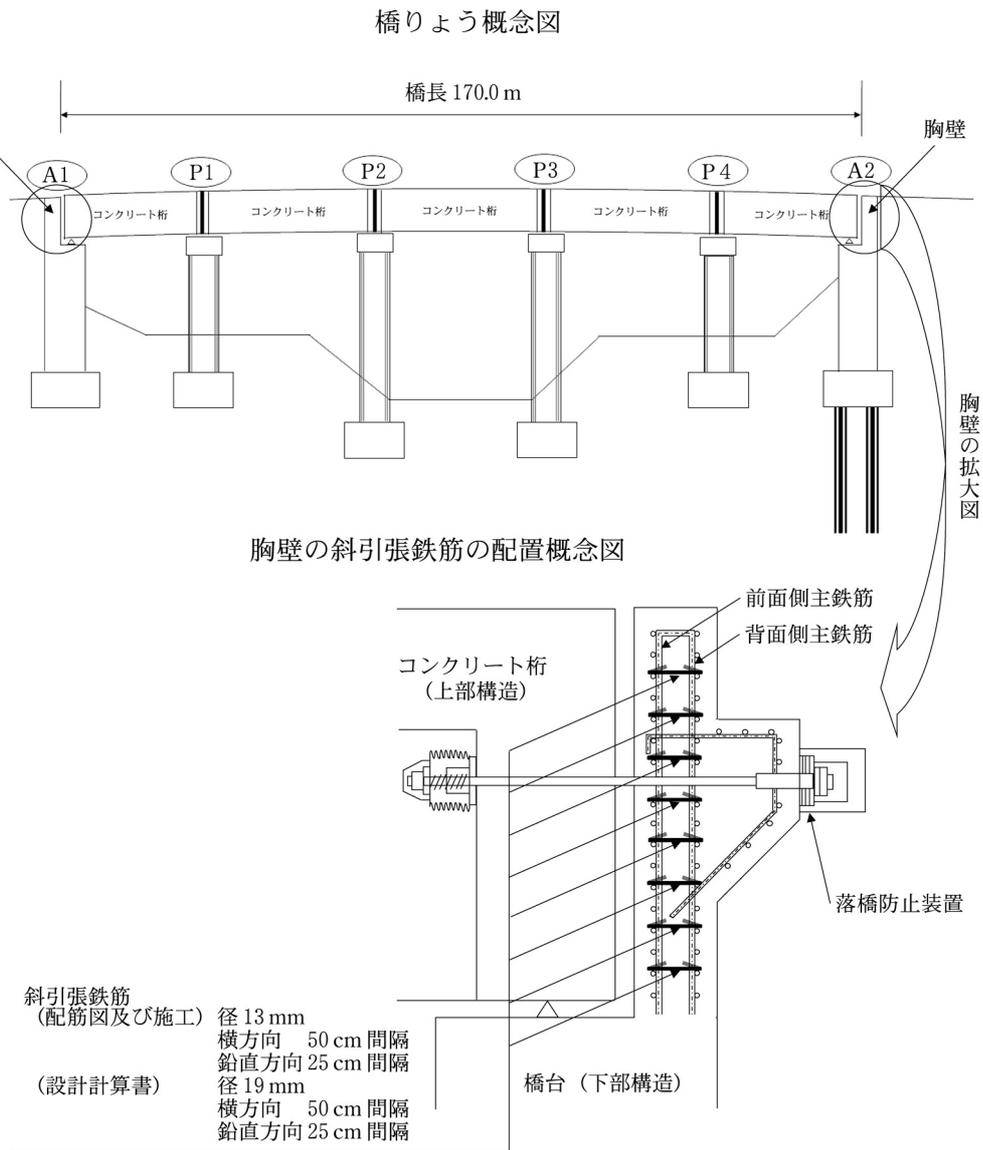
したがって、本件胸壁は設計が適切でなかったため、同胸壁及びこれと落橋防止装置で連結されているコンクリート桁等(これらの工事費相当額265,932,000円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額212,745,600円が不当と認められる。

(注1) 斜引張鉄筋 せん断力(材を切断しようとする力)により材に斜めに生ずる引張力に抵抗するため、胸壁等の前面側と背面側の主鉄筋をつなぐ鉄筋

(注2) 斜引張鉄筋が許容するせん断力・斜引張鉄筋が負担するせん断力 「斜引張鉄筋が負担するせん断力」とは、材に生ずるせん断力のうち、コンクリートが負担するせん断力を差し引いた値をいう。この数値が設計上許される上限を「斜引張鉄筋が許容するせん断力」という。

(参 考 図)

第3章
第1節
第12
国土交通省



(803) 空港整備事業の実施に当たり、物件移転補償に要する費用の算定が適切でなかったため、補償費が過大となっているもの

会計名及び科目	空港整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)) (項)沖縄空港整備事業費
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	空港整備法(昭和31年法律第80号。平成20年6月18日以降は空港法)
補助事業者 (事業主体)	沖縄県
補助事業	物件移転補償
補助事業の概要	新石垣空港を整備するために必要となる土地の取得に当たり、平成18年度に、支障となる建物等の移転に伴う損失補償を行うもの
補 償 費	2,411,440,200円(うち国庫補助対象額 2,184,764,821円)

上記に対する国庫補助金交付額	1,966,288,339 円
不当と認める事業費	7,603,836 円(うち国庫補助対象額 6,889,076 円)
不当と認める国庫補助金相当額	6,200,168 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、沖縄県が、新石垣空港整備事業の一環として、新空港建設に必要となる土地の取得に当たり、支障となる石垣市内のゴルフ場を移転させるために、平成18年度に、2,411,440,200 円(うち国庫補助対象額 2,184,764,821 円、国庫補助金 1,966,288,339 円)で、ゴルフ場の経営者に建物等の移転に伴う損失補償を行ったものである。

同県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)に基づき同県が制定した「沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準」(昭和50年沖縄県訓令第9号)及び「沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準の実施細則」(昭和51年4月1日施行)(以下、これらを「損失補償基準等」という。)に基づいて行うこととしている。

損失補償基準等によれば、土地等の取得に伴い通常生ずる損失の補償費として、建物等の移転料(工作物の移転料を含む。)、営業補償費、立木補償費等を計上することとされている。

そして、同県は、本件損失補償費(以下「補償費」という。)の算定等に係る業務(営業補償費の算定は除く。)を補償コンサルタントに委託して、その成果品を検査、受領して、この成果品等を基に補償費を算定していた。

2 検査の結果

本院は、沖縄県において、合規性等の観点から、補償費の算定が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件損失補償について、物件移転補償契約書等の書類により検査したところ、補償費のうち、営業補償費及び工作物の移転料の算定が適切でない事態が次のとおり見受けられた。

(1) 営業補償費の算定について

損失補償基準等によれば、土地等の取得に伴い通常営業の継続が不能となり、転業が相当と認められる場合は、新たな営業を開始するために継続して雇用する必要がある従業員に係る休業手当相当額を営業補償費に計上することとされている。

そこで、同県は、従業員30名に係る休業手当相当額を67,371,092 円と算定して、営業補償費に計上していたが、この中には、一時限りの臨時に雇用された従業員8名に係る休業手当相当額4,620,396 円が含まれていた。

しかし、損失補償基準等では、従業員が一時限りの臨時に雇用されているときは、その額を補償しないものとされていることから、上記の従業員8名に係る休業手当相当額は補償の対象とはならず、営業補償費4,620,340 円が過大となっていた。

(2) 工作物の移転料の算定について

損失補償基準等によれば、建物に付随する工作物(大規模な工作物を除く。)については、原則として、建物の移転料として建物の耐用年数等を基に算定することとされている。

そこで、同県は、委託した業務の成果品に基づき、防球ネット、花壇、金網フェンス等の工作物をゴルフ場のクラブハウス等に付随するものとして、鉄筋コンクリート造であるクラブハウス等の建物の耐用年数(65年又は90年)等を基に、工作物の移転料を108,577,900円と算定していた。

しかし、建物に付随する工作物とは、電気設備、給排水設備等の建物と構造上一体となっているものが該当するとされており、上記の防球ネット等は、建物から完全に分離している独立した工作物であることから、これらの工作物の移転料を、クラブハウス等の建物の耐用年数等を基に算定しているのは適切とは認められない。

そこで、防球ネット等について、それぞれの工作物ごとの耐用年数(10年から50年)等を基に工作物の移転料を算出すると、その合計額は105,594,404円となり、前記の移転料との差額2,983,496円が過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、損失補償基準等の理解が十分でなかったこと、委託した業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件物件移転に係る適正な補償費は2,403,836,364円となり、前記の補償費2,411,440,200円との差額7,603,836円(国庫補助対象額6,889,076円)が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額6,200,168円が不当と認められる。

- (804) 国庫補助事業に係る事務費の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項)住宅建設等事業費等
	道路整備特別会計	(項)道路事業費等
	〔平成20年度以降は、 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)〕	(項)地域連携道路事業費等
	治水特別会計(治水勘定)	(項)河川事業費等
	〔平成20年度以降は、 社会資本整備事業特別会計(治水勘定)〕	(項)河川整備事業費等
	港湾整備特別会計(港湾整備勘定)	(項)港湾事業費等
	〔平成20年度以降は、 社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)〕	(項)港湾事業費等
	空港整備特別会計	(項)空港整備事業費等
	〔平成20年度以降は、 社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)〕	(項)空港整備事業費等
部 局 等	国土交通本省、4地方整備局、12道府県	

補助の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)、道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)、港湾法(昭和25年法律第218号)等、予算補助
補助事業者(事業主体)	12道府県
補助事業	道路事業、河川事業、港湾事業等
国庫補助事業に係る事務費の概要	国庫補助事業の施行のために直接必要な需用費、賃金及び旅費に係る経費
不適正な経理処理等により支出された国庫補助事業に係る事務費の額	(1) 不適正な経理処理により支払われた需用費 155,784,884円(平成14年度～18年度) (2) 補助の対象とならない用途に支払われた賃金 87,359,972円(平成14年度～18年度) (3) 補助の対象とならない用途に支払われた旅費 320,889,475円(平成14年度～18年度) 計 564,034,331円
不当と認める国庫補助金相当額	(1) 64,767,101円(平成14年度～18年度) (2) 47,589,368円(平成14年度～18年度) (3) 178,343,431円(平成14年度～18年度) 計 290,699,900円

1 事務費の概要

国土交通省は、道路網の整備を図りもって交通の発達に寄与すること、河川を総合的に管理することにより国土の保全と開発に寄与すること、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることなどを目的として道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)、港湾法(昭和25年法律第218号)等に基づき、道路事業、河川事業、港湾事業等の公共事業を実施する都道府県に対して、事業に要する経費の一部について国庫補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第2条第1項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。)を交付している。

上記の補助金等の対象となる経費は、主に、道路整備等の公共事業の実施に要した工事費及び事務費(以下、国庫補助事業に係る事務費を「国庫補助事務費」という。)とされている。国庫補助事務費は、国庫補助事業の施行のために直接必要な事務に係る経費であり、国庫補助事業に直接従事する職員の人件費のほか、物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助を行わせるために雇用した臨時職員に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費等の経費がある。そして、国庫補助事務費に係る補助金等の交付額は、補助金等の交付決定単位ごとに事業費を所定の額に区分して、事業費の額に区分ごとに定められた率を乗じて得た額を上限として算出することとされている。

上記の国庫補助事務費を含めた補助金等の交付申請、交付決定等の手続は、補助金適正化法の定めるところにより行うこととされている。そして、補助金適正化法第3条等の規定によると、補助事業者は法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に国庫補助事業を行うように努めるとともに、補助金等を他の用途に使用してはならないなどとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、12道府県において、これらの道府県が平成14年度から18年度までの間に実施した国土交通省所管の国庫補助事業について、合規性等の観点から、国庫補助事務費の経理が適正に行われているか、国庫補助事務費が国庫補助事業の目的に従って適正に使用されているかなどに着眼して、国庫補助事務費が支出される科目から支払われた需用費、賃金及び旅費を対象として、支出命令書等の書類により会計実地検査を行った。そして、不適正な経理処理等による支出があった場合には、更に当該道府県に事態の詳細について調査及び報告を求めて、その内容を確認する方法により検査を行った。

(なお、本件の検査の背景等については、後掲1178ページの「都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理等の状況について」参照)

(2) 検査の結果

検査したところ、12道府県において、14年度から18年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費を支払ったりしていたものが、計564,034,331円(国庫補助金相当額計290,699,900円)あった。

これを需用費、賃金及び旅費ごとに示すと、次のとおりである。

ア 需用費の支払

12道府県は、国庫補助事業の施行のために必要となる物品の購入等に当たっては、業者から見積書を徴するなどして契約業者、購入価額等を決定して、支出負担行為等の経理処理を行って、契約した物品が納入されたことを確認(以下「検収」という。)した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

しかし、12道府県は、14年度から18年度までの間に、不適正な経理処理を行って需用費計155,784,884円(国庫補助金相当額64,767,101円)を支払っていた。

これを態様別に示すと、次のとおりである(表参照)。

(ア) 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

5 府県、支払額 80,746,490 円(国庫補助金相当額 27,802,565 円)

<事例>

愛知県A建設事務所は、平成17、18両年度に、事務用品販売業者1社からパイプ式ファイル等を購入して、これらの検収を行ったとして、国庫補助事務費等が支出される道路新設改良費等から需用費計3,057,576円(国庫補助金相当額1,151,948円)を支払っていた。

しかし、同事務所は、実際には、業者に架空取引を指示して請求書等を提出させて、上記のパイプ式ファイル等が納入されていないのに納入されたこととする虚偽の内容の関係書類を作成して当該需用費を支払っていた。

そして、当該支払金を業者に預け金として保有させ、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていた。

(イ) 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

4 道県、支払額 9,612,110 円(国庫補助金相当額 4,588,373 円)

(ウ) 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

9 道府県、支払額 14,347,838 円(国庫補助金相当額 7,257,591 円)

(エ) 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

12 道府県、支払額 47,361,220 円(国庫補助金相当額 23,134,056 円)

(オ) 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

9 府県、支払額 3,717,226 円(国庫補助金相当額 1,984,516 円)

表 不適正な経理処理により支払われた需用費の額の道府県別・態様別内訳

(単位：円)

道府県名	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度納入	(オ)前年度納入	計
北海道	— (—)	732,824 (408,494)	14,441 (8,048)	1,592,061 (859,389)	— (—)	2,339,326 (1,275,931)
青森県	— (—)	— (—)	3,903,979 (2,098,170)	2,026,055 (1,093,185)	1,160,054 (660,000)	7,090,088 (3,851,355)
岩手県	17,687,139 (9,471,384)	4,002,278 (2,200,620)	7,039,404 (3,716,536)	3,521,171 (2,020,946)	15,750 (6,809)	32,265,742 (17,416,295)
福島県	— (—)	— (—)	— (—)	1,067,417 (529,799)	218,748 (109,514)	1,286,165 (639,313)
栃木県	277,253 (148,440)	285,160 (155,440)	827,087 (438,183)	763,916 (475,182)	182,218 (112,819)	2,335,634 (1,330,064)
群馬県	— (—)	— (—)	75,451 (14,308)	5,175,750 (2,652,113)	692,794 (405,147)	5,943,995 (3,071,568)
長野県	— (—)	— (—)	185,092 (98,715)	1,966,993 (1,001,494)	348,872 (183,121)	2,500,957 (1,283,330)
岐阜県	— (—)	— (—)	— (—)	71,527 (38,357)	— (—)	71,527 (38,357)
愛知県	61,334,964 (17,258,450)	4,591,848 (1,823,819)	1,940,537 (707,530)	11,380,407 (3,730,195)	990,858 (435,185)	80,238,614 (23,955,179)

道府県名	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度納入	(オ)前年度納入	計
京 都 府	89,156 (34,687)	— (—)	58,208 (37,497)	5,272,555 (3,145,236)	71,749 (39,038)	5,491,668 (3,256,458)
和歌山県	1,357,978 (889,604)	— (—)	303,639 (138,604)	6,733,078 (4,282,506)	36,183 (32,883)	8,430,878 (5,343,597)
大 分 県	— (—)	— (—)	— (—)	7,790,290 (3,305,654)	— (—)	7,790,290 (3,305,654)
計	80,746,490 (27,802,565)	9,612,110 (4,588,373)	14,347,838 (7,257,591)	47,361,220 (23,134,056)	3,717,226 (1,984,516)	155,784,884 (64,767,101)

(注) 括弧書きは国庫補助金相当額

イ 賃金の支払

12 道府県は、公共事業等の事務補助を行わせるために臨時職員を雇用して、当該臨時職員の配属された部署が国庫補助事業を実施している場合には、当該事業に係る国庫補助事務費の支出科目から賃金を支払うこととしている。

しかし、^(注1)5 道県は、14 年度から 18 年度までの間に、国庫補助事業を行っていない部署に配属された臨時職員に対して、国庫補助事務費が支出される科目から賃金計 28,888,611 円を支払っており、これに係る国庫補助金相当額計 16,629,014 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

また、^(注2)6 県は、14 年度から 18 年度までの間に、臨時職員の配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費の支出科目から賃金計 58,471,361 円を支払っており、これに係る国庫補助金相当額 30,960,354 円を当該補助の対象とならない用途に使用していた。

ウ 旅費の支払

12 道府県は、職員が設計審査、工法協議等の国庫補助事業に係る用務で出張した場合には、当該事業に係る国庫補助事務費の支出科目から旅費を支払うこととしている。

しかし、12 道府県は、14 年度から 18 年度までの間に、あいさつ回り、辞令交付、県単独事業、記念式典への参加、視察随行、各種任意団体の総会への出席、内部研修への参加等国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して、国庫補助事務費が支出される科目から旅費計 320,889,475 円を支払っており、これに係る国庫補助金相当額 178,343,431 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

これらのアからウの事態は、12 道府県において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費を支払ったりしていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、12 道府県において、国庫補助事務費の適正な会計経理に関する認識が十分でなかったこと、国庫補助事務費は当該年度の国庫補助事業の施行に当たり直接必要な経費に限られることの認識が十分でなかったことなどによると認められる。

前記のアからウをまとめて道府県別に示すと次のとおりである。

道府県名	区分	年 度	不適正な経理処理等により支出された国庫補助事務費の額	不当と認める国庫補助金相当額	摘 要	
(804)	北海道	需用費	14～18	2,339,326	1,275,931	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14～18	8,649,530	6,037,283	
		旅費	14～18	61,518,647	36,694,834	
		小計		72,507,503	44,008,048	
(805)	青森県	需用費	14～18	7,090,088	3,851,355	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14、16～18	9,562,406	5,092,865	
		旅費	14～18	21,259,100	11,398,859	
		小計		37,911,594	20,343,079	
(806)	岩手県	需用費	14～18	32,265,742	17,416,295	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14、15、17、18	2,073,130	1,330,590	
		旅費	14～18	28,250,127	14,537,904	
		小計		62,588,999	33,284,789	
(807)	福島県	需用費	14～17	1,286,165	639,313	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14～18	23,556,008	12,256,245	
		旅費	14～18	9,757,633	5,032,030	
		小計		34,599,806	17,927,588	
(808)	栃木県	需用費	14～18	2,335,634	1,330,064	不適正な経理処理補助の対象外
		旅費	14～18	11,245,508	3,893,432	
		小計		13,581,142	5,223,496	
(809)	群馬県	需用費	14～18	5,943,995	3,071,568	不適正な経理処理補助の対象外
		旅費	14～18	3,286,889	1,813,158	
		小計		9,230,884	4,884,726	
(810)	長野県	需用費	14～18	2,500,957	1,283,330	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14～18	4,215,317	2,356,882	
		旅費	14～18	12,200,886	6,151,476	
		小計		18,917,160	9,791,688	
(811)	岐阜県	需用費	14	71,527	38,357	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14～18	14,951,350	8,317,793	
		旅費	14～18	16,648,989	9,966,335	
		小計		31,671,866	18,322,485	
(812)	愛知県	需用費	14～18	80,238,614	23,955,179	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	14～18	24,035,960	12,043,148	
		旅費	14～18	75,433,847	42,610,790	
		小計		179,708,421	78,609,117	
(813)	京都府	需用費	14～18	5,491,668	3,256,458	不適正な経理処理補助の対象外
		旅費	14～18	61,270,904	32,994,486	
		小計		66,762,572	36,250,944	
(814)	和歌山県	需用費	14、16～18	8,430,878	5,343,597	不適正な経理処理補助の対象外
		旅費	16～18	7,876,688	5,467,292	
		小計		16,307,566	10,810,889	
(815)	大分県	需用費	14～16、18	7,790,290	3,305,654	不適正な経理処理補助の対象外 同
		賃金	17、18	316,271	154,562	
		旅費	14～18	12,140,257	7,782,835	
		小計		20,246,818	11,243,051	
計	需用費	14～18	155,784,884	64,767,101	不適正な経理処理補助の対象外 同	
	賃金	14～18	87,359,972	47,589,368		
	旅費	14～18	320,889,475	178,343,431		
(804)～(815)の合計				564,034,331	290,699,900	

(注1) 5道県 北海道、岩手、長野、愛知、大分各県

(注2) 6県 青森、岩手、福島、長野、岐阜、愛知各県

不正行為

(816) 職員の不正行為による損害が生じたもの
 (817)

第3章
 第1節
 第12
 国土交通省

所管、会計名及び科目	国土交通省所管	道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) 治水特別会計(治水勘定)(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(治水勘定)) (項)河川事業費 (項)河川総合開発事業費 (項)都市水環境整備事業費 (項)治水事業工事諸費
	農林水産省所管	国営土地改良事業特別会計(平成20年度以降は食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)) (項)土地改良事業工事諸費
部局等	3事務所	
不正行為期間	平成15年7月～19年2月	
損害金の種類及び損害物品の種類	前渡資金、電力ケーブル(延長1,084.5m)	
損害額	14,303,803円	

本院は、3事務所における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく国土交通大臣からの報告、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第4条第4項の規定に基づく同大臣からの通知及び予算執行職員等の責任に関する法律第4条第4項の規定に基づく農林水産大臣からの通知を受けるとともに、上記の各部局において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものは2件、損害額で14,303,803円(いずれも全額補てん済み)あり、いずれも不当と認められる。

この2件を示すと、次のとおりである。

部局等	不正行為期間 年月	損害額 円
(816) 山形河川国道事務所	18.11から 19.2まで	1,272,683

本件は、上記の部局において、国道維持出張所技術係長が、電力ケーブルの更新を行う電気通信設備工事の監督員として監督業務に従事中、埋設管路内に存置することとされていた旧電力ケーブル(延長1,084.5m)の撤去及び売却を無断で請負業者に指示してその売却代金の一部を受け取り、国に1,272,683円(電力ケーブルの評価額)の損害を与えたものである。

なお、本件損害額については、平成20年6月までに全額が同人から返納されている。

(817) 利根川下流河川事務所、霞ヶ浦河川事務所	15.7から 17.12まで	13,031,120
---------------------------	-------------------	------------

本件は、上記の両部局において、経理課の契約係長が、分任支出負担行為担当官の補助者として物品の発注等の事務に従事中、事務用品の販売業者と共謀して、同販売業者から提出させた架空の又は数量等を水増しさせた請求書等に基づき、虚偽の支出関係書類を作成し

て、同販売業者の銀行口座に前渡資金を振り込ませた上で、同販売業者からこれらの架空の支払額の一部に相当する額の金券を受け取るなどして、国に計 13,031,120 円の損害を与えたものである。

なお、本件損害額については、平成 19 年 3 月までに全額が同人から返納されている。

(816) (817) の計

14,303,803

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 国庫補助事業に係る下水道の管きよ築造工事の工事費の積算に当たり、シールド工法で使用するセグメントの材料単価を製造原価等の調査を行うことにより決定するなどして適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費
部 局 等	7 府県
補助の根拠	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
補助事業者 (事業主体)	7 県市
補助事業の概要	シールド工法により、下水道の管きよを築造する工事
工 事 費	553 億 0024 万余円(平成 18、19 両年度) (国庫補助金交付額 270 億 0936 万余円)
セグメントの材 料費の積算額	118 億 3585 万余円(平成 18、19 両年度) (国庫補助金相当額 59 億 2733 万余円)
修正単価が設定 できたセグメン トの材料費の積 算額	39 億 6386 万余円(平成 18、19 両年度) (国庫補助金相当額 19 億 8193 万余円)
低減できたセグ メントの材料費 の積算額	5 億 9694 万円(平成 18、19 両年度)
上記に対する国 庫補助金相当額	2 億 9847 万円
近似する標準セ グメントがな かったセグメン トの材料費の積 算額	78 億 7198 万余円(平成 18、19 両年度)
上記に対する国 庫補助金相当額	39 億 4539 万円(背景金額)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

下水道の管きよ築造工事におけるセグメントの材料単価の決定について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求め

1 工事の概要

(1) シールド工法の概要

貴省は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資することなどを目的として、下水道事業を実施する地方公共団体に、毎年度多額の国庫補助金を交付している。

この下水道事業においては、シールド工法により、下水道の管きよを築造する工事が実施されている。シールド工法は、シールドと呼ばれる鋼鉄製の外筒を推進させて掘削するシールドマシンで地盤を掘削しながら、マシン後部の内側で工場で製造された鋼製又は鉄筋コンクリート製のセグメントをリング状に組み立てて、管きよを築造するものである(参考図参照)。

そして、これらのセグメントは、個別の工事ごとに発注が行われて製造されている。

(2) セグメントの規格

セグメントの規格については、社団法人土木学会・社団法人日本下水道協会共編の「シールド工事事用標準セグメント」において、下水道管きよの品質の標準化、安全性の確保等のために、材料の規格、性能等が定められており、セグメントの幅(0.75m～1.2m)、リングの外径(1.8m～6.0m)、分割数(5ピース～6ピース)等により、鋼製セグメントについては189種類、鉄筋コンクリート製セグメントについては86種類のシールド工事事用標準セグメント(以下「標準セグメント」という。)が設定されている。

また、実際の工事においては、それぞれ管きよの線形、作用する土圧、上載荷重等の現場条件が異なることから、標準セグメントだけでは対応できない箇所があり、線形が急な箇所については標準セグメントの幅を短くしたセグメントを使用したり、土圧等が大きな箇所については標準セグメントより主桁^{けた}の数を増やして剛性を高めたセグメントを使用したりなどしている(以下、これら標準セグメント以外のセグメントを「非標準セグメント」という。)

(3) セグメントの単価の決定方法

各都道府県及び政令指定都市は、通常、土木工事費の積算において材料の単価を決定する場合には、実勢の価格を反映させるために、貴省制定の土木工事標準積算基準書を基に定めているそれぞれの積算基準によることとしている。そして、一般的な材料等について物価調査機関に委託して実施させた調査等を基に毎年度制定している単価表に記載されているものについては、その単価表により、また、単価表に記載されていないものについては、物価資料(刊行物である積算参考資料をいう。以下同じ。)により、単価表及び物価資料に記載されていないものについては、特別調査^(注1)により、さらに、単価表及び物価資料に記載がなく、特別調査により難しいものについては、見積りによるなどして、それぞれ材料単価を決定している。

セグメントについても、各都道府県及び政令指定都市は、上記と同様の方法により1リング当たりの単価を決定している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

下水道のシールド工法において使用されているセグメントは、工事ごとの注文製造品であ

り、その材料費の工事費に占める割合が大きくなっている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、セグメントの単価が適切なものとなっているかなどに着眼して、20 都府県市が、平成 18、19 両年度において施行しているシールド工法による管きよ築造工事 150 工事、工事費総額 2561 億 4496 万余円(国庫補助金総額 1217 億 0951 万余円)を対象として、積算基準、設計図書、見積書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、20 都府県市のうち 7 県市は、セグメントの単価を複数のセグメント製造会社からの見積りを基に決定しており、33 工事、工事費総額 553 億 0024 万余円(国庫補助金総額 270 億 0936 万余円)で使用している標準セグメント 12 種類及び非標準セグメント 80 種類の材料費について、計 118 億 3585 万余円と積算していた。

7 県市がセグメントの単価を見積りを基に決定していたのは、単価表及び物価資料に記載がないこと、工事ごとに線形、土圧等の現場条件によりセグメントの規格が異なること、セグメントは注文により製造されるものであることなどから、特別調査により難しい場合に当たると判断したことなどによる。

一方、13 都府県市は、単価表及び物価資料に記載がないセグメントについて、見積りによることなく物価調査機関に特別調査を委託して、その調査価格を基に次の①又は②の方法で単価を決定していた。

- ① シールド工法による管きよ築造工事の件数が比較的少ない事業主体では、工事費の積算に当たって、当該工事で使用するすべてのセグメントについて特別調査を行い、その調査価格をセグメントの単価として使用する。
- ② シールド工法による管きよ築造工事の件数が比較的多い事業主体では、毎年度、特別調査により標準セグメントの価格を調査するとともに、その見積りも徴して、鋼製及び鉄筋コンクリート製セグメントごとに調査価格を見積価格で除して査定率(19 年度では、70%~90% 程度)を設定して、工事費の積算の際に、当該工事で使用するすべてのセグメントの見積価格に査定率を乗ずるなどして単価を決定する。

このように、13 都府県市が特別調査を基にセグメントの単価を決定しているのは、見積りによるよりも特別調査による方が、実勢の価格により近い価格で工事費を積算できると認識しているためである。また、②の方法を採用している各事業主体は、非標準セグメント等の特別調査を実施していないセグメントについても同じ査定率を使用している。この理由としては、セグメントの製造方法、製造工程及び使用材料がほとんど同じであるためとしている。この点を確認するため、本院がセグメント製造工場に赴いて調査を行ったところ、セグメントは、作業標準の設定、製造設備の機械化等によって品質管理がなされた工場で、同じ材料を使用して、標準、非標準の区別なく製造されていた。

以上のように特別調査の価格の方が見積りより安価になるのは、見積りは、製造会社等の販売希望価格となる場合等もあるのに対して、セグメントの特別調査は、製造原価等を調査していることなどから、より実勢の価格に近い価格の把握が可能となることによると認められる。

そこで、本院は、標準セグメントや標準セグメントに近似した非標準セグメントについて、13 都府県市が特別調査を基に決定したセグメントの単価を使用するなどして、これに

運搬費を加えて修正単価を設定した。そして、7県市が33工事で使用している92種類のセグメントの材料費計118億3585万余円のうち、近似する標準セグメントがないなどのため修正単価が設定できなかったセグメントを除いた17工事の29種類の材料費計39億6386万余円について、上記の修正単価により計算すると計33億6692万余円となり、計5億9694万余円(国庫補助金相当額計2億9847万余円)低減できたと認められる。また、修正単価を設定できなかった25工事の63種類のセグメントの材料費計78億7198万余円(国庫補助金相当額計39億4539万余円)についても、特別調査を行って単価を決定していれば、更に相当程度材料費を低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、シールド工法で使用するセグメントの単価について、特別調査により製造原価等の調査が可能であり、実勢の価格により近い経済的なものとする事ができるのに、セグメント製造会社からの見積りを基に決定している事態は適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、7県市において、セグメントの単価の決定に当たって、特別調査により製造原価等の調査が可能であることに対する配慮が十分でなかったこと、実勢の価格に近づけるための検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

下水道の管きょ築造工事のシールド工法に使用するセグメントの材料費は、工事費に占める割合が大きく、かつ、シールド工法による下水道工事は、今後も引き続き多数実施され、これに伴うセグメントの材料費も多額に上ることが見込まれる。

については、貴省において、各都道府県等に対して、下水道の管きょ築造工事のシールド工法に使用するセグメントの材料単価の決定に当たっては、特別調査を活用するなどして、より実勢の価格に近づけるための検討を十分に行い、適切な積算を行うよう助言するとともに、この旨が各都道府県等管内の関係各機関等に周知徹底されて、当該機関等において適切な工事費の積算が行われることの是正改善の処置を求める。

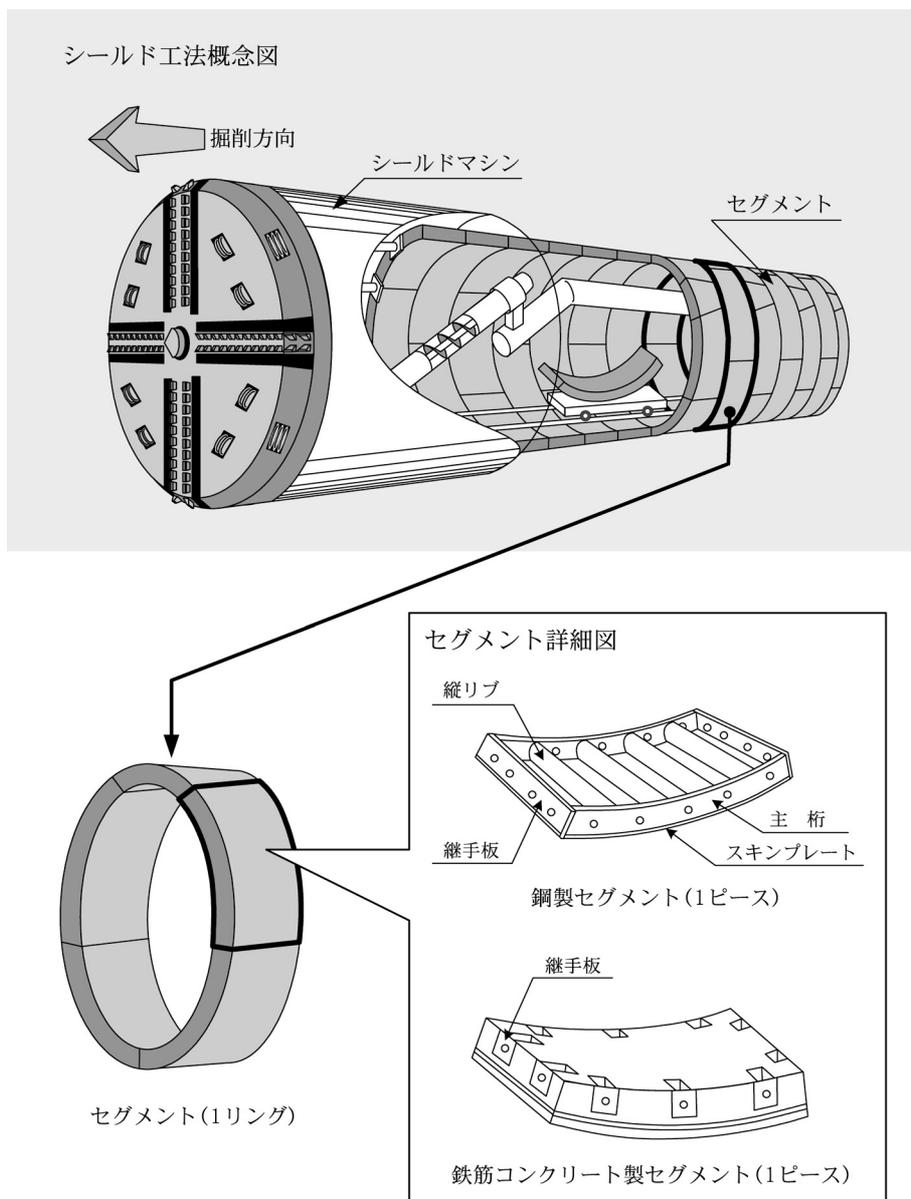
(注1) 特別調査 材料単価の決定に当たり、物価調査機関に特定の品目を指定して市場価格や製造原価等を調査させるものをいう。

(注2) 20都府県市 東京都、大阪府、茨城、群馬、千葉、神奈川、愛知、徳島各県、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州各政令指定都市

(注3) 7県市 愛知県、仙台、京都、大阪、神戸、広島、北九州各政令指定都市

(注4) 13都府県市 東京都、大阪府、茨城、群馬、千葉、神奈川、徳島各県、さいたま、千葉、横浜、川崎、名古屋、福岡各政令指定都市

(参 考 図)



(2) 粉じんの発生を抑制する必要がある地盤改良工事の実施に当たり、工法の選定を適切なものとするにより、経済的な設計を行うよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域再生推進費 道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定))
	(項)道路事業費 (項)道路環境整備事業費 (項)地方道路整備臨時交付金 (項)景観形成事業推進費 (項)災害対策等緊急事業推進費

部 局 等	直轄事業 2 地方整備局 補助事業 12 県
事業及び補助の根拠	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)等
事業主体	直轄事業 3 事務所 補助事業 県 9、市 9、町 1 計 22 事業主体
工事の概要	周辺環境等に配慮するために、平成 18、19 両年度に粉じんの発生を抑制するセメント系固化材を使用して行われる地盤改良工事
工事費	直轄事業 10 億 1535 万円 補助事業 39 億 9394 万余円 (国庫補助金交付額 21 億 2707 万余円)
地盤改良工費の積算額	直轄事業 6084 万余円 補助事業 3 億 4723 万余円
低減できた地盤改良工費の積算額	直轄事業 430 万円 補助事業 4380 万円 (国庫補助金相当額 2320 万円)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

地盤改良工事の設計について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 地盤改良工事の概要

貴省は、道路交通の安全確保とその円滑化を図るため、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業として、道路整備事業を実施している。

そして、国及び地方公共団体は、道路整備事業の一環として実施する道路改良工事等において、軟弱地盤上に道路を建設する際には、現地の地盤性状、施工条件等に応じて表層混合処理工法、置換工法等の地盤改良工事を毎年度多数実施している。このうち表層混合処理工法は、地盤改良材(以下「改良材」という。)を使用して地盤の表層部を改良することにより地盤の強度を上げるものであり、軟弱地盤上に改良材を散布して、スタビライザやバックホウ等により軟弱土と改良材とを混合した後、敷均して、締固めることにより施工されている。

(2) 改良材の選定

改良材には、セメント、セメント系固化材、石灰等の様々な種類があり、土質等の条件に応じて選定されている。このうち、セメント系固化材には、一般軟弱土用、発じん抑制型等がある。そして、発じん抑制型のセメント系固化材は、散布したり混合したりする際に発生する粉じんを抑制するもので、施工現場が民家や農地に隣接するなど周辺環境等に

配慮する必要がある場合に使用されており、この材料単価は、刊行物である積算参考資料によると、一般軟弱土用のセメント系固化材の約2倍の単価となっている。

(3) 移動型土質改良用機械

貴省は、建設コストの縮減や優れた技術を持続的に創出することなどのために、公共工事における新技術の活用を積極的に進めており、新技術に関する情報収集・共有を図る手段として「新技術情報提供システム」(以下「NETIS」という。)を開発して運用している。NETISは、平成10年度から運用が開始されて、13年度からインターネットを通じて一般公開されており、新技術に関する情報を誰でも容易に入手することが可能となっている。また、貴省は、新技術・新工法を積極的に活用するために、貴省制定の設計業務等共通仕様書に、概略設計等における比較案の検討及び詳細設計における工法等の選定の際にNETISを利用することなどを定めており、都道府県等も同様にNETISの利用について定めている。

そして、NETISに掲載されているもののうち、地盤改良工事に関しては、現場内を自走することにより移動することができる土質改良用機械(以下「移動型土質改良用機械」という。)を使用する工法(以下「移動型改良工法」という。)があり、表層混合処理工法に代わる新技術とされている。移動型改良工法は、バックホウ等により軟弱土を掘削して移動型土質改良用機械のホッパ内に投入して、機械内部で改良材を添加して、攪拌混合かくはんした後、排出した改良土をブルドーザ等により敷均して、締め固めることにより施工するものである(参考図参照)。そして、この工法は、機械内部で改良材と軟弱土とを攪拌混合することから、改良材に発じん抑制型のセメント系固化材よりも安価な一般軟弱土用のセメント系固化材を使用しても、改良材を添加する際や軟弱土と改良材を混合する際に発生する粉じんを抑制できるほか、混合ムラが少なく安定した品質の改良土を生産でき、改良材の使用量を低減することもできるとされている。

上記のように、移動型改良工法は、改良材に係る費用を低減できることとなるが、軟弱土を掘削するなどの費用が別途必要になることから、表層混合処理工法と比べて経済的にならない場合もある。

(4) 地盤改良工費に係る積算基準

地盤改良工事に要する施工費(以下「地盤改良工費」という。)の算定に当たり、表層混合処理工法については、貴省制定の「土木工事標準歩掛」(以下「標準歩掛」という。)において、軟弱土と改良材をスタビライザ等により混合する歩掛かりが定められており、都道府県等の積算基準においても標準歩掛を基とした同様の歩掛かりが定められている。

一方、貴省は、標準歩掛に制定していない工法等であっても、比較的採用実績の多い工法等については、「新技術活用暫定歩掛」(以下「暫定歩掛」という。)を制定しており、移動型改良工法についても13年10月に暫定歩掛を制定して、地方整備局等に通知するとともに、都道府県等に対しても情報を提供している。

そして、貴省が制定して、工事に必要な機械の運転経費を積算する際に使用されている「建設機械等損料算定表」において、移動型土質改良用機械は14年度から掲載されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

近年、地盤改良工事については、粉じんの発生を極力抑えることができる移動型改良工法が普及してきており、この工法によると、発じん抑制型のセメント系固化材を使用する表層混合処理工法(以下「従来工法」という。)よりも地盤改良工費が安価となる場合がある。

そこで、本院は、従来工法による地盤改良工事について、経済性等の観点から、工法の選定に当たり、移動型改良工法との経済比較を適切に行い、コストの縮減が図られているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

18、19両年度に実施した従来工法による地盤改良工事のうち、直轄事業として9地方整備局等が施行した18工事、工事費総額46億2696万余円及び補助事業として18府県の36事業主体が施行した182工事、工事費総額107億1706万余円(国庫補助金55億4934万余円)、計200工事を検査の対象として、上記の45事業主体において、各工事の設計図書等の書類により会計実地検査を行い、必要に応じて工事現場に赴き現地の状況を検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の200工事において、地盤改良工事の工法の選定に当たり、従来工法と移動型改良工法との経済比較等の検討が十分行われていなかった。

そこで、これらの工事について本院が経済比較等の検討を行ったところ、次の67工事について経済的な移動型改良工法を選定することができたと認められる。

すなわち、直轄事業として2地方整備局管内の3事務所が施行した5工事、工事費総額10億1535万円及び補助事業として12県の19事業主体が施行した62工事、工事費総額39億9394万余円(国庫補助金21億2707万余円)、計22事業主体が施行した67工事については、従来工法による標準歩掛を用いるなどして、地盤改良工費を直轄事業で6084万余円、補助事業で3億4723万余円と積算していた。

しかし、これらの工事について現地の状況を確認するなどして、経済比較の検討を行ったところ、いずれも移動型改良工法により経済的に施工できたと認められる。

<事例>

A県は、平成18、19両年度に、道路改良工事(工事費1億5944万余円、地盤改良面積8,419㎡)を施行している。この工事では、移動型改良工法との経済比較の検討を行わずに、施工現場に農地等が隣接することから従来工法により施工していた。そして、地盤改良工費を、発じん抑制型のセメント系固化材の1t当たりの単価を25,500円として、標準歩掛を用いるなどして3527万余円と積算していた。

しかし、本件工事については、移動型改良工法により施工することが可能であり、改良材として発じん抑制型のセメント系固化材に代えて、一般軟弱土用のセメント系固化材を使用することになると、改良材の1t当たりの単価は10,700円となり、暫定歩掛を用いるなどして算出した地盤改良工費は2773万余円となり、本件地盤改良工費は753万余円(国庫補助金相当額376万余円)低減できたと認められる。

これにより、本件67工事における地盤改良工費について、移動型改良工法を選定することとして修正計算すると、直轄事業で5644万余円、補助事業で3億0336万余円となり、前

記の積算額を直轄事業で約 430 万円、補助事業で約 4380 万円(国庫補助金相当額約 2320 万円)低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、地盤改良工事の実施に当たり、従来工法と移動型改良工法との経済比較等の検討を十分行っておらず、経済的な設計となっていない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、工法の選定に当たり、粉じんの発生を抑制する必要がある地盤改良工事について現場条件等に応じて移動型改良工法を選定することにより地盤改良工費を低減できることを考慮して、従来工法と移動型改良工法との比較検討を適切に実施すれば経済的となるのに比較検討を十分行っていなかったことにもよるが、貴省において、上記について事業主体に十分周知徹底していなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

粉じんの発生を抑制する必要がある地盤改良工事は、今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

については、貴省において、有用な新技術を普及させて建設コストの縮減等に資することに配慮して、粉じんの発生を抑制する必要がある地盤改良工事の実施に当たっては、移動型改良工法について積極的な使用を検討して、かつ、経済比較等の検討を適切に実施して経済的な設計となるよう、地方整備局等に対して周知徹底を図るとともに、都道府県等に対して助言を行い、この旨が管内の関係機関等に周知徹底されることによりコストの縮減を図ることの是正改善の処置を求める。

(注1) 9 地方整備局等 中国地方整備局、仙台河川国道、新潟国道、浜松河川国道、三重河川国道、滋賀国道、松江国道、佐賀国道、長崎河川国道各事務所

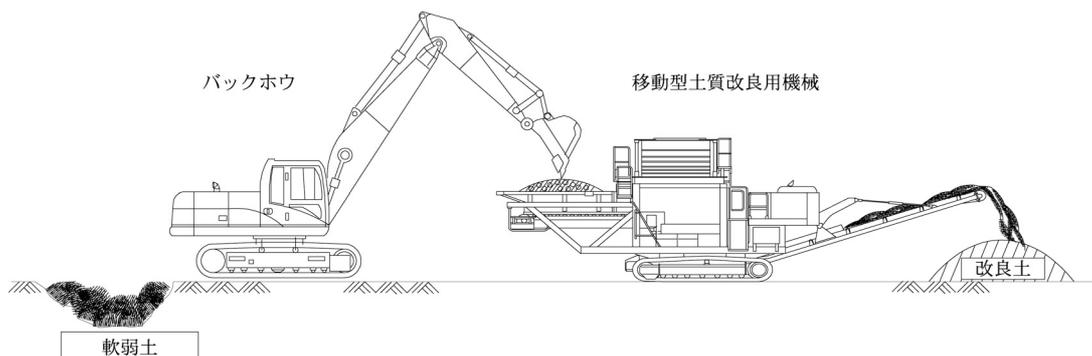
(注2) 18 府県 京都府、宮城、秋田、千葉、石川、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、宮崎各県

(注3) 3 事務所 滋賀国道、佐賀国道、長崎河川国道各事務所

(注4) 12 県 宮城、秋田、千葉、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、徳島、高知、福岡、佐賀各県

(参 考 図)

移動型土質改良用機械の概念図



(3) 調査等業務における交通船等の借上費に係る船員数の積算基準を作業の実態に合わせて改めるよう是正改善の処置を求めたもの

第3章
第1節
第12
国土交通省

所管、会計名及び科目	内閣府所管	一般会計	(組織)内閣本府 (項)地域再生推進費
	国土交通省所管	一般会計	(組織)国土交通本省 (項)海岸事業費等
			港湾整備特別会計(港湾整備勘定) (平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)) (項)港湾事業費等
部 局 等	直轄事業	8	地方整備局等
	補助事業	10	地方整備局等
事業及び補助の根拠	地域再生法(平成17年法律第24号)、海岸法(昭和31年法律第101号)、港湾法(昭和25年法律第218号)等		
事業主体	直轄事業	8	地方整備局等
	補助事業	都、府1、県18、市13、町3、村3、管理組合3、港務局、大阪湾広域臨海環境整備センター	
	計	52	事業主体
調査等業務の概要	港湾整備事業における港湾施設の設計等に先立ち、地質、海底状況、周辺海域の潮流等を把握するために、交通船等を使用して土質調査、測量、水質環境調査等を実施するもの		
事業費	直轄事業	29億5929万余円(平成18、19両年度)	
	補助事業	27億1844万余円(平成18、19両年度)	
	(国庫補助金交付額)	14億0007万余円	
交通船等の借上費の積算額	直轄事業	2億4099万余円(平成18、19両年度)	
	補助事業	1億4221万余円(平成18、19両年度)	
低減できた積算額	直轄事業	8700万円(平成18、19両年度)	
	補助事業	2640万円(平成18、19両年度)	
	(国庫補助金相当額)	1210万円	

【是正改善の処置を求めたものの全文】

調査等業務における交通船等の借上費に係る船員数の積算について

(平成20年10月20日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 調査等業務の概要

(1) 調査等業務の概要

貴省は、港湾整備事業における港湾施設の設計等に先立って、地質、海底状況、周辺海域の潮流、生息する微生物等を把握するため、国の直轄事業又は地方公共団体等の港湾管

理者等が行う補助事業として、土質調査、測量、水域環境調査、環境生物調査等の業務(以下、これらを合わせて「調査等業務」という。)を毎年度多数実施している。

上記の調査等業務においては、交通船、測量船、観測船及び調査船(以下、これらの船舶を「交通船等」という。)を借り上げ、主任技師、技師、技師補等(以下、これらの技師等を「調査技師」という。)が乗船するなどして、当該業務に従事している。そして、これらの交通船等の種類及び主な業務は、表1のとおりである。

表1 交通船等の種類及び主な業務

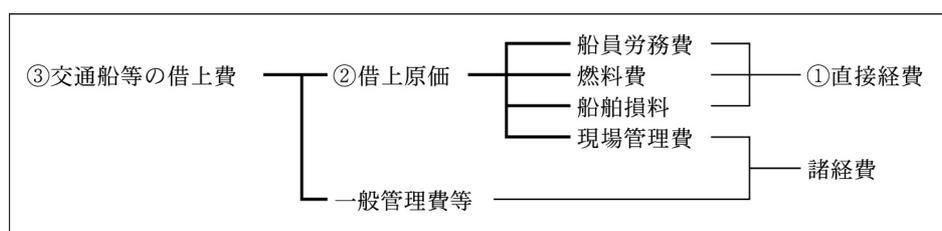
船舶の種類	主な業務
交通船	土質調査業務において、海上の所定の箇所で土質試料の採取等を行うために岸壁と海上の現場との間を往復する。
測量船	測量業務において、海底状況を調査するための深淺測量等を行う。
観測船	水域環境調査業務において、流況調査等を行う。
調査船	環境生物調査業務において、プランクトン調査等を行う。

(2) 積算基準及び交通船等の借上費の積算

調査等業務において使用される交通船等の借上費(以下「交通船等の借上費」という。)の積算に当たっては、直轄事業においては貴省港湾局が港湾工事等で実施される各種作業の実態調査の結果を基に制定した「港湾請負工事積算基準」を、また、補助事業においては同基準を参考にして港湾管理者等が制定した積算基準(以下、これらを合わせて「積算基準」という。)を、それぞれ適用することとしている。そして、交通船等の船員数等の実態調査については、平成11年度及び13年度に港湾工事及び調査等業務で使用された船舶を対象として貴省が実施しており、その結果が積算基準に反映されている。

積算基準においては、交通船等の借上費の構成は次図のとおりとなっており、また、交通船等の借上費は、次の①から③のとおり算定することとされている。

図 交通船等の借上費の構成



- ① 直接経費については、高級船員1名と普通船員1名、計2名の船員労務費、燃料費及び交通船等(総トン数3.0t型)の船舶損料の合計額を算出する。
- ② 借上原価については、直接経費に現場管理費を加算して算出する。
- ③ 交通船等の借上費については、借上原価に一般管理費等を加算して1日当たりの交通船等の借上費を算出し、これに調査日数を乗ずるなどして算定する。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

交通船等の使用状況は、工事用船舶等が^{ふくそう}輻輳する港湾工事において使用される場合と、静穏な海域で実施される本件調査等業務において使用される場合とでは異なると考えられる

が、貴省の実施した前記の実態調査ではそれらを区分していなかった。そこで、本院は、経済性等の観点から、積算基準が調査等業務において使用される交通船等の作業等の実態を反映したものとなっているかに着目して、船員数、船員の作業内容等の実態について会計実地検査を行った。

そして、18、19両年度に、直轄事業として8地方整備局等^(注1)が実施した調査等業務241件、29億5929万余円及び補助事業として44港湾管理者等^(注2)が実施した調査等業務307件、27億1844万余円(国庫補助金14億0007万余円)の計548件、計56億7774万余円(国庫補助金計14億0007万余円)を対象として検査した。検査に当たっては、直轄事業及び補助事業を実施している142事務所等において、調査等業務に使用した交通船等の作業等の実態を船舶検査証書等の書類により検査した。

(検査の結果)

前記の調査等業務548件の積算においては、交通船等の借上費を直轄事業で2億4099万余円、補助事業で1億4221万余円と算定していた。

そして、これらの調査等業務において使用された交通船等の作業等の実態は、次のとおりとなっていた。

ア 交通船等に実際に乗船している船員数についてみると、表2のとおり、直轄事業241件の契約で使用された交通船等1,095隻のうちの874隻(79.8%)、補助事業307件の契約で使用された交通船等683隻のうちの635隻(93.0%)、計1,778隻のうちの1,509隻(84.9%)において、船員数が1名となっていた。

表2 調査等業務において使用された船員1名の交通船等の隻数

調査項目 直轄・補助の別	契約件数 (件)	使用された交通船等の隻数 (隻)	うち、船員1名の交通船等の隻数(隻、(%))
直轄事業	241	1,095	874 (79.8)
補助事業	307	683	635 (93.0)
計	548	1,778	1,509 (84.9)

イ 上記アで船員数が1名となっている理由についてみると、表3のとおり、直轄事業221件及び補助事業278件、計499件の調査等業務で使用され、船員等の作業内容が確認できた交通船等延べ1,152隻のうち、調査技師が資機材等の積卸しを行うためとしているものが486隻(42.2%)、調査技師が離着岸等の補助を行うためとしているものが419隻(36.4%)、もともと交通船等に船員が1名しか配置されていなかったためとしているものが212隻(18.4%)となっていた。

表3 調査等業務における交通船等の船員の作業内容

直轄・補助の別	調査項目 契約件数、隻数	検査対象の全数	左のうち船員等の作業内容が確認できたもの	船員を1名としている理由(隻、%)				
				調査技師が資機材等の積卸しを行うため	調査技師が離着岸等の補助を行うため	もともと交通船等に船員が1名しか配置されていないため	その他	計
				直轄事業	契約件数	241	221	
	隻数	1,095	686	274 (39.9)	251 (36.6)	136 (19.8)	25 (3.6)	686 (100.0)
補助事業	契約件数	307	278					
	隻数	683	466	212 (45.5)	168 (36.1)	76 (16.3)	10 (2.1)	466 (100.0)
計	契約件数	548	499					
	隻数	1,778	1,152	486 (42.2)	419 (36.4)	212 (18.4)	35 (3.0)	1,152 (100.0)

ウ 実際に交通船等に乗船している船員1名が行っている作業内容についてみると、当該船員は、専ら調査技師の指示に従って岸壁と海上の調査現場の間を移動するための操船作業を行っていた。

また、交通船等の操船については、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和26年法律第149号)等に基づき、船員が小型船舶操縦士の資格を保有することにより、当該船員1名で総トン数20t未満の船舶を操船できることとなっている。

このように、実際に交通船等に乗船している船員は1名であること、また、交通船等の規格は前記のとおり総トン数が20t未満であることから、船員が1名であっても作業上及び法律上問題はないと認められる。

この船員の職種については、港湾工事の積算に適用する「公共工事設計労務単価」によれば、高級船員と普通船員に区分されており、このうち高級船員は主たる作業を行う作業船の船長であるとされている。そして、調査等業務においては船員1名が船長として乗船して操船を主な作業として行っているのが実態である。

したがって、調査等業務における交通船等の借上費の積算については、前記の作業の実態を反映させるなどして、高級船員を1名として積算すべきであると認められる。

調査等業務の交通船等の借上費の積算について、船員の職種及び船員数を高級船員1名として修正計算すると、補助事業において計上漏れとなっていた諸経費を考慮しても、直轄事業で1億5397万余円、補助事業で1億1578万余円(国庫補助金相当額5258万余円)となり、前記の積算額を直轄事業で約8700万円、補助事業で約2640万円(国庫補助金相当額約1210万円)低減できると認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、調査等業務においては、交通船等に乗船している船員数の実態が1名となっているものが多数を占めており、その主な作業内容が調査技師の指示に従って岸壁と海上の調査現場の間を移動するための操船作業となっていることからみて、積算基準が実態を反映していない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、調査等業務で使用する交通船等の操船を船員1名で行っている状況が多数見受けられるのに、貴省において、この実態を十分把握しておらず、これを積算基準に反映していなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、今後も引き続き調査等業務を多数直轄事業で実施し、又は港湾管理者等に対し補助を行うことが見込まれる。

については、貴省において、調査等業務で使用する交通船等については、作業の実態に合わせて積算基準を改め、もって貴省及び港湾管理者等が積算を適切に行うことができるよう是正改善の処置を求める。

(注1) 8 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注2) 44 港湾管理者等 東京都、大阪府、青森、福島、千葉、神奈川、新潟、福井、愛知、兵庫、和歌山、島根、広島、香川、愛媛、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県、小樽、川崎、横須賀、大阪、神戸、福山、呉、丸亀、福岡、北九州、佐世保、鹿児島、奄美各市、上島、長島、瀬戸内各町、三島、大和、宇検各村、苫小牧港、名古屋港、那覇港各管理組合、新居浜港務局、大阪湾広域臨海環境整備センター

(4) トンネル工事の実施に当たり、集じん機の機種及び規格の選定を適切なものとする
ことにより、経済的な設計を行うよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定))
	(項)道路事業費
	(項)北海道道路事業費
	(項)離島道路事業費
	(項)地方道路整備臨時交付金
部局等	直轄事業 10 地方整備局等 補助事業 3 県
事業及び補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)等
事業主体	直轄事業 10 地方整備局等 補助事業 3 県 計 13 事業主体
工事の概要	道路交通の安全確保等を図るために、平成18、19両年度に NATM 工法により実施するトンネル工事
工事費	直轄事業 398 億 8940 万余円 補助事業 57 億 1131 万余円 (国庫補助金交付額 31 億 4122 万余円)

集じん機の運転 経費の積算額	直轄事業	8億2213万余円
	補助事業	1億5783万余円
低減できた集じん機の運転経費 の積算額	直轄事業	1億6080万円
	補助事業	3810万円
	(国庫補助金相当額)	2090万円)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定について

(平成20年10月31日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) トンネル工事の概要

貴省は、道路交通の安全確保とその円滑化を図るために、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業として、道路整備事業を実施している。

そして、国及び地方公共団体は、道路整備事業の一環として、トンネル工事を毎年度多数実施しており、工事に要する費用も多額なものになっている。これらのトンネル工事の多くはNATM^(注1)工法により実施されており、この工法による地山の掘削、ずり出し、コンクリートの吹付けなどの作業には、ドリルジャンボ、大型ブレーカ、コンクリート吹付機等の建設機械が使用されている。

そして、上記の建設機械の使用により、コンクリート吹付作業時等に粉じん及び排気ガスが発生することから、坑内の良好な作業環境を保持するために、集じん機による粉じん対策、換気ファン等による換気対策等を行っている。

(注1) NATM工法 New Austrian Tunnelling Methodの略でナトム工法と呼ばれる。トンネルを掘削して、支保工を建て込んだ後、コンクリート吹付け、ロックボルト等を適宜組み合わせることで施工することにより、地山の持っている支持力を最大限に生かす工法

(2) トンネル工事における粉じん対策

トンネル工事における粉じん対策については、「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」(平成12年基発第768号の2労働省労働基準局長通知)等により定められた粉じん濃度目標レベルを達成するために、粉じん発生源の近くで、粉じんが拡散する前に効率よく吸引・捕集して周辺の空気を汚染させないよう集じん機を使用することが有効とされている。

そして、貴省制定の土木工事標準積算基準書及びこれを基に都道府県等がそれぞれ制定している積算基準(以下、これらを合わせて「積算基準等」という。)においては、トンネル工事におけるコンクリート吹付作業時の粉じん対策として、集じん機の使用を標準としている(参考図参照)。

(3) 集じん機の機種及び規格

集じん機の機種及び規格については、貴省制定の建設機械等損料算定表(以下「損料算定表」という。)では、フィルタ材を通して粉じんをろ過分離させるフィルタ式集じん機(以下「フィルタ式」という。)及び粉じんを高電圧で荷電させて静電沈降させる電気式集じん機(以下「電気式」という。)の2機種が記載されている。また、集じん機の規格については、集じん機が1分間に吸引できる規格別に示されており、フィルタ式については平成18年度以降10規格(150^{m³}/分級～1,800^{m³}/分級、2,400^{m³}/分級、3,000^{m³}/分級)、電気式については同年度以降3規格(1,800^{m³}/分級、2,000^{m³}/分級、2,400^{m³}/分級)が記載されている。そして、積算基準等では、18年度からフィルタ式及び電気式のいずれについても積算できることになっている。

(4) 集じん機の選定

貴省及び都道府県等は、集じん機の選定に当たり、ずい道等建設工事における換気技術指針(建設業労働災害防止協会編。以下「換気指針」という。)に基づき、トンネルの規模、機種別の集じん効率等を考慮して、集じん機が汚染された空気を粉じん濃度目標レベル以下に処理するために必要な吸引量(以下「処理容量」という。)を算出して、これを基に損料算定表に記載されている集じん機の機種及び規格の中から処理容量の直近上位のものを選定している。

そして、フィルタ式と電気式とを比較すると、集じん効率がフィルタ式の方が高いことから、フィルタ式の方が電気式よりも小さい処理容量で済むこととなる。したがって、同一の環境条件であっても、機種の違いにより、選定できる規格が異なってくる場合がある。

(5) 集じん機の運転経費

集じん機の運転経費については、運転日当たりの損料(以下「損料」という。)及び電力料を基に、掘削1m当たりの運転経費を算出して、これに施工延長を乗ずるなどして算出している。

そして、損料算定表によると、前記のとおり、電気式の規格は1,800^{m³}/分級から2,400^{m³}/分級までとなっているために、これらと同程度の処理容量であるフィルタ式1,800^{m³}/分級及び2,400^{m³}/分級の2規格についてみた場合、電気式の方が損料が安価で電力使用量が少ないことなどから、同規格同士では電気式の方が運転経費は安価となる。また、フィルタ式1,800^{m³}/分級と、これよりも大きい規格である電気式2,000^{m³}/分級及び2,400^{m³}/分級とを比較した場合でも電気式の方が運転経費は安価となる。なお、フィルタ式及び電気式における維持修理費率、年間管理費率等は、いずれの場合でも同率となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

近年、トンネル工事において使用する集じん機については、電気式が改良されて普及してきており、前記のとおり、電気式はフィルタ式に比べて損料が安価で電力使用量が少ないなどのために、運転経費が安価となっている。

そこで、本院は、集じん機を使用するトンネル工事について、経済性等の観点から、集じ

ん機の機種及び規格の選定を適切に行い、コストの縮減が図られているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

18、19両年度に発注して施行したトンネル工事のうち、直轄事業として11^(注2) 地方整備局等が施行した52工事、工事費総額1210億4222万余円及び補助事業として5^(注3) 県が施行した7工事、工事費総額84億7236万余円(国庫補助金47億2210万余円)、計59工事を検査の対象として、上記の計16事業主体において、各工事の設計図書等の書類により会計実地検査を行い、必要に応じて工事現場に赴き現地の状況を検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の59工事のうち54工事において、集じん機の機種及び規格の選定に当たり、フィルタ式と電気式との比較検討が十分行われていなかった。

そこで、これらの工事について本院が経済比較等の検討を行ったところ、次の27工事について経済的な電気式を選定することができたと認められる。

すなわち、直轄事業として10^(注4) 地方整備局等が施行した23工事、工事費総額398億8940万余円及び補助事業として3^(注5) 県が施行した4工事、工事費総額57億1131万余円(国庫補助金31億4122万余円)、計13事業主体が施行した27工事については、集じん機の機種及び規格について、電気式による処理容量を算出するなどの比較検討を行うことなくフィルタ式1,800³/分級を選定しているものが15工事、同2,400³/分級を選定しているものが12工事となっていた。そして、これらの運転経費として直轄事業で8億2213万余円、補助事業で1億5783万余円と積算していた。

しかし、各工事における電気式による処理容量を集じん効率等を考慮して改めて算出した結果、フィルタ式と同規格又は大きい規格の電気式を選定できるものとなっており、これにより、電気式1,800³/分級が2工事、同2,000³/分級が8工事、同2,400³/分級が17工事となり、計27工事のすべてにおいて経済的となる電気式を選定できたと認められる。

<事例>

A局B事務所は、平成18年度に、トンネル工事(工事費41億0950万円、トンネル延長1,927m)を発注して施行している。この工事では、集じん機の機種及び規格の選定に当たり、機種については、実績が多いことなどから、電気式との比較検討を行わずにフィルタ式を選定していた。また、規格については、換気指針に基づき、フィルタ式の集じん効率等を考慮して処理容量を1,608³/分と算出して、損料算定表記載のフィルタ式のうち、当該処理容量の直近上位の1,800³/分級を選定していた。そして、掘削1m当たりの運転経費を算出して、これに施工延長を乗ずるなどして集じん機の運転経費を9556万余円としていた。

しかし、電気式による処理容量を改めて算出すると1,910³/分となり、フィルタ式1,800³/分級よりも経済的となる直近上位の電気式2,000³/分級を選定できたと認められる。

これにより、集じん機の運転経費を修正計算すると7837万余円となり、本件集じん機の運転経費は1719万余円低減できたと認められる。なお、実際の施工では電気式2,000³/分級を設置している状況である。

上記により、本件27工事における集じん機の運転経費について、電気式を選定することとして修正計算すると、直轄事業において6億6128万余円、補助事業において1億1972万余円となり、前記の積算額を直轄事業で約1億6080万円、補助事業で約3810万円(国庫補助金相当額約2090万円)低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

前記のように、トンネル工事における集じん機の選定に当たり、フィルタ式と電気式との経済比較等の検討を十分行っておらず、経済的な設計となっていない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、集じん機の機種及び規格の選定に当たり、フィルタ式に比べて損料が安価で電力使用量が少ない電気式の普及等を考慮して、フィルタ式と電気式との比較検討を適切に実施すれば経済的となるのに比較検討を十分行っていなかったことにもよるが、貴省において、上記について事業主体に十分周知徹底していなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

トンネル工事は、今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

については、貴省において、トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定に当たっては、近年の電気式の普及等を考慮するなどして、フィルタ式と電気式との比較検討を適切に実施して経済的な設計となるよう、地方整備局等に対して周知徹底を図るとともに、都道府県等に対しても助言を行い、この旨が管内の関係機関等に周知徹底されることによりコストの縮減を図ることの是正改善の処置を求める。

(注2) 11 地方整備局等 関東、近畿、中国、九州各地方整備局、北海道開発局小樽、函館、室蘭、留萌、網走、帯広、釧路各開発建設部

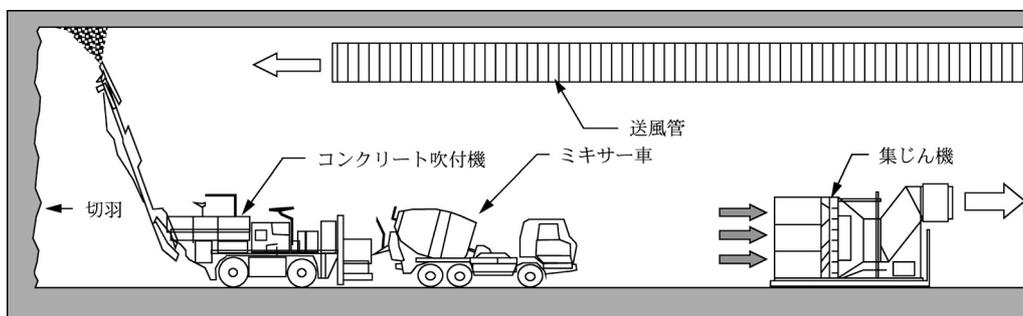
(注3) 5 県 宮城、奈良、香川、宮崎、鹿児島各県

(注4) 10 地方整備局等 近畿、中国、九州各地方整備局、北海道開発局小樽、函館、室蘭、留萌、網走、帯広、釧路各開発建設部

(注5) 3 県 宮城、奈良、鹿児島各県

(参 考 図)

トンネル工事における集じん機の概念図



(5) 高齢者の生活特性に配慮した公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所及びLSA専用住戸を有効に活用するよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計（組織）内閣本府 （項）沖縄開発事業費 〔平成13年1月5日以前は、 総理府所管 一般会計（組織）沖縄開発庁 （項）沖縄開発事業費〕 国土交通省所管 一般会計（組織）国土交通本省 （項）住宅建設等事業費 （項）揮発油税等財源都市環境整備事業費 （項）都市環境整備事業費 （項）北海道住宅建設等事業費 〔平成13年1月5日以前は、 総理府所管 一般会計（組織）北海道開発庁 （項）北海道住宅建設等事業費 建設省所管 一般会計（組織）建設本省 （項）住宅建設等事業費〕
部 局 等	国土交通本省（平成13年1月5日以前は建設本省及び総理府北海道開発庁） 沖縄総合事務局（平成13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁沖縄総合事務局）
補助の根拠	公営住宅法（昭和26年法律第193号）
補助事業者（事業主体）	都、道、府1、県9、市40、特別区7、町9、村1、計69事業主体
補助事業	シルバーハウジング・プロジェクトによる公営住宅整備
補助事業の概要	高齢者の生活特性に配慮した住宅及び附帯施設の供給並びに福祉サービスの提供を行う公営住宅を整備する事業
利活用が十分でない高齢者生活相談所等	高齢者生活相談所 221か所 LSA専用住戸 14戸
上記に係る事業費	11億0067万円（平成元年度～18年度）
上記に対する国庫補助金相当額	5億0504万円

【意見を表示したものの全文】

高齢者の生活特性に配慮した公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所及びLSA専用住戸の利用状況について

（平成20年10月31日付け 国土交通大臣あて）

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

1 事業の概要

(1) シルバーハウジング・プロジェクトの概要

貴省は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)等に基づき、シルバーハウジング・プロジェクトによる公営住宅整備事業を実施する事業主体である都道府県又は市区町村に対して、その整備に要する費用について公営住宅建設費等補助金等を交付している。

シルバーハウジング・プロジェクトは、高齢者の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の生活特性に配慮した公営住宅(以下「シルバーハウジング」という。)及び附帯施設の整備・管理(以下「供給」という。)を行うとともに、ライフサポートアドバイザー(以下「LSA」という。)により、シルバーハウジングに入居している高齢者(以下「入居者」という。)に対して生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等の福祉サービスの提供を行う事業である。

(2) シルバーハウジング・プロジェクトの事業計画

シルバーハウジング・プロジェクトの実施に当たっては、事業主体は、「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」(平成13年3月国住備発第51号、厚生労働省老発第114号 国土交通省住宅局長及び厚生労働省老健局長通知。平成13年3月27日以前は昭和63年建設省住建発第8号、厚生省社老発第7号 建設省住宅局長及び厚生省社会局長通達。以下「実施通知」という。)等に基づき、以下の基準を満たす事業計画を策定して、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長及び厚生労働大臣に届け出なければならない(13年3月の実施通知改正以前は承認を得なければならない。)こととされている。

- ① シルバーハウジング・プロジェクトは、シルバーハウジング及び附帯施設が所在する市区町村の総合的な高齢者住宅施策の下に当該市区町村の福祉施策との密接な連携の下で実施されるものであること
- ② シルバーハウジングの入居要件は、高齢者(60歳以上)の単身世帯、高齢者のみからなる世帯等であること
- ③ LSAが夜間における緊急時に対応するなどのため、当該団地に居住する場合には、LSAが居住するための住宅(以下「LSA専用住戸」という。)について配慮されていること
- ④ 福祉サービスは、入居者に対して、LSAが必要に応じて生活指導・相談、安否の確認等のサービスを行うものであること

事業主体は、上記の基準により策定された事業計画に従って事業を実施するとともに、事業主体のうちシルバーハウジング及び附帯施設の供給を行う者(以下「住宅供給者」という。)と福祉サービスを提供する者(以下「福祉提供者」という。)とが異なる場合には、事業実施に当たり十分協議して調整を図るものとされている。

(3) 高齢者生活相談所及びLSA専用住戸の整備

高齢者生活相談所及びLSA専用住戸は、住宅供給者である都道府県又は市区町村の公営住宅整備部局が上記の事業計画に従って附帯施設として次のように整備している。

ア 高齢者生活相談所

高齢者生活相談所はLSAによる入居者に対する福祉サービスの提供の場所及び入居

者の交流の場所として整備されている。そして、高齢者生活相談所内には、用途に応じて、LSA が執務を行う部屋(以下「LSA 執務室」という。)、LSA が入居者に生活指導・相談を行う部屋(以下「生活相談室」という。)、入居者相互の団らんを図ることを目的とした部屋(以下「団らん室」という。)等が設置されている。高齢者生活相談所の整備に係る公営住宅建設費等補助金の額は、公営住宅法等に基づき、整備に要する費用に2分の1を乗ずるなどして算定することとなっている。

イ LSA 専用住戸

LSA 専用住戸は、実施通知に基づき、LSA が当該団地の敷地内に居住して福祉サービスの提供を行う場合に必要な住宅であり、中堅所得者等の居住を目的とする特定公共賃貸住宅等として整備されている。LSA 専用住戸の整備に係る補助金の額は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)等に基づき、整備に要する費用に3分の1を乗ずるなどして算定することとなっている。

(4) LSA による福祉サービスの提供

LSA による福祉サービスは、福祉提供者である市区町村の福祉部局が担当しており、一般的に、介護老人福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託して実施しており、これに要する費用については、厚生労働省の助成の対象とされている。

福祉サービスの提供を行う LSA は、昭和62年度の事業開始当初は原則として LSA 専用住戸に住み込みにより勤務することとされていたが、平成12年度からは LSA が高齢者生活相談所へ通所して勤務することも認められた。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

シルバーハウジング・プロジェクトにより入居者に対する福祉サービスを提供するなどのため、住宅供給者による高齢者生活相談所及び LSA 専用住戸の整備が現在までに多数実施されている。

一方、福祉提供者による福祉サービスの提供状況についてみると、上記のように LSA の勤務形態に高齢者生活相談所への通所が認められるなど、その提供方法は多様化してきている。

そこで、有効性等の観点から、住宅供給者と福祉提供者との連携の下に計画して供給することとされている高齢者生活相談所及び LSA 専用住戸の利用状況に着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、24 都道府県及び管内の市区町村において会計実地検査を行った。そして、19 都道府県及び 23 都道府県管内の 120 市区町村、139 住宅供給者が昭和63年度から平成19年度までの間に整備した高齢者生活相談所(501 団地、532 か所)内に設置された 936 部屋(事業費 36 億 7258 万余円、国庫補助金相当額 17 億 8750 万余円)、並びに 8 都道府県及び 12 都道府県管内の 32 市区村、40 住宅供給者が昭和63年度から平成17年度までの間に整備した LSA 専用住戸 289 戸(216 団地、事業費 19 億 4544 万余円、国庫補助金相当額 5 億 9581 万余円)、これらに係る事業費計 56 億 1802 万余円、国庫補助金相当額計 23 億 8332 万余円(保存期限経過等により書類が保存されていないため、事業費及び国庫補助金相当額が不明のものがあり、その額は含めていない。以下同じ。)を対象として検査した。

検査に当たっては、整備された高齢者生活相談所及びLSA専用住戸の利用状況について検査を行うとともに、福祉サービスの提供状況等について社会福祉法人等との間で締結された契約書等を基に福祉提供者から説明を受けるなどして調査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、12都道府県及び19都道府県管内の57市区町村、69住宅供給者が整備した高齢者生活相談所(206団地、221か所)内に設置された277部屋(事業費9億2946万余円、国庫補助金相当額4億5549万余円)、並びに東京都、山梨県及び神奈川県管内の1市、3住宅供給者が整備したLSA専用住戸14戸(12団地、事業費1億7120万余円、国庫補助金相当額4955万余円)、これらに係る事業費計11億0067万余円、国庫補助金相当額計5億0504万余円において、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)には、住宅供給者が重複しているものがある。)

(1) 高齢者生活相談所の利用状況について

高齢者生活相談所内のLSA執務室、生活相談室、団らん室の設置状況は、各部屋がそれぞれ独立して設置されていたり、一部屋が複数の用途を兼ねていたりしていた。

検査の対象とした高齢者生活相談所532か所内に設置された936部屋を用途別に示すと、表1のとおりである。

表1 高齢者生活相談所の用途別部屋数

区 分	用 途	部屋数
LSA 執 務 室 として設置さ れている部屋	LSA 執務室として独立	155
	生活相談室又は団らん室兼用	254
	小 計	409
生活相談室、 団らん室とし て設置されて いる部屋	生活相談室として独立	181
	団らん室として独立	284
	生活相談室及び団らん室兼用	62
	小 計	527
合 計		936

上記各部屋の19年度における利用状況について、用途別に検査した結果は、次のとおりである。

ア LSA 執務室の利用状況について

LSA 執務室(生活相談室又は団らん室と用途を兼ねているものを含む。)として設置された409部屋は、LSAの勤務の拠点として利用することを目的として設置されており、大半のLSA 執務室は、設置の目的どおりに利用されていた。

しかし、LSAが、近隣の福祉施設等を勤務の拠点とするなどして、入居者の生活指導・相談、安否の確認等を入居者の住戸等へ直接赴いて実施するなどしていたため、19年度におけるLSA 執務室の利用実績が月に3日以下のものが12部屋(8住宅供給者、12団地、12か所、事業費2358万余円、国庫補助金相当額1422万余円)見受けられた。これらは、近隣の福祉施設の状況等も踏まえてLSA 執務室の設置の必要性について事業計画策定時に十分検討する必要があると認められた。

<事例1>

住宅供給者であるA県は、平成16年3月に、B町において、C団地(シルバーハウジング24戸)の整備に併せて、LSA執務室(14.5㎡)を含む高齢者生活相談所(69.6㎡)を整備している。そして、福祉提供者であるB町は、LSAの派遣を社会福祉法人に委託している。事業計画によると、LSAはLSA執務室を利用して業務を行うこととしていたが、LSAによる福祉サービスは、入居者の住戸へ直接赴き、入居者の安否の確認等を行っており、業務日誌の作成等の業務は上記法人の事務室で行っていて、設置されたLSA執務室は利用されていなかった。

イ 生活相談室及び団らん室の利用状況について

生活相談室及び団らん室として設置されている527部屋の中で、利用状況を把握できた506部屋の利用実績は、表2のとおりである。

表2 生活相談室及び団らん室の利用状況(部屋数内訳)

区 分	利用状況を把握できた部屋	利 用 状 況			
		ほぼ毎日	週1～2日程度	月3日以下	うち利用なし
生活相談室	176 部屋	43 部屋	32 部屋	101 部屋	21 部屋
	100.0%	24.4%	18.2%	57.4%	11.9%
団らん室	273 部屋	68 部屋	70 部屋	135 部屋	18 部屋
	100.0%	24.9%	25.6%	49.5%	6.6%
両室を兼用	57 部屋	17 部屋	11 部屋	29 部屋	0 部屋
	100.0%	29.8%	19.3%	50.9%	0.0%
合 計	506 部屋	128 部屋	113 部屋	265 部屋	39 部屋
	100.0%	25.3%	22.3%	52.4%	7.7%

生活相談室及び団らん室の19年度における利用実績は、ほぼ毎日利用されているものが128部屋(25.3%)ある一方で、月に3日以下のものが265部屋(52.4%、69住宅供給者、203団地、218か所、事業費9億0588万余円、国庫補助金相当額4億4126万余円)あり、この中には利用されていない部屋も39部屋(7.7%)見受けられた。

そこで、生活相談室及び団らん室の利用状況が月に3日以下のもの265部屋について、利用が少ない理由を調査した。

生活相談室としての利用が少ない理由は、表3-1のとおり、入居者からの相談が少ないためとしているものが37.3%、生活相談室以外の入居者の各住戸等で相談を受けているためとしているものも33.3%を占めていて、入居者の多くはLSAが各住戸を訪問して安否の確認を行う際に、相談を受けているとしていた。

また、団らん室としての利用が少ない理由は、表3-2のとおり、入居者同士の付き合いが希薄なためとしているものが43.2%、利用の要望が少ないためとしているものが20.5%となっているなど、入居者の事情によるものであるとしている回答が多く見受けられた。

表3-1 生活相談室としての利用が少ない理由
(複数回答)

回答内容	構成比
入居者からの相談が少ないため	37.3%
各住戸等で相談を受けているため	33.3%
高齢化により生活相談室への移動が困難なため	3.9%
電話で相談を受けているため	3.9%
利用する意識が低いため	2.9%
その他	18.6%
合計	100.0%

表3-2 団らん室としての利用が少ない理由
(複数回答)

回答内容	構成比
入居者同士の付き合いが希薄なため	43.2%
利用の要望が少ないため	20.5%
高齢化により団らん室への移動が困難なため	4.8%
他の施設を利用するため	2.7%
定期的な利用に限定されているため	2.7%
利用する意識が低いため	2.7%
常に団らん室でコミュニティ活動を行う状況にないため	2.1%
その他	21.2%
合計	100.0%

(注) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100%にならない。

一方、団らん室の利用については、前記の表2のとおり、ほぼ毎日利用しているものも24.9%あり、これらの団らん室は、入居者が気軽に立ち寄れるような状況が作り出されており、LSAのサポートの下に入居者を中心としたクラブ活動、コミュニティ活動等に利用されている。

<事例2>

D市は、E団地(シルバーハウジング38戸)を平成7年12月から管理開始しており、LSAの派遣を社会福祉法人に委託している。D市が策定した事業計画によると、団らん室は、①サロンの交流の場、②文化、学習、創作活動等の拠点、③入居者以外の地域住民も含めた交流の場等として利用することとしていた。

そして、団らん室は、入居者を中心に近隣の居住者も参加してカラオケ、書道等のクラブ活動やコミュニティ活動等に利用されており、19年度における実績は約260回となっていた。

(2) LSA専用住戸の利用状況について

管理開始当初はLSAが住み込みにより福祉サービスを提供していたが、その後住み込みにより勤務するLSAが確保できず、通所による勤務に変更するなどした結果、LSA専用住戸としての利用の見込みがないまま、19年度末時点において、1年以上空き家となっているものが14戸(3住宅供給者、12団地、事業費1億7120万余円、国庫補助金相当額4955万余円)見受けられた。

<事例3>

住宅供給者であるF県は、G市において、H団地(シルバーハウジング30戸)を平成8年4月から管理開始している。そして、福祉提供者であるG市は、LSAの派遣を社会福祉法人に委託しており、LSAは、管理開始以降、LSA専用住戸(87.9㎡)に住み込んで福祉サービスの提供を行っていた。その後、LSAが転居して、高齢者生活相談所への通所により福祉サービスの提供を行っていたため、当該住宅は13年8月から利用されていなかった。

そして、F県は、LSA専用住戸内に設置された緊急時の通報を受ける監視装置の移設等が必要なことなどから、一般用の特定公共賃貸住宅として居住者を公募するなどしていなかった。この結果、当該住宅は長期にわたり空き家となっており、その利活用が図られていない状況となっていた。

一方、住宅供給者の中には、福祉サービスの提供方法を住み込みから通所に変更した団地において、特定公共賃貸住宅として整備したLSA専用住戸の利用が見込めなくなったことから、これを一般用の特定公共賃貸住宅として利用しているものが見受けられた。

(改善を必要とする事態)

上記(1)及び(2)のとおり、高齢者生活相談所が入居者等に十分に利用されていなかったり、LSA専用住戸が空き家となっていたりしている事態は、整備された高齢者生活相談所及びLSA専用住戸の有効な利活用が図られておらず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、シルバーハウジングの管理開始後の入居者及びLSAの状況の変化等にもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において、住宅供給者と福祉提供者との連携が十分でなく、事業計画の策定時における高齢者生活相談所の利用方法及びLSAの福祉サービスの提供方法についての検討が十分でなかったり、管理開始後の状況の変化等に対応した高齢者生活相談所及びLSA専用住戸の利活用方法の検討が十分でなかったりしたこと

イ 貴省において、事業主体に対して、事業計画の策定時及び管理開始後に参考となる高齢者生活相談所及びLSA専用住戸の具体的な利活用方法、事例等を示すなどの情報提供が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見

高齢者人口・世帯数は、今後ますます増加することが予想されることから、貴省においては、高齢者の住宅施策について様々な取組がなされている。

そして、貴省においては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」(平成19年国土交通省告示第1165号)を定めており、この基本方針においては、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を図る上で、シルバーハウジングの供給を推進することが有効であるとされている。また、政府が20年7月に取りまとめた「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」においても、低所得の高齢者が適切な負担で入居可能な公的賃貸住宅等の供給を促進するとされたところである。

については、今後も引き続きシルバーハウジング・プロジェクトを推進していくのであるから、貴省において、厚生労働省と連携して、事業主体に対して次の処置を講ずることにより、高齢者生活相談所及びLSA専用住戸を有効に利活用するよう意見を表示する。

ア 事業計画を策定するに当たっては、住宅供給者と福祉提供者が連携して各部屋の必要性、利用方法等について十分協議を行い、策定した事業計画に従って高齢者生活相談所の供給を行うよう周知徹底を図ること

- イ 高齢者生活相談所については、具体的な利活用方法、事例等の情報提供を積極的に行うなどすること
- ウ 利用が見込めなくなった LSA 専用住戸については、特定公共賃貸住宅、福祉関係施設等として利活用するための方策を示すなどすること
- (注1) 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に基づき、地方公共団体が建設及び管理を行う特定優良賃貸住宅
- (注2) 24 都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、神奈川、富山、石川、山梨、愛知、滋賀、兵庫、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、熊本、大分、沖縄各県
- (注3) 19 都道府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、茨城、栃木、神奈川、山梨、愛知、滋賀、兵庫、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、熊本、大分各県
- (注4) 23 都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、神奈川、富山、石川、山梨、愛知、滋賀、兵庫、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、熊本、大分、沖縄各県
- (注5) 8 都府県 東京都、大阪府、山梨、滋賀、岡山、広島、徳島、熊本各県
- (注6) 12 都道府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、栃木、神奈川、富山、兵庫、岡山、広島、福岡、熊本各県
- (注7) 12 都道府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、茨城、栃木、神奈川、山梨、愛知、徳島、福岡、大分各県
- (注8) 19 都道府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、茨城、栃木、神奈川、石川、愛知、滋賀、兵庫、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、熊本、大分、沖縄各県

(6) 一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの

会 計 名	一般会計、特定国有財産整備特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計(平成20年度以降は自動車安全特別会計(保障勘定))、道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定))、治水特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(治水勘定))、港湾整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(港湾勘定))、自動車検査登録特別会計(平成20年度以降は自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定))、空港整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定))、登記特別会計(支出委任)、労働保険特別会計(支出委任)、特許特別会計(支出委任)
部 局 等	国土交通本省、8 地方整備局、北海道開発局、4 地方運輸局、2 地方航空局、4 航空交通管制部、109 事務所等
一般乗用旅客自動車使用の概要	職員が深夜・早朝にわたる勤務のため通常の通勤経路では帰宅等が困難な場合等に一般乗用旅客自動車を使用するもの

一般乗用旅客自動車供給契約の総件数	425件(平成19年度)
上記の契約に係る使用金額	18億7911万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】**国土交通省における一般乗用旅客自動車の使用状況について**

(平成20年10月31日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記**1 検査の背景****(1) 一般乗用旅客自動車使用をめぐる国会の議論等について**

貴省職員による一般乗用旅客自動車(以下「タクシー」という。)の使用状況について、国会において様々な議論がなされる中、特に貴省所管の道路整備特別会計等から支出したタクシーの使用が極めて多いことが取り上げられた。貴省は、平成20年3月にタクシーの使用に関して、全国的に統一した使用規程を定めて、各地方整備局等に対して「タクシー使用基準の制定について」の通知を発して、20年度以降、予算の適正かつ効率的な執行を図ることとしたところである。

他方、公費支出によるタクシー使用の際に飲み物等のサービス提供を受けていたことについて、貴省は20年6月に、国家公務員倫理審査会の審査に基づく措置を講ずるとともに、再発防止のために、公費支出によるタクシー使用時の適正な取扱いを全職員に徹底するなどした。また、6月23日からは、国土交通本省(以下「本省」という。)においてタクシー乗車券の使用停止を試行している。

また、本院は、20年6月9日に、参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づき国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について、①契約方法、契約手続などの状況、②契約内容、契約金額などの状況、③契約相手方の状況、④一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況の各事項について、会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対して同月10日に検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

(2) タクシー使用の概要

貴省は、職員が深夜・早朝にわたる勤務のため通常の通勤経路では帰宅等が困難な場合及び公用車の運用上その使用ができない又は経済的でない場合等にタクシーの使用を認めることとしている。

一般乗用旅客自動車供給契約(以下「タクシー利用契約」という。)は、車両の使用の都度に給付の対価を支払うことの繁雑さを避けるために、一定期間を定めて、その期間内に行われた給付の対価を、その期間の経過後に一括して支払うこととして、一般乗用旅客自動車運送事業者等(以下「タクシー会社」という。)と契約を締結するものである。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、基本的な会計経理に関する検査について近年重点を置いてきており、物品の調達、業務の委託等とともに個々のタクシー使用についても検査を実施してきている。そして、前記のような状況も踏まえて、合规性、経済性等の観点から、貴省全体におけるタクシー利用契約について、タクシー乗車券の使用に関する規程の整備がなされていたか、タクシー乗車券の管理、使用の記録が適正に行われていたかなどに着眼して検査を行った。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、本省、^(注1) 8 地方整備局、^(注2) 北海道開発局、^(注3) 4 地方運輸局、^(注4) 2 地方航空局、^(注4) 4 航空交通管制部(以下、地方整備局から航空交通管制部までを「整備局等」という。)、109 事務所等(以下、これらをすべて合わせて「機関」という。)計 129 機関において、これらの機関の 15 年度から 19 年度に係るタクシー利用契約の総件数 2,148 件、これに係る使用枚数 1,036,895 枚、使用金額 98 億 2019 万余円を対象として、契約書等の証拠書類のほか、受払簿、使用簿等(以下、これらを「帳票類」という。)、使用済みタクシー乗車券を徴するなどして会計実地検査を行った。

これらに係るタクシー乗車券の契約件数、使用枚数、使用金額の機関別・年度別内訳は表 1 のとおりである。

表 1 タクシー利用契約の機関別・年度別内訳

区 分	平成 15 年度		16 年度		17 年度		18 年度		19 年度		計	
	契約 件数 (件)	使用枚数 (枚)										
	使用金額 (千円)		使用金額 (千円)		使用金額 (千円)		使用金額 (千円)		使用金額 (千円)		使用金額 (千円)	
本 省	12	45,611	25	46,810	37	65,572	22	93,928	24	142,439	120	394,360
	1,290,824		1,267,048		1,237,882		1,238,926		1,262,210		6,296,892	
整備局等	50	57,166	66	57,043	57	53,448	61	59,654	62	60,810	296	288,121
	383,396		368,713		367,367		324,747		299,823		1,744,047	
事務所等	350	72,851	376	69,099	336	65,904	331	74,757	339	71,803	1,732	354,414
	405,792		371,093		354,981		330,314		317,077		1,779,259	
計	412	175,628	467	172,952	430	184,924	414	228,339	425	275,052	2,148	1,036,895
	2,080,013		2,006,856		1,960,230		1,893,987		1,879,111		9,820,198	

(注 1) 8 地方整備局 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注 2) 4 地方運輸局 北海道、関東、近畿、九州各運輸局

(注 3) 2 地方航空局 東京、大阪両航空局

(注 4) 4 航空交通管制部 札幌、東京、福岡、那覇各航空交通管制部

(検査の結果)

(1) タクシー利用契約の支出額の状況

貴省職員によるタクシー使用金額については、業務内容等に応じて、一般会計及び各特別会計で支出されている。15 年度から 19 年度までのタクシー利用契約の支出額の機関別・会計別内訳は表 2 のとおりである。

表2 タクシー利用契約の支出額の機関別・会計別内訳

区分	年度	一般会計 (千円)	自動車損害賠償保障事業特別会計 (千円)	道路整備特別会計 (千円)	治水特別会計 (千円)	港湾整備特別会計 (千円)	自動車検査登録特別会計 (千円)	空港整備特別会計 (千円)	その他の特別会計 (千円)	計 (千円)
本省	平成15年	824,543	16,833	19,716	60,227	54,393	41,627	271,326	2,156	1,290,824
	16年	831,688	9,796	13,070	52,856	61,340	48,625	247,963	1,705	1,267,048
	17年	859,911	12,385	0	57,306	66,982	42,634	198,661	0	1,237,882
	18年	825,267	12,431	0	69,471	98,010	38,926	194,053	764	1,238,926
	19年	887,570	11,156	0	59,485	90,551	36,411	176,535	500	1,262,210
	小計	4,228,981	62,603	32,786	299,348	371,278	208,226	1,088,539	5,126	6,296,892
整備局等	15年	92,889	0	117,579	52,321	11,618	529	107,789	667	383,396
	16年	84,258	0	112,498	48,125	16,957	783	105,670	419	368,713
	17年	90,119	0	112,549	32,077	9,617	902	120,581	1,519	367,367
	18年	60,449	0	106,508	42,025	16,543	466	98,470	283	324,747
	19年	65,732	0	116,159	41,940	13,194	388	62,198	210	299,823
	小計	393,449	0	565,295	216,489	67,930	3,071	494,710	3,100	1,744,047
事務所等	15年	68,830	0	124,087	61,624	30,401	73	119,707	1,069	405,792
	16年	64,512	0	110,607	61,886	28,799	0	104,832	455	371,093
	17年	64,048	0	93,674	53,595	29,477	0	113,883	302	354,981
	18年	64,438	0	82,503	41,932	22,621	0	118,803	14	330,314
	19年	65,639	0	73,875	34,415	24,764	0	118,348	33	317,077
	小計	327,469	0	484,748	253,454	136,063	73	575,574	1,875	1,779,259
計		4,949,900	62,603	1,082,830	769,292	575,272	211,371	2,158,824	10,102	9,820,198

(注) その他の特別会計は、特定国有財産整備特別会計、登記特別会計、産業投資特別会計、労働保険特別会計、特許特別会計である。

(2) 各機関における使用規程の整備状況

貴省は、タクシー乗車券の使用に当たり、不正使用することがないように適切な管理に努める必要があることなどから、タクシー乗車券の管理者が備え付ける帳簿や使用する職員が行うべき手続を使用規程に定めるなどしている。

19年度に係るタクシー利用契約(総件数 425 件、これに係る使用枚数 275,052 枚、使用金額 18 億 7911 万余円)について、機関ごとの使用規程の整備状況と主な記載内容を示すと表 3 のとおりである。

表3 使用規程の整備状況と主な記載内容

区 分	規程の有無	主 な 記 載 内 容					
		管理者等の設置	使用前の申込	使用後の報告及び記録	タクシー乗車券への乗記入事項	領収書、タクシー乗車券の半券の提出	使用済みタクシー乗車券の保存期限
(本省及び整備局等)							
本省	有	○	×	○	×	×	×
東北地方整備局	無	—	—	—	—	—	—
関東地方整備局	有	○	○	○	○	○	×
北陸地方整備局	無	—	—	—	—	—	—
中部地方整備局	有	○	○	×	○	×	1年
近畿地方整備局	有	○	○	×	○	×	1年
中国地方整備局	有	○	×	○	×	×	1年
四国地方整備局	有	○	○	○	○	○	×
九州地方整備局	有	○	×	○	○	×	1年
北海道開発局	有	○	×	○	○	○	×
北海道運輸局	有	○	×	×	×	×	×
関東運輸局	有	○	○	×	×	×	×
近畿運輸局	有	○	×	○	○	○	×
九州運輸局	有	○	○	×	×	×	×
東京航空局	無	—	—	—	—	—	—
大阪航空局	有	○	○	○	○	×	×
札幌航空交通管制部	有	○	○	○	×	○	×
東京航空交通管制部	有	○	○	○	×	×	×
福岡航空交通管制部	有	○	○	○	×	○	×
那覇航空交通管制部	無	—	—	—	—	—	—
(事 務 所 等)							
66 事務所等	有	63	58	40	45	16	32
43 事務所等	無	—	—	—	—	—	—

(注) 事務所等の主な記載内容の数値は箇所数である。

表1のとおり、本省及び整備局等のタクシー使用金額が多額となっていて、全体の8割を占めていることから、19年度の本省及び19整備局等における、各部局の年間使用金額が1万円以上の者の中で上位20人(以下「高額使用者」という。)を中心に、使用規程を定めていない4整備局等と使用規程を定めている本省及び15整備局等とに分けて個人別、目的別等のタクシー乗車券の使用状況等について分析を行った。

(注5) 19整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、北海道、関東、近畿、九州各運輸局、東京、大阪両航空局、札幌、東京、福岡、那覇各航空交通管制部

(注6) 4整備局等 東北、北陸両地方整備局、東京航空局、那覇航空交通管制部

(注7) 15 整備局等 関東、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、北海道、関東、近畿、九州各運輸局、大阪航空局、札幌、東京、福岡各航空交通管制部

ア 使用規程を定めていない整備局等

使用規程を定めていない4整備局等では、職員が車両の使用を必要とする場合、自動車使用伝票に、使用目的等を記入した後、車両管理者に公用車の使用の申込みを行う。そして、公用車の運用上その使用ができない場合等にタクシーの使用を認めている。しかし、使用規程を定めていないためタクシー乗車券の管理に関する責任の所在が明確となっておらず、各々任意の様式の帳簿によりタクシー乗車券の受払を行っていた。

(ア) 個人別のタクシー乗車券の使用状況

19年度の4整備局等の高額使用者、計258人の使用状況は表4のとおりである。

表4 高額使用者のタクシー乗車券の使用状況

区 分	使用人数 (人)	使用枚数 (枚)	使用金額 (円)	1人当たりの 使用金額(円)	1枚当たりの 使用金額(円)
東北地方整備局	121	2,991	7,397,150	61,133	2,473
北陸地方整備局	97	2,181	3,772,060	38,887	1,729
東京航空局	20	1,085	17,137,020	856,851	15,794
那覇航空交通管制部	20	410	2,887,160	144,358	7,041
計	258	6,667	31,193,390	—	—

使用金額が最も多い者は、1年間で約163万円(使用枚数87枚)使用しており、使用枚数が最も多い者は、1年間で212枚(使用金額約25万円)使用していた。

(イ) 目的別の使用状況

19年度の4整備局等におけるタクシー乗車券の請求金額が最も多い月を対象として、1か月分の使用枚数及び使用金額について、使用済みタクシー乗車券と自動車使用伝票等によりタクシー乗車券の使用目的別に分類すると表5のとおりである。

表5 タクシー乗車券の使用目的別の状況

区 分	深夜帰宅を使用目的としたもの		左記以外を使用目的としたもの		使用目的が不明なもの		計	
	使用枚数(枚)	使用金額(円)	使用枚数(枚)	使用金額(円)	使用枚数(枚)	使用金額(円)	使用枚数(枚)	使用金額(円)
東北地方整備局	0	0	431	1,290,060	285	676,600	716	1,966,660
北陸地方整備局	4	7,240	127	210,430	135	236,520	266	454,190
東京航空局	417	5,808,780	0	0	24	181,530	441	5,990,310
那覇航空交通管制部	0	0	0	0	69	500,680	69	500,680
計	421	5,816,020	558	1,500,490	513	1,595,330	1,492	8,911,840

上記の4整備局等では、自動車使用伝票等に使用目的の記入が漏れていたなどして、使用目的が不明なものが1,492枚のうち513枚(34.4%)見受けられた。

(ウ) 使用済みタクシー乗車券と自動車使用伝票等との照合

北陸地方整備局を除く3整備局等の高額使用者それぞれについて使用したタクシー乗車券の中で最も高額な使用金額となっていた161枚を対象として、使用済みタクシー乗車券で保存されているものについて自動車使用伝票等により使用年月日、乗車

地及び降車地を照合した結果、東北地方整備局において、乗車地が一致していないものが57枚、降車地が一致していないものが58枚見受けられた。また、北陸地方整備局においては、タクシー会社から使用済みタクシー乗車券が返却されていないために、照合できなかった。

(エ) 仮渡しの状態

各部局のタクシー乗車券を管理する者は、職員からの使用の申込みがあったときに、タクシー乗車券を交付している。しかし、東北、北陸両地方整備局の幹部職員には、あらかじめ一定の枚数のタクシー乗車券を交付(以下「仮渡し」という。)して使用させていた。両地方整備局の仮渡しによる使用状況を示すと表6のとおりである。

表6 仮渡しによる使用状況

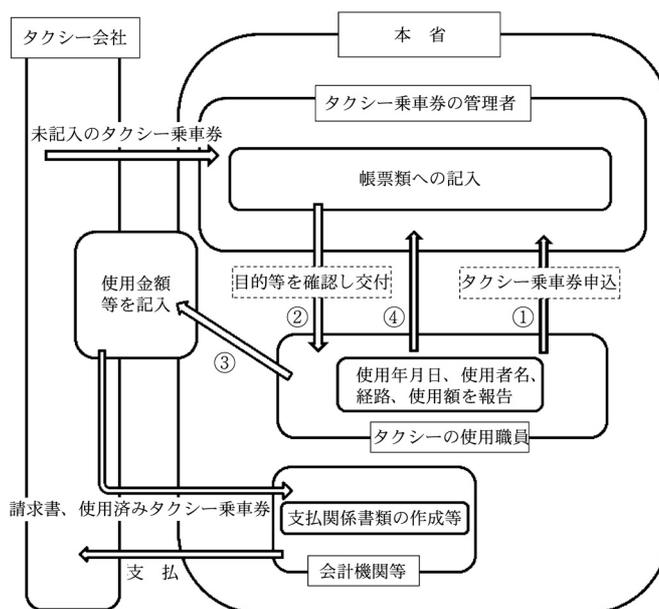
区 分	使用人数 (人)	使用枚数 (枚)	使用金額 (円)
東北地方整備局	10	757	843,150
北陸地方整備局	8	256	424,100

上記の両地方整備局の幹部職員に対する仮渡しの使用については、使用後の報告がないために、その実態を確認できなかった。

イ 使用規程を定めている本省及び整備局等

使用規程を定めている本省及び15整備局等は、職員がタクシーの使用を必要とする場合には、タクシー乗車券の管理者に対して使用の申込みを行い、タクシー乗車券の管理者は使用目的等を確認した上、タクシー乗車券を交付するなどしている。使用する職員は、タクシー乗車券の記入欄に所定の事項を記入して乗務員に渡して、使用后、速やかに使用金額等をタクシー乗車券の管理者に報告して、タクシー乗車券の管理者は帳票類に記入するなどしている。支払に当たっては、請求書、使用済みタクシー乗車券と帳票類との照合を行うなどしている(参考図参照)。

(参 考 図) 本省の例



①～④は、タクシー乗車券使用の手続の流れを示している。

(ア) 個人別のタクシー乗車券の使用状況

19年度の本省及び15整備局等の高額使用者、計991人の使用状況は表7のとおりである。

表7 高額使用者のタクシー乗車券の使用状況

区 分	使用人数 (人)	使用枚数 (枚)	使用金額 (円)	1人当たりの 使用金額(円)	1枚当たりの 使用金額(円)
本 省	280	28,986	382,957,810	1,367,706	13,211
関東地方整備局	133	4,066	56,702,920	426,337	13,945
中部地方整備局	122	4,775	18,134,590	148,644	3,797
近畿地方整備局	118	6,912	49,713,620	421,301	7,192
中国地方整備局	63	1,145	2,077,340	32,973	1,814
四国地方整備局	36	460	1,367,560	37,987	2,972
九州地方整備局	90	3,353	8,622,560	95,806	2,571
北海道開発局	63	3,592	8,929,510	141,738	2,485
北海道運輸局	3	28	36,480	12,160	1,302
関東運輸局	12	41	594,130	49,510	14,490
近畿運輸局	2	115	194,640	97,320	1,692
九州運輸局	2	9	43,560	21,780	4,840
大阪航空局	20	609	5,254,015	262,700	8,627
札幌航空交通管制部	7	81	236,870	33,838	2,924
東京航空交通管制部	20	170	658,000	32,900	3,870
福岡航空交通管制部	20	366	3,270,820	163,541	8,936
計	991	54,708	538,794,425	—	—

そして、上記991人の中で年間使用金額が100万円を超える者は217人見受けられて、年間使用金額が多い上位10人の金額及び年間使用枚数が多い上位10人の枚数は、表8のとおりである。

表8 年間使用金額等が多い上位10人

順 位	所 属	年間使用金額 (円)	順 位	所 属	年間使用枚数 (枚)
1	関東地方整備局	5,070,320	1	近畿地方整備局	370
2	関東地方整備局	4,661,370	2	本 省	361
3	本 省	4,261,640	3	中部地方整備局	303
4	本 省	4,165,900	4	近畿地方整備局	279
5	関東地方整備局	3,868,270	5	近畿地方整備局	240
6	本 省	3,763,770	6	九州地方整備局	225
7	本 省	3,602,330	7	近畿地方整備局	220
8	本 省	3,579,540	8	本 省	211
9	本 省	3,519,620	9	本 省	208
10	本 省	3,141,990	9	本 省	208

使用金額が最も多い者は、1年間で約507万円(使用枚数197枚)使用しており、すべてが深夜帰宅を使用目的としていた。また、使用枚数が最も多い者は、1年間で370枚(使用金額約218万円)使用しており、約半数が深夜帰宅を使用目的としていた。

(イ) 目的別の使用状況

19年度の本省及び15整備局等におけるタクシー乗車券の請求金額が最も多い月を対象として、1か月分の使用枚数及び使用金額について、使用済みタクシー乗車券と帳票類によりタクシー乗車券の使用目的別に分類すると表9のとおりである。

表9 タクシー乗車券の使用目的別の状況

区 分	深夜帰宅を使用目的としたもの		左記以外を使用目的としたもの		使用目的が不明なもの		計	
	使用枚数(枚)	使用金額(円)	使用枚数(枚)	使用金額(円)	使用枚数(枚)	使用金額(円)	使用枚数(枚)	使用金額(円)
本 省	12,556	143,474,860	1,642	3,867,470	81	638,410	14,279	147,980,740
整 備 局 等 計	2,992	14,462,360	1,604	5,365,760	1,064	8,829,946	5,660	28,658,066
関東地方整備局	125	1,527,470	14	70,710	448	6,362,190	587	7,960,370
中部地方整備局	268	725,490	314	732,870	205	836,860	787	2,295,220
近畿地方整備局	890	7,281,580	524	1,649,530	254	1,272,846	1,668	10,203,956
中国地方整備局	3	3,040	188	344,710	1	1,210	192	348,960
四国地方整備局	43	150,290	38	127,930	29	65,440	110	343,660
九州地方整備局	486	1,460,140	64	107,710	49	112,790	599	1,680,640
北海道開発局	1,066	2,462,380	187	313,430	54	117,140	1,307	2,892,950
北海道運輸局	5	13,480	4	4,780	1	1,640	10	19,900
関東運輸局	0	0	9	189,130	0	0	9	189,130
近畿運輸局	0	0	0	0	14	33,710	14	33,710
九州運輸局	0	0	4	31,210	0	0	4	31,210
大阪航空局	106	838,490	60	656,380	0	0	166	1,494,870
札幌航空交通管制部	0	0	43	110,460	0	0	43	110,460
東京航空交通管制部	0	0	41	193,750	9	26,120	50	219,870
福岡航空交通管制部	0	0	114	833,160	0	0	114	833,160
計	15,548	157,937,220	3,246	9,233,230	1,145	9,468,356	19,939	176,638,806

本省においては14,279枚のうち12,556枚(87.9%)が、15整備局等においては5,660枚のうち2,992枚(52.9%)が深夜帰宅を使用目的としていた。また、帳票類への記入が適切に行われていないなどのため使用目的が不明なものが19,939枚のうち1,145枚(5.7%)見受けられたが、使用規程を定めていない整備局等の34.4%に比べて少ない状況であった。

(ウ) 使用済みタクシー乗車券と帳票類との照合

使用済みタクシー乗車券が返却されている本省及び10整備局等^(注8)の高額使用者それぞれについて使用したタクシー乗車券の中で最も高額な使用金額となっていた819枚を対象として、使用済みタクシー乗車券で保存されているものについて帳票類により使用年月日、乗車地及び降車地を照合した結果、表10のような状況であった。

表10 高額使用者の使用済みタクシー乗車券と帳票類の照合

区 分	使用年月日が2日以上一致していないもの等(枚)	乗車地が一致していないもの(枚)	降車地が一致していないもの(枚)
関東地方整備局	14	0	0
中部地方整備局	41	12	12
近畿地方整備局	1	8	10
九州地方整備局	50	12	12
関東運輸局	0	4	4
大阪航空局	1	0	1
福岡航空交通管制部	8	0	0
計	115	36	39

このように、使用年月日、乗車地又は降車地が変更になったのに帳票類を訂正していなかったなどのため、使用済みタクシー乗車券の記入事項と帳票類の記入事項が一致していない状況が見受けられて、その中には、使用済みタクシー乗車券に記入されている使用日が帳票類に記入されている日より約2か月遅く使用されていたものも見受けられた。また、5整備局等^(注9)においては、タクシー会社から使用済みタクシー乗車券が返却されていないために、照合できなかった。

(注8) 10整備局等 関東、中部、近畿、九州各地方整備局、関東、近畿、九州各運輸局、大阪航空局、東京、福岡両航空交通管制部

(注9) 5整備局等 中国、四国両地方整備局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌航空交通管制部

(エ) 仮渡しの場合

本省及び15整備局等のうち、7整備局等の幹部職員には仮渡しして使用させていた。各整備局等の使用状況を示すと表11のとおりである。

表11 仮渡しによる使用状況

区 分	使用人数(人)	使用枚数(枚)	使用金額(円)
関東地方整備局	1	4	54,260
中部地方整備局	1	102	294,240
近畿地方整備局	7	506	1,295,100
中国地方整備局	9	198	258,980
四国地方整備局	6	63	180,890
九州地方整備局	9	665	1,151,430
北海道運輸局	1	10	13,270

上記の7整備局等の幹部職員に対する仮渡しについては、使用後に報告をさせており、使用規程を定めていない整備局等のようにその実態を確認できないものはなかった。

(3) 関東地方整備局(道路整備特別会計)、本省河川局における使用状況

国会で道路整備特別会計より19年4月から20年2月までの間に支出したタクシーの使用状況及び19年度に支出した本省河川局におけるタクシーの使用状況について取り上げ

られた。そこで、関東地方整備局及び本省河川局においてタクシーの使用金額が多い上位それぞれ7人、10人のタクシー乗車券の使用状況について、検査したところ以下のような状況であった。

ア 関東地方整備局における上位7人の使用状況

関東地方整備局における上位7人の19年4月から20年2月までの間の使用枚数、使用金額等は表12のとおりである。

表12 関東地方整備局の上位7人の使用状況(平成19年4月～20年2月)

順位	使用枚数 (枚)	使用金額 (円)	深夜帰宅を使用目的 とした使用枚数(枚)	左記以外を使用目的 とした使用枚数(枚)
1	190	4,900,940	190	0
2	164	4,500,510	163	1
3	171	3,779,050	171	0
4	107	2,482,860	105	2
5	183	2,240,820	181	2
6	159	2,119,690	159	0
7	160	1,909,090	156	4
計	1,134	21,932,960	1,125	9

上記の7人のタクシー乗車券1枚当たりの平均使用金額は19,341円となっていて、全員が使用枚数100枚、使用金額100万円を超えてタクシー乗車券を使用していた。そして、7人が使用したタクシー乗車券1,134枚(使用金額21,932,960円)については、ほとんど深夜帰宅を使用目的としているが、使用済みタクシー乗車券には使用時間の記入欄がないために、使用時間を確認できなかった。

さらに、帳票類で確認したところ、タクシーを使用した時間が記入されていなかったりして、使用枚数1,134枚のうち902枚(79.5%、使用金額17,698,590円)の使用時間を確認できなかった。

深夜帰宅を使用目的としていた個人別の最高使用金額及び最低使用金額を示すと表13のとおりである。

表13 関東地方整備局の上位7人の最高、最低、平均使用金額

順位	最高使用金額 (円)	最低使用金額 (円)	平均使用金額 (円)
1	40,910	20,120	25,794
2	35,740	19,960	27,540
3	28,860	17,400	22,099
4	31,880	17,600	23,281
5	28,930	8,900	12,264
6	15,120	11,760	13,331
7	19,980	9,280	11,870

関東地方整備局は使用金額に開差が生じた理由を、①渋滞により通常と異なる経路を使用した、②帰宅方面が同じ職員と相乗りしたなどとしているが、使用済みタクシー乗車券に詳細な使用経路や同乗者が記入されていないものが見受けられて、その実態を確

認できなかった。

イ 本省河川局における上位 10 人の使用状況

本省河川局における上位 10 人の 19 年度の使用枚数、使用金額等は表 14 のとおりである。

表 14 本省河川局の上位 10 人の使用状況

順位	年間使用枚数 (枚)	年間使用金額 (円)	深夜帰宅を使用目的 とした使用枚数(枚)	左記以外を使用目的 とした使用枚数(枚)
1	167	1,800,730	164	3
2	112	1,787,110	112	0
3	148	1,718,630	148	0
4	202	1,552,680	202	0
5	134	1,295,680	134	0
6	119	1,286,460	119	0
7	94	1,281,200	94	0
8	89	1,264,230	89	0
9	116	1,212,930	116	0
10	119	1,183,660	119	0
計	1,300	14,383,310	1,297	3

上記の 10 人のタクシー乗車券 1 枚当たりの平均使用金額は 11,064 円となっていて、全員が使用枚数 80 枚、使用金額 100 万円を超えてタクシー乗車券を使用していた。そして、10 人が使用したタクシー乗車券 1,300 枚(使用金額 14,383,310 円)については、ほとんど深夜帰宅(1,297 枚)を使用目的としているが、このうち使用済みタクシー乗車券の使用時間の記入欄に記入されていないものが 66.8% と高い割合であった。

さらに、帳票類でも、タクシーを使用した時間が記入されていなかったりして、タクシー乗車券の使用時間を確認できなかった。

深夜帰宅を使用目的としていた個人別の最高使用金額及び最低使用金額を示すと表 15 のとおりである。

表 15 本省河川局の上位 10 人の最高、最低、平均使用金額

順位	最高使用金額 (円)	最低使用金額 (円)	平均使用金額 (円)
1	16,680	5,710	10,712
2	19,960	13,140	15,956
3	12,850	10,100	11,612
4	11,900	3,130	7,686
5	22,060	7,450	9,669
6	11,830	9,410	10,810
7	15,700	11,480	13,629
8	16,970	11,920	14,204
9	13,470	8,450	10,456
10	12,050	7,770	9,946

本省河川局は使用金額に開差が生じた理由を、①渋滞により通常と異なる経路を使用した、②帰宅方面が同じ職員と相乗りしたなどとしているが、使用済みタクシー乗車券に詳細な使用経路や同乗者が記入されていないために、実態を確認できなかった。そのため、上位10人の使用金額が高額な10枚について、当局に依頼してタクシー会社の運転日報を取り寄せたところ、使用金額、乗車地、降車地、乗者人数、降車時間等が記入されていた。このうち、使用経路が記入されていたものが2枚、2名以上の乗車人数が記入されていたものが4枚あった。

(4) タクシー使用金額の支払の確認について

タクシー利用契約は、契約期間を定めて毎月のタクシー使用金額をタクシー会社の請求により翌月以降に支払うことになっている。そして、本省及び13整備局等は、支払に当たっては、請求書、使用済みタクシー乗車券と使用年月日、使用者名、使用経路、使用金額を記入した帳票類との照合を行うなどして、履行の確認を行っていた。しかし、タクシー会社から使用済みタクシー乗車券が返却されていない6整備局等のうち北陸地方整備局は、使用した職員が、タクシー乗車券の管理者に対して、使用後に使用年月日、使用者名、使用経路、使用金額を報告していないことから、照合しないままタクシー会社からの請求どおり支払っていた。

(注10) 13整備局等 東北、関東、中部、近畿、九州各地方整備局、関東、近畿、九州各運輸局、東京、大阪両航空局、東京、福岡、那覇各航空交通管制部

(注11) 6整備局等 北陸、中国、四国各地方整備局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌航空交通管制部

(5) 使用済みタクシー乗車券の保存状況

本省及び13整備局等は、支払に当たっては、請求書、使用済みタクシー乗車券と帳票類により履行の確認を行うなどとしている。しかし、使用規程に使用済みタクシー乗車券の保存期限の定めがないことから、本省は、19年度に使用済みタクシー乗車券142,439枚のうち111,914枚(78.6%)を履行の確認後に廃棄するなどしていた。

(6) タクシー乗車券への記入状況

タクシー会社は、その様式を定めて使用金額を適切に利用者に請求するためにタクシー乗車券ごとに個別番号を付けたり、偽造防止のための対策を執ったりなどしている。そして、タクシー乗車券に記入された事項は、使用年月日、使用金額の内容を請求時に把握するために必要である。一方、タクシー乗車券の様式についてみると、19年度に使用されたタクシー乗車券に使用時間の記入欄が設けられていないものがあった。そこで、保存されていた19年度の使用済みタクシー乗車券71,704枚の記入状況を検査したところ、表16のような状況であった。

表16 タクシー乗車券への記入状況

区 分	使用金額		使用者名		使用年月日		使用時間			乗車地		降車地		計 (枚)
	記入有り (枚)	記入無し (枚)	記入有り (枚)	記入無し (枚)	記入有り (枚)	記入無し (枚)	記入有り (枚)	記入無し (枚)	記入欄無し (枚)	記入有り (枚)	記入無し (枚)	記入有り (枚)	記入無し (枚)	
本省	30,524	1	30,057	468	28,608	1,917	18,532	11,325	668	30,403	122	30,096	429	30,525
整備局等計	41,168	11	32,315	8,864	40,567	612	9,590	2,543	29,046	32,788	8,391	32,438	8,741	41,179
東北地方整備局	6,569	10	1,452	5,127	6,428	151	0	0	6,579	1,292	5,287	1,315	5,264	6,579

区 分	使用金額		使用者名		使用年月日		使用時間			乗車地		降車地		計 (枚)
	記入 有り (枚)	記入 無し (枚)	記入 有り (枚)	記入 無し (枚)	記入 有り (枚)	記入 無し (枚)	記入 有り (枚)	記入 無し (枚)	記入 欄 無し (枚)	記入 有り (枚)	記入 無し (枚)	記入 有り (枚)	記入 無し (枚)	
関東地方整備局	3,666	0	3,598	68	3,662	4	948	144	2,574	3,472	194	3,476	190	3,666
中部地方整備局	7,142	0	7,138	4	7,126	16	5,134	870	1,138	6,806	336	6,803	339	7,142
近畿地方整備局	12,291	1	9,662	2,630	11,862	430	1,764	0	10,528	11,107	1,185	11,043	1,249	12,292
中国地方整備局	125	0	20	105	122	3	0	0	125	71	54	79	46	125
九州地方整備局	4,816	0	4,717	99	4,812	4	0	0	4,816	4,741	75	4,761	55	4,816
関東運輸局	41	0	41	0	39	2	9	32	0	26	15	26	15	41
九州運輸局	12	0	0	12	12	0	5	7	0	10	2	10	2	12
東京航空局	2,768	0	2,743	25	2,766	2	1,431	1,337	0	2,768	0	2,754	14	2,768
大阪航空局	1,667	0	1,356	311	1,667	0	19	8	1,640	762	905	462	1,205	1,667
東京航空交通管制部	301	0	238	63	301	0	256	45	0	280	21	280	21	301
福岡航空交通管制部	973	0	561	412	973	0	24	100	849	753	220	768	205	973
那覇航空交通管制部	797	0	789	8	797	0	0	0	797	700	97	661	136	797
計	71,692 (100%)	12 (0%)	62,372 (87.0%)	9,332 (13.0%)	69,175 (96.5%)	2,529 (3.5%)	28,122 (39.2%)	13,868 (19.3%)	29,714 (41.4%)	63,191 (88.1%)	8,513 (11.9%)	62,534 (87.2%)	9,170 (12.8%)	71,704

(注) 使用金額の記入無し12枚については、乗務員が鉛筆で記入等しており使用金額は把握できている。

表16のとおり、使用者名及び使用年月日の記入が漏れていたなどしているものが9,332枚及び2,529枚見受けられて、使用年月日については、乗務員が裏面に記入していたものもあった。また、使用時間については、記入欄がないものが29,714枚(41.4%)あるが、その中には、乗務員が裏面に記入していたものもあった。使用経路については、記入漏れや、記入欄に具体的な地名がなく「市内」や「自宅」と記入されていて実際の乗車地が確認できないものが8,513枚、降車地が確認できないものが9,170枚見受けられた。

(7) 貴省が20年3月に執った措置

貴省において、20年3月に前記のとおり「タクシー使用基準の制定について」の通知を発して、タクシー乗車券の適正な使用に努めているところである。同通知によれば、帳票類の様式を定めて、複数の帳票類に使用目的を記載すること、用務先を変更したときはその理由をタクシー乗車券の取扱主任者に報告すること、タクシー乗車券に使用者名、使用日時等を使用者自ら記入すること、使用済みタクシー乗車券等の保存期間を定めることなどとしていた。

(改善を必要とする事態)

貴省において、19年度のタクシーの使用に関して、タクシー乗車券に使用時間等の記入欄がない場合やタクシー会社から使用済みタクシー乗車券が返却されない場合が見受けられて、20年度以降においてもタクシー乗車券の管理及び使用の確認が十分に行えないおそれがあり、より適切な管理等を行う上で改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、19年度に契約していたタクシー会社の状況に必ずしも対応していなかったことなどによる。

3 本院が表示する意見

貴省において、タクシー乗車券の管理及び使用の確認を十分に行うためには、通知等の遵守に引き続き努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう次のとおり意見を表示する。

- ア タクシー会社から前もって提供されるタクシー乗車券の記入欄が、貴省が例示している記入事項に対応していないものも見受けられることから、その場合の記入方法等を協議の上明記すること
- イ タクシー会社が使用済みタクシー乗車券を返却しない場合、使用年月日、使用金額、使用経路等の確認が確実にできる方策を検討すること

本院は、20年次の検査を踏まえつつ、国会からの検査要請について引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとする。

(7) 道路整備特別会計における支出が適正かつ効率的に行われるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)地方整備局 (項)地方整備局等 道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (項)道路事業費等 治水特別会計(治水勘定)(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(治水勘定)) (項)河川事業費等
部 局 等	国土交通本省、10 地方整備局等
地方整備局等における支出及び道路関係公益法人に対する支出の概要	道路整備事業を実施するために、連絡用車両の車両管理業務、広報広聴業務、調査研究業務において支出するもの及び調査研究業務等を行っている道路関係公益法人に対して支出するもの
(1)地方整備局等における連絡用車両の車両管理業務、広報広聴業務等の支出額の総額	677 億 0320 万円(平成15年度～19年度)
(2)道路関係公益法人に対する調査研究業務等の支出額の総額	53 億 4310 万円(平成18、19両年度)
(1)及び(2)の純計	728 億 9095 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

道路整備特別会計における支出の状況について

(平成20年10月31日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 検査の背景

(1) 道路整備特別会計を取り巻く状況

貴省は、道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和

33年法律第34号。平成20年4月以降は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律)等に基づいて、直轄事業及び国庫補助事業として道路整備事業を実施している。

そして、第169回国会において、道路整備特別会計(20年度以降は社会資本整備事業特別会計)における支出の状況について、特に、道路の整備に関連して行われているイベント等の広報広聴業務の内容、道路整備事業を遂行するための経費等、及び貴省所管の公益法人との契約に係る業務の内容、契約方式等の適否、公益法人の財務状況等について、様々な議論がなされたところである。

(2) 道路関係業務の執行のあり方改革本部による最終報告書

前記のように、国会において、道路関係業務の執行に関する支出に対して様々な議論がなされて、20年2月には貴省に道路関係業務の執行のあり方改革本部(以下「改革本部」という。)が設置されて、同年4月に改革の方針が決定されて、これに基づく最終報告書が公表されており、その主な内容は次のとおりである。

ア 地方整備局等における支出の改革について

- (ア) 広報広聴の費用については、支出の基準を作成して、必要性を十分精査した上で支出を大幅に削減して、具体的内容等をホームページで公表する。
- (イ) 連絡用車両の購入及び車両管理業務については、3年間で約300台削減して、仕様を排気量2,000cc以下の自動車とする。また、車両台数の削減、仕様の小型化により、車両管理業務委託費を削減する。
- (ウ) 広報広聴関係を含む役務に係る契約等については、事務所長等の決裁権限の上限額を設定して、連絡用車両の購入及び車両管理業務(法定点検等における修繕を除く。)に係る契約等については、地方整備局等の承認を得ることとして、決算と併せて契約名、支出の具体的内容等についてホームページで公表する。

イ 道路関係公益法人の改革について

- (ア) これまで道路関係公益法人と随意契約を行ってきた業務については、原則として競争性の高い契約方式を実施することとして、民間参入を一層促進するための環境を整備する。
- (イ) 道路関係公益法人に対する支出については、業務の見直しによる支出の取りやめ、業務の民間移行の促進等により、大幅に支出を削減する。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

道路整備特別会計における支出の状況については、国会において様々な議論がなされたことも踏まえて、本院は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点等に着眼して実地検査を行った。

- ア 道路整備事業の実施に必要な連絡用車両の管理業務の契約方式等は適切か
- イ 道路の整備に関連して行われているパンフレット等の作成、イベントの開催等の広報広聴業務の効果は発現しているか
- ウ 地方整備局等が公益法人等に発注している調査研究業務等の契約内容等は適切か、成果は契約において求められているものとなっているか、また、成果がホームページに公表されるなど有効に活用されているか

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、15年度から19年度に係る道路整備特別会計からの支出を対象として、貴省、10地方整備局等^(注1)及び管内の115国道事務所等^(注2)から契約書、設計書等の資料の提出を求めるとともに、貴省、10地方整備局等及び33国道事務所等において会計実地検査を行った。このほか、貴省が所管する8公益法人においても、会計検査院法第23条第1項第3号及び第7号の規定により検査することに決定して、決算書、契約書等の書類により会計実地検査を行った。

(注1) 10地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局

(注2) 115国道事務所等 青森河川国道、岩手河川国道、三陸国道、仙台河川国道、東北幹線道路調査、秋田河川国道、湯沢河川国道、能代河川国道、山形河川国道、酒田河川国道、福島河川国道、郡山国道、磐城国道、東北技術、東京国道、相武国道、首都国道、川崎国道、横浜国道、大宮国道、北首都国道、千葉国道、常総国道、宇都宮国道、長野国道、東京外かく環状道路調査、東京湾岸道路調査、常陸河川国道、高崎河川国道、甲府河川国道、関東技術、高田河川国道、羽越河川国道、長岡国道、新潟国道、富山河川国道、金沢河川国道、北陸技術、岐阜国道、高山国道、静岡国道、名古屋国道、愛知国道、名四国道、東海幹線道路調査、紀勢国道、北勢国道、飯田国道、多治見砂防国道、沼津河川国道、浜松河川国道、三重河川国道、中部技術、福井河川国道、滋賀国道、京都国道、福知山河川国道、大阪国道、浪速国道、阪神国道、兵庫国道、姫路河川国道、豊岡河川国道、奈良国道、和歌山河川国道、紀南河川国道、近畿幹線道路調査、近畿技術、鳥取河川国道、倉吉河川国道、浜田河川国道、松江国道、岡山国道、福山河川国道、三次河川国道、広島国道、山口河川国道、中国幹線道路調査、中国技術、香川河川国道、四国技術、松山河川国道、大洲河川国道、徳島河川国道、高知河川国道、中村河川国道、土佐国道、福岡国道、北九州国道、九州幹線道路調査、佐賀国道、長崎河川国道、雲仙復興、熊本河川国道、八代河川国道、大分河川国道、佐伯河川国道、宮崎河川国道、延岡河川国道、大隅河川国道、鹿児島国道、九州技術各事務所、札幌、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、網走、留萌、稚内各開発建設部、防災・技術センター、南部、北部両国道事務所

(検査の結果)

貴省は、国土交通省設置法(平成11年法律第100号)に基づき、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整備等を図ることを任務として、これらに関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務、道路の整備、利用、保全その他の管理に関する事務等を行っている。

そして、貴省は、上記の業務を遂行するため、工事の監督補助等の補助業務、業務に関するデータの収集、管理業務及び調査研究業務等を、貴省が所管する公益法人に行わせており、道路整備特別会計から1件500万円以上の支出があった道路関係公益法人に対する18年度の支出総額(1件500万円以上)は673億余円と多額に上っており、これらの支出が、道路予算の使途として適切かどうか様々な議論がなされたところである。

本院は、我が国の道路整備を取り巻く状況や国会での議論を踏まえて、道路整備特別会計における支出の状況について、多角的に検査を実施することとした。

また、本院は、20年6月9日に、参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づき国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について、①契約方法、契約手続などの状況、②契約内容、契約金額などの状況、③契約相手方の状況、④一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況の各事項について、会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対して同月10日に検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

このような状況の下、連絡用車両の購入及び車両管理業務、広報広聴業務等の地方整備局等における支出の状況について、また、道路関係公益法人のうち、道路整備特別会計からの支出が多いなどの8公益法人に対する支出及び契約の状況について検査を行った結果、次のとおりとなっていた。

(1) 地方整備局等における支出

地方整備局等における、15年度から19年度までの連絡用車両の購入及び車両管理業務、広報広聴業務、調査研究業務に係る支出額は677億0320万余円となっている。

ア 連絡用車両の購入及び車両管理業務

地方整備局等及び国道事務所等は、道路整備事業の実施に必要とされる車両を多数購入しており、毎年度、保有管理している車両のうち、工事現場等で使用する車両を除いた連絡用車両の運転、点検等の車両管理業務について業者と契約して実施している。

(ア) 購入状況

50国道事務所等において、18年度に購入した連絡用車両は109台、購入金額2億7078万余円となっている。これらを含めて、114国道事務所等が道路整備特別会計からの支出により購入して、保有管理している連絡用車両は、18年度末現在で1,412台である。

国等が購入する連絡用車両については、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年2月2日閣議決定)等に基づき、低燃費かつ低排出認定を受けたガソリン車や天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等(以下、これらを「低公害車」という。)であることとされており、貴省においても、上記の施策に沿い、低公害車を購入しているところである。

そして、地方整備局等及び国道事務所等は、購入車両の選定に当たって、車種、排気量、定員等の仕様等について、地方整備局等及び国道事務所等ごとに仕様等を定めているが、これらの仕様等についての統一的な基準は定められておらず、また、貴省は、地方整備局等及び国道事務所等が計画する連絡用車両の購入台数や仕様等について把握することとしていなかった。

このような状況下で18年度に購入した連絡用車両は、表1のとおり、109台となっており、購入金額別には200万円未満が24台(22.0%)、200万円以上300万円未満が63台(57.8%)、300万円以上400万円未満が19台(17.4%)、400万円以上は3台(2.8%)となっていた。車種別では、道路整備事業の実施に必要であるとして、購入

台数 109 台のうち 107 台がステーションワゴンとなっていた。この中でも、乗車定員 8 名以上で 200 万円未満の車両が 3 台購入されている一方、300 万円以上の連絡用車両が 22 台購入されているなど、1 台当たりの購入金額に開差が見受けられた。

表 1 連絡用車両の購入内訳(平成 18 年度) (単位：台、円)

車種	乗車定員	購入金額				台数計	購入金額計
		200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上		
セダン	5名以下	1	1	0	0	2	4,093,690
ステーションワゴン	5名以下	15	25	0	0	40	80,390,712
	7名	5	15	0	0	20	46,473,584
	8名以上	3	22	19	3	47	139,828,132
	計	23	62	19	3	107	266,692,428
合計		24	63	19	3	109	270,786,118
割合(%)		22.0	57.8	17.4	2.8	100.0	

(イ) 連絡用車両の車両管理業務

8 地方整備局及び 112 国道事務所等は、15 年度から 19 年度までに、車両管理業務の契約を、表 2 のとおり、計 852 件締結しており、これに係る支出額は 561 億 3165 万余円となっている。

そして、これら 852 件の契約を契約方式別にみると、一般競争契約が 14 件、12 億 5623 万余円、指名競争契約が 661 件、482 億 4567 万余円、随意契約が 177 件、66 億 2975 万余円となっている。随意契約の見直しにより指名競争契約の全体に占める割合が増加して、19 年度には、契約件数で 94.8%、支出額で 93.8% を占めている。

表 2 車両管理業務契約の状況 (単位：件、%、万円)

年度	一般競争契約				指名競争契約				随意契約				計			
	件数	割合	支出額	割合	件数	割合	支出額	割合	件数	割合	支出額	割合	件数	割合	支出額	割合
平成 15	0	0.0	0	0.0	107	58.5	880,887	73.7	76	41.5	314,423	26.3	183	21.5	1,195,310	21.3
16	0	0.0	0	0.0	122	68.5	961,946	83.5	56	31.5	190,606	16.5	178	20.9	1,152,552	20.5
17	0	0.0	0	0.0	128	74.9	959,803	86.0	43	25.2	155,777	14.0	171	20.1	1,115,580	19.9
18	7	4.2	61,211	5.6	157	95.2	1,024,403	94.3	1	0.6	1,095	0.1	165	19.3	1,086,709	19.4
19	7	4.5	64,412	6.1	147	94.8	997,528	93.8	1	0.7	1,074	0.1	155	18.2	1,063,014	18.9
計	14	1.6	125,623	2.2	661	77.6	4,824,567	86.0	177	20.8	662,975	11.8	852	100.0	5,613,165	100.0

a 指名競争契約の実施状況

上記の指名競争契約 661 件における指名業者数についてみたところ、表 3 のとおり、指名された業者の数は 2 者から 8 者となっており、競争参加者は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 97 条の規定によると、なるべく 10 人以上指名しなければならないとされているが、10 者以上指名している国道事務所等は見受けられなかった。また、2 者しか指名していない契約は 350 件となっており、指名競争契約件数の 53.0% と過半数を占めていた。

表3 車両管理業務契約における指名業者数及び指名件数の比率 (単位：件、%)

指名業者数	平成15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
2者	73	68.2	57	46.7	58	45.3	87	55.4	75	51.0	350	53.0
3～8者	34	31.8	65	53.3	70	54.7	70	44.6	72	49.0	311	47.0
9者以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	107	100.0	122	100.0	128	100.0	157	100.0	147	100.0	661	100.0

指名業者数が2者のみであった上記350件の契約について見たところ、表4のとおり、北海道開発局の96件を除く254件のうち250件についての指名業者は、すべて日本道路興運株式会社(以下「道路興運」という。)及び日本総合サービス株式会社(以下「日本総合」という。)に限られていた。前記の指名競争契約661件における道路興運及び日本総合の指名回数をみると、道路興運が603回、日本総合が559回指名されており、このうち、北海道開発局と沖縄総合事務局を除いた8地方整備局の契約524件における指名回数は、道路興運が511回、日本総合が517回である。

また、北海道開発局においては、指名競争契約131件すべてに北協連絡車管理株式会社(以下「北協管理」という。)が指名されていた。

表4 平成15年度から19年度の道路興運、日本総合及び北協管理の指名回数等 (単位：件、回、%)

地方整備局等	契約件数		指名者数別契約件数					指名回数			指名された割合		
	指名競争	うち道路興運と日本総合を指名	2者	3者	4者	5者以上	道路興運	日本総合	北協管理	道路興運	日本総合	北協管理	
8地方整備局	547	524	254	250	100	80	90	511	517	0	97.5	98.7	0
北海道	295	131	96	0	17	18	0	92	42	131	70.2	32.1	100
沖縄	10	6	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0
計	852	661	350	250	120	101	90	603	559	131	91.2	84.6	19.8

そして、特定の2者のみ指名した契約が多かった5地方整備局及び管内の国道事務所等における道路興運及び日本総合2者の落札回数の割合は、19年度の東北、北陸両地方整備局を除いた契約では、他の入札参加者の有無にかかわらず、毎年度同じ割合であり、15年度から19年度の両者の落札回数及びその割合は表5のとおりである。

表5 5地方整備局及び管内国道事務所等における指名及び落札状況 (単位：件、回、%)

地 方 局	年度	指名競争契約 件数①	指名者数別契約 件数			指 名 さ れ た 回 数				落 札 し た 回 数			
			2 者	3 者	4 者 以上	道 路 興 運 ②	①に 対 し て 道 路 興 運 が 指 名 さ れ た 割 合	日 本 総 合 ③	①に 対 し て 日 本 総 合 が 指 名 さ れ た 割 合	道 路 興 運	②に 対 し て 道 路 興 運 が 落 札 し た 割 合	日 本 総 合	③に 対 し て 日 本 総 合 が 落 札 し た 割 合
5 地 方 整 備 局	平成 15	59	58	1	0	58	98.3	59	100.0	40	69.0	18	30.5
	16	59	50	9	0	58		59		40		18	
	17	59	47	12	0	58		59		40		18	
	18	59	46	13	0	58		59		40		18	
	19	59	41	14	4	59	100.0	59	39	66.1	18		
計		295	242	49	4	291	98.6	295	100.0	199	68.4	90	30.5

(注) 5地方整備局 東北、北陸、中国、四国及び九州各地方整備局

このような2者指名の契約について、指名業者の選定方法についてみたところ、地方整備局及び国道事務所等における過去の業務実績により選定している事例が多数見受けられた。

<事例>

四国地方整備局徳島河川国道事務所は、毎年度、指名業者の選定に当たって、同局管内において車両管理業務の実績がある業者を選定事由として指名していた。しかし、同局管内において同様の業務の実績を有する業者は、過去に指名した道路興運及び日本総合の2者のみであるため、上記の選定事由では過年度と同一の2者のみが指名されることになり、この結果、15年度から19年度における指名業者は、道路興運及び日本総合の2者のみとなっていた。

b 落札の状況

8地方整備局及び112国道事務所等において、15年度から19年度までに車両管理業務契約を締結した業者は全部で11者となっている。この11者との契約件数及び支出額は表6のとおりである。これによると、契約件数では上位の道路興運、日本総合及び北協管理で758件、89.0%を占め、その支出額は計489億7692万余円に上っており、支出額全体の87.3%を占めている。

表6 車両管理業務契約の業者別契約件数及び支出額 (単位：件、万円、%)

会社名	平成15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		計		割合	
	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額
道路興運	71	610,665	69	584,417	69	570,110	72	573,015	71	557,998	352	2,896,205	41.3	51.6
日本総合	26	193,489	26	181,907	26	181,362	29	189,544	29	184,158	136	930,460	16.0	16.6
北協管理	69	251,491	66	251,671	59	231,181	42	173,363	34	163,321	270	1,071,027	31.7	19.1
計	166	1,055,645	161	1,017,995	154	982,653	143	935,922	134	905,477	758	4,897,692	89.0	87.3
上記3者以外 の8者計	17	139,665	17	134,557	17	132,927	22	150,787	21	157,537	94	715,473	11.0	12.7
合 計	183	1,195,310	178	1,152,552	171	1,115,580	165	1,086,709	155	1,063,014	852	5,613,165	100.0	100.0

上記3者のうち、北海道で業務を実施している北協管理の10開発建設部における落札状況は、表7のとおり、北協管理は、15年度から17年度までの198件のうち、随意契約の164件すべてを契約しており、指名競争契約に移行した18、19両年度の97件のうち、18年度42件、19年度34件、計76件についても北協管理が落札していた。

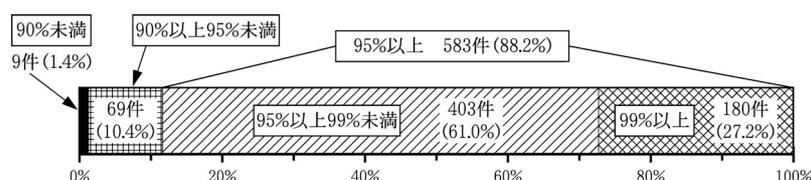
表7 10開発建設部における北協管理の落札状況 (単位：件)

契約方式	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
随意契約	65	56	43	0	0	164
指名競争契約	6	11	17	53	44	131
計	71	67	60	53	44	295
うち北協管理の契約件数	69	66	59	42	34	270

(注) 平成15年度から17年度までの契約198件は、網掛部分の契約件数の合計である。

前記の指名競争契約661件における落札率についてみると、図1のとおり、99%以上の契約が180件となっており、661件のうち落札率が95%以上であった契約は583件となっていた。そして、661件の契約のうち624件(94.4%)の契約が1回目の入札で落札業者を決定していた。

図1 指名競争契約における落札率の状況



以上のように、長期にわたって、特定の業者に指名が偏っている契約状況は適切ではなく、このような場合、履行可能な一定以上の業者を指名して契約の競争性を確保しようとしている指名競争契約の趣旨を損なうこととなる。

貴省においては、車両管理業務の契約に当たって、20年7月に通知を発して、20年度後半から原則として一般競争契約としているところであるが、入札公告等による競争参加資格等の制限は必要最小限のものとどめ、多数の業者が参加できるようにすることにより、同通知の趣旨を徹底することが必要である。

イ 道路整備事業のための広報広聴業務の実施

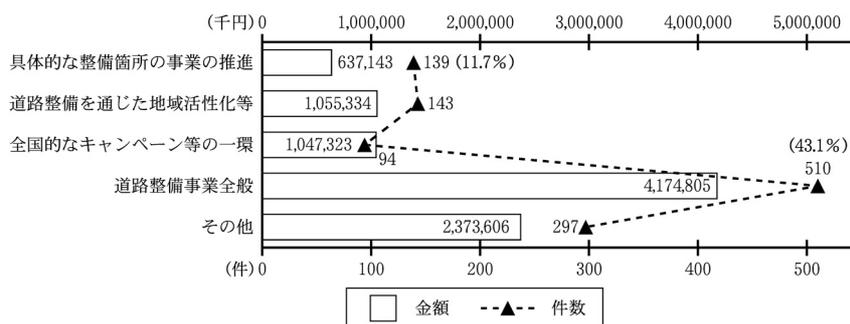
貴省は、道路整備事業の目的、内容等を分かりやすく紹介するため、パンフレット等の作成、ミュージカル等のイベントの開催、マスメディアの活用等多岐にわたる方法で、広報広聴業務を毎年度多数実施している。

そして、貴省、10地方整備局等及び31国道事務所等における18、19両年度の広報広聴業務に関する契約は1,183件、92億8821万余円となっている。

(ア) 広報広聴業務の実施

上記の契約1,183件について、目的別に広報広聴業務の実施状況を示すと図2のとおりである。

図2 目的別実施状況



前記の契約 1,183 件のうち、具体的な整備箇所の事業の推進を目的とする広報広聴業務は、より一層の効果の発現が期待できると考えられるが、道路整備事業全般の広報を目的とする広報広聴業務 510 件(43.1%)に対して、139 件(11.7%)にとどまっていた。

また、これらに係る経費は、事業費、調査費、工事諸費等複数の費目から支出されているなど地方整備局等及び国道事務所等で区々となっていた。

(イ) 広報広聴業務における応札(応募)者数

貴省は、随意契約の理由等の点検、見直しを行い、18年6月に「随意契約見直し計画」を策定して、19年1月に改訂している。同計画によると、随意契約が真にやむを得ないものを除き、遅くとも19年度からすべて①一般競争契約、②提案書等を評価して契約の相手方を特定する企画競争による随意契約、③発注者が事前に特定した公益法人等以外の参加者の有無を公募により確認する随意契約のいずれかに移行することとしている。

そして、19年度に実施した広報広聴業務 500 件のうち、随意契約見直し計画の方針に沿って上記①、②、③の契約方式により締結された広報広聴業務は 196 件、35 億 7434 万余円となっている。この 196 件について、多数の業者による競争が行われていたか応札(応募)者数についてみたところ、2 者以上応札(応募)の契約が 196 件のうち 129 件ある一方、1 者応札(応募)の契約が 67 件見受けられて、これに係る支出額は 18 億 9492 万余円となっていた。そこで、1 者応札(応募)の契約の競争参加資格等についてみたところ、必要とする過去の業務実績として、発注者が所在する地方整備局等及び管内の国道事務所等からの受注実績や、道路行政に関する住民参加活動の企画、運営のような道路整備事業特有の専門的な業務実績を求めるなどしたため、多数の業者が当該業務に応札(応募)することを困難にしている契約が見受けられた。

上記のことを踏まえて、契約方式見直しの効果を確保するためには、発注に当たって、一定数以上の業者が入札等に参加できるような競争参加資格等となっているか確認するなど、十分に検討する必要がある。

(ウ) 広報広聴業務の検証等の実施

広報広聴業務は、効果を測定することは困難な面もあるが、毎年度継続的に実施されている業務も多いことなどから、効率的、効果的に実施するために、業務の目標等を明確にして、既に実施した広報広聴業務の効果測定及び検証(以下、単に「検証」という。)が重要である。

そこで、前記(ア)の 1,183 件の広報広聴業務のうち、月刊広報誌等の継続して実施されているものを除いた 442 件の広報広聴業務について、①業務計画書の作成、②業務報告書の提出、③業務の検証の状況を手段別にみたところ、表 8 のとおりとなっていた。

これによると、業務計画書を作成した割合は各々の手段ごとに 50% から 100% と区々となっているものの、どの手段においても、業務計画書の作成よりも業務報告書の割合が低くなっており、業務の検証を行ったものの割合は更に低い傾向となっていた。

また、パンフレットや雑誌等の紙媒体による広報広聴業務を行った場合の検証の実施状況は、221 件中 24 件にとどまっており、視聴率等により把握できるテレビやラジオ、アクセス件数等により把握できるホームページ、直接アンケートを配布、回収できるイベント等においても、検証している業務の割合は 50% 以下となっていた。

広報広聴業務の検証は困難な面もあるが、業務の計画、実施に当たって、目標等を明確にするとともに、手段に応じた検証方法を工夫して実効性を高めていくことが必要である。

表 8 広報広聴業務の検証等の実施状況

手 段	件 数 (件)	左のうち業務計画書を作成したもの		左のうち業務報告書を提出させたもの		左のうち業務の検証を実施したもの	
		件 数 (件)	割 合 (%)	件 数 (件)	割 合 (%)	件 数 (件)	割 合 (%)
パンフレットの作成等	103	56	54.4	31	30.1	16	15.5
雑誌への掲載等	118	59	50.0	47	39.8	8	6.8
イベントの開催等	119	97	81.5	75	63.0	35	29.4
ホームページの作成等	56	45	80.4	43	76.8	20	35.7
テレビ、ラジオによる放送等	35	33	94.3	26	74.3	16	45.7
調査業務等	11	11	100.0	10	90.9	4	36.4
計	442	301	68.1	232	52.5	99	22.4

ウ 調査研究業務

貴省は、道路整備事業における行政施策の企画、立案を進め、また、的確な基礎データの構築及び創造的なデータの解析を行うために種々の情報収集や分析が必要であることから、様々な調査、研究等に係る調査研究業務を外部に発注して実施している。そして、地方整備局等における調査研究業務の発注額は多額に上っており、業務内容は、道路整備のための地形の基礎データの収集や地域人口の動態調査業務から、道路整備に伴う地域活性化研究業務、管内地域の観光・物流調査検討業務等まで広範囲なものとなっている。

一方、北海道開発局及び沖縄総合事務局は、それぞれの地域が持つ歴史的な経緯や地域特性から設置された総合行政機関であり、国、地方公共団体、地域住民等が一体となって取り組む方針を示している北海道総合開発計画及び沖縄振興計画に基づき、種々の施策を一体的に推進しており、このことから、他の地方整備局等に比べて地域活性化に関する業務を多数実施している。

そこで、道路整備事業に係る調査研究業務のうち、北海道開発局、沖縄総合事務局及び12開発建設部等において、特に地域固有の景観、自然、文化等を活用した観光振興や地域振興等の推進に係る調査研究業務についてみることにした。

18年度の49件、契約額10億1345万余円、19年度の38件、契約額9億9909万余円、計87件、契約額20億1255万余円の調査研究業務の成果が、地域の財産として広く共有されるなどして、施策の推進等に効果的に利活用されているかについてみたところ、図3のとおり、成果を取りまとめた報告書(以下「成果物」という。)等について、69件は、調査研究業務に関係する地域の団体に配布等されていた。一方、成果物等をホームページ上で公表しているものは、図4のとおり、9件にとどまっており、成果物等の公表の基準等がないことなどから、78件(契約額18億6991万余円)については、成果物等がホームページ上に公表されていなかった。このうち、調査研究業務の内容がより地域に密着していると考えられる地域の観光資源の活用等観光振興に関連するものは、30件(契約額4億2528万余円)となっていた。

図3 成果物等の配布状況

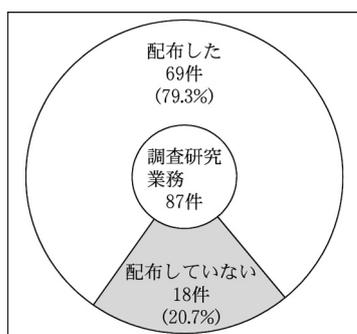
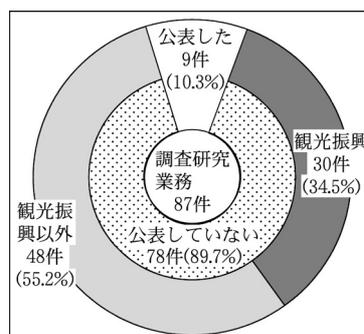


図4 成果物等のホームページ上の公表状況



インターネットの普及率は急速に伸びており、公表可能な成果物等については広く容易に利用できるよう公表することが重要である。また、このことは事業の透明性の向上にも寄与すると考えられる。特に、観光資源の活用等地域に密着した調査研究業務においては、公表により業務の成果が他の行政機関のみならず広く地域で活用できるようにすることが重要である。

(2) 道路関係公益法人に対する支出及び契約の状況

ア 8公益法人との契約状況等

貴省が、18、19両年度に、8公益法人に発注した調査研究業務等の契約は113件、契約額53億4310万余円となっている。

8公益法人が受注した調査研究業務等の契約のうち、当該業務に関して外部のコンサルタント等の外部業者へ業務の一部を外注している場合の経費(以下「外注費」という。)等は、会計帳簿等により把握できるものがあるものの、契約ごとに区分経理していないため、貴省と契約している当該業務ごとに実際に要した経費が事業終了後でも正確に把握できない状況となっていた。これらの契約の大部分が調査研究業務等において成果を求められている請負契約となっているため、受注した公益法人においては、契約上業務が完了した際は成果を報告すれば足りることとなり、業務内容に変更がなければ特段の

精算手続が必要とされていない。このことから、調査研究業務等の契約に当たって、精算手続が確保できる契約方式を検討することも今後の重要な課題の一つである。

そして、18、19両年度に8公益法人が受注した113件、契約額53億4310万余円についてみると、業務の一部を外注している契約が、92件(契約額48億2606万余円)あり、このうち契約額に占める外注費^(注3)の割合が50%を超えている契約が31件(契約額16億6819万余円)となっていた。

(注3) 外注費 複数の契約をまとめて外注している場合等当該契約ごとに明確に要した外注費が把握できないものについては、契約額の割合によるあん分等の方法で算出している。

イ 再委託承認申請

公益法人へ随意契約により発注した契約について、契約の全部又は一部を更に第三者に再委託(下請を含む。以下同じ。)する場合、契約上、発注者の承認を要することとされているが、一方で軽微な業務については、再委託の承認申請は省略できることとされている。

契約額に占める外注費の割合が50%以上を占めている前記の契約31件について再委託承認申請書の提出状況をみると、再委託承認申請書を提出したのは2件にとどまっております。29件(契約額15億4103万余円)については提出されていなかった。これは、外注した情報収集等の業務が軽微な業務であると公益法人が判断して、再委託の承認申請を行っていなかったものである。

調査研究業務等においては、一般的な情報収集のほかに、困難を伴う専門的な知見に基づく情報の収集や収集した情報の分析、研究が業務の主要な部分を占める場合があるが、このような場合でも、公益法人からの再委託の承認申請がないと外注した業務内容が軽微なものかどうか把握できないこととなる。貴省では、20年8月に「設計業務共通仕様書(案)」(昭和62年建設省制定)を一部改正して、再委託の承認申請を要しない軽微な部分を明示しているところであるが、同仕様書改正の趣旨を徹底して、外注費を含む調査研究業務等の透明性を十分確保することが必要である。

ウ 社団法人国際建設技術協会と締結している契約状況等

社団法人国際建設技術協会(以下「国建協」という。)は、海外における国土開発に対し協力することを目的として設立された公益法人で、国、政府関係機関、その他の者より委託を受けた建設技術に関する調査及び研究等の事業を行っており、貴省から調査研究業務等を、18年度5億6588万余円、19年度6億0273万余円、計11億6861万余円受注している。

そして、国建協は、18年度に、「平成18年度海外の道路関係情報等に関する調査」を契約額91,875,000円で貴省と締結している。

上記の契約は、世界の道路の技術、制度、プロジェクト等に関する最新情報を企画立案者に適時的確に情報提供することを目的として、海外の道路整備に関する調査等の情報収集、整理等を行うものである。

上記の契約に基づき、貴省に提出された成果物についてみたところ、海外支部のスタッフが外国文献の翻訳を十分に行わなかったため日本語として意味の通じない部分が5ページにわたって散見され、また、インターネット上の辞書機能を安易にそのまま引

用している部分が6か所で見受けられた。そして、特記仕様書において業務内容の責任者である主任技術者についての定めはあるものの、成果物の提出に当たって内容の照査を行う照査技術者について定めがないことから、国建協では、成果物の提出に当たって、特段、照査技術者を指名しないまま成果物を提出していた。

道路整備事業における土木設計業務に係る契約では、受注者は成果物の内容について技術的な照査を行う照査技術者を定めることとされており、同様に道路整備事業における調査研究業務等においても、専門性の高い業務等は、必要に応じて、成果物の提出に当たって、受注者においても成果物の内容を十分照査することが必要である。

(改善を必要とする事態)

我が国の道路整備を取り巻く状況や国会での議論を踏まえて、道路整備特別会計における支出の状況について、多角的に検査を実施した結果、次のような事態について、改善を図る必要があると認められる。

- (ア) 連絡用車両の車両管理業務について、業務の発注に当たり、長期にわたって指名業者が特定の少数の業者に占められているなどの事態が見受けられた。
- (イ) 広報広聴業務について、業務の発注に当たり、応札(応募)者数が限られることとなるなど契約方式見直しの効果が十分現われていなかったり、業務の検証が十分行われていなかったりするなどの事態が見受けられた。
- (ウ) 観光資源の活用等地域に密着した調査研究業務において、成果物等について、ホームページ等により地域に周知するなど、より効果的な取扱いとなっていない事態が見受けられた。
- (エ) 公益法人に発注する調査研究業務等について、公益法人が外部業者に業務の一部を外注している契約があるが、これらの中には再委託の承認申請を行っていない契約が見受けられた。
- (オ) 公益法人に発注する契約について、成果物の照査が十分でない事態が見受けられた。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、主として次のようなことなどによると認められる。

- (ア) 連絡用車両の車両管理業務について、業務の発注に当たり、指名競争契約を導入しているものの、指名される業者が特定の少数の業者に限られるような競争参加資格等となっていること
- (イ) 広報広聴業務について、業務の発注に当たり、契約方式の見直しを進めているものの、応札(応募)者数が限られるような競争参加資格等を設定していたり、業務の検証に当たり、手段に応じた検証方法の工夫が十分でなかったりしていること
- (ウ) 観光資源の活用等地域に密着した調査研究業務において、成果物等の公表の基準等がないこと
- (エ) 公益法人に発注する調査研究業務等について、軽微なものについては再委託の承認申請を要しないとしているものの、その範囲が具体的に示されていなかったこと
- (オ) 公益法人に発注する契約について、成果物の提出に当たって、専門性の高い業務等であっても照査技術者の必要性を特記仕様書等において明確にしていなかったこと

3 本院が表示する意見

貴省においては、道路整備特別会計の予算執行状況について様々な議論がなされ、道路整備行政に対する信頼を損ねたことについて、早急に国民の信頼を回復するために、最終報告書に沿った改革を確実に実施するとともに、道路整備事業の実施に当たっては、より一層の適正かつ効率的な予算の執行を行うことが重要である。

については、前記のような検査結果を踏まえて、道路関係業務の適正かつ効率的な予算の執行が図られるよう、次のとおり意見を表示する。

- (ア) 連絡用車両の車両管理業務については、20年7月に通知を発して、年度後半から原則として一般競争契約としているが、真に競争性のある契約とするため、同通知の趣旨を徹底すること
- (イ) 広報広聴業務については、契約に当たって、契約方式見直しの効果が十分発現されて、応札(応募)者数が複数確保されるよう競争参加資格等を十分検討するとともに、実効性の向上を図る点から業務の検証方法を工夫するよう努めること
- (ウ) 観光資源の活用等地域に密着した調査研究業務については、業務の成果が最大限地域で利活用されるよう、業務の成果の内容等を広く地域に周知するため、ホームページ等で可能な限り公表すること
- (エ) 公益法人に発注する調査研究業務等については、20年8月に「設計業務共通仕様書(案)」を一部改正して、再委託の承認申請を要しない軽微な部分を明示しているところであるが、再委託の承認申請が適切に行われるよう、同仕様書改正の趣旨を徹底すること
- (オ) 公益法人に発注する契約について、専門性の高い業務の発注に当たっては、必要に応じて特記仕様書等において照査技術者を明確にするなどして、成果物の内容の照査が適時的確に行われるようにすること

本院は、20年次の検査を踏まえつつ、国会からの検査要請について引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとする。

(8) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	自動車検査登録特別会計(平成20年度以降は自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定))(項)業務取扱費
部局等	国土交通本省
ワンストップサービスの概要	パソコンを用いて、インターネット上で一括して自動車保有関係手続を行うことにより、新車の新規登録手続に係る利用者等の負担を軽減させるとともに行政事務の効率化を図るもの
ワンストップサービスの開発費の合計額	26億7720万円(平成14年度～17年度)
上記のうち国土交通省負担額	14億2988万円
ワンストップサービスの維持関係費用の国土交通省負担額	38億4246万円(平成17年度～19年度)

国土交通省負担額の合計 52 億 7235 万円(背景金額)(平成 14 年度～19 年度)

上記のうち全く使用されていない検査標章印刷用プリンター計 122 台の設置に係るリース費用相当額 4073 万円(平成 16 年度～19 年度)

【意見を表示したものの全文】

自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 自動車保有関係手続の概要

自動車を公道等で運行するためには、自動車の所有権の公証、安全の確保、社会秩序の維持等様々な目的から、法令等に基づき、自動車の検査・登録、自動車保管場所証明、自動車税の納付等各種の行政手続(以下「自動車保有関係手続」という。)が必要とされている。

このうち、自動車の登録手続は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)の規定に基づき、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く自動車(以下「自動車」という。)を運行の用に供する場合に必要とされていて、以下の手続がある。

ア 登録を受けていない自動車の登録を行う新規登録

イ 所有者の変更があった場合に行う移転登録

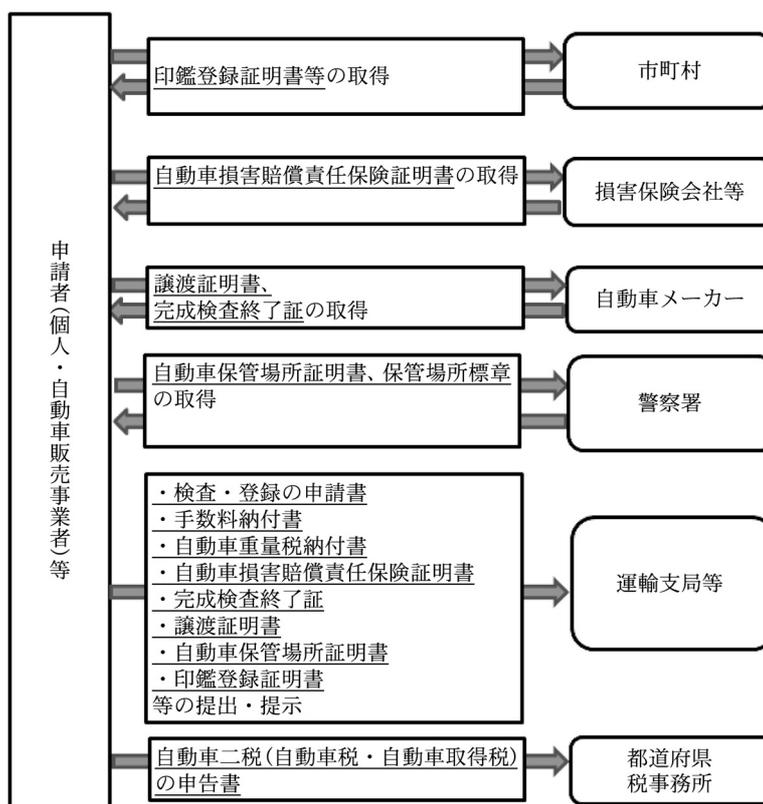
ウ 氏名、住所、使用の本拠の位置等を変更する場合に行う変更登録

エ 自動車の使用をやめたり、解体等をしたり、輸出をしたりする場合に行う抹消登録

そして、上記アの新規登録には、新車の新規登録と登録を抹消した自動車を再び使用する場合の登録とがあるが、新車の新規登録を行う場合の自動車保有関係手続は、次のとおりである。

- ① 申請者等は、市町村、警察署等に図 1 に掲げる各証明書等の交付申請を行い、交付を受けたこれらの証明書、検査・登録の申請書等を運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所、運輸事務所(以下「運輸支局等」という。)に提出して(検査・登録の申請書は書面によるほか、フレキシブルディスク^(注1)に入力して提出することも可能である。)審査を受ける(以下、これらの書面等による申請を「書面申請」という。)

図1 自動車保有関係手続(書面申請)書類等(新規登録の場合)



- ② 運輸支局等は、これらの書面の提出を受けて申請内容の審査を行い、新規登録の基準に適合する場合には、車名、型式、車台番号、所有者の氏名又は名称、住所、使用の本拠の位置等を自動車登録ファイルに登録し、また、申請者等に対して、登録事項等通知書、自動車検査証及び検査標章を交付する。申請者等は、自動車登録番号標(以下「ナンバープレート」という。)^(注2)の交付を交付代行者^(注3)から受けて自動車に取り付けて、封印取付受託者^(注3)による封印の取付けを受ける。
- ③ 上記に加えて、申請者等は、都道府県税事務所において自動車取得税及び自動車税を申告・納付する。

(注1) フレキシブルディスク 磁気によりデータを記録する媒体の日本工業規格における名称であり、一般にフロッピーディスクと呼ばれる。

(注2) 交付代行者 国土交通大臣がナンバープレートの交付を代行させている者で、自動車関連の公益法人が代行者となっている。

(注3) 封印取付受託者 国土交通大臣が封印の取付けを委託した者で、自動車関連の公益法人、自動車整備事業者、自動車販売事業者、行政書士等が受託者となっている。

新車の新規登録手続は、自動車の購入者等が申請者となって自ら行うこともできるが、そのほとんどが自動車販売事業者や行政書士に依頼して行われているのが現状である。

自動車販売事業者が構成会員となっている社団法人日本自動車販売協会連合会(以下「自販連」という。)によると、平成19年の新車の新規登録件数(3,453,672件)のうちの約83%(2,890,871件)については、自販連の各都道府県支部が、管内の自動車販売事業者からの

申請書類を取りまとめて、運輸支局等に一括して代理申請を行い、自動車検査証、検査標章、ナンバープレート等の交付を受けて、自動車販売事業者に配布している。また、自動車保管場所証明関係手続の代行については、自動車販売事業者又は行政書士が行っているが、自動車販売事業者が代行する場合には、自販連都道府県支部によらず各自動車販売事業者自らが手続を行っている。

(2) 自動車保有関係手続のワンストップサービス

新車の新規登録を行う場合、申請者等は、警察署、運輸支局等、都道府県税事務所等複数の機関に赴かなければならないことから、申請者等の負担を軽減して、行政事務の効率化を図るために、申請者等がパソコンを用いてインターネット上で一括して自動車保有関係手続を行うことのできるワンストップサービス(以下「ワンストップサービス」という。)が17年12月から開始されている。

ア ワンストップサービス実施の経緯

ワンストップサービス実施の経緯は次のとおりである。

- ① 10年12月に、内閣総理大臣直轄の省庁連携タスクフォースとして設置されたバーチャル・エージェンシーの検討プロジェクトの一つとして自動車保有関係手続のワンストップサービスが取り上げられ、国民の負担を軽減して、行政事務を効率化するために、その推進を図る必要があるなどとする最終報告が11年12月になされた。
- ② 上記の報告を受けて、高度情報通信社会推進本部(本部長内閣総理大臣)は、おおむね17年を目標としてワンストップサービスの実現を図るべく、その稼働開始を目指すこととして、段階的に対象手続及び地域を拡大することとした。
- ③ 13年1月に、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(本部長内閣総理大臣。以下「IT戦略本部」という。)が決定した「e-Japan戦略」において、我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指すこととされて、同年3月に「e-Japan重点計画」を決定して、おおむね17年を目標に自動車保有関係手続のワンストップサービスの開始を目指すこととした。
- ④ 14年8月に、「自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議」(内閣官房、警察庁、総務省、法務省、国税庁、経済産業省、国土交通省で構成。)は、ワンストップサービスについての検討結果を中間的にとりまとめた「自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザイン」を決定した。
- ⑤ 15年4月に、警察庁、総務省、国税庁及び国土交通省(以下「4省庁」という。)は、システム設計に必要な要件を定義するとともに、その実施のための枠組みを「自動車保有関係手続のワンストップサービス・システム要件定義」として策定した。
- ⑥ 16年7月に、4省庁は、ワンストップサービスの開始時期を17年12月として、まず型式指定車^(注4)の新車の新規登録手続を対象とすることにした。
- ⑦ 17年2月に、IT戦略本部により決定された「IT政策パッケージ2005」において、19年中を目標に全国において新車の新規登録手続のオンライン申請を開始できるよ

うワンストップサービス化を推進すること及び中古車の新規登録、移転登録、変更登録、抹消登録及び継続検査^(注5)については、20年未までのできるだけ早期を目標に全国にサービスを拡大することとした。

⑧ 17年12月に、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の4都府県でワンストップサービスを開始して、現在の実施都府県は表1のとおりである。

なお、4省庁及びすべての都道府県(都道府県警察を含む。)からなるOSS管理運営委員会(以下「管理運営委員会」という。)を設置して、ワンストップサービスの管理運営方針の決定に当たっている。

(注4) 型式指定車 国土交通大臣が、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るために、自動車製造業者等の申請により、自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合して、かつ、当該自動車が均一性を有すると判定して、その型式について指定した自動車をいう。

(注5) 継続検査 自動車検査証の有効期間の満了後に当該自動車を使用しようとするときに、自動車の安全性の確保及び公害の防止を図るために受ける検査

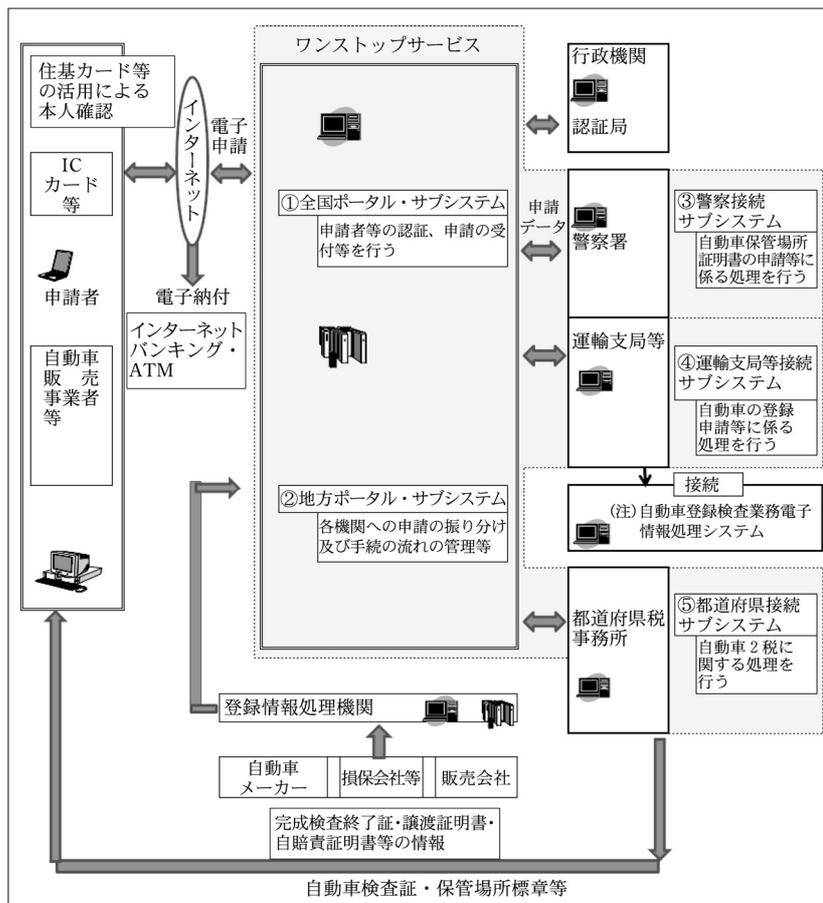
表1 ワンストップサービスの実施都府県

稼働開始時期	平成17年12月26日～	18年4月24日～	19年1月29日～
都府県名	東京都 神奈川県 愛知県 大阪府	埼玉県 静岡県	岩手県 茨城県 群馬県 兵庫県

イ ワンストップサービスのシステム構成

ワンストップサービスは、図2のとおり、①申請者等の認証、申請の受付等を行う「全国ポータルサブシステム」、②各機関への申請の振り分け及び手続の流れの管理等を行う「地方ポータルサブシステム」、③各都道府県警察に設置されて自動車保管場所証明書の申請等に係る処理を行う「警察接続サブシステム」、④各運輸支局等に設置されて自動車の登録申請等に係る処理を行う「運輸支局等接続サブシステム」及び⑤各都道府県に設置されて自動車税、自動車取得税の申告に係る処理を行う「都道府県接続サブシステム」から構成されている。

図2 ワンストップサービスのシステム構成図



(注) 検査・登録の申請書の内容は、ワンストップサービスを利用した場合、書面申請の場合とも、自動車登録検査業務電子情報処理システムに登録される。

ウ ワンストップサービスの申請手順

ワンストップサービスは、申請者等がワンストップサービスのサブシステムの一つである全国ポータルサブシステムに接続して、必要な申請事項を入力するなどして送信して、手数料や自動車関係諸税をインターネットバンキング又はATMにより支払うなどして、申請者等がそれぞれの機関の窓口に行くことなく新車の新規登録に必要な手続きを行うことができるようにしたものである。ただし、ナンバープレート、登録事項等通知書、自動車検査証、検査標章及び保管場所標章の受取りについては、別途関係機関に赴く必要があり、また、ナンバープレートの取付け後の封印については、封印取付受託者に依頼して封印の取付けを受ける必要がある。また、自動車損害賠償責任保険への加入等の事前準備が必要とされている。申請者等がワンストップサービスを利用して新規登録の申請を行う場合の手続きは、次のとおりである(図3参照)。

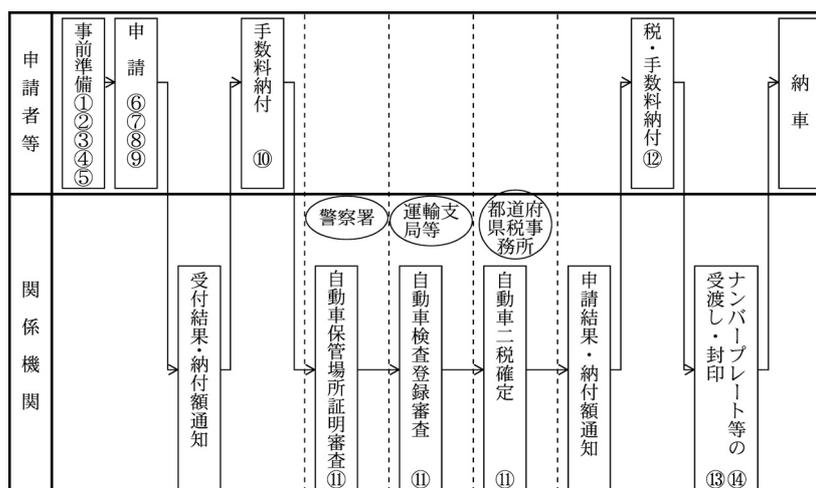
(ア) 申請者等は、ワンストップサービスを利用するための事前の準備として、以下の手続を行う。

- ① 自動車損害賠償責任保険への加入
- ② 手数料等の納付をインターネットバンキングで行う場合は、インターネットで納付を行う環境の準備

- ③ ワンストップサービスを利用するためのソフトウェアのパソコンへのインストール
- ④ 個人の場合は、住民基本台帳カードに格納された電子証明書を利用した電子申請を行うために必要なソフトウェアのパソコンへのインストール
- ⑤ 申請者等とワンストップサービスとの間の安全な通信を行うために必要な政府共用認証局の自己署名証明書^(注6)の設定等
- (イ) 申請者等は、パソコンを用いて以下の手順により申請書及び添付書類の作成を行う。
 - ⑥ 申請者、使用者、代理申請の場合は代理人に関する情報(住所、氏名(法人名)及び生年月日)の入力
 - ⑦ 自動車の用途及び登録に関する申請内容(メーカー名、自動車の色、車台番号等)の入力
 - ⑧ 自動車の保管場所に関する情報(保管場所を示す所在図、配置図、使用権原疎明書面等の添付等)の入力
 - ⑨ 自動車税及び自動車取得税に関する情報(自動車の用途と種別、納税義務者、自動車の所有形態、課税標準額又は車両本体及び付加物の取得価額)の入力等
- (ウ) 申請者等は、(イ)により入力を行った各画面ごとの入力情報を確認の後、ワンストップサービスヘデータの送付を行う。データ送付後の手続は以下のとおりである。
 - ⑩ インターネットバンキング又はATMを使用して保管場所証明申請手数料及び検査登録手数料を納付
 - ⑪ 運輸支局等、都道府県税事務所及び警察署の審査機関による申請内容の審査
 - ⑫ 新規登録の基準に適合する場合には保管場所標章交付手数料、自動車重量税、自動車税及び自動車取得税について⑩と同様の方法による納付
 - ⑬ 運輸支局等での登録事項等通知書、自動車検査証及び検査標章の受取り、交付代行者からのナンバープレートの受取り、自動車への取付け及び封印取付受託者による封印の取付け
 - ⑭ 警察署で保管場所標章の交付を受けて自動車に表示

(注6) 政府共用認証局の自己署名証明書 申請者等とワンストップサービスとの間の通信を暗号化し、申請者側には安全な通信を行うための証明書、ワンストップサービス側にはサーバ証明書が必要となり、これらの証明書(自己署名証明書)を政府共用認証局が発行する。

図3 ワンストップサービスによる手続概要



(3) ワンストップサービスに係る経費

4省庁は、14年度からワンストップサービスのシステム開発を行っており、19年度末までにワンストップサービスに要した費用は、表2のとおり、4省庁合計で65億1967万余円となっている。このうち、設計、開発費は、警察庁が5億2160万余円、総務省が5億2843万余円、国税庁が1億9727万余円、国土交通省が14億2988万余円をそれぞれ負担していて、4省庁合計で26億7720万余円となる。また、運用、保守等のための維持関係費用は国費で17年度5億5872万余円、18年度16億0328万余円、19年度16億8045万余円となっている。

なお、上記の開発費については、それぞれのサブシステムの開発内容に応じて4省庁が負担割合を定めて支出しており、サービス開始後の維持関係費用については、「全国ポータルサブシステム」及び「地方ポータルサブシステム」は、国土交通省がその2分の1を負担して、残額の2分の1について都道府県税部局及び都道府県警察がそれぞれ負担割合を定めて支出している。また、上記以外の維持関係費用については、国土交通省が全額を負担している。

表2 省庁別ワンストップサービス関係費用

(単位：円)

年度	契約金額				
		うち警察庁分	うち総務省分	うち国税庁分	うち国土交通省分
平成 14	169,994,790	42,498,645	42,498,645	42,498,645	42,498,855
15	929,898,264	233,030,400	235,111,300	101,250,000	360,506,564
16	1,092,515,032	246,079,600	250,825,000	53,529,600	542,080,832
17	484,797,784	—	—	—	484,797,784
開発費計	2,677,205,870	521,608,645	528,434,945	197,278,245	1,429,884,035
17	558,729,056	—	—	—	558,729,056
18	1,603,281,840	—	—	—	1,603,281,840
19	1,680,456,840	—	—	—	1,680,456,840
維持関係費用計	3,842,467,736	—	—	—	3,842,467,736
計	6,519,673,606	521,608,645	528,434,945	197,278,245	5,272,351,771

注(1) 平成 14～17 年度(17 年度は上段)は開発費、17～19 年度(17 年度は下段)は維持関係費用であり、すべて国費である。

注(2) 警察庁は自動車保管場所証明書の審査等に、総務省は自動車二税の徴収に、国税庁は自動車重量税の徴収に関連しているため、それぞれに係る開発費を負担している。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

政府は、世界一便利で効率的な電子行政サービスの提供を目指して、国・地方公共団体の行政手続に関して、オンライン利用を飛躍的に拡大させるために、ワンストップ化等を図り、利便性・サービスの向上が実感できる電子行政を実現することなどを目標としている。そして、10 年 12 月に設置されたバーチャルエージェンシーによる検討に始まり推進されているワンストップサービスは、多数の行政機関、民間事業者等が連携して行政サービスのワンストップ化を実現するもので、行政サービスのワンストップ化の先駆的な取組として、電子政府を推進するに当たり、重点的に取り組むこととしているものである。

また、本院は、国会からの検査要請に基づき、18 年 10 月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請率は、全体では低くなっていることから、各省庁において、手続のオンライン化について、事務・事業の見直しも含めて、その必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院としては、今後とも多角的な観点から検査を実施していくこととしたところである。

そこで、ワンストップサービスについて、経済性、効率性、有効性等の観点から、サービスのワンストップ化やシステムの利用により利用者の利便性の向上が図られるものとなっているか、システムの規模と利用状況等との整合性が図られているかなどに着眼して検査を行った。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、14年度から19年度までの間のワンストップサービスに係る設計、開発、運用、保守等に要した費用65億1967万余円を対象として、4省庁において会計実地検査を行った。そして、ワンストップサービスの導入に至る検討状況及び実施状況、現在までの運用の状況等について関係資料に基づき検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) ワンストップサービスの利用率

ワンストップサービス実施都府県における17年12月の運用開始から20年6月までの型式指定車の新車の新規登録件数3,568,810件のうちワンストップサービスを利用した件数は、表3のとおり23,916件(利用率0.67%)であり、このうち、個人の利用件数は計59件となっている。

表3 ワンストップサービスによる利用件数等(平成17年12月～20年6月) (単位：件)

都府県名	岩手県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県	静岡県	愛知県	大阪府	兵庫県	合計
17年度登録件数	新規登録件数A	—	—	—	93,250	78,014	—	99,890	69,387	—	340,541
	ワンストップサービス利用件数B	—	—	—	79	23	—	127	187	—	416
	B/A(%)	—	—	—	0.08	0.02	—	0.12	0.26	—	0.12
18年度登録件数	新規登録件数C	6,773	21,710	18,125	178,068	225,815	113,250	289,880	198,758	32,623	1,363,544
	ワンストップサービス利用件数D	13	10	114	714	2,666	876	1,573	1,720	371	8,109
	D/C(%)	0.19	0.04	0.62	0.4	0.95	0.38	1.38	0.59	0.18	0.59
19年度登録件数	新規登録件数E	25,541	79,462	66,317	178,447	268,235	219,308	111,823	276,742	187,808	1,536,320
	ワンストップサービス利用件数F	178	14	315	1,137	3,151	516	2,128	2,410	801	11,175
	F/E(%)	0.69	0.01	0.47	0.63	1.17	0.23	1.9	0.87	0.42	0.72
20年度登録件数	新規登録件数G	5,438	17,493	13,932	37,783	55,891	47,026	23,311	60,153	40,788	328,405
	ワンストップサービス利用件数H	54	6	36	202	1,870	119	231	898	699	4,216
	H/G(%)	0.99	0.03	0.25	0.53	3.34	0.25	0.99	1.49	1.71	1.28
合計	新規登録件数I	37,752	118,665	98,374	394,298	695,918	570,163	248,384	726,665	496,741	3,568,810
	ワンストップサービス利用件数J	245	30	465	2,053	7,766	1,534	3,932	5,155	2,058	23,916
	J/I(%)	0.64	0.02	0.47	0.52	1.11	0.26	1.58	0.7	0.41	0.67
上記合計のうち個人利用件数	1	3	1	3	17	8	1	11	13	1	59

注(1) ワンストップサービスの運用開始時期が都府県により異なるため、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府は平成17年12月から、埼玉県、静岡県は18年4月から、岩手県、茨城県、群馬県、兵庫県は19年1月からの利用件数をそれぞれ計上している。

注(2) 個人利用件数についてはワンストップサービスが運用稼働を開始した平成17年12月から20年5月までの累計件数である。

ワンストップサービスを利用できる地域は10都府県と限られており、これらの都府県におけるワンストップサービスの利用率は上記のとおり著しく低率となっていて、17年

度のワンストップサービスの運用開始以降の利用1件当たりに要した維持関係費用(国の負担分)についてみると、17年度(17年12月～18年3月)134万余円、18年度19万余円、19年度15万余円となっている。そして、今後とも利用率の改善が見られない場合は、毎年度、1件当たりの維持関係費用として同程度の金額を要することが見込まれる。

(2) 利用率の向上に向けた取組

政府は、18年1月に決定された「IT新改革戦略」において、国民、企業等による電子政府の利用は進んでいないとの認識のもと、オンライン利用促進対象手続におけるオンライン利用率を22年度(2010年度)までに50%以上とする目標を掲げた。また、18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、オンライン利用促進対象手続については、処理時間の短縮、手数料の引下げ等のインセンティブ措置、電子署名の簡略化等の担当府省の努力がなされるものにとり予算措置することとして、22年度(2010年度)までにオンライン利用率50%以上の目標達成が困難であると認められる電子申請システムについては、当該システムの必要性等の再検討を行うこととした。

これを踏まえて、管理運営委員会は、オンライン利用促進対象手続のひとつである自動車の新規登録手続を行うためのワンストップサービスの利用率が低率となっている原因は、サービスを利用する際必要となる個人認証に使用する住民基本台帳カードの取得率が低いことによるとして、利用者が、住民基本台帳カードを用いて行う申請方法に加えて、住民基本台帳カードを用いることなく従前と同様の紙による委任状及び印鑑登録証明書等を自動車販売業者に提出することにより、ワンストップサービスを利用した代理申請(以下、自動車の購入者が印鑑登録証明書等の書面を代理申請者に提出して、代理申請者がワンストップサービスを利用して申請を行う方法を「書面併用方式」という。)を行うことができるようシステムの改良等を行い、19年11月から開始した。

これは、前記のとおり新車の新規登録手続の約8割が自動車販売業者を通じた自販連による代理申請により行われていることから、管理運営委員会は、自動車販売業者を通じた書面併用方式の導入により、新車の新規登録手続に係るオンライン利用率50%の達成を図ることとしたものである。

また、自販連は、ワンストップサービスによる登録業務の効率化を図るため自動車販売業者のシステムから申請に必要なデータを取り込む機能を有する管理システムを構築している。そして、管理運営委員会は、書面併用方式の開始に当たり、自販連からの大量申請に対応するために、自販連の運用する管理システムから送信される申請の情報をワンストップサービスが一括して受け取れるようシステムの見直しを行っている。

しかし、書面併用方式によるワンストップサービス利用件数は19年11月26日のワンストップサービス開始から20年6月末までの合計で2,484件、ワンストップサービス全体としての19年12月から20年6月までの利用率は0.89%となっていて、期待される大幅な利用率の向上の効果はいまだ見られない状況となっている。

なお、政府は、国のオンライン利用促進の取組を抜本的に見直すなどのため、20年9月に決定した「オンライン利用拡大行動計画」において、オンライン利用拡大の新たな目標について、これまでのような各手続一律50%の目標設定は適当でないとして、重点手続分野ごとに目標を定めることとした。そして、パソコンやブロードバンド利用環境、各

種認証基盤等が国民の間に十分普及して、定着するまでの間は、窓口でのオンライン入力補助・代行サービス等の充実を図ることとして、行政内部において申請を受けた後の事務処理過程が電子的に遂行される場合には、窓口等でデータ形式により提出される申請についても、オンライン申請等件数に含めることとした。これにより、自販連等の申請者が自ら検査・登録申請書をフレキシブルディスクに入力し、運輸支局等に持参して申請するという従前から行われている申請方法についてもオンライン申請等件数に含めることとした。その結果、19年度のオンライン利用率の実績値は54%となり、政府は、25年度末における目標値を60%と設定している。

ただし、このオンライン利用率は、フレキシブルディスクを運輸支局等の窓口持参して行う申請件数を含んだ利用率となっており、パソコンを用いてインターネット上で一括して手続を行う申請方法とは異なる方法による申請件数を含めていることから、ワンストップサービスを用いた利用率とは異なるものである。

(3) ワンストップサービスの利用による利便性等の状況

ワンストップサービスの利用による利便性等について利用者別にみたところ、次のような状況が見受けられた。

ア 個人の申請に係る状況

ワンストップサービスは、申請者等が24時間365日自宅等から申請を行うことができるものであるが、個人の利用件数については、前記の表3のとおり、ワンストップサービスの運用開始から20年5月までの2年6か月間で59件にとどまっている状況である。これは、個人にとっては、複雑な自動車保有関係手続がワンストップサービスによっても基本的には解消されていないこと、ナンバープレートの封印といった個人には認められていない手続があること、新車の新規登録手続は自動車の購入者(以下「購入者」という。)に代わり自動車販売事業者を通じた代理申請により行うことが新車販売における商慣習として定着していることなどによると思料される。

イ 代理申請に係る状況

新車の新規登録手続に係る代理申請のほとんどが自動車販売事業者を通じて行われていることから、国土交通省は、ワンストップサービスの利用率の向上を図るために、その主要な利用者である自動車販売事業者を対象として意見聴取を行っており、その結果等に基づき、購入者や自動車販売事業者等の利便性が向上しているかなどについてみたところ、以下のような状況が見受けられた。

(ア) 購入者の利便性等の状況

- ① 購入者が自動車販売事業者に新車の新規登録手続の代理申請を依頼する際に必要となる手数料は、国土交通省の18年度の調査(自動車販売事業者18社)によると、自動車販売事業者によって差異はあるものの、書面申請の場合は平均で3万円程度となっているが、購入者がワンストップサービスの申請を選択して自動車販売事業者に依頼する場合はこれよりも平均で7千円程度減額されている。
- ② 書面併用方式の場合は、購入者が委任状を作成して印鑑登録証明書を自動車販売事業者に提出する必要があるが、これは、購入者にとっての負担の面において書面申請による手続と全く異なるところがないものとなっている。

上記のとおり、購入者にとっては、ワンストップサービスの申請を選択することに

より、代理申請手数料の減額というメリットが得られる場合があることから、ワンストップサービスの利用について管理運営委員会及び自動車販売事業者等において有効な方策を検討して、購入者に十分周知することにより、利用率の向上が期待できると思料される。

(イ) 自動車販売事業者の利便性等の状況

- ① 書面申請による場合は、通常は自動車保管場所証明書の申請時に受取予定日が示されて、その後、必要書面がそろった時点で運輸支局等に登録申請を行うことにより同日中に登録手続きが完了することから、自動車販売事業者において登録日が比較的容易に想定できるために、顧客に納車日をあらかじめ示すことが可能となっている。これに対して、ワンストップサービスによる場合は、システム上登録予定日が示されないこと、申請内容に不備があるなどして登録に必要な証明書類情報をシステムが取得できない場合には申請から数日経過した時点で差し戻される場合もあることなどから、登録日を想定しづらいものとなっており、顧客に納車日を示すことが困難となっている。
- ② ワンストップサービスによる場合は、自動車保管場所証明書の取得に際して申請のために警察署に赴く手間が1回軽減されるものの、自販連や自動車販売事業者の管理システム等との連携が十分確立していないなどのために、相当数の申請事項についてパソコンへの入力事務の負担が生じている。
- ③ 購入者がワンストップサービスを選択する場合は、自動車販売事業者は、前記のとおり一般的に書面申請の場合よりも手数料を減額していることから、手数料収入がその分減少することになる。

上記のとおり、自動車販売事業者は、警察署へ赴く回数の減少というメリットに対して、登録予定日が想定しづらくなるため顧客に納車日を示すことが困難になること、新たなパソコン入力事務の負担が生ずること、手数料収入の減少等のデメリットを総合的に勘案した上で、現状では、ワンストップサービスの利用のメリットが十分得られないと判断していることが、利用率の低迷の一因と思料される。

ウ 自動車販売事業者による自社名義登録

自動車販売事業者は、試乗車等として自社の名義で自動車を保有することがあるが、このような場合には、上記のようなデメリットは比較的少ないことからワンストップサービスによる登録申請がより行われやすいものと思料される。そこで、20年1月から3月までの間にワンストップサービスにより登録された3,163台の自動車についてみると、所有者氏名及び使用者氏名とも同一の自動車販売事業者となっているなどして、自社名義登録と思料される自動車が、2,604台、約82%となっていて、一般顧客向けに販売する自動車の登録申請にワンストップサービスが利用されている件数はわずかとなっている状況が見受けられた。

(4) ワンストップサービスに接続していない道府県の状況

ワンストップサービスに接続している都府県は19年度末現在、10都府県にとどまっており、総務省等によると現在新たに接続を決定している道府県はない状況である。その理由については、都道府県接続サブシステムの構築や自動車税等の収受に必要なマルチペイメントネットワークへの加入等^(注7)に費用負担を要することなどの財政上の負担及びサービス

対象手続の移転登録、継続検査等への拡大の見通しが示されないことなどによるとしている。

(注7) マルチペイメントネットワーク 官公庁、地方公共団体等と金融機関を通信回線で結び、税金や手数料等の公共料金をパソコン上のインターネットバンキングやATMから納付することができるサービス

(5) 運輸支局等におけるワンストップサービス用審査端末等の設置状況

国土交通省は、「IT政策パッケージ2005」において、全国でサービスを実施することが決定されたことを踏まえて、全国の運輸支局等に運輸支局等接続サブシステムを操作するための審査端末等を設置している。

このうち、ワンストップサービスに接続している前記表1の10都府県に所在する29運輸支局等^(注8)には、ワンストップサービス用の審査端末、レーザープリンター及び検査標章印刷用プリンターが2台ずつ設置されている。これに対して、ワンストップサービスに接続していない37道府県内^(注9)に所在する42運輸支局^(注10)、22自動車検査登録事務所等^(注11)に、22年11月までをリース期間として設置されている審査端末計122台及びレーザープリンター計122台は、書面申請における完成検査終了証及び譲渡証明書の電子化されたデータの確認のために利用されているが、ワンストップサービスの申請には全く使用されておらず、また、検査標章印刷用プリンター計122台についても全く使用されていない状況である。そして、これらの検査標章印刷用プリンター計122台の設置に係るリース費用相当額は、16年度から19年度までの間で4073万余円となっている。^(注12)

(注8) 29運輸支局等 岩手、茨城、群馬、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪各運輸支局、兵庫陸運部、土浦、所沢、熊谷、春日部、練馬、足立、八王子、多摩、川崎、湘南、相模、浜松、沼津、豊橋、西三河、小牧、なにわ、和泉、姫路各自動車検査登録事務所

(注9) 37道府県 北海道、京都府、青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注10) 42運輸支局 札幌、函館、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、千葉、山梨、新潟、富山、石川、長野、福井、岐阜、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各運輸支局

(注11) 22自動車検査登録事務所等 八戸、庄内、いわき、佐野、習志野、袖ヶ浦、野田、長岡、松本、飛騨、福山、北九州、久留米、筑豊、佐世保、巖原、大島各自動車検査登録事務所、沖縄陸運事務所、宮古及び八重山両運輸事務所、京都南及び四日市両自動車検査場

(注12) リース費用相当額 リース費用全体額を台数の比率により案分するなどして算出

(6) ワンストップサービスの構成機器等の性能設計及び稼働、運用の状況

ワンストップサービスの構成機器等の仕様の前提となる性能設計に当たっては、システムが正常に動作する業務量の限界として、政府の電子申請システムの中で最も普及したシステムの事例を参考として運用開始後3年経過時点における全国ベースでの利用率を

90%と設定し、この値を用いて性能設計を行っている。しかし、現状では、ワンストップサービスの実施都府県が限定されていて利用率が1%に満たない状況となっていること、移転登録、継続検査等いまだワンストップサービスの対象手続とされていない業務に係る要処理業務量についてもシステムの性能決定の要素として反映されていることから、導入された構成機器等はその有する本来の性能を十分に発揮していない状況である。

ワンストップサービスの運用に当たっては、運用保守契約(契約金額4億9264万余円(19年度))に基づき年間を通じて24時間システムを稼働させるとともに動作状況の監視等を行わせている。しかし、個人によるワンストップサービスの利用実績が著しく少ない現状において、深夜時間帯における利用がほとんどないことなどを踏まえれば、深夜におけるシステム稼働の必要性について、費用対効果の見地から検討する必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

ワンストップサービスの開発費及び維持関係費用が多額に上っているにもかかわらず、ワンストップサービスの利用率が低迷していてワンストップサービスの効果が十分発現していない事態は、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、主たる利用者である自動車販売事業者等においてワンストップサービスの利用の体制がまだ十分整っていないことなどの要因もあると思料されるが、ワンストップサービスを利用することによって代理申請手数料が減額されることなどが購入者に十分周知されていなかったり、利用者である自動車販売事業者等にとって登録予定日を想定しづらくなるなど利便性等が十分向上していなかったりなどしていること、また、利用状況を踏まえたシステムの維持管理費用の節減のための検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

国民の利便性の向上、国民負担の軽減、行政事務の効率化等を図るというワンストップサービスの目的を踏まえて、4省庁において管理運営委員会による協議を通じるなどして、ワンストップサービスに要する費用に対してその効果が十分得られるよう次のとおり意見を表示する。

ア 都道府県及び自動車販売事業者等の協力を得るなどして、ワンストップサービスが購入者に十分周知されるよう必要な措置を講ずるとともに、利用者の意見等を的確に捉えた方策を講じ、また、システムの改善を図るなどして、利用者の利便性に資するワンストップサービスとなるよう改善を図ること

イ システム機器の更新等を行う場合には、ワンストップサービスの利用状況や都道府県の今後の意向等を十分勘案の上、機器等が的確な性能及び構成となるようにしたり、深夜の時間帯等についてはシステムの利用状況を踏まえながら運用休止時間を適切に設定したりするなどして、費用の節減を図ること

また、今後、ワンストップサービスの対象手続とすることとしている移転登録、継続検査等への拡大の検討、現行のサービスの継続の可否等の検討を行う場合は、サービスの利用動向の的確な把握、利用者からの意見の聴取とそのサービス内容への的確な反映等に十分留意するとともに、その費用対効果を十分念頭に置く必要がある。

(9) 直轄港湾工事の監督業務等を行う港湾事務所等の業務量、業務内容等に応じて監督測量船の配置を見直すことなどにより、その運用を効率的に行うよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	港湾整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(港湾勘定))	
	(港湾整備勘定)	(項)港湾事業費
		(項)北海道港湾事業費
		(項)沖縄港湾事業費
		(項)港湾事業工事諸費
	(特定港湾施設工事勘定)	
		(項)エネルギー港湾施設工事費
		(項)鉄鋼港湾施設工事費
部 局 等	国土交通本省	
監督測量船及び用船の概要	直轄港湾工事の監督業務等を行うために、国土交通省が所有する船舶及び民間会社等と契約して借り上げる船舶	
監督測量船の隻数及び国有財産台帳価格	53隻	10億9403万円(背景金額)(平成19年度末現在)
年間運航日数が75日未満と特に少なくなっていた監督測量船の隻数及び国有財産台帳価格	2隻	1億1376万円(平成19年度末現在)

【改善の処置を要求したものの全文】

監督測量船の効率的な運用等について

(平成20年10月31日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 監督測量船等の概要

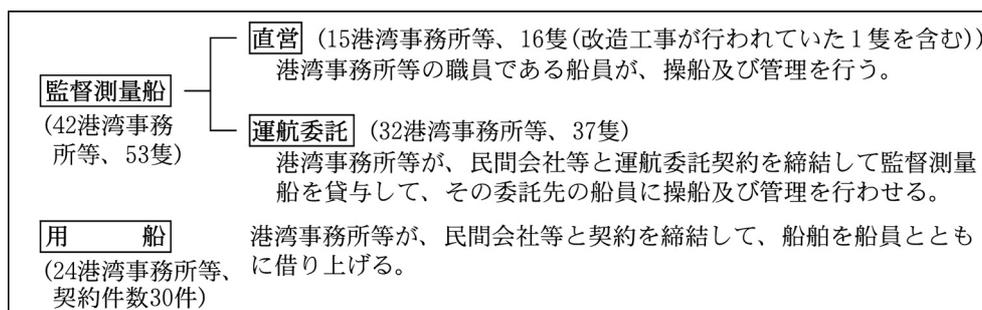
貴省は、港湾法(昭和25年法律第218号)の規定に基づき、港湾整備事業等の一環として、港湾工事及び開発保全航路^(注1)の開発、保全等に係る国の直轄工事を毎年度多数実施しており、これらの工事の監督等の業務(以下「監督業務等」という。)を行うために、国有財産としての船舶(以下「監督測量船」という。)を平成19年度末現在で53隻(国有財産台帳価格計10億9403万余円)所有している。これらの監督測量船は、昭和48年度から平成8年度までの間に建造されたもので、19年度においては、8地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局(以下「地方整備局等」という。)管内の計42港湾事務所等に配置されており、改造工事が行われていた1隻を除く52隻の運航管理が行われている。

監督測量船の運航形態は、図1のとおり、港湾事務所等の職員である船員が操船及び管理を行う直営と、港湾事務所等が民間会社等と運航委託契約を締結して、その委託先の船員に操船及び管理を行わせる運航委託とがあり、その運航目的は、上記の監督業務等のほか、震

災等の災害発生時における港湾施設の緊急点検、緊急輸送活動の支援等となっている。

また、監督測量船が配置されていなかったり、配置されていても更に船舶が必要となったりする港湾事務所等は、船舶を船員とともに借り上げる(以下「用船」という。)契約(以下「用船契約」という。)を民間会社等と締結して、必要な日に限り用船をして業務を行っている。そして、19年度におおむね1年を契約期間として用船を行っている港湾事務所等は24事務所、契約件数は30件となっている。

図1 監督測量船及び用船の運航形態



注(1) 5港湾事務所等において複数の監督測量船が配置されて直営及び運航委託の両方を行っているために、監督測量船が配置されている港湾事務所等は42か所となっている。

注(2) 12港湾事務所等において監督測量船及び用船により監督業務等を行っているために、いずれかの運用を行っている港湾事務所等は54か所となっている。

監督測量船の運航に係る費用(以下「運航管理費」という。)は、船員の人件費、燃料費、修理費等で構成されており、用船に係る費用(以下「用船費」という。)は、船員の人件費、燃料費、船舶の損料等で構成されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、監督測量船及び用船の運用が運航実績等からみて効率的に行われているかなどに着眼して、監督測量船を運航管理し又は用船契約を締結している54港湾事務所等のうち51港湾事務所等において、運航日数等に関する書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、残りの3港湾事務所等については、同様の書類の提出を求めて検査を行った。

このほか、船舶を所有している民間会社等を対象として、用船契約の実現可能性についてのアンケート調査を外部の調査機関に委託して行った。

(検査の結果)

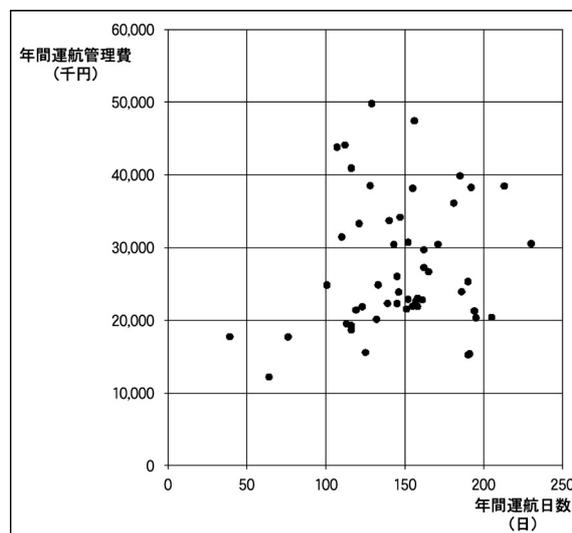
前記の監督測量船53隻(国有財産台帳価格計10億9403万余円)及び用船契約30件について検査したところ、次のような状況が見受けられた。

(1) 監督測量船及び用船の運用状況並びに配置に係る検討

19年度に運用された監督測量船52隻についてみると、1隻当たりの年間運航日数は39日から230日(平均147.2日)、年間運航管理費は1222万余円から4981万余円、計14億2163万余円となっており、用船契約30件についてみると、1件当たりの年間運航日数は13日から279日(平均101.7日)、年間用船費は68万余円から3691万余円、計2億2734万余円となっていた。

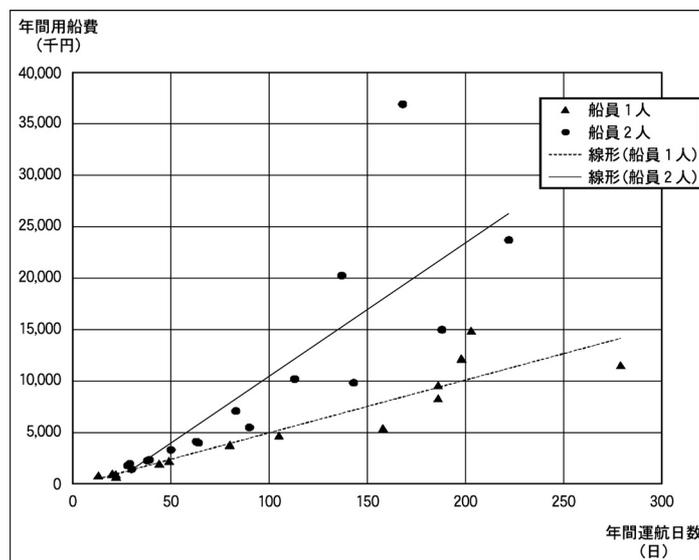
そして、監督測量船の年間運航日数と年間運航管理費との関係は図2のとおりとなり、年間運航管理費の大部分を占める人件費及び修理費が、業務日に船員を常時待機させる必要があること、定期修理を年1回行っていることなどから固定費的な経費となるために、年間運航日数と年間運航管理費との間に相関関係はほとんど認められない。

図2 監督測量船の年間運航日数と年間運航管理費の関係



一方、用船契約の年間運航日数と年間用船費との関係は図3のとおりとなり、港湾事務所等の業務量や業務内容等に応じて必要な日に限り用船をして運航させていること、運航実績に応じて支払を行う単価契約であることから、年間用船費は年間運航日数に応じて変動するものとなっていて相関関係が認められる。

図3 用船契約の年間運航日数及び年間用船費



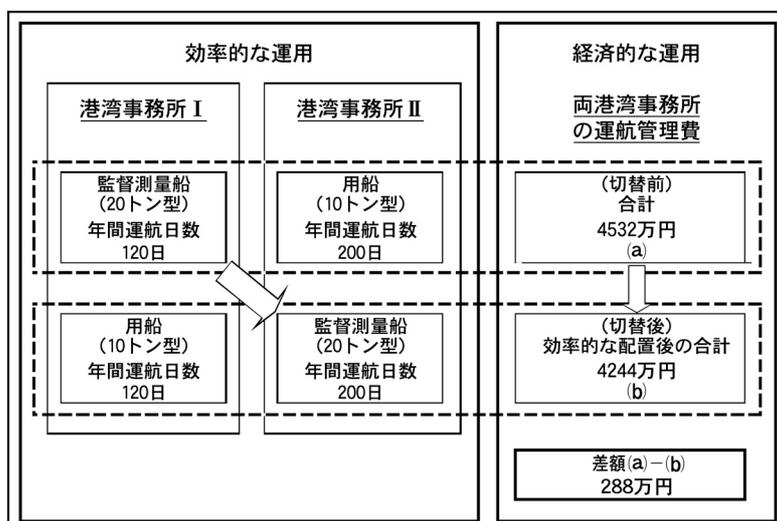
また、監督測量船の隻数及び用船契約の件数を年間運航日数別にみると、次表のとおりとなり、年間運航日数が75日未満となっていた監督測量船が2隻(国有財産台帳価格1億1376万余円)あるなど年間運航日数の少ない監督測量船がある一方、用船契約の中には、年間運航日数の多いものもある状況となっていた。

表 監督測量船及び用船の年間運航日数別隻数又は契約件数等 (単位：隻、件)

区分	75日未満	75日以上 100日未満	100日以上 125日未満	125日以上 150日未満	150日以上 175日未満	175日以上 200日未満	200日以上 225日未満	225日以上	計	平均運航日数(日)
監督測量船	2	1	11	12	14	9	2	1	52	147.2
用船	14	3	2	2	2	4	2	1	30	101.7

前記のとおり、監督測量船の運航管理費は運航日数に対して固定費的な傾向を示しており、用船費は変動費的な傾向を示していることから、より効率的な運用を行うためには、参考図のとおり、年間運航日数が少ない監督測量船を用船の年間運航日数が多い港湾事務所等へ切り替えて配置することが考えられる。例えば、年間運航日数の増加による監督測量船の燃料費等の増加額よりも、年間運航日数の減少による用船費の減少額の方が大きくなれば、運航管理費と用船費の合計費用が配置の切替前に比べて減少する場合がある。

(参考図) 効率的な運用についての概念図



(注) 監督測量船及び用船の運航実績等に基づき総トン数及び年間運航日数を設定して、「港湾請負工事積算基準」(国土交通省港湾局制定)等に基づき運航管理費を計算している。

したがって、監督測量船の配置に当たっては、港湾事務所等ごとの業務量の多寡、災害発生時の必要性等の行政上の判断に加えて、より効率的な運用を実現していくための検討が必要である。

なお、監督測量船に代えて用船を行うことの可能性について、本院が外部の調査機関に委託して、船舶を所有している民間会社等に対するアンケート調査を実施した結果、過去の監督測量船の運航日数が少ないことなどの条件に基づき選定した^(注3)16港湾のすべてにおいて、用船契約を可能とする民間会社等が存在することが確認された。

(2) 監督測量船の運用に係る方針の策定

監督測量船は、8年度に2隻が建造されて港湾事務所に配置されたものが最後となっている。その後、10年以上を経過して、各港湾事務所等の業務量、業務内容等は当時とは変化しているものと思料される。

貴省において、監督測量船の配置については、災害発生時の対応等を十分に認識して、総合的に判断して適切に対応していくとしているものの、配置の考え方等を含む監督測量船の運用方法を示す基本的な方針はこれまで定められていない。

したがって、今後は、災害発生時に緊急輸送活動の支援を行うなどの港湾事務所等の社会的役割等を考慮するとともに、監督測量船をより効率的に運用するために、その運用についての基本的な考え方を示す方針を策定する必要がある。

(改善を必要とする事態)

監督測量船をより効率的に運用するために、その配置を計画的に見直すことなどが十分に行われていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、監督測量船の運用を効率的に行うよう、各港湾事務所等の業務量、業務内容等に応ずるなどして、全国的な配置の見直しを計画的に行うことなどを定めた監督測量船の運用についての基本的な方針を策定していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

監督測量船の配置を含めた運用の在り方については、港湾事務所等の社会的役割等に加えて、効率性も踏まえて、中長期的な視点から計画的に検討を行う必要がある。

については、貴省において、監督測量船の運用をより効率的に行うために、その全国的な配置を計画的に検討して見直すことを含めた運用等に関する基本的な方針を策定して、地方整備局等及び港湾事務所等への指示・指導を行うなどするよう改善の処置を要求する。

(注1) 開発保全航路 港湾法の規定に基づき、港湾区域等以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、開発及び保全は国土交通大臣が行うこととなっている。

(注2) 42 港湾事務所等 青森、釜石、秋田、酒田、小名浜、千葉、京浜、伏木富山、敦賀、名古屋、三河、清水、四日市、神戸、舞鶴、和歌山、江差、函館、小樽、室蘭、苫小牧、釧路、留萌、稚内各港湾事務所、八戸、塩釜、鹿島、新潟、金沢、広島、境、高松、松山、小松島、高知、北九州、博多、熊本、那覇各港湾・空港整備事務所、東京湾口、関門両航路事務所、十勝港湾事業所

(注3) 16 港湾 江差、室蘭、酒田、常陸那珂、直江津、伏木富山、七尾、金沢、御前崎、広島、境、坂出、松山、徳島小松島、高知、八代各港

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 国営公園における臨時駐車場の占用許可に係る土地使用料について、その運営に係る収支状況を反映して適正に算定するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入
部 局 等	5 公園事務所
占用許可の根拠	都市公園法(昭和31年法律第79号)

占有許可の相手方	財団法人公園緑地管理財団
占有許可の概要	国営公園の臨時駐車場の運営のために、同駐車場に係る土地について占有許可を与えて、占有許可の相手方から土地使用料を徴収するもの
占有許可に係る土地使用料	312 万余円(平成 15 年度～19 年度)
徴収できた土地使用料	1870 万円(平成 15 年度～19 年度)

1 臨時駐車場の運営の概要

(1) 臨時駐車場の概要

国土交通省は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)に基づき、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として国営公園の整備を進めており、平成 19 年度末現在で 16 公園を一般の利用に供している。

国営公園には、車両で来園する利用者のために供用区域内に駐車場(以下「常設の駐車場」という。)が整備されている。

一方、前記の 16 公園のうち、東北、北陸、近畿、四国、九州各地方整備局管内の 5 公園^(注 1)の各公園事務所(以下「5 公園事務所」という。)は、11 年度以降、常設の駐車場が満車になることが予想されるときなどに計 23 か所の臨時駐車場を順次開設している。

臨時駐車場は、国営公園の未供用区域に暫定的に開設されたり、供用区域内の緑地、道路等に開設されたりしている。その開設に当たっては、5 公園事務所は、公園の維持管理業務を委託している財団法人公園緑地管理財団(以下「財団」という。)に、都市公園法に基づく土地の占有等の許可(以下「占有許可」という。)を与えて、財団から占有許可に係る土地使用料を徴収している。

そして、財団は、駐車場利用者から常設の駐車場と同額(普通車 310 円/日から 510 円/日、大型車 1,020 円/日から 1,600 円/日)の駐車料金を収受するとともに、交通誘導員を配置するなどのための費用を負担して臨時駐車場を運営している。

(注 1) 5 公園 国営みちのく杜の湖畔、国営越後丘陵、国営明石海峡、国営讃岐まんのう、海の中道海浜各公園

(2) 土地使用料の算定

国営公園の施設の占有許可に係る使用料の額については、都市公園法施行規則(昭和 31 年建設省令第 30 号)第 11 条の規定により、都市公園の占有等の目的及び態様に応じて公正妥当なものとする^(注 2)とされている。

そして、土地使用料の算定基準等については、国土交通省は、「都市公園法の一部改正等について」(昭和 56 年 10 月建設省都市局公園緑地課長通達)により、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)による取扱いに準拠することとしている。この国有財産法による取扱いについては、国以外の者に国有財産を使用させる場合等の基準として財務省が定めている「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」(昭和 33 年蔵管第 1 号大蔵省管財局長通達。19 年 1 月以降は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(平成 19 年財理第 243 号))などによることとしている。これによれば、土地使用料は、当該土地の相続税評価額に期待利^(注 2)回りを乗じた額又は不動産鑑定士による鑑定評価額

によるなどして1㎡当たりの年額単価を算出して、これに占用許可の面積と年間総日数に対する占用許可日数の割合を乗ずるなどして算定することになっている。

(注2) 期待利回り 相手方の利用目的と類似する用途に供されている賃貸取引事例の貸付料又は民間精通者の意見価格を相続税評価額で除したもの

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、国営公園の施設の占用許可に係る使用料の額は、公正妥当なものとするのが求められている。そこで、臨時駐車場について、経済性等の観点から、土地使用料が駐車料金により生ずる収入と駐車場の運営費用との収支状況を反映して算定され、その額が適正なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、5公園事務所の臨時駐車場23か所において15年度から19年度までの間に行われた占用許可46件、これに係る土地使用料の徴収額計312万余円を対象として、3公園事務所については占用許可書等の書類等により会計実地検査を行い、2公園事務所についてはこれらの書類等の提出を受けて検査した。また、財団の収支状況については、国土交通省に調査を求めて、その調査結果の内容を確認するなどの方法により調査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

5公園事務所における上記46件の占用許可に係る土地使用料についてみると、5公園事務所は、前記の財務省の定めた基準に基づき、1㎡当たりの年額単価を161円から900円と算出していた。そして、これにそれぞれの占用許可の面積(552㎡から28,750㎡)と年間総日数に対する占用許可日数(1日から362日)の割合を乗ずるなどして、土地使用料を1,344円から319,814円、総額312万余円と算定していた。

一方、財団における臨時駐車場の収支状況についてみると、財団は、駐車料金を収受する一方、交通誘導員の配置、臨時駐車場から公園入口口までの連絡車両の運行、緑地及び道路における駐車スペースの表示等の臨時駐車場の運営費用や土地使用料を支出していた。そして、財団における15年度から19年度までの臨時駐車場に係る駐車料金収入及び運営費用等の経費を見ると、ほとんどの臨時駐車場で収入が支出を大幅に上回っており、駐車料金収入が計7589万余円であるのに対して、管理費を含めた支出が計5712万余円となっていて、その収支差額は計1870万円と多額に上っていた。

このように、本件臨時駐車場に係る占用許可の相手方において収入が支出を大幅に上回っており、それが土地使用料の額に反映されていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(徴収できた土地使用料)

財団における本件臨時駐車場の運営について、収入が支出を上回ることはないようにして15年度から19年度までの土地使用料を算定すると、収入が支出を下回る臨時駐車場の支出超過額を考慮しても計2189万余円となり、前記の徴収額312万余円に対して計約1870万円を更に徴収することができたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、5公園事務所において、臨時駐車場の運営に係る収支

状況を把握していなかったこと、また、地方整備局等において、5公園事務所における臨時駐車場の運営状況を把握しておらず、適時適切な指導を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、20年9月に地方整備局等に対して通知を発して、臨時駐車場の占用許可に当たっては、その運営に係る収支状況や支出の内容等を把握の上、土地使用料が適正なものとなるように算定方法を改め、同月以降の占用許可から適用することとする処置を講じた。

(2) 国土交通省所管の委託事業の実施に当たり、国の委託費と都道府県の事業経費等との経理を明確に区分して、十分な根拠資料に基づく委託費の精算を行うことなどにより、委託費の会計経理を適正化するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)国土交通本省 (項)国土調査費
部 局 等	国土交通本省
委託事業の概要	国土交通省所管事務に関する各種統計資料等の収集整備等
委託の相手方	12 道府県知事
支 払 額	3 億 6951 万余円(平成 14 年度～18 年度) (10 委託事業)
区分経理が行われていないなどのため根拠資料により十分確認することができなかった旅費、人件費及び賃金の支出額	5721 万円(平成 14 年度～18 年度) (9 委託事業)

1 国土交通省所管の委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

国土交通省は、国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第3条、第4条等の規定に基づき、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備等の任務を達成するため様々な事務(法律の規定により都道府県知事に委託される法定受託事務を含む。)を所掌している。

そして、国土交通省(外局、地方支分部局及び特別の機関を除く。以下「本省」という。)は、上記事務の実施の一環として、都道府県知事に対して、法律の規定又は委託契約の締結により建築動態統計調査、全国水需給動態調査等の多数の事業の実施を委託している(以下、これらの都道府県知事に対する委託事業を「国土整備委託事業」という。)

(2) 国土整備委託事業における委託費の交付、精算等の手続

本省と都道府県知事との間で締結された委託契約書、委託契約取扱要領、事務処理要領等(以下、これらを合わせて「委託契約書等」という。)によると、国土整備委託事業の実施に要する経費(以下「委託費」という。)の交付、精算等の手続及び委託費の経理は、おおむね次のとおり行うものとされている。

ア 都道府県知事は、法律の規定又は本省との間における委託契約の締結により国土整備委託事業を実施して、事業を終了したときは、本省に対してその成果物、完了報告書等とともに、当該委託調査等の実施に要した委託費の経費別内訳を記載した精算報告書を提出する。

イ 本省は、精算報告書等を受領したときは、委託費の精算に係る審査等を行い、適正と認めたとときは、都道府県知事に対して、精算払いの場合には委託費の交付額の確定の手続を行って当該額の交付を行い、概算払いの場合には当該額の確定の手続を行って委託費の精算の手続を終了する。

ウ 都道府県知事は、委託費の経理に当たっては、別に帳簿を備えて、その収支を明らかにすることとされている。

また、都道府県知事は、上記の帳簿及び委託費の支出内容を証する証拠書類(以下、これらを合わせて「根拠資料」という。)を当該委託事業の終了年度の翌年度から5年間整備保管しなければならない。

さらに、委託契約書によると、本省は、必要と認めるときは、都道府県知事に対して、委託費の経理状況について監査して、資料の提出を求めることができるとされている。

なお、本省は、国土整備委託事業のうち建築動態統計調査等の法定受託事務については委託契約書を作成しない取扱いとしているため、委託費の経理の方法、根拠資料の5年間の整備保管等に関する明文の規定はないが、事業の性質、経理の適正性保持等の見地から、委託契約書が作成される事業と同様の経理等を行うべきものと考えられている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、国土交通省及び12道府県において会計実地検査を行い、平成14年度から18年度までの間に12道府県において実施された建築動態統計調査等の計10委託事業(以下「10委託事業」という。)^(注1)について支払われた委託費を対象として、^(注2)合規性等の観点から、委託費の経理が適正に行われているかなどに着眼して、精算報告書等の書類により検査した。

上記の10委託事業に係る14年度から18年度までの間の12道府県における事業数、^(注3)交付額及び精算額の年度別の推移は、次表のとおりとなっている。

表 12道府県における10委託事業に係る委託費の精算額等の推移

年度	事業数	交付額(円)	精算額(円)
平成14	73	70,397,000	70,397,000
15	74	115,152,000	115,152,000
16	69	64,770,000	64,770,000
17	65	59,286,000	59,286,000
18	65	59,951,107	59,909,837
計	346	369,556,107	369,514,837

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり不適切な事態が見受けられた。

ア 12道府県における委託費の会計経理の状況

12道府県において、委託費の経理に当たり、その支出等を担当者の補助簿等に記録し

ていた例は見受けられたものの、委託費の支出等を記録した正規の帳簿を備えて、当該帳簿に委託費の支出等をその都度記録することにより、各道府県の事業(以下「県単独事業」という。)、国庫補助事業等の経費と委託費とを委託事業ごとに明確に区分して経理(以下「区分経理」という。)していた例はほとんど見受けられなかった。

すなわち、12道府県は、一部の例外的な場合を除き、県単独事業、国庫補助事業等の経費と委託費とを区分することなく一体的に経理していた。そして、区分経理を行うことが比較的容易と思料される旅費、人件費及び臨時職員等に対する賃金等(以下「賃金」という。)についても、区分経理を行っていた例はほとんど見受けられなかった。

そこで、12道府県が実施した10委託事業の精算報告書に記載された旅費、人件費及び賃金に係る根拠資料の有無等について更に検査した。

その結果、委託費について、区分経理が行われていないなどのため、精算報告書に記載された旅費、人件費又は賃金の支出実績等を根拠資料により十分確認することができないものが、14年度から18年度までの間に12道府県が実施した計9委託事業^(注4)(以下「9委託事業」という。)において、5721万余円見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

A県は、平成14年度から18年度までの間に実施した港湾統計調査委託事業において、当該委託事業の用務に係る出張旅費として計7,741,000円を支出した旨を記載した精算報告書を作成して本省に提出しており、本省ではこれに基づき、毎年度、当該委託費の精算を行っていた。

しかし、検査の結果、同県は、当該委託費の計上された予算科目からの旅費の支出に当たり、当該委託費と他の事業経費との経理を区分していなかった。そして、精算報告書に記載されていた上記の旅費計7,741,000円のうち計4,876,710円については、当該委託事業の実施と明確な関連性がある旅費の支出であることを根拠資料により十分確認することはできなかった。他方、同県は、精算報告書の提出に当たり、毎年度とも、委託費に計上できる専任の港湾統計調査員に対する賃金の支出額を記載していなかった。

さらに、12道府県の中には、文書管理規程上、委託費等の国庫金に関する会計書類の保存期間が委託契約書で約定されている5年よりも短期間となっていたものなども見受けられた。

イ 本省における委託費の交付、精算等に係る審査及び指導の状況

前記のとおり、委託契約書によると、本省は、必要と認めるときは、都道府県知事に対して、当該委託費の経理状況について監査して、資料の提出を求めることができるとされている。

しかし、検査の結果、本省が14年度から18年度までの間に12道府県において実施された9委託事業に係る委託費の経理の状況等について実地の監査を実施した例はなく、また、9委託事業に係る委託費の経理の状況等について資料の提出を求めた例もほとんど見受けられなかった。

以上のことから、本省は、各道府県における歳出予算科目、会計事務処理の方法、文書管理規程等の内容等を含む委託費の会計経理の実態について必ずしも十分に把握しておら

ず、委託費の交付、精算等に当たり、適切かつ十分な審査を行っていなかったと認められた。

上記ア及びイのように、9委託事業に係る委託費について区分経理が行われていないなどしているのに、本省がこのような会計経理の実態について十分把握することのないまま委託費の交付、精算等を行っていた事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 本省において、

- (ア) 委託契約書等の約定等が必ずしも明確なものではなく、委託費の経理に当たっては、その支出等を記録する正規の帳簿を整備して、当該支出等を当該帳簿にその都度記録することにより、委託事業ごとに他の事業経費との経理を明確に区分することなどを明示していなかったこと
- (イ) 都道府県における歳出予算科目、会計事務処理の方法、文書管理規程の内容等を含む委託費の会計経理についての実態把握が十分でなく、都道府県に対する次のような事項についての周知徹底が十分でなかったこと
 - ① 委託費については、その支出等を記録する正規の帳簿を整備して、当該支出等を当該帳簿にその都度記録することにより、経理を明確に区分する必要があること
 - ② 根拠資料については、各都道府県の文書管理規程における文書の保存期間にかかわらず、5年間の整備及び保存を行う必要があること
 - ③ 精算報告書の作成及び提出に当たっては、十分な根拠資料に基づく委託費の経費別の支出実績額を記載する必要があること
- (ウ) 委託費からの旅費及び賃金の支出は、各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限る旨の周知徹底が十分でなかったこと

イ 12道府県において、

- (ア) 委託費の区分経理、根拠資料の整備、保存等に関する委託契約書等の約定等の趣旨を踏まえた委託費の適切な経理を行っていなかったこと
- (イ) 委託費の交付、精算等に当たり、必ずしも十分な根拠資料に基づくことのない経費別内訳を記載した精算報告書を作成して、これを本省に提出するなどしていたこと

なお、上記のほか、本省において、都道府県が委託契約書等の約定等を踏まえた委託費の適切な経理を行っていないと認めるときは、委託費を交付せず又は交付済みの委託費についてはその返還を求めることができる旨の約定等を整備していなかったことも、前記の事態の一つの要因となっていたと認められた。

(注1) 12道府県 北海道、京都府、青森、岩手、福島、栃木、群馬、長野、岐阜、愛知、和歌山、大分各県

(注2) 10委託事業 建築動態統計調査、建設工事統計調査、港湾統計調査、建築物等実態調査、土地基本調査、土地基本調査(予備調査)、土地所有・利用実態調査、全国水需給動態調査、地籍調査着手推進事業、水害統計調査各委託事業

(注3) 事業数 10委託事業に係る12道府県の各年度の受託事業数の計

(注4) 9委託事業 10委託事業のうち、水害統計調査委託事業を除く9委託事業

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本省では、次のとおり、20年9月以降、委託費の会計経理の適正化を図るとともに、都道府県における委託費の会計経理の状況等の実態を十分に把握して、委託費の交付、精算等に当たり適切な審査を行うための処置を講じた。

ア 委託契約書等の約定等を改定するなどして、委託費の経理に当たっては、正規の帳簿を整備して、委託費の支出等を当該帳簿にその都度記録することにより、委託事業ごとに委託費と他の事業経費との経理を明確に区分することなどを明示するとともに、今後、都道府県がこれらの約定等に反する不適切な経理を行ったと認めるときは、委託費を交付せず又は交付済みの委託費についてはその返還を求めることができることとした。

イ 都道府県に対して、上記のような委託契約書等の改定の主旨、すなわち、委託費の区分経理を徹底すること、根拠資料については各都道府県の文書管理規程における文書の保存期間にかかわらず5年間の整備及び保存の徹底を図ること、精算報告書の作成及び提出に当たっては十分な根拠資料に基づく経費別の支出実績額を記載することなどについて、文書によりその周知徹底を図った。

ウ 委託費からの旅費及び賃金の支出は、各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限る旨を委託契約書等に明示するなどした。

(3) まちづくり交付金事業の実施に当たり、交付対象事業の範囲についての基準等を明確に示すことなどにより、事業が公平かつ効率的に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)揮発油税等財源都市環境整備事業費 (項)都市環境整備事業費
部 局 等	国土交通本省、13 都府県
交付の根拠	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)
交付金事業者 (事業主体)	市25、特別区1、町7 計33事業主体
交付金事業の概要	まちづくり交付金により、市町村が都市再生整備計画に基づき公共公益施設等の整備事業や同事業の効果を増加させるために必要なイベント等の事務又は事業を行うもの
市町村によって 交付対象事業の 適否に対する理 解が異なるなど の事業に係る交 付対象事業費	44億9860万余円(平成16年度～19年度)
上記に対する交 付金相当額	15億7349万円(背景金額)

1 事業の概要

(1) 都市再生整備計画とまちづくり交付金

国土交通省は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づき、市町村(特別区を

含む。以下同じ。)が都市再生整備計画(以下「整備計画」という。)を定めて、整備計画に基づく事業等を実施する場合に、その経費に充てるために、平成16年度から、予算の範囲内で当該市町村に対してまちづくり交付金を交付しており、19年度までに交付された地区は、773市区町村の1,355地区、その交付金は約7670億円に上っている。

整備計画は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域における当該公共公益施設の整備等に関する計画とされており、16年に閣議決定された都市再生基本方針等に基づき作成するものとされている。そして、同基本方針によれば、整備計画は、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を推進することとし、市町村の自主性を尊重して、地域の特性に応じて、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮することを目指すものとしてされている。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、国の考え方、留意点等を示した「都市再生特別措置法に基づき創設された全国都市再生の支援のための基本的枠組みについて(技術的助言)」(平成16年国都まち第10号、国道政第5号、国住備第27号国土交通事務次官通知)では、整備計画の目標は、市町村が自由に設定するとされ、整備計画に基づいて交付されるまちづくり交付金は、市町村の自主性・裁量性を大幅に拡大した財政支援措置で、市町村の提案する幅広い事業を対象にできるとされている。そして、計画の目標として、街なかの賑わいの再生、歴史的な街並みの再生による観光まちづくり、安全で安心できるまちづくり、良好な居住環境による人口定着、街なか居住の再生等の例が示されている。

(2) 交付金の交付対象事業

まちづくり交付金交付要綱(平成16年国都事第1号、国道企第6号、国住市第25号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)によれば、まちづくり交付金の交付対象事業は、基幹事業と提案事業に大別されている。基幹事業は、整備計画の目標を達成するために必要な施設等の整備事業とされ、国土交通省が従来、個別の補助制度において支援してきた道路、公園、下水道等の公共施設のほか、地域交流センター、観光交流センター等の整備事業を交付対象としてメニュー化したもので、交付要件は従来の補助制度と同じ又は面積や事業費の基準によるなどとされている。

また、提案事業は、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業で、市町村の自由な発想・提案に基づいて地域の実情を反映した幅広い事業の実施が可能となっていて、交付要件も整備計画の目標を達成するために必要な事業等とされている。この提案事業では、補助制度がない施設や、既存の補助制度の採択基準を満たしていない施設も対象にでき、また、いわゆるソフト事業も対象になっている。

そして、国土交通省都市・地域整備局都市総合事業推進室が監修して市町村の参考図書となっている「まちづくり交付金ハンドブック」(以下「ハンドブック」という。)には、事業の具体的な例示や交付対象事業の適否等について同省の考えの一端が示されている。

(3) 交付金の交付手続

市町村は、まちづくり交付金を充てて整備計画に基づく事業を実施しようとするときは、都市再生特別措置法により、当該整備計画を国土交通大臣に提出しなければならないこととなっている。そして、国土交通大臣は、交付要綱により、当該整備計画に対するまちづくり交付金の交付及び交付限度額について判断して、その結果を当該市町村に通知することとなっており、その交付額は交付対象事業費の合計額のおおむね4割、交付期間は

整備計画ごとにおおむね3年から5年となっている。

国土交通大臣がまちづくり交付金の交付を判断するに当たっては、「まちづくり交付金に係る客観的評価基準について」(平成16年国都事第8号、国道地環第9号、国住市第71号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、道路局地方道・環境課長、住宅局市街地建築課長通知)に基づいて、整備計画が効果的・効率的かどうかなどの観点から、整備計画の目標と事業内容の整合性が確保されているかなどの項目について評価することとされている。また、まちづくり交付金交付申請等要領(平成16年国都まち第43号、国住市第82-2号国土交通事務次官通知)によれば、市町村は、都道府県知事に交付金交付申請書を提出し、都道府県知事は、交付金事業の目的及び内容が適正であるかなどを審査して、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金交付申請書とともに交付金交付申請(市町村)報告書を地方整備局長等に提出することとされている(政令指定都市は、地方整備局長等に直接提出して、同局長等が審査する。)

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

まちづくり交付金は、国土交通省の重要な施策を推進するものとして、16年度の制度創設以来毎年度多額の交付がされている。

その中で、前記のとおり、整備計画の作成及び交付対象事業の内容については、市町村の提案で幅広い事業等が実施できるなど、市町村の自主性・裁量性が高いものになっている。そして、交付要綱におけるまちづくり交付金の交付要件は、基幹事業については一定の採択基準等が定められているものの、提案事業については整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用とされているなど、基本的な要件が定められるにとどまっている。

そこで、効率性等の観点から、市町村の間で交付対象事業の範囲の取扱いが異なっていないか、整備計画の目標達成に資するものとなっているかなどの点に着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

28都道府県管内の527市区町村が16年度以降整備計画を作成した949地区のうち、提案事業の割合が多いなどの324市区町村の567地区(交付対象事業費計6950億9142万余円、交付金相当額計3122億6234万余円)を検査の対象とした。そして、これらの事業主体において、整備計画、交付申請書等の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 28都道府県 東京都、北海道、京都、大阪府、宮城、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、島根、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分各県

(検査の結果)

検査したところ、交付対象事業について次のような事態が見受けられた。

(1) 市町村の庁舎又は消防署等の整備事業を交付対象としていたもの

1町1地区では町の庁舎を、8市町8地区では消防署等の整備事業をそれぞれ提案事業として交付対象としており、その交付対象額は計39億0539万余円、これに対する交付金相当額は計13億3810万余円となっていた。

そして、上記の9市町が、庁舎又は消防署等の整備事業を交付対象としていたのは、庁舎については、旧庁舎のあった場所に観光交流センターを建設することとしたために庁舎を他の場所に整備する必要があったものであること、また、消防署等については、安全・

安心なまちづくりに必要なものであることなど、いずれも整備計画の目標達成に資するものであることよるとしていた。

しかし、市町村の庁舎や消防署等は、基本的に市町村固有の基礎的行政サービスを提供するための施設である。そして、これらの施設は、まちづくり交付金による事業を行わなくても必要となるものであるとともに、一般に、これらの施設の大部分は、執務室や書庫又は通信室や機械室、車庫、訓練室など地域住民等の利用に供するためのものでないことからすると、まちづくり交付金制度の主眼である身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化に寄与する度合いには限りがあると考えられる。したがって、これらの施設全体を交付対象とすることについては検討の余地があるものと思料される。

この点について、ハンドブックでは、基幹事業で整備される地域交流センター等に併設される形での生活利便施設としての市役所窓口については提案事業として計上できるとしているが、市町村の庁舎や消防署等の取扱いについては明記されていない。

そして、上記9地区のほかに、整備計画の地区内において計画期間中に庁舎又は消防署を整備する地区が16市区町の16地区あったが、これら市区町は、自己財源(一般財源)で設置すべきものであるなどとして、その整備事業を交付金の対象にはしておらず、市町村の間で庁舎や消防署等の整備を交付対象事業としたりしていなかったりして、取扱いに差異がある状況となっていた。

<事例1>

A市のB地区では、常時各種講習会等を行うことができ、自主防災組織への支援の強化が図られ、地域住民が主体となる安全・安心なまちづくりの実現につながるとして、消防拠点の新設事業を実施することとしている。この新設事業は、平成18、19両年度に、基幹事業で防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽及び防災広場を整備するとともに、提案事業で消防署の整備を行うものである。これらの工事費1,523,865,000円のうち、消防署の整備に係る工事費は1,390,877,017円で、同市は、この全額を交付対象としていた。

(2) 施設の維持管理費又は従前からのお祭り・イベント等の経費を交付対象としていたもの

25市区町の29地区では、既存の施設の管理運営委託に係る経費、公園の植栽等の維持管理に係る経費や、従前から行われているお祭りや各種イベント等の経費を提案事業の交付対象としていて、その交付対象額は計5億9321万余円、これに対する交付金相当額は2億3538万余円となっていた。

上記の25市区町が、これらの経費について交付対象としていたのは、規模や内容を拡充するなどして、整備計画の目標に合致するものであること、目標達成のための調査・実験と位置付けられるものであることなどよるとしていた。

この点について、ハンドブックでは、維持管理費や従前から行われているお祭り・イベント等の経費等、まちづくり交付金による事業を実施しない場合でも必要となる経常的な経費については、整備計画の目標達成に資するものと認められないため、まちづくり交付金による事業の対象外となるとしている。そして、規模や内容を拡充するなどした場合の取扱いについては明記されていないが、そのような場合に当該経費の全額を交付対象とすることについては、上記のハンドブックの記述の趣旨を踏まえて検討する必要があると思料される。

そして、190 市区町村の 260 地区では、上記のハンドブックの記述等から、既存の施設の維持管理費や従前から行われているお祭り・イベント等の経費はまちづくり交付金の対象にしておらず、市町村の間でこれらの経費を交付対象事業費としたりしていなかったりして、取扱いに差異がある状況となっていた。

<事例 2>

C 市は、物産展示、観光案内等を行うふるさと館を平成 15 年度に設けて、その管理運営業務を同市の観光協会に委託している。そして、同市は、17 年度からの D 地区の整備計画において、このふるさと館の管理運営業務について、物産の紹介等にとどまらず、新たにコンサートなどのイベントも行うこととして、同業務を提案事業に含めて、17 年度から 19 年度までの間にその委託費計 34,389,000 円(交付金相当額 13,755,600 円)の全額を交付対象としていた。

このように、まちづくり交付金制度は幅広い事業等の実施が可能ではあるが、市町村の間で交付対象事業の適否に対する理解が異なり、交付対象の範囲に差異が生じたり、整備計画の目標達成への寄与度が必ずしも高くないと考えられる事業等があったりしている事態は、限られた予算の範囲内で交付されるまちづくり交付金の公平かつ効率的な執行を阻害することになるもので、適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、まちづくり交付金が市町村の自主性・裁量性を尊重する新しい交付金制度であることや、制度創設当初よりどのような事業が提案されるか予測することが困難であったことから、これまで交付要綱等で交付対象の範囲に係る明確な基準等を示しておらず、ハンドブックで記述されているものも、その記述の位置付けや根拠は必ずしも明確でなく、内容的にも部分的なものとなっていること、地方整備局等や都道府県が整備計画に対するまちづくり交付金の交付及び交付限度額の判断や交付申請に対する審査を行う際に、上記の基準等が示されていないこともあって、整備計画に盛り込まれた事業の内容等について、十分検討しないまま適切と判断してきたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、市町村によって交付対象の適否に対する理解が区々とならないよう、また、交付対象事業が整備計画の目標達成により資するものとなるよう、20 年 9 月に、次のとおり、市町村の庁舎又は消防署等の整備事業費、施設の維持管理費及びお祭り・イベント等の経費について、交付対象事業費として計上できる範囲をより明確にした基準等を取りまとめるとともに、その基準等を明示した通知を発して、地方整備局等及び都道府県並びに市町村に周知・徹底する処置を講じた。

ア 市町村の庁舎又は消防署等の整備事業費について

基礎的行政サービスを提供するための施設として通常有すべき水準を超える利便性等の確保に要するものである場合に限り、その水準を超える整備等を行うのに要する費用を交付対象事業費に計上できる。

イ 施設の維持管理費及びお祭り・イベント等の経費について

既存の施設に対して新たな機能の導入、拡張、強化等を図るために行う改修に要する経費については交付対象事業費に計上できるが、単に施設等の経年的な劣化に対応するため

の原状回復を行う維持・修繕に要する経費や日常的な施設の管理・運営に係る人件費等の維持管理費については、交付対象事業費に計上できない。

また、従前から定例的に実施しているお祭り・イベント等の経費については、経済性や集客性等、新たなものとして実施するよりも従前からのものに一部を活用することがより有利と考えられる合理的な理由がある場合には、その全体経費のうち、従前から定例的に実施している内容と同一の部分に係る経費以外の部分を交付対象事業費に計上できる。

(4) まちづくり交付金等による事業の実施に当たり、土地開発公社等が先行取得した用地を地方公共団体が取得する場合の交付対象事業費の範囲が適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅建設等事業費 (項)揮発油税等財源都市環境整備事業費 (項)都市環境整備事業費
部 局 等	国土交通本省、5 県
交 付 の 根 拠	都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成 17 年法律第 79 号)
交付金事業者(事業主体)	県 1、市 5、計 6 事業主体
交付金事業の概要	まちづくり交付金及び地域住宅交付金により公園、広場等を整備するために、地方公共団体が土地開発公社等から事業用地を取得するもの
先行取得時と再取得時の取得目的が異なっているなどの事業用地に係る交付対象事業費	113 億 7183 万余円(平成 16 年度～19 年度)
過大になっていた交付対象事業費	79 億 2733 万余円(平成 16 年度～19 年度)
上記に対する交付金相当額	28 億 1274 万円

1 事業の概要

(1) まちづくり交付金等の概要

国土交通省は、都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が都市再生整備計画(以下「整備計画」という。)を定めて、整備計画に基づく事業等を実施する場合に、その経費に充てるために、平成 16 年度から、予算の範囲内で当該市町村に対してまちづくり交付金を交付している。

まちづくり交付金は、市町村の自主性と創意工夫による都市再生を推進するために、市町村の自主性・裁量性を大幅に拡大した財政支援措置で、国土交通省が従来、個別の補助制度において支援してきた道路、公園等の公共施設等の整備を行う基幹事業のほか、市町

村の提案する幅広い事業を交付対象にできるとされている。そして、この提案事業は、国の補助制度がないものや、既存の補助制度の採択基準を満たしていないものも交付対象にできることになっている(まちづくり交付金制度の趣旨、事業内容、交付手続等の概要については、前掲 661 ページの「まちづくり交付金事業の実施に当たり、交付対象事業の範囲についての基準等を明確に示すことなどにより、事業が公平かつ効率的に行われるよう改善させたもの」参照)。

また、国土交通省は、まちづくり交付金のほかに、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」(平成 17 年法律第 79 号)に基づき、地方公共団体が地域住宅計画を定めて、同計画に基づく事業を実施する場合に、その経費に充てるために、17 年度から、予算の範囲内で当該地方公共団体に対して地域住宅交付金を交付している。この交付金は、まちづくり交付金と同様に、従来の公営住宅や公的賃貸住宅等の個別補助制度を交付対象にした基幹事業と地方公共団体による提案事業があり、公園等の整備も実施できることとなっている。

(2) 事業用地の再取得に対する国庫補助

地方公共団体は、道路、公園等の公共施設等を整備するために、従来、国庫補助事業により事業用地を取得している。

その取得方法には、(ア)当該年度の予算をもって地方公共団体自らが土地所有者から事業用地を買い取る方法と、(イ)地方公共団体の土地取得に係る特別会計若しくは基金又は地方公共団体が設立した土地開発公社(以下「公社等」という。)が地方公共団体の依頼によりあらかじめ事業用地を取得(以下「先行取得」という。)して、地方公共団体において後年度に事業が予算化された時に公社等から当該事業用地を買い取る方法(以下「再取得」という。)がある。

補助事業により事業用地を取得する場合は、原則として(ア)の方法によるものとされていて、この場合の取得価額は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和 37 年閣議決定)等により、取得時の近傍類地の取引価格を勘案した額(以下「時価」という。)としており、同額を補助対象事業費として補助基本額に計上することとなっている。

また、(イ)の再取得には、国庫債務負担行為により複数年度の予算で実施する場合と、国庫債務負担行為によらず単年度の予算で実施する場合がある。このうち、国庫債務負担行為による再取得の場合は、国が先行取得に際してその必要性を認めているもので、補助基本額は、「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて」(平成 13 年国総国調第 88 号国土交通事務次官通知)により、再取得時までには公社等が要した、①先行取得に係る土地の取得費、②当該土地に存する物件の移転等に要した補償費、③先行取得に伴う公社等の事務費、④当該土地を管理するために要した直接管理費及び⑤公社等が先行取得した際の借入金に係る利子支払額の合計額(以下「再取得時までには公社等が要した費用」という。)を計上できることとなっている。

一方、国庫債務負担行為によらない場合は、先行取得を行うことについて国の関与はなく、地方公共団体の自主的な判断で先行取得が行われることになる。そして、当該先行取得用地を再取得する場合、国土交通省都市・地域整備局所管事業において、街路事業にあっては、「街路事業に係る用地先行取得国庫債務負担行為等の取扱いについて」(平成 2 年都街発第 7 号建設省都市局街路課長通達。平成 17 年国都街第 84 号最終改正。以下「通達」とい

う。)によることとなっており、また、公園等の事業にあつては、通達を準用することになっている。

通達では、上記の場合の補助基本額は、再取得時の時価に物件の移転等に要した補償費及び公社等の事務費を加えた額と再取得時までに公社等が要した費用とのいずれか低い額となっている。ただし、近傍類地の取引価格が下落局面にある場合においても、市街化の進展が著しく、建物の建築が進むことで、用地交渉が困難となり、事業費の増大が見込まれるときなど、先行取得を行うことについて合理的な理由のあるときは、国庫債務負担行為により先行取得する場合と同様に、再取得時までに公社等が要した費用を補助基本額に計上できることとなっている。

そして、通達の適用は、当該事業用地が、先行取得時において都市計画決定がなされていて、用途が確定している土地であつて、かつ、再取得時の目的がその先行取得時の目的と同一である場合となっており、再取得時の目的が先行取得時の目的と異なる場合は、通達は適用されないため、再取得として扱うのではなく、前記の(ア)と同じ扱いをすることとなり、補助基本額は再取得時の時価となる。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

まちづくり交付金及び地域住宅交付金(以下、両者を合わせて「交付金」という。)は地方公共団体の自主性・裁量性が高い新しい制度となっており、事業主体の提案により幅広い事業の実施が可能になっているが、一方、事業用地の再取得に対する国庫補助の準則は前記のとおりとなっているところである。

また、地価の動向は、三大都市圏においては、昭和61年頃から平成3年までは急激に上昇しているが4年以降は相当な下落に転じており、地方圏においては、4年までは上昇しているが、5年以降下落傾向が続いている状況である。

そこで、効率性等の観点から、交付金による事業(以下「交付金事業」という。)で再取得を行った事業用地について、地価の下落傾向が続いている中で、その交付対象事業費の算定が通達等の趣旨を踏まえて適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

22都道府県管内の121事業主体が、16年度から19年度までの間に交付金事業で公社等から再取得を行った事業用地に係る558契約(契約金額計1213億2566万余円、交付対象事業費計886億2898万余円)を対象に、土地売買契約書、完了実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(注1) 22都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、宮城、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、石川、福井、山梨、愛知、兵庫、広島、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎各県

(検査の結果)

検査したところ、5県管内の6事業主体の13契約(契約金額計113億7187万余円、交付対象事業費計113億7183万余円)において、①再取得時の取得目的が先行取得時の取得目的と異なる事業用地、②先行取得時に都市計画決定がなされておらず、用途が確定していない事業用地及び③先行取得を行うことについて通達に定める合理的な理由がない事業用地につ

いて、再取得時までに公社等が要した費用を交付対象事業費に含めている事態が見受けられた(次表参照)。

これらは、前記の通達等によった場合、①及び②の事態については、再取得時の時価のみが交付対象事業費になり、また、③の事態については、再取得時の時価に物件の移転等に要した補償費及び公社等の事務費を加えた額が交付対象事業費になる。そして、これによると、交付対象事業費は計 34 億 4449 万余円となり、計 79 億 2733 万余円(交付金相当額計 28 億 1274 万余円)が過大になっている。

表 事業用地の再取得に係る交付対象事業費 (単位：㎡、千円)

事業主体	交付金名	地区名等	交付金事業(再取得)				先行取得		通達等によった場合の交付対象事業費(再取得時の時価等)(B)	交付対象事業費の差額(A)-(B)(交付金相当額)		
			年度	契約件数	面積	交付対象事業費(再取得時までに公社等が要した費用)(A)	目的	年度			目的	
A	まちづくり交付金	ア	平成 18	1	641.1	406,000	市街地整備事業用地	昭和 61	市街地整備事業用地	②	194,912	211,087 (84,434)
B	まちづくり交付金	イ	17~19	3	1,908.3	2,994,884	地域交流センター、広場用地	平成 3、5	都市計画道路代替用地	①	230,047	2,764,837 (963,943)
C	まちづくり交付金	ウ	16、17	1	2,520.9	677,763	広場用地	平成 8	広場用地	②	350,412	327,351 (130,940)
		エ	17	1	244.4	42,835	道路用地	平成 8	公園用地	①	21,386	21,449 (8,579)
		オ	18、19	2	4,443.5	1,608,361	公園、広場用地	昭和 49	街路事業代替用地	①	437,536	1,170,824 (214,967)
D	まちづくり交付金	カ	18	2	27,446.5	2,242,844	公園、緑地用地	平成 4、8	公園、緑地用地	②	472,402	1,770,442 (708,176)
E	まちづくり交付金	キ	16	1	1,228.0	1,309,810	公園用地	平成 6	文化施設用地	①	391,741	918,068 (367,227)
F	地域住宅交付金	ク	18、19	2	54,221.0	2,089,334	公園用地	平成 10~13	公園用地	③	1,346,056	743,277 (334,474)
計				13	92,654.0	11,371,834					3,444,496	7,927,338 (2,812,745)

(注) 金額は単位未満切り捨て、面積は小数第2位以下切り捨てのため、計は一致しない。

上記について1契約の事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

B市は、イ地区において、平成17年3月に整備計画を策定して、17年度から21年度までの間に、まちづくり交付金により基幹事業として地域交流センター及び広場の整備等を実施している。そして、当該地域交流センター及び広場の用地1,279.0㎡について、B市土地開発公社と20億5095万余円で契約して取得している。

この用地は、同公社が、同市からの依頼に基づき、4年3月に、都市計画道路の代替用地として先行取得したものを、17年9月に地域交流センター及び広場の用地として、同市が再取得したものである。

そして、同市は、まちづくり交付金が幅広い事業の実施が可能になっていることから、基幹事業の地域交流センター及び広場の整備事業費には再取得時の時価1億5987万余円、利子支払額5億7749万余円、同公社の事務費2883万余円及び直接管理費284万余円

計7億6905万余円を計上して、また、提案事業には先行取得価格から下落した再取得時の時価を差し引いた額(以下「時価差額」という。)12億8190万余円を計上して、合わせて上記契約額20億5095万余円の全額を交付対象事業費(まちづくり交付金相当額7億9006万余円)としていた。

しかし、本件再取得用地は、先行取得時と再取得時の取得目的が異なっており、前記の通達等によった場合、再取得時の時価のみが交付対象事業費となることから、時価差額等計18億9108万余円(まちづくり交付金相当額6億5931万余円)が過大になっている。

国土交通省は、これら6事業主体から提出された整備計画等に基づいて交付金の交付及び交付限度額を判断する際に、交付金事業は地方公共団体の裁量により幅広い事業が行える新しい制度であることから、その事業用地の再取得については前記の通達等に準じた取扱いをする必要はなく、時価差額等も整備計画等の目標を達成するために必要な事業に係る経費として交付対象事業費に含めることができると判断して、これを認めていた。

しかし、交付金事業は、地方公共団体の自主性・裁量性が高い制度であるとはいえ、当該地方公共団体の判断で先行取得した事業用地の地価変動に伴う危険負担をすべて国が負う必要はなく、また、国が負うこととした場合には、地方公共団体の自己責任による自律的な財政運営を損なったり、地方公共団体において地価高騰時に先行取得した土地の交付金事業への安易な転用使用等を招来したりするおそれも考えられる。

また、交付金の効率的使用の観点からは、時価差額等ではなく、整備計画等の目標達成に資する他の事務・事業に交付金を充当する方がより効果的と考えられる。

したがって、国土交通省においては、地方公共団体の自主性・裁量性の高い交付金事業にあっても、事業用地の再取得に係る交付対象事業費の範囲について、通達等の趣旨を踏まえて、街路、公園等の個別の補助制度による事業と同様に取り扱うこととして、適切に判断すべきであったのに、前記のように、一貫した判断がなされず、交付金が過大になっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注2) 5県 宮城、茨城、埼玉、千葉、神奈川各県

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、交付金が地方公共団体の自主性・裁量性を尊重する新しい制度であり、交付金事業が地方公共団体の裁量で幅広い事業を実施できるものであることから、通達等の趣旨を踏まえた事業用地の再取得に係る交付対象事業費の範囲についての検討が十分でないまま、交付金の交付及び交付限度額の判断がなされていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、交付金事業による事業用地の再取得に係る交付対象事業費の範囲が適切なものとなるよう、20年9月に、街路、公園等の個別の補助制度による事業と同様の基準等を取りまとめて、その基準等を明示した通知を発して、整備計画等に対する交付金の交付及び交付限度額の判断や交付申請に対する審査に係る事務を行う地方整備局等及び都道府県並びに整備計画等を作成する地方公共団体に周知・徹底する処置を講じた。

(5) 高速道路料金を割引する社会実験に伴う高速道路株式会社の減収分を補てんする国の負担額の算定に当たり、その算定方法を明確にすることにより負担額が適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)揮発油税等財源道路整備密接関連事業費 道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (項)道路事業費
部 局 等	6 地方整備局等
契 約 の 概 要	高速道路料金を割引する社会実験の実施に伴う高速道路株式会社の減収分を国が負担するもの
契 約 の 相 手 方	2 高速道路株式会社
契 約	12 件 平成20年3月
上記の契約に係る国の負担額	49 億 4870 万円(平成19年度)
上記のうち過大に支払われた負担額	3 億 2301 万円

1 事業の概要

(1) 高速道路料金社会実験の概要

国土交通省は、平成18年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」を踏まえて、20年度以降に、既存高速道路ネットワークの効率的活用・機能強化を目的とする高速道路料金の引下げなどの新たな措置を講ずるために、料金引下げが交通量に与える効果・影響等を調査する高速道路料金社会実験(以下「社会実験」という。)を実施している。

この社会実験は、9地方整備局等^(注1)が6高速道路株式会社^(注2)が管理する高速道路等において、地域活性化の支援等として、一般道路に並行する高速道路を有効活用して一般道路の慢性的な渋滞を解消・緩和するなどのために、ETC(有料道路自動料金収受システム)車載器を取り付けた車両を対象に、特定区間において高速道路料金の深夜割引、通勤割引、平日夕方割引等を行うものである。

9地方整備局等は、19年度にそれぞれの管内の路線を管理する6高速道路株式会社と「平成19年度東北地方整備局管内高速道路の料金社会実験の実施に係る協定」等(以下「協定」という。)を締結して、東北自動車道等57自動車道において社会実験を実施している。

そして、9地方整備局等では、協定に定める「高速道路の収入に影響を生じさせないための措置」として、社会実験による高速道路料金の割引に伴う高速道路株式会社の料金収入の減収分について負担している。

(2) 負担額の算定

国土交通省は、社会実験による高速道路料金の割引に伴う負担額の具体的な算定方法について協定等で定めることとしていなかったことから、9地方整備局等はそれぞれの管内の路線について6高速道路株式会社と協議して以下のような算定方法により、19年度の負担額を算出することとしている。

$$\begin{aligned}
 \text{負担額} &= \text{社会実験がなかった場合に想定される料金収入} - \text{社会実験期間中の料金収入} \\
 &= \text{社会実験がなかった場合の交通量} \times \text{割引前の料金} - \text{社会実験期間中の実績交通量} \times \text{割引後の料金}
 \end{aligned}$$

9 地方整備局等は、6 高速道路株式会社と上記の算定方法による負担額について確認書を取り交わした上、23 件の契約を締結して、負担額の総額 198 億 5455 万円を支払っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、社会実験の実施に伴う負担額の算定方法は適切なものとなっているかに着目して、9 地方整備局等において、会計実地検査を行った。そして、19 年度の社会実験に伴う上記 23 件の契約、契約金額 198 億 5455 万円を対象として、契約書、確認書等の書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、9 地方整備局等のうち 6 地方整備局等が契約を締結している東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社における社会実験の実施に伴う負担額(12 契約、契約金額計 49 億 4870 万円)の算定方法について、次のような事態が見受けられた。

負担額の算定に当たっては、前記のとおり、社会実験がなかった場合に想定される料金収入から、社会実験期間中の料金収入を差し引いて算定することとしているが、このうち社会実験がなかった場合に想定される料金収入は、社会実験期間中の実績交通量に、割引前の料金を乗じて算出していた。

$$\text{社会実験がなかった場合に想定される料金収入} = \text{社会実験期間中の実績交通量} \times \text{割引前の料金}$$

しかし、通常、社会実験を行った場合に、一般道路を利用していた車両が料金割引に誘発されて一般道路から高速道路に乗り換えることにより、社会実験がなかった場合に比べて交通量が増加する(以下、この増加する交通量を「誘発交通量」という。)と想定されて、その増加分については料金収入が多く算定されることとなる。

したがって、社会実験がなかった場合に想定される料金収入は、誘発交通量を考慮した交通量により算出すべきであり、その交通量は、社会実験期間中の実績交通量と誘発率を用いて次式により算定すべきであると認められた(参考図参照)。

$$\text{社会実験がなかった場合に想定される料金収入} = \left[\frac{\text{社会実験期間中の実績交通量}}{\text{誘発率}} \right] \times \text{割引前の料金}$$

<事例>

A 地方整備局では、B 高速道路株式会社と「平成 19 年度 A 地方整備局管内高速道路の料金社会実験の実施に係る協定」を締結して、これに基づき、「A 地方における深夜割引に関する社会実験」等 3 種類の社会実験を行っていた。そして、20 年 3 月に両者で、負担額を 4 億 7600 万円と算定することについての確認書を取り交わして、同額を支払っている。

た。しかし、負担額 4 億 7600 万円の算定に当たっては、社会実験がなかった場合に想定される料金収入が、社会実験期間中の実績交通量と誘発率を用いて算定されたものとなっておらず、誘発交通量が考慮されていなかった。そこで、誘発交通量を考慮して負担額を算定すると、4 億 7600 万円は 4 億 3720 万余円となり、3879 万余円が過大に支払われていた。

このように、社会実験の負担額の算定に当たって、社会実験がなかった場合に想定される料金収入について、誘発交通量を考慮することなく算定していた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(過大に支払われた負担額)

上記により、12 件の契約に係る負担額 49 億 4870 万円を修正計算すると、46 億 2568 万余円となり、この差額 3 億 2301 万余円が過大に支払われていたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、地方整備局等が負担額を算定する際の具体的な算定方法を明確にしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

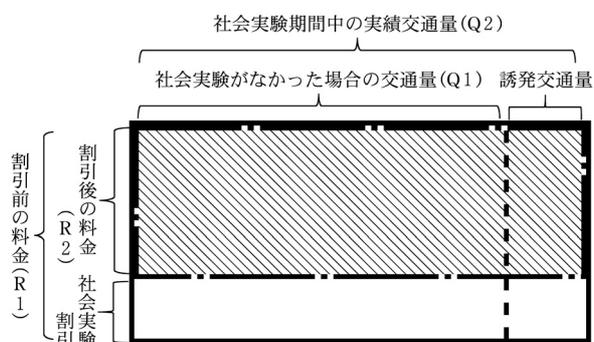
上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、20 年 9 月に、地方整備局等に対して通知を発して、社会実験の負担額を算定する際の具体的な算定方法を明確にして地方整備局等に周知徹底するとともに、20 年度契約からこれを適用することとする処置を講じた。

- (注 1) 9 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局(札幌開発建設部)
- (注 2) 6 高速道路株式会社 東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡各高速道路株式会社
- (注 3) 6 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿各地方整備局、北海道開発局(札幌開発建設部)
- (注 4) 誘発率 利用料金の変動に対する交通量の感応性を示す指標である弾性値と割引率により導かれる、社会実験がなかった場合の交通量に対する社会実験期間中の交通量の割合

(参 考 図) 負担額の算定概念図

ア 誘発交通量を考慮していない算定方法

$$\text{「負担額」} = \text{「社会実験がなかった場合に想定される料金収入」}(Q2 \times R1) - \text{「社会実験期間中の料金収入」}(Q2 \times R2)$$

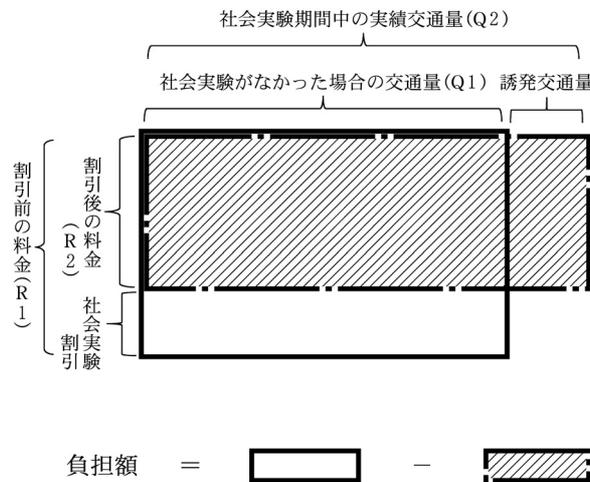


負担額 = -

イ 誘発交通量を考慮した算定方法

「負担額」＝「社会実験がなかった場合に想定される料金収入」(Q1 × R1)

－「社会実験期間中の料金収入」(Q2 × R2)



(6) 談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの

会計名及び科目	治水特別会計(治水勘定) (項)河川事業費 (特定多目的ダム建設工事勘定) (項)多目的ダム建設事業費
部 局 等	国土交通本省
違約金請求の概要	談合等により生じた損害の回復を図るために、契約条項に基づき請負代金額等の一定割合に相当する額を受注者に対して請求するもの
課徴金減免制度の概要	談合などの違反行為を行った事業者が公正取引委員会の調査開始日よりも前に違反事実を申告するなど法律に定められた要件を満たす場合、当該事業者に対し公正取引委員会が課徴金の納付を免除又は減額するもの
水門談合事件に係る違反行為対象契約において違約金条項が付されていた契約及び契約金額	41件 165億1821万余円(平成15、16両年度)
上記のうち検査の対象とした契約及び契約金額	38件 160億4161万余円
上記のうち課徴金納付を免除された事業者と締結した契約及び契約金額	4件 31億6417万円

1 談合等に係る違約金条項等の概要

(1) 談合等に係る違約金条項の制定

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の

総合的な整備を図るため、道路、河川、下水道等の公共工事等を多数実施している。

近年、公共工事等における受注者等が、入札に当たり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し談合を行ったとして、公正取引委員会から独占禁止法第7条第1項等に規定する排除措置命令等を受けたり、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する競売入札妨害罪、談合罪等の容疑で逮捕等されたりする事態(以下、法律の規定に違反するこれらの行為を「談合等」という。)が数多く発生している。

上記のように、公共工事等の入札において談合等があった場合には、受注者等の不法行為等による損害が国に生ずることとなるが、国土交通省は、国に生じた損害の回復を容易にするとともに、談合等に対する抑止効果を期待して、平成15年5月に、同省発注の工事及び建設コンサルタント業務等(以下「工事等」という。)の契約において、当該工事等に関し談合等の不正行為を行った受注者に対し、請負代金額(契約締結後に請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。以下同じ。)等の10分の1に相当する額を違約金として支払わせる違約金条項を制定し、同年6月1日以降に入札公告等の入札手続を開始する契約に適用することとし、その旨を地方整備局に通達している。

その後、国土交通省は、同省等発注の鋼橋上部工事に関して大規模な談合行為が発生したことを踏まえ、17年9月に、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける工事について、受注者の悪質性が特に際立っている場合には、請負代金額の10分の1に相当する額の違約金に加え、請負代金額の100分の5に相当する額の違約金を支払わなければならないとするなど違約金条項の強化を行っている。

(2) 違約金条項の適用

国土交通省が定めた違約金条項では、受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、同省と締結した契約について次のいずれかに該当したとき、受注者は違約金として請負代金額の10分の1に相当する額などを支払わなければならないこととされている。

- ① 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反したことなどにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行い、当該命令が確定したとき
- ② 受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

また、国土交通省は、公正取引委員会が受注者に対して行った課徴金納付命令が確定した場合、どの契約が課徴金納付命令の対象となったかを確認するため、公正取引委員会に対し、課徴金納付命令の対象となった契約(以下「課徴金算定対象契約」という。)について照会した後、課徴金算定対象契約であると認められた契約については、受注者に対して違約金条項に基づく違約金の請求を行っている。

(3) 独占禁止法の改正

17年4月に独占禁止法が改正(18年1月施行)されたことにより、課徴金減免制度の導入や審判手続等の見直しが行われるなど、独占禁止法の執行力・抑止力の強化が図られている。

ア 課徴金減免制度の導入

課徴金減免制度は、カルテルからの離脱インセンティブを与え、カルテルの発見、解明を容易にして、競争秩序の早期回復を図るために導入されたもので、違反行為の実行としての事業活動を行った事業者が自ら違反事実を申告するなど法律で定める要件に該当すれば、当該事業者の課徴金を減免する制度である。

すなわち、課徴金を納付すべき事業者が、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行ったなどの要件に該当する場合には、公正取引委員会は、独占禁止法第7条の2第7項の規定に基づき、課徴金の納付を命じないものとするとされている。そして、公正取引委員会は、これにより課徴金の納付を命じないこととしたときは、当該事業者に対し、文書をもってその旨を通知することとされている。

また、当該違反行為をした事業者のうち2番目又は3番目に公正取引委員会に上記の報告等を行ったなどの要件に該当する場合には、公正取引委員会は、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定に基づき、課徴金の額の一定割合を減額するものとするとしてされている。

イ 課徴金減免制度の適用を受けた事業者名等の公表

公正取引委員会は、18年9月に、「課徴金減免制度の適用を受けた事業者名等の取扱いに関する方針」を定め、課徴金の納付を免除した事業者(以下「免除事業者」という。)又は課徴金の額を減額した事業者(以下「減額事業者」という。)から申出があった場合、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率を公表することとしている。

(4) 排除措置命令における認定事実

公正取引委員会は、独占禁止法第3条等の規定に違反する談合などの行為があるときは、独占禁止法第7条等の規定に基づき、事業者等に対し排除措置命令を行うことができることとされている。そして、排除措置命令は、独占禁止法第49条の規定に基づき、文書によってこれを行い、排除措置命令書には、違反行為に関して公正取引委員会が認定した事実(以下「認定事実」という。)及びこれに対する法令の適用などを示さなければならないこととされている。そして、この認定事実には、違反行為者、違反行為の対象となった契約の種類、発注者及び入札方法、違反行為があった期間等が含まれるが、個別の契約件名、契約年月日等については示されない場合が多い。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

公正取引委員会は、18年3月に、国土交通省が発注した水門設備工事の入札において談合の疑いがあるとして、水門設備業者に立入り検査を実施し、19年3月に、同工事において談合があったとして、入札に参加した水門設備業者に対し、排除措置命令を行うとともに課徴金納付命令を行っている。そして、排除措置命令書において、違反行為があったとされる期間に入札が行われていて、かつ、違反行為の対象となっていたとされている契約の種類及び入札方法に該当する契約(以下「違反行為対象契約」という。)のうち、違約金条項が付されているものは41件(契約金額計165億1821万余円)となっている。

そして、公正取引委員会は、19年3月に、免除事業者及び減額事業者からの申出に基づき、上記の国土交通省発注の水門設備工事における談合事件(以下「水門談合事件」という。)について、当該事業者名等を公表している。

また、課徴金減免制度は、競争秩序の早期回復を図るために導入された措置であるのに対し、違約金条項は、談合等により被ることになる損害の早期回復などのために発注者が契約上付するもので、両者は、それぞれ趣旨・目的が異なるものである。

このような状況を踏まえ、合規性、経済性、効率性等の観点から、水門談合事件に係る違約金の請求は適切に行われているか、違約金条項は課徴金減免制度の導入を踏まえた適切な内容となっているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象及び方法)

水門談合事件に係る違反行為対象契約において、違約金条項が付されていた前記41件の契約のうち、17年6月に解散した1社との契約3件を除いた38件の契約(契約金額計160億4161万余円)を検査の対象とした。

検査に当たっては、水門談合事件に係る契約について本院が作成及び提出を求めた調書等を分析するとともに、国土交通本省及び2地方整備局^(注)において、上記の契約に係る違約金の請求状況等のほか、水門談合事件後の違約金条項の見直し状況について、会計実地検査を行った。

(本件の検査の背景等については、後掲945ページの「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」参照)

(注) 2地方整備局 中部、近畿両地方整備局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした38件の契約のうち、課徴金算定対象契約は34件であり、残りの4件は免除事業者1社との契約となっていた(表1及び表2参照)。

表1 課徴金算定対象契約並びに免除事業者及び減額事業者との契約の状況 (単位：件、千円)

区 分	検査対象契約			うち違約金を請求しているもの			うち違約金が納入されているもの	
	契約年月	件 数	契約金額	件 数	契約金額	違約金請求額	件 数	収納金額
課徴金算定対象契約	15年8月 ～ 17年3月	34	12,877,441	34	12,877,441	1,287,744	34	1,287,744
うち減額事業者2社 注(1)との契約	15年9月 ～ 17年3月	7	3,169,582	7	3,169,582	316,958	7	316,958
免除事業者1社 注(2)との契約	15年8月 ～ 16年8月	4	3,164,175	0	—	—	0	—
計		38	16,041,616	34	12,877,441	1,287,744	34	1,287,744

注(1) 減額事業者2社 JFEエンジニアリング株式会社及び日立造船株式会社

注(2) 免除事業者1社 三菱重工業株式会社

表2 免除事業者との契約の概要

(単位：千円)

地方整備局名	契約件名	契約方式	契約年月日	契約金額
東 北	月浜第一水門ゲート設備新設工事	一般競争契約	16年3月24日	1,233,750
中 部	平成15年度 美和ダム再開発分派堰機械設備工事	指名競争契約	16年1月30日	565,425
近 畿	瀬田川洗堰本堰ゲート改修工事	一般競争契約	15年8月25日	913,500
	瀬田川洗堰本堰ゲート設備改修工事	指名競争契約	16年8月4日	451,500
計				3,164,175

課徴金算定対象契約34件について、国土交通省は、19年7月から20年2月までの間に、違約金条項に基づき計12億8774万余円の違約金の請求を行い、いずれも請求後一月以内に全額国庫に納入されていた。そして、この34件(契約金額計128億7744万余円)のうち7件(契約金額計31億6958万余円)は減額事業者2社との契約に係るもので、納入された違約金は計3億1695万余円であった。

一方、上記の減額事業者と同時に名称等が公表された免除事業者との契約4件(契約金額計31億6417万余円)については、独占禁止法の改正により課徴金減免制度が導入された17年4月より前に締結されたものであり、免除事業者が減額事業者と同様に違反行為を行い国が損害を被ることになっていても、国土交通省の違約金条項では、課徴金の納付が免除された場合には、受注者に対し違約金を請求する場合の条件(以下「請求条件」という。)には該当しないとして、違約金の請求は行っていない。

しかし、受注者が課徴金減免制度の適用を受け、課徴金の納付を免除されても、発注者は、談合により被った損害について、損害賠償請求等により適切に回復する必要がある。このことに関し、国土交通省は、上記4件の契約について、別途、損害賠償を請求することを検討中であるとしている。

上記について、談合により生じた損害の回復という点からみると、違約金条項は、これを契約書に付することにより、談合等が発覚した場合に、損害の発生及び損害額の証明を要することなく、あらかじめ約定した一定の額の違約金の請求を行い、収納することを可能とするものである。また、違約金条項を付している場合、受注者が談合等を行っていないとして違約金の支払に応じない場合も、発注者は違約金として請求する額について証明を要しないことから、早期に訴訟を提起することが可能となる。一方、違約金条項を契約書に付していない場合、損害を回復するためには損害賠償等を請求することとなるが、損害額の算定が困難であったり、提訴した場合に裁判が長期化したりなどして、早期かつ確実に損害を回復できないおそれがある。

このように、違約金条項は談合等により被った損害の早期回復に資するものであるが、国土交通省は、独占禁止法の改正を受けて、免除事業者との契約についても違約金を請求できるよう検討してきたものの、排除措置命令書の違反行為対象契約の中には受注調整が行われていない契約が含まれている可能性があるとして、水門談合事件後も工事の契約を多数締結しているにもかかわらず、違約金条項の見直しには至っておらず、損害賠償を請求する方針としていた。しかし、受注調整が行われていない契約が含まれている可能性があることにより受注者が違約金の請求に応じないおそれがあるにしても、免除事業者は、違反行為の実行

としての事業活動を行ったことにより課徴金を納付すべき事業者とされた者が課徴金の納付を免除されたもので、個別の契約について受注調整を行っているものがあるのであるから、当該契約について、違約金条項に基づく速やかな損害の回復ができない状況となっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、上記のような事情があったものの、損害の速やかな回復に資するための違約金条項の見直しがより重要であることについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、違約金条項の見直しを行い、20年8月1日以降に入札手続を開始する工事の契約から、違約金条項の請求条件に違反行為対象契約に係る事項を追加するなどして、免除事業者に対しても違約金を請求することができるよう処置を講じた。

(7) 道路管理データベースシステムを効率的、効果的に運用するため、道路管理に必要な電気通信設備を確実に登録するよう改善させたもの

会計名及び科目	道路整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (項)道路事業費 (項)北海道道路事業費 (項)沖縄道路事業費 (項)道路環境整備事業費 (項)北海道道路環境整備事業費 (項)沖縄道路環境整備事業費
部局等業務の概要	7 地方整備局等、20 国道事務所等 国道の維持、修繕等の道路管理に必要な道路施設の諸元、図面等のデータを登録した道路管理データベースシステムの更新を行わせるもの
国道事務所等で管理している電気通信設備台数	8,228 台
上記のうちデータベースシステムに登録されていない台数	3,480 台
データ更新業務の全契約件数及び業務費	50 件 14 億 9680 万円(背景金額)(平成 18、19 両年度)
上記のうち管理している電気通信設備の過半数が登録されていない国道事務所等におけるデータ更新業務の契約件数及び業務費	11 件 3 億 1055 万円

1 業務の概要

(1) 道路管理の概要

国土交通省は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、一般国道のうち政令で指定された区間の道路について、維持、修繕、災害復旧その他の管理(以下、これらを「道路管理」という。)を行っている。

道路管理は、道路整備事業の継続的な実施に伴い、橋りょう、トンネル、道路照明等の施設(以下、これらの施設を「道路施設」という。)数が増加していることから、その経済的、効率的な実施が重要な課題となっている。

また、近年、道路施設においては、道路管理に必要な施設として、異常気象等の状況を的確に把握する気象観測設備や災害、交通等の状況を常時観測できる CCTV システム等^(注1)の高度な IT 技術を活用した電気通信設備の整備が進められており、これらの整備及び管理に要する費用も多額なものとなっている。

(2) 道路管理データベースシステム更新業務の概要

ア 道路管理データベースシステムの概要

国土交通省は、道路施設に関する情報の一元化及び共有化を図るとともに、道路管理の効率化及び高度化を図ることにより、災害時等において迅速な対応ができるように、昭和63年度から、全国的に統一した基本仕様による道路管理データベースシステム(以下「道路管理 DBS」という。)を地方整備局等及び国道事務所等に導入している。

道路管理 DBS は、財団法人道路保全技術センター(以下「保全センター」という。)が開発したシステムであり、道路施設の最新データを登録しておくことにより、地方整備局等及び国道事務所等において、必要な道路施設の諸元、図面、写真等のデータの検索等を瞬時にを行い、道路施設の状況や道路防災に関する的確な情報を把握することができるようになっている。

上記の道路管理 DBS に登録する道路施設には、気象観測設備、CCTV システム等の電気通信設備が含まれている。

イ 道路管理 DBS のデータ更新業務

道路管理 DBS の機能を活用して迅速かつ的確な道路管理を行うためには、道路管理 DBS に常に最新の道路施設のデータが登録されている必要がある。そこで、地方整備局等及び国道事務所等は、道路整備事業の実施に伴い整備された道路施設のうち、新たに道路管理 DBS に登録する必要がある道路施設のデータ(以下「基本データ」という。)の更新業務について、毎年度保全センター等と契約している。そして、その主な業務内容は次のとおりである。

(ア) 基本データ作成支援業務

保全センター等は、工事請負業者等が作成する基本データの数値、文字等の入力形式や道路施設の構造、延長、面積等の入力内容と工事完成図書との整合性等についての審査及び補正を行い、工事請負業者等が国道事務所等に基本データを成果品として納品するまでの支援を行う。

(イ) データ更新業務

保全センター等は、工事請負業者等から国道事務所等に納品された基本データを取りまとめて、関連する道路施設のデータと整合性が保たれているかなどを総合的に審

査した上、地方整備局等及び国道事務所等のサーバに蓄積されているデータの更新業務を行う。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

近年、IT化の進展に伴い、気象観測設備、CCTV システム等の高度な電気通信設備が道路管理のために多数導入されている。そこで、有効性等の観点から、これらの電気通信設備の基本データが道路管理 DBS に確実に登録されて、道路管理 DBS が効率的、効果的に運用されているかなどに着眼して検査を行った。

(検査の対象及び方法)

本院は、7 地方整備局等^(注2)及び 20 国道事務所等^(注3)において、平成 18、19 両年度に実施した道路管理 DBS のデータ更新業務 50 件、これに係る業務費計 14 億 9680 万余円及び 20 国道事務所等^(注4)が 19 年度末現在で管理している電気通信設備 8,228 台を対象として、会計実地検査を行った。検査に当たっては、地方整備局等及び国道事務所等と保全センター等との間で締結された契約書等の書類により検査するとともに、必要に応じて現場に赴いて、道路管理 DBS の登録状況等、電気通信設備の管理状況等について検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、20 国道事務所等が管理している電気通信設備 8,228 台の道路管理 DBS への登録状況等について、次のような事態が見受けられた。

すなわち、電気通信設備を整備する際の工事請負契約等においては、特記仕様書等により、工事請負業者が基本データを作成することなどされている。

しかし、基本データ作成の対象となる電気通信設備が明確でなかったことなどから、国道事務所等の電気通信設備担当部局等において、道路管理の点から道路管理 DBS に登録する必要があると認められる電気通信設備についての判断が区々となっていた。

一方、データ更新業務担当部局においても、電気通信設備担当部局等との連絡調整を十分行っていなかったことから、支援業務及び更新業務の対象となる電気通信設備の整備状況を把握していなかった。このため、電気通信設備の中に、道路管理 DBS に登録されていないものが多数見受けられた。

これらの結果、前記の電気通信設備計 8,228 台のうち、基本データが道路管理 DBS に登録されていない電気通信設備は計 3,480 台^(注5)に上っていた。

そして、前記 20 国道事務所等のうち、5 国道事務所等^(注6)においては、管理している電気通信設備の過半数が道路管理 DBS に登録されておらず、これらの 5 国道事務所等における 18、19 両年度のデータ更新業務の契約件数及び業務費は、11 件、3 億 1055 万余円となっていた。

<事例>

A 国道事務所のデータ更新業務担当部局は、平成 18 年度に道路管理 DBS データ更新業務を 23,205,000 円で実施しており、一方、同事務所の電気通信設備担当部局は、同年度に、凍結情報表示設備設置工事を工事費 34,965,000 円で実施していた。同設備設置工事の基本データについて電気通信設備担当部局は、凍結情報表示設備は道路管理 DBS に登録する対象に該当しないとして、工事請負業者に対して基本データを作成するよう指示していなかった。また、データ更新業務担当部局は、同設備設置工事の詳細を把握していな

かった。このため、工事請負業者は、データ更新業務に基づく基本データ作成のための支援を受けておらず、凍結情報表示設備については、道路管理 DBS に登録されていなかった。

しかし、凍結情報表示設備は、事故防止等の観点から、道路管理に必要な電気通信設備であり、道路管理 DBS に登録する必要があると認められた。

このように、国道事務所等で管理している電気通信設備が、データ更新業務によって道路管理 DBS に登録されずにデータが最新のものとなっていない事態は、その機能が十分発揮されないことから道路管理に支障が生ずるおそれがあり、道路管理 DBS の効率的、効果的な運用上、適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 国土交通省において、道路管理 DBS に登録する電気通信設備について対象を明確にしていなかったこと
- イ 国道事務所等において、
 - (ア) 電気通信設備の整備に当たり、基本データ作成の対象となる電気通信設備を特記仕様書等に明記していなかったこと
 - (イ) データ更新業務の実施に当たり、データ更新業務担当部局と電気通信設備担当部局等との間の連絡調整が十分でなく、データ更新業務担当部局が業務の対象となる電気通信設備の整備状況等について十分に把握していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、20年9月に地方整備局等に対して通知を発して、道路管理に必要な電気通信設備が道路管理 DBS に確実に登録されて、道路管理 DBS が効率的、効果的に運用されるよう次のような処置を講じた。

- ア 電気通信設備について、道路管理 DBS に登録する対象を明確にして、道路管理 DBS に確実に登録することとした。
- イ 電気通信設備の整備に当たり、基本データ作成の対象となる電気通信設備を特記仕様書等に明記することにより、基本データの作成を確実に行うこととした。
- ウ データ更新業務の実施に当たり、データ更新業務担当部局が、業務の対象となる電気通信設備について、その整備状況等の情報を確実に把握できるよう、データ更新業務担当部局と電気通信設備担当部局等との間で緊密に連絡調整を行うこととした。

(注1) CCTV システム 地方整備局等及び国道事務所等管内の回線内において、CCTV カメラから取得する画像情報等を共有する高度なシステム。CCTV は Closed Circuit Tele Vision (閉回路テレビ) の略

(注2) 7 地方整備局等 東北、北陸、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局

(注3) 20 国道事務所等 仙台河川、磐城、東京、宇都宮、高田河川、富山河川、静岡、浜松河川、三重河川、滋賀、松江、浜田河川、広島、土佐、佐賀、長崎河川、大隅河川 各国道事務所、帯広、稚内両開発建設部、北部国道事務所

(注4) 電気通信設備の数量の単位は、テレメータ観測装置のように「台」、道路情報表示設備のように「基」等と様々であるため、表記上「台」で統一しており、数量については、国土交通省制定の電気通信設備点検基準の設備区分ごとに行っている。

(注5) 国土交通省制定の電気通信設備点検基準に基づく点検実績等により把握した台数であり、整備年度が不明なものも含まれている。

(注6) 5 国道事務所等 宇都宮、高田河川、静岡、滋賀各国道事務所、帯広開発建設部

(8) 航空交通管制機器等の保守業務費の積算を空港等が設置されている地域ごとの労務単価に基づき適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	空港整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)) (項)空港等維持運営費
部 局 等	2 地方航空局、4 航空交通管制部、9 空港事務所
契 約 名	平成19年度福島空港他4官署航空交通管制機器等保守請負等15契約
契 約 の 概 要	国土交通省が設置及び管理をしている航空交通管制機器等の保守業務を行うもの
契 約 金 額	15億7096万円
契 約	平成19年4月 一般競争契約
保守業務費の積算額	15億8965万余円(平成19年度)
低減できた保守業務費の積算額	3480万円(平成19年度)

1 保守業務等の概要

(1) 保守業務の概要

国土交通省は、航空保安業務の一環として、航空機の安全運航及び定時運行を図るなどのために、航空保安無線施設及び管制施設で使用する機器等(以下「航空交通管制機器等」という。)の設置及び管理を行っている。このうち航空交通管制機器等の管理の経緯についてみると、従来は国の職員である航空管制技術官が自ら航空交通管制機器等の保守業務を実施していたが、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)において、「航空交通管制に用いる機器の整備等について、民間の能力を活用すること」と規定されたことから、平成13年度からは一般競争入札により保守業務の一部を民間に請け負わせること(以下、このような請負を「保守請負」という。)にして、その対象となる施設を段階的に拡大させている。

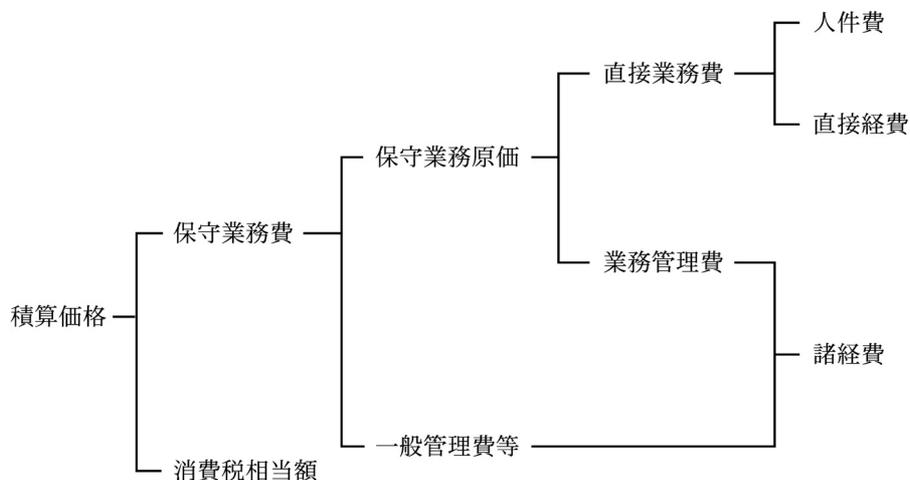
そして、国土交通省は、同省航空局制定の「航空交通管制機器等保守請負共通仕様書」等により保守請負を実施させており、その実施に当たっては、請負人が、保守技術者を航空交通管制機器等の所定の運用時間中に、空港、航空交通管制部及び航空路監視レーダー事務所(以下、これらを合わせて「空港等」という。)に常駐又は巡回をさせて、航空交通管制機器等の通常時の定期保守、障害発生時の緊急保守等を行っている。

(2) 保守業務費の積算

国土交通省は、保守請負に係る予定価格の積算を、同省航空局制定の「航空交通管制機器等保守請負積算要領(暫定)」(以下「積算要領」という。)に基づき行うこととしている。積算要領によると、上記予定価格の基礎となる積算価格の構成は下図のとおりとなっていて、このうち直接業務費は、保守技術者の年間の延べ作業人数に同省が毎年度定める保守

技術者の労務単価(以下「労務単価」という。)を乗ずるなどして人件費を算出して、これに直接経費を加算して算出することとなっている。そして、保守業務費は、当該直接業務費に諸経費を加算して積算することとなっている。

図 積算価格の構成



2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

保守業務費の積算に当たっては、その大半を人件費が占めていることから、労務単価を適切に設定することが重要である。そこで、経済性等の観点から、国土交通省が設定した労務単価は、保守請負の実態及び地域の実情に基づく適切なものとなっているかなどに着眼して検査を行った。

(検査の対象及び方法)

19年度に、保守請負を実施した41空港等(常駐保守^(注1)31空港等、巡回保守^(注2)10空港等)に係る15契約、契約額計15億7096万余円を対象として、2地方航空局、4航空交通管制部及び9空港事務所^(注3)において、積算内訳書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記の15契約における保守業務費の積算額は計15億8965万余円となっていた。そして、当該保守業務費の積算で適用していた19年度の労務単価は、以下のような経緯によって設定されたものとなっていた。

保守請負を開始以降、財団法人航空保安施設信頼性センター(以下「信頼性センター」という。)1者のみが保守請負を実施していた。そして、国土交通省は、13、14両年度における労務単価を空港ごとに設定していたが、信頼性センターの賃金支払状況を14年12月に調査(以下「実態調査」という。)したところ、信頼性センターは勤務地による賃金差を設けずに賃金を全国一律としていたことから、15年度からの労務単価を全国一律のものとしていた。

その後、国土交通省は、19年1月に、前回と同様の実態調査を行い、この調査結果による賃金が同種の作業に比べて適正な水準にあるかを検証するために、これを刊行物である積算参考資料に掲載されている「通信工事技術者賃金実態調査」(以下「賃金調査」という。)の監督・主任の賃金の全国平均額(以下「平均額」という。)と比較したところ、実態調査の結果は適正な水準にあるとしていた。

しかし、次のことなどから、労務単価は、全国一律に設定するのではなく、各地域の賃金実態に基づき設定する必要があると認められた。

ア 国土交通省は、14年12月における実態調査の結果に基づき、信頼性センターの賃金支払状況に合わせて労務単価を15年度から全国一律としていたが、保守請負は一般競争入札により請負人を選定することから、信頼性センターの賃金支払状況に合わせて労務単価を設定していることは適切ではないこと

イ 国土交通省は、17年度まで保守請負を地方航空局ごと及び航空交通管制部ごとに契約していたが、18年度から保守請負のより一層の競争性を確保するために、保守業務の拠点となる空港(以下「拠点空港」という。)ごとに契約していることから、労務単価を全国一律に設定するのではなく、空港等が設置されている地域ごとの労務単価を使用すべきであること

したがって、保守請負を拠点空港ごとに契約することになったのに、労務単価を全国一律に設定していて、これを地域ごとに設定していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた保守業務費の積算額)

保守請負を実施している空港等のうち、9空港等は賃金調査の平均額より賃金が高い三大都市圏(首都圏、中京圏、近畿圏)に設置されているが、残りの32空港等は賃金調査の平均額より賃金^(注5)が低い地域に設置されている。したがって、19年度の労務単価を空港等が設置されている地域ごとの単価で修正計算すると、三大都市圏以外の地域に設置されている32空港等に係る保守業務費については、積算額が低減することになり、三大都市圏に設置されている9空港等に係る積算額の増額分を考慮しても、本件保守業務費を計約3480万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、拠点空港ごとに保守請負を契約しているのに、地域ごとに設定した労務単価を使用し保守業務費を積算するための配慮が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、20年9月に積算要領を改正して、地域別の労務単価を設定して、同年10月以降に積算する保守請負から適用する処置を講じた。

(注1) 31空港等 福岡、那覇両航空交通管制部、新千歳、仙台、成田、東京、中部、小松、大阪、松山、高知、福岡、北九州、長崎、宮崎、鹿児島、那覇各空港事務所、旭川、福島、大館能代、山形、庄内、南紀白浜、山口宇部、佐賀各空港出張所、八戸、石巻、いわき、大和、信太、加世田各航空路監視レーダー事務所

(注2) 10空港等 札幌、東京両航空交通管制部、函館、新潟、関西、広島、高松、熊本、大分、下地島各空港事務所

(注3) 2地方航空局、4航空交通管制部及び9空港事務所 東京、大阪両航空局、札幌、東京、福岡、那覇各航空交通管制部、新千歳、仙台、成田、東京、中部、大阪、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所

(注4) 9 空港等 東京航空交通管制部、成田、東京、中部、大阪、関西各空港事務所、南紀白浜空港出張所、大和、信太両航空路監視レーダー事務所

(注5) 32 空港等 札幌、福岡、那覇各航空交通管制部、新千歳、函館、仙台、新潟、小松、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇、下地島各空港事務所、旭川、福島、大館能代、山形、庄内、山口宇部、佐賀各空港出張所、八戸、石巻、いわき、加世田各航空路監視レーダー事務所

- (9) 航空管制用レーダーの定期整備請負契約に当たり、地方航空局等において定期的に交換する部品の積算単価を統一かつ適正に設定する仕組みを構築して、部品材料費の積算を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	空港整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)) (項)空港等維持運営費 (項)航空路整備事業費
部局等	18 地方航空局等
契約名	名古屋 ASR 駆動機構等定期整備等 89 件
契約の概要	航空管制用レーダーの構成品のうち駆動機構、方位信号発生器等の早期に経年劣化するものについて、定期的に部品の交換等を行うもの
契約金額	89 件 9 億 2798 万余円
契約の相手方	5 会社
契約	平成 17 年 4 月～19 年 10 月 随意契約
部品材料費の積算額	3 億 9244 万余円(平成 17 年度～19 年度)
低減できた部品材料費の積算額	2234 万円(平成 17 年度～19 年度)

1 事業の概要

(1) 定期整備請負契約の概要

国土交通省は、航空交通の安全と円滑な運航を確保するための航空保安業務の一環として、管制業務等を実施しており、管制業務等の円滑な実施を支援するために、航空管制用レーダー等^(注1)(以下「レーダー」という。)の運用を行っている。そして、レーダーは、平成 19 年度末において全国の空港等に 7 種類、計 67 基設置されている。

レーダーは、電波を送受信する空中線装置、制御監視装置等から成っていて、これらの装置は、駆動機構、方位信号発生器等の構成部品から組み立てられたものとなっている(参考図参照)。

^(注2) 27 地方航空局等は、レーダーの性能を維持することなどを目的として、レーダーの構成品のうち駆動機構、方位信号発生器等の早期に経年劣化するものについて、各構成品の使用年数等に応じて、定期的に分解、点検、部品の交換等を行う整備(以下「定期整備」という。)を、レーダーの製造業者又はその代理人(以下「製造業者等」という。)に随意契約により請け負わせている。

定期整備は、国土交通省航空局が構成品ごとに制定した共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)等に基づき行うこととされている。そして、共通仕様書においては、整備間隔、整備内容及び定期的に交換する部品の規格・数量等が規定されている。

(2) 部品材料費の積算

定期整備を請負に付する場合の契約(以下「定期整備請負契約」という。)に係る予定価格の積算に当たり、その積算の基礎となる標準費用は、国土交通省航空局が積算の統一及び適正化を図ることなどを目的として制定した航空無線施設定期整備積算基準(昭和63年空無第26号。以下「定期整備積算基準」という。)等に基づき積算することとされている。

定期整備積算基準によると、標準費用の一部である部品材料費の積算に当たり、その積算の基礎となる部品の単価については、国土交通省航空局が制定した「航空無線工事積算基準」(昭和63年空無第26号)及び「航空無線工事積算基準等運用指針」(昭和63年空無第26号)に基づき積算することとされている。

これらによれば、刊行物である積算参考資料に掲載されていない部品の単価を積算する場合は、2者以上の専門業者等から見積りを徴して査定するなどした上で、これを実例価格、市場価格等と比較検討して積算単価を設定することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、定期整備請負契約に係る部品材料費の積算は積算の統一及び適正化を図ることなどを目的として制定された定期整備積算基準に基づき行うこととされている。

そこで、経済性等の観点から、部品材料費の積算が統一的かつ適正に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、17年度から19年度までの間に定期整備請負契約を締結した実績のあった18地方航空局等^(注3)において、共通仕様書に規格が規定されている部品を交換する構成品に係る89定期整備請負契約(契約金額計9億2798万余円)の部品材料費(積算額計3億9244万余円)を対象として、国土交通本省及び12地方航空局等^(注4)において、契約関係書類等により会計実地検査を行い、残りの6地方航空局等^(注5)については契約関係書類等を提出させて、これにより検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、地方航空局等は、部品材料費の積算に当たり、レーダーの定期整備は当該レーダーの製造業者しか履行できない状況を踏まえて、当該レーダーの製造業者等から見積りを徴して、これを査定し積算単価を設定しているだけで、他の地方航空局等の実例の積算単価をすべて正確に把握することは困難であるとして、他の地方航空局等が設定した実例の積算単価との比較検討を十分に行っていないかった。

そこで、前記の89定期整備請負契約において交換した部品のうち、共通仕様書に規格が規定されているものであって、かつ、同一年度内に2契約以上において交換されたものについてみると、これに該当するものは469種類、15,038点となっていた。これらについて、部品の積算単価を比較したところ、264種類、10,522点については積算単価が同一であったものの、205種類、4,516点については同一規格であるにもかかわらず、その積算単価に開差

が生じており、このうち最も廉価なものに対する高価なもの倍率が1.5倍以上2倍未満のものが47種類、688点、2倍以上のものが110種類、2,500点となっていた。

＜事例＞

レーダーの構成部品であるロータリージョイントのベアリングについてみると、その積算単価は、大阪航空局及び仙台、鹿児島両空港事務所においては4,374円である一方、福岡空港事務所においてはその約2倍の8,667円となっていて、これらの開差は4,293円となっていた。

このように、部品材料費の積算に当たり、同一規格である部品については、その積算単価も統一的に設定すべきであるのに、積算単価に開差が生じている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

（低減できた部品材料費の積算額）

前記の積算単価に開差が生じている205種類、4,516点の部品について、各年度及び各規格ごとに、地方航空局等が設定した積算単価の中から最も廉価なものを用いて他の地方航空局等の部品材料費を修正計算すると計3億7009万余円となり、前記の部品材料費の積算額計3億9244万余円を2234万余円低減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、地方航空局等における定期整備で同一規格の部品が多数交換されているのに、地方航空局等において部品の積算単価を統一的かつ適正に設定する仕組みを構築していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、20年9月に、部品材料費の積算を適切に行うために、定期整備積算基準を改正するとともに、統一的な積算単価を定期整備部品材料価格表に設定するなどして、同年10月以降に積算する定期整備請負契約から適用する処置を講じた。

（注1） 航空管制用レーダー等 空港監視レーダー(ASR)、航空路監視レーダー(ARSR)、洋上航空路監視レーダー(ORSR)、二次監視レーダー(SSR)、航空機位置情報表示装置(APID)、空港面探知レーダー(ASDE)、精測進入レーダー(PAR)

（注2） 27 地方航空局等 東京、大阪両航空局、函館、仙台、新潟、成田、東京、中部、大阪、関西、広島、松山、福岡、宮崎、鹿児島、那覇各空港事務所、帯広、富山、奄美各空港出張所、八丈島、宮古両空港・航空路監視レーダー事務所、岡崎、平田、土佐清水、加世田各航空路監視レーダー事務所、福岡、那覇両航空交通管制部

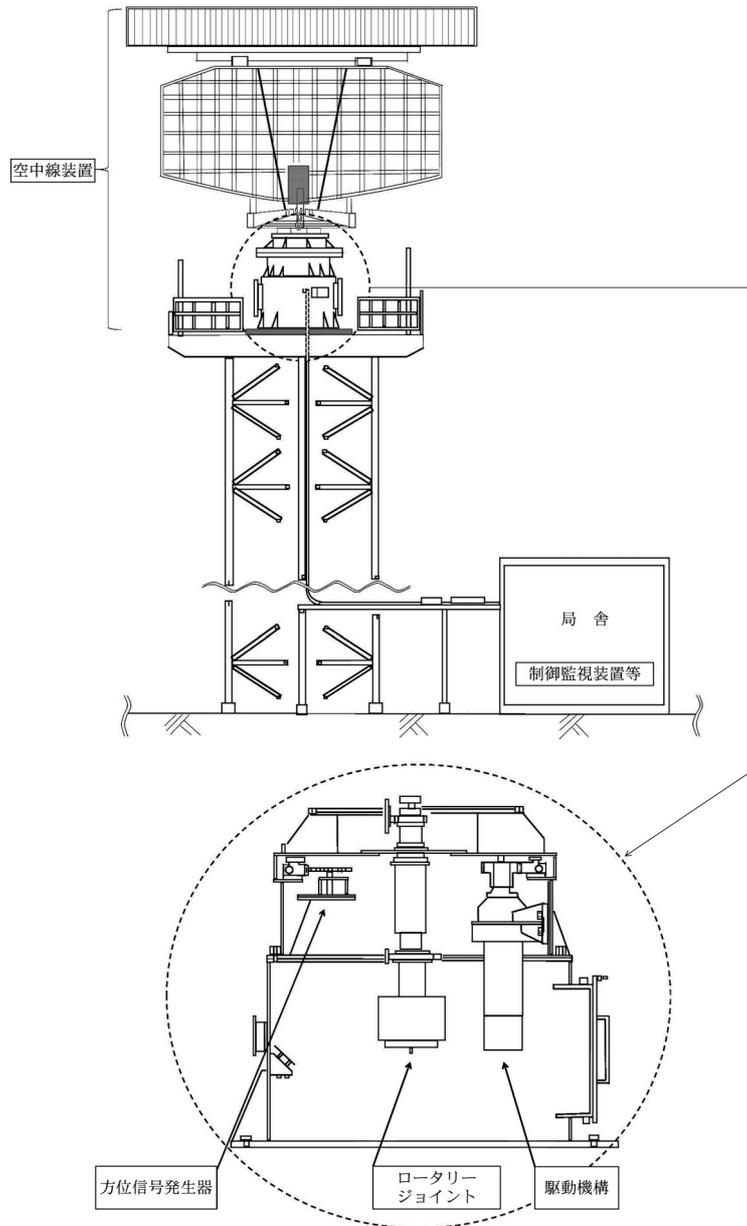
（注3） 18 地方航空局等 東京、大阪両航空局、仙台、新潟、成田、東京、中部、大阪、福岡、宮崎、鹿児島、那覇各空港事務所、帯広、富山、奄美各空港出張所、八丈島空港・航空路監視レーダー事務所、福岡、那覇両航空交通管制部

（注4） 12 地方航空局等 東京、大阪両航空局、仙台、新潟、成田、東京、大阪、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所、福岡、那覇両航空交通管制部

（注5） 6 地方航空局等 中部、宮崎両空港事務所、八丈島空港・航空路監視レーダー事務所、帯広、富山、奄美各空港出張所

(参 考 図)

航空管制用レーダーの概念図



第13 環 境 省

不 当 事 項

補 助 金 (818) (819)

(818) 浄化槽設置整備事業において、架空の浄化槽設置工事に対して交付した助成金を補助対象事業費に含めていたため国庫補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費
部 局 等	栃木県
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	栃木県那須塩原市(平成16年12月31日以前は那須郡西那須野町)
補助事業	浄化槽設置整備
補助事業の概要	浄化槽の設置又は改築を行う者に対して、これらに要する費用を市町村等が助成する場合に、その費用の一部を国が補助するもの
事業費	149,487,000円(平成15、16両年度)
上記に対する国庫補助金交付額	49,829,000円
不当と認める事業費	12,849,000円(平成15、16両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	4,283,000円(平成15、16両年度)

1 補助金の概要

浄化槽設置整備事業費国庫補助金は、生活雑排水対策を推進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るために、浄化槽の設置又は改築を行う者に対して、これらに要する費用を市町村等が助成する場合に、その費用の一部を国が補助するものである。

栃木県那須塩原市(平成16年12月31日以前は那須郡西那須野町)は、浄化槽を設置した者に対して、合併処理浄化槽設置費補助金(以下「助成金」という。)を15年度40,713,000円(設置基数104基)、16年度108,774,000円(同282基)、計149,487,000円(同386基)交付している。そして、上記の助成金交付額と同額を補助対象事業費として国に補助金の交付申請を行い、この補助対象事業費に補助率3分の1を乗じた額15年度13,571,000円、16年度36,258,000円、計49,829,000円の国庫補助金の交付を受けていた。

2 検査の結果

本院は、那須塩原市において、合規性等の観点から、補助金交付の対象となった助成金の交付申請書どおりに浄化槽が適正に設置されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、助成金に係る交付申請書とその添付書類、実績報告書等の書類を精査するとともに現地の確認を行うなどして検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、前記386基の浄化槽のうち32基(15年度15基、16年度17基)は、同市の助成金交付事務を担当する職員が、過去の助成金交付申請書の添付書類を複写するなどして偽造した虚偽の交付申請書等により、助成金の交付を申請した架空の浄化槽設置工事に係るもの

であった。そして、同職員は、上記の虚偽の申請に基づき、15、16両年度に助成金12,849,000円を領得していた。

したがって、適正な補助対象事業費はこれら架空の浄化槽設置工事に係る補助対象事業費を除いた136,638,000円(15、16両年度)となり、前記の補助対象事業費149,487,000円(15、16両年度)との差額12,849,000円が過大となっており、これに係る国庫補助金4,283,000円(15、16両年度)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、補助事業を適正に執行するための管理機能が十分に働いていなかったことなどによるものと認められる。

(819) 廃棄物処理施設整備事業の実施に当たり、仕様書で定めた設備能力についての確認が十分でないまま施設の引渡しを受けたなどのため施設が所期の機能を発揮できず、補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境省 (項)廃棄物処理施設整備費
部 局 等	鹿児島県
補助の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
補助事業者 (事業主体)	鹿児島県日置郡市来町(平成17年10月11日以降はいちき串木野市)
補助事業	廃棄物処理施設整備
補助事業の概要	一般ごみと肉骨粉から燃料ガスを生成する施設と、このガスを主燃料として発電する施設を整備するもの
事業費	860,788,765円(平成14、15両年度)
補助対象事業費	745,566,560円(平成14、15両年度)
上記に対する国庫補助金交付額	247,938,000円
不当と認める補助対象事業費	745,566,560円(平成14、15両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	247,938,000円(平成14、15両年度)

1 補助事業の概要

廃棄物処理施設整備費国庫補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等に基づき、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、ごみ処理施設等の廃棄物処理施設の整備を行う市町村等に対して交付されるものである。そして、同法によると、国及び都道府県は、当該施設の整備を行おうとする市町村等に対して必要な技術的援助を与えることに努めなければならないこととされている。

本件補助事業は、鹿児島県日置郡市来町(平成17年10月11日以降はいちき串木野市)が、14、15両年度に、新技術を導入して一般ごみと肉骨粉を混合して処理する廃棄物処理施設を総事業費860,788,765円(補助対象事業費745,566,560円、国庫補助金247,938,000円)で整備したものである。同施設は、一般ごみと肉骨粉を混合して処理することにより燃料ガスを発生させるためのごみ処理施設と、発生した燃料ガスを主燃料、軽油等を補助燃料とし

て発電するための発電施設(最大900kW)から成るものであり、本件補助事業は、これらの施設のうち、ごみ処理施設及び発電した電力をごみ処理施設の自家消費に充てる分(252kW)の発電施設の設置に必要な経費の一部を補助するものである。

なお、同町は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(15年9月30日以前は新エネルギー・産業技術総合開発機構)から、上記の発電した電力が商用電源として売電事業に供される発電機4基分に相当する発電施設を対象として、地域新エネルギー導入促進対策費補助金の交付を受けている(同機構の補助金に係る指摘事項については、後掲825ページの「地域新エネルギー導入促進事業で設置した発電施設が、ごみ処理施設から発電に適した燃料ガスが供給されないため稼動することができず、補助の目的を達していないもの」参照)。

そして、同町は、本件施設の建設工事等の契約を締結するに当たり、発注仕様書において、1日当たりごみ処理能力、ごみ処理施設から生成される燃料ガスの流量、組成等の条件、燃料ガスを主燃料として発電を行う場合の発電出力等を定めていた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性、有効性等の観点から、施設が発注仕様書どおりの能力を有していて、計画どおりに稼働しているかなどに着眼して、いちき串木野市において、現地の状況を確認するとともに、実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

市来町が16年2月に発電施設の引渡しを受けた際には、ごみ処理施設で生成された燃料ガスを使った引渡し確認試験は実施しておらず、また、同年3月にごみ処理施設の引渡しを受けた当時も、ごみ処理施設からは発電が可能となる燃料ガスが生成されていなかったことから、生成ガスの燃料としての適格性を確認できていない状況であった。

そして、同町は、上記のとおり設備能力の確認ができていないのに、施設が完成したとする検査調書を添付するなどして、鹿児島県に実績報告書を提出していた。

また、施設の引渡し以降、ごみ処理施設は低調な稼働状況となっており、ごみ処理施設から生成される燃料ガスは燃料としての適格性を欠いていて、発電施設は燃料ガスによる稼働ができない状況となっていた。

このような状況において、いちき串木野市は、本件施設の改善に向けた取組を行うとしていたものの、改良工事の費用が多額に上り、確実な効果も見込めないこと、基本設計業者等の協力が得られないことなどから、改良工事等を行っておらず、全く改善のめどが立たないため、依然としてごみ処理施設の稼働は低調であり、発電施設は稼働しないままとなっていた。

したがって、本件補助事業で整備した施設は、一般ごみと肉骨粉を混合して処理することにより燃料ガスを生成して、これを主燃料として発電するという補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金247,938,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められる。

ア 市来町において、仕様書で定めた設備能力を十分確認しないまま施設の引渡しを受けて、実績報告書を提出するなど、本件補助事業の適正な実施に対する認識を欠いていたこと

イ 環境省及び鹿児島県において、廃棄物処理施設整備事業の事業主体に対して、新技術を導入して廃棄物処理施設を整備する際には十分検討を行う必要があることについての周知が徹底していなかったこと

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 浄化槽整備事業において設置した浄化槽について、その効果を早急に発現させるとともに、適正に維持管理されているか確認するよう適宜の処置を要求し、同事業の適正な執行が確保されるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費 (項)離島振興事業費 (項)地域再生推進費
部 局 等	環境本省
補助の根拠	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)、地域再生法(平成17年法律第24号)、予算補助
補助事業者(事業主体)	市126、町45、村6、計177市町村
補助事業	浄化槽設置整備 浄化槽市町村整備推進
補助事業の概要	浄化槽の設置又は改築を行う者に対してこれらに要する費用を市町村が助成する事業又は市町村自らが浄化槽を整備する事業を行った場合に、その費用の一部を国が補助するもの
国庫補助基本額	668億3405万余円(平成15年度～19年度)
上記に対する国庫補助金等交付額	227億4254万余円
使用されておらずその効果が発現していない浄化槽に係る国庫補助金等相当額	1億2387万円(平成15年度～18年度)
事業実施年度の前年度以前に設置が済んでいる浄化槽に係る国庫補助金等相当額	8532万円(平成15年度～19年度)
7条検査を受けていない浄化槽に係る国庫補助金等相当額	8億1465万円(平成15年度～18年度)
11条検査を受けていない浄化槽に係る国庫補助金等相当額	28億2344万円(平成15年度～17年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の実施について

(平成20年10月20日付け 環境大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の概要

貴省は、中山間地域など地形や集落形成の特性から公共下水道等の集合処理施設による集合処理が適さない地域において、快適な住環境の形成及び公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、し尿と台所、ふろなどからの雑排水とを併せて処理する浄化槽の計画的な整備を実施する市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)に対して助成を行っている。

浄化槽の整備事業には、「浄化槽設置整備事業実施要綱」(平成6年衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)に基づき、浄化槽の設置又は改築を行う者に対して、その設置又は改築に要する費用を市町村が助成する浄化槽設置整備事業及び「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」(平成6年衛浄第67号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)に基づき、市町村自らが浄化槽を整備する浄化槽市町村整備推進事業(以下、浄化槽設置整備事業と合わせて「浄化槽整備事業」といい、両要綱を合わせて「実施要綱」という。)がある。そして、これらの事業を実施する市町村に対して、貴省は平成16年度までは浄化槽整備事業費国庫補助金を、17年度からは循環型社会形成推進交付金又は汚水処理施設整備交付金(以下、これらを合わせて「国庫補助金等」という。)を交付している。

(注1) 17年度以降についても経過措置等のため一部の市町村に対して浄化槽整備事業費国庫補助金が交付されている。

国庫補助金等は、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)等に基づき、又は予算の範囲内で交付されることとなっており、その額は、浄化槽整備事業費国庫補助金については「浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱」(平成6年厚生省生衛第902号厚生事務次官通知)等により、循環型社会形成推進交付金については「循環型社会形成推進交付金交付要綱」(平成17年環廃対発第050411001号環境事務次官通知)等により、また、汚水処理施設整備交付金については「汚水処理施設整備交付金交付要綱」(平成17年17農振第167号、国都下事第18号、環廃対発第050422003号、農林水産、国土交通及び環境各事務次官通知)等(以下、前記の実施要綱とこれらを合わせて「要綱等」という。)により算定することとなっている。そして、浄化槽整備事業においては、流入、放流に係る管きよ及びますの設置等に係る費用は補助の対象から除外されていることから、浄化槽利用者(浄化槽を設置する住宅等を所有する個人等)が、便所、台所、ふろなどと浄化槽との間及び浄化槽と放流先との間を接続する配管工事を自己の負担において実施することとされている。

(2) 浄化槽の維持管理等

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第7条第1項の規定に基づき、浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月間(平成18年1月以前は6月を経過し

た日から2月間)に、浄化槽の設置工事等が適正に行われたかなどを判断するための水質等の検査(以下「7条検査」という。)と、浄化槽法第11条第1項の規定に基づき、浄化槽が適正な維持管理により所期の処理機能が確保されているかなどを判断する毎年1回の定期検査(以下「11条検査」といい、7条検査と合わせて「法定検査」という。)とを受検しなければならないこととされている。

そして、法定検査は、都道府県知事の指定する検査機関(以下「指定検査機関」という。)が実施することとされていて、17年度以降、指定検査機関は、すべての検査結果を都道府県知事へ報告することとされている。また、17年度以降、都道府県知事は、法定検査を受検しない浄化槽管理者に対して、法定検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言や、法定検査を受けるべき旨の勧告等を行うことができることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

浄化槽は公共下水道のような管きよを必要とせず、地形の影響を受けることが少なくどこにでも設置できることから、特に、個々の家屋が離れている人口散在型の地域において積極的な整備が行われている。

そこで、本院は、^(注2)25都府県の190市町村において、合规性、有効性等の観点から、補助事業が法令、要綱等に基づき適切に実施されているか、浄化槽の維持管理状況は適切か、設置された浄化槽が効果を発現しているかなどに着眼して、会計実地検査を行った。そして、15年度から19年度までに国庫補助金等を受けて整備された浄化槽138,719基、国庫補助基本額計668億3405万余円、国庫補助金等計227億4254万余円について、事業実績報告書等の書類により検査を行った。

(注2) 25都府県 東京都、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、千葉、神奈川、富山、岐阜、静岡、滋賀、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡、熊本、大分、鹿児島各県

(注3) 国庫補助基本額 浄化槽の種類及び規模ごとに定められた基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定して、その選定した額と総事業費から寄付金等の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 浄化槽が使用されていない事態

浄化槽は、設置後、速やかに便所、台所、ふろなどとの間及び放流先との間を接続する配管工事を実施して、使用することによりその効果が発現されることになる。そこで、配管工事が速やかに実施されて浄化槽が使用されているかについて検査したところ、20年3月末現在で浄化槽設置後1年以上経過しているのに、浄化槽利用者が便所、台所、ふろなどの排水管等と浄化槽とを接続する配管工事を実施していないなどのため、浄化槽が使用されておらず、設置した浄化槽の効果が発現していないものが^(注4)23都府県の73市町において、434基、国庫補助基本額計3億5279万余円、国庫補助金等相当額計1億2387万余円見受けられた。

(注4) 23都府県 東京都、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、千葉、富山、岐阜、静岡、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡、熊本、大分、鹿児島各県

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

A 県 B 市は、平成 15 年度から 18 年度までの間に国庫補助金等計 6788 万余円の交付を受けて浄化槽 205 基を整備している。このうち、同市が浄化槽市町村整備推進事業により 17 年 12 月に市内居住者 C の住宅に設置した浄化槽について、同市は、要綱等で接続の期限が定められていないことから、C に対して接続の期限を 3 年以内と説明していた。そのため、20 年 3 月末時点においても、C は便所、台所、ふろなどの排水管等と浄化槽とを接続する配管工事を実施しておらず、設置した浄化槽は使用されていなかった。その結果、C が居住する住宅から排出される生活雑排水は処理されないまま側溝等に放流されており、設置した浄化槽の効果が発現していなかった。そして、これを含めて前記 205 基のうち 22 基(国庫補助金等相当額計 907 万余円)が同様の理由等により 20 年 3 月末現在で設置後 1 年以上、長いもので 4 年経過しているのに宅内の排水管等との接続が行われていないため、設置した浄化槽が使用されておらず、その効果が発現していなかった。

- (2) **補助事業の実施年度の前年度以前に設置が済んでいる浄化槽を補助対象としていた事態**
 一般に、国庫補助金等の交付対象となる事業は、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)等の趣旨を踏まえて事業実施年度に採択されたものとされているが、浄化槽整備事業については、この点に関して要綱等に明記されていない。そこで、浄化槽の設置時期について検査したところ、事業実施年度の前年度以前に設置が済んでいる浄化槽に対して助成を行い、この助成実績に基づき国庫補助金等の交付を受けていた事態が 6 都県の 15 市町において 648 基、国庫補助基本額計 2 億 5707 万余円、国庫補助金等相当額計 8532 万余円見受けられた。

(注 5) 6 都県 東京都、栃木、岡山、福岡、熊本、大分各県

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

D 県 E 市は、平成 15 年度から 19 年度までの間に国庫補助金等計 1 億 6200 万円の交付を受けて浄化槽 1,158 基を整備している。このうち、同市が 17 年度に市の補助金を交付した市内居住者 F が設置した浄化槽は、16 年度に既に設置が済んでいて使用が開始されていたものであった。しかし、同市は、要綱等において前年度に既に設置が済んでいるものは国庫補助金等の補助対象外であるということが明記されていないことから、F からの申請を補助の対象外とせずに市の補助金を交付した。そして、これを含めて国庫補助金等の事業実績報告書を提出して、国庫補助金等の交付を受けていた。E 市において、このように前年度に設置が済んでいるものに対して同市の補助金を交付して、それを国庫補助金等の補助対象に含めていたのは、15 年度から 19 年度までの間で計 49 基(国庫補助金等相当額計 708 万余円)となっていた。

- (3) **浄化槽が適正に設置及び維持管理されているか確認ができていない事態**

前記のとおり、浄化槽管理者は、浄化槽が適正に設置等がされているか、また、浄化槽の所期の処理機能が確保されているかを確認するため、法定検査を受検しなければならないこととされている。そこで、設置された浄化槽の 7 条検査の受検状況について検査したところ、23 都府県の 141 市町村において、15 年度から 18 年度までの間に設置された浄化

槽 111,279 基のうち 5,138 基(国庫補助基本額計 23 億 0328 万余円、国庫補助金等相当額計 8 億 1465 万余円)については、20 年 3 月末時点で 7 条検査が行われておらず、適正な設置等の確認ができていない状況となっていた。また、11 条検査の受検状況について検査したところ、25 都府県の 175 市町村において、15 年度から 17 年度までの間に設置された浄化槽 88,529 基のうち 21,742 基(国庫補助基本額計 84 億 7138 万余円、国庫補助金等相当額計 28 億 2344 万余円)については、20 年 3 月末時点で 11 条検査が設置後一度も行われておらず、適正に維持管理されているか確認ができていない状況となっていた。

(注 6) 23 都府県 東京都、京都府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、千葉、神奈川県、富山、岐阜、静岡、滋賀、和歌山、岡山、徳島、香川、福岡、熊本、大分、鹿児島各県

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例 3>

G 県 H 市は、平成 15 年度から 18 年度までの間に国庫補助金等計 4918 万余円の交付を受けて浄化槽 381 基を整備している。同市は、浄化槽設置に係る市の補助金の交付に当たり、事業実績報告書に 7 条検査の依頼書を添付させて、その依頼書を市で取りまとめて指定検査機関へ提出していた。しかし、上記 381 基のうち、136 基(国庫補助金等相当額計 1728 万余円)については、同市において 7 条検査の受検状況の把握及び未受検者に対する指導等が十分でなかったことなどから、7 条検査を受検しておらず浄化槽の設置工事等が適正に行われたか確認できていなかった。また、11 条検査についても、受検状況の把握及び未受検者に対する指導等が十分でなかったことなどから、15 年度から 17 年度までの間に整備した 281 基のうち 163 基(国庫補助金等相当額計 2069 万余円)は設置後一度も 11 条検査が行われておらず、適正な維持管理が行われているか確認できていなかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、設置された浄化槽が使用されておらずその効果が発現していない事態、事業実施年度の前年度以前に既に設置が済んでいる浄化槽を補助対象としている事態、設置された浄化槽が法定検査を受検しておらず、適正な設置及び維持管理について確認ができていない事態は適切でなく、早急に是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省において

- (ア) 要綱等で、補助事業により設置した浄化槽と宅内の排水管等との接続期限及び使用開始期限を定めていないこと並びに使用されていない事態が発生した際の対応について定めていないこと
- (イ) 事業実施年度の前年度以前に既に設置が済んでいる浄化槽は国庫補助金等の交付対象とならないことを要綱等において明確にしていないこと

イ 都道府県において、指定検査機関から送付される法定検査の結果報告等の活用が十分でなく、法定検査の未受検者に対する指導等が適切に行われていないこと、また、事業を実施する市町村との連携及び情報の共有が適切に行われていないこと

ウ 市町村において

- (ア) 浄化槽設置後、宅内の排水管等との接続及び使用開始を速やかに行わせて、その効果を発現させるべきことについての認識が十分でないこと
- (イ) 国庫補助金等の交付対象となる浄化槽は国庫補助金等の交付年度に設置されたものに限られることについて認識が十分でないこと
- (ウ) 補助事業により設置した浄化槽が法定検査を受検しているかを確認する体制が整備されていないこと

3 本院が求める是正及び是正改善の処置

浄化槽は公共用水域等の水質の保全のために重要な役割を果たしており、し尿及び生活雑排水処理施設として安定的に機能を発揮することが求められている。

については、貴省において、浄化槽整備事業により設置された浄化槽の効果を早急に発現させるとともに、適正に維持管理されているか確認し、併せて浄化槽整備事業の適正な執行が確保されるよう、次のとおり是正及び是正改善の処置を求める。

- (ア) 浄化槽が使用されていない事態及び適正に維持管理されているか確認ができていない事態が、早急に解消されるよう都道府県及び市町村に対して技術的助言等を行うこと
- (イ) 浄化槽と宅内の排水管等との接続期限及び使用開始期限を要綱等に明記するとともに、使用されていない事態が発生した際の対応を定めて市町村に周知すること
- (ウ) 事業実施年度の前年度以前に既に設置されている浄化槽は、国庫補助金等の交付対象とならないことについて要綱等に明記するとともに、事業を実施する市町村に周知すること
- (エ) 都道府県に対して、指定検査機関から提出される法定検査の結果報告書等の情報をもとに、未受検者に対して浄化槽法に基づき指導及び助言、勧告等を適切に行うとともに、これらの情報を、事業を実施する市町村が共有できるよう協力を求めること、また、市町村に対して、都道府県から必要な情報を入手して、補助事業により設置した浄化槽が法定検査を受検しているかを確認する体制を整備するよう指導すること

(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減少させるよう意見を表示したもの

会 計 名	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (平成18年度以前は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定))
部 局 等	環境本省
エネルギー需給勘定の概要	石油石炭税等を財源として行われる燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に関する経理を区分して行うために設置されている勘定
収納済歳入額	2兆3316億円(平成19年度)
支出済歳出額	2兆0304億円(平成19年度)
決算における剰余金の全体額	2491億円(背景金額)(平成19年度)

【意見を表示したものの全文】

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 環境大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

(517 ページの経済産業省の項に掲記)

第 3 章
第 1 節
第 13
環境省

第14 防 衛 省

第3章 第1節 第14 防衛省

不 当 事 項

予 算 経 理

(820) 米軍普天間飛行場の代替施設の建設に伴う地質調査及び海象調査の技術業務委託契約において、支出負担行為をすることなく追加で業務を実施させるなどして、会計法令等に違反しているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省
部 局 等	防衛本省(平成19年8月31日以前は防衛施設庁本庁)(支出負担行為の実施計画担当部局) 沖縄防衛局(平成19年8月31日以前は那覇防衛施設局)(契約及び支払部局)
契 約 名	(1) シュワブ(H14)地質調査(その1) (2) シュワブ(H14)地質調査(その2) (3) シュワブ(H14)地質調査(その3) (4) シュワブ(H14)地質調査(その4) (5) シュワブ(H14)海象調査
契 約 の 概 要	米軍普天間飛行場の代替施設を沖縄県名護市辺野古沿岸域に建設するための基本設計に先立ち、海底の地質調査及び海象調査を業務委託するもの
契 約 の 相 手 方	(1) サンコーコンサルタント株式会社 (2)(3) パシフィックコンサルタンツ株式会社 (4) 応用地質株式会社 (5) 株式会社東京久栄
契 約	(1) 平成15年3月 公募型競争後の随意契約 (2)~(5) 平成15年3月 公募型競争契約
契 約 額	(1) 97,650,000 円 (2) 47,985,000 円 (3) 93,450,000 円 (4) 540,750,000 円 (5) 61,950,000 円 計 841,785,000 円
支 払	(1) 平成15年7月、18年4月 (2) 平成15年6月、18年4月 (3) 平成15年6月、18年4月 (4) 平成16年3月、18年4月 (5) 平成15年8月、18年4月
和解金の支払	(1)~(5) 平成20年3月

和解金額	(1)	129,800,000 円
	(2)(3)	1,090,000,000 円
	(4)	873,200,000 円
	(5)	87,000,000 円
	計	2,180,000,000 円
適正な会計処理を行っていない かったため支払うこととなった 額		2,180,000,000 円(平成 19 年度)

1 技術業務委託契約に係る予算執行の概要

(1) 地質調査等 5 契約の概要

沖縄防衛局(平成 19 年 8 月 31 日以前は那覇防衛施設局。以下「沖縄局」という。)は、沖縄県宜野湾市に所在する米軍普天間飛行場の代替施設の建設予定地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とするなどの「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定。18 年 5 月 30 日廃止)等に基づき、基本設計に先立ち海底の地質調査及び海象調査を行うために、15 年 3 月に、履行期限を 16 年 3 月末とするシュワブ(H14)地質調査(その 1)等の 5 件の技術業務委託契約(以下「地質調査等 5 契約」という。)を、サンコーコンサルタント株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社、応用地質株式会社及び株式会社東京久栄(以下、これらを「受託会社 4 社」という。)と契約金額計 841,785,000 円で締結している。そして、地質調査等 5 契約の仕様書によれば、地質調査に当たっては、機械ボーリングを実施して、土質試験を行うこととしていて、海象調査に当たっては、波浪、流況及び潮位の調査を行うこととしていた(以下、これらを「調査業務」という。)

(2) 事態の経緯

沖縄局は、地質調査等 5 契約に基づく調査業務の実施に当たり、沖縄県との公共用財産使用についての協議の中で、同県より海草藻場・さんごへの影響を回避するよう求められており、仕様書で定めていない業務(以下「追加業務」という。)として、調査予定地点周辺の海底の状況を把握するための潜水調査を 15 年度に受託会社 4 社に実施させていた。

しかし、同県が、海草藻場等への影響について専門家へのヒアリングを行うなどしたことから、上記協議の同意までに時間を要して、調査業務の年度内完了が困難となったため、沖縄局は、前払金計 252,155,000 円を除く計 589,630,000 円を 16 年度に繰り越して、履行期限を 17 年 3 月末とする変更契約を締結していた。

また、米軍普天間飛行場の代替施設建設に反対する地元住民等の阻止行動(以下「阻止行動」という。)への対応のために、沖縄局は、警戒船を大量に導入するなどの追加業務を 16 年度に受託会社 4 社に実施させていたが、さらに、阻止行動が激化したことなどから、調査業務の年度内完了が困難となったため、前年度と同額を 17 年度に繰り越して、履行期限を 18 年 3 月末とする変更契約を締結していた。

上記のように、地質調査等 5 契約の仕様書で定めていた調査業務はほとんど実施されないまま、17 年 11 月に、米軍普天間飛行場の代替施設の建設予定地が変更されたことか

ら、沖縄局は、地質調査等5契約に基づく調査業務を一時中止して、その後契約解除を行い、契約金額計841,785,000円を上限として支払うこととしたが、受託会社4社と支払額及び仕様書の変更に伴う契約変更の合意に至らず受領を拒否されたため、17年度に繰り越していた計589,630,000円を、18年4月に、那覇地方法務局に供託していた。

受託会社4社は、同年8月までに国を相手取り、損害賠償請求事件等を提訴したが、20年3月に、和解が成立して、沖縄局は、和解金計2,180,000,000円を受託会社4社に支払っていた。

(3) 地質調査等5契約に係る予算執行

国の予算の執行に当たっては、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)等(以下「会計法令等」という。)に基づき行うこととされている。

会計法令等によれば、財務大臣の指定する経費は、各省各庁の長が、支出負担行為の実施計画に関する資料を作製して、財務大臣の承認を経なければならないこととなっており、地質調査等5契約の予算は、財務大臣の指定する経費となっている。そして、支出負担行為担当官は、支出負担行為をするに当たっては、法令又は予算の定めるところに従って行わなければならないが、実施計画に定める金額を超えてはならないこととなっており、実施計画について変更を要するときは、その事由を明らかにして、財務大臣の承認を求めなければならないこととなっている。

また、契約担当官及び支出負担行為担当官は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならないこととなっている。

防衛本省(19年8月31日以前は、防衛施設庁本庁。以下「本省」という。)において、技術業務委託契約の監督に関する事務については、「技術業務委託の契約等の事務処理関係の運用について(通知)」(平成2年施本建企第46号)により、「防衛施設庁における建設工事の監督等に関する訓令」(昭和40年防衛施設庁訓令第15号。以下「監督等に関する訓令」という。)に準じて行うこととなっている。監督等に関する訓令によれば、支出負担行為担当官の補助者である工事監督官は、工事内容を変更するなどの必要があると認めるときは、速やかにその旨を支出負担行為担当官に報告しなければならないこととなっており、支出負担行為担当官から工事内容の変更について指示を受けたときは、変更部分に係る図面、仕様書及び見積内訳書を作成して、工事変更伺書によりこれらを支出負担行為担当官に提出しなければならないこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省及び沖縄局において、沖縄局が14年度に締結した地質調査等5契約について、合規性等の観点から、それぞれの契約に係る会計経理が会計法令等に従って適正に行われているかなどに着眼して、契約書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり会計法令等に违背した事態が見受けられた。

すなわち、沖縄局において、支出負担行為をすることなく潜水調査や警戒船を大量に導入するなどの追加業務を受託会社4社に実施させていて、追加業務の経費が予算額を超える事態となっていたにもかかわらず、本省は、増額の予算措置を講じていなかったり、支

出負担行為の実施計画について財務大臣の変更承認を経ていなかったりしており、沖縄局は、追加業務に係る受託会社4社との契約変更を行っていなかった。

また、沖縄局の支出負担行為担当官が任命していた統括工事監督官、主任工事監督官及び工事監督官は、履行期間の延期に関する伺書は作成していたものの、追加業務については、口頭での報告としており、報告を受けた支出負担行為担当官は、速やかに精算すべきであるとの指示をしていたとしているが、これらの報告及び指示の具体的な内容について関係資料により確認することはできなかった。一方、本省は、阻止行動に屈することなく地質調査等5契約に基づく調査業務を実施させるよう沖縄局に指示をしていた。この指示を受けた沖縄局は、追加業務を受託会社4社に実施させることを優先したため、監督等に関する訓令に定める手続を先送りしていた。

そして、追加業務の経費については、防衛庁(19年1月9日以降は防衛省)は、契約金額を変更していない以上、これを超える額は支払えないとの判断から、契約金額を上限として支払うことに決定したため、前記のとおり、受託会社4社は、国を相手取り、実際に要した追加業務の経費とこれに係る遅延損害金等の支払を請求するとして、東京地方裁判所にそれぞれ損害賠償請求事件等を提訴した。同裁判所は、20年1月に、国及び受託会社4社に対して、「本件業務委託契約に係る変更手続等の履践状況はともかく、これまでの当事者双方の主張、証拠調べ手続の結果から認められる被告の指示に基づき原告が行った業務実態にかんがみると、被告には本件業務委託契約上の支払義務が発生していると認めるのが相当である」旨の和解条項案を示して、国及び受託会社4社がこれを受け入れたことから、同年3月に、和解金計2,180,000,000円で和解が成立した。この結果、本省は予算の流用等所要の手続を行い、沖縄局は受託会社4社に対して、同月に、和解金計2,180,000,000円を支払っていた。

前記のように、沖縄局において、支出負担行為をすることなく追加業務を実施させていて、追加業務の経費が予算額を超える事態となっていたにもかかわらず、本省は、増額の予算措置を講じていなかったり、支出負担行為の実施計画について財務大臣の変更承認を経ていなかったりしていたこと、沖縄局は、追加業務に係る受託会社4社との契約変更を行っていなかったことは、地質調査等5契約に係る予算執行に当たり適正な会計処理を行っておらず適切とは認められない。

したがって、上記のように地質調査等5契約に係る予算執行において、裁判上の和解という形式により和解金計2,180,000,000円を支払うこととなった追加業務に関して、支出負担行為をすることなく実施させるなど会計法令等に違背した取扱いを行っていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省及び沖縄局において、地質調査等5契約に係る予算執行に当たり、会計法令等を遵守して適正に執行すべきであることへの認識が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1) 所要量を大幅に超えて保管している廃電池について処分計画を作成するなどして売り
払うよう適宜の処置を要求したもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	海上自衛隊補給本部
廃電池の管理の概要	廃電池から粗銀を回収して、この粗銀を精製したもの(精製銀)を銀電池製作時の官給品として使用するとともに、所要量を超えた廃電池を売り払うもの
平成19年度末における廃電池の保管数及び廃電池から回収が見込まれる粗銀の量	3,228 個 17,430.4 kg (精製銀換算量 16,907.4 kg)
上記の廃電池から回収が見込まれる粗銀の試算額	9 億 8060 万円

【適宜の処置を要求したものの全文】

廃電池の管理について (平成20年10月22日付け 海上自衛隊補給本部長あて)
標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求する。

記

1 廃電池の管理の概要

貴自衛隊は、潜水艦の遭難等の事故に対処するなどのため、横須賀所在の第2潜水隊群に潜水艦救難母艦「ちよだ」を、また、呉所在の第1潜水隊群に潜水艦救難艦「ちはや」をそれぞれ配備しており、各々に潜水艦救難活動に使用する深海救難艇(Deep Submergence Rescue Vehicle。以下「DSRV」という。)1艇及び人員移送用カプセル(Personnel Transfer Capsule。以下「PTC」という。)1基を搭載している。そして、これらのDSRV及びPTC並びに各地の部隊に供用している魚雷及び魚雷用標的の推進動力等に電力を供給するために、各種の銀電池を使用している。

貴自衛隊補給本部(以下「貴本部」という。)は、「海上自衛隊補給実施要領」(平成13年補本装補第509号)に基づき、平成18年1月に「銀電池からの銀等の回収及び銀電池の処分に関する基本計画について(通知)」(平成18年補本装艦第192号。以下「基本計画」という。)を定めている。

基本計画によれば、使用済み又は有効期限を経過した銀電池(以下「廃電池」という。)については、廃電池から粗銀(純度95%以上)を回収して、この粗銀を精製したもの(純度99.99%以上。以下、これを「精製銀」といい、粗銀及び精製銀を「銀」という。)を銀電池製作時の官給品として使用することにより、また、所要量を超えた廃電池については、これを処分(売払い)することにより、資源の有効活用及び銀の効率的な管理を図ることとなっている(以下、この一連の流れを「銀回収サイクル」という。))。

銀回収サイクルは、貴本部の指示により、以下のとおり行われることになっている。DSRV 及び PTC の廃電池については、舞鶴地方総監部舞鶴造修補給所(以下「舞鶴造補所」という。)が、また、魚雷及び魚雷用標的の廃電池については、舞鶴地方総監部舞鶴弾薬整備補給所が、それぞれ、各地の部隊等から管理換を受けた後、廃電池から粗銀を回収することを粗銀回収会社に請け負わせたり、廃電池の売払いを行ったりすることになっている。そして、舞鶴造補所は、上記の回収した粗銀を一括して保管して、粗銀の精製を銀精製会社に請け負わせたり、銀電池製作のために精製銀の官給を電池製造会社に行ったりすることになっている。

基本計画によれば、貴本部は、銀電池製作に必要なと見込まれる精製銀の所要量(以下「官給所要量」という。)について、2か年分の官給計画を定めることとなっている。そして、銀電池製作時に精製銀の円滑な官給を実施するために、この2か年分の官給所要量に相当する量の銀を、年度末在庫として確保することとなっている。

また、貴本部は、上記2か年分の官給所要量を維持するために、廃電池から粗銀を回収する作業期間を勘案するなどして、更に3か年分の官給所要量を満たす粗銀又は廃電池を保管して、全体で5か年分の官給所要量を確保するとしている。

そして、基本計画によれば、5か年分の官給所要量を超えて保管する廃電池については、貴本部が別途に年度処分計画を定めて、売り払うこととなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴本部は、銀電池の製作時に精製銀を官給するために、銀及び廃電池を相当量保管している。そこで、本院は、貴本部及び5地方総監部^(注)において、効率性等の観点から、銀及び廃電池の保管状況並びに廃電池の売払状況は適切なものとなっているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、銀及び廃電池の現物の確認を行うとともに、物品管理簿等の書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、銀及び廃電池の保管状況等並びに廃電池の売払状況について、次のような事態が見受けられた。

(1) 銀及び廃電池の保管状況並びに精製銀の官給計画

20年3月末現在において、舞鶴造補所等が保管している銀及び廃電池の保管量等は、表1のとおりであり、銀の保管量は計10,128.0kg(精製銀換算量計9,863.5kg、試算額計約5億7208万円相当)、廃電池の保管数は計3,228個、廃電池から回収が見込まれる粗銀の量は計17,430.4kg(同16,907.4kg、同約9億8063万円相当)、計27,558.4kg(同26,770.9kg、同約15億5271万円相当)となっていた。

表1 銀及び廃電池の保管量等

銀の種類	銀の保管量		試算額
精製銀	1,312.1kg		約7610万円相当
粗銀	8,815.9kg (8,551.4kg)		約4億9598万円相当
計(A)	10,128.0kg (9,863.5kg)		約5億7208万円相当
廃電池の種類	保管数	粗銀回収見込量	試算額
DSRV用主蓄電池	2,084個	4,168.0kg (4,042.9kg)	約2億3449万円相当
DSRV用応急電池	228個	22.8kg (22.1kg)	約128万円相当
PTC用応急電池	88個	17.6kg (17.0kg)	約99万円相当
魚雷用電池	684個	13,222.0kg (12,825.3kg)	約7億4386万円相当
魚雷用標的用電池	144個	不明	不明
計(B)	3,228個	17,430.4kg (16,907.4kg)	約9億8063万円相当
合計(A+B)	27,558.4kg (26,770.9kg)		約15億5271万円相当

注(1) 銀の保管量及び粗銀回収見込量の()書きは、精製銀換算量であり、粗銀精製時の回収割合を過去の実績(97%)を考慮して算定している。

注(2) 試算額は、銀及び廃電池から回収が見込まれる粗銀に係る価額であり、平成20年3月末現在の鉱山会社が地金を販売する際の基準価格を参考に、精製銀1kg当たり58,000円で算定していて、粗銀精製費用及び廃電池の解体等に必要の費用は控除されていない。

注(3) 粗銀回収見込量は廃電池の種類ごとの過去の回収実績を基に算定している。魚雷用標的用電池は過去に粗銀回収実績がないことから、粗銀回収見込量には含めていない。

注(4) 精製銀換算量は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても計欄の数値と一致しない場合がある。

一方、貴本部が19年度に作成した精製銀の官給計画によれば、表2のとおり、精製銀の官給所要量は19年度に計970.8kg、20年度に計1,033.8kgであり、年間の官給所要量は1,000kg程度となっており、銀電池の種類ごとの官給所要量の内訳では、DSRV用主蓄電池の製作に使用されるものが大部分を占めていた。

表2 精製銀の官給計画

銀電池の種類	平成19年度の官給所要量	20年度の官給所要量
DSRV用主蓄電池	953.8kg	953.8kg
DSRV用応急電池	10.0kg	10.0kg
PTC用応急電池	7.0kg	3.5kg
魚雷用電池	—	66.5kg
魚雷用標的用電池	—	—
計	970.8kg	1,033.8kg

そして、今後、DSRV 及び PTC に使用する銀電池は、19、20 両年度と同程度の調達数量が見込まれているものの、魚雷に使用する銀電池の調達数量は減少傾向にあることから、長期的にも今後の精製銀の官給所要量が大幅に増加する事情は想定されない。

したがって、銀及び廃電池の保管量(20年3月末現在)について、前記年間の精製銀の官給所要量(1,000kg程度)から推計すると、銀は約10か年分に相当する量を、また、廃電池から回収が見込まれる粗銀は約17か年分に相当する量をそれぞれ保管しており、5か年分の官給所要量を大幅に超えている状況であった。さらに、今後も、20年度から24年度までの5年間に、廃電池計1,604個(これらの廃電池から回収が見込まれる粗銀の量計3,790.4kg)が発生すると予想されている。

上記のとおり、19年度末に大量の銀を保管している状況を踏まえて、舞鶴造補所等の物品管理簿等により過去の保管状況を確認したところ、8年度から18年度までの各年度末における銀の保管量の推移は、表3のとおりである。これによれば、11年度末に粗銀だけで8,220.6kgを保管していたにもかかわらず、12、13両年度に3,944.2kg、1,461.2kg、計5,405.4kgの粗銀を廃電池から回収したため、13年度末には計19,030.0kgもの大量の銀を保管する状況となっていた。なお、13年度を最後に廃電池から粗銀を回収することは行われていない。

表3 銀の保管量の推移

年度末	粗銀の保管量	精製銀の保管量	銀の保管量計
平成			
8	88.0kg	不明	不明
9	396.0kg	不明	不明
10	8,220.6kg	不明	不明
11	8,220.6kg	不明	不明
12	12,164.8kg (3,944.2kg)	不明	不明
13	13,626.1kg (1,461.2kg)	5,403.9kg	19,030.0kg
14	13,626.1kg	3,425.1kg	17,051.2kg
15	10,616.2kg	4,103.8kg	14,720.0kg
16	10,616.2kg	3,547.3kg	14,163.5kg
17	9,324.6kg	3,741.9kg	13,066.5kg
18	8,815.9kg	2,626.3kg	11,442.2kg

注(1) 平成8年度から12年度までの精製銀の保管量については、資料が保存されていないため不明である。

注(2) 粗銀保管量の()書きは、当該年度の粗銀回収量である。

(2) 廃電池の売払状況

貴本部は、廃電池の売払いについて、17年以前は具体的な基準を定めていなかったために、売払いを全く行っておらず、廃電池の保管量が毎年増加して、舞鶴造補所等では保管場所の確保が厳しい状況となっていた。

そこで、貴本部は、前記のとおり、基本計画を18年1月に作成して、5か年分の官給所要量を超える廃電池を売り払うとする基準を定めた。そして、貴本部は、基本計画に基づき、同年8月に、表4のとおり年度処分計画を定めて、同年11月に廃電池を売り払うよう舞鶴造補所等に指示した。

しかし、舞鶴造補所等から物品売払要求を受けた舞鶴地方総監部経理部は18年度について、19年2月に入札の公告をしたものの、仕様書に廃電池からの粗銀の回収率が明記されていなかったことなどのために、入札予定会社から応札することができない旨の連絡が多数あり、その結果、同年3月に入札の公告を取り消していた。

また、同経理部は、19年度について、仕様書に粗銀の回収率を記載して20年2月に入札を行ったものの、予定価格の算定に当たり、一部の廃電池について粗銀の回収率を見込んでいなかったり、精製銀の単価を当時の相場より高く見積もったりしていて予定価格を高く設定していたことから、予定価格を超える入札金額がなく入札が不調に終わっていた。

上記のことから、当該物品売払契約は本年8月現在においても締結には至っておらず、廃電池の売払いが行われていない状況であった。

表4 年度処分計画及び全体保管数等

廃電池の種類	年度処分計画の処分予定数(A)	全体保管数(B) (平成20年3月末現在)	全体保管数に対する処分予定数の割合(A/B)
DSRV用主蓄電池	270個	2,084個	12.9%
DSRV用応急電池	30個	228個	13.1%
PTC用応急電池	20個	88個	22.7%
魚雷用電池	42個	684個	6.1%
魚雷用標的用電池	0個	144個	0.0%
計	362個	3,228個	11.2%

前記のとおり、基本計画に定めた5か年分の官給所要量を超えて銀を確保しているため、現在保管している廃電池のすべてが売払いの対象となるが、貴本部は、廃電池の売払いの実績がなかったことなどから、上記の年度処分計画において、売払いに有用な情報を収集するために全体保管数の一部について試行的に売払いを指示したとしている。

しかし、貴本部は、売払いを指示した廃電池について、18、19両年度に売払契約の締結に至っていない事態となっているにもかかわらず、舞鶴地方総監部の関係部署から情報を収集して対応策を協議するなど廃電池の売払いを迅速に行うために十分な連携を行っていなかった。

以上のように、貴本部は、5か年分の官給所要量を超えて銀及び廃電池を大量に保管しているが、銀及び廃電池を保管している目的は、銀電池製作時の官給品として使用することにより資源の有効活用及び経費の節減を図るためであることから、必要な時期に必要な量の精製銀を官給できれば足りると認められる。したがって、銀及び廃電池の保管状況を勘案した銀回収サイクルを十分に検討した上で、現在保管している廃電池計3,228個(試算額計約9億8060万円相当)については、速やかに売り払う必要があると認められる。

(是正を必要とする事態)

上記のように、貴本部において、基本計画に定めた5か年分の官給所要量を超えて廃電池を保管していて廃電池の売払いが行われていない事態は、国の資産の効率的な活用の面から適切とは認められず、是正を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴本部において、銀及び廃電池の保管状況を勘案した銀回収サイクルを十分に検討しておらず、国の資産の効率的な活用を図るという認識が十分でなかったこと、また、廃電池の売払契約が締結に至っていないにもかかわらず、関係部署との売払いに関する連携が十分でなかったことによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置

貴自衛隊は、資源の有効活用及び銀電池製作時の経費の節減を目的として、今後も引き続き精製銀の官給を実施する必要があるとしている。

については、貴本部において、銀及び廃電池の保管状況を勘案した銀回収サイクルを十分に検討した上で、基本計画に定めた5か年分の官給所要量を超える廃電池について、全体保管数を対象とした処分計画を作成するとともに、売払契約の締結に至っていない事態に関する情報を収集して対応策を協議するなど関係部署と連携を十分に行い、これらの廃電池を速やかに売り払うよう是正の処置を要求する。

(注) 5 地方総監部 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部

- (2) 部隊発注工事により取得した財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、適切な財産管理を行うために国有財産台帳等への正確な記録が確実に行われる体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省	(項)防衛本省 (項)施設整備費 (項)装備品等整備諸費
	<p>平成18年度は、</p> <p>防衛省所管一般会計 (組織)防衛本省</p>	<p>(項)防衛本庁 (項)施設整備費 (項)装備品等整備諸費</p>
	<p>平成17年度は、</p> <p>内閣府所管一般会計 (組織)防衛本庁</p>	<p>(項)防衛本庁 (項)施設整備費 (項)装備品等整備諸費</p>
部 局 等	海上幕僚監部	
部隊発注工事の概要	施設の取得、修繕等のために部隊等の長が部外に発注する工事	
国有財産台帳等に記録すべき価格の基礎となる工事費	12億9759万円(平成17年度～19年度)	

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

部隊発注工事により取得した財産の国有財産台帳等への記録について

(平成 20 年 10 月 20 日付け 防衛省海上幕僚長あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 部隊発注工事及び財産管理の概要

(1) 部隊発注工事の概要

貴自衛隊における施設の取得、修繕等は、地方防衛局等が部外に発注して実施しているもののほか、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成 19 年防衛省訓令第 66 号。平成 19 年 8 月以前は建設工事に関する訓令(昭和 41 年防衛庁訓令第 7 号)及び防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(昭和 37 年防衛庁訓令第 72 号)。以下、廃止された訓令を含めて「取得訓令」という。)等に基づき、部隊及び機関(以下「部隊等」という。)の長が工事の施行を部外に発注して実施している(以下、このような工事を「部隊発注工事」という。)。そして、貴自衛隊は、部隊発注工事として、17 年度から、各基地内に情報・通信設備(架空及び地中に敷設された光ファイバケーブル、地中に敷設する光ファイバケーブルを格納するための埋設管路、建物内に敷設されて建物と一体不可分となっている光ファイバケーブル等から構成されている。)を設置する基地内基幹伝送路を整備している。

貴自衛隊が部隊発注工事を実施する場合には、海上自衛隊契約規則(昭和 43 年海上自衛隊達第 17 号)等に基づき、調達要求元となる部署が契約担当部署に工事等役務調達要求書(以下「調達要求書」という。)を提出することにより、契約担当部署が契約の手続を始めることになっている。

(2) 防衛省における国有財産及び物品の管理

防衛省は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)、物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)等に基づき、その所管に属する国有財産及び物品の管理を行っている。

国有財産の管理は、防衛大臣からその事務の一部を分掌している経理装備局会計課長、海上幕僚長等の部局長が行っており、国有財産のうち不動産及びその従物等については、防衛省所管国有財産(施設)の取扱いに関する訓令(昭和 38 年防衛庁訓令第 30 号。以下「取扱訓令」という。)に基づき、上記部局長のうち経理装備局会計課長及び地方防衛局等の長(以下「施設部局長」という。)が管理することとなっている。そして、施設部局長は管内に所在する部隊等の施設を管理していて、その用途又は目的に応じて当該施設を部隊等に供用しており、部隊等においては、供用に関する事務を行う供用事務担当官が、供用された施設の維持及び保存を行うこととなっている。また、供用事務担当官は、供用に関する事務の一部を当該施設を使用している部隊等の長に補助させることができることとなっており、この場合、部隊等の長は、当該施設に修繕等の必要が生じたときは、供用事務担当官に協議しなければならないこととなっている。

また、物品の管理については、防衛大臣からその事務の委任を受け又は事務の一部を分掌している海上幕僚長及び部隊等の長が物品管理官又は分任物品管理官(以下「物品管理官等」という。)として行っている。

(3) 国有財産台帳及び物品管理簿

ア 国有財産台帳

施設部局長は、その所属に属する国有財産について、国有財産の分類及び種類ごとに、区分及び種目、所在、数量、価格、異動年月日等を記載した国有財産台帳を備えて、管理することとなっている。また、施設部局長は、国有財産の取得、所管換、処分等があった場合には、直ちにこれを国有財産台帳に記録することとなっている。そして、建物及び工作物の場合、新築(工作物の場合は新設)、模様替(建物等の主要構造を変更することなく財産を効率的に使用するための改良工事)等により、当該建物等の価格等に変動があった場合は国有財産台帳に記録することとなっており、一方、建物等の減耗を回復して原形に近づけるために行う工事は、国有財産台帳に記録する必要がないとされている。

そして、貴自衛隊においては、部隊発注工事により国有財産の取得や価格等の変動があった場合には、取得訓令及び取扱訓令に基づき、供用事務担当官等がその内容を施設部局長に報告することとなっており、施設部局長は、その報告に基づいて国有財産台帳に記録することになっている。

イ 物品管理簿

物品管理官等は、その管理する物品について、物品の分類、細分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を物品管理簿に記録することとなっており、政令で定める重要な物品については、その取得価格を記録することとなっている。

そして、貴自衛隊は、物品を取得しようとする場合には、物品管理官等が契約担当部署に対して取得のため必要な措置を請求することとなっており、物品管理官等は、当該取得物品の納入の際に作成される納品書・(受領)検査調書に基づいて物品管理簿に記録することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

国有財産台帳及び物品管理簿(以下、これらを合わせて「国有財産台帳等」という。)は、国有財産及び物品(以下、これらを合わせて「国有財産等」という。)を適切に管理するための帳簿であり、新たに国有財産等を取得した場合には、国有財産法又は物品管理法に従って国有財産台帳等に記録する必要がある。

また、国有財産台帳等を基に毎年度作成される「国有財産増減及び現在額報告書」及び「国有財産増減及び現在額総計算書」並びに重要物品を報告の対象とする「物品増減及び現在額報告書」及び「物品増減及び現在額総計算書」(以下、これらを合わせて「国有財産報告書等」という。)は、国有財産等の現況を国会を通じて国民に対して明らかにするという性格を有するものとされている。

そこで、正確性、合規性等の観点から、17年度から部隊発注工事により貴自衛隊が取得した基地内基幹伝送路等の財産が国有財産台帳等に適切に記録されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、12部隊等において会計実地検査を行った。そして、12部隊等における基地内基幹伝送路の整備により取得した財産(工事件数41件、工事費11億9971万余円)及びそれ以外に取得した財産(工事件数132件、工事費13億7928万余円)を対象として、契約書、国有財産台帳等の書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 貴自衛隊は、前記のとおり、基地内基幹伝送路の整備により情報・通信設備を新たに取得していた。そして、これらは国有財産法又は物品管理法に従い、国有財産台帳等に記録する必要があった。

しかし、大部分の部隊等は、情報・通信設備の取得を役務の調達であると判断して、新たな財産を取得したとは解釈していなかったため、同設備は国有財産台帳等に記録されていなかった(国有財産台帳等に記録されていなかった財産の取得に係る工事件数40件、工事費計11億8868万余円)。

<事例1>

舞鶴造修補給所は、舞鶴地方総監部の契約担当部署に調達要求書を提出して、舞鶴地区(舞鶴航空基地を除く。)及び新潟地区に所在する部隊等の基地内基幹伝送路を平成19年3月までに工事費計53,096,400円で整備している。しかし、取得した基地内基幹伝送路は、国有財産台帳等に記録されていなかった。

イ 基地内基幹伝送路以外の財産について、調達要求元となる部署が供用事務担当官又は兼任物品管理官と協議を行わないまま、直接契約担当部署に調達要求書を提出していたり、模様替等に該当するものを国有財産台帳に記録する必要がないと判断していたりなどしたため、照明装置、囲障等の一部財産が記録されていなかった(国有財産台帳等に記録されていなかった財産の取得に係る工事件数28件、工事費計1億0890万余円)。

<事例2>

横須賀造修補給所は、横須賀地方総監部の契約担当部署に調達要求書を提出して、既設のフェンス(全長177m)及び基礎を撤去の上、同じ場所に新たにフェンス(全長177m)を設置する工事を3,675,000円で平成20年3月までに実施している。この場合、新たに設置したフェンスについては国有財産台帳に記録する必要があった。しかし、同造修補給所は、あらかじめ部隊等の長である同造修補給所長が工事内容を供用事務担当官に上申しなければならないにもかかわらず、軽微な工事であり、供用事務担当官に対する協議が不要であると判断して、供用事務担当官との協議を行わないまま工事を実施していた。このため、新たに設置したフェンスは国有財産台帳に記録されていなかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、新たに国有財産等を取得しているにもかかわらず、国有財産法又は物品管理法に従った国有財産台帳等への記録が行われておらず、その結果、国有財産報告書等が国有財産等の現況を正しく反映したものとなっていなかったりしている事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴自衛隊において、部隊発注工事により新たに取得した財産を国有財産台帳等に記録して管理すべきであることについての認識が十分でなかったり、部隊発注工事の調達要求元である部署と国有財産の供用事務を担当する部署又は物品管理の事務を担当する部署との連携が十分でなかったり、国有財産台帳等に記録する必要がある事由を十分に理解していなかったりしたことなどによると認められる。

3 本院が求める是正及び是正改善の処置

国有財産台帳等は、これらを基に毎年度作成される国有財産報告書等が国有財産等の現況を国会を通じて国民に対して明らかにするという性格を有するものとされており、また、国有財産等を適切に管理するための基本的な帳簿であることから、正確に記録されることが重要である。

については、貴自衛隊において、前記の国有財産台帳等に記録されていない国有財産等を国有財産台帳等に正確に記録するために必要な措置を講ずるよう是正の処置を要求し、また、部隊発注工事により今後取得する財産について適切な管理を行うために、国有財産台帳等への正確な記録が確実に行われる体制を整備するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 国有財産台帳等への記録を含めて、取得した財産を国有財産法又は物品管理法に従って管理することについて認識させるため、部隊等に対する指導・研修を徹底すること
- イ 部隊発注工事の調達要求元である部署と国有財産の供用事務を担当する部署又は物品管理の事務を担当する部署の連携を十分に図ることができるように協議の手順等を定めること
- ウ 国有財産台帳等に記録する必要がある事例を示すなど具体的な留意事項を定めた通知を供用事務担当官等に発すること

(注) 12 部隊等 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部、東京業務隊、航空補給処、鹿屋、厚木、那覇、徳島各航空基地隊、函館基地隊

(3) 専用サービス契約において、すべての専用回線を共通の回線群に指定して高額利用割引の適用を適切にするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省 〔平成 18 年度は、 一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本庁〕
部 局 等	内部部局(通信役務の調達の基本事項所掌部局) 24 部隊等(専用サービスの契約締結、使用料支払部局)
契 約 の 概 要	全国に所在する部隊等の中でデータ及び音声通信を行うために、専用サービスを利用するもの
契 約 の 相 手 方	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社
使用料の支払額	123 億 8470 万円(平成 18、19 両年度)
節減できた使用料の額	5780 万円(平成 18、19 両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

専用サービス契約における高額利用割引の適用について

(平成20年9月29日付け 防衛大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求め

記

1 専用サービス契約の概要

貴省は、全国に所在する部隊等の間でデータ及び音声通信を行うため、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、これらの各会社を「NTT 各社」という。)が契約約款に基づき提供する専用の電気通信回線(以下「専用回線」という。)を使用するサービス(以下「専用サービス」という。)を利用している。専用サービスには、主に音声通信に利用される一般専用サービス、主にデータ通信に利用される高速デジタル伝送サービスなどがある。専用サービスの使用料(以下「使用料」という。)は、専用料、工事費等からなっており、専用料のうち基本額は、通信速度、回線距離等によって定まる定額の料金である。

貴省の内部部局は通信役務の調達の基本に関する事項を所掌しており、統合幕僚監部及び陸上、海上、航空各自衛隊等の各部隊等はそれぞれ専用サービス契約の締結、使用料の支払を行っている。そして、貴省における(目)通信専用料の予算額は、平成18年度101億7706万余円、19年度68億0101万余円、計169億7807万余円となっている。

専用サービス契約には、各種の割引制度が設けられている。このうち専用料に適用される高額利用割引は、一つの専用回線の基本額又は利用者が指定する二つ以上の専用回線(以下「回線群」という。)の基本額の合計額が100万円を超える場合に、その利用者からの申出に基づき適用されるものである。NTT 各社の高額利用割引の割引率は、表1及び表2のとおり3%から7%までとなっており、高額利用割引の対象となる基本額(以下「割引対象基本額」という。)のうち高額の部分ほど高い割引率が適用されるものとなっている。

表1 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の高額利用割引の割引率

割引対象基本額(月額)	高速デジタル伝送サービスほか	一般専用サービス
100万円を超え500万円までの部分	3%	3%
500万円を超え3000万円までの部分	5%	4%
3000万円を超える部分	7%	

表2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の高額利用割引の割引率

割引対象基本額(月額)	一般専用サービス、高速デジタル伝送サービスほか
100万円を超え200万円までの部分	3%
200万円を超え500万円までの部分	4%
500万円を超え1000万円までの部分	5%
1000万円を超え3000万円までの部分	6%
3000万円を超える部分	7%

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、部隊等が全国に所在している特性から多数の専用サービスを利用しており、その使用料も多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、内部部局、統合幕僚監部、陸上、海上、航空各自衛隊等において、専用サービス契約の締結に当たり割引制度を十分に利用しているかに着眼して会計実地検査を行った。そして、NTT 各社への年間の使用料の合計が5000万円以上となっている統合幕僚監部及び3自衛隊(以下「各自衛隊」という。)における24部隊等が、専用サービス契約に基づいて18、19両年度に支払った使用料123億8470万余円を対象として、NTT 各社からの請求書等の内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 24部隊等 統合幕僚監部、陸上自衛隊中央会計隊、北部、東北、東部、中部、西部各方面会計隊、海上自衛隊東京業務隊、航空補給処、大湊、横須賀、呉、佐世保、舞鶴各地方総監部、函館、下関、沖縄各基地隊、対馬防備隊、鹿屋、那覇、大村、小月各航空基地隊、奄美基地分遣隊、航空自衛隊中央業務隊

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

各自衛隊は、専用サービス契約において、各自衛隊内の専用回線を回線群に指定して、各自衛隊ごとにNTT 各社から高額利用割引の適用を受けていた。そして、前記24部隊等の使用料に係る18、19両年度の割引対象基本額計85億7091万余円に対し計4億6739万余円の割引を受けていた。

しかし、各自衛隊が利用している専用サービスはNTT 各社ごとに同一の契約約款に基づくものであり、高額利用割引は、前記のとおり割引対象基本額のうち高額の部分ほど高い割引率が適用されるのであるから、各自衛隊ごとに割引の適用を受けるよりも貴省全体で割引の適用を受けることとすれば、使用料のうち専用料をより節減することが可能であると認められる。

したがって、上記により、各自衛隊の専用回線を共通の回線群に指定して高額利用割引の適用を受けることとすれば、割引額は計5億2244万余円となり、使用料は123億2689万余円となることから、差引き5780万余円節減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、専用サービスの利用に当たり、各自衛隊ごとに高額利用割引の適用を受けており、貴省全体で高額利用割引の適用を受けていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、専用サービス契約の締結に当たり割引制度を十分に利用することについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、今後とも全国に所在する部隊等の間でデータ及び音声通信を行うため、NTT 各社が提供する専用サービスを利用していくこととしている。

ついては、前記の事態にかんがみ、貴省において、NTT 各社ごとに貴省全体で高額利用割引の適用を受けることとするよう、是正改善の処置を求める。

(4) 会計業務システムの運用に当たり、システムを使用して行う会計業務を明確にするなどして、システムの有効利用を図るよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)装備品等整備諸費
部 局 等	陸上幕僚監部、35 会計隊
会計業務システムの概要	会計業務の効率化及び合理化を図るために、駐屯地に所在する会計隊において、会計業務データを入力、蓄積して、会計業務書類を作成するシステム
上記のシステムに係る借上の支払金額相当額	1 億 1400 万円(平成 18、19 両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

陸上自衛隊の会計業務システムの運用について

(平成 20 年 10 月 20 日付け 防衛省陸上幕僚長あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 会計業務システムの概要

(1) 会計業務システムの概要

貴自衛隊は、駐屯地における会計業務の効率化及び合理化を図る目的で、平成 16 年 3 月から会計システムを導入している。この会計システムは、給与計算システムと会計業務システムから構成されており、中央会計隊が各駐屯地に所在する会計隊に設置された端末等を制御できるようにするために、中央会計隊及び各会計隊の端末等がネットワークで結ばれている。このうち会計業務システムは、駐屯地に所在する会計隊が、契約、支払等のデータ(以下「会計業務データ」という。)を端末から入力して、機器に蓄積された会計業務データから、関連する契約簿、前渡資金整理簿等の関係帳簿及び帳票(以下「会計業務書類」という。)を作成するものである。

(2) 会計業務システムを構成する機器の概要等

会計業務システムの機器は、同システムに使用するソフトウェアを開発するための開発端末、会計業務データを入力して会計業務書類を作成するための業務端末及び入力された会計業務データを蓄積するための業務サーバ等から構成されている。そして、会計業務システムは、開発端末により開発したソフトウェアを業務端末にインストールすることによって、会計業務データの入力、会計業務書類の作成ができることになっている。

開発端末は、^(注1)6 駐屯地に所在する中央会計隊及び 5 方面会計隊本部に 13 台が設置されている。業務端末及び業務サーバは、中央会計隊及び 4 方面会計隊本部並びに各師団等の司令部が所在する大規模な駐屯地の会計隊等^(注2)34 駐屯地の会計隊に、業務端末 59 台及び業務サーバ 34 台がそれぞれ設置されている。このため、開発端末、業務端末及び業務サーバのいずれかを設置して、会計業務システムを導入している会計隊は計 35 駐屯地の会計隊となっている。

また、会計業務システムを構成するこれらの機器を借り上げるための支払金額相当額は、18年度5358万余円、19年度6042万余円、計1億1400万余円となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、会計業務システムが有効に利用されているかなどに着眼して、前記35駐屯地の会計隊のうち17駐屯地の会計隊において、ソフトウェアの開発状況、各端末等の利用状況、会計業務データの蓄積状況等を、設置されている各端末等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。そして、残りの18駐屯地の会計隊においては、陸上幕僚監部に対して各端末等の利用状況の報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 会計システムの運用及び管理

陸上幕僚監部は、会計システムの運用及び管理のために、会計システムの運用及び管理要領(平成16年陸幕会第81号。以下「要領」という。)を制定しているが、要領において会計業務システムを使用して行うべき会計業務について規定しておらず、また、会計業務システムの運用について5方面会計隊本部及び各会計隊の裁量に任せて、自ら指導を行っていなかった。

イ ソフトウェアの開発状況

開発端末を使用して会計業務システムのソフトウェアを開発していたのは中央会計隊のみであり(以下、同隊が自ら開発したソフトウェアを「会計業務ソフト」という。)、5方面会計隊本部は開発端末を使用してソフトウェアを開発していなかった。

ウ 業務端末及び開発端末の利用状況

業務端末に会計業務ソフトをインストールしているのは、前記の34駐屯地の会計隊のうち11会計隊にすぎず、残りの23会計隊は、会計業務ソフトをインストールしていないために、会計業務ソフトを使用した会計業務を行えない状況となっていた。

さらに、会計業務ソフトをインストールしている上記の11会計隊のうち、実際にこれを使用して会計業務を行っていたのは1会計隊のみで、残りの10会計隊は会計業務ソフトをインストールしているものの、実際の会計業務には使用しておらず、試行的に会計業務書類を作成している状況であった。

また、5方面会計隊本部は開発端末とは別の既存のパソコンにより会計業務を実施するためのソフトウェアを既に開発しており、このソフトウェアを使用しても会計業務が行えることから、上記の1会計隊を除いた33会計隊は、既に開発したソフトウェアを既存のパソコンにインストールして実際の会計業務を行う一方、業務端末を一部の会計業務の文書等を作成する際に補完的に使用していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A会計隊には、業務端末3台及び業務サーバ1台がそれぞれ設置されており、これらの機器を借り上げるための支払金額相当額は、18年度172万余円、19年度193万余円、計365万余円となっていた。

しかし、同隊は、会計業務ソフトをインストールしていないために、会計業務ソフトを使用した会計業務を行えない状況となっていた。

そして、同隊は、会計業務については、B方面会計隊本部が開発したソフトウェアを業務端末とは別の既存のパソコンにインストールして、当該パソコンで同ソフトウェアを使用して行う一方、業務端末を一部の会計業務の文書等を作成する際に補完的に使用していた。

エ 業務サーバの会計業務データ蓄積状況

34駐屯地の会計隊に設置されているすべての業務サーバには、業務端末に会計業務ソフトをインストールして会計業務データを入力すれば、同データが蓄積されて会計業務書類が作成できるように対応したデータベースが設定されていた。しかし、前記のとおり、1会計隊のみが会計業務ソフトを使用して会計業務を行っているために、データベースには会計業務データがほとんど蓄積されておらず、会計業務書類の作成ができない状況となっていた。

このように、18、19両年度で計1億1400万余円の借り上げ経費をかけた会計業務システムを構成する機器が有効に利用されていなかった。

(是正改善を必要とする事態)

会計業務システムは会計業務の効率化及び合理化を図る目的で導入されているにもかかわらず、開発端末がソフトウェアの開発に使用されていなかったり、会計業務ソフトがインストールされておらず業務端末が会計業務に使用されていなかったり、業務サーバに会計業務データが蓄積されていなかったりして、会計業務システムが利用されていない事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴自衛隊において、各会計隊における会計業務システムの利用状況の把握が十分でないこと、陸上幕僚監部において、要領に会計業務システムを使用して行うべき会計業務を規定していないこと、会計業務ソフトのインストール及び同ソフトの使用について各会計隊に対して指導を行っていないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴自衛隊は、会計業務の効率化及び合理化を図るために、今後も引き続き会計業務システムを会計隊において使用していくこととしている。

については、前記の事態にかんがみ、貴自衛隊において、会計業務システムの機器についてその必要性の再検討を行い、陸上幕僚監部において、要領に会計業務システムを使用して行う会計業務を明確に規定して会計業務ソフトのインストール及びその使用について指導を行い会計業務システムの有効利用を図るよう是正改善の処置を求める。

(注1) 6駐屯地 市ヶ谷、札幌、仙台、朝霞、伊丹、健軍各駐屯地

(注2) 34駐屯地 市ヶ谷、旭川、帯広、東千歳、真駒内、上富良野、名寄、北千歳、南恵庭、仙台、神町、青森、八戸、岩手、多賀城、郡山、朝霞、練馬、習志野、武山、駒門、板妻、滝ヶ原、霞ヶ浦、伊丹、守山、海田市、大久保、豊川、善通寺、健軍、福岡、北熊本、久留米各駐屯地

- (注3) 17駐屯地 市ヶ谷、札幌、帯広、東千歳、南恵庭、仙台、岩手、郡山、朝霞、習志野、霞ヶ浦、伊丹、守山、海田市、豊川、健軍、久留米各駐屯地
- (注4) 18駐屯地 旭川、真駒内、上富良野、名寄、北千歳、神町、青森、八戸、多賀城、練馬、武山、駒門、板妻、滝ヶ原、大久保、善通寺、福岡、北熊本各駐屯地
- (注5) 11会計隊 市ヶ谷、南恵庭、多賀城、朝霞、武山、伊丹、守山、海田市、大久保、豊川、善通寺各駐屯地の会計隊
- (注6) 23会計隊 旭川、帯広、東千歳、真駒内、上富良野、名寄、北千歳、仙台、神町、青森、八戸、岩手、郡山、練馬、習志野、駒門、板妻、滝ヶ原、霞ヶ浦、健軍、福岡、北熊本、久留米各駐屯地の会計隊

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 陸上自衛隊における給食の実施に当たり、方面隊ごとに定められた糧食費の定額の範囲内で行うことを明確にすることなどにより、糧食費の執行を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省
部 局 等	陸上幕僚監部、5方面総監部
糧食費の概要	陸上自衛隊の自衛官等に対して、食事を無料で支給するなどのために要する費用
糧食費の使用額	198億6548万余円(平成19年度)
上記のうち総使用可能額を超過していた額	5億1121万円

1 給食の実施に要する糧食費の執行の概要

陸上自衛隊は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)により、営舎内に居住しなければならないこととされている自衛官である陸曹長等(以下「営内者」という。)に対して食事を無料で支給しており、また、職員が災害派遣等を命ぜられたり、宿営を必要とする部隊演習に参加したりする場合等においても食事を無料で支給するなどしている。

食事の支給に当たっては、給食の実施に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第54号)により、各幕僚長等は、当該会計年度開始前に日常生活に必要な基本食等の定額、定量及び栄養摂取量の基準を防衛大臣の承認を得て定めなければならないこととされている。

そして、陸上幕僚監部は、全国で同一基準による同質・同量の給食を実施するために、各地域の物価水準等を考慮して方面隊ごとの1人1日当たりの基本食の定額(以下「方面定額」という。)を防衛大臣の承認を得て定めている。そして、陸上幕僚監部は、平成19年度において、各方面総監部に対して、「平成19年度基本食の定額等について(通達)」(平成19年陸幕需第35号電)を発出して、これを受けて各方面総監部は、各地域の物価水準等を考慮して駐屯地ごとの定額(以下「駐屯地定額」という。)を定めて、各駐屯地に通知している。

上記の通達によれば、給食の実施に要する当該年度の糧食費については、方面総監部において方面定額に方面隊の延べ給食人員を乗じて算出した額(以下「総使用可能額」という。)の範囲内で運用することとなっている。

そして、陸上幕僚監部は、「平成19年度給食業務について(通達)」(平成19年陸幕需第17号)を定めて、方面総監部に対する糧食費の予算の示達に当たっては、方面定額、営内者数のほか、大規模災害時の備蓄のための在庫等を勘案して当年度配賦予算額等を決定して、四半期又は月ごとに示達している。そして、この額と各駐屯地が保有する糧食の前年度繰越在庫の調達額との合計額(以下「示達資金」という。)の範囲内で給食を実施することとして、糧食費の定額管理、在庫管理を徹底するよう指示している。各方面総監部は、当該示達資金を各駐屯地に配分して、各駐屯地では、駐屯地定額、定量及び栄養摂取量の基準等を考慮して糧食を調達して、これを使用して給食を実施しており、これに要した糧食費の実績額(以下「使用額」という。)を四半期ごとに集計して糧食費使用期報を作成して、方面総監部へ報告することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性、効率性等の観点から、陸上幕僚監部、5方面総監部及び48駐屯地において、給食の実施に当たり通達等で定められた方面定額に基づいて糧食費は執行されているか、年度末繰越在庫の管理は適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、19年度の糧食費の使用状況、在庫状況等について、糧食費使用期報等により検査するとともに、会計実地検査を実施しなかった駐屯地についても、陸上幕僚監部に対して糧食費の使用状況等の報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

19年度における5方面隊の糧食費の使用状況についてみると、表1のとおりとなっていた。糧食費に係る示達資金は、各駐屯地が保有する糧食の18年度末繰越在庫相当額18億9524万余円に19年度配賦予算額等199億1173万余円を加えた計218億0698万余円となっており、また、総使用可能額は、194億1644万余円となっていた。これに対して、糧食費の使用額の合計は198億6548万余円となっていた。

表1 平成19年度における方面隊別の糧食費の使用状況 (単位：千円)

方面隊名 項目	北 部	東 北	東 部	中 部	西 部	合 計
示 達 資 金	4,804,865	2,860,702	6,325,895	3,934,032	3,881,486	21,806,982
総使用可能額 a	4,226,732	2,383,120	5,789,089	3,608,248	3,409,257	19,416,448
使 用 額 b	4,492,259	2,401,755	5,726,916	3,641,538	3,603,020	19,865,489
超過額 b - a = c	265,527	18,634	△ 62,172	33,290	193,762	449,041
超過割合 c / a	6.2%	0.7%	△ 1.0%	0.9%	5.6%	2.3%
駐 屯 地 数 d	28	13	34	31	24	130
超過駐屯地数 e	28	11	10	25	22	96
割 合 e / d	100%	84.6%	29.4%	80.6%	91.6%	73.8%

このうち、東部方面隊では糧食費の使用額が総使用可能額の範囲内となっていたが、北部方面隊等4方面隊においては、1人1日当たりの糧食費が方面定額を超えており、これら4方面隊の総使用可能額に対する超過額の合計は5億1121万余円に上っている。

これを方面隊別にみると、北部方面隊で2億6552万余円(総使用可能額に対する使用額の超過割合6.2%)、西部方面隊で1億9376万余円(同5.6%)と大幅に超過しており、東部方面隊及び中部方面隊でもそれぞれ1863万余円(同0.7%)、3329万余円(同0.9%)超過していた。さらに、当該方面隊の19年度における四半期ごとの超過割合をみると、特に第4四半期に大きくなっており、北部方面隊では23.1%、西部方面隊では16.2%となっていた。

また、駐屯地別にみると、糧食費の使用額が駐屯地定額に延べ給食人員を乗じて算出した使用可能額を超過していた駐屯地は、全体で130駐屯地中96駐屯地(超過駐屯地の割合73.8%)となっていた。特に、北部方面隊では28駐屯地中28駐屯地(同100%)、西部方面隊では24駐屯地中22駐屯地(同91.6%)となっていてほとんどの駐屯地において超過していた。

<事例>

北部方面隊では、平成19年度において、方面定額に方面隊の延べ給食人員を乗じて算出した糧食費の総使用可能額は計42億2673万余円であった。しかし、糧食費使用期報等で確認したところ、1人1日当たりの方面定額を超えて糧食費を使用しており、表2のとおり、その使用額は計44億9225万余円となっていて、総使用可能額を2億6552万余円超過していた。そして、北部方面隊の全駐屯地で駐屯地定額を超えて糧食費を使用していた。

表2 平成19年度における北部方面隊の四半期ごとの糧食費の使用状況 (単位：千円)

項 目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第3四半期まで	第4四半期	年 間
示 達 資 金	—	—	—	—	—	4,804,865
総使用可能額 a	1,073,656	1,077,523	1,064,611	(3,215,791)	1,010,940	4,226,732
使 用 額 b	1,049,832	1,046,033	1,151,508	(3,247,374)	1,244,884	4,492,259
超過額 b - a = c	△ 23,823	△ 31,490	86,896	(31,582)	233,944	265,527
超過割合 c / a	△ 2.2%	△ 2.9%	8.1%	(0.9%)	23.1%	6.2%

北部方面総監部では、示達資金の範囲内であれば方面定額に基づく総使用可能額を超えて糧食費を使用してもよいと誤解していたことなどから、特に第4四半期においては、同方面隊の1人1日当たりの平均使用額が1,076円となっていて、方面定額874円に比べて202円も超過していた。このため、既に第3四半期までの使用額の累計が同期間までの総使用可能額を3158万余円超過していて、第4四半期の総使用可能額は10億1094万余円となっていたのに、第4四半期に12億4488万余円を使用していて、2億3394万余円の大幅な超過を生じていた。

上記のように、4方面隊において、全国で同一基準による同質・同量の給食を実施するために定められた方面定額に基づく総使用可能額を超過して糧食費を使用し、営内者等に対して食事を支給している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、方面総監部において、糧食費については示達資金の範囲内であれば方面定額に基づく総使用可能額を超えても使用できると誤解していたこと、陸上幕僚監部において、方面総監部に対して糧食費については総使用可能額の範囲内で執行するよう指導を十分に行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、20年9月に各方面総監部等に対して通達を発して、糧食費の執行に当たっては、方面定額に基づく総使用可能額の範囲内で行うことを明確にするとともに、定額管理を適切に行うよう周知徹底するなどの処置を講じた。

(2) 海外を納地とする艦船用燃料油の調達において、契約相手方の取引実態に応じた為替レートを適用するなどして精算する仕組みを採用するよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省
	〔平成18年度は、 防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本庁 平成17年度以前は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁〕
部 局 等	海上幕僚監部 横須賀地方総監部
契約の概要	海外を納地とする艦船用燃料油の調達契約
契約の相手方	3社
テロ対策特措法下における海外を納地とする艦船用燃料油の調達契約金額	358億0803万円(背景金額)(平成13年度～19年度)
補給支援特措法下における海外を納地とする艦船用燃料油の調達契約金額	33億0557万円(背景金額)(平成19、20両年度)

テロ対策特措法下における海外を納地とする艦船用燃料油の調達契約について取引実態を考慮した為替レートを適用して試算した場合との開差額

2 億 4190 万円(平成 14 年度～19 年度)

1 海外を納地とする艦船用燃料油の調達の概要

(1) テロ対策特措法及び補給支援特措法に基づく艦船用燃料油の調達の概要

海上自衛隊は、「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」(平成 13 年法律第 113 号。以下「テロ対策特措法」という。)に基づき、平成 13 年 11 月から 19 年 11 月までの間に、インド洋に補給艦等の艦船を派遣して、テロリスト等の移動を阻止するなどのための海上阻止活動に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対して艦船が使用する特殊な燃料油(以下「艦船用燃料油」という。)等の補給を行う協力支援活動等を実施してきた。その後、テロ対策特措法が 19 年 11 月 1 日に失効した後、新たに 1 年間の時限立法として成立した「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」(平成 20 年法律第 1 号。以下「補給支援特措法」という。)に基づき、20 年 1 月 16 日から再びインド洋に補給艦等を派遣して、諸外国の軍隊等の艦船に対して艦船用燃料油等の補給を行う補給支援活動を実施している。

海上自衛隊は、これらの活動に必要なとなる艦船用燃料油のインド洋等の海外を納地とする調達を、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和 49 年防衛庁訓令第 4 号)に基づき、防衛大臣(19 年 1 月 8 日以前は防衛庁長官)の承認を得て実施してきた。そして、これらの調達に係る契約事務は横須賀地方総監部が実施してきた。

海上自衛隊は、艦船用燃料油の納入について、調達契約の相手方に対して、1 か月から 3 か月までの契約期間中に数回、納入数量及び納入日を指示している。そして、契約相手方は、バージ船(燃料等の近距離用輸送船)を手配の上、艦船用燃料油を搭載して、洋上で補給艦へ納入している。契約相手方は、納入までの燃料保管、輸送、関係器材の手配等及びこの役務を遂行する上で必要となる一切の関係諸手続等を行うこととされている。

(2) 随意契約による艦船用燃料油の調達

海上幕僚監部は、テロ対策特措法下における調達について、13 年 11 月及び 16 年 3 月に燃料供給能力調査を実施して、商社である A 社及び B 社のみが現地での確実な供給能力があると判断した。また、海上幕僚監部は、安定的な供給を確保するために 2 社による供給態勢を採ることとした。これを受けて横須賀地方総監部は、両社との間でそれぞれ随意契約により契約を締結していた。

予定価格の算定は、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和 37 年防衛庁

訓令第35号)に基づき、一般に市場に流通している軽油の価格指標の変動率や過去の実例、業者見積り、契約相手方の実情等を参考にするなどして、艦船用燃料油代及びバージ船代等の諸費用から構成される米ドル建ての単価に為替レート及び数量を乗じて算定している。

横須賀地方総監部は、契約方法については、補給実績や派遣部隊の行動により艦船用燃料油の数量が変動することなどから概算契約(契約金額が契約締結時に確定しておらず、概算額で契約して、履行が完了した段階で額を確定させるもの)として、契約履行後、実績に基づき精算することとした。そして、契約に際して代金の実費精算に関する特約条項を定めて、数量については実績数量、諸費用については実績額とすること、為替レートについては艦船用燃料油の補給艦への納入日におけるTTS^(注)レート相当とすることなどの計算基準を定めていた。そして、精算に当たっては、契約履行後に、契約相手方から提出される実績を証する書類を確認した上で、代金を支払うこととした。

また、横須賀地方総監部は、補給支援特措法下における調達について、後述のとおり指名競争契約によることとしているが、契約を希望する業者が1社のみの場合には、その社と随意契約により契約を締結している。そして、テロ対策特措法下と同様に、概算契約として代金の実費精算に関する特約条項を定めて、為替レートを確定する際は、艦船用燃料油の納入日ごとで実施することとしていた。

(注) TTSレート Telegraphic Transfer Selling Rate (銀行等の対顧客電信売相場)の略で、邦貨を米ドル貨に両替する場合には、外国為替取引手数料として1米ドル当たり通常1円を銀行間市場で取引される電信相場の仲値(TTMレート)に転嫁した外国為替レート

(3) 指名競争契約による艦船用燃料油の調達

横須賀地方総監部は、補給支援特措法下における調達については、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)に従い契約の透明性を重視することとして、契約を希望する業者が複数の場合には指名競争を実施して、落札した1社と契約している。そして、契約に当たっては、各種指標等及び業者見積りを参考に、艦船用燃料油代及びバージ船代等の諸費用から構成される米ドル建ての単価に為替レート及び数量を乗じて予定価格を算定しており、これを基に総価(邦貨)で入札を実施して確定契約(契約金額が契約締結時に確定しているもの)としている。このため、諸費用の額については契約時に確定しており、精算の対象とはなっていない。また、為替レートについては、予定価格算定時に直近1週間の為替レートの平均を基に算出した為替レートを採用しており、契約後に見直すこととはしていない。ただし、契約履行後に契約数量と実績数量が異なる場合には、契約時に確定した単価に実績数量を乗じた額を基に変更契約を締結していた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、海外を納地とする艦船用燃料油の調達について、経済性等の観点から、予定価格や支払額は市場の動向や業者の取引実態等を適切に反映したものとなっているか、入札等に

において透明性や競争性が確保されたものとなっているかなどに着眼して検査した。そして、横須賀地方総監部が、テロ対策特措法下において13年度から19年度までの間に、海外を納地としてA社又はB社との間で締結した162契約計358億0803万余円及び補給支援特措法により補給支援活動を開始した19年度以降に締結した4契約計33億0557万余円を対象として、同地方総監部及びインド洋上での艦船用燃料油の納入等の現場において、契約に関する書類等により会計実地検査を行うとともに、A社及びB社に対して、会計検査院法第23条第1項第7号の規定により検査することに決定して会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、艦船用燃料油の調達について、次のような事態が見受けられた。

(1) 為替レートについて

ア 随意契約における為替レートの取扱い

テロ対策特措法下で随意契約により締結した契約では、横須賀地方総監部は、前記の特約条項に基づき、契約相手方の取引銀行が証明した納入日におけるTTSレートを採用するとともに、市中の金融機関が外国為替取引金額や信用度等を総合的に勘案して、顧客ごとに外国為替取引手数料を決定しているという取引慣行を踏まえて、A社及びB社それぞれの相手手数料を精算に反映させるための検討を行い、相手手数料を、A社については1円、B社については0.75円としていた。

一方、A社及びB社の仕入先への支払は次のように行われていた。

両社は、艦船用燃料油を、補給艦への納入ごとに必要数量を仕入れたり、補給艦への予定数量や在庫等を勘案して適宜仕入れたりしていた。

そして、A社は、支払のための外貨を十分に保有していないことなどから、納入日の前後に、納入日の属する月の1、2か月程度後の日を決済期日として為替レート(以下「為替予約レート」という。)を定めて金融機関と外貨の売買を予約する為替予約をしており、これにより支払に必要な外貨の多くを確保して仕入先に支払っていた。為替予約は、決済期日における為替レート及び取引金額を事前に予約することにより、その後の為替相場の変動リスクを軽減できるほか、前記の取引慣行等により、予約日のTTSレートと比べて、より低いレートでの外貨調達が可能となる場合も多く、横須賀地方総監部が採用した納入日のTTSレートに比べて、A社の為替予約レートはおおむね低い結果となっていた。

また、B社は、外貨での取引も多いことから外貨預金を保有していて、艦船用燃料油の仕入先に対して、外貨預金から直接送金していた。このため、B社は、金融機関に対して、送金手数料の支払は要するものの、外貨買いが生じないことから外国為替取引手数料は発生していなかった。

横須賀地方総監部が締結した艦船用燃料油調達契約(14年度～19年度)における外国為替取引手数料相当額について、仮に同地方総監部が採用した前記のTTSレートと、A社については前記の為替予約レート等を基に、B社については外国為替取引手数料を除いた為替レートを基にそれぞれ計算すると、A社については1億4601万余円、B社

については9589万余円、計2億4190万余円の開差が生ずることとなる。

このように、テロ対策特措法下では、艦船用燃料油の仕入先への送金方法、送金時期等は、特約条項等が想定している取引実態とは必ずしも一致していない状況となっており、外国為替取引手数料相当額において開差が生じていることから、実際に支払った際の為替レートをを用いるなど、契約相手方の取引実態に応じた為替レートを適用して精算することなどを定めた特約条項を作成するなどして精算する必要があると認められた。

また、補給支援特措法下で随意契約により締結した契約では、特約条項により、為替レートを確定する際は、艦船用燃料油の納入日ごとで実施するとしていたが、契約相手方の仕入先への送金方法、送金時期等の取引実態に応じた為替レートを適用して精算すること及び契約相手方が提出すべき証票等が明示されておらず、契約相手方の取引の実態に応じた為替レートを適用して適切に精算することが困難となるおそれがあると認められた。

イ 指名競争契約における為替レートの取扱い

補給支援特措法下で指名競争契約により締結した契約では、予定価格算定時に採用した為替レートを契約後に見直すこととはしていなかった。

ちなみに、横須賀地方総監部が20年2月に指名競争を実施した契約についてみると、予定価格算定時から精算時まで為替レートを1米ドル106.58円としていたが、2回の納入日における市中金融機関の為替レートは、1米ドル102.88円及び99.90円となっていた。

このため、海外を納地とする艦船用燃料油の調達契約においては、業者は、外貨建てにより仕入先に代金を支払うことが通例であるため、為替相場の変動によっては大きな影響を受けることとなる。

ウ 今後の調達における為替レートの取扱い

以上のことから、契約方式にかかわらず、契約相手方の取引実態に応じた為替レートを適用して精算することなどを定めた特約条項を作成するなどして精算する必要があると認められた。

また、入札等において、邦貨で表示される予定価格及び入札者の入札価格に対する適用為替レートの影響をなくして、調達する物品等の価格のみを対象として比較が可能となるよう、あらかじめ入札時に為替レートの条件を入札予定者に示すなどして、契約の透明性及び競争性を確保する必要があると認められた。

(2) 指名競争契約におけるバージ船代等の諸費用について

補給支援特措法下で指名競争契約により締結した契約では、バージ船代等の諸費用を精算の対象としていなかったことから、横須賀地方総監部は、諸費用の実績額を証する書類等の提出を求めていなかった。

そして、これらの価格の指標となるものが国内等ではほとんど入手できないことから、横須賀地方総監部は、諸費用の予定価格を、事前に業者から徴した見積りを基に算定していた。

しかし、これらの諸費用について、専ら業者見積りを基に予定価格を算定していて、実績額を証する書類の提出を求めないまま支払額を確定することは、仮に、契約後、実際の業務で契約相手方が要した費用と事前に確定していた費用に開差を生じていたとしても、発注者である海上自衛隊はそのことを確認することができず、予定価格及び支払額の適正性を担保することが困難となる。さらに、以後の契約においても、見積価格を基に予定価格を算定し続けることになる。

また、諸費用のうち、契約相手方の立会業務の回数や納入時に必要となる諸器材の使用の有無等は、専ら発注者である海上自衛隊の要請により変動するものであり、これらの費用についても代金の精算の対象とせず事前に確定額とすることは、契約相手方に対して想定外の費用を負担させることとなったり、不要となった場合でもその費用を支払うこととなったりすることとなり、契約価格の適正性を担保することが困難となると認められた。

(3) 改善の必要があると認められた事態

上記(1)、(2)のように、艦船用燃料油の調達に当たり、契約相手方の取引の実態に応じた為替レートを適用して精算する仕組みが十分でない事態や、入札時等における為替レートの条件により契約の透明性及び競争性が確保されていない事態、また、諸費用について価格の適正性を担保することが困難となっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められた。

- ア 横須賀地方総監部において、海外を納地とする艦船用燃料油の調達について、入札時等における為替レートを入札予定者に提示するなど為替レートの条件を同一にするために配慮すること、契約相手方の取引の実態に応じた為替レートを適用して精算すること、及び諸費用に係る契約価格の適正化を図ることなどの認識が十分でなかったこと
- イ 海上幕僚監部において、海外を納地とする燃料油の調達に関して、外国為替取引の実態や諸費用の取扱いについての認識及び指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部及び横須賀地方総監部は、次のような処置を講じた。

- ア 横須賀地方総監部は、海上幕僚監部と協議の上、20年8月に、指名競争契約により締結した海外を納地とする艦船用燃料油の調達契約において、入札予定者に対して、予定価格算定時に用いる為替レートを提示するとともに、為替レートの適用については、契約相手方の取引実態に応じて精算を行うよう特約条項を定めた。また、諸費用についても精算の対象として、契約履行後、契約時に定めた上限価格の範囲内で精算することとした。
- イ 海上幕僚監部は、海外を納地とする燃料油の今後の調達に係る上記のような手続を周知するため、20年9月に各地方総監部に対して通知を発した。

(3) 航空自衛隊の補給処で保管中に有効期限が超過した救難機等搭載用の救難火工品等を訓練用として有効活用することにより、効率的な運用が行われるよう改善させたもの

第3章
第1節
第14
防衛省

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省		
		(項)防衛本省	
		(項)装備品等整備諸費	
	平成17年度以前は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁	(項)防衛本庁	
		(項)装備品等整備諸費	
部 局 等	航空幕僚監部(物品管理の総括部局) 航空自衛隊補給本部(物品補給事務の総合調整部局) 航空自衛隊第4補給処(火器、弾薬等の保管、補給等担任部局)		
救難機等搭載用の救難火工品等の概要	救難活動等の安全を確保するために、救難機等から海上に投下して、発煙、発光等による信号又は照明を行うもの		
補給処で保管中に有効期限が超過したことを理由に廃品となったもの	(1) 信号筒海上救難投下用	426 個	2598 万円(平成19年度末)
	(2) 信号発煙照明筒マリンマーカ	163 個	302 万円(平成19年度末)
	計	589 個	2901 万円(平成19年度末)

1 救難機等搭載用の救難火工品等の概要

(1) 救難機等搭載用の救難火工品等の概要

航空自衛隊は、航空機搭乗者の救難や災害派遣による救助等の際に、海面の搜索や位置表示等をするために使用する照明筒、信号筒等を毎年度多数調達して、これらを管理・運用している。このうち、救難機等搭載用の照明筒、信号筒等(以下、これらを合わせて「救難機搭載火工品等」という。)には4種類あり、救難隊等が遭難者の位置を明示したり、救助活動の安全を確保したりするために使用するもので、品名及び有効期限は次表のとおりとなっている。

表 救難機搭載火工品等一覧

品名	有効期限
信号筒海上救難投下用	17 か月
信号発煙照明筒マリンマーカ	18 か月
照明筒ちょう光2型	24 か月
航法目標弾	24 か月

そして、救難機搭載火工品等の管理上の区分としては、実際に事故等が発生した場合に航空機搭乗者の救難や災害派遣による救助等の際に使用する実用分と、実用に相当する事態を想定した訓練に使用するための訓練用分とがあり、両者は同一の製品である。

また、救難機搭載火工品等の有効期限については、その取扱いなどを定めた技術指令書によると、品名ごとに、製品の信頼性能を満足して作動する期間を基に、上記のとおりそれぞれ17か月から24か月の間で定められている。ただし、有効期限が超過しても、実用ではなく訓練用として使用する場合には、供用先の救難隊等において6か月ごとに製造単位で燃焼試験等による安全性の確認試験を実施して、合格した場合には訓練用として引き続き使用することができることとなっている。

(2) 救難機搭載火工品等の補給

救難機搭載火工品等の補給は、救難機等が配備されている各基地(分屯基地を含む。以下「各基地」という。)が保有すべき必要在庫数量(以下「割当数量」という。)や各基地が現に保有している数量を考慮して、次のとおり行われている。

ア 実用分の割当数量は、航空幕僚監部が示した配分基準に基づき、航空自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)が救難機等の機体数に応じて各基地ごとに定めている。そして、実際の補給に当たっては、毎年度、この割当数量の全数を新品に更新できるように、航空自衛隊第4補給処(支処を含む。以下「第4補給処」という。)が各基地に払い出しており、更新された前年度の実用分(以下「旧実用分」という。)については、管理上の区分を訓練用に変更して使用することとして、各基地は物品管理簿において両者を区分して管理している。

イ 一方、訓練用分の割当数量は、第4補給処等が救難隊等全体の要望数と在庫数量及び予算等とを勘案するなどして定めている。そして、実際の補給に当たっては、各基地ごとの割当数量から、各基地が現に保有している数量(前年度の訓練用の未使用分及び旧実用分)を差し引いた数量を、各基地からの請求に基づき数回に分けて払い出している。ここで差し引かれた前年度の未使用分には有効期限が超過したものも含まれている。

そして、第4補給処は、製造会社から納入される救難機搭載火工品等の受領、保管、各基地への払出しなどの業務を行っており、その受払いなどの都度、使用可能品、使用不能品、廃品の区分ごとに数量の増減等を記録して管理している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

航空自衛隊は、救難機搭載火工品等を毎年度多数調達して、任務の円滑な遂行を確保するために相当数を管理・運用している。

そこで、本院は、効率性等の観点から、救難機搭載火工品等の管理及び運用が適切に行われているかなどに着眼して、航空幕僚監部、補給本部、第4補給処及び8基地^(注)において、会計実地検査を行った。そして、平成18、19両年度に保有していた救難機搭載火工品等4品目を対象として、納入、供用、管理換、使用、返納等の異動の状況を物品管理簿等の記録や現物を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

救難機搭載火工品等の受払状況を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、16年9月に第4補給処に納入された信号筒海上救難投下用(19年度末の物品管理簿上の単価61,005円)1,100個のうち426個(25,988,130円)は、一度も払い出さないまま18年2月に有効期限(17か月)が超過しており、第4補給処は、これらを使用可能品から使用不能品へと区分を変更した後に、不用決定の手続を経て19年3月に廃品としていた。また、同様に、16年10月に納入された信号発煙照明筒マリンマーカ(19年度末の物品管理簿上の単価18,585円)1,800個のうち163個(3,029,355円)は、18年4月に有効期限(18か月)が超過しており、第4補給処は、これらを使用不能品へと区分を変更した後に、不用決定の手続を経て19年3月に廃品としていて、その後、有償で廃棄していた。

このように、第4補給処において、納入後一度も払い出すことなく、有効期限が超過したことを理由に使用不能品に区分して、18年度末に廃品とした救難機搭載火工品等は、計589個で、その合計額は29,017,485円となっている。

一方、供用先の救難隊等は、救難機搭載火工品等の訓練用の需要に充てるために、毎年度、更新された旧実用分を訓練用として使用するほか、訓練用として相当数の新規の払出しを受け入れており、これらのうち有効期限が超過したものについては、技術指令書に基づいて安全性確認試験を行った上ですべて訓練用として引き続き使用していた。

したがって、救難機搭載火工品等について、供用先の救難隊等は、有効期限が超過したのも訓練用として引き続き使用しているにもかかわらず、第4補給処は、同処で保管中に有効期限が超過したものを訓練用として払い出すことを十分検討することなく、これらを廃品とする一方で、訓練用に専ら新規調達品を払い出している事態は、効率的な使用に対する配慮を欠いていて適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、航空自衛隊において、第4補給処で保管中に有効期限が超過した救難機搭載火工品等を救難隊等が訓練用として使用するために払い出す手続が定められておらず、これらを効率的に使用することの検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、航空幕僚監部は、20年9月に、補給本部等に対して、救難機搭載火工品等の有効期限の管理及び一層の計画的かつ有効な使用を図るよう指示する通達を発して、補給本部はこれを受けて各補給処に同様の指示を行うとともに、第4補給処に対して所要の措置を執るよう通達を発した。第4補給処は、これを受けて、救難機搭載火工品等の細部管理要領を定めて、第4補給処で保管中に有効期限が超過した救難機搭載火工品等を救難隊等が訓練用として使用するために払い出す手続を定めるとともに、これらを可能な限り訓練に活用してその効率的な使用を図るよう各基地と調整するなどの処置を講じた。

(注) 8基地 千歳、百里、入間、小松、浜松、小牧、新田原、那覇各基地

(4) 進展のめどが立たない送信所の建設事業について、建設を中止するなど適切な対応策を講ずるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)施設整備費
	〔平成 11 年度以前は、 総理府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)施設整備費〕
	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛施設庁 (項)施設運営等関連諸費
	〔平成 17 年度以前は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛施設庁 (項)施設運営等関連諸費 平成 11 年度以前は、 総理府所管 一般会計 (組織)防衛施設庁 (項)施設運営等関連諸費〕
部 局 等	内部部局(自衛隊施設取得の基本事項所掌部局) 沖縄防衛局(契約部局) (平成 19 年 8 月 31 日以前は那覇防衛施設局)
送信所の概要	海上自衛隊那覇航空基地からの情報を洋上の固定翼 ^{しよつ} 哨戒機に送信する施設
不動産購入費	26 億 9594 万余円(平成 3 年度～14 年度)
借 料	9 億 3066 万余円(昭和 63 年度～平成 19 年度)
不動産購入費及び借料の合計額	36 億 2661 万円

1 送信所の概要

防衛省(平成 19 年 1 月 8 日以前は内閣府防衛庁、13 年 1 月 5 日以前は総理府防衛庁)は、昭和 52 年度以降に係る防衛計画の大綱(昭和 51 年 10 月国防会議・閣議決定)、「中期防衛力整備計画(昭和 61 年度～平成 2 年度)」(昭和 60 年 9 月国防会議・閣議決定)等に基づき、平成 2 年度から P-3C 型固定翼^{しよつ}哨戒機(以下「P-3C」という。)を海上自衛隊那覇航空基地に逐次配備している。P-3C を配備・運用するためには、P-3C に対する戦術支援と指揮管制を行う対潜戦作戦センター(以下「作戦センター」という。)及び洋上を飛行する P-3C と作戦センター間の短波無線による交信を確保するための送受信所が必要となることから、防衛省は、作戦センターを那覇航空基地内に、受信所を沖縄県^{くにかみ}国頭郡国頭村に整備することとした。そして、送信所については、受信所から一定距離以上離れていること、電波環境が良好なことなどの要件を満たしていることから、国頭郡^{もとぶ}本部町豊原区を適地として選定した。

防衛省は、昭和 63 年 4 月に海上自衛隊本部送信所(以下「送信所」という。)の建設用地の借上げを含む「昭和 63 年度海上自衛隊施設取得等基本計画書」を策定した。そして、沖縄防衛局(平成 19 年 8 月 31 日以前は那覇防衛施設局。以下「防衛局」という。)は、毎年度の海上自衛隊施設取得等基本計画書に基づき、昭和 63 年度から、順次、送信所の建設用地約 30 万

5千㎡について、用地の買収又は借上げ(以下「取得等」という。)を行い、平成19年度末時点で全体の約96%を取得等している。そして、同年度末における取得等に要した経費の累計額は、買収(面積109,159.2㎡)に要した額26億9594万余円、借上げ(面積183,468.3㎡)に要した額9億3066万余円、計36億2661万余円に上っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、防衛局が送信所の用地の取得等を開始して既に約20年経過していることから、防衛省の内部部局、海上幕僚監部、防衛局等において、経済性、有効性等の観点から、用地の取得等に多額の費用を投入した施設整備が着実に進ちょくしているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、19年度までに取得等した用地292,627.6㎡を対象として、担当者等から説明を聴取するとともに毎年度の海上自衛隊施設取得等基本計画書等の書類及び現地状況を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

防衛局は、昭和63年度から用地の取得等を開始して、同年度末時点で全体の約87%を取得等していたが、平成元年3月に本部町議会(以下「町議会」という。)が送信所建設反対に関する意見書を可決するなど、地元は反対姿勢を強める状況にあった。その後、3年3月に町議会が一転して建設促進要請を可決するなどしたことから、翌4年3月に町議会で送信所建設予定地内の町道を廃止する議案が可決された。しかし、同年7月に防衛局が行おうとした測量は、現地での抗議活動等のため実施できない状態であった。そして、同年10月に沖縄県は、防衛局が提出した里道の用途廃止申請について本部町豊原区の同意書が添付されていないことなどを理由に不受理とした。また、7年3月に町議会は、4年3月に廃止を決議した町道を復活するための路線認定等を全会一致で可決した。さらに、10年8月の選挙で当選した町長も送信所建設反対の姿勢を示して、14年9月に町長が再選された後に、防衛局が送信所の建設について数度にわたり調整を試みたものの、進展が見られなかった。

このように、送信所の建設が困難な状況となっていることから、防衛省は、送信所の建設経費については4年度以降まったく予算要求をしていない。なお、海上自衛隊は、長期間にわたり送信所が未整備であることから、那覇航空基地内に設置している応急用空中線等を暫定的に使用してP—3Cへの送信を行っている状況である。

そして、防衛省の内部部局は、送信所建設について再検討するため、15年12月に各自衛隊に対して建設用地を送信所以外の目的に利用することができないかなどについて照会して、16年1月に各自衛隊から利用の予定はない旨の回答を得ていた。しかし、防衛省は、その後も送信所の建設を断念することなく、地元の理解を得て送信所の建設を実現したいとする方針を堅持していた。

以上のように、送信所の建設のめどが立っておらず、19年度までに取得等した用地292,627.6㎡(これに要した経費の累計額36億2661万余円)が長期間にわたり遊休していて投資効果が発現していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、防衛省において、送信所の建設が困難な状況を認識し

ていたにもかかわらず、地元の理解を得て送信所の建設を行うとの方針を見直さなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、20年6月に送信所の建設中止を決定して、同年7月に地元自治体等に対して建設中止について説明するとともに、送信所建設計画に係る予算要求を行わないこととするなどの処置を講じた。

(5) 住宅防音工事の助成事業の実施に当たり、工事施工の直前に転入した者が含まれている助成に関する審査等の手続を見直すことにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)防衛施設庁 (項)施設運営等関連諸費
部 局 等	9 防衛施設局等(平成19年9月1日以降は9防衛局等)
補助の根拠	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)、予算補助
補助事業の概要	自衛隊等の航空機により生ずる音響に起因する障害を防止又は軽減するために、住宅の所有者等が施工する住宅防音工事に関して助成の措置を執るもの
防音工事に対する国庫補助金交付額	651億6482万余円(平成16、17両年度)
直前転入した者が含まれている防音工事に対する国庫補助金交付額	46億6061万余円(平成16、17両年度)
上記のうち防音工事実施期間中に転出した者が含まれている防音工事に対する国庫補助金交付額	7億2810万円(背景金額)

1 住宅防音工事の助成事業の概要

防衛施設庁(平成19年9月1日以降は防衛省)は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)等に基づき、自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官(19年9月1日以降は防衛大臣)が指定する飛行場等の周辺の区域において、指定の際に既に所在する住宅について、その所有者等が、上記の障害を防止又は軽減するために施工する住宅防音工事に関して助成の措置を執っている。そして、この助成の措置として、住宅に遮音等の機能を附加する住宅防音工事(以下「防音工事」という。)を実施する者に対して、教育施設等騒音防止対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付しており、その交付件数、交付額は、16年度11,269件、355億1200万余円、17年度9,278件、296億5282万余円、計20,547件、651億6482万

余円となっている。

防音工事における補助金の交付の対象とする経費は、「防衛施設周辺住宅防音事業補助金交付要綱」(昭和50年防衛施設庁訓令第3号。以下「交付要綱」という。)等により、防音工事に必要な工事費、設計監理費等とされ、工事費等の合算額に10分の10を乗じて得た額が補助金の交付額とされており、それぞれの経費は防音工事を実施する居室数等に基づいて定めた額を超えないものとされている。また、防音工事の補助対象居室数(以下「対象居室数」という。)は、補助金の交付申請時において、現に居住する世帯人員に応じたもの(5居室を限度として、世帯人員に1を加えた居室数)などとされており、その世帯人員は、原則として住民基本台帳に登載された世帯の人員とされている。

そして、9防衛施設局等(19年9月1日以降は9防衛局等。以下「防衛施設局」という。)は、上記のように対象居室数の基となる世帯人員を、次の方法により確認するなどしている。

- ① 補助金の交付申請の前に防音工事の希望者から提出される交付申込書に、原則として住民票を添付させる。
- ② 住民票の世帯人員は、住民の様々な事情から現実の世帯人員と相違する場合があることから、補完的に現地調査を行い、現地調査において不自然な家族形態又は同居形態と思われるような転入者がある場合には、その事情を聴取する。
- ③ 補助金の交付申込書に記載された内容について変更があった場合には、変更事項が確認できる書面を添えて速やかに報告させる。
- ④ 補助金の交付申請の際に、世帯人員を書面により報告させる。

その上で防衛施設局は、補助事業者が防音工事の完了検査後に提出した補助事業等実績報告書に基づき完了確認を行い、補助金の額を確定して、補助事業者に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

防衛施設局は、前記のとおり、毎年度約10,000件に上る防音工事に対して補助金を交付しているが、防音工事を希望する届出の件数は18年度末現在でなお約65,000件と多数に上っている状況である。

そこで、本院は、防衛施設局において、合規性、効率性等の観点から、補助事業の審査が適切に行われているか、審査の際に徴するなどした資料を十分活用することにより、防音工事の希望者に補助金が効率的に交付されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、工事施工年度の前年度の4月1日以降に防音工事を実施する住宅に転入(以下「直前転入」という。)した者が含まれている防音工事を対象に検査した。すなわち、16、17両年度の防音工事のうち、交付申込書に添付された住民票の写しにより、直前転入した者が含まれている防音工事を選定して、その防音工事、16年度970件(国庫補助金26億0528万余円)、17年度703件(同20億5532万余円)、計1,673件(国庫補助金計46億6061万余円)を対象に、直前転入した者のその後の居住状況について、当該市町村より交付を受けた住民票の写しを確認するとともに、防衛施設局より現地調査の状況を確認する方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

直前転入した者が含まれている防音工事 1,673 件における世帯人員は、表 1 のとおり、計 4,791 人であり、このうち直前転入した者は 3,573 人であった。そして、これらの防音工事のうち、直前転入して、交付申込書の提出から補助金の額の確定までの間(以下「防音工事実施期間」という。)に当該住宅から転出していた者が含まれている防音工事は、295 件(国庫補助金計 7 億 2810 万余円)となっていた。

上記 295 件の防音工事における世帯人員は計 814 人であり、このうち半数以上の 490 人が直前転入して、防音工事実施期間中に当該住宅から転出していた。また、この 490 人のうち 318 人は交付申込書の提出前 3 か月以内に当該住宅に転入していた。

表 1 直前転入した者が含まれている防音工事のうち、直前転入して、防音工事実施期間中に当該住宅から転出した者が含まれている防音工事の件数等

年 度	直前転入した者が含まれている防音工事				左のうち直前転入して、防音工事実施期間中に当該住宅から転出していたもの			
	件数 (件)	国庫補助金 交付額 (千円)	世帯 人員 (人)	左のうち直前 転入した者 (人)	件数 (件)	国庫補助金 交付額 (千円)	世帯 人員 (人)	左のうち直前転入した者 (うち交付申込書の提出 前 3 か月以内に転入した 者) (人)
平成								
16	970	2,605,288	2,788	2,080	162	360,555	448	247(140)
17	703	2,055,325	2,003	1,493	133	367,552	366	243(178)
計	1,673	4,660,613	4,791	3,573	295	728,108	814	490(318)

これら防音工事実施期間中に転出した 490 人について、その転出時期及び転出先を調査したところ、表 2 のとおり、154 件の防音工事における転出者 265 人(54.1%)が補助金の交付申請前に転出していたり、184 件の防音工事における転出者 306 人(62.4%)が直前転入の前と同じ住宅に転出していたりなどしていた。

表 2 防音工事実施期間中に転出した 490 人の転出時期及び転出先

区 分	年 度	転 出 の 時 期				合 計	
		補助金の交付申請前		補助金の交付申請から額 の確定まで			
	平成	件数	人数	件数	人数	件数	人数
直前転入の前と同じ 住宅に転出した者	16	51	84	47 (2)	64	96	148
	17	55	107	34 (1)	51	88	158
	計	106	191 <39.0>	81 (3)	115 <23.5>	184	306 <62.4>
直前転入の前と異なる 住宅に転出した者	16	30	49	38 (2)	50	66	99
	17	18	25	33 (6)	60	45	85
	計	48	74 <15.1>	71 (8)	110 <22.4>	111	184 <37.6>
合 計	16	81	133	85 (4)	114	162	247
	17	73	132	67 (7)	111	133	243
	計	154	265 <54.1>	152 (11)	225 <45.9>	295	490 <100>

注(1) 同一の防音工事において、世帯人員が複数で、転出の時期が異なるもの(表中の()書きで内数)があるため、件数の合計は一致していない。

注(2) < >書きは、転出した 490 人に対する割合(%)である。

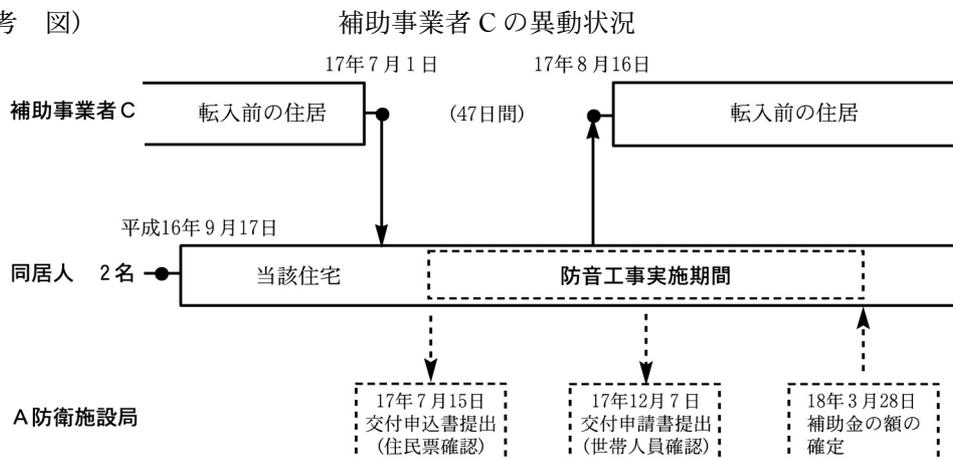
そして、防衛施設局は、交付申込書に添付された住民票の写しにより確認した後、補完的に現地調査を行っているが、中にはその記録を保管していない防衛施設局もあるなど、この調査結果がその後の世帯人員の確認において、有効に活用できていなかった。また、上記の490人について、交付申込書に記載された内容に変更があったにもかかわらず、補助事業者から報告を受けた実績もなかった。

＜事例＞

A 防衛施設局は、平成17年度に、B市に居住する補助事業者Cが実施する4居室の防音工事に対して435万余円の国庫補助金を交付していた。補助事業者Cが17年7月15日に同局に提出した交付申込書によれば、世帯人員は、補助事業者C本人及び同居している2人の計3人であることから、対象居室数は4居室としていた。そして、交付申込書に添付されていた住民票の写しによれば、補助事業者Cは、同年7月1日にD市の住宅から、同居している2人は、16年9月17日にB市内の住宅から直前転入していた。その後、同局の審査を受けて、補助事業者Cは、17年12月7日に補助金の交付申請を行い、防音工事を実施して、18年3月28日に同局から補助金の額の確定を受けていた。

しかし、今回確認した住民票の写しによれば、当該住宅の所有者である補助事業者Cは、補助金の交付申請前の17年8月16日には既に直前転入の前と同じ住宅に転出していたが、世帯人員等の変更事項が確認できる書面は同局に提出されておらず、補助金の交付申請の際に世帯人員を報告する書面においても世帯人員は3人であると報告していた。そして、同局の審査においても上記の状況を確認できておらず、現地調査を実施した際の記録も保存されていなかった。

(参考図)



上記のように、直前転入して、防音工事実施期間中に転出した者が含まれている防音工事において、転出した者が補助金の交付申請前に転出していたり、直前転入の前と同じ住宅に転出していたりするなどの事態が多数見受けられた。このような事態は、対象居室数を増やすために意図的に直前転入を行っている補助事業者等が存在する可能性を排除し得ず、他の補助事業者との公平性の面から、また、防音工事の希望者が多数待機する中、限られた予算の効率的な執行の面からも適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、防衛施設局における審査体制が、次のように十分でなかったことなどによると認められた。

- ア 交付申込書とその添付書類の内容を確認するために行った現地調査の際に、補助事業者から聴取した内容の記録を保存していない防衛施設局があるなど、補助金の交付決定以降の世帯人員の確認において、その情報を有効に活用していなかったこと
- イ 補助事業者に対して、補助事業が完了するまでの間、補助金の交付申請時と世帯人員等の内容に変更があった場合の報告をさせることとしているものの、報告の時期及び方法について具体的に示していなかったこと
- ウ 補助事業者に対して、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は交付決定の取消し、補助金の返還等の措置が講じられることとなる旨を、周知徹底していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、20年3月に、交付要綱を改正して、防音工事の助成事業に関する審査等の手続を見直すとともに、各防衛局長等に対して、通達等を発して、次のような処置を講じた。

ア 補助金の交付申込書の提出を行った者(世帯人員を含む。)のうち、当該申込書の提出前3か月以内に転入してきた者については、現地調査において転入理由及び今後の異動の可能性を聴取してその内容を記録に残した上、助成の可否を判断することとした。特に、当該申込書の提出前1か月以内に転入してきた者については、原則として、世帯人員の対象外とすることとした。

イ アにより防音工事の助成の対象とする者については、

(ア) 補助金等交付申請書及び世帯人員を報告する書面の提出に併せて、世帯人員の住民票等を提出させて、上記アの記録を参考に世帯人員の確認を行うこととした。

(イ) 補助事業等実績報告書の提出時に世帯人員を報告する書面を提出させて、その後、世帯人員の住民票を公用で取得して、上記アの記録を参考に世帯人員を報告する書面と世帯人員の住民票が合致しているか確認することなどにより、補助金の額の確定を行うこととした。また、世帯人員に変更がある場合にはその理由について確認するとともに、必要に応じて現地調査等を行い補助金の額の確定を行うこととした。

ウ 防音工事を希望する住宅に、居住していない者の住民票を移すなどして世帯人員を偽り補助金の交付を受けた場合には、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置が講じられることとなる旨を記載した「交付決定に係る留意事項」を補助事業等交付決定通知書とともに補助事業者へ送付して、補助事業者等に対して周知徹底を図ることとした。

(注1) 9防衛施設局等 札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡、那覇各防衛施設局、名古屋防衛施設支局

(注2) 9防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局、東海防衛支局

平成 17 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果
任期制自衛官に係る退職手当制度について

〔平成 17 年度決算検査報告 68 ページ参照〕
〔平成 18 年度決算検査報告 483 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

(検査結果の概要)

防衛庁(平成 19 年 1 月 9 日以降は防衛省)は、防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和 27 年法律第 266 号)に基づき、2 年又は 3 年を任用期間として任用される自衛官(以下「任期制自衛官」という。)に対して、任用期間の満了時に退職手当を支給している。この退職手当は、退職時の俸給日額に任期ごとに定められた支給日数を乗じて得た額を支給するものであり、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)に基づく退職手当と同様に勤続に対する報償としての性格を基本的には有するものの、短期任用という極めて特殊な任期制自衛官の任用形態を考慮して任期満了時に所定の額を一律に支給するものとなっている。

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 109 号)により、国家公務員には育児休業制度が設けられており、自衛官は、任命権者の承認を受けて、子が 3 歳に達する日まで育児休業をすることができることとなっている。また、任命権者は、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)により、心身の故障のため長期の休養を要する自衛官について、3 年を超えない範囲において休職させることができることとなっている。そして、育児休業又は休職をしている自衛官は、いずれも自衛官としての身分を保有するが、職務に従事しないこととなっている。

そこで、経済性等の観点から、退職手当の支給を受けた任期制自衛官の職務への従事状況に着眼して検査したところ、任用期間中に育児休業等により職務に従事していない期間のあった者に対しても、退職手当が減額することなく支給されていた。しかし、このような事態は、任用期間の全期間にわたり職務に従事した任期制自衛官との間に不均衡を生じており、勤続に対する報償という任期制自衛官の退職手当の基本的性格に照らして適切でないことと認められた。

このような事態が生じているのは、現行の任期制自衛官に係る退職手当制度では、育児休業等により職務に従事しない期間を退職手当の算定上考慮することとなっていないことによると認められた。

(検査結果により表示した意見)

任期制自衛官に係る退職手当制度において、職務に従事しない期間を退職手当の算定上考慮するよう、防衛庁長官に対して 18 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

すなわち、防衛省は、任期制自衛官の退職手当の算定に当たり、育児休業等により職務に従事しない期間の任用期間に占める割合を基に除算すべき日数を算出して支給日数から減ずることなどを内容とする「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」を作成した。同法律案は第 168 回国会(臨時会)に提出された。

なお、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第124号)は19年11月30日に公布されて、本件の除算に係る規定については20年1月1日に施行された。

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果
(1) 着後手当の支給について

(平成18年度決算検査報告461ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

(検査結果の概要)

防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁)は、陸上、海上、航空各自衛隊の隊員が新たに採用され又は転任を命ぜられて移転する場合、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「法」という。)に基づき、新居住地に到着後、新住居を見付けるまでの旅館等の宿泊料やあいさつなどに要する費用に充てるために、赴任旅費の一部として、着後手当を支給しており、その支給額は、法第24条により、日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分(以下「5日5夜分」という。)に相当する額と定められている。

一方、法第46条及び国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について(昭和27年蔵計第922号。以下「運用方針」という。)によると、法の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費を支給することとなるなど、旅費計算の建前に照らして適当でない場合には旅費の調整を行うこととしており、着後手当については、新在勤地に到着後直ちに職員のための国設宿舎又は自宅に入る場合には日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分(以下「2日2夜分」という。)に相当する額とするなどの支給基準を示している。そして、防衛省においても、上記の運用方針に準じて旅費の調整規定を定めており、新在勤地に到着後直ちに国家公務員宿舎(以下「宿舎」という。)を利用した場合又は自宅に入った場合には、着後手当を2日2夜分に相当する額に減額調整して支給するなどとしている。

また、到着後直ちに宿舎に入居できなかった場合で着後手当5日5夜分若しくは移転の路程に応じて3日3夜分又は4日4夜分(以下、これらを総称して「5日5夜分等」という。)に相当する額を支給する場合は、当該異動者に直ちに宿舎に入らなかった理由や宿泊場所等を記載した宿泊申立書及び旅館等の領収書等を提出させて宿泊状況等を確認することとしている。

そこで、合规性、経済性等の観点から、新在勤地で宿舎に入居する場合の着後手当の減額調整が適切に行われているかなどに着眼して、14基地等において会計実地検査を行ったところ、到着後直ちに宿舎に入居できなかったとするもののうち、旅館等を利用せずに実家や友人宅等に宿泊したとして宿泊に係る領収書を提出しなかったものについても5日5夜分等の着後手当を支給していた。しかし、実家や友人宅等を利用したとして宿泊に係る領収書を提出しなかったものについては、宿泊に係る費用の発生が確認できないのであるから、直ちに宿舎に入居したものとして着後手当を2日2夜分に減額調整するよう是正改善を図る要があると認められた。

このような事態が生じていたのは、防衛省において、着後手当の支給に当たり、費用発生の実態に即した減額調整ができるという法第46条及び運用方針の趣旨に対する認識が十分でなかったことによると認められた。

(検査結果により求めた是正改善の処置)

着後手当の支給に当たり、宿泊申立書において実家や友人宅等を利用したとして宿泊に係る領収書を提出しなかったものについては、着後手当を2日2夜分に減額調整することを明確に定めるなどの所要の措置を講ずるよう、防衛大臣に対して19年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、19年12月に防衛省所管旅費取扱規則(平成18年防衛庁訓令第109号)及び防衛省所管旅費取扱規則の運用について(平成19年防経会第53号)を改正して、着後手当の支給に当たり、親戚宅や知人宅等を利用するなど社会通念上、宿泊費用の支払が伴わないところに宿泊した場合には着後手当を2日2夜分に減額調整することを明確に定めるなどの処置を講じていた。

(2) 営舎内に居住する自衛官が居室内で使用する電気器具に係る電気料金の負担について

(平成18年度決算検査報告465ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

(検査結果の概要)

自衛官は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)の規定に基づき、防衛大臣(平成19年1月8日以前は防衛庁長官)が指定する場所に居住しなければならないとされており、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)及び「自衛官の居住場所に関する訓令」(昭和29年防衛庁訓令第19号)の規定に基づき、曹長以下の自衛官は、原則として、その勤務する部隊等に集団的居住場所として設けられた営舎に居住することとされている(以下、営舎内に居住する自衛官を「営内居住自衛官」という。)

そして、航空自衛隊は、全国の基地及び分屯基地(以下、これらを「基地等」という。)に営舎を設置している。営舎には、洗面所、娯楽室、湯沸室等の共用部分と隊員の生活の場である居室が設けられており、娯楽室等にテレビ、冷蔵庫等を設置するほか、洗濯機、乾燥機、アイロン等を共用部分に備え付けている。

一方、営内居住自衛官の私物品の基地等内への持込みについては、航空自衛隊基地服務規則(平成5年航空自衛隊達第6号)において、快適な生活を営む上で必要最小限とするものとされており、基地等内で電気器具を使用する場合は、基地司令等の許可を受けることとされている。

そこで、法規性、経済性等の観点から、営舎の維持運営に係る光熱水料等の支払が適切なものとなっているかなどに着眼して、22基地等において会計実地検査を行ったところ、多数の営内居住自衛官が、基地司令等の使用許可を受けて、テレビ、冷蔵庫等の電気器具を居室内で私的に使用していて、相当の電力量が消費されていると認められたが、これらに係る電気料金を営内居住自衛官に負担させていなかった。しかし、営内居住自衛官が居室内で私的に使用している電気器具(以下「営内私用電器」という。)の使用に係る電気料金は原則として各営内居住自衛官個人が負担すべきものであり、これを国が全額負担して各基地等の運営経費の一部として支払っているのは適切ではなく、是正改善の要があると認められた。

このような事態が生じているのは、航空自衛隊において、営内私用電器に係る電気料金の公私の負担区分を明確にせず、その負担に関する規程を定めていなかったことなどによると認められた。

(検査結果により求めた是正改善の処置)

各基地等における営内私用電器の使用の実態を調査するとともに、これらの使用及び電気料金の負担に関する規程を定めて、使用実態に即した電気料金を当該使用者に負担させるなどの処置を講ずるよう、防衛省航空幕僚長に対して19年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省航空幕僚監部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、航空自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、19年11月に「内務班等の現状調査及び現地確認について(依頼)」を発して営内私用電器の保有状況等の実態調査を行い、この結果を踏まえて、航空自衛隊基地服務規則を改正するとともに、「基地内に居住する隊員の電気料金負担について(通達)」(平成20年空幕人計第184号例規)を発して、20年8月から使用実態に即した電気料金を当該使用者に負担させるなどの処置を講じていた。

第2節 団体別の検査結果

第1 国民生活金融公庫、第2 農林漁業金融公庫、第3 中小企業金融公庫

意見を表示し又は処置を要求した事項

統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営に当たり、空室の情報を共有するなどして所有住宅の有効活用を図ることにより、借上住宅の賃借に係る費用を節減する措置を講ずるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

公庫名	(1) 国民生活金融公庫(平成20年10月1日以降は株式会社日本政策金融公庫) (2) 農林漁業金融公庫(同) (3) 中小企業金融公庫(同)
科目	(1) 業務諸費 (2) 業務諸費 (3) 業務諸費
部局等	(1) 国民生活金融公庫本店 (2) 農林漁業金融公庫本店 (3) 中小企業金融公庫本店
3公庫における職員住宅の概要	3公庫が、自ら所有する住宅又は民間業者から借り上げた住宅を職員住宅として貸与などしているもの
検査した職員住宅戸数	2,769戸
上記のうち民間業者から借り上げた職員住宅戸数	474戸
上記に係る賃借料	3億8617万余円(平成19年度)
平成19年度に支払われた賃借料のうち、不要になる借上住宅に係る賃借料	5668万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営について

(平成20年9月29日付け
国民生活金融公庫総裁
農林漁業金融公庫総裁あて
中小企業金融公庫総裁)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

1 新政策金融機関への統合及び職員住宅の概要

(1) 新政策金融機関への統合の概要

国民生活金融公庫(以下「国民公庫」という。)、農林漁業金融公庫(以下「農林公庫」という。)、中小企業金融公庫(以下「中小公庫」という。)、沖縄振興開発金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)の5機関(以下、沖縄振興開発金融公庫を除く4機関を「国民公庫等」という。)は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成20年度において設立される新政策金融機関に統合されることとなった(沖縄振興開発金融公庫は24年度以降に統合)。

さらに、同法の成立を受けて、18年6月、新政策金融機関についてのより具体的な制度設計の内容が示された「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日政策金融改革推進本部決定、行政改革推進本部決定。以下「制度設計」という。)が決定された。制度設計によると、国民公庫等は、新政策金融機関への統合に際して、管理部門等の共通する業務の一元化や同一地域に複数の支店が存在する場合に統合するなどにより、役職員数の縮減、経費の節減を図ることとされている。そして、制度設計に基づき、19年5月に株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)が成立したことから、20年10月1日に国民公庫等は株式会社日本政策金融公庫(以下「新公庫」という。)に業務を引き継ぐこととなった。

また、同法によると、新公庫の成立の際、現に国民公庫等が保有する権利のうち、新公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、新公庫の成立時において国が承継することとされている。

(2) 支店の統合状況

上記の経緯を踏まえて、国民公庫等は18年4月までにそれぞれ統合準備室を発足させて、統合に関する種々の調整等を行っている。その中で、国民公庫、農林公庫及び中小公庫(以下、これらを合わせて「3公庫」という。)の支店については、同一地域に3公庫の複数の支店が存在する場合に統合するとの方針で、20年10月の新公庫発足を待たずに、18年度中に高松支店等一部の支店について移転方針を定めて、順次3公庫の支店を同一建物に開設するなどして19年度から営業を行っている。なお、3公庫は、3公庫の233支店(国民公庫152支店、農林公庫22支店、中小公庫59支店^(注1))を国民公庫の支店数である152支店に集約して、個々の案件の受付窓口を国民公庫から引き継ぐ業務及び中小公庫から引き継ぐ業務については全支店に、農林公庫から引き継ぐ業務については48支店に設置することとしている。

(注1) 中小公庫59支店 本店の営業一部、営業二部及び営業三部は1支店として計上している。

(3) 職員住宅の管理運営状況

3公庫は、それぞれの住宅に関する規則等に基づき、各公庫が自ら所有する住宅(以下「所有住宅」という。)又は民間業者から借り上げた住宅(以下「借上住宅」という。)を職員住宅として本店及び各支店で管理運営しており、転勤により勤務地の移動を伴う職員等であって業務上住宅を貸与することが必要と認められる職員に対して、職員住宅を貸与している。そして、貸与に当たって、3公庫は、通勤可能な地域に所在する職員住宅を選定することとしている。

また、3公庫の19年度末現在における職員住宅の保有状況は、次表のとおりとなっている。

表 3公庫の平成19年度末現在における職員住宅の保有状況

公庫名 \ 区分	所有住宅	借上住宅	計
	戸	戸	戸
国民公庫	1,949	1,138	3,087
農林公庫	562	37	599
中小公庫	901	185	1,086
3公庫合計	3,412	1,360	4,772

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

3公庫は、制度設計に基づき、新公庫への統合に際して、同一地域に複数の支店が存在する場合に統合することなどによって経費の節減等を図り、統合の効果を上げることが求められている。そして、3公庫は、既に19年度から各公庫の支店が同一市町村に所在する場合等には、支店を同一建物に集めて、会議室の共用等を行うなど経費の節減を図ってきている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、3公庫が管理運営している施設のうち、特に職員住宅について、その管理運営が制度設計の趣旨に沿って適切に行われているかに着眼して、3公庫が管理運営している職員住宅のうち、3公庫の本店及び農林公庫の全^(注2)22支店が所在する22地域(以下「22地域」という。)の職員住宅(所有住宅2,295戸、借上住宅474戸(19年度賃借料計3億8617万余円)、計2,769戸)を対象に、賃貸借契約書、入退去の^(注3)実績等に係る書類を確認するなどの方法により検査した。そして、3公庫の本店及び5支店において会計実地検査を行った。

(注2) 22支店 北海道、青森、秋田、盛岡、仙台、関東、長野、東京、新潟、北陸、東海、近畿、大阪、岡山、松江、高松、松山、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各支店

(注3) 5支店 国民公庫金沢支店、農林公庫北陸支店及び中小公庫盛岡、金沢、神戸各支店

(検査の結果)

検査したところ、職員住宅の管理運営について次のような事態が見受けられた。

(1) 公庫ごとにみた職員住宅の管理運営状況

公庫ごとに、19年度末現在の22地域における職員住宅の管理運営状況についてみると、国民公庫は、職員住宅への入居に際して、所有住宅への入居を事実上義務付けていることから、所有住宅1,048戸は、老朽化等の理由で使用の見込みのないものを除いてすべて入居済みとなっていた。そして、所有住宅だけでは不足することとなる337戸は借上住宅を職員に貸与していた(19年度賃借料計2億5367万余円)。しかし、農林公庫及び中小公庫については次のような状況となっていた。

ア 農林公庫

農林公庫が管理運営している所有住宅562戸のうち、1年以上空室となっているものが35戸見受けられた。

一方、農林公庫は、37戸の借上住宅を支店長等に貸与している(19年度賃借料計3943万余円)。このうち、7戸については、同一地域の所有住宅に1年以上の空室があるにもかかわらず、支店長に対しては借上住宅を貸与することとしていたため、別途民間マンションなどを賃借した上で貸与していた。

イ 中小公庫

中小公庫が管理運営している所有住宅685戸のうち、老朽化等の理由で使用の見込みのないものを除いて1年以上空室となっているものが20戸見受けられた。

一方、中小公庫は、100戸の借上住宅を貸与している(19年度賃借料計9306万余円)。このうち、15戸については、同一地域の所有住宅に1年以上の空室があるにもかかわらず、入居希望者の意向に配慮するなどしていたため、別途民間マンションなどを賃借した上で貸与していた。

(2) 3公庫全体でみた職員住宅の管理運営状況

農林公庫及び中小公庫の所有住宅のうち1年以上空室となっている55戸について、両公庫がそれぞれの公庫で、地域ごとに借上住宅の入居者を所有住宅の空室に入居させて所有住宅22戸の有効利用を図ったとしても、農林公庫7地域における所有住宅28戸、中小公庫3地域における所有住宅5戸、計33戸の空室は解消されない状況である。

一方、3公庫全体で貸与している借上住宅の合計戸数は、地域ごとにみると一部の地域を除き、農林公庫及び中小公庫の空室となっている所有住宅を上回っている。このため、これらの所有住宅の空室を取りまとめて全体で有効活用することとすれば、上記33戸のうち27戸の空室は解消できると認められた。

3公庫は、職員住宅について、所有住宅の相互利用を前提として協議を実施してきている。しかし、将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないとして新公庫成立時に国へ承継する資産を検討するに当たって、新公庫としての資産の必要性を判断すべきであるにもかかわらず、各公庫それぞれで判断するとして、各公庫が現在保有する所有住宅を3公庫で有効活用するというを前提に資産の必要性を検討してこなかった。このため、3公庫は、他公庫の個別の職員住宅の入居状況等の情報を共有してこなかった。

(3) 不要になる借上住宅に係る賃借料

前記(1)及び(2)の農林公庫及び中小公庫で1年以上空室となっている所有住宅のうちそれぞれの公庫で有効活用できるものが22戸、全体で有効活用できるものが27戸あるため、計49戸の借上住宅が不要になることとして、賃借している借上住宅の地域ごとの19年度の平均賃借料を基に借上住宅49戸の賃借料を計算すると、計5668万余円となり、これらは支払う必要がなくなると認められる。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、職員住宅の管理運営及びその必要性の検討が各公庫によりそれぞれ別に行われていることなどのため、通勤可能な地域内の既存の所有住宅に空室があるにもかかわらず、別途、民間マンションなどを賃借して職員に貸与しているという事態が生じていることは適切とは認められない。そして、今回の検査の対象としていない他の支店においても、同様の事態が生じていると思料されることから、早急に是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、農林公庫及び中小公庫において、空室となっている所有住宅の有効活用を図るという認識が十分でなかったこと、また、3公庫において、入居状況に関する連絡調整が十分行われていなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正及び是正改善の処置

3公庫は、新公庫への統合に際し、制度設計において、管理部門等の共通する業務の一元化や同一地域に複数の支店が存在する場合に統合するなどにより、経費の節減等を図ることとされている。そして、3公庫は、新公庫発足を待たずに、所有の建物に別法人である他公庫が移転するなどして支店の統合を順次進めてきている。

については、次のとおり、空室となっている所有住宅の有効活用を早急に図ることにより、借上住宅の賃借に係る費用を節減する措置を講ずるよう是正及び是正改善の処置を求める。

ア 農林公庫及び中小公庫において、所有住宅に空室がある場合は、当該所有住宅への入居を最優先することとして、借上住宅の速やかな削減を図ること

イ 各公庫における職員住宅の入居状況等の情報を共有するなどして、各公庫が現在保有する所有住宅を全体で有効活用することを検討して、統合の効果の発現を期すること

(第3 中小企業金融公庫)

不 当 事 項

そ の 他

- (821) 中小企業信用保険事業の実施に当たり、中小企業信用保険法等に基づき保険種類の選
 (822) 択はできないこととなっているのに、し意的に選択された保険種類で保険を引き受け
 ているもの

部 局 等	中小企業金融公庫(平成20年10月1日以降は株式会社日本政策金融公庫)本店
契 約 名	包括保証保険契約
契 約 の 概 要	中小企業金融公庫が信用保証協会から保険料の納付を受けて、保険事故の発生に際して保険金を支払うことを約するもの
契 約 の 相 手 方	(1) 北海道信用保証協会 (2) 横浜市信用保証協会
契 約 に よ る 保 険 引 受 期 間	(1) 平成18年10月～19年3月 (2) 平成18年10月～19年3月
不 当 と 認 め る 保 険 の 引 受 件 数 、 金 額	(1) 1,378 件 12,864,295,379 円 (2) 300 件 4,951,635,000 円 計 1,678 件 17,815,930,379 円

1 契約の概要

(1) 包括保証保険契約の概要

中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)に基づき、各都道府県等に設立された52の信用保証協会(以下「協会」という。)の行う債務保証を包括的に保険する中小企業信用保険事業を実施している。

公庫は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)等に基づき、事業年度の半期ごと(上期は4月から9月まで、下期は10月から翌年3月まで。)に、各協会を相手方として、それぞれの協会が中小企業者の金融機関からの借入れについて債務の保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その債務保証につき、公庫と当該協会との間に保険関係が成立する旨を定める包括保証保険契約(以下「保険契約」という。)を締結している。

保険契約によると、保険法等に基づき、協会が債務の保証をすると、普通保険、無担保保険等の保険種類^(注)ごとに定めた保険引受けの限度額(以下「引受限度額」という。)に達するまで保険関係が自動的に成立することとなっている。また、引受限度額を超えた債務保証は、他の保険種類の成立要件を備えていて、かつ、当該保険種類の引受限度額に余裕があるときは、当該保険種類の保険関係が自動的に成立することとなっている。そして、公庫は、「保険手続きの留意点について」(48 中信公保第121号)において、協会がし意的に保険

種類を選択したり、無保険扱いにしたりすることはできないこととしている。

また、保険関係は、保険法等に基づき、貸付実行日の順に成立することとなっている。ただし、貸付実行日を同一とする債務保証が数口ある場合でその一部が引受限度額を超えることとなるときは、保証通知番号等を基準に判断されることとなっている。

(2) 債務保証に関する通知及び保険金の支払

協会は、債務保証をしたときは、公庫に対して、当該債務保証の保険種類、保険事故の発生率(以下「事故発生率」という。)等を通知することとなっている。

そして、公庫は、協会が債務者の債務不履行により代位弁済を行った場合、保険契約に基づき、代位弁済額(元本)に、保険種類ごとの所定の割合(普通保険70%、無担保保険80%。以下「てん補率」という。)を乗じて得られた額を保険金として協会に支払うこととなっている。

(注) 保険種類 中小企業者であることなど共通の要件のみによって成立する普通保険や担保を提供させないという個別の成立要件がある無担保保険等の保険法により定められた保険の種類

2 検査の結果

本院は、公庫において、合規性等の観点から、保険法等に基づいて保険の引受けが適正に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、平成18、19両事業年度の52協会に係る保険契約を対象として、保険契約証、協会から提出された保証通知書等の書類により検査した。さらに、52協会のうち16協会については、保険契約の申込書等の書類により契約内容を实地に調査するとともに、残りの36協会については、公庫に同様の調査を求めて、その調査結果の内容を公庫において確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、次のとおり、2協会において、受け取る保険金の額が多くなるよう保険法等に違反してし意的に保険種類の選択を行っているなど適切ではない事態が見受けられた。

(1) 北海道信用保証協会

北海道信用保証協会は、18年度下期の保険契約において、同協会が19年3月30日に行った債務保証の一部(35億9309万余円)が無担保保険の引受限度額を超えたことが4月6日に判明したため、この事実を公庫に報告したところ、公庫は、同協会に対して、当該引受限度額を超えたものについては普通保険に振り替えるよう指示した。

同協会は、上記の指示に対して、3月30日付けの無担保保険の成立要件を備えた債務保証1,378件、12,864,295,379円のうち、事故発生率が高い特定の債務保証をし意的に選択して、受け取る保険金の額が普通保険よりも多い無担保保険とした上で、残った債務保証を無担保保険から普通保険に振り替える通知を公庫に対して行った。

そして、公庫は保証通知番号順になっていない上記の通知どおりに保険を引き受けていた。なお、上記の1,378件について、保証通知番号順に適正に保険引受けを行った場合には、217件、21億余円の保険種類が異なることとなる。

(2) 横浜市信用保証協会

横浜市信用保証協会は、18年度下期の保険契約において、同協会が19年3月30日に行った債務保証の一部(35億8949万余円)が無担保保険の引受限度額を超えたことが4月4日に判明したため、この事実を公庫に報告したところ、公庫は、同協会に対して、当該

引受限度額を超えたものについては普通保険に振り替えるよう指示した。

同協会は、上記の指示に対して、3月30日付けの無担保保険の成立要件を備えた債務保証280件、4,477,635,000円のうち、事故発生率が高い特定の債務保証をし意的に選択して無担保保険としたり、3月29日までに無担保保険として保険関係が既に成立していた債務保証20件、474,000,000円の保険種類を変更して普通保険としたりなどした上で、これに係る通知を公庫に対して行った。

そして、公庫は貸付実行日順になっていないなどしている上記の通知どおりに保険を引き受けていた。なお、上記の300件について、貸付実行日等の順に適正に保険引受けを行った場合には、90件、14億余円の保険種類が異なることとなる。

このような事態が生じていたのは、前記の2協会がし意的に保険種類の選択を行ったことなどにもよるが、公庫において、引受限度額を超過した債務保証について他の保険種類に振り替えるよう指示しているながら、2協会から通知された保険種類の確認が適切でなかったことなどによると認められる。

したがって、(1)北海道信用保証協会1,378件、12,864,295,379円、(2)横浜市信用保証協会300件、4,951,635,000円、計1,678件、17,815,930,379円は、保険法等に違反した保険種類の選択が行われており、公庫がこれを引き受けた事態は不当と認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

中小企業信用保険事業の実施に当たり、包括保証保険契約における保険引受けの進ちょく状況を適切に把握する体制を整備することなどにより、保険契約の管理を適切に行い、引受限度額による統制が十分に機能するよう改善させたもの

部 局 等	中小企業金融公庫(平成20年10月1日以降は株式会社日本政策金融公庫)本店
契 約 名	包括保証保険契約
契 約 の 概 要	中小企業金融公庫が信用保証協会から保険料の納付を受けて、保険事故の発生に際して保険金を支払うことを約するもの
引受限度額を超えている期間が生じていた信用保証協会数	13信用保証協会
引受限度額を超えている期間の保険引受額	119億6274万円(平成17、18両事業年度)

1 契約の概要

(1) 包括保証保険契約の概要

中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)に基づき、各都道府県等に設立された52の信用保証協会(以下「協会」という。)の行う債務保証を包括的に保険する中小企業信用保険事業を実施している。

公庫は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)等に基づ

き、事業年度の半期ごと(上期は4月から9月まで、下期は10月から翌年3月まで。)に、各協会を相手方として、それぞれの協会が中小企業者の金融機関からの借入れについて債務の保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その債務保証につき、公庫と当該協会との間に保険関係が成立する旨を定める包括保証保険契約(以下「保険契約」という。)を締結している。

保険契約によると、保険法等に基づき、公庫が保険を引き受けるべき期間(以下「引受期間」という。)内に協会が債務の保証をすると、普通保険、無担保保険等の保険種類^(注1)ごとに定めた保険引受けの限度額(以下「引受限度額」という。)に達するまで保険関係が自動的に成立することとなっている。

(2) 変更契約の締結

保険契約等に際して公庫が協会に送付している文書によると、協会は、引受期間内の債務保証の実績の総額(以下「実績額」という。)が保険種類ごとの引受限度額を超えると見込まれる場合には、引受限度額の変更申込額、効力発生希望日等を記入した保険契約変更申込書を効力発生希望日の2週間前を目途として公庫に提出することとなっている。これを受けて公庫は、引受限度額を増額して、原則として効力発生日までに変更契約を締結することとなっている。

(注1) 保険種類 中小企業者であることなど共通の要件のみによって成立する普通保険や担保を提供させないという個別の成立要件がある無担保保険等の保険法により定められた保険の種類

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

中小企業信用保険事業は毎年国から多額の出資金を受けて運営されていることから、より一層保険契約の適切な実施が求められている。そこで、本院は、公庫において、合规性、有効性等の観点から、保険契約の事務手続が保険法等に基づいて適切に行われているか、また、保険契約の管理体制が適切に機能しているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、平成17事業年度から19事業年度までの52協会に係る保険契約を対象として、公庫において、保険契約証、協会から提出された保証通知書等の書類により検査した。さらに、52協会のうち16協会については、保険契約の申込書等の書類により契約内容を実地に調査するとともに、残りの36協会については、公庫に同様の調査を求めて、その調査結果の内容を公庫において確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

変更契約は、原則として効力発生日までに締結することとなっている。しかし、公庫が作成した「中小企業信用保険の実務解説」には、変更契約時における効力発生日のそ及に関する記述があり、公庫は37協会と締結した17年度下期から19年度上期までの保険契約において、実績額が引受限度額を超えてから、引受期間終了後に効力発生日を引受限度額を超える前日までそ及させて変更契約を締結するなどしていた。

そして、このように効力発生日のそ及が上記の実務解説により慣行的に行われている状況にあって、公庫及び協会は、引受限度額に対する実績額を各月末時点でしか把握しておら

ず、保険引受けの状況等を適切に把握する体制を整備してこなかった。

(注2)
このため、公庫が13協会と締結した17、18両年度各期の変更契約において協会から申込みのあった効力発生希望日より、効力発生日を実際に実績額が引受限度額を超えた以降の日としていたため、実績額が引受限度額を超えている期間が生じていた。そして、次表のとおり、公庫は、当該期間に引受限度額を超えて計119億6274万余円の保険を引き受けていた。

表 実績額が引受限度額を超えた協会に係る引受限度額及び保険引受額

(単位：百万円)

年度・期	協会数	変更前引受限度額	変更後引受限度額	実績額が引受限度額を超えている期間の保険引受額
平成17年度上期	3	96,825	138,225	3,257
17年度下期	4	14,476	20,627	677
18年度上期	4	109,888	134,763	5,593
18年度下期	7	84,277	103,183	2,433
合計	13	305,466	396,798	11,962

(注) 協会数の合計は重複する協会があるため一致しない。

<事例>

A協会は、平成18年度上期の保険契約における無担保保険について、9月中に実績額が引受限度額を超えることが見込まれたため、同月20日に同月22日を効力発生希望日とする変更申込書を提出して、同月22日に公庫との間で効力発生日を同日とする増額の変更契約を締結した。

しかし、無担保保険に係る実績額については、9月1日に既に引受限度額を超えており、同協会は、上記の変更契約の効力発生日である同月22日の前日までの期間に、395件、45億0871万余円の債務保証を行っていた。

そして、公庫は、8月末時点で実績額が引受限度額を超えていないことを把握していたものの、実際に引受限度額を超えた日については把握していなかったため、上記の引受限度額を超えていた期間の債務保証について保険を引き受けていた。

このように、引受限度額による実績額の統制を形がい化する効力発生日のそ及の適用が背景となって、公庫において実績額が引受限度額を超えている期間に保険を引き受けていた事態は、引受限度額の範囲内で将来の保険事故に備える保険法の趣旨等からみて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、協会において引受限度額を適切に管理していなかったことにもよるが、公庫において、次のことなどによると認められた。

ア 協会の引受限度額に対する実績額の状況について、各月末時点でしか把握していなかったこと

イ 実績額に対して引受限度額が不足するなどの事態を監視する体制が適切でなかったこと

ウ 効力発生日のそ及に関して明確な運用基準等を定めていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公庫は、前記の13協会と正しい効力発生日を確認する書類を取り交わして、52協会に対して管理体制の強化を要請するとともに、20年9月までに、次のような処置を講じた。

ア 公庫のシステムを改造するなどして、保険引受けの進捗状況を日単位で把握して審査できる体制を整備した。

イ 実績額に対して引受限度額が不足する事態を生じないように、引受限度額に対する実績額の割合が一定の数値に達した段階で協会と協議するなど引受限度額の管理体制を整備した。

ウ 効力発生日のそ及については、災害等の特別な場合を除き認めないとする運用基準を策定して、協会に周知徹底を図った。

(注2) 13協会 北海道、岩手県、茨城県、神奈川県、岐阜市、三重県、石川県、福井県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県各信用保証協会

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

信用保証協会に対して行う融資事業の効果等について

(平成18年度決算検査報告490ページ参照)

1 本院が表示した意見

(検査結果の概要)

中小企業金融公庫(平成20年10月1日以降は株式会社日本政策金融公庫。以下「公庫」という。)は、中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)に基づき、信用保証協会(以下「協会」という。)に対してその保証債務額を増大するために必要な原資となるべき資金及び保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付け(以下「融資事業」という。)を行っている。

公庫は、信用保険等業務勘定の融資基金に、融資事業の原資として国から出資を受けていて、18年度末の融資基金の残高は6732億2762万余円となっていた。そして、15年度以降は、特定の政策目的を推進するための保証の促進等を図る特別長期資金(貸付期間1年。以下「長期資金」という。)の貸付けのみが行われており、その残高は18年度末現在で4629億5600万円となっていた。

公庫は、各協会に保証債務残高等に応じて長期資金を貸し付けて、各協会は金融機関に同資金を保証債務残高等に応じて定期預金等として預託して、それにより、保証債務額の増大、政策的保証の推進、協会の保証基盤の強化という融資事業の効果が期待できるとしている。

また、公庫は、協会への長期資金の貸付利率を、預入金額300万円未満の定期預金利率(預入期間1年)と預入金額300万円以上1000万円未満の定期預金利率(同)の平均利率の2分の1としている。これは、貸付利率の決定方法を定めた5年当時に、上記2区分の定期預金による預託額が62.5%を占めていた実態を踏まえて、原則として公庫の受取利息と協会の純運用益がおおむね等しくなるようにしているためである。

そこで、経済性、有効性等の観点から、融資事業は保証債務額の増大、政策的保証の推進、協会の保証基盤の強化等に資するものとなっているか、融資事業の経済的な業務運営の

ための検討は十分なものとなっているかなどに着眼して検査したところ、公庫は、各協会の保証債務残高等に応じて貸付額を決める方法を探っていた。しかし、各協会の預託先金融機関別の預託額と保証債務残高の構成割合にはかい離が生じていて、長期資金の金融機関への預託と保証債務額の増大とに十分な関連性が認められない状況となってきた。また、保証債務額の増大及び政策的保証の促進は、各協会における独自の施策等によるところが大きいなど、各協会の保証債務残高等を基礎とした現行の貸付方法は十分な効果が期待できるものとはいえない状況となっていた。さらに、協会の保証基盤については、協会の収支及び基本財産の状況が一部の協会を除いて充実したものとなっていたことから、融資事業によりその基盤を強化する必要性は少ないと認められた。

また、協会への長期資金の貸付利率については、預入利率の高い預入金額 1000 万円以上の定期預金の預託額に占める割合が 18 年度末に 80.5% に達するなど、預託の実態が変化したにもかかわらず、見直しが行われていなかった。

したがって、上記の事態を踏まえて、融資事業の適切な運営、管理を図るための方策を講ずる必要があると認められた。

このような事態が生じていたのは、融資事業の効果について適切な分析に基づく評価を行っていなかったり、協会への貸付利率について金融機関への預託等の実態に合わせた見直しを行っていなかったりしたことなどによると認められた。

(検査結果により表示した意見)

公庫において、融資事業に国から多額の出資が行われていることにかんがみ、融資事業の運営、管理が適切に行われて、その効果が十分発現されるよう、次のとおり、公庫総裁に対して 19 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

ア 公庫資金の預託先であり保証付融資を行う金融機関の意見を参酌するなどして、融資事業の状況を分析、評価する。

そして、これに基づき、協会への貸付規模、貸付方法について、各協会の保証債務残高等を基礎とする現行の方式等を見直して、各協会における保証の推進に対する取組姿勢、信用補完制度の受益者である中小企業者に対する預託先金融機関の保証付融資の状況等を十分に勘案して行う方式とするなど、協会への貸付けの在り方について検討する。

イ 協会への貸付利率については、協会が行う金融機関への預託等の実態を踏まえて、金利を見直す。

2 当局が講じた処置

本院は、公庫本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、公庫は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 協会への貸付けの在り方について検討した結果、融資事業の効果が十分に発現し難い状況にあるものと考えて、20 年度以降は、協会の業務運営に支障が生ずる場合を除いて新規貸付を停止することとして、20 年 2 月に、この旨を各協会へ通知した。なお、19 年度末の長期資金残高は 20 年度中に全額償還されることとなっている。

イ 協会への貸付利率については、協会が行う金融機関への預託額の 80% 以上が預入金額 1000 万円以上の定期預金であることを踏まえて、20 年 7 月に、融資基金貸付業務取扱要領を改正して、預入金額 1000 万円以上の定期預金利率の 2 分の 1 に相当する利率とした。

第4 日本私立学校振興・共済事業団

不 当 事 項

補 助 金

- (823) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
(827)

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)
事 業 主 体	5 学校法人
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額の合計	16,398,693,000 円(平成 15 年度～18 年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	43,001,000 円(平成 15 年度～18 年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注1)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。この補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(2) 補助金の額の算定資料

事業団は、私立大学等経常費補助金・政府開発援助私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和 52 年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料を提出させている。

ア 申請年度の 5 月 1 日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料^(注2)

イ 学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出、奨学費支出等に関する資料

(3) 補助金の額の算定方法

事業団は、算定資料に基づき、補助金の額を次のとおり算定することとなっている。

- ① 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、それぞれの経費ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

そして、上記の専任教員等については、1 週間の割当授業時間数が所定の時間数(6

時間)以上であることが、補助の対象となる要件の一つとなっている。ただし、医歯学部に所属する者及び医歯学部附属病院に勤務する者については、所定の時間数(6時間)未満であっても、授業(臨床実習指導を含む。)を週1時間以上担当している場合は、例外的にこの要件を満たすものとして取り扱うこととなっている。

- ② 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等によって補助金の額に差異を設けるため、次の割合等に基づいて調整係数を算定する。
- a 収容定員に対する在籍学生数の割合
 - b 専任教員等の数に対する在籍学生数の割合
 - c 学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合
- 上記cの割合に基づいて算定された調整係数については、私立大学等が実施する奨学事業のうち経済的に修学困難な学生に対する奨学事業に係る奨学費支出額及び奨学費貸与額の学生納付金収入に対する割合に応じて得られた点数を加算(以下「奨学加点」という。)する。
- ③ ①で算定した経費ごとの基準額に②で算定した調整係数を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して補助金の額とする。

(4) 特別補助

上記のほか、教育研究経常費については、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、補助金を増額して交付することができることとなっている。

この補助金の増額(以下「特別補助」という。)の対象となる項目には「外国人留学生の受入れ」、「障害者の受入れ」などがあり、これらについては、次のように項目ごとにその算定対象となる受入学生数等の算定資料を各学校法人から提出させて特別補助の額を算定している。

ア 「外国人留学生の受入れ」については、外国人留学生を受け入れている私立大学等に対して、その受入学生数に応じて段階的に所定の額を増額する。ただし、この受入学生数には、研究生、科目等履修生、聴講生等の人数を含めないこととなっている。

イ 「障害者の受入れ」については、教育上特別な配慮を要する障害のある学生を受け入れている私立大学等に対して、申請年度の5月1日現在の当該受入学生数に応じて段階的に所定の額を増額する。

(注1) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(注2) 専任教員等 専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、助教授、講師及び助手(平成19年度から専任教員等は、専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び助手となっている。)

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、専任教員等の数、学生数、奨学費支出額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、事業団が平成15年度から18年度までの間に補助金を交付している628学校法人のうち49学校法人において、補助金の申請の算定資料等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、事業団に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、5学校法人において、補助金の交付申請に当たり、補助金の額の算定対象とならない学生や専任教員等の数を記入するなどした算定資料を提出していたのに、事業団は、この誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金43,001,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5学校法人が、制度を十分に理解しておらず誤った算定資料を提出しているのに、事業団において、これらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

これを学校法人別に示すと、次のとおりである。

	事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める補助金額
			千円	千円
(823)	学校法人 早稲田大学 (東京都新宿区)	15	7,235,070	15,647
		16	6,672,342	7,185
		小計	13,907,412	22,832

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、早稲田大学における外国人留学生の受入れに係る特別補助の算定対象となる受入学生数を平成15年度1,592人、16年度1,757人としていた。そして、事業団は、この数値等に基づき、同特別補助の額を15年度162,365,000円、16年度205,955,000円とするなどして、学校法人に対する補助金を15年度7,235,070,000円、16年度6,672,342,000円と算定していた。

しかし、上記の受入学生数のうち、15年度の313人及び16年度の282人は、正規の課程等に在籍していない科目等履修生等であるため、同特別補助の算定対象とはならない。

したがって、これらを除外して算定すると、同特別補助の額は15年度146,718,000円、16年度198,770,000円に減少することから、適正な補助金の額は15年度7,219,423,000円、16年度6,665,157,000円となり、それぞれ15年度15,647,000円、16年度7,185,000円、計22,832,000円が過大に交付されていた。

(824)	学校法人 城西大学 (東京都千代田区)	18	612,258	2,200
-------	------------------------	----	---------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、城西国際大学における平成18年5月1日現在の障害者の受入れに係る特別補助の算定対象となる受入学生数を21人と記入していた。そして、事業団は、この数値等に基づき、同特別補助の額を9,700,000円とするなどして、学校法人に対する補助金を18年度612,258,000円と算定していた。

しかし、上記の受入学生数のうち1人は、既に同年4月21日に退学しており、同年5月1日現在同大学に在籍していないため、同特別補助の算定対象とはならない。

したがって、この1人を除外して算定すると、同特別補助の額は7,500,000円に減少することから、適正な補助金の額は610,058,000円となり、2,200,000円が過大に交付されていた。

(825)	学校法人 神奈川歯科大学 (神奈川県横須賀市)	17	808,317	4,342
		18	653,002	1,996
		小計	1,461,319	6,338

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額 千円	不当と認める補助金額 千円
<p>上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、神奈川歯科大学に所属する平成17年及び18年の5月1日現在の補助金の額の算定対象となる専任教員等の数をそれぞれ215人、205人と記入しており、事業団は、これらの数値等に基づき、学校法人に対する補助金を17年度808,317,000円、18年度653,002,000円と算定していた。</p> <p>しかし、上記の専任教員等のうち17年度2人及び18年度1人は、所属していた歯学部において、臨床実習指導を含めた授業を全く担当していなかったなどのため、補助金の額の算定対象とはならない。</p> <p>したがって、これらの教員を除外して算定すると、専任教員等給与費等に係る補助金の基準額が減少することから、適正な補助金の額は17年度803,975,000円、18年度651,006,000円となり、それぞれ4,342,000円、1,996,000円、計6,338,000円が過大に交付されていた。</p>			
(826) 学校法人 中内学園 (兵庫県神戸市)	17	261,556	9,647
<p>上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、流通科学大学に係る平成16年度の奨学費支出の額を91,862,000円と記入しており、事業団は、この数値等に基づき、学校法人に対する補助金を17年度261,556,000円と算定していた。</p> <p>しかし、上記の奨学費支出の額には、経済的に修学困難な学生に対する奨学事業に該当しない入学試験の成績優秀者に対する奨学金に係る支出額26,000,000円が含まれていた。</p> <p>したがって、これを除外して算定すると、奨学加点の点数が下がり、これらに基づいて算出した調整係数が下がることから、適正な補助金の額は251,909,000円となり、9,647,000円が過大に交付されていた。</p>			
(827) 学校法人 尚綱学園 (熊本県熊本市)	18	156,148	1,984
<p>上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、尚綱大学に所属する平成18年5月1日現在の補助金の額の算定対象となる専任教員等の数を38人と記入しており、事業団は、この数値等に基づき、学校法人に対する補助金を18年度156,148,000円と算定していた。</p> <p>しかし、上記の専任教員等のうち1人は、1週間の割当授業時間数が5時間であり所定の時間数(6時間)を下回っているため、補助金の額の算定対象とはならない。</p> <p>したがって、この教員を除外して算定すると、専任教員等給与費等に係る補助金の基準額が減少することから、適正な補助金の額は154,164,000円となり、1,984,000円が過大に交付されていた。</p>			
(823)-(827)の計		16,398,693	43,001

第5 日本銀行

不 当 事 項

工 事

- (828) 消火設備の設置工事の実施に当たり、消火補給水槽の据付けの施工が適切でなかったため、地震時等における消火設備に必要な機能の維持が確保されていないもの

科 目	固定資産取得費
部 局 等	日本銀行本店
工 事 名	日本銀行大分支店営業所空調設備等改修給排水衛生ガス設備工事
工 事 の 概 要	日本銀行大分支店の給排水衛生設備を改修するために、平成 17、18 両年度に給水設備、排水設備、消火設備等の更新等を行うもの
工 事 費	52,500,000 円
請 負 人	三建設備工業株式会社
契 約	平成 17 年 9 月 指名競争入札契約
支 払	平成 19 年 2 月
不適切な施工と なっている工事 費	3,243,013 円

1 工 事 の 概 要

日本銀行は、平成 17、18 両年度に日本銀行大分支店(以下「大分支店」という。)の給排水衛生設備を改修するなどの工事を工事費 52,500,000 円で実施している。この工事は、大分支店における給水設備、排水設備、消火設備等について、耐用年数の到来に伴い老朽化した設備を撤去して、新規に設備の設置等を行うものである。

この工事で設置する消火設備は、消火補給水槽、屋内消火栓ポンプ、屋内消火栓、配管等により構成されている。そして、屋上に設置された消火補給水槽から建物内の配管を通じて屋内消火栓まで消火用水が常に行き渡ることにより火災発生時に瞬時の放水が可能となるなど、各機器が的確に作動することにより、消火設備全体として初期消火活動を行うための機能が発揮されることになっている。

消火設備を設置する際の施工方法等については、本件工事の設計図書において、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 16 年版」等によることとされている。同標準仕様書等によると、消火補給水槽の据付けに当たっては、地震等による転倒、横滑りなどに耐えられるように、床スラブと一体に配筋されたコンクリート造の基礎の上に、地震力によって損傷を起ささない強度を有するアンカーボルトを使用して固定することとされている。また、設計図書によると、機器の固定に使用するアンカーボルトについては、「建築設備耐震設計・施工指針 1997 年版」(建設省住宅局監修。以下「耐震指針」という。)により耐震設計上の検討を行い選定することとされている。

そして、日本銀行各支店は、災害時等においても地域の信用秩序の維持等の点から業務を継続することが求められており、初期消火活動に必要な本件消火設備は、地震時等にあっては確実に作動する必要がある。

2 検査の結果

本院は、日本銀行本店及び大分支店において、合規性等の観点から、施工が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書等の書類及び現地の状況を検査したところ、消火補給水槽の据付けに係る施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、消火補給水槽は、他の用途に用いられた後屋上に残置されていた基礎の周囲に打設されていた既設のコンクリート(厚さ 160 mm～200 mm程度)上にアンカーボルトで固定して、据え付けられていた(参考図参照)。しかし、この既設のコンクリートは、強度及び配筋の内容が確認できないものであった。そして、請負人はアンカーボルトの選定に当たって耐震設計上の検討を行っていなかったため、本院において、耐震指針に基づきアンカーボルト^(注1)に係る耐震設計上の検討を行ったところ、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は^(注2)19.2 kN/本となっており、使用したアンカーボルトの最大引抜荷重は 12.8 kN/本であることから、耐震設計上安全とされる範囲に収まっていなかった。

この結果、本件消火設備は、地震時等には消火補給水槽が転倒、横滑りなどのおそれがあり、これに伴う消火補給水槽周辺の配管の破損等により、火災に対して消火栓からの瞬時の放水ができなくなるなど、所要の機能を発揮できないおそれがあると認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が設計図書の内容を十分理解しておらず、強度及び配筋の内容が確認できない既設のコンクリート上に消火補給水槽を据え付けて、これを固定するために使用するアンカーボルトを耐震設計上の検討を行わないまま選定して施工していたのに、これに対する日本銀行の完成検査が適切に実施されていなかったことなどによると認められる。

したがって、本件消火設備は、消火補給水槽の据付けの施工が適切でなかったため、地震時等における必要な機能の維持が確保されておらず、消火設備の設置に係る工事費相当額 3,243,013 円が不当と認められる。

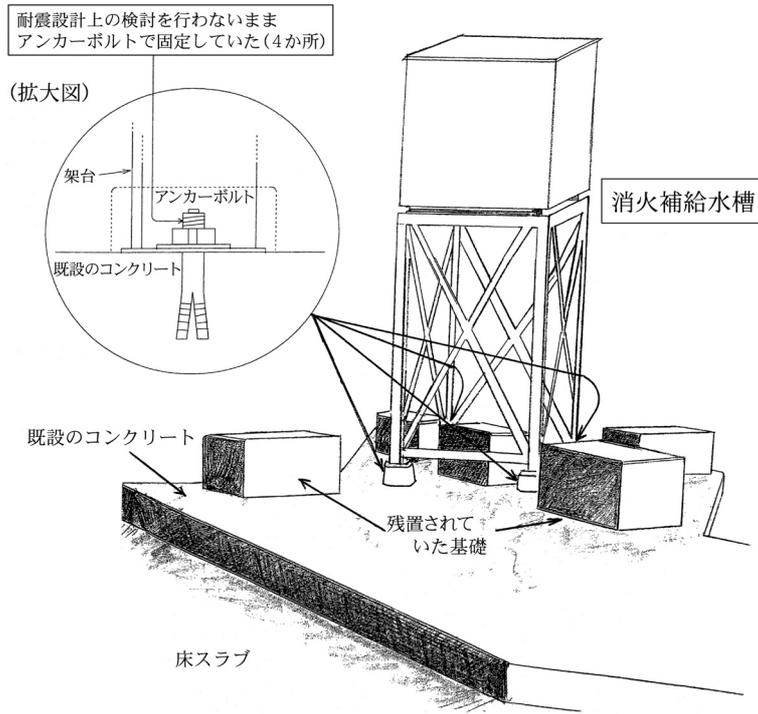
(注1) 引抜力 機器に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本あたりに作用する力をいう。

(注2) 最大引抜荷重 製造したメーカーが行った当該アンカーボルトの最大引抜力に係る試験により得られた値の平均値

(参 考 図)

第3章
第2節
第5
日本銀行

施工状況



第6 日本中央競馬会

意見を表示し又は処置を要求した事項

有料駐車場の運営に当たり、駐車場用地等を随意契約により関連公益法人に貸し付けることを改めて、関連公益法人が収入としている駐車場利用料金等を勘案して、貸付料を見直したり、委託により自ら実施したりすることにより、契約の競争性及び透明性を確保して、増収を図るよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	一般勘定 (項)事業外収入
部 局 等	日本中央競馬会本部、9 競馬場
契 約	賃貸借契約 11 件
契約の相手方	財団法人日本中央競馬会弘済会
契約の概要	競馬開催日に有料駐車場として使用するために駐車場用地等を貸し付けて、有料駐車場を運営させるとともに、その貸付料を徴収するもの
検査対象とした財団法人日本中央競馬会弘済会に貸し付けている有料駐車場の箇所数	9 競馬場及び3 場外発売所の計 38 か所
日本中央競馬会が徴収している貸付料	4 億 6978 万余円(平成 18 事業年度) 4 億 2143 万余円(平成 19 事業年度) 計 8 億 9121 万余円
財団法人日本中央競馬会弘済会が収入としている駐車場利用料金	13 億 5250 万余円(平成 18 事業年度) 13 億 1260 万余円(平成 19 事業年度) 計 26 億 6511 万余円
日本中央競馬会が増収を図ることができた額	3 億 8881 万円(平成 18 事業年度) 4 億 0281 万円(平成 19 事業年度) 計 7 億 9163 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

有料駐車場の運営について

(平成 20 年 10 月 22 日付け 日本中央競馬会理事長あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 業務の概要

(1) 有料駐車場の概要

貴会は、日本中央競馬会法(昭和 29 年法律第 205 号)に基づき、競馬法(昭和 23 年法律第 158 号)に規定するところにより、中央競馬の開催等の業務を行っており、10 競馬場において年間 36 回(288 日以内)の競馬を開催して、競走ごとの勝馬投票券を上記の 10 競馬場

で発売するほか、41か所の場外勝馬投票券発売所等^(注2)(以下「場外発売所」という。)でも発売している。

貴会は、競馬開催に伴う来場者の便宜を図る立場から、10競馬場及び13場外発売所^(注3)に、貴会が所有するなどしている土地に舗装を行って立体駐車場等の施設を整備したり、土地、建物等を賃借したりすることなどによって、駐車場施設を計84か所設置している。

このうち、4競馬場及び9場外発売所^(注4)の計45か所(敷地面積計約69万4000㎡)は来場者から利用料金を収受していない駐車場施設(以下「無料駐車場」という。)であるが、9競馬場及び4場外発売所^(注5)の計39か所(敷地面積計約46万5000㎡)は来場者から利用料金を収受している駐車場施設(以下「有料駐車場」という。)である。

貴会は、昭和43年から、従来無料駐車場としていたものを有料化することなどにより有料駐車場を順次設置してきている。これらの有料駐車場を設置してきた理由については、来場車両の抑制を図り、来場車両の急増に伴う競馬場及び場外発売所周辺の交通渋滞等により交通環境が悪化することを未然に防止するためであるとしている。

平成19事業年度における有料駐車場の年間利用台数は約148万台に上っている。

(注1) 10競馬場 札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神、小倉各競馬場

(注2) 41か所の場外勝馬投票券発売所等 貴会の場外勝馬投票券発売所33か所及び地方競馬の施設を利用した場外勝馬投票券発売所8か所

(注3) 13場外発売所 釧路、室蘭、津軽、横手、新白河、高崎、立川、石和、名古屋、米子、高松、小郡、八幡各場外発売所

(注4) 4競馬場及び9場外発売所 札幌、新潟、福島、小倉各競馬場及び釧路、室蘭、津軽、横手、高崎、石和、米子、高松、小郡各場外発売所

(注5) 9競馬場及び4場外発売所 札幌、函館、福島、中山、東京、中京、京都、阪神、小倉各競馬場及び新白河、立川、名古屋、八幡各場外発売所。なお、札幌、福島及び小倉競馬場は、無料駐車場と有料駐車場の両方を併設

(2) 有料駐車場の運営

貴会は、有料駐車場については、新白河場外発売所1か所を除いて、各競馬場が、貴会の関連公益法人である財団法人日本中央競馬会弘済会(以下「弘済会」という。)と競馬場又は場外発売所ごとに随意契約により、競馬開催日に有料駐車場として使用するために駐車場用地等を貸し付けることを内容とする賃貸借契約を締結して弘済会から貸付料を徴収している。そして、駐車場用地等の貸付けを受けた弘済会は、駐車場利用料金を収受してこれを自らの収入としている(以下、このような有料駐車場の運営形態を「賃貸方式」という^(注6))。賃貸方式を採用する有料駐車場は、9競馬場及び3場外発売所の計38か所となっていて、これに係る賃貸借契約の件数は11件となっている。

なお、新白河場外発売所の有料駐車場については、貴会は、駐車場内の車両整理等の業務を外部に委託することなどにより、自ら運営を行っている(以下、このような有料駐車場の運営形態を「委託方式」という)。

(注6) 9競馬場及び3場外発売所 札幌、函館、福島、中山、東京、中京、京都、阪神、小倉各競馬場及び立川、名古屋、八幡各場外発売所

(3) 駐車場用地等の貸付料

貴会は、貴会の不動産の貸付けの基準として、「日本中央競馬会不動産貸付基準」(昭和50年理事長達第9号。以下「貸付基準」という。)を定めている。貸付基準によれば、貴会の所有している不動産の貸付料については、当該不動産の固定資産課税台帳登録価格等に、土地については100分の2.8の料率を、土地以外の不動産については100分の12の料率を、それぞれ乗じた額に消費税を加えた額を貸付料の年額とするとされている。また、貴会が賃借している不動産を貸し付ける場合の貸付料の年額は、貴会が支払うべき賃借料相当額とするとされている。

前記の賃貸方式を採用している駐車場用地等の年間貸付料は、上記の貸付基準の料率により算定した貸付料の年額を365で除した額に開催日数を乗じた額となっている。

そして、貴会は、前記11件の賃貸借契約に係る駐車場用地等の貸付料として、弘済会から18事業年度に4億6978万余円、19事業年度に4億2143万余円、計8億9121万余円を徴収している。

また、貸付基準では、料率の特例として、貸付物件の使用形態又は利用効率その他のやむを得ない事情により貴会理事長が上記の料率によることが実情に沿わないと認めた場合は、その料率を増減することがある旨規定されている(以下、この規定を「弾力条項」という。)

(4) 貴会の契約制度

貴会の契約制度については、日本中央競馬会会計規程(昭和29年規約第2号)において競争契約によることが原則となっているが、事業経営上競争に付することが不利又は困難であると認める場合、契約の性質又は目的が競争を許さないときなど貴会理事長が定める場合においては、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるとされており、国の場合とほぼ同様の内容となっている。

(5) 閣議決定により要請されている事業運営の効率化・透明化等への取組

13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」では、中央競馬関係事業について、貴会が講ずべき措置として、「管理経費・競走事業費の削減など更なる事業の効率化を図る。その一環として、公正確保と両立させつつ、一般競争入札等の範囲を大幅に拡大するとともに、関係会社等に対する委託費等を削減する」こととされている。また、17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」では、「競争性のある契約のうち競馬の公正・中立性の確保上支障のない契約については、そのすべての契約を、平成22年までのできる限り早い時期に競争入札に移行させる」などとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

有料駐車場は、競馬場及び場外発売所への車両による来場を可能にするなど、来場者に対する利便性を向上させる施設であり、その存在は来場者にも十分に認知されており、競馬場周辺の交通環境が悪化しないように車両の抑制を行いつつ、今後も引き続き運営を行っていることが見込まれる。

有料駐車場の利用料金については、収益性を目的としたものではないとしているものの、数度の見直しにより値上げが行われてきている。また、貴会は、前記38か所の有料駐車場の運営について弘済会との随意契約による賃貸方式を採用してこれを継続してきている。

そこで、合規性、効率性等の観点から、有料駐車場用地等の貸付料が、弘済会が収入としている駐車場利用料金や有料駐車場の運営に要する経費の実情を勘案した適切なものになっているか、有料駐車場の運営を随意契約による賃貸方式で行っていることは適切かなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴会本部、8競馬場及び29場外発売所^(注7)において会計実地検査を行った。そして、駐車場用地等の賃貸借契約書等の書類により検査するとともに、駐車場を設置している9競馬場及び3場外発売所を対象として、貴会に駐車場の運営に係る人員の配置数、駐車場利用料金、利用台数等について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注7) 8競馬場及び29場外発売所 札幌、福島、中山、東京、中京、京都、阪神、小倉各競馬場及び札幌、室蘭、静内、津軽、横手、新白河、銀座、新宿、後楽園、浅草、錦糸町、渋谷、立川、田無、横浜、石和、名古屋、京都、難波、梅田、道頓堀、神戸、姫路、米子、小郡、高松、八幡、佐世保、博多各場外発売所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 弘済会が収入としている駐車場利用料金

貴会は、弘済会と協議の上、駐車場利用料金について、乗用車、バスなどの車種ごとに1日1台当たり500円から6,000円までと定めている。そして、弘済会は、必要な人員を駐車場に配置する一方、これらの駐車場利用料金として、18事業年度に13億5250万余円、19事業年度に13億1260万余円、計26億6511万余円を収受している。このように、弘済会は、貴会に支払っている前記の貸付料18事業年度4億6978万余円、19事業年度4億2143万余円、計8億9121万余円に比べて多額の駐車場利用料金を収受して自らの収入としている。

(2) 弘済会との随意契約

貴会は、有料駐車場の運営を賃貸方式で行う際に弘済会と随意契約により有料駐車場用地等の賃貸借契約を締結しているが、弘済会と随意契約を締結している理由について、駐車場の管理、運営には、貴会の業務、施設に精通していること、競馬開催に係る専門的知識が必要であり、この点で弘済会は実績、経験があつて信頼できるためとしている。

しかし、弘済会が行っている業務内容は、駐車場利用料金の収受以外には駐車場内の交通整理、清掃程度であつて、特別な専門的知識を必要とするものではなく、また、この種の業務を行うことができる業者は多数存在していることから、「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当するとは認められず、有料駐車場の運営に係る駐車場用地等の賃貸借契約の締結に当たって、弘済会と随意契約を締結している事態は適切とは認められない。

したがって、賃貸方式による有料駐車場の運営を継続する場合であっても、競争入札を行って貸付基準の料率による算定額にとらわれずに弾力条項を適用するなどして貸付料の設定を行い、競争性及び透明性を確保するべきであると認められる。

(3) 賃貸方式から委託方式への移行

前記のとおり、新白河場外発売所は、貴会が駐車場内の車両整理等を外部に委託するこ

となどにより、委託方式で自ら有料駐車場の運営を行っている。そして、新白河場外発売所と同様に、有料駐車場の運営を賃貸方式から委託方式として競争入札を行い、競争性及び透明性を確保することも可能であることから、委託方式の導入について検討することも考えられる。

そして、仮に有料駐車場の運営を貴会自らが行う委託方式とした場合には、貴会は、有料駐車場用地等に係る貸付料を弘済会から徴収できなくなり、運営に要する経費を委託費として自ら負担することとなる一方で、駐車場利用料金は貴会の収入とすることができるものと認められる。

(4) 貴会が得ることができた増収額

弘済会は駐車場利用料金として、18事業年度13億5250万余円、19事業年度13億1260万余円、計26億6511万余円を収受していた。そこで、貴会が外部委託に用いている単価及び貴会から提出された弘済会における駐車場の配置要員の実績を基に駐車場の運営に要する経費を試算すると、次表のとおり18事業年度4億9390万余円、19事業年度4億8835万余円、計9億8225万余円となり、その収支差額は、計16億8285万余円となる。

そして、賃貸方式とした場合には、上記の収支差額等を勘案して実情に沿った適切な貸付料を算定した上で競争入札としたとすると、上記の収支差額計16億8285万余円が貸付料として徴収することができ、貴会が徴収していた貸付料計8億9121万余円に比べて約7億9163万円の増収を図ることができると認められる。

また、賃貸方式に代えて委託方式とした場合には、新たに駐車場の運営に要する経費計9億8225万余円を負担して、貸付料計8億9121万余円は徴収できなくなる一方、弘済会が収入としていた駐車場利用料金計26億6511万余円は貴会の収入とすることができ、貴会が徴収していた貸付料に比べて、上記の賃貸方式による試算と同様に約7億9163万円の増収を図ることができると認められる。

表 弘済会における駐車場の配置要員の実績を基に本院が試算した駐車場の運営に要する経費及び貴会が得ることができた増収額等 (単位：千円)

事業年度	弘済会が収入とした駐車場利用料金(A)	本院が試算した有料駐車場の運営に要する経費(B)	収支差額(C=A-B)	駐車場用地等の貸付料(D)	増収を図ることができた額(C-D)
平成18	1,352,503	493,903	858,599	469,781	388,817
19	1,312,608	488,355	824,252	421,435	402,817
計	2,665,112	982,259	1,682,852	891,217	791,635

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しているため、各項目の数値を合計しても合計欄の数値と一致しない場合がある。

(是正改善を必要とする事態)

貴会は、有料駐車場の運営について、新白河場外発売所を除き、随意契約による賃貸方式を採用しているが、弘済会は、貴会が徴収している貸付料に比べて多額の駐車場利用料金を収受して収入としているのに、有料駐車場用地等の貸付料を実情に沿って見直したり、委託方式により自ら実施したりすることについて十分な検討を行うことのないまま賃貸方式を続けている事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会において、有料駐車場用地等の賃貸借契約について、競争契約を行うなどにより、競争性及び透明性を十分に確保することの重要性についての認識が十分でなかったこと、有料駐車場運営業務の実態、弘済会が収入とした駐車場利用料金、運営業務に要する経費を勘案して有料駐車場の貸付料を実情に沿った適切なものとするための検討が十分でなかったこと、委託方式により自ら運営を行うことについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 本院が求める是正改善の処置

貴会は、「特殊法人等整理合理化計画」及び「行政改革の重要方針」において、中央競馬関係事業の効率化の一環として、一般競争入札等の範囲を大幅に拡大するとともに、関連公益法人等に対する委託費等を削減することが求められている。

については、貴会において、有料駐車場運営業務の実態、弘済会が収入としている駐車場利用料金、運営業務に要する経費を勘案して、有料駐車場の運営について、貴会の方針に応じて次のような措置を講ずることにより、契約の競争性及び透明性を確保するとともに増収を図るよう是正改善の処置を求める。

ア 賃貸方式による場合であっても競争入札を行い相手方を選定して、貸付基準の料率による算定額にとらわれずに弾力条項を適用するなどして実情に沿った適切な貸付料を設定すること

イ 賃貸方式に代えて委託方式にする場合には、競争契約により相手方を選定することとし、併せて、駐車場利用料金を貴会の収入とすること

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果
役務契約の実施における契約事務の適正化について

(平成18年度決算検査報告 513 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

(検査結果の概要)

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、競馬開催や競馬場建設等のために、多額の経費を要して工事や役務の契約を行っているが、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)及び17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」に基づき、中央競馬関係事業の効率化の一環として、公正確保と両立させつつ、競争入札の範囲を大幅に拡大するとともに、子会社及び関係会社(以下、これらを「子会社等」という。)に対する委託費等を削減することなどが求められている。

そこで、合規性、経済性等の観点から、整理合理化計画及び行政改革の重要方針の趣旨に沿った一般競争契約及び指名競争契約(以下、両契約を合わせて「競争契約」という。)への移行等の措置が、その期限とされている22年までのできる限り早い時期に向けて計画的に実施されているかなどに着目して検査したところ、検査の対象とした契約全体に占める随意契約の割合(金額)は、18事業年度においても79.9%となっており、整理合理化計画の期限とされていた17年度末までに競争契約の大幅な拡大がなされたとは認められない状況となっていた。

18事業年度に競馬会が締結した契約を種類別にみると、物品等の賃借及び役務の契約について随意契約の金額の割合がそれぞれ99.9%、84.2%と極めて高く、これらの随意契約(契約件数1,451件、契約金額1196億6282万余円)の2分の1は子会社等との契約となっており、この中には大半の業務を再委託しているものが多数見受けられた。そして、物品等の賃借及び役務の契約の随意契約の理由として多いものは、機械・装置のリース契約を除けば、「契約実績、経験を有する」、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」などとなっていた。

また、行政改革の重要方針では、競馬の公正・中立性の確保上支障のないことが競争入札へ移行する上での前提としているが、公正確保を随意契約の理由の一つとしている契約は、契約件数1,451件中の652件であり、これらの契約を本院において業務内容別に分類すると、機械・装置のリース契約で511件中476件、警備業務契約で133件中61件、清掃業務契約で59件中44件等となっており、同種の業務でも公正確保を随意契約の理由として掲げているものと、掲げていないものがあった。

そこで、随意契約の理由の妥当性について検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 競馬の公正確保上特段の支障もなく、競争性のある契約であるため、競争契約へ移行することが可能であると認められたもの

(契約件数141件、契約金額76億4496万余円)

場外勝馬投票券発売所(以下「ウインズ」という。)の警備、清掃業務等の業務区域には、^{きゆう}厩舎地区等の競馬の公正確保のため万全を期す必要がある地区は含まれておらず、業務の全体を競争契約に移行しても公正確保上特段の支障がないものと認められた。また、これらの業務は特殊な業務ではなく、履行可能な業者は多数存在することから競争契約へ移行することが可能であると認められた。

イ 競争契約を実施した場合に公正確保上支障が生ずる業務と特段の支障がない業務とに区分するなどにより、随意契約としていた業務の一部を競争契約に移行できると認められたもの

(契約件数38件、契約金額89億3013万余円)

競馬場内の警備、清掃業務の業務区域には、厩舎地区、下見所等が含まれていて競馬関係者や競走馬と接する機会があるが、それ以外のスタンドのファンエリア等の区域においては接する機会はない。また、成績表の印刷製本業務については、全国的な組織を有していなくても実施可能であることなどから、レーシングプログラムの印刷製本業務と分離することにより、さらに、レーシングプログラム発送業務は、一般の運送業者が全国に多数存在することなどから、競争契約を行うことは可能であると認められた。

したがって、当該業務について、競争契約を実施した場合に公正確保上支障が生ずる部分と特段の支障がない部分に区分するなどにより業務の一部を競争契約に移行することが可能であると認められた。

(検査結果により求めた是正改善の処置)

競馬会においては、競争契約への移行の期限が22年とされてはいるものの、直ちに競争契約へ移行が可能であるかどうかについて検討して、競争契約に移行可能なものは速やかに移行するとともに、検討に時間を要するものについては検討内容や進捗よく状況を公表する

などして契約の競争性及び透明性を高める必要があり、次のとおり、競馬会の理事長に対して19年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

ア 競馬会が締結している随意契約のうち、子会社等と締結している契約も含めて、競馬の公正確保上特段の支障がないウインズの警備、清掃業務等については、施設や業務の状況を踏まえて、競争契約への移行を図ること

イ 競馬会が締結している随意契約のうち、競馬場内の警備、清掃業務等については、競争契約を実施した場合の競馬の公正確保上の支障の有無や対応策を検討して、支障がないものについては移行の時期や手順を明確にすること

2 当局の処置状況

本院は、競馬会本部、競馬場及びウインズにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、20年8月までに次のような処置を執り、又は引き続き検討を行っている。

ア ウインズの警備、清掃業務等のうち、ウインズ周辺の交通警備業務及び競馬場の一般入場券発売業務については、それぞれ20年3月及び同年2月から8月までの間に競争契約に移行している。

そして、競馬場の指定席入場券発売業務並びにウインズ館内の開催警備業務、案内業務、ウインズ館内の清掃業務及びウインズの不動産総合管理業務の一部については、21事業年度に競争契約に移行する予定としている。また、ウインズ館内の平日払戻警備業務等については、施設や業務の状況を踏まえて、競馬会において引き続き検討を行っていくこととしている。

イ 競馬場内の警備、清掃業務等のうち、厩舎地区等を除くスタンドのファンエリア清掃業務については20年3月又は4月に競争契約に移行している。

そして、競馬場内の開催警備業務の一部及び成績表の印刷製本発送業務については、21事業年度に競争契約に移行する予定としている。また、競馬場内の常駐警備業務、レーシングプログラムの発送業務等については、競馬の公正確保上の支障の有無等を踏まえて、競馬会において引き続き検討を行っていくこととしている。

第7 日本郵政公社

不 当 事 項

不 正 行 為

(829) 職員の不正行為による損害が生じたもの
 (840)

部 局 等	12 郵便局(職員 12 人)
不正行為期間	平成 10 年 8 月～19 年 7 月
損害金の種類	郵便貯金預入金、郵便貯金貸付金等
損 害 額	224,016,789 円

本院は、日本郵政公社(平成 15 年 3 月 31 日以前は総務省、13 年 1 月 5 日以前は郵政省。以下「公社」という。)の 12 郵便局における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく日本郵政株式会社の取締役兼代表執行役社長からの報告、同条の規定に基づく総務大臣からの報告及び会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 42 条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して日本郵政株式会社本社及び 6 郵便局^(注)において会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものは 12 件、損害額で 224,016,789 円あり、いずれも不当と認められる。

このうち 20 年 9 月末現在で損害の補てんが終わっていないものが 5 件、損害額で 171,588,643 円(うち補てん済みの額 2,112,000 円)、損害額のすべてが補てん済みとなっているものが 7 件、損害額で 52,428,146 円となっている。

この 12 件を補てんが終わっていないものと補てん済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

〔 なお、公社は、19 年 10 月 1 日に解散して、その業務等は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に承継された。 〕

ア 平成 20 年 9 月末現在で損害の補てんが終わっていないもの

部 局 等	不正行為期間 年 月	損 害 額 円
(829) 関東支社管内 妻沼郵便局	17. 6 から 18. 6 まで	2,527,789

本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員柴崎某が貯金保険外務事務に従事中、預金者から預かった貯金証書等を使用して払戻しの手続きを行い交付を受けた定額郵便貯金払戻金や契約者から受領した保険料を領得したものである。

(830) 東京支社管内 東大和芋窪郵便局	19. 4 から 19. 5 まで	11,670,000
--------------------------	----------------------	------------

本件は、上記の部局において、特定郵便局長増田某が、現金出納責任者所属の出納員として資金管理事務に従事中、現金出納責任者の保管に係る資金を領得したものである。

部 局 等	不正行為期間 年 月	損 害 額 円
(831) 東海支社管内 東海南郵便局	18. 2 から 19. 2 まで	2,277,000

本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員藤井某が貯金保険外務事務に従事中、契約者から受領した保険料や預金者から受領した定額郵便貯金預入金を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成20年9月末までに677,000円が同人から返納されている。

(832) 近畿支社管内 永源寺郵便局	15.12 から 19. 7 まで	6,410,372
------------------------	----------------------	-----------

本件は、上記の部局において、特定郵便局長安田某が現金出納責任者所属の出納員として資金管理事務に従事中、郵便物の差出人から受領した料金別納郵便物の料金や、自己の親族を非常勤職員として雇用したように偽って支出させた非常勤職員賃金を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成20年9月末までに1,200,000円が同人から返納されている。

(833) 近畿支社管内 高槻竹の内郵便局	18. 8 から 19. 7 まで	148,703,482
--------------------------	----------------------	-------------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員静井某が貯金内務事務に従事中、窓口端末機を不正に操作して、預金者の残高データを自己等の名義の郵便貯金口座に移し替えたり、他人名義の郵便貯金に貸付処理を行って貸付金相当額を自己等の名義の貯金通帳に預入したりして払い出した通常郵便貯金預入金や定額郵便貯金貸付金等を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成20年9月末までに235,000円が同人から返納されている。

(829)–(833)の計	5 件	171,588,643
---------------	-----	-------------

イ 平成20年9月末現在で損害額のすべてが補てん済みとなっているもの

部 局 等	不正行為者の職務	不正行為期間 年 月	損害金の種類	損 害 額 円	補てん済み 年月
(834) 北海道支社管内 札幌中央市場前郵便局	現金出納責任者所属出納員(15年3月以前は分任繰替払等出納官吏所属出納員)(資金管理事務)	14.12 から 19. 6 まで	非常勤職員賃金	3,014,033	19. 8
(835) 東北支社管内 庭坂郵便局	分任繰替払等出納官吏所属出納員(貯金内務事務)	13. 1 から 13. 2 まで	定額郵便貯金預入金	3,730,000	19.11
(836) 同 表郷郵便局	現金出納責任者所属出納員(貯金保険外務事務)	17. 1 から 19. 7 まで	定額郵便貯金預入金等	8,300,000	19. 9
(837) 関東支社管内 船橋郵便局	現金出納責任者所属出納員(支出事務)	18. 4 から 19. 6 まで	非常勤職員賃金等	3,645,421	19. 9
(838) 南関東支社管内 小田原東郵便局	現金出納責任者所属出納員(貯金保険内務事務)	19. 5	資金	5,000,000	19. 6

部 局 等	不正行為者の職務	不正行為期間 年月	損害金の種類	損 害 額 円	補てん済み 年月
(839) 近畿支社管内 西宮荒木郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	16.11	定額郵便 貯金払戻 金等	27,200,049	19. 8
(840) 同 三郷立野郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏)(資 金管理事務)	10. 8 から 18.12 まで	非常勤職 員賃金等	1,538,643	19. 6
(834)-(840)の計		7 件		52,428,146	
ア、イの合計		12 件		224,016,789	

[なお、「部局等」については、15年3月31日以前の各郵政局を各支社と表示している。]

(注) 6 郵便局 札幌中央市場前、船橋、東大和芋窪、高槻竹の内、西宮荒木、三郷立野各郵便局

第3章
第2節
第7
日本郵政公社

第8 東京地下鉄株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

駅改良工事における土留壁に使用する土留仮設鋼材の材料費の積算を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	(款)鉄道事業建設仮勘定
部 局 等	東京地下鉄株式会社本社
工 事 名	八丁堀駅エレベーター設置に伴う土木・建築工事等 44 工事
工 事 の 概 要	駅の改良工事の一環として、出入口の増設、エレベーターの設置等を行うもの
工 事 費	137 億 4314 万余円(平成 16 年度～19 年度)
契 約	平成 16 年 7 月～20 年 3 月 一般競争契約、指名競争契約、見積合せ競争契約、特命随意契約、随意契約
土留仮設鋼材の材料費の積算額	1 億 7701 万余円(平成 16 年度～19 年度)
低減できた土留仮設鋼材の材料費の積算額	1990 万円(平成 16 年度～19 年度)

1 工事の概要

(1) 駅改良工事の概要

東京地下鉄株式会社(以下「会社」という。)は、旅客の安全性の確保及び利便性の向上を目的として駅の改良土木工事(以下「改良工事」という。)を平成 16 年度から 19 年度までの間に 59 工事、工事費総額 165 億 0551 万余円で実施している。これらの工事は、安全性の確保を目的として、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について」(平成 16 年国鉄技第 124 号)に基づき、排煙設備の改良や避難通路にするための出入口の増設等を行ったり、利便性の向上を目的として、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 68 号)等に基づき、駅の地上出入口からホームまでのエレベーター等を新設したりなどするものである。

(2) 土留仮設鋼材の材料費の積算

これらの工事を実施するに当たり、開削工法による掘削を行う場合には、周辺地盤の崩壊を防止するとともに工事期間中の作業スペースを確保するために、仮設の土留壁を設置している。この土留壁に使用する H 形鋼杭及び鋼矢板(以下、これらを「土留仮設鋼材」という。)には、施工現場に全部又は切断して一部を存置するもの(以下「埋殺し鋼材」という。)と、引き抜いて撤去するもの(以下「引抜き鋼材」という。)がある。

そして、改良工事においては、土留仮設鋼材の材料費を次のとおり積算していた。

埋殺し鋼材については、会社制定の「土木工事積算基準」(以下「積算基準」という。)に基づき、会社制定の「材料等単価表」(以下「単価表」という。)記載の土留仮設鋼材の新品材料単価を適用して積算する。また、引抜き鋼材については、積算基準に掲載している下記の供用期間別損料表(以下「損料表」という。)に基づき、該当する供用期間の損料率を単価表

記載の土留仮設鋼材の新品材料単価に乗じて土留仮設鋼材の損料を算出して積算する。

供用期間別損料表

供用期間	3か月未満	6か月未満	1年未満	2年未満	3年未満	3年以上
損率	10%	20%	30%	50%	70%	80%

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

会社は、旅客の安全性の確保及び利便性の向上を目的とした改良工事を今後も引き続き多数実施する見込みである。そこで、本院は、会社の本社において、経済性等の観点から土留仮設鋼材の材料費の積算が適切なものとなっているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、16年度から19年度までの間に会社が施行した前記の改良工事59工事について、予定価格の工事内訳書の内容及び工事現場における土留仮設鋼材の施工状況等を検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記工事のうち、八丁堀駅エレベーター設置に伴う土木・建築工事等44工事、工事費総額137億4314万余円(土留工事費7億8766万余円)において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、会社は、上記の44工事について、積算基準に基づき埋殺し鋼材については新品材料単価を、引抜き鋼材については損料を用いることとして決定したそれぞれの単価に鋼材使用重量を乗ずるなどして土留仮設鋼材に係る材料費を、1億7701万余円と積算していた。

しかし、埋殺し鋼材については、会社制定の土木工事標準示方書においても特段新品材料の使用を指定しておらず、また、会社は強度上の問題もないことから、新品に比べて安価な他の工事現場において使用された中古品の土留仮設鋼材の使用を認めており、その積算に当たっては単価表における土留仮設鋼材の新品材料単価をそのまま適用せずに一定程度低減して行うべきであると認められた。

現に、改良工事において埋殺し鋼材に中古品を使用している工事が見受けられ、また、会社の地下鉄建設工事を実施する部署においては積算に当たって中古品の使用を考慮して、国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」(以下「国交省積算基準」という。)に準じて土留仮設鋼材の新品材料単価を10%低減していた。

また、引抜き鋼材については、専門の賃貸業者が所有する土留仮設鋼材の貸出しを受けて、施工現場で使用するのが一般的であり、その積算に当たっては土留仮設鋼材の損料ではなく賃料によるべきであると認められた。

現に、国交省積算基準によれば、引抜き鋼材の積算は損料ではなく賃料で行うこととして、賃料は市場単価に供用日数を乗じて算出することとしており、また、会社の地下鉄建設工事を実施する部署においては「建設用仮設材賃料積算基準」(平成7年建設省経機発第43号。以下「国交省賃料基準」という。)に準じて積算している工事が見受けられた。

<事例>

町屋駅空調機械室新設その他土木工事(平成18年度契約、工事費2億0475万円、土留

工事費 1297 万余円)においては、埋殺し鋼材の積算に当たり、2 種類の土留仮設鋼材を使用することとして、それぞれの鋼材使用重量に単価表の鋼材単価 69,300 円/t、72,000 円/t を乗ずるなどして材料費を合計 3,711,501 円としていた。しかし、2 種類の土留仮設鋼材について、中古品の使用を考慮して、国交省積算基準に準じて単価表の鋼材単価を 10% 低減すると材料単価はそれぞれ 62,370 円/t、64,800 円/t となり、これにそれぞれの鋼材使用重量を乗ずるなどすると材料費は合計 3,430,273 円となり、材料費を 281,228 円低減できたと認められる。

また、引抜き鋼材の積算に当たり、予定使用期間が 405 日であることから、損料表に基づき単価表の材料単価の 67,500 円/t に 0.5 を乗じて、土留仮設鋼材の損料を 33,750 円/t として、これに鋼材使用重量を乗ずるなどして材料費を 233,328 円としていた。しかし、国交省賃料基準に準じて賃料の積算を行うと、単価表の土留仮設鋼材の 1 日当たり賃料は 41 円/t であり、これに上記の 405 日 を乗ずると、引抜き鋼材の賃料は 16,605 円/t となり、これに鋼材使用重量を乗ずるなどすると材料費は 137,047 円となり、材料費を 96,281 円低減できたと認められた。

このように、改良工事における土留壁に使用する土留仮設鋼材の材料費の積算に当たって、中古品の使用を考慮しなかったり、賃料による積算を行わなかったりしていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

上記により、埋殺し鋼材の積算については中古品の使用を考慮して国交省積算基準に準じて土留仮設鋼材の新品材料単価を 10% 低減させることとし、また、引抜き鋼材の積算については国交省賃料基準に準じて算出することとして修正計算すると、土留仮設鋼材の材料費の積算額は 1 億 5711 万余円となり、前記の積算額 1 億 7701 万余円を約 1990 万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、埋殺し鋼材及び引抜き鋼材の積算方法の取扱いについて、会社内の改良工事を実施する部署では新品材料価格と損料を、地下鉄建設工事を実施する部署では 10% 低減した材料単価と賃料を用いており統一的な積算の運用がなされていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、20 年 9 月に、土留仮設鋼材の材料費の積算に当たって、埋殺し鋼材については新品材料単価を 10% 低減させることとし、また、引抜き鋼材については賃料によることとするよう積算基準を改正して、同年 10 月以降契約する工事から適用することとする処置を講じた。

第9 成田国際空港株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

無償で貸し付けている土地の貸付契約について、借受者と有償化に向けた協議を行い、社内規程に適合したものとすよう適宜の処置を要求したもの

科 目	土地貸付料
部 局 等	成田国際空港株式会社本社
契 約 名	土地使用貸借契約等
契 約 の 概 要	空港施設用地及び航空保安施設用地の一部を無償で貸し付けるもの
契 約 の 相 手 方	関東総合通信局等 8 官署
検査の対象とした契約件数	18 件
社内規程に適合していない契約件数	18 件
有償とした場合の上記土地に係る貸付料相当額	9966 万円(平成 19 事業年度)

【適宜の処置を要求したものの全文】

空港施設用地及び航空保安施設用地の貸付契約の有償化について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 成田国際空港株式会社代表取締役社長あて)
標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求する。

記

1 成田国際空港株式会社の概要

(1) 貴会社の設立等

貴会社は、成田国際空港株式会社法(平成 15 年法律第 124 号)に基づき、平成 16 年 4 月 1 日に、同法の規定により解散した新東京国際空港公団(以下「空港公団」という。)の一切の権利及び義務を承継して、全額政府出資の特殊会社として設立された。

貴会社は、株式上場による完全民営化の早期実現を目標として掲げており、18 事業年度から 22 事業年度までの 5 か年の中期経営計画「New ステージ 2010」を策定して、経営基盤の強化に向けての収益拡大等の一方策として、着陸料収入等の航空収入はもとより、構内営業料収入、土地貸付料収入等の非航空収入の増大を図ることとしており、また、社会に評価される企業グループを目指して、法規範、社内規範等の法令遵守を徹底することとしている。

(2) 土地等の貸付契約の概要

貴会社は、空港施設用地及び航空保安施設用地のほか、空港周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止するために取得した土地(以下「騒音対策用地」という。)等を所有しており、これらの土地及びその土地に建設した建物の一部を、土地使用貸借契約、土地賃貸借契約等(以下、これらを合わせて「貸付契約」という。)を締結した上で、国、地方公共団体等に貸し付けている。貸付契約は、貸付期間が満了する一定期日前までに文書に

よる意思表示がない限り、同一条件で継続されるものとする自動更新条項により継続されている。また、貸付契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、双方が協議の上、決定するものとされている。

(3) 空港公団における土地等の貸付に関する規定

空港公団は、新東京国際空港公団会計規程(昭和42年規程第4号。以下「公団規程」という。)を定めて、財産等の貸付けなどについては、適正な対価によることとする一方で、公共施設の用に供する財産等を、国、地方公共団体等が、当該施設の目的に従って管理しようとする場合には、無償で貸し付けることができる旨を規定していた。また、新東京国際空港公団騒音対策用地貸付規程(平成2年規程第7号)等においては、騒音対策用地を地方公共団体等に対して貸し付ける場合で、その貸付けが当該用地について空港公団が負担する費用の軽減となる場合等には、無償で貸し付けることができる旨を規定していた。

(4) 貴会社における土地等の貸付に関する規定

上記に対して、貴会社は、固定資産管理事務細則(平成16年細則第5号。以下「管理事務細則」という。)を定めて、固定資産の貸付けなどについては、適正な対価によることとする一方で、公団規程のような国、地方公共団体等に対して、無償で貸し付けることができる旨の規定は設けていない。ただし、騒音対策用地を地方公共団体等に貸し付ける場合は、騒音対策用地貸付要領(平成16年地共業第11号)等を定めて、空港公団当時の場合と同様に無償で貸し付けることができるとする例外的な規定を設けている。

また、貴会社は、騒音対策用地以外の用地であっても、空港警備等の必要性に基づき地方公共団体に貸し付けている土地等については、成田空港建設の歴史的経緯等の特殊事情及び空港の安全確保の点から、経営上の判断により、空港公団当時の場合と同様に無償で貸し付けることができるとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、空港公団及び貴会社が土地の貸付けを行うに当たり、公団規程には、公共施設の用に供する財産を、国、地方公共団体等が当該施設の目的に従って管理しようとする場合は、無償で貸し付けることができる規定が設けられていたが、管理事務細則には、このような規定が設けられておらず、適正な対価によることとしている。

そこで、合規性等の観点から、貸付契約が管理事務細則に適合したものとなっているかなどに着眼して、貴会社の本社において、空港公団が公団規程に基づき国又は地方公共団体に無償で貸し付け、19事業年度末現在において、引き続き貴会社が貸し付けている土地等の貸付契約のうち、騒音対策用地等に係るものを除いた18件(貸付土地面積計57,313.3m²)を対象として、契約関係書類等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、前記18件の貸付契約のうち16件(貸付土地面積計57,205.3m²)は、空港公団が公団規程における公共施設の用に供する土地を当該施設の目的に従って管理しようとする場合に該当するとして、国の^(注1)8官署と無償の貸付契約を締結していたものを、貴会社が引き続き無償で貸し付けているものであった。また、残りの2件(貸付土地面積計108.0m²)は、貴

会社が、16事業年度以降に新規に国の^(注2)2官署と無償の貸付契約を締結しているものであった。

しかし、管理事務細則によると、土地の貸付けは、適正な対価によるものとされていることから、上記の18件の貸付契約については、貸付料を有償とすべきであったと認められる。

<事例>

空港公団は、昭和46年11月に、動物検疫所長との間で、動物検疫施設用地(貸付面積21,283.0㎡)について、貸借期間30年、貸付料は無償として、自動更新条項を付加した貸付契約を締結していた。その後、貴会社は、平成16年12月に、動物検疫施設の増設に伴い、貸付面積を増加する変更契約を締結したが、貸付料については、自動更新条項により無償のままとしていた。

前記の18貸付契約について、当該土地の19事業年度の貸付料を、当該土地の不動産鑑定評価額を基にするなどして算定すると9966万余円となる。

(是正を必要とする事態)

上記のとおり、本件土地の貸付けについて、貴会社が、空港公団から承継した土地の貸付契約を継続するなどして無償で貸し付けていて、管理事務細則に適合したものはなっていない事態は適切とは認められず、是正を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会社において、土地の貸付契約に係る事務の執行に当たり、貴会社が空港公団の一切の権利及び義務を承継して設立された経緯等を考慮したために、社内規程に対する合规性の確保を図るための検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置

貴会社は、株式上場による完全民営化の早期実現を目標として掲げており、また、前記の中期経営計画において、社会に評価される企業グループを目指して、法規範、社内規範等の法令遵守を徹底することなどとしている。

については、貴会社において、本件貸付契約の有償化に向けて、借受者である国の8官署と速やかに協議を行うなどして、本件貸付契約を管理事務細則に適合したものとすよう是正の処置を要求する。

(注1) 国の8官署 関東総合通信局、東京税関、成田空港検疫所、動物検疫所、東京航空局、東京航空局成田空港事務所、東京管区气象台、成田航空地方气象台

(注2) 国の2官署 東京管区气象台、成田航空地方气象台

第10 東日本高速道路株式会社、第11 中日本高速道路株式会社、第12 西日本高速道路株式会社

第3章 第2節 第10 東日本高速道路株式会社 第11 中日本高速道路株式会社 第12 西日本高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 高機能舗装工事における排水柵の改良及び突起型路面標示の設置について、標準的な仕様及びこの仕様を反映した積算の基準を定めることにより、適切かつ経済的に実施するよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科目	仕掛道路資産 道路資産完成原価 管理費用
部局等	(1) 本社、2支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社
工事名	(1) 横浜新道新保土ヶ谷地区舗装補修工事等 28 工事 (2) 東名高速道路清水～菊川間舗装補修工事等 28 工事 (3) 南大阪管内舗装補修工事等 59 工事
工事の概要	高速道路において、高機能舗装を新設したり、従来の舗装を高機能舗装に打ち換えたりなどするもの
契約金額	(1) 139 億 7411 万余円(平成 16 年度～19 年度) (2) 172 億 8343 万余円(平成 16 年度～19 年度) (3) 293 億 1921 万余円(平成 17 年度～19 年度)
請負人	(1) 16 会社、3 共同企業体 (2) 18 会社、5 共同企業体 (3) 32 会社、5 共同企業体
契約	平成 16 年 11 月～20 年 3 月 一般競争契約、公募型指名競争契約、指名競争契約、随意契約
工事費積算額	排水柵 ^{ます} の改良 (1) 2359 万余円(平成 17 年度～19 年度) (2) 2421 万余円(平成 17 年度～19 年度) (3) 2294 万余円(平成 17 年度～19 年度) 突起型路面標示の設置 (1) 3517 万余円(平成 16 年度～19 年度) (2) 5957 万余円(平成 16 年度～19 年度) (3) 1 億 1292 万余円(平成 17 年度～19 年度)
低減できた工事費積算額	排水柵の改良 (1) 2178 万円(平成 17 年度～19 年度)

(2)	2166 万円 (平成 17 年度～19 年度)
(3)	1877 万円 (平成 17 年度～19 年度)
突起型路面標示の設置	
(1)	680 万円 (平成 16 年度～19 年度)
(2)	899 万円 (平成 16 年度～19 年度)
(3)	1520 万円 (平成 17 年度～19 年度)

1 高機能舗装工事における排水柵^{ます}の改良及び突起型路面標示の設置の概要

(1) 高機能舗装の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらを合わせて「3会社」という。なお、3会社は平成17年9月30日以前は日本道路公団)は、高速道路の建設工事又は保全工事の一環として、高機能舗装を新設する工事や従来のアスファルト舗装(以下「従来舗装」という。)を高機能舗装に打ち換えるなどの工事(以下、これらの工事を合わせて「高機能舗装工事」という。)を、毎年度多数実施している。

高機能舗装は、従来舗装に比べて表層に使用するアスファルト混合物の空隙率^{げき}を高くしたもので、空隙が雨水等や車両の走行騒音を吸収するために、速やかな排水による走行安全性の向上効果や騒音の低減効果等の機能を有している。そして、3会社は、4年10月から高機能舗装を段階的に導入して、10年1月にアスファルト舗装の標準としており、20年3月末の時点で、全高速道路の舗装延長の約6割が高機能舗装となっている。

(2) 橋りょう部の排水柵の改良及び突起型路面標示の設置の概要

ア 橋りょう部の排水柵の改良

高機能舗装は、雨水等を舗装表面を流下させて排水する従来舗装と異なり、表層中に浸透した雨水等を不透水性の基層表面を流下させて排水する構造となっている。そして、橋りょう部の従来舗装用の排水柵は、雨水等の呑口^{のみ}が舗装表面と同じ高さに設けられていることから、高機能舗装に打ち換えた場合、表層中に浸透した雨水等は排水柵の側面で遮断されて排水できない構造となっている。このため、3会社は、高機能舗装工事のうち橋りょう部で従来舗装を高機能舗装に打ち換える工事において、排水機能を確保するために、表層中に浸透した雨水等が流入できるように排水柵の改良を実施している(参考図1、2参照)。

イ 突起型路面標示の設置

3会社は、高機能舗装工事の実施に併せて、事故防止等の安全対策の一環として、車両が通過する際に生ずる軽振動により運転手へ車線逸脱防止の注意喚起を行うことなどを目的として、車道外側線(標示幅20cm)や車道中央線等(標示幅15cm)の路面標示の上に突起を付け加えたもの(以下「突起型路面標示」という。)を設置している(参考図1、3参照)。

そして、3会社は、高機能舗装工事における橋りょう部の排水柵(以下、単に「排水柵」という。)の改良及び突起型路面標示の設置については、現地条件が工事ごとに異なることなどから、仕様及び積算の基準を定めていなかった。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

3 会社は、それぞれの中期経営計画等において、高速道路の安全性や走行環境の向上を図るなどのため、今後も引き続き舗装の高機能舗装化を推進することとしており、また、建設・管理コストの更なる削減に努めることとしている。

そこで、本院は、3 会社の本社及び10 支社において、経済性等の観点から、仕様及び積算の基準が定められていない高機能舗装工事における排水柵の改良及び突起型路面標示の設置について、その実施が適切なものとなっているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、3 会社の10 支社管内で実施された高機能舗装工事のうち、工期が18 年度及び19 年度に係る115 工事(東会社28 工事、当初契約金額計139 億7411 万余円。中会社28 工事、同172 億8343 万余円。西会社59 工事、同293 億1921 万余円)を対象として、設計書等の書類、現地の状況等を確認するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、排水柵の改良及び突起型路面標示の設置について、次のような事態が見受けられた。

(1) 排水柵の改良について

排水柵の改良については、東会社は前記28 工事のうち15 工事で計633 個(工事費積算額計2359 万余円)、中会社は前記28 工事のうち13 工事で計876 個(同2421 万余円)、西会社は前記59 工事のうち33 工事で計1,587 個(同2294 万余円)を、それぞれ実施していた。そして、これらの排水柵についての改良の方法、施工単価等は、次のようになっていた。

ア 交換による排水柵の改良

上記東会社の^(注1)15 工事のうち12 工事、中会社の13 工事のうち6 工事及び西会社の^(注2)33 工事のうち7 工事においては、排水柵の改良は柵を交換する方法によることが標準であるなどとして、それぞれ計491 個(東会社)、計443 個(中会社)及び計318 個(西会社)の既設の柵を撤去して、側面に孔の開いた高機能舗装用の柵に交換していた。

そして、施工単価についてみると、材料費は見積りを徴するなどして、また、施工費は3 会社が定めている排水柵の設置、撤去の施工歩掛かりを用いるなどして、柵1 個当たり31,014 円から76,124 円(東会社)、34,560 円から89,090 円(中会社)及び25,912 円から63,514 円(西会社)とそれぞれ積算していた。

イ 加工による排水柵の改良

前記東会社の^(注1)15 工事のうち4 工事、中会社の13 工事のうち7 工事及び西会社の^(注2)33 工事のうち28 工事においては、既設の排水柵を引き続き利用することとして、それぞれ計142 個(東会社)、計433 個(中会社)及び計1,269 個(西会社)の既設の柵を、切欠きを設ける方法や側面に孔を開ける方法により高機能舗装用に加工して利用していた。

そして、加工の仕様及び施工単価についてみると、次のようになっていた。

仕様については、排水機能の確保という施工の目的が同じであり、現地条件に大きな違いが見受けられないのに、柵1 個当たりの加工の箇所数及び形状や、施工器具や施工

方法が回転式切断機を用いた切欠きや溶断機を用いた削孔となっているなど、工事を実施する事務所(以下「事務所」という。)等ごとに異なっていた。

また、施工単価については、上記の様々な仕様を前提として、かつ、事務所等ごとに見積りを徴したり、他工種の施工歩掛かりを準用したりなどして積算しているため、柵1個当たり4,100円から15,819円(東会社)、3,253円から20,130円(中会社)及び118円から13,910円(西会社)とそれぞれ事務所等ごとに異なっていたが、3会社とも前記交換の施工単価よりも相当安価となっていた。

このように、排水柵の改良については、改良後の排水機能の確保が同様になされているのに、交換と加工で施工単価に大きな差異が認められるとともに、加工の仕様及び施工単価に事務所等ごとの差異が認められた。また、排水柵は、設置環境や排水に対して十分な耐久性を有するものを設置することとされており、本件各排水柵についても、破損等により排水機能を喪失するなどしない限り交換の必要はなく、加工して利用する方法を標準とすれば、改良を経済的に実施できると認められた。

したがって、3会社において、排水柵の改良について、既存の排水柵を加工して利用する方法を標準としていないこと、また、加工に関して適切かつ経済的な仕様及びこの仕様を反映した積算の基準を定めていないことは適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注1) 15工事 東会社が排水柵の改良を実施した15工事のうち、交換と加工の両方を実施しているものが1工事ある。

(注2) 33工事 西会社が排水柵の改良を実施した33工事のうち、交換と加工の両方を実施しているものが2工事ある。

(2) 突起型路面標示の設置について

突起型路面標示の設置については、東会社は前記28工事のうちの17工事で計53,953m(工事費積算額計3517万余円)、中会社は前記28工事のうちの18工事で計102,394m(同5957万余円)、西会社は前記59工事のうちの27工事で計188,653m(同1億1292万余円)を、それぞれ実施していた。そして、これらの工事における突起型路面標示についての仕様及び施工単価は、次のようになっていた。

仕様については、注意喚起機能の確保という施工の目的が同じであり、現地条件に大きな違いが見受けられないのに、材料メーカーなどへの聞き取り調査の結果や過去の施工実績等に基づき決定しているため、突起の設置間隔が、東会社では24cm、30cm及び40cm、中会社では30cm、40cm及び50cm、西会社では5cm、10cm、20cm、30cm及び40cmとなっているなど、事務所等ごとに異なっていた。

また、施工単価については、上記の様々な仕様を前提としたり、事務所等ごとに施工業者等から見積りを徴したりなどして積算しているため、例えば、標示幅20cmで路面標示と突起を一体的に設置する場合、1m当たり715円から1,126円(東会社)、518円から2,412円(中会社)及び739円から1,147円(西会社)と3会社とも事務所等ごとに差異が認められ、この状況は標示幅15cmの場合も同様となっていた。

したがって、3会社において、突起型路面標示の設置について、適切かつ経済的な仕様及びこの仕様を反映した積算の基準を定めていないことは適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

本件排水柵の改良(東会社計 633 個、中会社計 876 個及び西会社計 1,587 個)及び突起型路面標示の設置(東会社計 53,953m、中会社計 102,394m 及び西会社計 188,653m)に係る工事費積算額を、本院の指摘を受けて3会社等が実施した仕様及び施工歩掛りなどについての調査、検討等の結果を踏まえて計算すると、次のとおりとなる。

排水柵の改良については、既存の柵を加工する方法で実施して、また、排水機能が十分に確保できて、かつ、経済的な、既存の柵に直径3cmの呑口を2孔設ける方法で加工することとして工事費を計算すると、東会社で180万余円、中会社で255万余円、西会社で417万余円となり、東会社で2178万余円、中会社で2166万余円、西会社で1877万余円が低減できたと認められた。

また、突起型路面標示の設置については、突起の設置間隔を、注意喚起機能が十分に確保できて、かつ、経済的となる40cmとすることとして工事費を計算すると、東会社で2836万余円、中会社で5058万余円、西会社で9771万余円となり、東会社で680万余円、中会社で899万余円、西会社で1520万余円が低減できたと認められた。

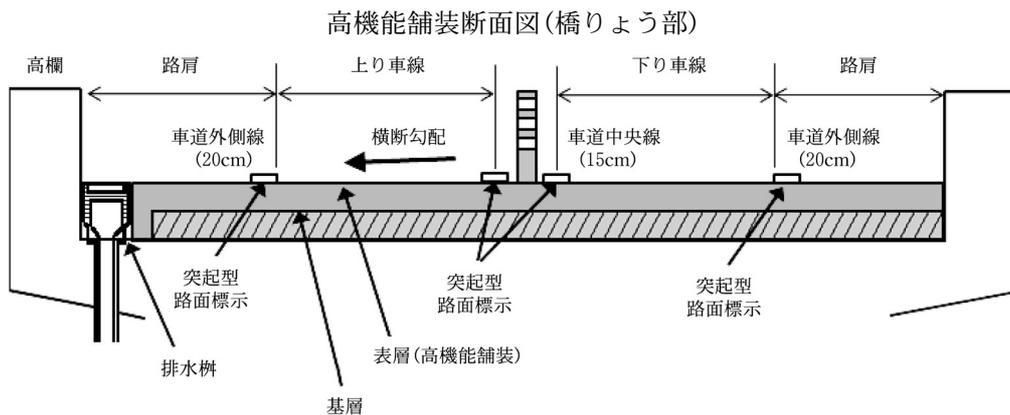
(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3会社において、高機能舗装工事における排水柵の改良の方法や加工の方法等についての標準的な仕様及び突起型路面標示の設置についての標準的な仕様並びにこれらの仕様を反映した積算の基準を定めていなかったことなどによると認められた。

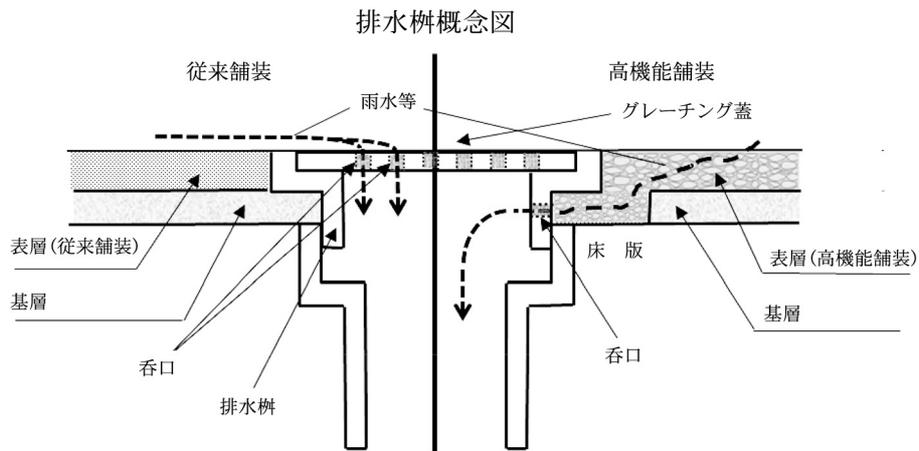
3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は、20年9月に、排水柵の改良及び突起型路面標示の設置について、適切かつ経済的に実施するよう、これらについての標準的な仕様及びこの仕様を反映した積算の基準を定めて社内へ通知して、同年10月から適用する処置を講じた。

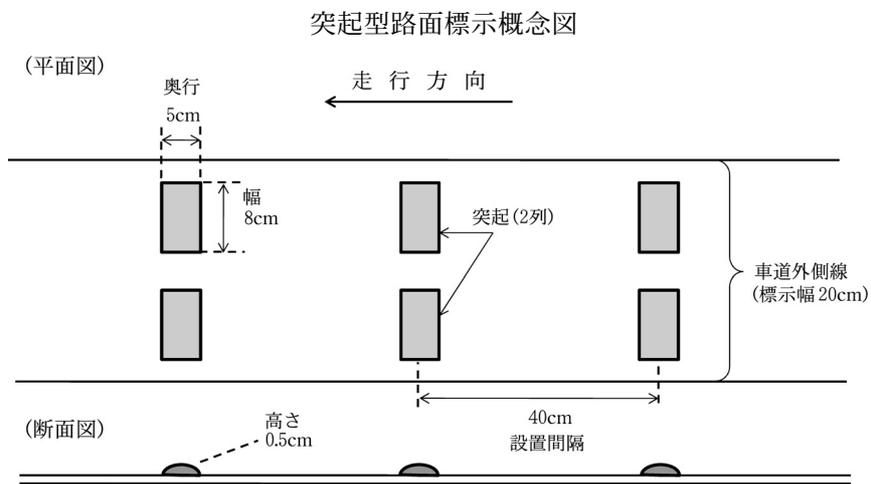
(参 考 図 1)



(参考図 2)



(参考図 3)



(第10 東日本高速道路株式会社)

不 当 事 項

不 正 行 為

(841) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	関東支社水戸管理事務所
不正行為期間	平成18年11月～19年3月
損害金の種類	原子力立地給付金
損 害 額	4,402,008 円

本院は、関東支社水戸管理事務所(以下「事務所」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく東日本高速道路株式会社代表取締役社長からの報告を受けるとともに、本社及び事務所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、事務所において、総務担当の職員高橋某が、金銭等の受払、保管等の事務に従事(注)中、平成18年11月から19年3月までの間に、事務所に交付された原子力立地給付金の郵便振替払出証書を郵便局に持ち込むなどして現金の払出しを受けて、これを事務所の銀行口座に振り込まずに、同給付金計4,402,008円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額は、20年9月末現在で補てんが全くされていない。

(注) 原子力立地給付金 国の電源立地地域対策交付金制度に基づき、原子力発電供用施設の周辺地域において電力会社から電気の供給を受けている企業等に対して交付されるもの

第13 日本郵政株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の購入に係る契約条件等を把握することなどにより、経済的な購入を行える体制の整備を図るよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 日本郵政株式会社本社 (2) 株式会社ゆうちょ銀行本社 (1)及び(2)ともに平成19年9月30日以前は「日本郵政公社」)
パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の概要	日本郵政公社の業務を承継した日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行等日本郵政グループ各社が業務上使用するパーソナルコンピュータに搭載されるオペレーティングシステム及び応用ソフトウェアの使用権並びにサーバ用ソフトウェアを利用する権利
承継したソフトウェアの使用権の日本郵政公社における購入額	(1) 71億0274万円(平成16年度～19年度) (2) 2285万円(平成15年度～19年度)
上記のうち不経済となった契約で購入していたソフトウェアの使用権の購入額	(1) 12億7255万円(平成17、18両年度) (2) 836万円(平成19年度)
節減できたソフトウェアの使用権の購入額	(1) 8175万円(平成17、18両年度)
購入の必要がなかったソフトウェアの使用権の購入額	(2) 836万円(平成19年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の購入について

(平成20年9月29日付け 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長あて) 標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の概要

(1) パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の承継

貴会社は、郵政民営化法(平成17年法律第97号)及び日本郵政株式会社法(平成17年法律第98号)に基づき、日本郵政公社(以下「公社」という。)から業務を承継した郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。)及び株式会社かんぽ生命保険(以下、これらの4会社を総称して「グループ会社」という。)の株式の保

有及び株主としての権利の行使などの業務を行っている。

そして、公社からの業務承継に際して、自ら使用するパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)に搭載されているマイクロソフトコーポレーション(以下「MS社」という。)製ソフトウェアの使用権のほか、グループ会社が使用するPCに搭載されているソフトウェアの使用権の大部分を公社から承継し、これらを自ら使用し、又は、グループ会社に使用させている。

また、貴会社は持ち株会社としてグループ会社に対する経営管理を行っており、その中で貴会社のシステム部門はグループ会社に対して、ソフトウェアの使用権の購入及び管理についての指導を行っている。

(2) PC用ソフトウェアの使用権の購入方法及び価格

MS社製のソフトウェアの使用権には、基本ソフトウェアであるオペレーティングシステム(以下「OS」という。)や応用ソフトウェアであるオフィスソフト(以下「Office」という。)等の使用権のほか、サーバ上で稼働しているMS社製のソフトウェアを利用する権利(Client Access License。以下「CAL」という。)がある。

これらの使用権を購入する方法としては、プリインストール^(注1)、パッケージ及びボリュームライセンス^(注2)があり、このうちボリュームライセンスは、使用権を大量購入する事業者向けのものである。そして、ボリュームライセンスには政府機関向けと民間事業者向けがあり、このうち政府機関向けでPCの保有台数が250台以上である組織を対象とした購入方法としては、ガバメントエンタープライズアグリーメント(Government Enterprise Agreement。以下「GEA」という。)及びガバメントオープンライセンス(Government Open License Program。以下「GOLP」という。)がある。これらの契約条件等は表1のとおりとなっている。

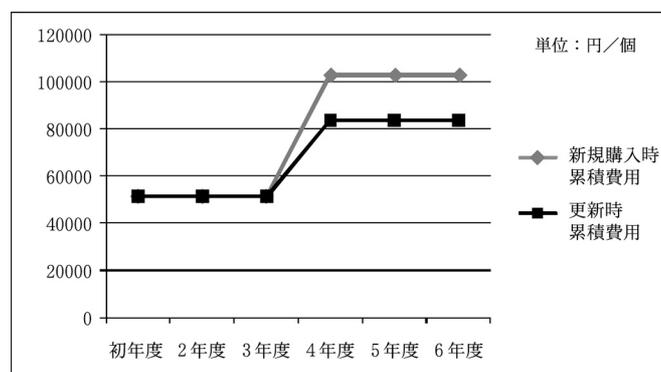
表1 GEA 及び GOLP の契約条件等

契約条件等	購入方法	GEA	GOLP
契約対象となる PC		組織内で使用される特定の PC	組織内で使用される PC
契約期間		3～5年 契約更新の場合には、2年以下の契約期間による契約も可能	1年又は2年
追加購入		契約期間中であれば契約当初と同様の条件で可能	同左
契約期間中に発売された新バージョンのソフトウェアを使用する権利 (SA)		含む SAの行使期間は契約期間と同じで、契約の更新により契約期間が延長されればSAの行使期間もその分延長される	含むものと含まないものがある 含むものは GEA と同様に契約期間が延長されれば SA の行使期間もその分延長される
購入数量の単位		当初契約は 250 台分以上で、追加購入の場合は 1 台分から	契約期間中に概ね 250 個以上で、追加購入の場合は 1 個から
購入に係る制限		ソフトウェアごとに契約対象となる PC すべてに対して使用権を購入しなければならない	いずれのソフトウェアについても必要な数量のみを購入可能となっている

ボリュームライセンスのうち、GEAの価格には、購入したソフトウェアの新バージョンが表1の契約期間中に発売された場合、これを使用する権利(Software Assurance。以下「SA」という。)が含まれている。そして、Officeを同数購入する場合の例でみると、

GEAは、SAが含まれないGOLPより高価となるが、SAが含まれるGOLPよりは安価になる。また、次図のとおり、購入後PC本体の一般的な使用期間である3年を超えて6年までの間に最新のソフトウェアにバージョンアップして使用する場合、GEA契約を更新して契約期間を延長し、SAを行使する方がGEA契約により新規に購入するよりも累積費用で18%程度安価になる。

図 GEAによる累積購入費用比較



(注) ソフトウェアの価格は最も高い割引率が適用された Office Professional Plus! 2007 の参考価格(20年3月現在)

このため、同一のソフトウェアであっても購入方法により使用権の価格及び契約期間内に使用可能となるバージョンは大きく異なることから、その購入に当たっては、当該年度に要する費用を比較するだけでなく、ソフトウェアを搭載するPCの更新計画や使用するソフトウェアの利用見通しを策定した上で、中長期的に経済性を比較する必要がある。

(注1) プリインストール PCにあらかじめ搭載されているソフトウェアの使用権を購入する方法

(注2) パッケージ 量販店等で小売されているソフトウェアの使用権を原則として1本単位で購入する方法

(3) ソフトウェアの使用権の再割当て

ソフトウェアの使用権は、一般に、当初搭載していたPCからソフトウェアを削除するなどした上で異なるPCで利用する再割当てができることになっているが、MS社製ソフトウェアの使用権のうち、GEAにより販売されたものについては、契約書等において明示はないものの、平成13年10月から16年7月までの契約分については契約期間中にしか再割当てができないことになっていた。ただし、16年8月以降の契約分については再割当てができることになっている。

(4) ソフトウェアの使用権の購入体制

会社においては、本社のコーポレートIT部門(以下「CIT部門」という。)が全社的な情報システム(以下「システム」という。)の整備計画の策定、構築等を行っていた。一方、本社の郵便、郵便貯金及び簡易保険の事業部門等並びに地方組織である郵便貯金事務センター、簡易保険事務センター等が自ら利用するシステムについては、事業部門等又は地方組織が整備計画の策定、構築等を行っていた。そして、これらの部門等はいずれも、購入するソフトウェアの品目及び購入方法をシステムの構築に係る契約を締結する際に作成した仕様書で指定して、購入担当部署が購入することとなっていた。

なお、本社が購入したソフトウェアの使用権は、公社の民営・分社化(以下「民営化」という。)後、貴会社に承継されて、地方組織が購入したものは、民営化後、地方組織の業務を引き継いだグループ会社が承継している。

また、民営化後の貴会社及びグループ会社においても、事業部門等が自ら整備計画の策定、構築等を行うシステムについては、その仕様書で購入するソフトウェアの品目及び購入方法を指定して、購入担当部署が購入することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴会社及びグループ会社は、公社から承継した現行システムの運用を行う間は、今後も承継した MS 社製のソフトウェアを使用するとともに、必要に応じてこれらの使用権を追加購入するなど引き続き大量に購入することが見込まれる。

また、貴会社及びグループ会社は、民営化により政府機関向けのボリュームライセンスによるソフトウェアの使用権が購入できなくなったため、貴会社は、今後は承継した使用権に係る GEA 契約を民間事業者向けのボリュームライセンスに変更して、グループ会社からの購入要求があった場合、変更契約に基づき一括して購入する見込みである。

そこで、合规性、経済性、有効性等の観点から、貴会社が公社から承継したソフトウェアの使用権の購入に係る 15 契約(購入金額 71 億 0274 万余円)、ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が公社から承継した使用権の購入に係る 52 契約(同 2285 万余円)及び 43 契約(同 2324 万余円)について、購入方法が適切に選択されているか、過去に購入された使用権が有効に利用されているかなどに着眼して、貴会社本社、グループ会社本社及び 19 地方組織^(注3)を対象として、契約書、仕様書等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注3) 19 地方組織 小樽、仙台、東京、横浜、長野、金沢、名古屋、大阪、広島、徳島、福岡各貯金事務センター、東日本、西日本両貯金事務計算センター、仙台、東京、岐阜、京都、福岡各サービスセンター(平成 19 年 9 月 30 日以前は簡易保険事務センター)、東日本情報管理センター

(検査の結果)

貴会社及びグループ会社が承継したソフトウェアの使用権の購入に係る契約について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 貴会社が承継したソフトウェアの使用権の購入に係る契約について

公社の CIT 部門は、17 年 7 月及び 19 年 2 月に、それぞれ、13 年度に運用を開始した郵政事業庁 LAN システムを更新して本社と地方組織を接続する本社 LAN システムを構築することなどを目的とした契約(以下、それぞれの契約を「17 年度契約」及び「18 年度契約」という。)を株式会社野村総合研究所及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データと締結している。

上記の 2 契約においては、経済性を考慮して、本社及び地方組織で使用する PC 及びこれに搭載するソフトウェアなどを年度ごとに一括して調達しており、PC の調達台数は、表 2 のとおり、更新用に 17 年度契約で 2,844 台、18 年度契約で 5,256 台、計 8,100 台、増設用に 17 年度契約で 1,291 台、18 年度契約で 10,320 台、計 11,611 台となっている。

また、これらの PC に搭載するソフトウェアの使用権の購入額は、17 年度契約で 1 億 0195 万余円、18 年度契約で 11 億 7059 万余円、計 12 億 7255 万余円となっている。

表2 各年度のPC調達台数とソフトウェアの使用権の購入状況

PC 調達			ソフトウェアの使用権の購入			
用途	年度	台数	年度	種類	方法	契約期間
更新用	17	2,844	18	OS	GEA	19.3～22.3
			18	Office	GEA	19.3～22.3
			17	CAL	GEA	17.8～20.9 (19.3 までに変更)
			18	CAL	GEA (SA 延長)	19.3～22.3
	18	5,256	18	OS	GEA	19.3～22.3
			18	Office	GEA	19.3～22.3
			18	CAL	GEA	19.3～22.3
小計	8,100					
増設用	17	1,291	18	OS	GEA	19.3～22.3
			17	Office	GOLP	—
			18	Office	GEA	19.3～22.3
			17	CAL	GEA	17.8～20.9 (19.3 までに変更)
			18	CAL	GEA (SA 延長)	19.3～22.3
	18	10,320	18	OS	GEA	19.3～22.3
			18	Office	GEA	19.3～22.3
18			CAL	GEA	19.3～22.3	
小計	11,611					
合計	19,711					

ア 更新用 PC に搭載するソフトウェアの使用権について

郵政事業庁 LAN システムに接続するために 13 年度に調達した PC8,100 台には、14 年 3 月に GEA (契約期間 14 年 3 月～17 年 3 月) により購入した OS、Office 及び CAL を搭載して使用していた。

これらの PC を更新するために 17 年度契約及び 18 年度契約で調達した PC8,100 台分のソフトウェアの購入状況は、次のとおりとなっていた。

① OS 及び Office については、13 年度に購入した使用権により取得した最新バージョン^(注4)のソフトウェアを再割当てすることとし、この作業を再イメージングにより行うこととして、17 年度契約(PC の調達台数 2,844 台)では購入しなかった。

しかし、13 年度に購入した使用権は前記 1 (3) のとおり契約期間中しか再割当てができないものであったため、18 年度契約において、更新した PC8,100 台に搭載する OS 及び Office を GEA (契約期間 19 年 3 月～22 年 3 月) により新規に購入した。

② CAL については、18 年度に発売予定のメールサーバソフトを利用できるようにするため、17 年度契約において、17 年度に更新する 2,844 台分を GEA (契約期間 17 年 8 月～20 年 9 月) により新規に購入した。そして、18 年度契約においては、18 年度

に更新する 5,256 台分を GEA (契約期間 19 年 3 月～22 年 3 月)により新規に購入するとともに、17 年度契約で購入した 2,844 台分については、その契約期間を 22 年 3 月まで延長した。

イ 増設用 PC に搭載されるソフトウェアの使用権について

17 年度契約で調達した増設用 PC1,291 台分の Office は、GEA により購入すると、同契約で調達した更新用 PC2,844 台分も含めて購入しなければならないこととなる(表 1「購入に係る制限」参照)ため、購入費用が節減できる SA が含まれない GOLP により購入した。

そして、18 年度契約において、上記の 1,291 台分及び同契約で調達した増設用 PC 10,320 台分、計 11,611 台分の Office を GEA (契約期間 19 年 3 月～22 年 3 月)により新規に購入した。

ウ ア及びイについて

上記のアについては、前記のとおり購入後 3 年を超えて 6 年までの間に最新のソフトウェアにバージョンアップして使用する場合には、GEA 契約を更新して契約期間を延長する方が GEA 契約により新規に購入するよりも安価である。また、上記のイについては、Office1,291 台分を更新した GEA による追加購入として当初から GEA により購入することが可能である(表 1「追加購入」参照)。これらのことなどから、CIT 部門において、PC の更新計画やソフトウェアの利用見通しを策定した上で中長期的な経済性比較を適切に行っていれば、17 年 3 月の時点で 13 年度の GEA 契約により購入した使用権を延長した方が経済的となることを把握できたと認められる。

そして、上記のような対応を行っていれば、22 年 3 月までの GEA 契約の更新等に必要費用は 5 億 2080 万余円となり、公社が 17、18 両年度に GEA 及び GOLP により新規に購入した費用(CAL に係る SA の延長費用を含む。)計 6 億 0256 万余円を 8175 万余円節減できたと認められる。

(注 4) 再イメージング 購入したソフトウェア等の設定を組織内での使用環境に合わせた状態で媒体に記録して、これを用いて複数の PC にコピーを行うこと

(2) グループ会社が承継したソフトウェアの使用権に係る契約について

東京貯金事務センター(以下「センター」という。)は、公社発足前の 11 年度から 13 年度までの間に、所内 LAN 端末用の PC で使用するための Office227 個をパッケージにより購入したが、これらの Office227 個に係る契約書、ライセンス証書等は、日本郵政公社文書管理規程(平成 15 年郵総総 3011-2)において契約書類の保存期間は 5 年とされていたことから、19 年 3 月までに保存期間が経過したなどとして廃棄していた。

このため、センターは、ソフトウェアの使用権の保有を証明することができない状況となり、公社本社の指示に基づき、19 年 7 月に Office227 個分の使用権を GOLP により 836 万余円で再購入していた。

しかし、センターにおいて、ソフトウェアの使用状況を適切に把握して、契約書、ライセンス証書等を適切に管理していれば、上記 Office227 個の使用権を再購入する必要はなかったと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記(1)、(2)のように、ソフトウェアの使用権について、中長期的な購入費用の経済性比較

を適切に行わないまま、GEA 契約の更新をしないで新規に GEA により購入したり、GOLP により購入した後に同内容のソフトウェアを改めて GEA により購入したり、ソフトウェアの使用権の管理が十分でなかったことにより再購入したりしている事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

公社においてこのような事態が生じていたのは、主として次のことなどによると認められる。

- ア MS 社製ソフトウェアの使用権の内容を十分に把握していなかったこと
- イ システムの計画の策定、構築等を行う部門において、ソフトウェアの使用権の購入に当たり、システムに接続された PC 及び搭載されたソフトウェアの利用見込期間を明確なものとするとともに、購入方法ごとの価格の違いを把握して、中長期的に使用した場合の経済性を検討する体制が十分でなかったこと
- ウ 地方組織において、ソフトウェアの使用権の管理が十分でなかったこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴会社は、今後、グループ全体としての購入費用の節減のために、ボリュームライセンスなどの方法によりソフトウェアの使用権を大量に購入することが見込まれている。

については、貴会社において、ソフトウェアの使用権の購入について中長期的な経済性を確保できるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア ソフトウェアの使用権に係る契約条件を示す文書等を入手するなどして、この内容を適時把握し、グループ会社に対してもその内容の周知を図ること
- イ システム並びにシステムに接続された PC 及びこれに搭載されるソフトウェアの利用見込期間を含めて策定した利用計画を明確にするとともに、購入方法ごとの価格の違いを把握して中長期的に使用した場合の経済性の検討を行う体制を整え、グループ会社に対しても同様の体制を執らせること
- ウ グループ会社から必要に応じてソフトウェアの使用権の管理状況を報告させることなどにより、その管理を適切に行わせること

第14 独立行政法人情報通信研究機構

不 当 事 項

補 助 金

(842) 通信・放送新規事業助成事業の実施に当たり、事業の一部が低額で実施されていたため、助成対象事業費の精算が過大となっているもの

科 目	一般勘定 (項)助成金
部 局 等	独立行政法人情報通信研究機構本部
助 成 の 根 拠	独立行政法人情報通信研究機構法(平成 11 年法律第 162 号)
助 成 事 業 者 (事 業 主 体)	イー・アグリ株式会社
助 成 事 業 助成事業の概要	通信・放送新規事業 情報通信分野のベンチャー企業等に対して、通信・放送事業分野における新規事業の創出を促進するため、事業実施に必要な資金を交付するもの
事 業 費	39,226,238 円
上記に対する助成金交付額	19,612,000 円(平成 16 年度)
不当と認める事業費	8,071,102 円(平成 16 年度)
不当と認める助成金交付額	4,035,000 円(平成 16 年度)

1 助成事業の概要

(1) 通信・放送新規事業助成事業の概要

独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成 2 年法律第 35 号)に基づき、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、我が国の情報化の均衡ある発展に資するために、通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たな役務を提供する事業又は新技術を用いて役務の提供の方式を改善する事業の実施について、国の補助金を財源とした通信・放送新規事業助成金(以下「助成金」という。)を交付している。

(2) 助成事業の概要

機構は、平成 16 年度に、農産物流通におけるインターネットを利用した電子商取引システムを構築する「インターネット顔の見える農産物卸売市場システム」について、イー・アグリ株式会社(以下「事業主体」という。)から交付申請を受け付けたことから、16 年 10 月に助成金 20,000,000 円の交付決定を行っている。そして、機構は、17 年 3 月に事業主体から助成対象事業費 39,226,238 円で実施したとする実績報告書の提出を受けて、その内容を審査して、同年 4 月に、助成金の額の確定を行い、助成金 19,612,000 円(助成率 2 分の 1)を事業主体に交付している。

2 検査の結果

本院は、機構及び事業主体において、本件助成事業について合規性等の観点から、外注費等は適正に支払われているかなどに着眼して、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、事業費の支払において次のように適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、事業主体は、試作開発費として外注費 18,900,000 円を要したとしていたが、実際には、外注費の額を 14,587,400 円に減額して支払っていた。

また、事業主体は、コンサルティング経費として法律事務所による法律上の助言等に係る経費 1,904,762 円を要したとしていたが、実際には、同経費を支払っていなかった。

さらに、手続諸経費として特許出願及び商標登録の申請に係る経費 1,978,540 円を要したとしていたが、実際には、一部の商標登録の申請のみを行っており、これに要した額は 124,800 円であった。

これらのことから、事業主体は、実績報告書に記載の事業費より 8,071,102 円低額で本件事業を実施しており、適正な助成対象事業費を計算すると 31,155,136 円となり、前記の助成対象事業費 39,226,238 円との差額 8,071,102 円が過大に精算されていて、これに係る助成金 4,035,000 円が過大に交付されており不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において助成事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、機構において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

第15 独立行政法人放射線医学総合研究所

不 当 事 項

役 務

- (843) 医療用装置の維持管理に係る業務の請負契約に当たり、仕様が適切でなかったため、契約額が割高となっているもの

科 目	研究業務費
部 局 等	独立行政法人放射線医学総合研究所
契 約 名	重粒子線がん治療装置及びサイクロロン装置の運転及び維持管理等業務
契 約 の 概 要	重粒子線がん治療装置等の運転操作、維持、管理等に関する業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	加速器エンジニアリング株式会社
契 約	平成19年4月 随意契約
契 約 額	907,515,000 円(平成19年度)
割高になっている契約額	2,603,718 円(平成19年度)

1 契約等の概要

(1) 重粒子線がん治療装置の概要

独立行政法人放射線医学総合研究所(以下「研究所」という。)は、周辺の正常組織への影響が少ないなどの特徴を有する重粒子線によるがん治療を行うため、重粒子線がん治療装置を平成6年度から運用している。

重粒子線がん治療装置は、治療に使用する炭素等の原子をイオン化する重イオン源、イオン化した重粒子を光速近くまで加速する主加速器、がん病巣の部位を確認するための患者位置決め X 線 CT 装置(以下「CT 装置」という。)等で構成されている。

(2) 重粒子線がん治療装置等の維持管理等業務に係る請負契約の概要

研究所は、19年度において、CT 装置を含む重粒子線がん治療装置等の運転操作、維持、管理等に関する業務(以下「維持管理等業務」という。)を、随意契約により契約額 907,515,000 円で加速器エンジニアリング株式会社に請け負わせている(以下、この請負契約を「維持管理契約」という。)

そして、維持管理契約に係る具体的な業務内容や対象機器等は、重粒子線がん治療装置等の維持等を担う研究所の保守部門が作成した仕様書に定められている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、研究所において、経済性等の観点から、仕様書が各機器の現況等に応じて適切に定められているかなどに着眼して、維持管理契約を対象に、契約書、仕様書等の書類を確認するなどにより会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、CT装置等の管理を担う研究所の管理部門は、19年3月に、CT装置が購入後10年を経過しているため陳腐化しており、また、今後使用する見込みもないことなどから、「独立行政法人放射線医学総合研究所固定資産管理要領」(平成13年13達第23号)に基づきCT装置の除却を申請していた。これを受けて固定資産に関する責任者である財産管理役は、同月に除却を決定していた。そして、CT装置を設置箇所である施設から直ちに取り外すことが困難であることから、実際に撤去、処分するまでの間、研究所の施設内で引き続き保管のみをしている状況となっていた。

したがって、前記のように、維持管理契約に係る仕様書において、既に使用する見込みのないCT装置を維持管理等業務の対象としていた事態は適切とは認められず、CT装置を維持管理等業務の対象とせずに維持管理契約に係る契約額を修正計算すると904,911,282円となり、本件契約額はこれに比べて2,603,718円が割高となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、維持管理契約に係る仕様書の作成に当たり、保守部門及び管理部門において、維持管理等業務の対象とする機器の現況等に関する連絡調整が十分でなかったことなどによると認められる。

第16 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

第3章 第2節 第16 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

産学官の共同研究を目的とした共同研究施設の運営及び共同研究機器の利用に当たり、その実態を十分把握するなどして、共同研究の推進を図るよう改善の処置を要求したもの

部 局 等	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成18年3月31日以前は独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び独立行政法人食品総合研究所、15年9月30日以前は独立行政法人農業技術研究機構及び独立行政法人食品総合研究所)
設 置 根 拠 法	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成11年法律第192号)
施 設 の 概 要	民間等の研究者と産学官の共同研究を行うために予算措置されて、設置された14の施設
上記の共同研究施設に係る施設整備費	86億2307万余円(平成9、11、12各年度、14、15両事業年度)
共同研究の実績がないなどの施設数及びその施設整備費の合計	5施設 11億7610万円(平成11年度、14事業年度)
上記以外の施設において共同研究のための利用状況が全く把握できない研究機器数及びその取得価額の合計	53研究機器 1億1414万円(平成11、12両年度、14、15両事業年度)
計	12億9025万円

【改善の処置を要求したものの全文】

共同研究施設の運営及び共同研究機器の利用の状況について

(平成20年10月20日付け 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長あて) 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 共同研究施設及び共同研究機器の概要

(1) 共同研究施設等の設置

貴機構は、民間や大学等との間で共同して研究を行うことなどを目的として、貴機構が所有する研究施設のうち一部の施設を開放型研究施設及び共同利用施設として運営している。このうち開放型研究施設は、当該施設及び当該施設に設置されている研究機器をホームページで広報するなどして、広く一般に開放することにより、貴機構以外の者と共同研究等を行うものであり、また、共同利用施設は、開放型研究施設のように広報はしないものの、特定の研究機関と共同研究契約を締結するなどして施設等を共同利用して研究を行

うものである。

貴機構が運営するこれら開放型研究施設及び共同利用施設(これらの施設に設置されている研究機器を含む。)の多くは、科学技術基本法(平成7年法律第130号)、総合経済対策(平成10年4月経済対策閣僚会議決定)等において、国が、国の試験研究機関、大学、民間等による共同研究の促進に必要な施策を講ずるものとされていることなどをを受けて予算措置がなされて、設置されたものである。

そして、上記により設置された施設には、産学官の連携による共同研究を行うため、①貴機構が独立行政法人に移行する平成13年4月より前の9、11、12各年度に、農林水産省が当時の国立試験研究機関に整備した施設、②貴機構が独立行政法人に移行後の14、15両事業年度に、農林水産省から施設整備費補助金の交付を受けて整備した施設がある(以下、①、②両施設を「共同研究施設」といい、共同研究のために設置された研究機器を「共同研究機器」という。)

19事業年度末現在で、貴機構が保有する共同研究施設及び共同研究機器の設置状況は、次表のとおりであり、14施設の施設整備費の合計は86億2307万余円となっている。

表 産学官の共同研究施設及び共同研究機器の設置状況

設置年度	施設番号及び共同研究施設名	左の施設の主な共同研究機器	施設整備費(千円)	共同研究施設の設置箇所(旧名称)
平成9	① 食品物理機能実験棟	エックス線解析装置等2	229,320 (143,428)	食品総合研究所
11	② 畑作物品質制御共同実験棟	—	247,989	作物研究所 (旧農業研究センター)
	③ 流通利用共同実験棟	ガスクロマトグラフィ等16	321,537 (57,145)	北海道農業研究センター (旧北海道農業試験場)
	④ 農産物等成分解析開放型研究施設	飛行時間型質量測定装置等9	348,001 (156,697)	近畿中国四国農業研究センター (旧中国農業試験場)
	⑤ 傾斜地農業開放型研究施設	—	140,589	近畿中国四国農業研究センター (旧四国農業試験場)
	⑥ 第2共同実験棟	恒温恒湿装置等2	39,507 (—)	近畿中国四国農業研究センター (旧四国農業試験場)
	⑦ 共同利用研究棟	—	288,160	九州沖縄農業研究センター (旧九州農業試験場)
	⑧ 小麦品質検定施設	—	14,490	九州沖縄農業研究センター (旧九州農業試験場)
	⑨ 化学機器分析センター	核磁気共鳴装置等4	1,930,950 (882,746)	食品総合研究所
12	⑩ 複合領域研究センター	超純水製造装置等3	1,889,989 (6,408)	食品総合研究所
14	⑪ 環境保全型病害虫防除技術開発共同実験棟	共焦点レーザーสキャン顕微鏡等13	1,165,843 (154,598)	中央農業総合研究センター
	⑫ 機能性評価実験棟	炭酸ガスインキュベーター等4	351,489 (80,253)	東北農業研究センター
15	⑬ バイオマス資源エネルギー産学官共同開発研究施設	超臨界BDF製造装置等23	354,015 (115,682)	中央農業総合研究センター
	⑭ 寒地農業生物機能開発センター	DNAシーケンサー等51	1,301,188 (119,365)	北海道農業研究センター
合計	14施設	127機器	8,623,071 (1,716,324)	

注(1) 「施設整備費」は、各共同研究施設設置時の整備費であり、併せて取得した共同研究機器の整備費を含む。また、施設整備費が改修工事費のみなどのため、共同研究機器の取得がない場合は、「左の施設の主な共同研究機器」は「—」としている。

注(2) 「左の施設の主な共同研究機器」は、共同研究機器のうち取得価額が100万円以上のものであり、「施設整備費」の括弧書きは、当該機器の取得価額の計で、内書きである。ただし、⑥第2共同実験棟については、施設本体と一体的に整備されていて、共同研究機器の取得価額が把握できないため、「—」としている。

注(3) 施設番号①、⑥、⑧は共同利用施設であり、残りの施設は開放型研究施設である。

注(4) 金額は千円未満を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても合計欄の数値と一致しない。

(2) 共同研究施設等の利用

貴機構は、保有する施設及び機器の共同利用を促進するための規則(以下「共同利用規則」という。)を定めており、この中で共同利用を行う施設及び機器は、貴機構の各研究所(農業研究センターを含む。)の長が定めることとされている。

また、貴機構は、産学官の連携の強化等を目標とする農林水産研究基本計画(平成17年

3月農林水産技術会議決定)に基づく中期目標を達成するため、第2期中期計画(18事業年度から22事業年度まで)を策定している。この中期計画においては、開放型研究施設について、その情報を広く公開して利用の促進を図るなどとされている。

そして、貴機構は産学官の連携による共同研究を一層強化することなどのため、19年10月に、企業への研究成果の紹介、産学の共同研究等に関する意向の把握等の業務を担う産学官連携本部を設立するなどしている。

(3) 国立試験研究機関の再編等

貴機構は、国の行政改革の一環として、12の国立試験研究機関が再編、統合されて、13年4月に独立行政法人農業技術研究機構として発足したが、その後、15年10月には、特別認可法人生物系特定産業技術研究推進機構と統合して、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構となった。さらに、18年4月には、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人農業者大学校と統合して、現在の貴機構に至っている。このため、これらの組織の再編、統合とともに、独立行政法人への移行前及び移行後に整備された共同研究施設及び共同研究機器の所属も、同様の再編等を経てきている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴機構の運営費交付金及び施設整備費補助金は、毎事業年度多額に上っており、また、農林水産研究基本計画等に基づき策定された第2期中期計画において、開放型研究施設の利用の促進を図るなどとしている。そこで、本院は、貴機構において、有効性等の観点から、共同研究施設や共同研究機器が、組織の再編、統合の下でも目的どおり運営、利用されているか、利用状況等が著しく低調となっているものはないか、貴機構がこれらの施設の運営状況や機器の利用状況の把握を適切に行い、それに基づいた施設の運営体制等の見直しを行っているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、14共同研究施設(施設整備費計86億2307万余円)及び施設整備費で取得した共同研究機器のうち取得価額が100万円以上の機器(機器の取得のない4施設を除く10施設分計127機器、計17億1632万余円。ただし、複数の共同研究機器が一式として取得されているなど個々の取得価額が把握できないものも含む。)を対象として、これら施設及び機器の利用状況等に関する資料等を徴するとともに、貴機構の本部等において、独立行政法人に移行した13事業年度から19事業年度までの間における共同研究施設の運営状況や共同研究機器の利用状況等について会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 共同研究施設の運営状況について

14共同研究施設(開放型研究施設11、共同利用施設3)における共同研究の実施状況についてみたところ、次のとおり、5施設(施設整備費計11億7610万余円)については、産学官の共同研究を促進するという設置目的に沿った運営が十分に行われているとは認められない状況となっていた。

ア 13 事業年度以降、産学官の共同研究の実績がない施設

施設番号⑤傾斜地農業開放型研究施設 施設整備費 1 億 4058 万余円

イ 産学との間の共同研究の実績は 19 事業年度だけで、大部分が官と官の間だけの実績となっている施設

施設番号⑧小麦品質検定施設 施設整備費 1449 万円

ウ 第 1 期中期計画期間(13 事業年度から 17 事業年度まで)には、産学官の共同研究の実績はあるものの、第 2 期中期計画が実施に移された 18、19 両事業年度には、産学官の共同研究の実績がない施設

施設番号④農産物等成分解析開放型研究施設 施設整備費 3 億 4800 万余円

エ 共同研究の実績が年平均で 1 件に満たない施設

施設番号③流通利用共同実験棟 施設整備費 3 億 2153 万余円

施設番号⑫機能性評価実験棟 施設整備費 3 億 5148 万余円

<事例 1>

東北農業研究センターの機能性評価実験棟は、東北地域農畜産物の生体調節機能に関する試験等を行う共同研究施設として、平成 14 事業年度に設置されている。同実験棟においては、運営開始後 15 事業年度から 19 事業年度の 5 事業年度の間に産学との共同研究は、17、18 両事業年度の各 1 件のみの計 2 件しか実施されていなかった。

(2) 共同研究機器の利用状況について

共同研究機器の取得がある 10 施設に係る共同研究機器の利用状況についてみたところ、研究所によっては利用状況を全く把握していなかったり、一部の機器しか把握していなかったりなどして、共同研究機器の利用状況を把握する体制が各研究所で区々となっていた。

このため、独立行政法人に移行した 13 事業年度以降、共同研究のための利用状況が把握できるものは、10 施設に係る計 127 機器のうち 3 施設(施設番号③、⑪、⑭)に係る計 6 機器(取得価額計 7089 万余円)にすぎず、一方、共同研究のための利用状況が全く把握できないものは、8 施設(同③、④、⑥、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭)に係る計 74 機器(取得価額計 1 億 5466 万余円)に上っていた。

そして、利用状況が全く把握できないものの中には、前記(1)で取り上げた設置目的に沿った運営が十分に行われているとは認められない 5 施設のうち、共同研究機器が設置されている 3 施設(同③、④、⑫)に係る計 21 機器(取得価額計 4052 万余円)が含まれているほか、前記(1)で取り上げた 5 施設以外の施設のうち、5 施設(同⑥、⑩、⑪、⑬、⑭)に係る計 53 機器(取得価額計 1 億 1414 万余円)が含まれていた。

<事例 2>

北海道農業研究センターの寒地農業生物機能開発センターは、寒地農業等の実現に向けた低温耐性強化研究等を行う共同研究施設として、平成 15 事業年度に設置されている。同開発センターにおいては、19 事業年度までに 31 件の共同研究が実施されているが、共同研究機器 51 機器の利用状況をみると、高額機器等以外は利用状況を把握していないため、遺伝子導入装置、顕微鏡等 30 機器(取得価額計 5359 万余円)については、全く把握していなかった。

以上のように、共同研究施設の設置目的に沿った運営が十分に行われていないことか

ら、そこに設置されている共同研究機器についても同様に、産学官の共同研究に供するという設置目的に沿った利用が十分になされているとは認められないものがあるほか、共同研究の実績がある場合でも、共同研究機器が当該研究に係る共同研究の用に供されたかどうか把握ができないものが多数見受けられる状況となっていた。

(3) 共同研究施設の運営体制について

貴機構における共同研究施設の運営体制について更に検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 共同研究に係る業務等の総括を行う貴機構本部においては、共同研究施設を用いた産学官の共同研究をどのように推進していくかについて、具体的な方針や計画を定めていなかった。

イ 貴機構本部において、各研究所の共同研究施設における共同研究や共同研究機器の利用の実態等を把握しておらず、これらの実態等を踏まえた見直しを行っていなかった。

ウ 貴機構の業務実績評価においては、開放型研究施設についてのみ評価の対象とされており、開放型研究施設とされていない3共同利用施設については評価の対象となっておらず、見直しなどの対象となっていなかった。また、開放型研究施設についての評価のために提出された数値は、共同研究以外も含めた利用日数に関する数値であり、共同研究の実態を十分把握できるような数値とはなっていなかった。

エ 施設及び研究機器のうち、共同利用を行うものについては、共同利用規則に基づき各研究所の長が定めることとなっているものの、開放型研究施設以外の施設や研究機器については、共同利用に関する定めがなく、また、ホームページ等による周知も行っていなかった。

(改善を必要とする事態)

上記のように、民間、大学等と共同して研究を実施して、産学官の連携を推進するために整備された共同研究施設及び共同研究機器(5施設に係る施設整備費及び53機器に係る取得価額の合計12億9025万余円)について、施設の設置目的に沿った運営、利用が十分に行われていなかったり、機器の利用状況の把握が十分に行われていなかったりしており、また、研究機関の再編、統合を経てきた貴機構の本部が、そのような状況を十分に把握しておらず、適切な対応等を執っていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、それぞれの共同研究施設の運営を各研究所の長に任せていることなどから、産学官の連携や研究のために整備された共同研究施設の適切な運営についての認識が十分でなかったり、組織内の連携が十分とれていなかったりしていることなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴機構は、農林水産研究基本計画等に基づき策定した第2期中期計画において産学官の連携の強化を図るとともに、19年10月に産学官連携本部を設立したところである。

については、貴機構において、産学官の共同研究を目的とした共同研究施設の運営や共同研究機器の利用の実態を十分把握するとともに、より効果的、効率的な共同研究の推進が図れるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 貴機構本部において、
- (ア) 共同研究施設の効果的、効率的な活用を図るための方針や計画の策定を行うこと
 - (イ) 各研究所の共同研究施設の運営状況や共同研究機器の利用状況を把握する体制を整備するとともに、共同研究を目的とした共同研究施設の運営、利用状況についても十分な評価ができるよう改善を図ること
 - (ウ) 開放型研究施設として取り扱っていない共同利用施設についても、外部の者が共同研究に利用できることを周知すること
- イ 各研究所において、研究施設や研究機器の共同利用規程を整備するとともに、研究機器の利用状況等を把握して、それを踏まえて適切に利用促進を図る体制を整備すること

第17 独立行政法人農業生物資源研究所

意見を表示し又は処置を要求した事項

農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステムの運用支援業務等の労務費の積算に当たり、業務の内容に適合した経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	受託経費
部 局 等	独立行政法人農業生物資源研究所
契 約 名	農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステム運用支援業務等2件
契 約 の 概 要	統合データベースシステム等の円滑な運用支援を行わせるとともに、技術の進展に合わせてシステムの機能向上、セキュリティの確保及びシステムの最適化に関する運用支援を行わせるもの
契 約 金 額	3億0840万余円(平成18、19両事業年度)
契 約 の 相 手 方	三菱スペース・ソフトウェア株式会社
契 約	平成18年3月、19年3月 随意契約
SEの労務費の積算額	2億5693万余円(平成18、19両事業年度)
低減できた労務費の積算額	2093万円(平成18、19両事業年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステム運用支援業務等の労務費の積算について

(平成20年10月20日付け 独立行政法人農業生物資源研究所理事長あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 運用支援業務等の概要

(1) ゲノム関連のデータベースの概要

貴研究所は、イネ、カイコ、家畜等のゲノム解析研究を進めており、これまでの試験研究の推進により得られたゲノム配列情報や関連情報を、平成17事業年度末現在、イネ関連については19種類、カイコ関連については6種類、家畜等関連については5種類、計30種類のデータベースとして農林水産生物ゲノム情報解析システム等(以下「従来システム」という。)に保存、管理している。そして、貴研究所は、研究開発の効率的な推進を図る観点から、幅広い利用者が利用しやすいデータベースを構築するため、農林水産省の委託事業により、18事業年度から22事業年度までの5か年計画で、上記のデータベースに格納されているゲノム関連情報を有機的に結合して、国内外のユーザーに提供することとしており、18年12月には、農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステム(以下「統

合システム」という。)を導入して、従来システムからの移行を図っている。これまで、ゲノム配列情報や関連情報のうち、イネ関連のデータについては18事業年度に、カイコ関連のデータ及び家畜等関連の大部分のデータについては19事業年度に統合システムへの移替えが完了している。

(2) 統合システムの運用支援業務等

貴研究所は、この統合システムに係る運用支援業務等を次のとおり実施している。

- ① 18事業年度は、従来システムの構築を行った三菱スペース・ソフトウェア株式会社でなければ従来システムから統合システムへの安全、確実かつ効率的な移行を行うことができないなどとして、随意契約により、農林水産生物ゲノム情報解析システム等保守・運用管理業務(統合システムへ移行前の従来システムに係る運用・管理業務等を含む。以下、これに係る契約を「18年度契約」という。)を1億8984万円で同社に請け負わせている。
- ② 19事業年度は、競争性の拡大等を図るために一般競争入札を実施したが、三菱スペース・ソフトウェア株式会社のみの入札となり、予定価格の範囲内の入札とならなかったため、随意契約によることとして、価格交渉を行った結果、農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステム運用支援業務(以下、これに係る契約を「19年度契約」という。)を予定価格の範囲内の1億1856万余円で同社に請け負わせている。

これらの業務は、統合システム等の円滑な運用支援を行うとともに、技術の進展に合わせたシステムの機能向上、セキュリティの確保及びシステムの最適化に関する運用支援を行うことを目的とするものであり、その業務の実施は、システムエンジニア(以下「SE」という。)が貴研究所に常駐して行うことを前提としている。このため、18年度契約のうち従来システムの保守(保守料はメーカーの価格証明書等により積算している。)等を除いた運用管理業務及び19年度契約の運用支援業務の予定価格は、そのすべてがSEの労務費になっている。

(3) SEの労務費の積算

貴研究所は、18年度契約の予定価格の積算に当たって、統合システムの導入時期であり、従来システムとの調整業務や統合システムへの移行業務が必要であったことから、業務を①18年4月1日から11月30日までの従来システムに係る運用管理業務、②同年12月1日から19年3月31日までの統合システムに係る運用管理業務、③18年9月1日から19年1月31日までの移行支援・廃棄支援等業務の三つに区分していた。また、SEについては、業務を担当する「一般SE」、これを統括する「上級SE」、上級SEや一般SEを統括する「特殊SE」の3種類に区分していた。そして、貴研究所は、上記の期間ごとに必要なSEの人数(例えば、②については、特殊SE1名、上級SE2名、一般SE5名)、1日当たり所定労働時間、月平均業務日数、月数等から積算工数を算出して、これにSEの種類ごとの諸経費込み時間単価(以下「時間単価」という。)を乗ずることにより、1億4228万余円と積算していた。

また、貴研究所は、19年度契約の予定価格の積算に当たっては、18年度契約の運用状況や19年度契約の入札参加予定者の提案等を踏まえて、上級SEが1名、一般SEが4名必要であるとして、18年度契約と同様の方法により、1億1464万余円と積算していた。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、貴研究所において、統合システムの運用支援業務に係る契約が今後も引き続き行われていくことが予定されているなどのため、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

18年度契約及び19年度契約に係る予定価格の積算額についてみると、18年度契約はその大半を運用管理業務に係る労務費が占めており、また、19年度契約はそのすべてが運用支援業務に係る労務費であることから、本院は、これらの業務に係る労務費の積算額(18、19両事業年度計2億5693万余円)を対象として、貴研究所において、仕様書、積算書、積算根拠資料等を確認する方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

貴研究所は、労務費の積算に当たり使用している各SEの時間単価について、すべてのSEの業務が生命情報科学の高度な専門性を必要とする業務内容となっているため、市販の積算参考資料に掲載されている高度な専門性を必要としない業務を対象とした時間単価(18年3月及び19年2月時点の東京地区におけるシステム管理技術者1は5,306円、システム管理技術者2は4,525円等)^(注)を使用することは妥当でないとして、次のとおりとしていた。

すなわち、貴研究所は、18年度契約については18年1月時点で、19年度契約については19年1月時点で、日本電子計算機株式会社を取りまとめている大手メーカー6社の技術者サービス料金のうち、システムの分析、技術支援等を行うエンジニアのランク別料金の6社平均の単価を算定することにより、特殊SEの時間単価を19,217円、上級SEの時間単価を16,000円、一般SEの時間単価を12,217円として、運用支援業務等に係る労務費を積算していた。

しかし、本件業務に係る仕様書の内容を精査すると、一般SEが担当する業務(積算工数は18年度契約で9,072時間、19年度契約で8,064時間)の中には、統合システムの構築に係る開発支援業務、同システムのソフトウェア運用管理業務等のように、生命情報科学の高度な専門性を必要とする業務内容のものがある一方、システムの定期点検(日ごと、週ごと及び月ごと)業務、メール管理業務等のように、高度な専門性を必要としない業務内容のものであると本院が確認できたものが、18年度契約で1,482時間、19年度契約で1,240時間含まれていた。このため、この時間に係る一般SEの時間単価は、積算参考資料の時間単価を適用して算定すべきであると認められた。

(注) システム管理技術者1・システム管理技術者2 「システム管理技術者1」は、サーバやネットワーク環境の設定を行い、システムの管理を行う技術者のことであり、また、「システム管理技術者2」は、クライアント環境やパソコン及びその周辺機器の設定や操作支援を行う技術者のことである。

(低減できた積算額)

上記のことから、一般SEの労務費のうち、高度な専門性を必要としない業務に相当すると考えられるものについては積算参考資料に掲載されている時間単価を使用することとして、18年度契約の運用管理業務及び19年度契約の運用支援業務に係る労務費を修正計算す

ると、計2億3599万余円となり、前記の積算額2億5693万余円を2093万余円低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

前記のように、統合システムの運用支援業務等に係る労務費の積算に当たり、仕様書の業務内容を十分に精査することなく積算していることは適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴研究所において、統合システムの運用支援業務等の労務費の積算に当たり、仕様書の業務内容に応じたSEの時間単価の適用についての検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴研究所は、今後も統合システムの運用支援業務に係る契約を締結していくものと見込まれる。ついては、貴研究所において、当該業務の労務費の積算に当たっては、仕様書の業務内容について十分に精査、検討した上で、業務の内容に適合した経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求める。

第18 独立行政法人造幣局

意見を表示し又は処置を要求した事項

宿舎、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地について、利用状況を考慮するなどして保有の必要性を検討するとともに、不要な資産の確実な国庫返納に備えるよう改善の処置を要求したもの

部 局 等	独立行政法人造幣局本局、2支局	
設置根拠法	独立行政法人造幣局法(平成14年法律第40号)	
宿舎、庁舎分室等の概要	独立行政法人造幣局に勤務する役職員に貸与される宿舎及び当該役職員の出張、宿泊等の用に供される庁舎分室等で、これらが設置されている用地とともに造幣局特別会計から承継したもの	
事業用資産として承継した資産のうち宿舎、庁舎分室等及びこれらに係る用地の平成18年3月31日現在の帳簿価額の全体額	宿舎、庁舎分室等	46億2607万円
	上記に係る用地	129億2177万円
	計	175億4784万円(背景金額)
上記のうち利用状況等が著しく低い宿舎、庁舎分室等に係る帳簿価額	(1) 宿舎建物	7352万円
	(2) 庁舎分室建物	1億3034万円
	(3) 分室建物	2359万円
	計	2億2746万円
上記に係る用地の帳簿価額	(4) 宿舎用地	6億1582万円
	(5) 庁舎分室用地	3億3702万円
	(6) 分室用地	6365万円
	計	10億1650万円
(1)から(6)の合計額	12億4397万円	

【改善の処置を要求したものの全文】

宿舎、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地の保有状況について

(平成20年10月31日付け 独立行政法人造幣局理事長あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 造幣局が保有する資産等の概要

(1) 事業用資産の概要

貴局は、財務省の特別の機関として造幣局特別会計によって運営されていた機関から、独立行政法人造幣局法(平成14年法律第40号)に基づき、平成15年4月、通貨制度の安定に寄与することなどを目的として、貨幣や勲章等の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行う独立行政法人に移行して設置された。

貴局は、独立行政法人への移行時に、造幣局特別会計で保有していたすべての資産計963億7532万余円を承継しており、このうち、事業用の庁舎、工場、宿舍等の建物が203億8717万円、これらの敷地として用いている土地が459億5410万余円となっている。

このうち、宿舍、庁舎分室、集会所及び分室(以下、宿舍以外を「庁舎分室等」という。)の建物並びにこれらに係る用地についてみると、18年3月31日現在で、宿舍建物が13か所(延床面積50,427㎡、帳簿価額42億5628万余円)、これらに係る用地が15か所(敷地面積71,575㎡、帳簿価額112億9529万余円)、また、庁舎分室等建物が7か所(延床面積5,127㎡、帳簿価額3億6979万余円)、これらに係る用地が7か所(敷地面積14,322㎡、帳簿価額16億2647万余円)となっており、建物計20か所(延床面積55,554㎡、帳簿価額46億2607万余円)、これらに係る用地計22か所(敷地面積85,897㎡、帳簿価額129億2177万余円)となっている。

(2) 貴局の役職員数の状況

貴局における役職員数の推移をみると、15年4月に独立行政法人に移行した時には役職員数は1,230人であったが、総員の抑制を図るため、新規の採用を抑制して、貨幣自動検査装置の実用化、勲章製造工程の機械化等により省力化を行った結果、20年4月には1,050人(対15年度比14.6%減)にまで減少している。そして、貴局では、17年度末における1,112人を基準として、18年度からの5年間で役職員数を10%以上削減するよう取り組むこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、貴局が事業用資産として承継した資産のうち、宿舍、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地を対象に、経済性、有効性等の観点から、保有すべき規模の適正性が検討されているか、また、有効に活用されているかなどに着眼して、貴局本局及び東京、広島両支局において、宿舍現況記録等の書類の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

前記の宿舍、庁舎分室等の建物の帳簿価額46億2607万余円、これらに係る用地の帳簿価額129億2177万余円、計175億4784万余円について検査したところ、次のような状況となっていた。

(1) 宿舍用地及び宿舍の利用状況

ア 宿舍用地の利用状況

貴局が保有する宿舍用地は、18年3月31日現在、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づいて、第1種及び第2種住居地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域等に指定されており、当該用地の建物の法定容積率は200%から400%となっている。しかし、これらの宿舍の実際の容積率は35.3%から174.9%となっていて、宿舍用地の高度利用の面から土地の有効な利用が十分に図られていない状況となっていた。

そして、これらの用地の中には、地方公共団体により建築物に対する規制が加わったり、都市計画上の用途地域の変更により建築物の建設が困難になったりするなどして、宿舍用地として有効な利用が困難になっている土地が見受けられた。

これらについて事例を示すと、次のとおりである。

<事例1>

東京支局管内に所在する新座宿舎用地(敷地面積 4,201㎡、帳簿価額 1 億 9342 万余円)は、宿舎を 2 棟建設するために昭和 44 年に取得したものであるが、45 年に当該土地が市街化調整区域に指定されたため、46 年の段階では宿舎 1 棟を建設したものの、2 棟目の建設ができない状況となっていた。

また、宿舎が老朽化等のため用途廃止されて、これに伴い、宿舎用地として使用されていた土地を更地にした後、宿舎用地と異なる用途に使用している、又はする予定の土地が見受けられた。

これらについて事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>

広島支局管内に所在する観音宿舎用地(敷地面積 14,515㎡、帳簿価額 10 億 1824 万余円)のうち 1 番宿舎用地には、昭和 37 年 3 月に広島支局長の居住用宿舎(木造平屋建)が建設された。同宿舎には歴代の広島支局長が居住していたが、老朽化したことにより平成 20 年 6 月に用途廃止された。

広島支局は、今後、同宿舎を解体してその跡地を、例年 4 月に行われている「花のまわりみち」のための桜樹の養成地として使用する予定にしているが、当該支局の敷地内には従来から桜樹の養成地が設置されており、桜樹の供給に支障を来すような状況にはない。

なお、宿舎建物が老朽化等のために用途廃止された後、これらに係る用地が更地になるなどして売却されているものは 3 件(敷地面積 1,197㎡、帳簿価額 3 億 5461 万余円、売却価額 5 億 4380 万余円)にとどまっている。これらの土地の売却収入のうち、売却益については、その 2 分の 1 相当額が独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)の規定に基づく中期目標の期間終了後に国庫に納付される見込みであるが、帳簿価額相当額については、政府出資金を減額して国に納付する規定がない現状では、貴局が資金として保有している状況である。

イ 宿舎の利用状況

貴局は、昭和 36 年度から平成 14 年度までの間に宿舎を順次設置しており、貴局全体では、20 年 3 月 1 日現在、表 1 のとおり、計 31 棟、設置戸数計 761 戸となっている。このうち、昭和 40 年度までに設置されて、設置後、耐用年数 40 年を経過しているものは、^{しじょうなわて}四條 畷宿舎 3 号棟(24 戸)等計 8 棟(156 戸)である。

そして、貴局が保有する宿舎の利用状況をみると、宿舎ごとにばらつきはあるものの、貴局全体で平成 15 年度には設置戸数計 737 戸に対する入居戸数は 582 戸(入居率 78.9%)であったが、19 年度には設置戸数計 761 戸に対する入居戸数は 528 戸(入居率 69.3%)となっていて、入居率は低下傾向にある。このうち入居率が 50% を切っている宿舎は 4 宿舎あり、特に北宿舎独身寮(建物の帳簿価額 7352 万余円、用地の帳簿価額 6 億 1582 万余円)は、15 年度と比べて入居戸数が半分以下になっており、利用状況が著しく低いものとなっている。

表1 宿舎の設置状況及び利用状況

宿 舎 名		設置戸数 (戸)		平成15年度 入居戸数	15年度 入居率	19年度 入居戸数	19年度 入居率
		a	b				
(本局)				戸	%	戸	%
北宿舎	5棟	114	114	78	68.4	92	80.7
北宿舎	独身寮	40	40	27	67.5	13	32.5
南宿舎	4棟	185	185	168	90.8	154	83.2
四条畷宿舎	2棟	47	47	21	44.6	20	42.5
枚方宿舎	2棟	32	32	19	59.3	13	40.6
(東京支局)							
北宿舎	1棟	16	16	13	81.2	12	75.0
南宿舎	3棟	72	72	58	80.5	48	66.6
西巣鴨宿舎	1棟	20	20	16	80.0	15	75.0
千早宿舎	独身寮	20	20	14	70.0	9	45.0
新座宿舎	1棟	24	24	16	66.6	13	54.1
(広島支局)							
五日市宿舎	4棟	87	87	81	93.1	50	57.4
観音宿舎	5棟	65	88	58	89.2	80	90.9
西山宿舎	男子寮	15	16	13	86.6	9	56.2
計		737	761	582	78.9	528	69.3

注(1) 設置戸数のa欄は平成16年3月1日現在、b欄は20年3月1日現在の数値である。また、入居戸数及び入居率は当該年度の3月1日現在の数値である。

注(2) 設置戸数計が、平成15年度737戸、19年度761戸と異なっているのは、改修工事によるものである。

19年度末における宿舎の入居状況を、本局、支局別にみると、次のようになっている。

貴局本局では、入居率が80%を超える宿舎もあるが、北宿舎独身寮の32.5%など入居率が低い宿舎も見受けられる。そして、比較的規模の大きい北宿舎(設置戸数114戸)及び南宿舎(同185戸)のそれぞれの入居戸数は92戸及び154戸、空き戸数は22戸及び31戸(空き戸数計53戸)となっている。一方、比較的規模の小さい四条畷宿舎(設置戸数47戸)、枚方宿舎(同32戸)、北宿舎独身寮(同40戸)のそれぞれの入居戸数は20戸、13戸、13戸(入居戸数計46戸)となっている。

このように、四条畷宿舎、枚方宿舎及び北宿舎独身寮の入居戸数計46戸は、北宿舎と南宿舎の空き戸数計53戸に入居者を集約できる程度に減少している。

東京支局では、北宿舎及び西巣鴨宿舎の入居率が75.0%となっているが、千早宿舎独身寮の45.0%など入居率が低い宿舎も見受けられる。そして、北宿舎(設置戸数16戸)、南宿舎(同72戸)のそれぞれの入居戸数は12戸及び48戸、空き戸数は4戸及び24戸(空き戸数計28戸)となっている。一方、西巣鴨宿舎(設置戸数20戸)、新座宿舎(同24戸)のそれぞれの入居戸数は15戸及び13戸(入居戸数計28戸)となっている。

このように、西巣鴨宿舎、新座宿舎の入居戸数計28戸は、北宿舎と南宿舎の空き戸数計28戸に入居者を集約できる程度に減少している。

広島支局では、観音宿舎の入居率が90.9%となっているが、その他の宿舎の入居率はいずれも6割未満となっている。そして、五日市宿舎の中に所在する男子寮(以下「五日市宿舎男子寮」という。設置戸数15戸)及び西山宿舎男子寮(同16戸)は、新規職員の採用が抑えられている中で独身者の入居戸数が減少していることなどから、それぞれの入居戸数は7戸及び9戸、空き戸数は8戸及び7戸(空き戸数計15戸)となっている。

このように、五日市宿舎男子寮の入居戸数7戸は、西山宿舎男子寮の空き戸数7戸に入居者を集約できる程度に減少している。

以上のとおり、宿舎用地については、一部に売却されたものも見受けられたが、大部分は保有している状況であり、その中には宿舎用地としての有効な利用が困難な状況となっていたり、他の用途に転用されたりしているものも見受けられる。また、宿舎については、独立行政法人移行後の人員削減や宿舎の老朽化等により入居戸数が減少しているのに、集約化を図るなどの具体的な対策が執られていないままとされている。

(2) 庁舎分室等の利用状況

貴局が保有する庁舎分室等の利用状況をみると、表2のとおり、独立行政法人移行後、利用者数が大幅に減少している施設が多くなっている。

表2 庁舎分室等の利用状況 (単位：人)

施設名	利用者数					b/a (%)
	平成15年度 a	16年度	17年度	18年度	19年度 b	
本局 庁舎分室 (宿泊)	1,507	1,421	1,531	742	400	26.5
東京支局 庁舎分室 (集会)	3,675	3,233	2,120	1,143	896	24.3
東京支局 庁舎分室 (宿泊)	953	1,140	1,523	1,080	540	56.6
広島支局 庁舎分室 (集会)	560	894	723	497	376	67.1
広島支局 庁舎分室 (宿泊)	830	754	802	573	495	59.6
広島支局 集会所 (集会)	815	784	640	475	357	43.8
広島支局 集会所 (集会)	315	310	253	250	343	108.8
本局 白浜分室 (宿泊)	1,463	1,322	1,139	619	490	33.4
東京支局 伊東分室 (休憩)	1	13	11	0	0	0
東京支局 伊東分室 (宿泊)	581	604	588	591	484	83.3
広島支局 宮島分室 (休憩)	13	19	64	33	12	92.3
広島支局 宮島分室 (宿泊)	576	462	275	296	356	61.8
計 宿 泊	128	90	53	25	20	15.6
集 会	5,910	5,703	5,858	3,901	2,765	46.7
休 憩	5,365	5,221	3,736	2,365	1,972	36.7
	142	122	128	58	32	22.5

庁舎分室及び集会所は、役職員等の出張、研修、休憩及び集会の用に供するための施設であり、役職員等の出張の際の宿泊、サークル等の集会及び親睦^{ぼく}会の開催等に利用されている。このうち庁舎分室の宿泊利用者については、従来、役職員、家族等を対象にして、宿泊の目的も特段の制限を設けていなかったが、18年7月より、その範囲を役職員に限ることとして、また、宿泊の目的も出張や研修等に制限したことから、利用者数が大幅に減少している。庁舎分室の19年度の利用者数を15年度と比較してみると、貴局本局庁舎分室(建物の帳簿価額1億3034万余円、用地の帳簿価額3億3702万余円)の宿泊利用者数が最も大きく減少しており、15年度に比べて26.5%となっている。

また、分室は白浜分室、伊東分室及び宮島分室の3か所あるが、これらは、いわゆる保養所であり、役職員等の福利厚生の一環として、役職員及びその家族の宿泊、休憩等の用に供することを目的としている。そして、いずれの分室も利用者数が減少しており、特に白浜分室(建物の帳簿価額2359万余円、用地の帳簿価額6365万余円)については、19年度の利用者数が15年度と比べて33.4%となっている。

以上のとおり、庁舎分室等については利用者数が大幅に減少しているのに、廃止するなどの具体的な対策が採られていないままとなっている。

(改善を必要とする事態)

貴局においては、国の特別会計から承継した宿舎、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地が有効に利用されておらず、今後においても、宿舎の入居率の低下や庁舎分室等の利用者数の減少が見込まれる状況で、具体的な打開策が示されていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことによると認められる。

- ① 独立行政法人に移行した後、人員削減等により宿舎の入居率が継続的に低下しているにもかかわらず、事業を実施していく上で必要な戸数を精査して宿舎の建物及びこれらに係る用地の廃止・集約化計画を策定するなどの処置が執られてこなかったこと
- ② ほとんどの庁舎分室等で利用者数が大幅に減少しているにもかかわらず、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地の廃止・処分計画を策定するなどの処置が執られてこなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

各独立行政法人は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定。以下「合理化計画」という。)に基づき、保有資産を見直して、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産については、売却や国庫返納を着実に推進して財政貢献を行うこととされている。そして、20年4月に独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が閣議決定されて国会に提出されて、独立行政法人の保有する資産について政府等による出資に係る資産を含めて国庫返納等を行える制度の整備が図られようとしている。

一方、貴局は、20年3月に、上記の合理化計画を踏まえて、独立行政法人通則法の規定に基づき定められた次期中期目標(目標の期間は20年4月から25年3月までの5年間)を達成するための次期中期計画を策定して、財務大臣の認可を受けている。同中期計画は、組織の見直しの中で保養所の段階的な廃止、職員宿舎の可能なものからの廃止・集約、庁舎分室の有効活用及び東京支局庁舎分室の廃止の可能性の検討について定めている。そして、その取組状況については、財務省評価委員会に説明して評価を受けているとしているが、具体的な廃止・集約化計画等が示されていない。

したがって、資産の有効活用や合理化計画等の趣旨を早急かつ着実に実現するために、より具体的な打開策を示すよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ① 老朽化が進んでいたり、入居率が低くなっていたりしている宿舎の建物及びこれらに係る用地については、具体的な廃止・集約化計画を早急に作成すること
- ② 宿泊利用者数が大幅に減少しているなど利用状況が著しく低迷している庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地については、具体的な廃止・処分計画を早急に作成すること
- ③ 上記①、②により保有の必要なくなった用地等の資産、事業規模の縮小や合理化計画等の実現に伴い不要となる資産等については、既に資産を売却して得た資金と合わせて、確実に国庫への返納を行えるよう備えること

第19 独立行政法人国立印刷局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

インキ用材料の購入契約について、製造会社と直接契約することにより、購入価額の節減を図るよう改善させたもの

科 目	材料費 原材料
部 局 等	独立行政法人国立印刷局本局
契 約 名	インキ用材料購入契約 6 件
契 約 の 概 要	印刷に使用するインキを製造するための粉末状の顔料の購入
契 約 の 相 手 方	株式会社朝陽会
契 約	平成 19 年 5 月、7 月、10 月 随意契約
契 約 金 額	1 億 7235 万余円(平成 19 年度)
節減できた契約金額	2892 万円(平成 19 年度)

1 契約の概要

独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、日本銀行券及び郵便切手用インキ等の原材料である 2 号グラビア原色インキ、ワニス、インキ用材料 A、インキ用材料 B などを毎年度購入している。そのうちインキ用材料 A 及びインキ用材料 B(以下「インキ用材料」という。)については、平成 19 年度に、計 1 億 7235 万余円で株式会社朝陽会(以下「朝陽会」という。)から購入している。

印刷局がこれらの契約で購入したインキ用材料は、印刷に使用するインキを製造するための粉末状の顔料であり、印刷局が研究開発した基礎・実用技術を基本に、財団法人印刷局朝陽会(11 年 9 月に財団法人印刷朝陽会と名称変更。以下「印刷朝陽会」という。)が、インキ用材料の製造に最適であると判断した製造会社と共同で昭和 56 年に製品化して、その製造会社に製造委託等していた製品であり、平成 15 年 7 月に印刷朝陽会から印刷局向けの収益事業を譲渡された朝陽会が引き続き製造会社に製造委託等している製品である。

本件インキ用材料の調達に当たっては、印刷局制定の独立行政法人国立印刷局会計規則(平成 19 年規則第 10 号)及び独立行政法人国立印刷局購買等契約細則(平成 19 年細則第 10 号)に定める随意契約ができる場合(偽造防止技術の根幹に関する事項又は印刷局の事業運営上の行為を秘密にする必要がある場合)に該当するとして、従来、印刷局が印刷朝陽会から購入していたが、上記の朝陽会への事業譲渡の後、朝陽会と随意契約を締結して購入しているものである。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、上記の契約について、法規性、経済性等の観点から、製造会社と直接契約することができないか、購入価額は経済的なものとなっているかなどに着眼して、印刷局本局及び滝野川、小田原両工場において、契約書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

インキ用材料については、前記のとおり、印刷局が研究開発した基礎・実用技術を基本に、印刷朝陽会が製造に最適と判断した製造会社を選定して、共同で製品として開発して、朝陽会が製造会社と機密保持規定を取り交わして、製造委託するなどして製品の納品を受けて、印刷局に納入している。

そして、印刷局は、印刷朝陽会がインキ用材料の製品化に関わった経緯があること、また、製造会社において朝陽会を取次店とする取扱いをしていることなどから、インキ用材料の購入について、長期間にわたり朝陽会と契約を行ってきた。

しかし、印刷局が朝陽会から購入しているインキ用材料は、前記のとおり、朝陽会がその製造を製造会社に委託することなどにより朝陽会とは別の会社が製造を行うなどしている状況であることから、印刷局が製造会社に直接発注するなどの方法により、契約の透明性、経済性等を高めることが必要であると認められた。

また、インキ用材料について、朝陽会と製造会社との契約金額を調査したところ、19年度、朝陽会は、印刷局との間のインキ用材料の契約の金額より、計2892万余円低い価額で製造会社と契約を締結して製造委託するなどして、印刷局に納入していた。これら差額については、朝陽会がトラブル対応・技術指導等の業務を行っていたことの対価であるとしているが、朝陽会が行っていた業務については、印刷局が本来自ら行うべき業務であったと認められた。

そして、印刷局がインキ用材料を製造している製造会社に直接発注して、現在朝陽会が製造会社と取り交わしている機密保持規定と同様の規定を製造会社と取り交わすなどして自ら関与することにより、偽造防止技術等のより適切な管理が可能となるものと認められた。

このように、当該契約について、製造会社との直接契約を検討することなく、長期間にわたって朝陽会との契約を継続して、割高な契約を締結している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた契約金額)

印刷局において、19年度のインキ用材料の購入契約については、製造会社と直接契約すれば、契約金額を2892万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、印刷局において、朝陽会との契約が長期にわたり引き継がれていた経緯があったことから、長期間契約の見直しを行うことなく朝陽会との契約を継続していたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、印刷局はインキ用材料の購入に当たって、20年4月から製造会社と直接契約することとする改善の処置を講じた。

平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 官報号外等製造加工請負契約について

(平成 18 年度決算検査報告 570 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

(検査結果の概要)

独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、虎の門工場において、官報、国会会議録、予算・決算書等の製造を行っており、印刷局は、製造業務量が集中して印刷局職員のみでは対応できない場合に、入力・編集から校正・版下作成までの作業を製造加工請負契約として業者に外注している。そして、平成 17、18 両年度に、株式会社朝陽会(以下「朝陽会」という。)と官報号外等製造加工請負契約各 6 件、計 12 件の契約を随意契約により締結している。

そこで、法規性、経済性等の観点から、上記の製造加工請負契約 12 件について、競争契約を導入することはできないか、積算が業務実態を適切に反映したものとなっているかに着眼して検査したところ、印刷局は、前記の製造加工請負契約について、2 年 4 月以降は財団法人印刷局朝陽会と、15 年 7 月以降は朝陽会と随意契約を締結していた。しかし、業務内容をみると、官報号外等の製造作業は、熟達した印刷業者であれば朝陽会でなくても特段の支障なく行えると認められた。そして、製造加工請負契約に係る朝陽会の業務実態をみると、朝陽会は、作業場所として印刷局虎の門工場の構内所定の作業場所を無償で貸与されていて、光熱水費等の製造経費相当分は無償で提供されていた。

また、18 年度の印刷局の積算をみると、総製造実績面数を校正する作業のみでも 41 人が必要であったこととしているが、製造加工請負契約に係る人員数は実際は 35 人で業務が処理されている状況であり、積算方法が業務の実態とかい離して過大な積算となっていた。

このような事態が生じているのは、朝陽会との随意契約が長期にわたり引き継がれていたことから、見直しを行って契約に競争性を導入する意識に欠けていたこと、製造加工請負契約作業は、印刷局工場内で作業が行われていて所要経費のほとんどは労務費であるのに、こうした実態を考慮することなく物価資料の単価料金をそのまま適用したり、朝陽会から聞き取りを行った作業内容を十分検証することなく校正時間等を決定したりして、業務の実態とかい離した積算を行っていたことなどによると認められた。

(検査結果により求めた是正改善の処置)

印刷局において、契約事務の公正性及び透明性を確保して、これにより競争の利益を享受するとともに、実態を反映した適切な積算を行って経済性を確保することができるよう、次のとおり、印刷局の理事長に対して 19 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

ア 契約に当たっては、今後の契約方式については随意契約を見直して、競争性のある方式に移行すること

イ 予定価格の積算に当たっては、印刷局工場内で作業が行われていて、材料費、機械設備費、光熱水費等の製造経費相当分を印刷局が負担していたり、積算における校正時間等の条件が実績とかい離したりしているなどの業務の実態を十分に踏まえて所要経費を適切に算出して、1 面当たりの契約単価に反映させること

2 当局が講じた処置

本院は、印刷局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、印刷局は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 官報号外等製造加工請負契約の契約方式については、随意契約を見直して、一般競争を導入して競争性のある契約方式に移行した。また、適切な契約を締結するよう、印刷局内各機関の会計担当者に周知して、適切な契約手続の促進を図った。
- イ 業務の実態を反映した適切な積算による経済性確保のために、19年度のすべての官報号外等製造加工請負契約について、製造経費相当分を控除するなど1面当たりの契約単価の見直しを行い、19年11月30日に朝陽会と変更契約を締結した。また、20年度において、製造加工請負契約の積算に当たり、賃金センサスに基づく労務単価を採用するなど積算方法を変更するとともに、業務の実態を反映した適切な積算方法に変更した。

第20 独立行政法人農畜産業振興機構

不 当 事 項

補 助 金

(844) 国産稲わら等確保促進事業の実施に当たり、補助対象数量に販売の事実がない稲わら等の数量を含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの

科 目	(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
補助の根拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)
補助事業者	全国農業協同組合連合会
間接補助事業者 (事業主体)	高岳粗飼料生産組合
補助事業	国産稲わら等確保促進
補助事業の概要	粗飼料生産組合に対して、飼料用稲わら等の生産、収集及び調製を行い、畜産農家等に供給するのに要する経費について補助するもの
事業費	12,348,000円(平成16年度)
上記に対する機構の補助金交付額	12,348,000円
不当と認める事業費	7,548,000円(平成16年度)
不当と認める機構の補助金交付額	7,548,000円(平成16年度)

1 補助事業の概要

この補助事業は、国産粗飼料増産緊急対策事業実施要綱(平成15年15農畜機第48号)等に基づき、熊本県の阿蘇農業協同組合(以下「阿蘇農協」という。)管内の高岳粗飼料生産組合が飼料用稲わら、乾草等(以下「稲わら等」という。)の生産、収集及び調製を行い、畜産農家等に供給するのに要した経費について、全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)が補助する場合に、独立行政法人農畜産業振興機構がこの補助に要する経費を補助するものである。

同生産組合は、平成16年度に、畜産農家等に稲わら等を411,600kg供給したとする実績報告書を阿蘇農協及び熊本県経済農業協同組合連合会(以下「経済連」という。)を通じて全農に提出して、これにより全農から補助金12,348,000円の交付を受けていた。(国産稲わら等確保促進事業の概要については、前掲430ページの「国産稲わら等確保促進事業の実施に当たり、補助対象数量を実績数量ではなく計画数量で算定するなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの」参照)

2 検査の結果

本院は、全農及び高岳粗飼料生産組合において、合規性等の観点から、補助金額は実施要

綱等に基づき適正に算定されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件補助事業について、実績報告書等の書類により検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、同生産組合は、補助対象数量に畜産農家等への販売の事実がない稲わら等の数量を含めるなどしていた。このため、補助対象となる実際の稲わら等の供給量は160,000kgであり、251,600kgが過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、同生産組合において、補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、阿蘇農協及び経済連において、本件補助事業に対する審査及び確認が十分でなかったこと、全農において、本件補助事業の審査及び確認並びに同生産組合、阿蘇農協及び経済連に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、補助対象数量である稲わら等の供給量160,000kgに係る適正な補助金交付額は4,800,000円となり、前記の補助金交付額12,348,000円との差額7,548,000円(独立行政法人農畜産業振興機構の補助金相当額同額)が過大に交付されていて、不当と認められる。

第21 独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、外務省及び独立行政法人国際協力機構において、援助の効果が十分発現するよう意見を表示したもの

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 外務大臣あて
独立行政法人国際協力機構理事長
(142 ページの外務省の項に掲記)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

派遣システムの開発に当たり、基本設計書の内容を十分に確認することなどにより、追加的な費用や新たな開発費用の発生を抑えるよう改善させたもの

科 目	業務経費 (項)人材養成確保関係費 (項)事業附帯関係費	
部 局 等	独立行政法人国際協力機構本部	
派遣システムの概要	専門家及び調査団の派遣手続を処理するための情報システム	
派遣システムの開発等に係る契約件数及び金額	27 件	13 億 1445 万余円(平成 15 年度～19 年度)
上記のうち改修するための契約件数及び金額	5 件	3 億 5260 万余円(平成 18、19 両年度)
仕様を満たしていなかった項目数及びこれに係る改修のための契約金額相当額	7 項目	5924 万円
新たな機能を追加した項目数及びこれに係る改修のための契約金額相当額	11 項目	3850 万円

1 派遣システムの改修の概要

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき、技術協力の実施に必要な業務として開発途上国に専門家や各種の調査団を多数派遣しており、一連の派遣手続を効率的に処理するためのシステム(以下「派遣システム」という。)を開発して運用している。

機構は、平成15年度から19年度までの間に、派遣システムに係る契約27件を契約金額計13億1445万余円で富士通株式会社等3社から成る共同企業体(以下「共同企業体」という。)等3者と締結している。

そして、機構は、派遣システムのテスト結果、派遣システムの利用者(以下「利用者」という。)からの要望等に対応するために、18、19両年度に、早急に行う必要があると判断した48項目を改修するための契約5件を契約金額計3億5260万余円で富士通株式会社等と締結している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

システム開発において、仕様が確定した後これを変更する場合は、通常、システム発注者は、プログラムの改修に伴う追加的な費用負担が必要になり、その額は開発の段階が進んでいるほど多額になるとされている。このような改修をすべてなくすことは困難とされているが、システム発注者は、それらを極力少なくするよう努力する必要がある。

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、48項目の改修はどのような理由で行われたのか、機構は必要な仕様が基本設計書に記載されていることを確認しているか、新たに機能を追加するために改修したものはその必要性等の検討が十分行われているかなどに着眼して、機構本部において、48項目の改修に係る契約書、仕様書、基本設計書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、48項目のうち7項目は機構が承認した基本設計書が機構の求める仕様を満たしていなかったために改修しなければならなくなったものであり、11項目は利用者からの要望に対する改修の必要性や費用対効果の検討が必ずしも十分でないまま当初の仕様になかった機能を追加したものであった。

ア 基本設計書が機構の求める仕様を満たしていなかったもの

7項目 契約金額相当額計5924万余円

機構は、利用者によるテストを実施したところ、機構の求める仕様を満たしていないことが判明したことなどから、7項目の改修を行っていた。

<事例1>

機構は、派遣中の専門家に国内俸等の給付を行っている。^(注) 専門家のうち短期専門家は派遣期間が1年未満であり、所得税法(昭和40年法律第33号)上「居住者」とされることから、国内俸は所得税が源泉徴収されることとなっている。そのため、機構は、派遣期間の各月の国内俸を各月に給付する仕様書にしていた。

しかし、共同企業体が、派遣最終月の国内俸の給付については、派遣最終月の前月に行うよう基本設計書を作成していたのに、機構はこれをそのまま承認していた。

このため、機構は、平成19年1月に、仕様書どおりに改修するための契約(契約金額相当額238万余円)を締結していた。

(注) 国内俸 会社等の所属先がない専門家又は所属先から給与等を受け取っていない専門家に対して国内で支給される俸給

<事例2>

機構は、専門家の候補者の推薦を回答期限を定めて関係省庁等に依頼しているが、期限までに回答がない場合は利用者に注意を喚起するために、「！」印を派遣システムのモニター画面上に表示する仕様にしていました。この際、機構は期限経過後に関係省庁等から回答があり、回答の受領日等の必要事項を入力すれば、「！」印が自動的に消去されるように共同企業体が基本設計書を作成するものと考えていた。

しかし、共同企業体はそのような指示はなかったとして、「！」印が自動的に消去されるようにしていませんでした。

このため、機構は、平成18年9月に、「！」印が自動的に消去されるように改修するための契約(契約金額相当額572万余円)を締結していた。

なお、上記の点に関して、機構と共同企業体間の折衝の記録は残されていない。

イ 利用者からの要望に対する検討が必ずしも十分でなかったもの

11項目 契約金額相当額計3850万余円

これら11項目の改修は、利用者から出された要望に応じて新たな機能を追加したものなどである。しかし、機構は、使い勝手を向上させるためとはいえ、その必要性や費用対効果の検討が必ずしも十分でないまま開発費用を負担していた。

<事例3>

機構は、派遣システムのモニター画面上に表示される専門家に関する情報のうち、専門家の氏名、派遣国、派遣期間等一部の情報を一画面に表示する仕様を承認して、この仕様に基づき派遣システムの開発を進めて、運用を開始した。

しかし、システムの運用開始後に、利用者から当初別の画面に表示されていた派遣地の健康管理区分、共済会入会の有無、国内の銀行口座の名義等の情報も一画面に表示された方が情報の確認・訂正に便利である旨の意見が出された。これを契機に、機構は、改修の必要性やその費用が効果に見合ったものかの検討が必ずしも十分でないまま、平成19年1月に、業務に特段の支障が生じてはいなかったのに、主要な情報を一画面に表示できるように改修するための契約(契約金額相当額691万余円)を締結していた。

このように、派遣システムの開発に当たり、改修に伴う機構の追加的な費用や新たな開発費用が多額に上っている事態は、派遣システムの開発予算の経済的、効率的な執行という点から適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、必要な仕様が基本設計書に記載されているか十分確認を行っていなかったこと、利用者からの要望に対する改修の必要性や費用対効果に係る検討が必ずしも十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、追加的な費用や新たな開発費用の発生を抑えるために、次のような処置を講じた。

- ア 20年9月から、基本設計書の策定段階でテスト仕様書を作成して、基本設計書が確実に仕様を満たしているか確認することにした。
- イ 20年9月に、情報システムの開発や運用管理をする際に遵守すべき事項を定めた独立行政法人国際協力機構情報システム管理規程(平成20年規程(情)第25号)を制定して、同年10月以降のシステム開発等に当たっては、情報化統括責任者(CIO)を長とする情報システム委員会でその必要性や費用対効果を審議することとした。
- ウ 20年9月に、情報システムの開発等において注意すべき事項をとりまとめて、開発担当者に周知するとともに、開発に係る会議等の記録を作成して活用するよう関係者に対して指示した。

第22 独立行政法人国際交流基金

不 当 事 項

そ の 他

(845) 日米センター助成事業における助成金の額の確定に当たり、助成対象額の審査が適切でなかったため、助成金の交付が不当と認められるもの

科 目	(項)運用益等事業費
部 局 等	独立行政法人国際交流基金本部
助 成 の 根 拠	独立行政法人国際交流基金法(平成 14 年法律第 137 号)
助 成 対 象 者 (事 業 主 体)	社団法人日米平和・文化交流協会
助 成 事 業	日米センター助成事業
助成事業の概要	平成 19 年度に、世界が共通して直面している重要な課題解決に向けた日米共同研究の支援等を行うもの
助成対象事業費	10,398,910 円
上記に対する助成金交付額	4,000,000 円
不当と認める助成金交付額	4,000,000 円

1 助成事業の概要

独立行政法人国際交流基金(以下「基金」という。)は、独立行政法人国際交流基金法(平成 14 年法律第 137 号)等に基づき、国際文化交流を目的とする事業の一環として日米センター助成事業を実施している。この事業は、世界が共通して直面している重要な課題解決に向けた日米共同研究の支援等を目的とした事業である。そして、基金は、平成 19 年度に、社団法人日米平和・文化交流協会(以下「協会」という。)が実施した日米間の有識者の交流事業に対して、その事業費の一部として参加者 12 名分の航空運賃及び同行通訳の通訳料計 10,398,910 円を助成対象額として、4,000,000 円の助成金を交付している。

基金は、助成金の交付に当たっては、独立行政法人国際交流基金助成金交付要綱(平成 15 年度規程第 17 号)等に基づき行うこととしている。そして、基金は、助成対象者に対して、助成金の額の確定時に最終報告書とともに領収書等の写しを基金に提出しなければならないこと、領収書等の原本を基金の求めに応じて提示できるよう 5 年間保存しなければならないことなどの交付条件を付している。また、基金は、助成金の最終報告書により、助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査して、適合すると認めるときは助成金の額を確定することとしている。

そして、基金は、前記の事業について、協会から 20 年 3 月に最終報告書等を受理して、これに基づき、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたとして、助成金交付額の全額(4,000,000 円)を確定していた。

2 検査の結果

本院は、基金本部において、協会に対して19年度に交付した助成金4,000,000円について、合规性等の観点から、当該助成金の額の確定が適切に行われていたかなどに着眼して、助成金の最終報告書を精査するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、基金が助成金の額を確定する根拠とした前記の最終報告書等は再提出されたものであり、基金は、それより以前に協会から9名の参加者名が記載されるなどした最終報告書及びこれに係る航空運賃の領収書の写しなどを受理していた。そして、この領収書の写しと前記の額の確定の際に提出された最終報告書に添付されていた領収書の写しは、同じ日付であるのに記載された金額、参加者数等が異なるものであった。

このように、助成金の対象となる同事業への参加者について、領収書の写しでは十分確認できなかったのに、基金は協会に対して領収書の原本の提示を求めるなどその真偽を確かめずに、参加者を12名として助成金の額を確定していた。

基金は、前記のとおり、助成金の額の確定の際に、助成対象者に領収書等を提示させることができるのに、上記の領収書の原本により事実を確認することなく当該助成金の額の確定を行っていたのは、その審査が適切でなく、これに係る助成金4,000,000円の交付は不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、基金が、助成対象事業が完了したときに提出を受けた書類の審査等を十分に行わなかったことによると認められる。

第23 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

不 当 事 項

補 助 金

(846) 地域新エネルギー導入促進事業で設置した発電施設が、ごみ処理施設から発電に適した燃料ガスが供給されないため稼働することができず、補助の目的を達していないもの

科 目	(新エネルギー勘定) 電源多様化業務経理 (項)その他の石油代替エネルギー開発等事業費
部 局 等	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年9月30日以前は新エネルギー・産業技術総合開発機構)本部
補助の根拠	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和55年法律第71号)
補助事業者(事業主体)	鹿児島県日置郡市来町(平成17年10月11日以降はいちき串木野市)
補助事業	地域新エネルギー導入促進事業(平成14、15両年度)
補助事業の概要	未利用資源(一般ごみと肉骨粉)を処理することにより発生したガスを主燃料として発電する施設を整備するもの
事業費	152,250,000円(平成14、15両年度)
補助対象事業費	109,511,850円(平成14、15両年度)
上記に対する機構の補助金交付額	54,755,925円
不当と認める補助対象事業費	109,511,850円(平成14、15両年度)
不当と認める機構の補助金交付額	54,755,925円(平成14、15両年度)

1 補助事業の概要

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年9月30日以前は新エネルギー・産業技術総合開発機構。以下「機構」という。)は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和55年法律第71号)、地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付規程(平成10年度規程第17号。以下「交付規程」という。)等に基づき、国の補助金を財源として、地域新エネルギー導入促進対策費補助金を交付している。

この補助金は、地域における新エネルギー導入の促進のための計画を策定した地方公共団体に対して、その計画に係る新エネルギー導入事業(以下「導入事業」という。)の実施に必要な経費の2分の1以内の額を補助するものである。

機構は、鹿児島県日置郡市来町(17年10月11日以降はいちき串木野市)が14、15両年度に実施した導入事業に対して、それぞれ15年3月26日及び16年3月26日に同町から実績

報告書の提出を受けて、補助金 54,755,925 円(補助対象事業費 109,511,850 円)を交付している。

この導入事業は、町内で発生する一般ごみと肉骨粉を混合して処理することにより燃料ガスを発生させるためのごみ処理施設及び発生した燃料ガスを主燃料、軽油等を補助燃料として発電するための発電施設(発電機 6 基、最大 900kW)を設置するものであり、本件補助事業は、これらの施設のうち、発電した電力を商用電源として売電事業に供する分(発電機 4 基、最大 600kW)の発電施設の設置に必要な経費を補助するものである。

なお、同町は、環境省から、上記のごみ処理施設及び発電した電力をごみ処理施設の自家消費に充てる分の発電施設の導入事業を対象として、廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付を受けている(同省の国庫補助金に係る指摘事項については、前掲 691 ページの「廃棄物処理施設整備事業の実施に当たり、仕様書で定めた設備能力についての確認が十分でないまま施設の引渡しを受けたなどのため施設が所期の機能を発揮できず、補助の目的を達していないもの」参照)。

そして、同町は、発電施設の建設工事等の契約を締結するに当たり、発注仕様書において、流量、組成等の条件を満たした燃料ガスを主燃料として発電を行う場合の発電出力等を定めていた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合规性、有効性等の観点から、事業が交付規程等に基づき適切に実施されているか、発電施設は計画どおりに稼働しているかなどに着眼して、機構本部及びいちき串木野市において、現地の状況を確認するとともに、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

市来町は、16 年 2 月に軽油のみを用いて本件発電施設の完成検査を行っていたものの、本件補助金に係る実績報告書を機構に提出した同年 3 月 26 日の時点では、ごみ処理施設は未完成であり、同町は、発注仕様書に定められた燃料ガスの流量、組成等の条件等を満たしているかを確認できていなかった。

そして、同町は、上記のとおり発注仕様書に定められた条件等の確認ができていないのに、仕様書のとおり施工されているとする検査調書を添付して、機構に実績報告書を提出していた。

その後、同年 3 月 29 日に完成したとすごみ処理施設から実際に供給される燃料ガスは、発電を行うために十分な量ではなかったり、発電機を損傷させるおそれのある腐食成分を含んでいたりしたため、発電施設をほとんど稼働させることができなかった。

このような状況において、いちき串木野市は、本件ごみ処理施設及び発電施設の改善に向けた取組を行うとしていたものの、改良工事の費用が多額に上り、確実な効果も見込めないこと、基本設計業者等の協力が得られないことなどから、改良工事等を行っておらず、全く改善のめどが立たないため、20 年 10 月現在、本件発電施設は依然として稼働していないままとなっていた。

したがって、本件補助事業で整備した発電施設は、一般ごみと肉骨粉を混合して処理す

ることにより発生した燃料ガスを主燃料として発電するという補助の目的を達しておらず、これに係る補助金 54,755,925 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

- ア 市来町が、事実と異なる内容の検査調書を添付して実績報告書を機構に提出したり、長期にわたり本件施設の改善を図れていなかったりするなど、本件補助事業の適正な実施に対する認識を欠いていたこと
- イ 機構が、実績報告書の審査及び確認並びに同町に対する本件補助事業の適正な実施についての指導を十分行っていないこと

第24 独立行政法人科学技術振興機構

不 当 事 項

予算経理・役務

(847) 戦略的創造研究推進事業(発展研究)における研究費及び委託研究費の経理が不当と認められるもの

科 目	一般勘定 (項)新技術創出研究関係経費(平成15年9月30日以前は基礎的研究推進費)
部 局 等	独立行政法人科学技術振興機構(平成15年9月30日以前は科学技術振興事業団)
事 業 名	戦略的創造研究推進事業(発展研究)
事業の概要	優れた研究成果が期待されて、かつ発展の見込まれる研究を継続するもの
〈予算経理(研究費の経理)〉	
研究費の額	19,012,546円(平成14年度～17年度)
不当と認める研究費	4,420,614円(平成14年度～17年度)
〈役務(委託研究費の経理)〉	
委 託 先	獨協医科大学
委託研究費の額	847,000円(平成15、17両年度)
不当と認める委託研究費	239,707円(平成15、17両年度)
不当と認める研究費及び委託研究費の合計額	4,660,321円

1 事業の概要

(1) 戦略的創造研究推進事業(発展研究)の概要

独立行政法人科学技術振興機構(平成15年9月30日以前は科学技術振興事業団。以下「機構」という。)は、国から交付された運営費交付金等を原資として、戦略的重点化した分野における基礎研究を推進して、今後の科学技術の発展や新産業の創出につながる革新的な新技術を創出することを目的として、チーム型研究、個人型研究等多様な研究形式により、戦略的創造研究推進事業を実施している。そして、戦略的創造研究推進事業(発展研究)(以下「発展研究事業」という。)は、戦略的創造研究推進事業等の研究課題のうち、優れた研究成果が期待されて、かつ発展の見込まれる研究について、当初の研究期間を越えて継続する事業である。

(2) 研究実施体制及び研究費の執行体制

発展研究事業の研究実施体制及び研究費の執行体制は、当初の研究期間における研究形式による事業(以下「出身事業」という。)を踏まえたものとなっており、出身事業がチーム

型研究の場合には、通常、次のようなものとなっている。

すなわち、研究の推進全般について責任を持つ研究者(以下「研究代表者」という。)は研究チームを編成することとなっており、研究チームは当該研究代表者の所属する研究機関の研究者から構成される研究グループのみならず、他の研究機関に所属する共同研究者から構成される研究グループも参加することができることとなっている。

そして、機構は、原則として、各研究グループに配分する研究費のうち9割程度を機構が執行することとしており、残りの1割程度を各研究グループが所属する研究機関とそれぞれ委託研究契約を締結して、委託研究費として支出することとしている。なお、19年度以降の研究費の執行方式について、機構は、可能な限り研究機関への委託化を図ることとしている。

(3) 機構による研究費の経理

「研究推進・支援事務処理マニュアル」(以下「事務処理マニュアル」という。)等により、機構は、研究代表者又は共同研究者(以下「研究代表者等」という。)からの要求に基づく研究用消耗品等の購入業務を次のとおり行うこととしている。

すなわち、①研究代表者等は、研究用消耗品等を調達するための要求書を作成して、仕様書、参考見積書等の必要書類を添えて機構に提出する。②機構は、提出書類の要求内容、仕様等の確認を行い、業者に発注する。③研究実施場所に研究用消耗品等が納品された場合、研究代表者等が納品確認を行い、納品書に押印する。業者は当該納品書及び請求書を機構に提出する。④機構は、納品書に研究代表者等の納品確認の押印があることをもって検収して、支払処理を行う。

(4) 委託研究費の経理

「戦略的創造研究推進事業(公募型)に係る委託研究契約事務処理説明書」(以下「事務処理説明書」という。)等により、委託研究費は、直接経費と間接経費とから構成されている。そして、直接経費は、物品費、旅費、謝金その他の経費で、当該委託研究の実施のために直接的に必要な経費とされており、間接経費は、当該委託研究に関して研究機関において必要となる事務管理費等の経費で、直接経費に一定比率を乗ずるなどして得た額が支払われることとされている。

そして、委託研究費の経理処理については、事務処理説明書、研究機関の経理処理の規程等に従い適正に執行することとされており、研究機関は、研究実施期間終了後、委託研究費に係る実績報告書を機構に提出することとなっていて、機構は、この実績報告書の内容を調査して、委託研究に要すると合理的に判断された金額を確定することとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、発展研究事業に係る研究費の経理が事務処理マニュアル等に従って適正に行われているかなどに着眼して、機構及び委託先の10研究機関において会計実地検査を行った。そして、機構及び委託先の10研究機関が行っている12研究課題について納品書、請求書等の書類により検査するとともに、研究費の経理が適切でないと思われる事態があった場合には、機構及び研究機関に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

なお、本院は、19年次の獨協医科大学における文部科学省所管の科学研究費補助金等の会計実地検査の結果、同大学に所属する複数の研究者が、同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたため、同補助金等が過大に交付されていた事態について平成18年度決算検査報告に掲記した。その際、同大学に対して、同大学の他の研究者及び他の研究資金についても調査を求めているところ、19年11月に同大学から本件発展研究事業に関する調査結果の報告を受けたので、その報告内容の確認も行った。

(2) 検査の結果

機構は、13年度に、東京大学(16年4月1日以降は国立大学法人東京大学)に所属する教授を研究代表者とする研究課題(出身事業はチーム型研究、研究期間は8年12月から13年11月まで)を採択して、継続する研究期間を14年3月から19年3月までとする発展研究事業を実施している。

本件発展研究事業の研究チームは、14年度以降、研究代表者が所属する東京大学グループのほか、獨協医科大学医学部に所属するA教授が共同研究者として参加する獨協医科大学グループなどの3研究グループから構成されている。

検査したところ、獨協医科大学グループの研究用消耗品の購入に係る研究費及び委託研究費の経理について、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 機構による研究費の経理について

機構は、A教授からの要求書等に基づく研究費として、14年度から17年度までの間に計19,012,546円を支出しており、このうち、研究用消耗品については、業者から同教授による納品確認の押印がある納品書及び請求書の提出を受けて、その購入代金として計11,072,208円を業者に支払っていた。

しかし、実際に上記の研究用消耗品を購入した額は計6,651,594円にすぎず、差額の計4,420,614円については、A教授が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより機構に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものである。そして、同教授は4,420,614円全額を業者に預けて別途に経理するなどしていた。このため、研究費4,420,614円が過大に支払われていた。

イ 委託研究費の経理について

機構は、本件発展研究事業の実施に当たり、15年度及び17年度における委託研究費として計847,000円(直接経費計630,000円、間接経費計217,000円)を獨協医科大学に支払っている。

そして、同大学は、A教授から15年度及び17年度に研究用消耗品を計630,000円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、実際に上記の研究用消耗品を購入した額は計456,459円にすぎず、差額の計173,541円については、A教授が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものである。そして、同教授は173,541円全額を業者に預けて別途に経理していた。このため、上記の差額計173,541円は委託研究に要した経費とは認められず、間接経費相当額計66,166円も含めた委託研究費計239,707円が過大に支払われていた。

上記ア及びイのとおり、本件発展研究事業の経理において、研究費4,420,614円及び委

託研究費 239,707 円、計 4,660,321 円が過大に支払われていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、共同研究者において、研究費の原資は税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、機構及び獨協医科大学において、研究用消耗品の納品検査等が十分でなかったこと、機構において、研究者及び研究機関に対して研究費の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

第25 独立行政法人日本学術振興会

不 当 事 項

補 助 金

(848) 科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの

科 目	(項) 科学研究費補助事業費
部 局 等	独立行政法人日本学術振興会(平成 15 年 9 月 30 日以前は日本学術振興会)
補 助 の 根 拠	独立行政法人日本学術振興会法(平成 14 年法律第 159 号)(平成 15 年 9 月 30 日以前は日本学術振興会法(昭和 42 年法律第 123 号))
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	東北大学長
補 助 事 業	科学研究費補助
補助事業の概要	我が国の学術を振興するために、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を行うもの
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	14,200,000 円(平成 14、15 両年度)
不当と認める国 庫補助金交付額	4,291,468 円(平成 14、15 両年度)

1 補助金の概要

(1) 科学研究費補助金の概要

独立行政法人日本学術振興会(平成 15 年 9 月 30 日以前は日本学術振興会。以下「振興会」という。)は、独立行政法人日本学術振興会法(平成 14 年法律第 159 号。15 年 9 月 30 日以前は日本学術振興会法(昭和 42 年法律第 123 号))等に基づき、文部科学省が所掌する科学研究費補助金の交付対象となる一部の研究種目等について、11 年度から国の補助金を財源として、科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

この補助金は、我が国の学術を振興するために、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的とする研究助成費であり、交付対象となる研究種目等には基盤研究等がある。

この補助金の交付の申請をすることができる者は、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領」(平成 15 年規程第 17 号。以下「取扱要領」という。)等により、①大学、大学共同利用機関等の学術研究を行う機関(以下「研究機関」という。)に所属する研究者が 1 人で科学研究を行う場合は、当該研究機関の代表者、②研究者 2 人以上が同一の研究課題について共同して科学研究を行う場合は、当該研究者の代表者(以下、研究者が 1 人である場合を含めて「研究代表者」という。)又は研究代表者の所属する研究機関の代表者等とされている。

補助の対象となる経費は、「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱いについて」(平成 15 年文科振第 92 号文部科学省研究振興局長通知。以下「局長通知」という。)

等により、研究用物品の購入費など研究計画の遂行等に必要な経費(直接経費)及び研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費(間接経費)とされている。

(2) 補助金の管理方法

交付された補助金の管理方法については、局長通知等により、研究代表者又は研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たす研究分担者(以下「研究代表者等」という。)は、所属する研究機関に補助金の管理を行わせることとされている。そして、研究代表者等が所属する研究機関は、補助金及び納品書、請求書等の関係書類の管理を適切に行うこととされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、交付された補助金が研究機関において取扱要領、局長通知等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、振興会及び41研究機関に係る370事業主体(3大学長及び367研究代表者等)において会計実地検査を行った。そして、これらの事業主体が行っている443研究課題について納品書、請求書等の書類により検査するとともに、補助金の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、研究機関に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

振興会は、東北大学(16年4月1日以降は国立大学法人東北大学)多元物質科学研究所A教授を研究代表者とする研究課題(研究種目：基盤研究(B))を対象として、14、15両年度に、補助金計14,200,000円を交付しており、同大学が補助金の管理を行っている。同大学は、研究代表者から研究用物品を5,210,086円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、実際に上記の研究用物品を購入した額は918,618円にすぎず、差額の4,291,468円については、研究代表者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものである。そして、研究代表者は4,291,468円全額を業者に預けて別途に経理していた。このため、補助金4,291,468円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究代表者において、補助金の原資は税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、補助金を管理する同大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、振興会において、研究代表者等及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

第26 独立行政法人日本芸術文化振興会

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

広報誌の調達方法を、購入による方法から自ら作成し発行する方法に改めることにより、経済的なものとするよう改善させたもの

科目	経常費用
部局等	独立行政法人日本芸術文化振興会
契約名	物品供給契約
契約の概要	広報誌を購入するもの
契約の相手方	財団法人清栄会
広報誌の購入費	4800万円(平成16事業年度～19事業年度)
節減できた支払額	1763万円(平成16事業年度～19事業年度)

1 広報誌の概要

独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、芸術その他の文化の向上に寄与することを目的として、国立劇場、国立文楽劇場等の劇場施設を設置して、我が国古来の伝統的な芸能の公開及び我が国における現代の舞台芸術の公演を行うなどの業務を行っている。

そして、振興会は、これら劇場施設における公演情報の周知等のために、広報誌として日本芸術文化振興会ニュース(以下「振興会ニュース」という。)、芸術文化振興基金、あぜくら及び国立文楽劇場友の会会報の4誌を劇場施設への来場者、会員等に配布している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、広報誌の調達が適切に行われて、経済的なものになっているかなどに着眼し、振興会の本部において、平成16事業年度から19事業年度までの間の広報誌に関する契約書、仕様書等を確認して、その作成、発行の実態等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の広報誌4誌のうちの振興会ニュースについてみると、振興会は、財団法人清栄会(以下「清栄会」という。)が発行者として作成したものを随意契約により購入していた。この契約は、1部当たりの単価を100円として毎月10,000部ずつ、年間120,000部を購入するもので、その支払額は16事業年度から19事業年度までの間で計4800万円となっていた。

この振興会ニュースの作成の実態をみると、清栄会は、①編集業務については、振興会から国立劇場等の公演情報等の提供を受けるとともに、振興会の指示・監修の下で紙面のレイアウトの実施、エッセイの執筆依頼等を行っていた。また、②印刷・製本業務については民間の印刷業者に請け負わせて実施していた。そして、清栄会は、このようにして作成した振興会ニュースの全数を振興会に上記の金額で売却し、振興会はこれを国立劇場等に常備して

来場者等に無料で配布するなどしていた。

このような振興会ニュースの作成の実態等からみて、振興会において、振興会ニュースを清栄会から定価で購入して調達する方法は適切とは認められず、振興会自らが発行することとした上で、編集業務については自ら又は委託により行い、印刷・製本業務については業者に請け負わせるなどすることにより、経済的な調達を行う必要があると認められた。

現に、振興会ニュース以外の芸術文化振興基金等3誌については、振興会は、自らを発行者とした上で、編集業務を自ら又は委託により行い、印刷・製本業務を民間の業者に請け負わせて調達して、これを配布していた。そして、これらの広報誌のうち、振興会ニュースと形状、装丁が類似する「あぜくら」をみると、19事業年度における作成部数は204,000部、これに対する支払額は519万余円で1部当たりの単価は約25円となっていた。

(節減できた支払額)

前記のとおり、振興会が振興会ニュースを自ら作成し発行することとして、これに要する経費を積算参考資料等に基づき算定すると、前記の支払額計4800万円は、16事業年度から19事業年度までの間で計3036万余円となり、計1763万余円が節減できると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、振興会において、振興会ニュースの調達に当たり、作成の実態を反映し、振興会自らが振興会ニュースを発行することとした上で、編集業務については自ら又は委託により行い、印刷・製本業務については業者に請け負わせることとするなど、経済的な調達を図ることについての認識が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、振興会は、振興会ニュースについて、清栄会との随意契約により購入する方法を改めて、次のとおり、作成の実態に即して自ら発行する方法とすることにより調達価格の節減を図る処置を講じた。

ア 編集業務については、平成20年4月号から振興会自らが実施することとした。

イ 印刷・製本業務については、20年3月に一般競争入札を実施して、20年4月に印刷業者と請負契約を締結した。

第27 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

第3章 第2節 第27 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

不 当 事 項

役 務

(849) 雇用安定事業関係業務、障害者雇用納付金関係業務等に係る委託業務の実施に当たり、委託業務の経費に架空の旅費等を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

科 目	(高齢・障害者雇用支援勘定) (項) 高年齢者等助成金支給経費 (項) 高年齢者等雇用相談経費 (項) 高年齢者等職業生活設計援助経費 (項) 障害者雇用継続助成金支給経費 (障害者雇用納付金勘定) (項) 障害者雇用納付金関係業務費 (項) 職業開発事業費 〔平成15年9月30日以前は、 労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 雇用安定等事業費 日本障害者雇用促進協会 障害者雇用継続援助事業特別会計 (項) 業務取扱費 障害者雇用納付金事業特別会計 (項) 業務委託費 一般会計 (項) 職業開発事業費〕
部 局 等	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(平成15年9月30日以前は厚生労働本省(13年1月5日以前は労働本省)及び日本障害者雇用促進協会)
契 約 名	(1) 雇用安定事業関係業務委託 (平成12年度～19年度) (2) 〔障害者雇用納付金関係業務委託 (平成13年度～18年度) 障害者職域拡大等研究調査委託 (平成14年度～18年度) 障害者雇用管理等講習委託 (平成14年度～18年度) 障害者雇用啓発事業委託 (平成14年度～18年度) 障害者雇用継続助成金関係業務委託 (平成13年度～17年度)〕
契 約 の 概 要	(1) 事業主に対して支給する助成金に係る普及指導及び申請書の受理、点検、審査等並びに事業主その他の関係者に対する高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての相談その他の援助等

	(2) 障害者雇用納付金の徴収等に関する事務、障害者の雇用に関する技術的事項についての研究・調査・講習、障害者雇用継続助成金の受給資格認定申請書等の受理、点検等
契約の相手方	29 協会
契 約	(1) 平成12年4月ほか 随意契約 (2) 平成13年4月ほか 随意契約
支 払 額	(1) 12,381,659,685 円(平成12年度～19年度) (2) 3,927,361,949 円(平成13年度～18年度) 計 16,309,021,634 円
過大になっている支払額	(1) 68,782,038 円(平成12年度～19年度) (2) 42,517,111 円(平成13年度～18年度) 計 111,299,149 円

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の概要

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(平成15年9月30日以前は財団法人高年齢者雇用開発協会及び日本障害者雇用促進協会。以下「機構」という。)は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成14年法律第165号)等に基づき、高年齢者等又は障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人(全国に設立された雇用開発協会等の法人。以下「協会」という。)に対して、雇用安定事業関係業務、障害者雇用納付金関係業務等の一部(以下「委託業務」という。)の実施を委託している。

上記のうち、雇用安定事業関係業務の内容は、①事業主に対して支給する助成金に係る普及指導及び申請書の受理、点検、審査等、②事業主その他の関係者に対する高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての相談その他の援助、③高齢期雇用就業支援コーナーの運営等に関する業務の実施となっている。

また、障害者雇用納付金関係業務等の内容は、①障害者雇用納付金の徴収等に関する事務、②障害者の雇用に関する技術的事項についての研究・調査・講習、③障害者雇用継続助成金の受給資格認定申請書等の受理、点検等に関する業務の実施となっている。

そして、15年9月30日までは、雇用安定事業関係業務については、財団法人高年齢者雇用開発協会が、厚生労働省(13年1月5日以前は労働省)から交付を受けた高年齢者雇用確保事業等交付金を財源として、また、障害者雇用納付金関係業務等については、日本障害者雇用促進協会が、法律に基づき事業主から徴収した障害者雇用納付金等を財源として、それぞれ協会に対して委託業務の実施を委託していた。その後、15年10月1日に、日本障害者雇用促進協会の業務に国及び財団法人高年齢者雇用開発協会の業務の一部を加えて実施する機構が設立されて、雇用安定事業関係業務、障害者雇用納付金関係業務等を承継して、同日以降、機構が厚生労働省からの交付金等を財源として、協会に対して委託業務の実施を委託することとなった。

(2) 委託費の交付、精算等の手続

委託業務に係る委託費の交付、精算等の手続は、機構が定めた「雇用安定事業関係業務、障害者雇用納付金関係業務及び障害者雇用継続助成金関係業務委託要領」(平成16年要

領第29号)等によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、協会と年度ごとに業務委託契約を締結する。そして、当該業務委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② 協会は、委託業務が終了したときは、業務実績及び委託費の収支の状況を記載した業務実績報告書及び委託費精算報告書(以下「精算報告書等」という。)を機構に提出する。
- ③ 機構は、協会から提出された精算報告書等の内容を審査して、適当と認めるときは、委託費の額を確定して精算する。

(3) 委託費の対象経費

委託費の対象経費は、①協会において委託業務に従事する者の給与、超過勤務手当等の人件費、②謝金、旅費、庁費等の一般管理費、③その他各委託業務の実施に必要な経費となっている。

(4) 委託業務の適正な実施について機構が講じた処置

本院は、本件委託業務について、19年次に、機構において、18協会に支払われた委託費を対象として会計実地検査を行い、18協会が、委託費から不正な支払を行ってこれを別途に経理するなどして委託費を委託業務の目的外の用途に使用するなどしていた事態を平成18年度決算検査報告に掲記したところである。そして、機構は、上記の会計実地検査を踏まえて、協会あてに「会計事務の適正化について」(平成19年9月21日高障経発第28号)を発して、個々の指摘事項を踏まえた留意点を明示して、委託費の適正な会計経理について、協会の職員に周知徹底を図るとともに、各協会の事務局長の責任において、自主点検を行うことを指示するなどしたところである。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、機構及び29協会^(注)において会計実地検査を行い、14年度から19年度までの間に29協会に支払われた委託費を対象として、合規性等の観点から、委託費が業務の目的に沿って適正に使用されているかに着眼して、上記の各協会における自主点検の結果も含めて、精算報告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に機構等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。なお、検査の過程において不正な事態等が判明した場合には、可能な範囲において過去の年度までさかのぼって検査を実施した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、29協会が12年度から19年度までの間に実施した委託業務について、各協会から提出された精算報告書等に基づき、委託費の支払額を計16,309,021,634円と確定して精算していた。

しかし、29協会は、委託費から、不正な支払を行ってこれを別途に経理したり、旅費等を過大に支払ったり、懇親会に係る経費を支払ったりするなどして、計111,299,149円(うち29協会自主点検分計68,399,779円)を委託業務の目的外の用途に使用するなどしていた。

これを態様別に示すと、次のとおりである(協会数については重複しているものがある。)

ア 架空の出張等を名目として委託費から旅費等を不正に支払い、これを別途に経理して
職員の飲食費に充てるなど、委託業務の目的外の用途に使用するなどしていたもの

15 協会 22,600,690 円

<事例>

A 協会は、平成14年度から16年度まで及び18年度に、虚偽の内容の旅費請求書
等を作成して、出張の事実がないのに職員を出張させたこととして委託費から旅費計
797,130 円を不正に支払い、これを別途に経理するなどして、委託業務の目的外の用
途に使用していた。

イ 委託業務に係る出張について、職員が当初の日程を短縮して出張するなどしていたの
に、当該旅費の差額について精算していなかったため、委託費から過大な額の旅費を
支払うなどしていたもの

24 協会 26,373,789 円

ウ 職員の超過勤務の管理を適正に行っていなかったため、委託費から過大な額の超過勤
務手当を支払っていたもの

14 協会 11,065,094 円

エ 懇親会に係る飲食費等を委託費から支払っていたもの

13 協会 9,615,131 円

オ 協会の通常総会に係る議案書の印刷代、機構が定めた委託費による負担割合を上回っ
た会計ソフトリース料等、委託業務の対象外の経費を委託費から支払っていたもの

27 協会 31,050,617 円

カ 委託費の残額を消化するため、年度末に業者に架空請求を行わせてこれに係る代金を
委託費から支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、翌年度にこれを利
用して、契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

7 協会 10,593,828 円

したがって、次表のとおり、29 協会が12年度から19年度までの間に実施した委託業
務に係る適正な委託費の額は計16,197,722,485 円となり、前記の委託費の支払額計
16,309,021,634 円との差額計111,299,149 円が過大に支払われており、委託費の経理が適正
を欠いていて、不当と認められる。

表 雇用安定事業関係業務、障害者雇用納付金関係業務等における過大な支払額

(単位：円)

年度	業 務	委託費の支払額	適正な委託費の額	過大な支払額
平成12	雇用安定事業	75,649,977	75,578,397	71,580
13	雇用安定事業	361,096,335	359,885,125	1,211,210
	障害者雇用納付金	41,054,334	40,493,274	561,060
14	雇用安定事業	2,165,532,776	2,147,125,995	18,406,781
	障害者雇用納付金	967,337,779	954,320,125	13,017,654
15上期	雇用安定事業	961,782,700	954,423,168	7,359,532
	障害者雇用納付金	381,017,863	376,618,131	4,399,732

年度	業 務	委託費の支払額	適正な委託費の額	過大な支払額
15 下期	雇 用 安 定 事 業	1,333,202,988	1,323,664,832	9,538,156
	障害者雇用納付金	423,414,941	417,607,633	5,807,308
16	雇 用 安 定 事 業	2,641,419,017	2,624,125,210	17,293,807
	障害者雇用納付金	919,279,263	909,199,949	10,079,314
17	雇 用 安 定 事 業	2,724,993,056	2,715,005,334	9,987,722
	障害者雇用納付金	764,538,463	757,463,250	7,075,213
18	雇 用 安 定 事 業	1,982,799,171	1,977,899,583	4,899,588
	障害者雇用納付金	430,719,306	429,142,476	1,576,830
19	雇 用 安 定 事 業	135,183,665	135,170,003	13,662
小 計	雇 用 安 定 事 業	12,381,659,685	12,312,877,647	68,782,038
	障害者雇用納付金	3,927,361,949	3,884,844,838	42,517,111
計		16,309,021,634	16,197,722,485	111,299,149

注(1) 平成 15 年度上期(15 年 9 月末)までは、財団法人高齢者雇用開発協会及び日本障害者雇用促進協会が、それぞれ協会に業務の実施を委託していた。

注(2) 業務欄の「雇用安定事業」は雇用安定事業関係業務、「障害者雇用納付金」は障害者雇用納付金関係業務等をそれぞれ示すものである。

このような事態が生じていたのは、協会において、委託業務の適正な執行及び委託費の適正な会計経理に関する認識が欠けていたこと、また、機構において、精算報告書等に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 29 協会 社団法人岩手県雇用開発協会(平成 19 年 3 月 31 日以前は同協会及び社団法人岩手県障害者雇用促進協会)、社団法人宮城県高齢・障害者雇用支援協会(18 年 3 月 31 日以前は社団法人宮城県雇用開発協会及び社団法人宮城県障害者雇用促進協会)、社団法人秋田県雇用開発協会(18 年 3 月 31 日以前は同協会及び社団法人秋田県障害者雇用促進協会)、社団法人山形県高齢・障害者雇用支援協会(19 年 3 月 31 日以前は社団法人山形県雇用対策協会及び社団法人山形県障害者雇用促進協会)、社団法人福島県雇用開発協会(18 年 3 月 31 日以前は同協会及び社団法人福島県障害者雇用促進協会)、社団法人栃木県雇用開発協会、社団法人埼玉県雇用開発協会、財団法人神奈川県雇用開発協会、社団法人新潟県雇用開発協会、社団法人富山県雇用開発協会(18 年 3 月 31 日以前は社団法人富山県雇用対策協会及び社団法人富山県障害者雇用促進協会)、社団法人石川県雇用支援協会(18 年 3 月 31 日以前は社団法人石川県雇用対策協会及び社団法人石川県障害者雇用促進協会)、社団法人福井県雇用支援協会(18 年 3 月 31 日以前は社団法人福井県雇用開発協会及び社団法人福井県障害者雇用促進協会)、社団法人山梨県雇用促進協会(17 年 3 月 31 日以前は社団法人山梨県雇用開発協会及び社団法人山梨県障害者雇用促進協会)、社団法人長野県雇用開発協会、社団法人岐阜県雇用支援協会(19 年 3 月 31 日以前は社団法人岐阜県雇用開発協会及び社団法人岐阜県障害者雇用促進協会)、社団法人静岡県雇用支援協会(20 年 3 月 31 日以前は社団法人静岡県雇用開発協会及び社団法人静岡県障害者雇用促進協会)、社団法人三重県雇用開発協会(18 年 3 月 31 日以前は同協会及び社団法人三重県障害者雇用促進協会)、社団法人滋賀県雇用開発協会(18 年 9 月 30 日以前は社団法人滋賀県雇用対策協会及び

社団法人滋賀県障害者雇用促進協会)、社団法人和歌山県雇用開発協会(19年3月31日以前は社団法人和歌山県高齢者雇用開発協会及び社団法人和歌山県障害者雇用促進協会)、社団法人鳥取県高齢・障害者雇用促進協会(18年3月31日以前は社団法人鳥取県雇用促進協会及び社団法人鳥取県障害者雇用促進協会)、社団法人島根県雇用促進協会(18年3月31日以前は同協会及び社団法人島根県障害者雇用促進協会)、社団法人広島県雇用開発協会、社団法人徳島県雇用支援協会(18年3月31日以前は社団法人徳島県雇用開発協会及び社団法人徳島県障害者雇用促進協会)、社団法人愛媛県高齢・障害者雇用支援協会(18年3月31日以前は社団法人愛媛県高齢者雇用開発協会及び社団法人愛媛県障害者雇用促進協会)、社団法人高知県雇用開発協会、財団法人佐賀県高齢・障害者雇用支援協会(19年3月31日以前は財団法人佐賀県高齢者雇用開発協会及び社団法人佐賀県障害者雇用促進協会)、社団法人熊本県高齢・障害者雇用支援協会(18年3月31日以前は社団法人熊本県高齢者雇用開発協会及び社団法人熊本県障害者雇用促進協会)、社団法人宮崎県雇用開発協会(18年3月31日以前は社団法人宮崎県高齢者雇用開発協会及び社団法人宮崎県障害者雇用促進協会)、財団法人鹿児島県雇用支援協会(18年3月31日以前は財団法人鹿児島県雇用開発協会及び財団法人鹿児島県障害者雇用促進協会)

そ の 他

(850) 高齢者等共同就業機会創出助成金の支給が適正でなかったもの

科 目	高齢・障害者雇用支援勘定
部 局 等	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
支給の相手方	3事業主
高齢者等共同就業機会創出助成金の支給額の合計	14,902,000円(平成17年度～19年度)
不適正支給額	10,182,000円(平成17年度～19年度)

1 助成金の概要

(1) 高齢者等共同就業機会創出助成金

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、雇用保険(前掲247ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、45歳以上の求職者等(以下「求職者」という。)を雇い入れて継続的な雇用・就業機会を創出するために、高齢者等共同就業機会創出助成金(以下「助成金」という。)の支給に係る業務を行っている。助成金は、45歳以上の者(以下「中高年齢者」という。)3人以上が共同して法人を設立して、求職者を雇い入れて継続的な雇用・就業機会を創出した場合に、当該法人に対して、法人の運営に要した経費等の一部を助成するものである。

なお、機構は、助成金の支給業務については、中高年齢者の雇用の安定等を図ることを

目的として各都道府県に設立された社団法人又は財団法人である雇用開発協会等(以下「都道府県協会」という。)にその一部を委託して実施している。

(2) 助成金の支給

助成金の支給要件は、3人以上の中高齢者がそれぞれ出資して設立した法人であること、設立登記後継続して事業を営んでいる雇用保険の適用事業主(以下「事業主」という。)が、法人の運営に要する経費等、助成金の支給対象となる経費(以下「支給対象経費」という。)を支払っていること、事業主が助成金の支給申請日までに求職者を雇用保険の被保険者として1人以上雇い入れたことなどとなっている。そして、支給額は、法人の設立登記の日から起算して6か月の期間内に費用が発生して、支払が完了した支給対象経費に3分の2を乗じて得た額(ただし、500万円を限度とする。)となっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、法人の設立登記年月日、事業の概要等を記載した「高齢者等共同就業機会創出事業計画書」に法人設立の際に必要なとされた書類等を添付して、これを都道府県協会を通じて機構に提出することとなっている。また、法人の設立登記の日から6か月経過後に、雇用保険の被保険者数、支給対象経費等を記載した「高齢者等共同就業機会創出助成金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)に支給対象経費の支払を確認できる領収書等を添付して、これを都道府県協会を通じて機構に提出することとなっている。そして、機構は、支給申請書等の内容を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて助成金の支給を行うこととなっている。また、事実と相違する内容の申請により助成金を支給した事業主に対しては、助成金の全部又は一部について支給決定を取り消して返還させることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、機構において会計実地検査を行い、平成15年度から19年度までの間に助成金の支給を受けた事業主のうち47事業主を選定して、合規性等の観点から、これらの事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、事業主から提出された支給申請書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に機構に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、17年度から19年度までの3事業主に対する助成金の支給(支給額14,902,000円)のうち、10,182,000円が適正に支給されておらず、不当と認められる。

上記の不適正支給の態様は、支給申請日までに求職者を雇用保険の被保険者として雇い入れていなかったのに雇い入れたこととしたり、支給対象経費について事実と相違する領収書を添付したりなどして申請した事業主に対して、助成金を支給していたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

機構は、事業主Aから、平成18年6月に求職者Bを雇用保険の被保険者として雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、助成金5,000,000円を支給していた。

しかし、実際には、求職者Bの労働時間は短時間であり、雇用保険の加入要件を満

たしていなかったため、事業主 A は、求職者を雇用保険の被保険者として1人以上雇い入れるという支給要件を満たしていないことから、助成金 5,000,000 円全額が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分理解していなかったり、誠実でなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、機構において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

第28 独立行政法人日本貿易振興機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (851) 物品の購入等に当たり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の検収を行わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でない会計経理を行い、経費を支払っていたもの

科 目	資料収集 〔平成 12、13 両年度は、統計・研究資料整備費〕 〔14 年度、15 年度上期は、研究基盤整備事業費〕
部 局 等	独立行政法人日本貿易振興機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は日本貿易振興会)アジア経済研究所
契 約 の 概 要	マイクロフィルム関係物品の購入等
契 約 の 相 手 方	株式会社ニチマイ
上記の株式会社 に対する支払額	190,730,417 円(平成 10 年度～18 年度)
不適正な会計経 理により支払わ れた額	26,549,565 円(平成 12 年度～18 年度)

1 物品購入等に係る会計経理の概要

独立行政法人日本貿易振興機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は日本貿易振興会。以下「機構」という。)は、機構のアジア経済研究所(以下「研究所」という。)において、アジア地域その他の地域等の諸事情に関する新聞等の資料を収集してマイクロフィルム化して保存する業務等を行っている。そして、研究所は、10 年度から 18 年度までの間に、当該業務等を実施するために必要なマイクロフィルム等の物品(以下「マイクロフィルム関係物品」という。)を購入するなどのために、主に単価契約により 451,551,187 円を支払っている。

機構における物品の購入等に係る会計事務手続については、会計規程(平成 15 年独立行政法人日本貿易振興機構規程第 6 号)、物品等管理規程(平成 15 年独立行政法人日本貿易振興機構規程第 38 号)等に定められており、研究所におけるマイクロフィルム関係物品の購入等に係る検収、支払等の手続は次のとおり行うこととなっている。

- ① 検収を行う者は、指定の受渡場所において発注書又は契約書及び納品書と現品とを照合の上、納入された物品等の品名、規格、数量、納品時期等が上記の関係書類と合致して、かつ、適正であるか否かを検査する。
- ② 検収を行った者は、検収完了後、直ちに納品書等に検収印を押印するなどして、関係書類を整備確認の上、出金伝票を起票する。そして、これに基づき支払が行われる。

2 検査の結果

本院は、機構において、合規性等の観点から、会計事務手続が会計規程等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、関係書類が保存されていた 10 年度から 18 年度までの間に

研究所がマイクロフィルム関係物品の購入等で株式会社ニチマイ(以下「ニチマイ」という。)に支払った190,730,417円について、契約書、納品書等の書類により会計実地検査を行った。また、ニチマイにおいても、総勘定元帳等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、上記のニチマイに対する支払額190,730,417円の中には、次のとおり適正ではない会計経理を行っている事態が見受けられた。

- ア 研究所の図書館の資料サービス課の職員は、ニチマイに、同社が年度末にマイクロフィルム関係物品を大量に納入したとする虚偽の納品書等を提出させるなどしていた。
- イ 研究所の図書館の資料企画課の職員等は、上記アの納品書等を受けて、物品が実際には納入されていないのに、所定の検収を行わないまま適正に納入されたこととして支払手続を行っていた。そして、この行為については、担当職員が交代した場合においても毎年度継続して行われていた。
- ウ 上記アの資料サービス課の職員は、この支払手続に基づき研究所が支払った金額をニチマイに預け金として保有させて、その累計額は、次表のとおり計26,549,565円となっていた。そして、同職員は、当該預け金のうち24,613,155円を使用して新聞のマイクロフィルム撮影等の役務をニチマイに行わせるなどしており、20年2月の会計実地検査時点においても1,936,410円を預け金としてニチマイに保有させていた。

表 ニチマイへの預け金額の推移 (単位：円)

年 度	新たに預け金として保有させた額 (A)	使用可能な預け金の額 (B) ((A)+前年度(D))	預け金の使用額 (C)	年度末残額 (D) (B-C)
平成10、11	—	—	—	—
12	2,493,750	2,493,750	—	2,493,750
13	14,386,260	16,880,010	7,429,958	9,450,052
14	2,945,775	12,395,827	12,315,370	80,457
15	499,380	579,837	513,687	66,150
16	2,499,000	2,565,150	986,370	1,578,780
17	157,500	1,736,280	1,727,271	9,009
18	3,567,900	3,576,909	1,622,649	1,954,260
19(注)	—	1,954,260	17,850	1,936,410
計	26,549,565		24,613,155	

(注) 平成19年度は20年2月の会計実地検査時点での金額である。

上記の適正でない会計経理について18年度の状況を事例として示すと、次のとおりである。

<事例>

研究所は、平成18年度にニチマイからマイクロフィルム関係物品を購入したとして代金計3,567,900円を支払っていた。このうちマイクロフィルム500本については、19年3月27日に代金1,701,000円で購入したこととしていた。しかし、実際には研究所の図書館の資料サービス課の職員が虚偽の納品書、請求書等の関係書類をニチマイに提出させて購入したこととしていたもので、500本は全く納入されていなかった。また、研究所の図書館の資料企画課の職員は、現物確認等を行わないまま上記の納品書に同日付の検収印を押印して検収したこととして、この納品書に請求書を添付するなどして同日

付の出金伝票を起票していた。研究所は、この出金伝票に基づき同月30日に当該代金1,701,000円をニチマイに支払い、上記の資料サービス課の職員がこの金額をニチマイに預け金として保有させていた。

このような事態が生じていたのは、機構において、職員に会計規程等を遵守することの認識が著しく欠如していたこと、このような適正でない会計経理を組織的に点検できなかったこと、内部監査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、長期間にわたり、偽造の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の検収を行わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でない会計経理を行い、経費を支払った金額26,549,565円が不当と認められる。

第29 独立行政法人水資源機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの

科	目	一般勘定
部	局	等
独立行政法人水資源機構		
違約金請求の概要		談合等により生じた損害の回復を図るために、契約条項に基づき請負代金額等の一定割合に相当する額を受注者に対して請求するもの
課徴金減免制度の概要		談合などの違反行為を行った事業者が公正取引委員会の調査開始日より前に違反事実を申告するなど法律に定められた要件を満たす場合、当該事業者に対し公正取引委員会が課徴金の納付を免除又は減額するもの
水門談合事件に係る違反行為対象契約において違約金条項が付されていた契約及び契約金額	6件	55億9013万余円(平成15、16両年度)
上記のうち検査の対象とした契約及び契約金額	6件	55億9013万余円
上記のうち課徴金納付を免除された事業者と締結した契約及び契約金額	1件	11億5535万円(平成16年度)

1 談合等に係る違約金条項等の概要

(1) 談合等に係る違約金条項の制定

独立行政法人水資源機構(平成15年9月30日以前は水資源開発公団。以下「機構」という。)は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図るため、水資源の開発又は利用のための施設の改築等の公共工事等を多数実施している。

近年、公共工事等における受注者等が、入札に当たり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し談合を行ったとして、公正取引委員会から独占禁止法第7条第1項等に規定する排除措置命令等を受けたり、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する競売入札妨害罪、談合罪等の容疑で逮捕等されたりする事態(以下、法律の規定に違反するこれらの行為を「談合等」という。)が数多く発生している。

上記のように、公共工事等の入札において談合等があった場合には、受注者等の不法行為等による損害が生ずることとなるが、機構は、機構に生じた損害の回復を容易にするとともに、談合等に対する抑止効果を期待して、15年7月に、機構発注の工事及び建設コ

ンサルタント業務等(以下「工事等」という。)の契約において、当該工事等に関し談合等の不正行為を行った受注者に対し、請負代金額(契約締結後に請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。以下同じ。)等の10分の1に相当する額を違約金として支払わせる違約金条項を制定し、同年8月6日以降に入札公告等の入札手続を開始する契約に適用することとし、その旨を支社等に通知している。

その後、機構は、国土交通省等が発注した鋼橋上部工事に関して大規模な談合行為が発生したことを踏まえ、17年12月に、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける工事について、受注者の悪質性が特に際立っている場合には、請負代金額の10分の1に相当する額の違約金に加え、請負代金額の100分の5に相当する額の違約金を支払わなければならないとするなど違約金条項の強化を行っている。

(2) 違約金条項の適用

機構が定めた違約金条項では、受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、機構と締結した契約について次のいずれかに該当したとき、受注者は違約金として請負代金額の10分の1に相当する額などを支払わなければならないこととされている。

- ① 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反したことなどにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行い、当該命令が確定したとき
- ② 受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

また、機構は、公正取引委員会が受注者に対して行った課徴金納付命令が確定した場合、どの契約が課徴金納付命令の対象となったかを確認するため、公正取引委員会に対し、課徴金納付命令の対象となった契約(以下「課徴金算定対象契約」という。)について照会した後、課徴金算定対象契約であると認められた契約については、受注者に対して違約金条項に基づく違約金の請求を行っている。

(3) 独占禁止法の改正

17年4月に独占禁止法が改正(18年1月施行)されたことにより、課徴金減免制度の導入や審判手続等の見直しが行われるなど、独占禁止法の執行力・抑止力の強化が図られている。

ア 課徴金減免制度の導入

課徴金減免制度は、カルテルからの離脱インセンティブを与え、カルテルの発見、解明を容易にして、競争秩序の早期回復を図るために導入されたもので、違反行為の実行としての事業活動を行った事業者が自ら違反事実を申告するなど法律で定める要件に該当すれば、当該事業者の課徴金を減免する制度である。

すなわち、課徴金を納付すべき事業者が、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行ったなどの要件に該当する場合には、公正取引委員会は、独占禁止法第7条の2第7項の規定に基づき、課徴金の納付を命じないものとするとしている。そして、公正取引委員会は、これにより課徴金の納付を命じないこととしたときは、当該事業者に対し、文書をもってその旨を通知することとしている。

また、当該違反行為をした事業者のうち2番目又は3番目に公正取引委員会に上記の報告等を行ったなどの要件に該当する場合には、公正取引委員会は、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定に基づき、課徴金の額の一定割合を減額するものとしてされている。

イ 課徴金減免制度の適用を受けた事業者名等の公表

公正取引委員会は、18年9月に、「課徴金減免制度の適用を受けた事業者名等の取扱いに関する方針」を定め、課徴金の納付を免除した事業者(以下「免除事業者」という。)又は課徴金の額を減額した事業者(以下「減額事業者」という。)から申出があった場合、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率を公表することとしている。

(4) 排除措置命令における認定事実

公正取引委員会は、独占禁止法第3条等の規定に違反する談合などの行為があるときは、独占禁止法第7条等の規定に基づき、事業者等に対し排除措置命令を行うことができることとされている。そして、排除措置命令は、独占禁止法第49条の規定に基づき、文書によってこれを行い、排除措置命令書には、違反行為に関して公正取引委員会が認定した事実(以下「認定事実」という。)及びこれに対する法令の適用などを示さなければならないこととされている。そして、この認定事実には、違反行為者、違反行為の対象となった契約の種類、発注者及び入札方法、違反行為があった期間等が含まれるが、個別の契約件名、契約年月日等については示されない場合が多い。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

公正取引委員会は、18年3月に、機構が発注した水門設備工事の入札において談合の疑いがあるとして、水門設備業者に立入り検査を実施し、19年3月に、同工事において談合があったとして、入札に参加した水門設備業者に対し、排除措置命令を行うとともに課徴金納付命令を行っている。そして、排除措置命令書において、違反行為があったとされる期間に入札が行われていて、かつ、違反行為の対象となっていたとされている契約の種類及び入札方法に該当する契約(以下「違反行為対象契約」という。)のうち、違約金条項が付されているものは6件(契約金額計55億9013万余円)となっている。

そして、公正取引委員会は、19年3月に、免除事業者及び減額事業者からの申出に基づき、上記の機構発注の水門設備工事における談合事件(以下「水門談合事件」という。)について、当該事業者名等を公表している。

また、課徴金減免制度は、競争秩序の早期回復を図るために導入された措置であるのに対し、違約金条項は、談合等により被ることになる損害の早期回復などのために発注者が契約上付するもので、両者は、それぞれ趣旨・目的が異なるものである。

このような状況を踏まえ、合規性、経済性、効率性等の観点から、水門談合事件に係る違約金の請求は適切に行われているか、違約金条項は課徴金減免制度の導入を踏まえた適切な内容となっているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象及び方法)

水門談合事件に係る違反行為対象契約において違約金条項が付されていた前記6件の契約(契約金額計55億9013万余円)を検査の対象とした。

検査に当たっては、水門談合事件に係る契約について本院が作成及び提出を求めた調書等を分析するとともに、機構本社において、上記の契約に係る違約金の請求状況等のほか、水門談合事件後の違約金条項の見直し状況について、会計実地検査を行った。

(本件の検査の背景等については、後掲 945 ページの「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」参照)

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした6件の契約のうち、課徴金算定対象契約は5件であり、残りの1件は免除事業者1社との契約となっていた(表1及び表2参照)。

表1 課徴金算定対象契約並びに免除事業者及び減額事業者との契約の状況 (単位：件、千円)

区 分	検査対象契約			うち違約金を請求しているもの			うち違約金が納入されているもの	
	契約年月	件数	契約金額	件数	契約金額	違約金請求額	件数	収納金額
課徴金算定対象契約	15年12月 ～ 17年2月	5	4,434,780	5	4,434,780	443,478	5	443,478
うち減額事業者2社注(1)との契約	16年3月 ・ 16年10月	2	923,349	2	923,349	92,334	2	92,334
免除事業者1社注(2)との契約	16年10月	1	1,155,357	0	—	—	0	—
計		6	5,590,137	5	4,434,780	443,478	5	443,478

注(1) 減額事業者2社 JFE エンジニアリング株式会社及び日立造船株式会社

注(2) 免除事業者1社 三菱重工業株式会社

表2 免除事業者との契約の概要 (単位：千円)

契 約 件 名	契約方式	契約年月日	契約金額
徳山ダム利水・水位低下用放流ゲート設備工事	指名競争契約	16年10月18日	1,155,357

課徴金算定対象契約5件について、機構は、19年7月に、違約金条項に基づき計4億4347万余円の違約金の請求を行い、いずれも請求後一月以内に全額納入されていた。そして、この5件(契約金額計44億3478万円)のうち2件(契約金額計9億2334万余円)は減額事業者2社との契約に係るもので、納入された違約金は計9233万余円であった。

一方、上記の減額事業者と同時に名称等が公表された免除事業者との契約1件(契約金額11億5535万余円)については、独占禁止法の改正により課徴金減免制度が導入された17年4月より前に締結されたものであり、免除事業者が減額事業者と同様に違反行為を行い機構が損害を被ることになっていても、機構の違約金条項では、課徴金の納付が免除された場合には、受注者に対し違約金を請求する場合の条件(以下「請求条件」という。)には該当しないとして、違約金の請求は行っていない。

しかし、受注者が課徴金減免制度の適用を受け、課徴金の納付を免除されても、発注者は、談合により被った損害について、損害賠償請求等により適切に回復する必要がある。このことに関し、機構は、上記1件の契約について、別途、損害賠償を請求することを検討中であるとしている。

上記について、談合により生じた損害の回復という点からみると、違約金条項は、これを契約書に付することにより、談合等が発覚した場合に、損害の発生及び損害額の証明を要することなく、あらかじめ約定した一定の額の違約金の請求を行い、収納することを可能とするものである。また、違約金条項を付している場合、受注者が談合等を行っていないとして違約金の支払に応じない場合も、発注者は違約金として請求する額について証明を要しないことから、早期に訴訟を提起することが可能となる。一方、違約金条項を契約書に付していない場合、損害を回復するためには損害賠償等を請求することとなるが、損害額の算定が困難であったり、提訴した場合に裁判が長期化したりなどして、早期かつ確実に損害を回復できないおそれがある。

このように、違約金条項は談合等により被った損害の早期回復に資するものであるが、機構は、独占禁止法の改正を受けて、免除事業者との契約についても違約金を請求できるよう検討してきたものの、排除措置命令書の違反行為対象契約の中には受注調整が行われていない契約が含まれている可能性があるとして、水門談合事件後も工事の契約を多数締結しているにもかかわらず、違約金条項の見直しには至っておらず、損害賠償を請求する方針としていた。しかし、受注調整が行われていない契約が含まれている可能性があることにより受注者が違約金の請求に応じないおそれがあるにしても、免除事業者は、違反行為の実行としての事業活動を行ったことにより課徴金を納付すべき事業者とされた者が課徴金の納付を免除されたもので、個別の契約について受注調整を行っているものがあるから、当該契約について、違約金条項に基づく速やかな損害の回復ができない状況となっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、上記のような事情はあったものの、損害の速やかな回復に資するための違約金条項の見直しがより重要であることについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、違約金条項の見直しを行い、20年8月1日以降に入札手続を開始する工事の契約から、違約金条項の請求条件に違反行為対象契約に係る事項を追加するなどして、免除事業者に対しても違約金を請求することができるよう処置を講じた。

平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

豊川用水施設の改築に伴う固定資産の計上について

(平成 18 年度決算検査報告 597 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

(検査結果の概要)

独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)は、愛知用水公団が建設して、昭和 43 年に水資源開発公団(以下「公団」という。)が承継した豊川用水事業に係るダム、堰等の水源、取水施設及び幹線、支線水路等の施設(以下、これらの施設を「豊川用水施設」という。)を、平成 15 年 10 月 1 日の設立時に公団から承継して、管理している。

豊川用水施設の管理は、豊川用水施設等に関する施設管理規程等に基づいて行うこととされている。この規程等では、ダム、幹線水路等の農業、水道及び工業用水の共用施設については機構が自ら管理することとして、支線水路、畑地かんがい施設等の農業用水の専用施設(以下、これらを「農業専用施設」という。)については、豊川総合用水土地改良区等 4 土地改良区に管理を委託することとしている。

管理を委託している農業専用施設について、公団は、経年劣化等によりその維持管理が土地改良区の収支を圧迫する要因となっていたことから、昭和 61 年度に抜本的対策を検討したが、豊川水系が水資源開発水系に指定されていなかったために、施設を改築することはできない状況であった。

このため、62 年度に愛知県が事業主体となった「県営かんがい排水事業豊川総合用水地区」が農林水産省国庫補助事業として事業化されて、農業専用施設が順次改築されてきている。そして、事業の実施に当たり、公団、同県及び豊川総合用水土地改良区との間で「豊川用水施設の改築及び追加工事等に係る県営かんがい排水事業豊川総合用水地区の施行に関する協定書・同覚書」(以下「協定」という。)が締結されており、工事完了後の施設は、速やかに同県から公団に引き継ぐこととされて、その財産権は公団に帰属するとされている。なお、この協定は、機構設立後も引き続き適用することとされている。

そこで、正確性等の観点から、機構の管理する施設が固定資産として財務諸表に適切に表示されて、財務諸表の真実性が確保されているかなどに着眼して検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 機構が引き継いだ農業専用施設について

機構は、協定に基づき、平成 15 年 10 月から 19 年 3 月までの間に、同県が改築した農業専用施設を各工事完了後に引き継いでいるが、これらの施設について固定資産として計上していなかった。

(2) 公団から機構に承継された農業専用施設について

公団は、協定に基づき、昭和 63 年 3 月から平成 15 年 9 月までの間に、同県が改築した農業専用施設を各工事完了後に引き継いでいたが、これらの施設について固定資産として計上していなかった。また、公団の解散により、機構に同施設が承継された後も、機構は、これらの施設について固定資産として計上していなかった。

このような事態が生じているのは、機構において、改築された農業専用施設を固定資産として計上すべきであることについての認識が十分でなかったために、無償で取得した固定資

産について、計上すべき資産の価額及び会計処理方法等が規定されていなかったことなどによると認められた。

(検査結果により求めた是正改善の処置)

機構においては、改築された農業専用施設について機構の施設として位置付けていることから、財務諸表の真実性が確保されるよう、次のとおり、機構の理事長に対して19年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

すなわち、機構において、改築された農業専用施設のように無償で取得した固定資産について

- ア 計上すべき資産の価額、会計処理方法等を規定すること
- イ 正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成すること

2 当局が講じた処置

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、無償で取得した固定資産について、次のような処置を講じていた。

- ア 会計規程を改正するなどして、無償で取得した資産を公正な評価額で計上することとした。
- イ 19事業年度決算において、改正した会計規程に基づき正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成した。

第30 独立行政法人雇用・能力開発機構

不 当 事 項

そ の 他

(852) 中小企業基盤人材確保助成金の支給が適正でなかったもの

科 目	一般勘定
部 局 等	7 都道府県センター
支給の相手方	8 事業主
中小企業基盤人材確保助成金の支給額の合計	23,790,163 円(平成 17 年度～19 年度)
不適正支給額	14,690,163 円(平成 17 年度～19 年度)

1 助成金の概要

(1) 中小企業基盤人材確保助成金

独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)は、雇用保険(前掲 247 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、中小企業における良好な雇用の機会の創出の促進を図るために、中小企業基盤人材確保助成金(以下「助成金」という。)の支給に係る業務を行っている。助成金は、新たな事業の分野への進出又は事業の開始(以下「新分野進出等」という。)に係る改善計画を都道府県知事に提出し、その認定を受け、新分野進出等に必要な労働者として、中小企業者の経営基盤の強化に資する労働者(以下「基盤人材」という。)を雇用保険の一般被保険者として新たに雇い入れ、又は当該基盤人材の雇入れに伴い当該基盤人材以外の労働者(以下「一般労働者」という。また、以下、「基盤人材」及び「一般労働者」を合わせて「対象労働者」という。)を雇用保険の一般被保険者として新たに雇い入れた中小企業者(以下「事業主」という。)に対して、雇い入れた対象労働者の人数に応じて所定の額を助成するものである。

(2) 助成金の支給

助成金の支給要件は、雇用保険の適用を受けた事業主が実施計画期間内^(注1)に対象労働者を雇い入れたこと、対象労働者がその雇入れ日の前日から起算して過去3年間に事業主の企業に勤務したことがない者であることなどとなっている。そして、支給額は、対象労働者の雇入れの日から最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とする各期^(注2)(以下「支給対象期」という。)について、対象労働者1人につき、原則として、基盤人材は70万円、一般労働者は15万円となっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、改善計画の認定を受けた後に、機構の各都道府県センター(以下「都道府県センター」という。)に対して、新分野進出等に伴う事業の用に供するための施設等の計画、対象労働者の雇入れ見込数等を記載した実施計画を提出して、その認定を受けることとなっている。また、支給対象期の末日の翌日から起算して1か月以内に、都道府県センターに対して、施設等の内容及び費用の額、対象労働者の氏名

等を記載した支給申請書及び所要の添付書類を提出することとなっている。そして、都道府県センターは、支給申請書等の内容を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて助成金の支給を行うこととなっている。

(注1) 実施計画期間 改善計画の認定を受けた期間内であり、かつ、実施計画の提出日の翌日を始期とし、改善計画の認定日の翌日から起算して1年を限度として実施計画において定められた期間

(注2) 対象労働者の雇入れの日 賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47都道府県センターのうち、13都道府県センターにおいて会計実地検査を行い、平成16年度から19年度までの間に助成金の支給を受けた事業主のうち114事業主を選定して、合規性等の観点から、これらの事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、事業主から提出された支給申請書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該都道府県センターに調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、7都道府県センター管内における17年度から19年度までの8事業主に対する助成金の支給(支給額23,790,163円)のうち、14,690,163円が適正に支給されておらず、不当と認められる。

上記の不適正支給の主な態様は、過去3年間に事業主の企業に勤務したことがある者を対象労働者として申請した事業主に対して支給していたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A都道府県センターは、事業主Bから、基盤人材C及び一般労働者Dを平成17年2月に新たに雇い入れたとする支給申請書等の提出を受けて、これに基づき、助成金1,700,000円を支給していた。

しかし、実際には、基盤人材Cは16年10月には事業主Bの企業に勤務していたため助成金の対象とはならず、また、これにより一般労働者Dも助成金の対象とならないことから、助成金1,700,000円全額が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、前記の7都道府県センターにおいて、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を都道府県センターごとに示すと次のとおりである。

都道府県センター名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した中小企業基盤人材確保助成金 千円	左のうち不適正中 小企業基盤人材確保助成金 千円
東京都	8	1	6,300	2,800
神奈川県	19	1	1,700	1,700
愛知県	8	2	5,323	2,523
三重県	7	1	2,500	2,500
広島県	12	1	700	700
高知県	7	1	3,066	3,066
鹿児島県	7	1	4,200	1,400
計	68	8	23,790	14,690

第31 独立行政法人労働者健康福祉機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価額に基づいて支給するよう是正改善の処置を求めたもの

科	目	(本部勘定) (項) 役職員給与 (項) 業務諸費 (病院勘定) (項) 役職員給与 (項) 業務諸費
部 局 等		独立行政法人労働者健康福祉機構
交通機関等に係る通勤手当の概要		職員給与規程等に基づき、交通機関等を利用する職員に通勤手当を支給するもの
交通機関等を利用する職員に支給した通勤手当の額		9億4616万余円(平成18、19両年度)
上記のうち節減できた通勤手当の額		3856万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

交通機関等を利用する職員の通勤手当の支給について

(平成20年10月22日付け 独立行政法人労働者健康福祉機構理事長あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 通勤手当の概要

(1) 貴機構における通勤手当の概要

貴機構は、職員給与規程(平成16年規程第6号)、通勤手当の支給に関する達(平成16年達第19号)等(以下、これらを合わせて「給与規程等」という。)に基づき、職員に給与として基本給及び諸手当を支給している。諸手当のうち通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路(以下、これらを合わせて「交通機関等」という。)を利用して運賃又は料金(以下、これらを合わせて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員に支給するなどとしており、通勤手当の月額額は、1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)等となっている。

そして、運賃等相当額の算定は次のようにすることとされている。

- ① 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、通用期間1か月の定期券の価額
- ② ①に掲げる区間以外の交通機関等を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(交替勤務に従事する職員に

あつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額(以下、①の定期券の価額と②の運賃等の額を合わせて「1か月定期券の価額等」という。)

また、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)によれば、独立行政法人は適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないこととされており、給与の支給の基準は社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないことなどとされている。

(2) 国における通勤手当に関する人事院規則等改定の経緯

人事院は、平成15年8月に、国会及び内閣に対して、従来、1か月定期券の価額を基礎として決められていた国家公務員の通勤手当について、民間の過半の事業所が6か月定期券等の最も割安な定期券の価額を基礎として通勤手当を支給している実態を踏まえて、公務においても、低廉な定期券の価額により一括支給するよう改めることとする旨の給与改定に関する勧告等を行った。国は、これを踏まえて、同年10月及び12月に、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)及び人事院規則9-24(通勤手当)についてそれぞれ所要の改正を行っている。

そして、16年4月から、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間について、1か月定期券の価額から当該交通機関等で発行されている定期券の通用期間のうち6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間の定期券(以下「6か月定期券」という。)の価額を基にすることに改めて通勤手当を支給している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、運賃等相当額が最も経済的かつ合理的であると認められるものとなっているかなどに着眼して、貴機構において会計実地検査を行った。そして、18、19両年度に交通機関等を利用する職員(以下「交通機関等利用職員」という。)に支給した通勤手当9億4616万余円を対象として、通勤届等の書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、貴機構は、交通機関等利用職員について、6か月定期券の価額を基にして通勤手当を支給した場合に、年度途中の採用、退職、転勤等による返納措置等が発生するなど事務手続が煩雑になるなどの理由から、1か月定期券の価額等を運賃等相当額として通勤手当を支給していた。

しかし、国は、経済的な定期券である6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給しており、他の独立行政法人も、国の給与法等の改正に倣って通勤手当に係る関係規程等について所要の改正を行った上で、同様に6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給している。

そして、6か月定期券の価額を基に支給する場合の方が経済的であるのに、1か月定期券の価額を基に支給していた事例を示すと次のとおりである。

<事例>

貴機構は、職員Aの通勤手当を、1か月定期券の価額を基に月額19,250円として、平成18、19両年度に計462,000円を支給していた。

しかし、通勤手当の支給額を1か月定期券の価額ではなく、6か月定期券の価額93,750円を基に支給したとすれば、支給額の計は375,000円となり、実際の支給額に比べて

87,000円節減できたと認められる。

そして、18、19両年度で通勤経路等に変更がなかった交通機関等利用職員1,537人に支給した通勤手当5億1,853万余円について、6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給したとすれば、開差額を生じた1,180人に係る通勤手当は、18、19両年度計4億4,910万余円が計4億1,054万余円となり、計3,856万余円が節減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、国及び他の独立行政法人において経済的な6か月定期券の価額に基づいて通勤手当を支給しているのに、機構において事務手続が煩雑となるなどの理由で、1か月定期券の価額等を基に通勤手当を支給している事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、機構において、通則法の規定や16年4月以降の国及び他の独立行政法人における通勤手当の支給の動向に対する認識が十分でなく、事務手続が煩雑になるなどの理由により給与規程等を見直していないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴機構においては、今後も引き続き多額の通勤手当を支給することが見込まれることから、その支給に当たっては、国及び他の独立行政法人における通勤手当の支給の動向を把握するとともに、給与の支給基準は社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないとしている通則法の趣旨を踏まえる必要があると認められる。

貴機構は、本院の指摘に基づき、6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給するため20年9月に給与規程等を改正したところであるが、実施に当たっては、給与システムの改修等の所要の準備を的確に進める必要がある。

については、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、経済的な6か月定期券の価額に基づく通勤手当を支給することを確実に行うよう是正改善の処置を求める。

第32 独立行政法人国立病院機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (853) 診療収入の収納事務の体制等が適切でなく、病院の収入となるべき現金が領得されるなど会計経理が著しく適正を欠いているもの

科 目	医業収益
部 局 等	独立行政法人国立病院機構沼田病院
不適正な会計経理の内容	会計窓口で診療に要した費用として納入される現金の収納事務
領得されるなどした診療収入の額	25,424,111 円(平成 16 年度～19 年度)

1 現金収納事務の概要

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)沼田病院(以下「沼田病院」という。)は、がん及び循環器疾患に係る高度な医療を推進するとともに、巡回診療の実施等によるべき地診療の充実強化を図っている。

沼田病院においては、独立行政法人国立病院機構会計規程(平成 16 年規程第 34 号)及び独立行政法人国立病院機構収入管理事務要領(平成 16 年要領第 6 号)(以下、これらを「会計規程等」という。)に基づき、経理責任者は病院長、収納管理者は事務長(平成 19 年 3 月 31 日以前は企画課長)とされており、経理責任者は診療収入等の現金収納事務を行う収納担当者を指名することとされている。そして、会計規程等によると、経理責任者は、収納担当者の事務の取扱いについて、過誤又は不祥事が発生しないように常に指導監督することとされており、また、収納管理者は、収納担当者の窓口収納分について、毎日、現金、領収証控等の点検を行うこととされている。

沼田病院においては、会計窓口で診療に要した費用として納入される現金の収納に当たり、費用の算定、収納した現金に係るデータ(以下「収納データ」という。)の登録等のために使用するコンピュータシステム(以下「医事会計システム」という。)により出力した領収証を患者に交付するとともに、その控えを収納の事実を確認する証拠書類として保管している。そして、領収証の出力後に請求内容に誤りなどがあった場合は、診療費の算定を担当する者が、当該領収証に係る収納データを削除することとしている。

また、収納担当者は、会計窓口の現金収納事務の終了後、医事会計システム等から当日の収納データの一覧表等(以下「入金額チェックリスト」という。)を出力して、現金及び領収証控と突合することにより、会計窓口で収納した現金の額を確認することとされており、さらに、収納管理者はそれらの事務を点検することとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、20 年 5 月に、機構理事長から会計検査院法第 27 条の規定に基づく報告を受け

た。報告の内容は、沼田病院に勤務する派遣職員(16年4月から18年6月までは委託職員。以下「派遣職員A」という。)が、16年4月から20年1月までの間に、請求内容に誤りなどがないにもかかわらず、医事会計システムに入力された外来患者分の収納データ等を不正に削除するなどして、当該収納データ等に係る金額に相当する現金を領得していたとするものであった。

これを受けて、本院は、合规性等の観点から、上記の報告内容について確認を行うとともに、現金収納事務等の体制が適切であったかなどに着眼して、領収証控と収納データとを突合したり、会計窓口での現金収納事務等の実態を調査したりするなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、本院は、次表のとおり、16年4月から20年1月までの間に不正に削除されるなどした収納データ等に係る診療収入計1,515件、25,424,111円が派遣職員Aに領得されるなどしていたことを確認した。

表 派遣職員Aに領得されるなどした診療収入

項目	平成16年度	17年度	18年度	19年度	計
件数	294件	270件	410件	541件	1,515件
金額	6,239,176円	6,485,465円	7,116,730円	5,582,740円	25,424,111円

そして、沼田病院における現金収納事務及び収納現金の確認業務の体制について、次のような事態が見受けられた。

ア 現金収納事務

沼田病院は、経理責任者が派遣職員Aを16年4月に収納担当者に指名して、16年4月から18年6月までの間は、会計窓口での現金収納事務をすべて派遣職員Aに行わせていた。そして、18年7月以降は、派遣職員Aを現金収納事務に従事しないこととしたにもかかわらず、昼休みの時間に会計窓口での現金収納事務を行わせるなどしていた。さらに、医事会計システムに接続するためのパスワードが一度も更新されなかったこともあり、派遣職員Aは、現金収納事務に従事しないこととなった18年7月以降においても、医事会計システムに接続することが可能な状況であった。

一方、収納管理者は、毎日行うこととされている現金、領収証控等の点検を怠り、また、経理責任者も、過誤又は不祥事が発生しないように指導監督を十分行っていたとは認められない状況であった。

イ 収納現金の確認業務

会計窓口の現金収納事務の終了後における収納現金の確認業務についても、前記の現金収納事務と同様に、16年4月から18年6月までの間は、派遣職員Aが1人で行っており、18年7月以降は他の職員が同業務を担当することとなったが、収納現金の確認に当たっては、入金額チェックリストとの突合しか行わず、領収証控との突合は全く行っていなかった。

上記の事態は、現金収納事務及び収納現金の確認業務の体制が適切でなく、病院の収入となるべき現金25,424,111円が派遣職員Aによって領得されるなど、会計経理が著しく適正を欠いていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、派遣職員 A が不正な行為を行うなどしているのに、沼田病院において、収納管理者が会計窓口で収納した現金や領収証控等の点検を十分に行っていなかったこと、経理責任者の指導監督が十分でなかったこと、また、機構において内部監査等が十分でなかったことなど、内部統制が機能していなかったことなどによると認められる。

第33 独立行政法人中小企業基盤整備機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

自動車運行管理業務契約等における労務費の算定に当たり、給与額等の算出の基礎となる実労働時間の取扱いを適切に定めるとともに、健康保険料等の事業主負担額の算出を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	(一般勘定) (産業基盤整備勘定) (施設整備等勘定) (小規模企業共済勘定) (中小企業倒産防止共済勘定) (工業再配置等業務特別勘定) (産炭地域経過業務特別勘定) (出資承継勘定)	経営基盤強化業務費等 一般管理費 経営基盤強化業務費等 経営環境対応業務費等 経営環境対応業務費等 産業用地業務費等 産業用地業務費等 一般管理費
部 局 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部、9支部、7中小企業大学校、3開発所	
契 約 名	自動車運行管理業務、経理関係資料等作成業務、共済制度に係る電話応答業務等 58 契約	
契 約 の 概 要	自動車運行管理業務、経理関係資料等作成業務、共済制度に係る電話応答業務等について業者に請け負わせて実施しているもの	
給与月額、健康保険料等の事業主負担額等の積算額	11 億 4564 万円(平成 18、19 両年度)	
低減できた給与月額、健康保険料等の事業主負担額等の積算額	8557 万円(平成 18、19 両年度)	

1 契約の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の本部、9支部、9中小企業大学校及び3開発所^(注1)(以下、9支部、9中小企業大学校及び3開発所を「支部等」という。)は、清掃、警備、自動車運行管理、経理関係資料等作成、共済制度に係る電話応答等の各業務を業者とそれぞれ契約を締結して多数実施している。

本部、支部等は、前記清掃、警備等の各業務の契約に係る予定価格の積算に当たり、刊行物である積算参考資料に掲載されている労務単価を基に労務費を算定している。また、積算参考資料に労務単価が掲載されていない自動車運行管理、経理関係資料等作成、共済制度に係る電話応答等の各業務の予定価格の積算に当たっては、平成18年度の契約については、本部、支部等が、それぞれ賃金構造基本統計調査報告(以下「賃金センサス」という。)等を基に、給与額及び賞与額を算出するなどして労務費を算定している。そして、本部は、契約の目的となる役務について取引の実例価格をよりの確に反映するため、19年3月に経理関係

資料等作成業務等について、同年5月に自動車運行管理業務について、賃金センサスを基に労務費の積算方法をそれぞれ定めて、これを支部等に通知しており、本部、支部等は、19年度の契約からこれらの通知を基にするなどして、次のとおり労務費の積算を行っている。

- ① 賃金センサスに基づく所定内給与額^(注2)を所定内実労働時間数^(注3)で除して時間単価を算出した上で、これに各契約の仕様書等の内容に応じた実労働時間を乗じて給与月額を算出する。また、これに賞与の支給月数を乗じた年間の賞与額を12で除して月額換算した賞与額(以下「賞与月額」という。)を算出する。
- ② 上記の給与月額及び賞与月額に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を算出して、これらに一定の保険料率を乗ずるなどして、健康保険料、厚生年金保険料及び介護保険料等(以下「健康保険料等」という。)の事業主負担額等を算出する。
- ③ ①で算出した給与月額及び賞与月額と②で算出した健康保険料等の事業主負担額等を合計して月額の労務費を算定する。

(注1) 9支部、9中小企業大学校及び3開発所 北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州各支部、中小企業大学校旭川、仙台、三条、東京、瀬戸、関西、広島、直方、人吉各校及び常磐、足利、新潟各開発所

(注2) 所定内給与額 事業所の就業規則等で定められた支給条件及び算定方法によって支給された基本給及び超過労働給与額を含まない諸手当

(注3) 所定内実労働時間数 事業所の就業規則等で定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において実際に労働した時間数

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、本部、東北、関東両支部及び中小企業大学校仙台校において、経済性等の観点から、賃金センサスを基に積算している労務費の算定が業務の実態等を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本部、支部等が18、19両年度に締結した契約69件、支払額計13億6226万余円を対象として、契約書等の書類を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

ア 本部、5支部、2中小企業大学校及び2開発所は、18、19両年度の自動車運行管理業務契約15件、共済制度に係る電話応答業務契約等4件、計19件において、仕様書で定めた業務従事時間を実労働時間として、これに時間単価を乗ずるなどして給与月額を算出していた。

しかし、この時間単価は、賃金センサスの所定内給与額を休憩時間を含まない所定内実労働時間数で除したものである。また、本部の自動車運行管理業務等について業務従事時間の実態を調査したところ、おおむね1時間程度の休憩を交代でとっている状況となっていた。したがって、上記の業務従事時間から休憩時間を控除したものを実労働時間として、これに時間単価を乗じて給与月額を算出すべきであった。

(注4) 5支部、2中小企業大学校及び2開発所 北海道、東北、中部、四国、九州各支部、中小企業大学校東京、瀬戸両校及び常磐、新潟両開発所

イ 本部及び中小企業大学校旭川、東京両校は、18年度の自動車運行管理業務契約等6件(アの19件中3件を含む。)において、標準報酬月額と標準賞与額の両方にそれぞれ保険料率を乗ずるなどして健康保険料等の事業主負担額等を算出していた。

しかし、算出に用いた上記の標準報酬月額は、給与月額に賞与月額を加えた額を基にして算出されていたため、賞与に係る健康保険料等の事業主負担額が重複して計上されていた。

また、本部が19年に支部等に発した前記の通知において、上記と同様の算定方法を示すなどしたため、本部、9支部、6中小企業大学校及び3開発所^(注5)は、19年度の自動車運行管理業務契約等50件(アの19件中14件を含む。)において、上記と同様に、賞与に係る健康保険料等の事業主負担額を重複して計上していた。

このように、労務費が主体となる契約の予定価格の積算に当たって、休憩時間を含めず算出した時間単価に休憩時間を含めた業務従事時間を乗じて給与月額を算出したり、賞与に係る健康保険料等の事業主負担額を重複して計上したりしていたことは適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注5) 9支部、6中小企業大学校及び3開発所 北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州各支部、中小企業大学校三条、東京、瀬戸、関西、直方、人吉各校及び常磐、足利、新潟各開発所

(低減できた労務費の積算額)

業務従事時間から休憩時間を控除した実労働時間により給与月額を算出することに改めるとともに、重複していた賞与に係る健康保険料等の事業主負担額の積算を適切なものに改めて、前記アとイの延べ75件の契約から重複する17件を除いた58件の契約に係る給与月額、健康保険料等の事業主負担額等11億4564万余円を修正計算すると、10億6006万余円となり、労務費の積算額を8557万余円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本部及び支部等において、給与月額の算出の基となる実労働時間の取扱いに対する認識及び健康保険料等の事業主負担額の算出についての理解が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、労務費が主体となる契約の予定価格の積算を適切に行うよう次のような処置を講じた。

ア 本部において、給与月額の算出に当たっては、休憩時間を控除した実労働時間を用いることとする取扱いを定めるとともに、健康保険料等の事業主負担額を重複して計上しないよう積算方法を改正して、20年8月以降に締結した契約から改めた。

イ 20年9月に、上記の積算方法を支部等に通知するとともに、同年10月に、本部及び支部等の契約担当者等に対して研修を実施するなどして、積算方法について周知徹底を図ることとした。

平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資している第三セクターに対する出資の管理及び支援等について

(平成 18 年度決算検査報告 606 ページ参照)

1 本院が表示した意見

(検査結果の概要)

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、平成 16 年 7 月に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年法律第 147 号)等に基づき、中小企業総合事業団、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の 3 法人の業務の一部を統合再編して設立され、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資等の事業を行っている。そして、出資事業の中には、駐車場、多目的ホールなどの商業活性化施設や情報提供等の機能を備えた産業支援施設の整備等を目的として、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(以下「第三セクター」という。)に対して出資を行っている。これらの第三セクター 116 社のうち、会社の議決権の過半数を所有している会社又は会社の議決権の 100 分の 20 以上を実質的に所有していて、出資、人事、資金等の関係を通じて財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる会社(以下「関係会社」という。)101 社に対する払込出資額は統合再編前には 565 億 4510 万円であった。しかし、その後、経営の悪化等により純資産額が減少したため、19 年 3 月末には 434 億 7928 万余円に減少している。

そこで、経済性、有効性等の観点から、関係会社の事業は、出資目的に沿って実施されているか、また、出資金の管理を適切に行っているかなどに着眼して検査したところ、多くの関係会社の経営状況は良好とはいえず、中には事業継続が困難となって清算に追い込まれたり、出資等の目的に沿った事業運営が行われていなかったりしているところなどもあった。

このような中で、機構における出資先の管理状況についてみると、組織として情報を共有して、有効な経営支援を行えるような体制を整備していなかったり、支部等とのネットワークが活用されていなかったりしていた。また、機構と地方公共団体との連携が十分でない事態も見受けられて、これらについて改善の要があると認められた。

このような事態が生じていたのは、経済の長期低迷や地方公共団体の財政悪化に伴う第三セクターへの支援の縮小等により関係会社の経営状況が悪化してきたことなどにもよるが、機構において、次のことによると認められた。

ア 関係会社の経営状況を適時適切に把握して、管理方針を策定するための統一的な基準がないことや、関係会社の管理に関する業務について本部と支部等が情報を共有した上で支部等を十分活用する業務体制となっていなかったこと

イ 関係会社に対して、経営アドバイザー等を派遣するなどの経営支援等が十分になされていなかったこと

ウ 出資目的に沿った事業運営が行われていなかったり、経営不振に陥っていたりしている関係会社についての支援や、出資金の回収に向けた地方公共団体等の関係機関との協議が十分行われていなかったこと

(検査結果により表示した意見)

関係会社に対する出資金の管理や事業の支援が適切に行われるよう、次のとおり、機構の理事長に対して19年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

- ア 関係会社の経営状況を適時適切に把握するために、会社の事業の進ちよく状況、決算状況等の把握及び株式の処分等について定めた統一的な管理基準を整備した上で、各会社の管理方針を策定して支援や管理を行うとともに、支部等とのネットワークを十分活用できるような業務体制を整備すること
- イ 関係会社の経営の健全化を図り出資等の目的を達成するために、関係会社に対して、経営アドバイザーを派遣するなどの経営支援等を積極的に行うこと
- ウ 出資目的に沿った事業運営が行われていなかったり、経営不振に陥っていたりしている関係会社については、経営健全化等に関する計画を策定させて、その進ちよく状況に応じた支援等を実施すること、その結果、改善が困難である又は出資を継続していく意義が乏しいと見込まれる場合には、地方公共団体等の関係機関と十分協議の上、出資金の回収に向けた管理を行っていくこと

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院の指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 関係会社の経営状況の把握、支部等との情報の共有、株式処分の基準や手続等を定めた統一的な管理基準として出資先第三セクターに係る出資金管理要領を策定した。そして、この管理要領に基づき、出資先の関係会社ごとに管理方針を策定するとともに、管理に必要な情報を記載した管理シートを作成して、本部と支部等との情報の共有を促進した。そして、上記で定めた管理方針に基づき、地方公共団体や関係会社を訪問して、経営状況に関するヒアリングや管理方針の説明を行っている。

また、これまで本部で一括して行うこととしていた地方公共団体や関係会社との情報交換や協議等に支部等が関与する体制を整備して、支部等のネットワークを活用している。

- イ 経営支援アドバイザーを派遣しやすい体制を整備するなどして経営支援アドバイザーの派遣回数を従来に比べて増やしたり、実質的に一部の出資事業に限定されていた経営アドバイザーを他の出資事業にも派遣したりしている。
- ウ 経営不振に陥っている関係会社の経営健全化等に関する計画を策定させるとともに、その進ちよく状況に応じた支援等を実施したり、地方公共団体と協議を行い、減資を実施して繰越欠損金の解消を図ったりするなどしている。また、地方公共団体から関係会社に対する補助金や助成金の制度整備、維持又は増額等の必要な措置について地方公共団体との間で協議を行った。

また、改善が困難で出資を継続する意義が乏しいと見込まれる関係会社については、清算、破産手続を行ったり、地方公共団体への株式の譲渡による整理を行ったりした。

第34 独立行政法人都市再生機構

第3章
第2節
第34
独立行政法人都市再生機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

緊急連絡員業務及び管理連絡員業務の委託契約における経費の算定に当たり、委託先の職員の直接経費を算出してこれに経費率を乗ずるなど業務の実態を反映した適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	(都市再生勘定) (項)賃貸住宅業務費
部 局 等	独立行政法人都市再生機構本社、7支社
契 約 名	緊急連絡員業務、管理連絡員業務
契 約 の 概 要	団地の居住者の中から連絡員を採用して、緊急事故の発生時に報告を行わせたり、居住者に対する機構からの文書の配布を行わせたりするなどの業務
契 約 の 相 手 方	財団法人住宅管理協会
契 約	平成18年4月、19年4月 随意契約
委 託 費 支 払 額	10億5240万余円(平成18、19両年度)
上記のうち協会 経費の支払額	1億3255万余円
節減できた支払 額	2792万円(平成18、19両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

緊急連絡員業務及び管理連絡員業務の委託契約における経費の算定について

(平成20年10月22日付け 独立行政法人都市再生機構理事長あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 連絡員委託業務の概要

(1) 団地管理業務の概要

貴機構は、昭和30年代から大都市地域その他の都市地域において健康で文化的な生活を営むに足りる良好な居住環境等を有する賃貸住宅等を平成19年度末現在で1,811団地、約77万戸供給して管理している。これらのうち、県の住宅供給公社等に管理委託しているものを除いた1,692団地、約74万戸の管理について、貴機構の7支社(以下「7支社」という。)は、全国に26か所の住宅管理センターを設置して、現地管理の拠点としての業務を行わせている。そして、戸数規模が200戸以上の団地には、管理サービス事務所を設置しているが、事務所が閉鎖している夜間、休日等の業務時間外の対応をするため居住者である緊急連絡員を配置している。また、管理サービス事務所が設置されない小規模な団地については、居住者に対して貴機構からの文書の配布等を行うため居住者である管理連絡員を配置している(以下、両者を合わせて「連絡員」という。)

(2) 連絡員委託業務について

7支社は、緊急連絡員業務及び管理連絡員業務(以下、両者を合わせて「連絡員委託業務」という。)を、それぞれ随意契約により、財団法人住宅管理協会(以下「協会」という。)に委託して実施している。そして、連絡員委託業務は、連絡員が行う業務とは別に協会職員が自ら行う連絡員の募集、採用や、採用後の連絡員に対する研修、指導監督等の業務(以下「協会職員業務」という。)が含まれている。

(3) 連絡員委託業務の委託費の算定について

連絡員委託業務の委託費は、「緊急連絡員業務委託料算定基準(平成16年7月住宅経営部長通知)」及び「管理連絡員業務委託料算定基準(平成16年7月住宅経営部長通知)」(以下、両者を合わせて「算定基準」という。)に基づいて算定することとなっている。この算定基準によれば、委託費の額は、連絡員へ支払われる報酬額と協会職員が協会職員業務を行うために必要な経費(以下「協会経費」という。)との合計額とすることとなっている。そして、協会経費は、連絡員の報酬額に所定の経費率を乗ずるなどの方法により算出することとなっている。

貴機構における連絡員委託業務の支払額は、18年度5億2770万余円、19年度5億2470万余円、計10億5240万余円となっており、このうち協会経費に係る支払額は、18年度6661万余円、19年度6593万余円、計1億3255万余円となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、7支社において、経済性等の観点から、連絡員委託業務の契約における協会経費の算定は業務の実態を反映したものとなっているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、7支社が18、19両年度に実施している緊急連絡員業務の契約45件、管理連絡員業務の契約45件、計90件を対象として、契約書、仕様書等の書類、協会職員業務の実施状況等を検査した。

(検査の結果)

検査したところ、協会職員業務について、次のような事態が見受けられた。

(1) 協会職員業務の実態について

協会職員業務の実態は、次のとおりであった。

ア 募集、採用業務は、連絡員(定数18年度1,484人、19年度1,496人)に欠員が生じた場合にその補充をするもので、募集対象は欠員が生じた団地の居住者に限定されていて、年間における採用者数は、18年度108人、19年度97人で、1住宅管理センター当たりの平均採用者数は18年度4.1人、19年度3.7人であった。そして、その業務内容は、応募者の面接をしたり、新規の採用者に連絡員の業務に係るハンドブックを手渡すなどして連絡員の業務内容を説明したりするもので、採用者1人当たりにより要する時間は3時間程度であった。

イ 研修業務は、各住宅管理センターが、連絡員を集めて集合研修を行うなどするもので、これにより要する日数は、研修の企画、準備を含めて1住宅管理センター当たり年間4日間程度であった。

ウ 指導監督業務は、ほとんどの連絡員が交代することなく継続して業務を実施していることなどから、頻繁に行われるものではなく、業務の制度変更、連絡員からの相談等が

あった場合に必要に応じて行っている。そのため緊急連絡員に対しては3か月に1回程度、管理連絡員に対しては1か月に1回程度の頻度で実施している状況であった。

エ 物件費に相当するものとして、集合研修に出席した連絡員の交通費等に要する費用があった。

このように、協会職員業務については、その業務の実態から業務量が把握でき人件費及び物件費からなる直接経費の算出が可能であると認められる。

(2) 協会経費の算定方法について

貴機構は、連絡員委託業務の契約に当たり、連絡員の報酬額に16パーセントの経費率を乗ずるなどの方法で協会経費を算定して、この額を協会職員の人件費及び物件費からなる直接経費並びに諸経費に充てることとしていた。

しかし、貴機構は連絡員委託業務以外にも協会に業務を委託していて、これらに係る委託費の算定方法をみると、当該委託業務を実施するために必要な直接経費を算出した上で、この直接経費に16パーセントの経費率を乗じて算出した諸経費を加算するなどしていた。このため、本件連絡員委託業務の契約においても、協会経費の算定に当たっては、協会職員業務の実態から直接経費を把握して、同様の算定方法によるべきであると認められる。

上記の(1)及び(2)により、協会職員業務の実態を踏まえて直接経費を算出した上で、この直接経費に16パーセントの経費率を乗じて算出した諸経費を加算して委託費を算定する方法により修正計算すると、協会経費は、18年度5270万余円、19年度5192万余円、計1億0463万余円となり、前記の支払額との差額18年度1390万余円、19年度1401万余円、計2792万余円を節減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、連絡員委託業務の契約に当たり、協会職員業務に係る人件費及び物件費の実態を調査して直接経費を算出することなく、連絡員の報酬額に経費率を乗じて得られた額を協会経費として算定しているのは適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、連絡員の募集、採用、連絡員への研修、指導監督の協会職員業務の実態を十分把握していなかったこと、また、適切な協会経費の算定に関する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

現在、貴機構は、19年12月24日に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画において、「関係会社等との随意契約について、原則すべて競争性のある契約方式への移行を図る。」とされたことを受けて、現地管理業務全般について抜本的な見直しを行い、原則すべての業務の競争化を検討していて、21年度から段階的に実施することとしている。

さらに、貴機構は、賃貸住宅等の管理の一環として今後も引き続き、居住者の利便性向上、安全・安心の確保、団地の付加価値向上等を目的として、連絡員を配置する管理体制を継続して、中期計画を踏まえた経営改善に向けた取組の中で、賃貸住宅の管理コストの削減等を実施することとしている。

については、貴機構において、連絡員委託業務の契約に係る協会経費については、その業務の実態等を十分調査して、これらの結果に基づいた算定方法に改めるなどの所要の措置を講ずるよう、是正改善の処置を求める。

(注) 7支社 東日本、千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、中部、西日本、九州各支社

第35 独立行政法人奄美群島振興開発基金

不 当 事 項

貸 付 金

(854) 観光関連産業振興資金の貸付けが不当と認められるもの

科 目	貸付金
部 局 等	独立行政法人奄美群島振興開発基金本部
貸付けの根拠	奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)
貸付金の種類	観光関連産業振興資金
貸付けの内容	船舶のエンジンを購入するために必要な資金の貸付け
貸 付 先	遊漁船業等を営む者
貸 付 金 額	6,100,000 円
不当貸付金額	6,100,000 円

1 貸付金の概要

独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)に基づき、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。)において奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行等の金融機関から資金の融通を受けることが困難な者等に対して、事業資金を貸し付けている。

この貸付けに当たり、借入者は、借用証書の特約条項等により、貸付対象事業を借入金受領後 6 か月以内に完成させて、速やかに融資対象事業完了報告書(以下「完了報告書」という。)を基金に提出することとなっている。一方、基金は、融資対象事業完成の確認事務取扱要領により、1 件 500 万円以上の貸付金について、当該貸付後における資金使途を実地確認することとなっている。

基金は、平成 18 年 6 月に、遊漁船業等を営む個人に対して船舶のエンジンを購入するために必要な資金 6,825,000 円(貸付対象事業費同額)の一部として、観光関連産業振興資金 6,100,000 円を年利率 2.05%、貸付期間 6 年 6 か月で貸し付けていた。

2 検査の結果

本院は、基金本部において会計実地検査を行った。そして、上記の貸付けについて、合規性等の観点から、貸付対象事業が適正に実施されているかなどに着眼して、借用証書、借入申込書等の書類により検査するとともに、現地に赴いて当該事業の実施状況を調査した。

検査したところ、本件貸付対象事業の完了報告書が事業完成期限(18 年 12 月)を大幅に超えた 20 年 3 月の会計実地検査時点においても提出されておらず、また、基金は前記の要領に定められた実地確認を実施していなかった。そこで、現地で本件貸付対象事業の実施状況を確認したところ、借入者は貸付対象事業であるエンジンの購入を行っていなかった。

このような事態が生じていたのは、基金において、長期にわたり完了報告書が提出されていないにもかかわらず貸付対象事業の実施状況の確認が適切でなかったことによると認められる。

したがって、本件貸付金 6,100,000 円は、貸付対象事業が実施されておらず、不当と認められる。

なお、本件不当貸付金残高 4,690,000 円については、20 年 7 月までに繰上償還された。

第36 独立行政法人日本原子力研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

一般競争契約によるリース契約の締結に当たり、公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受するため、リース物件の納入業者及び調達価格をあらかじめ決定することなく入札に付するよう改善させたもの

科 目	工具・器具・備品 ソフトウェア
部 局 等	独立行政法人日本原子力研究開発機構
契 約 の 概 要	コンピュータ、プリンタなどをリース契約により調達するもの
検査対象としたリース契約の件数及び総額	154 件 17 億 6721 万余円(平成 18、19 両年度)
競争性等が十分確保されていないと認められたリース契約の件数及び総額	105 件 5 億 0721 万円(平成 18、19 両年度)

1 リース契約の概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、契約事務規程(平成 17 年 17(規程)第 70 号)に基づき、コンピュータ、プリンタなどをリース契約によって調達している。

機構は、一般競争契約によりリース契約を締結する場合には、リース物件の調達価格とその取得に要する資金コスト、税金、保険料等(以下「附帯費用」という。)との合計額を基に算定した月額リース料を入札させることとしている。そして、機構は、本部の契約統括部署からの事務連絡(平成 18 年 2 月発出)に基づき、本部、各事業所等の契約担当部局において、全リース期間のリース料の総額の予定金額(予算上の見積額)が、「政府調達に関する協定」(平成 7 年条約第 23 号)の適用対象となる場合の基準額(平成 18、19 両年度においては 1600 万円。以下「基準額」という。)以上と未滿とで区分し、原則として次のような方式により入札を実施していた。

① リース料の総額の予定金額が基準額以上のとき

機構が、リース物件の性能、数量等を仕様書で定めて、入札参加者は、自らの責任において仕様に合ったリース物件を調達することを前提として、月額リース料を入札する(以下、この方式を「一括入札方式」という。)

② リース料の総額の予定金額が基準額未滿のとき

機構が、リース物件の性能、数量等を定めた後、リース物件の調達価格について複数の業者から見積書を提出させて見積合わせを行い、納入業者及び調達価格をあらかじめ決定して、その納入業者及び調達価格によりリース物件を調達することを入札説明書において入札参加者に周知する。そして、入札参加者は、上記の条件を前提として、月額リース料を入札する(以下、この方式を「見積入札方式」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構は、その業務運営について国から毎年度多額の運営費交付金の交付を受けるなどして

おり、リース契約も毎年度多額に上っている。また、独立行政法人の業務運営に当たっては、業務運営の透明性を高めることが求められており、契約事務においても公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受することが求められている。

そこで、本院は、機構本部等において、合规性、経済性等の観点から、リース契約による調達、公正性及び透明性を確保し競争の利益を享受したものになっているかなどに着眼して、機構が18、19両年度に一般競争契約により締結したリース契約154件、リース料の総額計17億6721万余円を対象として、契約関係書類の内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記154件のうちリース料の総額が基準額未満のリース契約は、表のとおり138件あり、このうち一括入札方式としていた自動車のリース契約33件を除いた見積入札方式によるリース契約は105件となっていて、基準額未満のリース契約の76.0%を占めていた。

表 一般競争契約により締結したリース契約の状況

年度	一般競争契約により締結したリース契約 (A)		Aのうち基準額未満の契約 (B)		Bのうち見積入札方式による契約 (C)		割合 (C/B)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成18	85	874,622	77	405,743	56	281,519	72.7	69.3
19	69	892,592	61	303,229	49	225,695	80.3	74.4
合計	154	1,767,215	138	708,973	105	507,215	76.0	71.5

そして、見積入札方式によるリース契約105件のリース料の総額5億0721万余円の構成をみると、リース物件の調達価格が95%を占めており、残りの5%が附帯費用となっていて、リース契約の価格競争においては、リース物件の調達価格が重要な要素となっていた。

しかし、見積入札方式においては、前記のとおり、機構がリース契約の重要な要素である納入業者及び調達価格を見積合わせによりリース契約の入札前に決定しており、公正性及び透明性に欠けるばかりでなく、この調達価格に基づいて月額リース料を競争入札したとしても、契約における競争性が十分に確保されない事態となっていた。

このように、機構が見積入札方式によりリース契約を締結していて、契約の公正性及び透明性が確保されておらず、競争の利益が十分に享受できない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構が、リース契約の締結に当たり、公正性、透明性及び競争性の確保についての検討を十分行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、契約の公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受できるように、20年6月に、各事業所等に対して業務連絡を発するなどして、一般競争契約によるリース契約については一括入札方式によることとして、同年7月以降に締結するリース契約に適用することとする処置を講じた。

第37 独立行政法人住宅金融支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

法人登記に係る登記事項証明書の交付の請求をオンラインで行うことにより、交付手数料の節減を図るよう改善させたもの

科 目	(証券化支援勘定)	(項)証券化支援業務関係経費
	(住宅融資保険勘定)	(項)住宅融資保険業務関係経費
	(財形住宅資金貸付勘定)	(項)財形住宅資金貸付業務関係経費
	(住宅資金貸付等勘定)	(項)住宅資金貸付等業務関係経費
	(既往債権管理勘定)	(項)既往債権管理業務関係経費
部 局 等	12 支店等	
検査対象とした 登記事項証明書 の交付通数	327,305 通(平成 19 年 4 月～20 年 5 月)	
上記に係る交付 手数料の支払額	2 億 9594 万余円	
オンラインで請 求が可能であっ た登記事項証明 書の交付通数	97,456 通(平成 19 年 6 月～20 年 5 月)	
節減できた交付 手数料	2923 万円(平成 19 年 6 月～20 年 5 月)	

1 法人登記に係る登記事項証明書の概要

(1) 貸付債権に係る抵当権の設定登記等

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号)に基づき、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けなどの業務を行っている。そして、これらの業務を行うに当たっては、譲り受けた貸付債権や機構が資金の貸付けを行った貸付債権の担保のため、貸付債権に係る建築物又は土地について、原則として機構を第 1 順位とする抵当権を設定して登記することとしている。

抵当権設定登記及び貸付債権の全額が弁済されたときの抵当権抹消登記の申請は、機構と債務者が共同して行うこととされている。この申請は、機構から貸付債権に係る管理業務等を受託した金融機関(以下「受託金融機関」という。)の依頼により司法書士等が代理人として行うが、抵当権の設定登記及び抹消登記のいずれの申請においても、代理人は、機構の代理権限を証するための書類として、機構の法人登記に係る履歴事項証明書、現在事項証明書、代表者事項証明書又は閉鎖事項証明書(以下、これらを「登記事項証明書」という。)を登記所に提出する必要がある。

(2) 登記事項証明書の使用方法

代理人が登記所に提出する登記事項証明書は、機構の各支店等がその所在地を管轄する

登記所から交付を受けて受託金融機関等へ配布するなどしたものである。受託金融機関等は、貸付債権に係る建築物等に対する抵当権の設定登記又は抹消登記を行う際には、代理人である司法書士等に、金銭消費貸借抵当権設定契約書等とともに登記事項証明書を貸し出している。また、登記事項証明書は、登記申請の際にいったん登記所に提出されるが、手続終了後には還付を受けることができ、その有効期間である3か月間は繰り返し使用することが可能となっている。そして、各支店等は、おおむね3か月ごとに受託金融機関等に配布するなどのため、登記所に登記事項証明書の交付を請求するほか、受託金融機関等で不足が生ずる場合等に必要に応じて、随時交付を請求している。

(3) 登記事項証明書の交付を受ける手順

各支店等が登記所から登記事項証明書の交付を受ける手順は、おおむね以下のとおりである。

- ① 各支店等の担当者は、支店等が口座を有する金融機関の窓口において、登記印紙を購入するための現金を引き出す。
- ② 最寄りの郵便局等において登記印紙を購入する。
- ③ 登記所の窓口に出向き、手数料として請求1通当たり1,000円の登記印紙^{ちょう}を貼付した登記事項証明書の交付申請書を提出する。
- ④ 登記事項証明書は通常は即日交付されるが、多数の登記事項証明書の交付を請求したときは、即日交付されないため、改めて登記所に出向き交付を受ける。

一方、登記事項証明書の交付の請求は、平成17年3月から、法務省オンライン申請システムを利用して行うことが可能となっている(以下、同システムを利用した請求を「オンライン送付請求」という。)。そして、オンライン送付請求による場合、19年4月以降の手数料は請求1通当たり700円となっており、窓口での交付の請求に比べて安価となっている。

また、オンライン送付請求による場合、手数料の納付は金融機関のペイジー^(注1)対応ATMやインターネットバンキング等を利用して行うこととなり、登記事項証明書は、登記所で交付を受けるのではなく、指定する送付先に郵送されることとなっている。

(注1) ペイジー 公共料金や税金等をパソコン、携帯電話、ATM等から支払ができるサービスで、多数の金融機関が共同で構築・運営している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構は、毎年多数の登記事項証明書の交付を受けており、その請求のための手数料の支払額は多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、登記事項証明書の交付の請求に当たり手数料が安価なオンライン送付請求が利用されているかなどに着眼して、19年4月から20年5月までの間に15支店等^(注2)が交付を受けた登記事項証明書327,305通(交付手数料の支払額2億9,594万9,594円)を対象に、登記事項証明書の受入れ・払出しなどの状況が記載された管理簿等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記15支店等のうち、本店債権管理部、住宅融資保険部及び首都圏支店の3支店等は、オンライン送付請求を既に利用していたが、他の12支店等は、次のよう

な理由から、従来どおり登記所の窓口に出向いて登記事項証明書の交付を請求していた。

すなわち、12支店等は、支店等が口座を有する金融機関にはペイジー対応ATMが設置されておらず手数料の納付ができないことや、オンライン送付請求による場合には、登記所の窓口に出向いて交付を請求する場合に比べて事務手続が増加することが予想され、その人員の確保が難しいことなどから、オンライン送付請求を利用することはできないとしていた。

しかし、各支店等の所在地にはペイジー対応ATMを設置している他の金融機関が所在しており、12支店等は、これらの金融機関のATMを利用して手数料を納付することが可能であった。また、オンライン送付請求は、各支店等のインターネットに接続できるパソコンにより行うことが可能であり、登記事項証明書は登記所から指定する送付先に郵送されることから登記所に出向く必要はなく、事務手続が特段増加するものではなかった。

したがって、12支店等は、手数料が引き下げられた19年4月以降、速やかにオンライン送付請求の利用を開始すべきであったと認められた。

このように、12支店等は、オンライン送付請求を利用することが可能であったにもかかわらず、従来どおり登記所の窓口に出向いて登記事項証明書の交付を請求しているのは適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた交付手数料)

前記の3支店等がオンライン送付請求を開始するための準備等に1、2か月程度を要していたことから、12支店等が19年6月からオンライン送付請求を利用していたとすれば、20年5月までに登記所の窓口に出向いて交付の請求をした登記事項証明書97,456通に係る交付手数料9745万余円は6821万余円となり、差引き2923万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、12支店等がオンライン送付請求の利用についての検討を十分に行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本店財務企画部は、20年5月に支店等の担当者に対して事務連絡を発して、同年6月からオンライン送付請求を利用するに当たっての注意点や支出事務の手続について周知するとともに、同年7月に支店長等に対して財務企画部長名の通ちょうを発して、今後、オンライン送付請求が確実に利用されるようにする処置を講じた。

(注2) 15支店等 本店債権管理部、本店住宅融資保険部、本店財務企画部市場資金室、北海道、東北、首都圏、東海、近畿、中国、九州各支店、首都圏支店北関東地域統括部門、近畿支店北陸地域統括部門、近畿支店四国地域統括部門、九州支店南九州地域統括部門、本店債権管理部沖縄事務所(本店財務企画部市場資金室、首都圏支店北関東地域統括部門、近畿支店北陸地域統括部門、近畿支店四国地域統括部門、九州支店南九州地域統括部門、本店債権管理部沖縄事務所は、平成20年4月1日以降は本店市場資金部、北関東支店、北陸支店、四国支店、南九州支店、首都圏支店沖縄事務所)

第38 国立大学法人東北大学、第39 国立大学法人静岡大学

不 当 事 項

予 算 経 理

(855) 研究用物品の購入に係る経理が不当と認められるもの
 (856)

会計名及び科目	経常費用	業務費	
		一般管理費	
		〔平成 15 年度以前は、	〕
		一般会計(組織)文部科学本省 (項)科学技術振興調整費	
		国立学校特別会計 (項)研究所	
			(項)産学連携等研究費
部 局 等	(1)	国立大学法人東北大学(平成 16 年 3 月 31 日以前は東北大学)	
	(2)	静岡大学(平成 16 年 4 月 1 日以降は国立大学法人静岡大学)	
会計経理の内容	大学に設置されている附置研究所における研究用物品の購入		
不適正な会計経理の額	(1)	7,286,495 円(平成 13 年度~18 年度)	
	(2)	4,105,080 円(平成 14、15 両年度)	

第 3 章
 第 2 節
 第 38
 国立大学法人東北大学
 第 39
 国立大学法人静岡大学

1 研究用物品の購入に係る経理の概要

国立大学法人(平成 16 年 3 月 31 日以前は国立大学)は、学術研究の中核的研究拠点として附置研究所を設置している。附置研究所は、研究で使用する設備備品及び消耗品(以下「研究用物品」という。)を購入しており、15 年度以前は会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等により、また、16 年度以降は大学の会計規程等(以下、これらを合わせて「会計法令等」という。)により処理することとなっている。そして、研究用物品の購入等の契約については、会計法令等の定めるところにより、その給付の完了の確認を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、予算が会計法令等に従って適切に執行されているか、研究用物品の購入に係る会計経理が適正に行われているかなどに着眼して、21 国立大学法人において会計実地検査を行った。そして、これらの国立大学法人における納品書、請求書等の書類により検査するとともに、会計法令等に違反していて、予算の執行が適切でないと思われる事態があった場合には、当該国立大学法人に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

なお、本院は、19 年次の国立大学法人静岡大学(16 年 3 月 31 日以前は静岡大学。以下「静岡大学」という。)における独立行政法人科学技術振興機構の再委託費に係る会計実地検査の結果、静岡大学に所属する教授が静岡大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたため、再委託費が過大に交付されていた事態について平成 18 年度決算検査報告に掲記した。その際、静岡大学に対して、同教授が受給していた他の研究資金についても調査

を求めていたところ、20年2月に静岡大学から調査結果の報告を受けたので、その報告内容の確認も行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、国立大学法人東北大学(16年3月31日以前は東北大学。以下「東北大学」という。)及び静岡大学において、次のとおり会計法令等に違反している事態が見受けられた。

ア 東北大学

東北大学は、東北大学に設置されている多元物質科学研究所及び電気通信研究所において、多元物質科学に関する基礎及び応用の先端的研究並びに高次情報通信の学理及びその応用の研究を行うために、研究用物品の購入を行っている。

そして、東北大学は、13年度から18年度までの間に多元物質科学研究所に所属しているA教授及びB准教授並びに電気通信研究所に所属しているC助教から納品書、請求書等の提出を受けて研究用物品の購入代金を業者に支払っていた。

しかし、このうち7,286,495円については、表1のとおり、実際には上記の教授等が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより東北大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、その全額を業者に預けて別途に経理していた。

表1 東北大学における架空の取引に係る支払状況 (単位：円)

研究者	費目	年度	架空の取引に係る購入代金
A 教授	校費	平成13～15	2,172,042
	産学連携等研究費	15	536,404
	業務費	16～18	1,474,704
B 准教授	業務費	16、17	1,982,540
C 助教	試験研究費	15	12,348
	業務費及び一般管理費	18	1,108,457
合計		13～18	7,286,495

イ 静岡大学

静岡大学は、静岡大学に設置されている電子工学研究所において、主に光・電子工学分野の研究を実施して、国際研究機関との共同研究及び地場産業への研究協力を行うために、研究用物品の購入を行っている。

そして、静岡大学は、14、15両年度に同研究所に所属しているD教授から納品書、請求書等の提出を受けて消耗品の購入代金を業者に支払っていた。

しかし、このうち4,105,080円については、表2のとおり、実際には同教授が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより静岡大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、その全額を14年度に別途購入して未払いとなっていた電源ケーブル等の設備備品の支払に充てていた。

表2 静岡大学における架空の取引に係る支払状況

(単位：円)

研究者	費目	年度	架空の取引に係る購入代金
D 教授	試験研究費	平成 14、15	3,711,330
	校費	14	393,750
合計		14、15	4,105,080

以上のように、事実と異なる会計経理を行い、代金を支払っている事態は、会計法令等に違反していて、東北大学において7,286,495円及び静岡大学において4,105,080円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、大学の予算の原資が税金等の公金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、東北大学及び静岡大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったことによると認められる。

(第38 国立大学法人東北大学)

不 当 事 項

予 算 経 理

(857) 東北大学病院手術室改修工事の実施に当たり、工事完了後に予定価格を設定したり、契約書を作成したりするなどして、会計事務が適正を欠くと認められるもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立大学法人東北大学
契 約 名	(1) 東北大学病院外来診療棟 5階眼科屈折矯正手術室間仕切その他改修工事 (2) 東北大学病院外来診療棟 5階眼科屈折矯正手術室改修機械設備工事 (3) 東北大学病院外来診療棟 5階眼科屈折矯正手術室建具その他改修工事
契 約 の 概 要	東北大学病院の眼科に屈折矯正手術室を整備する目的で、外来診療棟の間仕切りなどの改修を行うもの
契 約 額	(1) 9,660,000 円 (2) 6,825,000 円 (3) 6,615,000 円 計 23,100,000 円
契 約 の 相 手 方	株式会社小田原工務店
支 払	(1) 平成 19 年 3 月 (2) 平成 19 年 3 月 (3) 平成 19 年 3 月
適正を欠くと認められる契約額	(1) 9,660,000 円 (2) 6,825,000 円 (3) 6,615,000 円 計 23,100,000 円

1 会計事務等の概要

(1) 国立大学法人東北大学における会計事務の概要

国立大学法人東北大学(以下「東北大学」という。)の会計事務は、国立大学法人東北大学会計規程(平成 16 年規第 77 号。以下「会計規程」という。)等に基づき行うこととされている。そして、契約を締結する場合には、原則として競争に付するとともに、入札の方法をもってこれを行うこととされている。しかし、工事の請負契約で予定価格が 1000 万円を超えないなどの場合には、随意契約によることができることとされている。

また、原則として、契約を締結しようとするときは、見積書を徴して、あらかじめ、設計書等により予定価格を設定したり、競争により落札者を決定したなどのときは、契約書を作成したりしなければならないこととなっている。

(2) 東北大学病院手術室改修工事の概要

東北大学は、平成18年度に、東北大学病院の眼科に屈折矯正手術室を整備する目的で、外来診療棟の間仕切りを改修するなどの3件の工事を、いずれも株式会社小田原工務店(以下「小田原工務店」という。)に発注して、小田原工務店は、18年11月から12月にかけて工事を施工している。

そして、東北大学は、本件3工事の契約等に係る一連の会計事務を次のとおり行っていた。

- ① 東北大学病院において営繕工事契約等を所掌している経理課施設企画室(以下「施設企画室」という。)が、同年10月又は11月に、各工事の設計書を作成して、これにより各工事の予定価格を設定した。
- ② 施設企画室が、各工事について、小田原工務店等3社から、同年10月又は11月に見積書を徴して見積合わせを行った。
- ③ 施設企画室が、本件3工事のすべてが、会計規程等により随意契約によることができるとされている予定価格が1000万円を超えないなどの工事に該当することとして、②の見積合わせにおいて①の予定価格の範囲内で最低の見積額を提示した小田原工務店と随意契約により契約を締結することにした。そして、同年10月30日、11月6日、同月14日に、それぞれ9,660,000円、6,825,000円、6,615,000円を契約金額とする工事請負契約書を取り交わすなどして、小田原工務店に本件3工事を発注した。
- ④ 19年3月に、東北大学の本部財務部資金管理課は、契約代金の計23,100,000円を小田原工務店に支払った。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、本件3工事に係る会計事務が会計規程等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、東北大学において、本件3工事に係る契約書等の書類により、会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、東北大学は、本件3工事について、工事の発注に先立って、あらかじめ見積書を徴するなどの会計規程等に定められた契約事務を一切行わずに、18年10月に本件3工事を口頭で一括して小田原工務店に発注していた。そして、工事完了後の19年2月に、小田原工務店への発注を正当化するために、一括して発注した工事を本件3工事に分けて、会計規程等で認められる随意契約となるようにして、それぞれの契約について予定価格を設定したり、18年10月又は11月の日付の契約書を作成したりするなどしていた。

このように、本件3工事について、会計規程等に定められた契約事務を行うことなく工事を発注して、工事完了後に予定価格を設定したり、契約書を作成したりするなどしていたことは、東北大学の会計規程等における会計制度の基本原則を逸脱して著しく適正を欠いていて、契約額計23,100,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東北大学において、職員の会計規程等を遵守して適正に契約事務を行う認識が欠如していたこと、職員に対する会計規程等の法令を遵守することの重要性についての周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

東北大学において、内部統制等が十分機能するための体制を整備するなどして、常に適正な契約事務が行われるよう意見を表示したものの

科 目	経常費用
部 局 等	国立大学法人東北大学
契 約 名	(1) 東北大学病院外来診療棟 5 階眼科屈折矯正手術室間仕切その他改修工事 (2) 東北大学病院外来診療棟 5 階眼科屈折矯正手術室改修機械設備工事 (3) 東北大学病院外来診療棟 5 階眼科屈折矯正手術室建具その他改修工事
契 約 の 概 要	東北大学病院の眼科に屈折矯正手術室を整備する目的で、外来診療棟の間仕切りなどの改修を行うもの
内部統制等が機能していないと認められる契約件数及び契約額	3 件 2310 万円(平成 18 年度)

【意見を表示したものの全文】

東北大学病院が発注した工事契約に係る内部統制等について

(平成 20 年 10 月 31 日付け 国立大学法人東北大学学長あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 東北大学病院手術室改修工事等の概要

貴法人の東北大学病院(以下「病院」という。)は、平成 18 年度に、病院の外来診療棟に眼科屈折矯正手術室を整備する目的で、下表のとおり「東北大学病院外来診療棟 5 階眼科屈折矯正手術室間仕切その他改修工事」(契約金額 9,660,000 円)等 3 件の工事(以下「本件工事」という。)を同一の業者に発注して、18 年 11 月から 12 月にかけて工事を施工している。

工事名	契約金額(円)
東北大学病院外来診療棟 5 階眼科屈折矯正手術室間仕切その他改修工事	9,660,000
東北大学病院外来診療棟 5 階眼科屈折矯正手術室改修機械設備工事	6,825,000
東北大学病院外来診療棟 5 階眼科屈折矯正手術室建具その他改修工事	6,615,000

本件工事については、19 年 8 月に、本件工事は本来、一つの工事であり、その予定価格が学内規程で定めた工事の随意契約の限度額 1000 万円を超えることから、入札に付すべきであったのに、入札に付することなく特定の業者に請け負わせて工事を行い、工事完了後に、学内規程で認められる随意契約となるように三つの契約に分けるなどの不適切な事態があると報道された。

これを受けて、貴法人は、学外の有識者を含めた調査検討委員会を設置して、本件工事に係る事実関係を調査した結果、不適切な契約の締結があったなどとする報告書を同年10月に取りまとめた。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、前記の報道があったことなどを踏まえて、合規性、経済性等の観点から、本件工事に係る会計事務が会計に関する規程等に基づいて適正に行われているかなどに着眼して、貴法人において、契約書等の書類により会計実地検査を行うとともに、本件工事に係る契約事務を中心として、貴法人の内部統制等の状況について検査を行った。

(検査の結果)

本件工事に係る契約について検査したところ、次のとおり、適正を欠くなどの事態が見受けられた。

(1) 会計規程等の法令が遵守されていない事態について

ア 会計規程等に違反した契約事務が行われたこと

国立大学法人東北大学会計規程(平成16年規第77号。以下「会計規程」という。)等によれば、契約に当たっては、あらかじめ仕様書、設計書等により予定価格を設定したり、工事発注時には、契約書を作成したりしなければならないこととされている。

しかし、これらの契約事務を行うべき病院の事務部経理課(以下「経理課」という。)施設企画室は、本件工事について、あらかじめ予定価格を設定するなどの契約事務を行わずに、18年10月に口頭で一括して業者に発注していた。そして、工事完了後の19年2月に、当該業者への発注を正当化するため、一括して発注した工事を三つの本件工事に分けて、予定価格が少額であることを理由として会計規程等で認められる随意契約(以下「少額随契」という。)となるようにして、それぞれの契約について予定価格を設定したり、18年10月又は11月の日付の契約書を作成したりするなどして、会計規程等に違反した契約事務が行われていた。

イ 病院において職務権限を逸脱した契約事務が行われたこと

病院が行う工事契約については、会計規程等において、予定価格が200万円を超えない工事契約の経理責任者は病院の事務部長と、予定価格が200万円を超える工事契約の経理責任者は貴法人の本部の施設部長とされている。

そして、前記のとおり、本件工事は一括して発注されていて、その予定価格は200万円を超えていることから、施設部長の権限で契約されるべき工事であったのに、病院は、事務部長の権限内の契約となるように三つの契約に分けて契約事務を行うなどして、職務権限を逸脱した契約事務が行われていた。

ウ 病院において所掌を越えた契約事務が行われたこと

経理課施設企画室は、病院が発注する工事に係る会計事務を行っており、工事図面の作成、業者との打合せ、施工管理、完成検査等の事務を所掌している。そして、同室の施設経理係は、契約に際しての見積合わせ、予定価格の設定、入札手続、入札の結果に基づく業者への発注等の契約事務を行うこととされている。また、同室の営繕係及び設備係は、工事の施工管理等の事務を行うこととされている。

しかし、発注等の契約事務を所掌していない営繕係及び設備係が、前記アの業者への

発注を行っていて、所掌を越えた契約事務が行われていた。

エ 本件工事について契約の内容等が公表されなかったこと

国立大学法人は、文部科学省の通知文書等により、予定価格が250万円を超える工事契約については、その契約の内容等をホームページ等で公表することとされている。そして、貴法人では、公表の対象となる工事契約があった場合には、病院その他の各部局が、本部施設部に当該工事契約の内容等を所定の様式により電子メールで送付して、同部が取りまとめた上で、ホームページに掲載することとしている。

しかし、本件工事に係る契約は、いずれも予定価格が250万円を超えるもので、公表すべきであったにもかかわらず、病院が上記の手続をとらなかったため、公表されなかった。

(2) 内部統制等が十分機能していない事態について

上記のとおり、本件工事の契約について、会計規程等の法令が遵守されていないなどの適切とは認められない事態が見受けられたことから、本件工事に係る契約事務を中心として、病院の内部統制等の状況について検査したところ、次のとおり、内部統制等が十分機能していない事態が見受けられた。

ア 病院における内部統制

(ア) 病院における統制環境

本件工事は、18年2月に、病院の眼科の教授(以下「眼科教授」という。)が病院に提出した「平成18年度事業計画提案書」の中の整備計画「屈折矯正手術運用システム」の一つとして実施されたものである。

そして、本件工事の実施に当たり、工事費が割高になることが判明したことから、経理課施設企画室は、工事費について眼科教授に相談していた。その後、眼科教授を通じるなどしてA会社が紹介されて、A会社との間で工事費についての合意が得られたことなどから、本件工事は、あらかじめ、A会社をその契約の相手方とすることとしていた。このため、前記のような契約事務が行われていた。

このように、病院においては、教授等から契約の相手方となり得る業者の紹介を受けたり、工事を行うに当たり専門的な医学の知識が必要となるなどのため、施設等を使用する教授等の意見を聞かざるを得なかったりする場合があります。経理担当部局においては教授等の意向を受け入れざるを得ない状況に陥りやすい統制環境下にあると認められる。

(イ) 病院における内部^{けん}牽制

本件工事は、前記のとおり、経理課施設企画室の営繕係及び設備係が、18年10月に口頭で一括して業者に発注していたものである。そして、同室の施設経理係において、工事完了後の19年2月に、18年10月又は11月に起案したこととする3件の契約伺が作成された。

この契約伺は、本件工事に係る決裁権限が、東北大学病院決裁権限に関する要項(平成16年病院長裁定)により、病院の事務部長から経理課長に委任されていることから、施設経理係長、営繕係長(又は設備係長)、施設企画室室長補佐、施設企画室室長並びに病院の会計監査等を担当している経理課総務監査係長及び経理課課長補佐(監査)の決裁を経た上で、経理課長の決裁を得ていた。

しかし、この決裁の過程において、書類の内容を点検すべき経理課総務監査係長、経理課課長補佐(監査)、決裁権者である経理課長のいずれにおいても、経理課施設企画室が工事完了後に契約書を作成するなどしたことに対する問題提起はされなかった。このため、「ア 会計規程等に違反した契約事務が行われたこと」及び「ウ 病院において所掌を越えた契約事務が行われたこと」に対する内部牽制が十分機能していなかった。

これは、工事の施工管理等を行うこととされている営繕係及び設備係、工事に係る契約事務を行うこととされている施設経理係が、いずれも経理課に置かれていることや、病院の会計監査等を担当する総務監査係等が、経理課に置かれていることなどから、内部牽制が十分機能しなかったものと認められる。

(ウ) 病院に対する本部施設部の内部牽制

a 「ア 会計規程等に違反した契約事務が行われたこと」に対する牽制

貴法人において、工事契約に係る契約名義人は、会計規程等により、財務担当理事(16年4月1日から18年11月5日まで。同月6日以降は、財務及び会計に関する事務の委任を受けた副学長)となっている。そして、財務担当理事は、契約に用いる公印の保管及びその押印に係る事務を、職員に委任することができるとされていることから、契約に用いる公印は、本部財務部財務課で保管されており、工事契約書への押印は、同課課長補佐の立会いの下に、本部施設部が行うことにしている。

本件工事についてみると、経理課施設企画室において、工事完了後の19年2月に、契約年月日を18年10月又は11月とする契約書を作成の上、業者へ送付して、業者が押印した契約書の返送を受けた。その後、当該契約書を本部施設部に送付して押印を依頼して、同部において、本部財務部財務課課長補佐の立会いの下に、財務担当理事印の押印がされた。

このとき、本部施設部は、当該契約書の送付を、病院からの単なる事務処理としての押印依頼としてとらえて、その内容の確認等を十分に行わなかったことから、病院において、少額随契の体裁を整えた虚偽の契約書が工事完了後に作成されていたのに、これを看過していた。

これは、同部において、当該契約書について問題提起する機会があったにもかかわらず、これを看過していて、病院に対する同部の内部牽制が十分機能しなかったものと認められる。

b 「イ 病院において職務権限を逸脱した契約事務が行われたこと」に対する牽制

前記のとおり、工事契約書への押印依頼時に、工事契約書が病院から本部施設部に送付されるものの、貴法人において、これとは別途に、病院その他の各部局から、工事契約の締結に当たって、予定工事の案件、内容等について、同部と事前に協議を行うなどの体制とはなっていなかった。

このため、同部において、貴法人全体の工事契約を一元的に管理、コントロールすることができず、本件工事のように、一つの契約として契約すべき契約を三つに分けて契約したことについて、内部牽制が機能しなかった。

c 「エ 本件工事について契約の内容等が公表されなかったこと」に対する牽制

前記のとおり、予定価格が250万円を超える工事契約については、その契約の内容等をホームページ等で公表することとされている。

貴法人においては、前記のとおり、公表の対象となる工事契約があった場合、工事契約の押印依頼とは別途に、本部施設部へその旨を電子メールで送付することとしていて、同部が、押印依頼と同時に、公表対象工事契約の有無等について確認できる体制とはなっていなかった。

このため、本件工事の契約内容等が公表されなかったことについて、内部牽制が機能しなかった。

イ 監査の状況

(ア) 監事監査

貴法人の監査機関として、「監事」及び「監査室」がある。

このうち、監事は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第10条第1項により設置され、同法第12条第8項に基づき文部科学大臣により任命されている。

そして、監事は、貴法人の最高意思決定権者である学長から独立した立場で、貴法人の主たる利害関係者である国(又は国民)に代わって業務の運営状況を点検するため、その意思決定の内容も含めた業務全般について、第三者的な立場で、大局的な視点から監査を行っている。

監査の実施に当たっては、貴法人の業務が多岐にわたっていることから、監事監査計画を各年度当初に策定して、幾つかの重点項目を定めるなどしている。

そして、18年度は、決算監査のほか、業務監査として、8項目の重点項目を定めるなどして、役員会等の重要な会議に出席したり、重要な文書を閲覧したりする方法により監査を実施している。

しかし、契約に係る制度や組織が適正に運営されて有効に機能しているかどうかについては重点項目に含まれていなかったため、病院の統制環境等についての監査は行われず、本件工事について、内部統制が機能しなかった。

(イ) 監査室監査

監査室は、国立大学法人東北大学事務組織規程(平成16年規第151号)により、学長直属の組織として設置されている。

そして、監査室は、学長の指揮命令の下で、学長に代わって貴法人の業務の運営状況を点検して、貴法人の意思決定に資するために、貴法人の意思決定の内容及び教授等が行う個々の教育研究内容を除く貴法人の業務について、学内者としての立場で実務の現場により近い視点から、業務のより詳細な手続等にまで踏み込んで監査している。

監査の実施に当たっては、内部監査の基本方針、内部監査基本計画書、内部監査実施要領を年度ごとに策定して、これらに基づき、契約に係る監査等を行っている。そして、契約に係る監査は、年度ごとに部局を特定して、何件かの契約を抽出して、会計規程等に違反する事務が行われていないかなどの監査を行っている。

18年度の監査においては、病院以外の部局が監査対象部局とされるとともに、内部統制の状況も監査事項とされている。そして、統制環境についても監査事項とされているが、これは、財務会計に関する業務の教育・指導の実施状況についての監査で

あって、個別の契約についての監査ではなかった。

このように、18年度は、病院が監査対象部局ではなかったことなどから、本件工事に係る契約事務の適正性や病院の統制環境についての監査は行われず、本件工事について、内部統制が機能しなかった。

(ウ) 経理課総務監査係等の監査

病院は、他の部局に比べて業務量が多いことなどから、経理課に会計監査等を担当する総務監査係及び課長補佐(監査)が置かれている。そして、総務監査係等は、経理課が行う支払の処理等の業務を行うほか、病院の会計に関する監査及び検査を行うこととされており、ここでいう監査及び検査とは、病院内で作成される各種伝票等が会計規程等に沿った手続等で行われているかを日常的に点検することであるとされている。

しかし、総務監査係等は、監査及び検査を行わなければならないのにこれを行っていなかったため、本件工事の契約についての問題提起はされなかった。このため、本件工事について、内部統制が十分機能しなかった。

(エ) 公認会計士(会計監査人)監査

貴法人と監査契約を締結している公認会計士(会計監査人)による監査は、貴法人を取り巻く環境の変化にかんがみて、毎年度、事業運営リスクの評価を行った上で、重要な勘定科目、主要なプロセスを把握して、財務諸表の適正性、内部統制の状況についての監査を行っている。

その監査は、主に未払伝票等の会計伝票をサンプリングにより抽出して、その会計伝票が証ひょうに基づき適正に起票されて、決裁権限を有する者の決裁を受けているかを主な観点としている。

すなわち、契約書の金額、日付、契約者に着眼した監査であり、公認会計士(会計監査人)が契約書について疑義を抱いた場合に限って、当該契約書の作成に関して、予定価格の積算、入札等の手続について詳細な監査が行われるものである。しかし、通常、上記のような詳細な監査が行われることはない。

このため、18年度において、本件工事の契約について詳細な監査は行われなかった。

(オ) 監査機関等相互の調整が十分でない事態

貴法人は、定期的に、理事等、監事、監査室及び公認会計士(会計監査人)による4者協議会を開催して、それぞれの監査計画等について協議している。

本件工事における不適切な事態を監査により発見するためには、各監査機関等が、内部牽制の状況を含めて、多角的な観点から監査を行うことが必要であるが、各監査機関等の人員も限られており、必ずしも十分な監査体制がとれない状況となっている。したがって、監査対象の重複、漏れが極力生じないよう、各監査機関等が監査計画を調整するなどして、効率的、効果的な監査を行うことが必要となる。

しかし、18年度は、前記のとおり、本件工事の契約や病院の統制環境については、いずれの監査機関等も監査対象としていなかった。

(改善を必要とする事態)

病院において、会計規程等に定められた契約事務が行われず内部牽制が十分機能していな

かったり、貴法人の各監査機関等において内部統制についての監査が適切に行われていなかったりするなどの事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴法人において、内部統制等の重要性について職員等の認識が十分でなかったこと、内部統制が十分機能するための体制の整備が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

病院において、個別の工事契約に係る会計事務を適正に行うことは当然のことであるが、貴法人において、内部統制等が十分機能していない事態について、適切な処置を講ずる必要がある。

については、貴法人において、内部統制等が十分機能するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 病院の経理担当部局において、工事を行うに当たり専門的な医学の知識が必要となることなどから、教授等の意向を受け入れざるを得ない状況に陥りやすい統制環境の改善に資するため、適正な工事契約事務を行えるよう内部統制の体制を整備すること
- イ 各部局の担当者に対して、内部牽制におけるそれぞれの役割を果たすことの重要性を十分認識した上で、適正に契約事務を実施するよう周知徹底すること
- ウ 各監査機関等が、監査対象部局の統制環境を十分把握した上で、個別の契約事務等についても厳正に監査するなど、的確な監査を実施していくこと
- エ 各監査機関等が監査計画等を策定するに当たっては、監査対象の重複、漏れが極力生じないよう、各監査機関等が相互に、適切に調整するなどして、監査を行っていくための体制を整備すること

第40 国立大学法人筑波大学、第41 国立大学法人東京医科歯科大学、第42 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価額に基づいて支給するよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 国立大学法人筑波大学 (2) 国立大学法人東京医科歯科大学 (3) 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
通勤手当の概要	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員等に支給するもの
通勤手当の額	(1) 8億1703万余円(平成18、19両年度) (2) 8億0522万余円(平成18、19両年度) (3) 1億3595万余円(平成18、19両年度)
上記のうち節減できた通勤手当の額	(1) 4022万円 (2) 7051万円 (3) 1106万円

1 通勤手当の概要

(1) 3 国立大学法人等における通勤手当の概要

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、当該国立大学法人等が定める職員給与規則等に基づき、職員に給与として俸給(基本給又は本給とする場合もある。)及び諸手当を支給している。諸手当のうち通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員に支給するなどとしており、通勤手当の月額は、1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)等となっている。そして、運賃等相当額の算出については、運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとしており、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、通用期間1か月の定期券の価額とするなどとしている。

また、国立大学法人法(平成15年法律第112号)が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)を準用していることから、国立大学法人等は適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないこととされており、給与の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないことなどとされている。

(2) 国における通勤手当に関する人事院規則等改定の経緯

人事院は、平成15年8月に、国会及び内閣に対して、従来、1か月定期券の価額を基礎として決められていた国家公務員の通勤手当について、民間の過半の事業所が6か月定

期券等の最も割安な定期券の価額を基礎として通勤手当を支給している実態を踏まえて、公務においても、低廉な定期券の価額により一括支給するよう改めることとする旨の給与改定に関する勧告等を行った。国は、これを踏まえて、同年10月及び12月に、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)及び人事院規則9-24(通勤手当)についてそれぞれ所要の改正を行っている。

そして、国は、16年4月から、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間について、1か月定期券の価額から当該交通機関等で発行されている定期券の通用期間のうち6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間の定期券(以下「6か月定期券」という。)の価額を基に通勤手当を支給している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、運賃等相当額が最も経済的かつ合理的と認められるものとなっているかなどに着眼して、20年4月1日現在におけるすべての国立大学法人等(86国立大学法人及び4大学共同利用機関法人)を対象として、通勤手当認定簿等の関係書類により会計実地検査を行うなどして検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、国立大学法人筑波大学(以下「筑波大学」という。)、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「東京医科歯科大学」という。)及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構(以下「機構」という。また、以下、これらを合わせて「3国立大学法人等」という。)は、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する職員について、1か月定期券の価額を運賃等相当額として通勤手当を支給していた。

しかし、国は、経済的な定期券である6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給しており、大多数の国立大学法人等も国の給与法等の改正に倣って通勤手当に係る関係規程等について所要の改正を行った上で、同様に6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給していた。

このように、国及び大多数の国立大学法人等において経済的な6か月定期券の価額に基づいて通勤手当を支給しているのに、3国立大学法人等において1か月定期券の価額を基に通勤手当を支給していた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた通勤手当の額)

3国立大学法人等が18、19両年度に支給した通勤手当(筑波大学8億1703万余円、東京医科歯科大学8億0522万余円、機構1億3595万余円)について、6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給したとすれば、筑波大学で4022万余円、東京医科歯科大学で7051万余円、機構で1106万余円がそれぞれ節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3国立大学法人等において、通則法の規定や16年4月以降の国及び他の国立大学法人等における通勤手当の支給の動向に対する認識が十分でなく、職員給与規則等を見直していないことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3国立大学法人等は、20年10月までに職員給与規則等を改正して、通勤手当の算定に当たり、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、同月から6か月定期券の価額を基にして支給することとする処置を講じた。

(第40 国立大学法人筑波大学)

不 当 事 項

不 正 行 為

(858) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	国立大学法人筑波大学附属学校教育局(平成16年3月31日以前は筑波大学学校教育事務部)
不正行為期間	平成15年6月～18年4月
損害金の種類	奨学寄附金(平成16年3月31日以前は委任経理金)、預り金
損 害 額	20,418,080 円

本院は、国立大学法人筑波大学附属学校教育局(平成16年3月31日以前は筑波大学学校教育事務部)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく同大学長からの報告、会計検査院法第27条の規定に基づく文部科学大臣からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、同大学の本部及び附属学校教育局において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、同大学附属学校教育局において、総務課会計係主任(16年3月31日以前は管理課経理主任)石塚某が、次のように教育・研究に要する経費に充てるための奨学寄附金(16年3月31日以前は委任経理金)及び光熱水料の預り金計20,115,280円を領得したものであり、正当債権者に対する遅延利息計302,800円を加えた合計20,418,080円の損害を発生させていて、不当と認められる。

- ① 奨学寄附金を原資とする物品等の購入代金の支払事務に従事中、15年6月から18年4月までの間に、分任歳入歳出外現金出納官吏の銀行届出印等を無断で使用して、同出納官吏名義の預金口座から払出しを受けるなどして奨学寄附金計6,601,543円を領得した。
- ② 光熱水料の受領及び預入れ事務に従事中、16年5月から18年3月までの間に、建物の一部を貸与している団体等から光熱水料として受領した預り金計13,513,737円を領得した。
なお、本件損害額については、20年9月末までに3,794,883円が同人から返納されている。

第43 国立大学法人千葉大学

不 当 事 項

工 事

(859) 病棟の新築に伴う仕上工事の施行に当たり、コンクリート工事費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立大学法人千葉大学
工 事 名	千葉大学医学部附属病院病棟新営その他工事(仕上)
工 事 の 概 要	千葉大学医学部附属病院の病棟の新築工事に伴う内外装等の仕上工事を行うもの
契 約 額	1,575,000,000 円
請 負 人	大林・ナカノフドー・京成特定建設工事共同企業体
契 約	平成 18 年 8 月 一般競争契約
支 払	平成 18 年 10 月、19 年 11 月 2 回
割高になっている契約額	9,400,000 円

1 工 事 の 概 要

国立大学法人千葉大学(以下「千葉大学」という。)は、病院施設の老朽、狭あい化に伴う計画的な整備の一環として、平成 16 年度から、入院病棟(鉄骨鉄筋コンクリート造り、地上 11 階、地下 1 階、延床面積 20,765m²。以下「病棟」という。)の新築工事を実施しており、18 年度に、千葉大学医学部附属病院病棟新営その他工事(仕上)契約を契約額 1,575,000,000 円で大林・ナカノフドー・京成特定建設工事共同企業体と締結して、18、19 両年度に、病棟新築に伴う内外装等の仕上工事を施行している。

千葉大学は、本件工事費の積算に当たり、表計算ソフトを用いて、直接工事費を細分化した中科目別内訳書を作成して、これを科目別に転記集計した科目別内訳書により直接工事費を 1,287,958,277 円と算定していた。

2 検 査 の 結 果

本院は、千葉大学において、経済性等の観点から工事費の積算が適切に行われているかに着眼して、会計実地検査を行った。そして、本件工事について、千葉大学が保有している契約図書、積算内訳書等の書類により検査したところ、病棟等の直接工事費の集計が次のとおり誤っていた。

ア 中科目別内訳書に記載されたコンクリート工に要する経費の計 2,624,760 円を科目別内訳書のコンクリート工事費として転記すべきところを、表計算ソフトの操作を誤って、中科目別内訳書のコンクリート工に要する経費と全く関係ない石工事費 45,294,626 円と記載していた。

イ 中科目別内訳書に記載された外部仕上等の鉄筋工に要する経費の計 740,600 円を科目別内訳書の鉄筋工事費として転記すべきところを、同じように誤って防水工事費 39,495,370

円と記載していた。

そして、これらのことなどにより、計 82,926,455 円が過大に積算されていた。

このような事態が生じていたのは、千葉大学において、予定価格の積算における審査・確認等が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件工事費を修正計算すると、積算過小となっていた直接工事費 34,696,040 円等を考慮しても、一般管理費等の共通費を含めた工事費の総額は 1,565,550,000 円となり、本件契約額 1,575,000,000 円はこれに比べて約 940 万円が割高になっていて不当と認められる。

第44 国立大学法人東京芸術大学、第45 国立大学法人三重大学、第46 国立大学法人京都大学、第47 国立大学法人京都工芸繊維大学、第48 国立大学法人奈良女子大学、第49 国立大学法人九州大学、第50 大学共同利用機関法人自然科学研究機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)～(7) 交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価額に基づいて支給するよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 国立大学法人東京芸術大学 (2) 国立大学法人三重大学 (3) 国立大学法人京都大学 (4) 国立大学法人京都工芸繊維大学 (5) 国立大学法人奈良女子大学 (6) 国立大学法人九州大学 (7) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構
通勤手当の概要	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員等に支給するもの
通勤手当の額	(1) 2億0285万余円(平成18、19両年度) (2) 4億1213万余円(平成18、19両年度) (3) 21億5721万余円(平成18、19両年度) (4) 1億6676万余円(平成18、19両年度) (5) 1億3620万余円(平成18、19両年度) (6) 10億3696万余円(平成18、19両年度) (7) 2億0130万余円(平成18、19両年度) 計 43億1344万余円(平成18、19両年度)
上記のうち節減できた通勤手当の額	(1) 922万円 (2) 1614万円 (3) 1億1206万円 (4) 1233万円 (5) 726万円 (6) 5371万円 (7) 970万円 計 2億2046万円

本院は、交通機関等を利用する職員の通勤手当について、平成20年10月22日に、東京芸術大学、三重大学、京都大学、京都工芸繊維大学、奈良女子大学、九州大学各国立大学法人及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下、これらを合わせて「7国立大学法人等」という。)それぞれの学長及び機構長に対して、「交通機関等を利用する職員の通勤手当の支給について」として、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

これらの処置要求の内容は、7 国立大学法人等のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1 通勤手当の概要

(1) 7 国立大学法人等における通勤手当の概要

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、当該国立大学法人等が定める職員給与規則等に基づき、職員に給与として俸給(基本給又は本給とする場合もある。)及び諸手当を支給している。諸手当のうち通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員に支給するなどしており、通勤手当の月額は、1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)等となっている。そして、運賃等相当額の算出については、運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとしており、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、通用期間1か月の定期券の価額とするなどとしている。

また、国立大学法人法(平成15年法律第112号)が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)を準用していることから、国立大学法人等は適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないこととされており、給与の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないことなどとされている。

(2) 国における通勤手当に関する人事院規則等改定の経緯

人事院は、15年8月に、国会及び内閣に対して、従来、1か月定期券の価額を基礎として決められていた国家公務員の通勤手当について、民間の過半の事業所が6か月定期券等の最も割安な定期券の価額を基礎として通勤手当を支給している実態を踏まえて、公務においても、低廉な定期券の価額により一括支給するよう改めることとする旨の給与改定に関する勧告等を行った。国は、これを踏まえて、同年10月及び12月に、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)及び人事院規則9-24(通勤手当)についてそれぞれ所要の改正を行っている。

そして、国は、16年4月から、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間について、1か月定期券の価額から当該交通機関等で発行されている定期券の通用期間のうち6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間の定期券(以下「6か月定期券」という。)の価額を基に通勤手当を支給している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、運賃等相当額が最も経済的かつ合理的と認められるものとなっているかなどに着眼して、20年4月1日現在におけるすべての国立大学法人等(86国立大学法人及び4大学共同利用機関法人)を対象として、通勤手当認定簿等の関係書類により会計実地検査を行うなどして検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、7国立大学法人等は、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的で

あると認められる交通機関等を利用する職員について、6か月定期券の価額を基にして通勤手当を支給した場合に、年度途中の採用、退職、転勤等による返納措置等が発生するなど事務手続が煩雑になるなどの理由から、1か月定期券の価額を運賃等相当額として通勤手当を支給していた。

しかし、国は、経済的な定期券である6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給しており、大多数の国立大学法人等も国の給与法等の改正に倣って通勤手当に係る関係規程等について所要の改正を行った上で、同様に6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給している。そして、7国立大学法人等が18、19両年度に支給した通勤手当43億1344万余円について、6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給したとすれば、40億9298万余円となり、2億2046万余円が節減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、国及び大多数の国立大学法人等において経済的な6か月定期券の価額に基づいて通勤手当を支給しているのに、7国立大学法人等において事務手続が煩雑になるなどの理由で、1か月定期券の価額を基に通勤手当を支給している事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、7国立大学法人等において、通則法の規定や16年4月以降の国及び他の国立大学法人等における通勤手当の支給の動向に対する認識が十分でなく、事務手続が煩雑になるなどの理由により職員給与規則等を見直していないことによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

7国立大学法人等においては、今後も引き続き多額の通勤手当を支給することが見込まれることから、その支給に当たっては、国及び他の国立大学法人等における通勤手当の支給の動向を把握するとともに、給与の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないとしている通則法の趣旨を踏まえる必要があると認められる。

ついては、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、経済的な6か月定期券の価額に基づいて通勤手当を支給するよう是正改善の処置を求める。

上記の是正改善を必要とする事態を7国立大学法人等別に示すと、次のとおりである。

法 人 名	年 度	通勤手当の額	節減できた通勤手当の額
(1) 国立大学法人東京芸術大学	18、19	2億0285万余円	922万余円
(2) 国立大学法人三重大学	18、19	4億1213万余円	1614万余円
(3) 国立大学法人京都大学	18、19	21億5721万余円	1億1206万余円
(4) 国立大学法人京都工芸繊維大学	18、19	1億6676万余円	1233万余円
(5) 国立大学法人奈良女子大学	18、19	1億3620万余円	726万余円
(6) 国立大学法人九州大学	18、19	10億3696万余円	5371万余円
(7) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構	18、19	2億0130万余円	970万余円
計		43億1344万余円	2億2046万余円

第51 首都高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

構造物点検業務における大型橋りょう点検車の運転経費の積算に当たり、大型橋りょう点検車の仕様を踏まえた日業務量とすることにより、経済的なものとするよう改善させたもの

科 目	管理費用
部 局 等	首都高速道路株式会社本社、3 管理局
契 約 名	構造物点検(平成 18 年度定期点検)等 2 件
契 約 の 概 要	橋りょうの床版、けた、橋脚等構造物等の定期点検を行うもの
契 約 金 額	55 億 5849 万円(平成 18、19 両年度)
契 約 の 相 手 方	財団法人首都高速道路技術センター
契 約	平成 18 年 3 月、19 年 3 月 随意契約
大型橋りょう点検車の運転経費の積算額	1 億 9611 万余円(平成 18、19 両年度)
低減できた大型橋りょう点検車の運転経費の積算額	9255 万円(平成 18、19 両年度)

1 構造物点検業務の概要

(1) 構造物点検業務

首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)西東京、東東京、神奈川各管理局は、橋りょうの床版、けた、橋脚等の構造物等の損傷等の有無を的確に把握して、損傷等の状況に応じた応急措置、補修補強、取替えなどの適切な対応策を迅速かつ確実に行之、すべての構造物等を常に良好で安全な状態に保つために、毎年度、構造物点検業務を実施している。そして、平成 18 年度は東東京管理局が、19 年度は神奈川管理局が、他の管理局分を含めて 3 管理局管内の構造物等の定期点検に係る契約を締結して、それぞれ、22 億 7955 万円、32 億 7894 万円、計 55 億 5849 万円で財団法人首都高速道路技術センターに請け負わせて実施している。

(2) 定期点検で使用する足場

会社制定の「構造物等点検要領」によれば、定期点検で使用する足場には、吊足場、リフト車、橋りょう点検車等があり、このうち、橋りょう点検車は、高架下が河川であったり、車線規制が困難な街路であったりするなど、リフト車が使用できない箇所等において、高速道路上からブームを伸縮させるなどしてブーム先端の歩廊部等を橋りょう下面側に張り出させて、点検作業員が歩廊部を歩くなどして点検対象箇所^{ほろう}に接近して点検を行う際に使用する車両である。

そして、会社の構造物点検業務においては、上記の箇所等のうち、1 回の車線規制で複数の車線分の構造物等の点検を効率的に行うことができる箇所において、歩廊部の長い大型の橋りょう点検車(以下「大型橋りょう点検車」という。)を使用している(参考図参照)。

(3) 橋りょう点検車の運転経費の積算

会社は、構造物点検業務に係る費用の積算を、会社制定の「工事設計積算基準」(以下「積算基準」という。)に基づき行うこととしている。これによると、大型橋りょう点検車を含めた橋りょう点検車の運転経費は、1日当たりの車両の運転労務費、燃料費及び機械賃料を合計した運転単価に、運転日数を乗じて算出することとされている。

また、運転日数については下記のとおり算定している。

- ① 当該年度における点検対象箇所を選定して、点検対象の構造物等を特定する。
- ② 点検対象の構造物等ごとに、使用する足場の種類別に点検対象面積等を集計する。
- ③ ②で集計した点検対象面積等を、1日当たりの作業量(以下「日業務量」という。)で除する。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

会社は、毎年度、多額の費用をかけて構造物等の点検業務を実施している。

そこで、本院は、本社及び3管理局において、経済性等の観点から、構造物点検業務のうち、大型橋りょう点検車の運転経費の積算は、大型橋りょう点検車の仕様を踏まえた経済的なものとなっているかなどに着眼して、大型橋りょう点検車の運転経費の積算額(18年度1億0323万余円、19年度9287万余円、計1億9611万余円)を検査の対象として、点検業務設計書、積算基準等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、会社の積算基準に定められた橋りょう点検車の日業務量は、大型橋りょう点検車も含めて、歩廊部に1作業班(積算上の1作業班の点検作業員数は3人)が乗って点検を行った場合を前提として設定されたものとなっていた。

しかし、大型橋りょう点検車の仕様を確認したところ、その歩廊部の最大積載荷重は800kg、歩廊部の延長は15.0m、幅は1.4mであり、歩廊部には少なくとも点検作業員6人(2作業班)が同時に乗って点検を行うことができると認められた。

現に、18、19両年度の定期点検において、点検作業員6人(2作業班)が同時に乗って点検を行っている状況も見受けられた。

したがって、1台の大型橋りょう点検車に2作業班が乗って並行して点検を行うこととすれば、その場合の日業務量は、積算基準に定められた日業務量の2倍となり、この結果、大型橋りょう点検車の運転日数が2分の1になることから、運転経費は2分の1の額となる。

このように、積算基準において、1作業班による作業を前提とした日業務量しか設定しておらず、大型橋りょう点検車の仕様を踏まえて、2作業班で作業を行うことを前提とした日業務量を示していないことは適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

18、19両年度の構造物点検業務において、大型橋りょう点検車の運転経費を、2作業班で点検を行うこととして算定すると、前記の運転経費の積算額は、18年度5552万余円、19年度4802万余円となり、それぞれ4771万余円、4484万余円、計9255万余円低減できたと認められた。

(発生原因)

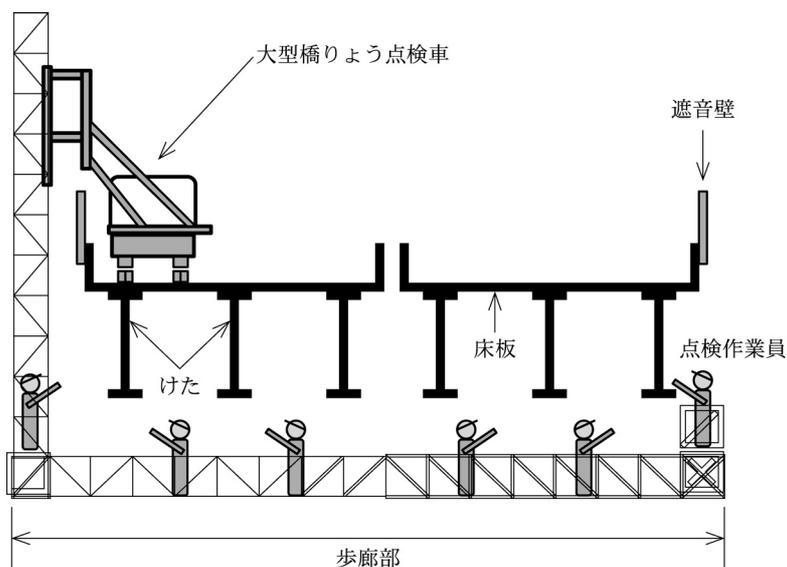
このような事態が生じていたのは、積算基準における大型橋りょう点検車を使用する場合の日業務量の設定に当たり、大型橋りょう点検車の仕様を踏まえた経済的な積算の検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、20年9月に、構造物点検において大型橋りょう点検車を使用する場合の運転経費の積算に当たっては、日業務量を2倍した値により算出するよう積算基準を改訂して、同月から適用する処置を講じた。

(参 考 図)

2 作業班による作業の概念図



第52 阪神高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

高速道路の清掃業務費の積算について、作業の実態等に適合した適切なものとするよう改善させたもの

科	目	管理費用
		休憩所等事業営業費用
部	局	等
		阪神高速道路株式会社本社
工	事	名
		阪神高速道路保全管理工事(平成18年度)等2件
工	事	の
		概要
		高速道路の清掃業務、土木維持工事、電気通信設備維持工事等を委託するもの
工	事	費
		196億5328万余円(平成18、19両年度)
契	約	の
		相手方
		阪神高速技術株式会社
契	約	
		平成18年4月、19年4月 随意契約
清	掃	業務
		費の積
		算額
		10億2205万余円(平成18、19両年度)
低	減	できた
		清掃
		業務
		費の積
		算額
		3464万円(平成18、19両年度)

1 高速道路の清掃業務の概要

(1) 保全管理工事の概要

阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、高速道路の機能の保持や通行車両の安全かつ快適な走行に資することなどを目的として、高速道路の清掃業務、土木維持工事、電気通信設備維持工事等(以下、これらを「保全管理工事」という。)を実施している。そして、会社は毎年度、高速道路の保全管理工事を随意契約により阪神高速技術株式会社に委託して実施しており、その支払額は、平成18年度92億1446万余円、19年度104億3882万余円、計196億5328万余円となっている。

(2) 高速道路の清掃業務費の積算

保全管理工事の積算は、会社制定の「土木工事設計積算基準」(以下「積算基準」という。)に基づき算定されている。このうち、高速道路の路面、パーキング、排水設備等における清掃業務費の労務費の積算は、各種作業車両の運転手及び清掃作業員により構成されている。そして、この清掃作業員の職種は、作業の種別により普通作業員又は軽作業員として

いる。
積算基準によれば、普通作業員とは普通の技能及び肉体的条件を有して、人力による土砂等の掘削、積込み、運搬等各種作業を行うものなどとされていて、軽作業員とは主として人力による軽易な清掃又は後片付けなど各種作業を行うものなどとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

毎年度継続的に行われている高速道路の清掃業務は、高速道路の重要な管理業務であり、多額の経費を要している。

そこで、本院は、本社及び大阪、神戸両管理部において、経済性等の観点から、清掃作業員の職種及び労務費の積算が作業の実態等に適合した適切なものとなっているかに着目して、高速道路の清掃業務費の積算額、18年度5億0303万余円、19年度5億1902万余円、計10億2205万余円を対象として、契約書、設計書等の書類により、また、作業実態を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、作業の種別により次のような事態が見受けられた。

(1) 人力による清掃作業

清掃作業員の作業についてみると、次のとおりであった。

ア 路面清掃では、低速走行する清掃車に添乗して、紙くず、木切れなどのごみを発見の都度、停車して、この清掃車から乗り降りしてごみを撤去することを主な作業としていた。

イ パーキング清掃では、パーキングエリア内の駐車場部分等の空き缶、紙くずなどのごみを撤去することを主な作業としていた。

ウ 排水^{ます}柵清掃では、排水柵のグレーチングを開けて、柵内の土砂等を手が届く範囲内でスコップ等により取り除くことを主な作業としていた。

会社は、上記アからウまでの各清掃における清掃作業員の職種について、いずれも普通作業員による作業として積算していた。しかし、これらの作業は、特に技能を要するものではなく、人力による軽易な作業と認められた。

(2) 高圧洗浄車を使用する清掃作業

排水管(内径200mm～300mm)、縦断・横断側溝(内空断面の幅600mm、深さ700mm～1,200mm)、円形水路(内径300mm)、埋設管(内径200mm～400mm)等の各排水設備の清掃作業は、高圧の水流で管内又は側溝内の土砂等を除去する高圧洗浄車を使用して行っている。

これら各排水設備の清掃作業における清掃作業員は、高圧洗浄車の運転手と共に清掃作業を行ったり、車両の操作助手等をしていたりしていた。

そして、排水管及び縦断・横断側溝清掃の清掃作業員の職種について、普通作業員としていた。一方、同じ高圧洗浄車により同様な作業となっている円形水路及び埋設管清掃の清掃作業員の職種については、軽作業員としていた。

上記のように、各排水設備の清掃作業が同様な作業となっているにもかかわらず、清掃作業員の職種は、清掃を実施する排水設備の種類により区々となっている状況であった。

前記(1)、(2)の作業について、他の高速道路会社においては、軽作業員の労務単価により積算していた。

これらについて、会社は、本院の検査を踏まえて、清掃作業員の労務費について実態調査を実施した。その結果、清掃作業員の1日当たりの平均労務単価は、軽作業員の労務単価と同程度の水準となっていた。

したがって、これら清掃作業員について、作業の実態等を考慮せず、また、職種の整合性等を問わずに普通作業員の単価を採用していることは適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

上記のことから、高速道路の清掃業務費について、清掃作業員の労務単価を実態調査に基

づく労務単価により計算すると、18年度は4億8667万余円、19年度は5億0074万余円、計9億8741万余円となり、前記の10億2205万余円を3464万余円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、会社において、高速道路の清掃業務費について、作業の実態等に適合した積算を行うための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、20年9月に、高速道路の清掃業務費の積算が適切なものとなるよう、清掃作業員の労務単価を軽作業員とする内容の積算基準に改正して、同月以降の契約から適用する処置を講じた。

第53 北海道旅客鉄道株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

複線区間での踏切除雪作業における安全を確保するための保安要員である列車見張員の配置を適切なものとするよう改善させたもの

科	目	(款)鉄道事業営業費
部	局	等
契	約	名
契	約	の概要
支	払	額
契	約	
保安要員を適切に配置していなかった複線区間の踏切に係る支払額		

1 踏切除雪作業の概要

(1) 踏切除雪作業の概要

北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR 北海道」という。)は、毎年冬期に多くの降雪があることから、踏切を利用する自動車及び歩行者等の安全を確保するために、ショベル等を使用する人力等による踏切除雪作業を多数施行して、平成18年11月から20年3月までの間においては、12保線所等で、踏切1,297か所の踏切除雪作業等について小樽保線管理室管内踏切除雪作業2等144契約(18年度70契約、19年度74契約)を41業者(以下「除雪業者」という。)と単価契約で締結している。

(2) 踏切除雪作業の保安要員の配置

JR 北海道工務部(以下「工務部」という。)は、軌道、土木、建築等各工事の保安対策について、「営業線工事保安関係標準示方書(在来線)」(平成10年4月制定。以下「工事示方書」という。)及び「除雪作業標準示方書(在来線)」(昭和62年4月制定。以下「除雪示方書」という。)を定めている。

また、工務部は、線路内又は線路に近接する工務関係の作業等における触車事故を防止することを目的として、安全上必要となる具体的な措置について、「工務関係触車事故防止マニュアル」(平成8年2月制定。以下「マニュアル」という。)を定めている。

踏切除雪作業の契約においては、工事示方書、除雪示方書及びマニュアル(以下、これらを「示方書等」という。)により施行することとしており、示方書等に基づく保安要員の配置が必要となっている。

保線所等の監督員等は、踏切除雪作業前に、除雪業者から、除雪示方書に定められた書式に従って、作業場所、列車見張体制の確立方法等を記入した作業打合せ票等の書類の提出を受けて、示方書等に定められた保安要員の配置等の確認、列車ダイヤ等の打合せなど

を行うこととしている。

(3) 列車見張員の配置及び任務

示方書等は、線路内又は線路に近接して作業を行う場合には、見張業務に専念する保安要員として列車見張員を配置することとしている。列車見張員は、列車等の接近通過の監視、作業指揮者等への列車接近合図を行い、作業従事員等の待避完了後は、列車乗務員への待避完了の合図を行い、事故発生のおそれのある場合には、直ちに列車を停止させるための措置等を執り、事故を未然に防止することとされている。

そして、マニュアルは、線路状況に見合った列車見張員の配置を定めており、複線区間においては、上下線の間又は上下線に作業現場がまたがる場合には、上下線と同時に列車が接近通過することがあるため、上下線それぞれに列車見張員1名、計2名を配置することとしている。

なお、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第554条は、鉄道事業者及び請負業者に、列車との触車事故防止のため、軌道内等の作業における監視人(列車見張員を指す。)の配置の措置を義務付けている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、JR北海道等が発注等した軌道工事等における相次ぐ列車との触車事故が及ぼす社会的、経済的影響にかんがみて、本社(釧路支社を含む。)、旭川支社及び函館支社において、踏切及び踏切に近接した軌道周辺で行う踏切除雪作業の契約が、合規性等の観点から示方書等に定められた保安要員が適切に配置されたものとなっているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、JR北海道が18、19両年度に締結した前記の踏切除雪作業144契約(18年度70契約、19年度74契約)を対象として、契約書、作業打合せ票等の書類及び現地における踏切除雪作業の状況を確認するなどして検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、本社及び函館支社が締結した30契約(18年度14契約、支払額1億0735万余円、19年度16契約、支払額1億7331万余円、支払額計2億8066万余円)の複線区間の踏切除雪作業において、示方書等に定められた列車見張員の配置が適切になされていなかった事態(18年度踏切138か所、支払額7077万余円、19年度踏切161か所、支払額1億1082万余円、支払額計1億8160万余円)が見受けられた。

すなわち、踏切除雪作業ごとに提出される作業打合せ票において、複線区間の上下線に作業現場がまたがる場合に2名の配置が必要な列車見張員が1名の配置となっているのに、監督員等はこれを基に打合せを行った際に、不足している列車見張員についての増員の指示をすることなく、示方書等に定められた列車見張員を配置せずに踏切除雪作業を施行させていた。

上記のように、複線区間の踏切除雪作業に当たって、示方書等に定められた列車見張員を適切に配置しておらず、契約が示方書等に基づき十分に履行されていない事態は、触車事故防止による作業従事員等の安全確保等の点から適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、JR北海道において、踏切除雪作業は、使用する除雪

道具が軽量で簡易な作業であることから、一般の軌道工事と同様に線路内又は線路に近接して行う作業であるにもかかわらず、示方書等の遵守を保線所等及び除雪業者に対して十分に周知徹底していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、JR 北海道は、各保線所等に対して 20 年 9 月に通知を発するなどして、同年 10 月以降契約する踏切除雪作業に当たっては、複線区間の上下線それぞれに列車見張員を配置することなど、安全を確保するための保安要員の配置について、保線所等及び除雪業者に対して示方書等を遵守させることを周知徹底し、保安要員の適切な配置を図る処置を講じた。

第54 東日本電信電話株式会社、第55 西日本電信電話株式会社

第3章
第2節
第54
東日本電信電話株式会社
第55
西日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)(2) ADSL モデムのレンタルに当たり、回収した ADSL モデムの再利用数を拡大し、
購入費等の節減を図るよう改善させたもの

会 社 名	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社
科 目	(1) 営業費用 (2) 営業費用
部 局 等	(1) 東日本電信電話株式会社本社 (2) 西日本電信電話株式会社本社
ADSL モデムの レンタルの概要	通信サービスの提供に当たり、加入者宅内に接続する必要のある ADSL モデムをレンタルするもの
ADSL モデムの 購入費等	(1) 購入費 207,500 個 17 億 2982 万余円(平成 19 年度) 処分費 120,548 個 808 万余円(平成 19 年度) 計 17 億 3790 万余円(平成 19 年度) (2) 購入費 254,320 個 22 億 3900 万余円(平成 19 年度) 処分費 76,630 個 565 万余円(平成 19 年度) 計 22 億 4466 万余円(平成 19 年度)
節 減 でき た ADSL モデムの 購入費等	(1) 81,566 個 2 億 2609 万円(平成 19 年度) (2) 50,194 個 2 億 1469 万円(平成 19 年度)
節 減 でき た ADSL モデムの 購入費等(推計)	(1) 71,000 個 2 億 3700 万円(平成 16 年度～18 年度) (2) 45,000 個 1 億 8400 万円(平成 17、18 両年度)

1 ADSL の概要

(1) ADSL モデムの概要

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)は、アナログ電話回線を使用したブロードバンド通信として、平成 12 年 12 月からフレッツ ADSL を提供しており、20 年 3 月末の加入者契約件数は NTT 東日本で約 241 万件、NTT 西日本で約 225 万件となっている。

加入者は、フレッツ ADSL を利用する場合には電話回線を通じてデータを送受信するために、加入者宅内にデジタル信号を変復調する装置(以下「ADSL モデム」という。)を接続しなければならず、そのために加入者は ADSL モデムを家電販売店等で購入するか、両会社から購入する又はレンタルを受ける必要がある。

両会社が加入者に販売又はレンタルしている ADSL モデムは、電子回路基板と合成樹脂製の外装部品を組み合わせた構造となっている。そして、両会社は、それぞれ提供するすべての通信速度に対応できる現行機種を 19 年度に、NTT 東日本は 207,500 個、17 億

2982 万余円、NTT 西日本は 254,320 個、22 億 3900 万余円でメーカーから購入している。

(2) ADSL モデムの再利用

一方、両会社は、加入者の光サービスへの変更等で不要になった ADSL モデムのうち、両会社がレンタルしている ADSL モデムを回収して、再用品であることを表示した上で新規契約者にレンタルしたり、故障交換用として使用したりしている。

このため、両会社は、回収した ADSL モデムを再利用できるか否かを判断するための利活用判断基準や、再利用できる場合に行うクリーニング作業等の業務仕様書を定めており、それに基づいて、変色、汚れ、傷の目視確認、機能確認等を行う利活用認定作業や、利活用が可能であると認定した ADSL モデムを加入者が満足できる程度までの清掃を行う機器再生作業等を NTT 東日本は 16 年 7 月から、NTT 西日本は 17 年 9 月から外部の会社に委託している。そして、両会社は、19 年度に、これらの作業を受託した会社(以下「受託会社」という。)に対して NTT 東日本は 238,594 個、3 億 9751 万余円、NTT 西日本は 214,425 個、3 億 9324 万余円の作業委託費を支払っている。

また、両会社は、廃棄決定となった ADSL モデムの処分を産業廃棄物処理業者に委託しており、19 年度に NTT 東日本は 120,548 個、808 万余円、NTT 西日本は 76,630 個、565 万余円の処分費を支払っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

次世代ネットワーク等光サービスの普及、拡大とともに、フレッツ ADSL の加入者総数は減少してきているが、フレッツ ADSL は、光サービスに比べて安価なサービスでもあり、光サービス未提供エリアを中心に需要があることから、両会社は、引き続き ADSL モデムを前記のとおり大量に購入している。

一方、両会社は、経費の節減など経営の効率化に努めるとともに、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)の基本理念にのっとり策定された循環型社会形成推進基本計画(平成 15 年 3 月閣議決定)等に沿って、従来から行っていた撤去ケーブル等の再資源化、回収した通信機器の再利用、廃棄物の発生抑制など環境負荷の低減にも取り組んでいる。

そこで、本院は、NTT 東日本の 13 支店及び NTT 西日本の 17 支店において、経済性等に加え環境保全の観点から、両会社が、経費節減とともに、環境負荷の低減を考慮して、ADSL モデムの回収、再利用を適切に行っているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、受託会社が作成した実績報告書に基づき、19 年度に回収した ADSL モデムの利活用判断結果を確認するとともに、ADSL モデムが回収、集積される受託会社の作業現場で、廃棄決定となった ADSL モデムの現況を調査するなどの方法により検査した。

(注 1) NTT 東日本の 13 支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、長野、新潟、宮城、福島、岩手、山形、秋田各支店

(注 2) NTT 西日本の 17 支店 大阪、大阪東、京都、滋賀、名古屋、静岡、岐阜、金沢、福井、広島、山口、愛媛、高知、福岡、北九州、熊本、鹿児島各支店

(検査の結果)

検査したところ、19 年度に回収した ADSL モデムの個数は 331,676 個(NTT 東日本 193,991 個、NTT 西日本 137,685 個)で、そのうち再利用した個数は 180,428 個(同 94,863 個、同 85,565 個)、汚損、破損、機能不全などの理由で廃棄した個数は 151,248 個(同 99,128

個、同 52,120 個)となっていたが、廃棄されたものには、電子回路基板の機能に問題がないものの、外装部品が汚損、破損しているため再利用できないと判断されたものが含まれていた。

しかし、外装部品が汚損、破損している ADSL モデムは、外装部品を新しいものに交換(以下「部品交換」という。)すれば、加入者が満足できる程度まで再生でき、再びレンタル用として使用可能であると認められた。

したがって、廃棄された 151,248 個のうち、機能不全であったり、構造が複雑で部品交換が困難であったりして、再生が難しいと判断されたものを除く 131,760 個(NTT 東日本 81,566 個、NTT 西日本 50,194 個)は、部品交換により再利用できたと認められた。

なお、受託会社において、廃棄決定された後、作業現場に保管されていた 1,999 個(同 599 個、同 1,400 個)の ADSL モデムを調査したところ、中には部品交換を行うまでもなく再利用が可能であると認められるものも見受けられた。

このように、両会社が経営の効率化に努めて、環境負荷の低減にも取り組んでいる中で、再利用できる ADSL モデムを廃棄して、新規購入している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた購入費等)

上記のことから、廃棄された ADSL モデム 151,248 個(NTT 東日本 99,128 個、NTT 西日本 52,120 個)のうち、前記のとおり部品交換により再利用できたと認められた 131,760 個(同 81,566 個、同 50,194 個)について、すべてを再利用していたとすれば、部品交換に要する費用を考慮しても、購入費等を NTT 東日本で 2 億 2609 万余円、NTT 西日本で 2 億 1469 万余円節減することができたと認められた。

なお、前記の事態は、両会社において、18 年度以前にも見受けられ、本院がフレッツ ADSL 解約数等を用いて、18 年度以前に廃棄された個数のうち再利用できた個数及び節減できた購入費等を推計したところ、廃棄された約 201,000 個(NTT 東日本は 16 年度から 18 年度で約 121,000 個、NTT 西日本は 17、18 両年度で約 80,000 個)のうち、再利用できた個数は約 116,000 個(同約 71,000 個、同約 45,000 個)、節減できた購入費等は、NTT 東日本約 2 億 3700 万円、NTT 西日本約 1 億 8400 万円となる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、ADSL モデムを再利用できるか否かを判断するための利活用判断基準が明確でなく、受託会社の担当者により異なる判断を下していたこと、クリーニング作業等の業務仕様書において部品交換による再利用が明確になっていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき両会社の本社は、NTT 東日本は 20 年 10 月から、NTT 西日本は同年 7 月からそれぞれすべての作業現場で部品交換の作業を順次開始させるとともに、同年 9 月に利活用認定作業における利活用判断基準を明確にする文書を各支店や受託会社に発するなど、判断の均一化を図る体制を整備して、回収した ADSL モデムの再利用数を拡大する処置を講じた。

第56 株式会社かんぽ生命保険

意見を表示し又は処置を要求した事項

保険金等の支払に当たり、被保険者の死亡後に年金の速やかな支払停止をしたり、未請求となっている保険金等について効果的な請求勧奨をしたりすることにより支払が適切に行われるよう意見を表示したもの

科 目	経常費用 保険金等支払金
部 局 等	株式会社かんぽ生命保険(平成19年9月30日以前は日本郵政公社)
保険金等の支払の概要	保険契約に基づき、受取人からの支払請求を受けて、保険金等を支払うもの
検査対象としたサービスセンター、支店及び郵便局	5 サービスセンター、33 支店及び 45 郵便局
被保険者の死亡した事実を把握した後も支払が停止されていない年金過払額	3196 万円(平成 18、19 両年度)
他の保険契約の支払請求により支払事由の発生が把握できるが未請求のままとなっている保険金等の額	1 億 4492 万円(背景金額)(平成 19 年度)

【意見を表示したものの全文】

(平成 20 年 10 月 31 日付け 株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長あて)

保険金等の適切な支払について

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 生命保険業務の概要

(1) 生命保険業務の状況

日本郵政公社(平成 19 年 10 月 1 日解散。以下「公社」という。)は、簡易生命保険法(昭和 24 年法律第 68 号。平成 19 年 10 月 1 日廃止)に基づき、簡易生命保険の業務を実施していたが、19 年 10 月の郵政民営化に伴い、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)等に基づき、公社が行っていた簡易生命保険の契約(以下「旧契約」という。)の管理に関する業務を承継した。そして、貴会社は、機構からの委託を受けて、旧契約の管理に関する業務を行うとともに、保険業法(平成 7 年法律第 105 号)等に基づき生命保険の業務(以下、19 年 10 月以降に貴会社が提供する生命保険の契約を「新契約」という。)を行っている。

そして、貴会社は、新契約及び旧契約(以下、これらを合わせて「保険契約」という。)に

係る保険金の支払等の業務の一部を郵便局株式会社に委託しており、郵便局株式会社は、当該業務を郵便局において実施している。

(2) 保険金等の支払

ア 支払請求の方法

保険契約は、基本契約の部分と、入院や身体障害時等に保険金を支払うこととするなど、基本契約の保障内容を更に充実させるために基本契約に付加する特約の部分に分かれる。そして、貴会社は、基本契約及び特約について、簡易生命保険法や約款に定められた支払事由が発生した場合に、保険金、年金及び還付金(新契約の場合は返戻金。以下同じ。以下、これらを合わせて「保険金等」という。)を受取人からの支払請求に基づき、請求内容を審査した上で支払うこととなっている。

受取人は、支払請求に当たり、支払請求書に保険証書(新契約の場合は保険証券。以下同じ。)や診断書等の書類を添付して、郵便局又は貴会社の支店(以下「郵便局等」という。)に提出することとなっている。

イ 支払の方法

支払の方法には、次のとおり、即時払いと通常払いとがある。

(ア) 即時払い

郵便局等は、保険金等の受取人から提出を受けた支払請求書及び関係書類を確認して、その内容に不備がなく一定の要件を満たしている場合は、郵便局等の窓口を設置されたかんぽ総合情報システム等(以下「情報システム」という。)の端末(以下「窓口端末」という。)を使用して支払処理を行うなどにより、保険金等をその場で支払う。そして、郵便局等は、支払請求書等を、貴会社が保険契約の管理業務等を行うため全国5か所に設置しているサービスセンター(以下「センター」という。)に送付する。センターは、送付を受けた支払請求書等の内容を精査して、保険金等の支払が適切であったかなどを確認している。

(イ) 通常払い

即時払いができない場合等は、郵便局等は受取人から提出を受けた支払請求書等をセンターに送付する。センターは支払請求書等の内容を審査して、保険金等の支払の可否を決定して、支払うこととした場合には、受取人の預貯金口座への振込みや、受取人に対して郵便局等で受領するための支払通知書を送付することにより保険金等を支払う。

19年度における即時払いの比率をみると、保険金及び還付金の全体で約8割、死亡保険金で約6割、入院保険金で約4割となっているが、近年は通常払いが増加する傾向となっている。

ウ 年金の支払停止の方法

年金の受取人が継続口座振込みの請求を行った場合は、年金を受取人の預貯金口座に振り込むことにより支払うこととなるが、この場合は、被保険者の生死の事実を確認する必要があるため、被保険者に対して毎年1回現況届の提出を求めたり、保険契約者や受取人に対して被保険者が死亡したときは遅滞なく死亡通知書を提出するように求めたりしている。そして、貴会社は、現況届が提出されない場合や死亡通知書が提出された場合に、年金の支払を停止することとなっている。

エ 支払請求の勧奨

保険金等の支払は、受取人からの支払請求に基づき行われることから、貴会社は、保険金等の請求漏れを防止するために、保険契約者に対して毎年1回「ご契約内容のお知らせ」を送付するとともに、原則として貴会社が保険金等の支払事由の発生を把握できる保険契約の保険契約者に対して各種の案内書を送付するなど、支払請求の勧奨を行っている。

勧奨の実施に当たっては、情報システムに登録されたデータを利用するなどしている。

(3) 支払管理態勢の整備

近年、生命保険会社において、保険金等の不適切な不払等の問題が発覚して、大きな社会問題となっている。これらの状況を踏まえて、総務省は、19年5月に公社に対して、簡易生命保険業務における保険金等の支払管理態勢に関して報告を求めた。これを受けて、公社は、同年6月に過去の事案について、保険金等の支払漏れ又は請求勧奨すべき事案の検証(以下「支払検証」という。)を実施して、また、今後の事案について、保険金等の支払漏れを防止して、保険金等を支払うべき事案について請求勧奨を促進する支払管理態勢の整備をする旨報告している。

貴会社は、上記報告の内容を踏まえて、公社の保険金等の支払について支払検証を実施しており、その結果判明した保険金等の支払漏れ又は請求勧奨すべき事案に対して、保険金等を支払い又は請求勧奨する対応を含めて、21年度中に支払検証を完了することとしている。そして、適切な保険金等の支払の業務等を行うために、事業戦略の一環として、支払管理態勢の高度化を含む「引受・支払態勢の再構築に向けた事務・システム改革」を実施している。しかし、支払検証はこれに必要な情報処理システム等の整備が行われた後に開始されていて、現時点では間もないこともあり、今後の支払管理態勢についての具体的な施策を体系的に示すまでには至っていない状況となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従前から公社が実施していた簡易生命保険業務における保険金等の支払に対する検査を実施しており、20年次も引き続き、合规性等の観点から、18、19両年度に支払った保険金等を中心にして、その支払が適切に行われているかに着眼して検査した。そして、本社及び仙台、東京、岐阜、京都、福岡の5センター並びに各センター管内の33支店(13 統括支店を含む。)及び45郵便局において、保険証書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 年金の過払状況

貴会社は、年金保険契約の被保険者が死亡した事実を情報システムに登録して年金の速やかな支払停止を行うための方策の一つとして、保険契約に基づく死亡保険金の即時払い時に、死亡した被保険者と同一の者を被保険者とする年金保険契約が存在する可能性があれば、窓口端末により、支払請求書に「要年金契約確認」と印字することとしている。そして、この場合に、郵便局等は、窓口端末を用いて被保険者の名寄せを行い、年金保険契約の被保険者が同一人であるかを確認することになっていて、死亡保険金の受取人が年金保

険契約の被保険者の相続人等である場合には、年金保険契約に係る死亡通知書を提出するよう説明することになっている。しかし、相続人等以外である場合には、個人情報等を不当に明らかにしてしまうおそれがあるとして、このような説明をすることになっていない。

また、貴会社によれば、死亡通知書が提出される場合よりも、年金保険契約の被保険者の死亡に基づき発生する還付金(以下「死亡還付金」という。)の支払請求をもって、死亡の通知とみなす場合が多いとのことである。一般に年金保険契約では、保険契約者と被保険者が同一人である場合が多いとされており、保険契約者(被保険者)が死亡した場合は、死亡還付金の受取人は保険契約者(被保険者)の相続人となる。そして、相続人が複数存在する場合は、相続人全員の協議により代表者を定めて死亡還付金の請求を行わなければならないこととなっている。

これらの要因により、死亡の通知が遅延して、被保険者が死亡した場合に年金の速やかな支払停止が行われていないおそれがあることから、被保険者が死亡した後における年金の過払いの状況についてみたところ、次のような状況となっていた。

ア 債権として認識した年金過払い

被保険者の死亡後も年金の支払が停止されておらず、後日、死亡還付金の請求等により、年金が過払いとなっていることが判明したため、各センターにおいて年金過払いに係る債権として管理することとなったものが、18年度496件、過払金額1億0140万余円、19年度526件、過払金額1億1406万余円見受けられた。^(注1)

上記年金過払いのうち、年金保険契約の被保険者と同一人を被保険者とする保険契約があり、かつ、当該保険契約の死亡保険金が請求された以降も年金が停止されずに、過払いとなっていた契約が、18年度82件、過払金額1405万余円、19年度97件、過払金額1602万余円見受けられた。^(注2)

<事例>

貴会社は、年金保険に加入している被保険者Aに年4回、継続口座振込みにより年金を支払っていた。Aは終身保険にも加入しており、平成17年12月にAが死亡したことから、死亡保険金の受取人は18年1月に郵便局に死亡の事実を証明する書類を提出して死亡保険金を請求して、即時払いにより保険金を受領していた。しかし、その際、年金保険契約に係る死亡通知書等は提出されず、郵便局及びセンターは年金の支払停止のための事務処理を行わなかったために、口座振込みによる年金の支払が継続された。そして、現況届が提出されなかったことにより同年11月に支払が停止されるまでの同年1月から8月までに係る8か月分の年金959,188円が過払いとなっていた。当該年金保険契約については、19年11月に死亡還付金の請求に基づいて、死亡処理が行われた。

上記の過払金額は、会計実地検査時点(20年4月)において、回収されていない。

イ 新たに把握された年金過払い

上記アのとおり、貴会社は年金過払いを債権として認識していたが、本院は各センターにおいて、19年度に即時払いした死亡保険金に係る保険契約約24万件のうち、51,420件を抽出して、死亡保険金の支払請求書に「要年金契約確認」と印字されていた保険契約3,417件について確認した。その結果、死亡保険金に係る保険契約の被保険者と同一人を被保険者とする年金保険契約について、年金が過払いとなっていた契約が21

件あり、このうち、死亡保険金が請求された以降も年金が停止されず、過払いとなっていた契約が18件、過払金額188万余円見受けられた。^(注3)

なお、上記ア及びイの事態のように年金の速やかな支払停止が行われない要因についてみると、即時払いした死亡保険金に係る保険契約の被保険者と年金保険契約の被保険者が同一人で、かつ、死亡保険金の受取人が年金保険契約の被保険者の相続人等である場合に、死亡通知書の提出を受けていない状況が見受けられた。

一方、死亡保険金を通常払いとする場合は、「要年金契約確認」と印字されることはなく、また、郵便局等においては、死亡した当該被保険者を受取人とする年金保険契約が存在する可能性を調査することとなっていないために、年金保険契約に係る被保険者の死亡の事実を確認して、当該年金の速やかな支払停止を行うことは困難な状況となっていた。

(2) 保険金等の未払状況

ア 年金保険契約に係る死亡還付金等

年金保険契約の被保険者が死亡した場合は、死亡還付金が発生していたり、当該年金保険契約に係る未払の年金が存在していたりする場合がある。死亡通知書の提出があった場合には、当該契約については、これら死亡還付金等の有無を調査することになっているが、死亡通知書の提出がない場合には、この調査は行わないことになっている。

また、前記のとおり、貴会社は、保険金等の請求漏れを防止するために、保険金等の支払請求を勧奨する各種の案内書を送付しており、このうち還付金等の支払事由発生後1年経過した翌月には、保険金等支払案内書(以下「支払案内書」という。)を送付している。しかし、死亡還付金については、支払案内書を送付することとなっていない。

これらの要因により、死亡還付金等について、請求勧奨が十分に行われていないおそれがあることから、前記の(1)イにおいて、「要年金契約確認」と印字された保険契約3,417件の被保険者と同一人を被保険者としている年金保険契約について確認した。その結果、受取人からの請求がなく、未払とな^(注4)っている死亡還付金等が存在する契約が198件、未払金額1億3675万余円見受けられた。

上記198件のうち、年金保険契約に係る死亡通知書が提出されておらず、情報システム上に被保険者の死亡の事実が登録されていなかった契約が135件(約68%)あり、被保険者が死亡している事実が速やかに情報システム上に登録されていない状況となっていた。

また、前記(1)のとおり、死亡保険金を通常払いとする場合は、「要年金契約確認」と印字されないことや、郵便局員等による年金保険契約の有無の調査も行うことになっていないことから、年金保険契約に係る被保険者の死亡の事実を確認して、死亡還付金等の請求勧奨を行うことは困難な状況となっていた。

イ 保険契約に係る保険金

保険契約に係る死亡保険金や入院保険金^(注5)が請求された場合において、当該保険契約の被保険者と同一人を被保険者とする複数の保険契約が存在して、支払うべき保険金が存在しているが、未払となっている場合は、それらの保険契約についても請求勧奨を行う必要がある。しかし、上記アの同一被保険者の死亡に係る保険契約と年金保険契約との場合や、受取人から質問された場合等を除き、即時払い時及び通常払い時ともに、ほかに保険金が未払となっている保険契約が存在するか調査することになっていない。

このため、保険金が請求された保険契約の被保険者と同一人を被保険者とするその他の保険契約が存在する場合に、請求勧奨が十分に行われていないおそれがあることから、前記保険契約3,417件の被保険者と同一人を被保険者とするその他の保険契約について確認した。その結果、受取人からの請求がなく、死亡保険金等が未払となっている契約が5件、未払金額816万余円見受けられた。

なお、このほかにも、疾病入院保険金が支払われた保険契約の被保険者と同一人を被保険者とするその他の保険契約がないか名寄せして確認したところ、疾病入院特約を付加しているものの、保険金が請求されていない契約が見受けられた。この契約については、受取人から支払請求時に提出される診断書等に基づき審査を行わなければ本当に支払事由が発生しているかどうかを確認できるものではないが、これらの中には保険金を支払うことができるものも含まれていると考えられる。

(3) これまでの検査結果に基づき公社及び貴会社が講じた改善の内容

ア 改善の内容

これまでの検査結果に基づき、公社及び貴会社は、次のような改善を講じてきている。

(ア) 年金の過払防止

前記(1)の事態について、19年10月から、死亡保険金を即時払いした場合において、死亡した当該被保険者を受取人とする年金保険契約があり、死亡保険金の受取人が相続人以外の者である場合は、郵便局員等が死亡報告書を作成して、年金保険契約の被保険者が死亡した事実を情報システムに登録して、年金の速やかな支払停止を行うこととした。

(イ) 保険金等の未払の減少

前記(2)の事態について、19年7月から、入院保険金の支払請求時に、受取人に対して、ほかにも入院保険金の支払請求ができる保険契約がないか確認するよう説明することとした。また、20年4月から、死亡保険金又は入院保険金の即時払い時に、同一人を保険者とするその他の保険契約が存在する可能性があれば、支払請求書に「複数契約あり要確認」と印字して、郵便局員等は契約内容を確認して、適切な請求勧奨を行うこととした。

イ 改善の実効性

上記の改善の内容は、次のような点において、年金の過払いを防止したり、保険金等の未払を減少させたりするための十分なものとはなっていないと認められる。

(ア) 前記(1)の事態について、死亡保険金の通常払い時において、同一被保険者の年金保険契約を調査して、年金保険契約に係る死亡通知書の提出を受けることとなっていないこと。また、即時払い時及び通常払い時ともに、郵便局等において、死亡保険金の請求者が相続人であるが年金保険契約に係る死亡通知書の提出を要請しても直ちに提出されない場合に、年金の速やかな支払停止を行うこととなっていないこと

(イ) 前記(2)の事態について、保険金の通常払い時において同一被保険者のその他の保険契約を調査したり、死亡還付金について支払案内書を送付したりするなど、情報システム上のデータを基に、効果的な請求勧奨を行うこととなっていないこと

(改善を必要とする事態)

上記のように、被保険者が死亡した年金の速やかな支払停止や支払事由が発生している保険金等に係る適切な請求勧奨が行われておらず、過払いや未払が生じている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、保険契約者等が被保険者の死亡の通知や保険金等の支払請求等の手続を速やかに行っていないなどの事情にもよるが、貴会社において、次のとおり、支払管理態勢が十分なものとなっていないことなどによると認められる。

- ア 死亡保険金が請求されて、被保険者の死亡の事実を把握しているのに、当該被保険者を受取人とする年金保険契約について年金の速やかな支払停止を行うための措置が十分に執られていないこと
- イ 死亡保険金等が請求された被保険者と同一人を被保険者とするその他の保険契約について、死亡還付金等の効果的な請求勧奨を行うための措置が十分に執られていないこと

3 本院が表示する意見

早期の株式上場を目指す貴会社において、保険契約者、ひいては国民からの信頼を更に高めて経営基盤の一層の整備を図ることは極めて重要である。そのための方策として、貴会社は保険金等の支払管理態勢について一層の強化に取り組む必要がある。

ついては、貴会社は、これまでの本院の検査結果に基づき、前記のような改善を講じてきているが、さらに、支払検証の結果から判明した事態に対して適切に対応するとともに、今回の検査結果を踏まえて、保険金等について過払いが生ずる事態を防止する一方、支払事由の発生が把握できる場合は、未払が生じないように、適切な請求勧奨を行うよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 年金の過払いを防止するために、死亡保険金の通常払い時において、同一被保険者の年金保険契約を調査して、年金保険契約に係る死亡通知書の提出を受けるなどの事務手続を検討すること。また、即時払い時及び通常払い時ともに、郵便局等が、死亡保険金の請求者である相続人に対して年金保険契約に係る死亡通知書を提出するよう説明しても直ちに提出されない場合に、年金の速やかな支払停止を行うことができる事務手続を検討すること
- イ 保険金等の未払を減少させるために、保険金の通常払い時において同一被保険者のその他の保険契約を調査したり、死亡還付金について支払案内書を送付したりするなど、情報システム上のデータを基に効果的な請求勧奨を行うことができる事務手続を検討すること
 - (注1) 件数及び過払金額は、支払うべき還付金等を相殺してもなお回収の必要がある要回収金額が1契約当たり10万円以上の契約件数及び要回収金額。ただし、岐阜、京都両センター分の件数は、被保険者ごとに契約をまとめた債権管理上の件数
 - (注2) 件数は、岐阜、京都両センター分についても契約件数
 - (注3) 件数及び過払金額は、支払うべき還付金等を相殺してもなお回収の必要がある要回収金額がある契約件数及び要回収金額
 - (注4) 件数及び未払金額は、回収すべき過払金額を相殺してもなお未払金額がある契約件数及び未払金額

第57 関西国際空港施設エンジニア株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

空港施設の維持管理等に係る契約の実施に当たり、競争の利益を享受するため、契約方式を見直すなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの

科	目	外注費
部	局	等
契	約	名
		平成19年度関西国際空港旅客ターミナル地区清掃業務(その1)等 201件
契	約	の
概	要	関西国際空港における滑走路、建築物、道路等施設の維持管理、運用 及び改良に関する業務を行うもの
検	査	の
対	象	とし
た	契	約
件	数	及び
契	約	金
額		
		201件 54億0780万余円(平成19事業年度)
競	争	契
約	と	す
可	能	で
あ	っ	た
契	約	件
数		
及	び	契
約	金	額
		34件 14億8857万円(平成19事業年度)

1 関西国際空港施設エンジニア株式会社の概要

関西国際空港施設エンジニア株式会社(以下「関空エンジニア」という。)は、関西国際空港における滑走路、建築物、道路等施設の維持管理、運用及び改良に関する業務等を行うことを目的として、平成5年7月に、国が資本金の3分の2を出資している関西国際空港株式会社(以下「関空会社」という。)及び民間会社11社の出資により、関空会社グループの一員として設立された。その後、関空会社は、15事業年度から3か年の「経営改善計画」を策定して、経営の抜本的合理化等による収益体質の強化を図る一環として、17年4月に関空エンジニアの発行済株式の全部を取得した。これにより、関空エンジニアは、同月以降、関空会社全額出資の子会社となった。なお、関空会社は、上記の経営改善計画後の中期計画として、18事業年度から3か年の「関空新中期計画」を策定して、この中で、子会社を含めた関空会社グループ全体での経営改善方策等を定めている。

関空エンジニアは、前記の関西国際空港における施設の維持管理等の業務を、設立以降16事業年度までは、空港土木施設、建築施設等の保守管理業務、建築施設清掃業務等の業務項目別にそれぞれ随意契約により関空会社から請け負っていたが、関空会社の完全子会社となった17事業年度からは、「関西国際空港の施設等に係る運用、保守管理等に関する協定書」を関空会社と締結して、これらの業務を1本の契約で包括的に受託している。そして、関空エンジニアが関空会社から受託している業務は、年々増加しており、19事業年度におけるこの受託業務に係る売上は99億7889万余円であり、これは関空エンジニアの売上の95.9%を占めている。

関空エンジニアは、上記の受託業務を自ら実施する業務と民間会社等(以下「業者」という。)に発注する業務に分けて実施しており、このうち業務を業者へ発注する場合の契約事務

は、関西国際空港施設エンジニア株式会社契約規程(平成5年10月制定)及び関西国際空港施設エンジニア株式会社契約規程運用基準(平成5年10月制定)に基づき行われている。そして、これらによれば業務を業者へ発注する場合の契約事務は、原則として競争契約によるものとされているが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、契約に係る見込価格が少額である場合等においては随意契約によることができることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のように、関空エンジニアは、関空会社の完全子会社であり、関空会社は、関空新中期計画において、経費節減の一方策として、本社業務の子会社への移譲、子会社と共同しての業務原価、調達方法等の見直しなどを検討することとしている。

そこで、本院は、19事業年度に関空エンジニアが随意契約により業者と締結している契約のうち、契約に係る見込価格が少額のものを除いた201件(契約金額計54億0780万余円)を対象として、合規性、経済性等の観点から、競争による利益の享受が可能なものはないかなどに着眼して、関空エンジニア本社において、協定書、契約書等の書類により会計実地検査を行うとともに、随意契約の理由について報告を求めて、その理由別に分類して分析を行うなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

関空エンジニアは、上記の201件の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合などに該当するとして業務開始当初から業務を受注している業者と随意契約を締結していた。そして、これらのうち61件について随意契約を適用した具体的な理由として、履行上の経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通している者に履行させる必要がある場合に該当するとしていた。

しかし、上記61件のうち34件の契約(計14億8857万余円)は、旅客ターミナルビルの清掃、電気設備等の運用保守管理等の業務に係るものであり、業務に必要な仕様書又は作業マニュアル等を整備したり、新規参入者に対して指導、研修及び監督を適切に行ったりすることなどにより、他の業者でも履行できると認められた。

したがって、これらの契約は、随意契約ではなく競争契約の適用が可能であると認められた。

この競争契約の適用が可能である契約件数及び契約金額を業務の種類別に示すと、次表のとおりである。

表 競争契約の適用が可能である契約件数及び契約金額

(単位：件、円)

業 務 の 種 類	契約件数	契 約 金 額
建 築 施 設 清 掃 業 務	7	1,012,048,800
空 港 土 木 施 設 等 保 守 管 理 業 務	14	347,056,500
電 気 設 備 等 運 用 保 守 管 理 業 務	4	79,710,750
建 築 施 設 保 守 管 理 業 務	9	49,759,500
合 計	34	1,488,575,550

<事例>

建築施設清掃業務(以下「清掃業務」という。)は、旅客ターミナル地区、貨物地区等での清掃、鼠^{ねずみ}害虫駆除等を行うもので、対象施設を7つの業務地区に分割して、清掃業者7社との間で、それぞれの地区ごとに随意契約(平成19事業年度契約金額計10億1204万余円)を締結していた。

関空エンジニアは、随意契約を締結している理由として、6年9月の開港時に、企画書等を提出させて評価検討の上で選定した業者であること、また、一般のオフィスビルとは違い、特にターミナル地区においては旅客等を意識した快適な清掃レベルが求められるという空港の特殊性等もあり、現場の状況等に精通している者に履行させる必要があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとしていた。

しかし、この清掃業務は、契約の履行に関して関空エンジニアが設定する入札参加資格に基づき、入札参加者の履行能力の審査を十分に行うなどして契約相手方を決定して、その者が一定規模の一般商業施設の清掃業務を受注した実績等のある者であれば、新規参入業者であっても、作業マニュアル等により適切な指導、研修等を行うことにより、十分に履行できる業務であると認められた。

このように、関空エンジニアにおいて、契約方式の適用等について十分な検討を行わないまま、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして随意契約を締結していて、競争性が確保されておらず競争の利益を享受できないものとなっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、関空エンジニアにおいて、契約事務の執行に当たり、競争性を確保することの重要性についての認識が十分でなく、合規性及び経済性の確保を図るための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、関空エンジニアは、契約事務における競争性を確保するため、競争契約の導入について検討するなどして、前記34件のうち、更新期限の到来した29件の契約をすべて競争契約に改めた。また、20年9月に前記の運用基準を改定して、関係する各部長、室長あてに通知を発して、同月以降新たに発生する契約についても競争契約の拡大が図られるよう周知徹底を図る処置を講じた。

第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	54 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を行うもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	29 省庁等、465 件 13,180,403,233 円
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	28 省庁等、462 件 13,078,786,476 円
(検査報告年度 昭和 21 年度～平成 18 年度)	

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が行った又は行う予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足、不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘金額相当額を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘金額相当額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 設計及び施工が不適切な構造物等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手續が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を講ずる是正措置

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、是正措置が適切に執られているか、債権の管理が

適切に行われているかなどに着眼して検査した。そして、昭和21年度から平成18年度までの決算検査報告に掲記した不当事項について、関連する54省庁等における20年7月末現在の是正措置の状況を対象として、38省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの16団体については、報告を求めて、報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

昭和21年度から平成18年度までの決算検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものは29省庁等における465件13,180,403,233円である。このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは28省庁等における462件13,078,786,476円となっている。これを、平成18年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と17年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(1) 平成18年度決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置の状況

検査の結果、平成18年度決算検査報告に掲記した不当事項361件(指摘金額の合計10,162,477,361円)のうち、324件9,440,833,779円^(注1)については20年7月末までに是正措置が執られている。

一方、37件721,643,582円については是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが36件719,063,050円あり、その状況は表1のとおり^(注2)となっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが1件2,580,532円ある。

金銭を返還させる是正措置を必要とするもの^(注3)のうち、日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権18件404,138,868円^(注4)については、郵政民営化法(平成17年法律第97号)に基づき郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険(以下、これらの3会社を合わせて「郵政3社」という。)にそれぞれ承継されたこととなっている。このうち3件72,887,665円の債権の一部である50,655,518円については、20年9月末現在で、一部の書類の所在が確認できていないなどのために、郵政3社各社の債権額として確認するに至っていない。

(注1) 324件9,440,833,779円 金銭を返還させる是正措置を行ったものは296件7,673,310,810円、金銭を還付する是正措置を行ったものは111,401,082円、手直し工事等による是正措置を行ったものは23件1,196,135,043円、再発防止策を講ずる是正措置を行ったものは37件459,986,844円となっている。なお、1件について複数の方法により是正措置を行ったものもあるため、是正措置の方法別の件数を合計しても324件と一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が執られた場合は、是正措置が執られた金額として計上しているが、是正措置が完了するまでは是正措置が執られた件数として計上していない。以下、件数及び金額の記載方法は、本文及び表において同じ。

(注2) 手直し工事等による是正措置を必要とするもの 「海岸保全施設整備事業の実施に当たり、被覆石の設計が適切でなかったため、護岸の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」について、手直し工事を実施中であるが完了に至っていないものである(平成18年度決算検査報告275ページ参照)。

(注3) 日本郵政公社 平成19年10月1日に解散して、その業務等は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に承継された。

(注4) 18件 404,138,868円 平成18年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る債権であり、このうち、17件 350,898,156円に係る債権については、償却を実施して資産計上から除外しているが、この債権の償却は当該債権の請求権を放棄するものではなく、平成20年7月末現在で349,861,102円を引き続き債権として管理している。

表1 平成18年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(平成20年7月31日現在 単位：件、円)

省庁又は団体名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が執られているもの		是正措置が未済となっているもの		①返還させる必要があるもの				②徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
内閣府(金融庁)	1	3,735,160	1	3,735,160	0	0	—	—	—	—	—	—
総務省	7	38,170,391	7	38,170,391	0	0	—	—	—	—	—	—
法務省	1	1,502,442	1	1,502,442	0	0	—	—	—	—	—	—
外務省	1	2,381,078	1	2,381,078	0	0	—	—	—	—	—	—
財務省	3	1,039,695,490	2	1,001,262,291	1	38,433,199	—	—	—	—	1	38,433,199
文部科学省	16	274,222,764	16	274,222,764	0	0	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	176	5,306,912,944	167	5,097,152,400	9	209,760,544	1	16,505,445	6	98,942,412	2	94,312,687
農林水産省	24	493,687,585	21	483,487,585	3	10,200,000	—	—	3	10,200,000	—	—
経済産業省	15	69,357,987	15	69,357,987	0	0	—	—	—	—	—	—
国土交通省	16	129,519,827	16	129,519,827	0	0	—	—	—	—	—	—
環境省	1	3,206,022	1	3,206,022	0	0	—	—	—	—	—	—
防衛省	1	9,866,832	1	9,866,832	0	0	—	—	—	—	—	—
省庁計	262	7,372,258,522	249	7,113,864,779	13	258,393,743	1	16,505,445	9	109,142,412	3	132,745,886
公営企業金融公庫	1	146,550,521	1	146,550,521	0	0	—	—	—	—	—	—
国際協力銀行	1	8,423,015	—	60,480	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団	4	10,341,000	4	10,341,000	0	0	—	—	—	—	—	—
日本郵政公社(是正措置完了分)	32	285,598,521	32	285,598,521	0	0	—	—	—	—	—	—
日本郵政公社(債権管理額未確認分)	3	50,655,518	—	—	3	50,655,518	3	50,655,518	—	—	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	3,790,219	1	3,790,219	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人科学技術振興機構	1	3,525,289	1	3,525,289	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本学術振興会	3	26,101,958	—	—	3	26,101,958	—	—	3	26,101,958	—	—
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	1	2,233,959	1	2,233,959	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	2	62,738,608	2	62,738,608	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	1	44,085,380	—	20,922,380	1	23,163,000	—	—	1	23,163,000	—	—
独立行政法人都市再生機構	1	7,242,100	1	7,242,100	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人北海道大学	1	2,572,689	1	2,572,689	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人筑波大学	1	1,684,495	1	1,684,495	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人東京大学	1	9,834,939	1	9,834,939	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人静岡大学	1	1,253,777	1	1,253,777	0	0	—	—	—	—	—	—
郵便事業株式会社	2	7,135,194	—	60,000	2	7,075,194	2	7,075,194	—	—	—	—
株式会社ゆうちょ銀行	13	293,930,021	—	50,000	13	293,880,021	13	293,880,021	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	7	52,418,135	—	987,054	7	51,431,081	7	51,431,081	—	—	—	—
団体計	70	1,020,115,338	47	559,446,031	23	460,669,307	19	411,404,349	4	49,264,958	—	—
総合計	332	8,392,373,860	296	7,673,310,810	36	719,063,050	20	427,909,794	13	158,407,370	3	132,745,886

注(1) 省庁又は団体名は、日本郵政公社以外は是正措置を行う省庁等の平成20年7月末現在の名称としている。

注(2) 公営企業金融公庫は平成20年10月1日に解散して、その業務等は地方公営企業等金融機構に承継された。

注(3) 国際協力銀行の国際金融等業務は平成20年10月1日に株式会社日本政策金融公庫に、同行の海外経済協力業務は同日に独立行政法人国際協力機構に、それぞれ承継された。

注(4) 日本郵政公社の民営・分社化前の平成19年9月末までには是正措置が執られた32件285,598,521円及び20年9月末現在で郵政3社各社における債権額として確認するに至っていない3件50,655,518円については日本郵政公社の欄に記載している。

注(5) 日本郵政公社及び郵政3社については、1件が複数の会社に承継されていることなどから、「金銭を返還させる是正措置を必要とするもの」欄の各団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(6) 是正措置が未済となっているもののうち、国際協力銀行、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件並びに郵便事業株式会社の1件4,550,000円に係る債権については、償却を実施して資産計上から除外しているが、この債権の償却は当該債権の請求権を放棄するものではなく、債権自体は引き続き管理している。

(2) 平成17年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成17年度までの決算検査報告に掲記した不当事項において、19年9月末現在^(注5)では是正措置が未済となっていた464件13,523,569,365円のうち、36件1,064,809,714円^(注6)については20年7月末までには是正措置が執られている。

一方、428件12,458,759,651円については20年7月末までには是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが426件12,359,723,426円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが1件156,225円^(注7)、手直し工事等による是正措置を必要とするものが1件98,880,000円^(注8)ある。

金銭を返還させる是正措置を必要とするもののうち、日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権251件8,132,744,708円^(注9)については、郵政民営化法に基づき郵政3社にそれぞれ承継されたこととなっている。このうち88件2,808,100,778円の債権の一部である442,181,643円については、20年9月末現在で、一部の書類の所在が確認できていないなどのために、郵政3社各社の債権額として確認するに至っていない。

(注5) 19年9月末 平成19年度に本院が省庁等には是正措置の状況の報告を求めた基準日である。

(注6) 36件1,064,809,714円 金銭を返還させる是正措置を必要としたものが35件1,035,894,909円あり、このうち、金銭を返還させる是正措置を行ったものは16件798,555,917円、金銭を返還させたり徴収したりできずに不納欠損等による是正措置を行ったものは24件237,338,992円となっている。このほか、金銭を還付する是正措置を行ったものは592,425円、手直し工事等による是正措置を行ったものは1件28,322,380円となっている。なお、1件について複数の方法により是正措置を行ったものもあるため、是正措置の方法別の件数を合計しても36件と一致しない。

(注7) 金銭を還付する是正措置を必要とするもの 「大学病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足があったもの」について、過大請求額の一部が患者等に対し未払となっているものである(平成10年度決算検査報告95ページ参照)。

(注8) 手直し工事等による是正措置を必要とするもの 「農村総合整備モデル事業の実施に当たり、整備した農道が通行可能な道路に接続していないため、補助の目的を達し

ていないもの」について、手直し工事を実施中であるが完了に至っていないものである(平成17年度決算検査報告246ページ参照)。

(注9) 251件 8,132,744,708円 平成17年度までの決算検査報告に掲記した不当事項に係る債権であり、このうち、234件 7,686,313,065円に係る債権については、償却を実施して資産計上から除外しているが、この債権の償却は当該債権の請求権を放棄するものではなく、平成20年7月末現在で232件 7,669,637,492円を引き続き債権として管理している。

表2 平成17年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(平成20年7月31日現在 単位：件、円)

省庁又は団体名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が執られているもの		是正措置が未済となっているもの		①返還させる必要があるもの				②徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
裁判所	1	22,100,000	—	—	1	22,100,000	1	22,100,000	—	—	—	—
内閣府(警察庁)	1	2,261,856	—	—	1	2,261,856	1	2,261,856	—	—	—	—
法務省	8	260,360,737	—	—	8	260,360,737	7	260,033,737	—	—	1	327,000
外務省	2	18,965,374	1	6,478,099	1	12,487,275	—	—	1	12,487,275	—	—
財務省	22	199,594,329	2	12,023,863	20	187,570,466	3	88,130,131	—	—	17	99,440,335
厚生労働省	100	2,804,181,279	15	632,869,079	85	2,171,312,200	12	118,588,142	57	971,730,680	16	1,080,993,378
農林水産省	11	978,520,637	—	285,579,325	11	692,941,312	1	47,313,172	8	639,052,267	2	6,575,873
経済産業省	11	86,392,904	1	12,786,041	10	73,606,863	1	29,601,833	8	42,548,239	1	1,456,791
国土交通省	4	58,930,481	—	400,000	4	58,530,481	3	54,618,171	1	3,912,310	—	—
防衛省	7	50,742,044	—	2,177,112	7	48,564,932	6	44,849,257	1	3,715,675	—	—
省庁計	167	4,482,049,641	19	952,313,519	148	3,529,736,122	35	667,496,299	76	1,673,446,446	37	1,188,793,377
農林漁業金融公庫	1	11,272,431	—	5,490,614	1	5,781,817	—	—	1	5,781,817	—	—
中小企業金融公庫	1	47,507,571	—	20,000	1	47,487,571	1	47,487,571	—	—	—	—
日本郵政公社(債権管理額未確認分)	88	442,181,643	—	—	88	442,181,643	87	442,161,643	—	—	1	20,000
独立行政法人情報通信研究機構	1	23,672,520	1	23,672,520	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4	16,344,366	—	360,000	4	15,984,366	3	9,112,834	1	6,871,532	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	4	219,913,569	—	6,485,871	4	213,427,698	—	—	4	213,427,698	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	865,726	—	—	1	865,726	1	865,726	—	—	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	3	175,629,297	—	76,384	3	175,552,913	—	—	3	175,552,913	—	—
国立大学法人旭川医科大学	2	2,806,308	2	2,806,308	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人千葉大学	5	3,864,366	5	3,864,366	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人東京医科歯科大学	5	22,068,969	5	22,068,969	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	1	24,008,650	—	450,000	1	23,558,650	1	23,558,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	5	26,217,376	—	170,000	5	26,047,376	1	15,984,431	—	—	4	10,062,945
国立大学法人奈良教育大学	1	15,000,000	—	112,000	1	14,888,000	1	14,888,000	—	—	—	—
国立大学法人広島大学	1	176,948	1	176,948	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人九州大学	1	30,140	1	30,140	0	0	—	—	—	—	—	—
日本放送協会	2	132,208,140	—	—	2	132,208,140	2	132,208,140	—	—	—	—
阪神高速道路株式会社	1	17,934,120	—	—	1	17,934,120	1	17,934,120	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,553,995	—	35,000	1	35,518,995	1	35,518,995	—	—	—	—
郵便事業株式会社	9	893,528,440	—	—	9	893,528,440	6	761,884,261	—	—	3	131,644,179
株式会社ゆうちょ銀行	157	4,761,152,360	1	11,541,822	156	4,749,610,538	156	4,749,610,538	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	111	2,035,882,265	1	5,633,751	110	2,030,248,514	110	2,030,248,514	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	3	5,749,494	—	586,697	3	5,162,797	—	—	3	5,162,797	—	—
団体計	294	8,913,568,694	16	83,581,390	278	8,829,987,304	259	8,281,463,423	12	406,796,757	7	141,727,124
総合計	461	13,395,618,335	35	1,035,894,909	426	12,359,723,426	294	8,948,959,722	88	2,080,243,203	44	1,330,520,501

注(1) 省庁又は団体名は、日本郵政公社以外は是正措置を行う省庁等の平成20年7月末現在の名称としている。

注(2) 農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は平成20年10月1日に解散して、その業務等は株式会社日本政策金融公庫に承継された。

注(3) 日本郵政公社の88件442,181,643円は、平成20年9月末現在で郵政3社各社における債権額として確認するに至っていないものである。

注(4) 日本郵政公社及び郵政3社については、1件が複数の会社に承継されていることなどから、「金銭を返還させる是正措置を必要とするもの」欄の各団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(5) 是正措置が未済となっているもののうち、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、阪神高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、郵便事業株式会社及び株式会社かんぽ生命保険の全件並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構の2件(174,929,056円)及び株式会社ゆうちょ銀行の155件(4,745,860,538円)に係る債権については、償却を実施して資産計上から除外しているが、この債権の償却は当該債権の請求権を放棄するものではなく、債権自体は引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成17年度までの決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので20年7月末現在で是正措置が未済となっているものは409件11,917,541,783円^(注10)である。これに対する直近1年間(19年8月1日～20年7月31日)の是正措置の進ちよく状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。^(注11)

(注10) 409件11,917,541,783円 金銭を返還させる是正措置を必要とするもので平成20年7月末現在で是正措置が未済となっている426件12,359,723,426円から20年9月末現在で郵政3社各社における債権額として確認するに至っていない88件442,181,643円を控除したものである。なお、88件に係る債権のうち、管理すべき団体の一部が確認できている71件に係る未済額2,354,349,962円は409件11,917,541,783円に含めている。

(注11) 債務者等が複数いるために1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、郵政3社については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は409件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

	省庁	91件	2,135,238,613円
	団体	109件	2,538,567,451円

これらは、分割納付等が行われているが、債務者等の資力により是正措置の進ちよくの度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、省庁^(注12)567,746,840円、団体26,555,486円となっている。

(注12) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進ちよくしていないもの

	省庁	88件	875,518,612円
	団体	196件	5,686,420,881円

これらは、是正措置の完了に向け督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進ちよくしていないものである。

このうち、団体における185件5,531,343,470円に係る債権については、償却を実施して資産計上から除外しているが、この債権の償却は当該債権の請求権を放棄するものではなく、債権自体は引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進ちよくしていないもの			
	省庁	23件	518,978,897円
	団体	4件	162,817,329円

これらは、債務者等が行方不明、収監中であるなどの理由により、是正措置が進ちよくしていないものである。

3 本院の所見

上記2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりしていることなどのために、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に行われることが肝要である。

また、郵政3社において、是正措置が未済となっている債権額を確認するに至っていない事態が見受けられたが、郵政3社各社が管理すべき債権額を早急に把握した上で適切な管理体制を執るなどの措置を講ずる必要がある。

本院としては、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

第3章 第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果 第2

検査対象	63省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	218件(検査報告年度 平成14年度～18年度)
上記のうち改善の処置が一部履行されていないもの件数	7件

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第34条又は第36条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁や団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を執ったものを、検査報告に「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

そして、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映されて実効あるものとなるよう、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が通知等を発するなどして講じた改善の処置(以下、当該処置を「改善の処置」という。)が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して検査した。そして、平成14年度から18年度までの過去5か年の決算検査報告に掲記した処置済事項について、関連する63省庁等における改善の処置の履行状況を対象として、56省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの7団体については、報告を求めて、報告内容を確認するなどの方法により、検査を行った。

(検査の結果)

(1) 過去5か年の処置済事項及び改善の処置の履行状況

過去5か年の決算検査報告に処置済事項として掲記した事項の総件数は250件である。このうち、掲記後に制度自体が廃止されているものなど32件を除いた218件について検査したところ、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が127件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が84件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)が7件、改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)が0件となっていた。

上記の改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表1及び表2のとおりである。

表1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

検査報告年度	処置済事項数 (A=B+C)	掲記後に制度自体が廃止されているものなどの事項数 (B)	検査対象の処置済事項数 (C)	改善の処置の履行状況			
				履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
平成14年度	38	13	25	9	14	2	0
15年度	47	8	39	26	12	1	0
16年度	59	6	53	33	18	2	0
17年度	41	2	39	21	17	1	0
18年度	65	3	62	38	23	1	0
計	250	32	218	127	84	7	0

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

省庁等名 (平成20年7月31日現在)	検査対象の処置済事項数	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
国会(衆議院)	2	2			
国会(国立国会図書館)	1	1			
裁判所	4		4		
内閣	1	1			
内閣府(内閣府本府)	2	2			
内閣府(警察庁)	1		1		
総務省	4		4		
法務省	3		2	1	
外務省	3	2	1		
財務省	6	5	1		
文部科学省	8	4	3	1	
厚生労働省	11	3	6	2	
農林水産省	25	5	20		
経済産業省	6	6			
国土交通省	31	20	9	2	
環境省	4		4		
防衛省	12	10	2		
国民生活金融公庫	1		1		
農林漁業金融公庫	1	1			
中小企業金融公庫	1		1		
日本銀行	3	1	2		
商工組合中央金庫	2	1	1		
関西国際空港株式会社	1	1			
成田国際空港株式会社	3	2		1	
東日本高速道路株式会社	4	4			

(単位：件)

第3章 第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果 第2

省庁等名 (平成20年7月31日現在)	検査対象の 処置済 事項数	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部不履行	不履行
中日本高速道路株式会社	4	4			
西日本高速道路株式会社	4	4			
独立行政法人国立文化財機構	1	1			
独立行政法人農業・食品産業技術総合 研究機構	4	4			
独立行政法人農業生物資源研究所	2	2			
自動車検査独立行政法人	1	1			
独立行政法人農畜産業振興機構	1		1		
独立行政法人日本スポーツ振興セン ター	2	2			
独立行政法人日本貿易振興機構	1	1			
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	4	4			
独立行政法人雇用・能力開発機構	1	1			
独立行政法人労働者健康福祉機構	1	1			
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1	1			
独立行政法人都市再生機構	2	1	1		
独立行政法人奄美群島振興開発基金	1	1			
独立行政法人日本原子力研究開発機構	2	2			
独立行政法人住宅金融支援機構	1	1			
国立大学法人秋田大学	1	1			
国立大学法人筑波大学	1	1			
国立大学法人千葉大学	1	1			
国立大学法人東京大学	1	1			
国立大学法人東京医科歯科大学	1	1			
国立大学法人福井大学	1	1			
国立大学法人山梨大学	1	1			
国立大学法人広島大学	1	1			
国立大学法人佐賀大学	1	1			
日本放送協会	1		1		
首都高速道路株式会社	4	4			
阪神高速道路株式会社	3	3			
北海道旅客鉄道株式会社	2	2			
四国旅客鉄道株式会社	2	2			
九州旅客鉄道株式会社	3	3			
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーシ ョンズ株式会社	1	1			
東日本電信電話株式会社	10	1	9		
西日本電信電話株式会社	11	1	10		
郵便事業株式会社	2	2			
株式会社ゆうちょ銀行	1	1			
放送大学学園	1	1			
計	223	132	84	7	0

注(1) 下記の理由により、表1及び表2の「検査対象の処置済事項数」のそれぞれの計は一致しない。

- ① 平成17年度の経済産業省と日本銀行に係る処置済事項は、同一事案として整理されているため、表1では1件としているが、表2ではそれぞれ1件を計上している。
- ② 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に係る「改善の処置の履行状況」には、16年度の日本道路公団に係る処置済事項2件を上記3会社にそれぞれ計上している。

注(2) 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は、平成20年10月1日以降は株式会社日本政策金融公庫となった。

注(3) 商工組合中央金庫は、平成20年10月1日以降は株式会社商工組合中央金庫となった。

(2) 一部不履行のものうち検査報告に掲記したものの概要

一部不履行のもの7件のうち、特に、2件については検査の結果、本章に不当事項として掲記した。

この2件の処置済事項の件名及び不当事項として掲記したものの概要を示すと次のとおりである。

ア 生活保護費に係る返還金等の調定額の算出を適切に行わせることなどにより、生活保護費国庫負担金の算定が適正なものとなるよう改善させたもの(厚生労働省・平成16年度決算検査報告260ページ参照)

厚生労働省は、事業主体に対して、返還金等の調定額の適正な算出方法について周知徹底を図るなどの改善の処置を講じていたが、千葉県木更津市は、国庫負担金の算定に当たり、調定すべき返還金等の全額ではなく、当該年度に納入が可能な額についてのみ調定して、これを返還金等の調定額として費用の額から控除して、国庫負担金が過大に算定される事態が生じており、不当事項として掲記した(前掲296ページの「生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの」参照)。

イ 私立高等学校等経常費助成費補助金の加算単価の対象となる生徒等数の確認を適切に行うことにより、補助金の算定を適正なものとするよう改善させたもの(文部科学省・平成17年度決算検査報告109ページ参照)

文部科学省は、事業主体に対して、補助対象の要件に該当する具体例を示すなどして加算単価の対象となる各事由の内容を明確に示すなどの改善の処置を講じていたが、兵庫県は、加算単価の算定に当たり、県が特別な助成をしていないため加算単価の対象とならない生徒数を含めるなどして、補助金が過大に交付される事態が生じており、不当事項として掲記した(前掲202ページの「私立高等学校等経常費助成費補助金の経理が不当と認められるもの」参照)。

3 本院の所見

一部不履行のものについては、関係省庁等において当該改善の処置について更なる周知徹底を図るなどして、当該改善の処置が確実に履行されることが肝要であり、本院は、改善の処置の履行状況を継続して検査していく。また、本院は、平成19年度決算検査報告に掲記した処置済事項及び検査分履行済のものについても、同様に改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

平成19年11月から20年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は7件あり、それぞれの報告事項名、報告年月日及び報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況は、次表のとおりである。

表 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

事項 番号	報 告 事 項 名	報告年月日	報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況
①	裁判員制度に係る広報業務の実施状況について	平成 19年12月19日	—
②	介護保険における財政安定化基金を適切な基金規模に保つため、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう厚生労働大臣に対して改善の処置を要求したもの	20年5月21日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (354ページ参照)
③	厚生労働省において、療養給付費負担金の交付額の算定を適切なものにするため、国民健康保険における退職被保険者の被扶養者の適用を的確に行うよう改善させたもの	20年7月25日	「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記 (376ページ参照)
④	独立行政法人日本芸術文化振興会において、広報誌の調達方法を、購入による方法から自ら作成し発行する方法に改めることにより、経済的なものとするよう改善させたもの	20年7月25日	「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記 (834ページ参照)
⑤	国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について	20年7月25日	—
⑥	国土交通省において、談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの	20年7月25日	「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記 (674ページ参照)
⑦	独立行政法人水資源機構において、談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの	20年7月25日	「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記 (847ページ参照)

上記の表に掲げた報告事項7件のうち第3章に掲記した5件を除く2件についての概要は、次のとおりである。

第1 裁判員制度に係る広報業務の実施状況について

検査対象	(1) 最高裁判所 (2) 法務省
裁判員制度に係る広報業務の概要	裁判員制度についての国民の理解と関心を深めて、国民の主体的な参加が行われるようにするために、政府及び最高裁判所において制度の意義、裁判員の選任の手続等について周知するもの
検査の対象とした裁判員制度に係る広報業務の契約件数及び金額	(1) 14件 21億5899万円（平成17、18両年度） (2) 6件 2億2885万円（平成17、18両年度）

1 検査の背景

(1) 裁判員制度の概要

司法制度改革の一環として、平成16年5月28日に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。)が公布されて、公布後5年以内に裁判員制度が実施されることとなった。

裁判員制度は、国民の中から選任された者が裁判員として刑事訴訟手続に参加して、裁判官と共に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にはその量刑を決める制度である。

(2) 裁判員制度に係る広報業務の概要

ア 連携体制

裁判員法附則第2条の規定においては、政府及び最高裁判所は、制度実施までの期間において、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなどして、制度についての国民の理解と関心を深めて、国民の主体的な参加が行われるようにするための措置を講じなければならないとしている。そこで、最高裁判所と法務省は協議を行って、裁判員制度の広報に当たり、裁判所は裁判手続周知の広報、法務省は制度周知の広報を中心に行うこととした。さらに、16年8月、従来、刑事訴訟手続に関与している裁判官、検察官及び弁護士(以下、これらを「法曹三者」という。)が協力・連携して広報活動に取り組むように、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)により、裁判員制度広報推進協議会(以下「協議会」という。)が設置された。

これまでの法曹三者による連携としては、裁判員制度ロゴマークの共用、法の日週間における記念行事や模擬裁判の共催、パンフレットの共同作成、印刷物等の相互利用のほかに、互いのイベントに法曹関係者・パネリストなどとして出席するなどの取組を行っている。

イ 裁判所における実施状況

前記のとおり、裁判所は、主に裁判員制度における裁判手続の周知を目的とした広報業務を行っている。最高裁判所は、裁判員制度全国フォーラム(以下「フォーラム」という。)の開催、新聞・雑誌等各種媒体への広告掲載(以下「メディアミックス」という。)、広報用映画等の制作、裁判員制度を周知するためのウェブサイトの構築等を実施してい

る。また、全国の地方裁判所等は、出張説明会、模擬裁判等を実施している。

ウ 法務省における実施状況

前記のとおり、法務省は、主に裁判員制度の周知を目的とした広報業務を行っており、裁判員制度シンポジウム(以下「シンポジウム」という。)の開催、広報用映画等の制作、ポスター・パンフレットの作成、交通広告の掲載等を実施している。また、全国の地方検察庁等は、出張説明会、模擬裁判等を実施している。

エ その他の関係機関における実施状況

日弁連は、協議会の構成員として広報業務を行っており、パンフレットの制作、ウェブサイトの整備等を実施している。このほか、政府はこれまでに、内閣府の政府広報や、司法制度改革タウンミーティング(16年度から18年度まで開催)の実施により、裁判員制度の広報を行っている。

(3) 「国の広報業務の実施状況について」平成16年度決算検査報告に掲記した概要

本院は、国が実施している広報業務について、平成16年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「国の広報業務の実施状況について」を掲記している。この中では、競争契約の拡大を図ること、複数の業者から仕様書案や企画書等(以下「提案書」という。)を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続(以下「企画競争」という。)において、参加者の公募、広報実施部局以外の者を加えた提案書の審査、複数の具体的な採点項目の設定等により競争性、透明性の確保を図ること、予定価格の算定において複数の者からの参考見積書の徴取や同種の実例の調査等により積算の合理性の向上に努めること、他省庁の事例等の参照等により実効性のある検証を行うことなどが望ましいとしている。

(4) 裁判員制度広報に係る最高裁判所及び法務省における企画競争随契

最高裁判所及び法務省は、裁判員制度に係る広報業務の企画・実施についてのノウハウ等の蓄積がないなどの理由により、直ちに競争入札を実施することは困難であることから、業者選定の競争性、透明性の向上等の取組の一環として、企画競争を実施している。裁判員制度広報に係る企画競争により選定した者を契約の相手方とする随意契約(以下「企画競争随契」という。)の件数は、17、18両年度で最高裁判所において14件、契約金額計21億5899万余円、法務省において6件、契約金額計2億2885万余円となっている。

(5) 裁判員制度広報に係る一連の問題の概要

ア フォーラム及びシンポジウムに係る不適切な募集

17、18両年度の最高裁判所主催のフォーラム及び18年度の法務省主催のシンポジウムについては、企画競争により、株式会社電通(以下「電通」という。)が実施業務を請け負っている。そして、電通は任意団体である全国地方新聞社連合会と提携して事業を実施しており、同会に加盟する地方新聞社(46社47紙)が地元で開催されるフォーラム及びシンポジウムの運営を行っている。

上記フォーラムの実施に際して、17年度の3会場(大阪市、和歌山市、千葉市)及び18年度の1会場(大阪市)において、参加者の応募状況が低調だったことなどから、開催を運営した新聞社(2社)が人材派遣会社に金銭を支払うなどして参加者を募集していた事態が、19年1月に発覚した。また、18年度のシンポジウムについても、1会場(和歌山市)において同様の事態が、19年2月に発覚した。

イ 最高裁判所における裁判員制度広報に係る契約手続の問題

最高裁判所が実施したフォーラムにおける上記の不適切な募集について、衆議院予算委員会等の審議で、17年度フォーラム等において契約年月日が事実と異なる可能性が高いなどの事項が指摘されて、最高裁判所は19年2月、同委員会から、内部調査を行ってその結果を報告するよう要請された。最高裁判所が19年2月28日に同委員会に対して提出した「裁判員制度広報費調査報告書」(以下「最高裁報告書」という。)では、契約書未作成の間に契約の履行行為が存在した裁判員制度広報に係る契約が、17年度フォーラムを含めて17、18両年度で計14件、契約金額計21億5899万余円あったなどとされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記の裁判員制度広報に係る一連の問題等を踏まえて、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、フォーラム及びシンポジウムにおける新聞社による不適切な募集に係る経費を国が負担していないか、契約手続は会計法令等にのっとり適正に行われているか、広報業務の実施状況は契約書類の内容と合致しているか、広報業務の実施に際して関係局課間の連絡体制は十分にとられているか、最高裁判所と法務省との連携は十分図られているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

17、18両年度において最高裁判所及び法務省が締結した裁判員制度広報に係る広告物の制作、広報活動の企画・実施の請負等の企画競争随契(最高裁判所14件、契約金額計21億5899万余円、法務省6件、契約金額計2億2885万余円)を対象として、最高裁判所及び法務省において、契約書、^(注)決裁書類、各事業の報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。また、5地方裁判所^(注)において、フォーラムの実施状況を確認するなどして検査した。

(注) 5地方裁判所 東京、岐阜、松江、札幌、徳島各地方裁判所

3 検査の状況

(1) 最高裁判所

ア フォーラムにおける新聞社による不適切な募集

検査した範囲では、2新聞社が不適切な募集に要した経費について、最高裁判所がフォーラムの請負業者である電通を通じて請求を受けて経費を負担している事態は、現時点で見受けられなかった。

イ 企画競争随契に係る不適切な契約手続

(ア) 契約書の事後作成

最高裁判所は、14件の契約において、事業の実施を先行させて、契約書の作成等を事後に行っており、このうち3件については、契約書の作成を履行の完了後に行っていた。そして、上記14件のうち10件において、事後に契約書を作成する際に、契約書の日付を実際の日付よりさかのぼって記載していた。なお、上記14件中の残りの4件については、上記のような事態が国会で指摘された時点(19年2月14日)では契約書を作成していなかったがその後契約書を作成したものである。

また、14件の契約については、最高裁報告書の記載のほかに、内部決裁等につい

でも、起案及び決裁の日付をさかのぼって記載していたり、ホームページ又は官報に事実と異なる契約年月日を公表又は公示していたりするなどの事態が見受けられた。

これら不適切な契約手続の状況を態様別に整理すると次表のとおりとなる。

表 14 件の契約における不適切な契約手続の状況

番号	年度	契約名	契約金額 (千円)	態 様					
				1	2	3	4	5	6
1	平成 17	裁判員制度広報用ビデオの制作	14,000	○	○			○	
2	17	裁判所ウェブサイトリニューアル等業務一式	31,198		○			○	○
3	17	裁判員制度タウンミーティングの企画及び企画実施業務	341,268		○		○		
4	17	裁判員制度広報用ロゴ等の製造	2,880	○	○		○		
5	17	裁判員制度広報のメディアミックス企画及び企画実施業務	599,550		注(2) ○			○	○
6	17	裁判員制度広報用映画の制作	69,997		○		○		
7	18	裁判員制度タウンミーティングの企画及び企画実施業務	339,983		○		○		
8	18	裁判員制度広報メディアミックス企画及び実施業務	599,970		○		○		○
9	18	映画予告編広告(シネマアドバタイジング)用コンテンツの制作	19,700	○	○		○		
10	18	裁判員制度広報用映画の制作	68,880			○	○		
11	18	映画予告編広告(シネマアドバタイジング)用コンテンツ上映の実施業務	25,993		○		○		○
12	18	裁判員制度広報用イラスト入りパンフレットの製造	12,957			○	○		
13	18	裁判員制度広報用アニメーションの制作	27,996			○			
14	18	裁判員制度メールマガジン開設等作業請負業務	4,620			○			
計				3	10	4	9	3	4

注(1) 態様欄の1から6までの区分は次のとおりである。

- 1 履行完了後に契約書が作成されていたもの
- 2 契約書を作成する際に事実と異なるさかのぼった契約年月日を記載していたもの
- 3 本件事態が国会において指摘された日(平成19年2月14日)以降に契約書を作成したもの
- 4 事実と異なる契約年月日をホームページに公表していたもの
- 5 ホームページでの公表の有無が確認できないもの
- 6 特例政令の適用があるもので、事実と異なる契約年月日を官報に公示していたもの

注(2) 変更契約についてもさかのぼった契約年月日を記載していた。

また、上記の14件以外の契約についても、確認できた範囲において、17、18両年度における他の企画競争随契(21件、契約金額計3億5891万余円)及び企画競争随契以外の裁判員制度広報関連契約(2件、契約金額計656万余円)についても、契約書の作成等の手続を実際には履行の着手後に行っているなどの事態が見受けられた。

(イ) 随意契約理由の妥当性の検討

最高裁判所は、企画競争の実施に際して、企画競争随契とする理由の妥当性について議論を行うことになっているが、企画競争の実施同等の決裁書類中に競争入札によらない理由についての具体的な記述がないために、随意契約とする理由の妥当性についてどのような検討がなされていたかを、事後に確認できない状況となっていた。

(ウ) 業者の選定手続

審査基準の評価項目の設定状況等についてみると、次のとおりとなっていた。

a 審査基準における評価項目の設定等

最高裁判所の前記14件の企画競争随契では、審査基準が複数の評価項目から構成されており、そのうち大項目の配点については、10件が説明会時に参加業者に示されていたが、更にこれを区分した小項目についてそれぞれの配点が示されていないものが見受けられた。今後、最高裁判所においては、審査基準の小項目ごとの配点を示したり、評点の指標について明確な基準を設けたりするなど、透明性の確保に向けて評価者の評価と採点との結び付きがより明確となるような工夫が求められる。

b 提示額に対する評価

最高裁判所における前記14件の企画競争随契では、いずれも、説明会において、文書又は口頭で契約の上限金額等として目安となる金額が参加業者に示されていた。そして、参加業者が企画案の見積りとして提示した額(以下「提示額」という。)は、一部を除きおおむね最高裁判所の示した目安となる金額に近接していた。また、実際の採点において、提示額の多寡を直接採点に反映していたものは、14件中5件となっていた。企画競争随契による場合に、上限金額等として目安となる金額を示しつつ、経費面における競争性、透明性をより高めていくためには、審査基準中の「経費」の項目において、参加業者の提示額の多寡がどの程度評価されるかについて、できる限り明確にしていくなどの工夫が望まれる。

c 企画の採点方法及び審査手続

最高裁判所においては、関係局課のメンバーによって、参加業者の提案に対する検討を行って、その後、検討結果に沿って担当者が作成した評点案を素案として、関係局課においてそれぞれ決裁を経る手続が行われ、最終的には刑事局長等が業者を選定するという方式が採られていた。

しかし、企画の審査に当たって、前記aのとおり、審査基準において小項目ごとの配点を示したり、評点の明確な基準を設けたりなどしていれば、企画の検討を行ったメンバーが各項目を採点して、これを集計することでより客観的で透明性のある評点の算定が可能となると思料される。

(エ) 予定価格

予定価格の積算方法及び算定の妥当性について、次のような事態が見受けられた。

a 積算方法

選定業者が提出した見積書の総額と最高裁判所が積算資料等に基づいて算定した積算額とを比較して、総額が安価な見積額をそのまま採用しているものや、選定業者の見積額と最高裁判所が算定した積算額とを内訳項目ごとに比較して、項目ごと

に安価な方を採用して積み上げているものがあるなど、同種の契約に対して積算方法が統一されていない状況となっていた。また、新聞広告掲載料の積算に当たり、複数の者から参考見積書を徴することなどにより予定価格を低減させることが可能な場合があるのに、各新聞社が料金表等で示している金額のみにより算定していた。

b 予定価格の算定

予定価格の算定に当たり、過大な積算となっていたり、算定すべき費用を加算していなかったりしていたものが見受けられた。また、業者の選定後に、仕様の詳細や予定価格が改定されて、契約締結に至るまでの過程で企画、仕様等が変更になる場合には、その変更内容を積算に反映すべきところを、これを反映しないまま予定価格を算定していたものが見受けられた。

また、最高裁判所の積算額が、選定業者の見積書の金額と著しく異なったため、項目ごとに金額を増減させるなどして調整を行ったと推測されるものが見受けられたが、このような処理を経た積算は、実態を的確にとらえたものとはなっていないと認められる。

ウ 広報業務の実施

(ア) 契約書類の内容

前記のとおり、最高裁判所は契約書類の作成を事後に行っており、また、事後に作成された契約書類についても、請負業者から納品された制作物に係る使用期間等を契約書類に明記していなかったり、契約後に生じた変更内容等を反映した契約の変更が適切に行われていなかったりするなど、契約書類の記載事項について十分な検討・チェックがなされていないものがあつた。

(イ) 監督・検査体制

a 履行完了時の検査における契約書等の不備

前記のとおり仕様が明確でないか、適切に変更されていない状態であったり、契約内容の履行が完了した時点で契約書が作成されていなかったりしていたことから、検査が適正な契約書類に基づいて実施されていなかった。

b 監督・検査の相互牽制等

契約履行時の立会い、指示等の監督の職務及び給付の完了を確認する検査の職務については、相互牽制のため特別の必要がある場合を除き両者を兼ねることはできないとされている。しかし、監督職員が任命されずに担当局課の職員が事実上の監督行為を行っていて、またそのうちの1名が検査職員に任命されているなど、監督の職務と検査の職務の区別が明確でないものが見受けられた。

また、フォーラムにおける現地での確認状況についてみると、検査職員は現地で当日立ち会った地方裁判所の総務課長等から報告を受けて、業者からの報告書と併せて確認するだけで検査を行っていたが、このような場合は、フォーラムを開催した地方裁判所ごとに監督職員を任命するなどして、現地での確認を実施する職員の責任を明確にする必要があつたと思料される。

(ウ) 制作物の利用状況

17、18両年度の裁判員制度広報用映画制作に係る請負契約において取得した35mm

フィルム3本(取得価額相当額計1714万余円)について、取得することについての事前の具体的な調査・検討及び取得後の使用計画の検討や、貸出しなどについての市町村等の関係機関に対する周知が十分でなかったことなどのため、1本が一度使用されたのみで貸出しの実績は全くなく、取得の目的に沿った利用がなされていなかった。

(平成18年度決算検査報告63ページ「裁判員制度広報用映画制作に係る請負契約において取得した35mmフィルムについて、具体的な使用計画を検討するなどして有効に利用するよう改善させたもの」参照)

エ 裁判員制度広報の実施体制、内部牽制等の状況

最高裁判所の裁判員制度広報における各局課間の連携及び内部牽制についてみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 広報実施局課と契約担当局課との連絡調整

広報実施局課(事務総局総務局、事務総局刑事局及び事務総局広報課)は、予定価格及び契約書の作成に必要な仕様の確定について、契約事務の担当である事務総局経理局用度課(以下「用度課」という。)に対して、決裁等を経た文書による依頼通知を行っていないなど、適時適切な連絡調整がなされていなかった。そして、広報実施局課は、業者選定後に契約書が未作成のまま、当該業者に企画内容を履行させていた。一方、用度課においても、契約書の作成を事後に行っていた。

(イ) 内部牽制等の状況

最高裁判所は、当該案件が会計法令にのっとって適切に行われているかを事前に確認するために、契約締結に係る内部決裁を行う際にはすべて事務総局経理局監査課(以下「監査課」という。)を経由することになっているが、監査課は、決裁書類に事実と異なる起案日、契約年月日等が記載されていたにもかかわらず、そのまま決裁するなどしており、監査課による内部牽制が機能していない状況となっていた。

オ 再発防止策等の状況

最高裁判所は、これまでに、不適切な契約事務処理の再発防止、企画競争における業者選定手続の工夫、関係局課の連携の強化等に向けて、19年度の裁判員制度広報の実施に当たり、以下の措置を講ずることとした。

(ア) 職員の増員等による事務態勢の整備、用度課と広報実施局課との間の連携強化、実現可能な調達スケジュールの策定及び管理

(イ) 企画競争の評価項目、基準、配点等の明示、審査基準の作成及び企画選定における外部有識者等の意見の反映

(ウ) 予定価格積算方法の統一、新聞広告掲載料等の積算における複数の者からの参考見積書の徴取等

(エ) 監督職員及び検査職員の任命の明確な区別、監督職員及び検査職員に対する説明会の開催(19年4月)

(2) 法務省

ア シンポジウムにおける新聞社による不適切な募集

検査した範囲では、新聞社が不適切な募集に要した経費について、法務省がシンポジウムの請負業者である電通を通じて請求を受けて、経費を負担している事態は、現時点で見受けられなかった。

イ 企画競争随契に係る不適切な契約手続

(ア) 招請

法務省が17、18両年度に締結した裁判員制度広報に係る企画競争随契6件について、招請に係る周知方法を確認したところ、3件は取引実績のある業者等に電話により参加を打診しているのみで、庁舎掲示板やホームページでの公示を行っていなかった。また、1件は庁舎掲示板への公示は行っていたが、ホームページでの公示は行っていなかった。しかし、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号財務大臣から各省各庁の長あて。以下「18年財務大臣通知」という。)により、企画競争においては、特定の者が有利にならないよう参加者を公募することとされた後に行われた招請(1件)は、庁舎掲示板やホームページによる公示が行われている。

(イ) 一般競争入札実施の可能性

法務省は17年度の広報用の配布物の調達契約について、数量と予算額を提示して、製品の種類、デザイン等を提案させる企画競争を実施していて、最も優れた企画を提案した業者と契約を締結していた。しかし、広報用の配布物として使用される製品は品目が限られており、法務省が事前に配布物に係る情報を収集した上で、発注者側で製品・仕様を特定して競争入札により調達することについて検討して、その結果によっては、一般競争入札を実施することも可能であったと認められた。

法務省は、本件調達の後には調達することとした広報用の配布物について、一般競争入札による調達を行っていて、19年度には一部の契約において総合評価方式による一般競争入札を実施するなど、より競争性を高めた手法を導入することとしている。

(ウ) 業者の選定手続

前記6件の企画競争随契に係る審査基準の評価項目の設定状況等についてみると、次のとおりとなっていた。

a 審査基準における評価項目の設定等

法務省の前記6件の企画競争随契の審査基準について、17年度においては、複数の評価項目が設定されていなかったり、評価項目の設定があるものの項目ごとの配点がなかったりしていたが、18年度においては、評価項目が配点とともに設定されていて、その内訳である小項目ごとの配点についても設定されてきている。しかし、上記の設定された項目等が説明会時に参加業者に示されていないものも見受けられた。

b 審査手続

企画競争参加業者が提案書等により提示した企画に対する審査手続については、17年度は、原則として広報実施局課である刑事局総務課裁判員制度啓発推進室(以下「啓発推進室」という。)の職員が審査して、その結果を契約締結係と共に会計課に送付するという手順になっており、審査に当たって契約担当局課である会計課や外部審査員等の関与はない状況となっていた。そして、審査における具体的な採点方法については、17年度は、点数等によらずに啓発推進室全体で1者を選定しているもの、同室職員が各々企画に順位を付して、順位ごとに付与された点数の合計で決しているものなど区々となっていた。

なお、上記のうち採点方法については、18年度において、同室職員が各々あら

かじめ定められた審査基準に基づき採点した上で、それらを合計して決する方法が採られてきている。

(エ) 予定価格の算定

法務省は、業者選定後に予定価格を算定する際に、17、18両年度の6件のうち1件については、業者の見積書の単価に査定率を乗じた額を予定価格としていたが、残りの5件については、自ら積算を行わずに、予定価格を業者提示額と同額としていた。

しかし、できるだけ複数の者から参考見積書を徴するとともに、公表資料等との比較検討を行うなどして、予定価格を適正に算定する必要があると思料される。

(3) 最高裁判所と法務省との連携等

ア 広報業務の実施における連携

最高裁判所と法務省との連携については、最高裁判所又は法務省がそれぞれの広報業務を実施するに当たり、法務省又は最高裁判所に対して、企画内容の情報提供を行い、相互の広報目的に沿った内容となっているかなどについて連絡調整して連携を図ることとしていて、その実績も見受けられた。

しかし、最高裁判所及び法務省が実施した企画において、例えば、最高裁判所が自ら制作した映画に加えて法務省制作の映画の周知を積極的に行うことや、最高裁判所で実施したメディアミックスに係る制作物等の図柄を法務省においても利用できるようなするなど、より一層の連携を図ることが可能な状況が見受けられた。

イ 会計・契約事務における情報交換等

前記のとおり、最高裁判所と法務省とでは企画競争随契の手続に当たり、業者選定後の履行の着手時期、審査基準の評価項目の構成、審査方法、予定価格の積算方法等が異なっていた。そして、裁判員制度広報については、最高裁判所、法務省双方が補完し合うことが必要であることなどから、最高裁判所と法務省において、裁判員制度広報業務を効率的に実施するため、広報業務の実施での連携以外に、会計・契約事務における情報交換等も求められている。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

今回、最高裁判所及び法務省の契約状況等について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア フォーラム又はシンポジウムにおける新聞社による不適切な募集行為については、新聞社から人材派遣業者等に対して支払われた経費はフォーラム契約又はシンポジウム契約から支払われていないことを最高裁判所又は法務省において確認したとしており、また、検査した範囲では最高裁判所又は法務省が確認した内容と異なる事態は、現時点で見受けられなかった。

イ 企画競争随契の手続については、次のとおりとなっていた。

(ア) 最高裁判所において、事業の実施を先行させて、契約書等の作成を事後に行うなど会計法令に反する処理が検査の対象とした14件のすべての契約で行われていた。また、法務省において、企画競争随契における招請の公示が十分でないものが見受けられたが、18年財務大臣通知後はこれにのっとり公示が行われている。

- (イ) 随意契約とする理由の妥当性については、最高裁判所において、その検討結果が決裁書類に記録されていない状況となっていた。また、法務省において、17年度の契約の中に競争入札が可能であると認められるものが見受けられたが、その後の同種の調達については競争入札を実施している。
- (ウ) 業者選定については、最高裁判所及び法務省において、審査基準の設定、採点方法等が区々となっていたり、法務省において広報実施局課以外の者の関与がなかったりしている状況が見受けられた。
- (エ) 予定価格の算定については、複数の者からの見積書の徴取を行うなどして適正に行う必要があるのに、最高裁判所及び法務省においてその取組が十分でない状況となっていた。また、最高裁判所において、積算方法が統一されていなかったり、積算誤りがあったり、同様の事業についてそれぞれの項目の金額が年度間で著しく変動しているなど積算が実態を反映していなかったりしている事態が見受けられた。
- ウ 契約書類の内容については、最高裁判所において、タレントを起用した制作物の使用期間が明示されていなかったり、契約後に生じた変更内容等を反映した契約変更が適切に行われていなかったりしている事例も見受けられた。監督・検査については、仕様が明確でなかったり、契約書が作成されていなかったりしたまま検査調書を作成している事態や、監督の職務と検査の職務について明確な区別がなされていない状況が見受けられた。また、制作物の使用計画の検討等が十分でなかった結果、ほとんど使用されていないものも見受けられた。
- エ 最高裁判所における裁判員制度広報の実施体制については、広報実施局課と契約担当局課との連絡調整が十分なされていないなど、速やかに仕様書を確定させ契約書を締結するような体制となっていなかった。また、不適切な契約事務処理について内部牽制が機能していない状況となっていた。最高裁判所は、不適切な契約事務処理の再発防止等に向けて、改善策を実施したとしている。
- オ 最高裁判所と法務省との連携状況については、協議会の計画等に基づき法曹三者による連携が図られている事業がある一方、最高裁判所と法務省との間で企画の実施において、より一層の連携を図ることが可能な状況が見受けられた。

(2) 所見

裁判員制度は、司法制度改革の柱の一つとして位置付けられており、国民に対する制度の周知、説明のため、最高裁判所及び法務省においては、これまで多額の予算により様々な広報業務を実施している。最高裁判所における多数の契約においてさかのぼり契約が行われていたことは遺憾なことであり、予定価格の算定を含め適切な事務処理を行う必要があると認められた。これに対して、最高裁判所は、裁判員制度広報業務に係る会計事務について改善への取組を行っているとしていて、速やかにかつ徹底した方策の推進が図られる必要がある。一方、法務省においては、企画競争随契の手續や予定価格の算定等について、競争性、透明性の確保に向けた取組を行っているとしていて、引き続き所要の取組がなされる必要がある。

裁判員制度広報については、制度の実施まで重点的に周知活動が行われることから、最高裁判所及び法務省は、19年度においても、18年度と同様の予算規模で様々な広報業務を実施することとしていて、制度開始後も引き続き啓発活動を行うこととなる。

したがって、最高裁判所及び法務省においては、広報業務の実績を重ねてきたことから、18年財務大臣通知の趣旨を踏まえて、一般競争入札を念頭に置いて、今後とも契約の競争性、透明性を高めるとともに、相互の協力・連携をより緊密なものとして、効率的、効果的な広報業務の実施に努める必要がある。

本院としては、裁判員制度の実施に向けて、広報業務がより重要性を増していくことにかんがみて、改善策が確実に実施されているか確認していくとともに、裁判員制度広報について引き続き検査していくこととする。

第2 国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について

検査対象	国の機関 39 府省庁等及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人 207 法人		
違約金条項の概要	談合等の事実が確定するなどした場合に契約相手方は約定した額を発注者に支払わなければならないとする契約条項		
違約金条項の導入状況	すべての契約種類について導入している機関	10 省庁等及び	109 法人
	一部の契約種類について導入していない機関	19 府省庁等及び	70 法人
	すべての契約種類について導入していない機関	10 省庁等及び	28 法人
談合等の事実が確定した事件数及び事件に係る検査対象機関の数	23 事件(平成14年4月～19年11月)	6 府省庁及び	15 法人
上記のうち検査対象機関が談合等の事実を把握していない事件数及びその機関数	5 事件	1 省及び	3 法人
上記の23事件について検査対象機関が請求した違約金等の件数及び金額	違約金条項が付されている契約	551 件	232 億円
	違約金条項が付されていない契約	7,839 件	111 億円
上記のうち収納された違約金等の件数及び金額	違約金条項が付されている契約	441 件	212 億円
	違約金条項が付されていない契約	654 件	6 億円

1 検査の背景

近年、国の機関等が発注する工事や物品の購入、役務の提供等において、その受注者及び受注者以外の入札参加事業者等が、入札に当たり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、談合を行ったとして公正取引委員会から排除措置命令等を受けたり、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する競売入札妨害罪、談合罪等の容疑で逮捕等されたりする事態(以下、法律の規定に違反するこれらの行為を「談合等」という。)が数多く発生している。

政府は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき、平成13年3月の閣議決定により、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(以下「指針」という。)を定めており、各省各庁の長、特殊法人^(注1)等の代表者又は地方公共団体の長(以下「各省各庁の長等」という。)は、指針に従い、公共工事(国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する建設工事。以下同じ。)の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとしてされている。そして、公共工事の入札・契約を巡

る近年の状況を踏まえ、18年5月に指針が改正され、公共工事の入札に関する談合について、その再発防止を図るという点から、各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払義務を請負契約締結時に併せて特約すること等により、その不正行為の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるものとする^(注1)とされている。

また、前記のとおり、談合等が発生した契約は、工事だけでなく物品、役務等の幅広い分野にわたっており、発注者である国の機関等においては上記の公共工事と同様に、談合等により生じた損害の回復に努める必要がある。

一方、17年4月に独占禁止法が改正^(注2)(18年1月施行)されたことにより、課徴金減免制度の導入や審判手続等の見直しが行われるなど、独占禁止法の執行力・抑止力の強化が図られている。

(注1) 特殊法人等 特殊法人又は独立行政法人のうち、次の要件のいずれにも該当する法人であって、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)で定めるもの

- ① 資本金の2分の1以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人
- ② その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事の発注を行う法人

(注2) 課徴金減免制度 談合などの違反行為を行った事業者が公正取引委員会の調査開始日よりも前に違反事実を申告するなど法律に定められた要件を満たす場合、当該事業者に対して公正取引委員会が課徴金の納付を免除又は減額するもの

本院は、談合等の発生を契機とした事態について、契約事務の適正化等の点から検査した結果を決算検査報告に掲記するなどしており、これらの中では談合等による損害の回復状況等についても記述している。

また、参議院では、19年6月11日に決算委員会において、平成17年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月13日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議のうち、本件に関連する項目の内容は、次のとおりである。

4 国土交通省発注の水門設備工事の入札に関して、談合撲滅の先頭に立つべき同省が中央省庁として初めて官製談合防止法に基づく改善措置要求を受け、さらに、緑資源機構発注の林道整備調査の入札に関して、同機構及び農林水産省所管公益法人の役員等が独占禁止法違反容疑で逮捕されるという官製談合事件が相次いで発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、官製談合の排除等に関する度重なる本院の警告にもかかわらず、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、これら事案の徹底解明は当然のこと、談合情報を得たときは談合の存否の確認に努めるとともに、公共工事に係る入札契約方式の改善、天下りの自粛、職員の意識改革などの方策を講じ、官製談合の根絶に尽力すべきである。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国の機関等が締結する契約においては、公共工事に関するものに限らず、指針の趣旨を踏まえるなどして、談合等によって生じた損害の回復を容易にするとともに、談合等に対する抑止効果を期待して、談合等が発生し、その事実が確定するなどした場合は、契約相手方はあらかじめ約定した額(以下「違約金」という。)を支払わなければならないとする契約条項(以下「違約金条項」という。)を契約書に付するものが増えてきている。

そして、契約書に違約金条項が付されていない場合でも、談合等の事実が明らかとなった場合は、談合等の結果として発注者が被った損害額(以下「損害額」という。)の調査を行い、損害額として算定された額を請求(以下、違約金条項によらず請求する損害額を「損害金」といい、違約金と損害金とを合わせて「違約金等」という。)するなどして、損害の回復を図る必要がある。

そこで、国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人の契約について、合规性、経済性、効率性等の観点から、主として次の項目に着眼して検査を行った。

- ① 違約金条項の導入状況はどのようになっているか、また、違約金条項の規定内容は、その趣旨に照らして妥当なものとなっているか。
- ② 談合等の事実が確定した契約について、違約金等を確実に請求するなど、損害の回復に向けた取組は適切に行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

国の機関のうち自ら契約を締結していない公安審査委員会及び船員労働委員会を除いた39府省庁等(内部部局39箇所及び地方支分部局等2,642箇所)^(注3)及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち清算中のものなど14法人を除いた207法人(表1-1参照)を対象として検査した(以下、検査の対象とした府省庁等及び法人を「検査対象機関」という。)

(注3) 地方支分部局等2,642箇所 平成19年11月末日現在で支出負担行為担当官等が設置されており、17年4月1日から19年11月30日までの間において、支出の原因となる契約(契約書の作成を省略している契約及び契約金額が少額であることを理由として随意契約とした契約を除く。)を締結している箇所

表 1-1 検査の対象とした 39 府省庁等及び 207 法人

第 4 章 第 1 節 国会及び内閣に対する報告 第 2	<p>39 府省庁等</p> <p>内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務本省、公害等調整委員会、消防庁、法務本省、公安調査庁、外務省、財務本省、国税庁、文部科学本省、文化庁、厚生労働本省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産本省、林野庁、水産庁、経済産業本省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通本省、気象庁、海上保安庁、海難審判庁、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、会計検査院</p> <p>207 法人</p> <p>政府関係機関(7)</p> <p>国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行</p> <p>株式会社等(16)</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団、日本銀行、日本中央競馬会、商工組合中央金庫、関西国際空港株式会社、日本たばこ産業株式会社、預金保険機構、東京地下鉄株式会社、日本環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵政株式会社、日本司法支援センター</p> <p>独立行政法人(94)</p> <p>国立公文書館、情報通信研究機構、酒類総合研究所、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、労働安全衛生総合研究所、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、国立環境研究所、教員研修センター、駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査、造幣局、国立印刷局、国民生活センター、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、緑資源機構、北方領土問題対策協会、平和祈念事業特別基金、国際協力機構、国際交流基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、日本貿易振興機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、環境再生保全機構、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、国立国語研究所、医薬基盤研究所、日本高速道路保有・債務返済機構、日本原子力研究開発機構、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>国立大学法人(86)</p> <p>北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大</p>
------------------------------	---

学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、筑波技術大学、富山大学
 大学共同利用機関法人(4)
 人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

注(1) 各法人の名称中「独立行政法人」、「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」は記載を省略した。以下同じ。

注(2) 緑資源機構は平成20年4月1日に解散し、森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに事業の一部を承継している。

検査に当たっては、19年11月末日現在における違約金条項の導入状況及び14年4月1日から19年11月30日までの間に談合等の事実が確定した契約に係る違約金等の請求状況等について、すべての検査対象機関に対して本院が作成及び提出を求めた調書を在庁時に分析するとともに、検査の対象とした39府省庁等の内部部局39箇所のほか、検査の対象とした207法人のうち34法人及び府省庁等の2,642地方支分部局等のうち8箇所を抽出して会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 違約金条項の導入等の状況

ア 検査対象機関において発生した談合等に係る契約種類

14年4月1日から19年11月30日までの間に談合等に関する事実が確定した事件のうち、検査対象機関に関するものについては、(2)ア(ア)において後述するとおり23事件あるが、これらを表1-2に示す工事、設計等、物品等、役務の四つに区分してみると、表1-3のとおりであり、工事に限らず、設計等、物品等及び役務の契約種類についても同様に発生している。

表1-2 契約種類と契約の内容

契約種類	契 約 の 内 容
①工 事	建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建設工事の契約
②設 計 等	建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領(昭和45年建設省厚第50号)に規定する測量、建築関係建設コンサルタント業務等の契約
③物 品 等	物品等の購入、製造又は賃借等の財産の取得又は利用を目的とする契約
④役 務	役務の提供を受ける契約

表 1-3 検査対象機関の締結した契約に関して発生した談合等の契約種類(平成 14 年 4 月～19 年 11 月)

件名	契 約 種 類			
	①工 事	②設計等	③物品等	④役 務
1 防衛庁発注の石油製品			○	
2 官公庁等発注の航空写真測量業務		○		
3 国公立病院等発注の寝具類賃貸・洗濯業務			○	○
4 国土交通省等発注の自動車検査用機械器具			○	
5 官公庁等発注の調査測量設計業務		○		
6 国公立病院等発注の医療用液化酸素			○	○
7 日本道路公団発注の道路保全土木工事	○			
8 国公立病院等発注の臨床検体検査業務				○
9 官公庁等発注の建築物清掃業務等				○
10 官公庁等発注の建設資材価格調査業務		○	○	○
11 岐阜大学発注の電気工事	○			
12 防衛庁発注の航空機用タイヤ等			○	
13 国土交通省等発注の情報表示設備工事	○			
14 国土交通省等発注の鋼橋上部工事	○			
15 国土交通省等発注の水門設備工事	○			
16 防衛施設庁発注の土木・建築工事	○			
17 緑資源機構発注の林道調査測量設計業務		○		
18 都市基盤整備公団発注の造園工事	○			
19 新東京国際空港公団発注の受変電設備工事	○			
20 国土交通省発注の道路台帳作成業務等		○		
21 国立病院機構設置病院発注の医療機器等			○	
22 東京大学発注の空調設備保全業務				○
23 農林水産省発注の用水路工事	○			
計	9	5	7	6

第4章 第1節 国会及び内閣に対する報告 第2

イ 違約金条項の導入状況

契約種類別及び契約方式別の違約金条項の導入状況並びに違約金条項の導入方法をみると、次のとおりである。

なお、①19年11月末日現在で契約書に違約金条項を付することを規程、通達等の書面で定めている検査対象機関、及び②上記①には該当しなくても、17年4月1日から19年11月30日までの間に締結した契約の中に違約金条項を付している契約が一部でもある検査対象機関は、違約金条項を導入済みの機関に分類している。

(ア) 契約種類別の違約金条項の導入状況

検査対象機関における違約金条項の導入状況を府省庁等及び法人の別に示すと、図1-1及び図1-2のとおりである。

すなわち、すべての契約種類において違約金条項を導入しているのは、府省庁等の内部部局で10省庁等(25.6%)、地方支分部局等で750箇所(28.3%)となっており、法人で109法人(52.6%)となっている。法人において導入率が50%を超えている主な要因は、文部科学省所管法人(116法人)が、すべての契約種類について違約金条項を導入している文部科学省から、同省が違約金条項を定めたことについて業務の参考とするよう通知を受けて、その結果、約8割の93法人が違約金条項を導入したことによるものである。

一方、すべての契約種類について違約金条項を導入していないのは、府省庁等の内部部局で10省庁等(25.6%)、地方支分部局等で480箇所(18.1%)となっており、法人で28法人(13.5%)となっている。そして、この28法人をその形態別にみると、国立大学法人及び大学共同利用機関法人では、90法人中1法人(1.1%)であるのに対して、政府関係機関、株式会社等及び独立行政法人では、それぞれ7法人中2法人(28.5%)、16法人中4法人(25.0%)及び94法人中21法人(22.3%)となっていて、国立大学法人等に比べて高率となっている。

また、一部の契約種類について違約金条項を導入していないのは、府省庁等の内部部局で19府省庁等(48.7%)、地方支分部局等で1,412箇所(53.4%)となっており、法人で70法人(33.8%)となっている。

なお、違約金条項の導入の有無は、19年11月末日現在の状況であるが、同年12月以降に違約金条項の導入の検討を行い、20年度から導入している検査対象機関もある。

図1-1 違約金条項の導入状況(府省庁等)(平成19年11月末日現在)

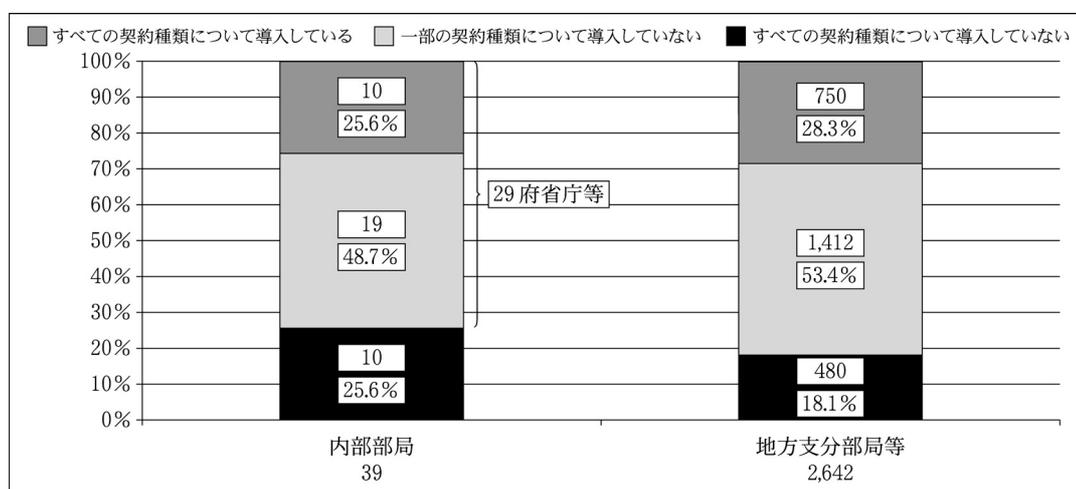
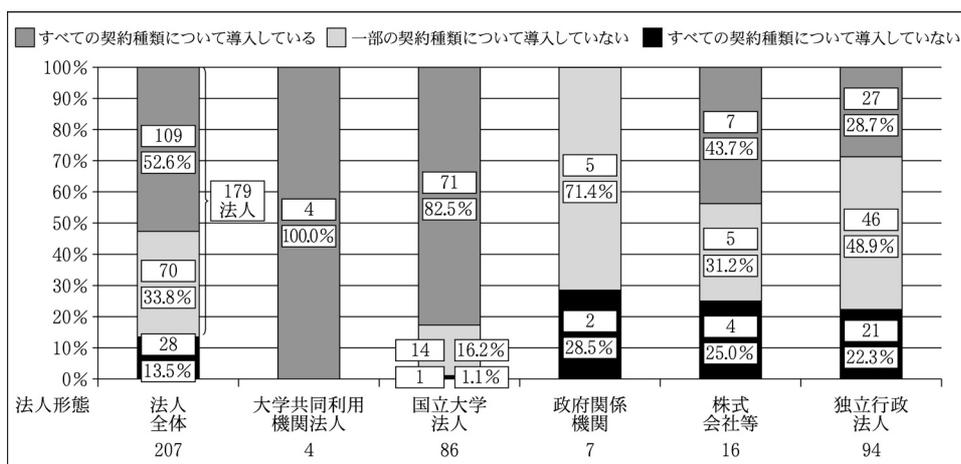
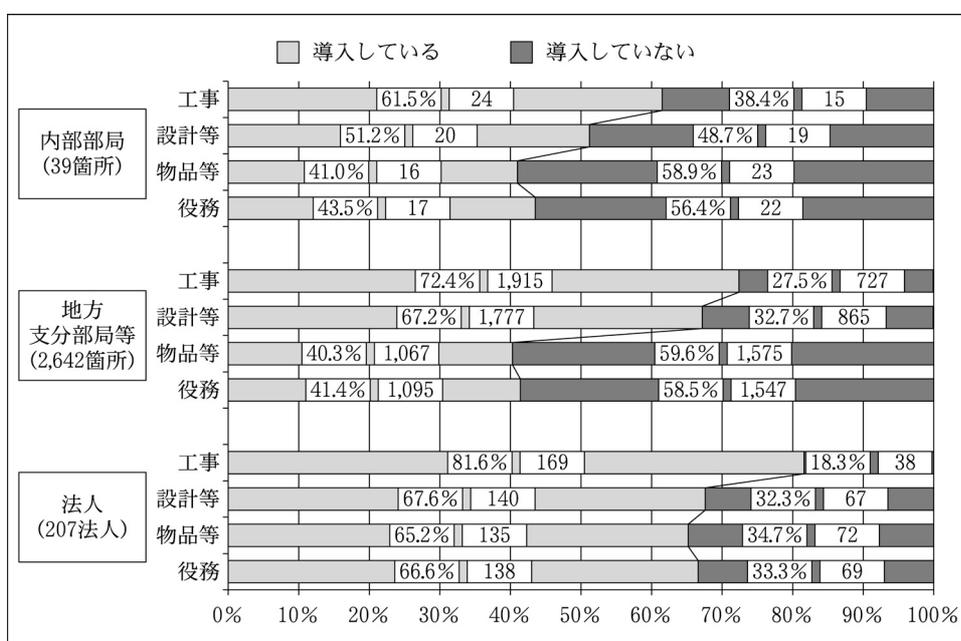


図1-2 違約金条項の導入状況(法人)(平成19年11月末日現在)



そして、契約種類別に違約金条項の導入状況をみると図1-3のとおりである。

図1-3 違約金条項の導入状況(契約種類別)(平成19年11月末日現在)



a 工事

工事の契約については、概して違約金条項の導入が進んでいる。一方、導入していない機関は、府省庁等の内部部局で15府省庁等^(注4)(38.4%)、地方支分部局等で727箇所(27.5%)となっており、法人で38法人(18.3%)となっている。

工事のうち、府省庁等及び指針の対象となっている法人が発注する公共工事については、前記のとおり、18年5月の指針の改正において、各省各庁の長等は、談合等があった場合における請負者の賠償金支払義務を請負契約締結時に併せて特約すること等により、損害額の賠償の請求に努めるものとする^(注5)とされている。しかし、上記の15府省庁等及び38法人のうち4法人は、指針の対象となっているものの、違約金条項を導入しないままとなっている。

また、工事の契約について違約金条項を導入していない検査対象機関の中には、工事の契約実績がないものもあるが、工事の発注実績が相当程度あるにもかかわらず

ず、違約金条項を導入していないものもある。

したがって、工事の契約、特に公共工事の契約について違約金条項を導入していない検査対象機関においては、契約実績等を勘案した上で、指針の趣旨を踏まえるなどして、違約金条項の導入を適切に行う必要がある。

(注4) 15 府省庁等 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣本府、公正取引委員会、公害等調整委員会、消防庁、外務省、中央労働委員会、社会保険庁、経済産業本省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、参議院

(注5) 4 法人 国立女性教育会館、日本万国博覧会記念機構、日本学生支援機構、日本高速道路保有・債務返済機構

b 設計等

設計等の契約について違約金条項を導入していないのは、府省庁等の内部部局で19 府省庁等(48.7%)、地方支分部局等で865 箇所(32.7%)となっており、法人で67 法人(32.3%)となっており、工事に比べて違約金条項の導入が進んでいない。

設計等の契約については工事の契約を担当している部局が担当していることが多いにもかかわらず、工事の契約と比べて違約金条項を導入していない検査対象機関が多いのは、設計を要しない修繕等の小規模工事が多いため、工事の契約には違約金条項を導入していても、設計等の契約については導入していない検査対象機関があることなどによると考えられる。

c 物品等及び役務

物品等の契約について違約金条項を導入していないのは、府省庁等の内部部局で23 省庁等(58.9%)、地方支分部局等で1,575 箇所(59.6%)となっており、法人で72 法人(34.7%)となっている。

また、役務の契約について違約金条項を導入していないのは、府省庁等の内部部局で22 省庁等(56.4%)、地方支分部局等で1,547 箇所(58.5%)となっており、法人で69 法人(33.3%)となっている。

工事及び設計等の契約に比べると、物品等及び役務の契約の方が違約金条項を導入していない検査対象機関の数が多い。しかし、物品等及び役務の契約については、指針の対象とはなっていないものの、前記のとおり談合等の違反行為はこれらの契約種類においても発生しており、違約金条項を導入していない検査対象機関の中には、その契約実績が多額に上っているものもある。

したがって、物品等及び役務の契約について違約金条項を導入していない検査対象機関においては、契約実績等を勘案した上で、違約金条項の導入を適切に行う必要がある。

(イ) 契約方式別の違約金条項の導入状況

契約方式別の違約金条項の導入状況を見ると、競争入札に付した契約(再度の入札をしても落札者がいないときに行うことができる随意契約を含む。)については違約金条項を付しているものの、入札手続を経ない随意契約については違約金条項を付していない検査対象機関が見受けられた。

しかし、随意契約であっても、緑資源機構発注の林道調査測量設計業務などの例にみられるように、見積合わせにより契約相手方を決定するとしていた契約方式等にお

いて、関係事業者間において談合等を行っていたとされる事態も見受けられる。

したがって、契約相手方が特定の者しかいないなどの場合を除き、見積合わせなどを行って随意契約を締結する場合には、適切に違約金条項を契約書に付する必要がある。

また、工事の請負業者に対して、当該工事と密接不可分の工事であるため一貫した施工をする必要があるなどとして、これと直接関連する他の工事を随意契約で発注している場合、当該工事において談合等による損害が生じていれば、これと直接関連する他の工事にも同様に損害が生じていることも想定される。したがって、このような場合においても、適切に違約金条項を契約書に付する必要がある。

(ウ) 違約金条項の導入方法

契約手続等に関して定めた内部規程や通達等(以下「内部規程等」という。)に違約金条項の導入を定めておくことは、契約書に違約金条項を付することについての契約担当者のし意的な判断を排除したり、記載漏れを防止したり、あるいは、地方支分部局等を有するなど規模の大きな検査対象機関における取扱いを組織内で統一したりするために有効な手段である。

そこで、少なくとも一つ以上の契約種類において違約金条項を導入している検査対象機関(図1-1の29府省庁等及び図1-2の179法人)について、違約金条項の導入と内部規程等との関係のみたところ、内部規程等に違約金条項の導入を定めている機関が、府省庁等で20省庁等(68.9%)、法人で125法人(69.8%)となっており、内部規程等の定めによらず違約金条項を導入している機関が、府省庁等で9府省庁等(31.0%)、法人で54法人(30.1%)となっている。

このうち、内部規程等の定めによらず違約金条項を導入している検査対象機関において、組織内で統一的な事務処理が行われていない事態も見受けられた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

財務本省では、平成19年11月末日現在において、違約金条項の導入について内部規程等により定めたものはない。

このため、違約金条項を導入している部局等がある一方、違約金条項を導入していない部局等もあり、その導入状況は区々となっている。また、違約金条項を導入している部局等においても、部局等間で内容が異なる違約金条項を導入している状況である。

なお、同省では、本院の検査を踏まえ、20年3月に違約金条項の標準的なひな形を定め、各部局等に対して周知することにより、20年度に締結する契約から統一的な事務処理を行うこととした。

また、違約金条項の導入について内部規程等で定めている場合には、当然これに基づいて、契約書に違約金条項を付さなければならないが、実際には違約金条項が付されていない事態も見受けられた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

労働者健康福祉機構では、平成16年9月に、契約書に違約金条項を付することを内部規程等で定め、同年10月からこれを適用することとしている。

しかし、18年4月から19年11月までの間に締結した契約金額が1億円以上の物品等の契約計299件についてみたところ、競争に付した契約計26件を含む計72件について、契約事務の担当者が失念するなどして契約書に違約金条項を付していない。

なお、同機構では、本院の検査を踏まえ、20年1月に、契約書に違約金条項を付することを徹底するよう関係部局に対して事務連絡を発した。

ウ 違約金条項の内容

談合等に係る違約金は、談合等の事実が確定するなどした場合に発注者が被ることになる損害の回復などを目的として、違約金条項に基づき契約相手方に請求するものであり、その額は、あらかじめ違約金条項において約定した額となっている。

そして、契約相手方が関与した談合等が発覚した後、当該契約相手方に対して迅速かつ確実に違約金を請求し、その支払を受けるためには、違約金の額の算定方法や違約金を請求する場合の条件等を適切に設定しておく必要がある。そこで、検査対象機関のうち、内部規程等に違約金条項の導入を定めている前記の20省庁等及び125法人について、19年11月末日現在における違約金条項の内容をみると、次のような状況となっている。

(ア) 違約金の額の算定状況

a 違約金の額の算定方法

違約金の額は、ほとんどの機関において、契約書に記載された契約金額等の一定割合(以下「請求割合」という。)に相当する額としている。そして、その請求割合はほとんどの機関で10%となっているが、これらの機関の中には、契約相手方が談合等を行っていない旨の誓約書を提出しているなどの場合には、5%など一定率を加算することとする条項を設けているものがある(図1-4参照)。

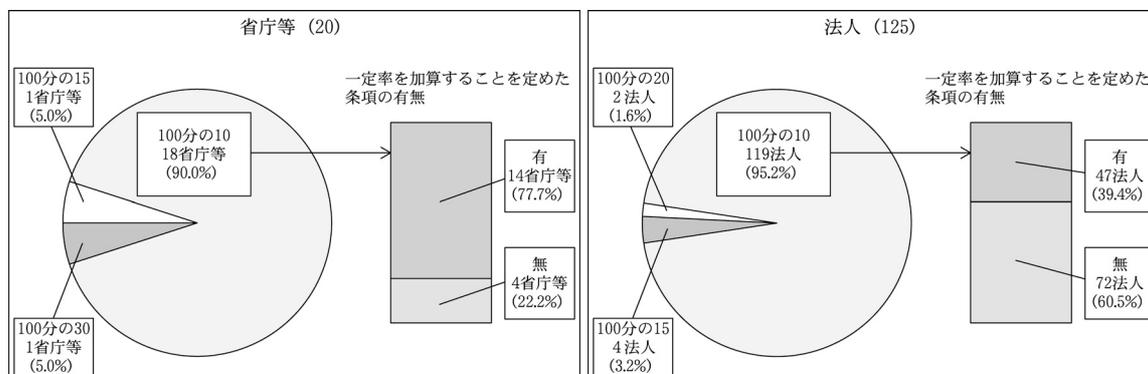
一方、厚生労働本省及び国立病院機構は、違約金条項に基づき請求する違約金の額は、契約金額等の100分の10に相当する額と損害額とを比較していずれか多い方の額とすることとしている。

しかし、損害額の算定を併せて行うこととする場合、次のような事態が生じることも考えられる。

すなわち、損害額の算定に当たっては、談合等が行われた契約及びこれと同種の契約の実績について、談合等が行われていた期間の前後における落札率と談合等が行われていた期間における落札率との差を比較するなどして行うことになる。このため、談合等が行われていた期間の前後において談合等が行われた契約と同種の契約を締結していないなどの理由で損害額の算定が困難となる場合には、違約金の請求が遅れたり、算定した損害額について契約相手方の合意が得られず、契約相手方から違約金の支払を受けられなかったりして、早期かつ確実に損害の回復を行うことができないおそれがある。

したがって、違約金の額については、契約金額等の一定割合とするなど額の算定を容易にし、早期かつ確実に違約金を請求できるような算定方法とすることが必要である。

図1-4 違約金に係る請求割合の状況(平成19年11月末日現在)



(注) 厚生労働本省及び国立病院機構は、契約金額等の一定割合に相当する額と損害額とを比較していずれが多い方の額を違約金として請求することとしているが、上記契約金額等の一定割合を100分の10としているため、図中では当該割合の区分として整理している。

また、請求割合を100分の15又は100分の20の区分として整理している法人の中には、一部の契約種類において請求割合を100分の10としているものもある。

b 単価契約における違約金の額の算定

違約金の額の算定に当たり請求割合を乗ずる基となる金額(以下「算定対象額」という。)は請負金額等の契約金額とするのが一般的である。

一方、単価契約は、契約単価に期間内に供給を受けた実績数量を乗ずるなどして得た金額の代価を支払うことを内容とする契約であって、契約締結時には契約金額が確定していない。

そこで、単価契約に付されている違約金条項の内容をみたところ、契約が未履行の部分算定対象額としているため、契約履行後に談合等が発覚した場合には、違約金の請求が困難となるものや、単価そのものが契約金額として契約書に記載されているため支払金額の総額とは著しくかい離した額が算定対象額となるものなどがあつた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

警察庁は、内部規程等に基づき違約金条項を導入しており、同庁が定めた契約書式例においては、違約金の額を契約金額の100分の10に相当する金額としている。

しかし、同庁が平成19年9月に単価契約により締結した複写機用紙の売買契約においては、違約金について、「未納入物品の契約金額の100分の10に相当する金額」と定めており、契約の履行が完了した後に談合等が発覚した場合には、当該条項に基づく違約金の請求が困難な状況になっている。

したがって、単価契約に違約金条項を付する場合には、違約金の請求等を適切に行うため、例えば契約期間内の支払金額の総額を算定対象額とすることなどを内部

規程等において明確に定める必要がある。

(イ) 違約金を請求する場合の条件

国土交通省は、15年5月に、同省発注の工事及び設計等の契約について、「工事における違約金に関する特約条項の制定について」(平成15年国地契第17号国土交通事務次官通知)等に基づき、談合等の不正行為を行った受注者に違約金を支払わせるための違約金条項を制定し、同条項において、発注者が受注者に対して違約金を請求する場合の条件(以下「請求条件」という。)として談合等の不正行為に係る事項を具体的に特定して定めている。そして、同省以外の多くの検査対象機関も、上記の条項と同じ内容の請求条件を定めている(以下、同省が定めた請求条件と同じ内容を請求条件として定めている違約金条項を「特定条項」という。)

一方、検査対象機関の中には、違約金条項において、談合等の不正行為に係る事項を請求条件としては具体的に定めず、「不正行為があったとき」などのように抽象的に定めていて(以下、このように抽象的に請求条件を定めている違約金条項を「一般条項」という。)、談合等の不正行為が発覚した場合には、この一般条項に基づき契約相手方に対して違約金を請求することとしているものもある。

a 特定条項等における請求条件

特定条項では、工事等の受注者(共同企業体にあつては、その構成員)について、①独占禁止法第3条の規定に違反したことなどにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、②刑法第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したときを請求条件とすることとされている。検査対象機関のうち、これらの事項を少なくとも一つ以上の契約種類において請求条件として定めているものが18省庁等(90.0%)及び72法人(57.6%)ある。

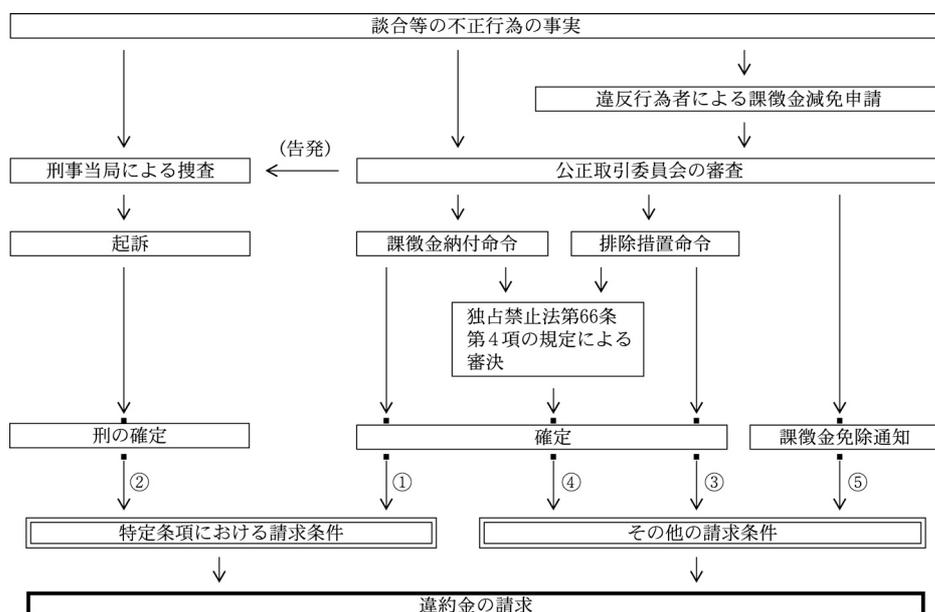
一方、前記のとおり、17年4月の独占禁止法改正により、課徴金減免制度の導入や審判手続等の見直しなどが行われたことに伴い、検査対象機関の中には、特定条項の請求条件である上記の①及び②に係る事項のほか、図1-5のとおり、③公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき、④公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があつた旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき、⑤公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったときにも請求することとしているものがある。

そして、①から⑤までに係る事項のすべてを少なくとも一つ以上の契約種類において請求条件としているものは、2省庁等(10.0%)及び44法人(35.2%)となっている。

上記の③から⑤までに係る請求条件は、特定条項においては、請求条件として定められていないものである。このため特定条項では、談合等の事実があつたと認められる契約であっても、当該契約が課徴金の算定対象となる最長期間(3年間)を超えた期間に係るものであったり、契約相手方が課徴金の納付を免除されたりする場

合には、当該契約に関して課徴金の納付命令がなされないため、基本的には当該契約相手方から違約金の支払を受けられないことになる。

図1-5 違約金の請求に至るまでの流れ(概念図)



b 一般条項における請求条件

前記のとおり、特定条項では、請求条件を具体的に定めているが、一般条項では、「不正行為があったとき」などのように請求条件が抽象的に定められているだけである。したがって、談合等に関与した契約相手方から一般条項に基づき違約金の支払を受けるためには、談合等の事実関係について事案に即して検討し、契約相手方からその都度合意を得る必要がある。しかし、契約相手方からの合意を得ることが困難な場合には、違約金の請求が遅れたり、違約金の支払を受けられなくなったりして、早期かつ確実に損害の回復を行うことができないおそれがある。

また、一般条項の中には、主として契約の適正な履行を担保することを目的として契約の目的不達成に係る事項を請求条件として定めるなどしているため、談合等が発覚した場合でも、当該条項により違約金を請求することが困難であると認められるものもあった。

(ウ) 損害額が違約金請求額を超える場合の取扱い

前記のとおり、契約金額等の一定割合に相当する額と損害額の比較を行い、いずれが多い額を違約金として請求することとしている厚生労働本省及び国立病院機構については、早期かつ確実な損害の回復ができないおそれがある。一方、内部規程等に基づき違約金条項を導入している、19省庁等及び124法人においては、違約金として請求した額だけでは損害の回復が十分でないと判断される場合、損害額と違約金請求額との差額(以下「超過額」という。)を損害金として請求することが考えられるが、これらのうち、契約種類によっては超過額を請求できる旨を契約書に明示していない機関が17省庁等(89.4%)及び83法人(66.9%)ある。

超過額の請求に係る事項を契約書に明示していない場合には、契約相手方が関与し

た談合等が発覚した後、検査対象機関において損害額の調査を実施して超過額を認定し、その支払を求めても、当該違約金条項は契約当事者間であらかじめ一定の損害額を約定したものであり、超過額の請求はその約定に違反するとして契約相手方がこれに応じない場合が考えられる。

したがって、これらの検査対象機関においては、超過額の請求に係る事項を契約書に明示することを検討する必要がある。

(2) 違約金等の請求状況等

ア 談合等の把握と違約金等の請求

(ア) 談合等の事実が確定した事件及び契約の状況

14年4月1日から19年11月30日までの間に、独占禁止法第7条の2第1項に規定する課徴金納付命令、独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑又は刑法第96条の3に規定する刑の全部又は一部が確定するなど、談合等の事実が確定した事件(以下「談合事件」という。)のうち検査対象機関に関するものは、表2-1のとおり23事件ある。

表2-1 談合事件一覧(平成14年4月1日～19年11月30日)

談合事件	発注者
1 防衛庁発注の石油製品	防衛庁
2 官公庁等発注の航空写真測量業務	農林水産省
	建設省
	運輸省
	防衛施設庁
	日本道路公団
	地域振興整備公団
3 国公立病院等発注の寝具類賃貸・洗濯業務	厚生省
	防衛庁
	郵政省
	日本私立学校振興・共済事業団
	労働福祉事業団
4 国土交通省等発注の自動車検査用機械器具	運輸省
	沖縄開発庁
5 官公庁等発注の調査測量設計業務	農林水産省
	林野庁
	建設省
	緑資源公団(平成11年9月30日以前は森林開発公団)
6 国公立病院等発注の医療用液化酸素	日本鉄道建設公団
	厚生省
	大阪大学
7 日本道路公団発注の道路保全土木工事	神戸大学
	日本道路公団
8 国公立病院等発注の臨床検体検査業務	厚生労働省(13年1月5日以前は厚生省)
	防衛庁
	郵政事業庁(13年1月5日以前は郵政省)
	労働福祉事業団
	大阪大学
9 官公庁等発注の建築物清掃業務等	林野庁
	国土交通省
10 官公庁等発注の建設資材価格調査業務	農林水産省
	国土交通省(13年1月5日以前は建設省)
	防衛施設庁
	新東京国際空港公団
	日本道路公団
	緑資源公団
	水資源開発公団
都市基盤整備公団	
11 岐阜大学発注の電気工事	岐阜大学
12 防衛庁発注の航空機用タイヤ等	防衛庁
13 国土交通省等発注の情報表示設備工事	国土交通省
	日本道路公団
14 国土交通省等発注の鋼橋上部工事	国土交通省
	日本道路公団
15 国土交通省等発注の水門設備工事	農林水産省
	国土交通省
	水資源機構(15年9月30日以前は水資源開発公団)
16 防衛施設庁発注の土木・建築工事	防衛施設庁
17 緑資源機構発注の林道調査測量設計業務	緑資源機構
18 都市基盤整備公団発注の造園工事	都市基盤整備公団
19 新東京国際空港公団発注の受変電設備工事	新東京国際空港公団
20 国土交通省発注の道路台帳作成業務等	国土交通省
21 国立病院機構設置病院発注の医療機器等	国立病院機構
22 東京大学発注の空調設備保全業務	東京大学
23 農林水産省発注の水路工事	農林水産省

注(1) 「談合事件」欄の番号は、整理番号であり、表2-3及び表2-4「談合事件」欄の番号と対応している。

注(2) 「談合事件」欄の各事件は、同一時期、同一種類の事件をまとめて整理したものである。

注(3) 「発注者」欄には、発注当時の機関名を記載している。

また、23 事件において談合等が行われたとされる契約(以下「談合対象契約」という。)計 9,627 件、支払金額計 5748 億余円について、契約種類別にみると、表 2-2 のとおり、件数では物品等の契約、支払金額では工事の契約が大部分を占めている。

なお、物品等の契約が契約件数の約 80% を占めているのは、「防衛庁石油製品入札談合に係る独占禁止法違反事件」の談合対象契約について、石油製品ごとに契約を締結していることなどから件数が多数に上っているためである。

表 2-2 契約種類別の談合対象契約 (単位：件、千円)

契約種類	契約件数 (割合)	支払金額	違約金の請求状況等		訴訟によらない損害金の請求状況等		訴訟提起による損害金の請求状況等	
			請求金額	収納金額	請求金額	収納金額	請求金額	収納金額
工 事	886 (9.2%)	413,123,872	23,128,003	21,183,585	1,184,710	164,332	—	—
設計等	378 (3.9%)	3,651,996	123,032	38,439	16,951	16,951	—	—
物品等	7,755 (80.5%)	152,213,395	—	—	688,351	213,945	8,994,996	—
役 務	608 (6.3%)	5,908,177	—	—	287,292	287,292	—	—
計	9,627 (100%)	574,897,441	23,251,036	21,222,024	2,177,306	682,521	8,994,996	—

注(1) 課徴金減免制度の適用を受けた旨を公正取引委員会により公表された契約相手方に係るものを含む。

注(2) 「契約件数」欄のうち「割合」は、小数点第 2 位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても 100 にならない。また、金額は、千円未満を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても「計」欄の数値と一致しない場合がある。

(イ) 談合事件の把握方法

検査対象機関における談合事件の把握方法を調査したところ、検査対象機関は、公正取引委員会がホームページで公表している報道発表資料、公正取引委員会が行った^(注 6) 勧告審決等に基づき受注者からなされた通知、新聞報道等からの情報収集により、談合事件の発生を把握している。なお、談合事件のうち刑法第 96 条の 3 の規定による刑の確定に係るものについては、新聞報道等から情報を収集する以外には有用な手段が見受けられない。

談合等により生じた損害を適切に回復するためには、検査対象機関において談合事件が発生していることを適時適切に把握することが必要であり、その情報を確実に収集するためには、上記のほか、検査対象機関において、公正取引委員会が契約相手方に対して行った課徴金納付命令が確定するなどした場合には、契約相手方に当該命令等に関する書類を速やかに提出するよう契約書で定めたり、検査対象機関に関係する談合等が発生した場合には、その情報を他の機関に提供する仕組みを設けたりすることなどが効果的である。

これについて、検査対象機関の中には、談合等の不正行為を行った業者に対する指名停止措置に関して、発注機関がホームページで公表している報道発表資料や、中央公共工事契約制度運用連絡協議会又は地方公共工事契約業務連絡協議会の会員間の情報交換により談合事件の発生を把握しているものがある。

(注6) 勧告審決 平成17年4月改正前の独占禁止法第48条第4項の規定に基づき、公正取引委員会から勧告を受けた者が当該勧告を応諾したときに、同委員会により審判手続を経ないで行われる当該勧告と同趣旨の審決

(ウ) 談合対象契約の特定

検査対象機関は、(イ)により把握した談合事件について、次のような方法などにより談合対象契約を特定している。

- ① 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第1項に規定する課徴金納付命令を行っている場合には、同委員会から課徴金算定対象となる期間における当該命令の対象となった業務等の一覧の提供を受ける。
- ② 独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定している場合には、判決等に係る文書を入手する。
- ③ 刑法第96条の3に規定する刑が確定している場合には、判決、略式命令等に係る文書を入手する。

(エ) 違約金等の請求

検査対象機関は、特定された談合対象契約について、違約金条項が付されている場合には当該条項に基づき違約金の額の算定を行うなどして違約金を請求して、違約金条項が付されていない場合には独占禁止法第25条若しくは民法(明治29年法律第89号)第709条の規定に基づく損害賠償請求又は同法第704条の規定に基づく不当利得返還請求を行うために損害額の算定を行うなどして損害金を請求するなどしている。

(オ) 検査対象機関における談合事件の把握状況

検査対象機関が関係した談合事件(表2-1参照)のうち、19年11月末日現在で、その大半については当該機関において前記の方法により把握していたが、表2-3のとおり、4機関に係る5事件については、各機関において談合等が発生していた事実を把握していなかった。

また、文書の保存期限が経過していることなどから、談合事件の把握状況が明らかでないとしている機関がある。

表 2-3 談合等の把握状況

談合事件		発注者	把握状況
2	官公庁等発注の航空写真測量業務	農林水産省	▲
		建設省(国土交通省)	×
		日本道路公団 ※	▲
		地域振興整備公団 ※	▲
3	国公立病院等発注の寝具類賃貸・洗濯業務	日本私立学校振興・共済事業団	×
5	官公庁等発注の調査測量設計業務	日本鉄道建設公団 (鉄道建設・運輸施設整備支援機構)	×
9	官公庁等発注の建築物清掃業務等	国土交通省	×
10	官公庁等発注の建設資材価格調査業務	新東京国際空港公団 (成田国際空港株式会社)	×

注(1) 「談合事件」欄の番号は、表 2-1「談合事件」欄の番号と対応している。

注(2) 「談合事件」欄の各事件は、同一時期、同一種類の事件をまとめて整理したものである。

注(3) 「発注者」欄には、発注当時の機関名を記載しているが、平成 19 年 11 月末日現在の機関名と名称が異なる場合には、その名称を()書きで記載している。

注(4) ※印を付したものについては、談合事件の把握状況が明らかでないものであることから、発注当時の機関名のみを記載している。

注(5) 「把握状況」欄には、談合等が発生していた事実を把握していなかったものについて「×」を、把握状況が明らかでないものについて「▲」を表示している。

したがって、検査対象機関において、談合等が発生していた事実を把握していないものについては、早急に損害額の調査を行い、損害の回復に努める必要がある。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

公正取引委員会は、物価調査機関 2 法人が、遅くとも平成 11 年 4 月 1 日から 14 年 6 月 19 日までの間に、複数の発注機関が発注した建設資材価格調査業務に関して談合を行っており、独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして、両法人に対して課徴金納付命令を行っており、16 年 10 月には、当該納付命令が確定している。

成田国際空港株式会社(16 年 3 月 31 日以前は新東京国際空港公団)では、18 年 9 月に違約金条項を導入しており、新東京国際空港公団当時に締結していた契約には違約金条項が付されていない。そして、同公団が上記の両法人に発注していた建設資材価格調査業務のうち一部の契約(3 件、支払金額 2497 万円)が上記の課徴金納付命令の対象となっていたのに、成田国際空港株式会社ではこの事実を把握しておらず、当該談合により生じた損害について損害金を請求していなかった。

なお、同会社では、本院の検査を踏まえ、上記契約の相手方である物価調査機関との協議を行うなどした結果、20 年 6 月に同機関から損害金を収納している。

イ 違約金等の請求及び収納状況

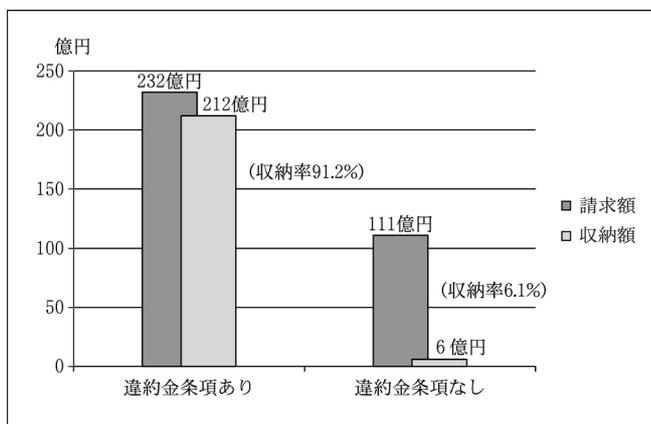
検査対象機関において把握していた談合事件について、談合等により生じた損害の回

復状況をみると、次のとおりである。

すなわち、談合事件 23 事件に係る談合対象契約は計 9,627 件、支払金額計 5748 億余円となっており、このうち、違約金条項が付されている契約は 9 事件に係る計 578 件 (6.0%)、支払金額計 2637 億余円 (45.8%)、違約金条項が付されていない契約は 18 事件に係る計 9,049 件 (93.9%)、支払金額計 3111 億余円 (54.1%) となっている。なお、23 事件中 4 事件に係る談合対象契約については、違約金条項が付されている契約と付されていない契約の両方がある。

そして、19 年 11 月末日時点で契約の履行が完了している契約 9,610 件についてみると、図 2-1 のとおり、違約金条項が付されている契約 561 件のうち 551 件については 232 億余円の違約金等の請求が行われて、このうち 441 件については 212 億余円の違約金が収納されている。一方、違約金条項の付されていない契約 9,049 件のうち 7,839 件については 111 億余円の損害金の請求が行われ、このうち 654 件については 6 億余円の損害金が収納されている。

図 2-1 談合等により生じた損害の回復状況(平成 19 年 11 月末日現在)



違約金等を請求している検査対象機関の中には、勧告審決等において違反行為があったとされる期間を基に、契約相手方と協議するなどして談合対象契約を特定し、課徴金の算定対象となる最長期間(3年間)を超えているものについても、損害金の請求を行い、その支払を受けているものも見受けられる。

また、課徴金納付命令等が確定する前に、独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号又は刑法第 96 条の 3 に規定する刑が確定しているときは、課徴金納付命令等の確定を待たずに、当該刑の確定をもって、違約金等の請求を行っているものも見受けられる。

なお、契約の履行が完了していない 17 件については、支払金額が確定していないことから違約金等の額を算定することができないとしており、契約の履行が完了し支払金額が確定した後に、違約金の請求を行ったり、損害額の算定を行うなどして損害金の請求を検討したりなどとしている。

さらに、違約金等の請求及び収納状況について、違約金条項の有無で区分してみると、次のとおりである。

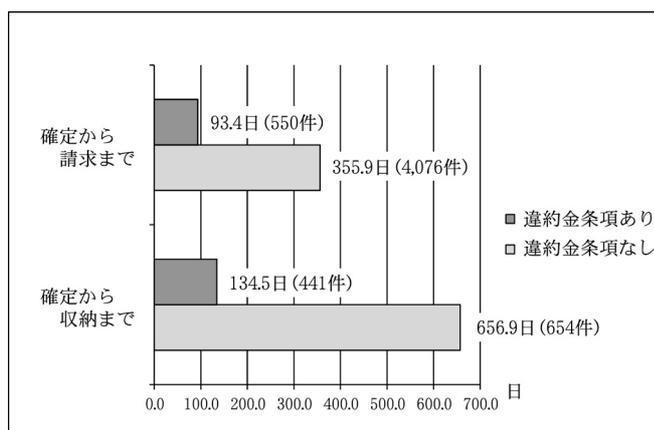
(ア) 違約金条項が付された契約

談合対象契約で違約金条項が付されている契約のうち、契約の履行が完了している

前記の 561 件について、違約金の請求及び収納までの期間をみると、次のとおりである。

すなわち、違約金の請求が行われている 551 件の契約のうち、談合等の事実が確定する前に請求がなされた 1 件を除く 550 件について、契約相手方に違約金等を請求するまでの期間は、談合等の事実が確定した日から起算して、平均 93.4 日(0 日～577 日)となっている。また、違約金が収納されている 441 件の契約について、契約相手方から違約金を収納するまでの期間は、談合等の事実が確定した日から起算して、平均 134.5 日(4 日～584 日)となっている(図 2-2 参照)。

図 2-2 違約金等の請求及び収納に要した平均期間の状況



また、この違約金条項に基づく違約金の請求に対して、契約相手方がその支払を拒否したものもあるが、その場合でも当該契約相手方に対して違約金支払請求訴訟を提起して、その請求認容判決が下された結果、違約金の支払を受けているものがある。

一方、契約の履行が完了している契約のうち、20 年 5 月末日現在でも違約金の請求が行われていないものが 6 件あり、これらのうち、既に解散した 1 社との契約を除いた 5 件の契約は国土交通省及び水資源機構の特定ダム用水門設備工事又は特定河川用水門設備工事に係る契約である。両機関の違約金条項は、特定条項となっており、上記 5 件の契約は、契約相手方が課徴金減免制度の適用を受けたことにより、課徴金の納付を命じられなかったため、違約金条項を適用するための条件に該当せず、違約金の請求が行われていないものである。

課徴金減免制度は、カルテルの発見、解明を容易にして、競争秩序の早期回復を図るために導入された行政上の措置であるのに対して、違約金条項は、談合等により被ることになる損害の早期回復などのために発注者が契約上付するもので、両者は、それぞれ趣旨・目的が異なっている。したがって、契約相手方が課徴金減免制度の適用を受けて、課徴金の納付が免除されたことにより、違約金の支払を受けられないことになった発注者は、談合等によって被った損害について、損害賠償請求等により適切に回復する必要がある。

上記の 2 機関においては、独占禁止法の改正を受けて、課徴金の納付を免除された契約相手方に対しても違約金を請求できるよう検討してきたものの、違約金条項の見直しには至っておらず、損害賠償を請求する方針としていた。このことに関して、2

機関は、20年7月に違約金条項の見直しを行い、課徴金の納付を免除された契約相手方に対しても違約金を請求することができるよう改善の処置を講じた。

(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項674ページ及び847ページ参照)

(イ) 違約金条項が付されていない契約

談合対象契約で違約金条項が付されていない契約の中には、検査対象機関において内部規程等に基づき違約金条項を導入しているにもかかわらず、入札・契約手続の開始時に失念して、入札・契約条件として提示しなかったことなどのため、違約金条項が付されていないものが、3機関(発注当時)^(注7)において計5件見受けられた。そして、20年5月末日時点で、これらの契約のうち3件については損害金の請求が行われ、このうち2件については収納されている。また、残り2件のうち1件については債権の保全措置が執られており、1件については損害賠償請求の検討が行われている。

(注7) 3機関(発注当時) 国土交通省、日本道路公団及び国立病院機構

談合対象契約で違約金条項が付されていない契約のうち、契約の履行が完了している前記の9,049件について、損害金の請求又は収納までの期間をみると、次のとおりである。

すなわち、損害金の請求が行われている7,839件の契約のうち、談合等の事実が確定する前に請求が行われた3,763件を除く4,076件について、契約相手方に損害金を請求するまでの期間は、談合等の事実が確定した日から起算して、平均355.9日(30日～1,925日)となっている。また、損害金が収納されている654件の契約について、契約相手方から損害金を収納するまでの期間は、談合等の事実が確定した日から起算して、平均656.9日(44日～1,946日)となっている(図2-2参照)。

この損害金の請求についてみると、検査対象機関において損害額の調査を行い、その額を算定することになるが、損害額の合理的な算定方法の検討や請求の対象となる契約相手方との調整などに相当の期間を要するなどとして、損害金の請求を行っていないものがあるほか、損害金の請求を行ったものの、契約相手方がその支払に応じなかったことから訴訟を提起しているが、判決の確定に至っていないなどのため、損害金が収納されていないものなどがある。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

防衛庁(平成19年1月9日以降は防衛省。以下同じ。)が発注した石油製品に係る「防衛庁石油製品入札談合に係る独占禁止法違反事件」については、16年3月に東京高等裁判所で判決が下され、一部の受注者について独占禁止法第89条第1項第1号及び第95条第1項第1号に規定する刑がそのまま確定し、上告した受注者についても17年11月に最高裁判所で上告棄却の決定が下され、上記の刑が確定している。

同庁は、談合対象契約のすべてが違約金条項を導入する前に締結したもので、違約金条項を付していないことから、損害額の算定を行った上で、すべての受注者等に対し、17年1月に不当利得返還請求を行い、また、同年4月には督促を行ったが、上記の受注者等はこれに応じなかった。

このため、同庁は、同年12月に不当利得返還請求訴訟を東京地方裁判所に提起したが、一部の受注者の刑の確定から4年以上を経過してなお係争中であり、損害の回復が行われていない状況となっている。

談合等の事実が確定した日から違約金等の請求及び収納までの期間について、違約金条項が付されている契約の方が付されていない契約に比べて短いのは、違約金条項が付されていない契約においては、損害金の算定等に相当の時間を要するのに対して、違約金条項が付されている契約においては、違約金条項で定められた一定の率を契約金額に乗じて得た額を違約金として直ちに請求することができることによるものである。

以上のように、違約金条項が付されていない契約については、違約金条項が付されている契約と比べて、損害の回復が行われていない契約が多く、損害の回復に時間を要している状況である。

違約金条項は、談合等によって生じた損害の回復を容易にするとともに、談合等に対する抑止効果を期待して導入されるものであり、その趣旨に沿って確実に付する必要があるほか、談合等により生じた損害が回復されていない契約のうち、違約金等の請求を行っていないものについては、請求権に係る時効も念頭に置きつつ、早期の損害回復に努める必要がある。

ウ 国から補助金等の交付を受けて法人が直接実施した事業において発生した談合事件に係る違約金等の取扱い

本院は、国土交通省所管の国庫補助事業に関して、談合等があった場合の違約金等に係る国庫補助金相当額の取扱いなどについて検査を実施した結果、談合等によって被った損害を回復している地方公共団体において、収納された違約金等に係る国庫補助金相当額の国への返還が行われていないなどの事態が生じていた。そして、上記について、国土交通省において、違約金等に係る国庫補助金相当額の国への返還が的確に実施されるよう改善の処置が講じられたことについて、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、19年9月に国会及び内閣に報告している。

そこで、今回、検査対象機関のうち、法人が国から補助金等の交付を受けて直接実施した事業において発生した談合事件に係る違約金等の取扱いについて検査を実施した。

前記の談合事件のうち、国から補助金等の交付を受けて法人が直接実施した事業に係るものは3法人で4事件あり、19年11月末日現在における違約金等に係る国庫補助金相当額の国への返還状況をみると、表2-4のとおり、水資源機構の建設資材価格調査業務に係る談合事件については、国庫補助金相当額が国へ返還されている。

表2-4 違約金等に係る国庫補助金相当額の国への返還状況(平成19年11月末日現在)
(単位：件、千円)

発注者	談合事件	契約件数	違約金等の請求状況			違約金等の収納状況			収納した違約金等に係る国庫補助金相当額の返還状況			
			請求年月日	請求件数	請求金額	収納年月日	収納件数	収納金額	違約金等に係る国庫補助金相当額	返還年月日	返還件数	返還金額
水資源開発公団(水資源機構)	10 官公庁等発注の建設資材価格調査業務	4	H17.1.24	4	713	H17.1.31	4	713	376	H17.3.31	4	376
	15 国土交通省等発注の水門設備工事	13	H19.7.10	5	443,478	H19.7.26~27	5	443,478	223,719	—	0	—
緑資源機構	17 緑資源機構発注の林道調査測量設計業務	137	H19.11.16	137	117,121	H19.11.22	36	32,528	25,087	—	0	—
都市基盤整備公団(都市再生機構)	18 都市基盤整備公団発注の造園工事	1	H17.8.30	1	2,118	—	0	—	—	—	—	—
計		155		147	563,431		45	476,719	249,183		4	376

注(1) 「発注者」欄には、発注当時の機関名を記載しているが、平成19年11月末日現在の機関名と名称が異なる場合は、その名称を()書きで記載している。

注(2) 「談合事件」欄の番号は、表2-1「談合事件」欄の番号と対応している。

注(3) 金額は、千円未満を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても「計」欄の数値と一致しない場合がある。

その他の談合事件のうち、緑資源機構及び都市再生機構に係る談合事件については、談合対象契約すべてに違約金条項が付されており、両機構は、計1億1924万余円の違約金の請求を行い、このうち3252万余円を収納している。そして、緑資源機構は、その後収納した違約金を含め、農林水産省に実績報告書を再度提出して、同機構の債務を承継した森林総合研究所は、同省から補助金等の額の確定及び返還命令を受けて、20年5月に当該違約金に係る国庫補助金相当額を返還している。また、都市再生機構は、違約金を分割して収納することとしていることから、今後、違約金の収納を待って、当該違約金に係る国庫補助金相当額の返還手続を行う予定であるとしている。

また、水資源機構の特定ダム用水門設備工事に係る談合事件については、談合対象契約のうち6件に違約金条項が付されており、同機構は、これらのうち5件について4億4347万余円の違約金の請求を行い、全額を収納している。同機構は、国土交通省等へ実績報告書を再度提出して、同省等から補助金等の額の確定及び返還命令を受けて、20年5月に当該違約金に係る国庫補助金相当額を返還している。そして、談合対象契約のうち、違約金条項は付されているものの契約相手方が課徴金減免制度の適用を受けて、課徴金の納付を命じられなかったため、違約金条項を適用するための請求条件に該当しない1件、違約金条項が付されていない7件、計8件については、損害金の請求を検討している状況で、その結果により、損害金の請求を行い、それを収納した場合には、当該損害金に係る国庫補助金相当額の返還手続を行う予定であるとしている。

なお、これら3機構は、19年9月から12月までの間に、国土交通省又は林野庁か

ら、前記の本院の報告を踏まえた違約金等に係る国庫補助金相当額の取扱いについての通知を受けている。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

今般、国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人について、談合等に係る違約金条項の導入等の状況、検査対象機関が締結した契約に関して発生した談合事件に係る違約金等の請求状況等について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 違約金条項の導入等の状況について

(ア) すべての契約種類について違約金条項を導入していないのは、府省庁等の内部部局で10省庁等、法人で28法人となっている。また、一部の契約種類について違約金条項を導入していないのは、府省庁等の内部部局で19府省庁等、法人で70法人となっている。

(イ) 内部規程等の定めによらず違約金条項を導入している検査対象機関において、組織内で違約金条項の導入等の状況が区々となっていて統一的な事務処理が行われていないものがある。また、随意契約のうち、見積合わせにより契約相手方を決定する方式としているものなどについて、契約書に違約金条項を付していないものがある。

(ウ) 違約金条項の内容をみると、請求条件が17年4月の独占禁止法の改正に対応したものとされていないことなどにより、課徴金の納付命令が行われない場合などには、基本的には違約金の支払を受けられないことになるものがある。また、単価契約の場合に、違約金の算定対象額を契約未履行部分の金額としていて、契約履行後に談合等が発覚した場合に、違約金条項に基づく違約金の請求が困難となるものがある。さらに、損害額が違約金請求額を超える場合の取扱いを契約書に明示していないものがある。

イ 違約金等の請求状況等について

(ア) 検査対象機関において談合事件が発生していた事実を把握しておらず、談合等により生じた損害が回復されていないものが4機関において5事件ある。

(イ) 契約の履行が完了している談合対象契約のうち、違約金条項が付されているものについては、速やかに違約金の請求を行い、請求金額の91.2%が収納されている。一方、違約金条項が付されていない契約については、損害額の合理的な算定方法の検討などに相当な期間を要して、損害金の請求に至っていないものや、契約相手方が支払に応じなかったことから訴訟を提起したが、判決の確定に至るまで長期間を要しているものなどがある。このため、違約金等が収納されている契約のみをとってみても、違約金条項が付されているものでは、収納されるまでの期間は談合等の事実が確定した日から起算して平均134.5日となっているのに比べて、付されていないものでは、平均656.9日となっていて、損害の回復に時間を要している状況である。また、3機関においては違約金条項を導入しているにもかかわらず、談合対象契約とされたものの中には違約金条項が付されていないものがある。

(ウ) 違約金条項が付されている談合対象契約について、契約相手方が課徴金減免制度の適用を受けたため、違約金条項を適用するための請求条件に該当しないこととなり、違約金を請求していないものが2機関あるが、当該検査対象機関においては、その後

も違約金条項の見直しには至っておらず、同様な事態が発生した場合には違約金を請求できないとしている。このことに関して、2機関は、20年7月に違約金条項の見直しを行い、課徴金の納付を免除された契約相手方に対しても違約金を請求することができるよう改善の措置を講じた。

(2) 所見

違約金条項は、談合等によって生じた損害の回復を容易にするとともに、談合等に対する抑止効果を期待して導入されるものである。そして、検査対象機関において発生した談合事件に係る損害の回復状況をみると、違約金条項が付されている契約においては、違約金条項が付されていない契約に比べて、早期に損害回復がなされている状況である。このような中、国、独立行政法人、国立大学法人等の締結する随意契約については、「随意契約見直し計画」を策定するなど見直しを進めて、競争性のない随意契約を競争入札等に計画的に移行するなど随意契約の適正化が推進されている。このため、これらの検査対象機関においても、違約金条項を導入する必要性は今後更に高まることになる。

したがって、以上の検査結果を踏まえ、検査対象機関においては、次のような措置を執ることが必要である。

ア 全部又は一部の契約種類について違約金条項を導入していない機関においては、適切に違約金条項の導入を行う。

イ 違約金条項の導入は内部規程等に基づいて行い、違約金条項を契約に付することを徹底する。また、随意契約であっても、必要な場合は適切に違約金条項を付する。

ウ 違約金条項に規定する内容については、単価契約の場合における違約金の算定対象額を適切に定めたり、損害額が違約金請求額を超える場合の取扱いを適切に定めたりするほか、請求条件として排除措置命令の確定等に係る事項を追加するなど、談合等の発生に対応して的確に違約金条項を適用して、損害の回復を行うことができるものにする。

エ 談合事件が発生していた事実を適時適切に把握する。その際には、契約相手方から書類の提供を受けたり、他の発注機関などから情報の提供を受けたりなどして的確に情報を収集する。また、談合事件が発生したことを把握していなかったため、談合等により生じた損害が回復されていない契約については、早急に談合等により生じた損害額の調査を行い、損害の回復に努める。

オ 違約金条項が付されていない契約などで、談合等により生じた損害の回復がなされていない契約については、損害賠償請求権に係る時効が3年であることなども念頭に置きつつ、早期の損害回復に努める。また、当該契約が補助金等を原資として法人が自ら実施した事業に係るものである場合には、当該損害金に係る国庫補助金相当額の返還手続を適切に行う。

本院としては、今後とも違約金条項の導入及び見直しの状況並びに談合等により生じた損害の回復状況等について引き続き注視していくこととする。

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

1 検査要請を受諾した事項

平成19年11月から20年10月までの間に、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾した事項は5件あり、これら5件の検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請受諾年月日は、表1のとおりである。

表1 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項

事項 番号	検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請受諾年月日
①	参議院決算委員会	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について(参委発第4号)	平成 20年1月16日
②	参議院決算委員会	各府省所管の公益法人の財務等の状況について(参委発第86号)	20年6月10日
③	参議院決算委員会	年金記録問題について(参委発第87号)	20年6月10日
④	参議院決算委員会	国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について(参委発第88号)	20年6月10日
⑤	参議院決算委員会	防衛装備品の一般輸入による調達について(参委発第89号)	20年6月10日

本院は、上記の表1に掲げた検査要請事項5件のうち①については、「2 検査結果を報告した事項」の表3の③のとおり、20年10月8日に検査結果を報告している。

また、③、④及び⑤の3件については、検査要請を受諾する前から国民の関心が極めて高い問題となっていたことから、本院として国会質疑及び報道の内容も踏まえて、重大な関心を持って検査に取り組んでいたものであり、各検査要請事項に関連する事項についての検査結果又は検査状況を、表2のとおり第3章又は本章に掲記している。

本院は、③、④及び⑤の3件について引き続き検査を実施するとともに、前記の②について検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとする。

表2 検査要請事項に関連する事項についての検査結果又は検査状況

事項 番号	第3章又は本章における掲記の状況	
	件名	掲記した章・事項等
③	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり不経済となっているもの	第3章に「不当事項」として掲記 (242ページ参照)
	職員の不正行為による損害が生じたもの	第3章に「不当事項」として掲記 (335ページ参照)
④	一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの	第3章に「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (608ページ参照)
	道路整備特別会計における支出が適正かつ効率的に行われるよう意見を表示したもの	第3章に「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (622ページ参照)
⑤	防衛装備品の一般輸入による調達について	本章に「国会からの検査要請事項に関する検査状況」として掲記 (1118ページ参照)

2 検査結果を報告した事項

19年11月から20年11月までの間に会計検査院法第30条の3の規定により、検査結果を報告した事項は6件あり、これら6件の報告事項名、検査結果の報告年月日及び報告先は、表3のとおりである。

表3 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

事項 番号	報告事項名	検査結果の報告年月日	報告先
①	各府省等が締結している随意契約に関する事項について 注(1)	平成 20年9月10日	参議院
②	独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について	20年9月10日	参議院
③	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について	20年10月8日	参議院
④	政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札 手続等について 注(1)	20年10月8日	参議院
⑤	ODA事業の執行状況について 注(2)	20年10月8日	参議院
⑥	独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について	20年11月7日	参議院

注(1) ①及び④の報告は、平成19年10月17日の報告において、引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとするとしたものについて、会計検査の結果を取りまとめたものである。

注(2) ⑤の報告は、平成19年9月12日の報告において、引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとするとしたものについて、会計検査の結果を取りまとめたものである。

上記の表3に掲げた6件についての検査結果の概要は、次のとおりである。

第1 各府省等が締結している随意契約に関する事項について

要請を受諾した年月日	平成18年6月8日
検査の対象	内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁)、国会、裁判所、会計検査院
検査の内容	上記の府省等が締結している随意契約についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成20年9月10日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成18年6月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

<p>一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項</p> <p>(一) 検査の対象</p> <p>内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院</p> <p>(二) 検査の内容</p> <p>各府省等が締結している随意契約についての次の各事項</p> <p>① 随意契約を含めた契約全般の状況</p> <p>② 随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性</p> <p>③ 公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況</p> <p>④ 契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況</p> <p>⑤ 随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数</p> <p>⑥ 再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数</p> <p>⑦ ⑤⑥についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、役員に占める比率</p>
--

(2) 平成16年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、18年6月7日に決算委員会において、検査を要請する旨の上記の決議を行うとともに、平成16年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月9日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議のうち、上記検査の要請に関連する項目の内容は、次のとおりである。

<p>1 平成十六年度に中央省庁が実施した一件五百万円以上の工事の発注や、業務委託等の契約に占める随意契約の件数の割合が約七十パーセントと極めて高率になっており、中でも、国土交通省所管の各建設協会などを始め所管公益法人に発注した契約には、随意</p>

契約割合が百パーセント、あるいはそれに近い高率になっている例が少なからず見られ、さらに、これらの公益法人に多数のOBが天下っていることは、契約の公平性、競争性及び透明性の確保に疑念を抱かせ、看過できない。また、IT調達にあっては、民間企業を相手とする随意契約が金額の七割から八割を占めている省庁もある。

政府は、随意契約の見直しに当たっては、相手方の官民を問わず一般競争入札を原則とし例外的に随意契約を認めている会計法の精神に照らして厳格な運用に努めるとともに、所管公益法人等への業務委託の実施に当たっては、天下りの状況も含め積極的に情報開示を行うなど、国民の不信を招くことのないよう厳正に対処し、公共調達の適正化に努めるべきである。

(3) 国の契約方式等の概要

国の契約方式としては、一般競争契約及び指名競争契約(以下、両者を合わせて「競争契約」という。)並びに随意契約の三方式があり、このうち機会の均等、公正性の保持、予算の効率的使用の面から、一般競争契約が原則とされている。

さらに、上記の契約方式とは別に、従来随意契約によっていた業務について、近年、業者選定の公平性及び透明性を向上させるための取組として企画競争や公募が行われている。このうち、企画競争とは、例えば、調査、研究、広報等の業務の中には、契約の内容から価格による競争を実施することが困難なものがあるが、このような場合において、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、その内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続であり、選定した者を契約相手方として随意契約(以下、このような随意契約を「企画随契」という。)が行われることとなる。また、公募とは、特殊な技術又は設備等が不可欠な内容の契約において、必要な技術又は設備等をホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募る手続であり、従来の契約相手方のほかに履行可能な者がいないかの確認のため行われるものである。そして、要件を満たす応募者が複数の場合は一般競争契約又は企画競争が行われ、1者の場合は当該1者と随意契約が行われることになる。

(4) 19年次の会計検査の実施状況

前記の要請により19年次(検査実施期間18年10月から19年9月まで)に実施した会計検査の結果については、「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について」の報告書として取りまとめて、19年10月17日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、この報告を「19年報告」という。)

そして、19年報告における検査結果に対する所見において、本院としては、各府省等による随意契約の見直し状況に係る検証を中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

(5) 20年次の検査における検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、20年次において、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、各府省等における随意契約の見直し状況の検証を中心に、契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

検査は、19年次と同様に、各府省等における支出原因契約を対象とした。そして、契約の状況に関しては、18年度及び19年度(12月まで)の契約について調書を徴して、契約の実施状況、競争性の状況、再委託の状況等を19年報告を踏まえつつ分析するととも

に、随意契約の見直し状況について個別具体的に把握するなどのため、調書に該当契約があった本省及び外局等(以下「省庁」という。)39省庁のすべてについて会計実地検査を行った。また、随意契約先公益法人等への再就職の状況に関しては、各府省等や公益法人から提出された調査票等に基づき分析を行った。

2 検査の結果

(1) 随意契約を含めた契約全般の状況

ア 府省等における契約全体の状況

各府省等から提出された調書によると、表1のとおり、各府省等の国内のすべての官署において締結された支出原因契約(少額随契が認められる契約等は除く。以下「対象契約」という。)のうち19年度(12月まで)の府省等全体の契約は、件数で14.5万件、支払金額で2.2兆円(以下、19年度の支払金額は、19年12月までに支払われた金額である。)で、前年度同期と比較すると、件数で2.4%、支払金額で1.3%増加している。

表1 対象契約の件数及び支払金額並びにその変化 (単位：件、百万円、%)

年 度	件 数	支 払 金 額
平成18年度	181,454	5,359,072
19年度(12月まで)(A)	145,783	2,244,137
18年度(12月まで)(B)	142,404	2,215,318
増△減(A)-(B) (増△減率((A)/(B)-1))	3,379 (2.4)	28,819 (1.3)

イ 契約相手方別の契約状況とその変化

契約の相手方については、①民間企業、②公益法人、③独立行政法人等(独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいう。以下同じ。)及び④その他(地方公共団体、国立大学法人、学校法人、個人等①～③以外のものをいう。以下同じ。)に4分類した。

19年度(12月まで)の対象契約を契約相手方別にみると、「民間企業」の割合が最も多く、件数で75.6%、支払金額で66.8%を占めている。次いで、件数では「公益法人」が7.8%(うち所管公益法人5.1%)、支払金額では「独立行政法人等」が8.3%、「公益法人」が7.7%(同5.9%)となっている。前年度同期と比較すると、「公益法人」との契約は、件数で11.2%(同17.4%)、支払金額で3.1%(同5.5%)減少している。

(注1) 所管公益法人 各府省が設立許可及び指導監督の権限を有する公益法人をいう。

ウ 契約方式の状況

19年度(12月まで)の対象契約について契約方式の状況をみると、表2のとおり、件数では競争契約の割合が過半を占めているが、支払金額では随意契約が58.1%(うち企画競争等を経ない随意契約43.8%)となっている。これを前年度同期と比較すると、競争契約の割合が、件数で7.0ポイント、支払金額で4.2ポイント増加しているほか、競争契約を総合評価方式により行ったものの割合も、件数で2.7ポイント、支払金額で1.9ポイント増加している。一方、企画競争等を経ない随意契約の割合は大きく減少しており、その減少幅は件数で19.0ポイント、支払金額で12.4ポイントとなっている。

(注2) 企画競争等を経ない随意契約 随意契約の中から、①企画随契、②公募を経た随意契約、③不落・不調随契(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条の2又は第99条の3の規定に基づき、競争に付したが入札者がいないなどのため随意契約

によったものをいう。以下同じ。)の三つを除いた契約をいう。

(注3) 総合評価方式 競争契約において、契約の性質又は目的から価格のみの競争により難しい場合に、価格だけでなく、技術的要素等も併せて総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。この方式による場合には、各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。)が財務大臣と協議して定めるところによりこれを行うこととされている。

表2 契約方式の全体状況とその変化

① 件数 (単位：件、%、%ポイント)

契約方式 年度等	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		合計
		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち企画競争等を経ない随意契約	
平成19年度 (12月まで)	件数 53,328	11,037	20,079	663	73,407	11,700	72,376	38,208	145,783
	割合(A)	(7.6)	(13.8)	(0.5)	(50.4)	(8.0)	(49.6)	(26.2)	(100)
18年度 (12月まで)	件数 37,443	6,516	24,310	1,033	61,753	7,549	80,651	64,304	142,404
	割合(B)	(4.6)	(17.1)	(0.7)	(43.4)	(5.3)	(56.6)	(45.2)	(100)
増減値(A)-(B)	10.3	3.0	△ 3.3	△ 0.2	7.0	2.7	△ 7.0	△ 19.0	

(注) 「随意契約」には、不落・不調随契も含めている。以下の図表において、特に除外する旨の注記をしない限り同様である。

② 支払金額 (単位：百万円、%、%ポイント)

契約方式 年度等	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		合計
		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち企画競争等を経ない随意契約	
平成19年度 (12月まで)	支払金額 686,793	390,896	252,425	8,698	939,219	399,595	1,304,917	983,771	2,244,137
	割合(A)	(17.4)	(11.2)	(0.4)	(41.9)	(17.8)	(58.1)	(43.8)	(100)
18年度 (12月まで)	支払金額 529,352	321,777	306,377	29,663	835,730	351,440	1,379,588	1,244,897	2,215,318
	割合(B)	(14.5)	(13.8)	(1.3)	(37.7)	(15.9)	(62.3)	(56.2)	(100)
増減値(A)-(B)	6.7	2.9	△ 2.6	△ 0.9	4.2	1.9	△ 4.2	△ 12.4	

また、公募は、19年度(12月まで)に13,498件実施されているが、このうち随意契約(不落・不調随契及び企画随契を除く。)が95.9%を占めている。

19年度(12月まで)の対象契約について契約種類別に契約方式の状況を見ると、競争契約の割合が高いのは、前年度同期と同様に「工事(設計、調査等を含む。)(件数72.0%、支払金額75.8%)」、「物品等の購入」(件数78.8%、支払金額73.8%)である。

契約相手方別に契約方式の状況を見ると、「民間企業」が契約相手方である場合の競争契約の割合は、件数、支払金額それぞれ61.9%、59.6%となっている。一方、「公益法人」の場合の競争契約の割合は、件数で27.3%、支払金額で14.6%となっていて、「民

間企業」の場合と比べて、依然として低い状況となっている。

競争契約において、その利点が発揮されるためには、なるべく多数の者が応札する状況の下で適切な競争が行われることが重要である。19年度(12月まで)の対象契約について競争契約の応札者数の状況を件数でみると、表3のとおり、応札者が5者以上の契約の割合が40.3%を占める一方、1者応札のものの割合も26.1%ある。

表3 競争契約における応札者数の状況(平成19年度(12月まで)) (単位：件、%、%ポイント)

契約方式	応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	計
競争契約	(A)	19,155 (26.1)	11,030 (15.0)	7,913 (10.8)	5,736 (7.8)	29,573 (40.3)	73,407 (100)
一般競争契約		18,687 (35.0)	9,763 (18.3)	6,755 (12.7)	4,659 (8.7)	13,464 (25.2)	53,328 (100)
指名競争契約		468 (2.3)	1,267 (6.3)	1,158 (5.8)	1,077 (5.4)	16,109 (80.2)	20,079 (100)
〈参考〉 平成18年度(12月まで) の競争契約	(B)	10,363 (16.8)	8,090 (13.1)	6,308 (10.2)	4,716 (7.6)	32,276 (52.3)	61,753 (100)
増減値((A)-(B))		9.3	1.9	0.6	0.2	△ 12.0	

エ 落札率の状況

契約金額の予定価格に対する比率を示す落札率は、予定価格の妥当性や契約方式の特性等から、その高低だけをもって一律に評価することはできない面はあるものの、契約の競争性や予算執行の経済性及び効率性を評価する際の指標の一つと考えられる。19年度(12月まで)の対象契約について契約方式別に落札率の状況をみると、表4のとおり、平均落札率は、競争契約が85.7%(一般競争契約86.0%、指名競争契約84.9%)、随意契約が98.1%となっていて、随意契約の方が競争契約よりも10ポイント以上高くなっている。

表4 契約方式別の落札率の状況とその変化 (単位：%、%ポイント)

区分	契約方式			随意契約	計
	競争契約	一般競争契約	指名競争契約		
平成18年度契約の平均落札率	86.3	86.0	86.7	97.4	91.4
19年度(12月まで)の契約の平均落札率(A)	85.7	86.0	84.9	98.1	91.0
18年度(12月まで)の契約の平均落札率(B)	86.3	85.8	86.9	97.3	91.7
増減値(A)-(B)	△ 0.6	0.2	△ 2.0	0.8	△ 0.7

また、19年度(12月まで)の対象契約のうち、随意契約については、落札率90%以上のものが96.0%を占めている。さらに、19年度(12月まで)の競争契約について応札者数と平均落札率の関係をみると、表5のとおり、1者応札の場合の平均落札率が93.1%となっているのに対して、応札者数が2者以上の場合はいずれもこれを6ポイント以上下回っていて、落札率からみた場合、1者応札の場合には実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

表5 競争契約における応札者数別の落札率の状況とその変化 (単位：件、%、%ポイント)

応札者数 年度	1 者		2 者		3 者		4 者		5 者以上		計	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
平成19年度(12月まで)(A)	12,373	93.1	7,396	85.9	5,522	83.9	4,064	82.6	24,187	82.7	53,542	85.7
18年度(12月まで)(B)	7,131	93.3	5,498	86.8	4,395	84.9	3,369	83.4	26,969	84.9	47,362	86.3
増減値(A)-(B)	5,242	△ 0.2	1,898	△ 0.9	1,127	△ 1.0	695	△ 0.8	△2,782	△ 2.2	6,180	△ 0.6

(2) 随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性

ア 随意契約の実施状況

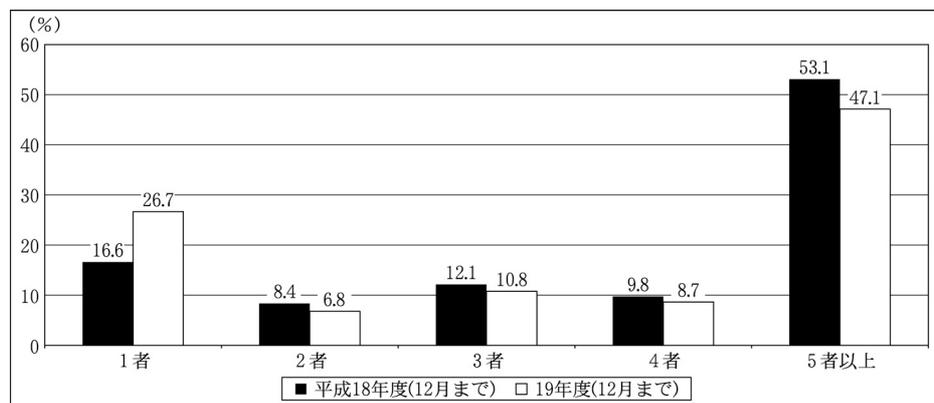
対象契約のうち随意契約(以下「対象随意契約」という。)の19年度(12月まで)における件数と支払金額は、表6のとおり、7.2万件、1.3兆円となっており、前年度同期より、それぞれ10.3%、5.4%減少している。しかし、このうち、企画随契は、1.7万件(随意契約全体に占める割合24.1%)、1635億円(同12.5%)となっており、件数で38.5%、支払金額で62.0%増加している。

表6 随意契約の実施状況とその変化 (単位：件、百万円、%)

年 度	件 数			支 払 金 額		
	随意契約全体(A)	企画随契(B)	企画随契の割合(B)/(A)	随意契約全体(C)	企画随契(D)	企画随契の割合(D)/(C)
平成18年度	97,060	14,335	14.8	3,026,350	418,663	13.8
19年度(12月まで)(a)	72,376	17,454	24.1	1,304,917	163,507	12.5
18年度(12月まで)(b)	80,651	12,605	15.6	1,379,588	100,901	7.3
増△減率((a)/(b)-1)	△ 10.3	38.5		△ 5.4	62.0	

企画競争において、優れた企画書等の選定が可能となるためには、なるべく多数の者が応募して適切な競争が行われることが重要である。19年度(12月まで)の対象随意契約について企画競争への応募者数の状況を件数で見ると、図1のとおり、応募者数が5者以上のものが47.1%を占める一方、1者応募の割合も26.7%(前年度同期より10.1ポイント増加)と高くなっており、企画競争において複数の業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている。

図1 企画競争における応募者数の状況(件数ベース)



イ 随意契約とした理由の状況

19年度(12月まで)の対象随意契約について、随意契約とした法令上の適用理由をみると、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項)に該当するためとしているものが最も多く、件数、支払金額共に80%以上を占めている。

そこで、19年度(12月まで)に内部部局が締結した対象随意契約のうち、各府省等が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしている契約13,398件について、主な具体的な理由を、ほかに履行可能な者がいる可能性の程度によって次のA、B、Cの三つのグループに大別して分析した。

Aグループ	契約手続の前段階において複数の参加者を想定して、審査の結果、最も優れた企画書等の提案者と契約するとしているため、ある程度競争性が担保されているもの
Bグループ	契約相手方が唯一の者であることの理由が記述されていると考えられるもの
Cグループ	契約相手方が唯一の者であることの理由が必ずしも記述されていないと考えられるもの

その結果をみると表7のとおり、19年報告で報告した17年度契約に係る分析結果と比較して、Cグループの件数割合が24.5ポイント低下し、逆にAグループが28.4ポイント増加している。

このことから、各府省等が、随意契約の見直しにおいて、ほかに履行可能な者がいる可能性の程度が高いと思われるCグループの契約を重点的に競争契約や企画随契へ移行させたものと考えられる。

表7 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしている具体的な理由の区分とその変化(平成19年度(12月まで)) (単位：件、%、%ポイント)

区分	件数	件数割合(A)	平成17年度(B)	増減値(A)－(B)
Aグループ	7,263	54.2	25.8	28.4
Bグループ	2,703	20.2	26.2	△ 6.0
Cグループ	1,742	13.0	37.5	△ 24.5
その他	1,690	12.6	10.5	2.1
合計	13,398	100	100	

ウ 19年報告に掲記した契約(個別の事態)の見直し状況

(ア) 個別の事態の見直し状況

19年報告で随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があったと認められたとして報告した契約(以下「個別の事態」という。)601件について、19年度末現在で当局が講じた見直し状況(複数の契約に分割したり、統合したりなどしているため、見直し後の件数は613件)をみると、表8のとおりとなっている。

表8 個別の事態に係る見直し状況(平成19年度末現在)

(単位:件)

区分	個別の事態	見直し状況(平成19年度末現在)							
		措置済み			措置未済			当該年度限りなど	計
		競争契約に移行	企画随契に移行	公募を実施	20年度に措置予定	(うち20年7月1日現在で措置済み)	未定		
件数	601	379	23	25	75	(60)	20	91	613

(注) 「競争契約」には、見直し後に競争入札を行った結果、不落・不調随契となったものを含めている。表14においても同じ。

(イ) 個別の事態について見直し後における競争性等の状況

上記の個別の事態のうち、19年度末までに見直しにより競争契約又は企画随契に移行したものの計409件(見直し後の件数計394件(不落・不調随契を除く。))について、応札(応募)者の数、落札率等の状況の変化をみると、表9のとおりとなっている。

表9 個別の事態に係る競争契約等に移行後における平均落札率等の状況

① 競争契約に移行後における平均落札率等の状況 (単位:件、%)

区分	競争契約に移行前の状況	競争契約に移行後の状況				
		全体(A)	1者応札(B) (B)/(A)	2者以上応札(C) (C)/(A)	(B)のうち	
					契約相手方が同じもの(D) [(D)/(B)]	契約相手方が異なるもの(E) [(E)/(B)]
件数	392	371	191 (51.5)	180 (48.5)	171 [89.5]	20 [10.5]
平均落札率	93.9	82.0	92.7	70.4	92.8	91.7

② 企画随契に移行後における平均落札率等の状況 (単位:件、%)

区分	企画随契に移行前の状況	企画随契に移行後の状況				
		全体(A)	1者応募(B) (B)/(A)	2者以上応募(C) (C)/(A)	(B)のうち	
					契約相手方が同じもの(D) [(D)/(B)]	契約相手方が異なるもの(E) [(E)/(B)]
件数	17	23	9 (39.1)	14 (60.9)	4 [44.4]	5 [55.6]
平均落札率	99.7	96.2	99.8	94.8	99.7	100

(注) 個別の事態の見直しの結果、複数の契約に分割したり、統合したりなどしているものがあるため、また、見直し後に競争入札を行ったが不落・不調随契となったものは移行後の分析対象から除いているため、「競争契約に移行前の状況」又は「企画随契に移行前の状況」の件数は、それぞれ「競争契約に移行後の状況」又は「企画随契に移行後の状況」の「全体(A)」の件数とは一致しない。表11及び表15においても同じ。

一般競争入札の実施に当たっては、入札の参加に必要な資格要件の定めを必要最小限のものとして、入札を関係業者等に周知するために、適切な方法で公告を行うことが、競争参加者の拡大につながると考えられる。

そこで、個別の事態の中から、随意契約から競争契約等に移行して、かつ、1者応札(応募)となっているものについて検査した。その結果、競争性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例として、①公告等の方法が限定的となっているもの、②入札や応募の条件が制限的なものとなっていたり、その内容が明確でなかったりしているもの、③仕様書等の内容が明確でないもの、④公募において契約予定相手方名を表示しているものが見受けられた。

エ 「随意契約見直し計画」に基づいて適正化を進めることとされている契約の見直し状況
 (ア) 随意契約点検の対象となった契約の見直し状況

17年度に内部部局が締結した契約で随意契約点検の対象となった15,279件のうち、18年度又は19年度(12月まで)に締結された契約と対応することが各府省等から提出された調書から把握できた7,595件(見直し後の件数は7,680件)について、19年12月までに各府省等が講じた見直し措置の状況を見ると、表10のとおり、引き続き随意契約を行っているものが65.9%ある。

表10 点検対象となった随意契約の見直し状況(平成19年12月末現在) (単位：件、%)

区分	点検対象となった随意契約	左のうち対応関係が把握できたもの	見直し状況(平成19年12月末現在)						合計
			競争契約 (a)	企画随契 (b)	公募を経た随意契約 (c)	(a)+(b)+(c)	引き続き随意契約	うち随契によらざるを得ないもの	
件数	15,279	7,595	1,380 (18.0)	889 (11.6)	353 (4.6)	2,622 (34.1)	5,058 (65.9)	2,199 (28.6)	7,680 (100)

- 注(1) 「競争契約」には、見直し後に競争入札を行った結果、不落・不調随契となったものを含めている。
- 注(2) 「公募を経た随意契約」については、平成18年度における実施状況を把握していないため、19年度において実施したもののみを計上している。
- 注(3) 「引き続き随意契約」とは、見直し後、公募を実施しないで、引き続き企画競争を経ない随意契約を行っているもの及び引き続き企画随契を行っているものである。
- 注(4) 「うち随契によらざるを得ないもの」とは、随意契約点検の結果、各府省等が引き続き随意契約によらざるを得ないとしているものである。表16においても同じ。

(イ) 見直し後における競争性等の状況

上記(ア)の7,595件のうち、19年12月までに見直しにより競争契約又は企画随契に移行したもの計2,243件(見直し後の件数計2,218件(不落・不調随契を除く。))について、応札(応募)者の数、落札率等の状況の変化についてみたところ、表11のとおりとなっている。

表 11 競争契約等に移行後における平均落札率等の状況

① 競争契約に移行後における平均落札率等の状況 (単位：件、%)

区 分	競争契約に移行前の状況	競争契約に移行後の状況				
		全体(A)	1者応札(B) ((B)/(A))	2者以上応札 (C) ((C)/(A))	(B)のうち	
					契約相手方が 同じもの(D) [(D)/(B)]	契約相手方が 異なるもの(E) [(E)/(B)]
件 数	1,311	1,329	783 (58.9)	546 (41.1)	647 [82.6]	136 [17.4]
平均落札率	96.0	87.1	93.7	76.4	93.5	94.5

② 企画随契に移行後における平均落札率等の状況 (単位：件、%)

区 分	企画随契に移行前の状況	企画随契に移行後の状況				
		全体(A)	1者応募(B) ((B)/(A))	2者以上応募 (C) ((C)/(A))	(B)のうち	
					契約相手方が 同じもの(D) [(D)/(B)]	契約相手方が 異なるもの(E) [(E)/(B)]
件 数	932	889	578 (65.0)	311 (35.0)	523 [90.5]	55 [9.5]
平均落札率	97.5	97.9	98.3	97.1	98.3	98.0

これらについて、前項ウの個別の事態に係る見直し状況の場合と同様に、競争契約等に移行して、かつ、1者応札(応募)となっているものを抽出し、入札手続等について検査するとともに、企画随契に移行して複数者の応募があったものも抽出し、企画競争の実施方法等について検査した。

その結果、競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例として、①入札や応募の条件が制限的なものとなっているもの、②公募において契約予定相手方名を表示しているもの、③企画競争の実施方法において透明性が十分でないものがあつた。

(ウ) 競争性、経済性を高める工夫をしている事例

随意契約から競争契約等に移行したものの中には、各府省等において競争性を高める工夫をして競争契約等に移行しているものがあつた。その主な事例としては、①業務実施に必要な専門的な資料を国が作成することにより競争契約に移行しているもの、②電子複写機の保守契約について支払予定額を定めることにより国庫債務負担行為に基づく複数年度契約を行っているもの、③業務内容を具体的に仕様書に定めることにより競争契約に移行しているもの、④契約を分割することにより競争契約に移行しているものがあつた。

また、各府省等における契約のうちには、業務の内容等から引き続き随意契約によらざるを得ない場合でも、契約額を低減させていて経済性を確保しているものがあつた。

(3) 公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況

ア 公益法人を契約相手方とする随意契約の実施状況

19年度(12月まで)の対象契約のうち公益法人を契約相手方とする契約の契約方式は、表12のとおり、随意契約の割合が、件数で72.7%、支払金額で85.4%となっており、前年度同期より、それぞれ、13.4ポイント、11.1ポイント低下している。また、企画競争等を経ない随意契約の割合は、件数で14.9%、支払金額で22.7%となっており、前年度同期より、それぞれ52.5ポイント、58.0ポイント低下している。

表12 公益法人を契約相手方とする契約の契約方式の状況とその変化(平成19年度(12月まで))

① 件数

(単位：件、%、%ポイント)

区分	競争契約 (A)			随意契約 (C)			左のうち企画競争等を経ない随意契約 (E)			計	
	平成18年度(12月まで) (B)	割合の増減値 (A)-(B)	18年度(12月まで) (D)	割合の増減値 (C)-(D)	18年度(12月まで) (F)	割合の増減値 (E)-(F)	18年度(12月まで)				
契約全体	73,407 (50.4)	61,753 (43.4)	[7.0]	72,376 (49.6)	80,651 (56.6)	[△7.0]	38,208 (26.2)	64,304 (45.2)	[△19.0]	145,783 (100)	142,404 (100)
公益法人が契約相手方	3,090 (27.3)	1,770 (13.9)	[13.4]	8,226 (72.7)	10,972 (86.1)	[△13.4]	1,688 (14.9)	8,588 (67.4)	[△52.5]	11,316 (100)	12,742 (100)
うち所管公益法人	2,111 (28.4)	1,300 (14.5)	[13.9]	5,314 (71.6)	7,692 (85.5)	[△13.9]	887 (11.9)	6,070 (67.5)	[△55.6]	7,425 (100)	8,992 (100)

② 支払金額

(単位：百万円、%、%ポイント)

区分	競争契約 (A)			随意契約 (C)			左のうち企画競争等を経ない随意契約 (E)			計	
	平成18年度(12月まで) (B)	割合の増減値 (A)-(B)	18年度(12月まで) (D)	割合の増減値 (C)-(D)	18年度(12月まで) (F)	割合の増減値 (E)-(F)	18年度(12月まで)				
契約全体	939,219 (41.9)	835,730 (37.7)	[4.2]	1,304,917 (58.1)	1,379,588 (62.3)	[△4.2]	983,771 (43.8)	1,244,897 (56.2)	[△12.4]	2,244,137 (100)	2,215,318 (100)
公益法人が契約相手方	25,370 (14.6)	6,233 (3.5)	[11.1]	148,335 (85.4)	172,993 (96.5)	[△11.1]	39,353 (22.7)	144,602 (80.7)	[△58.0]	173,706 (100)	179,227 (100)
うち所管公益法人	22,917 (17.4)	4,838 (3.5)	[13.9]	109,106 (82.6)	134,939 (96.5)	[△13.9]	21,191 (16.1)	110,978 (79.4)	[△63.3]	132,024 (100)	139,778 (100)

しかし、競争契約における応札者数についてみると、表13のとおり、公益法人が契約相手方となっている場合の1者応札の件数割合は62.9%となっており、契約全体の1者応札の割合(26.1%)と比べてかなり高くなっており、また、前年度同期と比較すると16.0ポイントも上昇している。また、企画随契においても公益法人が契約相手方となっている場合の1者応募の件数割合が45.7%と最も高く、企画随契全体の1者応募の割合(26.7%)より高くなっており、前年度同期と比較しても、10.8ポイント上昇している。

表 13 公益法人を契約相手方とする契約の応札者(応募者)数の状況とその変化(平成 19 年度(12 月まで))

① 競争契約 (単位：件、%)

区 分	1 者	平成18年	2 者	18年度	3 者	18年度	4 者	18年度	5 者以上	18年度	計	18年度
	応札	度(12月まで)	応札	(12月まで)	応札	(12月まで)	応札	(12月まで)	応札	(12月まで)		
競争契約全体	19,155 (26.1)	10,363 (16.8)	11,030 (15.0)	8,090 (13.1)	7,913 (10.8)	6,308 (10.2)	5,736 (7.8)	4,716 (7.6)	29,573 (40.3)	32,276 (52.3)	73,407 (100)	61,753 (100)
公益法人が契約相手方	1,943 (62.9)	831 (46.9)	584 (18.9)	414 (23.4)	211 (6.8)	131 (7.4)	94 (3.0)	78 (4.4)	258 (8.3)	316 (17.9)	3,090 (100)	1,770 (100)
うち所管公益法人	1,377 (65.2)	647 (49.8)	378 (17.9)	261 (20.1)	129 (6.1)	88 (6.8)	50 (2.4)	48 (3.7)	177 (8.4)	256 (19.7)	2,111 (100)	1,300 (100)

② 企画随契 (単位：件、%)

区 分	1 者	平成18年	2 者	18年度	3 者	18年度	4 者	18年度	5 者以上	18年度	計	18年度
	応募	度(12月まで)	応募	(12月まで)	応募	(12月まで)	応募	(12月まで)	応募	(12月まで)		
企画随契全体	4,655 (26.7)	2,096 (16.6)	1,185 (6.8)	1,054 (8.4)	1,878 (10.8)	1,530 (12.1)	1,510 (8.7)	1,231 (9.8)	8,226 (47.1)	6,694 (53.1)	17,454 (100)	12,605 (100)
公益法人が契約相手方	1,269 (45.7)	793 (34.9)	265 (9.5)	296 (13.0)	113 (4.1)	166 (7.3)	61 (2.2)	81 (3.6)	1,071 (38.5)	937 (41.2)	2,779 (100)	2,273 (100)
うち所管公益法人	956 (56.1)	695 (45.5)	206 (12.1)	232 (15.2)	89 (5.2)	134 (8.8)	42 (2.5)	57 (3.7)	411 (24.1)	408 (26.7)	1,704 (100)	1,526 (100)

イ 公益法人を契約相手方とする随意契約において随意契約とした理由の状況

公益法人を契約相手方とするものについて随意契約とした法令上の適用理由をみると、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしているものの件数割合は 95.0% となっており、随意契約全体でみた場合に対して 10 ポイント以上高い状況となっている。

また、19 年度(12 月まで)の対象随意契約のうち、内部部局締結分について、法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当るとしている随意契約の具体的な理由をみると、C グループの割合が 16.2% で、17 年度と比較して 48.7 ポイント低下しているが、随意契約全体の場合(13.0%)よりも高くなっている。

ウ 19 年報告に掲記した公益法人を契約相手方とする契約(個別の事態)の見直し状況

(ア) 個別の事態の見直し状況

2-(2)-ウの個別の事態 601 件のうち、公益法人を契約相手方とする契約 133 件(見直し後の件数 138 件)について、19 年度末現在で当局が講じた見直し状況をみると、表 14 のとおりとなっている。

表 14 個別の事態に係る見直し状況(平成 19 年度末現在)(公益法人分) (単位：件)

区 分	個別の事態	見直し状況(平成 19 年度末現在)							計
		措置済み			措置未済				
		競争契約に移行	企画随契に移行	公募を実施	20 年度に措置予定	(うち 20 年 7 月 1 日現在で措置済み)	未 定	当該年度限りなど	
件 数	133	83	13	3	2	(-)	7	30	138

(イ) 個別の事態について見直し後における競争性等の状況

上記の個別の事態のうち、19年度末までに競争契約又は企画随契に移行したものの計91件(見直し後の件数計95件(不落・不調随契を除く。))について、応札(応募)者の数、落札率等の変化をみると、表15のとおりとなっている。

表15 個別の事態に係る競争契約等に移行後における平均落札率等の状況(公益法人分)

① 競争契約に移行後における平均落札率等の状況 (単位：件、%)

区分	競争契約に移行前の状況	競争契約に移行後の状況				
		全体(A)	1者応札(B) (B)/(A)	2者以上応札(C) (C)/(A)	(B)のうち	
					契約相手方が同じもの(D) [(D)/(B)]	契約相手方が異なるもの(E) [(E)/(B)]
件数	80	82	40 (48.8)	42 (51.2)	32 [80.0]	8 [20.0]
平均落札率	95.8	80.5	92.8	73.0	93.3	91.2

② 企画随契に移行後における平均落札率等の状況 (単位：件、%)

区分	企画随契に移行前の状況	企画随契に移行後の状況				
		全体(A)	1者応募(B) (B)/(A)	2者以上応募(C) (C)/(A)	(B)のうち	
					契約相手方が同じもの(D) [(D)/(B)]	契約相手方が異なるもの(E) [(E)/(B)]
件数	11	13	4 (30.8)	9 (69.2)	3 [75.0]	1 [25.0]
平均落札率	99.5	99.9	99.7	99.9	99.7	—

そこで、個別の事態の中から、競争契約等に移行後の契約が1者応札(応募)となっているものについて検査したところ、競争性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例として、入札や応募の条件が制限的なものとなっているものが見受けられた。

エ 「随意契約見直し計画」に基づいて適正化を進めることとされている公益法人を契約相手方とする契約の見直し状況

(ア) 公益法人を契約相手方とする随意契約点検の対象となった契約の見直し状況

17年度に内部部局が公益法人を契約相手方として締結した契約で随意契約点検の対象となった3,564件のうち、18年度又は19年度(12月まで)に締結された契約と対応することが各府省等から提出された調書から把握できた1,421件(見直し後の件数1,428件)について、19年12月までに各府省等が講じた見直しの措置の状況をみると、表16のとおり、引き続き随意契約を行っているものが41.7%ある。

表 16 点検対象となった随意契約の見直し状況(平成 19 年 12 月末現在) (公益法人分) (単位: 件、%)

区 分	点検対象 となった 随意契約	左のうち 対応関係 が把握で きたもの	見直し状況(平成 19 年 12 月末現在)						合 計
			競争契約 (a)	企画随契 (b)	公募を経 た随意契 約 (c)	(a)+(b)+ (c)	引き続き 随意契約	うち随契 によらざ るを得な いもの	
件 数	3,564	1,421	364 (25.5)	384 (26.9)	85 (6.0)	833 (58.3)	595 (41.7)	190 (13.3)	1,428 (100)

(イ) 競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例

各府省等の随意契約点検の対象となった契約のうち、契約相手方が公益法人で、競争契約等に移行後、1者応札(応募)となっているものを抽出し、入札手続等について検査するとともに、企画随契に移行して複数者の応募があったものも抽出し、企画競争の実施方法等について検査した。

その結果、競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例として、①入札や応募の条件が制限的なものとなっているもの、②仕様書等の記載内容に配慮の余地があったもの、③分割可能な業務が契約内容に含まれているもの、④公募において契約予定相手方名を表示しているもの、⑤競争契約への移行について検討すべきであったもの、⑥企画競争の実施方法において透明性が十分でないものが見受けられた。

オ 公益法人による再委託の状況

契約相手方に対して、契約の全部又は一部を更に第三者に再委託(下請を含む。以下同じ。)することを無条件に認めると、当該契約相手方を選定した発注者の意図に沿わない結果となったり、契約履行の責任の所在が不明確になって適正な履行の確保ができなくなったりするおそれがある。このため、一般的には、再委託は発注者の承認を必要とすることとされており、一括再委託は禁止されている。

そこで、対象随意契約のうち、契約相手方が公益法人で予定価格が300万円を超えるもの(以下「再委託対象契約」という。)についての再委託の状況をみると、次のとおりとなっている。

(ア) 再委託に関する契約条項の状況

19年度(12月まで)の再委託対象契約6,509件に係る契約書、仕様書等の条項(以下「契約条項」という。)において、再委託についてどのように定めているかをみると、一定の条件を付して認めている「条件付認容」が、件数で全体の87.3%を占めているが、「定めなし」がなお9.4%ある。

(イ) 再委託の実施状況

国の支払及び再委託に係る支払が共に完了していて、両方の支払金額の対応関係が明確な18年度の再委託対象契約のうち、再委託支払金額が判明しているものが1,718件ある。

これらについて、再委託率(国の支払金額に占める再委託支払金額の割合をいう。以下同じ。)の状況をみると、再委託率が50%以上となっている契約の割合は件数で8.3%、支払金額で12.9%となっており、このうち再委託率が90%以上となっているものは件数で1.6%、支払金額で4.6%となっている。これを、17年度と比較する

と、再委託率が50%以上となっている契約の割合が、件数で12.0ポイント、支払金額で31.5ポイント減少しており、再委託率が90%以上のものは、それぞれ1.9ポイント、13.0ポイント減少している。

(ウ) 再委託が行われていた随意契約の競争契約への移行状況

19年報告において報告した17年度の再委託対象契約のうち再委託が行われていたものの中には、内部部局が締結した契約で各府省等の随意契約点検の対象となったものが、434件ある。このうち、18年度又は19年度(12月まで)に締結された契約との対応関係が把握できた208件(見直し後の件数201件)について、19年12月までに各府省等が講じた見直しの措置の状況をみると、引き続き随意契約を行っているものが28.9%ある。

上記の契約について検査したところ、企画随契に移行したもののの中に、従来と同じ公益法人が契約相手方となっているが、当該公益法人が再委託していて、契約相手方の選定に関して検討の必要があったと認められた事例が見受けられた。また、企画競争等を経ない随意契約から競争契約等に移行したもののの中には、従来の随意契約において公益法人から再委託を受けていた業者が、競争契約等の契約相手方となったものがあり、従来の随意契約について、公益法人を唯一の契約相手方であるとして随意契約を行っていた理由と再委託を行っていたこととの整合性に疑義のあるものがあった。

(4) 契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況

ア 契約事務体制の状況

各省庁の内部部局における契約担当職員(契約担当官等を含む。)の20年4月1日現在の数(実員)は、全体では1,304人(うち契約担当官等164人)であり、19年報告における18年4月1日現在の数より56人の増員となっており、ほとんどの省庁では、大きな変化はみられないが、大幅な増員が行われた省庁もある。

イ 随意契約に関する審査、監視体制等の状況

(ア) 事前の審査体制

随意契約とした理由の妥当性に関する事前の審査体制については、20年4月1日現在ですべての省庁において、契約担当部局が通常の契約締結事務の決裁を行う中で審査を行っている。これに加えて、内部規程等に基づき設置された審査委員会等や監査担当部局等がそれぞれ又は重ねて審査を行うとしている省庁が33省庁ある。

(イ) 内部監査の実施状況

各省庁の内部部局の内部監査機関が19年度に実施した随意契約に関する内部監査の状況をみると、ほとんどの省庁において、引き続き重点事項として監査を実施している。

また、監査結果のデータベース化についてみると、11省庁においては、内部監査の結果をイントラネット等に掲示して全職員が閲覧可能な状況であるとして、16省庁においては、監査担当部局等一部の職員が閲覧できる状況であるとする一方、データベース化には至っていない省庁もなお相当数見受けられる。

(ウ) 契約監視のための第三者機関の設置・監視状況

19年11月の公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において行われた「随意

契約の適正化の一層の推進について」の申合せにより、すべての契約の監視が行えるよう、すべての府省に設置されることとなった第三者機関のうち、物品・役務等の契約を監視対象とする第三者機関の設置状況をみると、20年5月1日現在では内部部に35機関、地方支分部局等に122機関設置されている。

このうち、内部部に設置されている35機関の状況は、次のとおりである。

a 第三者機関の体制等

委員については、ほとんどが3人から5人となっているが、委員の除斥規定の有無については、各機関の設置規程等において、委員が自己又は親族等に利害のある審査等に参加できないとする規定を設けているものが29機関、設けていないものが6機関となっている。

会議の開催回数については、設置規程等において規定する最低限の開催回数を年間4回開催としている機関が比較的多いが、中には年間1回の開催としているものもある。

対象契約の抽出については、設置規程等で審査対象の契約を抽出する方法を定めているものが26機関あるが、このうち、前記の申合せの中で重点的に監視することとされている「応札者(応募者)が1者しかいないもの」を抽出対象として明記しているものは11機関となっている。

意見の具申方法については、設置規程等において、会計課長等に対して行うと規定しているものが多いが、具申の規定がないものが1機関、具申の相手について特に定めのないものが4機関ある。

b 第三者機関の監視状況

19年度に開催された直近の会議では、審査の対象契約件数は5件から4,588件、審議時間は2時間から6時間、審査のために選定された件数は2件から35件となっている。

19年度開催の会議では、抽出した契約について、各委員から様々な意見、質問等が出されているが、委員会としての意見の具申、勧告の実績はない。

19年度開催の会議に係る審議の公表状況(20年7月1日現在)をみると、多くの省庁はホームページ上で公表しているが、準備中として公表していない省庁や、公表手段を閲覧窓口における閲覧等のみとしている省庁もある。

ウ 契約情報の公表状況

内部部のホームページから地方支分部局の契約情報を掲載したページへのリンクの設定状況をみたところ、リンクを設定しておらず利便性が十分でない省庁が見受けられた。また、近年、各省庁の予算がどのように使われているか国民に分かりやすく明らかにするよう求められているが、各省庁のホームページにおける契約情報の掲載方式をみると、いずれの省庁も、会計別や主な契約相手方ごとの年間合計支払金額等の情報が一覧できない状況である。

(5) 随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数

ア 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者の状況

対象随意契約の相手方となっている所管公益法人(以下「随契先公益法人」という。)の

数は1,141法人であり、19年4月1日現在における所管府省退職者の再就職者の状況を見ると、表17のとおりである。

(注4) 所管府省退職者の再就職者 所管府省に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職して、随契先公益法人(次項(6)においては、随契先公益法人からの再委託先)に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

表17 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者の状況(平成19年4月1日現在)
(単位：法人、人、百万円)

所管公益法人数(A)	随契先公益法人数(B) (B)/(A)	(B)のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別法人数		(C)における所管府省退職者の再就職者数(D)	1法人当たりの平均再就職者数(D)/(C)	(C)の随契先公益法人への随契支払額	
		「有」(C) (C)/(B)	「無」			平成18年度	19年度(12月まで)
6,723	1,141 [1,179] (17.0%)	897 [917] (78.6%) <962> 【△ 65】	244 [262]	9,196 <9,993> 【△ 797】	10.2	316,764	105,475

注(1) []書きは、共管公益法人の重複を含んだ延べ法人数である。

注(2) < >書きは、平成18年4月1日現在の法人数、再就職者数であり、【 】書きは19年4月1日現在と18年4月1日現在とを比較した増△減数である。

注(3) 「(C)の随契先公益法人への随契支払額」は、再就職者が在籍している随契先公益法人への随意契約に係る所管府省からの支払金額である。

上記の随契先公益法人(延べ1,179法人)について、所管府省退職者の再就職者が在籍しているもの(延べ917法人)と在籍していないもの(延べ262法人)とに区分して、所管府省からの随意契約との関係についてみると、1法人当たりの随意契約の件数及び支払金額、随意契約のうち企画競争等を経ない随意契約の割合並びに企画随契のうち1者応募の割合は、表18及び19のとおりとなっている。

表18 再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人の随意契約の状況
(単位：法人、件、百万円)

区分	随意契約が締結された年度	法人数(A)	件数				支払金額			
			随意契約(B)	1法人当たり随意契約件数(B)/(A)	(B)のうち、企画競争等を経ない随意契約(C)	企画競争等を経ない随意契約の割合(C)/(B)	随意契約(D)	1法人当たり随意契約支払金額(D)/(A)	(D)のうち、企画競争等を経ない随意契約(E)	企画競争等を経ない随意契約の割合(E)/(D)
再就職者在籍有り	平成18年度	864	7,801	9.0	6,254	80.2%	316,764	366	254,314	80.3%
	19年度(12月まで)	724	4,909	6.7	833	17.0%	105,475	145	19,748	18.7%
	計	917	12,710	13.8	7,087	55.8%	422,240	460	274,062	64.9%
再就職者在籍無し	18年度	212	489	2.3	153	31.3%	10,079	47	5,391	53.5%
	19年度(12月まで)	186	393	2.1	53	13.5%	2,295	12	568	24.7%
	計	262	882	3.3	206	23.4%	12,375	47	5,959	48.2%

(注) 「法人数」の「計」は、平成18年度、19年度(12月まで)のいずれか又は両方において、随意契約の相手方となっている所管公益法人の数であり、18年度と19年度(12月まで)の法人数の単純合計とは一致しない。また、件数欄及び支払金額欄は、各年度の法人数に対応する分である。表19においても同じ。

表 19 再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人の企画随契に占める 1 者応募の状況

(単位：法人、件、百万円)

区 分	随意契約が締結された年度	法人数	件 数			支 払 金 額		
			企画随契 (A)	うち 1 者応募 (B)	1 者応募の割合 (B)/(A)	企画随契 (C)	うち 1 者応募 (D)	1 者応募の割合 (D)/(C)
再就職者在籍有り	平成 18 年度	864	1,479	752	50.8%	61,866	28,034	45.3%
	19 年度(12 月まで)	724	1,441	896	62.2%	30,701	15,679	51.1%
	計	917	2,920	1,648	56.4%	92,567	43,714	47.2%
再就職者在籍無し	18 年度	212	290	57	19.7%	3,906	1,607	41.2%
	19 年度(12 月まで)	186	250	49	19.6%	490	181	36.9%
	計	262	540	106	19.6%	4,396	1,789	40.7%

これらによると、所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人については、在籍していない随契先公益法人に比べて、1 法人当たりの随意契約件数や支払金額が多く、また、随意契約のうち企画競争等を経ない随意契約の割合や企画随契のうち 1 者応募の割合も高い状況となっている。

イ 主な随契先民間企業等への発注元府省等退職者の再就職者の状況

今回の報告では、府省等ごとに、18 年度における随意契約に係る支払金額の合計額が多い法人(合計額が 1000 万円以下の法人等を除く。)上位 30 法人(防衛省については、民間企業との随意契約に係る支払金額が多額で、その割合も高いため上位 50 法人)を調査対象に加えた。これら所管公益法人以外の主な民間企業等の随意契約先(以下「主な随契先民間企業等」という。)391 法人について、19 年 4 月 1 日現在における発注元府省等退職者の再就職者の状況をみると、表 20 のとおりとなっている。

(注 5) 発注元府省等退職者の再就職者 随意契約を発注した府省等に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職して、随契先民間企業等に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

表 20 主な随契先民間企業等への発注元府省等退職者の再就職者の状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(単位：法人、人、百万円)

調査した主な随契先民間企業等の数 (A)	(A)のうち、発注元府省等退職者の再就職者の在籍の有無別法人数			(B)における発注元府省等退職者の再就職者数(C)		1 法人当たりの平均再就職者数 (C)/(B)	(B)の主な随契先民間企業等への随契支払額	
	「有」(B) (B)/(A)	「無」	「調査困難等」	うち役員数			平成 18 年度	19 年度(12 月まで)
391	112 (28.6%)	214	65	1,119	151	9.9	649,389	228,843

注(1) 「調査困難等」は、発注元府省等から、調査を実施したが主な随契先民間企業等の協力を得られなかったなどとする回答があった法人数である。

注(2) 「(B)の主な随契先民間企業等への随契支払額」は、再就職者が在籍している主な随契先民間企業等への随意契約に係る発注元府省等からの支払金額である。

(6) 再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数

随契先公益法人を相手方とする対象随意契約で予定価格が 300 万円を超えるものうち、18 年度又は 19 年度(12 月まで)のいずれかの年度の再委託支払金額が年間合計 1000

万円を超えている再委託先の数は、430 法人(再委託元の随契先公益法人は 115 法人)である。

ア 再委託先への所管府省退職者の再就職者数

上記の再委託先 430 法人について、調査の協力を得て提出された調査票等から把握できた範囲での 19 年 4 月 1 日現在における所管府省退職者の再就職者の状況をみると、表 21 のとおりである。

表 21 再委託先への所管府省退職者の再就職者の状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(単位：法人、人)

区 分	再委託先の数	左のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別数			(A)における所管府省退職者の再就職者数(B)	1 法人当たりの平均再就職者数(B)/(A)
		「有」(A)	「無」	「調査困難等」		
平成 19 年 4 月 1 日現在(C)	430	27	53	350	87	3.2
(参考)	18 年 4 月 1 日現在(D)	27	29	472	96	3.5
	(C)－(D)	△ 98	0	24	△ 122	△ 9

(注) 「調査困難等」は、所管府省から、資料がないなどのため再委託先への所管府省退職者の再就職の調査が困難、不能との回答があった再委託先の数である。

イ 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数

前記の再委託先 430 法人について、調査の協力を得て提出された調査票等から把握できた範囲での 19 年 4 月 1 日現在における随契先公益法人退職者の再就職者の状況^(注 6)をみると、表 22 のとおりである。

(注 6) 随契先公益法人退職者の再就職者 随契先公益法人に常勤の役員又は職員として職務に従事した者で、当該公益法人を退職して、再委託先に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

表 22 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者の状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(単位：法人、人)

区 分	再委託先の数	左のうち随契先公益法人退職者の再就職者の在籍の有無別数			(A)における随契先公益法人退職者の再就職者数(B)	1 法人当たりの平均再就職者数(B)/(A)	(B)のうち所管府省退職者数
		「有」(A)	「無」	「調査困難等」			
平成 19 年 4 月 1 日現在(C)	430	39	376	15	85	2.1	58
(参考)	18 年 4 月 1 日現在(D)	30	405	93	84	2.8	41
	(C)－(D)	△ 98	9	△ 29	△ 78	1	△ 0.7

(注) 「調査困難等」は、随契先公益法人から、調査を実施したが再委託先の協力を得られなかったなどとする回答があった再委託先の数である。

(7) (5)、(6)についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、役員に占める比率

ア 随契先公益法人の従業員及び役員に占める再就職者の比率

所管府省退職者の再就職者が従業員又は役員として在籍している 897 法人について、従業員数又は役員数に占める所管府省退職者の再就職者数の比率を示すと、表 23 のとおりである。

表 23 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者数の比率(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(単位：法人、%)

所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数	従業員・役員の別	所管府省退職者の占める比率別随契先公益法人数										
		該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
897	従業員	342 (37.3)	224 (24.4)	133 (14.5)	84 (9.2)	50 (5.5)	22 (2.4)	24 (2.6)	13 (1.4)	9 (1.0)	6 (0.7)	10 (1.1)
	役員	58 (6.3)	325 (35.4)	206 (22.5)	150 (16.4)	98 (10.7)	37 (4.0)	20 (2.2)	8 (0.9)	4 (0.4)	6 (0.7)	5 (0.5)

(注) 「所管府省退職者の占める比率別随契先公益法人数」の公益法人数は、共管公益法人の重複を含んだ数であり、()書きは、この重複を含めた延べ 917 法人に対する割合である。

イ 再委託先の従業員及び役員に占める再就職者の比率

前項(6)において、所管府省退職者の再就職者が従業員又は役員で在籍有りとの回答があった再委託先 27 法人について、調査票等で把握できた範囲で、従業員数又は役員数に占める所管府省退職者の再就職者数の比率を示すと、表 24 のとおりである。

表 24 再委託先への所管府省退職者の再就職者数の比率(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(単位：法人、%)

所管府省退職者の再就職者が在籍している再委託先の数	従業員・役員の別	所管府省退職者の占める比率別再委託先数										
		該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
27	従業員	13 (46.4)	14 (50.0)	—	1 (3.6)	—	—	—	—	—	—	—
	役員	9 (32.1)	8 (28.6)	2 (7.1)	4 (14.3)	4 (14.3)	—	—	1 (3.6)	—	—	—

(注) 「所管府省退職者の占める比率別再委託先数」の再委託先数は、再委託先の重複を含んだ数であり、()書きは、この重複を含めた延べ 28 法人に対する割合である。

また、随契先公益法人退職者の再就職者が在籍有りとの回答があった再委託先 39 法人について、調査票等で把握できた範囲で、従業員数又は役員数に占める随契先公益法人退職者の再就職者数の比率を示すと、表 25 のとおりである。

表 25 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数の比率(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(単位：法人、%)

随契先公益法人退職者の再就職者が在籍している再委託先の数	従業員・役員の別	随契先公益法人退職者の占める比率別再委託先数										
		該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
39	従業員	15 (36.6)	22 (53.7)	3 (7.3)	1 (2.4)	—	—	—	—	—	—	—
	役員	22 (53.7)	1 (2.4)	6 (14.6)	4 (9.8)	—	—	2 (4.9)	2 (4.9)	1 (2.4)	—	3 (7.3)

(注) 「随契先公益法人退職者の占める比率別再委託先数」の再委託先数は、再委託先の重複を含んだ数であり、()書きは、この重複を含めた延べ 41 法人に対する割合である。

3 検査の結果に対する所見

(1) 検査の結果の概要

各府省等が締結している随意契約等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、随意契約の見直し状況の検証を中心に、契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を行った。

ア 契約方式の状況とその変化について

(ア) 19年度(12月まで)の対象契約全体で見ると、随意契約の割合(件数49.6%、支払金額58.1%)は、前年度同期より、件数で7.0ポイント、支払金額で4.2ポイント減少している。しかし、支払金額割合では競争契約を依然上回っており、また、平均落札率も競争契約の85.7%に対して随意契約が98.1%と10ポイント以上高くなっていて、競争性及び経済性の面でまだ十分ではない状況となっている。

一方、競争契約の割合は、前年度同期に比べて増加しているものの、1者応札契約の件数割合は26.1%と9.3ポイント増加している。そして、1者応札の平均落札率(93.1%)は、2者以上応札よりも7ポイントから10ポイント程度上回っており、落札率からみた場合、1者応札の場合には実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

(イ) 随意契約のうち、企画競争等を経ない随意契約は、対象契約全体に占める件数割合が19年度(12月まで)で見ると26.2%であり、前年度同期に比べて19.0ポイント減少している一方で、企画随契の件数割合は増加している。しかし、企画随契の応募者数をみると、1者応募のものが件数で26.7%あり、前年度同期に比べて10.1ポイント増加していて、企画競争において複数の業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている。

(ウ) 随意契約の法令上の適用理由は、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」が大部分を占めている。そして、その具体的な理由を19年度(12月まで)で見ると、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」や「契約実績、経験を有する」など、ほかに履行可能な者がいないことが必ずしも明確にされていないものの件数割合(13.0%)が、17年度より24.5ポイント減少している。このことから、各府省等が随意契約の見直しにおいて、これらの契約を重点的に競争契約や企画随契へ移行させたと考えられる。

(エ) 19年報告において報告した随意契約の理由の妥当性に関して検討の余地があったもの(個別の事態)601件について、19年度末における見直し状況をみると、ほとんどが競争契約等に移行しているものの、中には、移行手続に相当の時間を必要とすることなどを理由に措置未済となっているものが95件残っている。また、競争契約に移行したもののについても、50%強が1者応札となっていて、その平均落札率は移行前とほぼ同水準で、契約相手方もそのほとんどは随意契約当時の相手方と同一の者となっている。

さらに、個別の事態とは別に、各府省等が点検を行った随意契約について、その見直し前後の契約の状況を比較すると、競争契約等に移行したもののうち半数以上が1者応札(応募)となっているなど、個別の事態の見直し状況の場合と同様、実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

(オ) 上記の見直し後、競争契約、企画随契や公募実施に移行して、かつ、1者応札(応募)となっているものなどを抽出して検査したところ、競争契約や企画随契において、入札や応募の資格要件に制限的な条件を付するなど競争性の確保に関して検討の必要があったもの、企画競争の実施方法において透明性が十分でないものなどが見受けられる。

イ 公益法人を契約相手方とする随意契約の状況とその変化について

(ア) 公益法人を契約相手方とする契約について、19年度(12月まで)の対象契約全体でみると、随意契約の割合(件数72.7%、支払金額85.4%)は、前年度同期より件数で13.4ポイント、支払金額で11.1ポイント減少しており、特に、このうち企画競争等を経ない随意契約の割合は大幅に減少している。しかし、随意契約の割合は、依然として、契約全体でみた場合(件数49.6%、支払金額58.1%)よりも高い。また、競争契約における1者応札の件数割合は62.9%に上っており、契約全体でみた場合(26.1%)より大幅に高く、前年度同期と比べても16.0ポイント増加している。さらに、企画随契における1者応募の件数割合も45.7%と契約全体でみた場合(26.7%)より高く、前年度同期と比べても10.8ポイント増加している。

このように、公益法人を契約相手方とする契約については、競争契約や企画随契等の割合が増加しているものの、契約全体と比較して実質的な競争性が十分確保されていない状況となっている。

(イ) 公益法人を契約相手方とする随意契約における再委託について、19年度(12月まで)でみると、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものが依然として9.4%ある。また、国の支払金額と再委託に係る支払金額との対応関係が把握できる18年度でみると、再委託が行われている契約のうち再委託率が50%以上となっているものが10%前後となっている。

さらに、19年報告において報告した17年度分の再委託対象契約について、その後の状況をみると、企画随契に移行したもののの中に、引き続き重要な業務を再委託していたものが見受けられる。

ウ 契約の透明性の向上に向けた取組の状況について

(ア) 内部監査の実施状況については、ほとんどの省庁で随意契約に関する監査を重点事項としているが、監査結果の情報の蓄積と共有化を図るために重要と考えられるデータベース化を行っていない省庁が相当数見受けられる。

(イ) 各府省等の契約の監視を行う第三者機関については、すべての省庁の内部部局に設置されているが、審査対象とする契約を抽出する方法や審査結果の意見の具申先を定めていなかったり、審議の概要をホームページ上に公表していなかったりなど、審議の効率性や透明性の面で十分でない省庁が見受けられる。

(ウ) 契約情報の公表状況については、各省庁とも公表すべきと定められている項目は公表しているが、内部部局のホームページに地方支分部局の契約情報を掲載したページへのリンクを設定していないなどアクセスの利便性に欠ける省庁があるほか、いずれの省庁も、会計別や主な契約相手方ごとの年間合計支払金額等の情報が一覧できるような方式にはなっていない状況である。

エ 所管府省退職者の再就職について

随意契約先公益法人への所管府省退職者の再就職者は、19年4月1日現在で897法人に9,196人が在籍しており、19年報告に比べて65法人、797人減少している。しかし、所管府省退職者の再就職者が在籍している公益法人は、在籍していない公益法人に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多く、また、随意契約のうち企画競争等を経ない随意契約の占める割合や企画随契のうち1者応募の占める割合が高い状況となっている。

(2) 所見

国の契約は、その支払財源に国民からの貴重な税金等が充てられているが、現下の財政事情が厳しい状況にあることにかんがみると、契約の締結に当たって、経済的及び効率的に行っていくことはますます重要となっている。

このような中で、各府省等は、「随意契約見直し計画」等に基づき、公共調達の適正化への取組を行っており、その結果、競争契約の割合も増加するなどしているが、前記(1)で記述したとおり、実質的な競争性の確保等の面からは幾つかの課題が見受けられる。

したがって、各府省等においては、随意契約の適正化を一層推進するため、「随意契約見直し計画」の厳正な実施を徹底するとともに、契約の締結に当たっては、更に次の点に留意することにより、契約の公正性、競争性及び透明性の更なる向上に努める必要がある。

ア 契約方式について

(ア) 引き続き随意契約が行われているもののうち、真に随意契約によらざるを得ないと認められるもの以外は、発注する業務の内容を仕様書等において具体的に定めるなどして早急に総合評価方式を含む競争契約への移行を図る。また、仕様書等の内容を具体的に提示することが困難な場合に限って企画随契への移行を検討することとして、競争契約が可能なものを安易に企画随契としないよう留意する。そして、いずれの契約方式においても、契約金額の上限となる予定価格の一層適正な作成に努める。

(イ) 競争契約や企画随契を行うに当たっては、入札や応募の内容についてより多くの者に周知できるような方法で公告等を行うとともに、契約の適正な履行の確保に配慮しつつ、より多くの者の参加が可能となるよう、入札や応募の資格要件は制限的なものとならない必要最小限にとどめるほか、仕様書や実施要領等の内容を明確にするなどして、実質的な競争性の確保に努める。

(ウ) 企画競争を実施する場合には事業実施部局の担当職員以外の者も審査に参加させたり、公募を実施する場合には契約予定相手方名の表示は行わないようにしたりなどして、それぞれ公正性及び透明性の一層の向上を図る。

イ 公益法人を契約相手方とする随意契約について

(ア) やむを得ず公益法人を契約の相手方とした随意契約を行わざるを得ない場合においても、ほかに履行可能な者がいないかの把握等を更に厳格に行うとともに、企画競争等を経ない随意契約から競争契約や企画随契に移行する場合には、上記のア(イ)と同様、実質的な競争性の確保に努める。

(イ) 再委託については、禁止する又は承認を必要とする旨の契約条項を必ず設けるとと

もに、特に、再委託率が高率となるものについては、再委託の妥当性や随意契約とした理由との整合性に留意する。

ウ 契約の透明性の向上に向けた取組について

- (ア) 内部監査の結果による指示・指摘事項等については、データベース化を行うなどして、省庁内での情報の蓄積と共有化を図る。
- (イ) 第三者機関の運営については、各機関がその機能を十分発揮するために、実質的な審議が効率的に進められるよう工夫を行うほか、審議内容の公表について透明性の向上を図る。
- (ウ) 各府省等の全体の契約情報へのアクセスが容易となるよう、ホームページにおける更なる利便性の向上を図るとともに、国民の要望に配慮した情報の提供について更に検討する。

エ 契約の発注元府省等退職者の再就職について

契約の発注元府省等退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には、特に透明性の確保に留意して、随意契約とした理由や企画競争における応募要件の妥当性等について十分説明責任を果たせるようにする。

本院としては、契約の公正性、競争性及び透明性の重要性にかんがみ、今後とも、各府省等の契約について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第2 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について

要請を受諾した年月日	平成19年6月12日
検査の対象	独立行政法人日本スポーツ振興センター、文部科学省
検査の内容	独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しているスポーツ振興くじについての検査要請事項
報告を行った年月日	平成20年9月10日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成19年6月11日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月12日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

独立行政法人日本スポーツ振興センター、文部科学省

(二) 検査の内容

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しているスポーツ振興くじについての次の各事項

- ① スポーツ振興くじに係る制度や運営の見直し状況
- ② スポーツ振興くじの売上げ、債務、繰越欠損の推移
- ③ 販売システムの運用経費及び開発規模
- ④ 繰越欠損の解消に向けての取組の状況

(2) 平成16年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、18年6月7日に決算委員会において、平成16年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月9日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

前記の検査を要請する旨の決議は、この警告決議の翌年に行われたものであり、この警告決議のうち、前記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

9 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ(いわゆる「toto」)については、売上実績が当初の目標を下回り、その目的であるくじ収益からスポーツ振興事業への助成も少額にとどまっている上に、くじの販売業務等の委託経費により生じた累積欠損金が多額に上り、また、運営状況及び財政状況が財務諸表に適切に反映されていなかったことは、看過できない。

政府は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、累積欠損金の解消に向け

た現実的で国民の理解を得られる対応を求め、その負担が国民に及ぶことがないように尽力するとともに、「toto」の制度そのものの在り方を再検討すべきである。

(3) スポーツ振興投票の概要

ア 制度発足の経緯

スポーツ振興投票は、新たなスポーツ振興政策を実施するための財源確保の手段として導入された制度であり、制度発足の経緯は次のとおりとなっていた。

すなわち、第140回国会中の9年4月に、「スポーツ振興投票の実施に関する法律案」がスポーツ議員連盟に所属する国会議員により提出されて、同年5月に衆議院で可決されたものの、参議院において継続審議となった。その後、第142回国会中の10年3月に参議院において修正可決され、衆議院に回付されて同年5月に可決され、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」(平成10年法律第63号。以下「投票法」という。)として公布された。

また、上記法律案の議決に際しては、参議院文教・科学委員会において7項目、衆議院文教委員会において8項目の附帯決議がそれぞれ附されており、両附帯決議において、スポーツ振興投票券(以下「スポーツ振興くじ」という。)の発売に当たっては、青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等について十分留意することなどが求められている。

イ 制度の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センター(15年9月30日以前は日本体育・学校健康センター。以下「センター」という。)は、従来、その設置するスポーツ施設の運営等の業務、小中高等学校等の管理下における児童生徒等の災害共済給付等の業務を行うこととされてきたが、投票法の成立に伴い、上記の各業務に加えて、スポーツ振興投票等の業務を行うこととされた。

スポーツ振興投票等の業務については、投票法、日本体育・学校健康センター法(昭和60年法律第92号。平成15年10月1日廃止。以下「旧センター法」という。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。以下「センター法」という。)等において、次のような事項等が規定されている。

(ア) スポーツ振興投票

スポーツ振興投票とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興くじによって投票をさせて、当該投票とこれらの試合の結果との合致の割合が文部科学省(13年1月5日以前は文部省)令で定める割合(以下「合致の割合」という。)に該当したスポーツ振興くじを所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することをいう(投票法第2条)。

(イ) 売りさばき業務等の委託

センターは、スポーツ振興投票に係る業務のうちスポーツ振興くじの売りさばきなどの業務を銀行その他の政令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)に委託することができる(投票法第18条)。

(ウ) スポーツ振興投票の収益

売上金額(発売金額から返還金(開催試合数が規定の数に達しなかった場合等に発売

されなかったとされたスポーツ振興くじの券面金額をスポーツ振興くじの購入者に返還する金額)を控除した金額。以下同じ。)の50%(17年3月までは53%)及び払戻金等の債権のうち1年間請求がなく時効となった額(以下「時効金」という。)等の合計金額から運営費の金額を控除した金額が、スポーツ振興投票の収益となる(旧センター法第30条の2、センター法第22条第1項、投票法第13条)。

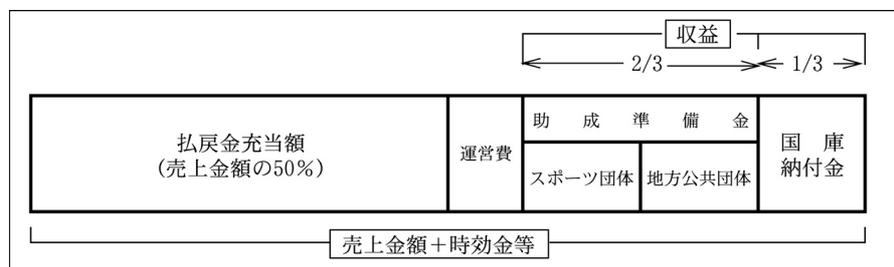
(エ) スポーツ振興投票に係る収益の用途

センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、地方公共団体又はスポーツ団体が行う地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設の整備等に要する資金の支給等(以下「くじ助成」という。)に充てることができる(投票法第21条)。

また、センターは、収益の3分の1に相当する金額を、翌事業年度の5月31日までに国庫納付しなければならない(旧センター法第30条の2、センター法第22条第1項)。そして、残りの3分の2に相当する金額をくじ助成の財源に充てるために、スポーツ振興投票事業準備金(日本体育・学校健康センターではスポーツ振興事業準備金。以下「助成準備金」という。)として整理しなければならない(センター法第22条第2項、日本体育・学校健康センターの財務及び会計に関する省令(昭和61年文部省令第3号。平成15年10月1日廃止。)第14条の2。図1参照。)

したがって、収益については、すべて国庫納付金及び助成準備金(以下「助成等」という。)に充てられることになる。

図1 スポーツ振興投票に係る収益とその用途



(オ) 区分経理

センターは、スポーツ施設の運営等の業務に係る経理については「一般勘定」、児童生徒等の災害共済給付等の業務に係る経理については「災害共済給付勘定」、スポーツ振興投票等の業務に係る経理については「投票勘定」等に区分して整理しなければならない(旧センター法第32条、センター法第23条)。

ウ センターと文部科学大臣との関係

文部科学大臣(13年1月5日以前は文部大臣)は、スポーツ振興投票の実施の停止を命じたり(投票法第31条)、スポーツ振興投票等業務に関し必要な命令をしたり(旧センター法第39条、センター法第20条)、事業計画等の認可を行ったり(旧センター法第29条、センター法第21条)するなどの権限を有している。

また、センターは、毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益の用途に関する報告書を作成して、文部科学大臣に提出しなければならないが、文部科学大臣は、この報告書を受理したときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないとされている(投

票法第30条)。

エ 業務委託の概要

センターは、11年9月6日に株式会社りそな銀行(15年2月28日以前は合併前の株式会社大和銀行。以下「りそな銀行」という。)との間で、スポーツ振興くじの売りさばきなどの業務の包括的な委託に係る基本契約を締結した(当初の契約期間は18年3月31日までであったが、契約を変更して、スポーツ振興くじの売りさばき業務については17年12月2日まで、払戻業務については18年2月28日までとした。以下、スポーツ振興くじの発売を開始した12年10月28日からりそな銀行との売りさばき業務に係る委託契約が終了する17年12月2日までを「第Ⅰ期」という。)

17年12月3日以降は、業務を銀行等に委託することをやめ(18年2月28日までの払戻業務を除く。)、センターが直接行うこととして、経営管理業務及び情報処理システム開発運用管理業務について、日本ユニシス株式会社(以下「日本ユニシス」という。)に委託している(以下、日本ユニシスとの契約期間の17年2月8日から25年3月31日までのうち、日本ユニシスのシステムによって発売を開始した17年12月3日以降を「第Ⅱ期」という。)

オ スポーツ振興くじの売上金額等の実績

センターがスポーツ振興くじの発売を開始した12事業年度から19事業年度までのスポーツ振興くじの売上金額、収益、助成準備金繰入額、国庫納付金及び繰越欠損金の実績は、表1のとおりとなっている。

表1 スポーツ振興くじの売上金額、収益、助成準備金繰入額、国庫納付金及び繰越欠損金の実績

(単位：百万円)

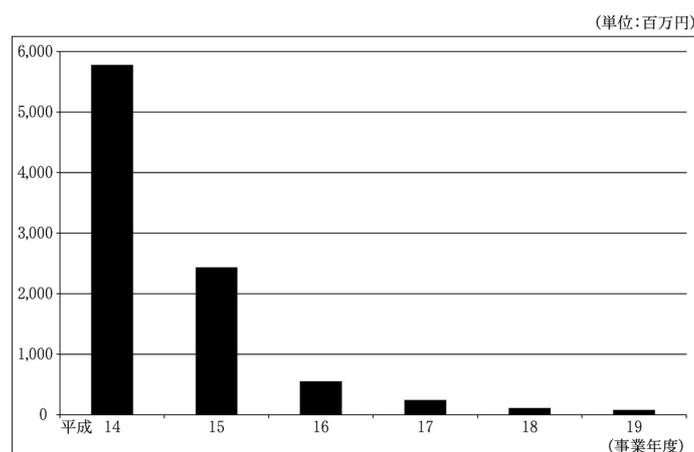
項目	事業年度	平成 12	13	14	15	16	17	18	19
売上金額		3,063	64,266	36,058	19,877	15,694	14,905	13,470	63,711
収 益		—	10,651	2,423	331	147	134	145	2,183
助成準備金繰入額		—	7,100	1,615	220	98	89	96	1,455
国庫納付金		—	3,550	807	110	49	44	48	727
繰越欠損金		433	278	2,474	9,436	15,504	29,270	26,417	9,551

センターは、13年3月にスポーツ振興くじの全国発売を開始したが、その売上金額は、13事業年度の642億円を最高に14事業年度以降18事業年度まで減少し続けた。そのため、様々な見直しが行われた結果、18年9月に発売が開始された「BIG」(1003ページ参照)の売上げが貢献して、19事業年度のスポーツ振興くじの売上金額は637億円まで増加している。

カ くじ助成額の推移

センターは、くじ助成を14事業年度から実施しており、19事業年度までの助成は92億円にとどまっている。年度別のくじ助成額の推移は図2のとおりである。

図2 くじ助成額の推移



(4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、要請のあった各事項について検査することとして、販売システムの開発規模は適正なものとなっていたか、運用経費は妥当な金額となっていたか、スポーツ振興投票の目的を達成するために執った制度及び運営の見直し状況はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

本院は、本件事案の検査において、在庁してセンターの財務諸表等関係書類の分析等の検査を行ったほか、79人日を要して、センター及び文部科学省並びにセンターの業務の委託先であるりそな銀行及び日本ユニシスに対する会計実地検査を行った。りそな銀行及び日本ユニシスに対する検査は、会計検査院法第23条第1項第7号の規定により検査することに決定して、実施したものである。

検査に当たっては、契約書等関係書類の提出を求めて、内容を精査するとともに、担当者から説明を聴取した。

2 検査の結果

(1) スポーツ振興くじに係る制度や運営の見直し状況

ア 制度の見直し状況

(ア) 発足時のスポーツ振興投票制度の詳細

a スポーツ振興投票の仕組み

スポーツ振興くじの券面金額は100円とされて、スポーツ振興くじ2枚分以上を1枚で代表するスポーツ振興くじを発売することができることとなっていた。

また、スポーツ振興投票の組合せの総数については、射幸心をあおらないようにするなどの配慮から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(平成10年文部省令第39号。以下「投票法施行規則」という。)において、実施するスポーツ振興投票ごとに、スポーツ振興投票の組合せの総数が100万を下回ることはないようにすると定められていた。

b スポーツ振興くじの販売方法

スポーツ振興くじの販売方法については、ガソリンスタンド、たばこ小売店等の販売店において、購入しようとする者が専用のマークシートに予想を記入した上、販売員に直接手渡すなどの方式が採られていた。これは、19歳未満の者が購入で

きないように配慮して、対面販売を義務付けたものである。

c 払戻金の支払方法

払戻金の支払については、照合端末機を設置した全国約2,200店の信用金庫及び一部の販売店約110店に限定して行うこととしていた。

d 配分の仕組み及び最高払戻金額

払戻金については、投票法施行規則の定めるところにより、売上金額の50%（17年3月31日までは暫定措置として47%）を合致の割合ごとに配分している（以下、合致の割合ごとに配分された金額を「配分金」という。）。配分割合は、全試合的中した場合（1等）が50%、1試合外れた場合（2等）が20%、2試合外れた場合（3等）が30%となっており、最高払戻金額は1億円とされていた。

また、当せん者が出なかった場合や、当せん者が出て配分金が余った場合に、次回に繰り越される（以下、この繰り越された金額を「キャリーオーバー」という。）こととされていた。

e 実施回数の上限

スポーツ振興投票の年間の実施回数の上限は、投票法施行規則の定めるところにより50回となっていた。

(イ) 見直しの状況

スポーツ振興投票は12年10月から2回の地域限定の試験販売を実施した後、13年3月から全国での発売を開始した。そして、13事業年度には642億円を売り上げたものの、想定していた発売総額の2000億円（1008ページ参照）に遠く及ばず、14事業年度以降は売上金額が減少し続けた。

センターは、当初、りそな銀行との契約終了を予定していた18年3月以降も、後述する第I期（1004ページ参照）と同様の公開提案競技において委託金融機関を公募することを予定していた。そのため、スポーツ議員連盟は、センターの委託金融機関の公募に向けて、スポーツ振興投票の基本的な事項について、改善方策を明らかにして、公募に参加する銀行等が、スポーツ振興くじをより魅力あるものとするための様々な提案を行うことを可能にする必要があると考え、16年8月に文部科学大臣に対して、次のようなスポーツ振興投票の改善方策を提言した。

① くじの種類が多様化

当たりやすいくじの発売、ランダム方式のくじの導入等

② 販売方法・販売場所の多様化・拡大等

販売方法の多様化、販売場所の多様化・拡大、販売期間の延長、実施回数の上限の在り方の検討、マークシートの改良等

③ 販売促進のための工夫

広報活動の見直し、ポイント制の導入、スポーツ団体等との連携等

そして、上記の提言等を受けて、文部科学省は次のように制度を見直した。

a スポーツ振興投票の組合せの総数の見直し

17年4月に投票法施行規則を改正して、スポーツ振興投票の組合せの総数が100万を下回らないという制限を廃止して、また、最高払戻金額等を見直しを図った。これにより、センターは、多様なくじを発売することができるようになった。

見直しの主な内容は次のとおりであり、20年4月現在のスポーツ振興投票の種類(「totoGOAL」は除く。)は、表2のとおりである。

- ① スポーツ振興投票の組合せの総数が243通りの「mini toto」等を発売して、当たりにくいという否定的なイメージを払しょくすることとした。
- ② すべての予想をコンピューターに任せるオールランダムくじ「BIG」等を発売して、Jリーグの知識の少ない顧客層を取り込むこととした。

表2 スポーツ振興投票の種類
(予想系)

項目 \ 種類	toto	mini toto	totoGOAL 3	totoGOAL 2	totoGOAL(注)
予想の方法	指定された各試合の90分間での結果について3択で予想		指定された各試合(各チーム)の90分間での得点数について4択で予想		
対象試合数	13試合	5試合	3試合(6チーム)	2試合(4チーム)	5試合(10チーム)
1口単価	100円				
最高払戻金額	1億円(キャリーオーバー発生時は2億円)				
当せんの種類	1等～3等	1等	1等、2等	1等	1等、2等
組合せの総数	1,594,323通り	243通り	4,096通り	256通り	1,048,576通り
最低成立試合数	9試合	3試合	2試合	2試合	3試合
発売開始時期	平成12年10月	18年2月	17年5月	17年12月	15年3月

(注) 「totoGOAL」は平成17年5月まで販売された。

(非予想系)

項目 \ 種類	BIG	BIG1000	mini BIG
選択の方法	指定された各試合の90分間での結果を3択でコンピューターがランダムに選択		
対象試合数	14試合	11試合	9試合
1口単価	300円	200円	
最高払戻金額	3億円(キャリーオーバー発生時は6億円)	2億円(キャリーオーバー発生時は4億円)	
当せんの種類	1等～4等		1等～3等
組合せの総数	4,782,969通り	177,147通り	19,683通り
最低成立試合数	10試合	8試合	6試合
発売開始時期	18年9月	20年2月	19年2月

b 販売方法の見直し

スポーツ振興くじを購入しようとする者の利便性を考慮して、前記の販売店等に加えて、インターネットにおいても購入することができるようにするとともに、コンビニエンスストアにおける販売の拡充を行うなどの見直しが行われた。

c 払戻し方法の見直し

前記のとおり、第I期においては信用金庫及び一部の販売店の合計約2,310店で払戻しを行っていたが、購入者の利便性を考慮して、第II期の開始に合わせて、払

戻しを行うことができる販売店を拡充して、18年4月時点で、信用金庫と合わせて約2,900店で払戻しが可能となった。

d 最高払戻金額等の見直し

16年2月にスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令(平成10年政令第363号)を改正して、キャリアオーバーが発生している開催回については、最高払戻金額は2億円とした。

さらに、17年4月に投票法施行規則を改正して発売した「BIG」(1枚300円)のキャリアオーバーが発生している開催回の最高払戻金額は6億円となった。

e 実施回数の上限の見直し

18年9月に投票法施行規則を改正して、スポーツ振興投票の年間実施回数の上限を改正前の50回から100回とした。

イ 運営の見直し状況

(ア) 第Ⅰ期

a 委託先の選定

投票法においては、スポーツ振興くじの売りさばきなどの業務を銀行等に委託することができることとされている。センターは、この規定に基づきスポーツ振興くじの売りさばきなどの業務を銀行等に全面委託することとして、委託先の選定に当たっては、受託を希望する銀行等が提出する提案書等により委託先を選定する公開提案競技方式によることとした。

そのため、センターは、まず、外部の専門家9人からなるスポーツ振興投票委託金融機関選定基準委員会を設置して、同委員会は、11年2月にスポーツ振興投票委託金融機関選定基準案を作成した。

そして、センターは、11年4月、銀行等に対して説明会を実施するとともに、外部の専門家10人からなるスポーツ振興投票委託金融機関選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置した。選定委員会は、応募があった2金融機関から提出された提案書等を踏まえて審議を行った結果、りそな銀行の提案の方に評価すべき点が多かったことから、りそな銀行を委託先として選定した。

センターは、選定委員会の選定結果に基づき、11年8月にりそな銀行を委託金融機関として決定した。

b りそな銀行の体制

りそな銀行は、センターから受託した業務のうち自ら実施する管理監督等を除く業務を日本スポーツ振興くじ株式会社(Japan Sports Advancement Lottery, Ltd.。以下「JSAL」という。)に再委託していた。

JSALは、りそな銀行のほか中核7社(株式会社博報堂、株式会社日本交通公社(以下「JTB」という。)、株式会社東芝、日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「IBM」という。)、ぴあ株式会社、大日本印刷株式会社、株式会社ベルシステム24)等の出資により11年12月に設立された会社で、りそな銀行から受託した業務のうち中核7社各社が専門とする業務を、各社に再々委託していた。

(イ) 第Ⅱ期

センターは、第Ⅱ期の業務運営に当たり、当初、銀行等に委託する方針を採り、委

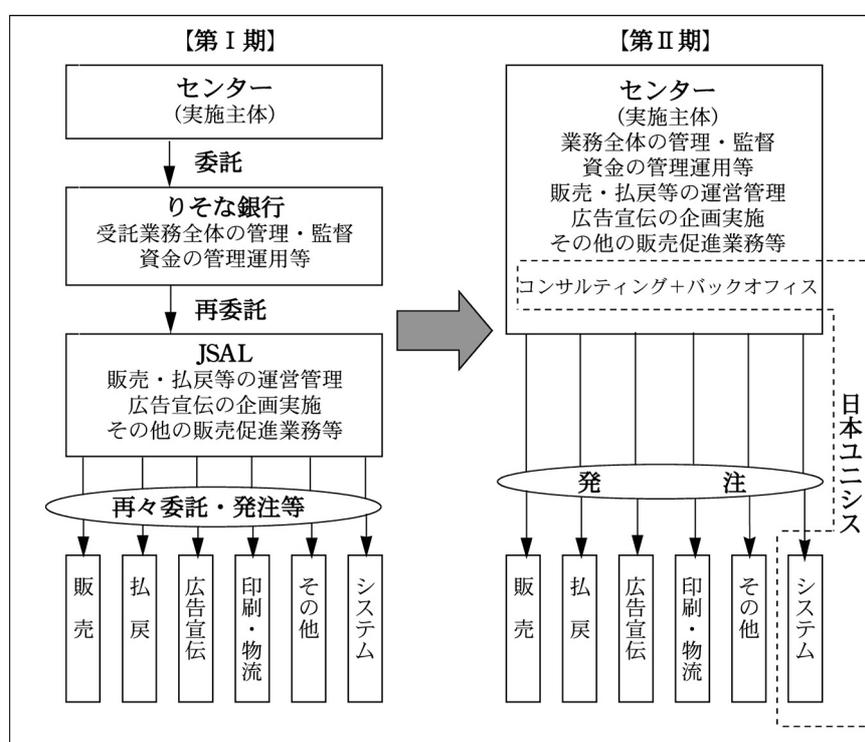
託先を選定するに当たって、第Ⅰ期と同様に公開提案競技方式によることとした。しかし、センターが新たに設置した第Ⅱ期の選定委員会は、審議の結果、応募のあった2金融機関を共に選定しないこととした上で、参考意見として、民間企業の協力を得てセンターが直接運営することも検討すべきであると提言した。

センターは、上記の提言等を踏まえ、委託金融機関として2金融機関を共に選定しないことと決定して、民間企業のノウハウを得て直接運営することの方針を改めた。そして、この方針に基づき、17年1月にスポーツ振興投票の実施に関する経営管理業務及び情報処理システム開発運用管理業務について委託先を公募することとした。

その結果3社から応募があり、センターは、外部の専門家3名の意見を参考にし、経営管理業務、情報処理システム開発費及び発売開始時期等について日本ユニシスの優位性を認め、17年2月に日本ユニシスと基本契約を締結した。

第Ⅰ期と第Ⅱ期の運営体制の違いについて図示すると、図3のとおりである。

図3 第Ⅰ期と第Ⅱ期の運営体制の違い



(注) 第Ⅱ期においては、センターが民間協力会社として日本ユニシスに経営管理業務及び情報処理システム開発運用管理業務を発注しているため、日本ユニシスは、センターの本部内に常駐してコンサルティング及びバックオフィス業務を実施するとともに、情報処理システムの開発等の業務を受注している。

(2) スポーツ振興くじの売上げ、債務、繰越欠損の推移

ア 売上げの推移

スポーツ振興投票が本格的に開始された13事業年度以降の売上金額の推移は、表3のとおりであり、13事業年度に642億円を売り上げたが、14事業年度以降は毎年売上金額が減少していった。そして、前記のとおり、数度にわたる投票法施行規則等の改正等により売上げの向上に努めたものの、売上金額の減少は18事業年度まで続くこととなった。

表3 スポーツ振興くじの売上金額の推移

(単位：百万円、回)

事業年度 種類	第Ⅰ期					第Ⅱ期		
	平成13	14	15	16	17	17	18	19
toto	64,266	34,636	14,432	13,443	9,488	1,459	6,465	7,442
totoGOAL	—	1,421	5,444	2,251	174	—	—	—
totoGOAL 3	—	—	—	—	2,957	231	2,245	1,927
totoGOAL 2	—	—	—	—	—	13	61	50
mini toto	—	—	—	—	—	580	2,116	1,718
BIG	—	—	—	—	—	—	2,322	48,140
mini BIG	—	—	—	—	—	—	259	3,167
BIG1000	—	—	—	—	—	—	—	1,264
売上金額	64,266	36,058	19,877	15,694	12,620	2,284	13,470	63,711
					14,905			
(実施回数)	(32)	(38)	(37)	(44)	(39)	(9)	(63)	(58)

イ 債務(りそな銀行に対する未払金)、繰越欠損金の推移等

(ア) 第Ⅰ期における債務(りそな銀行に対する未払金)及び繰越欠損金の推移

第Ⅰ期においては売上げが低迷する一方、りそな銀行への委託料は発売総額に比例しない多額の定額部分を含んでいたため、売上金額から払戻金額を控除した金額では、委託料を支払うことができなくなり、支払不能な委託料は翌事業年度以降へ支払を繰り延べざるを得なくなった。

これにより、表4のとおり未払金が増加していくことになり、17事業年度末において、りそな銀行に対する未払金は292億円まで膨れ上がった。

表4 対りそな銀行未払金及び繰越欠損金の推移

(単位：百万円)

事業年度 項目	平成12	13	14	15	16	17	18	19
対りそな銀行未払金	1,510	5,656	9,463	11,209	17,504	29,254	—	—
繰越欠損金	433	278	2,474	9,436	15,504	29,270	26,417	9,551

(注) 各事業年度の対りそな銀行未払金には、契約により翌事業年度に精算することとなっていた金額も含んでいる。

なお、14、15両事業年度の対りそな銀行未払金及び繰越欠損金について、センターは貸借対照表に計上していなかったが、本院の指摘により16事業年度において是正している。表4は、適正な会計処理を行った場合の金額を記載しているため、センターが開示した財務諸表の金額とは異なっている。

また、前記のとおり、収益は、すべて助成等に充てることとされており、損失の発生に備えて準備金等として整理する制度となっておらず、損益計算上の損失が発生した場合には、その全額を欠損金として処理せざるを得なかった。これは、文部科学省が当初の制度設計の段階において、これほどまでに売上金額が低迷することを想定しておらず、制度上、損失及び欠損金の発生を想定していなかったことによると考えられる。

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条第1項では、損益計算において生じた利益で繰越欠損金を補って、残余の額は積立金として整理しなければならないと規定されているが、センター法第22条第2項では、助成準備金として整理する場合においては、通則法の上記規定が適用されないこととされている。

(イ) 繰越欠損金の発生原因

a 損益分岐点に達しない発売総額

後述するように、文部科学省は、制度設計の当初、年間の運営費について試算を行っていた(1008ページ参照)。

これによれば、銀行等に委託するに当たっての初期投資額は365億円、年間の固定費は110億円であった。そこで、初期投資額を5年で償還するとして年間の固定費を試算すると183億円(110億円+365億円/5年)となり、また、発売総額に対する変動費の比率である変動費率は9.55%と算定された。

したがって、運営費の年間額は次式により求められることとなった。

$\begin{array}{l} \text{運営費(年間額)} = 183 \text{ 億円} + \text{発売総額} \times 9.55\% \\ \text{(固定費)} \qquad \qquad \qquad \text{(変動費)} \end{array}$

そして、収入は発売総額の53%(17年3月末まで)となることから、損益分岐点は421億円となっていた。

このように、制度設計上の発売総額を2000億円として固定費額及び変動費率を計算すると、損益分岐点は421億円となっていたが、実際には、14事業年度から17事業年度までの4年間、損益分岐点を大幅に下回る売上金額となったことが繰越欠損金が生じた最大の要因である。

- b 実効性を持った改善策を早期に執ることができなかったことによる欠損金の増加
前記のとおり、スポーツ議員連盟の改善方策の提言等を受けて行われた政省令の改正等がなされるまでは、センター等は法令等の規制により売上げを向上させる実効性を持った改善策を早期に執ることができなかったが、これも繰越欠損金を増大させた要因の一つであると考えられることもできる。

(ウ) りそな銀行に対する未払金の一括支払のための長期借入金の借入れ等

文部科学省は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成15年文部科学省令第51号)を18年9月に改正した。これにより、センターは、同月株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」という。)を幹事銀行とするシンジケートローン(借入期間:18年9月~29年3月)により190億円を借り入れるとともに、一般勘定から投票勘定へ34億円の資金を融通して、りそな銀行への未払金を一括で支払った。

(エ) 「BIG」の発売開始による売上げの急増と長期借入金の返済及び繰越欠損金の減少

18年9月、キャリアオーバー発生時には最高払戻金額6億円という「BIG」の発売が開始されて、19事業年度に「BIG」の売上げが急増したことで、19事業年度の売上金額は637億円となった。

これにより、19事業年度だけで借入金額の半分の95億円の返済が実施されて、繰越欠損金も20年3月末には95億円まで減少した。さらに、20年5月30日に43億

円の繰上返済を実施したことにより、同年6月末日のシンジケートローンによる借入金残高は52億円となっている。

(3) 販売システムの運用経費及び開発規模

ア 第I期

(ア) 開発規模の決定方法等

a スポーツ振興投票の実施に関するアンケート調査の実施

文部科学省は、財団法人日本開発構想研究所に委託して、10年7月から同年8月にかけて、スポーツ振興投票に関するアンケート調査を実施して、このアンケート調査の結果を基に、スポーツ振興投票の市場規模の推計を行わせていた。そして、市場規模の推計の結果、年間需要総額は1600億円から2200億円と推計されていた。なお、年間需要総額の算出過程について本院が文部科学省に確認したところ、同省からは、資料が存在しないため算出過程については不明である旨の返答があった。

b スポーツ振興くじの発売総額の想定と開発規模の決定

文部科学省は、市場規模の推計結果等を基に、スポーツ振興くじの発売総額を2000億円と想定して、これに対応可能な販売システムを開発することを前提に試算を行った結果、初期投資額、年間固定費及び変動費率をそれぞれ365億円、110億円、9.55%と算定した。

c 開発規模の妥当性

前記のとおり、文部科学省はスポーツ振興投票の発売総額を2000億円と想定して、これに対応可能な販売システムを開発するため、センター経費を除く初期投資額を351億円と積算していた。

しかし、JSALは、2000億円を売り上げるのは実質的に不可能であると判断したため、スポーツ振興投票委託業務運営協議会(センターがりそな銀行、JSAL及び中核7社とともに設置)は、文部科学省の想定を大幅に下回る発売総額1200億円に対応可能な販売システムを開発することにした。

そして、センターシステムのアプリケーションを開発するために必要なシステム・エンジニア、プログラマーなどの工数は、IBMが独自に算出したものであるが、IBMは工数を算出する方法については公表しておらず、センターではこれを検証できなかった。

(イ) 販売システムの運用経費

a 販売システム構築のための初期投資額の調達方法及び投資額

センターは、スポーツ振興投票業務を実施するために必要な施設、設備等(初期投資)の調達財源を有していなかった。このため、委託を受けた銀行等に初期投資額を負担させて、毎事業年度支払う委託料に、初期投資額の償還分を含めて支払うこととした。

b 初期投資額の妥当性

初期投資額に含める費用については、りそな銀行から報告があった費用につい

て、センターとりそな銀行との間で協議して、センターの承認をもって決定されていた。

センターは、端末機に付加されたスポーツ振興くじの販売とは直接の関係がないJTBの販売システムなどの開発費3億円について、販売店での限られたスペースに端末機をオフシーズンも含め設置してもらうために必要と判断して、その全額を初期投資額に含めることを承認していた。

しかし、端末機普及のために必要な経費負担であったという面を否定できないとしても、同システムの受益者との間で適正な負担割合についての交渉等をすべきであったと認められ、センターが、これらの開発費の全額を初期投資額に含めることを承認していたことは適切とは認められない。

c 運営費等の年度別実績額

第Ⅰ期の運営費等の年度別実績額は表5のとおりとなっており、売上金額に対する運営費の比率は、本格的な発売開始事業年度の13事業年度こそ36.3%にとどまっていたものの、16事業年度には91.1%まで悪化している。ただし、17事業年度は、第Ⅱ期に向けての費用が前倒しで発生しているため単純比較はできない。

表5 第Ⅰ期の運営費等の年度別実績額

(単位：百万円、%)

事業年度	平成12	13	14	15	16	17	
運営費	1,918	23,329	20,485	17,357	14,305	14,781	
販売システムの運用経費	委託料(対りそな銀行)	1,623	22,637	19,743	16,798	13,798	11,505
	直営化に伴う費用	—	—	—	—	—	2,748
その他	295	693	743	559	506	527	
売上金額	3,063	64,266	36,058	19,877	15,694	14,905	
売上金額に対する比率	62.6	36.3	56.8	87.3	91.1	99.1	

(注) りそな銀行に対する委託料の契約が変更されるなどしたため、運営費は、1007ページの算式による金額とはなっていない。

イ 第Ⅱ期

(ア) 開発規模

a スポーツ振興くじの発売総額の想定と開発規模の決定

前記のとおり、第Ⅱ期においては、これまでの委託方式からセンターが直接運営する方式に改めることとした。

第Ⅱ期は、第Ⅰ期のシステムを引き継がずに、多様なくじに対応できる新たなシステムを開発することとして、既往年度の最大の発売総額が642億円(13事業年度)であったことから、第Ⅱ期の想定発売総額を600億円とした。

b 開発規模の妥当性

前記のとおり、第Ⅰ期と比較すると、第Ⅱ期の想定発売総額は、大幅な見直しが行われており、販売システムの開発規模もそれに伴った見直しが行われた。

ソフトウェアの開発規模の見積りは、一般的に、ファンクションポイント法(情報システムが提供する機能数を一定の方法で定量化して、見積り尺度とする方法)

等により行われているが、センターは、システム開発の契約を締結する前の段階では、開発規模についてファンクションポイント法等による見積りを行っていなかった。そして、センターは、システム開発の契約を締結した後において、日本ユニシスほかシステム開発に関連する各社が算出した見積りについて、センターが経営管理業務を委託している経営管理コンサルタント(日本ユニシスの社員)と打合せの上、開発規模の妥当性についての検証を行ったとしているにすぎない状況であった。

(イ) 販売システムの運用経費

a 販売システム構築のための初期投資額の調達方法及び投資額

第Ⅱ期においても、第Ⅰ期と同様にスポーツ振興投票事業に係る予算措置が講じられていなかったことから、第Ⅱ期の初期投資額 127 億円についても、第Ⅱ期開始後の売上げから支払うこととして、情報処理システム等一式はリース契約により調達して、それ以外の初期投資額についても基本的に第Ⅱ期の売上げから支払うこととした。

b 初期投資額の妥当性

センターは、初期投資額のうち日本ユニシス実施分について、事前に見積りなどの提示を受けて、個別に検証したり、日本ユニシスと必要に応じて適宜打合せを行ったりして、提出された企画書の内容が実現されていることをもって初期投資額の妥当性を確認したとしている。しかし、センターは、日本ユニシスとの契約の中で基礎資料等により実績等を確認・検証する規定を定めておらず、作業日報や賃金台帳等の実働時間、人件費単価、機器の単価等を把握できる資料の提出を受けて確認しているとは認められなかった。

c 運営費の年度別実績額

第Ⅱ期の運営費の額は表6のとおり18事業年度89億円、19事業年度126億円と第Ⅰ期と比べて大幅に減少した。また、売上金額に対する運営費の比率は、第Ⅰ期には90%を超えたこともあったが、19事業年度には、売上金額が急増したことによる要因もあるものの、20%を下回っている。

表6 第Ⅱ期の運営費等の年度別実績額

(単位：百万円、%)

事業年度	平成 18	19
運 営 費	8,972	12,683
直営化に伴う費用 (販売システムの運営費)	8,075	11,887
その他	897	796
売上金額	13,470	63,711
売上金額に対する比率	66.6	19.9

ウ 第Ⅰ期と第Ⅱ期の比較

第Ⅰ期においては、想定発売総額を2000億円としたものの、売上げが低迷して、最も多かった事業年度でも発売総額は642億円にとどまった。一方、多額の初期投資に伴

い、発売総額に関係なく多額の固定費負担が発生することにより、累積欠損金が増大した。

第Ⅱ期においては、想定発売総額を600億円として販売システムを開発したことなどにより、初期投資額が第Ⅰ期の3分の1程度で済み、また、販売システムの開発に当たり、くじの種類が多様化等を想定してそれに対応しやすいシステムを開発したため、第Ⅰ期と比べ固定費負担が減少した。そして、19事業年度には、新たなくじ「BIG」の投入の効果等により、売上金額が637億円となった。

したがって、第Ⅱ期での固定費負担の減少及び19事業年度の売上げの増加という2つの要因により、スポーツ振興投票の業績は急激に回復している。

センターがスポーツ振興くじの発売を開始した12事業年度から19事業年度までの、売上金額、払戻金額、運営費、助成準備金繰入額、国庫納付金等を一表にまとめると表7のとおりとなる。

表7 スポーツ振興投票の実績推移

(単位：百万円)

事業年度 項目	平成12	13	14	15	16	17	18	19
売上金額(A)	3,063	64,266	36,058	19,877	15,694	14,905	13,470	63,711
払戻金額(B)	1,439	30,205	16,947	9,342	7,376	7,452	6,735	31,855
時効金等収入等(C)	—	79	1,606	331	147	192	420	497
くじ収入(D)= (A)-(B)+(C)	1,623	34,141	20,717	10,866	8,465	7,645	7,156	32,353
運営費(E)	1,918	23,329	20,485	17,357	14,305	14,781	8,972	12,683
委託料(対りそ な銀行)	1,623	22,637	19,743	16,798	13,798	11,505	—	—
直営化に伴う費 用	—	—	—	—	—	2,748	8,075	11,887
その他	295	692	742	559	506	527	897	796
くじ収入－運営費 (F)=(D)-(E)	▲ 295	10,811	231	▲ 6,490	▲ 5,839	▲ 7,135	▲ 1,816	19,669
助成等(G)	—	10,651	2,423	331	147	134	145	2,183
助成準備金繰入 額	—	7,100	1,615	220	98	89	96	1,455
国庫納付金	—	3,550	807	110	49	44	48	727
財務費用(H)	4	5	2	0	106	496	1,185	624
臨時損益等(I)	0	—	▲ 0	2	25	—	▲ 0	4
投票勘定損益 (F)-(G)-(H)+(I)	▲ 298	154	▲ 2,195	▲ 6,819	▲ 6,068	▲ 7,766	▲ 3,147	16,866
繰越欠損金	433	278	2,474	9,436	15,504	29,270	26,417	9,551

(注) 平成14、15両事業年度は、委託料の未払額を委託料に含めており、17事業年度は18事業年度に減額した60億円を委託料から控除しているため、センターの財務諸表とは一致しない部分がある。

また、繰越欠損金は前事業年度の繰越欠損金に当事業年度の投票勘定損益を加減した額となるが、15事業年度は、更に独立行政法人化に伴う繰越欠損金の増加1億4215万円が加算されている。

(4) 繰越欠損の解消に向けての取組の状況

ア 収支計画(案)の策定と計画実現に向けての方策

センターは、17年8月に、多額の繰越欠損金の発生、これに関する本院の指摘等を踏まえて、18事業年度から21事業年度までの4年間で繰越欠損金を解消しようとする収支計画(案)を策定して、その骨子は、売上げが順調に伸び、18事業年度には294億円、21事業年度には約2倍の608億円になるとの見込みを基に作成されていた。しかし、18事業年度の売上金額は計画値の半分にも達しなかった。

また、前記のとおり、センターは、りそな銀行に対する未払金の一括支払のためシンジケートローンなどにより借入れ等を行ったため、その返済計画を裏付ける収支計画(案)を18年9月に策定した。この収支計画(案)によれば、19事業年度には4億円の借入金返済を行ってもなお、3億9000万円の収益を見込み、その後、売上げが順調に伸びて、24事業年度以降は333億円の売上見込額で推移するとしており、29事業年度にはすべての借入金等の返済が完了して、28億円程度の収益が見込めるとしている。

そして、センターは、前記のとおり、18事業年度から直営方式で運営することとして、民間企業のノウハウなどを導入することなどにより発売総額を拡大して、現実的な発売総額を設定して、これに合わせた販売システムを構築するなどの方策を講ずるなどして、損益分岐点を引き下げる取組を行っている。さらに、商品性や利便性の改善を行うとともに、購入者のニーズに応えた多様なくじを発売した結果、19事業年度には「BIG」の売上げが大きく伸びるなど一定の成果が見られて、同事業年度の売上金額は、計画値を大きく上回る637億円となり、収支が大幅に改善されている。

イ 実施体制等の見直しについての閣議決定

独立行政法人整理合理化計画(19年12月24日閣議決定)において、センターのスポーツ振興投票業務については、次のとおり見直しを行うこととされた。

事務及び事業の見直し

【スポーツ振興投票業務】

- スポーツ振興投票事業について、日本スポーツ振興センターは、売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。
- その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。
- なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。

この閣議決定の後に、センターは、前記のとおり、19事業年度のスポーツ振興くじの売上金額が最終的に637億円となったことから、売上金額520億円の予想の下に実施した91億円の繰上返済に加えて、20年5月にも43億円の繰上返済を実施しており、シンジケートローンによる借入金残高52億円についても、その全額が9月末日に繰上返済される見込みである。

3 検査の結果に対する所見

ア 本院は、センターが実施しているスポーツ振興投票について参議院から検査の要請を受けて、①スポーツ振興くじに係る制度や運営の見直し状況、②スポーツ振興くじの売上げ、債務、繰越欠損の推移、③販売システムの運用経費及び開発規模、④繰越欠損の解消に向けての取組の状況について検査した。

検査の結果は、次のとおりである。

(ア) スポーツ振興くじに係る制度や運営の見直し状況

第Ⅰ期(12年10月28日～17年12月2日)においては売上げが低迷して、スポーツ振興投票の目的とするくじ収益からのスポーツ振興事業への助成も少額にとどまっていた。

このような状況を打開するために、文部科学省は、スポーツ議員連盟によるスポーツ振興くじをより魅力のあるものとするための改善方策の提言等を受けて、17年度以降、政省令の改正等を行って、多様なくじの発売が可能となるように組合せの総数の制限の廃止や販売方法等の見直しを行った。

また、運営面については、第Ⅰ期においては、センターがスポーツ振興くじの売りさばきなどの業務を一括してりそな銀行に委託して、りそな銀行は、JSALに再委託して業務を行っていたが、第Ⅱ期(17年12月3日～25年3月31日)においては、センターが民間企業のノウハウを得て直接運営することにした。そして、経営管理業務及び情報処理システム開発運用管理業務について、日本ユニシスに委託した。

(イ) スポーツ振興くじの売上げ、債務、繰越欠損の推移

スポーツ振興投票が本格的に開始された13事業年度は642億円を売り上げたが、14事業年度以降は売上げが減少し続けて、18事業年度の売上金額は134億円まで減少した。

また、りそな銀行への委託料には、りそな銀行が負担した初期投資額の償還部分が含まれており、14事業年度以降は売上金額から払戻金額を控除した額では委託料を支払うことができなくなり、支払不能な委託料は翌事業年度以降へ支払を繰り延べざるを得なくなった。この結果、17事業年度末におけるりそな銀行に対する未払金は292億円にまで膨れ上がり、センターは292億円もの多額の繰越欠損金を計上していた。この繰越欠損金の発生原因は、①売上金額が低迷して損益分岐点に達しなかったこと、②実効性を持った改善策を早期に執ることができなかったことによるものと考えられた。

(ウ) 販売システムの運用経費及び開発規模

第Ⅰ期においては、文部科学省は、アンケート調査による市場規模の推計に基づき年間発売総額を2000億円と想定して、これに対応可能な販売システムを開発することを前提に、スポーツ振興投票の運営を実施するために必要な運用経費を算定して、初期投資額を365億円、年間固定費額を110億円及び変動費を発売総額の9.55%としていた。

センターは、りそな銀行、JSAL及び中核7社とともに、スポーツ振興投票業務の運営に必要な事項の協議機関として運営協議会を設置しているが、運営協議会では、スポーツ振興投票の年間実施回数等から発売総額1200億円に対応可能な販売システムを開発することにした。

しかし、第Ⅰ期の実際の売上金額は、文部科学省やセンター等の想定をはるかに下回り、運用経費及び開発規模が相対的に大きなものとなって、欠損金が多額に上る結果となったと考えられる。

また、センターは、販売店の限られたスペースに端末機をオフシーズンも含め設置してもらうために必要との判断で、スポーツ振興くじの販売とは直接の関係がない販売システム等の開発費の全額3億円をセンターが負担することとして、初期投資額に含めることを承認していた。しかし、端末機普及のために必要な経費負担であったという面を否定できないとしても、同システムの受益者との間で適正な負担割合についての交渉等をすべきであったと認められ、センターが、これらの開発費の全額を初期投資額に含めることを承認していたことは適切とは認められない。

第Ⅱ期においては、センターは、発売総額を600億円と想定して、それに対応可能な販売システムを開発することとした。第Ⅱ期の販売システムの運用経費を含む運営費の額は、第Ⅰ期と比べ大幅に減少して、売上金額に対する運営費の比率も、90%を超えることもあった第Ⅰ期と比べ売上金額が急増したことによる要因もあるものの、19事業年度には20%を下回っている。

また、損益分岐点も第Ⅰ期の421億円に対して、第Ⅱ期の18事業年度には213億円、19事業年度には187億円に低下している。

(エ) 繰越欠損の解消に向けての取組の状況

センターは、多額の繰越欠損金の発生及びこれに関する本院の指摘等を踏まえて、17年8月に収支計画(案)を策定したものの、18事業年度の売上金額は計画値の半分にも達しなかった。また、18年9月にみずほ銀行を幹事銀行とするシンジケートローンにより190億円を借り入れて、その借入金等をもってりそな銀行に対する未払金を一括して支払うとともに、借入金の返済計画を裏付ける収支計画(案)を策定した。

そして、18年9月から発売開始した新たなくじ「BIG」の売上げが19事業年度に急激に増加したことで、19事業年度のスポーツ振興くじの売上金額は637億円と大幅に増加した。これにより、19事業年度には、上記借入金のうち95億円を返済し繰越欠損金の残高も95億円となった。さらに20年5月に追加で43億円を繰上返済した結果、6月現在の借入金の残高は52億円となっている。

イ 上記の検査の結果を踏まえて、センター及び文部科学省は、今後の事業の実施に当たって、以下の点に留意することが必要である。

(ア) センターは、販売システムの運用経費について、受託者との契約の中に、基礎資料により実績等を確認・検証する規定を定めておらず、また、販売システムの開発規模について、一般的に用いられている手法による妥当性の検証を行っていなかった。

したがって、センターは、今後、販売システムの運用経費及び開発規模について、事後的に、自ら、又は第三者を介して、確認・検証できるような規定を契約に明記するなどして事後の確認・検証を可能とする体制を構築して、事後的検証を行う必要があると認められる。

(イ) 当初の制度設計の段階で、損益分岐点を下回るほどの売上金額の低迷を想定しておらず、制度上、損失及び欠損金の発生を想定していなかったことにより、実際に損失が発生した場合の措置に係る制度上の整備がなされていなかった。

現状では、売上金額が損益分岐点を上回る状態まで回復しているものの、今後、損失が発生する場合も想定して、その措置に係る制度上の整備を検討することも課題になると考えられる。

- (ウ) 20事業年度の「BIG」の売上げは、20年4月から7月までのところ、毎回15億円から30億円程度とセンターの想定を上回る売上げとなっているが、センターは、19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画を踏まえて、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、今後とも、青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等について十分留意しつつ、投票法第22条に定める国庫納付を引き続き着実にを行いながら、スポーツ振興のために必要な資金を確保して、もってスポーツの振興に寄与するという制度本来の目的の達成に努めることが肝要である。

以上のとおり報告する。

そして、本院としては、今後とも、スポーツ振興投票の運営が経済的、効率的に行われて、上記の投票法の定める目的が達成されているかなど多角的な観点から、引き続き検査していくこととする。

第3 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について

要請を受諾した年月日	平成20年1月16日
検査の対象	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
検査の内容	上記の5省所管の政府開発援助についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成20年10月8日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成20年1月15日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月16日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
(二) 検査の内容
五省所管の政府開発援助についての次の各事項
① 技術協力の実施状況
② 技術協力に係る援助の効果

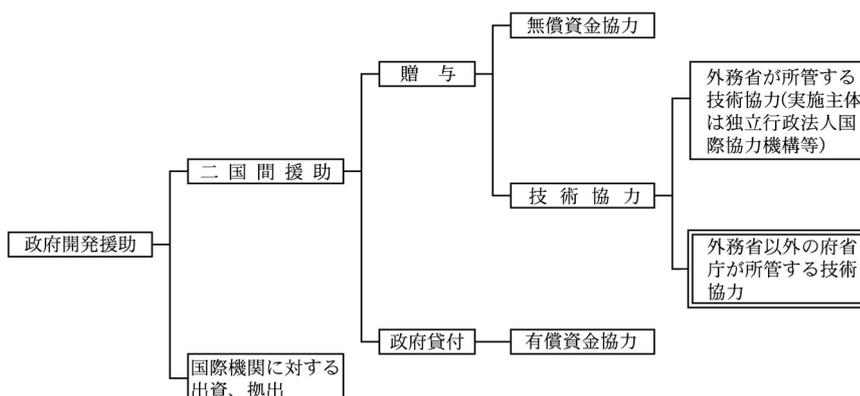
(2) 政府開発援助(O DA)及び技術協力の概要

ア ODA の概要

政府開発援助(O DA)は、政府又は政府の実施機関によって開発途上国又は国際機関に供与されるもので、開発途上国の自助努力を支援して、経済及び社会の発展並びに福祉の向上に役立つことを目的として行う資金及び技術の提供による協力である。

これを形態別に分類すると、二国間援助と国際機関に対する出資、拠出とがあり、このうち二国間援助には贈与である無償資金協力及び技術協力並びに政府貸付である有償資金協力がある(図参照)。

図 ODA の分類



イ 技術協力の概要、実施主体及び形態

技術協力は、開発途上国の経済及び社会の開発の担い手となる人材を育成するために、我が国の有する技術、技能、知識を開発途上国に移転するなどして、技術水準の向上、制度・組織の確立・整備等に寄与するものである。具体的には、開発途上国の技術者や行政官等に対する技術研修の実施、専門的な技術や知識を有する専門家やボランティアの派遣、技術移転に際して必要な資機材の供与等がある。

技術協力は、外務省(実施主体は独立行政法人国際協力機構(平成15年10月1日以前は国際協力事業団、Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。)等)に加え、本件の検査の要請において検査の対象とされた文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の5省(以下「5省」という。)を含む計13の府省庁において、それぞれの所掌事務に係る国際協力として実施されている。そして、外務省は各府省庁が実施する技術協力の調整等の機能を担っている。

前記のとおり、技術協力には多様な形態があり、5省は、研修生の受入れ、専門家の派遣、資機材の供与、調査研究等様々な内容・形態の技術協力を実施している。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

(ア) 本院は、5省所管の技術協力の実施状況について、正確性、合規性、経済性、効率性等の観点から、次の点などに着眼して検査した。

- ① JICA や他の府省庁が実施する他の事業との連携、調整が十分でない事態が生じていないか
- ② 援助の実施に係る契約その他の会計経理は適切に処理されているか
- ③ 委託、補助等により事業を実施している場合、その相手方は適正に決定されているか
- ④ 委託、補助等の相手方において当該事業に係る会計経理は適正に処理されているか

(イ) 技術協力に係る援助の効果について、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点などに着眼して検査した。

- ① 事業は計画どおりに進ちよくして、対象となる技術は目的どおり相手国側に移転されているか
- ② 移転された技術や供与された資機材等は相手国側において計画どおり十分に利用

されているか

- ③ 調査報告等の内容は十分なものとなっており、その成果は活用されているか
- ④ 事業の対象、方法等は援助の効果を達成するのに適したものとなっているか
- ⑤ 社会情勢の変動等に伴い効果や必要性が低下している事業はないか
- ⑥ 事業の効果等は適切に評価されて、その結果は公開されているか

イ 検査の対象及び方法

本院は、5省所管の技術協力を検査の対象として、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について検査した。

具体的には、表1のとおり、原則として15年度から19年度までの5か年間に実施された5省所管の技術協力(予算額計4065億円)を対象として検査した。

表1 5省が所管する技術協力に係る予算の額 (単位：百万円)

所 管	会 計 名	平成 15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
文部科学省	一般会計	46,378	44,244	43,777	43,195	42,653	220,249
	国立学校特別会計	9,475	—	—	—	—	9,475
	小 計	55,854	44,244	43,777	43,195	42,653	229,724
厚生労働省	一般会計	1,886	1,629	1,520	1,386	1,208	7,631
	国立高度専門医療センター特別会計	995	863	940	828	729	4,357
	労働保険特別会計	818	721	727	701	699	3,669
	小 計	3,700	3,214	3,188	2,916	2,637	15,658
農林水産省	一般会計	3,570	3,280	3,115	2,860	2,682	15,509
経済産業省	一般会計	30,205	28,943	29,506	26,831	26,025	141,512
国土交通省	一般会計	995	891	776	779	680	4,123
5省所管技術協力に係る一般会計 ODA 予算の計		83,037	78,990	78,696	75,053	73,249	389,026
5省所管技術協力に係る ODA 事業予算の計		94,326	80,574	80,364	76,584	74,678	406,528

注(1) 当初予算の額である。

注(2) 国立学校特別会計は、平成16年4月1日に廃止された。

注(3) 国立高度専門医療センター特別会計は、平成15年度以前は国立病院特別会計であった。

本院は、5省(各省の外局及び機関を含む。)及び5省から委託、補助等を受けるなどして技術協力事業を実施している団体等のうち委託金額が大きいものなど主要な56団体(独立行政法人等17(独立行政法人10、国立大学法人6、事業団1)、学校法人6、公益法人等33(公益法人30、その他の団体3))において会計実地検査を行った。また、5省所管の事業を実施しているものではないが、参考情報を得るために外務省においても会計実地検査を行った。

本院は、本件の検査において、5省等に調書の提出を求めて、在庁してそれら関係書類の分析等の検査を行ったほか、623人日を要して、上記の各検査箇所に対する会計実地検査を行うとともに、マレーシア、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国、フィジー諸島共和国及びキリバス共和国に職員を派遣して技術協力の実施状況を現地調査した。

なお、調書の作成に当たっては、個々の契約、補助等は1件当たりの金額が一定金額以上のものなどを対象とすることとした。

2 検査の結果

(1) ODA 事業に係る予算・決算及び DAC 報告

ア ODA 事業に係る予算・決算

ODA 事業予算は、一般会計の ODA 予算に、特別会計における ODA 予算、財政融資資金、出資国債等の額を加えたものである。技術協力には財政融資資金、出資国債等を財源とするものはないので、5 省の技術協力に係る ODA 事業予算は 5 省に係る一般会計 ODA 予算と特別会計における ODA 予算の合計額となる。

15 年度から 19 年度までの 5 省所管の技術協力に係る一般会計 ODA 予算及び ODA 事業予算並びにこれらに係る決算額について、予算書・決算書により又は 5 省に対して調書の提出を求めるなどして集計した結果は表 2 のとおりである。

表 2 5 省所管の技術協力に係る予算・決算額 (単位：百万円)

所 管	会 計 名	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
文部科学省	一般会計	45,439 (46,378)	43,247 (44,244)	43,483 (43,777)	42,927 (43,195)	37,026 (42,653)	212,124 (220,249)
	国立学校特別会計	— (9,475)	—	—	—	—	— (9,475)
	小 計	45,439 (55,854)	43,247 (44,244)	43,483 (43,777)	42,927 (43,195)	37,026 (42,653)	212,124 (229,724)
厚生労働省	一般会計	1,753 (1,886)	1,508 (1,629)	1,409 (1,520)	1,288 (1,386)	1,195 (1,208)	7,155 (7,631)
	国立高度専門医療センター 特別会計	574 (995)	547 (863)	634 (940)	725 (828)	596 (729)	3,077 (4,357)
	労働保険特別会計	721 (818)	653 (721)	679 (727)	627 (701)	630 (699)	3,312 (3,669)
	小 計	3,049 (3,700)	2,709 (3,214)	2,722 (3,188)	2,642 (2,916)	2,421 (2,637)	13,545 (15,658)
農林水産省	一般会計	3,251 (3,570)	2,986 (3,280)	2,893 (3,115)	2,722 (2,860)	2,667 (2,682)	14,522 (15,509)
経済産業省	一般会計	28,474 (30,205)	26,156 (28,943)	26,120 (29,506)	24,156 (26,831)	23,996 (26,025)	128,904 (141,512)
国土交通省	一般会計	916 (995)	788 (891)	696 (776)	718 (779)	661 (680)	3,781 (4,123)
5 省所管技術協力に係る一般会計 ODA 予算に係る決算額計		79,835 (83,037)	74,687 (78,990)	74,603 (78,696)	71,814 (75,053)	65,547 (73,249)	366,488 (389,026)
5 省所管技術協力に係る ODA 事業予算 に係る決算額計		81,131 (94,326)	75,888 (80,574)	75,916 (80,364)	73,168 (76,584)	66,773 (74,678)	372,878 (406,528)

(注) 上段は決算額、下段の括弧書きは当初予算額である。

このうち 15 年度の文部科学省所管国立学校特別会計について決算額が不明となっている。これは、同省が同特別会計の予算について、会計法令上区分管理が求められていないこともあり、予算の執行過程において ODA 事業と他の事業を区分して把握していなかったことによるものである。

イ ODA 実績と DAC 報告

我が国の ODA 実績は「政府開発援助 (ODA) 白書」(以下「ODA 白書」という。)等において公表されており、この ODA の実績は経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会 (Development Assistance Committee。以下「DAC」という。)にも報告される。DAC は、我が国からの報告も含めた各加盟国からの報告を取りまとめて公表しており(以下、この公表を「DAC 報告」という。)、DAC 報告は、各援助国による ODA 実績の国際比較等に広く用いられている。

そして、我が国が技術協力を実施する場合は、相手国・地域が DAC が世界の国・地域をその国民等 1 人当たりの国民総所得 (GNI) に基づいて分類したリストに掲載されている被援助国・地域(以下「開発途上国」という。)であることを目安とするとされている。したがって、我が国が実施する技術協力は、原則として、DAC の報告基準に合致し、技術協力のために支出した費用は DAC 報告に計上されて、我が国の国際貢献として評価されることになる。

しかし、5 省所管の技術協力について検査したところ、次のとおり、ODA 事業に係る予算・決算と DAC 報告との間にずれが生じている事態が見受けられた。

- (ア) ODA 事業予算により実施している事業の一部に開発途上国以外の国に係る事業を含めているなど、DAC 報告から除外されている事業を ODA 事業予算により実施しているもの

一般に、ODA 事業予算により技術協力を実施する場合は、その対象とされるのは開発途上国ないしその国民である。しかし、文部科学省は ODA 事業予算により実施している外国人留学生(以下「留学生」という。)の受入事業において、開発途上国以外の先進国等からの留学生も対象としており、これに係る経費は予算上は ODA 事業予算とされているが、DAC 報告からは除外されていた。

また、厚生労働省は ODA 事業予算により実施している事業を DAC の報告基準に該当しないとして DAC への報告から除外していた。

- (イ) ODA 事業予算により実施している事業で、DAC 報告に含めることが可能であると思料されるにもかかわらず、DAC 報告に含められていないもの

厚生労働省(一部の部局)及び農林水産省は、政府開発援助庁費等の事務経費について、予算上は ODA 事業予算とされているが、DAC への報告からは除外していた。

しかし、事務経費のうちには、DAC への報告に含めても差し支えないものもあることから、それらについては、DAC への報告に含めることができるものと思料される。

(2) 5 省所管の技術協力の実施状況

ア 府省庁間の連携、調整等

JICA 及び各府省庁が実施する技術協力について、その戦略的な統一性を確保するため、外務省をはじめとする関係省庁が相互に連絡を密にして、情報共有・連携を強化することが必要であるとされているところである。

- (ア) 各種会議等による連携、調整等の仕組み

我が国の海外経済協力 (ODA 以外のものを含む。)に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議して、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図ることを目的として、18 年 4 月以降、内閣総理大臣をはじめとする関係閣僚により構成される海外経済協

力会議が設置、運営されている。さらに、ODAに関わる関係府省庁間の連携を図るための具体的な仕組みとして、政府開発援助関係省庁連絡協議会、技術協力連絡会議等が開催されている。

また、外務省は、関係府省庁との効率的・効果的な情報の共有・連携を強化するために、各省が実施する技術協力の実施状況等を収集、蓄積及び参照することができるシステムとして、13年度から「関係府省庁技術協力検索」を省庁間ネットワークである霞が関WAN等により提供している。

しかし、5省においては、個々の技術協力事業を担当している部署の担当者が同システムの存在を知らなかったり、霞が関地区以外にある官署や独立行政法人等はそもそも霞が関WAN等に接続していないため同システムにアクセスできなかったりして、同システムを全く利用していない例が見受けられた。したがって、今後同システムがより活用されることが望まれる。また、霞が関WAN等に接続していない官署や独立行政法人等は、本省を通じるなどして必要な情報の収集等を行うことが望まれる。

(イ) 5省とJICAとの間での事務の委託

JICAが実施する技術協力のうち、技術研修員受入事業について、JICAが5省に委託するなどして実施しているものがある。

特に厚生労働省の施設等機関においては、医療分野等における専門能力を有することから、JICAから委託を受けて、研修業務を実施しているものが相当数ある。これらのうち、国立保健医療科学院、国立身体障害者リハビリテーションセンター及び国立感染症研究所において支払を受けた委託費を国庫に納付せず、別途経理している事態が見受けられた(前掲不当事項221ページ参照)。

イ 5省所管の技術協力の実施体制

5省又は独立行政法人は、技術協力を実施するに当たり、自ら直接事業を執行したり(以下「直轄事業」という。)、独立行政法人、公益法人、企業等の団体等と契約を締結して、研修生の受入れ、専門家の派遣、調査研究の実施等の業務を委託し又は請け負わせたり、これらの団体等に補助金を交付したりして事業を実施したり(以下、委託、請負及び補助を総称して「委託・補助等」という。)している。

ウ 5省又は独立行政法人における直轄事業の実施状況

直轄事業の執行について、不要不急の物品を購入していたり(厚生労働省(国立感染症研究所)、ODAとは直接関係のない業務にODA事業予算を使用していたり(厚生労働省(国立感染症研究所)、農林水産省、国土交通省)、競争契約が可能であるのに随意契約により契約を締結していたり(厚生労働省(国立国際医療センター))、独立行政法人の海外事務所における金銭の出納及び保管並びに契約に関する会計経理が会計規程にのっとり行われていなかったり(独立行政法人日本学生支援機構(以下「学生支援機構」という。))する事態が見受けられた。

エ 委託・補助等による事業の実施状況及び委託・補助等の相手方となっている団体等の状況

(ア) 事業の委託・補助等の状況

5省から委託・補助等を受けて技術協力を実施している団体等をその種類別にみる

と、独立行政法人等 23 団体、委託・補助等の金額 136 億 1761 万余円(全体金額の 45.1%)、公益法人等 61 団体、124 億 8475 万余円(同 41.4%)、株式会社その他 274 団体等、40 億 3089 万余円(同 13.3%)となっており、独立行政法人等及び公益法人等が多くなっていた。さらに、省別に金額の多い 5 者をみると、各省とも、上位 5 者はすべて公益法人等、独立行政法人等及び学校法人となっており、株式会社、個人等は上位にはなかった。

また、学生支援機構又は独立行政法人日本貿易振興機構(15 年 10 月 1 日以前は日本貿易振興会。以下「ジェトロ」という。)から ODA 運営費交付金を財源として委託・補助等を受けて技術協力を実施している団体等は、公益法人等が 2 団体、6 億 4909 万余円(全体金額の 41.2%)、株式会社その他が 48 団体等、9 億 2337 万余円(同 58.7%)となっており、株式会社その他の割合が高くなっていた。

(イ) 委託・補助等の相手方の決定

a 委託・請負契約に係る契約の相手方の決定

(a) 委託・請負契約に係る契約の方式

5 省は、「公共調達適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長あて通知)等を受けて、「随意契約見直し計画」を定めるなどして、競争性のない随意契約(以下「従来型随契」という。)の一般競争入札又は企画競争若しくは公募への移行、随意契約における再委託の適正化等に努めることとしている。

5 省の技術協力に係る契約について、その契約方式をみると、17 年度から 19 年度で、従来型随契は、件数では 17 年度 179 件から 19 年度 51 件(全体の 73.6% から 25.6%)、金額では 123 億 1389 万余円から 40 億 7658 万余円(同 91.1% から 40.5%)と減少し、一方、競争契約は 1 件から 54 件(同 0.4% から 27.1%)、1 億 5015 万円から 21 億 7230 万余円(同 1.1% から 21.6%)、企画競争を行った上での随意契約(以下「企画随契」という。)は、63 件から 86 件(同 25.9% から 43.2%)、10 億 4288 万余円から 36 億 8218 万余円(同 7.7% から 36.6%)などと増加しており、従来型随契から競争契約、企画随契等に切替えが進められている。

これを契約主体である省(本省)、外局等の別にみると、文部科学省、農林水産省、水産庁、林野庁、気象庁及び国土地理院の 6 機関は、19 年度に従来型随契を全く行っておらず、文化庁、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁及び国土交通省の 5 機関は、計 51 件(対 17 年度比 34.4%)、40 億 7658 万余円(同 34.4%)を従来型随契で契約していた。

また、学生支援機構及びジェトロについては、従来型随契は、件数で 17 年度 25 件から 19 年度 12 件(全体の 48.0% から 17.9%)、金額で 17 億 2888 万余円から 5 億 5431 万余円(同 88.3% から 44.4%)と減少しており、一方、競争契約は 26 件から 41 件(同 50.0% から 61.1%)、2 億 1957 万余円から 6 億 0473 万余円(同 11.2% から 48.5%)、企画随契は 0 件から 10 件、0 円から 6616 万余円と増加していた。

そして、5 省並びに学生支援機構及びジェトロの合計では、従来型随契は、件数で 17 年度 204 件から 19 年度 63 件(全体の 69.1% から 23.6%)、金額で 140 億 4277 万余円から 46 億 3090 万余円(同 90.8% から 41.0%)と減少していた。

(b) 随意契約の理由の妥当性等

個々の契約について、随意契約とする理由の妥当性に疑義があったり(経済産業省(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)、学生支援機構(財団法人日本国際教育支援協会)、事業費の相当部分が再委託されていたり(厚生労働省(社団法人国際厚生事業団))する事態が見受けられた。また、上記の学生支援機構の契約については、契約の相手方である上記の協会が業務の実態に沿わない見積書を提出していた。

(c) 実質的な競争性の確保の必要性

前記(a)のように、5省等は、それぞれ随意契約の見直し、競争性の導入等に取り組んでいるところである。しかし、各省における競争契約について、1者からしか入札がなかったものは、17年度は競争契約全体の0%(0件)、18年度50.0%(2件)、19年度70.3%(38件)となっていた。また、企画随契について、1者からしか企画書の提出等がなかったものは、17年度は企画随契全体の23.8%(15件)、18年度49.5%(55件)、19年度61.6%(53件)となっていた。さらに、公募の結果1者からしか応募がなかった場合に行われる随意契約(以下「公募随契」という。)は、17年度はなく、18年度1件、19年度3件となっていた。

これを契約主体別にみると、国土交通省については、企画随契において1者からしか応募がなかったものが各年度85.7%から96.4%と多くなっており、また、少数ではあるものの、水産庁及び国土地理院については、企画随契のすべてについて1者からしか応募がなかった。さらに、競争契約についても、少数ではあるものの、文部科学省及び資源エネルギー庁については、すべて1者からしか入札がなかった。

また、学生支援機構及びジェットロについては、競争契約について1者からしか入札がなかったものは、17年度は競争契約全体の3.8%(1件)、18年度20.5%(8件)、19年度19.5%(8件)となっていた。また、企画随契について1者からしか応募がなかったものは19年度の企画随契全体の30.0%(3件)となっており(17年度は企画随契を実施していない)、公募随契は18年度の1件だけであった。

このように契約方式としては、競争契約等への切替えが進められているものの、実際には1者からしか応札・応募がないものの比率等も増加している状況となっていた。

また、個々の契約について、公募を行っているものの、その際に実質的に競争性を阻害するような条件を付していた事態が見受けられた(文部科学省(文化庁)(財団法人ユネスコ・アジア文化センター))。さらに、当該契約については、不確定要素が多いのに確定契約としており、契約金額と実績額にかい離が生じていた(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項211ページ参照)。

b 補助金に係る交付の相手方の決定

(a) 補助金交付の相手方の特定の状況

5省の技術協力に係る補助事業について、補助金の交付相手方の決定方法をみ

ると、特定の団体が実施する特定の事業に対して補助金を交付するとして、特定の団体名を補助金交付の根拠となる補助金交付要綱等(以下「交付要綱等」という。)に明記して、補助金交付の相手方があらかじめ特定の団体に限定されている事業は、事業数では17年度51件から19年度37件(全体の89.4%から60.6%)、補助金額では17年度163億4472万余円から19年度154億8535万余円(同82.1%から77.0%)と減少し、一方、交付の相手方が限定されていない事業は、6件から24件(同10.5%から39.3%)、35億5283万余円から46億0891万余円(同17.8%から22.9%)と増加していた。

このように、補助金交付の相手方が特定の団体に限定されていない事業の割合は、件数、金額ともに増加してきているものの、補助金額では、依然として多くの補助事業が相手方を特定の団体に限定しており、補助金の交付決定権者である省(本省)及び外局の別にみると、厚生労働省及び国土交通省は、19年度においてもすべての補助事業について相手方を特定の団体に限定していた。

補助金交付の相手方が特定の団体に限定されている事業について、その相手方をみると、公益法人等が相手方とされているものが件数で各年度34件から49件(相手方が限定されている事業の91.8%から96.0%)、補助金額で92億0117万余円から97億8426万余円(同59.4%から59.8%)。ただし、相手方が限定されている事業の中には、文部科学省が日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)に補助金を交付して、私学事業団から多数の学校法人に補助金を交付しているものが含まれており、これを除くと88.0%から89.8%となる。)となっていた。そして、19年度では厚生労働省、農林水産省、水産庁及び国土交通省は、すべての相手方が公益法人等となっていた。

なお、学生支援機構は、各年度1件のみ補助事業を実施しており、従来、補助金交付の相手方を限定していない。また、ジェトロは補助事業を実施していない。

(b) 補助金交付の相手方を特定の団体に限定している理由の妥当性等

交付要綱等において補助金交付の相手方をあらかじめ特定の団体に限定しているものの中には、法令等において当該事業を実施する者が当該団体に限定されているなど、そのような限定が当然である場合もある。

しかし、検査したところ、5省は、真に当該事業を実施することができるのが当該団体しかないかどうか、あるいは、当該団体が最もよく当該事業を実施することができるのかどうかについて、公募を行うことなどによって確認しているわけではなく、客観的に証明するに足る資料等があるとは言い難い場合が多く見受けられた。そして、なかには、交付要綱で補助金の交付相手方を特定しているのに、実際には一部の事業について別の団体に委託して実施している事態が見受けられた(農林水産省(社団法人国際農林業協力・交流協会(19年4月以降は社団法人国際農林業協働協会)))。

一方、一部の省庁は、従来は交付要綱等において特定の団体を指定していたが、同種の活動を実施する意欲と能力のある団体等がほかにないとは必ずしも判断できないとして、あらかじめ特定の団体に限定することなく、当該補助事業を

実施しようとする者であれば広く補助申請を受け付け、各団体等の申請内容を審査した上で補助金交付先を決定することになっている。

(ウ) 委託・補助等の相手方となっている公益法人等の状況

前記のとおり、5省所管の技術協力事業は、公益法人等を委託・補助等の相手方としているものが多い。

そこで、これらのうち18年度において5省等から直接一定金額以上の委託・補助等を受けている公益法人等計63団体について、各省等に調書の提出を依頼するとともに、他の年度に委託・補助等を受けている団体や間接補助を受けている団体も含めて、金額の大きいものなど主要な33団体について会計実地検査を実施して、国等からの委託費・補助金等が当該団体の事業に占める割合、再就職者の在籍状況等について調査した。

(注) 再就職者 委託・補助等を行った省等に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員等を退職して、委託・補助等の相手方となっている公益法人等に再就職した者でいい、人事交流による出向等は含まない。

a 国等からの委託・補助事業等が当該団体の事業に占める割合

5省等からの技術協力に係る委託費・補助金等が当該公益法人等の収入額全体に占める割合(18年度)が50%以上となっているのは上記の63団体のうち4団体となっていた。なお、これには技術協力以外の事業に係る委託費・補助金等や5省等以外の省等からの委託費・補助金等は含んでいないので、国等からの委託費・補助金等全体が収入額に占める割合はこれより高い場合がある。

公益法人等の中には、元々、国又は独立行政法人からの委託・補助事業等の実施主体となることを主目的として設立された団体もあり、国等からの委託・補助事業等のほかには特段の事業を実施していない団体も見受けられた。

そして、補助対象経費の定め方が、補助事業を実施するために必要な経費のうち所管大臣が認めた経費というように抽象的な規定にとどまっていて、具体的にどのような経費は補助対象として認められ、どのような経費は認められないのかなどの区分が明確でなく、運用によっては、当該団体の運営に要する経費全体のうち自己収入で賄えない部分はすべて補助金で賄う(いわゆる収支差補助)ことになる可能性がある事態が見受けられた(文部科学省(財団法人ユネスコ・アジア文化センター))。

また、団体独自の事業がほとんどなく、役職員も他の団体の役職員が兼務しているなど、団体の活動実態からして、当該団体を補助金の交付先としていることの必要性・妥当性について疑義がある事態が見受けられた(文部科学省(ユネスコ・文化交流協会))。

b 再就職者の在籍状況

前記の63団体のうち、19年4月1日時点において5省等からの再就職者が役員又は職員として在籍している公益法人等は56団体となっていた。なお、学生支援機構及びジェトロからの再就職者はいなかった。

上記のうち50団体については、再就職者が常勤の役員又は職員として在籍しており、再就職者の人数は常勤役員99名、常勤職員196名の計295名となってい

た。そして、これらのうち6団体については、10名以上の再就職者が常勤の役員又は職員として在籍していた。

なお、これらには5省等以外の省等からの再就職者は含んでいないので、国等全体からの再就職者数はこれより多い場合がある。

(エ) 委託又は補助の相手方となっている団体等における会計経理の状況

委託又は補助の相手方となっている団体等における会計経理の状況について、補助事業の実施期間中に使用されない多量の切手等を年度末に購入していたり(文部科学省(財団法人ユネスコ・アジア文化センター)。前掲不当事項193ページ参照)、補助金以外の収入で経費を十分賄うことができる事業を補助対象としていたり(文部科学省(財団法人日本語教育振興協会)。前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項209ページ参照)、補助事業に要する経費を適切に算定していなかったり(農林水産省(水産庁)(社団法人海外水産コンサルタント協会)。前掲不当事項435ページ参照)する事態が見受けられた。

また、上記以外にも、関係資料等により把握できた範囲では、結果的に必ずしも委託費・補助金額が過大になっているものではなかったものの、各事業に係る人件費の算定について、勤務実績表等がないなど業務に従事した日数又は時間数を実績に基づいて算定していなかったり、業務に従事した職員の人件費単価を実績に基づいて算定していなかったりなどする事態が多く多くの団体において見受けられた(厚生労働省(社団法人国際厚生事業団、財団法人日本経団連国際協力センター、財団法人国際労働財団)、農林水産省(社団法人国際農林業協働協会、社団法人海外水産コンサルタント協会、社団法人国際農業者交流協会)、経済産業省(財団法人海外技術者研修協会)、国土交通省(社団法人海外運輸協力協会、社団法人国際建設技術協会、社団法人海外建設協会、財団法人国際研修協力機構))。

さらに、個人(研究者)が受託者となっている研究事業について、業者から架空の納品書、請求書等を提出させて、委託費を別途経理している事態が見受けられた(厚生労働省(国立国際医療センター))。

(3) 5省所管の技術協力に係る援助の効果

ア 被援助国側の需要の把握

技術協力等の援助が効果を上げるためには、被援助国側の需要を的確に把握して、その需要に適合した事業を実施することが必要である。

5省所管の技術協力は、JICAに委託するなどして実施する場合を除き、国家間の公文書による国際約束に基づくのではなく、当該府省庁やその受託者・補助事業者等となる団体と相手国側における関係機関等との間での覚書や募集書・申請書に基づいて実施されたり、特段の書面等の交換なしに実施されたりしている。覚書等が取り交わされている場合には、相手国側の需要について、ある程度正式な確認が行われていると考えられるが、何らの文書も取り交わすことなく事業を実施しているものも見受けられた。

イ 技術協力の事業の種別ごとの援助の効果

5省所管の技術協力には、国費外国人留学生(以下「国費留学生」という。)や研修生の受入れ、専門家の派遣、資機材の供与、調査研究等様々な内容・形態のものがある。これらについて、事業種別ごとにその状況を示すとともに、それらについての援助の効果を示すと、次のとおりである。

(ア) 留学生の受入事業等

a 留学生の受入事業等の概要

留学生の受入事業等は5省等のうち文部科学省及び学生支援機構並びに厚生労働省において実施されており、その大部分は文部科学省において実施されている。

このうち国費留学生の受入事業等については、主として文部科学省が、学生支援機構、留学生の所属先となる各学校等と連携を図りながら実施している。各学校等は国費留学生から授業料等を徴収しないほか、文部科学省は、各国費留学生に対して、渡航費に加えて、留学生給与として、原則として毎月、所定の額を学生支援機構を通じて支給するなどしている。なお、国費留学生の募集・選考事務の一部や帰国後のフォローアップ等は、外務省の在外公館において実施されている。

また、文部科学省は、国費留学生及び私費外国人留学生(以下「私費留学生」という。)が在籍する大学等を設置する学校法人等に対する支援として、留学生数等に応じ私学事業団を通じて補助金(私立大学等経常費補助金)を交付するなどしている。

さらに、学生支援機構は、私費留学生の一部に対して学習奨励費を給付したり、医療費の一部を補助したりするほか、留学生宿舎を自ら設置して提供したり、学校法人等が留学生宿舎を設置する際に補助金を交付したりするなどの支援を行っている。

b 文部科学省所管の国費留学生の国別の配分

上記の各施策のうち国費留学生は最も手厚い支援を受けている。

そして、国費留学生のうち大きな部分を占めている研究留学生(大学院レベル)について、国ごとの採用枠、応募者数、採用者数の関係を調査したところ、国費留学生の採用者数が採用枠を下回っている国がある一方、応募者数が採用枠を上回っていて、国費留学生を採用枠一杯に採用している国もある状況であった。それにもかかわらず、国別の採用枠は固定化していて、留学生の動向や外交上の要請に必ずしも機動的に対応できていない状況であった。

これについて、文部科学省は、採用枠の急激な削減は相手国から我が国の外交姿勢の変化と捉えられる可能性もあり、慎重に対応すべきであるとしつつ、戦略的・機動的に運用する特別枠を順次設定していくとしている。

c 文部科学省所管の留学生の受入事業等に係る援助の効果

(a) 学位の取得状況

学位の取得状況について調査したところ、大学院レベルでの国費留学生の標準修業年限での学位取得率は留学生全体の取得率を上回っていた。

(b) 開発途上国以外の国からの留学生

前記のとおり、国費留学生等は、開発途上国以外の先進国等からの留学生も対象にしている。そして、このような開発途上国以外の国からの国費留学生は国費留学生全体の23.7%を占めている。また、私費留学生に対する学習奨励費についても、開発途上国以外の国からの留学生が学習奨励費給付対象者全体の20.8%を占めている。開発途上国以外の国からの留学生に対する支援については、開発途上国からの留学生が我が国において開発途上国以外の国からの留学生と交流を図ることができるという意義・効果は認められるものの、ODAの技術協力とい

う点からは、直接 ODA としての効果が認められるかは疑義があると考えられる。

(c) 留学後の留学生の状況

留学生が留学を終えるに当たって、我が国に対してどのような認識や印象を抱くことになったかなどにつき統一的なアンケート調査等は実施されていなかった。

(d) 支援の実施が適切でないなどのもの

個々の援助の実施について、在留期限が切れ、不法在留状態になっている者等に留学生給与を支給していたり(文部科学省)、誤った留学生数に基づいて補助金の額を算定していたり(私学事業団(学校法人早稲田大学)。前掲不当事項 754 ページ参照)する事態が見受けられた。

d 厚生労働省所管の留学生受入事業

厚生労働省が実施している留学生受入事業は、開発途上国における職業訓練指導員の養成確保への協力として、国が設置して、独立行政法人雇用・能力開発機構が運営している職業能力開発総合大学校に開発途上国からの留学生を受け入れるものである。その応募資格は、卒業後、募集対象国において、職業訓練指導員又は職業能力開発に携わる者として勤務する者として同国政府により推薦を受けた者等とされているが、卒業後、職業訓練指導員等となっていない者も見受けられた。

(イ) 研修生の受入事業

a 研修生受入事業の概要

5 省及びジェトロは、自ら又は他の団体に委託、補助するなどして技術協力として研修事業を実施している。この研修事業には、外国人の研修生を我が国に受け入れて研修を実施する研修生受入事業、我が国から講師を派遣するなどして開発途上国等において研修を実施する海外研修事業及び日本人であって外国に専門家等として派遣される者等を対象に研修を実施する派遣専門家研修事業があり、研修生受入事業がその大半を占めている。

そして、5 省所管の研修生受入事業は、JICA の研修とは異なり、商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技術、技能又は知識を修得する研修である実務研修を含む研修があることが大きな特徴である。

b 研修生受入事業に係る援助の効果

研修生の選定については、研修生派遣国の省庁等の国・地方の機関、委託先又は補助先の関連団体又はそれ以外の民間会社等何らかの組織に属している者を対象として研修生を選定している研修が 7 割強を占めていた。

また、選定して受け入れられた研修生が結果的にどのような組織等(派遣元)に所属している者となっているかについてみると、民間会社を派遣元としている研修生が全研修生の 8 割強を占めていた。

これらについて、研修生及び受入企業の選定が偏っているため、研修の効果の及ぶ範囲が限定的となっている事態が見受けられた(厚生労働省(財団法人日本 ILO 協会))。

5 省所管の研修生受入事業は、原則として、開発途上国から研修生を受け入れるものであり、開発途上国以外の国の者からも参加希望がある場合には、渡航費、滞在費等は相手国側の負担とするなど、ODA 事業予算を開発途上国以外の国の者に使用しないよう配慮している例が多く見受けられた。しかし、一部には、開発途上国以外の国の者を研修生として選定して、その経費を ODA 事業予算により負担しているものが見受けられた。

5 省所管の研修生受入事業においては、研修生の途中帰国者及び失そう者が、18、19 両年度計 58 人(途中帰国者等が発生した事業の研修生の 0.5%)発生していた(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)。

技術協力としての研修生受入事業は、当該研修生自身の技能、知識等の向上をもって終わりとするのではなく、技能、知識等が同人を通じて母国の政府や事業者に伝播され活用されることを目的としている。

その前提となる研修終了後の研修生の状況の把握は、18、19 両年度に行われた 100 研修のうち、約半数の 48 研修で行われていたものの、これらは 1 研修当たりの研修生の人数が少ないものが多く、研修生数でみると、研修終了後の状況を把握していた研修に係る研修生数の比率は 9.8% にとどまっていた。

なお、このように研修終了後の状況が把握されている研修生数は限られているが、それらの者についてみると、そのうち 8 割から 9 割の者は研修に関連した業務に従事していた。

個々の事業についてみると、研修終了後の研修生の状況の把握が十分でなく、研修の効果が発現しているかどうかの確認が十分でない事態が見受けられた(国土交通省(財団法人日本船員福利雇用促進センター))。

c 外国人研修・技能実習制度

(a) 外国人研修・技能実習制度の概要

外国人研修・技能実習制度は、まず研修生として一定期間の研修を実施(以下、この期間を「研修期間」という。)した後、研修成果等の評価を行い、一定の水準に達したことなどの要件を満たした場合、引き続き我が国にとどまり、技能実習生として雇用関係の下で技術、技能等を修得する(以下、この期間を「技能実習期間」という。)ことができる制度である。その期間は、研修期間と技能実習期間とを合わせて最長 3 年間とされている。

研修期間が終了して技能実習制度に移行するに当たっては、当該研修生について、研修成果が一定水準以上に達して、在留状況が良好と認められるなど、研修成果、在留状況及び技能実習計画の評価について所定の要件を満たすことなどが必要とされている。

(b) 外国人研修・技能実習制度に係る国の支援

厚生労働省は、外国人研修・技能実習制度に関して、研修生・技能実習生や受入企業及び受入団体(以下「受入企業等」という。)等に対する直接の助成は行っていないが、受入企業等に対する巡回指導、研修指導員の養成、修得技能の認定の促進等技能実習制度の適正かつ円滑な推進に向けて必要な措置を行うことを内容とする技能実習制度推進事業を、毎年度、財団法人国際研修協力機構に委託して実施している。

また、国土交通省は、建設分野における外国人研修・技能実習に関して、一部の受入機関に補助金を交付している。

(c) 技能実習制度推進事業に係る援助の効果

① 技能等の修得状況

研修から技能実習に移行する際には、一定水準以上の技能等を修得していることが必要とされることから、技能等の修得状況の評価が行われている。一方、技能実習に移行した後の技能実習生の技能の修得状況の評価については、評価試験の受験率は、技能実習への移行を申請した者(以下「移行申請者」という。)に対する割合で0.7%から1.0%(18、19両年度)と低調なものにとどまっていた。

② 巡回指導の対象

受入企業等に対する巡回指導の際、財団法人国際研修協力機構は、技能実習生を主に確認・指導の対象としており、一部の研修生については、パスポートの強制管理など明らかに指導すべき点が認められる場合を除き、指導の対象とはしていない。

しかし、受入企業等の多くは研修生と技能実習生との両方を受け入れており、せっかく企業等を実地訪問して調査確認を行うのであるから、関係行政機関間での調整・連携を強化するなどして事業の効率的な遂行を図ることが望まれる。

③ 途中帰国者、失そう者の状況

技能実習生について、18、19両年度における途中帰国者は18年度3,296人(17、18両年度の移行申請者数に対する割合3.5%)、19年度5,704人(18、19両年度の移行申請者に対する割合5.1%)、失そう者は18年度1,668人(同1.8%)、19年度2,125人(同1.9%)となっていた。外国人研修・技能実習制度は、国等が直接研修等の実施主体となるものではなく、民間主導で研修等が実施されているものであり、他の研修生受入事業とは、国の関与の度合い、仕組みなどが異なり、単純に比較することはできないものの、他の研修事業に比べて途中帰国・失そうの発生率が高くなっていた。

④ 建設分野に係る補助

建設分野の研修生の受入れに対する補助については、補助対象はごく一部に限られており、助成を続ける意義、必要性等は低下してきていると認められた(国土交通省(財団法人建設業振興基金))。

(ウ) 専門家派遣事業

a 専門家派遣事業の概要

5省所管の技術協力における専門家派遣事業は、派遣相手国における技術者、労働者等に対して技術指導等を行うために長期又は短期に専門家を派遣するなどのものであり、これには専門家派遣を事業の主たる内容として実施しているもののほか、研修等ほかの事業に合わせて実施しているものが多くある。

派遣する専門家の選定方法は、関連業界団体の推薦によるものが最も多くなっている。また、専門家の選定基準の有無についてみると、選定基準がないものが19.6%となっており、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省はすべて選定基準が

無く、一方、学生支援機構及びジェトロはすべて選定基準を定めていた。

b 専門家の派遣に係る援助の効果

専門家派遣を行った場合、実際に指導等を行った専門家自身により指導の実施状況、成果等について報告書が作成されて、支障がない限り公開することによってその成果を広く利用できるようにすることが望ましい。専門家派遣事業における専門家による報告書は多くの事業で作成されていたが、全体の6.0%の事業については作成されていなかった。

また、派遣された専門家に対する評価を実施することも、当該派遣の効果を確認するとともに、その後の専門家派遣事業を実施する際の専門家の選定等に役立てる上で有用であると考えられる。しかし、専門家の指導を受けた者にアンケート調査を行うなどして派遣された専門家に対する評価を実施していたのは全体の40.9%にとどまっていた。

個々の事業についてみると、相手国側の事情による部分が大きいものの、計画どおりに事業が進ちよくしていなかったり(経済産業省(ジェトロ))、事業終了後、事業の一部が自立的に発展していなかったり(農林水産省(水産庁)(財団法人海外漁業協力財団))する事態が見受けられた。

(エ) 施設、資機材等の建設・調達、供与等

a 施設、資機材等の建設・調達、供与等の概要

5省所管の技術協力としての施設の建設及び資機材等の調達には、施設、実証プラント設備、調査・研究用機器等、車両等がある。これらには、海外で使用するものと国内で使用するものがある。そして、海外で使用するものには我が国の関係者が海外で使用するものと、相手国側に供与等されるものがある。

b 施設、資機材等の建設・調達、供与等に係る援助の効果

施設、資機材等の建設・調達、供与等については、前記2(2)ウのとおり、ODAの目的に使用されるものではない研究用機器をODA事業予算で調達していたもの(厚生労働省(国立感染症研究所))があったほか、相手国側の事情による部分が大きいものの、供与した資機材が、供与後に十分利用されていなかったり、故障していたりなどしている事態が見受けられた(農林水産省(水産庁)(財団法人海外漁業協力財団))。

(オ) 調査研究事業

a 調査研究事業の概要

5省所管の技術協力における調査研究事業は、開発途上国等において調査や研究を実施して、調査の結果を開発途上国等に提示したり、調査等の成果物である報告書やマニュアル等を国内等で活用したりなどするものである。

調査研究事業には、我が国の無償資金協力等に結び付く案件を発掘・形成するための案件発掘・形成調査が含まれており、これは、他の援助に結び付くことを直接の目的としている点に特徴がある。

b 調査研究事業に係る援助の効果

(a) 調査研究事業(案件発掘・形成調査を除く。)

① 調査研究の要望の把握

海外現地調査を実施している調査研究事業について、事業を実施するに当

たって調査対象国等の要望をどのように把握しているかという点から、調査研究の対象事業の選定をみると、相手国の関係機関等からの要請又は協定等ではなく、各省等の独自の判断により事業を実施しているものの割合が高くなっている。

② 調査報告書等の相手国側等への提供及び公開

調査報告書等を相手国側の関係機関に提供しているものは34.1%、国際機関に提供しているものは9.6%となっていた(ただし、この母数には、国内のみで調査を実施しており、調査内容も特定の国に係るものではない事業も含んでいる。)。調査報告書等を何らかの形で公開しているものは71.6%、公開していないものは28.3%となっていた。

ホームページでの公開を行っているかについてみると、調査報告書等の全文をホームページで公開しているもの22.8%、要約を公開しているもの6.0%となっていた。ホームページで全く公開していない場合、一般国民にとっては、特定のテーマについての調査研究が実施され、その報告書が存在することをすることも容易ではないので、特段の支障がない限り、少なくとも調査研究のテーマ及び請求があれば報告書を公開する旨はホームページで公開することが望まれる。

③ 個々の事業の効果

個々の事業について、作成した調査報告書や技術指針の記述・内容が十分とはいえないものとなっていたり(国土交通省(財団法人国際研修協力機構)、農林水産省(林野庁)(社団法人海外林業コンサルタント協会))、事業の実施に当たって相手国側の協力が十分に得られていなかったり(農林水産省(林野庁)(財団法人国際緑化推進センター))、相手国側に技術移転が十分になされているかなどを十分に検証できない状況となっていたり(農林水産省(林野庁)(社団法人日本森林技術協会)、経済産業省(資源エネルギー庁)(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構))、システム等の開発内容の一部断念や作成後の公開までに時間を要していたり(農林水産省(財団法人日本水土総合研究所)、農林水産省(林野庁)(財団法人国際緑化推進センター))、事業を適切かつ効率的に実施していなかったり(文部科学省(国立大学法人東京大学)、農林水産省(社団法人海外農業開発コンサルタント協会))する事態が見受けられた。

(b) 案件発掘・形成調査

5省のうち文部科学省以外の4省は、無償資金協力等に結び付く案件を発掘・形成することを目的として案件発掘・形成調査を実施している。

10年度から19年度の10年間に実施された案件発掘・形成調査に係る案件が無償資金協力等の我が国の援助として具体化されているかについてみると、相手国からの正式な援助要請があったものは27.3%、そのうち、更に交換公文の締結等がなされて正式な援助に結び付いたものは21.9%となっていた。そして、正式な援助に結び付いたものがまだなかったり、低い率にとどまったりしている事業も見受けられた。

(カ) その他の事業

厚生労働省において、日本人が立候補した国際機関の選挙や国際保健分野の開発援助等に関する意見交換のための費用を政府開発援助庁費から支出しているものが見受けられた。

ウ 援助の効果についての評価の状況

(ア) 評価の実施状況

ODA 大綱では、ODA の効果的实施のために必要な事項として、評価の充実が掲げられており、評価結果をその後の ODA 政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させることがうたわれている。

a 5 省

国土交通省以外の 4 省は、技術協力事業全般を行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。)に基づく評価の対象として選定して、評価を実施していた。また、国土交通省は、従来、一部を除き、技術協力事業を政策評価の対象として選定していなかったが、19 年 8 月以降、対象とすることとした。

政策評価の対象として技術協力を取り上げている場合、技術協力ないし ODA 事業以外の事業等も含めた包括的な施策を単位として評価を行っており、その施策の一部として技術協力事業も含まれているというものが最も多くなっているが、「事務事業」又は「個別事業」を対象として評価を実施しているものも多数見受けられた。

また、客観性のある数値目標を設定して評価を行っていたのは評価を実施した 91 事業のうち 37 事業となっていた。

さらに、文部科学省及び厚生労働省は、政策評価法に基づく評価以外の評価も実施していた。

b 独立行政法人等(独立行政法人通則法に基づく評価)

ODA 運営費交付金を財源として技術協力を実施している学生支援機構及びジェトロは、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)に基づき、独立行政法人評価委員会等による外部評価を受けている。

c 独立行政法人(通則法に基づく評価以外の評価)及び公益法人等の団体

独立行政法人及び公益法人等の団体については、独立行政法人において通則法の適用がある場合の評価委員会等による評価を除き、評価の実施を義務付ける法令はないことなどから、団体独自の評価を実施していないものも多いが、一部には評価を実施している団体が見受けられた。

d JICA との対比

JICA は、プロジェクト単位での評価や継続的な評価を実施しているが、5 省においては、そのような例は必ずしも多くない。このことについて、5 省は、①各省の実施する技術協力の事業は、JICA が実施するものに比べて金額面でも事業期間の面でも規模が小さいものが多いこと、②評価の実施に充てることのできる人的・財政的な資源に限りがあることなどによるとしている。

実際、JICA も、小規模案件については簡易型の評価によるとしていたり、協力

期間が3年未満の案件については中間評価は実施しないとしたりしているところである。

このように、5省の場合とJICAの場合とで事情が異なるところはあるが、JICAはODA事業の評価について以前からの取組実績を有していることから、各省等が技術協力の評価を実施するに当たっては、JICAの知見等も活用して充実したものとなるよう努めることが望まれる。

(イ) 評価結果の公開状況

5省が政策評価法に基づいて実施した評価及び独立行政法人が通則法に基づいて受けた評価委員会等による評価の結果については、それぞれの法律に基づき公開されていた。

一方、文部科学省及び厚生労働省が実施している政策評価法に基づく評価以外の評価については、厚生労働省は、内部評価の結果については公開していたが、外部評価の結果については公開していなかった。また、文部科学省は、評価(外部評価)の結果を公開していなかった。

また、独立行政法人及び公益法人等の団体が実施した評価(通則法に基づく評価以外の評価)のうち内部評価については、団体数で見ると公開していないものが69.2%となっていた。

(ウ) 実施した個々の評価の内容

実施した個々の評価の内容について、評価指標としたアンケート調査における選択肢等が前年度と変更されているのに、そのことを明確に説明しておらず、評価結果について誤解を生じさせるおそれがあったり、特別会計を財源として実施している事業について、特別会計の設置目的の面からの評価についてより分かりやすい評価指標とすることが必要であったりする事態が見受けられた(厚生労働省)。

3 検査の結果に対する所見

(1) 検査の結果の概要

本院は、5省に関するODAにつき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について、参議院から検査の要請を受けて検査を実施した。検査に当たっては、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、事業全般の状況を把握するとともに、援助の実施に係る契約その他の会計経理は適切に処理されているか、委託・補助等により事業を実施している場合、その相手方は適正に決定されているか、委託・補助等の相手方において当該事業に係る会計経理は適正に処理されているか、事業は計画どおりに進捗よくし、対象となる技術は目的どおり相手国側に移転されているか、移転された技術や供与された資機材等は相手国側において計画どおり十分に利用されているか、事業の効果等は適切に評価され、その結果は公開されているかなどに着眼して5省及び56団体(独立行政法人等17(独立行政法人10、国立大学法人6、事業団1)、学校法人6、公益法人等33(公益法人30、その他の団体3))において会計実地検査を行った。

検査の結果は、次のとおりである。なお、表3のとおり、上記の33公益法人等のうち22法人等は、競争性のない随意契約又は相手方を特定した補助の対象とされるなどしているもの(法令等により相手方が特定される場合を除く。)であり、また、33法人等のうち23法人等について、会計経理又は事業の実施に関して何らかの問題が見受けられた。

ア ODA 事業予算の取扱い、DAC 報告との関係等

ODA 事業予算に対応する決算額が把握できないものが見受けられた。

また、開発途上国以外の国等に係るものであるなどのため DAC 報告に含められていない経費を ODA 事業予算から支出しているものや DAC 報告に含めることが可能であるのに含められていないものが見受けられた。

イ 技術協力の実施状況

(ア) 府省庁間の連携、調整等について、各省は、公式・非公式を含む各種の会議の場で連携、調整等を図っているとしている。ただし、情報共有・連携のために提供されている情報システムについて、必ずしも積極的に利用されていない状況が見受けられた。また、JICA からの受託事業に係る委託費を別途に経理しているものが見受けられた。

(イ) 事業の実施について、国の機関において、不要不急の物品を購入したり、ODA とは直接関係のない業務に ODA 事業予算を使用したり、契約を分割して随意契約で契約したりしているものや、独立行政法人の海外事務所における経理が会計規程にのっとり行われていないものが見受けられた。

(ウ) 5 省所管の技術協力は、委託・補助等により独立行政法人等又は公益法人等の団体が実施主体となって事業を行っているものが独立行政法人等で 45.1%、公益法人等で 41.4%、計 86.6% (18 年度事業費比) となっており、多くの事業が独立行政法人等又は公益法人等の団体によって実施されていた。

a 委託・請負の契約に当たっては、随意契約(競争性のないもの)の占める比率が 17 年度には件数比で 73.6% であったものが 19 年度には 25.6%、金額比で 91.1% から 40.5% と低下してきており、全般的には競争性の導入への取組が図られつつあった。

しかし、競争契約又は企画随契に移行するなどしていても応札者・応募者が 1 者のみにとどまっているものが、19 年度で競争契約で 70.3%、企画随契で 61.6% 存在した。

また、随意契約とする理由の妥当性に疑義があったり、随意契約により特定の相手方に委託しているながら事業費の相当部分が第三者に再委託されていたり、契約方法を見直しているものの、その際に実質的に競争性を阻害するような条件を付していたりするものが見受けられた。

b 補助金については、補助金の交付要綱等であらかじめ特定の団体を補助金の交付の相手方として特定しているものの占める比率が 17 年度には件数比で 89.4% であったものが 19 年度には 60.6%、金額比で 82.1% から 77.0% となっており、一部見直しを図られつつあった。しかし、これらの中には、交付要綱等で補助金の交付の相手方を特定しているのに、実際には一部の事業について第三者に委託して実施されているものが見受けられた。

(エ) 委託・補助等を受け事業を実施している公益法人等の団体の状況については、補助対象経費の範囲が明確でなかったり、団体独自の事業がほとんどなく、団体の活動実態からして、当該団体を補助金交付の相手方としていることに疑義があったりするものが見受けられた。なお、調査した 63 公益法人等のうち、委託・補助等を行ってい

る省等の出身者が常勤役職員として再就職しているものは50団体となっていた。

団体における会計経理の状況については、補助事業に使用されない物品を購入したり、補助事業に関して十分な収入があつて補助の必要がないのに補助対象とされていたり、補助事業に要する経費を適切に算定していなかったり、その他委託費や補助金の対象とされる人件費を明確に区分して算定していなかったりなどしているものが見受けられた。また、不確定要素が大きい事業について確定契約としたため、実績とかい離が生じているものが見受けられた。

さらに、委託を受けた個人において、委託費を別途に経理している事態が見受けられた。

ウ 技術協力に係る援助の効果

(ア) 被援助国の需要の把握について、5省所管の技術協力は、JICAとは異なり、正式な公文書での要請なしに事業を行うものであるが、なかには、覚書その他特段の書面等の交換なしに事業を実施しているものが見受けられた。

(イ) 事業の種別ごとの援助の効果

a 留学生の受入事業等

国費留学生について、学位の取得率は大学院レベルでは留学生全体の平均を上回っている。一方、開発途上国以外の先進国等の出身者も国費留学生等として採用されており、これらについて直接ODAとしての効果が認められるかについては疑義がある。また、留学生が我が国に対してどのような認識や印象を抱いて帰国しているかについては、統一的な調査・把握はされていなかった。さらに、個々の留学生に対する支援等において、不法在留状態の者、国外滞在中の者等に留学生給与を支給していたり、誤った留学生数に基づいて補助金を交付していたりしているものが見受けられた。

職業能力開発総合大学校に受け入れている留学生については、卒業後職業訓練指導員等となることが採用条件とされているのに、職業訓練指導員等となっていない者も見受けられた。

b 研修生の受入事業

研修生の多くは自国等において民間会社に所属している者となっている。そして、研修生及び受入企業の選定が特定の企業グループに偏っているため、研修の効果の及ぶ範囲が限定的となっているものが見受けられた。また、比較的少数ではあるが、開発途上国以外の国の出身者も研修生として受け入れているものがあつた。さらに、一部ではあるが、研修期間中に途中帰国・失そうが発生していたり、研修終了後の研修生の状況の把握が十分でなく研修の効果が発現しているかどうかの確認が十分でなかったりするものが見受けられた。

外国人研修・技能実習制度については、一部を除き、国が委託・補助等により直接研修を実施するのではなく、民間が主体となって実施されており、国は委託によりその事業の指導を行うなどしているにとどまっている。このため、他の研修生受入事業と単純に比較することはできないものの、実習に移行した後の技能検定等の受験率が低調にとどまっていたり、受入企業への巡回指導の際の確認対象を技能実習生のみとして研修生を対象としていない場合があつたりしていた。また、同制度

においては、他の研修事業に比べ途中帰国・失そうの発生率が高くなっていた。さらに、同制度中の建設分野に係る補助については、補助対象は全体のごく一部に限られており、助成を続ける意義、必要性等は低下してきていると認められた。

c 専門家派遣事業

専門家派遣事業については、派遣する専門家の選定基準がないもの、派遣された専門家による報告書が作成されていないもの、派遣された専門家に対する評価を行っていないものなどが見受けられた。また、相手国側の事情による部分が大きいものの、事業が計画どおりに進ちよくしていないものや、事業終了後に指導対象とした事業の一部が自立的に発展していないものが見受けられた。

d 施設、資機材等の調達・供与等

相手国側に供与した資機材等について、相手国側の事情による部分が大きいものの、供与後に十分利用されていなかったり、故障していたりなどしているものが見受けられた。

e 調査研究事業

調査研究事業を実施するに当たっては、相手国側からの要請等でなく、各省等の独自の判断によっているものが相対的に多くなっていた。調査研究に係る報告書は何らかの形で公開されているものが多かったが、ホームページで報告書の全部又は一部が公開されているものは3割未満となっており、ホームページ上では報告書が存在することすら容易には知ることができない状態のものも見受けられた。

個々の事業についてみると、作成した調査報告書や技術指針の記述・内容が十分とは言えないものとなっていたり、事業の実施に当たって相手国側の協力が十分に得られていなかったり、相手国側に技術移転が十分になされているかなどを十分に検証できない状況となっていたり、システム等の開発内容の一部断念や作成後の公開までに時間を要していたり、事業を適切かつ効率的に実施していなかったりするものが見受けられた。

無償資金協力等の他の援助に結び付く案件を発掘・形成するための調査について、10年度から19年度の10年間に実施されたもののうち、相手国から我が国に正式な援助要請があったものは27.3%、そのうち正式な援助に結び付いたものは21.9%となっていた。

(ウ) 援助の効果についての評価の状況

5省は政策評価法に基づく評価の一環として、技術協力についても評価対象としている場合が多い。評価の時期・段階としては、事業の終了時又は事後に評価を実施しているものが多かった。なお、一部の省は、政策評価法に基づく評価以外の評価も実施していた。また、独立行政法人等は、技術協力事業について、通則法に基づく外部評価を受けるほか、独自の評価も実施しているものもあった。一方、委託・補助等を受けて事業を実施する団体については、法令上、評価の実施は義務付けられておらず、評価を実施していない場合が多いが、一部には評価を実施しているものがあった。

評価結果の公開については、法律に基づく評価の場合はすべて公開されていたが、それ以外の場合は、内部評価の結果を公開している団体は半数未満であった。

なお、JICAは、個別のプロジェクトを対象に事前、中間、終了時及び事後と一連の評価を実施しているが、小規模な案件の場合は簡易型の評価によっている。5省所管の技術協力は、金額、事業期間等の面で相対的に小規模なものが多いこともあり、JICAのようなプロジェクト単位での評価や継続的な評価を実施しているものは必ずしも多くなかった。

5省等が実施した個々の評価の内容をみると、評価指標としたアンケート調査の選択肢の内容等を前年度と変えているのに、そのことを明確に表示していないため、誤解を生じさせるおそれがあったり、特別会計により実施している技術協力事業について、当該特別会計の設置目的の面からの評価が分かりやすいものとなっていなかったりするものが見受けられた。

(2) 所見

我が国のODAは、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として行われるものであり、今後も重要な政策分野として実施されていくことが見込まれる。一方、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあることから、援助の実施に当たっては、より一層経済的、効率的に実施し、援助の効果が上がるようにするとともに、実施した援助については我が国の国際貢献として正当な評価が得られることが望まれる。したがって、5省においては、外務省等との連携を図りつつ、次のような点に留意することにより、技術協力の適切な実施及び効果の確保に努める必要がある。

ア ODA事業予算の執行状況や予算のうちDAC報告に計上される部分を明確にすることにより、国会における予算・決算等の審議や国民による評価に資するものとする。また、DAC報告に含めることのできるものは遺漏なく報告し、我が国の国際貢献として正当な評価が得られるようにする。

イ 技術協力の実施に当たっては、

- (ア) 引き続き府省庁間の連携、調整等に努め、それぞれの知見を活かしつつ、我が国全体としての効率的な事業の実施に努める。また、その際には情報システム等を積極的に活用するとともに、各省とJICAの間での委託により事業を実施する場合は、適切な経理処理を行う。
- (イ) 直轄事業の実施に当たっては、関係法令等に従い、経済的、効率的な執行に努め、不要不急の調達を行うことなどのないようにする。また、予算執行に当たってODA事業予算とODA以外の予算との区分を明確にし、両者を混同したような執行は行わない。さらに、合理的な理由なく随意契約を行わない。
- (ウ) 団体等に対する委託・補助等により事業を実施する場合、
 - a 団体等に対する委託又は請負により事業を実施する場合も、透明性、公平性の向上を図るなどのため、引き続き競争契約等の拡大に努め、合理的な理由なく随意契約を行わないようにする。また、契約方法を見直すに当たって実質的に競争性を阻害するような条件を付さないようにするなどして、複数の者から応札・応募が得られ、競争の実が上がるように努める。
 - b 団体等の行う事業に補助金を交付して事業を実施する場合についても、同種の事業を実施できる団体等がほかにないことが客観的に明らかである場合を除き、交付

要綱等で補助金交付の相手方をあらかじめ特定せず、公募等により広く希望者からの申請を受け付けることにより、透明性、公平性の向上に努める。

- (エ) 委託・補助等に当たっては、補助対象経費の範囲を明確にするとともに、団体の活動内容を踏まえ適切な団体を交付の相手方とする。

委託・補助事業に使用する物品等の調達が適切に行われるようにする。また、十分な収入があるなど助成の必要が乏しいものは補助対象から除外するなどする。委託・補助事業等の経理に当たっては、事業を実施する団体等において、不適切な経理処理を行わないことはもちろん、人件費をはじめ事業に要した経費を明確に区分して把握し、その根拠資料を整備しておくようにする。そして、各省等はそれらに基づき的確な精算、額の確定を行い、経済的、効率的に事業を実施する。

また、各省等は、団体等から見積書を徴する場合、業務の実態を反映したものとになっているか、その内容を精査及び確認する。さらに、不確定要素が大きい契約については、精算条項を導入するなどする。

- ウ 技術協力の効果が十分なものとなるよう、

- (ア) 事業を実施するに当たっては、相手国側の需要を的確に把握して、できる限り文書によって相互に確認する。また、需要の把握に当たっては、外務省、在外公館、JICA等の有している知見や情報も活用する。さらに、特に相手国側に費用負担が生じない場合等については、安易に要請が行われるおそれもあり得ることから、相手国側からの要請があるからといって、需要の把握が形式的にならないよう注意する。

- (イ) 事業の種別ごとにみると、

a 留学生受入事業等については、開発途上国以外の国からの留学生に係る分を明らかにするなどして国会の審議や国民の評価に資するようにするとともに、留学生が我が国に対してどのような認識・印象を抱くに至っているかを把握してその結果をその後の施策に活用する。また、支援等を実施するに当たっては、留学生の在籍・在留状況を適切に把握した上で実行する。さらに、留学後特定分野に従事することを目的として受け入れる留学生については、その従事割合の向上に一層努める。

b 研修生の受入事業については、研修生や受入企業等が特定の企業グループ等に偏らず、効果が広く及ぶようにする。また、引き続き途中帰国・失そうの防止に努めるとともに、研修終了後特定分野に従事することを目的として受け入れる研修生等については、その進路の状況を把握して事業の効果を検証し、その結果をその後の施策に活用する。

外国人研修・技能実習制度については、実習移行後の技能検定の受験を促進するなど技能の修得状況の把握に努める。受入企業等に対して実施している巡回指導については、その効率的な実施に努める。また、途中帰国・失そうの原因を分析してその防止に努める。さらに、事業が普及して助成の必要性等が低下している場合には、助成の在り方について見直す。

c 専門家派遣事業については、派遣する専門家の選定について選定基準を設けるなど客観性の確保に努める。また、派遣された専門家による報告書の作成・提出を励行するとともに、専門家に対する評価を行い、これをその後の事業の実施、専門家の選定等に活用する。さらに、相手国側の需要や事業を取り巻く状況を十分把握し

て事業の順調な進捗を図るとともに、専門家が帰国した後も指導した事業等が自立的に発展していけるよう、相手国側の実情に応じた指導の実施に一層努める。

- d 資機材の供与については、相手国側の需要や事業を取り巻く状況を十分把握して、供与した資機材が有効に利用されるよう、相手国側の実情に応じた事業の実施に一層努める。
- e 調査研究事業については、作成する報告書、技術指針等が調査研究目的に沿った十分な記述・内容のものとなるよう的確に確認・指示を行う。また、相手国側の事業実施機関と十分に調整した上で連携のとれた事業の実施に努めたり、相手国側に対する技術移転が目的どおり十分になされるよう、仕様書等の内容を明確にしたり、技術移転の実施方法の充実に努めたりする。システムの開発に当たっては、無理のない計画とするとともに、やむを得ず途中で断念する場合はできるだけ早期にその判断を行う。また、作成した報告書、システム等については速やかに公開して効果の早期発現を図るとともに、容量の問題でホームページ上への全体の掲載が困難な場合には、少なくともその件名、概要等の所在情報は掲載して国民の利便に資するようにする。その他事業の実施に当たっては、十分な計画に基づき適切かつ効率的な実施に努めるとともに、事業と関係のない支出を行うことなどのないようにする。

案件発掘・形成調査については、引き続き案件に具体化する割合の向上に努める。

- (ウ) 援助の効果の評価については、JICAの知見等も参考にしつつ、積極的に評価を実施するとともに、法律に基づく評価以外の評価についても可能な限りその結果を公開する。前年度と評価の方法を変更して以前の評価との連続性に欠ける場合等はその旨を明確に説明するなど国民の誤解を生じるおそれのないようにする。また、特別会計により技術協力事業を実施している場合など事業が相手国側に対する援助に加え他の目的も併せ有する場合にはそちらの側面についても適切に評価を行う。

本院としては、今後とも、技術協力が適切に実施され、援助の効果が十分に上がっているかについて、多角的な視点から引き続き検査していくこととする。

表3 会計実地検査を実施した公益法人等

省	公益法人等	技術協力に 係る委託金 等が当該団 体の収入に 占める割合 (%)	再就職者		内部留保	委託・等 補助お約 ける方式 等		団 体の 会計 上の 問題		事業の 実施に おける 問題
			役員 (人)	うち 常勤 役員 (人)		随意 契約 等	再 委託 等	対象 経費 の算 定	その他	
文 部 科 学 省	(財)日本国際教育支援協会	5.9	該当なし			○		○		
	ユネスコ・文化交流協会	18.0	2	0		○				
	(財)ユネスコ・アジア文化センター	6.3	6	3		○		○		
	(財)日本語教育振興協会	26.8	6	2	○			○		
	社会福祉法人国際視覚障害者援護協会	34.2	該当なし			○				
厚 生 労 働 省	(財)国際研修協力機構	16.4	55	54		○		○		○
	(財)国際労働財団	61.8	4	1				○		○
	(財)日本経団連国際協力センター	64.1	3	2				○		
	中央職業能力開発協会	5.8	15	6						
	(財)日本ILO協会	28.5	3	1		○				○
	(社)国際厚生事業団	28.7	5	1			○	○		
	(財)結核予防会	0.1	4	3		○				
農 林 水 産 省	(財)海外漁業協力財団	7.1	11	7		○				○
	(社)国際農林業協働協会	2.3	9	4		○	○	○		
	(財)日本水土総合研究所	12.3	12	9		○				○
	(財)国際緑化推進センター	41.7	10	5						○
	(社)日本森林技術協会	3.7	36	29		○				○
	(社)海外林業コンサルタンツ協会	20.8	13	9						○
	(社)海外水産コンサルタンツ協会	46.7	3	1				○		
	(社)国際農業者交流協会	9.9	3	1		○		○		
	(社)海外農業開発コンサルタンツ協会	37.8	1	1	○	○			○	
経 済 産 業 省	(社)海外農業開発協会	30.8	6	0		○				
	(財)海外技術者研修協会	56.1	8	3		○		○		
	(財)海外貿易開発協会	66.8	7	4		○				
	(財)社会経済生産性本部	1.3	6	0						
	(財)留学生支援企業協力推進協会	36.9	1	1	○	○				
国 土 交 通 省	(財)国際鉱物資源開発協力協会	4.8	5	3	○					
	(社)国際建設技術協会	24.1	21	6	○	○		○		
	(社)海外運輸協力協会	29.0	8	5		○		○		
	(社)海外建設協会	13.5	8	2				○		
	(社)海外鉄道技術協力協会	2.8	1	1						
	(財)建設業振興基金	1.3	17	16	○	○				○
	(財)日本船員福利雇用促進センター	5.2	3	2		○				○
計 33 団体			292	182	6	21	2	14	1	10
						22		23		

- 注(1) (財)は財団法人、(社)は社団法人のそれぞれの略である。
- 注(2) 「省」は、当該団体に対する委託費・補助金等の所管を示す。なお、(財)国際研修協力機構及び(財)留学生支援企業協力推進協会は、複数の省の所管の事業を実施しているため、事業費の最も大きい省に分類した。
- 注(3) 「技術協力に係る委託費・補助金等が当該団体の収入決算額に占める割合」は平成18年度、「再就職者」は19年4月1日、「内部留保」は18年度末の状況である。ただし、(社)海外農業開発協会の「技術協力に係る委託費・補助金等が当該団体の収入決算額に占める割合」は17年度、「再就職者」は18年4月1日、「内部留保」は17年度末の状況である。「随意契約等」については、毎年度契約がある場合は直近の年度の状況である。
- 注(4) 委託費・補助金等は、5省等から直接交付を受けているものであり、再委託、間接補助等を受けているものは含まない。
- 注(5) 再就職者について、(財)日本国際教育支援協会は、文部科学省から委託・補助等は受けておらず、独立行政法人日本学生支援機構から受けているものであるため、同機構からの再就職者を示している。
- 注(6) 「内部留保」については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」に基づき、内部留保水準が30%を超える場合に「○」を付している。

第4 政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等について

要請を受諾した年月日	平成18年6月8日
検査の対象	内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人国際協力機構、各府省が所管する公益法人
検査の内容	我が国政府開発援助における技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成20年10月8日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成18年6月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人国際協力機構、各府省が所管する公益法人

(二) 検査の内容

我が国政府開発援助における無償資金協力及び技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約についての次の各事項

- ① 契約の競争性・透明性の向上に向けた我が国援助実施機関の取組の状況
- ② 落札率の状況
(予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況)

また、18年6月15日の参議院決算委員会理事会で、「国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請(18.6.7)について」として、

- ① 技術協力については、我が国援助実施機関が実施する、海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約
 - ② ベトナムにおける、ベトナム交通運輸局第18事業管理局(PMU18)が関係する我が国の政府開発援助
- の両事項が含まれることが確認されて、報告については、19年次及び20年次に行うよう求めることとされた。

本院は、これを受けて、19年次は、無償資金協力において被援助国が実施する施設の

建設や資機材の調達等の契約及びベトナム交通運輸局第18事業管理局(PMU18)が関係する我が国の政府開発援助について検査を実施して、報告することにした。また、20年次は、技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約及び我が国援助実施機関が実施する海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約についてそれぞれ検査を実施して、報告することにした。

(2) 前回の会計検査の実施状況

上記の要請等により実施した19年次の会計検査の結果については、19年10月17日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、この報告を「19年報告」という。)

そして、19年報告の検査の結果に対する所見において、本院としては、20年次は、技術協力を中心に、内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の各府省庁(以下「13府省庁」という。)、独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。)及び各府省が所管する公益法人を対象として引き続き検査を実施して、その検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点、着眼点及び対象

本院は、20年次は、13府省庁、JICA及び各府省が所管する公益法人を検査の対象として、前記のとおり、我が国政府開発援助における技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約及び我が国援助実施機関が実施する海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等に係る契約について検査した。

そして、契約の競争性・透明性の向上に向けた我が国援助実施機関の取組の状況については、合規性、経済性、効率性等の観点から、我が国援助実施機関は契約の競争性・透明性を向上させるためにどのような取組を行っているかなどに着眼して検査した。

また、落札率の状況(予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況)については、合規性、経済性、効率性等の観点から、我が国援助実施機関は契約に当たり会計法令等を遵守して予定価格を設定しているかなどに着眼して検査した。

イ 検査の方法

本院は、13府省庁及びJICAに対して、技術協力を実施する根拠法令、政府開発援助のうち技術協力に係る15年度から19年度までの予算額及び決算額、該当する契約の有無等について報告を求めた。また、13府省庁に対して、所管する公益法人が補助金、委託費の交付を受けて技術協力を実施した15年度から19年度までの実績等について報告を求めた。一方、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき13府省庁及びJICAから提出された証拠書類等により、上記の契約の状況等について報告内容を確認した。

そして、本院は、13府省庁、JICA及び各府省が所管する公益法人が15年度から19年度まで(JICAについては独立行政法人化された15年度下半期から19年度まで)に、海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等を行うために締結した契約2,510件を分析した。その内訳は、JICAが締結していた契約2,343件と農林水産省が所管する公益法人である財団法人海外漁業協力財団が締結していた契約167件である。

上記の契約について、JICA 及び財団法人海外漁業協力財団から契約内容に関する調書を徴して、基礎資料の提出を受けるなどして検査した。

本院は、本件事案の検査において、在庁して関係書類の分析等の検査を行ったほか、84.2人日を要して、外務本省、JICA の本部及び12在外事務所並びに財団法人海外漁業協力財団に対する会計実地検査を行った。

2 検査の結果

(1) 技術協力の実施状況

ア 13府省庁による技術協力

被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約や13府省庁が実施する海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約は見受けられなかった。

イ JICA による技術協力

JICA は、技術協力プロジェクト等において、海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等を実施する契約を締結していた。一方、JICA の予算により被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等に係る契約は見受けられなかった。

ウ 各府省が所管する公益法人による技術協力

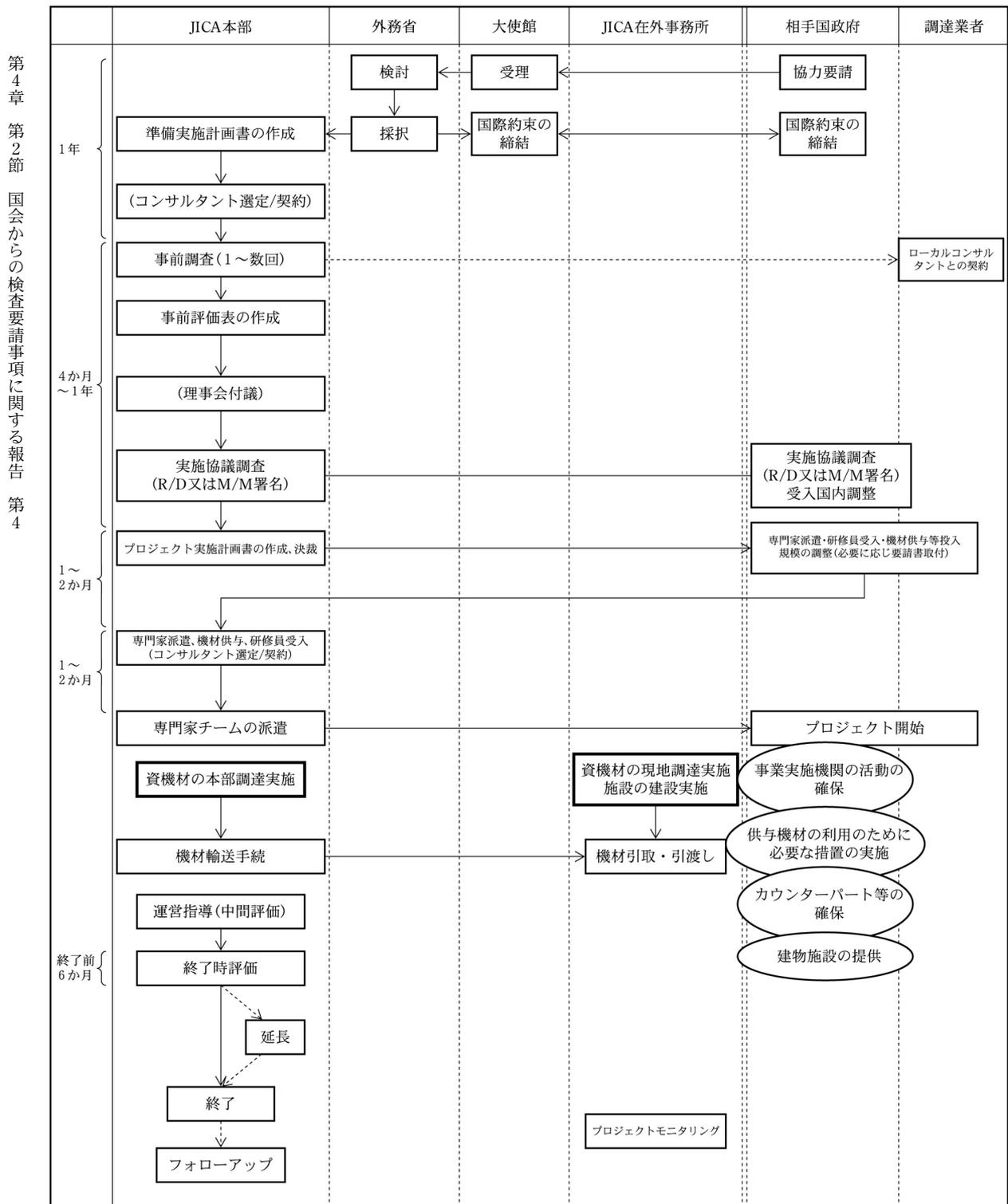
各府省が所管する公益法人のうち、海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約を締結している公益法人は農林水産省が所管する財団法人海外漁業協力財団のみであり、同財団は水産庁から毎年度補助金の交付を受けて、補助事業として技術協力を実施している。一方、同財団の予算により被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約は見受けられなかった。

(2) 契約の競争性・透明性の向上に向けた JICA の取組の状況

ア JICA による技術協力プロジェクトの実施手順等

JICA による技術協力プロジェクトの実施手順は、次図のとおりである。

図 JICA による技術協力プロジェクトの実施手順



JICAは、開発途上国等に供与する目的で、JICA自らの予算により海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等を実施する契約を多数締結している。一方、JICAによる技術協力においては、JICAの予算により被援助国が契約の主体となって施設の建設や資機材の調達等を実施する仕組みになっていないため、被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等に係る契約はないことになる。そして、15年度下半期から19年度までについて検査したところ、そのような契約は見受けられなかった。

イ JICAにおける契約入札手続等

JICAは、独立行政法人国際協力機構会計規程(平成18年規程(経)第3号。以下「会計規程」という。)により、会計機関の設置、契約の方法、予定価格の設定方法等を定めている。

JICAにおいて契約を締結する場合は、指名競争契約又は随意契約をする場合を除き、すべて公告して一般競争に付さなければならないとされている。そして、契約の性質又は目的が一般競争に付するに適さないときなどの場合は指名競争入札に付することができることされており、外国で契約するときなど一定の要件を満たした場合は、随意契約によることができるとされている。

また、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を、当該契約事項に関する仕様書、図面、設計書その他の事項に基づき、契約価格の総額について設定しなければならないとされている。そして、随意契約の場合で予定価格が500万円を超えない工事、製造、加工、修理又は物件の購入のときなどは、予定価格の設定を省略することができることされており、競争入札に付する場合を除き、理事長が予定価格の設定を要しないと認めたものについても、予定価格の設定を省略することができることされている。

さらに、特例として、海外の会計機関において、所在国の法令、慣習等により会計規程により難しい事情がある場合は、理事長の指定により、又は理事長の承認を受けて会計規程と異なる処理をすることができるとされている。

なお、JICAは、会計規程等を改正して、20年1月1日から、随意契約の場合で予定価格の設定を省略できる契約を、250万円を超えない工事又は製造をさせるとき、160万円を超えない財産を買い入れるときなどに改めた。

ウ 契約の競争性・透明性の向上に向けた取組の状況

(ア) 見積競争方式の導入

現地調達においては、在外事務所長が当該国の現地法人と契約を締結することになる。しかし、JICAによると、国によっては入札の方法が異なっていたり、入札という考え方自体が商慣習として存在していなかったりするなどの事情があり、開発途上国における調達環境等は我が国と大きく異なっているとされている。そのため、すべての在外事務所で一律に一般競争入札等を行うことが困難なことから、随意契約にせざるを得ない場合が多いが、そのような場合でも可能な限り価格競争性を高めた方法を採用するように努めることとしている。そして、16年1月に、見積競争方式が導入された。見積競争方式とは、見積依頼書において価格競争であることを明示するとともに、見積書提出期限を提示して、見積書提出期限後に見積書を一齐開封する方式であると定義している。見積競争方式には見積提出者の選定方法の違いにより、後記の契約競争参加有資格者を対象に、ホームページ、掲示等の方法により公告して見積提出者を募集する一般見積競争と、JICAにおいて複数者を見積提出者として指名する指名見積競争の二つの方法がある。このうち、指名見積競争の適用範囲は、在外事務所における機材調達に係る随意契約案件で、指名見積競争を行うことが可能なときなどとしている。

JICA は、指名見積競争が入札会を省略するものであることから随意契約に分類しているが、実質的には競争入札と同等の効果があると説明している。

(イ) 調達研修会等の実施

JICA 本部は、18年12月に、調達業務の更なる強化とコンプライアンスの保持やサービスの向上を目指して、在外事務所からの入札等に関する質問に答えられる体制を調達部内に整えた。そして、本部は、メキシコとケニアに設置された地域支援事務所と共催で域内の在外事務所の職員や現地採用職員を対象にした調達研修会を開催して、調達情報の共有化を図るなどしている。

(ウ) 業者登録簿の整備

JICA が15年10月から19年3月までの中期目標を達成するために定めた独立行政法人国際協力機構中期計画によると、調達業務に関して、一般競争入札を既に導入済みの国内に加えて、現地商慣習の異なる在外事務所においても、複数業者から見積りを徴して、価格競争を原則とすることなどにより、機材の調達業務の透明化・適正化に努めること、引き続きホームページを通じて公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表して、透明性の確保を図ることなどが記述されている。

JICA 本部は、本邦で資機材の調達等を行う際に、予定価格が500万円を超える場合は、原則として一般競争入札を行っており、その入札に参加を希望する者は、JICA に契約競争参加者資格登録を行わなければならないとしている。

また、JICA 本部は、16年10月に、在外事務所が資機材の調達等を行う際は、随意契約を行う場合であっても、より競争的な方法を採用するように内規を定めて、これに基づき契約を行わせることとしたため、在外事務所は「機材調達に係る内規」を定めている。

しかし、同内規に基づき、業者登録制度を設けることとしているのに、業者登録簿を整備して業者登録を行っていた在外事務所は、全55在外事務所のうち約3割に相当する17在外事務所となっていた。

(エ) 入札関連情報等の公表

JICA は、本邦調達による海外向けの資機材の調達等については、一般競争入札を実施する案件の入札説明書を機材仕様明細書とともに公示しており、同じ情報をホームページでも公表している。さらに、18年度からは、競争性を高める観点から、半期ごとに「海外向け資機材本邦調達（一般競争入札案件）」の実施予定案件を公表している。

一方、現地調達については、13年9月から、予定価格1000万円以上の資機材を価格競争により調達しようとする場合は、競争性の確保等の観点から、調達案件の概要を事前に公表している。

また、JICA は、他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるとして、予定価格を公表してこなかったが、随意契約の見直し計画の一環として、20年4月から、本邦調達のうち競争に付した案件及び一部の随意契約案件について、他の契約の予定価格が類推されるおそれがある場合等を除き、同年1月分までさかのぼり、契約締結後72日以内に予定価格を公表している。また、現地調達のうち競争に付した案件及び

一部の随意契約案件について、同様に同年同月分までさかのぼり、各四半期ごとに取りまとめ、各四半期後72日以内に予定価格を公表している。

(3) JICAにおける落札率の状況(予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況)

JICAは、会計規程により、200万円を超えない契約をするときなどを除き、契約書を作成しなければならないとしている。JICAが海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等のために締結した契約のうち、200万円を超える契約件数及び契約金額は、表1のとおりとなっている。

表1 海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約件数、契約金額等 (単位：件、円)

年度 (平成)	施設の建設(現地調達)				資機材の調達等(本邦調達+現地調達)				計	
	件数 (A)	件数 割合 (A)/(E)	金額 (B)	金額 割合 (B)/(F)	件数 (C)	件数 割合 (C)/(E)	金額 (D)	金額 割合 (D)/(F)	件数 (E)	金額 (F)
15	22	5.1%	260,384,303	6.3%	405	94.8%	3,841,566,308	93.6%	427	4,101,950,611
16	30	6.3%	192,059,717	3.7%	446	93.6%	4,922,283,183	96.2%	476	5,114,342,900
17	11	2.3%	133,936,388	2.7%	467	97.6%	4,658,293,268	97.2%	478	4,792,229,656
18	20	3.2%	198,164,957	4.0%	604	96.7%	4,731,565,176	95.9%	624	4,929,730,133
19	16	4.7%	342,431,030	11.1%	322	95.2%	2,728,383,347	88.8%	338	3,070,814,377
計	99	4.2%	1,126,976,395	5.1%	2,244	95.7%	20,882,091,282	94.8%	2,343	22,009,067,677

19年度における施設の建設と資機材の調達等の契約金額の合計額は30億7081万余円であるが、契約件数、契約金額ともに資機材の調達等が大部分を占めている。

表1の海外向けの資機材の調達等の契約2,244件を現地調達と本邦調達に分けると、表2のとおりとなっている。

表2 現地調達、本邦調達別の海外向けの資機材の調達等の契約件数、契約金額等 (単位：件、円)

年度 (平成)	本邦調達				現地調達				計	
	件数 (A)	件数 割合 (A)/(E)	金額 (B)	金額 割合 (B)/(F)	件数 (C)	件数 割合 (C)/(E)	金額 (D)	金額 割合 (D)/(F)	件数 (E)	金額 (F)
15	100	24.6%	1,680,141,311	43.7%	305	75.3%	2,161,424,997	56.2%	405	3,841,566,308
16	103	23.0%	2,252,930,233	45.7%	343	76.9%	2,669,352,950	54.2%	446	4,922,283,183
17	82	17.5%	1,777,047,242	38.1%	385	82.4%	2,881,246,026	61.8%	467	4,658,293,268
18	63	10.4%	801,076,950	16.9%	541	89.5%	3,930,488,226	83.0%	604	4,731,565,176
19	49	15.2%	786,936,650	28.8%	273	84.7%	1,941,446,697	71.1%	322	2,728,383,347
計	397	17.6%	7,298,132,386	34.9%	1,847	82.3%	13,583,958,896	65.0%	2,244	20,882,091,282

ア 予定価格

JICAが15年度下半期から19年度までの間に締結した海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約計2,343件について、予定価格を設定していたかどうか検査したところ、表3のとおりとなっていた。

表3 予定価格の設定状況

(単位：件)

予定価格の設定	施設の建設		資機材の調達等				計	
	現地調達		本邦調達		現地調達			
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
有	78	78.7%	318	80.1%	1,039	56.2%	1,435	61.2%
無	20	20.2%	75	18.8%	783	42.3%	878	37.4%
省略可	20	20.2%	75	18.8%	751	40.6%	846	36.1%
未設定	0	—	0	—	32	1.7%	32	1.3%
設定状況不明	0	—	4	1.0%	18	0.9%	22	0.9%
書類所在不明	1	1.0%	0	—	7	0.3%	8	0.3%
計	99	100.0%	397	100.0%	1,847	100.0%	2,343	100.0%

現地調達による資機材の調達等に係る契約は、1,847件のうち、1,039件(56.2%)は予定価格が設定されており、751件は予定価格の設定が省略できるものであったが、32件は現地の商慣習等の理由により予定価格が設定されておらず、25件は予定価格の設定状況が確認できないものなどであった。そして、予定価格が設定されていなかった32件の中には、会計規程に基づく事務手続をとることなく予定価格の設定を省略しているものが見受けられた。これは、在外事務所の特例事情を考慮しても適切とは認められない。

JICAは、前記のとおり、会計規程において、理事長の承認を受けるなどの事務手続をとることにより予定価格を省略したり、会計規程と異なる処理をしたりすることが可能であるので、会計規程の特例等を機動的、弾力的に運用するなどして事務処理を適切に行う必要があると認められる。

(ア) 施設の建設の契約に係る予定価格

施設の建設の契約に係る予定価格の算定方法が在外事務所によって区々となっており、被援助国の事業実施機関に相当程度の能力があっても、コンサルタントと契約して設計、積算を行わせる在外事務所がある一方、コンサルタントと契約することなく、自らが予定価格を算定している在外事務所があった。

在外事務所の調達に携わる職員や現地採用職員の多くは、技術的な知識を有していないため、設計や積算の妥当性を確認したり、適正な予定価格を作成したりする在外事務所の体制は、必ずしも十分でないと思料された。

(イ) 資機材の調達等の契約に係る予定価格

JICA本部で海外向けの資機材の調達等を行う場合は、JICA調達部が予定価格を設定している。一方、在外事務所が資機材の調達等を行う場合は、在外事務所の担当者が予定価格を設定している場合が多い。

海外向けの資機材の調達等の契約に係る予定価格の設定は、おおむね適正に行われていると思料されるが、会計規程に基づかず予定価格を省略していたことのほか、在外事務所の中には、会計規程等に基づき予定価格の範囲内で契約を締結することとされているにもかかわらず、予定価格に対する認識が十分でなかったため、予定価格を上回る金額で契約を締結していた事態が見受けられた。

イ 入札

JICAが15年度下半期から19年度までに締結した海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約について、競争契約、随意契約等の契約方式別に件数を区分して整理すると、表4のとおりとなっている。

表4 契約方式別の海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約件数等 (単位：件)

契約方式		施設の建設		資機材の調達等						合計						
		現地調達		本邦調達		現地調達		計		本邦調達		現地調達		計		
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
競争契約	一般競争	26	26.2%	145	36.5%	66	3.5%	211	9.4%	145	36.5%	92	4.7%	237	10.1%	
	指名競争	26	26.2%	0	—	123	6.6%	123	5.4%	0	—	149	7.6%	149	6.3%	
	計(A)	52	52.5%	145	36.5%	189	10.2%	334	14.8%	145	36.5%	241	12.3%	386	16.4%	
随意契約	競争性あり	一般見積競争	0	—	53	13.3%	0	—	53	2.3%	53	13.3%	0	—	53	2.2%
		指名見積競争	13	13.1%	0	—	548	29.6%	548	24.4%	0	—	561	28.8%	561	23.9%
		計(B)	13	13.1%	53	13.3%	548	29.6%	601	26.7%	53	13.3%	561	28.8%	614	26.2%
	競争性なし	見積合わせ注(1)	19	19.1%	0	—	786	42.5%	786	35.0%	0	—	805	41.3%	805	34.3%
		特命随契注(2)	15	15.1%	199	50.1%	324	17.5%	523	23.3%	199	50.1%	339	17.4%	538	22.9%
	計	34	34.3%	199	50.1%	1,110	60.0%	1,309	58.3%	199	50.1%	1,144	58.7%	1,343	57.3%	
合計		99	100.0%	397	100.0%	1,847	100.0%	2,244	100.0%	397	100.0%	1,946	100.0%	2,343	100.0%	
うち競争性あり(A)+(B)		65	65.6%	198	49.8%	737	39.9%	935	41.6%	198	49.8%	802	41.2%	1,000	42.6%	

注(1) 2者以上から見積書を徴して、その内容を比較した上で契約の相手方を決定する調達方法

注(2) 特定の者と契約しない限り契約の目的を達することができないなどの理由で、その特定の者と契約をする調達方法

本邦調達においては397件のうち198件(49.8%)が、現地調達においては1,946件中802件(41.2%)が競争性があるとされる契約であった。しかし、一般競争入札が実施されたのは、本邦調達においては397件中145件(36.5%)であったが、現地調達においては92件(4.7%)と極めて少なかった。

本邦調達における資機材の調達等397件のうち、上記の198件を除く199件(50.1%)はすべて特命随契であった。また、現地調達における施設の建設99件のうち見積合わせによるものは19件(19.1%)、特命随契によるものは15件(15.1%)であり、資機材の調達等1,847件のうち見積合わせによるものは786件(42.5%)、特命随契によるものは324件(17.5%)であって、本邦で資機材を調達する場合に特命随契の比率が高くなっている。これについて、JICAは、本邦調達においては、特注品や代用品がない資機材を調達する機会が多いためであるとしている。

入札から契約に至るまでの状況は、表5のとおりとなっている。

表5 入札から契約に至るまでの状況

(単位：件)

入札・契約区分		年度(平成)					計	契約割合	
		15	16	17	18	19			
第1回入札会		110	95	70	65	57	397		
落札	当初①	93	81	50	41	38	303	12.9%	
	再度②	2	3	5	5	3	18	0.7%	
	再々度③	2	1	3	1	0	7	0.2%	
	4回目④	2	0	0	0	0	2	0.0%	
不調	不		11	10	12	18	16	67	
	不落随契⑤		10	9	5	13	10	47	2.0%
	キャンセル		1	0	0	0	2	3	
	随意契約へ		0	0	3	4	1	8	
	第2回入札会		0	1	4	1	3	9	
	落札	当初⑥	0	1	4	1	3	9	0.3%
落札契約 計(①+②+③+④+⑥)		99	86	62	48	44	339	14.4%	
随意契約⑦		318	381	411	563	284	1,957	83.5%	
契約 合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		427	476	478	624	338	2,343	100.0%	

ウ 落札

JICA が15年度下半期から19年度までに入札により落札者を決定した海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約339件(表5参照)のうち、予定価格を設定していた323件の契約額の予定価格に対する割合である落札率は、表6のとおりとなっている。

表6 落札率等の状況

(単位：件)

調達区分	年度(平成)	施設の建設						資機材の調達等						計			
		入札件数	落札件数	左のうち 予定価格 あり	落札率			入札件数	落札件数	左のうち 予定価格 あり	落札率			入札件数	落札件数	左のうち 予定価格 あり	平均 落札率
					最低	平均	最高				最低	平均	最高				
本邦調達	15							51	45	45	44.24%	77.89%	98.35%	51	45	45	77.89%
	16							31	27	27	57.36%	84.86%	99.60%	31	27	27	84.86%
	17							31	28	28	62.37%	90.45%	99.90%	31	28	28	90.45%
	18							16	13	13	47.51%	83.85%	99.99%	16	13	13	83.85%
	19							20	17	17	53.15%	86.23%	99.99%	20	17	17	86.23%
	計							149	130	130	44.24%	83.73%	99.99%	149	130	130	83.73%
現地調達	15	12	11	10	12.23%	86.59%	105.11%	47	43	41	69.49%	91.99%	100.00%	59	54	51	90.93%
	16	17	16	16	67.63%	94.41%	100.00%	48	43	30	61.37%	85.17%	100.00%	65	59	46	88.38%
	17	7	5	5	56.01%	85.44%	97.40%	36	29	29	53.98%	92.88%	100.00%	43	34	34	91.78%
	18	13	6	6	91.57%	95.70%	99.93%	37	29	29	68.51%	91.00%	100.00%	50	35	35	91.81%
	19	4	1	1	99.86%	99.86%	99.86%	36	26	26	27.10%	89.73%	100.00%	40	27	27	90.11%
	計	53	39	38	12.23%	91.52%	105.11%	204	170	155	27.10%	90.27%	100.00%	257	209	193	90.52%
合計	15	12	11	10	12.23%	86.59%	105.11%	98	88	86	44.24%	84.61%	100.00%	110	99	96	84.82%
	16	17	16	16	67.63%	94.41%	100.00%	79	70	57	57.36%	85.02%	100.00%	96	86	73	87.08%
	17	7	5	5	56.01%	85.44%	97.40%	67	57	57	53.98%	91.69%	100.00%	74	62	62	91.18%
	18	13	6	6	91.57%	95.70%	99.93%	53	42	42	47.51%	88.79%	100.00%	66	48	48	89.65%
	19	4	1	1	99.86%	99.86%	99.86%	56	43	43	27.10%	88.35%	100.00%	60	44	44	88.61%
	計	53	39	38	12.23%	91.52%	105.11%	353	300	285	27.10%	87.29%	100.00%	406	339	323	87.79%

本邦調達における資機材の調達等の契約(落札件数 130 件)の平均落札率 83.73% は、現地調達における資機材の調達等の契約(落札件数 170 件のうち予定価格を設定していた 155 件)の平均落札率 90.27% と比べると約 6 ポイント低くなっており、また、19 年報告の無償資金協力のうちの一般プロジェクト無償における資機材の調達等の契約の平均落札率 85.83% と大きな差はなかった。

また、現地調達における施設の建設の契約(落札件数 39 件のうち予定価格を設定していた 38 件)の平均落札率 91.52% は、現地調達における資機材の調達等の平均落札率 90.27% と比べると 1 ポイント程度の差となっていた。これは、19 年報告の無償資金協力のうちの一般プロジェクト無償において、施設の建設の契約の平均落札率が 96.81%、資機材の調達等の契約の平均落札率が 85.83% で、両者の間に 10 ポイント以上の開きがあったこととは異なっている。

落札率別の落札件数は、表 7 のとおりである。

表7 落札率別の落札件数

①現地調達(施設の建設)

(単位:件)

年度(平成)	100%超	100%	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	90%以上 95%未満	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	計
15	1	0	3	0	0	0	0	3	2	0	0	1	10
16	0	8	0	1	0	0	1	4	1	0	1	0	16
17	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	5
18	0	0	1	1	0	0	1	3	0	0	0	0	6
19	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	1	8	5	2	1	1	2	11	4	0	1	2	38
割合	2.6%	21.0%	13.1%	5.2%	2.6%	2.6%	5.2%	28.9%	10.5%	—	2.6%	5.2%	100.0%
累計	1	9	14	16	17	18	20	31	35	35	36	38	
累計割合	2.6%	23.6%	36.8%	42.1%	44.7%	47.3%	52.6%	81.5%	92.1%	92.1%	94.7%	100.0%	

②本邦調達(資機材の調達等)

(単位:件)

年度(平成)	100%超	100%	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	90%以上 95%未満	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	計
15	0	0	0	1	1	0	3	7	7	15	6	5	45
16	0	0	5	2	0	0	1	4	5	6	3	1	27
17	0	0	6	2	2	3	0	5	6	2	2	0	28
18	0	0	3	1	1	1	0	0	2	3	0	2	13
19	0	0	4	0	0	0	0	4	4	3	1	1	17
計	0	0	18	6	4	4	4	20	24	29	12	9	130
割合	—	—	13.8%	4.6%	3.0%	3.0%	3.0%	15.3%	18.4%	22.3%	9.2%	6.9%	100.0%
累計	0	0	18	24	28	32	36	56	80	109	121	130	
累計割合	—	—	13.8%	18.4%	21.5%	24.6%	27.6%	43.0%	61.5%	83.8%	93.0%	100.0%	

③現地調達(資機材の調達等)

(単位:件)

年度(平成)	100%超	100%	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	90%以上 95%未満	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	計
15	0	4	3	5	3	0	4	10	9	2	1	0	41
16	0	2	2	3	0	3	0	3	7	4	6	0	30
17	0	8	3	3	0	1	0	8	4	0	1	1	29
18	0	2	4	4	0	3	2	2	8	3	1	0	29
19	0	2	3	1	7	0	0	4	6	2	0	1	26
計	0	18	15	16	10	7	6	27	34	11	9	2	155
割合	—	11.6%	9.6%	10.3%	6.4%	4.5%	3.8%	17.4%	21.9%	7.0%	5.8%	1.2%	100.0%
累計	0	18	33	49	59	66	72	99	133	144	153	155	
累計割合	—	11.6%	21.2%	31.6%	38.0%	42.5%	46.4%	63.8%	85.8%	92.9%	98.7%	100.0%	

現地調達における施設の建設や資機材の調達等の落札率は、表6のとおり、本邦調達における資機材の調達等と比べて高くなっている。特に、予定価格を下回る入札がなく

価格交渉も不調で契約額が予定価格を上回っている契約は、表7のとおり、現地調達の施設の建設において38件中1件(2.6%)、また、予定価格と落札価格が同額である落札率100%の契約は、現地調達の施設の建設において38件中8件(21.0%)、資機材の調達等において155件中18件(11.6%)あり、1件もなかった本邦調達における資機材の調達等とは対照的である。

落札に至った入札における入札参加者数別の落札率について、施設の建設と資機材の調達等に分けて整理すると、表8のとおりとなっている。

表8 落札に至った入札における入札参加者数別の落札率

①全体

(単位：件、者)

調達区分	年度(平成)	落札件数(予定価格あり)	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7～10者	平均
本邦調達	15	45	2	3	7	8	9	7	9	5.0
	16	27	6	2	5	1	3	3	7	4.1
	17	28	8	6	7	5	0	1	1	2.6
	18	13	5	2	1	1	3	1	0	2.8
	19	17	2	4	5	3	1	1	1	3.2
	計	130	23	17	25	18	16	13	18	3.8
	割合	100.0%	17.6%	13.0%	19.2%	13.8%	12.3%	10.0%	13.8%	
	累計		23	40	65	83	99	112	130	
	累計割合		17.6%	30.7%	50.0%	63.8%	76.1%	86.1%	100.0%	
平均落札率		94.25%	84.97%	86.36%	83.35%	84.22%	72.60%	73.45%		
現地調達	15	51	6	19	10	8	5	0	3	3.0
	16	46	2	11	13	15	3	1	1	3.2
	17	34	1	11	15	3	4	0	0	2.9
	18	35	8	12	5	5	3	1	1	2.7
	19	27	6	6	2	7	4	1	1	3.1
	計	193	23	59	45	38	19	3	6	3.0
	割合	100.0%	11.9%	30.5%	23.3%	19.6%	9.8%	1.5%	3.1%	
	累計		23	82	127	165	184	187	193	
	累計割合		11.9%	42.4%	65.8%	85.4%	95.3%	96.8%	100.0%	
平均落札率		94.93%	91.51%	90.38%	90.33%	85.24%	88.92%	83.59%		
合計	15	96	8	22	17	16	14	7	12	3.9
	16	73	8	13	18	16	6	4	8	3.6
	17	62	9	17	22	8	4	1	1	2.8
	18	48	13	14	6	6	6	2	1	2.7
	19	44	8	10	7	10	5	2	2	3.1
	計	323	46	76	70	56	35	16	24	3.3
	割合	100.0%	14.2%	23.5%	21.6%	17.3%	10.8%	4.9%	7.4%	
	累計		46	122	192	248	283	299	323	
	累計割合		14.2%	37.7%	59.4%	76.7%	87.6%	92.5%	100.0%	
平均落札率		94.59%	90.05%	88.94%	88.09%	84.78%	75.66%	75.99%		

②現地調達(施設の建設)

(単位：件、者)

調達区分	年度(平成)	落札件数(予定価格あり)	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7～10者	平均
現地調達	15	10	1	1	1	2	4	0	1	4.3
	16	16	0	1	7	6	2	0	0	3.5
	17	5	0	0	3	2	0	0	0	3.4
	18	6	0	3	1	2	0	0	0	2.8
	19	1	1	0	0	0	0	0	0	1.0
	計	38	2	5	12	12	6	0	1	3.5
	割合	100.0%	5.2%	13.1%	31.5%	31.5%	15.7%	—	2.6%	
	累計		2	7	19	31	37	37	38	
	累計割合		5.2%	18.4%	50.0%	81.5%	97.3%	97.3%	100.0%	
平均落札率		99.87%	95.40%	92.55%	94.79%	75.48%	—	99.97%		

③資機材の調達等

(単位：件、者)

調達区分	年度(平成)	落札件数(予定価格あり)	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7～10者	平均
本邦調達	15	45	2	3	7	8	9	7	9	5.0
	16	27	6	2	5	1	3	3	7	4.1
	17	28	8	6	7	5	0	1	1	2.6
	18	13	5	2	1	1	3	1	0	2.8
	19	17	2	4	5	3	1	1	1	3.2
	計	130	23	17	25	18	16	13	18	3.8
	割合	100.0%	17.6%	13.0%	19.2%	13.8%	12.3%	10.0%	13.8%	
	累計		23	40	65	83	99	112	130	
	累計割合		17.6%	30.7%	50.0%	63.8%	76.1%	86.1%	100.0%	
平均落札率		94.25%	84.97%	86.36%	83.35%	84.22%	72.60%	73.45%		
現地調達	15	41	5	18	9	6	1	0	2	2.7
	16	30	2	10	6	9	1	1	1	3.1
	17	29	1	11	12	1	4	0	0	2.8
	18	29	8	9	4	3	3	1	1	2.6
	19	26	5	6	2	7	4	1	1	3.2
	計	155	21	54	33	26	13	3	5	2.9
	割合	100.0%	13.5%	34.8%	21.2%	16.7%	8.3%	1.9%	3.2%	
	累計		21	75	108	134	147	150	155	
	累計割合		13.5%	48.3%	69.6%	86.4%	94.8%	96.7%	100.0%	
平均落札率		94.46%	91.15%	89.59%	88.28%	89.75%	88.92%	80.31%		
合計	15	86	7	21	16	14	10	7	11	3.9
	16	57	8	12	11	10	4	4	8	3.6
	17	57	9	17	19	6	4	1	1	2.7
	18	42	13	11	5	4	6	2	1	2.7
	19	43	7	10	7	10	5	2	2	3.2
	計	285	44	71	58	44	29	16	23	3.3
	割合	100.0%	15.4%	24.9%	20.3%	15.4%	10.1%	5.6%	8.0%	
	累計		44	115	173	217	246	262	285	
	累計割合		15.4%	40.3%	60.7%	76.1%	86.3%	91.9%	100.0%	
平均落札率		94.35%	89.67%	88.20%	86.26%	86.70%	75.66%	74.94%		

資機材の調達等に係る落札に至った入札における入札参加者数をみると、本邦調達にあっては平均3.8者であり、現地調達にあっては平均2.9者であった。

エ 不落随契

JICAは、会計規程において、再度の入札に付しても落札者がいないときなどの場合に価格交渉によって契約相手を決定するいわゆる不落随契を認めている。

落札契約の件数と不落随契の件数は、表9のとおり、資機材の調達等に係る契約で一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結した334件のうち、不落随契になったものが本邦調達においては15件、現地調達においては19件、計34件あり、全体の10.1%を占めていた。また、現地調達における施設の建設で一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結した52件のうち、不落随契になったものが13件あり、全体の25.0%を占めていた。

表9 落札契約と不落随契の件数及び割合 (単位：件)

調達・契約区分		施設の建設							資機材の調達等							合計	割合
		年度(平成)					計	割合	年度(平成)					計	割合		
		15	16	17	18	19			15	16	17	18	19				
本邦 調達	落札契約	/							45	27	28	13	17	130	89.6%	130	89.6%
	不落随契								5	3	2	2	3	15	10.3%	15	10.3%
	計								50	30	30	15	20	145	100.0%	145	100.0%
現地 調達	落札契約	11	16	5	6	1	39	75.0%	43	43	29	29	26	170	89.9%	209	86.7%
	不落随契	1	1	2	7	2	13	25.0%	4	5	1	4	5	19	10.0%	32	13.2%
	計	12	17	7	13	3	52	100.0%	47	48	30	33	31	189	100.0%	241	100.0%
合計	落札契約	11	16	5	6	1	39	75.0%	88	70	57	42	43	300	89.8%	339	87.8%
	不落随契	1	1	2	7	2	13	25.0%	9	8	3	6	8	34	10.1%	47	12.1%
	計	12	17	7	13	3	52	100.0%	97	78	60	48	51	334	100.0%	386	100.0%

オ 随意契約

(ア) 随意契約の状況

分析の対象とした2,343契約のうち、83.5%に当たる1,957件は随意契約によるものであり、これらを契約区分別にみると、表10のとおりとなっている。

表10 契約区分別の状況 (単位：件)

契約区分		施設の建設		資機材の調達等				計			
		現地調達		本邦調達		現地調達		件数	割合		
		件数	割合	件数	割合	件数	割合				
見積 競争	一般見積競争	/		53	13.3%	/		53	2.2%		
	指名見積競争			13	13.1%			548	29.6%	561	23.9%
	計			13	13.1%			53	13.3%	548	29.6%
見積合わせ		19	19.1%	0	—	786	42.5%	805	34.3%		
特命随契		15	15.1%	199	50.1%	324	17.5%	538	22.9%		
合計		47	47.4%	252	63.4%	1,658	89.7%	1,957	83.5%		
(参考)契約数		99	100.0%	397	100.0%	1,847	100.0%	2,343	100.0%		

(イ) 見積競争の状況

JICAは、可能な限り価格競争性を高めた方法を採用するよう努めているとしている。その結果、表10のとおり、分析の対象とした2,343契約のうち614件(26.2%)が見積競争によるものであった。

施設の建設に係る契約及び資機材の調達等に係る契約について、本邦調達(資機材の調達等)と現地調達(施設の建設及び資機材の調達等)に分けて見積競争における落札率をみると、表11のとおりとなっている。

表11 見積競争における落札率の状況 (単位：件)

調達区分	年度(平成)	施設の建設						資機材の調達等						計			
		見積依頼件数	契約件数	左のうち予定価格あり	落札率			見積依頼件数	契約件数	左のうち予定価格あり	落札率			見積依頼件数	契約件数	左のうち予定価格あり	平均落札率
					最低	平均	最高				最低	平均	最高				
本邦調達(一般見積競争)	15							2	2	0	—	—	—	2	2	0	—
	16							16	14	0	—	—	—	16	14	0	—
	17							7	7	0	—	—	—	7	7	0	—
	18							21	21	0	—	—	—	21	21	0	—
	19							9	9	1	99.97%	99.97%	99.97%	9	9	1	99.97%
	計							55	53	1	99.97%	99.97%	99.97%	55	53	1	99.97%
現地調達(指名見積競争)	15	2	2	2	98.84%	99.42%	100.00%	33	33	23	83.03%	96.60%	111.23%	35	35	25	96.83%
	16	2	2	1	99.96%	99.96%	99.96%	67	67	42	64.67%	91.44%	100.00%	69	69	43	91.64%
	17	2	2	2	86.80%	93.40%	100.00%	149	148	101	39.63%	91.94%	102.77%	151	150	103	91.97%
	18	1	1	0	—	—	—	187	180	117	50.07%	90.51%	120.85%	188	181	117	90.51%
	19	6	6	5	97.80%	98.35%	99.21%	121	120	93	59.63%	91.93%	100.00%	127	126	98	92.26%
	計	13	13	10	86.80%	97.73%	100.00%	557	548	376	39.63%	91.72%	120.85%	570	561	386	91.88%
合計	15	2	2	2	98.84%	99.42%	100.00%	35	35	23	83.03%	96.60%	111.23%	37	37	25	96.83%
	16	2	2	1	99.96%	99.96%	99.96%	83	81	42	64.67%	91.44%	100.00%	85	83	43	91.64%
	17	2	2	2	86.80%	93.40%	100.00%	156	155	101	39.63%	91.94%	102.77%	158	157	103	91.97%
	18	1	1	0	—	—	—	208	201	117	50.07%	90.51%	120.85%	209	202	117	90.51%
	19	6	6	5	97.80%	98.35%	99.21%	130	129	94	59.63%	92.02%	100.00%	136	135	99	92.34%
	計	13	13	10	86.80%	97.73%	100.00%	612	601	377	39.63%	91.74%	120.85%	625	614	387	91.90%

施設の建設に係る契約において、指名見積競争は件数が少なく単純な比較は困難であるが、予定価格が設定されていた10件の平均落札率97.73%は、入札が行われた場合の平均落札率(1053ページ表6参照)91.52%を6ポイント以上上回っていた。一方、資機材の調達等に係る契約のうち現地調達に係るものにおいて、指名見積競争が行われて予定価格が設定されていた376件の平均落札率91.72%は、入札が行われた場合の平均落札率90.27%を若干上回っていたが、大きな差は見受けられなかった。

(ウ) 見積合わせ

見積合わせは、表4のとおり、分析の対象とした契約2,343件のうち805件(34.3%)あり、このうち、予定価格を設定していた326件の落札率をみたところ、表12のとおり、見積合わせの平均落札率は96.27%で、前記の入札が行われた場合の平均落札率87.79%(表6参照)や見積競争の平均落札率91.90%(表11参照)に比べて高くなっていた。

表 12 見積合わせの落札率の状況 (単位：件)

調達区分	年度(平成)	施設の建設					資機材の調達等					計							
		契約件数	左のうち 予定価格 あり	落札率			契約件数	左のうち 予定価格 あり	落札率			契約件数	左のうち 予定価格 あり	平均 落札率					
				最低	平均	最高			最低	平均	最高								
本邦調達	15	/										0	0	—	—	—	0	0	—
	16											0	0	—	—	—	0	0	—
	17											0	0	—	—	—	0	0	—
	18											0	0	—	—	—	0	0	—
	19											0	0	—	—	—	0	0	—
	計											0	0	—	—	—	0	0	—
現地調達	15	5	2	77.87%	88.93%	100.00%	172	62	40.59%	96.19%	100.00%	177	64	95.96%					
	16	5	2	100.00%	100.00%	100.00%	162	49	80.00%	97.63%	100.00%	167	51	97.73%					
	17	1	0	—	—	—	145	59	34.62%	95.03%	100.00%	146	59	95.03%					
	18	4	1	82.55%	82.55%	82.55%	230	107	66.62%	97.24%	100.00%	234	108	97.10%					
	19	4	3	97.76%	98.59%	99.12%	77	41	69.49%	94.36%	100.00%	81	44	94.65%					
	計	19	8	77.87%	94.52%	100.00%	786	318	34.62%	96.31%	100.00%	805	326	96.27%					
合計	15	5	2	77.87%	88.93%	100.00%	172	62	40.59%	96.19%	100.00%	177	64	95.96%					
	16	5	2	100.00%	100.00%	100.00%	162	49	80.00%	97.63%	100.00%	167	51	97.73%					
	17	1	0	—	—	—	145	59	34.62%	95.03%	100.00%	146	59	95.03%					
	18	4	1	82.55%	82.55%	82.55%	230	107	66.62%	97.24%	100.00%	234	108	97.10%					
	19	4	3	97.76%	98.59%	99.12%	77	41	69.49%	94.36%	100.00%	81	44	94.65%					
	計	19	8	77.87%	94.52%	100.00%	786	318	34.62%	96.31%	100.00%	805	326	96.27%					

(エ) 特命随契

特命随契は、表 4 のとおり、分析の対象とした契約 2,343 件のうち 538 件(22.9%)あり、このうち、予定価格を設定していた 354 件の落札率をみたところ、表 13 のとおり、平均落札率は 98.72% で、上記の見積合わせの平均落札率より 2 ポイント程度高くなっていた。また、本邦調達(資機材の調達等)199 件は、調達先が特定の国際機関に限定されていたり、過去の無償資金協力事業等により調達された機材のフォローアップとして部品等を調達するものであって調達先が限定されていたりするものであった。

表 13 特命随契の落札率の状況

(単位：件)

調達区分	年度(平成)	施設の建設					資機材の調達等					計							
		契約件数	左のうち予定価格あり	落札率			契約件数	左のうち予定価格あり	落札率			契約件数	左のうち予定価格あり	平均落札率					
				最低	平均	最高			最低	平均	最高								
本邦調達	15	/										48	44	91.63%	99.13%	100.00%	48	44	99.13%
	16											59	55	96.51%	99.90%	100.00%	59	55	99.90%
	17											45	37	93.66%	99.82%	100.00%	45	37	99.82%
	18											27	20	96.51%	99.50%	100.00%	27	20	99.50%
	19											20	16	98.56%	99.91%	100.00%	20	16	99.91%
	計											199	172	91.63%	99.64%	100.00%	199	172	99.64%
現地調達	15	3	2	100.00%	100.00%	100.00%	53	23	92.40%	100.40%	120.68%	56	25	100.37%					
	16	6	2	100.00%	100.00%	100.00%	66	33	90.38%	98.93%	100.00%	72	35	98.99%					
	17	1	0	—	—	—	62	30	83.34%	97.10%	100.00%	63	30	97.10%					
	18	2	2	93.22%	96.61%	100.00%	98	61	63.27%	97.16%	100.00%	100	63	97.15%					
	19	3	3	98.17%	99.39%	100.00%	45	26	78.66%	96.25%	100.00%	48	29	96.57%					
	計	15	9	93.22%	99.04%	100.00%	324	173	63.27%	97.78%	120.68%	339	182	97.84%					
合計	15	3	2	100.00%	100.00%	100.00%	101	67	91.63%	99.56%	120.68%	104	69	99.58%					
	16	6	2	100.00%	100.00%	100.00%	125	88	90.38%	99.53%	100.00%	131	90	99.54%					
	17	1	0	—	—	—	107	67	83.34%	98.60%	100.00%	108	67	98.60%					
	18	2	2	93.22%	96.61%	100.00%	125	81	63.27%	97.74%	100.00%	127	83	97.71%					
	19	3	3	98.17%	99.39%	100.00%	65	42	78.66%	97.64%	100.00%	68	45	97.76%					
	計	15	9	93.22%	99.04%	100.00%	523	345	63.27%	98.71%	120.68%	538	354	98.72%					

落札率の状況についての分析は、以上のとおりである。資機材の調達等に係る四つの契約方式の中で平均落札率が最も高いものは特命随契であり、次に、見積合わせ、見積競争、競争契約の順になっている。

(4) 契約の競争性・透明性の向上に向けた財団法人海外漁業協力財団の取組の状況

15年度から19年度までに国から補助金や委託費の交付を受けて技術協力を実施している公益法人について検査したところ、海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約を締結しているのは、水産庁から補助金の交付を受けて技術協力を実施している農林水産省所管の財団法人海外漁業協力財団(以下「財団」という。)のみであった。一方、財団の予算により被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約は見受けられなかった。

財団は、海外漁場の確保を図るために、入漁協定を締結するなど我が国との関係が深い国に対して、水産業の開発振興に寄与することを目的として海外漁業協力事業によるプロジェクトタイプの技術協力を実施しており、それらの国に水産技術専門家を派遣するとともに必要に応じて資機材を供与している。

ア 財団法人海外漁業協力財団における契約入札手続等

財団は、財団法人海外漁業協力財団会計規程(昭和48年6月2日適用)及び財団法人海外漁業協力財団会計規程細則(昭和48年6月2日適用。以下、これらを「財団会計規程等」という。)を定めている。契約の方式については、原則一般競争入札によることとして、

契約の性質又は目的が一般競争入札に付することに適さないときなどは指名競争入札又は随意契約とすることができるとしている。そして、随意契約によることができる場合として、国の基準に合わせて予定価格が250万円を超えない工事若しくは製造又は予定価格が160万円を超えない加工、修正若しくは物件の購入をする場合のほか、外国で契約をする場合等の要件を挙げている。

財団が15年度から19年度までに締結した海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約のうち、財団会計規程等で契約書を作成しなければならないとされている150万円(外国で契約するときは200万円)を超える契約件数及び契約金額は、表14のとおりとなっている。

表14 海外での施設の建設及び海外向けの資機材の調達等に係る契約件数、契約金額等(単位:件、円)

年 度 (平成)	施設の建設(現地調達)				資機材の調達等(本邦調達+現地調達)				計	
	件数 (A)	件数 割合 (A)/(E)	金額 (B)	金額 割合 (B)/(F)	件数 (C)	件数 割合 (C)/(E)	金額 (D)	金額 割合 (D)/(F)	件数 (E)	金額 (F)
15	4	11.7%	66,706,514	18.2%	30	88.2%	299,376,625	81.7%	34	366,083,139
16	1	3.3%	7,147,428	2.2%	29	96.6%	311,403,018	97.7%	30	318,550,446
17	2	6.0%	7,588,689	2.2%	31	93.9%	329,031,735	97.7%	33	336,620,424
18	1	2.8%	6,644,220	1.4%	34	97.1%	462,029,524	98.5%	35	468,673,744
19	1	2.8%	14,668,933	3.6%	34	97.1%	389,060,717	96.3%	35	403,729,650
計	9	5.3%	102,755,784	5.4%	158	94.6%	1,790,901,619	94.5%	167	1,893,657,403

調査の対象とした契約167件の約95%が資機材の調達等に係る契約であり、施設の建設に係る契約はすべて現地調達であった。これらのうち資機材の調達等に係る契約を本邦調達と現地調達に分けると、表15のとおり、件数で約64%、契約金額で約85%が本邦調達であった。

表15 資機材の調達等に係る契約件数、契約金額等(単位:件、円)

年 度 (平成)	本邦調達				現地調達				計	
	件数 (A)	件数 割合 (A)/(E)	金額 (B)	金額 割合 (B)/(F)	件数 (C)	件数 割合 (C)/(E)	金額 (D)	金額 割合 (D)/(F)	件数 (E)	金額 (F)
15	19	63.3%	255,957,267	85.4%	11	36.6%	43,419,358	14.5%	30	299,376,625
16	21	72.4%	278,267,512	89.3%	8	27.5%	33,135,506	10.6%	29	311,403,018
17	16	51.6%	252,489,790	76.7%	15	48.3%	76,541,945	23.2%	31	329,031,735
18	22	64.7%	418,284,795	90.5%	12	35.2%	43,744,729	9.4%	34	462,029,524
19	23	67.6%	322,552,777	82.9%	11	32.3%	66,507,940	17.0%	34	389,060,717
計	101	63.9%	1,527,552,141	85.2%	57	36.0%	263,349,478	14.7%	158	1,790,901,619

イ 契約の競争性・透明性の向上に向けた取組の状況

財団は、本邦調達における一般競争入札の実施に当たっては、より多くの入札参加者を確保するために、我が国で広く発行されている業界紙に競争入札の公告を行うとともに、20年7月から財団のホームページにおいてすべての競争入札について公告を行うこととして、より多くの企業へ情報の提供を行っている。

財団は、海外駐在員事務所等による現地調達の場合は、信頼できる業者との随意契約によらざるを得ないとしている。これらの事情に加えて、海外で施設の建設を行う場合は、設計図書の作成、予定価格の設定、信頼できる業者の選定等の作業が生ずるため、海外駐在員や専門家しか配置していない海外駐在員事務所等においては入札会が実施できる体制にないことも、随意契約によらざるを得ない理由であるとしている。

しかし、財団は、施設の建設に当たり、過去に相手国政府等の協力を得て指名競争入札を実施したことがあり、今後も比較的大規模な施設の建設を行う場合には、条件を整えば同様の手法により指名競争入札を導入するなどして、契約の競争性・透明性を高めていきたいとしている。

(5) 財団法人海外漁業協力財団における落札率の状況(予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況)

ア 予定価格

財団は、財団会計規程等において予定価格の設定を義務付けており、その作成方法については、積算参考資料、原則3者から徴する見積書又はコンサルタントによる見積書によることとしている。しかし、随意契約の場合は、契約の性質上予定価格の設定を要しないと認めるときは、これを省略できるとしている。

財団が15年度から19年度までに締結した海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等に係る契約167件について、契約方式別の予定価格の設定状況を示すと、表16のとおりとなっている。

表16 契約方式別の予定価格の設定状況 (単位：件)

契約方式	予定価格の設定	施設の建設		資機材の調達等				計	
		現地調達		本邦調達		現地調達			
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
一般競争契約	有	0	—	17	100.0%	2	100.0%	19	100.0%
	無	0	—	0	—	0	—	0	—
	計	0	—	17	100.0%	2	100.0%	19	100.0%
指名競争契約	有	1	100.0%	56	100.0%	0	—	57	100.0%
	無	0	—	0	—	0	—	0	—
	計	1	100.0%	56	100.0%	0	—	57	100.0%
随意契約	有	0	—	0	—	0	—	0	—
	無	8	100.0%	28	100.0%	55	100.0%	91	100.0%
	計	8	100.0%	28	100.0%	55	100.0%	91	100.0%
合計	有	1	11.1%	73	72.2%	2	3.5%	76	45.5%
	無	8	88.8%	28	27.7%	55	96.4%	91	54.4%
	計	9	100.0%	101	100.0%	57	100.0%	167	100.0%

財団は、一般競争契約(19件)や指名競争契約(57件)においては、すべて予定価格を設定していたが、随意契約(91件)においては、財団会計規程等に基づき、契約の性質上予定価格の設定を要しないとして、すべて予定価格の設定を省略していた。このことについて、財団は、随意契約の大半を実施している海外駐在員事務所等においては、調

達環境の違いなどにより、通常現地業者は受注を前提として見積書を提出することなどから、事前に徴した見積書を基に予定価格を設定することは困難であると説明している。また、本邦調達における随意契約においても、緊急を要するなどの理由から予定価格の設定は困難であるとしている。

イ 入札

財団が15年度から19年度までに締結した海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約について、契約方式別に件数を分けると、表17のとおり、一般競争入札や指名競争入札に付した契約(それぞれ不落随契になったものを含む。)は、本邦調達においては101件のうち73件(72.2%)であったが、現地調達においては66件のうち3件(4.5%)にすぎなかった。

表17 契約方式別の海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約件数等 (単位：件)

契約方式		施設の建設		資機材の調達等				合計					
		現地調達		本邦調達		現地調達		本邦調達		現地調達		計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
競争契約	一般競争	0	—	17	16.8%	2	3.5%	17	16.8%	2	3.0%	19	11.3%
	指名競争	1	11.1%	56	55.4%	0	—	56	55.4%	1	1.5%	57	34.1%
	計	1	11.1%	73	72.2%	2	3.5%	73	72.2%	3	4.5%	76	45.5%
随意契約		8	88.8%	28	27.7%	55	96.4%	28	27.7%	63	95.4%	91	54.4%
合計		9	100.0%	101	100.0%	57	100.0%	101	100.0%	66	100.0%	167	100.0%

契約に至るまでの状況は、表18のとおり、契約件数167件のうち、入札会において落札されたものが55件(32.9%)、落札に至らず不落随契となったものが21件(12.5%)、当初から随意契約を行ったものが91件(54.4%)となっていた。

表18 入札から契約に至るまでの状況 (単位：件)

入札・契約区分		施設の建設						資機材の調達等						合計	契約割合		
		年度(平成)					計	契約割合	年度(平成)							計	契約割合
		15	16	17	18	19			15	16	17	18	19				
第1回入札会		1	0	0	0	0	1	/	13	10	14	21	17	75	/	76	/
落札	当初①	0	0	0	0	0	0	—	8	9	9	12	8	46	29.1%	46	27.5%
	再度②	1	0	0	0	0	1	11.1%	1	1	1	0	1	4	2.5%	5	2.9%
	再々度③	0	0	0	0	0	0	—	1	0	0	1	2	4	2.5%	4	2.3%
不調		0	0	0	0	0	0	/	3	0	4	8	6	21	/	21	/
	不落随契④	0	0	0	0	0	0	—	3	0	4	8	6	21	13.2%	21	12.5%
落札契約 計(①+②+③)		1	0	0	0	0	1	11.1%	10	10	10	13	11	54	34.1%	55	32.9%
随意契約⑤		3	1	2	1	1	8	88.8%	17	19	17	13	17	83	52.5%	91	54.4%
契約 合計(①+②+③+④+⑤)		4	1	2	1	1	9	100.0%	30	29	31	34	34	158	100.0%	167	100.0%

ウ 落札

入札により落札者が決定した契約55件を海外での施設の建設に係るものと海外向けの資機材の調達等に係るものに分けて、その落札率をみると、表19のとおりとなっている。

表 19 落札率の状況

(単位：件)

年度 (平成)	施設の建設					資機材の調達等					計		
	入札 件数	落札 件数	落札率			入札 件数	落札 件数	落札率			入札 件数	落札 件数	平均 落札率
			最低	平均	最高			最低	平均	最高			
15	1	1	92.61%	92.61%	92.61%	13	10	70.41%	88.37%	99.81%	14	11	88.76%
16	0	0	—	—	—	10	10	67.50%	84.30%	97.13%	10	10	84.30%
17	0	0	—	—	—	14	10	72.34%	86.55%	97.10%	14	10	86.55%
18	0	0	—	—	—	21	13	64.14%	89.99%	99.87%	21	13	89.99%
19	0	0	—	—	—	17	11	89.47%	95.95%	99.94%	17	11	95.95%
計	1	1	92.61%	92.61%	92.61%	75	54	64.14%	89.21%	99.94%	76	55	89.27%

落札に至った入札における入札参加者数別の落札率について、調達区分別にみると、表 20 のとおりとなっている。

表 20 落札に至った入札における入札参加者数別の落札率

(単位：件、者)

調達区分	年度 (平成)	落札件数	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7者	8者	平均
本邦 調達	15	10	0	2	5	1	2	0	0	0	3.3
	16	10	0	1	2	0	2	3	0	2	5.2
	17	10	0	1	5	3	0	1	0	0	3.5
	18	12	1	5	4	1	1	0	0	0	2.6
	19	10	3	6	1	0	0	0	0	0	1.8
	合計	52	4	15	17	5	5	4	0	2	3.2
	割合	100.0%	7.6%	28.8%	32.6%	9.6%	9.6%	7.6%	—	3.8%	
	累計 割合		4	19	36	41	46	50	50	52	
平均落札率		97.28%	90.85%	91.89%	87.26%	79.00%	86.21%	—	67.55%		
現地 調達	15	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3.0
	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	18	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3.0
	19	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4.0
	合計	3	0	0	2	1	0	0	0	0	3.3
	割合	100.0%	—	—	66.6%	33.3%	—	—	—	—	
	累計 割合		0	0	2	3	3	3	3	3	
平均落札率		—	—	96.04%	92.85%	—	—	—	—		

調達区分	年度(平成)	落札件数	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7者	8者	平均
合計	15	11	0	2	6	1	2	0	0	0	3.2
	16	10	0	1	2	0	2	3	0	2	5.2
	17	10	0	1	5	3	0	1	0	0	3.5
	18	13	1	5	5	1	1	0	0	0	2.6
	19	11	3	6	1	1	0	0	0	0	2.0
	合計	55	4	15	19	6	5	4	0	2	3.2
	割合	100.0%	7.2%	27.2%	34.5%	10.9%	9.0%	7.2%	—	3.6%	
	累計		4	19	38	44	49	53	53	55	
	累計割合		7.2%	34.5%	69.0%	80.0%	89.0%	96.3%	96.3%	100.0%	
	平均落札率		97.28%	90.85%	92.33%	88.19%	79.00%	86.21%	—	67.55%	

財団が締結した契約においては、表19のとおり、平均落札率が年々高くなる傾向にあり、19年度には95.95%になっている。このことについて、財団は、事業予算が年々縮小傾向にあり、1件当たりの契約金額が少額となり受注業者にとって魅力がなくなってきたこと、納入先が島しょ国等で交通の利便性が悪く経費がかさむことなどから、表20のとおり、入札に参加する業者数が年々減少しているためであると説明している。

エ 不落随契

財団が締結した海外向けの資機材の調達等に係る契約で一般競争入札及び指名競争入札を実施したものの75件のうち、不落随契になったものが、本邦調達において21件あった。

オ 随意契約

財団が締結した海外での施設の建設に係る契約9件のうち8件(88.8%)、海外向け資機材の調達等に係る契約158件のうち83件(52.5%)、計91件(54.4%)は当初から随意契約を行っていた。そして、これらの大部分を占める63件は、現地調達であった。このことについて、財団は、前記のとおり、現地調達は随意契約によらざるを得ないとしており、また、本邦調達の28件については、緊急を要する契約であること、財団会計規程等に定める少額随契であることなどを理由としている。

3 検査の結果に対する所見

(1) 検査の結果の概要

本院は、政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等についての検査の要請を受けて、19年次の無償資金協用に引き続き、20年次は、技術協力において被援助国政府が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約の状況、我が国援助実施機関が実施する海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約の状況について検査した。

検査の結果、表21のとおり、13府省庁が行う技術協力において、被援助国政府が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約は見受けられなかった。また、13府省庁が実施する海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約も見受けられなかった。

JICAが行う技術協力において、被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契

約は見受けられなかった。また、JICA が、会計規程により契約書を作成して行う海外での施設の建設に係る契約は 99 件、海外向けの資機材の調達等に係る契約は本邦調達 397 件と現地調達 1,847 件を合わせて 2,244 件あり、合計は 2,343 件であった。

各府省が所管する公益法人のうち、技術協力として海外での施設の建設や海外向け資機材の調達等の契約を締結しているのは、農林水産省所管の財団法人海外漁業協力財団のみであり、同財団が、財団会計規程等により契約書を作成して行う海外での施設の建設に係る契約は 9 件あり、また、海外向けの資機材の調達等に係る契約は本邦調達 101 件と現地調達 57 件を合わせて 158 件あり、合計は 167 件であった。一方、財団の予算により被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約は見受けられなかった。

表 21 援助実施機関別の施設の建設や資機材の調達等に係る契約の件数 (単位：件)

援助実施機関	施設の建設			資機材の調達等				合計
	被援助国 が実施	我が国援助実施機関が実施		被援助国 が実施	我が国援助実施機関が実施			
		本邦 調達	現地 調達		本邦 調達	現地 調達	計	
13 府 省 庁	—	—	—	—	—	—	—	—
J I C A	—	—	99	—	397	1,847	2,244	2,343
財団法人海外漁業協力財団	—	—	9	—	101	57	158	167

ア JICA

本院は、JICA における契約の競争性・透明性の向上に向けた取組及び落札率の状況について分析を行った。

(ア) JICA における契約の競争性・透明性の向上に向けた取組の状況

JICA は、本邦調達を行う際は、原則として一般競争入札に付すことにしている。また、現地調達を行う際も、調達業務の透明化・適正化に努めることにしているが、開発途上国における調達環境は我が国と大きく異なり、現地調達の契約の相手方は現地法人であり、国によっては入札の方法が異なったり、入札という考え方自体が商慣習として存在していなかったりするなどの課題も多いため、すべての在外事務所で一律に一般競争入札等を行うことは困難であり、随意契約にせざるを得ない場合が多いとしている。しかし、そのような場合であっても、複数業者から見積りを徴して、価格競争を行う指名見積競争を実施することにより、可能な限り競争性を高めるよう努めることとしている。そのため、在外事務所は、内規により業者登録制度を設けることとしているが、業者登録簿を整備している事務所は全事務所の約 3 割であった。

また、JICA は、他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるとして予定価格を公表してこなかったが、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表して、透明性の確保を図ることとして 20 年 4 月から、他の契約の予定価格が類推されるおそれがある場合等を除き、本邦調達及び現地調達のいずれの場合も競争に付した案件及び一部の随意契約案件について同年 1 月分にさかのぼり、予定価格を公表することとしている。

(イ) JICA における落札率の状況(予定価格、入札、落札、不落随契等の状況)

JICA における落札率の状況のうち予定価格については、本邦調達での資機材の調

達等に係る契約 397 件のうち、会計規程に基づき予定価格の設定が省略されていた場合等を除く 318 件は、予定価格が設定されていた。一方、現地調達の場合、施設の建設に係る契約 99 件のうち、予定価格の設定が省略されていた場合等を除く 78 件は予定価格が設定されており、また、資機材の調達等に係る契約 1,847 件のうち予定価格の設定が省略されていた場合等を除く 1,039 件は予定価格が設定されていたが、32 件は現地の商慣習等の理由により予定価格が設定されておらず、この中には会計規程に基づく事務手続をとることなく予定価格の設定を省略しているものが見受けられた。

JICA の在外事務所においては、入札や契約の事務に携わったことのない職員や現地採用職員が多いため、調達のための体制は十分ではない。また、現地調達において仕様の決定や予定価格の設定等を行う際の事務は、当該国の法令、慣習等により、我が国で行う場合と異ならざるを得ない場合が多い。

入札については、競争性があるとされる契約は本邦調達においては 397 件のうち 198 件(49.8%)であったが、現地調達においては 1,946 件中 802 件(41.2%)であった。そして、一般競争入札が実施されていたのは、本邦調達においては 397 件中 145 件(36.5%)であったが、現地調達においては 1,946 件中 92 件(4.7%)と極めて少なかった。

落札については、本邦調達の場合は、すべて資機材の調達等に係るものであり、15 年度から 19 年度までの落札件数 130 件の平均落札率は 83.73% であった。そして、現地調達の場合は、施設の建設に係る契約で予定価格が設定されていた落札件数 38 件の平均落札率は 91.52%、資機材の調達等に係る契約で予定価格が設定されていた落札件数 155 件の平均落札率は 90.27% であった。資機材の調達等に係る落札に至った入札における入札参加者数をみると、本邦調達にあつては平均 3.8 者、現地調達にあつては平均 2.9 者であった。不落随契については、本邦調達で 15 件、現地調達で 32 件、計 47 件あった。

随意契約の状況については、施設の建設に係る現地調達 99 件中 47 件、資機材の調達等に係る本邦調達 397 件中 252 件及び現地調達 1,847 件中 1,658 件、計 1,957 件が随意契約であった。そして、これらのうち 614 件は見積競争によるものであった。見積競争が実際に競争性を高めたものとなっていたか分析したところ、競争入札を行った場合と平均落札率に大きな差は見受けられなかった。

イ 財団法人海外漁業協力財団

本院は、財団における契約の競争性・透明性の向上に向けた取組及び落札率の状況について分析を行った。

(ア) 財団における契約の競争性・透明性の向上に向けた取組の状況

財団は、原則として一般競争入札により契約することとして、より多くの入札参加者を確保するために、業界紙に競争入札公告を行うことなどにより多くの企業への情報提供を行っているとしている。

(イ) 財団における落札率の状況(予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況)

財団における落札率の状況のうち予定価格については、財団は、一般競争契約又は指名競争契約においてはすべて予定価格を設定していたが、外国で契約する場合等は随意契約を認めており、現地調達の大部分を占める随意契約においては、開発途上国

における調達環境の違いなどにより、事前に見積書を徴することが困難であるとして予定価格の設定を省略していた。

入札については、一般競争契約又は指名競争契約が本邦調達においては72.2%であったが、現地調達においては4.5%にすぎなかった。

落札については、平均落札率が年々高くなる傾向にあり、19年度には95.95%になっている。このことについて財団は、事業予算が年々縮小傾向にあり、1件当たりの契約金額が少額となり受注業者にとって魅力がなくなってきたこと、納入先が島しょ国等で交通の利便性が悪く経費がかさむことなどから、入札に参加する業者数が年々減少しているためであると説明している。不落随契については、本邦調達において21件あった。

(2) 所見

ア JICA

JICAにおいては、現地調達の32件の中には、会計規程に基づく事務手続をとることなく予定価格の設定を省略しているものが見受けられた。これは、在外事務所の特殊事情を考慮しても適切とは認められない。

現地調達を行う際は、一般競争入札又は指名競争入札に付することができるものは限定的であるとして、随意契約を締結せざるを得ない場合が多いとしているが、入札に付し難い場合には可能な限り指名見積競争により契約を締結するよう努力して、契約の競争性を高めていくことが望まれる。そのためにも、指名業者の選定がし意的にならないように、在外事務所において、業者の登録制度を確立しておく必要がある。

JICAは、他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるとして、予定価格を公表してこなかったが、20年から他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるなどの場合を除き予定価格を公表している。JICAにおいては、契約の競争性・透明性の向上に向けて、落札率の状況(予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況)について引き続き公表するなどの努力を行っていく必要がある。

JICAの在外事務所においては、現地調達を行う際の事務は、我が国で行う場合と異ならざるを得ない場合が多いことから、そのような場合は、理事長の指定により、又は理事長の承認を受けて会計規程と異なる処理をすることができるとした規定に従い、適正な手続をとるなどして、適切な処理を行う必要があると認められる。

イ 財団法人海外漁業協力財団

財団においては、入札参加業者数が年々減少しているが、これに歯止めをかけるため、引き続きより多くの企業への情報提供に努めて、入札参加業者の確保を図っていくことなどが望まれる。

財団は、随意契約の場合には、一定金額以上の調達に当たっては予定価格を設定することなど、契約の競争性・透明性の向上に向けた一層の努力が望まれる。

以上のとおり報告する。

そして、本院としては、20年10月に政府開発援助の一元的な実施機関として新JICAが発足することにかんがみ、今後とも無償資金協力及び技術協力において、契約の競争性・透明性の一層の向上に向けた取組が着実に行われ、施設の建設や資機材の調達等の契約が適切に実施されているか多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第5 ODA事業の執行状況について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査の対象	外務省、独立行政法人国際協力機構
検査の内容	政府開発援助(ODA)についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成20年10月8日

1 検査の背景

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)

(二) 検査の内容

政府開発援助(ODA)についての次の各事項

1 開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について

特に

- ・対コスタリカ ODA における株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に係る不祥事の概要、同種事案の有無
- ・外務省、JICA 及び JBIC の PCI 等日本の開発コンサルタント会社に対する事務・業務の委託契約の状況

2 草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について

3 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

(2) 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況に係る要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

15 スマトラ沖地震に対する緊急援助の実施状況について

昨年末に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害に関し、我が国は5億ドルを限度とする協力を関係国及び国際機関等に対して無償で供与することを決定した。このうちの半分の2億5,000万ドルはユニセフ、世界食糧基金等の国際機関経由で、残りの2億5,000万ドルはインドネシア、スリランカ等の被災国に直接送金されている。しかし、後者の二国間供与分については、資金が相手側に届いているにもかかわらず、調達がまだ実施されていない部分がある。

政府は、今後の緊急支援においてその趣旨が生かされないというものがないよう、スマトラ沖地震に関し緊急支援として供与した援助について、その実施状況を調査する必要がある。

(3) これまでの会計検査の実施状況

前記の要請により実施したこれまでの会計検査の結果については、18年9月21日及び19年9月12日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、18年9月の報告を「18年報告」、19年9月の報告を「19年報告」という。)

18年報告及び19年報告のうち「スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について」は、「検査の結果に対する所見」において、それぞれ、ノン・プロジェクト無償資金協力事業(以下「ノンプロ無償資金協力事業」という。)に係る資金の執行状況について引き続き検査を実施して、その検査の結果を取りまとめが出来次第報告することとした。

2 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

(1) 18年報告の概要

ア 18年報告の検査の観点、着眼点、対象及び方法

18年報告の検査の観点、着眼点、対象及び方法は、次のとおりである。

(ア) 18年報告の検査の観点及び着眼点

本院は、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

- ① 16年12月26日に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害(以下「津波等災害」という。)に対する被災国及び国際機関からの要請に対して、我が国政府はどのようにして財政的支援の規模、方法を決定したか
- ② 緊急援助物資供与及び緊急無償資金協力事業については、相手国においてどのように受け入れられて実施されているか、供与された物資や資金は、その趣旨に沿って使用されているか
- ③ ノンプロ無償資金協力事業に供与された資金(以下「ノンプロ無償資金」という。)については、国別に、
 - a 相手国において援助がどのように受け入れられて実施されているか、被災地における需要の把握及び事業内容の決定がどのようになされているか
 - b 供与された資金は交換公文、附属文書等に従って使用されているか、各案件に係る契約手続や資金の支払は決定された事業内容に従って行われているか、契約手続や資金の支払が遅延しているものはないか
 - c 援助の対象となった施設及び機材は、当初決定された事業内容に即して被災地

においてその趣旨に沿って使用されているか

(イ) 18年報告の検査の対象

本院は、津波等災害に際して、我が国が無償で供与することを決定した5億米ドルのうち、二国間供与分の緊急援助としてインドネシア共和国、モルディブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国(以下「スリランカ共和国」という。)及びタイ王国の4か国(以下「4か国」という。)に供与した次の財政的支援2億5000万米ドル相当を対象として検査した。

- ① 独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。)が4か国に対して実施した緊急援助物資供与
- ② 外務省が4か国のうちタイ王国を除く3か国(以下「3か国」という。)に対して実施した緊急無償資金協力事業及びノンプロ無償資金協力事業

(ウ) 18年報告の検査の方法

本院は、外務本省及びJICA本部において会計実地検査を行い、我が国政府の対応状況、援助の制度的枠組み、実施手順等について説明を聴取したほか、在外公館及びJICAの在外事務所からの報告資料等に基づき事業の実施状況について検査した。また、職員を3か国に派遣して、在外公館及びJICAの在外事務所において会計実地検査を行い、相手国事業実施機関等から提出された報告書等の関係書類に基づき事業の実施状況について検査した。

また、本院は、相手国の協力が得られた範囲で、事業の実施状況について相手国事業実施機関等から説明を聴取した。さらに、一部の案件については、外務省の職員等の立会いの下に、事業の進ちょく状況を確認するなど実地に調査した。

イ 18年報告の検査の結果に対する所見

18年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

我が国は、4か国を始めとしてインド洋沿岸諸国が大規模な被害を受けた前例のない津波等災害に対して、相手国の要請及び緊急首脳会議における支援措置等の合意などを受けて当面の復旧・復興に必要な支援額としての援助の規模を決定した。

このうち4か国に対する緊急援助物資供与については、会計検査院は、我が国が援助の要請に応じて供与した物資が、災害発生直後の17年1月5日までに4か国に対してすべて引き渡されていたことを、関係書類等で確認した。そして、これらの物資は、被災地に届けられその趣旨に沿って使用されているとの説明を受けた。

また、3か国に対する緊急無償資金協力については、我が国が援助の要請に応じて供与した資金は、使途報告書によれば、スリランカ共和国では17年4月、モルディブ共和国では同年6月までにその趣旨に沿って使用されたとしていた。そして、インドネシア共和国については、18年1月に提出された使途報告書によれば、17年2月1日に我が国から供与された資金は全額支出済であるとしていたが、我が国以外から供与された資金も合わせた全体額について、津波等災害に関する援助のために使用されたとする報告となっており、我が国の供与した資金の具体的使途等を特定することができない状況となっていた。

3か国に対するノンプロ無償資金協力事業については、17年1月にインドネシア共和国に対しては146億円、モルディブ共和国に対しては20億円、スリランカ共和国に対し

ては80億円が供与されて以来、3か国とも交換公文に定められた使用期限である12か月以内に調達口座へ資金の移動がすべてなされ、我が国と各相手国との間における政府間協議会によって、分野の別に実施する案件の内容が決定されていた。

そして、案件実施のために締結した契約の実績額について、資金供与額に対する契約締結済額の割合である契約締結率は、18年3月末現在、モルディブ共和国及びスリランカ共和国では90%以上であるのに比べて、インドネシア共和国では58.4%となっている。

ノンプロ無償資金による事業の内容は、3か国とも、施設の工事に係る契約が多く契約締結に先立って工事前の詳細設計等が必要であり時間を要すること、また契約締結後も工事の完了までに相応の工期を要し、工事の進捗よくに応じて資金を支払うことになっていることから、資金供与額に対する支払済額の割合である支払率は、インドネシア共和国では20.5%、モルディブ共和国では30.2%、スリランカ共和国では42.8%となっていた。

また、3か国とも、供与されたノンプロ無償資金はすべて政府口座から調達口座に移動されていたが、調達口座における残高状況をみると、ノンプロ無償資金が供与されて1年2か月を経過した18年3月末において、インドネシア共和国では約116億円、モルディブ共和国では約14億円、スリランカ共和国では約46億円が残されていた。

ノンプロ無償資金協力事業は、津波等災害に対する緊急援助として実施されたものであるため、相手国において、速やかに、必要な施設が建設され機材が調達されて、被災地等で災害復旧・復興のために使用されることが必要である。

したがって、会計検査院としては、本件ノンプロ無償資金協力事業によって施設が建設され、機材が調達されて完了することとなる事業について、施設の建設や機材の調達のための資金の執行状況について引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとする。

また、今回実施されたノンプロ無償資金協力事業は、従来のノンプロ無償資金協力事業と比べて大規模なものであり、対象となった事業のうちには、中長期的な事業効果が期待される施設の案件も含まれている。外務省においては、17年12月に中間評価を公表し、さらに、今後とも同様な評価を行うことにしている。

そして、会計検査院としては、緊急援助の最終受益者である被災地の住民に援助が届き、また、中長期的な事業効果が発現されるかどうか、外務省が行う本件ノンプロ無償資金協力事業に対する評価を踏まえた上で、今後の利活用の状況について注視していく。

なお、会計検査院は、我が国を含めた各国等からインドネシア共和国政府に供与された津波等災害の援助資金による復興再建事業に対して同国会計検査院が行う会計検査活動を支援するための国際会議等に参加し、協力を行っている。

(2) 19年報告の概要

ア 19年報告の検査の観点、着眼点、対象及び方法

19年報告の検査の観点、着眼点、対象及び方法は、次のとおりである。

(ア) 19年報告の検査の観点及び着眼点

本院は、18年報告において記述したノンプロ無償資金協力事業に係る検査の観点及び着眼点と同様に、有効性等の観点から次の点に着眼して検査した。

① 相手国において援助がどのように受け入れられて実施されているか、被災地にお

ける需要の把握及び事業内容の決定がどのようになされているか

② 供与された資金は交換公文、附属文書等に従って使用されているか、各案件に係る契約手続や資金の支払は決定された事業内容に従って行われているか、契約手続や資金の支払が遅延しているものはないか

③ 援助の対象となった施設及び機材は、当初決定された事業内容に即して被災地においてその趣旨に沿って使用されているか

(イ) 19年報告の検査の対象

18年報告の検査の結果に対する所見で記述したとおり、本院は、外務省が3か国に対して実施したノンプロ無償資金協力事業を対象として、この事業によって施設が建設されて、機材が調達されて完了することとなる事業に係る資金の執行状況について、19年次においても引き続き検査した。

(ウ) 19年報告の検査の方法

本院は、18年報告において記述した検査の方法と同様に、外務本省及びJICA本部において会計実地検査を行い、我が国政府の対応状況、援助の制度的枠組み、実施手順等について説明を聴取したほか、在外公館及びJICAの在外事務所からの報告資料等に基づき事業の実施状況について検査した。また、職員を3か国に派遣して、在外公館及びJICAの在外事務所において会計実地検査を行い、相手国事業実施機関等から提出された報告書等の関係書類に基づき事業の実施状況について検査した。

また、本院は、相手国の協力が得られた範囲で、事業の実施状況について相手国事業実施機関等から説明を聴取した。さらに、一部の案件については、外務省の職員等の立会いの下に、事業の進ちよく状況を確認するなど実地に調査した。

イ 19年報告の検査の結果に対する所見

19年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

ア 会計検査院は、我が国が17年1月にインドネシア共和国に対して146億円、モルディブ共和国に対して20億円、スリランカ共和国に対して80億円の資金を供与したノンプロ無償資金協力事業の実施状況について、18年次に引き続き19年次においても、施設の建設や機材の調達のために供与された資金の執行状況を中心に、有効性等の観点から検査した。

案件実施のために締結した契約についてみると、表15のとおり、資金供与額に対する契約締結済額の割合である契約締結率は、19年3月末現在、モルディブ共和国及びスリランカ共和国では18年3月末現在と同様に90%以上となっており、インドネシア共和国では18年3月末現在の58.4%から89.8%に上昇していた。

資金供与額に対する支払済額の割合である支払率は、19年3月末現在、インドネシア共和国では62.7%、モルディブ共和国では80.9%、スリランカ共和国では77.5%となっていた。これは、ノンプロ無償資金による事業の内容は、施設の工事に係る契約が多く、契約締結後も工事の完了までに相応の工期を要し、工事の進ちよくに応じて資金を支払うことになっているため、18年3月末現在に比べて工事が進ちよくし、3か国の19年3月末現在の支払率が上昇したことによるものである。そして、調達口座における残高は、19年3月末において、インドネシア共和国では約54億円、モルディブ共

和国では約4億円、スリランカ共和国では約18億円に減少していた。

表15 3か国の資金の執行状況の推移

国名	年月	政府口座から 調達口座への 受入金額 (円)	調達口座での資金の執行状況					
			契約			支払		支払後の残高 (無単位は円、 \$は米ドル)
			件数	金額(円)	契約締結率 (%)	金額(円)	支払率 (%)	
インドネシア 共和国	18年 3月末	14,600,059,325	108	8,526,959,242	58.4	2,990,672,270	20.5	11,609,387,055
	19年 3月末	14,600,059,325	169	13,106,386,978	89.8	9,156,431,271	62.7	5,443,628,054
モルディブ 共和国	18年 3月末	2,000,002,235	20	1,956,669,286	97.8	604,208,723	30.2	136,066,407 \$10,504,212.91 邦貨換算額計 1,396,571,956
	19年 3月末	2,000,002,235	21	1,891,686,658	94.6	1,617,101,824	80.9	5,633,264 \$3,182,777.54 邦貨換算額計 387,566,568
スリランカ 共和国	18年 3月末	8,000,009,316	86	7,506,743,290	93.8	3,423,649,226	42.8	4,576,364,911
	19年 3月末	8,000,009,316	96	7,778,198,010	97.2	6,201,120,890	77.5	1,798,893,247

注(1) 契約件数には JICS との調達代理契約が含まれ、契約金額にはその概算額(上限額)が含まれる。

注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金のほかに、政府口座において発生し調達口座に入金された利息(インドネシア共和国 59,325 円、モルディブ共和国 2,235 円、スリランカ共和国 9,316 円)を含む。

注(3) モルディブ共和国及びスリランカ共和国における「支払後の残高」は、調達口座において発生した利息が含まれているため、「政府口座から調達口座への受入金額」から「支払」欄の金額を差し引いた金額とは一致しない。

注(4) インドネシア共和国及びモルディブ共和国については、一部の案件において締結された既存の契約が解除され、これに代わり新規に契約を締結するなどしているものがあり、モルディブ共和国では、18年3月末現在と比べて、契約締結率は低下している。

注(5) 「契約締結率(%)」及び「支払率(%)」は小数点第2位以下を四捨五入している。

イ ノンプロ無償資金協力事業の中には、契約が締結されたが給付が完了に至っていない案件や、一部の案件において締結された既存の契約が解除され、これに代わり新規に契約を締結するなどしているものも見受けられる。これらの案件については、外務省において、被災地における需要等に応じた的確な実施や給付の早期完了に向けて相手国政府と一層連携し、また、相手国政府に働きかけを継続して行うことが必要である。

ノンプロ無償資金協力事業は、津波等災害に対する緊急援助として実施されたものであるため、相手国において、速やかに必要な施設が建設され機材が調達されて、これらの施設や機材が被災地等で災害復旧・復興のために使用されることが必要である。

したがって、会計検査院としては、本件ノンプロ無償資金協力事業によって施設が建設され、機材が調達されて完了することとなる事業に係る資金の執行状況について引き続き検査し、取りまとめが出来次第報告することとする。

また、事業が更に進ちよくし、ノンプロ無償資金協力事業が完了することとなった場

合には、中長期的な事業効果が期待される災害復興のための施設の案件も含まれていることなどから、外務省においては、事業効果の評価を的確に行うことが必要である。

そして、会計検査院としては、緊急援助の最終受益者である被災地の住民に援助が届き、また、中長期的な事業効果が発現されるかどうか、外務省が行う本件ノンプロ無償資金協力事業に対する評価を踏まえた上で、今後の利活用の状況について引き続き検査していくこととする。

(3) 20年次の検査における検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、18年報告及び19年報告において記述したノンプロ無償資金協力事業に係る検査の観点及び着眼点を踏まえて、有効性等の観点から次の点に着眼して検査した。

- ① 外務省は、給付が完了していない案件や既存の契約を解除して新たに契約を締結することにしている案件等について、その早期の完了や的確な実施に向けて、どのような対応をしているか
- ② 供与された資金は交換公文、附属文書等に従って使用されているか、各案件に係る契約手続や資金の支払は決定された事業内容に従って行われているか、契約手続や資金の支払が遅延しているものはないか
- ③ 援助の対象となった施設及び機材は、当初決定された事業内容に即して被災地においてその趣旨に沿って使用されているか

イ 検査の対象

19年報告の検査の結果に対する所見で記述したとおり、本院は、外務省が3か国に対して実施したノンプロ無償資金協力事業を対象として、この事業によって施設が建設されて、機材が調達されて完了することとなる事業に係る資金の執行状況について、20年次においても引き続き検査した。

ウ 検査の方法

本院は、18年報告及び19年報告において記述した検査の方法と同様に、外務本省及びJICA本部において会計実地検査を行い、我が国政府の対応状況、援助の制度的枠組み、実施手順等について説明を聴取したほか、在外公館及びJICAの在外事務所からの報告資料等に基づき事業の実施状況について検査した。また、職員をインドネシア共和国及びモルディブ共和国の2か国(以下「2か国」という。)に派遣して、在外公館及びJICAの在外事務所において会計実地検査を行い、相手国事業実施機関等から提出された報告書等の関係書類に基づき事業の実施状況について検査した。

また、本院は、相手国の協力が得られた範囲で、事業の実施状況について相手国事業実施機関等から説明を聴取した。さらに、一部の案件については、外務省の職員等の立会いの下に、事業の進捗よく状況を確認するなど実地に調査した。

なお、スリランカ共和国については、20年1月以降、同国の治安状況が悪化したため、今回、本院は同国における会計実地検査を実施することができなかったが、モルディブ共和国における現地調査に立ち会った在スリランカ日本国大使館(モルディブ共和国を兼轄)の職員等からスリランカ共和国の状況について説明を聴取した。

本院は、20年次に実施した本件事案の検査において、在庁して関係書類の分析等の検査を行ったほか、43.7人日を要して、外務本省、JICA本部等に対する会計実地検査及び2か国における現地調査を行った。

(4) 検査の結果

ア 3か国に対するノンプロ無償資金協力事業の概要

(ア) ノンプロ無償資金協力事業の制度的枠組み

我が国は、今回の津波等災害の甚大さ及び緊急性にかんがみて、津波等災害による損害に対処するための事業の実施に迅速に貢献することを目的として、昭和62年度から行われてきたノンプロ無償資金協力事業の枠組みにより資金供与を実施することにした。そして、その際、迅速な調達を行うことを可能にするため、従来認められていなかった被援助国内における現地調達を認めることにした。また、ノンプロ無償資金協力事業は原則として物品の調達を対象としていたが、被災状況に応じた柔軟かつ的確な支援を行うことを可能にするため、施設の建設のほか輸送、医療活動等の役務の調達を認めることにした。さらに、ノンプロ無償資金協力事業で調達した物品が無償で被災者等に配布されたり、公共事業に使われたりすることを想定して、調達した資機材を相手国内で売却するなどして得た対価を積み立てる見返り資金の積立義務を免除するなど枠組みに変更を加えた。

(イ) 事業の実施手順

平成17年1月17日に閣議決定されて、外務省が同日に3か国と取り交わした交換公文及び附属文書によれば、同省は資金を相手国政府が開設した日本国内の銀行口座(以下「政府口座」という。)に、同年3月末までに円貨で支払うこととなっている。

そして、相手国政府は、この資金(この資金から発生した利息を含む。以下同じ。)による必要な資機材等の調達に当たっては、附属文書の規定によって、事業の円滑な実施と適切な調達の実施が確保できるように、調達代理機関を選定することとなっている。そして、相手国政府と調達代理機関とが締結した契約(以下「調達代理契約」という。)に基づき、調達代理機関が相手国政府に代わって資機材等の調達に必要な業務を行い、相手国政府は調達代理手数料を支払うこととなっている。

ノンプロ無償資金協力事業は、特定の事業の実施を前提として資金を供与するものではなく、また、より迅速な援助を実施するとの観点から、一般プロジェクト無償資金協力事業で行われている事前調査としてのJICAによる基本設計調査は行われていない。しかし、今回のノンプロ無償資金協力事業では、多くの施設の設置や修復案件を対象にしていることから、JICAは、別途実施していた緊急開発調査等において、相手国政府の要請を受けて、必要に応じてノンプロ無償資金協力事業で対象としている施設の設計等を取り込んで実施した。

外務省は、3か国に対して、調達代理機関として財団法人日本国際協力システム(Japan International Cooperation System。以下「JICS」という。)を推薦して、3か国は、17年1月又は2月にJICSと調達代理契約を締結した。この調達代理契約によると、JICSは、相手国政府から調達を希望する資機材等の品目の提示を受けた後、資機材等の代金の支払に必要な資金を政府口座から調達代理機関としてのJICSの口座

(以下「調達口座」という。)に受け入れて、調達口座から、業者に代金を支払うこととなっている。そして、JICSは、調達代理機関として行ったすべての支払や調達口座における資金の残高についての定期報告書や資金の使用がすべて終わった後の最終報告書を相手国政府と我が国の外務省に提出することとなっている。また、外務省は、JICSから上記の報告書の提出を受けるほか、事業の進ちよく状況や契約の実績についても報告を受けることとなっている。これらを通じて、相手国政府及び外務省は、契約の履行や事業の進ちよく状況を確認することができることになっている。

(ウ) 援助の実施

外務省は、3か国から我が国に対して援助の要請があったことを受けて、17年1月19日に、ノンプロ無償資金協力事業に充てるため、16年度一般会計予算の(項)経済協力費(目)政府開発援助経済開発等援助費から、表1のとおり、3か国に計246億円の資金を供与した。

表1 ノンプロ無償資金協力事業による資金の供与 (単位：億円)

内訳	インドネシア共和国	モルディブ共和国	スリランカ共和国	計
供与額	146	20	80	246
供与年月日	平成17年1月19日	平成17年1月19日	平成17年1月19日	

イ ノンプロ無償資金協力事業の実施状況

(ア) 資金の執行状況

20年3月末現在で案件実施のために締結した契約の契約締結率(資金供与額に対する契約締結済額の割合)、支払率(資金供与額に対する支払済額の割合)及び調達口座における残高等の推移についてみると表2のとおりとなっていた。

表2 3か国の資金の執行状況の推移

国名	年月	政府口座から 調達口座への 受入金額 (円)	調達口座での資金の執行状況					
			契約締結			支払		支払後の残高(無 単位は円、\$は 米ドル、LKRは スリランカル ピー)
			件数	金額(円)	契約締結 率(%)	金額(円)	支払率 (%)	
インドネシア 共和国	平成 18年 3月末	14,600,059,325	108	8,526,959,242	58.4	2,990,672,270	20.5	11,609,387,055
	19年 3月末	14,600,059,325	169	13,106,386,978	89.8	9,156,431,271	62.7	5,443,628,054
	20年 3月末	14,600,059,325	177	14,410,499,844	98.7	13,327,126,106	91.3	1,272,933,219
モルディブ 共和国	18年 3月末	2,000,002,235	20	1,956,669,286	97.8	604,208,723	30.2	136,066,407 \$10,504,212.91 邦貨換算額計 1,396,571,956
	19年 3月末	2,000,002,235	21	1,891,686,658	94.6	1,617,101,824	80.9	5,633,264 \$3,182,777.54 邦貨換算額計 387,566,568
	20年 3月末	2,000,002,235	20	1,858,914,573	92.9	1,754,557,496	87.7	0 \$2,098,827.31 邦貨換算額計 251,859,277
スリランカ 共和国	18年 3月末	8,000,009,316	86	7,506,743,290	93.8	3,423,649,226	42.8	4,576,364,911
	19年 3月末	8,000,009,316	96	7,778,198,010	97.2	6,201,120,890	77.5	1,798,893,247
	20年 3月末	8,000,009,316	97	7,907,704,728	98.8	7,152,277,548	89.4	836,879,261 LKR9,802,259.89 邦貨換算額計 847,736,589
計	20年 3月末	24,600,070,876	294	24,177,119,145	98.3	22,233,961,150	90.4	2,109,812,480 \$2,098,827.31 LKR9,802,259.89 邦貨換算額計 2,372,529,085

注(1) 契約締結件数には JICS との調達代理契約が含まれ、契約締結金額にはその概算額(上限額)が含まれる。

注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金のほかに、政府口座において発生して調達口座に入金された利息(インドネシア共和国 59,325 円、モルディブ共和国 2,235 円、スリランカ共和国 9,316 円)を含む。

注(3) モルディブ共和国及びスリランカ共和国における「支払後の残高」は、調達口座において発生した利息が含まれているため、「政府口座から調達口座への受入金額」から「支払」欄の金額を差し引いた金額とは一致しない。

注(4) 「契約締結率(%)」及び「支払率(%)」は、小数点第2位以下を四捨五入している。

(イ) 案件に係る契約の進ちょく状況

20年3月末現在で案件に係る契約の進ちょく状況の推移についてみると、表3のとおりとなっていた。

表3 3か国の案件に係る契約進ちょく状況の推移

国名	年月	案件数	予定契約件数	契約進ちょくの段階		
				契約相手方の選定開始件数	契約締結の終了件数	契約に基づく給付の完了件数
インドネシア共和国	平成18年3月末	14	123	111	107	45
	19年3月末	15	174	171	168	129
	20年3月末	15	177	177	176	169
モルディブ共和国	18年3月末	3	19	19	19	8
	19年3月末	3	20	20	20	15
	20年3月末	3	19	19	19	15
スリランカ共和国	18年3月末	14	94	85	85	26
	19年3月末	14	96	96	95	54
	20年3月末	14	97	97	96	76

ウ 外務省におけるノンプロ無償資金協力事業の実施に関する評価等

外務省は、18年報告で記述したように、津波等災害の発生から1年後の17年12月に、「スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害2国間無償資金協力に係る中間評価報告書」を公表して、その報告書において、ノンプロ無償資金協力事業の案件の進ちょく状況、案件の妥当性、施設及び機材の活用度、案件完了後に期待される効果等についての中間評価を記述している。そして、外務省は、ノンプロ無償資金協力事業が完了していないことから事後評価を行っていないが、事業が進ちょくして20年12月までにすべての事業が完了する見通しとなったことから、21年中に事後評価を実施する予定であり、その具体的な時期、内容等について検討中であるとしている。

本院としては、ノンプロ無償資金協力事業が実施中であるため、外務省による事後評価が行われておらず、援助の対象となった施設及び機材が被災地において事業の趣旨に沿って使用されているかを検査する段階にはないが、同事業が完了した後において外務省が実施する事後評価を踏まえて、中長期的な事業効果が発現されているかどうかについて、引き続き検査していくこととする。

(5) 検査の結果に対する所見

ア 本院は、我が国が17年1月にインドネシア共和国に対して146億円、モルディブ共和国に対して20億円、スリランカ共和国に対して80億円の資金を供与したノンプロ無償資金協力事業の実施状況について、18、19両年次に引き続き20年次においても、施設の建設や機材の調達のために供与された資金の執行状況を中心に、有効性等の観点から検査した。

案件実施のために締結した契約についてみると、資金供与額に対する契約締結済額の割合である契約締結率は、20年3月末現在、インドネシア共和国では98.7%、モルディブ共和国では92.9%、スリランカ共和国では98.8%となっていた。そして、資金供与額に対する支払済額の割合である支払率は、20年3月末現在、インドネシア共和国では91.3%、モルディブ共和国では87.7%、スリランカ共和国では89.4%となっていた。

このように、契約締結率に比べて支払率が低くなっているのは、ノンプロ無償資金による事業の内容は、施設の工事に係る契約が多く、契約締結後も工事の完了までに相応の工期を要して、工事の進捗に応じて資金を支払うことになっているためである。しかし、資金供与後3年余りが経過して工事が進捗したことなどにより、3か国の合計で支払率が90.4%にまで上昇して、契約締結率との差がなくなっている。また、調達口座における残高も、20年3月末において、インドネシア共和国では約13億円、モルディブ共和国では約3億円、スリランカ共和国では約8億円にまで減少している。さらに、その残高には、工事の進捗に応じて今後支払うこととなる額や瑕疵担保の保証期間が経過すれば支払うこととなる額等が含まれているため、残高は今後一層減少することになる。そして、外務省の説明によれば、3か国において、今後新たに締結する予定の契約はないとしている。

ノンプロ無償資金協力事業の中には、表4のとおり、20年3月末において、契約は締結したが資材の調達や作業員の確保ができなかったこと、治安状況が悪化したこと、契約を解除して新たな契約を締結したことなどから、契約に基づく給付が完了していない案件が見受けられた。しかし、相手国事業実施機関等の説明によれば、これらの案件についても、20年12月までにはすべての給付が完了するとしている。

表4 給付完了率の状況 (単位：案件)

国名	給付完了率	100%	50%以上 100%未満	50%未満	計
インドネシア 共和国	平成 18年3月末現在	0	5	9	14
	19年3月末現在	2	9	4	15
	20年3月末現在	12	2	1	15
モルディブ 共和国	18年3月末現在	0	1	2	3
	19年3月末現在	1	2	0	3
	20年3月末現在	2	1	0	3
スリランカ 共和国	18年3月末現在	3	3	8	14
	19年3月末現在	8	3	3	14
	20年3月末現在	11	2	1	14
計	18年3月末現在	3	9	19	31
	19年3月末現在	11	14	7	32
	20年3月末現在	25	5	2	32

また、当初の契約見込額と契約締結額との間に差額が生じたこと、治安状況の悪化等から事業を中止したこと、請負業者の不履行で契約を解除したことなどにより、最終的には供与額に未使用額が生ずることになる。外務省は、3か国が実施した津波復興事業

の費用の一部にこの未使用額を充てる案等について、3か国政府と協議を行っているとしている。

そして、外務省は、この状況を受けて、21年中に事後評価を実施することとしている。

なお、3か国のうちスリランカ共和国については、同国の治安状況が悪化したため、本院は同国における会計実地検査を実施することができなかったが、モルディブ共和国における現地調査に立ち会った在スリランカ日本国大使館の職員等からスリランカ共和国の状況について説明を聴取した。

イ 本件ノンプロ無償資金協力事業の実施に関して、外務省は、給付が完了していない一部の案件について、早期の完了を確実なものにするため、相手国政府と一層連携して、相手国政府に対する働きかけを継続して行う必要がある。

また、中止又は解除した契約のうちに、請負業者に支払った前払金等が返還されていない事態が見受けられた。このまま前払金等が返還されない場合には、資金が有効に活用されないことになることから、外務省は、早期の返還が実現するよう相手国政府に対する働きかけを継続して行う必要がある。

さらに、外務省は、供与額の最終的な使用額及び未使用額を明らかにするとともに、未使用額については、相手国政府と十分協議の上、資金の適切な活用方法を検討する必要がある。

本件ノンプロ無償資金協力事業は、16年12月26日に発生した大地震及びそれに伴う大規模な津波による被害に対する緊急援助として実施されたものであるが、17年1月19日に3か国に供与された計246億円による施設の建設や機材の調達等の案件は、3年余りを経過して、給付が完了したものが着実に増加してきている。これらの施設や機材が、被災地等における災害復旧・復興のため、今後とも有効に活用されることが望まれる。

以上のとおり報告する。

そして、本院としては、3か国への供与額の最終的な使用額及び未使用額について、外務省から報告を受けるとともに、同省が事業完了後に行うとしている本件ノンプロ無償資金協力事業に対する事後評価を踏まえた上で、未使用額の具体的な活用結果を含めて、中長期的な事業効果について引き続き検査していくこととする。

第6 独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について

要請を受諾した年月日	平成19年6月12日
検査の対象	全独立行政法人102法人
検査の内容	上記の独立行政法人についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成20年11月7日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成19年6月11日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月12日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
全独立行政法人
(二) 検査の内容
独立行政法人についての次の各事項
① 業務及び財務の状況
② 各独立行政法人における契約制度、落札率等入札、契約の状況

(2) 平成17年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、19年6月11日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成17年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 特殊法人の独立行政法人化等に係る会計処理の透明性の向上について
特殊法人が独立行政法人や株式会社に移行するに当たり、会計基準の変更に伴い発生した欠損金等について、法律に基づき、国からの出資金や貸付金を減少させるなどの会計上の処理が行われることがあるが、その結果として減少した国の資産の額は必ずしも明らかにはなっていない。また、特殊法人等の独立行政法人化により、運営費交付金の使途などに関する国会における財政統制が困難になっている。
政府は、特殊法人の独立行政法人化等に伴い減少した国の資産の額及び減少した理由について法人別に明確にし、説明責任を果たすべきである。また、政策金融機関の整理・統合に当たっては、会計基準の変更に伴い発生する欠損金を国の資産により手当てすることに慎重であるべきであり、今後、これら欠損金について措置を講じた場合は、その内容を本委員会に報告すべきである。さらに、独立行政法人化により無償譲渡され

た政府資産の処分状況を始め、運営費交付金の使途及び剰余金の状況等については、その内容を厳しく精査し、情報公開に努めるべきである。

2 独立行政法人の業務発注に係る契約方式及び事務事業の見直しについて

独立行政法人の業務発注に係る契約方式に関して、随意契約の限度額を国の基準よりも高く設定している法人が数多く見られるほか、一般競争入札方式でありながら落札率100%で発注している例も散見される。

また、関連法人への天下りが多数に上るほか、それらの関連法人に対し、随意契約で業務を発注している実態が明らかになっている。

政府は、101独立行政法人すべてを対象に見直しを行い、年内を目途に整理合理化計画を策定することとしているが、このような状況にかんがみ、その業務発注に係る契約方式及び事務事業について徹底した調査、見直しを行うべきである。

(3) 独立行政法人制度等の概要

ア 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人である。

政府は、中央省庁等改革の一環として、13年4月に、国が直接行っていた事務・事業を実施させるために57の独立行政法人を設立して、その後、15年10月には、特殊法人等改革に伴い特殊法人等から移行するなどした31の独立行政法人を設立するなど、独立行政法人制度の導入を進めており、その数は、20年3月末現在で表1のとおり102法人となっている。

独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他制度の基本となる共通的な枠組みは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)において定められている。独立行政法人の制度を設けるに当たっては、独立行政法人を所管する主務大臣の監督、関与その他国の関与を必要最小限のものとするにとされており、独立行政法人の目標設定と評価については、通則法等において、次のような仕組みが定められている。

- (ア) 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定めて、これを独立行政法人に指示する。そして、独立行政法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成して、主務大臣の認可を受ける。また、独立行政法人の事業年度(以下「年度」という。)は、毎年4月1日から翌年3月31日までとされており、独立行政法人は、毎年度の開始前に、中期計画に基づき、その年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を定めて、主務大臣に届け出る。

主務大臣が独立行政法人に指示する中期目標においては、「中期目標の期間」、「業

務運営の効率化に関する事項」、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」について定める。そして、中期計画においては、業務運営の効率化に関する目標を達成するため執るべき措置、予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画、剰余金の使途等の事項を定める。また、年度計画においては、中期計画に定めた事項に関して、当該年度において実施すべき事項を含めなければならない。

- (イ) 独立行政法人の各年度及び中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に置かれる独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が評価を行う。評価委員会による各年度における業務の実績の評価(以下「年度評価」という。)は、当該年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該年度における業務の実績の全体について総合的な評定を行行。また、総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「審議会」という。)は、評価委員会の実施した評価の結果について意見を述べるができる。

中期目標の期間の終了時において、主務大臣は、独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その検討結果を業務運営の方法、組織の在り方等に反映させるよう所要の措置を講ずる。また、審議会は、独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関して、主務大臣に勧告することができる。

イ 独立行政法人整理合理化計画の策定

政府は、「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)において、現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と統合的なものになっているかなどについて、原点に立ち返って見直すこととして、101 独立行政法人^(注1)について、民営化や民間委託の是非を検討し、19 年内を目途に独立行政法人整理合理化計画(以下「整理合理化計画」という。)を策定することとして、19 年 8 月には、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年 8 月 10 日閣議決定。以下「基本方針」という。)を定めている。そして、独立行政法人制度の導入後、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっているなどとして、政府は、基本方針等に基づき整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を策定して、これを着実に実行することとしている。

整理合理化計画では、各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置として、事務・事業の見直し、法人の廃止・民営化等についての検討の基本的な考え方や各独立行政法人について講ずべき措置が定められているほか、独立行政法人の見直しに関して講ずべき横断的措置として、次のとおり、保有資産の見直し、随意契約の見直し、関連法人等との人・資金の流れの在り方等に関する事項等が定められている。

(注1) 本院の検査に当たっては、平成 19 年 10 月に設立された独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構も含めて、102 法人を対象とした。

(ア) 保有資産の見直し

保有資産の見直しに関して、整理合理化計画では、各独立行政法人は、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し

て、適切な形で財政貢献を行うこと、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うことなどが定められている。

(イ) 随意契約の見直し

随意契約の見直しに関して、基本方針は、独立行政法人の契約について一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、「競争性のない随意契約」は含まない。以下同じ。)の導入、範囲拡大等を図るための見直しを行い、独立行政法人ごとに随意契約見直し計画を策定することとしている。そして、これに基づき、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画によると、101 独立行政法人全体で、18 年度に締結した「競争性のない随意契約」約 1 兆円のうち、約 7 割を一般競争入札等に計画的に移行することとしている。

また、整理合理化計画において、各独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等によることとして、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう 19 年度中に措置すること、各法人が策定した随意契約見直し計画を着実に実施することにより、「競争性のない随意契約」の比率を国並みに引き下げること、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争又は公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施することなどが定められている。

(ウ) 関連法人等との人・資金の流れの在り方

関連法人等との人・資金の流れの在り方に関して、整理合理化計画では、各独立行政法人は、関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施するとともに、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図ることなどが定められている。

(4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、各独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況を横断的に調査・分析するとともに、業務の実施状況や財務の状況はどのようになっているか、契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

検査は、全独立行政法人 102 法人(表 1 参照)を対象とした。そして、検査の実施に当たっては、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき各独立行政法人から本院に提出された財務諸表等のほか、業務、財務、入札、契約の状況について本院が作成及び提出を求めた調書等を在庁して分析するとともに、全独立行政法人の本部等 102 か所のほか、支部等 1,320 か所のうち 132 か所を抽出して会計実地検査を行った。

表1 検査対象とした独立行政法人(平成20年3月末現在)

主務省	検査対象法人	主務省	検査対象法人	
内閣府	独立行政法人国立公文書館	厚生労働省	独立行政法人労働政策研究・研修機構	
	独立行政法人国民生活センター		独立行政法人雇用・能力開発機構	
	独立行政法人北方領土問題対策協会		独立行政法人労働者健康福祉機構	
	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構		独立行政法人国立病院機構	
総務省	独立行政法人情報通信研究機構		農林水産省	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
	独立行政法人統計センター			独立行政法人医薬基盤研究所
	独立行政法人平和祈念事業特別基金			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構			年金積立金管理運用独立行政法人
外務省	独立行政法人国際協力機構		農林水産省	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
	独立行政法人国際交流基金			独立行政法人種苗管理センター
財務省	独立行政法人酒類総合研究所			独立行政法人家畜改良センター
	独立行政法人造幣局			独立行政法人水産大学校
	独立行政法人国立印刷局	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		
	独立行政法人通関情報処理センター	独立行政法人農業生物資源研究所		
	独立行政法人日本万国博覧会記念機構	独立行政法人農業環境技術研究所		
文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	経済産業省		独立行政法人国際農林水産業研究センター
	独立行政法人大学入試センター			独立行政法人森林総合研究所
	独立行政法人国立青少年教育振興機構			独立行政法人水産総合研究センター
	独立行政法人国立女性教育会館			独立行政法人農畜産業振興機構
	独立行政法人国立国語研究所			独立行政法人農業者年金基金
	独立行政法人国立科学博物館			独立行政法人農林漁業信用基金
	独立行政法人物質・材料研究機構			独立行政法人緑資源機構
	独立行政法人防災科学技術研究所			独立行政法人経済産業研究所
	独立行政法人放射線医学総合研究所			独立行政法人工業所有権情報・研修館
	独立行政法人国立美術館		独立行政法人日本貿易保険	
	独立行政法人国立文化財機構		独立行政法人産業技術総合研究所	
	独立行政法人教員研修センター		独立行政法人製品評価技術基盤機構	
	独立行政法人科学技術振興機構		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
	独立行政法人日本学術振興会		独立行政法人日本貿易振興機構	
	独立行政法人理化学研究所		独立行政法人原子力安全基盤機構	
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構		独立行政法人情報処理推進機構	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
	独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人中小企業基盤整備機構		
	独立行政法人日本学生支援機構	国土交通省	独立行政法人土木研究所	
	独立行政法人海洋研究開発機構		独立行政法人建築研究所	
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人交通安全環境研究所			
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人海上技術安全研究所			
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人港湾空港技術研究所			
独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人電子航法研究所			
独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人航海訓練所			
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人海技教育機構			
厚生労働省	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人航空大学校		
	独立行政法人勤労者退職金共済機構	自動車検査独立行政法人		
	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
	独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人国際観光振興機構		
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人水資源機構		

主務省	検査対象法人	主務省	検査対象法人
国土交通省	独立行政法人自動車事故対策機構	国土交通省	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
	独立行政法人空港周辺整備機構		独立行政法人住宅金融支援機構
	独立行政法人海上災害防止センター	環境省	独立行政法人国立環境研究所
	独立行政法人都市再生機構		独立行政法人環境再生保全機構
	独立行政法人奄美群島振興開発基金	防衛省	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

注(1) 独立行政法人農林漁業信用基金の主務省は財務省及び農林水産省、独立行政法人奄美群島振興開発基金の主務省は財務省及び国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構の主務省は財務省及び国土交通省であるが、便宜上、本表のように記載している。

注(2) 独立行政法人平和祈念事業特別基金は平成22年9月30日までに解散することとされている。

注(3) 独立行政法人通関情報処理センターは平成20年10月1日に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社に移行している。

注(4) 独立行政法人緑資源機構は平成20年4月1日に解散して、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターが事業の一部を承継している。

(以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。)

2 検査の結果

(1) 業務及び財務の状況

ア 業務の状況

各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)等において明確に定めるものとしてされており、独立行政法人の業務が国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止することとされている。また、独立行政法人制度においては、前記のとおり、目標設定と評価の仕組みが制度化されており、この仕組みは、独立行政法人制度が有効に機能するために重要な位置付けを有するものである。

そこで、業務の状況については、上記を踏まえて、主として各法人において実施されている業務の内容やその改廃の状況、目標設定と評価の状況について調査・分析した。

(ア) 独立行政法人の統廃合及び勘定の改廃による業務の状況

a 独立行政法人の統廃合による業務の状況

前記のとおり、主務大臣は、中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その検討結果を業務運営の方法、組織の在り方等に反映するよう所要の措置を講ずることとされている。これまでの主務大臣による見直しに基づいて、20年3月末までに統廃合された独立行政法人の状況は、表2のとおりである。すなわち、統廃合の対象とされた23法人は9法人に整理されて、14法人が削減されているが、統廃合された法人が行っていた業務の状況をみると、22法人は統合先法人に承継されており、1法人(消防研究所)は国に再度移管されている。

表2 独立行政法人の統廃合による業務の状況(平成20年3月末現在)

統廃合年 月	統廃合された法人(23 法人)	業務を承継、移管された法人等(9 法人、国)
平成 18. 4	消防研究所	消防研究センター(国)
18. 4	国立オリンピック記念青少年総合センター	国立青少年教育振興機構
	国立青年の家	
	国立少年自然の家	
18. 4	産業安全研究所	労働安全衛生総合研究所
	産業医学総合研究所	
18. 4	農業・生物系特定産業技術研究機構	農業・食品産業技術総合研究機構
	農業工学研究所	
	食品総合研究所	
	農業者大学校	
18. 4	水産総合研究センター	水産総合研究センター
	さけ・ます資源管理センター	
18. 4	土木研究所	土木研究所
	北海道開発土木研究所	
18. 4	海技大学校	海技教育機構
	海員学校	
19. 4	国立博物館	国立文化財機構
	文化財研究所	
19. 4	農林水産消費技術センター	農林水産消費安全技術センター
	肥飼料検査所	
	農薬検査所	
19. 4	森林総合研究所	森林総合研究所
	林木育種センター	

b 勘定の改廃による業務の状況

独立行政法人の中には、個別法の規定により当該法人の特定の業務に係る経理とその他の業務に係る経理との区分(以下、区分した経理単位を「勘定」という。)が義務付けられているものがある。

検査の対象とした102法人について、法人設立時から20年3月末までに、業務の追加又は廃止により、新たな勘定の設置又は既存の勘定の廃止が行われたものの状況をみると、6法人において^(注2)8勘定が新たに設置されて、7法人において既存の^(注3)13勘定が廃止されている。

(注2) 8勘定 福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定、承継債権管理回収勘定及び承継教育資金貸付けあっせん勘定、医薬品医療機器総合機構の特定救済勘定、水産総合研究センターの海洋水産資源開発勘定、農畜産業振興機構のでん粉勘定、新エネルギー・産業技術総合開発機構の特定事業活動等促進経過勘定並びに環境再生保全機

構の石綿健康被害救済業務勘定

- (注3) 13勘定 日本スポーツ振興センターの特例業務勘定、雇用・能力開発機構の炭鉱援護勘定、医薬品医療機器総合機構の研究振興勘定、開発振興勘定及び承継勘定、新エネルギー・産業技術総合開発機構の研究基盤出資経過勘定、特定アルコール販売勘定、アルコール製造勘定及び一般アルコール販売勘定、情報処理推進機構の地域ソフトウェア教材開発承継勘定及び特定プログラム開発承継勘定、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の金属鉱業精密調査勘定並びに都市再生機構の鉄道勘定

(イ) 目標設定と評価

a 目標設定と評価の概要

「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月特殊法人等改革推進本部決定)によれば、独立行政法人の運営について、主務大臣は一般的に関与せず、基本的に長の裁量にゆだねられていることから、独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確な中期目標の設定と厳正な評価が極めて重要であるとされている。そして、主務大臣は、このような独立行政法人制度の特色を踏まえて、明確かつ具体的な中期目標を設定することとするとされている。

独立行政法人の各年度及び中期目標の期間における業務の実績については、前記のとおり、評価委員会による評価が行われている。この評価の基準はそれぞれの評価委員会が定めており、中期目標や中期計画に掲げられた項目ごとに3段階又は5段階で行う評価と、その項目ごとの評価を総合して記述する評価とによって行うこととしているものが多い。

この評価の項目として用いられる中期目標において設定される法人の達成すべき目標については、独立行政法人の中期目標等の策定指針(平成15年4月特殊法人等改革推進本部事務局。以下「策定指針」という。)が取りまとめられている。策定指針によると、明確かつ具体的な中期目標であるために定量的かつ高水準の目標設定や業務全体を評価できるような目標設定が必要であるとされており、「業務運営の効率化に関する事項」、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「財務内容の改善に関する事項」に関して、「明確かつ具体的な中期目標」の考え方を整理している。そして、特に、「財務内容の改善に関する事項」については、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、累積欠損金の計画的解消等に関するものは定量的な目標設定になじみやすい分野であるとされている。

b 繰越欠損金が多額となっている業務の状況

各独立行政法人における繰越欠損金の状況については、「イ(カ) 利益剰余金及び繰越欠損金の状況」で詳述するが、本項では、上記を踏まえて、繰越欠損金が多額となっている勘定に係る業務について繰越欠損金の解消に向けての目標設定等の状況について分析する。

17、18両年度末においてそれぞれ繰越欠損金が100億円以上となっている法人・勘定は、13法人15^(注4)勘定(勘定を設けずに業務を経理している法人については1勘定としている。以下同じ。)である。

繰越欠損金の解消については、各法人の中期目標のうち、「財務内容の改善に関

する事項」において目標が設定されることになる。上記13法人15勘定の中には、繰越欠損金の解消に向けて計画的に取り組んでいるとしているものもあるが、これら勘定のうち18年度末現在で廃止が予定されている3法人3勘定^(注5)を除いた11法人12勘定について、繰越欠損金解消に係る目標設定等の状況をみると、次のとおりである。

(注4) 13法人15勘定 中小企業基盤整備機構の小規模企業共済勘定及び施設整備等勘定、都市再生機構の都市再生勘定及び宅地造成等経過勘定、科学技術振興機構の文献情報提供勘定、農畜産業振興機構の砂糖勘定、情報通信研究機構の基盤技術研究促進勘定、福祉医療機構の保険勘定、新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定、情報処理推進機構の特定プログラム開発承継勘定、雇用・能力開発機構の財形勘定、日本スポーツ振興センターの投票勘定、医薬基盤研究所の承継勘定、労働者健康福祉機構並びに勤労者退職金共済機構の一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(注5) 3法人3勘定 都市再生機構の宅地造成等経過勘定、情報処理推進機構の特定プログラム開発承継勘定及び医薬基盤研究所の承継勘定

すなわち、都市再生機構の都市再生勘定、雇用・能力開発機構の財形勘定、日本スポーツ振興センターの投票勘定及び勤労者退職金共済機構の一般の中小企業退職金共済事業等勘定は、中期目標において繰越欠損金の解消に向けての目標が設定されているものの、定量的な目標の設定が行われていない。

一方、中小企業基盤整備機構の小規模企業共済勘定及び施設整備等勘定、科学技術振興機構の文献情報提供勘定並びに労働者健康福祉機構は、中期目標において収支改善についての目標が設定されているものの、上記の4法人4勘定とは異なり、明確に繰越欠損金の解消をうたったものとはなっていない。

また、農畜産業振興機構の砂糖勘定、情報通信研究機構の基盤技術研究促進勘定、福祉医療機構の保険勘定及び新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定は、繰越欠損金の解消や収支改善についての目標が設定されていないが、このうち農畜産業振興機構の砂糖勘定及び福祉医療機構の保険勘定については、業務の性質上、法人の努力により繰越欠損金の解消を図ることが困難であるため、こうした目標を設定していないとしている。

このように、多額の繰越欠損金がある法人・勘定に係る中期目標は、繰越欠損金の解消に向けて設定されたものもあるが、当該勘定の収益等の改善を目標として設定したにとどまったり、繰越欠損金の解消や収支改善についての具体的な目標を設定していなかったりなどして、必ずしも、策定指針という定量的かつ高水準の目標設定とはなっていない。そして、中期目標の設定とその達成状況の評価については、中期目標の期間が終了しなければ詳細な分析はできないが、評価委員会による18年度の年度評価の状況をみると、繰越欠損金が前年度に比べて増加している法人・勘定においても、中期目標又は中期計画を達成しているなどとしている状況である。

イ 財務の状況

国は、独立行政法人に出資を行い、また、業務運営に要する資金として、運営費交付

金のほか、補助金、交付金(運営費交付金を除く。)、補給金及び負担金(以下、これらを「補助金等」という。)を交付している。そこで、国の財政負担等の状況を含めた各法人の財務の状況について、特に、①政府出資金の状況、②運営費交付金の状況、③資産処分に伴う国庫納付の状況の3点を中心に調査・分析した。なお、分析の対象は、19年4月に設立された住宅金融支援機構及び同年10月に設立された郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く100法人としている。

(ア) 独立行政法人の財務制度等の概要

a 独立行政法人の会計基準等

独立行政法人の会計は、通則法において、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によることとされているが、公共的な性格を有しており、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないなどの独立行政法人が有する特殊性を踏まえて、企業会計原則に必要な修正を加えた独立行政法人会計基準(以下「独法会計基準」という。)及び独立行政法人会計基準注解が12年2月に策定(19年11月改訂。独立行政法人会計基準研究会等)されている。

独法会計基準は、各法人の業務運営並びに財務及び会計に関する事項を定めた個別の主務省令により、当該主務省令に準ずるものとして、独立行政法人がその会計を処理するに当たって従わなければならないとされている基準であって、独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示の基準を定めるものである。また、そこに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされている。独立行政法人は、通則法により、毎年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下、これらを合わせて「財務諸表」という。)を作成して、当該年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならないこととされている。

また、法律の規定により、勘定ごとに財務諸表を作成することとされている独立行政法人にあつては、勘定ごとの財務諸表及び独立行政法人全体の財務諸表を作成しなければならないこととされている。

b 運営費交付金の会計の概要

独立行政法人の支出は、公共的な事務・事業を確実に実施するためになされるものであり、独立採算制を前提としていないことから、国は、独立行政法人に対して、業務運営の財源に充てるために必要な資金として運営費交付金を交付している。この運営費交付金は、予定された用途以外の用途にも充てることができ、年度内に執行残額が生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるとされている。

運営費交付金の会計処理に当たっては、運営費交付金が独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、運営費交付金の交付をもって直ちに収益として認識することは適当でないことから、独法会計基準においては、独立行政法人の会計に特有な流動負債に係る科目として、運営費交付金受領時に発生する義務を表す「運営費交付金債務」という科目を設けることとされており、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を同科目で整理することとされている。

そして、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の支出に充てるときは、運営費交付金債務を業務の進行に応じて一定の基準に基づき収益化することとされており、その際には、当該収益化に相当する額を「運営費交付金債務」から収益に属する「運営費交付金収益」に振り替えることとされている。ただし、固定資産等を取得したときは、その取得額のうち運営費交付金に対応する額を「資産見返運営費交付金」又は「資本剰余金」に振り替えることとされている。

なお、独法会計基準では、独立行政法人は、中期目標期間の終了時点において期間中に交付された運営費交付金を精算することとされており、中期目標期間の最終年度末においてなお運営費交付金債務が残る場合、別途、精算のための収益化を行うこととされている。そして、運営費交付金債務を収益化する際の主な基準として、業務達成基準^(注6)、期間進行基準^(注7)及び費用進行基準^(注8)の三つの基準が示されており、法人の業務内容からみてその業務の進ちょく状況を最も適切に反映して、法人にできるだけ成果達成への動機付けを与える基準を法人が定める必要があるとされている。

(注6) 業務達成基準 一定の業務と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合に、当該業務の達成度に応じて、財源として予定されている運営費交付金債務の収益化を行うもの。例えば、一定のプロジェクトの実施や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。

(注7) 期間進行基準 業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合に、一定の期間の経過を業務の進行とみなして、運営費交付金債務の収益化を行うもの。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。

(注8) 費用進行基準 業務達成基準及び期間進行基準のような業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に、業務のための支出額を限度として、運営費交付金債務の収益化を行うもの

c 積立金等の概要

独立行政法人は、通則法第44条第1項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額を、積立金として整理しなければならないとされている。ただし、この残余のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額があるときは、同条第3項の規定に基づき、主務大臣の承認を受けて、残余の額の全部又は一部を中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に充てるための積立金(以下「目的積立金」という。)として積み立てることができることとなっている。そして、中期目標期間の最終年度末に目的積立金が残っている場合には、その残額を積立金に振り替えなければならないこととされている。

また、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならないとされている。

中期目標期間の最終年度末における積立金の処分については、個別法により、主務大臣の承認を得て次の中期目標の期間における業務の財源に充てることとされた金額を控除して、なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しな

ければならないなどとされている。

(イ) 独立行政法人化に伴う政府出資金の状況

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中には、旧法人の繰越欠損金等の処理に政府出資金を充てたことなどにより、開始貸借対照表における政府出資金の額が旧法人の最終貸借対照表に計上されている額に比べて減少している法人がある。

各独立行政法人が、ホームページ等において公表した特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資金の増減等の状況によると、独立行政法人化に伴い政府出資金が減少している法人は27法人であり、その減少額は計12兆1909億円となっている。ただし、この減少額の中には、旧法人の資産を国が承継したことによるものなどが含まれていることから、これを控除した政府出資金の減少額は、27法人で計11兆4017億円となっている。

独立行政法人化に伴い政府出資金に減少が生じている27法人は、個別法において、旧法人から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額を政府出資金とすることとされている法人である。そして、旧法人から承継する資産及び負債については、独法会計基準等に基づき開始貸借対照表に計上されて、承継する資産の価額は、法人成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とされている。また、独立行政法人化の前後においては、貸倒引当金、退職給付引当金等の計上方法、有価証券等の会計処理方法等について大きな差異が生じており、資産の価額及び負債の金額はこれによる増減も織り込んだものである。

このような場合において政府出資金が適切に算定されるためには、開始貸借対照表において資産の価額及び負債の金額が適切に認識されることが必要であり、今後、新たに独立行政法人が設立される際には、この点にも留意する必要がある。

(ウ) 独立行政法人に対する財政負担等の状況

検査の対象とした100法人は、18年度においては104法人であったが、このうち追加出資、運営費交付金、補助金等の国の財政負担等を受けていないものが7法人^(注9)ある。そして、残りの97法人は、何らかの国の財政負担等を受けており、その総額は運営費交付金1兆7047億円、補助金等1兆1879億円、追加出資2036億円、計3兆0962億円となっていて、運営費交付金が全体の5割強を占めている。

(注9) 7法人 造幣局、国立印刷局、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、年金積立金管理運用、日本貿易保険及び海上災害防止センター

(エ) 独立行政法人に対する政府出資の状況

各独立行政法人の資本金について、18年度末の貸借対照表に計上されている金額をみると、資本金が計上されていない7法人^(注10)を除く97法人で計18兆9100億円が計上されている。このうち政府出資金の額は、97法人で計17兆6605億円となっていて、資本金全体の約9割を占めている。

一方、国が法人に対して出資することにより取得した権利等は、国有財産法(昭和23年法律第73号)上の国有財産とされており、国有財産台帳に登録されている。国有財産台帳の登録価格(以下「台帳価格」という。)は、従前は、国が各法人に対して行った出資額の累計を示していたため、各法人の貸借対照表に計上されている政府出資金の額と一致していた。しかし、18年度以降は、毎会計年度末において、各法人の貸

借対照表を基に、法人が保有する資産及び負債の現在額を把握して、総資産から総負債を差し引いた純資産額をもって評価することとなったため、両者に差が生ずることとなっている。

そこで、各法人に対する政府出資金に係る台帳価格の状況をみると、18年度末の台帳価格は97法人159勘定で計19兆5328億円となっていて、18年度末までに各法人に対して行った出資額の累計17兆6605億円と比べると1兆8723億円増加している。

このうち台帳価格が出資額の累計に比べて増加している法人・勘定は47法人72勘定で、増加額は計3兆0704億円となっている。一方、台帳価格が出資額の累計に比べて減少している法人・勘定は59法人85勘定で、減少額は計1兆1981億円となっている。このうち、台帳価格が出資額の累計に比べて減少している額が多い上位10法人・勘定は表3のとおりである。

表3 台帳価格が出資額の累計に比べて減少している額が多い上位10法人・勘定(平成18年度末)
(単位：億円)

法人名	勘定名	貸借対照表に計上されている平成18年度末の政府出資金(A)	台帳価格(B)	差額(B)-(A)	参考・18年度貸借対照表	
					資産	負債
都市再生機構	都市再生	8,267	5,009	△ 3,257	135,369	130,347
宇宙航空研究開発機構	—	5,444	4,358	△ 1,085	7,845	3,486
都市再生機構	宅地造成等経過	876	—	△ 876	27,140	27,738
日本原子力研究開発機構	電源利用	5,282	4,445	△ 837	5,202	622
科学技術振興機構	文献情報提供	936	182	△ 754	202	19
情報通信研究機構	基盤技術研究促進	548	68	△ 480	83	14
新エネルギー・産業技術総合開発機構	基盤技術研究促進	516	101	△ 414	108	6
理化学研究所	—	2,531	2,137	△ 393	2,780	533
情報処理推進機構	特定プログラム開発承継	481	104	△ 377	104	0
日本原子力研究開発機構	一般	2,638	2,277	△ 361	2,697	416
計		27,524	18,686	△ 8,838		

また、この中には、負債が資産を超過していることから、政府出資金の台帳価格が0円となっている法人・勘定が7法人7勘定^(注11)あり、これらの法人・勘定では台帳価格が出資額の累計に比べて計1357億円減少しているほか、負債超過額が計5885億円に上っている。

(注10) 7法人 統計センター、国立健康・栄養研究所、勤労者退職金共済機構、農業者年金基金、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館及び原子力安全基盤機構

(注11) 7法人7勘定 都市再生機構の宅地造成等経過勘定、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の海事勘定、中小企業基盤整備機構の小規模企業共済勘定、農畜産業振興機構の生糸勘定、医薬品医療機器総合機構の審査等勘定、雇用・能力開発機構の財形勘定及び高齢・障害者雇用支援機構の障害者職業能力開発勘定

(オ) 運営費交付金等の状況

a 精算収益化額の状況

運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最終年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない(以下、当該処理により振り替えられた運営費交付金債務の額を「精算収益化額」という。)とされている。そして、前記のとおり、中期目標期間の最終年度において利益が生じている場合には、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされている。また、目的積立金又は個別法の規定に基づく前中期目標期間繰越積立金が残っている場合には、これを積立金に振り替えなければならないとされている。

そして、個別法において積立金を次の中期目標期間に繰り越す旨の規定が設けられている場合、主務大臣の承認を受けて、積立金の一部又は全部を次の中期目標期間に繰り越すことができることとなっており、積立金の額から主務大臣によって次の中期目標期間に繰り越す旨の承認を受けた額(以下「次期繰越積立金」という。)を控除してなお残余がある場合には、当該残余額を国庫に納付するなどとなっている。

運営費交付金の交付を受けている法人・勘定で、18年度末までに中期目標期間が終了した実績のある法人・勘定のうち、費用進行基準のみを採用している57法人71勘定では、精算収益化額は計434億6402万円となっており、中期目標期間中に交付された運営費交付金の総額2兆7598億5806万円に対する比率は1.57%で、業務達成基準及び期間進行基準を併用している法人に比べて高率となっている。

しかし、この中でも4法人4勘定^(注12)は、精算収益化額が0円となっている。これらの法人・勘定においては、運営費交付金を計画より効率的に使用することなどがあっても、これに係る節減額に相当する額等も含めて、結果として全額使用しているため、精算収益化額が0円となっている。

(注12) 4法人4勘定 国立博物館、森林総合研究所、産業技術総合研究所及び製品評価技術基盤機構

b 積立金の国庫納付等の状況

18年度末までに中期目標期間が終了した実績のある法人について、各法人の中期目標期間の最終年度に係る利益処分又は損失処理を行った後の積立金(以下「精算対象積立金」という。)の状況をみると、65法人82勘定で計1865億1076万円となっている。そして、このうち47法人55勘定で計958億2342万円の次期繰越積立金があることから、中期目標期間の終了に伴い国庫に納付された金額は、64法人79勘定で計906億8733万円となっている。

なお、中期目標期間の最終年度における損益計算や損失処理の結果、次期の中期目標期間に欠損金を繰り越すこととなった法人が5法人7勘定^(注13)ある。このうち、運営費交付金の交付を受けている2法人2勘定では、精算収益化額が計3億0698万円発生している。しかし、両法人は、精算収益化額を上回る前期からの繰越欠損金があることなどから、精算対象積立金を計上できないことになるため、中期目標期

間中に交付された運営費交付金のうち業務運営の財源に充てられなかった金額が国庫に納付されず、両法人内部に現金・預金等として留保されることとなっている。

したがって、精算収益化額に相当する額を精算対象積立金に計上して国庫に納付している他の法人との均衡を失しないように、上記のように精算収益化額に相当する額が法人内部に留保されることとなる法人については、適切な取扱いを検討する必要がある。

(注13) 2法人2勘定 雇用・能力開発機構の財形勘定及び海員学校

(カ) 利益剰余金及び繰越欠損金の状況

各独立行政法人の18年度末における利益剰余金及び繰越欠損金の状況をみると、利益剰余金を計上しているのは94法人150勘定、繰越欠損金を計上しているのは30法人46勘定となっている。そして、繰越欠損金を計上している30法人46勘定の中には、独立行政法人化に伴い、旧法人が計上していた繰越欠損金を政府出資金等で処理したものの、再び10億円以上の繰越欠損金を計上しているものが、2法人2勘定ある。

繰越欠損金を計上することとなった要因やその解消の見通しは法人や勘定により様々であるが、各法人においては、繰越欠損金の解消等に向けて計画的に取り組んでいく必要がある。特に上記の2法人2勘定については、政府出資金に係る台帳価格が出資金の累計額に比べて、既に計193億円減少していることも踏まえて、より効率的な業務運営等に努めることが重要である。

(注14) 2法人2勘定 労働者健康福祉機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭経過勘定

(キ) 独立行政法人が保有する資産の状況

a 資産の売却による収入の状況

(a) 資産の売却の概要

独立行政法人が保有する現金・預金、有価証券、たな卸資産等の流動資産及び土地、建物、関係会社株式等の固定資産のうち、主務省令で定める重要な財産(以下「重要財産」という。)を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通則法第48条第1項の規定により、原則として主務大臣の認可を受けなければならないこととなっている。また、主務大臣は、同条第2項の規定により、上記の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととなっている。また、各独立行政法人が所有する重要財産以外の財産(以下「非重要財産」という。)については、譲渡に際して主務大臣の認可を要するなどの規定はなく、各法人の裁量により売却がなされている。

(b) 資産の売却により得た収入の状況

各独立行政法人が、設立から20年3月末までの間に重要財産を売却したことにより得た収入は、32法人で計592億円となっており、その主な売却資産は、土地、建物となっている。

このうち1億円以上の収入を得ている法人について、売却した資産の取得原資別の収入の状況をみると、取得原資が政府出資のものは計78億円、政府出資見合いのものは計369億円となっている。

また、非重要財産を売却したことにより1億円以上の収入を得ている法人について、売却した資産の取得原資別の収入の状況をみると、取得原資が政府出資のものは計304億円、政府出資見合いのものは計57億円となっている。

そして、売却した資産の収入のうち、国庫納付の規定がなく、法人内部に留保されているものは、14法人において計290億円となっている。

政府出資又は政府出資見合いの資産を売却しても、資産の売却による収入が当該資産の簿価を上回り売却益を計上した場合の簿価に相当する額や、簿価を下回り売却損が発生した場合の当該売却収入に相当する額については、現状では、相応の減資を行って政府出資金を国庫に納付する規定がないため、法人内部に留保されることになる。ただし、売却益に相当する額については、各年度の損益計算の結果等にもよるが、中期目標期間の最終年度まで通則法第44条第1項に規定する積立金として計上されて、その全部又は一部は将来国庫に納付される可能性もある。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

[重要財産・船舶]

① 水産大学校は、平成13年4月に独立行政法人に移行した際、練習船耕洋丸を国からの現物出資の資産として承継したが、耕洋丸が老朽化したことから、19年6月に、新練習船を船舶建造費補助金により新造して、同月に、耕洋丸を8400万円で売却している(承継時の簿価4億7248万円)。

上記の練習船売却に当たっては、売却損が発生することになるが、売却収入に相当する額は、現状では、相応の減資を行って政府出資金を国庫に納付する規定がないため、同大学校に留保されることとなる。

b その他の資産処分等の状況

(a) 敷金・保証金の返戻による収入の状況

独立行政法人の中には、設立後、本部事務所の都内からの移転や、事務・事業の効率化に伴う支部の統廃合、借上面積の縮小、会議室の廃止等により、賃借していた不動産について契約の際に差し入れていた敷金・保証金の返戻を受けているものがある。

法人設立以降20年3月末までの間に、これらの敷金・保証金について1億円以上の返戻を受けているのは20法人で、計799億円の返戻を受けている。

このうち、差し入れていた敷金・保証金の原資が政府出資見合いである15法人は、計777億円の返戻金収入のうち1法人は270億円を国庫に納付して、8法人は新たな不動産の購入資金や賃借に係る敷金・保証金等として計480億円を支出しており、14法人において差引き27億円が法人内部に留保されている。

敷金・保証金の返戻による収入金は、損益計算上の収益ではなく、通則法第44条第1項に規定する積立金には計上されない。このため、個別法の規定により国庫納付されるものなどを除き、当該収入金については、現状では、相応の減資を行って政府出資金を国庫に納付する規定がないため、法人内部に留保される

ことになる。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

② 新エネルギー・産業技術総合開発機構は、平成15年10月に独立行政法人に移行した際、本部が入居していたビル(豊島区)に係る敷金を政府出資見合いの資産として承継していたが、16年に本部を川崎市に移転したことから当該敷金9億2528万円の返戻を受けている。

同機構は、当該返戻敷金のうち5億6084万円を移転先である川崎市所在のビルを賃借する際に敷金として差し入れているが、残金の3億6443万円は、現状では、相応の減資を行って政府出資金を国庫に納付する規定がないため、同機構に留保されることとなる。

(b) 関係会社の清算分配金による収入の状況

独立行政法人の中には、政策目的のために法令等で定められた業務として、政府出資金を原資として株式会社に対して出資をしているものがあり、当該出資に係る権利は、関係会社株式として貸借対照表に計上されている。

独立行政法人の出資先である特定^(注15)関連会社及び^(注16)関連会社(以下、これらを合わせて「関係会社」という。)の中には、経営成績が思わしくなかったり、期待された成果が上がらなかつたりなどして清算処理されているものがあり、清算処理に際して関係会社に残余財産がある場合、独立行政法人は、その残余財産について清算分配金を受け取る。また、独立行政法人によっては、関係会社株式を売却して、収入を得るものもある。

各独立行政法人の設立以降20年3月末までの間に、政府出資見合いなどの関係会社株式に係る清算分配金収入や株式売却収入を得ている法人・勘定は、全体で8法人11勘定で計58億2622万円ある。このうち、4法人5勘定の計26億7314万円については、相応の減資を行って政府出資金を国庫に納付する規定がない。このため、清算分配金や売却収入が関係会社株式の簿価を上回り利益を計上した場合の簿価に相当する額や、損失が発生した場合の収入に相当する額は、法人内部に留保されることになる。ただし、上記の利益は、資産の売却により得た収入の場合と同様に、その全部又は一部が将来、国庫に納付される可能性はある。

なお、8法人11勘定が処理した関係会社への出資累計額は517億2250万円であるが、独立行政法人化の際に独法会計基準に基づく資産評価が行われたことにより、関係会社株式の簿価は84億8992万円に減少している。そして、清算処理又は株式売却により最終的に得られた収入は58億2622万円となっており、回収額は出資累計額の約9分の1になっている。

(注15) 特定関連会社 独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であって、その会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合等における当該会社をいう。

(注16) 関連会社 独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等を通

じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社をいう。

(c) 独立行政法人移行時に承継した金融資産の状況

特殊法人等から独立行政法人に移行した法人の中には、移行の際に、個別法の規定により、旧法人が保有していた現金・預金、有価証券等の金融資産を政府出資見合いの資産として承継しているものがある。

これらが、法人の業務を確実に実施するために必要な資産として活用されているかどうかをみたところ、その元本については使用することがない状況にあるのに、現状では、相応の減資を行って国庫に納付する規定がないため、法人に留保されているものが1法人で25億円見受けられた。

以上のように、独立行政法人において、政府出資又は政府出資見合いの資産の処分等により発生している資金には多種多様なものがあるが、これらはいずれも、国費で取得するなどした資産の処分等により得られた収入等であるにもかかわらず、相応の減資を行って政府出資金を国庫に納付する規定がないため、多額の資金が引き続き法人内部に留保されることとなる。したがって、これらの資金について国庫に納付することが可能となるよう、減資に関する立法措置が必要である。

上記について、政府は、独立行政法人が国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付けて、これに伴う減資等について所要の規定を設けるなどのため、20年4月に、通則法の改正案を閣議決定した上、国会に提出している。したがって、こうした動きも踏まえて、上記の資金についての国庫納付の状況を注視していくこととする。

(2) 契約制度、落札率等入札及び契約の状況

ア 独立行政法人の契約制度の状況

独立行政法人の契約事務は、通則法等において、競争入札等の契約に関する基本的な事項を業務方法書に定めて主務大臣の認可を受けること及び会計に関する事項について規程(以下「会計規程」という。)を定めて主務大臣に届け出ることが規定されている。このほか、独立行政法人の中には、会計規程に基づくなどして、契約事務に関する細則、要領等を独自に定めているものもある。

このように、独立行政法人の契約制度は、国の制度と相違するだけでなく、法人間でも一律な制度ではないことを踏まえて、各独立行政法人の支出の原因となる契約に係る契約制度の相違について、国の契約制度との相違にも留意しながら、原則として20年4月1日現在における契約方式、予定価格の作成等の状況を調査・分析した。

(注17) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)に基づく契約に係る制度は除外している。

(ア) 競争契約

a 公告の方法

独立行政法人の多くは、会計規程等において、国と同様に公告の方法に関する規定を設けているが、20年4月1日現在で、公告の方法に関して会計規程等に規定していない法人が4法人、公告期間の下限について、予定価格の金額等に応じて10日より短い期間を設定したり、緊急の場合以外にも公告期間を10日より短縮できるとしたりなどして、国の基準を下回っている法人が45法人ある。

公告は、契約の公正性と競争の実効性を高める上で重要な契約手続の一つである。したがって、公告の実施に当たり、し意的な判断を排除して、その効果を十分発現させるためにも、公告期間、公告の方法等を会計規程等において明確に定めて適正に運用するとともに、公告期間の下限を国の基準より短く設定している場合には、入札のための準備期間等を考慮した十分な期間となっているか検討する必要がある。

b 指名競争契約の基準の設定状況

契約に係る予定価格が少額である場合に指名競争契約によることができる予定価格の限度額(以下「指名競争契約限度額」という。)の設定状況をみると、20年4月1日現在で、指名競争契約限度額を設定している78法人のうち、契約種類別でいずれか一つでも国の金額基準を上回る基準を設定していた法人は11法人ある。

(イ) 随意契約

a 随契限度額の設定状況

契約に係る予定価格が少額である場合に随意契約によることができる条項(以下、この条項による随意契約を「少額随契」という。)については、20年4月1日現在で、すべての法人が会計規程等に定めている。そして、少額随契によることができる予定価格の限度額(以下「随契限度額」という。)は、20年4月1日現在で、101法人すべてにおいて国と同額か又はこれを下回る状況となっている。

b 少額随契以外の随意契約要件の設定状況

少額随契以外で随意契約によることができる要件についてみると、法人により規定の詳細は異なるものの、①「業務運営上必要がある場合」、「事業運営上の特別の事由に基づく契約をするとき」など、随意契約によることができる場合の要件を具体的に定めていない条項(以下「包括的随契条項」という。)や、②「国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人と契約するとき」など、契約の内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみを要件として随意契約を行うことができるとする条項(以下「公益法人随契条項」という。)を設定しているものがある。

そして、20年4月1日現在で、①の包括的随契条項を設定している法人は54法人、また、②の公益法人随契条項を設定している法人は11法人ある。

包括的随契条項及び公益法人随契条項については、随意契約とする理由が具体的に明らかにはされていないことから、安易に適用された場合の弊害は大きい。特に、公益法人随契条項については、公益法人の中には民間企業と同様の業務を行っているものがあることなどから、契約内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみを要件として随意契約を締結することができるとしていることは適切とは認められない。

したがって、会計規程等において随意契約の基準に係る条項を定めるに当たっては、可能な限り要件を明確かつ具体的に定めることが必要であり、各法人の業務の特性等を踏まえて、あらかじめ想定されるケースについてはできる限り具体的に規定する必要がある。

c 随意契約における競争性及び透明性の確保

近年、業者選定の公平性及び透明性を向上させるための取組として、随意契約等

を締結する場合の契約手続の前段階において、企画競争又は公募が行われている。

企画競争とは、契約の内容によっては価格による競争を実施することが困難な場合において、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、その内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続であり、選定した者を契約相手方として随意契約(以下、このような随意契約を「企画随契」という。)が締結されることになる。

企画競争の導入状況を見ると、20年4月1日現在で93法人が企画競争を導入しているが、このうち、企画競争の実施方法に関する要領、マニュアル等を作成済みとする法人は37法人にとどまる。

また、公募とは、特殊な技術又は設備等が不可欠な契約において、必要な技術又は設備等をホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募る手続であり、他に履行可能な者がいないか確認するため行われるものである。そして、要件を満たす応募者が複数の場合は一般競争入札又は企画競争が行われて、1者の場合は当該1者と随意契約が締結されることになる。

公募の導入状況を見ると、20年4月1日現在で71法人が公募を導入しているが、このうち、公募の実施方法に係る要領、マニュアル等の整備を行っているのは27法人にとどまる。

これらの企画競争又は公募については、契約手続の前段階において不特定多数の者を参加させることから、契約の競争性、公正性及び透明性を一定程度向上させることが期待できる。したがって、独立行政法人において競争契約により難しい場合、こうした取組を一層推進するとともに、これらの実施に当たり、し意的な運用を排除して、その効果を十分発現させるためには、実施方法に係る要領、マニュアル等の整備を行うことが必要である。

(ウ) 予定価格の作成

国の場合、予定価格の作成に当たっては、契約担当官等は、契約の目的となる取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされており、随意契約においても競争入札に準じて定めなければならないとされている。ただし、「随意契約による場合の予定価格等について」(昭和44年蔵計第4438号)により、「予定価格が100万円を超えない随意契約で、各省各庁における契約事務の実情を勘案して、各省各庁の長において省略しても支障がないと認めるもの」などに該当する場合は、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略して差し支えないこととされている。

a 予定価格の作成に関する規定の設定状況

20年4月1日現在、101法人のうち3法人は、会計規程等で原則として予定価格を作成しなければならない旨が明確に規定されていない。

b 予定価格の作成の省略に関する取扱い

予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を行うことなく予定価格の作成を省略できる取扱い(以下「予定価格の作成の省略に関する取扱い」という。)については、20年4月1日現在で、95法人が会計規程等で定めているが、この中には「契約の性質上特に予定価格の作成を要しない場合」、「企画競争により契約するとき」など、省略する理由や対象範囲が明確でなく、その妥当性に疑義がある取扱いを設

けている法人が見受けられる。また、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準については、20年4月1日現在で、国よりも高額な金額基準を設定している法人が36法人ある。

イ 落札率等の状況を含む入札及び契約全般の状況

全独立行政法人102法人の国内すべての事務所等において18年度及び19年度(12月まで)に締結された支出原因契約(国において少額随契が認められる予定価格以下の契約等は除く。以下「対象契約」という。)は、18年度は件数で10.3万件、支払金額で1.7兆円、19年度(12月まで)は件数で7.5万件、支払金額で0.8兆円(19年12月までに支払われた金額。以下同じ。)となっている。なお、住宅金融支援機構は、19年4月に住宅金融公庫の事業を承継して設立されているが、随意契約見直し計画との整合性を図るため、18年度の契約に係る計数には、住宅金融公庫において締結した契約を含めている。

(注19) これを契約種類別にみると、表4のとおり、「役務」、「物品等の購入」の順に多くなっている。

(注18) 平成19年4月に複数の法人を統合して設立された独立行政法人については、統合前の独立行政法人が18年度に締結した契約を含む。

(注19) 契約の種類については、①「工事等(工事、設計、調査等をいう。以下同じ。）」、②「用地取得・補償(工事に必要な用地の取得や補償をいう。以下同じ。）」、③「物品等の購入」、④「物品等の製造」、⑤「物品等の賃借」、⑥「役務(①から⑤までに該当しないものを含む。以下同じ。）」の六つに分類した。

表4 契約種類別の契約状況(平成18年度、19年度(12月まで)) (単位：件、百万円)

契約種類	平成18年度		19年度(12月まで)	
	件数	支払金額	件数	支払金額
工事等	8,204	270,299	5,019	107,498
用地取得・補償	2,118	86,190	1,515	30,238
物品等の購入	20,401	256,297	12,186	128,932
物品等の製造	2,522	89,965	1,850	21,026
物品等の賃借	5,369	64,446	4,679	49,655
役務	64,932	998,383	50,114	496,969
計	103,546	1,765,582	75,363	834,320

(ア) 契約相手方別の契約状況

契約の相手方については、①「民間企業」、②「公益法人等(関連公益法人等、関係会社及び関連公益法人等以外の公益法人をいう。以下同じ。）」、③「国・地方公共団体」、④「独立行政法人等(独立行政法人、国立大学法人、特殊法人及び認可法人をいう。以下同じ。）」、⑤「その他」の五つに分類した。このうち「公益法人等」については、更に資本関係、取引関係等を通じて独立行政法人と一定の結び付きを有する関連公益法人等及び関係会社(以下、これらを合わせて「関係法人」という。)を区分して示した。

対象契約を契約相手方別にみると、「民間企業」が件数、支払金額共に最も多く、契

約全体に占める割合は、件数では18年度79.6%、19年度(12月まで)75.7%、支払金額では18年度76.3%、19年度(12月まで)69.4%となっている。また、「公益法人等」は、件数では18年度6.0%(うち関係法人分2.8%)、19年度(12月まで)5.7%(同2.4%)であるのに対して、支払金額では18年度12.1%(うち関係法人分9.4%)、19年度(12月まで)15.0%(同12.5%)と、おおむね「民間企業」に次いで高い割合を占めている。

(注20) 関連公益法人等 独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等(財団法人、社団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人を含む。)をいう。

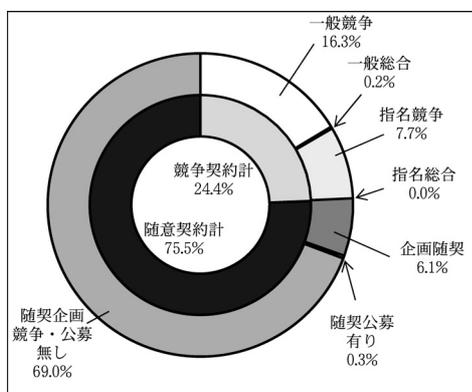
(イ) 契約方式の状況

対象契約における契約方式の状況をみると、図1のとおり、一般競争契約及び指名競争契約(以下「競争契約」という。)は、件数では18年度24.4%、19年度(12月まで)25.5%、支払金額では18年度28.4%、19年度(12月まで)24.8%となっている一方、随意契約は、件数では18年度75.5%、19年度(12月まで)74.4%、支払金額では18年度71.5%、19年度(12月まで)75.1%となっていて、両年度とも、件数、支払金額共に随意契約が大半を占めている。

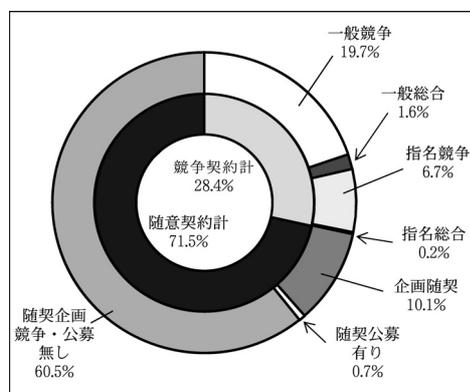
図1 契約方式の状況(平成18年度、19年度(12月まで))

①平成18年度

(件数)



(支払金額)

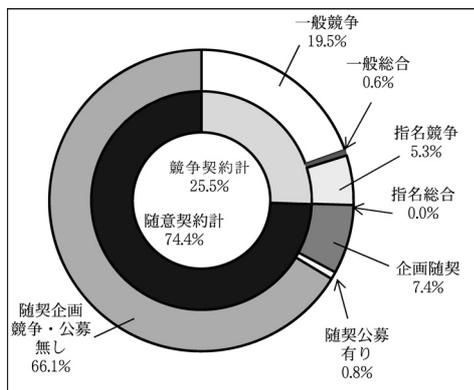


(注) 図表中の凡例の説明は以下のとおりである(②平成19年度(12月まで)についても同じ。)

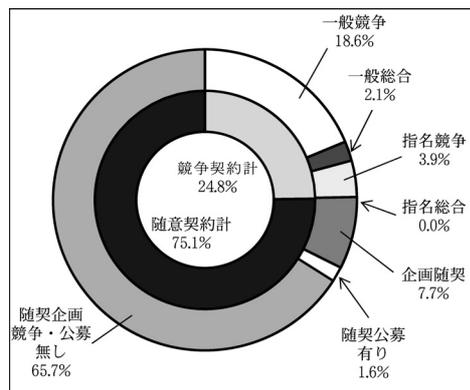
- 「一般競争」：総合評価方式によらない一般競争契約
- 「一般総合」：総合評価方式による一般競争契約
- 「指名競争」：総合評価方式によらない指名競争契約
- 「指名総合」：総合評価方式による指名競争契約
- 「随契公募有り」：公募を経た随意契約(企画競争が行われたものを除く。)
- 「随契企画競争・公募無し」：企画競争又は公募を経ない随意契約

②平成19年度(12月まで)

(件数)



(支払金額)



契約種類別に契約方式の状況を見ると、両年度とも、件数、支払金額共に競争契約の割合の方が高いのは、「工事等」(件数で18年度64.8%、19年度(12月まで)68.2%、支払金額で18年度71.7%、19年度(12月まで)66.4%)だけであり、それ以外の契約種類では、「物品等の購入」の支払金額を除き随意契約の割合の方が高い状況となっている。

契約相手方別に契約方式の状況を見ると、競争契約の割合は、両年度とも、「民間企業」が件数、支払金額共に最も高く、件数では18年度30.0%、19年度(12月まで)32.8%、支払金額では18年度36.9%、19年度(12月まで)34.1%となっている。

一方、「公益法人等」における競争契約の割合は、件数では18年度6.1%、19年度(12月まで)9.2%、支払金額では18年度1.8%、19年度(12月まで)7.2%となっており、「民間企業」と比べて、件数では18年度23.9ポイント、19年度(12月まで)23.6ポイント、支払金額では18年度35.1ポイント、19年度(12月まで)26.9ポイント低い状況となっている。

次に、対象契約のうち競争契約における応札者数の状況を件数で見ると、応札者が5者以上の契約の割合は、18年度39.3%(指名競争契約では75.4%)、19年度(12月まで)29.1%(同75.2%)となっているが、応札者が1者のみ(以下「1者応札」という。)の契約の割合も18年度25.7%、19年度(12月まで)35.3%となっている。そして、一般競争契約であっても1者応札により行われている契約の割合は、18年度37.4%、19年度(12月まで)44.6%となっている。

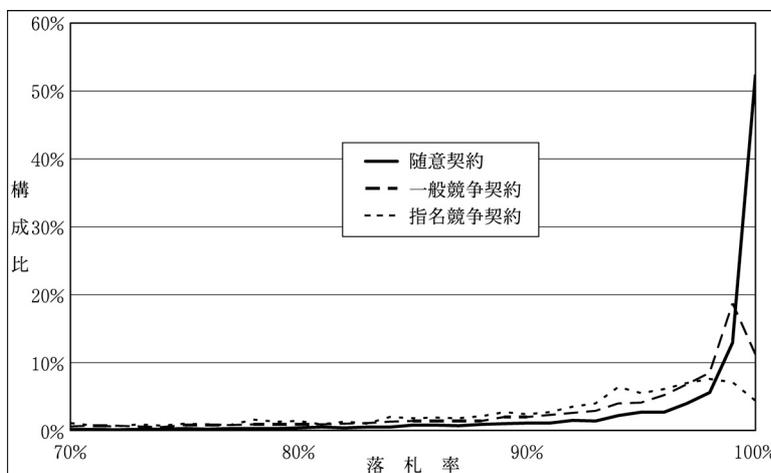
1者応札となる理由については、研究開発業務において専門性や特殊性の高い役務、機器等を調達する際に履行又は供給可能な者が限定されるような場合があるなど、発注者で対処できない場合があることも推測される。しかし、上記のように1者応札の割合が著しく高い状況を改善するためには、他の事業者が応札しやすい環境を整えて、より多くの事業者の参入を促すことが重要である。

(ウ) 落札率等の状況

契約金額の予定価格に対する比率である落札率は、予定価格の妥当性や契約方式の特性等から、その高低だけをもって一律に評価できない面はあるものの、契約の競争性や契約価格の経済性等を評価する際の指標の一つと考えられる。契約方式別に平均落札率の状況を見ると、その平均落札率は、競争契約では18年度88.8%、19年度

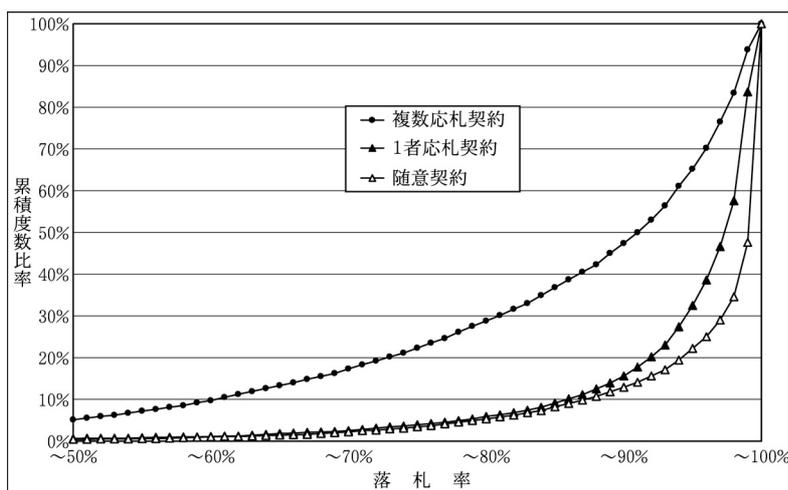
(12月まで)89.0%、随意契約では18年度96.5%、19年度(12月まで)96.4%となっており、競争契約と随意契約とは、落札率においてそれぞれ7.7ポイント、7.4ポイントの差がある。そして、契約方式別の落札率の分布をみると、図2のとおりである。

図2 契約方式別の落札率の分布図(平成19年度(12月まで))



競争契約について応札者数と平均落札率の関係をみると、1者応札は、平均落札率が18年度95.3%、19年度(12月まで)95.1%となっているのに対して、複数応札はそれぞれ8.9ポイント、9.7ポイント下回っている。また、落札率100%契約の占める割合をみると、複数応札は18年度5.7%、19年度(12月まで)6.1%であるのに対して、1者応札はそれぞれ17.4%、16.2%となっている。そして、落札率でみた累積度数比率(落札率の低い順に契約件数を累計して総契約件数に対する比率を求めたもの)の分布をみると、図3のとおり、1者応札契約と随意契約はほぼ同様の傾向を示しているなど、競争契約であっても1者応札については、実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

図3 落札率の分布図[累積度数比率](平成19年度(12月まで))



ウ 随意契約の実施状況及び随意契約とした理由の妥当性

対象契約のうち随意契約について、全体的な実施状況、随意契約とした理由の状況及び企画競争の実施方法の状況を検査したほか、少額随契を含む契約の一部を抽出して随意契約とした理由の妥当性等について検査した。これらの状況を示すと次のとおりである。

(ア) 随意契約の実施状況

独立行政法人全体の随意契約の件数と支払金額は、18年度は7.8万件、1兆2626億円、19年度(12月まで)は5.6万件、6269億円となっている。

このうち、企画競争又は公募を経た随意契約は、18年度は0.6万件(随意契約全体に占める割合8.6%)、1928億円(同15.2%)、19年度(12月まで)は0.6万件(同11.1%)、782億円(同12.4%)であり、企画競争又は公募を経ない随意契約が、件数では18年度91.3%、19年度(12月まで)88.8%、支払金額では18年度84.7%、19年度(12月まで)87.5%を占めている。

(イ) 随意契約とした適用理由等の状況

随意契約の基準については、前記ア(イ)のとおり、各独立行政法人が会計規程等において独自に定めているが、具体的な設定状況をみると、国の随意契約の基準に準じているものも多数ある。

そこで、随意契約について、各独立行政法人において随意契約によることができるとしている要件を国の基準等に準じて分類して、この分類により随意契約とした適用理由を整理すると、表5のとおり、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしているものが最も多く、件数では18年度55.1%、19年度(12月まで)57.5%、支払金額では18年度71.5%、19年度(12月まで)76.2%となっている。次いで件数で多いのは随契限度額を国の基準より高額に設定している「法人独自の規定による少額随契」で、18年度21.1%、19年度(12月まで)18.1%となっており、支払金額で多いのは「法人独自の理由による随意契約」であり、18年度15.8%、19年度(12月まで)14.3%となっている。

表5 随意契約とした適用理由(平成18年度、19年度(12月まで)) (単位:件、百万円、%)

国の基準等に準じて分類した 随意契約とした適用理由	平成18年度				19年度			
	件数	割合	支払金額	割合	件数	割合	支払金額	割合
契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項相当)	43,128	55.1	903,690	71.5	32,273	57.5	478,152	76.2
緊急の必要により競争に付することができない場合(会計法第29条の3第4項相当)	644	0.8	5,350	0.4	282	0.5	3,577	0.5
競争に付することが法人に不利と認められる場合(会計法第29条の3第4項相当)	2,537	3.2	52,196	4.1	1,837	3.2	24,380	3.8
法人の契約行為を秘密にする必要があるとき(予決令第99条第1号相当)	267	0.3	12,830	1.0	148	0.2	1,967	0.3
運送又は保管をさせるとき(予決令第99条第8号相当)	149	0.1	793	0.0	114	0.2	411	0.0
その他(予決令第99条第9号から第99条の3までに相当)	1,789	2.2	48,704	3.8	1,264	2.2	12,827	2.0
法人独自の規定による少額随契(国の基準を上回るもの)	16,527	21.1	38,763	3.0	10,204	18.1	15,898	2.5
法人独自の理由による随意契約(法人独自の規定を含む。)	13,214	16.8	200,357	15.8	9,950	17.7	89,735	14.3
計	78,255	100	1,262,687	100	56,072	100	626,950	100

(ウ) 企画競争の実施状況

企画競争の実施に当たっては、最も優れた者の選定が適切に行われなければ、競争性、公正性及び透明性は十分確保されなくなることから、その実施方法の内容が極めて重要である。

20年4月1日現在で企画競争を導入している93法人について、企画競争の実施体制をみると、参加者の募集方法については、①原則として公示により募集を行うとする法人が74法人、②契約案件ごとに公示による募集の要否を検討の上実施するとする法人が16法人ある一方、③公示による募集を行っていないとする法人も3法人ある。

また、企画競争の評価項目、評価方法及び技術、提案内容の審査結果の参加者への開示については、すべて開示しているとする法人が47法人、一部開示していない項目があるとする法人が36法人ある一方、すべて開示していないとする法人も10法人ある。

(エ) 随意契約とした理由の妥当性等

各独立行政法人における18年度及び19年度の契約のうち、19年11月から20年7月までに会計実地検査を行った102法人の各本部等で締結された契約の中から、契約金額の規模や契約の内容となっている業務の性質等を勘案するなどして抽出した契約について、随意契約とした理由は妥当かなどを検査した。

検査に際しては、前記の(ア)から(ウ)までに記述した随意契約に係る全体的な特徴、傾向等に関する検査状況を踏まえつつ、検査対象として抽出した契約について、随意契約とした理由の妥当性を改めて横断的に検証することとした。そして、これらのうち既に各法人において随意契約見直し計画に従い措置を講じているものについても同様な考え方で検査した。

検査の結果、955件において、随意契約とした理由の妥当性に関して検討すべきであったと認められた。

これらの事態について、主な契約の内容により、①「工事等」、②「物品等(購入、製造又は賃借に係るもの。以下同じ。）」、③「役務」の三つに区分して、前記の(イ)で記述したものに国の基準と同等の少額随契を加えた随意契約とした適用理由別にみると、表6のとおりである。

表6 随意契約とした適用理由別の契約種類区分

(単位：件、百万円)

国の基準等に準じて分類した 随意契約とした適用理由	① 工事等		② 物品等		③ 役 務		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項相当)	48 36.0%	1,653 9.6%	32 54.2%	506 77.4%	656 85.9%	115,738 98.9%	736 77.0%	117,898 87.5%
緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項相当)	—	—	—	—	1 0.1%	1 0.0%	1 0.1%	1 0.0%
競争に付することが法人に不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項相当)	81 60.9%	15,420 90.2%	—	—	18 2.3%	173 0.1%	99 10.3%	15,594 11.5%
法人の契約行為を秘密にする必要があるとき (予決令第99条第1号相当)	—	—	1 1.6%	7 1.2%	—	—	1 0.1%	7 0.0%
運送又は保管をさせるとき(予決令第99条 第8号相当)	—	—	1 1.6%	4 0.6%	16 2.0%	473 0.4%	17 1.7%	477 0.3%
少額随契(国の基準と同等のもの)	4 3.0%	14 0.0%	13 22.0%	42 6.5%	9 1.1%	40 0.0%	26 2.7%	97 0.0%
法人独自の規定による少額随契(国の基準 を上回るもの)	—	—	7 11.8%	45 6.9%	9 1.1%	131 0.1%	16 1.6%	177 0.1%
法人独自の理由による随意契約(法人独自の 規定を含む。)	—	—	5 8.4%	47 7.2%	54 7.0%	349 0.2%	59 6.1%	396 0.2%
計	133 100%	17,088 100%	59 100%	653 100%	763 100%	116,908 100%	955 100%	134,650 100%

なお、上記について主な事例を示すと次のとおりである。

<事例>

③ 日本高速道路保有・債務返済機構は、平成18、19両年度に、OA機器を使用した資料作成及び庶務業務全般のための労働者派遣業務について、業務を円滑に遂行するためには、業務に習熟した労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受ける必要があるとして、前年度に契約した業者と随意契約(契約金額18年度20,717千円、19年度16,449千円)を行っていた。しかし、当該派遣労働者が行う業務は、競争を許さないほどの専門的技術・能力を必要とする業務とは認められないことから、競争契約を行うべきであると認められる。

なお、20年度は競争契約に移行している。

④ 中小企業基盤整備機構四国支部は、平成18、19両年度に、経理関係資料等作成業務について、同機構の事業内容や本部及び支部の経理処理等を熟知しており、当該業務の円滑な実施が見込まれることなどを理由に、特定の関係法人と随意契約(契約金額18年度11,536千円、19年度11,494千円)を行っていた。しかし、業務内容等を仕様書で明示することにより、他の業者でも当該業務を実施できることから、競争契約を行うべきであると認められる。

なお、20年度は、総合評価方式による競争契約に移行している。

(注) 年間の支払金額を契約金額としている。

エ 公益法人等に対する随意契約の実施状況及び公益法人等による再委託の状況

(ア) 公益法人等を契約相手方とする随意契約の実施状況

公益法人等を契約相手方とする契約の契約方式は、随意契約の割合が、件数で18年度93.8%、19年度(12月まで)90.7%、支払金額で18年度98.1%、19年度(12月まで)92.7%となっている。これは、対象契約全体でみた随意契約の割合(件数で18年度75.5%、19年度(12月まで)74.4%、支払金額で18年度71.5%、19年度(12月ま

で75.1%)に比べて、件数で18.3ポイント、16.3ポイント、支払金額で26.6ポイント、17.6ポイント高くなっている。

また、企画競争又は公募を経ない随意契約の割合も、件数で18年度83.0%、19年度(12月まで)73.8%となっていて、対象契約全体でみた割合(18年度69.0%、19年度(12月まで)66.1%)より、14.0ポイント、7.7ポイント高くなっている。

さらに、競争契約における1者応札の割合も、件数で18年度43.0%、19年度(12月まで)69.5%となっていて、対象契約全体でみた割合(18年度25.7%、19年度(12月まで)35.3%)より、17.3ポイント、34.2ポイント高くなっており、一般的に公益法人等を契約相手方とする契約の競争性は低い状況となっている。

(イ) 公益法人等を契約相手方とする随意契約において随意契約とした適用理由等の状況

随意契約とした適用理由については、ウ(イ)で記述したとおりであるが、そのうち公益法人等を契約相手方とする契約についてみると、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものの件数の割合は半数を超えている。そして、随意契約全体でみた場合に対して、3.9ポイント、7.0ポイント高くなっている。

(ウ) 契約相手方とした公益法人等による再委託の状況

契約相手方に対して、契約の全部又は一部を更に第三者に再委託(下請を含む。以下同じ。)することを無条件に認めると、当該契約相手方を選定した発注者の意図に沿わない結果となったり、契約履行の責任の所在が不明確になって適正な履行の確保が阻害されたりするおそれがある。このため、一般的には、再委託は発注者の承認を要することとされており、一括再委託は禁止されている。

そこで、随意契約のうち、契約相手方が公益法人等で予定価格が300万円を超える随意契約18年度4,165件、19年度(12月まで)2,858件について、再委託の状況をみると、以下のとおりとなっている。

a 再委託に関する契約条項の状況

上記の契約に係る契約書、仕様書等の条項(以下「契約条項」という。)の中で再委託についてどのように定めているかをみると、一定の条件を付して認める「条件付認容」が件数の構成比で18、19両年度共に全体の7割以上を占めている。一方、「定めなし」としているものも18年度14.9%、19年度(12月まで)17.2%ある。

b 再委託の実施状況

上記aの契約のうち、独立行政法人の支払と再委託に係る公益法人等の支払が共に完了していて、元契約の支払金額と再委託の支払金額の対応関係が明確な18年度分について再委託の実施状況をみると、公益法人等に再委託が行われている元契約の割合は、件数で13.9%、支払金額で42.6%であり、関係法人についてはこれを7.8ポイント、7.9ポイント上回っている。

次に、上記の元契約のうち再委託支払金額が判明している517件について、再委託率(元契約に係る独立行政法人の支払金額に占める再委託支払金額の割合をいう。以下同じ。)の状況をみると、再委託率が50%以上の契約の割合は件数で46.0%、支払金額で44.8%となっており、再委託率が90%以上のものも件数で4.4%、支払金額で1.7%ある。

このように再委託率が高率となっている契約については、随意契約とした理由との整合性に留意して、契約方式が適切なものとなっているか十分な検討を行う必要があると認められる。

オ 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組の状況

(ア) 契約事務の体制に係る取組

各独立行政法人においては、随意契約の見直しにより、これまで随意契約により締結してきた契約について原則として一般競争契約等に移行することとしているが、これに伴い、法人によっては、競争入札を行うための公告、入札等の手続に係る事務量の著しい増加が予想される。

このような状況の下、各法人は、できる限り契約事務職員を増員することなく、契約に係る事務量の増加に対処するため、①複数年契約の活用等による契約の合理化、②契約事務の電子化等による事務処理の効率化・省力化、③契約権限の委譲等による事務処理体制の整備等の取組を行っている。

(イ) 契約の適正化に向けた審査体制

随意契約等の適正化に当たっては、事前、事後のチェックを徹底するなど、監視体制の充実強化を図ることが望ましい。随意契約とした理由の妥当性に関する各独立行政法人の事前の審査体制と内部監査の状況をみると、随意契約とした理由の妥当性に関する事前の審査体制については、20年4月1日現在で、101法人すべてにおいて、契約担当部門が通常の契約締結事務の決裁を行う中で審査を行っているとしており、70法人が契約担当部門の審査に加えて審査委員会等の他の部門等による事前の審査を実施している。

(ウ) 契約に係る情報の公表状況

独立行政法人が締結する契約内容の事後の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)、「政府調達に関する協定」等に基づいて、各法人が公表項目、公表方法等を内部規程に定めるなどして公表するとともに、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)において国が公表することを定められている契約に係る情報についても、国に準じて公表することが要請されている。

そこで、各法人における上記の契約に係る情報の公表状況(20年5月末現在)をみると、ほとんどの法人においては、おおむね適切に公表されている。

カ 主な随意契約先及び再委託先における発注元独立行政法人退職者等の再就職者数

(ア) 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況

郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く101法人が締結した随意契約の相手方となっている公益法人等(以下「随契先公益法人等」という。)の状況は、1,301法人であり、19年4月1日現在における発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況^(注21)をみると、表7のとおりである。

(注21) 発注元独立行政法人退職者の再就職者 随意契約を発注した独立行政法人に常勤の役員又は職員として職務に従事した者で、当該独立行政法人を退職して、随契先公益法人等(次項のウ)においては、随契先民間企業等)に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

表7 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況(平成19年4月1日現在)
(単位：法人、人、百万円)

随契先公益法人等数 (A)	(A)のうち発注元独立行政法人退職者の再就職者在籍の法人数 (B) ((B)/(A))	(B)における発注元独立行政法人退職者の再就職者数 (C)	1法人当たりの平均再就職者数 (C)/(B)	(C)のうち国家公務員出身者	(B)の随契先公益法人等への随契支払額	
					平成18年度	19年度(12月まで)
1,301 [1,870]	129 [133] (9.9%)	827	6.4	114	139,639	81,009

注(1) []書きは、随契先公益法人等の重複を含んだ延べ法人数である。

注(2) 「(B)の随契先公益法人等への随契支払額」は、再就職者が在籍している随契先公益法人等への随意契約に係る発注元独立行政法人からの支払金額である。

(イ) 随契先公益法人等への再就職者と当該公益法人等との随意契約の状況

随契先公益法人等(延べ1,870法人)について、発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍しているもの(延べ133法人)と在籍していないもの(延べ1,737法人)とに区分して、それぞれ当該独立行政法人との随意契約の状況について、1法人当たりの随意契約の件数及び支払金額、随意契約のうち企画競争又は公募を経ない随意契約の占める割合をみると、表8のとおりである。

表8 再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人等との随意契約の状況
(単位：法人、件、百万円)

区分	随意契約が締結された年度	法人数 (A)	件数				支払金額			
			随意契約 (B)	1法人当たり随意契約件数 (B)/(A)	(B)のうち、企画競争又は公募を経ない随意契約 (C)	企画競争又は公募を経ない随意契約の割合 (C)/(B)	随意契約 (D)	1法人当たり随意契約支払金額 (D)/(A)	(D)のうち、企画競争又は公募を経ない随意契約 (E)	企画競争又は公募を経ない随意契約の割合 (E)/(D)
再就職者在籍有り	平成18年度	125	2,746	21.9	2,568	93.5%	139,639	1,117	133,609	95.6%
	19年度(12月まで)	115	1,742	15.1	1,518	87.1%	81,009	704	74,870	92.4%
	計	133	4,488	33.7	4,086	91.0%	220,649	1,659	208,479	94.4%
再就職者在籍無し	18年度	1,475	3,112	2.1	2,639	84.8%	69,694	47	46,567	66.8%
	19年度(12月まで)	1,188	2,170	1.8	1,808	83.3%	35,202	29	30,240	85.9%
	計	1,737	5,282	3.0	4,447	84.1%	104,896	60	76,807	73.2%

(注) 「法人数」の「計」は、平成18年度又は19年度(12月まで)において、随意契約の相手方となっている公益法人等の数であり、18年度と19年度(12月まで)の法人数の単純合計とは一致しない。

このように、18年度の状況をみると、発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人等の方が、在籍していない随契先公益法人等に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多く、また、随意契約のうち企画競争又は公募を経ない随意契約の支払金額の割合も高い状況となっている。

(ウ) 主な随契先民間企業等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況

随契先公益法人等以外の主な随意契約先(以下「主な随契先民間企業等」という。)として、独立行政法人ごとに、18年度における随意契約に係る支払金額又は契約金額の合計額が多い法人(合計額が1000万円以下の法人等を除く。)上位30法人に該当する計1,187法人について、19年4月1日現在における発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況をみると、表9のとおりである。

表9 主な随契先民間企業等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況(平成19年4月1日現在)
(単位:法人、人、百万円)

調査した主な随契先民間企業等の数 (A)	(A)のうち発注元独立行政法人退職者の再就職者在籍の法人数 (B) (B)/(A)	(B)における発注元独立行政法人数	(B)における発注元独立行政法人退職者の再就職者数(C)		1法人当たりの平均再就職者数 (C)/(B)	(C)のうち国家公務員出身者	(B)の主な随契先民間企業等への随契支払額	
			うち役員数				平成18年度	19年度(12月まで)
1,187 [1,797]	92 [96] (7.7%)	22	395	118	4.2	59	87,665	47,956

注(1) [] 書きは、随契先民間企業等の重複を含んだ延べ法人数である。

注(2) 「(B)の主な随契先民間企業等への随契支払額」は、再就職者が在籍している主な随契先民間企業等への随意契約に係る発注元独立行政法人からの支払金額である。

3 検査の結果に対する所見

(1) 検査の結果の概要

独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、横断的に調査・分析するとともに、業務の実施状況や財務の状況はどのようになっているか、契約事務は適切に行われて、公正性、競争性及び透明性は確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

ア 業務及び財務の状況

(ア) 業務について

a 中期目標の期間の終了時における主務大臣の見直しに基づいて、20年3月末までに統廃合の対象とされた23法人が9法人に整理されて、この結果14法人が削減されているが、統廃合された法人が行っていた業務の状況を見ると、22法人は統合先法人に承継されており、1法人は国に再度移管されている。また、これ以外にも、業務の追加又は廃止により、新たな勘定の設置又は勘定の廃止が行われており、この結果13勘定が廃止されて、8勘定が新たに設置されている。

b 中期目標の設定と評価の状況についてみると、繰越欠損金が多額となっている11法人12勘定の中には、繰越欠損金の解消に向けての目標を設定しているものもあるが、当該勘定の収益等の改善を目標として設定したにとどまっていたり、繰越欠損金の解消や収支改善についての目標を設定していなかったりなどして、必ずしも、定量的かつ高水準の目標設定とはなっていないものがある。そして、上記について、18年度の年度評価の状況を見ると、繰越欠損金が前年度に比べて増加している法人・勘定においても、中期目標又は中期計画を達成しているなどとしている状況である。

(イ) 財務について

a 独立行政法人化に伴う政府出資金の増減の状況を見ると、政府出資金が減少している法人は27法人であり、その減少額は、国が承継したことによるものなどを控除すると計11兆4017億円となっている。また、18年度末における独立行政法人に対する政府出資金に係る台帳価格(純資産額をもって評価された価格)は、97法人159勘定で計19兆5328億円となっていて、18年度末までに行った出資額の累計17兆6605億円と比べると計1兆8723億円増加している。しかし、このうち、

台帳価格が出資額の累計に比べて減少している法人・勘定が59法人85勘定あり、その減少額は1兆1981億円となっている。また、負債が資産を超過していることから、台帳価格が0円となっている法人・勘定が7法人7勘定あり、これらの法人・勘定における負債超過額は計5885億円となっている。

- b 18年度末までに中期目標期間の最終年度が到来した法人のうち、運営費交付金債務の収益化基準に費用進行基準のみを採用している57法人は、精算収益化額を計434億円計上している。しかし、当該基準を採用していても運営費交付金を全額使用しているため、精算収益化額が0円となっているものも4法人4勘定ある。また、精算収益化額を上回る前期からの繰越欠損金があることなどから、精算対象積立金を計上できないため、中期目標期間中に交付された運営費交付金のうち業務運営の財源に充てられなかった金額が国庫に納付されず、法人内部に現金・預金等として留保されることとなっているものが2法人2勘定、計3億円ある。
- c 18年度末に繰越欠損金を計上しているものが30法人46勘定ある。この中には、独立行政法人化に伴い、旧法人が計上していた繰越欠損金を政府出資金等で処理したものの、再び10億円以上の繰越欠損金を計上しているものが2法人2勘定ある。
- d 政府出資又は政府出資見合いの資産を売却して得た資金については、相応の減資を行って政府出資金を国庫に納付する規定がないため、法人内部に留保されているものが14法人、計290億円ある。また、売却以外の資産の処分(敷金・保証金の返戻14法人、計27億円、関係会社の清算処理等4法人、計26億円)により得た資金や旧法人から承継した政府出資見合いの金融資産(1法人25億円)についても、同様の事態となっていて、法人内部に留保されているものが15法人、計79億円ある。

イ 契約制度、落札率等入札及び契約の状況

(ア) 独立行政法人の契約制度について

- a 一般競争契約における公告については、公告期間、公告の方法等を明確に会計規程等で定めていない法人が4法人あり、公告期間の下限が国の基準を下回っている法人が45法人ある。また、指名競争契約限度額について、国の金額基準を上回る基準を設定している法人が11法人ある。
- b 随意契約の基準については、少額随契に係る随契限度額はすべての法人が国の金額基準と同額か又はこれを下回っているが、随意契約によることができる範囲が明確かつ具体的でない包括的随契条項又は契約相手方が公益法人の場合は随意契約ができるとする公益法人随契条項を設定している法人がそれぞれ54法人、11法人ある。
- c 企画競争又は公募については、それぞれ93法人、71法人が制度を導入しているが、このうち実施方法に係る要領、マニュアル等を整備している法人はそれぞれ37法人、27法人にとどまる。
- d 契約の発注に際して、予定価格を作成しなければならない旨が会計規程等に明確に定められていない法人が3法人ある。また、予定価格の作成の省略に関する取扱いについても、省略する理由や対象範囲が明確でなく、その妥当性に疑義のあるも

のがある。さらに、国の場合、予定価格が100万円を超えないものに限って作成を省略できるとしているが、これよりも高額に設定している法人も36法人ある。

(イ) 入札及び契約全般の状況について

a 契約方式の状況をみると、随意契約の割合は、件数では18年度75.5%、19年度(12月まで)74.4%、支払金額では18年度71.5%、19年度(12月まで)75.1%となっていて、競争契約の割合よりも高い。そして、平均落札率も競争契約が18年度88.8%、19年度(12月まで)89.0%となっているのに対して、随意契約はそれぞれ96.5%、96.4%となっていて、競争契約より7.7ポイント、7.4ポイント高く、競争性及び経済性の面で十分ではない状況となっている。また、契約相手方別にみると、競争契約の割合は、「民間企業」が件数では18年度30.0%、19年度(12月まで)32.8%、支払金額では18年度36.9%、19年度(12月まで)34.1%と最も高く、「公益法人等」はそれに比べて件数では18年度23.9ポイント、19年度(12月まで)23.6ポイント、支払金額では18年度35.1ポイント、19年度(12月まで)26.9ポイントも低い状況となっている。

b 競争契約における応札者数の状況をみると、応札者が5者以上のものは、18年度39.3%、19年度(12月まで)29.1%である一方、1者応札のものが18年度25.7%、19年度(12月まで)35.3%ある。競争契約について応札者数と平均落札率の関係を見ると、1者応札の場合は、平均落札率が18年度95.3%、19年度(12月まで)95.1%となっているのに対して、複数応札の場合はこれをそれぞれ8.9ポイント、9.7ポイント下回っており、競争契約であっても1者応札については実質的に競争性を確保しにくい状況となっている。

(ウ) 随意契約の実施状況及び随意契約とした理由の妥当性について

a 随意契約とした適用理由をみると、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとする契約が半数以上を占めているが、「法人独自の規定による少額随契」や「法人独自の理由による随意契約」を適用理由とするものも相当数あり、これらも含めると9割を超えている。

そして、契約の一部を抽出して随意契約とした理由の妥当性を実際に検証したところ、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」等を理由として契約相手方を選定している随意契約の中には、その理由の妥当性に関して検討すべきであったと認められた契約が955件見受けられた。

b 随意契約に当たり企画競争を実施している場合があるが、企画競争を導入している93法人のうち、3法人は参加者の募集を公示していなかったり、10法人は企画書等の審査に当たり評価項目等をすべて参加者に開示していなかったりなど、公正性及び透明性の確保が十分でないものがある。

(エ) 公益法人等に対する随意契約について

a 公益法人等を契約相手方とする契約については、随意契約の割合が件数では18年度93.8%、19年度(12月まで)90.7%、支払金額では18年度98.1%、19年度(12月まで)92.7%となっていて、対象契約全体でみた場合よりも件数では18年度18.3ポイント、19年度(12月まで)16.3ポイント、支払金額では18年度26.6ポイント、19年度(12月まで)17.6ポイント高い状況となっている。また、随意契約とし

ている適用理由については、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしている契約の割合が半数を超えている。

- b 契約相手方が公益法人等である随意契約における再委託については、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものが18年度14.9%、19年度17.2%ある。また、再委託が行われている契約の再委託率をみると、再委託率が50%以上となっているものの割合が件数で46.0%、支払金額で44.8%を占めており、再委託率が90%を超えているものも、それぞれ4.4%、1.7%ある。

(オ) 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

各独立行政法人は、競争入札の増加等に伴う事務量の増加に対処するため、複数年契約の活用等による契約の合理化、仕様書等の様式の統一や契約事務の電子化等による事務処理の効率化・省力化等の取組を講じている。また、随意契約の理由の妥当性については、70法人が契約担当部門の審査を含む複数の部門等による事前の審査を実施している。また、契約に係る情報については、ほとんどの法人は、おおむね適切に公表している。

(カ) 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者は、19年4月1日現在で、随契先公益法人等のうち129法人に827人(うち国家公務員出身者は114人)、主な随契先民間企業等のうち92法人に395人(同59人)がそれぞれ在籍している。そして、発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している公益法人等は、在籍していない公益法人等に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多く、また、随意契約のうち企画競争又は公募を経ない随意契約の支払金額の割合も高い状況となっている。

(2) 所見

独立行政法人制度は、導入以来7年が経過している。この間、人件費や財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保について一定の成果があったとされている一方、業務運営の在り方や契約の状況等について、様々な問題点が指摘されている。

政府は、前記のとおり整理合理化計画を策定して、これを着実に実行するとともに、独立行政法人制度の原点に立ち返った見直しなどを行うため、独立行政法人の評価機能の一元化、保有資産の見直しのための法整備等を内容とする通則法の改正案を第169回国会に提出している。

したがって、以上の検査結果を踏まえて、各独立行政法人等は、整理合理化計画において講ずることとされている措置を着実に実施するとともに、次の点に留意することが必要である。

ア 業務及び財務の状況

(ア) 業務について

- a 中期目標期間の終了時における業務の見直しに当たって、主務大臣は、独立行政法人制度の原点に立ち返り、各法人が行っている事務・事業が国民にとって真に不可欠であるかの検討を一層厳格に行うとともに、引き続き当該法人が事務・事業を行う場合であっても、その適正化・効率化等を推進する。
- b 中期目標の設定に当たって、主務大臣は、業務運営等の評価をより厳正に行うことができるよう、できる限り定量的かつ高水準な目標を的確に設定する。

(イ) 財務について

- a 精算収益化額に相当する額が国庫に納付されず、法人内部に留保されることとなる法人について、政府は、精算収益化額に相当する額を精算対象積立金に計上して国庫に納付している他の法人との均衡を失しないよう適切な取扱いを検討する。
- b 繰越欠損金を計上している法人・勘定については、その解消等に向けて計画的に取り組む。特に、独立行政法人化後に再び繰越欠損金を計上している法人や政府出資金の台帳価格が減少している、あるいは0円となっている法人・勘定にあっては、より効率的な業務運営等に努める。
- c 政府出資又は政府出資見合いの資産の処分等により得た資金や旧法人から承継した政府出資見合いの金融資産で、引き続き法人内部に留保されることとなる資金について、政府は、国庫に納付することが可能となるよう、減資に関する立法措置を速やかに講ずる。

イ 契約制度、落札率等入札及び契約の状況

(ア) 独立行政法人の契約制度について

- a 一般競争契約における公告期間、公告の方法等や予定価格の作成に関する定めなど、契約の適正化を図る上で重要な契約手続については、会計規程等において明確に定める。
- b 随意契約の基準において、包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合や、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、省略する理由や対象範囲が明確でない場合は、し意的な運用を排除するため、各法人の業務の特性等を踏まえて、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定める。
- c 公告期間の下限が国の基準を下回る場合や、指名競争契約限度額や予定価格の作成の省略に関する取扱いを国の金額基準を上回って設定している場合は、業務運営上真にやむを得ないものを除き見直しを行う。
- d 総合評価方式、企画競争、公募、複数年契約等、契約の適正化及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、今後更なる導入を図るとともに、実施に当たっては、要領、マニュアル等の整備を行う。

(イ) 入札及び契約全般における競争性の確保について

- a 国や他の独立行政法人等の契約実例を調査して参考にするとともに、発注する業務の内容に係る仕様書等を工夫したり、事業者の審査を適切に行ったりするほか、少額購入等を予定している調達についてもこれを計画的に集約することにより一括契約を可能とするなどして競争契約を拡大して、契約の透明性の向上を図る。併せて、競争契約を実施する場合においては、業務運営の安定的かつ確実な実施等に十分配慮した上で、実質的な競争性の確保を図る。
- b やむを得ず随意契約によらざるを得ないとき、特に「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」という理由を適用する場合には、他に履行可能な者がいないかの把握等を、公募を適切に実施するなどして厳格に行う。
- c 仕様書等の内容を具体的に提示できる場合は、総合評価方式を含む競争契約に移行することに努める。そして、仕様書等の内容の具体的な提示が困難で随意契約によらざるを得ない場合でも、可能な限り企画競争を実施することに努める。そし

て、企画競争の実施に当たっては、参加者の募集は公示により行うとともに、審査の方法、評価項目等の設定を適切に行い、これらの状況や審査結果等を適時適切に開示するなどして契約の公正性及び透明性の一層の向上を図る。

- (ウ) 公益法人等に対する随意契約について
 - a 従来公益法人等を契約相手方としてきた随意契約について、契約の具体的な業務内容を精査して、他に履行可能な者がおらず、真に随意契約によらざるを得ない場合に該当するもの以外は、速やかに競争契約に移行する。
 - b 再委託については、契約の適正な履行を確保するため、契約の内容に応じて、再委託を禁止したり、再委託に当たっては発注者の承認を要することとしたりなどする旨の契約条項を設けるとともに、再委託率が高率となっている契約については、随意契約とした理由との整合性に留意する。
- (エ) 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

随意契約の見直しを確実に実施するため、契約事務の合理化、効率化等を引き続き進めるとともに、契約の適正化に向けた審査体制の一層の充実に努める。また、契約の透明性の向上を図るため、契約に係る情報を引き続き適切に公表するとともに公表方法の一層の充実に努める。

- (オ) 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には、特に透明性の確保に留意して、随意契約とした理由の妥当性等について十分に説明責任を果たせるようにする。

また、本院としては、政府出資又は政府出資見合いの資産の処分等により得た資金、旧法人から承継した政府出資見合いの金融資産で、法人内部に留保されている資金の管理はどのようになされるか、また、保有資産の見直しのための法整備の状況を踏まえて、各独立行政法人に留保されている資金は適切に国庫納付がなされることになるかについて、今後とも注視していくこととする。

本院としては、本報告の取りまとめに際して、19年12月に策定された随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を終えるに至っていない部分があることなどから、これを中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

第3節 国会からの検査要請事項に関する検査状況

防衛装備品の一般輸入による調達について

検査対象	防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁)	
会計名	一般会計	
一般輸入調達の概要	外国から商社等を通じて輸入する防衛装備品の調達	
検査の対象とした契約年度	平成17年度～19年度	
一般輸入による契約件数及び契約金額	4,163件	1594億円(平成17年度)
	4,203件	1259億円(平成18年度)
	4,423件	1336億円(平成19年度)
	計 12,789件	4189億円

1 検査の背景

防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁)は、装備品等及び役務(以下「防衛装備品」という。)の調達を行っている。防衛装備品の調達は、防衛省が国内において製造、販売されている防衛装備品について国内製造会社等から行う調達(以下「国内調達」という。)と防衛省が外国から直接又は商社等を通じて行う調達(以下「輸入調達」という。)とに区分される。さらに、輸入調達は外国から商社等を通じた輸入(以下「一般輸入」という。)による調達(以下「一般輸入調達」という。)と「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6号)等に基づくアメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)からの有償援助(Foreign Military Sales)による調達(以下「FMS調達」という。)とに区分される。また、調達業務を実施している装備施設本部(19年8月31日以前は装備本部、18年7月30日以前は契約本部)及び各自衛隊の部隊等(以下、これらを合わせて「調達実施機関」という。)別にみると、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛庁訓令第4号)に定める品目について装備施設本部が行う調達(以下「中央調達」という。)と、上記の訓令に定められていない品目、訓令で定める品目であっても1件150万円以下のものなどについて各自衛隊の部隊等が自ら行う調達(以下「地方調達」という。)とに区分される。

一般輸入調達については、株式会社富士インダストリーズ(以下「富士インダストリーズ」という。)が防衛装備品の価格を水増しして過大請求を行っていたことが18年11月に判明して、防衛省はその事実を公表した。その後の19年11月にも株式会社山田洋行(以下「山田洋行」という。)による過大請求が判明するなど過大請求の発覚が続き、国会の各委員会で審議が行われて、契約の在り方等について質疑が行われた。

国の契約は会計法(昭和22年法律第35号)等により、適正に行われることが基本であることから、防衛装備品の一般輸入調達に関する過大請求事案により、国の契約の適正性が損なわれている状況を踏まえて、本院は20年次に、一般輸入調達の契約手続、予定価格の算定等の状況等について、検査に取り組むこととして、20年4月1日に防衛調達検査室を設置して検査体制の充実を図ったところである。

また、本院は、20年6月9日に、参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づき防衛装備品の一般輸入による調達について、①一般輸入を含めた防衛装備品調達全般の状況、②一般輸入による調達の契約方法、契約手続、予定価格の算定などの状況、③一般輸入に係る過大請求事案の状況及びこれに対する防衛省の対応策の実施状況の各事項について、会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対して同月10日に検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

2 国の契約事務の概要

国の物品の購入、役務請負等の契約に係る会計事務手続は、会計法等に基づき行われることとなっている。国の契約事務の概要は次のとおりである。

(1) 契約方式

契約方式は、国に最も有利な条件の申込みをした者を契約の相手方とする一般競争によることが原則とされている。ただし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合等においては、特定多数の者に申込みをさせる指名競争によるものとされている。また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等においては、随意契約によるものとされている。なお、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができるものとされている(以下、このような随意契約を「不落随契」という。)

(2) 予定価格の算定

契約担当官及び支出負担行為担当官は、競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定することとされている。

そして、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

また、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないとされている。

(3) 公共調達の適正化の概要

国が締結している随意契約の適正化に向けた取組として、財務大臣は各省各庁の長あてに、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号。以下「財務大臣通知」という。)を通知している。

財務大臣通知では、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。以下同じ。)による調達を行うこととされており、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札又は企画競争若しくは公募^(注1)を行うことにより、競争性及び透明性を担保することとされている。

(注1) 公募 特殊な技術又は設備等が不可欠な契約において、必要な技術又は設備等をホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募ることであり、参加者が複数いる場合は一般競争入札又は企画競争が行われて、特定の者しかいない場合は当該者と随意契約が行われることになる。

3 検査の実施状況

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合规性、経済性、効率性等の観点から、契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して、防衛省の17年度から19年度までの防衛装備品の一般輸入調達契約12,789件、4189億円(17年度4,163件、1594億円、18年度4,203件、1259億円及び19年度4,423件、1336億円)を対象として、防衛装備品の調達額の状況、一般輸入調達の契約手続、予定価格の算定等の状況、一般輸入調達に係る過大請求事案の状況について検査した。そして、検査に当たっては、17年度から19年度までの一般輸入による契約について調書を徴して契約の実施状況、競争性の状況、見積書価格の確認状況等を分析するとともに、調達実施機関7か所において予定価格算定時の見積書、支払金額確定時の請求書等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、契約相手方である山田洋行等7会社に対して会計検査院法第23条第1項第7号の規定により検査することに決定して、外国製造会社等が発行した見積書、請求書、支払関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 調達実施機関7か所 装備施設本部、陸上自衛隊補給統制本部、海上自衛隊補給本部、同自衛隊航空補給処、航空自衛隊第2補給処、同自衛隊第3補給処、同自衛隊第4補給処

(2) 検査の状況

ア 防衛装備品の調達額の状況

防衛省における「装備品等の統計調査に関する訓令」(昭和34年防衛庁訓令第69号)に基づき報告された15年度から19年度までの防衛装備品の調達額は、次のとおりである。

ア) 防衛装備品の調達額の推移

防衛装備品の調達額を国内調達、一般輸入調達、FMS調達別にみると、表1のとおり、調達額合計に占める一般輸入調達の割合は、15年度以降6.4%、6.4%、7.1%、5.5%、6.3%と推移している。

表1 防衛装備品の調達額の状況

(単位：百万円、%)

年 度	国内調達		輸 入 調 達						合 計
			一般輸入調達		FMS 調達		計		
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
平成15	1,759,786	88.4	129,225	6.4	100,640	5.0	229,865	11.5	1,989,651
16	1,823,275	88.7	133,411	6.4	97,895	4.7	231,306	11.2	2,054,582
17	1,891,665	88.4	152,500	7.1	93,735	4.3	246,235	11.5	2,137,901
18	1,881,770	89.5	115,800	5.5	104,659	4.9	220,459	10.4	2,102,230
19	1,864,899	89.5	132,657	6.3	85,551	4.1	218,208	10.4	2,083,107

(注) 表1から表3までの金額は、当該年度中における変更契約を反映するなどしたものである。また、金額及び割合については、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、防衛省が公表している数値と一致しないことがある。

(イ) 調達先及び調達機関別の調達状況

国内調達及び一般輸入調達の調達額を中央調達及び地方調達別にみると、表2のと

おり、国内調達には中央調達がおおむね60%、地方調達が40%で推移しているが、一般輸入調達は中央調達が50%台から30%台へと減少傾向にあるのに対して、地方調達が40%台から60%台へと増加傾向にあり、地方調達の調達額は5年間で約265億円増加している。

表2 防衛装備品の調達額の中央調達、地方調達別及び国内調達、一般輸入調達別の状況

上段：金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%)

年 度	中 央 調 達				地 方 調 達				計
	国内調達	輸入調達	一般輸入調達	FMS調達	国内調達	輸入調達	一般輸入調達	FMS調達	
平成 15	1,104,597 (62.7)	168,565	72,402 (56.0)	96,163	655,188 (37.2)	61,299	56,822 (43.9)	4,476	1,989,651
16	1,147,063 (62.9)	159,106	65,241 (48.9)	93,865	676,211 (37.0)	72,200	68,169 (51.0)	4,030	2,054,582
17	1,207,456 (63.8)	166,369	76,452 (50.1)	89,916	684,209 (36.1)	79,866	76,048 (49.8)	3,818	2,137,901
18	1,185,740 (63.0)	136,849	37,034 (31.9)	99,815	696,029 (36.9)	83,610	78,766 (68.0)	4,843	2,102,230
19	1,173,233 (62.9)	130,210	49,325 (37.1)	80,885	691,665 (37.0)	87,998	83,332 (62.8)	4,666	2,083,107

(ウ) 品目別の一般輸入調達の状況

一般輸入調達の調達額を品目別にみると、表3のとおり、航空機(構成品を含む機体及び航空機用エンジン、航空機整備用機材等)が過半を占めている。

表3 品目別の一般輸入調達の状況

(単位：百万円、%)

品 目	平成17年度		18年度		19年度	
	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合
航空機	93,287	61.1	63,788	55.0	73,398	55.3
通信電子器材	30,113	19.7	26,544	22.9	24,817	18.7
武 器	9,407	6.1	8,446	7.2	10,864	8.1
弾薬類	9,094	5.9	8,047	6.9	7,957	5.9
その他	10,596	6.9	8,973	7.7	15,620	11.7
計	152,500	100	115,800	100	132,657	100

イ 一般輸入調達の契約手続、予定価格の算定等の状況

(ア) 調達の概要

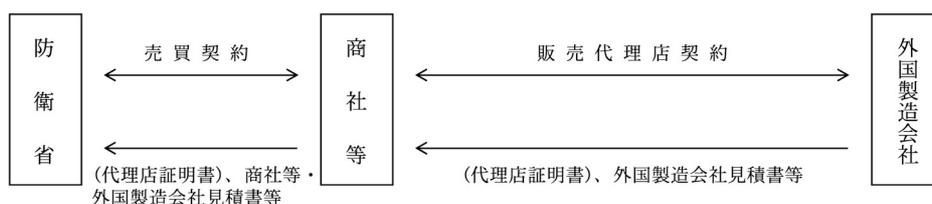
a 一般輸入調達の手続の流れ

一般輸入調達の主な手続の流れは、以下のとおりである。

- ① 調達実施機関は、調達要求元から調達要求書に添付して送付された仕様書及び仕様書を補足する細部資料(以下、これらを合わせて「仕様書等」という。)に基づき契約方式を決定して、競争契約を実施する場合は入札公告等を実施する。
- ② 調達実施機関は、競争契約に参加する商社等に対して当該防衛装備品の外貨額等証明書(いわゆる見積書)の提出を要求して、提出された外国製造会社等の見積書等に基づき予定価格の算定を行う。

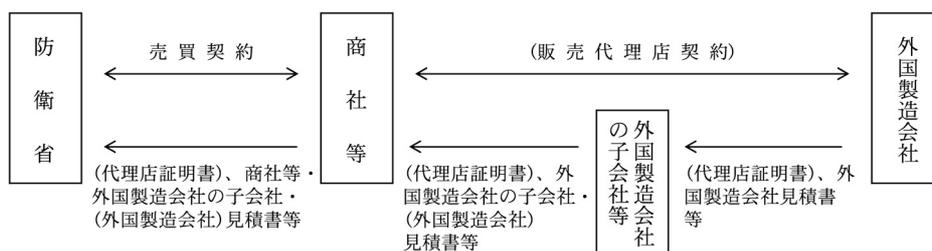
- ③ 調達実施機関は、入札を実施して、落札した商社等と契約締結を行う。
 - ④ 調達実施機関は、必要に応じて契約条項に基づき前払金の支払及び部分払の手続を行う。
 - ⑤ 通関業者が税関に申告及び申請手続を行った後、商社等は輸入した防衛装備品を部隊等へ納入する。各自衛隊等の部隊等は、納入された防衛装備品の受領検査を行う。
 - ⑥ 調達実施機関は、特約条項に基づき特定費目の代金の確定等が必要な場合に、商社等が実際に要した金額を記載して作成した報告書(以下「実績額報告書」という。)に外国製造会社等の請求書、輸入納税申告書、外貨決済レート及び送金を証明する書類(以下「外貨決済証明書」という。)等を添付して提出させて、それらに基づき実績額を確認する。
 - ⑦ 調達実施機関は、実績額報告書に基づき契約時における条件の範囲内で変更契約を締結して、契約金額を確定して精算手続を行う。
- b 商社等における手続の流れ
- 商社等における主な手続の流れは、以下のとおりである。
- ① 商社等は、防衛省で取得が見込まれる防衛装備品に関して、外国製造会社又は外国製造会社と販売代理店契約を締結している外国の会社(以下「外国販売代理店」という。)との間で、日本における販売代理店契約を締結する。そして、防衛省からの要求に基づき外国製造会社等から販売代理店を証する書類(以下「代理店証明書」という。)を徴取して、防衛省に送付する。
 - ② 商社等は、防衛省からの要求に基づき、外国製造会社、外国販売代理店、商社等の外国現地法人等の発行する見積書を取引の態様に応じて徴取して、全部又は一部を商社等の見積書に添付して防衛省に送付する。
 - ③ 商社等は、契約を締結した後、外国製造会社等に防衛装備品の発注、通関手続等を行い、防衛装備品が出荷されて外国製造会社等の納品書及び請求書を受領した後、外貨で送金を行う。
 - ④ 商社等は、出荷された防衛装備品を部隊等に納品するとともに、特約条項に基づき特定費目の代金の確定等が必要な場合には実績額報告書を作成して、外国製造会社等の請求書、外貨決済証明書等を添付して防衛省に提出する。
 - ⑤ 防衛省が実績額報告書等の確認を行って、精算金額を確定した後、商社等は代金を受領する。
- c 一般輸入調達における取引の態様
- 一般輸入調達における主な取引の態様は、分類すると以下のとおりである。
- ① 契約相手方である商社等が、外国製造会社と販売代理店契約を締結して、発注、納品、支払をしている場合(Aタイプ)

(参考図 1) Aタイプの概念図



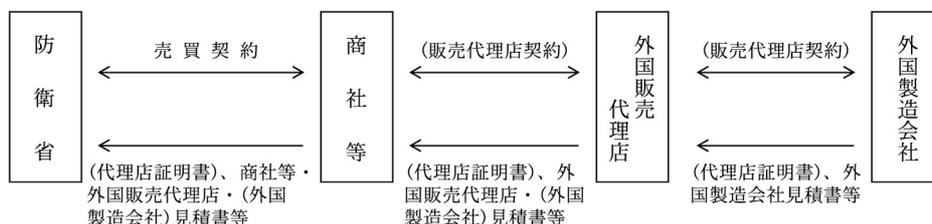
② 契約相手方である商社等が、外国製造会社と販売代理店契約を締結して、外国製造会社の子会社等を経由して発注、納品、支払をしている場合(Bタイプ)

(参考図 2) Bタイプの概念図



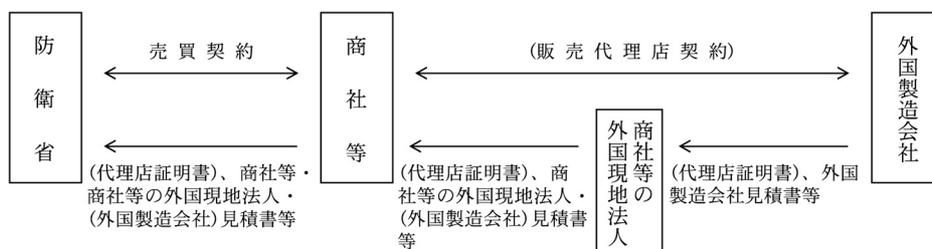
③ 契約相手方である商社等が、外国販売代理店と販売代理店契約を締結するなどして、外国販売代理店を経由して発注、納品、支払をしている場合(Cタイプ)

(参考図 3) Cタイプの概念図



④ 契約相手方である商社等が、外国製造会社と販売代理店契約を締結して、商社等の外国現地法人を経由して発注、納品、支払をしている場合(Dタイプ)

(参考図 4) Dタイプの概念図



注(1) 上記参考図の各タイプにおいて、上段は締結されている契約、下段は提出される書類名を示している。

注(2) 上記参考図の各タイプにおいて、()書きされている各項目については、契約を締結していない場合や書類を提出していない場合があることを示している。

(イ) 契約方式、予定価格の算定等の状況

a 契約方式の状況

防衛省は、財務大臣通知の細部実施要領として、「公共調達に適正化を図るための措置について(通知)」(平成18年12月7日経装第11020号)を定めている。

そして、防衛省は、財務大臣通知が発せられる以前は、外国製造会社から販売権を与えられている販売代理店、ライセンス契約により自家製造用のための買付けと国内販売権を与えられている国内製造会社と契約する場合等には、随意契約によっていた。この場合、外国製造会社と販売代理店等との販売権を証する販売代理店契約書又は販売権を有している旨の証明書を提出させて、確認を行っていた。

また、日本における販売代理店がない場合等には、当該物品又は同種物品について輸入経験を有していて、かつ、納入実績のある商社等による指名競争契約によっていた。

財務大臣通知が発せられた以降は、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合を除き、一般競争契約、又は公募を行った後、指名競争若しくは随意契約を行うことにより、競争性及び透明性を担保することとしている。

防衛省から提出された調書によると、17年度から19年度までの一般輸入調達における中央調達、地方調達別及び契約方式別の件数、契約金額は、表4のとおりである。

表4 一般輸入調達における中央調達、地方調達別及び契約方式別の状況

① 中央調達

上段：件数、契約金額(単位：件、百万円)
下段：割合(単位：%)

年度	契約方式		一般競争契約		指名競争契約		随意契約		計	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
平成17	23 (4.1)	211 (0.2)	3 (0.5)	97 (0.1)	526 (95.2)	76,143 (99.5)	552 (100)	76,452 (100)		
18	163 (37.1)	3,308 (8.9)	— (—)	— (—)	276 (62.8)	33,725 (91.0)	439 (100)	37,034 (100)		
19	67 (17.7)	1,460 (2.9)	— (—)	— (—)	310 (82.2)	47,861 (97.0)	377 (100)	49,321 (100)		
計	253 (18.4)	4,980 (3.0)	3 (0.2)	97 (0.0)	1,112 (81.2)	157,730 (96.8)	1,368 (100)	162,808 (100)		

② 地方調達

上段：件数、契約金額(単位：件、百万円)
下段：割合(単位：%)

年度	契約方式		一般競争契約		指名競争契約		随意契約		計	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
平成17	84 (2.3)	224 (0.2)	228 (6.3)	1,762 (2.1)	3,299 (91.3)	80,972 (97.6)	3,611 (100)	82,959 (100)		
18	119 (3.1)	662 (0.7)	343 (9.1)	3,778 (4.2)	3,302 (87.7)	84,432 (95.0)	3,764 (100)	88,873 (100)		
19	566 (13.9)	13,886 (16.4)	428 (10.5)	4,203 (4.9)	3,052 (75.4)	66,246 (78.5)	4,046 (100)	84,336 (100)		
計	769 (6.7)	14,773 (5.7)	999 (8.7)	9,744 (3.8)	9,653 (84.5)	231,650 (90.4)	11,421 (100)	256,169 (100)		

(注) 「契約金額」は、当初契約金額である。

中央調達については、17年度は随意契約が件数、契約金額ともに95%以上を占めているが、18年度以降は、17年度と比べて件数では10ポイント以上低下している。また、地方調達については、17、18両年度とも随意契約が件数で90%前後、契約金額で95%以上を占めているが、19年度は件数で75.4%、契約金額で78.5%とそれぞれ10ポイント以上低下している。

そして、表4の随意契約によっているものについて、その理由別にみると、表5のとおり、中央調達については、17年度は契約相手方が日本における販売権を有しているなどとして契約の性質又は目的が競争を許さない場合(以下「契約の性質等」という。)を理由としているものがほとんどであったが、18、19両年度は、一般競争後の随意契約がほとんどを占めている。また、地方調達については、契約の性質等を理由としているものが毎年度最も多いものの、この中には、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったものが18年度41件、19年度1,785件含まれている。さらに、予定価格が少額であることによる随意契約も毎年度全体の約30%を占めている。

表5 一般輸入調達における随意契約の理由

① 中央調達

(単位：件)

年 度	随 意 契 約 の 理 由					計
	契約の性質等	緊急の必要	不落随契		少額随契	
			競争随契	指名随契		
平成 17	501	—	25	—	—	526
18	4	—	272	—	—	276
19	1	—	309	—	—	310
計	506	—	606	—	—	1,112

② 地方調達

(単位：件)

年 度	随 意 契 約 の 理 由					計
	契約の性質等	緊急の必要	不落随契		少額随契	
			競争随契	指名随契		
平成 17	2,131	66	10	46	1,046	3,299
18	2,090	45	10	58	1,099	3,302
19	1,800	—	10	64	1,178	3,052
計	6,021	111	30	168	3,323	9,653

注(1) 競争随契 一般競争に付しても入札者又は落札者がいないときに行う随意契約

注(2) 指名随契 指名競争に付しても入札者又は落札者がいないときに行う随意契約

注(3) 少額随契 契約に係る予定価格が少額であることによる随意契約

また、表4の一般競争契約によっているものについて、応札者数の状況をみると、表6のとおり、中央調達、地方調達共に応札者が5者以上あるものの割合は減少傾向にあり、逆に1者応札の割合は増加傾向となっている。

中央調達、地方調達を問わず1者応札の割合が増加したのは、国内の特定の商社等が日本国内での販売権を有している輸入品についても一般競争入札を導入したものの、当該商社等以外に入札する者がいないことによると考えられる。

表6 一般輸入調達における一般競争契約の応札者数の状況

① 中央調達 上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

年 度	応 札 者 数					計
	1 者	2 者	3 者	4 者	5 者以上	
平成 17	— (—)	10 (43.4)	3 (13.0)	2 (8.6)	8 (34.7)	23 (100)
18	109 (66.8)	29 (17.7)	16 (9.8)	7 (4.2)	2 (1.2)	163 (100)
19	52 (77.6)	12 (17.9)	2 (2.9)	1 (1.4)	— (—)	67 (100)
計	161 (63.6)	51 (20.1)	21 (8.3)	10 (3.9)	10 (3.9)	253 (100)

② 地方調達 上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

年 度	応 札 者 数					計
	1 者	2 者	3 者	4 者	5 者以上	
平成 17	13 (15.4)	25 (29.7)	18 (21.4)	16 (19.0)	12 (14.2)	84 (100)
18	52 (43.6)	29 (24.3)	16 (13.4)	11 (9.2)	11 (9.2)	119 (100)
19	459 (81.0)	64 (11.3)	26 (4.5)	13 (2.2)	4 (0.7)	566 (100)
計	524 (68.1)	118 (15.3)	60 (7.8)	40 (5.2)	27 (3.5)	769 (100)

b 予定価格の算定方法

防衛省は、予定価格の決定の基準とする計算価格については、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和37年防衛庁訓令第35号)第3条の規定により、調達物品等に係る調達要求書、仕様書等、契約方式その他の契約条件を基に算定することとなっており、一般輸入品の計算価格については、調達の相手方として適当と認められる者から提出された見積資料を基に算定している。

計算価格の計算項目は、同訓令第23条の規定により、品代、輸入手数料、販売直接費等とされている。そして、同訓令第25条の規定により輸入品の品代はCIF^(注3)価格とされている。ただし、契約条件の特性によりC&F^(注4)価格、FOB^(注5)価格によることが適当と認められる場合は、当該価格によることができるとされている。

(注3) CIF 価格 C&F(外貨)に海上保険料を加えた価格

(注4) C&F 価格 FOB(外貨)に外国内諸掛及び国内到着地までの海上運賃又は航空運賃を加えた価格

(注5) FOB 価格 輸出港停泊の本船に積み込むまでの一切の費用を含んだ価格

防衛装備品は、各自衛隊等が定める仕様書において、外国製造会社が製造して、検査に合格した未使用の製品(以下「ファクトリーニュー」という。)及びファクトリーニューと同一条件で製造されて外国製造会社が外国販売代理店等に引き渡した製品(以下「サープラス」という。)に分類される

装備施設本部は、一般輸入調達する防衛装備品について、各自衛隊等が仕様書においてファクトリーニュー及びサープラスと指定している場合には、いずれの場合にも原則として外国製造会社の見積書を見積価格を証明する書類として、これを基に予定価格を算定している。

しかし、中央調達においては、見積書の発行元の状況をみると、表7のとおり、外国製造会社が発行したもののほか、外国販売代理店や商社等の外国現地法人等が発行したのも見受けられた。

表7 中央調達における一般輸入調達の見積書の発行元の状況 (単位：件)

発行元 \ 年 度	平成 17	18	19	計
1 外国製造会社	410	325	312	1,047
2 外国製造会社の子会社等	1	6	4	11
3 外国販売代理店	114	92	53	259
4 商社等の外国現地法人	25	15	8	48
5 商社等の子会社等	—	—	—	—
6 商社等	—	1	—	1
7 その他の証明書	2	—	—	2
8 確認していない	—	—	—	—
計	552	439	377	1,368

地方調達においても、見積書の発行元の状況をみると、表8のとおり、外国製造会社が発行したもののほか、外国販売代理店や商社等の外国現地法人等が発行したものが過半数を占めていた。

表8 地方調達における一般輸入調達の見積書の発行元の状況 (単位：件)

発行元 \ 年 度	平成 17	18	19	計
1 外国製造会社	1,645	1,686	1,607	4,938
2 外国製造会社の子会社等	119	103	119	341
3 外国販売代理店	1,338	1,420	1,812	4,570
4 商社等の外国現地法人	473	496	450	1,419
5 商社等の子会社等	—	6	12	18
6 商社等	21	33	25	79
7 その他の証明書	10	11	9	30
8 確認していない	5	9	12	26
計	3,611	3,764	4,046	11,421

ウ 一般輸入調達に係る過大請求事案の状況

(ア) 一般輸入調達に係る過大請求事案の状況

a 商社3社の過大請求事案に対する防衛省の調査

18年11月に、富士インダストリーズが防衛省に納入した一般輸入による防衛装備品の契約について過大請求を行っていたことが判明した。

その後、19年11月に、山田洋行が防衛省に納入した一般輸入による防衛装備品2件(中央調達のUS—2用プロペラ整備用器材及びSH—60K型航空機用部品)の契約について過大請求を行っていたことが判明した。

防衛省はこれを受けて、14年度から19年度までの間の山田洋行との契約について、防衛省に提出されていた外国製造会社又は外国販売代理店の見積書の写しを直接、外国製造会社に送付して、その真正性の確認を行っている。その結果、中央調達において、上記の2件を含めて10件の過大請求が判明して、さらに、12、13両年度で各4件、計18件の過大請求が20年8月現在で判明している。

また、防衛省は、中央調達で14年度から18年度までに一般輸入調達の契約実績のある商社等を対象として、1社当たり1件から4件までの範囲で抽出した計189件について、契約当時に防衛省に提出されていた外国製造会社又は外国販売代理店の見積書の写しを直接、外国製造会社に送付して、その真正性の確認を行っている。その結果、極東貿易株式会社(以下「極東貿易」という。)との契約について、防衛省に提出されていた外国製造会社の見積書が真正でないとの回答があった。このため、防衛省は、14年度から19年度までの間の極東貿易との契約について、提出されていた外国製造会社の見積書の写しを外国製造会社に送付して、その真正性の確認を行っている。その結果、中央調達において17件の過大請求が20年8月現在で判明している。

前記の商社3社に対する防衛省の調査状況は、表9のとおりである。

表9 防衛省の調査状況

平成20年8月1日現在

会社名	区分	中央調達	地方調達
富士インダストリーズ		9件、119百万円	488件、1,357百万円
		過大請求 調査中	過大請求 調査中
山田洋行		123件、18,377百万円	597件、26,588百万円
	写しの送付	116件	写しの送付 525件
	未回答	8件	未回答 432件
	過大請求	1件	過大請求 0件
回答	108件	回答 93件	
真正	45件	真正 48件	
過大請求	9件	過大請求 0件	
内容確認中	54件	内容確認中 45件	
	過年度の過大請求	8件	
極東貿易		157件、4,991百万円	651件、12,607百万円
	写しの送付	149件	写しの送付 567件
	未回答	57件	未回答 493件
	過大請求	2件	過大請求 0件
回答	92件	回答 74件	
真正	36件	真正 45件	
過大請求	15件	過大請求 0件	
内容確認中	41件	内容確認中 29件	

注(1) 各会社の上段は、平成14年度から19年度(富士インダストリーズは9年度から18年度)までの間の契約件数及び契約金額である。

注(2) 中央調達の未回答の下段の過大請求は、防衛省の立入調査により判明したものである。

注(3) 金額は、防衛省が集計した数値であり表示単位未満を四捨五入している。

b 過大請求事案を受けた防衛省の対応

防衛省は、富士インダストリーズについては、現在も過大請求額の確認を行っている。

そして、防衛省は、山田洋行については、18件の過大請求のうち2件は契約履行中であることから、契約金額の減額を行い、残り16件については過大額を437,761,140円と確定して、これに延滞金112,062,833円を加えた額549,823,973円を、20年2月に、装備施設本部との間で締結された契約1件に係る山田洋行の防衛省に対する支払請求額と相殺を行った。

なお、山田洋行は、上記の契約1件及び装備施設本部との間で締結された他の契約1件に係る売買代金の未払を主張して、20年2月に東京地方裁判所に訴訟を提起している。

また、極東貿易については、17件の過大請求が判明しているが、現在も調査を実施している。

c 商社に対する本院の検査状況

本院は、商社の検査に当たり、過大請求が判明しているすべての契約のほか、毎年継続的に契約している一般輸入調達に係る契約から抽出した契約等を対象として検査した。

(a) 富士インダストリーズ

富士インダストリーズにおいて、9年度から17年度までの間に、装備施設本

部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊と締結されたAH—64D(機体)用初度部品(輸入)(その8)等の契約34件、計2億5209万余円について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

上記の34件は、販売代理店契約により富士インダストリーズの外国現地法人を経由して輸入しているもの(Dタイプ)で、このうち32件について、富士インダストリーズは、外国製造会社の請求書等に記載された品代の単価等を、切り張りすることなどにより改ざんして金額を過大にして、防衛省に提出していた。そして、改ざんした金額を輸入品の代金として外国現地法人に送金して、外貨決済証明書を銀行より受けて、これを防衛省に送金証明として提出していた。

<事例1>

富士インダストリーズは、平成16年1月に海上自衛隊航空補給処との間で燃料ポンプの構成部品(航空機部品)を10,336,200円で契約していた。しかし、契約前に富士インダストリーズは、外国製造会社が発行した航空機部品の見積書の単価を切り張りして、実際よりも6,000米ドル高い単価に改ざんして、同補給処に提出していた。

そして、富士インダストリーズは、同補給処に対する実績額報告書に基づく精算の際にも、外国製造会社の請求書を改ざんして提出していた。

(b) 山田洋行

山田洋行において、12年度から18年度までの間に装備施設本部及び海上自衛隊と締結された迫撃砲用縮射弾等の契約49件、計96億4692万余円について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

上記49件のうち、22件は山田洋行の外国現地法人の移転に伴い関係書類が廃棄されていたり、19年11月に刑事事案により東京地方検察庁に關係書類が押収されたりしていた。これらを除く27件の内訳は、販売代理店契約により山田洋行の外国現地法人を経由して輸入しているもの(Dタイプ)が20件、外国販売代理店から輸入しているもの(Cタイプ)が5件、外国現地法人及び外国販売代理店から輸入しているもの(DタイプとCタイプが混在しているもの)が2件となっていた。

山田洋行が外国現地法人を経由して輸入している22件(Dタイプ及びCタイプとDタイプが混在しているもの)のうち、防衛省において過大請求であると確認している14件は、山田洋行が外国現地法人に外国製造会社の請求書等を偽造させて、防衛省に提出していた。また、残り8件のうち2件も、偽造した外国製造会社の請求書等を防衛省に提出していたが、防衛省は、この2件については調査中という理由で過大請求が判明したとしていた前記18件の契約及び前記の相殺の際の過大額に含めていなかった。

そして、山田洋行は、改ざんした金額を輸入品の代金として外国現地法人に送金して、外貨決済証明書を銀行より受けて、これを防衛省に送金証明として提出していた。

<事例2>

山田洋行は、平成15年12月に契約本部との間でブレード・ダイナミック・バランス・アナライザ(US-2用プロペラ整備用器材)を9,124,500円で契約していた。しかし、契約前に山田洋行は、外国製造会社が発行したUS-2用プロペラ整備用器材の見積書を、同社の外国現地法人であるヤマダイインターナショナルコーポレーションに外国製造会社の発行であるかのように実際よりも25,000米ドル高く偽造させて、契約本部に提出していた。

そして、山田洋行は、契約本部に対する支払の請求や実績額報告書に基づく精算の際にも、外国製造会社の請求書を偽造して提出していた。

(c) 極東貿易

極東貿易において、13年度から19年度までの間に装備施設本部と締結された複合空中線AN/OE-538等の契約35件、計17億1701万余円について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

上記の35件は、販売代理店契約により極東貿易の外国現地法人を経由して輸入しているもの(Dタイプ)で、このうち、防衛省において過大請求と公表している17件は、極東貿易が外国製造会社の請求書等を偽造して、防衛省に提出していた。そして、改ざんした金額を輸入品の代金として外国現地法人に送金して、外貨決済証明書を銀行より受けて、これを防衛省に送金証明として提出していた。

<事例3>

極東貿易は、平成17年3月に契約本部との間で複合空中線AN/OE-538(潜水艦搭載用の通信用アンテナ)を契約金額221,550,000円で契約していた。しかし、契約前に極東貿易は、外国製造会社が発行した潜水艦搭載用の通信用アンテナの見積書を、外国製造会社の発行であるかのように実際よりも52,000米ドル高く偽造して、契約本部に提出していた。

そして、極東貿易は、契約本部に対する支払の請求や実績額報告書に基づく精算の際にも、外国製造会社の請求書を偽造して提出していた。

d 合衆国政府の公表資料による調達価格の検証

防衛省の一般輸入調達の主要な調達先であるアメリカ合衆国においては、合衆国政府が、昭和60年に連邦後方情報システム(Federal Logistics Information System。以下「FLIS」という。)を構築して、契約実績、同等品、製造会社、米軍等が調達した防衛装備品の調達価格(以下「米軍実績価格」という。)を基に国防省が制定した標準価格(以下「国防省価格」という。)等の情報をFLISに集積している。国防省価格は、連邦カタログ制度関与国の調達への寄与等を目的に、国防省が算定要素に加えても適正と判断した米軍実績価格の平均に補正を加えて算定されている。

そして、合衆国政府は、平成5年以降はインターネット上のwebFLIS(以下「ウェブ・フリス」という。)等を用いて、これらの情報を公表している。

そこで、防衛省が調達している防衛装備品の価格(以下「防衛省調達価格」という。)の妥当性を検証するために、ウェブ・フリスを用いて、過大請求が判明してい

る契約について、20年8月時点の国防省価格との比較を行った。

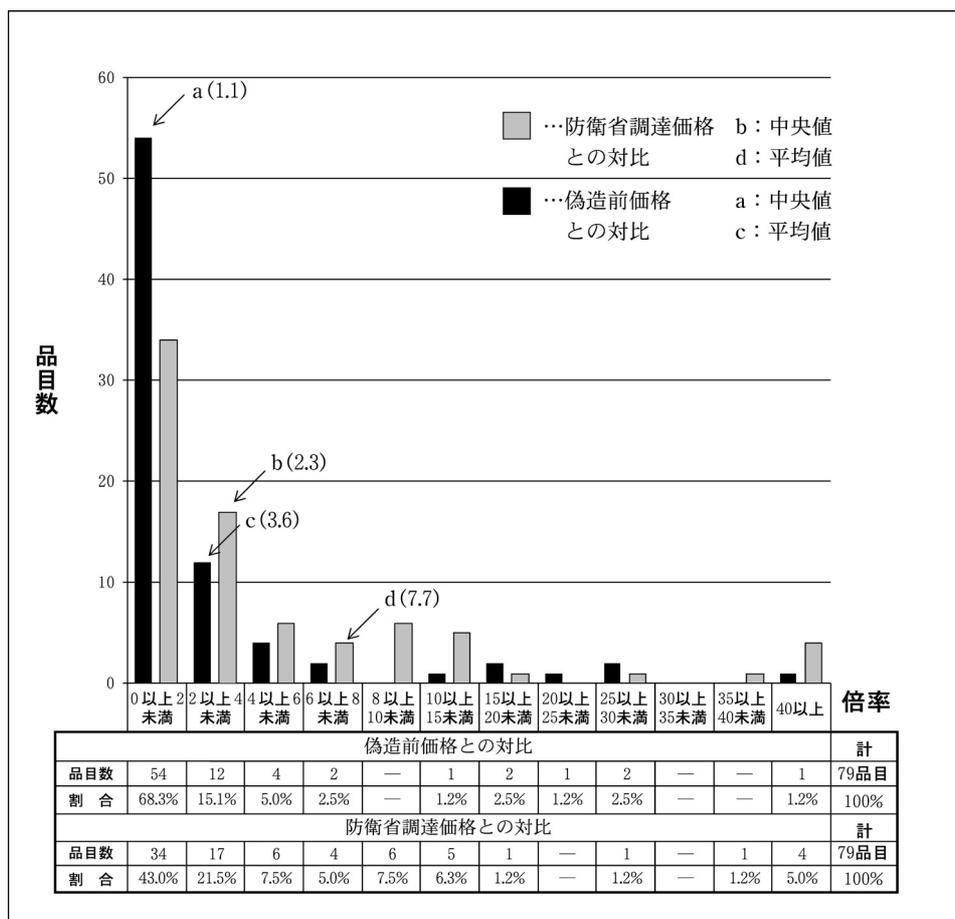
- ① 富士インダストリーズに係る過大請求が判明している契約32件の128品目(計2億5151万余円)のうち、ウェブ・フリスで国防省価格が公表されている52品目(17契約)について国防省価格と比較したところ、過大請求に係る防衛省調達価格は平均3.3倍、防衛省の調査で判明した偽造前の見積書価格(以下「偽造前価格」という。)は平均1.1倍になっていた(Dタイプ)。
- ② 山田洋行に係る過大請求等が判明している契約20件の45品目(計7億5361万余円)のうち、ウェブ・フリスで国防省価格が公表されている14品目(8契約)について国防省価格と比較したところ、過大請求に係る防衛省調達価格は平均22.3倍、偽造前価格は平均10.1倍になっていた(Dタイプ)。
- ③ 極東貿易に係る過大請求が判明している契約17件の49品目(計12億6166万余円)のうち、ウェブ・フリスで国防省価格が公表されている13品目(6契約)について国防省価格と比較したところ、過大請求に係る防衛省調達価格は平均9.7倍、偽造前価格は平均6.4倍になっていた(Dタイプ)。

そして、比較対象とした商社3社の合計79品目(31契約)について国防省価格と比較したところ、次図のとおり、過大請求に係る防衛省調達価格は国防省価格よりも平均7.7倍(中央値2.3倍)^(注6)もの高い価格となっていた。しかし、偽造前価格においても国防省価格よりも平均3.6倍(中央値1.1倍)の高い価格となっているものがあることから、これらの情報だけで直ちに防衛省調達価格の妥当性を判断するのは困難な状況である。

しかし、防衛装備品の価格に係る情報を商社等を通じて入手する以外に有効な手段が限られる現状において、ウェブ・フリスは国防省価格等を入手できる情報源であり、有効な活用方法について今後も更に検討を行うこととする。

- (注6) 中央値 資料を大きさの順に並べたとき、全体の中央にくる値。資料の個数が偶数のときは中央にある二つの値の平均値。他の値より著しく異なる値がある場合、平均値はそれに引きずられて大多数の分布より大きくずれることがあるが、中央値はそれにほとんど影響されない点が優れているとされている。

図 過大請求に係る防衛省調達価格及び偽造前価格と国防省価格との対比



(イ) 一般輸入調達問題への防衛省の対応の状況

a 過大請求事案を受けた防衛省の対応

防衛省は、19年12月に装備施設本部、各幕僚長等に対して「輸入品の売買契約に係る調査及び確認について(通知)」(平成19年12月28日経装第12947号)を発出して、一般輸入調達に当たって計算価格の計算を行う場合には、契約相手方等から提出又は提示された外国製造会社の見積書の信頼性を確保するために、外国製造会社に対して、見積書の写しを送付して、その真正性について直接問い合わせることとしている。

b 総合取得改革推進プロジェクトチーム報告書

防衛省は、19年10月に調達効率化施策等を中心に総合取得改革の一層強力な推進を図るために、防衛省内に総合取得改革推進プロジェクトチームを設置して、その後、一般輸入調達の在り方等について施策の検討を加えて、20年3月に検討結果を報告書として公表した。

一般輸入調達の在り方についての主な報告内容は次のとおりである。

- ① 過大請求は外国製造会社の見積書等の偽造により行われたことから、20年度から特約条項で契約当事者である商社等に対しても、外国製造会社の見積書等の原本提出を義務付ける条項を新設する。
- ② 装備施設本部の輸入調達専門官を3名(米国駐在)から10名に増員するなど、一般輸入調達の現地価格調査の強化を20年度から図る。

- ③ 制裁措置の実効性を高めるため、違約金を過大額の2倍とすることとして、20年度から実施する。
- ④ 外国製造会社の参入を容易にするため、英語版の入札心得の作成等を実施する。また、直接契約を行うために必要な知識、語学等について教育プログラムを策定して所要の教育を行う。

4 本院の所見

防衛省は、防衛装備品の調達を国内調達及び輸入調達により行っており、輸入調達のうち一般輸入調達は、19年度の調達額が1326億円、調達額総額に占める割合は約6%となっている。一般輸入調達について、商社の過大請求事案が発覚したことから、防衛省は、その対応について商社等を介在しない直接契約の検討等を行っているところであるが、商社等を通じた一般輸入調達は当分の間、継続していくと考えられる。

20年次において、一般輸入調達について検査した状況は次のとおりである。

ア 防衛省は、財務大臣通知の方針を踏まえて、商社等との契約方式について、一般競争の拡大を図っている。しかし、商社等は外国製造会社の日本国内における販売権を有している場合が多いことから、一般競争に参加できる他の商社等が少なく、1者応札であったり、不落随契となる契約が多数あることから実質的な競争が行われていなかったりしている状況が見受けられた。このため、一般輸入調達について一般競争契約の競争性を高めるための方策等について引き続き検査を実施する。

イ 契約相手方から徴取する価格を証明する書類は、原則として外国製造会社が発行する見積書としているが、外国製造会社以外が発行するものも見受けられたことから、防衛省に提出される見積書の妥当性の検証方法等について引き続き検査を実施する。

ウ ウェブ・フリスは国防省価格等を入手できる情報源であるが、国防省価格と比較するだけでは直ちに防衛省調達価格の妥当性を判断するのは困難なことから、ウェブ・フリスの有効な活用方法について引き続き検査を実施する。

エ 防衛省は、過大請求事案の調査を継続して、一般輸入調達問題に対する対応も執っていることから、これらの実施状況について引き続き検査を実施する。

本院は、20年次の検査を踏まえつつ、国会からの検査要請について引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとする。

第4節 特定検査対象に関する検査状況

第1 金融システムの安定化のために実施された公的資金による金融機関に対する資本増強措置の実施状況及び公的資金の返済状況等並びに預金保険機構の財務の状況について

検査対象	内閣府(金融庁)、預金保険機構
会計名	一般会計
事業の根拠	預金保険法(昭和46年法律第34号)、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第5号)、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等、一般会計予算(平成9年度～19年度)
事業の概要	金融の機能の安定化及び金融機能の早期健全化のために金融機関が発行する優先株式等の引受け等を実施する資本増強及び引受け等した優先株式等の処分を行う業務等
金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置の実施額	10兆4209億円(平成9年度～13年度)
上記の資本増強措置に投入された公的資金の返済額	8兆9940億円(平成19年度末)
公的資金の残高	1兆4268億円(平成19年度末)
公的資金の返済に伴う処分益の累計額	1兆2171億円(平成19年度末)

1 検査の背景

(1) 資本増強措置の概要

我が国においては、いわゆるバブル経済の崩壊後に、金融機関の破綻^{たん}が相次いで発生するような状況となり、金融の機能に対する内外の信頼は大きく低下して、信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に重大な支障が生ずることが懸念される事態となった。国は、金融システムの信頼を回復させて、その安定を図るために、預金保険法(昭和46年法律第34号)、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第5号。以下「金融機能安定化法」という。)、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号。以下「金融機能再生法」という。)、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号。以下「金融機能早期健全化法」という。)等に基づく各種の施策を実施して、これまでに多額の公的資金を投入してきている。

これらの施策のうち、破綻又は債務超過となった金融機関については、これまでに預金^(注1)等の全額保護、特別公的管理、特別危機管理等の措置が執られた。一方、破綻はしていないが過少資本の状況に陥るなどした金融機関に対する施策として、国は、次のとおり、預

金保険機構から株式会社整理回収機構(平成11年3月以前は株式会社整理回収銀行。以下「整理回収機構」という。)に委託するなどして、金融機関が発行する優先株式等の引受け等の措置(以下「資本増強措置」という。)を実施してきた。

(注1) 特別公的管理 破綻銀行等の営業譲渡等が行われることなく解散等が行われる場合には、我が国の金融機能又は地域経済活動等に極めて重大な障害等が生ずるおそれがあり、これらを他の方法によっては回避することができないと認められるときに実施される措置で、株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行に対して実施された。

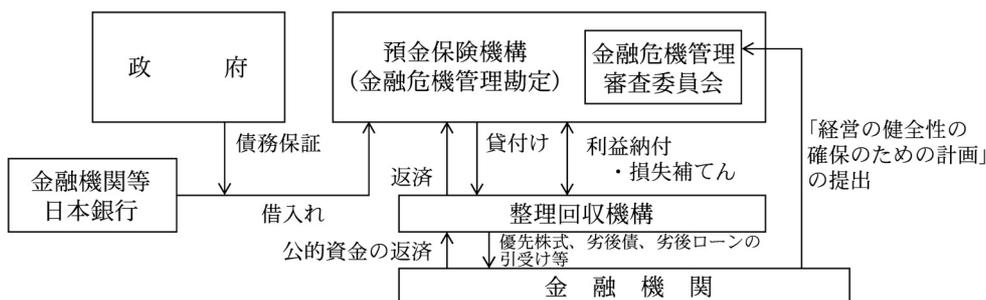
ア 金融機能安定化法に基づく資本増強措置

9年11月に、株式会社北海道拓殖銀行や株式会社徳陽シティ銀行が破綻するなど、金融機関の破綻が相次いで生ずる事態となった。

そして、我が国の金融機関が海外において資金調達を行う際に適用される金利が、ロンドン市場での外国銀行間取引における基準金利(LIBOR)に、上乗せ金利分(以下「ジャパン・プレミアム」という。)を加えた金利となるなど、10年3月期末越えの資金調達を控えて、危機的な状況であることが広く認識されていた。また、金融機関の融資態度が必要以上に委縮して、慎重なものとなるいわゆる貸し渋りと呼ばれる状況が顕在化した。

そこで、国は、金融機関の自己資本の充実を図ることにより、我が国の金融システムに対する信頼を回復させて、金融の機能の安定化を図ることを目的として、10年2月に金融機能安定化法を制定して、預金保険機構が資本増強措置を実施できるようにして、同機構は整理回収機構に委託して資本増強措置を実施することとした。預金保険機構は、この資本増強措置に関する経理を区分して行うために金融危機管理勘定を設けた。金融機能安定化法に基づく枠組みは図1のとおりである。

図1 金融機能安定化法による資本増強措置の枠組み(当時)



そして、10年3月に金融機能安定化法に基づき、21金融機関に対して計1兆8156億円の資本増強措置が実施された。その後、同年10月に施行された金融機能再生法により金融機能安定化法は廃止されて、預金保険機構の金融危機管理勘定の資産及び負債は金融機能再生法に基づき設置された金融再生勘定に引き継がれた。

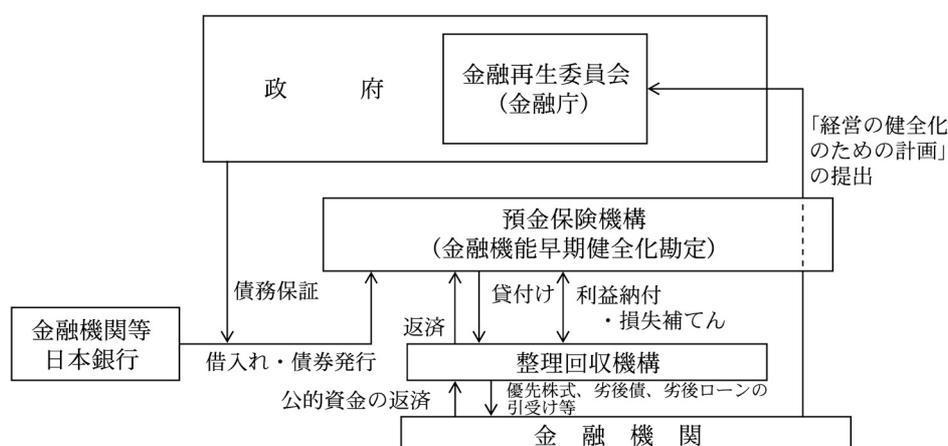
イ 金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置

前記のとおり、21金融機関に対して金融機能安定化法に基づく資本増強措置が実施されたが、10年8月に、当該資本増強措置を受けた株式会社日本長期信用銀行の経営問題が国会で議論されたり、ジャパン・プレミアムが再燃したりするなどして、依然と

して金融システムに対する不安は解消されていない状況となっていた。こうした状況の下、国は、長期化する景気の低迷と金融システムに対する信頼の確保が現下の最大の問題とする認識の下に、我が国経済の再生のためにまず成し遂げるべきこととしては、金融システムが健全に機能する基盤を整えることとした。

そして、国は、不良債権の処理を速やかに進めて、金融機能を早期に健全化させることにより、金融システムに対する内外の信頼を回復することなどを目的として、同年10月に金融機能早期健全化法を制定して、14年3月までの時限的な措置として、預金保険機構は整理回収機構に委託して資本増強措置を実施することとした。預金保険機構は、この資本増強措置に関する経理を区分して行うために金融機能早期健全化勘定を設けた。金融機能早期健全化法に基づく枠組みは図2のとおりである。

図2 金融機能早期健全化法による資本増強措置の枠組み



そして、11年3月から14年3月までに金融機能早期健全化法に基づき、32金融機関に対して計8兆6053億円の資本増強措置が実施された。

ウ その他の資本増強措置

金融システムの安定化のための緊急対策に係る法的枠組みが逐次整備されてきた中で、さらに、国は、金融システムに対するセーフティ・ネットを恒久措置として整備するために、12年5月に預金保険法を改正して、恒久措置の一つとして危機的な事態に対する例外的な措置(以下「金融危機対応措置」という。)を定めた。そして、同法に基づき、15年6月に株式会社りそな銀行に対して1兆9600億円の資本増強措置が実施された。なお、この資本増強措置は、預金保険機構の危機対応勘定で経理されている。

また、国は、金融システムの強化等に資することを目的として、14年12月に金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号。以下「組織再編法」という。)を、16年6月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律128号。以下「金融機能強化法」という。)を、いずれも20年3月末までの時限的な措置としてそれぞれ制定した。なお、組織再編法の資本増強措置に係る規定は、金融機能強化法に引き継がれた。組織再編法に基づく資本増強措置が、15年9月に1金融機関に対して、また、金融機能強化法に基づく資本増強措置が、18年11月及び同年12月に2金融機関に対してそれぞれ実施された。

上記のアからウまでで述べた資本増強措置の実施状況は表1のとおりである。

表1 資本増強措置の実施状況(平成20年3月末現在) (単位:億円)

根拠法 (資本増強措置の申込期間)	優先株式	劣後債 劣後ローン	普通株式	計 (実施年月)
ア 金融機能安定化法 (平成10年2月~同年10月)	3,210	14,946	—	<21 金融機関> 18,156 (10年3月)
イ 金融機能早期健全化法 (10年10月~14年3月)	70,492	15,560	—	<32 金融機関> 86,053 (11年3月~14年3月)
ア、イの計	73,702	30,506	—	<34 金融機関> 104,209 (10年3月~14年3月)
ウ 預金保険法 (恒久措置13年4月~)	16,635	—	2,964	<1 金融機関> 19,600 (15年6月)
組織再編法 (15年1月~16年7月)	—	60	—	<1 金融機関> 60 (15年9月)
金融機能強化法 (16年8月~20年3月)	405	—	—	<2 金融機関> 405 (18年11月、12月)

注(1) 資本増強措置の実施額は、資本増強時の種類(商品)で区分している。金融機能早期健全化法に基づき引き受けた劣後債の一部は、優先株式への転換権付きであり、平成14年9月までですべて優先株式に転換された。

注(2) 優先株式は、一般に議決権はないが剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式である。

注(3) 劣後債及び劣後ローンは、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債及び金銭消費貸借である。

(2) 過去の決算検査報告における記述

本院は、金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づき実施された資本増強措置に関する検査の状況について平成9年度決算検査報告から平成13年度決算検査報告まで毎年度掲記してきた。

特に、平成13年度決算検査報告においては、資本増強措置等がジャパン・プレミアムの解消等に一定の機能を果たしてきたと考えられるものの、公的資金による資本増強措置が実施された金融機関(以下「資本増強行」という。)では多額の不良債権処理損失額が生じたことから、当期利益等の実績が経営の健全化のための計画(以下「経営健全化計画」という。)の計画額を達成できないものや国に対する優先株式が無配になっているものがあり、できるだけ早期に不良債権問題が解決されることが望まれることを記述した。また、資本増強措置により引き受けている優先株式等については、国民負担の回避という観点から、適正な価格で処分するなどの措置が執られる必要があることを記述した。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点、着眼点及び対象

我が国の金融システムを巡る局面は、金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置が実施された10年3月から14年3月までの状況から大きく変化したところであり、これらの2法によって取り組んだ不良債権問題は、緊急対応の局面を脱したとされている。また、上記の資本増強措置により整理回収機構が引き受けるなどした優先株式等計10兆4209億円についてみると、資本増強行による優先株式の買受け、普通株式に引き換えた上での市場売却、資本増強行からの劣後債及び劣後ローンの返済等(以下、

これらを合わせて「公的資金の返済」という。)が進ちよくしている。

そして、金融庁においても、資本増強行の健全性が向上し民間からの資本調達がおおむね可能となるなど総じてみれば資本増強措置の所期の目的を達しつつある状況となつてきているとして、17年10月に優先株式等の処分方針について「納税者の利益」の立場により重きを置いた考え方を公表して、優先株式等の処分に当たり資本増強行を巡る局面の変化に対応しているところである。

一方、公的資金を完済した金融機関が多数見受けられるものの、まだ公的資金の返済が終了していない金融機関(以下「公的資金未返済行」という。)もあり、中には優先株式の取得条項期日までに公的資金の返済が行われなかったことから、当該優先株式を普通株式に引き換えた金融機関も見受けられる。

そこで、本院は、前記の2法に基づいて実施した34金融機関^(注2)に対する資本増強措置計10兆4209億円(表1の「ア、イの計」欄を参照)を検査の対象として、20年3月末までの間における、これらの2法に基づく資本増強措置の実施状況、公的資金の返済状況、預金保険機構の財務への影響等について、合規性、経済性、有効性等の観点から、過去の検査の状況を踏まえて次の点に着眼して検査した。

- ① 金融機関の経営健全化はどのような状況となっているか。
- ② 公的資金の返済等はどのような状況となっているか。
- ③ 公的資金未返済行に係る経営健全化はどのような状況となっているか。また、今後の公的資金の返済はどのような状況となっているか。
- ④ 優先株式の取得条項期日までに公的資金の返済が行われなかったことが預金保険機構及び整理回収機構にどのような影響を与えているか。
- ⑤ 資本増強措置は預金保険機構の財務にどのような影響を与えているか。

(2) 検査の方法

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき預金保険機構から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、金融庁、財務省、預金保険機構等において会計実地検査を行い、金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置の実施後の状況及び保有している優先株式等の処分状況等に関する各種資料や財務諸表等の書類により検査した。

(注2) 34金融機関 株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行、安田信託銀行株式会社、株式会社三和銀行、株式会社東海銀行、東洋信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社、株式会社東京三菱銀行、株式会社さくら銀行、株式会社住友銀行、住友信託銀行株式会社、株式会社大和銀行、株式会社あさひ銀行、三井信託銀行株式会社、中央信託銀行株式会社(以下、これらの金融機関を「主要行」という。)、株式会社横浜銀行、株式会社足利銀行、株式会社広島総合銀行、株式会社八千代銀行、株式会社熊本ファミリー銀行、株式会社九州銀行、株式会社関西さわやか銀行、株式会社和歌山銀行、株式会社近畿大阪銀行、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社福岡シティ銀行、株式会社東日本銀行、株式会社岐阜銀行、株式会社琉球銀行(以下、これらの金融機関を「資本増強地域銀行」という。)、株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行。ただし、金融機関の名称は資本増強時のものである(後掲の表3参照)。

(以下、各金融機関の名称中「株式会社」は記載を省略した。)

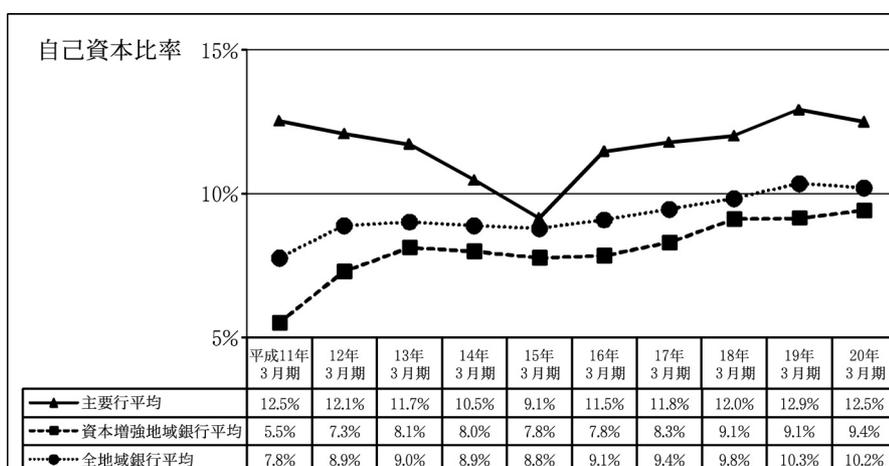
3 検査の状況

(1) 金融機関の経営健全化の状況について

金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置が実施された主要行及び資本増強地域銀行並びに全地域銀行(資本増強行以外を含めた全国地方銀行協会加盟行及び第二地方銀行協会加盟行並びに埼玉りそな銀行をいう。以下同じ。)について、金融機能再生法に基づく資産査定公表が義務付けられた11年3月期から20年3月期までにおける、金融機関の健全性を表す指標である自己資本比率(単体ベース。以下同じ。)及び不良債権比率の推移をみると、図3のとおりとなっている。

図3 自己資本比率及び不良債権比率の推移

① 自己資本比率の推移(単体ベース)



注(1) 本図の各数値は、銀行単体の計数で、合併等が行われた銀行については合併後の計数で算出している。以下、②においても同じ。

注(2) 本図は、各銀行の自己資本比率を単純平均した数値である。

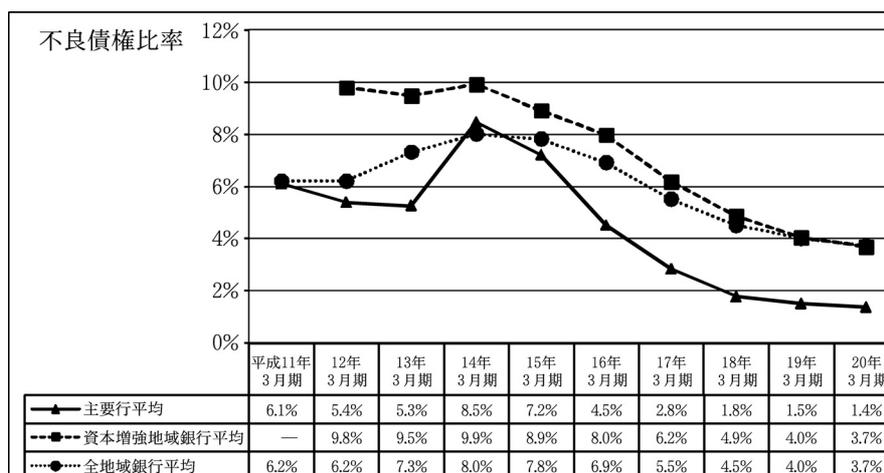
注(3) 本図は、全国銀行協会発行の「全国銀行財務諸表分析」により作成している。

注(4) 自己資本比率は、資産の各項目にそれぞれの資産のリスクに応じた掛目(リスク・ウエイト)を乗じて得られた額の合計(リスク・アセット)に対する資本金等の比率である。

注(5) 平成15年3月期の主要行平均は、りそな銀行が過少資本の状況に陥り自己資本比率が2.2%に低下した影響を受けているものであり、同銀行を除いた主要行平均は9.8%となる。

注(6) 足利銀行は平成16年3月期以降、自己資本比率が0%未満であるため、資本増強地域銀行及び全地域銀行平均の集計の対象から除外している。

② 不良債権比率の推移



注(1) 不良債権比率は、金融機能再生法に基づき公表されている金融再生法開示債権ベースである。

注(2) 主要行平均及び資本増強地域銀行平均の推移は、全国銀行協会発行の「全国銀行財務諸表分析」より算出している。全地域銀行平均は、金融庁が作成した「金融再生法開示債権等の推移」によっている。

注(3) 資本増強地域銀行平均の平成11年3月期については、全国銀行協会発行の「全国銀行財務諸表分析」からは算出できない。

自己資本比率についてみると、主要行平均は15年3月期までは低下していたが、その後は上昇傾向で推移しており、20年3月期では12.5%となっている。また、資本増強地域銀行平均は11年3月期以降おおむね上昇傾向で推移しており、20年3月期では9.4%となっている。そして、全地域銀行平均は、資本増強地域銀行平均と同様に上昇傾向で推移している。

不良債権比率については、14年10月に金融庁が策定した金融再生プログラムに基づいて主要行が積極的な不良債権処理を実施するなどした結果、20年3月期では、主要行平均は1.4%、資本増強地域銀行平均は3.7%まで低下した。そして、全地域銀行平均も低下傾向で推移している。

このように、資本増強行を含めて、我が国の金融機関の20年3月期における自己資本比率及び不良債権比率は資本増強措置が実施された当時と比較して改善されており、資本増強行が一定の自己資本比率を維持しつつ不良債権処理を実施してきたものと推測される。

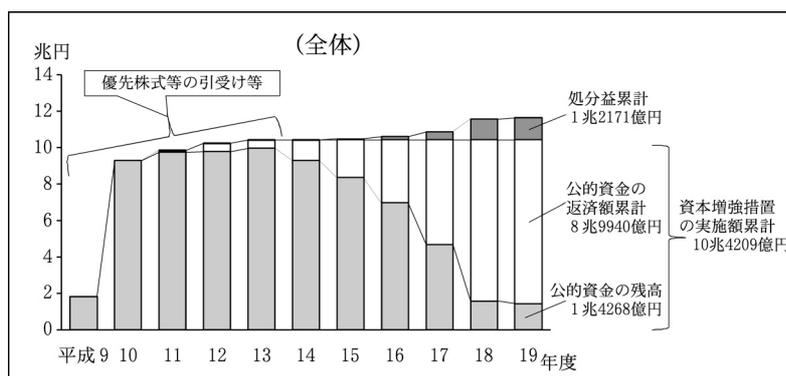
(2) 公的資金の返済等の状況について

ア 公的資金の返済状況

(ア) 資本増強措置の実施額及び公的資金の返済額等の推移

資本増強措置が開始された9年度以降19年度までの間における金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置の実施額(表1の「ア、イの計」欄10兆4209億円)及び公的資金の返済額等の推移をみると、図4のとおりとなっている。

図4 資本増強措置の実施額及び公的資金の返済額等の推移(全体)



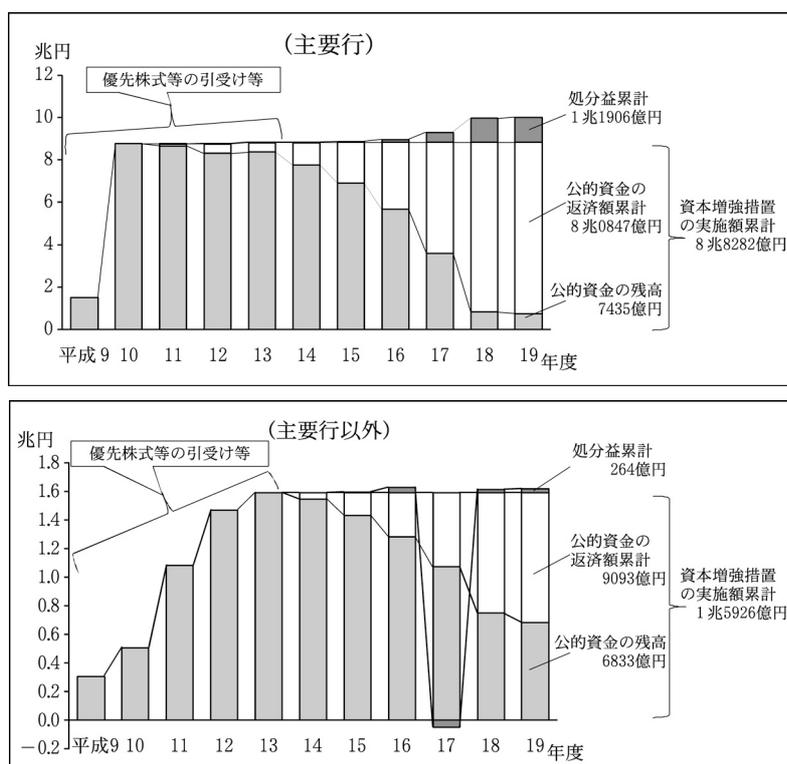
注(1) 「公的資金の返済額累計」は簿価ベースである。次図においても同じ。

注(2) あしぎんフィナンシャルグループ(以下「あしぎんFG」という。)の優先株式1050億円に係る27億円の残余財産の分配については、簿価である1050億円の処理を公的資金の返済額累計に、き損した1022億円を損失の計上として処分益累計にそれぞれ含めている。次図の主要行以外においても同じ。

公的資金により整理回収機構が優先株式等を引き受けるなどして実施した資本増強措置は全体で累計10兆4209億円であるが、このうち、19年度末までに、その約8割に当たる計8兆9940億円の優先株式等が処分された。そして、優先株式等の処分価額が取得価額を上回ったことなどにより、19年度末時点において累計1兆2171億円の処分益が生じている。

そして、これを主要行と主要行以外に分けてみると、図5のとおりとなっている。

図5 資本増強措置の実施額及び公的資金の返済額等の推移
(主要行・主要行以外別)



(注) 「主要行」には、りそなホールディングスの傘下銀行である近畿大阪銀行への資本増強措置分を含み、「主要行以外」には、新生銀行及びあおぞら銀行への資本増強措置分を含む。

主要行については18年度にかけてメガバンクを中心に返済が進んだために、19年度末現在で投入された公的資金の約9割が返済されているが、主要行以外については19年度末現在で公的資金の約4割が残っている状況となっている。

(イ) 公的資金の返済に伴う損益の状況

優先株式等の処分に伴う処分益累計1兆2171億円(図4参照)について、資本増強措置の根拠法及び種類(商品)の別にみると、表2のとおり、優先株式の処分によるものが大半を占めている。

表2 公的資金の返済に伴う損益の状況(平成20年3月末現在) (単位:億円)

根拠法	種類(商品)	返済額	返済に伴う処分益
金融機能安定化法	優先株式	1,310	264
	劣後債・劣後ローン	14,946	5
	計	16,256	269
金融機能早期健全化法	優先株式	60,894	11,850
	劣後債・劣後ローン	12,790	50
	計	73,684	11,901
計		89,940	12,171

(注) あしぎんFGの優先株式1050億円に係る27億円の残余財産の分配については、簿価である1050億円の処理を返済額の合計8兆9940億円に、き損した1022億円を損失の計上として、返済に伴う処分益の合計1兆2171億円にそれぞれ含めている。

これは、預金保険機構において、金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置により引き受けた優先株式を処分する際には、後述のとおり当該資本増強行の株価を勘案した適正な価格で処分をしていることなどによると考えられる。

(ウ) 投入された公的資金の資本増強行ごとの返済状況

図4の資本増強措置の実施額累計10兆4209億円、公的資金の返済額累計8兆9940億円及び公的資金の残高1兆4268億円を資本増強行ごとにみると、表3のとおりとなっている。

表3 資本増強行ごとの公的資金の返済状況等(平成20年3月末現在)

① 公的資金の返済が終了した資本増強行 (単位：億円)

No.	金融機関名 (返済終了年月)	資本増強時の 金融機関名	実施年月	資本増強額	公的資金の返済額			
					買入消却等	残余財産の 分配		
1	みずほフィナンシャルグループ (平成18年7月)	①第一勧業銀行	10年3月	990	990	—		
			11年3月	9,000	9,000	—		
		②富士銀行	10年3月	1,000	1,000	—		
			11年3月	10,000	10,000	—		
		③日本興業銀行	10年3月	1,000	1,000	—		
			11年3月	6,000	6,000	—		
		④安田信託銀行	10年3月	1,500	1,500	—		
		小計			29,490	29,490	—	
		2	三菱UFJフィナンシャル・グループ (18年6月)	⑤三和銀行	10年3月	1,000	1,000	—
					11年3月	7,000	7,000	—
⑥東海銀行	10年3月			1,000	1,000	—		
	11年3月			6,000	6,000	—		
⑦東洋信託銀行	10年3月			500	500	—		
	11年3月			2,000	2,000	—		
⑧三菱信託銀行	10年3月			500	500	—		
	11年3月			3,000	3,000	—		
⑨東京三菱銀行	10年3月			1,000	1,000	—		
小計					22,000	22,000	—	
3	三井住友フィナンシャルグループ (18年10月)	⑩さくら銀行	10年3月	1,000	1,000	—		
			11年3月	8,000	8,000	—		
		⑪住友銀行	10年3月	1,000	1,000	—		
			11年3月	5,010	5,010	—		
		小計			15,010	15,010	—	
4	⑫住友信託銀行(16年1月)	10年3月	1,000	1,000	—			
		11年3月	2,000	2,000	—			
	小計			3,000	3,000	—		

(単位：億円)

No.	金融機関名 (返済終了年月)	資本増強時の 金融機関名	実施年月	資本増強額	公的資金の返済額	
					買入消却等	残余財産の 分配
5	⑬横浜銀行(16年8月)		10年3月	200	200	—
			11年3月	2,000	2,000	—
	小計		2,200	2,200	—	
6	あしぎんFG (18年2月)	⑭足利銀行	10年3月	300	300	—
			11年9月	750	—	750
			11年11月	300	—	300
	小計		1,350	300	1,050	
7	もみじホールディングス (17年12月)	⑮広島総合銀行	11年9月	400	400	—
8	⑯八千代銀行(18年3月)		12年9月	350	350	—
9	⑰熊本ファミリー銀行(18年5月)		12年2月	300	300	—
10	九州親和ホールディングス (20年2月)	⑱九州銀行	14年3月	300	—	300
11	⑲関西さわやか銀行(16年1月)		13年3月	120	120	—
12	⑳和歌山銀行(17年12月)		14年1月	120	120	—
	計(A)			74,640	73,290	1,350
	うち金融機能安定化法分			11,990	11,990	—
	うち金融機能早期健全化法分			62,650	61,300	1,350

② 公的資金未返済行

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時の 金融機関名	実施年月	資本増強額	公的資金の 返済額(買入消却等)	公的資金の 残高
13	りそなホールディングス 注(8)	㉑大和銀行	10年3月	1,000	1,000	—
			11年3月	4,080	2,446	1,633
		㉒あさひ銀行	10年3月	1,000	1,000	—
			11年3月	5,000	3,430	1,569
		㉓近畿大阪銀行	13年4月	600	—	600
小計			11,680	7,877	3,802	
14	中央三井トラスト・ホールディングス	㉔三井信託銀行	10年3月	1,000	1,000	—
			11年3月	4,002	1,870	2,132
		㉕中央信託銀行	10年3月	600	600	—
			11年3月	1,500	—	1,500
小計			7,102	3,470	3,632	
15	新生銀行	㉖日本長期信用銀行	10年3月	1,766	466	1,300
			12年3月	2,400	1,200	1,200
	小計			4,166	1,666	2,500

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時の金融機関名	実施年月	資本増強額	公的資金の返済額(買入消却等)	公的資金の残高
16	あおぞら銀行	㉗日本債券信用銀行	10年3月	600	—	600
			12年10月	2,600	1,047	1,552
	小計			3,200	1,047	2,152
17	ほくほくフィナンシャルグループ	㉘北陸銀行	10年3月	200	200	—
			11年9月	750	350	400
		㉙北海道銀行	12年3月	450	—	450
	小計			1,400	550	850
18	㉚千葉興業銀行		12年9月	600	—	600
19	西日本シティ銀行	㉛福岡シティ銀行	14年1月	700	350	350
20	㉜東日本銀行		13年3月	200	—	200
21	㉝岐阜銀行		13年4月	120	—	120
22	㉞琉球銀行		11年9月	400	340	60
	計 (B)			29,569	15,300	14,268
	うち金融機能安定化法分			6,166	4,266	1,900
	うち金融機能早期健全化法分			23,403	11,034	12,368

	資本増強額	公的資金の返済額		公的資金の残高
		買入消却等	残余財産の分配	
合計 (A)+(B)	104,209	88,590 (C)	1,350 (D)	14,268
うち金融機能安定化法分	18,156	16,256	—	1,900
うち金融機能早期健全化法分	86,053	72,334	1,350	12,368
		(C)+(D)	89,940	

- 注(1) 公的資金の返済が終了した資本増強の「金融機関名」は、完済時の名称である。
- 注(2) 「実施年月」において、平成10年3月に実施された資本増強措置は、金融機能安定化法に基づくものであり、それ以外に実施された資本増強措置は、金融機能早期健全化法に基づくものである。
- 注(3) 「公的資金の返済額」は簿価ベースである。
- 注(4) あしぎんFGの金融機能早期健全化法分の優先株式1050億円については、簿価である1050億円の処理を残余財産の分配1050億円として公的資金の返済額に含めている。
- 注(5) 中央三井トラスト・ホールディングスについては、平成20年7月に公的資金の一部(1629億円)が返済されている。
- 注(6) 新生銀行(日本長期信用銀行)及びあおぞら銀行(日本債券信用銀行)の金融機能安定化法分の優先株式は、特別公的管理の開始により預金保険機構が対価0円で取得している。
- 注(7) ほくほくフィナンシャルグループについては、平成20年6月に公的資金の一部(250億円)が返済されている。
- 注(8) 平成15年6月に、りそな銀行に対して実施された資本増強措置(資本増強額1兆9600億円、返済額27億円)は、預金保険法に基づくものであるため本表から除いている。

金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置は22金融機関(20年3月末現在。資本増強時34金融機関)に対して実施されたが、このうち12金融機関については公的資金の返済が終了しており、公的資金未返済行は10金融機関となっている。なお、公的資金の返済方法としては優先株式の買入消却等によるものが大部分であるが、解散したあしぎんFG及び九州親和ホールディングス(以下「九州親和HD」という。)については、残余財産の分配による公的資金の返済が行われた。

そして、20年3月末までに公的資金の返済が終了した資本増強行ごとに返済に伴う損益の状況をみると、処分損が生じたのはあしぎんFG(処分損1022億円)のみであった。

(エ) あしぎんFGについて

足利銀行に対しては、金融機能安定化法に基づき10年3月に劣後債の引受けによる300億円(16年3月に返済)、金融機能早期健全化法に基づき11年9月及び同年11月に優先株式の引受けによる計1050億円の資本増強措置がそれぞれ実施された。しかし、同銀行は15年9月中間決算において債務超過となったために、同年12月に預金保険法に基づき特別危機管理銀行となった。これにより、同銀行の持株会社であるあしぎんFGは、その資産の大部分を失うことになり、上記の資本増強措置により整理回収機構が保有していたあしぎんFGの優先株式^(注3)は、その大部分をき損することになった。そして、17年12月にあしぎんFGは解散して、優先株式1050億円については18年2月に残余財産の分配27億円を受けていて、その結果、処分損1022億円が生じた。

(注3) 平成15年3月に足利銀行の持株会社であるあしぎんFGが設立されたことに伴い、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置により整理回収機構が取得した同銀行の優先株式1050億円は、あしぎんFGに株式移転されて、これにより整理回収機構はあしぎんFGの優先株式1050億円を保有することになった。

イ 優先株式等の処分

(ア) 国の優先株式等の処分方針

預金保険機構は、16年7月に従前の優先株式等の処分方針を改定して、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の第三者への売却処分又は公的資金の返済等の申出に対する当面の対応について」を公表した。ここでは、資本増強行からの公的資金の返済の申出に対する優先株式等の処分の判断基準として、①経営の健全性を損なわないこと、②国民負担を回避すること、③金融システムの安定性を損なわないことが掲げられている。

その後、金融庁は前記のとおり、17年10月に「公的資金(優先株式等)の処分の考え方について」を公表して、資本増強行の経営の健全性の維持や市場への悪影響の回避を前提としつつ、「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金(優先株式等)の管理を行うこととした。この考え方を受けて、預金保険機構は、同月に「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」(以下「当面の対応について」という。)を公表して、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理上の観点から、上記の判断基準を踏襲しつつ優先株式等の処分を行うこととした。そして、同機構は、資本増強行からの公的資金の返済の申出が見込まれない場合

でも、優先株式等の商品性や株価の状況等から見て、適正な価格による処分により確実に利益が見込まれ、かつ、その時点で処分を行うことが極めて有利な状況である場合には、市場への影響や資本増強行の状況等を勘案した上で適当と判断され、特段の問題がなければ、優先株式等の処分を行うこととした。

(注4) 「処分により確実に利益が見込まれる」とは、優先株式については、普通株式の株価が取得請求価額の150%程度以上でおおむね30連続取引日推移している場合を指す。

(イ) 預金保険機構による処分承認

優先株式等の処分は、原則として資本増強行からの公的資金の返済の申出を受けて実施している。公的資金の返済の申出を受けた後、優先株式等を保有している整理回収機構は、預金保険機構に対して優先株式等の処分を行うための承認申請を行うこととなっている。そして、預金保険機構は、優先株式等の処分の妥当性について、「当面の対応について」の判断基準に照らして特段の問題が認められない場合は、当該承認申請に対して承認を行っている。

(ウ) 優先株式の処分方法

優先株式の処分を処分方法別にみると、資本増強行への売却等(資本増強行による優先株式の買受け、普通株式に引き換えた上での市場を介しての買受けなど)が全体の約8割を占めていて、残りは第三者への売却及び普通株式に引き換えた上での市場売却となっている。

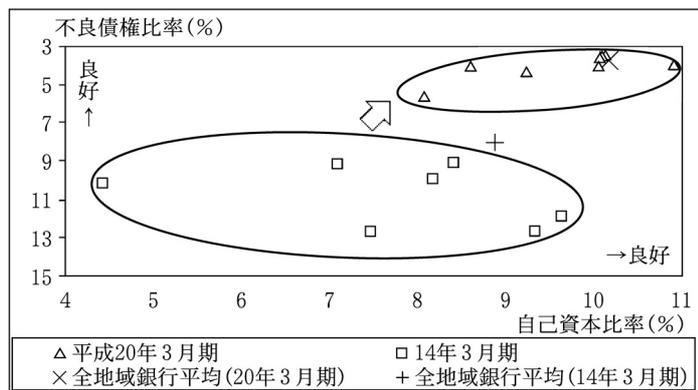
(3) 公的資金未返済に係る経営健全化の状況及び今後の公的資金の返済について

ア 公的資金未返済に係る経営健全化の状況

(ア) 地域銀行の状況

公的資金未返済行10金融機関(表3の②参照)のうち地域銀行である6金融機関について、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置が終了した14年3月期と20年3月期の自己資本比率及び不良債権比率の状況を見ると、図6のとおりとなっている。

図6 自己資本比率及び不良債権比率の状況



(注) ほくほくフィナンシャルグループについては、北陸銀行及び北海道銀行それぞれの計数を使用している。

上図のとおり、14年3月期と比較して20年3月期における自己資本比率及び不良債権比率はいずれも全体的に改善してきており、資本増強措置の実施以降、公的資金の返済の前提となる経営の健全化が一定程度図られているものと推測される。

また、20年3月期の全地域銀行平均と比べると、不良債権比率は全地域銀行の平均レベルまで低下しているものの、一部を除いて自己資本比率は低い状況となっている。

(イ) その他の公的資金未返済の状況

地域銀行を除く公的資金未返済行4金融機関(りそなホールディングス(以下「りそなHD」という。)、中央三井トラスト・ホールディングス、新生銀行及びあおぞら銀行)について、20年3月期の自己資本比率及び不良債権比率をみると、自己資本比率はいずれも経営の健全性の観点から求められている水準(国内基準行4%以上)を上回っており、不良債権比率は資本増強措置の実施時と比べていずれも低下している状況となっている。

イ 今後の公的資金の返済

(ア) 公的資金の返済原資となり得る剰余金の蓄積状況

公的資金未返済行10金融機関(表3の②参照)のうち、金融危機対応措置の実施により1兆9600億円の公的資金が投入されたりそなHD並びに新生銀行及びあおぞら銀行を除く計7金融機関について、20年3月期における公的資金の残高に対する返済原資となり得る剰余金の蓄積状況等についてみると、表4のとおりとなっている。

表4 公的資金の残高に対する返済原資となり得る剰余金の蓄積状況等 (単位：億円)

※表3の合計 表の再掲	資本増強措置の実施額	公的資金の返済額	公的資金の残高	
	104,209	89,940	14,268	

金融機関名	公的資金の残高 (平成20年3月末) ※表3の②の再掲	経営健全化計画の 剰余金計画額 (20年3月期)	剰余金実績額 (20年3月期)
中央三井トラスト・ホールディングス	3,632	4,101	4,004
ほくほくフィナンシャルグループ	850	1,272	1,339
千葉興業銀行	600	305	306
西日本シティ銀行	350	770	796
東日本銀行	200	283	293
岐阜銀行	120	116	95
琉球銀行	60	170	131
りそなHD	3,802		
新生銀行	2,500		
あおぞら銀行	2,152		
計	14,268		

- 注(1) 持株会社についてはグループ合算の金額である。
 注(2) ほくほくフィナンシャルグループについては、経営健全化計画策定後の平成19年8月に公的資金の一部(350億円)が返済されている。
 注(3) りそなHDは、本表のほか、預金保険法に基づく公的資金の残高1兆9572億円がある。
 注(4) 新生銀行及びあおぞら銀行の公的資金の残高には、金融機能安定化法に基づく資本増強額を含む。

上表のとおり、7金融機関のうち5金融機関は、剰余金実績額が公的資金の残高を上回っている状況となっているが、残りの2金融機関は剰余金実績額が公的資金の残高を下回っており、このうち1金融機関は、剰余金実績額が経営健全化計画における20年3月期の剰余金計画額を下回っている。

(イ) 公的資金未返済の公的資金の返済

「当面の対応について」によれば、優先株式等の処分の際には国民負担を回避した上で適正な価格で処分が行われることとなっている。そして、優先株式の処分価格は、当該優先株式の商品性等の様々な評価要素を含めて決定されることになるが、仮に普通株式引換えのための取得請求権(以下「取得請求権」という。)を行使して普通株式に引き換えて市場において処分した場合には、取得請求価額に対する株価の割合が100%を超えていれば、資本増強額を上回る返済額が見込まれることになる。そこで、整理回収機構が保有している前記の7金融機関の優先株式ごとについて、19年3月末及び20年3月末におけるそれぞれの取得請求価額に対する株価の割合についてみると、表5のとおりとなっている。

表5 7金融機関の優先株式に係る取得請求価額に対する株価の割合 (単位：%)

整理回収機構が保有している優先株式	平成19年3月末	平成20年3月末
A	258.2	134.0
B	258.2	134.0
C	81.7	91.7
D	95.3	77.9
E	89.0	74.6
F	88.7	74.6
G	101.3	67.1
H	108.4	60.7
I	101.9	50.1

注(1) 合併により7金融機関に係る優先株式は、計9銘柄となっている。

注(2) 取得請求価額は、基本的には毎年1回所定の時期の平均株価に修正される。整理回収機構が保有している優先株式の中には所定の時期の平均株価が取得請求価額の下限価額を下回っていたことから、取得請求価額が上記の平均株価に修正されなかったものもあるが、これらの優先株式については、今後、上記の平均株価が下限価額を上回れば取得請求価額は上方修正されることになる。

上表のとおり、19年3月末では優先株式4銘柄、20年3月末では優先株式7銘柄が100%をそれぞれ下回っている状況となっている。

(ウ) 新生銀行及びあおぞら銀行について

a 特別公的管理銀行の株式売買契約に基づく措置等

日本長期信用銀行(12年6月に新生銀行に行名変更)及び日本債券信用銀行(13年1月にあおぞら銀行に行名変更)に対しては、金融機能安定化法に基づき優先株式の引受けによる1300億円及び600億円の資本増強措置がそれぞれ実施された。そして、両銀行の特別公的管理の開始により預金保険機構は、当該優先株式をそれぞれ対価0円で取得することになった。その後、特別公的管理の終了に伴う両銀行の株式売買契約に基づいて、その一部が無償消却されて、残りは引き続き預金保険機構の金融再生勘定が保有している。また、新生銀行及びあおぞら銀行に対しては、

金融機能早期健全化法に基づき優先株式の引受けによる 2400 億円及び 2600 億円の資本増強措置がそれぞれ実施された。なお、新生銀行の両優先株式は、普通株式への取得条項期日(19年8月1日及び20年4月1日)^(注6)が到来したことなどからすべて普通株式となっている。

特別公的管理の終了に伴う日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行それぞれの株式売買契約においては、金融機能安定化法分の優先株式(以下「安定化法優先株式」という。)及び金融機能早期健全化法分の優先株式(以下「早健法優先株式」という。)の時価総額が、新生銀行については 5000 億円、あおぞら銀行については 3550 億円を超えている場合には、両銀行の株式の主要な買主は預金保険機構にその売却を要請できることとされていた。この株式売買契約の条項については、政府において、特別公的管理銀行が保有していた株式の売却益のうち新生銀行及びあおぞら銀行の自己資本に充当した金額(新生銀行 2500 億円、あおぞら銀行 850 億円)と早健法優先株式による資本増強額(新生銀行 2400 億円、あおぞら銀行 2600 億円)とを合わせた金額におおむね相当する額を確保する趣旨で定められているが、今後、この条項の^(注7)の^(注7)とおり、市場の状況及び両銀行の経営状況等を見ながら適切に対応する旨の説明等がなされている。

(注5) 安定化法優先株式及び早健法優先株式が普通株式となった後も、新生銀行及びあおぞら銀行における預金保険機構及び整理回収機構の株式保有割合が3分の1未満になるように行われたもの

(注6) 預金保険機構は、財産管理上の観点から、取得条項期日の前日の平成20年3月31日に取得請求権を行使して普通株式に引き換えた。

(注7) 平成12年5月15日参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、16年2月24日衆議院予算委員会及び同年3月17日参議院予算委員会における、国が保有する優先株式に関する政府の答弁

b 売却額確保のための試算

20年3月末における公的資金の残高1兆4268億円には、新生銀行の2500億円及びあおぞら銀行の2152億円が含まれている。上記のとおり、安定化法優先株式及び早健法優先株式の処分にあたっては、新生銀行については5000億円(早健法優先株式の一部を処分していることから確保目標額は20年3月末時点で3493億円)、あおぞら銀行については3550億円(同2223億円)の売却額を確保することになっている。両銀行における20年3月期の剰余金の蓄積状況をみると、新生銀行については、剰余金実績額3074億円は確保目標額3493億円を下回っており、同銀行の経営健全化計画における剰余金計画額3110億円も下回っている。あおぞら銀行については、剰余金実績額3372億円は確保目標額2223億円を上回っているものの、剰余金計画額4045億円を下回っている。

そして、新生銀行の優先株式については、20年3月末においてはすべて普通株式に引き換えられている。上記の確保目標額3493億円を確保するための普通株式1株当たりの価額を計算すると745円となるが、20年3月末における新生銀行の株価(終値)は329円であった。また、あおぞら銀行については、20年3月末に安定化法優先株式及び早健法優先株式の取得請求権を行使してそれぞれ普通株式に引

(注8) き換えたと仮定して試算すると、上記の確保目標額 2223 億円を確保するための普通株式 1 株当たりの価額は 478 円となるが、20 年 3 月末におけるあおぞら銀行の株価(終値)は 296 円であった。

(注8) 平成 20 年 3 月末においては、安定化法優先株式の取得比率(優先株式 1 株につき取得することになる普通株式数)は 5 とされており、早健法優先株式の取得請求価額は 450 円とされていた。

(4) 預金保険機構及び整理回収機構による普通株主としての議決権の行使について

ア 優先株式の商品性について

整理回収機構が引き受けた優先株式は、一般的な優先株式と同様に議決権の制限を補完するために剰余金の配当や残余財産の分配において普通株式よりも優先的に配当金や分配金を受け取ることができることとなっている。このことについて、整理回収機構が保有していた九州親和 HD の優先株式についてみると、九州親和 HD は、子会社である親和銀行が自力による経営再建が困難になりふくおかフィナンシャルグループと経営統合されたことから解散したが、当該優先株式に対する残余財産の分配により公的資金 300 億円は全額返済された。

また、整理回収機構が引き受けた優先株式には、処分が終了した一部の優先株式を除き優先株主の権利として普通株式引換えのための取得請求権が付与されており、優先株式の引受け後所定の期間を経過すると取得条項期日までの間は、優先株主からの取得請求権の行使により当該優先株式を普通株式に引き換えることが可能となっている。一方、当該優先株式には普通株式引換えのための取得条項が設定されており、優先株主が所定の取得条項期日までに上記の取得請求権を行使しなかった場合は、同期日をもって資本増強行が当該優先株式を取得して、優先株主はこれに代えて普通株式を取得することとなっている。

イ 普通株主としての議決権の行使について

優先株式の普通株式引換えのための取得条項については、所定の取得条項期日までに公的資金の返済が行われない場合は、優先株式が普通株式に引き換えられるが、一般に優先株式の普通株式への引換えは、普通株式 1 株当たりの純資産等が減少する株式の希薄化が生じて、株価に影響を与える可能性があるなどと言われている。したがって、当該条項は、資本増強行にとっては早期に公的資金を返済すべく経営努力をする動機付けになっているものと考えられる。

しかし、預金保険機構及び整理回収機構が保有していた新生銀行の優先株式については、同銀行による公的資金の返済が取得条項期日までに行われなかったことから、そのすべてが普通株式に引き換えられた。

両機構は、保有していた優先株式が普通株式に引き換えられたことにより優先株式に付与されていた剰余金の配当や残余財産の分配における優先性を喪失することになったが、その一方で普通株主としての議決権を有することになった。

上記のように、公的資金の返済が終了する前に、保有している優先株式の取得条項期日を迎えたことにより両機構が普通株主としての議決権を有することになった場合等における議決権の行使について、預金保険機構は、公的資金の管理者として、適切に議決権を行使することとしている。

なお、整理回収機構が保有している優先株式及び普通株式について、議決権を行使することになった場合は、当該権利の行使の内容について預金保険機構の承認が必要となっている。

(5) 資本増強措置が預金保険機構の財務に与えた影響について

ア 金融機能早期健全化勘定の状況

金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置には計10兆4209億円の公的資金が投入されたが、20年3月末までに計8兆9940億円が返済された。このうち金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置については計8兆6053億円の公的資金が投入されて、計7兆3684億円が返済された。金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置に関する経理を行っている金融機能早期健全化勘定の10年度から19年度までの間における財務内容の推移は表6のとおりとなっている。

表6 預金保険機構の金融機能早期健全化勘定の財務内容の推移 (単位：億円)

年 度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
流動資産 (国債等)	32	63	132	27	14	4,138	2,292	3,879	21,508	16,062
貸付金 (対整理回収機構)	74,624	80,374	81,244	83,084	83,084	76,864	64,405	45,574	13,884	12,553
有利子負債	74,625	80,402	81,046	82,239	82,041	79,331	65,239	46,000	28,000	14,000
利益剰余金 (△欠損金)	△0	△1	243	883	1,081	1,699	1,471	3,455	7,386	14,611
(株式等の 残額)	74,592	80,342	81,213	83,053	83,053	75,783	64,037	44,543	13,738	11,826

(注) 株式等は、整理回収機構において保有しており、時価のある有価証券については時価評価している。

金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置は、預金保険機構が整理回収機構に委託して実施している。預金保険機構は、政府保証が付与された預金保険機構債を発行するなどして金融機関等から資金を調達して、優先株式等の引受け等のための資金を整理回収機構に貸し付けている。

そして、優先株式等の処分等によって整理回収機構に利益が生じたときは、整理回収機構は次年度に利益納付金として預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に利益納付して、反対に損失が生じたときは、同機構が同勘定から整理回収機構に対して次年度に損失補てんをすることとされている。また、金融機能早期健全化法によれば、預金保険機構は、金融機能早期健全化勘定の廃止の際に同勘定に残余があるときは当該残余の額を国庫に納付することとされている。

10年度から19年度までにおける金融機能早期健全化勘定の財務内容についてみると、優先株式等の処分等に伴い、損失補てん金(19年度末累計額224億円)を大きく上回る利益納付金(19年度末累計額1兆4696億円)が整理回収機構から納付されるなどしたため、19年度末には1兆4611億円の利益剰余金が計上されている。また、同年度末において国債等の流動資産の額は1兆6062億円となり有利子負債(預金保険機構債)の額1兆4000億円を初めて上回るようになった。

(注9) 平成20年3月末時点で、金融機能早期健全化勘定において発行している預金保険機構債のうち、償還期限が最も遅いものは24年3月であり、その時点までの間の預金保険機構債の支払利息は284億円と見込まれている。

また、固定資産に計上されている貸付金1兆2553億円については、整理回収機構が保有している優先株式等の処分に伴い整理回収機構から返済がなされた場合、金融機能早期健全化勘定の流動資産が増加していくことになる。

なお、預金保険機構は、優先株式等の処分等については国民負担を回避する観点から取得価格以上の適正な価格で処分を行うとしていることから、優先株式等の処分等に伴い多額の損失が生ずる可能性は低いものと思料される。また、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置は14年3月をもって終了しており、今後、金融機能早期健全化法に基づく新たな優先株式等の引受け等は実施されることはない。

イ 金融再生勘定の状況

金融機能安定化法に基づき実施された資本増強措置については、計1兆8156億円の公的資金が投入されて、計1兆6256億円が返済された。そして、前記のとおり、金融機能安定化法に基づく資本増強措置については預金保険機構の金融再生勘定で経理されている。

そして、優先株式等の処分等によって整理回収機構に利益が生じたときは、整理回収機構は次年度に利益納付金として預金保険機構の金融再生勘定に利益納付して、反対に損失が生じたときは、同機構が同勘定から整理回収機構に対して次年度に損失補てんをすることとされている。

金融機能安定化法の優先株式等の返済に伴う処分損益についてみると、前掲の表2のとおり19年度までに計269億円の利益が生じている。しかし、金融機能安定化法に基づき日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行に対して実施された資本増強措置により整理回収機構が引き受けた優先株式(それぞれ1300億円、600億円)については、預金保険機構が両銀行の特別公的管理の開始により対価0円で取得したことから、預金保険機構は整理回収機構に対して上記の資本増強額と同額の損失補てん(他の収益額との相殺前)を行っている。この結果、19年度までに累計で1471億円の利益納付金(金融危機管理勘定に納付された利益納付金を含む。)が整理回収機構から預金保険機構の金融再生勘定に対して納付されたものの、これを上回る1865億円の損失補てんを同機構は整理回収機構に対して行っている。そして、特別公的管理の実施に当たっては、上記の損失補てん以外にも多額の費用が発生したため、同勘定には19年度において3236億円の欠損金が生じている。また、金融機能再生法においては、金融再生業務の終了に伴って廃止されることとなる同勘定の欠損金の処理についての規定がない。^(注10)

(注10) 平成12年4月14日衆議院大蔵委員会及び同月28日参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会において、大蔵政務次官(当時)は、金融再生勘定の廃止時において欠損が生じている場合には適切な予算措置が講じられる旨の答弁を行っている。

4 本院の所見

(1) 金融機関の経営健全化の状況について

金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置が実施された主要行及び資本増強地域銀行について、資本増強当時から20年3月期までの自己資本比率及び

不良債権比率の推移をみると、いずれも一定の自己資本比率を維持しながら不良債権比率を低下させている。また、資本増強行を含む全地域銀行の自己資本比率及び不良債権比率についても同様の状況となっている。

このような状況を勘案すると、20年3月期までの間においては、総じて金融機関の経営の健全化が果たされてきているものと思料される。

(2) 公的資金の返済等の状況について

金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置に投入された公的資金計10兆4209億円の返済状況をみると、19年度末現在では計8兆9940億円が返済されていて、返済が行われていない公的資金の残高は計1兆4268億円となっている。そして、返済された公的資金計8兆9940億円の内訳をみると、主要行については、メガバンクを中心に計8兆0847億円(投入された公的資金の約9割)の公的資金が返済されていて、主要行以外については、計9093億円(投入された公的資金の約6割)の公的資金が返済された。

また、優先株式等の処分により、19年度末までに累計1兆2171億円の処分益が生じている。

(3) 公的資金未返済行に係る経営健全化の状況及び今後の公的資金の返済について

公的資金未返済行10金融機関のうちの地域銀行である6金融機関について、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置が終了した14年3月期と20年3月期の自己資本比率及び不良債権比率の状況を比較してみると、いずれも全体的に改善してきている。

そして、公的資金の返済原資となり得る剰余金の蓄積状況をみると、りそなHD、新生銀行及びあおぞら銀行を除いた公的資金未返済行7金融機関のうち5金融機関については、剰余金実績額が公的資金の残高を上回っている状況となっているが、剰余金実績額が公的資金の残高を下回っている金融機関も見受けられる。

また、19年度末における返済が行われていない公的資金の残高計1兆4268億円には、新生銀行の2500億円及びあおぞら銀行の2152億円が含まれているが、両銀行については、特別公的管理の終了に際して普通株式あるいは優先株式の売却額に確保目標額が設定されており、新生銀行については3493億円、あおぞら銀行については2223億円の売却額をそれぞれ確保する必要がある。また、両銀行における20年3月期の剰余金の蓄積状況をみると、新生銀行については、剰余金実績額3074億円は確保目標額3493億円を下回っており、経営健全化計画における剰余金計画額3110億円も下回っている。一方、あおぞら銀行については、剰余金実績額3372億円は確保目標額2223億円を上回っているものの、剰余金計画額4045億円を下回っている。そして、両銀行の確保目標額を確保するための普通株式1株当たりの価額について試算すると、新生銀行については745円、あおぞら銀行については478円となり、20年3月末時点の株価(終値)はこれらの価額を下回っている状況にある。

このような状況を踏まえると、預金保険機構は、資本増強行の経営の健全性の維持や市場への悪影響の回避を前提としつつ、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理上の観点から、取得価額以上での優先株式の処分が図られるよう、引き続き資本増強措置に係る業務を適切に実施していく必要があると認められる。

そして、金融庁においては、公的資金未返済行が経営健全化計画を着実に履行して早期に経営の健全化が図られ、公的資金が完済されるよう、引き続き公的資金未返済行に対する監督を適切に実施する必要があると認められる。

(4) 預金保険機構及び整理回収機構による普通株主としての議決権の行使について

金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置により整理回収機構が取得した優先株式は、一般的な優先株式と同様に議決権の制限を補完するために剰余金の配当や残余財産の分配において普通株式よりも優先的に配当金や分配金を受け取ることができることとなっている。また、一部を除き取得条項期日までに公的資金の返済が行われない場合には普通株式に引き換えられることとなっている。

そして、新生銀行については、取得条項期日までに公的資金全額の返済が行われず、整理回収機構が保有する優先株式及び預金保険機構が保有することになった優先株式はすべて普通株式に引き換えられた。

この結果、両機構は、優先株式に付与されていた剰余金の配当や残余財産の分配における優先性を喪失することになったが、公的資金の管理者として、返済されるべき公的資金がき損することのないよう、普通株主としての議決権を適切に行使していく必要があると認められる。

(5) 資本増強措置が預金保険機構の財務に与えた影響について

預金保険機構は、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置に関する業務を金融機能早期健全化勘定で経理している。金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置には、10年度から13年度までの間に計8兆6053億円の公的資金が投入されて、19年度末までに計7兆3684億円が返済された。そして、公的資金の返済に伴い処分益が生じていることから、金融機能早期健全化勘定の利益剰余金は増加しており、この結果、19年度末において流動資産の額は1兆6062億円となり有利子負債の額1兆4000億円を初めて上回ることになった。また、資本増強行からの公的資金の返済が進ちよくと、金融機能早期健全化勘定の固定資産に計上されている整理回収機構への貸付金については、同機構から返済されていくことになる。

なお、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置は14年3月をもって終了しており、今後、金融機能早期健全化法に基づく新たな優先株式等の引受け等は実施されることはないことなどから、金融機能早期健全化勘定において多額の資金需要が生ずる可能性は高くないものと思料される。

金融庁及び預金保険機構は、金融機能早期健全化勘定で保有している資金について、今後の状況に応じて適切に対処していくことが望まれる。

本院としては、今後の金融機関を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、返済が行われていない公的資金の返済等の状況、預金保険機構の財務の状況等について今後も引き続き検査していくこととする。

第2 租税特別措置(青色申告特別控除)等の適用状況等について

検査対象	財務省、国税庁、65 税務署、経済産業省、中小企業庁
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
租税特別措置 (青色申告特別 控除)の概要	青色申告の一層の普及・奨励を図り、適正な記帳慣行を確立して、申告納税制度の実をあげるとともに事業経営の健全化を推進することを目的として、青色申告者の記帳の程度によって一定額を事業所得等の金額から控除する特別措置
上記の租税特別 措置に係る減収 見込額 (財務省試算)	660 億円(平成 19 年度)

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の概要

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、租税制度上、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされており、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものであり、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。以下「措置法」という。)等に規定されている。

税収の減少(以下「減収」という。)をもたらす特別措置には、税額控除や所得計算上の特別控除等の手法を用いて税の軽減又は免除になるもの(以下「税の減免」という。)と特別償却や準備金等の手法を用いて一時的にその課税を猶予して、課税の延期になるもの(以下「課税の繰延べ」という。)とがある。

税の減免は、実質的には減免された税額相当額の補助金を交付したことと同様の結果になるものといわれている。また、課税の繰延べは、実質的には繰り延べられた税額相当額を無利息で貸し付けたことと同様の結果になり、利子補給の効果があるといわれている。

特別措置の適用による平成 19 年度における租税の減収見込額の総額は 7 兆 5310 億円(財務省の「租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額」による。)となっている。

(2) 特別措置の策定等

特別措置を行政上の政策に導入している省庁(以下「関係省庁」という。)は、毎年行われる税制改正の審議に当たり、各政策の目的に基づき、特別措置の新設、拡充及び延長を希望する旨を記載した要望書を財務省に提出している。それらの内容については、財務省と関係省庁との折衝、政府・与党税制調査会での議論を経て、税制改正要綱の閣議決定が行われ、この要綱に沿った措置法等の改正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出されて、国会で審議・議決されることになる。なお、これとは別に国会議員により改正案が国会に提出される場合(議員立法)もある。

そして、措置法等に基づく国民(納税義務者)に対する課税は国税庁により執行される。

(3) 関係省庁における政策の検証

関係省庁は、特別措置についてその拡充、延長等の改正の要望をする際に、財務省に対して特別措置による減収見込額を提示することなどにより当該特別措置の効果等の検証を行っている。また、14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)が施行されたことに伴い、行政機関の長は、政策評価に関する基本計画や事後評価の実施に関する計画を定めて、これらに基づき事前評価や事後評価を実施しており、特別措置についてもその効果等の検証を行っている。

(4) 過去の決算検査報告に掲記した特別措置及び20年次検査で取り上げる特別措置

国民の税に関する関心は高く、少子・高齢化の急速な進展など経済社会の構造が大きく変化している中で、持続的な経済社会の活性化の実現を図る取組としての税制改革に期待が寄せられている。また、財政状況が悪化していることから、税制について種々の議論が行われており、その中で特別措置についても議論がなされているところであり、特別措置の目的や効果を検証して、公平、中立等という税制の基本理念に照らして見直すことが必要とされている。

このことから、本院は、15年次から19年次までの間に特別措置の適用状況等について順次取り上げており、「措置法に規定されている特別措置の法人税関係のもの」、「社会保険診療報酬の所得計算の特例(厚生労働省)」、「肉用牛売却所得の課税の特例及び農地等についての相続税の納税猶予の特例(農林水産省)」、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(経済産業省)」及び「生命保険料控除等(金融庁)」について、検査の状況を「特定検査対象に関する検査状況」として決算検査報告に掲記したところである。

20年次は、青色申告特別控除について、19年度における租税減収見込額が660億円と多額になっていることなどから、その適用状況及び関係省庁である経済産業省等における検証状況を検査することとした。そして、青色申告特別控除が普及・奨励を図ろうとする青色申告制度には、青色申告特別控除以外の各種特典があることから、これらの適用状況について、また、青色申告制度は正確な記帳による正確な申告を奨励するために設けられたものであることから、青色申告特別控除の適用者の申告における必要経費の状況についても検査することとした。

(5) 青色申告特別控除の概要

ア 青色申告制度

青色申告制度は、申告納税制度が適正に機能するよう正確な記帳による正確な申告を奨励するために、昭和25年に創設されたものである。

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者は、納税地の所轄税務署長にその年の3月15日までに青色申告に係る承認申請書を提出するなどして、税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書等を「青色の申告書」により提出することができることとなっている(以下、この承認を受けた者を「青色申告者」といい、それ以外の者を「白色申告者」という。)。そして、青色申告者は、一定水準の記帳を行うとともに帳簿書類を保存することが義務付けられる一方、申告に際し税法上の特典を受けることができることとなっている(所得税法(昭和40年法律第33号)第148条等)。

イ 青色申告特別控除

青色申告特別控除は、青色申告の特典のうちの一つであり、青色申告の一層の普及・

奨励を図り、適正な記帳慣行を確立して、申告納税制度の実をあげるとともに事業経営の健全化を推進することを目的として、所得金額から一律10万円の控除を行う青色申告控除制度に代えて、平成4年度税制改正において創設されたものである。

現在、青色申告者のうち、正規の簿記の原則に従い記録している青色申告者には、65万円を限度とする特別控除が認められており、その他の青色申告者には、10万円を限度とする特別控除が認められている(措置法第25条の2)。

(注1) 正規の簿記の原則に従い記録 正規の簿記の原則は、少なくとも次のような要件を満たすものでなければならないこととされている。①帳簿は、資産、負債、資本に影響を及ぼす取引の全部について継続的に記録し、その記録に基づいて損益計算書、貸借対照表が作成されるものであること、②帳簿の記録が整然として一つの体系をなしており、帳簿間の記録の連絡が明瞭であり、記録の試算、照合が可能であること、③帳簿の記録が、証ひょう書類又は伝票その他の原始記録によってなされ、記録の真実性が実証されること

(注2) 65万円を限度とする特別控除 不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う者のみが適用を受けることができる。また、不動産所得のみを有する場合で、65万円を限度とする特別控除の適用を受けるには、不動産の貸付けが事業的規模で行われていることが必要とされている。

ウ 青色申告特別控除額の推移及び記帳義務

青色申告特別控除額の推移と青色申告者及び白色申告者の記帳義務の内容は、表1のとおりである。

表1 青色申告特別控除額の推移と青色申告者及び白色申告者の記帳義務の内容

申告者の区分	青色申告者			白色申告者		
	正規の簿記の原則に従い記録 (a)	簡易な簿記の方法により記録 (b)	現金主義により記録 (c)	記帳義務あり(簡易な方法により記録) (d)	記帳義務なし(記録保存義務あり) (e)	記帳義務なし(記録保存義務なし) (f)
	不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う者(不動産所得については事業的規模)	不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う小規模事業者(前々年分の所得が300万円以下の者)	不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う者(前々年分又は前年分の所得が300万円を超える者)	不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者のうち前々年分又は前年分の所得が300万円を超える者	不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者のうち前々年分又は前年分の確定申告書等を提出した者	左記以外の者(白色申告者で(d)及び(e)以外の者)
	青色申告特別控除適用あり(青色申告特別控除額の推移)			青色申告特別控除適用なし		
平成5年～	35万円	35万円	10万円			
10年～	45万円	45万円	10万円			
12年～	55万円	45万円	10万円			
17年～	65万円	10万円				

(注) (b)欄の「簡易な簿記の方法により記録」とは、財務大臣が定める簡易簿記の方法により取引の記録をすることである。(d)欄の「簡易な方法により記録」とは、その年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務大臣が定める簡易な記録の方法で記録することであり、簡易な簿記の方法よりも更に簡易なものである。山林所得を生ずべき業務を行う青色申告者は、正規の簿記の原則に従い記録するか、簡易な簿記の方法により記録しなければならない。そして、青色申告特別控除額は10万円となっている。

申告納税制度は、納税者が年間所得を自らの責任において計算することが前提とされており、それは同時に、そのために必要な記帳等を要求していることでもあるが、当初は、記帳義務制度を導入するのではなく、正確な記帳の誘引策としての青色申告制度を導入するにとどまっていた。

そして、昭和59年度税制改正において、申告納税の基本に立った申告水準の向上等を図り、税負担の公平確保に資するための納税環境の整備の一環として、記帳義務のなかった白色申告者のうちの事業所得等が300万円を超える者(表1の(d))に対して、簡易な方法による記帳義務が課された。この記帳義務により、記帳をせざるを得ないのであれば、特典のある青色申告を選択した方が有利であるとして、おのずとより高度な記帳に移行していくことが期待されている。

エ 国税庁統計資料による青色申告割合

国税庁の統計資料によると、全国規模での営業等所得者^(注3)(申告納税額を有する者)の青色申告割合(青色申告者及び白色申告者の合計数に対する青色申告者数の割合)の推移は、表2のとおりである。

表2 営業等所得者(申告納税額を有する者)の青色申告割合の推移

区 分	青色申告者及び白色申告者の合計数 ①	①のうち青色申告者数 ②	青色申告割合 (②/①)	青色申告承認者数 翌年3月15日現在
昭和25年分	千人 2,000	千人 82	% 4	千人 94
40	1,349	449	33	759
50	2,055	1,093	53	2,168
平成元年分	3,094	1,625	53	3,098
5	2,972	1,481	50	3,053
10	1,649	909	55	3,069
15	1,780	977	55	3,189
16	1,813	996	55	3,239
17	1,826	1,003	55	3,234
18	1,765	974	55	3,262

青色申告特別控除が導入された平成5年に50%であった青色申告割合は、おおむね横ばいに推移して18年は55%となっている。

(注3) 営業等所得者 事業所得者(事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者をいう。)のうち、営業等から生ずる所得が事業所得のうちで最も大きい者をいう。

オ 適正な記帳慣行確立等のための施策

国税庁は、青色申告制度が創設されて以来、青色申告の普及と育成に努めてきたが、国税庁の担当者のみでの青色申告者等の指導には限界があることから、昭和38年に全国青色申告会総連合と日本税理士会連合会と3者共同してこの指導の円滑な実施を図ることとした。また、国税庁が、以前から小規模事業者を対象に経営や技術改善の指導を独自に行ってきた商工会議所と商工会の協力を得るために、同年に中小企業庁に対して協力を要請したところ、39年以降商工会議所と商工会が主として青色申告新規申請者を対象として継続記帳指導を実施することとなった。現在においても、国税庁は、記帳指導を希望する者を対象に記帳指導を行うとともに、各種説明会等で青色申告の説明と

勸奨を行い、青色申告制度の普及に努めており、また、正確な記帳に基づく正確な申告が行えるよう情報提供を行っている。平成19年度においては、税務署及び税務署が委託した税理士等が記帳指導をした人数は3.8万人となっている。

そして、中小企業庁は、国税庁の要請以後、小規模事業者の経営の改善・発達を支援する事業として、小規模企業の経営基盤の充実を図るために、全国の商工会議所、商工会等の記帳指導員等を通じて記帳指導等を実施してきた。17年度までは中小企業庁が都道府県とともに商工会議所、商工会等に対して補助を行っていて、その金額は17年度では、人件費補助567,747,302円、指導事業費補助360,297,598円となっている。その後、都道府県に税源移譲も含めた事業移行を行ったことから、現在は都道府県が補助を行っている。中小企業庁は、全国の商工会議所、商工会等の上部組織である日本商工会議所及び全国商工会連合会に対して引き続き補助を行っていて、19年度において人件費補助としてそれぞれ35,375,000円、122,443,000円を支出している。

カ 青色申告特別控除等に係る議論

政府税制調査会は、「わが国税制の現状と課題」(平成12年7月)において、青色申告特別控除は、4年度税制改正において、それまでのみなし法人課税制度及び青色申告控除制度の廃止と併せて創設されたものであり、今後、この特別措置の政策効果の状況を注視していく必要があるとしている。そして、個人事業者は、交際費について、法人の場合と異なり、事業との関連があれば、上限なく必要経費への算入が認められているが、事業との関連性は個人事業者の個別判断にゆだねられて客観性が少ないとの指摘があるとしている。また、青色事業専従者給与等の制度により特に青色申告者の事業所得については、専従者給与の支払による配偶者などへの所得分与が可能となっている面があるとの指摘があり、この点については、就労の実態などに照らして、過大な給与の支払などがある場合には、制度の厳正な運用により対処することが適当であると考えている。

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成14年6月)において、給与所得控除に係る議論の中で、一般の被用者の間では、事業経営者は法人形態を利用して税負担の軽減を図り得る、その所得捕捉が十分に行われていないのではないかと、といった不公平感が根強いとしている。

また、「個人所得課税に関する論点整理」(平成17年6月)において、戦後、シャウブ勧告に従い、記帳慣行が未成熟という状況の下で申告納税制度の定着を図るために青色申告制度が導入され、その後、同制度の下で記帳水準は着実に向上してきた。また、適正・公平な課税の実現に向け、税務調査をはじめとする課税当局の努力が今日まで継続されている。しかし、事業所得に係る必要経費についてみれば、その範囲が必ずしも明確ではなく、本来、必要経費に算入できない家事関連費について混入を防止する制度的担保が存在しない。そうした中、一般の給与所得者にとって、日常生活において目にする個人事業者の行動に納得し難い思いを抱くこともあり、税負担の不公平感が醸成されているとしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

青色申告特別控除は、青色申告の一層の普及・奨励を図り、適正な記帳慣行を確立して、申告納税制度の実をあげるとともに事業経営の健全化を推進するために創設された特別措置であり、青色申告制度は、申告納税制度が適正に機能するよう正確な記帳による正確な申告を奨励するために創設された制度である。

申告書等による検査では、事業の実態を反映させた正確な記帳による正確な申告を行っているのかを十分には把握できない面もあるが、青色申告特別控除等の目的、必要経費に算入できない家事関連費等に係る議論等を踏まえて、合规性、有効性等の観点から、①青色申告特別控除の適用状況(青色申告割合等)はどのようになっているか、②青色申告の他の特典の適用状況はどのようになっているか、③青色申告者(青色申告特別控除の適用者)の必要経費のうち、青色事業専従者給与や必要経費に算入できない家事費・家事関連費の混入が懸念される接待交際費と減価償却費(事業用車両分)の状況等はどのようになっているか、④青色申告特別控除の検証は適切に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、財務省、国税庁、65 税務署^(注4)、経済産業省及び中小企業庁において会計実地検査を行った。上記の税務署においては、次のように申告書の抽出を行い、その内容を分析するなどして検査した。

ア 青色申告特別控除の適用の対象となっている者は、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者である。このうち、抽出の対象を申告者数が多い営業等所得者及び不動産所得者^(注5)とした。

イ 事業規模が大きく所得金額が高額な者ほど、より正確な記帳による正確な申告の実現が期待されており、また、高額な接待交際費等を計上することが多いと推測されることから、抽出の対象を高額所得者とした。そして、納税者の自主的な申告の状況を把握するために、確定申告書^(注6)を抽出することとした。

ウ 18年分の確定申告書の総所得金額等^(注7)が高い者から順に1税務署当たり20人程度の営業等所得者(以下「高額営業等所得者」という。)の確定申告書(白色申告書を含む。)計1,298件、同様に1税務署当たり20人程度の不動産所得者(以下「高額不動産所得者」という。)の確定申告書(白色申告書を含む。)計1,292件を抽出した。

エ 高額営業等所得者と対比するために、平均的所得金額の営業等所得者(以下「中堅営業等所得者」という。)の確定申告書^(注8)を抽出することとして、総所得金額等の平均が約538万円であったことから、18年分の確定申告書の総所得金額等が500万円の者から高い方へ順に1税務署当たり10人程度の営業等所得者の確定申告書(白色申告書を含む。)計642件を抽出した。

(注4) 65 税務署 札幌中、石巻、郡山、白河、相馬、竜ヶ崎、足利、大宮、行田、所沢、東松山、春日部、高田、佐渡、佐久、千葉東、柏、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、東京上野、浅草、目黒、大森、渋谷、杉並、荻窪、王子、荒川、足立、江戸川北、武蔵野、戸塚、緑、川崎北、小田原、甲府、松任、岐阜北、岐阜南、大垣、富士、名古屋中、近江八幡、上京、東淀川、北、東、東大阪、兵庫、須磨、和歌山、広島東、高松、今治、香椎、福岡、久留米、佐賀、宮崎、鹿児島各税務署

- (注5) 不動産所得者 不動産所得が他の所得より大きい者をいう。
- (注6) 確定申告書 税務署は高額所得者を優先的に実地調査の対象としており、また、接待交際費等については重点的に調査・指導を行っていることから、分析の対象となった納税者の自主的な申告である確定申告書の内容は、税務署の実地調査により是正されることがある。
- (注7) 総所得金額等 総所得金額(配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得等の金額の合計額)、山林所得金額、退職所得金額等の合計額
- (注8) 総所得金額等の平均 国税庁統計資料によると、平成18年分の申告納税者は823万人、その総所得金額等の合計額は44兆3205億円であり、1人当たり平均値は約538万円となっている。

3 検査の状況

(1) 青色申告特別控除の適用状況

ア 営業等所得者(申告納税額を有する者)全体の青色申告割合の状況

65税務署における営業等所得者(申告納税額を有する者)は290,741人であり、その青色申告割合は表3のとおりである。

表3 営業等所得者(申告納税額を有する者)の所得水準別青色申告割合 (単位：人)

総所得金額等 区分	100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 3000万円未満	3000万円以上	計
営業等所得者 (申告納税額を有する者)	36,284	144,737	62,230	29,250	13,691	4,549	290,741
そのうち 青色申告者	14,392	76,153	38,363	21,676	11,749	4,154	166,487
青色申告割合 (%)	39.6	52.6	61.6	74.1	85.8	91.3	57.2

総所得金額等300万円未満の者は181,021人おり、このうち青色申告者は90,545人でその割合は50.0%である。一方、総所得金額等1000万円以上の者は18,240人おり、このうち青色申告者は15,903人でその割合は87.1%であり、総所得金額等が高額なほど青色申告割合は高い状況となっている。そして、全体の青色申告割合は57.2%である。なお、国税庁が公表している営業等所得者(申告納税額を有する者)の青色申告割合は55%となっており、65税務署の青色申告割合の57.2%はこの全国平均と同程度である。

イ 青色申告特別控除の適用状況(青色申告割合等)

65税務署において抽出した高額営業等所得者1,298人、高額不動産所得者1,292人及び中堅営業等所得者642人における青色申告特別控除の適用状況は、表4のとおりである。

表4 青色申告特別控除の適用状況(青色申告割合等) (単位：人)

区 分	白色申告者数 ①	青色申告者数 ②	(10万円 控除適用)	(65万円 控除適用)	計 ①+②
高額営業等所得者	86 (6.6%)	1,212 (93.4%)	123 (9.4%)	1,089 (83.8%)	1,298 (100.0%)
高額不動産所得者	238 (18.4%)	1,054 (81.6%)	526 (40.7%)	528 (40.8%)	1,292 (100.0%)
中堅営業等所得者	200 (31.1%)	442 (68.9%)	189 (29.4%)	253 (39.4%)	642 (100.0%)

(注) 高額営業等所得者 1,298 人を所得水準別にみると、総所得金額等が 5000 万円以上 1 億円未満の者 649 人、1 億円以上の者 360 人などとなっている。また、高額不動産所得者 1,292 人は、5000 万円以上 1 億円未満の者 426 人、1 億円以上の者 219 人などとなっている。

高額営業等所得者 1,298 人のうち、青色申告者(青色申告特別控除の適用者)は 1,212 人で青色申告割合は 93.4% と高く、この 1,212 人のうち正規の簿記による記帳が要件とされている 65 万円控除の適用者は 1,089 人で全体の 83.8% である。一方、白色申告者も 86 人おり、6.6% を占めている。この 86 人の中には、総所得金額 1 億円以上の者も 30 人おり、また、収支内訳書に内訳を一切記載せずに売上金額及び経費の総額のみを記載している者も見受けられる。高額営業等所得者における白色申告者の事例を示すと、次のとおりである。

<事例 1>

事業者 A は、平成 18 年分の所得税の確定申告書において、事業収入 1 億 4733 万余円から経費等 6547 万余円を控除して事業所得 8185 万余円を算出している。同人は白色申告者(税理士関与)であり、上記の経費等の主なものは、売上原価 3551 万余円、給料賃金 1466 万余円、外注工賃 307 万余円となっており、配偶者 B を対象者として事業専従者控除(白色事業専従者に対する最大 86 万円を上限とする控除)86 万円を適用している。

高額不動産所得者 1,292 人のうち、青色申告者(青色申告特別控除の適用者)は 1,054 人で青色申告割合は 81.6% と高いが、この 1,054 人のうち正規の簿記による記帳が要件とされている 65 万円控除の適用者は 528 人で全体の 40.8% であり高額営業等所得者の 83.8% と比べると低い。一方、白色申告者も 238 人おり、18.4% を占めている。この 238 人の中には、総所得金額 1 億円以上の者も 23 人おり、また、税理士が関与している者も 188 人いる。

中堅営業等所得者 642 人のうち、青色申告者(青色申告特別控除の適用者)は 442 人で青色申告割合は 68.9% であり高額営業等所得者の 93.4% と比べると低い。そして、この 442 人のうち、正規の簿記による記帳が要件とされている 65 万円控除の適用者は 253 人で全体の 39.4% であり、高額営業等所得者の 83.8% と比べると低い。

このように、中堅営業等所得者より高額営業等所得者の方が青色申告割合は高く、65 万円控除の適用者の比率も高いが、高額営業等所得者においても、また、高額不動産所得者においても一定数の白色申告者がいる。そして、高額営業等所得者より高額不動産所得者の方が白色申告者が多い。

(2) 青色申告の他の特典の適用状況

ア 青色申告の他の特典の適用状況

65 税務署において抽出した青色申告である高額営業等所得者 1,212 人、高額不動産所得者 1,054 人及び中堅営業等所得者 442 人における青色申告特別控除以外の青色申告の特典の適用状況は、表 5 のとおりである。

表 5 青色申告の特典の適用状況(青色申告特別控除を除く。) (単位：人)

区分	種別				
	青色事業専従者給与	貸倒引当金	少額減価償却資産	その他	うち税額控除
高額営業等所得者 (計 1,212 人)	783 (64.6%)	593 (48.9%)	475 (39.1%)	93 (7.6%)	39 (3.2%)
高額不動産所得者 (計 1,054 人)	143 (13.5%)	0 (0.0%)	71 (6.7%)	8 (0.7%)	0 (0.0%)
中堅営業等所得者 (計 442 人)	233 (52.7%)	66 (14.9%)	27 (6.1%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)
計 (計 2,708 人)	1,159	659	573	103	39

(注) 複数の特典を適用している者もいる。

青色申告特別控除以外の青色申告の特典の中で適用率が最も高い特典は青色事業専従者給与の必要経費算入であり、高額営業等所得者 1,212 人のうち 783 人で 64.6%、高額不動産所得者 1,054 人のうち 143 人で 13.5%、中堅営業等所得者 442 人のうち 233 人で 52.7% である。これは、個人事業者が生計を一にする親族に給与を支払ってもその支払額を必要経費に算入することは原則としてできないが、青色申告者が生計を一にする親族で専らその事業に従事する青色事業専従者に対して、青色事業専従者給与に関する届出書に記載されている金額の範囲内で給与を支払った場合には、労務の対価として相当と認められる額を必要経費に算入することが認められるという特典である。

その次に適用率が高い特典は、売掛金等の貸倒れによる損失の見込額の一括評価による貸倒引当金の設定であり、高額営業等所得者 1,212 人のうち 593 人で 48.9%、そして、取得価額を即時償却できる中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例であり、高額営業等所得者 1,212 人のうち 475 人で 39.1% である。

上記以外のその他の特典は、高額営業等所得者 1,212 人のうち 93 人で 7.6% である。この中には中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除や情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除などの税額控除がある。

イ 青色申告の特典に係る減税相当額の状況等

青色申告特別控除を含む青色申告の特典に係る減税相当額の状況を示した統計資料はないことから、青色申告の特典に係る減税相当額の試算を行うこととした。65 税務署において抽出した青色申告である高額営業等所得者 1,212 人のうち、青色申告特別控除のほかに、課税の繰延べではなく税の減免である、青色事業専従者給与の必要経費算入と税額控除の両方を適用している者は 21 人(1.7%)であり、その減税相当額は表 6 のとおりである。

表6 青色申告の特典に係る減税相当額別人数

(単位：人)

特典等	減税相当額					計	平均額
	25万円未満	25万円以上 100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 600万円未満	600万円以上		
青色申告特別控除	21	0	0	0	0	21	240,500円
青色事業専従者給与	0	0	16	4	1	21	2,511,718円
税額控除	14	6	1	0	0	21	243,550円
減税相当額の合計	0	0	15	5	1	21	2,995,769円

(注) 一括評価による貸倒引当金の設定及び中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例については、課税の繰延べであることから、試算の対象外としている。

21人の減税相当額の合計の平均額は2,995,769円であり、最も高い者は6,428,200円であり、中には、申告所得税額に対する割合が44.3%となっている者も見受けられる。青色申告の特典別に減税相当額をみると、青色申告特別控除については、すべての者が上限の240,500円(青色申告特別控除額650,000円×税率37%)であり、青色事業専従者給与の必要経費算入については、平均額は2,511,718円であり、最も高い者は6,110,000円である。このように、青色申告特別控除より青色事業専従者給与の必要経費算入の方が減税相当額は高い。

青色申告の特典に係る減税相当額の試算の事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>

事業者Cは、平成18年分の所得税の確定申告書において、事業収入1億2044万余円から経費等6094万余円を控除して事業所得5949万余円を算出して、総所得金額を6107万余円、税額を1855万余円としている。上記の経費等の内訳についてみると、青色申告特別控除65万円、青色事業専従者給与800万円が含まれており、また、中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除28万余円を適用している。そして、これらの青色申告の特典に係る減税相当額は、青色申告特別控除24万余円、青色事業専従者給与の必要経費算入225万余円、上記所得税額の特別控除28万余円、計277万余円となっている。

(3) 青色申告者(青色申告特別控除の適用者)の必要経費の状況等

ア 青色申告者(青色申告特別控除の適用者)の必要経費の状況

所得税法第45条第1項によると、個人の消費生活上の費用である家事費については必要経費に算入できず、また、家事関連費については、同法施行令第96条で規定する次に掲げるものは必要経費に算入できるが、それ以外のものは算入できないこととなっている。

- ① その主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合のその部分に相当する経費
- ② ①のほか、青色申告者の家事関連費のうち、取引の記録等に基づいて業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

青色申告制度は、申告納税制度が適正に機能するよう正確な記帳による正確な申告を

奨励するために創設されたものであり、正確な記帳とは、形式だけでなく事業の実態を反映させた質的にも正確なものであり、これによる正確な申告を青色申告者は行うこととなっている。

青色申告者である高額営業等所得者 1,212 人及び高額不動産所得者 1,054 人の必要経費についてみると、計上されることが多い経費項目は、給料賃金(青色事業専従者以外の使用人に支払った給料及び賃金)、青色事業専従者給与、接待交際費、減価償却費、地代家賃、管理委託費等である。

これらのうち、就労の実態を反映させていない可能性がある青色事業専従者給与、必要経費に算入できない家事費・家事関連費の混入が懸念される接待交際費と減価償却費(事業用車両分)を分析することとした。

(ア) 青色事業専従者給与

a 青色事業専従者給与の状況

高額営業等所得者 1,212 人及び高額不動産所得者 1,054 人のうち、青色事業専従者給与を計上している者は 783 人(64.6%)及び 143 人(13.5%)であり、青色事業専従者は 885 人及び 154 人である。これらのうち、12 か月間従事している青色事業専従者は 840 人及び 148 人であり、その給与の状況は、表 7 のとおりである。

表 7 青色事業専従者の給与水準別人数 (単位：人)

青色申告者の区分	青色事業専従者給与						計	平均額
	300万円未満	300万円以上 600万円未満	600万円以上 900万円未満	900万円以上 1200万円未満	1200万円以上 1500万円未満	1500万円以上		
高額営業等所得者	74	278	258	110	39	81	840	8,206,769円
高額不動産所得者	60	69	16	3	0	0	148	3,557,197円
計	134	347	274	113	39	81	988	7,510,274円

高額営業等所得者における青色事業専従者 840 人の給与平均額は 8,206,769 円であり、高額不動産所得者における青色事業専従者 148 人の給与平均額は 3,557,197 円である。そして青色事業専従者給与 1200 万円以上の者は高額営業等所得者における青色事業専従者で 120 人おり、14.2% を占めている。

高額営業等所得者の方が高額不動産所得者より青色事業専従者が多く、高額な給与が支払われている。

b 青色事業専従者給与の届出業務別状況

高額営業等所得者における青色事業専従者 840 人を届出業務別・給与水準別にみると、表 8 のとおりである。

表8 高額営業等所得者における青色事業専従者の届出業務別・給与水準別人数 (単位：人)

専従者の届出業務	青色事業専従者給与 300万円未満	300万円以上 600万円未満	600万円以上 900万円未満	900万円以上 1200万円未満	1200万円以上 1500万円未満	1500万円以上	計	平均額
医師	0	4	2	6	8	50	70	22,395,813円
看護師及び薬剤師	2	30	42	19	9	11	113	8,591,829円
公認会計士及び税理士	0	2	1	0	0	1	4	10,282,635円
総務、経理及び事務	72	242	213	85	22	19	653	6,606,389円
計	74	278	258	110	39	81	840	8,206,769円

青色事業専従者840人のうち、医師は70人で8.3%であり、その給与平均額は22,395,813円、看護師及び薬剤師は113人で13.4%であり、その給与平均額は8,591,829円、総務、経理及び事務の者は653人で77.7%であり、その給与平均額は6,606,389円である。

青色事業専従者給与1200万円以上の者は前記のとおり120人おり、これを届出業務別にみると、給与水準がもともと高い医師58人等の資格保有者は79人で65.8%を占めている一方、総務、経理及び事務の者も41人で34.1%を占めている。

届出業務が総務、経理及び事務の者に対して1500万円以上の青色事業専従者給与が支払われている事例は、次のとおりである。

<事例3>

事業者Dは、平成18年分の所得税の確定申告書において、事業収入1億5498万余円から経費等1億0984万余円を控除して事業所得4514万余円を算出している。上記の経費等の内訳についてみると、配偶者E(届出業務は一般事務会計、届出給与は1700万円)への青色事業専従者給与1700万円を必要経費に算入している。

(イ) 接待交際費

高額営業等所得者1,212人及び高額不動産所得者1,054人における接待交際費の計上の状況は、表9のとおりである。

表9 接待交際費の金額別人数 (単位：人)

接待交際費 青色申告者の区分	100万円未満 (うち計上なし)	100万円以上 400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1200万円未満	1200万円以上	計
高額営業等所得者	464 (24)	517	146	47	38	1,212
高額不動産所得者	1,026 (868)	25	2	0	1	1,054
計	1,490 (892)	542	148	47	39	2,266

注(1) 決算書に接待交際費の勘定科目がない者等を計上していない者としている。

注(2) 他の所得における接待交際費は含めていない。

高額営業等所得者 1,212 人についてみると、接待交際費 400 万円以上の者は 231 人で 19.0% であり、このうち、1200 万円以上の者も 38 人(3.1%)おり、最も高額な者は 107,789,221 円である。一方、100 万円未満の者は 464 人で 38.2% であり、計上していない者も 24 人いる。

また、接待交際費の対売上比率の状況をみると、5%以上の者は 56 人(最高は 18.8%)、3%以上 5%未満の者は 77 人、1%以上 3%未満の者は 379 人、1%未満の者は 700 人であり、1,212 人に対するそれぞれの人数の割合は 4.6%、6.3%、31.2%、57.7% である。

高額不動産所得者 1,054 人についてみると、接待交際費を計上している者は 186 人で 17.6% であり、400 万円以上の者は 3 人である。この中には、接待交際費として 48,062,609 円(対売上比率 14.9%)を計上している者がいる。一方、計上していない者は 868 人で 82.3% である。

また、接待交際費の対売上比率の状況をみると、5%以上の者は 1 人、3%以上 5%未満の者は 3 人、1%以上 3%未満の者は 34 人、1%未満の者は 1,016 人であり、1,054 人に対するそれぞれの人数の割合は 0.1%、0.3%、3.2%、96.3% である。

このように、接待交際費を計上していない者から高額な接待交際費を計上している者までおり、接待交際費の計上については、納税者により大きな差異がある。

個人事業者の接待交際費については、必要経費に算入できる金額に上限は設けられていないが、業務の遂行上必要と認められるものに限られている。

1200 万円以上の接待交際費(対売上比率 4.6%)を計上している事例は次のとおりである。

<事例 4>

事業者 F は、平成 18 年分の所得税の確定申告書において、事業収入 2 億 6650 万余円(その 99.9% が社会保険診療報酬)から経費等 2 億 1600 万余円を控除して事業所得 5049 万余円を算出している。上記の経費等の内訳についてみると、接待交際費 1251 万余円(対売上比率 4.6%)を必要経費に算入している。

(ウ) 減価償却費(事業用車両分)

青色申告者が車両を事業と家事の両方で使用する場合、所得税法施行令第 96 条で規定する業務の遂行上必要であることが明らかにされる部分に相当する金額に限って当該車両の減価償却費を必要経費に算入できることとなっている。高額営業等所得者及び高額不動産所得者 2,266 人のうち、事業用車両を保有している者は 1,082 人(高額営業等所得者 930 人、高額不動産所得者 152 人)で 47.7% である。この 1,082 人のうち、減価償却明細書により保有台数、取得価額等を確認できるのは 1,040 人であり、その保有車両 1,893 台について、取得価額別・事業割合別^(注 9)にみると、表 10 のとおりである。

(注 9) 事業割合 家事で使用した部分と事業で使用した部分の合計のうちの事業で使用した部分の割合

表 10 事業用車両の取得価額別・事業割合別台数 (単位：台)

取得価額 事業割合	200万円 未満	200万円 以上 400万円 未満	400万円 以上 600万円 未満	600万円 以上 800万円 未満	800万円 以上	計
50% 未満	17	24	22	11	8	82
50% 以上 80% 未満	68	121	78	50	64	381
80% 以上 90% 未満	32	76	51	34	49	242
90% 以上 100% 未満	19	35	28	25	34	141
100%	384	282	148	97	107	1,018
不明	7	12	4	3	3	29
計	527	550	331	220	265	1,893

この1,040人のうち、取得価額800万円以上の車両を保有している者は225人で保有者の21.6%であり、その台数は265台で全体の台数の13.9%である。このうち、事業割合を100%としている車両は107台で40.3%(全体の台数の5.6%)となっている。

そして、取得価額800万円以上の車両を保有している者225人について、保有台数別にみると、表11のとおりである。

表 11 取得価額800万円以上の車両を所有している者の保有台数別人数 (単位：人)

保有台数 青色申告者の区分	1台	2台	3台	4台	計
高額営業等所得者	176 (72)	26 (8)	5 (3)	1 (1)	208 (84)
高額不動産所得者	16 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (5)
計	192 (76)	27 (9)	5 (3)	1 (1)	225 (89)

(注) 括弧内は事業割合100%の者である。

高額営業等所得者は208人であり、このうち取得価額800万円以上の車両を複数台保有している者は32人(事業用車両を保有する高額営業等所得者の3.4%)である。

高額不動産所得者は17人であり、高額営業等所得者と比べると少なく、このうち取得価額800万円以上の車両を複数台保有している者は1人である。

必要経費に算入できる減価償却費は、車両の取得価額の大きさや台数に制限はないが、所得税法施行令第96条で規定する業務の遂行上必要であることが明らかにされる部分に相当する金額に限られている。

取得価額800万円以上の車両を複数台保有している事例を示すと、次のとおりである。

<事例5>

事業者Gは、平成18年分の所得税の確定申告書において、事業収入1億8093万余円から経費等1億3851万余円を控除して事業所得4241万余円を算出している。同人は、事業用車両として、800万円以上の車両2台(取得価額1210万余円、919万余円)、これ以外に800万円未満の車両1台(取得価額301万余円)を保有しており、事業割合をそれぞれ100%としてこれらに係る減価償却費163万余円を、上記の所得の算出において必要経費に算入している。

イ 法人成り前の青色申告者の必要経費と法人成り後の青色申告法人の経費との比較

個人事業者が会社を設立して、個人事業で行っていた事業を会社で継続して行うことを「法人成り」というが、個人事業(医業)を行っていた青色申告者が青色申告法人を設立してその法人の代表者となっているもの94件を65税務署のうちの42税務署において抽出して、その法人成り前の青色申告者の必要経費と法人成り後の青色申告法人の経費を比較・分析することとした。比較・分析の対象としたのは、法人成り前の青色事業専従者給与と法人成り後の役員報酬(生計を一にする親族分)^(注10)であり、期間については1年間で比較するために、法人成り前については廃業した年の前年分、法人成り後については法人成りした事業年度の翌事業年度分とした。

(注10) 生計を一にする親族分 代表者と生計を一にする親族である役員に係る報酬のみを集計している。そして、法人税申告書等により代表者との続柄、住所を確認できる者のうち、配偶者並びに代表者と住所が一致する親及び子を代表者と生計を一にする親族としている。

法人成り前の青色申告者の青色事業専従者給与の合計額の状況と法人成り後の青色申告法人の役員報酬(生計を一にする親族分)の合計額の状況を比較すると、表12のとおりである。

表12 青色事業専従者給与の合計額及び役員報酬(生計を一にする親族分)の合計額の金額別事業体数
(単位：人、法人 括弧内：%)

区分	給与又は報酬の合計額	金額別							計
		0円	300万円未満	うち100万円未満	300万円以上600万円未満	600万円以上900万円未満	900万円以上1200万円未満	1200万円以上1500万円未満	
法人成り前の青色申告者	21 (22.4)	6 (6.3)	1 (1.0)	21 (22.4)	32 (34.0)	8 (8.5)	4 (4.3)	2 (2.1)	94 (100.0)
法人成り後の青色申告法人	14 (14.9)	5 (5.3)	2 (2.1)	14 (14.9)	27 (28.7)	9 (9.6)	14 (14.9)	11 (11.7)	94 (100.0)

青色事業専従者給与の合計額が1200万円以上の者は6人で6.3%(最高21,600,000円)であるが、法人成り後の役員報酬(生計を一にする親族分)の合計額が1200万円以上の法人は25法人で26.5%(最高22,700,000円)と増加している。

そして、上記94件のうち、法人成り前の青色事業専従者給与の合計額より法人成り後の役員報酬(生計を一にする親族分)の合計額の方が増加しているものは67件で71.2%であり、このうち増加率が100%以上のものも13件、13.8%ある。なお、同額であるものは17件で18.0%である。

法人成り前の青色事業専従者の人数及び給与の状況と法人成り後の役員(生計を一にする親族)の人数及び報酬の状況を比較すると、表13のとおりである。

表 13 青色事業専従者及び役員(生計を一にする親族)の給与等水準別人数 (単位:人 括弧内:%)

区 分	給与又は報酬		300万円 以上 600万円 未満	600万円 以上 900万円 未満	900万円 以上 1200万円 未満	1200万円 以上 1500万円 未満	1500万円 以上	計
	300万円 未満	うち 100万円 未満						
法人成り前の青色事業専従者	8 (10.3)	1 (1.2)	24 (30.8)	32 (41.0)	8 (10.3)	5 (6.4)	1 (1.2)	78 (100.0)
法人成り後の役員 (生計を一にする親族)	28 (25.5)	21 (19.0)	24 (21.8)	26 (23.6)	10 (9.1)	16 (14.6)	6 (5.4)	110 (100.0)
法人成り後の役員 (その他の親族)	56 (84.8)	32 (48.4)	3 (4.6)	3 (4.6)	0 (0.0)	2 (3.0)	2 (3.0)	66 (100.0)

青色事業専従者は78人(青色申告者1人当たり0.82人)である一方、法人成り後の役員(生計を一にする親族)は110人(1法人当たり1.17人)と増加している。

青色事業専従者給与についてみると、300万円未満の者は8人で10.3%、300万円以上1200万円未満の者は64人で82.0%、1200万円以上の者は6人で7.6%である。一方、法人成り後の役員報酬についてみると、300万円未満の者は28人で25.5%、300万円以上1200万円未満の者は60人で54.5%、1200万円以上の者は22人で20.0%であり、青色事業専従者給与と比べると低額な者と高額な者の割合が高い。

そして、役員報酬が300万円未満の者28人のうち、法人成り前は青色事業専従者ではなく法人成り後に新たに役員となっている者は24人である。この24人のうち、非常勤役員は15人であり、また、法人成り前は青色申告者の被扶養者であった者は18人である。

なお、生計を一にする親族ではないその他の親族の役員が66人おり、役員報酬についてみると100万円未満の者は32人(48.4%)であり、そのうち非常勤役員は24人である。

そして、法人成り前は青色事業専従者であり、法人成り後は役員となっている者73人について、これらの者の業務内容に大幅な変化があったのかについては把握できないが、法人成り前後での給与等の増減をみると、青色事業専従者給与より役員報酬の方が増加している者は53人で72.6%であり、このうち増加率が100%以上の者(最高297.3%)も11人、15.0%いる。

青色事業専従者から役員となっている配偶者に青色事業専従者給与より高額な役員報酬を支払い、さらに、被扶養者から新たに役員となっている子に役員報酬を支払っている事例を示すと、次のとおりである。

<事例6>

事業者H(医師)は、平成16年分の所得税の確定申告書において、事業収入1億0384万余円から経費等6165万余円を控除して事業所得4218万余円を算出している。上記の経費等の内訳についてみると、配偶者I(医師資格無、届出業務は受付、医療事務等)への青色事業専従者給与420万円を必要経費に算入している。そして、17年3月に法人成りしており、18年12月期の法人税の確定申告書等(収入9073万余円)における役員報酬についてみると、青色事業専従者であった配偶者Iへの役員報酬1200万円(青色事業専従者給与420万円に対して185.7%増)、Hの16年の確定申

告書において扶養控除の対象だった子Jへの役員報酬 350 万円(常勤・経理担当)、同様の子 K への役員報酬 120 万円(非常勤・監事)、合計 1670 万円を損金に算入している。

ウ 青色申告者等と関連同族法人との間の経費の支払状況

個人事業者は、自らが株主又は役員となる法人(以下「関連同族法人」という。)を設立して関連同族法人に不動産の管理委託をすることにより、親族を関連同族法人の役員にして役員報酬を支払ったり、自らが役員報酬を受け取って給与所得控除を差し引いたりすることができる。そして、この関連同族法人への管理委託費については、実態等に照らして過大な支払を行う個人事業者が散見されることから、国税庁は重点的に調査・指導を行っている。

そこで、正確な記帳による正確な申告を奨励するために設けられた青色申告制度において、前記の青色申告者である高額不動産所得者が、関連同族法人に管理委託費を支払い、そして、当該関連同族法人から本人又はその親族が役員報酬を受け取っている事態を分析することとした。

高額不動産所得者 1,054 人のうち、管理委託費等を必要経費に算入している者は 762 人(72.2%)であり、そのうち管理委託費が明らかに関連同族法人に支払われていることを申告書上で確認できる者は 21 人(2.7%) (支払先の関連同族法人は 22 法人)である。管理委託費の最低額は 1,485,714 円、最高額は 93,728,748 円であり、平均額は 24,334,557 円となっている。また、不動産賃貸料収入に対する管理委託費の割合(管理委託の対象不動産を把握できないので不動産賃貸料収入は全額としている。)は、最低 1.6%、最高 29.6% であり、平均は 12.4% となっている。

この関連同族法人 22 法人の役員報酬についてみると、すべての法人で役員である青色申告者本人又はその親族に対して役員報酬を支払っており、その状況は、表 14 のとおりである。

表 14 役員報酬の金額別人数 (単位：人)

役員報酬	300 万円未満	300 万円以上 600 万円未満	600 万円以上 900 万円未満	900 万円以上 1200 万円未満	1200 万円以上 1500 万円未満	1500 万円以上	計	平均額
役員数	17 (9)	13 (10)	11 (8)	3 (2)	7 (4)	6 (4)	57 (37)	6,903,333 円 (6,926,486 円)

(注) 損金に算入されないものは除いている。また、括弧内は、親族であり内数である。

青色申告者本人又はその親族である役員は 57 人(1 法人当たり平均 2.5 人)であり、このうち青色申告者本人は 20 人、親族は 37 人である。

役員報酬 1200 万円以上の者は 13 人で 22.8% であり、このうち親族は 8 人である。そして、役員報酬が最も高額な者は 18,000,000 円(給与所得控除 2,600,000 円)であり、役員報酬の平均額は 6,903,333 円である。

青色申告者が管理委託費を関連同族法人に支払い、その関連同族法人から本人等が役員報酬を受け取っている事例を示すと、次のとおりである。

<事例7>

不動産所得者Lは、平成18年分の所得税の確定申告書において、不動産賃貸料等収入1億7280万余円から経費等9412万余円を控除して不動産所得7868万余円を算出し、給与所得636万円(収入840万円)等と合わせて、総所得金額を8650万余円としている。上記の経費等には、関連同族法人Mへの管理委託費3600万円(不動産賃貸料等収入に対する割合20.8%)が含まれている。同法人の18年7月期の法人税の確定申告書等によると、同法人は、同人の管理委託費のみを営業収益としており、同人への役員報酬840万円(給与所得控除204万円)、配偶者Nへの役員報酬360万円(給与所得控除126万円)、合計1200万円(役員報酬の法人の経費全体に占める割合は37.8%)を損金に算入している。

(4) 青色申告特別控除の検証状況

ア 青色申告特別控除等に係る要望の状況

経済産業省は、青色申告特別控除について、青色申告の普及・奨励をしつつ、適正な記帳慣行を確立し、記帳水準を一層向上させることにより青色申告の質的向上を図り、青色申告制度の健全な発展を図ることなどのために、7、8、9、10各年度の税制改正要望において、青色申告者の勤労性を考慮した特別控除額の引上げを要望して、9年度及び14年度において、青色申告特別控除の簡易な簿記の方法により記録している者についての経過措置の延長(9年度は正規の簿記の原則に従い記録している者と同額の35万円、14年度は45万円の適用)を要望している。また、みなし法人課税の廃止によりなくなった青色申告者の勤労性への配慮として、11年度以降は、特別控除額の引上げではなく、新たな制度の創設の要望を毎年度行っている。そして、経済産業省は中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例、中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除などについて、各種の要望を行っているが、これらは青色申告の普及・奨励を図るための青色申告の特典でもある。

イ 税制改正の要望の際の検証の状況

青色申告特別控除に係る税制改正要望を経済産業省は上記のとおり7、8、9、10、14各年度において行っており、14年度の要望の内容及びその際の検証の状況は、表15のとおりである。

表15 経済産業省の平成14年度税制改正要望(青色申告特別控除関係)

	内 容
要望の内容(要約)	青色申告に係る個人事業主の勤労性に配慮するため、個人事業主の所得から給与所得控除額の1/2相当額(最低控除額65万円)を控除する制度を所得税法上に創設する。 青色申告特別控除の簡易な簿記の方法により記録している者についての適用(控除額45万円、適用期間5年~14年)を延長する。
減税見込額	調査中
政策の達成目標	青色申告者である個人事業者の勤労性を正当に評価し、法人税と所得税の間の課税の不公平を解消する。

特別措置の適用状況に関するデータの収集や特別措置の効果の測定には難しい面があるとして、この要望書においては、減税見込額欄が調査中となっていて具体的な減税見込額は記載されていなかった。また、この要望書において、青色申告者の勤労性に配慮

した新たな制度の創設も併せて要望していて、政策の達成目標欄の内容はこの新たな制度のものであり、青色申告特別控除に係る要望の達成目標は記載されておらず、政策の達成目標が明確になっていなかった。そして、同様の事態が10年度等の要望書でも見受けられた。

財務省は、経済産業省から提出を受けたこれらの要望書等に基づいて検証を行っていた。

ウ 政策評価法による検証の状況

経済産業省は、政策評価法に基づき「政策評価基本計画」(計画期間は18年度から22年度までの5年間)及び「事後評価実施計画」(毎年度)を定めて、経済産業省の行政分野全般について6政策・34施策に整理して、施策を基本的な単位とし、施策の成果に着目して設定した目標の達成度合いを評価する実績評価を行うことを基本としている。また、必要に応じて個別に事業レベルでの評価(事業評価)を行うこととしている。19年度においては、事前評価においては34施策すべてについて、事後評価においては15施策について、評価を行っている。

19年度の政策—施策—事業体系において、記帳指導等による小規模事業者の経営の改善・発達を支援するための日本商工会議所及び全国商工会連合会に対する補助金は、施策「経営革新・創業促進」の施策目標を実現するための具体的措置として位置付けられていたが、適正な記帳慣行を確立して、申告納税制度の実をあげるとともに事業経営の健全化を推進するための青色申告特別控除は、施策目標を実現するための具体的措置として位置付けられていなかった。

一方、青色申告の他の特典でもある、中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除や中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例などは、施策「経営安定・取引の適正化」などの施策目標を実現するための具体的措置として位置付けられていた。

なお、20年度から、青色申告特別控除は、施策「経営革新・創業促進」の施策目標を実現するための具体的措置として位置付けられている。

財務省は、政策評価法に基づき「政策評価に関する基本計画」(計画期間は20年度から24年度までの5年間)及び「政策評価の実施に関する計画」(毎年度)を定めて、事前評価については事業評価方式、事後評価については実績評価方式により行うことを基本としている。そして、実績評価の実施に当たり、あらかじめ財務省の主要な政策分野すべてについて、38の「政策の目標」(総合目標6、政策目標27、組織運営の方針5)、その細目となる目標(業績目標)を設定している。なお、政策目標には実施庁である国税庁が達成すべき目標も含まれており、財務省はこの目標に対する実績の評価も同様に行うことになっている。

19年度の実績評価(国税庁分を含む。)においては、業績目標「納税者の視点に立った適切な情報の提供、相談等に対する迅速かつ的確な対応」の施策として、青色申告特別控除等の特典がある青色申告制度の説明と勧奨を行うなどして青色申告の普及に努めることとなっており、その状況を把握するための指標として「所得税青色申告承認者数」が利用されていたが、青色申告特別控除そのものは実績評価に取り込まれていなかった。

4 本院の所見

(1) 検査の状況

青色申告特別控除は、青色申告の一層の普及・奨励を図り、適正な記帳慣行を確立して、申告納税制度の実をあげるとともに事業経営の健全化を推進するための特別措置であり、青色申告制度は、申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳による正確な申告を奨励するための制度である。

このような青色申告特別控除等の目的、必要経費に算入できない家事関連費等に係る議論等を踏まえて、合规性、有効性等の観点から、青色申告特別控除の適用状況、青色申告者の必要経費の状況等について、税務署の調査・指導が行われる前の納税者の自主的な申告である確定申告書等により検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 青色申告特別控除の適用状況

(ア) 営業等所得者の青色申告割合は57.2%であり、所得水準別にみると、総所得金額等1000万円以上の者で87.1%、総所得金額等300万円未満の者で50.0%となっている。

(イ) 高額営業等所得者のうち、青色申告者は93.4%、65万円控除適用者は83.8%である一方、白色申告者も6.6%いる。また、高額不動産所得者のうち、青色申告者は81.6%、65万円控除適用者は40.8%である一方、白色申告者も18.4%いる。

イ 青色申告の他の特典の適用状況

青色申告特別控除以外の青色申告の特典の適用率についてみると、高額営業等所得者において、青色事業専従者給与の必要経費算入が64.6%、一括評価による貸倒引当金の設定が48.9%、中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例が39.1%である。特典別の減税相当額を試算すると、青色申告特別控除についてはすべての者が240,500円であり、青色事業専従者給与の必要経費算入については平均額は2,511,718円で最も高い者は6,110,000円であり、青色事業専従者給与の必要経費算入の方が減税相当額は高い。

ウ 青色申告者(青色申告特別控除の適用者)の必要経費の状況等

(ア) 青色申告者の必要経費の状況

a 青色事業専従者給与についてみると、高額営業等所得者において給与額1200万円以上の者は840人のうち120人で14.2%であり、このうち、医師等の資格保有者は79人で65.8%である一方、総務、経理及び事務の者は41人で34.1%である。

b 接待交際費についてみると、高額営業等所得者において、支出額1200万円以上の者は1,212人のうち38人(最高額107,789,221円)で3.1%、対売上比率5%以上の者は56人(最高比率18.8%)で4.6%である。

c 減価償却費(事業用車両分)についてみると、高額営業等所得者及び高額不動産所得者で事業用車両の取得価額を確認できる1,040人、1,893台のうち、取得価額800万円以上の車両を保有している者は225人で21.6%、その台数は265台で13.9%である。そして、この225人のうち取得価額800万円以上の車両を複数台保有している者は33人で14.6%であり、また、この265台のうち事業割合を100%としている車両は107台で40.3%である。

(イ) 法人成り前の青色申告者の必要経費と法人成り後の青色申告法人の経費との比較
法人成り 94 件のうち、法人成り前の青色事業専従者は 78 人である一方、法人成り後の役員(生計を一にする親族)は 110 人と増加している。また、法人成り前は青色事業専従者であり、法人成り後は役員となっている者 73 人のうち、法人成り前の青色事業専従者給与より法人成り後の役員報酬の方が高い者は 53 人で、72.6% である。

(ウ) 青色申告者等と関連同族法人との間の経費の支払状況

高額不動産所得者 1,054 人のうち関連同族法人に管理委託費を支払っていることが確認できる青色申告者は 21 人(22 法人)であり、この 22 法人すべてで役員である青色申告者本人又はその親族に対して役員報酬を支払っており、その役員数は 57 人である。

エ 青色申告特別控除の検証状況

経済産業省が青色申告特別控除額に係る要望を行う際の検証においては、政策の達成目標が明確になっていないなどの課題が見受けられた。そして、財務省は提出を受けたこれらの経済産業省の検証による要望書等に基づいて検証を行っていた。

経済産業省の政策評価においては、青色申告の特典でもある、中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除などは施策目標を実現するための具体的措置として位置付けられていたが、青色申告特別控除は 19 年度までは施策目標を実現するための具体的措置として位置付けられていなかった。そして、財務省の政策評価においては、青色申告制度の説明と勧奨を行うなどして青色申告の普及に努めることとなっており、その状況を把握するための指標として所得税青色申告承認者数が利用されていたが、青色申告特別控除そのものは評価に取り込まれていなかった。

(2) 所見

申告書等による検査では、事業の実態を反映させた正確な記帳による正確な申告を行っているのかを十分には把握できない面もあるが、税務署の調査・指導が行われる前の納税者の自主的な申告である確定申告書等により検査したところ、高額所得者においても一定数の白色申告者が見受けられたり、高額な青色事業専従者給与を支払っている者、高額な接待交際費を支払っている者などが見受けられたりした。

経済産業省は、特別措置の適用状況に関するデータの収集や特別措置の効果の測定には難しい面があるとしているが、青色申告特別控除の検証の内容を一層充実することにより、政策の実効性を高めていくとともに国民に対する説明責任を果たしていくことが肝要である。

そして、財務省は、申告納税制度が適正に機能するよう、青色申告特別控除等について今後とも十分に検証していくことが肝要である。

国税庁は、申告納税制度が適正に機能するよう、記帳指導、各種説明会等を通して青色申告の普及・奨励を図ったり、申告が適正でないと認められる納税者に対して調査・指導を行ったりするなどしているところであるが、正確な記帳による正確な申告を実現するための取組を一層充実していくことが肝要である。

本院としては、今後とも特別措置の適用状況等について、引き続き注視していくこととする。

第3 都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理等の状況について

検査対象	(1) 農林水産省、国土交通省、12道府県 (2) 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁)、3県市
検査の対象とした経理処理	(1) 12道府県における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の支出に係る経理処理 (2) 平成19年5月から20年5月末までに、内部調査により明らかにされた3県市における不適正な経理処理
事態の概要	(1) 不適正な経理処理等により国庫補助事業に係る事務費等が支出されていた事態 12道府県 計 11億3713万円(平成14年度～18年度) (2) 県市における内部調査により明らかになった不適正な経理処理の事態 3県市 計 4億4035万円(平成8年度～19年度)
上記のうち国庫補助金相当額	(1) 5億5600万円 (2) 6116万円

1 検査の背景

一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金のねん出が行われていた事態が、平成18年から19年にかけて明らかになり、公金を扱う地方公共団体における経理について社会的な関心が高まっている。そして、19年6月に参議院決算委員会が行った「平成17年度決算審査措置要求決議」においても、政府に対して、地方自治体の裏金に対する指導監督について適切な措置を講ずるべきであるとされている。

このような事態は、一義的には地方公共団体自体の経理の問題であるが、不適正な経理処理の対象となった公金の中に、国庫補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。)や国の委託事業に係る委託費(以下、これらを合わせて「国庫補助金等」という。)が含まれているれば、本院としてもその状況を確認して、必要に応じて是正させる必要がある。

そこで、本院は、19年次の検査において、自ら内部調査を行い不適正経理があったことを明らかにしている13府県を対象に、不適正経理と国庫補助金等との関連について検査することとして、このうち、内部調査が最近実施されて、不適正な経理処理の金額が相当規模^(注1)になっている5府県については会計実地検査を実施した。

その結果、一部の府県において、不適正な経理処理により支払った需用費、賃金、旅費等の中に、主として、公共事業の国庫補助金に係る事務費が含まれているものがあり、また、対象年度が古く、会計書類等が保存されていないなどのため国庫補助金等との関連は不明であるが、不適正な経理処理と国庫補助金等との関連の可能性が皆無とはいえないものも含まれていることが明らかとなった。

本院はこれまでも、既往の決算検査報告において、公共事業に係る国庫補助事業の食糧

費について改善させた事項、国が都道府県に委嘱又は委託して実施している教育関係事業等に係る経費について指摘した事項、都道府県における事務費の不適正な経理処理の状況について記述した事項等を掲記して、各地方公共団体に対して広く警鐘を鳴らして自浄作用を促してきた。

しかし、上記のように、19年次の検査においても、公金意識の欠如等により国庫補助金等に関連して不適正な経理処理が行われていたことが明らかになったことから、これを極めて遺憾な事態であると考えて、平成18年度決算検査報告にその検査状況を掲記した。

そして、本院は、19年次の検査結果及び地方公共団体における予算執行の透明性が一層強く求められている昨今の状況を踏まえて、引き続き都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理等の状況について検査して、その課題について多角的に検証を行うこととした。

(注1) 5府県 大阪府、岐阜、鳥取、佐賀、長崎各県

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理等の状況について、合規性等の観点から、次の事項に着眼して検査した。

- ① 都道府県における国庫補助事業に係る事務費等の経理は適正に行われているか、国庫補助事業の目的に従って適正に使用されているか。
- ② 県市における内部調査により新たに判明した不適正な経理処理の対象となった公金の中に国庫補助金等が含まれていないか。

(2) 検査の対象及び方法

上記(1)の①及び②の項目について、次のとおり、検査の対象を選定して、それぞれの検査方法により検査した。

- ① 19年4月末までに内部調査を実施していない、若しくは内部調査の結果不適正な経理処理がなかったとした計34都道府県の中から事業規模等を勘案して11道府県を選定して、これに、昨年、会計実地検査を行った5府県のうち、内部調査の結果、不適正経理の額が多額で、対象年度に古いものが多かった岐阜県を加えた合計12道府県を検査の対象とした。そして、これらの道府県において、14年度から18年度までの間における公共事業関係の補助金等の交付額が多額となっている農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等のうち、過去に不適正な経理処理が多く行われた需用費、賃金及び旅費を対象として、支出命令書等の書類により会計実地検査を行った。

なお、不適正な経理処理等により事務費等が支出されていたことが認められた場合には、更に道府県に事態の詳細についての調査及び報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

- ② 19年5月から20年5月末までに、内部調査により不適正な経理処理が明らかになった2県(山形県、宮崎県)及び1政令指定都市(名古屋市)(以下「3県市」という。)を対象として、会計実地検査を実施する又は関係資料の提出を求めるなどして不適正経理と国庫補助金等との関連性等について検査した。

(注2) 11道府県 北海道、京都府、青森、岩手、福島、栃木、群馬、長野、愛知、和歌山、大分各県

3 検査の状況

12 道府県を対象として農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理について検査したところ、12 道府県すべてにおいて不適正な経理処理等による支出が判明したことから、これについて下記の(1)に記述するとともに、別途第3章に不当事項として掲記した。

また、3 県市が自ら行った内部調査により明らかとなった不適正経理に関しては、19 年次の検査と同様、国庫補助金等との関連性等について検査した状況について下記の(2)に記述した。

なお、農林水産省及び国土交通省所管の委託事業に係る委託費の経理に関して、下記(1)の検査と併せて12 道府県を対象として検査を実施した結果、委託費と道府県単独事業等の経費を明確に区分して経理していなかった事態等を別途第3章に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として掲記した。

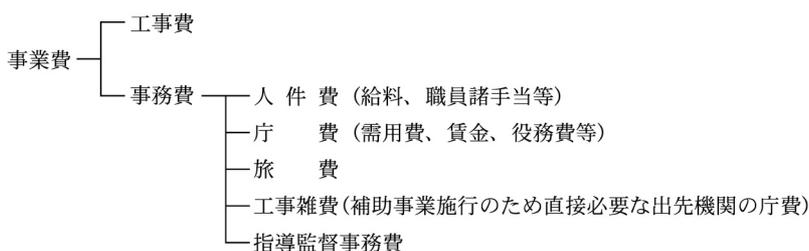
(1) 都道府県における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況

ア 国庫補助事業に係る事務費等の概要

農林水産省及び国土交通省は、土地改良法(昭和24年法律第195号)及び道路法(昭和27年法律第180号)等に基づき、それぞれ土地改良事業や道路整備事業等の公共事業を実施する都道府県に対して、事業に要する経費の一部について補助金等を交付している。これらの公共事業に係る国庫補助対象事業費には、工事費のほか事業を実施するために必要な事務費が含まれており、その内訳はおおむね次のとおりとなっている。

すなわち、事務費は、国庫補助事業に直接従事する都道府県職員の人件費(給料、職員手当等)のほか、国庫補助事業の実施のために直接必要な物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助を行わせるために雇用した臨時職員に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費等から構成されている(下図参照)。

図1 事務費の構成(国土交通省の例)



また、農林水産省所管の国庫補助事業には非公共事業も多く、これらの事業費にも需用費、賃金、旅費等が補助対象経費として含まれている(以下、非公共事業における需用費等の経費と上記の国庫補助事業に係る事務費を合わせて「国庫補助事務費等」という)。

イ 12 道府県に対する検査結果

12 道府県が14 年度から18 年度までの間に農林水産省及び国土交通省から交付を受けて執行した国庫補助事務費等について検査したところ、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費を支払ったりしていたものが、表1のとおり、12 道府県において計11 億

3713 万余円(国庫補助金相当額 5 億 5600 万余円)見受けられた(前掲不当事項 437 ページ及び 576 ページ参照)。

このように、会計実地検査を行った 12 道府県において多数の不適正な経理処理等による支出が見受けられたことから、態様ごとに事態の内容や発生原因等について分析を行った。

表 1 12 道府県における国庫補助事務費等に係る不適正経理等の状況

(単位：千円)

道府県名	国庫補助金 所管省庁名	不適正な経理処理	補助の対象外		計
		需用費	賃 金	旅 費	
北海道	農林水産省	791	1,235	14,258	16,286
	国土交通省	1,275	6,037	36,694	44,008
	計	2,067	7,273	50,953	60,294
青森県	農林水産省	696	—	4,081	4,777
	国土交通省	3,851	5,092	11,398	20,343
	計	4,547	5,092	15,480	25,121
岩手県	農林水産省	46,478	19,960	8,023	74,462
	国土交通省	17,416	1,330	14,537	33,284
	計	63,895	21,291	22,561	107,747
福島県	農林水産省	790	3,335	10,951	15,078
	国土交通省	639	12,256	5,032	17,927
	計	1,429	15,591	15,983	33,005
栃木県	農林水産省	4,345	—	270	4,615
	国土交通省	1,330	—	3,893	5,223
	計	5,675	—	4,163	9,839
群馬県	農林水産省	2,978	—	2,055	5,034
	国土交通省	3,071	—	1,813	4,884
	計	6,049	—	3,869	9,919
長野県	農林水産省	10,092	25,544	5,814	41,451
	国土交通省	1,283	2,356	6,151	9,791
	計	11,375	27,901	11,965	51,242
岐阜県	農林水産省	165	3,411	9,935	13,512
	国土交通省	38	8,317	9,966	18,322
	計	204	11,729	19,901	31,834

道府県名	国庫補助金 所管省庁名	不適正な経理処理	補助の対象外		計
		需用費	賃 金	旅 費	
愛知県	農林水産省	37,422	862	13,176	51,461
	国土交通省	23,955	12,043	42,610	78,609
	計	61,377	12,906	55,787	130,070
京都府	農林水産省	4,565	—	8,439	13,005
	国土交通省	3,256	—	32,994	36,250
	計	7,821	—	41,434	49,256
和歌山県	農林水産省	557	20,922	3,951	25,431
	国土交通省	5,343	—	5,467	10,810
	計	5,901	20,922	9,418	36,242
大分県	農林水産省	185	—	3	189
	国土交通省	3,305	154	7,782	11,243
	計	3,491	154	7,786	11,432
合 計	農林水産省	(232,387) 109,070	(165,780) 75,273	(174,932) 80,962	(573,100) 265,306
	国土交通省	(155,784) 64,767	(87,359) 47,589	(320,889) 178,343	(564,034) 290,699
	計	(388,172) 173,837	(253,140) 122,862	(495,822) 259,305	(1,137,134) 556,006

(注) 金額は国庫補助金相当額である。ただし、「合計」欄の()書きは、不適正な経理処理等により支出された国庫補助事務費等の額である。

(ア) 需用費の支払

12道府県は、物品の購入等に当たり、業者から見積書を徴するなどして契約業者を決定して、支出負担行為を行って契約した物品が納入されたことを確認(以下「検収」という。)した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

a 不適正な経理処理の態様

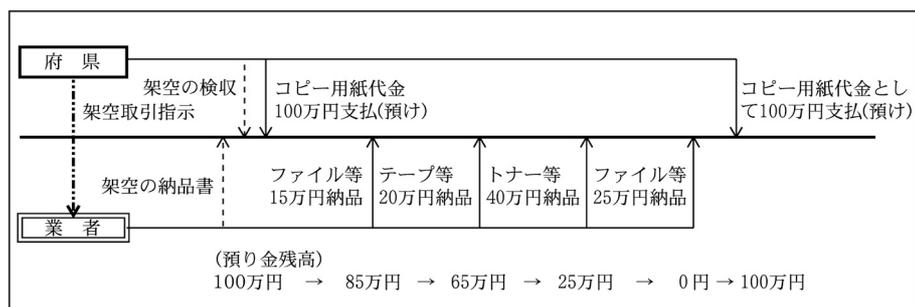
物品の購入等に係る需用費の支払について検査したところ、12道府県は、次のとおり、14年度から18年度までの間に、不適正な経理処理を行って需用費計388,172,299円(国庫補助金相当額173,837,888円)を支払っていた。

① 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

6道府県、支払額104,354,383円(国庫補助金相当額39,093,049円)

<概念図①>

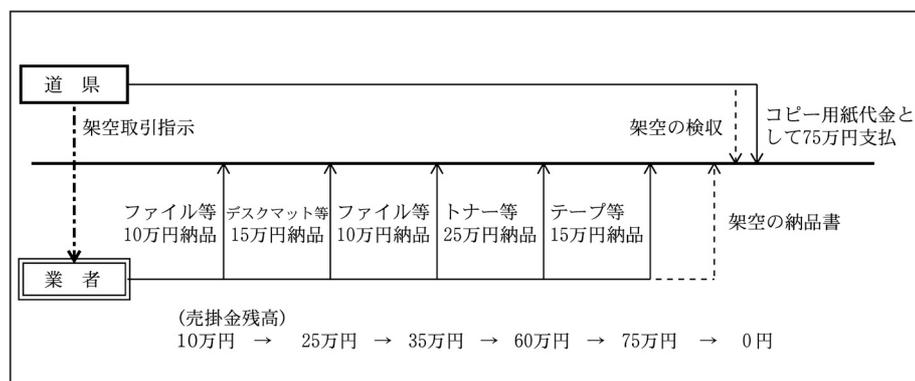


② 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

5 道県、支払額 53,307,351 円 (国庫補助金相当額 26,234,378 円)

<概念図②>

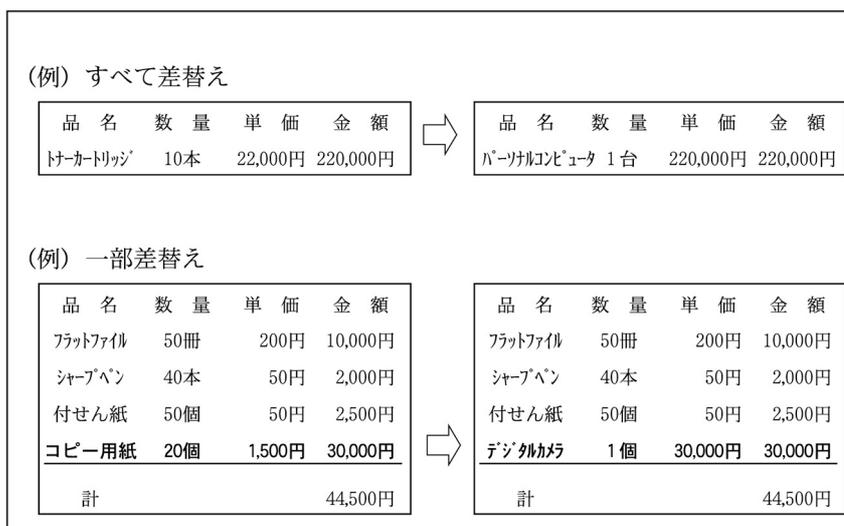


③ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

9 道府県、支払額 65,173,354 円 (国庫補助金相当額 29,310,086 円)

<概念図③>

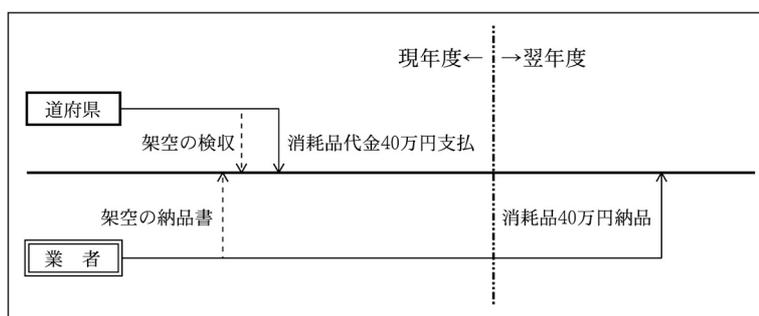


④ 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

12 道府県、支払額 148,003,866 円(国庫補助金相当額 71,419,024 円)

<概念図④>

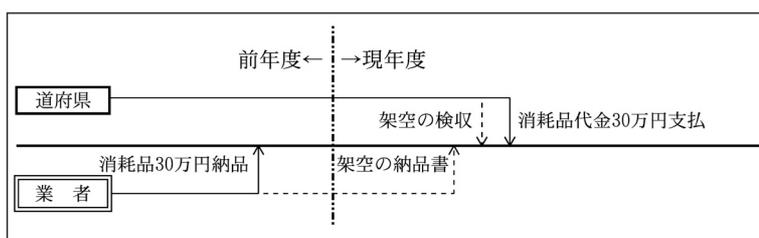


⑤ 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

11 道府県、支払額 17,333,345 円(国庫補助金相当額 7,781,351 円)

<概念図⑤>



これら①から⑤までの事態を道府県別、態様別及び年度別を示すと表2のとおりである。

表2 不適正な経理処理による需用費の支払の状況

(単位：千円)

道府県名	年度	①預け金	②一括払	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入	計
北海道	平成14	—	215	—	732	—	947
	15	—	192	7	501	40	741
	16	—	—	—	113	39	152
	17	—	—	0	—	164	164
	18	—	—	—	26	34	60
	計	—	408	8	1,372	278	2,067
青森県	14	—	—	580	114	225	921
	15	—	—	380	630	506	1,517
	16	—	—	417	128	146	692
	17	—	—	670	413	116	1,200
	18	—	—	215	—	—	215
	計	—	—	2,264	1,287	995	4,547
岩手県	14	549	7,515	3,524	7,650	—	19,239
	15	8,654	1,675	747	5,768	6	16,852
	16	8,048	2,051	1,309	3,659	19	15,088
	17	271	1,902	509	3,482	—	6,166
	18	1,046	284	1,560	3,010	645	6,547
	計	18,569	13,430	7,651	23,572	672	63,895
福島県	14	—	—	—	256	109	365
	15	—	—	—	225	—	225
	16	—	—	—	589	—	589
	17	—	—	—	232	—	232
	18	—	—	—	16	—	16
	計	—	—	—	1,320	109	1,429
栃木県	14	—	—	—	—	3	3
	15	—	—	71	—	—	71
	16	148	—	136	269	—	555
	17	27	26	86	3,318	11	3,471
	18	—	129	142	1,204	97	1,574
	計	176	155	438	4,793	112	5,675
群馬県	14	—	—	46	822	77	945
	15	—	—	10	491	202	704
	16	—	—	5	846	24	876
	17	—	—	24	783	157	965
	18	—	—	—	2,426	131	2,557
	計	—	—	86	5,370	592	6,049
長野県	14	347	1,397	101	3,561	97	5,505
	15	95	1,838	40	727	160	2,862
	16	—	1,580	92	372	130	2,176
	17	—	459	19	126	7	612
	18	—	0	78	67	71	218
	計	442	5,275	333	4,855	467	11,375
岐阜県	14	—	—	—	38	6	45
	15	—	—	—	—	22	22
	16	—	—	—	—	61	61
	17	—	—	—	70	4	75
	18	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	109	95	204
愛知県	14	3,015	1,932	6,657	588	1,075	13,269
	15	3,598	2,715	8,099	4,025	1,610	20,050
	16	3,396	779	2,279	3,524	513	10,492
	17	4,375	384	813	964	493	7,032
	18	4,591	1,152	473	3,631	682	10,532
	計	18,977	6,964	18,323	12,734	4,376	61,377

道府県名	年度	①預け金	②一括払	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入	計
京都府	14	37	—	26	1,382	45	1,492
	15	—	—	0	1,950	—	1,950
	16	—	—	12	942	—	954
	17	—	—	16	2,251	—	2,268
	18	—	—	9	1,145	1	1,156
	計	37	—	64	7,671	47	7,821
和歌山県	14	753	—	113	1,444	32	2,344
	15	—	—	—	—	—	—
	16	18	—	10	1,368	—	1,396
	17	117	—	14	1,598	—	1,730
	18	—	—	—	429	—	429
	計	889	—	138	4,840	32	5,901
大分県	14	—	—	—	1,830	—	1,830
	15	—	—	—	788	—	788
	16	—	—	—	394	—	394
	17	—	—	—	—	—	—
	18	—	—	—	476	—	476
	計	—	—	—	3,491	—	3,491
合計	14	(17,378) 4,702	(22,226) 11,062	(25,269) 11,050	(32,305) 18,420	(4,696) 1,674	(101,876) 46,911
	15	(31,573) 12,348	(12,278) 6,421	(20,891) 9,357	(31,717) 15,109	(5,296) 2,550	(101,757) 45,787
	16	(28,087) 11,611	(9,258) 4,411	(9,632) 4,262	(29,648) 12,210	(2,218) 936	(78,845) 33,432
	17	(16,458) 4,792	(6,395) 2,772	(4,597) 2,157	(26,716) 13,243	(2,067) 955	(56,234) 23,920
	18	(10,856) 5,637	(3,147) 1,566	(4,781) 2,480	(27,617) 12,434	(3,055) 1,665	(49,458) 23,785
	計	(104,354) 39,093	(53,307) 26,234	(65,173) 29,310	(148,003) 71,419	(17,333) 7,781	(388,172) 173,837

注(1) 金額は農林水産省及び国土交通省の国庫補助金相当額の合計である。ただし、「合計」欄の()書きは、不適正な経理処理により支出された国庫補助事務費等の額である。

注(2) 栃木県は平成14年度から16年度まで、和歌山県は15年度の支出決議書等の関係資料の全部又は一部が廃棄されるなどしていたため、国庫補助金相当額が算出できないものがあった。

上記のとおり、12道府県すべてにおいて、不適正な経理処理による需用費の支払の事態が多数見受けられたが、これを年度別の推移で見ると、14年度が最も多く、それ以降は減少傾向となっている。しかし、岩手県や愛知県のように、検査対象とした直近の18年度に至るまで、①預け金、②一括払及び③差替えによる架空取引を繰り返すなどして長期にわたり不適正な経理処理を継続していた県も見受けられた。

また、前記の④翌年度納入の事態は、12道府県すべてにおいて確認された。これらの中には、年度末に大量に発注していて、年度内の納品が事実上困難と認められるものや年度を越えて長期にわたり納品されないものもあるなど、需用費の予算残額を使い切ることを目的としていたと考えられるものや購入の必要性が疑わしいものも多数見受けられた。

b 会計事務手続上の問題点

前記の不適正な経理処理の態様のうち、①預け金、②一括払及び③差替えについては、業者に架空取引を行わせるなどして、支出負担行為、契約、検収等については正規の経理処理を行わず、契約した物品が納入された事実がないのに関係書類上は納入されたこととして処理していた。

また、④翌年度納入及び⑤前年度納入については、現年度には物品が納入されていないのに納入されたこととして関係書類に虚偽の日付を検収日として記載するなどしていたものである。

上記について、各道府県において、関係職員が物品の購入等に係る正規の会計事務手続を遵守して、かつ、会計機関における内部牽制^{けんせい}が機能していれば、不適正な経理処理を継続して行うことは困難であったと考えられる。

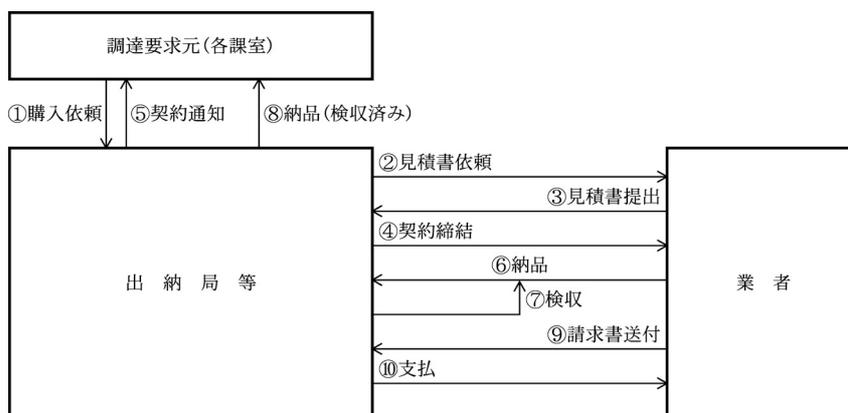
そこで、長期間にわたり預け金等の不適正な経理処理を繰り返し行っていた岩手県と愛知県について、会計事務手続に問題はなかったか、内部牽制が十分に機能する体制となっていたかなどについて個別に検証したところ、次のような状況となっていた。

① 特定の物品の購入方法を利用した預け金

岩手県は、14年度から18年度までの間に、事務用品販売業者と架空取引を行い、預け金、一括払、差替えなどにより需用費を支払い、多額の資金を業者に保有させて、契約した物品とは異なる物品を納入させていた。

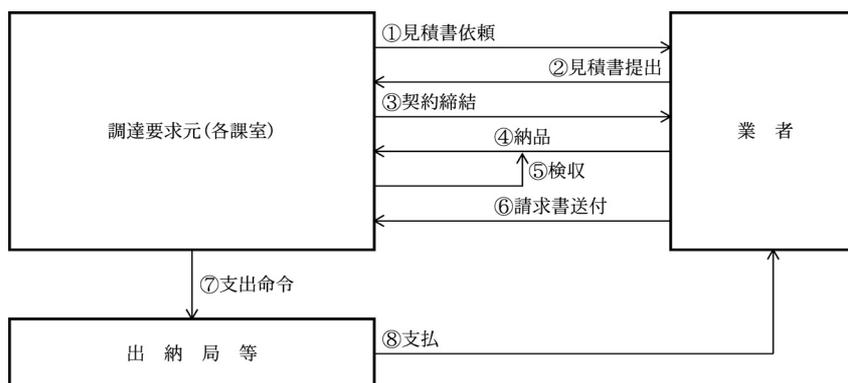
同県における通常の商品の購入に係る会計事務手続は図2のとおりであり、会計機関である出納局等が、見積書依頼、契約、検収、支払に至るまで行うこととしている。

図2 岩手県における通常の商品の購入に係る会計事務手続



一方、機器の修理に使用する部品等で各課室で調達した方が効率的なものや、新聞、図書、雑誌等の価格が定まっているものなど特定の物品の購入については、上記の方法によらず、図3のように、調達要求元の各課室が、見積書依頼、契約、検収に至るまでの会計事務手続を、会計機関である出納局等を通さずにできることとなっている。

図3 岩手県における特定の物品の購入に係る会計事務手続



同県の一部の部局は、年度内に使い切れなかった需用費の予算残額を消化するなどのために、主に出納局等を通さずに調達できる特定の物品の購入方法を利用して、年度末に大量の物品を購入したとする架空取引を業者に指示して、契約した物品がすべて年度内に納入されたこととする虚偽の内容の関係書類を作成することにより、出納局等に需用費の支払を行わせていた。

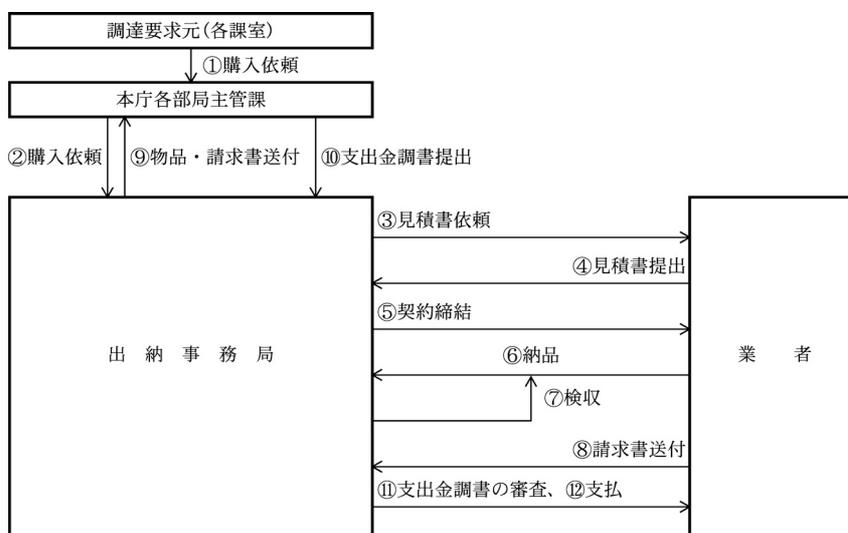
② 出先機関における預け金

愛知県の出先機関である農林水産事務所及び建設事務所は、14年度から18年度までの間に、事務用品販売業者と架空取引を行い、預け金、一括払、差替えなどにより需用費を支払い、多額の資金を業者に保有させて、契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていた。

同県の本庁及び出先機関における少額の物品購入を随意契約で行う場合の会計事務手続は、次のとおりとなっている。

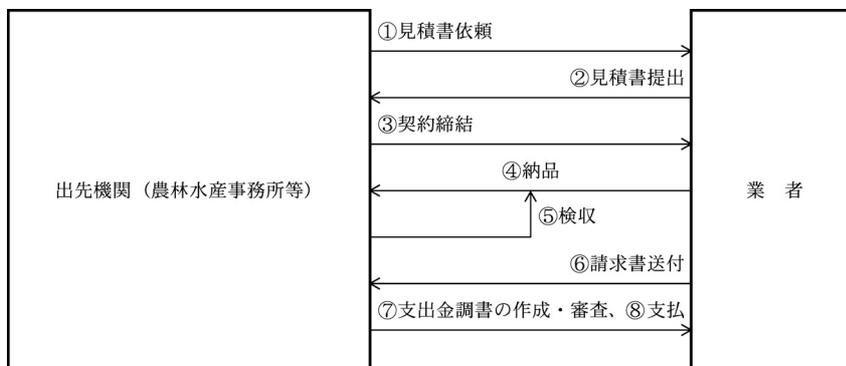
本庁では、図4のとおり、会計機関である出納事務局において見積書依頼、契約、検収、支払に至るまでの会計事務手続を行っており、調達要求元の各課室は直接業者に発注できないこととなっている。

図4 愛知県本庁における物品の購入に係る会計事務手続



一方、出先機関の農林水産事務所等は、契約権限等が委任されており、図5のとおり、出納事務局を通さずに契約、検収、支払に至るまでの会計事務手続を独自に行うことができることとなっている。

図5 愛知県の出先機関(農林水産事務所等)における物品の購入に係る会計事務手続



そして、同県内の多くの出先機関は、事務用品販売業者に架空取引を指示して、虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、多額の資金を預け金として業者に保有させて、契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていた。

上記のとおり、岩手県及び愛知県のいずれの事態も、調達要求元である各課室や出先機関において、出納事務局等を通さず直接業者に発注ができるなど内部牽制が十分に機能しない状況となっていた。特に検収については、契約した物品が納入されているかについての確認を行うことなく、虚偽の日付を検収日として記入するなどして関係書類の体裁を整えることにより需用費を支払っていた。

c 不適正な経理処理が続いた要因

このように需用費の支払について不適正な経理処理を行っていた事態について、各道府県は、その主な理由を表3のとおりとしている。

表3 不適正な会計経理を行っていた理由

態 様	主 な 理 由
①預 け 金	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事務費等は使い切るといった認識により、返還が生じないように対処した。 ・会計経理担当職員に、物品の購入等、検収、支払等の一連の経理処理を任せきりにしていた。
②一 括 払	<ul style="list-style-type: none"> ・随時、納入された物品に対して、事務手続の省力化を図るために、その都度経理処理を行うことなく、後日、一括して支払った。
③差 替 え	<ul style="list-style-type: none"> ・備品購入の予算がないことから、他の消耗品の品目に書き換えた書類を作成して、需用費で購入したこととした。 ・発注した物品と異なる物品が納入されてもそのまま検収していた。
④翌年度納入	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の年度内消化を優先させた結果、年度末に発注が集中して納品が間に合わないものについても現年度予算で執行したこととして経理処理をした。 ・年度末の発注や検収が多忙となる中で、納品日を確認せず、翌年度予算で支払うべきものを現年度の需用費で支払った。
⑤前年度納入	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の計画的な執行が欠如していたため、現年度の予算が不足した結果、翌年度の予算で支払った。

事態の発生原因としては、上記のとおり、各道府県における会計経理担当職員の会計法令を遵守した予算の執行に対する意識等が希薄であったこと及び公金の取扱いの重要性に対する認識が欠如していたことが挙げられる。また、前記のとおり、物品の購入等に係る会計事務手続について内部牽制がほとんど機能していなかったことが、長期間にわたって繰り返し不適正な事態を継続させてきた要因と考えられる。

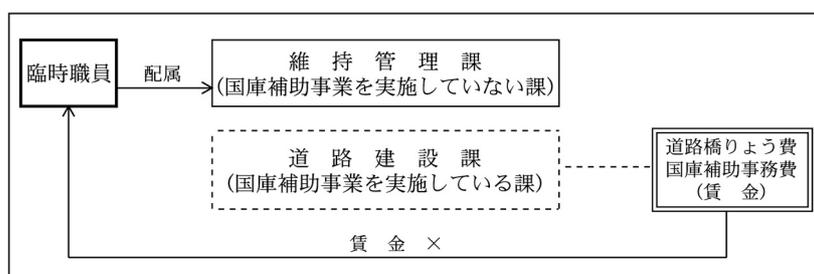
(イ) 賃金の支払

臨時職員に対する賃金の支払状況について検査したところ、9道県において、14年度から18年度までの間に、計253,140,098円(国庫補助金相当額122,862,636円)を補助の対象とならない用途に使用していた。

① 国庫補助事業を行っていない部署に配属された臨時職員に対する賃金の支払

5道県は、14年度から18年度までの間に、国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対して、国庫補助事務費等が支出される科目から賃金計29,774,871円(国庫補助金相当額16,976,303円)を支払っていた。

<概念図 ⑥>



上記の事態を、道県別、所管別及び年度別に示すと表4のとおりである。

表4 国庫補助事業を行っていない部署に配属された臨時職員に対する賃金の支払状況

(単位：千円)

道県名	所管	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
北海道	国土交通省	1,315	1,225	1,143	1,093	1,259	6,037
岩手県	国土交通省	413	298	—	—	135	847
長野県	農林水産省	271	75	—	—	—	347
	国土交通省	—	—	—	928	579	1,507
	計	271	75	—	928	579	1,854
愛知県	国土交通省	1,436	1,104	1,053	2,099	2,388	8,082
大分県	国土交通省	—	—	—	71	83	154
合計	農林水産省	(675) 271	(210) 75	(—) —	(—) —	(—) —	(886) 347
	国土交通省	(5,294) 3,164	(4,391) 2,628	(3,640) 2,197	(7,649) 4,192	(7,913) 4,446	(28,888) 16,629
	計	(5,969) 3,436	(4,601) 2,703	(3,640) 2,197	(7,649) 4,192	(7,913) 4,446	(29,774) 16,976

(注) 金額は国庫補助金相当額である。ただし、「合計」欄の()書きは、補助の対象とならない用途に支出された国庫補助事務費等の額である。

上記のとおり、所管省庁別にみると、そのほとんどは国土交通省の国庫補助事務費に係るものとなっていた。そこで、国土交通省の国庫補助事務費に係る賃金について、臨時職員が配属された部署をみると、表5のとおり、主に道路の維持管理を担当する部署に配置された臨時職員に対する支払が最も多く、全体の44.5%となっていた。

表5 臨時職員が配属された部署別の賃金内訳(国土交通省分)

(単位：千円)

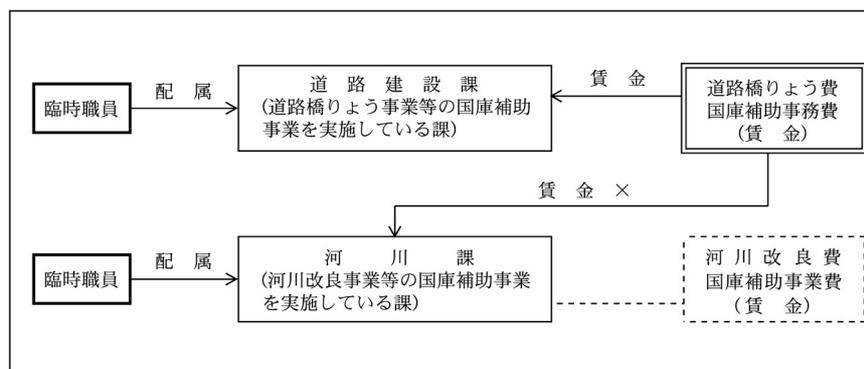
部署名	維持管理	受付事務	環境政策	建築指導	その他	計
(国庫補助事務費)	(14,915)	(8,649)	(2,599)	(1,106)	(1,617)	(28,888)
国庫補助金相当額	7,403	6,037	1,507	847	833	16,629
[構成比]	[44.5%]	[36.3%]	[9.1%]	[5.1%]	[5.0%]	

上記のとおり、国土交通省関係の公共事業を主に担当する各道県の建設部等の部署には、道路の維持管理等必ずしも国土交通省の国庫補助事業を実施していない部署もあり、これらの部署に配属された臨時職員に対しては、県の単独事業費を財源とした支出科目から賃金を支払うべきであった。

② 他の国庫補助事業に係る支出科目からの賃金の支払

8道県は、14年度から18年度までの間に、臨時職員が配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金計223,365,227円(国庫補助金相当額105,886,333円)を支払っていた。

<概念図 ⑦>



上記の事態を、道県別、所管別及び年度別に示すと表6のとおりである。

表6 臨時職員が配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払っていたもの

(単位：千円)

道県名	所 管	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	計
北海道	農林水産省	984	—	—	—	251	1,235
青森県	国土交通省	226	—	521	2,484	1,859	5,092
岩手県	農林水産省	1,911	2,188	3,364	5,682	6,812	19,960
	国土交通省	—	—	—	483	—	483
	計	1,911	2,188	3,364	6,166	6,812	20,443
福島県	農林水産省	992	1,739	287	229	86	3,335
	国土交通省	3,325	1,531	2,146	2,460	2,792	12,256
	計	4,317	3,271	2,434	2,690	2,879	15,591
長野県	農林水産省	14,278	3,577	3,227	3,366	748	25,197
	国土交通省	322	412	35	12	66	849
	計	14,600	3,989	3,262	3,378	815	26,046
岐阜県	農林水産省	997	1,823	292	144	153	3,411
	国土交通省	1,041	2,078	2,061	1,908	1,228	8,317
	計	2,038	3,902	2,354	2,052	1,381	11,729
愛知県	農林水産省	382	161	97	131	89	862
	国土交通省	530	610	811	637	1,371	3,960
	計	913	771	908	768	1,461	4,823
和歌山県	農林水産省	892	2,759	7,174	2,959	7,136	20,922
合計	農林水産省	(40,859) 20,438	(25,751) 12,249	(34,066) 14,443	(28,840) 12,513	(35,375) 15,279	(164,893) 74,925
	国土交通省	(10,705) 5,446	(8,904) 4,631	(10,315) 5,577	(14,684) 7,985	(13,860) 7,318	(58,471) 30,960
	計	(51,565) 25,885	(34,656) 16,881	(44,381) 20,021	(43,524) 20,499	(49,236) 22,598	(223,365) 105,886

(注) 金額は国庫補助金相当額である。ただし、「合計」欄の()書きは、補助の対象とならない用途に支出された国庫補助事務費等の額である。

上記の事態を所管省庁別にみると、多くは農林水産省の国庫補助事務費等に係るものとなっていた。そこで、農林水産省の国庫補助事務費等に係る賃金について、臨時職員が配属された部署別にみると、表7のとおり、公共事業(土地改良事業等)以外に係る業務を主に担当する部署(以下「非公共事業担当部署」という。)である農政課等が多く、全体の72.7%を占めている。そして、非公共事業担当部署の臨時職員に支払われた賃金の国庫補助金相当額5447万余円のうち4470万余円は、主に公共事業を担当する部署(以下「公共事業担当部署」という。)に係る支出科目から支払われていた。

表7 臨時職員が配属された部署別の賃金内訳(農林水産省分)

(単位：千円)

臨時職員が配属された部署		臨時職員が配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から支払われた賃金		
			うち公共事業担当部署に係る支出科目から支払われた賃金	うち非公共事業担当部署に係る支出科目から支払われた賃金
非公共事業担当部署	(国庫補助事務費等)	(121,623)	(99,206)	(22,417)
	国庫補助金相当額	54,470	44,705	9,764
	[構成比]	[72.7%]		
公共事業担当部署	(国庫補助事務費等)	(43,270)	(40,865)	(2,404)
	国庫補助金相当額	20,455	19,290	1,164
	[構成比]	[27.3%]		
計	(国庫補助事務費等)	(164,893)	(140,072)	(24,821)
	国庫補助金相当額	74,925	63,996	10,929

国庫補助事務費等の額は、主に国庫補助事業ごとに事業費の額に応じて算出されるため、事業費の大きな公共事業担当部署の方が国庫補助事務費等の賃金予算の配分が多くなる。一方、非公共事業担当部署は、公共事業担当部署と比較すると事業費が小さいため、国庫補助事務費等の賃金予算の配分も少ない。このため、賃金予算が多く配分される公共事業担当部署の予算科目から、非公共事業担当部署に配置された臨時職員の賃金を支払っていたと思料されるものが多く見受けられた。

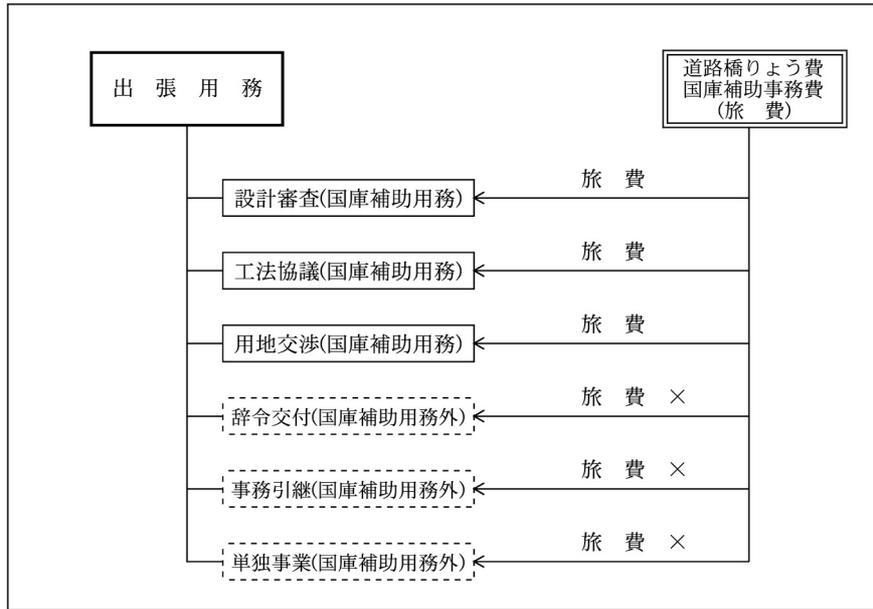
前記①及び②の事態が生じた理由について、上記の道県は、臨時職員の配置の目的を十分に認識しないまま賃金を支払ったこと、国庫補助事務費等の賃金を国庫補助事業の目的どおりに使用することについての認識が十分でなかったことなどとしている。

(ウ) 旅費の支払

職員の旅費の支払について検査したところ、12道府県すべてにおいて、14年度から18年度までの間に、計495,822,457円(国庫補助金相当額259,305,760円)を補助の対象とならない用途に使用していた。

<概念図 ⑧>

第4章 第4節 特定検査対象に関する検査状況 第3



上記の事態を、道府県別、所管別及び年度別に示すと表8のとおりである。

表8 国庫補助事業の対象とならない用務で出張した職員に対する旅費の支払状況

(単位：千円)

道府県名	所管	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
北海道	農林水産省	3,824	4,345	2,405	1,919	1,762	14,258
	国土交通省	8,438	10,154	7,763	4,809	5,530	36,694
	計	12,262	14,500	10,169	6,728	7,292	50,953
青森県	農林水産省	1,341	597	552	723	865	4,081
	国土交通省	2,534	2,475	2,329	1,835	2,223	11,398
	計	3,876	3,072	2,882	2,559	3,089	15,480
岩手県	農林水産省	1,901	1,679	1,671	1,650	1,120	8,023
	国土交通省	3,833	3,607	3,186	2,069	1,840	14,537
	計	5,734	5,287	4,858	3,720	2,960	22,561
福島県	農林水産省	1,191	2,107	2,447	3,397	1,809	10,951
	国土交通省	1,527	1,393	875	782	453	5,032
	計	2,718	3,500	3,322	4,179	2,262	15,983
栃木県	農林水産省	—	—	—	112	157	270
	国土交通省	18	60	212	1,933	1,667	3,893
	計	18	60	212	2,046	1,825	4,163
群馬県	農林水産省	662	335	364	489	203	2,055
	国土交通省	106	154	472	386	692	1,813
	計	768	490	836	875	896	3,869
長野県	農林水産省	1,177	976	1,423	1,053	1,184	5,814
	国土交通省	2,212	1,092	1,300	912	633	6,151
	計	3,389	2,069	2,723	1,965	1,818	11,965
岐阜県	農林水産省	2,244	3,596	2,269	1,224	600	9,935
	国土交通省	705	1,972	1,728	2,642	2,917	9,966
	計	2,950	5,568	3,997	3,866	3,518	19,901
愛知県	農林水産省	2,808	3,140	2,813	2,624	1,789	13,176
	国土交通省	6,485	7,606	7,848	10,171	10,499	42,610
	計	9,293	10,746	10,661	12,796	12,289	55,787
京都府	農林水産省	1,674	1,197	1,925	1,975	1,665	8,439
	国土交通省	2,695	4,370	6,088	11,049	8,790	32,994
	計	4,370	5,568	8,014	13,024	10,456	41,434
和歌山県	農林水産省	—	—	1,954	1,036	961	3,951
	国土交通省	—	—	2,601	1,889	976	5,467
	計	—	—	4,555	2,925	1,937	9,418
大分県	農林水産省	3	—	—	—	—	3
	国土交通省	2,551	966	1,750	1,993	521	7,782
	計	2,555	966	1,750	1,993	521	7,786
合計	農林水産省	(35,460) 16,829	(36,899) 17,975	(37,256) 17,827	(36,938) 16,208	(28,377) 12,121	(174,932) 80,962
	国土交通省	(57,574) 31,111	(59,978) 33,853	(63,012) 36,156	(72,802) 40,474	(67,522) 36,746	(320,889) 178,343
	計	(93,034) 47,940	(96,877) 51,829	(100,269) 53,984	(109,741) 56,682	(95,899) 48,867	(495,822) 259,305

注(1) 金額は国庫補助金相当額である。ただし、「合計」欄の()書きは、補助の対象とならない用途に支出された国庫補助事務費等の額である。

注(2) 栃木県は平成14年度から16年度まで、和歌山県は14、15両年度の旅行命令簿等の関係資料の全部又は一部が廃棄されるなどしていたため、補助の対象とならない用途に支払われた旅費が特定できないものがあった。

また、上記の旅費について用務内容別に分類すると表9のとおりである。

表9 旅費の用務内容別内訳表

(単位：千円)

用 務 内 容	農林水産省所管補助金等	国土交通省所管補助金等	計
①辞令交付、あいさつ回り、人事異動に伴う事務引継等通常業務	11,315 [14.0%]	11,392 [6.4%]	22,708 [8.8%]
②道府県単独事業に係るしゅん功検査、用地交渉等	3,486 [4.3%]	25,854 [14.5%]	29,340 [11.3%]
③道府県のイベント事業(フェスティバル等)等への参加	8,541 [10.5%]	6,530 [3.7%]	15,072 [5.8%]
④起工式、開通式等記念式典の出席	2,500 [3.1%]	3,156 [1.8%]	5,656 [2.2%]
⑤部長等の管内視察及びその随行	1,100 [1.4%]	3,570 [2.0%]	4,670 [1.8%]
⑥各種協議会・期成同盟会等任意団体の総会、決起集会の参加	6,070 [7.5%]	32,528 [18.2%]	38,599 [14.9%]
⑦新採用職員研修等国庫補助事業に関係しない研修等への出席	14,110 [17.4%]	17,602 [9.9%]	31,713 [12.2%]
⑧外部団体が主催するセミナー、シンポジウム等のうち国庫補助事業の実施に直接関係しない研修等への出席	28,092 [34.7%]	62,574 [35.1%]	90,667 [35.0%]
⑨その他国庫補助事業と直接の関連性が認められない出張	5,742 [7.1%]	15,133 [8.5%]	20,876 [8.1%]
計	(174,932) 80,962	(320,889) 178,343	(495,822) 259,305

注(1) 金額は国庫補助金相当額である。ただし、「計」欄の()書きは、補助の対象とならない用途に支出された国庫補助事務費等の額である。また[]書きは全体に占める構成比である。

注(2) ⑧の集計に当たっては、国庫補助事業の実施に直接必要と認められる技術研修等は除いている。

このような事態が生じた理由について、前記の道府県は、国庫補助事務費等で執行できる旅費の範囲を拡大して解釈していたこと、出張の用務内容を正確に把握しないまま旅費を支払ったこと、国庫補助事務費等の旅費について目的どおりに使用することの認識が十分でなかったことなどとしている。

(2) 内部調査により不適正な経理処理が明らかになった県等の状況

ア 新たな内部調査により明らかになった不適正な経理処理と国庫補助金等との関連

19年5月以降、20年5月末までの間に行われた内部調査によって新たに不適正な経理処理が明らかになった3県市を対象として、内部調査の実施状況や不適正な経理処理の具体的な内容、不適正な経理処理と国庫補助金等との関連について検査したところ、以下のような状況となっていた。

(ア) 宮崎県

a 県による調査の実施

宮崎県は、19年1月に、知事が就任あいさつで、県庁に裏金はないかと発言して、その後、同年5月に、1出先機関において、物品調達や金銭の取扱いに関する不適正な経理処理が行われている事態が判明したことを受けて、同月に、不適正な経理処理の徹底的な実態解明等に関する調査に着手して、同年9月に調査結果を公表した。

その後、県は、調査結果に係る再発防止策を推進していく中で、その徹底を図るためには、不適正な経理処理の実態をより明確にする必要があるとの認識に基づいて、更に調査結果の精査を行った。

b 不適正な経理処理の内容等(県の調査結果の概要)

県の調査結果によれば、資金のねん出等は次のような手法等により行われた。

① 「預け」

物品の納品なしに代金名目で一定額を納入業者に支払い、後の物品購入等の代金として、納入業者に管理させていたもの(前掲(1)イ(ア)aの不適正な経理処理の態様の「①預け金」と同様の事態)

② 「書き換え」

消耗品等の発注を行い、その支払った金額で発注と異なる物品等を購入したものの(同「③差替え」と同様の事態)

③ 「不適正な現金等」

部署内に保管されている預金通帳や現金又は金券等のうち、公金としての収入手続を怠るなど不適正な経理処理に起因するもの、その他目的・性格が不明瞭なもの

このうち、「預け」は、292部署のうち56部署において行われていて、表10-1のとおり、その総額は、14年度期首残高5582万余円、14年度から19年度までの発生額2億1535万余円、計2億7118万余円とされている。

また、「書き換え」は、35部署において行われていて、表10-2のとおり、その総額は5326万余円(14年度から19年度まで)とされており、「不適正な現金等」は、13部署が関係していて、表10-3のとおり、総額408万余円(14年度から19年度まで)あったとされている。

表10-1 「預け」の推移(56部署)

(単位：千円)

年度区分	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計	「預け」の総額
期首残高	55,829	70,483	61,110	44,824	30,391	5,721		太枠計 271,186
発生額	63,152	42,309	54,342	42,198	13,000	354	215,357	
使用額	48,498	51,682	70,628	56,631	37,670	506	265,617	
期末残高	70,483	61,110	44,824	30,391	5,721	5,569		

注(1) 上記の計数については、県による調査結果の精査後の内容によっている。

注(2) 平成14年度の発生額6315万余円には、13年度出納閉鎖期間分が一部含まれている。

表 10-2 「書き換え」の推移(35 部署)

(単位：千円)

年度 区分	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
書き換え額	5,778	6,218	12,463	13,584	14,991	230	53,266

(注) 平成 14 年度の書き換え額 577 万余円には、13 年度出納閉鎖期間分が一部含まれている。

表 10-3 「不適正な現金等」の推移(13 部署)

(単位：千円)

年度 区分	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計	「不適正な現金等」の総額
期首残高	2,512	2,511	2,220	2,187	2,025	1,910		太枠計 4,081
発生額	424	248	219	325	336	14	1,569	
使用額	425	539	252	487	451	3	2,159	
期末残高	2,511	2,220	2,187	2,025	1,910	1,921		

これら①から③までの手法等でねん出等された資金の用途については、事務用品等が中心であり、そのほとんどが公的使用と確認されているが、中には職場の親睦会等で負担すべき内容のものなど不適切な支出と認められるものもあったとされている。ただし、個人的使用はなかったとされている。

c 不適正な経理処理と国庫補助金等との関連

上記の県の調査結果では、不適正な経理処理と国庫補助金等との関連については明らかにされていないことから、これについて会計実地検査を行ったところ、次のような状況となっていた。

(a) 「預け」と国庫補助金等との関連

① 国庫補助金等との関連の有無が確認できたもの

「預け」が行われていた 56 部署のうち、33 部署における「預け」の中には、公共事業に係る国庫補助事務費等を中心とした国庫補助事業に係る支出が含まれており、これについて支出命令書等の書類に基づいて検査したところ、表 11 のとおり、国庫補助事業に係る支出に相当する額(以下「国庫補助対象相当額」という。)は計 1 億 0364 万余円(13 年度から 18 年度まで)、これに係る国庫補助金等相当額は計 5197 万余円(同)となっていた。

表11 「預け」に関する国庫補助金等相当額の所管別・年度別分類

(単位：千円)

所管	区分	年 度						計
		平成13	14	15	16	17	18	
厚生労働省	国庫補助対象相当額	—	75	348	287	249	—	961
	国庫補助金等相当額	—	39	189	145	118	—	493
農林水産省	国庫補助対象相当額	—	36,237	14,536	26,610	9,915	301	87,601
	国庫補助金等相当額	—	16,624	7,460	13,795	5,236	104	43,221
国土交通省	国庫補助対象相当額	—	3,659	3,049	4,727	2,633	662	14,732
	国庫補助金等相当額	—	1,760	1,601	2,717	1,576	424	8,080
文部科学省	国庫補助対象相当額	4	97	28	121	—	—	251
	国庫補助金等相当額	2	48	14	60	—	—	125
環境省	国庫補助対象相当額	—	9	13	12	10	—	45
	国庫補助金等相当額	—	2	4	4	4	—	15
防衛省	国庫補助対象相当額	—	25	30	—	—	—	56
	国庫補助金等相当額	—	20	23	—	—	—	43
計	国庫補助対象相当額	4	40,103	17,977	31,760	12,798	964	103,648
	国庫補助金等相当額	2	18,496	9,269	16,722	6,931	529	51,979

② 国庫補助金等との関連の有無が確認できなかったもの

56 部署のうち 33 部署 (28 部署は上記の①と重複) の 13 年度以前に行われた「預け」については、会計書類等が保存期限 (5 年) の経過により既に廃棄されていたことなどから、国庫補助金等との関連の有無は確認できなかった。

しかし、この 33 部署のうち 31 部署に対して、18 年度における国庫補助金等が配賦されていた。このため、13 年度以前に行われた「預け」についても、国庫補助金等との関連の可能性が皆無とはいえない状況である。

(b) 「書き換え」と国庫補助金等との関連

「書き換え」が行われていた 35 部署について、(a)の「預け」と同様の方法により国庫補助金等との関連を検査したところ、このうち、29 部署において、国庫補助対象相当額が 893 万余円、これに係る国庫補助金等相当額が計 462 万余円含まれていた。

これを所管別及び年度別に示すと、表 12 のとおりである。

表12 「書き換え」に関する国庫補助金等相当額の所管別・年度別分類

(単位：千円)

所管	区分	年 度						計
		平成 14	15	16	17	18	19	
厚生労働省	国庫補助対象相当額	—	—	18	149	—	—	168
	国庫補助金等相当額	—	—	18	87	—	—	105
農林水産省	国庫補助対象相当額	49	24	2,134	2,865	2,245	61	7,381
	国庫補助金等相当額	33	12	1,000	1,457	1,206	35	3,745
国土交通省	国庫補助対象相当額	—	256	183	416	513	—	1,370
	国庫補助金等相当額	—	147	93	231	283	—	756
環 境 省	国庫補助対象相当額	—	—	—	0	—	—	0
	国庫補助金等相当額	—	—	—	0	—	—	0
防 衛 省	国庫補助対象相当額	—	—	—	10	5	—	16
	国庫補助金等相当額	—	—	—	7	4	—	12
計	国庫補助対象相当額	49	281	2,337	3,442	2,764	61	8,936
	国庫補助金等相当額	33	159	1,112	1,784	1,494	35	4,620

(c) 「不適正な現金等」と国庫補助金等との関連

「不適正な現金等」があった13部署のうち、7部署の259万余円については、農産物の売却代金等を県の収入とせず保管していたものなどであり、国庫補助金等との関連がないことを確認した。

また、7部署(1部署は上記7部署と重複)の148万余円については、発生原因の不明な現金が金庫に保管されていたものなどであり、事実関係を裏付ける関係書類がないことなどから、国庫補助金等との関連の有無は確認できなかった。

d 事態の発生原因

上記のように、不適正な経理処理により資金がねん出されるなどしていた背景としては、県の調査報告書によれば、職員の意識の中に公金意識や法令遵守意識が欠如していたこと、物品の調達・管理システムが十分に機能していなかったこと、予算の執行管理が適正に行われていなかったことなどを挙げている。

このほか、不適正な経理処理の対象となった公金の中に国庫補助金等が含まれていた部署においては、国庫補助事業に係る適正な経理についての認識が十分でなかったことなども要因と考えられる。

e 返還及び再発防止策の策定

(a) 返還

県は、「預け」及び「書き換え」について、その用途が公的な使用と認められた分のそれぞれ85%相当額を控除した額に利子相当額、外部調査委員会等の費用を加えるなどした額の計7611万余円を、関係者並びに職員及び退職職員から県に返還させることとしており、19年12月現在で、全額を県に返還させていた。また、「不適正な現金等」についても、現在残高のうち県費以外を財源としているものを除いた額及び不適切な支出を行っている額の計203万余円を県に返還させる

ことなどとして、19年12月には全額を県に返還させていた。

そして、「預け」及び「書き換え」の中に含まれていた国庫補助金等相当額の国庫への返還等については、20年9月末現在、13万余円が国庫に返還されていたが、それ以外は関係省庁と協議中である。

(b) 再発防止策の策定

県は、19年9月以降に、①職員のコンプライアンスの徹底、②物品調達システムの改善、③迅速な予算執行への対応、④監査等の充実・強化、⑤内部通報制度の充実などを内容とする再発防止策を策定して、逐次実施している。

(イ) 名古屋市

a 市による調査の実施

名古屋市は、19年9月に、裏金の存在を示唆する情報があったことから、翌月に、不適正な会計処理による現金等の保管の有無等について、全庁的な調査に着手して、その結果を同年12月に公表した。

b 不適正な経理処理の内容等(市の調査結果の概要)

市の調査結果によれば、本庁1局及び7区役所(8部署)において、臨時的任用職員の賃金の水増し請求・同架空請求や選挙関係委託料の水増し請求等の不適正な経理処理により資金がねん出されており、表13のとおり、その総額は、内部調査時の保管額2718万余円、出金総額7419万余円(10年度から19年度まで)、計1億0138万余円とされている。

表13 不適正な経理処理に係る資金の額

(単位：千円)

区 分	内部調査時現在の保管額	平成10年度～19年度の出金総額	計
不適正な経理処理の額	27,187	74,197	101,384

そして、上記の8部署における不適正な経理処理に係る資金の用途は、臨時職員の賃金、備品及び消耗品の購入、慶弔費、交通費、残業時の食事代、懇親会等の飲食経費等とされている。

c 不適正な経理処理と国庫補助金等との関連

上記の市の調査結果では、不適正な経理処理と国庫補助金等との関連については明らかにされていないが、内部調査後、一部(下記(a)のうち選挙の事務に関する分)については、市でもその把握に着手していたことから、これを含めて会計実地検査を行ったところ、次のような状況となっていた。

(a) 国庫補助金等との関連の有無が確認できたもの

前記8部署のうち、5部署は、総務省から委託される国会議員の選挙に関する事務、総務省及び経済産業省から委託される統計調査に関する事務、厚生労働省の国庫補助事業である児童手当等の事務及び保健事業費の事務を実施していた。そして、これら事務の実施に当たり、5部署は、役務契約に係る請負業者への支払金額を水増しして請求したり、臨時職員の賃金の架空請求等を行ったりして資金をねん出して、臨時職員への賃金、備品及び消耗品の購入、残業時の食事代、懇親会等の飲食経費等として費消していた。

上記の事態に関して、業者への実際の支払金額及び臨時職員の実際の勤務状況

に係る資料や会計書類等に基づいて検査したところ、表14のとおり、5部署において、不適正な経理処理が行われた445万余円(13年度から18年度まで)のうち、国庫補助対象相当額440万余円、これに係る国庫補助金等相当額393万余円が含まれていた。

表14 国庫補助金等相当額の所管別・年度別分類

(単位：千円)

所管	区分	年 度						計
		平成13	14	15	16	17	18	
総務省	国庫補助対象相当額	373	—	1,339	1,283	430	—	3,426
	国庫補助金等相当額	373	—	1,339	1,283	430	—	3,426
厚生労働省	国庫補助対象相当額	—	212	85	—	397	265	962
	国庫補助金等相当額	—	182	84	—	132	88	487
経済産業省	国庫補助対象相当額	—	—	—	15	—	—	15
	国庫補助金等相当額	—	—	—	15	—	—	15
計	国庫補助対象相当額	373	212	1,424	1,299	827	265	4,404
	国庫補助金等相当額	373	182	1,423	1,299	562	88	3,930

(b) 国庫補助金等との関連の有無が確認できなかったもの

上記(a)の分を除く8部署の不適正な経理処理については、13年度以前に行われるなどしており、これらについては、会計書類等が保存期限(5年)の経過により既に廃棄されていたことなどから、国庫補助金等との関連の有無は確認できなかった。

しかし、この8部署のうちの7部署に対して、18年度における国庫補助金等が配賦されていた。このため、13年度以前に行われた経理処理についても、国庫補助金等との関連の可能性が皆無とはいえない状況である。

d 事態の発生原因

上記のように、不適正な経理処理により資金がねん出されるなどしていた背景としては、市の調査報告書によれば、職員の公金意識が欠如していたこと、円滑な職務遂行を理由に、会計法規等を軽視、逸脱して、公務員としての倫理意識が欠如していたこと、臨時的任用職員の雇用制度について、正規の手続を理解することなく、安易に前例踏襲していたことなどを挙げている。

また、不適正な経理処理の対象となった公金の中に国庫補助金等が含まれていた部署においては、国庫補助事業等に係る適正な経理についての認識が十分でなかったことなども考えられる。

e 返還及び再発防止策の策定

(a) 返還

市は、不適正な経理処理によりねん出されるなどした額から公務に実際に役立っていることなど公的な支出と認められる額を控除した額に利子相当額を加えた額1億8145万余円を職員及び退職職員から市に返還させることとしており、20年5月末日現在で全額を市に返還させていた。

また、不適正な経理処理の中に含まれていた国庫補助金等相当額の国庫への返還等については、20年9月末現在、関係省庁と協議中である。

(b) 再発防止策の策定

市は、20年3月に、①コンプライアンスに関する内部統制の再構築、②職員
の意識改革、③行政システムの改革・改善を内容とする再発防止策を策定して、
逐次実施している。

(ウ) 山形県

山形県は、18年11月に、不適正な会計処理による公金保管が行われていないかな
どの視点から、内部調査に着手して、19年6月に調査結果を公表した。その調査結
果によれば、①旅費の架空請求や賃金の過大請求等のほか、②発注した物品等の納入
がないままに支払手続を行い、その公金を業者に管理させる預け金の不適正な経理処
理により資金がねん出されており、これらの保管金の残額は、表15のとおり、508
万余円とされている。

表15 不適正な経理処理による保管金の額

(単位：千円)

区 分	当 初 額	平成11年度から15 年度の追加預入額	18年度ま での費消額	保管金残高
① 旅費の架空請求等による不適正な保管金	不明	不明	不明	3,726
② 預け金(原資が預け金であったものを含む)	3,122	3,583	5,347	1,357
計				5,084

そして、不適正な経理処理によりねん出された資金は、各部署の祝儀酒代等の交際
費、来客の昼食代等の接待費、懇親会費、備品購入費、公務用途等で費消されたとし
ている。

本院が、これらの資金と国庫補助金等との関連について、内部調査の結果を裏付け
る関係資料等の提出を求めて確認するなどして検査した範囲においては、これらの中
には、国庫補助事業に係る支出額118万余円(13年度から15年度まで)が含まれてお
り、国庫補助金等相当額は、総務省所管分38万余円(13、15両年度)、厚生労働省所
管分23万余円(14、15両年度)、農林水産省所管分2万余円(14年度)、計63万余円
となっていた。

これらの国庫補助金等相当額については、20年5月に総務省所管の14万余円(15
年度)が国庫へ返還されたが、それ以外は同年9月末現在、関係省庁と協議中であ
る。

イ 19年次に会計実地検査を行った5府県のその後の状況

本院が、19年次に会計実地検査を行い、平成18年度決算検査報告に不適正な経理処
理と国庫補助金等との関連を掲記した5府県(大阪府、岐阜、鳥取、佐賀、長崎各県)の
20年9月末現在における補助金等の返還状況及び再発防止策の実施状況について、関
係資料等の提出を求めて確認したところ、表16のような状況となっていた。

表 16 5 府県における国庫補助金等の返還状況等及び再発防止策の実施状況

(平成 20 年 9 月末現在)

第 4 章 第 4 節 特定検査対象に関する検査状況 第 3

府県名	国庫補助金等の状況	再発防止策	再発防止策の実施状況
大阪府	3,887 千円 国に返還済 (一部は国庫補助金等との関連不明)	①綱紀保持基本指針の遵守等 ②職員の意識改革 ③会計事務に係る点検・検査の充実 など	①綱紀保持基本指針を改正して、公金の管理や会計事務処理の適正確保、不正を知った時の適正な対応等を周知 ②コンプライアンス職場研修、匿名による内部通報制度の確立 ③会計局による金庫内の抜き打ち点検の実施 など
岐阜県	(大半が国庫補助金等との関連不明)	①徹底した情報公開と県民監視体制の構築 ②職員倫理確立に向けた行動指針の策定 ③会計事務のチェック機能等に関する総点検 など	①すべての支出情報をインターネットで公開。また、監査の強化充実のための取組を示した監査改革指針を決定 ②職員のモラル等を示した職員倫理憲章に基づく実行計画の策定と取組を実施 ③出納審査における事実確認等の実施 など
鳥取県	(一部は国庫補助金等との関連不明)	①県職員への職務専念義務の徹底 ②公費、物品の適切な取扱い ③不適切な事務への従事の禁止 など	①②③通知を発して、周知徹底 ②公金及び公金外の経理状況について、現状の再点検を実施 など
佐賀県	関係省庁と協議中 (一部は国庫補助金等との関連不明)	①公的通帳管理のルール化 ②事務処理の適正化 ③「預け」防止対策 ④適切な予算措置及び財務制度の見直し など	①公的通帳管理要綱の策定 ②事務処理の適正化について徹底させる通知文書を庁内各部署に対して発出 ③県内の消耗品取扱業者に対して、不適正経理を県職員から依頼された際の通報依頼文書を発出して、業者との協力体制を確立 ④財務規則の一部改正 など
長崎県	43,044 千円 国に返還済 (一部は国庫補助金等との関連不明)	①物品調達システムの見直し ②事務費に係る予算措置の見直し ③建設事務費の取扱いについての見直し ④監査等の充実・強化 ⑤再発防止のための意識改革 など	①「物品取扱業者への対応に関する指針」等の策定 ②事務費節減額を翌年度の事業費として活用できる予算要求の仕組みを導入 ③執行管理のシステム化 ④監査委員及び事務局監査、出納局指導検査の充実・強化 ⑤公金意識の醸成を促す体験研修等の充実・強化 など

4 本院の所見

(1) 検査の状況の概要

一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金のねん出が行われていた事態が明らかになったことを受けて、本院は、昨年次の検査において、自ら内部調査を行い不適正経理があったことを明らかにしている府県を対象として、不適正経理と国庫補助金等との関連について検査した。そして、その検査の結果及び地方公共団体における予算執行の透明性が一層強く求められている昨今の状況を踏まえて、本年次は、内部調査を実施していない道県も含めて、引き続き、都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況等について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- ① 農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等が支出される科目から支払われた需用費、賃金及び旅費については、検査した 12 道府県すべてにおいて、検査対象とした直近の年度まで、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費を支払ったりしている遺

憾な事態が判明した。

- ② また、3 県市が自ら行った内部調査により明らかとされた不適正経理については、その対象となった公金の中に国庫補助金等が含まれていた。

そして、このような事態が長期にわたって行われてきた原因としては、道府県等において、会計経理の業務に携わる者の会計法令等の遵守及び公金の取扱いの重要性に対する認識が欠如していたことなどとともに、物品の購入等に係る会計事務手続について内部牽制がほとんど機能していなかったことも原因と考えられる。

道府県等における前記の各事態は、会計法令に抵触した不適正な経理処理が行われていたというだけでなく、地方公共団体における会計事務手続について内部牽制が有効に機能していないことを示すものであり、ひいては公金の使用に対する国民の信頼を損なう事態であると考えられる。

(2) 所見

については、道府県市及び関係省庁において、以下のような措置を講ずるとともに、国庫補助事業に係る事務費等が、国民の税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意して、これが交付されている都道府県等の会計経理の適正化及び規律の確保に努めるなど、その透明性の向上を図ることが重要である。

ア 前記の事態が明らかとなった各道府県市においては、不適正な事態に係る国庫補助金等相当額について速やかに返還等の所要の措置を執るとともに、今回の本院の検査により明らかとなった事態を重く受け止めて、予算執行の適正化、会計事務手続に係る内部牽制機能の充実強化を図るなどの再発防止策を推進すること

イ 国庫補助金等を交付している関係省庁においては、不適正な事態の対象となった国庫補助金等相当額について速やかに返還の措置等を執るとともに、都道府県等に対して、国庫補助事業に係る事務費等の経理の適正化について引き続き指導の徹底を図ること
また、財政当局においても、引き続き、補助金等に係る予算執行の適正化に留意することが望まれる。

本院は、国庫補助事務費等の経理について、本年、会計実地検査を実施したすべての道府県において不適正な会計経理が行われていたことを踏まえて、その他の県等についても既に検査に着手しており、引き続き会計実地検査を順次実施していくこととする。

第4 国鉄清算業務に係る財務について

検査対象	国土交通本省、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
会計名	特例業務勘定
業務の概要	日本国有鉄道の職員であった者等に係る年金の給付に要する費用等の支払、及びその支払の資金に充てるために日本国有鉄道から承継した土地、株式等の資産の処分を行うなどの業務
平成19年度末の利益剰余金の額	1兆3441億円(うち積立金の額8420億円)

1 特例業務の概要

(1) 特例業務の経緯

日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)は、昭和62年4月に日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)に基づき、旅客会社6社、貨物会社1社(以下「JR各社」という。)等に分割されて、その際にJR各社等に承継されない資産の処分及び債務等の処理並びに国鉄職員の再就職促進に関する業務等は、日本国有鉄道清算事業団(以下「清算事業団」という。)において行われることとなった。

これにより、清算事業団が、国鉄の長期借入金及び鉄道債券に係る債務等(以下「長期債務^(注1)」という。)19兆8629億円の償還と国鉄の職員であった者等に係る共済年金追加費用等の将来費用(以下「年金の給付に要する費用」という。)5兆6622億円計25兆5251億円の支払を行うこととなった。

そして、「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する基本方針について」(昭和63年1月26日閣議決定)によって、長期債務の償還及び年金の給付に要する費用の支払に当たっては、清算事業団に帰属した土地及びJR各社の株式を処分するなどしてこれらに充てることとされて、資産処分によってもなお残る清算事業団債務等については、最終的に国において処理するものとされた。長期債務及び年金の給付に要する費用の残高は、61年末から平成3年ごろまでのいわゆるバブル経済期における地価高騰時に「緊急土地対策要綱」(昭和62年10月16日閣議決定)により土地売却の凍結が行われたこと、4年のいわゆるバブル経済崩壊後の土地、株式市況の低迷等により償還等の財源である土地等の資産処分収入が伸び悩んだことなどから、多額の金利負担が生ずるなどして増加して、10年10月の清算事業団解散時には28兆2963億円となった。

このような事態に対処するため、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号。以下「処理法」という。)が制定されて、これにより清算事業団は解散して、日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)に清算事業団の資産を承継するとともに、年金の給付に要する費用及び厚生年金移換金^(注2)の支払等の業務を特例業務として、日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部が行うこととなった。そして、処理法の施行に伴い、清算事業団が負担していた債務28兆2963億円のうち24兆1628億円については、国の一般会計が有利子債務16兆0301億円を承継して、残りの無利子債務8兆1327億円については、その返済は免除された。この承継した有利子債務16兆0301億円と、昭和61年度か

ら平成9年度までの間に国の一般会計が承継した国鉄等の債務9兆0005億円に係る残高7兆9865億円とを合わせた24兆0166億円については、国が60年で全額現金償還するという、いわゆる60年償還ルールで償還されることになった。また、年金の給付に要する費用等4兆1087億円のうちJR各社等が負担する分を除く3兆9317億円については公団が負担することとなった。

さらに、公団は、特殊法人改革に伴い15年10月に解散して、旧運輸施設整備事業団と統合して、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)となり、特例業務については、公団と同様に機構内に国鉄清算事業本部(以下「事業本部」という。20年4月1日以降は、国鉄清算事業管理部等。)を設置して、機構の他の業務と区分して行っている。

特例業務の主な内容は、機構が負担することとされた年金の給付に要する費用等の支払を行うこと、年金の給付に要する費用等の支払等の資金に充てるために土地やJR各社の株式等の資産処分を行うことである。15年10月の機構発足時における年金の給付に要する費用等の見込額の内訳は、引当金として計上されている共済年金追加費用等3兆7029億円及び業務災害補償費511億円、長期未払費用として計上されている厚生年金移換金1718億円と事業本部の運営のための管理費等となっていた。一方、その支払のための財源としては、土地(15年10月の時価評価額1424億円)及びJR各社の株式(同1兆2632億円)の売却収入、助成勘定長期貸付金(15年10月の元本残高1兆8864億円)の元利償還収入等のほか、国の一般会計からの国庫補助金を充てることとなっていた。この国庫補助金は、特例業務の確実かつ円滑な実施を図るために、10年度以降18年度までの間に累積で5525億円が交付されている。

なお、年金の給付については、9年に日本電信電話公社、日本専売公社及び日本国有鉄道の旧3公社の共済年金が厚生年金に統合された後は、日本鉄道共済組合が一部直接支給するものを除き、厚生年金から年金の給付がなされるようになり、日本鉄道共済組合が厚生年金へその費用として共済年金追加費用を納付している。そして、機構は、この日本鉄道共済組合が直接支給している年金や共済年金追加費用の大半を負担している(図1参照)。

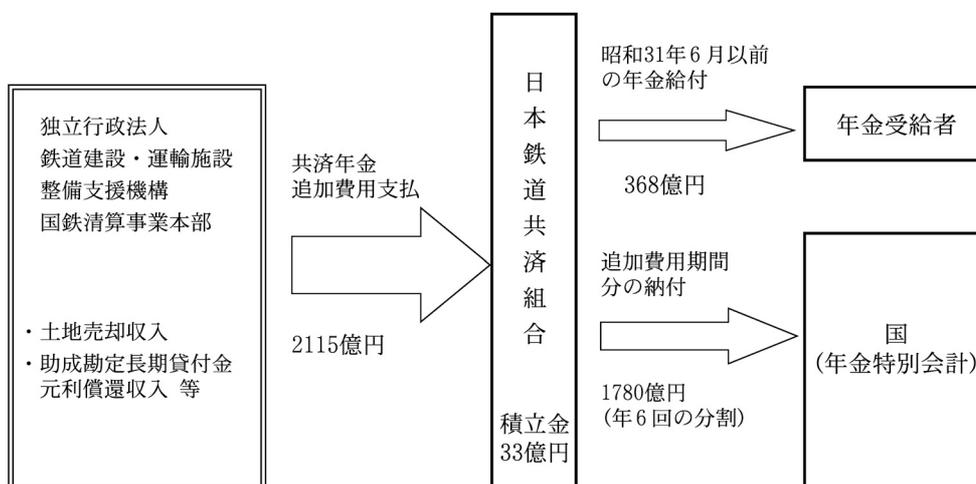
(注1) 共済年金追加費用 公共企業体職員等共済組合法(昭和31年法律第134号)施行に伴い、恩給等の各種の旧年金制度は共済年金制度に統合されたが、その際に恩給等の加入期間も共済年金の対象とされたため、国鉄が追加的に負担することとなった年金給付の費用である。

(注2) 厚生年金移換金 平成9年4月に鉄道共済年金が厚生年金に統合された際に、厚生年金に対して負担することとなった統合期間(昭和31年7月から平成9年3月まで)に対応する積立金相当額のことであり、日本鉄道共済組合の積立金を充てることとされて、不足分は事業主(清算事業団(現在の機構)、JR各社等)の負担とされた。その時点での厚生年金移換金総額1兆2083億円に対して、日本鉄道共済組合の積立金2705億円を充てて、不足額9377億円のうち7694億円については清算事業団の負担とされて、1682億円についてはJR各社等の負担とされた。その後、処理法により分担が変更された結果、不足額9377億円のうち5924億円については清算事業団の負担とされて、3452億円についてはJR各社等の負担とされた。

(注3) 助成勘定長期貸付金 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成3年法律第45号)第1条及び第2条に基づき、新幹線鉄道保有機構(以下「保有機構」という。)が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の3社に対して譲渡した新幹線鉄道施設の譲渡代金約9.2兆円のうち、清算事業団(現在の特例業務勘定)が負担することとされた年金の給付に要する費用に充てるために保有機構(現在の助成勘定)が清算事業団(現在の特例業務勘定)に対して負った約1.9兆円に相当する額

(注4) 日本鉄道共済組合 昭和23年7月に国鉄共済組合として発足し、62年の国鉄分割民営化に伴って日本鉄道共済組合となった。平成9年4月における鉄道共済年金の厚生年金への統合後は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)に基づく存続組合として、厚生年金に統合されなかった昭和31年6月以前の加入期間を基礎とする年金の給付業務を行っている。

図1 年金に関する資金の流れ(平成19年度決算ベース)



(2) 特例業務勘定の概要

機構は、処理法第27条第1項の規定により、上記の特例業務に係る経理については、他の経理と区分して特例業務勘定を設けて整理している。

そして、共済年金追加費用、厚生年金移換金負担金、業務災害補償費等の費用等については、処理法第13条の規定により、土地売却収入、JR各社の株式売却収入、国庫補助金収入、助成勘定長期貸付金に係る元利償還等の収入をその支払財源とすることとしている。^(注5)

上記の費用のうち、共済年金追加費用については、その将来の給付負担に備えるために共済年金追加費用引当金(以下「年金引当金」という。)を計上していて、これは特例業務勘定の負債のほとんどを占めている。その額は、19年度末についてみると、年金数理上適当と思われる死亡率や失権率等の基礎率に基づき支払が74年度まで続くとして、昭和31年度以降の物価上昇率の平均値である2.6%を用いて、平成20年度から74年度までの名目支払見込総額を算出して、それを10年国債の直近5年の平均利率である1.5%で割り引いて算出している。

一方、支払財源のうち助成勘定長期貸付金は、機構の助成勘定に対する貸付金であり、助成勘定の償還原資は、基本的に東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客株式会社(以下3社を合わせて「JR本州3社」という。)からの東海道、山陽、東北及び上越の4新幹線鉄道施設に係る譲渡代金のうち約1.9兆円に相当する部分の割賦債権の元利金償還収入である。

(注5) 業務災害補償費 国鉄は国と同様に労働者災害補償保険の対象外とされたことから、業務中に災した職員に対しては、国鉄が直接補償を行っていた。国鉄分割民営化以降は、国鉄の権利義務を承継した清算事業団が国鉄の傷病年金等の支払を行うこととなり、平成10年10月の同事業団解散後は公団が、さらに15年10月の公団解散後は、機構が負担することとなった。20年度以降の支払額は総額で約397億円と推計され、約30年間にわたり発生するものと見込まれている。

(3) 機構の積立金の処理について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条によれば、損益計算を行った後に残余がある場合には、積立金として整理して、積立金の処分については、個別法で定めることと規定している。

なお、独立行政法人会計基準(19年11月改訂。独立行政法人会計基準研究会等)によれば、利益剰余金は、通則法第44条第1項に基づく積立金、当期末処分利益等に区分され、損失が発生して積立金を減額整理することなどがなければ、当期末処分利益が翌期の積立金に加算される。

そして、機構の特例業務勘定以外の勘定における積立金の処分については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)第18条の規定により、通則法第30条に基づく中期計画終了後に、通則法第29条に基づく中期目標の次の期間における業務の財源に充てることなどができるとされており、業務の財源に充てるなどしてなお残余がある場合には国庫に納付しなければならないこととされている。

一方、特例業務勘定に関しては、処理法第27条の規定により損益計算後の残余の全額を積立金として整理することとされており、国庫納付の規定はない。これは国土交通省の説明によると、現時点の物価上昇率、死亡率や失権率等の基礎率に基づいて算出される年金引当金は計上しているものの、現役世代がおらず保険料収入が見込めない中で今後50年以上の長期間にわたる年金等の支払額が変動する場合等を考慮しつつ支払に備えるべきものであり、ある時点で剰余金が発生したとしても、他の用途に充てるべきものではないからであるとのことである。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

機構は15年10月に独立行政法人化して以来20年3月で4年6か月を経過して、第1期中期計画が終了して20年度から24年度までの第2期中期計画期間に入っているが、国鉄から承継した土地9,238haのうち7,979ha(承継した分の86%)を清算事業団が、956ha(同10%)を公団がそれぞれ処分している。そして、機構は、公団から303haを承継して20年4月1日現在96ha(同1%)を残して処分を完了した。また、JR各社の株式については、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(以下4社を合わせて「JR4社」という。)を除くJR本州3社の株式の処分が完了した。このように、将来費用に充てるための処分用資産の処分もほぼ完了したことから、今後

は、主として資金の運用収入と助成勘定長期貸付金の元利償還収入によって、年金支払等の将来費用を賅っていくこととなる。一方、特例業務勘定は、利益剰余金が18年度末の8420億円から5021億円増加して19年度末には1兆3441億円となった。

また、これまでに、国鉄の債務処理のために、国の一般会計が承継して償還することとなった債務は24兆0166億円、一般会計から交付された国庫補助金は5525億円となっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、土地やJR各社の株式を処分するなどして得た資金について、国鉄の債務処理のため、国の一般会計が承継して償還することとなった多額の債務等にかんがみ、国庫に納付する余裕資金はないかなどに着眼して、国土交通本省及び機構において、特例業務勘定の財務状況の推移等について会計実地検査を実施した。そして、機構においては、財務状況の推移の理由等について、また、国土交通本省においては、特例業務勘定の長期収支見込みや処理法第27条による積立金の処理に対する考え方等について、見解を徴したり、関係資料の提出を受けたりするなどして検査した。

3 検査の状況

(1) 特例業務勘定の収入、支出等の推移

ア 収入、支出の推移

第1期中期計画である15年度(15年10月1日)から19年度までの4年6か月間の特例業務勘定の収入、支出は、表1のとおりであり、収入については土地等と株式の売却収入が大部分を占めているほか、助成勘定長期貸付金の元利償還金である「助成勘定より受入」が単年度で1600億円程度計上されている。また、支出の大部分は「共済年金追加費用」であり、単年度で2000億円以上が計上されている。そして、収入及び支出それぞれの合計額は、2兆5486億円及び1兆3572億円で、収入が支出を1兆1914億円上回っている。

表1 収入、支出の推移

<収入>

(単位：億円)

科目 \ 年度	平成15	16	17	18	19	合計
国庫補助金	650	650	650	325	—	2,275
土地等売却	146	668	512	389	3,330	5,047
株式売却	2,607	—	4,770	3,289	—	10,666
助成勘定より受入	676	1,419	1,633	1,674	1,673	7,077
その他	44	78	73	84	139	420
計	4,124	2,815	7,639	5,763	5,143	25,486

<支出>

(単位：億円)

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	合 計
業務経費	1,467	2,823	2,835	3,955	2,337	13,419
うち共済年金追加費用	1,295	2,509	2,388	2,260	2,115	10,569
うち用地対策費	64	81	137	118	132	534
一般管理費	16	32	28	27	23	128
その他	3	9	4	3	4	25
計	1,486	2,865	2,868	3,986	2,365	13,572
収支差	2,637	△ 49	4,770	1,776	2,778	11,914

注(1) 平成 15 年度は、15 年 10 月 1 日から 16 年 3 月 31 日までの期間である。

注(2) 平成 18 年度の業務経費には、一括償還した厚生年金移換金負担金 1339 億円が含まれる。

これは、15、17 及び 18 各年度における東海旅客鉄道株式会社等の株式売却収入が、また、19 年度に梅田駅(北)の土地の売却収入が大きかったこと、支出の大宗を占める共済年金追加費用が受給者の死亡による失権等で逋減していることなどによるものである。なお、18 年度には、株式の処分等により資金の余裕が生じたため、当初 28 年度までの分割納付を計画していた厚生年金移換金残高 1339 億円の一括償還を行っている。

イ 損益の推移

第 1 期中期計画である 15 年度(15 年 10 月 1 日)から 19 年度までの 4 年 6 か月間における特例業務勘定の損益の推移は、表 2 のとおりであり、収入、支出との大きな差異は、資産処分に係る原価が「資産処分業務費」として費用に計上されていること、共済年金追加費用の支払が計上されておらず、共済年金追加費用引当金戻入益が経常収益及び臨時利益に計上されていることである。そして、収益及び費用それぞれの合計額は、3 兆 1356 億円及び 1 兆 4699 億円で、収益が費用を上回り、その結果、当期純利益の合計額は 1 兆 6656 億円となっている。

表 2 損益の推移

<収益の部>

(単位：億円)

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	合 計
経常収益	4,048	4,164	8,228	6,033	5,552	28,026
うち処分用資産売却収入	2,754	726	5,651	3,679	3,330	16,142
うち補助金等収益	650	650	650	325	—	2,275
うち共済年金追加費用引当金戻入益	—	1,514	670	808	812	3,806
うち財務収益	637	1,240	1,222	1,210	1,262	5,573
臨時利益	11	3,317	—	—	—	3,329
計	4,060	7,482	8,228	6,033	5,552	31,356

<費用の部>

(単位：億円)

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	合 計
経常費用	3,264	1,064	6,546	3,266	531	14,673
うち資産処分業務費	2,944	424	6,068	2,819	99	12,356
うち共済関係業務費	282	579	419	394	401	2,077
うち一般管理費	21	38	36	34	30	161
臨時損失	0	0	25	—	0	25
計	3,264	1,065	6,571	3,266	531	14,699

当期純利益	795	6,416	1,656	2,766	5,021	16,656
-------	-----	-------	-------	-------	-------	--------

(注) 平成 15 年度は、15 年 10 月 1 日から 16 年 3 月 31 日までの期間である。

損益のうち経常収益の合計額は 2 兆 8026 億円、経常費用の合計額は 1 兆 4673 億円となっており、その主なものについてみると次のとおりである。

経常収益に関しては、処分用土地等の処分による損益が表 3 のとおり 4 年 6 か月間で 4085 億円の差益となっている。このうち、特に 19 年度の売却収入が大きくなっているのは、梅田駅(北)2.2 ha の土地を処分したことによるものである。

表 3 処分用土地等の処分

(単位：億円)

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	合 計
処分用土地等売却収入	146	726	881	389	3,330	5,475
固定資産売却原価	126	358	606	222	75	1,390
差 益	20	368	275	166	3,254	4,085

株式の処分は表 4 のとおりであり、15 年度は西日本旅客鉄道株式会社、17、18 両年度は東海旅客鉄道株式会社の株式に係るもので、株式の処分による損益が 97 億円の差損となっている。

表 4 株式の処分

(単位：億円)

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	合 計
処分用有価証券売却収入	2,607	—	4,770	3,289	—	10,666
株式原価	2,753	—	5,364	2,557	—	10,674
株式売却手数料	41	—	47	0	—	89
差益(△差損)	△ 187	—	△ 641	732	—	△ 97

財務収益のほとんどは表 5 のとおり、助成勘定長期貸付金に係る利息収入であり、4 年 6 か月間で 5206 億円となっている。この助成勘定長期貸付金は、償還期限を 63 年度上期までとして、半年賦償還、年利 6.35% の固定金利の貸付金とされており、今後約

40年間にわたりその利息収入は逡減していくものの、経常的に収益として見込まれるものである。

表5 財務収益 (単位：億円)

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	合 計
財務収益	637	1,240	1,222	1,210	1,262	5,573
受取利息	599	1,196	1,187	1,200	1,262	5,445
うち助成勘定長期貸付金利息	598	1,189	1,170	1,140	1,106	5,206
うち資金運用に係る預金利息等	0	6	16	59	156	239
受取配当金	38	44	35	10	—	127

経常費用に関して、共済関係業務費は表6のとおりであり、収入支出ベースは、前記のとおり毎年度の共済年金追加費用の支払額が2000億円を超えているが、引き当ての範囲内であるため損益計算書には計上されておらず、表6における共済年金追加費用は、年金引当金に係る利息費用^(注6)である。

一方、共済年金追加費用引当金戻入益は、直近の経済情勢により年金引当金算出時に使用した3.0%(16年度)から2.6%(19年度)までの物価上昇率より実際の率が低かったことなどによる戻入益である。また、16年度の臨時利益の共済年金追加費用引当金戻入益3317億円は、16年度の公的年金制度改正によって将来の年金給付額の伸び率を抑制するマクロ経済スライド^(注7)が導入された結果、将来の支払見込総額が大幅に減少したことに伴い年金引当金も大幅に減少したことによるものである。

表6 共済関係業務費、共済年金追加費用引当金戻入益 (単位：億円)

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	合 計
共済関係業務費	282	579	419	394	401	2,077
うち共済年金追加費用	275	536	405	341	329	1,888
うち業務災害補償費引当金繰入	—	30	—	33	46	110
共済年金追加費用引当金戻入益	—	1,514 (3,317)	670	808	812	3,806 (3,317)

(注) 平成16年度の共済年金追加費用引当金戻入益の()内の金額は、臨時利益であり、外書きの金額である。

特例業務勘定の15年度(15年10月1日)から19年度までの主な収益及び費用の合計額は、表7のとおりである。

表7 平成15年度(15年10月1日)から19年度までの主な収益及び費用

<収益>

項 目	金 額	備 考
処分用土地等の処分(売却益)	4,085 億円	表3
株式の処分(売却損)	△ 97 億円	表4
※財務収益	5,573 億円	表5
共済年金追加費用引当金戻入益(経常利益)	3,806 億円	表6
共済年金追加費用引当金戻入益(臨時利益)	3,317 億円	
国庫補助金	2,275 億円	
計	18,960 億円	

<費用>

項 目	金 額	備 考
※共済関係業務費	2,077 億円	表6
※一般管理費	161 億円	
計	2,239 億円	

(注) ※を付したものは、毎期、経常的に発生する項目である。

同期間を対象としている第1期中期計画は、財務収益を中心に期間内に5805億円の利益を予定していたが、実際には、前記表2のように、当期純利益の合計額は1兆6656億円に上っており、この差は、主として共済年金追加費用引当金戻入益及び土地売却益によるものである。

このように、19年度までに、表4の株式の処分について、JR4社の株式は当面処分のめどが立っていないものの、表3の土地の処分はほぼ完了している。したがって、今後は、表5の財務収益のうち助成勘定長期貸付金に係る利息収入や資金運用に係る預金利息等を主たる経常収益として、表6の共済関係業務費や一般管理費等の経常経費を賅っていくこととなる。そして、表5の財務収益のうち助成勘定長期貸付金利息は、今後、元本の償還等により63年度上期までの間は逡減しつつ発生していくが、表6の共済関係業務費も74年度までと想定されている毎年の共済年金支給に伴う支払により逡減していくことから、想定を大きく超える物価上昇による年金給付額の増加や新たな債務等の発生などがない限り、当面は当期純利益が生ずることになる。

(注6) 利息費用 期首(前期末)に割引計算により計算された共済年金追加費用等の債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息

(注7) マクロ経済スライド 厚生年金等の保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間(調整期間)においては、公的年金被保険者数の減少率と平均寿命の伸び率を勘案した率(スライド調整率)を乗じて年金給付水準を調整する仕組み。具体的には、毎年度の物価変動による年金支給額の改定に際して、物価上昇の場合、上昇率から0.9%を控除した率で改定する。

ウ 資産、負債等の推移

15年度末から19年度末までの資産、負債等の推移は、表8のとおりであり、資産は

15年度末の3兆6793億円から19年度末の3兆5033億円へ1759億円減少したのに対して、負債も共済年金追加費用の支払が進んだことなどにより3兆8929億円から2兆1592億円へと1兆7337億円減少したことから、利益剰余金は大幅に増加して19年度末現在1兆3441億円となっている。

表8 資産、負債等の推移

<資産の部>

(単位：億円)

科 目 \ 年度末	平成 15	16	17	18	19
流動資産	16,694	14,247	12,242	4,247	5,377
うち現金及び預金	5,200	1,994	2,466	1,207	1,325
うち処分用資産	11,484	11,054	5,649	2,255	2,216
固定資産	20,098	21,833	22,749	28,892	29,656
うち投資有価証券	303	2,268	3,647	10,323	11,662
うち助成勘定長期貸付金	18,787	18,557	18,094	17,561	16,993
計	36,793	36,081	34,991	33,140	35,033

<負債・純資産の部>

(単位：億円)

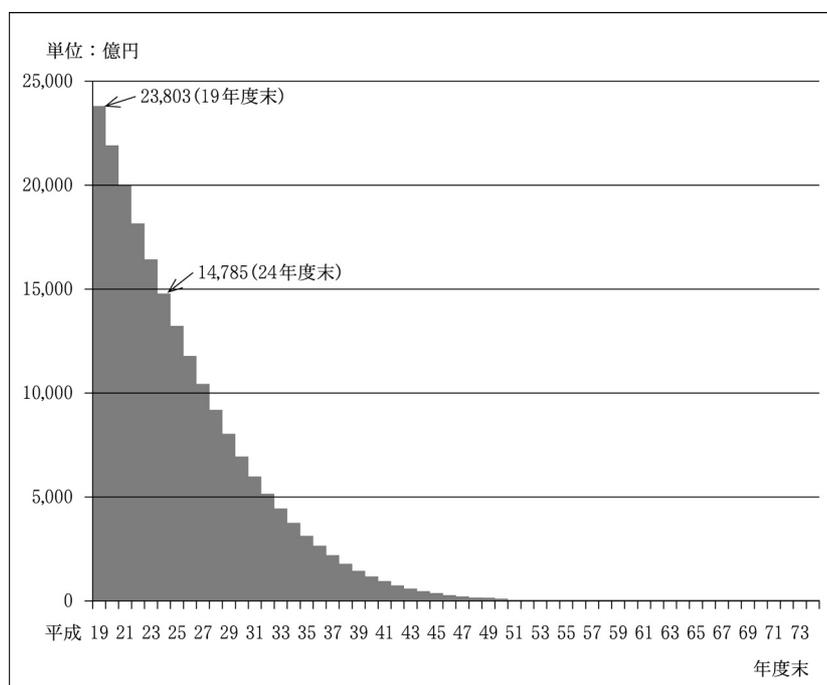
科 目 \ 年度末	平成 15	16	17	18	19
流動負債	136	591	241	369	63
固定負債	38,793	31,279	28,334	24,351	21,528
うち共済年金追加費用引当金	35,748	28,941	26,287	23,560	20,961
(負債合計)	38,929	31,871	28,576	24,720	21,592
利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 2,419	3,997	5,653	8,420	13,441
うち積立金	—	—	3,997	5,653	8,420
うち当期末処分利益 (△当期末処理損失)	△ 2,419	3,997	1,656	2,766	5,021
その他有価証券評価差額金	283	212	760	—	—
(純資産合計)	△ 2,135	4,210	6,414	8,420	13,441
計	36,793	36,081	34,991	33,140	35,033

(注) 独立行政法人会計基準の改定以前の平成18年度末までは、<負債・純資産の部>は<負債・資本の部>、(純資産合計)は(資本合計)である。

19年度末現在、特例業務勘定の資産の大半は、助成勘定長期貸付金1兆6993億円と投資有価証券1兆1662億円である。このうち、助成勘定長期貸付金は、前記のとおり63年度上期までの半年賦償還であり、その残高は、償還に伴い減少していくが、機構の第2期中期計画の最終年度である24年度末においても1兆3583億円となる計算である。また、投資有価証券は、その約6割を国債で、残りを地方債等で運用しており、その平均運用利回りは1.24%(19年度)となっていることなどから、当面は増加することが見込まれる。

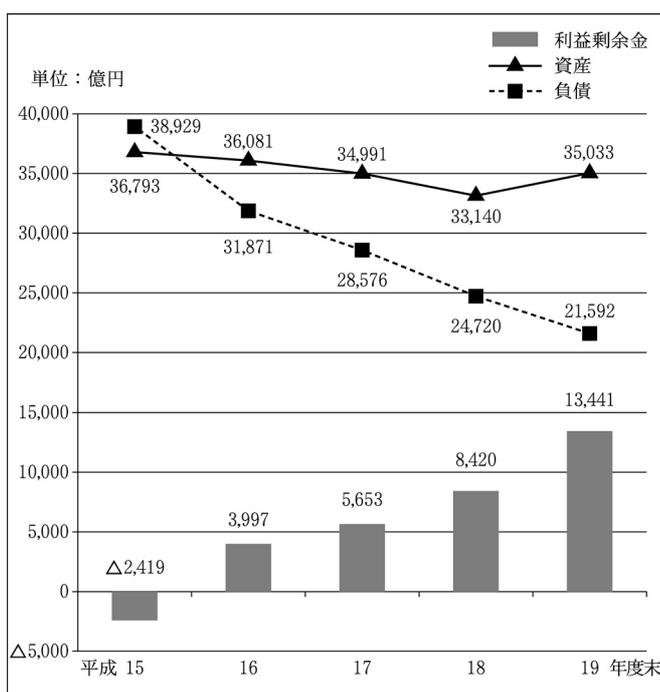
一方、負債についてみると、19年度末の負債のほとんどを占めている年金引当金2兆0961億円は、前記のとおり年金数理上適当と思われる基礎率に基づき最終支払を74年度までとして、物価上昇率を2.6%と見込み、20年度から74年度までの名目支払見込総額を2兆3803億円と算出して、それを1.5%で割り引いたものである。そして、前記表1の支出決算のとおり共済年金追加費用の支出額は、毎年の年金支払総額の通減に伴い15年度2692億円(15年度は半期1295億円のため、公団の分との合算)から19年度2115億円に減少している。現在の想定においては、20年度から24年度までの5年間に9017億円が支払われる計算となっており、この場合、24年度末における年金支払見込総額は図2のとおり名目で1兆4785億円となり、これを1.5%で割り引いた年金引当金は1兆2327億円となることから、19年度末2兆0961億円の6割程度まで減少すると見込まれる。

図2 年金追加費用の支払見込総額(名目額)の推移



そして、利益剰余金の推移については、独立行政法人会計基準に基づく最初の決算である15年度は負債が資産を上回り、2419億円の繰越欠損があった。しかし、前記の公的年金制度改正に伴うマクロ経済スライド導入による臨時利益等により、16年度末には繰越欠損を解消して、3997億円の利益剰余金を計上した。その後も梅田駅(北)の土地処分、財務収益、年金引当金の戻入益等により利益剰余金は図3のとおり17年度末5653億円、18年度末8420億円、19年度末1兆3441億円と増加しており、20年度末には19年度末のこの1兆3441億円が積立金として整理されることになる。

図3 資産・負債・利益剰余金の推移



なお、機構が公表している特例業務勘定の19年度の財務諸表においては、資産3兆5033億円、負債2兆1592億円及び利益剰余金1兆3441億円等の数値とともに、その注記において、「雇用関係存在確認等請求訴訟関係」として旧国鉄雇用関係存在確認等請求訴訟の一部について「当機構の一部敗訴判決が言い渡されました。当判決により、平成19年度において強制執行がなされましたが、現在一連の訴訟について、当機構としては法的責任は無いものと認識し、係争中であります。なお、この強制執行に対し、強制執行停止決定申立を行い4億4千6百万余を供託しております」との記述により、偶発債務の一部が開示されている。このような偶発債務が想定されている主なものとしては、表9に掲げるものがある。同表中の金額は、現時点においての請求額等であり、債務の発生金額を合理的に見積もることが困難であることから引当金は計上されていない。^(注8)

(注8) 独立行政法人会計基準第17の1によれば「将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として流動負債又は固定負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する」とされており、想定されている偶発債務については金額を合理的に見積もることが困難であることから、引当金は計上されていない。

表9 偶発債務が想定されている主な項目

件名	件数等	金額	備考
旧国鉄雇用関係存在確認等請求訴訟の訴訟関係	18件	請求額 715億円	平成20年4月1日現在
アスベスト被害救済	1,845件 (認定 149件)	29億円	平成16～19年度の支払実績
土壌汚染対策費	18件	29億円	平成15～19年度の支払実績
PCB処理費	56.7t	3億円	平成16～19年度の支払実績

(2) 長期収支見込みの必要性

特例業務勘定は、処分用資産の処分等による資金を保有して、将来の年金の支払等に必要となる費用は独立行政法人会計基準に従い合理的に算定された額の引き当てがなされており、19年度末の利益剰余金1兆3441億円が20年度末には積立金として整理されることになっている。そして、現状の基礎率や経済情勢が大きく変動したり、新たな債務等が発生したりすることがなければ、今後も多額の積立金が計上されることになる。一方、10年10月の処理法施行時に、前記のとおり国の一般会計が承継して償還することとなった債務24兆0166億円については、60年で全額現金償還するという、いわゆる60年償還ルールで償還されることなどから19年度末でも20兆9963億円の残高が残っている。

特例業務勘定については、前記のとおり処理法第27条の規定により損益計算後の残余の全額を積立金として整理することとされており、国庫納付の規定はない。これは、保険料収入が見込めない中で将来長期間にわたる年金等の支払に備えるためである。一方、一般会計が国鉄長期債務を承継したことから、「国鉄長期債務の処理策について」(平成9年12月17日財政構造改革会議決定)において、年金の給付等の特例業務が完了した時点で残余が生じた場合は、この長期債務の元本償還に充てられるべきものとされている。しかし、国庫の厳しい財政状況、これまでに国鉄の債務処理のために国の一般会計が承継して償還することとなった債務が24兆0166億円及び一般会計から交付された国庫補助金が5525億円と多額に上っていること並びに現在多額の積立金を計上している状況にかんがみれば、年金の支払等を確実にやっていく上での不確定要素の状況を見極めつつ、長期収支見込みを作成して特例業務勘定の積立金の適正水準について検討する必要があると認められる。

この特例業務勘定の長期収支見込みの作成について、次の理由から国土交通省及び機構は、現時点においては、74年度までの長期にわたる年金等の支払を確実に行うという観点から積立金の適正水準を把握して、国庫納付の前提となる長期収支見込みを作成することは困難であるとしている。

ア 現役世代の不在により保険料収入が見込めない中で、今後50年以上の年金等の支払を確実にやっていくためには、不確定要素を見極める必要があること

イ 偶発債務として想定されているものについて、その金額を現時点において合理的に見積もることが困難であり、現行制度上引当金の対象とされていないこと

ウ 土地の処分については、経済情勢の変化によって今後の土地処分の帰すうは必ずしも明らかではないこと

4 本院の所見

上記のように、国土交通省及び機構は、現時点においては長期収支見込みの作成は困難であるとしているが、今後の支払が50年後まで続く年金については、物価変動や平均寿命の動向により支払総額が大きく増減する可能性はあるものの、毎年の共済年金追加費用の支払額は一般的に逓減していくので、時間の経過とともに物価変動や平均寿命の動向の影響はより限定的となる。

したがって、これまでに国鉄の債務処理のために国の一般会計が承継して償還することとなった債務が24兆0166億円及び一般会計から交付された国庫補助金が5525億円と多額に上っていることにかんがみれば、不確定要素の状況を見極めつつ、現在多額に上っている積立金の適正水準について検討がなされて、仮にその結果残余が見込まれる場合には、年金の支払が完了すると見込まれる74年度を待つことなく、当該残余を機構が国庫に納付することが可能となるようにすることが肝要であり、そのため、国土交通省及び機構において今後、特段の取組が必要とされる。

本院としては、これまで国鉄の債務処理のため一般会計が負担した多額の債務等にかんがみ、特例業務勘定の積立金に関して、国土交通省及び機構における今後の取組状況について引き続き検査していくこととする。

第5 ベトナムに対する円借款事業において道路建設中に発生した橋桁の崩落事故について

検査対象	国際協力銀行(平成20年10月1日に、株式会社日本政策金融公庫の設立に伴い、国際協力銀行は解散して、同行が行っていた円借款業務は、独立行政法人国際協力機構が行うこととなった。)
政府開発援助の内容	円借款
橋桁の崩落事故の概要	建設中のカントー橋の橋桁の一部等が崩落する事故が発生して、死傷者が多数に上ったことのほか、建設中の橋桁、橋脚等が破損するなどの被害が発生したものの
事業名	クーロン(カントー)橋建設事業及び国道1号線バイパス道路整備事業
供与限度額	332億4000万円
貸付実行額	183億0479万余円(平成20年3月末現在)

1 検査の背景

(1) ベトナムに対する円借款の概要

ア 円借款の実績

我が国がベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)に対して平成4年度から19年度までに供与した円借款は、120事業、供与限度額計1兆2507億1400万円に上っており、我が国の円借款累計額(19年度末)計24兆6154億7487万余円の約5.1%を占めている。また、19年度におけるベトナムへの円借款供与限度額は計978億5300万円であり、同年度の国別の供与限度額ではインド、イラク、インドネシアに次いで4番目に多い額となっている。

イ 円借款事業の実施体制

ベトナムにおける円借款事業の実施体制は、以下のとおりとなっている。

計画投資省が、円借款をはじめとする我が国の政府開発援助や他国の援助等との調整等を行い、財政省が政府開発援助による資金の管理、借款契約の締結事務等を行っている。そして、各政府機関や地方自治体等が事業を実施している。

ベトナムにおける道路行政は、中央政府と地方政府との間で役割が分担されており、中央政府がすべての国道を管轄している。そして、交通運輸省が国道の計画、建設、維持管理等の道路行政を行い、同省に国道の建設工事を実施するために事業ごとに事業管理局(Project Management Unit。PMU)が設置されている。

クーロン(カントー)橋建設事業(以下「カントー橋建設事業」という。)及び国道1号線バイパス道路整備事業(以下「バイパス整備事業」という。)については、PMU My Thuanという名称の事業管理局(以下「PMU ミトゥアン」という。)が設置されており、局長以下100名程度の組織で事業を実施していて、契約手続等の事務を担当している。

(2) 事業の概要

ア 実現可能性調査

ベトナム政府は、8年12月に、ベトナム南部の中心都市であるホーチミン市からビンロン省を經由してメコンデルタ地域のカントー市へ通じる幹線道路である国道1号線

上で唯一橋りょうが架設されていないメコン川水系のハウ川のフェリー横断箇所において、橋りょう建設の実現可能性を検討するため、調査の実施を我が国政府に要請してきた。この要請を受けて、独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。)が、開発調査の一環として実現可能性調査を実施して、現況調査、自然条件調査、交通量調査、環境影響評価、経済分析、最適架橋ルートの設定、概略設計、施工計画、概算工事費の算定等を経て、プレストレストコンクリート・鋼複合斜張橋(以下「PC鋼複合斜張橋」という。)の建設案をカントー橋建設計画調査最終報告書として10年9月に作成して、我が国外務省、ベトナム政府等に提出した。

イ 交換公文等の締結

ベトナム政府は、我が国政府に対して、PC鋼複合斜張橋の建設一式について、12年4月に、円借款の一つの種類である、経済構造改革支援のための特別円借款(以下「特別円借款」という。)による援助を、また、同年7月に通常の円借款による援助を、それぞれ要請してきた。我が国政府は、国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation。以下「JBIC」という。なお、20年10月1日に、株式会社日本政策金融公庫の設立に伴い、国際協力銀行は解散して、同行が行っていた円借款業務は、JICA(以下「新JICA」という。)が行うこととなった。)と検討した結果、これをカントー橋建設事業とバイパス整備事業に区分して、カントー橋建設事業については特別円借款により支援することとして、バイパス整備事業については詳細設計、入札補助、施工監理等のコンサルタント業務(以下「コンサルタント業務」という。)にカントー橋建設事業分を含めて通常の円借款により支援することとして、13年3月30日にそれらを閣議決定した。そして、同日に、カントー橋建設事業とバイパス整備事業(以下、これら2事業を合わせて「カントー橋2事業」という。)に係る交換公文が両国政府間で締結されて、借款契約がJBICとベトナム政府との間で締結された(表1参照)。

表1 カントー橋2事業の交換公文の概要

事業名 (円借款の 種類)	交換公文 締結年月 日	供与 限度額 (百万円)	コンサルタント契約に 係る供与条件	建設工事請負契約に係る 供与条件	
カントー橋建 設事業 (特別円借款)	平成 13. 3.30	24,847	なし (コンサルタント業務 は、バイパス整備事業に 係るコンサルタント契約 に含まれている。)	金 利	0.95%
				償還期限	40年
				据置期間	10年
				調達条件	日本タイド
バイパス整備 事業 (円借款)	13. 3.30	8,393		金 利	0.75%
				償還期限	40年
				据置期間	10年
				調達条件	二国間タイド
				金 利	1.80%
				償還期限	30年
				据置期間	10年
				調達条件	一般アンタイド

特別円借款は、9年7月頃に生じたアジア諸国における経済的危機からの早期回復に向けた景気刺激効果及び雇用促進効果が高い事業を推進するとともに経済構造改革を実現するために、10年12月に創設された制度である。特別円借款の供与対象は、物流の効率化、生産基盤強化及び大規模災害対策におけるインフラ整備等の事業とされており、通常の円借款に比べて金利、償還期限とも緩やかな条件が適用されている。そし

て、特別円借款における契約の相手方は、原則として、我が国の企業に限定(日本タイド)されている。外務省及びJBICは、カントー橋建設事業を特別円借款により支援することとした理由について、ベトナム経済への景気刺激効果、雇用促進効果及び物流の効率化等の民間投資環境の改善効果等が十分期待されること、主橋りょうのPC鋼複合斜張橋の施工において我が国の技術が活かせることなどを挙げている。

ウ 事業の実施

(ア) コンサルタントの選定

事業実施機関であるPMUミトゥアンは、交換公文等が締結された後、JBICが策定した円借款事業のためのコンサルタント雇用ガイドライン(以下「コンサルタント雇用ガイドライン」という。)に基づき、技術提案書により能力等を評価することによって競争的に契約の相手方を選定するプロポーザル方式によってカントー橋2事業に係るコンサルタント業務の契約(以下「コンサルタント契約」という。)の相手方を選定して、契約することにした。

そして、PMUミトゥアンは、コンサルタント契約の相手方として、技術提案書を提出した3共同企業体のうちから日本工営株式会社、株式会社長大及びベトナム企業により構成された共同企業体(以下「コンサルタント」という。)を選定した。PMUミトゥアンは、14年5月に上記の技術提案書によるプロポーザル評価結果報告書をJBICに提出して同意を得た上で、14年9月にコンサルタント契約(邦貨換算契約額17億7208万余円)を締結して、JBICに対してコンサルタント契約書を提出して、この契約についての同意を求めた。JBICは、PMUミトゥアンから提出されたこれらの書類がコンサルタント雇用ガイドラインに沿ったものとなっているかなどについて確認して、問題がなかったとして、同年10月にコンサルタント契約に同意している。

(イ) 建設業者の選定

円借款事業に必要な資機材の調達及び役務は、JBICが策定した円借款事業のための調達ガイドライン(以下「調達ガイドライン」という。)等に基づき行われることとされている。

カントー橋2事業は、3工区に分割されて建設工事が実施されており、第1工区がピンロン省側のバイパス道路等の建設、第2工区がカントー橋(PC鋼複合斜張橋及び両側取付橋りょう等)の建設、第3工区がカントー市側のバイパス道路等の建設となっている。

これらの工区のうち、第2工区のカントー橋建設事業は前記のとおり、特別円借款によっていたことから、建設工事請負契約の相手方は、我が国の企業に限定されており、契約の締結は、以下のとおり行われていた。

- ① PMUミトゥアンが、調達ガイドラインに従い、入札前に入札参加者事前資格審査を実施した。
- ② JBICが、PMUミトゥアンから事前資格審査結果の報告を受けて、15年8月にその結果に同意した。
- ③ PMUミトゥアンが、各入札参加者(3者)の技術提案及び入札価格を勘案して、建設業者として大成建設株式会社、鹿島建設株式会社及び新日本製鐵株式会社(18年7月会社分割により設立された同社の子会社である新日鉄エンジニアリング株式

会社が承継)により構成された共同企業体(以下「建設業者」という。)を選定して、その入札評価結果報告書をJBICに提出した。

- ④ JBICは、PMUミトゥアンから提出された入札評価結果報告書について、調達ガイドライン等に基づき内容を確認した上で、16年9月に同意した。
- ⑤ PMUミトゥアンは、契約条件を調整後、同月に建設業者と建設工事請負契約(邦貨換算契約額221億9543万余円)を締結して、JBICに建設工事請負契約書の写しを提出した。
- ⑥ JBICは、PMUミトゥアンから提出された契約書について、交換公文等及び調達ガイドラインに沿った内容となっているか、入札評価は適切に行われて評価順位が第1位の者が契約交渉順位第1位となっているか、契約金額は供与限度額の範囲内となっているかなどを確認した上で、同月に同意した。

(3) カントー橋2事業の工事概要

ア カントー橋建設事業

カントー橋建設事業は、国道1号線のハウ川渡河地点において、ビンロン省とカントー市を結ぶ現行のフェリー横断箇所から3.2km下流地点に橋りょう総延長1,010mのPC鋼複合斜張橋(北側プレストレストコンクリート箱桁部400m、中央鋼製桁部210m、南側プレストレストコンクリート箱桁部400m)を建設するとともに、その北側に520mの取付橋りょう(1区間40mのT桁10本による連続桁13区間)及び南側に1,220mの取付橋りょう(1区間40mのT桁10本による連続桁22区間及びプレストレストコンクリート箱桁5区間340m)を建設するものであり、これらの総延長は2,750mである。

イ バイパス整備事業

バイパス整備事業は、ビンロン省の国道1号線の分岐地点からカントー橋北側の取付橋りょうに接続するまでのバイパス道路(延長5,410m)及びカントー市のカントー橋南側の取付橋りょうから国道1号線の分岐地点までのバイパス道路(延長7,690m)をそれぞれ建設するものである。

ウ 工事の進捗状況

JBICがPMUミトゥアンから提出を受けた19年8月末現在の報告等によると、貸付実行額は、カントー橋建設事業については16年10月に着工以来133億5218万余円、バイパス整備事業については17年2月に着工以来24億8765万余円となっている。カントー橋2事業の工事の進捗状況について、建設工事請負契約額に対する貸付実行額の割合でみると、カントー橋建設事業は約60%、バイパス整備事業は約38%となっている。

(4) 事故の概要

19年9月26日午前7時55分頃、第2工区において、建設中のカントー橋の橋桁の一部(北側プレストレストコンクリート箱桁部400mのうち桁長40m、幅員26mのコンクリート製箱桁、連続する2径間、総延長80m分)等が崩落する事故(以下、この事故を「崩落事故」という。)が発生した。この崩落事故により、死傷者が多数(死者55人、負傷者79人、本院現地調査時点)に上ったほか、建設中の橋桁、橋脚等が破損するなどの被害が発生した。

(5) ベトナム国家事故調査委員会の最終報告

ベトナム政府は、首相の指示の下、19年10月6日に建設大臣を委員長とする国家事故調査委員会を発足させた。同調査委員会は、20年6月18日までの間に8回の会合を開催して、事故原因の究明等の技術的検討を行った。我が国政府は、ベトナム政府の要請を受けて、我が国の道路橋りょうの専門家である八戸工業大学名誉教授を推薦して、同調査委員会に派遣した。

そして、ベトナム政府は、同年7月2日に、同調査委員会の調査結果として、崩落事故の主原因は、仮設工事の支柱(以下「仮設支柱」という。)の基礎が不等沈下したことによるとした最終報告書の要旨を公表した。我が国外務省は、ベトナム政府からベトナム語で記載されたこの要旨を入手して、同国政府の了解を得てこれを仮訳して同月4日に公表した(以下、仮訳して公表されたものを「事故報告要旨」という。)

事故報告要旨は、以下のとおりである。

(仮訳(原文はベトナム語))	
カントー橋2径間アプローチ支間の崩壊に係る国家事故調査委員会	ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福
No: /BC-UBNNCT	ハノイ、2008年6月
要約	
カントー橋2径間アプローチ支間の崩壊に係る国家事故調査委員会の活動結果 (記者会見用資料)	
<p>2007年9月26日にカントー橋の2径間のアプローチ支間の建設現場において発生した仮設支柱システムの崩壊事故の直後、首相は、カントー橋アプローチ支間の崩壊に係る国家事故調査委員会の立ち上げを指示した。同委員会は所定の機能、役割に則し積極的かつ迅速に各種活動を行った。同委員会は技術、法律の各専門家チーム、事務局を立ち上げ、また委員会内の諮問機関を設置した。同委員会及びそれを支援するチームは現場実査、証拠の収集を行い、委員会の会合に提示された結果を得るために関係者と共に作業を行った。現場実査及び関係者との面談とは別に、委員会は8回開催された。会合では、必要に応じ、委員会から、日本のコントラクター、日本のコンサルタント、事業主である交通運輸省に対して彼ら自身で、事故原因の分析を行うよう求めた。2008年3月24日に開催された第7回会合において、議論の後、同委員会は事故の直接の主因について合意に達した。第8回会合の開催準備のために、同委員会で実施した調査結果に関する全体報告書案が各委員に対し、確認、修正、補足のために配布された。技術専門家及び法律専門家チーム、事務局、委員会内の諮問機関は公式の報告書を完成させて印刷し、第8回会合に提出した。2008年6月18日に第8回会合が開催され、各参加委員は慎重かつ的確な議論を行い、最終報告書を首相に提出することにつき合意に達した。同委員会による調査結果の最終報告書は100ページの本文に加え、1,000ページを超える添付資料からなる。同委員会による調査結果の概要は以下のとおりである。</p>	
1. 事故の概要	
カントー橋と両側のアプローチ橋への道路は全長で15.85kmあり、ハウ川をまたぎビン	

ロン省及びカントー市を結び、国道1号線Aのバイパス道路の役割を担う橋となるものである。カントー橋は、長さ1,010mの主橋、520mのピンロン州側のアプローチ橋及び1,120mのカントー市側のアプローチ橋から成る。主橋の構造は、2面吊の斜張橋となっている。崩落事故は、ピンロン省側において、主橋を構成する各40mのアンカースパン2連となっている橋脚P13～P15間(図1)の建設中の鉄筋コンクリート箱桁で発生した。

図1. 橋脚P13～P15の2径間のアンカースパンで発生した事故の位置

当該2径間のコンクリート箱桁を建設するべく、コントラクターは、鉄筋コンクリートフーチング上に固定される鋼材の仮設支柱、横トラス、縦トラスからなる仮設支保工と呼ばれる足場システムを採用していた。事故は2007年9月26日午前7時55分に発生した。仮設支保工が崩壊し、建設中のコンクリート箱桁を落下せしめた。(図2)

図2. 仮設支保工及びコンクリート箱桁橋

a) 事故前

b) 事故後

事故現場の証拠や目撃証言によれば、崩壊は仮設支保工のP13から始まり、破裂音とともにP13付近から白煙が立ち上った。P13～P14間の橋床のコンクリートが落下し、続いてP14～P15間で仮設支保工の各部分を潰しながら落下した(図2b)。

2. 事故を引き起こした主因の調査

コンクリート桁を建設中に発生した事故であることにより、コンクリート桁は機能していなかったため、事故を引き起こした対象はコンクリート桁建設のための仮設支保工であると特定された。事故を引き起こした主因を解明するために、委員会は設計、加工、仮設支保工の設置及び他の有害な要因について事故を引き起こした可能性を分析することに留意した。調査結果は以下のとおりである。

仮設支保工の設計に関して：国家事故調査委員会(SCI)は、鋼製足場システムの設計のチェックを行って、以下のコメントを作成した：不均衡な基礎の沈下がない場合、仮設支保工の構造は十分な許容支持力を持っていた。実際に、この鋼製足場システムは、不均衡な基礎の沈下がない状態で主橋脚の基礎に置かれ、主橋脚を無事に建設するのに用いられた。基礎構造に関して、事故発生時の杭に伝わる荷重が杭の許容支持力より低いことにより、杭基礎は許容支持力を確保している。その結果、不等沈下を考慮しない場合、仮設支保工の設計は事故を引き起こす直接の原因にはならない。

加工、製作、仮設支保工の設置に関する、事故後の現物の構造の試験や調査から、SCIは設計と比較して工事に幾つかの誤った細部構造を発見した。横断方向のトラスにおいて、若干の溶接線の強度には欠陥があり、1本の部材は設計と異なるサイズであった。仮設支柱においては、いくつかのボルト穴が誤ったサイズと位置で、修正する必要があった。分析、計算した結果、これらの欠陥構造は、事故の引き金となる要因ではなかった。

その他の有害な因子で起きる事由について、SCIは、盛土の深さ、事故前の連続的降雨による地下水の変化、2007年9月24～25日の2日間に行われた10回目と11回目のコンクリートの連続打設による急激な荷重増加、コンクリート桁上を歩く作業員やクローラクレーンの稼動によって誘発される共振など、設計で考慮されていない、有害

な影響について調査、検討を行った。分析の結果、SCIは上記の効果が仮設支保工に与えた影響は微小であることを確認した。これらの効果は事故の直接の原因ではない。

不等沈下^(注1)のみの影響は、仮設支柱と本橋橋脚の間における不等沈下、二つの仮設支柱のパイルキャップ間における不等沈下、仮設支柱の単一のパイルキャップにおける不等沈下がある。分析の結果、SCIのコメントは以下の通りである。

a) 仮設支柱と本橋橋脚の間における不等沈下

主橋脚が深さ76mに届く場所打ち杭によって支えられているのに対して、仮設支柱は杭の断面が30x30cmで、35mの深さまでの打込み杭に支えられていることから、仮設支柱と主橋脚の間に不等沈下が起ころう。二本のボーリング孔LK1とLK2並びに静的載荷試験を実施した第一回調査の結果、仮設支柱と主橋脚の間の不等沈下は39mmと計算された。AASHTO基準に従うと、構造物の安全性は危険指数 n に基づき評価される。 n が1より小さいと安全が確保される。想定される沈下が39mmの場合、仮設支柱において最も重要な垂直部材はNo.117材で、 n は0.75から0.82に上昇するが、依然として安全限界内($n < 1$)に留まる。従って、支柱は保持され、崩壊しない。以上より、仮設支柱と本橋橋脚との間における不等沈下は事故の直接の原因ではない。

b) 二つの仮設支柱のパイルキャップ間における不等沈下

上流側及び下流側の仮設支柱(T13UとT13D、T14UとT14D)での二組のボーリングによる第二回目の調査によると、T13UとT13Dの二つのパイルキャップ間の不等沈下は0~6mmと小さいことが判明している。この場合、不等沈下がなかった場合との比較では、最も危険指数の大きい垂直部材(No.46)の危険指数 n は0.56から0.65に増加するものの、まだ安全な範囲にとどまる。このことは、仮設支保工システムは安全で、崩壊しないことを示している。従って、仮設支柱の二つのパイルキャップ間の不等沈下は本件事故の直接の原因ではない。

c) 仮設支柱の単一のパイルキャップにおける不等沈下

上流側仮設支柱T13Uの基礎は最も弱い基礎であると評価される。この基礎における不等沈下を判定するために、SCIはK1及びK2の二本のボーリングによる三回目の調査を実施した。この二つのボーリングを比較することにより、SCIは、この上流側仮設支柱の両側で土質条件が著しく異なることを確認した。具体的には、P14橋脚側の杭列は緩い砂層中に打ち込まれており、P13橋脚側の杭列は密度の高い砂層に打ち込まれていた。その結果、P14橋脚側の杭列はP13橋脚側の杭列よりも沈下し、パイルキャップT13UはP14橋脚側に傾くこととなった。これら杭列間における不等沈下量は12mmもしくはそれ以上と計算される。

単一のパイルキャップにおける不等沈下の計算によると、不等沈下が11mmに達すると、仮設支柱のいくつかの斜材は限界状態($n > 1$)となる。不等沈下が12mmに達すると、これらの支柱のボルトに係る危険指数は1.18~1.44に達し、これらボルトは次々に破壊される可能性がある。これら斜材が機能しない場合、垂直部材No.46の危険指数は0.56から1.58、すなわち2.82倍に高まる。このことが、当該垂直部材が座屈、そして崩壊し、T13Uの仮設支柱の不安定化、さらに上部構造物の崩壊に至る原因となる。

このように、仮設支保工システムは、仮設支柱の不安定化により急速に崩壊した。この不安定化の原因は、単一のパイルキャップにおける不等沈下にあると結論づけられる。

崩壊の過程は次のようなものである：T13Uのパイルキャップにおける不等沈下が発生、斜材 No. 81、64、65 が次々と破壊し、垂直部材 No. 46 の座屈を引き起こし、仮設支保工システムの崩壊を招く。

T13Uの仮設支柱が最初に崩壊したため、コンクリート・スラブが上流側に傾きやすくなった。それゆえに、何人かの目撃者の指摘どおり、作業員や建設資材が上流方向に位置する住宅に落下した。

通常、不安定化及び座屈による崩壊は急速に進行するが、今回の事例では20秒間で起こった。従って、T13U仮設支柱が崩壊、座屈するなり、コンクリート・スラブが多くのセグメントになって破壊した。P13橋脚上のデスク・スラブ^(注2)重量は非常に大きく(1,000トン超)、P13橋脚上部とコンクリート・スラブの分離を引き起こした。これが、何人かの目撃者が証言しているP13橋脚上部からの破裂音と白煙の主因である。

仮設支柱の崩壊の変形計算図は、事故後の構造物の残存状況と整合する。

3. 事故原因に係るSCIの結論

T13U仮設支柱の上流側パイルキャップにおける不等沈下(内陸側から川側の橋軸方向)が事故の主因であり発端である。パイルキャップにおける不等沈下は仮設支柱のいくつかの部材に対する応力を増加させ、斜材と垂直部材を結合していたボルトを切断し、この仮設支柱の垂直部材を座屈させ、仮設支保工上の構造物の崩壊に至った。

本事業に適用されるAASHTO基準によると、設計の一義的な責任は、公共の安全の確保、すなわち仮設支保工システムの構造的安全を確保することにある。しかしながら、本件事例において構造物の不安定化をもたらした、単一のパイルキャップという小さな範囲における不等沈下は、通常の設計においては予測困難なものであると考えられる。

以上

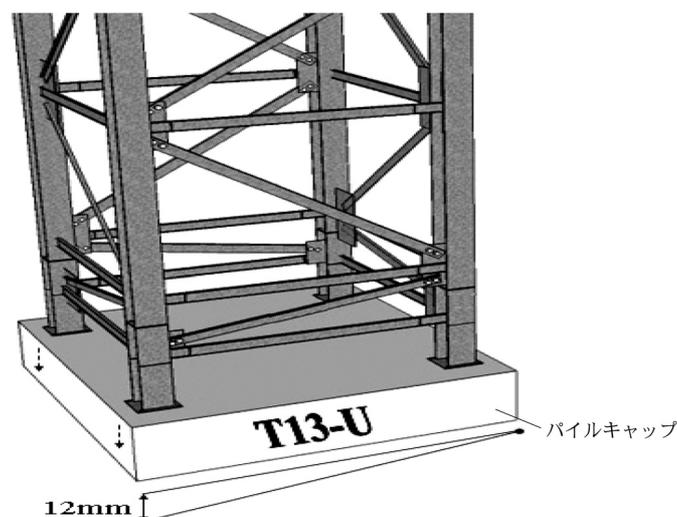
(注1) 日本側注：杭群の上に被さる鉄筋コンクリートの台座。いわゆる「支柱基礎」の一部。

(注2) 日本側注：鉄筋コンクリート床版。

(注) 図1及び図2は省略した。

事故報告要旨において、不等沈下が発生したとされているT13U(第13上流側)仮設支保工は下図のとおりとなっている。

図 T13U(第13上流側)仮設支保工の概略図



(出典：ベトナム国家事故調査委員会)

(6) カントー橋崩落事故再発防止検討会議の提言

我が国外務省は、19年11月13日に、ベトナム側による崩落事故の原因の検証を基に、今後の円借款事業に係る案件監理の改善点や同種事故の再発防止策等を検討する上で有識者の意見を聴取することなどを目的として、カントー橋崩落事故再発防止検討会議(以下「検討会議」という。)を設置した。検討会議は、外務副大臣を議長として国土交通省大臣官房技術参事官、経済産業省大臣官房審議官、外務省国際協力局長、東京工業大学副学長、ベトナム国家事故調査委員会の委員でもある八戸工業大学名誉教授、社団法人国際建設技術協会理事長、JICA 理事及びJBIC 理事の計9名の委員で構成されている。19年11月13日から20年7月11日までに開催された7回の会議の内容については、外務省の公表内容に基づき、活動状況を開催日ごとに整理して示すと、表2のとおりである。

表2 検討会議の内容

開催年月日	内 容
第1回 平成 19.11.13	10月に現地に派遣した我が国政府調査団の報告、国家事故調査委員会での議論の状況報告等の後、コンサルタント及び建設業者の契約上の役割分担等に関する議論
第2回 19.12.03	海外で活動する建設業界関係者から円借款事業における案件監理の現状について報告を受けた後、円借款事業における安全対策等に関する議論
第3回 19.12.10	JBICから円借款事業における安全対策及び案件監理の改善等に向けた現時点での考え方についての報告後、議論
第4回 20.01.24	19年12月の外務副大臣のベトナム訪問の報告、国家事故調査委員会での議論の状況、事業実施現場における安全確保の状況及び円借款事業一般における安全対策の改善に向けた検討の報告後、議論
第5回 20.02.15	国家事故調査委員会における事故原因究明の作業状況及び工事再開の安全確保に向けたベトナム側の検討の状況についての報告後、円借款事業における安全対策の改善について議論
第6回 20.06.30	ベトナム政府が7月2日に公表した国家事故調査委員会の調査結果としての事故原因の最終報告の内容について、検討会議に対する事前報告がなされ、各委員によりこの内容は適切な調査、検討を経たものであることが確認された。また、工事再開に向けた新たな施工方法等が確認された。
第7回 20.07.11	崩落事故によって得られた教訓を踏まえて、借入国政府・事業実施機関、コンサルタント、建設業者による安全対策に係る取組の徹底、及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組みの強化を図ることの必要性を指摘した「円借款事業にかかる案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言」が採択された。

検討会議は、20年7月に「円借款事業にかかる案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言」を取りまとめて公表した。提言の概要について、外務省の公表内容に基づき、提言の項目ごとに示すと、表3のとおりである。

表3 検討会議の提言の概要

1 円借款事業における安全重視原則の確認	円借款事業に係る安全管理のためには、円借款事業の施主である借入国政府・事業実施機関が、コンサルタントの能力を活用しつつ請負者(コントラクター)をして十分な安全対策が講じられるよう対処するのが基本。途上国政府・事業実施機関による安全意識向上等のため、日本政府及びJBICとしても、交換公文等を通じて安全確保が円借款事業の大原則であることを途上国政府に明示すべき。
2 借入国政府・事業実施機関に対する安全管理能力強化支援	円借款事業に係る安全管理のためには、施主たる借入国政府・事業実施機関が十分な安全管理能力を有していることが重要であり、JBICとしても、必要に応じて、借入国政府・事業実施機関の安全管理担当職員に対する安全管理トレーニング等を実施すべき。
3 円借款調達に係るガイドライン、標準書類等の改訂	円借款事業の安全管理のためには事業実施機関、コンサルタント、コントラクターの安全意識の向上等が重要であり、JBICとしても円借款事業の調達に係るガイドライン、標準入札書類等に「円借款事業における安全の重視」について明記する等の変更を加えるべき。
4 外部有識者、チェック・コンサルタントの必要に応じた活用	事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全管理の取組を促すためには、事業実施機関に専門的・技術的助言を行う外部有識者や、チェック・コンサルタントを大規模かつ複雑な工事を伴う案件を中心に必要に応じ適切に活用するよう、JBICとしても、相手国に働きかけるべき。
5 円借款事業の安全対策委員会の設置	円借款事業の安全管理の徹底を促進するために、JBICとしても、行内に設置された「円借款事業の安全対策委員会」を通じ、円借款事業における安全対策に係る取組状況の確認等を行なうべき。
6 円借款事業に係る事業実施機関等に対する審査・監理強化	事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全管理の取組を促すためには、JBICとしても、借入国政府・事業実施機関が安全管理・品質管理に係る監督・実施能力を有しているか確認し、必要な場合に能力強化のための支援等を講ずるべき。また、大規模かつ複雑な工事を伴う案件につき、JBICが各分野の専門家から適切な技術的助言を得られるように、JBIC内に「安全対策技術諮問グループ」(仮称)を設置する。
7 円借款事業に係る事故発生時の対応マニュアルの充実	円借款の事業現場で事故が発生した場合に迅速かつ適切な初期動作を徹底するために、JBICとしてマニュアルを充実させるべき。
8 特別円借款、本邦技術活用条件対象事業における追加的安全対策	事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全管理の取組を促すためには、JBICとしても、借款対象に大規模かつ複雑な土木工事を含む特別円借款事業及び本邦技術活用条件の対象事業等については、通常の案件監理に加えて、第三者による安全対策面の確認を追加的に行うべき。
9 事故発生時における措置適用基準の明確化	円借款事業の安全管理の徹底を促進するために、JBICとしても、同行の「円借款事業等において不正行為等に関する措置に関する規程」における事故発生時の対応を明確化するべく、当該規程の見直しを図るべき。

(外務省の公表内容による)

(7) カントー橋建設事業の工事再開

交通運輸省は、20年6月に、工事再開に向けて安全性等を勘案した新たな施工方法等の案を作成して、我が国政府は、第6回検討会議で工事再開に向けた新たな施工方法等を確認した。ベトナム政府首相は、同年7月15日に工事再開を了承して、翌16日に交通運輸省はJBICに対して、工事再開の同意を申請した。JBICは、我が国政府の了解の下、同年8月20日に交通運輸省に対して工事再開について同意する旨を通知して、これを受けてPMUミトゥアンは、同日から工事を再開した。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点、着眼点及び対象

本院は、崩落事故が発生したカントー橋の建設に係る建設工事請負契約及びコンサルタ

ント契約を対象として、合規性等の観点から、外務省及びJBICが、崩落事故の発生原因を踏まえた対応を適切に行っているか、工事の再開に当たり事業変更の手続を適正に行っているか、また、ベトナム国家事故調査委員会の最終報告書はどのような内容かなどに着眼して検査した。

(2) 検査の方法

本院は、外務本省、JBIC本店及びJICA本部において、援助の実施に関する資料等の提出又は提示を受けるなどして、会計実地検査を行った。

また、国家事故調査委員会の最終報告書の要旨の公表後の20年8月にベトナムに職員を派遣して、計画投資省、交通運輸省及び国家事故調査委員会の政府関係機関から、協力が得られた範囲内で、崩落事故の状況や工事の再開後の事業実施状況等について、設計図書等の提出又は提示を受けるなどして説明を聴取した。

さらに、崩落事故の発生現場において、外務省及びJBICの職員等の立会いの下に、施工時及び事故後の写真並びに目視により現場の状況を確認した。

3 検査の状況

(1) 国家事故調査委員会の最終報告書の要旨

事故報告要旨によれば、国家事故調査委員会の最終報告書は、ベトナム語で記載された100ページの本文に加えて1,000ページを超える添付資料からなるとされているが、同調査委員会は、これらの資料はベトナム政府の内部資料であることから、外部には公表しないとのことであった。また、ベトナム政府が20年7月2日に発表した最終報告書の要旨が、対外的に公表する最終のものであるとのことであった。なお、我が国外務省及びJBICは、本院の現地調査時現在、最終報告書についてベトナム政府から提供を受けていないとのことである。

本院は、最終報告書の要旨の内容について、同調査委員会が解散したため、同調査委員会の業務を引き継いだ建設省建設科学技術院の院長、元同委員会事務局長等から、調査時の写真、資料等の提示を受けるなどして説明を受けた。しかし、最終報告書や最終報告書に至るまでの基礎資料、設計図書等の提示が受けられなかったため、最終報告書の要旨に関して本院として、その妥当性について検証することはできなかった。

(2) 崩落事故発生前の施工状況及び崩落事故発生時の状況

崩落事故発生前及び崩落事故発生時の状況についてのPMUミトゥアンの説明内容は、以下のとおりである。

ア 崩落事故発生前の施工状況

崩落事故発生現場であるPC鋼複合斜張橋北側第13、第14及び第15各橋脚については、18年10月から施工が開始されて崩落事故発生時には既に完成していた。

これら各橋脚の間の橋桁については、橋桁を施工するための仮設工事の一環として仮設支保工の基礎杭14本の打設を19年4月から開始して、基礎杭を一体化する仮設支柱の基礎(国家事故調査委員会の最終報告では、パイルキャップと表現されている。)を基礎杭上部に施工した後、施工中の橋桁を支えるための仮設支柱を設置していた。そして、同年8月から橋桁になるプレストレストコンクリート箱桁のコンクリートを打設していた。崩落事故発生時の施工状況は、橋桁の下部の床版についてコンクリートの打設が終了して、上部の床版について約80%までコンクリートを打設していた。

イ 崩落事故発生時の状況

崩落事故は、19年9月26日午前7時55分頃に発生したが、事故発生時は、コンクリートの打設等の準備作業をしている段階であった。

この崩落事故により、施工中である北側第13、第14及び第15の各橋脚の間の橋桁がすべて崩落して、第14、第15両橋脚も損壊した。そして、その崩落の衝撃により、仮設支保工は、仮設支柱がすべて座屈したため、仮設支柱の基礎が大幅に変形して、基礎上部のコンクリートが破壊されて、内部の鉄筋も破断された。

事故現場においては、現状を保存することが必要とされているが、多数の人命にかかわる事故であったため、人命救助を最優先にして大きい部材等を取り除くなどの処置が執られた。その後、救助活動は同年10月21日まで約1か月間続けられて、事故現場は、同年12月末頃までには崩落の状況を確認できる部材等の残存物が撤去されて、本院現地調査時と同様の状態になったとのことであった。

なお、救出作業に伴う費用については、ベトナム政府が負担している。

(3) 崩落事故の責任に関する当局の調査状況、被害者への補償状況等

工事現場の事故による労務災害、物損、工事の遅延等についての責任は、建設工事請負契約書によると、原則、請負者である建設業者が負うものとされている。その内容は、被害者への補償について、下請業者が雇用していた被害者の分も含めて建設業者が責任を負うことと規定されており、補償に備えて保険への加入も義務付けられている。本院は、これらの補償状況等について、ベトナム政府関係機関、PMUミトゥアン等から説明を聴取した。

交通運輸省等の説明によれば、補償状況については、司法捜査の結果により責任の有無等が決定されて、これに基づき補償が行われるとのことであるが、公安省等による司法捜査が継続しており、20年9月30日現在、捜査状況やその結果は公表されておらず、今後いつ公表されるかも含めてその状況は全く不明とのことであった。

また、交通運輸省及びPMUミトゥアンの説明によれば、司法捜査の結果のいかんを問わず、建設工事請負契約等を解除せず現行の建設業者のまま工事を継続して、再開後の工事の進ちょくを早めることにより21年末までに工事を完成させて、カントー橋の供用を開始したいとのことであった。

なお、国家事故調査委員会の最終報告書の要旨では、司法捜査の結果が公表されていないこともあり、被害者への補償状況について報告されていないが、我が国の建設業者等は、被害者に対して見舞金及び遺児基金を拠出している。

(4) 検討会議の提言に対する外務省及びJBICの対応状況

外務省は、検討会議の提言9項目のうち、「1 円借款事業における安全重視原則の確認」に対応するため、円借款の新規供与の際に相手国政府と取り交わす交換公文に、相手国政府が建設工事、施設使用等に関して安全を確保するなどの適切な措置を講ずる旨明記する方向で検討を進めて、20年10月以降に相手国政府との間で最終的に同意が得られた交換公文から明記することとした。

JBICは、検討会議の提言9項目のうち、「5 円借款事業の安全対策委員会の設置」、「6 円借款事業に係る事業実施機関等に対する審査・監理強化」及び「7 円借款事業に係る事故発生時の対応マニュアルの充実」の3項目については対策を講じたとしている。

これらのうち、安全対策委員会は、理事を委員長として関係部門の部長で構成されたもので、①円借款事業における安全対策に係る取組状況の確認、②安全対策強化に向けた改善策の検討、③事故が発生した円借款事業の対応策の検討及び④安全対策情報や事故情報の蓄積を目的として19年12月に設置されて、20年1月からこれまでに4回開催されている。

また、JBICは、大規模かつ複雑な工事を伴う案件に対しては、各分野の専門家から適切な技術的助言が得られるよう安全対策技術諮問グループを20年7月に設置している。

さらに、JBICは、事故発生時の迅速かつ適切な初期動作を徹底するため、事故発生時の対応マニュアルについて検討を行い、既に活用しているとのことである。

これら3項目以外の6項目については、検討中とのことであり、20年10月にJBIC(海外経済協力業務部門)とJICAが統合して発足した新JICAにおいても引き続き取り組んでいくとしている。

本件崩落事故について、JBICは、検討会議の提言を受けて、工事再開に向けて次のような検討を行ったとしている。

工事の再開に当たっては、PMUミトゥアンが安全対策に係るモニタリングを行い、定期的にJBICに報告することにした。具体的には、PMUミトゥアン、コンサルタント及び建設業者が安全委員会を設置して、工事現場において、共同パトロールを実施して、構造物の沈下等のデータチェックを行い、その結果を交通運輸省がJBICに報告することにした。

(5) 事業変更等の手続

ア 工事再開後の施工方法

本件崩落事故は、前記の最終報告書の要旨のとおり、仮設支柱の上流側の基礎が不等沈下したことが事故の主因であり発端である(参考図参照)として、この不等沈下については予測困難であったとの国家事故調査委員会の結論が出ているが、交通運輸省及びPMUミトゥアンは、同種事態が二度と生じないように、以下のように様々な処置を講じた上で再施工することとしていた。

第14、第15両橋脚の再施工に当たっては、既設の基礎杭12本を地中に残置したまま新たに径1.2m、長さ75mの場所打ち杭14本を施工することとして、これにより橋脚の基礎部の橋軸直角方向の長さを、当初設計の17.5mから22.5mに変更していた。

橋桁を施工するための仮設支保工の工事再開後の施工方法は、事故原因となった不等沈下が発生した箇所であることから、特に安全性を考慮して大幅に変更していた。

主な変更点は、以下のとおりである。

- ① 仮設支保工は、当初設計で1径間当たり1か所としていたものを再施工時には2か所に倍増して、2径間合計で4か所とした。
- ② 仮設支保工の基礎杭は、当初設計で鉄筋コンクリート杭(縦、横ともに0.3m、長さ36m又は37.5m)を周面摩擦で支持する摩擦杭としていたが、再施工時には橋脚の基礎杭と同等の径1.2m、長さ75mとして支持層まで達する場所打ち杭とした。
- ③ 上流側仮設支柱の基礎と下流側仮設支柱の基礎は、当初の施工方法は別々に施工されて一体化していない状態であったが、再施工時には上下流側それぞれの仮設支柱の基礎を鉄筋コンクリートで一体化することとした。

交通運輸省は、これらの工事再開に向けた施工方法について、事故原因である不等沈下に対処できる安全性等を勘案した施工方法であるとしてJBICに同意申請を提出してきた。JBICは、我が国政府の了解の下、8月20日に交通運輸省に対して工事再開について同意する旨を通知したが、具体的な建設費、完成時期等については現在交通運輸省において検討中であるとのことである。

イ 建設工事請負契約等の変更

カントー橋の建設に係る建設工事請負契約の工期は20年12月末日となっていて、崩落事故に伴う工期の延長は必至な状況であり、また、新たな施工方法についても建設工事請負契約等の内容の変更を伴うものである。

工事再開後の新たな施工体制は、昼夜二交代制による作業となっており、労務費等の増額が見込まれている。また、前記のとおり、仮設支柱を、当初設計で1径間当たり1か所としていたものを、再施工時には2か所に倍増するなどして、調達資材の変更による増額が見込まれている。さらに、工事休止期間の休業補償等に係る追加経費も見込まれている。

PMUミトゥアンは、これらの施工方法等の変更に伴う経費の増額分について現在積算作業中であり、経費負担の割合等についても、今後、建設業者及びコンサルタントと調整していくとしている。

ウ 事業変更等の手続

PMUミトゥアンと建設業者及びコンサルタントの間における経費負担の割合やコスト削減努力等に関する調整の結果、建設工事請負契約及びコンサルタント契約の契約額が増額となる場合には、交通運輸省の要請を受けて、JBICは供与限度額の範囲内で増額したり、事業実施期間を延長したりするなどの内容の変更契約に同意できることとなっており、また、上記調整の結果、今後事業費が供与限度額を上回る場合には、ベトナム政府からの要請を受けて、我が国政府は円借款の追加の供与や事業実施期間の延長等に関する交換公文の締結を検討して、新JICAは借款契約の締結を検討することができることとなっている。

4 本院の所見

我が国政府開発援助(円借款)による事業において道路建設中に橋桁の崩落事故が発生して、死傷者が多数に上ったことのほか、建設中の橋桁、橋脚等が破損するなどの被害が発生したことは、誠に遺憾である。

本院は、外務本省、JBIC本店及びJICA本部において、援助の実施に関する資料等の提出又は提示を受けるなどして、会計実地検査を行うとともに、ベトナムに職員を派遣して、国家事故調査委員会の最終報告書の要旨について、調査時の写真、資料等の提示を受けるなどして説明を受けた。しかし、最終報告書や最終報告書に至るまでの基礎資料、設計図書等の提示が受けられなかったため、最終報告書の要旨に関して本院として、その妥当性について検証することはできなかった。

新JICAは、ベトナム国家事故調査委員会が最終報告した崩落事故の発生原因を踏まえた検討会議の提言に対して、本件事業において構造物の沈下等のデータチェックを行うなど実行が可能な安全対策等の項目が確実に実施されていることを、相手国事業実施機関からその報告を受けることにより確認する必要がある。そして、20年8月20日に再開した工事に関

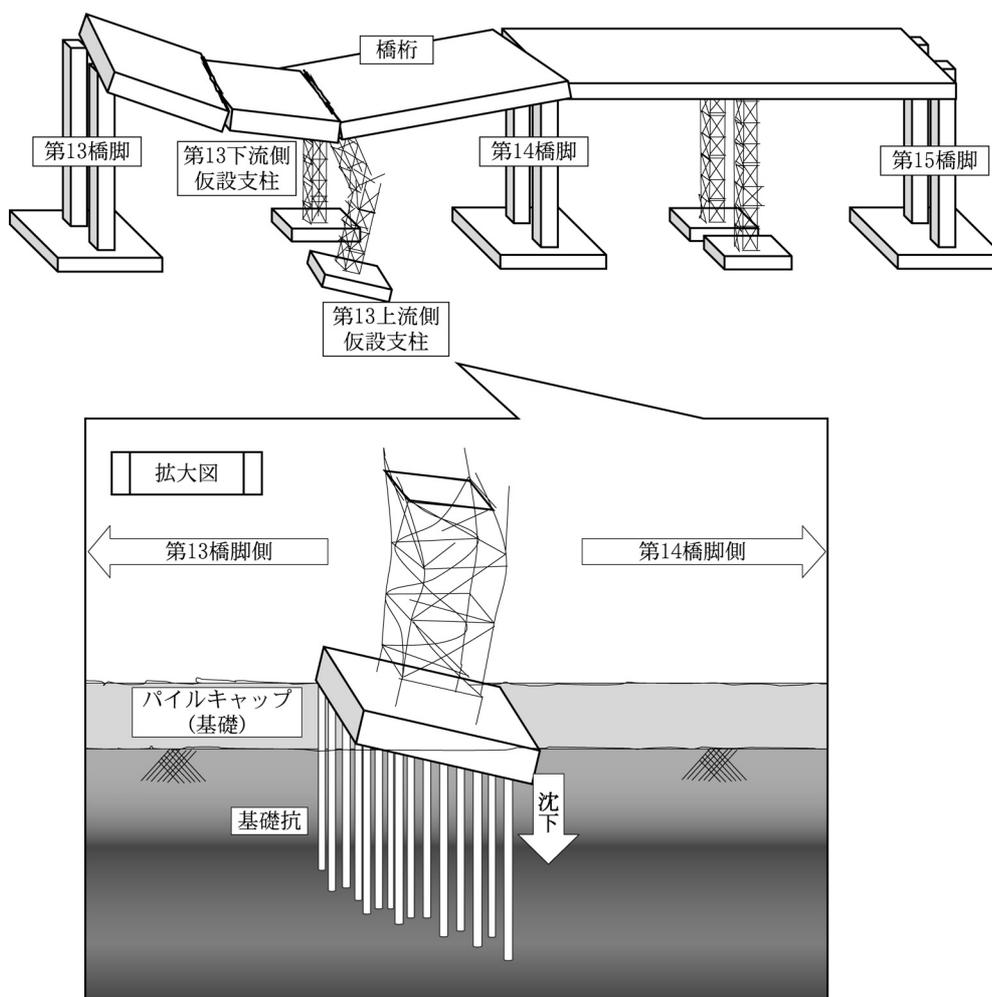
して、相手国事業実施機関、建設業者及びコンサルタントが安全の管理に万全を期すよう引き続き注視していく必要がある。

本院は、本件事業において、工事の再開に伴う工事費の増額、工期の延長等の建設工事請負契約等の契約変更や事業実施期間の延長等の事業変更の手続が速やかに行われているか、工事再開後は崩落事故を教訓にして安全体制に最大限配慮するよう相手国事業実施機関に対して働きかけが行われているかなどについて、外務省及び新 JICA に対して引き続き検査していくこととする。

本院は、交換公文等、コンサルタント雇用ガイドライン、調達ガイドライン等に安全性についての具体的条項を設けるなどの検討が行われているか、安全対策等の項目が確実に実施されているかなどについて確認するなどして、安全性を一層確保するための方策が執られて事業が適切に実施されているか、外務省及び新 JICA に対して引き続き検査していくこととする。

(参 考 図)

崩壊過程の発端のイメージ図(本院作成)



第5節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、歳出・歳入一体改革の推進が重視されており、真の必要性にこたえるための財源の重点配分、ムダ・ゼロ、政策の棚卸しなどの徹底による重要課題実現のための政策経費の確保、生産性を向上して成長力を強化するなどのための抜本的な税体系の改革の検討等、様々な取組がなされている。また、国会においても、国会による財政統制を充実・強化する視点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような状況の中、本院は、その使命を的確に果たすために、毎年次、会計検査の基本方針を策定して、我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待にこたえる検査に努めてきており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。また、行政における様々な取組のうち予算執行調査は、予算査定担当者が予算の使われ方、その成果の検証を行い、予算へ直接的に反映する取組を積極的に行っているものであり、財政統制を充実・強化する視点から重要な取組であると認められることから、本院としても同調査の対象とされた事務・事業については特に留意しながら検査を行っている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果検査報告に掲記したもの

国民の関心の高い事項等に関する検査の結果、「第3章 個別の検査結果」等に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 各府省等が締結している随意契約に関するもの

各府省、独立行政法人等が締結している契約については、国会、報道等で、委託等の契約に占める随意契約の件数の割合が高くなっている事態、随意契約の見直しの趣旨に反して制限的な応募要件を設定して、所管府省退職者の再就職者が在籍している公益法人と契約を締結している事態等が取り上げられるなど様々な問題が指摘されている。また、平成20年度予算執行調査では、契約に関する調査を重点的に実施しており、調査の結果、随意契約をより競争性のある契約に移行するよう見直しを求めるなどしている。

本院は、各府省等が締結している契約について、合規性、経済性等の観点から、入札・契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する20年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記している。

(ア) 不当事項

- ① 東北大学病院手術室改修工事の実施に当たり、工事完了後に予定価格を設定したり、契約書を作成したりするなどして、会計事務が適正を欠くと認められるもの
(国立大学法人東北大学・882 ページ記載)

(イ) 意見を表示し又は処置を要求した事項

- ① 刑事施設の被収容者に対する診療を行うための医薬品を調達するに当たり、一般競争により契約の競争性等を確保するとともに、調達品目を限定する方式を改めて、調達に係る経費の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

(法務省・130 ページ記載)

- ② 有料駐車場の運営に当たり、駐車場用地等を随意契約により関連公益法人に貸し付けることを改めて、関連公益法人が収入としている駐車場利用料金等を勘案して、貸付料を見直したり、委託により自ら実施したりすることにより、契約の競争性及び透明性を確保して、増収を図るよう是正改善の処置を求めたもの

(日本中央競馬会・761 ページ記載)

(ウ) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- ① インキ用材料の購入契約について、製造会社と直接契約することにより、購入価額の節減を図るよう改善させたもの

(独立行政法人国立印刷局・813 ページ記載)

- ② 広報誌の調達方法を、購入による方法から自ら作成し発行する方法に改めることにより、経済的なものとするよう改善させたもの

(独立行政法人日本芸術文化振興会・834 ページ記載)

- ③ 空港施設の維持管理等に係る契約の実施に当たり、競争の利益を享受するため、契約方式を見直すなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの

(関西国際空港施設エンジニア株式会社・918 ページ記載)

(エ) 国会からの検査要請事項に関する報告

- ① 各府省等が締結している随意契約に関する事項について (973 ページ記載)

- ② 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について

(1016 ページ記載)

- ③ 独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について (1082 ページ記載)

(注) 所管府省退職者の再就職者 国の行政機関に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職して、当該行政機関が所管する独立行政法人、公益法人等に再就職した者。人事交流による出向者等は含まない。

イ 特別会計、独立行政法人等が保有している剰余金、資産等に関するもの

特別会計、独立行政法人等が保有している剰余金、積立金等(以下「剰余金等」という。)や保養施設、宿舎等の資産及び公益法人が保有している内部留保については、国会、報道等で、財政健全化のため剰余金等や内部留保を見直して一般会計の財源等として活用する方法等が議論されたり、保有資産の処分や有効活用の促進が求められたりするなど様々な問題が指摘されている。

本院は、効率性、有効性等の観点から、剰余金等、保有資産及び内部留保について、その規模が適切なものとなっているか、効率的に活用されているかなどに着眼して、特別会計を所管する府省、独立行政法人、公益法人等に対して検査を実施している。

上記に関する20年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記している。

(ア) 意見を表示し又は処置を要求した事項

- ① 独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの
(総務省・115 ページ記載)
- ② 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉱工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの
(経済産業省・509 ページ記載)
- ③ エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減少させるよう意見を表示したもの
(経済産業省、環境省・517、698 ページ記載)
- ④ 統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営に当たり、空室の情報を共有するなどして所有住宅の有効活用を図ることにより、借上住宅の賃借に係る費用を節減する措置を講ずるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫・742 ページ記載)
- ⑤ 宿舍、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地について、利用状況を考慮するなどして保有の必要性を検討するとともに、不要な資産の確実な国庫返納に備えるよう改善の処置を要求したもの
(独立行政法人造幣局・807 ページ記載)

(イ) 国会からの検査要請事項に関する報告

- ① 独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について
(再掲 1082 ページ記載)

(ウ) 特定検査対象に関する検査状況

- ① 国鉄清算業務に係る財務について
(1206 ページ記載)

ウ 独立行政法人、公益法人等の会計に関するもの

独立行政法人、公益法人等については、国会、報道等で、業務の見直しや廃止等の検討が求められたり、所管府省退職者の再就職者の在籍状況が取り上げられたりするなど様々な問題が指摘されている。特に、所管府省と契約を締結したり、所管府省から国庫補助金等の財政援助を受けたりしている独立行政法人、公益法人等については、所管府省から支出される国費と所管府省退職者の再就職者に支払われる人件費等を関連付けて議論が行われている。

本院は、従来、独立行政法人、公益法人等に対して、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、所管府省と締結している契約に係る経費の算定及び支払が業務の実態等を反映した適切なものとなっているか、国庫補助金等の経理が適切に行われているかなどに着眼して検査を実施している。このほか、所管府省退職者の再就職者が多いことも踏まえて、経済性、効率性等の観点から、経営状況及び収支状況は健全となっているか、費用に占める人件費割合が高くなっていないかなどにも着眼して検査を実施することとしている。

上記に関する20年次の検査結果としては、「団体別の検査結果」として第3章第2節に掲記したものに加えて、次のような事項を検査報告に掲記している。

- (ア) 不当事項
- ① 科学技術総合研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの
(文部科学省・190 ページ記載)
 - ② 情報の整理、解析等に係る委託業務の実施に当たり、部分休業制度を利用した職員の給与の減額分を委託費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっているもの
(文部科学省・191 ページ記載)
 - ③ 政府開発援助ユネスコ活動費補助金の経理が不当と認められるもの
(文部科学省・193 ページ記載)
 - ④ 地域求職活動援助事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から不正な支払を行い、委託事業の目的外の用途に使用するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの
(厚生労働省・231 ページ記載)
 - ⑤ 生涯職業能力開発事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託事業とは関係のない他法人が負担すべき経費を含めて委託費から支払う経費を算出するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの (厚生労働省・237 ページ記載)
 - ⑥ 緊急サポートネットワーク事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していなかった期間に係る職員の賃金を委託費から支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの (厚生労働省・240 ページ記載)
 - ⑦ 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業等の実施に当たり、領収書等による支払の事実の裏付けがない経費を含めるなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっているもの (厚生労働省・245 ページ記載)
 - ⑧ 技能向上対策費補助金の経理において、補助対象経費の精算が過大となっているもの (厚生労働省・333 ページ記載)
 - ⑨ 食生活健全化・食料消費改善対策事業等の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金等を返還していないもの (農林水産省・406 ページ記載)
 - ⑩ 食料産業クラスター推進事業等の実施に当たり、補助の対象とならない経費を事業費に含めていたため、補助対象事業費の精算が過大となっているもの
(農林水産省・413 ページ記載)
 - ⑪ 海外漁業協力効率化促進事業の実施に当たり、補助の対象とならない賞与、住宅手当等を事業費に含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されるなどしているもの
(農林水産省・435 ページ記載)
- (イ) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項
- ① 日本語教育機関の質的向上の推進に資する事業の実施に当たり、日本語教育機関の審査を行う審査委員会の実施経費について、審査料収入で経費を賄えることから、補助対象経費から除外するよう改善させたもの
(文部科学省・209 ページ記載)
 - ② アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業の実施に当たり、事業の実績額により契約金額の精算を行うこととするよう改善させたもの
(文部科学省・211 ページ記載)

- ③ 民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練について、職業の安定等を目的とする趣旨を踏まえて、就職者等から短期雇用者を除くことにより、就職支援経費の算定方法を適切なものとするよう改善させたもの

(厚生労働省・384 ページ記載)

- ④ 道路管理データベースシステムを効率的、効果的に運用するため、道路管理に必要な電気通信設備を確実に登録するよう改善させたもの

(国土交通省・679 ページ記載)

(ウ) 国会及び内閣に対する報告

- ① 国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について

(945 ページ記載)

(エ) 国会からの検査要請事項に関する報告

- ① 各府省等が締結している随意契約に関する事項について

(再掲 973 ページ記載)

- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について

(997 ページ記載)

- ③ 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について

(再掲 1016 ページ記載)

- ④ 独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について

(再掲 1082 ページ記載)

エ 年金事業の運営に関するもの

年金事業の運営に関しては、国会、報道等で、オンラインシステム上の記録が台帳等から正確に入力されていないなどといった年金記録問題、厚生年金保険料の算定基準となる標準報酬月額が被保険者の知らないうちに引き下げられたり、その記録が消されたりするといった標準報酬月額の改ざん問題等の様々な問題が指摘されている。

本院は、年金事業の運営について、従来、合規性等の観点から、保険料の徴収に過不足がないか、厚生年金、国民年金等の支給が適正になされているかなどに着眼して検査を実施している。上記のような問題が国会、報道等で取り上げられた際には、社会保険庁等において会計実地検査を行い、関係者から説明を受けたり、資料を徴したりするなどの方法により検査を実施している。

上記に関する20年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記している。

(ア) 不当事項

- ① 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

(厚生労働省・217 ページ記載)

- ② ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり不経済となっているもの

(厚生労働省・242 ページ記載)

- ③ 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

(厚生労働省・255 ページ記載)

④ 職員の不正行為による損害が生じたもの (厚生労働省・335 ページ記載)

(イ) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

① 年度途中で急きょ設置された組織等の運営経費に係る経理について、方針を定めることにより、速やかに適切な手続が執られるよう改善させたもの

(総務省・122 ページ記載)

オ 政府開発援助に関するもの

政府開発援助(以下「ODA」という。)に関しては、厳しい財政状況の中、国民の厳しい目が向けられており、時宜にかなった ODA 案件の実施や費用の縮減、ODA の一層の透明性の向上、適正かつ効率的な執行に努力することなどが求められている。

本院は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、資金の供与等は法令及び予算に従って適正に行われているか、援助の効果が早期に発現するよう適切な措置が執られているかなどに着眼して、援助実施機関において検査を実施するとともに、有効性等の観点から、相手国における事業の実施状況を中心に、事業は計画どおり順調に進ちよくしているかなどに着眼して現地調査を実施している。

上記に関する 20 年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記している。

(ア) 不当事項

① 政府開発援助ユネスコ活動費補助金の経理が不当と認められるもの

(再掲 文部科学省・193 ページ記載)

② 私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)の経理が不当と認められるもの

(文部科学省・206 ページ記載)

③ 国の施設等機関における受託事業に係る会計経理が会計法令に違反しているもの

(厚生労働省・221 ページ記載)

④ 海外漁業協力効率化促進事業の実施に当たり、補助の対象とならない賞与、住宅手当等を事業費に含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されるなどしているもの

(再掲 農林水産省・435 ページ記載)

(イ) 意見を表示し又は処置を要求した事項

① 政府開発援助の実施に当たり、外務省及び独立行政法人国際協力機構において、援助の効果が十分発現するよう意見を表示したもの

(外務省及び独立行政法人国際協力機構・142、819 ページ記載)

(ウ) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

① 国際機関の信託基金の閉鎖に伴う抛出残余金の返還等について、受入れなどに係る具体的な事務手続を定めることなどにより、早期に処理するよう改善させたもの

(外務省・153 ページ記載)

② 日本語教育機関の質的向上の推進に資する事業の実施に当たり、日本語教育機関の審査を行う審査委員会の実施経費について、審査料収入で経費を賄えることから、補助対象経費から除外するよう改善させたもの

(再掲 文部科学省・209 ページ記載)

③ アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業の実施に当たり、事業の実績額により契約金額の精算を行うこととするよう改善させたもの

(再掲 文部科学省・211 ページ記載)

(エ) 国会からの検査要請事項に関する報告

- ① 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について
(再掲 1016 ページ記載)
- ② 政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等について
(1043 ページ記載)
- ③ ODA 事業の執行状況について
(1069 ページ記載)

(オ) 特定検査対象に関する検査状況

- ① ベトナムに対する円借款事業において道路建設中に発生した橋桁の崩落事故について
(1220 ページ記載)

カ その他

上記アからオまでのほか、会計検査に関連する問題としては、生活保護費の通院移送費が過大に支給されていたことなどの公的給付の不正受給に関する問題、都道府県等における国庫補助金等の不適切な経理処理の問題、防衛装備品等の輸入に係る過大請求の問題、道路整備特別会計における不適切な予算執行等の各府省等における不適切な経理処理に関する問題等が国会、報道等で取り上げられている。本院は、会計検査に関連する問題が国会、報道等で取り上げられた際には、必要に応じて関係府省等に対する会計実地検査を行い、関係者から説明を受けたり、資料を徴したりする方法により検査を実施している。また、20 年度予算執行調査の対象とされた事業についても、多角的な観点から検査を実施している。

上記に関する 20 年次の主な検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記している。

(ア) 不当事項

- ① 地域教育力再生プラン等及び家庭教育支援総合推進事業を委託により実施するに当たり、再委託先において、事業に従事していないのに謝金を支払ったこととするなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの
(文部科学省・188 ページ記載)
- ② 臨床研修費等補助金の算定において、補助の対象とはならない法人負担分の共済掛金等を補助対象事業費に含めていたため、国庫補助金が過大に交付されているもの
(厚生労働省・273 ページ記載)
- ③ 生活保護費負担金の経理において、医療扶助に係る通院移送費の支給が適正に行われていなかったため、国庫負担金が過大に交付されているもの
(厚生労働省・301 ページ記載)
- ④ 家畜共済損害防止事業の実施に当たり、事業に使用する自動車の使用料を実際の走行距離を把握することなく過大に算定していたため、交付対象事業費の精算が過大となっているもの
(農林水産省・405 ページ記載)
- ⑤ 中型回転翼航空機の調達に当たり、監督及び検査が適正でなかったため、仕様書で要求する機能の一部を有していないなどしているのに契約金額の全額を支払っているもの
(国土交通省・539 ページ記載)
- ⑥ 廃棄物処理施設整備事業の実施に当たり、仕様書で定めた設備能力についての確

認が十分でないまま施設の引渡しを受けたなどのため施設が所期の機能を発揮できず、補助の目的を達していないもの (環境省・691 ページ記載)

- ⑦ 地域新エネルギー導入促進事業で設置した発電施設が、ごみ処理施設から発電に適した燃料ガスが供給されないため稼働することができず、補助の目的を達していないもの

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構・825 ページ記載)

(イ) 意見を表示し又は処置を要求した事項

- ① 高齢者の生活特性に配慮した公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所及びLSA専用住戸を有効に利活用するよう意見を表示したもの (国土交通省・601 ページ記載)
- ② 一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの (国土交通省・608 ページ記載)
- ③ 道路整備特別会計における支出が適正かつ効率的に行われるよう意見を表示したもの (国土交通省・622 ページ記載)

(ウ) 国会及び内閣に対する報告

- ① 裁判員制度に係る広報業務の実施状況について (934 ページ記載)

(エ) 国会からの検査要請事項に関する検査状況

- ① 防衛装備品の一般輸入による調達について (1118 ページ記載)

(オ) 特定検査対象に関する検査状況

- ① 都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理等の状況について (1178 ページ記載)

本院は、上記アからカに掲げた国民の関心の高い事項については、今後も多角的な観点から引き続き検査を行っていく。

(2) その他の検査の状況

上記の検査の結果検査報告に掲記したもののほか、国民の関心の高い事項としては、無許可専従、タクシー乗車券の使用、レクリエーション用具等の購入、官製談合疑惑、遺棄化学兵器処理事業、株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)の不正経理等様々な問題が指摘されており、これらについても検査を実施している。本院は、これらの国民の関心の高い事項について、今後も引き続き検査を行っていく。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待にこたえる検査に努めるために、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、予算執行調査をはじめとする我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成19年10月から20年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受領したものは28件8,955,495円である。これに繰越し分27件1,552,558,262円を加えて、処理を要するものは55件1,561,513,757円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは40件1,054,217,135円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次表のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
裁 判 所	1	72	1	72
総 務 省	33	1,546,329	21	1,039,146
法 務 省	2	120	1	20
外 務 省	4	6,732	2	6,718
財 務 省	3	300	3	300
文 部 科 学 省	1	689	1	689
厚 生 労 働 省	11	7,271	11	7,271
計	55	1,561,513	40	1,054,217

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|--|------|-----------------|
| ① 現金出納職員に弁償責任があると検定したもの | 4 件 | 21,904,845 円 |
| ② 現金出納職員に弁償責任がないと検定したもの | 1 件 | 20,000 円 |
| ③ 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているもの | 21 件 | 23,342,977 円 |
| ④ 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額について、国と現金出納職員との間に裁判上の和解が成立しているものなど | 14 件 | 1,008,949,313 円 |

(検定したものの説明)

現金出納職員に弁償責任があると検定したものの概要は次のとおりである。

- ① 東北郵政局管内五戸郵便局出納員佐々木某が、15年1月21日及び3月4日に、預金者から受領した定額郵便貯金預入金等3,432,336円を領得したもの
- ② 東京郵政局管内代々木郵便局出納員勝某が、15年3月26日に、契約者から受領した簡易生命保険の貸付弁済金7,876,236円を領得したもの
- ③ 東海郵政局管内浅羽郵便局出納員伊藤某が、15年2月14日及び3月13日に、部内職員からの正規の事務処理とは異なっている保険解約還付金等の支払請求に対して関係書類を形式的に確認するだけで払い渡して、当該部内職員に保険解約還付金等4,031,942円を領得されたもの

④ 九州郵政局管内折尾郵便局出納員有田某が、13年4月12日及び5月11日に、預金者から払戻しを依頼されて預かった定額郵便貯金証書を内務の職員に提出して交付を受けた定額郵便貯金払戻金 6,564,331 円を領得したもの

また、現金出納職員に弁償責任がないと検定したものは、拘置所の現金出納職員が偽造紙幣を受領したため現金を亡失した事態について、現金出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによりその保管現金を亡失したものではないと認めたものである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成19年10月から20年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受領したものは12,223件 2,702,500,716円である。これに繰越し分17件 243,449,273円を加えて、処理を要するものは12,240件 2,945,949,989円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは12,209件 2,577,754,183円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次表のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
国	会	6	2,085	6	2,085
裁	判	9	3,438	9	3,438
会	計	2	199	2	199
内	閣	9	2,698	9	2,698
内	閣	438	171,801	437	171,304
法	務	665	21,363	664	21,132
外	務	5	5,679	4	4,929
財	務	9,853	87,821	9,853	87,821
文	部	1	47,040	1	47,040
厚	生	74	7,752	74	7,752
農	林	74	38,167	68	15,920
経	済	282	3	282	3
国	土	156	58,463	144	54,571
環	境	1	296	1	296
防	衛	665	2,499,138	655	2,158,559
	計	12,240	2,945,949	12,209	2,577,754

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、訓練中に遠隔操縦観測システム無人機等の高額な物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 11,631件 2,170,741,805円
- ② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているもの 578件 407,012,378円

第3節 政府関係機関の現金出納職員に対する検定

平成19年10月から20年9月までの間に、政府関係機関から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものはなく、繰越し分が国際協力銀行^(注)の1件8,423,015円あるが、これについては上記の期間内に処理を了していない。

(注) 国際協力銀行は、平成20年10月1日に、株式会社日本政策金融公庫の設立に伴い解散して、同行が行っていた国際金融等業務は同公庫に、また、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構にそれぞれ承継された。

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計及び政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人について、歳入歳出、債務等の状況、また、これら検査対象相互間の資金の受払等である、国の会計間の繰入れ、財務の状況、財政投融资等の状況、さらに検査対象のうち特定の決算等の状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概 況

平成19年度における国の一般会計及び28特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

(1) 歳 入

一 般 会 計	84兆5534億7859万余円
特 別 会 計	395兆9203億0621万余円
合 計	480兆4737億8481万余円

上記の合計額から、会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等233兆2437億3503万余円を控除した歳入の純計額は、247兆2300億4977万余円となっている。この純計額から、更に前年度剰余金の受入れ等27兆0755億2275万余円を控除した純歳入額は220兆1545億2702万余円となる。

(2) 歳 出

一 般 会 計	81兆8425億7022万余円
特 別 会 計	353兆2831億7772万余円
合 計	435兆1257億4795万余円

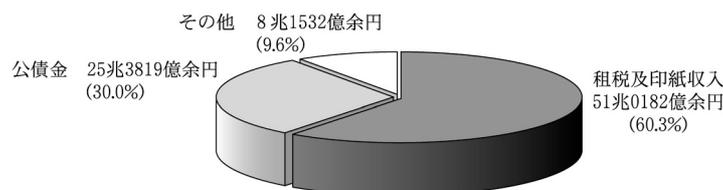
上記の合計額から、会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等231兆6108億7383万余円を控除した歳出の純計額は、203兆5148億7412万余円となっている。

2 一般会計の歳入及び歳出

(1) 歳 入

19年度における一般会計の収納済歳入額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

収納済歳入額	千円 84,553,478,596
租税及印紙収入	51,018,246,252(60.3%)
公債金	25,381,999,333(30.0%)
財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債(建設公債)の収入金	6,043,999,738
平成19年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成19年法律第25号)第2条第1項の規定により発行された公債(特例公債)の収入金	19,337,999,594
その他	8,153,233,010(9.6%)

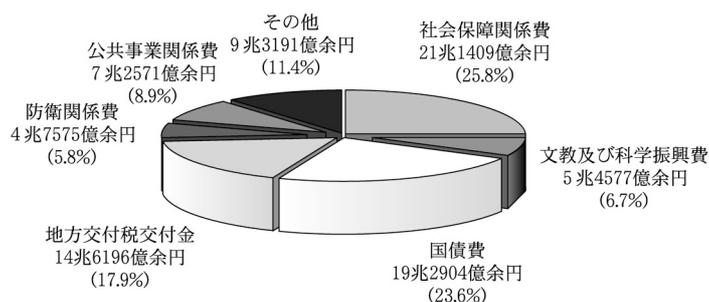


(2) 歳 出

19年度における一般会計の支出済歳出額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

支出済歳出額	千円
社会保障関係費	21,140,981,230 (25.8%)
文教及び科学振興費	5,457,732,189 (6.7%)
国債費	19,290,408,668 (23.6%)
地方交付税交付金	14,619,635,000 (17.9%)
防衛関係費	4,757,565,015 (5.8%)
公共事業関係費	7,257,115,172 (8.9%)
その他	9,319,132,949 (11.4%)

なお、支出済歳出額に対する前記の公債金 25 兆 3819 億 9933 万余円の割合は 31.0% (18 年度 33.7%) である。



3 特別会計の損益等

(1) 一般会計からの繰入額

19年度において一般会計から繰入れを受けているものが28特別会計のうち22特別会計あり、その合計額は47兆8540億4719万余円である。このうち、一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

特別会計	千円
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	14,931,618,000 (29.1%)
国債整理基金特別会計	19,290,408,668 (9.4%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,843,633,668 (33.1%)
(厚生年金勘定)	5,165,881,870 (14.3%)
道路整備特別会計	2,102,848,387 (45.8%)

(2) 特別会計の損益

28特別会計の中で法令上損益計算書を作成しているものが16特別会計ある。この16特別会計のうち、19年度末において翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

	19年度の利益金 (△損失金) 千円	19年度末における 翌年度繰越利益金 千円
財政融資資金特別会計	2,301,470,290	20,170,598,321
労働保険特別会計(労災勘定)	115,127,044	8,292,793,224
(雇用勘定)	796,722,286	5,822,938,462
年金特別会計(基礎年金勘定)	135,363,899	2,293,611,293
(国民年金勘定)	△ 861,627,025	8,710,759,248
(厚生年金勘定)	△ 3,341,705,099	131,091,000,574

また、19年度末において翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

	19年度の利益金 (△損失金) 千円	19年度末における 翌年度繰越△損失金 千円
年金特別会計(健康勘定)	△ 111,274,354	△ 1,177,765,612
食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定)	△ 7,744,656	△ 4,661,242
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	1,528,127	△ 31,740,903
国有林野事業特別会計	△ 23,745,920	△ 369,788,248
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁業共済保険勘定)	1,338,863	△ 29,535,751
都市開発資金融通特別会計	193,329	△ 2,263,384

4 一般会計及び特別会計の債務

平成19年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額は904兆1403億2650万余円である。このうち主なものは次のとおりである。

(1) 公債

公債の19年度末現在額は684兆3956億9713万余円で、前年度末に比べて10兆1927億1229万余円増加している。このうち主なものは次のとおりである。

財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	千円 236,953,060,532
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	281,661,939,779
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	19,413,443,700
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	2,705,121,450
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	752,822,250
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政融資資金特別会計の負担において発行したもの(財投債)	139,754,339,418

(2) 借入金

一般会計及び各特別会計における借入金の19年度末現在額の合計は57兆1589億4955万余円で、前年度末に比べて2兆1465億8826万余円減少している。

① 一般会計の借入金

一般会計の借入金の19年度末現在額は18兆5574億8504万余円で、その主なものは次のとおりである。

交付税及び譲与税配付金借入金	千円 16,932,563,022
旧日本国有鉄道借入金	1,577,113,172
旧日本国有鉄道清算事業団借入金	6,386,894

(注) 上記はすべて財政融資資金からの借入金である。

② 特別会計の借入金

19年度末において借入金を計上しているものが28特別会計のうち9特別会計あり、この9特別会計の借入金の19年度末現在額の合計は38兆6014億6450万余円で、その主なものは次のとおりである。

	千円
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	33,617,295,408
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228,212
国有林野事業特別会計	1,279,482,488
(注) 上記のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金には21,416,399,000千円、国有林野事業特別会計における借入金には631,963,625千円の民間金融機関からの借入金がそれぞれ含まれているが、その他は財政融資資金からの借入金である。	

5 今後一般会計からの繰入れを要する措置

上記のほか、19年度までに国の財政運営に資するなどのため、法律の規定に基づき、一般会計から特別会計に繰り入れるべき国庫負担金の一部を繰り延べたり、特別会計から一般会計に特別に繰り入れたりするなどの措置が執られたものがある。これらのうち、法律の規定に基づき、今後一般会計から当該各特別会計に繰り入れることとされているものの19年度末における現在額は、次のとおりである。

	千円
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	6,414,522,370
エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)	59,500,000
年金特別会計(国民年金勘定)	445,400,000
(厚生年金勘定)	2,635,000,000
自動車損害賠償保障事業特別会計(保障勘定)	49,000,000
(自動車事故対策勘定)	435,768,984
(注) 繰延べ等を行った期間に係る運用収入相当額は含まない。	

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成19年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。以下同じ。)は、政府関係機関7法人、独立行政法人94法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)90法人、政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等以外の法人(以下「その他の法人」という。)16法人、合計207法人である。これらの法人の財務の状況を示すと以下のとおりである。

1 資産、負債及び資本又は純資産の状況

(1) 資産、負債及び資本又は純資産

19年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人の貸借対照表の資産の部の合計は673兆1826億余円、負債の部の合計は602兆9535億余円、資本の部の合計は22兆6327億余円(うち政府出資金の額12兆4245億余円)及び純資産^(注1)の部の合計は47兆5963億余円(うち政府出資金の額33兆2285億余円)である。このうち、政府出資金の額が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

	資産の部 百万円	負債の部 百万円	資本の部 百万円	(政府出資金) 百万円
中小企業金融公庫	6,817,846	5,560,218	1,257,627	1,526,364
日本政策投資銀行	12,743,750	10,322,521	2,421,229	1,272,286
国際協力銀行	20,525,014	10,823,108	9,701,906	8,376,072

	資産の部 百万円	負債の部 百万円	純資産の部 百万円	(政府出資金) 百万円
日本郵政株式会社	9,705,592	1,659,040	8,046,551	8,003,856
独立行政法人福祉医療機構	7,241,271	3,599,839	3,641,432	3,574,171
独立行政法人中小企業基盤整備機構	11,711,202	11,263,616	447,586	1,094,543
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	42,024,413	35,612,630	6,411,783	3,567,622
国立大学法人東京大学	1,307,642	241,246	1,066,395	1,003,559

なお、独立行政法人の資産の部の合計は412兆9702億余円、負債の部の合計は387兆7432億余円、純資産の部の合計は25兆2269億余円(うち政府出資金の額は17兆6027億余円)であり、また、国立大学法人等の資産の部の合計は9兆5914億余円、負債の部の合計は2兆8747億余円、純資産の部の合計は6兆7167億余円(うち政府出資金の額は6兆0569億余円)である。

(注1) 日本私立学校振興・共済事業団、商工組合中央金庫、株式会社、独立行政法人及び国立大学法人等の貸借対照表は、資産、負債及び純資産の部に区分して表示されている。

(2) 延滞債権等

19年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち貸付け等を行っているもので、民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に^(注2)するなどして、延滞債権等の状況を各法人において開示しているものが14法人ある。このうち、19年度末の延滞債権等の額の合計が1000億円以上のものについて、その状況を示すと次のとおりである。

	破綻先債権 百万円	延滞債権 百万円	3カ月以上延滞債権 百万円	貸出条件緩和債権 百万円	合計 百万円	貸付金等残高 百万円
国民生活金融公庫	171,461	350,201	317	279,829	801,809	7,860,594
農林漁業金融公庫	1,726	130,721	5,251	33,677	171,377	2,820,367
中小企業金融公庫	111,474	518,973	—	227,291	857,740	6,276,435
日本政策投資銀行	1,329	57,429	26	60,988	119,774	11,576,662
国際協力銀行	35,877	183,173	—	182,468	401,519	18,692,942
商工組合中央金庫	84,665	240,174	4,062	97,887	426,790	9,114,977
独立行政法人福祉医療機構	19,032	51,837	16,540	68,028	155,439	6,295,355
独立行政法人日本学生支援機構	—	168,279	56,975	—	225,254	5,200,989
独立行政法人住宅金融支援機構	301,398	1,133,536	89,385	2,044,299	3,568,620	42,631,759

(注2) 民間金融機関が、銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているもので、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- (1) 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- (2) 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計

上しなかった貸出金であって、(1)及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金

- (3) 3カ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金((1)及び(2)を除く。)
- (4) 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)を除く。)

なお、商工組合中央金庫については、商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)及び商工組合中央金庫法施行規則(昭和11年商工・大蔵省令)により、上記債権額の開示が義務付けられている。

2 損益の状況

19年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人で、当期利益金を計上しているものは182法人、当期損失金を計上しているものは22法人、損益を計上していないものは3法人である。当期利益金又は当期損失金を計上している法人のうち、翌年度繰越損失金を計上しているものが25法人であり、翌年度繰越損失金の額の合計は2兆5833億余円である。

なお、独立行政法人のうち、19年度において当期利益金を計上しているものは74法人、当期損失金を計上しているものは19法人、損益を計上していないものは1法人、また、国立大学法人等のうち、19年度において当期利益金を計上しているものは90法人、当期損失金を計上している法人はない。

3 国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況

19年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人に対して、事務及び事業を実施するために交付された国からの補助金等、受託収入及び政府出資額は23兆7377億余円である。

このうち、政府関係機関及びその他の法人に対する国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	政府関係機関	その他の法人
	百万円	百万円
補給金	83,127	9,000
補助金	837	402,906
交付金	20,000	24,844
受託収入	—	135,025
政府出資額	438,782	12,840,860
合 計	542,747	13,412,636

また、独立行政法人及び国立大学法人等に対する国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	独立行政法人	国立大学法人等
	百万円	百万円
施設整備費補助金	82,227	45,807
運営費交付金	1,600,184	1,203,069
その他の補助金等	1,210,837	28,235
受託収入	251,527	65,367
政府出資額	5,284,780	10,303
合 計	8,429,557	1,352,784

第3 財政投融资等

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備や中小企業に対する融資など国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。これら貸付け等を行う原資は、財政融資資金、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の郵便貯金資産(平成19年9月末までの旧日本郵政公社の郵便貯金資金を含む。)及び簡易生命保険資産(平成19年9月末までの旧日本郵政公社の簡易生命保険資金を含む。)、産業投資特別会計並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

2 財政投融资の原資

財政投融资の原資は、次のとおりである。

- ① 財政融資資金は、財政融資資金特別会計が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産は、郵便貯金事業及び簡易生命保険事業を通じて集められた資金を財源としている(この原資は、地方公共団体への貸付け等にも運用されている。)
- ③ 産業投資特別会計は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ④ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の平成19年度における実績は12兆2584億余円であり、同年度末における残高は245兆1451億余円で、前年度末に比べて30兆3534億余円減少している。そして、その原資別及び貸付け等先別の内訳は次のとおりである。

財政投融资計画の原資	19年度の貸付け等 百万円	19年度末の残高 百万円
(注1)(注2) 財政融資資金	7,683,487	184,018,998
郵便貯金資産	83,938	3,460,163
(注2) 簡易生命保険資産	195,819	21,476,191
産業投資特別会計	9,097	3,317,574
(注2) 政府保証債及び政府保証借入金	4,286,150	32,872,238
計	12,258,492	245,145,166

(注1) 財政融資資金の平成19年度末の財源の状況は次のとおりである。

財投債	139,754,339
預託金	84,264,377
その他	20,750,149
財政融資資金計	244,768,866

(注2) 財政融資資金及び簡易生命保険資産により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している。政府保証外国債は、外国貨幣換算率により換算された金額を計上している(以下、各表も同様)。

貸付け等先	19年度の貸付け等 百万円	19年度末の残高 百万円
(注3) 一般会計	—	1,583,500
(注4) 特別会計	139,303	2,582,340
政府関係機関	4,878,797	47,076,300
事業団等	358,300	2,078,256
独立行政法人	3,898,784	86,388,487
地方公共団体	2,952,407	83,753,737
その他	30,900	21,682,543
計	12,258,492	245,145,166

(注3) 旧日本国有鉄道及び旧日本国有鉄道清算事業団の財政融資資金からの借入金を一般会計が承継したものである(下表も同様)。

(注4) 旧石油公団の財政融資資金からの借入金の一部を旧石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計が承継して、同特別会計の廃止により、エネルギー対策特別会計に帰属したものを含む。

上記貸付け等先のうち、19年度末において財政投融资計画に係る貸付け等の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

	19年度の貸付け等 百万円	19年度末の残高 百万円
一般会計	—	1,583,500
政府関係機関		
国民生活金融公庫	1,860,022	6,302,112
農林漁業金融公庫	170,000	2,360,485
中小企業金融公庫	660,125	4,597,716
公営企業金融公庫	768,650	14,039,809
日本政策投資銀行	731,900	9,794,699
国際協力銀行	621,200	9,068,709
独立行政法人		
独立行政法人住宅金融支援機構	900	33,241,908
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	2,483,000	27,634,932
独立行政法人都市再生機構	617,600	10,887,211
年金積立金管理運用独立行政法人	—	3,784,100
独立行政法人福祉医療機構	231,800	3,120,321
独立行政法人日本学生支援機構	383,200	2,380,607
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	69,800	1,982,404
地方公共団体	2,952,407	83,753,737
その他		
(注5) 株式会社ゆうちょ銀行	—	20,700,000

(注5) 日本郵政公社は解散し、平成19年10月1日に同公社への貸付金は、株式会社ゆうちょ銀行に承継された。

4 財投機関債の発行状況

(注6)
19年度における財投機関債の発行実績は24機関4兆8472億円であり、このうち発行額が1000億円以上のものは次のとおりである。

(注6) 財投機関債 財投機関が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券

	(注7)		
	19年度の発行額 百万円	(18年度の発行額) 百万円	
政府関係機関			
国民生活金融公庫	170,000	190,000	第6章 第1節
中小企業金融公庫	110,000	150,000	
公営企業金融公庫	370,000	360,000	
日本政策投資銀行	290,000	235,000	
国際協力銀行	200,000	100,000	
独立行政法人			第4 個別の決算等
独立行政法人住宅金融支援機構	2,462,500	—	
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	610,000	530,000	
独立行政法人日本学生支援機構	117,000	117,000	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	100,000	75,000	
(注7) 発行額は、額面ベースで計上している。			

5 財政融資資金の財政投融資計画以外の運用

財政融資資金のうち財政投融資計画以外に運用されているものは、19年度末現在 57 兆 9559 億余円であり、その内訳は次のとおりである。

	百万円
債券	
長期国債	17,810,016
短期国債	9,386,222
外国債	140,000
貸付金	
一般会計	16,932,563
特別会計	13,680,124
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	12,200,896
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
独立行政法人	
独立行政法人環境再生保全機構	3,400
地方公共団体	3,659
計	57,955,985

第4 個別の決算等

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、一般会計歳出決算における不用額等の状況について個別に取り上げることとして、その現状を述べると次のとおりである。

一般会計歳出決算における不用額等の状況

1 国の決算とその意義

(1) 国の決算の意義、重要性

国の予算は、日本国憲法第86条に「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」とされており、決算は、同法第90条に「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」とされている。

このように、我が国の財政活動は、国会の議決に基づく予算を基に執行され、その執行実績として予算に対応した決算が作成されて、国会に提出される。

決算は予算執行の実績を表示したものであることから、予算執行に関する情報提供の機能を持っている。予算が執行された後、決算情報を十分活用することにより、歳入予算に比して実際の収納はいかなる実績を示したか、歳出予算は予算の目的どおり執行され、所期の効果を発現できたかなどを分析、評価するなどして、将来の財政執行をより一層適正なものとしていくことなどが、決算制度の果たすべき重要な役割となっている。

また、決算が正確性を欠くと、その分析、評価等を通じて予算の編成や執行の改善を図るという重要な機能を的確に果たすことができないため、決算に表示される数値等が正確に表示されていることは、極めて重要なものとなっている。

(2) 歳出決算の内容

国の歳入歳出決算は、財務大臣が歳入歳出予算と同一の区分である部局等の組織の別及び歳出の目的に従った項の区分により作成されており、歳出決算は、財政法(昭和22年法律第34号)第38条の規定により、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額、支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額の各事項を明らかにしなければならないとされている。このうち不用額は、歳出予算額に前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加えたもの(以下「歳出予算現額」という。)のうち、支出されないこととなった金額であり、歳出予算現額から支出済歳出額及び翌年度繰越額を控除した金額となる。

また、歳出決算における歳出予算額は、当初予算の成立の後、補正予算が作成された場合は、当該補正予算による予算額の追加、又は修正減少を反映したものとなる。このため、歳出決算の各事項に補正予算も深く関連している。

なお、一般会計支出済歳出額の中には他会計への繰入れがあり、これを受け入れた特別会計において、当該年度中に支出されず翌年度にも繰り越されなかったものは、当該特別会計の決算において不用額となる。

また、特別会計において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、積立金としての積立て及び資金への組入れを除き、同会計の翌年度歳入に繰り入れられるほか、予算で定めるところにより、同会計の翌年度歳入に繰り入れる金額の全部又は一部を一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(3) 不用額の発生理由等

前記のとおり、不用額は、歳出予算現額から支出済歳出額及び翌年度繰越額を控除した金額である。歳出予算現額のうち支出されないこととなった金額である不用額については国庫金が支払われることはない。

不用額が生じた具体的な原因、事情については、後述するように、①予算の経済的、効率的な執行や経費の節約によるもの、②予算作成後の予見し難い事情の変更等によるもの、③予算上の見積りや想定が実情と合っていなかったものなど、多様である。

不用額が生じたこと、又はその額や歳出予算現額に占める割合が大きいことなどをもって、直ちに予算の見積りが正確でない、あるいは予算の執行が適切でないといった見方をすることは一面的であり、適当でない。

一方、我が国の財政が極めて厳しい現状にあり、毎年多額の公債を発行している状況において、予算の執行をよりの的確に行っていくことは重要である。

(4) 一般会計の予算額、決算額等の推移及び概要

平成10年度から19年度までの一般会計の予算額及び決算額の推移は、表1のとおりである。

表1 一般会計の予算額及び決算額の推移(平成10年度～19年度)

(単位:億円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
[歳入]										
歳入予算額 A	879,914	890,188	897,702	863,525	836,889	819,395	868,787	867,048	834,583	838,041
うち租税及印紙収入	501,650	456,780	498,950	496,250	442,760	417,860	440,410	470,420	504,680	525,510
うち公債金	340,000	386,160	345,980	300,000	349,680	364,450	365,900	334,690	274,700	254,320
うち前年度剰余金受入	8	9,586	15,119	4,839	10	3,874	14,909	16,817	15,663	8,286
収納済歳入額 B	897,826	943,763	933,610	869,030	872,890	856,228	888,975	890,002	844,127	845,534
うち租税及印紙収入	494,318	472,344	507,124	479,481	438,332	432,824	455,890	490,654	490,690	510,182
うち公債金	339,999	375,135	330,039	299,999	349,679	353,449	354,899	312,689	274,699	253,819
うち前年度剰余金受入	17,001	53,908	53,389	40,399	20,919	36,147	32,068	40,007	34,806	29,672
(B-A)	17,912	53,574	35,908	5,504	36,000	36,832	20,188	22,954	9,543	7,492
[歳出]										
歳出予算額 C	879,914	890,188	897,702	863,525	836,889	819,395	868,787	867,048	834,583	838,041
うち予算補正額	103,223	71,587	47,831	37,001	24,589	1,504	47,677	45,219	37,723	8,953
前年度繰越額 D	16,993	44,305	38,019	35,550	41,551	32,273	16,635	22,566	19,282	21,351
歳出予算現額 E=C+D	896,908	934,494	935,721	899,075	878,441	851,668	885,422	889,614	853,866	859,393
支出済歳出額 F	843,917	890,374	893,210	848,111	836,742	824,159	848,967	855,195	814,454	818,425
翌年度繰越額 G	44,305	38,019	35,550	41,551	32,273	16,635	22,566	19,143	21,351	20,755
不用額 H	8,684	6,101	6,960	9,412	9,425	10,874	13,888	15,275	18,060	20,212
歳出予算現額に占める不用額の割合 I=H/E	1.0%	0.7%	0.7%	1.0%	1.1%	1.3%	1.6%	1.7%	2.1%	2.4%
(C-F)	35,996	△ 185	4,491	15,414	146	△ 4,764	19,819	11,852	20,128	19,616
[剰余金]										
歳計剰余金 J=B-F	53,908	53,389	40,399	20,919	36,147	32,068	40,007	34,806	29,672	27,109
前年度までに発生した剰余金の使用残額 K	0	16	250	10	0	0	523	623	0	34
繰越歳出財源として控除する額 L	44,305	38,019	35,550	20,908	32,273	16,635	22,566	19,143	21,351	20,755
地方交付税交付金等財源として控除する額 M	16	4,950	2,217	—	—	4,911	4,945	6,030	34	—
純剰余金 N=J-(K+L+M)	9,586	10,402	2,381	—	3,874	10,521	11,972	9,009	8,286	6,319

歳出予算は、15、19両年度を除き毎年度2兆円を超える補正が行われており、特に10、11両年度は10.3兆円、7.1兆円の大規模な補正予算が計上されている。歳出決算は支出済歳出額において、11、12両年度に89兆円台となったが、13年度以降は81.4兆円から85.5兆円となっている。また、翌年度繰越額は1.6兆円から4.4兆円あり、それぞれ翌年度の予算において前年度繰越額として歳出予算現額を構成している。そして、歳出予算に計上されたもののうち支出されないこととなった金額である不用額は、近年増加しており、特に16年度以降の増加が顕著であり、19年度には2.0兆円となっている。これに伴い歳出予算現額に占める不用額の割合(以下「不用率」という。)も、12年度までは1%の範囲に収まっていたが、13年度以降は毎年上昇して、19年度では2.4%となっている。

上記の不用額の発生は、当該年度の支出済歳出額を減少させており、これに伴い、歳入、歳出の決算額の差額である財政法第41条に定める剰余金(歳計剰余金)が増加することとなる。この歳計剰余金は、2.0兆円から5.3兆円と多額となっているが、このうち、前記の翌年度繰越の財源に充当するものなどを控除した財政法第6条に定める剰余金(以下「純剰余金」という。)は、その計上がなかった13年度を除き0.2兆円から1.1兆円となっている。この純剰余金のうち2分の1を下らない金額は、財政法第6条の規定に基づき、翌々年度までに、公債又は借入金の償還財源に充当されることとなる。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

我が国の財政をみると、19年度末現在の一般会計の公債残高が542.3兆円に達しており、また、19年度の国債費の支出済歳出額は19.2兆円と一般会計歳出の支出済歳出額の23.6%を占めるなど依然として厳しい状況が続いており、国の施策を行うための予算の配分及び執行は有効かつ効率的に行われることが重要となっている。

こうした中で、国は国民及び国会に対する決算等の説明責任を果たすとともに、決算の分析、評価等を通じて次の予算の編成や執行の改善に活用することが強く求められている。決算のうち、不用額は、計画段階での見積りである予算額と執行実績である決算額に開差が生じているものであり、その具体的な原因、事情については、前記のとおり、①予算の経済的、効率的な執行や経費の節約によるもの、②予算作成後の予見し難い事情の変更等によるもの、③予算上の見積りや想定が実情と合っていないものなど、多様であることから、その発生理由等を的確に把握することが重要である。

本院は、15年度決算検査報告の特定検査対象に関する検査状況に「一般会計歳出予算の執行状況について」を掲記して、14年度までの一般会計歳出予算の執行状況とともに不用額等の発生状況とその推移等を記述しているが、19年度の不用額は、14年度の0.9兆円の約2.2倍に当たる2.0兆円となっている。

このような状況を踏まえて、一般会計歳出決算における歳出決算の各事項について、主に、不用額等を中心に、正確性、有効性等の観点から次の項目に着眼して検査を行った。

- ① 不用額等は、主要経費別、用途別の歳出決算においてどのような状況となっているか。
- ② 不用額はどのような原因、事情等から発生しているか。
- ③ 不用額の発生理由は歳出決算にどのように記述されているか。
- ④ 不用額の予算への反映等はどのような状況となっているか。
- ⑤ 繰越額と不用額との関係、補正予算等の状況はどのようなになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

一般会計を所管している16府省等の15年度から19年度までの歳出決算を対象に、歳出決算報告書、各府省等が作成して財務省に提出している歳出決算分析調書等^(注2)により、18年度の不用額が生じた原因、事情等を分析、検討するとともに、各府省等の本府省等において会計実地検査を行った。

(注1) 16府省等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁)

(注2) 歳出決算分析調書 1項の不用額が1000万円以上、又は1項の不用率が20%以上のいずれかに該当する(項)について、不用額が大きい順に各項の不用額の70%程度に達するまでの(目)を対象として、その不用内容(理由)が記載されている。

(注3) 平成18年度の不用額が生じた原因、事情等を分析、検討することとしたのは、本件分析には多岐にわたる検査が必要なため、19年度に係る分析が本報告書作成に間に合わないためである。

3 一般会計歳出決算における不用額等の状況

(1) 主要経費別及び用途別の歳出決算における不用額等の状況

ア 主要経費別にみた一般会計歳出決算

15年度から19年度までの不用額等の状況について主要経費別に一般会計歳出決算を整理すると、表2のとおりである。

表2 主要経費別一般会計歳出決算

(単位：億円)

主要経費	年度 (平成)	当初予 算額	予算補 正追加 額	予算補 正修正 減少額	歳出予 算額	前年度 繰越額	予備費 使用額	流用等 増△減 額	歳出予 算現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額	構成比
社会保障関係費	15	189,907	7,317	380	196,844	1,840	109	—	198,793	197,200	435	1,157	10.6%
	16	197,970	6,120	143	203,947	435	19	—	204,402	202,859	413	1,129	8.1%
	17	203,807	4,969	542	208,234	413	—	—	208,648	206,030	1,266	1,351	8.8%
	18	205,738	3,970	981	208,727	1,266	72	—	210,066	205,549	730	3,786	20.9%
	19	211,408	3,551	1,434	213,525	730	9	—	214,265	211,409	340	2,515	12.4%
文教及び科学振興費	15	64,712	17	1,585	63,144	2,113	—	—	65,257	64,720	380	156	1.4%
	16	61,330	1,414	444	62,300	380	—	—	62,681	61,490	944	246	1.7%
	17	57,234	1,350	795	57,789	944	—	0	58,733	57,008	1,568	156	1.0%
	18	52,671	2,600	454	54,816	1,568	—	—	56,385	53,306	2,853	225	1.2%
	19	52,743	2,336	72	55,006	2,853	4	—	57,864	54,577	3,033	253	1.2%
国債費	15	167,980	32	7,189	160,824	—	—	—	160,824	155,440	—	5,383	49.5%
	16	175,685	14,332	7,233	182,784	—	—	—	182,784	175,148	—	7,635	54.9%
	17	184,421	22,086	10,305	196,203	—	—	—	196,203	187,359	—	8,843	57.8%
	18	187,615	9,295	7,759	189,151	—	—	—	189,151	180,368	—	8,782	48.6%
	19	209,988	4,288	9,600	204,675	—	—	—	204,675	192,904	—	11,771	58.2%
恩給関係費	15	12,028	—	3	12,025	333	—	—	12,358	12,069	212	76	0.7%
	16	11,321	—	2	11,318	212	—	—	11,530	11,359	111	59	0.4%
	17	10,693	—	2	10,691	111	—	—	10,802	10,650	69	82	0.5%
	18	9,988	—	1	9,987	69	—	—	10,056	9,917	59	80	0.4%
	19	9,235	253	0	9,487	59	—	—	9,547	9,406	101	39	0.1%
地方交付税交付金	15	163,926	—	—	163,926	—	—	—	163,926	163,926	—	—	0.0%
	16	153,886	11,686	—	165,572	—	—	—	165,572	165,572	—	—	0.0%
	17	145,709	13,516	—	159,225	—	—	—	159,225	159,225	—	—	0.0%
	18	137,424	21,425	—	158,850	—	—	—	158,850	158,850	—	—	0.0%
	19	146,196	2,992	2,992	146,196	—	—	—	146,196	146,196	—	—	0.0%
地方特例交付金	15	10,061	—	—	10,061	—	—	—	10,061	10,061	—	—	0.0%
	16	11,048	—	—	11,048	—	—	—	11,048	11,048	—	—	0.0%
	17	15,180	—	—	15,180	—	—	—	15,180	15,180	—	—	0.0%
	18	8,159	—	—	8,159	—	—	—	8,159	8,159	—	—	0.0%
	19	3,119	—	—	3,119	—	—	—	3,119	3,119	—	—	0.0%
防衛関係費	15	49,529	131	630	49,030	554	362	—	49,947	49,274	513	159	1.4%
	16	49,029	333	232	49,130	513	206	—	49,850	48,980	647	222	1.6%
	17	48,563	582	189	48,956	647	159	—	49,763	48,775	683	303	1.9%
	18	48,139	710	149	48,700	683	155	—	49,539	48,174	1,086	277	1.5%
	19	48,016	430	32	48,414	1,086	94	—	49,596	47,575	1,705	315	1.5%
公共事業関係費	15	80,970	2,125	90	83,005	23,000	—	—	106,005	93,588	11,690	726	6.6%
	16	78,159	10,915	47	89,027	11,690	242	—	100,960	82,356	17,667	936	6.7%
	17	75,310	4,899	55	80,154	17,667	122	—	97,944	83,905	13,022	1,016	6.6%
	18	72,014	5,799	43	77,770	13,162	—	—	90,932	77,089	12,892	950	5.2%
	19	69,472	4,562	74	73,960	12,892	95	—	86,948	72,571	12,835	1,541	7.6%
経済協力費	15	8,160	1,322	44	9,438	1,005	—	—	10,443	8,997	1,348	97	0.8%
	16	7,685	155	25	7,815	1,348	503	—	9,667	8,800	776	90	0.6%
	17	7,404	331	18	7,717	776	—	—	8,494	7,840	563	90	0.5%
	18	7,218	809	11	8,016	563	—	—	8,580	7,838	643	98	0.5%
	19	6,912	1,049	11	7,950	643	—	—	8,593	7,874	601	117	0.5%
中小企業対策費	15	1,728	845	124	2,449	75	—	—	2,525	2,411	40	73	0.6%
	16	1,737	1,310	96	2,951	40	—	2	2,995	2,883	33	78	0.5%
	17	1,729	795	94	2,431	33	—	1	2,466	2,365	18	83	0.5%
	18	1,616	945	44	2,516	18	—	△ 2	2,532	2,396	30	106	0.5%
	19	1,625	2,757	77	4,305	30	—	△ 4	4,331	4,177	20	132	0.6%

第6章 第1節 第4 個別の決算等

(単位：億円)

主要経費	年度 (平成)	当初予 算額	予算補 正追加 額	予算補 正減少 額	歳出予 算額	前年度 繰越額	予備費 使用額	流用等 増△減 額	歳出予 算現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額	構成比
エネルギー対策費	15	5,566	—	40	5,526	62	—	—	5,589	5,569	11	8	0.0%
	16	5,064	1	31	5,035	11	—	—	5,046	5,041	1	3	0.0%
	17	4,953	0	28	4,925	1	—	—	4,927	4,925	0	1	0.0%
	18	4,709	—	1	4,708	0	—	—	4,708	4,707	—	0	0.0%
	19	8,647	10	0	8,657	—	—	—	8,657	8,656	—	0	0.0%
食料安定供給関係費	15	6,875	772	190	7,456	264	1	—	7,722	7,439	113	169	1.5%
	16	6,748	44	43	6,749	113	—	—	6,862	6,520	131	210	1.5%
	17	6,754	82	130	6,707	134	18	0	6,860	6,569	93	197	1.2%
	18	6,360	23	68	6,315	93	—	—	6,409	6,100	86	222	1.2%
	19	6,073	945	122	6,896	86	—	—	6,982	6,742	75	163	0.8%
産業投資特別会計 へ繰入	15	1,636	—	—	1,636	—	—	—	1,636	1,024	—	611	5.6%
	16	987	—	—	987	—	—	—	987	977	—	9	0.0%
	17	710	—	—	710	—	—	—	710	710	—	—	0.0%
	18	480	—	—	480	—	—	—	480	480	—	—	0.0%
	19	202	—	—	202	—	—	—	202	202	—	—	0.0%
改革推進公共投資 事業償還時補助等	16	4,168	8,642	—	12,810	—	—	—	12,810	12,809	—	0	0.0%
	17	3,689	7,610	—	11,299	—	—	—	11,299	11,299	—	0	0.0%
その他の事項経費	15	51,305	1,656	1,437	51,525	3,024	846	—	55,396	52,434	1,889	1,072	9.8%
	16	52,784	2,478	956	54,306	1,889	134	△ 2	56,328	53,117	1,838	1,371	9.8%
	17	52,167	2,689	1,035	53,821	1,835	807	△ 1	56,462	53,349	1,856	1,257	8.2%
	18	51,222	3,515	854	53,883	1,856	70	2	55,812	51,515	2,969	1,327	7.3%
	19	51,945	1,775	578	53,141	2,969	393	4	56,508	53,009	2,041	1,457	7.2%
予備費	15	3,500	—	1,000	2,500	—	△ 1,319	—	1,180	—	—	1,180	10.8%
	16	3,500	—	500	3,000	—	△ 1,107	—	1,892	—	—	1,892	13.6%
	17	3,500	—	500	3,000	—	△ 1,108	—	1,891	—	—	1,891	12.3%
	18	3,500	—	1,000	2,500	—	△ 298	—	2,201	—	—	2,201	12.1%
	19	3,500	—	1,000	2,500	—	△ 597	—	1,902	—	—	1,902	9.4%
計	15	817,890	14,221	12,716	819,395	32,273	—	—	851,668	824,159	16,635	10,874	100.0%
	16	821,109	57,435	9,757	868,787	16,635	—	—	885,422	848,967	22,566	13,888	100.0%
	17	821,829	58,915	13,696	867,048	22,566	—	—	889,614	855,195	19,143	15,275	100.0%
	18	796,860	49,094	11,371	834,583	19,282	—	—	853,866	814,454	21,351	18,060	100.0%
	19	829,088	24,951	15,998	838,041	21,351	—	—	859,393	818,425	20,755	20,212	100.0%

不用額についてみると、毎年度、社会保障関係費、国債費、公共事業関係費、その他の事項経費及び予備費において、不用額が多く、特に、国債費の不用額は、不用額合計の約半分(48.6%から58.2%)を占めており、また、予備費の不用額も、不用額合計の約1割(9.4%から13.6%)となっている。

また、補正予算についてみると、国債費において毎年度公債の償還財源等の国債整理基金特別会計への繰入れ等に対応するために、多くの予算補正追加額(以下「補正追加額」という。)、予算補正修正減少額(以下「補正減少額」という。)が計上されている。また、地方交付税交付金では交付金の精算のために、社会保障関係費では負担金等の義務的経費の精算に対応するために、公共事業関係費では災害対策費等の追加等特に緊要となった事項等について措置を講ずるために、それぞれ多くの補正追加額が計上されている。

イ 用途別にみた一般会計歳出決算

表2の15年度から19年度までの不用額等の状況について用途別に一般会計歳出決算を整理すると、表3のとおりである。

表3 用途別一般会計歳出決算

(単位：億円)

用途区分	年度 (平成)	当初予 算額	補正追 加額	補正減 少額	歳出予 算額	前年度 繰越額	予備費 使用額	流用等 増△減 額	歳出予 算現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額	構成比
人件費	15	42,373	1	1,145	41,231	0	12	△ 17	41,227	40,946	0	280	2.5%
	16	41,705	2	444	41,265	0	24	△ 10	41,279	40,939	1	337	2.4%
	17	41,439	0	449	40,991	1	21	0	41,014	40,631	0	383	2.5%
	18	41,270	0	394	40,876	0	5	△ 21	40,860	40,485	0	375	2.0%
	19	41,168	67	175	41,060	0	15	3	41,080	40,709	0	370	1.8%
旅費	15	1,144	3	62	1,086	8	9	7	1,111	1,040	6	64	0.5%
	16	1,141	5	57	1,091	6	3	0	1,100	1,026	8	65	0.4%
	17	1,130	3	60	1,074	8	5	0	1,089	1,007	7	74	0.4%
	18	1,087	5	35	1,058	7	1	3	1,070	987	10	73	0.4%
	19	1,053	1	7	1,049	10	1	△ 1	1,059	977	6	75	0.3%
物件費	15	27,745	115	524	27,378	346	423	3	28,152	27,697	154	300	2.7%
	16	27,794	277	516	27,590	154	198	△ 11	27,930	27,287	267	376	2.7%
	17	27,844	718	504	28,091	267	182	△ 14	28,526	27,739	384	402	2.6%
	18	28,678	836	395	29,128	384	207	0	29,719	28,879	406	433	2.4%
	19	29,705	309	148	29,874	406	194	△ 34	30,440	29,438	573	429	2.1%
施設費	15	9,655	896	6	10,534	3,006	—	△ 12	13,528	11,635	1,717	174	1.6%
	16	9,815	2,143	9	11,940	1,717	113	2	13,775	10,896	2,715	162	1.1%
	17	9,357	1,067	22	10,387	2,715	21	△ 13	13,110	10,786	2,088	235	1.5%
	18	8,939	1,689	5	10,590	2,088	—	0	12,678	9,473	2,970	234	1.2%
	19	8,561	822	26	9,326	2,970	30	△ 3	12,323	8,954	2,760	608	3.0%
補助費・委託費	15	227,573	11,223	1,901	236,974	17,419	747	5	255,147	242,421	10,972	1,753	16.1%
	16	247,861	21,469	806	268,585	10,972	728	△ 9	280,277	263,023	14,760	2,493	17.9%
	17	243,009	15,966	1,603	257,414	14,760	769	△ 7	272,937	257,787	12,939	2,210	14.4%
	18	232,318	12,291	1,601	243,066	13,079	9	△ 11	256,144	239,127	13,596	3,420	18.9%
	19	234,151	11,223	1,806	243,618	13,596	329	△ 2	257,541	240,632	13,049	3,859	19.0%
他会計へ繰入	15	486,398	1,362	7,984	479,776	11,100	109	—	490,985	480,559	3,523	6,902	63.4%
	16	470,710	32,368	7,325	495,753	3,523	2	—	499,280	486,260	4,667	8,352	60.1%
	17	477,527	40,456	10,437	507,545	4,667	98	—	512,311	498,832	3,644	9,834	64.3%
	18	463,652	33,572	7,839	489,385	3,644	—	—	493,030	477,711	4,242	11,075	61.3%
	19	494,135	9,817	12,801	491,152	4,242	—	—	495,394	478,540	4,204	12,649	62.5%
その他	15	22,999	618	1,091	22,413	391	△ 1,302	13	21,515	19,858	259	1,397	12.8%
	16	22,080	1,167	598	22,560	259	△ 1,071	29	21,777	19,533	144	2,100	15.1%
	17	21,521	702	619	21,543	144	△ 1,098	34	20,625	18,411	78	2,134	13.9%
	18	20,912	698	1,098	20,477	78	△ 223	29	20,361	17,789	125	2,447	13.5%
	19	20,312	2,709	1,032	21,960	125	△ 571	37	21,552	19,173	160	2,218	10.9%
計	15	817,890	14,221	12,716	819,395	32,273	—	—	851,668	824,159	16,635	10,874	100.0%
	16	821,109	57,435	9,757	868,787	16,635	—	—	885,422	848,967	22,566	13,888	100.0%
	17	821,829	58,915	13,696	867,048	22,566	—	—	889,614	855,195	19,143	15,275	100.0%
	18	796,860	49,094	11,371	834,583	19,282	—	—	853,866	814,454	21,351	18,060	100.0%
	19	829,088	24,951	15,998	838,041	21,351	—	—	859,393	818,425	20,755	20,212	100.0%

第6章 第1節 第4 個別の決算等

不用額についてみると、毎年度、補助費・委託費、他会計へ繰入及び「その他」の不用額が多く、この3者で不用額合計の9割以上(92.4%から93.8%)を占めている。このうち、他会計へ繰入は、公債の償還財源等の国債整理基金特別会計への繰入れである国債費を含むことなどから、最も不用額が多く、不用額合計の6割以上(60.1%から64.3%)を占めている。

また、補正予算についてみると、補助費・委託費において多くの補正追加額が計上されているほか、他会計へ繰入においては、多くの補正追加額、補正減少額がそれぞれ計上されている。

(2) 不用額が生じた原因、事情等

不用額は、国会で議決した予算に対してこれを支出せず、経費使用の実績が予算での想定を下回っているものである。不用額の発生には、前記のとおり、予算の経済的、効率的な執行、経費節減による成果によるものもあれば、予算作成後の予見し難い事情の変更等により生じたもの、予算上の見積りや想定が実情と合っていなかったものもあるなど、様々なケースがある。また、その発生理由が、主として予算編成段階にある場合、執行段階にある場合、さらに両者が複合的に影響している場合もある。このように不用額の発生理由は一律でなく、その評価に当たっては発生理由の分析が重要である。

そこで、18年度の一般会計歳出決算において不用額が30億円以上となっている40目(不用額計1,567,056百万円、不用額全体の86.8%)を対象に、不用額が生じた具体的な原因、事情を検査した。その際、国債費及び予備費については、いずれも不用額が大きく、国債費は歳出の財源に充てるために発行された公債の償還費、利払い費等であること、予備費は予見し難い予算の不足に充てる経費であることから、国債費及び予備費とそれ以外の(目)に分けて検査することとした。

ア 国債費

(項)国債費のうち予算額の98%以上を占める(目)普通国債等償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入(以下「普通国債償還財源繰入」という。)では、毎年度不用額が生じている。

普通国債償還財源繰入は、一般会計の負担に属する国債・借入金の償還及び国債・借入金の利子等の支払並びにこれらの事務取扱いに必要な経費に充てる財源として、国債整理基金特別会計へ繰り入れるものである。

普通国債償還財源繰入については、財務省は、当初予算成立後、国債利子等の金利の変動等も加味するなどして、毎年12月ごろに、補正予算において補正追加額や補正減少額を計上している。普通国債償還財源繰入の不用額は、表4のとおり、18年度に8782億円に上っており、不用額が最大の(目)で、不用率も、一般会計歳出全体では2.1%であるのに対して普通国債償還財源繰入では4.7%と高くなっている。また、19年度の普通国債償還財源繰入の不用額は1兆1771億円に上っており、不用率も5.8%と更に増加している。

表4 普通国債償還財源繰入の執行状況 (単位：百万円)

年度	所管	項目	当初予算額	補正追加額	補正減少額	歳出予算現額	支出済歳出額	不用額	不用率	
平成15	財務省	国債償還財源繰入	普通	16,663,758	3,264	718,915	15,948,108	15,409,713	538,394	3.4%
16			国債	17,449,395	1,433,214	723,352	18,159,257	17,395,713	763,543	4.2%
17			償還	18,209,356	2,156,057	1,030,528	19,334,885	18,450,509	884,376	4.6%
18			財源	18,615,489	929,511	775,962	18,769,038	17,890,802	878,235	4.7%
19			繰入	20,946,531	428,804	960,028	20,415,307	19,238,132	1,177,175	5.8%

そして、普通国債償還財源繰入の支出済歳出額の内訳は、表5のとおりであり、いずれの年度においても国債償還と国債利子が全体の額の約9割を占めている。

表5 普通国債償還財源繰入の支出済歳出額の内訳 (単位：百万円)

区 分	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
債務償還費	7,484,684	9,920,306	11,304,376	10,770,891	11,742,318
国債償還	7,203,884	9,612,458	10,956,127	10,621,806	9,857,440
借入金償還	280,799	307,847	348,249	149,085	1,884,877
利子及割引料	7,780,394	7,331,219	7,029,202	7,044,040	7,436,261
国債利子	7,503,450	7,101,721	6,839,273	6,895,570	7,063,506
財務省証券割引料	309	149	8	460	9,936
借入金利子	276,635	229,347	189,920	148,009	362,817
国債事務取扱費	144,635	144,188	116,929	75,870	59,553
国債事務取扱手数料	143,206	143,059	115,647	74,315	58,052
庁費等	1,428	1,128	1,282	1,555	1,500
計	15,409,713	17,395,713	18,450,509	17,890,802	19,238,132

また、普通国債償還財源繰入の不用額の内訳は、表6のとおりであり、いずれの年度においても国債利子及び財務省証券割引料の不用額が普通国債償還財源繰入の不用額全体の約9割を占めている。

表6 普通国債償還財源繰入の不用額の内訳 (単位：百万円)

区 分	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
債務償還費	△ 64,236	0	△ 1,743	1,261	—
国債償還	△ 64,236	—	△ 1,743	1,261	—
借入金償還	—	0	—	—	—
利子及割引料	561,488	740,316	815,302	835,439	1,118,322
国債利子	461,108	634,424	708,562	730,900	914,941
財務省証券割引料	104,690	104,850	104,991	104,539	95,063
借入金利子	△ 4,311	1,041	1,748	0	108,318
国債事務取扱費	41,143	23,226	70,817	41,534	58,852
国債事務取扱手数料	40,987	23,098	70,568	41,299	58,708
庁費等	156	128	248	235	143
計	538,394	763,543	884,376	878,235	1,177,175

18年度の普通国債償還財源繰入の不用額は、主に、利子及割引料の中の国債利子(7309億円。普通国債償還財源繰入の不用額全体の83.2%)及び財務省証券割引料(1045億円。同11.9%)であり、債務償還費の不用額はわずかである。

そこで、これらの状況を踏まえて、普通国債償還財源繰入の不用額の大半を占める国債利子について多額の不用額が生じた具体的な原因、事情を検査すると、次のとおりである。

国債利子のうち、当初予算作成時(前年度12月ごろ)までに発行済の国債に係る利子については、当該年度に支払う利子の額が確定しているため(変動利付国債を除く。)、当初予算での想定と実績は一致するので、不用額が生じない。

一方、当初予算作成後に発行する国債等に係る利子については、当初予算作成時点では、国債発行額、国債金利、利子支払期等の変動要因があるため、実績額が予算額を下回る可能性がある。

このうち、国債金利については、近年、実績金利が当初予算での予算積算金利を下回る状況となっている。18年度においても、表7のとおり、主要銘柄である10年利付国債の当初予算における予算積算金利は2.0%となっているが、補正予算作成時までの実績金利は1.7%から2.0%となっているなど金利差が生じている。こうした金利差等に伴い支払予定のなくなった18年度の国債利子額6636億円については、補正予算において修正減少しており、この結果、国債金利に関しては、補正後予算と決算に大きな差は生じていない。

表7 平成18年度補正予算における当初予算の予算積算金利と実績金利の開差に伴う国債利子の補正減少額(10年利付国債) (単位：億円)

当初予算			補正予算		
年度内に利払日が到来すると想定された国債発行額	予算積算金利	国債利子額	予算積算金利に対する実績金利	国債利子額の補正後の修正	補正減少額
206,840	2.0%	3,477	1.7%~2.0%	3,304	173

国債発行額については、18年度当初予算での想定は国債発行計画に基づき133兆2351億円としていたが、実際は、18年度中の国債発行額は132兆8734億円であり、大きな差は生じていない。しかし、18年度中の国債発行額のうち、発行時点が年度の後半となり年度内に利払日が到来しなかったものが予算での想定よりも多かったため、表8のとおり、実際に年度内に利払日が到来した国債発行額は70兆0942億円にとどまったことなどにより、支払予定のなくなった8056億円の国債利子が不用額となっている。

表8 平成18年度に発行した国債のうち年度内に利払日が到来した国債が予算の想定に比べて少なかったことなどに伴う国債利子の不用額 (単位：億円)

国債	当初予算	補正予算	決 算			
	年度内に利払日が到来すると想定された国債発行額(A)	Aの国債利子の補正後予算額(B)	平成18年度における国債発行額(C)	Cのうち年度内に国債利子が支払われた国債発行額(D)	Dに係る国債利子の支払実績額(金利)(E)	国債利子の不用額(B-E)
国債合計	1,332,351	13,434	1,328,734	700,942	5,377	8,056
うち10年利付国債	206,840	3,304	208,770	138,888	1,617 (1.7%~2.0%)	1,687
その他の増減(たばこ特別税充当額、受入経過利子充当額、買入消却における利子負担軽減額等)						△ 747
国債利子の不用額						7,309

注(1) 「Aの国債利子の補正後予算額(B)」は、既に発行している国債に係る国債利子の予算積算金利と実績金利との金利差等に伴い修正減少した額である。

注(2) 「平成18年度における国債発行額(C)」は、平成18年度中に発行された国債の発行額(額面金額)である。

このように、18年度決算において国債利子に不用額が生じた具体的な原因、事情は、国債の発行時点が年度の後半となったものが多かったために、年度内に利払日が到来した国債が予算の想定に比べて少なかったことなどによると認められた。

イ 予備費

予備費は、予見し難い予算の不足に充てるものであり、政府全体としての予備的財源であることから、財務大臣がこれを管理している。予備費を使用するときは、各省各庁の長は、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用要求書を作製して、これを財務大臣に送付し、財務大臣は、この要求書を調査した上で、所要の調整を加えて予備費使用書を作製して、閣議決定を求め、あるいは自らこれを決定する。そして、この予備費の使用が決定されたときは、その経費については、各省各庁への予算配賦があったものとみなされる。各省各庁は、予備費を使用するとき

は、当該経費の目的に従った(項)及び(目)において予備費使用額として計上して、これを歳出予算現額に含めて支出している。

一方、予備費の歳出予算額から上記の各省各庁へ予算配賦された予備費使用額を差し引いたものが、財務省における(項)予備費の歳出予算現額となるが、この額は配賦、執行されず全額不用額となる仕組みとなっている。

予備費は、予見し難い事態の発生や事情の変更等によって予算の不足が生じた場合に使用されるために、年度によってその使用額は大きく異なる。15年度から19年度では、表9のとおり、298億円から1319億円となっていて当初予算額を大きく下回っていたが、いずれの年度も補正予算で500億円から1000億円の修正減額をしているために、不用額としては1180億円から2201億円になっている。このように予備費の不用額の発生は、経費の性格上、発生した予見し難い事態の規模等に左右される。

表9 予備費の執行状況 (単位：百万円)

年度	所管	項目	当初予算額 A	補正減少額 B	歳出予算額 C=A-B	予備費使用額	歳出予算現額	不用額 D	不用額/歳出予算額 D/C	不用額/当初予算額 D/A
平成15	財務省	予備費(予備)	350,000	100,000	250,000	△ 131,999	118,000	118,000	47.2%	33.7%
16			350,000	50,000	300,000	△ 110,727	189,272	189,272	63.1%	54.1%
17			350,000	50,000	300,000	△ 110,807	189,192	189,192	63.1%	54.1%
18			350,000	100,000	250,000	△ 29,864	220,135	220,135	88.1%	62.9%
19			350,000	100,000	250,000	△ 59,752	190,248	190,248	76.1%	54.4%

近年の予備費使用額の主な内容は、15、17両年度における(目)衆議院議員総選挙執行委託費や19年度における(目)特定C型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金等となっている。

ウ 国債費及び予備費以外の(目)

国債費及び予備費以外の38目の不用理由を歳出決算分析調書でみると、表10のとおり、「事業量等が予定を下回ったことなどのため」及び「地方公共団体等からの交付申請が少なかったことなどのため」としているものが最も多くなっている。これらについて不用額が生じた具体的な原因、事情を検査したところ、前者については、予算作成時に支給対象者数や給付額等を正確に見込むことが困難であったこと、制度や事業内容等の周知・普及が十分でなかったことなどと、多岐にわたっており、後者については都道府県の財政状況が厳しいことが全体の半数近くとなっている状況である。

表 10 不用額が生じた具体的な原因、事情(平成 18 年度の不用額が 30 億円以上の(目))

歳出決算分析調書における不用理由	本院の検査による不用額が生じた具体的な原因、事情	分類
事業量等が予定を下回ったことなどのため(12 目)	① 予算作成時に支給対象者数、給付額等を正確に見込むことが困難であったため(3 目)	(ウ)
	② 制度変更に対する理解不足や申請された計画に不備があるなど、制度や事業内容等の周知・普及が十分でなかったため(2 目)	(エ)
	③ アスベスト対策等で緊急に予算がついたが、精査の結果、補助対象とならないものが含まれていたため(1 目)	(ウ)
	④ 制度の定着に伴い利用者等の伸びが鈍化するなどしたため(1 目)	(ウ)
	⑤ 地元調整が難航したり、精査の結果、工事の施工範囲が減少したりしていたため(1 目)	(オ)
	⑥ 年度途中の法律改正により、補助の対象が変わったりしたため(1 目)	(カ)
	⑦ 特別会計へ繰り入れた金額に過不足が生じた場合は翌々年度までに調整することとしていたものを、当該年度に調整する決算の処理方法に変更したため(1 目)	(カ)
	⑧ 受給者の死亡等により支給できなかったため(1 目)	(イ)
	⑨ 競争入札の結果、入札差額により当初予定を下回る金額で契約が締結できたことなどのため(1 目)	(ア)
地方公共団体等からの交付申請が少なかったことなどのため(12 目)	① 都道府県の財政状況が厳しいことにより交付申請が少なかったため(5 目)	(ウ)
	② 制度の変更点が周知されていなかったり、新たに創設された事業内容等の周知・普及が十分でなかったため(3 目)	(エ)
	③ 年度途中の法律改正により、年度内での事業実施ができなかったため(1 目)	(カ)
	④ 財政状況が好転し、交付対象外となる組合があったりなどしたため(1 目)	(ウ)
	⑤ 地方公共団体からの事業計画の変更等があったため(1 目)	(ウ)
	⑥ 地方公共団体からの要望が減少したことなどのため(1 目)	(ウ)
事業計画の変更等があったため(3 目)	① 地元調整等により、施設規模の見直しをしたため(1 目)	(オ)
	② 被災箇所での十分な調査が行えず、施工中に現場状況を照査した結果、工事が減少したことなどのため(1 目)	(イ)
	③ 計画変更に伴う設計見直し等により、事業が実施できなかったため(1 目)	(カ)
契約価格が予定を下回ったことなどのため(3 目)	① 競争入札の結果、入札差額により当初予定を下回る金額で契約が締結できたことなどのため(3 目)	(ア)
地元調整等が難航したことなどのため(3 目)	① 居住者の合意が得られず、事業着手に至らなかったため(2 目)	(オ)
	② 相手国の事情により、計画どおりの事業執行ができなかったため(1 目)	(イ)
退職者が予定を下回ったため(2 目)	① 予算作成時に退職人数等を把握することが困難であったため(2 目)	(ウ)
災害関連事業が少なかったことなどのため(1 目)	① 被害の発生状況等から事業の採択要件を満たさなかったり、再度災害の危険性が比較的低く事業の申請に至らなかったため(1 目)	(イ)
前年度超過交付分を交付額から減額したため(1 目)	① 制度の定着に伴い利用者等の伸びが鈍化するなどしたため(1 目)	(ウ)
推進を要する事業が少なかったため(1 目)	① プロジェクトが効果的に実施されるために準備した機動的経費が当該年度では必要がなかったため(1 目)	(カ)

そして、不用額が生じた具体的な原因、事情を発生理由別に分類すると、おおむね次のとおりである。

(ア) 予算の経済的、効率的な執行や経費の節約によるもの(4 目)

競争入札の結果、入札差額により当初予定していた金額を下回る金額で契約が締結できたことなどにより不用額が生じている。中には、一般競争入札の件数を前年度より大幅に増加したことにより、その入札差額が不用額となったものも見受けられた。

- (イ) 予算作成後の予見し難い事情の変更等によるもの(4目)

受給者が年度途中で死亡したことなどにより支給額が支払われなかったこと、被災箇所の十分な現地測量が行えず、施工中に現場状況を照査した結果、工事が減少したことなどにより不用額が生じている。
- (ウ) 予算上の見積りや想定が実情と合っていなかったもの(16目)

予算作成時に支給対象者数、給付額等を正確に見込むことが困難であったこと、都道府県の財政状況が厳しいことにより、予定より交付申請が少なかったことなどにより不用額が生じている。
- (エ) 事業内容等の周知・普及が十分でなかったもの(5目)

法律改正に伴う新規事業、制度改正に伴う指定医療機関の変更や報酬の支払方式の変更等について、制度や事業内容等の周知・普及が十分でなかったことなどにより、地方公共団体等からの交付申請等が予定より下回り不用額が生じている。
- (オ) 地元調整等の難航等により事業が実施できなかったもの(4目)

地元の同意や居住者の合意形成が得られなかったなどして地元調整が難航して、事業量等が予定を下回ったり、地域の実情により施設規模等を見直したりしたことなどにより不用額が生じている。
- (カ) その他(5目)

年度途中の法律改正により、補助対象が変更になったり、年度内での事業実施ができなかったりしたことなどにより不用額が生じている。

(3) 不用理由の決算への記述

内閣から国会に提出される歳入歳出決算に添付される各省各庁歳出決算報告書では、不用額については歳出予算額、支出済歳出額等と同様に、(目)単位で示されているが、不用理由は(項)単位で、その備考欄に示されている。そして、表11のとおり、歳出決算では、1項の不用額が5億円以上の(項)について、不用理由が「予算不用」に記述されているが、これは、歳出決算報告書の不用理由と同一の記述となっている。

表11 歳出決算の不用理由の記述(平成18年度)

不 用 理 由 の 記 述	項 数
事業量、支給対象人員等が予定を下回ったので、補助金、委託費等を要することが少なかったことなどのため	42
地方公共団体等からの交付申請が予定を下回ったので、補助金等を要することが少なかったことなどのため	17
事業計画等の変更等により、補助金等を要することが少なかったことなどのため	16
契約価格が予定を下回ったので、整備費等を要することが少なかったことなどのため	15
退職者が予定を下回ったので、退職手当を要することが少なかったことなどのため	11
職員基本給等を要することが少なかったことなどのため	4
災害復旧事業等が少なかったことなどのため	3
地元との調整等が難航したことなどにより、交付金等を要することが少なかったことなどのため	2
貸付金利息収入が予定を上回ったので、補給金を要することが少なかったことなどのため	2
金利の低下に伴い国債利子が減少したことなどにより、特別会計へ繰入を要することが少なかったため	1
その他	2
計	115

このように国会に提出される歳出決算及び歳出決算報告書では(項)単位で不用理由を記述しており、(目)単位での記述はない。

そして、一つの(項)に不用額が生じた複数の(目)がある場合には、不用額が多額の(目)や歳出予算現額に対する不用額の割合が高い(目)に係る不用理由を、当該(項)の不用理由として記述する取扱いとなっている。

また、18年度の歳出決算に記述されている不用理由は、表11のとおり、いずれも「事業量、支給対象人員等が予定を下回ったので、補助金、委託費等を要することが少なかったことなどのため」、「地方公共団体等からの交付申請が予定を下回ったので、補助金等を要することが少なかったことなどのため」、「事業計画等の変更等により、補助金等を要することが少なかったことなどのため」など一般的な記述内容にとどまっており、不用額が生じた具体的な原因、事情は、正確に表されていないか、読み取り難いものとなっていたりしており、記述内容を検討することが望まれる。

これらについて事例を示すと、次のとおりである。

<事例1> (項)国債費の不用理由の記述

(所管)財務省(組織)財務本省(項)国債費

(単位：百万円)

(項)	不用額	歳出決算の不用理由
(項) 国債費	878,235	金利の低下に伴い国債利子が減少したこと等により、普通国債等償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったため
(目)	不用額	本院の検査による不用額が生じた具体的な原因、事情
(目) 普通国債等償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入	878,235	国債発行額のうち年度内に利払日が到来した国債が予算の想定に比べて少なかったことなどのため、国債利子等の支払額が減少したことによるもの
(目) 出資国債償還財源国債整理基金特別会計へ繰入	—	

財務省の平成18年度歳出決算の(項)国債費の不用額は878,235百万円であり、その不用理由は歳出決算上「金利の低下に伴い国債利子が減少したこと等により、普通国債等償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったため」とされている。これは、同項の2目のうち不用額が生じた(目)である普通国債償還財源繰入について歳出決算分析調書において記載された不用理由をもって、同項の不用理由としているものである。

この詳細についてみたところ、前記(2)アのとおり、普通国債償還財源繰入に不用額が生じた具体的な原因、事情は、18年度中に発行した国債のうち年度内に利払日が到来した国債が予算の想定に比べて少なかったことなどのために、国債利子等の支払額が減少したことによるものであった。

したがって、現状の歳出決算では、(項)国債費の不用理由の記述内容は不用額が生じた具体的な原因、事情が正確に表されていないものとなっている。

なお、財務省は、上記についての本院の指摘を踏まえて、19年度歳出決算の(項)国債費の不用理由について、「金利の低下及び年度内に利払日が到来した国債が少なかったことに伴い国債利子が減少したこと等により、普通国債等償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったため」とした。

＜事例2＞ (項)老人医療・介護保険給付諸費の不用理由の記述

(所管)厚生労働省(組織)厚生労働本省(項)老人医療・介護保険給付諸費

(単位：百万円)

(項)	不用額	歳出決算の不用理由
(項) 老人医療・介護保険給付諸費	21,220	地方公共団体からの交付申請が予定を下回ったので、地域支援事業交付金を要することが少なかったこと等のため
(目)	不用額	本院の検査による不用額が生じた具体的な原因、事情
(目) 地域支援事業交付金 (ア)	9,328	(ア) 制度改正後間もなかったことなどにより、事業の実施方法について周知が十分でなかったため、地方公共団体からの交付申請が予定より下回ったもの
(目) 介護給付費財政調整交付金 (イ)	6,707	(イ)及び(ウ) 制度の定着に伴いサービス利用者等の伸び率が鈍化したため、交付金等が当初の見込みより少なくなったことによるもの
(目) 介護給付費等負担金 (ウ)	5,183	
その他6目	0	

厚生労働省の平成18年度歳出決算の(項)老人医療・介護保険給付諸費の不用額は21,220百万円であり、その不用理由は歳出決算上「地方公共団体からの交付申請が予定を下回ったので、地域支援事業交付金を要することが少なかったこと等のため」とされている。これは、同項の9目のうち、不用額が9,328百万円と最大の(目)地域支援事業交付金について、歳出決算分析調書において記載された不用理由をもって、同項の不用理由としている。

しかし、上記(目)の不用理由とされた「地方公共団体からの交付申請が予定を下回った」具体的な原因、事情は明らかになっていない。そこで、この詳細についてみたところ、介護保険制度改正(18年4月施行)により地域支援事業が創設されたが、改正後間もなかったことなどの理由により、事業の実施が遅れて、事業の実施方法について周知が十分でなかったために、地方公共団体からの交付申請が予定より下回ったものとなっていた。

また、同項には上記(目)以外に、(目)介護給付費財政調整交付金が不用額6,707百万円、(目)介護給付費等負担金が5,183百万円等があり、この2目の不用理由は、歳出決算分析調書等によると、介護保険制度(12年4月から実施)の定着に伴いサービス利用者等の伸び率が鈍化したことにより、介護給付費が当初の見込みより少なくなったために、①前年度に交付された介護給付費財政調整交付金に超過交付分が生じて、この超過交付分を当該年度の同交付金から減額等したことによるものが6,707百万円、②介護給付費等負担金が予定より下回ったものが5,183百万円などとされていた。

したがって、現状の歳出決算では、記述内容から不用額が生じた具体的な原因、事情が読み取れず、また一部の(目)のみの不用理由が記述されたものとなっている。

(4) 不用額の予算への反映状況等

近年、国会の決算審議、議決等において、国の決算結果等の予算への反映について一層の取組が求められている。

決算結果等の予算への反映については、当該年度内に支出の予定がなくなった場合には、補正予算において予算額を修正減少したり、決算上不用額が生じた場合には、その不用理由の分析を行い、予算への反映ができるものは、翌々年度の概算決定額(以下「予算概算額」という。)において予算額を減額したりすることとしている。

ア 翌年度以降の予算への反映

各府省等は、1億円以上の不用額が発生した(目)について予算概算額に反映させる取組を行っている。そこで、18年度決算において1億円以上の不用額が発生している357目(人件費は除く。)を対象に、不用額について予算概算額への反映状況についてみたところ、各府省等において、反映できたとしているものが135目、反映できなかったとしているものが222目見受けられた。

そして、18年度の不用額が30億円以上の40目のうち、人件費の2目を除く38目を対象に不用額の20年度の予算概算額への反映状況についてみると、予算概算額への反映ができたとしているものが13目あり、不用率の高い(目)に多数見受けられた。一方、反映できなかったとしているものが25目あり、不用率が低い(目)に多数見受けられる状況であった。

予算概算額への反映ができたとしている13目について、各府省は、20年度予算の作成に当たり、18年度に不用額が生じたことなどを踏まえて、事業の採択予定地区数を絞り込んだり、受給者の人員等の見直しを行ったり、平均落札価格の低下、物価の下落等を考慮して予算単価の見直しを行ったりなどして予算概算額に反映できたとしている。

一方、予算概算額への反映ができなかったとしている25目について、各府省は、主に、長期的な事業計画に基づいて事業実施見込額を計上したり、次年度以降の事業が廃止になったりなどしているため、不用額を予算概算額に反映できなかったとしている。

そして、この25目のうち、2年以上連続して予算への反映ができなかったとしている(目)で、かつ、不用率が10%以上となっている(目)についてみたところ、不用額が生じた具体的な原因、事情から予算概算額への反映の必要性を検討することが望まれるものが見受けられた。

これについて事例を示すと、次のとおりである。

＜事例3＞ (所管)厚生労働省(組織)厚生労働本省(項)特別障害給付金国庫負担金(目)国民年金特別会計へ繰入

厚生労働省は、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金が受給できない障害者に対する福祉的措置として、障害者に支給する特別障害給付金の費用等の全額を、一般会計から国民年金特別会計(福祉年金勘定)に繰り入れている。

上記の(目)「国民年金特別会計へ繰入」の不用額は、表12のとおり、80億円から100億円に上り、不用率も8割近い状況となっている。厚生労働省は、このように不用額が発生した理由を、特別障害給付金の支給対象人員が予定を下回ったことによるとしており、また、不用額を予算に反映できなかった理由は、当該給付金給付費の性質上、直接的に反映させることは困難なためとしていた。

表12 「国民年金特別会計へ繰入」の不用額の推移(平成17年度～19年度)
(単位：百万円)

主要経費等	使途別	平成17年度	18年度	19年度
社会保障関係費 社会保険費	他会計へ繰入			
歳出予算現額 a		10,088	13,279	11,883
不用額 b		8,048	10,148	8,501
不用率 (b/a)		79.8%	76.4%	71.5%

(注) 平成19年度は、(項)特別障害給付金国庫負担金(目)年金特別会計へ繰入

しかし、当該(目)において多額の不用額が生じた具体的な原因、事情は、予算上は毎年度支給対象人員を24,000人と見込んでいるのに対して、支給決定者の実績は、平成17年度5,705人、18年度6,943人と大幅に下回って推移していることによると認められた。この支給対象人員の見込みは、同省が8年度に一定割合で抽出した地区における当該給付金の支給対象人員を基に全国の対象人員を推計したものであり、結果として推計の精度が十分とはいえないことや17、18両年度の高い不用率の状況などを考慮すると、不用額の予算概算額への反映の必要性を検討することが望まれる。

なお、19年度の(目)「年金特別会計へ繰入」の不用額は、上記と同様の原因、事情により、8,501百万円に上り、不用率も7割を超えている状況となっている。

イ 当該年度の予算への反映

各省各庁の長は、当初予算が配賦された後、予算を執行しているが、このうち公共事業費その他財務大臣の指定する経費については、財政法第34条の2第1項の規定に基づき支出負担行為の実施計画(以下「実施計画」という。)を作成して、財務大臣の承認を経なければならないとされており、この実施計画に基づいて予算を執行することとされている。各省各庁の長は、予算を執行し毎年度9月から11月ごろに年度末までの予算の節減見込み等を財務省に報告しており、当該年度内に支出の予定がなくなったものは、補正予算において予算額を修正減少することとなる。

そこで、18年度に不用額を30億円以上計上している40目のうち支出負担行為の実施計画について財務大臣の承認を経なければならないとされている21目を検査したところ、当該(目)に配賦された予算額、又はその一部について実施計画に計上されていないものが15目、計614億円見受けられた。これらの大部分は補助事業であり、年度途中での法律改正や地方公共団体等の財政事情等から、実施計画に計上されていないものである。

このように配賦された予算額が実施計画に計上されていない(目)の事例を示すと、次のとおりである。

<事例4> (所管)国土交通省(組織)国土交通本省(項)都市環境整備事業費(目)都市再生推進事業費補助

国土交通省は、平成18年度に配賦された都市再生推進事業費補助の予算額のうち、中心市街地の再生を図るための補助事業に係る9,000百万円については、根拠となる中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)の改正が年度内に予定されていたために、年度当初の実施計画に計上していなかった。そして、同法が、18年6月に改正、同年8月に施行されて9,000百万円のうちの一部を地方公共団体の要望を踏まえて、同年11月の実施計画に所要額を計上したものの、結果として年度内の事業の前提となる内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定又は認定見込みが極めて少数にとどまったために、残り7,744百万円については実施計画に計上せず不用額としている。

これについて、国土交通省は、基本計画の認定等が年度内にどの程度行われるか不確定であり、一方では認定の状況に応じて事業実施が可能なように年度末まで予算額を確保し続ける必要があったとしている。

<事例5> (所管)農林水産省(組織)水産庁(項)水産基盤整備費(目)水産物供給基盤整備事業費補助

農林水産省は、水産物供給基盤整備事業費補助の当初予算額を地方公共団体等からの事業要望等を参考に積算しているが、平成18年度に配賦された予算額のうち4,352百万円について

は、地方公共団体の財政事情等により実際には事業実施の要望がなかったために、実施計画に計上していなかった。そして、実施計画に計上しないまま18年度の不用額に計上している。

これについて、農林水産省は、年度途中においても、現地調整が未了であったために、当初実施計画に計上していない地区等からの事業実施要望が想定されることから、これらの事業が実施できるよう必要な予算額を確保し続ける必要があったとしている。

各府省等において、配賦された予算額を実施計画に計上できないことについてはそれぞれ理由があるが、実施計画に計上されていないものについては、事業実施の可能性を調べた上で、支出予定がないと考えられるものについては補正減少として補正予算に反映できるかなどについて検討することが望まれる。

(5) 繰越額と不用額との関係、補正予算等の状況

ア 前年度繰越額と不用額との関係

歳出予算の繰越しについては、経費の性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経た経費を翌年度に繰り越す明許繰越しと、年度内に支出負担行為を行い、その後生じた避け難い事故のために年度内に支出を終わらなかった経費を翌年度に繰り越す事故繰越しがある。

17年度から18年度に繰り越したものは、表13のとおりである。

表13 翌年度繰越額の状況 (単位：億円)

明許繰越し	事故繰越し	計
17,662 (92.2%)	1,480 (7.7%)	19,143 (100%)

これによると翌年度繰越額の92.2%は明許繰越しとなっている。明許繰越しのうち公共事業関係費が大半を占めているが、これは、事業の実施に相当の期間を要する公共事業関係費の性質上、支出が年度内に完了しない見込みがあるものが少なくないためである。

歳出予算の翌年度への繰越しを行う場合には、各省各庁の長等は繰越計算書を作成して、事項ごとに繰越しの事由及び金額を明らかにして財務大臣の承認を受けなければならないこととされていて、この承認手続はおおむね2、3月ごろに行われている。このため、基本的には翌年度内での執行が確実なものであって、翌年度において不用額は発生し難いと考えられる。

そこで、17年度から18年度への繰越額が10億円以上あり、かつ当該18年度に前年度繰越額から不用額を10億円以上計上している16目において、前年度から繰り越された理由と当該年度に不用額が発生した理由についてみると、表14のとおりとなっていた。

表14 平成17年度からの繰越額の繰越理由等

平成17年度からの主な繰越理由	目数	18年度に不用額が発生した主な理由	目数
地元調整の難航や計画変更等により不測の日数を要したため	10	地元調整が難航したため	3
		事業計画・工法の変更があったため	4
		補助対象外が判明したため	2
		事業量が減少したため	1
用地の取得が遅延等したため	1	地元調整が難航したため	1
計画・設計変更等に不測の日数を要したため	4	事業計画の変更があったため	2
		契約価格が予定を下回ったため	2
その他	1	その他	1

これらの(目)における前年度からの繰越理由としては、地元関係者との協議や合意に時間を要したことなどが原因で事業計画が変更されたものが多くを占めている。そして、これら(目)の繰越額が当該年度に不用として計上された理由をみると、地元調整の難航や事業計画の変更等となっていて繰越理由と同様の理由が多い。

なお、前年度繰越額については予算の変更を行う対象とはならず、補正減少の手続は執られないため、当該年度で執行されないものはその年度末に不用額として処理されることとなる。

事業計画の変更等という繰越理由で前年度から繰り越された経費が同様の理由で当該年度においても執行されず、不用となった例を示すと次のとおりである。

<事例6> (所管)内閣府(組織)内閣本府(項)内閣本府施設費(目)施設整備費

(単位：百万円)

年 度	当初予 算額	補正追 加額	歳出予 算額	前年度 繰越額	歳出予 算現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額	前年度繰 越額に係 る不用額
平成 17	7,610	—	7,610	1,139	8,750	4,420	4,329	1	—
18	8,498	—	8,498	4,329	12,827	2,868	6,604	3,354	3,226

内閣府は、赤坂迎賓館の施設の老朽化等から施設全体の総合改修を平成17年度から3年間で実施することとしていた。その後18年1月に至り有識者による懇談会を設置して、赤坂迎賓館の活用方法の検討等を行うこととなった。このため、17年度には施設の保全上当面必要最低限のもの(配管の更新等)に限り実施して、他に予定されていた総合改修に該当する部分については、計画変更等により不測の日数を要したため、赤坂迎賓館に係る総合改修に要する経費のうち3,258百万円を18年度に繰り越した。

18年4月の上記懇談会の報告を踏まえて、設計者を選定して、施設の建設(改修)に関して同年12月に別途の有識者懇談会を設置して、検討を開始することとなったが、全体の総合改修方針の決定が遅れたために、18年度においても計画変更に伴い設計見直しの検討に日数を要して、17年度から繰り越された経費の大部分に相当する3,226百万円については、18年度内に事業を完了する見込みが立たず不用としている。

イ 歳入の(目)返納金等に含まれる実質的な不用額

支出済となった歳出の返納金は、翌年度の4月30日までは、支払った歳出の金額に戻入することができるが、これを越えると翌年度以降の歳入に組み入れなければならないとされている(会計法(昭和22年法律第35号)第9条、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第6条)。このため、国が地方公共団体等に対して補助金等として支出して、決算上支出済額となった歳出のうち、結果として地方公共団体等が事業を実施しなかったなどの理由で、翌年度の5月以降に国に補助金等を返還したものは、翌年度の歳入に(目)返納金等として計上される。

これらのうち事業を実施しなかった補助金等の返還額相当は、実質においては補助金等として執行されたものとはいえ、実質的な不用額と認められる。

18年度における(目)返納金等に含まれる前年度以前に支出された補助金等に係る実質的な不用額は、表15のとおりである。

表15 (目)返納金に含まれる補助金等の返還額(実質的な不用額) (単位：百万円)

平成18年度 (17年度以前の 不用相当額)	補 助 金	負 担 金	交 付 金	補 給 金	委 託 費	計
	23,921	108,581	2,929	3,204	4,422	143,059

決算上の不用額とともに、翌年度歳入の(目)返納金等に含まれるこれらの実質的な不用額を把握することは、予算の執行実績としての決算の的確な理解に資するものと考えられる。

ウ 補正予算の状況

補正予算は財政法第29条に「内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。」と定められており、その「次に掲げる場合」とは次のとおりである。

- ① 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うために必要な予算の追加を行う場合
- ② 予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出又は債務の負担を行なうために必要な予算の追加を行なう場合
- ③ 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

当初予算は見積りである以上、経済上その他諸々の事情の変更により、予算の不足が生じたり、その内容を変更しなければならなかったりする場合が発生する。この場合に当初予算を追加したり変更したりする予算が補正予算である。補正予算は国会の議決が成立した後は当初予算と一体として執行される。

補正予算は当初予算では想定できない事態に対応して作成されるものである。

そこで、18年度の補正予算において補正追加額が10億円以上かつ当初予算額以上あり、さらに、そのような状況が18年度以前から3年以上継続している15目を検査したところ、表16のとおりであった。

表16 補正追加額の理由

事業内容	多額の補正追加額が計上された理由
災害関連 (10目)	台風、豪雨等の災害が発生したことから、国及び地方公共団体が施行する事業が緊急に生じたため
施設整備 (2目)	受刑者等が急増したことから緊急的に施設を整備する必要が生じたため
	当初予算ではわからなかった対象施設等が明確になったため
分担金・ 出資金・ 補給金 (3目)	当初予算ではわからなかった国際連合ミッション等に係る分担金の額が判明したため
	当初予算ではわからない公庫の信用保険事業に係る準備基金に充てるための出資金が確定的になった時点で予算を計上することとしているため
	当初予算ではわからない貸付けの償却が判明し、公庫の損益差が確定的になった時点で予算を計上することとしているため

これらの多くは災害関連であり、その性質上当初に予見することが困難であることから毎年度補正追加額により対応しているものである。

そして、災害関連以外で3年以上継続して多額の補正追加額が計上されている(目)の事例を示すと、次のとおりである。

<事例7> (所管)財務省(組織)財務本省(項)政府出資(目)中小企業金融公庫出資金

財務省は、信用保証協会が行う中小企業者の金融機関からの借入れについての債務保証を、中小企業金融公庫が包括的に保険する中小企業信用保険事業に関して、同公庫が保険準備基金を積むための資金を出資金として支出している。

この出資金については、毎年想定を大きく超える多額の保険金支払いが発生しているために、表17のとおり、毎年度当初予算を大きく上回る多額の補正追加額を計上している。

表17 中小企業金融公庫出資金補正追加額の推移(平成16年度～19年度)
(単位:百万円)

年度	当初予算額(A)	補正追加額(B)	補正追加額/当初予算額(B)/(A)	歳出予算現額	支出済歳出額
平成16	—	74,290	—	74,290	74,290
17	38,000	52,200	137.3%	90,200	90,200
18	36,500	55,000	150.6%	91,500	91,500
19	32,400	220,700	681.1%	253,100	253,100

これについて財務省は、年度当初では、保険金の支払対象となる事故等の発生が不確定で、想定できる範囲で予算計上していることから、年度当初に見込めなかった不測の事態が発生して、それに伴う保険金の支払い等の見通しが見込める段階で、多額の補正追加額を計上しているとしている。

＜事例8＞ (所管)法務省(組織)法務本省(項)法務省施設費(目)施設整備費

法務省は、(目)施設整備費で受刑者等の収容体制の確保のために刑務所等の施設の整備を行っており、表18のとおり、毎年度、当初予算を大きく上回る多額の補正追加額を計上している。

表18 施設整備費補正追加額の推移(平成15年度～18年度)
(単位:百万円)

年度	当初予算額(A)	補正追加額(B)	補正追加額/当初予算額(B)/(A)	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額
平成15	17,089	34,600	202.4%	81,451	39,655	41,795
16	18,885	65,798	348.4%	126,478	53,211	73,266
17	17,490	39,328	224.8%	130,085	66,955	63,129
18	16,378	52,037	317.7%	131,545	61,604	69,941

これについて法務省は、当初予算で収容状況の動向について正確な予測を立てることは困難であり、主として犯罪の増加に伴い受刑者等の収容人員の急増、介助を必要とする受刑者等の急増、独居拘禁に付すことを要する受刑者等の急増、長期受刑者等の急増等、当初予算の想定を超えて収容人員数が増加したために、収容施設の整備に補正追加額で対応しているとしている。

4 まとめ

不用額は、歳出予算現額のうち支出されないこととなった金額であり、歳出予算現額から支出済歳出額及び翌年度繰越額を控除した金額である。不用額が生じた具体的な原因、事情については多様であり、不用額が生じたこと、又はその額や歳出予算現額に占める割合が大きいことなどをもって、直ちに予算の見積りが正確でない、あるいは予算の執行が適切でないといった見方をすることは一面的であり、適当でない。

一方、我が国の財政が極めて厳しい現状にあり、毎年多額の公債を発行している状況において、予算の執行をよりの確に行っていくことは重要である。

(1) 主要経費別、使途別の歳出決算における不用額等の状況

主要経費別にみると、社会保障関係費、国債費、公共事業関係費、その他の事項経費及び予備費において不用額が多く、特に、国債費の不用額は、不用額合計の約半分を占め、また、予備費の不用額も不用額合計の約1割となっている。

一方、使途別にみると、補助費・委託費、他会計へ繰入及び「その他」の不用額が多く、この3者で不用額合計の9割以上を占めている。

(2) 不用額が生じた原因、事情等

18年度の一般会計歳出決算において不用額が30億円以上となっている40目を対象に、不用額が生じた具体的な原因、事情について国債費及び予備費とそれ以外の(目)に分けて検査した。

国債費の不用額の大半を占める国債利子についてみると、不用額が生じた具体的な原因、事情は、国債の発行時点が年度の後半となったものが多かったために、年度内に利払日が到来した国債が予算の想定に比べて少なかったことなどによると認められた。

予備費は、予見し難い事態の発生や事情の変更等によって予算の不足が生じた場合に使用されるために、予備費の不用額の発生は、経費の性格上、発生した予見し難い事態の規模等に左右される。

国債費及び予備費以外の(目)の不用理由を歳出決算分析調書でみると、「事業量等が予定を下回ったことなどのため」及び「地方公共団体等からの交付申請が少なかったことなどのため」としているものが最も多くなっている。これらの不用額が生じた具体的な原因、事情は、制度や事業内容等の周知・普及が十分でなかったことや都道府県の財政状況が厳しいことなどとなっている。

(3) 不用理由の決算への記述

歳出決算及び歳出決算報告書の不用理由は一般的な記述内容にとどまっており、不用額が生じた具体的な原因、事情は、正確に表されていないか、読み取り難いものとなっていたりしており、記述内容を検討することが望まれる。

(4) 不用額の予算への反映状況等

ア 翌年度以降の予算への反映

各府省等は、不用額が発生した(目)について予算概算額に反映させる取組を行っている。18年度決算において不用額が発生している(目)について予算概算額への反映状況についてみたところ、事業の採択予定地区数を絞り込むなどして反映できたとしているものが見受けられる一方で、長期的な事業計画に基づいて事業実施見込額を計上したりしているなどのため反映できなかったとしているものも見受けられた。

反映できなかったとしている(目)についてみたところ、不用額が生じた具体的な原因、事情から予算概算額への反映の必要性を検討することが望まれるものが見受けられた。

イ 当該年度の予算への反映

公共事業費その他財務大臣の指定する経費については、当初予算が配賦された後、支出負担行為の実施計画を作成することとなっているが、これらのうちには、配賦された予算額、又はその一部について実施計画に計上されていないものがあり、その大部分は補助事業である。そして、これらは、年度途中での法律改正や地方公共団体等の財政事情等から実施計画に計上されていないものである。各府省等において、配賦された予算額を実施計画に計上できないことについてはそれぞれ理由があるが、実施計画に計上されていないものについては、事業実施の可能性を調べた上で、支出予定がないと考えられるものについては補正減少として補正予算に反映できるかなどについて検討することが望まれる。

(5) 繰越額の状況と不用額、補正予算等の状況

ア 前年度繰越額と不用額との関係

歳出予算の翌年度への繰越しを行うものは、基本的には翌年度内での執行が確実なものであって、翌年度において不用額は発生し難いと考えられる。前年度からの繰越額から不用額が生じている(目)についてみると、不用の理由が地元調整の難航や事業計画の変更等前年度からの繰越理由と同様となっているものが多い。

イ 歳入の(目)返納金等に含まれる実質的な不用額

事業を実施しなかった補助金等の返還額相当で、翌年度の歳入に(目)返納金等として計上された実質的な不用額を把握することは、決算上の不用額とともに、予算の執行実績としての決算の的確な理解に資するものと考えられる。

ウ 補正予算の状況

補正予算は当初予算では想定できない事態に対応して作成されるものである。補正追加額が継続して計上されているものの多くは、その性質上当初に予見することが困難な災害関連であるが、災害関連以外でも、3年以上継続して多額の補正追加額を計上しているものが見受けられた。

本院としては、一般会計歳出決算における不用額等の状況について引き続き注視していくこととする。

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

平成19年度の一般会計決算額及び各特別会計決算額の合計額は、次のとおりである。

	一般会計 千円	特別会計 千円	総計 千円
歳入	84,553,478,596	395,920,306,215	480,473,784,812
歳出	81,842,570,225	353,283,177,728	435,125,747,954
歳入超過	2,710,908,370	42,637,128,486	45,348,036,857

一般会計の歳入超過は2兆7109億0837万余円で、前年度の歳入超過2兆9672億3310万余円に比べて2563億2472万余円減少している。

上記の歳入超過2兆7109億0837万余円から既往年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた19年度新規発生剰余金は2兆7074億1518万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源2兆0755億0671万余円を差し引いた6319億0847万余円が、19年度における財政法(昭和22年法律第34号)第6条の純剰余金となっている。

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	19年度 千円	(18年度) 千円
徴収決定済額	84,557,245,596	84,415,943,591
収納済歳入額	84,553,478,596	84,412,713,795
不納欠損額	738,255	1,488,487
収納未済歳入額	3,028,743	1,741,308

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の51兆0182億4625万余円、公債金の25兆3819億9933万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金6兆0439億9973万余円、及び「平成19年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成19年法律第25号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金19兆3379億9959万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは弁償及返納金(徴収決定済額3773億7281万余円)の18億4985万余円である。

この収納未済歳入額のほか、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが190億1917万余円ある。

(2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	19年度 千円	(18年度) 千円
支出済歳出額	81,842,570,225	81,445,480,694
翌年度繰越額	2,075,506,711	2,135,139,048
不 用 額	2,021,253,404	1,806,000,862

ア 支出済歳出額

支出済歳出額は、これを所管別にみると、次のとおりである。

所 管	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
皇 室 費	6,570,798	6,593,450
国 会 所	122,969,431	123,681,323
裁 判 院	318,297,118	320,893,818
会 計 検 査 院	20,080,751	19,254,727
内 閣 府	85,709,588	99,220,184
内 閣 府	543,491,675	518,124,714
総 務 省	16,241,216,279	17,998,602,734
法 務 省	673,976,510	663,356,677
外 務 省	875,017,035	851,055,323
財 務 省	20,784,923,120	19,378,178,684
文 部 科 学 省	5,445,712,049	5,194,296,309
厚 生 労 働 省	21,533,548,551	20,928,008,143
農 林 水 産 省	2,781,706,686	2,758,764,888
経 済 産 業 省	1,049,819,734	799,131,552
国 土 交 通 省	6,358,980,670	6,738,153,072
環 境 省	221,032,347	215,870,109
防 衛 省	4,779,517,875	4,832,294,980

また、支出済歳出額を主要経費別にみると次のとおりである。

主 要 経 費	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
社 会 保 障 関 係 費	21,140,981,230	20,554,984,328
生 活 保 護 費	1,982,010,516	2,006,226,935
社 会 福 祉 費	1,511,989,332	1,562,555,566
社 会 保 険 費	17,080,268,981	16,267,327,123
保 健 衛 生 対 策 費	415,404,947	485,100,775
失 業 対 策 費	151,307,453	233,773,927
文 教 及 び 科 学 振 興 費	5,457,732,189	5,330,642,463
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	1,664,135,750	1,663,888,072
科 学 技 術 振 興 費	1,351,086,515	1,302,281,071
文 教 施 設 費	187,743,614	164,479,093
教 育 振 興 助 成 費	2,113,168,822	2,066,369,067
育 英 事 業 費	141,597,487	133,625,160
国 債 費	19,290,408,668	18,036,873,531
恩 給 関 係 費	940,692,434	991,702,079
文 官 等 恩 給 費	31,703,880	35,070,054
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	840,079,649	901,858,877
恩 給 支 給 事 務 費	3,205,152	3,377,472
遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	65,703,751	51,395,676
地 方 交 付 税 交 付 金	14,619,635,000	15,885,010,439
地 方 特 例 交 付 金	311,983,000	815,960,000
防 衛 関 係 費	4,757,565,015	4,817,479,131
公 共 事 業 関 係 費	7,257,115,172	7,708,927,086
治 山 治 水 対 策 事 業 費	1,121,948,890	1,090,408,630
道 路 整 備 事 業 費	1,524,735,390	1,728,398,980
港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	524,962,786	536,376,949
住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	1,622,142,184	1,654,549,109
下 水 道 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	927,614,136	1,016,365,472
農 業 農 村 整 備 事 業 費	693,995,080	709,875,053
森 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	308,004,764	311,145,925

主 要 経 費	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
調 整 費 等	195,922,594	199,602,447
災 害 復 旧 等 事 業 費	337,789,343	462,204,517
経 済 協 力 費	787,445,622	783,868,386
中 小 企 業 対 策 費	417,798,797	239,601,373
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	865,667,736	470,787,412
食 料 安 定 供 給 関 係 費	674,289,328	610,076,992
産 業 投 資 特 別 会 計 へ 繰 入	20,286,000	48,054,000
そ の 他 の 事 項 経 費	5,300,970,029	5,151,513,469

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は2兆0755億0671万余円(18年度2兆1351億3904万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 1,974,565,396千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 100,941,314千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所 管 組 織	項	翌年度繰越額 千円	(歳出予算現額) 千円
法 務 省 法 務 本 省	法務省施設費	51,655,477	(105,745,353)
外 務 省 外 務 本 省	経済協力費	60,197,814	(230,476,269)
文 部 科 学 省 文 部 科 学 本 省	公立文教施設整備費	149,062,645	(335,830,693)
	国立大学法人施設整備費	91,347,953	(253,223,227)
農 林 水 産 省 農 林 水 産 本 省	農業生産基盤整備事業費	60,855,564	(391,977,794)
	農村整備事業費	51,300,926	(162,462,364)
国 土 交 通 省 国 土 交 通 本 省	治水事業費	60,309,544	(759,943,726)
	揮発油税等財源道路整備事業費	162,391,758	(1,231,180,787)
	道路整備事業費	59,486,001	(169,538,000)
	空港整備事業費	53,064,544	(122,286,902)
	住宅建設等事業費	48,145,947	(280,279,376)
	都市環境整備事業費	90,934,291	(491,295,796)
	都市計画事業費	204,404,756	(879,920,160)
	河川等災害復旧事業費	80,328,485	(287,580,658)
環 境 省 環 境 本 省	廃棄物処理施設整備費	30,606,713	(117,587,549)
防 衛 省 防 衛 本 省	施設整備費	31,604,074	(143,025,442)
	研究開発費	30,477,281	(150,391,876)
	施設運営等関連諸費	79,704,046	(259,996,893)

なお、上記のうち事故繰越の主なものは法務省所管の法務省施設費のうちの326億6516万余円である。

ウ 不 用 額

不用額は2兆0212億5340万余円(18年度1兆8060億0086万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所 管 組 織	項	不 用 額 千円	(歳出予算現額) 千円
内 閣 府 内 閣 本 府	内閣本府	9,752,632	(63,320,621)
	警察庁	6,510,190	(188,823,112)
総 務 省 総 務 本 省	総務本省	5,949,254	(163,411,097)
外 務 省 外 務 本 省	外務本省	5,156,909	(83,447,767)
	経済協力費	10,232,477	(230,476,269)

所 管 組 織	項	不 用 額 千円	(歳出予算現額) 千円
財 務 省 財 務 本 省	財 務 本 省	13,523,424	(115,037,948)
	国 債 費	1,177,175,332	(20,467,584,001)
	予 備 費	190,248,000	(190,248,000)
文 部 科 学 省 国 税 庁	税 務 官 署	9,464,475	(708,305,120)
文 部 科 学 省 文 部 科 学 本 省	公 立 文 教 施 設 整 備 費	10,845,666	(335,830,693)
厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 本 省	厚 生 労 働 本 省	7,556,486	(175,855,534)
	保 健 衛 生 諸 費	11,452,827	(103,392,986)
	雇 用 保 険 国 庫 負 担 金	64,700,000	(184,569,500)
	社 会 福 祉 施 設 整 備 費	22,050,517	(93,682,807)
	児 童 保 護 費	16,375,312	(510,726,552)
	障 害 者 自 立 支 援 給 付 諸 費	66,875,949	(662,693,977)
	老 人 医 療 ・ 介 護 保 険 給 付 諸 費	31,121,828	(4,889,925,939)
	特 別 障 害 給 付 金 国 庫 負 担 金	8,501,298	(11,883,330)
農 林 水 産 省 農 林 水 産 本 省	農 業 ・ 食 品 産 業 強 化 対 策 費	5,650,633	(69,989,251)
	農 村 振 興 費	5,125,560	(94,813,989)
	農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業 費	15,176,559	(391,977,794)
	農 村 整 備 事 業 費	11,847,101	(162,462,364)
	農 地 等 保 全 管 理 事 業 費	9,423,534	(133,942,155)
	水 産 基 盤 整 備 費	8,044,792	(84,911,747)
経 済 産 業 省 中 小 企 業 庁	中 小 企 業 対 策 費	8,330,295	(108,557,968)
国 土 交 通 省 国 土 交 通 本 省	住 宅 建 設 等 事 業 費	11,595,639	(280,279,376)
	都 市 環 境 整 備 事 業 費	11,512,728	(491,295,796)
	河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	8,309,558	(287,580,658)
	災 害 対 策 等 緊 急 事 業 推 進 費	11,022,439	(35,135,217)
	地 域 自 立 ・ 活 性 化 事 業 推 進 費	12,691,917	(14,793,405)
環 境 省 環 境 本 省	廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 費	12,180,992	(117,587,549)
防 衛 省 防 衛 本 省	防 衛 本 省	7,149,302	(2,437,483,710)
	施 設 運 営 等 関 連 諸 費	12,352,112	(259,996,893)

エ 予備費使用額

予備費使用額は597億5200万円(18年度298億6437万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所 管 組 織	項	予 備 費 使 用 額 千円	(歳出予算額) 千円
外 務 省 外 務 本 省	外 務 本 省	11,481,637	(71,531,080)
厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 本 省	厚 生 労 働 本 省	20,462,000	(154,706,742)
国 土 交 通 省 国 土 交 通 本 省	河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	3,012,048	(158,285,409)
	有 料 道 路 災 害 復 旧 事 業 費	6,511,253	(9,353,000)
環 境 省 環 境 本 省	災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業 対 策 費	3,666,379	(6,587,015)
防 衛 省 防 衛 本 省	防 衛 本 省	7,547,095	(2,429,579,376)

なお、この一般会計歳出決算について検査した結果、この章の「第1節第4 個別の決算等」に「一般会計歳出決算における不用額等の状況」(1255 ページ参照)を掲記した。

2 特別会計

第6章 第2節 第1 2 特別会計 (1) 交付税及び譲与税配付金特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成19年度における特別会計は28会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、交付税及び譲与税配付金と交通安全対策特別交付金の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

ア 交付税及び譲与税配付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	51,277,223,015	74,726,029,606
収 納 済 歳 入 額	51,277,223,015	74,726,029,606
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	50,415,747,830	74,479,324,635
支 出 済 歳 出 額	50,130,989,560	72,711,208,083
翌 年 度 繰 越 額	—	1,520,841,280
不 用 額	284,758,269	247,275,271

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額34兆1833億9540万余円)の2821億4560万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
借 入 金 現 在 額 (財 政 融 資 資 金 等)	33,617,295,408	52,282,053,987

(注) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第24号)附則第4条の規定により、19年4月1日における財政融資資金からの借入金のうち18,664,758,579千円に相当する額の借入金は、同日において、一般会計に帰属した。

(ウ) 交付・譲与実績

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
地 方 交 付 税		
道 府 県 分	8,176,234,798	8,622,328,432
市 町 村 分	7,026,509,940	7,373,021,578
計	15,202,744,738	15,995,350,010
地 方 特 例 交 付 金		
都 道 府 県 分	178,316,684	280,919,520
市 町 村 分	133,666,316	535,040,480
計	311,983,000	815,960,000

地 方 譲 与 税

所得譲与税	道路譲与税	航空機燃料譲与税	自動車重量譲与税	特別譲与税
-------	-------	----------	----------	-------

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
都 道 府 県 分	193,057,450	2,373,585,742
市 町 村 分	521,627,090	1,354,949,923
計	714,684,540	3,728,535,665

(注) 地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第2条の規定により19年4月1日に所得譲与税法が廃止されたため、19年度における所得譲与税の譲与実績はない。

イ 交通安全対策特別交付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	88,584,667	96,136,650
収 納 済 歳 入 額	88,584,667	96,136,650
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	85,235,386	84,374,256
支 出 済 歳 出 額	82,930,473	84,149,663
不 用 額	2,304,912	224,592

(イ) 交 付 実 績

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
交通安全対策特別交付金		
都 道 府 県 分	48,415,330	49,672,640
市 町 村 分	33,957,799	33,872,960
計	82,373,129	83,545,600

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「特別交付税の措置の対象となる地理情報システム導入に要する経費の算定に当たり、対象外経費を含めて計算していたため、特別交付税が過大に交付されているもの」(98 ページ参照)及び「市町村合併に係る特別交付税の交付に当たり、財政需要額として報告した額と決算額に開差が生じているため、決算額に基づいて特別交付税の交付額を見直すよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したもの」(105 ページ参照)を掲記した。

(2) 法務省所管 登記特別会計

この特別会計は、国が行う登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	194,260,223	199,432,113
収 納 済 歳 入 額	194,260,197	199,431,927
不 納 欠 損 額	—	185
収 納 未 済 歳 入 額	26	—
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	166,283,711	169,201,020
支 出 済 歳 出 額	160,877,414	162,133,880
翌 年 度 繰 越 額	1,682,442	1,589,374
不 用 額	3,723,854	5,477,765

(イ) 主 な 業 務 実 績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
登記申請等取扱件数	16,858千件	17,929千件
登記簿謄本交付等件数	300,656千件	325,407千件

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「地図等改製数値化作業請負契約において、作業を行わない地図の枚数を含めて予定価格を積算したため、契約額が割高となっているもの」(128 ページ参照)、「国有財産の管理に当たり、国有財産部局長が管理する国有財産について、適切に登記の嘱託を行えることとするため、訓令を改正するよう意見を表示したもの」(135 ページ参照)及び「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの」(608 ページ参照)を掲記した。

(3) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千 円	(18 年 度) 千 円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	64,184,711	61,325,356
収 納 済 歳 入 額	64,184,711	61,325,356
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	75,003,006	64,038,474
支 出 済 歳 出 額	91,838	94,373
不 用 額	74,911,167	63,944,100

不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額748億9318万余円)の748億9318万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千 円	(18 年 度) 千 円
利 益	64,545,177	61,872,313
(う ち 再 保 険 料)	(52,929,243)	(50,515,460)
損 失	91,838	94,373
(事 務 取 扱 費)		
責 任 準 備 金 繰 入	64,453,338	61,777,939

(ウ) 責 任 準 備 金

区 分	19 年 度 末 千 円	(18 年 度 末) 千 円
責 任 準 備 金 現 在 額	1,138,609,502	1,074,156,164

(エ) 再保険の対象となる保険

区 分	19 年 度 末	(18 年 度 末)
地 震 保 険 加 入 件 数	11,262 千件	10,776 千件
保 険 金 額	91,142,760,873 千円	85,239,109,503 千円

(オ) 主 な 業 務 実 績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
再 保 険 料 件 数	8,019 千件	7,789 千件
金 額	52,929,243 千円	50,515,460 千円

(4) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による国債、借入金等の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算、国債等の償還並びに国債等の利子及び割引料の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	205,112,728,939	256,326,015,619
収納済歳入額	205,112,728,939	256,326,015,619
(歳 出)		
歳出予算現額	190,944,565,690	236,461,304,640
支出済歳出額	176,777,765,267	221,424,215,814
翌年度繰越額	11,183,255,363	12,728,381,493
不 用 額	2,983,545,059	2,308,707,332

翌年度繰越額及び不用額はすべて国債整理基金支出(歳出予算現額 190 兆 9242 億 7969 万余円)の分である。

(イ) 国債等の償還

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(注) 国債	126,724,963,456	167,592,725,848
借入金	37,872,915,691	54,286,375,136
政府短期証券	1,649,500,000	1,652,700,000

(注) 18年度の国債には、年度内に発行、償還される歳入歳出外の借換国債の償還分を含む。

(ウ) 国債等の利子及び割引料の支払

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
国債利子等	8,994,699,327	8,521,430,790
借入金利子	746,419,733	698,960,468
政府短期証券割引料	620,732,958	357,336,624

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「特別弔慰金国庫債券の証券の調達に当たり、請求受理件数の実績等を考慮しなかったなどのため、適切でない調達枚数となっているもの」(171 ページ参照)を掲記した。

(5) 財務省所管 財政融資資金特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用に伴う歳入歳出に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、19年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、19年度の末日において、同特別会計に所属していた権利及び義務は財政投融资特別会計の財政融資資金勘定に帰属するものとされた。

財政融資資金特別会計の19年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政融資資金特別会計公債金及び財政融資資金の運用資産は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	39,010,007,952	70,868,870,923
収納済歳入額	39,010,007,952	70,868,870,923
(歳 出)		
歳出予算現額	39,038,320,120	70,396,502,041
支出済歳出額	36,526,130,893	68,028,886,153
不 用 額	2,512,189,226	2,367,615,887

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額 18 兆 8000 億円)の 1 兆 8303 億 7487 万余円、諸支出金(同 2 兆 2987 億 8846 万余円)の 3518 億 5857 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 17 兆 9332 億 0153 万円)の 3294 億 0928 万余円である。

(イ) 損 益		19 年 度	(18 年 度)
区 分		千円	千円
利 益		5,978,414,318	7,097,530,078
(うち貸付金利息)		(5,147,311,415)	(5,904,294,669)
損 失		3,676,944,027	4,528,010,349
(うち預託金利息)		(1,675,487,140)	(2,545,303,184)
(うち公債金利息)		(1,694,397,516)	(1,416,274,788)
利 益 金		2,301,470,290	2,569,519,729
(前年度繰越利益)		17,869,128,030	27,299,608,300
(翌年度繰越利益)		20,170,598,321	17,869,128,030
(ウ) 積 立 金		19 年 度 末	(18 年 度 末)
区 分		千円	千円
積立金現在額		17,240,120,570	14,400,135,800
(エ) 財政融資資金預託金		19 年 度 末	(18 年 度 末)
区 分		千円	千円
財政融資資金預託金現在額		84,264,377,589	132,154,701,517
(オ) 財政融資資金特別会計公債金		19 年 度 末	(18 年 度 末)
区 分		千円	千円
財政融資資金特別会計公債金現在額		139,754,339,418	138,906,124,948
(カ) 財政融資資金の運用資産		19 年 度 末	(18 年 度 末)
区 分		千円	千円
貸付金現在額		208,796,264,051	235,188,155,429
有価証券現在額		33,178,720,705	51,283,938,718

(6) 財務省所管 産業投資特別会計

この特別会計は、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって出資及び貸付けを行うことにより国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

同特別会計は、産業投資及び社会資本整備の 2 勘定に区分して経理されている。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)により 19 年 4 月 1 日に廃止されたが、同法により、19 年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、19 年度の末日において、同特別会計の産業投資勘定に所属していた権利及び義務は財政投融資特別会計の投資勘定に、社会資本整備勘定に所属していた権利及び義務は一般会計に、それぞれ帰属するものとされた。

産業投資特別会計の勘定別の 19 年度の歳入歳出決算、損益、利益積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 18 年度までは積立金。以下同じ。

ア 産業投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

区 分		19 年 度	(18 年 度)
(歳 入)		千円	千円
徴収決定済額		215,216,096	267,182,681
収納済歳入額		215,216,096	267,182,681

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	114,047,834	166,755,454
支 出 済 歳 出 額	88,577,448	152,199,111
翌 年 度 繰 越 額	574,000	2,055,000
不 用 額	24,896,385	12,501,342

不用額の主なものは、産業投資支出(歳出予算現額 341 億 5500 万円)の 244 億 8350 万円である。

(イ) 損 益		19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
区 分			
利 益		98,210,598	93,570,786
(うち株式配当金)		(67,084,000)	(55,128,000)
損 失		37,750,600	6,250,433
(うち出資金償却損)		(37,670,652)	(6,164,879)
利 益 金		60,459,998	87,320,353
(利益金の処理)			
翌年度に利益積立金に組入れ		60,459,998	87,320,353

(ウ) 利益積立金		19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
区 分			
利益積立金現在額		1,411,451,482	1,403,531,129

(エ) 主な業務実績		19 年 度	(18 年 度)
区 分			
(出 資)			
出 資	法 人 数	16法人	8法人
	金 額	542,113,662千円	31,913,558千円
出 資 金 減 少	法 人 数	7法人	1法人
	金 額	1,529,070,078千円	9,533,000千円
年度末出資金残高	法 人 数	23法人	23法人
	金 額	10,360,737,593千円	11,347,694,009千円
(貸 付 け)			
貸 付 金	法 人 数	2法人	—
	金 額	429,500千円	—
貸 付 金 回 収	法 人 数	4法人	4法人
	金 額	2,016,600千円	2,430,950千円
年度末貸付金残高	法 人 数	6法人	4法人
	金 額	4,192,700千円	5,779,800千円

イ 社会資本整備勘定

(ア) 歳入歳出決算		19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
区 分			
(歳 入)			
徴 収 決 定 済 額		202,786,170	259,792,846
収 納 済 歳 入 額		202,786,170	259,792,846
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額		201,443,096	258,443,511
支 出 済 歳 出 額		195,722,478	220,645,010
翌 年 度 繰 越 額		—	29,786,000
不 用 額		5,720,617	8,012,500

(イ) 損 益		19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
区 分			
利 益		234,369	213,560
(うち預託金利息)		(232,508)	(213,557)
損 失		20,217	21,574
(事務費)			
利 益 金		214,152	191,986
(利益金の処理)			

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
翌年度に利益積立金に組入れ	—	191,986
本年度に利益積立金に組入れ	214,152	—
(ウ) 利益積立金		
区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
利益積立金現在額	326,741	134,755
(エ) 主な業務実績		
区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(収益回収型公共事業に対する無利子貸付け)		
貸付金額	38,172,000	46,562,770
貸付金回収額	97,893,258	90,672,872
年度末貸付金残高	1,041,081,719	1,100,802,977
(民間能力活用施設整備事業に対する無利子貸付け)		
貸付金額	6,182,000	8,989,000
貸付金回収額	45,224,706	61,216,672
年度末貸付金残高	236,455,517	275,498,223

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「地域インターネット基盤施設整備事業において、テレビ会議装置の整備に係る補助が的確に行われるよう是正改善の処置を求めたもの」(99 ページ参照)、「独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの」(115 ページ参照)及び「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉱工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの」(509 ページ参照)を掲記した。

(7) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするため置かれた外国為替資金の運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算、損益、積立金、基準外国為替相場等^(注1)の変更などによる外国為替等評価損益等並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	4,553,308,163	3,911,358,318
収納済歳入額	4,553,308,163	3,911,358,318
(歳 出)		
歳出予算現額	1,501,109,451	1,056,327,889
支出済歳出額	626,524,658	379,128,114
不 用 額	874,584,792	677,199,774

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額1兆1612億5999万余円)の5585億2730万余円及び諸支出金(同387億8505万余円)の158億1801万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	4,553,308,163	3,911,358,318
(うち運用収入)	(4,511,746,227)	(3,906,601,552)
損 失	626,524,658	379,128,114
(うち借入金利子)	(602,192,244)	(351,707,321)
利 益 金	3,926,783,505	3,532,230,204
(利益金の処理)		
翌年度に積立金として積立て	2,126,783,505	1,903,230,204
(注2)		
翌年度に一般会計に繰入れ	1,800,000,000	1,629,000,000

(ウ) 積立金			
区 分		19年度末	(18年度末)
		千円	千円
積立金現在額		17,455,673,295	15,552,443,090
(エ) 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等			
区 分		19年度	(18年度)
		千円	千円
外国為替等繰越評価損		4,566,304,360	8,424,275,580
外国為替等評価益		1,308,409,218	3,857,971,220
(オ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行			
区 分		19年度末	(18年度末)
		千円	千円
a 主な資産運用			
円貨預け金現在額		19,381,874,680	17,401,257,320
外貨証券現在額		88,255,344,240	82,234,310,249
b 政府短期証券(外国為替資金証券)の発行			
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額		102,933,590,000	99,324,640,000
(注1) 基準外国為替相場	19年1月1日から6月30日までは米貨1ドルにつき117円、19年7月1日から12月31日までは119円、20年1月1日から6月30日までは117円である。		
(注2) 翌年度に一般会計に繰入れ	19年度の繰入れについては、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づくものであり、18年度の繰入れについては、同法附則第259条の規定に基づくものである。		

(8) 財務省及び国土交通省所管 特定国有財産整備特別会計

この特別会計は、国有財産の適正かつ効率的な活用を図るため庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産の整備を計画的に実施し、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分		19年度	(18年度)
		千円	千円
(歳入)			
徴収決定済額		196,933,863	108,149,801
収納済歳入額		196,933,863	108,149,801
(歳出)			
歳出予算現額		32,627,956	74,648,168
支出済歳出額		30,413,282	71,737,363
翌年度繰越額		1,052,510	—
不用品額		1,162,163	2,910,804

(イ) 借入金

区 分		19年度末	(18年度末)
		千円	千円
借入金現在額 (財政融資資金)		30,838,768	50,817,640

(ウ) 主な業務実績

区 分		19年度	(18年度)
施設跡地等の処分	土地	305千㎡	387千㎡
	建物	延べ12千㎡	延べ115千㎡
施設の取得	建物	延べ78千㎡	延べ42千㎡

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの」(608ページ参照)を掲記した。

(9) 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、国が行う燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に設置され、同日に廃止された石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計に所属していた権利及び義務を承継している。

同特別会計は、エネルギー需給及び電源開発促進の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19年度の歳入歳出決算、借入金、資金及び主な業務実績は次のとおりである。^(注1)

(注1) 歳入歳出決算の一部には、19年度の額と18年度の額とを対比できないものがある。

ア エネルギー需給勘定(18年度は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19年度 千円	(18年度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	2,331,692,143	2,193,466,778
収納済歳入額	2,331,679,620	2,193,466,778
不納欠損額	12,522	—
(歳出)		
歳出予算現額	2,390,924,451	2,236,780,350
支出済歳出額	2,030,482,101	1,928,576,182
翌年度繰越額	52,063,561	116,818,979
不用額	308,378,788	191,385,188

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額2316億3681万余円)の391億2345万余円及び燃料安定供給対策費(同4495億3906万余円)の129億4010万余円である。また、不用額の主なものは、燃料安定供給対策費の1815億5678万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆5660億1560万余円)の901億3016万余円及びエネルギー需給構造高度化対策費の348億2090万余円である。

(イ) 借入金

区 分	19年度末 千円	(18年度末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金等)	451,277,593	431,425,113

(ウ) 主な業務実績

区 分	19年度	(18年度)
国家備蓄石油の年度末現在高	5096万ℓ	5096万ℓ
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対するエネルギー需給勘定運営費交付金の交付(注2)	95,319,634千円	106,070,753千円
エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金の交付	82,748,227千円	54,137,068千円
国家備蓄石油の管理等の委託	66,994,324千円	56,522,539千円

(注2) 18年度については、石油及びエネルギー需給構造高度化勘定運営費交付金である。

イ 電源開発促進勘定(18年度は電源開発促進対策特別会計電源立地勘定及び電源利用勘定)

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入) 徴 収 決 定 済 額	432,240,404	徴 収 決 定 済 額 電 源 立 地 勘 定 258,673,805 電 源 利 用 勘 定 294,254,009
収 納 済 歳 入 額	432,240,404	収 納 済 歳 入 額 電 源 立 地 勘 定 258,673,805 電 源 利 用 勘 定 294,254,009
(歳 出) 歳 出 予 算 現 額	398,545,405	歳 出 予 算 現 額 電 源 立 地 勘 定 237,936,295 電 源 利 用 勘 定 274,906,702
支 出 済 歳 出 額	371,603,599	支 出 済 歳 出 額 電 源 立 地 勘 定 215,887,100 電 源 利 用 勘 定 235,405,720
翌 年 度 繰 越 額	2,080,510	翌 年 度 繰 越 額 電 源 立 地 勘 定 8,240,990 電 源 利 用 勘 定 15,202,588
不 用 額	24,861,295	不 用 額 電 源 立 地 勘 定 13,808,204 電 源 利 用 勘 定 24,298,394

不用額の主なものは電源立地対策費(歳出予算現額 1773 億 7065 万余円)の 172 億 8476 万余円である。

(イ) 資 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
周辺地域整備資金現在額	122,587,402	121,106,451

(ウ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
電源立地地域対策交付金の交付	101地方公共団体 106,886,045千円	92地方公共団体 104,276,095千円
独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	104,456,134千円	99,848,666千円
独立行政法人原子力安全基盤機構に対する電源立地勘定運営費交付金の交付	18,112,186千円	19,681,602千円

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「情報の整理、解析等に係る委託業務の実施に当たり、部分休業制度を利用した職員の給与の減額分を委託費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(191 ページ参照)、「地域新規産業創造技術開発費補助金等の経理が不当と認められるもの」(497 ページ参照)、「電源立地地域対策交付金の交付を受けた事業の実施に当たり、離岸堤設置工事の施工が設計と相違していたため、工事の目的を達していないもの」(503 ページ参照)、「エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減少させるよう意見を表示したもの」(517、698 ページ参照)及び「エネルギー対策のための地域新生コンソーシアム研究開発委託事業で取得した物品について、改造等の承認や売却処分等を円滑に行うことにより、これらの物品が同事業の目的に照らして十分有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの」(529 ページ参照)を掲記した。

(10) 厚生労働省所管 国立高度専門医療センター特別会計

第6章
第2節
第1
2
特別会計
(10)
国立高度専門医療センター特別会計

この特別会計は、国立高度専門医療センター(国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センター)の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	161,250,566	198,192,705
収納済歳入額	160,049,000	196,929,464
不納欠損額	5,580	1,062
収納未済歳入額	1,195,985	1,262,178
(歳 出)		
歳出予算現額	161,670,763	198,792,481
支出済歳出額	144,943,334	184,262,484
翌年度繰越額	14,612,463	10,896,835
不 用 額	2,114,965	3,633,161

翌年度繰越額の主なものは施設整備費(歳出予算現額 249 億 1885 万余円)の 145 億 9070 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	141,996,031	182,264,810
(うち診療収入)	(85,962,303)	(85,823,485)
損 失	124,889,323	128,724,668
(うち経営費)	(107,456,684)	(105,445,847)
利 益 金	17,106,707	53,540,142
(利益金の処理)		
翌年度に基金に組入れ	17,106,707	53,540,142

(ウ) 借 入 金 等

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金)	180,728,637	186,445,549
基金現在額	249,407,437	195,867,294
積立金現在額	1,862,388	192,243

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
入院患者延べ数	1,335千人	1,396千人
外来患者延べ数	1,648千人	1,692千人

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「診療収入の収納に当たり、不正に医事会計システムの収納データが削除されるなどして、削除された収納データに係る診療収入が国庫に納付されておらず、会計経理が著しく適正を欠いているもの」(223 ページ参照)、「国立高度専門医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、麻酔料等の請求額に過不足があったもの」(258 ページ参照)及び「厚生労働科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの」(274 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「文部科学省、厚生

労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について」(1016 ページ参照)を掲記した。

(11) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の19年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労 災 勘 定

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,453,528,439	1,397,807,546
収納済歳入額	1,432,699,839	1,377,749,896
不納欠損額	734,523	531,030
収納未済歳入額	20,094,076	19,526,619
(歳 出)		
歳出予算現額	1,152,083,575	1,165,924,394
支出済歳出額	1,104,983,358	1,119,152,681
翌年度繰越額	2,052,622	912,821
不 用 額	45,047,594	45,858,891

収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額 474 億 1404 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 7989 億 8780 万余円)の 228 億 5935 万余円、社会復帰促進等事業費(同 2004 億 8561 万余円)の 104 億 0085 万余円及び業務取扱費(同 494 億 8847 万余円)の 34 億 1337 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	1,421,778,594	1,402,010,237
(うち徴収勘定より受入)	(1,072,934,306)	(1,054,471,190)
損 失	1,306,651,550	1,330,187,006
(うち保険給付費)	(776,075,556)	(780,524,949)
利 益 金	115,127,044	71,823,230
(前年度繰越利益金)	8,177,666,179	8,105,842,949
翌年度繰越利益金	8,292,793,224	8,177,666,179

(ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積立金現在額	7,822,880,888	7,775,337,984

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
適用事業場数(年度末)	2,642,607事業場	2,642,570事業場
療養補償給付	205,806,071千円	204,637,051千円
休業補償給付	114,214,737千円	116,695,127千円
遺族補償年金	198,817,849千円	198,951,888千円
障害補償年金	151,268,915千円	151,562,140千円

イ 雇 用 勘 定

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	2,743,944,867	3,422,937,754
収納済歳入額	2,738,117,732	3,416,525,205
不納欠損額	422,332	478,408
収納未済歳入額	5,404,801	5,934,140
(歳 出)		
歳出予算現額	2,374,971,255	2,834,829,403
支出済歳出額	1,829,869,995	1,878,195,320
翌年度繰越額	943,557	721,773
不 用 額	544,157,703	955,912,309

不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額1兆6783億4750万余円)の4185億4755万余円、雇用安定等事業費(同2491億2999万円)の313億9142万余円及び業務取扱費(同886億6497万余円)の38億5832万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	2,767,244,295	3,466,824,375
(うち徴収勘定より受入)	(2,426,671,789)	(3,014,159,075)
損 失	1,970,522,009	2,022,363,494
(うち失業等給付費)	(1,259,797,984)	(1,280,277,514)
利 益 金	796,722,286	1,444,460,881
(前年度繰越利益金)	5,026,216,176	3,641,748,331
(翌年度繰越利益金)	5,822,938,462	5,086,209,212

(ウ) 積 立 金 等

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積立金現在額	4,153,492,315	2,803,155,345
雇用安定資金現在額	1,000,421,510	810,617,690

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
被保険者数(年度末)	37,249,239人	36,150,645人
一般求職者給付	872,248,828千円	905,980,035千円
雇用継続給付	234,911,544千円	207,455,158千円
就職促進給付	64,455,630千円	65,024,754千円
特定求職者雇用開発助成金	23,069,768千円	22,985,629千円

ウ 徴 収 勘 定

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	3,762,451,532	4,276,195,956
収納済歳入額	3,677,998,518	4,189,696,760
不納欠損額	8,338,086	7,400,728
収納未済歳入額	76,114,927	79,098,467
(歳 出)		
歳出予算現額	3,648,613,481	4,127,116,136
支出済歳出額	3,607,206,139	4,112,374,782
翌年度繰越額	—	1,404,624
不 用 額	41,407,341	13,336,729

収納未済歳入額の主なものは保険料収入(徴収決定済額3兆5749億7991万余円)の758億3007万余円である。また、不用額の主なものは、他勘定へ繰入(歳出予算現額3兆5363億3042万円)の224億2333万余円、保険料返還金(同610億2131万余円)の113億3965万余円及び業務取扱費(同437億4224万余円)の74億8313万余円である。

なお、19年度から石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)により、石綿(アスベスト)健康被害の救済に充てるために創設された石綿健康被害救済基金の原資となる一般抛出金が、労働保険料の申告・納付の際に併せて事業主より徴収されることとなった。

(イ) 損 益		19 年 度	(18 年 度)
区 分		千 円	千 円
利	益	3,592,310,072	4,157,350,906
(うち 保 険 料)		(3,498,503,857)	(4,067,535,319)
損	失	3,592,451,618	4,157,460,695
(うち 労 災 勘 定 へ 繰 入)		(1,072,934,306)	(1,054,471,190)
(うち 雇 用 勘 定 へ 繰 入)		(2,426,671,789)	(3,014,159,075)
損	失	141,546	109,788
(前 年 度 繰 越 利 益 金)		4,548,988	4,658,777
(翌 年 度 繰 越 利 益 金)		4,407,442	4,548,988

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(214 ページ参照)、「地域求職活動援助事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から不正な支払を行い、委託事業の目的外の用途に使用するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(231 ページ参照)、「生涯職業能力開発事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託事業とは関係のない他法人が負担すべき経費を含めて委託費から支払う経費を算出するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(237 ページ参照)、「緊急サポートネットワーク事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していなかった期間に係る職員の賃金を委託費から支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(240 ページ参照)、「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業等の実施に当たり、領収書等による支払の事実の裏付けがない経費を含めるなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっているもの」(245 ページ参照)、「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」(247 ページ参照)、「雇用保険の失業等給付金を不正に支給していたもの」(251 ページ参照)、「雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの」(253 ページ参照)、「労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの」(271 ページ参照)、「技能向上対策費補助金の経理において、補助対象経費の精算が過大となっているもの」(333 ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(335 ページ参照)、「労働者災害補償保険給付を不正受給した職員に対する返還請求に当たり、労働者災害補償保険法に基づく返還請求権が時効消滅している場合には、民法に基づく返還請求を行うよう改善させたもの」(382 ページ参照)、「民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練について、職業の安定等を目的とする趣旨を踏まえて、就職者等から短期雇用者を除くことにより、就職支援経費の算定方法を適切なものとするよう改善させたもの」(384 ページ参照)及び「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの」(608 ページ参照)を掲記した。

(12) 厚生労働省所管 船員保険特別会計

この特別会計は、国が経営する船員保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	69,411,095	70,808,988
収納済歳入額	67,937,175	68,903,693
不納欠損額	441,354	775,450
収納未済歳入額	1,032,564	1,129,844
(歳 出)		
歳出予算現額	65,743,012	65,629,458
支出済歳出額	63,279,412	63,449,732
不 用 額	2,463,599	2,179,725

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	68,250,875	69,739,554
(うち保険料)	(61,572,699)	(62,100,722)
損 失	64,926,497	65,029,668
(うち保険給付費)	(31,739,553)	(32,430,267)
利 益 金	3,324,377	4,709,886
(前年度繰越利益金)	160,296,913	155,587,026
(翌年度繰越利益金)	163,621,290	160,296,913

(ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積立金現在額	124,686,629	119,361,393

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
被保険者数(年度末)	59千人	59千人
職務上の事由による年金等の支給		
受給権者数	2,300人	2,284人
支給額	4,431,808千円	4,428,749千円
医療給付	20,345,635千円	20,235,089千円
現金給付(傷病手当金等)	5,276,883千円	5,435,030千円
老人保健拠出金	6,861,689千円	6,355,882千円
退職者給付拠出金	4,664,875千円	4,024,848千円
介護納付金	3,316,706千円	3,062,209千円
失業保険給付(失業保険金等)	1,689,059千円	2,333,362千円

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(261 ページ参照)及び「社会保険病院等における食堂等の運営を受託している民間業者等に対する国有財産の使用許可の手続及び使用料の徴収を適正なものとするよう改善させたもの」(369 ページ参照)を掲記した。

(13) 厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険事業及び児童手当に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に設置され、同日に廃止された厚生保険特別会計及び国民年金特別会計に所属していた権利及び義務を承継している。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、児童手当及び業務の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の19年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定(18年度は国民年金特別会計基礎年金勘定)

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	19,961,788,471	19,138,941,613
収納済歳入額	19,961,067,043	19,138,101,434
不納欠損額	227,657	309,290
収納未済歳入額	493,770	530,889
(歳 出)		
歳出予算現額	19,136,230,053	18,534,736,524
支出済歳出額	18,393,517,321	17,705,870,653
不 用 額	742,712,731	828,865,870

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額14兆7240億1276万余円)の2621億7287万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが4804億円ある。)

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	18,529,172,469	17,724,263,759
(うち拠出金等収入)	(18,507,998,035)	(17,707,965,574)
損 失	18,393,808,569	17,706,204,757
(うち基礎年金給付費)	(14,461,839,887)	(13,490,924,227)
利 益 金	135,363,899	18,059,002
(前年度繰越利益金)	2,158,247,393	2,140,188,390
(翌年度繰越利益金)	2,293,611,293	2,158,247,393

(ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積立金現在額	724,607,812	724,607,812

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
老齢基礎年金等の支給 受給権者数	22,376千人	21,083千人
支 給 額	14,461,839,887千円	13,490,924,227千円

イ 国民年金勘定(18年度は国民年金特別会計国民年金勘定)

第6章
第2節
第1
2
特別会計
(13)

年金特別会計

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	5,582,022,976	5,951,466,029
収納済歳入額	5,572,898,267	5,916,454,776
不納欠損額	788,963	614,286
収納未済歳入額	8,335,745	34,396,965
(歳 出)		
歳出予算現額	6,020,756,538	6,141,183,435
支出済歳出額	5,932,229,924	6,035,845,724
不 用 額	88,526,613	105,337,710

不用額の主なものは国民年金給付費(歳出予算現額1兆7565億5733万余円)の703億1081万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益		
(うち保険料)	6,262,676,763	6,430,854,223
(うち一般会計より受入)	(2,678,691,644)	(2,706,760,500)
	(1,844,456,611)	(1,798,390,739)
損 失		
(うち基礎年金勘定へ繰入)	7,124,303,789	6,902,232,354
(うち国民年金給付費)	(4,115,110,737)	(4,100,247,107)
	(1,686,245,772)	(1,814,902,113)
損 失 金	861,627,025	471,378,130
(前年度繰越利益金)	9,572,386,273	10,043,764,404
(翌年度繰越利益金)	8,710,759,248	9,572,386,273

(ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積立金現在額	8,616,984,074	8,868,543,535
(うち運用寄託金現在額)	(7,643,797,047)	(5,814,045,437)

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
被保険者数(年度末)	30,981千人	32,019千人
老齢年金等の支給	受給権者数 4,010千人	4,336千人
支 給 額	1,686,246,522千円	1,814,902,433千円

ウ 厚生年金勘定(18年度は厚生保険特別会計年金勘定)

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	36,201,120,912	35,596,436,860
収納済歳入額	36,082,953,806	35,499,646,878
不納欠損額	21,739,413	27,127,015
収納未済歳入額	96,427,692	69,662,965
(歳 出)		
歳出予算現額	36,653,646,412	35,402,320,724
支出済歳出額	35,145,136,932	34,397,516,873
不 用 額	1,508,509,479	1,004,803,850

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額22兆0846億8779万余円)の205億6903万余円及び雑収入(同92億6190万余円)の11億7038万余円である。収納未済歳入額の主なものは、保険料収

入の950億2725万余円及び雑収入の14億0044万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額23兆5683億9061万余円)の1兆2504億5400万余円及び諸支出金(同1136億2262万余円)の220億5547万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益 (うち保険料)	32,278,503,738 (22,015,982,666)	31,869,891,814 (20,997,875,125)
損 失 (うち保険給付費)	35,620,208,837 (22,317,936,278)	34,454,411,314 (22,254,093,440)
損 失 金	3,341,705,099	2,584,519,500
(前年度繰越利益金)	134,432,705,673	137,017,225,174
(翌年度繰越利益金)	131,091,000,574	134,432,705,673

(ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積立金現在額 (うち運用寄託金現在額)	126,112,676,200 (105,110,644,965)	128,985,388,270 (90,824,766,338)

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)	34,570千人	33,794千人
老齢厚生年金等の支給 受給権者数	27,501千人	26,155千人
支 給 額	22,317,936,607千円	22,254,094,134千円

エ 福祉年金勘定(18年度は国民年金特別会計福祉年金勘定)

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	11,918,713	17,444,837
収納済歳入額	11,833,432	17,378,067
不納欠損額	73,127	51,977
収納未済歳入額	12,153	14,792
(歳 出)		
歳出予算現額	23,119,504	29,988,134
支出済歳出額	11,790,574	14,930,139
翌年度繰越額	—	2,402,635
不 用 額	11,328,930	12,655,359

不用額の主なものは、特別障害給付金給付費(歳出予算現額117億5655万余円)の83億8354万余円及び福祉年金給付費(同111億9294万余円)の27億7538万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
老齢福祉年金の支給 受給権者数	24千人	34千人
支 給 額	8,417,564千円	11,828,572千円

オ 健康勘定(18年度は厚生保険特別会計健康勘定)

(ア) 歳入歳出決算

第6章
第2節
第1
2
特別会計

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	9,304,202,647	9,093,805,898
収納済歳入額	9,240,949,242	9,043,569,213
不納欠損額	10,932,992	12,964,794
収納未済歳入額	52,320,412	37,271,890
(歳 出)		
歳出予算現額	9,428,907,929	9,076,624,921
支出済歳出額	9,348,708,501	8,938,012,184
不 用 額	80,199,427	138,612,736

不納欠損額の主なものは保険料収入(徴収決定済額6兆8402億1394万余円)の101億5529万余円である。収納未済歳入額の主なものは、保険料収入の507億6799万余円及び雑収入(同137億9355万余円)の15億5241万余円である。また、不用額の主なものは、介護納付金(歳出予算現額6236億2889万余円)の162億0207万余円、保険給付費(同4兆2798億1096万余円)の115億4717万余円及び諸支出金(同301億2979万余円)の80億6658万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが400億円ある。)

(13)
年金特別会計

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	7,808,380,865	7,612,244,267
(うち保険料)	(6,806,273,193)	(6,654,084,253)
損 失	7,919,655,219	7,532,438,137
(うち保険給付費)	(4,268,175,404)	(4,085,036,176)
利益金(△損失金)	△111,274,354	79,806,130
(前年度繰越損失金)	1,066,491,257	1,040,740,359
(翌年度繰越損失金)	1,177,765,612	1,066,491,257

(ウ) 資 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
事業運営安定資金	492,168,229	402,168,229

(エ) 借 入 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212

(オ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
健康保険の一般被保険者数(年度末) (保険給付)	19,806千人	19,501千人
医 療 給 付	3,741,008,682千円	3,530,097,281千円
現金給付(傷病手当金等)	524,055,663千円	551,799,149千円
老人保健拠出金	1,770,378,653千円	1,719,109,060千円
退職者給付拠出金	1,102,797,129千円	930,591,501千円
介護納付金	606,930,891千円	602,326,387千円
健康保険の日雇特例被保険者数(年度末) (保険給付)	11千人	13千人
医 療 給 付	2,051,702千円	2,454,357千円
現金給付(傷病手当金等)	1,147,739千円	753,210千円
老人保健拠出金	785,144千円	889,592千円
介護納付金	495,933千円	580,354千円

カ 児童手当勘定(18年度は厚生保険特別会計児童手当勘定)

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	468,476,965	367,823,680
収納済歳入額	467,483,942	367,823,680
不納欠損額	137,735	—
収納未済歳入額	855,288	—
(歳 出)		
歳出予算現額	477,202,724	376,567,077
支出済歳出額	436,301,507	341,212,381
翌年度繰越額	60,343	46,769
不 用 額	40,840,873	35,307,926

不用額の主なものは、被用者児童手当交付金(歳出予算現額 3469 億 2537 万余円)の 252 億 1358 万余円、児童育成事業費(同 392 億 1294 万余円)の 79 億 9482 万余円及び非被用者児童手当交付金(同 850 億 3539 万余円)の 35 億 5035 万余円である。

(イ) 積立金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積立金現在額	103,153,255	90,239,242

(ウ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
児童手当の交付	交付対象児童数 11,808千人	11,818千人
	交 付 額 886,039,214千円	734,398,579千円

キ 業務勘定(18年度は厚生保険特別会計業務勘定及び国民年金特別会計業務勘定)

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	553,454,355	499,710,080
		厚生保険特別会計 (業務勘定)
		国民年金特別会計 (業務勘定)
収納済歳入額	526,215,397	472,134,352
		厚生保険特別会計 (業務勘定)
		国民年金特別会計 (業務勘定)
不納欠損額	8,676,429	8,392,680
		厚生保険特別会計 (業務勘定)
		国民年金特別会計 (業務勘定)
収納未済歳入額	18,562,529	19,183,047
		厚生保険特別会計 (業務勘定)
		国民年金特別会計 (業務勘定)
(歳 出)		
歳出予算現額	520,318,525	467,635,670
		厚生保険特別会計 (業務勘定)
		国民年金特別会計 (業務勘定)
支出済歳出額	463,574,836	440,201,282
		厚生保険特別会計 (業務勘定)
		国民年金特別会計 (業務勘定)

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
翌年度繰越額	25,166,943	—
		厚生保険特別会計 (業務勘定) —
		国民年金特別会計 (業務勘定) —
不 用 額	31,576,745	—
		不 用 額 計
		厚生保険特別会計 (業務勘定) 27,434,387
		国民年金特別会計 (業務勘定) 21,868,299

収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額 472 億 2164 万余円)の分である。翌年度繰越額の主なものは、業務取扱費(歳出予算現額 3139 億 7296 万余円)の 173 億 9895 万余円、福祉施設事業費(同 1033 億 4044 万余円)の 54 億 2055 万余円及び保健事業費(同 772 億 3542 万余円)の 14 億 9171 万余円である。また、不用額の主なものは、業務取扱費の 149 億 7054 万余円、福祉施設事業費の 83 億 6653 万余円及び保健事業費の 50 億 8493 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益 (うち一般会計より受入)	534,941,792 (175,622,572)	—
		利 益 計
		厚生保険特別会計 (業務勘定) 479,084,054
		国民年金特別会計 (業務勘定) 166,878,932
		(うち一般会計より受入)
		厚生保険特別会計 (業務勘定) (86,575,659)
		国民年金特別会計 (業務勘定) (77,417,763)
損 失 (うち業務費)	518,889,363 (281,539,792)	—
		損 失 計
		厚生保険特別会計 (業務勘定) 493,773,825
		国民年金特別会計 (業務勘定) 161,224,679
		(うち業務費)
		厚生保険特別会計 (業務勘定) (144,951,451)
		国民年金特別会計 (業務勘定) (129,049,641)
利 益 金	16,052,429	—
		損 失 金 計
		厚生保険特別会計 (業務勘定) 14,689,771
		利 益 金 計
		国民年金特別会計 (業務勘定) 5,654,252
前年度繰越利益金	172,846,572	—
		前年度繰越利益金計
		厚生保険特別会計 (業務勘定) 159,455,267
		国民年金特別会計 (業務勘定) 22,516,839
翌年度繰越利益金	188,614,163	—
		翌年度繰越利益金計
		厚生保険特別会計 (業務勘定) 144,765,496
		国民年金特別会計 (業務勘定) 28,171,091

(ウ) 資 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
特別保健福祉事業資金現在額	1,511,089,085	1,503,101,254

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」(217 ページ参照)、「ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり不経済となっているもの」(242 ページ参照)、「厚生

年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(255 ページ参照)、「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(261 ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(335 ページ参照)、「社会保険病院等における食堂等の運営を受託している民間業者等に対する国有財産の使用許可の手續及び使用料の徴収を適正なものとするよう改善させたもの」(369 ページ参照)及び「国民年金・健康保険及び厚生年金保険の共同処理業務を請け負わせるに当たり、手作業での業務割合を勘案することなどにより予定価格の積算を経済的に行うよう改善させたもの」(387 ページ参照)を掲記した。

(14) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に設立され、同日に廃止された食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計に所属していた権利及び義務を承継している。また、19年度の末日において、国営土地改良事業特別会計に所属していた未完了借入事業の工事に係る権利及び義務を承継している。

同特別会計は、農業経営基盤強化、農業経営安定、米管理、麦管理、業務及び調整の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の19年度の歳入歳出決算、損益、積立金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

(注1) 食糧管理特別会計において経理されていた国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、輸入飼料、業務及び調整の6勘定並びに農業経営基盤強化措置特別会計に係る経理は、本特別会計の農業経営基盤強化、米管理、麦管理、業務及び調整の5勘定において経理することとされたため、歳入歳出決算等の区分が異なり、19年度と18年度とを対比できないものがある。

ア 農業経営基盤強化勘定

この勘定は、農業経営基盤の強化に資するための農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業に係る補助金の交付等、農業経営の改善等に資するための農業改良資金の貸付け並びに青年等の就農促進を図るための就農支援資金の貸付けに関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	36,513,722	—
収納済歳入額	36,024,396	—
不納欠損額	2,026	—
収納未済歳入額	487,299	—
(歳 出)		
歳出予算現額	33,350,506	—
支出済歳出額	23,612,036	—
不 用 額	9,738,469	—

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円
利 益	6,072,819
(うち農業改良資金貸付 金納付金)	(3,104,039)
損 失	13,817,476
(うち農地保有合理化促 進対策費)	(11,929,763)
損 失 金	7,744,656
(前年度繰越利益金)	3,083,414
(翌年度繰越損失金)	4,661,242

(ウ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(農地等の売渡し等)		
農地等の売渡し	1,137千㎡	500千㎡
農地等の買収	3千㎡	1千㎡
(注2) 年度末所有農地等 (うち貸付け農地等)	44,499千㎡ (2,153千㎡)	46,132千㎡ (2,247千㎡)
(農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等)		
農地保有合理化法人に対する補助金の交付	1,800,867千円	2,114,111千円
全国農地保有合理化協会に対する補助金の交付	8,654,459千円	13,492,487千円
農林漁業金融公庫等に対する貸付金の貸付け	8,972,126千円	9,821,652千円
(農業改良資金)		
都道府県に対する農業改良資金貸付金の貸付け	—	—
(就農支援資金)		
都道府県に対する就農支援資金貸付金の貸付け	820,652千円	1,261,500千円

(注2) 「年度末所有農地等」の面積は国有財産台帳に登録されている面積

イ 農業経営安定勘定

この勘定は、農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金及び農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円
(歳 入)	
徴収決定済額	152,834,422
収納済歳入額	152,834,422
(歳 出)	
歳出予算現額	153,879,527
支出済歳出額	148,551,114
不 用 額	5,328,412

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円
利 益 (うち調整勘定より受入)	145,759,354 (68,930,811)
損 失 (うち農業経営安定事業費)	148,551,114 (148,123,074)
損 失 金	2,791,760
(翌年度繰越損失金)	2,791,760)

(ウ) 主な業務実績

区 分	19 年 度
認定農業者等に対する農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金の交付	147,827,832千円

ウ 米管理勘定

この勘定は、国内米の備蓄に伴う売買等及び輸入米の売買に伴う事業に係る経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	712,458,556	—
収納済歳入額	709,595,120	—
収納未済歳入額	2,863,435	—
(歳 出)		
歳出予算現額	757,394,129	—
支出済歳出額	675,207,634	—
翌年度繰越額	401,599	—
不 用 額	81,784,895	—

不用額の主なものは、米買入費(歳出予算現額 1831 億 3871 万余円)の 248 億 8434 万余円、米管理費(同 871 億 9003 万余円)の 148 億 2574 万余円及び返還金等他勘定へ繰入(同 4470 億 6538 万余円)の 20 億 7481 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 400 億円ある。)

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	100,538,895	—
(うち売上高)	(95,291,320)	(—)
損 失	204,040,476	—
(うち売上原価)	(119,723,543)	(—)
(うち事業管理費)	(69,040,847)	(—)
損 失 金	103,501,581	—
(損失金の処理)		
調整勘定へ移し整理	103,501,581	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
米 穀 買 入 れ	107万t	一万t
売 渡 し	119万t	一万t
年度末在庫	214万t	一万t

エ 麦 管 理 勘 定

[この勘定は、輸入麦等の売買等に伴う事業に係る経理を行うものである。]

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	418,927,593	—
収納済歳入額	418,927,593	—
(歳 出)		
歳出予算現額	477,178,601	—
支出済歳出額	418,460,544	—
不 用 額	58,718,057	—

不用額の主なものは、返還金等他勘定へ繰入(歳出予算現額 1700 億 9867 万余円)の 540 億 5402 万余円、麦買入費(同 2986 億 9791 万余円)の 32 億 8805 万余円及び麦管理費(同 83 億 8201 万余円)の 13 億 7597 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	311,110,325	—
(うち売上高)	(310,689,880)	(—)
損 失	359,530,599	—
(うち売上原価)	(280,635,197)	(—)
損 失 金	48,420,273	—
(損失金の処理)		
調整勘定へ移し整理	48,420,273	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
麦 類 買 入 れ	625万t	一万t
売 渡 し	622万t	一万t
年度末在庫	74万t	一万t

オ 業 務 勘 定

〔 この勘定は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定の各事業勘定に共通する事務人件費に係る経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	20,427,098	—
収 納 済 歳 入 額	20,427,098	—
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	26,080,243	—
支 出 済 歳 出 額	19,809,486	—
不 用 額	6,270,757	—

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	17,409,260	—
(うち米管理勘定より業 務経費受入)	(11,597,006)	(—)
損 失	47,156,855	—
(うち食糧事業事務取扱 費)	(16,598,491)	(—)
損 失 金	29,747,595	—
(損失金の処理)		
調整勘定へ移し整理	29,747,595	—

カ 調 整 勘 定

〔 この勘定は、各事業勘定が必要とする資金の手当(一般会計の受入、食糧証券の発行、各事業勘定で生じた決算剰余金の集約等による資金の調達と返済)を一括して行うとともに、米管理勘定、麦管理勘定及び業務勘定の損益を移し受けて整理する機能を有しているものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	1,279,487,285	—
収 納 済 歳 入 額	1,279,487,285	—
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	1,319,480,680	—
支 出 済 歳 出 額	1,256,677,747	—
不 用 額	62,802,932	—

不用額は、主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 8434 億 7864 万余円)の 615 億 0208 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 4760 億 0203 万余円)の 13 億 0084 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	71,775,310	—
(うち一般会計より受入)	(67,204,108)	(—)

区 分	19 年 度	(18 年 度)
	千円	千円
損 失	71,775,310	—
(うち農業経営安定勘定)	(68,930,811)	(—)
へ繰入		
(うち食糧証券割引差額)	(2,700,352)	(—)
 (ウ) 積 立 金		
区 分	19 年 度 末	(18 年 度 末)
	千円	千円
積立金現在額	15,342,965	16,342,965
 (エ) 調整資金の増減額		
区 分	19 年 度	(18 年 度)
	千円	千円
年 度 首 資 金	90,716,879	—
本 年 度 受 入 額	151,000,000	—
本 年 度 損 失 整 理	181,669,450	—
損失整理後の現在額	60,047,429	—
 (オ) 政府短期証券(食糧証券)の発行		
区 分	19 年 度	(18 年 度)
	千円	千円
繰越債務額	472,000,000	—
本 年 度 発 行 額	1,799,000,000	—
本 年 度 償 還 額	1,734,000,000	—
年 度 末 現 在 額	537,000,000	—

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの」(437ページ参照)及び「政府所有米穀の変形加工において、変形加工単価の算定を工場加工経費の実態に即したものとすることなどにより変形加工に係る支払額の節減を図ったり、指示歩留りを加工の実態に即したものとすることにより加工会社に引き渡す米穀数量の低減を図ったりするよう改善させたもの」(478ページ参照)を掲記した。

(15) 農林水産省所管 農業共済再保険特別会計

この特別会計は、国が経営する農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の19年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 再保険金支払基金勘定

この勘定は、異常災害の発生に伴う農業勘定等における再保険金支払財源の不足に充てるための一般会計からの受入金に関する経理を行うものである。

歳入歳出決算

区 分	19 年 度	(18 年 度)
	千円	千円
(歳 入)		
徴収決定済額	20,124,371	18,952,667
収納済歳入額	20,124,371	18,952,667
(歳 出)		
歳出予算現額	18,985,871	16,331,539
支出済歳出額	—	—
不 用 額	18,985,871	16,331,539

不用額はすべて再保険金支払財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 189 億 8587 万余円)の分である。

イ 農 業 勘 定

この勘定は、農業者が、風水害等による水稻、陸稲、麦、畑作物及び蚕繭の減収等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、次のものを再保険する事業に関する経理を行うものである。

① 水稻、陸稲及び麦については通常の災害を超える損害のうち農業共済組合連合会の負担分を超える部分の全額

② 畑作物及び蚕繭については通常の災害を超える損害の一定の割合

ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	29,710,909	34,196,978
収 納 済 歳 入 額	29,710,909	34,196,978
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	40,941,284	43,267,271
支 出 済 歳 出 額	9,620,002	23,501,607
不 用 額	31,321,281	19,765,663

不用額の主なものは農業再保険費(歳出予算現額 229 億 2471 万余円)の 198 億 2030 万余円である。

イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	29,710,909	34,196,978
(うち再保険料)	(22,857,439)	(26,268,908)
損 失	9,717,945	23,600,811
(うち再保険金)	(3,104,254)	(15,755,454)
利 益 金	19,992,964	10,596,166
(前年度繰越利益金)	42,345,713	31,749,546
(翌年度繰越利益金)	62,338,678	42,345,713

ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	42,345,713	31,749,546

エ) 主 な 業 務 実 績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(共済引受)		
水 稻	151万ha	152万ha
麦	24万ha	23万ha
畑 作 物	24万ha	22万ha
(再保険金支払)		
水 稻	1,637,121千円	13,972,730千円
畑 作 物	1,314,749千円	965,829千円
麦	152,303千円	816,881千円

ウ 家 畜 勘 定

この勘定は、農業者が、家畜の死亡、疾病等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、伝染病等による異常事故については損害の全額を、また、それ以外の事故については損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	46,181,461	44,594,091
収納済歳入額	46,181,461	44,594,091
(歳 出)		
歳出予算現額	37,965,945	38,439,294
支出済歳出額	32,037,514	32,392,917
不 用 額	5,928,430	6,046,376

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	46,167,723	44,586,287
(うち再保険料)	(23,985,464)	(24,451,524)
損 失	44,172,797	44,715,753
(うち再保険金)	(22,410,787)	(22,722,894)
利益金(△損失金)	1,994,926	△ 129,466
(前年度繰越利益金)	32,745,269	32,874,735
(翌年度繰越利益金)	34,740,195	32,745,269

(ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積立金現在額	32,727,985	32,849,647

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(共済引受)		
牛	489万頭	486万頭
肉 豚	164万頭	178万頭
種 豚	19万頭	18万頭
馬	2万頭	2万頭
(再保険金支払)		
牛	20,538,675千円	20,854,686千円
肉 豚	1,146,258千円	1,163,518千円
馬	416,891千円	411,580千円
種 豚	308,961千円	293,110千円

エ 果 樹 勘 定

この勘定は、農業者が、風水害等による果実の減収、樹体の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	5,883,360	5,893,736
収納済歳入額	5,883,360	5,893,736
(歳 出)		
歳出予算現額	9,982,287	10,036,389
支出済歳出額	2,105,907	2,618,411
不 用 額	7,876,379	7,417,977

(イ) 損 益		19 年 度	(18 年 度)
区 分		千円	千円
利 益	5,883,360	5,893,736	
(うち再保険料)	(3,098,589)	(3,053,295)	
損 失	4,355,232	4,836,966	
(うち再保険金)	(1,545,350)	(2,084,273)	
利 益 金	1,528,127	1,056,769	
(前年度繰越損失金)	33,269,031	34,325,800	
(翌年度繰越損失金)	31,740,903	33,269,031	
(ウ) 主な業務実績			
区 分		19 年 度	(18 年 度)
(共済引受)			
うんしゅうみかん	1125万本	1137万本	
りんご	330万本	324万本	
いよかん	279万本	300万本	
なし	176万本	176万本	
指定かんきつ	172万本	160万本	
(再保険金支払)			
なし	735,033千円	580,578千円	
指定かんきつ	214,884千円	109,031千円	
おうとう	209,513千円	797千円	
うんしゅうみかん	138,797千円	398,595千円	
かき	79,315千円	60,922千円	

オ 園芸施設勘定

この勘定は、農業者が、風水害等による園芸施設の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、損害の一定の割合を、また、同連合会の事業年度ごとに通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度	(18 年 度)
	千円	千円
(歳 入)		
徴収決定済額	4,086,212	3,887,273
収納済歳入額	4,086,212	3,887,273
(歳 出)		
歳出予算現額	5,259,776	5,108,187
支出済歳出額	2,210,291	2,485,159
不 用 額	3,049,484	2,623,027

(イ) 損 益		19 年 度	(18 年 度)
区 分		千円	千円
利 益	4,086,212	3,887,273	
(うち再保険料)	(1,384,017)	(1,199,268)	
損 失	2,912,269	3,079,601	
(うち再保険金)	(187,703)	(435,740)	
利 益 金	1,173,942	807,671	
(前年度繰越利益金)	14,487,174	13,679,502	
(翌年度繰越利益金)	15,661,116	14,487,174	
(ウ) 積 立 金			
区 分		19 年 度 末	(18 年 度 末)
		千円	千円
積立金現在額		14,487,174	13,679,502

(エ) 主な業務実績			
区 分	19 年 度	(18 年 度)	
(共 済 引 受)			
園 芸 施 設	70万棟	71万棟	
(再保険金支払)			
園 芸 施 設	187,703千円	435,740千円	
カ 業 務 勘 定			
歳入歳出決算			
区 分	19 年 度	(18 年 度)	
	千円	千円	
(歳 入)			
徴 収 決 定 済 額	1,008,481	1,011,636	
収 納 済 歳 入 額	1,008,481	1,011,636	
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額	1,061,970	1,105,045	
支 出 済 歳 出 額	1,008,481	1,011,635	
不 用 額	53,488	93,409	

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「家畜共済損害防止事業の実施に当たり、事業に使用する自動車の使用料を実際の走行距離を把握することなく過大に算定していたため、交付対象事業費の精算が過大となっているもの」(405 ページ参照)及び「牛に係る家畜共済事業の運営において、農業共済組合連合会等が共済金算定の基礎となる基準単価を適切に設定できるようにすることにより、共済金が適切に算定されるよう改善させたもの」(483 ページ参照)を掲記した。

(16) 農林水産省所管 国営土地改良事業特別会計

この特別会計は、土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、19年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、19年度の末日において、同特別会計に所属していた権利及び義務は一般会計に帰属するものとされた。ただし、未完了借入事業の工事に係る権利及び義務は、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定に帰属するものとされた。

国営土地改良事業特別会計の19年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算			
区 分	19 年 度	(18 年 度)	
	千円	千円	
(歳 入)			
徴 収 決 定 済 額	574,533,109	521,269,727	
収 納 済 歳 入 額	574,532,692	521,266,724	
収 納 未 済 歳 入 額	416	3,002	
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額	582,141,577	584,587,998	
支 出 済 歳 出 額	481,490,179	486,643,996	
翌 年 度 繰 越 額	79,789,194	79,154,000	
不 用 額	20,862,203	18,790,001	

翌年度繰越額の主なものは、土地改良事業費(歳出予算現額 2536 億 2298 万余円)の 663 億 7383 万余円、北海道土地改良事業費(同 872 億 9153 万余円)の 84 億 8531 万余円及び離島土地改良事業費(同 118 億 5978 万余円)の 37 億 7214 万余円である。また、不用額の主なものは、土地改良事業費の 154 億 3567 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 1327 億 4200 万円)の 37 億 5921 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	19 年 度 末 千 円	(18 年 度 末) 千 円
借 入 金 現 在 額 (財 政 融 資 資 金)	599,610,209	684,157,884

(ウ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
か ん が い 排 水 事 業	133地区	132地区
総 合 農 地 防 災 事 業	23地区	28地区
農 用 地 再 編 整 備 事 業	9地区	9地区

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「国営土地改良事業所等において使用する固定電話の通話料について、各種の割引制度等を適切に利用することにより、その節減を図るよう改善させたもの」(470 ページ参照)、「農林水産省所管の委託事業の実施に当たり、国の委託費と都道府県の事業経費等との経理を明確に区分して、十分な根拠資料に基づく委託費の精算を行うことなどにより、委託費の会計経理を適正化するよう改善させたもの」(474 ページ参照)及び「職員の不正行為による損害が生じたもの」(582 ページ参照)を掲記した。

(17) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が行う森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千 円	(18 年 度) 千 円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	11,846,162	12,707,103
収 納 済 歳 入 額	11,846,162	12,707,103
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	5,316,639	5,577,079
支 出 済 歳 出 額	5,223,497	5,391,211
不 用 額	93,141	185,867

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千 円	(18 年 度) 千 円
利 益	11,846,162	12,707,103
(う ち 保 険 料)	(2,616,674)	(2,742,262)
損 失	13,400,711	14,350,215
(う ち 保 険 金)	(3,868,634)	(4,031,740)
損 失 金	1,554,549	1,643,112
(前 年 度 繰 越 利 益 金)	16,837,906	18,481,018
(翌 年 度 繰 越 利 益 金)	15,283,357	16,837,906

(ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千 円	(18 年 度 末) 千 円
積 立 金 現 在 額	16,837,906	18,481,018

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(保 険 引 受)		
件 数	164千件	173千件
面 積	1,164千ha	1,222千ha
金 額	1,296,265,782千円	1,396,190,969千円

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(保険金支払)		
件 数	11千件	12千件
面 積	3千ha	4千ha
金 額	3,868,634千円	4,031,740千円

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの」(437ページ参照)を掲記した。

(18) 農林水産省所管 国有林野事業特別会計

この特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	473,499,755	428,014,804
収納済歳入額	472,453,162	426,965,850
不納欠損額	4,905	24,718
収納未済歳入額	1,041,688	1,024,235
(歳 出)		
歳出予算現額	539,953,188	505,911,506
支出済歳出額	472,826,328	413,460,092
翌年度繰越額	41,943,198	67,189,049
不 用 額	25,183,660	25,262,364

翌年度繰越額の主なものは国有林野事業費(歳出予算現額 4562 億 6292 万余円)の 213 億 1579 万余円、治山事業費(歳出予算現額 701 億 3865 万余円)の 176 億 1267 万余円及び北海道治山事業費(歳出予算現額 104 億 1255 万余円)の 24 億 2000 万余円である。また、不用額の主なものは国有林野事業費の 234 億 2205 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	164,013,134	154,144,088
(うち売上高)	(23,975,363)	(24,096,741)
損 失	187,759,055	187,316,653
(うち経営費)	(46,493,263)	(60,615,188)
損 失 金	23,745,920	33,172,565
(前年度繰越損失金)	346,042,327	312,869,762
(翌年度繰越損失金)	369,788,248	346,042,327

(ウ) 借 入 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金等)	1,279,482,488	1,279,507,761

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
立 木 売 払 い	1,209千㎡	1,445千㎡
製 品 売 払 い	1,610千㎡	1,470千㎡
立 木 の 保 育	97千ha	66千ha
林 道 改 良	587km	711km
直 轄 治 山 事 業	2,202か所	1,852か所

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「被災職員に対する離職後における休業補償等の支給に当たり、医療機関での診療時間の状況等が反映された通院時間を用いることなどにより、休業補償等の額の算定を適切に行うよう改善させたもの」(487 ページ参照)を掲記した。

(19) 農林水産省所管 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

この特別会計は、国が経営する普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の19年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 漁船普通保険勘定

この勘定は、戦乱等以外の事故により、1,000トン未満の漁船やこれに積載した漁獲物等が受け
た損害及び1,000トン未満の漁船の運航に伴って生じた損害の賠償等について、漁船保険中央会が
漁船保険組合に負う再保険責任のうち同中央会の負担分を超える額を再保険する事業に関する経理
を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	7,589,515	7,084,341
収 納 済 歳 入 額	7,589,515	7,084,341
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	8,511,748	8,164,298
支 出 済 歳 出 額	7,469,187	6,986,631
不 用 額	1,042,560	1,177,666

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益 金	8,463,775	8,594,342
(うち再保険料)	(491,217)	(522,556)
損 失 金	8,217,752	8,182,756
(うち再保険金)	(755,678)	(795,694)
利 益 金	246,023	411,585
(前年度繰越利益金)	10,025,292	9,613,707
(翌年度繰越利益金)	10,271,315	10,025,292

(ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	10,895,828	11,109,645

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(保険引受)		
件 数	396,982件	405,762件
再 保 險 金 額	31,801,700,259千円	29,754,932,788千円
(保険金支払)		
損 害 再 保 險 金 金 額	52,713千円	32,309千円
満 期 再 保 險 金 件 数	220件	251件
金 額	702,965千円	763,385千円

イ 漁船特殊保険勘定

〔 この勘定は、1,000トン未満の漁船が戦乱等による事故により損害を受けた場合に、漁船保険組合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	301,698	25,558
収 納 済 歳 入 額	301,698	25,558
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	437,495	179,223
支 出 済 歳 出 額	216,000	—
翌 年 度 繰 越 額	—	168,272
不 用 額	221,495	10,951

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益		
(う ち 再 保 險 料)	301,157	26,410
損 (うち再保険金)	(17,295)	(17,704)
損 益 金(△ 損失金)	216,618	270,979
(前年度繰越利益金)	(216,000)	(—)
翌年度繰越利益金	84,539	△ 244,568
	4,165,441	4,410,010
	4,249,980	4,165,441

(ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	4,163,994	4,409,415

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(保険引受)		
件 数	318件	303件
再 保 險 金 額	34,554,663千円	34,296,957千円
(保険金支払)		
件 数	1件	—
再 保 險 金	216,000千円	—

ウ 漁船乗組員給与保険勘定

〔 この勘定は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払について、漁船保険組合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	10,107	4,492
収納済歳入額	10,107	4,492
(歳 出)		
歳出予算現額	42,520	29,520
支出済歳出額	—	—
不 用 額	42,520	29,520

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	10,111	4,842
(うち再保険料)	(3,048)	(2,939)
損 失	293	275
利 益 金	9,818	4,567
(前年度繰越利益金)	1,265,798	1,261,231
(翌年度繰越利益金)	1,275,617	1,265,798

(ウ) 積 立 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
積立金現在額	1,265,300	1,261,083

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(保険引受)		
件 数	200件	180件
再 保 險 金 額	537,599千円	492,947千円

工 漁業共済保険勘定

この勘定は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失について漁業共済組合連合会が漁業共済組合に対して負う再共済責任等のうち、同連合会の負担分を超える額を保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	7,832,189	8,079,526
収納済歳入額	7,832,189	8,079,526
(歳 出)		
歳出予算現額	7,793,333	7,882,375
支出済歳出額	7,394,966	7,662,997
不 用 額	398,366	219,377

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	16,639,334	18,388,544
(うち保険料)	(2,549,159)	(2,520,974)
損 失	15,300,470	16,886,671
(うち保険金)	(2,528,465)	(2,778,076)
(うち漁業共済組合連合会交付金)	(4,866,501)	(4,884,921)
利 益 金	1,338,863	1,501,872
(前年度繰越損失金)	30,874,615	32,376,487
(翌年度繰越損失金)	29,535,751	30,874,615

(ウ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(保険引受)		
件 数	60,935件	61,932件
再 共 済 金 額	385,840,764千円	376,333,387千円
(保険金支払)		
漁 獲 共 済 保 険 金	2,128,465千円	1,766,876千円
養 殖 共 済 保 険 金	400,000千円	990,376千円
特定養殖共済保険金	—	897千円
漁業施設共済保険金	—	19,925千円
計	2,528,465千円	2,778,076千円

オ 業 務 勘 定

歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	1,032,917	988,925
収 納 済 歳 入 額	1,032,917	988,925
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	1,048,502	1,024,785
支 出 済 歳 出 額	1,032,916	988,925
不 用 額	15,585	35,859

第6章
第2節
第1
2
特別会計
(20)
貿易再保険特別会計

(20) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない危険を保険する制度を確立することによつて、外国貿易その他の対外取引の健全な発達を図ることを目的とする貿易保険に対して、政府の再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	853,477,233	786,665,323
収 納 済 歳 入 額	853,477,233	786,665,323
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	213,082,491	158,272,745
支 出 済 歳 出 額	55,984,159	4,723,615
不 用 額	157,098,331	153,549,129

不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額 1541 億 7030 万余円)の 1479 億 9740 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	100,666,204	173,938,715
(うち再保険料)	(29,955,719)	(30,133,509)
損 失	100,666,204	236,384,896
(うち再保険金)	(3,690,473)	(2,413,331)
損 失 金	—	62,446,180
(前年度繰越利益金)	—	62,446,180)

なお、19年度は、損益計算した結果生じた益金 429 億 9489 万余円を、予期せぬ保険事故が発生した場合の支払に備えるための異常危険準備金に繰り入れたため、利益金は発生していない。

第6章
第2節
第1
2
特別会計
(21)
特許特別会計

(ウ) 異常危険準備金

区 分	19年度末 千円	(18年度末) 千円
異常危険準備金現在額	463,333,346	420,338,454

(エ) 主な業務実績

区 分	19年度	(18年度)
再 保 險 引 受 件 数	424,469件	585,346件
金 額	13,686,846,638千円	22,842,472,839千円
再 保 險 金 支 払 件 数	88件	203件
金 額	3,690,473千円	2,413,331千円

(21) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の19年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19年度 千円	(18年度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	292,007,505	243,189,219
収 納 済 歳 入 額	292,003,987	243,189,219
不 納 欠 損 額	3,517	—
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	119,001,457	118,747,699
支 出 済 歳 出 額	107,380,103	104,429,408
翌 年 度 繰 越 額	2,874,155	—
不 用 額	8,747,198	14,318,290

なお、19年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定により、収納済歳入額と支出済歳出額との差引きのうち42億8000万円を、20年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 主な業務実績

区 分	19年度	(18年度)
(特 許 権)		
出 願 の 受 理	395,521件	404,012件
審 査 請 求 の 受 理	377,893件	379,695件
審 査 ^(注)	319,606件	295,561件
(実 用 新 案 権)		
出 願 の 受 理	10,044件	10,761件
(意 匠 権)		
出 願 の 受 理	36,390件	36,437件
審 査	36,392件	36,919件
(商 標 権)		
出 願 の 受 理	138,791件	135,695件
審 査	216,020件	212,808件

(注) 特許権の審査は、出願を受理したもののうち、その後審査請求を受理したものについて行うこととなっている。

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの」(608 ページ参照)を掲記した。

(22) 国土交通省所管 都市開発資金融通特別会計

この特別会計は、次の資金の貸付けに関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

- ① 地方公共団体が行う都市公共施設用地の買取り等に必要な資金
- ② 地方公共団体が行う、市街地再開発組合等による市街地再開発事業の施行等に要する資金の貸付けに必要な資金
- ③ 地方公共団体が行う、土地区画整理組合等による土地区画整理事業の施行等に要する資金の貸付けに必要な資金
- ④ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成等に必要な資金
- ⑤ 土地開発公社が行う公共事業予定地等の買取りに必要な資金
- ⑥ 「民間都市開発の推進に関する特別措置法」(昭和62年法律第62号)に基づき指定された民間都市開発推進機構等が行う業務に必要な資金

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、19年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、19年度の末日において、同特別会計に所属していた権利及び義務は社会資本整備事業特別会計の業務勘定に帰属するものとされた。

都市開発資金融通特別会計の19年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千 円	(18 年 度) 千 円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	65,614,430	69,996,474
収 納 済 歳 入 額	65,614,430	69,996,474
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	47,758,318	57,773,024
支 出 済 歳 出 額	28,671,818	36,860,443
翌 年 度 繰 越 額	6,516,000	4,750,000
不 用 額	12,570,499	16,162,580

不用額の主なものは都市開発資金貸付金(歳出予算現額244億9100万円)の125億4695万余円である。

なお、19年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定により、収納済歳入額と支出済歳出額との差引きのうち33億1285万余円を、20年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千 円	(18 年 度) 千 円
利 益	991,454	1,463,587
(うち 利 子 収 入)	(991,454)	(1,463,586)
損 失	798,125	1,258,337
(うち 支 払 利 子)	(792,591)	(1,252,623)
利 益 金	193,329	205,250
(前年度繰越損失金)	2,456,713	2,661,964
翌年度繰越損失金	2,263,384	2,456,713

(ウ) 借入金					
区分				19年度末	(18年度末)
借入金現在額				千円	千円
(財政融資資金)				40,850,229	60,607,809
(エ) 主な業務実績					
a 貸付実績					
区分				19年度	(18年度)
(地方公共団体貸付)					
都市公共施設用地買取資金貸付	件数			12件	16件
	面積			54,168㎡	53,858㎡
	金額			3,038,000千円	3,564,000千円
市街地再開発事業等資金貸付	件数			4件	5件
	金額			651,500千円	459,000千円
組合等土地区画整理資金貸付	件数			13件	18件
	金額			775,748千円	1,009,350千円
(都市再生機構貸付)					
都市開発資金貸付	件数			6件	3件
	金額			545,000千円	545,000千円
(土地開発公社貸付)					
特定公共用地等買取資金貸付	件数			1件	1件
	面積			10,609㎡	3,609㎡
	金額			50,000千円	196,000千円
(民間都市開発推進機構貸付)					
都市開発資金貸付	件数			2件	3件
	金額			367,800千円	1,263,016千円
b 貸付金回収					
				19年度	(18年度)
				千円	千円
	金額			31,074,837	35,184,478
c 貸付金現在額					
				19年度末	(18年度末)
				千円	千円
	金額			248,472,366	274,119,155

(23) 国土交通省所管 治水特別会計

この特別会計は、国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に関する経理並びに都道府県知事が施行する治水事業に係る負担金又は補助金の交付等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、19年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、19年度の末日において、同特別会計に所属していた権利及び義務は社会資本整備事業特別会計の治水勘定等又は一般会計に帰属するものとされた。

治水特別会計は、治水及び特定多目的ダム建設工事の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 治水勘定

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,251,903,323	1,259,289,740
収納済歳入額	1,251,010,326	1,259,248,022
不納欠損額	7,254	5,049
収納未済歳入額	885,741	36,669
(歳 出)		
歳出予算現額	1,298,897,329	1,339,766,630
支出済歳出額	1,035,331,179	1,093,530,192
翌年度繰越額	254,169,410	233,848,132
不 用 額	9,396,739	12,388,305

翌年度繰越額の主なものは、河川事業費(歳出予算現額 5616 億 4473 万余円)の 1504 億 7315 万余円、砂防事業費(同 1745 億 5729 万余円)の 341 億 9626 万余円及び災害対策等緊急事業推進費(同 240 億 7363 万余円)の 116 億 6715 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	19 年 度		(18 年 度)	
	直轄事業	補助事業	直轄事業	補助事業
河川改修	119河川	666河川	119河川	675河川
河川総合開発	14ダム	93ダム	11ダム	101ダム
砂防施設の整備	34水系	898流域	34水系	929流域

イ 特定多目的ダム建設工事勘定

この勘定は、特定多目的ダム法(昭和 32 年法律第 35 号)に基づき、流水を発電・水道・工業用水道の特定期用途等に供することを目的として、国土交通大臣が自ら新築する多目的ダムの建設工事に関する事業の経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	223,333,807	238,239,847
収納済歳入額	223,301,496	238,238,971
不納欠損額	593	—
収納未済歳入額	31,717	875
(歳 出)		
歳出予算現額	228,466,313	240,826,117
支出済歳出額	185,595,695	199,236,158
翌年度繰越額	41,202,400	37,161,760
不 用 額	1,668,217	4,428,199

翌年度繰越額の主なものは、多目的ダム建設事業費(歳出予算現額 1845 億 8015 万余円)の 373 億 4372 万余円、沖縄多目的ダム建設事業費(同 86 億 1576 万余円)の 15 億 3092 万余円及び北海道多目的ダム建設事業費(同 139 億 6352 万余円)の 13 億 0804 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
ダム建設	31ダム	34ダム

なお、この特別会計について検査した結果、「第 3 章 個別の検査結果」に「道路改築事業等の実施に当たり、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(545 ページ参照)、「国庫補助事業に係る事務費の執行に当たり、虚偽

の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの」(576 ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(582 ページ参照)、「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの」(608 ページ参照)及び「談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの」(674 ページ参照)を掲記した。

(24) 国土交通省所管 道路整備特別会計

この特別会計は、国が揮発油税の収入額に相当する金額等を財源に充てて行う道路整備事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、19年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、19年度の末日において、同特別会計に所属していた権利及び義務は社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定等又は一般会計に帰属するものとされた。

道路整備特別会計の19年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	4,599,923,509	4,786,979,236
収 納 済 歳 入 額	4,595,170,030	4,786,556,361
不 納 欠 損 額	157,913	143,711
収 納 未 済 歳 入 額	4,595,565	279,163
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	4,832,428,181	4,944,873,038
支 出 済 歳 出 額	3,811,811,026	3,877,272,385
翌 年 度 繰 越 額	989,511,097	1,019,137,287
不 用 額	31,106,056	48,463,365

翌年度繰越額の主なものは、道路事業費(歳出予算現額2兆1931億9204万余円)の5472億7692万余円、道路環境整備事業費(同8489億5703万余円)の1945億7336万余円及び地方道路整備臨時交付金(同8751億8589万余円)の1727億2109万余円である。また、不用額の主なものは、道路事業費の95億2022万余円、附帯工事費(同390億2621万余円)の93億5217万余円及び受託工事費(同274億7132万余円)の67億7423万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(直 轄 事 業)		
高 速 自 動 車 国 道 の 整 備	11路線	11路線
一 般 国 道 の 改 築 (うち大規模バイパスの 新設)	163路線 (59か所)	169路線 (59か所)
共 同 溝 の 整 備	16路線	17路線
(補 助 事 業)		
一 般 国 道 の 改 築	286路線	293路線
地 方 道 の 改 築	303か所	341か所
街 路 事 業	615か所	675か所
土 地 区 画 整 理 事 業	510か所	540か所

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「道路改築事業等の実施に当たり、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(545 ページ参照)、「土地区画整理事業等の実施において支障となる水道管等の移設補償費の算定に当たり、財産価値の減耗分を控除していなかったなどのため、補償費が過大となっているもの」(551 ページ参照)、「下水道事業等の実施に当たり、補助の対象となる事務費の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されているもの」(553 ページ参照)、「街路事業の実施に当たり、設計及び施工が適切でなかったため、橋りょう等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(569 ページ参照)、「道路改築事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台の胸壁等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(572 ページ参照)、「国庫補助事業に係る事務費の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの」(576 ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(582 ページ参照)、「粉じんの発生を抑制する必要がある地盤改良工事の実施に当たり、工法の選定を適切なものとするにより、経済的な設計を行うよう是正改善の処置を求めたもの」(587 ページ参照)、「トンネル工事の実施に当たり、集じん機の機種及び規格の選定を適切なものとするにより、経済的な設計を行うよう是正改善の処置を求めたもの」(596 ページ参照)、「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの」(608 ページ参照)、「道路整備特別会計における支出が適正かつ効率的に行われるよう意見を表示したもの」(622 ページ参照)、「高速道路料金を割引する社会実験に伴う高速道路株式会社の減収分を補てんする国の負担額の算定に当たり、その算定方法を明確にすることにより負担額が適切なものとなるよう改善させたもの」(671 ページ参照)及び「道路管理データベースシステムを効率的、効果的に運用するため、道路管理に必要な電気通信設備を確実に登録するよう改善させたもの」(679 ページ参照)を掲記した。

(25) 国土交通省所管 港湾整備特別会計

この特別会計は、国が施行する港湾整備事業に関する経理及び港湾管理者が施行する港湾整備事業に対する負担金又は補助金の交付等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、19年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、19年度の末日において、同特別会計に所属していた権利及び義務は社会資本整備事業特別会計の港湾勘定等に帰属するものとされた。

港湾整備特別会計は、港湾整備及び特定港湾施設工事の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 港湾整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千 円	(18 年 度) 千 円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	351,903,740	367,057,004
収 納 済 歳 入 額	351,305,095	366,988,390

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
収 納 未 済 歳 入 額 (歳 出)	598,645	68,613
歳 出 予 算 現 額	370,790,463	377,957,685
支 出 済 歳 出 額	311,223,300	332,600,037
翌 年 度 繰 越 額	57,406,904	42,770,387
不 用 額	2,160,257	2,587,260

翌年度繰越額の主なものは、港湾事業費(歳出予算現額 2502 億 6021 万余円)の 437 億 5223 万余円、離島港湾事業費(同 277 億 0463 万余円)の 61 億 1880 万余円及び沖縄港湾事業費(同 316 億 5600 万余円)の 44 億 1198 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(直轄事業)		
港 湾 の 整 備	119港	118港
航 路 の 整 備	16航路	16航路
(補助事業)		
港 湾 の 整 備	243港	270港

イ 特定港湾施設工事勘定

〔 この勘定は、企業の合理化に資するために必要な港湾施設の工事に要する費用の一部を受益を受ける事業者に負担させ、国が施行する工事等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	8,817,037	7,128,386
収 納 済 歳 入 額	8,817,037	7,128,386
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	8,821,984	7,308,048
支 出 済 歳 出 額	8,197,223	5,910,537
翌 年 度 繰 越 額	584,341	1,106,319
不 用 額	40,420	291,190

(イ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(直轄事業)		
エネルギー港湾施設の整備	4港	4港
鉄鋼港湾施設の整備	2港	2港

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「港湾改修事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、スイングゲートの所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(564 ページ参照)、「国庫補助事業に係る事務費の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に貸金や旅費を支払ったりしていたもの」(576 ページ参照)、「調査等業務における交通船等の借上費に係る船員数の積算基準を作業の実態に合わせて改めるよう是正改善の処置を求めたもの」(592 ページ参照)、「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの」(608 ページ参照)及び「直轄港湾工事の監督業務等を行う港湾事務所の業務量、業務内容等に応じて監督測量船の配置を見直すことなどにより、その運用を効率的に行うよう改善の処置を要求したもの」(650 ページ参照)を掲記した。

(26) 国土交通省所管 空港整備特別会計

この特別会計は、国が施行する空港整備事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、19年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、19年度の末日において、同特別会計に所属していた権利及び義務は社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定等又は一般会計に帰属するものとされた。

空港整備特別会計の19年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	662,779,080	578,242,106
収納済歳入額	662,680,294	578,181,957
収納未済歳入額	98,786	60,149
(歳 出)		
歳出予算現額	734,689,982	648,225,663
支出済歳出額	555,188,826	463,844,701
翌年度繰越額	167,101,064	166,779,621
不 用 額	12,400,091	17,601,339

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額4115億2252万余円)の1626億6725万余円、沖縄空港整備事業費(同99億7481万余円)の27億7431万余円及び北海道空港整備事業費(同72億9658万余円)の11億4130万余円である。また、不用額の主なものは、空港整備事業費の55億0375万余円、空港等維持運営費(同1506億7453万余円)の37億6569万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同1055億4737万余円)の11億4859万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金等)	922,152,954	891,938,314

(ウ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	4空港	4空港
航空路監視レーダー施設の整備	9か所	11か所
(補助事業)		
滑走路の新設及び延長	3空港	4空港

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「空港における利用者アンケート調査業務等に係る請負契約において、調査業務が履行期間内に履行されたこととする虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、代金を支出していたもの」(535ページ参照)、「空港の場周柵強化工事の実施に当たり、場周柵の設計が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの」(536ページ参照)、「電気施設保全業務契約に当たり、特記仕様書において対象設備の点検に係る数量を誤ったなどのため、契約額が過大となっているもの」(541ページ参照)、「空港整備事業の実施に当たり、物件移転補償に要する費用の算定が適切でなかったため、補償費が過大となっているもの」(574ページ参照)、「国庫補助事業に係る事務費の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成する

など不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需要費を支払ったり、補助の対象とならない用途に貸金や旅費を支払ったりしていたもの」(576 ページ参照)、「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理を行うよう意見を表示したもの」(608 ページ参照)、「航空交通管制機器等の保守業務費の積算を空港等が設置されている地域ごとの労務単価に基づき適切なものとするよう改善させたもの」(683 ページ参照)及び「航空管制用レーダーの定期整備請負契約に当たり、地方航空局等において定期的に交換する部品の積算単価を統一的かつ適正に設定する仕組みを構築して、部品材料費の積算を適切なものとするよう改善させたもの」(686 ページ参照)を掲記した。

(27) 国土交通省所管 自動車損害賠償保障事業特別会計

この特別会計は、国が行う自動車損害賠償保障事業、自動車事故対策事業、経過措置としての再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、19年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、19年度の末日において、同特別会計に所属していた権利及び義務は自動車安全特別会計の保障勘定等に帰属するものとされた。

自動車損害賠償保障事業特別会計は、保障、自動車事故対策及び保険料等充当交付金の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の19年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

この勘定は、自動車損害賠償保障事業(保有者が明らかでない自動車によって生命、身体を害されて損害賠償の請求をすることのできない被害者の受けた損害を国がてん補するなどの事業)等の経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	72,813,273	75,009,054
収納済歳入額	68,232,022	70,969,625
不納欠損額	668,246	282,016
収納未済歳入額	3,913,004	3,757,411
(歳 出)		
歳出予算現額	8,637,306	8,033,062
支出済歳出額	5,759,905	7,313,233
不 用 額	2,877,400	719,828

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	15,860,037	18,446,994
(うち前年度繰越支払備金)	(7,992,910)	(9,373,869)
(うち 賦 課 金)	(2,591,777)	(2,844,584)
損 失	13,455,384	19,579,311
(うち次年度繰越支払備金)	(4,760,967)	(7,992,910)
(うち 保 障 金)	(3,775,560)	(5,246,994)
利益金(△損失金)	2,404,652	△ 1,132,317

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に繰越利益として整理	2,404,652	—
翌年度に繰越利益を減額して整理	—	1,132,317
(ウ) 繰越金		
区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
繰越利益の額	112,971,941	114,104,258
(エ) 主な業務実績		
区 分	19 年 度	(18 年 度)
保障金等の支払件数	2,833件	3,724件
金 額	3,775,560千円	5,246,994千円
イ 自動車事故対策勘定		
<p>この勘定は、自動車事故対策事業(被害者保護の増進又は自動車事故防止対策に関する事業)の経理を行うものである。</p>		
(ア) 歳入歳出決算		
区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	19,965,957	15,886,953
収納済歳入額	19,965,957	15,886,953
(歳 出)		
歳出予算現額	15,728,149	16,563,017
支出済歳出額	14,485,253	15,653,559
翌年度繰越額	510,000	—
不 用 額	732,895	909,457
(イ) 損 益		
区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益	8,199,165	4,506,933
(うち独立行政法人自動車事故対策機構納付金)	(4,865,260)	—
(うち利子収入)	(3,300,789)	(4,469,175)
損 失	14,485,253	15,653,559
(うち独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金)	(8,428,659)	(8,688,957)
損 失 金	6,286,088	11,146,626
(損失金の処理)		
翌年度に基金を減額して整理	6,286,088	11,146,626
(ウ) 基 金		
区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
基金残額	729,180,645	740,327,272
(エ) 主な業務実績		
区 分	19 年 度	(18 年 度)
自動車事故対策計画に基づく助成件数	567件	234件
金 額	14,220,900千円	15,342,253千円

ウ 保険料等充当交付金勘定

この勘定は、経過措置としての再保険事業等(自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業)に関する経理、保険料等充当交付金(保険契約者が保険会社に支払うべき自動車損害賠償責任保険の保険料の一部等に充てさせるため、政府が保険会社等に交付する交付金)の交付事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	52,124,904	81,395,900
収 納 済 歳 入 額	52,124,904	81,395,900
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	57,509,594	90,867,700
支 出 済 歳 出 額	52,017,750	80,793,421
不 用 額	5,491,843	10,074,278

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
利 益 (うち前年度繰越支払備金)	7,935,038 (7,458,304)	15,621,623 (15,400,500)
損 失 (うち次年度繰越支払備金)	56,036,173 (4,017,982)	88,251,310 (7,458,304)
損 失 金 (損失金の処理)	48,101,135	72,629,687
翌年度に基金を減額して整理	48,101,135	72,629,687

(ウ) 基 金

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
基 金 残 額	89,000,797	161,630,484

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(経過措置としての保険契約及び保険金支払)		
再保険及び保険関係の成立	件 数 79件 金額 764千円	75件 1,304千円
再保険金及び保険金の支払	件 数 8千件 金額 17,429,578千円	22千件 35,142,757千円
(保険料等充当交付金の交付)		
交 付 実 績	法 人 数 23法人 金 額 34,398,104千円	23法人 45,480,819千円

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの」(608 ページ参照)を掲記した。

(28) 国土交通省所管 自動車検査登録特別会計

この特別会計は、国が行う自動車の検査及び登録等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、19年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、19年度の末日において、同特別会計に所属していた権利及び義務は自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に帰属するものとされた。

自動車検査登録特別会計の19年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	57,357,035	63,251,881
収納済歳入額	57,357,035	63,251,881
(歳 出)		
歳出予算現額	45,323,324	48,594,588
支出済歳出額	42,926,793	46,153,770
翌年度繰越額	359,186	100,446
不 用 額	2,037,343	2,340,371

(イ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
自動車の検査 (うち有料分)	27,083千件 (27,025千件)	26,852千件 (26,793千件)
自動車の登録 (うち有料分)	17,895千件 (16,922千件)	18,589千件 (17,644千件)

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「一般乗用旅客自動車乗車券の使用に当たり、使用規程に定められた所定の事項の遵守に努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう意見を表示したもの」(608ページ参照)及び「自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの」(635ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成19年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入れ、支払は次のとおりである。

区 分	19年度 千円	(18年度) 千円
(受 入)		
徴収決定済額	63,880,865,882	64,839,188,717
収 納 済 額	62,703,710,667	63,667,081,795
不 納 欠 損 額	176,289,569	166,862,063
収 納 未 済 額	1,000,865,645	1,005,244,858
(支 払)		
支 払 決 定 済 額	10,189,358,257	9,663,539,449
歳 入 組 入 額	51,779,325,802	53,197,883,844

上記の歳入組入額の主なものは次のとおりである。

一 般 会 計 各 税 組 入 金	千円 50,141,481,593
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)各税組入金	713,434,035
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 組 入 金	214,224,155
道 路 整 備 特 別 会 計 組 入 金	709,900,000

なお、不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

(不納欠損額)

	千円	千円
消費税及地方消費税受入金	40,910,383 (徴収決定済額)	17,433,981,106
源泉所得税受入金	36,024,967 (同)	15,206,311,408
法人税受入金	35,177,503 (同)	15,788,544,893
申告所得税受入金	33,765,832 (同)	3,410,904,529
相続税受入金	24,197,862 (同)	1,625,891,235
消費税受入金	5,353,431 (同)	8,241,349

(収納未済額)

	千円	千円
消費税及地方消費税受入金	438,774,073 (徴収決定済額)	17,433,981,106
揮発油税及地方道路税受入金	238,428,793 (同)	3,360,668,094

前記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が1兆6620億9804万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補てんすることにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成19年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額 千円
19年7月末資金現在額	—
19年8月1日から20年7月31日までの資金増	—
19年8月1日から20年7月31日までの資金減	—
20年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成19年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
国 庫 金	年度首在高 (受入れ)	498,495,580	518,954,268
	貨幣発行高	217,800,000	242,080,000
	運用益	3,021,683	1,881,080
	地金売払代	2,932,921	2,461,014
	計 (払出し)	223,754,605	246,422,095
	貨幣回収高	174,141,040	245,770,253
	一般会計へ繰入れ(貨幣製造費分)	16,020,716	21,110,530
	一般会計へ繰入れ(年度末繰入分)	22,801,485	—
	計	212,963,242	266,880,783
	差引現在額	509,286,943	498,495,580
回収貨幣及地金	年度首在高 (受入れ)	177,671,396	169,247,698
	回収貨幣	12,995,576	12,332,401
	計	12,995,576	12,332,401
	(払出し)		

区 分 事 項	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
貨幣材料	3,757,947	2,927,031
地金売払	1,185,913	920,602
その他	105,229	61,069
計	5,049,090	3,908,703
差引現在額	185,617,882	177,671,396
資金合計	694,904,826	676,166,976

なお、上記の一般会計へ繰入れ(年度末繰入分)22,801,485千円は、貨幣回収準備資金に関する法律第12条の規定に基づいて、18年度の一般会計の歳入に繰り入れられたものである。

第4 債権及び債務

1 債 権

平成19年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	19年度末現在額 千円	18年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
歳 入	9,484,620,106	9,627,020,121	△ 142,400,015
歳 入 外	185,112	174,619	10,492
積 立 金	112,754,442,012	96,638,811,775	16,115,630,237
資 金	184,430,134,538	210,524,905,747	△ 26,094,771,209
計	306,669,381,770	316,790,912,264	△ 10,121,530,494

19年度末現在額を前年度末現在額に比べると、10兆1215億3049万余円減少している。

増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分 会 計 事 項	増加額△減少額 千円
歳 入 国営土地改良事業特別会計 土地改良事業費負担金収入	△ 103,008,132
積立金 年金特別会計	
国民年金勘定 運用寄託金債権	1,829,751,610
厚生年金勘定 運用寄託金債権	14,285,878,626
資金 一般会計	
各税受入金債権	△ 1,192,642,146
財政融資資金特別会計	
政府関係機関貸付金債権	△ 41,769,074,247
地方公共団体貸付金債権	△ 4,275,096,490
特別法人貸付金債権	20,962,725,738
外国為替資金特別会計 仮払金債権	179,209,973

なお、財政融資資金特別会計の政府関係機関貸付金債権の減少額及び特別法人貸付金債権の増加額の中には、住宅金融公庫が19年4月1日に解散して新たに独立行政法人住宅金融支援機構が設立されたことに伴うものが、それぞれ39兆0343億8500万円含まれている。

2 債 務

平成19年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	19年度末現在額 千円	18年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	18,759,365	75,470,844	△ 56,711,478
歳出予算の繰越債務負担額	1,892,145,519	2,112,437,831	△ 220,292,312
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	322,394,887	323,543,379	△ 1,148,492

種 別	19年度末現在額 千円	18年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	6,613,779,000	6,053,276,614	560,502,386
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	134,825,000	182,125,000	△ 47,300,000
公債	684,395,697,135	674,202,984,839	10,192,712,295
内 国債	684,395,644,820	674,202,936,642	10,192,708,178
外 国債	52,314	48,197	4,117
借入金	57,158,949,550	59,305,537,811	△ 2,146,588,261
政府短期証券	104,652,790,000	100,974,140,000	3,678,650,000
他会計への繰入未済金	51,542,021	60,804,987	△ 9,262,966
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	48,899,444,028	51,134,705,234	△ 2,235,261,205
計	904,140,326,508	894,425,026,542	9,715,299,965

(備考) 外国債は明治32年から昭和38年の間に発行された英貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の19年度末現在額を前年度末現在額に比べると、増加したものは、公債、政府短期証券及び財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為である。また、減少したものは、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、借入金、歳出予算の繰越債務負担額等である。

公債について19年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は136兆9391億6601万余円、減少した額は126兆7464億5372万余円で、差引き10兆1927億1229万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き15兆6399億8577万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの 千円		減少したものの 千円	
借換発行したもの	94,384,864,210	借換発行したものを償還したもの	78,264,855,180
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	19,327,587,250	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	16,993,989,350
特別会計に関する法律附則第76条第1項の規定により発行したもの	16,752,711,500	財政融資資金特別会計法第11条第1項の規定により発行したものを償還したもの	15,913,916,050
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	6,039,280,550	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	14,798,447,400

また、借入金について19年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は54兆3910億8600万余円、減少した額は56兆5376億7427万余円で、差引き2兆1465億8826万余円減少している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ21兆8704億9900万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還22兆6626億0921万余円である。なお、年度中に増加した額及び減少した額の中には、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第24号)附則第4条の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)から一般会計に帰属することとなった財政融資資金からの借入金が、それぞれ18兆6647億5857万余円含まれている。

(注)
また、19年4月の外国貨幣換算率の変更等に伴い債務が増加したのは1565億4573万余円、減少したのは7億9175万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1 ドル	111円→116円
英 貨	1 ポンド	199円→216円
欧州連合貨	1 ユーロ	136円→147円
スイス貨	1 スイス・フラン	88円→ 94円

第6章
第2節
第5

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国 庫 金

平成20年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種 別	20年3月末現在 千円	19年3月末現在 千円	差引き増△減 千円
当 座 預 金	150,000,455	149,999,243	1,211
別 口 預 金	301,359,627	259,290,294	42,069,333
指 定 預 金	3,057,148,628	5,124,441,558	△ 2,067,292,929
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	3,508,509,205	5,533,731,590	△ 2,025,222,384

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で402兆7502億円であり、また、一時借入金をした額は累計で651兆7647億2400万円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で31兆6219億円である。

2 国 有 財 産

平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	19年度末現在額 千円	18年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
土 地	19,284,841,737	19,332,934,139	△ 48,092,402
立 木	6,742,757,084	6,692,464,652	50,292,432
建 物	4,546,188,962	4,410,819,574	135,369,387
工 作 物	6,330,656,225	6,129,123,949	201,532,275
機 械 器 具	54,438	56,249	△ 1,811
船 舶	1,827,503,639	1,630,226,402	197,277,237
航 空 機	1,932,101,275	1,754,650,527	177,450,748
地 上 権 等	974,008	973,612	395
特 許 権 等	2,935,852	2,897,284	38,567
政 府 出 資 等	64,483,957,915	66,781,412,402	△ 2,297,454,487
不動産の信託の受益権	15,703,985	21,257,425	△ 5,553,440
計	105,167,675,124	106,756,816,222	△ 1,589,141,097
内 訳			
行政財産	34,119,355,573	33,401,614,828	717,740,745
公用財産	24,183,154,916	23,550,007,697	633,147,218
公共用財産	708,350,204	689,795,486	18,554,717
皇室用財産	482,270,492	480,033,409	2,237,082
企業用財産	8,745,579,960	8,681,778,234	63,801,726
普通財産	71,048,319,551	73,355,201,393	△ 2,306,881,842

19年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は65兆0658億6439万余円、減少した額は66兆6550億0549万余円で、差引き1兆5891億4109万余円減少している。なお、年度中に増加した額及び減少した額の中には、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の規定に基づく特別会計の統廃合等に伴い、国有財産の所属替等が行われたことによるものが、それぞれ39兆8640億6980万余円含まれている。

そのほか年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額	区分	事由	金額
		千円			千円
政府出資等	出資	8,694,626,203	政府出資等	出資	10,474,919,213
船舶	新造	158,697,651	政府出資等	出資金回収	471,465,944
工作物	新設	142,406,513	政府出資等	資本金減少	207,176,858
建物	新築	114,345,769	土地	売却	189,111,472
航空機	新造	90,450,842	政府出資等	売却	108,321,710

政府出資等の出資については、日本郵政公社が解散したことにより減少した額が10兆1325億1064万余円、日本郵政株式会社に出資が行われたことにより増加した額が7兆7038億5609万余円含まれている。

また、平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	19年度末現在額	18年度末現在額	差引き増△減
	千円	千円	千円
土 地	1,079,940,057	1,077,927,698	2,012,359
立 木	755,209	754,220	988
建 物	1,222,427	1,272,458	△ 50,031
工 作 物	4,017,187	4,153,955	△ 136,768
機 械 器 具	1,622	1,622	—
計	1,085,936,504	1,084,109,955	1,826,548

3 物 品

平成19年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品 目 別	19年度末現在額	18年度末現在額	差引き増△減
	千円	千円	千円
電 気 機 器	70,403,881	67,856,934	2,546,947
通 信 機 器	611,713,266	608,502,665	3,210,601
工 作 機 器	1,774,515	1,778,966	△ 4,451
木 工 機 器	3,581,431	3,609,540	△ 28,109
土 木 機 器	117,811,823	119,652,872	△ 1,841,048
試 験 及 び 測 定 機 器	364,209,130	329,297,150	34,911,980
荷 役 運 搬 機 器	3,549,413	3,679,390	△ 129,977
産 業 機 器	29,884,991	30,274,083	△ 389,091
船 舶 用 機 器	8,687,130	6,312,383	2,374,747
車 両 及 び 軌 条	651,858,432	639,362,433	12,495,998
医 療 機 器	153,637,413	159,923,278	△ 6,285,865
特 殊 用 途 機 器	78,919,388	76,918,065	2,001,322
雑 機 器	299,704,312	284,184,834	15,519,478
防 衛 用 武 器	3,224,237,130	3,240,322,037	△ 16,084,906
防 衛 用 施 設 機 器	162,270,975	160,989,575	1,281,399
防 衛 用 電 気 通 信 機 器	2,668,697,932	2,575,997,767	92,700,165
防 衛 用 航 空 機 用 機 器	1,019,689,179	1,004,966,850	14,722,328
防 衛 用 船 舶 用 機 器	151,514,162	119,236,794	32,277,368
防 衛 用 衛 生 器 材	37,646,161	33,617,532	4,028,628
防 衛 用 一 般 機 器	1,222,139,421	1,165,632,815	56,506,605
計	10,881,930,093	10,632,115,974	249,814,119

19年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は4兆7098億0259万余円、減少した額は4兆4599億8847万余円で、差引き2498億1411万余円増加している。なお、年度中に増加した額及び減少した額の中には、特別会計に関する法律の規定に基づく特別会計の統廃合に伴い、物品の管理換が行われたことによるものが、それぞれ1414億8396万余円含まれている。

第6 財政融資資金等の長期運用

第6章
第2節
第6
財政融資資金等の長期運用
第7
政府関係機関及びその他の団体
1
概況

平成19年度の財政融資資金等の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額及び本年度運用済額は、次のとおりである。

	長期運用予定現額 千円	本年度運用済額 千円
財政融資資金	11,625,795,888	7,683,487,932
国（特別会計）	208,828,391	139,303,809
政府関係機関	4,218,700,000	3,446,600,000
独立行政法人等	1,859,000,000	1,424,934,182
地方公共団体	5,339,267,497	2,672,649,941
(注1) 郵便貯金資産		
地方公共団体	83,938,000	83,938,000
(注2) 簡易生命保険資産		
地方公共団体	200,382,100	195,819,500

(注1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の郵便貯金資産であり、平成19年9月末までの旧日本郵政公社の郵便貯金資金を含む。

(注2) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の簡易生命保険資産であり、平成19年9月末までの旧日本郵政公社の簡易生命保険資金を含む。

長期運用予定現額と本年度運用済額との差額の内訳は、財政融資資金では翌年度繰越額2兆2125億7431万余円及び運用残額1兆7297億3364万余円であり、簡易生命保険資産では運用残額45億6260万円である。

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成20年次の検査(19年10月～20年9月)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 225
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 5
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 51
- ⑤ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 5,058
- ⑥ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 318

このうち、①から④までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名			
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 225	(1) 政府関係機関 7			
	国民生活金融公庫	農林漁業金融公庫	中小企業金融公庫	公営企業金融公庫
	沖縄振興開発金融公庫	日本政策投資銀行	国際協力銀行	
	(2) 事業団等 33			
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	商工組合中央金庫
	(注1) 総合研究開発機構	関西国際空港株式会社	日本たばこ産業株式会社	預金保険機構
	(注2) 日本郵政公社	東京地下鉄株式会社	日本環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社
	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社
	(注2) 日本郵政株式会社	(注3) 日本アルコール産業株式会社	日本司法支援センター	
	以上のほか、清算中のものなどが14団体ある。			
	(3) 独立行政法人 (注4) 94			
	国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	(注5) 国立特別支援教育総合研究所
	大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館
	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所	国立美術館
	(注6) 国立文化財機構	労働安全衛生総合研究所	(注7) 農林水産消費安全技術センター	種苗管理センター
	家畜改良センター	水産大学校	農業・食品産業技術総合研究機構	農業生物資源研究所
	農業環境技術研究所	(注8) 国際農林水産業研究センター	(注8、9) 森林総合研究所	水産総合研究センター
	日本貿易保険	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	土木研究所
	建築研究所	交通安全環境研究所	海上技術安全研究所	港湾空港技術研究所
	電子航法研究所	航海訓練所	海技教育機構	航空大学校
国立環境研究所	教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車検査	
造幣局	国立印刷局	国民生活センター	通関情報処理センター	
日本万国博覧会記念機構	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	(注8) 緑資源機構	

区 分	団 体			名
	北方領土問題対策協会	平和祈念事業特別基金	国際協力機構	国際交流基金
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構	日本学術振興会	理化学研究所
	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター	日本芸術文化振興会	高齢・障害者雇用支援機構
	福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構	水資源機構	自動車事故対策機構
	空港周辺整備機構	海上災害防止センター	情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
	雇用・能力開発機構	労働者健康福祉機構	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構
	環境再生保全機構	日本学生支援機構	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構
	大学評価・学位授与機構	国立大学財務・経営センター	メディア教育開発センター	中小企業基盤整備機構
	都市再生機構	奄美群島振興開発基金	国立国語研究所	医薬基盤研究所
	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	年金・健康保険福祉施設整理機構	年金積立金管理運用
	(注10) 住宅金融支援機構	(注2) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
	(注4) (4) 国立大学法人等 91			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学
	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学
	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学
	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学
	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学
	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学
	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学
	福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学
	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学
	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学

区 分	団 体 名			
	滋賀医科大学	京 都 大 学	京 都 教 育 大 学	京 都 工 芸 織 維 大 学
	大 阪 大 学 ^(注11)	大 阪 外 国 語 大 学 ^(注11)	大 阪 教 育 大 学	兵 庫 教 育 大 学
	神 戸 大 学	奈 良 教 育 大 学	奈 良 女 子 大 学	和 歌 山 大 学
	鳥 取 大 学	島 根 大 学	岡 山 大 学	広 島 大 学
	山 口 大 学	徳 島 大 学	鳴 門 教 育 大 学	香 川 大 学
	愛 媛 大 学	高 知 大 学	福 岡 教 育 大 学	九 州 大 学
	九 州 工 業 大 学	佐 賀 大 学	長 崎 大 学	熊 本 大 学
	大 分 大 学	宮 崎 大 学	鹿 児 島 大 学	鹿 屋 体 育 大 学
	琉 球 大 学	総 合 研 究 大 学 院 大 学	政 策 研 究 大 学 院 大 学	北 陸 先 端 科 学 技 術 大 学 院 大 学
	奈 良 先 端 科 学 技 術 大 学 院 大 学	筑 波 技 術 大 学	富 山 大 学	大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 人 間 文 化 研 究 機 構
	大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 自 然 科 学 研 究 機 構	大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 高 エ ネ ル ギ ー 加 速 器 研 究 機 構	大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 情 報 ・ シ ス テ ム 研 究 機 構	
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1	日 本 放 送 協 会			
③国が資本金の一部を出資しているもの のうち 5	中 部 国 際 空 港 株 式 会 社	日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	首 都 高 速 道 路 株 式 会 社	阪 神 高 速 道 路 株 式 会 社
	沖 縄 科 学 技 術 研 究 基 盤 整 備 機 構			
④国が資本金を出資したものが更に 出資しているもの のうち 51	北 海 道 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	九 州 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社
	東 京 湾 横 断 道 路 株 式 会 社	関 西 国 際 空 港 用 地 造 成 株 式 会 社	エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社	東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社
	西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	株 式 会 社 産 業 再 生 機 構 ^(注12)	郵 便 事 業 株 式 会 社 ^(注2)	郵 便 局 株 式 会 社 ^(注2)
	株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行 ^(注2)	株 式 会 社 か ん ぼ 生 命 保 険 ^(注2)	関 西 国 際 空 港 施 設 エ ン ジ ニ ア 株 式 会 社	株 式 会 社 整 理 回 収 機 構
	以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが35団体ある。			

- (注1) 「総合研究開発機構」は、平成19年11月29日に解散して、同機構の権利及び義務は、同日に設立された「財団法人総合研究開発機構」に承継された。
- (注2) 「日本郵政公社」は、平成19年10月1日に解散して、同公社の権利及び義務は、18年1月23日に設立された「日本郵政株式会社」、18年9月1日に設立された「株式会社ゆうちょ銀行」及び「株式会社かんぽ生命保険」並びに19年10月1日に設立された「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」、「郵便事業株式会社」及び「郵便局株式会社」に承継された。
- (注3) 「日本アルコール産業株式会社」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体であったが、平成20年3月31日に、国が保有する株式を売却したことにより、国が資本金の一部を出資している団体となった。
- (注4) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立大学法人」は、記載を省略した。
- (注5) 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」は、平成19年4月1日に「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」から移行した。
- (注6) 「独立行政法人国立文化財機構」は、平成19年4月1日に「独立行政法人国立博物館」から移行して、同日に解散した「独立行政法人文化財研究所」の権利及び義務を承継した。
- (注7) 「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」は、平成19年4月1日に「独立行政法人農林水産消費技術センター」から移行して、いずれも同日に解散した「独立行政法人肥飼料検査所」及び「独立行政法人農薬検査所」の権利及び義務を承継した。
- (注8) 「独立行政法人緑資源機構」は、平成20年4月1日に解散して、同機構の権利及び義務は、「独立行政法人森林総合研究所」及び「独立行政法人国際農林水産業研究センター」に承継された。
- (注9) 「独立行政法人森林総合研究所」は、平成19年4月1日に解散した「独立行政法人林木育種センター」の権利及び義務を承継した。
- (注10) 「独立行政法人住宅金融支援機構」は、平成19年4月1日に設立されて、同日に解散した「住宅金融公庫」の権利及び義務を承継した。
- (注11) 「国立大学法人大阪外国語大学」は、平成19年10月1日に解散して、その権利及び義務は「国立大学法人大阪大学」に承継された。
- (注12) 「株式会社産業再生機構」は、平成19年3月15日に解散して清算会社に移行したが、同年6月5日に清算を結了した。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされ、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成19年度末における政府関係機関は7機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 国民生活金融公庫

この公庫は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、生活衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19年度末現在で3811億8600万円となっている。

同公庫の19年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	171,680,709	168,799,511
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	146,266,267	136,630,740
支 出 済 額	127,620,463	124,179,576
不 用 額	18,645,803	12,451,163

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額691億3544万余円)の118億8288万余円、業務諸費(同178億6124万余円)の19億8237万余円及び業務委託費(同43億9253万余円)の12億7281万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
経 常 収 益	206,266,916	197,988,966
(うち貸付金利息)	(164,971,543)	(162,361,665)
経 常 費 用	205,969,504	198,045,513
(うち借入金利息)	(46,022,933)	(38,212,977)
特 別 利 益	—	356,826
特 別 損 失	297,411	300,279

(ウ) 借 入 金 等

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	6,050,412,500	6,454,060,000
国民生活債券発行残高	1,500,000,000	1,570,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
貸 付 件 数	492,059件	511,348件
金 額	2,215,766,047千円	2,168,725,193千円
貸 付 金 回 収 等 (うち貸付金償却)	2,698,679,011千円 (37,264,006千円)	2,809,994,688千円 (38,898,480千円)
年度末貸付金残高	2,782,915件	2,858,850件
金 額	7,860,594,658千円	8,343,507,622千円

第6章 第2節 第7 2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算 [1] 政府関係機関の収入支出決算 (1) 国民生活金融公庫

区 分	19 年 度	(18 年 度)
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権		
破綻先債権	171,461,287千円	183,989,726千円
延滞債権	350,201,546千円	344,873,596千円
3カ月以上延滞債権	317,446千円	57,613千円
貸出条件緩和債権	279,829,420千円	286,418,208千円
計	801,809,700千円	815,339,145千円
貸倒引当金	35,445,475千円	34,384,461千円
(貸倒引当金計上率) (注)	(4.5/1000)	(4.1/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

なお、この公庫について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営に当たり、空室の情報を共有するなどして所有住宅の有効活用を図ることにより、借上住宅の賃借に係る費用を節減する措置を講ずるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」(742ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)を掲記した。

(2) 農林漁業金融公庫

この公庫は、農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力の維持増進又は食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として設置されているものである。その資本金は19年度末現在で3169億6700万円となっている。

同公庫の19年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	100,217,561	108,236,337
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	93,359,243	101,755,555
支 出 済 額	88,200,497	95,735,210
不 用 額	5,158,745	6,020,344

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	115,910,601 (60,995,611)	120,453,887 (65,654,397)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	115,883,928 (60,773,096)	120,506,688 (69,662,656)
特 別 利 益	4	85,162
特 別 損 失	26,677	32,362

(ウ) 借 入 金 等

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	2,345,046,187	2,442,139,491
農林漁業金融公庫債券発行残高	130,000,000	139,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
貸 付 件 数	10,449件	8,980件
金 額	234,479,131千円	212,281,500千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	353,754,622千円 (94,714,884千円)	375,730,490千円 (114,092,259千円)
(うち貸付金償却)	(12,239,784千円)	(8,457,486千円)
年度末貸付金残高 件 数	220,844件	235,461件
金 額	2,823,225,548千円	2,942,501,039千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	1,726,810千円	1,848,924千円
延 滞 債 権	130,721,699千円	79,638,158千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	5,251,004千円	4,151,364千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	33,677,707千円	87,748,498千円
計	171,377,222千円	173,386,945千円
貸 倒 引 当 金	16,684,707千円	17,236,130千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(5.9/1000)	(5.9/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

なお、この公庫について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営に当たり、空室の情報を共有するなどして所有住宅の有効活用を図ることにより、借上住宅の賃借に係る費用を節減する措置を講ずるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」(742 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(3) 中小企業金融公庫

この公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給すること、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うこと並びに中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19年度末現在で1兆5263億6409万余円となっている。

同公庫の会計は、融資、証券化支援買取業務、証券化支援保証業務、信用保険等業務、機械保険経過業務及び破綻金融機関等関連特別保険等特別の6勘定に区分して経理されている。

同公庫の19年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	492,280,722	513,210,163
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	712,827,423	789,004,332
支 出 済 額	682,435,727	626,350,855
不 用 額	30,391,695	162,653,476

不用額の主なものは、中小企業信用保険保険金(支出予算現額5973億8470万余円)の168億2518万余円、債券発行諸費(同57億2636万余円)の47億8123万余円及び機械保険経過業務保険金(同45億2827万余円)の27億5179万余円である。

(イ) 損 益		19 年 度	(18 年 度)
区 分		千 円	千 円
a 融 資 勘 定			
経 常 収 益		166,814,024	168,299,081
(うち貸付金利息)		(111,277,740)	(116,123,836)
経 常 費 用		166,794,471	168,220,720
(うち借入金利息)		(21,432,425)	(17,054,832)
特 別 利 益		—	30,149
特 別 損 失		19,552	108,510
b 証 券 化 支 援 買 取 業 務 勘 定			
経 常 収 益		915,167	537,742
(うち雑収入)		(318,084)	(329,242)
経 常 費 用		568,327	474,286
(うち債券発行諸費)		(249,562)	(176,732)
当 期 利 益 金		346,807	63,455
(利益金の処理)			
翌年度に積立金として整理		173,403	31,727
翌年度に国庫へ納付		173,403	31,727
c 証 券 化 支 援 保 証 業 務 勘 定			
経 常 収 益		2,101,045	1,131,660
(うち保証料)		(475,437)	(573,107)
経 常 費 用		3,206,346	1,670,983
(うち事務費)		(154,875)	(127,132)
当 期 損 失 金		1,105,333	539,323
(損失金の処理)			
翌年度に繰越欠損金として整理		1,105,333	539,323
d 信 用 保 険 等 業 務 勘 定			
経 常 収 益		429,096,139	447,642,496
(うち保険料)		(165,432,924)	(162,280,818)
経 常 費 用		706,388,592	623,023,457
(うち保険金)		(580,559,516)	(518,390,599)
特 別 利 益		17,973	—
特 別 損 失		1,209	1,956
当 期 損 失 金		277,275,689	175,382,916
(損失金の処理)			
翌年度に準備基金を減額して整理		277,275,689	175,382,916
(うち融資基金からの組み入れ)		(12,650,882)	(—)
e 機 械 保 険 経 過 業 務 勘 定			
経 常 収 益		6,391,008	11,687,772
(うち保険料)		(6,943)	(14,437)
経 常 費 用		4,950,376	9,705,506
(うち保険金)		(1,776,482)	(4,009,544)
特 別 利 益		5,738	—
特 別 損 失		214	480
当 期 利 益 金		1,446,155	1,981,785
(利益金の処理)			
翌年度に積立金として整理		1,446,155	1,981,785
f 破 綻 金 融 機 関 等 関 連 特 別 保 険 等 特 別 勘 定			
経 常 収 益		512,346	315,247
(うち保険料)		(1,042)	(3,684)
経 常 費 用		340,860	286,333
(うち保険金)		(170,635)	(100,397)
特 別 損 失		3	—
当 期 利 益 金		171,483	28,914
(利益金の処理)			
翌年度に積立金として整理		85,741	14,457
翌年度に国庫へ納付		85,741	14,457

(ウ) 借入金等

区 分	19年度末 千円	(18年度末) 千円
a 融資勘定		
借入金残高 (財政融資資金等)	2,560,867,000	2,675,970,000
中小企業債券発行残高	2,820,729,000	3,355,229,000
b 証券化支援買取業務勘定		
中小企業債券発行残高	3,200,000	1,900,000

(エ) 主な業務実績

区 分	19年度	(18年度)
a 融資勘定		
貸付 け 等 件 数	20,465件	21,641件
金 額	953,739,875千円	1,028,923,733千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却) 金 額	1,595,128,617千円 (63,024,396千円)	1,631,674,723千円 (64,260,030千円)
年度末貸付金等残高 件 数	185,436件	191,561件
金 額	5,814,260,579千円	6,455,649,322千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権		
破綻先債権	111,474,994千円	119,520,503千円
延滞債権	518,973,988千円	589,509,791千円
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	227,291,799千円	263,876,130千円
計	857,740,782千円	972,906,425千円
貸倒引当金	16,802,853千円	11,770,361千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(2.9/1000)	(1.8/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
b 証券化支援買取業務勘定		
貸付債権元本 件 数	1,714件	1,579件
金 額	41,846,000千円	38,793,000千円
c 証券化支援保証業務勘定		
債務保証 件 数	96件	241件
金 額	2,202,200千円	7,861,000千円
d 信用保険等業務勘定		
(a) 中小企業信用保険事業		
保険関係成立 件 数	1,099,745件	1,181,927件
保険価額	12,865,421,078千円	13,443,971,604千円
保険金支払 件 数	83,876件	78,623件
金額	580,559,516千円	518,390,599千円
支払保険金等回収 金 額	165,758,740千円	183,944,710千円
(b) 融資事業		
貸付 け 件 数	297件	283件
金 額	462,175,000千円	462,956,000千円
貸付金回収 金 額	462,956,000千円	476,392,000千円
年度末貸付金残高 件 数	297件	283件
金 額	462,175,000千円	462,956,000千円
e 機械保険経過業務勘定		
保険金支払 件 数	1,731件	3,392件
金額	1,776,482千円	4,009,544千円
支払保険金等回収 金 額	1,656,372千円	2,503,225千円
f 破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定		
保険関係成立 件 数	2件	—
保険価額	50,000千円	—
保険金支払 件 数	5件	4件
金額	170,635千円	100,397千円
支払保険金回収 金 額	14,220千円	16,274千円

なお、この公庫について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営に当たり、空室の情報を共有するなどして所有住宅の有効活用を図ることにより、借上住宅の賃借に係る費用を節減する措置を講ずるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」(742ページ参照)、「中小企業信用保険事業の実施に当たり、中小企業信用保険法等に基づき保険種類の選択はできないこととなっているのに、し意的に選択された保険種類で保険を引き受けているもの」(747ページ参照)及び「中小企業信用保険事業の実施に当たり、包括保証保険契約における保険引受けの進ちよく状況を適切に把握する体制を整備することなどにより、保険契約の管理を適切に行い、引受限度額による統制が十分に機能するよう改善させたもの」(749ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)を掲記した。

(4) 公営企業金融公庫

この公庫は、地方公共団体に対して、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利かつ安定した資金を融通するほか、地方道路公社及び土地開発公社に対して、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を融通することを目的として設置されているものである。その資本金は19年度末現在で166億円となっている。

同公庫の19年度の収入支出決算、損益、公営企業債券発行残高及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19年度 千円	(18年度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	692,716,271	733,713,232
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	358,360,035	390,752,570
支 出 済 額	346,436,276	383,337,704
不 用 額	11,923,758	7,414,865

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額348億8644万円)の97億8024万余円及び債券発行諸費(同77億5007万余円)の19億7081万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19年度 千円	(18年度) 千円
経 常 収 益	690,417,358	732,665,746
(うち貸付金利息)	(686,664,651)	(729,639,716)
経 常 費 用	350,240,904	387,745,402
(うち債券利息)	(337,393,090)	(375,776,554)
特 別 利 益	24,138,583	22,216,533
(利差補てん引当金戻入)		
特 別 損 失	6,529,443	367,136,877
(うち債券借換損失引当)	(—)	(355,782,023)
金繰入		
(うち利差補てん引当金)	(6,529,443)	(11,354,853)
繰入		
当 期 利 益 金	357,785,594	—
(利益金の処理)		
翌年度に積立金として整理	357,785,594	—

(ウ) 公営企業債券発行残高

区 分	19年度末 千円	(18年度末) 千円
公営企業債券発行残高	19,976,118,812	21,015,501,802

(エ) 主な業務実績

区 分	19 年 度	(18 年 度)
貸 付 け 件 数	12,155件	10,606件
金 額	1,126,325,000千円	1,217,715,200千円
貸 付 金 回 収 金 額	2,163,690,419千円	1,716,217,781千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	224,972件	227,774件
金 額	23,230,026,891千円	24,267,392,310千円

なお、この公庫について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(5) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は19年度末現在で702億3199万余円となっている。

同公庫の19年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	29,771,175	34,877,672
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	29,321,998	32,099,627
支 出 済 額	25,592,530	31,140,562
不 用 額	3,729,467	959,064

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
経 常 収 益	35,605,286	41,701,798
(うち貸付金利息)	(28,517,133)	(30,747,926)
経 常 費 用	35,564,641	41,687,902
(うち借入金利息)	(18,651,797)	(23,611,483)
当 期 利 益 金	19,302	13,896
(利益金の処理)		
翌年度に積立金として整理	19,302	13,896

(注) この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	938,613,124	1,016,150,956
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	123,296,500	103,223,500
積 立 金 残 高	1,718,612	1,704,716

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	19 年 度	(18 年 度)
貸 付 け 件 数	5,451件	5,206件
金 額	89,115,709千円	119,543,105千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	161,412,012千円 (39,876,584千円)	186,863,607千円 (64,834,524千円)
(うち貸付金償却)	(3,703,965千円)	(5,676,933千円)
年度末貸付金残高 件 数	78,498件	81,279件
金 額	1,167,055,761千円	1,239,352,064千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権		
破綻先債権	3,206,702千円	2,926,360千円
延滞債権	44,400,680千円	51,248,821千円
3カ月以上延滞債権	59,094千円	34,743千円
貸出条件緩和債権	43,624,520千円	47,171,242千円
計	91,290,997千円	101,381,168千円
貸倒引当金	6,441,177千円	6,029,423千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(5.8/1000)	(5.1/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

b 出資業務

区 分	19 年 度	(18 年 度)
出 資 会 社 数	3社	4社
件 数	3件	4件
金 額	70,000千円	105,000千円
年度末出資金残高 会 社 数	43社	41社
件 数	50件	48件
金 額	2,842,300千円	2,802,300千円

なお、この公庫について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(6) 日本政策投資銀行

この銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的として設置されているものである。その資本金は19年度末現在で1兆2722億8600万円となっている。

同銀行の19年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	352,061,394	369,451,959
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	308,106,303	312,789,718
支 出 済 額	262,804,896	277,070,864
不 用 額	45,301,406	35,718,853

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額2777億4348万余円)の435億9794万余円である。

(イ) 損 益					
区 分				19 年 度	(18 年 度)
				千円	千円
経 常 収 益				369,776,508	388,556,797
(うち貸付金利息)				(304,101,664)	(327,345,876)
経 常 費 用				334,019,973	349,464,485
(うち借入金利息)				(162,114,795)	(192,258,322)
当 年 度 利 益 金				35,756,534	39,092,312
(利益金の処理)					
翌年度に準備金として整理				34,729,987	36,592,324
産業投資特別会計に納付				1,026,547	2,499,987
(ウ) 借 入 金 等					
区 分				19 年 度 末	(18 年 度 末)
				千円	千円
借 入 金 残 高				6,920,444,265	7,847,646,238
(財政融資資金等)					
債 券 発 行 残 高				3,160,003,175	2,673,964,175
準 備 金 残 高				1,113,186,617	1,076,594,292
(エ) 主な業務実績					
a 貸付等業務					
区 分				19 年 度	(18 年 度)
貸 付 け 等	件 数			1,169件	1,151件
	金 額			1,278,152,175千円	1,080,586,176千円
貸 付 金 回 収 等	金 額			1,870,958,989千円	1,836,411,126千円
(うち貸付金償却)				(19,814,181千円)	(43,331,075千円)
年 度 末 貸 付 金 等 残 高	件 数			13,280件	13,764件
	金 額			11,666,410,741千円	12,259,217,555千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に銀行において開示している債権					
破 綻 先 債 権				1,329,793千円	7,562,773千円
延 滞 債 権				57,429,814千円	64,065,236千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権				26,250千円	28,000千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権				60,988,493千円	73,624,446千円
計				119,774,350千円	145,280,455千円
〔貸倒引当金				34,729,987千円	36,592,324千円〕
(貸倒引当金計上率) ^(注)				(3.0/1000)	(3.0/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に3/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。					
b 保証業務					
区 分				19 年 度	(18 年 度)
保 証	件 数			31件	24件
	金 額			130,533,351千円	203,139,995千円
減少した保証債務	金 額			292,070,659千円	29,751,728千円
年度末保証債務残高	件 数			49件	54件
	金 額			173,456,494千円	334,993,803千円
c 出資業務					
区 分				19 年 度	(18 年 度)
出 資	会 社 等 数			33	39
	件 数			282件	233件
	金 額			152,332,665千円	104,116,363千円
年度末出資金残高	会 社 等 数			243	214
	件 数			1,068件	792件
	金 額			352,557,163千円	250,567,686千円

なお、この銀行について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(7) 国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。その資本金は19年度末現在で8兆3760億7247万余円となっている。

同銀行の19年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	765,099,518	748,694,437
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	717,605,879	689,263,971
支 出 済 額	531,442,873	518,091,428
不 用 額	186,163,005	171,172,542

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額6814億4684万余円)の1834億1926万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19 年 度 千円	(18 年 度) 千円
a 国際金融等勘定		
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	416,115,094 (326,158,215)	424,911,158 (336,856,994)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	358,454,485 (64,297,483)	354,632,473 (76,547,259)
当 年 度 利 益 金	57,660,609	70,278,685
(利 益 金 の 処 理)		
翌年度に準備金として整理	28,830,304	35,139,342
産業投資特別会計に納付	28,830,304	35,139,342
b 海外経済協力勘定		
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	676,528,465 (231,892,062)	680,016,768 (240,360,081)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	494,195,092 (68,317,115)	540,614,960 (80,957,916)
当 年 度 利 益 金	182,333,373	139,401,808
(利 益 金 の 処 理)		
翌年度に積立金として整理	182,333,373	139,401,808

(ウ) 借 入 金 等

区 分	19 年 度 末 千円	(18 年 度 末) 千円
a 国際金融等勘定		
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	3,665,483,000	4,380,023,000
債 券 発 行 残 高	2,130,893,601	1,914,516,935
準 備 金 残 高	780,375,416	745,236,073

区 分	19 年 度 末 千 円	(18 年 度 末) 千 円
b 海外経済協力勘定		
借入金残高 (財政融資資金等)	3,306,703,838	3,714,803,025
積立金残高	305,464,237	166,062,428
(エ) 主な業務実績		
区 分	19 年 度	(18 年 度)
a 国際金融等勘定		
(a) 貸付業務		
貸付件数	193件	238件
金額	1,001,880,838千円	1,059,104,074千円
貸付金回収金額	1,551,147,387千円	1,299,419,819千円
年度末貸付金残高件数	1,656件	1,845件
金額	7,305,811,240千円	7,823,666,159千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に銀行において開示している債権		
破綻先債権	35,877,682千円	47,333,394千円
延滞債権	109,805,760千円	126,610,967千円
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	42,820,617千円	112,868,681千円
計	188,504,059千円	286,813,043千円
貸倒等引当金	21,917,433千円	23,470,998千円
(貸倒等引当金計上率) ^(注)	(3.0/1000)	(3.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該年度末における貸付金残高に3/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
これに加えて、貸付金残高のうち、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、対象となる特定貸付金については、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。		
貸倒等引当金	14,160,281千円	14,892,027千円
(貸倒等引当金計上率) ^(注)	(1000.0/1000)	(1000.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、国際通貨基金及び国際開発協会の重債務貧困国措置の対象となる債権、又は対象となる可能性がある債権、及び国際連合貿易開発会議の貿易開発理事会措置の対象となる債権ごとの当該年度末における残高の合計額以内の額とされている。		
また、貸付金残高のうち、公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議において合意された債務負担軽減措置にかかる特定貸付金については、この貸倒れによる損失に備えるために、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。		
貸倒等引当金 ^(注)	17,492,622千円	16,587,295千円
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該年度末における対象債権残高にそれぞれの債務国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額以内の額とされている。		
区 分	19 年 度	(18 年 度)
(b) 保証業務		
保証件数	99件	103件
金額	387,890,573千円	586,849,334千円
減少した保証債務金額	253,401,942千円	160,977,769千円
年度末保証債務残高件数	633件	590件
金額	1,617,473,918千円	1,492,438,534千円
(c) 出資業務		
出資会社数	2	1
金額	193,954千円	432,909千円
年度末出資金残高会社数	3	3
金額	920,930千円	809,584千円

区 分	19 年 度	(18 年 度)
b 海外経済協力勘定		
(a) 貸付業務		
貸付件数	398件	413件
貸付金額	683,850,542千円	606,653,785千円
貸付金回収金額	660,512,284千円	619,013,273千円
年度末貸付金残高件数	1,936件	1,921件
貸付金残高金額	11,387,131,399千円	11,378,615,978千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に銀行において 開示している債権		
破綻先債権	—	—
延滞債権	73,367,433千円	76,876,727千円
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	139,647,608千円	185,191,614千円
計	213,015,042千円	262,068,342千円

(開発途上国政府等に対する円借款)		
貸倒等引当金	1,138,373千円	1,137,483千円
(注) (貸倒等引当金計上率)	(0.1/1000)	(0.1/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該年度末の円借款の貸付残高に 15/1000 を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
これに加えて、貸付金残高のうち、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、対象となる特定貸付金については、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。		
貸倒等引当金	363,303,734千円	363,533,000千円
(注) (貸倒等引当金計上率)	(1000.0/1000)	(1000.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、国際通貨基金及び国際開発協会の重債務貧困国措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該年度末における残高の合計額以内の額とされている。		
(民間企業等に対する海外投融資)		
貸倒等引当金	102,000千円	113,520千円
(注) (貸倒等引当金計上率)	(30.0/1000)	(30.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該年度末の海外投融資の貸付残高に 30/1000 を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

区 分	19 年 度	(18 年 度)
(b) 出資業務		
出資会社等数	1	2
出資金額	32,370千円	135,350千円
年度末出資金残高会社等数	16	16
出資金額	134,602,330千円	139,940,148千円
(注) 貸倒等引当金	28,901,230千円	29,311,302千円
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、各会社等ごとに当該年度末における各会社等に対する銀行の出資金残高を限度として、各会社等の欠損金の額に各会社等の資本金に対する銀行の出資金残高の割合を乗じて得た金額の合計額の範囲内とされている。		

なお、この銀行について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「政府開発援助の実施に当たり、外務省及び独立行政法人国際協力機構において、援助の効果が十分発現するよう意見を表示したものの」(142 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「ベトナムに対する円借款事業において道路建設中に発生した橋桁の崩落事故について」(1220 ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等を除く。)のうち、事業団等14の平成19年度決算についてみると、次のとおりである。

(事業団等)

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設置されているものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は19事業年度末現在で489億6911万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、長期、福祉及び共済業務の5勘定に区分されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令(平成9年文部省令第42号)により同事業団の会計について優先して適用することとされている独立行政法人会計基準が19年11月19日に改訂されたことに伴い、18事業年度までは資本の区分であったが19事業年度からは純資産の区分に変更され、また、19事業年度の額と18事業年度の額とを一部対比できないものがある。

ア 助成勘定

この勘定は、学校法人に対する補助金の交付、学校法人等に対する資金の貸付けなど私立学校教育に対する援助に必要な業務に関するものである。

イ 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	618,718,697	648,900,523
(うち貸付金)	(600,645,123)	(628,919,793)
(うち破産更生債権等)	(5,559,305)	(5,867,588)
(注)		
(うち貸倒引当金)	(△ 8,050,097)	(△ 7,891,681)
負 債	563,616,431	594,012,477
(うち長期借入金)	(449,973,344)	(485,959,625)
純 資 産	55,102,265	54,888,046
(うち資本金)	(48,969,115)	(48,969,115)
(うち資本剰余金)	(5,346,420)	(5,320,750)
(うち利益剰余金)	(786,730)	(598,181)

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、金融庁作成の「預金等受入金金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権自己査定基準」の定めるところに従って算出した金額とされている。

イ 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	363,858,383	290,147,727
(うち交付補助金)	(328,050,000)	(256,210,034)
経 常 収 益	363,989,098	290,076,139
(うち国庫補助金収益)	(328,050,000)	(256,210,034)
経常利益(△経常損失)	130,714	△ 71,588
臨 時 損 失	1,922	58,735
臨 時 利 益	95,963	182,168
(法人税、住民税及び事業税)	3,400	6,800

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
当期純利益	221,356	45,044
当期総利益	221,356	45,044
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	221,356	45,044
(利益処分量)		
助成金	73,171	21,948
長期勘定へ繰入金	36,585	10,859
積立金	111,600	12,237

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	618法人	618法人
補助金交付額	328,050,000千円	256,210,034千円
(貸付事業)		
貸付	81法人	96法人
件数	87件	119件
金額	39,043,900千円	53,751,100千円
貸付金回収等	67,526,005千円	66,561,783千円
事業年度末貸付金残高	1,463法人	1,500法人
件数	3,291件	3,524件
金額	606,204,428千円	634,787,382千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準に準じて事業団において 開示している債権		
破綻先債権	—	171,600千円
延滞債権	5,629,432千円	5,703,611千円
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	6,924,026千円	7,099,996千円
計	12,553,458千円	12,975,207千円

イ 短期勘定

この勘定は、加入者及びその被扶養者の病気等に関する短期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産	75,247,281	79,061,473
(うち現金及び預金)	(44,207,356)	(53,640,607)
(うち未収入金)	(14,540,900)	(10,373,680)
負債	22,537,436	26,832,292
(うち未払費用)	(8,457,558)	(7,819,849)
(うち支払準備金)	(8,808,958)	(8,653,986)
純資産	52,709,845	52,229,181
(利益剰余金)		

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用	207,323,198	199,140,746
(うち業務費)	(207,323,172)	(199,140,733)
経常収益	207,980,200	204,196,993
(うち掛金収入)	(192,248,205)	(188,806,663)
経常利益	657,002	5,056,247
臨時損失	8,843,784	8,672,111
臨時利益	8,667,446	8,625,428
当期純利益	480,664	5,009,564
当期総利益	480,664	5,009,564

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	480,664	5,009,564
(利益処分量)		
欠損金補てん積立金	205,541	172,656
積立金	275,123	4,836,908

ウ 長期勘定

[この勘定は、加入者の退職等に関する長期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。]

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	3,468,465,891	3,384,089,030
(うち長期性預金)	(1,021,776,135)	(878,005,743)
(うち投資有価証券)	(1,702,413,605)	(1,680,190,659)
(うち長期貸付金)	(436,115,368)	(477,270,639)
負 債	783,940	718,322
純 資 産	3,467,681,950	3,383,370,708
(注)		
(うち資本剰余金)	(△ 34,197,477)	(△ 35,480,401)
(うち利益剰余金)	(3,501,879,427)	(3,418,851,109)

(注) 損益外減損損失累計額分である。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	412,447,496	395,537,104
(うち業務費)	(410,916,623)	(394,184,534)
経 常 収 益	475,388,650	496,299,071
(うち掛金収入)	(304,887,005)	(291,757,686)
経 常 利 益	62,941,153	100,761,966
臨 時 損 失	1,630,361	19,662
臨 時 利 益	21,717,526	106,640
当 期 純 利 益	83,028,318	100,848,944
当 期 総 利 益	83,028,318	100,848,944
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	83,028,318	100,848,944
(利益処分量)		
長期給付積立金	83,028,318	100,848,944

エ 福祉勘定

[この勘定は、加入者及びその被扶養者の健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的として、福利及び厚生に関する業務を行うものであり、保健、医療、宿泊、貯金及び貸付の5経理に区分されている。]

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	951,773,265	929,591,930
(うち長期性預金)	(724,332,160)	(677,569,169)
負 債	935,363,366	917,302,764
(うち加入者貯金)	(764,510,510)	(734,775,182)
純 資 産	16,409,898	12,289,165
(うち資本剰余金)	(3,868,276)	(2,336,457)
(うち利益剰余金)	(12,541,622)	(9,952,708)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	33,683,924 (32,487,970)	34,683,358 (33,087,515)
経常収益	37,900,970	37,328,998
(うち掛金収入)	(6,853,407)	(6,754,056)
(うち保険患者収入)	(6,621,750)	(6,787,517)
(うち施設収入)	(9,736,415)	(10,033,142)
(うち貸付金利息)	(2,449,125)	(2,732,428)
(うち財務収益)	(8,756,303)	(7,565,241)
経常利益	4,217,045	2,645,640
臨時損失	2,169,797	108,499
臨時利益	552,586	658,617
(法人税、住民税及び事 業税)	10,921	23,994
当期純利益	2,588,913	3,171,764
当期総利益	2,588,913	3,171,764
(保健経理)	△ 901,606	2,389,474
(医療経理)	△ 1,078,085	△ 1,622,830
(宿泊経理)	1,158,641	△ 223,565
(貯金経理)	3,315,554	2,380,604
(貸付経理)	94,409	248,081
(保健経理) (利益の処分又は損失の処理) (当期末処分利益又は当期末処理損失) 当期総利益(△当期総損失)	△ 901,606	2,389,474
(利益処分額又は損失処理額) 積立金	—	2,389,474
積立金取崩額	901,606	—
(医療経理) (損失の処理) (当期末処理損失) 当期総損失	1,078,085	1,622,830
前期繰越欠損金	13,907,890	12,285,059
(損失処理額) 別途積立金	△ 8,536	—
次期繰越欠損金	14,994,511	13,907,890
(宿泊経理) (損失の処理) (当期末処理損失) 当期総利益(△当期総損失)	1,158,641	△ 223,565
前期繰越欠損金	12,764,680	12,541,115
(損失処理額) 別途積立金取崩額	730,730	—
次期繰越欠損金	10,875,308	12,764,680
(貯金経理) (利益の処分) (当期末処分利益) 当期総利益	3,315,554	2,380,604
(利益処分額) 欠損金補てん積立金	3,321,698	2,380,792
積立金	△ 6,143	△ 188
(貸付経理) (利益の処分) (当期末処分利益) 当期総利益	94,409	248,081
(利益処分額) 貸付資金積立金	94,409	248,081

オ 共済業務勘定

[この勘定は、短期勘定及び長期勘定における業務に係る事務に関する経理を行うものである。]

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	15,491,530	14,731,480
(うち現金及び預金)	(5,870,966)	(5,141,515)
(うち投資有価証券)	(4,000,000)	(4,000,000)
負 債	2,780,671	2,952,026
(うち退職給付引当金)	(1,828,016)	(1,968,623)
純 資 産	12,710,858	11,779,453
(うち資本剰余金)	(2,963,605)	(2,964,210)
(うち利益剰余金)	(9,747,253)	(8,815,242)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (一 般 管 理 費)	4,075,294	3,830,123
経 常 収 益 (う ち 掛 金 収 入)	5,009,645 (4,531,570)	4,926,640 (4,465,090)
経 常 利 益	934,350	1,096,517
臨 時 損 失	3,180	12,926
臨 時 利 益	234	593,615
当 期 純 利 益	931,405	1,677,205
当 期 総 利 益	931,405	1,677,205
(利 益 の 処 分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	931,405	1,677,205
(利 益 処 分 額)		
別 途 積 立 金	△624	—
資 本 剰 余 金	—	△605
積 立 金	932,030	1,677,810

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この事業団について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの」(754 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における試合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について」(1016 ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1億円(うち国の出資5500万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	113,426,206,898	112,740,947,514
(うち 国債)	(67,390,797,184)	(76,445,744,145)
(うち 貸出金)	(29,215,300,000)	(23,187,700,000)
(うち 買現先勘定)	(8,767,603,169)	(4,506,248,595)
負 債	110,202,429,342	109,416,424,604
(うち 発行銀行券)	(76,461,554,544)	(75,894,119,944)
(うち 預金)	(14,276,374,328)	(11,709,500,403)
(うち 売現先勘定)	(12,059,868,222)	(12,879,647,538)
資 本	3,223,777,556	3,324,522,910
(うち 資本金)	(100,000)	(100,000)
(うち 法定準備金)	(2,582,912,346)	(2,543,886,169)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	1,618,480,643	1,383,734,366
(うち 国債利息)	(682,006,485)	(575,609,074)
(うち 外国為替収益)	(400,991,694)	(424,009,980)
経 常 費 用	931,166,340	331,254,491
(うち 外国為替費用)	(603,772,996)	(—)
(うち 経費)	(220,141,077)	(224,912,424)
経 常 利 益	687,314,303	1,052,479,875
特 別 利 益	1,482,237	1,293,578
特 別 損 失	2,099,928	101,074,237
(うち 外国為替等取引損)	(—)	(100,598,000)
(失引当金繰入額)		
税引前当期剰余金	686,696,611	952,699,216
法人税、住民税及び事業税	45,944,598	172,175,672
当 期 剰 余 金	640,752,012	780,523,544
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	32,037,600	39,026,177
配 当 金	5,000	5,000
国 庫 納 付 金	608,709,412	741,492,367

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
銀行券発行高	128億枚	127億枚
主な金融調節		
短期国債買入れ	17兆9432億円	19兆2635億円
長期国債買入れ	14兆5147億円	14兆3649億円
共通担保資金供給	8兆7145億円	20兆4058億円

なお、この銀行について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「消火設備の設置工事の実施に当たり、消火補給水槽の据付けの施工が適切でなかったため、地震時等における消火設備に必要な機能の維持が確保されていないもの」(758 ページ参照)及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(3) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で49億2412万余円(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般及び特別振興資金の2勘定に区分して経理され、一般勘定は、さらに、投票券、業務及び新営の3勘定に区分されており、同会の勘定別の19事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

[この勘定は、競馬の開催及び競走馬の育成等の業務に関する経理を行うものである。]

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
[投票券勘定]		
(収 入)		
収入確定額	2,771,501,376	2,836,735,431
(支 出)		
支出確定額	2,771,501,376	2,836,735,431
[業務勘定]		
(収 入)		
収入確定額	453,558,020	460,606,104
(支 出)		
支出予算現額	458,074,947	455,912,316
支出確定額	388,743,169	400,226,943
予算残額	69,331,777	55,685,372
[新営勘定]		
(収 入)		
収入確定額	71,008,539	66,486,698
(支 出)		
支出予算現額	71,008,539	66,486,698
支出確定額	48,788,833	47,838,926
翌事業年度繰越額	7,000,547	10,378,999
予算残額	15,219,158	8,268,772

翌事業年度繰越額はすべて新営勘定の新営費(支出予算現額710億0853万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同2308億1529万余円)の497億7698万余円及び業務管理費(同678億3782万余円)の78億4039万余円並びに新営勘定の新営費の152億1915万余円である。

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
事業収益	2,776,434,010	2,842,034,689
(うち勝馬投票券収入)	(2,771,501,376)	(2,836,735,431)
事業費用	2,764,361,540	2,823,688,835
(うち勝馬投票券諸支払金)	(2,062,936,752)	(2,110,646,133)
(うち国庫納付金) (勝馬投票券売得金の100分の10)	(275,913,807)	(282,330,944)
事業外収益	8,370,082	7,338,790
事業外費用	616,158	368,613
経常利益	19,826,393	25,316,030
特別利益	2,561,986	106,885
特別損失	1,624,820	1,713,608
当期純利益	20,763,559	23,709,307
(利益の処分)		
国庫納付金(利益の2分の1・翌事業年度に納付)	10,381,779	11,854,653
翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	10,381,779	10,669,188
翌事業年度に特別積立金として整理	—	1,185,465

(ウ) 資本剰余金等

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資本剰余金残高	6,075,658	6,075,658
損失てん補準備金残高	200,000	200,000
特別積立金残高	1,049,661,232	1,048,475,767

(エ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
開催回数及び日数	36回 288日	36回 288日
施設の建設	東京競馬場スタンド改築工事	阪神競馬場馬場改造工事

イ 特別振興資金勘定

この勘定は、競馬の健全な発展を図るため必要な業務及び畜産の振興に資するための事業等に助成を行う法人に対して交付金を交付する業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(収 入)		
収入確定額	12,005,821	9,771,023
(支 出)		
支出予算現額	14,370,000	10,220,000
支出確定額	12,005,821	9,771,023
翌事業年度繰越額	178,290	—
予算残額	2,185,888	448,976

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
事業収益	15,564,845	10,443,221
事業費用	15,564,845	10,443,221
(うち競馬振興事業費)	(5,198,946)	(3,947,138)
(うち畜産振興事業費)	(4,473,109)	(3,926,972)
(うち競馬法附則第5条第2項による交付金)	(2,303,452)	(2,154,051)

(ウ) 特別振興資金

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
特別振興資金残高	72,957,852	70,674,834

(エ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
競馬の健全な発展を図るための事業	15事業 5,229,260千円	7事業 3,690,000千円
畜産振興事業等に助成を行う法人に対する交付金の交付等	11事業 4,473,109千円	10事業 3,926,972千円
競走馬の生産振興に資するための事業等	2事業 2,303,452千円	2事業 2,154,051千円

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「有料駐車場の運営に当たり、駐車場用地等を随意契約により関連公益法人に貸し付けることを改めて、関連公益法人が収入としている駐車場利用料金等を勘案して、貸付料を見直したり、委託により自ら実施したりすることにより、契約の競争性及び透明性を確保して、増収を図るよう是正改善の処置を求めたもの」(761 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(4) 関西国際空港株式会社

この会社は、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で8125億円(うち国の出資5417億円)となっている。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	1,935,864,665	1,864,160,522
(うち空港事業固定資産)	(1,453,169,726)	(1,051,040,765)
(うち建設仮勘定)	(291,731,108)	(582,739,552)
負 債	1,331,763,887	1,272,504,579
(うち社債)	(684,624,183)	(775,642,120)
(うち長期借入金)	(475,454,733)	(456,396,733)
純 資 産	604,100,778	591,655,942
(うち資本金)	(812,550,000)	(810,900,000)
(うち利益剰余金)	(△ 208,449,221)	(△ 219,244,057)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	115,423,530	113,879,617
(うち施設使用料収入)	(64,229,413)	(64,015,373)
経 常 費 用	104,317,278	101,814,625
(うち施設運営費)	(29,745,281)	(31,947,399)
(うち支払利息)	(23,428,821)	(22,344,630)
経 常 利 益	11,106,252	12,064,992
特 別 利 益	335,601	17,036
特 別 損 失	722,413	2,538,340
法人税、住民税及び事業税	△ 75,395	△ 66,034
当 期 純 利 益	10,794,835	9,609,721

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	△ 219,244,057	△ 228,853,779
当 期 純 利 益	10,794,835	9,609,721
(変 動 額 合 計)	10,794,835	9,609,721
繰越利益剰余金(当期末残高)	△ 208,449,221	△ 219,244,057

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
空港の供用 航空機発着回数	128,943回	116,475回
航空旅客数	16,694,921人	16,689,956人
航空貨物取扱数量	846,522 t	802,162 t
航空燃料供給量	1,604,264kl	1,640,804kl

なお、この会社について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)を掲記した。

(5) 日本たばこ産業株式会社

この会社は、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を経営することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1000億円(うち国の出資500億円)となっている。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	2,902,509,748	2,561,865,747
(うち半製品)	(120,091,229)	(131,671,788)
(うち原材料)	(29,860,154)	(33,705,788)
負 債	1,085,782,249	808,798,123
純 資 産	1,816,727,498	1,753,067,623
(うち資本金)	(100,000,000)	(100,000,000)
(うち資本準備金)	(736,400,000)	(736,400,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	2,318,071,055	2,344,511,537
(うち売上高)	(2,302,704,040)	(2,330,453,036)
経 常 費 用	2,140,313,176	2,154,781,261
(うち売上原価)	(1,802,655,558)	(1,814,235,187)
経 常 利 益	177,757,878	189,730,275
特 別 利 益	68,059,958	45,568,753
特 別 損 失	29,802,920	19,273,442
法人税、住民税及び事業税	71,031,884	54,267,451
法人税等調整額	13,837,999	29,302,117
当 期 純 利 益	131,145,032	132,456,018

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	135,266,822	135,717,967
特別償却準備金取崩額(注)	—	74,869
特別償却準備金取崩額	7,459	70,536
圧縮記帳積立金繰入額(注)	—	△3,031,524
圧縮記帳積立金取崩額(注)	—	13,473,343
圧縮記帳積立金繰入額	△5,228,544	△2,474,757
圧縮記帳積立金取崩額	5,253,134	3,685,845
圧縮記帳特別勘定繰入額(注)	—	△1,857,016
圧縮記帳特別勘定取崩額(注)	—	3,183,253
圧縮記帳特別勘定繰入額	△3,833,143	△3,181,440
圧縮記帳特別勘定取崩額	3,181,440	1,857,016
別途積立金の積立て(注)	—	△110,100,000
剰余金の配当(注)	—	△17,244,144
剰余金の配当(中間配当)	—	△17,244,144
別途積立金の積立て	△93,000,000	—
剰余金の配当	△42,152,352	—
役員賞与(注)	—	△119,000
当 期 純 利 益	131,145,032	132,456,018
(変動額合計)	(△4,626,972)	(△451,144)
繰越利益剰余金(当期末残高)	130,639,849	135,266,822

(注) 18年6月の定時株主総会における利益処分項目

なお、特別利益の主なものは土地の売却等に伴う固定資産売却益 660 億 6195 万余円である。また、特別損失の主なものは成人識別自販機導入費用 128 億 7869 万余円である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
国内産葉たばこ買入れ	37千 t	37千 t
紙巻たばこ製造	1875億本	1943億本
紙巻たばこ販売	1870億本	1949億本

なお、この会社について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(6) 預金保険機構

I 決算等の状況

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- ① 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務
 - ② 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務
 - ③ 住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社を設立し、当該設立された会社に対して資金援助等を行う業務
 - ④ 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
 - ⑤ 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
 - ⑥ 株式会社産業再生機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
 - ⑦ 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取りを協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- その資本金は19事業年度末現在で54億5500万円(うち国の出資51億5000万円)となっている。

同機構の会計は、一般、危機対応、特定住宅金融専門会社債権債務処理、金融再生、金融機能早期健全化、産業再生及び金融機能強化の7勘定に区分して経理されている。

同機構の勘定別の19事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、産業再生勘定は、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)の規定により、19年6月30日をもって廃止され、残余財産は、拠出金を拠出した金融機関に対して、その拠出金の額に応じて分配された。

ア 一般勘定

この勘定は、ペイオフコスト(金融機関が破綻した場合、預金者1人当たりの保険金の支払限度額は、無利息等の要件を満たす決済用預金を除き元本1000万円までとその利息等とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用)以内の資金援助等の実施に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(収 入)		
収 入 決 定 済 額	1,164,560,592	1,142,806,100
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	1,399,917,675	1,894,929,428
支 出 決 定 済 額	1,175,071,792	1,123,123,750
不 用 額	224,845,882	771,805,677

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 4234 億円)の 2205 億円である。

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	703,539,382	754,717,009
(うち保険料収入)	(566,674,015)	(540,496,576)
経 常 費 用	148,656,259	232,457,632
(うち国庫納付金)	(120,934,544)	(168,637,868)
特 別 損 失	201	—
当 期 利 益 金	554,882,921	522,259,376
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	554,882,921	522,259,376
(繰越欠損金)	1,932,667,185	2,454,926,561

(ウ) 借 入 金 等

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (市中金融機関)	56,500,000	72,800,000
預金保険機構債発行残高	1,580,000,000	2,180,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
破綻した金融機関からの 買取資産(貸付金)の回収 (注1)	354,071	33,736,618
事業年度末買取資産残高	10,928,477	11,282,548
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に機構において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	2,868,131	2,957,740
延 滞 債 権	8,056,460	8,314,636
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	10,924,591	11,272,377

(注) 貸倒引当金 10,474,003 10,711,436
 (注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。

(注1) 10年2月の預金保険法(昭和46年法律第34号)の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産2082億余円を直接買い取っている。

イ 危機対応勘定

この勘定は、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応業務の実施に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	348,111,253	347,533,324
(支 出)		
支出予算現額	444,392,505	534,665,735
支出決定済額	347,991,179	347,610,469
不 用 額	96,401,325	187,055,265

不用額の主なものは借入返済金(支出予算現額 4252 億円)の 932 億円である。

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち取得株式等事業収入)	19,711,244 (19,688,698)	15,533,333 (15,529,794)
経 常 費 用 (うち事業外費用)	16,142,607 (16,131,734)	6,768,656 (6,755,484)
当 期 利 益 金	3,568,637	8,764,676
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理 (積 立 金)	3,568,637 23,165,302	8,764,676 14,400,625)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (市中金融機関)	328,400,000	332,000,000
預金保険機構債発行残高	1,600,000,000	1,600,000,000

ウ 特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定

この勘定は、旧住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等の財産の管理、回収及び処分等を行う債権処理会社への助成金の交付、借入に係る債務の保証、納付金の収納等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	13,586,087	12,986,916
(支 出)		
支出予算現額	13,805,847	14,304,929
支出決定済額	13,615,881	12,983,130
不 用 額	189,965	1,321,798

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち資産運用収入) (うち金融安定化拋出基金戻入)	27,036,479 (13,416,429) (13,375,476)	25,666,857 (12,726,264) (12,705,452)
経 常 費 用 (うち債権処理会社助成事業費)	49,247,400 (35,586,482)	79,586,716 (66,578,418)
特 別 損 失	84	—

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
当期損失金	22,211,005	53,919,858
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	22,211,005	53,919,858
(繰越欠損金)	341,227,048	287,307,189)

(ウ) 金融安定化拠出基金

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
金融安定化拠出基金残高	909,121,912	909,080,959

(エ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
債権処理会社への業務推進助成金の交付	13,375,476	12,705,452

エ 金融再生勘定

この勘定は、特別公的管理銀行に係る処理や一般金融機関からの資産の買取り等を行う特定協定銀行に対する貸付け等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	659,301,345	927,146,725
(支 出)		
支出予算現額	1,274,556,856	3,815,732,857
支出決定済額	726,358,469	1,337,981,146
不 用 額	548,198,386	2,477,751,710

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額6249億円)の5148億円及び資産買取事業費(同298億余円)の294億余円である。

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常収益	302,229,749	462,142,403
(うち協定銀行納付金収入)	(65,947,363)	(3,961,006)
(うち資産買取事業収入)	(52,925,768)	(162,676,362)
経常費用	149,398,756	253,997,336
(うち資産買取事業費)	(39,360,285)	(109,674,199)
特別損失	6	—
当期利益金	152,830,986	208,145,067
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	152,830,986	208,145,067
(繰越欠損金)	476,495,765	684,640,832)

(ウ) 借入金等

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
借入金残高	93,300,000	—
(市中金融機関)		
預金保険機構債発行残高	1,870,000,000	2,270,000,000

オ 金融機能早期健全化勘定

この勘定は、金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	977,288,482	3,614,786,344
(支 出)		
支出予算現額	1,740,983,712	6,332,817,659
支出決定済額	1,521,135,694	1,854,223,058
不 用 額	219,848,017	4,478,594,600

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 1633 億円)の 1633 億円及び協定銀行貸付金(同 1633 億円)の 551 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち協定銀行納付金収入)	735,287,422 (711,120,067)	410,332,390 (389,552,742)
経 常 費 用 (うち事業外費用)	12,799,734 (12,735,961)	17,194,160 (17,133,113)
特 別 損 失	11	—
当 期 利 益 金	722,487,675	393,138,230
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	722,487,675	393,138,230
(積 立 金)	738,683,128	345,544,898)

(ウ) 預金保険機構債発行残高

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
預金保険機構債発行残高	1,400,000,000	2,800,000,000

カ 産業再生勘定

(注2)

[この勘定は、株式会社産業再生機構^(注2)に対する出資等に関する経理を行うものである。]

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	50,012,044	1
(支 出)		
支出予算現額	5,865	5,820
支出決定済額	1,192	4,191
不 用 額	4,672	1,628

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち産業再生機構出資回収益)	255,044 (238,833)	1 (—)
経 常 費 用 (一 般 管 理 費)	1,192	4,191
当期利益金(△当期損失金)	253,851	△ 4,190
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	—	4,190
(繰 越 欠 損 金)	17,948	13,757)

(注2) 株式会社産業再生機構は所定の業務がすべて終了したため、19年3月15日に株式会社産業再生機構法第43条の規定に基づき解散した。

キ 金融機能強化勘定

[この勘定は、金融機関等又は組織再編成金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。]

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	75,112,768	58,032,808
(支 出)		
支出予算現額	2,076,009,299	2,708,342,540
支出決定済額	75,099,943	58,136,167
不 用 額	2,000,909,355	2,650,206,372

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 2 兆 0006 億円)の 1 兆 9630 億円及び借入返済金(同 747 億円)の 375 億円である。

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	571,804	335,511
(うち協定銀行貸付金利息収入)	(343,980)	(103,155)
(うち協定銀行納付金収入)	(227,048)	(231,966)
経 常 費 用	460,359	146,355
(うち事業外費用)	(343,427)	(110,892)
(うち協定銀行損失補填金)	(82,212)	(—)
当 期 利 益 金	111,445	189,156
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	111,445	189,156
(積 立 金	446,340	257,184)

(ウ) 借 入 金

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (市 中 金 融 機 関)	46,200,000	46,200,000

なお、この機構について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「金融システムの安定化のために実施された公的資金による金融機関に対する資本増強措置の実施状況及び公的資金の返済状況等並びに預金保険機構の財務の状況について」(1135 ページ参照)を掲記した。

II 金融機関の資本の増強のために使用された公的資金の状況

機構では、預金保険法、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等に基づき、直接又は協定銀行に委託して金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、10年3月から18年12月までに、37金融機関(資本増強時の金融機関数)に対し計12兆4274億余円に及ぶ公的資金(政府保証を付して資金の借入れ又は債券の発行により調達した資金)を使用して資本増強を実施した。

このうち、19事業年度末現在までに計8兆9967億余円が返済され、同事業年度末における未返済残高は13金融機関(現在の金融機関数)で計3兆4306億余円となっている。

これらの状況を金融機関別に整理して示すと、次表のとおりとなっている。

表 公的資金による資本増強の対象とされた金融機関(平成 19 事業年度末現在)

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
1	㈱りそなホールディングス	注(1)	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
		①旧㈱大和銀行	平成 11 年 3 月	4,080	2,446	1,633
		①㈱りそな銀行	平成 15 年 6 月	19,600	27	19,572
		②旧㈱あさひ銀行	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
			平成 11 年 3 月	5,000	3,430	1,569
	③㈱近畿大阪銀行	平成 13 年 4 月	600	—	600	
計			31,280	7,904	23,375	
2	中央三井トラスト・ホールディングス㈱(平成 19 年 9 月 30 日以前は三井トラスト・ホールディングス㈱)	④旧三井信託銀行㈱	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
			平成 11 年 3 月	4,002	1,870	2,132
		⑤旧中央信託銀行㈱	平成 10 年 3 月	600	600	—
			平成 11 年 3 月	1,500	—	1,500
計			7,102	3,470	3,632	
3	㈱新生銀行	⑥旧㈱日本長期信用銀行	平成 10 年 3 月	1,766	466	1,300
			平成 12 年 3 月	2,400	1,200	1,200
	計			4,166	1,666	2,500
4	㈱あおぞら銀行	⑦旧㈱日本債券信用銀行	平成 10 年 3 月	600	—	600
			平成 12 年 10 月	2,600	1,047	1,552
	計			3,200	1,047	2,152
5	㈱ほくほくフィナンシャルグループ	⑧㈱北陸銀行	平成 10 年 3 月	200	200	—
			平成 11 年 9 月	750	350	400
		⑨㈱北海道銀行	平成 12 年 3 月	450	—	450
	計			1,400	550	850
6	⑩㈱千葉興業銀行		平成 12 年 9 月	600	—	600
7	㈱西日本シティ銀行	⑪旧㈱福岡シティ銀行	平成 14 年 1 月	700	350	350
8	⑫㈱紀陽ホールディングス		平成 18 年 11 月	315	—	315
9	⑬㈱東日本銀行		平成 13 年 3 月	200	—	200
10	⑭㈱岐阜銀行		平成 13 年 4 月	120	—	120
11	⑮㈱豊和銀行		平成 18 年 12 月	90	—	90
12	⑯㈱琉球銀行		平成 11 年 9 月	400	340	60
13	⑰㈱関東つくば銀行		平成 15 年 9 月	60	—	60
14	㈱みずほフィナンシャルグループ	⑱旧㈱第一勧業銀行	平成 10 年 3 月	990	990	—
			平成 11 年 3 月	9,000	9,000	—
		⑲旧㈱富士銀行	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
			平成 11 年 3 月	10,000	10,000	—
		⑳旧㈱日本興業銀行	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
			平成 11 年 3 月	6,000	6,000	—
		㉑旧安田信託銀行㈱	平成 10 年 3 月	1,500	1,500	—
計			29,490	29,490	—	

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
15	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	⑳旧㈱三和銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	7,000	7,000	—
		㉑旧㈱東海銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
		㉒旧東洋信託銀行㈱	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
		㉓旧三菱信託銀行㈱	平成10年3月	500	500	—
平成11年3月	3,000	3,000	—			
㉔旧㈱東京三菱銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—		
	計			22,000	22,000	—
16	㈱三井住友フィナンシャルグループ	㉕旧㈱さくら銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	8,000	8,000	—
		㉖旧㈱住友銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	5,010	5,010	—
	計			15,010	15,010	—
17	㉗住友信託銀行㈱	平成10年3月	1,000	1,000	—	
		平成11年3月	2,000	2,000	—	
		計		3,000	3,000	—
18	㉘㈱横浜銀行	平成10年3月	200	200	—	
		平成11年3月	2,000	2,000	—	
		計		2,200	2,200	—
19	㈱あしぎんフィナンシャルグループ 注(2)	㉙㈱足利銀行	平成10年3月	300	300	—
			平成11年9月	750	750	—
			平成11年11月	300	300	—
		計			1,350	1,350
20	㈱もみじホールディングス	㉚旧㈱広島総合銀行	平成11年9月	400	400	—
21	㉛㈱八千代銀行		平成12年9月	350	350	—
22	㉜㈱熊本ファミリー銀行		平成12年2月	300	300	—
23	㈱九州親和ホールディングス 注(3)	㉝旧㈱九州銀行	平成14年3月	300	300	—
24	㉞㈱関西さわやか銀行		平成13年3月	120	120	—
25	㉟㈱和歌山銀行		平成14年1月	120	120	—
	合	計		124,274	89,967	34,306

注(1) 旧㈱大和銀行は合併等により㈱りそな銀行となったが、旧㈱大和銀行が存続会社であることから㈱りそな銀行と同一法人として整理している。

注(2) ㈱あしぎんフィナンシャルグループは、子会社の㈱足利銀行が15年11月29日に特別危機管理銀行になったことにより、会社更生手続を経て17年12月26日に解散した。

注(3) ㈱九州親和ホールディングスは、子会社の㈱親和銀行(旧㈱九州銀行)が別の銀行持株会社の完全子会社として経営統合されることに伴い19年8月29日に解散した。

(7) 日本郵政公社

この公社は、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに簡易に利用できる生命保険を提供する業務、当該業務を行うための施設その他の経営資源を活用して行う国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1兆2688億0787万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同公社は、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の規定により19年10月1日に解散し、その一切の権利及び義務は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんば生命保険及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がそれぞれ承継した。

同公社の19事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務別の貸借対照表、損益計算書、郵便貯金資金の運用資産、簡易生命保険資金の運用資産及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同公社の19事業年度は、19年4月1日から同年9月30日までである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	338,456,824,943	349,818,485,085
(うち有価証券)	(254,800,063,564)	(249,235,118,865)
(うち預託金)	(38,858,500,000)	(52,243,500,000)
負 債	330,775,392,400	339,685,974,443
(うち郵便貯金)	(180,064,175,085)	(185,822,575,851)
(うち保険契約準備金)	(111,936,937,010)	(113,108,840,761)
資 本	7,681,432,543	10,132,510,642
(うち資本金)	(1,268,807,877)	(1,268,807,877)
(うち利益剰余金)	(5,010,841,096)	(6,415,420,493)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	9,921,643,631	19,604,064,589
(うち簡易生命保険業務収益)	(7,318,295,771)	(14,668,582,008)
経 常 費 用	8,713,808,641	18,304,699,142
(うち業務費)	(7,423,419,192)	(15,640,070,334)
経 常 利 益	1,207,834,990	1,299,365,447
特 別 利 益	20,569,136	27,459,090
特 別 損 失	1,579,238,157	206,836,549
契約者配当準備金繰入額	91,168,477	177,420,915
当期純利益(△当期純損失)	△ 442,002,508	942,567,072
当期末処分利益(△当期末処理損失)	△ 442,002,508	942,567,072
(利益の処分(△損失の処理))		
積立金(△積立金取崩額)	△ 442,002,508	942,567,072

なお、特別損失の主なもの、整理資源負担金等一括処理額(注2)の1兆4195億7897万余円及び価格変動準備金繰入額の460億3714万余円である。

(注2) 整理資源負担金等一括処理額 整理資源、恩給負担金及び公務災害補償年金に係る当期首時点の要引当額を、一括計上することにより発生した損失

ア 郵便業務

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	2,076,473,275	2,245,364,283
(うち建物)	(1,024,985,955)	(982,340,287)
負 債	3,410,156,029	2,764,366,776
(うち退職給付引当金)	(2,080,894,743)	(1,362,171,447)
資 本	△ 1,333,682,754	△ 519,002,492
(うち利益剰余金)	(△ 755,462,722)	(59,217,538)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
営 業 収 益	854,481,918	1,913,444,661
営 業 原 価	833,154,821	1,785,994,865
営 業 総 利 益	21,327,096	127,449,796
販売費及び一般管理費	53,655,077	99,460,500
営業利益(△営業損失)	△ 32,327,980	27,989,296
営 業 外 収 益	4,656,449	8,179,805
営 業 外 費 用	4,594,154	7,313,031
経常利益(△経常損失)	△ 32,265,685	28,856,069
特 別 利 益	1,868,948	6,023,450
特 別 損 失	784,283,524	33,006,380
当期純利益(△当期純損失)	△ 814,680,261	1,873,140

なお、特別損失の主なもの、整理資源負担金等一括処理額の7390億2024万余円である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
普通通常郵便物取扱数	9,117,961千通	21,711,599千通
特殊通常郵便物取扱数	288,216千通	572,567千通
小包郵便物取扱数	1,180,352千個	2,317,414千個

イ 郵便貯金業務

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	222,515,789,667	231,628,239,578
(うち国債)	(155,210,921,413)	(146,721,107,248)
(うち預託金)	(38,858,500,000)	(52,243,500,000)
負 債	214,929,905,423	223,213,756,872
(うち定額郵便貯金)	(113,886,536,535)	(119,894,046,986)
資 本	7,585,884,243	8,414,482,706
(うち利益剰余金)	(5,766,303,818)	(6,356,202,955)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	1,771,539,336	3,058,909,038
(うち有価証券利息)	(879,746,317)	(1,490,178,827)
経 常 費 用	954,458,904	2,081,530,186
(うち借入金利息)	(245,055,985)	(619,326,333)
経常利益	817,080,432	977,378,851
特 別 利 益	8,379,425	12,802,093
特 別 損 失	452,782,104	49,487,013
当 期 純 利 益	372,677,753	940,693,931

なお、特別損失の主なもの、整理資源負担金等一括処理額の4112億4010万余円である。

(ウ) 郵便貯金資金の運用資産		
区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
郵便貯金資金現在額	180,440,935,944	185,097,796,485
(エ) 主な業務実績		
区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
郵便貯金現在高	180,909,927,005	186,969,153,053
ウ 簡易生命保険業務		
(ア) 貸借対照表		
区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	114,925,328,828	116,611,301,752
(うち 国債)	(67,219,389,610)	(65,437,303,998)
負 債	113,496,097,773	114,374,271,322
(うち 責任準備金)	(107,658,249,719)	(108,717,697,417)
資 本	1,429,231,054	2,237,030,429
(イ) 損益計算書		
区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	7,336,214,374	14,726,107,285
(うち 保険料収入)	(4,570,205,683)	(9,245,093,341)
経 常 費 用	6,895,729,031	14,431,944,096
(うち 保険金等支払金)	(6,580,234,820)	(13,536,888,580)
経 常 利 益	440,485,343	294,163,188
特 別 利 益	10,370,404	10,951,560
特 別 損 失	359,687,270	127,693,833
契約者配当準備金繰入額	91,168,477	177,420,915

なお、特別損失の主なものは、整理資源負担金等一括処理額の2693億1862万余円、価格変動準備金繰入額の460億3714万余円及び減損損失の242億6891万余円である。

(ウ) 簡易生命保険資金の運用資産		
区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
簡易生命保険資金現在額	111,632,628,677	112,185,951,030
(エ) 主な業務実績		
区 分	19事業年度	(18事業年度)
(保 険)		
簡易生命保険契約の年度 未保有契約	件 数 55,179千件	56,963千件
	保 険 金 額 152,298,879,249千円	157,115,027,339千円
同 新 規 契 約	件 数 1,197千件	2,380千件
	保 険 金 額 3,551,775,383千円	6,904,102,852千円
(年 金 保 険)		
簡易生命保険契約の年度 未保有契約	件 数 6,562千件	6,741千件
	年 金 額 2,404,504,765千円	2,459,332,175千円
同 新 規 契 約	件 数 137千件	270千件
	年 金 額 53,621,375千円	101,534,915千円

なお、この公社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(769ページ参照)を掲記した。

(8) 東京地下鉄株式会社

この会社は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を営営することを目的として設立されているもので、19事業年度末現在の資本金は581億円(うち国の出資310億3431万余円)となっている。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	1,279,668,781	1,275,352,223
(うち鉄道事業固定資産)	(976,260,449)	(990,278,786)
負 債	1,014,385,774	1,048,029,254
純 資 産	265,283,006	227,322,969
(うち資本金)	(58,100,000)	(58,100,000)
(うち資本準備金)	(62,167,000)	(62,167,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	340,911,681	333,023,538
(うち鉄道事業営業収益)	(330,194,242)	(320,204,922)
経 常 費 用	264,840,880	265,145,085
(うち鉄道事業営業費)	(237,547,822)	(234,840,342)
経 常 利 益	76,070,801	67,878,452
特 別 利 益	6,347,343	16,571,900
特 別 損 失	6,558,557	4,917,402
法人税、住民税及び事業税	22,300,000	22,600,000
法人税等調整額	8,607,918	4,735,043
当期純利益	44,951,669	52,197,907
当期末処分利益	18,368,584	29,937,147

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	52,219,011	29,958,251
特別償却準備金の積立	△ 47,223	△ 47,521
特別償却準備金の取崩	32,029	55,773
別途積立金の積立	△ 11,381,390	△ 29,945,399
剰余金の配当	△ 6,972,000	—
当期純利益	44,951,669	52,197,907
(当期変動額合計)	26,583,084	22,260,760
繰越利益剰余金(当期末残高)	78,802,096	52,219,011

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	183.2km	183.2km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	2,276百万人	2,153百万人
輸 送 人 キ ロ	18,024百万人キロ	16,938百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	2,653両	2,533両

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別検査の結果」に「駅改良工事における土留壁に使用する土留仮設鋼材の材料費の積算を適切なものとするよう改善させたもの」(772ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)を掲記した。

(9) 成田国際空港株式会社

この会社は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどにより、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1000億円(全額国の出資)となっている。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	948,156,029	965,573,585
(うち 建設物)	(335,163,841)	(350,221,288)
(うち 土地)	(268,388,837)	(267,341,968)
負 債	741,846,731	764,746,722
(うち 社債)	(448,304,960)	(452,768,872)
(うち 長期借入金)	(207,267,800)	(221,733,900)
純 資 産	206,309,297	200,826,863
(うち 資本金)	(100,000,000)	(100,000,000)
(うち 資本準備金)	(52,000,000)	(52,000,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	163,265,393	160,418,641
(うち 空港使用料収入)	(52,336,365)	(53,266,435)
経 常 費 用	144,186,315	139,350,479
(うち 営業原価)	(115,751,131)	(110,579,082)
経 常 利 益	19,079,077	21,068,161
特 別 利 益	101,627	228,078
特 別 損 失	3,756,148	3,740,608
法人税、住民税及び事業税	4,723,310	6,805,768
過年度法人税、住民税及び事業税	514,307	—
法人税等調整額	1,610,504	437,553
当 期 純 利 益	8,576,434	10,312,310

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	10,226,841	14,153,012
剰 余 金 の 配 当	△ 3,094,000	△ 2,000,000
圧縮記帳積立金の積立て	—	△ 85,469
別途積立金の積立て	△ 7,132,841	△ 12,153,012
当 期 純 利 益	8,576,434	10,312,310
(変 動 額 合 計)	△ 1,650,407	△ 3,926,170
繰越利益剰余金(当期末残高)	8,576,434	10,226,841

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
空港の供用		
航空機発着回数	194,115回	190,636回
航空旅客数	35,388,987人	35,335,610人
航空貨物取扱数量	2,224,077 t	2,220,481 t
航空燃料供給量	5,622,869 kl	5,698,370 kl

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「無償で貸し付けている土地の貸付契約について、借受者と有償化に向けた協議を行い、社内規程に適合したものとすよう適宜の処置を要求したもの」(775 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(10) 東日本高速道路株式会社、(11) 中日本高速道路株式会社、(12) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、各会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で東日本高速道路株式会社525億円、中日本高速道路株式会社650億円、西日本高速道路株式会社475億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産 (うち仕掛道路資産)	719,233,248 (302,258,925)	678,129,876 (277,109,484)
負 債 (うち道路建設関係社債) (うち道路建設関係長期 借入金)	589,918,877 (224,447,994) (97,700,000)	553,115,636 (164,657,166) (120,451,000)
純 資 産 (うち資本金) (うち資本剰余金)	129,314,370 (52,500,000) (58,793,635)	125,014,239 (52,500,000) (58,793,635)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち料金収入)	927,360,994 (705,100,353)	854,453,437 (708,948,938)
経 常 費 用 (うち道路資産賃借料)	919,843,790 (532,254,422)	840,950,566 (526,849,081)
経 常 利 益	7,517,204	13,502,871
特 別 利 益	347,136	469,758
特 別 損 失	294,210	890,705
法人税、住民税及び事業 税	3,270,000	5,580,000
当 期 純 利 益	4,300,130	7,501,925

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	8,135,071	6,218,679
別途積立金の積立て	△ 6,268,654	△ 5,585,533
当 期 純 利 益	4,300,130	7,501,925
(変 動 額 合 計)	△ 1,968,523	1,916,392
繰越利益剰余金(当期末残高)	6,166,548	8,135,071

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末	(18事業年度末)
供 用	41路線 3,447km	42路線 3,390km
建 設	11路線 414km	12路線 484km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「高機能舗装工事における排水柵の改良及び突起型路面標示の設置について、標準的な仕様及びこの仕様を反映した積算の基準を定めることにより、適切かつ経済的に実施するよう改善させたもの」(778ページ参照)及び「職員の不正行為による損害が生じたもの」(784ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産 (うち仕掛道路資産)	1,183,161,075 (775,462,584)	980,299,708 (583,014,312)
負 債 (うち道路建設関係社債) (うち道路建設関係長期) (借入金)	1,015,570,639 (433,814,238) (352,646,000)	823,069,976 (264,289,136) (328,497,000)
純 資 産 (う ち 資 本 金) (う ち 資 本 剰 余 金)	167,590,435 (65,000,000) (71,650,292)	157,229,731 (65,000,000) (71,650,292)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益 (う ち 料 金 収 入)	726,986,525 (604,342,180)	673,970,846 (610,341,446)
経 常 費 用 (うち道路資産賃借料)	710,547,172 (466,497,399)	659,871,101 (465,802,777)
経 常 利 益	16,439,352	14,099,745
特 別 利 益	447,050	532,291
特 別 損 失	46,840	820,388
法人税、住民税及び事業税	7,170,000	5,780,000
法 人 税 等 調 整 額	△ 691,141	20,002
当 期 純 利 益	10,360,704	8,011,645

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	8,011,645	12,567,792
高速道路事業積立金の積立	△ 6,174,183	△ 11,084,890
別途積立金の積立	△ 1,837,461	△ 1,482,902
当 期 純 利 益	10,360,704	8,011,645
(変 動 額 合 計)	2,349,058	△ 4,556,147
繰越利益剰余金(当期末残高)	10,360,704	8,011,645

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末	(18事業年度末)
供 用	23路線 1,714km	22路線 1,693km
建 設	9路線 455km	9路線 478km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「高機能舗装工事における排水柵の改良及び突起型路面標示の設置について、標準的な仕様及びこの仕様を反映した積算の基準を定めることにより、適切かつ経済的に実施するよう改善させたもの」(778 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産 (うち仕掛道路資産)	609,400,759 (229,524,144)	596,078,903 (217,272,128)
負 債 (うち道路建設関係社債) (うち道路建設関係長期) (借入金)	480,906,280 (206,244,466) (43,000,000)	473,071,754 (144,620,162) (82,316,000)
純 資 産 (う ち 資 本 金) (う ち 資 本 剰 余 金)	128,494,479 (47,500,000) (55,497,524)	123,007,148 (47,500,000) (55,497,524)

第6章 第2節 第7 2 事業団等 (10) 東日本高速道路株式会社、(11) 中日本高速道路株式会社、(12) 西日本高速道路株式会社

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常収益 (うち料金収入)	904,823,425 (655,453,233)	775,311,410 (663,791,016)
経常費用 (うち道路資産賃借料)	897,099,456 (491,273,759)	759,526,923 (491,795,979)
経常利益	7,723,969	15,784,487
特別利益	1,552,913	1,322,253
特別損失	639,188	1,042,788
法人税、住民税及び事業税	3,270,000	6,300,000
法人税等調整額	△ 119,636	△ 210,000
当期純利益	5,487,330	9,973,951
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	10,729,558	10,035,672
別途積立金の積立て	△ 8,171,404	△ 9,280,064
当期純利益	5,487,330	9,973,951
(変動額合計)	△ 2,684,073	693,886
繰越利益剰余金(当期末残高)	8,045,485	10,729,558

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末	(18事業年度末)
供 用	50路線 3,293km	49路線 3,258km
建 設	9路線 240km	10路線 276km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「高機能舗装工事における排水柵の改良及び突起型路面標示の設置について、標準的な仕様及びこの仕様を反映した積算の基準を定めることにより、適切かつ経済的に実施するよう改善させたもの」(778 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(13) 本州四国連絡高速道路株式会社

この会社は、本州と四国を連絡する自動車専用道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で40億円(うち国の出資26億6522万円)となっている。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産 (うち高速道路事業固定 資産)	41,006,126 (9,225,187)	40,115,119 (9,048,067)
負 債 (うち道路建設関係長期 借入金)	29,944,389 (2,058,000)	29,925,678 (1,850,000)
純 資 産 (うち資本金) (うち資本剰余金)	11,061,737 (4,000,000) (4,000,000)	10,189,440 (4,000,000) (4,000,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常収益 (うち料金収入)	84,731,048 (77,095,242)	80,315,634 (77,535,135)
経常費用 (うち道路資産賃借料)	82,871,547 (57,435,984)	77,775,335 (57,812,871)
経常利益	1,859,500	2,540,298
特別損失	140,612	230,747
法人税、住民税及び事業税	846,591	1,087,741
当期純利益	872,296	1,221,809
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	1,252,612	967,631
別途積立金の積立て	△ 1,153,177	△ 936,828
当期純利益	872,296	1,221,809
(変動額合計)	△ 280,880	284,981
繰越利益剰余金(当期末残高)	971,731	1,252,612

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末	(18事業年度末)
供 用	3路線 172km	3路線 172km

なお、この会社について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(14) 日本郵政株式会社

この会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うことなどを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で3兆5000億円(全額国の出資)となっている。

なお、同会社は、19年10月1日に、郵政民営化法(平成17年法律第97号)に規定する承継計画において定められた業務等を解散した日本郵政公社から承継したものである。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産		
(うち関係会社株式)	9,705,592,327	301,532,610
(うち未収入金)	(9,194,774,335)	(200,000)
	(271,699,514)	(—)
負 債		
(うち退職給付引当金)	1,659,040,986	1,177,470
(うち未払法人税等)	(1,321,456,653)	(18,537)
	(249,446,902)	(290,820)
純 資 産		
(うち資本金)	8,046,551,340	300,355,139
(うち資本剰余金)	(3,500,000,000)	(150,000,000)
	(4,503,856,095)	(150,000,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常収益 (うち貯金旧勘定交付金)	137,175,133 (51,185,646)	4,830,111 (—)
経常費用 (うち受託業務費用)	99,350,793 (36,549,802)	4,443,744 (—)

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 利 益	37,824,340	386,367
特 別 利 益	62,553	—
特 別 損 失	785,580	466
法人税、住民税及び事業 税	△ 7,230,667	321,590
法 人 税 等 調 整 額	1,733,486	76,564
当期純利益(△当期純損失)	42,598,494	△ 12,253
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	96,750	109,003
当期純利益(△当期純損失)	42,598,494	△ 12,253
社会・地域貢献基金	△ 4,259,849	—
(変 動 額 合 計)	38,338,645	△ 12,253
繰越利益剰余金(当期末残高)	38,435,395	96,750

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度
関係会社受入手数料	5社
会 社 数	13,443,953千円
金 額	37,113,801千円
受 託 業 務 収 益	

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に、「パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の購入に係る契約条件等を把握することなどにより、経済的な購入を行える体制の整備を図るよう是正改善の処置を求めたもの」(785 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人及び国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人及び国立大学法人等のうち、独立行政法人38及び国立大学法人6の平成19年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

(1) 独立行政法人情報通信研究機構

この独立行政法人は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究・開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保・増進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1713億3682万余円(うち国の出資1680億5146万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、基盤技術研究促進、債務保証、出資、通信・放送承継及び衛星管制債務償還の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	134,151,588	135,774,877
(うち建物)	(19,828,798)	(20,230,140)
(うち土地)	(36,310,306)	(36,310,306)
負 債	51,306,357	48,394,782
(うち運営費交付金債務)	(4,930,478)	(2,837,309)
(うち未払金)	(11,996,092)	(14,368,311)
(うち資産見返負債)	(19,538,337)	(21,409,284)
(注1) 純 資 産	82,845,231	87,380,094
(うち資本金)	(85,104,064)	(85,104,064)
(うち資本剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 5,402,360)	(△ 2,652,016)
	(3,143,528)	(4,928,046)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(注2) 損益外減価却累計額△20,678,561千円及び損益外減損損失累計額△662,610千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	43,719,793	48,135,588
(うち研究業務費)	(33,323,373)	(34,584,131)
経 常 収 益	42,034,398	45,279,734
(うち運営費交付金収益)	(28,919,527)	(29,857,438)
(うち受託収入)	(5,591,486)	(6,574,315)
経 常 損 失	1,685,395	2,855,853
臨 時 損 失	1,052,592	2,558,130
臨 時 利 益	983,217	253,903
当 期 純 損 失	1,784,518	5,186,927
当 期 総 利 益	54,763	523,985

(利益の処分)

(当期末処分利益)

当 期 総 利 益	54,763	523,985
-----------	--------	---------

(利益処分額)

積 立 金	48,651	523,985
-------	--------	---------

独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額

広報・知財・環境積立金	6,112	—
-------------	-------	---

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
新世代ネットワーク構築技術の研究開発等	14,576,717	17,247,755
大学や民間企業を結集した研究プロジェクトの推進等	13,753,518	15,047,890

イ 基盤技術研究促進勘定

この勘定は、基盤技術研究の委託及びジャパントラストによる海外研究者の招へいに関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	8,070,074	8,333,492
(うち投資有価証券)	(6,608,503)	(6,607,029)
負 債	1,181,818	1,497,290
(うち未払金)	(1,174,289)	(1,489,880)
純 資 産	6,888,255	6,836,201
(うち資本金)	(58,731,000)	(54,891,000)
(うち繰越欠損金)	(△ 51,842,744)	(△ 48,054,798)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち民間基盤技術研究 促進業務費)	4,124,590 (4,095,448)	4,635,726 (4,605,647)
経常収益 (うち事業収入) (うち財務収益)	472,163 (45,595) (220,873)	963,059 (17,823) (220,867)
経常損失	3,652,427	3,672,667
臨時損失	308,992	—
臨時利益	173,540	—
当期純損失	3,787,946	3,672,731
当期総損失	3,787,946	3,672,731
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	3,787,946	3,672,731
前期繰越欠損金	48,054,798	44,382,067
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	51,842,744	48,054,798

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度		(18事業年度)	
	件	千円	件	千円
民間基盤技術研究促進業務	20	3,771,765	18	3,478,490
継続案件 新規案件	3	141,049	8	934,114
海外研究者招へい業務	3	5,585	3	4,964

ウ 債務保証勘定

〔 この勘定は、特定通信・放送事業に対する支援及び情報通信インフラの高度テレビジョン放送施設整備事業に対する債務保証に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産 (うち投資有価証券)	6,156,047 (5,758,332)	6,075,164 (5,753,356)
負債	21,605	3,109
純資産 (うち資本金) (うち資本剰余金) (うち利益剰余金)	6,134,441 (3,233,500) (2,386,650) (514,291)	6,072,055 (3,233,500) (2,386,650) (451,905)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち通信・放送事業支 援業務費)	49,872 (45,386)	54,505 (50,001)
経常収益 (事業収入)	112,271	117,044
経常利益	62,398	62,539
当期純利益	62,386	62,527
当期総利益	62,386	62,527
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	62,386	62,527
(利益処分量)		
積立金	62,386	62,527

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
事業年度末債務保証残高	1者 112,000千円	— —
保証料収入	1,120千円	—
利子補給金の支給	64件 24,943千円	60件 24,520千円

エ 出 資 勘 定

この勘定は、民間企業等への出資及び情報通信ベンチャーに対するテレコムベンチャー投資事業組合による間接出資に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産		
(うち投資有価証券)	2,548,073	2,665,561
(うち関係会社株)	(2,123,209)	(1,850,053)
	(380,728)	(380,728)
負 債	1,678	128
純 資 産	2,546,394	2,665,433
(うち資本金)	(5,350,000)	(5,350,000)
(うち繰越欠損金)	(△ 2,825,511)	(△ 2,828,916)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	32,660	84,697
(うち財務費用)	(31,046)	(83,048)
経 常 収 益	13,548	5,135
(財務収益)		
経 常 損 失	19,111	79,561
臨 時 利 益	22,517	—
当期純利益(△当期純損失)	3,404	△79,563
当期総利益(△当期総損失)	3,404	△79,563

(損失の処理)

(当期末処理損失)

当期総利益(△当期総損失)	3,404	△79,563
前期繰越欠損金	2,828,916	2,749,353
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	2,825,511	2,828,916

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
事業年度末出資残高	3社 837,051千円	4社 1,433,489千円

オ 通 信 ・ 放 送 承 継 勘 定

この勘定は、基盤技術研究促進センターから承継した株式の処分及び貸付債権の管理・回収に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産		
(うち投資有価証券)	18,879,459	19,164,339
	(18,082,381)	(17,642,232)
負 債	851,862	1,350,913
(うち長期借入金)	(408,499)	(788,500)
純 資 産	18,027,596	17,813,425
(うち資本金)	(18,918,256)	(18,918,256)
(うち繰越欠損金)	(△ 890,659)	(△ 1,104,830)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち通信・放送承継業 務費)	70,254 (40,026)	95,112 (49,905)
経常収益 (うち財務収益)	284,447 (252,400)	295,431 (245,520)
経常利益	214,192	200,319
当期純利益	214,170	200,298
当期総利益	214,170	200,298
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益	214,170	200,298
前期繰越欠損金	1,104,830	1,305,128
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	890,659	1,104,830

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
貸付金回収金額	322,728千円	607,986千円
事業年度末貸付金残高	10件	15件
金 額	528,090千円	850,818千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基 準による分類		
一 般 債 権	489,840千円	774,840千円
破 産 更 生 債 権 等	38,250千円	75,978千円
貸 倒 引 当 金	48,696千円	62,484千円
〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。〕		

カ 衛星管制債務償還勘定

〔 この勘定は、衛星管制業務のために借り入れた無利子借入金の管理・返済に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	1,081,690	1,741,777
(うち投資有価証券)	(494,791)	(992,404)
負 債	1,014,867	1,691,321
(うち長期借入金)	(338,262)	(1,014,787)
純 資 産	66,822	50,455
(利 益 剰 余 金)		

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (一般管理費)	77	98
経常収益 (財務収益)	16,445	34,327
経常利益	16,367	34,228
当期純利益	16,367	34,228
当期総利益	16,367	34,228
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	16,367	34,228
(利益処分量)		
積立金	16,367	34,228

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
借入金返済	676,525	676,525

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの」(115 ページ参照)及び「通信・放送新規事業助成事業の実施に当たり、事業の一部が低額で実施されていたため、助成対象事業費の精算が過大となっているもの」(792 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(2) 独立行政法人放射線医学総合研究所

この独立行政法人は、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で336億4845万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	43,009,994	42,465,337
(うち 建物)	(16,981,167)	(17,132,758)
(うち 土地)	(8,910,000)	(8,910,000)
負 債	16,710,106	15,947,827
(うち 運営費交付金債務)	(1,087,849)	(1,204,986)
(うち 未払金)	(2,823,756)	(1,205,219)
(うち 資産見返負債)	(9,755,336)	(10,569,323)
(注1)		
純 資 産	26,299,888	26,517,509
(うち 資 本 金)	(33,648,457)	(33,648,457)
(注2)		
(うち 資本剰余金)	(△ 7,677,087)	(△ 7,347,854)
(注3)		
(うち 利益剰余金)	(328,518)	(216,906)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△15,338,381千円及び損益外減損損失累計額△7,506千円が含まれている。

(注3) 前中期目標期間繰越積立金10,521千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	17,702,011	16,213,865
(うち 研究業務費)	(16,680,317)	(15,248,392)
経 常 収 益	17,813,278	16,409,690
(うち 運営費交付金収益)	(11,581,552)	(10,530,003)
(うち 臨床医学事業収益)	(2,394,218)	(2,171,899)
経 常 利 益	111,266	195,824
臨 時 損 失	689,231	231,084
臨 時 利 益	689,578	231,084

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
当期純利益	111,612	195,824
前中期目標期間繰越積立 金取崩額	5,279	5,279
当期総利益	116,892	201,104
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	116,892	201,104
(利益処分量)		
積立金	112,479	189,676
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けようと する額(注4)		
研究促進開発等積立金 (注4) 18事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。	4,412	11,427

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
放射線に関するライフサイ エンス研究	11,123,373	—
放射線安全研究	2,307,971	—
緊急被ばく医療研究	860,218	—
基盤技術研究及び人材育 成その他業務	2,406,032	—

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「医療用装置の維持管理に係る業務の請負契約に当たり、仕様が適切でなかったため、契約額が割高となっているもの」(794 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(3) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

この独立行政法人は、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で3154億1873万余円(うち国の出資3112億1755万余円)となっている。

同法人の会計は、農業技術研究業務、基礎的研究業務、民間研究促進業務、農業機械化促進業務及び特例業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 農業技術研究業務勘定

〔 この勘定は、農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験研究等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	271,760,866	276,836,565
(うち建物)	(62,366,756)	(65,158,735)
(うち土地)	(182,329,587)	(182,898,287)
負 債	16,332,160	17,281,235
(うち運営費交付金債務)	(1,467,374)	(782,862)
(うち未払金)	(3,512,853)	(5,128,968)
(うち資産見返負債)	(10,172,803)	(10,270,921)
(注1)		
純 資 産	255,428,706	259,555,330
(うち資本金)	(261,512,313)	(261,512,313)
(注2)		
(うち資本剰余金)	(△ 8,345,972)	(△ 3,890,952)
(うち利益剰余金)	(2,262,364)	(1,933,969)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(注2) 損益外減価償却累計額△24,304,120千円及び損益外減損損失累計額△258,484千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	50,435,111	50,158,378
(うち研究業務費)	(45,388,802)	(45,002,784)
経 常 収 益	50,694,830	50,327,430
(うち運営費交付金収益)	(38,185,598)	(38,068,302)
(うち受託収入)	(9,981,609)	(8,871,213)
経 常 利 益	259,719	169,051
臨 時 損 失	131,228	110,440
臨 時 利 益	274,792	51,420
当 期 純 利 益	328,395	35,309
当 期 総 利 益	745,317	612,257
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	745,317	612,257
(利益処分額)		
積 立 金	745,317	612,257

(ウ) 主な業務実績

- 食料・農業・農村の動向分析及び農業技術開発の予測と評価
- 農業の競争力強化と健全な発展に資する研究
- 食の安全・消費者の信頼確保と健全な食生活の実現に資する研究
- 美しい国土・豊かな環境と潤いのある国民生活の実現に資する研究
- 研究活動を支える基盤的研究

イ 基礎的研究業務勘定

この勘定は、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験研究の他への委託等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	2,880,059	3,148,053
(うち現金及び預金)	(310,804)	(108,901)
(うち工具器具備品)	(2,208,981)	(2,672,705)
負 債	2,802,446	2,960,567
(うち運営費交付金債務)	(269,141)	(58,376)
(うち資産見返負債)	(2,256,068)	(2,607,716)
(うちUR対策事業運用)	(250,384)	(261,563)
(利益金等負債)		

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
純 資 本 産 (う ち 資 本 金)	77,612 (1,506,791)	187,486 (1,506,791)
(う ち 資 本 剰 余 金) (う ち 利 益 剰 余 金)	(注 3) (△ 1,441,727) (12,548)	(△ 1,320,599) (1,294)

(注 3) 損益外減価償却累計額△238,251 千円及び損益外減損損失累計額△444 千円が含まれている。

(イ) 損 益 計 算 書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (う ち 業 務 費)	7,180,036 (7,075,868)	7,071,917 (6,950,417)
経 常 収 益 (う ち 運 営 費 交 付 金 収 益) (う ち 事 業 収 益)	7,169,907 (6,351,354) (1,921)	7,060,937 (6,332,332) (2,369)
経 常 損 失	10,129	10,980
臨 時 損 失	286,010	8,105
臨 時 利 益	307,788	20,836
当 期 純 利 益	11,253	1,264
当 期 総 利 益	11,253	1,294
(利 益 の 処 分)		
(当 期 未 処 分 利 益)		
当 期 総 利 益	11,253	1,294
(利 益 処 分 額)		
積 立 金	11,253	1,294

(ウ) 主 な 業 務 実 績

- 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業
- 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業

ウ 民間研究促進業務勘定

この勘定は、生物系特定産業技術に関する試験研究の政府等以外の者への委託等の業務に関する
経理を行うものである。

(ア) 貸 借 対 照 表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産 (う ち 有 価 証 券) (う ち 投 資 有 価 証 券)	8,301,701 (580,000) (7,199,399)	8,243,380 (1,330,000) (6,399,342)
負 債 (う ち 未 払 金) (う ち 賞 与 引 当 金)	13,145 (2,155) (9,399)	12,862 (2,372) (9,204)
純 資 産 (う ち 資 本 金)	8,288,555 (8,987,930)	8,230,517 (8,319,930)
(う ち 資 本 剰 余 金)	(注 4) (△ 273)	(△ 273)

(注 4) 損益外減損損失累計額分である。

(イ) 損 益 計 算 書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (う ち 民 間 委 託 研 究 業 務 費)	826,580 (714,897)	357,527 (229,547)
経 常 収 益 (う ち 研 究 支 援 事 業 収 入) (う ち 財 務 収 益)	216,534 (2,544) (213,919)	268,575 (16,498) (251,980)
経 常 損 失	610,046	88,952
臨 時 損 失	1	13
臨 時 利 益	244	4
当 期 純 損 失	609,961	89,138
当 期 総 損 失	609,961	89,138

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	609,961	89,138
前期繰越欠損金	89,138	—
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	699,100	89,138

(ウ) 主な業務実績

民間研究促進業務に係る委託事業

民間研究促進を中心とした産学官連携のための事業

エ 農業機械化促進業務勘定

〔 この勘定は、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	15,188,144	15,290,545
(うち建物)	(2,027,556)	(2,128,626)
(うち土地)	(10,161,500)	(10,161,500)
負 債	673,212	592,459
(うち運営費交付金債務)	(230,334)	(121,265)
(うち未払金)	(158,148)	(225,531)
(うち資産見返負債)	(261,993)	(226,366)
純 資 産	14,514,931	14,698,085
(うち資本金)	(15,298,698)	(15,298,698)
(うち資本剰余金)	(注5)	
(うち利益剰余金)	(△ 829,664)	(△ 629,929)
	(45,897)	(29,316)

(注5) 損益外減価却累計額△1,326,631千円及び損益外減損損失累計額△718千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	1,949,448	1,875,958
(うち研究業務費)	(1,544,250)	(1,463,926)
経 常 収 益	1,969,913	1,900,900
(うち運営費交付金収益)	(1,700,545)	(1,684,146)
(うち受託収入)	(96,627)	(65,150)
経 常 利 益	20,465	24,942
臨 時 損 失	2,014	—
臨 時 利 益	2,339	—
当 期 純 利 益	16,581	20,732
当 期 総 利 益	17,322	24,835

(利益の処分)

(当期末処分利益)

当期総利益	17,322	24,835
(利益処分額)		
積立金	17,322	24,835

(ウ) 主な業務実績

農業機械・装置等の開発

農業機械の検査、鑑定等

オ 特例業務勘定

〔 この勘定は、17年度まで民間研究促進業務勘定にて実施していた出融資事業について、株式の処分及び貸付債券の管理・回収等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産		
(うち現金及び預金)	2,421,240	2,834,571
(うち有価証券)	(25,468)	(29,033)
負 債		
(うち一年以内返済予定)	815,023	1,222,596
(長期借入金)	(307,600)	(407,600)
(うち未払金)	(1,111)	(719)
純 資 産	1,606,216	1,611,975
(うち資本金)	(28,113,000)	(28,113,000)
(うち資本剰余金)	(817,080)	(817,080)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	98,357	498,304
(うち関係会社株式清算)	(31,563)	(21,632)
経 常 収 益	89,182	463,911
(うち出融資事業収入)	(28,341)	(46,880)
(うち財務収益)	(36,658)	(33,073)
臨 時 利 益	3,455	5,942
当 期 純 損 失	5,758	28,463
当 期 総 損 失	5,758	28,463
(損 失 の 処 理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 損 失	5,758	28,463
前 期 繰 越 欠 損 金	27,318,105	27,289,641
(損 失 処 理 額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	27,323,863	27,318,105

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(出 資 事 業)		
清算及び株式の売却	会社数 6社	7社
	金額 128,909千円	233,485千円
(融 資 事 業)		
貸付金回収	金額 301,540千円	404,640千円

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「産学官の共同研究を目的とした共同研究施設の運営及び共同研究機器の利用に当たり、その実態を十分把握するなどして、共同研究の推進を図るよう改善の処置を要求したもの」(796 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(4) 独立行政法人農業生物資源研究所

この独立行政法人は、生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で403億1906万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	43,009,171	43,402,907
(うち 建物)	(12,749,962)	(13,064,635)
(うち 土地)	(23,774,704)	(23,780,216)
負 債	5,298,647	5,136,615
(うち 運営費交付金債務)	(706,676)	(481,426)
(うち 長期リース債務)	(908,731)	(1,147,964)
(うち 資産見返負債)	(2,331,611)	(2,176,068)
(注1)		
純 資 産	37,710,524	38,266,292
(うち 資 本 金)	(40,319,066)	(40,319,066)
(注2)		
(うち 資本剰余金)	(△ 2,983,743)	(△ 2,444,767)
(注3)		
(うち 利益剰余金)	(375,201)	(391,993)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価却累計額△6,191,190千円、損益外固定資産除売却額△2,250,284千円及び損益外減損損失累計額△4,549千円が含まれている。

(注3) 前中期目標期間繰越積立金251,820千円が含まれている。

第6章
第2節
第7
2
独立行政法人
(4)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	12,333,789	11,225,841
(うち 研究業務費)	(11,301,939)	(10,193,172)
経 常 収 益	12,316,624	11,086,290
(うち 運営費交付金収益)	(6,875,610)	(6,665,130)
(うち 受託収入)	(4,995,535)	(3,975,446)
経 常 損 失	17,165	139,551
臨 時 損 失	32,207	140,286
臨 時 利 益	32,580	140,286
当 期 純 損 失	16,792	139,551
前中期目標期間繰越積立金取崩額	86,101	193,623
当 期 総 利 益	69,309	54,072
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	69,309	54,072
(利益処分額)		
積 立 金	69,309	54,072

独立行政法人農業生物資源研究所

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
アグリバイオリソースの高度化と活用研究	5,344,140	4,122,235
ゲノム情報と生体情報に基づく革新的農業生産技術の研究開発	2,666,922	3,019,952
バイオテクノロジーを活用した新たな生物産業の創出を目指した研究開発	1,494,825	1,250,486

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステムの運用支援業務等の労務費の積算に当たり、業務の内容に適合した経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求めたもの」(803ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082ページ参照)を掲記した。

(5) 独立行政法人日本貿易保険

この独立行政法人は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1043億5232万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	302,163,949	377,995,009
(うち有価証券)	(212,973,186)	(192,789,347)
(注1) (うち保険代位債権等)	(239,280,668)	(356,172,216)
(注2) (うち貸倒引当金)	(△ 201,815,891)	(△ 300,462,414)
負 債	35,350,260	27,472,771
(うち責任準備金)	(13,183,667)	(12,558,960)
(うち預り金)	(10,485,435)	(7,698)
(注3) 純 資 産	266,813,689	350,522,237
(うち資本金)	(104,352,324)	(104,352,324)
(うち資本剰余金)	(140,651,545)	(140,651,545)
(うち利益剰余金)	(21,809,819)	(105,518,367)

(注1) 債務国の債務救済措置を交渉するために設けられた主要先進国会議(パリクラブ)等において債務免除による債務救済措置が合意されたイラク向け債権を保険代位債権等から除く会計処理を行ったため減少している。

(注2) 貸倒引当金は、独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令(平成13年経済産業省令第104号)第7条第2項及び附則第3条第2項の規定に基づき計上することとされている。

(注3) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	12,705,829	12,519,853
(うち正味収入保険料)	(9,614,947)	(9,187,471)
経 常 費 用	11,432,832	7,081,249
(うち事業費及び一般管 理費)	(7,985,438)	(6,404,740)
経 常 利 益	1,272,996	5,438,604
特 別 利 益	1,865,561	19,411,851
特 別 損 失	86,847,106	458,731
当期総利益(△当期総損失)	△ 83,708,547	24,391,723
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 83,708,547	24,391,723
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	24,391,723
積立金取崩額	80,933,627	—
次期繰越欠損金	2,774,920	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
保 險 引 受 件 数	228,672件	251,671件
金 額	9,463,334,203千円	14,615,531,638千円
保 險 金 支 払 件 数	91件	159件
金 額	3,799,649千円	2,431,259千円

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(6) 独立行政法人産業技術総合研究所

この独立行政法人は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で2860億8612万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	365,820,959	374,663,644
(うち建物)	(144,608,973)	(151,098,101)
(うち土地)	(114,447,042)	(114,447,042)
負 債	47,438,535	46,786,660
(うち運営費交付金債務)	(4,810,338)	(5,089,103)
(うち資産見返負債) (注1)	(25,760,433)	(22,797,029)
純 資 産	318,382,424	327,876,984
(うち資本金)	(286,086,122)	(286,086,122)
(うち資本剰余金)	(13,269,039)	(22,254,178)
(うち利益剰余金)	(19,027,261)	(19,536,683)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△80,098,082千円及び損益外減損損失累計額△237,447千円が含まれている。

(注3) 前中期目標期間繰越積立金3,019,506千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	95,188,796	96,673,762
(うち研究業務費)	(82,162,129)	(83,448,208)
経 常 収 益	94,644,508	99,086,728
(うち運営費交付金収益)	(66,313,397)	(65,883,672)
(うち受託収益)	(21,712,741)	(26,738,893)
経常利益(△経常損失)	△ 544,287	2,412,966
臨 時 損 失	423,512	390,791
臨 時 利 益	458,378	365,948
当期純利益(△当期純損失)	△ 509,421	2,388,123
前中期目標期間繰越積立 金取崩額	2,641,178	4,184,745
当 期 総 利 益	2,131,756	6,572,868
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	2,131,756	6,572,868
(利益処分額)		
積 立 金	1,855,515	6,348,141
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けよう とする額(注4)		
研究施設等整備積立 金	276,241	224,727

(注4) 18事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
鉱工業の科学技術に関する 研究及び開発	61,360,593	60,887,229

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
計量の標準の設定、計量器の検定、検査、研究及び開発	7,535,756	7,306,735
地 質 の 調 査	6,859,850	8,595,878

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(7) 独立行政法人造幣局

この独立行政法人は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うことなどにより、通貨制度の安定に寄与すること、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で668億5726万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	112,389,620	112,002,163
(うち建物)	(14,725,144)	(14,926,539)
(うち土地)	(45,807,490)	(45,807,490)
負 債	29,521,015	31,426,566
(うち退職給付引当金)	(22,601,305)	(23,836,203)
(注) 純 資 産	82,868,605	80,575,596
(うち資本金)	(66,857,260)	(66,857,260)
(うち資本剰余金)	(223,300)	(222,167)
(うち利益剰余金)	(15,788,044)	(13,496,168)

(注) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	28,172,392	28,669,362
(うち売上高)	(27,487,365)	(28,128,641)
経 常 費 用	24,581,195	25,983,607
(うち売上原価)	(17,926,471)	(19,338,320)
経 常 利 益	3,591,196	2,685,754
特 別 利 益	1,075	190,305
特 別 損 失	13,284	16,560
当 期 純 利 益	3,578,988	2,859,499
目的積立金取崩額	127,698	7,335
当 期 総 利 益	3,706,687	2,866,834
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	3,706,687	2,866,834
(積立金振替額)		
目 的 積 立 金	4	—
(利益処分額)		
積 立 金	3,706,691	2,866,834

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
貨幣の製造	1,120,080千枚	1,206,670千枚
勲章、褒章の製造	27千個	30千個
金属工芸品の製造	88千個	58千個
記念貨幣等の販売	757千セット	1,167千セット

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「宿舍、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地について、利用状況を考慮するなどして保有の必要性を検討するとともに、不要な資産の確実な国庫返納に備えるよう改善の処置を要求したもの」(807 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(8) 独立行政法人国立印刷局

この独立行政法人は、日本銀行券の製造を行うことなどにより、通貨制度の安定に寄与すること、官報及び法令全書等の刊行物の編集、印刷等を行うことなどにより公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、印紙、郵便切手等の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うことなどによりその確実な提供を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で3008億0025万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	452,329,920	442,476,294
(うち 建物)	(39,170,077)	(40,255,556)
(うち 土地)	(190,112,883)	(192,712,431)
負 債	111,153,445	113,550,860
(うち退職給付引当金)	(93,454,379)	(97,839,011)
(注)		
純 資 産	341,176,474	328,925,433
(うち 資 本 金)	(300,800,250)	(300,800,250)
(うち 利 益 剰 余 金)	(40,549,021)	(28,125,182)

(注) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	81,949,963	85,785,198
(うち 売上高)	(76,386,619)	(80,499,568)
経 常 費 用	71,874,263	78,190,934
(うち 売上原価)	(58,282,682)	(63,435,274)
経 常 利 益	10,075,699	7,594,264
特 別 利 益	2,364,203	1,462,499
特 別 損 失	16,064	451,301
当 期 純 利 益	12,423,838	8,605,462
当 期 総 利 益	12,423,838	8,605,462
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	12,423,838	8,605,462
(利益処分額)		
積 立 金	12,423,838	8,605,462

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
日本銀行券の売上	3,300,000千枚	3,500,000千枚
郵便切手の売上	3,289,676千枚	3,181,962千枚
旅券冊子の売上	4,686千冊	5,093千冊

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「インキ用材料の購入契約について、製造会社と直接契約することにより、購入価額の節減を図るよう改善させたもの」(813 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(9) 独立行政法人農畜産業振興機構

この独立行政法人は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で359億8991万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、畜産、野菜、砂糖、でん粉、生糸、補給金等、肉用子牛及び債務保証の8勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。このうち、でん粉勘定は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)の改正により、同法人が19年4月1日から輸入に係る指定でん粉等の売買業務、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付業務等を新たに行うこととなり、これに関する経理を行うために設けられたものである。

ア 畜産勘定

この勘定は、国内産の指定乳製品及び指定食肉の売買保管業務等並びに国内産牛乳の学校給食用供給事業に対する補助業務及び畜産業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	267,320,332	229,127,605
(うち現金及び預金)	(227,905,959)	(189,391,999)
(うち投資有価証券)	(29,290,655)	(29,949,710)
負 債	232,916,764	195,017,533
(うち運営費交付金債務)	(—)	(425,262)
(うち調整資金)	(143,735,696)	(134,149,980)
(うち畜産業振興資金)	(82,334,546)	(53,330,557)
(注1) 純 資 産	34,403,567	34,110,072
(うち資本金)	(29,966,262)	(29,966,262)
(うち利益剰余金)	(4,437,305)	(4,143,809)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務経費)	115,091,584 (81,575,620)	60,052,492 (55,377,177)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち補助金等収益)	74,841,498 (664,445) (71,918,051)	49,768,565 (457,267) (48,193,338)
経常損失	40,250,086	10,283,926
臨時損失	257	537,118
臨時利益	40,543,839	10,771,233
当期純利益(△当期純損失)	293,495	△ 49,811
当期総利益(△当期総損失)	293,495	△ 49,811
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期未処分利益又は当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	293,495	△ 49,811
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	293,495	—
積立金取崩額	—	49,811

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
畜産業振興事業に対する補助	33事業項目 78,915,947千円	34事業項目 52,659,216千円
学校給食用牛乳供給事業に対する補助に係る供給実績	384,487 <i>kl</i>	386,529 <i>kl</i>

イ 野菜勘定

この勘定は、指定野菜生産者補給交付金及び契約指定野菜生産者補給交付金の交付業務等並びに野菜農業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産	93,956,685	94,976,319
(うち現金及び預金)	(15,685,128)	(7,309,118)
(うち投資有価証券)	(71,278,529)	(75,832,774)
負債	93,544,882	94,564,516
(うち野菜生産出荷安定資金)	(82,475,455)	(83,987,670)
(うち野菜農業振興資金)	(10,258,100)	(9,677,689)
純資産	411,802	411,802
(うち資本金)	(293,139)	(293,139)
(うち利益剰余金)	(118,663)	(118,663)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務経費)	20,999,557 (20,639,906)	16,952,475 (16,562,395)
経常収益 (うち補助金等収益) (うち財務収益)	20,997,578 (19,502,779) (1,491,788)	16,931,015 (15,317,941) (1,607,459)
経常損失	1,979	21,459
臨時利益	1,979	21,459
当期純利益	—	—
当期総利益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
指定野菜生産者補給交付金の交付	18,834,187千円	14,073,709千円

区 分	19事業年度	(18事業年度)
野菜農業振興事業に対する補助	2事業項目 395,418千円	2事業項目 532,273千円

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人 (9) 独立行政法人農畜産業振興機構

ウ 砂糖勘定

この勘定は、輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売買業務、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	1,969,676	2,757,604
(うち現金及び預金)	(965,750)	(1,492,831)
(うち未収金)	(806,275)	(1,046,458)
負 債	44,651,029	52,830,875
(うち運営費交付金債務)	(—)	(262,358)
(うち短期借入金)	(23,568,073)	(32,864,952)
純 資 産	△ 42,681,352	△ 50,073,270
(繰越欠損金)		

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	52,969,406	78,319,657
(うち業務経費)	(52,203,654)	(77,363,997)
経 常 収 益	60,097,245	60,507,660
(うち運営費交付金収益)	(1,352,855)	(1,341,182)
(うち糖価調整事業収入)	(51,644,538)	(50,146,190)
経常利益(△経常損失)	7,127,839	△ 17,811,996
臨 時 損 失	638	—
臨 時 利 益	264,717	51,933,648
当 期 純 利 益	7,391,917	34,121,652
当 期 総 利 益	7,391,917	34,121,652
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	7,391,917	34,121,652
前 期 繰 越 欠 損 金	50,073,270	84,194,923
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	42,681,352	50,073,270

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
輸入に係る指定糖の売買	1,397,665t	1,363,350t
国内産糖の交付金の交付 決定数量	459,275t	804,207t
甘味資源作物の交付金の 交付決定数量	1,170,573t	—

エ でん粉勘定

この勘定は、輸入に係る指定でん粉等の売買業務、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円
資 産	1,468,632
(うち現金及び預金)	(244,484)
(うち未収金)	(1,215,319)
負 債	984,787
(うち運営費交付金債務)	(—)
(うち短期借入金)	(727,822)
純 資 産	483,845
(利益剰余金)	

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円
経常費用 (うち業務経費)	6,865,872 (6,756,967)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うちでん粉価格調整事 業収入)	7,349,718 (506,118) (6,842,938)
経常利益	483,845
当期純利益	483,845
当期総利益	483,845
(利益の処分)	
(当期未処分利益)	
当期総利益	483,845
(利益処分量)	
積立金	483,845

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度
輸入に係る指定でん粉等の 売買	1,755,433t
でん粉原料用いもの交付 金の交付決定数量	145,278t
国内産いもでん粉の交付 金の交付決定数量	69,754t

オ 生糸勘定

この勘定は、輸入生糸の売買保管業務及び蚕糸業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	684,489	5,727,133
(うち現金及び預金)	(684,163)	(668,552)
(うち投資有価証券)	(—)	(4,759,507)
負 債	338,288	6,510,067
(うち運営費交付金債務)	(—)	(150,497)
(うち短期借入金)	(—)	(5,911,207)
(うち蚕糸業振興資金)	(337,376)	(445,763)
純 資 産	346,200	△ 782,934
(うち資本金)	(5,030,300)	(5,030,300)
(うち資本剰余金)	(—)	(△ 5,559)
(うち繰越欠損金)	(4,684,099)	(5,807,674)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務経費)	894,760 (833,947)	972,597 (908,325)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち補助金等収益)	1,820,352 (154,522) (1,430,518)	5,103,008 (33,298) (4,841,280)
経常利益	925,592	4,130,411
臨時損失	6,953	—
臨時利益	204,936	201,124
当期純利益	1,123,575	4,331,536
当期総利益	1,123,575	4,331,536
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当期総利益	1,123,575	4,331,536
前期繰越欠損金	5,807,674	10,139,211
(損失処分量)		
次期繰越欠損金	4,684,099	5,807,674

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
輸入申告に係る生糸の売 買	13,208俵	15,582俵

カ 補給金等勘定

この勘定は、加工原料乳についての生産者補給交付金の交付業務及び輸入乳製品の売買保管業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	32,369,593	30,506,781
(うち現金及び預金)	(32,162,147)	(30,304,784)
(うちたな卸資産)	(133,561)	(127,244)
負 債	5,225,274	5,226,287
(うち未払金)	(4,242,917)	(4,255,714)
(うち受入保証金)	(427,207)	(236,221)
純 益 資 産 (利 益 剰 余 金)	27,144,318	25,280,493

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (うち業務経費)	32,157,674 (31,869,150)	26,727,082 (26,554,884)
経 常 収 益 (うち補助金等収益) (うち輸入乳製品売渡収 入)	34,021,499 (19,064,103) (14,777,343)	26,652,047 (20,259,663) (6,286,336)
経常利益(△経常損失)	1,863,825	△ 75,035
当期純利益(△当期純損失)	1,863,825	△ 75,035
当期総利益(△当期総損失)	1,863,825	△ 75,035
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	1,863,825	△ 75,035
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	372,765	—
畜産勘定への繰入額	1,491,060	—
積立金取崩額	—	75,035

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
生産者補給交付金の交付	対象数量 1,961,398t 交付金額 20,692,758千円	2,030,000t 21,111,999千円
(注2) ホエイ及び調製ホエイ	買 入 れ 3,811t 売 渡 し 3,811t	4,279t 4,279t

(注2) 生乳を乳酸菌で発酵させるなどしてできた乳清を粉末状にしたもの

キ 肉用子牛勘定

この勘定は、肉用子牛についての生産者補給交付金及び生産者積立助成金の交付業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	636,662	797,826
(うち現金及び預金)	(109,199)	(91,839)
(うち投資有価証券)	(249,075)	(248,919)
負 債	287,651	469,264
(うち運営費交付金債務)	(—)	(35,897)
(うち未払金)	(213,013)	(335,105)

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
純 資 産 (うち 資 本 金)	349,011	328,562
(うち 利 益 剰 余 金)	(328,562)	(328,562)
	(20,448)	(一)
 (イ) 損 益 計 算 書		
区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (うち 業 務 経 費)	7,763,124	6,684,447
	(7,663,795)	(6,569,089)
経 常 収 益 (うち 運 営 費 交 付 金 収 益)	7,779,063	4,360,294
(うち 業 務 財 源 受 入)	(175,138)	(184,424)
	(7,600,281)	(4,171,888)
経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	15,939	△ 2,324,152
臨 時 利 益	4,509	2,234
当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	20,448	△ 2,321,917
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	20,448	△ 2,321,917
(利 益 の 処 分 又 は 損 失 の 処 理)		
(当 期 未 処 分 利 益 又 は 当 期 未 処 理 損 失)		
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	20,448	△ 2,321,917
(利 益 処 分 額 又 は 損 失 処 理 額)		
積 立 金	20,448	—
積 立 金 取 崩 額	—	2,321,917
 (ウ) 主 な 業 務 実 績		
区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
生 産 者 補 給 交 付 金 の 交 付	2,158,678	683,480
生 産 者 積 立 助 成 金 の 交 付	4,258,055	4,401,077

ク 債 務 保 証 勘 定

この勘定は、農畜産業振興事業団が乳業者等の借入金に対して行った債務保証契約に係る業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸 借 対 照 表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	391,621	386,153
(うち 現 金 及 び 預 金)	(50,494)	(46,012)
(うち 投 資 有 価 証 券)	(340,000)	(340,000)
負 債	1,949	1,994
(うち 賞 与 引 当 金)	(67)	(73)
(うち 退 職 給 付 引 当 金)	(1,850)	(1,854)
純 資 産	389,672	384,158
(うち 資 本 金)	(371,650)	(371,650)
(うち 利 益 剰 余 金)	(18,021)	(12,507)

(イ) 損 益 計 算 書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (うち 一 般 管 理 費)	1,378	1,413
	(746)	(747)
経 常 収 益 (うち 財 務 収 益)	5,134	3,427
	(5,133)	(3,426)
経 常 利 益	3,755	2,013
臨 時 利 益	1,758	2,548
当 期 純 利 益	5,513	4,562
当 期 総 利 益	5,513	4,562
(利 益 の 処 分)		
(当 期 未 処 分 利 益)		
当 期 総 利 益	5,513	4,562
(利 益 処 分 額)		
積 立 金	5,513	4,562

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「国産稲わら等確保促進事業の実施に当たり、補助対象数量に販売の事実がない稲わら等の数量を含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの」(817 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(10) 独立行政法人緑資源機構

この独立行政法人は、農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で6807億1871万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は20年4月1日に解散し、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成20年法律第8号)の規定により、国が承継する資産を除き、同法人の一切の権利及び義務は、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターに承継された。

同法人の会計は、造林及び林道等の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 造林勘定

この勘定は、森林所有者自らによる造林が困難な奥地水源地域において水源林造成をする業務及び中山間地域において水源林造成と一体として森林を整備する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	951,912,281	927,120,364
(うち現金及び預金)	(1,893,361)	(2,118,213)
(うち水源林)	(947,791,764)	(922,680,439)
負 債	207,783,651	217,684,402
(うち短期借入金)	(14,877,500)	(15,125,000)
(うち長期借入金)	(172,980,000)	(182,757,500)
(注1)		
純 資 産	744,128,629	709,435,961
(うち資本金)	(678,255,947)	(664,567,947)
(注2)		(注3)
(うち資本剰余金)	(65,503,676)	(44,763,417)
(うち利益剰余金)	(369,004)	(104,596)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(注2) 損益外減損損失累計額△1,296千円が含まれている。

(注3) 損益外減損損失累計額△1,206千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	4,900,743	5,184,810
(うち財務費用)	(4,134,985)	(4,494,817)
経 常 収 益	5,165,152	5,258,627
(うち国庫補助金等収益)	(4,520,341)	(4,741,984)
(うち財務収益)	(246,195)	(330,325)

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常利益	264,408	73,816
当期純利益	264,408	73,816
当期総利益	264,408	73,816
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	264,408	73,816
(利益処分額)		
積立金	264,408	73,816

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
水源林造成事業 植栽	3,785ha	3,923ha

イ 林道等勘定

この勘定は、森林整備に不可欠な林道網の骨格となる幹線林道の整備、中山間地域において水源林造成と一体として行う農用地等の整備、農用地及び土地改良施設等の整備並びに海外における持続可能な農業農村開発に資する調査等を実施する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	504,004,428	522,282,654
(うち林道建設仮勘定)	(252,518,259)	(278,382,524)
(うち農用地整備建設仮勘定)	(117,293,909)	(99,194,899)
負 債	492,282,840	514,923,716
(うち資産見返補助金等)	(279,126,240)	(286,240,297)
(うち長期借入金)	(125,289,615)	(137,136,744)
純 資 産	11,721,588	7,358,937
(うち資本金)	(2,462,769)	(2,462,769)
(うち資本剰余金)	(注4)	(注4)
(うち利益剰余金)	(△ 176,965)	(△ 184,881)
	(9,435,783)	(5,081,049)

(注4) 損益外減損損失累計額分である。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用	39,498,004	32,573,534
(うち林道整備譲渡原価)	(33,900,796)	(1,400,911)
(うち農用地整備譲渡原価)	(—)	(24,926,327)
経常収益	39,873,478	32,880,144
(うち農用地整備割賦譲渡収入)	(—)	(7,476,451)
(うち資産見返補助金等戻入)	(27,818,140)	(18,598,247)
経常利益	375,474	306,609
臨時損失	22,259	286
臨時利益	4,001,519	140,857
当期純利益	4,354,734	447,180
目的積立金取崩額	426,442	363,593
当期総利益	4,781,176	810,774
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	4,781,176	810,774
(利益処分額)		
積立金	(注5) 7,666,010	810,774

(注5) 19事業年度の積立金には、独立行政法人会計基準第94に基づく振替額2,884,833千円が含まれている。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
緑資源幹線林道事業	27路線 7.5km	27路線 24.7km
特定中山間保全整備事業	2区域 2,777,446千円	1区域 2,305,733千円
農用地総合整備事業	7区域 17,747,364千円	7区域 19,588,669千円

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(11) 独立行政法人国際協力機構

この独立行政法人は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行うことにより、これらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で833億3286万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、独立行政法人会計基準が19年11月19日に改訂されたことなどに伴い、18事業年度までは資本の区分であったが19事業年度からは純資産の区分に変更され、また、19事業年度の額と18事業年度の額とを一部対比できないものがある。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	106,752,582	112,647,995
(うち現金及び預金)	(37,362,258)	(41,292,092)
(うち建物)	(34,190,424)	(35,727,495)
負 債	32,285,826	25,577,441
(うち運営費交付金債務)	(6,898,768)	(—)
(うち未払金)	(21,508,261)	(22,143,307)
純 資 産	74,466,756	87,070,553
(うち資本金)	(83,332,866)	(88,508,041)
(うち資本剰余金)	(注1) (△ 11,225,025)	(うち資本剰余金) (△ 9,050,279)
(うち利益剰余金)	(注2) (2,358,914)	(うち利益剰余金) (7,612,791)

(注1) 損益外減価償却累計額△10,313,421千円及び損益外減損損失累計額△587,808千円が含まれている。

(注2) 前中期目標期間繰越積立金2,319,583千円が含まれている。

なお、19事業年度において、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第15条第3項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である18事業年度末の利益剰余金76億1279万余円のうち、4億9025万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	157,899,702 (144,834,553)	162,212,119 (152,110,449)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち受託収入)	153,145,575 (148,122,292) (2,562,664)	168,103,309 (161,853,657) (2,591,133)
経常利益(△経常損失)	△ 4,754,126	5,891,190
臨時損失	16,132	98,833
臨時利益	6,716	714
当期純利益(△当期純損失)	△ 4,763,542	5,793,071
前中期目標期間 繰越積立金取崩額	4,802,873	5,793,071
当期総利益 (利益の処分)	39,330	(利益の処分)
(当期未処分利益)		(当期未処分利益)
当期総利益 (利益処分額)	39,330	5,793,071
積立金	39,330	(利益処分額)
		積立金
		5,793,071

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
技術協力の実施に関する業務		
技術研修員受入	8,878人	9,013人
技術協力プロジェクト 調査団派遣	546件	549件
専門家派遣	4,744人	4,672人
機材供与	3,030,337千円	4,741,510千円
開発調査プロジェクト 調査	200件	210件
無償資金協力の実施に必要な業務		
事前調査	176件	205件
国民等の協力活動の促進 及び助長に関する業務		
ボランティア派遣	5,644人	5,825人
移住者に対する支援に関する業務		
日本語学校生徒研修受入	48人	49人
災害緊急援助の実施に関する業務		
緊急援助物資供与	24件	16件
国際緊急援助隊の派遣	1件	2件
人員の養成及び確保に関する業務		
国際協力専門員の委嘱	79人	84人
専門家派遣前集合研修	370人	339人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「政府開発援助の実施に当たり、外務省及び独立行政法人国際協力機構において、援助の効果が十分発現するよう意見を表示したものの」(142 ページ参照)及び「派遣システムの開発に当たり、基本設計書の内容を十分に確認することなどにより、追加的な費用や新たな開発費用の発生を抑えるよう改善させたもの」(819 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)、「政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等について」(1043 ページ参照)、「ODA 事業の執行状況について」(1069 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(12) 独立行政法人国際交流基金

この独立行政法人は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1129億7085万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産		
(うち投資有価証券)	112,414,918	114,844,037
(うち建物)	(82,447,669)	(85,191,245)
	(10,257,579)	(10,732,253)
負 債		
(うち未払金)	2,261,116	2,533,508
(うち資産見返運営費交 付金)	(878,407)	(1,638,900)
	(765,040)	(789,512)
(注1) 純 資 産	110,153,802	112,310,528
(うち資本金)	(112,970,859)	(112,970,859)
(うち資本剰余金)	(注2) △ 2,297,514	△ 1,726,453
(うち利益剰余金)	△ 507,970	(1,066,123)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△3,066,208千円、損益外減損損失累計額△126千円及び民間出えん金900,261千円が含まれている。

なお、19事業年度において、独立行政法人国際交流基金法(平成14年法律第137号)第14条第3項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である18事業年度末の利益剰余金10億6612万余円のうち、2億9779万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	17,816,129	17,482,251
(うち在外事業費)	(4,085,306)	(3,233,836)
経 常 収 入	16,539,829	16,552,311
(うち運営費交付金収益)	(12,587,326)	(13,348,862)
(うち運用収益)	(2,105,373)	(2,026,580)
経 常 損 失	1,276,300	929,940
臨 時 損 失	2,275	—
臨 時 利 益	2,275	—
当 期 純 損 失	1,276,300	929,940
前中期目標期間繰越積立 金取崩額	768,329	—
承 継 積 立 金 取 崩 額	—	1,150,007
当期総利益(△当期総損失)	△ 507,970	220,066
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 507,970	220,066
(積立金振替額)		
承 継 積 立 金	—	257,209
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	477,276
次 期 繰 越 欠 損 金	507,970	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
文化芸術交流事業 海外展	167件	165件
海外日本語事業 日本語教育専門家派遣	112件	134件
海外日本研究・知的交流 事業		
知的交流会議	83件	86件

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「日米センター助成事業における助成金の額の確定に当たり、助成対象額の審査が適切でなかったため、助成金の交付が不当と認められるもの」(823 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(13) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

この独立行政法人は、石油代替エネルギーに関する技術等及び鉱工業の技術に関し、次の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保等に資することを目的として設置されているものである。

- ① 民間の能力を活用して行う研究開発
- ② 民間において行われる研究開発の促進
- ③ これらの技術の利用の促進等

その資本金は19事業年度末現在で1437億1137万余円(うち国の出資1434億9589万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、電源利用、エネルギー需給、基盤技術研究促進、鉱工業承継、石炭経過、特定事業活動等促進経過の7勘定に区分して経理されている。

このうち、エネルギー需給勘定は、19年4月1日に石油及びエネルギー需給構造高度化勘定から名称が変更されたものである。

同法人の勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	26,291,769	28,563,296
(うち現金及び預金)	(21,783,446)	(26,063,274)
(うち長期前渡金)	(1,941,845)	(685,532)
負 債	22,250,391	25,057,995
(うち運営費交付金債務)	(—)	(1,066,557)
(うち未払金)	(20,144,706)	(23,067,841)
(注1)		
純 資 産	4,041,378	3,505,300
(うち資本金)	(2,603,327)	(2,603,327)
(注2)		
(うち資本剰余金)	(△ 50,800)	(△ 40,680)
(うち利益剰余金)	(1,488,851)	(942,653)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(注2) 損益外減価償却累計額△42,491千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	46,203,041 (43,681,974)	53,267,326 (51,182,613)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち補助金等収益)	46,749,493 (43,125,887) (2,705,288)	53,626,571 (50,689,301) (2,281,521)
経常利益	546,452	359,245
臨時損失	447	8,302
臨時利益	192	5,699
当期純利益	546,197	356,643
当期総利益	546,197	356,643
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当期総利益	546,197	356,643
(利益処分量)		
積立金	546,197	356,643

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
バイオテクノロジー・医療技術開発事業	13,773,146	16,578,067
研究開発推進事業	9,063,987	12,589,538
機械システム技術開発事業	6,104,666	6,952,526

イ 電源利用勘定

この勘定は、発電に利用する技術の開発及び導入等の電源利用対策業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産	16,974,628	21,281,299
(うち現金及び預金)	(15,795,463)	(19,139,735)
(うち未収金)	(18,642)	(984,091)
負債	14,665,456	19,329,488
(うち運営費交付金債務)	(—)	(1,313,129)
(うち未払金)	(14,411,240)	(17,684,452)
純資産	2,309,172	1,951,811
(うち資本金)	(936,457)	(936,457)
(うち資本剰余金)	(注3)	
(うち利益剰余金)	(△ 54,954)	(△ 43,894)
	(1,427,669)	(1,059,248)

(注3) 損益外減価償却累計額△46,438千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	18,993,253 (16,522,492)	27,069,278 (24,822,444)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち補助金等収益)	19,361,952 (18,709,438) (171,152)	27,466,741 (21,977,499) (5,017,845)
経常利益	368,699	397,462
臨時損失	656	4,068
臨時利益	378	1,224
当期純利益	368,420	394,618
当期総利益	368,420	394,618
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
当期総利益 (利益処分額)	368,420	394,618
積立金	368,420	394,618

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
新エネルギー技術開発事業	15,214,122	18,822,543

ウ エネルギー需給勘定

この勘定は、石油代替エネルギーに関する技術の開発及び導入を行う業務、エネルギーの使用の合理化を促進するための技術の開発及び普及を行う業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	78,831,659	85,574,145
(うち現金及び預金)	(58,946,363)	(75,542,029)
(うち未収金)	(5,960,653)	(3,874,696)
負 債	68,406,376	78,337,962
(うち運営費交付金債務)	(—)	(3,233,299)
(うち未払金)	(56,268,409)	(70,585,100)
純 資 産	10,425,283	7,236,182
(うち資本金)	(5,524,325)	(5,524,325)
(うち資本剰余金)	(△ 99,872)	(△ 83,284)
(うち利益剰余金)	(5,000,830)	(1,795,142)

(注4) 損益外減価償却累計額△78,233千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	159,753,233 (155,731,064)	160,356,639 (156,607,604)
経常収益 (うち運営費交付金収益)	162,939,120 (98,441,727)	161,697,816 (123,188,856)
(うち補助金等収益)	(61,734,291)	(36,477,415)
経常利益	3,185,887	1,341,176
臨時損失	2,048	21,521
臨時利益	21,849	36,961
当期純利益	3,205,688	1,356,617
当期総利益	3,205,688	1,356,617
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当期総利益	3,205,688	1,356,617
(利益処分額)		
積立金	3,205,688	1,356,617

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
新エネルギー技術開発事業	18,001,261	24,024,900
燃料電池・水素技術開発事業	19,388,401	21,769,673
電子・情報技術開発事業 (注5)	13,855,417	19,808,430
地域新エネルギー等導入 促進対策 (注5)	3,951,665	2,125,621
地熱開発促進調査	1,530,823	1,290,866

(注5) 18事業年度の地域新エネルギー導入促進対策及び地熱開発促進調査は、電源利用勘定に係る分である。

エ 基盤技術研究促進勘定

〔 この勘定は、民間において行われる鉱工業基盤技術に関する試験研究を促進するための業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	10,528,272	10,847,216
(うち有価証券)	(1,099,723)	(1,891,339)
(うち投資有価証券)	(8,992,090)	(8,088,395)
負 債	222,804	647,973
(うち未払金)	(29,038)	(448,223)
純 資 産	10,305,467	10,199,242
(うち資本金)	(51,637,000)	(51,637,000)
(うち資本剰余金)	(△ 3)	(△ 3)
(うち繰越欠損金)	(41,331,529)	(41,437,754)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	482,637	2,839,436
(うち業務費)	(306,806)	(2,667,924)
経 常 収 益	588,878	612,735
(うち財務収益)	(203,483)	(203,542)
経常利益(△経常損失)	106,241	△ 2,226,701
臨 時 損 失	16	0
当期純利益(△当期純損失)	106,224	△ 2,226,702
当期総利益(△当期総損失)	106,224	△ 2,226,702
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	106,224	△ 2,226,702
前期繰越欠損金	41,437,754	39,211,052
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	41,331,529	41,437,754

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
基盤技術研究促進事業	295,358	2,664,265

オ 鉱工業承継勘定

〔 この勘定は、旧新エネルギー・産業技術総合開発機構が基盤技術研究促進センターから承継した株式及び貸付金債権を承継し株式の処分等を行う業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	19,502,205	20,387,655
(うち貸付金)	(1,690,565)	(2,718,217)
(うち投資有価証券)	(15,590,781)	(15,275,450)
負 債	1,609,111	2,612,424
(うち1年内返済予定長期借入金)	(724,699)	(980,544)
(うち長期借入金)	(779,050)	(1,503,749)
純 資 産	17,893,094	17,775,230
(うち資本金)	(18,392,932)	(18,392,932)
(うち資本剰余金)	(42,183)	(42,183)
(うち繰越欠損金)	(542,022)	(659,885)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	183,304	261,088
(うち財務費用)	(83,333)	(133,176)

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常収益 (うち財務収益)	279,995 (233,496)	295,259 (218,203)
経常利益	96,690	34,170
臨時損失	8	0
臨時利益	21,181	60,107
当期純利益	117,863	94,278
当期総利益	117,863	94,278
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当期総利益	117,863	94,278
前期繰越欠損金	659,885	754,164
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	542,022	659,885

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
貸付金回収金額	1,110,952千円	1,054,760千円
事業年度末貸付金残高 件数	27件	33件
金額	1,700,855千円	2,811,807千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一般債権	1,567,285千円	2,574,962千円
貸倒懸念債権	123,280千円	143,255千円
破産更生債権等	10,290千円	93,590千円
貸倒引当金	91,872千円	191,838千円
〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。〕		

カ 石炭経過勘定

〔この勘定は、買収炭鉱に係る管理業務、債権管理・回収等業務、鉱害賠償のための担保管理等業務、鉱害復旧工事の施行等の業務等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産		
(うち投資有価証券)	53,572,262	64,393,759
(うち破産更生債権等)	(—)	(35,964,127)
	(20,693,662)	(21,517,922)
負債		
(うち未払金)	4,099,336	9,960,429
(うち退職給付引当金)	(225,422)	(5,719,399)
	(2,003,208)	(2,043,969)
純資産		
(うち資本金)	49,472,925	54,433,330
	(64,117,327)	(64,117,327)
(うち資本剰余金)	(注6)	
(うち繰越欠損金)	(△ 64,523)	(△ 58,247)
	(14,579,878)	(9,625,749)

(注6) 損益外減価償却累計額△26,910千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	5,296,810 (3,469,550)	3,798,087 (1,981,869)
経常収益 (うち補助金等収益)	342,916 (—)	2,341,682 (2,068,894)
(うち財務収益)	(320,726)	(209,424)
経常損失	4,953,893	1,456,405
臨時損失	235	171,632
臨時利益	—	48,146
当期純損失	4,954,128	1,579,891
当期総損失	4,954,128	1,579,891

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	4,954,128	1,579,891
前期繰越欠損金	9,625,749	8,045,858
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	14,579,878	9,625,749

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
貸付金回収金額	1,140,715千円	732,624千円
事業年度末貸付金残高	50件	52件
金 額	21,206,802千円	22,347,518千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一般債権	513,140千円	829,595千円
破産更生債権等	20,693,662千円	21,517,922千円
貸倒引当金	8,962,382千円	5,877,403千円

〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。〕

(備考) 鉱害復旧工事の施行等の業務は、19年3月31日に完了した。

キ 特定事業活動等促進経過勘定

〔この勘定は、同法人が産業基盤整備基金より承継した、リサイクル設備等の設置又は改善を行う事業者の借入れに係る債務保証業務に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	626,823	683,282
(うち現金及び預金)	(473,747)	(471,000)
(うち破産更生債権等)	(299,270)	(299,270)
負 債	19	78
(うち預り金)	(1)	(31)
純 資 産	626,803	683,203
(うち資本金)	(500,000)	(500,000)
(うち利益剰余金)	(126,803)	(183,203)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	62,348	28,265
(うち業務費)	(55,226)	(26,339)
経 常 収 益	5,948	3,731
(うち財務収益)	(4,808)	(2,425)
経 常 損 失	56,399	24,534
臨 時 利 益	—	41,901
当期純利益(△当期純損失)	△ 56,399	17,367
当期総利益(△当期総損失)	△ 56,399	17,367
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 56,399	17,367
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	17,367
積立金取崩額	56,399	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
事業年度末債務保証残高	1者	1者
事 業 者 保 証 額	445,500千円	583,500千円
保証料収入	1,008千円	1,281千円
金 額		

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉱工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの」(509 ページ参照)及び「地域新エネルギー導入促進事業で設置した発電施設が、ごみ処理施設から発電に適した燃料ガスが供給されないため稼働することができず、補助の目的を達していないもの」(825 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)、「文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について」(1016 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(14) 独立行政法人科学技術振興機構

この独立行政法人は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1938億8165万余円(うち国の出資1938億2455万余円)となっている。

同法人の会計は、一般及び文献情報提供の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	116,866,215	124,259,029
(うち 建物)	(28,248,428)	(29,373,958)
(うち 器具備品)	(18,019,505)	(27,908,273)
負 債	49,479,426	53,453,342
(うち 運営費交付金債務)	(6,143,109)	(—)
(うち 資産見返運営費交付金)	(36,253,397)	(45,758,475)
(注1) 純 資 産	67,386,789	70,805,687
(うち 資 本 金)	(99,747,560)	(99,747,560)
(うち 資本剰余金)	(△ 32,623,913)	(△ 30,509,943)
(うち 利益剰余金)	(263,142)	(1,568,070)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(注2) 損益外減価却累計額△16,429,007千円及び損益外減損損失累計額△1,365千円が含まれている。

(注3) 前中期目標期間繰越積立金1,428千円が含まれている。

なお、19事業年度において、独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)第20条第3項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である18事業年度末の利益剰余金15億6807万余円のうち、15億6600万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	102,769,006 (99,458,786)	107,433,782 (104,015,885)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち受託収入)	103,122,537 (87,219,325) (2,470,163)	109,909,949 (89,213,825) (2,297,948)
経常利益	353,531	2,476,167
臨時損失	8,659,527	2,200,164
臨時利益	8,604,561	44,255
法人税、住民税及び事業税	37,491	41,616
当期純利益	261,074	278,641
前中期目標期間繰越積立 金取崩額	639	—
目的積立金取崩額	—	11,627
当期総利益	261,713	290,268
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	261,713	290,268
(利益処分量)		
積立金	202,538	290,268
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けよう とする額		
業務充実改善・施設改 修等積立金	59,175	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
新技術の創出に資する研 究事業	59,578,773	63,732,907
新技術の企業化開発の推 進事業	17,966,458	17,226,673
科学技術情報の流通促進 事業	5,671,511	6,862,135
科学技術に関する研究開 発に係る交流・支援事業	3,954,143	5,160,092
科学技術に関する知識の 普及、国民の関心・理解 の増進事業	9,023,911	7,933,303

イ 文献情報提供勘定

この勘定は、科学技術に関する論文その他の文献(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録されたものを含む。)に係る情報(専ら科学技術に関する研究開発に係る交流を促進するための情報を除く。)を抄録その他の容易に検索することができる形式で提供すること(国際協力を目的として我が国の科学技術に関する情報を外国に提供することを除く。)を目的として行う業務及びこれに附帯する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	19,218,504	20,207,187
(うち建物)	(2,725,035)	(2,868,992)
(うち土地)	(4,580,220)	(4,580,220)
負 債	1,340,774	1,951,765
(うち未払費用)	(392,540)	(723,881)
(うち退職給付引当金)	(489,996)	(598,283)

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
純 資 本 産 (う ち 資 本 金)	17,877,730 (94,134,090)	18,255,421 (93,734,090)
(う ち 資 本 剰 余 金)	(14,935)	(14,935)
(う ち 繰 越 欠 損 金)	(△ 76,271,295)	(△ 75,493,603)

(注4) 損益外減損損失累計額△14,013千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (う ち 業 務 費)	5,745,073 (5,468,567)	8,535,302 (8,231,341)
経 常 収 益 (う ち 科 学 技 術 情 報 売 上)	4,922,880 (4,600,161)	7,325,086 (6,812,360)
経 常 損 失	822,192	1,210,215
臨 時 損 失	652	30,745
臨 時 利 益	49,793	—
法人税、住民税及び事業税	4,640	4,859
当 期 純 損 失	777,691	1,245,820
当 期 総 損 失	777,691	1,245,820
(損 失 の 処 理)		
(当 期 未 処 理 損 失)		
当 期 総 損 失	777,691	1,245,820
前 期 繰 越 欠 損 金	75,493,603	74,247,783
(次 期 繰 越 欠 損 金)		
次 期 繰 越 欠 損 金	76,271,295	75,493,603

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
科学技術に関する文献情報の提供事業	5,745,073	8,535,302

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「戦略的創造研究推進事業(発展研究)における研究費及び委託研究費の経理が不当と認められるもの」(828ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082ページ参照)を掲記した。

(15) 独立行政法人日本学術振興会

この独立行政法人は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で10億6358万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産 (う ち 建 物 及 び 附 属 設 備)	7,376,164 (242,396)	5,251,229 (272,714)
負 債 (う ち 運 営 費 交 付 金 債 務)	4,704,726 (—)	4,254,705 (1,039,956)
(う ち 未 払 金)	(678,339)	(1,365,829)
(う ち 長 期 預 り 寄 附 金)	(811,190)	(862,172)

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
(注1) 純 資 産 (う ち 資 本 金)	2,671,438 (1,063,587)	996,523 (1,063,587)
(注2) (う ち 資 本 剰 余 金) (う ち 利 益 剰 余 金)	(△ 193,517) (1,799,848)	(△ 159,285) (90,701)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△193,491千円及び損益外減損損失累計額△1,713千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (う ち 業 務 費)	156,927,828 (156,369,922)	138,298,292 (137,754,053)
経 常 収 益 (う ち 運 営 費 交 付 金 収 益) (う ち 寄 附 金 収 益)	158,648,568 (30,049,871) (344,046)	138,301,324 (28,997,187) (299,000)
経 常 利 益	1,720,740	3,031
臨 時 損 失	11,522	535
臨 時 利 益	—	92,029
住 民 税	70	70
当 期 純 利 益	1,709,147	94,454
当 期 総 利 益	1,709,147	94,454
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	1,709,147	94,454
前 期 繰 越 欠 損 金	—	3,753
(利益処分額)		
積 立 金	1,709,147	90,701

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
科学研究費補助事業 交付件数	39,478件	33,970件
交付金額	126,836,502千円	108,383,857千円
特別研究員の採用	4,593人	4,412人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの」(832ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082ページ参照)を掲記した。

(16) 独立行政法人理化学研究所

この独立行政法人は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で2660億4764万余円(うち国の出資2531億2623万余円)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	276,586,254	278,057,900
(うち 建物)	(121,917,469)	(125,891,217)
(うち 土地)	(54,957,434)	(54,593,498)
負 債	63,394,620	53,349,767
(うち 運営費交付金債務)	(—)	(4,272,941)
(うち 未払金)	(14,635,451)	(8,526,918)
(うち 資産見返負債)	(39,833,684)	(29,216,971)
(注1)		
純 資 産	213,191,633	224,708,133
(うち 資本金)	(266,047,642)	(266,047,642)
(注2)		
(うち 資本剰余金)	(△ 56,761,691)	(△ 43,113,435)
(うち 利益剰余金)	(3,905,682)	(1,773,925)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△70,660,055千円及び損益外減損損失累計額△261,937千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	83,516,199	82,296,393
(うち 研究費)	(77,618,499)	(76,188,000)
経 常 費 収 益	85,738,444	82,918,256
(うち 運営費交付金収益)	(57,260,709)	(59,489,967)
(うち 政府受託研究収入)	(6,876,647)	(11,256,510)
経 常 利 益	2,222,245	621,863
臨 時 損 失	254,208	122,907
臨 時 利 益	193,329	98,589
法人税、住民税及び事業税	26,610	23,940
当 期 純 利 益	2,134,756	573,605
目的積立金取崩額	18,845	—
当 期 総 利 益	2,153,601	573,605
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	2,153,601	573,605
(利益処分額)		
積 立 金	2,153,601	551,760
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額		
知的財産管理・技術移転等積立金	—	21,844

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
科学技術に関する試験及び研究等の事業	59,121,398	65,329,046
バイオリソース及びその特性情報の収集・検査・保存及び提供、並びに維持・保存及び利用のために必須な技術開発事業	2,977,349	3,012,430
研究成果の普及及び活用促進事業	1,127,248	1,119,608
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する事業	8,990,624	2,025,897

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(17) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

第6章
第2節
第7
2
独立行政法人
(17)
独立行政法人宇宙航空研究開発機構

この独立行政法人は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術(宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。)に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で5444億0806万余円(うち国の出資5444億0194万余円)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	712,316,928	784,582,030
(うち人工衛星)	(85,051,011)	(74,871,669)
(うち建設仮勘定)	(338,948,162)	(398,710,125)
負 債	295,803,763	348,684,336
(うち運営費交付金債務)	(—)	(10,658,623)
(うち前受金)	(30,262,117)	(48,350,785)
(うち資産見返負債)	(244,607,078)	(263,539,248)
(注1)		
純 資 産	416,513,165	435,897,694
(うち資本金)	(544,408,060)	(544,408,060)
(注2)		
(うち資本剰余金)	(△ 144,726,705)	(△ 107,882,000)
(うち利益剰余金又は△ 繰越欠損金)	(16,831,809)	(△ 628,366)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△128,172,856千円及び損益外減損損失累計額△151,037千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	237,031,478	237,561,232
(うち業務費)	(181,264,443)	(165,983,379)
経 常 収 益	243,758,053	241,567,435
(うち運営費交付金収益)	(101,435,994)	(87,487,615)
(うち受託収入)	(49,813,618)	(67,226,422)
経 常 利 益	6,726,575	4,006,203
臨 時 損 失	3,071,587	1,703,017
臨 時 利 益	13,828,304	625,398
法人税、住民税及び事業税	23,117	23,716
当 期 純 利 益	17,460,175	2,904,868
当 期 総 利 益	17,460,175	2,904,868
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	17,460,175	2,904,868
前 期 繰 越 欠 損 金	628,366	3,533,234
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	16,831,809	—
次 期 繰 越 欠 損 金	—	628,366

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化に係る業務	43,201,086	42,868,699
宇宙開発利用による社会経済への貢献に係る業務	94,246,895	91,522,239
国際宇宙ステーション事業の推進による国際的地位の確保と持続的発展に係る業務	14,129,201	10,943,380
宇宙科学研究に係る業務	46,724,573	56,487,784
社会的要請に応える航空科学技術の研究開発に係る業務	4,150,394	3,095,925
基礎的・先端的技術の強化に係る業務	15,448,857	13,712,429

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(18) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

この独立行政法人は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園(以下「学校」という。)の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で2261億4042万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、投票、災害共済給付、免責特約及び一般の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 投票勘定

この勘定は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)に基づくスポーツ振興投票の実施等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	25,726,741	11,348,120
(うち現金及び預金)	(12,086,786)	(899,692)
(うち未収金)	(5,239,972)	(1,197,178)
負 債	35,278,041	37,765,773
(うち一年以内返済予定)	(9,100,000)	(400,000)
(長期借入金)		
(うち未払金)	(7,927,454)	(3,153,754)
(注1)		
純 資 産	△ 9,551,299	△ 26,417,653
(繰越欠損金)		

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務経費)	45,971,180 (45,313,751)	17,052,776 (15,840,393)
経常収益 (うちスポーツ振興投票 事業収入)	64,209,631 (64,161,633)	13,891,607 (13,890,760)
経常利益(△経常損失)	18,238,451	△ 3,161,169
臨時損失	1,469,585	96,852
臨時利益	97,487	6,110,847
当期純利益	16,866,353	2,852,825
当期総利益	16,866,353	2,852,825
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当期総利益	16,866,353	2,852,825
前期繰越欠損金	26,417,653	29,270,478
(次期繰越欠損金)		
次期繰越欠損金	9,551,299	26,417,653

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
スポーツ振興くじ売上金額	63,711,847	13,470,999
スポーツ振興くじ助成額	78,500	110,847

イ 災害共済給付勘定

この勘定は、学校の管理下における児童生徒等の災害に対する災害共済給付等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産 (うち現金及び預金)	3,603,892 (3,490,776)	3,085,643 (2,976,282)
(うち未収金)	(112,721)	(109,308)
負債 (支払備金)	5,835,244	3,214,578
純資産 (繰越欠損金)	△ 2,231,351	△ 128,934

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち給付金)	19,497,322 (19,294,698)	19,599,557 (19,287,470)
経常収益 (うち災害共済給付補助 金収益)	20,335,755 (2,563,777)	20,029,195 (2,564,182)
(うち共済掛金収入)	(17,073,513)	(17,268,038)
経常利益	838,432	429,637
臨時損失	2,940,850	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 2,102,417	429,637
当期総利益(△当期総損失)	△ 2,102,417	429,637
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 2,102,417	429,637
前期繰越欠損金	128,934	558,572
(次期繰越欠損金)		
次期繰越欠損金	2,231,351	128,934

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
医療費の給付	2,167千件	2,161千件
障害見舞金の給付	497件	506件
死亡見舞金の給付	75件	74件

ウ 免責特約勘定

この勘定は、学校の管理下における児童生徒等の災害について、センターが災害共済給付を行うことにより、その価額の限度において学校の設置者の損害賠償責任を免れさせる旨の特約を付する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	2,150,315	1,997,313
(うち現金及び預金)	(1,142,487)	(1,994,183)
(うちその他の投資資産)	(1,000,000)	(—)
負 債	561,124	240,981
(支払備金)		
純 資 産	1,589,191	1,756,332
(利益剰余金)		

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	660,433	176,403
(うち支払備金繰入)	(352,968)	(—)
経 常 収 益	460,466	540,165
(うち共済掛金収入)	(442,167)	(445,875)
経常利益(△経常損失)	△ 199,966	363,761
臨 時 利 益	32,825	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 167,141	363,761
当期総利益(△当期総損失)	△ 167,141	363,761
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 167,141	363,761
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	363,761
積立金取崩額	167,141	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
免 責 処 理	387 件	12 件

エ 一 般 勘 定

この勘定は、競技場等の運営等の業務、各種スポーツ活動に対する助成及び他の勘定に属さない一切の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	229,920,614	210,203,617
(うち建物)	(46,458,080)	(30,987,589)
(うち土地)	(141,311,000)	(137,231,000)
負 債	3,272,368	4,492,984
(うち運営費交付金債務)	(—)	(687,009)
(うち未払金)	(1,531,464)	(2,118,668)
(うち資産見返負債)	(1,060,548)	(1,367,449)
純 資 本 産	226,648,245	205,710,633
(うち資本金)	(226,140,426)	(203,954,750)

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
(うち資本剰余金)	(注2) (△ 4,825,134)	(△ 3,335,301)
(うち利益剰余金)	(5,332,953)	(5,091,184)

(注2) 損益外減価償却累計額△13,619,327千円及び損益外減損損失累計額△46,408千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務経費)	10,132,246 (9,242,352)	8,412,531 (7,569,186)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち国立競技場運営収 入)	10,559,350 (5,276,372) (2,028,588)	8,204,352 (4,348,270) (1,921,224)
経常利益(△経常損失)	427,103	△ 208,178
臨時利益	—	103,802
臨時損失	311	—
当期純利益(△当期純損失)	426,792	△ 104,375
目的積立金取崩額	201,118	239,087
当期総利益	627,910	134,711
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当期総利益	627,910	134,711
(積立金振替額)		
児童生徒等健康保持増進 事業積立金	3,549,635	—
(利益処分額)		
積立金	4,177,546	134,711

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
競技大会等有料入場者数	1,807 千人	1,770 千人
スポーツ振興基金助成額	1,014,483 千円	1,068,693 千円

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)、「独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について」(997 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(19) 独立行政法人日本芸術文化振興会

この独立行政法人は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で2468億1912万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	246,949,552	249,157,316
(うち土地)	(101,444,285)	(101,008,389)
(うち投資有価証券)	(62,495,801)	(64,365,373)
負 債	5,436,004	5,199,706
(うち運営費交付金債務)	(—)	(498,547)
(うち未払金)	(1,722,988)	(1,308,140)
(うち資産見返負債)	(2,843,373)	(2,358,667)
(注1)		
純 資 産	241,513,547	243,957,609
(うち資本金)	(246,819,120)	(246,819,120)
(注2)		
(うち資本剰余金)	(△ 6,997,523)	(△ 4,397,262)
(うち利益剰余金)	(1,691,950)	(1,535,750)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△20,479,810千円及び損益外減損損失累計額△1,548千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	16,364,642	15,846,501
(うち国立劇場公演等事 業費)	(7,452,105)	(7,432,162)
経 常 収 益	16,316,197	16,353,072
(うち運営費交付金収益)	(10,837,604)	(10,562,913)
(うち事業収入)	(4,401,017)	(4,813,630)
経常利益(△経常損失)	△ 48,445	506,571
臨 時 損 失	2,339	16,206
臨 時 利 益	207,174	18,877
住 民 税	190	190
当 期 純 利 益	156,199	509,052
目的積立金取崩額	50,307	—
当 期 総 利 益	206,507	509,052
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	206,507	509,052
(積立金振替額)		
施設整備事業積立金	270,078	—
(利益処分額)		
積 立 金	476,586	238,974
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けた額		
施設整備事業積立金	—	270,078

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
伝 統 芸 能 の 公 開		
公 演 数	185公演	185公演
入 場 者 数	498千人	551千人
現 代 舞 台 芸 術 の 公 演		
公 演 数	32公演	33公演
入 場 者 数	176千人	179千人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「広報誌の調達方法を、購入による方法から自ら作成し発行する方法に改めることにより、経済的なものとするよう改善させたもの」(834ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082ページ参照)を掲記した。

(20) 独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構

この独立行政法人は、高年齢者を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で122億2758万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、高齡・障害者雇用支援、障害者職業能力開発及び障害者雇用納付金の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 高齡・障害者雇用支援勘定

この勘定は、高年齢者等の雇用に係る給付金の支給、高年齢者等の雇用に係る相談その他の援助、高齡期の職業生活設計に係る助言又は指導、障害者職業センターの設置運営等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	20,074,430	17,631,533
(うち 建物)	(3,796,961)	(3,852,389)
(うち 土地)	(6,181,468)	(6,195,378)
負 債	3,112,170	6,808,592
(うち 運営費交付金債務)	(—)	(4,806,755)
(うち 預り補助金等)	(1,516,373)	(200,857)
(注1)		
純 資 産	16,962,259	10,822,940
(うち 資 本 金)	(11,494,291)	(11,494,291)
(うち 資本剰余金)	(△ 502,539)	(△ 424,631)
(うち 利益剰余金)	(5,970,508)	(—)
(うち 繰越欠損金)	(—)	(246,719)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(注2) 損益外減価償却累計額△660,674千円及び損益外減損損失累計額△26,421千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	47,671,885	64,495,250
(うち 高齡者雇用支援事 業費)	(38,218,991)	(54,754,757)
(うち 障害者雇用支援事 業費)	(8,600,527)	(8,825,188)
経 常 収 益	53,691,835	64,495,476
(うち 運営費交付金収益)	(21,817,259)	(16,312,267)
(うち 補助金等収益)	(31,772,034)	(48,106,813)
経 常 利 益	6,019,950	225
臨 時 損 失	50,091	—
臨 時 利 益	247,368	—
当 期 純 利 益	6,217,227	225
当 期 総 利 益	6,217,227	225
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	6,217,227	225
前 期 繰 越 欠 損 金	246,719	246,945
(利益処分額又は損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	—	246,719
積 立 金	5,970,508	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
高齢者雇用支援事業 給付金の支給 件数	45,725件	66,141件
金額	31,721,193千円	47,967,183千円
障害者雇用支援事業 障害者職業センター の設置運営	51センター	51センター

イ 障害者職業能力開発勘定

〔この勘定は、障害者職業能力開発校の運営等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	231,857	271,389
(うち現金及び預金)	(160,808)	(121,926)
(うち工具器具備品)	(69,113)	(106,322)
負 債	110,055	322,535
(うち運営費交付金債務)	(—)	(136,037)
(うち未払金)	(33,267)	(74,733)
純 資 産	121,801	△ 51,146
(うち資本金)	(30,117)	(30,117)
(うち資本剰余金)	(注3)	(—)
(うち利益剰余金)	(△ 23,488)	(△ 19,970)
(うち繰越欠損金)	(115,173)	(—)
(うち繰越欠損金)	(—)	(61,293)

(注3) 損益外減価償却累計額△17,391千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	668,508	677,515
(うち障害者職業能力開 発事業費)	(548,909)	(547,521)
経 常 収 益	829,448	677,153
(うち運営費交付金収益)	(823,816)	(671,767)
経常利益(△経常損失)	160,940	△ 361
臨 時 損 失	41,546	—
臨 時 利 益	57,073	—
当期純利益(△当期純損失)	176,467	△ 361
当期総利益(△当期総損失)	176,467	△ 361
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	176,467	△ 361
前期繰越欠損金	61,293	60,932
(利益処分額又は損失処理額)		
次期繰越欠損金	—	61,293
積 立 金	115,173	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
障害者職業能力開発校の 運営	2校	2校

ウ 障害者雇用納付金勘定

〔この勘定は、障害者雇用納付金の徴収、障害者を雇用する事業主等に対する助成金の支給等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	41,616,065	46,113,986
(うち現金及び預金)	(20,543,717)	(24,938,480)
(うち金銭の信託)	(20,000,000)	(20,000,000)

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
負 債		
(うち退職給付引当金)	40,973,634	45,458,749
(うち納付金関係業務引当金)	(1,382,706)	(1,325,791)
	(39,173,365)	(43,460,880)
純 資 産		
(う ち 資 本 金)	642,431	655,236
	(703,174)	(703,174)
	(注4)	
(うち資本剰余金)	(△ 63,393)	(△ 50,589)
(うち利益剰余金)	(2,651)	(2,651)

(注4) 損益外減価償却累計額△38,686千円及び損益外減損損失累計額△1,539千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用		
(うち障害者雇用納付金)	23,636,199	22,650,253
(関係事業費)	(22,874,869)	(21,843,074)
経 常 収 益		
(うち納付金収入)	19,561,579	21,157,228
(うち財務収益)	(19,187,120)	(20,827,952)
	(244,871)	(190,789)
経 常 損 失	4,074,619	1,493,024
臨 時 損 失	212,895	—
臨 時 利 益	4,287,514	1,493,024
当 期 純 利 益	—	—
当 期 総 利 益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
障害者雇用調整金の支給	件 数 3,084件	2,835件
	金 額 5,541,412千円	4,955,377千円
報奨金の支給	件 数 1,954件	1,940件
	金 額 4,681,759千円	4,631,193千円
助成金の支給	件 数 24,199件	21,827件
	金 額 7,751,158千円	7,423,160千円

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「雇用安定事業関係業務、障害者雇用納付金関係業務等に係る委託業務の実施に当たり、委託業務の経費に架空の旅費等を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(836 ページ参照)及び「高齢者等共同就業機会創出助成金の支給が適正でなかったもの」(841 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(21) 独立行政法人福祉医療機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設置されているものである。

- ① 社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通
- ② 社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導
- ③ 社会福祉事業に関する必要な助成
- ④ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営
- ⑤ 心身障害者扶養保険事業の実施
- ⑥ 厚生年金保険、船員保険、国民年金又は労働者災害補償保険の年金受給権を担保とした小口資金の貸付け

⑦ 厚生年金保険又は国民年金の被保険者に対して貸し付けられた住宅取得資金等に係る債権の管理及び回収

⑧ 国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が厚生年金保険又は国民年金の被保険者に対して行う小口の教育資金の貸付けのあっせん

その資本金は19事業年度末現在で3兆5741億7133万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、一般、長寿・子育て・障害者基金、共済、保険、年金担保貸付、労災年金担保貸付、承継債権管理回収及び承継教育資金貸付けあっせんの8勘定に区分して経理されている。

同法人の勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、独立行政法人会計基準が19年11月19日に改訂されたことに伴い、18事業年度までは資本の区分であったが19事業年度からは純資産の区分に変更され、また、19事業年度の額と18事業年度の額とを一部対比できないものがある。

ア 一般勘定

この勘定は、社会福祉事業施設を設置し又は経営する社会福祉法人等に対する社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付け、病院、診療所、介護老人保健施設等を開設する個人、医療法人等に対する病院等の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	3,290,914,412	3,326,019,661
(うち長期貸付金)	(3,275,968,603)	(3,311,644,747)
(うち貸倒引当金)	(△ 8,565,508)	(△ 6,909,411)
負 債	3,285,790,745	3,321,335,569
(うち長期借入金)	(3,077,806,963)	(3,131,675,480)
(うち資産見返負債)	(545,021)	(394,874)
(うち運営費交付金債務)	(—)	(387,006)
純 資 本 産	5,123,666	4,684,092
(うち資本金)	(5,534,827)	(5,534,827)
(うち資本剰余金)	(注1) (△ 930,867)	(△ 850,734)
(うち利益剰余金)	(519,706)	(—)

(注1) 損益外減価償却累計額△439,472千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	74,045,316	75,543,376
(うち借入金利息)	(65,615,054)	(68,535,420)
経 常 収 益	74,565,022	75,022,945
(うち運営費交付金収益)	(3,766,766)	(3,549,434)
(うち福祉医療貸付事業収入)	(61,585,887)	(59,953,237)
臨 時 利 益	—	964,065
当 期 純 利 益	519,706	443,635
当 期 総 利 益	519,706	443,635
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	519,706	443,635
前 期 繰 越 欠 損 金	—	443,635
(利益処分額)		
積 立 金	519,706	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
貸 付 け 件 数	940件	1,293件
金 額	227,557,300千円	307,221,000千円
貸 付 金 回 収 等 金 額 (うち貸付金償却)	263,233,444千円 (680千円)	291,067,770千円 (189,415千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	22,357件	22,654件
金 額	3,275,968,603千円	3,311,644,747千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	3,238,324,497千円	3,283,015,995千円
貸 倒 懸 念 債 権	23,863,985千円	16,493,892千円
破 産 更 生 債 権 等	13,780,121千円	12,134,859千円
貸 倒 引 当 金	8,565,508千円	6,909,411千円
〔貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

イ 長寿・子育て・障害者基金勘定

〔この勘定は、社会福祉事業を行う事業者に対する助成等の事業に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産 (うち投資有価証券等)	282,771,272 (278,974,561)	283,027,644 (278,964,195)
負 債 (うち退職給付引当金)	557,503 (523,422)	715,835 (513,227)
純 資 産 (うち資本金) (うち利益剰余金)	282,213,768 (278,710,000) (3,503,768)	282,311,809 (278,710,000) (3,601,809)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (うち社会福祉事業振興事業費)	4,202,780 (3,757,376)	3,931,686 (3,524,971)
経 常 収 益 (うち基金事業運用収入)	3,969,307 (3,914,443)	3,972,261 (3,945,077)
臨 時 利 益	135,432	295,261
当期純利益(△当期純損失)	△ 98,040	335,836
当期総利益(△当期総損失)	△ 98,040	335,836
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 98,040	335,836
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	335,836
積 立 金 取 崩 額	98,040	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
社会福祉振興事業の助成 件 数	1,010事業	839事業
金 額	2,853,293千円	3,148,732千円
調査研究等事業の委託 件 数	2事業	3事業
金 額	31,867千円	73,232千円

ウ 共 済 勘 定

〔この勘定は、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)に基づく退職手当金の支給等の事業に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	資 産	18事業年度末 千円
資 産	1,114,797	資 産	682,651
負 債	1,111,366	負 債	1,696,639
(うち運営費交付金債務)	(—)	(うち運営費交付金債務)	(18,731)
(うち短期借入金)	(63,615)	(うち短期借入金)	(1,013,988)
(うち資産見返負債)	(91,197)	(うち資産見返負債)	(60,270)
純 資 産	3,430	資 本	△ 1,013,988

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	91,360,476	88,704,603
(うち退職手当給付金)	(90,718,674)	(88,051,620)
経 常 収 益	92,264,375	92,265,768
(うち運営費交付金収益)	(625,363)	(632,313)
(うち補助金等収益)	(56,020,484)	(59,453,594)
臨 時 損 失	75,836	70,728
臨 時 利 益	189,355	505,295
当 期 純 利 益	1,017,418	3,995,732
当 期 総 利 益	1,017,418	3,995,732
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期処分利益又は当期未処理損失)		
当 期 総 利 益	1,017,418	3,995,732
前 期 繰 越 欠 損 金	1,013,988	5,009,720
(次期繰越欠損金)		
次 期 繰 越 欠 損 金	—	1,013,988
(利益処分額)		
積 立 金	3,430	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
退職手当金支給者数	83,967人	73,791人
退職手当金支給額	90,718,674千円	88,051,620千円

エ 保 険 勘 定

この勘定は、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する等の事業に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	資 産	18事業年度末 千円
資 産	58,317,931	資 産	57,917,270
(うち金銭の信託)	(58,301,311)	(うち金銭の信託)	(57,885,313)
負 債	107,249,526	負 債	100,414,729
(うち心身障害者扶養保 険責任準備金)	(107,233,427)	(うち心身障害者扶養保 険責任準備金)	(100,382,772)
(うち運営費交付金債務)	(—)	(うち運営費交付金債務)	(21,394)
(うち資産見返負債)	(11,781)	(うち資産見返負債)	(4,495)
純 資 産	△ 48,931,595	資 本	△ 42,497,458

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	21,955,619	19,572,330
(うち心身障害者扶養保険業務費)	(21,911,134)	(19,539,887)
経 常 収 益	22,372,137	23,362,476
(うち運営費交付金収益)	(153,522)	(102,476)
(うち心身障害者扶養保険事業収入)	(22,217,352)	(23,259,581)
臨 時 損 失	6,850,655	7,454,255
当 期 純 損 失	6,434,136	3,664,109

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
当期総損失	6,434,136	3,664,109
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	6,434,136	3,664,109
前期繰越欠損金	42,497,458	38,833,349
(次期繰越欠損金)		
次期繰越欠損金	48,931,595	42,497,458

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
新規加入者数	3,872人	1,788人
事業年度末保険対象加入者数	93,346人	93,582人
新規年金受給者数	2,472人	2,324人
事業年度末年金給付保険金支払対象障害者数	44,856人	43,028人
年金給付保険金額	10,866,400千円	10,464,780千円
死亡・障害保険金額	8,789,100千円	8,284,400千円

オ 年金担保貸付勘定

この勘定は、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の年金給付の受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	203,868,872	206,865,908
(うち長期貸付金)	(191,481,661)	(199,348,724)
(うち貸倒引当金)	(△ 228,758)	(△ 255,373)
負 債	202,356,657	205,597,950
(うち長期借入金)	(73,633,299)	(94,177,735)
(うち運営費交付金債務)	(—)	(83,242)
(うち資産見返負債)	(14,479)	(16,429)
純 資 産	1,512,214 (注2)	1,267,957
(うち資本剰余金)	(△ 8,027)	(△ 6,245)
(うち利益剰余金)	(1,520,242)	(1,274,203)

(注2) 損益外減価償却累計額分である。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用	3,573,794	3,055,219
(うち業務委託費)	(1,520,195)	(1,508,252)
経常収益	4,102,569	3,650,657
(うち運営費交付金収益)	(313,836)	(218,105)
(うち年金担保貸付事業収入)	(3,707,938)	(3,389,660)
当期純利益	246,038	595,437
当期総利益	246,038	595,437
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	246,038	595,437
(利益処分額)		
積立金	246,038	595,437

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
貸付件数	210,983件	214,187件
貸付金額	199,182,800千円	210,359,620千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	207,051,835千円 (58,066千円)	223,898,607千円 (18,344千円)

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
事業年度末貸付金残高	335,156件	329,929件
金 額	191,463,989千円	199,333,024千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	191,275,911千円	199,118,297千円
貸 倒 懸 念 債 権	932千円	3,154千円
破 産 更 生 債 権 等	204,817千円	211,571千円
貸 倒 引 当 金	228,758千円	255,373千円
〔 貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。 〕		

カ 労災年金担保貸付勘定

〔 この勘定は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく年金給付の受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	5,955,374	5,922,328
(うち長期貸付金)	(5,167,277)	(5,330,143)
(うち貸倒引当金)	(△ 38,082)	(△ 63,504)
負 債	75,580	72,726
(うち運営費交付金債務)	(—)	(32,487)
(うち資産見返負債)	(1,584)	(1,470)
純 資 産	5,879,794	5,849,602
(うち資本金)	(5,831,238)	(5,831,238)
(うち利益剰余金)	(48,556)	(18,364)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	61,179	56,702
(うち業務委託費)	(29,280)	(28,951)
経 常 収 益	118,930	66,727
(うち運営費交付金収益)	(65,028)	(27,116)
(うち労災年金担保貸付事業収入)	(51,452)	(39,391)
臨 時 損 失	30,720	—
臨 時 利 益	3,160	9,444
当 期 純 利 益	30,191	19,469
当 期 総 利 益	30,191	19,469

(利益の処分又は損失の処理)

(当期末処分利益又は当期末処理損失)

当 期 総 利 益	30,191	19,469
前 期 繰 越 欠 損 金	—	1,105
(利 益 処 分 額)		
積 立 金	30,191	18,364

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
貸 付 け 件 数	3,786件	3,840件
金 額	5,304,020千円	5,489,530千円
貸 付 金 回 収 等 金 額	5,466,886千円	5,711,422千円
(うち貸付金償却)	(22,261千円)	(4,906千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	6,199件	6,126件
金 額	5,167,277千円	5,330,143千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	5,132,201千円	5,269,511千円
貸 倒 懸 念 債 権	—	7,371千円
破 産 更 生 債 権 等	35,076千円	53,260千円

区 分	19事業年度	(18事業年度)
貸倒引当金	38,082千円	63,504千円
〔貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

キ 承継債権管理回収勘定

〔この勘定は、年金資金運用基金から承継した年金被保険者に対して貸し付けられた住宅取得資金等に係る債権の管理及び回収等の事業に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末	(18事業年度末)
	千円	千円
資 産	3,398,255,589	3,857,792,873
(うち長期貸付金)	(2,723,079,253)	(3,288,330,582)
(うち貸倒引当金)	(△ 8,278,281)	(△ 8,466,379)
負 債	2,685,380	2,984,617
(うち資産見返負債)	(238,496)	(158,257)
(うち運営費交付金債務)	(—)	(727,513)
純 資 産	3,395,570,209	3,854,808,256
(うち資本金)	(3,284,095,267)	(3,726,475,941)
(うち利益剰余金)	(111,474,941)	(128,332,314)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度	(18事業年度)
	千円	千円
経 常 費 用	5,156,554	5,158,141
(うち承継債権管理回収業務経費)	(4,141,697)	(4,657,370)
経 常 収 益	117,470,668	132,883,845
(うち運営費交付金収益)	(5,874,302)	(5,143,903)
(うち承継債権管理回収業務収入)	(108,306,916)	(126,296,989)
臨 時 利 益	—	606,610
臨 時 損 失	839,173	—
当 期 純 利 益	111,474,941	128,332,314
当 期 総 利 益	111,474,941	128,332,314
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	111,474,941	128,332,314
(利益処分額)		
積 立 金	111,474,941	128,332,314

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
貸付金回収等 金額	565,251,328千円	444,704,058千円
(うち貸付金償却)	(663,713千円)	(1,149,684千円)
事業年度末貸付金残高 件数	531,799件	638,212件
金額	2,723,079,253千円	3,288,330,582千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	2,689,243,797千円	3,250,202,562千円
貸 倒 懸 念 債 権	6,414,172千円	8,309,906千円
破 産 更 生 債 権 等	27,421,283千円	29,818,113千円
貸 倒 引 当 金	8,278,281千円	8,466,379千円
〔貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

ク 承継教育資金貸付けあっせん勘定

〔この勘定は、年金資金運用基金から承継した国民生活金融公庫法(昭和24年法律第49号)又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)に基づく小口の教育資金の貸付けのあっせんを行う事業に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	74,227	170,750
負 債	13,694	170,750
(うち資産見返負債)	(—)	(1,665)
(うち運営費交付金債務)	(—)	(28,550)
純 資 産	60,532	—

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	55,469	55,857
(うち承継教育資金貸付けあっせん業務経費)	(24,118)	(22,719)
経 常 収 益	116,581	55,857
(うち運営費交付金収益)	(111,239)	(53,284)
(うち承継教育資金貸付けあっせん業務収入)	(3,164)	(2,520)
臨 時 損 失	579	—
当 期 純 利 益	60,532	—
当 期 総 利 益	60,532	—
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	60,532	—
(利益処分数額)		
積 立 金	60,532	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
あ っ せ ん 件 数	3,063件	2,867件

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(22) 独立行政法人日本貿易振興機構

この独立行政法人は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で835億9039万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	91,874,301	96,667,103
(うち土地)	(30,638,302)	(30,641,466)
(うち敷金・保証金)	(20,840,522)	(20,979,887)
負 債	9,096,821	8,399,160
(うち運営費交付金債務)	(793,519)	(—)
(うち未払金)	(4,042,671)	(5,309,452)
(うち資産見返負債)	(2,040,334)	(1,935,406)
(注1)		
純 資 産	82,777,480	88,267,942
(うち資本金)	(83,590,395)	(88,344,395)

区 分	19事業年度末 千円 (注2)	(18事業年度末) 千円
(うち資本剰余金)	(△ 1,762,181)	(△ 1,250,938)
(うち利益剰余金)	(624,660)	(895,119)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△2,454,352千円及び損益外減損損失累計額△3,472千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	38,114,350 (36,021,994)	38,049,566 (35,968,196)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち受託収入)	37,945,890 (23,296,082) (7,666,378)	38,444,347 (24,429,913) (7,150,467)
経常利益(△経常損失)	△ 168,460	394,780
臨時損失	112,755	648,713
臨時利益	10,757	12,602
当期純損失	270,458	241,330
前中期目標期間繰越積立 金取崩額	386,637	—
当期総利益(△当期総損失)	116,178	△ 241,330
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	116,178	△ 241,330
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	116,178	—
積立金取崩額	—	241,330

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
対日投資案件発掘件数	1,259件	1,168件

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「物品の購入等に当たり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の検収を行わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でない会計経理を行い、経費を支払っていたもの」(844ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)、「文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について」(1016ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082ページ参照)を掲記した。

(23) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

この独立行政法人は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うこと及び運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で866億5218万余円(うち国の出資856億5218万余円)となっている。

同法人の会計は、建設、海事、基礎的研究等、助成及び特例業務の5勘定に区分して経理されている。

同法人の勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、独立行政法人会計基準が19年11月19日に改訂されたことに伴い、18事業年度までは資本の区分であったが19事業年度からは純資産の区分に変更され、また、19事業年度の額と18事業年度の額とを一部対比できないものがある。

ア 建設勘定

〔 この勘定は、新幹線、都市鉄道線、民鉄線等の建設及び大規模な改良並びに当該鉄道施設の貸付又は譲渡等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	6,634,850,420	6,517,017,182
(うち割賦債権)	(1,982,323,264)	(1,989,173,037)
(うち構築物)	(1,995,383,906)	(2,061,121,537)
負 債	6,336,272,491	6,218,255,254
(うち資産見返負債)	(2,770,046,921)	(2,561,133,543)
(うち長期借入金)	(1,439,923,527)	(1,480,309,709)
純 資 産	298,577,928	298,761,928
(うち資本金)	(56,169,929)	(56,169,929)
(うち資本剰余金)	(注1) (238,589,794)	(239,622,591)
(うち利益剰余金)	(3,818,204)	(2,969,407)

(注1) 損益外減価償却累計額△4,629,821千円及び損益外減損損失累計額△38,053千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	262,202,969	261,849,209
(うち鉄道施設譲渡原価)	(94,810,980)	(73,045,345)
(うち減価償却費)	(81,294,343)	(81,084,926)
経 常 収 益	263,122,072	262,913,273
(うち鉄道施設譲渡収入)	(117,269,346)	(97,207,406)
(うち鉄道施設貸貸収入)	(83,763,635)	(82,890,302)
経 常 利 益	919,102	1,064,064
臨 時 損 失	70,420	422,136
臨 時 利 益	114	768,166
当 期 純 利 益	848,796	1,410,093
当 期 総 利 益	848,796	1,410,093
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	848,796	1,410,093
(利益処分額)		
積 立 金	848,796	1,410,093

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度		(18事業年度)	
新 幹 線 建 設 (北陸新幹線ほか)	4線	627km	4線	709km
貸 付 線 貸 付 (九州新幹線ほか)	12線	719km	12線	719km
都 市 鉄 道 線 建 設 (常磐新線)	1線	58km	1線	58km
民 鉄 線 建 設 (みなとみらい21線ほか)	1線	4km	1線	4km
	2線	14km	2線	14km
都 市 鉄 道 利 便 増 進 事 業 建 設 (相鉄・東急直通線ほか)	2線	12km	1線	2km

イ 海事勘定

〔 この勘定は、国内海運事業者と費用を分担して国内旅客船及び内航貨物船を共同建造し、当該船舶を同法人と事業者との共有とし、事業者の使用管理させる業務等並びに高度船舶技術の試験研究及び実用化を促進するための技術支援業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円		(18事業年度末) 千円	
資 産	244,997,388	}	資 産	273,906,314
(うち船舶未収金)	(38,035,924)		(うち船舶未収金)	(45,371,834)
(うち共有船舶)	(166,581,539)		(うち共有船舶)	(194,020,118)
負 債	260,669,813		負 債	294,777,361
(うち鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)	(71,000,000)		(うち鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)	(61,000,000)
(うち長期借入金)	(113,229,011)		(うち長期借入金)	(123,862,355)
(うち引当金)	(7,047,352)		(うち引当金)	(9,299,910)
純 資 産	△ 15,672,424		資 本	△ 20,871,046
(うち資本金)	(30,316,000)		(うち資本金)	(26,265,000)
(うち資本剰余金)	(4,810,621)		(うち資本剰余金)	(4,780,058)
(うち繰越欠損金)	(50,799,045)	(うち繰越欠損金)	(51,916,104)	

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	33,190,908	36,081,084
(うち減価償却費)	(25,106,413)	(29,049,578)
(うち支払利息)	(3,947,197)	(5,092,654)
経 常 収 益	34,099,960	41,486,315
(うち運営費交付金収益)	(27,744)	(18,635)
(うち船舶使用料収入)	(30,457,136)	(35,457,599)
(うち船舶共有契約解除等損失引当金戻入益)	(2,237,367)	(2,543,752)
経 常 利 益	909,052	5,405,231
臨 時 損 失	564	11,617,794
臨 時 利 益	208,571	13,477,888
当 期 純 利 益	1,117,058	7,265,325
当 期 総 利 益	1,117,058	7,265,325
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	1,117,058	7,265,325
前 期 繰 越 欠 損 金	51,916,104	59,181,429
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	50,799,045	51,916,104

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度		(18事業年度)	
旅 客 船 建 造	1隻	199総トン	3隻	14,284総トン
貨 物 船 建 造	30隻	53,993総トン	24隻	36,270総トン
高度船舶技術実用化助成業務	1件	58,509千円	1件	35,000千円
技 術 支 援 業 務	1件	50,000千円	1件	50,000千円

ウ 基礎的研究等勘定

この勘定は、運輸技術に関し新たな発想に立った新技術を創出するための独創性、革新性のある基礎研究を提案公募方式により行う業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円		(18事業年度末) 千円	
資 産	53,295,315	}	資 産	53,435,256
(うち現金及び預金)	(263,067)		(うち現金及び預金)	(408,396)
(うち貸付金)	(52,994,000)		(うち貸付金)	(52,994,000)
負 債	53,241,478		負 債	53,171,734
(うち短期借入金)	(33,726,000)		(うち短期借入金)	(—)
(うち1年以内返済予定)	(19,268,000)		(うち1年以内返済予定)	(52,994,000)
(長期借入金)			(長期借入金)	
(うち未払金)	(214,090)		(うち未払金)	(113,034)
純 資 産	53,837		資 本	263,522
(うち資本金)	(66,251)		(うち資本金)	(66,251)
(注2)				
(うち資本剰余金)	(△ 46,930)	(うち資本剰余金)	(△ 46,896)	
(うち利益剰余金)	(34,516)	(うち利益剰余金)	(244,167)	

(注2) 損益外減価償却累計額△151千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち研究委託費) (うち支払利息)	1,343,275 (312,498) (453,955)	959,136 (325,020) (289,697)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち貸付金利息収入)	1,133,623 (438,267) (560,226)	939,709 (410,476) (395,687)
経常損失	209,651	19,426
臨時損失	—	160
当期純損失	209,651	19,586
当期総損失	209,651	19,586
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	209,651	19,586
(損失処理額)		
積立金取崩額	209,651	19,586

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
基礎的研究業務	課題数 18件 金額 343,371千円	16件 341,868千円
内航海運活性化融資業務	件数 4件 金額 52,994,000千円	4件 52,994,000千円

工 助 成 勘 定

この勘定は、新幹線、都市鉄道の建設等に対する助成及び日本国有鉄道に係る債務の償還等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産 (うち割賦債権) (うち他勘定長期貸付金)	4,590,778,020 (4,227,350,654) (318,189,081)	5,027,744,855 (4,646,904,632) (326,598,529)
負債 (うち未払金) (うち長期借入金) (うち他勘定長期借入金)	3,890,728,588 (10,775,143) (1,769,811,386) (1,699,379,233)	4,284,041,078 (11,014,030) (2,069,557,928) (1,756,155,702)
純資産 (うち資本金) (うち利益剰余金)	700,049,431 (100,000) (699,949,431)	743,703,776 (100,000) (743,603,776)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (注3) (うち鉄道施設譲渡原価) (うち支払利息)	822,140,835 (419,553,977) (213,415,868)	836,599,748 (411,408,092) (233,758,793)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (注4) (うち鉄道施設譲渡収入) (うち補助金等収益)	778,486,550 (332,450) (661,422,865) (115,801,336)	793,622,942 (302,669) (674,354,336) (118,035,557)
経常損失	43,654,284	42,976,806
臨時損失	60	—
当期純損失	43,654,345	42,976,806
当期総損失	43,654,345	42,976,806
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	43,654,345	42,976,806

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(損失処理額)		
積立金取崩額	43,654,345	42,976,806
(注3) 18事業年度の区分は、「割賦譲渡原価」である。		
(注4) 18事業年度の区分は、「割賦譲渡収入」である。		

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
補助金交付業務	39,219,481千円	34,393,594千円

オ 特例業務勘定

この勘定は、日本国有鉄道の役員又は職員であった者等に係る年金の給付に要する費用等の支払、日本鉄道建設公団から承継した土地その他の資産の処分等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	3,503,392,417	3,314,077,868
(うち処分用資産)	(221,607,571)	(225,571,967)
(うち他勘定長期貸付金)	(1,699,379,233)	(1,756,155,702)
負 債	2,159,230,186	2,472,060,890
(うち引当金)	(2,152,850,258)	(2,435,150,635)
(うち未払金)	(5,725,884)	(3,525,074)
純 資 産	1,344,162,230	842,016,978
(うち利益剰余金)	(1,344,162,230)	(842,016,978)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	53,123,135	326,650,385
(うち処分用資産売却原価)	(7,597,547)	(277,991,279)
(うち共済年金追加費用)	(32,984,112)	(34,173,763)
経 常 収 益	555,268,413	603,303,123
(うち処分用資産売却収入)	(333,015,299)	(367,915,446)
(うち財務収益)	(126,279,468)	(121,056,153)
経 常 利 益	502,145,277	276,652,738
臨 時 損 失	25	—
当 期 純 利 益	502,145,252	276,652,738
当 期 総 利 益	502,145,252	276,652,738
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	502,145,252	276,652,738
(利益処分額)		
積 立 金	502,145,252	276,652,738

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
土地の売却実績		
件 数	50件	26件
面 積	32ha	56ha
金 額	333,015,299千円	38,933,796千円

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)、「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)及び「国鉄清算業務に係る財務について」(1206 ページ参照)を掲記した。

(24) 独立行政法人水資源機構

この独立行政法人は、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で90億6036万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、独立行政法人会計基準が19年11月19日に改訂されたことに伴い、18事業年度までは資本の区分であったが19事業年度からは純資産の区分に変更され、また、19事業年度の額と18事業年度の額とを一部対比できないものがある。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	4,602,278,559	4,586,533,254
(うち割賦元金)	(942,346,889)	(848,261,259)
(うち構築物)	(2,643,778,454)	(2,432,452,418)
負 債	4,496,012,230	4,484,292,253
(うち資産見返負債)	(3,431,065,616)	(3,334,741,330)
(うち長期借入金)	(747,522,847)	(790,907,598)
純 資 産	106,266,328	102,241,001
(うち資本金)	(9,060,366)	(9,060,366)
	(注)	
(うち資本剰余金)	(△ 1,491,430)	(△ 1,067,571)
(うち利益剰余金)	(98,697,392)	(94,248,206)

(注) 損益外減価償却累計額△1,355,674千円及び損益外減損損失累計額△1,227千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	138,571,653	166,402,965
(うち管理業務費)	(31,874,232)	(32,133,843)
経 常 収 益	143,034,789	173,625,494
(うち補助金等収益)	(31,295,345)	(31,586,644)
経 常 利 益	4,463,135	7,222,528
臨 時 損 失	20,695,230	5,361,882
臨 時 利 益	20,695,230	5,361,882
当 期 純 利 益	4,463,135	7,222,528
目的積立金取崩額	363,086	975,306
当 期 総 利 益	4,826,222	8,197,835
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	4,826,222	8,197,835
(積立金振替額)		
施設整備積立金	132,808	—
経営戦略強化積立金	43,642	—
事業調整積立金	78,967	—
(利益処分額)		
積 立 金	5,081,640	8,197,835

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
ダム等事業	8か所	10か所
用水路等事業	5か所	6か所
ダム、用水路等施設の管理	49か所	49か所

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの」(847 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(25) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、石油及び可燃性天然ガス(以下「石油等」という。)並びに金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的として設置されているものである。

- ① 石油等の探鉱等及び金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務
- ② 石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務
- ③ 金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務

その資本金は19事業年度末現在で2013億3682万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、石油天然ガス、金属鉱業備蓄・探鉱融資等、金属鉱業一般、金属鉱業鉱害防止積立金及び金属鉱業鉱害防止事業基金の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 石油天然ガス勘定

この勘定は、石油等の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油の備蓄に必要な業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	1,054,825,291	792,284,092
(うち未成工事支出金)	(119,974,480)	(88,092,694)
(うち民間備蓄融資事業貸付金)	(647,239,800)	(454,129,900)
負 債	802,262,575	621,061,639
(うち運営費交付金債務)	(—)	(68,719,676)
(うち民間備蓄融資事業借入金)	(649,140,400)	(454,129,900)
(うち未成工事受入金)	(119,974,480)	(88,092,694)
(注1)		
純 資 産	252,562,716	171,222,452
(う ち 資 本 金)	(182,236,201)	(168,828,661)
(注2)		
(うち資本剰余金)	(△ 3,177,476)	(△ 2,893,241)
(うち利益剰余金)	(73,442,256)	(5,360,780)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(注2) 損益外減価償却累計額△3,013,381千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	127,228,646	109,330,037
(うち受託経費)	(74,822,493)	(61,111,621)
経 常 収 益	194,575,428	112,711,169
(うち運営費交付金収益)	(87,475,243)	(14,393,183)
(うち受託収入)	(74,606,602)	(61,000,872)
経 常 利 益	67,346,781	3,381,131
臨 時 損 失	15,285	9,134

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
臨時利益	749,979	1,064,568
当期純利益	68,081,475	4,436,565
当期総利益	68,081,475	4,436,565
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	68,081,475	4,436,565
(利益処分量)		
積立金	68,081,475	4,436,565

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(石油備蓄基地建設のための貸付け)		
貸付金回収金額	52,000千円	238,738千円
事業年度末貸付金残高	1社	1社
会社数		
金額	328,000千円	380,000千円

イ 金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定

この勘定は、金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給、金属鉱産物の備蓄に必要な業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	44,018,959	49,469,162
(うち現金及び預金)	(588,174)	(5,246,036)
(うち希少金属鉱産物)	(24,971,725)	(25,473,376)
負 債	21,940,813	27,478,780
(うち運営費交付金債務)	(—)	(3,719)
(うち1年内返済長期借入金)	(8,354,107)	(4,546,576)
(うち長期借入金)	(13,227,956)	(21,888,183)
純 資 産	22,078,145	21,990,381
(うち資本金)	(18,201,866)	(18,201,866)
(注3)		
(うち資本剰余金)	(3,595,978)	(169,411)
(うち利益剰余金)	(280,299)	(3,619,103)

(注3) 損益外減価償却累計額△37,532千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用	894,160	880,123
(うち債券利息)	(8,945)	(32,472)
経常収益	958,473	4,074,370
(うち運営費交付金収益)	(89,659)	(85,047)
(うち国庫補助金)	(368,065)	(342,783)
経常利益	64,313	3,194,246
当期純利益	64,313	3,194,246
目的積立金取崩額	86,550	105,427
当期総利益	150,863	3,299,674
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	150,863	3,299,674
(利益処分量)		
積立金	150,863	89,320
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額		
希少金属鉱産物備蓄積立金	—	3,210,354

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(探鉱等のための資金の貸付け)		
貸 付 け 件 数	5件	3件
金 額	2,890,000千円	6,130,000千円
貸 付 金 回 収 金 額	666,211千円	671,500千円
事業年度末貸付金残高 件 数	16件	14件
金 額	10,715,210千円	8,491,421千円

ウ 金属鉱業一般勘定

この勘定は、金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務及び金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付け等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	7,772,904	7,829,043
(うち短期貸付金)	(932,800)	(981,784)
(うち長期貸付金)	(4,699,112)	(4,943,632)
負 債	6,473,101	6,905,210
(うち運営費交付金債務)	(—)	(429,856)
(うち1年内返済長期借入金)	(823,853)	(858,217)
(うち長期借入金)	(4,808,886)	(5,067,739)
純 資 産	1,299,803	923,833
(うち資本金)	(898,755)	(898,755)
(うち資本剰余金)	(注4)	
(うち利益剰余金)	(△ 41,172)	(△ 34,101)
	(442,219)	(59,179)

(注4) 損益外減価償却累計額△36,515千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	6,396,339	7,305,490
(うち受託経費)	(1,614,038)	(2,460,951)
経 常 収 益	6,779,380	7,325,268
(うち運営費交付金収益)	(4,270,525)	(3,690,447)
(うち受託収入)	(1,623,699)	(2,460,951)
経 常 利 益	383,040	19,778
臨 時 損 失	—	362,811
臨 時 利 益	—	365,252
当 期 純 利 益	383,040	22,219
当 期 総 利 益	383,040	22,219

(利益の処分)

(当期末処分利益)

当 期 総 利 益	383,040	22,219
-----------	---------	--------

(利益処分額)

積 立 金	383,040	22,219
-------	---------	--------

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(鉱害防止のための資金の貸付け)		
貸 付 け 件 数	15件	13件
金 額	688,280千円	702,000千円
貸 付 金 回 収 金 額	981,784千円	1,019,479千円
事業年度末貸付金残高 件 数	215件	222件
金 額	5,631,912千円	5,925,416千円

エ 金属鉱業鉱害防止積立金勘定

この勘定は、採掘権者等が鉱業の用に供する特定施設について、その使用の終了後に必要となる鉱害防止事業に備えて積み立てている鉱害防止積立金の管理の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	2,377,278	2,339,266
(うち有価証券)	(500,306)	(499,990)
(うち投資有価証券)	(1,757,248)	(1,759,773)
負 債	2,352,071	2,320,501
(うち未払費用)	(9,467)	(9,318)
(うち預り鉱害防止積立金)	(2,342,604)	(2,311,183)
純 資 産 (利 益 剰 余 金)	25,206	18,764

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (鉱害防止積立金支払利息)	18,818	19,517
経 常 収 益 (うち有価証券利息)	25,260 (24,723)	21,004 (20,394)
経 常 利 益	6,441	1,486
当 期 純 利 益	6,441	1,486
当 期 総 利 益	6,441	1,486
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	6,441	1,486
(利益処分量)		
積 立 金	6,441	1,486

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(鉱害防止積立金の積立て)		
特 定 施 設 数 件 数	23件	16件
積 立 金 額 金 額	70,824千円	30,343千円
(鉱害防止積立金の取戻し)		
特 定 施 設 数 件 数	2件	3件
払 渡 金 額 金 額	39,403千円	151,582千円
事業年度末特定施設数 件 数	81件	81件

オ 金属鉱業鉱害防止事業基金勘定

この勘定は、休廃止鉱山に係る鉱害防止事業を、確実かつ永続的に実施できるよう、指定鉱害防止事業機関に行わせるために、その原資として採掘権者等から拠出金を徴収し、鉱害防止事業基金として運用する等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	5,116,373	5,103,754
(うち有価証券)	(659,908)	(399,943)
(うち投資有価証券)	(4,313,553)	(4,527,047)
負 債 (未 払 金)	38,475	34,895
純 資 産 (うち資本剰余金)	5,077,897	5,068,858
(うち利益剰余金)	(4,960,281)	(4,960,280)
	(117,615)	(108,578)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用 (鉱 害 防 止 業 務 費)	67,745	61,753
経 常 収 益 (うち有価証券利息)	76,784 (75,993)	69,132 (68,705)
経 常 利 益	9,038	7,378

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
当 期 純 利 益	9,038	7,378
当 期 総 利 益	9,038	7,378
(利 益 の 処 分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	9,038	7,378
(利 益 処 分 額)		
積 立 金	8,472	7,377
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第13条第6項に基づき経済産業大臣の認可を受けて鉱害防止事業基金に組み入れた額		
鉱 害 防 止 事 業 基 金	565	1
(ウ) 主な業務実績		
区 分	19事業年度	(18事業年度)
(拠 出)		
事業年度末の休廃止鉱山数	22か所	22か所

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)、「文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について」(1016 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(26) 独立行政法人雇用・能力開発機構

この独立行政法人は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で7832億2927万余円(うち国の出資7828億8723万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、財形及び宿舍等の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、独立行政法人会計基準が19年11月19日に改訂されたことに伴い、18事業年度までは資本の区分であったが19事業年度からは純資産の区分に変更され、また、19事業年度の額と18事業年度の額とを一部対比できないものがある。

ア 一 般 勘 定

〔 この勘定は、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の運営等、介護労働者の福祉の増進に係る事業、雇用促進融資に係る債権の管理及び回収などに関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	326,924,258	354,818,992
(うち建物)	(165,519,646)	(176,108,936)
(うち土地)	(58,543,306)	(58,583,911)
負 債	74,589,764	74,609,185
(うち運営費交付金債務)	(1,262,331)	(—)
(うち未払金)	(16,120,479)	(16,786,987)
(うち長期借入金)	(19,849,926)	(22,424,916)
純 資 産	252,334,494	280,209,806
(うち資本金)	(302,543,547)	(302,543,547)
(うち資本剰余金)	(注1) (△ 54,937,288)	(△ 44,045,730)
(うち利益剰余金)	(4,728,235)	(21,711,989)

(注1) 損益外減価償却累計額△50,123,897千円及び損益外減損損失累計額△706,016千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	112,068,629	121,795,080
(うち業務費)	(100,220,227)	(110,781,848)
(うち一般管理費)	(10,288,034)	(9,163,102)
経 常 収 益	111,878,805	138,648,117
(うち運営費交付金収益)	(75,164,857)	(95,766,119)
(うち補助金等収益)	(28,161,991)	(35,268,857)
経常利益(△経常損失)	△ 189,823	16,853,036
臨 時 損 失	3,829	13,983
臨 時 利 益	—	41,632
当期純利益(△当期純損失)	△ 193,653	16,880,686
目的積立金取崩額	—	465,337
前中期目標期間繰越積立 金取崩額	286,726	—
当 期 総 利 益	93,073	17,346,023
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	93,073	17,346,023
(積立金振替額)		
雇用促進融資業務積立金	—	3,487,983
介護労働者福祉業務積立 金	—	877,982
(利益処分額)		
積 立 金	93,073	21,711,989

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
公共職業能力開発施設等の運 営	205か所	205か所
助 成 金 の 交 付 件 数	63,149件	62,208件
金 額	13,063,348千円	15,272,932千円
福祉施設等設置資金貸付金の 回収	2,173,274千円	2,982,618千円
福祉施設等設置資金事業年度 末貸付金残高	372件 12,614,044千円	425件 14,787,318千円

上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類

一 般 債 権	6,984,358千円	7,630,492千円
貸 倒 懸 念 債 権	2,866,438千円	4,342,538千円
破 産 更 生 債 権 等	2,763,247千円	2,814,287千円
貸 倒 引 当 金	2,949,363千円	3,333,120千円

〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒引当率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕

イ 財形勘定

〔 この勘定は、勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財産形成持家資金等の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。 〕

第6章
第2節
第7
2
独立行政法人

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円		(18事業年度末) 千円
資 産	906,836,835	〔	資 産
(うち財形融資貸付金)	(861,807,708)		905,890,161
(うち財形融資資金貸付金)	(27,506,756)		(うち財形融資貸付金)
			(860,292,203)
			(うち財形融資資金貸付金)
			(28,089,911)
負 債	928,386,058		負 債
(うち運営費交付金債務)	(130,274)		932,343,460
(うち1年内償還債券)	(162,246,331)		(うち運営費交付金債務)
(うち雇用・能力開発債)	(609,512,835)		(—)
			(うち1年内償還債券)
			(135,900,000)
			(うち雇用・能力開発債)
			(634,800,000)
純 資 本 産	△ 21,549,223		資 本 産
(うち資本金)	(1,000,000)		△ 26,453,298
(うち繰越欠損金)	(△ 22,549,223)		(うち資本金)
			(1,000,000)
			(うち繰越欠損金)
			(△ 27,453,298)

(26)

独立行政法人雇用・能力開発機構

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	10,961,516	10,154,394
(うち財務費用)	(9,565,717)	(8,553,972)
経 常 収 益	15,865,592	15,491,470
(うち運営費交付金収益)	(556,386)	(747,014)
(うち業務収益)	(15,180,179)	(13,669,165)
(うち補助金等収益)	(75,452)	(1,022,670)
経 常 利 益	4,904,075	5,337,076
当 期 純 利 益	4,904,075	5,337,076
当 期 総 利 益	4,904,075	5,337,076
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	4,904,075	5,337,076
前 期 繰 越 欠 損 金	27,453,298	32,790,374
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	22,549,223	27,453,298

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
財 形 融 資 貸 付 け 件 数	3,449件	3,711件
金 額	76,541,260千円	81,314,630千円
同 貸 付 金 回 収 金 額	75,053,564千円	77,698,824千円
事 業 年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	65,882件	65,653件
金 額	862,193,351千円	860,705,655千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	861,791,681千円	860,303,294千円
貸 倒 懸 念 債 権	58,461千円	10,938千円
破 産 更 生 債 権 等	343,208千円	391,422千円
貸 倒 引 当 金	351,120千円	377,783千円
〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒引当率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。 〕		

ウ 宿舍等勘定

〔 この勘定は、移転就職者のための宿舍の譲渡又は廃止及びそれまでの間の運営等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	479,551,589	483,571,965
(うち建物)	(195,477,711)	(203,552,288)
(うち土地)	(238,252,434)	(239,188,303)
負 債	10,013,869	9,806,190
(うち前受金)	(2,810,357)	(2,973,928)
(うち長期預り金)	(4,898,565)	(5,084,145)
純 資 産	469,537,719	473,765,774
(うち資本金)	(479,685,725)	(483,565,544)
(うち資本剰余金)	(注2) (△ 43,840,859)	(△ 33,121,454)
(うち利益剰余金)	(33,692,854)	(23,321,684)

(注2) 損益外減価償却累計額△41,740,930千円及び損益外減損損失累計額△2,099,929千円の合計分である。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	30,264,443	35,110,261
(うち業務費)	(29,930,889)	(34,839,982)
経 常 収 益	40,636,496	42,032,319
(うち業務収益)	(40,130,548)	(41,758,529)
経 常 利 益	10,372,052	6,922,058
臨 時 損 失	882	—
当 期 純 利 益	10,371,169	6,922,058
当 期 総 利 益	10,371,169	6,922,058
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	10,371,169	6,922,058
(積立金振替額)		
宿 舎 等 勘 定 積 立 金	—	10,250,052
(利益処分額)		
積 立 金	10,371,169	17,172,110

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
雇 用 促 進 住 宅	140,772戸	141,562戸

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「中小企業基盤人材確保助成金の支給が適正でなかったもの」(854 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)、「文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について」(1016 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(27) 独立行政法人労働者健康福祉機構

この独立行政法人は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1526億7351万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	443,263,185	444,188,472
(うち建物)	(159,076,000)	(157,435,952)
(うち土地)	(74,852,959)	(75,674,651)
負 債	294,137,764	300,258,930
(うち運営費交付金債務)	(1,250,786)	(1,033,448)
(うち退職給付引当金)	(197,571,953)	(199,651,846)
(注1)		
純 資 産	149,125,420	143,929,541
(うち資本金)	(152,673,514)	(153,713,276)
(注2)		
(うち資本剰余金)	(25,190,701)	(14,250,387)
(うち繰越欠損金)	(28,738,794)	(24,034,122)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△3,591,317千円及び損益外減損損失累計額△3,584,721千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	292,488,865	293,085,056
(うち医療事業費)	(270,450,484)	(267,376,574)
(うち未払賃金立替払業 務費用)	(18,151,003)	(21,782,327)
経 常 収 益	288,980,152	288,687,677
(うち医療事業収入)	(255,233,868)	(251,788,776)
(うち運営費交付金収益)	(11,066,341)	(10,924,341)
経 常 損 失	3,508,713	4,397,379
臨 時 損 失	1,349,774	883,494
臨 時 利 益	153,816	1,185,929
当 期 純 損 失	4,704,672	4,094,944
当 期 総 損 失	4,704,672	4,094,944

(損失の処理)

(当期末処理損失)

当 期 総 損 失	4,704,672	4,094,944
前 期 繰 越 欠 損 金	24,034,122	19,939,177
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	28,738,794	24,034,122

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
労 災 病 院	35か所	36か所
入 院 患 者 延 べ 数	4,134千人	4,207千人
外 来 患 者 延 べ 数	7,555千人	7,835千人
未 払 賃 金 立 替 払 件 数	3,349件	3,014件
金 額	23,417,150千円	20,435,696千円
立 替 払 金 回 収 金 額	6,781,630千円	5,735,918千円

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価額に基づいて支給するよう是正改善の処置を求めたもの」(857ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082ページ参照)を掲記した。

(28) 独立行政法人国立病院機構

この独立行政法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1437億5827万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	1,160,129,313	1,151,868,862
(うち 建物)	(326,408,124)	(338,360,603)
(うち 土地)	(479,171,014)	(479,228,302)
負 債	866,449,182	887,230,139
(うち 運営費交付金債務)	(1,391,061)	(544,430)
(うち 長期借入金)	(589,773,957)	(638,176,193)
(うち 退職給付引当金)	(76,691,086)	(58,765,935)
(注1)		
純 資 産	293,680,131	264,638,722
(うち 資 本 金)	(143,758,276)	(143,758,276)
(注2)		
(うち 資本剰余金)	(118,288,613)	(113,139,241)
(うち 利益剰余金)	(31,633,241)	(7,741,204)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△9,105,470千円及び損益外減損損失累計額△129,710千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	798,927,878	767,665,829
(うち 医療収益)	(731,184,138)	(700,017,501)
(うち 運営費交付金収益)	(48,769,889)	(49,614,051)
経 常 費 用	770,005,334	755,258,765
(うち 給与費)	(437,016,739)	(427,934,249)
臨 時 利 益	365,915	790,487
臨 時 損 失	5,396,422	4,222,538
当 期 純 利 益	23,892,037	8,975,012
当 期 総 利 益	23,892,037	8,975,012

(利益の処分)

(当期末処分利益)

当 期 総 利 益	23,892,037	8,975,012
前 期 繰 越 欠 損 金	—	1,233,808

(利益処分額)

積 立 金	23,892,037	—
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額		
施設設備整備積立金	—	7,741,204

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
病 院 数	146か所	146か所
入 院 患 者 延 べ 数	16,835千人	17,016千人
外 来 患 者 延 べ 数	12,215千人	12,352千人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「診療収入の収納事務の体制等が適切でなく、病院の収入となるべき現金が領得されるなど会計経理が著しく適正を欠いているもの」(860 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(29) 独立行政法人環境再生保全機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として設置されているものである。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等
- ⑤ 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理
- ⑥ 石綿による健康被害の救済
- ⑦ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修
- ⑧ 設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収

その資本金は19事業年度末現在で160億4456万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、公害健康被害補償予防業務、石綿健康被害救済業務、基金及び承継の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、独立行政法人会計基準が19年11月19日に改訂されたことに伴い、18事業年度までは資本の区分であったが19事業年度からは純資産の区分に変更され、また、19事業年度の額と18事業年度の額とを一部対比できないものがある。

ア 公害健康被害補償予防業務勘定

〔 この勘定は、大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務及び大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	67,404,061	67,463,843
(うち現金及び預金)	(15,832,280)	(16,534,668)
(うち投資有価証券)	(48,250,980)	(46,746,325)
負 債	15,714,592	15,814,412
(うち納付財源引当金)	(13,895,742)	(13,950,466)
(うち運営費交付金債務)	(116,667)	(88,348)
純 資 産	51,689,469	51,649,430
(うち資本金)	(6,071,570)	(6,071,570)
(うち資本剰余金)	(44,910,327)	(44,915,858)
(うち利益剰余金)	(707,571)	(662,002)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち補償給付費納付金)	57,457,653 (54,941,260)	59,673,893 (57,076,619)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち賦課金収益)	57,454,942 (512,420) (44,717,209)	59,434,608 (466,178) (45,990,610)
臨時損失	7,508	9,028
臨時利益	55,788	314,360
当期純利益	45,569	66,046
当期総利益	45,569	66,046
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
予防経理当期総利益	—	83,667
(利益処分量)		
予防経理積立金	—	83,667
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
補償経理当期総利益(△当期総損失)	46,379	△ 17,620
補償経理前期繰越欠損金	308,023	290,403
予防経理当期総損失	809	—
予防経理積立金取崩額	809	—
(次期繰越欠損金)		
補償経理繰越欠損金	261,644	308,023

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(公害健康被害補償業務)		
賦課金の徴収に関する業務	件数 8,516件 金額 44,717,209千円	8,486件 45,990,610千円
補償法第13条第2項の規定による支払に関する業務	件数 4件 金額 33,945千円	4件 35,837千円
納付金の納付に関する業務	金額 55,047,307千円	57,180,226千円
(公害健康被害予防業務)		
大気汚染の影響による健康被害の予防に関する業務	金額 572,635千円	584,604千円
地方公共団体等が行う公害健康被害予防事業に対する助成金の交付に関する業務	金額 466,948千円	508,072千円

イ 石綿健康被害救済業務勘定

[この勘定は、石綿による健康被害の救済に係る業務に関する経理を行うものである。]

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産	38,756,690	32,938,850
(うち現金及び預金)	(35,524,813)	(32,635,291)
(うち有価証券)	(3,000,000)	(—)
(うち敷金保証金)	(39,330)	(39,330)
負債	38,717,360	32,899,519
(うち未払金)	(442,727)	(442,500)
(うち長期預り補助金等)	(36,970,192)	(32,358,175)
純資産	39,330	39,330
(資本剰余金)		

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち業務委託費) (うち石綿健康被害救済給付費)	3,538,765 (31,516) (2,694,612)	6,377,021 (49,971) (5,613,393)

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常収益 (うち石綿健康被害救済 事業交付金収益)	3,538,765 (3,454,883)	6,377,021 (6,373,704)
当期純利益	—	—
当期総利益	—	—

(ウ) 石綿健康被害救済基金

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
石綿健康被害救済基金残高 (うち政府交付金) (うち地方公共団体等拠 出金)	38,195,577 (36,970,192) (1,225,384)	32,358,175 (32,358,175) (—)

(エ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末	(18事業年度末)
認定件数	10,981件	4,544件
救済給付費の支給	2,700,146千円	5,523,640千円

ウ 基金勘定

この勘定は、日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務及び民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産	77,741,642	59,883,269
(うち現金及び預金)	(40,001,114)	(24,357,874)
(うち投資有価証券)	(21,489,888)	(20,326,042)
負債	63,957,520	46,167,783
(うちポリ塩化ビフェニ ル廃棄物処理基金預り 金)	(28,474,083)	(24,600,869)
(うち預り維持管理積立 金)	(34,319,107)	(20,714,132)
(うち運営費交付金債務)	(753,305)	(584,407)
純資産	13,784,122	13,715,486
(うち資本金)	(9,401,266)	(9,401,266)
(うち資本剰余金)	(4,382,856)	(4,314,222)
(うち繰越欠損金)	(—)	(2)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用	1,323,927	959,914
(うち国内活動助成金)	(401,911)	(352,668)
(うち海外活動助成金)	(174,760)	(202,680)
経常収益	1,323,930	959,917
(うち運営費交付金収益)	(799,025)	(723,101)
臨時損失	2,367	—
臨時利益	2,367	—
当期純利益	2	3
当期総利益	2	3

(利益の処分又は損失の処理)

(当期末処分利益又は当期末処理損失)

当期総利益	2	3
前期繰越欠損金	2	5
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	—	2

(ウ) 地球環境基金

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
地球環境基金残高	13,784,122	13,715,489
(うち政府出資金)	(9,401,266)	(9,401,266)
(うち民間等出えん金)	(4,382,856)	(4,314,222)

(エ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金残高	28,474,083	24,600,869
(うち国庫補助金)	(14,015,631)	(12,061,365)
(うち都道府県補助金)	(14,018,958)	(12,065,278)
(うち民間出えん金)	(439,493)	(474,225)

(オ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(地球環境基金事業)		
民間活動助成事業	件 数 174件	170件
	金 額 592,820千円	578,698千円
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金事業)		
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業	件 数 1件	1件
	金 額 291,201千円	46,169千円

工 承 継 勘 定

この勘定は、設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収に関する業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	140,682,222	165,295,645
(うち割賦譲渡元金)	(109,248,414)	(122,800,355)
(うち貸付金)	(27,765,811)	(35,637,818)
(うち貸倒引当金)	(△ 16,733,620)	(△ 16,744,284)
負 債	135,096,093	161,530,055
(うち1年内返済予定長期借入金)	(26,212,605)	(33,060,679)
(うち長期借入金)	(78,999,418)	(98,712,023)
(うち運営費交付金債務)	(1,884,635)	(1,663,614)
純 資 産	5,586,128	3,765,590
(うち資本金)	(571,727)	(571,727)
(うち資本剰余金)	(△ 20,206)	(△ 17,228)
(うち利益剰余金)	(5,034,607)	(3,211,091)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	17,682,868	21,934,869
(うち事業資産譲渡原価)	(13,599,078)	(14,506,113)
経 常 収 益	19,506,385	23,290,267
(うち運営費交付金収益)	(616,462)	(634,360)
(うち事業資産譲渡高)	(13,601,576)	(13,754,840)
臨 時 損 失	7,924	—
臨 時 利 益	7,924	—
当 期 純 利 益	1,823,516	1,355,398
当 期 総 利 益	1,823,516	1,355,398
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	1,823,516	1,355,398
(利益処分額)		
積 立 金	1,823,516	1,355,398

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(建設譲渡事業)		
割賦譲渡元金収入等 金 額	14,303,244千円	14,672,993千円
(うち繰上償還)	(1,320,822千円)	(1,420,131千円)
(うち割賦譲渡元金償却)	(701,668千円)	(1,207,902千円)
事業年度末割賦譲渡元金残高	113,298,849千円	127,602,094千円
(貸付事業)		
貸付金回収等 金 額	7,696,908千円	8,885,451千円
(うち繰上償還)	(618,840千円)	(363,960千円)
(うち貸付金償却)	(—)	(285,991千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	162件	190件
金 額	28,080,821千円	35,777,730千円
上記貸付金等残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	90,927,604千円	103,708,878千円
貸 倒 懸 念 債 権	46,086,622千円	54,729,295千円
破 産 更 生 債 権 等	4,365,444千円	4,941,650千円
計	141,379,670千円	163,379,824千円
貸 倒 引 当 金	18,973,518千円	19,880,575千円

〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 〕

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(30) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

この独立行政法人は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1兆0955億4322万余円(うち国の出資1兆0945億4322万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、産業基盤整備、施設整備等、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、工業再配置等業務特別、産炭地域経過業務特別及び出資承継の8勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、独立行政法人会計基準が19年11月19日に改訂されたことに伴い、18事業年度までは資本の区分であったが19事業年度からは純資産の区分に変更され、また、19事業年度の額と18事業年度の額とを一部対比できないものがある。

ア 一 般 勘 定

〔 この勘定は、中小企業者の事業活動に係る助言、中小企業大学校における人材育成、中小企業者の行う連携や事業の共同化等に必要な資金の貸付け及び創業・経営革新等の支援のための出資、助成等の各種業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	994,870,713	996,471,217
(うち有価証券)	(121,791,616)	(126,794,737)
(うち事業貸付金)	(597,644,408)	(473,066,735)
(うち投資有価証券)	(198,180,356)	(313,230,710)
負 債	26,619,481	24,496,739
(うち運営費交付金債務)	(4,152,737)	(4,613,703)
(うち資産見返負債)	(6,204,676)	(4,241,908)
(うち長期借入金)	(6,082,324)	(6,537,296)
純 資 産	968,251,231	971,974,478
(うち資本金)	(935,276,187)	(935,276,187)
	(注1)	
(うち資本剰余金)	(△ 3,935,315)	(△ 3,005,398)
(うち利益剰余金)	(36,910,359)	(39,703,689)

(注1) 損益外減価償却累計額△4,212,730千円及び損益外減損損失累計額△33,662千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	34,182,922	28,602,550
(うち経営基盤強化業務費)	(14,455,381)	(16,187,306)
経 常 収 益	25,939,806	24,768,603
(うち運営費交付金収益)	(14,554,002)	(12,997,921)
(うち財務収益)	(3,295,808)	(3,123,271)
経 常 損 失	8,243,116	3,833,947
臨 時 損 失	26,666	3,485
臨 時 利 益	5,512,746	20,966,038
法人税、住民税及び事業税	36,294	30,587
過年度法人税、住民税及び事業税	—	312
当期純利益(△当期純損失)	△ 2,793,330	17,097,705
目的積立金取崩額	2,826,112	2,989,204
当期総利益	32,782	20,086,910
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当期総利益	32,782	20,086,910
(利益処分数額)		
積立金	32,782	20,086,910

(ウ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	19事業年度	(18事業年度)
貸 付 件 数	79件	60件
貸 付 金 額	176,123,098千円	10,597,828千円
貸付金回収等	52,715,033千円	90,954,192千円
(うち繰上償還)	(9,056,013千円)	(19,866,715千円)
(うち貸付金償却)	(2,171,496千円)	(8,473,689千円)
事業年度末貸付金残高	3,775件	3,933件
金 額	654,448,986千円	531,040,921千円

上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類

一 般 債 権	537,087,033千円	412,569,102千円
貸 倒 懸 念 債 権	60,557,375千円	60,497,632千円
破 産 更 生 債 権 等	56,804,578千円	57,974,186千円
貸 倒 引 当 金	103,970,131千円	111,616,415千円

〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕

b 出 資 業 務

区 分	19事業年度	(18事業年度)
出 資 会 社 数	50社	47社
金 額	16,350,751千円	16,821,949千円
事業年度末出資金残高	183社	168社
金 額	87,198,623千円	80,966,211千円

イ 産業基盤整備勘定

この勘定は、事業者が事業資金を調達するための金融機関からの借入れ及び発行する社債についての債務の保証等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	34,813,334	36,120,788
(うち現金及び預金)	(9,079,218)	(10,304,862)
(うち投資有価証券)	(23,406,956)	(23,405,054)
(うち求償権)	(3,774,351)	(4,393,747)
負 債	348,260	342,066
(うち退職給付引当金)	(166,841)	(151,942)
(うち保証債務損失引当金)	(162,139)	(174,560)
純 資 産	34,465,073	35,778,722
(うち資本金)	(31,790,506)	(33,573,968)
(注2)		
(うち資本剰余金)	(898,658)	(899,080)
(うち利益剰余金)	(1,775,908)	(1,305,673)

(注2) 損益外減価償却累計額△1,761千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	153,822	141,021
(うち経営基盤強化業務費)	(123,128)	(110,359)
経 常 収 益	569,946	571,544
(うち債務保証料収入)	(46,444)	(54,609)
(うち財務収益)	(498,657)	(510,235)
経 常 利 益	416,124	430,522
臨 時 損 失	—	21,297
臨 時 利 益	54,140	254,135
法人税、住民税及び事業税	31	34
当 期 純 利 益	470,234	663,326
当 期 総 利 益	470,234	663,326
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	470,234	663,326
(利益処分額)		
積 立 金	470,234	663,326

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
増加した保証債務金額	17,500千円	35,000千円
減少した保証債務金額	2,431,259千円	3,121,977千円
年度末保証債務残高	108件	112件
金 額	15,314,072千円	17,727,832千円

ウ 施設整備等勘定

この勘定は、地域における新事業創出等のための事業用地の造成、管理、賃貸及び譲渡等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円		(18事業年度末) 千円
資 産	44,881,208	}	48,597,511
(うち現金及び預金)	(6,761,290)		(7,110,790)
(うち建物)	(11,778,920)		(10,999,915)
(うち関係会社株式)	(9,560,778)		(9,552,165)
負 債	11,068,859		16,189,886
(うち1年以内償還予定)	(3,671,300)		(3,792,600)
(債券)			
(うち長期借入金)	(4,717,891)		(5,078,597)
純 資 産	33,812,349		32,407,624
(うち資本金)	(52,313,000)		(51,271,000)
(うち資本剰余金)	(△ 1,007)	(△ 1,007)	
(うち繰越欠損金)	(18,499,643)	(18,862,368)	

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	4,195,018	4,006,421
(うち経営基盤強化業務費)	(3,083,352)	(2,995,593)
経 常 収 益	4,553,852	3,779,423
(うち不動産関係事業収入)	(4,191,739)	(3,313,665)
経常利益(△経常損失)	358,834	△ 226,997
臨 時 損 失	—	396
臨 時 利 益	8,612	1,159,452
法人税、住民税及び事業税	4,722	4,288
過年度法人税、住民税及び事業税	—	34
当 期 純 利 益	362,725	927,736
当 期 総 利 益	362,725	927,736
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	362,725	927,736
前 期 繰 越 欠 損 金	18,862,368	19,790,104
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	18,499,643	18,862,368

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
土地の売却実績	9件	9件
面 積	26ha	10ha
金 額	2,587,002千円	1,912,907千円

エ 小規模企業共済勘定

この勘定は、小規模企業共済事業及び小規模企業共済契約者に対する資金の貸付事業に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円		(18事業年度末) 千円
資 産	9,920,227,206	}	10,170,062,108
(うち信託資産)	(1,639,983,318)		(1,686,089,304)
(うち貸付有価証券担保)	(1,902,426,916)		(1,993,841,458)
(預り運用資産)			
(うち投資有価証券)	(5,052,044,197)		(5,033,905,113)
負 債	10,580,332,859		10,649,859,924
(うち運営費交付金債務)	(239,789)		(139,253)
(うち貸付有価証券担保)	(1,902,426,916)		(1,993,841,458)
(預り金)			
(うち責任準備金)	(8,606,085,624)		(8,592,059,589)
純 資 産	△ 660,105,652	△ 479,797,816	
(うち資本金)	(15,518,000)	(15,518,000)	
(注3)			
(うち資本剰余金)	(△ 10,618)	(△ 9,489)	
(うち繰越欠損金)	(675,613,034)	(495,306,327)	

(注3) 損益外減価償却累計額△10,361千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち経営環境対応業務費)	801,917,009 (801,529,652)	608,549,283 (608,160,667)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち共済事業掛金等収入) (うち資産運用収入)	621,611,877 (3,769,841) (518,878,069) (90,824,823)	701,794,934 (4,071,195) (510,995,490) (177,113,866)
経常利益(△経常損失)	△ 180,305,132	93,245,650
臨時損失	669	77
法人税、住民税及び事業税	905	976
過年度法人税、住民税及び事業税	—	17
当期純利益(△当期純損失)	△ 180,306,707	93,244,579
当期総利益(△当期総損失)	△ 180,306,707	93,244,579
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 180,306,707	93,244,579
前期繰越欠損金	495,306,327	588,550,906
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	675,613,034	495,306,327

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
共済契約	契約件数 91,730件 事業年度末 契約件数 1,681,547件	92,961件 1,702,236件
共済金の支払	件数 51,590件 金額 544,686,584千円	50,322件 523,810,228千円
貸付	件数 139,809件 金額 456,540,718千円	136,970件 435,427,590千円
貸付金回収	金額 433,460,509千円	412,581,717千円
事業年度末貸付金残高	件数 123,675件 金額 401,234,015千円	120,797件 378,153,806千円

オ 中小企業倒産防止共済勘定

[この勘定は、中小企業倒産防止共済事業に関する経理を行うものである。]

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産 (うち事業貸付金) (うち投資有価証券)	620,420,655 (121,202,629) (329,123,578)	612,933,949 (132,941,284) (310,756,835)
負債 (うち運営費交付金債務) (うち倒産防止共済基金) (うち完済手当金準備基金)	573,027,281 (264,188) (500,182,080) (40,483,513)	565,529,698 (204,102) (500,442,777) (33,909,599)
純資産 (うち資本金)	47,393,374 (47,421,855)	47,404,250 (47,421,855)
(うち資本剰余金) (うち利益剰余金)	(注4) △ 44,402 (15,921)	(うち資本剰余金) (うち利益剰余金) △ 31,474 (13,869)

(注4) 損益外減価償却累計額△40,456千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち経営環境対応業務費)	44,896,390 (44,557,051)	43,437,912 (43,123,022)

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち共済事業掛金等収 入) (うち資産運用収入)	51,557,221 (1,505,219) (43,905,175)	49,261,623 (1,466,887) (43,108,335)
経常利益	6,660,830	5,823,710
臨時損失	6,660,558	6,861,446
臨時利益	2,634	1,043,899
法人税、住民税及び事業 税	854	909
過年度法人税、住民税及 び事業税	—	17
当期純利益	2,051	5,236
当期総利益	2,051	5,236
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	2,051	5,236
(利益処分額)		
積立金	2,051	5,236

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
共 済 契 約	契約件数 16,982件 事業年度末 契約件数 293,008件	15,004件 300,433件
貸 付 け	件数 13,839件 金額 48,649,150千円	13,322件 44,354,100千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	金額 66,827,326千円 (11,208,294千円)	84,343,063千円 (15,017,833千円)
事業年度末貸付金残高	件数 44,405件 金額 155,339,476千円	52,403件 173,517,652千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基 準による分類		
一 般 債 権	96,921,182千円	102,275,843千円
貸倒懸念債権	24,281,446千円	30,665,440千円
破産更生債権等	34,136,846千円	40,576,367千円
貸倒引当金	54,894,802千円	65,691,375千円

〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については〕
〔 回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。 〕

カ 工業再配置等業務特別勘定

〔 この勘定は、旧地域振興整備公団から承継した工業再配置の促進等に必要な工場用地等の管理、
譲渡に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	53,800,606	58,813,035
(うち現金及び預金)	(17,971,075)	(16,032,995)
(うち割賦売掛金)	(11,559,612)	(11,615,635)
(うち販売用不動産)	(13,544,507)	(16,030,165)
負 債	37,992,940	50,847,523
(うち1年以内償還予定 債券)	(21,900,000)	(11,800,000)
(うち地域振興整備債券)	(14,300,000)	(36,200,000)
純 資 産	15,807,665	7,965,511
(うち資本金)	(4,360,000) (注5)	(4,360,000)
(うち資本剰余金)	(△ 8,179)	(△ 7,920)
(うち利益剰余金)	(11,455,844)	(3,613,432)

(注5) 損益外減価償却累計額△6,732千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち産業用地業務費)	6,272,692 (5,890,819)	6,374,389 (5,804,989)
経常収益 (うち不動産関係事業収入)	13,295,843 (12,968,567)	9,608,821 (9,415,960)
経常利益	7,023,151	3,234,432
臨時損失	14,827	—
臨時利益	850,348	223,457
法人税、住民税及び事業税	16,259	17,349
過年度法人税、住民税及び事業税	—	34
当期純利益	7,842,412	3,440,506
当期総利益	7,842,412	3,440,506
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	7,842,412	3,440,506
(利益処分額)		
積立金	7,842,412	3,440,506

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
土地の売却実績	54件	60件
面積	102ha	55ha
金額	12,507,461千円	8,908,069千円

キ 産炭地域経過業務特別勘定

この勘定は、旧地域振興整備公団から承継した旧産炭地域の振興に必要な土地の管理、譲渡等に
関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産	35,068,831	46,283,403
(うち現金及び預金)	(6,346,166)	(17,345,693)
(うち有価証券)	(14,999,317)	(—)
(うち割賦売掛金)	(5,975,208)	(6,198,842)
負債	35,072,460	46,298,766
(うち1年以内償還予定)	(13,500,000)	(8,000,000)
(債券)		
(うち長期預り補助金等)	(11,863,137)	(11,825,475)
純資産	△ 3,628 (注6)	△ 15,362
(うち資本剰余金)	(△ 22,121)	(△ 15,362)
(うち利益剰余金)	(18,492)	(—)

(注6) 損益外減価償却累計額△8,057千円及び損益外減損損失累計額△11,171千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち産業用地業務費)	2,968,599 (2,710,516)	4,535,294 (4,319,527)
経常収益 (うち不動産関係事業収入)	2,684,933 (2,297,516)	21,838,257 (4,811,879)
経常利益(△経常損失)	△ 283,666	17,302,962
臨時損失	—	16,210
臨時利益	304,902	118,927
法人税、住民税及び事業税	2,743	1,603
当期純利益	18,492	17,404,076

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
当期総利益	18,492	17,404,076
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益	18,492	17,404,076
前期繰越欠損金	—	17,404,076
(利益処分額)		
積立金	18,492	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
土地の売却実績	17件	24件
面積	44ha	67ha
金額	2,127,999千円	4,662,563千円

ク 出資承継勘定

この勘定は、旧産業基盤整備基金が行っていた出資事業により取得した株式を承継し、その管理、処分に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	8,021,048	7,666,394
(うち現金及び預金)	(4,377,132)	(2,873,571)
(うち投資有価証券)	(2,840,335)	(3,978,999)
(うち関係会社株式)	(799,965)	(799,310)
負 債	55,324	44,667
(うち退職給付引当金)	(39,367)	(40,973)
純 資 産	7,965,724	7,621,727
(うち資本金)	(8,863,671)	(8,863,671)
(うち繰越欠損金)	(897,947)	(1,241,944)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	47,091	111,297
(うち経営基盤強化業務費)	(40,729)	(103,669)
経 常 収 益	390,440	70,039
(うち出資金収益)	(289,229)	(60,700)
経常利益(△経常損失)	343,349	△ 41,258
臨 時 利 益	655	15,674
法人税、住民税及び事業税	7	9
当期純利益(△当期純損失)	343,996	△ 25,592
当期総利益(△当期総損失)	343,996	△ 25,592
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	343,996	△ 25,592
前期繰越欠損金	1,241,944	1,216,351
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	897,947	1,241,944

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末	(18事業年度末)
出 資 残 高	25社	28社
金 額	3,640,301千円	4,778,310千円

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「自動車運行管理業務契約等における労務費の算定に当たり、給与額等の算出の基礎となる実労働時間の取扱いを適切に定めるとともに、健康保険料等の事業主負担額の算出を適切なものとするよう改善させたもの」(863 ページ参照)

を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082ページ参照)を掲記した。

(31) 独立行政法人都市再生機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことなどにより都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的として設置されているものである。

- ① 機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務
- ② 都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務

その資本金は19事業年度末現在で9485億0095万余円(うち国の出資9465億0062万余円)となっている。

同法人の会計は、都市再生及び宅地造成等経過の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、独立行政法人会計基準が19年11月19日に改訂されたことに伴い、18事業年度までは資本の区分であったが19事業年度からは純資産の区分に変更され、また、19事業年度の額と18事業年度の額とを一部対比できないものがある。

ア 都市再生勘定

[この勘定は、賃貸住宅業務及び既成市街地整備改善業務に関する経理を行うものである。]

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	13,309,585,890	13,536,913,959
(うち土地)	(8,291,758,926)	(8,272,654,007)
(うち建物)	(3,349,613,395)	(3,323,564,657)
負 債	12,520,874,400	13,034,758,307
(うち長期借入金)	(10,390,789,340)	(10,271,357,984)
(うち都市再生債券)	(536,590,573)	(962,430,000)
純 資 産	788,711,489	502,155,651
(うち資本金)	(860,810,912)	(828,710,912)
(うち資本剰余金)	(23,706,216)	(21,494,932)
(うち繰越欠損金)	(95,805,638)	(348,050,193)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	888,308,378	862,212,827
(うち賃貸住宅業務費)	(365,721,875)	(362,463,446)
(うち既成市街地整備改 善業務費)	(246,283,294)	(183,375,426)
経 常 収 益	1,221,367,484	1,027,235,830
(うち賃貸住宅業務収入)	(642,734,650)	(633,557,740)
(うち既成市街地整備改 善業務収入)	(502,167,110)	(285,558,883)
経 常 利 益	333,059,106	165,023,002
臨 時 損 失	21,671,758	31,502,922
臨 時 利 益	703,206	21,880,538
当 期 純 利 益	312,090,554	155,400,618
宅地造成等経過勘定へ繰 入	59,846,000	103,619,000
当 期 総 利 益	252,244,554	51,781,618

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益	252,244,554	51,781,618
前期繰越欠損金	348,050,193	399,831,811
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	95,805,638	348,050,193

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
都市機能更新	24地区	24地区
土地有効利用	34地区	39地区
防災公園街区整備	9地区	10地区
居住環境整備		
市街地再開発	20地区	25地区
民間供給支援	2地区	4地区
再開発分譲住宅等	1,417戸	476戸
賃貸住宅の建設		
住宅の建設	2,339戸	4,256戸
建替の着手	1,488戸	2,223戸
増改築	4,865戸	5,967戸
高齢者向け優良賃貸住宅	1,225戸	1,579戸
賃貸住宅の供給		
住宅の供給	3,948戸	7,371戸
賃貸住宅の事業年度末 現在管理戸数	767,069戸	768,608戸
既成市街地整備改善		
整備敷地譲渡	46.5ha	82.5ha
施設譲渡	7.6ha	5.0ha
敷地賃貸	4.1ha	7.0ha

イ 宅地造成等経過勘定

この勘定は、市街地整備特別業務、公園特別業務及び分譲住宅特別業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	2,205,374,910	2,714,008,449
(うち土地)	(606,628,906)	(569,906,469)
(うち建設仮勘定)	(350,643,078)	(441,476,579)
負 債	2,444,300,554	2,773,854,225
(うち都市再生債券)	(579,917,836)	(480,000,000)
(うち長期借入金)	(479,713,667)	(1,170,253,575)
純 資 産	△ 238,925,643	△ 59,845,775
(うち資本金)	(87,690,038)	(87,690,038)
(うち繰越欠損金)	(325,643,471)	(147,535,814)
(うち評価・換算差額等)	(△ 972,210)	

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用	600,846,347	488,347,302
(うち市街地整備特別業務費)	(315,055,718)	(365,049,026)
(うち販売用不動産等評価損)	(236,340,978)	(94,125,094)
経常収益	374,548,738	452,317,302
(うち市街地整備特別業務収入)	(298,176,920)	(379,456,124)
(うち補助金等収益)	(47,894,287)	(45,442,232)
経常損失	226,297,609	36,029,999

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
臨時損失	11,656,048	23,816,807
臨時利益	—	435
当期純損失	237,953,657	59,846,371
都市再生勘定より受入	59,846,000	103,619,000
当期総利益(△当期総損失)	△ 178,107,657	43,772,628
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 178,107,657	43,772,628
前期繰越欠損金	147,535,814	191,308,442
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	325,643,471	147,535,814
(ウ) 主な業務実績		
区 分	19事業年度	(18事業年度)
ニュータウン整備		
大都市圏	51地区	53地区
地方都市	9地区	9地区
宅地の供給		
分譲	491.0ha	425.2ha
賃	63.8ha	63.6ha

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「緊急連絡員業務及び管理連絡員業務の委託契約における経費の算定に当たり、委託先の職員の直接経費を算出してこれに経費率を乗ずるなど業務の実態を反映した適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの」(868 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(32) 独立行政法人奄美群島振興開発基金

この独立行政法人は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給することなどにより、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で149億3377万余円(うち国の出資93億0127万余円)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	20,384,899	21,222,071
(うち長期貸付金)	(9,980,261)	(10,518,092)
(うち長期保証債務見返)	(7,493,963)	(8,668,078)
負 債	10,337,615	11,707,049
(うち長期保証債務)	(7,493,963)	(8,668,078)
(うち長期借入金)	(851,234)	(1,089,929)
(注)		
純 資 産	10,047,284	9,515,021
(うち資本金)	(14,933,771)	(14,431,771)
(うち繰越欠損金)	(4,886,487)	(4,916,749)

(注) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常費用 (うち求償権償却引当金繰入) (うち職員給与)	462,848 (188,939) (109,367)	521,156 (212,105) (118,977)
経常収益 (うち貸付金利息収入) (うち保証債務損失引当金戻入)	470,598 (179,148) (152,729)	516,233 (198,085) (164,979)
経常利益(△経常損失)	7,749	△ 4,923
臨時損失	30	39
臨時利益	22,543	22,709
当期純利益	30,262	17,746
当期総利益	30,262	17,746
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益	30,262	17,746
前期繰越欠損金	4,916,749	4,934,496
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	4,886,487	4,916,749

(ウ) 主な業務実績

a 保証業務

区 分	19事業年度	(18事業年度)
保証承諾 件数	172件	143件
金 額	2,274,456千円	2,201,900千円
償 還 件数	276件	352件
金 額	2,776,104千円	3,377,937千円
代位弁済 件数	18件	53件
金 額	423,781千円	444,473千円
事業年度末保証債務残高 件数	921件	1,043件
金 額	8,013,379千円	8,920,119千円

b 融資業務

区 分	19事業年度	(18事業年度)
貸付 件数	130件	142件
金 額	1,823,187千円	1,680,715千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却) 金 額	2,207,824千円 (33,327千円)	2,316,935千円 (182,668千円)
事業年度末貸付金残高 件数	1,551件	1,598件
金 額	10,391,261千円	10,775,899千円

上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類

一般債権	6,573,870千円	7,019,329千円
貸倒懸念債権	1,241,039千円	1,264,492千円
破産更生債権等	2,576,351千円	2,492,076千円

(注) 貸倒引当金 1,907,513千円 1,923,381千円
 (注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づき算出した額とされている。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「観光関連産業振興資金の貸付けが不当と認められるもの」(872 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(33) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

この独立行政法人は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」と総称する。)に対する貸付け、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した債務(以下「承継債務」という。)その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で4兆7280億7454万余円(うち国の出資3兆5676億2210万余円)となっている。

同法人の会計は、高速道路及び鉄道の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、独立行政法人会計基準が19年11月19日に改訂されたことに伴い、18事業年度までは資本の区分であったが19事業年度からは純資産の区分に変更され、また、19事業年度の額と18事業年度の額とを一部対比できないものがある。

ア 高速道路勘定

〔 この勘定は、高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け並びに承継債務等の返済に係る業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	41,729,735,615	42,168,175,830
(うち構築物)	(28,851,472,542)	(28,339,455,879)
(うち土地)	(8,085,862,677)	(7,965,879,975)
負 債	35,339,162,555	36,307,891,910
(うち機構債)	(19,415,077,147)	(20,071,138,800)
(うち長期借入金)	(10,874,732,211)	(10,960,717,048)
純 資 産	6,390,573,060	5,860,283,919
(うち資本金)	(4,707,184,042)	(4,575,684,042)
(うち資本剰余金)	(847,605,416)	(847,605,416)
(うち利益剰余金)	(835,783,601)	(436,994,460)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	1,495,426,276	1,513,091,765
(うち道路資産貸付業務費)	(894,145,976)	(898,313,442)
(うち財務費用)	(577,589,096)	(607,584,049)
経 常 収 益	1,890,362,322	1,886,973,968
(うち道路資産貸付料収入)	(1,880,612,930)	(1,877,364,511)
経 常 利 益	394,936,045	373,882,202
臨 時 損 失	3,726,614	295,084
臨 時 利 益	7,579,709	11,358,122
当 期 純 利 益	398,789,140	384,945,240
当 期 総 利 益	398,789,140	384,945,240
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	398,789,140	384,945,240
(利益処分額)		
積 立 金	398,789,140	384,945,240

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
道路資産の年度末保有・貸付延長	9,985km	9,971km
会社からの債務引受額	609,079,000千円	140,220,000千円
機構債の発行による資金の調達額	3,093,000,000千円	2,720,000,000千円
債務返済額	4,590,977,643千円	4,033,528,886千円
年度末債務残高	35,223,603,668千円	36,112,502,311千円

イ 鉄道勘定

〔 この勘定は、本州と四国を連絡する鉄道施設の管理及び当該鉄道施設を鉄道事業者を利用させる業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	294,698,581	302,969,977
(うち構築物)	(244,462,748)	(252,725,093)
(うち土地)	(32,827,179)	(32,827,179)
負 債	273,488,106	281,623,517
(うち鉄道施設建設見返)	(262,441,479)	(270,891,880)
(債務)		
純 資 産	21,210,475	21,346,460
(うち資本金)	(20,890,500)	(20,890,500)
(注1)		(注2)
(うち資本剰余金)	(△ 105,270)	(1,297,790)
(うち利益剰余金)	(425,245)	(841,829)
(うち繰越欠損金)		

(注1) 損益外減価償却累計額△1,403,061千円及び損益外減損損失累計額△2,061,460千円が含まれている。

(注2) 損益外減損損失累計額△2,061,460千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	8,904,709	9,890,070
(うち鉄道施設利用業務)	(8,898,114)	(9,884,889)
経 常 収 益	9,374,159	9,356,072
(うち鉄道施設建設見返)	(8,450,400)	(8,405,073)
(債務戻入)		
経常利益(△経常損失)	469,449	△ 533,997
臨 時 損 失	334,924	36,636
臨 時 利 益	1,132,550	—
当期純利益(△当期純損失)	1,267,075	△ 570,633
当期総利益(△当期総損失)	1,267,075	△ 570,633
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	1,267,075	△ 570,633
前 期 繰 越 欠 損 金	841,829	271,196
(利益処分数又は損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	—	841,829
積 立 金	425,245	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
年度末保有延長	35km	35km

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(34) 独立行政法人日本原子力研究開発機構

この独立行政法人は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で8085億9449万余円(うち国の出資7921億7511万余円)となっている。

同法人の会計は、一般及び電源利用の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	269,904,391	269,764,919
(うち建物)	(80,677,302)	(73,541,579)
(うち土地)	(67,571,291)	(67,738,560)
負 債	41,636,831	41,672,969
(うち運営費交付金債務)	(3,774,762)	(4,649,290)
(うち未払金)	(11,250,750)	(10,990,005)
(うち資産見返負債)	(22,099,783)	(22,775,200)
(注1)		
純 資 産	228,267,560	228,091,949
(うち資本金)	(264,331,127)	(264,331,127)
(注2)		
(うち資本剰余金)	(△ 35,966,175)	(△ 35,817,416)
(うち繰越欠損金)	(△ 97,392)	(△ 421,760)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(注2) 損益外減価償却累計額△56,091,880千円及び損益外減損損失累計額△3,125,532千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	64,854,567	64,844,734
(うち業務費)	(56,232,326)	(56,526,370)
経 常 収 益	65,203,847	64,985,040
(うち運営費交付金収益)	(54,385,246)	(56,125,587)
(うち政府受託研究収入)	(4,094,962)	(3,850,802)
経 常 利 益	349,279	140,306
臨 時 損 失	55,720	53,871
臨 時 利 益	55,722	53,871
法人税、住民税及び事業税	24,912	27,166
当 期 純 利 益	324,368	113,140
当 期 総 利 益	324,368	113,140
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	324,368	113,140
前 期 繰 越 欠 損 金	421,760	534,900
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	97,392	421,760

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
我が国の存立基盤となるエネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した原子力システムの研究開発	11,448,281	12,019,863
量子ビーム利用の新たな領域の開拓により科学技術の進展と産業の振興に貢献するための研究開発	13,051,182	11,059,020
原子力利用の安全の確保と核不拡散に貢献するための活動及び共通的科学技術基盤の高度化	21,791,595	20,731,501
自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分	5,391,058	5,498,840
我が国における原子力研究開発の中核機関としての国内外との連携強化と社会からの要請に応じていくための活動	10,582,554	12,712,334

イ 電源利用勘定

この勘定は、核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発等の電源利用対策業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	506,349,933	520,218,891
(うち機械・装置)	(118,824,119)	(147,499,179)
(うち建設仮勘定)	(172,366,624)	(164,319,229)
負 債	91,008,300	62,212,729
(うち運営費交付金債務)	(16,554,559)	(8,796,585)
(うち未払金)	(19,627,954)	(17,867,436)
(うち資産見返負債)	(44,152,083)	(30,693,979)
純 資 産	415,341,633	458,006,162
(うち資本金)	(544,263,362)	(544,263,362)
(うち資本剰余金)	(△ 131,914,438)	(△ 91,503,593)
(うち利益剰余金)	(2,992,709)	(5,246,393)

(注3) 損益外減価償却累計額△115,953,569千円及び損益外減損損失累計額△15,685,335千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	101,525,855	95,121,460
(うち業務費)	(88,840,145)	(85,812,238)
経 常 収 益	101,018,321	98,349,756
(うち運営費交付金収益)	(83,410,528)	(86,227,173)
(うち政府受託研究収入)	(7,673,812)	(4,091,312)
経常利益(△経常損失)	△ 507,533	3,228,296
臨 時 損 失	1,901,430	35,233
臨 時 利 益	186,007	35,200
法人税、住民税及び事業税	30,727	31,850
当期純利益(△当期純損失)	△ 2,253,683	3,196,412
当期総利益(△当期総損失)	△ 2,253,683	3,196,412
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 2,253,683	3,196,412

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	3,196,412
積立金取崩額	2,253,683	—
(ウ) 主な業務実績		
区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
我が国の存立基盤となるエネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した原子力システムの研究開発	73,466,599	67,626,356
原子力利用の安全の確保と核不拡散に貢献するための活動及び共通的科学技術基盤の高度化	2,426,734	2,701,907
自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分	14,210,449	13,425,454
我が国における原子力研究開発の中核機関としての国内外との連携強化と社会からの要請に応えていくための活動	8,681,144	8,383,422

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「一般競争契約によるリース契約の締結に当たり、公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受するため、リース物件の納入業者及び調達価格をあらかじめ決定することなく入札に付するよう改善させたもの」(874ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082ページ参照)を掲記した。

(35) 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

この独立行政法人は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成19年法律第110号。以下「国民年金法等改正法」という。)第7条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「旧厚生年金保険法」という。)第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「旧国民年金法」という。)第74条の施設及び健康保険法(大正11年法律第70号)第150条第1項又は第2項の事業(政府が管掌する健康保険に係るものに限る。)の用に供する施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」という。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1479億1141万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は厚生年金、国民年金及び健康保険の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 厚生年金勘定

この勘定は、旧厚生年金保険法の事業の用に供する施設であって、厚生労働大臣が定めるものの譲渡又は廃止等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	119,057,037	137,128,825
(うち現金及び預金)	(11,313,520)	(19,834,208)
(うち有価証券)	(13,390,000)	(—)
(うち販売用不動産)	(93,938,423)	(117,264,858)
負 債	1,014,752	338,591
(うち預り金)	(658,146)	(247,235)
(うち未払消費税等)	(238,364)	(49,902)
(注1) 純 資 産	118,042,284	136,790,234
(うち資本金)	(103,046,166)	(121,692,939)
(うち資本剰余金)	(注2) (12,681,188)	(注3) (6,182,950)
(うち利益剰余金)	(19,926,162)	(10,202,626)
(注4) (うち国庫納付金)	(△17,611,232)	(△ 1,288,282)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(注2) 評価替差額金△20,246,581千円が含まれている。

(注3) 評価替差額金△8,098,046千円が含まれている。

(注4) 国庫納付金は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成17年法律第71号)第15条第1項の規定により納付することとされている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	12,361,565	9,491,912
(うち業務費)	(12,256,584)	(9,385,342)
経 常 収 益	21,802,240	17,648,120
(うち業務収入)	(21,720,450)	(17,634,495)
経 常 利 益	9,440,674	8,156,208
臨 時 損 失	—	42,048
臨 時 利 益	282,861	42,048
当 期 純 利 益	9,723,535	8,156,208
当 期 総 利 益	9,723,535	8,156,208
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	9,723,535	8,156,208
前 期 繰 越 利 益	10,202,626	2,046,418
(利益処分額)		
次 期 繰 越 利 益	19,926,162	10,202,626

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
年金福祉施設等の売却実績	物 件 数 51件	33件
	金 額 21,699,079千円	17,618,295千円

イ 国民年金勘定

〔 この勘定は、旧国民年金法の事業の用に供する施設であって、厚生労働大臣が定めるものの譲渡又は廃止等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	26,871,490	32,913,481
(うち現金及び預金)	(2,061,774)	(4,133,508)
(うち有価証券)	(5,060,000)	(—)
(うち販売用不動産)	(19,742,362)	(28,771,217)
負 債	344,566	152,455
(うち預り金)	(268,818)	(68,261)
(うち未払消費税等)	(64,884)	(61,531)

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
純 資 産	26,526,924	32,761,026
(うち 資 本 金)	(23,827,704)	(29,865,964)
(うち 資 本 剰 余 金)	(注5)	(注6)
(うち 利 益 剰 余 金)	(1,262,967)	(1,322,610)
(注4)	(3,864,485)	(1,572,451)
(うち 国 庫 納 付 金)	(△2,428,233)	(—)
(注5) 評価替差額金△8,858,879千円が含まれている。		
(注6) 評価替差額金△2,760,977千円が含まれている。		

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	3,105,964	2,728,147
(うち 業 務 費)	(3,089,367)	(2,701,283)
経 常 収 益	5,187,820	4,261,120
(うち 業 務 収 入)	(5,164,697)	(4,259,151)
経 常 利 益	2,081,856	1,532,972
臨 時 損 失	—	10,862
臨 時 利 益	210,178	139,813
当 期 純 利 益	2,292,034	1,661,923
当 期 総 利 益	2,292,034	1,661,923
(利 益 の 処 分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	2,292,034	1,661,923
前期繰越利益(△前期繰越欠損金)	1,572,451	△ 89,472
(利 益 処 分 額)		
次 期 繰 越 利 益	3,864,485	1,572,451

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
年金福祉施設等の売却実 績	物件数 39件	21件
	金額 5,162,121千円	4,254,295千円

ウ 健康保険勘定

〔 この勘定は、健康保険法の事業の用に供する施設であって、厚生労働大臣が定めるものの譲渡又は廃止等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	30,934,830	32,234,797
(うち 現 金 及 び 預 金)	(9,447,759)	(5,108,008)
(うち 有 価 証 券)	(2,450,000)	(—)
(うち 販 売 用 不 動 産)	(19,031,581)	(27,120,583)
負 債	492,665	128,549
(うち 未 払 金)	(175,727)	(27,880)
(うち 未 払 消 費 税 等)	(164,534)	(77,963)
純 資 産	30,442,165	32,106,247
(うち 資 本 金)	(21,037,546)	(27,681,939)
(注7)	(注8)	
(うち 資 本 剰 余 金)	(5,308,023)	(2,279,329)
(うち 利 益 剰 余 金)	(8,295,692)	(2,144,978)
(注4)		
(うち 国 庫 納 付 金)	(△ 4,199,096)	(—)
(注7) 評価替差額金△5,383,687千円が含まれている。		
(注8) 評価替差額金△1,767,987千円が含まれている。		

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	4,857,145	3,071,656
(うち 業 務 費)	(4,838,985)	(3,048,654)

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常収益 (うち業務収入)	10,415,246 (10,396,384)	5,289,712 (5,285,629)
経常利益	5,558,100	2,218,055
臨時損失	—	42,225
臨時利益	592,614	42,225
当期純利益	6,150,714	2,218,055
当期総利益	6,150,714	2,218,055
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	6,150,714	2,218,055
前期繰越利益(△前期繰越欠損金)	2,144,978	△ 73,077
(利益処分量)		
次期繰越利益	8,295,692	2,144,978

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
年金福祉施設等の売却実 績	物件数 46件	27件
	金額 10,390,800千円	5,274,504千円

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(36) 年金積立金管理運用独立行政法人

この独立行政法人は、厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1億円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、厚生年金、国民年金、総合及び承継資金運用の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 厚生年金勘定

〔この勘定は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金から寄託された資金の管理業務に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産		
(うち総合勘定繰入金)	110,946,800,277	102,920,246,177
(うち未収金)	(110,946,800,277)	(99,489,463,346)
	(—)	(3,430,782,831)
負 債		
(運用寄託金)	105,110,644,965	90,824,766,338
(注1)		
純 資 産		
(うち積立金)	5,836,155,312	12,095,479,839
(うち当期末処分利益又 は当期末処理損失)	(10,871,661,781) (△ 5,035,506,468)	(8,664,697,008) (3,430,782,831)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、独立行政法人会計基準の改訂(19年11月19日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。以下の他勘定についても同様である。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
総合勘定分配金収入 (△総合勘定繰入金減額損)	△ 5,035,506,468	3,430,782,831
当期純利益(△当期純損失)	△ 5,035,506,468	3,430,782,831
当期総利益(△当期総損失)	△ 5,035,506,468	3,430,782,831
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期未処分利益又は当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 5,035,506,468	3,430,782,831
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	—	3,430,782,831
積立金取崩額	5,035,506,468	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
運用寄託金残高	105,110,644,965	90,824,766,338

イ 国民年金勘定

〔 この勘定は、年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金から寄託された資金の管理業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資産	8,036,894,142	6,607,845,950
(うち総合勘定繰入金)	(8,036,894,142)	(6,387,635,885)
(うち未収金)	(—)	(220,210,065)
負債	7,643,797,047	5,814,045,437
(運用寄託金)		
純資産	393,097,094	793,800,513
(うち積立金)	(715,893,344)	(573,590,448)
(うち当期未処分利益又は当期未処理損失)	(△ 322,796,249)	(220,210,065)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
総合勘定分配金収入 (△総合勘定繰入金減額損)	△322,796,249	220,210,065
当期純利益(△当期純損失)	△322,796,249	220,210,065
当期総利益(△当期総損失)	△322,796,249	220,210,065
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期未処分利益又は当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△322,796,249	220,210,065
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	—	220,210,065
積立金取崩額	322,796,249	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
運用寄託金残高	7,643,797,047	5,814,045,437

ウ 総合勘定

〔 この勘定は、厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金運用勘定から受け入れた資金の管理及び運用業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	143,527,119,894	134,377,711,353
(うち金銭等の信託)	(119,886,755,819)	(114,527,823,135)
(うち承継資金運用勘定融通資金)	(23,638,900,000)	(19,824,750,000)
負 債	143,527,019,894	134,377,611,353
(うち厚生年金勘定受入金)	(110,946,800,277)	(99,489,463,346)
(うち承継資金運用勘定受入金)	(24,533,634,590)	(24,556,615,991)
純 資 産	100,000	100,000

(注2) 流動資産及び投資その他の資産の金銭等の信託の合計額である。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	5,554,103,127	33,014,287
(うち運用諸費)	(34,808,128)	(31,477,147)
経 常 収 益	1,090,169	3,944,825,413
(うち資産運用収益)	(—)	(3,944,544,772)
経常利益(△経常損失)	△5,553,012,957	3,911,811,125
臨 時 損 失	—	878
臨 時 利 益	821	23,648,070
他勘定分配金繰入	—	3,935,458,317
(うち厚生年金勘定分配金繰入)	(—)	(3,430,782,831)
他勘定受入金減額益	5,553,012,135	—
(うち厚生年金勘定受入金減額益)	(5,035,506,468)	(—)
当 期 純 利 益	—	—
当 期 総 利 益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末 億円	(18事業年度末) 億円
運用資産の資産構成状況 (注3)		
国 内 債 券	855,237	737,522
国 内 株 式	137,923	190,676
外 国 債 券	96,641	90,694
外 国 株 式	109,057	126,376
短 期 資 産	9	10

(注3) 運用資産の資産構成状況は同法人の公表に基づくものである。

エ 承継資金運用勘定

〔 この勘定は、旧年金福祉事業団が、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に資するなどのため政府から調達した資金の管理及び運用業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	24,533,634,590	24,841,081,412
(うち総合勘定繰入金)	(24,533,634,590)	(24,556,615,991)
負 債	27,440,431,528	27,460,689,367
(うち総合勘定より融通資金)	(23,638,900,000)	(19,824,750,000)
(うち1年以内返済予定長期借入金)	(3,275,550,000)	(3,814,150,000)
純 資 産	△ 2,906,796,938	△ 2,619,607,954
(当期末処理損失)		

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	92,494,640	174,697,436
(借入金利息)		
経 常 収 益	15,075	940
(雑益)		

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 損 失	△92,479,565	△ 174,696,495
総合勘定分配金収入	△194,709,417	284,465,420
(△総合勘定繰入金減額損)		
当期純利益(△当期純損失)	△287,188,983	109,768,925
当期総利益(△当期総損失)	△287,188,983	109,768,925
(損 失 の 処 理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△287,188,983	109,768,925
前期繰越欠損金	△2,619,607,954	△ 2,729,376,880
(損 失 処 理 額)		
次期繰越欠損金	△2,906,796,938	△ 2,619,607,954

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
財政融資資金借入金返済	3,814,150,000	3,747,100,000

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(37) 独立行政法人住宅金融支援機構

この独立行政法人は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で3197億円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、19年4月1日、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)附則第3条の規定により、国が承継する資産を除き、解散した住宅金融^(注)公庫の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の会計は、証券化支援、住宅融資保険、財形住宅資金貸付、住宅資金貸付等及び既往債権管理の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 住宅金融公庫の19年3月31日現在における貸借対照表上の資産は47兆8096億6099万余円、負債は47兆5128億5458万余円及び資本は2968億0641万余円である。

ア 証券化支援勘定

〔 この勘定は、証券化の仕組みにより、民間の金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給〕
〔を支援する業務に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円
資 産	3,205,530,484
(うち買取債権)	(2,781,728,949)
負 債	2,950,735,500
(うち債券)	(2,653,272,760)
純 資 産	254,794,983
(うち資本金)	(271,300,000)
(うち繰越欠損金)	(16,505,016)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円
経 常 費 用	69,747,554
(うち資金調達費用)	(47,666,956)
経 常 収 益	69,276,053
(うち資金運用収益)	(68,322,180)
経 常 損 失	471,501
特 別 損 失	2,825,947
当 期 純 損 失	3,297,449
当 期 総 損 失	3,297,449
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	3,297,449
前 期 繰 越 欠 損 金	13,207,567
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	16,505,016

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度
買 取 分 子 数	38,806件
買 取 債 権 回 収 等 金 額	862,902,620千円
(うち任意繰上償還)	128,609,946千円
(うち買取債権償却)	(73,263,997千円)
年度末買取債権残高	(67,575千円)
年 度 末 買 取 債 権 残 高 件 数	133,912件
	金 額
	2,781,728,949千円
保 険 関 係 成 立 件 数	3,407件
	保 険 価 額
	89,413,880千円
上記買取債権残高のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権	
破 綻 先 債 権	875,892千円
延 滞 債 権	3,754,030千円
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	2,093,853千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2,762,450千円
計	9,486,227千円

(注) 貸倒引当金 6,241,743千円

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額について、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき算出した額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき算出した額とされている。

イ 住宅融資保険勘定

この勘定は、民間金融機関の住宅ローンについて信用補完を行い、円滑な供給を支援する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円
資 産	32,629,556
(うち有価証券)	(30,612,817)
負 債	19,320,747
(うち保険契約準備金)	(18,733,170)
純 資 産	13,308,809
(うち資本金)	(18,000,000)
(うち繰越欠損金)	(4,691,190)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円
経 常 費 用	2,993,728
(うち保険引受費用)	(2,544,546)
経 常 収 益	3,077,223
(うち保険引受収益)	(2,653,575)
経 常 利 益	83,494
特 別 利 益	222,584
当 期 純 利 益	306,079
当 期 総 利 益	306,079
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 利 益	306,079
前 期 繰 越 欠 損 金	4,997,269
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	4,691,190

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度
保 険 関 係 成 立 件 数	5,235件
保 険 価 額	82,567,675千円
保 険 金 支 払 件 数	591件
金 額	2,429,794千円

ウ 財形住宅資金貸付勘定

この勘定は、財形貯蓄を行っている勤労者に対し住宅ローンを提供する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円
資 産	1,196,505,362
(うち貸付金)	(1,182,369,593)
負 債	1,164,940,924
(うち借入金)	(211,172,000)
(うち債 券)	(950,410,605)
純 資 産	31,564,437
(うち利益剰余金)	(31,564,437)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円
経 常 費 用	13,712,065
(うち資金調達費用)	(11,998,551)
経 常 収 益	20,512,929
(うち資金運用収益)	(20,464,652)
経 常 利 益	6,800,863
特 別 損 失	808,497
当 期 純 利 益	5,992,366
当 期 総 利 益	5,992,366

区 分	19事業年度 千円
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	5,992,366
(利益処分額)	
積立金	5,992,366
(ウ) 主な業務実績	
区 分	19事業年度
財形住宅資金貸付け	1,232件
	19,966,120千円
財形住宅資金貸付金回収等	123,645,928千円
(うち任意繰上償還)	(61,089,530千円)
(うち貸付金償却)	(103,370千円)
年度末財形住宅資金貸付金残高	113,091件
	1,182,369,593千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権	
破綻先債権	453,457千円
延滞債権	1,595,672千円
3ヵ月以上延滞債権	265,322千円
貸出条件緩和債権	4,882,607千円
計	7,197,060千円

(注) 貸倒引当金 2,734,653千円

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額について、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき算出した額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき算出した額とされている。

エ 住宅資金貸付等勘定

この勘定は、民間では資金供給が困難な災害関連、密集市街地建替等に限定して融資等を実施する業務、団体信用生命保険(共済)業務、住情報提供業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円
資 産	1,906,774,662
(うち有価証券)	(405,088,856)
(うちその他資産)	(490,729,502)
(うち保証債務見返)	(923,502,805)
負 債	1,509,399,394
(うち債券)	(497,854,850)
(うち保証債務)	(923,502,805)
純 資 産	397,375,267
(うち資本金)	(20,800,000)
(うち利益剰余金)	(376,575,267)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円
経常費用	265,723,678
(うち保険引受費用)	(248,155,962)
経常収益	251,547,146
(うち保険引受収益)	(231,942,477)
経常損失	14,176,531
特別利益	8,788,720
当期純損失	5,387,811
目的積立金取崩額	14,789,576

区 分		19事業年度 千円
当期総利益 (利益の処分)		9,401,765
(当期末処分利益)		
当期総利益 (利益処分量)		9,401,765
積立金		9,401,765
 (ウ) 主な業務実績		
区 分		19事業年度
住宅資金貸付け等	件 数	91,576件
	金 額	711,008,747千円
住宅資金貸付金回収等 (うち任意繰上償還) (うち貸付金償却等)	金 額	90,338,021千円 (6,390,166千円) (20,027,418千円)
年度末住宅資金貸付金等 残高	件 数	89,949件
	金 額	772,758,878千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権		
破綻先債権		43,889,848千円
延滞債権		217,729,664千円
3ヵ月以上延滞債権		530,677千円
貸出条件緩和債権		13,125,711千円
	計	275,275,902千円

(注) 貸倒引当金 258,958,137千円

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額について、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき算出した額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき算出した額とされている。

オ 既往債権管理勘定

この勘定は、旧住宅金融公庫が16事業年度までに申込みを受理した債権の管理回収業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円
資 産	37,861,735,654
(うち貸付金)	(37,894,902,537)
(うち貸倒引当金)	(812,707,355)
負 債	38,380,502,932
(うち借入金)	(32,563,148,000)
(うち債券)	(5,403,070,462)
純 資 産	△ 518,767,277
(うち資本金)	(9,600,000)
(うち繰越欠損金)	(528,367,277)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円
経常費用	1,505,105,037
(うち資金調達費用)	(1,297,906,747)
経常収益	1,329,186,645
(うち資金運用収益)	(1,244,689,424)
経常損失	175,918,391
特別利益	6,615,024
当期純損失	169,303,367
当期総損失	169,303,367

区 分	19事業年度 千円
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総損失	169,303,367
前期繰越欠損金	359,063,909
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	528,367,277
(ウ) 主な業務実績	
区 分	19事業年度
既往債権回収等 (うち任意繰上償還)	4,326,693,430千円
(うち貸付金償却)	(2,358,692,083千円)
	(71,407,072千円)
年度末既往債権貸付金残高	2,994,997件
	37,894,902,537千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権	
破綻先債権	256,179,432千円
延滞債権	910,457,485千円
3ヵ月以上延滞債権	86,496,015千円
貸出条件緩和債権	2,023,528,684千円
計	3,276,661,617千円

(注) 貸倒引当金	812,707,355千円
-----------	---------------

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額について、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき算出した額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき算出した額とされている。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「法人登記に係る登記事項証明書の交付の請求をオンラインで行うことにより、交付手数料の節減を図るよう改善させたもの」(876ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082ページ参照)を掲記した。

(38) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

この独立行政法人は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行することにより、郵政民営化に資することを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で70億円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、19年10月1日に、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の規定により設立され、同法に規定する承継計画において定められた業務等を解散した日本郵政公社から承継したものである。

同法人の会計は、郵便貯金及び簡易生命保険の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 同法人の19事業年度は、19年10月1日から20年3月31日までである。

ア 郵便貯金勘定

[この勘定は、旧郵便貯金法の規定に基づく郵便貯金の業務等に関する経理を行うものである。]

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円
資 産	114,044,647,882
(うち現金及び預金)	(109,519,993,995)
(うち貸付金)	(3,713,689,285)
負 債	114,037,136,755
(うち郵便貯金)	(109,519,634,258)
純 資 産	7,511,127
(うち設立時資産・負債)	(6,300,000)
(差額)	
(うち利益剰余金)	(1,211,127)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円
経 常 収 益	139,077,011
(うち資産運用収益)	(137,446,921)
経 常 費 用	137,865,884
(うち資金調達費用)	(137,440,938)
経 常 利 益	1,211,127
当 期 純 利 益	1,211,127
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	1,211,127
(利益処分額)	
積 立 金	1,211,127

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末 千円
郵便貯金残高	109,519,634,258

イ 簡易生命保険勘定

この勘定は、旧簡易生命保険法の規定に基づく簡易生命保険の業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円
資 産	20,512,086,075
(うち貸付金)	(19,908,944,524)
負 債	20,502,360,995
(うち借入金)	(19,908,944,524)
純 資 産	9,725,079
(うち設立時資産・負債)	(700,000)
(差額)	
(うち利益剰余金)	(9,025,079)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円
経 常 収 益	10,277,921,695
(うち保険料等収入)	(9,366,782,690)
経 常 費 用	10,268,896,615
(うち保険金等支払金)	(9,983,010,695)
経 常 利 益	9,025,079
当 期 純 利 益	9,025,079
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	9,025,079
(利益処分額)	
積 立 金	9,025,079

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末	
(保 険)		
簡易生命保険契約の年度未保有契約	件 数	52,180千件
	保 険 金 額	144,156,382,915千円
(年 金 保 険)		
簡易生命保険契約の年度未保有契約	件 数	6,298千件
	年 金 額	2,310,152,017千円

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」(1082 ページ参照)を掲記した。

(国立大学法人)

(1) 国立大学法人東北大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1802億2765万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	343,286,748	333,626,929
(うち土地)	(135,580,310)	(135,557,000)
(うち建物)	(97,090,768)	(97,596,490)
負 債	147,131,710	141,257,787
(うち資産見返負債)	(48,742,065)	(47,842,334)
(うち国立大学財務・経 営センター債務負担金/ うち運営費交付金債務)	(30,510,182)	(33,919,483)
	(2,950,575)	(2,540,114)
(注1)		
純 資 産	196,155,038	192,369,142
(うち資本金)	(180,227,657)	(180,227,657)
	(注2)	
(うち資本剰余金)	(4,930,041)	(5,120,026)
(うち利益剰余金)	(10,997,339)	(7,021,458)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、国立大学法人会計基準の改訂(19年12月12日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△31,046,025千円及び損益外減損損失累計額△282,747千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	112,216,749	109,361,134
(うち業務費)	(105,760,006)	(102,984,700)
経 常 収 益	116,288,704	111,884,046
(うち運営費交付金収益)	(47,791,913)	(49,554,207)
(うち附属病院収益)	(27,002,677)	(24,350,595)
経 常 利 益	4,071,955	2,522,911
臨 時 損 失	192,438	484,459
臨 時 利 益	257,960	239,948
当 期 純 利 益	4,137,476	2,278,400
目的積立金取崩額	74,581	—
当 期 総 利 益	4,212,058	2,278,400

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	4,212,058	2,278,400
(利益処分額)		
積立金	1,144,654	280,734
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額 (注3)		
教育研究等・管理運営 改善目的積立金	3,067,403	1,997,665
(注3) 18事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。		
(ウ) 主な業務実績		
区 分	19事業年度	(18事業年度)
(教 育)		
学 生 数	17,849人	17,857人
学 部 等 の 構 成	10学部15研究科等	10学部15研究科等
(研 究)		
受託研究受入 件数	554件	591件
金 額	9,100,883千円	7,926,859千円
共同研究受入 件数	698件	519件
金 額	2,085,998千円	2,028,057千円
寄附金受入 件数	2,687件	2,610件
金 額	4,871,786千円	4,248,430千円
(そ の 他)		
附属病院	1か所	1か所
入院患者延べ数	396,948人	380,642人
外来患者延べ数	664,352人	653,695人
(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。		

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「研究用物品の購入に係る経理が不当と認められるもの」(879 ページ参照)、「東北大学病院手術室改修工事の実施に当たり、工事完了後に予定価格を設定したり、契約書を作成したりするなどして、会計事務が適正を欠くと認められるもの」(882 ページ参照)及び「東北大学において、内部統制等が十分機能するための体制を整備するなどして、常に適正な契約事務が行われるよう意見を表示したものの」(884 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

(2) 国立大学法人筑波大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で2329億6430万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	352,344,819	351,622,571
(うち土地)	(249,724,829)	(249,724,829)
(うち建物)	(56,976,877)	(57,061,782)
負 債	96,133,590	100,742,005
(うち資産見返負債)	(17,546,432)	(16,139,511)
(うち長期借入金)	(44,804,200)	(51,517,050)
(うち運営費交付金債務)	(1,622,634)	(1,248,369)
(注1) 純 資 産	256,211,228	250,880,566
(うち資本金)	(232,964,302)	(232,964,302)
(うち資本剰余金)	(注2) (17,177,745)	(13,200,644)
(うち利益剰余金)	(6,069,180)	(4,715,619)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、国立大学法人会計基準の改訂(19年12月12日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△19,819,302千円及び損益外減損損失累計額△73,803千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	70,869,757	71,851,670
(うち業務費)	(66,757,090)	(67,506,597)
経 常 収 益	72,701,357	73,812,235
(うち運営費交付金収益)	(36,590,178)	(37,376,309)
(うち附属病院収益)	(16,883,160)	(16,166,024)
経 常 利 益	1,831,599	1,960,564
臨 時 損 失	11,529	68,817
臨 時 利 益	13,470	44,512
当 期 純 利 益	1,833,540	1,936,259
目的積立金取崩額	89,250	116,693
当 期 総 利 益	1,922,791	2,052,953
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	1,922,791	2,052,953
(利益処分額)		
積 立 金	—	809,107
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額 (注3)		
(教育研究の質の向上及び組織運 営の改善に充てるものである)	1,922,791	—
教育研究環境等整備積立 金	—	666,205
病院再開発・運営改善等 積立金	—	577,639

(注3) 18事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(教 育)		
学 生 数	16,268人	15,981人
学 部 等 の 構 成	9学群10研究科	7学群12研究科
(研 究)		
受 託 研 究 受 入 件 数	211件	229件
金 額	2,404,230千円	1,816,601千円
共 同 研 究 受 入 件 数	335件	290件
金 額	857,377千円	706,134千円
寄 附 金 受 入 件 数	826件	766件
金 額	1,187,630千円	1,055,602千円

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(その他)		
附属病院	1か所	1か所
入院患者延べ数	260,079人	262,809人
外来患者延べ数	340,675人	329,987人

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価額に基づいて支給するよう改善させたもの」(891ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(893ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)を掲記した。

(3) 国立大学法人千葉大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1509億0696万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	203,346,464	199,804,743
(うち土地)	(130,462,650)	(130,462,650)
(うち建物)	(35,852,640)	(35,576,972)
負 債	42,797,741	39,570,730
(うち資産見返負債)	(10,428,470)	(9,382,233)
(うち国立大学財務・経 営センター債務負担金)	(6,424,809)	(7,366,181)
(うち運営費交付金債務)	(905,285)	(737,158)
(注1)		
純 資 産	160,548,723	160,234,013
(うち資本金)	(150,906,960)	(150,906,960)
(注2)		
(うち資本剰余金)	(6,109,844)	(6,413,810)
(うち利益剰余金)	(3,531,918)	(2,913,242)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、国立大学法人会計基準の改訂(19年12月12日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△11,026,231千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	50,020,033	47,126,846
(うち業務費)	(48,186,853)	(45,453,899)
経 常 収 益	51,078,993	48,066,820
(うち運営費交付金収益)	(18,384,864)	(17,438,048)
(うち附属病院収益)	(19,006,554)	(17,425,515)
経 常 利 益	1,058,959	939,973
臨 時 損 失	268,655	251,397
臨 時 利 益	72,726	65,630
当 期 純 利 益	863,030	754,206
目的積立金取崩額	569,776	27,486
当 期 総 利 益	1,432,807	781,693
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	1,432,807	781,693

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(利益処分額)		
積立金	558,654	254,600
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額 (注3)		
教育研究・診療業務の 資質向上及び運営組織 の改善目的積立金	874,153	527,092
(注3) 18事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。		

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(教 育)		
学 生 数	14,577人	14,603人
学 部 等 の 構 成	9学部9研究科等	9学部6研究科等
(研 究)		
受託研究受入件数	142件	119件
金額	879,461千円	785,701千円
共同研究受入件数	285件	239件
金額	581,467千円	452,813千円
寄附金受入件数	2,993件	2,027件
金額	1,703,407千円	1,388,613千円
(そ の 他)		
附属病院	1か所	1か所
入院患者延べ数	262,153人	251,294人
外来患者延べ数	475,398人	459,554人
(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。		

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「病棟の新築に伴う仕上工事の施行に当たり、コンクリート工事費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの」(894ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)を掲記した。

(4) 国立大学法人東京大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で1兆0035億5931万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	1,307,642,406	1,302,963,216
(うち 土地)	(894,962,279)	(894,375,768)
(うち 建物)	(215,769,243)	(222,703,022)

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
負 債		
(うち資産見返負債)	241,246,464	232,779,781
(うち国立大学財務・経 営センター債務負担金)	(74,556,603)	(68,902,040)
(うち運営費交付金債務)	(50,997,117)	(56,232,127)
	(7,900,681)	(6,825,957)
(注1)		
純 資 産	1,066,395,942	1,070,183,434
(う ち 資 本 金)	(1,003,559,314)	(1,003,559,314)
(うち資本剰余金)	(注2) (45,185,384)	(51,878,980)
(うち利益剰余金)	(17,651,244)	(14,745,139)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、国立大学法人会計基準の改訂(19年12月12日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△49,526,168千円及び損益外減損損失累計額△296,023千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用		
(う ち 業 務 費)	191,408,896	182,326,156
	(182,808,460)	(174,145,572)
経 常 収 益	195,180,755	184,647,640
(うち運営費交付金収益)	(82,903,093)	(84,867,293)
(うち附属病院収益)	(35,323,828)	(31,810,696)
経 常 利 益	3,771,859	2,321,484
臨 時 損 失	617,197	331,086
臨 時 利 益	521,101	271,670
当 期 純 利 益	3,675,763	2,262,068
目的積立金取崩額	217,130	1,373,128
当 期 総 利 益	3,892,894	3,635,196
(利 益 の 処 分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	3,892,894	3,635,196
(利 益 処 分 額)		
積 立 金	—	1,973,515
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額 (注3)		
教育研究・組織運営改 善積立金	3,892,894	1,661,680

(注3) 18事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(教 育)		
学 生 数	27,863人	28,071人
学 部 等 の 構 成	10学部17研究科等	10学部17研究科等
(研 究)		
受 託 研 究 受 入 件 数	1,087件	1,024件
金 額	26,298,351千円	22,398,582千円
共 同 研 究 受 入 件 数	1,008件	906件
金 額	4,552,846千円	4,532,045千円
寄 附 金 受 入 件 数	6,802件	5,418件
金 額	13,392,285千円	10,276,204千円
(そ の 他)		
附 属 病 院	2か所	2か所
入 院 患 者 延 べ 数	419,875人	406,865人
外 来 患 者 延 べ 数	812,092人	790,092人

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)及び「文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について」(1016 ページ参照)を掲記した。

(5) 国立大学法人静岡大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で492億6295万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	63,523,077	63,888,576
(うち土地)	(33,355,999)	(33,355,999)
(うち建物)	(15,423,635)	(15,583,469)
負 債	13,329,130	13,594,322
(うち資産見返負債)	(7,316,415)	(7,150,975)
(うち運営費交付金債務)	(615,572)	(546,601)
(うち未払金)	(2,688,357)	(2,980,198)
(注1)		
純 資 産	50,193,947	50,294,254
(うち資本金)	(49,262,958)	(49,262,958)
(注2)		
(うち資本剰余金)	(△ 898,551)	(△ 413,086)
(うち利益剰余金)	(1,829,540)	(1,444,382)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、国立大学法人会計基準の改訂(19年12月12日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価償却累計額△4,652,183千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 費 用	18,248,726	18,812,361
(うち業務費)	(17,747,329)	(18,257,943)
経 常 収 益	18,974,224	19,391,544
(うち運営費交付金収益)	(9,820,159)	(10,251,001)
(うち授業料収益)	(5,344,278)	(5,406,219)
経 常 利 益	725,498	579,182
臨 時 損 失	3,288	5,449
臨 時 利 益	1,358	4,156
当 期 純 利 益	723,567	577,889
目的積立金取崩額	115,814	78,548
当 期 総 利 益	839,381	656,437
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	839,381	656,437
(利益処分額)		
積 立 金	63,291	—
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額 (注3)		
教育研究環境整備基金 積立金	776,090	656,437

(注3) 18事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(教 育)		
学 生 数	10,730人	10,951人
学 部 等 の 構 成	6学部9研究科等	6学部9研究科等
(研 究)		
受 託 研 究 受 入 件 数	113件	104件
金 額	1,024,133千円	952,984千円
共 同 研 究 受 入 件 数	249件	259件
金 額	296,713千円	399,695千円
寄 附 金 受 入 件 数	1,138件	1,912件
金 額	547,170千円	490,336千円

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「研究用物品の購入に係る経理が不当と認められるもの」(879ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945ページ参照)を掲記した。

(6) 国立大学法人京都大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は19事業年度末現在で2445億2993万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末	(18事業年度末)
	千円	千円
資 産		
(う ち 土 地)	417,057,934	397,569,698
(う ち 建 物)	(166,005,082)	(166,005,082)
	(125,732,841)	(118,088,953)
負 債		
(う ち 資 産 見 返 負 債)	144,116,086	132,887,565
(う ち 国 立 大 学 財 務 ・ 経 営 セ ン タ ー 債 務 負 担 金)	(56,906,003)	(49,799,965)
(う ち 運 営 費 交 付 金 債 務)	(24,291,365)	(27,797,101)
	(3,338,368)	(3,421,038)
(注1)		
純 資 産		
(う ち 資 本 金)	272,941,847	264,682,133
	(244,529,935)	(244,529,935)
(注2)		
(う ち 資 本 剰 余 金)	(8,008,761)	(4,617,385)
(う ち 利 益 剰 余 金)	(20,403,150)	(15,534,812)

(注1) 18事業年度までは資本の区分であったが、国立大学法人会計基準の改訂(19年12月12日)に伴い、19事業年度からは純資産の区分となった。

(注2) 損益外減価却累計額△38,620,346千円及び損益外減損損失累計額△6,684千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度	(18事業年度)
	千円	千円
経 常 費 用		
(う ち 業 務 費)	122,901,950	119,910,496
	(117,316,433)	(114,299,511)
経 常 収 益		
(う ち 運 営 費 交 付 金 収 益)	128,861,146	125,085,992
(う ち 附 属 病 院 収 益)	(58,074,821)	(57,903,855)
	(24,712,482)	(24,576,986)
経 常 利 益	5,959,195	5,175,495
臨 時 損 失	114,454	173,429

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
臨時利益	10,189	92,343
当期純利益	5,854,931	5,094,410
目的積立金取崩額	397,543	—
当期総利益	6,252,474	5,094,410
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	6,252,474	5,094,410
(利益処分額)		
積立金	3,506,001	2,604,646
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額 (注3)		
教育研究等積立金	2,746,473	2,489,763
(注3) 18事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。		

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(教 育)		
学 生 数	23,432人	22,402人
学 部 等 の 構 成	10学部17研究科	10学部17研究科
(研 究)		
受 託 研 究 受 入 件 数	698件	707件
金 額	10,903,624千円	11,795,015千円
共 同 研 究 受 入 件 数	766件	643件
金 額	3,469,663千円	2,987,601千円
寄 附 金 受 入 件 数	3,918件	3,622件
金 額	4,927,861千円	3,500,305千円
(そ の 他)		
附 属 病 院	1か所	1か所
入 院 患 者 延 べ 数	362,849人	371,061人
外 来 患 者 延 べ 数	622,233人	611,335人

(備考) 19事業年度の財務諸表は、20年10月22日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価額に基づいて支給するよう是正改善の処置を求めたもの」(896 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」(945 ページ参照)を掲記した。

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本は平成19事業年度末現在で4296億8495万余円となっている。

同協会の会計は、一般及び受託業務等の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の19事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(事業収支)		
(収 入)		
収入決算額	655,791,695	643,280,889
(支 出)		
支出予算現額	631,158,426	622,182,653
支出決算額	618,217,749	619,803,093
予算残額	12,940,676	2,379,559
(資本収支)		
(収 入)		
収入決算額	70,032,554	79,053,734
(支 出)		
支出予算現額	76,474,000	80,713,000
支出決算額	70,032,554	79,052,281
繰越額	3,403,000	1,660,000
予算残額	3,038,445	718

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(経常事業収支)		
経常事業収入 (うち受信料)	684,795,936 (672,985,012)	675,606,744 (664,462,012)
経常事業支出 (うち国内放送費)	641,676,596 (259,859,423)	652,619,319 (251,674,899)
経常事業収支差金	43,119,339	22,987,424
(経常事業外収支)		
経常事業外収入 (うち財務収入)	8,560,890 (6,009,144)	8,184,683 (6,326,923)
経常事業外支出 (財務費)	15,485,709	14,532,020
経常事業外収支差金	△ 6,924,818	△ 6,347,337
(特別収支)		
特別収入 (うち固定資産売却益)	4,192,868 (3,112,524)	10,069,462 (6,010,132)
特別支出 (うち固定資産除却損)	2,813,443 (2,397,274)	3,231,753 (2,224,110)
(事業収支差金)		
当期事業収支差金	37,573,946	23,477,795
(事業収支差金の処分)		
資本支出に充当 翌事業年度に積立金として整理	829,357 36,744,588	— 23,477,795

(ウ) 借入金等

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
借入金残高 (市中金融機関)	1,084,000	2,598,000
放送債券未償還残高	26,000,000	26,000,000
積立金残高	55,703,063	32,225,267

(エ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(1日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上放送(総合放送及び教育放送)	45時間24分	45時間19分

区 分	19事業年度	(18事業年度)
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	45時間21分	45時間15分
衛星放送(衛星第1放送、衛星第2放送及びハイビジョン放送) (注1)	69時間13分	69時間11分
衛星デジタル放送(デジタル第1放送、デジタル第2放送及びデジタルハイビジョン放送)	69時間09分	69時間11分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	66時間40分	67時間31分
国際放送		
テレビジョン(世界のほぼ全地域向け放送、北米向け放送及び欧州向け放送)	36時間31分	36時間35分
(注2) ラジオ(一般向け放送、地域向け放送及び衛星ラジオ国際放送)	65時間27分	65時間38分
(注2) ラジオ(日本語放送、その他の言語による放送及び衛星ラジオ国際放送)	49時間49分	—

(注1) ハイビジョン放送は、19年9月30日に放送を終了した。
(注2) 19年10月1日に使用言語と放送時間について見直しを行うなどした。

(放送受信契約)

事業年度未放送受信契約件数	37,803千件	37,547千件
受信料調定額	672,985,012千円	664,462,012千円
未収金	45,877,441千円	54,858,709千円
収納率(調定額に対する調定年度内の収納額の比)	93.18%	91.74%

イ 受託業務等勘定

(ア) 収入支出決算

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(事業収支)		
(収入)		
収入決算額	1,020,002	1,030,657
(支出)		
支出予算現額	868,100	888,500
支出決算額	861,900	874,492
予算残額	6,199	14,007

(イ) 損 益

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
(経常事業収支)		
経常事業収入 (受託業務等収入)	1,020,002	1,030,657
経常事業支出 (受託業務等費)	816,112	830,781
経常事業収支差金	203,890	199,875
(経常事業外収支)		
経常事業外支出 (財務費)	45,787	43,710
経常事業外収支差金	△ 45,787	△ 43,710
(事業収支差金)		
当期事業収支差金	158,102	156,164
(事業収支差金の処分)		
一般勘定へ繰入れ	158,102	156,164

(ウ) 主な業務実績

区 分		19事業年度	(18事業年度)
保有する施設等を一般の 利用に供し又は賃貸する 業務	件数	1,042件	973件
	金額	982,314千円	928,975千円

4 その他の団体の決算

国が資本金の一部を出資しているもの、国が資本金を出資したものが更に出資しているもの及び国が補助金その他の財政援助を与えたもので、平成20年次の検査において検査の対象としたもののうち、14団体の平成19年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本電信電話株式会社

この会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で9379億5000万円(うち国の出資2652億円)となっている。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	7,669,121,696	8,061,382,377
(うち関係会社株式)	(4,779,008,583)	(4,772,182,997)
(うち関係会社長期貸付 金)	(1,937,023,000)	(2,116,611,150)
負 債	2,653,815,254	3,025,746,908
(うち社債)	(1,340,791,991)	(1,340,762,518)
(うち長期借入金)	(760,638,000)	(818,539,150)
純 資 産	5,015,306,441	5,035,635,469
(うち資本金)	(937,950,000)	(937,950,000)
(うち資本準備金)	(2,672,826,000)	(2,672,826,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	434,378,634	422,371,514
(うち基盤的研究開発収 入)	(126,883,998)	(122,115,998)
(うち受取配当金)	(213,202,817)	(198,608,549)
経 常 費 用	216,668,083	216,145,378
(うち試験研究費)	(99,011,649)	(106,767,956)
経 常 利 益	217,710,550	206,226,135
特 別 利 益	6,685,033	—
特 別 損 失	13,618,072	9,858,299
法人税、住民税及び事業 税	△ 6,089,092	△ 444,136
法 人 税 等 調 整 額	21,032,955	7,412,934
当 期 純 利 益	195,833,648	189,399,038
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	1,054,125,477	961,027,388
特別償却準備金取崩額	11,606	518,621
役員賞与金	—	△ 69,000
剰余金の配当	△ 117,467,696	△ 96,750,571
当 期 純 利 益	195,833,648	189,399,038
(変動額合計)	78,377,558	93,098,089
繰越利益剰余金(当期末残高)	1,132,503,035	1,054,125,477

なお、特別損失の主なものは工具、器具、備品、ソフトウェア等の処分に伴う固定資産除却損等 78 億 2394 万余円及び土地、建物等の売却に伴う固定資産売却損 53 億 8685 万余円である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
東日本電信電話株式会社への貸付け	190,000,000千円	—
同会社への年度末長期貸付金残高	605,148,044千円	577,567,633千円
西日本電信電話株式会社への貸付け	124,000,000千円	229,250,000千円
同会社への年度末長期貸付金残高	1,021,032,293千円	1,074,757,174千円
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社への年度末長期貸付金残高	310,842,661千円	464,286,341千円
研究開発費	134,802,282千円	128,814,172千円
特許等出願件数	1,842件	1,625件
研究成果移転収入	1,544,694千円	1,710,148千円

(2) 首都高速道路株式会社

この会社は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は 19 事業年度末現在で 135 億円(うち国の出資 67 億 4999 万余円)となっている。

同会社の 19 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末	(18事業年度末)
	千円	千円
資 産		
(うち仕掛道路資産)	449,063,240	502,564,761
負 債	(284,336,624)	(341,591,507)
(うち道路建設関係社債)	420,070,624	474,558,033
(うち道路建設関係長期借入金)	(77,285,486)	(47,021,325)
純 資 産	(196,664,000)	(282,813,000)
(うち資本金)	28,992,615	28,006,727
(うち資本剰余金)	(13,500,000)	(13,500,000)
	(13,500,000)	(13,500,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度	(18事業年度)
	千円	千円
経 常 収 益	443,401,675	291,265,961
(うち料金収入)	(249,299,810)	(249,544,036)
経 常 費 用	442,151,198	287,302,457
(うち道路資産賃借料)	(193,464,761)	(194,415,230)
経 常 利 益	1,250,477	3,963,504
特 別 利 益	850,908	671,005
特 別 損 失	500,000	—
法人税、住民税及び事業税	90,982	1,840,560
過年度法人税、住民税及び事業税	524,515	238,312
当 期 純 利 益	985,888	2,555,636

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	1,006,727	2,936,242
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替	—	△ 4,485,151
別途積立金の積立て	△ 1,006,727	△ 2,936,242
別途積立金の取崩し	—	2,936,242

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
当 期 純 利 益	985,888	2,555,636
(変 動 額 合 計)	△ 20,839	△ 1,929,514
繰越利益剰余金(当期末残高)	985,888	1,006,727

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末		(18事業年度末)	
供 用	32路線	293km	31路線	286km
建 設	5路線	29km	5路線	35km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「構造物点検業務における大型橋りょう点検車の運転経費の積算に当たり、大型橋りょう点検車の仕様を踏まえた日業務量とすることにより、経済的なものとするよう改善させたもの」(899ページ参照)を掲記した。

(3) 阪神高速道路株式会社

この会社は、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で100億円(うち国の出資49億9999万余円)となっている。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	254,257,274	230,644,889
(うち仕掛道路資産)	(138,270,797)	(119,225,821)
負 債	229,322,483	208,213,803
(うち道路建設関係社債)	(44,220,043)	(23,792,859)
(うち道路建設関係長期借入金)	(103,961,500)	(102,783,500)
純 資 産	24,934,791	22,431,085
(うち資本金)	(10,000,000)	(10,000,000)
(うち資本剰余金)	(10,000,000)	(10,000,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	212,495,790	188,033,815
(うち料金収入)	(178,356,735)	(179,217,566)
経 常 費 用	209,262,524	186,566,953
(うち道路資産賃借料)	(139,999,555)	(140,688,571)
経 常 利 益	3,233,266	1,466,861
特 別 利 益	1,977,301	1,105,036
特 別 損 失	1,377,658	799,765
法人税、住民税及び事業税	1,302,479	439,100
法 人 税 等 調 整 額	26,724	81,540
当 期 純 利 益	2,503,705	1,251,493

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	1,132,393	1,179,592
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	△ 39,035	△ 119,099
別途積立金の積立	△ 745,316	△ 1,179,592
当 期 純 利 益	2,503,705	1,251,493
(変 動 額 合 計)	1,719,354	△ 47,199
繰越利益剰余金(当期末残高)	2,851,747	1,132,393

(ウ) 主な業務実績

区 分		19事業年度末		(18事業年度末)	
供	用	19路線	239km	18路線	233km
建	設	5路線	15km	5路線	21km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「高速道路の清掃業務費の積算について、作業の実態等に適合した適切なものとするよう改善させたもの」(902 ページ参照)を掲記した。

- (4) 北海道旅客鉄道株式会社、(5) 四国旅客鉄道株式会社、(6) 九州旅客鉄道株式会社、
(7) 日本貨物鉄道株式会社

これらの会社は、旅客鉄道事業又は貨物鉄道事業及びこれらに附帯する事業を営営することを目的として設立されているものである。各会社の資本金は19事業年度末現在で北海道旅客鉄道株式会社90億円、四国旅客鉄道株式会社35億円、九州旅客鉄道株式会社160億円、日本貨物鉄道株式会社190億円(これらの会社については全額が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出資)となっている。

各会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

北海道旅客鉄道株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	1,012,962,794	1,035,740,844
(うち鉄道事業固定資産)	(203,481,718)	(199,674,590)
負 債	159,356,188	175,634,376
純 資 産	853,606,606	860,106,468
(うち資本金)	(9,000,000)	(9,000,000)
(うち資本準備金)	(153,451,356)	(153,451,356)
(うち経営安定基金)	(682,200,000)	(682,200,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	118,404,738	125,597,454
(うち鉄道事業営業収益)	(84,008,592)	(83,517,875)
(うち経営安定基金運用 収入)	(27,807,223)	(34,220,402)
経 常 費 用	118,073,335	119,128,710
(うち鉄道事業営業費)	(114,025,737)	(114,700,565)
経 常 利 益	331,403	6,468,744
特 別 利 益	1,758,579	3,665,532
特 別 損 失	443,727	6,556,924
法人税、住民税及び事業 税	△ 548,740	△ 512,750
当 期 純 利 益	2,194,996	4,090,102

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	1,682,298	△ 5,625,584
特別償却準備金の積立て	—	△ 9,714
特別償却準備金の取崩し	12,053	19,248
固定資産圧縮積立金の積 立て	—	△ 2,280,513
固定資産圧縮積立金の取 崩し	76,854	488,760
別途積立金の取崩し	—	5,000,000
当 期 純 利 益	2,194,996	4,090,102
(変 動 額 合 計)	2,283,903	7,307,883
繰越利益剰余金(当期末残高)	3,966,201	1,682,298

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	2,499km	2,499km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	127百万人	126百万人
輸 送 人 キ ロ	4,516百万人キロ	4,488百万人キロ
(年度末車両保有数)		
気 動 車	507両	512両
電 車	352両	357両
そ の 他	283両	296両
計	1,142両	1,165両

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「複線区間での踏切除雪作業における安全を確保するための保安要員である列車見張員の配置を適切なものとするよう改善させたもの」(905 ページ参照)を掲記した。

四国旅客鉄道株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	334,493,261	357,137,288
(うち鉄道事業固定資産)	(67,897,101)	(68,750,509)
負 債	74,207,545	85,867,976
純 資 産	260,285,716	271,269,312
(うち資本金)	(3,500,000)	(3,500,000)
(うち資本準備金)	(54,340,206)	(54,340,206)
(うち経営安定基金)	(208,200,000)	(208,200,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	42,953,283	43,390,623
(うち鉄道事業営業収益)	(30,196,437)	(29,922,428)
(うち経営安定基金運用 収入)	(8,377,059)	(8,933,975)
経 常 費 用	40,671,768	41,415,164
(うち鉄道事業営業費)	(38,505,652)	(38,783,493)
経 常 利 益	2,281,514	1,975,459
特 別 利 益	13,981,812	2,018,965
特 別 損 失	15,526,509	2,852,341
法人税、住民税及び事業 税	△ 53,491	2,417
過 年 度 法 人 税 等	289,654	—
当 期 純 利 益	500,654	1,139,665
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	3,627,293	2,487,627
当 期 純 利 益	500,654	1,139,665
(変 動 額 合 計)	500,654	1,139,665
繰越利益剰余金(当期末残高)	4,127,947	3,627,293

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	855km	855km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	48百万人	48百万人
輸 送 人 キ ロ	1,516百万人キロ	1,512百万人キロ

区 分 (年度末車両保有数)	19事業年度	(18事業年度)
気 動 車	269両	278両
電 車	158両	158両
そ の 他	20両	21両
計	447両	457両

九州旅客鉄道株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産 (うち鉄道事業固定資産)	897,912,441 (256,777,704)	909,330,792 (264,977,490)
負 債	232,391,841	245,600,515
純 資 産 (うち資本金)	665,520,599 (16,000,000)	663,730,277 (16,000,000)
(うち資本準備金)	(171,908,538)	(171,908,538)
(うち経営安定基金)	(387,700,000)	(387,700,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち鉄道事業営業収益)	176,722,094 (141,005,239)	178,331,517 (141,036,799)
(うち経営安定基金運用) 収入	(14,384,555)	(15,289,909)
経 常 費 用 (うち鉄道事業営業費)	163,743,381 (146,365,933)	166,437,251 (141,777,072)
経 常 利 益	12,978,713	11,894,266
特 別 利 益	14,168,371	19,790,787
特 別 損 失	14,032,980	15,095,583
法人税、住民税及び事業 税	4,377,117	3,033,541
法 人 税 等 調 整 額	983,665	4,628,702
当 期 純 利 益	7,753,321	8,927,225

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	18,605,353	17,492,875
当 期 純 利 益	7,753,321	8,927,225
税効果積立金の取崩し	983,665	4,628,702
固定資産圧縮積立金の積 立て	△ 320,773	△ 2,443,450
別 途 積 立 金 の 積 立 て	—	△ 10,000,000
(変 動 額 合 計)	8,416,213	1,112,477
繰越利益剰余金(当期末残高)	27,021,566	18,605,353

(ウ) 主な業務実績

区 分 (年度末営業キロ程)	19事業年度	(18事業年度)
鉄 道	2,121km	2,121km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	295百万人	294百万人
輸 送 人 キ ロ	8,214百万人キロ	8,165百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	1,226両	1,238両
気 動 車	317両	326両
そ の 他	122両	131両
計	1,665両	1,695両

日本貨物鉄道株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産 (うち鉄道事業固定資産)	354,194,520 (231,452,900)	346,515,137 (224,585,689)
負 債	308,226,635	301,432,143
純 資 産 (うち資本金) (うち資本準備金)	45,967,885 (19,000,000) (15,300,700)	45,082,994 (19,000,000) (15,300,700)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち鉄道事業営業収益)	167,929,130 (151,663,227)	164,395,437 (149,374,984)
経 常 費 用 (うち鉄道事業営業費)	166,667,217 (155,828,647)	162,888,864 (153,333,335)
経 常 利 益	1,261,912	1,506,573
特 別 利 益	4,712,083	8,605,967
特 別 損 失	3,688,462	5,586,959
法人税、住民税及び事業税	182,313	174,665
法人税等調整額	1,059,122	2,151,042
当 期 純 利 益	1,044,098	2,199,872

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	△ 14,662,177	△ 19,225,320
当 期 純 利 益	1,044,098	2,199,872
圧縮積立金の積立て	△ 2,308,105	△ 3,594,992
圧縮積立金の取崩し	3,359,657	6,521,263
圧縮特別勘定積立金の積立て	△ 28,211	△ 1,866,684
圧縮特別勘定積立金の取崩し	836,260	1,223,226
特別償却準備金の取崩し	39,856	80,458
(変 動 額 合 計)	2,943,557	4,563,143
繰越利益剰余金(当期末残高)	△ 11,718,619	△ 14,662,177

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	8,357km	8,471km
(年間貨物鉄道事業輸送実績)		
輸 送 ト ン 数	35百万トン	36百万トン
輸 送 ト ン キ ロ	23,140百万トンキロ	22,985百万トンキロ
(年度末車両保有数)		
貨 車	8,900両	9,067両
機 関 車	771両	806両
電 車	42両	42両
計	9,713両	9,915両

(8) 東日本電信電話株式会社、(9) 西日本電信電話株式会社

両会社は、地域電気通信事業を営営することを目的として設立されているものである。両会社の資本金は19事業年度末現在で東日本電信電話株式会社3350億円、西日本電信電話株式会社3120億円(両会社とも全額日本電信電話株式会社の出資)となっている。

両会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本電信電話株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	3,752,700,240	3,949,969,514
(うち機械設備)	(481,966,400)	(546,813,777)
(うち市内線路設備)	(752,066,953)	(723,184,339)
(うち土木設備)	(673,734,898)	(704,138,427)
負 債	1,702,049,399	1,961,405,581
(うち関係会社長期借入金)	(605,148,044)	(577,567,633)
純 資 産	2,050,650,840	1,988,563,933
(うち資本金)	(335,000,000)	(335,000,000)
(うち資本準備金)	(1,499,726,749)	(1,499,726,749)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	2,068,956,930	2,131,842,460
(うち電気通信事業営業 収益)	(1,868,925,288)	(1,907,832,571)
(うち附帯事業営業収益)	(133,834,929)	(153,562,765)
経 常 費 用	2,001,497,858	2,041,475,638
(うち電気通信事業営業 費用)	(1,827,280,345)	(1,846,447,194)
(うち附帯事業営業費用)	(130,487,465)	(155,037,065)
経 常 利 益	67,459,072	90,366,821
特 別 利 益	178,548,079	49,765,738
特 別 損 失	78,307,284	—
法人税、住民税及び事業 税	13,781,332	△ 9,263,061
法 人 税 等 調 整 額	57,039,290	65,077,214
当 期 純 利 益	96,879,245	84,318,407

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	152,024,334	101,261,510
剰 余 金 の 配 当	△ 33,500,000	△ 33,500,000
役 員 賞 与 金	—	△ 55,582
当 期 純 利 益	96,879,245	84,318,407
(変 動 額 合 計)	63,379,245	50,762,824
繰越利益剰余金(当期末残高)	215,403,579	152,024,334

なお、特別利益の主なものとは厚生年金基金代行返上益 1248 億 2595 万余円である。また、特別損失の主なものとは固定資産臨時償却費 633 億 4192 万余円である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
年度末一般加入電話数	19,539千加入	21,362千加入
年度末公衆電話機数	157千個	172千個
年間電報発信通数	8,399千通	8,845千通
年度末一般専用サービス回線数	175千回線	192千回線
年度末総合デジタル通信サービス回線数	3,338千回線	3,726千回線
(注1)		
年度末FTTHアクセスサービス契約数	4,962千契約	3,398千契約
(注2)		
年度末DSLアクセスサービス契約数	2,410千契約	2,782千契約

(注1) FTTH(Fiber To The Home) 各家庭まで光ファイバケーブルを敷設すること

(注2) DSL(Digital Subscriber Line) メタリックケーブルを利用して高速デジタルデータ伝送を可能とする方式の総称

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「ADSL モデムのレンタルに当たり、回収したADSL モデムの再利用数を拡大し、購入費等の節減を図るよう改善させたもの」(908 ページ参照)を掲記した。

西日本電信電話株式会社

(ア) 貸借対照表

第6章 第2節 第7 4 その他の団体の決算 (8) 東日本電信電話株式会社、(9) 西日本電信電話株式会社

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	3,614,919,700	3,871,023,107
(うち機械設備)	(509,334,989)	(602,347,236)
(うち市内線路設備)	(828,452,998)	(838,649,825)
(うち土木設備)	(605,432,715)	(618,545,616)
負 債	2,133,937,055	2,321,431,958
(うち関係会社長期借入金)	(1,021,032,293)	(1,074,757,174)
純 資 産	1,480,982,645	1,549,591,148
(うち資本金)	(312,000,000)	(312,000,000)
(うち資本準備金)	(1,170,054,015)	(1,170,054,015)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	1,960,720,759	2,028,372,333
(うち電気通信事業営業 収益)	(1,735,693,795)	(1,795,202,165)
(うち附帯事業営業収益)	(165,539,112)	(156,313,711)
経 常 費 用	1,935,823,909	1,974,360,721
(うち電気通信事業営業 費用)	(1,719,173,579)	(1,770,819,704)
(うち附帯事業営業費用)	(168,134,357)	(160,212,666)
経 常 利 益	24,896,850	54,011,611
特 別 利 益	156,779,816	46,820,135
特 別 損 失	111,719,604	13,127,553
法人税、住民税及び事業 税	△ 15,789,116	△ 26,417,292
法 人 税 等 調 整 額	123,488,786	85,787,737
当期純利益(△当期純損失)	△ 37,742,607	28,333,747
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	67,191,521	70,112,774
剰 余 金 の 配 当	△ 31,200,000	△ 31,200,000
役 員 賞 与 金	—	△ 55,000
当期純利益(△当期純損失)	△ 37,742,607	28,333,747
(変 動 額 合 計)	△ 68,942,607	△ 2,921,252
繰越利益剰余金(当期末残高)	△ 1,751,085	67,191,521

なお、特別利益の主なものとは厚生年金基金代行返上益 1372 億 8186 万余円である。また、特別損失の主なものとは固定資産臨時償却費 601 億 0680 万余円である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
年度末一般加入電話数	20,027千加入	21,922千加入
年度末公衆電話機数	171千個	188千個
年間電報発信通数	9,321千通	9,763千通
年度末一般専用サービス回線数	171千回線	188千回線
年度末総合デジタル通信サービス回線数	3,074千回線	3,425千回線
年度末FTTHアクセスサービス契約数	3,811千契約	2,674千契約
年度末DSLアクセスサービス契約数	2,246千契約	2,540千契約

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「ADSL モデムのレンタルに当たり、回収した ADSL モデムの再利用数を拡大し、購入費等の節減を図るよう改善させたもの」(908 ページ参照)を掲記した。

(10) 郵便事業株式会社

この会社は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的として設立されているものである。^(注)その資本金は19事業年度末現在で1000億円(全額日本郵政株式会社の出資)となっている。

なお、同会社は、19年10月1日に、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の規定により設立され、同法に規定する承継計画において定められた業務等を解散した日本郵政公社から承継したものである。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 同会社の19事業年度は、19年10月1日から20年3月31日までである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円
資 産	2,149,599,690
(うち 建物)	(703,264,700)
(うち 土地)	(634,098,453)
負 債	1,880,112,112
(うち 退職給付引当金)	(1,070,414,129)
(うち 預り金)	(440,424,858)
純 資 産	269,487,578
(うち 資本金)	(100,000,000)
(うち 資本剰余金)	(100,000,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円
経 常 収 益	1,068,346,335
(うち 営業収益)	(1,053,676,079)
経 常 費 用	954,582,724
(うち 営業原価)	(893,647,302)
経 常 利 益	113,763,610
特 別 利 益	211,296
特 別 損 失	1,379,315
法人税、住民税及び事業税	43,108,013
当 期 純 利 益	69,487,578

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	—
当 期 純 利 益	69,487,578
(変 動 額 合 計)	69,487,578
繰越利益剰余金(当期末残高)	69,487,578

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度
普通郵便物取扱数	12,199,855千通
特殊郵便物取扱数	315,865千通
荷物取扱数	1,347,513千個

(11) 郵便局株式会社

この会社は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的として設立されているものである。^(注)その資本金は19事業年度末現在で1000億円(全額日本郵政株式会社の出資)となっている。

なお、同会社は、19年10月1日に、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の規定により設立され、同法に規定する承継計画において定められた業務等を解散した日本郵政公社から承継したものである。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 同会社の19事業年度は、19年10月1日から20年3月31日までである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円
資 産	3,286,487,444
(うち現金及び預金)	(1,992,488,610)
(うち土地)	(620,558,603)
負 債	3,081,809,313
(うち郵便局資金預り金)	(1,650,000,000)
(うち退職給付引当金)	(1,183,445,209)
純 資 産	204,678,130
(うち資本金)	(100,000,000)
(うち資本剰余金)	(100,000,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円
経 常 収 益	634,360,589
(うち銀行代理業務手数料)	(301,046,271)
経 常 費 用	615,825,345
(うち営業原価)	(555,340,613)
経 常 利 益	18,535,244
特 別 利 益	327,355
特 別 損 失	464,698
法人税、住民税及び事業税	13,719,770
法人税等調整額	—
当 期 純 利 益	4,678,130

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	—
当 期 純 利 益	4,678,130
(変 動 額 合 計)	4,678,130
繰越利益剰余金(当期末残高)	4,678,130

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末
営 業 郵 便 局 数	24,093局
(うち簡易郵便局設置数)	3,859局
地方公共団体事務の受託取扱局数	4,037局

(12) 株式会社ゆうちょ銀行

この会社は、日本郵政公社が行っていた業務のうち郵便貯金の業務等に係る機能を引き継ぎ、銀行業を営むことを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で3兆5000億円(全額日本郵政株式会社の出資)となっている。

なお、同会社は、18年9月1日に、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の規定により、民営化作業を円滑に行うための準備会社である株式会社ゆうちょとして設立され、19年10月1日に、同法に規定する承継計画において定められた業務等を解散した日本郵政公社から承継したものである。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注)

(注) 同会社の18事業年度は、18年9月1日から19年3月31日までである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	212,149,182,962	83,115
(うち有価証券)	(172,532,116,497)	(—)
(うちその他資産)	(22,514,239,476)	(—)
負 債	204,072,327,044	5,040
(うち貯金)	(181,743,807,543)	(—)
純 資 産	8,076,855,917	78,074
(うち資本金)	(3,500,000,000)	(50,000)
(うち資本剰余金)	(4,296,285,955)	(50,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経 常 収 益	1,328,904,178	55
(うち資金運用収益)	(1,265,087,145)	(—)
経 常 費 用	1,072,732,199	26,113
(うち営業経費)	(617,787,370)	(—)
経常利益(△経常損失)	256,171,979	△ 26,057
特 別 利 益	159,150	—
特 別 損 失	490,683	—
法人税、住民税及び事業税	132,277,596	113
法人税等調整額	△ 28,617,763	△ 4,245
当期純利益(△当期純損失)	152,180,613	△ 21,925

(繰越利益剰余金の変動)

繰越利益剰余金(前期末残高)	△ 21,925	—
民営化に伴う税効果調整額	54,418,335	—
当期純利益(△当期純損失)	152,180,613	△ 21,925
(変動額合計)	206,598,949	△ 21,925
繰越利益剰余金(当期末残高)	206,577,023	△ 21,925

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
貯金期末残高	182,384,346,041	—

(13) 株式会社かんぽ生命保険

この会社は、日本郵政公社が行っていた業務のうち簡易生命保険の業務に係る機能を引き継ぎ、生命保険業を営むことを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で5000億円(全額日本郵政株式会社の出資)となっている。

なお、同会社は、18年9月1日に、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の規定により、民営化作業を円滑に行うための準備会社である株式会社かんぽとして設立され、19年10月1日に、同法に規定する承継計画において定められた業務等を解散した日本郵政公社から承継したものである。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注)

(注) 同会社の18事業年度は、18年9月1日から19年3月31日までである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	112,524,670,829	82,452
(うち有価証券)	(85,568,884,675)	(—)
負 債	111,620,419,985	5,357
(うち保険契約準備金)	(108,479,918,045)	(—)
純 資 産	904,250,843	77,095
(うち資本金)	(500,000,000)	(50,000)
(うち資本剰余金)	(500,044,185)	(50,000)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
経常収益 (うち保険料等収入)	7,686,842,728 (3,886,601,561)	55 (—)
経常費用 (うち保険金等支払金)	7,674,850,943 (6,149,669,721)	27,313 (—)
経常利益(△経常損失)	11,991,785	△ 27,258
特別利益	113,552,250	—
特別損失	168,303	—
契約者配当準備金繰入額	106,910,556	—
法人税及び住民税	154,586,533	112
法人税等調整額	△ 143,807,529	△ 4,466
当期純利益(△当期純損失)	7,686,171	△ 22,904
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	△ 22,904	—
民営化に伴う税効果調整額	20,194,748	—
当期純利益(△当期純損失)	7,686,171	△ 22,904
(変動額合計)	27,880,920	△ 22,904
繰越利益剰余金(当期末残高)	27,858,015	△ 22,904

なお、特別利益の主なもの、価格変動準備金戻入額の113億3666万余円である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度	(18事業年度)
(個人保険)		
個人保険契約の年度末保有契約	件数 588千件	—
	金額 1,626,979,778千円	—
同新規契約	件数 591千件	—
	金額 1,635,047,400千円	—
(個人年金保険)		
個人年金保険契約の年度末保有契約	件数 61千件	—
	金額 216,033,347千円	—
同新規契約	件数 62千件	—
	金額 217,261,651千円	—

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「保険金等の支払に当たり、被保険者の死亡後に年金の速やかな支払停止をしたり、未請求となっている保険金等について効果的な請求勧奨をしたりすることにより支払が適切に行われるよう意見を表示したもの」(911 ページ参照)を掲記した。

(14) 関西国際空港施設エンジニア株式会社

この会社は、関西国際空港における滑走路、建築物、道路等施設の維持管理、運用及び改良に関する業務等を行うことを目的として設立されているものである。その資本金は19事業年度末現在で4000万円(全額関西国際空港株式会社の出資)となっている。

同会社の19事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	19事業年度末 千円	(18事業年度末) 千円
資 産	3,158,924	3,844,501
(うち売掛金)	(2,320,813)	(3,234,500)
負 債	2,810,943	3,529,789
(うち買掛金)	(2,463,938)	(3,137,321)
純 資 産	347,980	314,711
(うち資本金)	(40,000)	(40,000)
(うち利益剰余金)	(307,980)	(274,711)

(イ) 損益計算書

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
売上高 (うち売上原価)	9,903,319 (9,408,359)	10,414,867 (9,878,422)
経常利益	58,404	99,778
特別損失	688	7,728
法人税、住民税及び事業税	34,896	38,688
当期純利益	33,269	52,921
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	274,711	221,789
当期純利益	33,269	52,921
(変動額合計)	33,269	52,921
繰越利益剰余金(当期末残高)	307,980	274,711

(ウ) 主な業務実績

区 分	19事業年度 千円	(18事業年度) 千円
関西国際空港株式会社から受託している関西国際空港の施設等の維持管理、運用及び改良に関する業務等	9,607,550	9,972,766

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「空港施設の維持管理等に係る契約の実施に当たり、競争の利益を享受するため、契約方式を見直すなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの」(918 ページ参照)を掲記した。